CORNELL
UNIVERSITY
LIBRARY

THE
CHARLES WILLIAM WASON
COLLECTION ON CHINA
AND THE CHINESE

CORNELL UNIVERSITY LIBRARY
3 1924 082 071 535

「支那」第十一卷索引

論說

米國の對支活動……第一號……一頁
山東直接交涉……第二號……一
商業會議所聯合會の決議……第三號……一
福州事件の跋列……第四號……一
南北妥協の新提議……第五號……一
支那政局の危機……第六號……一
北方內爭の總勘定……第七號……一
安徽派の沒落……第八號……一
支那の爲めに圖るに……第九號……一
日支共存の運命……第十號……一
對支借款團の成立……第十一號……一
新總理の施政方針……第十二號……一

記事

外交關係

山東問題に關するロッヂ氏の演說(上)……第三號……五
山東問題側面觀……同……二四
山東問題に關するロッヂ氏の演說(下)……第四號……五
山東問題に關するミラード氏の陳述(一)……同……五
西藏交涉記略……第五號……一八
山東問題に關するミラード氏の陳述(二)……第六號……五
講和會議經過公報……同……一三
講和條約は死せり……同……六一
接壤地域特別利益の內容(一)……第七號……五
山東問題に關するミラード氏の陳述(三)……同……二八
支那全權の日支協定陳述書……同……三七
山東問題に關するミラード氏の陳述(四)……第八號……五
接壤地域特殊利益の內容(下)……同……三二
山東問題に關するミラード氏の陳述(五)……第九號……五
山東問題に關するミラード氏の陳述(六)……第十號……二六
太平洋平和問題(日米支提攜如何)(一)……同……五五
露支問題新聞論調……第十一號……一八
太平洋平和問題(二)……同……三二

財政關係

支那財政の國際管理(上)……第一號……二〇
支那財政の國際管理(中)……第二號……三二
支那財政の國際管理(下)……第三號……一六
民國八年度歲出豫算明細表……第四號……一二
米國の對支單獨借款……第五號……一五
民國八年度歲出豫算計書……同……三三
民國五年度國家歲入現計書(上)……第六號……二九
民國五年度國家歲入現計書(下)……第七號……一七
自一九一六年至一九一九年對支借款の內容……第八號……四九
膠萊豫海鐵道借款契約……第九號……一六
新借款團の目的……第十一號……五
米支飛行機借款契約……同……一六
英支飛行機借款契約……第十二號……一三

經濟關係

上海の物價……第一號……五
支那商人團體制度……同……一六
英人商業會議所聯合總會……同……二六
七年度の國有鐵道成績概要……同……三〇

支那企業組織……第二號……五
支那紡織業の現狀……同……一七
對支借款團と商業上の機會均等(一)……同……二九
對支借款團と商業上の機會均等(二)……第四號……一五
中國銀行民國八年營業報告……第六號……四〇
南支那鐵道計畫(上)……第八號……四四
南支那鐵道計畫(中)……第九號……二五
支那に於ける企業の趨勢……同……三六
米支貿易史(一)……同……四一
一九一九年支那外國貿易概況……第十號……五
米支貿易史(二)……同……四三
米支貿易史(三)……第十一號……二四
支那鐵道の國際管理……第十二號……五
外蒙古の鐵業……同……一九
在支英國商業會議所聯合會……同……二二
米支貿易史(四)……同……二九

支那最近事業界　自第一號至第三號

上海紡織有限公司營業成績……第一號……三二
中華銀行營業成績……同……三四
浙江地方實業銀行營業成績……同……三五
九江振興紗廠設立計畫……同……三九
中華煤公司成立……同……四一
中法實業銀行營業成績……第二號……四一
聚興誠銀行營業成績……同……四八
廣東ユニオン保險會社特別臨時總會……同……五〇
保家水火保險公司營業成績……同……五一
寶豐紡織株式會社設立計畫……同……五二
綿家電洗南部自動車開通計畫……同……五三
成都電燈同自動車運轉及輕便鐵道敷設計畫……同……五三
英米烟草會社紙卷煙草製造狀況……第三號……三九
紡織工場聯合協會總會……同……四〇
上海棉花水分檢查所事業成績……同……四一

其他一般

支那官職員表(附錄)……第一號……一
支那和平遲延の理由……第二號……二一
蒙古視察談(上)……第三號……一一
蒙古視察談(下)……第四號……一九
「支那」總索引(附錄)……同……一
庫倫通信(入蒙旅行日誌)……第六號……五二
入蒙旅行日誌……第七號……五四
庫倫通信(從前歸來庫す支那と露國過激派)……同……六二
蒙更通信……同……六五
庫倫事情……第八號……二〇
南方派の職と人……第八號……五三
支那不振の原因……第九號……一八

彙錄　自第二號至第四號

何故に日本を憎すや……第二號……三六
支那援助の價値ありや……同……三七
日貨抵制に關する傳單……同……四〇
天津ハ[illegible]ン倶樂部……第三號……二八
支那苦力は歐洲人を如何に見るか……同……二八
支那に於ける社會主義の過去及將來(上)……同……三二
民主黨の弗外交……第四號……二七
民國八年國稅收支及最近二年比較……同……三〇
支那に於ける社會主義の過去及將來(下)……同……三三

時報

外交關係

支那の對最高會議要求……第一號……四三
福州事件の開展……同……四三
保留案可決と支那の感謝……同……五一
英國側の西藏問題聲明……同……五二
排日に關する抗議……同……五三
上海市民權問題……第二號……六四
山東直接交涉の開始……同……七四
山東交涉の經過……第三號……四四
東清鐵道回收問題……同……四七
山東交涉經報……第四號—……四二
一、保留修正案の通過……同……四二
二、タイムスの山東論……同……四二
三、小幡公使のインタヴイユー……同……四三
英米兩公使の更迭……同……五一
福州事件交涉開始……同……五二
東清鐵道の回收……同……五二
勞農政府通牒と支那……第五號……四四
山東交涉其後の經過……同……四九
一、山東記錄引繼……同……四九
二、交涉開始の督促……同……四九
三、新總理の遷延主義……同……五〇
山東交涉經過……第六號……六六
一、問答督促……同……六六
二、對日回答……同……六七
西藏問題抗議……同……六八
京奉鐵道回收案(英支交涉)……同……六八
全國學生會の宣言(對山東案)……同……七〇
日英同盟改訂と支那……第七號……六七
對獨條約批准案の通過……同……六八
山東交涉の公情的說明……同……七〇
日英同盟續續の通告……第八號……六四
尼港砲擊事件交涉……同……六四
支那と國際聯盟……同……五五
政治犯問題……同……五六
露支新關係……第十號……六三
一、露支通商問題……同……六三
二、露使待遇停止問題……同……六五
和約研究會……同……六六
東清鐵道露支新契約……第十一號……三八
琿春事件交涉……同……四一
尼港事件交涉……同……四五
尼港支援砲擊事件……第十二號……四二
福州事件解決……同……四二
間島撤兵交涉……同……四三
露支通商正式交涉開始……同……五三

政治關係

靳內閣の成立……第一號……五〇
馮國璋氏逝く……同……五六
外蒙自治取消詳報……同……五六
煙酒局會辦任命……第二號……五六
八省鐵路公署……同……五九
復辟の謠言……同……六一
徐總統の政見……同……六一
呼倫貝爾自治取消……同……六四

平和調停の近況……第三號……七二
呼倫貝爾自治取消詳報……第三號……四三
南北和平の新局（唐紹儀、王揖唐の「密約」）……第五號……四八
廣東國會の消滅……同……五一
新總理辭職……第六號……六五
一、參議員の質問……同……六五
二、後繼內閣問題……同……六六
國會赴滬の宣言……同……六九
全國各界聯合會の宣言……同……七〇
護法政客の末路……同……七一
在滬軍政府の議案……同……七二
過激派教禁訓令……同……七三
湖南撤兵問題……同……七五
統一社の成立（自治完成の主張）……同……七五
岑陸の局部講和……同……七八
顧慕慶歸る……同……七八
南方派の完全なる分解……第七號……六九
安直系內訌の總決算（吳佩孚北上より其晃錯まで）……同……七六
一、吳佩孚軍の北上……同……七六
二、長沙陷落……同……七七
三、第一停戰令……同……七七
四、我が對支聲明……同……七七
五、四路安徽軍の敗退……同……七九
六、定國軍の取消……同……八〇
七、安徽系領袖處分令……同……八〇
八、政治犯人引渡問題……同……八二
九、國民大會開催說……同……八三
一〇、和議總代表更迭……同……八三
一一、安福派解散……同……八三
一二、徐總統辭已令……同……八四
南北海軍の統一……同……八五
政變前後業績……第九號……五一
新組閣內閣の成立……同……五三
督軍團より巡閱使政治へ……同……五五
政學會の解黨……同……五八
天津會議……第十號……六〇
廣督裁兵の內容……同……六一
粵桂戰爭の經過……同……六二
南北統一令公布……第十一號……四六
新總理の施政方針陳述……第十二號……四〇
徐樹錚氏の說出……同……四四

財政關係

滬關餘道借款と米國……第一號……五五
對支庚急借款……同……五六
中英公司借款……同……五九
道清鐵道延長線借款……同……五九
淸河口英港借款說……第二號……五六
中英銀公司借款條件……同……五七
本年度滿期外債……同……五九

應急借款交渉經過……同……六〇
公債局の七年公債……同……六六
鹽稅の增收……第三號……四八
八厘交通內債……同……四八
應急借款前渡交渉……同……五三
ラモント氏來朝と新財源……第四號……四五
鉄屋加稅の提議……同……四七
支那に於けるラモント氏……第五號……四〇
廣東省の負債額……第六號……七六
滿蒙保留鐵道事情(新借款團成立に關するラモント氏の陳述)……第九號……五七
外蒙自治計畫(庫烏科唐宣撫使官制の發布)……第十號……六五
金融整理公債……同……六六
幾種救濟借款……第十一號……四二
關稅附加稅徵收要求……同……四二
新借款團會議……同……四三
新借款團の完成……同……四七

經濟其他一般

米支實業銀行の成立……第一號……五四
湖南紡紗廠借款……第二號……五八
日佛支銀行……同……六一
中華銀公司章程……第三號……五〇
上海交易所成立……第六號……七八
洋布業の缺損……同……七八
華紹商　社の株主會……同……七八
奉天の新設會社……同……七八
支那と勞働時間制……第一號……五二
留學生監督の更迭……第二號……五六
帝國の外交方針……同……七七
日貨排斥の影響……第三號……四九
商業會議所聯合會……同……五〇
清河口實測記……同……五四
ヴォン、アユワキイの演說……第六號……七二
朝鮮人と過激派……同……七四
阿片密輸入の經過……同……七四
山梨大官來支と佛紙所論……同……七七
バンルヴエ氏の使命……第七號……六八
內田外相の演說……同……七三
支那に干渉すべし(米人メアース博士の所說)……第十號……六七
ミラーヴ、レビユウ誌の駁論……同……七〇
北支大饑饉……同……七一
英國商業會議所聯合會……第十二號……三八

東亞同文會調查編纂部著

最新版

支那金融機關

菊判布裝 五百頁

正價三圓 送料 內地十八錢 臺灣三十錢 朝、支、滿、樺四十五錢

變革の途上にある支那金融機關、新式銀行、錢莊、票莊及支那に於ける列國の投資機關たる外國銀行、中外合辦銀行の詳細の事情を監せる對支企業家の必讀書也

發行所 東亞同文會調查編纂部

東京市赤坂區溜池町二

電話 芝 一二一四番

振替東京九七三〇番

支那

第十一卷　正月號　第一號

內容

米國の對支活動……一
上海の物價……
支那商人團體制度……一六
支那財政の國際管理……二〇
英人商業會議所聯合總會……二六
七年度の國有鐵道成績概要……三〇
支那最近事業界……三三
支那時事……四三
支那彙報……六〇
會報……
支那官職員表……

東亞同文會調查編纂部　吾

支店出張所

臺灣
基隆　臺中　嘉義　臺南
宜蘭　淡水　桃園　新竹　打狗
阿緱　臺東　花蓮港　澎湖島　南投

內地
東京　横濱　大阪　神戸　門司

支那
上海　九江　漢口　福州　厦門
汕頭　香港　廣東

南洋
新嘉坡　スラバヤ　スマラン　バタビヤ　孟買
盤谷

歐米
倫敦　紐育

株式會社
臺灣銀行
(臺北)

支店出張所

大正九年一月十五日發行

「支那」目次

第十一卷 第一號

米國の對支活動……一——四
上海の物價……五——一六
支那商人團體制度（完）……根岸佶……一六——一九
支那財政の國際管理（上）……オーバー、ラッチ……二〇——二六
英人商業會議所聯合總會……二六——三〇
七年度の國有鐵道成績概要……三〇——三一

事業界

上海紡織有限公司營業成績—中孚銀行營業成績—浙江地方實業銀行營業成績—九江華豐紗廠設立計畫—中華公銀公司成立……三二——四二

時報

支那の對最高會議要求—福州事件の開展—靳雲鶚内閣の成立—留保案可決と支那の感謝—支那と勞働時間制—英國領の西藏問題聲明—排日に關する抗議—米支懇業銀行の創立—海蘭鐵道借款と米國—對支應急借款—馮國璋氏逝く—外蒙自治取消詳報—中美公司借款—道清鐵道延長續借款……四三——五九

彙報……六〇——八六
會報……一——六
附錄……（支那官職員表）……一——一三

營業品目

醫療用藥品及器械　理化學藥品及器械
牙科用材料及器械　義手義足及矯正具
衛生繃帶材料一般　製藥調劑用諸器械
度量衡器　硝子器具
高等賣藥化粧品　滋養藥品

K.M

天津日本租界旭街

松本盛大堂

電話二二七一號
振替口座大連九九七番

藥種
貿易商

天津日本租界旭街

株式會社 乾卯商店天津支店

支店長 田中兵太郎

電話二四〇五號

取引銀行　正隆、商工、正金、朝鮮

ASAHI ROAD, Japanese Concession.

Tel. No. 2405

商標

註冊

官許
專賣

仙鶴牌束子

製造
發售

本舗

大日本東京

西尾商店

用仙鶴牌束子刷洗炒句

本舗開設以來研究多年專造束子遠近名馳譽請官許專賣此貨用鐵絲編椰子纖維而成之價值格外從廉堅牢無比兩面均可耐久使用鎖路日見增加輸出外國實爲不鮮各家庭各工場以外一切從農工漁業者代用刷子一日亦不缺可之要品也其用途廣大必資逃凡掃除洗刷等等非用此品不可於各家厨房洗刷一切最爲清潔衛生早一日用之則有一日之利實爲理想的要品特此謹告卽請購備爲荷

請立刻函致本舗試用實爲至盼

尺寸

第一號	長四寸二分	横二寸八分
第二號	四寸八分	三寸
第三號	五寸四分	三寸三分
第四號	六寸六分	三寸六分
第五號	七寸八分	四寸二分

用紙包裝縅封如此能可完全預防塵埃實爲衛生而美觀且使用便利

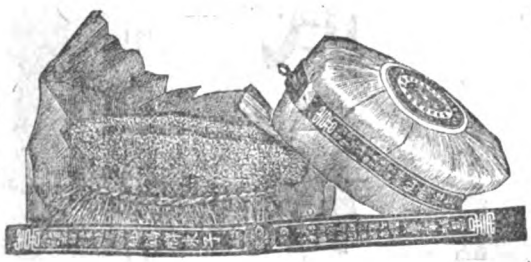

開紙

賜宮内省御買上の光榮

專賣特許

仙鶴牌束子（龜の子束子）の用途は頗る廣汎にして厨所用に限らず百般の工業養蠶畜産業船舶用其他ブラシ代用の洗滌器として需用益々擴大し尚海外に輸出せらる

東京市本郷區眞砂町

本舖

西尾正左衛門商店

電話小石川長九五二番
九五三番

振替口座東京六六〇八番

直輸出入業

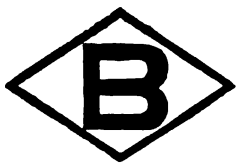

株式會社 武林洋行

大阪市西區靱中通參丁目貳壹

電話土佐堀 長 二三五番
三、〇二九番 六番

營業種目

棉花、絹紡原料
麻、肥料、雜穀
毛皮革、牛水蠟
各種油及其原料
其他支那產物

神戶出張所　神戶市海岸通二丁目
電話三ノ宮 長 一、八一五番
三、三二八番

東京支店　東京市深川區佐賀町二丁目
電話 本所 局 三、七〇六番
二、二九五番

橫濱出張所　橫濱市相生町六丁目
電話 關 一、五九〇番

海外支店　上海、漢口
同出張所　沙市、宜昌、萬縣、重慶、奉城、老河口、鄭州

エビス、ビール

サツポロビール

アサヒビール、

大日本東京

大日本麥酒株式會社

オキシヘーラー

邦文
支那文 **說明書** 實驗例附 **贈呈**

▼オキシヘーラーの顯著なる事は使用僅か五分間を出でずして三乃至五ミ·ミの血壓を亢め一時間を繼續すれば實に十乃至三十ミ·ミの活力を增進す試に血壓計脈波計等を以て驗せば其調節の狀を明にし又各自は脈搏、呼吸、體溫の整調に依ても自覺せらる

▼靈妙なる磁氣應用の本器は斯して血液中の酸素吸引力を增大し健康の元素を補ふが故に難治の疾病を根治するに空前の偉力を有す論より證據使用者は忽ち脈搏强實となり全身の溫暖、呼吸の深長を感じ次で熟睡解熱、鎭痛、食慾の亢進、兩便の快通等生理的本能を回復するの神速なるは實に天下の奇蹟なり

本器は創製以來六年餘 其信用は社會に定評あり

Thos. A. Edison says, "The doctor of the future will not does us with drugs, but will instruct his patients as to the cause and prevention of all maladies. In other words, his function will be to prevent disease and not try to cure it, as now."

■特色■

▼使用法 簡便にして時と處とを問はず些の熟錬を要せず自在に使用し得らる

▼耐久力 構造堅牢にして効力永久不滅電池の如く使用毎に消耗するものに非ず

▼感覺 頗る自然的にして毫も刺戟或は徵痛だも感せず容易に使用の目的を達す

▼費用 使用に當り別に藥物等を要せざれば器械購求以外永遠に何等の費用を要せず

■正價金參拾五圓■

送料內地金參拾六錢 支·朝·滿·樺金六拾五錢

東京市牛込區簞笥町三十一番地

オキシヘーラー奬勵會

電話牛込三〇七·四六八九·打通東京二七七二

發行定日變更豫告

本誌發行定日ノ議十二月號ヨリ左ノ通リ變更仕候間右謹告仕候

毎月一回　十五日

東亞同文會調査編纂部

▲製造輸出品▼
護謨眞田紐、靴紐、蛇腹紐、人造絹絲製帽帶、山道紐、綿紗、房類、各種撚紐、及組紐製品全部

▲輸入原料品▼
人造絹絲、護謨線絲、金銀線絲、其他各種原料品

大阪東區淡路町四丁目
岡繁藏商店
電話　長一七一五番
本局一圓三六八一番
振替口座大阪八四六番

東京市麹町區山元町一ノ二
合名會社　田中銀行
電話九段圓　二七〇番

、之を借欵の擔保物とすることは、大なる異論あるべきを以て煙酒稅こそ第二次善後借欵の擔保として最も適當なる財源なるべしと。煙酒稅は煙酒公賣稅外二種の稅目より成れる租稅にして、未だ完全なる專賣制度と見る能はざるも、直隸山東等の六省に試驗的に施行せられ、厘金、常關稅の兩稅と共に三重の負擔を課せられつゝあるに拘はらず、尙ほ三千萬元の多額を國庫に貢獻しつゝあり。今若し支那の財政救濟に意ある列國が、協定の上酒及び煙草の輸入稅を高むることを協諾し、以て完全なる專賣制度を施かしむるときは二三億の收入を得ること難きに非ざるべしと觀測せられつゝあり。

此の如き有望なる財源なるを以て、列國は從來とても此に着目し、米國はかつて山東省の煙酒公賣を擔保として貸附をなさんとせしことあり、佛國も中佛實業銀行を通じて之を手に入れんとし、日本も西原龜三氏に依りて同樣の計畫を見たることあり、列國競收の目的物は、弗外交の强烈なる發動と共に、遂に米國の手に歸したり。何ぞや卽ち昨年十一月に於ける米支煙酒借欵の成立卽ち是れ。若し世說に從つて三千萬米弗の煙酒借欵が、列國の抗議に依り中止せられたりとするも、その變形たる太平洋拓殖會社（パシフイック・デイヴエロップメント・コムパニー）五百五十萬米弗借欵は、依然たる一の酒煙稅借欵なり。何となれば同社總裁ブルツス氏が發表せるが如く、同借欵契約には、「今後煙酒專賣を擔保として續借をなすことを得」との規定あればなり。煙酒稅が米國借欵の擔保たるに至りしは最早や疑ふの餘地なく、同國は煙酒稅に對し優先權を有すると同時に、將來確立せらるべき煙酒專賣制度の立案者、運用の主腦者たるの豫約を與へられたるなり。ブルツス氏は又「煙酒專賣に關し支那を援助するは、米國政府の對支政策と一致するものなり」といへり。更にルーター北京通信員の報道に據れば、十二月十一日の米支懇業銀行創立總會に於いて、支那側より羅鴻年、張璧廷兩氏、米國側よりストーン、ウイガンス、ブルツス、トーマス、スチブンソン五氏煙酒公賣局會辦に選擧せられたりと。是れ取りも直さず卽ち中止を傳へられたる煙酒借欵契約中の、或條件の實行に非ずや。所謂煙酒借欵契約は、一字一句を訂正せられすして、其儘有效に存在しつゝあるなり。

三

煙酒借欵と關聯して世人の注目を惹けるは、米支合辦懇業銀行の設立これなり。是れより先、著名なる親米財政家徐

恩元氏の渡米するや、世人はその使命の米支經濟提携に在るべきを豫想したりしが、果して十月末の桑港電報は、逸早く米支銀行設立に關する徐恩元氏の談話を報道し來り、引續き十一月十一日、徐氏の横濱に歸着するや、新聞記者に對し左の如き說明を與へたり、曰く

支那と外國との貿易關係に於いて最も不便を感ずるは爲替決濟の機關たる銀行を有せざることにして近年支那の最主要なる貿易國となれる米國銀行業者は米支合辦を以て一銀行を設立するの議を成熟せしめ漸やくその緒に就きたるを以て支那側より予を招待したる次第にして予は滯米中同國銀行業者と協議を遂げ今回重立てる銀行業者十三氏を同伴歸國の途に就けるなり米支銀行は一千萬米弗の資本を以て設立さるべし

と。これより米支銀行說は、北京に於ける最重要なる話題となり、或は米國資本家は徐氏の財界に於ける地位意想外に低きに失望し、ために創立行惱めりとか、或は徐總統は徐恩元氏の專擅を憤り、その持株を撤回し、錢能訓氏も之に倣へりとか傳へられしが、ソハ例に依り反對派の中傷的記事にして、同行は遂に十二月十一日を以て創立總會を擧げ、錢能訓氏を總裁に、トーマス徐恩元兩氏副總裁に選擧せられたり。本行は徐恩元氏の說明によれば爲替銀行たり、其後の發表によれば商工銀行たるが如きも、諸種の情報を綜合するに米國側の內心は、之を以て支那の國庫を代理せんとするに在りしと。コハ幸ひにして支那政府部內有力者の意見に依り成功に至らざりしも、米國の野心は以て想察し得べきにあらすや。噫、米國は既に煙酒公賣局の實權を握れり、而して之に加ふるに今や米支懋業銀行の設立に依りて財的活動の根據を樹立し得、親米派の標榜を有する周自齊、徐恩元、潘復氏等は、相次いで政府部內の有力なる地位に盤據するに至れるなり。吾人は米國弗外交の開展を尋ねて、こゝに眼のあたり「親米派」の勢力確立を見る。

四

第三の警報は矢継ぎ早やに來れり。海蘭鐵道借款に對する米國割込みの報これなり。海蘭鐵道卽ち隴秦豫海鐵道一千二百九十二哩は甘肅省蘭州に起り、陝西河南兩省を橫斷し、江蘇省海門（初め海州なりしが、後海門に變更）に終る支那橫斷の幹線にして、中に

海渭線	海門清江浦間	二二〇哩	徐清線	清江浦徐州間	一二九哩	開徐線	開封徐州間	一九四哩
汴洛線	開封河南間	一一五	洛潼線	河南潼關間	一三四	潼西線	潼關西安間	八五

石炭（家庭用）一噸　九●〇〇仙　一九●三〇仙
同（暖爐用）同　一五●五〇仙　二一●六五仙

四、男女及小供服地價格表

品名	戰前		戰後	
毛織物被服材料	三・九五	四・五〇	一〇・五〇	
毛織物服地	五・〇〇		一四・〇〇	一五・〇〇
綿布被服材料	戰前戰後共約同格			
天鵞絨及ビロード（服綿天鵞絨）	三・九五	九・五〇	四・九五	一四・五〇
毛織配合天鵞絨	五割乃至七割五分騰貴			
毛交織配合	一・九五		一三・九五	
毛メリヤス	騰貴五割			
絹メリヤス	一・二五	四・五〇	一・九五	六・五〇
獵服毛襟卷付	騰貴十割			
毛皮卷手袋	騰貴十五割二十割			
山羊革手袋	騰貴五割			
毛織手袋	同　十割			
面衣（ヴィール、絹絽シース、模造品其他）	同　一割五分乃至二割			
長靴及靴（普通）	六・九五	一〇・九〇	一〇・九〇	一八・五〇
同　夜會用	六・五〇		一〇・五〇	
同　小供用	四・五〇		七・五〇	
洋傘	六・五〇	一〇・〇〇	一一・五〇	
帽子	僅の相違あるのみ			
小間物及小細工品（男子用夜會服一着毛上等）	戰前に比し寧ろ安し			
	九〇・〇〇	五八・〇〇	六〇・〇〇	六五・〇〇
襯衣一著	九〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一二五・〇〇
長靴	一六・〇〇		三〇・〇〇	
綿シヤツ	變りなし			
細胞シヤツ及チヨツキ	騰貴五割			
ネルシヤツ	同　五割			
毛メリヤス	同　五割			
革手袋	同　五割			
帽子	同　二割五分			
家庭用敷布其他	一九一四年		一九一九年	
ダマスク卓子掛	一〇・五〇		一六・九五	
寢臺用シーツ綿製（打）	八・九五	八・九五	一〇・九五	一三・七五
毛布毛一封に付	一二・九五	一九・〇〇	二一・五〇	三五・〇〇
フランネル一碼	一・二五		二・五〇	
薄團綿製一枚	四・九五	一〇・五〇	六・九五	一五・〇〇
上等絹布　碼	〇・五〇		一・一〇	
タオル手拭	騰貴十割			

五、上海主要藥種商物價比較表

	戰前	戰後
護謨製湯タンポ	五・〇〇	四・〇〇
毛刷子	五・〇〇	六・〇〇
爪剪鋏（英國製）	一・七五	三・五〇
懷中ナイフ（英國）	騰貴二〇%	
注水器硝子附屬品	同　二〇%	
佛國製高等香水	七・五〇	五・五〇

化粧石鹸（英國製）	變りなし	
白粉一罐	○·六〇	○·五〇
グリセリン	變りなし	
肝　油	騰貴五〇％	
ギレット安全剃刀	一·〇〇	六·二五
喫煙パイプ（三B印上等）	下落二〇％	
葉巻煙草（優等品）	一六·〇〇	一〇·〇〇
紙巻煙草	變りなし	
コダック寫眞器	五·〇〇	四二·〇〇
寫眞フキルム	下落三二·五〇％	

六、民國七年間上海重要物價表

（上海申報所載）

	石炭（噸）	鐵	棉花（元）	土布	米（元）
元年	五·〇〇	三〇·〇〇（噸）	一一·四〇	三八·五〇	八·〇五
二年	五·〇〇	三三·二五	一一·九五	三二·五〇	六·九〇
三年	五·二〇	三六·二五	九·八五	三五·五〇	六·三〇
四年	五·二〇	三六·五〇	一一·三五	三三·五〇	七·六〇
五年	八·〇〇	五五·〇〇	一一·〇〇	三四·五〇	六·八五
六年	一二·〇〇	一〇〇·〇〇	一七·〇五	四四·五五	六·三五
七年	一四·〇〇	一六〇·〇〇	二〇·五五	四八·一五	七·六〇

附註　石炭及鐵は每噸平均價、棉花は每百斤最高最低價の平均價、土布は每百匹最高最低價の平均價、米は上白米每石最高最低價の平均價なり。

七、民國七年間上海重要工賃表

	機械工	木工	裁縫師	農夫
元年	○·六五（元）	○·二五（元）	○·二六（元）	○·一九（元）
二年	○·六五	○·二四（元）	○·二四（元）	○·一四（元）
三年	○·六五	○·二四（元）	○·二七	○·一四（元）
四年	○·七〇	○·二四（元）	○·二七	○·二一
五年	○·七五	○·二四（元）	○·三〇	○·二三
六年	○·八〇	○·二四（元）	○·三〇	○·二四
七年	○·八〇	○·二四（元）	○·三〇	缺

附註　各工共一日工賃なり。

八、上海に於ける米價と日用品價格比較

年次	米（石）	牛肉（百斤）	鶏肉（百斤）	生卵（十個）	鳴治會生乳（百斤）	大麥（一本）	家用石炭（噸）
一八七五年	二·八〇（兩）	○·〇七（兩）	○·一一（兩）	○·〇七（兩）	一·六〇（兩）	○·一〇（兩）	—
一八八〇年	二·九〇	○·〇八	○·一一	○·〇七	○·九〇	○·一〇	—
一八八五年	三·〇〇	○·〇七	○·一二	○·〇八	一·三〇	○·一〇	—
一八九〇年	三·〇〇	○·〇七	○·一〇	○·〇八	一·三〇	○·一一	—
一八九五年	三·一〇	○·〇八	○·一〇	○·〇九	一·三〇	○·一一	—
一九〇〇年	三·五〇	○·一三	○·一四	○·一二	一·五〇	○·一二	—
一九〇九年	四·八〇	○·一七	○·一八	○·一四	二·〇〇	○·一四	二·四〇
一九一〇年	七·一〇	○·一九	○·一六	○·一五	二·一五	○·一八	三·〇〇
一九一一年	八·六〇	○·一九	○·一八	○·一六	二·三〇	○·一八	三·八五
一九一二年	八·二〇	○·一九	○·一八	○·一六	二·二五	○·一八	二·六五
一九一三年	七·七五	○·一八	○·一九	○·一六	二·〇〇	○·一八	二·七〇
一九一四年	六·九二	○·一八	○·一九	○·一七	一·九二	○·二〇	二·九七
一九一五年	七·九八	○·一八	○·一九	○·一七	二·〇八	○·二〇	三·〇〇

（臺灣總督府の「米に關する調査」所載）

九、上海物價指數表

・財政部駐滬貨價調査處は一九一九年一月以來上海物價を

磚		五十個	〇・七三三	〇・七四〇	硼酸粉		筒	八二・〇〇〇	八一・五〇〇						
船牌洋燭		箱	三・五六五	三・五五二	硫黃		筒	一六・一三九	二六・二八〇						
魚牌石油		箱	三・九九八	四・〇三四	双鴨牌直接朱紅		斤	二・三五〇	二・三五〇						
老牌石油		箱	三・九九八	四・〇三四	和合牌直接淡黃		斤	六・〇〇〇	六・〇〇〇						
滴機牌鐵寸		箱	二九・〇〇〇	二九・七五〇	白水灘牌直接綻藍		斤	三・五〇〇	三・五〇〇						
蟠龍牌鐵寸		箱	一二・〇五八	一一・八七五	福壽牌硫化元色		擔	四三・五〇〇	四三・五〇〇						
建築材料類					福壽牌硫化潮藍		擔	四〇〇・〇〇〇	四〇〇・〇〇〇						
長36吋寬24吋美國玻璃片		箱	二三・八三三	一三・三七五	福壽牌硫化軍衣黃		擔	四五・〇〇〇	四五・〇〇〇						
長36吋寬24吋日本玻璃片		箱	一二・〇六	一二・八七五	飛馬牌鹽基或酸性洋綠		磅	七・〇〇〇	七・〇〇〇						
八呎至十五呎方料花旗松		千方呎	五一・〇〇〇	五一・〇〇〇	和合牌鹽基或酸性礦紅		磅	一・九〇〇	一・九〇〇						
東洋白松		千方呎	三一・五〇〇	三一・五〇〇	得利牌鹽基或酸性米黃		磅	五・〇〇〇	五・〇〇〇						
方料流通軸木		千方呎	一二六・〇〇〇	一二六・〇〇〇	**其他物品類**										
長16呎以內新嘉坡硬白板			三九・六〇〇	三九・六〇〇	95-47-17磅美國有光紙		令	一・八五〇	一・八七五						
鳥牌漆油		桶	五・八一二	五・七五〇	95-47-17磅日本有光紙		令	一・六一二	一・六〇〇						
海防セメント		桶	三・五〇〇	三・九〇〇	32-44-37磅美國報紙		令	二・八二五	二・九〇〇						
A字漆油		桶	一〇・二三三	一〇・〇〇〇	32-44-37磅日本報紙		令	二・五〇	二・六〇〇						
湖北セメント		桶	三・八五〇	三・八五〇	文成本連史		件	一〇・〇七五	一〇・一〇〇						
日本實磚		千塊	八七・九九六	八八・二四	拍半太		件	六・五八五	六・六〇〇						
天津空心磚		千塊	三七・五〇〇	三七・五〇〇	美大仁毛邊		件	八・四八七	五・八〇〇						
天津紅瓦		萬張	五七・〇〇〇	五七・〇〇〇	美孚紅車油	40介侖	桶	三二・七五〇	三二・〇〇〇						
頭號老式支那瓦		萬張	三二・二六五	三二〇・五六八	亞細亞紅煤油		桶	三・五〇〇	三・〇〇〇						
工業用品類					一至六號双人牌洋針		萬枝	七・〇七五	七・四〇〇						
硫酸		箱	五・三一八	五・三五	一至六號手槍牌洋針		萬枝	五・一六六	五・一三五						
アムモニヤ		噸	一八九・二四一	一八八・七〇〇	19塊祥茂石鹼		箱	五・〇三六	五・〇一二						
淡輕四綠		箱	一六・八七〇	一六・九五〇	125塊固本石鹼		箱	四・五九七	四・四三九						
漂白粉		箱	四・三〇〇	四・二〇〇	經40年的蝙蝠牌疊頭細化淨鹼盆		打	二・九四三	二・九五〇						
鹽酸		百磅	一八・三三九	一八・五〇〇	大瓶三星斧頭牌白蘭地酒		箱	一八・五二五	一八・五〇五						
實達灰		擔	五・二五〇	四・五〇〇	好時火酒		箱	八・一〇〇	八・〇〇〇						
泡花鹼		箱	五二・九三〇	五一・八二四	25支三砲臺香煙（普通）		千支	七・一一六	七・一七九						
鐵鹼資功		箱	七九・七二三	七七・七〇〇	25支前門牌香煙（普通）		千支	五六・五九	五六・二五						

500支大英牌香煙（普通）	千支	三・二八七	三・三〇〇	罐	葡萄	瓶	〇・一八五	〇・一八五	
十支老車牌香煙（普通）	千支	一・九一〇	一・九四〇	箱	馬鈴薯	箱	一・八五〇	一・八五二	
淡克浦四登煙絲	磅	一・六五六	一・六五三	瓶	牛乳（外國製）	瓶	〇・一四八	〇・一四八	
500支大喜牌香煙（普通）	千支	七・八七八	七・九三四	箱	龍門鹹魚	箱	五・四〇〇	五・四〇〇	
500支長城牌香煙（普通）	千支	五・九八一	五・六二五	箱	十號荷蘭赤糖	箱	七・八〇〇	八・五〇〇	
500支双喜牌香支（普通）	千支	二・七八〇	二・八一二	箱	二十五號荷蘭細砂白糖	箱	九・四〇〇	一〇・〇〇〇	
500支大吉牌香煙	千支	二・二四六	二・三六八	箱	二溫牛太古白糖	箱	九・二〇〇	九・三〇〇	
洪江桐油	桶	九・五六二	九・八〇〇	箱	八號車白糖	箱	八・八五〇	九・五〇〇	
糧食類				箱	海帶（根室）	箱	—	二・九二九	
高常河下白元	擔	五・一〇六	五・一一三	箱	飛鷹煉乳	箱	九・九九二	一〇・一五八	
漢口小麥	擔	—	—	箱	出辨熟赤參	箱	三二・〇〇〇	三三・〇〇〇	
大　麥	一一四磅	一・九九八	二・〇〇〇	箱	十號十番有刺海黑參	箱	一四〇・〇〇〇	一三〇・〇〇〇	
機製綠兵船麵粉	包	一・七五〇	—	箱	黑胡椒（黑大）	箱	一九・〇〇〇	一九・〇〇〇	
無湖莞荳	擔	三・一〇〇	三・一〇〇	箱	綠茶（珍眉）	箱	四六・〇〇〇	五三・四二九	
大車河南黃荳	擔	二・九一〇	二・八八五	箱	綠茶（元朱）	箱	—	—	
湖南雞荳	擔	二・三〇〇	二・二〇〇	箱	紅茶（祁門）	箱	二三・五一〇	—	
亳州一等芝麻	擔	六・九〇〇	六・八五〇	箱	紅茶（寧州）	箱	—	—	
牛莊荳油	箱	一一・七一〇	—		**ピースグッズ及原料類**				
華製麵皮	小包	一・七八五	一・八一三	正	十四磅喂馬グレーシーチング	正	七・二五〇	七・二五〇	
其他食物類				正	十四磅人塔	正	七・三五〇	七・三五〇	
牛　肉	磅	〇・一二五	〇・一二六	正	十三磅九龍	正	六・七〇〇	六・八五〇	
羊　肉	磅	〇・一三三	〇・一三五	正	十三磅龍〇	正	六・二一〇	六・八〇〇	
猪　肉	磅	〇・二〇三	〇・二〇四	正	八十四雞心グレーシイチング	正	—	—	
青花魚	磅	—	〇・二五九	正	八十四藍七子	正	—	—	
鴨	隻	〇・三六九	〇・三七〇	正	八十四東方朔	正	五・四五〇	五・四五〇	
鷄蛋	打	〇・一四〇	〇・一四一	正	八十四牛童	正	五・六〇〇	五・五五〇	
香　蕉	磅	〇・〇四〇	〇・〇四一	正	四十雙松鼠グレーシーチング	正	九・二〇〇	九・二〇〇	
橘	打	〇・八一四	〇・七〇四	正	四十雙車	正	九・五六〇	九・五六〇	
梨　子	磅	〇・〇八一	〇・〇八一	正	四十劉軍	正	九・二一〇	九・二一〇	
				正	四十人面	正	七・八五〇	八・二二〇	

四十雙蓋	疋	七・七五〇	七・九五〇	徑四吩至一吋二吩孟林元鋼	噸	五・〇〇〇	五・二五〇
四十竹虎	疋	七・八〇〇	八・一〇〇	湖南純鉛	噸	一〇五・〇〇〇	一四〇・〇〇〇
四十老人棉白布ホワイトニーチング	疋	—	—	漢冶萍生鐵塊	噸	六〇・〇〇〇	五八・〇〇〇
四十二空城計	疋	—	—	**燃料類**			
四十郭子儀	疋	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	頭號枠鳥塊煤	噸	一五・七五〇	一五・七五〇
四十弓美人	疋	九・八〇〇	九・八〇〇	頭號金田統煤	噸	九・二〇〇	九・二〇〇
四十藍象ドリール	疋	六・五五〇	六・七〇〇	頭號紅屑	噸	一〇・六二五	一〇・四五〇
四十鳳凰	疋	六・五〇〇	六・六五〇	頭號開平大太塊煤	噸	一三・〇〇〇	一二・七五〇
四十鯉魚	疋	—	—	二號井淫統煤	噸	一〇・二五〇	一〇・二五〇
二十四壜牌漂標ホワイトニーチング	疋	五・七〇〇	五・八〇〇	頭號開屑	噸	七・五〇〇	七・六〇〇
二十四菊花	疋	三・四五〇	三・五〇〇	頭號梅溪和炭	噸	〇・七四二	〇・八一五
十二手紅大班綿糸	包	一七三・五〇〇	一七四・九二〇	柴		〇・七四〇	〇・七四一
十六手三鳥綿糸	包	二一三・五〇〇	二一六・〇〇〇		五十觔		
十六手實鼎	包	二一一・五〇〇	二一七・〇〇〇	船牌洋燭(十二兩)	箱	三・五五二	三・八一六
倍平(四三毛糸	磅	〇・七九	三・六二五	魚牌石油	箱	四・〇三四	四・〇三八
並用ヤニ同			二・七五	老牌石油	箱	四・〇三四	四・〇三八
四十二支三光元色雙股線	大包	四三六・〇〇〇	四五〇・〇〇〇	滾機燈寸	箱	二九・七五〇	二九・二五〇
六十支三光元色雙股線	大包	六六五〇〇	六六一・〇〇〇	蠟燭燈寸	箱	一一・八七五	一一・七五〇
通州棉花	包	三三・〇〇〇	—	**建築材料類**			
上等白廠	擔	一〇二〇・一〇二	一〇〇〇・〇五〇	三六×二四英國ガラス	箱	一三・三七五	一三・一二
				三六×二四日本ガラス	箱	一二・八七五	一二・八七五
				八至十五呎方料花旗松	千方呎	五一・〇〇〇	五一・〇〇〇
				東洋白松	千方呎	三一・五〇〇	三一・五〇〇
				方料紐羅柚木	千方呎	一二六・〇〇〇	一二六・〇〇〇
				長十六呎以內	千方呎	三九・六〇〇	三九・六〇〇
				新加坡硬白板	桶	五・七五〇	六・〇〇〇
				烏頭柏油	桶	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇
				入字漆油	桶	三・五〇〇	三・五〇〇
				海風水門汀	桶	三・八五〇	三・八五〇
				湖北水門汀	千塊	八八・八二五	八八・八二三
				東洋實磚	千塊	三七・五〇〇	三七・五〇〇
				天津紅平磚	千塊		

五金類

貨名	單位	卸賣時價 十月第二週 九月二十九日至十月五日	十月第二週 六日至十三日
日立紫銅錢	擔	二七〇・〇〇〇	二七二・五〇
細細黃銅條	擔	二九〇・〇〇〇	二九〇・〇〇〇
德司貝一吋竹節鋼條	擔	五四〇〇	五二〇〇
長一吋至六吋花旗釘	桶	六・二〇〇	六・二〇
三二ヤ澳洲青鉛條	擔	七・五〇〇	七・五〇〇
九十磅馬口鐵片	擔	九・〇〇〇	九・〇〇〇
九號及十號白鉛皮	擔	一六・〇〇〇	一六・〇〇〇

天津紅瓦	萬張	五七・〇〇〇	五七・〇〇〇	
頭號老式支那瓦	萬張	三二・五六八	三二・五六八	
工業用品類				
硫酸	箱	五・三六五	五・三六五	
アンモニヤ	噸	一八八・七〇〇	二〇〇・九四六	
淡輕四綠	箱	一六・六五〇	一六・六八三	
漂白粉	箱	四・三〇〇	四・三〇〇	
鹽硝	百磅	一八・五〇〇	一八・五三七	
燒鹼	擔	四・五〇〇	四・二五〇	
泡花鹼	筒	五一・八二四	五一・九〇五	
鎂鐵炭	箱	七七・七〇〇	七七・八五七	
硼酸粉	筒	八一・五〇〇	八一・五〇〇	
硫黃	筒	一六・二八〇	一六・三一三	
雙纖直接朱紅	斤	二・三五〇	二・一〇〇	
和合直接淡黃	斤	六・〇〇〇	五・八〇〇	
白水灘直接藍	斤	三・五〇〇	三・五〇〇	
硫涛硫化元色	擔	四三・五〇〇	四二・〇〇〇	
硫涛硫化潮監	擔	四〇〇・〇〇〇	三七五・〇〇〇	
硫涛硫化單花黃	擔	四五・〇〇〇	四八・〇〇〇	
鹼者鹽基或酸性洋線	磅	七・二〇〇	四・四〇〇	
和合鹽基或酸性硃紅	磅	一・九〇〇	一・九〇〇	
得利鹽基或酸性米黃	磅	五・〇〇〇	四・九〇〇	
其他物品類				
65×65十七磅米國有光紙	令	一・八七五	一・八七五	
65×65十七磅日本有光紙	令	一・六〇〇	一・六〇〇	
62×83三七磅米國報紙	令	二・九〇〇	二・八五〇	
62×83三七兩日本報紙	令	二・六〇〇	二・六五〇	
文成本連史	件	一〇・一〇〇	一〇・一〇〇	
柏牛太	件	六・六〇〇	六・六〇〇	
美大仁毛邊	件	八・五〇〇	八・五〇〇	

美孚紅車油	四十分倫桶	三二・〇〇〇	三三・〇〇〇	
亞細亞煤發油	桶	三・〇〇〇	三・二〇〇	
雙人洋針	萬枝	七・四〇〇	七・一九〇	
手鎗洋針	萬枝	五・一二五	四・二五〇	
百念塊祥茂皂肥	箱	五・〇一二	五・〇一二	
百念塊固本肥皂	箱	四・四三九	四・四一二	
三十生的蝙蝠牌花洋磁盆	打	二・九五〇	三・〇七五	
大瓶三星斧頭白蘭地	箱	一八・五〇五	一八・五三七	
好時火酒	箱	八・〇〇〇	八・〇〇〇	
五十支三碗台香煙(普通)	千支	七・一七九	七・一四四	
五十支前門牌香煙(普通)	千支	五・六二五	五・九八三	
五百支大英牌香煙(普通)	千支	三・三〇〇	三・三二〇	
十支老車牌香煙(普通)	千支	一・九四〇	一・九二七	
淡克浦四登煙絲	磅	一・六五五	一・六五五	
三十大支洋牌香煙(普通)	千支	六・九三四	八・〇四〇	
五十支長成牌香煙(普通)	千支	五・六二五	五・六二五	
五百支雙喜牌香煙(普通)	千支	二・八一二	二・七五八	
五百支大世牌香煙(普通)	千支	二・三六八	二・四〇二	
洪江桐油	桶	九・八〇〇	九・七五〇	

第二期

糧食類

代名	單位	卸價 十月第二週 六日至十日	時價 十月第三週 十三日至十九日
		每擔分量 五・一二三	每擔分量 五・一二三
高常河下白元	擔		
漢口小麥	擔	—	二・六一〇
大麥	一二四磅包	二・〇〇〇	二・一一〇
機製綠兵船麵粉	擔	—	一・七五〇
蘇湖荒豆	擔	三・一〇〇	三・一〇〇
北東河南黃豆	擔	二・八八五	二・九六五

湖南雲豆	擔	二·一〇〇									
靈州一等芝麻	擔	六·八五〇									
牛裝菜油	簍	—									
華豐皮	小包	一·八一二									
其他食物類											
牛肉	磅	〇·一二六	二·三〇〇	十四磅噴馬原粗布	正	七·二五〇	七·三〇				
羊肉	磅	〇·一三三	七·八五〇	十四磅入塔原粗布	正	七·三五〇	七·四五〇				
猪肉	磅	〇·二〇四	一·九〇〇	十三磅九幅原粗布	正	六·八五〇	六·九〇〇				
青花魚	磅	〇·二五九	一·九二三	十三磅龍〇原粗布	正	六·八〇〇	六·九五〇				
鴨	隻	〇·三七〇		八十四鎌心原布	正	—	五·七七〇				
鴨卵	打	〇·一四一	〇·一二六	八十四藍七子原布	正	五·四五〇	五·八〇〇				
バナナ	磅	〇·〇四一	〇·一三三	八十四東方朔原布	正	五·五五〇	五·六〇〇				
橘	打	〇·七〇四	〇·二〇四	八十四牛童原布	正	九·二〇〇	九·二八〇				
梨子	磅	〇·〇八一	〇·二九九	四十隻松泉原細斜	正	九·五六〇	九·二八〇				
大根	個	〇·一八五	〇·三七〇	四十電車原細斜	正	八·八〇〇	—				
馬鈴薯	磅	〇·八五二	〇·一四一	四十劉軍原細斜	正	八·一〇〇	九·一〇〇				
牛乳	瓶	〇·一四八	〇·〇四一	四十人面原細斜	正	七·九五〇	八·一〇〇				
薩門鹹魚	擔	五·四〇〇	〇·八一五	四十電童原細斜	正	九·二一〇	九·七〇〇				
十號和蘭赤糖	擔	八·五〇〇	〇·一四八	四十竹虎原細斜	正	八·一〇〇	八·九〇〇				
二十二號和蘭細砂	擔	一〇·〇〇〇	〇·八五二	四十二空城計白布	正	—	八·〇五〇				
三濕太古白糖	擔	九·三〇〇	〇·一四八	四十郭子儀白布	正	一〇·〇〇〇	一〇·二〇〇				
八號車白糖	擔	九·五〇〇	五·六〇〇	四十弓美人白布	正	九·八〇〇	一〇·〇〇〇				
海帶(根室)	箱	二九·三五	八·八〇〇	四十鳳原粗斜	正	六·六五〇	六·六〇〇				
飛機煉乳	箱	一〇·一五八	一〇·〇〇〇	四十藍象原粗斜	正	六·七〇〇	六·六五〇				
出神魚赤參	擔	三三·〇〇〇	九·三〇〇	四十飛魚原粗斜	正	—	六·五〇〇				
中號十番有刺黑	擔	一三〇·〇〇〇	九·四〇〇	二十四猪牌標	正	三·八〇〇	三·〇〇〇				
黑胡椒(黑大)	擔	一九·〇〇〇	二·八五〇	二十四菊花原標	正	三·五〇〇	三·三〇〇				
綠茶(珍眉)	擔	四九·一六七	九四·九〇〇	十二手紅大班棉紗	包	一七四·九二〇	一八二·五〇〇				
紅茶(祁門)	擔	二三·四〇〇	九九·〇五	十六手福島棉紗	包	二二六·〇〇〇	—				
正頭及其原料類			三六·〇〇〇	十六手寶鼎棉紗	包	二二七·七〇〇	二三二·六八〇				
			一四〇·〇〇〇	平松 A63 絨線	磅	二·六二五	二·九七五				
			一九·〇〇〇	芝川 PA二 絨線	磅	二·二七五	二·二二五				
			四九·一六七	四十二手三光元色雙股線	大包	四五〇·〇〇〇	四五九·〇〇〇				
			二三·四〇〇	六十手三光元色雙股線	大包	六一·〇〇〇	六三三·〇〇〇				
				上等白廠經	擔	一、〇二一·二五	一、〇〇〇·〇〇〇				

中等白廠經	擔	九九九・三三					
下等白廠經	擔	一・〇〇〇・〇〇〇					
九江蘆	擔	一五二・〇〇					
三十碼章提花錦緞	疋	一六・八〇〇					
五金類							
日立紫銅錠	擔	二七二・五〇					
粗細黃銅條	擔	二九・〇〇〇					
經二吩至一吋竹節銅條	擔	五二・〇〇					
長二吋至六吋花旗釘	桶	六三・〇〇					
三二二澳洲青鉛條	擔	七五五・〇					
九十碼馬口鐵片	箱	九・〇〇〇					
九號及十號白鉛皮	擔	一六・〇〇〇					
徑四吩至吋二吩孟林元銅	擔	五二・五〇					
湖南純錫	噸	一〇四・〇〇〇					
漢冶萍生鐵塊	噸	五八・〇〇〇					
燃・料類							
頭號杵島炭	噸	一五・七五〇	一	九〇・〇〇〇			
頭號金田統炭	噸	九・二〇〇		二九・五〇〇			
頭號紅屑	噸	一〇・四五〇		一五二・五〇			
頭號開平汽車炭	噸	一二・七五〇		八・八〇〇			
二號井陘統炭	噸	一〇・二五〇		一七・〇〇〇			
頭號開平屑	噸	七・六〇〇		五・二〇〇			
頭號梅溪和炭	擔	〇・八一五		一〇四・〇〇〇			
柴	五十捆	〇・七四一		五八・〇〇〇			
船牌洋燭(十二兩)	箱	三・六一六					
魚牌石油	箱	四・〇三八					
老牌石油	箱	四・〇三八					
瀝靑マクチ	箱	二九・二五〇					
蟠箍マツチ	箱	一一・七五〇					

建築材料類							
三六×二四米國玻璃片	箱	一三・一二五		一三・一二五			
三六×二四日本玻璃片	箱	一二・八七五		一二・六五〇			
八至十五呎方料花旗松	千方呎	五一・〇〇〇		五一・〇〇〇			
東洋白松	千方呎	三一・五〇〇		三一・五〇〇			
方料運遲柚木	千方呎	一二六・〇〇〇		一二六・〇〇〇			
長十六呎以內新加坡白板	千方呎	三九・六〇〇		三九・六〇〇			
鳥漆油	桶	六・〇〇〇		六・〇〇〇			
A字漆油	桶	一〇・〇〇〇		一〇・〇〇〇			
海風水間汀	桶	三・五〇〇		三・五〇〇			
湖北水間汀	桶	四・八五〇		三・八五〇			
東法實磚	千塊	八八・八二四		八八・八二四			
天津空心磚	千塊	三七・五〇〇		三七・五〇〇			
天津紅瓦	萬張	五七・〇〇〇		五七・〇〇〇			
頭號老式中國瓦	萬張	三二・五六八		三二・五六八			
工業用品類							
硫酸	箱	五・二七五		五・二七〇			
阿摩尼亞	箱	二〇一・八四〇		二〇一・八四〇			
淡輕四綠	箱	一六・六六一		一六・六六一			
漂白粉	箱	四・三〇〇		四・四〇〇			
鹽硝	百磅	一八・五三七		一八・五一七			
燒鹼	擔	四・二五〇		四・三五〇			
泡花鹼	筒	五一・九〇五		五一・八四九			
鹽鐵賣鈉	筒	七七・八五七		七七・七七三			
硼粉酸	筒	八一・五〇〇		八一・五〇〇			
硫黃	筒	—		一六・二九五			
鴨血	斤	二・一〇〇		一・八五〇			
和合直接淡黃	斤	五・八〇〇		五・三〇〇			
白水直接靛藍	斤	三・五〇〇		三・七〇〇			

營業品目

醫療用藥品及器械　理化學藥品及器械
牙科用材料及器械　義手義足及矯正具
衛生繃帶材料一般　製藥調劑用諸器械
度量衡器　硝子器具
高等賣藥化粧品　滋養藥品

天津日本租界旭街

松本盛大堂

電話二二七一號
振替口座大連九九七番

藥種
貿易商

天津日本租界旭街

株式會社 乾卯商店天津支店

支店長　田中兵太郎

電話二四〇五號

取引銀行　正隆、商工、正金、朝鮮

ASAHI ROAD, Japanese Concession.

Tel. No. 2405

商標

註冊

用仙鶴牌束子刷洗炒句

官許專賣

仙鶴牌束子

製造發售 本舖

大日本東京 西尾商店

本舖開設以來研究多年專造束子遠近名馳嚮請官許專賣此貨用鐵絲編椰子纖維而成之價值格外從廉堅牢無比兩面均可耐久使用鎖路日見增加輸出外國實爲不鮮各家庭各工場以外一切從農工漁業者代用刷子一日亦不缺可之要品也其用途廣大必資逃凡掃除洗刷等等非用此品不可於各家厨房洗刷一切最爲清潔衞生早一日用之則有一日之利實爲理想的要品特此謹告卽請購備爲荷

請立刻函致本舖試用實爲至盼

尺寸		
第一號	長四寸二分	橫二寸八分
第二號	四寸八分	三寸
第三號	五寸四分	三寸三分
第四號	六寸六分	三寸六分
第五號	七寸八分	四寸二分

用紙包裝縅封如此能可完全預防塵埃實爲衞生而美觀且使用便利

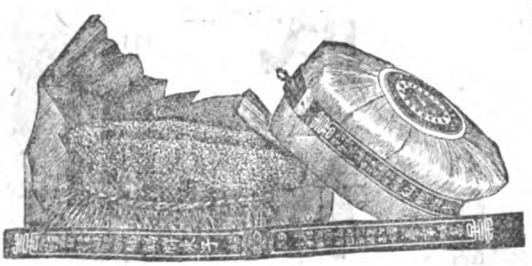

開紙

賜宮内省御買上の光榮

專賣特許

仙鶴牌束子（龜の子束子）の用途は頗る廣汎にして厨所用に限らず百般の工業養蠶畜産業船舶用其他ブラシ代用の洗滌器として需用益々擴大し尙海外に輸出せらる

東京市本鄉區眞砂町

本舖

商店 西尾正左衞門

電話小石川長 九五二番 九五三番

振替口座東京六六〇八番

直輸出入業

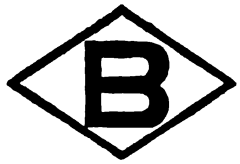

株式會社 **武林洋行**

大阪市西區靱中通參丁目貳壹

電話土佐堀 長二三五番 三〇二三六番 二九二九番

營業種目

棉花、絹紡原料
麻、肥料、雜穀
毛皮革、牛水蠟
各種油及其原料
其他支那產物

神戸出張所　神戸市海岸通二丁目　電話三ノ宮 長一、八一五番 三、三三八番

東京支店　東京市深川區佐賀町二丁目　電話本所 局三、七〇六番 二、二九五番

横濱出張所　横濱市相生町六丁目　電話關一、五九〇番

海外支店　上海、漢口
同出張所　沙市、宜昌、萬縣、重慶、奎城、老河口、鄭州

エビスビール、

サツポロビール

アサヒビール、

大日本東京

大日本麥酒株式會社

オキシヘーラー

邦文
支那文 **説明書** 實驗例附 **贈呈**

▼オキシヘーラーの顯著なる事は使用僅か五分間を出でずして三乃至五ミリの血壓を亢め一時間を繼續すれば實に十乃至三十ミリの活力を增進す試に血壓計脈波計等を以て驗せば其調節の狀を明にし又各自は脈搏、呼吸、體溫の整調に依ても自覺せらる

▼靈妙なる磁氣應用の本器は斯して血液中の酸素吸引力を增大し健康の元素を補ふが故に難治の疾病を根治するに空前の偉力を有す論より證據使用者は忽ち脈搏強實となり全身の溫暖、呼吸の深長を感じ次で熟睡解熱、鎭痛、食慾の亢進、兩便の快通等生理的本能を回復するの神速なるは實に天下の奇蹟なり

本器は創製以來六年餘 其信用は社會に定評あり

Thos. A. Edison says, "The doctor of the future will not does us with drugs, but will instruct his patients as to the cause and prevention of all maladies. In other words, his function will be to prevent disease and not try to cure it, as now."

■特色■

▼使用法 簡便にして時と處とを問はず些の熟錬を要せず自在に使用し得らる

▼耐久力 構造堅牢にして効力永久不滅電池の如く使用毎に消耗するものに非ず

▼感覺 頗る自然的にして毫も刺戟或は徹痛だも感せず容易に使用の目的を達す

▼費用 使用に當り別に藥物等を要せざれば器械購求以外永遠に何等の費用を要せず

■正價金參拾五圓■

送料內地金參拾六錢 支那朝鮮樺太金六拾五錢

東京市牛込區簞笥町三十一番地
オキシヘーラー奬勵會
電話牛込三〇七・四六八九・振替口座東二七七一二

發行定日變更豫告

本誌發行定日ノ議十二月號ヨリ左ノ通リ變更仕候間右謹告仕候

毎月一回　十五日

東亞同文會調査編纂部

▲製造輸出品▼
護謨眞田紐、靴紐、蛇腹紐、人造絹絲製帽帶、山道紐、綿紗、房類、各種撚紐、及組紐製品全部

▲輸入原料品▼
人造絹絲、護謨線絲、金銀線絲、其他各種原料品

大阪東區淡路町四丁目
岡繁藏商店
電話 長一七一五番
本局 一四三六八一番
振替口座大阪八四六番

東京市麹町區山元町一ノ二
合名會社 田中銀行
電話九段四 二七〇番

展

合名會社 **鈴木商店大阪支店**

大阪市南區末吉橋通二丁目

株式會社 **日本商業銀行**

大阪市南區末吉橋通二丁目

大正九年一月十五日
第十一卷　第一號

米國の對支活動

一

極東に於ける米國の弗外交は、大戰終了後の今日に及びて俄然活躍を開始し、この咄々人に迫るの狀、眞に恐るべきものあり。而して一面支那人の對米信賴の程度を顧みるに、米國が多年文化政策、宣傳政策に腐心せし効果虛しからず、今や支那人は米國を以て唯一無二の友邦とし、求援も此に於いてし、哀訴も此に於いてすの傾向あり。此の如きは獨り北京政府側に於いてのみならず南方に於いても亦同樣なるは注目すべき事實にして、換言すれば支那の親米熱は、そが遂に持前の事大心と合一して、現前の熾烈なる排日運動を起すに至りし程に、强烈且深刻なる性質を有するものなり。素地既に此の如し、彼の宣傳は入り易く、彼の利口は何者をも迷はしめずんばあらず、米國の活動は眞に偶然にあらざるなり。

二

支那借款擔保物の研究者は吾人に敎へて曰く、煙酒稅は地租と共に支那に於ける處女財源の大宗なり、而して地租は、農業を以て國を立つる支那に在りては、生死の關係ある重大なる財源なれ

、之を借款の擔保物とすることは、大なる異論あるべきを以て煙酒稅こそ第二次善後借款の擔保として最も適當なる財源なるべしと。煙酒稅は煙酒公賣稅外二種の稅目より成れる租稅にして、未だ完全なる專賣制度と見る能はざるも、直隸山東等の六省に試驗的に施行せられ、厘金、常關稅の兩稅と共に三重の負擔を課せられつゝあるに拘はらず、尙は三千萬元の多額を國庫に貢獻しつゝあり。今若し支那の財政救濟に意ある列國が、協定の上酒及び煙草の輸入稅を高むることを協諾し、以て完全なる專賣制度を施かしむるときは二三億の收入を得ること難きに非ざるべしと觀測せられつゝあり。

此の如き有望なる財源なるを以て、列國は從來とても此に着目し、米國はかつて山東省の煙酒公賣を擔保として貸附をなさんとせしことあり、佛國も中佛實業銀行を通じて之を手に入れんとし、日本も西原龜三氏に依りて同樣の計畫を見たることあり、列國競取の目的物は、弗外交の强烈なる發動と共に、遂に米國の手に歸したり。何ぞや卽ち昨年十一月に於ける米支煙酒借款の成立卽ち是れ。若し世說に從つて三千萬米弗の煙酒借款が、列國の抗議に依り中止せられたりとするも、その變形たる太平洋拓殖會社（パシフイック・デイヴエロップメント・コムパニー）五百五十萬米弗借款は、依然たる一の酒煙稅借款なり。何となれば同社總裁ブルツス氏が發表せるが如く、同借款契約には、「今後煙酒專賣を擔保として續借をなすことを得」との規定あればなり。煙酒稅が米國借款の擔保たるに至りしは最早や疑ふの餘地なく、同國は煙酒稅に對し優先權を有すると同時に、將來確立せらるべき煙酒專賣制度の立案者、運用の主腦者たるの豫約を與へられたるなり。ブルツス氏は又「煙酒專賣に關し支那を援助するは、米國政府の對支政策と一致するものなり」といへり。更にルーター北京通信員の報道に據れば、十二月十一日の米支懇業銀行創立總會に於いて、支那側より羅鴻年、張璧廷兩氏、米國側よりストーン、ウイガンス、ブルツス、トーマス、スチブンソン五氏煙酒公賣局會辦に選擧せられたりと。是れ取りも直さず卽ち中止を傳へられたる煙酒借款契約中の、或條件の實行に非ずや。所謂煙酒借款契約は、一字一句を訂正せられすして、其儘有效に存在しつゝあるなり。

三

煙酒借款と關聯して世人の注目を惹けるは、米支合辦懇業銀行の設立これなり。是れより先、著名なる親米財政家徐

恩元氏の渡米するや、世人はその使命の米支經濟提携に在るべきを豫想したりしが、果して十月末の桑港電報は、逸早く米支銀行設立に關する徐恩元氏の談話を報道し來り、引續き十一月十一日、徐氏の横濱に歸着するや、新聞記者に對し左の如き說明を與へたり、曰く

支那と外國との貿易關係に於いて最も不便を感ずるは爲替決濟の機關たる銀行を有せざることにして近年支那の最主要なる貿易國となれる米國銀行業者は米支合辨を以て一銀行を設立するの議を成熟せしめ漸やくその緒に就きたるを以て支那側より予を招待したる次第にして予は滯米中同國銀行業者と協議を遂げ今回重立てる銀行業者十三氏を同伴歸國の途に就けるなり米支銀行は一千萬米弗の資本を以て設立さるべし

これより米支銀行說は、北京に於ける最重要なる話題となり、或は米國資本家は徐氏の財界に於ける地位意想外に低きに失望し、ために創立行惱めりとか、或は徐總統は徐恩元氏の專擅を憤り、その持株を撤回し、錢能訓氏も之に倣へりとか傳へられしが、ソハ例に依り反對派の中傷的記事にして、同行は遂に十二月十一日を以て創立總會を擧げ、錢能訓氏を總裁に、トーマス徐恩元兩氏副總裁に選擧せられたり。本行は徐恩元氏の說明によれば爲替銀行たり、其後の發表によれば商工銀行たるが如きも、諸種の情報を綜合するに米國側の內心は、之を以て支那の國庫を代理せんとするに在りしとぞ。コハ幸ひにして支那政府部內有力者の意見に依り成功に至らざりしも、米國の野心は以て想察し得べきにあらすや。噫、米國は既に煙酒公賣局の實權を握れり、而して之に加ふるに今や米支懋業銀行の設立に依りて財的活動の根據を樹立し得、親米派の標榜を有する周自齊、徐恩元、潘復氏等は、相次いで政府部內の有力なる地位に盤據するに至れるなり。吾人は米國弗外交の開展を尋ねて、こゝに眼のあたり「親米派」の勢力確立を見る。

四

第三の警報は矢繼ぎ早やに來れり。海蘭鐵道借款に對する米國割込みの報これなり。海蘭鐵道卽ち隴秦豫海鐵道一千二百九十二哩は甘肅省蘭州に起り、陝西河南兩省を横斷し、江蘇省海門（初め海州なりしが、後海門に變更）に終る支那横斷の幹線にして、中に

海滴線	海門清江浦間	二二〇哩	徐徃線	清江浦徐州間	一二九哩	開徐線	開封徐州間	一九四哩
汴洛線	開封河南間	一一五	洛潼線	河南潼關間	一三四	潼西線	潼關西安間	八五

石炭（家庭用）一噸　九・〇〇仙　一九・三〇仙
同（暖爐用）同　一五・五〇仙　二一・六五仙

四、男女及小供服地價格表

品名	戰前	戰後
毛織物被服材料	二・九五 四・五〇	四・五〇 一〇・五〇
毛織物服地	五・〇〇	一四・〇〇—一五・〇〇
綿布被服材料	戰前戰後共約同格	
天鵞絨及人絹天鵞絨	三・九五	九・五〇 四・九五—一四・五〇
毛織配合天鵞絨	五割乃至七割五分騰貴	
毛交織配合	一・九五	二・九五
毛メリヤス	騰貴五割	
絹メリヤス	一・二五 四・五〇	一・九五 六・五〇
獵服毛襟卷付	騰貴十割	
毛皮卷手袋	騰貴十五割二十割	
山羊革手袋	騰貴五割	
毛織手袋	同　十割	
面衣（ヴイール、絹網シース、模造品其他）	同　一割五分乃至二割	
長靴及靴（普通）	六・九五—一〇・五〇	一〇・九〇—一八・五〇
同　夜會用	六・五〇	一〇・五〇
同　小供用	四・五〇	七・五〇
洋　傘	六・五〇	一〇・〇〇　一一・五〇
帽　子	僅の相違あるのみ	
小間物及小細工品	戰前に比し廉ろ安し	
男子用夜會服一着毛上等	五〇・〇〇—五八・〇〇	六〇・〇〇—六五・〇〇
禮服一著	九〇・〇〇—一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇—一二五・〇〇
長　靴	一六・〇〇	二〇・〇〇
綿シヤツ	變りなし	
細胞シヤツ及チヨツキ	騰貴五割	
ネルシヤツ	同　五割	
毛メリヤス	同　五割	
革手袋	同　五割	
帽　子	同　二割五分	

五、上海主要藥種商物價比較表

	戰前	戰後
家庭用敷布其他	一九一四年	一九一九年
ダマスク卓子掛	一〇・五〇	一六・九五
寢臺用シーツ綿製（打）	八・九五—八・九五	一〇・九五—二三・七五
毛布毛一封に付	二二・九五—二五・〇〇	三一・五〇—三五・〇〇
フランネル一碼	一・二五	二・五〇
薄團綿製一枚	四・九五—一〇・五〇	六・九五—一五・〇〇
上等絹布　碼	〇・五〇	一・一〇
タオル手拭	騰貴十割	
罐讓製湯タンポ	五・〇〇	四・〇〇
毛刷子	五・〇〇	六・〇〇
爪剪鋏（英國製）	一・七五	二・五〇
懷中ナイフ（英國）	騰貴二〇%	
注水器硝子附屬品	同　二〇%	
佛國製高等香水	七・五〇	五・五〇

化粧石鹸（英國製）	變りなし	
白粉一罐	〇・六〇	（〇・五〇）
グリセリン	變りなし	
肝油	騰貴五〇％	
ギレット安全剃刀	二・〇〇	六・二五
喫煙パイプ（三B印上等）	下落二〇％	
葉巻煙草（優等品）	一六・〇〇	一〇・〇〇
紙巻煙草	變りなし	
コダック寫眞器	五五・〇〇	四三・〇〇
寫眞フキルム	下落三三・五〇％	

六、民國七年間上海重要物價表

（上海申報所載）

	石炭（噸）	鐵（噸）	棉花（元）	土布（元）	米（元）
元年	五・〇〇	三〇・〇〇	一一・四〇	三八・五〇	八・〇五
二年	五・〇〇	三三・二九	一一・九五	三一・五〇	六・九〇
三年	五・二〇	三六・二五	九・八五	三五・五〇	六・三〇
四年	五・二〇	三六・五〇	一一・三五	三三・五〇	七・六〇
五年	八・〇〇	五五・〇〇	一一・〇〇	三四・五〇	六・八五
六年	一二・〇〇	一〇〇・〇〇	一七・〇五	四四・五五	六・三五
七年	一四・〇〇	一六〇・〇〇	二〇・五五	四八・一五	七・六〇

附註　石炭及鐵は毎噸平均價、棉花は毎百斤最高最低價の平均價、土布は毎百匹最高最低價の平均價、米は上白米毎石最高最低價の平均價なり。

七、民國七年間上海重要工賃表

	機械工（元）	木工（元）	裁縫師（元）	農夫（元）
元年	〇・六五	〇・二五	〇・二六	〇・一九
二年	〇・六五	〇・二五	〇・二七	〇・二〇
三年	〇・六五	〇・二五	〇・二七	〇・二〇
四年	〇・七〇	〇・二四二	〇・二七	〇・二一
五年	〇・七五	〇・二四二	〇・三〇	〇・二三
六年	〇・八〇	〇・二四二	〇・三〇	〇・二四
七年	〇・八〇	〇・二四二	〇・三〇	鉄

附註　各工共一日工賃なり。

八、上海に於ける米價と日用品價格比較

年次	米（石）	牛肉（斤）	鶏肉（斤）	生卵（十箇）	馬洽醫生（百斤）	乳大（一本）	多家用（百斤）	石炭（噸）
一八七五年	二・八〇	〇・〇七	〇・一一	〇・〇七	一・六〇	〇・一〇	—	九・〇〇
一八八〇年	二・九〇	〇・〇八	〇・一一	〇・〇七	一・九〇	〇・一〇	—	九・二五
一八八五年	三・〇〇	〇・〇七	〇・一二	〇・〇八	一・三〇	〇・一〇	—	九・一五
一八九〇年	三・〇〇	〇・〇七	〇・一〇	〇・〇八	一・三〇	〇・一一	—	一一・〇〇
一八九五年	三・一〇	〇・〇八	〇・一〇	〇・〇九	一・三〇	〇・一一	—	一一・〇〇
一九〇〇年	三・五〇	〇・一三	〇・一四	〇・一二	一・五〇	〇・一二	—	一二・五〇
一九〇九年	四・八〇	〇・一七	〇・一八	〇・一四	二・〇〇	〇・一四	二・四〇	九・〇〇
一九一〇年	七・二〇	〇・一九	〇・一六	〇・一五	二・一五	〇・一八	三・〇〇	九・七〇
一九一一年	八・六〇	〇・一九	〇・一八	〇・一六	二・三〇	〇・一八	三・八五	九・六〇
一九一二年	八・二〇	〇・一九	〇・一八	〇・一六	二・二五	〇・一八	二・六五	八・六〇
一九一三年	七・七五	〇・一八	〇・一九	〇・一六	二・〇〇	〇・一八	二・七〇	九・〇〇
一九一四年	六・九二	〇・一八	〇・一九	〇・一七	一・九二	〇・二〇	二・九七	九・六六
一九一五年	七・九八	〇・一八	〇・一九	〇・一七	二・〇八	〇・二〇	三・〇〇	九・七五

（寒澤綾喜府の「米に關する調査」所載）

九、上海物價指數表

・財政部駐滬貨價調査處は一九一九年一月以來上海物價を

調査し其指數表を編製し、之を第一二兩期に分て發表せり今茲に兩期分を合せて轉載し、以て物價變動の趨勢を研究するの資に供せんとす（百分率に準したる者）

	一九一九年九月	十月第一週	十月第二週	十月第三週
總　　額	一〇〇・〇	九九・五	九八・三	一〇二・六
食　　品	一〇〇・〇	九八・九	一〇一・二	一〇一・四
織物及其原料	一〇〇・〇	一〇二・九	一〇二・六	一〇二・七
金　　屬	一〇〇・〇	九六・五	九六・七	九六・三
燃　　料	一〇〇・〇	九六・六	九六・八	九九・七
雜貨 建築材料	一〇〇・〇	九九・二	九七・〇	九九・一
雜貨 工業用品	一〇〇・〇	一〇一・〇	九九・八	九九・八
雜貨 其他物品	一〇〇・〇	九九・七	九九・三	九九・五
雜貨 平均	一〇〇・〇	九九・五	九九・八	一〇〇・五

○、上海標準物價表

財政部上海貨價調査所員盛俊の調査に係る標準物價表昨年十月十七日附を以て一般に發表されたるが右を譯載すれば次の如し。尙該特派員は錯誤あらば之を糾正せよ云々との但書を附し居れり。

第一期

糧食類

貨名	單位	卸賣	零	備考
無錫粳精米	擔	九月分	九月六日至十月五日	
無錫粳精米	擔	六・五六	七・〇二〇	
漢口小米	擔	三・五一五		
大　麥	擔	一・九〇六	一・九八八	
麵粉綠兵船牌粉	包	一・七三九	一・七五〇	
無錫菱	擔	三・〇三二	三・一〇〇	
汽車河南黃豆	擔	二・八五七	二・九一〇	
湖南靈豆	擔	二・四〇〇	二・三〇〇	
深洲・箬胡麻	擔	七・六五〇	六・九〇〇	
牛莊豆油	簍	一一・五四七	一一・七一〇	
華豐鐵皮	小包	一・七七五	一・七八五	

其他食物類

無湖蓮豆	擔	三・〇三二	三・一〇〇	
汽車河南黃豆	擔	二・八五七	二・九一〇	
湖南靈豆	擔	二・四〇〇	二・三〇〇	
深洲・箬胡麻	擔	七・六五〇	六・九〇〇	
牛莊豆油	簍	一一・五四七	一一・七一〇	
華豐鐵皮	小包	一・七七五	一・七八五	
牛　肉	磅	〇・一一三	〇・一二五	
羊　肉	磅	〇・一三一	〇・一三三	
猪　肉	磅	〇・二〇一	〇・二〇三	
青花魚	磅	〇・二三六	〇・三六九	
鴨	羽	〇・三四七	〇・三四〇	
鷄　卵	打	〇・一三七	〇・一四〇	
バター	磅	〇・四〇五	〇・四〇〇	
橘	打	〇・七九一	〇・八一四	
梨　子	磅	〇・〇七七	〇・〇八一	
蠶　豌	細	〇・一八三	〇・一八五	
鳥鈴薯	擔	一・八七六	一・九五〇	
牛乳（外國乳糟）	瓶	〇・一四六	〇・一四八	
鹽　鮭	磅	四・九五〇	五・四〇〇	
十號荷蘭赤糖	擔	八・三三三	七・八〇〇	
二十號荷蘭砂糖	擔	九・七八七	九・四〇〇	
オンス三太白糖	擔	九・五一二	九・二〇〇	
八號車白糖	擔	九・〇八七	八・八五〇	
昆布（一根宝）	箱	二・六〇〇		
イーアル煉乳	箱	九・八四〇	九・九九二	
出蹄過赤參	磅	三六・二五〇	三二・〇〇〇	
十號十番有刺黑海參	磅	一四三・〇〇〇	一四〇・〇〇〇	
黑胡椒（黑大）	磅	二一・二五〇	一九・〇〇〇	
綠茶　珍眉）	箱	五三・〇四四	四六・〇〇〇	

綠茶(元珠)											
紅茶(部門)	箱	三四・三〇〇									
紅茶(密州)	箱	二六・九一五									
	箱	二三・五〇〇									
ピースグッズ原料類											
十四磅喂馬グレーシーチング	正	七・一六八	七・二五〇								
十四磅人塔布　同	正	七・三一七	七・三五〇								
十三磅九龍布　同	正	六・六五〇	六・七〇〇								
十三磅龍(　同	正	六・五六七	六・六五〇								
八磅四鶴心原布　同	正	五・三四五									
八磅四藍七子　同	正	五・八五〇									
八磅四東方朝　同	正	五・六五〇	五・四五〇								
八磅四牛童　同	正	五・六〇〇	五・六〇〇								
四十碼雙松鼠グレーシヤチング	正	九・〇四三	九・二〇〇								
四十碼電車　同	正	九・二五七	九・五六〇								
四十碼劉軍圖　同	正	八・九五七	九・二〇一								
四十碼人面　同	正	七・三三三	七・八五〇								
四十碼雙童　同	正	七・二六七	七・五七〇								
四十碼竹虎　同	正	七・三〇〇	七・八〇〇								
四十碼老人槍ホワイトシーチング	正	一〇・二三〇									
四十二寸城計　同	正	一〇・一五〇									
四十碼郭子儀　同	正	九・五〇〇									
四十磅弓美人　同	正	九・四〇〇									
四十碼鳳凰ドリール	正	六・三五〇									
四十碼藍象　同	正	六・三八三									
四十碼飛魚　同	正	六・四二五									
二十四碼猪牌ホワイトシーチング	正	三・八〇〇									
二十四碼菊花　同	正	三・四〇〇									
十二手大班棉糸	包	一六七・六五〇									
十六手福島棉糸	包	二三〇・三七五									
十六手寶鼎棉糸	包	二〇七・三二七									

齒牌洋燭	五十個	〇・七三三	〇・七四〇	硼酸鈉	筒	八二・〇〇〇	八一・五〇〇				
魚牌石油	箱	三・五六五	三・五五二	硫黃	筒	一六・一三九	一六・二八〇				
老牌石油	箱	三・九九八	四・〇三四	双鴨牌直接朱紅	斤	二・三五〇	二・三五〇				
流楓牌鐵寸	箱	三・九九八	四・〇三四	和合牌直接淡黃	斤	六・〇〇〇	六・〇〇〇				
蝙蝠牌鐵寸	箱	二九・〇〇〇	二九・七五〇	白水灘牌直接靛藍	斤	三・五〇〇	三・五〇〇				
建築材料類				鶴霧牌硫化元色	擔	四三・五〇〇	四三・五〇〇				
長36吋寬24吋美國玻璃片	箱	二三・八三三	一三・三七五	鶴壽牌硫化潮藍	擔	四〇〇・〇〇〇	四〇〇・〇〇〇				
長36吋寬24吋日本玻璃片	箱	一二・九〇六	一二・八七五	鶴壽牌硫化軍衣黃	擔	四五・〇〇〇	四五・〇〇〇				
八呎至十五呎方料花旗松	千方呎	五一・〇〇〇	五一・〇〇〇	飛馬牌鹽基或酸性洋綠	磅	七・〇〇〇	七・〇〇〇				
東洋白松	千方呎	三一・五〇〇	三一・五〇〇	和合牌鹽基或酸性磧紅	磅	一・九〇〇	一・九〇〇				
方料洋遲軸木	千方呎	一二六・〇〇〇	一二六・〇〇〇	得利牌鹽基或酸性米黃	磅	五・〇〇〇	五・〇〇〇				
長36呎以內新嘉坡硬白板	桶	三九・六〇〇	三九・六〇〇	其他物品類							
鳥牌漆油	桶	五・八一二	五・七五〇	25-57-17磅美國有光紙	令	一・八五〇	一・八七五				
海防セメント	桶	三・六〇〇	三・五〇〇	25-45-17磅日本有光紙	令	一・六一二	一・六〇〇				
A字漆油	桶	一〇・二三三	一〇・〇〇〇	32-45-37磅美國報紙	令	二・八二五	二・九〇〇				
湖北セメント	桶	三・八五〇	三・八五〇	32-45-37磅日本報紙	令	二・五五〇	二・六〇〇				
日本實磚	千塊	八七・九九六	八八・八二四	文成本連史	件	一〇・〇七五	一〇・一〇〇				
天津空心磚	千塊	三七・五〇〇	三七・五〇〇	拍半太	件	六・五八五	六・六〇〇				
天津紅瓦	萬張	五七・〇〇〇	五七・〇〇〇	美大仁毛邊	件	八・四八七	五八〇〇				
頭號老式支那瓦	萬張	三二・二六五	三二〇・五六八	美孚紅車油	40介侖	三二・七五〇	三二・〇〇〇				
工業用品類				亞細亞氣油	桶	三・五〇〇	三・〇〇〇				
硫酸	箱	五三一八	五三六五	一至六號双人牌洋針	萬枝	七・〇七五	七四〇〇				
アムモニヤ	噸	一八九・二四一	一八八・七〇〇	一至六號手槍牌洋針	萬枝	五・一六六	五・一二五				
淡輕四鹽	箱	一六・八七〇	一六・八五〇	12磅祥茂石鹼	箱	五・〇三六	五・〇一二				
漂白粉	箱	四・三〇〇	四・三〇〇	12磅固本石鹼	箱	四・五九七	四・四三九				
硼砂	百磅	一八・三二九	一八・五〇〇	經10生的蝙蝠牌疊頭細化淨磧盆	打	二・九四三	二・九五〇				
曹達灰	擔	五・二五〇	四・五〇〇	大瓶三星芥頭牌白蘭地酒	箱	一八・五二五	一八・五〇五				
泡花鹼	筒	五二・九三〇	五二・八一四	好時火酒	箱	八・一〇〇	八・〇〇〇				
鹽酸黃沙	箱	七五・七一三	七七・七〇〇	25支三砲臺香煙(普通)	千支	七・一一六	七・一七九				
				25支前門牌香煙(普通)	千支	五・六五九	五・六二五				

500支大英牌香煙(普通)	千支	三・二八七	三・三〇〇	蘿蔔	個	〇・一八五	〇・一八五
十支老車牌香煙(普通)	千支	一・九一〇	一・九四〇	馬鈴薯	擔	一・八五〇	一・八五二
渓克浦四登煙絲	磅	一・六五六	一・六五三	牛乳(外國製)	瓶	〇・一四八	〇・一四八
500支大喜牌香煙(普通)	千支	七・八七八	七・九三四	鹽門鹹魚	擔	五・四〇〇	五・四〇〇
500支長城牌香煙(普通)	千支	五・九八一	五・六二五	十號荷蘭赤糖	擔	七・八〇〇	八・五〇〇
500支双喜牌香支(普通)	千支	二・七八〇	二・八一二	二十五號荷蘭細砂白糖	擔	九・四〇〇	一〇・〇〇〇
500支大吉牌香煙	千支	二・二四六	二・三六八	二溫牛太古白糖	擔	九・二〇〇	九・三〇〇
洪江桐油	桶	九・五六二	九・八〇〇	八號車白糖	擔	八・八五〇	九・五〇〇
糧食類				海帶 根室)	擔	—	二・九二九
高常河下白元	擔	五・一〇六	五・一一三	飛鷹煉乳	箱	九・九九二	一〇・一五八
沈口小麥	擔	—	—	出鮮鳥赤參	擔	三二・〇〇〇	三二・〇〇〇
大麥	一一四磅	一・九九八	二・〇〇〇	十號十香有刺海黒參	擔	一四〇・〇〇〇	一三〇・〇〇〇
機製絲兵船麵粉	包	一・七五〇	—	黒胡椒(黒大)	擔	一九・〇〇〇	一九・〇〇〇
無湖莞荳	擔	三・一〇〇	三・一〇〇	綠茶(珍眉)	箱	四六・〇〇〇	五三・四二九
大車河南黃荳	擔	二・九一〇	二・八八五	綠茶(元朱)	箱	—	—
湘南蠶荳	擔	二・三〇〇	二・二〇〇	紅茶(祁門)	箱	二三・五一〇	—
亳州一等芝麻	擔	六・九〇〇	六・八五〇	紅茶(寧州)	箱	—	—
牛莊荳油	噸	一一・七一〇	—	**ピースグッズ及原料類**			
華製麵皮	小包	一・七八五	一・八一三	十四磅喂馬グレーシーチング	疋	七・二五〇	七・二五〇
其他食物類				十四磅人堵	疋	七・三九〇	七・三九〇
牛肉	磅	〇・一二五	〇・一二六	十三磅九龍	疋	六・七〇〇	六・八五〇
羊肉	磅	〇・一三三	〇・一三三	十三磅龍心	疋	六・六二〇	六・八〇〇
猪肉	磅	〇・二〇三	〇・二〇四	八十四雞心グレーシイチング	疋	—	—
青花魚	磅	—	〇・二五九	八十四藍七子	疋	—	—
鴨	隻	〇・三六九	〇・三七〇	八十四東方朔	疋	五・四五〇	五・四五〇
鷄蛋	打	〇・一四〇	〇・一四一	八十四牛童	疋	五・六〇〇	五・五五〇
香蕉	磅	〇・〇四〇	〇・〇四一	四十雙松鼠グレーシーチング	疋	九・二〇〇	九・二〇〇
橘	打	〇・八一四	〇・七〇四	四十電車	疋	九・五六〇	九・五六〇
梨子	磅	〇・〇八一	〇・〇八一	四十劉軍	疋	九・二一〇	九・二一〇
				四十人画		七・八五〇	八・一二〇

湖南蘇苧	擔	二・二〇〇	二・三〇〇	十四磅曬馬原粗布	疋	七・二五〇	七・三〇				
蜀州一等芝麻	擔	六・八五〇	七・八五〇	十四磅入塔原粗布	疋	七・三五〇	七・四五〇				
牛裝菜油	箱	—	一一・九〇〇	十三磅九綿原粗布	疋	六・八五〇	六・九〇〇				
華豐皮	小包	一・八一二	一・九二三	十三磅龍〇原粗布	疋	六・八〇〇	六・九五〇				
其他食物類				八十四鷄心原布	疋	—	五・七一〇				
牛肉	磅	〇・一二六	〇・一二六	八十四藍七子原布	疋	—	五・八〇〇				
羊肉	磅	〇・一三三	〇・一三三	八十四東方朔原布	疋	五・四五〇	五・六〇〇				
猪肉	磅	〇・二〇四	〇・二〇四	八十四牛童原布	疋	五・五五〇	五・六〇〇				
青花魚	磅	〇・二五九	〇・二九〇	四十度松泉原細斜	疋	九・二〇〇	九・二八〇				
鴨	隻	〇・三七〇	〇・三七〇	四十電車原細斜	疋	九・五六〇	—				
鷄卵	打	〇・一四一	〇・一四一	四十劉軍原細斜	疋	八・一〇〇	九四〇〇				
バナナ	磅	〇・〇四一	〇・〇四一	四十人面原細斜	疋	七・九五〇	八・一〇〇				
橘	打	〇・七〇四	〇・八一五	四十度童原細斜	疋	九・二一〇	七・九〇〇				
梨子	磅	〇・〇八一	〇・〇八一	四十竹虎原細斜	疋	八・一〇〇	八・〇五三				
大根	個	〇・一八五	〇・一八五	四十二空城計白布	疋	—	一〇・三五〇				
馬鈴薯	磅	〇・八五二	〇・八五二	四十郭子儀白布	疋	一〇・〇〇〇	一〇・二〇〇				
牛乳	瓶	〇・一四八	〇・一四八	四十弓美人白布	疋	九・八〇〇	一〇・〇〇〇				
鹽鹹魚	磅	五・四〇〇	五・六〇〇	四十鳳原粗斜	疋	六・六五〇	六・八〇〇				
十號和蘭赤糖	擔	八・五〇〇	八・八〇〇	四十藍梁原粗斜	疋	六・七〇〇	六・八五〇				
二十二號和蘭細砂	擔	一〇・〇〇〇	一〇・二〇〇	四十飛魚原粗斜	疋	—	六・五〇〇				
三溫太古白糖	擔	九・三〇〇	九・三〇〇	二十四猪神標	疋	三・八〇〇	三・〇〇〇				
八號車白糖	擔	九・五〇〇	九・六〇〇	二十四菊花原標	疋	三・五〇〇	三・三〇〇				
海帶（根室）	擔	二・九二五	二・八五〇	十二手紅大班棉紗	包	一七四・九二〇	一八二・五〇〇				
飛魚煉乳	箱	一〇・一五八	九・九二五	十六手福島棉紗	包	二二六・〇〇〇	—				
出神魚赤參	擔	三三・〇〇〇	三六・〇〇〇	十六手寶鼎棉紗	包	二一七・七〇〇	二二・六八〇				
中號十番有刺黑	擔	一三〇・〇〇〇	一四〇・〇〇〇	平松 A13 絨線	磅	二・六二五	二・九五五				
黑胡椒（黑大）	擔	一九・〇〇〇	一九・〇〇〇	芝川 PA11 絨線	磅	二・七二五	二・二二五				
綠茶（平屑）	擔	五三・四二九	四九・一六七	四十二手三光元色雙股線	大包	四五〇・〇〇〇	四五九・〇〇〇				
紅茶（細門）	擔	—	二三・四〇〇	六十手三光元色雙股線	大包	六一・〇〇〇	六三三・〇〇〇				
				上等白廠經	擔	一〇二・二五〇	一〇〇〇・〇〇〇				

疋頭及其原料類

中等白廠經	擔	九九九・三三	
下等白廠經	擔	一・〇〇〇・〇〇〇	
九江蘆	擔	一五・二〇〇	
三十碼重提花錦緞	正	一六・八〇〇	

五金類

日立紫銅錠	擔	二七・二五〇	
粗細黃銅條	擔	二九・〇〇〇	
經二吋至一吋竹節銅條	擔	五・二〇〇	
長二吋至六吋花旗釘	桶	六・三〇〇	
三二・二澳洲青鉛條	擔	七・五五〇	
九十碼馬口鐵片	箱	九・〇〇〇	
九號及十號白鉛皮	擔	一六・〇〇〇	
徑四吋至六吋二吋孟林元銅	擔	五・二五〇	
湖南純錫	噸	一〇四・〇〇〇	
漢冶萍生鐵塊	噸	五八・〇〇〇	

燃・料類

頭號杵島炭	噸	一五・七五〇	
頭號金田統炭	噸	九・二〇〇	
頭號紅層	噸	一〇・四五〇	
頭號開平汽車炭	噸	一二・七五〇	
二號井陘統炭	噸	一〇・二五〇	
頭號開平層	噸	七・六〇〇	
頭號梅溪和炭	擔	〇・八一五	
柴	五十捆		
船牌洋燭(十二兩)	箱	〇・七四一	
魚牌石油	箱	三・六一六	
老牌石油	箱	四・〇三八	
滾機マフチ	箱	四・〇三八	
蟠龍マッチ	箱	二九・二五〇	
		一一・七五〇	

建築材料類

三六×二四米國玻璃片	箱	一三・一二五	一三・一二五
三六×二四日本玻璃片	箱	一二・八七五	一二・六五〇
八至十五呎方料花旗松	千方呎	五一・〇〇〇	五一・〇〇〇
東洋白松	千方呎	三一・五〇〇	三一・五〇〇
方料派邏柚木	千方呎	一二六・〇〇〇	一二六・〇〇〇
長十六呎以內新加坡白板	千方呎	三九・六〇〇	三九・六〇〇
鳥漆油	桶	六・〇〇〇	六・〇〇〇
A字漆油	桶	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇
海風水間汀	桶	三・五〇〇	三・五〇〇
湖北水間汀	桶	四・八五〇	三・八五〇
東法實磚	千塊	八八・八二四	八八・八二四
天津空心磚	千塊	三七・五〇〇	三七・五〇〇
天津紅瓦	萬張	五七・〇〇〇	五七・〇〇〇
頭號老式中國瓦	萬張	三二・五六八	三二・五六八

工業用品類

硫酸	箱	五・三七五	五・三七〇
阿摩尼亞	箱	二〇一・八四〇	二〇一・八四〇
淡輕四綠	箱	一六・六六一	一六・六六一
漂白粉	箱	四・三〇〇	四・四〇〇
鹽硝	百磅	一八・五三七	一八・五一七
燒鹼	擔	四・二五〇	四・三五〇
泡花鹼	筒	五一・九〇五	五一・八四九
鈉餓賣鴉	筒	七七・八五七	七七・七七三
硼粉酸	筒	八一・五〇〇	八一・五〇〇
硫黃	筒	—	一六・二九五
鴨血	斤	二・一〇〇	一・八五〇
和合直接淡黃	斤	五・八〇〇	五・三〇〇
白水直接靛藍	斤	三・五〇〇	三・七〇〇

硫酸硫化元色	擔	四二・〇〇〇	四三・〇〇〇	雙人洋針	萬枝	七・一五〇	七・一二五
硫酸硫化硝藍	擔	三七五・〇〇〇	三七五・〇〇〇	手槍洋針	萬枝	四・二五〇	四・三七五
飛馬鹽基性洋線	擔	四四〇〇	四四・〇〇	百金塊祥茂石鹼	箱	五・〇一二	五・〇一七
和合酸性硃紅	擔	一・八〇〇	一・六〇〇	百金塊固本石鹼	箱	四・四一二	四・四〇七
得利鹽基性米黃	擔	四・九〇〇	五・八〇〇	三十生的蝙蝠牌花洋磁盆	打	三・〇七五	三・〇五〇
福瀋硫化單衣黃	擔	四八・〇〇〇	四八・〇〇〇	大瓶三星斧頭白蘭地	箱	一八・五三七	一八・五一七
其他物品類				好時火酒	箱	八・〇〇〇	八・一〇〇
25×17十七磅米國有光紙	令	一・八七五	一・九二五	五十支三砲臺香煙(普通)	千支	七・〇四四	七・一一一
25×17十七磅日本有光紙	令	一・六〇〇	一・七〇〇	五十支前門牌香煙(普通)	箱	五・七八三	五・七七一
31×43三七磅米國報紙	令	二・八五〇	二・八五〇	五百支大英牌香煙(普通)	箱	三・三二〇	三・三〇三
31×43三七磅日本報紙	令	二・六五〇	二・六〇〇	十支老車牌香煙(普通)	箱	一・九二七	一・九二七
文成本漢史	件	一〇・一〇〇	一〇・一〇〇	滿克浦四登煙絲	磅	一・六五三	一・六二九
柏牛太	件	六・六〇〇	六・六〇〇	五十支大雙喜牌香煙(普通)	千支	八・〇四〇	七・九九八
米大仁毛邊	件	八・五〇〇	八・五〇〇	五十支長城牌香煙(普通)	千支	五・六三五	五・六二九
米字紅車油	四十介倫	四四・〇〇〇	三二・五〇〇	五百支雙喜牌香煙(普通)	千支	二・七五八	二・七八五
亞細亞氣發油	桶	三・一〇〇	三・二〇〇	五百支大吉牌香煙(普通)	千支	二・四〇二	二・三四一
				洪江桐油	桶	九・七四〇	九・七五〇

支那商人團體制度（完）

根岸佶稿

第三　商政團體

同鄉及同業の兩團體は商工業者に與ふる利益大なるに相違なきも、鄉里又は職業を異にせるものゝ利害を顧みざるは勿論、動もすれば之を敵視すべき處あり、從つて全市に於ける商工業者の利害を顧み、其發展を計るべき機關の必要あり、是れ卽ち商政團體の發生せし所以なり。

本團體の名稱は區々にして定らず、或は公議會と曰ひ、或は商務公所と曰ひ、或は商會局と曰へり、又之れを組織する會員は地方に依り異なるを免れず、營口（公議會と稱

す）は銀爐油房、大屋子十五家より成り天津（公議會と稱す）は三十六家の各種の商店より成り、廣東（七十二行と稱す）は廣東に存在する有ゆる同業團體の連合より成り、漢口の斗六街（各舖戶會議と稱す）は布米紡綫四郊の連合より成り、而して福建の同安（商會局と稱す）は一般商賈の加入より成れり、本團體は北支那殊に滿洲方面に最も榮へたりしに依り、主として此方面の公議會につき述べんと欲す。

會館公所に關してはマクゴワン氏を始め、外國人中記述するもの少なからざるも、未だ公議會につきて研究せしものを聞かず、其記錄に至りては文書の徵すべきものなく、必ずしも近世に興りたるものにあらざるべきも、其滿洲に興りたるは五十餘年前にして、奉天の公議會は實に咸豐九年（一八五九年）の創設に係れり、其會員は土地に於ける最も有力なる商店なるか、又は公所の董事にして、會員に定限あり、加入すること容易にあらず、而も絕對に人數を限るものにあらず、營口は舊十家なりしが、後十三家となり更に十五家と爲りたるが如き、廣東は舊七十二行なりしが、漸次增加して九十六行と爲りたるが如し、董事は公選又は輪番にて數名を擧げ、事務を處理せしむること會館公所に異ならず。

小都會の公議會は組合員の範圍公所より廣きに止まり、其職分略ぼ相似たるも、大都會に於ては少なからざる相違を見る、本團體は常に全市商人の利害を着目し、其伸張すべき利益は之を伸張し、其排除すべき弊害は之を排除し、會館公所の規約中全市の商業の影響すべきものに對しては之が制定改廢に盡力し、會館公所も亦其規約中此種の事項は、各自の事務所に於てせずして、公議會に於て議定するを例とす、商人の紛議に關しては、公所に於て之が仲裁を爲すべきも、其範圍同業者に限り、狹少なるが、公議會に於ては一般商事に關する仲裁を爲すべく、天津の如きは商事のみならず、民事に及ぼせり、最近滿洲の大都會に於て審判廳設けられ比較的勢力を有し、公明なる判決を爲しつゝあるに拘らず、商會が債務不履行につき訴を受けたるときは、直ちに債務者の財產を差押へ、兩造の陳辯を聞きたる後適當なりと思惟する判決を下すべく若し之に服せざるものありたる後、一件書類及差押目錄を添へ審判廳に屆出て、其判決を請ふなど、商事に關し殆んど初審裁判廳たるの實功あるは、全く公議會の職分を繼承したるものに外ならざるなり、而して公議會の最も公所と異なる點は官憲との關係比較的密接にして、行政機關の職務を執り、內治外交問題にも干與するにあり。

公議會は公所に比し更らに有力なる商人團體なるに依り地方官憲は商業上の事項に關し、公議會に諮詢すべく、公議會も又進んで建議すること略ぼ歐洲大陸の商業會議所と相似たり、又官憲が命令を商人に下さんとする場合には、公議會の手を經て商人に傳へ、商人が官憲に請願せんとする場合には、公議會に賴り官憲に達し、公議會は官憲と商人の連絡機關と爲り居れり、支那の下級行政區畫は自治に一任せられ、公議會が之に干與すべき限りにあらざりしが公議會の勢力熾んなるに及び、橋梁、道路、河川の修築、

廟宇の修繕、貧民救助等の事務を掌り、地方官に代り家屋稅、營業稅、衞生費、警察費の徵收を爲し、營口、奉天、昌圖各地に於ては警察事務をも掌り、內亂外患起れる際には、義勇隊を組織し市內の秩序維持に盡力したり。

公議會は商工業者の團體中最も有力なるものなりしが、光緒二十九年十一月(明治三十六年)商會條例發布せらるゝに及び、名を商會と改めたり、外國人中之を目して商業會議所と爲すものあるも、公議會の實質に商業會議所の皮相を加へたるに止まり、未だ單純なる商業會議所に至らざるなり。

第四　商會

公議會は全市商人に與ふる利益少なからざるも、揚子江流域其他の都會に於て之を設けざるもの多く、其組織も亦舊式にして動もすれば少數なる豪商の擅斷に陷るべき處あり、加ふるに一市商人の利害のみを慮りて、全國の利害を問ふの遑なく、海外のことに至りては、更に顧みることなし、同治以降歐米諸國との交通漸次頻繁に赴き、外國人の開港場其他に於て百般の事業を經營するもの年々增加し、貿易其他の利權を擧げて、其掌中に歸せんとするの勢を生じたりしかば、支那官民大に驚き遂に中央に商部なるものを置き、之が救濟を計らしめたるに、商部は公議會に代ふるに商會を以てし、商業都市に商會を置き、彼此互に連絡し一方には各商の隔閡を除き、他方には外情を考察し、利權を外國より回收せしめんと企て、商會簡明章程なるものを制定し、皇帝の裁可を經て之を發布したり、簡明商會章程は二十六箇條より成り、各地に存在する公議會の性質を齊くするものは、悉く本章程に照らし、之を商會と改め、公議會なき地方は商人共同して商會を設立すべく、商業繁華の地に商務總會を、之に亞ぐ地に分會を設立し各分會は何れも其省の商務總會に屬すべく、一定の資格ある商人を選擧して議員と爲し、議員の數を總會三十人乃至五十人分會十人乃至三十人とし、議員より會頭副會頭を互選し、其任期を一箇年と定め、十餘項の權限を與へたり、袁氏が政權を得るに及び商會を外國の商業會議所に化せんことを努め、簡明章程に大修正を加へ民國三年九月十三日新商會法を發布したり、新商會法に於ては商會を商會又聯合會とし、商業地には商會を設立することを許し、一定の資格を有するものを會員とし、會員の選擧に依り十名乃至三十名の議員を定め、議員の互選に依り會長副會長を定め各々其任期を二箇年と改め、前商會の權限より商業賬簿を一にし商業登記を掌り、版權意匠權特許權を與へ、商人に代り出訴し、內外人の紛議を仲裁する等の數項を除き、單に下の如き職分を與へたり。

一、商工業の研究及促進
二、商工業法規の制定修改廢止及商工業の利害に關する事項につき行政官署に意見を陳述すること
三、商工業事項に關し行政長官の諮詢に答ふること
四、商工業狀態の調査及統計の發表
五、商工業者の委托を受け商工業事項を調査し或は商品

の產地價格等を證明すること

六、關係人の請求に依り商工業者の紛議を仲裁す

七、商品陳列所商工學校を設立し其他商工業に關する設備を爲すことを得

八、恐慌等の事に關しては法を設け又は地方長官に申請し其維持を爲すべき責任を有す

而して商會聯合會は之を各省首府に設け、全省各商會選出の代表者を以て議員と爲し、全省の各工業に關し商會と同樣の職分を與へられ居れり。

新法に據れば商會は歐洲諸國の商業會議所に類するも、中央政府の權威微弱にして商人團體の勢力強大なる支那に於て、一片の法令を以て直ちに公議會を擬じ、商業會議所と爲さんこと至難なるは論を待たざる也、清末商會簡明章程を發布せしも、唯大綱を指示せしに止まり、其細目は之を各商會の規程に一任したるに依り、各自便宜の章程を作製し、營口、天津、廣東等の如く僅て公議會を有せし地方に於ては、公議會の實質を包むに商業會議所式を以てし、公議會の機能に添ふるに商業會議所の職分を以てしたり、革命亂後內亂相踵ぎ中央の威令地方に行はれ難きに依り、商會の勢力增加し、各公所の監督紛議の仲裁、釐金稅の請負、非常の際は義勇兵を募集し治安を保つ等、地方的活動を爲すの外漸次國內的更らに進んで國際的活動を試むるに至りたり、公議會も內治外交問題に關與せざりしにあらざるも、主として地方に特殊の利害を有するものに限りしが商會章程發布せられて、省內の商會互に連絡を通ずるを得たるのみならず、新に全國商會聯合會なるものを組織することを得たるを以て、實業に關係ある內外問題は勿論、實業に關係なき內治外交に對し、容喙するに及べり、或は印紙稅債務訴訟辨法等につき意見を政府に具陳し、或は國民銀行設立の建議を爲し、或は米支銀行汽船兩會社設立の計畫を爲し、殊に外國人の支那より攫得する利權に對し殆んど彼等の運動を見ざることなし、內政問題は商會の向背に依り略ぼ勝負をトし得べく、第二次革命に於ては商會は概ね袁氏に左袒し、第三次革命に於ては護國軍に同情し、參戰案につきては政府に反對したり、大正二年國民進步兩黨の政爭險惡に赴くや、兩黨共に全國商會聯合會の仲裁を待ち、大正七年天津に開會せられたる聯合會は南北妥協につき有力なる運動を爲したり、彼の廣東に於ける辰丸事件を始め昌黎事件大正四年の日支交涉問題、佛國の天津居留地占領其他重要なる外交問題に對し、痛快なる運動を試み、政府を鞭韃し關係諸國を苦しめたり。

上記の如く商會は歷史的政治的各種の理由に依り、有力なる商人團體たるに至たり、時世の進步と共に漸次公議會の性質を失ひ商業會議所たるべきは疑ひなからんも、鞏固なる中央政府の出現し、生命財產權利の保護を確實にし、商會の職分に屬すべき事業を政府に於て負擔するにあらざる限り、近き將來に於て歐洲諸國に於けるが如く、醇乎たる商業會議所に變することなかるべし。

支那財政の國際管理（上）

オーバー、ラッチ

支那に於ける國際的經濟戰はその「勢力範圍」或は「國家支配」と云ふが如き種々なる闘爭と共に、最近著しく變して逐次國際協同或は國際管理と云ふが如き方面に推移して來た。かの鐵道及び行政借款に關し、香港上海銀行と獨亞銀行との間に結ばれた英獨の提携はかの特權爭奪戰以前の事件であることは吾人の普く知るところである。この種の財政的協約の中、最初に行はれたものはかの二圓に亘る日清戰爭賠償借款と、露佛借款である。前者は一八九六年及び一八九八年の兩度に行はれたものであつて、起債額は何れも千六百萬磅である。而して露佛借款は一八九五年に契約されたもので、起債額は四億法であるっこの三回の借款は、何れも國際關稅委員會の管理する海關收入を擔保とした。而して更に露佛借款は露國政府から附加擔保を享有し、一八九八年の英獨借款は同じく國際關稅委員の徵集する咸は釐金收入を擔保とした。この事に關して、一八九八年三月十八日、英國公使は次のやうに報告してゐる。

「經濟上の利益、若くは商業上の利益以外の一つの要點は釐金收入を擔保として、これを關稅委員の管理の下に置いたことである。何となれば、この事實は恐らく將來に於て重要な結果を惹起するであらう。而して、支那政府は初めこれを拒絕したけれども遂に必要に迫られてこの要求を容れたのである」

加之、かの團匪事件の賠償借款も、關稅委員の一部の管理の下に置かれることになつた。何となれば、開港場及び鹽務署に於ける內國關稅を抵當とした既存負債を償却後は、海關收入の殘高を擔保としたからである。而して、償却方法は一九〇二年一月一日を以て償還開始期となし、一九四〇年の年末を以てその終了期と規定した。一八九八年の英獨借款に續いて、一九〇五年二月に團匪賠償金の最後の評定があつた。これは北京入市稅と山西釐金稅を擔保とするものであつて、その額は一百萬磅である。

これ等三つの外國借款と、團匪賠償金の擔保となつてゐる諸收入の徵集は、全く外國人の管理するところである。而して、これは主として既に述べたるが如く當時海關が外國人の支配の下に置かれてあつたが爲めである。

この外國人の管理は、年と共に基礎强固となり、漸次益に外國人のみならず、支那にとつても非常に有利なるものと認めらるゝに至つた。それ故に、これ等の借款が必然的に外國人の管理に移されることに關しては、殆んど何等の反對も起らなかつた。併しながら、これが鐵道借款の場合

は、全く事情を異にしてゐた。鐵道借款の最初の契約は、一八九八年に支那政府と中英公司との間に契約された、北支那の帝國鐵道の借款である。多くの鐵道契約の管理に關する規定は、極めて複雜嚴重なものである。このことに關しては、既に前章に指摘したところであつてこゝにくはしく說明を要すまい。債權者は先づ鐵道を擔保とせしむるの外、該鐵道の利益、及び支配の分け前に與る權利を享有する。かくの如き形式の下に行はるゝ「管理」が當然支那人の自尊心を傷け、各方面の攻擊を受けることは言ふ迄もないことである。

最初の國際鐵道借款契約は今日に於ては全く根本的に、その條件を更めてゐる。この借款は英獨の關係するものであつて、一九〇八年に締結された所謂津浦鐵道借款契約である。これはかの一八九六年、及び一八九八年、一九〇二年の賠償金借款に參與した銀行に依つて、取扱はれたのである。

津浦鐵道契約に對して、ストレート氏は次のやうなことを言つてゐる。

この調印は外國銀行に依つて「新支那」の能力を認識した最初の記錄を作つた。これ等新しい支那人は古い借款條件を根本的に修正せんことを要求した。彼等は外國の「管理」は支那の主權を犯すものと考へ且つ競爭者たる外國人の阿附追從の口車に乘つてかの日本が多年愛國的犧牲と忠實なる努力に依つて、外國から贏ち得たところと同樣な認識を世界の列强から求めやうと決意した。これ等官憲が主張した支那に對する外國人の管理の手を緩めさせんとする目的は全國民の深甚なる歡迎を受けた。而して、それは群衆に對して、一箇の愛國心を鼓吹する爲めに役立つたのみならず、一方に於ては外債に依る鐵道敷設の爲めに、北京政府の權力の增大を恐れてゐる地方有力者が彼等の眞意を陰蔽する假面として役立つた。而して、又彼等の目的は假令借款成立後と雖も、中央官憲をして官金費消の機會を獨占せしむべからずと云ふ決心を强固にせしめた。

津浦鐵道契約は、一九〇八年一月十五日に締結せられたものであつて、五分利附五百萬磅の起債を承認した。而して、その發行價格は、支那人に對しては九十三、一般に對しては九十八、四分之三とし据置年限を十ケ年公債發行の日より三十ケ年に償還すべきものとした。而して、起債總額の中香上銀行は八十五萬磅を發行し、獨亞銀行は三百十五萬磅を發行した。從つて、該鐵道は二個の部分に區別された。北部は獨逸資本に依つて敷設されたものであつて、天津から大運河に至る三百八十餘哩に亘る延線である。南部は大運河から浦口に至る二百三十六哩二分之一に亘る延線であつて、英國の資金に依りて敷設されたものである。契約第九條に依れば、借款の擔保として直隸、山東、江蘇の各省の鹽金稅、及び地方稅を以てこれに充つることゝしてある。而して、これ等の收入總額は一ケ年に三百八十萬磅圓兩を算する。

この鐵道の行政、即ち「管理」に關しては、第十七條に次のやうに規定してある。「鐵道の敷設、及び管理權は清國政

六百粁の延線である。これは獨人技師長の管理するところである。而して宜昌から四川省の夔州府に至る三百粁は米人技師長の管轄區域である。

次に管理權の問題に關しては、十七條に規定してゐる。即ち『鐵道の敷設、及び支配權は、絕體に清國政府に歸屬すべきものとす。而して、工事中清國政府は粵漢鐵道湖北湖南線に熟練せる英人技師長を、川漢鐵道の廣水宜昌線に獨人技師長を、同鐵道の宜昌より夔州府に至る部分に米人技師を聘用すべきこと。而して、この任命は同時に各銀行に通告するを要す』とあり。夔州から將來重慶成都を通貫する鐵道計畫がある。これは、延長五百哩に亘るものであつて、佛國の投資に保留してある。これ、粵川漢鐵道協約に於ては、佛國資本團は何等分け前に預つてゐないからである。第十八條に依れば、中英公司並びに獨亞銀行は米國の管轄區域を包含する全線の諸材料の購買特權を得てゐるこれが爲め、彼等は五分の買入手數料を得るのである。併しながら、一九一〇年五月二十三日に、四國財團の間に一つの紳士協約が締結せられ、凡て購買は正義を遵守すべきことゝし、購買代理者は、英、獨、佛、米の製造業者の納品に對して、全く平等的態度を以て買入れ規定を設くべきこと』と定められた。

この六百萬磅借款の元利に關する擔保として、第九條の規定に依れば、湖北湖南の釐金稅收入、並びに鹽稅收入、及び一ヶ年五百二十萬海關兩に上る湖北米穀稅を第一擔保としてある。これ等の收入は、全く他の借款又は擔保も全く關係なき獨立のものとせられてゐる。更に、次のやうな規定がある。『借款の元利が遲滯なく支拂はるゝ限り、これ等地方稅收入に對し、何等拘束を設けざるべし。若し、元利支拂期日に遲るゝ如きことあらば、上記釐金其他の諸收入は公債所有者の爲めに處分せらるべし。』

銀行團は、この管理に關する寬大な規定に同意した。これは、かの津浦鐵道の詐欺事件や、資政院の借款資金の支出監督の後に受けた苦痛、其他中央政府の蒙つた幾多の困難の爲めに、原條的の「管理」に關する條項を確認するに至つたが爲めである。一方支那が、粵川漢原協的の中に、津浦協約の條項を適用せしめたのは、——當時更に嚴重な管理を必要とした事實ありしにも拘はらず——主として英獨の資本團の間に確執があつた理由に基くのである。當時、國際資本團は、鐵道敷設豫定地たる各省にわたりて、著しく氣勢を擧げつゝあつた反借款運動に惱された。而して、この事實は遂に張之洞をして、殊に資政院の反對ありしにも拘はらず、原契約の條項を固持せしむるに至らしめた。所謂寬大な「管理」に對しては、幾多の正當な理由があつたけれども、銀行團は間もなく擔保を改訂し、資金の調達を再考し、監査人に關する變更をしなければならなくなつた。

契約に關する數項を再考せしめたものは、かの支那革命であつた。遠東時報は次のやうに言つてゐる。『借款契約の交涉中に、鐵道を副擔保とする運動が試みられた。併しながら、當局は主權を外國人の手に渡すものだとの公衆の

反對の爲めに、この提案を拒絶した。然しながら、革命は既に擔保としたものさへ變革を促すに至つた。革命黨が第一に執らうとしたことは、釐金廢止の宣言であつた。併しながら、當時收稅機關が亂雜になつた結果、釐金稅の收入は減退して殆んど皆無の狀態にあつた。擔保に付せられた其他の收入も、亦、相當の損害を蒙つた。……政府は租稅は何等影響を蒙るところはないと明言した。けれども、其後種々の論議の結果鐵道の財產並びに材料は假擔保に付することゝし、釐金稅は損害を受けてゐないと云ふことに一致した』

第十四條の中に、借款資金の若干を支那銀行に預入るべしと規定してある。併しながら革命動亂の結果、內地の銀行の信用は地に墮ちた爲め、一九一三年、支那政府は四國銀行團の代表者と協定して、借款資金を支那銀行の代りに、香上銀行獨亞銀行印度支那銀行インターナショナルバンキング、コーポレーションに預入ることにした。而して、支那政府は、遂に自ら進んで各地の鐵道に經驗ある外人會計係を雇用するに至つた。

粵川漢鐵道の敷設工事は、革命動亂中、及びその後の政治上並びに經濟上の混亂の爲め、遲々として進歩しなかつた。而して、又動亂の結果、所謂幣制借款の發行を停止しなければならなかつた。一九一三年四月十五日、時の財政部總長と四國借款團との間に一の條約が締結せられ、該銀行團に對して五分利附幣制改革資金借款の發行を認可した。而して、同借款の起債總額は、一千萬磅發行價格九十五、その中九百五十萬磅は實際に支那政府に渡された額であつて中一百萬磅は滿州の產業開發の資に當て、八百五十萬磅は從來支那の財政紊亂の源をなした混沌たる貨幣制度改革の用途に當てやうと企てた。而して、擔保としては滿洲に於ける三省の某收入と鹽稅の附加稅とを以てする計畫だつた。

然るに、管理問題に關し再びこの交涉の上に蹉跌を來した。此處にストレート氏の言葉を引用して說明しやう、從來の借款は主として行政借款の範疇に屬してゐたが爲め、債權者は借款の支出に關して「管理」を爲す必要がなかつた然るに、幣制借款は一般の行政上の目的に對してではなく或る一定の目的の爲めに起債されたものである。されば、今度の四國借款團は、或る種の形式の下に監督する必要があると考へてゐる。而して、鐵道借款の場合に設けた管理機關に多少修正を加へて、幣制改革の爲めに募集した借款資金の正當な支出を確保しやうと計畫した』

『支那政府は、厭々ながら借款條約の種々なる管理事項に同意した。けれども、其後支那は行政支出に管理の原則を容認することは、支那に於ける一般財政に對し外國人管理の途を開くものだと云ふ恨を抱くに至つた。然るに、遂に一箇の協約を設くることとなつた。これに依つて支那は幣制改正に就いては、銀行團に讓歩し且つこの目的に從つて借款資金を支出すること、三月目毎に支出報告を爲すこと、及び幣制改革局に外人專門家を雇用することに同意するに至つた。』

本總會に於ける會議は十一月五日より七日の三日間に渉り、各種の重要問題に就き、其決議を見たり、今其内最も重要なるものに付き之を紹介せん。

（一）幣制改革問題

本會議に於て問題の中心たるべきもの多々あるべしと雖も、特に重要なるは支那の幣制改革問題、釐金稅廢止問題治法法權の問題、商標權及敎育の問題等是なり、是等の諸問題は一として重要ならざるはなく、就中第一の幣制改革問題に就ては之を外國銀行の手に收め、現在使用の兩銀を廢し、造幣局を設けて、銀錠銀塊のストックを以て弗銀の自由鑄造を爲さんとするにあり、現在支那各開港地に於ては、日常の取引に使用する貨幣は多く弗銀に非ざるが故に幣制改革の着手は先以て廣東、上海、漢口、天津、北京及重慶等各樞要港に於ける外國銀行、並に支那著名銀行が輸出入貿易に使用するもの、鹽稅收入及財政部收入等を掌る是等銀行の兩勘定によりて集められたる弗銀の著しき額に上れるものより整理すべく、又此の間政府は銀貨銅貨の買上をなし、之が買上げは造幣局又は其他適當の場所に於て市場より幾分低落せる價格にて買上ぐるものとす、此計畫による利益は一方に於て多少の困難あり、强制する事は止むを得ずとするも、第一に從來兩銀の代りに弗銀を使用し來りし地方は、優先して之を實行するに至る便利あり、地方には其結果として此實行は漸次他の地方に擴張して新通貨が一般に行使せらるゝ結果、他の諸稅も亦之に依る便宜を有す、斯の如く一地方より漸次一般に流通せらるゝを以て、幣制改革問題は最も重要なる問題なり、と、而して本問題は五日午後の總會に於て決議事項に左の如く決議せり。

支那政府に向つて銀錠の使用を廢止し、弗銀の統一補助銀貨及補助銅貨制度の確立を促し、幷に上海に造幣局を設置し、弗銀の自由鑄造をなさしめ其造幣局を有效に監督すべき事を政府に督促する事

（二）釐金稅廢止問題

釐金稅に就ては既に一九〇二年のマッケー條約を以て、規定せる所にして、支那政府も亦釐金稅の徵收制度が、生產地に於ける貨物幷に目的地に輸送する貨物に就き、課稅するは貨物の自由投機を害し、交易の利益を奪ふ事甚しきを認むる所にして、特に前年關稅改正の議定書に於て、支那土產品たる鹽稅權及阿片稅等に就ては特に公平に政府の收入とするも、普通貨物にして輸入五分稅と同額又は半額に等しき附加稅を課して以て其收入を增加するが如き方法は、全然之を廢止する事とせるに於てをや、釐金稅に就ては一九〇二年の通商條約卽マッケー條約第八條に規定し、一九〇四年迄に釐金稅は全廢すべき事を定めたるも、今日迄之が實行を見るに至らざるものは、第一に改革の見込ありとせば、之が廢止を延期せざる可らずとせる事、第二には支那の財政狀態により實行すべき事を提唱せるに因れり而して此問題に就き本總會は左の如く決議せり。

本會はマッケー條約第八條卽輸入稅を增加するに於ては釐金稅を廢止すべき條項を實行する機、速に其方法に出

でん事を希望す、但し輸入税改正に當りては、各協約國は支那政府より直接間接に如何なる形式に於ける內地稅制度に就ても滿足すべき保證を得べき事

(三)治外法權の撤廢問題

治外法權除去の問題は曾て之を如何なる形式に於て撤廢すべきかの問題となりしが、戰爭の結果一層實際上の緊逼なる問題となれり、例へば今後獨逸人は如何なる條件に依りて支那に入込み來るべきか、或は自國のチユートン民族の法律に據るべきかが問題にして、若し後者に依るものとせば彼等は如何にして、支那に居住權を得將內地貿易に從事すべきか、若し又是等の居住權にして獨人に附與さるとせば、又他の諸外國人民にも與ふべきか、是洵に重大なる問題なりと、是に於ては聯合會は六日の會議に於て左の決議をなしたり。

支那の治外法權撤廢の前提として、强固なる政府の建立完全なる諸法律の制定を絕對に必要なりと認め、千九百二年條約第十二條に基き、支那の司法制度の改善援助を勵行する事。

(四)商標權問題

支那に於ける商標問題は刻下の活問題にしてマッケー條約の存するに拘らず、支那に於て適當なる商標權登錄法の制度なく、稅關內の商標登錄處は、單に如何なる商標にても申請により受理し、又單に該登錄商標を以て引證するに止まり、絕對的排地的權利ある事なし、從て申請により何等査定する事なく、第三者に公告する方法の制度あるなし此に於てか支那政府をして速に商標保護の制度を設け、各協約國の貿易上の利益を保護せしむべく、同時に又英國著作權の保護の問題あり、故に本總會は決議して曰く

英國政府は速に支那政府をして支那に於ける商標權を保護し、善意の商標使用者を保護し、其模造僞造を防止すべき法律を發布せしむべき事

英國著述者出版業版權所有者の出版物劇工藝諸作品にして支那に於て許可無くして飜譯さるゝを防止すべき出版條例を設く可き事を支那政府に提議する事

(五)其他の重要問題

以上幣制改革問題、釐金稅廢止問題、治外法權撤廢問題商標法制定問題、著作權保護問題に次で議決せられたる重諸問題左の如し。

(一)支那の勢力範圍並に鐵道問題
(二)戰後の商業政策問題
(三)船舶に關する問題
(四)海底電線問題
(五)英支合辦事業並に聯合倶樂部設立問題
(六)敎育上の問題
(七)沿岸諸港並に河川水流に關する問題
(八)輸入禁制品取締に關する問題
(九)商業會議所事務に關する問題
(十)團匪賠償金問題
(十一)其他雜件

等にして悉く是れ英國對支政策の發露とも稱すべく、支那

事業界

上海紡織有限公司營業成績

上海紡織有限公司（Shanghai Cotton Manufacturing Co. Ltd）第十一回株主總會は昨年九月四日午後上海三井洋行事務所に於て開催せられたり、野平氏歸省不在中に付John Prentice 氏代りて議長となり、W. & N Dyer. H. E. Morriss 氏大谷氏等の取締役及 W. A. C. Platt, 黑田慶太郎　N. Thomsen の諸氏を始め總株數二萬六千二百四十九株の代表者の出席あり、議長と Horatio Roberts on 氏との間に小討議ありたる後、席上議長の試みたる營業の概況報告竝に決議事項左の如し

野平氏目下日本に歸省中なるを以て、予は此に議長に代りて本社の營業報告をなさんとす、本年六月三十日を以て終る營業の概況は既に數日前諸氏の手許に配布しあるを以て、予は書記長の報告に基き其大要を說明するに止めんとす。

（一）貸借對照表　昨年度に於ける我社の營業は一般に滿足すべき狀態にして、土地建物及器械器具は既に報告面に見らるゝが如く、四十七萬九千二百三十一兩五五の增加にして、新設工場に就ては機械の取付未だ完成せずと雖も、一部の操業は既に去る一月より開始し、從て新設工場勘定として取扱はるべき各種項目は、夫々新規名目の下に之を置く事とすべし、新設工場の建物器械器具類の諸費目は、當決算日迄に七十萬六千八百六十二兩六〇にして、更に機械の取付を完成するには、二十萬兩を要す、此新工場經費に關しては誤解なきを期するため、予は本社第九期總會に於て當時議長 Horatio. Robertson 氏の聲明せる所を此に引用するに、「吾人は資本金を更に一百萬兩增加のため募集計畫こそしたれ、此一百萬兩を以て新規工場を計畫したる事なしと思考す」と云へり、而して今新設工場勘定の外に海岸面地下溝及センシン道埋立地の如き、土地建物勘定あり、第九期總會に報告し置きたるが如く、或建物特に第二工場の如き修繕又は全く再築を要するものありて、取締役會の愼重考慮に屬し、第二第三工場の倉庫は時局中殆ど之を使用せずして、今日に至れるも近き將來に於て全部使用するに至るべし、綿糸、綿布類の在庫品の主要項目は棉花計算中に編入せり、蓋し綿糸綿布の在庫僅少に止まり、何れも既に賣渡濟若くは引渡品なればなり。

次に負債勘定に就ては特に取立て說明すべきものなし、損益勘定に就ては前年度の利益繰越高五萬二千二百四兩八一を加へ、合計三十六萬二千十四兩〇一にして、本取締役は此に之を次の如く充當せん事を提議するものなり。

建物償却	一五、三五〇、三五
紡織織布器械器具	四三、七六六、五三
什器	一、二六二、五〇
計	六〇、三七九、三八
株主配當（一株に付十八兩郎當）	七二〇、〇〇〇、〇〇
特別積立金（貸方振替）	三五〇、〇〇〇、〇〇

新勘定振替　三一、六三四・六三

合計　一、三六二、〇一四・〇一

以上の振當は恒例により之を決定せらるべきを望むものなり、前記既に說明したるが如く、新設工場の機械据付其他各種操業用に巨額の資金を要するを以て、取締役會は損益勘定中より三十五萬兩を此費目に充つべき事を決定せり又昨年の總會に於て取締役會はロバートソン氏に報酬金として二萬兩を贈金すべき事を決議し、昨十二月二十日氏に送れり、尙本年一月十四日ロバートソン氏は右手形を受領せる旨の書面を送れる中に、「取急ぎ本報酬額に就き合理的に計算すれば一ラックは一兩に等しく受領したる二萬兩の外尙殘額として八萬ラックを兩として受領すべきものなるにより貴下とは熟懇の間柄なれば至急手形送附願上度」と、次て二月二十二日代理を以てロバートソン氏に書面を送りて、右報酬額に對する取締役會の決議を變更する事能はざるも、兎に角一應株主に回章を以て通知し、右報酬額を增額するや否や、又幾何に增加するやを質し得べく、從て取締役も之が處置を爲す事となるべしと通知せり。其後ロバートソン氏より何等聞く所なし。

第三工場　建物は昨冬十月二十六日竣成し、同十二月二十日より機械の取付を成し、本年一月六日より一部の操業を開始し、目下紡機三萬二千臺を以て晝夜操業しつゝあり、本社所製の綿糸の品質に就ては最佳良なる事顧客の間に既に定評ある所にして、當市場の需要は勿論當地外より註文益增加しつゝあり、本工場に今後取付の機械は製造家と契約濟にて、既に本年中に凡べて送附濟の筈なれば、本社は可成速に之が引渡を完了する筈なり、而して最近の通知に依れば主要の機械は既に船積せる由なれば、本機械到着の上は、本工場の生產能力は五十パーセント方增加すべし、本期間の工場操業は工場用原料特に石炭價格の騰貴せるに拘らず、頗る滿足すべき成績を擧げ得たり、勞働問題も以前程に容易に非ざるも、兎に角愼重能く其機を誤らず、作業を繼續し得たり、支那棉は概して良好にして外國品を要せず總て支那品を使用し來れり、又改訂稅率の實施と內地棉花豐作の通知により、我工場製品の將來は大に活氣付き、第十一期營業年度の成績は好況を以て終れりと雖も、然も今後の狀態に就ては現今の如く過渡期にありて、將來を卜する事は絕對に困難なりと謂はざる可らず、紡績、竝に織布兩工場に於ける機械器具に就ては最善の注意を拂ひ、既に報告に示すが如く一呎に付八萬四千四百八十七兩五六を支出し、全部の取付は總て優良品を以てせり、前年度に比較して本項の增加せるは更に英國より最新機械と取換の爲め送附せるもの多きに由る、兎に角昨年度の我社の操業は何等の障碍事故なくして、頗る滿足なる成績を擧げ、紡織工場は晝夜作業を繼續し織布工場は單に晝間作業に止めたり。

次に代理店契約に就ては昨十一月中、取締役會に於て三井物產と五年間の契約を締結し、更に爾後五年間繼續の優先權を與へたり、本總會の決議事項たる營業報告損益計算書の承認を得る前に當り、エチ、ロバートソン氏は損益勘定

に就て質問を發せり、氏曰く本年六月三十日に終る本社營業年度の勘定項目としては、聊か不滿の點あり、實際の營業狀態を示さず、卽引渡未濟品を繰越したり、本社のバランスシートは之を前年度に比し更に良好なる成績を示し居るに相違なく、こは二萬三千臺の紡錘を增加せる事實より見るも明かなり、故に提出されたる減價償却銀は原工場及機械の狀態より考へて殆ど充分ならず、是れ資產勘定を取扱ふに新工場其他を混同し一勘定とせしものなり、故に是等の各項を詳細に發表さるべしと、N. F. Thomson 氏は貸借對照表の性質を說明して曰く、ロバートソン氏の意見として減價償却資金を除外したるは實際不適當なりとの事なるが、こは氏の意見のみに非ずして他の株主一般の意見にして此問題に就て議論ありし所なり、故に第一決議に於て總會を延期すべき旨提出せしも、出席者の內此提議に對し贊成を表する者なく、株主は何れも一九一四年度の配當金は旣に受領し、又取戻し得ず、此に於て本件は一九二〇年機械が全部据付けらるゝ迄待たんと告げたる事情に由れり云々と、H. C. Gallard 氏の提出及櫻井氏の贊成により、議長の案に贊成し不贊成なるは只一票のみなりき、依て議長は左記決議案を提出し何れも決定

一、幡生彈次郎氏の後任として臨時大谷氏を取締役に就任の件
二、林德太郎氏の後任として臨時野平氏を取締役に就任の件
三、野平道男氏を本社取締役に再選の件
四、W. J. Lees 氏本社取締役に再選の件、本件に就きロバートソン氏は本決議に不同意を表しダイヤー氏は其適任に非ずと主張せり
五、G. H. & N. Thomson 氏は本社監査役に當選次年度迄の報酬を千二百五十兩とする事
六、取締役會議の決定に基き永久社員に對し特別配當を爲す事
七、幡生彈次郎氏の本社に盡せる功勞に酬ゆる爲め一萬兩を贈呈する事、ロバートソン氏は此報酬額は十分に非ずと陳べたり

中孚銀行營業成績

中孚銀行成立以來五星霜を經、其間穩健主義を取り信用日に加はれり、昨民國八年上半期に於ける營業成績は、之を前年に較べて更に發達せるを見る、茲に該行八年上半期決算と前年上半期決算とを比較對照せば卽ち左の如き結果を得るなり

(甲)資產負債表

資產之部

項目	一九一八年上半期	一九一九年上半期	增或減	增減金額
拂込未濟株金	九八〇、〇〇〇・〇〇	九八〇、〇〇〇・〇〇	—	—
定期貸付	八六三、三九七・九二	二三一、三二七・七〇	減	六三二、六六九・二二
定期擔保貸付	一、〇六六、九二六・七六	二、五四五、三三〇・二七	增	一、四七八、四〇三・五一
割引貸付	一八四、二一二・九三	二八三、三一〇・一〇	同	九九、〇九七・一七
通知貸付	—	六七、二九四・七五	同	六七、二九四・七五
當座貸越	一、五五六、三六六・四八	六一一、三九〇・八	減	九四五、一二七・四〇
受取手形	—	九四、五六六・〇七	增	九四、五六六・〇七
買入爲替手形	九三、二八七四七	三三、五三三・八八	減	五九、七五三・六一
假拂金	二八五、八五九・六一	二五八、七七一・二六	同	二七、〇八八・三五
有價證券	一九六、三二九・四五	三二八、三二二・二五	增	一七五、九九二・八〇
他店貸付	五一五、五七五・二九	一、一五九、〇五五・四五	同	六四三、四八〇・一六
貸倒	三〇、五四九・一四	一五、一四一・四五	減	一五、四〇七・六九
本支店勘定	一八、八〇三・〇七	—	同	一八、八三〇・〇七
開設費	二七、四三三・五一	二五、九九〇・三四	同	一、四三三・一七

土地及建築物	六三、六二九、四二	七九、九四一、七二	增	一六、三一二、三〇
什器及修繕費	二八、〇五六、九三	三四、八二七、一九	同	六、七七〇、二六
他銀行へ預け	六九、一八一、四六	四九、三、九七九、六四	減	一九七、八三一、八二
現金有高	四七、二八二、五、一二	三一六、九七五、九九	同	一五五、八四九、一三
兌換券準備金	三〇〇、〇〇〇、〇〇	六五〇、〇〇〇、〇〇	增	三五〇、〇〇〇、〇〇
定期受入金	三五、二九〇、八三	二四、八〇九、三〇	同	一八九、五一八、四七
銀行公會公共準備金	—	二六、九一七、九〇	同	二六、九一七、九〇
合計	七、三七〇、三七二、四一	八、四六一、一三八、三四	同	一、〇九〇、七六五、九三

貸債之部

項目	一九一八年上半期	一九一九年上半期	增或減	增減金額
株金	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	—	—
積立金	二、〇〇〇、〇〇	一九、五九六、一三	增	一七、五九六、一三
定期預金	八五二、九七一、四三	二、五七〇、九九一、七三	同	一、七一七、六二〇、三〇
當座預金	二、二三九、四五一、九八	一、五八五、三三三、一四	減	六四四、一二八、八四
貯蓄預金	二三、五一三、六五	五七、三四九、五八	增	三三、八三五、九五
通知預金	二一四、三二七、八九	二四四、六九四、三三	同	三〇、三六六、四四
臨時預金	四二三、二六五、五八	三二五、六六四、九九	減	九七、六〇〇、五九
發行紙幣	七三六、一八三、二一	五六二、三一、五四	同	一七三、六五一、六七
仕拂送金手形	一五、二八六、〇五	九二、四五八、四四	增	七七、一七二、三九
他店預金	三七八、九五一、五〇	七四、七八七、四六	減	三〇四、一六四、〇四
借入金	一五五、三四八、七二	—	同	一五五、三四八、七二
本支店勘定	—	七一、三六一、九〇	增	七一、三六一、九〇
領用兌換券	三〇〇、〇〇〇、〇〇	六五〇、〇〇〇、〇〇	同	三五〇、〇〇〇、〇〇
定期仕拂承諾	—	一五四、三六二、四〇	同	一五四、三六二、四〇
純益	二九、〇七二、四〇	五二、七二六、七〇	同	二三、六四四、三〇
合計	七、三七〇、三七二、四一	八、四六一、一三八、三四	同	一、〇九〇、七六五、九三

(乙)損益對照表

損失之部

項目	一九一八年上半期	一九一九年上半期	增或減	增減金額
手續費	一六、八九〇、八四	七、七四四、四六	減	九、一四六、三八
爲替損	—	一七〇、一八、一九	增	一七〇、一八、一九
雜損益	一六五、二八	—	減	一六五、二八
開設費償却金	三、七三七、一一	四、三三一、一七	增	四九四、〇六
土地家屋減價償却	一、四三二、二五	四、二〇七、四六	同	二、七七五、二一
什器減價償却	四、九五一、二一	六、一四六、七一	同	一、一九五、五〇
貸倒準備金	—	二、〇二六、七七	同	二、〇二六、七七
純益	二九、〇七二、四〇	五二、七二六、七〇	同	二三、六四四、三〇
諸經費	七八、二六六、一六	七六、二二九、二三	減	二、〇三六、九三
合計	一三四、五一五、二五	一七〇、三五〇、六九	增	三五、八三五、四四

利益之部

項目	一九一八年上半期	一九一九年上半期	增或減	增減金額
利息	六七、三二七、二七	一〇六、四五二、五二	增	三九、一二五、二五
爲替手數料	一一、五二四、一八	一五、〇九四、九二	同	三、五七〇、七四
有價證券損益	八、二四四、八七	五、六六九、一四	減	二、五七五、七三
爲替益	一七、五九六、九三	—	同	一七、五九六、九三
各種貨幣損益	二九、八二二、〇〇	三五、二八八、四六	增	五四六六、四六
雜損益	—	七、八四五、六五	同	七、八四五、六五
合計	一三四、五一五、二五	一七〇、三五〇、六九	同	三五、八三五、四四

右表中純益及定期預金、貯蓄預金、通知預金、利息、爲替手數料等は一九一九年上半期に於て一八年同期より增加を見る、就中定期預金に於て三倍以上の增加を爲せり、當座貸越及各經費に至ては一八年上半期に較て著しく減少するを見るは是に於て該行營業の狀況を知るべし

浙江地方實業銀行營業成績

浙江地方實業銀行の浙江銀行より改組以來已に四年を經過し、營業日々發達し信用愈々著く、本店を杭州に設け上海

海門に支店を置きて、商業銀行業務を營む、而して杭州上海兩行には更に貯金部を附設したり、上海支店の金幣部添設以來預金及外國爲替賣買に關して、均しく發達を見る、茲に該部八年上半期營業報告に據れば、各項營業均く增加あり、本期取獲せし純利は六萬四千百三十四元の譜あり、今先づ杭州、上海、海門三行の營業概況を略述せば卽ち左の如し。

▼杭州本店　本期杭州市場は二、三、四月間の利息低下なると、金融表面が稍や舒緩なるを除きては、其他は均く緊迫せる狀況を示せり、每月利息は凡て一分三、四厘の間に在り、該行營業は前期に較べて稍や進歩せるを見る、各種預金十六萬餘元を增加す、唯五月銀行公會成立して取引銀行へ出入に現金を以てすることに公議ありしより、錢莊の手形割引に對し畫洋を用ざると、取引銀行及各錢莊との出入額が十五萬元に制限されたる爲め、該行は遂に他行への預金貸付を回收し、一面市場の需要に應じて各種貸付及生糸商抵當貸付に放資することゝなれり、故に本期は他行への預金貸付の減少して各種貸付の增加を見たり、東棧の生糸抵當貸付は尙ほ發達を稱せられ其額數前期と較れば稍や彷彿の間に在り、北棧に於ては本期米穀雜糧の堆積する者約五百萬石且つ雜貨の堆積する者ありて、其盛なること往年に無き所なりとす、其倉敷證書を以て抵當借を欲する亦頗る多かりしが、現に陸續償還しつゝあり、南棧の積荷は前期に較べて頗る增加せる模樣なるが、唯倉庫の設備不完全なる嫌あるより、一般荷主其改築を希望しつゝあり、中國銀行兌換券を領用するに至り、其流通頗る暢り、羅市風潮に遭ひしも其回收數甚だ少かりき、本期決算に於ては兌換損一萬二千餘元、證券損二千一百餘元、財產減價三千一百餘元、貸倒四百餘元、諸經費一萬四千餘元を控除するも、尙ほ純益四萬三千五百餘元を見たりと云ふ。

▼上海支店　本期間金融市場は一月頃陰曆年末の關係ありて尙ほ寬鬆ならず、割引利息頗る高かりしが入春以來漸く平定に趨れり、其間輸出貨頗る旺盛、市價亦高きが故に此業に從事する者佳境に居らざるは莫かりき、只輸出貨盛なる關係上外國銀行の支出額之に因て多きに達したるより本年二月乃至六月初までは上海金融は支那各銀行及錢莊に於て皆な緩漫、外國各銀行に於て獨り緊迫を見たり、六月初旬羅市風潮發生、各業停滯す、開業後と雖も現金枯竭して錢市は外國銀行の同意を得たるに拘はらず、市場終に發展し難かりき、該行は此時局に鑑み營業方針仍ほ穩健主義に基き、主顧に對して便利方法を謀り、同業に對して力て聯絡を圖れり、是を以て此金融恐慌の秋に當り措置頗る裕如たる所ありしなり、本期決算に就ては定期預金前期に較べて三十餘萬元を增加し、當座預金は二十三萬餘元を增加せり、又定期抵當貸付二十萬元、定期貸付三萬餘元を增加し當座貸越に於て二十萬元の減少を見、同業取引高約四十萬元に上れり、兌換上本利益ありしが、決算日に於て洋厘昂騰せし爲め、該行の定價を超過(七錢四分二厘計算)せしより、反て缺損を來せり、中國銀行兌換券を領用し一月乃至五月まで流通甚だ暢り、旣定領用額に不足を告げ、復た南

京中國銀行と磋商の上江蘇券二千萬元を領用することゝなりしが、罷市以後中國交通兩銀行の兌換風潮發生せしより自然該行領用の兌換券にも亦影響を受け、兌現者頗る多數に達せり、若し下期に於て政局略ぼ平定せざる限りは到底原狀恢復に難かるべく推測さる、該行の金幣部添設以來營業向は發達を稱せられ、預金收入頗る多く、外國爲替取扱も亦頻繁となれり、本期決算に至ては家屋修繕器具買入等七千餘元、兌換損五千餘元、諸證券損五千餘元及諸經費一萬二千餘元を差引きて、尙ほ純益二萬三千餘元を見たり。

▼海門支店　海門は海濱に僻在し、市場尙ほ穩固なるの稱あり、故に該行の營業も差したる變動を認めず、數年來信用日に堅く、本期定期預金の一項に於ても前期に較べて一萬餘元の增加を見、當座預金に於ても亦六萬餘元の增加を見たり、且つ貸付に對し愼重態度を持して、多く貸出を欲せざるより、定期貸付當座貸越の總額に於て僅に二萬餘元の增加あるに過ぎず、本期決算は營業用器具及貸倒等八百五十餘元を控除せば、純益二千四百餘元を上げたり。以上三行の利益總額六萬六千九百餘元內より總務處支出四千八百二十元餘を除けば、三行總純益六萬四千一百三十四元と爲る、茲に該行の資產負債表損益對照表を列擧すれば、卽ち左の如し。

浙江地方實業銀行資產負債表（一九一九年六月三十日止）

負債之部	
資本金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
特別積立金	一、七四二、七八九
積立金	五四、五〇九、七二六
定期預金	九一二、一八八、五五五
當座預金	三、〇二二、〇一八、二八五
實爲替	九、〇六二、六七六
臨時預金	一三四、〇四七、一五七
仕拂手形擴張高	八、二六七、一四三
兌換券	一、四四二、八八六、五〇〇
仕拂未濟前當金及株息	二九、五七五、八〇〇
預金利息	一三、〇六五、二八一
前期繰越金	八三六、七五八
本期純益金	六四、一三四、四一七
合計	六、六八三、三三五、一八七

資產之部	
拂込未濟資本金	二八九、七〇〇、〇〇〇
有價證券	三八一、〇六三、五四四
他行鯆莊勘定	六七四、六二八、四六六
定期貸付	一、三六六、四四二、八三三
當座貸越	七九八、三一二、一〇九
定期擔保貸付	一、〇三八、一五八、三一七
當座擔保貸越	六六六、八五七、六七一
割引手形	三、〇五七、五六六
未收入金	九、八六四、六二〇
他所取立手形	一、三五一、三五一
他處手形	三、〇六〇、〇〇〇
假拂金	五三、三七四、七八一
中國銀行準備金	八七四、〇〇〇、〇〇〇
本行不動產	九〇、四五八、九一五
儲蓄處資本金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
現金在高	三三三、〇〇五、〇一三
合計	六、六八三、三三五、一八七

浙江地方實業銀行損益對照表

損失之部

諸經費	三七、三二八・六〇五
洋銀兌換損益	一六、二五九・八九九
證券購置損益	二、四六四・八五八
應繳什器減價償却金	九、四四五・〇六六
貸倒	一、二一四・〇〇〇
本期純益金	六四、一三四・四一七
合計	一三〇、八四六・八四五

利益之部

利息	一二〇、〇七八・四七九
割引	五、一八一・九一二
諸手數料	四、〇三二・六七九
雜損益	七九六・四三四
倉敷料	七五七・三四二
合計	一三〇、八四六・八四五

浙江地方實業銀行附設の儲蓄處は開業以來已に二年を閱し、顧客に對し一切手續の簡捷を旨とするより營業日に發展に赴き、頗る社會の歡迎を受けつゝありと稱せらる本期決算に於て定期預金九千餘元、當座預金一萬二千八百餘元を增加し、且つ資金運用の穩固を圖る見地より、公債二萬八千一百餘元を增購せり、現に本期所有證券より獲利する所頗る多し依に利益總額三千二百九十八元一角二分六厘に達せり茲に其資產負債及損益對照表を擧示すれば下の如し。

該行附設儲蓄處資產負債表

負債之部

資本金	一〇〇、〇〇〇・〇〇
積立金	二、〇〇〇・〇〇〇
定期預金	五七、五八七・八三四
當座預金	八九、一五〇・七一〇
預金利息	二、四一四・〇三四
前期繰越金	七七九・五八一
本期純益金	三、二九八・一二六
合計	二五五、二三〇・二八五

資產之部

有價證券	六三、四七〇・一五二
本行勘定	一九一、七六〇・一三三
合計	二五五、二三〇・二八五

該行附設儲蓄處損益對照表

損失之部

俸給	三、〇〇〇・〇〇〇
印刷費	四二一・〇〇〇
諸雜費	一〇六・〇〇〇
本期純益金	一〇二・〇〇〇
合計	三、二九八・一二六

利益之部

利息	六、六三三・一二六
證券購置損益	二九四・〇〇〇
合計	六、九二七・一二六

以上各表及營業概況を綜觀すれば該行營業方針の穩健、準備金の豐富なるは貧言を待つ無し、今更に該行の一九一六年度上半期より一九一九年度上半期に至る七期間の營業狀況を比較對照せば、卽ち左の如し(單位千元)

項目	一九一六年上半期	一九一六年下半期	一九一七年上半期	一九一七年下半期	一九一八年上半期	一九一八年下半期	一九一九年上半期
預金總額	一六〇九	二四五四	二六三三	二五〇二	三、〇四四	二三〇〇	四、〇七七

貸出總額	二、〇二二	二、四一八	二、三六七	二、五七七	二、九一一	三、三五〇	三、八八二	
發行兌換券	六六六	七六〇	一、四四九	一、五四六	一、五四四	一、五四二	一、四四二	
有價證券	二四二	二六八	三〇三	三一〇	三一六	三四二	三八一	
德店勘定	一五	三四六	五四一	四四一	六三四	六三二	六七四	
中行準備金	二九四	三五五	八〇四	八七四	八七四	八七四	八七四	
現金在高	二〇四	四三九	六八一	四〇三	四二一	二九一	三三三	
每期純益	五五	五七	五六	五五	六〇	三〇	六四	
積立金	三〇	一七	二三	二五	三三	三三	四五	

右表の預金總額は定期預金、當座預金、賣爲替、臨時預金の總計に係り、貸出總額は定期貸付、當座貸越、定期担保貸付、當座担保貸越の諸貸出を指て言ふなり、該行の貸借兩業に就て見るに、本期と一九一六年上半期とを比較せば其增加二倍以上に達し、又去年下半期に較ぶれば二百七十萬餘元の增進を示せり。

九江華豐紗廠設立計畫

九江に創設さるゝ紡績工場は張勳氏一人にて五十萬兩を引受け、吳劭、吳錡、鈕元伯、劉樑樞、周扶九、陳小梅、包竹峰、包荃孫、陶家瑤、呂道象の十發起人にて各五萬兩を担當し、都合一百萬兩を得、總資本を二百萬兩と決定し其殘一百萬兩を一般公衆より募集する企劃なるが、既に包荃孫氏の運動に由り、約數十萬兩株の引受を見たり又商通の張謇氏も極力援助する樣子にて、現に株式募集規則及設計見積書等は上海總商會に備附け公衆の隨覽に供しつゝあり、名稱は九江華豐紗廠と定めたる由、今該廠創辦計畫書を得たれば左に揭載することゝ爲せり。

九江華豐紡紗廠創辦計畫書

綿製品は何國に論なく需要品の一に數へざるはなし、吾國の如きは人口衆く其需要尤も迫切を爲せり、而も彼外貨の間に乘じて輸入さるゝは恰も潮流の遏止すべからざるの勢あり、查するに世界產綿の區として吾國は實に第三地位に在り、徒に無機械の製造を以て坐から厚利を失ひつゝある憾あり、近年外患交々迫り國勢日に蹙す、有志の士實業の發達する能はざるを怵み、而して之が振興の第一步として棉製品擴充に注目するに至れり、吾國紡績事業を考るに近來稍や發達を見ると雖も、然共全國紡績工場は僅に五十七所ありて、而も本國に屬する者三十七所、其餘は均く外人經營に屬するものゝみ、又錘數に至ては僅に一百四十萬個に過ぎず、卽ち英國の四十八分の一、米國の二十分の一日本の五分の二に當れり、今世界人口對紡織を十と一との比例に依り之を計算せんに吾國人口を四億と假定せば是非共三千餘萬錘あるに非ざれば不可なり、然るに國內各紡績場には僅か百餘萬錘あり、而も其大半は外人經營に係るものゝみ實に漏巵の巨多なるを想見すべきなり、茲に江西一省に就て之を見れば每年綿糸消費量十萬餘俵に上り、而して其消耗する金額は殆ど三千萬元に及ばんとす、此大利の存する所必ず紡績工場を創立して挽救を圖らざる能はざるに似たり、同人此に鑒みる所なり、資金百萬兩を募集し九江に豐華紡績有限公司を組織せんことを計畫せり、先づ紡績二萬錘を備付け、成効するを俟て再び擴張を謀らんとするにあり、其利を綜合すれば約六釐あり。

(一)九江は長江上流に位し交通便利にして船舶運輸從て阻滯すること なし、江西金省に使用さるゝ綿糸全部は均く此處を經過すべきなり、此れ九江をして產糸地たらしむるに充分の素地を有する所以なり、今直接輸入せんか、上海より九江に輸送する場合に要するもの一袋に付き保險運輸關稅約銀三兩有奇と、十六手糸と混用する陝西棉に對する運賃卽ち陝棉の上海に輸送する京漢線及漢口上海間の運賃莫大なるに屬す、此等運賃の大半は九江に紡績場を設置さるゝに依て省略するを得るなり、其利の一

(二)江西全省には今尙は一紡績場だに無し、而して每年十二手十六手約十一萬數千袋を需要するなり、茲に二萬錘を以て計算せば每年產糸量一萬袋內外に過ぎず、卽ち需要總額の十分の二に及ばざるなり、此れ實捌くの容易なることを推知するに足るべし、其利の二

(三)黃梅武穴江北一帶の產棉は豐富なり、九江本地產棉亦多く、十二手十六手糸を紡製するに均く適用すべきなり、縱令他棉を混用する有りと雖も、其所得の多きは亦疑義を挾むの餘地なきなり、其利の三

(四)紡績業と氣候の關係最も密切なり、蓋し棉花の纖維表面に附着する膠質は寒氣强ければ凝結し、暖氣激ければ融解す、均く紡績に適せず、且つ產額之に因て豐かならざるなり、故に熱氣を用ふか或は噴霧機の裝設ありと雖も寒暖の差甚ければ一に人爲的調劑に俟て其費用大に嵩まるに至るべし、九江の地大江に臨み枕匡廬を背にす氣候溫和にして最寒酷暑の虞なきなり、此天然優勝の地點なり、其利の四

(五)九江は風俗醇厚、人民力作に勤む、且つ物價廉に工賃低廉なり、故に一般經費は上海に較べて頗る省畧するを得るなり、其利の五

(六)凡そ機械の原動力には必ず石炭を使用せざべからず、近來上海の紡績場は多く電力に改用すと雖も、然共其發電にも亦石炭を用ひざれば不可なり、故に炭價貴ければ從て電價高からざる能はず、此れ必然の理なり、九江の炭價は上海に較べて一噸に付約四五元方低廉なり、其利の六

此六利あり、將來の發達は期して待つべきなり、江西省省民の生計之に賴て維持せられ、利源の挽回は最も容易なるのみ茲に概算書を左に列擧すべし。

(一)資本

紡績二萬錘	約銀四八〇、〇〇〇兩
八百馬力鍋爐及八百燈發電機	一四〇、〇〇〇兩
調製輸動機調滑盤	二〇、〇〇〇兩
物料設備及機械據附費	四〇、〇〇〇兩
機廠倉庫費等	一〇、〇〇〇兩
土地及建築物	一五〇、〇〇〇兩
流動資本	一六〇、〇〇〇兩
合計	一、〇〇〇、〇〇〇兩

(附註)右の內流動資本額甚だ過少なるに似たれども蓋し九江は交流便利なると且つ近日來金融機關漸次普遍せるより、綿糸荷捌き極て迅速となり、毫も遲滯の虞なきを以て其融通容易なり

(二)出貨

出貨の多寡は其紡出の番手數に依りて異なれり、茲に江西省に於て最消費さるゝ十六手を標準とし一錘に付一晝夜

一磅を紡出すとせば、二萬錘に對し五十六袋を紡出す、即ち一年三百日と見積り一萬六千八百袋を製出し得るなり。

(三)利益

綿糸は人生日用必需要品と爲す、其營業狀況に至りては意外の變異なき限り利益有て損失なきに似たり、茲に近數年來の十六手糸市價に就て之を計算せば左の如し。

一、賣價每袋最低一百二十四元より、最高二百七十四元に至る。

一、生產費每袋一石半の棉花を用ひ每石最低二十五元より最高五十元に至る、總生產費八十七元五角より一百七十元、外に各費二十元乃至四十元を加ふ。

一、最低棉價及各費共一百七元五角を要せる綿糸を最低價一百二十四元にて賣渡すに於ては十六元五角の利益を得べし卽ち五十六袋にて一日得利九百二十四元となり、全年三百日の利益額二十七萬七千二百元を獲得すべし、之を七錢四分銀に換算せば二十萬五千一百二十八兩となる、之が三割は純益に歸し、卽ち一株に付一分四厘三五九、官利二分二厘三五九と爲すは、此れ長江一帶紡績廠の常例なり。

一、最高棉價及各費共二百十五元なり、之を最高糸價二百七十四元にて賣捌けば、利益五十九元を獲得すべし卽ち五十六袋にて一日三千四元の利益を擧げ、全年三百日の利得九十九萬一千二百元と爲る之を七四銀に換算する時は銀七十三萬三千四百八十八兩を得る勘定なり、其三割を純益と爲し一株に付五分一厘三四四、官利五分九厘三四四と爲すは、此れ今日紡績の實在狀況なりとす。

一、最低棉價を以て最高綿糸を賣り、或は最高棉價に依て最低綿糸を賣るが如きは此れ皆情理上必要の事と爲す、故に若し前述兩數の間を折衷せば大約每年二三分の利益を得べし、此れ普通原則を爲すなり、唯近年紡績場の獲利は五六分或は八九分に至る者あるが此れ誠に特別の現象に屬す數十年來未だ有らざる所にして、固より之を以て定例と爲すべからざるなり、但し綿糸價の昂騰は一方需要者の增多に由り他方供給の減少に歸す、試に問ふ何を以て減少するや、則ち日本は昔年棉糸の多くは我國の用に供せられしが近時彼は別に販路を西比利亞及南洋群島に開拓す、而して其紡出する綿糸は均く彼國織布の用に供せらる、此後彼國織物の販路日々擴大するに從ひ、彼國自紡の綿糸は尙ほ其需要を滿すに足らず、安ぞ吾國に供給するの餘力あらんや、故に今後綿糸の價格は或は持久するに至るべしと推測せらるゝなり云々。

中華銀公司成立

豫て爲交通系領袖梁士詒等の發起に係る中華銀公司は參々閣議の議を昨年八月二十七日大總統指令を以て其組織を認可されたり、茲に該公司章程を譯載すれば卽ち左の如し。

中華銀公司章程

第一條　本銀公司は股分有限公司に依照して組織し中華銀公司と定名す

第二條　本銀公司は總事務所は北京に設け凡そ國內外重要

地方には隨時に分事務所を增設し或は其他機關と代辦契約を訂立するを得

第三條　本銀公司は國家地方及公司の各種債欵を引受或は募集するを以て營業を爲す

第四條　本銀公司は資本金一千萬元を集む

第五條　本銀公司は業務上必要ある時に遇へば其他機關と聯絡して合力辦理するを得

第六條　本銀公司は董事七人乃至十一人を設け集資各銀行に由り之を公推す

第七條　董事は董事會を組織し一人を公推して董事長と爲し銀公司一切事務を主持す董事會章程は別に規定を定む本銀公司は監察人二人を設け集資各銀行に由り之を公推す

本銀公司は辦事員を設くべし其職務及人員は董事會に由て之を決定す

第八條　本銀公司董事の任期三年とし監察人の任期一年とす期限滿了後續て選舉さるゝ者は連任するを得

第九條　本銀公司總會は分て兩種と爲す

（一）經常會は每年三月に於て董事會に由り召集す

（二）臨時會は董事會の必要と認むる時或は十分の一以上集資各銀行の請求ある時董事會に由り召集す

第十條　本銀公司は每年末決算期に於て一回決算表を編造し監察人の檢察を經て集資各銀行に報告す若し利益有れば左列に照して分配すべし

法定積立金　十分の一以上

其餘を十分して集資各銀行は十分の八以內を得、職員賞與として十分の二以內を得、其分配の數目は董事會に由り之を決定す

第十一條　本銀公司章程は總會の議決を經政府の認許を得て遵行す

第十二條　本銀公司章程にして若し增減修改を行ふべき處あれば亦前條に照して辦理すべし

時報

支那の對最高會議要求 ―福州事件の開展（一、事件眞相二、東京に於ける交渉三、立會調査開始）― 新雲鵬内閣の成立 ― 留保案可決と支那の感謝 ― 支那と勞働時間制 ― 英國側の西藏問題聲明 ― 排日に關する抗議 ― 米支懇業銀行の創立 ― 海關鐵道借款と米國 ― 對支應急借款 ― 馮國璋氏逝く ― 外蒙自治取消詳報 ― 中英公司借款 ― 道清鐵道延長線借款

支那の對最高會議要求

在歐洲支那宣傳機關は、昨年十一月上旬、支那講和委員が最高會議に提出せるものなりとて、左の如き公文書を發表せり。平和會議に失敗せる支那が、再び頽勢を挽回すべく努力を新たにしたりと見るべく、そもそも又將來國際聯盟會議に對する支那提訴の前提と見るも可なり。

第一　列國は支那に對し、次に揭ぐる條項を認容し、實行されんことを希望す。

（一）支那に於ける列國勢力範圍の廢撤

（二）在支外國駐屯軍及び外國警察官の撤去

（三）領事裁判の廢止

（四）租借地の返還

（五）專管居留地の全廢

（六）外國軍人敎官廢止

（七）關稅自主權の恢復

第二　膠州灣租借地、山東鐵道及び山東に於ける一切の獨逸權利を直接支那に還附されんことを希望す。

第三　一九一五年五月二十五日締結の日支協約の無效を宣言されんことを希望す。

第一の要求は直接講和會議に關係なき事柄なるを以て、最高會議に於ても之を如何ともなし難かるべく、第二第三の要求は、國際聯盟會議に對する支那提訴の前提なるが、十二月上旬ブラッセルに於いて開かれたる國際聯盟協會聯合會（英國聯盟協會及び佛國聯盟協會の聯合を以つて成り、非公式なれど各國の有力なる人士參加し、日本よりは安達秋月左都夫山田三良氏等出席し居れり）は、その決議事項の一として、「山東問題は國際聯盟に附議せらるべき性質のものに非ず」といふ一項を採用せる程なれば、本問題の前途も略逆睹し得べきかといへり。

福州事件の開展

一　事件の眞相

十一月十六日の福州事件の眞相に關し、最も精密なりと信ぜらるゝ報道左の如し。卽ち同地にて發行さるゝ福州時報が、號外として十一月二十六日配附せしものなり。

先年歐州大戰勃發の際敵國が聯合與國を牽制する爲め東洋の和平を害せんとするや帝國は直に之と戰を宣し多大の犧牲を顧みず遂に膠州灣を占領し以て戰禍の東洋波及を絕つと共に相當機會に於て山東半島を主權と共に完全に中國に還附すべく聲明せる宣言を發表せるのみならず

猶は中國の光輝ある文明發達の助成に對しては常に犧牲的努力を惜まず彼の團匪事件賠償金の免除及び關稅引上げ等苟も中國の正當なる希望に對しては卒先して其實徹に努め來りたるに拘らず歐洲講和會議開催以來中國各地報紙は山東問題に關し帝國の眞意を誤解し排日的記事を噴傳するや福州各學校學生等は此等の記事及び各地の通信に刺戟せられ玆に各學生代表者は秘密裡に會合を催ふし何事か不穩の擧動に出でんとする際端なく彼の五月四日北京大學生等の暴行事件起り各地の輿論亦學生側に阿諛するもの多かりしため之に勢を得て日貨抵制運動の積極的進行を企劃し學生聯合會を組織し各報紙亦之に呼應して盛に排日鼓吹に力め邦商と取引ある福州商店を指摘迫すに取引を阻止せるのみならず遂には路上通行の邦人に對し愚罵誹謗殊に婦女子に對し危險の行動を演出するの狂態其極に達し形勢險惡殆んど生命財產の安固を期する能はざるに至り加ふるに六月十四日福州總商會長黃秉榮經營する恒盛號綢布雜貨店に關する學生騷擾事件勃發以來彼等學生は益々橫暴を逞ふし橫行至らざるなく市民恐怖の極に達し一時は全く日貨を取扱ふものなきに至りたり然るに彼等飽くなき學生及び之か操縱者は何時しか內部に功利の爭を生じ陳太吳の爲めに醜態を曝露せられ益々の反感を受くるに至れる等の事實あり之を要するに由來如斯經濟的及び社會組織を蹂躙せる卑劣行動の永續すべからざるは明かなる事なりと信ずるを以て邦人は特に愼重の態度を持し互に相戒めて只管其鎭靜を期待し來れり。

然るに越へて九月各學校の開校復業に際し各學生等は彼の恒盛號の繼續事案漸く不利に終局せんとするも狼狽するのみにして何等爲す處なく今や各商賈冬季需用品の輸入を開始せんとし一般世人も亦日貨を焦慕する事切りにして市況漸く恢復せんとするや常に學生の背後にありて之を操縱せる策士及び排日鼓吹の報紙は大に驚き餘勢の挽回を期し窃に時の至るを待ち居る際恰も十月十日國慶紀念日に當り各種餘興行事は中央政府の禁止する處となり學生の市中游行を差止められたるを好個の口實とし彼の市場紊亂を專念せる不良學生及び新聞紙は一齊に抵制運動を再炎するの機會を得て玆に學生聯合會調查部なるものを設け各校夫々糾貨隊を編成して部署を定め旺に各商店に侵入して家宅を搜索破壞し日貨及び之に類する貨物を悉く押收して之を根據地に持行き燒毀破却を裝ひ其收獲の多からんことを競ひ布帛綢緞等引揚げに便にして需用最も廣く且比較的高價物を取扱へる店舖を襲ひ日に十數店を侵し肆行擾亂其極に達せんとす依て城臺にある布商等其慘害に堪へず常に團體名義を以て商業保護を警務處に稟請し警務處亦市面秩序維持の爲め搜索員數名を設け之を城臺各行に派し學生糾貨隊の不法行爲を查察檢舉し二三之を發表せり然るに元來學生聯合會なるものは全學生が眞に之に加入し居るにあらざれば全員舉て官憲に對抗してまで橫暴を貫かんとするものならざるを以て漸次勢力減退するに至りしかば不逞學徒は各戶侵入の手

を經め手段を變へ主力を轉じて運搬貨物を途上に擁扼して之を掠奪し悉く城臺本部に引上る等斯種の被害頻發するに至り現に十一月十一日南臺下渡街日商瑞順洋行より城內取引先に玻璃及び燐寸を送付するの途中大橋頭に於て學生の包圍を受け遂に靑年會に遷致押收せられ該商品は更に十數名の學生をして大廟山保存國貨會に轉送し玻璃は悉く之を破却し燐寸は之を燒棄し終れり而して同日偶々日商天田洋行も亦た洋頭街方面取引先へ雜貨數担を送附せしに學生尾行して其引渡を突止め殺到して該貨の交付を迫まりたる等邦貨に對する凌辱頻發し其挑發的態度は益々露骨となるに至れり玆に於て陰忍持久せる在留邦人も公憤其極に達し總領事館又中國官憲に對し嚴重に學生の取締を交涉中未だ何等解決を見るに至らざる際更に又同月十六日大橋頭に於て天田洋行の貨物に就て所謂大橋頭事件を惹起するに至れり事玆に到れば本件は苟も日華兩國の通商を阻害し累を國交にまで及ぼさんとする重大事態なりと認めらるるを以て玆に事件發生の動機と事件の眞相を愼重に調査し以て學生團一味の諸報紙の誣告を芟除すると共に其曲直を內外に問はんとする次第なりとす

天田洋行は延平某號（號名を明記すれば又々學生の同號に對する壓迫あらんを恐るゝを以て特に之を揭げず）と豫て綿布及び護謨製品等數種の賣約ありしも同號主は直接搬送の危險を慮り暫く取引を見合せ居りしも今や需用季節に及び遲延せば全然商機を失するを以て同號主の依頼により天田洋行は南臺洋頭街所在同號出張所某方に苦力四名をして之を担送せしめたるに該店の所在更に見當らざるを以て担送苦力は之を豫て天田洋行の取引先なる同街某店に問合せたるも心當りなき旨を告げられたるのみならず同所に來合はせたる某福州人より中亭街方面に至る順路は學生團の要扼するありて最も危險なり現に之を目睹し來りし旨注意せられたるを以て恐怖の餘り其立寄りたる某店舖に一時預り方を依頼したるも店主又後難を恐れ之を肯せんず苦力は已むなく歸途は順路を避けて上杭街に迂回し辛ふじて危險區域を越へ夕暮大橋頭に差掛るや偶々豫て天田洋行の苦力と見知合なる臺灣籍民數名が此處を通り掛りて與に注意を與へて曰く中洲橋頭に於て學生の一團嚴重に見張りせるを以て順路歸店するは危險なれば寧ろ一時福新街金德發に該物品を預け置く方安全なるべしと注意を受け居る際數名の學生進み來り何等應對をも爲さず突如貨物を發くを見て該臺灣人は其不法を詰りしに彼等學徒は之に應じ無法に打ち掛り來りたるを以て豫て學生の橫暴に憤慨せる籍民等は直に下手者一名を取押へたるも同所は交通最も頻繁の場所柄なれば群集の妨害を慮り中亭街方面へ捕獲學生を押送し行かんとせり而して苦力は此の突發的騷ぎに驚き中洲を通過するの危險を感じ馬路を走りて難を金德發に避け貨物を預け置き歸店し急を店主に報告したる次第にして右は天田店主の供述及親しく遭難せる苦力の陳ぶる所に係り當時の眞相を推察するに足るべし而して一方暴行學生を同

行したる臺灣籍民は辛ふじて中亭街平和洋行に達し偶々來合せたる巡警王懷乾に學生を引渡せるも遺難貨物は必ず他の學生及群集の爲に蹂躙されたるものと信じ急を領事館に報告せり然るに現場に於ける暴行學生側の一部は馳せて急を青年會館に告げ一味學生の應援を求め一部は彼の貨物の避難場所に來合せたる臺灣籍民を包圍し間もなく來援せる數十名の學生と共に一團となり殺到し僅々數名の臺灣人を包圍打擲せんとしたるに依り茲に格鬪を生じ一面忽ち紛亂の巷と化し阿鼻叫喚の慘を演出せり爲めに交通は杜絶せられ群集の警察各所に起りたる爲臺灣人の遭難を知りたる通り掛りの內地人又一二名之が救援に加はりたるを以て散亂せる臺灣籍民も之れ力を得て遂に學生等の一團を青年會に追ひ込みたるものにして彼等學生は各自青年會構內に進入し門扉を鎖して防護の形に出でたるを以て追擊せる臺灣人は無意識的に萬歲を高唱し同時に引上げ菓子商美且有店前に差掛るや突然青年會方面より發砲するものあり同時に數十名の巡警隊何處よりか現れ銃劍を以て追擊し來れり茲に於てか籍民等は前には群集の支ふるあらて進退谷り窮る事情を警察官に開陳せんとせる刹那警官の背後には尙以前に數倍する學生の突出し來り二三發砲せるものありたれば元來警官に對し抵抗するの意思なきを以て臺灣籍民及び救援せる二三邦人は喘嗟に避難の意を決し各自馬路及び中亭街の二方面に散じて難を免れたり然るに一方馬路方面に逃走したる內臺人の一部は水上警察署附近に於て城內方面より突進し來たりたる學生の一部に擁抱せられ茲に再び衝突を起したるも幸ひに死傷なく臺灣籍民は一名の不逞學徒を捕へて之を巡警に引渡さんとする際後方より逐ひ來りし憲兵及び警察隊の一團の追擊益々急なるを以て南瀛公司に逃入したるも憲兵等は直に後を追うて同公司に侵入し武力を以て家宅を捜索するにより避難者は同公司裏口より逃れて協興洋行に潜み以て急難を免れたり依て一時公司に侵入したる憲兵等は直ちに戸外に去りたるも遂に同公司及び協興洋行は兵卒及び憲兵の爲めに包圍せられ一時騒擾を極めたりしもかくして午後六七時頃に至り軍隊及警察の鎭壓に依り漸く附近一帶平穩に歸するに至れり之より先き急報に依り現場に馳せつけたる總領事館警察署長一行も亦狂氣の如き憲警隊より誰彼の區別なく包圍發砲せられ危險極まりなかりしを以て各々平和洋行及東西藥房に難を避けたるが此際應援の爲め署長に隨行せる福田氏は武裝巡警の爲めに誤認殴打せられたる上第四署に引致せられたり依て江口署長は直ちに毛非巡査外三名を第四署に派遣せるも午後八時に至るも歸來せざるのみならず何等消息なき爲め江口署長は午後八時半頃出張館員全部と通譯として一名の臺灣人を伴ひ第四署に赴かんと青年會館分岐路附近に至るや待構へたる學生は突然瓦礫を飛ばし又は發砲し數百人勢を恃みて追擊し來れるを以て署長以下何れも不意の出來事に多少の負傷を見ざるなく官職を辭疎する暇もなければ危險を顧記洋藥店に避けたるに學生の一隊は群集と共に門扉を押し破りて闖入し

殺氣充滿亂暴狼藉又如何ともする能はず總に店頭に在りし家人が電燈を消したるに乘じ三層樓上屋根裏に潛みて彼等暴行學生の去るを待ちたり然るに闖入學生等は客室全部に渉りて署長等一行を捜索して見當らざるや洋菜店が庇保逃走せしめたるものとして手當り次第に樓上樓下の器物を破壞掠奪し遂には三層樓上に迄上り來り潛伏場所を發見するに及び學生はその勢をたのみ署長一行を棍棒机脚等を以て迫撃し來り最早絶對絶命の場合に至れるを以て其一名は死を決して露臺に現れ抵抗防禦を試したるを以て彼等は漸くにして退散するに至り門外には軍隊及び警察隊馳せ付け來りて保護の任に當り群集及び學生を解散せしめたるを以て茲に漸く騒擾の一段落を告ぐるを得たり因に此の順記洋菜館樓上署長一行に對する學生の狼藉に關し中日報館は事實を糊塗して一日人暴徒洋菜館に據り濫りに參觀し磁丸等くるに及んで樓上の器物を放擲して學生に暴行すと記せり其論評曲筆の甚敷き流石は中國語報紙の特色とも云ふ可く以て報道一般の眞僞を推想するに足る可し然り而して翌午前一時半豫て交渉公署の照會により第四署にある福田氏の安否を調査すべく護衛軍隊の下に第四署に至りたる稻垣氏は署長以下六名を迎へ同署にて更に護衛軍隊を增加し交渉署員と共に茲に初めて日本總領事館に引上ぐるを得たり時に十七日午前三時なり

右引取り人員は館員署長以下五名福田氏以下邦人四名籍民一名なりし

第四署より總領事館に引取りたる人員中の邦人興津良郎氏及び三木小四郎氏が第四署に引致されたる顚末は初め三木小四郎は福新街自宅にありて署長一行の順記に不法に包圍せられたるを聞知し憤恨の情禁ずる能はず如何にもして之を救護せんと決意し護身の爲め菜刀を藏し現場に至り窃に樣子を窺ひたるに軍隊の護衛あるを見屆け意を安んじ引返さんとする際偶々新聞記者の職務上此時始て自宅より現場に急行せる興津氏に出會ひ其始末を告げたるに興津氏は豫て北京語を解するを以て護衛軍隊に對話し救出するの急務なるを認むると共に新聞記者の立場より事後狀況の視察をなさんとし茲に兩氏同行順記鋪前に至りしに三木氏の藏する菜刀は護衛軍隊嫌疑の因を成し兩氏共に嚴重なる身體檢査を受けたるに興津氏亦護身の爲め拳銃を所持せしを以て何等有無を言はしめず兩人を嚴重に捕縛すると共に銃或は棍棒を以て亂擊至らざるなく興津氏は頭部に長さ約二寸深さ三分の創傷を負ひたるが包圍せる群集は軍隊の制止せるをも聞かず更らに兩人を目掛けて殺到し興津氏も更に數ケ所の打撲傷を受け三木氏は打撲の爲め一時絶息するに至り數名の兵士に擁せられて第四署に至り救護を加へられ署長一行と共々引揚げたるものなり三木氏の負傷は肋骨を挫折せるものと診定せられ福田氏の負傷も亦肋骨に非常なる傷害あると背面腰部に銃口を以て突撃せられし圓形傷痕を殘せり之を要するに新聞記者たる興津氏に對し何等の取調べをなさずして暴行負傷せしめたる軍隊の暴虐を初めとし騒

擾鎭壓日人保護を名として程度を越へたる武力を發揮し暗に不良學生に力を添へ日籍民を迫害せる中國軍隊の不法行動は特に摘發糾彈を要するものと認む

福州に於ける排日氣勢の昂かりしより爾來七閱月其間吾人は隱忍持久の策を樹立し以て今日に至りたるものなり然るに飜つて支那商人の現狀を顧れば日貨貿易阻害の結果真に悲慘同情に堪へざるものあり中秋節以來城臺各方面日に倒閉店舖の著しき增加を見加ふるに上下游の顧客は學生の橫暴を恐れ更に取引を爲さず爲めに經濟的壓迫又如何とも爲す能はず今や來るべき冬至節を目前に扣へ如何に此難關を通過すべきやを苦慮するの外手を空しくして徒に官廳の迫まるを待つのみ然れども由來福州は政治的に中央との聯絡を缺けることとて貨の原因亦これにあるやを研究するの機會なければ單に福州現在の狀況に依り種々なる判斷を下して自然時期の到來を俟つの外なく以て彼等學徒の蹂躙に放任するの外なし尤も其間福建政府に於て高壓的手段を執りし事無きにあらざりしも常に官界上下共に意志の疏通を缺き居る事とて更に成績の見るべきものなきは甚だ遺憾とする所なり吾人は玆に不快なる七閱月の經過せんとする時期に當り尙ほ斯る誤解反感の一掃し去られざるを見て深く原動力の那邊にあるやを凝視せんとするものなり之を要するに彼等は其間或は統一的根據を有するにあらずして時に何者かの功利の爲にする所ありて或は資を投じ或は他を利用し以て今日に至りたるものなるべきも而も一の注意すべき要項は彼の五月抵制勃發以來常に事端の發生多き地區と其然らざるとを觀察すれば益し思ひ半ばに過るものあらん卽ち彼の學生聯合會調査部を設けられたる以來各學校に於て地區を指定し査貨隊をして各店舖を搜索せしむるに至りたる事は彼の求是日報の發表により其分區を知り得ると共に最も被害の多く且つ大なるは格致書院の分担する城內花巷口より鼓樓前を筆頭に樂育學校担任地格致高等學校擔任地協和大學英華書院担任地域等にして彼の青年會區域たる上下杭街及び後洋裡一帶に至りては其の分担者は最も收入の大なるものありしと云ふ是等は福州全市の發行報紙等により机上の調査を基本とするものなれば多少誤謬なしと限らざるも上記加害系統は何れも教會に屬する學校にして教會の是等を指導する極めて熱心に而も近來益々露骨となり彼の十六日大橋頭事件勃發の初期に於て彼等幹部員は自ら拳銃を振て學生を指揮し館門を開て突進し堂集の爲めに該拳銃を奪取せられ愴惶青年會館內に遁入したりと云ふ彼等は常に未成學生を誘惑し以て學生をして知らず識らずの間に粗大なる思想を養成し自己慾望の犧牲に供するものにあらずやと彼等父兄間に於て漸く疑を抱くに至り事實の眞相を確めん爲め在館子弟に面會を求むるも收發書記等に拒絕せられ失望歸鄉する者多しと云ふ曾て雄報紙上童子軍の記事あり吾人又之を中亭街に觀る彼等は可憐なる一定の制裝を爲し欣々として某國人に引率せられ游行するものと信じ頗る興味を以て之を迎へたるに何ぞ圖らん彼等は某國人の私語を受けたる

隊長らしきものに指揮せらる直に綢緞商舗に侵入し以て商品の査閲を爲すも店員又外部に某外人の監視するを慮り彼等の爲すが儘に任すを見たり吾人は是等を綜合して現下の排日主體が其何れにありやを判斷するに難からざるを知るも之に對し今日論及するを欲せず近く必らず被害各商怨嗟の聲高まり彼等自ら恥ぢ恐れ此の如き妄動を愼むに至るべきを信ずるを以てなり要するに吾人の此等排日行動に處する善後方法は他なし內臺人は各自重して徹底的自衞の策を講じ苟も汚辱を加ふるものあらば猛進之が處決に躊躇せざるの決心及實行方法を樹つるにあり

二　東京に於ける交涉

十一月下旬迄は、支那側は頑強にその官憲の報告の正確を固執し、東京に於いてこれが交涉を開始せん意嚮を示し十一月下旬駐日代理公使莊景珂氏を外務省に出頭せしめ、逆ねぢ的抗議を提出せしめたり。帝國政府は之を承允せず、事件は東京以外の地に於いて、中央的或は地方的に交涉せらるべきものなりとの見解の下に、十二月二日外務省をして左の意味の回答を致さしめたり。卽ち東京に於ける交涉を全然拒絕せしものなり。

(一)事件の責任は全部支那側に在るも、日本政府にては尙ほ事件の眞相を明かにするため、目下調査中なり。又支那に於いては、南北共排日思想益々甚だしく、日本の蒙むる損害大なるものあり、右に關しては屢々嚴重なる取締方を要求せるも更らにその効果なきは遺憾なり。

(二)軍艦派遣の事は、日本としては自衞の途を講ずるの外なく、單に日本人民の生命財產を保護する以外、毫も他意なし。

三　立會調査開始

各その一方面の報告を固執せし日支兩國政府が、本件に關する實地立會調査實行に於いて意見の一致を示したるは本件の解決を容易ならしむるものとして喜ぶべし。芳澤政務局長はこれに關して語りて曰く

福州事件に關しては、支那側の報告と日本側のそれと多大の相違あり。譬へば支那側に於いては、支那人の被害者六人なるに拘はらず日本人の被害は僅かに一人なりとし、重要の點に於いて相違の點あり。此儘にて兩國間の交涉を遂ぐるも、徒らに誤解を重ぬる結果に陷り、これがため兩國の國交に更に一段の惡影響を加ふるに至るべきを以て、先づ以て現場につき共同調査を遂げ、詳細正確なる事實を究明したる上、主張すべきは主張し讓るべきは讓り、以て公平なる妥協を遂ぐるの希望にて、過日來雙方より委員を派遣するの議起り、支那政府よりは外交部參事王鴻年氏を派遣することゝなりたる趣きにつき日本政府よりは外務省書記官松岡洋右氏を福州に派遣する事に決定し、其旨小幡公使を經て外交部に申入れたる處、陳外交總長代理に於いても快よく共同調査を遂ぐることに異議なき旨答へたる由なり。尙松岡書記官輔助として北京公使館より西田通譯官派遣せらるべく、支那側委員は王氏の外、外交部秘書沈覲展、敎員部秘書徐鴻寶

兩氏なりと。

双方立會委員は先後福州着、十二月二十日より共同調査を開始せり。

靳雲鵬內閣の成立

行惱み中なりし閣員問題は、靳總理の讓歩に依り財政を周自齊氏より李思浩氏に廻し、又た海軍總長劉冠雄氏の引退希望を容れて薩鎭冰氏を入れ、十一月二十二日を以て衆議院に提出するの運びとなりたり。同月二十八日衆議院開會靳總理出席して閣員提出の理由を說明して曰く

雲鵬材識淺薄、謬つて中樞を領し實に綆短汲深の懼れを抱く。現在國家多故、內訌息めりと雖も統一尙ほ未だ成らず、外患沓來して應付尤も失措を虞る。今の計を爲すには碩望通材を羅致して正式負責內閣を組織するに非ざれば時勢の需求に應ずるに足らず。陸徵祥君は外交に歷長し經驗素と富む、此次歐に赴きて和會に參預し、國家のために權利を主張し尤も振々として聲あり、故に仍ほ之を以て外交に長たらしむ。田文烈君は中外に歷官し諳練老成なり、故に之を以て內務に長たらしむ。汪毓篤君は交通部務を代理してより今にいたる數月頗る成績多し故に之を以て交通に長たらしむ。薩鎭冰君は海軍の魁宿たり、故に之を以て海軍に長たらしむ。李思浩君は敗政上の運用に於いて熟手と稱すべし、故に之を以て財政に長たらしむ。朱深君久しく司法に長とし取るべきなから、故に仍ほ之を以て司法に長たらしむ。夏壽康君は科第の出身にして必らず菁我の造士たるべし、故に之を以て教育に長たらしむ。張志潭君は政に從ふ多年深く時譽を負ふ、故に之をして農商に長たらしむ。陸軍の一席に至りては則ち雲鵬より自から兼ねん。此時局艱難なるに當り閣員の久懸するは殊に國家の福にあらず。諸公は明達、素と欣佩するところ、務めて請ふ政府を贊助し與ふるに同意を以てし正式內閣をして早日成立せしめられんことを。雲鵬不敏なるも當さに棉薄を竭盡し百廢をして備さに擧がらしめ以て國民顒々治を望むの心を慰さめん

投票の結果出席者二百五十一名中各員の得票左の如し。

人名	同意	不同意
陸徵祥	二一一	四〇
田文烈	一九二	五九
李思浩	二三二	一八
靳雲鵬	二〇二	四五
薩鎭冰	二三二	一五
朱　深	二〇〇	四八
夏壽康	一二二	一二五
張志潭	七三	一七三
汪毓篤	二〇九	三九

卽ち夏壽康、張志潭兩氏を除く外皆過半數たる百二十六票以上を獲得したるなり。夏張兩氏の落選は、安福派の態度より推せば決して意外にあらず。張志潭氏は靳雲鵬派（段系穩和派）の參謀長にして、安福派の反感その一身に集中し居りたる關係あり、一官僚に過ぎざる夏壽康氏の落選に

は、安福派領袖田應璜氏の態度與かつて力あるべしと推せらる、何となれば田氏は從前より敎育總長の椅子に多大の色氣あり、而も徐樹錚氏去り王揖唐氏不在中の安福派に於いては、田氏の統率力も可成り大なるものあるべければなり。

十二月二日參議院開會、衆議院より移付し來れる閣員同意案投票の結果、出席議員百四名中

外交總長	陸徵祥	九五
內務總長	田文烈	九九
財政總長	李思浩	九一
陸軍總長	靳雲鵬	九三
海軍總長	薩鎭冰	九七
司法總長	朱深	八二
交通總長	曾毓雋	八三

の得票にて全部通過せり。敎育農商兩總長は、暫らく之を提出せざるの決心なるが如く、翌十二月三日の大總統令は陸徵祥を特任して外交總長と爲し、田文烈を特任して內務總長と爲し、李思浩を特任して財政總長と爲し、靳雲鵬を特任して陸軍總長を兼ねしめ、薩鎭冰を特任して海軍總長と爲し、朱深を特任して司法總長と爲す。

田文烈を特任して農商總長を兼署せしむ。

何熀を任命して內務次長と爲し、潘復を財政次長と爲し傅嶽棻を敎育次長と爲し、姚國楨を交通次長と爲す。

敎育次長傅嶽棻は仍ほ部務を代理せしむ。

周自齊を轉任して幣制局總裁と爲す。

靳雲鵬內閣はこゝに完全に成立せり。納まらぬは安福派の胸中なり、彼等は辛うじて周自齊を閣外に放逐し得たれども、こゝに至りて周氏は幣制局總裁として復活し、又財政次長には前水利局副總裁として山東運河借款の當事者たり、周自齊の乾兒として親米派の名聲れなき潘復氏の任命を見たり。彼等は是に於いて潘氏の反對を叫びたために潘氏をして休暇を申出づるに至らしめ、一時參事錢錦孫氏の次長代理を見たるが、それも暫時の間にて潘氏は遂に就職したり。

留保案可決と支那の感謝

米國上院が、十一月十五日を以て山東條項留保案を通過するや、支那は報を得て大いに喜び、北京國會參衆兩院は十二月四日附を以て左の通り米國上院に打電し、公然たる謝意を致したり。

支那國會全員を代表して下記署名の吾等は貴院がヴエルサイユ講和條約中の山東條款に關し特別留保案を通過せる行動を衷心より德とするものなることを貴院に傳達するの光榮を有す近來支那國民に對し斯くまで深き印象を與へたるものあるなし吾等の所見を以てするに貴院外交委員會が證人として精査審議して以て眞理を發見し然る後此の眞理を公開討議に附し全世界をして傾聽せしめたる努力は米國民の特性たる根本的誠實心と公平無私の觀念を表示せるものなり斯くの如くにして吾等の之に對して披瀝されたる貴院の友誼に誠心誠意感謝するに躊躇

くは吾等は貴院が如何なる事あるも其榮高に記錄せられたる決議を撤回し若しくは修正する莫からんことを期待し得んことを

支那中華民國參議院議長　李　盛　鐸（署名）
同衆議院議長　王　揖　唐（署名）

山東問題に關する日支直接交涉の前途、右の一例を以て見るも尙ほ遼遠なるを推知し得べし。

支那と勞働時間制

國際勞働會議に對し、支那は僅かに駐米代理公使容揆氏を政府代表として參加せしめたるのみにて（初め顧維鈞氏に任命ありしが、氏は講和會議の殘務甚だ多忙なりとの理由にて辭し、改めて容氏を任命せるなり）、資本勞働兩代表の任命を見ず、從つて表決權をも有せざりし次第なるが、唯時間制問題に關し十一月十八日容氏よりステートメントを發表せしことは注意すべし。當日の議事錄左の如し。

十八日の小委員會勞頭支那のステートメント發表あり容氏同國の事情を說明し且つ特殊の待遇を受くる必要あるを主張せり之を以て外國に關する質問終りたるを以て議長は支那波斯邏羅に就き何等の決定をなさず明年の會議迄にその工業に關し詳細なる報告を爲し且つ勞働立法に關する政府の意見を申出でんことを提議したるに對し岡委員より異議の申立てをなしたる結果波斯邏羅のみに就いて右案の通り決定せり支那に關し岡委員より日本は支那の特殊待遇には異議なきも同國工業狀態及び發達の狀況は日本に準ずべきものにして之を綿絲業及び生絲業等に徵するも支那は日本と同一程度の立法をなすを要すと述べ議長は先づ支那を特殊國とすべきや否やを議題とし採決の結果可決せり支那と日本と同程度の待遇をなすことにつき容氏はその工場は日本に比し大いに劣り機械は小規模にして能率低く又事業小規模にして且つ保護關稅なきが故に工場法の制定は支那工業の自殺なりとし又居留地の關係上法律施行困難なるを述べたるが岡氏は支那工業の程度が日本に及ばざることは之を認むるも支那工業の發達は大いに見るべきものあり殊に纖維工業の最も日本に類似せること及び日本と競爭の關係に在ることを指摘し印度波斯兩國委員より日本委員の提議は之を諒とするも支那に同樣の法令を布くはその實行困難なる旨を述べ先づ來年の會議迄に支那より詳細の報告を提出し之を聽取することを提議しバーンス氏より先づ日本の提議を審議せんことを提議し次回よりその審議に移ることゝなれり。

英國側の西藏問題聲明

十二月二日發國際通信北京特電に據れば、ルーター通信員は現在に於ける西藏問題の形勢に關し其筋に照會したる結果、左の陳述書を發表することを得たりと。是れ同問題の目下の推移に關する唯一の公權的說明なり。

（一）英國政府は戰爭中停止の狀態に在り且つ久しきに亘れる該問題を決定せんことを支那政府に勸告したる結果と

して支那政府は去る五月三十日右問題決定に關する數種の正式提案を交附し來れり該提案は一九一三年及び一九一四年印度に於いて行はれたる三國會商中起草されたる無署名の草案を基礎としたるものにして該協定は當時支那西藏間の境界を規定せる條款を除き支那政府に依り主義に於いて承認されたるものなり

(二)支那政府の五月三十日附境界線に關する提案は一七二七年滿洲政府に依つて規定され爾來約二百年間繼續したる古き歷史を有する支那西藏境域に逆轉したるものなり

(三)右の支那提案は正しく英國政府に交附され英國政府は熟慮の後英國に關する限り主義として承認し得べき旨を答へたり當時此古き問題は英支間の唯一の未解決重要案件にして緊急問題の如く思はれたり然れども其後八月に至り支那政府はさきに提議せる決定が國內全般の反對に遭ひたるを以て之を決定する以前該問題に關する輿論を明白にすること必要なりとの理由の下に商議の終結を延期せんとするの願望を披瀝せりために英國政府は支那政府が自國の提案を基礎として再び商議を開始すべきを期待し居たり

(四)支那は八年前革命勃發せる結果として拉薩を拋棄して以來西藏は事實に於いて支那の主權を離れたる獨立國なりき目下支那が希望する提案は西藏を自治領とすることを條件として中華民國五種族の一團中に西藏を歸還せしめ又拉薩領內の自治制を保證する代りに再び同地に支那駐辨使及びその幕僚を派遣することなり

(五)新聞紙上に反覆力說されたる通り英國公使は西藏問題に就き何等の要求をもなさず又西藏問題に關しては何等の秘密外交なく且つ又該商議の長き歷史を通して支那國民に秘し置くべき何等の理由なし該問題に就き英國の利害の關する處は英領印度境界に於ける平和のため同時に印度西藏間の現在に於ける善隣關係を維持せんがため問題の根本的解決を確保することこれなり英國は嘗つて西藏の內政に對し又支那西藏間の關係に對し兩者が承認し得べき公平なる條件を基礎として兩者間の平和のために努力する以外何等干涉の意思を有せざりき又現在に於いてもかゝる意思を有せざるなり英國は該協定が結局西藏人をして承認せしめ得べきものなることを條件として極力支那の希望に副はんことを希望し居れり

排日に關する抗議

昨年五月四日、山東問題を導火線として北京に學生團騷擾事件起り、親日派と目されたる曹汝霖、章宗祥諸氏の遭難を見たるに際し、北京政府當局の採れる態度餘りに手緩かりしが累をなし、支那全國に亘る排日ボイコットの發生となり、その一時漸やく衰勢を現はさんとするに及びて不幸なる福州事件の勃發を見、ために排日氣勢盛返し來れるの事實は、日支兩國間の悲しむべき狀態として遺憾に堪へざる所なり。而して此間帝國外交當局の取りたる手段は、如何にしても不行屆にしてデフイーテイズムを以て一貫し僅かに形式的なる排貨取締要求を地方的に提出したるに止

まりたり。かくては排日氣勢の蔓延は固より其所にして、其極終に福州事件あり、北京學童毆打事件あり。福州事件に關しては前項詳述せる所の如く、立會調査の主張採用せられ、前途一道の光明を認め得たるの觀あり、北京學童毆打事件に就いては十二月十日を以て抗議を提出したるも、支那側の誠意は何等徹すべきものなく、京師警察總監吳炳湘の取締布告には「學生團の運動には干涉するの意なし」の一句あるが如き、帝國としては到底滿足し得べからざるを以て、十二月十六日の閣議に於いて本問題に關し徹底的抗議をなすに決し、十七日小幡駐支公使をして抗議書を提出せしめたり。內容は未だ發表せられざるが大略

五月以來繼續的に行はれたる排日的行動、北京天津上海濟南福州其他各地に於ける日貨排斥は顯然たる通商條約違反行爲にして貿易の自由を阻害すること及び學生團其他の示威運動或は國民大會等に於いて日本に對する侮辱的印刷物を配布し日本の威信と感情とを損傷せしは兩國の國交を傷くること大なり殊に上海北京に於ける日本居留民特に小學校生徒に對する迫害に至りては締約國民の生命財產を保護する當然の責任を盡さず且人道上容認し難し支那政府は果して條約を尊重し國交を維持する覺悟ありや否やに就き速かに文書を以て回答せられんことを望む

といふに在り。支那政府は右の抗議に對し、自今排貨取締を嚴重にすべきを約束すると共に、繼續的に福州軍艦撤退を要求し來れりとの報あるも未だ確かならず、唯國務院をして各省督軍省長に排貨取締を電訓せしは事實なるが如し。

米支興業銀行の成立

前號本欄に於いて報道せし米支三千萬米弗煙酒借款は、中佛實業銀行（バンク・アンダストリエ・ド・シイヌ）借款を以て煙酒稅優先權を有せる佛國、及び一般政治借款的性質を有する點に於いて舊銀團關係諸國の物議を起し、遂に中止となりたりと報せられたるが、實際は然らずして、變形して太平洋拓殖會社五百五十萬米弗借款となり、その契約中「今後煙酒專賣を擔保として續借をなすことを得」との規定あり、煙酒借款は變形せしなり、斷じて消滅せしには非ざるなり。而して右太平洋拓殖會社借款に關聯し、同系統資本家と支那側との合辦に成る懋業銀行は十二月十一日北京に於いて成立を告げたり。

同行創立總會に於いては八萬二千三百株を代表せる四十名の發起人出席、役員選擧の結果理事に錢能訓傅良佐張謇齡四氏、煙酒公賣局會辦（？）に羅鴻年張壁廷ストーン、ウイガン、ブルツス、トーマス、スチブンソン七氏、監査官に李奭沈思詒スチブンソン、カーソン諸氏選擧せられ、株主總會後の理事會に於いて錢能訓氏總裁に、トーマス氏第一副總裁に、徐恩元氏第二副總裁に選ばれたり。次いでストーン氏は自己及びウイガン、ブルツス兩氏を代表して演說して曰く

本行が此の如き成功を以て創立せられ米國が該實本金の

半額を負擔することを非常に喜ぶ本行が仲介となり併せて米支兩國の商工業界に貢獻することを政府に希望し且つ之を豫期し本行が支那に於いて設立せられ各方面の代表者廣く之に應募せられたることを衷心より喜ぶものなり。

と。太平洋拓殖會社總裁エドワアド・ブルッス氏は次いで起ち、支那政府と該會社との間に成立したる借款につき左の如く說明せり。

太平洋拓殖會社は煙酒稅より得る剩餘金並びに國庫債券を擔保とし五百五十萬米弗の借款を締結したり該契約には今後煙酒稅を擔保として續借をなし得るの規定あり支那政府は該會社の承認する米人の監督官を任命すべし今回の借款其額大ならず且つ何等政治的意義を有せず。該會社は支那に於けるアンダアソン・メエヤア商會並びに比律賓に在る太平洋商會を通じて東洋方面に於ける米國の販路を擴め米國の資本を東洋に投下せんと全力を傾注しつゝあり今日總べての米國人は支那に對して異常なる興味を有し該會社は支那に投資すべき好機なりと思惟して本日その第一回の契約をなしたるなり煙酒專賣に關聯せる範圍内に於いて米國のなす援助は支那に多大の利益金を齎らすことを希望し而して該援助は支那政府の要求に依つてなさるゝものにして煙酒專賣に關聯して支那に援助することは米國の對支政策に一致するものなり支那政府が今後自立して煙酒事務を爲す責任を負擔するに至らば吾々は一層の愉快を感ずるに至らん太平洋拓殖會社は何等米國の他の資本家とも或は外國の團體とも關係を有せず單に個人的に支那政府と此の如き借款を結び同時に米國に於いて支那の利益幸福のために支那の國庫債券の一大市場を開拓せんとするものなり。

海蘭鐵道借款と米國

一九一二年九月、白耳義シンヂケートと支那政府との間に成立したる隴秦豫海鐵道二億五千萬法借款未拂額一億五千萬法の交附方に關し、支那政府より白耳義シンヂケートに交涉の結果、同財團に米蘭兩國資本家を加へる團體に於いて、(一)未拂額一億五千萬法を增額し(二)別に二千五百萬元を支那に貸與するに決したりとの報道、十二月中旬北京より傳へらるゝ歐亞交通の捷路として、支那中原寶庫の橫斷幹線として海蘭鐵道の價値は多言を要せず、而も白耳義財團はさきに露國の黑幕とし、專ばら露國の利益の爲に行動せしもの、此兩國が戰後疲弊の餘を以てかゝる多額の借款に應ずる力ありや否やはこれ亦多言を要せず、米國の代替は是に於いてか最早疑ふべからざるが如し。尤も其筋着情報に據れば、白國財團は(一)期限五十年(二)手取九十(三)利率六分(四)二十年据置、の如き條件にて二億五千萬法公債を發行したき意嚮なるも、支那側に於いて却つて此條件に對し不滿足にて、萬事は海蘭鐵道總辦施肇曾氏渡白の上決定すべく、米蘭兩國資本家の參加說は、右兩國が公債發行地の關係上誤傳せしものならんとあり。要するに本借款說は未だ不確實なるを免かれざるも、煙酒借款、懲業

銀行に現はれたる米國の放膽なる手口を語るものとして、充分注目の價値あるべきは勿論なり。

對支應急借款

昨年仲秋節前支那より舊銀行團に對し申込ありたる應急借款二千四百萬元の件に關しては、日本を始め關係列國に於いて、北京政府窮乏の程度甚しからずと認め、借款の必要なしとするに一致し、僅に鹽稅剩餘金交附範圍の擴張を承諾するに止まりたり。然るに舊曆年末の近くに連れ、北京政府の財政難漸やく切迫し來りしを以て、北京政府は又復前同樣の提議を新たにし來りしを以て、倫敦財團本部にては日英佛三國代表の外、新借款團協議會以來引續き滯英中なりし米國財團代表も參加協議の結果、大體右四國の協同を以て、舊借款團にもあらず、新銀行團にも全然關係なく、一時應急的に本借款申込に應ずるに決したり。卽ち主義上の一致は得られて既に久し、この今日迄實現せられざりしは米國の反對と、日本の態度とに因る。北京政府の行政費補救のためにする本借款が、目的以外の使途に行使せらるゝなきやの點に就き、米國は北京政府を信用する能はず種々の條件を提出して本問題の進行を阻止したるが、最近此點につき途に了解する所あり、さてこそ急轉直下解決を見たるなりといふものあり、されど是れ未だ決定的原因に非ず。進行を阻害せし主因は實に日本の態度に在り。原因は、大正七年十二月の妥協勸告と關聯し、對支財的援助打切りの聲明を發し、南北統一までは借款に應せざるべき旨を約束せり、而して南北妥協は其後少しも進渉せず、事態一年前と毫も異る所なきを以て、躊躇なき能はざりしものならん。然り而して十二月下旬に及びて我が政府は終に應急借款應諾に決定せりといふ。對支借款方針は、是に於いて事實上の變更を見たるなり。

馮國璋氏逝く

前大總統馮國璋氏は、大正七年十月退職後主として天津に隱れ、貨殖に汲々たる一面政治的野心毫も磨せず、南京の李純武昌の王占元江西の陳光遠、所謂長江三督軍並びに直隸の曹錕等を操りて、南北和議を口實に中間黨としての利益を收むべく奔走し居りしが、天、壽を貸さず、十二月二十八日天津の自邸に於いて逝けり。享年六十又三。北洋閥中に於ける直隸系の首領たりし氏の逝去が、政界に多大の影響を與ふべきは勿論にして、北京南苑に於ける第十五師兵變說すら傳へられしが案外無事に納まり、想像されし程の影響も無かりしが如し。唯だ氏に繰つて南北兩者の間に漁夫の利を占めんとしつゝありし一派の失望のみは蔽ふべくもあらず。

外蒙自治取消詳報

外蒙古恢復の形式は、大總統令を以て外蒙古王公の自治取消請願を俯允するの態樣を取り居れり、卽ち十一月二十二日の命令次の如し。

都護使駐紮庫倫辦事大員陳毅の電呈に據るに外蒙官府王

公喇嘛等合詞請願の呈文内に稱す

外蒙は前清康熙以來卽ち中國に隷屬し喁々化に向ふこと二百餘年土王公より下庶民に至るまで均しく各々安居無事道光年間舊制を變更してより排蒙の情事あり遂に嫌怨を生ず前清の末年に及びて行政官吏穢汚にして衆心益々怨怒す此時に當り外人隙に乘じて煽惑し遂に獨立の擧を肇む嗣いで條約を治定するを經外蒙の自治成るを告げ中國空しく宗主權の名を獲外蒙の官民は利權を喪失し今にいたるまで自治數載未だ完全の效果を見ず既往の事を追念するに人をして誠に嘆ずべきものあらしむ近來俄國内亂あり無秩序窮境を餉す俄人既に統一の能なく政府自から條約保護の能力なく現にその屬地を管轄する能はず而して布里奴綸等任意に土匪と勾通し結黨糾夥迭次人を派して庫に到り歸徒を催逼し全庫蒙を統一し獨立せんと擬する等種々の煽惑甚だ迫切を形はす中國宗主權を擾奪し外蒙の自治權を破壞し本外蒙に於いて害ありて利無し本官府此情を洞悉するや該布匪等我が服從せざるの故と爲し將さに兵を出して疆を侵さんとし恐嚇强從の勢あり且つ唐努烏梁海はさきに外蒙所屬の區域に係る始めは則ち俄の自黨强いて侵佔を行ひ我が中蒙の官軍を拒擊す繼いで而して紅黨復た進んで以て無理に法無きを致せり外蒙人民の生計は從來最も薄弱と稱す財政支絀整頓に力なく槍乏しく兵は弱く極めて困難と爲す中央政府は種々の困難を擔任するを經兼ねて保護の責を負ひたりと雖も事業の振興尙は未だ實行せず現に内政外交危險に處り已に極點に達せるに値ふ故を以て本官府は現時の局況を窺知し王公喇嘛等を召集し屢々會議を開いて前途の利害安危の問題を討論し進行を期せんことを籌へり咸謂ふ近來中蒙の感情敦篤にして日に親密を益し嫌怨悉く泯ぶ同心同德人民久安の途を計圖す均しく各々自治を取消し仍は前清の舊制に復せんことを請願せり札薩克の權に至つては仍ほ中央に直接するを行ひ權限劃一あらゆる内政平治外患防禦は均しく中央の竭力扶救に賴るべしと卽ち議決の情形をもつて博克多哲布尊丹巴呼圖克圖汗に轉報一時にすでに贊成を經たり惟だ中國は外蒙内部の權限に關しては均しく蒙地の情形に照して會議を招集せんことを期すれば則ち將來の振興事務及び一切の規則と中央政府の統一權と兩つながら抵觸なくんば自から蒙情と相合し人民萬世慶安に外蒙に益あるべく則ち國家の福にして五族共和共に幸福を享けん是れ我が外蒙官民の共に期禱する所のものなり

前訂中蒙俄三方條約及び俄蒙商務專條並びに中俄聲明文件は原と外蒙自治のために訂せる也今すでに自から自治取消を情願す前訂の條件は當然概して效力なかるべしその俄人の在蒙營商の事宜は將來俄新政府成立後應さに中央政府より責を負ひ別に議訂を行ひ以て邦誼を篤うして利權を挽すべし等の語

並びに西北籌邊使徐樹錚の呈に據るに前情に同じ情詞懇摯具さに見はる博克多哲布尊丹巴呼圖克圖汗及び王公喇嘛等深く五族一家の義に明かに同心愛國至誠より出づ應

さに卽ち俯して請ふ所の如くし以て蒙情に順ふべしあらゆる外蒙博克多哲布尊丹巴呼圖克圖汗の應さに受くべきの尊崇と四盟沙畢等の應さに享くべきの利益とは一に舊制の如くにし中央は並びに應さに優に待遇を爲し共に共和の幸福を享け無窮に垂れしめん本大總統厚望あり焉此に令す

同日命令を以て呼圖克圖の尊號を恢復せり、曰く

外蒙古博克多哲布尊丹巴呼圖克圖汗は自治取消を贊助し外蒙のために永久の治安を謀る仁心哲術深く嘉尙に堪へたり著して加封して外蒙古翊善輔化博克多哲布尊丹巴呼圖克圖汗と爲し以て殊勳を昭かにす此に令す。

外蒙古自治取消は、段祺瑞氏が徐樹錚氏のために計畫せし豫定の行動にして、中央政界に於いて各派非難の焦點となりし徐氏を救ふべく、西北籌邊傳の職を與へたる段氏は進んで外蒙恢復の花々しき役目を徐氏に命じたるものと思はる。徐氏は立派に役目を果したり。十一月十八日、氏は庫倫より打電　て曰く

大總統國務院段督辦各部館監昨夜蒙官府蒙文の照會一件を送り來る譯すること下の如し

查するに外蒙自治以來民窮財盡險象環生本自治官府受懼に勝へず外蒙全境は中華民國の領土たるを念ひ久しく自治の全權を擧げて中央に歸還せんことを思ふ茲に貴使の遠來に逢ひ迭りに官府及び王公喇嘛等の會議多次を經衆意僉な同じ已に博克多哲布尊丹巴呼圖克圖汗の核准を呈準し大總統に政權を收回し時に及び治理し外蒙の全境を

して日に興隆に臻らしめんことを具呈せり別に員を派して晉京し善後條件を商訂せしむるを除くの外茲に專文もて原呈を附送す請ふ貴使帶京轉呈せられんことを中華民國八年十一月十七日蒙曆己未九月二十五日

と呈件拆閱の情形は昨已に報明せり譯文繁長歸京具呈すべし當時照復して曰く

貴自治官府の照會に接し欣覩す貴自治官府博克多哲布尊丹巴呼圖克圖汗民依を軫念し自治撤消を情願し外蒙の全境治理全權を以て中央政府に歸還し時に及び振興し富強を企圖せらるゝと愛國の殷誠普天同じく慶す本使は躬からその盛に逢ひ誠欣誠躍謹んで大總統に轉呈し政權を收回し優に禮遇を加へ貢敎の尊榮と地方の興盛を力謀し五族無疆の福を明示せん尤も盼ふは貴官府早日代表を遴派し京に到り善後事宜を商訂せんことを本使は當さに京に在りて誠を竭して接待を豫備すべし

と謹んで此に陳報し鑒核を祈る樹錚十八日

此の如き行掛りあり、外蒙の善後策は勢徐氏に責成せらるべからず、十二月一日大總統令は命じて曰く

現在外蒙自治を撤消す善後の諸務は端緒紛繁綏邊輯民は極めて重大に關す著して徐樹錚に責成し西北籌邊使を以て外蒙善後一切の事宜を督辦せしめ凡ゆる原設の辦事大員及び佐理員の各職は一律裁撤す應さに如何にして別に官制を定むべきかは國務院に著して各主管機關と會同し妥かに籌擬を爲さしめ核奪を呈候せしめ法に依つて頒行せしむ未だ頒行を經ざる以前駐庫辦事大員公署は卽ち

西北籌邊使公署に歸併しその佐理各員は仍は暫らく各該區域に留め西北籌邊使を秉承して現行事件を辦理せしむ該籌邊使それ邊情を體察し久遠を規畫し以て本大總統の蒙疆を綏又するの至意に副へよ此に令す

同日命令を以て庫倫辦事大員陳毅氏は豫威將軍に任せられ、將軍府に祭り込まれたり。由來政敵を處分することの無雜作なるは徐樹錚氏の特色にして、外蒙自治取消の際、親露意見を有する陳氏を監禁せりと噂されたる位なれば、將軍府祭込みは朝食前の仕事なるべきか。十二月二日、徐氏又た册封使に任せらる、命令に曰く

前に令して外蒙古翊善輔化博克多哲布尊丹巴呼圖克圖汗を加封せり茲に徐樹錚を特派して册封專使と爲し思華李垣を副使と爲す此に令す

上來叙述せる所、徐樹錚氏が如何に廣汎なる權力を與へられ、事實上の蒙古王たるの勢を附與せられしかを知るべし。亦男兒の本懷たるを失はず。

外蒙自治取消に直接の關涉を有するは露國なり。駐支公使クダシエフ公は、當然條約違反行爲なりとて支那政府に抗議したるが、國情彼が如きを以てし、何等の影響を及ぼし能ふものにあらず、唯後日露國復興の場合の用意として此の一手段を取りしに過ぎず。一時傳へられし外交團の抗議云々は勿論誤傳なり。

中英公司借款

交通部は氣鑵車十二輛貨車九十輛購入費及び粵漢鐵道湘鄂部の改良費として、英商中英公司に向つて借款交涉中なりしが、十一月二十七日閣議を通過したり、條件左の如し

(一)金額　二百萬元

(二)利息　年八分

(三)償還方法　民國九年十二月より始め毎月本金十萬元を償還す

(四)擔保京漢鐵道の餘利

道清鐵道延長線借款

交通部は清化鎭より孟縣に至る十四哩の鐵道を建設すべく、英商福公司に向つて借款を交涉し、十月末日假契約に調印せりと、條件大要左の如し。

(一)金額　三十五萬磅

(二)利息　年七分五厘

(三)擔保

(甲)支那政府の保證

(乙)本鐵道の財產及び收入

(丙)本鐵道の收入にして一年の元利を償還する能はざる時は福中公司より交付すべき道清鐵道の石炭運搬費項下より塡補す

(四)償還期限　開通後三年間

彙報

自十一月一日至十一月三十日

講和問題

▲米公使山東問題質問（三十一日北京特派員發）米國代理公使は外交部に陳總長代理を訪ひ山東問題に關し支那は直接交渉をなすとの說あるが事實なるか否れとも國際聯盟に提出する考なるかと質問せるが之に對し陳總長代理は本問題は陸徵祥氏の歸國を待ち決定すべく未だ何等確定し居らざる旨回答せりと。（二日東朝）

▲山東省議政府詰問（一日北京特派員發）山東省議會は山東問題に關し

調印拒絶以來政府は本問題の解決に如何なる方法を有するや又高徐、濟順兩鐵道契約の廢棄に付如何なる考へを有するや今日迄何等意思表示ありたるを聞かず就任の由比司令官は日本軍隊にあらざれば山東を維持する能はず鐵道沿線の巡警は日支兩國の合辦にあらざれば不可なりと高言せり之れに依りて日本の野心を知るべし政府は宜しく山東問題に關し公開主義を執り其態度を宣布すべし國民に有くも山東の權利を回復し高徐濟順兩鐵道の契約を破棄するを得ば犧牲を忍んで政府を承認すべし政府自ら釀起せざる可らず

との質問を政府に致せり。（三日東朝）

▲追加調印其他協議（四日北京特派員發）總統府外交委員會は三日總統の批准に係る（一）對獨追加調印の期限を定むる事（二）山東實附期限（三）國際聯盟加入を各國に向つて聲明することの三箇條に就き協議せり。（五日東朝）

▲沒收船舶の處分（三日北京特派員發）外交部は戰時中沒收せる獨墺船舶の調査表を作製し海軍交通兩部に交付して處分に關する方法を講ぜしむると共に一面首席公使たる英國公使に報告し其他の公使へ轉告せしむべしと（六日東朝）

▲山東削除否決（五日合同通信社倫敦發電）——米國上院は四十一票に對する二十六票にて對獨講和條約中より山東條項全部を削除せんとするロッヂ氏の動議を否決せり。（十一日東朝）

▲聯盟會議の準備（十三日北京特派員發）北京政府は國際聯盟會議に對する準備として國務院より各部に對し提出議案の調査報告を爲すべきことを命じ同時に陸徵祥氏へも聯盟會議の準備に着手し審査を經たる後分別して大會に提出する旨を通知せり尙右議案に付き外交部内に設けられたる國際聯盟準備會に於ても近々開會の上討議を爲す筈なり。（十五日東朝）

▲獨墺人の解放（十三日北京特派員發）北京政府は拘禁中の獨墺人を解除することに決し之が實行に關し左の條項を議定せり。

一、禁止中の法定事項にして解除すべきものは直に廢する事

二、經濟的援助を與へたるものを停止す

三、獨墺居留民の住居移轉の自由を許し制限を加へず但し地方官をして報告せしむ

四、各省を施行せんとする者は外交部にて之が許否を決定す

五、出版物の自由を恢復す但し出版規定に依る

六、獨墺居留民の待遇を平常に恢復す

七、郵便電信の檢查及び禁止を解く（十五日東朝）

▲山東動議否決（華盛頓國際特電十日發）上院は討議を行はずして講和條約中より山東に於ける獨逸の利權を日本に讓渡するの條項を削除せんとするロッヂ氏の提議に係る動議を否決せり（十六日時事）

▲講和條約と支那（倫敦國際特電十日發）英國下院に於て議員ラン氏は質問して曰く講和條約の下に於ける支那の正確なる地位如何國際聯盟規約に該聯盟加入と記せらるゝ支那は聯盟第一回會議に參列す可きや否や若し參列せずとせば支那引退の理由如何

外務次官ハームウアース氏之に答へて曰く支那は對獨講和條約に調印を拒絶

せるを以て該條約の下に於て何等の恩惠を受くること能はず又何等の義務を負ふこと能はず然れども若し支那政府にして九月十日同國委員に依つて調印せられたる對獨條約を正當なる順序にて批准するに於ては該條約中には對獨講和條約中に於けると同一の文字にて聯盟規約記入せられあるを以て支那代表者は聯盟會第一次會に參加の資格を有すべし支那は同聯盟評議會には代表者を出し居らずと(十七日時事)

▲對獨不調印善後　(上海特電十六日發)　北京政府佛國顧問は對獨條約に關し支那は某條項を承認し某條項を否認する旨を總統の命令にて宣布し以て條約調印に代ふれば國際間に効力を生ぜしむべしとの意見を提出し外交部之に說明を加へて贊成し十五日國務會議にて決を採る筈なりと云ふ(十七日時事)

▲山東保留可決　(十五日華盛頓特派員發)　上院は山東保留案を可決せり。

▲保留應諾案可決　(七日國際社華盛頓發)　上院は外交委員會の提議に係る講和條約保留案に對する多數の修正案を否決したる後四十對四十八票の多數を以て三大國に對して保留案應諾を要求すべしとの第一項を可決したり。溫和派保留論者は右動議に贊成投票を爲したり。

▲十條保留要旨　(十三日國際社華盛頓發)　國際聯盟第十條に關する上院保留案の旬調は大統領ウイルソン氏が曩に言明したる如く聯盟規約の神髓を滅却するものにして講和條約の否決を意味するものなり該保留案は米國が如何なる國家の領土保全並に政治的獨立の保持に關しても何等の義務を負はず又議會の協贊を經ずしては他國に對する干涉並に如何なる目的の爲めにも陸海軍使用に就て義務を負はずと規定せり民主黨議員四名は共和黨員と共に贊成投票を爲したり。(十八日東朝)

▲不調印善後二案　(上海特電十八日發)　北京外交部は山東問題に關する意見書を提出せり其大要に據れば獨逸との講和條約調印の時効既に過ぎ事實上、追加調印し難し故に善後策唯二途あり(一)國際聯盟に提出すること(二)日本と直接交涉すること聯盟會に提出することは直接交涉することも一利一害あり其輕重を研究するに聯盟會議に提出するを安當となす又他の先例に據るも急に解決を求むるを必せざる可しと(十九日時事)

▲支那委員の要求　在歐支那宣傳機關は最近支那講和委員が最高會議に提出せる列國に對する要求に關する左の如き三公文書を發表せり。

第一、列國は支那に對し次に掲ぐる條項を認容し實行されんことを希望す

(一)支那に於ける列國勢力範圍の撤廢(二)在支外國駐屯軍及外國警察官の撤去(三)領事裁判の廢止(四)租借地の返還(五)專管居留地全廢(六)外國軍人教官の廢止(七)關稅稅率を國定稅率にする權利の承認

第二、膠州灣租借地山東鐵道及山東に於ける獨逸一切の權利を直接支那に還付されん事

第三、民國四年五月廿五日締結せる日支協定の無効を宣言されんことを希望す。

右の內第二、第三は從來世上周知の事に屬するも第一の事は未だ嘗り世間に現はれざる事なるのみならず直接講和會議に關係なき事柄なるを以て是等の提議を受領せる最高會議が如何なる程度に出づべきやは疑問なるも從來の例に依りて見るも格別の反響を齎す事なかるべしと觀測さる。(廿日日日)

▲米上院に謝電　(二十三日上海特派員發)　全國各界聯合會は米國上院に宛て『貴院保留案を通過して世界の公義を持す大公無偏に堪へず尙永久の平和に努められ度く我國民之に就き自重せんことを希ふ』と打電せり留日學生團よりも同樣の感謝電を送る事に決せるが其他にも之に倣ふもの少からず(廿四日東朝)

▲直接交涉不可　(北京特電廿六日發)　紐育に在る支那人は一面には米國上院に對し山東問題に關する盡力を感謝し一面には最近北京政府に宛山東問題に關し事の如何に論なく日本と直接交涉する勿れと電請し來れり。(二十八日時事)

▲聯盟準備會組織　(廿八日北京特派員發)　國際聯盟會議に對して外交部內に二十八日國際聯盟準備會を組織せり支那の同會議に提出すべき案件を研究討議する筈なり。(卅日東朝)

外交關係

▲西藏交涉開始期　（北京特電廿九日發）外交部に於ては在來西藏問題を以て偶〻主要なるものとして特に西藏問題研究會を外交部に設け研究の歩を進めつゝありしが今廿九日外交部員の語る處に據れば英國公使の正式談判開始は外交部長陸徵祥氏の歸國後再び開始する事に決せりと。（一日時事）

▲西藏侵入問題　（北京特電二十九日發）西藏問題に關して英國公使は最近外交部に對して支那が若し軍隊を西藏境内に侵入せしめば西藏は必ず十分なる軍隊を以て是等に當る可しと云へり。（一日時事）

▲南方の對外宣言　伍廷芳氏は同氏名義の書面（該書面には政務總裁以下十五名の代表者連署しあり）を以て十月二十五日附同地各國領事館に宛たる宣言書を送れり該宣言書には北京に在る各自の公使に傳達されたしとの旨を附記しあるが宣言書の大要左の如し（廣東發某所着電）

支那は不幸にして軍人法を破壞し參戰に名を藉りて國内の軍隊を練り外債を增補し内訌の要に資し權を失ひ國家を恥かしむるは皆之が爲なり是れ我が人民の痛切に遺憾とする所なり日支軍事協定の如き今や歐戰全く終熄を告げたるに依り之等の協定は速時取消すべきものなり然るに支那の軍人等は參戰借款を利用せんが爲に殊更に延期せしめ且つ其名義を變更し別に之に類する事項の協商をなさんとしつゝあり又廣東鐵道中日合辦の約束の如き當時北方軍人政府は日本より二千萬圓引出しを利用し竟に國權を失墜したるに過ぎざるものなり尚ほ此他千九百十七年及同十八年の兩年間北方政府が日本に借款せる額多きに過ぎ而して殆んど其全部を國外戰爭に消費し國權を損失せるは幾何の程度なるやを知らず支那の軍人が外力に依り以て私慾を貪らんとせるは遺憾に堪へず中華民國の約法に依れば國庫の負擔となるべき契約は國會にて議決すべしとあり一兩年來今日に至る迄北方政府が外人と締結せる各種の契約は當然無効と認め一切條約と契約たるとを問はず我國家は斷じて其支配を受けず今後も若し之に類する協商あるも亦同一なり。

茲に宣言し我が支那各國公使の眞面目なる考慮を促さんとす。（二日日日）

▲支那紙幣拒絶問題　（一日奉天特派員發）西伯利管理委員長スチーヴンス氏は過般入京の際東支鐵道經營に關し米支間に別個の協定を遂げ該鐵道の支那主權に屬するを理由とし滿線警備の支那軍隊に一任し鐵道運賃は支那紙幣を用ひ必要資金は米國より低利供給し然る後完全に支那側に該鐵道を回收せしむることとし同時に九箇條件を提出し英佛代表之に贊同したりとの報傳國側に傳はりホルワート長官は大に驚き其協約を訂正する爲め露國紙幣中比較的高價なるロマノフ紙幣、ホルワート紙幣及び米國より輸入の東支鐵道臨時附紙幣の三種を使用する旨發表せず然るに支那紙幣を排斥すると共にケレンスキー札、西伯利札などの紙幣をも排斥したる結果オムスク政府及び各方面より強硬なる反對を受けホルワート長官は二十九日金建換を基礎とする條件にて前記紙幣をも使用することを布告したるも米國支那側の主張する銀建勘定の支那紙幣使用に對しては飽迄拒絶する方針を執り爲に此關係の前途如何は一般の注目を惹きつゝあり。（三日東朝）

▲軍艦砲撃問題　（一日北京特派員發）十月二十五日ニコライスクより溯江中の支那砲艦三隻ハバロフスクの下流に於てカルムイコフ軍隊より砲撃され乘組員三名負傷したる事件は支那側が規定を破りて溯江したるは手落なれど一應の通告なく突然砲撃したるは不法の誘を免れず西伯利特派員李家鎏氏より報告到着したるを以て支那政府はオムスク政府に對し交渉を開始すべく兩國の外交問題たるべし。（三日東朝）

▲英國の意見を質せ　（北京特電一日發）北京政府は二十九日駐英公使の施肇基氏に打電し西藏問題に就き政府が應英國公使ジョルダン氏と提書せしも英國の主張強硬にして毫も進捗せず何分民間の輿論に反對多きを以て列卒には決定する能はざる狀態なり請ふ速に英國外務省と交涉し英國の確實なる意見を求め至急返電せよと訓電せり。（三日日日）

▲西藏要求拒絶　（重慶特電一日發）四川省議會は西藏境界問題に就き甘肅、陝西、雲南各省議會に對し今後歩調を一にして英國公使の提議せる不法極まる要求を退け四省聯合して之に對抗すべしとの旨を打電せり又成都にては川邊軍司後援會成立し各學生は死を誓つて之が目的の貫徹を期すべしとて應援旺なり。（三日日日）

▲排貨尚衰へず　（二日上海特派員發）滬杭機道運送業組合は以前より日貨を取扱はざる決議を實行し居れるが近來商人が護寃化して內地に日貨を送りつゝあれば一層注意して主旨の貫徹に努むべき旨を當業者に通告せり日貨排斥は近來緩和されたるが如く傳ふる向もあれど其運動は依然衰へず其他運輸業者の日貨を取扱はざるの決議を實行しつゝある等以然日本に大打擊を與ふる障害は急に除去されず其結果は近來明かに對支貿易の數字に現れ今や遂に英國に凌駕さるゝに至り決して今日の儘に推移する事を許さゞる狀態にあり。（三日東朝）

▲在支英國商議大會　（二日上海特派員發）在支英國商業會議所聯合會は五日午前十時より當地に於て開會する事となりジョルダン公使並に商務官は之に列席の爲め間もなく當地に到着すべく出席代表者は目下支那各地より集まりつゝあり本會議は重要のものにて其目的は一致して戰前に於ける英國の商業上の地位を恢復するの方法を議するものなり十五の在支商業會議所は出席代表者を一名乃至四名を送り來りつゝあり該會の決議事項發表さるるや否やは尙不明なるが米國は之が公表を希望し居れり日本に取つては本會議は特に注目に値すべきものといふべし。（三日東朝）

▲支那保障を求む　（北京特電三日發）支那外交部は支那砲艦砲擊事件に對し露國公使に宛て速に支那軍艦の黑龍江通航を承認し且ハバロフスク迄安全に通過せしむる保障を與へられたく然らざれば支那も黑龍江松花江等にある露國艦船に砲擊を加ふべく至急回答を與へられたき旨通牒したりと傳ふ支那側の態度強硬なるが如し。（五日日日）

▲露蒙協約問題　（五日奉天特派員發）新任駐日公使劉鏡人氏は一日浦潮着四日奉天に張巡閱使を訪問し五日北京に向へり目下外蒙自治取消問題に關し北京駐剳露國公使が當年の露蒙協會議に由り抗議を北京政府に提出せしに對し劉鏡人氏が該協約の當事者として露蒙關係を熟知し居るを以て同氏の入京を待つて協議の後是が對策を決定する筈なりと。（六日東朝）

▲西藏の歸順を圖る　（北京特電五日發）政府は西藏に在る調査員より西藏內部は二派に分れ新派は英國に和し舊派は支那に統治の下に在るを欲すとの報告に接し今朝陸軍の兩名に密電を發し在西藏官吏をして迅速に喇嘛と舊派とを結合せしめ中央に歸順する樣取計らふ可し四個一度び英國の有に歸すれば長江一帶は重大の影響を被るべし云々と訓令せり。（七日時事）

▲英商大會決議　（上海特電六日發）在支英人商業會議所聯合會は在上海英國商務官フォックス氏主宰の下に會議を開き左の如き決議を通過せり。

一、英國政府に對し出來得る丈け速に且つ明白に獨逸の貿易に關する方針を示すことを要求し且英國の製造家及び輸出業者の英本國に在ると其領土に在るとを問はず其貨物の賣買分配の代理を英國人經營の商館に委託せしむるを希望する旨を玆に記錄に登錄すること

二、勢力範圍及び鐵道の發達に關して門戶開放主義が通商上主要なる原則なることを再び決議し且つ勢力範圍を廢し能力ある管理の下に支那の鐵道の發達を爲さしむることを必要とし是等に關し國際間に條約を締結するを必要とすること

三、幣制と財政に關しては支那政府に對し強硬に國銀の使用を廢止すること銀元及び小銀貨銅を全國を通じて同一價格のものと爲し通用せしむることと上海に造幣廠を設け自由に銀元の鑄造を爲し其他の造幣局も能力ある管理の下に置き斯くして貨幣の本位な統一することを勸告すること

四、商標に關しては英國政府に於て支那政府の一切の正當なる商標にして支那に於て行はれあるものを保護するに足るの法律な制定し之が公布を爲さしむるを盡力すること

此外秘密に亘る問題をも討議せり。（七日時事）

▲伊國の武器輸送　（北京特電六日發）支那政府は伊太利より購買せる武器約八百噸は最近秦皇島に陸揚し內六百十噸は山海關に二十噸は天津に六十噸は北京に十噸は奉天に向け運搬されたり尙ほ奉天搬入の分には飛行機をも含む。（八日時事）

▲山東排日再燃　（八日青島特派員發）山東省一帶今尙戒嚴令を布き排日運動其他學生等の運動を取締居れど米國人の學生壓制は少しも改められず此頃來國佈東通のウィリアムス博士と云ふ親支主義者が支那公使として來任することを傳へられて以來其活動一層盛となり現に其滯南駐在領事の如きは齊魯大學に於ける學生大會に臨み諸君愛國の熱誠より發せる日貨排斥國貨提唱

或は主權維持は敵服の至りなり予は其目的貫徹の爲に應分の功獻を爲すべし彼の山東條項修正案は破れたれど其善後策に就ては應分相談に與かるべしとの意味の演說を爲したりと傳へらる其爲か一時終熄の觀ありし學生の運動は六日より又復開始され日本貨物の排斥を叫び日本人と貿易を爲すは國賊なりとの傳單を貼付し或は罷市を決行するの決心を以て檄文を飛ばしつゝあり戒嚴令は存すれども餘りに厲行すれば各界に激しき反抗あり聊か手加減を加ふれば直に外人の煽動、學生の盲動あり山東當局の苦心察すべし。（九日東朝）

▲支那の主權擁護　（上海ロイテル特電九日發）　前米國上院議員バートン氏は外交部特派外交々涉員主催の下に支那海軍俱樂部に開催されたる晩餐會席上の演說に於て若し日本が山東還附の約束を履行せざれば之が爲め苦しむは日本にして支那にあらず支那及び極東に於て正義公道の行はれ支那の主權が侵害さるゝ事なき樣注視するは米國の任務なりと述べ第三國は支那の對內政策を決定する能はざるを以て支那自身先づ國內和平の克復に努力せざる可からずと力說したり。

王揖唐氏及び駐佛事カンニンガムの兩氏も亦演說したり出席者五十名バードン氏は今朝香港に向け當地を出發す。（十日時事）

▲支那の阿片栽培　（上海特電九日發）　英國公使は今朝英國商業會議所聯合會に於ける演說中彼等の論旨の堂々たるに敬服し公使は議事錄中各般の問題一百以ぜる後特に阿片に關して論述する處あり亦以前と同樣モルヒネが支那方面に輸出されつゝありや否やに關し英國より更に詳細の消息に接する迄之が裁決を見合すことを會議に對し要求せり右は遠からず知悉さる可し氏は英國が阿片に關し十分に其の役目を果したりと述べ余は十二年間支那政府と協力一致して懸命に努力したりと云へり滿洲政府時代の官憲は印度政府の爲めに極力活動し印度政府は亦阿片取引を禁止せしむる爲め百萬磅を消費し此の方面に有らん限りの力を盡したり右の結果として各地方の支那人等は官憲の默許を得て阿片を栽培しつゝありたり英國政府は清淨潔白なり且つ又過去の記錄は如何　問はず今日支那は英國が十分に其義務を果さずと言說する能はず然れども支那は其義務を果し居らず現在支那本土の阿片は印度の阿片に代れり例へば陝西地方に於て土人は政府所有地に於て歲入に充てんが爲めに阿片を栽培し居れり支那の某知事は公使に對し其領域より阿片を除去する爲めに其收入の大部分を失ひたる旨を述べたりと公使は偖ほ支部代表員の大なる貢獻に對し又該會議に於ける討論に對し感謝の意を披瀝して演說を終れり。（十日時事）

▲揚子江修築留意　（九日上海特派員發）　英商聯合大會の閉會式に臨みモールダン公使の爲よる演說中注意すべき要領左の如し。

本會議が時勢に適應せる決議を爲し其言論は政治家の態度なりしことは余に深き印象を與へたり支那貿易は無限にして天津の羊毛、上海の絹茶及び四川產業の中心なる重慶の貿易等を初め眞に無限なり諸君は鐵道に就て考慮せるが吾人は戰時公債の爲に支那の鐵道に關して餘儀なく其建造を中止されたるより河道の修築問題を起して先づ天津にて着手されたり然れども天津の夫は四千萬以上の支那人の生命に關するものとは言へ揚子江修築問題に比すれば一小問題なり諸君は之を論議し余は鎭江漢口のみならず上流重慶の修築迄もそれ〳〵意見を聞くを得たるが北京公使館は是等の問題に就き大に援助すべし余は本會議が鴉片及びモルヒネに關する動議の提出されたるを深く欣ぶモルヒネは英國より輸出する事千九百十七年より禁止されたるも諸君は之を公の問題とすべしとするものなり鴉片に付ては英國政府は之が禁止を勵行しつゝあるを斷言す印度政府も數百萬磅の利益を犧牲として之を壓迫するに努め全然其輸送止りたるが其結果支那人は陝西其他の地方にては官廳の保護にて鴉片を栽培し官吏は秘密に輸出し上海にも每船揚子江を下り來りつゝある有樣なり幣制問題に付ては尙一層の研究ありて來年度の本會議に再び討議されんことを望む云々（十二日東朝）

▲黑龍支那沿岸の管轄　（十日北京特派員發）　吉林省より過般黑龍江船舶航行區域の支那沿岸を支那の管轄に歸すべきことを請ひ來れるに對し交通部にては支那沿岸の主權恢復迄に外交方針に付き討論を爲しつゝあるが吉林省督軍及び省長に命じて松花江江防所をして調查せしめたる上臨機の處置を爲すに決し又海軍部よりも沿岸の砲臺は濱江道（哈爾賓を中心とする）の管轄に歸すべきことを江防所に電命せり。（十二日東朝）

▲日本の回答內示　（上海特電十一日發）　小幡公使は十日外交部を訪ひ米國政府より四伯利鐵道に於ける日本の管理に關する提議に對し日本政府の

問答せし全文を内示し支那政府の參考に供せり。（十三日日）

▲伊國兵器輸送　（十二日天津特派員發）　伊國軍用船日本號は海軍兵百數十を護衛兵として兵器彈藥を搭載して秦皇島に入港し去る八日以來山海關に多量の彈藥を輸送し次で天津北京に兵器を輸送したるもののみにても野砲三十餘門小銃三萬挺彈藥器具材料多量にして北京には飛行機を送りて既に組立を爲しつつあり尙秦皇島より發送せざるものもありと其汽車輸送は實に堂々たるものあり每列車には監視兵を附し山海關の如き多數の伊國兵に護衛せられ停車場より海岸の兵舍に連日馬車にて運搬せり其有樣純然たる軍事輸送と異なる所なく斯て伊國が支那の時局をも顧みず斯の如き多量の兵器を軍用船にて軍隊掩護の下に整々堂々と輸送し支那政府に喧嘩を賣込みたる行動の大膽には驚くの外なし尙風說に據れば大沽より陸揚したる武器は小銃五千挺モーゼル短銃百挺其他なり。（十三日東朝）

▲寬城子事件停滯　（十三日北京特派員發）　寬城子事件に關する日支交涉は今尙奉天長春に於て 解決せざる以前北京に於ける小幡公使と支那外交部との間の交涉は既に圓滿なる 解決を見たるものと信ぜられ 居たるが案外にも支那側より 未だ陳謝の意を表せる大總統令の寫を 附すべき條件を實行し來らず小幡公使は 十三日外交部に於ける定例會見の際此事を督促し 速かに解決せん事を希望したり。（十五日東朝）

▲廣東排日學生檢擧　（十一日廣東特派員發）　既報の如く八日夜排貨運動の爲め多數學生先施公司前に集合し 騷擾したるが 警察總督魏邦平氏は大部分を捕へて 拘留處分に附したり 茲に於て學生團は大會を開き代表を軍政府に派遣し釋放を請願すると共に一代表をして 魏總監に嚴談せしめたるが 之に對し魏邦平氏は曰く學生は元來護國の義務あり 妄りに騷擾を事とするは自から學生の範を越ゆるもの 譯特察總監たる以上要求に應ずる 能はずと 茲に於て學生等は國會に運動し 又全國に打電して 輿論を喚起するに決せり。（十五日東朝）

▲造兵機械搬入　（十三日北京特派員發）　米國より兵器製機械輸入され 過般來上海に留め置かれたる所 最近漢口に廻送され 十一日京漢鐵道により河南鞏縣の兵工廠に運び込まれたりとの情報漢口の或確なる筋に 達したり。（十五日東朝）

▲輸入武器辯解　（十三日北京特派員發）　伊太利の武器輸入問題に關し北京に達せる報道に依れば 武器總噸數三千二百噸を陸揚せり 內容は山砲小銃彈藥等なり 伊太利側にては右武器は西伯利に於ける 自國軍隊に供給する目的を以て輸送し來れるものなるも 其後本國政府の方針變更し 西伯利に於ける自國軍隊は 一先づ引揚ぐることゝなれるに付いては 既に該武器は積出したる事とて途中より引返す譯にも行かず 其儘秦皇島に運ばれたるものなり 尙將來再び西伯利に出兵する場合あるやも知れざれば 當分の間山海關に於ける 自國兵營に保存し置くべし 今日の所支那に賣渡す意思なし 又北京に廻送せる飛行機は羅馬東京間の大飛行を補助する 目的に使用すべく 是亦支那に賣渡すものにあらずと辯明し居れるが 伊太利は武器問題に關し 既定契約の履行は差支なしと主張し外交團も武器の輸入停止の申合に對しては 右の主張に基き 除外例を要求して 今猶正式に加盟し居らず 且近く擧行さるべき羅馬東京間の大飛行計畫も此機會を利用し 戰後に於ける武器の整理を行ふ爲 不用武器を 多數東洋に送出し何れは之を支那に賣渡さんとの目論見なりとも 含めるものなりとの噂高し。（十五日東朝）

▲伊國軍器は陸軍部へ　（十三日天津特派員發）　伊太利の軍器輸送は引續き行はれ 十一日午後二時秦皇島より 天津東停車場に着したる貨物列車は十七輛の輜重車に野砲五門、彈藥二十箱小銃五十挺、其他附屬品凡そ二百箱、天幕五十を積載し來れり 又十二日午前九時同驛を發したる 列車にて今回隨人せる飛行機二臺を 無蓋車三輛に積載して 北京陸軍部に輸送せり。（十五日東朝）

▲寬城子事件督促　（北京特電十四日發）　寬城子事件に關し小幡公使は總統令の親書を求め置きたるが 今日に至るも之を送附し來らざるを以て 公使は十三日外交部を訪問し 速に之を交附すべき旨督促せり。（十六日時事）

▲東三省露境警戒　（十五日北京特派員發）　オムスク政府の動搖と共に接壤地なる奉斗、吉林、黑龍江三省との 間に事件發生すべきにより 北京政府にては右三省に防務、外交督辦各一名を特派し外交上の 事務及び邊民の保護を爲さしむることに決せり。（十七日東朝）

▲米國大學創立紀念祭　（上海國際特電十五日發）　本日セント、ジ

ーンズ大學及び支那學生教育に寄てたるジエスフイールド米國教育基金創設記念四十年祭擧行せられ九名の名譽學位を始めとして六十二名に對して學位授與式を行へり名譽學位を授與されたる者の中には施肇基氏、顧維鈞氏及びウユリアン、アーノルド氏あり記念祭に於て特に注目を惹きたるは前敎授故クーパー氏を記念する爲め新築されたる體育館の開館なり。（十七日時事）

▲商標法回付　（十六日北京特派員發）支那に於ける商標權に就ては多年懸案の問題なりしが曩に我が小幡公使より支那政府に對し本邦人所有の商標權保護に就き懇談を試みたることあり又最近英國も上海に於て開かれし商業會議所に於て支那も速かに商標權取締法を制定すべく決議する所あり旁支那政府に於ても獨り外國人所有の商標權保護のみならず支那人の權利も明確ならしむる必要あるより愈商標法を制定することに決したる由にて既に農商部に於て原案を作り國務院に回付せり。（十九日東朝）

▲上海租界改規進捗　（上海特電十七日發）上海共同租界居住の支那人に參政權を與ふる前提としての租界規則改正問題は其後着々進捗中なるが既に上海商務總會にては討論三箇月の久しきに亘り工部局の參考に供すべき土地規則改正案も議定せるを以て最近之を租界内の支那各商會に頒分し其同意を求めつゝあり若し同意あれば商務總會より交涉員の手を經すして領事團に直接交付し正式に交涉を開始すべしと。（十八日日日）

▲陳毅辭職を許されず　（北京國際特電十七日發）陳毅氏（烏里雅蘇臺佐理員）より辭職を請ひ來れるに對し政府に答へて曰く貴下は蒙古自主取消問題に關して庫倫に在るを要すと。（十九日時事）

▲劉鏡人日本赴任期　（上海特電十八日發）新任駐日支那公使劉鏡人氏は一ヶ月半の休暇を得來年一月日本に赴任す可しといふ。（十九日時事）

▲福州排日學生の暴行　（十七日福州特派員發）十三日臺灣留學生四名は森領事の内諾を得て臺灣公會に至り幹部を招集して排日對應策協議の結果臺灣人内地人より約千弗の資金を徵發し臺灣人百名の商品保護隊を組織し邦商より支那商へ引渡すべき貨物の保護に當ることゝせり然るに十六日邦商田洋行（㊐）商品を支那商店へ送付すべく夏宗祠、中庭外（㊐）に到りし時排日學生等が該商品の檢査を爲さんと手出したるを動機として臺灣人と（背後に内地人あり）學生との衝突を來し大修羅場を現出し支那人の死傷數十名日本側負傷四五名を出したり爲に福建督軍は武裝巡警及兵士を出動し警戒せしめたるに警戒の任にありたる兵士等は學生團の味方になり不法にも福田留學生は第四警察に拉致せられ領事館警察署長以下巡査四名と門脇留學生は支那洋食店に避難せしに又復學生團及び巡警兵士の包圍する所となり尙形勢刻々險惡を加へ支那側にては何時復讐的行動を執るや間一髪を入れざる場合となれり一般居留民戰々兢々たる有樣となり爲に領事は軍艦の派遣を要求せり（十九日東朝）

▲福州日支葛藤　（上海特電十八日發）福州來電――十六日夜福州支那青年會にて學生演說會ありしに其席上邦人暴行をなし支那學生一名を毆打し二名を捕縛せりとに就き軍警直に來援せしに是亦日本人より短銃を以て狙撃せられ警官一名學生一名負傷せり福建省督軍李厚基氏は森日本領事に之が學生の取戻を要求せり負傷者は何れも重傷なりとに憤慨して福州商人一齊に閉店し十七日國民大會を開くべしと又別報に依れば右負傷者中には米國人二名あり負傷者十一名日本人の暴動に與りし者總て十三名なりしと又福州領事官會議は之が爲に特に開かれたりと（以上は何れも支那人側の報道に係る）尙右と大差なき報道福州學生會より上海の全國各界聯合會、學生協會、福建同鄉會等にも達せるが全國各界聯合會は直に北京學生會福州李督軍福州學生會に打電し直に相當辨法を講ぜん事を求めたり。（廿日日日）

▲日本と交涉要求　（上海特電十九日發）福州來電に曰く同地國民大會は省議會議長を擧げて支那官憲に對し日本と左の四項を交涉せんことを求めたり。

一、日本領事館を撤廢すること
二、日本は支那に謝びて謝罪すること
三、賠　償
四、兇行を行へる軍人を處罰すること（廿日時事）

▲日本に嚴談主張　（上海特電十九日發）上海學生聯合會全國學生聯合其他の各團體は福州學生會よりの報道に依り頗る憤慨し各方面に電報を發して日本と嚴重なる交涉を主張せり。（廿日時事）

▲外蒙自主取消決す　（北京特電十九日發）十八日陸徐樹錚氏よりの來電に曰く外蒙當局との間に無條件を以て自主取消の協議決定す其結果北京政府は自發的に哈克圖(?)駐在の邊防軍を蒙古が自主取消の日に撤退する旨外蒙當局に言明せりと。（廿一日時事）

▲市民對日決議　（十九日福州特派員發）十六日の衝突事件に激昂せる福州市民は十七日朝より全市悉く罷市を行ひ對日交渉の後援を爲し又四十餘團體の決議に基き十七日午後一時より市民大會を省議會に開き左記の決議を爲したり。

一、中央政府より日本政府に對し森領事の更迭を迫ること
二、新任領事は中央政府の親任を得たるものなること
三、死傷者の損害賠償を要求すること
四、騷動を惹起せる主動者及現場に於て捕縛したる兇行者は日支司法官の合審に依り懲辨すること

以上決議の實行を李督軍に迫りたるに督軍亦之に同意を與へたるに依り漸く罷市を解きたり又十七日英米佛三國領事は十六日の暴擾事件に付秘密會議を開きたるが或は日本側に對し抗議を提出すべし。

▲福州事件眞相　（二十日上海特派員發）福州事件に關し上海某所に達したる情報に依れば日本人と云ふは實は臺灣人にして排貨の爲め多大の打撃を被り居たる彼等が支那學生の示威運動に激昂して衝突を來せるを以て日本領事館よりも取鎭めの爲に現場に向ひたるが遂に支那側に負傷者を出せる趣にて支那側の誇大に捏造せる報告により上海の人心險惡なりしも事情稍明かとなりし爲め左程影響なくして止むべき模樣なり。（廿一日東朝）

▲支那側も抗議せん　（北京特電廿日發）陳外交總長代理は福州事件に就き李督軍の公報以外各地の團體より『公理の爲日本に對し强硬なる抗議を提出されたし』との私電に接し居れるが陳總長は『日貨排斥に關する學生團の行動は常軌を逸せる點なきにあらざるも之を取締るは支那官憲の任務にして日本側も宜しく支那官憲を信賴すべきに拘らず團結して自衛策を執りたるは其由日本に在り殊に多數の支那人負傷せりとの事なれば當然抗議せざるべからず』との意見を懷き先づ第一着手として日本の軍艦を派遣するは一層福建人を激せしむる以所なりとて之が中止を小幡公使に要求したり之に對し日本側は支那官憲が學生團の排貨運動を停止する誠意と實力なき爲め已むを得ず自衛に出でたるものなりと主張し居れり。（廿二日日日）

▲派艦差控要求　（北京特電二十日發）既報の如く昨日外交部は取敢ず電話を以て日本公使に對し福建事件につき日本が軍艦を派遣する事を見合さんことを求め且つ本事件に就ての抗議の意味を述べ來れるが日本公使は是に對し本日回答を與ふる筈なり回答の內容は要するに軍艦派遣を本國に要求するは領事の權能にして公使は之れに容喙する性質のものに非すとの意味なる可し尙ほ日本政府も近々の中本事件に對し支那に嚴重なる抗議を爲す可しと豫想さる。（廿二日時事）

▲公使の回答延期　（北京特電二十一日發）福建事件に對し支那側より日本の軍艦派遣中止を申込來れるが元來必要に應じて本國に軍艦派遣を要求するは領事の權限に屬し公使は之に容喙すべきにあらざるを以て小幡公使は兎に角一應之を福建領事に電達して領事の意見を照會中なるも未だ返電に接せざるを以て本日の支那に對する回答は一再日延期さるべしと。（廿二日時事）

▲反日兩案可決　（廣東特電廿一日發）廣東衆議院は福州事件に關し廣東の國會は日本軍政府に對し直に日本に對する强硬なる態度を以て交渉する事を要求すとの案を通過せり又衆議院に同時に北京政府と日本との間に山東問題に關し直接交渉を開くに反對すとの案を通過せり。（廿二日日）

▲船津總領事召還運動　（天津特電廿日發）船津總領事は總務商會の副會長たりし十月底氏が排日の首領にて兩國の通商に妨害ある故辭職せしめんことを同地の支那官憲に交渉せしが要領を得ず其後下氏は商會の會長となり尙同一行爲を續け居るより總領事は親交ある農商部次長江天鐸氏に私書を送り之が辭職すべき樣照會せるに該書面は下氏の手に交付され辭職せざるべからざるに至りしにより下氏は之を逆用し遂に會の問題となし昨日午後商議會に該問題提出せられ領事の行動は外交の順序を蔑視せるものにて公使と雖も省長と雖も干涉すべからざるに領事が公使を差措き此干涉をなせるは我を以て朝鮮となすものなり農商部に對しては拒絕し外交部より公使に向け抗議せしめ領事を召還せしむべしと數團體結局國務院に電報し農商部へ嚴重拒

絕するに決せりと。（廿二日日日）

▲蒙古問題落着　（北京國際特電二十日發）　張家口來電に據れば蒙古自治問題は蒙古大臣會議と　支那代表員との間に去る十五日庫倫に於て落着を告げたりと　同來電は曰く　活佛は去る　十日陳籙氏及び　徐樹錚氏を引見し　自治斷廢の理由を見ずと述べたりと、　徐樹錚氏は　十四日活佛の宮殿に遣する沿道に軍隊を配置し　一方に陳籙氏は　大臣會議々長を訪ひ　自治問題に關する確答を要求し　四十八時間以内に回答を期待すと附言せり、　此要求は　活佛に照會され活佛は代議員會議を召集したるが　下院は支那軍隊の退去を要請し　若し必要の場合武力抵抗をなすに贊同したるも　上院は穩和手段を主張し　武力抵抗の徒勢なるを指摘せり　十五日陳籙氏は大臣會議々長を訪ひ　支那に對する蒙古統治承認の請願書を接受したるが　同請願書には活佛の署名なかりき　支那が今後爲すべきは　恰克圖條約の廢止を實行せしめ　蒙古大藏省の創立に資金を附與するにあり、但し　一隣邦は蒙古自治斷廢に　反對抗議を爲す可しとの風說あり（廿二日時事）

▲治外權撤廢の第一歩　（上海特電二十日發）　在支英國商業會議所總會第二日目に於ける決議事項は漸く本日左の如く發表せらる

（第一）本會は　支那の治外法權の撤廢希望に同情す　本會は治外法權撤去に依りて增進せらるべき支那の利益を計ると共に　先づ支那に有力なる　中央政府の樹立、法典の完備及び之が運用の完全が　右治外法權撤廢の　第一歩なりと信ず英國政府は千九百二年の條約に依り　支那司法制度完備に對し　十分の助力を爲すべきことを信ず

（第二）船舶の割當に關する事

（第三）運賃鹿貴に付英國政府に對する調停を要求する事

（第四）油頭は商業上重要なる地點なるに拘らず　通信の設備不完全にして殆ど孤立の狀態に在り　本年は海底電線を敷設せんことを　英國外務當事者を通じて支那政府に交涉せんことを希望す

（第五）輸入稅率を昂むる代りに　釐金稅を廢すべしと約せる　マッケー條約第八條の實現を希望す　但し輸入稅率を昂むるも　締盟各條約國は先づ支那政府が釐金稅の廢止に代らしむるに　他の國內稅を重くして　輸入品に課することなかるべしとの確かなる保障を支那政府より受くるを要す

（第六）本會は　事業及社會上に於ける　英支の共同行爲を歡迎し　既に北京天津上海に成立せる如き　英支の俱樂部が　遠に開港場に　組織されんことを希望す

（第七）支那政府が　支那に在る英國著作權出版業者版權所有者を　保護する爲著作權保護に關する法律を制定せんことを希望す

（第八）支那政府は南支那殊に　廣東省內部に於ける　海賊の跋扈其他の法律なき狀態が　多大の損害を商業上に與ふるを認め　之が取締を嚴にせん事を希望す。（二十二日日日）

▲福州事件眞因　（二十一日北京特派員發）　福州に於ける支那學生と日本人の衝突事件は支那側の報告は　何れも其曲日本側にありと認ひ　甚だしきは米國人をも殺傷せるが如く　無責任なる誤報を誇大に報告し　北京言論界亦一時に之を利用して　最近殆んど終熄せる排日の氣勢を　再燃せしむるの具に供せんとしつつあり　從來日本政府の排日貨に對して　爲せる交涉は　餘りに優柔に過ぎたる爲め　支那側の輕視する所となり　今に至りて此種の事件續出する次第にして其曲直明白なる　厦門事件の如き　既に數箇月を經過するも　尙解決に至らざる狀態にあるより察するも　今回の事件は　解決一層困難なるべき感想せらるるも　通商條約を無視し暴擧を敢てせる排日、排日貨に對しては　何等看過すべき必要を見ず　今回の事件を機會として　將來此種の事件を防止する意味よりするも日本は此際根本的排日、排日貨の問題を解決するの要あるべし。（二十三東朝）

▲日本兵上陸を報ず　（二十二日上海特派員發）　支那側の電報に曰く　福建督軍李厚基は日本陸海軍續々福州に上陸して　盛んに學生を捕へつゝあり　法を示されたしと北京に打電せりと。（二十三日東朝）

▲上海排日再燃の兆あり　（二十一日上海特派員發）　福州事件の影響は　當地に於て漸く表面に現れ初め　二十一日より稍險惡の徵を呈せり　支那婦人にては例の白旗を揭ぐるもの增加し　學生の大運動あり　何となく人心の險惡を感するに至り　本邦商人は城內に入るを見合すものあり　全國各界聯合會は二十三日午後城內の協同體育場にて　各界の大會を開き　排日の氣勢を擧ぐるに決せり　排日運動は同會開會後更に熾烈となるべき模樣なり　同會に於ては日本を懲す爲めには　經濟的方面よりするの外なきを以て　更に結束して日貨排斥を徹

底せしむべしとの趣意を宣言せんとするなりと　尙上海の氣勢再び險惡に赴かんとする形勢なるを以て二十日上海を抜錨せし我艦逐艦四隻は上海に引返し來れり故に目下警備の軍艦は滬と共に五隻なり。

▲日本綿絲を燒棄す　（二十二日廣東特派員發）　廣東の一商人は日本より輸入せる綿絲價格三千元のものを汽船にて梧州に送りたるが　同地に於て學生團は右綿絲を取押へたる上之を燒棄したり。（廿三日東朝）

▲外蒙政府公文　（二十一日北京特派員發）　外蒙政府は活佛以下各王公の連名を以て自治取消を正式に徐總統に提出せり其公文の大要左の如し。

外蒙の支那に隷屬せるは康熙時代にして爾來二百餘年道光の時藩制を變更せる爲め感情の疎隔を來し更に前清末年腐敗官吏の行政を受けて愈々惡感を支那に懷くに至り偶々外國人の獨立を煽動せるより條約を結び茲に國治を宣言し支那は單に宗主權の空名を擁するに至れり然かも外蒙は之に依つて宗主權を喪失せる以來今日迄何等の効果を得ず近年露國は内亂の爲め其統一の政府なく條約を保護する能力を失ひたりプリヤート族此機會に乘じて屢々人を庫倫に派し合併せん事を求め支那の宗主權を奪ふと共に自治を挽回せん事を請ひたるが該政府は之に從はざるを以て兵力を以て望まんとする方法を示せり且露國亂徒の境界に侵入し來れるもの相次ぐより外蒙は内人民財政生計の困難兵力の不足の結果内外危險の狀態を察し王公等を召集して會議を開き前途の利害を討論せり惣は何れも自治を取消して前清時代制を復する事を希望し又札薩克に於ても直接中央の權限に歸して一切の内勢及防禦外交等しく中央の力に依て維持されん事を請へり唯外蒙内部の權限を外蒙の狀況に照して公平の決定を得ば將來の事務の進行一切の規則は中央政府の統一に復すべし從前露支蒙間に締結せる條約即ち外蒙自治に關するものは當然其效力を失ふを以て支那政府に於て貴を負はれたる自治を取消し舊制に復する以上何人も優待を希望す云々。（廿三日東朝）

▲外蒙自治取消經過　（二十二日北京特派員發）　外蒙自治取消の公文は既電の如く徐樹錚、陳毅兩氏より轉達し來れるが　今取消迄の經過を聞くに今月十四日の五公會議に於ても贊否相半し活佛亦最後迄躊躇せるも徐樹錚等斡旋に努めたる結果大勢愈取消を決行することゝなれる次第なりと。

▲露國側の態度　（二十二日北京特派員發）　外蒙自治取消に關し露國公使館に達せる消息に據れば　大勢は愈自治取消に決したるも活佛のみは尙調印を肯するに至らず　既に支那側に取消の公文送せる以上　最早事實は疑ふの餘地なし露國側は飽迄現狀維持を主張しつゝあれば　近く支那政府に抗議を提出するに至る可し。（廿三日東朝）

▲外蒙王公希望條件　（二十二日北京特派員發）　庫倫陳都護使より二十一日報告せる所によれば　王公會議に於て決議せる　自治取消に對する希望條件左の如し。

一、外蒙優待條件の修正
二、外蒙の有する軍隊は外蒙政府より官を設けて統轄す
三、外蒙の内政に干渉せざる事
四、蒙古人を以て蒙古を治むるの原則を認め有ゆる行政軍政は總て蒙古人を任用す。（廿四日東朝）

▲露國抗議默殺　（二十三日北京特派員發）　外蒙自治取消に關し露國公使は支那政府に抗議を提出せるが　支那政府は右の抗議に對し　何等回答を爲さず默殺すべしと。（廿四日東朝）

▲支那政府の抗議　（二十二日北京特派員發）　福州事件に關し支那外交部は二十日小幡公使に對し　此際日本が同地方に軍艦を派遣するは穩當を缺くものと認むるを以て　中止されたき旨電話を以て申出でたるが　小幡公使は之に取合ずして　別電の通り抗議を提出せし所支那側よりは　改めて二十一日書面を以て小幡公使に抗議を爲し來れり　右抗議の内容は　今回福州に於ける日本人の行動は正當防衛と認め難きのみならず　支那官憲を無視して　故意に暴行を敢てせるものなる事　並に軍艦の派遣を不穩當とする二項を擧げ　日本の考慮を求めたるものなりと云ふ。（廿四日東朝）

▲我公使の回答　（北京特電廿二日發）　支那外交部當局の談に據れば　昨日日本公使館より送附し來れたる　公文要は十九日外交部より電話を以て抗議せるに對し回答を意味せるものにて　内容は要するに　日本公使館が福州領事より得たる詳細の報告を記載し　支那側報告の誇大を指摘し　尙屢々日本が排日學生に對する警告を爲せるにも拘らず　斯る事件の發生を見たるものなれば　貴國

政府より關係官吏に取締りを嚴命されたしと求め來れるものなり右公文書に居留民保護のため軍艦派遣のことありしを以て支那政府にては支那側の報告を記載し此際軍艦派遣は穩當の處置と認めず中止されたき意味を更に抗議したり云々。（廿四日時事）

▲上海の學生大會　（上海國際特電二十三日發）本日午後當地公園に於て全國學生組合主催の下に福州に於ける日本人の行動に反對する大會を開きたり出席男女學生二三千名各商工團體の代表者も出席し政府に對し日本より滿足なる解決を要求す可しとの決議案を可決したり。（二十五日時事）

▲對日抗議を決議　（上海特電二十四日發）昨日の各會聯合會は北京外交部に電報し日本に對し嚴重に交涉を爲し左の八箇條の抗議を爲さんことを求めたり。

（一）福州日本領事を更迭すること（二）日本政府の謝罪（三）死傷者の慰恤（四）犯罪日本人の懲罰（五）今後日本商人の武器を携帶せざるを保證すること（六）福州日本領事館警察長を繼罰すること（七）日本の領事裁判權を撤せしむること（八）日本軍艦軍隊の福州撤去を求むること

右の外各團體は後援を爲し更に日貨排斥を爲すことを決議し全國父老に警告するの書を發し且自由に意見を發表することも決議し散會したり。（廿五日時事）

▲外交部より返電　（上海特電二十四日發）北京外交部は當地江蘇省教育會外六大團體に對し左の如く返電したり。（廿五日時事）

『日本人福州學生を圍みて毆打せる事件は重大に附き二十日日本公使に嚴重に交涉し並に東京の支那代理公使に電報して日本の外務省にも抗議したり然れども未だ何等の回答に接せず』

▲再び學生の蠻行　（福州特電二十四日發）昨夜排日學生十餘名にて支那町を通行中なる臺灣籍民一名を捕へ戎克船の帆柱へ緊縛して毆打し瀕死の狀態に陷らしめ剩へ全身にコールタールを塗り官憲の制止に從はざる蠻行を加へ支那警察に拉致監禁せり領事は被害者を引取り加療し居れるも重態なり事態斯くの如くなるより領事より馬尾碇泊中の軍艦嵯峨に急使を派し同艦の北上を依頼せり。（二十五日日日）

▲外蒙自治取消通告　（二十四日北京特派員發）支那政府は外蒙自治取消に關し各國に其旨を通告せり（廿六日東朝）

▲福州事件報告訓電　（北京特電廿五日發）北京政府は福建督軍李厚基氏に宛て學生殺傷事件に就ては外交部より日本公使に交涉中なるが本件の記錄證據等を速に北京に持參せしめ且緊要の點を電報にて詳細に報告せよと訓電せり（廿七日日）

▲李督軍反對報告　（二十五日北京特派員發）福州事件に關する李督軍の報告二十三日到着せるより外交部は二十四日其報告を我公使館に提示したり今回の報告も日本側の報告とは全然一致せざる由にて即ち事件發生の動機は日本側に在り支那側の落度にあらずと證言したるものにして外交部當局に於ても此報告に基き福建學生の排日運動の事實とこれに對する地方官の取締の宜しきを得ざることは十分に認むるも今回の事件其物は一に日本側の挑發に由來せるものなりとの解釋を下し居れり兩者の報告一致せざる以上解決困難なれば或は双方より委員を出して立會調査を爲すことゝなるべしと云ふ。（廿七日東朝）

▲双方の報告不一致　（北京特電廿五日發）支那政府は廿三日李督軍より福州事件の第二回報告を得たるが日本公使より送附し來れる福州領事の報告とは一致せず例へば日本側は衝突の原因を學生團の排日貨行動に歸するも督軍の報告は何等の原因なく日本人側より攻擊的態度に出でたることを主張せる等相違の點多きを以て廿二日小幡公使に向ひ該報告に基き通牒を發したり外交部の意見は學生の排日運動及之に對する福建官憲の取締緩慢なりと云ふは自ら別問題にして本件直接の原因は日本側の挑發にあること明かなれば此點につき日本に對し嚴重なる交涉を爲さゞる可からずといふに歸着し屢ゝ照會したれりと或は双方の調査一致せざるに於ては共同委員を派し實地調査を行ふに如かずとの議論多し。（廿七日日日）

▲伊國兵器買却焦慮　（二十五日天津特派員發）今回伊太利政府より輸入せる兵器は莫大の數に上りたるが是は支那側との契約量以上に輸入せるもの、如く伊太利側は之を如何にかして買却せんと支那商に託し各省督軍間に運動を爲さしめつゝあるが小銃一挺の價格は彈丸銃劍帶革を含み六十九弗なる爲め既に實却濟となれるは湖南督軍譚敬堯氏に三千五百挺直隸省長に二

百餘挺なりと。（廿七日東朝）

▲日支交際斷絶宣言　（二十六日上海特派員發）　上海の支那商人を網羅せる商界總聯合會は福建事件に憤慨し宣言書を發して曰く本會全體は日人の這種の行動を以て極東の治安を危くするものと認め萬忍び難し即日日支國民の交際を斷絶し茲に謹つて宣言すと、全國各界聯合會も昨日の評議員會にて日貨抵制聯合策として人を長江一帶の各地に派して日貨の密輸を防ぐ事、日貨の商標を僞れるを檢査するなどの具體案を議したり。（廿八日東朝）

▲排日運動差留　（漢口特電廿六日發）　當地福建並に浙江兩省の支那人は會合して福建人に聲援を與ふる方法を議し商會及び各團體聯合會と聯絡して、排日の氣勢を高むるに盡力せしが督軍並に省長は是等の集會を禁じ新聞及び電報に對し取締を爲せり、只學生團は之を好機とし長文の通電を發し日本を罵詈し商人に對しては日本貨物の取引斷絶を要求し政府には嚴重の交涉を求めたり。（廿八日時事）

▲船津領事引揚を要求す　（北京特電二十六日發）　北滿に於ける排日の巨魁たる天津商業會議所會頭は進退問題に就き我が船津領事の私信を曝露し如何にもして問題を大ならしめんと努め居れるが最近に於て天津米國商業會議所が之に氣勢を添へんが爲め特に會議を開きて支那商業會議所が外國の干涉を拒絶せるは誠に慶す可きなりとの祝辭を呈することを決議したる爲め之に狂奔せる天津商業會議所は突然北京政府に向け船津領事の引揚と日本政府の謝罪を要求せよと打電し來れり。（廿八日時事）

▲福州警備命令　（上海特電廿七日發）　北京國務院は支那海軍總司令に對し電報を送り軍艦海清に坐乘の儘福州に留まり巡閱を延期して福州の警備保護の任に當る可しと命令せりと云ふ。（廿八日時事）

▲水兵上陸に憤慨　（上海特電廿七日發）　日本軍艦磐城より水兵六十人餘二十五日福州に上陸せりと當地の支那人は更に憤慨し居れり。（廿八日時事）

▲米國上院に感謝　（上海特電廿七日發）　學生聯合會全國學生混合會上海各界聯合會は昨日午後上海の各團體代表者と會合したり列席者五十八名會議の結果左の如き決議を爲せり。

一、米國上院の留保案を通過せるに就き各團體は或は單獨或は聯合して米國上院に其能く正義と人道とを尊重したるを感佩するの意を表す又在北京の米佛伊の各公使に對し其本國政府に對し米國上院の主張に贊成を乞ふことを求むること

二、日本品抵制問題に上海各界聯合會に起草し國貨抵制委員會の大綱並に方法を各團體の議に附し通過後之を實行すること。（廿八日時事）

▲日支抗議交換　（二十六日北京特派員發）　支那政府は李督軍よりの日本軍艦福州に入港して陸戰隊をして上陸せしめつゝあり何時意外の事變を發生するやも知れずとの急電に接し外交部をして日本公使館に抗議をなさしめたり日本公使館にても二十六日福州森領事より同地の學生が廿三日夜更に一臺灣人を毆打して重態に陷らしめたりとの報を得取敢ず支那政府に照會する所ありたり尙軍艦派遣の事に就ては未だ通電を得ざるも該地の形勢切迫して支那側當局の保護に依賴する能はずとの理由を以て反駁する所あるべしと。（廿九日東朝）

▲支那日本に要求す　（北京特電二十七日發）　福州事件に關し外交部は本日午後正式に犯人處罰、被害者慰藉料支拂等の四箇條を要求し居れり。（廿九日時事）

▲福州事件の抗議　（北京國際特電廿七日發）　學生聯合會代表者は昨日外交總長代理陳籙氏と會見し福州に於ける日本海軍陸戰隊の上陸に關して質す所あり支那は之に對し抗議したるや否やを問ひたるが陳氏は抗議したる旨回答せりと解せらる。（廿九日時事）

▲學生連四國に總る　（上海特派廿八日發）　全國學生聯合會は昨日北京の米佛英伊の各國公使に對し通電し福州に於ける日本側は故なく我國の學生を擊倒し我國の商民軍警を傷つけ附後又軍艦を派し兵を上陸せしめ大に學生を捕へたりと此行爲は獨り故に弊國に曩を挑むに止まらず實に世界の和平を擾亂せんとするものなり貴國政府に轉電し吾人の行動を支持するやう乞はれたし云々と云へり。

又上海學生聯合會は其分會に對し來る日曜日全體出動し福建事件に後援し日本が福建を見る事恰も朝鮮、臺灣を以てするに就き人心を喚起するに努めよとの意を致せり江蘇省議會議員連も亦緊急動議を出して福州事件を嚴重に處

渉するの要を北京政府に說くを決議せんとす。（廿九日時事）

▲張巡閱使業を煮やす　（奉天特電廿八日發）露人の支那砲艦砲撃事件は支那政府より抗議を持込みたるも未だ解決を見ざるより張東三省巡閱使は北京政府に對し『露國にして若し滿足なる回答を與へざるに於ては支那軍隊は東淸鐵道を自由に處理し以て利權の回收に努むべし』と電陳し嚴重なる交渉を促したり。（卅日日日）

▲閣員主張一致　（二十八日北京特派員發）福州事件に關し支那政府は李福建督軍の報告に基き二十七日閣議を開きたるが閣員全體の主張は日本に對して嚴重に交渉を爲すべしといふに一致し二十七日外交部より小幡公使に再抗議を爲さしむると同時に莊駐日代理公使に打電して日本外務省にも抗議せしむることに決せり尙各省督軍に對し政府は外交部及莊代理公使より嚴重に日本に交渉を爲さしむべく決し讓歩せざるべきを以て政府の解決に信賴し輕擧するなかれと通電を發せり。（卅日東朝）

▲福州事件再抗議　（二十八日漢口特派員發）支那政府は二十七日福州事件に關する第二回の抗議書を小幡公使に交付し來れるが其內容は福州地方官憲の報告に基き事件の顚末を詳述し尙今後更に事實調査の上交渉に及ぶ機會もあるべきか取敢ず抗議を提出するとの意味を附しあり要するに第一回の抗議と同樣事件の成行を支那側に都合よく說明せるものにして他に具體的要求事項等は何等含まれ居らずと云ふ因に本件の顚末に就ては支那側と日本側と各見る所を異にするものあるより小幡公使は外交部に對し日支兩國より同時に福州に委員を派して共同調査をなし事件の成行を公平に判斷せんと主張しつゝあるが支那側は福州地方官憲の報告には謬れるものありと認め難ければ此上中央より調査委員を特派する必要なしと主張し居れり何れにしても日本は事件の調査を確實にしたる上改めて抗議を提出するに至らん。（卅日東朝）

▲孫文氏の對外嚮意見　（上海特電廿八日發）十八日附を以て西北籌邊使徐樹錚氏より當地の孫逸仙氏宛に『此度外蒙古自治を撤廢して中央政府に復歸し來る同慶に堪へず』との電報突如として到着せり之に對し孫文氏は廿六日附を以て大要左の如き返電を發れり。

外蒙古自治取消後鄕の實擧り擧に同慶に堪へず而も斯く日ならずして此成功を得たり以て古人に比すべしされど還は要するに國家根本の問題にあらず北方の強權を持するもの依然として民意を無視して行動す今後危きを轉じて幸となすは唯約法に依りて國家の職權を回復するの外南方各國改良問題に關し根本解決をなさずんば國內の禍亂熄むなからん予は閣下と未だ曾て一回の音信を通じたる事なし然るに今外蒙古自治撤廢の電報を寄せらるる或は予は言を竭すの機會を與へらるゝものならんかと思惟し敢て以上の意見を述ぶる所以なり閣下既に功を邊境に樹つ此上は國內問題の解決に盡力せられん事を希望して止まず云々。

孫氏の此返電に對して擧め民黨に快からざる政學會、研究會系の各機關新聞は孫氏の態度に反對なる旨を述べ孫氏が輕々しく軍閥の有力者と音信を通ずるを責め其或者は是れ即ち擧て噂せられつゝある段祺瑞氏一派との聯絡を語るものなりと評し居れり。（卅日日日）

南北情勢

▲軍隊三割減計畫　（三十日北京特派員發）安徽督軍倪嗣冲氏の提議に係る全國軍隊の三割を裁すべしとの意見は直隸督軍曹錕氏の贊成あり目下奉天に開催中の軍事會議も此計畫を附議つゝありと右の計畫に從へば軍費一日二百餘萬元を節約するを得べく唯之が實行は大借款の成立に俟たざるべからず政府は吳光新氏を各省督軍の許に派し實地調査を試みつゝあり吳光新氏の歸京復命を俟ち各省代表を北京に招集して裁兵に關する軍事會議を開き具體的の方法を決定すべしと。（一日東朝）

▲王督軍軍制意見　（三十日漢口特派員發）王督軍は今回北京に開かるゝ軍事會議に參謀長方日中を出席せしむると共に全國軍の軍制に關し具體的意見を述べしむることゝなりたり其要旨は（一）全國軍隊は民國三年裁限の數に據る（二）軍費の十分の四を節減す（三）全國軍隊は中央政府の直轄とす（四）軍隊整理費は銀行團の大借款を仰ぐと等なり（一日東朝）

▲軍政府改組覺束なし　（三十日上海特派員發）廣東に於ける政學會

員は總會を開き滿場一致（一）憲法制定期成會を組織すること（二）委員を選び各派との意思疏通を計ることの二項を決議し尙正式政府は憲法制定後とすること 夫れ迄は現在の軍政府を維持し 政務刷新を督勵すること等を申合せたり 尙正學會議員四十九名は連名にて 十一月十五日に 憲法制定會議を開かんことを議長に提議せり 然れば軍政府改組運動は 反政學會派が政學會の根據を覆さん爲蹶起となり居れるも 政學會の團結と 政務會議員との提携に據り 現在勢力百餘名となれるを以て 一致對抗せば益々劣勢の人物不足と 廣西派の自己本位なると各省軍隊の意見の不一致に乘じ 勝算十分なれば 軍政府改組は到底實現を見ることを得ざる可し。（一日東朝）

▲廣東憲法會議開會（三十一日上海特派員發）蔣國會は十一月十八日廣東に憲法會議を開く事を發表せり 卽ち先年北京にて中止となれる 該會を廣東に於て繼續開會するものなり。（一日東朝）

▲裁兵贊成多し（三十日北京特派員發）裁兵問題に對し督軍中贊成を表したる者多きが 三十日倪嗣沖より復た來電あり 各省より既に贊成を得たるが陝西、山西兩省督軍より 未だ返電に接せざれば 中央より人を派し勸說されたしとあり 又直隸督軍曹錕の使者二十九日上京し 裁兵問題に關し當局と打合せ中にして 甘肅督軍も主旨に異議なきを以て計畫の內容を指示されたしとの電報を寄せたり 各省督軍の意嚮右の如きを以て 政府にても裁兵の實行に就き畫計を進むべく目下準備中なり。（二日東朝）

▲主戰派の說服を勸む（三十一日漢口特派員發）王督軍は昨今北方に主戰派ありと聞き 三十日北京政府及び段祺瑞に打電して曰く 支那各軍の戰時行動の如きは僅に一小局部に過ぎず 別に重大關係なし 然るに北方に於ても亦昨今段督辦を擁し 主戰論を主張するものありと聞く 其確否を知らざるも予は之に贊成する能はず 予亦北方出身に係る 然れども支那の前途に關しては飽まで戰ひを捨て平和を主とせん事を希望す 請ふ政府は速かに主戰派を說諭し平和に一致せしめん事を云々。（二日東朝）

▲過剩兵裁撤計畫（北京特電卅一日發）支那政府は過剩兵裁撤計畫を左の如く確定せり。

（第一）全國の兵數を六十箇師團と爲す

（第二）等差、水利事業に二箇師團の退伍兵を轉用す

（第三）全國に道路修築隊を置く其數は各省十箇大隊とし省の支配下に置く

（第四）各師團とも老弱兵を淘汰し師團の經費を減少し第一期は入割第二期は六割第三期は四割に至りて止む

（第五）別に新兵を召集し古兵と交代せしめ全國を通じ六十箇師團を超過せしめず

（第六）兩軍の兵數は五年度豫算額より二割を減じたるものとす

（第七）將校停年期を定め順次退伍せしむ（二日日日）

▲正式總理同意案通過（三十一日北京特派員發）斯雲鵬正式總理同意案三十一日衆議院に於て 投票の結果大多數を以て 通過し直に參議院に廻付されたり。（二日東朝）

▲新內閣の二大方針（三十一日北京特派員發）新代理總理は正式內閣成立を待ち對內對外の二大方針を決すべしと傳へらるゝが 聞く所に據れば內は和議に關して 局部和議を主眼とし 政府より人員を雲南、四川、貴州、廣東廣西方面に派し 唐繼堯、熊克武陸榮廷等に向つて誠意和議の進行を圖らしめ如何なる場合あるも 南北をして 再び決裂に至らしめず 又對外問題に關しては最も重大なる山東問題に就き 日本と直接交涉を爲し成るべく早く本問題を解決するに努力すべしと。（二日東朝）

▲軍政府改組案決議（一日上海特派員發）廣東來電——軍政府改組案に就き國會委員會を開き左の決議をなしたり。

（一）軍政府を聯省政府と改む（二）總裁制を保存す（三）總裁の職權は大總統の如くし合議制を以て行ふ

陳烱明等も亦改組案に反對し來り大勢は同案に對し依然非なり。（二日東朝）

▲張作霖部下推擧（一日奉天特派員發）張巡閱使は東蒙古の四族卽ち奉天省內の洮南瞻榆、洮安等の數縣及び熱河の一部を蒙古特別區域と爲し第二十九師長吳俊陞を以て之を統轄する內蒙古部統に推薦し北京政府に其許可を申請せり 尙第二師長孫烈臣をも熱河部統に推薦せり 是れ張氏が孫黑龍江督軍に對する權衡上より 部下の配置に苦慮すると共に 自己勢力を進展せんとするの策と見るべし。（三日東朝）

▲改組案原則通過（廣東特電一日發）廣東軍政府改組案起草委員會決左の原則を通過せり。

一、軍政府に依り政務院を設け國務院を組成す

一、政務院長は國會に依つて選擧さる

一、政務院は總裁會議の同意を得たる後政務院長に依つて任命さる

一、總裁會議と政務會議の意見相違を生ぜし時には連席會議を開き總裁會議政務會議處に各省各軍隊の聯合會議を組織す。（三日日日）

▲軍政府唐代表慰留（二日上海特派員發）廣東政府は二十七日附唐總代表に宛て一切に留任を勸告し且總代表の印を返還する使者を派したるが今又特に使者を派して委綱を陳述せしむと打電し來れり右勸留使は不日廣東を出發せしむべしと上海南華公園も亦唐氏に慰留の書面を送れり。（三日東朝）

▲司法改善會議招集（一日北京特派員發）朱司法總長は司法事務を整理し其權限を擴張する趣旨より各省に通電を發し代表を上京せしめて司法會議を開くべしと而して其目的は一、司法制度の改良と權限擴張二、省の大小に依り年度を區分して法院を增加すること三、司法の獨立を計り將來領事裁判權を撤廢するの準備を爲すこと等に在り。（三日東朝）

▲唐繼堯協力申請（三日北京特派員發）雲南督軍唐繼堯氏より西藏軍を驅逐する爲中央と協力せんことを請ひ既に第八旅團をも派遣する準備中なりとの來電あり中央政府は外交の前途に關係あるを以て桑陸と外交部に命じて是に對する方法を講ぜしめつゝあり。（四日東朝）

▲護法同盟運動（三日上海特派員發）廣東來電に吳佩孚の護法同盟案動ち直隸派と南方實力派との提携策は既に早く陸榮廷氏の內諾を得たるが更に一月前使者を唐繼堯氏の許に派して觀きたる結果唐氏も同意し韓某を使者として湖南に派することゝなり韓は陸氏と會見後十月二十九日廣東の重要人物と會見したるが不日湖南に向ひ吳氏と打合を爲すべしと。（四日東朝）

▲喇嘛入京使命（三日北京特派員發）喇嘛僧五名來京三日大總統に謁見せり聞く所に據れば喇嘛僧は外蒙活佛の委託を受け外蒙古自治取消の使命を帶べるものにして謁見の際外蒙古に於ける政教の權限外交財政等の事情に亘り詳細面陳する所あり尙陳總理にも面會せり。（五日東朝）

▲廣東憲法會議（廣東特電三日發）廣東國會は來る十八日より憲法會議を開くことに決したるが右は議員が法定數に逸したると且憲法制定に對し陸榮廷唐繼堯兩氏の明確なる同意を得たるによる。

▲靳總理案確定（北京特電四日發）靳雲鵬氏正式總理同意案は四日午後二時參議院にて出席者百四名中贊成者百三名の絕對多數にて通過せり。（五日日日）

▲南方に哉兵慫慂（四日北京特派員發）中央政府は三日陸榮廷宛長電を發し義兵を實行して和議に對し誠意を示さんことを求め尙兩廣各省に對し其義兵實行に做はんことを希望せり。（五日東朝）

▲李純督軍進言（四日北京特派員發）江蘇督軍李純氏は三日中央に打電し南北和議をして久しく停頓せしむべからず今日南方の爭ひは單に北方和議總代表問題のみ北方に於て只此一事を讓歩せば其他一切の障碍は除却するに難からず然らざる以上は和議一層停頓して愈支障を生ずべし調停に盡力するも如何とも爲すところなしと北京政府が此際一大英斷を以て總代表を代へんことを進言せり。（五日東朝）

▲閩江流域の兵變（上海特電四日發）福建省閩江上流に駐屯し居れる警備隊統領徐鏡清氏の軍隊獨立し同時に第一師團長姚速屏氏部下の兵も軍費十分ならざるを理由として不平を起し督軍の命に服せず閩江下流の長門砲臺に於ても兵變あり砲臺內の軍器は悉く反軍に劫奪されたりとの報あり。（五日日日）

▲陸榮廷靳內閣贊成（四日北京特派員發）靳雲鵬の正式內閣組織に關し四日陸榮廷より贊意を表する電報を寄せたり。（六日東朝）

▲靳總理就任の辭（五日北京特派員發）愈正式總理に就任したる靳雲鵬氏は五日國務院に赴き下僚を招集して就任の挨拶をなし且施政方針に關し黨派觀念を去りて南北を融和し新國家を建設する爲め努力すべく盡力を賴むとの一場の演說を試みたり終つて各省軍民長官に宛て國步艱難の際大任に當るに至れるは總統の委託と國民の望みに依る今後の施設進行に就ては不敏と雖も實力を集めて改革を圖り至誠を以て群情に副にんことを努むべし云々と

特電を發せり。（七日東朝）

▲裁兵實施手順　（五日北京特派員發）　裁兵計畫に關し財政部は各省宛軍餉の數目を詳細に報告する事を求むるの通電を發せるが 各省の回答を得て審査の上年度豫算を臨時議會に於て通過するを得るや否や 國會の意見を徵する答にて 又一面陸軍部より各省長官に現在將校下士の各數を調査して報告せん事を命じたり。（七日東朝）

▲新內閣に反對す　（北京國際特電七日發）　新內閣々員の名簿は今夕國會に提出せらるゝや薩鎭氷提督は劉冠雄提督に代りて 海軍總長たる可し劉提督は八年間海軍總長の地位を占めたるを以て 辭任を希望し居れり 靳總理は安福俱樂部の提出に係る 閣員の變更を斷然拒絕したりと 思はるゝが故に 安福俱樂部は新內閣に反對す可く 政府は之に對して非常手段を執るに至る可しと 豫期せらる 朱琛氏は安福俱樂部に敵意ある內閣に參加せずとの意思を 明白に發表せり。（九日時事）

▲岑春煊退志を仄す　（上海特電八日發）　南方軍士劍氏は目下廣東軍政府秘書廳長となりたるが 先般岑春煊氏の意を受け陸榮廷氏に 長文の電報を發せり曰く

岑春煊氏は脚の疾にて 田に引退し上海に赴かんとす 貴下は速かに廣東に來り大局を守持せられたしと

是れ蓋し軍政府の改組草案及び岑春煊氏不信任案等に對し陸榮廷氏は 何等の表示なき爲さゞる爲め此電報を以て 陸氏の意を探れるものなるが 六日陸榮廷氏は岑春煊氏に大略左如く返電せりと

此時局多端の際退志を願すなかれ

又陸氏は一面には 在廣東の首領に對し岑氏を慰留するを求むるの 電報を發せり。（九日時事）

▲活佛敎權獨立主張　（七日北京特派員發）　聞く所に依れば來京中の外蒙活佛の使者は自治取消問題に關し 全權を帶べるものにあらず 政務に關しては北京政府の覊絆を脫するも 敎權は絕對獨立とし 支那の容喙を許さずとの活佛の意思を 徐總統に傳達するに過ぎざるものにして 北京政府が活佛の意思を了解する 場合右政務に關する具體的條件に就き 庫倫に於て活佛と徐樹錚氏との間に協定さるゝに至らん。（九日東朝）

▲安福派と閣員　（北京特電七日發）　安福派は昨夜の幹部會の決議に基き交通次長曾毓隽氏を介して 一昨日申込の閣員顧問を拒絕し 眞に同派が段祺瑞氏を通じ 靳雲鵬氏と讓め協定せる內務吳炳湘、農商田文烈、財政龍施本の諸氏を提出せんことを求めたり。（十日時事）

▲和議延期困難　（上海特電九日發）　靳雲鵬氏は幾榮廷、岑春煊、唐繼堯の三氏に宛て左の意味の電報を發したり。

時局困難にして 危く和議は決して延期し難し余は誤りて出で、內閣に長たるも亦和局の速かに決するを欲すればなり 已の要書の如何を顧みず 諸公の誠意を披瀝し慎重にせられんことを望む。（十日時事）

▲請願代表釋放　（上海特電九日發）　當地の全國學生聯合會請願代表は去る七日全部釋放されたる旨の電報に接せり。（十日時事）

▲薩鎭氷就任承諾　（上海特電十日發）　薩鎭氷氏は靳雲鵬氏より海軍總長たらんことを求められたるに對し承諾の旨七日返電せりと。（十一日時事）

▲自主取消し條件　（北京特電十二日發）　英國公使館の消息として傳ふる處に據れば 外蒙活佛は自主取消として 左の六箇條の交換條件を提出せりと

（一）西北籌辦使の守備兵撤退
（二）邊業銀行及び邊業統治權中止
（三）庫倫駐在人員は軍人たる可からず
（四）宇多駐在支那軍隊撤退
（五）露國との借款は一切中央政府より還附すること
（六）外蒙に代議機關を設置すること（十四日時事）

▲日支交涉を明言せず　（北京特電十二日發）　靳總理は山東問題に關する王占元氏よりの質問に對し返電を發し本問題に就ては 各方面より屢々請問あるも皆臆測に過ぎず 講和に關しウルサイユ條約調印拒絕以來 穩健の主張をなし 目下講和進行中なりと述べ 電文中には尙ほ日支直接交涉を爲す可しと明言するを避け居れり。（十四日時事）

▲裁兵計畫內容　（十三日北京特派員發）　靳總理は裁兵問題に關し目下

計畫を進めつゝあるが既に決定せる事項左の如し。

一、裁兵委員會成立以前の裁兵事務は臺陸督辦祕公處に於て代理處辦す

二、裁撤せる軍官士卒には一律に十分の手當を支給し軍官中特殊の功績あるものは他に任用す

三、湖南廣西の戰線に於る戰鬪狀態を姑く緩めて南方との衝突を避けしむ

四、特派員を各省に派遣し詳細に調査を爲さしめ以て軍政の統一を期すること

尙政府は王士珍氏の來京を促し裁兵委員會の督辦たらしめつゝあり。

▲**裁兵は和議の後**　（十三日北京特派員發）　裁兵計畫の進行に連れ出動中の軍隊の誤解を惹起せんことを恐れ十三日新總理は特に湖南湖北江西福建陝西の各軍隊に對し南北和議成立以前右の軍隊を裁撤せざる旨通告せり。（十五日東朝）

▲**陸氏一意地盤擁護**　（十三日上海特派員發）　最近陸榮廷氏の許より廣東に歸來せる某有力者の談に曰く陸氏の許には徐總統初北方よりの使者常に數名滯在し其官廳には北方の命令告示され居る程にて陸氏の眼中軍政府なきが如し然れど陸氏は依然廣西より北京に送るべき納金全部を押收し尙軍隊整理を名とし北京より五十萬元を受たるあり都合好き場合のみ北方の命に從ふこと陸氏一派の政略にして吳佩孚との交歡も其範圍を出でず吳氏の代表は一箇月前南寧を去れるが廣西の方面は何れも吳の湖南督軍たらんとする野心に基くものにして彼一流の策略に過ぎずと囁し居れり陸氏は副總統の野心ありと傳へらるゝもそは部下の希望に止まり陸氏は廣西を根據とし廣東を併せ領すれば足れりとするもの、如く現に柳洲附近に於て大規模の殖産事業を經營し其他鑛山採掘に着手せんとする等總て廣西永住の希望より出でたるもの、如し。（十五日東朝）

▲**陸徵祥外相辭任**　（北京ロイテル特電十四日發）　陸徵祥氏は新內閣の外交總長に任ぜらる可しとの　新聖職氏よりの通告に對し　余は醫師より歸國前佛國サンクルーに靜養す可しとの勸告を受けたりと回答せり從つて他に外交總長任命を見る可し。（十六日時事）

▲**段に獨力懇請**　（十四日北京特派員發）　內閣問題は十四日に至りても猶決定せず　新總理も安福派も段祺瑞に繞りて　最後の斷案を得んとし夫々段氏の獨力を懇請しつゝあり　段氏は十四日安福派の領袖たる實業局氏を招き　安福派との疏通を圖らしむべく懇談せるが　同じく　安福派の領袖たる王郅隆（倪嗣沖の顧問）等の意見を確むる必要あり　天津に在る同人の來京を促し　段氏より談合する事となれり　其上にて何分の發展を見るべし　尙新總理側にては一面安福派議員を買收して軟化に努めつゝあり。（十七日東朝）

▲**安福派結束**　（十五日北京特派員發）　安福俱樂部にては十五日閣員問題に關し所屬議員を招集し會議を開けるが　出席者二百餘名李盛鐸、劉恩格兩氏より新總理が飽迄周自齊氏を　支持して財政總長たらしめんとし　又其他の閣員も變更するの　意思なしと總理との會見顚末を報告する所あり　終つて安福派の今後取るべき手段につき協議せるが　周自齊氏の入閣には　斷乎として反對を持續することに決し　尙李盛鐸、劉恩格等幹部八名は　十六日段祺瑞氏と會見を爲すこと、なれり。（十七日東朝）

▲**再び岑不信任案**　（十六日上海特派員發）　廣東來電——民黨議員數十名は更に岑春煊氏不信任案を參議院に　提出せり　改組案は各方面の反對あるに拘らず國會にて爭はんとする議あり　少數急進派は若し國會にて敗れんか軍政府不信任國會解散を聲明し　廣東を去るべしと　數團を居れり　政爭會は岑氏不信任案の提出は軍政府の改組案と　交換條件と爲さんとする　改組派の魂膽に出づるものと解し居れりと　尙督軍莫榮新氏は陸榮廷氏の招きに應じ　九日廣西に着行せるが　近く岑春煊氏も亦廣西に赴くべしと。（十七日東朝）

▲**東三省重要會議**　（奉天特電十五日發）　鮑吉林、孫黑龍兩督軍の再び來奉せるを機とし　十四日午後東三省　巡閱使署に　重要會議を開き　張巡閱使は　與督軍より北京政府の　方針を聽取したる後　裁兵問題、邊防問題、經費節減問題、鐵路整理問題等に就き　協議する所ありたり。（十八日日）

▲**四省共同防備**　（北京特電十七日發）　蘇支通商條約滿期となり四蘇軍亦內地に對し　攻撃する虞あるに付　政府は四川、雲南、甘肅、新疆の四省を聯絡し共同防備をなすべしと訓令せり。（十八日日日）

▲**改組問題の說明**　（廣東特電十七日發）　近時南方各省有力者の大半が政務總裁岑春煊氏を援助する爲に　廣東政府の改組に反對の旨を宣言せり　之が

爲議會に於ける改組問題は行悩みの姿なるが 吳景濂氏等は此形勢を見るより總和派に屬する百十二名の議員と共に 大略左の如き改組問題を說明して 南方に打電せり。

改組案並に岑春煊氏彈劾案は同時に議會を通過せりと雖も前者は數月以來の懸題にして後者は最近突如として急進派により提出せられたるものにて兩問題には何等關係なし吾等は實際改組の實行の速かならんことを希望す然れども急進派に對し彈劾案を愼重に考慮すべきことを警告せり此度改組の目的は軍政府の鞏固なる基礎を作るにあり之が爲七政務總裁の會議制は維持すべく且南方各省並に軍隊との關係を保持すべし改組の重なる點は左の如し

一、政務總裁は大總統と同一の權限を行使し對外的に代表者となり國內に對し法令を發布す

一、新に政務院の如き政治的會議を組織し大總統の代りとして國會に對し責任を負ふ

吾人は改組に依り南方の形勢を絕體絕命の危地に導くものとは思惟せず南方に對し有利なる此主張の實現の爲國會を援助せんことを請ふ。（廿日日日）

▲軍政府の改革（廣東特電十八日發）軍政府は自ら改革をなし遂に政務總裁岑春煊氏は 新に軍政府內に政治的會議を建設する事を提議し 政務會議を通過せる其主なる點左の如し

一、南方に於ける督軍省長及省議會は廣東に各一名の代表を送り政治的會議を組織す

二、政治的會議は南方自治の基礎を固め全國の軍事外交財政事項を處理す

軍政府は又政務廳及秘書廳の官制改正と共に 官吏の更迭を行ひ 政學會的色彩を減少すべく計畫中なり 急激派及溫和派は之に對し 冷靜なる態度を持し改組に對する彼等の意見には變更なし。（廿日日日）

▲憲法會議再開（廣東特電十八日發）廣東國會は本日永久的憲法制定の爲討議を繼續すべく 憲法會議を再開せしが 憲法制定は三箇月以內に完了すべく 一般に徵期せらる本日は 卅二條、七十五條、九十七條、百七條の四箇條を討議せり。（廿日日日）

▲廣東憲法會議（十九日上海特派員發）廣東來電——憲法會議は十七日開かれ 出席者四百四名「第一案國會常會を 每年三月一日開會の事」には通過し「第二案大總統は 參議院三分の二の贊成を得る時は 衆議院を解散し得」との案は否決されたり。

▲勃海艦隊組織（二十日青島特派員發）程璧（芝栄）錦守使は勃海警備の急務を主張し 今回防海艦隊司令部を設け 二等巡洋艦二隻、砲艦三隻、內海砲艦三隻、運送船一隻、信艦一隻を以て組織せり。（廿一日東朝）

▲同意案妥協か（北京特電廿日發）閣員同意案は靳總理が財政總長を兼任し陸軍總長に吳光新氏を推薦する條件にて 妥協整へりと傳へられ 周自齊氏は財政總長を失ひ幣制局總裁を得べく 幣制院長夏壽康氏の後任には 超爾賽氏を任命すべしと報ぜらる 又在巴里陸徵祥氏より 外交總長たる事を承認すとの返電ありたりと。（廿二日日）

▲正式閣員新銓衡（二十二日北京特電員發）正式內閣閣員は靳總理の讓歩により周自齊氏を撤回して二十二日左の顏觸を以つて衆議院に提出さる。

陸軍總理兼任　內務　田文烈
財政　李思浩　海軍　薩鎭冰
交通　曾毓雋　教育　夏壽康
農商　張志潭　司法外務留任

▲靳氏讓歩經過（二十三日北京特派員發）正式內閣組織に就ては通般來幾多の曲折ありたるも大體靳當國氏の計畫通りに 纏らんとせるも財政總長の人選に就て靳氏は 飽く迄徐總統の意圖を尊重し 專ら周自齊氏を推擧せるに對し 安福派は李思浩氏を推擧して極力之れに反對し 此間段祺瑞氏等の斡旋に依り妥協の歩を進めたる結果 靳當國氏は一時自ら財政總長を兼任し 陸軍總長には別に吳光新氏を推さんとし 二十日夜段祺瑞氏宅に於て吳光新傳真佐貿親筒氏等會合協議せる所 吳光新氏に出場を肯ぜざる爲め 竝に靳氏は斷然讓歩を決意するに至り 昨て二十一日靳氏は前夜の決意を齎し段氏と同伴にて 徐總統を訪ひ懇談せる結果總統も納得するに至り 竝に同意案を衆議院に提出するに決せる次第なりと 但し右閣員の一二に對して反對あれば 同意案議會提出後尙多少の波瀾あらんかと觀測さる。（廿四日東朝）

▲岑氏陸氏と會見（上海特電廿四日發）岑春煊氏は廣西に行き陸榮廷

氏と會見す可く右は重要なる協商の爲めにして廣東の政局に關する問題を議するに止まらずと云ふ。（廿五日時事）

▲閣員案行惱む（二十四日北京特派員發）正式內閣員は二十二衆議院に提出されたるも安福派側にては尙內務の田文烈、農商、張志潭に不服を唱へ居れるため投票は決定せず双方より意思疏通に努めつゝあり新總理に於ては既に財政總長を讓歩せるを以て最早問題なしと即斷せるに安福派は最初より內務財政敎育農商に反對せる行懸り上財政のみを以て滿足せず更に閣員中の重要なる內務農商を讓歩せしめんと企て居るを以て閣員案の通過迄には尙多少の曲折あるべし。（廿六日東朝）

▲馮氏の和議意見（二十五日漢口特派員發）馮國璋氏の弟馮國勳氏は二十四日來漢王督軍を訪問し馮氏の和議意見を鎭述せり其意見は「南北實力派の意志疏通を圖り西南各省をして中央政府を承認せしむると共に中央は西南實力派の現位置を承認し憲法國會兩問題は双方元老及び代表を召集し元老會議を開き之を解決せしむべし」といふにあり王督軍は之に贊成し其意思疏通委員として南京の李純督軍を推薦せん意嚮なりと。（廿六日東朝）

▲軍隊裁撤に着手す（漢口特電廿四日發）軍隊裁撤の方針は政府に於て既に決定せるも其の雖しとする所は費用の出所にあり王督軍は費用を自辨することゝし既に着々實行しつゝあり其の順序は鐵員を補充せず年齡體格に依り不完全なる兵を淘汰するにあり此の方法にて大略議定の二割を裁撤し得可しとの意見なり尙ほ江蘇、安徽、江西も費用自辨に決せり。（廿六日時事）

▲岑伍廣西行目的（二十五日廣東特派員發）岑春煊伍廷芳及其息伍朝樞の廣西行に關して或は陸榮廷の爲に監禁さるべしとの噂は全然誤解なり蓋し岑氏の目的は陸氏と龍州に會し南北和議問題を協議する爲めにして伍父子の目的は廣東省長問題に關し同く陸氏と打合の爲めに過ぎざればなり。（廿八日東朝）

▲靳氏漸く讓歩（二十七日北京特派員發）閣員同意案は安福派が內務の田文烈農商工の張志潭に反對意見を固執せる爲め衆議院に提出の儘となり居たるが政府に於て更に讓歩の意を示せるより二十八日上程せらるゝこゝとなれり。安福派が田を烈張志潭に反對せる眞意は寧ろ牽制して內務農商財政交通の四次長を自黨より割込ませしめんとの魂膽に出づるものにして政府は一歩宛其强要に餘儀なくせられ當初願る堅き決心を示せる靳總理も靳くて全然安福派の主張に屈することゝなれり。（廿九日東朝）

▲新閣員指名投票（北京國際特電廿八日發）國會に於ける閣員指名投票の結果左の如し。

	（贊成）	（反對）
外　交　陸徵祥	二一一票	一四票
內　務　田文烈	一五八	九
財　政　李思浩	二三二	一八
首相兼陸軍　靳雲鵬	二〇五	五
海　軍　薩鎭冰	二三二	一五
司　法　朱　深	二〇〇	八
敎　育　夏壽康	一二二	一二五
商　務　張志潭	七三	一七三
交　通　曾毓隽	二〇八	三九

靳くて夏壽康、張志潭兩氏は斥けられ其他は當選したり出席議員二百五十一名にして最初の投票は出席議員數を超過したるため決定するを得ず更に投票を行ひて午後六時過ぎ採決したり。（卅日時事）

財政經濟及其他

▲米支煙酒借款調印（二十九日北京特派員發）二千五百萬弗の煙酒借款はアボット氏と駐米支那代理公使の間に既に調印を終れること確實にして米國は之が實行に就いて改めて日本其他の列國に交渉すべしと傳へらる。（一日東朝）

▲關稅剩餘金交付（三十日北京特派員發）關稅剩餘金三百萬兩は三十日北京天津上海の三箇所に於て交付されたり。（一日東朝）

▲支那羅馬敎振はず（二十四日國際社羅馬發）支那北部河南の羅馬

教宣教師モンシアール・メニカチ氏は傳道常設委員會に報告書を送りて新教に比較し舊教傳道に要する財力の缺乏せる事實を訴へ新教傳道に任意使用し得可き基金は舊教の百倍に逸し居れる旨を述べたり同氏は尙曰く新教派は又大學高等の學府を所有するも舊教宣教師は單に下流極貧階級の間に布教し居るに過ぎずとメニカチ氏は續言して曰く儒教は國教たること不可能なる可きが故に支那は新教を國教とするならん蓋し銀行、裁判所、商家及び官衙に於ける總ての重要なる地位は著名の支那人の占むる所となり然も是等支那人の大多數は新教派なり。（一日東朝）

▲**張繼氏佛國行**　（三十一日上海特派員發）張繼氏は三十一日出帆の佛蘭西汽船にて佛蘭西に向へり、佛蘭西留學生の團體たる儉學會の幹事として在佛支那留學生の指導監督の爲にて尙同船にて渡佛の留學生百五十名なり。（一日東朝）

▲**煙酒借款反對打電**　（三十一日上海特派員發）中國煙酒聯合會は北京政府に宛て近日徐恩元が米國に在りて煙酒借款の假調印を爲さんとの報あり右借款は中國の主權を喪失するものにて國民の常に反對するものなり南北和議未だ成らず人民痛苦の時に乘じ單獨借款を爲す者には嚴つて承認せずと打電したり。（二日東朝）

▲**外蒙金融逼迫**　（三十日北京特派員發）庫倫都軍使より外蒙自治取消に關して活佛の令を奉ぜる太官都護使署に交涉を重ねつゝあるが差當りての問題たる庫倫に於ける金融逼迫に就き北京政府に　先づ救濟の方法を講ぜん事を請求せり。（二日東朝）

▲**對日製粉輸出研究**　（一日北京特派員發）日本公使より青島製粉會社の製造に係るパン粉を大連を輸出すること並に山東の小麥及小麥粉を輸出供給すべきことを要求せる件は財政部に於て近く會議を開き關係者を招集して決定の上何分の回答をなすべしと。（三日東朝）

▲**山東運河督促**　（一日北京特派員發）山東運河公司は經費支辨困難の爲め進行するを得ず最近山東實業家は年々の水害を看過する能はずとの理由を以て當局に向ひ豫定の計畫を進行せんことを要求し來り同時に天津在留の山東人も亦右工事の進行につき運動しつゝあるが運河督辨熊希齡氏上京後政府に對し至急米人の廣益公司との借款假契約を國會に提出して同意を求めんことを要求せるに農商總長は契約第七條の擔保條件につき反對あるを以て熊督辨を通じて廣益公司の代表と擔保に關して協議することとなれり其結果內務農商務其他各部の會議に於て審査を爲し閣議の討議を經たる上國會に提出すべしと。（三日東朝）

▲**煙酒聯合會の反對**　（三日上海特派員發）中國煙酒聯合會は二日煙酒借款問題に關し研究會を開きたるが一同其不承認を誓ひ會議の結果左の決議を爲せり。

一、本會より各省分會に通告して一致して爭ふ事

二、米國政府に電照して米支の親善と且つ支那國民の米國に感謝しつゝある事に鑑みて此議を停止せられん事を請ふ事（四日東朝）

▲**煙酒借款不條理**　（三日北京特派員發）煙酒借款成立の事情漸く判明し各方面の注目を惹起し居れる爲外交團の一問題となるべしと期待さる支那に於ける政治借款に就ては四國銀行團に於て優先權を有し居れるのみならず南北和議の成立以前此種の借款を差控ふることは外交團の申合せにて米國も其協議に與り居れる關係あり然るに四國銀行團の優先權を蹂躙し尙外交團の申合を無視して單獨借款をなせるは如何に强辯するも不都合の行爲たるを免れず外交團にては本借款に對し各國公使を招集し協議をなすべく或は米支兩國に向つて抗議を提出するに至るべし。（五日東朝）

▲**湖南全省の鑛山**　（漢口特電三日發）湖南全省の鑛山借款名義主英國人グランド氏が當地の英文蘇報記者に語る處によれば既に湖南政廳との間に調印を終り全省各種の鑛山採掘權を得世間に傳へらるゝ契約書は眞實ならずと張敬堯氏は又水口山に堆積し居る亞鉛製錬を目的とし英米人と製錬所合辦を契約し居れるが目下の亞鉛價額にては利益を擧げ得る見込みなしと。（五日日日）

▲**滿洲米輸出條件**　（奉天特電四日發）北京政府は滿洲米輸出解禁に關し左の如く大連及安東兩稅關に通達せり。

一、米輸出解禁は一個年の試辨とす

二、米百斤に付太洋一元（金二圓位）の護照料を要す

關照は中央財政部より發給す

三、輸出稅として從價稅五分を徵收す

右條件によれば銀價騰貴の今日少くとも五圓以上の輸出稅及手數料を徵收せらる、故低廉なる米を內地に供給する能はざるのみならず一年の試辦にては安んじて滿洲の水田經營に投資する能はず又北京政府の護照を要するといふが如きは實際に於て不便少からざるより赤塚總領事は三日張巡閱使を訪問し懇談する所あり張氏も之を諒として北京政府に交涉する事となれり。（五日日日）

▲飛行機借款調印（四日北京特派員發）支那政府と英國ヴィッカース會社との間に締結せる百八十萬磅の飛行機借款は支那側代表靳雲鵬氏と英國チャータードバンクのファーダソン氏の名義を以て調印を終り契約中の一條に調印後四十五日を經過したる上にて五十萬磅を支那政府に交付すべしとあり支那政府は之を陸軍部の行政費に充用せんとするものなるが此種借款の軍器供給停止申合に背反するは明かにして支那官場に於ても其正當ならざるを認め居れり。（六日東朝）

▲飛行機借款反對（四日北京特派員發）奉天督軍等より廣東國會議員中飛行機借款に反對する者多く關係重大なるを以て契約を取消さんことを請ふ旨北京政府に打電し來れり。（六日東朝）

▲中華實業大學計畫（四日上海特派員發）上海支那實業界の有志は三日中國銀行樓上に於て中華大學設立準備會を開けり其結果右大學設立趣旨書を各團體教育界及び實業界の主なる方面に配布して其出席を請ひ四日午後青年俱樂部に於て再び協議して進行方法を定むることゝせり其趣旨書に曰く、

今回實業教育の疎に支那に必要にして米國も屢々支那の爲に其必要を說きたるところ、吾等率先して本大學を興し他の地方にも之に倣はしめば人材の缺乏を補ひ支那の實業を盛にする目的を遂し得べく依て我內外の同志に入會を請ひ協力して實業學校の設立を期す云々。（六日東朝）

▲煙酒借款非難　北京特電五日發）天津來電に曰く英人の經營に係る「漢文タイムス」は本日の紙上に於て米國の煙酒借款に關し論じて曰く米國は正義人道を標榜しウィルソン氏及上院が山東問題につき正義を主持せるは國民の感謝する處なり然るに舌根尙ほ乾かざるに今煙酒借款を爲すは食言の極體にして信を我國に失するのみならず國民も亦對日感情と同樣の憂慮を以て米國を見るべし米國の借款を敢てせば支那の內亂を助長し世界和平を亂す可し。（七日時事）

▲小洋票爲替停止（長春特電六日發）張巡閱使より當地官銀號及び市內各郵便局へ左の訓電ありたり。

近來小洋票の減少甚だしく金融に害あるものと認め太洋一、二毛（一圓二十錢）票を小洋票に改造せんとし其間應急策として各郵便局官銀號にては小洋票の爲替を停止す可し。（七日時事）

▲對米新借款進行說（六日北京特派員發）周自齊氏と在天津の米國實業家との間に新借款の商議進行中なりと傳へらる一說には戰兵に要する費用として二千五百萬元の借款を爲さんとする者なりとも傳へらる。（八日東朝）

▲三省幣制統一策（奉天特電七日發）東三省內の幣制統一に就いては過般の督軍會議に於ても種々凝議する所あり漸次其歩を進めつゝあるが張東三省巡閱使の意見は資本金八千萬元の東三省官立銀行を設立し各銀行を併合せんとするにありと。（九日日日）

▲友華銀行借款商議（八日長沙特派員發）米國友華銀行は着々活動を開始し既に湖南督軍張敬堯との間に百萬元の擔保借款商議中其他商業團體及教育資金等にも放資に着手せり。（十日東朝）

▲煙酒借款締結眞意（八日　京特派員發）煙酒借款に關し過般日本政府より出淵駐米大使代理をして　政府に抗議を爲さしめたるに對し最近米國政府より回答し來りたる樣にて回答の內容は不明なるも聞く所に依れば米國は斷じて之を取消すの意志なきもの、如し米國が此の借款をなすに至りたるに就ては最初より魂膽あり最にアボット氏が渡支せる際ラインシュ公使の後援を得て支那政府との間に略ぼ具體的交涉成り愈ラインシュ公使歸省すると同時に一瀉千里成立するに至りたる者にて徐總元の渡米は纏め打合せられたる結果に外ならず而して米國が斯く急速に借款をなし立せしたる眞意は一に新借款を促進せしむる爲にして卽ち米國は此借款を壟斷せずして之を新借款團に併合し日英佛と公平に分擔すべき事を以てすると同時に日本の主張

する滿蒙の除外を撤回せしむる魂膽にして 切言すれば 煙酒借款は列强に提供し日本の滿蒙除外を撤回する交換條件たらしめんとするに至れり 又曩に日本の滿蒙除外の主張に對しては 米國より不同意を表せるも 煙酒借款成立後は多少讓歩して 日本が滿蒙除外を取消し新借款團に加入するに於ては 假契約中の一鐵道のみは それが除外を認むべしとの意を以てせりとの說あり 兎に角米國は煙酒借款を以て日本の滿蒙除外を抑止し 新借款團の成立を促進せんとするにあるは明かにて 更に米國の煙酒借款に關係せる口實は 支那財政の窮乏な救ふ爲日本を初め 舊銀行團は對支借款の必要を認め居れり 現に二千四百萬圓の借款を商議しつゝありて 外交團の借款停止に關する申合せは 事實既に消滅せり 米國は舊銀行團に加入し居らざる關係よりして 舊銀行團と同一の趣旨に於て支那と借款を爲すは何等不都合にあらず』といふにあるが如し。(十日東朝)

▲煙酒借款反對 (上海特電九日發) 江蘇省教育會外八團體は昨日在北京米國公使に宛て米國の煙酒稅抵當の借款反對電報を發れり。(十日時事)

▲鑛山契約は事實 (漢口特電九日發) 張繼堯氏は先月二回の通電を發し以て湖南礦山契約の事實を否認せしに拘らず 本月一日英國某通信員に對して此契約は事實にして 湖南繁榮の爲めに斷行せしものなりと云へり 當地某官衙に在る同契約謄本に據れば 其の大要北京導報に揭載せられしものと異なる所なし 卽ち採掘權は全州礦山を含有し(經營中及び契約濟みの礦山を除く)支那側は礦山を英國側は資本を提供し利益を平分す 第一回の投資は百萬磅年限五十箇年利益一割を政府に納む等の條項あり 只政府の許可なくば無効なるを言明せり。(十日時事)

▲煙酒借款を否認す (北京特電八日發) 漢口通信社は廣東軍政府よりの二千五百萬の煙酒借款有無の質問に對し 北京は返電を發して之を否認せり云々と報ぜり 右の報道にして事實とせば 北京政府は廣東政府を全然眼着せんとするものなるか 或は否認の理由を充分辯明し 得る口實を有し居るものなるか尙ほ不明なり。(十一日時事)

▲鐵道諸問題審議 (北京特電十日發) ロイテル社の聞知せる所に據れば支那國有鐵道委員より成る 第七回支那內地鐵道聯合會議は 首尾よく會議を完了したり 此會議に於て 處理されたる重要問題は各鐵道間に於ける車輛問題及び貨物の聯絡輸送問題にして 此目的の爲め各鐵道間の車輛融通に就き協議し此管理は新規則の下に 聯絡運輸管理局に委託さるゝものにして 右は實制度に比し非常なる改良なり 運賃の統一の爲め貨物の等級表も亦起草され之が爲め種々の用意を要するを以て 此實施は明年一月一日と決定し 同時に支那鐵道は度量衡にメートル制を採用す可し 會議は又其他の諸問題に就ても協議したるが何れも滿足なる解決を告げたり。(十二日時事)

▲幣制統一法案 (北京特電十一日發) 財政部は銀兩を廢し新銀貨(圓銀)を統一する一法案を閣議に提出せり 右の案によれば關稅收入及各省租稅も總て銀貨(圓銀)にて計算納入し銀兩の名稱使用も禁じ現存の銀兩は各造幣廠にて圓銀に改鑄せしむる事を規定しあり 第一に上海に於て之を實行すべし此計畫たるや 新總理の幣制統一政策の一部分なるが 最近上海の在支英國商業會議所聯合會にても 決議せられ支那政府に向つて 建議する事となり居れるを以て政府も體面上自發的に實行する必要を認めたるなり。(十三日日)

▲米支借款必要 (上海特電十二日發) 新雲南氏は岑春煊氏に對し現狀維持の爲めに止むを得ず 米國より借款を爲せり 余は國務總理たるか否なふす正に全責任を負ふ可し 遲疑する勿れと是れ米國との煙酒借款を必ず 成立せしむるものなりと觀測せらる。(十三日時事)

▲煙酒借款辯明 (上海特電十二日發) 在北京米國代理公使は上海江蘇省教育會外九團體に對し返電して曰く 八日の貴電は 煙酒借款を拒み止めらるる左れば該借款は支那に益ありて弊害なく 政治關係もなく 絕對に南北戰爭の用にも供せず 支那と米國との國交は夙に敦厚なり 米國政府の方針は必ず支那人の深く諒とする所ならん 各團體に轉告し 疑惑を生ぜしむ無からんことを願ふと。(十三日時事)

▲衆議院豫算通過 (十三日北京特派員發) 十三日衆議院に於て民國八年度豫算案全部通過し 直に參議院に送附されたり 歲入は公債共四億九千二百八十三萬七千四百九十元歲出は 四億九千二百三十九萬 六千五百三十二元なり(十五日東朝)

▲支那條件附贊成 (十三日北京特派員發) 支那政府は新銀行團組織に對する最後の態度を決定し 卽ち條件を附して贊成を爲す旨 米國政府に通牒を

發せり　條件の内容は稍不明なるが　大體外交委員會の立案を基礎とし各方面の意見を參酌せる上閣議の承認を經たるものにして

第一、條件は政治借款に限り經濟借款を除外する事

第二、新銀行團は大借款に對してのみ優先權を有し小借款（五百萬元以下）を自由ならしむる事

第三、監督に特權を有せしめず單に收入を檢せしむる程度に止めしむ

第四、梁士詒氏等の組織せる支那銀公司をも加入せしむる事なりと傳へらる。（十五日東朝）

▲飛機借款辯明　（十三日北京特派員發）　飛行機借款に關し日本は英國政府に說明を求めたるに該飛行機は全く實業上に供するものにて　總百八十萬磅中飛行機購買費以外の金額は　支那に於ける飛行場及修繕工場の　設備費に充つべきものにして北京政府に對し單に現金を交付するが如きことなき旨　回答し來れる由なり　實業用のものに對し　陸軍側が當事者として取極むる理由なく如何なる方面より見るも　該飛行機は軍用に供せらるゝことは明白にして　且設備費として　交付する現金中の幾分は　必ず政費に流用さるゝ疑ひあり　右英國よりの回答に對し日本は滿足する能はざるべし。（十五日東朝）

▲煙酒借款經緯　（十四日上海特派員發）　上海チャイナ・プレッス北京通信に依れば米國にて　三千萬弗の借款及び資本金一千萬弗の　米支銀行設立の契約を調へたる徐恩元は　十七日歸京すべきが　徐氏はボストン市ストーン會社のストーン氏、紐育國民銀行のウイッギン氏を　同伴し居れり　彼等は米支銀行株主の代表者にして　設立の條件及び其組織に就き　研究せんとするものにして其着京後間もなく　米支關係者會合すべく　又煙酒借款に就ては徐氏は　去る八月出發の際中央政府より　アボット氏と締結せる　五百萬弗借款の外煙酒稅を抵當として　更に二千五百萬弗の追加前渡を受けて　三千萬弗の借款を調ふべき權利を受けたるもの、如し　右條件の借款は　一千九百十六年十二月開始されたるを　支那政府の都合に延引したるものにて　何等新たなる借款ならず　安福俱樂部も反對せるも其性質內容を知らざるに依るものにて　左程問題となるに　至らざらん。（十六日東朝）

▲廣東政府借款說　（北京ロイテル特電）　十四日香港よりの私電に據れば廣東政府は廣東の產業上の財產を擔保として　英米人筋と　一百萬磅の借款契約を締結せんと　目下奔走中なりとのことなれども　北京には何等公式の入報なく　又英米人筋が之を承諾す可しとは考へられず　何となれば　日本は今新借款團に加はらんとするの意あり　最早や往時の如く　反對的態度を示さざるもの、如くなればなりとあり。（十六日時事）

▲靳總理借款辯明　（十六日北京特派員發）　靳總理は各方面より煙酒借款反對の電報に接し　十五日特に四南兎政府は財政困難の爲已むを得ず　本借款を結べるものにして　本借款は將來正當の用途に使用すべく　靳氏自身に於て全責任を負ふ旨返電せり。（十九日東朝）

▲支那借款運動　（十六日北京特派員發）　支那政府は周自齊、梁士詒、張弧の諸氏をして　天津に於て借款運動をなさしめ居れるが　靳總理及び李財政次長より特に部員に對し　秘密を嚴守する樣命ぜるやにて　交涉中の借款は五日總額三千二百萬元に達すとの說あり。（十九日東朝）

▲米國對支活動　（十六日北京特派員發）　某方面の消息に據れば米國は曩に米支間に於ける　交通機關連絡の不備を名として　支那の重要なる地方に無線電信を特設し　麻尼拉を中繼として　自我の連絡を圖らんとの議を交通部に交涉ぜるに交通部は英國某商會との間に　無線電信設置に關する默契ありて　之と牴觸するとの理由を以て婉曲に米國の提議を拒絕せりと　近頃成立したる煙酒借款の如き一例に過ぎざるも　近來米國側は舊交通系と連絡し　舊交通系は米國の援助に依りて勢力恢復を圖らんと策しつゝあり　周自齊の財政總長を蔽ち得んとするも亦米國の支持に依る所多しと傳へらる　米國が支那各方面に羽翼を伸ばさんとするは事實にして　同國今後の對支政策の進行は注目に値すべし。（十八日東朝）

▲米國と新借款團　（北京國際特電十七日發）　既に北京着電に見ゆるが如く米國側即ち大藏省より　若くはアボット借款の繼續として　前渡金支拂はるる可しと信ぜらるる是は米國の新借款團參加を意味するものにして　之には日本も參加す可しと今や信ぜらる　今回の條件は支那に取り滿足なるものなり。（十九日時事）

▲兩鐵道連絡線　（北京特電十七日發）　直隸神商の發起にて資本六百萬

元乃至一千萬元を擔出し直隸省、浙江省より山東濟州方面に到る津浦、京漢の二線を連絡する鐵道敷設を計畫中なり。（十九日時事）

▲阿片禁煙の必要（北京國際特電十七日發）輸出問題に關して政府は阿片禁止の必要を認めつゝあり禁煙事業を監督せしむるが爲め各省官吏の援助を受くる檢察使を任命す可し。（十九日時事）

▲米國の經濟的計畫（北京特電十八日發）米國の支那に對する經濟的計畫は遠大にして最近徐恩元氏と煙酒借款を契約し更に進んで國庫を代理する一大中央銀行を新設し一切の借款を引受け隨時政府に立替へを爲さんとする契約を爲し居れるが財政調査會員中（周自齊氏を會長とする）には贊成者多しとの說あり又一方に周自齊氏は煙酒借款の二千五百萬を五千萬弗に增加する運動を開始せりとの噂あるも皆米國投資團の活動の結果なりと。（二十日日日）

▲煙酒借款增額（北京特電十八日發）今十八日國務會議に於て米國との煙酒借款二千五百萬元を五千萬元に增額せんとする案に就きて審議せり聞く處に據れば各總長の意見は大體に於て同意なるが完全に確定する迄には尙數回の討議と米國側との協議を要すべしと本借款に就いては各方面より續々反對し來るに鑑らす更に之を增額するに於ては反對の聲愈激烈となる可し。（二十日時事）

▲煙酒借款（北京特電十八日發）煙酒借款の內容として報ぜらるゝ所に依れば金額二千五百萬弗（米貨）手取九十一弗にて此中より袁世凱時代の前渡金五百萬弗を控除し今回交付すべき額二千萬弗の中五百萬弗を調印後直に交付し殘額は六箇月內に交付すべし擔保は米國側より煙酒稅の外鹽稅剩餘金を請求せしも支那政府は四國銀行團の抗議を恐れ之を拒絕し結局國の煙酒稅を擔保とするに決し徐恩元氏之を調印したるものなりと。（二十日日日）

▲滿洲幣制整理（十八日奉天特派員發）滿洲三省の金融統一と幣制整理との目的の爲め東三省總官銀號を設立する事を三省督軍會議に於て決定したり資本金二千萬元は官界より、五百萬元は奉天、長春、吉林、哈爾賓、齊々哈爾の五商務總會に殘り五百萬元は各地商務總會に引受けしめんとし五商務總會代表者は奉天に集まれり。（二十一日東朝）

▲對日棉花不取引決議（十九日上海特派員發）中國棉花聯合會は十八日臨時大會を開き今回日本人の上海取引所に棉花取引を開始せるに對し是れ市價を擾亂するものなりと爲し支那人の該取引所に出入して棉花取引を爲さゞる事を決議し違反者は除名する事を申合せたり且尙に支那側の計畫せる上海商券物品交易所の成立を促進すべく決議せり。（二十一日東朝）

▲湖南米輸出規定（漢口特電十九日發）張敬堯氏の湖南米輸出解禁計畫に對し之れ張氏が自らを利するものとして攻擊するものあり張氏は湖南商人の希望にて一身の利害關係無しと爭ひ居れるが政府は王占元氏に命じ仲裁せしむることゝせりと豫定の百萬石の內先づ五十萬石を供給し餘は地方の事情に依り決することゝし輸出は商人に限り但し商人の資力不足なる時は官邊より補助することある可し輸出稅は一石一弗を納め湖南の軍費に宛つる筈なり。（二十一日時）

▲山東對米借款（二十二日青島特派員發）山東省長は今回某米國商人との間に二百萬圓借款契約を締結せり實業諸般の刷新を圖る爲めの政費なりと稱せらる。（二十三日東朝）

▲關稅引渡承諾（二十二日北京特派員發）支那政府より十一月分關稅剩餘金三百四十萬兩交付を交涉せるに對し外交團にては支那側の要求通り交付するに決し其旨回答せり。（二十三日東朝）

▲裁兵と稅制整理（二十三日北京特派員發）二十三日大總統令を以て裁兵に關し近年軍事頻々として起り軍費俄に增加せり不急の兵を裁ふは民政を養ひ國土を定むる所以にあらず之が計を爲すは唯裁兵と諸稅を整理するにあり茲に十七省の各軍隊の二割を裁減すれば年に一千萬元を節約し得べし又更に各省の地方稅を整理すれば年に二千萬元內外の增收を得べし之を以て當く軍費に當て南北和議を待つて裁兵を實行すべし各督軍の建言中央の計畫と符合せり茲を以て各省督軍等をして速かに確定の計畫を進めしむべく諸稅の整理及財政部より各省に命じて切實に辦理せしむる旨公布せり。（二十四日東朝）

▲煙酒借款行惱む（上海特電二十四日發）北京來電に據れば煙酒借款は各國の協商一致せず現に停頓す又中美銀行の組織は其緒に就き明年一月開

店す可しと。（二十五日時事）

▲懋業銀行組織進捗　（二十四日北京特派員發）　懋業銀行の組織は徐恩元氏歸國以來着々進捗しつゝありて　明年一月中に　創立の運びに至るべき由にて總裁に錢能訓、副總裁に徐恩元擬せられつゝあり。（二十六日東朝）

▲湖南三百萬借款　（北京國際特電二十四日發）　湖南よりの報道に據れば同地當局は日本人筋より　水道を初め　地方廳業權を擔保として三百萬圓の借款を締結せりと。（廿六日時事）

▲借款交付請求　（北京特電二十五日發）　確なる筋よりの消息によれば財政總長代理李思浩氏は　二十一日露銀行團の日英佛三國代表に對し　曩財政總長時代に提議したる　二千四百萬圓の前渡借款の件に付未だ銀行團より確實なる回答に接せず　一方政府の財政は益々窮迫し居るを以て　此際至急回答を與へられたしと催促し來りたるを以て　三國銀行代表者は集會の上　支那政府の申出を倫敦本部に傳達せりと　一般の觀測によれば　前渡借款の交附は支那の現狀に照らし緊急なる事は十分各國の諒解する所なるも　遽に成立せし　煙酒借款に關し米國が現金引渡を中止せし行懸りもあれば　米國との諒解を待たざれば　成立し難く倫敦本部にては　三國の意見を定むると共に　米國の意嚮をも質したる上　應否を決するならんと。（二十七日日日）

▲新借款稅無根　（北京特電二十五日發）　支那新聞は英米佛三國銀行團より日本銀行團に對し　支那政府の希望により　六借款の前渡しとして五百萬磅を交付する決心なるが　實銀行團は之に加入するや否や　但し此前渡しは新借款の範圍に屬すべきものなりとの照會を發したるが　日本銀行團代表は　滿蒙除外問題未だ解決せざる今日　突如として此提議に接し　驚愕して本國へ電照中なりとの記事を掲載せり　併し責任ある方面にては　全然事實無根なりとて之を否認し　新借款團の組織に就ては　目下各國相互の諒解を求めつゝある際なれば　突然英、米、佛三國のみにて新借款を引受くる事なしと斷言せり。（二十七日日日）

▲米國對支那活動　（二十四日天津特派員發）　米國が亞細亞政策に傾倒して　各種の計畫を實現しつゝ、あるは　既知の事實なるが北支那に於ける之が計畫は最近天津に於ける　極東銀行の設立となりて現れたるに　今又天津と塘沽間の中央地點なる　鳴頭營に米國貿易にて　工費五百萬弗を投じ一大築港を經營せんとするの計畫を立てつゝあり　右工費の外更に米貨二千七百萬弗を投資する筈にて　北支那に於ける對支貿易の鍵鑰を米國が　一手に把握せんとするの意圖にして　京奉より鳴頭營に至る鐵道に行動しつゝあり　因に鳴頭營は築港として好適にして淺き處にても　三十呎の深さを有し居れり　該鐵を敷設して物資の集散を便にし以て　各國の天津輸出入貿易を壓迫有威ぜんとするの計畫なり　此計畫は　米國がエキスペス會の名を以てせるものにして　在天津米國總領事が先づ直隸省の有力者に同意を得べく專ら其交涉に當り　直隸督軍曹錕同省長曹銳邊守對等の諸氏を歷訪して　贊成を求めつゝあり　斯て各有力者の同意を得て　中央政府を動かす手筈なるが　此計畫にして　若し某國の窺知する所とならば　利害の衝突を來し　計畫實行上大なる障害を生ずるに至る可しとて　極力秘密に附し居れり　米國の計畫にては　一萬噸級以上の船舶を優に繫留せしめんとするものなるが　此築港計畫にして　實現の上は　天津は貿易港たる死命を制せらる可し。（二十八日東朝）

▲現銀不足の恐慌　（二十五日北京特派員發）　上海市場に於ける現銀の缺乏甚だしく　金融界の恐慌を惹起する慮あり　同地外交團より　支那政府に武昌南京等の造幣局に命じて　現銀の鑄造なし　應急策を講ぜんことを照會せるが　支那政府も　全國の商務に　重大なる關係ありとし　江蘇省の當局に對し　善後策を命ぜり。（二十八日東朝）

▲白國借款繼續交涉　（二十六日北京特派員發）　交通部にては　戰爭中白耳義シンヂケートより　龍海鐵道借款の交付を受くる能はず　工事行惱みとなれるより　今回戰爭の終止を機會に　繼續して　借款の交付を受くべく　商議する筈なり。（二十八日東朝）

▲煙酒借款愈々取消　（二十六日北京特派員發）　煙酒借款は　各方面の反對盛んなる爲め　愈取消しに決せりと　右に關し佛國公使館側の消息に依れば　佛國は本借款に率先して　米支双方に抗議を提出せる趣にして　其理由は煙酒稅は千九百十一年佛國と　支那との間に締結せる　五千萬法の實業借款の擔保と爲し居れるを以て　之と牴觸するといふにあり　支那側より既に同公使館に右の借款を取消すべき內意を通じ來れり　但し支那は　先年交付を受けたる　五百萬弗前後の借款續約のみは　有效なるを主張すべしと。（二十八日東朝）

▲英米煙草トラスト活躍（二十六日青島特派員發）近來山東省に於て益辣腕を發揮し來れる米國人代表的事業の一なる英米煙草トラストは地方農民との間に葉煙草買入に關し意志の疏通を缺きて騷動を起せる事あり此頃に至り山東鐵道沿線二十里德縣の境内に近く設けられたる會社の工場は支那軍隊を駐屯せしめ警戒し居れり此の方は滿洲を根據として此處に侵入し來れる邦人の東亞煙草會社あり又南の方廣東を根據として國貨を標榜して顧る人氣を博せる南洋煙草あり山東の煙草戰爭は混沌たる裡に支那軍隊の保護を以て完全に營業を繼續する英米トラストの辣腕は近來事毎に疏外せらるゝ傾きある日本人に取りて寧ろ羨むべし。（二十八日東朝）

▲關稅剩餘を受取（上海特電二十七日發）廣東軍政府は關稅剩餘金七十一萬六千元を受取れりと。（二十八日時事）

▲英國南滿加入提案（二十七日シドニー特派員發）紐育來電――紐育タイムス紙華盛頓特電に依れば英國は米國國務省に對し南滿洲を新借款團の範圍内に置くべしと提案したるが國務省は日本は東部及内蒙古に對する除外要求を撤回すべしと爲し英國の提案に反對し米國は滿洲に於ける日本の既得權を侵害せんとするものにあらずと說明せり。（二十九日東朝）

▲米資本家歡迎（二十七日北京特派員發）北京商務總會にては來京中の米資本家を招待して歡迎會を催せるが席上、安同會長より（一）兩國實業家提携して兩國商工業の利益を增進すること（二）米國資本家の投資を歡迎し兩國の商務の發展を圖り銀行を組織して支那全國の金融を潤澤ならしむること（三）米國技術家の渡支を歡迎し支那工業の進步を指導せしむること等に關して演說を試み米國公使代理は支那に於ける勢力範圍、利益範圍の支那と外國との通商を妨害するものあることを指摘し米支一致して之が打破に努むべく米國資本家の來遊は此目的に貫徹する所あるべしと說き資本家側を代表してストーン氏は米支實業家提携の必要なる所以を演說せり。（二十九日東朝）

▲三國團借款進行（二十七日上海特派員發）英米佛銀行團と支那政府との五百萬磅借款說は一部に於ては否認されつゝあるも或一部に於ては日本がこれに加入する勸告を受けたるに對し承諾するや否やに拘らず右三國銀行團は年内に交付の手續を了すべしと傳へらる。（廿九日東朝）

▲銀貨調節策建議（北京特電二十七日發）最近、銀の低落は異常なる騰貴を示せる爲め對外貿易に大影響を來し延いては國内商業取引の上に惡影響を及ぼさんことを慮り上海領事團は支那政府に之が調節策として銀貨の國外流出禁止銀貨の急造銀貨鑄潰しの絕對禁止等を申告せんことを當地外交團に求め來れるを以て其至當なるを認め外交團は近々外交部に之を致すことに決定したり。（二十九日時事）

▲造幣廠新設か（上海特電二十八日發）銀價暴騰の結果、財政部は上海に新造幣廠を設くるか或は南京の造幣廠を上海に移すか孰れかの方法に依り多く一弗銀貨の鑄造を爲さん計畫にて目下、人を派し調査せしめ居れり。（二十九日時事）

▲道清鐵道新借款（二十七日北京特派員發）北京シンヂケート（英商組公司）と交通部との間に河南道清鐵道の清化鎭より孟縣に至る十四哩の新鐵道借款成立せり契約の内容は借款額三十五萬磅、利子年七分七厘、擔保鐵道收入、償還期限開通一年後より三年間に償還す、尙本線は將來山西の平陽に延長さるゝ計畫なり。（卅日東朝）

▲英支借款調印（二十八日北京特派員發）粵漢鐵道昌岳線の改良を目的とする借款契約支那政府と英公使との間に調印せられたり借款額二百萬元利子年八步明年十二月より每年十萬元宛償還契約にて汽罐車十二輛貨車九十輛を購入する外線路の改良を圖らんとするに在り。（卅日東朝）

▲米支借款中止原因（二十八日北京特派員發）煙酒借款の成行に就き其後支那側の情報を綜合するに北京政府は内外多數の反對を顧慮し徐恩元の持ち歸れる本契約に調印を躊躇するに至り遂に其儘行惱み居りしもの、如く卽ち本借款中止の原因は紐育にあらずして北京に在りと尙徐恩元は紐育に於て本借款締結に際し千九百十七年の前渡金五百萬弗を借換へたる外別に尙五百萬弗の前渡金を擔りて歸國せりと傳へらるゝが恐らく事實なるべし。（三十日東朝）

▲對米借款建議（二十八日長春特派員發）近來吉林省に活躍せんとする米國人增加せるが昨今同地確なる方面よりの情報に據れば同地有力家松齋外三十餘名は連署にて北京政府及巡閱使宛吉林省名義を以て米國人より二千

萬弗の借款を爲し幣制改革產業の振興を圖り日本の勢力を排斥せんとの建議を爲したり。（三十日東朝）

寄贈書目錄

岐阜縣教育	其會	三〇四號
財政經濟時報	其社	一號
月報	奉天商業會議所	八四號
商工時報	名古屋商業會議所	一五一號
滿蒙實業協會報	其社	一號
帝國鐵道協會會報	大連商業會議所	五四號
大陸	其社	一二號
岐阜商報	其社	一號
月報	岐阜商業會議所	七〇號
國際法外交雜誌	小樽商業會議所	一三四號
新着書	其社	五六號
上海經濟時報	丸善株式會社	五七號
月報	其社	一二號
山林公報	大日本紡績聯合會	三二七號
學燈	農商務省山林局	八二號
月報	丸善株式會社	十二月號
公聞報	商品陳列館	八一號
日華公論	貿易協會	二八號
經濟學研究	丸善株式會社	十月號
宮城教育	商品陳列館	二八號
日印協會報	貿易協會	自六八號
三田評論	其社	至七一號
滿州及西比利亞地方砂糖事情	其社	其社
經濟資料	其社	其社
特許公報	其社	其社
商標公報	帝國大學	其社
國民經濟雜誌	其會	其會
朝鮮及滿洲	日印協會	其社
化學工藝	其社	其社
會報	東亞經濟調查局	東亞經濟調查局
實用新案公報	其社	其社
	熊本海外協會	其會
	特許局	特許局

	東京文具新聞	其社
	日本及日本人	政敎社
	水產界	其會
	紡織界	其社
	南洋協會雜誌	其會
	大陸上報	興亞技術同志會
	外事彙報	外務省
	泰公	其會
	貿易通報	大阪商業會議所
	Hand of Asia	Hand of Asia 社
	法學論叢	法學會
	東洋經濟新報	其社
	通商公報	外務省通商局
	上海雜穀肥料同業組合會月報	其會

支那天津旭街

藥種
雜貨
海產物

貿易商 正文洋行

電話二九三九四六號

支店 大阪、沖繩

會報

東亞同文會秋季大會

本會は十二月九日午後五時より華族會館に於て秋季大會を開けり會長牧野男爵開會の辭を述べ次で小川幹事長は春季大會以後日支兩方面に於ける各部事業に付報告して午後六時閉會を宣し別室にて芳澤政務局長田中通商局長以下支那公使館員一同を招待し懇親會を開き主客歡談の裡同八時散會せり尙ほ當日開會に先ち午後三時より蒙古旅行者吉田陸軍中將の講話ありたり

當日出席者氏名及大會速記錄左の如し

出席者氏名

來賓

政務局長　芳澤謙吉
通商局長　田中都吉
中華民國一等祕書　江洪杰
同　陸軍少佐　趙經世

會員（イロハ順）

井上三雄・二　井上公二　井手三郎　磯村壽喜　原仁吉　波多野乾一　小川平吉　押川方義　柏原文太郎　吉永保太郎　高木陸郎　高尾亨　佃信夫　鍋島直太　上野岩太郎　黑澤禮吉　安河內弘　山崎長吉　松井廣吉　五百木良三　速水一孔　畑勇吉　堀內干城　大久保高明　岡田晉太郎　川上義　笠羽滑吉　田鍋安之助　田原壽吉　根津一　中村純九郎　臼井哲夫　熊谷直幹　山田純三郎　男牧野伸顯　丸山英三

松本良男　藤田・讓一
藤田諭一　公　近衛文麿
小島貞吉　會田常夫
寺中猪介　清藤幸七郎
宮島大八　下地玄信
清水壽　平尾精一郎
日比谷卯一　森茂
望月龍太郎　森田曉
本山義人　關菊麿
杉田定一　鈴木梅四郎
鈴木恭堅

東亞同文會秋季大會議事速記錄

（大正八年十二月九日午後五時十五分開會）

○會長（男爵牧野伸顯君）　是より大會を開くことにします小川幹事長より御報告を致します。

○小川幹事長　御報告を致します、本部役員の異動を申上げます、春期大會後本年六月江原曙藏君が病歿されました又九月には男爵森村市左衛門君が病歿されました。森村君は御承知の通り本會創立以來會計監督の任に當られました江藤君も亦本會幹事として多年盡力されました、然るに此兩君が不幸にして病歿されましたのは誠に痛惜に堪えない次第でございます。會計監督の補缺として本年十一月男爵森村開作君に會計監督を囑託することにしました、次に會員の入退會を申上げます、春期大會後新たに入會せるもの九十九名、死亡者十四名、差引八十五名の增加でございまして現在會員の總數は二千五百名でございます、次に調査編纂部のことを申上げます、雜誌の支那は引續き發刊致して居りますが印刷費其他昂騰の爲に已むなく發行度數を每月一回と致しましたから一册の頁數を從前よりも增加を致しました、且亦定價も以前の倍以上に增加致しました。其內容に就きましては幹改員を加へて支會事情研究者の好資料となるやう充分努力をして居る次第でございます、目下の發行部數は千六百餘でございます、次に出版物のことを申上げます、出版物は之は御承知の通り近頃印刷職工の罷工又は企業の爲に印刷力が非常に減少致しましたので豫期の如く出版を遂行することが出來ませんなんだ、併しながら漸て印刷中の支那命脈機關は既に印刷が出來上り發賣の運びと相成りました、それから又第四回支那年鑑の改版、支那實業、支那職山等は目下編輯若くは編輯を終つて印刷に取りかゝつて居りまして遠からず發賣し得るに至るべき模樣でありまます、今日に至るまで本部に於て發刊致しました書籍類は既に二十四種に達して居りますが今後尙引續きまして出版を致す考へでありまます、それから支那書別全誌のことでございます、書別全誌の原稿の編纂は大體終了を致しました、然るに上海の東亞同文書院から最近の材料が大分到着致しましたので精兗訂正を致しまして十一月末に原稿は全部完成致しました、然る處矢張り印刷所の職工の罷業企業等の爲に印刷が遲れました本年春期大會に御報告致して置きましたやうに印刷所は二箇所契約してあるのでありますが其內兵林精は職工不足の爲に第十五卷の原稿を印刷に着手することが出來ませぬ、秀英舍も亦五月二十日に第十四卷の原稿を交付してあるものが今日に至つても……六箇月も經過して未だ完成せぬといふ次第でございます、此印刷所に對しても絕えず非常なる督促を致して嚴重に談判を繼續して居るのでありまます、けれども何分にも職工の罷業企業等の爲に豫定の如く事業を遂行することが出來ませぬのは甚だ遺憾でございます、併しながら幸に編輯の方は總て完結致しましたから今後更に別に新たに印刷所と契約致しまして明年三月迄には殘る所の四卷……今日迄既に十四卷だけ御承知の通り發行になつて居りますが殘りの四卷は明年三月迄には刊行を終る考へでありまます、それから調査機關のことを申上げます、支那研究資料の蒐集は昨年來本部の事業費が少し減算を縮少致しましたから專ら圖書の蒐集に努めまして既に一通り購入を致しましたから先づ支那に對する大體の研究資料は殆んど網羅することが出來ました、併しながら今後も尙進んで材料を蒐集すると共に之を增補を致して支那研究者の爲に十分な便宜を與ふることに致したいと考へて居りまます次に東京同文書院並に目白中學校の狀況を申上げます、東京同文書院は春期大會御報告の後發したる騷動はございませぬ、目下在學生は第三年が九名、

第四班七名、第六班三名、特別班十二名合せて三十一名でございます、又目白中學校の方は第五學年が八十四名、第四學年生が百三名、第三學年が九十六名、第二學年百三名、第一學年百十五名、合計五百一名でございますが本年度の卒業生は中學部卒業者が八十二名、東京同文書院支那學生の卒業生が十六名、學校の狀況に就ては別段御報告申す程のことはありませぬ、次に上海の東亞同文書院のことを申上げます、御承知の通り本年五月初旬から排日の氣勢が大分激しくなりました、上海に於ては五月五日から十三日迄全市に亙つて暴行を行ふこと殆んど十日間でありました、東亞同文書院も一時は水道を斷たれ糧食の供給杜絶さるゝといふが如き災危に會ひましたのでありますが、種々苦心致しまして、學生には暴徒と衝突する等のことなく固く戒しめ何等事變を生することなく、幸に無事に授業を繼續致しまして六月下旬卒業式をも終りました次第であります。併し此排日騷動の結果と致しまして、第三學年生の支那內地調査旅行は之は當分延期するの已むなきに至りました、又御承知の通り新築致しました中華學生即ち支那の學生の方でありますが此の中華學生部の學生募集は矢張り排日運動の猛烈なるが爲に當分延期するの已むなきに至つた次第であります、又上海に於ては七月上旬から虎列刺病が流行致しました、八月には隨分其勢猖獗を極め、爲に九月一日から學校を開くべきの所の第三學年も、それを延期致しまして他の學年生同樣に九月十日より開校するといふことになつたのであります、併し幸に學校の學生には虎列刺病に感染した者は一人もございませぬ、何にしても誠に仕合なことでありました次に卒業生の就職狀況を申上げます、本年六月末日卒業致しました第十六期生は政治科が六名、商務科七十三名、農工科第一部が七名、同第二部が十一名、合計九十七名の卒業者がございました、然るに之に對する採用の申込數が三百名に達しました、從つて卒業期の前に於て悉く就職先が決定することが出來ました次第で誠に仕合の次第でございます、次に第十九期生の新入學生のことを申上げます、本年新たに入學致しました第十九期の生徒は八月二十四日迄に悉く東京に集まりまして入學式を行ひ、一週間各地を見學致しました、それから三十一日に出發致しまして途中見學を致しまして九月十日に無事上海に到着して學校へ入りました、其生徒の數百三十五名でございます、之は御承知の通り本年から日本の學生の方も募集致しました、生徒が非常に增加した次第でありまして、昨年は百名足らずでありましたが本年は百三十五名の生徒を入學せしむることが出來ました、其科目別を申上げます、商務科が百十八名、工業科第一部八名、工業科第二部九名、斯ういふことになつて居ります、現在の生徒數は第三學年八十九名、第二學年百三名、第一學年百四十九名、合して三百四十一名であります、學校の內部のことに就て一寸申上げて置きます、之迄ございました政治科といふものは極めて少數の生徒が御承知の通りあつたのでありますが之を十九期から募集を廢することゝ致しました、それから農工科の名稱を改めまして本年九月から工業科第一部、工業科第二部といふことに改めました、即ち先刻申上げたやうな次第であります、それから本年は夏季休暇を利用致しまして學術の研究調査のために各所に諸教授を出張させました、即ち礦物調査の爲に東滿洲へ福島教授及都野教授、物資調査の爲に山東滿洲へ馬場教授、風俗習慣調査のため中部及北部支那へ野田教授、會計學研究のため東京に和田教授、有機化學研究のため東北大學へ山本教授、工場研究のため日本各地へ石村講師

新樣に休暇中を利用して研究調査せしむることゝ致しました、尙第一學年生は四月十五日から六日間寧波、紹興、杭州地方へ修學旅行を致しました、第三學年の內地調査旅行は先刻も一寸申し上げました如く排日の勢が甚だ激しくありまして狀勢が甚だ不穩でありましたから本年は全く延期致しました、明年二月下旬から四月上旬頃迄の間に於て行ふといふ豫定でございます、併しながら其時に至りまして其狀況に依て果して遂行することが出來ますか何うでございますか、今日の見込では其頃になりましたならば調査旅行をすることが出來るであらうといふ考へであります、學生の風紀之は昨年以來自治會といふものを起しまして風紀上のことに就て特に注意を致しました結果風紀は大に整頓して居ります、さうして又體育のことも久しく新築工事の爲に使用することが出來なかつた所の野球庭球等の運動場も新築工事を終りました爲に新に開くことに致しました、又劍術道場等も近日中に新築教室の北側へ移轉することになつて居ります、擊劍柔術相撲等も從來んに行はれまして短艇は四月中旬盛んなる競漕會を開きました、此六月には先刻申上げました通り排日運動が盛んでありましたために外出を見合せ、運動等も總へ

八居りました、引續いて虎列拉病等のために學生の外遊を差止めて置きましたが十月になりましてからは盛んに外遊して運動するといふ次第で體育は大分盛んに行つて居ります、衛生の狀態も今回御報告申上げます經過は極る眞好でございます、此春上海に於て腸窒扶斯が流行致しましたことは申上げた通りでありますが四月以後は全く新患者は無くなりまして衛生狀態は誠に眞好になつて居ります、又先刻申し上げました通り上海は大部虎列拉が其勢猖獗でございましたけれども、同文書院に於ては熱心に豫防に盡力致しまして一般學生其他職員等に對しても豫防注射を行ひ、其他出來得る限りの努力を致しました爲に幸に書院の學生に於て此病に感染することなくして濟みました次第でございます、又先刻一寸申上げましたが中華學生部、即ち支那の學生の募集のことは先刻申上げましたやうな事情でございましたけれども尚念の爲に各地に書院から人が派遣致しまして、天津、北京から漢口、長沙、湖南邊りの各所に出張して形勢を調査致させました所が之を募集すること甚だ困難であり、又募集を致した後のことも餘程懸念に堪えぬ樣な事情がございましたから本年は學生の募集を延期することに致しましたのであります、次に山東省の濟南同文公所、之に就ては悲しむべき御報告を申し上げねばならぬのであります、本年五月十九日に同文公所營業所地下室電氣材料倉庫から出火致しまして全部燒失致しました、本公所は御承知の通り大正三年秋開設以來地理の宜しきを占め、設備宜しきを得ました爲に經營稍々緒に就きましたに拘らず一朝にして火災のために燒失致しまして、之が恢復は甚だ困難であるといふ狀況でございます、誠に不幸な次第であります、次に本年度の新事業に就て申上げます、先刻來申し上げました上海に於ける東亞同文書院竝に附屬中華學生部の遷築工事は本年八月全部落成致しました、さうして日本學生の方は九月から新入生を增加して教授を開き支那學生は先刻申上げました通り遷築も立派に出來上り既に教場其他萬端の手筈が悉く濟んで居りましたのでございますが排日運動のために學生の募集を延期致した次第でございます　尙又北京盛東に新設すべき支那學生を收容する學校でございますが之は前回申上げました通り遷築竝に其他設備の費用は既に出來て居ります、然るに本年度初めから遷築に着手する考へでございましたが是亦排日運動が段々激しくなりました爲に形勢が頗る宜しくございませぬ、後て北京に適つては一寸幹事を派遣しました、廣東に關しては上海同文書院の宇治田會計主任を派遣致しまして實地に就て遷築竝に生徒募集等のことに就き調査を致しましたのでございますが、何分遷築も困難であるといふことでございましたから其だ遺憾ではございましたが本年は延期することになりました、併しながら本年度も未だ殘りが五箇月許りであるのでございますから幸に支那に於ける形勢を緩和されましたならば何時でも着手するといふやうに準備に致して居るのでございます、次に漢口の通信員、之は前に計畫な申上げて置きましたのでありますが支那漢口の產業政治經濟其他一般の狀況を調査する爲に本年初めて外蒙古庫倫及甘肅の寧夏に駐在員を派遣することになりました、庫倫に向けては小西茂氏を派遣し、寧夏に向つては工藤鐵三郎氏を駐在通信員として派遣することに致しました、次に上海の亞洲日報の現況、之には今春大會に申上げました後別段申上げる變化はございませぬ、其から寄附金のことでございますが寄附金は受領濟の金額が二十五萬三千二百圓受領未濟金額が一萬千二百圓でございます、此寄附金額人名等は茲に詳しく書いてございますが御報告は略します、若し御覽になりたい方は後で御覽願ひたいのでございます、大體今回申上げます事業の狀況は以上申述べた通りでございます、尙御質問がありますれば申上げます。（拍手）

○會長（男爵牧野伸顯君）別に質問がございませぬければ之で閉會致します。

（午後五時四十分閉會）

附錄

支那中央及地方職員表

（民國八年九月末日現在）

大總統府

大總統　徐世昌

秘書廳

秘書長　張一麐

參議　張若海　袁良　曾彝進　劉崇傑　吳鼎昌　徐鳳書　楊熊祥　徐恩元　許寶蘅

秘書廳

秘書長　郭則澐

法制局

局長　方樞

參事　張名振

國務院

署國務總理　靳雲鵬

外交總長　陸徵祥

署內務總長　于寶軒

署財政總長　李思浩

陸軍總長　靳雲鵬

海軍總長　劉冠雄

司法總長　朱深

署教育總長　袁希濤

農商總長　田文烈

交通總長　金鼎　金賚言　王蔭泰　棄鴻志　李儁　邵從恩　李大鈞　金保康　黎淵　李垣　程樹德

銓叙局

局長　許寶蘅

參事　方兆鼇　傅嶽棻

統計局

局長　吳廷燮

參事　余建侯　沈爾喬　唐桂馨　陳宗蕃

印鑄局

局長　曹秉章

參事　易順鼎　楊毓璜

全國水制局

總裁 李國珍
副總裁 王式通
福建分局長 陳培錕
湖北分局署局長 胡俊采
湖南分局長 鄒代藩
陝西分局長 郭希仁
雲南分局長 由雲龍
江淮水利測量局長 沈秉璜
河海工程專門學校 許肇南
僑工事務局長 張孤

幣制局

總裁 李思浩

將軍府

（幸電博軍府事務總威上將軍） 段祺瑞
揚威將軍 張鳳翽
奮威將軍 丁槐
綏威將軍 那彥圖
義威將軍 孫武
毅威將軍 胡景伊
振威上將軍 張錫鑾
翊威將軍 蔣作賓
果威將軍 靳雲鵬
桓威將軍 李烈鈞
智威將軍 胡漢民
烈威將軍 柏文蔚
定威將軍 陳炯明
曜威將軍 李鼎新
懷威將軍 呂公望
翊威將軍 周駿
明威將軍 陳宧
信威將軍 湯薌銘
惠威將軍 孟恩遠
慶威將軍 王懷慶
孚威將軍 吳佩孚
博威將軍 張士鈺
楨威將軍 王廷楨
贊威將軍 屈映光
遇威將軍 蘇珍克圖巴蘭開
泰威將軍 李長泰
襄威將軍 帕勒塔
超威將軍 羅佩金
樹威將軍 張紹曾
輔威上將軍 段芝貴
炳威將軍 陸建章
迪威將軍 江朝宗
誠威將軍 孟恩遠
掌威上將軍 陸榮廷
保威將軍 周道剛
冠威將軍 傅良佐
參軍 陳廷訓
同 黃培檢
同 蔡森
同 鐘鼎基
同 韓鳳樓
同 戈克安
同 饒景華
同 徐寶珍
同 曾承業
同 彭光烈
同 范熙績
同 張行志
同 吳中英
同 周茂多
同 張鈁
同 張錫元
同 林紹雯
同 胡忠亮
同 孫樂
同 萬德尊
同 曹嘉祥
同 陳之驥

大軍　許蘭洲
同　趙俊卿
同　范書田
同　曲同豐
同　李鐘岳
同　李炳之
同　眞肇宇
同　孔慶塘
同　王春化
同　劉傳綬

將軍府事務處

廳長　趙理泰

邊防事務督辦處

督辦　段祺瑞
參謀處長　靳雲鵬
機要處長　張志譚
軍備處長　羅開榜
外事處處長　陳　籙

審查院

院長　莊蘊寬
副院長　許士熊
第一廳廳長　楊汝梅
第二廳廳長　張潤霖

外交部

總長　陸徵祥
次長　陳　籙
參事　袁克暄
同　章祖申
同　劉崇傑
同　嚴鶴齡
政務司司長　王繼曾
通商司司長　周傳經
交際司司長　陳恩厚
清華學校校長　周詒春
同副校長　趙國材
俄文專修館長　范緒良

駐外公使

駐日特命全權公使　劉　鏡人
駐英特命全權公使　施肇基
駐佛特命全權公使　胡惟德
駐丁抹特命全權公使　顏惠慶
兼駐瑞典特命全權公使　顏惠慶
駐露特命全權公使　劉鏡人
駐米特命全權公使　顧維鈞
兼駐玖馬特命全權公使　顧維鈞
駐和蘭特命全權公使　唐在復
駐伊特命全權公使　王廣圻
駐白耳義特命全權公使　魏震
駐西特命全權公使　沈瑞麟
兼駐葡特命全權公使　戴陳霖
駐伯特命全權公使　夏詒霆
駐秘露特命全權公使　夏詒霆
駐墨代理使事務　馮祥光
羅馬法王廳特命全權公使　戴陳霖

駐外領事

橫濱總領事　徐善慶
神戶大阪兼任領事　秬　鏡
長崎領事　馮　冕
朝鮮總領事　富士英
仁川領事　張國威
釜山領事　柯鴻烈
新義州領事　許同莘
元山副領事　馬永發
鎮南浦副領事　胡　襄
瓜哇總領事　歐陽祺
スラバヤ領事　員文燕
バタン領事　余祐春
メダン領事　張步青
ペルー領事々務　吳振麟
桑港總領事　朱兆華
フイリツピン總領事　桂　坫
巴里總領事　廖世乾

ニューヨーク領事 楊毓瑩
ホノルル領事 譚學徐
バナマ總領事 吳佩洸
倫敦總領事 羅昌
メルボルン總領事 魏子京
ニュージランド領事 林軾垣
カナダ總領事 楊書雯
ボルネオ總領事 余祐蕃
彼南領事 裘培元
ラングーン領事 周國賢
バンクーバー領事 葉可樑
浦鹽總領事 邵恒濟
イルクック領事 魏渤
玖馬總領事 孫士頤
新嘉坡總領事 伍璜

內務部

署總長 于寶軒
次長 于寶軒
參事 孫培
參事 劉馥
參事 吳貢因
參事 汪希
民治司長 呂鏞
職方司長 曾維

警政司長 王楊濱
土木司長 陳時利
禮俗司長 歐陽溥存
衛生司長 劉道仁
衛生陳列所所長 金子直
警官高等學校長 王履康
京師警察廳
總監 吳炳湘
護軍管理處
都護使 紹英
軍統領衙門
步軍統領 王懷慶
左翼總兵 鶴春
右翼總兵 袁得亮
總參議 孫樹林

財政部

署總長 李恩浩
次長
次長代 張弧
參事 項驤
參事 凌文淵
參事 黃賢元
參事 雷奮
代理參事 羅惇曧

賦稅司長 袁永廉
會計司長 朱延昱
泉幣司長 范治煥
公債司長 龐學溥
庫藏司長 李光啓
印花稅處總辦 李景銘
全國煙酒事務督辦 張壽齡
全國於酒公賣局總辦 丁乃揚
印刷局局長 胡源滙
公估局局長 鄭禮融
平市官錢局 陳福頤
中國銀行總裁 馮耿光
中國銀行副總裁 張嘉璈
造幣廠總裁 吳鼎昌
南京造幣分廠長 武濟源

鹽務署

會督辦
署長 張弧
參事 張茂炯
署參事 嚴濂

稅務處

督辦 孫寶琦
會辦 察廷幹
提調 曾述柴
總稅務司 アグレン

陸軍部

總長靳雲鵬
次長張士鈺
參事吳昭麟
同陳寬沆
同韓麟春
同沈鄒文
署參事龔維驥
軍衛司長金紹曾
軍務司長丁錦
軍械司長翁之麟
軍學司長齊振林
軍需司長羅開榜
軍醫司長姜文熙
軍法司長施爾常
陸海軍會計審查處處長高榮
陸軍大學校長熊炳琦
兵工廠總辦宋振綱
軍官學校長賈德耀

師長

第一師蔡成勳
第二師王占元
第三師曹錕
第四師盧永祥
第五師張樹元
第六師齊燮元
第七師張敬堯
第八師王汝賢
第九師黎天才
第十師盧永祥
第十一師李奎元
第十二師陳光遠
第十三師李進才
第十四師
第十五師劉詢
第十六師王廷楨
第十七師陳復初
第十八師王懋賞
第二十師范國璋
第二十二師鐘體道
第二十七師張作相
第二十八師汲金純
第二十九師吳俊陞
江蘇第十九師楊春普
暫編浙江第一師潘國綱
暫編浙江第二師張載陽
暫編湖南第一師趙恆惕
暫編湖南第二師
四川第一師徐孝剛
四川第二師劉雲峯
暫編廣東第一師譚浩明
廣西第一師陸榮光
雲南第四師
暫編貴州第一師王文華
海州中國軍參謀長喻毓西
京畿衛戍總司令段芝貴
衛戍武管長蔭昌
西北路辦事大員
都護使辦事大員陳毅
西北籌邊使徐樹錚

海軍部

總長劉冠雄
次長徐振鵬
參事吳振南
參事徐興倉
參事劉華式
參事謝葆璋
軍衛司長王壽知
軍務司長何品璋
軍械司長吳紉禮
軍學司長李景曦
軍需司長林葆綸
軍法司長陳毓彭

海軍總司令　董建衡
海軍第一艦隊司令　林頌莊
同　第二艦隊司令　杜錫珪
同　練習艦隊司令　蔣　拯
總司令部參謀長　何品璋

參謀本部

總長　熊祥芝
次長　陸錦
高級副官　王行
高級副官　許國聊
第一局長　雷騰霄
第二局長　翟承娥
第三局長　姚任文
第四局長　袁華選
第五局長　黃憲松
第六局長　謝開甄
製圖局長　陳嘉業
測量局長　陳儀章
憲備陸軍大學校長　胡龍騰
中央測量學校長　吳穗芳
航空學校長　秦國鏞

司法部

總長　朱深
次長　張一鵬
參事　余紹宋
參事　毓泰
參事　楊鐵錚
參事　何基鴻
民事司長　石志泉
刑事司長　徐彭齡
監獄司長　王文豹
司長　邵條文

法律修訂館總裁　董康
王寵惠
同　副總裁　陸鴻儀
羅文幹

大理院

院長　姚震

總檢察廳

檢察長　王義芝

京師高等審判廳

廳長　朱獻文

京師高等檢察廳

檢察長　楊薌杭

京師地方審判廳

廳長　黃總章

教育部

署總長　袁希濤
次長　董鴻禕
參事　中
參事　蔣維喬
參事　劉恕錕
普通教育司長　張懿熙
專門教育司長　沈步洲
社會教育司長　高步瀛
中央觀象臺長　高魯
北京大學校長
日本留學生監督　江庸

農商部

總長　田文烈
次長　汪有齡
參事　秦瑞玠
參事　張新吾
參事　王治昌
參事　李溎
鑛政司長　荊端
農林司長　黃鑾鍚
工商司長　陳承修
漁牧司長　汪楊寶
觀測所長　湯裳
龍烟鐵鑛公司督辦　徐恩元　與

銅冶辦事處　總辦　劉士源

命脈堂煤鐵礦辦事處　名譽總辦　施肇基

交通部

總長　曾毓雋

次長代理　曾毓雋

參事　陸夢熊

參事　蔣尊簋

參事　雷光宇

參事　關賡麟

參事　關賡麟

參事　姚國楨

路政司長　關賡麟

郵政司長　劉符誠

電政司長　周家彥

航政司長　胡祕泰

技監　沈琪

技監　鮑貴卿

東省鐵路公司督辦　鮑貴卿

滬寧川鐵路督辦　曾毓雋

隴秦豫海鐵路督辦　施肇曾

京漢鐵路管理局長　王景春

京奉鐵路管理局長　徐廷爵

京綏鐵路管理局長　丁士源

署滬寧滬杭甬鐵路管理局長　任傳榜

津浦鐵路管理局長兼浦信鐵路督辦　徐世章

廣九鐵路管理局長　龍應章

株萍鐵路管理局長　唐德萱

吉林鐵路管理局長　關　鏗

濱黑鐵路督辦　鮑貴卿

廣三鐵路管理局長　夏昌熾

正太鐵路監督局長　丁平澗

道清鐵路監督局長　程世清

蒙藏院

總裁　貢桑諾爾布

副總裁　冶　格

參事　任承沆

參事　尹　良

第一司長　傅柏銳

第二司長　方燕庚

平政院

院長　夏壽康

京兆

京兆尹　王　達

京師稅務監督　劉鶴慶

直隸省

督軍　曹　錕

省長　王　承斌

天津鎮守使　趙玉珂

蘇檢鎮守使　張懷斌

冀南鎮守使　馮玉麟

口北鎮守使　汪學謙

外交部交涉員　黃榮良

財政廳長　汪士元

教育廳長　王章祐

實業廳長　王毓芝

長蘆鹽運使　丁乃揚

津海關監督　趙從蕃

張家口稅務監　顏世清

高等審判廳長　廉　隅

高等檢查長　陳彰壽

全省警務處長兼天津警察廳長　楊以德

北京市政公所督辦代理　吳炳湘

熱河

都統　姜桂題

參謀長　舒和釣

審判廳長　戚朝卿

朝陽鎮守使　楊潤芝

林西鎮守使　光振標

財政廳長　譚椒馨

察哈爾

都統田中玉
參謀長胡翊儒
總務處長趙炳南
審判廳長周樹標
察東鎮守使唐啓垚
察西鎮守使喬建才
財政廳長李杜芳
口北蒙墾局長周大鈞
實業廳長龍驤

東三省巡閱使

東三省巡閱使張作霖
同秘書長談國楹
同參謀長張作相

奉天省

督軍兼省長張作霖
參謀長秦華
東邊鎮守使馬龍潭
政務廳長魁陞
外交部交涉員關海清
財政廳長玉永江
遼源交涉員金梁
營口交涉員史紀常
安東交涉員方大英
教育廳長謝蘅昌
實業廳長談國楹
東三省鹽運使金鼎勳
山海關監督曾有翼
安東關監督王秉權
高等審判廳長葉爾衡
高等檢查長梁良駿

吉林省

督軍鮑貴卿
省長郭宗熙
參謀長胡文藻
吉長鎮守使婁其勳
延琿鎮守使高鳳城
寧阿繩鎮守使陶祥貴
扶農鎮守使高士儐
外交部交涉員瞿方梅
長春交涉員陶彬
哈爾賓交涉員施紹常
吉黑榷運局長曾宗鑒
濱江關監督侯延爽
高等審判廳長蘇駿聲
高等檢察長張映竹
財政廳長董士恩
森林局長朱邦達

黑龍江省

督軍孫烈臣
委省長壽津彭
參謀長張煥相
政務廳長于駿興
外交部交涉員鍾毓
哈爾賓交涉員李家鎏
愛琿交涉員張壽增
財政廳長劉尙情
教育廳長譚士元
實業廳長魏珩周
高等審判廳長周玉柄
高等檢察長楊光湛
採金局長董遇春
森林局長何守仁
濱江關監督毛祖模

山東省

督軍張樹元
省長屈映光
參謀長朱泮藩
濟南鎮守使馬良
兗州鎮守使施從濱

曹州鎮守使　張培榮
煙台鎮守使　朱泮藻
政務廳長　丁傳紳
外交部交涉員　施履本
煙台交涉員　吳永欽
財政廳長　李敦孝
教育廳長　袁榮宬
實業廳長　田步蟾
鹽運使　王鴻陸
東海關監督　王潛剛
高等審判廳長　沈其昌
高等檢察長　梅光義

河南省

督軍兼署省長　趙倜
參謀長　時鼎岑
歸德鎮守使　實德全
豫北鎮守使　方有田
南陽鎮守使　吳慶桐
政務廳長　孫世偉
外交部交涉員　許沅
財政廳長　蔣楙熙
教育廳長　吳鼎昌
實業廳長　陳善同
警務處長　龍敏修
高等審判廳長　陳官桃
高等檢察長　吳家駒

山西省

督軍兼署省長　閻錫山
參謀長　趙戴文
晉南鎮守使　張培梅
晉北鎮守使　張樹幟
政務廳長　楊兆泰
財政廳長　朱善元
教育廳長　虞銘新
實業廳長　趙炳麟
河東鹽運使　易廼謙
晉北榷運局　徐韜
殺虎口稅務監督　向瑞彝
高等審判廳長　陳福民
高等檢察長　鹿學良

綏遠

都統　蔡成勳
參謀長　倪文蔚
總政處長　張鼎彝
財政廳長　楊鴻書
墾務督辦　元慧

江蘇省

督軍　李純
省長　齊耀琳
參謀長　何恩溥
松滬護軍使　盧永祥
江寧鎮守使　齊燮元
蘇常鎮守使　朱熙
通海鎮守使　張仁奎
淮陽鎮守使　馬玉仁
徐海鎮守使　張文生
海州鎮守使　白寶山
外交部交涉員　陳貽範
江寧交涉員　曹豫謙
蘇州交涉員兼蘇州關監督　周嗣培
鎮江交涉員　周嗣培
財政廳長　胡翔林
教育廳長　陳潤霖
實業廳長　張軼歐
鎮江關監督　胃廣生
兩淮鹽運使　段永彬
楊子總棧長　宋尊望
楚西鹽驗局長　陸宗游
江海關監督　馮國勳
高等審判廳長　林棨

高等檢察長　王樹棻
江蘇運河工程事宜督辦　張謇

安徽省

督軍兼長江巡閱使　倪嗣冲
省長代理　劉道章
皖北鎮守使　殷恭先
政務廳長　李大震
財政廳長　陶鎔
教育廳長代　胡家祺
實業廳長　高炳麟
皖岸權運局長　寗祖武
外交部交涉員　徐鼎襄
高等審判廳長　張志
高等檢察長　袁鳳曦
蕪湖關監督　王守善

江西省

督軍　陳光遠
省長　戚揚
參謀長　李堯容
贛南鎮守使　吳鴻昌
贛西鎮守使　方本仁
贛北鎮守使　吳金彪
政務廳長　陳嘉善
財政廳長　楊慶鑫
教育廳長　許壽裳
實業廳長　鄒昌轅
九江關監督　劉印昌
高等審判廳長　朱獻文
高等檢察長　范之杰

福建省

督軍兼省長　李厚基
參謀長　張哲培
厦門鎮守使　唐國謨
汀漳鎮守使　臧致平
政務廳長　王善荃
交通部交涉員　王壽昌
厦門交涉員　羅昌
財政廳長　林炳章
教育廳長　蔣鳳梧
實業廳長　張景光
鹽運使　吳用威
閩海關監督　孫啓泰
厦門關監督　羅昌
高等審判廳長　陳經
高等檢察長　許逢時
署全省警察署長　史延鬯
全省清鄉事宜督辦　龍鎮冰

浙江省

督軍　盧永祥
省長　齊耀珊
參謀長　范毓霊
嘉湖鎮守使　王桂林
寧臺鎮守使　何豐林
外交部交涉員　林鵬翔
寧波交涉員　孫寶琦
温州交涉員兼海關監督　楊子晟
厦門關監督兼交涉員　胡惟賓
財政廳長　厚道
政務廳長　鄧學書
教育廳長　伍崇學
實業廳長　雲韶
兩浙鹽運使　蔣邦彥
高等審判廳長　羅家齡
高等檢察長　陶思曾
杭州關監督　沈爾昌

湖北省

督軍　王占元
省長　倘佩璋
參謀長
漢口鎮守使　杜錫鈞

襄鄖鎮守使　張聯陞
政務廳長　韓光祚
外交部交涉員　吳仲賢
財政廳長　王崇儒
教育廳長　路考植
實業廳長　魏宗遠
高等審判廳長　劉豫瑤
高等檢察長　趙秉琛
宜昌沙市交涉員　易通謙
官錢局總辦　郭幹卿

湖南省

署督軍兼省長　張敬堯
參謀長　胡叔麒
長寶鎮守使　田樹勳
零陵鎮守使　望雲亭
長岳鎮守使　吳新田
常澧鎮守使　王正雅
湘南鎮守使　趙春廷
湘西鎮守使　馮玉璋
外交部交涉員　顏世清
財政廳長　劉淇
實業廳長　吳躍金
政務廳長　史紹久
教育廳長　李金藻
警務處長　劉之龍
高等審判廳長　高种
高等檢察廳長　王淮琛
辰州關監督　殷宏業
長沙關監督　朱孝威

陝西省

督軍　陳樹藩
省長　劉鎮華
參謀長　白鴻儀
陝西鎮守使　管金聚
陝北鎮守使　井岳秀
政務廳長　祝鴻元
財政廳長　高杞
教育廳長　單壽堃
實業廳長　陳幹
潼關監督　彭淵衛
全省交涉事務兼任　賈濟川
高等審判廳長　賈晉
高等檢察長代　吳炳樅

甘肅省

省長兼署督軍　張廣建
政務廳長　洪延祺
甘州護軍使代理　馬安良
涼州鎮守使　馬廷勳
隴東鎮守使　陸洪濤
甘邊專海鎮守使　何鞏桂
財政廳長　丁道津
教育廳長　盧殿虎
實業廳長　司徒頴
高等審判廳長　黃芝瑞
高等檢察長　徐聲金
甘州鎮總兵　孔繁錦
甘肅堤督　馬麟

新疆省

省長兼署督軍　楊增臣
代理政務廳長　易抱一
護理軍務廳長　張鳴遠
伊犂鎮守使　楊飛霞
外交部交涉員　張紹伯
財政廳長　潘震
教育廳長　易抱一
實業廳長　閻毓喜
司法籌備處長　張正地

以下五省ノ分ハ民國七年三月以後更任ノ命令發セラレタルモノナキモ事實上北京政府ノ勢力圈外ニアリ其實際ノ狀況審カナラズ暫ク七年三月末

在ヲ揚ゲ、

四川省

督軍劉存厚
省長張　澜
重慶鎮守使鐘體道
政務廳長徐承浩
外交部交涉員爲毓蕃
財政廳長羅述程
教育廳長吳景鴻
實業廳長夏福澄
鹽運使晏安瀾
重慶關監督陳岡紀
成都關署監督沈保儒
萬關監督顏錫慶
高等審判廳長鄭文昌
高等檢察長黨積齡
川滇鎮守使陳遐齡
川邊財政廳長陳啓圖

廣東省

督軍李耀漢
省長劉承恩
參謀長呂蒙樵
廣惠鎮守使李鼎林
肇陽羅鎮守使翟　汪
南韶連鎮守使陸榮廷
潮梅鎮守使莫擎宇
高雷鎮守使林虎
瓊崖鎮守使陸蘭清
欽廉鎮守使沈鴻英
外交部交涉員羅誠
瓊州北海交涉員周沈
財政廳長黃孝覺
教育廳長符鼎升
兩江鹽運使丁乃暘
粵海關監督羅誠
潮海關監督鄭　浩
瓊海關監督張學瑗
太平關監督馮應椿
高等審判廳長周詒柯
高等檢察長張仁普

廣西省

署督軍譚浩明
署省長李靜誠
桂平鎮守使韋榮昌
桂林鎮守使林俊廷
龍州鎮守使黃培桂
教務廳長張　鼎

雲南省

外交部交涉員關冕鈞
財政廳長李靜誠
教育廳長吳鼎新
實業廳長湯丙南
梧州關監督關冕鈞
南寧關監督韋錫恩
潯州關監督李春暾
龍州關監督韋樹機
高等審判廳長許受衡
高等檢察長安永昌

督軍兼省長唐繼堯
參謀長庾思明
政務廳長丁兆冠
外交部交涉員張翼樞
財政廳長經嘉書
教育廳長陳廷策
實業廳長由宗龍
鹽運使由雲龍
東自關監督徐之琛
思茅關監督陸邦純
騰越關監督由人龍
高等審判廳長唐啓虞
高等檢察長吳文炳

貴州省

督軍兼署省長　劉顯世
參謀長　韓建鐸
政務廳長　何麟書
財政廳長　張協陸
教育廳長　席聘莘
實業廳長　黃祿貞
高等審判廳長　龍雲
高等檢察長　胡曜

廣東軍政府

政務總裁

唐紹儀　唐繼堯　伍廷芳　孫文　林葆懌　陸榮廷　岑春煊

軍事委員

鈕永建　李書城　蔣尊簋　林虎　馬濟　劉祖武　陳強　金永炎　張孝準　呂公望　魏士厚　魏邦平　繆嘉壽　莫榮新

廣東督軍

省長代理

翟汪

廣西督軍

陸榮廷

雲南督軍

唐繼堯

參議院議長

林森

參議院副議長

王正廷

衆議院議長

吳景濂

衆議院副議長

褚輔成

資本金四千萬圓

朝鮮銀行

本店朝鮮京城

支店
出張所

東京、大阪、神戸、下關……（內地）
平壤、仁川、元山、大邱、釜山
鎭南浦、郡山、木浦、羅南、會寧……（朝鮮）
大連、奉天、長春、安東縣、四平街、開原、旅順、營口
遼陽、鐵嶺、鄭家屯、吉林、龍井村、哈爾賓、傅家甸……（滿洲）
上海、青島、天津、濟南……（支那）

爲替取引先　浦鹽、倫敦、紐育、其他內外主要地ニ有之候

當銀行ハ預金、貸付、爲替及取引等、一般銀行業務ヲ便利ニ取扱仕候

一資本金　四千八百萬圓（內拂込濟參千萬圓）

一積立金　貳千萬圓

橫濱正金銀行

電特話

特四三〇〇番
特四三〇一番
特四三〇二番
特四三〇三番
特四三〇四番（宿直用）

支店
出張所

東京、大阪、神戸、長崎、倫敦、里昂、紐育、桑港、ロスアンゼルス、布哇、シドニー、孟買、カルカツタ、香港、上海、青島、濟南、漢口、天津、北京、牛莊、旅順口、大連、遼陽、奉天、鐵嶺、安東縣、長春、哈爾賓

此外內外樞要ノ地ニ代理店有之候間爲替、荷爲替、信用狀其他內國手形割引、貸付、保護預等御便宜御相談可仕ニ付御都合次第御來談被下度候

醫學博士
宮島幹之助著

熱帶生活

四六判美製
裏眞數葉
定價金壹圓五拾錢
（南洋實價 新嘉坡銀壹弗五拾仙）

宮島博士は蚊の先生なり。
マラリヤ熱の媒介たるアノヘレスを探ねて瘴煙蠻雨の熱帶地を跋渉せる篤學者、我國の熱帶病研究の權威なり。
博士が數次の熱帶地旅行に依つて得たる、研究、經驗より編み出せる熱帶生活法、見聞錄等を懇切平明且つ興味深く叙述せる者即ち本書とす。
熱帶地常住者は勿論、護謨園經營者、熱帶地關係貿易商、航海家、旅行家等苟も熱帶に關係あるの士は一讀以て得る處尠なからざるべし。

内容一班

熱帶生活法◆熱帶は文明を支配す◆科學の進歩は熱帶を征服す◆熱帶生活に適する資格◆熱帶の氣候と健康◆熱帶に於ける飲食物、被服、住居◆日射病の手當と豫防法◆熱帶の鬼マラリア、其豫防の第一義◆黴土より來る病◆十二指腸蟲病と豫防法◆熱帶赤痢と療法◆腳氣、皮膚病、花柳病其他熱帶特有病と其豫防並に治療法◆上海より◆香港より◆シンガポールより◆ジョホールより◆シンガポール河を溯りつゝ◆幾山の情調◆椰子の樹蔭◆猪を仕留めた手柄の一條

南洋行に縁て暮す白人◆蠻隆物語◆滑稽南洋の鬼狩◆南洋の女◆半島斷片◆シンガポールの別れ

ナイルの流域◆棕櫚の葉の様な埃及の土地◆ナイル河畔に太古と近世の對峙◆カナロー府◆爲替の寄生蟲學者ロース氏◆埃及の大蟲住血吸蟲と十二指腸蟲◆カイロよりアスワン迄◆心地よきナイルの舟行◆焼く様な砂漠の汽車◆國境に此文明的設備◆熱帶植民地の好模範◆衛生設備の表と裏◆黒人の都オムヅルマン◆其他

偉人の面影◆熱帶醫學の泰斗ローベルトコツホ先生◆先生の風采、友情、用意、態度、信用、訓戒、慈愛、魚釣、趣味、教授振り◆其他醫學者の觀たる熱帶の記事滿載

發行所 南洋協會
東京麹町區八重洲町

日本發賣所 日本之醫界社 東京麹町區有樂町三丁目
南洋發賣所 南洋及日本人社 英領新嘉坡ラッフルス街

外務大臣 子爵 内田康哉 閣下 序文

獨人の觀たる日本及聯合國の對獨經濟戰

◆大好評再版出來◆

外務省臨時調査部譯

定價金參圓五拾錢 送料（内地拾八錢 臺灣四拾錢 支那朝鮮五拾五錢）

□本書は此の日本及聯合國の□對獨經濟的施設に對し、獨乙、□獨立キール大學内王立海運及經□濟研究所副所長ワルデマール・□コッホ博士等が自國の立場より□見て專心攻究したるものを我が□外務省に於て翻譯したるなり。□苟も政治、經濟、財政、軍事、殖民、□海運等之れを世界的に研究せむとする人士に對し絶好資料たること□は我社の深く信じて疑はざる處也。敢て本書を江湖の諸賢に薦む。

◆世界經濟界の好指針◆

□目次概括□

□日本の對獨經濟戰、日本の獨逸に對する態度、日本の獨逸商業對抗策、獨領南洋諸島に於ける日本人の活動、巴里經濟會議に對する態度、講和問題に關する審議、戰時に於ける日本經濟力の發達、財政、在外正貨及海外放資、交通、銀行、保險、教育、勞働者保護、關稅、商工業奬勵施設、在外通商代表機關、移民、原始生產、日本の工業、鑛業、造船、機械工業、電氣工業、紡織工業、化學工業、玩具工業、皮革工業、紙類及製紙原料、文房具、セルロイド工業、セメント、硝子工業、磁器工業、陶器工業、エナメル製品、澱粉製造、麥酒釀造、時計製造、護謨工業、リノリウム製造、大豆油の加工、軍需品工業、海運業、日本商船現在高、日本海運業による外國海運業の壓迫、日本の對外關係及外貿易、北亞米利加、支那、露西亞、海峽植民地、戰後に於ける日本の經濟的發達、聯合國の對獨經濟戰、英國、反獨運動、取引及支拂の禁止、獨逸人の法律的地位、英國經濟界の進捗、定期市及商覽會、諸外國に於ける努力、經濟各方面に於ける努力、戰時に於ける英國の輸出、佛國、獨逸の利益に對する直接の加害、佛國經濟界の進捗、戰時に於ける佛國の輸出、伊國、葡國、露國、北米合衆國、米國經濟界の進捗、戰時に於ける米國の輸出、其他の諸國、商業政策上の共同的努力、商業戰の整理、其他滿載す。

發兌 東京市日本橋區（今川橋際）
株式會社 啓成社
振替東京一〇五五番
電話本局二〇〇一番

前號要目

論說（相互に反省すべし……一―四
資料（支那商人團體制度…(二)……五―一〇
支那內外銀行發行紙幣數……一〇―一五
雜錄（支那改造問題解決案……一六―二三
建築と支那の國民性(下)……二三―二八
最近二十五年間の日支關係…二八―三六
彙錄（支那に於ける棉花の生産及加工……三七
過激支那人の捕縛……三七―三九
天津に於ける日米衝突事件…三九―四〇
ロツヂ氏日本攻擊……四〇―四一
事業界（支那事業界近況……四三―五〇
支那時事（支那最近時事要項……五一―七二
彙報（支那關係諸報道……七三―九六

支那　大正九年一月十四日印刷
大正九年一月十五日發行

編輯兼發行者　東京市本鄉區湯島天神町一丁目十一番地　清水壽
印刷者　東京市麹町區紀尾井町三番地　金澤求也
印刷所　東京市麹町區紀尾井町三番地　元眞社
發行所　東京市赤坂區溜池町二番地　東亞同文會調査編纂部
電話　芝一一一四番
振替口座東京九七三〇番

大賣捌所
東京市神田區表神保町　東京堂書店
東京市京橋區尾張町二ノ二　同　東海堂
東京市京橋區元數寄屋町三ノ七　同　北隆館
東京市神田區南神保町一一二　同　有斐閣

每月一回發行	定價	册數	定價	郵稅無料
	一册（半年分）六十二册（一年分）十	一册	四十錢	二圓二十五錢	四圓五十錢

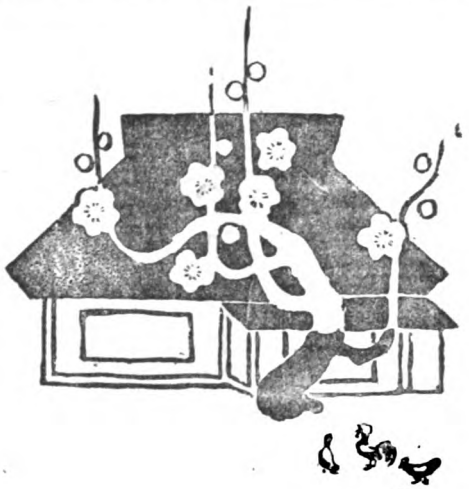

新年の御挨拶

茲に年新にして各位の幸福を祝賀するの光榮を感謝し、併せて弊舗の今日あるを叙するの欣懐を披瀝致し候。伏して冀くは愈々御懇情に浴して、微力最善を盡くすの境地に置かれむことを。

大正九年一月一日

ライオン歯磨本舗

株式會社　小林商店

明治四十五年一月十七日第三種郵便物認可
大正九年一月十五日發行（毎月一回十五日發行）
支那 第十一卷 第一號

消化と毒けし

仁丹

世界的の仁丹

内地の如く海外到る處に賞讃せらる

支那天津……仁丹公司
支那漢口……仁丹公司
印度ボンベイ市……仁丹公司
爪哇スマラン市……仁丹公司

の各支店に於て今や極力販路を開拓しつゝあり

活用
旅行に仁丹五粒
讀書に仁丹三粒
頭痛に仁丹十粒
食後に仁丹十粒
散歩に仁丹三粒

仁丹本舗の寫眞

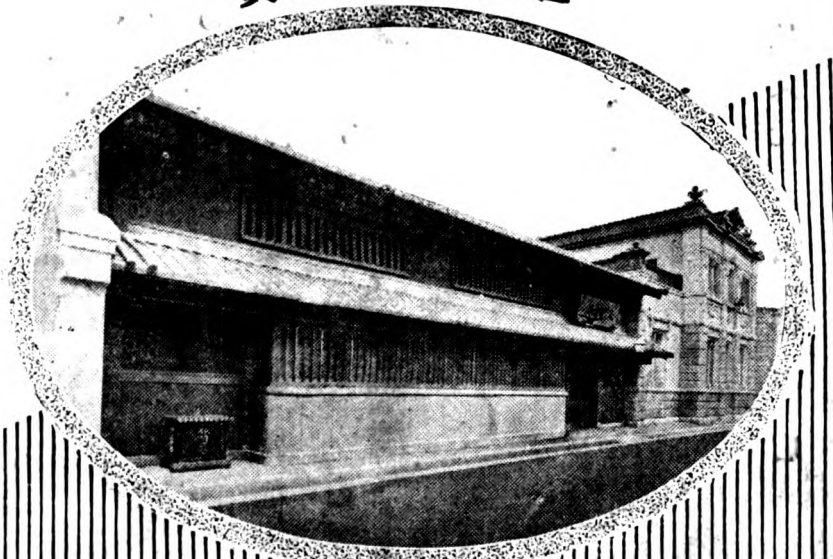

金言
汝の善良なる商品を以て世界の市場を瞰ばせ
ロスチャイルド

支那

第十一卷　二月號　第二號

內容

山東直接交涉……一
支那企業組織……五
支那紡織業の現狀……一七
支那和平遲遠の理由……二一
對支借款團と商業上の機會均等……二九
支那財政の國際管理……三二
彙錄……三六
支那最近事業界……四一
支那時事……五六
支那彙報……八一

東亞同文會調查編纂部

ライオン歯磨

品質最も純良にして
効果最も卓越せる
ライオン歯磨を
愛用して、歯牙の美
と健康とを得られよ。

大正九年二月十五日發行「支那」目次 第十一卷第二號

山東直接交涉……一——四
支那企業組織……根岸佶稿……五——一六
支那紡織業の現狀……一七——二一
支那和平遲延の理由……二一——二八
對支借款團と商業上の機會均等（一）……米人　サイラス、ベント……二九——三二
支那財政の國際管理（中）……オーバー、ラッチ……三二——三五

彙錄

何故に日本を憎ますや—支那援助の價値あるか—抵制日貨に關する傳聞……三六——四一

事業界

中法實業銀行營業成績—業興誠銀行營業成績—廣東ユニオン保險會社特別臨時總會—保家水火保險公司營業成績—震寰紡織株式會社設立計畫—鄭家屯洮南間自動車開通計畫—成都重慶間自動車運轉及軌便鐵道敷設計畫……四一——五五

時報

留學生監督更迭—煙酒局會辦任命—アルツ氏の煙酒借款辭明—滿河口築港借款說—中英公司借款成件—湖南紡紗廠借款—本年度第一期外債—八省鐵路公司—緊急借款交涉經過—日佛支銀行復辟の流言—徐總統の政見—呼倫貝爾自治取消—上海市政機關問題—公債局の七年公債辭—和平問題の近況—山東直接交涉の開始—希國の外交方針……五六——八〇

彙報

……八一——一〇七

會報

……一——六

登錄商標

ツボ印 工業用

塩化アンモニア

上記商標ヲ附シテ發賣スル本品ハ當所試驗部ノ嚴密ナル檢査ヲ經テ其品質ヲ保證スルモノナリ

●御購求ニ際シテハ必ズ「ツボ印」ト御指名アランコトヲ

製造發賣 天然化學工業所
中田商店
大阪市平野町

商標

註冊

官許
專賣

仙鶴牌束子

製造發售本舗

大日本東京

西尾商店

用仙鶴牌束子刷洗炒句

本舗開設以來研究多年專造束子遠近名馳嚮請官許專賣此貨用鐵絲編椰子纖維而成之價值格外從廉堅牢無比兩面均可耐久使用鎖路日見增加輸出外國實爲不鮮各家庭各工場以外一切從農工漁業者代用刷子一日亦不缺可之要品也其用途廣大必資述凡掃除洗刷等等非用此品不可於各家厨房洗刷一切最爲清潔衛生早二日用之則有一日之利實爲理想的要品特此謹告卽請購備爲荷

請立刻函致本舗試用實爲至盼

尺寸

第一號	長四寸二分	横二寸八分
第二號	四寸八分	三寸
第三號	五寸四分	三寸三分
第四號	六寸六分	三寸六分
第五號	七寸八分	四寸二分

用紙包裝縅封如此能可完全預防塵埃實爲衛生而美觀且使用便利

開紙

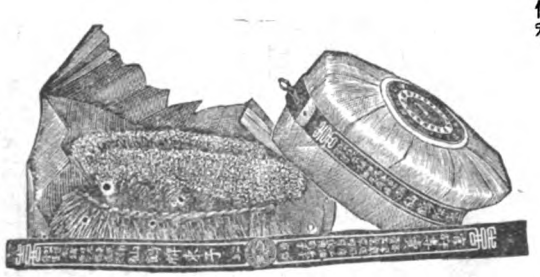

賜宮内省御買上の光榮

專賣特許

仙鶴牌束子（龜の子束子）の用途は頗る廣汎にして厨所用に限らず百般の工業養蠶畜産業船舶用其他ブラシ代用の洗滌器として需用益々擴大し尚海外に輸出せらる

東京市本鄉區眞砂町

本舖

西尾正左衛門商店

電話小石川長九五二番
九五三番
振替口座東京六六〇八番

直輸出入業

株式會社 武林洋行

大阪市西區靱中通參丁目貳壹

電話土佐堀 二三五番 二三六番 三〇二九番

營業種目

棉花、絹紡原料
麻、肥料、雜穀
毛皮革、牛水蠟
各種油及其原料
其他支那產物

神戸出張所 神戸市海岸通二丁目 電話三ノ宮 一、八一五番 三、三三八番

東京支店 東京市深川區佐賀町二丁目 電話本所 三、七〇六番 二、二九五番

橫濱出張所 橫濱市相生町六丁目 電話 一、五九〇番

海外支店 漢口 上海、沙市、宜昌、萬縣、重慶、樊城、老河口、鄭州 出張所

ヱビスビール

サツポロビール

アサヒビール

大日本東京

大日本麥酒株式會社

オキシヘーラー

邦文 支那文 **說明書** 實驗例附 **贈呈**

▼**オキシヘーラー**の顯著なる事は使用僅か五分間を出でずして三乃至五ミ・ミの血壓を亢め一時間を繼續すれば實に十乃至三十ミ・ミの活力を增進す試に血壓計脈波計等を以て驗せば其調節の狀を明にし又各自は脈搏、呼吸、體溫の整調に依ても自覺せらる

▼靈妙なる磁氣應用の本器は斯して血液中の酸素吸引力を增大し健康の元素を補ふが故に難治の疾病を根治するに容易の偉力を有す論より證據使用者は忽ち感搏強實となり全身の溫暖、呼吸の深長を感じ次で熟睡解熱、鎭痛、食慾の亢進、兩便の快通等生理的本能を回復するの神速なるは實に天下の奇蹟なり

本器は創製以來六年餘 其信用は社會に定評あり

Thos. A. Edison says, "The doctor of the future will not does us with drugs, but will instruct his patients as to the cause and prevention of all maladies. In other words, his function will be to prevent disease and not try to cure it, as now."

■特色■

▼**使用法** 簡便にして時と處とを問はず(些の熟練を要せず日在に使用し得らる

▼**耐久力** 構造堅牢にして効力永久不滅(電池の如く使用毎に消耗するものに非ず

▼**感覺** 頗る自然的にして苦も刺戟或は微痛だも感せず容易に使用の目的を達す

▼**費用** 使用に當り別に藥物等を要せざれば器械購求以外永遠に何等の費用を要せず

■**正價金參拾五圓**■

東京市牛込區簞笥町三十一番地

オキシヘーラー奬勵會

電話番町[illegible]・[illegible]

關西製綱株式會社
大阪帶革製造所
中國化學工業會社
山東省代理店

船舶、鐵道、鑛山
鐵工、土木、建築用品販賣

和田寛商店青島出張所
青島長安町十四番地
電話五七五番

鐵工部工場
青島早務町九番地

鐵道用品機械類カタログ御郵送ヲ乞

顏料製造工場
山東省博山驛前
電話四一番

當工場製造ノ辨柄ハ品質優良價格低廉製
產高豐富見本御一報次第郵送可申候
見本御入用ノ向ハ青島ノ方へ御申越ヲ乞

日本化學工業株式會社
第貳拾壹回決算公告

貸借對照表

大正八年十二月

貸方		借方	
資本金	五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	未拂込株金	一、四〇〇、〇〇〇、〇〇
法定積立金	三四一、〇〇〇、〇〇	土地建物機械器具什器	三、五四三、〇九一、七八
別途積立金	一、九九九、〇〇〇、〇〇	有價證券	四〇、〇〇〇、〇〇
諸預リ金	四〇、〇〇〇、〇八	商品、原料、仕掛品	二、二九六、〇七二、〇九
仕拂手形	九一五、一〇〇、〇〇	工場用消耗品	一七三、八九八、八八
假受金	三五、三一〇、一〇	取引先勘定	二八九、〇三六、九三
未拂配當金	六、四九七、八五	受取手形	二八、七二一、八〇
前期繰越金	三六、〇八九、九五	繰料部增設勘定其他假拂金	三五七、二七四、九〇
當期利益金	三五一、一〇一、一〇		
合計	八、六六八、〇八七、三四		

本社對各工場未決濟勘定　七〇、九六六、五四
預ケ金及現金　四二、六一九、九四
合計　八、六六八、〇八七、三四

損益計算

金參拾五萬千九百拾壹圓也　當期利益金
內
金貳萬五千圓也　家屋器械器具減價
再差引
金參拾貳萬六千九百拾壹圓也　當期純益金

外ニ
金貳萬六千拾八圓九拾五錢　前期繰越金
合計　金參拾五萬貳千九百貳拾壹圓九拾壹錢

右處分

金壹萬七千六百四拾也　法定積立金
金貳萬圓也　別途積立金
金貳萬五千四拾也　役員賞與金
金貳拾六萬貳千五百四拾也　株主配當金年一割五分
金貳萬七千八百貳拾九圓九拾五錢　次期繰越

日本化學工業株式會社

取締役會長　男爵　大倉喜八郎
常務取締役　加瀨忠次郎
同工學博士　棚橋寅五郎
取締役　川野重九郎
同　根津嘉一郎
同工學博士　吉川龜次郎
同　橘本圭三郎
同　八田宗吉
同　小倉留吉
同監査役　本田三二
同　友田嘉兵衛
同　木村庫之助
同　鈴木宗兵衛
同　山本留次

神戸市

合名會社

鈴木商店

大正九年二月十五日發行

第十一卷　第二號

山東直接交涉

一

帝國政府は一月十日、巴里に於ける批准寄託調書交換に依り、對獨平和條約の効力發生せしを機とし、十三日の閣議に於いて、支那政府に對し山東に關する善後交涉開始の申入れをなすに決し、同十九日小幡駐支公使は政府の訓令を奉じ、右申入れを實行したり。二十四日外務省の發表に據れば、通牒内容は

(一)　膠州灣還附其他の善後措置問題に關し、支那政府と交涉を開始し、誠實に迅速にその解決を圖りたき意思の表明。

(二)　支那政府に於いて、右に關する必要なる準備を完了せられたき旨の希望。

(三)　協定成立の上は、直ちに山東鐵道沿線の我が派遣兵を撤退すべき旨の豫約。

(四)　山鐵警備の支那巡警隊速成の希望。

(五)　山鐵沿線の我が派遣兵の駐屯期を、支那巡警隊組織完了迄と限定したること。

の諸事項を含み、その(五)はその(三)を掩蔽し、支那巡警隊の組織完了と共に、我が派遣兵を撤退すべきを豫約せるなり。

抑も山東問題に關しては、大正四年の日支協約以來、日支兩國

間に諸種の取極あり、此諸取極に準據して兩國の間に交涉開始を見んとするは、何等奇とするに足らざる必然の順序なれど、事態はしかく簡單ならず。ヴエルサイユ會議に於ける本問題の經過を回顧し、支那側の宣傳が如何に猛烈に、米國側掩護が如何に露骨なりしかを知り、又米國上院に於ける論議が如何に理不盡にして、如何に國際間の通誼を無視せしかを知るときは、兎も角も直接交涉の段取りに到着せしことを以て、帝國對支外交の一開展として祝さゞるを得ず。當然の事が當然に行はれ、否少しく時機を失して行はれたるに對し、「祝」すといふ字を用ひざるべからざるは、如何にも悲しく、如何にも馬鹿らしき仕宜なれど、これその實在なるを如何せん。

二

直接交涉提起の機會は、昨年すでに一たび之を見たり。卽ち帝國に於いて對獨平和條約を批准せし時期にして、世論は一般に直接交涉の開始を要望し、首相外相が累次の聲明に於いて、膠州灣還附交涉の時期なりと約束したる「批准後」とは、取りも直さず今日の機會ならずやとの言を以て政府を鞭韃したり。而も政府は何等之に必要なる手續をなさず、いはゆる「批准後」とは、「平和條約効力發生後」なりと辯明しつゝ、其實米國上院に於ける形勢を窺ひつつ今日に至れり。幸ひにして米國上院に於ける形勢は、漸次その正當の軌道に歸り、山東條項修正案（山東條項中の「日本」とあるを「支那」に變更すべしとの修正案）は否決せられ、山東條項削除動議も成立に至らず、唯僅かに山東條項保留案の通過を見たるのみ、加之民主共和兩黨の妥協は毫も進捗せず、批准案の討議果して何れの日を期すべきやの疑はしくなりたるを以て、從來米國の態度に多大の望みを懸けたる支那も、漸やくその觀望の心を捨て、直接交涉のむしろ有利なるを覺悟するに至りたり。山東保留案に對し英佛の兩國が略々承諾を與へたりとの報（國際聯盟提訴論者の宣傳ならんかといふ）も、遂に北京政府を首肯せしむる能はざりしを見すや。國際的プロデイガル・サンたりし支那は、米國上院に於ける援支排日的論議が、其實かの弗外交の爲に道を滑むるものに過ぎざりしを知り、漸やくその故郷を指さゝせり。既に溺兒なり、我れに於いて親切に之を指導するなくんば、又妖婦の懷に吸込まるゝことあらん。直接交涉の切要こゝに證せらる。

三

我が善後交涉要求に對する支那側の態度は如何。概言すれば北京政府及び北方派は大體直接交涉受理說に傾き、南方派の全部及び北方派中の親米派研究系は國際聯盟附議說を主持するもの、如し。注目すべきは北京政府に於ける直接交涉受理者の擡頭にして、彼等は段祺瑞氏及び靳總理を頭目とし、支那政治家には珍らしき大膽さを以てその所信を公言しつゝあり。彼等は先づ國際聯盟に附する見解を發表して曰く、國際聯盟はすでに成立し、聯盟理事會は一月十六日を以て組織完了するを告ぐ。而もその理事會の構成分子は、ヴエルサイユ會議に於いて山東に關する日本の要求を支持し、山東條項を可決せる一味なり。而してかの最大の友情を支那に對して表はせる米國は、批准案討議不進捗の結果、その代表者を聯盟理事會に出す能はざる狀況に在り。米國の出席なき聯盟理事會に對し、山東問題を提出することは徒勞なりと。彼等はかく論斷し、さて直接交涉受理の、支那に取りむしろ有利なるべきを歸納せるが、愈々交涉を受理するとし、各個の論點に就いては略々次の希望を表明し、日本の最大なる讓步を切望せり。

（一）主權を侵害することなく、山東の主權を支那に還附すべし。

（二）青島は、日本より受領後、支那之を開放して商港となし、各國人をして自由に居住貿易に從事せしむ。卽ち支那の自開商埠となし、日本專管居留地、外國共同居留地の何れをも設置せず、（靳氏の意見）。やむを得ずんば共同居留地にても可なり（段氏の意見）。

（三）山東鐵道の日支合辦には異議なきも、之を交通部の直轄の下に置くこと京漢、津浦兩鐵道の如くすべし。又その回收期限等に關しては、明確なる規定を設くべし。

（四）山東鐵道延長線、卽ち濟順、高徐兩鐵道に對する日本の權利は、その債款優先權に止まるを以て、支那は資金を集めて之れが回收を圖るべし。

（一）に關しては異論あるべき筈なく、唯日本は未だかつて山東全部の主權を橫領したることなし、山東主權云々は、支那一流の大ザッパなる用語例一笑の外なし。（二）の居留地問題に關しては、日本側に專管、共同の論爭ありて、昨年來甲

論乙駁、國論未だ一致せざれども、八月二日の内田外相の聲明は、解釋上專管居留地設定權の拋棄と見るべく、今更ら專管說に逆戻りは現内閣として不可能といふべし。否最近に至り自開商埠說政府の一部に起り、案外有力なりとの噂あり。專管論者にしてその主張に忠實ならば、起つて最後の運動を試みざるべからず。議會に於いて首相外相が、本問題に關する明答を避けつゝあるの狀況は、何等かの暗示を與へずや。(三)山鐵の日支合辦は、すでに兩國の一致を見居れるものゝ如し、たゞ交通部直轄說は困難なる論點とならん。(四)の山鐵延長線回收は、日本側に於いて山鐵の培養線としての價値を重視し居れば、兩者の意見衝突を免かれざるべし。

論點以上の如し、先決問題としては我が商議開始要求通告に言及せられたる山鐵沿線撤兵問題あり。支那側は恐らく撤兵交涉を山東交涉自體より引離し、之を先議せんことを求め來るべく、コハ近き將來に於いて現實に履行せらるべし。たゞ愈々前述の論點討議に入りては、兩國の意見容易に合致せざるべく、日支協定の成立までには可成りの長時日を要すべきは、今日よりして豫期せざるべからず。

四

以上の豫測は、北京政府が我が交涉を受理すべしとの前提の下に立つ。併し今日に於いては果してこの前提條件が履行せらるべきや否やすら疑問の裡に在り。卽ち廣東軍政府は、一月二十三日附を以て逸早く直接交涉反對を北京政府に打電し、一月二十四日北京に入れる全權委員陸徵祥氏は、對獨條約調印拒絕の責任者として、直接交涉反對の意を洩らし(但しルーター電報の傳ふる所)、同日上海に着せる王正廷氏、亦國際聯盟附議論を高唱し、その他山東省議會、學生團等何れも直接交涉反對を呼號しつゝあればなり。彼等の繰返しつゝある國際聯盟附議の論理は、到底識者の贊同を得る能はざるも、昨年來の政局に對する彼等の壓力は、優に北京政府を威嚇し能ふに於いて、北京政府は敢へて此等の反對を顧慮することなく、直接交涉を受理し得るや否や、吾人は實に之を疑ふ。山東交涉の前途は遼遠なり。(X Y 生)

支那企業組織

根岸佶稿

第一總論

支那に於ける企業組織は端を家族に發し、合股卽ち組合を經て公司卽ち會社に至れり、會社は外國に倣ひ設立せられたるものにして、社會の進歩は其增設を促して已まざるも、經濟上社會上各種の原因に依り、會社事業は數々失敗し、今尙家族制度に淵源する個人及合股經營大に行はれ居れり。

家長が家族を部署し商業其他の企業を經營せしは上古より行はれし所にして、現今尙は此種の企業多けれども、家族間の情質は往々經濟的活動を妨ぐるものあるのみならず、適當なる經營者を得る能はざる場合少なからざるに依り、他人を招聘して掌櫃的卽ち支配人と爲し事業の經營を一任し、家族經濟より企業を分離すること漸次行はるゝに至りたり。

家長死亡し兄弟が家產を均分する際、家產が單に現金家具又は田畑ならんには之を分割すること容易なるべきも、問屋又は銀行を家業とするものにありては、其資本を分割せんよりも寧ろ兄弟各々股份卽ち持分を定めて家業を繼續し、年々其純益を分配する方利益多きを以て、此種の家業は概ね兼兄弟の共同に依り經營せらるべし、彼等兼兄弟は既に財產と戶籍とを異にするものなれば、組合財產と組合員財產との間には明瞭なる區別あり、外部に對し氏名を用ひず屋號を以て取引することゝなすべし、是卽ち合股事業の濫觴なり、合股事業は資本と技能とを集合し危險を分擔するに便なるに依り、朋友知己の間に傳はり遂に弘く行はるゝに至れり、從來支那には資本乏しく又絕世の富豪も少ければ、一人を以て鉅資を投下し難く、而して行棧卽ち問屋類の如きは客商の爲めに客室倉庫を備へ代金諸拂の立替を爲さゞるべからざる等、少なからざる資本を要すべきに依り、此の種の事業は大抵合股組織に依り經營せられ、又支那人は蓄財の精神に富むも貯金の機關少く、製造工業、鑛山等投資に適すべき事業なきに依り、商業に放資せんことを好み、幸ひ徒弟制度行はれ數十年の歷練ある事業家乏しからざるを以て、同族又は朋友或は同鄕より此種のものを求めて掌櫃的と爲し、合股事業を創始するに至る、加ふるに支那には家族制度行はれ、家長の負債は一家の責任にして、負債其ものは直ちに罪惡と看做され、破產は其原因如何を問はず一律に嚴罰せられ時效なるもの認められざることなければ、支那に於て一事業を企つること一身一家にと

論乙駁、國論未だ一致せざれども、八月二日の内田外相の聲明は、解釋上專管居留地設定權の拋棄と見るべく、今更ら專管說に逆戻りは現内閣として不可能といふべし。否最近に至り自開商埠說政府の一部に起り、案外有力なりとの噂あり。專管論者にしてその主張に忠實ならば、起つて最後の運動を試みざるべからず。議會に於いて首相外相が、本問題に關する明答を避けつゝあるの狀況は、何等かの暗示を與へずや。(三)山鐵の日支合辦は、すでに兩國の一致を見居れるものゝ如し、たゞ交通部直轄說は困難なる論點とならん。(四)の山鐵延長線回收は、日本側に於いて山鐵の培養線としての價値を重視し居れば、兩者の意見衝突を免かれざるべし。

論點以上の如し、先決問題としては我が商議開始要求通告に言及せられたる山鐵沿線撤兵問題あり。支那側は恐らく撤兵交涉を山東交涉自體より引離し、之を先議せんことを求め來るべく、コハ近き將來に於いて現實に履行せらるべし。たゞ愈々前述の論點討議に入りては、兩國の意見容易に合致せざるべく、日支協定の成立までには可成りの長時日を要すべきは、今日よりして豫期せざるべからず。

四

以上の豫測は、北京政府が我が交涉を受理すべしとの前提の下に立つ。併し今日に於いては果してこの前提條件が履行せらるべきや否やすら疑問の裡に在り。卽ち廣東軍政府は、一月二十三日附を以て逸早く直接交涉反對を北京政府に打電し、一月二十四日北京に入れる全權委員陸徵祥氏は、對獨條約調印拒絕の責任者として、直接交涉反對の意を洩らし(但しルーター電報の傳ふる所)、同日上海に着せる王正廷氏、亦國際聯盟附議論を高唱し、その他山東省議會、學生團等何れも直接交涉反對を呼號しつゝあればなり。彼等の繰返しつゝある國際聯盟附議の論理は、到底識者の贊同を得る能はざるも、昨年來の政局に對する彼等の壓力は、優に北京政府を威嚇し能ふに於いて、北京政府は敢へて此等の反對を顧慮することなく、直接交涉を受理し得るや否や、吾人は實に之を疑ふ。山東交涉の前途は遼遠なり。(Y生)

支那企業組織

根岸佶稿

第一總論

支那に於ける企業組織は端を家族に發し、合股即ち組合を經て公司即ち會社に至れり、會社は外國に倣ひ設立せられたるものにして、社會の進歩は其增設を促して已まざるも、經濟上社會上各種の原因に依り、會社事業は數々失敗し、今尙家族制度に淵源する個人及合股經營大に行はれ居れり。

家長が家族を部署し商業其他の企業を經營せしは上古より行はれし所にして、現今尙ほ此種の企業多けれども、家族間の情實は往々經濟的活動を妨ぐるものあるのみならず、適當なる經營者を得る能はざる場合少なからざるに依り、他人を招聘して掌櫃的即ち支配人と爲し事業の經營を一任し、家族經濟より企業を分離すること漸次行はるゝに至りたり。

家長死亡し兄弟が家產を均分する際、家產が單に現金家具又は田畑ならんには之を分割すること容易なるべきも、問屋又は銀行を家業とするものにありては、其資本を分割せんよりも寧ろ兄弟各々股份即ち持分を定めて家業を繼續し、年々其純益を分配する方利益多きを以て、此種の家業は概ね衆兄弟の共同に依り經營せらるべし、彼等衆兄弟は既に財產と戶籍とを異にするものなれば、組合財產と組合員財產との間には明亮なる區別あり、外部に對し氏名を用ひず屋號を以て取引することゝなすべし、是即ち合股事業の濫觴なり、合股事業は資本と技能とを集合し危險を分擔するに便なるに依り、朋友知己の間に傳はり遂に弘く行はるゝに至れり、從來支那には資本乏しく又絕世の富豪も少ければ、一人を以て鉅資を投下し難く、而して行棧即ち問屋類の如きは客商の爲めに客室倉庫を備へ代金諸拂の立替を爲さゞるべからざる等、少なからざる資本を要すべきに依り、此の種の事業は大抵合股組織に依り經營せられ、又支那人は蓄財の精神に富むも貯金の機關少く、製造工業、鑛山等投資に適すべき事業なきに依り、商業に放資せんことを好み、幸ひ徒弟制度行はれ數十年の熟練ある事業家乏しからざるを以て、同族又は朋友或は同鄉より此種のものを求めて掌櫃的と爲し、合股事業を創始するに至る、加ふるに支那には家族制度行はれ、家長の負債は一家の責任にして、負債其ものは直ちに罪惡と看做され、破產は其原因如何を問はず一律に嚴罰せられ時效なるもの認められざることなければ、支那に於て一事業を企つること一身一家にと

り危險甚だしければ、成るべく數人合同して事業を經營し責任を分擔せんとの風を生じ、殊に海運業の如き危險性を帶びたるものは大抵合股組織に賴ることゝなれり。

支那にして對外關係生ぜざりしならんには、支那企業は舊來の個人又は合股組織にて充分なりしならんも、鴉片戰爭の結果外國人は始めて開港場に居住し、貿易其他の事業を經營することを得、之が爲め漸次支那固有の企業を壓迫するこゝなりたるに依り、李鴻章等官界の先覺者が之が對抗策を講じ、株式會社を創設したり、日清戰爭後外國人は開港場に於て製造工業を經營するの外、內地に於て鐵道を敷設し鑛山を採掘するの權利を得、益々支那企業に壓迫を加へたるを以て、支那官民の猛省を促がし株式會社の設立流行するに及びたり、されど株式會社は負債に對する責任株式額を限りとするものなるに依り、無限の責任を負ふべき支那慣習に反するのみならず、舊來の企業の如く未だ固有の商業道德を發生せざるを以て會社重役以下使用人の不正行爲大に行はれ、加ふるに彼等の中に近世的企業を經營すべき材幹あるもの甚だ乏しければ、株式組織の企業は概ね失敗に歸せり、舊式の企業組織は既に時勢に適する能はず、而して株式會社も亦失敗を免れずとせば支那經濟界の憂大なりと謂ふべし。

第二　合股經營

合股の組織

上述の如く合股は數人の出資に依り、共同の商號を用ひ事業を經營するものにして、衆兄弟が家產を繼承する場合は暫く措き新に合股事業を經營せんとする場合には、起頭人卽ち發企人は先づ親戚故舊に出資を勸誘し、親戚故舊より全部の出資を得る能はざるときに限り、他人に勸誘を試み適當なる出資者を得たる後、大抵合股字又は議單と名くる契約書を作製し、契約當事者各々一紙を所持し、後日の紛議を避くるものとす、合股字は合股組織の種類の如何に依り異同あること勿論なりとす。

合股組織に三種あり、其一は股東卽ち出資者の一人を推して業務を掌管せしむるものにして、各社員が交互に大清賬期卽ち一結算期間（三年間）業務を擔當するものと、材能あるものをして永久に業務を擔當せしむるの細別あり、其二は股東以外のものより企業上の材能を有するものを招聘して、支配人卽ち家長又は掌櫃的と爲し一切の業務を委任し、之に對し股東は寸毫も干涉を加ふることなく唯之を監督するに止むるものとす、其三は匿名組合にして支那官吏は中飽陋規の收入に依り富めるもの少なからず、三年清知府十萬雪花銀」の語あり、乾隆の權臣和珅が家產を籍沒せられたるとき、家財一百九號の中評價せられたる六十六號の價格二億二千二百餘萬兩に上りたる程にて、彼等は支那人中の富者なるも、法律は其商業を營むを許さゞるに依り、匿名を以て質屋銀行等盛衰の少き事業の組合員たるもの多し、此等三種中比較的廣く行はるゝものは股東が掌櫃的を聘し一切を擔當せしむるものなりとす。

支那民間に於て富裕なるものは嘗て大官たりしもの、又

は大官の子孫たる鄉紳に多けれども、彼等は商業に通せざりしに依り、其出資する場合には商店の事務を掌概的に一任せざるべからず、商賈の子孫に係る山西の財主たる侯、曹、喬、渠、常、劉の諸家も亦安逸に流れて財務に通せず、票號、錢莊、當舖、皮貨店、綢緞舖、洋貨店等各種の企業に出資するも自ら商務に干渉すること少し、北支那に於ては財主は大抵田舍に居住し股東として出資するも店務を擧けて掌概的に委ね、唯決算期に臨み都會に出でゝ損益分配の議に與るを例とす、信頼すべき專門家に事務を一任し唯其成敗を責めんか、掌概的は重大なる責任を感じ專心事に當り好成績を擧ぐるを得べし。

錢股と身股

股東の出資の物體たるものは概ね金錢なり、商品、家具、賣掛代金を評價し之を出資と爲すこと固より妨げなし、此以外に出資の物體と爲す慣例なしと稱するものあるも、舖墊股、營業股等の目あれば出資の物體は賣掛代金以外他の權利を含むことを知るべし、此等の出資は一定金額の持分即ち股份に分たる、一股份の金額は商店の大小に依り異なるを免れざるも、我株式の金額より遙かに多く通常一千元內外にして、山西票號の如きは少きも三千兩、多きは一萬二千兩に達せり、股份の總數は是れ亦一樣ならざるも少きは三股多きは二三十股、通常十股內外にして、股東は其內一股又は數股を所有するものとす。

掌概的は金錢其他の債權を出資することなきも、股份を與へらるゝを常とす、地方に依り掌概的以外のものに股份を與へざるものあるも、北支那に於ては掌概的以下各店員の地位功勞に應じ股份を與ふ、掌概的は大抵一股乃至一股半を與へられ、副掌概的は八九釐乃至一股を與へられ、副掌概的以下は一釐宛遞減せられ一釐に至りて止む。

股東の持分は之を錢股、銀股、定股と稱し、掌概的以下の持分は之を人股、身股、力股、浮股、空股と稱す、錢股と身股の比例は掌概的以下の手腕の高下に依り消長あるも、大抵錢股六に對し身股四にして、掌概的の勢力弱ければ四より下り、之れに反するは四より上るべく、稀れに錢股四に對し身股六なるものあるを見る、身股は勞力出資なりや否やに關し異說なきにあらざるも、合股破產の際他の股東の如く股份額に照らし負債を分擔する義務なく、合股より脫退し又は合股の解散する場合、股東の如く股份を賣却し又は財產の分配を受くべき權利なければ、之を勞力出資と看做し難し、恐らく報酬を與ふる一種の形式に過ぎざるべし、何が故に此種の形式により報酬を與ふるに至りたるや、一は掌概的の責任重大にして尋常一樣の雇傭人にあらざるによると、二は支那國民性に基き掌概的以下に商店と利害休戚を共にし多額の純益を擧げしめんとするに外ならざるべし。

決算と損益

支那商家の營業年度は年にして元日を以て始り、除夕を以て終るものなるも、決算と損益分配とは必ずしも營業年度に一致するものにあらざるなり、支那の舊慣に據るに賣掛代金の計算は一年三期之を行ひ、端午（五月五日）仲秋

（八月五日）除夕（十二月末日）までに取立つるを常とす、即ち第一期は五月初日より五日迄に第二期は八月一日より十五日迄第三期は十二月中頃より除夕までに取立つるなり、而も第一期と第二期とは零賣賒賬と稱せられ概ね小口賣掛代金の計算取立行はれ、大口取引は內拂に止まり第三期に至り始めて年內に於ける一切の精算を畢るものにして、之を齊賬又は收賬と稱す、收賬に伴ひ損益分配を爲すを得べきこと勿論なるも、支那の舊慣は三年の大決算期に於て始めて之を爲すものにして、之を大清賬と曰ふ、各股東は過年卽ち正月の休暇を利用して商店に集合し損益計算表を作製し損益分配を爲すべきものとす。

損益分配の方法は南北大體同一なるも、揚子江方面に於ては掌櫃的をして利益の有無に拘らず、月利七八厘乃至一分の割合にて股東に配當を爲さしむ、之を官利と曰ふ官利を引去りたる後尙ほ純益あれば之を餘利と名け、其一部を積立て之を公積と稱し、其殘額を紅利と號し、股份に比例して分配するものとす、而も地方に依りては官利の配當を爲さゞるものあり、若し營業成績良好にして增資を爲すべき場合には、別に股東より資本を提出せしむることなく、純益の內より之を控除充當すべく、之に反し缺損を招きたる場合には股東をして缺損額を分擔補充せしむることなく、資本金中より辨償せしむ、從つて合股の資本は營業の狀況により絕えず變動すべき傾きあり、會社財產の如く確定せず萬一鉅額の缺損を來たし倒產する際には、各々出資に比例し之を辨償するものなりとす。

負債の責任

支那法制は債務の不履行を以て罪惡と看做し、期限に違ひ支拂延期三ケ月に及ぶときは、負債者の財產を差押へ之を公賣に附し債務を辨償せしむるの手續に出づるに先ち之を逮捕して牢獄に投じ、負債高に應じて笞刑又は杖刑を課し、一ケ月遲延する每に罪一等を加へ、元利辨償するまで出獄することを許さず、唯負債者に對する恩典と見るべきは、利率每月三分を超ゆるを得ず、利子積んで元金と等しきに至れば年月久しきも復た利子を加ふるを得ざると、債主が自ら法律上の處分を施行し並に負債者の家屬を捕へて債務履行の代價と爲すを得ざること是なり、刑罰斯の如く嚴重なるに依り「子債父不管」との言の如く子の負債に對しては之が父たるもの何等の責なきも之を默視する能はざるは勿論、之が親戚朋友たるものも亦百般の方法を講じ負債の辨償を爲さゞるを得ざるなり、債權債務双方の協議に依り債務者より興隆票卽ち出世掛の約束手形を債權者に交付し落着することあり、而も支那舊慣は時效なるものを認めざれば債權者が之を提示する場合には何時にても之を拂はざるを得ず、假令本人死亡するも之が子孫たるものは辨償の責任を免るゝこと能はず「父債子當還」と是れ也、此等の舊慣は民國に入りても大體遵守せられ審判廳の設けある地方に於てすら、官憲が債務不履行の訴に接するときは直ちに債務者を捕へて拘留に處し、其財產を差押へ確實なる保證人あるにあらざれば保釋することを許さず、裁判を續行するを以て債務者は遠かに首服し、或は裁判官の面前

に於て支佛を誓約し、或は債權者と示談を調へ神妙に之を履行するを例とす、上海會審衙門も亦舊慣に從ひ債務者を拘留することは勿論、甚しきに至りては債務者の親族を投獄し、本人乃至親族をして債務の辨濟を餘儀なくせしむ、其支拂能力なきものは無制限に投獄せらるゝ筈なるも、通常兩三年內原被兩造の間に示談整ふか、又は會審衙門の支那官憲と外國會審官との協議成り、原告を承諾せしめたる上被告を保釋又は放釋すべしと云ふ。

負債に對し永遠無限の責任を帶ぶること支那の通則なるも、合股事業に於ては各股東は合名會社の社員の如く連帶責任を負ふことなく、連合責任を負ふに過ぎず、換言すれば各股東は其所有せる股份の額に比例して負債を分担し、分担せる負債に對しては永遠無限の責任を帶びざるべからざるも、自己の分担せる負債を辨償すれば、他股東の分担せし負債に對し何等の責任を帶ぶることなし、是れ支那資本家が合股事業を以て危險を輕減するものなりとし投資する所以なり。

匿名出資者(暗投人)又は業務擔當者(領東)は普通の股東と同一の責任を負ふべきものなるや否やは興味ある問題なり暗投人は他人の名を藉りて出資するものにして絕えて其名を顯はすことなければ、債權者が暗投人の出資者たることを立證すべき手段なきに依り、暗投人は唯出資額を失ふに止まり、其他の責任を負ふことなしデェーミソン氏(Dawson)が債務辨濟の責任を負ふものは出名せる股東に限れりと說けるは當を得たり、ヂヤキルス(Herbert. A. Giles)

アルバスター(Chaloner Allyster)諸氏の說に據るに、支那商店に於て責任を負ふべきものは業務を擔當する股東に止まり、其他に責任なく債權者が彼れにのみ求償すべしとあるも、パーカー(E. H. Parker)マーンタイアー(John Macintyre)の諸氏は各股東按分比例にて負債を分擔すべきものなりと唱へ、支那人の意見も亦區々にして何れに折衷すべきか疑なきにあらざるも、多くの實例は業務を擔當すると否とを問はず股東は一樣に出資額に比例して債務を分擔すべきことを示せり、千八百八十二年二月香港任留の支那商人が香港政廳に致せる陳情書を見るに、支那の慣習は出名せる股東に限り各々出資せる額に比例し負債を分擔するにあることを力說しあり、以て暗投者及股東の責任の程度を知るに足るべし。

第三　營業狀態と破產

無限責任と信用

上述の如く支那に於ては個人事業たると合股事業たるとを問はず出資者は子孫を通じ、無限の責任を負ふべきに依り、世人は商店資本の大小を問はずして出資者の財產如何を顧み出資者の名聲に眩惑して商店の營業振を等閑に附する傾きあり、例之二十萬兩の資產を有する地方の名望家が問屋業を開かんか、假令資本が一萬兩に過ぎざるも世人は該問屋の資本を以て二十萬なりとし、財產不相應の取引を爲すも一向之を怪まざるが如し、加ふるに支那に於ては既記の如く商人相互間帳簿上の貸借爛んに行はれ錢莊卽ち支

那銀行も亦莊票卽ち約束手形を自由に發行し得るに依り、何等の擔保を徵することなく比較的低利を以て長期の貸附又は貸越を許すべく、殊に支那商店の慣習として一個の信用ある錢莊と取引を爲さずして、少なくとも三四の錢莊と年初に於て當座取引契約を結び、各錢莊より出資者の財產高を標準として貸越を得らるるに依り、商店の錢莊より得べき信用程度は出資者財產の數倍に達すべき勘定なり。

聯號設立の弊

出資に對する信用過大なるに依り資本家は財產の大部分を投じて一個の大商店を設立することなく之を數分し數個の商店を設立し每店自己の全財產を標準とする信用を受け、多額の利益を得んことを企て、更らに巧妙なるものは自己の財產を分割して錢莊、當舖、行棧等を設立し、當舖、行棧等に要する資金は之を錢莊より融通せしめ手廣く事業を經營し居れり、之を聯號と謂ふ、例之山西の富豪侯家は蔚泰厚、蔚豐厚、蔚盛長、蔚長厚の四山西票を經營し、同じく奉天の曹家は富林峻、義泰長、成元會、環泉福、淵泉傳の五奉天錢行を經營し、又山東の財主李序園は營口に於て義順長、恒義利と名くる二銀爐（銀行）を開き、西義順と稱する一油房（豆餅製造業）を設け、義順棧、義順元と呼ぶ二雜貨舖を設け、西義順棧、義順華、義順復　義和同と號する四大屋子（各種の企業）を建て自家の信用を利用し、鉅額の取引を爲すが如きこと是れ也、若一歐米諸國の如く與信所なるもの支那に存在し其營業の狀態を暴露することあらんか、何人も其危險なるに驚き之と取引するものあらざるべきなり。

資本金の小額

支那商店の營業狀態上記の如くなるを以て其資本の小額なるべきは想像するに難からざるなり、山西票號は支那內地重要都市に十數個の支店を設け金融の牛耳を握り居たるも、其第一流の資本數十萬兩を算するに過ぎず、上海市上に於て信用ある錢莊の資本二萬兩內外にして、最も多きものも六萬兩を超えず、米行の如きは平均一萬兩內外なり、奉天諮議局の調查に據れば營口に於て最も多くの資本を有するものは油房にして、平均九萬元、蔴行之に亞ぎ三萬五千元、製船行之れに亞ぎ三萬元、糧行之に亞ぎ二萬元、京貨行、雜貨行、寧波行亦各々之に亞ぎ一萬五千元、其他は一千元乃至七千元にして、成衣行、皮行、海貨棧の如きは數百元に過ぎざるなり、而も其取引高資本金に比し遙かに多額にして事情に通せざる外國人は何れも皆其資本を誤算し、不相當の貸附を爲し相互間の競爭は知らず知らず、鉅額の賒掛を被り一驚を喫せざるもの稀なり。

破產の慘害

支那商店は資本金僅少なるに拘はらず有ゆる方法に依り出資者の信用を濫用し手廣く取引を試むるを以て、一朝失脚することあらんか資本に倍蓰するの大缺損を來たし、經濟社會に與ふる慘害實に悚るべきものあるなり、試みに營口東盛和、漢口三怡錢莊兩破產事件、天津賒掛代金處分問題を擧げて其證左と爲さん、東盛和は富豪葉氏の出資に係る油房と銀爐にして其資本は十二三萬兩に過ぎざりしも、

葉氏の名聲嘖々たりしに依り浩大なる取引を爲すを得たり、日露戰後滿洲の經濟界俄かに好景氣に赴ける際、東盛和は其銀爐より過爐銀を融通し其油房をして大豆其他穀物の投機賣買を爲さしめ、大失敗を招き、明治四十年十一月四百二十一萬六千九百九兩の債務を負ひ倒產したり、當時東盛和の有ゆる財產を合し一百四十八萬六千九百八十三兩に過ぎざりしを以て、債權者に對し僅かに三割五分の割當を爲し得るに止り、滿州經濟界に大打擊を與へたり。

怡和利、怡和興、怡和生の三錢莊は江西黃家の經營する聯號にして、黃家の財產二百萬兩と號せらる、漢口の外九江、南昌地方に錢莊を設立し上流は湖南四川より下流は江蘇浙江各地に取引銀行を有し、漢口を根據とし手廣く取引を爲し殆んど漢口金融界の牛耳を握り居たるが、其取引放漫に流れ資金の固定に苦める際其取引先なる上海の錢莊倒產せしに依り破綻を來たし、明治四十一年十一月二百四十四萬四千兩の債務を負ふて閉店し、湖北湖南江西各省長江沿岸に恐慌を來したり。

天津は日露戰爭中滿洲に對し鉅額の物資を供給したるが、戰後に至りても市場の景氣頗る良く海外より貨物の輸入せらるゝもの夥しく、日獨諸國の商人は互に競爭して賣込を試み殊に新に商店を設け支那事情に通ぜざるものに於て甚だしかりしが爲め、支那商人中代金支拂不能のもの續出し、明治四十一年六月頃外國商人の賣掛代金回收の不能と支那商人の契約不履行より生ずる損害を合せ一千萬兩を超へ、關係支那商店三十六戶と外國商館二十三軒間の大問題たるのみならず、國際間に於ける面倒なる事件となるに至りたり、之が爲め內外官民の交涉を重ぬること幾回なるを知らざりしも容易に其落着を見る能はざるしが、內外商人に於て救濟委員會なるものを組織し、該委員は獨日佛三國の銀行家に向ひ個人の其救濟方法を按出せんことを請ひ、三國領事及支那官憲も亦斡旋大に努むる所あり、遂に直隸保商銀行なるものを設立し、外國商人及直隸總督より各々資金として二百萬兩を出し、內外人より三名宛の取締役を擧げ天津海關道を以て取締役會長とし、別に內外人一名宛の支配人を聘し事務を執らしめ問題の債權額を九百萬兩に切下げ、該銀行より四分利付五ケ年据置二十年償還の債券を發行し之を債權者に交附して辨濟に充て、債券の元利支拂は支那官憲に於て保證することゝし纔かに事件を解決することを得たり。

第四　公司經營

公司の沿革

支那に於ては組合の變種たる合股より合名又は合資會社に進歩することなく、直ちに株式會社の發生を促せり、同治年間李鴻章、張之洞等利權の外國人に歸せんことを憂ひ之を回收するの策として製造交通各種の事業を興さんと企てたり、而も此等の事業を經營するには資本を要すること多く到底合股の如く數人をして出資せしむる能はず、又成敗逆賭すべからざる業に對し出資者をして無限に責任を負はしめ難きを見、外國に倣ひ株式會社を組織し之を經營せ

んと圖れり、而も一般人民は資本に乏しく株式に關する智識なく殊に前途を危虞したるとに依り應募するものなかりしかば、資本の一部を官庫より支出し其殘額を强制的に官吏に割當て縱かに會社を設立し種々なる特權を與へ、官吏をして事業を經營せしめたり、之を官督商辦と謂ふ、官督商辦は一時流行したりしも日清戰後外國人は開港場に於て工業を經營するの權利を得たるに依り、官督商辦の得べき特權は最惠國條款に基き之に均霑し得べく、而も官督商辦の如く何等の義務を賦課せらるゝことなかりしを以て、外國人の事業獨り榮へて官督商辦大に衰ふるに至れり、北淸擧匪の亂後外國人の事業益々榮ゆるに及び、利權回收運動大に起り支那政府は新に商部を設け利權の回收を謀らしめ、別に商律及其附屬法を編纂し會社企業の發達に便にせり、商律一般法則九ケ條、公司律一百三十一條より成り、光緒二十九年(明治三十六年)十月廿九日發布せられたり、公司なる語の支那に於て用ひらるゝこと久しかりしも、其法律用語と爲りたるは玆に始まり、該法に基き設立せられたる會社一時多數に上りたるに相違なきも、法文曖昧にして缺點少なからざりしに依り、外國顧問を招聘し之が改新に着手し、草案既に脫稿したりしも未だ發布するに及ばずして淸朝退位したり、淸朝退位したりと雖も共和政府の實業に對する方針は敢て變ずることなく、完備せる法典の編纂を待たず必用なる法規は單行法として發布し、實業の發達に資せんとし、公司條例、商人通則、同施行細則、公司註冊規則、同施行細則等順次發布し、民國三年九月一日より一齊實施するこゝとせり、公司條例は二百五十一個條より成り、公司を分ちて無限公司(我合名會社)兩合公司(我合資會社)、股份有限公司(我株式會社)、股份兩合公司(我株式合資會社)と爲すなど我商法に酷似し、之を我商法の移植と稱するも不可なく、我商法を知れば支那商法を知ること容易なれば一々之を說明するの必要なかるべし、從來支那には會社なるものなく偶々外に倣ひ會社を設立し殊に法律を以て其規程を設けたるも明かに會社を以て法人なりと認むるに至らず、種々なる不都合生じたりしが新商法第三條に「公司は均しく法人と看做す」と規定し其不都合を除かんとせり、若し吾人にして眞正なる支那人會社を見ることを得んか新商法の賜ならずんばあらざるなり、實に新公司律は會社法として殆んど間然する所なきも、支那の國狀に適し新會社の發達を促がし、彼の所謂利權回收の目的を達成することを得べきや、請ふ吾人をして之を詳論せしめよ。

公司經營成功難

商部設立以後利權回收熱益々昂まり公司の設立大に流行し一業を創むるは一業の利權を保持するなり、一株の募集に應ずるは一分の利權を恢復するなりとし、田を典し廬を傾けて投資を競ひ四川、湖南、江西諸省の如きは、鐵道會社設立に熱中し、一村落又は組合に株金を割當て地租又は釐金の附加稅として之を徵收し、徵收高に應じ株券を授け之を租稅と名けたり、光緒二十九年より三十四年に亘り公司註冊(會社登記)規則に從ひ登記せる會社百七十二、其

資本一億二千五百萬圓、內株式組織大半を占めたり、之を我國に比較すれば僅少の放資なるに相違なきも、支那の如く資本缺乏し第一流の商業銀行の資本額數百萬圓を超へざる國に於て六ケ年間に該額を醵出し得たるは驚嘆に値すべし、爾後會社の增減常なく民國二年に於ける支那政府の報告に據るに、會社數九百九十二、資本金八千六百三十六萬四千八圓、內株式會社百四十五、資本六千三百三萬圓なり、從つて最近數年間支那會社の資本激減したる勘定と爲るも、多分統計の不備より生じたる結果なるべく、直ちに支那會社失敗の證據と爲すに足らざるも、大體より觀察するに會社事業は成功せるもの少く失敗せるもの多し、試に二三の例を擧げて之を證せんか、漢口一帶は支那の市俄古を以て稱せらるゝ地方にして、張之洞氏の設立に係る武昌の四局を始め製革工場、平板厚硝子工場、釘針工場、製絨工場、製紙工場等前後相踵て設立せられ、共に嶄新の機械を備へ、原料品に富み製品の需要も亦多く、內には官憲より特種の恩典を受くるものあり、當然成效すべき筈なりしに孰れも皆失敗したり、漢冶萍煤鐵鑛廠公司は東洋第一の鐵鑛たる大冶鐵山支那四大炭坑の隨一たる萍鄉炭坑及支那第一の製鐵所たる漢陽鐵廠とを併せ有する理想的製鐵所たるに拘らず、年々缺損を招き日本より借入れたる額三千五百萬圓に達せり、招商局は支那唯一の汽船會社にして官憲より多少の保護を受け支那沿海殊に揚子江沿岸に於て絕好の埠頭を有し是れ亦好配當を爲し得べきものなりしに缺損に纏くに缺損を以てし、數々外國借款の目標と爲りしが最近歐州大戰の賜に依り縹かに社運を挽回せり、中國銀行は支那の中央銀行にして、交通銀行は交通部の機關に係り共に兌換券を發行するの權限を有し、其失敗するが如きは殆んど想像すべからざるものなるに、數々蹉跌を來たし援助を仰ぐこと一再に止まらず、此等數種の事業成績概ね斯の如し其餘推して知るべきなり、從つて外國人中公司經營は支那の國富を增進するものにあらずして、反て之を破壞するものなりとの酷評ありたる程なり、今回の歐洲戰爭に當て我國は聯合國其他に對し武器軍需品其他の貨物を輸出し、未曾有の利益を博し英露諸國の大藏證券國庫債券等を引受けたるに拘らず、正貨準備額十二億圓に達し尙ほ逐月增加しつゝあり、國內數千萬の暴富を致したるもの少なからざるなり、然るに我國に十倍するの面積と十五倍する人口を擁し原料品の豐富を以て天下に名ある支那に於て奇利を博したるもの甚だ少し、外國貿易の中心たる上海に於て一千萬の產を爲したるもの一人、二三萬の產を爲したるもの三四人に過ぎずと傳へらる、斯の如きものは何ぞや、或は其原因を內亂の頻發に歸するものあり、或は支那國內資本乏しく金融機關の整はざるに歸するものあり、或は所有船舶少なく海外航路を有せざるに歸するものあり、皆それぞれ一理なきにあらざるも、吾人は此外別に支那會社事業の成效し難き根本的原因あるを見るなり。

支那に於ける會社事業、殊に株式會社の成功せざるは、家族制度の流弊より生ずる公共心の缺乏に歸すべきことは業既に之を述べたり、吾人は其主要の原因たることを確信

するものなりと雖も、下記の諸原因も亦與りて力あることを疑はざるなり。

（一）企業能力の缺乏

前節に述べたる如く支那舊來の企業は掌櫃的の手に在り、掌櫃的は紅顏出て、商家の徒弟と爲り、數十年の歷練を經白頭に及び始めて商店の經營を一任せらるるものにして、專門の業務に關し通曉せざる所なきも、敎育の程度極めて低く唯纔かに算筆を解するに止まり、世界經濟界の大勢を知らざるは勿論、國內の事情すら解せざるもの少なからざる程なれば、何等の經驗なき會社を管理し內外の需要供給の勢に顧み生產額を增減し各種の文明機關を利用し、歐米人と輸贏を爭ふが如きは到底彼等の企て及ばざる所なり、從つて公司の經營は彼等の手に歸するよりは寧ろ官吏の古手、地方の名望家等素人の手に落つべき傾きあり、支那の會社經營に官督商辦に始まり督官懷等諸官吏が會社經營者として有名なるものは張謇、李士棠、孫多森、李維格の徒なるも何れも官僚出身にあらざるなく、支那官吏の公務に不熱心にして事務に通せざるは既に定評あり、彼等の手に依り經營せらるゝ公司の失敗に歸する當然なりと謂ふべし、尤も企業家中醇手たる商賈なきにあらず、上海の貝潤生、漢口の宗棲恒の如き是れなり、而も其數甚だ少なく殆んど算するに足らざるを奈何せん。

（二）外國技師排斥

支那人は近世事業に經驗なきものなれば、之れに精通せる外國人を招聘して其管理を托すべき必要あり、支那人も亦た已むを得ず外國人を招聘して技師と爲すも、技師の忠言を容るゝ能はず直ちに之と衝突すべく、假令暫く其忠言を容るゝも、事業少しく緖に就くに至れば之を解雇する傾きありたり、今其理由を見るに凡そ三あり、（一）支那合股事業は互に親信する親戚朋友の出資經營に係り他人を交ゆることなかりしに俄かに異人種を招聘し而も之に重要なる職務を授け長く其忠言に從はんこと困難なり、（二）支那人と外國人とは風俗習慣懸隔せるのみならず互に言語通せざるに依り誤解を來たし易く、加ふるに共に尊大なれば爭論を惹起すること已むを得ざるなり、（三）外國技師は法人の觀念發達すれども支那人に古來此種の觀念なく大正三年の公司條例に於て公司を以て法人なりと明定したるも、一片法令を以て俄かに法人の觀念を會得せしむること決して容易にあらず　從つて外國人は會社の利益を本位とするに反し支那人は自己の利益を本位とし、枘鑿相容れず事每に衝突すべし、此三つの理由に依り支那人は遂に外國技師を解雇し自ら事業を經營することゝなるべきも、外國技師を失へる公司は杖を失へる盲人と齊しく轉履することを瞳を回さゞるなり。

（三）法例の不備

支那に於ては商法の一部と其施行細則實施せらゝに至りたるも、民法刑法を始め實業の發展に必要なる各種の法令未だ實施せられざるもの甚だ多く、大理院卽ち大審院の組織觀るべきものありと雖も、其勢力地方に及ばず官民共に

情實に補はれ法令を重んぜず、惡漢が國利民福を標榜し廣告檄文演說等の方法により株式を募集し來た開業せざるに先ち資本を空盡することあるも之を處罰すること難く、又開業後重役が親戚朋友を援きて支配人以下使用人と爲し互に結託して私曲を爲し一般株主の利害を犧牲に供するを免れざれば、會社事業の成功せざる決して故なしと謂ふべからざる也。

（四）舊慣の破壞

支那に於ては負債に對する責任極めて嚴重にして彼の負債に對する責任が各人の出資額に止まる株式會社の如きは支那固有法律の禁ずる所にして、一般社會の不德とする所たり、然るに支那政府は株式會社なるものを認め負債の責任を出資額に限るを許し、社會も亦之に對し制裁を加へざるに至りたることなれば、利己心の發達したる支那重役が爲さゞる所なきは寧ろ當然なり、又支那には同鄉者又は同業者の設立したる會館公所なる商人團體あり、制裁を嚴にし信用を保つに努めたるに依り、支那商人は信用を重んずるものとして、世界に令名ありたるも公司事業には此種の機關なく其不道德に對し制裁を加ふるものなきに依り不正の行爲に出づるは止むを得ざるなり。

（五）舊弊の存在

外國に倣ひ株式會社を設立するに至りたるも、合股組織の行はるゝこと久しきに依り容易に其弊害を脫すること能はず、之が爲め會社經營の困難を招くこと少なからざるは既に述べたる所なるも、此外尙ほ下の三弊害の存在するを見る、官利の配當息股の發行一部拂込の不能是なり、（一）合股事業に於ては官利の配當を爲すに依り李鴻章が株式會社を組織せし際に當り舊慣に從ひ官利の配當を許したり、大清商法制定せらるゝや明文を以て官利の配當を禁止したるも、官利の配當を禁止せんには株式を募集すること困難なるを以て、官督商辦時代に成立したる諸會社が依然として官利の配當を爲すのみならず、新設の諸會社も亦官利の配當を爲したるに依り、支那政府は已むを得ず之を默許したり、大正三年公司條例には開業以後に於て官利を配當することを禁止しあり、支那官憲も亦官利を配當する會社に對し戒飭を加へつゝあるも、果して那邊まで禁止し得るや疑問なり、新事業は經營困難にして動もすれば損失を免れざるに、官利として六分乃至一割の配當を爲さゞるべからざるに依り、經營困難なる事業は愈々困難に陷り數年ならずして資本を蕩盡するに至る、（二）官利を配當せんとするも配當に充つべき金錢を得る能はざる場合には、窮餘の策として官利に相當する額面の株券を株主に交附すること行はる、之を息股と曰ふ會社が缺損を來したるとき資本を切下げ之を補塡すること各國の習慣なるに、官利の支拂に充つる爲め權利株を增發し會社の負債を重大ならしめんか、該會社をして遂に破產に沈淪せしむべきこと當然なりと謂ふべし、（三）合股事業にありては股份に相當する金額は一時に拂込まれ、一部支拂の慣習なく株式會社は一部支拂を許すを例とせり、從つて舊慣に拘泥する支那人は一たび拂込めば再び拂込むべき意思なく、一大會社も四分の一の拂

込ありたる後は復た拂込まるゝことなきに依り、一旦缺損を來たせば更に株主の拂込を得て事業の繼續を計ること能はず倒產するの外なき也。

好成績の公司

上記數項の理由に依り公同事業は概に失敗したり、然るに最近支那政府の模範工場として表彰せる大生紗廠、揚子機器廠、求新廠、泰豐罐頭公司、廣生行、商務印書館の營業成績を見るに、孰れも皆良好ならざるなく、公司事業も亦支那人の手に依り經營し得るものゝ如し、而も大生紗廠は張謇氏一派の經營に係り、求新廠、泰豐罐頭公司は其株主使用人大抵親戚朋友より成る、揚子機器廠も亦漢冶萍煤鐵鑛廠公司に於ける重役の投資に出づるものなれば、其名は株式會社なるに其實合股事業と選ぶ所なし、殊に商務印書館の如きは日本人の指據經營に依り今日あるを致したるものに過ぎざるなり、從つて是等會社の成績良好なるを見て直ちに支那人が會社經營の能力ありと斷するは早計なるを免れざるなり。

救濟方法如何

上記の如くんば支那人は遂に會社を經營する能はざる乎、將た別に之を救濟するの方法なき乎、王鼎富氏の說に據るに支那に於て株式會社を行はんこと尙早し、現時普ねく行ひ得べきものは無限公司（合名會社）なり、先づ無限公司を行ひ專で兩合公司（合資會社）に移るべきなり。然るに公司條件中無限公司を兩合公司に變更すべき規定を缺けるは不都合なりとあり、合股組織より一躍して株式會社に移り成功せんとするの困難なるは明にして、王氏の言一理あるに相違なきも列强の角逐場たる支那に於て株式會社の設立を廢止せんと企つること行ふべからざることに屬するのみならず、無限公司を兩合公司に變更する丈の規定を設ける丈にて到底會社經營の失敗を救濟し得べからず、會社經營失敗の原因は多岐に亘れども其根本は公共心に富み近世的企業を經營するに足るべき人物の缺乏に歸するものなれば、學校的社會的敎育に依り此種の人物を養成する外良策あるべからざる也、清末支那政府が利權の回收を企て各地に高等初等の實業學校を設け外國人も亦支那に機械を賣込み投機に便ならしめんが爲め、工業學校を立てたるに依り、實業敎育始めて興り、交通部工業專門學校、唐山工科學堂、香港大學等成績の見るべきものあり、又年々外國に向ひ商工業研究の爲め留學生を派遣すること多く、現在の支那靑年も亦舊時の讀書人と異り、外國靑年と齊しく商工業に對し興味を有するもの少なからざれば、今後近世的企業經營に耐ふべき手腕と之を實行するに必要なる公共心に富める人物出現し得べきこと疑ひなからん、今や支那は過渡期にして舊制度及思想の尙ほ存するもの多けれども漸次世界の風潮に制せられ會社經營に妨害なるべき慣習思想等徐々に埋沒すべきこと亦明なり、されど現在の靑年が會社事業に成功し得るの期は遙かにして經營維持に苦める會社を救濟し重要なる事業を發企すべきこと焦眉の急に迫まれり、知らず之に處するの方法如何風俗習慣酷似し言語思想相通ずる日本人を顧問に招聘するか、又は日本人と

合辦し暫く企業の經營を日本人に委し、日本人の力に賴り支那企業界の惡弊を一掃せしめ、日本人に就き經營の方法を練習し徐々に獨力を以て活動し得る時機を待つことゝ是れ也。

支那紡織業の現狀

上海銀行公會の調査に依れば、支那の紡織工廠は光緒十六年始めて上海機器織布局創設され、次で湖北の第二紡織工場、上海の裕源、大純及び裕晉等の諸廠起り、下ノ關條約締結後は外人經營の紡織工場續を接して起り、支那の朝野も亦紡織業の重要なるを認め、上海を初めとして寧波、通州、抗州、蘇州等の地に斯業を開くもの漸く多きを加へ、民國となるに及んでは一日千里の勢を以て進み、新工場の設立日に月に增加し、今日にては支那人經營のもの左の如き多數に上れり。

一　既設紡績工場一覽表

廠名	經理人	所在地	資本額	錘數	織布器
恒豐紡織新局	聶雲台	上海楊樹浦華盛路	一、〇〇〇、〇〇〇兩	三三、一四四	四五〇
德大紗廠	穆抒齋	同　華德路高郎橋	三〇〇、〇〇〇同	一六、一四〇	―
厚生紡織公司	穆藕初	同　楊樹浦蘭路	一、二〇〇、〇〇〇同	二七、九三六	四〇〇
振華紡織公司	薛文泰	同　上	三〇〇、〇〇〇同	一三、五四八	―
寶豐紡織公司	劉柏森	同　車袋角長濱路	？	一八、二〇〇	三〇〇
鴻裕紡織有限公司	鄭培之	同　麥根路	六〇〇、〇〇〇兩	三七、〇四八	―
溥益紡織廠	徐靜仁	同　西蘇州路	一、〇〇〇、〇〇〇同	二六、五二〇	二五〇
申新紡織第一廠	榮宗敬	同　勃利蘭路	一、〇〇〇、〇〇〇元	三九、〇〇〇	六〇〇
同　第二廠	同　上	同　宜昌路	一、〇〇〇、〇〇〇同	四〇、九八四	―
同　昌紗廠	朱志堯	同　南碼頭機廠街	三三五、〇〇〇兩	一一、五九二	―
三新紡織公司	馬卸甫	同　楊樹浦路	一、五〇〇、〇〇〇元	六五、〇〇〇	―

日華紡織	第九（鴻源）	上海浦東	同上	一〇、〇〇〇、〇〇〇圓		五三、〇五六	
	第八	同上	同上			二六、九三六	
	第七	青島	同上	（計）五、〇〇〇、〇〇〇圓		二〇、〇〇〇	
	第六		（日）	（？）		？	
	第五		同上			五八、三八〇	
	第四		同上			三五、一三六	

四　支那紡織工廠原料消費高及生產力一覽表

廠名	原棉消費高				綿絲生產力			
	一日		一年		一日		一年	
	擔		擔		包		包	
豐大	一〇〇		四〇、〇〇〇		一三		八、〇〇〇	
新生	一二〇		三三、〇〇〇		二〇			
第一	四六六		一四〇、〇〇〇		一三〇		三九、〇〇〇	
第二	四五〇		一二〇、〇〇〇		一五〇		四〇、〇〇〇	
新成	二三〇		七〇、〇〇〇		七〇			
大生	九四		二八、二〇〇		二七		八、一〇〇	
第一	一〇〇		三〇、〇〇〇		二九		八、五〇〇	
第二	一八〇		五四、〇〇〇		五〇		一五、〇〇〇	
通勤	七〇		二〇、〇〇〇				六、〇〇〇	
成記	八〇		三〇、〇〇〇		二四		八、五〇〇	
恒德								
厚生								
三大								
同興								
振華								
利用								
廣東								
濟南								
實業								
願森								
利記								

鼎和通惠楚興	一四〇	四二、〇〇〇	四〇	一二、〇〇〇
新豐公	二八八	八六、〇〇〇	八〇	二四、〇〇〇
華新津廠	七〇	二一、〇〇〇	二三	七、〇〇〇
裕元	三〇〇	八〇、〇〇〇	一四二	三六、二〇〇
恒源	二一〇	六〇、〇〇〇		一七、〇〇〇
廣益	三九	七六、五〇〇	六〇	二一、六〇〇
華北	一九二	一一、七〇〇	一〇	三、二〇〇
		五一、九七五	七〇	一八、九〇〇

（大九、一、六）

支那和平遲延の理由

支那の研究者は南北代表の兩黨間に試みられて居る平和樹立の企を多大の興趣を以て觀察しつゝある。妥協會議は過日召集せられ、北方代表朱啓鈐氏へ南方代表唐紹儀兩氏によつて開會されたが兩者何れも互讓しなかつた爲遂ひに失敗に終つた。今度は別の代表者によつて會議は目下企てられんとして居るが是又流產の恐があるが、抑もその理由とする所は南方派が北方代表に任せられた王揖唐氏と折衝する事を拒絕した爲である。何故南北兩派はその統一と力とに對して相互意に充つる基礎の上に立つて一時も早く恒久的平和に到達し得ないのであるか、是は支那住民のみならず海外に在る者と雖も等しく怪訝に堪へぬ所である、然し一度吾人が南北兩派の心理とその沿革とを研究するならば之も自ら判然する事であらう。同一の血統教育習慣言語を有するといふ評のある國民が各州間に存在する嫉妬と爭鬪を捨てゝ何故國利民福てふ大局に向つて一致團結し得ざるか、之は觀察者の今に至る迄理解し得ざる事に屬する。これ等觀察者が過去七八年の間に渡つて經驗した爭論と改革の中に於て眞にこれこそ有意義なりと認め得たるは僅かに南方派の近代思想である、而してこの近代思想の懷抱者たる南方派は一層西洋と緊密に接觸を保ち未だ醗酵しない北方の保守的思想に對峙し戰ひ來つたのである。支那の制度が統一せられて以來南北の兩大團體に同一の思想が等速度を以て滲透して來ないのか、猶又何故國家の問題に關して兩派の間に同一の目的を生じないのか等しく彼等研究者に

は疑惑として殘つて居た。新に得られた此等の觀念と理想との間に存する差違を以てする以上により深い所に說明の根據があらねばならぬ。卽ち支那の南北間には人種及氣質の相違といふものが存して居るのであつて、この相違たるや過去の此國に起つた或者の現象と同じく遠く往昔に溯つて究明せねばならぬものである。現代に起つた現象によつて說明を企てんとするが如きは木に緣つて魚を求むるが如きものである。近代思想にまれ民主々義にまれ或は又革命にまれ是等は社會的に又政治的に過去の確執を繼續する新たなる動機に過ぎない、若し現在期待せらるゝ如く近代思想が南北を統一する事が出來得るとしたならば孔子以來あらゆる皇帝及聖賢が爲し得た以上に大なる事を爲し得たものであらう。

支那は人種が同一でない殊に氣質は異常な差違がある、幾多の種族が入つて支那國民を形成した、地理的或は風土的條件がこの種屬の差別を形ちづくるに預つて力があつた、而して屢時の侵略とその結果として起る入冠者の熱中とが相俟つて遂ひに國の各部に於て身體のタイプをも變へて終つたのである。支那國民のあらゆる部分に於て原始的支那人の血の混入を見とめる而してすべてゝ七或は八の言語と無數の地方語とが一の支那型の國語に對立して形成せられた、併し南北兩部の性格及民衆心理の作用に表はるゝ相違は恰も諸威と西班牙、アングロサクソン系の亞米利加と羅典系の亞米利加との間にある相違の如きものである。此等は缺點多き類種に相違なきも又一面兩者の間に存する差違の程度を示すに足る。支那國民は勤勉な國民である而して彼等の人種的區分の史的原因に付いて不斷の考察を費やすに於てはやがてこれが一の記念となり足跡となつて一層進んで此の兩者の差異の研究に資する所があるのであらう。

大體に於て兩者の區劃線は大揚子江を以てする而して揚子江の流域は永い間それが會合點となり爭鬪要素の戰場であつた。此處に北方の半韃靼人と南方の半土着の支那人とが相會し相爭つた。漢口及南京に於ける革命の大戰の如きは其の昔同じく此處に於てなされた周漢宗元及び滿州朝の更に大なる會戰の僅かにその反響たるに過ぎない。此等すべての事實を承認した兩者間の確執を眞に存するものと認めんが爲には須らく吾人は支那人の古に還元せんとする彼等の嗜癖と彼等の黴臭い眷族に指を染むる心理を信せねばならぬ。

北方に於ては人々は廣州人の噂をする、然してこれには何等惡意も諷刺の意も寓して居ない、只尤も自然に次の如く云ふ、勿論彼は支配人ではない廣州人に過ぬと。而して極めて近年の事であるが吾々は南方人が「豚尾の外國人」といふ嘲笑的な綽名を造り北方人の眞向に浴せ掛けて居るのを聞いた。彼等は已に起原から異つて居る、彼等の山川の景色も違ふ、彼等の言語は互に意を通ずる事の出來難い程違ふて居る、北方人は南方人の南方人は北方人の食物を食う事が出來ない、趣味も又自ら相違して共通の趣味に關する話は更に出來ぬのである。支那人――中國の民――と

いふ名稱は何人も之を認め又認める事に一種の誇りを持つて居る、然し十二州の土着人は自ら生粹の支那人なりと揚言して居る、彼等は支那人種の純粹の子孫であり他のすべての人の父祖たるものであると獨斷して居る、而してこの十二州の域外にあるものは彼等から輕蔑を受けて居る、しかもその輕蔑たるや地位的位地の遠きに從つてその程度を高めて行くのである。支那に住む外國人は、皆こうゆう氣風に感染して己の住む地方の肩を持ち他の支那人の思想偏見迄も移入して終ふ。一度彼等が支那人の風俗や性格に關する著作に筆を染めんか、直らに彼等の周圍に在る人々の持てるものをそのまゝ生き寫しにして、大いなる差異の存する事は一向知らず獨斷的に「支那人は之を食う」、「支那人は斯く考ふ、斯くの如きものを衣とし、斯々の事を云う」と斷定し己の住める社會の觀察を以て支那全國民も亦斯の如きものなりと推定せんとするのである。又彼等が他州の支那人の事を書かんとすれば彼等の隣人の話と隣人の背景を以て他州人に當て嵌める。斯の如く支那に關する書籍は數多くあるがその書物の中には隨分荒唐無稽な肖像もあつて丁度西歐に在つた樣なあの北歐の海賊がオレンヂの杜にギターを無暗に掻き鳴らしムール人のバルコニーに向つて情歌を吟じだらしなく無爲に日を過して居る連中の面影を彷彿せしめる樣な馬鹿げた肖像が載つて居る。初期の著作の大部分は現在權威あるものであり西洋に於て好く讀まるゝが是等は南方人の著したものであつて南方の支那人にのみ限つて適用の出來るものである。この種の南方文學に心酔して而して此支那の中心へ旅行するものは如何に自分の支那人に關する印象が正鵠を失したものなるかを知つて唖然たらざるを得ない。

南方は熱狂的であり慓悍であり華やかである。如何に新奇な思想も此處に來れば自ら一の城塞を見出し如何に突飛離れた改革者や空想家と雖も必ず多少の追隨者を見出す。南方は急激な行動と過激な變化を育むの地である。併しながら若し支那が國民全體の一家族の中にその立場を保持すべきものであるとせば南北は必ずや融合統一せられねばならぬものである、何んとなれば家族の各員は互に獨立して行けるものではないからである。彼等の德は互に補成する、南方の欠く所北方之を補ひ、北方の欠如せるものを南方は豐富に所有して居る。是は財源に關して異なるのみならず又兩者の氣質の點に至つても異なりと云ひ得る。

若しそれが南北を統一すべきものであるならばデモクラシーもそれ以前に大いなる困難な仕事を有つて居る、南方は新奇な事に長所を見出すに敏捷であつて直ちに之を採入れ樣とかゝる。併し南方は又一面に於て長髪の粗野な眼差をした人間のタイプを育むの地であつて、而かも南方の民衆の指導者は兎角一の思想を把握して居る間にも彼等の計劃も方針も變更し易く恰もキップリングの書いた「ヂャングルブック」の中に出て來るバンダーロッグの政治家の態度に彷彿たるものである。南方は不安全である浮動的である。

北方は之に反して遲鈍である、而して剛い所がある。北

方の保守主義は善惡何れに變換するにも之に對して堅固な御影石作りの防塞である。北方の遲鈍な精神作用は一の決論に達する迄には幾多の紆餘曲折した多難な徑路を取つて始めて此處に至る。北方は跳梁躍動はよくする所でないが、一度行動を起さうとすれば相當の考慮をなし豫め之に對して是非判斷を下す事を怠らぬ。何事を考ふるにも可成の時を要する。殊に知力を要する問題に當つては臆病である。然し北方は力強い、而して此と共に因襲を持つて居る。諸君が試みに南方人に向つて一車の機械を賣らんとして諸君がそれに關する說明を與へたとせんに物の十分を要せずして南方人は買はんか否かの判斷を下して終う而して諸君が之を渡せば南方人はその代價を或は支拂うやも知れぬ。之に反して諸君が一包のピンを北方人に賣らんとすれば北方人はその可否をよく〳〵商量して心を決す數多の時間を要する、然しながら一度それを諾取れば必ず代價を支拂うに相違ない。支那といふ國には正直と力の重くるしい而から動かし難い道德の人心を支配して居る國である、かるが故に北方は有史以來南方を支配して來て居る。

三千年以上の信憑すべき歷史時代とそれ以前の卽ち有史以前の長い期間の道程中統一せられたる支那が南方の首領に統治せられたのは正に五十三年の間である。それは初期の明帝の時代であつた、然かもその高祖は北方人であり明の帝都は南といふよりも何れかと云へば中央に偏した南京であつたのである。北方は常に南方を支配して來た、而して南方は知の點勢力の點、物質の點に於て遙かに北方より優れて居り自分の地より政治家軍人美術家文學者を出した事よりもその點に於て貢獻して居るが、何が故に然るかその理由は未だに明かでない。然して北方は力を持つて居つた現在持つて居る、而かもあの手の物を踏み潰す樣な重厚な力を持つて居る。北方は南方を支配しその生長を阻害する、然し南方は北方を惱まし困しめるがかくの如く彼等は常にいがみ合ひ拮抗して來た是は互に補充するものであつて兩者の對抗あるが爲めに相互多大の便益を得て居るのである。

生粹の支那人は何處に現住あらうとも彼等は北方の史家によつて四五千年前に發見せられた。國家は陝西河南の諸州黃河の流域に於て形を成した、當時は樹木多く鑛物に富み土味も肥沃であつた。彼等の北に當つて韃靼匈奴土耳古蒙古滿洲族の先祖が居つた。南方に當つて土人の一族なる南子羅々猫その他無數の名の知れぬ恐らく西藏安南東京であらう此等の諸人種の祖先が住んで居た。肥沃の土地に支那は繁榮し增殖し而して新領土を求め始めた。何れに向つて彼等が移動するにも必ず彼等は四圍の種族と戰はねばならなかつた、而して彼等は當時に於てすら武器を以てすると同じく心血を以て他民族を征服したのであつた。斷つて如何なる人種が支那人の間に入り來つても直ちに支那人と化して終つた、支那の向ふ處必ずやその地の民は支那人と成り終つた。地球上何れの人種と雖もかく迄異人種の血を混入して而かも猶自分の特徵を維持して居る人種はない。支那人は今迄幾千の亞剌比亞人土耳古人ペルシア猶太亞の

移民の全體を文字通り幾百萬の韃靼人之に加うる南方に於て幾百萬の土着の種屬を吸收して來た。併し若し諸君にして最北西より一人の支那人を取り來れ是は御存知の如く祖先から半ば土耳古人の血を混じて居るこの中の一人と、も一人最南西の地から、この地の支那人は御存知の如く半ばは土着の種屬の血を混じて居るこの中から一人を拉し來つて兩人を列べてさてこの兩人は兄弟であると皮相な觀察をする人間に向つて說き聞かせても恐らく納得させ得るであらう。支那人は全然ではないが殆ど以前から居つたその地の隣人と敵とを吸收して來たのであつた。北方には可成の韃靼人が殘つて居り南方にも土着の人種が澤山殘つて居つて此の大分派の間に境界を作り互に嫉妬と憎惡とを起して居る。

彼等の初期、半傳說時代の頃に於ては原始の支那人は彼等が何人にあつたにもせよ兎も角支那に向けて領土を擴張するに忙がしかつた而して彼等の向ふ處に見出した未開の民を併呑し吸收したのであつた。この侵略は已に彼等が具體的文化を有するに至つて止んで終つた、この文化は文字が出來彼等が今日猶誇章として居る建築術と美術の型を有し容積の多い文學と而して揚子江の南に位して西洋人の尤も好く支那として知つて居るその支那に何等注意を拂はぬといふ最も神聖な風習を持つて居る文化であつたのである。基督紀元二百年前には南支那は何等文明を有しなかつた、只野蠻な土着人、殆んど裸體で走り廻り最も原始的な道具武器等を使用して居つたヘッドハンターなる高地族が住んで居た許であつた。廣州の東胡黎貴州の猺、湖南のボー（蒲人か）四州のシェンファン、雲南の獨々、伯蠻等の野蠻な高地族の諸種屬は未だに文化を解せず而して敎育と征服と雜婚によつて二千年間の間に支那の南方人となつた原始人の最後まで生き殘つたものである。彼等の言語は移入した本來の支那語を變形したのであつて福建や廣州の方言の中には何人と雖も支那の原語を認め得るものはない、而して彼等の肉體上の特徵も雜種の子孫に明かに表はれて居る。北方人は自ら「漢の子孫」と稱して居るが、南方の諸種族が漢朝の時代に征服せられた事を拒んで居た故彼等は一層後の王朝を卽唐（六一八—九〇五AD）を以て彼等の父祖として撰び而して自ら稱して「唐の子孫」といふ。

南方の土人の征服と同化に專心して居つた此二千年の間に北方は漸次粗野な蒙古族の足下に蹂躙せられた。降つて萬里の長城を建設せる時代には北方の匈奴はこの境界外に喰ひ止められてあつたがこの遊牧の民はやがてこの長城が自らを侵害に導く誘惑物と見たのであつた、已に彼等は二千年の昔に於て北支那に侵入する道を見出し始めた而して種族は相繼で本國を荒し揚子江に至つて此處に居を定め支那人となつた。彼等は密集して殺倒したる故支那人は殆んど本國を逃ぐる暇すらなかつた、併し彼等は容易に支那人と同化した、それのみならず勇と身體とを以てかくも强い市民となり血族となつたるが故に支那人は彼等と最早確執を續くる事なく抵抗すべからざる樣に彼等を受容し終つた。

基督紀元より四世紀の中頃に及ぶ迄北方の支那人は征服者としてすら一種の氣風を持つて居た全體の種屬や敗北して北境にある軍隊をも受容し彼等を動かして內地に入れ各自の州を作らしめた。當時陝西は殆んど皆匈奴であつた甘肅は凡んど皆西藏人であり直隸は通古斯族か或は滿洲族が居つた。而して滿洲族の一種なる「トバ」族紀元後四百四十五年に征服者として來り全體の異種屬を統一した。一世紀の間に彼等は國語その他百般のものを失ひ支那人と全く同化し了つた。

その後外界の諸種に幾多の移民と混血種の至るあり而して最後に九百六年の頃は北京より契丹來つて天下を風靡せしめた。契丹は變じて支那人となつた次いで十一世紀に及んで契丹は彼等の文化の中に定住しやがてその起源をすら忘却した時ナッチエン卽ちゴールデンタールが來つて自己の國家を建てその中に同化した。雖を接して蒙古族來り次いで二百五十年の間繼續し多量に韃靼人の血を混じたる後に於て猶且支那五朝として此程純粹な王朝は他にないと思はれる、明朝の後に滿洲族來りて二百五十年の間此處に留り、而してこの大遊牧の民の雜種に少量の自己の血を混せしめたのであつた。支那歷史を通讀する者は北方の韃靼及南方の土人の間に果して幾何の純粹の支那人が住めるかを疑問に思ふが、支那人中如何に多くの蠻子と韃靼人の在るかを疑はぬ。南北から支那人を除いて見ると北方の大足平面的顏の牧羊人種が南方の敏捷なヘッドハンターに對立するを認める、而して如斯心象に付いて考うれば支那に於ける現在の政治的狀態の由來に關して自ら一種の端緖を得るのであらう。

孔子が若し現代支那に在りとせば彼自ら書けるものも各地の方言にて書き表はされてあつたならば恐らく一語も理解し得まい。猶又廣州の儒者は彼が北京語を其人が仙語を研究するが如く研めないならば北京の儒者を理解する事は出來まい。

南方は暑くして沼澤多く加うるに路もない地である、無數の川湖溝等によつて橫縱に遮斷せられ、その間を狹い步道が縫うて恰も蜘蛛の網の如くである。如斯地勢にて所謂特別なる旅行は轎或はボートによつてなさるゝがその他の民衆の多くのものは徒步にて旅行するのである。擔夫は世襲的に代々荷擔ぴとして舟夫は之亦一種の舟夫の階級として世襲的に親からその職を讓受けて居る。南方は人口過剩で恐怖すべき貧困である、熱病には犯される乾魚の惡臭人間の密集によつて生ずる汚穢之等の爲に凡んど臭もつかる有樣である、此處に一の貧民階級があつて支那人の主義なる民主主義と萬人の機會均等に對して大口開き饑飢の眼を擧げた事實的矛盾を示して居るのである。

北方は之に反して淸冷である穩健である。水氣は少く大道あり馬あり騾馬あり車あり駱駝がある。人口は徐ろに稠密ならず南方に比して遙かに少い、而して富も少ないが富の分配の程度は平均的であつて貧富の懸隔が少い。大部分の地は高燥であつて健康に好適である、而かも所々に散在する高壯な家屋、街路等には太陽と風とがよくその衞生的使

命を果して居る。歐洲人は北方に於て居心地よく感ずる、汚穢と惡疫を逃るゝ爲衣服に不絕包つて居るにも及ばぬ。

人間は之又南方よりも更に身體强健にして、遲鈍と强情とを有する蒙古人一流の獨立不羈の魂を把持して居る。性質も善良であり生活も從て安易であつて美食を取つて居る。南方は米北方は麥がその主要食糧である。南方は獸肉がない、然し若し吾々が鼠猫犬等廣州や桂林の如き街の蜜蜂の巢に彷彿する細民窟の人々によつて食らはるるものを除けば豚なり家禽なり魚がある。北方に住つて羊肉牛肉等によつて饌品を異にする而して害獸の肉を食ふや否やは不明である。

北方人は丈高く骨格逞しく嚴しい顏付をして居つて力も强い、南方人は小さく平たい胸部を持ち足の如きは細長く且つ針金の如くである。

さて此等の起原、心性、生活及身體の狀態等に於ける兩者の對照がやがて支那に於け兩者相互の同情を欠く樂であり嘲笑と罵詈の媒介物である。

一九一一年の革命は一の口實として滿洲人の顚覆を唱へたのであつたが廣く見れば南北の爭鬪であつて之に近代現象と西洋思想との宣傳が直接の誘因として唱へられたのであつた、支那の共和主義は南方人の思想であつて、北方人は多少之に讓歩したのである。北方單獨では到底五十年かかつてもこの思想は持ち得ない。若し又南方を單獨に放置して置いたならばこの樣な思想は一氣に取入れられ在來の形式を半打も試みた上、更に飽き足らずしてこの中から新な形式を作り出すやも計られぬ。北方は偶然にも名稱と形式の外何物も承認しなかつた。共和の最初の五年間に於て故袁世凱及その北方の後援者とによつてなされた古の事物に因襲的にしがみ付く事により南方はあらゆる耐忍と抑制も盡き果つる程いぢめつけられた、而して爾來此處に軋轢を生じて來たのである。北方に對しては南方人は極て無作法に且つ偶像破壞者的に性急に變化をしようとする、之に反して南方は北方の態度の中には公衆の福利に對して全く冷淡であり無關心であるという以外何物をも他に見出し得ない。一九一五年の十二月袁世凱は北方が己の味方なりと誤信して北叟笑みつゝ徐々に支那皇帝たらんとする意志ある事を發表せんとするの手段を取つた。計らざりき之が古傷に觸れたのであつたとは、南方は劍を取て立つた、揚子江の流域なる大戰場は再び軍隊に蹂躙せられ掠奪せられたのであつた。然し此の時袁は明かに自分の味方なりと信じた北方に對して誤つた判斷を下したのであつた。北方は熟睡して居る然し北方は夢寐にも考うる事を止めぬ、而して有名無實な共和主義の過去五年間に於て北方は與へられたる少量の秣を徐々に反芻しつゝあつたしかしその結果共和主義は善きものなりてふ斷定をした。袁及その部下の暴戾南方の喜悅はそも如何許りなりーぞ魯鈍なる北方は靜かに擡頭した而して南方思想に加擔するの意を聲明した、袁に仆れた、全國民は再生の思ひを感じた、而して自ら平和と調和に向つて努力すべき事を誓つた。然し妥協は長く續かなかつた。軍事都督等は自ら事實の眞相に對して袁以上に和

議するものと自惚れ又自分等の計畫と明細なる目錄によつて自分等の幸運を獲得し得ない能力をより多く有するものと信じ兵力に訴へて民國の政柄を掌握せんと企て袁が既に解散し袁の死後再び召集せられた民國議會を解散したのであつた、而して南方を擾亂せしめ再び劍を以て立ち革命の叫びを擧げしむるの結果を誘致したのであつた。彼張勳は再び滿洲朝を建設する事によつて永遠の平和を確保し得るものと信じて一九一七年の或る朝に幼帝の復辟を企てた、而してその結果は如何、驚くべし彼は北方の武斷派の再び共和思想のチャンピオンでありし事を發見したのである。張勳の部下の諸士は周章狼狽豚尾を垂れて首府を遁逃した、幼帝は再び靜かに自己の研究に移つた而して武斷派は年來共和主義は果して政治の立憲的形式を包攝し得るものなりや否やを決定せんとして南方と抗爭しつゝ今日に及んだのである。

今日に至る迄流產的妥協會議はあつた、然して現在猶企てられて居る。若し調和が確保せられないものならば調和以前に有するデモクラシーの任務は實に南北間の調和をして永遠なるものとなすべき事に外ならぬ。此國の豫言には何等の價値を見ない、從て健全なる人々はこの豫言に重きを置くものもない、然しながら若しデモクラシーにして古傷を癒し得ずとせば之を癒し得る者は他に何者もないという事は確實である。北方は疑はしいものであるが他の皇帝又は王が立ても或は之を默視するかも知れぬ然し南方は恐らく承認しまい。若し支那が二つの實在に分るゝとせば南方は單獨に運試しをなし種々不可思議な政治上の經驗を試みるであらふ、而して多くの首繩を附けられた犬の如く自ら自己の身を束縛するの結果となるであらう、之に反して北方は衰微と隔世遺傳の內へ逆戻りし自ら夢見て滅亡に歸するであらう。北方の力は南方の噛み傷の跡を要し南方は北方の溫健な精神の力によつて檢束を受くる必要がある。

正直な歐洲人と健全なる支那人とは一日も速かに支那の調和に向はん事を冀求して止まぬ、而して調和せられたる支那は合理的な民主的政治を有しその政體の中に南方の火と知と北方の根強い力とを公平に兩つながら代表すべきものなる事を視る。これやがて支那の救濟なる事を意味し、支那の安全にして理性的に速かなる進步をなす唯一の保證なる事を意味する。明朝以來今日に至る迄南北利害の融合と眞の支那國家の建設に對して斯の如き恰好な機會がなかつたのである、併しながら一面之れ以上に危險なる狀態もない此の狀態たるや一層大いなる外交的警戒を要する時機であり猶又支那歷史に於て今日の如くかくも幾多の危難と凶變を多量に包含して居る時代も亦ないのである。

（一九一九、一一、遠東時報）

對支借欵團と商業上の機會均等（一）

米人　サイラス、ベント

一、支那の改造と列強利權の國際管理
二、對支借欵團と勢力範圍の撤廢
三、勢力範圍と支那開發の障礙
四、門戸開放に對する合衆國の努力

一　支那の改造と列強利權の國際管理

支那に於ける鐵道の敷設及其の敷設優先權は、支那の改造に際し、第一に整理を必要とする諸種の錯綜せる外人の利權中、單に其の一部分を占むるものに過ぎずと雖も、其の弊竇たる實に、外人利權問題の全體に共通するものなりとす。而して支那に對し重大なる利害關係を有する列强の、特權又は其他の野心が雜然として相衝突する現情に照し支那の主權を蹂躙することなくして、之を調整することを得るに於ては、全世界は茲に謎の如き極東問題の全部に對する、解決の端緒を得たるものにして、其の結果現在の形式的門戸開放主義は乃ち、爾後事實として之を體現し得べき可能性を有するに至るべく、而して吾人は將に成立せむとする國際聯盟の根幹たる自由公平の原則は、卽ち支那問題の解決に際し且適切に之を適用し得るものなることを確信す、然り而して往年湖廣鐵道借欵團の成立に際し、米人技師「リチャード、ウッド、ランドルフ」氏が川漢線の測量敷設を指揮監督したるの事實は、卽ち一面に於て、揚子江流域に於ける列强の錯綜せる利權要求を調和し、以つて各國の競爭を防遏するが爲に、爲したる合衆國の努力の結果なりと云ふべく、而も該借欵團の成立は更に他面に於て、列强が支那開發の爲めに、或程度の協同的努力を爲し得ることを證明したるものなり。是を以つて今や支那の改造に際し、合衆國が新に提議せる所に從ひ、往年の湖廣鐵道借欵に於ける四國協同の主義を擴張し、之を律するに國際聯盟の基礎たる原則を以つてせむと欲せば、卽ち第一に支那開發事業の全體を通じて、之を協同的に豫測するを要し、更に首要鐵道の外商業上、工業上並に政治上の一切の特權を擧げて、之を列國協同の管理經營に移すことを必要とすべし。

一派の論者は前述の如き提案を見れば、卽ち之を以つて、列强をして其の舊時代に於ける對支外交の成果を一朝にして抛棄せしむることを目的とする、一種の空想的計畫と爲し、其の大膽且無謀に驚倒すべけむも、而も此の提案の實行し得べきものなることは、夫の湖廣鐵道借欵の成功

竝之を基礎として爲したる合衆國の提議に基きて成立せる往年四國借款團の成立に依りて、之を證明するを得べく、而して支那開發の爲にする借款の供與にして其效果を收めむとせば、卽ち支那鐵道の統一竝其の國際管理計畫と分離して之を行ふこと能はざるものなりとす。

二　對支借款團と勢力範圍の撤廢

前述の計畫を實行するときは、現に支那に於て設定せらるる勢力範圍は、之に依りて消滅するに至るべし、何者聯合國の組織すべき新借款團は、啻に支那鐵道の統一及發達の方法を提議するのみならず、支那の改造に必要なる、其の他の產業的事業に對しても亦、均しく其の協同的援助を供與せむことを期すればなり。而して此の計畫の實行に對する最も重大なる障礙は、卽ち現在する勢力範圍の撤廢なりとす。合衆國に於ては對獨休戰條約の締結以來、日佛英の三國が、其の從來支那に於て有したる、勢力範圍を擴張し、一層的確に之を劃定するが爲に、非公式に取極を定むることあるべきやに關し、常に不安の念を强め來りたるものにして、新借款團にして一度成立せば、此の不安は忽にして除去せらるべく、合衆國は卽ち、少くとも將來數十年間に於て、其の財力の中心となり得べく、且支那人の眼より之を見れば、合衆國の加入に依り新借款團は卽ち信賴の要塞たるに至るべきは蓋し、自然の勢なりとす。是を以つて合衆國は、此の場合に於て、列強利益範圍の消滅を期するが爲、其の抛棄に對する十分なる保障を要求するの必要なるを感ずるものなり。

三　勢力範圍と支那開發の障礙

支那に駐在する列強外交官の從來に於ける職務は卽ち、經濟上又は政治上重要なる利害關係を有する鐵道に付ては、自國民の爲に其の利權を確保するに存したるものにして、其の結果時としては、單に將來に於ける商業上の目的の爲又は、外國人の活動を妨害するが爲に、或る利權を獲得したることさへあり。而して此の外人の活動の妨害如何に成功したるやは左に擧ぐる實例に依りて之を證明するを得べし。

一九一六年當時駐支公使たりし「ボール、エス、ラインシュ」氏は、支那の開發の爲に、合衆國資本家を誘導する目的を標榜して、渡支したるが、其の後幾もなくして、合衆國國際財團の一員たる「シームス、カーレー」鐵道運河會社の代表者「ヴヰリアム、エフ、カーレー」氏は北京を訪ひ、滯在幾ならずして、五個の利權を獲得したるが、就中最も重要なるものは、京漢線の信陽より起り漢水流域と揚子江流域との分水嶺たる高地に沿ひて、四川省に至るべき鐵道の敷設權、並に山東省の西部を南北に縱貫する大運河の浚渫改修に關する工事の請負にして、其の他三個の利權は卽ち、歸化城より寧夏を經て蘭州に至る鐵道、杭州より溫州に至る鐵道及海南島に於ける鐵道の敷設權なりとす。而して此等五個の利權は孰れも、支那開發の事業にして、「カーレー」氏が利權獲得者としての初陣の功名なりき。當時

「カーレー」氏は露國代理公使を訪問して其の了解を求め置かむとせしに、代理公使は「カーレー」氏に對し、揚子江流域は英國の勢力範圍に屬し、雲南は佛國に、福建及滿洲は卽ち日本の勢力範圍に屬し、蒙古は卽ち露西亞の勢力範圍內に屬するものなることを說示せるが「カーレー」氏は此の言を聞きて大に驚き、代理公使に對し「支那は何處に存在するや」と反問せしことあり。蓋「カーレー」が支那當局との契約に依り其領土內に於て得たる利權は悉く列强の利權と牴觸し、之をして到る處痛痒を感せしめたるを以つてなり、而して此の如き奇現象は卽ち、當時列强が所謂其の勢力範圍を劃定し、排他的優先的に支那各地方に於て其の實際に開發せざる利權を獲得し居たるに因るものにして、例へば佛國は既に支那との條約に依り、支那をして他國民に對し、海南島の開發を許與せざらしむべき旨を約せしめ、日本は當時山東省に於ける優先權を確立し、從つて運河浚渫に對する排他的優先權を主張したり。更に「カーレー」の獲得したる爾餘三個の鐵道敷設權は、卽ち英露二國の利益範圍を侵蝕したるものにして、之が爲當時、北京に於ては、異論囂々たるものあり、加之他方に於ては悲語流說盛に行はれ、日露兩國は新に攻守同盟の締結を交涉しつつありと云ふ者さへありき。

四　門戶開放に對する合衆國の努力

而して日、露、支、佛の四國は當時夫々合衆國政府に對し、各自既得利權の防護の爲に通告を爲したるを以つて、前述の如く「カーレー」氏は、其の初め米國駐支公使の招致に應じて渡支したるものなるに拘はらず、合衆國國務省は此等四國の抗議に鑑み「カーレー」氏の利權獲得に付き、責任を負ふことを拒絕し、支那政府亦夙に「カーレー」に對して利權を許與したる事情を說明したるが、之に依りて考ふるときは、支那が之を許與したる一の動機は卽ち、合衆國が果して能く、門戶開放主義を擁護し得るの覺悟を有するや否やを探り見むが爲なりしを知る。

「カーレー」事件の結果として、支那は合衆國の眞意を捕捉するを得たり。卽ち合衆國は支那に於ける門戶開放主義の確立に付、單に口舌の援助を與ふるの外、其の實現に對しては何等實際的の援助を與ふるの意向を存せざるものなることを暴露せり。蓋支那に於ける門戶開放の主義は其初め合衆國の提唱に基き、均しく列强の認むる所となり、過去十年間に於て極東に關し、各國の間に締結せられたる條約中には、孰れも此の主義を闡明し、且列强は機會ある毎に此の主義に關する聲明を爲し來りたりと雖も、此等の規定聲明は殆ど空文空論に等しく、列强亦常に之を無視することを憚らざるの狀態に在りき。

是を以つて合衆國は爾來常に此の門戶開放主義の實現に必要なる手段を考慮しつつありしが、其の結果として、卽ち國際借款團の成立に付努力するに至りしものなり。

然れども上述せる列强特殊權の衝突は卽ち、支那開發の前途に在る一の障礙たるに過ぎずして、其の他重大なる困難の存することを閑却すべからず。惟ふに列强が從來執り

來りたる對支政策は卽ち、自國人の利權伸張を基礎とするものにして、之が爲に支那の發達を犧牲にすることを敢て辭せず、其の結果として該政策は卽ち支那の無力衰亡に乘じて、自國人の腹を肥やす目的として定められ、或は國際間の反感葛藤を增大し、以つて國際紛議を助長するの結果を生ずるに至りぬ。而して此等列强が支那に於ける利權獲得の目的を以つて、其の外交上の方針乃至は財政經濟上の政策には協同的行爲を執らむと試みたる結果として、如何なる事態を發生せしめたるや、換言すれば、之が爲に支那の利益が如何に犧牲に供せられたりや、將之が爲却つて列强間の反感葛藤が如何にして生じたるやを說明するが爲に、左に實例を示すこととせり。（未完）

支那財政の國際管理（中）

オーバー、ラッチ

革命以前の國際借款は、大凡以上叙べた通りである。一九一一年十月革命の勃發すると同時に、支那帝國は年々二千萬兩乃至七千萬兩の歲入の不足を感じた。從つて當局者はこの歲入の缺乏は、軍事行動を不可能ならしむるものであると云ふことを痛切に自覺するに至つた。然しながら、當時政府はこの窮狀を挽回することは出來ないのみならず、動亂の諸地方からの歲入は全く皆無となり、政費は掠奪せられ、官吏の官金費消は到る處で行はれ、遂に政府は破產の已むなきに立ち至つた。斯くの如き事情であつたから、終に政府は外國の資金を以つてこの苦境を脫しやうと計り、諸外國との間に二三の借款契約を成立した。

然るに南方の諮議局及び共和黨員はこの政府の計畫を聞いて大に反對の氣勢を示し、借款の相手國に對してボイコットを以て脅迫しやうとした。この反對に遭つて、外國財團は借款計畫を躊躇し、公使館を通じて自國政府と商議するところがあつた。當時北京駐劄の各國公使館は大體に於て北方に對し好意を持つてゐた。而して英國は支那に於て最も大なる勢力を有してゐたから、列國は清朝又は袁世凱に對し經濟的援助を與ふるや否やの問題に關しては、全く英國の意志に從つてゐた。當時北京に在つた英國公使サージョン、ジョーダン氏は袁世凱に對し經濟的援助を與へやうとの意見を持つてゐた。そしてこの現狀を救ひ得るものは唯袁世凱あるのみを確信してゐた。卽ち同公使館は屢々本國政府に對し袁世凱援助を勸告して來たけれども、政府はこれに對し南方各地が全く共和黨の支配の下にある今日、若し北方を特に援助するやうなことがあれば、必ず報復的にボイコットを蒙り、財產の危害を受け、果ては內地全般に亘つて諸外國人の虐殺事件が頻々と起るに至るだら

うとの意見を持して容易にこれに耳を傾けなかつた。而して各國政府も同樣の意見をもつて、南方に對しても北方に對しても經濟的援助を與へることを肯んじなかつた。そこで支那は獨力を以て內政問題を解決せねばならなかつた。而して、後間もなく發表された列强の中立宣言に依つて、清朝政府は全くその運命を決せられ、借款契約の破棄に依つて終に絶望の淵に投ぜられた。

併しながら、諸大國は革命政府に對しても、依然として中立を嚴守して借款を提供しやうとはしなかつた。卽ち、政府は已むを得ず日本と契約を締結しなければならなかつた。同國は當時大に支那に於て利權を擴張しやうとの野心を抱いてゐた時であつたから、直に招商局（China Merchants Steam Navigation Co.）の所有財產を擔保として契約に調印せんとした。然るに、英國の大汽船會社並びに商事會社はこの形勢を看て、彼等の利權が日本人の爲めに犯され、新政府は恐るべき日本の魔手に依つて翻弄せられつゝあるにあらずやと察するに至つた。卽ち日本は招商局の財產に對し留置權を獲得することに依つて、楊子江及びその沿岸に於て優先權を得んとする狀勢であつたから、自衞上從來の行懸りを排して招商局の支配を日本の手に委ねることを妨げる爲め、孫逸仙に對し資金を調達せんことを英國財團に要求した。かくて英國財團は同國政府の援助を得て行動を開始するに至つた。

當時支那內地に於ける動亂も漸く終熄して、徐々秩序恢復の緖に着いてゐた。卽ち、二月十二日清帝は位を退き、支那政府は南方孫逸仙の援助を得て袁世凱指導の下に、その基礎を强固にするに至つた。かくて間もなく、四國財團に對し借款停止の禁を解かんことを提議するに至り、終に新政府は資金調達の承諾を得るに至つた。一九一二年二月二十八日該財團はこの提議に同意し、香上銀行は財團を代表して南京政府に對し二百萬兩を提供した。これは前に述べた如く英國汽船會社の運動に負ふところ極めて大である。

二月二十七日該財團代表者等は、新政府を代表する唐紹儀と善後借款に關して商議するところがあつた。唐氏は先づ支那政府の緊急なる入費を詳述し、代表者に對し同額の調達を要求した。更に彼は支那の行政改革並びに產業振興の爲めに必要な一大借款を起すに當り、これが擔保として幾何の歲入を要すべきやの問題に就いて論じ、次にこの擔保に依り、幾何の公債を要求し得べきやに就いて代表者等に質問し、且つ自ら起債總額六千萬磅を提示し、五ケ年間に每年千二百萬磅の拂込を希望した。而してこれが擔保に關しては、民國大藏省券を發行し鹽稅を副擔保とすべきことを申入れた。唐氏の要求に依り、南京政府の緊急の用途に應ずる爲め、翌日二百萬兩の交付をなした。

更に今後の交付金に關し、協議を進めつゝあつた當時、北京に叛亂が起り、續いて北部の各地方にも同樣の內亂があり、正に北方全部を無政府の狀態に陷れるかも知れない形勢であつた。然るに、北京の形勢は三月二日以前に於て再び現狀に復し、同日財團は更に交付金の要求を受けた。

この要求に對し銀行團は承諾を與へ、三月七日百萬兩の調達をなした。而して、三月九日には財團は大總統から極めて重要な一通の書狀を受け取つた。而して、この手紙の內容を摘錄すれば次の如くである。

『四國財團は三月から八月に亘る、支那政府の入費に關する種々なる規定に對し、選擇權を有すること。而して、この入費は既に支那政府から該財團に對して調達方を要求したものである。

次に支那は剩下の重大時機に際し、銀行團の拂つた助力、及び外國市場に於てその信用を維持する爲め銀行團から蒙つた幾多の恩義を德として、大改革の目的に對し起す借款に對し、有利な選擇權を與ふことを保證し、成るべく早くこれを成就せんことを以てした』。（一九一三年英文支那年鑑）既に四國銀行團と支那政府との間に前渡金支拂を續行する目的を以て、幾多の協定が設けられたにも拘はらず、三月十四日銀行團は或る情報に接した。それは國務總理唐紹儀が、ペルギーシンヂケートと單獨に一の借款を起さんことを商議しつゝあつたと云ふ事實である。かくて、唐紹儀は四國團の抗議ありしにも拘はらず、南京參政院の協贊を經てこの借款に調印した。ペルギーシンヂケートの名義を有するこの歐羅巴財團は Eastern Bank Ltd. Messrs. I. Henry Schröder and Co. Messrs. A. Spitzer and Co., Russo-asiatic Bank. 及び白耳義團を構成する La Societé Générale de Belgique. La Banque Sino-Belge. La Société Belge de Chemins de Fer en Chine の諸財團から成立するものである。この借款契約は、起債額一百萬磅、利率五分、手取額九十七とし、十二ヶ月間に償還すべきものとし、尙ほ續いて一千萬磅に上る大借款を起すべきことを約してある。而して、これが擔保は第四條に從ひ中國政府の收入を以てし、且つ京張鐵道の財產及び純益を以て第一擔保としてゐる。卽ち條文を摘錄すれば『中國政府は中國政府國庫券合計英一百萬磅を銀行に交與し收執せしむべく、この券は每張英貨一萬磅とし、この國庫券は中國政府の收入を以て擔保と爲し、並に京張鐵道の財產及び純益を以て第一抵當として、元利擔保に充つ云々』とあり。而して最も重要な條文は第十五條であつて、以下に摘錄する如くである。『中國政府は銀行（華比銀行）が、盡力相助けて此借款契約を締結せるに依り、凡そ中國が將來要する借款に於て、若し其條件が別人と相同じき時銀行は優先權を得有するを特に承諾す……此金額は、前項に擧げたる一千萬磅の內に在りとす。將來如何なる借款に論なく、若し銀行の條件が別人に比し、中國政府に於て適宜とする時は、中國政府は卽時銀行に命じて處理せしむ。』

三月十四日に調印されたこの借款契約の條件と、三月九日大總統袁世凱に依つて調印されたものと比較するならば、明らかに支那政府は兩者に對して、同樣の優先權を附與したことを發見することが出來る。換言すれば、中國政府は以前の契約を全く破棄したものと解することが出來る。遠東時報はこの問題に關し、次のやうに論述してゐる。

『新しい支那の爲政家も、依然として傳統的の權謀術數を

改めやうとしない。彼等は支那の財政をして、外國人の獨占又は支配から免れやうとする果敢ない希望を以て、或る一團體と他の團體との乖離を計らうとしてゐる。」

國務總理のこの事に關し辯明してゐるところに依ると、彼が要求した交付金に關し、四國財團から不承引の返答を得た爲め、已むを得ず、白耳義借款を契約したと言つてゐる。併しながら、この支那の行爲に對する唯一の正當な批判は、白耳義借款に對し銀行團の支拂つた價格が、四國團の支拂はんとしたものよりも少額であつたと云ふ事實に依つて、明らかに決せられるであらう。

音にこれが契約破棄問題に止らず、京張鐵道の財產、及び收入を抵當としたことは、關係四國政府に依つて千九百八年の京漢鐵道回收資金借款の契約及び京張鐵道を外國借款に對し、擔保とすべからずと云ふ千九百二年の英支協約に違反するものだと認められても一言ないのである。

この問題に關しては、尙ほ少しく論ずる必要がある。而して、それが假令ベルギー財團の名を冠するものであるに拘はらず、事實上この借款は露西亞關係のものであると云ふことを信せざるを得ない。卽ち、この財團はとりもなほさず露西亞が「所謂六國」借款團に加入する目的を以て、自己の發案に依つて組織せられたものに外ならない。この借款の政治的方面を觀察するならば『露西亞は、永年蒙古を橫斷して首都北京に到る鐵道の管理權を獲得しやうとして努力して來た』(遠東時報)事實に依り、その野心が那邊に在るやを想像するに難くない。

加之、白耳義借款の調印に依り、四國團の經理せんとする借款の擔保に、重大な影響を及ぼすことゝなつた。而して、假令資金の調達に依つて當然金額は膨脹するけれども、其處に何等の保證が與へられてゐない。換言すれば、支那の行政に對し何等見るべき實効を見ず、且つ一の權利恢復の事實なくして、徒らに債務の增大を來すやうな結果となり、延いては中國の信用を害するに至るだらうと斷せざるを得なかつた。

かやうな理由に依つて、四國財團は直に其後の交付金の支拂を停止し、且つ若し白耳義借款が取消されざる限り、協定に同意することを拒絕すべき旨を以てした。(未完)

(Overlach, "Foreign Financial Control in China")

▲製造輸出品▼
護謨眞田紐、靴紐、蛇腹紐、人造絹絲製帽帶、山道紐、綿紗、房類、各種捻紐、及組紐製品全部

▲輸入原料品▼
人造絹絲、護謨線絲、金銀線絲、其他各種原料品

大阪東區淡路町四丁目
岡繁藏商店
電話 長一七一五番
本局一圓三六八一番
振替口座大阪八四六番

彙錄

何故に日本を惱すや

紐育イーヴニングポスト十月十五日所載

上院議員ロッヂ氏は昨日或問題に關して長廣告を振つたが、それが失敗であつたことは彼が暗默に告白するところである。彼は山東修正案が上院によつて到底受理されそうもないことを豫期してゐるし、種々の報導を綜合して考へても、一にその否決せられるだらうといふことは見易い道理である。それにも拘はらずマサチューセッ選出上院議員たるものが、機會さへあれば日本の信實に對して長々と反駁を加へ、且つ日本を以て飽くなき貪婪と、帝國主義の野望によりて世界の平和を危殆ならしむるものとなし、生存競爭に依つて合衆國を脅すものと認ゆるは何たることだらう。ロッヂ氏は正に共和黨大會によつて表明された州の輿論を無視したことを謝すべきである。上院議員は國家最上の利益の爲めに自己の思ふ通りに處決したり、場合に依つては彼の政黨乃至州の立法部の命令でさへ之を無視してもよい。ウエブスター氏は嘗て自國よりの如何なる命令にも些の拘束を感じないと宣言したがウ氏の態度は若し意氣さへあればロッヂ氏も爲し得る事である。而して彼は講和條約に於ける山東の處分に對する反對理由を穩和な言葉を以て陳述すべきであつた。そうすれば何人も彼を非難するものはなかつたに相違ない。然るに彼が日本を以て常連の破約者と言ひ、支那を支配せんとする飽くなき野心を抱いて世界を濶歩するものだと云ふに至つては、彼は遙に問題の埒外に飛び出したものであつて、重大な責任を輕卒に負ふたものと言はねばならぬ。

苟くも上院の外交委員會の議長たるものは、その責任ある地位を忘るべきでない。彼の言葉は他の普通の議員のそれよりも遙に注意して考慮さるべきものである。加之近き將來に於てロッヂ氏は來るべき政府の施政に直ちに影響ある政黨に屬する者である。而して自黨から出る大統領の後楯となるべく彼の上院に於ける勢力と、政府の密接な勸告者と見做さるる彼の地位とは新しい重大な責任を負ふに至るべきは既定の事實である。かゝる重要な地位にある政治家にして若し眞面目な人であつたなら、猥りに國際間に爭議の火を投せざるやう十分の注意を拂ふであらう。縱令彼は避け難い危險の來るを信ずるとしても、外國の憤怒を買ふやうな擧には出でぬであらう。

ロッヂ氏は自己の演說が直ちに日本に流布されて、喧しい論題となるといふことを無視することは出來ない。彼は英獨の關係と日米の關係に就いて警告的の比較を試みた。『英國政府は拱手して獨逸の勢力增大を傍觀した。それ故に遂に獨逸の恐るべき勢力を抑壓する爲めに此度の戰爭が生れたのである。日本の場合に於て吾人はかゝる事を許すべきでない』と云ふのがロッヂ氏の斷言である。『吾人は今

時を違へずに活動しつゝ、日本を抑制して大戰の勃發を未然に防がなければならぬ』と云ふのが彼の所論である。

これは明かに敵意ある好戰的な言葉であつて、日本人に對し確かに痛ましい印象を與へること事實だ。假りに地位を代へて見るがよい。若し日本の政治家しかも東京の議會に於て他の議員以上に責任あるものが、ロッヂ氏が日本に對してなした樣な演說を合衆國に對して試みたならば我國に於ける反響は如何であらう。恐らく日本はかゝる事は穩便に濟ますであらう。吾人はかゝる無鐵砲な演說をオザークス出の上院議員にこそ期しつれ、知識あるマサチユーセッ上院議員には思ひも及ばぬ事である。成程彼は格別の奇異も物議も醸さずにやつて退ける丈の外交的喋舌法は充分心得てはゐるが。

ロッヂ氏は以前からローズヴエルトの門弟だと觸れ込んでゐる。ローズヴエルト氏の座右銘は「實際的理想主義」であつた。然しながらロッヂ氏の山東問題に對する態度には毫も理想の臭味がないと共に想像以上に非實際的であつた。假令條約が修正せられたとするも彼は果して何を期待し得るか。彼竝びに彼の所屬の共和黨は上院委員會に於て山東修正案を嘗て熟思した形蹟がない。條約文をとり來つて「日本」の代りに「支那」と書換へることは容易である。併しその次は何だ。上院議員ロッヂ氏は大統領ウ氏と共に英國に向つてその書換へるや否やを質問するだらうか。然らば英國は全くその書換に反對なる事に公然一致してゐる事を答へて來るだらう。恐らくは佛伊も同一の態度を執ることだらう。

若し日本がロッヂ氏の想像するやうに貪慾であつたなら、ズット以前に條約の批准を終へて山東の割讓を確保したであらう。然し日本は決してかくの如きことはせず、却つて列強に對して發議權を讓つたのである。

ロッヂ氏が上院をして採らしめんとした行動は全く無駄だらうと云ふこと確實である。それは要するに、降りつめる意志がなくて地に墮ちたと同じやうな脅しであつた。吾人はローズヴエルト氏がかやうな物々しい無駄事を許すに用ひた刺すやうな侮蔑の言葉を想像せずには居られない。

昨日、上院議員マッカムバー氏の言つた言葉に、或る人は我國の味方であることを要する間はその戰爭に於ける助力を歡迎し凡ゆる友情を惜まなんだ國に對して反抗することに、特種な興味を感じてゐるらしい』と言つてゐるがこれは疑もなく日本の場合に當嵌まる警句である。千九百十七、十八の兩年に於ける交歡宴會、稱讚等の代りに日本は今やジョンソン氏の侮蔑と、ロッヂ氏の罵詈を藁つた。この事に對して何んと言葉を費して見た處で、結句我國と他國との關係を最惡の途に導くに力あることは爭はれないことだ。

支那援助の價値あるか

苛酷な批判家に取つて過去三十年間に於ける支那の公的態度に依つて次の如き證明を爲すは左まで困難でない、即ち上流階級は國利に熱情を缺き、國民は支那國家或は個人

の利益を擁護するに急であつて外人就中西洋人の生命財產の保證に餘り確實でなかつた。

過去七年の滑稽なる共和政體の日月を支那は戰爭と稱するには餘りに些々たる各州間の確執に熱中して、遂ひに幾多の失錯によつて最も善良なる友國の同情を失ふに至つた、從て歐洲の政治家、東洋方面への巡遊、旅行を爲す人々の間には一般に支那は相戰ふの價値なく猶又支那救ふべからずとふ意見に一致して居る。

吾人の翻讀する歷史の多くは王朝の人物と彼等の經歷に關する記錄であるが如く海洋を越えて支那より西洋へ西洋より支那への報導は大部分政治に關する事である。乍併こは必ずしも關係國民に公平なりとは云ひ得ぬ、なんとなれば政治は常に國民を代表するものなりとは限らぬが故に。

支那は多くの點に於て頗る民主的である。支那人は官僚階級の一員たるべく生れながらにして貴族たるの必要を見ぬ。近來支那に於て聲名を走せ顯要の地位を贏ち得た大官の多數はもと卑賤の出であり常に詐りならざる所であつた。併し一度大官となるや支那人は好む處に從つて他國に見る能はざる禮儀作法を以て自己と一般人民との間を中斷する事が出來る、而して支配、被支配階級間に存する境界線は如何に不注意なる觀察者にも猶且つ見得る程明かである。こは主として支那に何等この兩階級をして協同關係に引き入るゝ充分なる機關のない事に因由する。支配官吏は國民を代表し或は彼等を統治するものなりなどいふ口實は餘り設けない。過去に於ては官吏は皇帝に對して責任を有し且つ皇帝を代表した、近年に至つては實地に彼よりも優れたる事を證明し得る者にのみ責任を持つ許りである。この思想がやがて國民一般の頭腦に滲透して終つた、而してこの原因は彼等國民が政府の仕事を理解し之を自ら治むる事が國民の利益なる事に心付かぬ所にある、彼等は凡んど無關心に、一面自分等の短所を知るにも拘はらず猶且つ彼等は官吏階級の判斷に一任して顧みぬ、而して彼等は一般日常の必需品の缺乏が彼等をして何事か間違のある事を知らしめ生命財產の保護の爲之を是正せねばならぬ事を信せしむるに至る迄はこの誤つた考をせめぬに相違ない。

聰明なる輿論は支那には存在せぬ、輿論或は勢威ある王朝が無ければ支那には統治者等が自ら好んで課した仕事以外に政治上の制度の統轄は到底あり得ない而して斯制御がなければ世界廣しと雖も無關心なる民衆の權利の爲に努力する官僚階級の存在の期待は得て望まれぬ所である。

民主政治を一日にして樹立するは容易な業でない、就中支那の如き廣大な地域を有し充實せる學校の便なく交通の便なく充分なる國民をして周知せしむる組織に缺けたる國家に於ては殊に然りである。支那は如斯ものを一も持つて居らぬ。國家の利害休戚に直接關係を有する事件に付いて全人口中聞き得るものは僅々幾百萬に過ぎず、新聞の如きも之を購讀するもの全人口の千分の一にも及ばざる國家に於ては輿論は到底その建設的使命を果す事は豫期出來ぬ。支那は四千萬平方哩の地域と六千哩の鐵道を有し、しかも自動車を通じ得る道路の如きは僅かに數百哩に過ぎぬ。支

那を東西に横斷するには五ヶ月を要する、加之邊隅の地方では大統領選擧を事後凡んど二年餘を經過し初めて之を知る有樣である。如斯國家に於てその國民が數年にして完全なる能動的デモクラシーを設立し得る事を期待するの不合理なるは恰も何人に對しても責任を負はず近代制度に付いて無組織なる事は凡んど下等階級と何等選ぶ所なき官僚に充分なる廉直と正義とを以て政治すべしと期待する事の不合理なると同斷である。支那人が彼等の因襲に包まれた現實を共和主義の如き極端に新しきものに更改しようとする時治者被治者共に非常な困難なる地位に立つ事を先づ最初に知らずして彼等支那人をその所謂彼等の政治行動を以て判斷せんとする事は支那人に對する最大の不公平である。若し支那は統一と獨立を保ち續けて居らねばならぬと云ふ事が一層弱小國に向つて判決を下す强大國の實際の優越に對してゞあるならば支那に對する宣告を一先づ中止する事は公平な事である。正義と公平の基底に立つて見れば之は支那の他國に向つて思ひやりと援助を願ふ最も强い口實である、今や支那の新制度は懷胎といふ最も危險な時期を經過しつゝあるから獨立の維持が必要であると云ふ場合に於て卽ちこれが唯一の口實となるのである。

こうゆう感傷的な考から全く離れてもつと實際的な事柄に興味を有する人々の爲にも支那は西洋にとつて獨立國である方が或る國の屬國、或は歐洲諸國の統治の下にある植民地の一團であるよりも遙かに商業上及經濟上價値がある。

三十年以前支那に利害關係を有する歐洲列强の傾向は支那分割に向つて居つた、支那人の云ひ柄ではないが實際各列强は各々羨望し嫉妬しつゝ所謂「水瓜の最大の一片」を獲んとして焦つて居たのである。この政策が列國間に流行しつゝある間に支那はす早やく身を救つた、列國を確執せしめつゝ威力の示顯以外には何物にも讓歩しなかつた。遖辭と執拗が支那の唯一の武器であつた、然しこの歐洲の支那に對する政策の中に遂ひに革命を招徠して、歐洲人を失望せしめ、加之この革命は戰爭が全歐洲の外交の中心に生せしめた感情の部分的變化を伴ふた、かくて支那分割の實際の危險は存在しなくなつた。

滿洲朝廷が一面支那の下級社會が漸次に知的に覺醒しつゝある事を豫見して之を恐怖し、他面西洋の侵略と蠶食とを恐るゝよりして西力の東漸を猜疑した時代があつた、而してこの偏見を國民一般に傳へんとして刺苦したのであつた。西洋が支那を侵略の對象と目する事を止め合法なる商業に支那の富源を利用せんが爲支那の發展を援助せんとする聰明なる政策を採るに及んで、侵略の恐怖は大部分姿を沒した、只此處に例外として日本が三十年以前に西洋の冒險家より學んだ侵略の方策を未だに固執せるのみである。而して王朝已に滅亡したるが故に支那國民は畏怖すべき何物をも有せず、加之彼等の國家を近代化すべく敎訓と援助とより求めらるゝものは皆有せんとして居るのである。支那は西洋の勢力に對して自己を秘密裡に密封せずして聰明なる支那人の眞面目なる要求として西方の貿易と西方の敎

育の勢力と進んで世界の他の國家と同樣西方の外交に向つて等しく門戸を廣く開放して居る、只此處に日本が塞を固めて居るのが例外を爲して居る。

よりよき交通機關とよりよき教育上の便宜と改良せられたる產業の法式等によつて公平直正に援助せらるゝ自由獨立の支那は世界を富まし世界平和の有力なる原動力となるであらう、而してこの原因は歐洲の列國が支那を財政その他の點に於て獨立せしむる事に極力力を盡し猶且獨立國として發展すべき機會を支那が與へらるゝや否やその監督を惜まぬ所にある。（一九一九年十一月遠東時報）

日貨抵制に關する傳單

以夷制夷は古來支那政策の要訣の一にて今次排日と雖ども少くとも多少は斯かる外交的舊思想より胚胎せる事亦萬人の認むる所にして今更敢て喋々を要せず。

首善之區と稱せられ又政治文學の中心地たる北京に於ても學生其他の排日風潮の其全盛は已に過去に屬し今は業に下火と成りたる說を吐く者有りと雖ど是は餘り臆測なる言語たるの虞有るに似たり。吾人は過去に於ては斯る事件に遭遇する時は是に對し或は一種の流行の如く激昂の言を弄して是に當り、其熱一度冷むるや煙消火滅したりとなして是を徹底的に研究するなく空しく送りて亦新に別問題に對せるは恰も所謂朝に雲集し夕に霧散するに似たり。然るに今回の福州問題等に關して諸方面より是を相等徹底したる研究の態度を採れる人々を散見し得たるは其覺醒の時期に於て遲るゝと雖ども亦我國の爲め一步進めば日支關係の爲め喜ぶ可き事也。

前に述べたる如く排日は既に下火になりたりと斷言し得さる理由は日々諸種の新聞にも是を散見する所にて吾人の既知の諸事實に照しても明なるが茲處に民國九年に歲革りて萬象更新春光和熙なる正月二日北京の街上にて（特に普天同慶の四字を刻せる彩花碑樓の下に）白晝公然と下記に示さんとする傳單を得たる吾人は一種の不快喰ふ可からざる氣になり屠蘇の微醉は忽ち散じ去る。

茲に其大畧を譯出すれば左の如し。

萬象一心　抵制仇貨

◉仇貨販賣者に對する罰則告!!!

敵國の商品を抵制するは我國商人の敵國の唯一無二の方法也。現在國民大會委員會は斯の商品の來源を斷絕せんとする起見の爲め如斯仇貨販賣者に對する罰規を規定せり。且調查隊を組織して其調查を實行せしむ。此規約は商務總會男女學生聯合會を始めとし其他各團體公同の規定に係り並商務總會各行董事大會を通過せるもの也。

若し該規を犯す者有らば嚴重に罰し決して寬容する事なし各人萬々犯すこと勿れ。

（一）各行批發莊にして今後一切仇貨を購入する事を得す萬一該規に違犯する者あらば一應實地調查の上該仇貨を全數焚燬するは勿論外に該商品價格の百分の五以上の罰金を課す。

（二）各商號にして今後或は仇商洋行より或は外埠より一

切仇貨を購入する事を得ず萬一該規に違犯する者あらば一應實地調査の上該仇貨を全數焚燬するは勿論外に該商品價格の百分の五以上の罰金を課す。

▲仇貨販賣者を告發せし者に對する賞規

何人たるを論ずる無く或は某處に或は外埠より或は本京仇商洋行より新に仇貨を購入したるを見知したらば直ちに廠甸なる高等師範學校學生會內仇貨調査部（電話東局二千二百二十五號分七號）亦は學生聯合會（電話東局二千二百二十五號）に報告されん事を請ふ一應實否調査の上違犯者の提出したる罰金の二分の一以下を奬金と爲すの外相當の名譽奬を給す但し報告者は來函に際し自己の姓名及住所を明記するを要す。

▲愛國商人之榮耀

若し愛國商人にして進んで已存の仇貨を本會に送付し焚燬を乞ひ以て其決心を示す者あらば新聞に登載する外『愛國商人』の四字を出せる旗幟奬章を贈呈す。

民國九年一月二日　北京國民大會抵制日貨委員會啓

斯く譯し來りて大正八年に於ける日支關係中抵制日貨に關し回顧し以て本九年に於て來らんとする抵制日貨に想到する時抵制の一方法を創設せられたる感あり

（北京都路多景朔君寄）

事業界

中法實業銀行營業成績

資本金　七千五百萬法

本店　巴里 Rue Saint Lazaire 七十四號

上海支店　佛租界愛多亞路角

同行の營業狀況に關する一九一九年六月二十日株主總會に於ける取締役の報告左の如し、本社定款第三十五條三十九條及四十三條により、本日株主總會を開き一九一八年度の諸勘定項目の承認を得、且つ同上期間の利益配當其他を議決せんとするにあり、營業の報告をなす前に當り本佛國民は猛惡なる敵を倒し之が爲に無數の同胞が身命を拋ちて國家に盡せるを悼み、此に平和の年を迎へたるは相互共慶賀に堪へざる所とす、偖て昨年度の貸借對照表を驗するに同上期間の貸方勘定に於て

純益	五、四二六、五七九、八七法
殘高	六〇〇、四三二、六三
一九一七年以後	六、〇二七、〇一二、五〇
計	

右純益の二十分の一卽ち二七一、三二八、九九法を法定積立金に充當したり、又臨時費として一百萬法を積立つべき事を提議せんとす臨時費は現在此額を加へて三百萬法と爲る次に本社の定款により創立當時の株に對する第一回配當一株に付六分配當支拂を準備しあり此の金額合計一、三八

一、八六七、五〇法あり、以上の條項により純益の剩餘金は二、七七三、三八三、三八法にして之より取締役會議による重役其他の報酬として昨年度の事業經營報酬金として利益の一割卽二七七、三三八、三四法を之に充當せんとす、次に什器器具の減價償却として十八萬七千法を計上し諸證券減價償却金として五十萬法を特別積立資金に計上せり、更に又普通株に付十法の特別配當を爲すべき事卽ち普通株主の間に定款により定められたる計算により一、〇八七、五〇〇法を支拂ふ事に同意せらるべきを請ふものなり、是等各種の準備をなしたる後殘高一、三二一、九七七、六七法にして此額は新勘定に繰越さん事を提議するものなり、若し是等の勘定にして承諾あらば配當の支拂は次の如く本年七月一日より本社に於て之を爲し得べし、卽ち第一回拂込配當五分の支拂は本年二月十五日の廻狀に從て之を爲す事、第二回は配當總額に對する所得稅に就てなり、本社の成績が斯の如き好況を呈せし事に就き株主諸氏は何れも滿足の意を表さるべきは疑はざる所にして、本社の現狀に就き將た將來に關し益信任を堅くせらるゝを保證するものなり。

（二）銀行事務の增加　我銀行業務の實績が實際上又數字上如何に增加するかは、次の各表に就き之を證明するものにして說明よりも數字が示して餘りあり。

我銀行の勘定尻を示すに左の如し。

一九一四年十二月卅一日	九八、七五九、四二五、一三
一九一五年　同	一〇〇、〇一七、九三三、一五
一九一六年　同	一六二、三二八、〇二一、七一
一九一七年　同	二四七、六二二、九四四、六四
一九一八年　同	三八〇、四〇一、九二九、七二

次に當座及預金勘定左の如し。

一九一四年十二月卅一日	一四件	一、一四八、五七一、三六
一九一五年　同	四四九件	五、〇七七、一一五、五七
一九一六年　同	三、〇八六件	二〇、四〇三、二三〇、三七
一九一七年　同	五、〇四五件	七三、一〇七、〇〇六、一五
一九一八年　同	一〇、五五八件	一七三、二三四、一七八、三五

更に受取手形勘定左の如し。

一九一四年十二月三十一日	四五、〇〇〇、〇〇〇
一九一五年　同	三五五、二五七、五九
一九一六年　同	八、八八二、五四二、〇九
一九一七年　同	四七、三八九、五九七、六二
一九一八年　同	六五、二九〇、七五五、二九

次に商品抵當貸（當座勘定）左の如し。

一九一四年十二月卅一日	三一、六四三、三七八、七六
一九一五年　同	二七、七九九、九三七、三九
一九一六年　同	四三、九一八、九〇八、六六
一九一七年　同	六四、五五三、五〇八、七五
一九一八年　同	一一二、二二五、四五五、三六

御積立金及積立金利子左の如し。

一九一四年一月一日	一六、七八四、六五
一九一五年　同	一、三四四、一〇七、二五
一九一六年　同	二、一八三、一三六、三〇
一九一七年　同	三、二三〇、二六三、七三
一九一八年　同	四、一一〇、七〇六、一六
一九一九年　同	六、六〇三、五八〇、一九

以上示したるが如く本社の迅速なる行務の發達に連れて

到底最初の資本金にては不充分にして增資するの必要を生じたりしを以て定款が與ふる所の權限により更に六萬株の新株を發行し資本金を七千五百萬法と爲す事に決定せり、依て本年二月二十五日廻狀を以て是等增資の事情を詳述したり、卽ち本社定款第七條に據り、新株式を發行し之を總ての舊株主に割當つるにありて吾人の此議に對して各株主の答書は旣定の方法より何等異れるものなく而も各商社の申込數は二十分の十九に達せり、此に吾人の遺憾とするは吾銀行の顧客知友及東洋に於ける多くの知人が其株主たらん事を申込めるに對し、之に滿足を與ふるの權限を有せざる事にして是等の申込者は合計一萬五千株なり、乍併斯の如き大なる遺憾は我銀行業務並に其成績を最も善く熟知せる人々により斯の如き持株たらんとの要求の多きは是れ吾銀行の成功の一端を證するものなり、故に將來の新發行株に就ては出來得る限り是等の人々の要求に應せしむるの手段を講ぜんとす、次に本行各支店は何れも滿足の成績を擧げ巴里支店は引續き營業を擴張しつゝあり、同行は本店に隣接し東洋各支店援助の上に重要の地位にありて廣く信用ある顧客を有し本國に於ける營業上本社に對し重要の地位にあり、且東洋市場との取引關係に就き最も便宜を有する支店とす、我本店業務の發展に伴ひ當本店並に巴里代理店の行務は著しく建物設備等の狹隘を感ずる事甚しく吾人は近き將來に於て本行建物の擴張を提言せんとす、卽ち本社は Rue Saint Lazzaire 七十六番及九番並に Bis. Rue de Londres 九番に於て建物を取得せり而も現建物の儘にして移轉する能はざるを以て之を擴張し再建する必要あり而して其表面地區二千二百三十六平方米突にして其位置としては相當價格增加する見込なり、一二の例外を措きては此建物は事務所とするか或は取締役中の住宅とするか何れにしても手に入る筈なり、而して其金額に就ては貸借對照表中に記載しあるを以て之に就て見られたし尙建物は事務所に最も適し好條件にて讓受け得べし。

(三)支那各地支店　北京及天津の各支店は何れも好成績を擧げ居り是等支店は何れも北部支那に於ける我行務の中心をなし純粹の商業金融業の外各種の工業企業に關係を有せり蓋し同地へは本期間佛國船の入港なきによれり、本行は亦特に新甫造船所に對し造船技術を奬勵し佛支勞働及技術の好結果を收めつゝあり、次に製造及運輸業の旣定條件の便宜及設定の爲め一九一三年十月九日北京政府との契約によりて北京に於て電車並に公共事業に着手すべき事となり居り此間廻に付き本行と北京政府との往復取極をなせり次に上海及香港各支店の業績は何れも滿足すべき狀態にて特に商取引に關し最良好なり、印度支那にて西貢支店は設立以來殖民地の通商貿易上重要の地位を有し業務亦頗る樂觀に値する成績を示し居れり、本年度の始めに當り本行は新に二個の支店を開設せり其一は海防にして其代理を河內に有し他の一は雲南府なり何れも殆ど自治的業務を執行せしせり、又浦鹽斯德に支店を開設せり、こは豫て本行の計畫所にして最近の實行なり露國の現狀は聯合國の派遣軍あり我業務に就ては何等氣遣ふ所なし本支店は適當なる建物を

買入れ營業順調にして第一期の成績を見るに頗る良好なり、本行は最近第一に廣東及福州に支店開設の筈なり南方支那は多くの關係者あり此に南部支那の金融の基礎を固むる時は大に發展すべき見込十分なり第二には福建省の工業と接觸せざる可らず此に佛國銀行を設立し重要なる工業上の利益に資する事必要にして現在同地方には英國及日本の銀行あるのみなり而して本行の地位は若し吾人にして極東支店に依頼する時は必ずや何物かを殘すに至るべく凡そ是等の計畫は歐洲及米國各地の支店と共に亞細亞に於て重要なる出發點を有する事となるものにして本行は又馬耳塞及里昂支店の二行を設けんとするものにして右二港は共に東洋市場の中心に聯接せり、第一のものは大汽船會社の船舶登錄港として第二のものは生絲貿易の大市場として共に亞細亞貿易に與る所にし、是等兩港の支店は本年冬期迄に創立すべく本行の一般業務が既に充分の成功を期待しつゝあるを見るべし。

(四)支那に於ける本社の地位　支那に關しては昨一九一八年中其前年度に比較して何等稱賛に値する變化を見ず一方に於ては政事上の紛爭あり他方には貿易上の制限により支那經濟界の活動を阻止せられたり而も昨年中の海關收入は三六、三三四、〇〇〇海關兩一七年度は三八、一八九、四二八兩、一六年度は三七、七六四、三一一兩にして之が減少は爲替相場の奔騰に因れり而して一八年度收入を一七年度收入より減じたる減額は英貨に換算して百三十萬磅となる、次に鹽稅收入は七一、五八九、六〇三元にして一七年度は七〇、六二七、二四九元にして一六年度は七二、四四〇、五五九元なり是等の結果を適當に評價するに南支方面及四川方面に於ては地方官又は軍隊の爲に占有せられ從て是等地方の不安狀態により統計を知る事困難なり爲替率の昂騰の結果海關は其收入により得たる義務執行の爲に必要なる以上の資金を隨意に有する事となり鹽稅として支那政府に支拂はれし額は七一、七八一、一五四元なりき、昨年中鐵道收入は七九、〇〇〇、〇〇〇元にして一昨一九一七年は六四、八二一、九六九元一六年度は六二、七六一、七二〇元なりき、斯の如きは一昨一七年中洪水の爲修覆及修繕に必要なる費用を要したるに其好況を示すものなり、各聯合國が夢想し居たる世界の平和の建設は單に歐洲人の問題の解決にのみ依らずして又他の大原動力に頼るべく又之を閑却する事の危險なるものあり而して支那は疑もなく其最重要なるもの一要素たり支那は世界第四位の大人口と無限の富源を有し戰後に於ては世界の經濟戰場と稱すべし現今の支那は不利なる勢力範圍の爲め各國の競爭により混沌たる狀態の下にあれど何時かは衝突の危險を豫期せざるに非ず戒愼なき者は盲者たらん蓋し猪武者と選ぶ所なきなり。

(五)支那の鐵道問題　米國は一億の人口を有し其鐵道哩數五十萬基米突を存す而して支那は米國に四倍する四億の人口を包容せるが故に以上の割合を以てせば、其鐵道哩數は二百萬基米突を有せざる可らず、然り而して支那の鐵道は僅かに五千哩即米國の四分の一の割合に過ぎず、苟くも支

那問題を討議する者は何人たりとも支那根本問題の一として鐵道の不完全を論せざるものなかるべし、卽ち支那をして獨り不定の狀態の下に置く以上此經濟上の必要條件を建設せざる以上如何なる改善も其效果なきを說くものなり、而も支那自身としては是等鐵道を自ら敷設し得ず支那は專門的技術の經驗なく且其必要とする資金に缺乏せるが故に、勢ひ外國の援助に待たざる可らず、聯合與國は世界に於ける最平和の國たる支那をして未來平和の保壘を得しむる事を欲し之を援助せるは注目すべき事なり、而して此事にして實現せられんか支那の諸工業は勃然として興り大に發達すべく斯の如き計畫の成功は理想の實現せるを證するなり、併しながら此事たる經濟上の問題たるか將支那と協約國間の問題たるとを問はず、佛國は支那の商工業の人士が速に其計畫を定め、昨日の協約國の知己は今日の商工業の競爭者として市場を獨占せる所の協約國に待たず自ら進んで其機會を捕ふる事に努力するに於ては、之が價値を十分に認むるものなり、諸外國中佛支兩國人は何等の矛盾なくして最も親善なる關係にあるが故に佛人にして此親密なる事實を利用し彼等佛人自身を支那人の間に知らしむる事必要事たり、吾々佛國人は知的名聲あり禮讓等の美點は國民全體の表徵にして世界に歷史に富める國民として等しく定評ある所にして、是讓て佛支兩國の親み亦此に在るなり、本社と支那人又は支那政府との間の關係も亦頗る親密を繼續し居るものにして特に支那政府の本行に對する特殊地位は本社の資本金の第三位に相當する申込ありしが如き、是等の諸點に鑑み本行增資の期に於て株主全體の特權を認むる機會を與へんとする方針なり、我銀行營業上に於ける支那の最高當局の意向斯の如きものあり、從て本行の信用は到處商工業の中心機關として成功しつゝあれば勝利の榮冠は我佛國商工業者に好影響を與へ、本社の營業益好況を傳へ成功の名譽は日々增加しつゝあるの現狀なり。

(六)取締役委員會の報告　一九一八年七月十九日開催の株主總會の決議に依る委任事務實行として、一九一八年十二月三十一日に終る同期間の本行出納計算書を確認す、帳簿を檢閱し且本社の貸借對照表の元帳殘高を比較し各項目を檢閱せり、取締役は營業上必要なる諸勘定の積立減却を行ひ、之が確證を與へ帳簿上正當確實なる立證を與へたり、以下貸借對照表並に損益勘定表を揭げ以て之を說明すべし、貸借對照表は前年度に比し一三二、七七八、九八五法〇八の增加にして著しき發達を示す。

(七)貸借對照表の梗概

株式資産　二一、九六八、八七五法

前年度に比して一一、〇七九、〇〇〇法の減少を示めし昨年第二期營業即十二月三十一日現在九萬株の株式並に前支拂額六十萬一法なるを以て一〇、四六九、〇〇〇法と計算す

手許現金並に銀行預金　二三、一六六、三六四、九〇法

本項は前年に比し一六、一六三、三八八、三〇法の增加なり

銀行債務者　六六、六六五、四五一、四一法

昨年同期四九、〇一四、四六八、一〇法なり

手形及證券　七八、三四六、九九五、八〇法

内譯手形六五、二九〇、七五五、二九法諸證券一三、〇五六、二四〇、五一法
手形の增加は割引依賴の增加による、而して前年度の本項目に比すれば一七、九〇一、一五七、六七法の增加を示す
諸證券の增加は二、七八九、二八五、七一法なり、財産目錄を調製し諸證券の適當なる檢査を行ひしも何等誤謬を發見せざりき又前年に在ては是等證券は買入値段を計上せり

各種前貸金　一一二、二二五、四五五、三六法
前年に比し四七、六七一、九四六、六一法の增加にして銀行資金の有用は增加しつゝあるを示す

建物備品器具　一三、〇二五、九六九、一六法
同上五、〇七〇、七〇九、八五法の增加にして佛國及東洋各支店に於ける本項目買入の爲め增加
而して是等備品器具勘定は昨年一、二八〇、六八〇、六四法にして本年一、八六七、二五六、七〇法なり

債務支拂承諾　一四、九九四、〇四六、四五法
同四、〇四四、〇四六、四五法の增加なり

各種債務者　四七、八二七、八七一、七二法
本項目は殆ど富豪勘定の債務者にして當座貸信用の開始によるものとす

Comptes d'ordre 債務者　二、一八〇、八九九、九二法
昨年度に比し二、八四七、八三五、七五法の減少なりこは多數取引者の 清算によるものとす

資　債

資本金　四五、〇〇〇、〇〇〇法
定期積立金　五一〇、二七三、五三法
昨年に比し一一八、三六七、二八法の增加

臨時積立資金　二、〇〇〇、〇〇〇法
昨年度の資金一、五〇〇、〇〇法

投資額減價特別積立金　一、〇〇〇、〇〇〇法
同上二〇〇、〇〇〇法の增加

備品器具減價償却　二二七、〇〇法
同上一二八、〇〇〇法の增加

當座勘定及預金　一七三、二三四、一七八、三五法
昨年度本項目に對し一〇〇、一二七、一七二、二〇法の增加なり

諸預金　二八、〇五七、六〇六、四四法
銀行事務の膨脹に從ひ九、四八三、八七四、五〇法の增加を示す

支拂手形　一、一八六、七三四、四五法
昨年の本項目三四二、四七八法

支拂承諾見込　一四、九九四、〇四六、四五法
昨年度に比し四、〇四四、〇四六、四五法の增加

其他各種諸支拂　三二、六〇八、〇一四、〇八法
同取額の增加並に東洋に於ける各支店の特別勘定を設けたる結果として昨年度に比し二四、四〇五、〇一七、二五法の增加を示す

公債勘定及債權者　七三、七二三、一九六、〇八法
各種取引中止により昨年度に比し一〇、一八〇、八〇五、五〇法に減少せり

建物及年金勘定　一、八二三、八六七、五七法
本勘定は前に減價償却の項に說明したるが如く一二、二五三、五六法を減少せり

(八)損益勘定　損益勘定繰越殘高を加へ借方に於て六、〇二七、〇一二、五〇法なり、取締役は卽に拂込濟資本金に對する六分利の外第二配當として十法を支拂消極的政策としての減價償却を認め尙本年度後期繰越金一、三二一、九七七、六七法を除き一、九五八、三二八、九九法を各種積立金及臨時豫備金に充當せん事を提議するものなり、又取締役は其提出に懸る配當と同樣に是等貸借對照表等の承認もらん事を希望するものなり。

(九)第一決議　本株主總會は一九一八年十二月三十一日に終る取締役の營業報告並に諸勘定の內容を聞取り之を左の如く振當つる事を決議す。

法定積立金へ五分　二七一、三二八、九九
臨時準備金振當　一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
配當　第一配當支拂資本金に對するもの六分、一九一八年利益金二、七三、三八三、三八法より剩餘金として取締役に一割　二七三、三三八、三四
備品什器勘定減價償却　一八七、〇〇〇、〇〇
諸證券減價償却特別積立金へ　五〇〇、〇〇〇、〇〇
配當　第二株一株に付十法普通株八萬七千八七〇、〇〇〇、發企人株三千株に對し七二、五〇法配當　二一七、五〇〇　一、〇八七、五〇〇、〇〇
計　六、〇二七、〇一二、六七

第一回の配當支拂は本年二月十五日九萬株に對し百十五萬一千五百五十六法二五にして、其殘高合計百三十一萬七千八百十一法二五なり、卽本年配當總額は普通株四分の一支拂のもの一株に付十七法五〇、又二分の一支拂普通株は二十五法拂込濟普通株に對する配當額四十法なり、次に拂込濟の發企人株に對しては八十七法五なり、是等の配當は何れも第一に各種株式に付年額總利益の五分に對する所得稅並に株式讓渡稅を差引きたるものなり、而して配當殘高の支拂は本年七月一日より普通株四分の一拂込に對し十一法二五名義上拂込濟普通株に對し十三法、又普通株の所有者には十法八三七五、半額拂込の發企人株に對し七〇法六二五發企人株名義上拂込濟のものには七二法三七五、又同上の所有者には七一法二一二を何れも支拂ふ事となれり。

（一〇）貸借對照表並に損益計算表（前項參照）

一九一八年十二月三十一日同行營業狀況左の如し。

貸　　借　　對　　照　　表

科目		
手許現金銀行預金		二一、九六八、八七五、〇〇
前貸金		二三、一六六、三六四、九〇
手形（六五、二九〇、七五五、二九）及證券（一三、〇五六、二四〇、五一）		六六、六六五、四五一、四一
貸付金		七八、三四九、九九五、八〇
建物備品器具		一一二、二二五、四五五、三六
債務者支拂承諾		一三、〇二五、九六九、一六
其他債務者		一四、九九四、〇四六、四五
"Comptes d' ordre"		四七、八二七、八七一、七二
合計		二、一八〇、八九九、九二
資本金		三八〇、四〇一、九二九、七二
法定積立金		四五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
臨時準備金		五一〇、二七三、五三
證券減價特別積立金		二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
器具備品減價準備金		一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
當座勘定及預金		二三七、〇〇〇、〇〇
諸預金		一七三、二三四、一七八、三五
支拂手形		二八、〇五七、六〇六、四四
支拂承諾見返		一、一八六、七三四、七二
各種諸支拂		一四、九九四、〇四六、四五
國債證券及 "Comptet dordre"		三二、六〇八、〇一四、〇八
建物及年金勘定		七三、七二三、一九六、〇八
損益勘定、利益		一、八二三、八六七、五七
合計		六、〇二七、〇一二、五〇
損益勘定		三八〇、四〇一、九二九、七二
借方		
諸給料賄費金其他		三、一七〇、七八一、五六
事務所什器備品		三〇〇、〇三四、二三

印刷及廣告費	一一二、〇四六、四一
地代及諸稅金	三九九、七二七、四三
旅費及保證金	二四二、四〇八、〇八
通信費	四八八、一五六、九九
寄附金及報告費	九四、八九一、一六
其他諸雜費	八一七、三八七、九五
計	五、六二五、四三三、八一
當期純益金	一一、六五二、四四六、三一
差引	六、〇二七、〇一二、五〇
前期繰越金	六〇〇、四三二、六三
利子手數料及爲替利益	一一、〇五二、〇一三、六八
計	一一、六五二、四四六、三一

次に議長の提出に掛る報告並勘定承認せられ取締役監査役等の選舉ありて閉會せり。

聚興誠銀行營業成績

聚興誠銀行は揚希仲氏兄弟等にて創設せる者に係り其組織は一九一四年に始り、財政農商兩部の認可を經、股分兩合公司の規定を遵照して完全に成立したり、資本總額一百萬元、一千株に分ち、無限株五十萬元は揚氏父子兄弟叔姪十一人にて引受け、有限株五十萬元も亦揚氏に由り完全に引受け、而して親友及店員に轉賣せしが今尙ほ揚氏にて其十分の五を占めつゝあり、蓋し該銀行は創設せる者に屬すと雖も實際上確に聚興誠商號より劃分せる者なり。

該商號は三十年前に創設せられ、もと、揚氏の個人經營にして、專ら織物綿絲業を營み、揚子江一帶各大商港には均く支店の設けありて、信用の固き、資本の豐なる、聲譽の高きは、早くより倩輩を凌駕し居れり故に該商號を推して四川商の中堅と爲せり、前淸光緒中葉頃票號停歇し交通滯塞せる際該商號は爲替業を兼營するに至り、各港との爲替受拂額一二千萬元を下らざりき、宣統の交五六年間に於て其取扱額遂に以前の二十倍以上に達したり、事業愈發展を加へ、一般社會の信用愈々深厚を增すに至れり。

一九一二年揚希仲氏米國より歸る、希仲深く銀行學術を研究し來り、同氏の勸にて其家族と銀行を創設するに決し、先づ該商號の兼營する爲替業を劃分し、且つ其家族の人力と財力を合せて之を經營することゝはなれり、其國內商業に對しては別に資金を分ち、尙ほ聚興誠商號の獨營に留め、又外國貿易部を增設して海外直接輸出入業を營み、之も商號に隷屬すと雖も、其資本及帳簿上關係は商號と劃分しつゝあり故に該銀行と商號とは各港皆な相伴ふて立てり、然共其資本及帳簿上關係且つ管理人及一切費用に至ては其區劃瞭然として毫も混同せざるなり、此れ該銀行創設の大略情況なりとす。

該銀行定款に據れば兩年一回決算を行ふ規定あり、今該銀行の決算結果を以て紹介せば卽ち左の如し。

聚興誠銀行第一回決算純益分配表（單位元）

積立金	九六、〇〇〇、〇〇〇
株息	六一、三三三、三三〇
總協理慰勞金	三二、二六六、七〇〇
行員奬勵金	六四、五三三、四〇〇
特別積立金	二二、五八六、六六〇
支拂利息	一八〇、六九三、二五〇

行員優遇金	二二、五八六、六六〇
合　計	四八〇、〇〇〇、〇〇〇

該行第二回總會に於て營業に對し穩健的進行を取り內部に對し積極的整頓を旨とするに決議せり、是年二月協理楊粲三氏自ら各港支店を巡察し、且つ京津漢及東京の各外國銀行を調査し、以て該行內部の整理及其發展に資する所ありたり、翌年總理揚希仲氏も復た各支店を巡査せし結果整理上劃策を實行し且つ天津に支店を增設することゝなれり、是期に於ては各港は歐戰及內爭の影響を受て、市場の破壞、金融の奇緊、前期よりも甚しき時に當り、該行の穩健進行に因り、兩年以來各港支店の預金增して三百萬元以上に達し爲替取扱額も亦五十萬元に上れり、決算結果は約四十萬元の純益を得たりと云ふ。

茲に其決算各表を擧れば左の如し。

聚興誠銀行第二回決算資產負債表（一九一八年十二月廿九日）

資債之部	
株　金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
積立金	八一、六〇〇、〇〇〇
特別積立金	一九、一九八、六六二
優遇金	一六、二八四、七五一
各種預金	四、五八九、四二四、三九五
貸倒準備金	八七、五四二、五六〇
純　益	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇
合　計	六、一九四、〇五〇、三六八

資產之部	
未拂込株金	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇
各種貸付	五、三五三、五七九、三九四
假　受　金	八七、五四二、五六〇
有價證券	六、四五〇、七五四
營業用家屋	二三、八七三、四五九
營業用什器	六、四一四、七八八
稅　金	三、九四三、六六二
現金在高	四一二、二四五、七五一
合　計	六、一九四、〇五〇、三六八

聚興誠銀行第二回損益表

損失部	
營業費	二一八、六〇二、六六四
貸倒	七八、五四二、五六〇
純　益	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇
合　計	七〇六、一四五、二二四

利益部	
利　息	二〇〇、八五四、八三〇
爲替手數料	四五二、九九五、二五四
平　水	五二、二九五、一四〇
合　計	七〇六、一四五、二二四

聚興誠銀行第二回決算純益分配表

積立金	八〇、〇〇〇、〇〇〇
株　息	一〇四、六一五、三八〇
總協理慰勞金	二一、五三八、四六〇
行員奬勵金	四三、〇七六、九二〇
特別積立金	一五、〇七六、九二〇
支拂利息	一二〇、六一五、四〇〇
行員優遇金	一五、〇七六、九二〇
合　計	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇

該銀行の拂込株金一百萬元、積立金十六萬元、特別積立金三萬四千餘元、行員優遇金三萬一千餘元あり資本既に充

裕、事務員及行員等は勤慎倹樸なり、此期の獲利期して待つべきなりと同業者は談れり。

廣東ユニオン保險會社特別臨時總會

廣東ユニオン保險有限公司（Canton Union Insurance Co., Ltd.）特別臨時株主總會は昨年十一月七日香港同社に於て開催せられ、保家行水火保險有限公司との合併の件を附議せられたり、同社ニ・ヤ・ヒンマー（E. A. Hinmer）氏曰く、本件に關しては本年四月十二日附取締役の廻狀を以て各株主へ通知せるが如く、保家行の取締役に於ては特定として既に兩社の合併を承認し、又兩者合併による利益並に其理由書を取締役より去る七月二日附を以て廻附し置きたる所にして、又其目的の爲に本社が一萬五千株を發行する爲めに總會を開くは本社に對する法律上の義務にあらずと雖も、本社取締役の希望として本社の提議に依り保家行側の株主の承諾したる所にして、之に對して本社株主が承諾の意を表するは得難き好機たり保家行の多數株主は既に本社の提出條件を全部承認したるに依り、今召集の總會は吾人の約束を完成したる爲め此に開催せるものなり、又保家行の株主中より回答來らざるものあり且是等株主の株券の書換を要するが故に、吾社の提出條件の期限を明年三月卅一日迄延長する事に決せり、是等の事項に付決定的說明を要する事は必要なかるべし各株主に於ては此最後の決定によりて保家行の株主にして既に承諾せる株主を通算し、其殘株の額により本社側株主に最も便利なるべき事を發見せらるべく、若し斯の如くなる時は保家行の株券は全部書換へられ其殘株なきに至るべし、又外國の株主に對しては既に夫々書狀を發し回答も大部分到來し居れり云々と 依て左記決議案を提出せり。

一、廣東ユニオン保險會社（以下ユニオンと略稱す）と保家行水火保險有限公司（以下保家行と略稱す）とは左記條件の下に合併する事を承諾す。

（イ）ユニオン株額面各十磅に付一株毎に四磅を保家行株主に割當つる爲め之を貸方に記入し、其割合は保家行株一株に付ユニオン株一株半の割合にて保家行株に書替ふる事。

（ロ）ユニオンは保家行の株主に對し前段（イ）に於て記されたる方法及標準により保家行の株主に所有する株券の書換は、其所有株一株に付現金にて英貨五磅を支拂ふ事。

以上の二項はサンダー氏の賛成動議により決定さる依て議長は次の二問題を提出せり。

二、決議案第一項を實行せんが爲めユニオンは未發行資本株十萬四千株より一株額面十磅（內拂込）額の四磅は（貸方振替）の株券一萬五千株を發行する事。

三、以上第二項の決議に關する一萬五千株の發行に付き其配當に就き階級を附する場合にはユニオンの普通現在株券と同樣の條件の下に右一萬五千株のバランス存する時はユニオン取締役に於てユニオンの株主に最も便利なりと思惟する方法に處理する事。

右二項の決議はサンドフォード氏の賛成動議により共に決定通過せり。

保家水火保險公司營業成績

保家水火保險有限公司(North China Insurance Co, Ltd.)第十六期株主總會は昨年十一月十八日午後上海同社事務所に於て開催せられ議長 W. P. Lamb 氏取締役 C. M. Bain, R. Mac Ewen Dalgleish, J.T. Disseldull, W. A. Argent の諸氏始め、支配人其他總株數九百二十一株の代表者の出席あり、席上議長の試みたる同社營業報告の大要を左に紹介すべし。

株主諸君！本年度の株主總會開催は各支店代理店よりの報告後れたるを以て其期日を後らしたり、本社取締役なりしハイド氏は本國に歸省せられしが氏は本社に在る事十二年業務に盡瘁せられしを茲に報告す、又隆茂洋行アーゼント氏は爾今本社の爲に盡さるゝの快諾を得たり、尙バインダー氏は病氣の爲め本國に歸省中にて出席なきを遺憾とするも恢復の日は再び歸滬せらるべし〻期待するものなり、而して昨一九一八年度の營業收入を見るに戰爭の危險に因る收入保險料の增加の時代も既に過ぎ去りたり而も過去五ヶ年間を通じて觀察する時は、我國の海軍力及び其技術其船舶員の忍耐努力並に各商船員の奮鬪の結果に因るもの多きが故に海上保險を經營せる會社の株主に是等の理由に見て大に滿足せざるべからざるなり、斯の如き事情の下に昨一九一八年度の營業の結果により勘定項目に就きて提議せんとす、卽ち損益勘定中資產勘定に三萬兩の減價償却をなし且後期繰越をなしたる後例により株主配當並に臨時配當を支拂はんとするものなり、戰時に於て積荷貨物の價格は戰前に比して非常に昂騰し從て其收入保險料の增加を永く圖り、又戰時中新に設立されたる保險會社の收入保險料維持の必要ありと雖も、海上保險業に就きては吾人は尙激烈なる競爭に對抗する覺悟を要すべし、而も價格は今後次第に下落し船舶の供給も漸次增加し從て貨物の積荷も分配せられ、海上保險營業の爭奪戰て開始するに至らば現行率の如き到底維持すべからずして同業者間の競爭は免る可からず。

今や世界各國を通じて物價騰貴の結果生活費の增加を來し諸種の費用の膨脹せるは何れも注意を怠らざる所にして、本社職員に對しては戰時中特別ボーナスを支給し來れるも、今や平和克復するも此臨時の支給は廢止する能はざるのみならず、俸給は更に增給せざる能はざりしなり、故に保險料も合理的に經費膨脹の爲め昂騰せざる能はず、只吾人は當分物價は下落すること無からんを恐る戰前に於て海上保險の經營に經驗を有する者は保險業は決して經驗上巨額の利益を得べきものに非ざるを知るものなり、兎に角取締役に於ては今後の激烈なる競爭並に現在の異常時期に際しては本社の合併より熟慮勘考しつゝあり。

廣東ユニオン保險會社との合併　本社と廣東ユニオン保險會社との合併に就しは既に本年四月ユニオン保險會社取締役の提案により、本社一株に付ユニオン株一株半の外一

株に付五磅の割合にて合併すべき事にて本社取締役は株主の承諾を受くべき條件の下に之が承諾を與へたりしが爾來大多數の株主は何れも其計畫に贊成し、曾て其反對せるものなし但本社の株主は世界各地に散在せるが故に是等株主の意見を急速に取纏むる事困難なれども、明年三月三十一日迄には諸方に散在せる株主の意見も確定し、ユニオンとの合併も此に實行さるゝ事となるべし、本社は特別臨時總會を開き本社定款を變更し、ユニオン保險の提出にかゝる同株主條件を決定したるを以て、株券の交換を行ふべく、之が詳細に就ては不日廻狀を以て通知すべし、兩社の合併は最も友誼的精神に基き兩社の株主は何れも有利なる關係にありて滿足すべきや勿論なり、故に保家行保險は上海に本店を有し株主總會も從來と異る所なくして一個の支店を增加したる事となるべし。

今兩社合同に依る財產上の利益を見るに、保家行株主に對してユニオン株を所有する者は（最近ユニオンの配當臨時配當等の特典を含む）市場價格の五%を得る事となり、卽ち市場價格六十磅（一株に付四十磅なるを以て一株半を有する事となるが故に六十磅となる）の五分の三磅を利する事となる、而して現在の保家行保險株は三十磅（額面）の五分の配當なるを以て本社株主は現金五磅の外に六十五磅の五分を受る事となる、卽ち從來會社は諸種の準備金を積立てざる可らざりし結果其配當も大ならざりしものが、保家株に斯の如く好配當をなす事となるものにして、兩者の合併により株主が受くる所の利益は以上の如し、次に本社の職員は何れも寬大にして自由なる精神の下に活動し本社の財產は兩社の結合關係に於て保存し居れり、此に本社は是等職員に對して其俸給の二割以內に相當するボーナスの支給を承認せられん事を提議するものなり、次に次期總會は明年四五月の頃に開き十月に開かざるべく其期はユニオン保險會社と同時なり、又本年度の株主配當は所謂第二期支拂の性質を有するものなり又明春株主はユニオン株と保家行株とを交換し、其結果本年度のユニオン保險會社の營業利益の株主配當に關與する事となるべし云々と終て左記決議案の通過を見たり。

一、保家行保險の營業報告並に損益勘定の承認

二、第二期株主配當として拂込株式資本の一割五分及臨時配當一割五分の額は海上保險收入の營業利益より建物其他減價償却三萬兩を差引き且次年度繰越金を行ひ配當として一兩に付英貨六志七片四分の一の割合を以て支拂ふ事

三、Limbr. Bain Dalgliesh. Diesseldulf Binder 及 Argent 諸氏は本社取締役に重任の事其報酬は年額六千兩の事

四、Lowe Bingham 及 Mattnews 氏は本社監督役に常選報酬年額一千兩の事

五、本社職員に對し俸給の二割以下の範圍にてボーナスを支給する事

以上何れも議決通過したり。

震寰紡織株式會社設立計畫

劉子敬（漢口一流の資產家にして鹽支銀行及阜昌磚茶製造會社の買辦）一派の計畫せる紡績會社は、先づ百萬弗の資本を募集し、若し成立の上は更に八百萬弗の增資を行

ひ、追て千萬弗の資本となさんとの希望を以て既に二萬錠機二百臺の註文契約成立せりと傳へらる、而して工場設置敷地として武昌中新河（露國租界の對岸に位し第一紡績會社の下流にあり）の濕潤の沼澤を埋立て、工場建築の見込なる由なれども、創立事務所は尚正式の設立に至らず果して豫定の進行を見るやは今後の成行を俟たざれば確言し難しと思はる。

鄭家屯洮南間自動車開通計畫

鄭家屯　洮南間の自動車運轉問題は今回愈〻在奉天、大連及鐵嶺の本邦人有力家の贊同と支那人の贊成を得て日支合辦東蒙自動車株式會社を創立し、本社を奉天に支店を鄭家屯に設置するの運びに至れりと云ふ、本計畫の内容は邦人中に自動車運轉の計畫あると同時に爰に支那人中に同地間自動車を運轉したることあり、其後或事故の爲めに失敗中絶となりたれば當時修築したる自動車道路の使用權を獲得し、且同人所有の自動車をも買收して貨物の運搬を併營せんとし爰に同人等會見の結果略〻其同意を得たるを以て、本計畫も意外に急速に且比較的容易に成立の見込立つに至りたるものなり、本會社の組織は資本金五十萬圓日支合辦株式會社とし、先づ四分の一拂込金十二萬五千圓を以て自動車九臺の購入代、交通道路權收得金、同修繕費各種建物建築費及流動資金等に振り宛て旅客貨物の運搬を主とし併せて倉庫業等をも兼營するものとす、洮南、鄭家屯間は百五十哩、普通人馬の五日行程なりしを今回の自動車を以てすれば僅々十時間にて直通するを得べし。

成都重慶間自動車運轉及輕便鐵道敷設計畫

今回四川省當局に於て成都、重慶間の馬路を修築し自動車運轉の計畫をなし、省議會の討議に附したる所省議會に於ては更に輕便鐵道敷設の利害得失を比較研究中なるが其計畫を見るに左の如し。

四川省は支那に於ける物產豐富の地方にして現に輸出せられ居る貨物のみにても揚子江上流方面の六、十割を占め尚四川省中松茂、寧遠、川邊等未開地方の產物にして未だ輸出せらるゝに至らざる動植鑛物及農產物甚だ多し此等巨額の貨物は總て舟筏、駝馬、人力等により崎嶇たる險阻の間を運搬せらるゝを以て運賃の多額に上るは勿論商機の逸失、途中の危險亦尠からず水上交通は宜昌、重慶間に既に汽船の通ずるあるを以て成都、重慶間の陸上交通一度改善せらるゝに至らば之と聯絡して以て外洋に通ずるを得べく從て成都、重慶間の鐵道は四川と外洋との交通聯絡唯一の要道なり然るに陸上交通に至りては川漢鐵路公司は爰に成都、重慶間の鐵道を計畫せりと雖實施するに至らず次で宜昌、萬縣間の工事に著手せしも亦事變の爲中止の已むなきに至れり然れども成都、重慶間の一線は二大都會を連絡し且四川全省鐵道の幹線なるを以て早晩必ず鐵道敷設の機運に到達するは明なり往時交通部米國技師の成都、重慶間測量の結果を見るに材料工費等は多く外國の例により算出す

るも尙建設費三千四百萬元に過ぎず若し四川の工料により計算せば三千萬元にして足り營業收入年に七百餘萬元純利益年約四百萬元を得るを以て一箇年の純利益を以て工事借款を償還せば十年ならずして元利を償還し得べし然れども現今の狀態に顧みるに鐵路大借款は困難なる事情あるを以て馬路計畫に準じ一の輕便鐵道を敷設し以て鐵道の準備線となすは現時の情勢に適應する最も策を得たる施設なりとす蓋し輕便鐵道の材料は以て大鐵道支線の用となすを得べく又軌道小なるを以て峻嶺高山も之に架設するを得べく將來の大鐵道敷設に毫も障害なきのみならず大鐵道運輸の補助機關となること明なり今輕便鐵道と馬路修築の費用及利益を比較すれば左の如し。

(一)馬路計畫によれば路面の石濟を整理し厚さ一尺より一尺五寸とし「ローラー」を以て堅むるものにして工事非常に繁雜なり輕便鐵道に改造すれば只路面を整理し枕木及軌條を敷設せば足り碎石填充は只枕木を保存するの方法を講ずるのみにて碎石の填充は必ずしも平坦を要せず工事上より見れば輕便鐵道は馬路に比し容易なり。

(二)馬路計畫に依れば二十四尺の路幅を要するも輕便鐵道の軌道は二呎六吋なるを以て路幅十二呎を以て足る然し兩側護路工事を要するを以て所要地畝は略同樣なりと雖も單に路面の計算に依れば馬路は一支那里に付約四支那畝を餘分に要するを以て土地買收費は馬路に比し少額なり。

(三)馬路建築費五百萬元及自動車費百萬元を要す輕便鐵道は建築費營業費を合して五百五十萬元なり且毎年得る所の純利金五十三萬元なるを以て十年にして償務を償還し得べし。

(四)馬路は保路經費年々五十萬元を要す輕便鐵路は廣軌鐵路の保路費を以てするも尙年二十四萬元に過ぎず且三年間修理の必要なし。

(五)自動車の積載量は五噸となり居れるも汽車の運貨量は自動車の十倍にして且下級品及重量品を積載し得べし其利源を開發し產業の發達に資すること大鐵道と大差なし且自動車は一定の軌道なきを以て夜間交通困難なるも輕便鐵道は其速度自動車と等しきも夜間運轉し得る利益あり。

(六)自動車公司計畫によれば自動車百五十輛の購入費三十萬元を要す輕便鐵道とせば十噸の機關車十輛、客車貨車合計三百輛を要す卽ち機關車一輛一萬五千元、計十萬元客貨車一輛平均五百元、計十五萬元にして車輛費は等しきも自動車は別に護謨輪(十二萬元)購入を要す。

(七)自動車を使用するとせば年約汽油六十萬元を要するも輕便鐵道とせば石炭費二十三萬元なり十噸機關車の公稱馬力は二十馬力にして一馬力一時間石炭三十斤を要するを以て機關車一臺に付一時間の燃料炭六百斤、一晝夜一萬四千斤を要す毎日五箇の機關車を運轉するものとせば石炭七萬斤を要し之に目減量を加へて八萬斤とするも炭價六百四十元にして一年三百六十回運轉するものとして炭價二十三萬元なり。

(八)自動車計畫に依れば運轉手百八十人を要し一箇年の給料四萬元を要す然るに輕便鐵道は一機關車に付一人の運轉手及助手一人、火夫二人を要し一機關車に客貨車十輛を連結するも全體にて八十人を使用すれば足り之が給料は一箇月千六百元年二萬元に過ぎず。

(九)馬路計畫に依れば年約百萬元の剩餘ありと稱するも毎年保路費五十萬元、利息四十八萬元（資本金六百萬元、年利八分）を計上しあらざるを以て之を控除せば殆ど利益なし。

成都、重慶間輕便鐵道敷設費見積表左の如し。

（一）建設費見積（全線九百七十五支那里、軌道二呎六吋）

左の如し。

地畝費（購地幅四十尺、停車場、道路費共、一萬二千七百畝	六三五、〇〇〇元
基路及路面工事費（路面幅十二尺、高さ、五尺、停車場、道路共計百九十五萬方、一方に付銀五十仙）	九七五、〇〇〇
橋梁及溝渠工程費（一支那里千元）	九七五、〇〇〇
軌道費（二十四磅の軌條を用ゐ鋼釘板、石渣工賃等支那里に付千四百元延長約千支那里）	一、四〇〇、〇〇〇
測量費（測量機一萬元を含む）	四二、〇〇〇
車站費（平均三十支那里毎に一停車場を設く計三十五場一場の建築費平均三千元）	一〇五、〇〇〇
車輛費（重量十噸の機關車十輛、一輛一萬五千元、客貨車三百輛平均一輛五百元）	三〇〇、〇〇〇
運輸費（機械材料等は宜昌より重慶に運び重慶より沿線各場に運ぶ）	四〇〇、〇〇〇
建築用具費	四八、〇〇〇
機械工場費	八〇、〇〇〇
電信電話架設費（一支那里に付約五十元電氣器械購入費を含む）	六〇、〇〇〇
各種建築場費（車庫、貨車、橋等）	一八〇、〇〇〇
工手監督費（全線建築費の百分の四）	二〇〇、〇〇〇
預備費（總建築費の百分の二）	一〇〇、〇〇〇
計	五、五〇〇、〇〇〇

（二）營業收支見積左の如し。

收入	
乘客運賃	四三二、三九〇元
貨物運賃	一、四九七、五八〇
收入計	一、九三二、八九〇
支出	
總管理課經費（公司總局、董局、材料電務、醫藥所等の所員俸給及局費郵電雜費を含む）	一〇四、〇〇〇
運輸課（停車場員及停車場内及車中の機關手、夫役等の俸給、給料及燃料、用紙、燈油、車油、筆墨、機械修理費等を含む）	三六〇、〇〇〇
庶務課（機廠機庫等の役員の給料及燃料等購入費を含む）	一二〇、〇〇〇
養路課（工事役員給料、雜用及鐵軌の購備並に附屬枕木機械用具電柱等消耗費を含む）	二四〇、〇〇〇
線路改良費	一二〇、〇〇〇
總計	九六一、八九〇
差引利益金	九七一、八九〇
利息	四四〇、〇〇〇
利益	五三一、八九〇

時報

留學生監督更迭 ― 煙酒局會辦任命 ―― ブルウス氏の煙酒借款辯明 ―― 清河口築港借款說 ―― 中英公司借款條件 ―― 湖南紡紗廠借款 ―― 本年度滿期外債 ―― 八省鐵路公署 ―― 應急借款交涉經過 ―― 日佛支銀行 ―― 復辟の謠言 ―― 徐總統の政見 ―― 呼倫貝爾自治取消 ―― 上海市民權問題 ―― 公債局の七年公債辯 ―― 和平問題の近況 ―― 山東直接交涉の開始 ―― 帝國の外交方針

留學生監督更迭

日本留學生監督の位地は、何人が勤むるも到底完全なるを得ざる所にして、適任と思惟されたる江庸氏も、昨年以來留學生の我儘にやり切れずして歸國中なりしが、昨年十二月三十一日附を以て辭職聽許せられ、前駐日公使館參事官林鵠翔氏(法政大學出身)その後任を命せられたり。林氏が果してその適任を證するや否やは、尙全然未知數に屬し、駐日公使劉鏡人氏と共に赴任期すら未だ確定せず。

煙酒局會辦任命

ブルウス氏の煙酒借款辯明

煙酒借款の成立以來、米國の煙酒公賣制に喰入れる勢力恐るべきものあり、如何なる障碍生ずるとも、煙酒借款のみは拋棄する能はずと稱しつゝあるが、昨年末支那政府は遂にウイリアムス氏を煙酒公賣局會辦に任命したり。ウ氏は米國極東局長ウイリアムス氏(ラインシュ氏の後を承けて駐支公使たるべしと噂せられつゝある人)の息にして、駐支公使館二等書記官たりし人なり。次いで本年に入りてバア氏(前駐支公使館書記官)亦顧問として招聘せらる、バ氏は例の中美通信社の主幹なり。

尙煙酒借款に對する支那煙酒商人の反對は、依然頗る猛烈なるものあるが、太平洋開拓會社總裁ブルウス氏は、上海に於いて本借款に關し左の如き辯明書を發表せり。

該借款は絕對に政治的意味なし本會社の此行爲は支那に對する友誼を表明するものにて支那政府は抵當として煙酒稅の歲入餘款を提供し且つ其歲入增加の方法を講ずべく該業管理の改革を援助する爲め一米國人の任命を申込める次第なり本借款は一に本會社の行へるものにて他の何れの方面とも關係なく本會社の目的は米支二國の商業の發達を圖るに在り經營すること既に二十年最近紐育の二大銀行と聯合して米支銀行の資本の半額を供給し支那方面半額を投資して新銀行の成立せるは二國の國際上の一新紀元を開きたるものなり上海英米煙草會社のトーマス氏が該銀行總理に擧げられたるは雙方株主の信用に依るものにして英米煙草會社とは何等の關係なく個人の資格を以てなり。

清河口築港借款說

天津が北洋唯一の商港として國都北京を背にし、甘肅蒙古に亘る商圈を有するにも拘はらず、港灣設備不完全にし

て、冬季白河の結氷に依り、一年の中二月以上も戎克一隻の入港をも見ざる有樣なるを以て、碎氷船を使用して冬季の入港を計畫し、大沽バーを浚渫して防波堤を築くが如き、姑息なる手段なれども絕えず港灣問題には焦慮し來りたるものなり。然るに昨年末突如として淸河口築港問題起り、順直省議會を通過するに及び世人の視聽は一齊に本問題に集中せり。淸河口とは京奉鐵道唐山驛の東南五十哩の海岸地方にして、地形平坦、國有の荒蕪地その大部分を占む、此地に大規模の築港をなして一大不凍港を現出せしめ、以て天津の商權を奪はんとの計畫、天津駐在米國總領事の胸中に起り、之が借款に應ずべしとの條件を以て順直省議會議長邊守靖に謀るところありたり。

邊は天津に於ける著名なる地方政治家にして、民國以來引續き順直省議會議長の職に在り、一廉の政治的地盤を有せる人物なるが、仲々の野心家にして一たび自から直隸行政の衝に當らん希望あり、省長曹銳の無能に乘じ、取つて代らんと計畫せしことありしも、曹の背後には實兄曹錕督軍のあるあり、到底邊の思ひ通りになるべくもあらず、後馮國璋の野に下るや、その幕下に參して例の中興黨設立に奔走せしが、馮氏の灰心によりて事成らざりしより漸く米國側に接近し、かのABC俱樂部の創立には最も力を盡し、排日運動には中堅となりて學生團を操縱せり。米國側は邊の功勞を認め、事成功の場合には「督辦」を與ふべしとの折紙附きを以て邊に淸河口築港借款を持掛けたるなり。

邊は先づ之を北京に於ける親米派の棟梁たる周自齊に圖り、表面支那人名義とし、一千萬元を發企人にて引受け、一千五百萬元を徐總統及び直隸派督軍にて引受け、若し不足の際は省公債として募集することゝし、一月八日の省議會に緊急動議として提出し、提案の內容も何も知らぬ議員を煙にまき、僅かに一時間にて卽決、省長の諮文を携さへて自から上京し運動に著手せり。然れども北京に於いては到底天津のやうには行かず、田農商總長はその計畫の杳漠たるを指摘して許可を與へず、邊の運動も效を奏せずして計畫はこゝに一先づ頓挫せり。此の如きは所謂淸河口築港借款說の經緯なるが、これも亦煙酒借款、懋業銀行等に現はれたる米國の放膽なる手口を語るものとして注目すべく、將來如何なる形に於いて復活し來るやも計られざれば、邦人としては片時も監視を怠るべからざるなり。

中英公司借款條件

前號本欄にて報道せる中英公司借款條件の詳しきものを得たれば左に揭ぐ。

第一條　中英公司は交通部に漢口通用銀元二百萬元を貸與し粵漢路湘鄂局に分付して隨時の用に應ず。

第二條　公司は同局要求の銀額に照らし漢口滙豐銀行湘鄂局建築勘定に向て漢口通用銀元を拂込み二百萬元を限りとす其都度局長は七日前に銀行に通告をなす。

第三條　右湘鄂局建築勘定の銀款は湘鄂路に入用の各費用及び滙豐銀行が同局の代理として買入るべき機關車十

二輛貨車九十輛に對する外國送りの爲替を含有す。

第四條　公司貨附の銀款は年利八厘とし毎半年に結算し毎項の利息は路局建築勘定に拂込の日より起算す。

第五條　交通部は一千九百二十年十二月より毎月公司へ少くも十萬元を返還し漢口滙豐銀行公司の勘定に拂込みをなす交通部の都合にて多額の拂込をなすは妨げなし若し交通部其月の返還の銀款なきとは月底前七日に於て公司に通告し同時に京奉鐵路に通知して立替へ支拂をなさしむ。

第六條　京奉路の利益は已に抵當となせる債權者に對するものゝ外は本公司を以て先取抵當權所有者となすべし將來右利益を以て更に抵當となすことあらば本公司の借款の利息は先取の權あり交通部は此借款の本息に對し中國政府を代表し無條件の擔保をなす。

第七條　此借款の關係によれる機關車の外に公司は材料の買入れを湘鄂局に要求するを得ず。

第八條　本契約は中國英國兩文を用ふ若し條文に於て解釋の疑義ある時は英文を標準となす此契約は雙方調印して外交部より正式に英國公使に照會す。

湖南紡紗廠借款

湖南督軍張敬堯氏と我東亞興業會社代表橋三郎氏の間に交涉中の湖南紡紗廠借款契約內容左の如し。

湖南省政府（以下單に省政府と稱す）は日本東亞興業株式會社（以下單に會社と稱す）と契約を締結すること下の如し。

（一）省政府は省有の第一紡紗工場經營の爲該工場の土地建物一切の動產及不動產を第一擔保とし會社より日本金百五十萬圓を借用す。

借款金額は本契約調印を了し中央政府の認可を經たる後會社より省政府に交付す。

（二）償還期限十五年、利息は年九分にして毎年六月、十二月の二回に分ち支拂ふ。

（三）省政府は擔保品明細表を本契約書末尾に記載すべし。

（四）省政府は擔保の安全を圖る爲建物器械等に對し工場の費用を以て外國保險會社と保險契約を結び右保險證券を會社に交付すべし。

（五）借款期間中省政府は工場一切の經營を會社に委任す會社は最善の手段を盡して利益を圖るべし。

工場經營に要する人員の任免、物品の購入、製品の販賣は會社に於いて責任を負ひ一切を處理す但しなるべく支那人を採用すべし。

（六）工場經營に要する流動資金は相談の上借入るゝことあるべし。

（七）省政府は工場經營の利益の幾分を以て先づ借款元利を償還し殘餘は積立金とする外、純利の十分の二を借款償還積立金、十分の四を會社委任報酬十分の四を政府の所得となす但し工場事業開始前及利益を見ざる間は政府は別の財源より本借款利息を償還す。

契約當事者は張敬堯、錢錫霖、橘三郎三氏、立會人は傅汝勤、荻田吉二郎、速水篤治郎三氏なるが北京政府農商財政兩部は條件過酷なりとて未だ許可を與へずと。

本年度滿期外債

本年度滿期の外債及借款の利息として支拂を要すべき金額大約左の如しと。

▲中法銀行借款　民國三年成立　總額四千萬元
本年應還本利三百九十四萬八千八百四十八元

▲道清鐵路借款　民國三年成立　總額一千二百八十四萬六千二百元
本年應還本利　一百零七萬八千一百二十五元

▲興亞公司借款　民國五年成立　總額五百萬元
本年應還本利四百六十三萬五千元

▲芝加哥銀行借款　民國五年成立　總額一千萬元
本年應還本利九百二十七萬一千三百五十元

▲無線電借款　民國七年成立　總額六百萬元
本年應付利息四十三萬元

▲開封鐵路借款　民國七年成立　總額一千萬元
本年應付利息六十七萬五千元

▲農業銀行借款　民國七年成立　總額二千萬元
本年應付利息一百零八萬元

▲山東鐵路借款　民國七年成立　總額二千萬元
本年應付利息一百四十四萬元

▲滿蒙鐵路借款　民國七年成立　總額二千萬元
本年應付利息一百四十四萬元

▲滿洲金鑛及森林借款　民國七年成立　總額三千萬元
本年應付利息二百零二萬五千元

以上各款本利合計　二千七百零二萬五千三百二十三元

八省鐵路公署

南方より新に提出せりと稱せらるゝ八箇條の新要求中に八省鐵路公署の總裁に岑春煊を推戴云云の言あるが本計畫は固和議の條件なるが如くにして其實獨立の基礎を作らんが爲めの計畫にして今支那紙に記載されたる軍政府交通部の主意書なるものを見るに大約左の如し。

護國軍の師を興してより兵亂相繼き元氣頗る沮喪し軍隊林立多大の軍餉を要せる結果民財枯渇して餘力極めて少しされば大局より論じて民力休養と裁兵とは西南各省に取り唯一の喫緊的事項たり而して元氣培養の根本的辨法とも云ふべきは鐵道に若くなし蓋し鐵道は農商敎育軍事より地方人民の生計地方の公益等に鑑みて殆んど其利益を蒙らざる者無し且つ鐵道事業は軍隊裁減に對する善後辨法ともなるなり卽ち西南撤裁の兵は皆之を鐵道工夫及其保護に充つるを得て政府は裁兵の利を享け人民は裁兵の害を被らざるの一擧兩得あり西南と鐵道との利害關係深きこと此の如し速かに鐵道敷設工事に取懸るの有利なるは言を俟たず唯雲南貴州廣東廣西福建湖南四川陝西の八省は地域廣大なるを以て八省獨立して各鐵道事務を處理するときは紛岐遲滯を免れず依つて八省鐵道行辨公署

を設けて之が統一を圖り建設事務は一切公署に由つて之を總括せば能く劃一の制を施し相抵觸の憂ひ無かるべし是れ本部が八省鐵道督辦公署の設立を企畫する所以なり。

應急借款交涉經過

五百萬磅借款の成立に近きつゝあるは既報の如くなるが支那政府と銀行團との右に關する交涉につき支那側の發表せる所左の如し。

六日財政當局財政部に舊銀行團各代表を召請し五百萬磅の借款につき討論せしが各代表は云く支那に借款を供給するの件は倫敦總行にて其議ありしも目下未だ總行より正式の承認なき故一定の返答を爲す能はずと。

十日各代表復た財政部に至る財政當局より中央目下資金需要甚だ急につき若し貴代表等に於て右借款につき本月十六日迄に一定の回答なき節は支那政府は鹽稅餘款を抵押として他方より借款するやも知れず貴銀行團に於て支那政府が借款契約十七條に違反を以て責められざらんことを望む（十七條條文は若し支那政府が鹽稅餘款を以て他國に抵押せんとする時は先づ銀行團と商議すべしとあり）

十六日各代表財政部に赴き財政當局に語つて曰く英國公使館は既に英政府よりの電報に接したるも此借款につき日佛米三國の同意を得たるにつき銀行團は支那政府と交涉を開くべし云云該代表又謂く英政府既に此項明文あるも我等未だ倫敦總行より同樣の電報に接せざる故貴國政府と會議を開く能はず但し英國政府より既に此電報ありたることなれば貴政府は鹽稅餘款を他に抵押することは猶數日を待たるべしと。

十八日各代表第四回目に財政部に至り財政當局に告ぐるに已に倫敦總行の來電に接したるが此借款は承諾するも但だ支那と一定の條件を立つべしとあり然るに其條件指示せられざる故我等より問合せの電報を發せりと此時各代表の所謂一定の條件なるものは措辭頗る含糊なりしも聞く所に據れば此一定條件中には此借款を以て裁兵の經費に充つべしとの一條ありしと。

十九日財政當局銀行團代表に對して曰く目下支那の財政困難已に極點に達し加ふるに舊曆年關近きに在り巨款なければ維持し難し請ふ貴銀行團代表に於て先づ一の小借款を與へ以て燃眉の急を救はれたしと該代表等此事に對しては未だ承諾を表せず。

借款數目の五百萬磅は尙ほ醞釀に在れども必ず成功すべく米國の意見にても此數目には異議なし。

但だ米國は既に舊銀行團とは關係を脫離したるも尙ほ他日重ねて新銀行團を組織せんと欲するを以て成るべく舊銀行團に經濟勢力を聯絡發展せんとの希望あり現在の借款は舊銀行團の發起にてはあれども米國は此借款を以て舊新銀行團の過渡時代と看做しつゝあり故に之に依つて新銀行團の活動に資せんとするなり。

此借款の起點は去年襄內閣と舊銀行團との所訂にて其時

の數目は二千四百萬元なりしが一變して五百萬磅となれるもの數目上に於ては大差なし。

日佛支銀行

直隷保商銀行を改めて、天津に新たに日佛支合辦銀行を設立することゝなり、その契約は昨年十二月二十七日北京に於いて調印せられたり。資本金四百萬元、日本側は大倉組百五十萬元、佛國側百萬元、支那側百五十萬元を出資す。一般銀行業の外投資事業をも取扱ひ、支那側關係者は王克敏、周自齊、徐世昌氏等なりと。

復辟の謠言

昨年末以來復辟の謠言盛に行はれつゝあるが、コハ張作霖と、熱河都統をねらへる張勳との聯絡を豫想しての噂なるが、固より大いに確實性を欠く。張作霖は右に關し左の如き辨明書を中央及各省に發せりと。

昨年十二月二十七日北京英文『華北報』は張作霖が復辟の首となり大總統亦收局紛糾の故を以て之を贊成せりと報せるが實に惶駭極る報道なり民國の創立は萬國の公認する處にして一二地方官の政體を中變し得るに非らず況んや和議未成國基不固の現在に於て愛國心ある者は必らず共和を鞏固にせんと謀り時務を知るの俊傑は夙に帝制の成るなきを知る若し纔の愚忠政主の爲めに盡くさんとならば優待を保持すれば大義に悖らず然るに時局の志望を懷くは是れ却つて故主を害し且仇する者なり作霖愚と雖ども敢て之を爲さず察するに此等謠言は有價値の英文紙筆に出づると雖ども元と大局を破壞し以つて其險謀を遂げんと欲する政黨の揑造に出づる者なれば速やかに其出處を糾明し嚴譴を加へ更に切實に之を天下に宣明し以つて人心を安んずべし云々。

徐總統の政見

徐總統は一月十八日參衆兩院議員及び新聞記者を總統府居仁堂に招待し、大宴會を催したるが、席上左の如き演說をなせり、之に對し參議院議長李盛鐸氏の答辭あり、盛會裡に散會せるが、當日徐總統の演說はその政見の一班を見るに足るを以て左に抄錄す。

過去一年間我第二期國會の國家に功あり衆口に騰頌して變易すべきなきは豫算案の議決是れのみ吾國憲政を言ひてより以來殆んど二十年に及んで而して國家財政上必要の豫算は未だ正式國會を經過し完全に成立せるものあらず或は築して徵するなく或は案して決せず是に於てか財務行政の無計畫は遂に會計をして日に紊亂を形せしめ收入の不確定と支出の浮濫とは迭に因果をなして財政現狀は遂に爾く凌夷せり年來同所の編製幸に克く成るあり復た諸君の綿密なる審査精勤なる協助に賴りて以て全體確定し頒布し我國憲上始めて良好の規模あらしむるを得たり此後部人は當に吏僚を誥飭し愼守恪從せしめん諸君能く國人を代表し當守を監臨せば其毅力鉅功誠に一世に昭垂するに足らん夫れ歲出入の公示は歐洲の憲政舊國にありては我に先んずること

且に三百年ならんとす吾國運武運しと雖も而も始めて成を樂むを見る一言以て相歡ぶする無き能はず此に諸君の爲めに一觴を進むべきなり。

次は鄙人事を受くるの始め藝絲を理むるに屬し期するに競緒を以てす區々たる私願所謂誠心を以て統一の進行を謀り毅力を以て本和の宗旨を達せんとするの揭示再四復た同情々獲たり一年以來兵革暫く除くと雖も抗衡猶ほ昔の如く設施相違ひ治具張るなく徵劍多岐則ち理財に術なく流亡を塞し商旅庶侯に普遍の日に殷なるを覺え愈よ統一の綏うし難きを知る鄙人德薄く能鮮く積信未だ孚あらず端に群才に藉りて共に大難を排せんとす前に政府王綱代表に全權を委任し以て專ら和議を謀る良や國中の賢俊は議會に途ゆる無く且つ人民の代表を以て國家經綸の大計をなす其の群志疏通に於ては尙も事半ばに一功倍すとなす故に重く推置となして其の成るを渴望す日來格阻あり未だ功を告げずと雖も而も政府相期するの篤き王總代表自信の堅きを以て必ず能く氣機を幹挽し斯の大業を完うせん諸君躬ら民望に膺り時艱を目擊す必ず當に共に嘉謨を揚し互に相掎補して希くは邦家をして黎庶の安きを享壺せしめよ鄙人猶ほ將に朽鈍に勉策し諸君の爲め其の動を紀せん天步方に艱む時や再びせず此れ卽ち其だ諸君の引いて己が責となさんことを願ふものなり。

顧ふに今日大政の籌措すべき所の者亦數端の引發に資するに足るものあり試に國內最近の情勢に就いて之を言んか財源の危竭は累歲の爭持に由り軍備の節除は雙方の和議より急なり若し和局未だ定まらざるを以て猶因循を事とすれば積日愈よ深く將に挽すべき無からんとす況や本年は豫算案不敷の數二億四千萬に近く其中軍費は全數の百分の四十を佔む兩院の核減を經と雖も軍費は猶ほ二億有餘なり歲入の不敷仰いで借欵に特むもの亦五千五百餘萬なり夫れ時局權擾に因つて軍備を核立し增餉に因つて籌餉し增餉に因つて借債し乃ち本國の收入は田賦を除くの外悉く舉げて抵押とし全年の收入を舉げて軍備國債を分償して尙ほ不足に屬す斯の如き危機速に更張せずんば何を以て國を作さん、

此日內閣已に斯旨を條舉し諮詢するに會同じく急にすれば治標あるを以てす是を以て十一月二十二日の令あり顧みるに此れ事體大倉卒の言ふべきに非す例へば裁兵の如きも須らく的期あるべく且夕の內籌措の限に非す又俄遽紛亂國防危急陸旅を需め各省の伏莽未だ鎭せず亦權衡を要す安籌緩期先を貴ぶ他の安抑改編の如き動もすれば群束に資す夫れ兵民隆殺利害相關す苟も能各省屬に就いて其見聞を抒べば歷驗の詳必ず多く肯に中らん此れ則ち蠡謨に望む所以なり。

次日則ち金融紊亂亦整理の急務にして前の計畫と質に相輔す其整理の方法に首に幣制の改良を要す蓋し金融は財政及國民生計の樞たり而して幣制は實に之と相維ぐ我國幣制の不統一は國の內外引いて以て苦とせざるなし十餘年前已に改革を言へるも築室道謀成るの時なし軍興以來時に各省の紙幣を濫發せざるのみならず中央各銀行發行の兌換券も已むを得ず停兌し價格低落市民怨咨て抑も紙幣紊亂徵收複

雜滙價參差國庫の損失等弊害枚擧に遑あらず近頃政府已に救濟を深謀し銀行清理幣價劃一の類内閣已に良規あり鄙人必ず心力を竭し其成を促さん唯私見に以爲く幣制改良は須く中外相聯の新精神あり常に世界の商場と脈絡貫通然る後乃ち周轉に便なり金融整理に至つては相當の資本ある無んば不可なり而して稅制の改良亦之と相需む茲事政府固と宜しく積極刷新すべく國會の誠意扶持亦必要とする所なり蓋し世界の立國唯生計界に裕かなる者能く安全たり昔英儒スペンサー言ふあり古は軍事社會たり産業上の施設皆軍事を發達する所以今は産業社會たり軍事上の施設皆産業を保護する所以と。

夫れ所謂産業社會なるものは必ず全國を合して之を云ふ故に政府より選端するに非れば不可なり歐戰の結果國内生計界の優良なるものは勝ち國民經濟力の充足する者は必ず成績照然此公例を逃るるものなし然れども歐戰以後國家の殖産政策後大に變遷し近日彼邦上下方に全力を以て生計界の改良を謀る我國を回顧すれば治生の業は曾て後備の輕んずる所となり上等社會は大半皆吐食分利し自ら富源を調して生聚を知らず國民の企業能力既に失し徐者は皆株困を成し今日に及び其富又甚しきものあり。

一は則ち財政久紊稅源繼かず外債日繁人民の負擔彌重く生計の機亦彌窒る二は則内閣未だ熄まず輪戰累年閭井墟燕商旅裹足經濟力の潛鎖を致す三は則ち歐戰以後産業再び革新を事とする多く極端の社會主義を唱ふるものあり我國失業の徒恐くは亦借つて腐を爲さん凡そ此三者皆已然の驗將驗の符鄙人内は積弱を憂へ外は時趨を審にし屋深居芒の背に居るが如し近年以來亦嘗て執政者と阜民の術を籌維し期するに保育主義を以てし民生政策と爲す諸君畝畎身を經綸乘久しく喻る必ず人民の大願を申べ社會の凋殘を挽ふならん斯れ又鄙人の席を前めて明教を承けん事を願ふものなり。

是に循つて觀れば吾輩の謀りて以て平治を求しるもの其要人民の各々能く生計界の發舒をなし以て世の新趨に應ずるにあるのみ斯の如くすれば則ち唯だ實業の以て國を救ふに足るのみならんや吾國山を負ひ海に臨み晴たる大邦たり地の蘊藏倫比ある等に農產の繁殖且つ寒を濕熱三帶の長所を掩有せり斯くして富強なる能はざるもの必ず是の理なし十餘年來實業を言ふも東塗西抹成就する所なき其病は他にあらず曰く組織のなきこと政府の保護の周からざること個人の經營廣からざること胥な其弊に坐す今將に全國の實業をして無組織より有組織の制度に入らしめんとせば必ずや先づ同時に各業を開放し而して政府を以て保育の責に任し一面教育を注重し新能力を養成し以て進歩を圖り乃ち循序して進むべし。

我國は農を以て國を立つること數千年に亘んとす固と宜く農業の改良を以て本となすべし且つ各國産業發達の次序は農を以て先となすに在り米國の如き卽ち農產物の歐洲市場に侵入してより富因りて以て增陡す然も我國の如き地の大物の宏をや工商各業亦宜しく同時に振作すべし大にしては礦林漁牧小にしては治繅陶髹廠場手工各其の宜しきに就き

力めて萬備を求むべし良に歐戰既に熄み諸廣俱に興り而して原料食糧百貨周洽を待つ大地を環顧するに其の含蘊至博相供億するに足るもの殆ど我國を以て巨擘となす吾人苟も能く含力を以て實業を發表し時勢の需要に應せば特に內は國基を鞏くするのみならず抑も且つ外人をして我國の勃起力迫に瞿然たらしめ行く〳〵は將に物質の優越を以て世界と相提携し一切の稅法修改資本の助皆坐して完愜に臻るべし此れ實に今後活國の良方なり鄙人昕夜深思以爲此を含いて由る莫しと教育に至りては誠に立國の大本の繫る所我國孔子の教化に沐し數千年に垂んとす必ず自其本を墮すべからず智勇勤朴皆特長と爲す國民性たり此後但だ當に世界の新機を迎納し其をして灌輸啓導最を盡して之を發揮せしむべし教育に至りては必ずしも一隅に囿はれずして要は科學知識の普及專門人才の培養に注重し學ぶ所を以て農產地方に實用し產業社會の中堅を造成せしむべし則ち唯だ生計界は常に滋榮を得るのみならず實業且つ光大に資すべし海內の英才教育を普施し人文蔚として起り國祚振興する事此れ皆鄙人の夙昔懷抱して深く期する所なり願くば有位者を率ゐ保育主義を以て丞に提倡を事とせん。

呼倫貝爾自治取消

外蒙古自治取消の影響は呼倫貝爾に及び、同地方は遂に自治を取消すことに決せりとの報告、一月九日附にて東三省巡閱使張作霖氏より北京政府に達せるが、黑龍江督軍孫烈臣氏よりも同樣の報告あり、次いで正式の呈文も到達したるを以て、北京政府は一月二十七日附大總統令を以て呼倫貝爾の自治取消請願を許可する旨發表せり。

上海市民權問題

上海共同居留地は、支那に於ける居留地中、最大の規模を有するものなるが、未だ支那人に對し參政權を與へ居らず、而も納稅の義務は之を負はしめつゝあるを以て、支那人市民は從來とても市民權の獲得につき種々運動する所ありしが、本年春季納稅期の切迫と共に、又復た「ノー、タキゼーション・ウイズアウト・リプレゼンテーション」を叫び出し、納稅拒絕を以て市民權を獲得せんと企つるに至れり。眞の意味に於ける國權恢復運動の一表現として、本問題は頗る重視すべく、大體に於いて支那側に同情すべき筋合なり。運動の經過に關し一月七日上海總商會及び各路商界總聯合會の發表せるもの左の如し。

一月五日午前各路商界總聯合會、總商會代表は英國總領事の招請に依り總領事館に會談せり總領事曰く「昨年六月書翰を以て支那人選舉人名簿を作成しその中二人を選びて工部局顧問となさんことを要求したるに支那人方面にては此手續をなさず近頃に至り支那新聞は公然納稅拒絕の廣告を登載するに至れるは公道ならず支那人は自から權利を拋棄し數ケ月間の光陰を空費せり此の如くんば三年五年を經ても狀態尙今日の如からんのみ」と代表團の領袖答へて曰く「貴領事の書翰に對しては正式に答覆せり卽ち吾人の要求するところは重事にして顧問に非す

先づ土地規則を修正せられたしと答覆せり吾人は此數ケ月間此返書の趣旨に照して辦理せり」と英國領事謂ふ「予は双方和平の辦法あらんことを希望す先づ支那人顧問二人を出して工部局の財政事宜を協辦せしめ一面同數の代表を舉げて土地規則の一部を修正せしめたし」と代表團は開會商議の上返答すべしと述べて引取れり。

同日午後各代表は總聯合會に於いて英領事の條件を討議す會衆皆曰く中外の意見距離甚だ遠く頗る不滿なりと次いで各代表者の勸告に依りて顧問の件を議し次の三條件を附することを決議す。

(一)人數を六人とすること

(二)支那人に關係ある事件は顧問の同意を經べきこと

(三)顧問は工部局董事の顧問とし財政事務のみを協辦することなく全體の事務を協辦す

又土地規則修正委員會の組織に關しては

(一)委員會の人數は同數なるべし

(二)支那人方面は三團體中より推出し交涉使より加ふるに委任を以てし外人方面は工部局より推出し領事團より加ふるに委任を以てす。

(三)修正期間は二ケ月以內なるべし

(四)修正後第二十八條の規定を按照し領事團及び交涉使より各本國公使及び支那政府に報告し批准の上施行すの四項を決議せり。

六日午前各代表又英領事を訪問して條件を提出せしが英領事は對案として次の案を出せり。

(一)支那人選舉人名簿の作成

(二)選舉資格は中外の同意を經べし

(三)支那人董事選舉條例及び支那人選舉人名簿が納稅者會議を通過せば選舉法修正案を提出して各國の批准を請ふべし。

(四)支那人にして董事に選定せられたるときはこの支那人董事より土地規則修正案を提出すべし。

尙代表團の條件に對しては(一)顧問數增加を承諾し(二)顧問の權限に關する條件をも承諾せり。

七日代表團開會、工部局に送るべき文書を討議し左の通り決定せり。

選舉者弊代表等日前の問題につき和平及び滿意を謀り竝びに租界支那人及び納稅人の公道の待遇を謀るがため起見し一種の暫行辦法を提出す卽ち總商會及び各路商界聯合會より代表六人を選出して支那人委員會を組織し(その六人の名前は日後再び通知す)租界內各項事務の支那人と關係あるものは工部局と協同辦理せしむ(下略)

工部局は之に對し何等の返答を送らず、九日より租稅徵收に着手せしが、その結果頗る不良にして、納稅拒絕者も少なからず。十六日工部局は臨時市參事會を開きて七日附支那側の書翰に對し左の如く回答することを決議せり。

工部局は昨年十月二十四日領事團に送りし意見書に基き支那人をして顧問委員會を組織せしむるため來るべき納稅者會議に右決議案を提出するに決せり右回答す。

此回答は支那側に好影響を及ぼし、十四日開會の參政運動各團體の聯合大會は次の三件を可決せり。

（一）各團體の聯合を堅くして外交團の返答を待つ。

（二）運動資金を準備す。強制徵收に對しては交涉員より外交團に抗議せしむ。

（三）第一期租稅は皆納せしむ。

運動は一先づ之を以て打切られたるも、收稅成績は依然として不良なりと。問題は解決せしに非ず、休戰狀態に入りしまでなり。

公債局の七年公債辯

中國銀行查辦案は南北講和、山東西藏の內治外交上の大問題沸騰せる裡に於て是亦忽視すべからざる一大出來事なり。中銀則例改正案を提げて中銀乘取の風說を喧然たらしめたる安福既往の事績より察するに此查辦案が安福が政治的圖謀に燃え出でたることは玆に改めて言ふまでもなし、併しそれはそれとして中銀に對して一般世人の懷ける疑惑は隨分深く且つ久しきものあり、查辦案の表面的目標も疑惑の實際的中心も之を要するに中銀の京票回收行爲が正しきや否やに在り。

中銀の京票回收に關連して最も重要なる問題は實に七年公債なり、長期短期合せて九千餘萬元と云ふ巨額の七年公債の發行は全く中銀と交銀との京票を回收して市價を恢復するの目的に出でたるものにて、七年公債が斯の如き目的を以て發行されたるに拘らず中交二銀行の京票價格には幾んど恢復の實績が示されざりき、中交二銀行が此疑惑と譏謗の聲浪中に陷ると共に公債局も亦其裡に捲き込まれたり、公債局は卽ち本篇を以て本月十五日の政府公報紙上に公表したり、公債局の立場として此辯明あるべきは必然なると共に此紀略は中銀查辦に關する最も重要なる資料の一なり。

本局の七年公債に於ける、其期間を分て二とす、第一期は民國七年五月一日より六月二十九日に至るまでの期間にして卽ち中國銀行及交通銀行より公債を發賣せる期間なり、是れより先き七年四月財政部は大總統に申請し本局をして七年短期公債四千六百萬元七年六厘公債四千五百萬元を發行せしむることゝせり、其申請呈文中公債全部を中交二銀行に交付し二銀行より發賣せしむとの語あり、蓋し二銀行なる者は公債經售の機關にして本局は其職權僅に債券を印刷發行し之に要する記帳を司るの責任あるのみなればなり。

其第二期は七年十月十二日より八年十月四日の債公發賣停止日に至るまでの期間にして卽ち改めて公債を本局より發賣せしめたる期間なり、七年十月四日財政部の命令に依り中交二銀行所存の七年公債を本局より發賣することゝなり之に關し債券發賣辦法八ケ條が國務會議に於て議決せられたり、其第四條には公債發賣には中交二銀行の京票を用ひ公債購買者は公債局より一定式の憑單を受け之を以て公債券を受取るを要し如し公債局と銀行との距離に不便ある時は銀行より行員を公債局に派し之が事務を處理せ

しむとあり、第五條に於ては公債を發賣して收受せる二銀行の京票は區別を付して財政部の帳簿に記入し以て財政部の二銀行に對する京票の缺債を償還することゝし定期或は隨時財政部より部員を派し二銀行と共に該京票を銷燬せしむと規定せり、卽ち本局は公債發賣の責を負ふと雖日々發賣する公債券は二行の本局駐在員より本局に交付され發賣に依て回收せる京票は卽日二銀行に送りて以て財政部對二銀行の債務を償還することゝなれるなり、京票の定期銷燬（記者曰く鋏にて京票の一角を切り或は燒棄することにして前法を截角と云ひ後法を銷燬と云ふ、廢用處分なり）一事に至りては財政部の定めたる七年十月三日の辦法に依り審計院京師總商會の派員監視の下に切銷處分をなすことゝせり、是れ本局の第二期に於ける公債發賣の大要なり。

茲に第一期に於ける二銀行の發賣せる公債數額を表列せば次の如し。

	長期公債	短期公債	共計
中銀	一二、四〇九、八三〇	一二、四〇九、八三〇	二四、八一九、六六〇
交銀	九、七五〇、一二〇	九、七五〇、一二〇	一九、五〇〇、二四〇
總計	二二、一五九、九五〇	二二、一五九、九五〇	四四、三一九、九〇〇

以上の如く中交二銀行より發賣せる長短期公債の實上高は共計四千四百三十一萬九千九百元にして之に依て回收したる京票は二銀行に對する財政部の債務償還に充てたり、當時未だ京票切銷の命令なかりしを以て回收せる京票に對して截角銷燬の處分をなさゞりき、第二期に於ける本局の職務は公債の發賣財政部對二銀行債務の代還及京票切銷の三項とす、茲に右三項に關する表を分錄せば左の如し。

（一）公債局發賣公債數額表

月別	中銀所存公債發賣數額 長期	短期	共計	中銀所收京票數額 長期	短期	共計	交銀所存公債發賣數額 長期	短期	共計	交銀所收京票數額 長期	短期	共計
七年十月	九九八、一三〇	一、九九六、二四〇	二、九九五、三七〇	一、九九六、二四〇	二七、六四〇	二、三五、二八〇						
十一月	一、三五九、三七〇	二、三五八、七四〇	三、七一八、一一〇	二、三五八、七四〇	七七三、二七〇	一、一三六、五四〇						
十二月	一、三六八、三四〇	二、七三六、六八〇	四、一〇五、〇二〇	二、七三六、六八〇	八六二、九〇〇	一、七三五、八〇〇						
八年一月	一、四八、三五〇	二、二九六、五二〇	三、四一四、八七〇	二、二九六、五二〇	四九、一四〇	九八、二八〇						
二月	三四、八九〇	四九、七八〇	八四、六七〇	四九、七八〇	五、八二〇	一、六四〇						
三月	一、八九〇	三、七八〇	五、六七〇	三、七八〇	一、三四〇	八、七四〇						
四月	四七、一三〇	八四、三〇〇	一三一、四三〇	八四、三〇〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇						
五月	一四、四二〇	二八、九二〇	四三、三四〇	二八、九二〇	四三、九一〇	八七、八二〇						
六月	二八七、九一〇	五七五、八二〇	八六三、七三〇	五七五、八二〇	一七、二二〇	一〇、四三〇						

七月	三五、二五〇	一、八五二、五二〇	七五八、五〇〇	二、六四一、〇八〇	九二〇、五四〇	一、八四一、〇八〇	一、八四一、〇八〇	
八月	一、二六五、五二〇	二、四七、一三〇	三、四三七、一三〇	五、八七、五二〇	五二六、五二〇	一、〇五七、一三〇	一、〇五七、一三〇	
九月	一、四一五、六五〇	二、八三一、七八〇	三、四三七、一三〇	九四八、九三〇	九四八、九三〇	一、八九七、八五〇	一、八九七、八五〇	
十月				一五八、八五〇	一五八、八五〇	三一七、七五〇	三一七、七五〇	
總計	八、七四五、八二〇	一七、四九一、六四〇	一七、四九一、六四〇	四、四三一、七八〇	四、四三一、七八〇	八、八四三、五六〇	八、八四三、五六〇	

即ち中銀所存の長短期公債の發賣數額は一千七百四十八萬七千七百四十元にして之に依る中銀京票の回收數額は亦之と同じく、交銀所存長短期公債の發賣數額は八百八十四萬二千三百萬元にして之に依て回收せる交銀京票數額亦之と同じ、此回收せる二銀行京票は二銀行の本店駐在員より各々逐日銀行へ回送せられて財政部對二銀行の債務償還に充てたり。

(二)財政部債務代還數額表

	中銀京票代還數額	交銀京票代還數額	共計
七年十月	一、九八、一四〇	三、三五、六〇	五、三三、七〇
十一月	三、三五八、七二〇	一、五四六、二五〇	四、九〇五、九七〇
十二月	三、三五、六〇	一、七五、八〇	五、一一、四〇
八年一月	三、九六、七〇	九三、三〇	三、二五、六

(三)京票切銷數額表

	切銷日期	中銀京票切銷數額	交銀京票切銷數額	共計切銷數額
第一次	七年十一月一日	一、三五、四〇	一、六九、二〇	二、八四、六〇
第二次	十一月六日	五七、八〇	七二、三〇	一三〇、一一〇
第三次	十一月十六日	四五、八〇	四八、一四〇	九四、〇二〇
第四次	十一月二十日	八七、九〇	一六、八〇	一〇四、七〇
第五次	十一月二十七日	七四、三〇	一〇、一〇	八四、四〇
第六次	十二月四日	一、四一、三〇	五六、九〇	一、九八、二〇
第七項	十二月十六日	三、一一、八〇	一、七五、六〇	三、八七、四〇

監視員

審計院駐滬監視員王承斌　財政部鹽務署簿實主稽
同上　同上
同上　同上
同上　同上
審計院駐滬監視員吳安廸　財政部鹽務署簿實主稽

第八次	八年一月十一日	二〇、〇〇〇	西二〇〇	九八、七二〇	審計院護憲助烈侃鈕琦驥商會安廸生財政部盧學溥貫士綏中行程萬楷交行謝霖
第九次	一月二十九日	三、二四、二〇〇	六六、〇〇	三、二〇、八二〇	審計院錢樾勳烈侃鈕琦驥商會安廸生財政部張鴻逵張鏡仁中行程萬楷交行謝霖
第十次					
第十一次	二月十九日	七、一〇〇	七〇	七、〇三〇	同上
第十二次	五月三日	一、六六、七二〇	三、六〇	一、六六、一二〇	審計院錢樾勳烈侃鈕琦驥商會安廸生財政部盧學溥梁士詒中行程萬楷交行謝霖
第十三次					
第十四次	八月二日	三、三七、二四〇	三、六〇	三、三七、〇二〇	審計院錢樾勳烈侃鈕琦驥商會安廸生財政部盧學溥貫士綏中行程萬楷交行張谷如
第十五次	八月二十三日	一、三七、七二〇	三、六〇	一、三七、一二〇	同上
第十六次	八月二十五日	三、三七、二四〇	三、六〇	三、三七、〇二〇	審計院錢樾勳烈侃鈕琦驥商會安廸生財政部盧學溥梁士詒中行程萬楷交行張谷如
第十七次	九月二十日	二、三七、二四〇	三、六〇	二、三七、〇二〇	同上
第十八次	十月三日	八、三七、二四〇	三、六〇	八、三七、〇二〇	同上
第十九次	十月十八日	一、四七、七二〇	六九、一二〇	一、四八、八二〇	同上
第二十次	十一月五日	三、六六、六八〇	三、六〇	三、六六、六二〇	同上
第二十一次	十一月二十四日	一、一四〇、一〇〇	五八三、四二〇	一、七二三、四二〇	同上
總計		二五、九七、二四〇	七、三三、四二〇	二三、二九、六二〇	

上表に示す如く切銷處分を受けたる京票は中銀京票一千五百九十七萬七千二百四十元、交銀京票七百三十一萬三千四百四十元共計二千三百二十九萬六百八十元にして皆是れ均しく公債の發賣に依て回收せられたるものなり、此京票に對する切銷が審計院總商會派員監視の下に行はれたることは言ふまでもなし、此外交銀京票一百五十二萬八千八百六十元あり、其中八十八萬二千五百四十元は十二月八日に切銷せられ其餘の京票六十三萬六千三百二十元は中銀京票一百五十一萬〇五百元と共に未だ切銷處分を受けず、此未切銷京票中號數の相連らなれる新票多數ありしかば審計院及京師商會側は公債の發賣に依り回收さるべき京票は既に市場に流通せる舊紙幣たらざる可らざるが故に斯の如き新京票に對して遽に切銷處分を施し難しと主張したり、之に對し銀行側は數ケ月の公債發賣中大購買者頗る多く概して預金小切手或は手形を用ひたる爲め銀行は巾存の新票を以て之を支拂はざる可らざるに至れりと辯解し双方相持して決せざりしを以て本局は十二月十七日審計院京師商會及中交二銀行に各々委員を本局に派し相協議して之が解決方法を講究すべきを勸めたり、其席上交銀員胡嗣閔氏は本行の未切銷京票は皆悉く僞票にして不日檢査の上處分されたしと謂ひ、中銀副總裁張嘉璈氏は本行は民國三年に印刷せる京票は四千萬元にして其中各地支店に紙幣見本として發送せし分を除き尚一千九百餘萬元あり、而して本行には約五千萬元の預金を有す、上述の三千九百餘萬元の京票を

以て此預金の支拂に備へんには敢からざる差額あり。

即上述の京票は本行の既に發行したる京票なること毫も疑義を容れず、該京票の市場に流通し居る數額は一千四百萬元前後なるを以て其餘の二千五百餘萬元は本行行庫に存積せられて支拂の豫備に充てらること固より當然なり、故に吾人より之を觀れば市場流通の京票も行庫存積の京票も孰れも皆既に發行せる京票と認めざるを得ず、強いて之を新舊の區別を設けて云々するは當を得たるものにあらず、外間玆に知察なく輒もすれば上述の所謂新票を以て本行の最近に發行せるものとなし之が爲め誤解を招きたること尠からずと謂ひ、審計院審計官錢恂助氏は張副總裁の説明せる所は確に實情なるべし、然れども多くの疑惑を解かんが爲に舊票收集の方法を講じて交銀と共に一致行動を執るを可とすべしとて張氏の贊諾を求め更に將來若し舊票收集困難なるに至らば其時再び方法を協議すべしと謂ひ、財政部司長盧學溥氏は此次國會を通過せる中銀査辦問題に就き今日の新聞紙上に公債局は昨日秘密會議を開き中銀より撤び來れる新京票を速に切銷し以て證據を消滅せんとしたり、云々との記事あり、公債局に於ける會議には審計院及京師總商會の委員臨席し公開に等しきものにして何等の秘密あるべき筈なく外間風説の全然誤解に出でたるは固よりなるも既に斯の如き誤解ある以上上述未切銷の京票は査辦完了の後を俟て處理すべく、既に亦財政總長より京票の切銷は中銀査辦中に行ふ可らずとの訓令あるを以て公債局は應しゝ之を遵守するを要すと謂へり、是れ十二月十七日に於ける本局會議の實狀なり。

以上は本局の七年公債經辦の大略にして尙此外注意すべきもの三端あり、餘存公債の當錢數額、餘存公債の利息數額、及短期公債を以て抵當とせる對日借款數額是れなり、玆に分述せば次の如し。

（一）餘存短期公債當錢數額表

	中銀餘存當錢數額	交銀餘存當錢數額	共銀
第一回抽籤	一、一六六、五三〇	一、三六六、五三〇	二、五三三、〇六〇
第二回抽籤	七九〇、七六〇	一、三三、七六〇	二、〇三五、一二〇
第三回抽籤	五一九、〇三〇	一、三三七、九八〇	一、七五六、四一〇
總計	二、四七六、三六〇	三、八三五、二一〇	六、三三一、六一〇

右表の如く中銀餘存公債の三回に於ける當錢額數は共計二百四十七萬六千三百元、交銀餘存公債の當錢數額は共計三百八十七萬三百十元總計六百三十五萬二千六百十元にして對日借款の抵當に供せる交銀餘存の短期公債七百萬元の三回に於ける當錢數額は共計二百十萬元あるも這は右表中に併入したり、第四回の抽籤は已に舉行せられたるも二銀行餘存公債の當錢數額尙未だ本局に報告し來らざるを以て玆に之を略す。

（二）餘存公債利息數額表

	自七年七月至十二月	自八年一月至六月	共計
中銀　長期公債	三五二、七二一	三六二、四三	五七九、二五
短期公債	三六七、七五	一三七、六九五	四三五、四二一
交銀　長期公債	二九六、八七五	二五二、九四三	五四九、八一八
短期公債	二四四、〇七四	二九三、一五五	六六七、二九
總計	一、二二一、七五一	九一〇、二六八	二、二三二、九九

對日借款の抵當に供せる交銀餘存短期公債の右兩期間に於ける利息三十五萬七千元は表中に併入せり。

(三)短期公債を抵當とせる對日借款

王前任財政總長任期內に交銀に交付せられてる短期公債の中其七百萬元を以て對日借款の抵當に供せしめたるが此公債に對する利息は交銀に支拂はれ該借款償還の用に充てたり、此公債の三回に於ける當籤數額二百十萬元及兩期に於ける利息三十五萬七千元は孰れも前表中に併入せること既述の如し、注意すべき三端は已に斯の如きが中交二銀行に餘存せる長短期公債數額は如何、茲に表列せば次の如くにして之に據て二銀行に餘存せる短期公債の當籤數額及其利息數額をも明知し得べし。

(一)餘存公債實際數額表

	交付原數	發還數額	三回當籤數	借款日金餘額	抵當公債三回當籤數	餘存數
長期中交銀	三〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一五三、七二〇				三、九四六、三二〇
短期中交銀	三〇、〇〇〇、〇〇〇	一四、七一二、二二〇				五、八六八、七三〇
	三〇、〇〇〇、〇〇〇	三一、二五三、七五〇				七〇、〇〇〇
總計	一四、〇〇〇、〇〇〇	一四、七一二、二二〇	二、四五六、三五〇	一七、六四三、三一〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、〇四三、四二〇
	七〇、〇〇〇、〇〇〇	七〇、六四九、九四〇	四、九〇〇、〇〇〇	四、三五〇、六二〇	二、一〇〇、〇〇〇	一、二〇九、四五〇

之に依て觀れば二銀行餘存の公債は尙一千一百〇九萬七千四百五十元の多額あるを知るべし、實際に就て言へば七年公債は長期短期共各々相半して發賣さるるを要し中銀に於ける餘存短期公債數額は三十七萬元あり、其第四回當籤數額は約五萬三千元前後なるべきを以て差引き三十餘萬元に過ぎず、交銀に於ては餘存短期公債數額は一百〇五萬二千四百二十元あり、其第四回當籤數額は約十五萬元なるべく差引き八十餘萬元あり、而して目前續賣せられ得べき公債は中銀に長短期公債券約六十餘萬元、交銀に約一百六十餘萬元あり、是を以て十月四日の發賣停止以前本局は二銀行に向て長短期公債の各相半するまで發賣を繼續するの可なるを議したるも二銀行は餘存公債は各省支店に分存し之を北京に收集するに多くの日子を費さゞる可らずとて容れざりき、後次いで第四回抽籤期に達せるを以て發賣を停止するは當然なるも抽籤舉行後再び二銀行に向て發賣の繼續を促し二銀行は曩に餘存の公債は上海漢口の各支店に分存し未だ北京に收集せられずとて十月五日より發賣を停止せるが短期公債第四回償還は今已に抽籤を舉行せるを以て餘存公債の續賣に對し商會及各機關より紛々として促進する所あり速に規定に從ひ發賣を續開し以て誤解を避けられんことを望むとの書函を送り竊に二銀行の準備の成るを俟てり、是れ十月五日の公債發賣停止及本局の最近に於ける發賣繼續勸告の實際大略なり。

(二)餘存公債の當籤及利息實際數額

中交二銀行の餘存短期公債の當籤數額及利息數額は既に前表に示せるが如きが交銀は公債を抵當として對日借款を

なせる爲め表中の當錢數額欄内に三百八十七萬六千三百十元と記載せるも之れより抵當公債の當錢數額二百十萬元を除去せば其餘存の公債當錢實際數額は一百七十七萬六千三百十元にして又其利息表中交銀欄内に總計一百二十一萬七千〇六十三元と記載せるも其中より抵當公債に對する利息三十五萬七千元を除去せば其餘存公債の實際利息數額は八十六萬〇六十三元なり、是を以て交銀餘存公債の當錢及利息數額は實際に於て兩項合して二百六十三萬六千三百七十三元とす、本局の該公債に於ける、經緯既に年ありと雖も公債發賣に就いて言へば公債將に盡きんとするや二銀行に對するに發賣を繼續して市場の要求に應ずべきを以てせるに拘らず二銀行餘存の公債は多く各省支店に分存され收集之が爲に日子を徒費して遂に期を誤ち、切銷に就て言はんか、京票の回收額稍多きに達すれば卽ち二銀行に議するに切廻を速に行ふべきを以てせるも二銀行の數理記帳徒に遲漫し新舊京票の分別切銷に至りては審計院商會と二銀行との意見相一致せず、彼此齟齬既に斯くの如く甚しく、昔し夫れ十月八日來發賣公債の當錢及利息を以て市價に依り京票を買收すべしとの命令に至りては從前總稅務司より現款を轉撥し二銀行に交付され長期公債の利息に對しては財政部より直接交收して二銀行に交付さるゝ例なりしが近來部庫空虛しく交付の缺渡勝からず、二銀行已むなく財政部に代へて支拂をなし其額たるや亦尠からず、是に於て二銀行は市價に依り京票を買收すべしとの部令に對し詞を財政部の缺債に藉り今に至るまで之を實行せず、是れ均しく本局に對する世論の矢中せる所なりと雖本局職權の能く及び得る所に非らざるを奈何にせん。

卽ち之を本篇の終に謹叙して以て識者の參考に資せんとす。

和平問題の近況

列國の熄爭勸告の提示せられしよりこゝに滿一年餘を經過したるに拘はらず、和平會議は再び開かれて再び頓挫し、たゞ僅かに南北の間に戰爭の終熄を見たるを唯一の消極的成果とするのみ、南北妥協の事、之をいふに徒らに人心を倦怠せしむ、本年に入りてより局面少し、展開せりとの說あり、種々の報道傳へらるゝも、これ亦南北兩派のためにするプロパガンダたるに過ぎざるべし。暫らく開くがまゝを採錄せんか。

各省議會聯合會は、南北問題解決のため仲裁會議を組織せんとし、直隸江蘇浙江三省議會その主動たりとの噂はその一なり。是れ或は馮國璋派の運動ならんかと推せらるゝが、北京安福派議員等は絕對に之に反對し、ために內務部をして「權限を超越して法外の行動を爲すべからず」との訓電を發せしむるに至れりと。然りども馮國璋氏の死は、此仲裁會議論にトドメを刺さゞるを得ず。

廣東軍政府は、雲南督軍唐繼堯氏の激烈なる反對に因りて、和平會議再開の方針を拋棄せざるを得ざるに至れりとの噂はその二なり。卽ち軍政府が廣東國會に與へたる回答に

軍政府は憲法制定に贊成せり故に上海會議の再開が憲法の制定を妨ぐ如くんば吾人はこれが完成までは絶對的にその再開を希望せず上海會議の現狀を維持し和議破壞の名を避けんがためなり憲法の制定を妨害せんとする北方の策略を看破するは必要なり北京政府は總代表の更迭を肯んぜず且つ新國會の解散をも拒絶せり故に吾人は北方が此二條件に同意するまでは和平會議の再開を拒絶する方針なり。

との言あり。憲法制定の急務とするはよし、たゞ軍政府の言は遂に一種の强がりたるなきや。

靳總理が一月三日附を以て西南各省、孫文唐紹儀兩氏に和平促進の意を通電せりとの噂はその三なり。電文の略に曰く

徐總統及び予は平素和睦を熱望して止まず內憂外患交々迫り戰後の列强は東亞を睥睨しつゝあり諸賢速に起ちて和平解決を圖られたく若し遷延せば建國の光榮水泡に歸せんのみ願みるに和議停頓の原因は南北の交涉を避けたるに起因す北方は既に各代表を派遣し完全に責任を負はしめたり宜しく双互協同して和議の促進を圖り和平の實を擧げ國家の利福を求めんことを望む

と、同時に上海に在る北方總代表王揖唐氏は、速に唐紹儀、孫文兩氏と交涉を開始すべしとの訓電を受けたりと。

徐總統は局部議和、少くとも西南要人との意思疏通に未練ありて、それに關する手段を講じつゝありとの噂はその四なり。昨年かつて西南に使したる關冕鈞は、總統の親書を携へて一月中旬南下し、前內務次長于寶軒も上海に入れりとの說あり。

以上の如き諸說の行はるゝと共に、南北の略々滿足し得べき妥協條件なりとて種々の風說を見る。

第一說　南北各分代表の間に於いて、商議の基礎として

承認されたるもの左の如し。

一和會にて徐世昌の總統たるを承諾す。

二西南鐵道建設案を承諾し岑春煊を八省鐵道督辦と爲す。

三陸榮廷を湖南廣東廣西三省巡閱使と爲し廣西に居て參謀總長の職を執る。

四新舊國會は同時に取消す。

五日支密約の廢止を中央政府に於て辦理す。

六邊防軍は陸軍部の管轄に歸し徐樹錚の籌邊使を取消す。

七李根源を陝西督軍に李烈鈞を福建督軍に吳佩孚を湖南督軍に譚延闓を湖南省長に林葆懌を海軍總司令と爲す。

八和會に於て元老若干名を選出し元老院を組織し和議條件の實行を監督す。

右は梧北會議の決定を基礎とせるものなりと稱せらる。

第二說　上海に於いて噂せらるゝところに據れば、南北双方より既に左の如き提案を見たりと。

(一)北方の提案

(1)徐總統を承認す。

(三)西南の現狀を承認す。
(四)南北双方にて憲法を制定す。
(五)新憲法に依り正式國會を召集す。
(二)南方の提案
(一)民國六年の憲法草案を採用す。
(二)西南の現狀を承認す。
(三)吳佩孚を湖南督軍とす。
(四)福建に在る北軍の撤退を求む。
第三說　北京にて噂さるゝところに據れば、略々南方の承認を得べき提案條件左の如し。
(一)徐總統の承認
(二)新舊國會の同時解散
(三)四川雲貴兩廣督軍は其儘とし吳光新(?)を湖南督軍に令烈鈞を陝西督軍とすること。
(四)岑春煊を西南八省鐵道總辦と爲すこと。
(五)陸榮廷唐繼堯を各巡閱使となすこと
此等の諸說は、すべて南北双方に於ける暗中摸索を語るものにして、局面の展開として注目すべき程のものに非ざるは勿論なり。

山東直接交涉の開始

一月十日平和條約の効力發生を機とし、帝國政府は屢次の首相、外相の聲明に基き、既定方針通りに支那政府に向つて、山東問題に關する商議開始の要求をなしたり。顧みるに山東問題の直接交涉は、昨年對獨條約批准終了後、朝野の輿論を形成したるの觀ありしも、米國上院の山東修正案討議により支那側に觀望の心を生ぜしめしを以て、未だその機に非ずとして遷延せし次第なるが、米國の山東留保案が國內的のものたるべきこと略豫想せられ、支那側も稍々覺醒の氣運を生ぜしに際し、帝國政府が機を提へて交涉を開始せしは妥當の所爲たるを失はず。右に關し一月二十四日、外務省は公表して曰く

平和條約の効力發生と共に同條約の規定に基き山東に於ける獨逸の權利利益は茲に確實に日本の手に歸するに至りたる次第なる處帝國政府は累次の聲明公約を恪守し速かに膠州灣還附其の他の善後措置を實行せんが爲在支帝國公使に訓令の上支那政府に對し十九日左の趣旨を申入れしめたり。

一、平和條約愈々其の効力を發生したるを以て帝國政府は累次聲明の通膠州灣還付其の他の善後措置問題に關し支那政府と交涉を開始し誠實迅速に本件の解決を圖り度に付支那政府に於ても必要なる準備を遂げられんことを希望す。

二、山東鐵道沿線の我軍隊に關しては曩に聲明せる通膠州灣還付其の他に關する協定日支兩國間に成立の上は勿論其の以前に於ても可成速に撤退するの意嚮なるが我軍撤退後鐵道警備の任に當るべきものなき時は交通の安全を確保するの途なく獨り日本のみならず合辦經營者として其利害を共にすべき支那も等しく不利益なる影響を蒙るべきに付支那政府に於て巡警隊の組織を完了し其の鐵

道警備の任に當る迄差當り右警備の爲不得已我軍を殘留せしむと雖支那政府が速かに巡警隊の組織に着手し之を完成するに於ては日支協定成立前と雖直に我軍隊を撤退する所存なるに付支那政府に於ても之を諒し巡警隊の組織に至急之を完了せんことを希望す。

通告第一段は、對獨講和條約の効力發生に依り舊獨逸の權利を繼承せる旨の通知、及膠州灣還附の確保、竝びに還附其他善後措置に關する商議開始の要求、の三要項を含む。

通告第二段は山東鐵道沿線派遣兵引揚げに關するものにして、交渉の進行を滑らかにせんがための趣旨に外ならず。

支那は果して我が要求を受理して、交渉に應ずべきか或は直接交渉を拒絶して國際聯盟に附議するの冒險に出づべきか。概言すれば北方在朝の一派は直接交渉受理說に傾き、南方派の全部及び北方親米の一派は國際聯盟附議說を主持しつゝあるものの如し。今試みに南北の有力なる意見を擧げんか。

（一）段祺瑞氏の意見余は既に野に下り國事もと過問するを願はず但し山東問題は關係最も重大にして實に四億國民自衞の問題たるを以て今特に個人として意見を表明せんとす歐戰既に終を告げ何れの國と雖も最早領土侵略の野心なし現在日本政府は山東問題直接交渉の通牒を提出せり若し之と交渉せず之を不理に置かんには以後外交は更に困難とならん且つ兩國國交を以て論すれば公文程式に按照するに他國公文を以て來りて我國遂に之を答覆せざれば國際法の公例に違反す我國本と弱國のみ國人の希望する所のものは僅に米國の山東保留案あるのみ現に國際聯盟は既に開會せらるゝも米國代表は遂に出席せず將來米國の滬東問題に對して能く我國民の希望に副ふや否やは別に一問題なり余の希望する所の者は日本の朝野上下我國の領土及主權を尊重し以て親善を實行し兩國の提携を力謀す山東問題に對しては明白に極大の讓歩を表示せり我國は獨立國なり故に第三國の出でゝ干涉するを願はず尤も日本も第三者の脅迫を受け卻て讓歩を謀るを願はず但だ日本が能く自ら覺悟して自働的に極大の讓歩に出でんことを望むなり日本政府の稱ふる所の獨人權利繼承は公共租界問題を妨ぐるも一租界を闢くに過ぎず我國も讓歩するに如かず然れども山東の領土及び高徐濟順兩鐵道に至りては主權に關係す我國は當然讓歩する能はず高徐濟順兩鐵道は日本某私人方面本と中日合辦の提議あり余の主張は高徐濟順兩鐵道は軍事上交通上極大の價値あり我國の資本を準備し之を回收せんことは固より大に願ふ所なり然れども卽刻回收するを得ず一歩を讓り已むを得ずして中日合辦の舉に出でしむるも決して永久の合辦となすべからず必ず京漢鐵道契約の如く若干の年限を明約し迫て我國より回收するを准す事とすべし余は尙は主張す我國の積弱にして良好の軍港なし青島は必ず回收して我國の軍港となし今後海軍の擴張計畫を圖るべし日本果して誠意親善を期するならば自ら當に讓歩すべく我國は決して退讓する能はず。

（二）新總理の意見　山東人に青島問題に對しては關係最

も密接なり故に必ず實際上により其の利害を研究すべきも現在既に最後の一步に至れば其の辦法は二種あるのみ(一)は直接交涉(二)は國際聯盟に提出することなり第二種の辦法を取らんと欲せば須く先づ國際聯盟なるものゝ性質を明かにせざるべからず國際聯盟は巴里講和會議の後身に係り其の組織の委員は又大半前に講和會議に列席せる委員よりなれり例へば巴里講和會議は大理院の如く國際聯盟は地方審判廳の如し大理院の判決に服せざるものは地方廳に起訴す而るに地方廳の檢事は又前に大理院にて判決をなせし人なり此種訴訟の勝敗は稍常識あるものには想見するに難からず更に直接交涉に就いて論ずれば若し各方面にして之に能く滿意ならば吾人は何ぞ必ずしも之を國際聯盟に訴ふるの要あらんや。

代　國際聯盟は吾人は初めより失望すべきにあらず各國の輿論に觀て卽ち其の端倪を窺ふべく直接交涉は理論上條約不調印と相矛盾す爾に出でゝ爾に反るのみ究むるに何の取る所あらんや事實上亦斷じて良好の結果なからん且つ總理の謂ふ所の滿意なるものは究竟如何なる程度を指すか。

靳　現在日本政府は表示する所なしと雖日本實業家は其の政府に向て種種の請求あり卽ち靑島を無條件にて還附し中或より進で商港として開放すること膠濟鐵道は中日合辦によるも仍は交通部の直轄に屬し京奉津浦と異るなからんこと等の如し若し眞に斯の如くなるを得ば吾人は更に何をか求むる所あらん。

代　未だ交涉を開始せざる以前に於て政府は之に就き何等かの保證を有せりや

靳　若し保證無からんには決して直接交涉をなさず現在政府は正に各方面の利害を比較し必ず其の最も有利なるものを擇びて之を採用すべく是れ卽ち政府の外交方針なり請ふ諸君は故鄕の父老に傳言せられよ若し直接交涉にして領土主權を損ふあり或は吾人の希望する所の利益を得る能はざるあらは靳某は寧ろ其の地位を犧牲にするも之を約するを願はざるなりと。(一月廿四日山東代表との對話)

三軍政府の意見　送りに報載に據るに日使は北京政府に向つて交涉し聲稱すらく協約國對德條約は已に效力を發生し日政府は自から完全に膠州租借權竝びに德國在山東の權利利權を繼承せりと査するに我國簽字を拒絕せるは正に此點に當るもし果して謬然承認せば則ち此れより前衆國號呼拒約の功一旦に墮ちん卽ち友邦の同情を我に表する者亦此に至つて全く希望を失はん後患何ぞ設想に堪へんやもし果して日使に上列各節を提出せるの情事あらばまさに否認すべく一面應付の方法を妥籌すべし再び査するに此案は我國正に萬國聯盟に提出申訴せんと擬せり去年日使北京政府に向つて直接交涉せんと盛傳せしやすなはち尊處に電詢し靑島問題は關係至重斷じて輕心せずとの電復を受けたり此時更に宜しく堅持して最後の勝利を求むべし究竟日使提出せるの事ありや尊處對付の如何國脈主權の關する處國人惴々たり特電奉詢す岑春煊伍廷

芳陸榮廷唐繼堯林葆懌（二十三日附通電）

國際聯盟附議派の意嚮は明々白々、別に註釋の必要なし。段氏の意見は頗る公平なりと認む、國際聯盟會議に關する解釋最も首肯すべし、たゞ青島軍港說は如何あらんか。又段氏及び靳氏の意見により、偶然にも本問題に關する日支の主要なる論點を知り得たる感あり、卽ち

（一）青島居留地問題に關しては、段氏は共同租界までは讓歩すべしとなし、靳氏は、自開商埠まで讓歩すべしと豫言せり。而して日本朝野には自開商埠論者少なからず。

（二）濟順　高徐鐵道は、日本側より合辦を慫慂し居れるが如く、段氏も之を妥當と認め、たゞ後者の回收を明定せんことを主張せり。

（三）山東鐵道は日支合辦とし、たゞ交通部の直轄に歸せしむると京漢津浦兩鐵道の如からしむべし（靳氏の意見）

豫想は今日に於いては尙危險なれど、支那は先づ撤兵問題を議せんことを求むべく、交涉は尙頗る長びくべしと觀測せらる。

帝國の外交方針

一月二十二日議會に於ける內田外相の演說

諸君、本日玆に過去一年間に於ける帝國外交の經過に關し其大要を說明し併せて政府の所見を開陳する機會を得ましたることは私の甚だ欣幸とするところであります。

平和條約　過去五年に亘る世界大動亂も愈々終結致しましたが此終結を告ぐる爲昨年一月以來佛國巴里に於て聯合各國は平和會議を開きました平和條件を討議しました處漸く同年五月に至り聯合側の協議が決定致しましたので之に基き平和條約案を作成して獨逸全權に交付致し數回往復折衝の後六月二十八日に至りまして聯合與國及獨逸は支那を除くの外全部之に調印致しましたが其後獨逸が此條約を批准したるを始めとして伊太利、英吉利、佛蘭西の二國が相次で批准し我帝國に於きましては十一月七日御批准の運と相成つたのであります次で本月十日巴里に於きまして日英佛伊等十三箇國及獨逸の代表者間に批准書寄託の第一回調書を作成調印したるに依り條約は之を批准したる國の間に同日から愈實施せらるゝことと成りました結果本月十日の官報を以て愈々條約全文公布に相成つた次第であります諸君も旣に御承知の通り此平和條約は同盟及聯合國と獨逸國との講和條件を規定すると同時に世界恒久平和の基礎を確立せむとするものでありまして其浩瀚なると其內容の複雜重要なるとの點に於て古來其比を見ざる所であります其中獨逸との講和條項は戰爭に對する獨逸の責任を糺し且將來に對する保障を定むるものでありまして戰爭の結末を附け其再發を防止する上に極めて重要なることは申迄もない所でありますが之と同時に永久平和の基礎たる國際聯盟規約及勞働規約の如きは正に新世界の大憲章とも稱すべきものでありまして卽國際聯盟規約は從來の國際協調の主義に基き國際平和を完成し國際協力を促進せんとを目的とする國際關係の新組織に關する規約であります而して國際聯盟の執行機

關たる理事會も米國大統領の案内に據り既に本月十六日を以て巴里に於て第一回會議を開きたる次第でありますが又勞働規約は社會正義を基礎とする世界の平和を確立せむが爲勞働狀態を改善することを目的とするものでありまして過般華盛頓に於て第一回勞働總會を開催致し帝國始め四十箇國の代表者が會合して勞働條件を規律するの方法竝に原則に關する種々の問題を決議致しました尙又對墺條約　墺地利に對する平和條約は昨年九月十日を以て關係列國の調印成り墺地利及伊太利の二國は其批准を了しましたが帝國に於きましても目下其準備中でありまして他の列國も逐次批准を了することゝ思はれます同條約の內容は大體に於て對獨平和條約と異る所は御座いませぬ更に勃牙利、何牙利及土耳其に對する平和條約も夫々進行中でありまして此內勃牙利に對する條約は既に其調印を了つて居ります此の如く約五年に亘りました大戰爭も目出度茲に決定的に終結を告げまして世界の平和も確立に至つた次第でありまず此未曾有の國際間の大典が完全に履行せらるゝや其成功と不成功とは偏へに運用の如何に存する次第であります諸君日本は過去に於て國際條約の實行を怠たりたることはありませぬ今回の平和條約に於ても最忠實に之を履行する國家の一たるべきは勿論であります私は我朝野一同詔勅に見えました聖旨を體し萬國の公是に循ひ世界の大經に依り一層の發奮努力を以て精神的物質的兩方面に涉り國力の充實を圖り世界の進運に貢獻するところあると同時に世界に負ふところの義務を完全に果さゝることを希望致す次第であります目下の時局中重大なるものは對支關係と對露關係とでありますが此二者は世界の二大問題であるのみならず實に帝國に取りましても最も深き利害關係を有して居る問題でありまず先づ第一に支那關係に就て申述べます

支那關係　御承知の通り帝國は大正三年八月日英同盟の誼に據りまして世界大戰爭に參加し獨逸に對して宣戰致しましたる結果獨逸の租借地たる膠州灣を攻略して獨逸の極東に於ける根據地を覆へした次第であります膠州灣の處分に就きましては帝國が最初より之を支那に還附するの決心を有することは大正四年の日支條約竝に昨年巴里に於ける帝國全權の聲明竝に本大臣累次の聲明に依り明白なる次第でありますが所謂山東問題なるものゝ主要構成分は膠州灣租借地、山東鐵道でありますが膠州灣は右の如く之を支那へ還附し山東鐵道は一昨年の日支取極に據り兩國の合辦とすることに決定して居るのでありまず然るに外國人士中山東問題なる名稱に拘泥して山東省全部が恰も問題の目的物となり居るものゝ如き誤解を懷くのが有りますのは帝國政府の甚だ迷惑とする處でありまして申す迄もなく帝國政府が右の決定を實行する決心は終始渝らざるものでありまず今や平和條約は既に實施期に入りましたる結果右租借地及鐵道等は完全に帝國に讓渡せられたる次第でありますが故に帝國政府は右の決心を實行するが爲目下必要なる手續を執りつゝある次第であります

排日問題　巴里に於ける山東問題の商議に關聯しまして支那に於て排日運動が起り今尚終熄に至らざるは日支兩國の關係上誠に遺憾とするところでありますが右に就き政府は屢次帝國公使及領事をして中央政府又は地方官憲に對し排日運動の取締を交渉せしめ最近更に中央政府に對し嚴重なる交渉を遂けつゝある次第でありますが支那政府も出來得る限り取締の方法を講ずる旨を證言し大體に於て取締實行の誠意を有するものと認められますから目下實際に於ける取締の成績を注視致し居る次第であります右排日運動に對し我朝野が大局を顧念して冷靜に之を迎へ徐ろに時局の改善に努力を惜まざるの態度は必ずや列國識者の認識する所と信ずるのでありますそれのみならず我國人が支那に於て排斥を蒙り我貨物が抵制を受くることありましても支那の財政が困厄して其結果同國政府の維持を危くするが如きことは隣邦として日本の坐視する能はざる所であります是故に政府は豫て聲明せる對支借款方針に從ひまして南北紛爭を助長するの疑ある對支借款は尚之を取締りますと同時に政府の維持に必要已むを得ざる財政援助に付ては關係諸國と協調を保ち支那の急に應することを怠らざるものであります

南北紛爭　將又南北紛爭問題に就きましては前議會に於て諸君に申上置たる通り帝國は勿論英佛米伊の列強も帝國と共同して一昨年十二月南北雙方に和平勸告を爲し又昨年六月再度の勸告を致しましたが未だ其解決を見るに至りませぬことは關係列強と共に帝國政府の甚だ遺憾とするところであります申す迄もなく帝國は地理上歷史上將又政治上經濟上支那とは最も密接なる關係を有して居る次第でありまして其內爭の多年に亘るが如きは其最も好まざる處であります是故に苟も南北の間に和平の成立を見るが爲には借款の取締兵器輸出の禁止等幾多の犧牲を拂ひ苦心を費やしたる次第であります從而今後に於きましても適當の機會を得まするに於ては列國とも協議致しまして速に南北和平に至る樣相當盡力致す考でありまして要するに帝國としましては一日も速かに支那統一の大業成就せんことを切望して已まざるところであります

露國問題　第二の問題たる露國の件は帝國に取りまして甚だ重要なるものであります今や過激派軍進出の爲更に事態に重大なる變化を來しました一時オムスクに於けるコルチャック政府の下に北露及南露に於ける兩政府及極東に於ける勢力を統括して露國の復興を見るに至らんとする形勢が見えましたけれども最近には歐露の反過激派も甚だ振はず英佛諸國も露國援助打切りの方針に出でたる樣でありますが西伯利に於きましては最近コルチャック軍の敗北に依りましてコルチャック政府はオムスクを撤退しイルクーツクに移駐するの已なきに至りましたが目下イルクーツク亦頗る混亂致して居る模樣でありましてコルチャック政府は最早統治の力を失ふに至りたる有樣であります帝國政府は從來西伯利に於きましては列國協調の精神を重じ特に米國に對しては充分協調に力め最近鐵道守備の手薄なる處に多少增兵を行ふの問題に關

し米國政府の諒解を求めつゝありましたるところ本月八日に至り在浦鹽米國派遣軍司令官より我司令官に對し米國陸軍中央當局の命令に依り米國軍隊を西伯利より撤退すべき旨通告致し次で九日鐵道特別委員より米國政府は西伯利鐵道監督に參加することを止め委員を脫退せしむることに決定したる旨を聲明致しました次で本月十二日本件に對する米國政府の回答に接しましたが其說明に據りますに浦鹽に於ける米國司令官の通告に先つて帝國政府に接到すべき米國政府の回答は手違の爲同通告より遲れて我方に到着したる次第でありますが米國當局者に於ては本件に對し眞摯なる態度を以て遺憾の意を表しました次第であります

增兵理由　本件に關する米國との交涉の始末は大要右の通りでありますが西伯利に於ける我鐵道守備の補充は同地方に於ける情勢の切迫に依り益繁要を加へ來りましたるに依り帝國政府は約半箇師團を增遣するの處置に出でたる次第であります露國が今日の困難を惹き起すに至りましたことは友邦露國の爲のみならず世界平和の爲眞に憂慮に堪へない次第であります帝國は常に健全なる政府が一日も早く確立して露國の復興を成就せんことを希望するものであります

帝國使命　終に臨みまして速に隣邦露支兩國の平定を見世界全般に涉つて眞の平和を回復するの日の近からむことを祈ります帝國政府は常に世界平和の完成國際協力の進步を念とするものでありますと同時に正義公道を以て國際交涉の指針と致す所存であります巴里講和會議に於ける帝國の行動乃至對支對露の政策は十分に之を證明して居ることゝ思ひます今や國際聯盟新に成立して我帝國の國際上に於ける地位一層重大なるを致し列國との關係更に一段の親密を加へ世界全般の幸福に貢獻するの機會益多からむとするに至りましたに就ては政府は此の如き時に當りまして諸君の贊助に依り克く帝國の使命を完うせむとする覺悟を有するものであります

彙報

大正八年十二月

外交關係

▲**鹽田還附請求**（北京特電）（廿九日發）日本人が膠州灣沿岸に於て鹽田數千町歩を開き營業しつゝあるに對し鹽務署は鹽稅が大借款の擔保となり居る理由に依り山東鹽運使をして該鹽田の還附を青島軍政署に交涉中なるも日本側は該鹽田は個人の經營なるを以て干涉し難しと答へ要領を得ざるに依り兵事約氏を派し四國銀行團代表ロリヤー氏に右の顚末を訴へ處分を乞へり（一日日日）

▲**伊國兵器密賣**（二十八日北京特派員發）伊國より輸入されたる兵器は山海關並に天津の伊國兵營に保管しありと稱し乍ら實は廣く支那各地に販路を求め竊に地方督軍等との間に小額宛の賣買契約を結び居るもの、如く現に數日前陝西の靖國軍に輸送する爲め天津停車場より小銃四百挺積出されたるが北京政府の探知するところとなり目下北京警察廳に於て取押へられ保管しあり其他天津の學生團に十挺二十挺宛小賣せられたる事實ありとの由にて北京政府も兵器の密賣は捨て置き難しとて天津に委員を派遣し事實を調査せしめ居れるが確證を得たる上は伊國代理公使に抗議を提出すべき意向なりと傳へらる尙伊國は嚴に秦皇島に到着せるもの、外尙六隻に兵器を積込み既に航海の途中に在りて其中三隻は上海に二隻は長江に一隻は天津に到着する豫定なりとの說あり、（一日東朝）

▲**王督軍排日取締命令**（二十九日漢口特派員發）福州事件に就き各地學生及び各種團體は動もすれば再び排日的不穩の行動あらんとするより王督軍は廿九日告示を發して各警察に嚴重取締るべき旨命令せり（一日東朝）

▲**學生團省議員脅迫**（二十八日廣東特派員發）廣西省議會員林某は日本品を携へ廣東に上陸せるに見張せる多數の學生之を發見之を押收せり林議員は憤慨して警察廳に訴へ出でたるが該學生等は會議の後書面を林某に遣り若し不服ならば更に其居所を搜索して悉く日本品を沒收せんと脅嚇せり依つて該品は拋棄されたり（一日東朝）

▲**北京學生同盟休校**（二十九日北京特派員發）福建事件より在京福建の學生並に福建同鄉人會等の憤起を促し延いて各學校の聯合運動を再發せしめたり二十九日北京大學、高等師範淮文大學、醫學專門學校等を初め部下の大學中學等は一律に同盟休校を爲し各學校の校旗を押立て各學生は激烈なる煽動的文字を記せる白旗を翳し無數の檄文を撒布し一大示威運動を行へり集れる學生數千に達し巡警は唯だ之を傍觀するのみなり一時紛擾を見たる學生排日運動は福州事件より燒返らしめたり

▲**上海學生連動**（三十日上海特派員發）上海學生聯合會は二日福州事件に對する示威運動を行ふに決し同日午後三時各自決心を示す文字を記したる旗を携へ公共體育場に集合すべき通告を發せり同時に日貨抵制の爲め商會聯合會と交涉して商人より誓證を取り又英文週報を發行してプロパガンダを行ふことゝし公園に傳單に我決心を記すこと更に日本に原料及び食糧を供給せざること然らば日本國民は窮して本事件の禍ひを爲せる日本軍閥を倒すに至るべしといへり同日北京より廣東政府に激勵の電報を發せり

▲**英米佛公使に訴ふ**（二十八日上海特派員發）全國及び上海學生聯合會は連名にて北京英米佛各公使に宛て日人福州にて故なく我學生其他を損傷し又軍艦を派し軍隊を上陸せしめて學生を逮捕し其行動は支那に戰を挑むのみならず世界の平和を擾亂せんとする意あるに因るもの、如し請ふ貴各政府に傳電して公道を支持されたしと電請せり（一日東朝）

▲**外交部對日要求**（北京國際特電三十日發）外交部は二十六日日本公使館に左の要求を爲せる一覺書を送致せり

（第一）福州駐在日本領事を更迭せしむること

（第二）福州騷擾にて死亡したる支那人に對し適當の損害を賠償し負傷者の治療費を仕拂ふこと

（第三）支那人襲擊責任者たる日本人の首謀者に相當の處罰を加ふること

（第四）福州駐在領事は福州の支那官憲に謝罪すること

日本側は未だ同意をなさずと推せらる（二日時事）

▲福建督軍調査報告　（一日上海特派員發）二十六日福建督軍の國民に致せる福州事件調査報告に曰く

日本人の學生等を傷害せるに原因なく何等故なきものにて此發生後日本領事は交渉使署に書面を送りて十六日午後學生團は又復强制して天山洋行の商品を扣押へ遂に大事を惹起せり（電文脫漏）とあれども本官の受けたる報告に依れば（電文不明）云々當時に商品散亂して何れも一々明かにするを得ず其後に至りて見行となれり其傷害されたる學生醫官等は一所に於てには非ず外人居留地たる草前山より橋を過ぎて大義道街の間に於てなり支那人及拳術人は其鐵棍に向へる武裝巡警の銃器二挺を奪へり集合人の多くも亦各兵器を携へたり何れも打合せて準備を爲し故意に事を起せるは毫も疑なし其時警察に叛人より銃二、刀二及支那服を發ひたる拳銃を隱し持ちたる者を現場に於て捕獲し日本領事館に送りて故意に企みて事を爲せるの明證と爲し、當時米國人迹に在りて學生の打たるゝを救ひしに依り英米領事何れも日本人の故なくして事を始めたる旨を北京英米公使館に報告せり實傷の最も重きは巡警にて胸腹四彈を受け居れり其他報告に據し官憲の取調べたる負傷者總て十名あり日本領事に之が指摘したり負傷者中一名は金千元を紛失し日人の闖入せる支那料理店は損害三千餘元なり現在の日本人は橋の南一帶にありて故意に挑み且つ各教會學校の門前に集り來りたるを以て米國領事は屢々對官を派出を請へり昨朝總監に來れるより日本領事と屢々交涉して暫く水兵の上陸せざるの承認を得たり唯だ該水兵二十六日數十名上陸　從手にて巡行し居りしを以て警察に保護を命じたり云々

▲福建人の決議　（三十日北京特派員發）三十日在京福建人の各會聯合會あり海軍總長劉冠雄海軍大將陸總統洪二百餘名出席福州事件に對して政府をして左の事項を一本にて要求せしむる事を決議せり

（一）日本軍艦の撤退（二）日本政府の謝罪（三）死傷者に對する賠償（四）事件の當事者を嚴刑に處す（五）將來に對する日本政府の保證（六）日本領事の更迭（七）日本人の兇器携帶を嚴禁す（二日東朝）

▲學生聯合會通電　（上海特電一日發）全國學生聯合會は八箇條の要求を日本に爲すの件を各地學生聯合會に通電せるが其中に左の言辭あり

若し目的を達せずば國人たるものは國權を保障する爲め團結して只城を背にして一戰し寧ろ玉砕するも瓦全するなかる可きなり我同志速に起ちて之を計る可しと

當地全國學生聯合會、上海學生聯合會、各會聯合會、女界聯合會は米國上院に電報し貴院の對獨講和條約第百五十六條乃至百五十八條を留保するを通過し公理を尊重されたるに就き弊國人民は感佩の至りなりとゝひ又北京各國公使に對し各國政府に米國上院と同一の主張を爲さんことを電請するを乞へり廣東國會に對しても山東問題に關し米國上院の議決に鑒し各國公使に各友邦の之を賛成するを求めたること並に福州事件に關し日本に警勵を言ひ布して友邦の十四條を求むることの二事を合法なる人民の代表機關として速に議決し之を英米佛伊の四國政府及び國會に電報せんことを求めたり

▲福建督軍を彈劾　（上海特電一日發）上海全體各會聯合會は各地の各會聯合會に對し福建督軍の日本に向け嚴重に交涉せざるのみならず却て警察に命じて學生會及週刊雜誌を閉鎖せしめたりとのことを告げ一致して之に反抗せんことを求め又廣東國會兩院に對しても此事を告げ一致して之を爭ひ國權を擁護するを求め又福建督軍李厚基氏に對し右に關し電報を送り貴下は中國の官吏なり中國にして亡ぶれば正に何處に附せん韓三の末路の如くならば寒心す可きなり貴下夫れ是れを鑑みよと云へり（二日時事）

▲露國抗議に回答　（三十日北京特派員發）露國公使の外蒙自治取消の抗議に對し支那政府は外蒙は元來中華民國五族の一にして國中の主權の下にあり今回の自治取消は外蒙が露國の內亂の影響を受けて損害を被り露支協約を遵守するを得ず從つて是迄の協約は當然效力を喪失せるものと認むべきなり但將來露國の平和が恢復せば改めて通商條約を締結すべし云々と回答せり（二日東朝）

▲西藏問題強硬論　（北京特電三十日發）西藏辦事長官の代表は二十八日外交部三十日區務院を訪問し西藏に關する英支間の交涉に就き種々意見を述べ支那が十分强硬の態度を採らんことを力說せり（二日時事）

▲內田外相に電請　（上海特電二日發）太平洋學社は內田外相に長電を送り福州問題に關し支那の輿論の激昂せるを述べ且つ事毎に支那人民の公

怒を激昂せしむるを戒き日本にては支那に對し親善なるを説に云ひつゝ事實の之に反するを告げ今回のこと支那人を憎惡せるのみならず眞實教師を傷けたるを説きて曰く「試みに思へ歐洲戰爭の端は墳地利の皇太子の暗殺に依れり今回の問題に依りて世界の第二次の大戰の端を發する無きか米國二萬噸の飛行機は將に武を用ふるの地あらんとす獨逸の敗れたる前車の戒あり之を思はざるか」と云ひ更に進みて曰く「中日兩國は同文同種兄弟の國なり年來貴國當局者の事局を了解せず過分の要求を爲し中貨排斥の不祥を生じ米の輸出を禁ずるの命令愈々嚴重となれり貴國輸出の暴落と食料供給の苦痛とは支那排日の決心を固め居れり貴國が機を以て人を凌がんとするもの偶々以て自殺の政策と爲すのみ貴國の當局は必ず以て之を爲すと欲するものに非ざると思ふ弊社は東亞の和平を維持し兩國の國交を保つ上より切實に警告して貴國の使を支那に遣はし兩國關係の實地調査を爲し軍隊を撤回し損害を償ひ親しく來りて謝罪し以て正道をつなぎ而して眞正の親善を見る可く卽ち兩國人民の幸にして東亞和局の幸なり」と云へり

上海學生聯合會總會は福州問題に關し宣言書を發表したり其中に左の言あり

「全國同胞は徹底の覺悟を爲し國を護るを以て天職と爲し商人は國貨を販るを以て已れの任と爲し權力を以て望むで日貨輸入を爲す勿れ國內の農工各會も亦各其爲す可き所を爲し同仇に對して敵愾の心を發揮し互に輔く可し」と（三日時事）

▲商業聯合會排日宣言　（二日上海特派員發）佛國租界にある支那商人を網羅する商業聯合會は二日其創立會を開き宣言書を出せるが「本會の天職は團結して日貨を排斥し國貨を振興し全國各界と連絡し救國積極方法を爲すにあり」といふ徹照徹尾排日の文字を並べたり（三日東朝）

▲直接交涉決定　（一日北京特派員發）一日斯總理及施外交總長代理は福州事件に對し意見を交換せる結果駐日公使劉鏡人氏に赴任を督促し直接東京政府と交涉せしむる事に決せり（三日東朝）

▲米國上院に感謝　（二日上海特派員發）上海の江蘇教育會等十三團體は連名して在北京米國公使宛米國上院の保留案可決に對する我國民の感謝を傳告せられん事を乞ふ旨打電せり（三日東朝）

▲外業臨時處分策　（一日北京特派員發）一日大總統令を以て外業自治取消の善後策に關し西北籌邊使曹軍徐樹錚をして從來の辦事大員及び佐野員等の各職を撤廢せしめ新官制に就ては徐督辦と國務院と會同協議の上決定せしめ官制決定せざる以前事務の辦事大員公署は西北籌邊使に合併し佐野員は尙當分其區域に止まりて西北籌邊使の指揮を受くべき旨公布されたり會議には張威將軍に特任されたり（三日東朝）

▲急々立會調査　（北京特電）（二日發）支那政府は福州事件調查の爲前日本公使館參事官王謨年氏外交部秘書沈觀展氏を派遣することに決し王氏等は二日午前北京を出發せり右は日本公使の請求に依り兩國委員立會調查を爲す爲にして日本側にても外務省若くは北京公使館より調查委員を派遣すべく目下本省に向つて請求中なりと（四日日日）

▲日本工場撤廢請願　（北京特電）（二日發）山東省議會は濟南は自治商埠地にして普通の開港場と異なるを以て外國人の工業會社を許可すべきにあらず今や日本人は燐寸工場、紡織工場外數工場を設置せり右は條約違反のみならず支那の工業を壓迫するに付日本公使に交涉して之を撤廢せしめられたしと政府に請願し來れり（四日日日）

▲排日宣言發表　（上海特電三日發）中華民國全國各界聯合會の名義にて長文の宣言書を發表し「各友邦に宣告す」と題し

一、歐洲戰爭發生以後の中日間一切不平等條約を取消すこと

二、獨逸より直接に獨逸が藏に山東省に在りて占有一切の權利を取返すこと

三、獨逸との講和條約は百五十六條より百五十八條に至る三箇條を除くの外其餘は一切之を承認すること

四、我國合法國會未だ完全に職權を行使し能はざる以前に各友邦の軍器及び金錢を中國政府に供給するなく並に關稅鹽稅の剩餘金をも交附する事停止せんことを乞ふこと

此四箇條を掲げて曰く其組織の主意は左の如し卽ち

一、中華民國は元と民主の國家主權は民に在ること載せて約法にあり豈能く少數官吏又は武人の專ふ所ならんや

二、少數官僚武人は民意に名を藉りて友邦を欺き私を計る本會は國民の意を發表す

三、世界の騒亂は常に種々の不平より起る紛爭を防がんと欲すれば各國大多數の民意を基礎と爲し强權を滅亡せしめ公理を明かにす可し」

本會は之を以て世界の永久の和平を望がんとす我人民專制に苦しむや久し改革以來國は共和と號するも民に壓抑に苦しみ內憂燒ます擧國騷然隣邦（日本）に侵蝕し主權日に削らる一國の安からざるを以て世界紛糾を捲き起さんとす之に反して我人民の眞意豈夫れ斯くの如くならんや偶々國際聯盟今將に開かれんとするに際し國民の希望を世界に表白し意志を計る我人民主意は和平なるのみ人の我に加ふるを欲せざるものも之を人に加ふるを欲ぜす世界の潮流は日に正義に向ふ我國民の心理適々之と結合するなりと

又上海學生は三日より四日まで課業を休みて各商店に永く日品を輸入するを願はすとの書き附けに署名することを求むることに決せり（四日時事）

▲學生日貨燒棄　（二日上海特派員發）二日學生の示威運動に對し佛國租界及共同租界に特別巡捕を增備して行列の租界侵入を防止したれば幸ひに之を免れたり學生等に「國辱を忘るゝ勿れ」「國恥を抽讎せよ」一致して侵略者を防げ」「屈辱を受くるより寧ろ死すべし」など記せる旗を携へて城內を練歩さつゝ支那商店に侵入して日貨を檢査し結局八商店より海產物綿手巾衣類下等袋毛布毛皮鏡紙石鹼燐寸鹼類製品椎茸などの日貨を奪ひ之を多くの人力車に積みて共同租界內に引上げ石油二罐を開きて之に注ぎ之を燒却し聞の聲を擧げたり掠奪を受けたる商家中之と爭ひたる一商店にては一層騷ぎ大ならしめ石を投げ入れたりなどの活動ありしが結局商品を破壞され其他何れも觀念して抵抗せす中には自ら學生に手傳ひたる者もありしと學生團は最初より目星を着けたる店を毀へるものなるが之を前知し早くも店を閉ぢたるものも少からす學生等は最後に商人の哀願に依り中止せりといふ（四日東朝）

▲天津紳商取締希望　（二日天津特派員發）天津の有力なる地方官は有力なる紳士多數を一日午後引得一今般在支英米商人の煽動を受けて排日貨を爲したるに就き探査するに支那商人の受けたる損害非常に多し諸君の見解如何と質したるに紳商等は天津の商人に商業上の影響多大なるは事實にして此儘政府が學生等に對し何等積極的取締を爲さす放任せば遂に倒產するもの續出するを免れす政府の嚴重なる取締を希望すと答へたりと（四日東朝）

▲日本人との取引調査　（二日天津特派員發）學生聯合會維持事時子周は天津に調査機關を設け支那人中暗に日本人と取引する者を物色し直に報告せしむる計畫なり（四日東朝）

▲東淸鐵道の管理　（北京特電三十日發）二十五日附にて浦鹽に在る李家鎭氏より「各國は東淸鐵道を西伯利鐵道と同一の方法にて維持せんとする旨」を報じ來り昨日の國務會議は討論の結果左の意味を李氏に訓令せり

東淸鐵道は支那主權を有し固より西伯利鐵道と同一視する能はす宜しく列國會議に詳細を說明して支那の主權を固持せよ云々（五日時事）

▲西藏問題の成行　（北京國際特電二日發）ロイテル通信員は現在に於ける西藏問題の形勢に關し其筋に照會したる結果左の陳述を發表するを得たり

一、英國政府は戰爭中停止の狀態に在り且つ久しきに渉れる未解決の該問題を決定せんことを支那政府に勸告したる結果として支那政府は去る五月三十日右問題決定に關する或る種の正式提案を交付し來れり該提案は千九百十三年及び千九百十四年印度に於て行はれたる三國會商中起草されたる無署名の草案を基礎としたるものにして該協定は當時支那西藏間の境界を規定せる條款を除き支那政府に依り主義に於て承認されたるものなり

二、支那政府は五月三十日付境界線に關する提案は千七百二十七年滿洲政府に依つて規定され爾來約二百年間繼續したる蒼き歷史を有する支那西藏境域に違背したるものなり

三、右の支那提案は正しく英國政府に交附され英國政府に熟慮の後英國に關する限り主義として承認し得可き旨を答へたり當時此の古き問題の解決は英支間の唯一の未解決重要案件にして緊急問題の如く思はれたりと雖れども其の後八月に至り支那政府に於ては突然に提議せる決定が國內全般の反對に遭ひたるを以て之を決定する以前該問題に關する輿論を明白にすること必要なりとの理由の下に商議の終結を延期せんとするの願望を披瀝せり爲めに英國政府は支那政府が自國の提案を基礎として再び商議を開始す可きを期待し居たり

四、支那に七八年前革命勃發せる結果としてラサを放棄して以來西藏は事

實に於て支那の主權を放れたる獨立國なりき目下支那が希望する提案は西藏を自治領とすることを條件として中華民國五種族の一團中に西藏を歸還せしめ又ラサ領内の自治制を保證する代りに再び同地に支那駐辦使及び其の軍隊を派遣することなり

五、新聞紙上に反暴力說されたる通り英國公使は西藏問題に就きては何等の要求をも爲さず又西藏問題に關しては何等の秘密外交無く且つ又該商議の長き歷史を通じて支那數百萬民に秘し置くべき何等の理由なし該問題に就き英國の利害の關する處は英領印度境界に於ける平和の爲め同時に印度西藏間の現在に於ける善隣關係を維持せんが爲め問題の根本的解決を確保することなり英國は嘗つて西藏の内政に對し又支那西藏間の關係に對し兩者が承認し得べき公平なる條件を基礎とし兩者間の平和の爲めに努力する以外何等干渉するの意志を有せざりき又現在に於ても斯る意志を有せざるなり英國は該協定が結局西藏人をして承認せしめ得べきものなることを條件として極力支那の希望に添はんことを希望し居れり（五日時事）

▲**長沙排日再燃**（三日長沙特派員發）福州事件に就ては長沙の各界は甚だ冷淡なるも米國系の學校殊に基督教青年會は熾に運動し遂に數千の學生は市内を橫行し日本品を仕入れたる商店に亂入し或は破壞し或は商品を燒棄せんと謀り亂暴至らざるなし今や大部分の支那人は此暴狀に憤慨し斯る通商妨害の行爲に對し何等の取締なきを怨み米國に對しても反感を有する者增加し來れり（五日東朝）

▲**英國公使聲明**（北京特電）（四日發）支那新聞に依れば英國公使は三日陳外交總長代理に對し西藏問題に就き左の如き聲明をなせり

一、英國は西藏を侵害する野心無し

二、英國は西藏に兵器を供給せず

三、英國は支那が五族共同の國家たる事を尊重す

四、西藏境界問題に就き英國は印度の安全を維持する目的以外何等の希望なし

五、將來西藏交涉を再開する際英國は必ず凡ての點に於て酌量讓歩すべし（六日日日）

▲**小幡公使抗議**（北京特電）（四日發）三日小幡公使は陳外交總長代理を訪問し福州事件に關し二月以來福州の學生團日貨調查隊なるものを組織し日本商品の賣買を防害し日本商品を運搬する者あるを發見すれば之を强奪し又は燒棄する等條約上貿易の自由を侵害せるを以て日本領事は屢ば地方官憲に注意を與へ若し學生の行動を取締る事能はずんば如何なる事件起るも責任を負ふ能はずと聲明し居たる程なるが不幸にも今回の事件を發生したるは遺憾なりと福建官憲の誠意なき取締りに就き嚴重なる抗議を爲せりと（六日同日）

▲**福建事件の訓令**（北京特電四日發）福建事件につき政府は三日王占元李純兩氏等に訓令して中央は目下日本公使と嚴重に交涉中なれば靜かに解決を待つ樣各方面に說得ありたしと述ぶ（六日時事）

▲**外蒙自治廢止反對**（チタ國際特電廿日發）哥薩克代表者地方議會消費組合委員會及び各政黨代表者の會合に於て外蒙の自治廢止に對し全會一致を以て抗議を提出し右の廢止は千九百十五年露蒙條約を侵害し四伯利國境の安全を脅かし供給の困難を增加し且つ國民自決主義に反するものと爲せり（六日時事）

▲**伊國武器輸入問題**（北京特電三日發）伊太利の武器輸入に付き支那政府は外交團の質問を受け最近伊太利公使に向け左の質問書を發せり

天津よりの報告に據れば伊太利租界に目下多量の武器を輸送し來り且つ聞く處に據れば伊太利政府の商品にて商人のものに非ずと云ふ然らば是等武器は數量幾千にして又如何に使用するものなるか明白に解答を求む（六日時事）

▲**大田領事要求**（四日廣東特派員發）日本總領事大田淳平氏は福州事件に關して廣東の支那官憲に公文を送り右事件に關し三箇所より公報に據したるが何れも支那新聞と全く異れる所あるを指摘し斯くて日支兩國間の親睦を擾乱するは遺憾に堪へず若し排貨運動に乘じて右の如く根據なき風說を流布するものあらば支那官憲に於て寸毫假なく逮捕せんことを要求すと云へり（七日東朝）

▲**米國滿蒙除外反對**（四日シドニー特派員發）三日紐育來電紐育タイムス掲載電に據れば米國政府は英國政府に對し石井ランシング協約は極東に於ける商工業の機利均等の主義を確保し居れるが故に米國は對支借款

國に關して日本の要求せる南滿洲及び東部內蒙古除外を承認するを得ずと通告せりと（七日東朝）

▲英國領事詰問（廣東特電）五日發）雲南督軍唐繼堯氏は西藏問題に關し廣東軍政府宛左の如く電報を寄せ來れり

英國と北京政府との間に目下交渉されつゝある西藏問題に關し予は既に絕對反對なる旨を電報したるが之に對し雲南駐在英國領事は本日書を寄せて曰く『北京政府が西藏問題に關する商議を承諾したるに對し貴下は電報を發して強硬に反對し且西藏に向けて軍隊を派遣せり之が爲北京政府は俄に北態度を一變し之が商議を拒絕するに至れり而して西藏は問題の解決する迄依然たる境域を有するに拘らず貴下は如何なる理由の下に西藏に對し軍隊を派遣したるや云云』と西藏問題の交渉の不法なるは明かにして吾人は最後まで反對せざる可からず予は西藏境域を恢復せんが爲に雲南四川兩軍の聯繫を勸告すべく右に對し何分かの援助を乞ふと（七日日日）

▲駐支法王廳使節任命（三十日國際社羅馬發）羅馬法王はギュエアリアント師を廣東駐在監督使に支那駐劄羅馬法王使節に任命したり同監督は單に支那に於ける各種の宗教問題解決の任務を帶べるのみにして支那羅馬法王廳との外交關係設定問題に就ては全然干與せざる可し（七日東朝）

▲寬城子事件漸く解決（北京特電）（六日發）寬城子事件に關し奉天長春の交涉は既に解決したるも北京政府より日本公使館に送るべき公文の件書に就き再三修正を加ふる箇所を生じ討議中なる事は既電の如くなるが最近支那政府は日本政府の要求に滿足を與ふる程度に公文書を修正したれば兩三日中に之を小幡公使に交付すべく是にて完全に寬城子事件は解決すべしと確信す（八日日日）

▲西藏交涉再開運動（北京特電）（七日發）英國公使ウヨルダン氏は三日陳外交總長代理を訪問し西藏問題再開を要求せしに陳氏は婉曲に之を拒絕したるを以て英國公使は更に段祺瑞氏を訪ひ西藏問題交涉再開を勸請したるが段氏は嚴格なる態度を以て青島問題發生以來民論囂々く政府は困憊狀態にあり又復西藏問題を再開せば一層民論の激昂を招く處あり此際西藏問題は交涉を延期する方得策ならんと答へたり

▲煙酒借款抗議（北京特電）（六日發）佛國公使は煙酒借款正式調印の報に接し右は千九百十四年の浦口借款の繼續なる旨を抗議し其回答を求めたり（八日日日）

▲對日要求決議（北京國際特電七日發）學生團、實業團體、社會團體等百餘の團體を代表して本日午後天安門外の大會に列席したるもの其數二萬に達し北京商業會議所長之を司會し會員たる商人及び商店主は今日以後日本商品を販賣し若くは之を店頭に陳列す可からずと決し此方法を以て滿足なりや否やと質したるに孰れも肯定的の答へを與へたり又梁啓超氏の提議に依り對日ボーイコット問題を處理する爲め特別委員會を組織することに決し大會は滿場一致を以て左の各項を必要とすと決議したり

一、福州日本領事を更迭すること
一、日本政府をして關與せしむること
一、福州事件により死傷したる者に賠償金を支拂しむること
一、日本人首謀者を處罰すること
一、日本政府は支那へ軍器彈藥を移入せざる可しとの保證をなすこと
一、福州日本領事館付警務長を罷すること
一、最後に若し以上の要求容れざる時は日本との經濟關係を斷絕すること

福州代表者は大會に於て演說し福州事件を說明したり（九日晚報）

▲燒棄總額一萬弗（上海特電）（七日發）學生示威運動は豫定の如く四日間を經過して昨日を以て終れり此日學生連は最後の示威運動をなし凡そ四五尺大の紙人形を作り胸に奸商と記し後に衆示の二文字を大書しこを擔ぎて城內を限なく練り廻りたる上四門外公共體育場に赴きて之を燒棄て之を以て四日間の示威運動を終れり此度の日貨燒棄額は南市及閘北兩警察の調査に依りたるものゝみにても凡そ一萬弗に達し或店にては一軒にて二千弗の損害を受けたりかくて愈々排日示威運動も終りたれば來る月曜日より復校する答なるが月曜日には朝七時半今度の同盟不買に加はりたる學生二千五百名四門外公共體育場に集合して今後の態度を議する答學生聯合會長程學愉氏は蹶躍して曰く

今後の示威運動は意外なる大成功を收めたり而して學生以外の人々に日貨排斥の如何に急務なるかを知らしめ得たるが今後も引續き運動の手を緩め

ざるべく學校の餘暇には男學生は野外演說女學生は戶別訪問によりて日貨排斥の徹底を期すべし（九日日日）

▲廣東排日再燃　（廣東特電）（六日發）　廣東學生等は福州事件に對し再び排日運動を開始し百五十名の代表者は軍政府に伍廷芳氏を訪ひ強硬に日本に抗議せんことを求めたり又新聞紙は毎日激しき論調を以て日本の不法を鳴らしつゝあり（九日日日）

▲商人側の自衞策　（上海特電）（七日發）　探聞する處に依れば學生團の運動に對し商人側は四日夜英租界內某所に集合し協議の結果一の決議を爲したるがこは一種の陳情書にして之を護軍使警察廳長及商總會本部に提出したるが其要旨は

各商人は在庫品として日貨を有するも此等は何れも其代金を支拂ひたるものなるを以て之を沒收せられては多大の損害を蒙むるを以て之等は其儘見過すべし但し是等の在庫品を賣盡したる上は仕入をなさざること舊正月以後は賣方なると買方なるとを問はず永久に日本と取引せざるべきこと等は不當なり

と云ふにあり而して昨日之等の商人は何れも店を開き右陳情書の結果を待ち居れり倘確聞する所に依れば右決議と共に商人等の自衞方法を講ずる爲め何等かの組合を組織すべきことを決議したりと因に商人等は何れも租界外居住の商人なり（九日日日）

▲蒙古自治取消反對　（哈爾賓特電七日發）　チタ一日發報道に曰く勝員組合、哈陵克、ブリヤード幷に一般政黨代表者は外蒙自治取消問題に關し會議を開きたるが孰れも自治取消に反對し演說者殊にブリヤードの代表者は憤怒甚しく支那政府に對し嚴重なる抗議を提出す可しと熱狂し後員加爾に於ける普人市民はオムスク政府をして露國民の權利恢復並に其擁護に努力せしむ可しと論じて意見の交換を爲したるが其決議は次回まで延期せりと（九日時事）

▲廣東國會對日要求　（上海特電九日發）　廣東國會兩院は、五日通電を發して福州事件は北京にて交涉せしめ日本の軍艦を撤し關係日本人を懲罰し賠償を求め再び事を繁くするなきを保證せしむることを日本に要求し若し日本の之を承諾せざる時は外交團の裁斷を求む可し若し支那にして更に讓歩せざれば我民族は滅絕の虞ありと云へり（十日時事）

▲福州交涉發表を求む　（上海特電九日發）　江蘇督軍李純氏並に浙江督軍盧永祥氏は連名にて北京政府に電報して曰く上海の人心は異常に浮動しあり福州の事若し速かに解決せざれば恐らくは全國に波及し兇變を釀成す可し速かに交涉の近狀を宣布せんことを乞ふと（十日時事）

▲國際聯盟代表者　（上海特電九日發）　廣東軍政府は王正廷伍朝樞の兩名を國際聯盟の代表と爲せりと（十日時事）

▲排日取締抗議　（北京特電）（八日發）　小幡公使は七日國民大會に於ける學生團の行動、商務總會の言動が國交を妨害する點並に學生示威行列及國民大會に於て配布せし概文中日本に對する不穩の言句（對日宣戰を慫慂せし如き）を指摘し支那政府は不法なる排日運動を誠實に禁止する意なきかと嚴重なる詰問的警告を試むべしと（十日日日）

▲寬城子事件解決　（九日北京特派員發）　北京に於ける寬城子事件の解決の爲め支那政府より提供すべき公文書遲延し居たるが八日外交部よりの文書を我公使に送附し來り茲に愈解決を告げたり（十一日東朝）

▲寬城子事件賠償　（北日特電）（十日發）　寬城子事件中長春にて交涉中の日本人損害に對する賠償に就ては料理店松野屋に七百圓貸與せる船津某に三百圓其他千圓の醫藥費運搬費等を支出する事に決定せり（十一日日日）

▲共同調查訓電　（九日北京特派員發）　福州事件の支那側調查委員は既に上海を出發し福州に向へるより支那政府は右に對し日本側委員の到着するを待つて調查に着手すべき旨の訓電を發せり（十一日東朝）

▲日本品撲滅決議　（北京特電）（十日發）　北京商務總會は九日午後會議を開き左の決議を爲せり

一、各商店は今後國民大會委員の指揮に從ひ進退すること
一、各商店は日本品を販賣するを得ざると
一、國民大會は調查委員を擧げ日本品を販賣するものあらば之を懲罰し商品を燒棄すると
一、但し各小商店は暫時現在の日本品を販賣し得ると
一、今後日本品を仕入れず漸時根絕せしむる方針を執ると（十一日日日）

▲東清鐵道の管理　東清鐵道管理委員スチーヴンス(米)英國委員及ホルワット將軍等は東清鐵道の管理及運輸を四伯利鐵道と同一となす旨決定したる總領出張支那交通部派遣員李家鑒氏に對し通告し來りたるより李氏は之に反對し且國務院及外交部に其旨打電せる結果該部より左の如き訓電を受けたりと(某所着電)(十一日日日)

東清鐵道は支那の主權に屬するものなるを以て之を四伯利鐵道と同一視する能はず故に英米露の通告事項は極力之を拒絶すべし

▲露國公使の抗議　支那政府は露國公使に對し外蒙自治取消しの旨通牒したる所同公使より左の抗議ありたり(某所着電)

外蒙の自治に關しては露支間に第一次(千九百十二年)第二次(千九百十三年)第三次(千九百十五年)の契約ありて何れも双方合意の上正式に成立せるものなり然るに今之を取消さんとせば兩國政府の承認を經ざる可からず今回の外蒙自治取消は單に當國一方の事たるに過ぎずして予の斷じて贊成し難き所なり(十一日日日)

▲福州事件と山東交渉　(北京特電)(十日發)　十日衆議院は外交總長代理陳籙氏の出席を求め福州問題に就き質問せしに陳氏は李厚基氏よりの公報三通を朗讀し

支那政府は李氏の公報に基き日本公使に向ひ嚴重なる抗議を提出せしが日本公使は福州駐在領事の報告を通告し來り支那側の報告と一致せざるを以て却つて逆に抗議せり李氏の報告に依れば曲日本にあり日本領事の報告に依れば曲支那にある事實の眞相判明せざるを以て遂に兩國より委員を派し立會調査を爲す事となれり故に今後如何なる方針を採るかは共同調査の報告を俟たざるべからず

と報告し議員十九名氏は支那側死傷者の數及び日本陸戰隊の上陸に就き質問せしが陳氏は

是等の事も共同調査を俟たざれば確實なる言明を爲す能はず

と答へ(最後に光緒錦氏は山東問題發生以來支那政府の外交が常に機宜を失せるを攻撃し

外交上重大なる問題に就ては政府は常に其眞相を議會に報告すべし又日本駐在代理公使は斯の如き重大なる外交を擔任する能はざるに似たり

と述べたるが陳氏は外交經過の報告は議會の要求に應ずべく又駐日代理公使に就ては『政府も重大責任を負はしむる能はずと知り主として北京に於て交渉する方針なり』と答へ平凡に終れり(十二日日日)

▲事實を示して抗議　(北京特電)(十日發)　十日深澤書記官は外交部を訪問し七日の國民大會にて日貨排斥の決議を爲し檄文其他にて日本に對し不穩の言辭を弄せるは兩國の國交を害するものなり且當日及前後四日間に日本留學生か支那學生又は支那人より迫害侮辱を被りし事實十九件又被害小學生十六人に及びしことを述べ嚴重なる抗議を提出し支那政府の反省を求めたり(十二日日日)

▲日本の抗議善後　(十北京特電)(十日發)　支那側の情報に依れば小幡公使は外交部に向ひ『七日の國民大會に於て日貨排斥を決議せしは日本商人に多大の損害を與ふるのみならず日本國民の體面を瀆すものなり速に之を抑止せよ』と抗議せるを以て陳外交總長代理は該抗議を携へ徐總統に謁見し善後策に就き訓示を請へり(十二日日日)

▲福州事件通電　(北京特電)(十日發)　北京政府は各省督軍(西南五省を含む)に向ひ九日左の如き通電を發せり

福州事件は民命國權に關するを以て莊代理公使をして日本政府に直接交渉中なるが先例に倣ひ双方より人を派して實地調査を爲したる上にて正當に解決を得んとす故に各地方に於ては事端を起し更に紛擾を來さゞる樣指揮し靜かに落着を待つべし(十二日日日)

▲武漢に戒嚴令　(十日漢口特派員發)　漢口學生聯合會代表は十日督軍署に到り北京の例に倣ひ福州事件に關し國民大會を武昌に開かんことを請願せるも王督軍は固く之を拒絶し日武漢兩地に戒嚴令を施行し事件の發生を警防せり(十二日東朝)

▲支那と國際聯盟　(巴里アヴア社八日發)　北京大學法學教授王氏は國際聯盟に關するフランセルス會議後往訪者に語りて曰く支那は世界各國と同一の權利を許與せらるゝに於ては喜んで國際聯盟に加入す可しと(十三日時事)

▲抗議と取締訓令　(十一日北京特派員發)　小學兒童の被害事件に就き我公使館より抗議を提出せる結果警察廳に於ては日本小學兒童通學の安全

を保障し特に警戒を取締ることゝなれり（十三日東朝）

▲**公然日貨排斥**　（十一日北京特派員發）北京學生の排日運動は其後實際的傾向を生じ各班に別れて白晝公然日貨排斥を叫び甚だしきに至りては各個人商店に就き一々日貨の有無を檢査する等の不法行爲を敢てしつゝあり政府の之に對する態度は例に由つて優柔不斷にして十日以來閣議に於ける決定に從つて學生を嚴重に取締る可き旨警察廳に訓令せるも是單に形式的のものに止まり何等効果ある模樣なし（十三日東朝）

▲**山東獨宣教師抗議**　（七日國際社羅馬發）山東省在留獨逸宣教師は法王廳に對して日本政府は教會所屬の財產を差押へたりと陳情し其財產は獨逸臣民個人の所有に屬するものなりと聲明せり因つて法王廳は在東京大使正に打電して政府に斯る不當手段取消を要求せん事を求めたるが法王廳に達したる回答に依れば日本政府は右財產差押へを取消すべしとありたり（十三日東朝）

▲**日貨排斥辦法**　（北京特電）（十二日發）北京商務總會は左の日貨排斥辦法を審査委員會に附せり

一、日本品の輸入を防ぐ爲日本出張員を撤回し莊文濟の貨物を廢約す
一、稅關及各商店に搜査員を派し商品を搜査す
一、日本人商店の所在地を調査報告す
一、秘密に日本品を買込む者あれば之を沒收して燒棄し處罰を加ふ
一、現在日本品は自ら燒棄を願ふ者は燒棄し然らざる者は之を封存す
一、各兩替店は日本紙幣（正金銀行の銀紙幣を含む）を十日間に現金に交換す

一、各商店及各町の入口に「專ら國際品を賣り日本品を賣らず日本紙幣を用ゐず」との看板を掲ぐ（十四日日日）

▲**不逞鮮人**　（上海特電）（十二日發）上海の不逞鮮人は其後引續き有志を糾合し不穩の擧動あるより佛租界當局にては遂に斷然たる處置に出で租界內の秩序を紊るものと認め是等不逞の徒に向つて十日以內に佛租界以外に退去すべきを命じたり（十四日日日）

▲**西藏解決要綱**　（北京特電）（十二日發）英國公使ヨ■ルダン氏は十一日午後二時徐總統に謁見し會談一時間に及べるが右は外交部との間に四藏交涉再開の談判をなせしも捗々しからざるを以て徐總統の注意を求め速に問題を解決せんことを請へり（十四日日日）

▲**支那の對露回答**　（北京特電）（十二日發）確聞する所に依れば十一日支那政府は露國公使の抗議に對し外蒙古自治取消は蒙古王侯等多數の意見卽ち蒙古人の自由意志に出でたるものにて支那政府は國際條約に違反せし行爲なし將來露國新政府成立せば支那政府は必ず別に露蒙商業上の取極をなすべく露國人が將來外蒙古に有すべき利益は支那の完全なる國權を妨げざる程度に限るべしとの意にて回答をなせり（十四日日日）

▲**外交團の聯絡**　（十二日北京特派員發）北京公使團にては從來聯合の事務を處理する機關なく國際上共通の事項に對して少からざる不便を感じ居たるが今回英國公使の發意の下に各國公使の贊同を得共同の事務所を設置して外交上の便利を圖ることゝなれり（十四日東朝）

▲**保留承認と支那**　（十三日北京特派員發）支那政府は十三日閣議を開き英佛兩國協議の結果米國上院の山東保留案を正式に承諾するに至らば支那は山東保留を條件として追加調印を行ふべき旨卽日巴里の支那委員顧惟均氏宛訓電を發せり（十五日東朝）

▲**米英佛に感謝**　（十三日北京特派員發）米國の態度が緩和して講和條約を批准せしむる爲め英佛兩國の間に協議を遂げたる結果米國上院の講和條約に對する保留案（山東保留案を含む）を承諾せりとの報巴里及び華盛頓より前後して當地に到着せり詳細の事は不明なるも英佛兩國は米國の讓背に因りて講和の前途を混亂せしむるを欲せず此際妥協的の態度に出づるの已むなきに至るは明かにして支那側は其報道に接するや山東直接還附の希望を實現すべしと爲し米國に對しては勿論英佛の處置を感謝しつゝあり（十五日東朝）

▲**日本の諾否如何**　（十二日シドニー特派員發）紐育十日發（紐育イムス擧盛頓特電に曰く報道に依れば英米佛は支那に對し二千五百萬弗の新借款を提議しつゝあり其提議に對する日本の諾否は目下の所未定なり且支那の財政狀態は危急を告げつゝあれば速かに救濟の方法を講ぜざるに於ては政府の倒壞を來す恐れあり尙日本が新借款團より滿蒙を除外すべしとの要求につき多少の讓步を爲すべしと信ぜられ居れり（十六日東朝）

▲迫害尙ほ歇まず　（十四日北京特派員發）北京に於ける日本小學兒童に對する支那人の迫害尙歇まず最近三四日間に又復數名暴行を加へられたる被害十五件發生せり又某一婦人は外出の途上學生等に包圍せられ車より引卸され侮辱せられたり（十六日東朝）

▲嚴重交涉決議　（十四日上海特派員發）中華民國學生聯合會總會理事會に於ては福州事件の交涉に對し北京政府に宛て日本に最後通牒を發し期限內に滿足の回答を得ざれば直に日本に向つて宣戰すべく勸告の電報を發せんことを提議する者より討論の結果修正案として南北政府に宛て再び嚴重なる交涉を促し一面戰備を整へんことを要求する電報を發することに決せり又各地學生會の各界と聯絡して關稅及び交易を全然斷絕すべく通告することをも可決せり（十六日東朝）

▲武漢學生大會　（十四日漢口特派員發）十四日午後武昌漢口の中學生徒以上二十六校學生の會を開き主督や何省長に國民大會開催日貨檢査排日運動の開始を要求せり主督軍に特に人を派して說諭したるが右の爲め武漢附近には特別戒嚴令を敷き萬一を警戒しつゝあり（十六日東朝）

▲上海各界大會　（十四日上海特派員發）福州事件に憤慨して上海各界聯合會に十三日各界大會を開けり集まるもの各學校各種團體を合せて百數十團體三萬人と稱せらるる開會の辭に次ぎ代表の報告演說ありたる後左の要求を日本政府に向つて交涉すべく北京外交部に要請する事を議決し直に同會の名に依り外交部に宛て民意を尊重し速に左の八項を提出して交涉し終始堅く持して奮つて目的を達すべし自ら願して國を爭ひ鬪を招く勿れと電報を發する事とせり

（一）福建省領事の更迭（二）日本政府よりの謝罪（三）死傷者に慰藉料を支拂ふ事（四）和解日本人を懲罰する事（五）今後日本商人に武器を携へしめざる事を保障すべし（六）福建の日本領事警察署長を懲罰す（七）日本の領事裁判權を撤去す（八）日本軍艦の即時撤廢

それより各生の演說十種許あり男女交々起つて憤慨の演說を爲せるが中にも最に全國各界聯合會成立大會に議長たり今次の大會に於ても同會を代表せる劉清揚は長廣舌を揮つて國民大會の計畫、日支貿易關係の斷絕及び之が進行は國民の公敵と見做す事等を提議せり尙日上海市內の支那人は國旗を掲げたるも租界內は靜穩にして傳單の如きも會場に於て頒布されたる外租界內には見受けざりき支那官憲は終始嚴重に會場を警戒せり（十七日東朝）

▲日本と交涉せざれ　（十四日北京特派員發）滯駐米國の保留派は英佛既に贊同し山東問題に對する歐米の輿論も漸次支那に取りて有利となりつゝあれば支那政府は日本と決して單獨交涉を爲すが如きこと勿れと打電し來れり

▲交涉員に命令　（上海特電十六日發）國務院は當地交涉員に對し左の如く命令せり

福州日支交涉は最近各界の反對を惹起し形勢激烈なり若し正當の辨法を設備し主權を尊重せずば其反響の必ず收拾し難きを致す故に中央政府の提出せる所の大體の解決法を告げ以て各界に沈靜解決を俟つを切に勸告せられたしと（十八日時事）

▲李督軍壓迫要求　（上海特電十六日發）上海福建學生は北京於ける劉冠雄海軍總長等同鄉の人々へ左の如く電報せり

福建の事我に非なり李厚基は意に任せて學生及び輿論を壓迫す我同鄉の李に嚴電を致し民意を尊重し學生を保護し學生會及び學生集會社の閉鎖を撤廢し日本人に向ひて嚴重に交涉し日本人の行動を監視するを以てし公憤を平ならしめられたし（十八日時事）

▲日本品不買決議　（十六日天津特派員發）天津の商務總會は十五日緊急幹事會を開きたるが來會者四十餘名學生團より強要せる日本製品燒棄の可否及十七日開かるべき國民大會準備會に其具體方法を審するあつされば恐らく商務總會は學生團より如何なる迫害を被るやも知れずとて議論沸騰し商人の職者と學生團の不法とに就き憤慨の演說等ありしが結局日本製品は本年中を限り之を買買するも來年よりは一齊に斷じて買買せざることに決議し散會せり（十八日東朝）

▲活佛代表總統謁見　（十七日北京特派員發）外蒙古佛の代表札薩克王汗喇嘛四名は十七日徐總統に謁見して外蒙自治取消經過を陳述せり（十九日東朝）

▲日貨を取引せず　（天津特電）（十七日發）支那側織物布商は本日同業朝限に達せるより商總會に對し本日より日貨を取引せざる旨通告せり

（十九日日）

▲學生團傍若無人　（濟南特電）（十七日發）排日學生は益陰險なる手段を執り運動を進めつゝあり十七日樂口を距る二哩の黃河荷物積卸場にて多數の學生四五軒の問屋より其貯藏し居れる燐寸及陶器の日本製品を持出し陶器は之を打毀し燐寸を燒拂ひ傍若無人の振舞を爲せり（十九日日）

▲小幡公使の強硬抗議　（北京特電）（十八日發）十七日午後小幡公使は日本政府より電達し來れる訓令を携へ外交部に陳外交總長代理を訪問し支那に於ける排日貨運動及其他日本人の生命財産の被害に對し支那政府の嚴重なる鎭壓策を要求し若し遷延して是等煽動者の取締不可能なる場合は兩國の國交に一層重大なる影響を及ぼし日本としても遂に止むなく必要の手段に出でざるべからざるべしと強硬なる抗議を爲せり

抗議內容　十七日小幡公使が外交總長代理陳籙氏を訪問したる際支那政府に與へたる抗議は文書を用ひ本年五月以來繼續的に行はれたる排日的行動に對する全般の事實を網羅したるものにして北京、天津、濟南、上海、福州其他に於ける日貨排斥は顯然たる通商條約違反にして貿易の自由を阻害すること及學生團其他の示威或は國民大會等に於て日本に對する侮辱的印刷物を配布し日本の威信と感情を損傷せしは兩國の國交を傷くる事大なり殊に上、北京に於ける日本居留民特に小學校生徒に對する迫害に至りては締約國民の生命財產を保護する當然の責任を盡さず且人道上承認し難き事等を列擧し支那政府は果して條約を尊重し國交を維持する覺悟ありや否やに就き速に文書を以て回答を促しゝるものにて從來の抗議よりも一層嚴重なるものなりと（二十日日）

▲福州問題讓歩せじ　（北京特電）十九日發）十七日の閣議に於ては劉駐日公使を慰留するの外更に重大問題たる福州問題に就き貴州督軍劉顯世氏よりの福州事件は從來政府當局者が親日政策に過ぎたる結果なりとの電報を話題となし結局新總理より

政府は日本に對し嚴重なる交涉をなし軍艦の撤退を要求しつゝあり今後理のある所を爭ひ決して讓歩せざるべく國際上親善を唱ふるは慣例にして中央政府は獨り日本に對してのみ親善を唱へ居るにあらず

との回答を發せり（廿日日日）

▲芝罘排日募る　（芝罘特電）（十八日發）排貨の最も盛んなりし芝罘地方は福州事件以來更に激烈となれり即ち實業組合は其決議に依り數名の調査委員を擧げ日本貨の輸入を防止すべく埠頭にて檢査を爲すことゝせり調査委員等は商務總會に會合し毎朝五時より午後八時迄十時間は絕組合にて實任を以て之に當り直に實行するに決せり由來同地は居留地なく而も一般の監視は嚴重なる極め彼の出稼苦力の歸鄉土產に掛時計一個を持歸るも假借せず五圓の罰金に處する程にて日本品の輸入は絕對に不可能なりと（廿日日日）

▲露國官憲の壓迫甚だし　（北京特電）十九日發）黑龍江州居留支那人は露國官憲の壓迫甚だしく生命財產も危險の狀態に在りとて速に軍隊を黑河に送り保護を與へよと北京政府に電請し來れり（廿日日日）

▲西藏問題代表選定　（北京特電）（十九日發）最近西南七總裁より西藏問題に就き上海に會議を開き兩北南方面及び英國より各代表を出して協議す可しと提議し來れり（廿一日時事）

▲排日熱一掃困難　（北京特電）（十九日發）日本の排日取締りの抗議に對し陳外交次長の洩す處によれば支那政府は排日に就きては出來得る限り取締り居るも這は兩國民の感情の衝突に依るものなれば根底より解決せざれば排日を一掃するは困難なり（廿一日時事）

▲日本撤兵必要　（上海特電）（二十日發）福州事件支那調查員王鴻年氏は北京に打電して曰く日本軍隊を撤退せざれば交涉困難なり（廿一日時事）

▲福州調查開始　（二十日北京特派員發）北京公使館に達したる報告に依れば松岡書記官及び西田通譯官は福州に到着愈二十日より立會調查を開始せりと（廿二日東朝）

▲小學生迫害否認　（北京特電）（廿日發）支那外交當局者は十七日小幡公使の提出したる抗議に對し支那政府は未だ回答を爲さゞるも小幡公使の指摘せし事實に就ては支那政府は既に屬地方官に向つて訓令を發し取締を爲しつゝあるを以て其意味にて回答する外なかるべく尙北京に於ける小學生迫害事件は北京警察廳に取調を爲さしめたるも警察側にては小學生迫害の事實を發見せずとの報告あり目下百數十名の私服巡査を派し兒童の往復を保護しつゝあれば此上事件を續發するが如きことなかるべしと語り居れり（廿二

日日日）

▲**日支斷交宣誓**　（上海特電二十一日發）上海各路商界聯合會は來る一月一日國旗を掲揚し公共體育場に集り中日國民交際を斷行することを宣誓す可き旨を各省の商業團體に電面を送れり（廿二日時事）

▲**天津國民大會暴行**　（二十一日天氣特派員發）國民大會は二十日午後二時より開かれたるが約五千名の群衆商海中學に集合し商務總會長の福州事件に對する演說女子第一師範學生の排日演說に氣焰を擧げ五千の群衆手に日貨排斥の旗を翳し女子師範の生徒は日本人を殺せ等書きたる旗を翳し東馬路より北馬路新市街等の鬧外等を練歩き荷車に二十臺の日本貨物を積載し南海學校校庭に於て燒棄てたるが城内官衙にて警衞し居たる日本人福嘉洋行の佐藤某に學生の爲め雜貨品全部を奪はれ燒寫られたるため日本領事館へ訴へ出でたり（廿三日東朝）

▲**排日運動禁止決議**　（二十一日漢口特派員發）王督軍何省長は二十日夜排日運動禁止問題に關し會議を開き三箇條を決議せり

一、學生の外交問題に容喙する事を禁ず

二、國民大會委員會の解散

三、學生の大道演說禁止

等にして王督軍は二十一日迄に武漢國民大會委員會の解散を命じ尙北京上海學生代表の逮捕命令を發せるため同代表は二十一日逃れて上海に赴けり（廿三日東朝）

▲**登州の排日暴行**　（芝罘特電）（廿一日發）當地稻原洋行は登州府城南三十五支那里の村落に於て買受けたる桐材大小百餘本價格約一千圓を將に運搬せんとする處に附近の村民三十餘名來襲して之を奪ひ火を放つて燒棄せるより當地領事に直に嚴重なる交涉を開始すべし又廿日登州府より歸れる邦人の談によれば同地にては宿屋飮食店等皆日本人の爲めに應ぜず非常に困難せりと（廿二日日日）

▲**東三省も不穩**　（奉天特電）（廿二日發）各地における排日運動の次の手に何時終熄すべしとも見えざるに獨り東三省のみは張巡閱使のあるあり嚴重なる取締、實施して能く事なき未然に防ぎ彼等をして動する機會なからしめ今日に至れるより青年基督教會及不良學生より成る排日團に滿洲各地を擾亂すべく過般來遊說員を哈爾賓長春奉天方面に派遣して商務總會並に中等學校の學生を煽動して日貨抵制を試みんとしつゝありしが最近奉天に於て中學師範兩學生間に不穩の計畫を企つるものあり屢協議せると張巡閱使の探知する所となり張氏は廿一日張山東省長を右兩校に派遣し學生に對して一場の訓示を爲さしめ若し運動に加はるが如き事あらば斷じて容赦せずと戒飭せるが學生間の不穩の空氣未だ沈靜せず（廿四日日日）

▲**支藏休戰延期**　（二十二日北京特派員發）川邊鎭守使陳遐齡と四藏代表との間に四藏と四川の休戰期間を更に五箇月間延期することの交涉成立したりと（廿四日東朝）

▲**無條件自治取消說**　（二十二日北京特派員發）呼倫貝爾は勝福の死後無條件にて自治を取消することなれりとの報あり（廿四日東朝）

▲**徐樹錚一行庫倫行**　（二十二日北京特派員發）二十日奉天に張作霖氏を訪問したる徐樹錚氏は廿二日歸京同夜溫李兩副封副使を邸へて庫倫に向け出發せり册封の使命以外治蒙政策に就て全權を委託され居りと（二十四日東朝）

▲**支那兵復讐襲撃**　（二十二日長春特派員發）十九日賓城子驛にて貨物看視人及苦力が同驛係線係苦力のこぼれ麥を拾ひ取らんとするを發見しこれに制裁を加へたるに苦力は固も無く死亡せしにぞ同守備隊の下士を務むる同人の兄はこれが復讐方を上官に請れるに一將校以下十三名は武裝して二十一日夜監視人の宿舍を襲ひ加害者に暴行を加へたる爲め百五十名の苦力は驚愕して逃走せるも十數名は支那兵の爲めに重輕傷を負はされこれが爲めに滿鐵及東清鐵道は業務上の支障少からず東清鐵道はこれを以て支那側に強硬抗議したるが滿鐵にも亦抗議すべく準備中なり（廿五日東朝）

▲**對支回答督促**　（北京特電）（廿四日發）小幡公使は廿四日陳外交總長代理を訪問し十七日交付したる抗議書に對する回答を督促すると共に關案に就き協議する處ありたり（廿六日日日）

▲**西藏問題交涉**　（二十四日北京特派員發）英國公使は本年正月中に歸國すべき豫定の由にて歸國前西藏問題の交涉に日鼻を付くべく取急ぎつゝありて二十四日外交部に陳代理總長を訪ひ速かに會議を開かん事を督促せり支那政府にては英國側に讓歩の意思あるも境界問題に就き具體的に讓歩の程度

示さざるを以て尚交渉を開くを欲せず二十四日會見の際陳代理機長は四川を初め各地の代表全部上京したる後交渉を開くべき旨回答せりと（廿六日東朝）

▲英國公使の質問　（北京特電二十五日發）昨日午後英國大使は陳外交次長を訪ひ西藏問題に關し何時より正式談判を開始するやを質問せるに陳次長は答へて曰く目下南方より西藏問題に就きて各省より代表を派し上海にて内議したしとの提議もあれば兎に角南北統一まで開始困難ならんとの意味を答へたり支那と英國間に締結の飛行機借款契約中の某條件に就きて米國公使は最近外交部に抗議書を提出し本日國務會議の結果之が回答に就き籌備所長に取調を命ぜり（廿七日時事）

▲支那過激化せん　（倫敦電報）（廿二日發ロイテル）デーリー・グレス紙ゼネヴァ來電＝トロツキー氏の一親友は曰く、

トロツキー氏は明春支那人軍隊を以て波蘭に對し大攻撃を加へんとし目下準備中なり此軍隊は毎月八千人の割合を以て勞農政府の兵學校に於て訓練せられつゝありて給料も豐かに給養も厚し

トロツキー氏の言を以てすれば過激派主義は支那に於て深く根柢を下し漸次國方に蔓延しつゝありと尚トロツキー氏は遠からず支那に於て勞農會主義の革命起るを豫期し彼は其時に至らば之を利用して黄色人種の西歐侵入を企てんと欲せりと（廿八日日日）

▲福州要求決定　（北京特電二十八日發）既報の如く二十七日國務會議に於て福州事件に關し長時間に亘り協議の結果愈日本に對し福州日本領事の更迭新任領事の謝罪被害者賠償金等に關し四箇條の要求を爲す事に決し午後に至り外交部に我公使館に右に關する公文書を送付し來れり（廿九日時事）

▲支那正式回答　（二十七日北京特派員發）日貨排斥取締に付小幡公使の提出せる抗議に對し支那政府は二十六日公使館に正式に回答を爲せり内容は支那政府に於ても十分取締を實行しつゝあるも既に日貨排斥は支那國民の感情問題となりたる以上單に支那政府に於て之を取締るは實際の効果擧がること困難にして是が爲には日本としても先づ軍艦撤退等を初めとして根本的に國民の感情を緩和するの策を講ぜんことを希望せるものにして又小學生事件に付きては警察廳の報告に依れば然る事實を認めざるも事實の有無に拘らず支那政府は今後一層注意すべしと言へり尚福州事件に關し同地方官より中央に達せる報告書を參考の爲め公使館に提供せり（廿九日東朝）

▲排日運動取締令　（北京特電廿七日發）政府は又各省に命令を發し福州事件の共同調査を爲しつゝある際に排日的運動を爲すは中央政府より訓令せるにも拘らず天津に於て國民大會の排日決議等を議決したるより日支間に信義を害し支那に不利なる際すものなれば十分愼重　態度を持すべしと命令せり尚ほ又直隸督軍曹錕氏も命令を以て嚴重なる取締を爲すべき旨發表せり（廿九日時事）

▲政府畔倫貝爾に返電　（二十六日北京特派員發）呼倫貝爾の自治取消を希望せるの電請に接し支那政府は海拉爾副都統貴福に對し今回各旗官職の結果外蒙に倣ひて自治取消に決せしは各旗が大義を洞察して國家を以て重しとするもの深く之を嘉す張督軍孫督軍と商議して速かに正式の取消を爲さんことを望む派する所の代表の上京を待ちて協議すべし云々と返電せり（廿九東朝）

▲外人土地所有權　（北京特電廿七日發）廿六日の國務會議は東三省に於ける外人の土地所有權に對し禁止的決議を爲せり（廿九日日）

▲取締勵行回答　（北京國際特電廿八日發）支那政府は小幡公使の抗議に對し回答を送り排日運動につき將來一層取締を勵行すべきを約したれども學童迫害問題につきては政府は其の證跡を得ざれども將來日本の主張するが如き事件を防止するに努むべしと確答したり（廿日時事）

▲芬支兩政府外交官交換　（二十七日北京特派員發）芬蘭政府より支那政府に外交官を交換せんことを希望し來れるが二十七日閣議に於て芬蘭政府を承認すると共に同政府の代表派遣を快諾することに決せり（廿日東朝）

▲北京警察顧問赴任　（上海特電廿八日）芬蘭政府警察顧問英國人ブルース氏（曾て上海居留地警察署長たり）は昨當地出發北京に赴任せり（廿日時事）

▲北京居留民大會　（北京特電廿八日發）廿八日午後三時在北京日本居留民は日貨排斥、小學兒童迫害問題に關し第二回大會を開催し日本各界に宛て左の決議を打電せり

北京に於ける支那學生の排日運動は益々兇暴に陷り就中學生講演團の如き進んで市街商業者の群集せる方面を選んで危險なる煽動演說を爲す等專心

殊に測るべからざるものあり日貨を指すに仇貨又は劣貨等の侮辱的文字を貼して悉に商店を査檢して之を抛棄し益々惡辣手段を以て取引を遮斷し小學兒童に對する迫害に至りても尙其跡を絕たず斯くの如きは國際の信誼を無視し通商の自由を妨害するのみならず人道上最も許すべからざる暴惡を敢てするものなるも而も支那當局は未だ充分嚴密なる制裁の途に出でたるを聞かず將來依然斯る狀態を繼續せば重大なる事件を惹起するやも知るべからず斯くては日支兩國民の厚誼は勿論支那側の庶民及一般温良なる市民の被る苦痛損害亦同情すべきものあり我當局は此際支那政府の誠實なる反省を促す爲め適當なる方法を執られんことを希望す（卅一日日日）

南北情勢

▲三省幣制統一　（奉天特電廿九日發）張東三省巡閱使の三省財政計畫は過般開會されたる督軍會議の決議に基き東三省銀行を設立し共通紙幣を發行して省銀行の紙幣發行を禁止するにあり現に哈爾賓方面にありては中國銀行發行の小洋票を禁止する等着々其の歩を進めつゝあるが右に關し靳總理は尙も紙幣を發行するには充分の基礎と確固たる章程無かるべからず就中紙幣を濫發する時は金融界を紛糾せしむるの原因となるべしとの意見の下に諮議李保如氏を派遣し張巡閱使を訪問せしめたり（一日日日）

▲天津婦人會活動　（二十八日天津派員發）二十六日午後二時天津女界愛國婦人會は東門內なる某教會に會議し李毅韜、王秀英、陳寀珍、薦秀梅の外二十餘名集合して官憲が同會の發行計畫中なりし平民雜誌の出版に關し不法の禁止を爲したるも愈來十二月一日を以て發行する事及び家庭演說團巡行に關する事、福州事件の交涉につき女界として政府に請願し之が請願事項につき研究するところあり三時過ぎ散會せり然るに同四時學生聯合會は評議會を開き陸志篤、馬錢、易守廉、陳絆傾、時子週、馬千里、砂丰培の外十八名集會して女界愛國會の討議と等しき意味に於て研究を爲れ六時散會せり（一日東朝）

▲兩總長は暫く代理　（二十九日北京特派員發）農商教育二總長否決に對し靳總理は全く善後策を講ずべく改めて國會に提出するの煩を避き現次長たる江天鐸、傅嶽芬をして總長を代理せしむべしと（二日東朝）

▲岑陸意思疏通　（二十九日廣東特派員發）最に陸榮廷氏と南北妥協問題協議の爲め廣西に赴きたる岑春煊氏よりの來電に岑氏は陸氏と會見の結果極めて意思の疏通を見たりと伺氏は二十九日廣東に歸着すべしと（二日東朝）

▲孫徐電報交換　（一日北京特派員發）孫逸仙氏は徐樹錚氏の外蒙自治取消の成功を賞揚せる祝電を寄せ逸羅の成功より一歩を進め中國國會の根本問題と時局の解決を爲さんとを總添し南北紛爭の元は二三武人の專制によるものなることを擧げ時局解決の根本は一に舊國會の恢復にあるを論じて其反省を求めたるが時節柄注目を惹けり尙徐氏より孫氏に對して謝電を送れり（三日東朝）

▲李王兩督軍協議　（一日漢口特派員發）南京李督軍使者王某來漢李督軍、唱道に係る南北仲裁會議開會と湖南督軍張敬堯彈劾案を携へ來り王督軍の贊成を求めたり王督軍は仲裁會議には贊成したるも彈劾案には贊否を答へず（三日東朝）

▲閣員同意案通過　（二日北京特派員發）農商教育を除きたる閣員同意案は二日參議院を通過したり（四日東朝）

▲冀右卅封專使　（二日北京特派員發）外蒙活佛に對しては最に加封の命令ありたるが二日大總令を以て徐樹錚を卅封專使に、恩華李垣を副使に任命ありたり（四日東朝）

▲政學會の時局對策　（上海特電一日發）政學會は時局に對する方針を左の如く決定せり

（第一）速に憲法を制定し法に依り正式政府を組織し漸次復活の目的を達成すること

（第二）國會の特權行使を回復し職權制限、國會開期短縮及民國六年六月十二日の司法解散命令の形式取消に反對すること

（第三）各政策に關しては靜觀を保つ方針を執ること

（第四）立法、行政、軍事各方面の主義は互に尊重し四南自治の實行を圖ること

（第五）政學會員は以上の討議を守り一致共同すべし（四日日日）

▲岑春煊滿足（二十九日上海特派員發）陸榮廷と會見して廣東に歸來せる岑春煊氏は其內容を語らざるも意見一致せるを述べ頗る滿足せる體にて護の單獨講和說は勿論初めより實現し得べき性質のものにあらず日本にありては其結果兩北公協に希望を置くものある由なるも岑の歸來は廣東に兵器廠擴張及交通機關の整備を圖るの議を出せる等より見るも西南の一致を促し南北の永久對峙策を講じて容易に南方の主張を棄て、講和せんとするにあらざるを思はしめ曾て實力派の提携運動を重要視せる向きもありしが南方に內訌派の爭ひ絕えずとするも今日の南方內部の結束が俄に破碎せらるゝものとは見る可からず（四日東朝）

▲曹錕曹銳に密書（二日天津特派員發）直隸督軍曹錕は弟なる直隸參謀長曹銳に密書を送り福州事件は日本人が支那學生醫官を狙撃せる爲め今回の風潮を惹起せるものにて天津人も必ずや一致の行動を執るに至らん凡そ事は民意に從ふを可とす然れども表面は必ず鎭壓の策を用ふべしとて督軍會議の名に依り軍事各機關に即刻學潮兩界の取締を命じたり（四日東朝）

▲新政黨組織計畫（北京特電三日發）安福派に對抗の爲め交通系研究會討論會發已俱樂部と稱する政黨を組織の計畫あり去る一日是等の領袖は天津に密議せり主班者は葉恩綽氏にて計畫者は徐樹錚、梁善濟、汪有齡、施愚氏等なり經費として馮國璋氏より五十萬梁士詒氏より五十萬の出費を爲す可し（五日時事）

▲曹錕の裁兵意見（北京特電三日發）過日大總統の發したる裁兵命令に對し督軍中別に意見を發表するものなかりし所、長江巡閱使曹錕氏は左の如き提議を政府に送れり

（第一）〃來裁兵の事たるや一國の經費節約を目的とするものなれば裁兵を爲す以前に宜しく各省の財政整理を爲したる後に之を爲す可し

（第二）一國の國防の事たるや之を急にすることを得ず宜しく各地方の狀況に照して愼重調査の上之を爲す可し

（第三）裁兵を爲すの結果は多くの窮民を生ず可く之れを如何に處分するかは大なる問題なり耕地の開墾を爲さしむるか鑛業に之を從事せしむるか之を遊りて生活の保障と爲すか何れかの方法を取らざる可からず

と之に對し當地に於ては非常に注意を拂ひ居れり（五日時事）

▲外交總長代理任命（四日北京特派員發）四日大總統令を以て陸徵祥氏歸國の時迄次長陳籙氏外交總長代理を任命されたり（六日東朝）

▲臨時議會存續（四日北京特派員發）參議院の議算審査近く完了し臨時議會は一先づ閉會の豫定なりしも二日參議院に於て新總理が農商教育兩總長を新に物色して國會に提出すべき旨の言質を與へ然も三日新に田文烈を農商兼任傅嶽芬を教育總長代理に任命せるより國會にては之を監視し且新總理を促して提案せしむる魂膽より豫算の審査終了するも衆院臨時議會を存續することに決せり（六日東朝）

▲李財政總長辭表撤回（五日北京特派員發）新任財政總長李思浩氏は既報の次長新任問題に憤慨し辭表を提出せるが代理を任命することに決したれば辭表を撤回するに至れり（七日東朝）

▲國防混成軍移駐（北京特電六日發）徐樹錚氏は五日洛陽に赴き國防軍、第一、第四の混成旅團を宜化府に移駐せしむる命令を發せり（八日日）

▲奉天裁兵實行（六日奉天特派員發）奉天軍隊の裁兵は日下着々實行されつゝあるが當三個師團の缺員を補充して完全ならしめ巡防營は從前の儘とし各混成旅團より六百名づゝ都合三千名を淘汰せんとするものにして其淘汰されたる兵には裁兵辦法に依り除隊手當を給與し將來屯田兵制度實施の際再び招集して屯田せしむる筈なり而して此裁兵に依り每年百萬元の軍費を節減し得べしと（八日東朝）

▲徐樹錚を放逐せよ（六日上海特派員發）岑春煊氏は五日靳總理に返電し『陸榮廷氏と會見して統一の事を商議せるが唐繼堯氏とも總て一致せり北方は先づ安福俱樂部を解散し徐樹錚を逐ひて切實に和局を進めらるゝやう南方も亦共に努めん』と言へり（八日東朝）

▲國會改選と抗議（五日廣東特派員發）軍政府は國會改選に關し會議を開けるが之を不利とする多數の現國會議員連は反對の抗議書に加盟連署せり（八日東朝）

▲廣東警察廳長排斥（三日廣東特派員發）廣東國會に於て警察廳長郭平排斥に關し談話會開かれたるが軍政府は何等回答を與へず爲議員は該廳長に對し代理を派して討議せしめんことを勸めたり（八日東朝）

▲和議再開催促　（上海特電八日發）廣東來電—廣西派人士の消息に依れば陸榮廷氏と岑春煊氏との會見に於て王揖唐氏の總代表を承認し之を基礎として和議再開を催促せりと

（上海特電九日發）岑春煊氏は廣西より還りて靳雲鶚氏に對し左の如き電報を發したり

此度予が廣西に赴きたる目的は西南各省を統一して然る後南北統一を計らんとするに出づ之れに就ては陸榮廷、唐繼堯、熊克武氏等の贊同を得たり南北和平會議は何時にても着手し得べきも若し永久統一の計を樹てんとせば先づ必ず南北に於て徹底的の覺悟あるを要す安福派及內閣既に包圍攻撃の有樣なるに果して能く全責任を擧げて和議を進行せしめ得るや敢て意見を問ふ（十日日日）

▲廣東政府建設會議　（上海特電九日發）廣東軍政府建設會議は既に之を成立せしむるに決し各方面に代表を送るやう電報せり（十日時事）

▲京綏鐵道督辦　（北京特電九日發）支那政府外蒙古自治取消の爲北京張家口間鐵道急設の必要を感じ丁士源氏を京綏鐵道督辦に任ずるに決定せり（十一日日日）

▲王督軍建議　（十日漢口特派員發）湖北王督軍は九日長文の密電を北京に發し時局救濟策四條を建議したり

一、速に農商教育二總長を任命し新內閣の完成を圖る事

二、速に新內閣施政の方針を宣布し親日親米等の他力主義を脫離し自守主義を採る事

三、山東福建西藏の三問題は努めて民論を採納し國民の反對を免るる事

四、南北和議の前提として政黨政派の統一を圖る事

等にして猶王督軍は其の全文の末項に於て自身は飽迄新內閣擁護の責を負ふべく聲明せり（十二日東朝）

▲憲法研究會解散　（北京特電十一日發）憲法研究會は湯化龍氏暗殺以來言論に向ひ現に國會に於ても勢力を失ひ居れるが最近既に政治上の地盤を失ひ居れる爲寧ろ其形態を解散するに如かずと決し十日之を解散せりと（十二日日日）

▲吉林軍裁兵決定　（十二日長春特派員發）吉林に於ける軍事會議に於て裁兵問題討議の結果吉林軍は約二割即ち三千名を減じ此軍費約二百六十萬圓を節約する方針なるが解散兵の處置は尙不明なり（十四日東朝）

▲政務會議の決議　（廣東發十三日某所着電）軍政府政務會議は十一日左の二項を決議せり

一、西南八省の鐵道計畫を樹て岑春煊氏を督辦に八省各督軍及省長を會辦に任じ實行方法は督辦會辦商議の上決定する事

二、北京政府の煙酒借款に反對し其取消方を北京政府に致し一方王正廷氏を通じ之が米國政府に傳達する事（十五日日日）

▲憲法制定勸告　（廣東特電十二日發）唐紹儀氏は廣東國會に宛て左の如く打電せり

予は軍政府改組案を通過せし議會過半數の意思を諒解し予自身亦其必要なるを知る然れども刻下の狀況よりせば憲法の制定は南方に執りては最も緊要なりと信ずる之が爲予は他の諸問題を後廻しするも出來得る限り速に貴會が憲法を制定せられんことを勸告す（十五日日日）

▲岑春煊氏の飛檄　（廣東特電十二日發）政務總裁岑春煊氏は殆ど全部の南方首領に對し左の如き電報を發したり

南方の基礎を鞏固にせん事を希望せば先づ獨立の手段を講じ總ての政治問題を改造すべし和戰は單に北方に對する手段にして重大なる問題にあらず又憲法の擁護も最後の目的にあらず目下全國を擧げて疲弊し財政狀態は窮乏の極に達せり故に列強は支那財政を管理せんと欲し內政に干涉せんとしつゝあり斯くの如き狀態にして戰續せば支那は破滅の外なし故に目下吾人は諸政を改革して先づ之を實施するを要す是實際問題なり予は茲に建設會議の設立を計劃し過日之を發表したるが唐紹儀氏も之に同意せりと（十五日日日）

▲教員聯盟休校　（十四日北京特派員發）北京に於ける小學以上の教員聯合會は一致して休校をなす事に決し左の決議をなせり

一、教育部の處置に不滿なるを以て十二日の會議の結果に基き職務を停止す

二、右は十四日より實行す

三、休校期間は視察團を組織し各校の休校を實行するや否やを監視す

右教員連の休校に對し教育部には教員の俸給支拂に就き協議を遂げ今後小學教員にては俸給の全額中學校教員に對しては八割專門學校以上の教授には七割を支拂ふ事とせるも教員側は滿足せず毎月の給料を規律通りに支拂ふや否や不拂の分を如何に處置するやと教團きつゝあり十四日法制學校に代表者會議を開きて教員側の要求すべき事項に就き協議をなす筈なり（十六日東朝）

▲廣東建設會議（上海特電十六日發）廣東軍政府は來る一月十五日建設會議を開く可く各方面の代表の一月十日までに廣東に來らんことを求むる電報を發せり又軍政府は各省に通電して唐繼堯氏主張の六項に贊成の意を表せりと（十七日時事）

▲各省省議會代表召集（十五日北京特派員發）交通省議會の發起にて各省議會に通電を發し各省議會より代表を南京に派して和議の進行に關する意見の交換を行ひ現下局面の展開に資せんことに同意を求めつゝあり（十八日東朝）

▲傅總長辭表提出（十六日北京特派員發）教育總長代理傅嶽棻氏は小學以上各校教員の同盟休校に對する責任を負ひ十六日徐總統に事情を面陳せる上辭表を提出せり（十九日東朝）

▲張氏獨立を夢む（安東特電十八日發）奉天より歸來したる某有力者の談によれば東三省巡閲使張作霖氏は濟南府以北の蒙古一帶に亘り別に一の行政省を設置し東三省を東四省と爲し自ら東四省巡閲使となり威を北方に振ひ聽て東四省を一丸となし獨立の慾望を滿すべき基礎と爲すの意あり既に一省增設の意見を北京政府に稟請したるも政府は擱て懸案中なる東三省官制の決定を俟つて之を實行するも遲からずとの意見を返電し來りたり爲に張氏は快々として樂しまず十四日更に北京政府に打電して曰く東三省の形勢は日に重大にして正確なる官制なき時は現狀を維持する事難し乞ふ速に本巡閲使の官制を確定し以て之によりて速に東三省の治安維持に任ぜんと云へりと之により見るも張巡閲使の滿々たる野心は之より益露骨を現し來るべし（十九日日日）

▲靳總理對南通電（北京特電十九日發）靳總理は十七日附を以て廣東軍政府七總裁に左の通電を發せり

和議中止し茫茫今日に至り人民の平和を望むこと饑渴の如し予は內閣組織以來誠意を以て平和促進を呼號すと雖も及ばず人民の困難內政外交の困難其極に達す況や山東問題未だ解決せず又福州問題等生ぜるが其原因を尋ぬるに國內紛擾の招く所にあらざるはなし若し速に統一を計らざれば外侮益々加はらん我南北は元と一家に屬す何ぞ蟷蜂の爭を固くするに忍びんや予は國民の爲諸公が極力提携し上海會議の再會を促し從來協議せし辦法に依り互讓的精神を以て簡單に解決せんことを熱望す和平一日早ければ國家一日早く定まらん予は一介軍人政治に關はざるも國家の爲利益あらば區めざることなし一髮千鈞の秋諸公の回答の速ならんことを待つ

南方が王揖唐氏の總代表を承認すべしとの噂ある際此靳總理の南方への打電は大に注目されつゝあり（二十日日日）

▲靳內閣和議努力（北京特電二十日發）靳內閣は南北和議に對して努力せんとするもの、如し是れ南方實力派の上海會議の意思を表示せる結果に依るものにして北京政府は南方實力派に向つて誠心誠意和議の事を議すべき事を告げつゝあり而して靳內閣は本日の閣議に於て此問題を議し速かに上海會議を復活し和議の積極的進行の程度方法等を協定し王揖唐氏に打電して各方面と折衝せん事を明示したり（二十二日時事）

▲和議停頓原因（上海特電二十一日發）北京國務院は上海の和議の停頓は實に南方內部の紛糾して今に至るも尙一致せざるに依る政府は必ず法を設けて進行に努むとのことを當地各團體に傳達せりと（二十二日時事）

▲南方軍人派の質問書（廣東特電廿日發）廣東國會の有力なる軍人派議員六十五名は妥協問題に關し軍政府に左の質問書を提出せり

各種の報道に依るに軍政府は南北妥協を實行せんとするの意思あるにや近時廣東に於ける南方代表は續々上海に歸りつゝあり然るに風說に依れば軍政府の主腦者は一、上海會議を再開する爲法律問題を讓歩せり二、南北兩政府は兩者間の直接交涉に依り諒解を得且下會議再開の方法に就き考慮中なり三、兩政府は總代表を撤回し分代表に依り議事を進行せんとす、との報道あり各人は皆右報道の眞否如何を質問せんとす（廿二日日日）

▲王講和委員滯歐（上海特電廿一日發）廣東軍政府及び國會兩院は王正廷氏に對し暫く歸國する勿れと電報せりと云ふ（廿二日時事）

▲張氏の勢力伸ぶ（長春特電十日發）前吉林督軍孟恩遠氏の一敗國

として夙に警戒され居りし吉林軍界の重鎮たる吉長鎮守使張作霖氏第一混成旅團長鮑其勳中將は今夏窃かに張作霖氏と款を通じ孟恩遠氏に反抗せるが時局平定後は呂士周氏の後を繼ぎて師團長となるべき野心ありしも遂に能はず爾來頗る不滿なりしが今回職を退き鄉里・津に歸る事に決し其後釜に・張作霖氏一派の騎少將鎭守使・なる又第一旅團長には久しく張作霖氏の腹臣たる張少將就任する事に決せ　張作霖氏の勢力は漸次吉林省の各地に普れかちんとしつゝあり（廿三日日日）

▲南方正式政府　（廣東特電廿二日發）最近廣東軍政府を廢し正式の政府を組織せんとする運動猛烈となり來り滇和派首領唐復氏亦速に正式政府を組織すべしとの決議案を國會に提出せり（廿四日日日）

▲馬濟狙撃さる　（二十二日廣東特派員發）二十一日午前七時廣東護國軍第一軍司令馬濟氏に重大問題出來し馬上廣東軍總路通過の際二人の犯人に狙撃せられたりその一人は消滅にて他は長衣を纏ひたるが自動車を驅りて疾驅し近づく僅に爆彈を馬濟氏目掛けて投じたるも幸ひに微傷だに負はず附近にありたる軍警の行動も甚敏速にして犯人に事失敗に終るや即座に逃走したるが直に騎けつけたる警官は現場に遺棄しありたる拳銃及空の自動車を警察に持ち歸れり（廿四日東朝）

▲和議再開を促す　（北京特電廿三日發）國務院は昨日陸榮廷氏に大要左の意味の電報を發せり

和議中止され全國一揆す日下外蒙自主を取消すの時に當り南北の爭ひは迅速解決せざる可からず既に西南に電報を發し統一を促せり上海に南北の中間に在り會議地點に上海を變更すること爲し現在各省々議會も和議を切望す若くは双方代表を以て速かに集合する樣各方面に傳へ一致して進行する樣取計らにれたし云々（廿五日時事）

▲和議促進希望　（上海特電二十三日發）國務院は二十二日江蘇督軍李純氏並に浙江督軍盧永祥氏に對し左の如く電報せり

和議停止せる爲め全局動搖・外侮日に急なり勢ひ再び緩くし難し近頃外蒙古すら自治を取消せり南北の爭ひは速に解決す可し既に西南及び總代表に通電して統一を促進するを以てし各省議會も和を求むるに切なり（廿五日時事）

▲北方代表南下　（北京特電廿四日發）北方分代表王克敏、江紹杰、施愚、王有齡の四氏は昨日國務總理靳雲鵬氏の宴會に招かれ南北和平問題に關する各自の意見を交換せし後靳總理の懇篤なる告別の辭を受け愈廿九日北京を發し上海に赴き北方總代表王揖唐氏と協力して南北和議の促進に努むる事に決定せりと（廿六日日日）

▲裁兵後の東三省　（二十四日北京特派員發）裁兵命令發布後各省共實行に着手中なるが東三省には既に一萬の裁兵が實行せる旨政府に報告し來れり裁兵後の軍隊の分配左の如し

奉天省二師四旅外十營を以て警備及巡警の用に充つ△吉林省一師四旅△黑龍江省一師六旅以上（は邊防及護路隊を含む）

尙第二十七及二十八の兩師並に奉天軍の四旅を以て國防軍を組織すべしと（廿七日東朝）

▲靳總理各省通電　（上海特電廿六日發）靳雲鵬氏は各省に左の件に就き意見を徵したり（一）北和局は如何なる方法を用ひ速に成立す可きか（二）解散したる兵士は如何に處置して一匪の中に入らざらしむ可きか（三）財政整理の方法（四）教育實業提唱の方法（五）各方面外交に依り愼重す法を設けて秩序を維持し以て地方を保つ可きこと

又靳總理氏は天津より北京に歸り種々風說あるを以て（一）各省上官に宛て北京政府方面別に事故無きを告げ（二）和議調停者に對し尙ほ前の如く和を謀るを告げ（三）長江の督軍に對し南北各方面に誓言を輕々しく信る勿れと分電するを依賴したり（廿七日時事）

▲徐氏和議促進　（上海特電廿七日發）徐菊蒨氏は各方面に對し和議を促進する爲め王揖唐氏に反對することを慫慂したる說き居れるが又廣東國會兩院議員に對し此事に關し長文の書面を送れり（廿八日時事）

▲北方代表上海着　（上海特電二十七日發）北方代表施愚、徐佛蘇の兩氏二十六日南京着督軍李純氏と會見の後昨夜南京發今朝當地に着せり又癸廷芳氏も當地に向ひ天津を通過せりと（廿八日時事）

▲總理和議意見　（二十七日漢口特派員發）靳總理特使賈德耀二十七日來漢王督軍を訪問し和議に對する靳總理の意見として新國會以外總て讓歩の決心を遂へ王督軍の贊同と其盡力とを請へり同使者は更に南京に赴き李督

軍にも同一壺力を求むる筈なり（廿九日東朝）

▲**唐紹儀使者打合**　（二十六日廣東特派員發）　南方總代表唐紹儀の使者として廣東に來れる盧信は上海會議再開に關する打合せの爲め廣東當局と協議ゆなり（廿九日東朝）

▲**山東督軍更迭**　（二十七日北京特派員發）　二十六日大總統令を以て山東督軍張樹元を護威將軍に任じ山東督軍の後任に田中玉を、察哈爾都統の後任に王程貞を夫々任命ありたり尚王程貞の察哈爾都統任命と同時に長江巡閲副使翼撤廢されたり（廿九日東朝）

▲**南方返電強硬**　（二十七日北京特派員發）　新總理の和議を促せる通電に對し二十七日岑春煊林葆懌伍廷芳陸榮廷唐繼堯等の連名にて返電を寄せたるが北方が和議中に於て借款を爲すを責め又和議の障碍たる總代表の變更する如き一投足の勞なるにも拘はらず之に就て何等の意思を示さゝるを問ふ等和議遷延の責を詰問し來れるものにして此電報に接するや新總理は太く憤慨し南方が飽まで對人問題を以て挑戰するは南方が自ら和議を破壞するものなりとの反駁の電報を發すべしと最近上海會議復活せんとするを傳へられたるも是に由つて見れば和議大會は尚容易ならざるが如し（卅日東朝）

▲**東三省國土統一機關**　（二十七日北京特派員發）　東三省國有土地統一に關する機關設置案二十七日閣議を通過せり近く命令を以て公布せらるべし（卅日東朝）

▲**教職員國務院往訪**　（二十七日北京特派員發）　二十七日各學校の教職員代表者四十餘名は國務院を訪ひ新總理に會見を求めたるも總理は差支あり て監督曹汝霖進代つて會見し教職員等の意見を聽取せり

▲**學生連の教育獨立論**　（二十九日北京特派員發）　學生聯合會總會に支那の教育獨立を唱へて現在の教育當局は支那の教育を維持する誠意と能力なきは近來の支那各地に於て學生團を組織し又教育のストライキの起れる等より見るも明かなり故に救國を唱ふる我學生の教育界及教員と聯合一致して教育の獨立を圖るべく一齊に立ち一面衆肉の團體として助力の機關たらしめられたしとの旨を各分會に通告を發せり（卅日東朝）

▲**梁士詒氏**　（北京特電廿八日發）　南方の視察を終り廿七日入京せる梁士詒氏は廿七日徐總統に謁見し新銀行團、鐵道統一問題、皮革製造、南北和議等の諸問題に關し四時間餘の會見を爲したり聞く所によれば梁氏は一時滬治を避け天津に赴き靜養すべしとの事なるも別報によれば今回の入京を期して某方面に飛躍を試むる計畫なりと（卅一日日日）

財政經濟及其他

▲**鐵道借款許可**　（上海特電廿九日發）　滇日廣東鐵道の湖北湖南間の鐵路竣工に伴ひ車輛買入れ、爲め交通部は中英公司より借款二百萬を爲さんとし北京國務院の許可を得たりと　（一日時事）

▲**銀券發行抗議**　（奉天特電廿九日發）　銀暴騰の結果小洋票は一時金百圓に對し四十圓方騰貴し現に百六十圓臺を保合ひつゝあるが支那側は右は朝鮮銀行が無制限に銀券を發行し而も其發行紙幣は兌換不可能の狀態にあるに原因し遂に留同樣に下落するにあらずやと疑惧の念を抱き奉天軍事當に對し是が善後策を交涉し來れるが奉天總領事館にては日本の在外正貨は逐年激增し又朝鮮銀行紙幣に對しては帝國政府の保證ありて其手續さへ經れば何時にても銀貨と兌換し得らるべく最近一部の下落に世界的銀騰貴の結果にして兌換券の信用如何に關せずと回答せり（一日日日）

▲**滿鮮杭木會社**　（安東縣特電廿九日發）　資本金三千萬圓の滿鮮杭木株式會社は十二月六日第一回の拂込を爲し廿一日創立總會を開く豫定なり專務取締役は滿鐵側より出づべし（一日日日）

▲**滿商銀行增資**　（安東縣特電卅日發）　資本金百二十萬圓の滿鮮商業銀行は一千萬圓に增資するに內定し卅日安東公會堂に於て重役會を開き株の割當等につき協議會を開けり（一日日日）

▲**英國より借款**　（北京特電三十日發）　交通部は機關車十二輛貨車九十輛の購入及び滬淡鐵道中湖と湖南の一部の改良費として中英公司との間に左の借款を締結し二十七日の國務院會議に於て可決せり契約の內容左の如し

一、金　額　二百萬元（利息年八分）

一、償還方法　每年十萬元宛

一、擔　保　京淡鐵道の收入（二日時）

▲**英國鐵道借款成る**　（北京特電三十日發）　交通部と英商福公司との

間に河南四河鎮より孟縣に至る十四哩の鐵道借款を締結し假契約は既に十月廿日を以て調印を了せり其目的は將來山西平陽に至る鐵道敷設權の獲得にあり契約左の如し

一、金額　基金三十五萬磅

一、利息　年七分五厘

一、擔保　(一)支那政府の保證(二)本鐵道の財政及收入(三)其收入にて利子償還不能の時は中英公司より納付す可き同鐵道の石炭運賃より補填す

一、償還期限　開通後三年に分ちて償還す（二日時事）

▲貨幣鑄造を急ぐ　（北京國際特電二十九日發）支那政府は南京造幣廠に對し費夜鑄行を以て毎日三十萬弗の貨幣鑄造を命じたりと解せらる當目下の應急策として出來得る限り急速に一新造幣廠を上海に設置す可しと（二日時事）

▲銀貨缺乏の對策　（二日上海特派員發）北京政府は地方長官を經て上海の官廳に宛て銀價暴騰に依り現在上海の金融恐慌を來せるに對し應急手段を講じて市場を維持すべく中央は外交團の勸告に隨ひ武昌、南京の各造幣局に命じて銀貨鑄造を急ぎ速に上海に送りて銀貨缺乏を補はしむるに依り其旨一般に通告ありたしと照會し來れり（三日東朝）

▲滿蒙利權開發　（一日奉天特派員發）南洋支那居留民の有力者徐氏は英國技師を帶同來奉し張巡閱使に會見「滿蒙の利益回收の目的にて滿蒙に於ける全鑛山の採掘權を與へよと求めたり彼は前陸軍總長段芝貴の實父の紹介あるを見れば相當有力なる資本家なるが如く又二千萬元の富利公司なる鑛山會社を計畫せりと傳へらるゝが張巡閱使は先づ通貨の金鑛採掘權を與へたり（三日東朝）

▲五百萬磅新借款　（北京特電三日發）日、英、米、佛四國資本家協同して支那の市面救助の爲め英貨五百萬磅の借款協議目下進行中なるが右は新壽何れの銀行團の名義にもあらず擔保は鹽稅にして尙ほ其他の條件に就ては協議中なり

（北京特電三日發）煙酒借款の中止以來年末に於ける支那政府の財政窮乏を救ひ且つ目前に迫れる軍隊解散費用を得んが爲め關係各國間に於ける協議漸く纏まりたるもゝ如く其額は五百萬磅なりと云ふ（五日時事）

▲日本工場法採用　（北京特電四日發）昨日國務院は巴里の顧維鈞氏に電報し勞働會議に就ては農商部に決定せし如く支那は尙ほ工業に關する規定なきを以て日本印度の工場規則の例に從ふことゝなりたれば承知あれと訓令せり（六日時事）

▲煙酒借款成立　（五日北京特派員發）米國より國務院に逸せる來電に依れば煙酒借款は十一月三十日正式調印を終了總額三千萬弗にして中五百萬弗を差引調印を了し同日五百萬弗を支那政府に交付し尙年內に五百萬弗を交付すべし（六日東朝）

▲煙酒借款調印　（北京特電五日發）煙酒借款の本契約は十一月卅日正式に調印されたる事確實なりと認められつゝあり右に關する報道は區々にして眞相明かならざるも總額二千萬弗の中より千九百十六年の前渡金五百萬弗を差引き今回の總額は二千五百萬弗にして其中五百萬弗を調印の當日交付し年末に又五百萬弗を交付すべしと傳へられつゝあり而して米國は右借款により財務署の例に倣ひ煙酒公賣事務署に稽核總所を設け米國人會辦（鹽務署に於けるサー・リチャード・デーンの地位に等し）を置き各所に公賣局稽核署を設け米國人を稽核員に採用せしむる權利を獲得せりといふ

（北京特電六日發）衆議院議員光雲錦氏は三十日煙酒借款の本調印を爲せりとの報あり國家負擔の契約な國會の承認なく爲せる事は違法ならざるかゞ米國人を稽核員に傭聘するは民國の權利を失ふ事大なり政府は斯くの如き背理なる條件を甘受せしかと云々の質問書を提出せり（七日日日）

▲銀價暴騰對應　（五日天津特派員發）最近銀價暴騰の結果政府は上海天津よりの銀幣移出を禁止するに至りたるも同時に外交團の要求に對して南京の造幣局に命じ午前六時より午後十二時迄毎日三十萬元宛鑄造することゝし又天津漢口造幣局にも鑄造を命じ出來得るだけ鑄造せしむることゝしたり又天津商務規會は銀暴騰の原因を研究し造幣廠に相談して毎日各銀行に逸附し相當に分配し銀を蒐集して造幣廠に送る方法を執ることに決議せり（七日東朝）

▲銀暴騰應急處置　（六日北京特派員發）銀の暴騰に鑑み外交團は最に支那政府に對し應急處置に付二個の要求條件を提出せるが支那政府に於ては大體之を諒とし現に最近造幣廠に命じ晝夜兼行にて毎日約三十萬元の現銀

を譲渡せしむる外他の條件に就きても努めて要求に副ん旨最近回答を寄せ來れり（八日東朝）

▲煙酒借款不許可　（北京特電八日發）仄聞する所に據れば煙酒借款成立は事實なるも米國政府は列國との關係上其實行を許可せざる由なり（十日日日）

▲印紙票借款運動　（北京特電八日發）財政總長李思浩氏は印紙票を經營とし天津某米國人より米金二百萬弗を借款せんとしつゝあり利息は一割手取九十六期限一年償還不能の時は該印紙を市場に發賣する附帶條件あり又同樣の條件にて英國資本家とも交涉中なり政府が斯くの如き不利の借款を爲すを以て見ても財政の窮乏を證するに足るべし（十日日日）

▲米支銀行の握着　（北京特電九日發）米支合辦の懋業銀行は十二月一日創立總會を開きて錢能訓氏を總裁に推薦し一月五日より開業の豫定なるが今回來京せし米國側資本家は來京後支那代表者徐恩元氏を支那政府の有力者と信じたる餘期に反し種々の障碍ある爲徐氏を信任せざるに至り兩國資本家に內部の紛議を生じたるのみならず特に懋業銀行をして支那國庫事務取扱銀行たらしめんとせし最初の計畫は財政總長李思浩氏が同銀行は中華滙業銀行佛支實業銀行と同性質の外國銀行にして之に國家財政を左右する國庫事務を委託すべきにあらずと力爭し政府は斷然之を拒絕し徐總統段祺瑞氏等有力なる株主は脫退を申出で錢能訓氏も總裁たるを辭退せざる能はざるに至り前途頗る悲觀され居れり依つて米國側が普通の外國銀行にて滿足し國庫事務取扱を斷念するにあらざれば成立困難なりと傳へらる（十一日日日）

▲煙酒借款條件　（十日北京特派員發）煙酒借款契約は最近北京に於て米支双方の間に調印を終り米國側はスートン、プールス兩氏支那側は靳總理李財政總長との間に徐恩元氏仲介者として斡旋し借款額三千萬元の中既に交付濟みの分五百五十萬元手取九十一、年利六分、償還期限二箇年にして今後續償する場合は再び交涉を爲すを要し二千萬元を超ゆるを得ず國庫券額面一千萬元は米國に於て發行し煙酒公賣局の會辦には米國人を採用することなどを主なる條件なり（十二日東朝）

▲綿絲制限兩面觀　（十日天津特派員發）綿絲輸出制限令に付天津地方の綿絲界に及ぼせる影響は未だ具體的に實現するに至らざるも斯界營業者の觀察は二派に分れ居り樂觀說として支那の太物筋を以て之が需用を充たるんと目論める者、又悲觀說として　綿絲輸出制限令が長日月に亙りて持續するに於ては太物筋の販路は根柢より覆へさるべしと爲すものにして理由の詳細は總領事より主務省に報告せる筈なり（十二日東朝）

▲中伊銀行內容　（十日北京特派員發）中伊銀行設立に關する契約は十一月十九日伊國資本家と支那資本家との間に羅馬に於て調印され伊國資本家は設立準備の爲め既に支那に向け出發せる由該銀行の內容は左の如く傳へらる

（一）本店を天津伊國租界に置き將來支店を各省要地の土地に設置す（二）支那方面の出資高四百萬元伊國資本家より二千萬元出資す（三）營業期間を三十箇年とす但し總會の決議を經て隨時延期することを得（四）一般銀行事務を取扱ふ（五）重役會議の決議を經て紙幣を發行す（六）職員は中伊兩國より拔擢すること（十二日東朝）

▲退役軍人の福音　（北京特電十日發）曹錕、馮國璋、張勳氏等の發表にて富強實業公司組織されたり目的は退役軍人を收容し地方實業の發展を圖るにあり資本は一億元の中一千萬元は發起人引受にて目下各省軍政長官に贊成を求めつゝあるが既に湖北督軍王占元氏より百萬元の大口出資の申込ありたりと（十三日日）

▲二億圓借款計畫　（北京特電十一日發）支那政府は軍隊裁撤外債償還幣制整理の爲め新銀行團及び鑛銀行團とも關係なきものとして日、英、米佛より二億の借款を締結せんとの希望を有し昨日來右の運動を開始せりと云ふ（十三日時事）

▲日支煙酒借款說　（北京ロイテル特電十二日發）北京リーダー紙は報じて曰く米國銀行家の着支に先ち日支兩政府間に酒煙稅收入を擔保として一億三千萬弗借款交涉行はれ居たりと之に關する文書は酒煙公賣局に保管さると日本公使館は此の報道を否認せり（十四日時事）

▲煙酒借款交付　（十一日北京特派員發）煙酒借款は總額三千萬弗の本契約成立し借換を行ふ部分の外現金にて五百萬弗支那側に交付されたりと確聞す（十四日東朝）

▲煙酒借款の性質　（北京ロイテル特電十二日發）太平洋問題調査會評議員

プルース氏は陳述書を發して曰く我會社は酒煙稅剩餘金を擔保として支那政府に五百五十萬弗を貸付けたるが該契約は尙ほ右酒煙稅を增保として追加借款をなすの計畫を有す支那政府は我會社の承認を經て同局に米人の監査總辦を任命する筈なり今回の借款は巨額に非す又政治的特徵なし開拓會社は支那に於けるアンダーソンメーヤー及び比律賓に於ける太洋商業會社の代理店を通じて東洋との米國貿易開拓に努力し又現在も其努力を續け居り米國資金の爲め東洋に安全なる投資をなせり現今米國に於ては一般に支那に對する興味を喚起せられつゝあり我社は完全なる支那證券に對して米國に市場を拓く爲め活潑なる手段を講ず可きの時期に達したるを認めたり故に我會社の借款は其の方針を以て實行されたる最初の手段なり酒煙公賣局の存續する限り米國人の助力の下に支那の利得の增殖せられんことを希望す米國人の援助を求めんとする要求は支那政府の任意の意思より發せられたるものにして我會社の關係する限り酒煙公賣局との提携は既に熟知せられ居る米國の對支政策を向上せしむ可し支那にして酒煙公賣局の全責任を負擔すること速かなれば大れ丈け吾人の幸福は加へらるゝ可し我會社は米國銀行團又は國際借款團とは何等の聯絡を有せず今回の借款は米國に於て支那證券の市場を開拓するの助けとして我會社と支那政府との間に成立せる純然たる個人的取引なりと（十四日特事）

▲關稅剩餘請求　（一日北京特派員發）支那政府は政費缺乏の爲め十二月の關稅殘餘金より三百七十萬兩の寄附方を十二日外交團に請求せり外交團にては例の如く承諾すべく北京政府は從來の如く南方に對して其一割三分七厘の分配を爲すべしと（十四日東朝）

▲懇業銀行行惱　（北京特電十二日發）米支合辦懇業銀行の波瀾は初め徐總統より張謇翁氏を取締役に推薦せしに徐恩元氏は之を拒絶せるに始まりたるが十一日の會合にて支那側の取締役は錢能訓（總裁）徐恩元（副總裁）張勳、施肇曾、傅良佐、張謇翁の六氏を置き米國側より五名を推薦することに決定せるが徐總統は尙徐恩元氏の專横を怨み出資取消の意を漏さす卽ち國庫金取扱銀行となり能はざる事、中國交通其他の銀行が反對せる事、米國人が徐恩元氏の信用程度を疑ひ來りしこと等に依り尙行惱み中にありと（十四日日日）

▲中國商工銀行總會　（北京ロイテル特電十二日發）當地米國銀行團は十二月十一日開催の中國商工銀行第一回株主總會に關し左の陳述を發表せり

八萬二千三百餘株を代表する四十餘名の株主第一回株主總會に出席し定議事終了の後重役選擧を行ひ左の人々當選せり

取締役　徐恩元△傅良佐△張謇翁（煙酒公賣局總辦）△羅鴻年△張璧廷△グールン　ストーン△アルバート　ウイツギン△エドワード　ブルース△グエ　エー　トマス△スチーブンソン△カーソン△フオンネマン

監査役　李興△沈恩詒△スチーブンソン△フオンネマン

次いで重役會議開かれ錢能訓氏頭取に、トーマス氏主席副頭取に、徐恩元氏次席副頭取に擧げられたり認可資本金總額一千萬弗にして株式全部記入濟となり五十パーセントの第一回拂込金も既に全部拂込まれたり該銀行設立に關しては種々の風說あるに鑑み最初の應募者には別に變動なく何れも割當株全部を引請たり又有力者の脫退風說は事實無根なりと、總會後ストーン氏はウイツギン、ブルース兩氏を代表して演說して曰く中國商工銀行設立に際し米人側に於て資本金の半額を引請たるは米人の甚だ欣快とする處にして這は銀行設立の事業宜しく、調和を保ち成功的に遂行されたるを示すものなり余は此の新銀行が支米兩國民の密接なる關係を更に鞏固ならしむる重要なる施設となり且つ支那の商工業に有實的援助を與ふるの具とならんことを希望し又豫期す特に此の計畫が支那人に依り支那に於て主唱せられ其後米人の參加を求めたるものなるを喜ぶ然も是等米人は現況なる金融市場を代表する人々にして何れも支那人側協同者より受けたる愉快なる待遇に對して多大の感謝の意を表す尙ほ銀行の前途は其だ有望なり云々と（十四日時事）

▲米支經濟聯絡策　（十三日北京特派員發）懇業銀行（一名商工銀行）の第一回株主總會は十一日錢能訓氏の私邸に於て開會され發起人四十名出席、役員選擧の結果總裁に錢能訓、副總裁にトーマス、徐恩元兩氏當選せり資本金は一千萬弗にして全部應募され半額卽ち五百萬弗は既に拂込まれたり府上ストーン氏はウイギン、ブルース兩氏並に自己を代表して本銀行が斯くも成功を以て創立の運びとなり米國が一半の資本を分擔するを喜び並に將來の米支商工業界に貢獻すべきことを述べたり次で太平洋拓殖會社總裁ブルー

ス氏は支那政府と太平洋拓殖會社との間に成立せる借款に就き次の如く説明せり

太平洋拓殖會社は煙酒稅剩餘金並に國庫債券を擔保とする五百五十萬弗の借款を締結したり其契約中には今後煙酒專賣を擔保として續借を爲すの規定ありしかつ支那政府は米國人を其總監督に任命すべし今回の借款は其額大ならず又政治的意味を含まず拓殖會社は支那に在るアンダーソン・メーヤー會社及び比律賓に在る太平洋會社を通じて東洋に於ける米國貿易の擴張を圖る爲め共同して投資せしめつゝあり米國人は最近支那に對して非常の興味を感じ支那に投資すべき絶好の機會なりとして今回其第一回の計畫に着手せり煙酒專賣に關係せる米國人の援助は支那に大なる利益を與ふべきを信ず此米國の援助は支那政府の要求に依るものにして煙酒專賣の爲に援助することは米國の對支政策に一致するものなり支那政府が一日も早く獨立して煙酒の事務を爲すに至らんことは最も希望して已まざる所なり太平洋拓殖會社は米國の他の資本團乃至は國際的の團體とも關係を有せず全く個人として支那政府と契約を爲せるものなり同時に米國に於て支那の爲め一大市場を開拓せんとするものなり云々

之に依つて見るに米國の資本家に從來の煙酒借款を一變して懋業銀行の設立と結び付け懋業銀行をして之を爲さしめたる點當に注目に値す（十五日東朝）

▲煙酒借款の變形　（十三日北京特派員發）煙酒借款は當初徐恩元等の斡旋の下に市俄古銀行團と支那政府との間に一應契約成立し既に五百五十萬弗の前渡を爲したるも其後關係列國の反對に會ひ中止の狀態に在りたる所徐恩元の同伴し來れる米國資本家は北京に於て右借款の復活策を講じ先づ懋業銀行の創立を急ぎ同銀行の名に於て右借款を取極むるに至れり即ち今回の借款は此米支合併にて支那政府に創立の登記を爲せる新銀行が從來米國の有したる一切の權利を繼承し以て支那政府との間に行ふ經濟的借款たらしむる形式を執り斯くて列國の反對を免れんとする策に出でたるものなるが懋業銀行は表面上同額出資の合辦組織なるも支那側の拂込は專に舊債の借換償還として前渡されたる五百五十萬弗を充當するものなりと云へば事實上全部米國の資本に依り創立されたるものと看做し得べし而して懋業銀行と支那政府との間に行へる契約中には將來煙酒借款を行ふ場合の優先權を認め尙新に米國より煙酒公賣所に入るゝ顧問の權限は頗る廣大にして恰も稅關に於ける英國の總稅務司に似たるものと云へば右借款契約の結果支那に於ける煙酒公賣の實權は愈米國の掌握する所となれるが裏面の關係右の如くなれば關係列國は單に支那銀行の一經濟借款なりとして看過し難かるべし（十五日東朝）

▲蒙古鐵道敷設案　（北京特電十五日發）徐樹錚氏は京漢京綏鐵道を合併し此鐵道にて得る利益を抵當として外國と借款を結び京綏鐵道、外蒙古古倫まで延長する蒙古鐵道を敷設する計畫あり之に對し交通部及び舊交通系は非常に反對し居れば實現困難ならん（十七日時事）

▲鐵道借款引受　（十七日北京特派員發）隴海鐵道（一名海岡鐵道）二千萬借款金額は二億五千萬法にして一億法は前年既に支那に交付され其殘額は歐洲戰爭の爲に交付を延期され居たるが支那政府より白耳義シンヂケートに向つて屢交涉する所あり白耳義シンヂケートは獨力如何ともする能はざるより米國和蘭兩國に交涉して其承認を得之に借款未拂額一億五千萬法を得に二億五千萬法に增加するの外に別に二千五百萬元を支那に貸與するの相談纏り十六日の閣議に於ても再び承認を與ふる事となれるを以て近く契約調印さるべく和蘭を加へ居れるも且實は全部米國の出資に依る事勿論にして一時取消されたる觀ありし煙酒借款も暗礁の間に敢行し列强を唖然たらしめたる米國は更に秘密裡に隴海鐵道借款を成就せしめたる等述來の活躍注目に値す（十九日東朝）

▲煙酒署會辦ウ氏　（十七日北京特派員發）煙酒借款契約に基き煙酒署の制度並に會辦の權限は全然鹽務署の規定に準據するものにして會辦に決定せる米國人ウキリアム氏は米國公使館參事官ウキリアム氏の息なり（十九日東朝）

▲對米融通交涉　（十七日北京特派員發）煙酒借款五百五十萬元に既に支那政府に交付されたるが支那政府は陰曆正月前に更に五百萬元の交付を受くべく米國側に對して交涉を試み居れり（十九日東朝）

▲南方の鐵道計畫　（廣東特電十八日發）廣東軍政府は政務會議の決議に基き西南各省に於て左の如き諸鐵道の建設を計畫しつゝあり

一、廣粵線（廣東重慶間）

二、湘欽線（湖南省株州より廣東省欽州に到る）

三、沙興線（湖北省沙市より貴州省興義に到る）
四、粵漢線の速成
五、廣惠線（廣東、惠州間）
六、川藏線（四川、西藏間）

右の諸線の敷設經費は總て外國借款に依る方針にて一箇月中には外國資本家に向つて協議を開始すべしと傳へらる

備考　右の諸鐵道中曾て北京政府は某々國との間に借款契約の成立したるものあり不急の線と目すべきものもあり壹一鐵道の敷設に名を藉りて政費を求めんとする策略か附記して後報を待つ（二十日日日）

▲豫算參議院通過　（北京特電十九日發）民國七年度豫算案は衆議院より參議院に移され參議院は本日を以て三讀會を終り茲に豫算案は成立せり經常部歲入四億〇九百八十三萬元にて內地稅八千六百八十四萬元關稅九千三百二十六萬關稅九千八百八十一萬を獲るものとし臨時歲入八千〇〇五十八萬元內借款九千〇〇九十四萬元餘なり經常歲出は二億七千百二十八萬元餘にして內內務に關するもの四千三百二十七萬、陸軍一億二千九百五十八萬財政三千九百十五萬元にて全部を通じて歲入額四億九千〇四十一萬、歲出四億九千五百七十六萬なり收入不足額六百萬元餘は政府をして更めて六百萬の公債募集を以て之に充て國會に於て承認を求めしむる事となる可し（廿一日時事）

▲南方に剩餘金交付　（廣東特電二十日發）北京外交團は數日內に廣東軍政府に對し關稅剩餘金約八千萬兩を交付するに決せり（二十二日日日）

▲露蒙鐵道計畫再燃　（二十日哈爾賓特派員發）ウツルフネウザンスク怡克關間に露西亞が帝制時代に於て一千七百萬留を計上して鐵道を敷設する事となり既に議會の協贊を經たるも偶歐洲戰亂物資の缺乏に起因に至らずして今日に及びしものなるが最近露國當局は更に之を庫倫迄延長し（露國は庫倫迄の敷設權を有せり）外蒙古の各地より毛皮獸皮其他の物資糧食を缺乏せる四伯利地方に輸送せんとの意切なるあり露國當局として斯の如く速に該鐵道建設の必要を感するに至らしめたるは支那政府が外國の資本によりて松花江庫倫間の鐵道を敷設するに至らば外蒙古の物資は期せずして支那若くは他の外國の手に奪はるゝに至らんとの杞憂に因る而して露國當局者は該鐵道の建設を外國の資本殊に日本の資本に依らん事を望む旨語れり（二十二日東朝）

▲米銀の貸付　（紐育電報）（十五日發國際通信）太平洋發展組合の發表する所によれば紐育ポストン、カリフオルニア等の各銀行家等は支那人經營の各會社に對し五百五十萬弗の借款を行ふ事に決定したる由なるが該借款は更に大規模なる活動の第一着手と看做すべきものなりと一般に信ぜられ居れり（廿三日日日）

▲鹽稅剩餘交付　（二十二日北京特派員發）十二月分鹽稅剩餘金約三百萬元交付方を財政部より四國銀行團に交涉し來り銀行團にては既に承諾を與へたるを以て近く交付さるべし（廿三日東朝）

▲京綏延長借款の議　（北京特電）（廿二日發）支那新聞の報する處に依れば京綏鐵道を庫倫に延長する資金として同鐵道を抵當として日本より三千萬圓を借款し一部分を建築費に一部分を京漢鐵道白耳義借款償還の用に充つべしとの議あり。（廿四日日日）

▲對支借款成立　（北京特電）（廿四日發）日本政府が對支借款二千四百萬圓を可決したりとの報道は支那政府にて歡迎せるも本問題は數箇月前よりの懸案にて寧ろ日本の緩漫を怨みたる程にて今回の報道も該借款交付の時期を確定しあらざるを遺憾とせり支那政府は遲くも陰曆正月の間に合ふことを希望し居れり。（廿六日日日）

▲造幣局設置建議　（北京國際特電廿四日發）上海英國商業會議所の會議銀錠使用を廢止すること補助銀貨及び銅貨を以て幣貨流通の統一を確立すること幣貨の無代價鑄造の爲め上海に造幣局を開設すること及び其他の支那造幣局に對しては貨幣本位の統一を確實にする爲め有效なる管理を行ふことを支那政府に勸告するを可とせる決議案を通過せり此決議に從ひ英國公使館は十八日支那政府に覺書を送れり覺書は補助貨の下落並に支那銀行紙幣の不信用狀態に依りて惹起せらるゝ不便に言及し銀幣貨は銀行紙幣よりも信賴するに足ると共に銀錠よりも便利にして今や實際幣貨統一の要求ある事實を指摘し次に過去に於ては銀錠は支那通貨を支ふる柱石なりしが絕對に信賴し得べき幣貨の鑄出せらるゝまでは斯かる柱石を取除くこと不可能なりと云ひ英國銀行家並に商人の意見にては若し幣貨無代價鑄造を開始すれば中央造幣局にして支那方面に輸送さるゝ銀の主要輸入港たる上海に設置さるゝ場合には

幣貨統一は大なる困難を見ずして實行し得べしとのことなるが銀行家及び商人は嶄くの方法に依り支那政府は僅少の鑄造稅を徵集し之に依りて一切の費用を支辨し得べきが故に實際に於て何等の損失をも被ることなかる可しとせりと云へり尙ほ覺書は信賴し得べき弗貨統一に依りて生ずる便宜に就て述べ弗貨幣の成功は信用及び保障の如何に在るを以て新造幣局設置に就て最も重要なる件は中央政府の直接管理の下に置くことにして政府は之に對し諸外國各銀行團に信用を得るに必要なる外國技術家の援助を獲得せざる可からずと云ひ是は敢て支那の誠意及び其能力を疑ふるものに非ざるか造幣局に於ては外國の銀を取扱ふのみならず鑄造せる支那弗貨が各外國銀行の手を經て全世界の十分なる信用を博すること最も肝要なるを以て造幣局の爲めに外國技術者の援助を得るの必要ありと力說せり支那政府は此覺書と同意見を有し今日を以て銀錠に代ふるに統一ある弗貨を以てす可き好時機なりと愚惟し居れりと解せらる從つて來春早々銀貨無代償鑄造の爲め必要なる外人技術者の援助を有する中央政府所屬造幣局を上海は設置す可き計畫發表せらる可し。廿六日時事）

▲吉林對米借款　（廿五日長春特派員發）吉林省の米國より米貨二千萬弗借款に對し森田吉林總領事は吉林鮑督軍及徐省長と會見し其實否を實したるに支那側にては事實無根なると答へたる由なるがその後確かなる報道によれば同借款交涉は哈爾賓道尹萬祐岑が主となり親米派なる徐省長等の意をくみ暗々裡に交涉を進めつゝありて張巡閱使の內諾を得中央に正式交涉方を申請せるに政府よりは吉林にて交涉すべしとの命あり爲めに米國銀行家側代表者五名と折衝の結果本月四日契約成立し十八日調印することとなれりその內容は吉林省內水道敷設權及吉會線敷設權を擔保として上海花旗銀行より二千萬弗を借款し五百萬弗一千萬弗五百萬弗の三期に交付し內二百萬弗を張巡閱使以下借款關係者に分配する筈なりしが調印成立に先立ち日本側の知る所となり十五日森田總領事は徐省長を訪ひ右の實否を質問せるに省長は之れを否認せるを以て領事は之れを公文書にて回答方を促し且鮑督軍に質問せるに督軍は財政上には何等關係せずと答へたりと支那側は右調印前に日本側に洩れたるに驚き米國側に事情を陳べて一時延期方を乞ひ時機を見て調印すべき內意なるが如し。（廿六日東朝）

▲大淸河口築港　（二十四日奉天特派員發）直隸省大淸河の河口に米國某財團より二千五百萬元の資金を仰ぎ直隸第一不凍港を改築する計畫は周自齊潘復等の斡旋にて遂に米國側との間に交涉濟み同省の省議會に於て最近秘密會を開き同意を與へたりとの報あり。（東朝）

▲湖北軍費借入　（漢口特電廿五日發）本年末支拂の筈なる湖北軍費百三十萬元中國交通兩銀行より之を借入ることに決定せり。（廿七日時事）

▲隴海鐵道督辦渡白　（二十四日北京特派員發）隴海鐵道督辦施肇曾は同鐵道借款に對する用務を帶びて白耳義に赴くことゝなり二十七日上海出帆のエムルシア號にて同地へ出發の筈なり。（廿七日東朝）

▲煙酒借款反對討議　（上海特電廿七日發）當地煙酒聯合會研究會國貨維持會は今日各團體の聯合大會を開き煙酒稅借款反對に關し更に討義す可く昨日通告を發せり。（廿八日時事）

▲對英飛行機借款は違法也　（廿六日北京特派員發）英國代理公使は支那政府に對し陸軍部と英商ヴィカースとの間に締結されたる飛行機借款契約中に將來支那が飛行機を購入する場合に優先權を該商會に與へたる・來支通商條約第十五條に違反するものなりとの理由を以て抗議を提出せり。（廿八日東朝）

▲銀元制度決定　（二十六日北京特派員發）支那政府は英國公使の希望を容れ銀錠制度を廢して銀元制度と改むるに決し先づ南京の造幣局を上海に移し中央の管轄に歸せしめ外國技師數名を招聘して制度改革の準備に當らしむべしと。（廿八日東朝）

▲龍煙鐵工借款說　（北京特電廿七日發）支那側の報道に據れば陸宗輿氏を總裁として丁士源氏を副總裁とする龍煙工公司は資本金としては日本側より千五百萬元を借款する契約を爲し既に橫濱正金銀行北京支店にて該資金の引渡を終了せる旨傳へつゝあるが兩國當局は絕對に否認せり。（廿九日日）

▲佛國煙酒借款抗議　（二十七日北京特派員發）駐支佛國公使は煙酒借款の成立は先年中佛銀行と支那政府との間に煙酒稅を擔保とせる五百萬法の實棄借款と牴觸するものなりとの理由に依つて支那政府に抗議を爲せり。（廿九日東朝）

▲水口山借款假契約　（二十八日北京特派員發）湖南張敬堯氏と米國

商人との間に水口山某技師の仲介に依り十二月十二日湖南に精煉所を設立するの名義を以て水口山鉛礦を抵當とする借款の假契約を締結せり其契約は鉛礦八十萬弗を支那側の出資と／米國側より百四十萬弗を出資し期限後更に十箇年繼續する事を得るものとし製煉所にては鉛砂一噸に付價十弗を以て購入する契約とし借款と製鍊所との關係頗る曖昧なるものあり在京湖南人は本借款成立を探知するや一致して廿七日財政農商兩部に詳細なる報告を爲すと同時に本契約成立以前に張督軍なして契約を取消さしめ尚張督軍及び本借款に盡力したる財政總長を共に免職せん事を要求せり。（廿日東朝）

▲英商會總支配人（上海國際特電廿八日發）英國官憲は支那英國商會（支那法令の下に設立されたる英國商館）の總支配人は英國人ならざるべからずと新聞紙上にて布告したる爲當地米國實業家間に非常なる驚愕を惹起せしめたり是れ是等の會社中には米人に據り設立され且つ支配され居るもの多きを以てなり之に就き支那新聞は曰く米國商業會議所及び支那の米國協會は會合を開き英國商業會議所及び英國支那協會に書を送り此布告にして實施されんか極東に於ける英米人の關係は將來危險に頼すべき指摘したり米國實業家は又國務省に宛てたる長文の電報を起草したれども前記書類に對する回答到着する迄發電を見合せ居れり、當地米國實業家の意見によればこの命令の結果については起草の際未だ倫敦に於ては明瞭に理解され居らざりしものなりと。（廿日時事）

▲鐵道統一反對熾ん（二十八日北京特派員發）四南八省の鐵道統一に就ては各省軍省長之が實現に任じ夫々準備に着手し居れる趣なるが之に關し參方面の反對漸く盛にして北京に於ては一般に軍政府が鐵道統一に藉口して借款を爲さんとする魂膽ならんと認め居れり。（廿一　東朝）

▲不凍港改築計畫（二十八日北京特派員發）直隸省に於て米國の資本を以て一不凍港を改築するの計畫に對し衆議員三十餘名は政府に說明書を提出せり。（廿一日東朝）

▲英國銀貨制變來（二十八日北京特派員發）英國公使より支那政府に對し銀幣制度を厲し（銀元）銀貨制度と爲さん事を要求せるが表面を粗ゆれる金屬を被覆する事實上米國公使も特別委員を急派問題として支那政府が幾分銀塊を採用し上海に鑄元局を置きて中央の管理に歸せしめ外人を關與と爲さん事を勸告する通牒を支那政府に致せり尚同日參議院より財政委員會に幣制問題に付同樣の意見を提出せり政府としても之が必要を認め廿八日之を財政部幣制局に移牒して其意見を徵したる上にて決定する事となれり。（廿一日東朝）

寄贈書目錄貳月號

紡織界	其社	一號
經濟資料	東亞經濟調査局	一號
東方時論	其社	一號
新公論	其社	自一號至二號
法學叢誌	京都法學會	一號
報關	其會	自一號至二號
商工	商工社	一二號
海外情報	儲行社	一二號
通商公報	外務省通商局	自八七號至六九五號
Herald of Asia	ヘラルド社	自一五號至一八號
東洋經濟新報	其社	自八七七號至八八一號
商標公報	特許局	自四七二號至四七四號
水交社記事	水交社	一〇號一二號
調査資料	臨時產業調査局	四七號
會報	熊本海外協會	一二號
商業會議所ニ關スル報告書	民藤山治氏	一四號
月報	青島實業協會	三四九號三五一號
特許公報	特許局	自六七號至六八號
大陸工報	興亞技術同志會	一二號
鐵と鋼	其會	

商工時報	其社	二號
山林彙報	農商務省山林局	一月號
奉公	其會	二〇四號
外事彙報	外務省	一一〇號 一一二號
實用新案	特許局	五八九號 五九三號
雜穀肥料同業組合會報	其會	二號
NEW Book	丸善株式會社	五八號
東亞攻究會會報	其會	一號
支那貿易ノ概況	農商務省	
東京文具新聞	其社	新年號
學鐙	丸善株式會社	一號
東洋時報	其社	二五六號
岐阜縣教育	其會	三〇五號
大陸	其會	二號
南洋協會會報	其會	一號
地學雜誌	中國地學會	一一三號
大日本紡織聯合會月報	其會	三三八號
月報	奉天商業會議所	八五號
日本及日本人	政敎社	七七五號
三田評論	其社	二七一號
水產界	其會	四四九號
財政經濟時報	其社	二號

資本金四千萬圓

朝鮮銀行

本店朝鮮京城

支店出張所

東京、大阪、神戸、下關……（内地）
平壤、仁川、元山、大邱、釜山……（朝鮮）
鎭南浦、郡山、木浦、羅南、會寧
大連、奉天、長春、安東縣、四平街、開原、旅順、營口……（滿洲）
遼陽、鐵嶺、鄭家屯、吉林、龍井村、哈爾賓、傅家甸
上海、青島、天津、濟南……（支那）
紐育、浦鹽……（海外）

爲替取引先　倫敦、其他内外主要地ニ有之候

當銀行ハ預金、貸付、爲替及取引等、一般銀行業務ヲ便利ニ取扱仕候

一資本金　一億圓（内拂込濟六千壹百萬圓）

一積立金　貳千八百萬圓

横濱正金銀行

電話特四三〇〇番
特四三〇一番
特四三〇二番
四三〇三番
四三〇四番
特四番（宿直用）

支店　東京、大阪、神戸、長崎、倫敦、里昂、紐育、桑港、ロスアンゼルス、布哇、シドニー、孟買、カルカツタ、香港、上海、青島、濟南、漢口、天津、北京、牛莊、旅順口、大連、遼陽、奉天、鐵嶺、安東縣、長春、哈爾賓

出張所

此外内外樞要ノ地ニ代理店有之候間爲替、荷爲替、信用狀其他内國手形割引、貸付、保護預等御便宜御相談可仕ニ付御都合次第御來談被下度候

第拾五回決算報告

（自大正八年六月一日至同年十一月）

貸借對照表

資産之部		負債之部	
拂込未濟資本金	三三七五〇〇〇〇〇〇	資本金	二五六四七九二四五
繼續事業財産	三七三一九四八二七六五	第一積立金	一三五二八一六四六一五
製品	六六八五四四七六三二	第二積立金	二六七四五八九二〇四〇
中製品	一六六四四五〇〇〇	使用人積立金	一七四九八一六九〇〇〇
輸送中製品	七七六五〇〇〇	未拂配當金	一九二八九四五〇
貯藏品	三七三九五〇一一四三	諸預リ	二五七二一八三〇
買入鑛石	六三一〇三四七四九〇	假受金	七〇三二一六七〇
倉庫勘定	三二四八四六四七〇	未拂配當金	二九六二三一六八〇
未收入金	四一九四五〇	使用人積立金	四五九九四八五
出張所勘定	一〇九二六〇	諸預リ	四四七一九八〇
假拂金	一〇九二九〇	假受金	七〇〇二一八七〇
假拂勘定	一二八九四一四五〇	未拂配當金	二九六二三一六八〇
運賃保險料勘定	九六二一四〇	使用人積立金	四五九九四八五
輸出品假拂勘定	一四六一〇〇	諸預リ	四四七一九八〇
未收入金勘定	九六二一四〇	假受金	七〇〇二一八七〇
出張所勘定	一四六一〇〇	未拂配當金	二九六二三一六八〇
假拂金	九六二一四〇	使用人積立金	四五九九四八五
假拂勘定	一四六一〇〇	諸預リ	四四七一九八〇
運賃保險料勘定	九六二一四〇	假受金	七〇〇二一八七〇
輸出品假拂勘定	一四六一〇〇	未拂配當金	二九六二三一六八〇
未收入金勘定	九六二一四〇	使用人積立金	四五九九四八五
出張所勘定	一四六一〇〇	諸預リ	四四七一九八〇
假拂金	九六二一四〇	假受金	七〇〇二一八七〇
假拂勘定	一四六一〇

日清汽船株式會社決算報告

第十三年度前半期（自大正八年四月一日至同年九月廿日）

貸借對照表

負債之部

株主勘定	金一六、二〇〇、〇〇〇、〇〇
支店勘定	一〇四、八八八、一八
預リ金	三二、七六四、七八
佛法積立金	一九、二一八、九二
未拂配當金	五九、八九八、〇四
船舶保險積立金	一、三二一、九二
船舶修繕積立金	七五、三一〇、二一
水除銹備積却積立金	九三、三一〇、一〇
船々價整理資金	一、一五〇、〇〇〇、〇〇
新造船積立金	二五〇、〇〇〇、〇〇
建物修繕積立金	四九〇、〇〇〇、〇〇
職員退職手當基金	九六、〇一九、一二
戰時得稅充當金	九六、七一三、八〇
前期繰越利益金	一四六、七一三、〇〇
當期利益金	二三、五六四、四六七、九七
合計	二三、五六四、四六七、九七

利益金分配

前期ヨリ繰越金	二七二、九二七、二二
當期利益金	一、二九七、九六〇、七二
合計	一、四七〇、八六七、九三
內	
法定積立金	五九、八九八、〇四
株主配當金（年一割五分）	七一、九二七、五〇〇
役員賞與金	八三、八五七、二五
新船々價整理資金	一〇〇、〇〇〇、〇〇
建物修築資金	一〇〇、〇〇〇、〇〇
職員退職手當基金	三〇、〇〇〇、〇〇
戰時得稅充當金	四〇、〇〇〇、〇〇
次期へ繰越金	二九七、五七六、四

大正八年十一月二十二日

取締役社長男爵 近藤廉平
專務取締役 土佐孝太郎
專務取締役 竹內直哉
取締役 堀啓次郎
取締役 白岩龍平
取締役 深尾隆太郎
取締役 荻野元太郎
監査役 田邊爲三郎
監査役 千浦友七郎
監査役 角田隆郎

追テ監査役三名任期滿了ニ付改選ノ結果田邊爲三郎千浦友七郎角田隆郎當選重任セリ

第五拾八回決算公告（大正八年度下半期）

貸借對照表

貸方（負債）

資本金	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
諸積立金	一、九〇八、六〇一、五一
職工保護資金	五五〇、〇〇〇、〇〇
前期繰越金	五、五二八、三六五、七二
諸預リ金	四、五三九、〇三二、四五
未拂諸引當金	四、一三四、六三四、五四
本期純益金	一、三四四、九一七、〇二
合計	七七、六五八、八五、八四

借方（資金）

未拂込資本金	七九、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
地所、建物、機械工場用具什器、	一〇、八七二、五四五、二五
船舶及水上有價證券	四一、〇七〇、〇〇〇、〇〇
原棉、綿糸布、仕掛物屑綿糸布	二三、一八七、〇七一、八五

右之通リ本日於株主總會承認セリ

大正八年拾貳月貳拾參日

大日本紡績株式會社

取締役社長工學博士 菊池恭三
取締役 本吠利一郎
同 田代重右衛門
同 福本元之助
同 田村謹壽
同 金澤仁作
同 殿村平右衛門
同 岩田惣三郎
同 松村諦成

取締役 松本宗十郎
同 佐伯利隆
同 有賀松造
同 小寺源吾
監査役 山口玄洞
同 三野村倉二
同 廣海二三郎
同 戶田榮藏
同 竹尾治右衛門

外務大臣 子爵 内田康哉 閣下 序文

外務省臨時調査部譯

◆大好評再版出來◆

獨人の觀たる日本及聯合國の對獨經濟戰

定價金參圓五拾錢 送料（内地拾八錢 臺樺四拾錢 支朝五拾五錢）

□本書は此の日本及聯合國の□對獨經濟的施設に對し、獨乙、□獨立キール大學內王立海運及經□濟研究所副所長ワルデマール・□コッホ博士等が自國の立場より□見て專心攻究したるものを我が□外務省に於て翻譯したるなり。□苟も政治、經濟、財政、軍事、殖民、□海運等之れを世界的に研究せむ□とする人士に對し絕好資料たる□ことは我社の深く信じて疑はざる處也。□□敢て本書を江湖の諸賢□に薦む。

□目次概括□

□日本の對獨經濟戰、日本の獨逸に對する態度、日本□の獨逸商業對抗策、獨領南洋諸島に於ける日本人の活□動、巴里經濟會議に對する態度、講和問題に關する意見□戰時に於ける日本經濟力の發達、財政、在外正貨及海外□放資、交通、銀行、保險、敎育、勞働者保護、關稅、商□工業奬勵施設、在外通商代表機關、移民、原始生產、日□本の工業、鑛業、造船、機械工業、電氣工業、紡織工業□化學工業、玩具工業、皮革工業、紙類及製紙原料、文房□具、セルロイド工業、セメント、硝子工業、磁器工業、□陶器工業、エナメル製品、澱粉製造、麥酒釀造、時計製□造、護謨工業、リノリウム製造、大豆油の加工、軍需品□工業、海運業、日本商船現在高、日本海運業による外國□海運業の壓迫、日本の對外關係及外貿易、北亞米利加、□支那、露西亞、海峽植民地、戰後に於ける日本の經濟的□發達、聯合國の對獨經濟戰、英國、反獨運動、取引及支□拂の禁止、獨逸人の法律的地位、英國經濟界の進捗、定□期市及萬覽會、諸外國に於ける努力、經濟各方面に於け□る努力、戰時に於ける英國の輸出、佛國、獨逸の利益に□對する直接の加害、佛國經濟界の進捗、戰時に於ける佛□國の輸出、伊國、葡國、露國、北米合衆國、米國經濟界の□進捗、戰時に於ける米國の輸出、其他の諸國、商業政□策上の共同的努力、商業戰の整理、其他滿載す。

◆世界經濟界の好指針◆

發兌 株式會社 啓成社
東京市日本橋區（今川橋際）
電話本局二一〇〇番
振替東京一二〇五五番

熱帶生活

醫學博士
宮島幹之助著

四六判美裝
寫眞數葉

定價金壹圓五拾錢
（南洋實價 新嘉坡銀壹弗五拾仙）

宮島博士は蚊の先生なり。
マラリヤ熱の媒介たるアノヘレスを探ねて寥燐蠻雨の熱帶地を普く涉獵
既往せる篤學者、我國の熱帶地及熱帶病研究の權威なり。
博士が數次の熱帶地旅行に依つて得たる、研究、經驗より編み出せる熱
帶生活法、見聞錄等を懇切平明且つ興味深く叙述せる者即ち本書にす。
熱帶地常住者は勿論、護謨園經營者、熱帶地關係貿易商、航海家、旅行
家等苟も熱帶に關係あるの士は一讀以て得る處尠なからざるべし。

内容一班

熱帶生活法◆熱帶は文明を支配す◆科學の進歩は熱帶を征服す◆熱帶生活に適する資格◆熱帶の氣候と健康◆熱帶に於ける飲食物、被服、住居◆日射病の手當と豫防法◆熱帶の鬼マラリア、其豫防の第一義◆糞土より來る病◆十二指腸蟲病と豫防並に治療法◆赤痢と療法◆脚氣、皮膚病、花柳病其他熱帶特有病と其豫防並に治療法

南洋行◆上海より◆香港より◆シンガポールより◆ジョホール河を溯つて◆檳榔嶼山の情調◆椰子の樹蔭◆猪を仕留めた手柄の一條◆南洋の女◆半島斷片◆シンガポールの別れに繼て暮す村人◆雪隣物語◆滑稽南洋の鹿狩

ナイルの流域◆旅機の樂な埃及の土地◆ナイル河畔に太古と近世の對峙◆カナロー府◆篤學の寄生蟲學者ロース氏◆埃及の大蟲住血吸蟲と十二指腸蟲◆カイロよりアスワン迄の汽車◆砂漠の旅行◆燒く樣な砂漠の旅行◆心地よきナイルの舟行◆衞生設備の美と醜◆黑人の部◆オムヅルマン◆其他熱帶植民地の好模範◆衞生設備◆熱帶醫學の泰斗ローベルトコツホ先生◆先生の風采、友情、用意、態度、信用、訓戒、慈愛、魚釣、趣味、教授振り◆其他醫學者の觀たる熱帶の記事滿載

發行所 南洋協會
東京麹町區八重洲町

日本之醫界社
東京牛込區南榎町十三番地

南洋及日本人社
東京牛込區南榎町十三番地

日本發賣所
南洋發賣所

前號要目

米國の對支活動……一—四
上海の物價……五—一六
支那商人團體制度（完）……一六—一九
支那財政の國際管理……二〇—二六
英人商業會議所聯合組合……二六—三〇
七年度の國有鐵道成績概要……三〇—三一
支那事業界近況……三二—四二
支那最近時事要項……四三—五九
會報……一—六
支那官職員表……一—一三

支那　第九卷第二號

大正九年二月十四日印刷
大正九年二月十五日發行

編輯兼發行者　東京市本鄉區湯島天神町一丁目十一番地　清水壽
印刷者　東京市麹町區紀尾井町三番地　金澤求也
印刷所　東京市麹町區紀尾井町三番地　元眞社
發行所　東京市赤坂區溜池町二番地　東亞同文會調查編纂部
電話　芝一二一四番　振替口座東京九七三〇番
大賣捌所　東京市神田區表神保町　東京堂書店
同　東京市京橋區尾張町二ノ二　東海堂
同　東京市京橋區元數寄屋町三ノ七　北隆館
同　東京市神田區南神保町一二　有斐閣

每月一回發行	定價	冊數	定價	郵稅無料
	一冊	四冊	二圓二十五錢	
	六冊（半年分）	十冊	四圓五十錢	
	十二冊（一年分）			

支店出張所

臺灣
基隆　臺中　嘉義　臺南
宜蘭　淡水　桃園　新竹　打狗
阿緱　臺東　花蓮港　澎湖島　南投

內地
東京　橫濱　大阪　神戸　門司

株式會社 臺灣銀行 (臺北)

支店出張所

支那
上海　九江　漢口　福州　厦門
汕頭　香港　廣東

南洋
新嘉坡　スラバヤ　スマラン　バタビヤ　孟買
盤谷

歐米
倫敦　紐育

前號要目

米國の對支活動……一—四
上海の物價……五—一六
支那商人團體制度（完）……一六—一九
支那財政の國際管理……二〇—二六
英人商業會議所聯合組合……二六—三〇
七年度の國有鐵道成績概要……三〇—三一
支那事業界近況……三二—四二
支那最近時事要項……四三—五九
會報……一—六
支那官職員表……一—一三

支那　大正九年二月十四日印刷　大正九年二月十五日發行

編輯兼發行者　東京市本鄉區湯島天神町一丁目十一番地　清水壽

印刷者　東京市麹町區紀尾井町三番地　金澤求也

印刷所　東京市麹町區紀尾井町三番地　元眞社

發行所　東京市赤坂區溜池町二番地　東亞同文會調査編纂部
電話芝一二一四番　振替口座東京九七三〇番

大賣捌所　東京市神田區表神保町　東京堂書店
東京市京橋區尾張町二ノ二　東海堂
東京市京橋區元數寄屋町三ノ七　北隆館
東京市神田區南神保町一二　有斐閣

每月一回發行	定價	冊數	定價	郵稅無料
	一冊	四冊	十錢	
	六冊（半年分）	二圓二十五錢		
	十二冊（一年分）	四圓五十錢		

支店出張所

臺灣
基隆　臺中　嘉義　臺南
宜蘭　淡水　桃園　新竹　南投
阿緱　臺東　花蓮港　澎湖島

內地
東京　橫濱　大阪　神戶　門司

株式會社 臺灣銀行 (臺北)

支那
上海　九江　漢口　福州　廈門
汕頭　香港　廣東

南洋
新嘉坡　スラバヤ　スマラン　バタビヤ　孟買
盤谷

歐米
倫敦　紐育

支店出張所

明治四十五年一月十七日第三種郵便物認可
大正九年二月十五日發行（毎月二回十五日發行）
支那 第十一卷 第二號

世界的の仁丹

内地の如く海外到る處に賞讃せらる

活用
旅行に仁丹五粒
讀書に仁丹三粒
頭痛に仁丹十粒
食後に仁丹十粒
散歩に仁丹三粒

支那天津……仁丹公司
支那漢口……仁丹公司
印度ボンベイ市……仁丹公司
爪哇スマラン市……仁丹公司

の各支店に於て今や極力
販路を開拓しつゝあり

仁丹本舗の寫眞

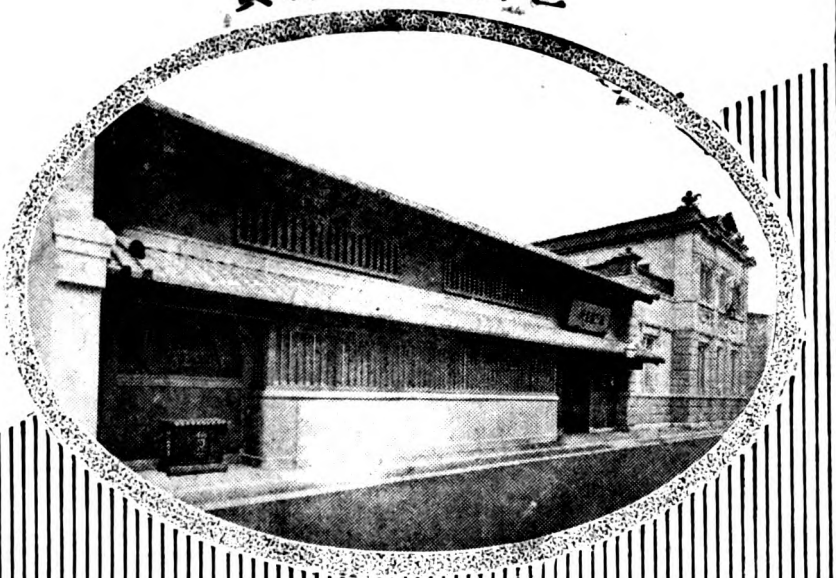

金言
汝の善良なる商品を以て世界の市場を賑はせ
ロスチャイルド

支那

明治四十五年一月十七日第三種郵便物認可
大正九年三月十五日發行（毎月一回一日發行）

第十一卷　三月號　第三號

內容

會議所聯合會の決議……一
山東問題に關するロッヂ氏の演說…五
蒙古視察談……一一
支那財政の國際管理……一六
山東問題側面觀……二四
彙錄……二八
支那最近事業界……三九
支那時事……四三
支那彙報……五六

東亞同文會調查編纂部

支店出張所

臺灣 基隆 臺中 嘉義 臺南
宜蘭 淡水 桃園 新竹 打狗
阿緱 臺東 花蓮港 澎湖島 南投

内地 東京 横濱 大阪 神戸 門司

支那 上海 九江 漢口 福州 廈門
汕頭 香港 廣東

南洋 新嘉坡 スラバヤ スマラン バタビヤ 孟買
盤谷

歐米 倫敦 紐育

株式會社 臺灣銀行 (臺北)

支店出張所

大正九年三月十五日發行「支那」目次 第十一卷第三號

會議所聯合會の決議……一——四
山東問題に關するロツヂ氏の演說(上)……五——一一
蒙古視察談(上)……吉田陸軍中將……一一——一五
支那財政の國際管理(下)……オーバー、ラツチ……一六——二四
山東問題側面觀……ジヨーヴ、ブロンゾン、リー……二四——二七

彙錄

天津ABC倶樂部—支那苦力は歐米人を如何に見るか—支那に於ける社會主義の過去及將來(上)……二八——三八

事業界

英米煙草會社紙卷煙草製造狀況—紡績工場聯合協會總會—上海棉花水氣檢査所事業成績……三九——四二

時報

呼倫貝爾自治取消詳報—山東交涉の其後—英國の意嚮—學生取締令—京畿衛戍總司令布告四—外交總長宛山東意見書—東清線回收問題—關稅の增收—八厘交通內債—日貨排斥の影響—中華銀公司章程—商業會議所聯合會—日華實業協會の組織—應急借款前渡交附—海河口實測記……四三——四五

登錄商標

ツボ印 工業用

塩化アンモニア

上記商標ヲ附シテ發賣スル本品ハ當所試驗部ノ嚴密ナル檢査ヲ經テ其品質ヲ保證スルモノナリ

◎御購求ニ際シテハ必ズ「ツボ印」ト御指名アランコトヲ

製造發賣

天然化學工業所

中田商店

大阪市平野町

商標

註冊

官許
專賣

仙鶴牌束子

製造發售

本舗

西尾商店

大日本東京

用仙鶴牌束子刷洗炒句

本舗開設以來研究多年專造束子遠近名廚御請官許專賣此貨用鐵絲編椰子纖維而成之價值格外從廉堅牢無比兩面均可耐久使用鎖路日見增加輸出外國實爲不鮮各家庭各工場以外一切從農工漁業者代用刷子一日亦不缺可之要品也其用途廣大必須述凡掃除洗刷等等非用此品不可於各家厨房洗刷一切最爲清潔衛生早一日用之則有一日之利實爲理想的要品特此謹告即請購備爲荷

請立刻函致本舗試用實爲至盼

寸尺		
第一號	長四寸二分	横二寸八分
第二號	四寸八分	三寸
第三號	五寸四分	三寸三分
第四號	六寸六分	三寸六分
第五號	七寸八分	四寸二分

用紙包裝封如此能可完全預防塵埃實爲衛生而美觀且使用便利

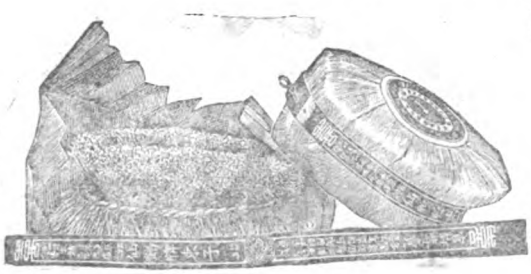

開紙

賜宮内省御買上の光榮

專賣特許

仙鶴牌束子（龜の子束子）の用途は頗る廣汎にして厨所用に限らず百般の工業養蠶畜産業船舶用其他ブラシ代用の洗滌器として需用益々擴大し尚海外に輸出せらる

東京市本郷區眞砂町

本舗

西尾正左衛門商店

電話小石川長九五二番
九五三番

振替口座東京六六〇八番

直輸出入業

株式會社 武林洋行

大阪市西區靱中通參丁目貳壹

電話土佐堀 (局) 二三五番 三、〇二三六番 二九番

神戸出張所　神戸市海岸通二丁目　電話ヱノ宮 (局) 一、八一五番 三、三三八番

東京支店　東京市深川區佐賀町二丁目　電話本所 (局) 三、七〇六番 二、二九五番

横濱出張所　横濱市相生町六丁目　電話 (局) 一、五九〇番

海外支店 岡出張所　上海、漢口　沙市、宜昌、萬縣、重慶、奉節、老河口、鄭州

營業種目

棉花、絹紡原料
麻、肥料、雜穀
毛皮革、牛水蠟
各種油及其原料
其他支那產物

ヱビスビール

サツポロビール

アサヒビール

大日本東京

大日本麥酒株式會社

第六拾六回決算報告

損益計算

總收入金	一、五四三、一七四・九二二
總支出金	一、〇一二、一一七・七六八
差引	一四、三〇一、〇五七・一五四
固定資產消却金	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
戰時利得稅引當	二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
再差引當期純益金	一〇、三〇一、〇五七・一五四
前期繰越金	五、二四四、七〇五・二六〇
計	一五、五四五、七六二・四一四

內

株主配當金	一、五七八、六九七・〇〇〇
（但年二割）	
臨時株主配當金	三、九四六、七四二・五〇〇
（但年五割）	
諸種積立金	二、五〇〇、〇〇〇・〇〇〇
使用人病傷老衰退職恩給資金	二〇〇、〇〇〇・〇〇〇
職工幸福增進資金	二〇〇、〇〇〇・〇〇〇
從業員子弟教育貸費資金	二〇〇、〇〇〇・〇〇〇
使用人職工臨時給與金	三五〇、〇〇〇・〇〇〇
役員賞與金	五〇〇、〇〇〇・〇〇〇
後期繰越金	六、二七〇、三二二・九一四

右報告候也

大正九年一月

東京府南葛飾郡隅田村

鐘淵紡績株式會社

關西製鋼株式會社
大阪帶革製造所
中國化學工業會社
山東省代理店

船舶、鐵道、鑛山
鐵工、土木、建築用品販賣

和田寬商店青島出張所
青島長安町十四番地
電話五七五番

鐵工部工場
青島早霧町九番地

鐵道用品機械類カタログ御郵送ヲ乞

顏料製造工場
山東省博山驛前
電話四一番

當工場製造ノ辨柄ハ品質優良價格低廉製
產高豐富見本御一報次第郵送可申候
見本御入用ノ向ハ青島ノ方ヘ御申越ヲ乞

奉天浪速通十六番地

滿洲晝夜金融株式會社

電四七三番

活版、石版印刷
洋式帳簿製造
和洋紙封筒
堀井謄寫版
印刷インキ
印刷諸材料
活字罫輪廓

大販賣

大連 小林
大連市大山通七又
大山通支店

電話 振替 大連長 四二九 四〇八 二四三四番

資本金壹百萬圓

營業科目

特産物
自動車運搬
電車運搬
物品販賣業

大連市紀伊町九號地
大連運輸株式會社
電話番號一七二三番

大連市軍用地第三區參號
自動車格納庫
電話番號二四二八番

大連市小崗子東街貳拾貳號
小崗出張所

大連市埠頭構內
埠頭出張所

▲製造輸出品▼
護謨眞田紐、靴紐、蛇腹紐、人造絹絲製帽帶、山道紐、綿紗、房類、各種撚紐、及組紐製品全部

▲輸入原料品▼
人造絹絲、護謨線絲、金銀線絲、其他各種原料品

大阪東區淡路町四丁目
岡繁藏商店
電話 本局 長一七一五番 園三六八一番
振替口座大阪八四六番

オキシヘーラー

邦文
支那文 **説明書** 實驗例附 **贈呈**

▼オキシヘーラーの顯著なる事は使用僅か五分間を出でずして三乃至五ヨヨの血壓を亢め一時間を繼續すれば實に十乃至三十ヨヨの活力を增進す試に血壓計脈波計等を以て驗せば其調節の狀を明にし又各自は脈搏、呼吸、體溫の整調に依ても自覺せらる

▼婦女子の[illegible]の酸素吸引力を增大し健康の元素を補ふが故に難治の疾病を根治するに空前の偉力を有す論より證據使用者は忽ち脈搏強實となり全身の溫暖、呼吸の深長を感じ次で熟睡解熱、鎭痛、食慾の亢進、兩便の快通等生理的本能を回復するの神速なるは實に天下の奇蹟なり

本器は創製以來六年餘 其信用は社會に定評あり

Thos. A. Edison says, "The doctor of the future will not does us with drugs, but will instruct his patients as to the cause and prevention of all maladies. In other words, his function will be to prevent disease and not try to cure it, as now."

特色

▼使用法 簡便にして時と處とを問はず些の熟錬を要せず自在に使用し得らる

▼耐久力 構造堅牢にして效力永久不滅電池の如く使用毎に消耗するものに非ず

▼感覺 頗る自然的にして毫も刺戟或は微痛だも感ぜず容易に使用の目的を達す

▼費用 使用に當り別に藥物等を要せざれば器械購求以外永遠に何等の費用を要せず

正價金參拾五圓 送料內地金參拾六錢 支那・朝鮮・樺太金六拾五錢

東京市牛込區筑土町三十一番地
オキシヘーラー奬勵會
電話番町四四五三〇七・四六八九・口座東二七七二

大正九年三月十五日

第十一卷　第三號

會議所聯合會の決議

一

二月中旬、連日に亙つて東京商業會議所に於いて開かれたる本邦商業會議所、及び在支邦人商業會議所並びに實業協會の聯合會は、二十日終に重要なる決議に到達したり。卽ち同聯合會は、支那に於ける排日ボイコットの善後策を協議するために開かれしものなるが、日支關係の現前の如き疏隔は、畢竟是れ兩國間の諒解に於いて、缺くるところあるに職由す。此双方の誤解を一掃し、共存共益の趣旨を徹底せしめ、兩國々民的利益の增進を計り、兩國間に於ける經濟的關係を密切ならしむるは、刻下の最大急務なり』と決議し、此目的を貫徹するがための實行方法として、(一)本邦商業會議所と支那各地商會との聯絡を圖ること、(二)本邦商業會議所と、在支日本人商業會議所及び實業協會等との聯絡を取り、少くとも毎年一回會合協議すること(三)各種事業經營上の提携を奬勵すること、(四)速に日支協會を設立することの四項を採用したり。昨年五月以來、支那に於ける排日ボイコットのために、我が貿易業者の受けたる損害

は頗る甚大なるものあり、東京商業會議所の調査を以てその一班を察することを得べきが、日本の對支貿易は、若し銀價空前の暴騰に因る支那人の購買力增加といふ偶發的條件の存在するなくんば、決してかの程度の損害を以て終ることなかりしなるべし。而して支那の排貨運動に關する帝國政府の擧措は、不幸にして妥善なりとは稱し難く、少くとも緩慢且不徹底のそしりを免かれざりしを以て、支那側は與みし易しとばかり益々排貨の火の手を盛んにし、昨年十一月福州事件の勃發するに及び殆んど收拾すべからざるものあり、今日に至り排貨のこと、實に全一年間の持久性を示したり。

支那の排貨運動に對し、直接の利害關係を有する我が對支貿易業者は、こゝに於いて最早や當局の措置にのみ信賴する能はず、全國商業會議所に飛檄して、此際何等かの措置を講じて日支關係の改善を謀らざるべからざるの理由を納得せしめたるが、その各代表を一堂に會して對策協議するの必要を暗示したるものは、昨年十一月上旬上海に於いて開かれたる在支英國商業會議所聯合會の開催其事にして、その決議が有力に本國政府を動かし得るの先蹤を看取することに、這次會合の動機を發見し得べし。

二

會議所聯合會決議は、先づ「門戸開放、機會均等、領土保全」を以て日本の國是なりと斷じ、此目標に向つて進むことを以て東洋の平和を確保する所以なりとし、而して日支兩國の、現前の如き疎隔が、如上の目的を阻害するものなりとせり。此點は吾人も同意を表するに吝ならざるところにして、何等かの方法を以て此障碍を除かざるべからずとは、識者に依つて屢々稱へられたる所とす。決議はその方策の第一歩として、「共存共榮」及び「兩國經濟關係の密接」とを擧げ居れるが、功利的唯物的なる支那人に對しては、徒に同文同種、唇齒輔車の空漠たる常套文句に依りて、精神的結合を圖ること望みなきものなる以上、先づ「利益の共通」てふ唯物的方面より入り、之を久しうして精神的結合に及ぶことの、平凡なれど頗る有效なるを思ふべし。

實行事項の(一)は、本邦商業會議所と、支那商會との聯絡にして、(二)は本國商業會議所と、在支會議所並びに實業協會との聯絡、及び毎年一回聯合會を開き、關係問題につき協議するの決意なり。此二項は我が會議所聯合會が、今回の會合を好機とし、充分なる結束を以て將來國民外交に參加せんとするの決心を示すものとして、吾人の最も重視せんとする所なり。昨年十一月を以て上海に開かれたる在支英國商業會議所聯合會には、駐支公使デョルダン氏も臨席し、在支四十餘年の經驗を貫して會議を指導し、討論範圍の及ぶところ、幣制改革あり、領事裁判權撤去あり、勢力範圍の撤廢あり、又裁厘加稅の促成あり、そのスケールの大なること驚くべきものあるに、加ふるにデョルダン公使は、北京に歸任せる後直ちに右聯合會決議の一項たる裁厘加稅問題に關し、決議を具して支那政府に忠言を與へ居れり。國民外交との策應、眞に健實すべきなり。吾人は我が會議所聯合會が、少くとも此程度の貢獻を國民外交に貢獻するに非ずんば、その存在の意義の大部分を喪失せるものなるを思はずんばあらず。

三

實行事項の(三)たる兩國經濟提携は、率然として之に對すれば、實に平凡極まる提議なるが如きも、少しく踏み込みて考慮する時は、此問題の實行程困難なるはあらざるべし。必ずしも邦人の島國根性に起因すとのみは稱し難きも、所謂『經濟的提携』の中核たるべき日支合辨事業の如き、從來之れあるがために却つて日支兩國の關係を阻害せりとさへ稱せられつゝあり。即ち本邦人は、支那人との合辨事業經營に際し、重要なる役員の椅子は大部分之を日本側にて占め、實權は勿論之を支那人に與へず、使用人も殆んど全部日本人を以てするの狀況にして、支那人は唯だ員に備はるのみなり。加ふるに邦人の擧措は、萬事に杓子定規の點多く、重箱の隅をホヂくるが如き癖あり、ために支那人の不平をして益々昂進せしむるに及ぶ。これかの『日支合辨事業、却つて日支を疎隔す』といふ非難を生ぜしめたる所以なるが、將來日支山東交涉の結了と共に、山東鐵道を日支合辨を以て經營せざるべからざる責任を負へる邦人は、此際注意に注意を加ふるの必要

あるべし。此點は、會議所方面に於いても、夙らに氣附き居れるところなるべきも、敢へて一片の愚心を貢し置く。

四

貿行事項の(四)日支協會の設立は、對支貿易業者の有力なる團體なる懇話會の宿志なり。その規約草案は、二月二十日起草されしが、其後三月一日の協議會に於いて、根本的に修正されて日華實業協會組織と變形し、三月十五日會頭に澁澤男を推すことに決定せり。本協會は、その趣意書より見るときは、日支兩國實業家の社交機關たるものゝ如きが、本協會の成立に依りて從來日支兩國の間に蟠かまれる忌むべき誤解は、漸次その跡を絶つに至るべく、我れに取りて亦一種の宣傳機關なり。東亞同文會は二十年來絶へず日支兩國の親交を目標として行動し、多少の成績を擧げ得たることを信ずるものなるが、今日華實業協會の創立を見て、有力にして新鋭なる同伴者を得たることを祝せずんばあらず。時を同じうして我が外務省は、情報局の設立に依りて多年の宿題たる對支那宣傳に發途せんとし、假令議會解散に依りて多少の遲延は免かれずとするも、久しからずして勇ましき門出の一日あるべく、亦慶すべきの一事象といふべし。國民外交の曙光は、今や何人の眼にも明かに見ゆ、吾人は吾人の同伴者が、單なる排貨善後機關に止まらざらんことを望むや切なり。

（X　Y　生）

山東問題に關するロッヂ氏の演說（上）

（一九一九年十月十四日米國上院に於ける）

議長、此の對獨講和條約に從つて山東省の管理權を日本に讓渡することに贊成する人々の主要なる論據は、日本が屢々これを支那に返還することを約束したといふ點であります。併し、日本が口頭或は文書に於て如何なる約束をしてをりましてもそれ等の一切の約束は一の重要なる點を洩らしてゐることを注意せねばなりませぬ。予の見る所によれば、日本は如何なる場合にも、山東省を其の正當なる持主に何時還附するかといふ正確なる時日を限定してをりません。加之、日本はその屢次の約束に於て、膠州の軍事的管理竝びに山東省の經濟的管理權を獲得せんとするが如き留保をさえしてゐるのであります。それ故に日本が將來何を爲すかを決定するには過去二十五年間に日本が何をなしたかを一應考究することが必要であります。此の期間に於て日本が着々として組織的に支那に對して管理の歩を進め、絕えず支那の權利を侵害し、その領土を侵略したことに徵すれば、此の確乎たる政策は從來到る處に於て行はれたる如く山東に於ても繼續して行はるゝであらうといふことを確證すると予は思ふのであります。かゝる理由の下に予は次に日本の對支政策の經過を簡單に述べやうと思ふのであります。

日本が侵略的政策を採用せんと決するに至つたのは遠く千八百九十四年卽ち日淸戰爭の時であつたやうに思はれます。

此の戰爭の原因は、由來朝鮮は十六世紀末期卽ち千五百九十七年より千八百九十四年に至るまで支那に對し、少くも名義上、朝貢してゐたのでありましたが、此の千八百九十四年に至りて日支兩政府の朝鮮に於ける勢力爭ひから遂に兩國干戈を交ふるに至つたのであります、而して其の當時日本は朝鮮國の獨立を宣言しました。

然るに此の戰爭に於ける日本の勝利は、日本をして支那に對し賠償金の外に臺灣島竝びに旅順口要塞を含む遼東半島の割讓を要求せしめました。所が獨露佛三國の勸告により日本は結局遼東半島の併合を斷念し、其の代償として三千萬兩を受け取ることゝなりました。けれども日本が歐洲三大國の勸告に從つて遼東半島を放棄したのは最も日本の意に反する所であつたのであります。之れより少しく後れて千八百九十六年露西亞は旅順口を租借し、次いで滿洲に於ける鐵道竝びに鑛山採掘の特權を獲得することになりました。是に於て日本國內の政治家は日露間の戰爭は到底避くべからざるものと覺悟しました。そして開戰の好機を

待つてゐたのであります。露西亞の侵略政策が日本をして自國の獨立擁護の爲に之に抵抗を餘儀なくせしめたことは明瞭でありまして、露西亞と日本との如き野心滿々たる二強國が斯くの如く同一の領土卽ち朝鮮及び滿洲に於て勢力を角逐せる結果は遂に千九百四年二月日露戰爭を勃發せしむるに至つたのであります。

此の戰爭の結果は大體に於て日本の勝利に歸しました。けれどもそれは高價なる勝利でありました。これが爲に日本は多數の生命を犧牲とし、巨額の負債を負ふたのであります。日本は必ずや全戰費を償ふに足る償金を得、日淸戰爭の時と同樣若くはそれ以上の戰果を收め得ると期待したに相違ありません。事實また日本はそれに向つて努力しました。然れども日本は作戰地帶が軍需の資源地より非常に遠隔してゐた爲に間斷なき戰費の增額と戰爭の慘禍とに罹曷してゐたので露西亞は金錢上の日本の要求を悉く拒絕することが出來ました。斯くて日本は單に朝鮮の獨立を救ふて、此の方面に於ける自國に對する危險を除去し、東洋に於て優越の地位を獲得し、南滿洲に於て從來露西亞の有したる特權を獲得したに過ぎなかつたのであります。

日露戰爭開始の當時日本は露西亞の桎梏より滿洲を救ひ、朝鮮の獨立維持を確保する爲に戰ふのであると宣言しましたが、露西亞より、此の國が賄賂及び脅威によりて支那より獲得せる權利の交附を受くるに及んで、日本は支那をして此の交附に同意すべく壓迫しました。加之日本は露西亞よりも一步を進めたのであります。露西亞は事實上に於ては旅順口は其の海軍の根據地として其の事實上の管理權を掌握してゐましたが、少くも名義上は旅順口を以て露支兩國の共同經營としてゐたのであります。然るに日本は何等の口實をも設けず、所謂租借期間內旅順口を日本が專有せんことを主張しました。

朝鮮に於ては事情は急轉直下の勢を以て進行しました。而して朝鮮こそはやがて支那に於て起り得べき事件を最も雄辯に豫示してゐるのであります。日露戰爭の發端に當り、日本は千九百四年（明治三十七年）二月二十三日朝鮮政府との間に「朝鮮帝國の獨立竝に領土保全を決定的に保障する」旨の協約を締結し、「戰略的見地より必要と認むべき諸地點」を日本軍が占領し得る旨の諒解を遂げました。所が同年の後期に至り、朝鮮は日本人を顧問として採用し其の意見に聽從することに同意すべく強要せられ、又外國人との間の交涉案件を商議し、外交上の問題を指導する爲に日本の外交顧問を指命することに同意すべく強要せられました。此の協定を米國政府に通告するに方りて日本國外務大臣は、日本は「朝鮮に於ける合法的企畫に何等の妨碍を與へんと欲するものに非ずして、單に不得策にして無謀なる事業を阻止せしめんと欲するに過ぎず」と言ひました。千九百五年四月一日には更に協定を遂げて日鮮間の運輸系統を鞏固ならしめ、同年十一月十七日朝鮮國皇帝は、外交問題を指導し、一切の對外關係事項を處理すべき總督を其の宮廷に迎ふることを承諾しました。斯くて幾許もなく行政的手段によりて、高官の任命は日本の壓迫の下に置かれる

に至つたのであります。次いで千九百九年日本は朝鮮の警察權を獲得し、千九百十年八月二日朝鮮國皇帝は其の皇帝の位を引き渡し、茲に朝鮮國は正式に日本に合併せられたのであります。

米國民は、千八百八十二年朝鮮と米國との間に通商の開始せられた時、兩國の間に、若し朝鮮が他國の壓迫を蒙つた時は、米國は朝鮮の爲に干渉すべきこと、即ち簡單に申しますれば朝鮮に幇助を與ふる旨の條約を締結してゐるといふ事實を記憶せねばなりませぬ。最近此の保護を要求する爲に使節として朝鮮より送られたる米國人ハールバート敎授の證言によりて確證せられたる如く、朝鮮政府は當時米國に對して朝鮮の爲に干渉し此の併合を妨ぐるやう懇請したのであります。然るに日本の直接行動によりて斃らされたる種々の手違ひの爲め、此の懇請は、日本が日鮮併合を完成する迄には正式に提出さるゝに至らず、從つて米國は朝鮮に對し何等の幇助をも與へずに止んだのであります。政治的見地より是認せらるべきと否とは別問題として、此の日本の政策が正道を外れてゐることは明白でありまして、日本の歷史家さえもこれを拒むことを敢てしなかつたのであります。

千九百年北淸團匪事件の際日本は支那の領土保全竝に其の獨立を支持する政策に同意した諸國の一でありました。又日本は他の列國と共に米國々務卿ヘイ氏の門戶開放政策に贊同しました。日露戰爭終結の後、南滿洲鐵道に關する露國の權利を日本が獲得してこれを管理するに至るや、日本は再三此の門戶開放政策を聲明しました。けれども其の當時から今日に至る迄に、滿洲竝びに日本の勢力下にある諸地帶に於て、かつて此の政策が公明に實行された時期はなかつたのであります。外國の荷送人は屢々（或は每回と言ふ人もありませう）、直接間接に差別待遇を訴へてをりました。其の證據は明瞭であります。即ち外國の荷送人は、彼等の貨物が無蓋貨車に積まれて側線に置かれ、雨水によつて毀損されつゝあるに反し、日本の同性質の貨物——例へば大豆の如き——は直ちに積荷港に發送せられたことを目擊してゐるのであります。極く最近に於ても上海に於ける米國商人の證言によれば、在上海の日本商人は、今尙、競爭となれる貨物の繁昌せる他國取引人に對抗する爲に、日本商人の積荷を敏速にし、該貨物を滿洲に引き渡す日取を指定することが出來、そこから南滿洲鐵道によつて貨物を運搬するのであるが、英米の商人には斯かる保障がないのであります。加之、政府の書類によれば、日本の積荷品は數日にして屆け先に到著するに反し、外國の積荷は數週間の日子を要してしかも正確なる到著の日取はわからなかつたと言ふ如き記錄さへあるのであります。

斯くの如き不平は、確ふに、多數の上院議員諸君の受けとられた所でありませう。予も受けたことがあります。

千九百十一年に、米國、英國、佛國及び獨逸によつて、支那の幣制を改革し、滿洲に於ける或る重要なる發達を企畫する目的の下に國際借款團の組織が計畫考慮されました。所が同年秋支那に革命が勃發して、支那帝國は瓦解し、

共和國が樹立されることになりました爲に、此の借款の目的の實行は遷延し、今尙達せられずにゐるのであります。其の後袁世凱氏が總統府に入るに及んで國際借款團は一億二千五百萬弗の大借款復興を企てました。此の時露國と日本とは支那政府に對する勢力を保持する爲關係列國の承認を經て此の借款團に加入すべく要求しました。

歐洲大戰が勃發してより以來全期間を通じて、歐洲諸國は戰爭の義務に沒頭して支那に於ける事件をあまり重要視せぬやうに見えました。日本は此の期間に於て開放されたる支那の門戶を閉鎖すべき方法を着々として講じ、支那特に支那の政策に對する態度は、鄭家屯事件に於て明かなる如く、益々强硬となり、傲慢不遜とは言へないにしましても、益々侵略的になつて參りました。

歐洲の大戰は日本に機會を提供したのであります。支那も亦其の機會の到來せることを知りてこれを捉へやうと試みました。併しながら弱國ではありまするし、友邦の援助を得ることも出來ず、加ふるに日本の、直接的にして且つ手嚴しき反對を受けましたので、事毎に讓步退嬰するの已むを得ざる狀態にあつたのであります。例へば——初め、日本がまだ何等の行動をもとらぬ以前に、支那は自國の中立を維持し、其の利益を擁護せん爲に次の如き態度を仄めかしたのであります。

一、交戰國竝びにやがて交戰國となり得べき諸外國の租借せる支那の全領土は、支那の管理の下に中立を守るべきこと。

二、萬一支那領土が作戰地帶となる時は、交戰國の對敵軍事行動は特殊の地域に限定さるべきこと。而して斯かる地域の限定は日露戰爭の時には列强の承認を經てなされたることを考慮すべきこと及び

三、支那は聯合國に加入せんと欲すること。

然れども支那は弱國なるが故に列國に計ることなくしては之等の政策を實行することが出來なかつたのであります。合衆國は支那に聲援を與へました。獨逸公使は支那の最初の提議に好感をもつたやうでありました。所が支那が何等の行動をも起さぬ中に日本は自國の目的を達せんとして千九百十四年八月十五日獨逸に最後通牒を交附し、獨逸政府に次の如く勸告しました。

日本及び支那の近海より獨逸の軍艦及び一切の武裝せる船舶を直ちに撤退し、撤退し能はざるものは卽刻武裝を解除すること。

獨逸政府は九月十五日迄に、膠州の全租借地域を、結局は支那に還附する見解の下に無償無條件にて日本帝國官憲に引渡すこと。

獨逸に對し「直ちに支那海より撤退すること」を命じて如上の行動をとりたる日本は、傲慢にも、支那に對する支配者の如く振舞つたのであります。然るに日本は支那に對して何等の權利をも有しないのでありまして、支那が弱國であるといふことは毫も日本の行動を是認せしむる理由とはならぬのであります。事實上、支那は其の領海内にある各交戰國の軍艦を押收するが當然であつたのであります。

大總統袁世凱氏は支那の軍隊をして青島を占領すべく命じやうとしてゐたのでありますが、列強特に日本が之に對して極めて冷淡であつた爲にこれは中止となつたのであります。そこで支那は作戰地帶の範圍を限定しやうとしました。獨逸の租借せる膠州を攻略する爲に軍隊を輸送する軍事上の目的を達するには、敢て租借地帶以外の中立地帶に出づる必要はありません。英國の如きは支那の意志に從つて此の限定されたる地域以外には出ませんでした。然るに日本は、其の軍隊を膠州の北方約百五十哩なる龍口に上陸せしめました。これは勿論指定されたる作戰地域を遙かに離れてゐたのであります。加之日本はそれより青島に向つて進軍中、其の通過せる全地域を軍事的に管理し、電信局、兵營、其の他一切の戰略的要地を押收し、青島より山東省首府濟南府に至る鐵道全線を管理するに至つたのであります。而も此の鐵道の大部分は何等軍事的に必要のものではなかつたのであります。支那は之に對して強硬に抗議しました。けれども何の效もなかつたのであります。其の後日本は該鐵道の全線に亘りて屯營を置き、恰も青島其の他の驛を永久に管理せんとするかの如くこれに兵營を設け、該地方に數千の軍隊を駐屯せしめたのであります。しかのみならず日本は同地方に民事行政竝に裁判所組織を設け、或る時は支那人との間の訴訟事件をも裁判しました。又商業上の目的には最も適せる青島市街の各所に於て、日本人は以前に獨逸が占有してゐた管理者の地位に代つて、日本人を以て之を占領し、之を公共の所有或は日本人個人の所有としたばかりでなく、以前には建物の無かつた多くの場所へ、商業上の目的に適合せる永久的の日本の建築物を建設し、米國人をも含む他國人に彼等の營業に便利なる地區から不便な地區へ移轉することを强要した例も一再ならず、斯くの如くして得たる土地を各自勝手な目的に使用せしむべく日本人に引き渡したこともあるのであります。吾が政府の受領せる覺書に於て見ても、日本官憲の米國人竝に米國人の建築物に對する高壓的行動は、他の如何なる時期に比較しても遙に甚しいのであります。吾人は日本人が、かつて獨逸が管理してゐた同じ領土に於て、民事上、軍事上、經濟上、獨逸がなしたよりも遙に大なる權力を振つてゐることを忘れてはなりませぬ。それに獨逸は、特に最近に於ては、支那に對して明かに協調的政策を採用し、かつて獨逸が占有してゐた特權の或るものを讓歩するやうになつて來てをりました。鑛山に關する特權の如きはその一例であります。

獨逸が膠州を占領して後、しかも餘り長からざる後に獨逸が當初の膨脹的、高壓的政策を中止したことは明かであります。其の理由はわかりませぬが、かゝる事實が存したことは疑の餘地なき所であります。日本は講和條約の調印迄には支那に對して毫も讓歩する模樣を示さなかつたのみならず。寧ろその反對でありました。何となれば日本人はあらゆる方面に向つて着々侵略を進めてゐたからであります。

千九百十四年十一月七日日本が青島を攻略しましたの

は、單に、日本の把握を一層鞏固にせんとする日本の決心を鼓舞したに過ぎぬことは明であります。米國竝びに其の他の列強は、青島に對する日本の行動を明に難作なく默認しました。支那全土に對する足場を安全に獲得する爲に北京の日本公使は千九百十五年一月十八日、從來の外交上の慣例を無視して、直接大總統の手元に、五大項目に分類せられたる注目すべき二十一箇條の要求を提出しました。支那は、これに對して速かに回答し、何等の修正をもなさずして此の要求を承認し、且つ對日交涉の經過を絕對に秘密にすべく警告されました。けれども、此の警告の效もなく、支那人は、新聞通信員の手によりてかゝる要求が提出されたことを知つたのであります。日本の官憲は、これに就て發表された諸事實は全然無根であると固く否認しました。而して日本政府は同國の新聞紙に對してこの問題を公表し或は論議することを禁止しました。日本政府から派遣せられた一切の在外使節は此の事實竝に之に關する報道を悉く否認するやうに命せられました。北京に於ては日本公使は各國の使節に對して、日本は如何なる要求もしないと公式に否認しました。所が斯くの如く極力秘密を守つたにも拘らず、遂にこれ等の要求文書が某外國政府に知られました。けれども日本政府は猶ほ、二十一箇條の要求を提出したことは否認致しまして、たゞ十一箇條の目錄しか提示しなかつたのであります。これは凡て本院外交委員會によりて開かれた討論に於て示されたのであります。

さて其の後、北京に於ける日本政府の代表者は、此の要求を卽刻無修正にて承認するやうに壓迫を加へつゝありました。支那は言を左右に托して時日を遷延し、外國の輿論によりて日本の態度が軟化するを待つてゐたのであります。所が日本は遂に千九百十五年五月七日、二日と數時間の猶豫期間を附して支那に最後通牒を交付し、「若し承認せざるに於ては日本帝國政府は必要と認むる手段を採るべし」と威嚇しました。勿論支那政府は他國の援助を受けることが出來なかつた爲に、已むなく讓歩しました。尤も第五項の中の或る部分は、國外輿論の反對が最も甚しかつたのと、若しこれをも承認すれば支那は事實上日本の一屬國となるのでありましたから、それだけは拒絕しました。日下日本は米國も山東に關する不文の約束を承認してゐると主張してをりますが、吾人は以上に述べた如き事實は深く記憶してゐなければなりませぬ。日本側の主張する主要なる論據、而して米國に於て屢々承認された論據は、支那が假令壓迫を受けたにもせよ兎に角遂には此の條約に調印したのであるから、支那は其の決議に從はねばならぬといふことであります。日本は今や支那の現政府に對し、山東還附の條件に關して前回と同じやな交涉を開始する爲に支那政府を壓迫せんとしてゐるのであります。日本は、支那をして獨逸の手にあつた一切の權利並にそれ以上のものを日本の手に收めんとする條約の議定書に調印せしめんと欲してゐます。現在日本を信用してゐる米國人は少くありません。大統領ウイルソン氏も日本を信用すると申されてをります。けれども二十一箇條要求の歷史は果して之等の人々

の信賴を正當とするでありませうか？

吾々米國人は、彼の二十一箇條の最後の要求が通牒せられた時、千九百十五年五月十五日米國政府が日支兩國政府に宛て、「米國政府は、支那に於ける合衆國の權利並に合衆國市民の權利を毀損するが如き日支間の協約若くは取極めを承認する能はず」といふ通告を正式に交附したといふことを留意する必要があります。支那共和國の政治的並に領土的獨立、若くは門戸開放主義といふ名の下に一般に知られてゐる國際政策は今尙儼然として存してゐるのであります。日本政府の公表せる陳述によりますと、日本は明かに此の對獨講和條約が彼の二十一箇條の要求をも承認せるものと解釋しやうと努めてをりますが、大統領ウイルソン氏の陳述によりまするに、氏は巴里に於て、此の要求に關し、千九百十五年五月の留保の效力を弱めるが如きことは何もしてをらぬとのことであります。さて支那は日本の侵略を阻止することが出來なかつたので、今度は巴里會議に於て議席を得んとする準備をなし、せめて此の會議に於て公明なる判決を獲やうと企圖したのであります。

蒙古視察談（上）

（大正八年十二月九日東亞同文會大會席上）

吉田陸軍中將

私は吉田陸軍中將でございます、今日は蒙古視察の話をせよとのことでございますから暫くお耳を拜借致します。元より文明國に參りました譯でありませず、幾世紀も後れた野蠻國へ行つたのでありますから珍らしい話は出來ませぬ、併し若干見た所をお話致します。又話に馴れませぬから、軍隊的の言葉が時々出るかも知れませぬから其點はお含みを願ひます。

私の蒙古視察の目的は農業、牧畜の研究羊毛及皮の買出法雜貨其他の貿易研究等でありました、今年の三月二十四日に東京を出發しまして、歸りましたのが十月五日で、此間約六ケ月半許りであります。初め大連へ行き、それから奉天、北京を經て張家口に參りました之は內蒙古の表側を一ツ見て、それからいろ〳〵諸方面の情報を集めて中へ這入り次に裏側を通らうといふ考へでありました。張家口迄參りまして又再び北京から奉天へ出て、それから公主嶺へ來て滿鐵の種羊場を見て、四平街、鄭家屯から蒙古へ這入りました。鐵道を除いて陸路を步きましたのが恰度支那里で八千五十里、日本里で千里餘でございます。支那では六、七里で日本の一里に當る所もありますし、支那の十里が日本の一里に當る所もあつて、いろ〳〵時々異ふのでございます。卽ちさういふ差が何故起るかといふと、土地が平坦で步き宜い所は十清里一里で、極く困難な所は六清里一里と

いふ所がありますが如く、卽ち其騎行に費やす時間により て所々で違ひまして從つて一定致して居りませぬ。

旅行の第一次は四月廿二日鄭家屯から這入つて、バインタラ、開魯それから東札魯特、西札魯特、アルコルチン、小巴林各王府を經て大巴里王府へ行きました、此處迄は大車一臺と小車一臺に荷物を載せ尙小車には一人乘り他の三人は騎馬で行きました、私は一年ばかり蒙古で暮す積りで出掛けました爲に荷物は大變に多ふございました、それで連れは奉天から通譯が附きました、其通譯は羊毛や皮に詳しい人でありました。連れを作るには餘程注意を要します。羊毛や皮に詳しい人もあれば、藥草に詳しい人もあり、或は羊に詳しい人、馬に詳しい人などを以て作るのが一番有利であります。又年輩でありますが之も餘程氣を附けませぬと、同じ年輩の豪傑ばかりであると喧嘩ばかりして仕方がない、それで年輩も私が五十二で長き間軍馬補充部本部長をして居りました關係上多少農業や馬には經驗を持つて居ります、次に四十三の馬に詳しく炊事の上手な人、次に三十二通譯此人は羊毛や皮に詳しい人次は二十歳で、今年一年志願兵として、一週間前に入營致しましたが公主領の種羊場に居つたもので羊に詳しい人であります、大體は此四人でありますが第二次第三次の旅行には赤峯から藥劑師が同行しました、先に申しました大車之に附ける輓馬及我々の騎馬は皆な鄭家屯で買ひまして、小車の方は雇ひました。斯ういふ具合で歩いて行きまして、五月十七日大板卽大巴林王府に着きました、茲に暫く滯在し且つ林西にも往復しまして六月四日第二次の旅行に出掛けました、今度は大板から烏丹城を經て赤峯に出てこれから敖漢王府を通過して奈曼王府へ行き、奈曼王府から再び開魯の西に出てチヤガレトオハエ、トモダラーマ、アグンスームを通つて大板に歸りました、之の旅行は成るべく全速力で旅行したい考へでありましたから一切大車小車を廢めまして、今迄大車に使ひました騾子二頭を駄馬と致しまして之に食物其他の必要品を駄載し、自分達は馬に乘つて行きました、それで何處でも通れます、此旅行地には隨分沙漠地もあり又シラムレン河及老河をも各二回宛渡つたんでありますが全速力で通過しまして無事六月二十三日大巴林王府に歸りました、此處に皆荷物並に必要外の馬は全部殘してあつたのであります。

それから第三次の旅行は烏珠穆沁廻りで物々交換研究の爲大車一臺に種々の物を載せて行きました、卽ち大板を六月二十七日出發し白塔城を經て興安嶺を向ふに越しまして西烏珠穆沁の東方に出て、オラハンガスームから西烏珠穆沁に出で、ダブスノールを視察して再び西王府に引返し之から南進してカオルチーといふ所を通つて林西に出で再びカオルチーを通つて七月二十七日大板に歸つて來ました。何故度々カオルチーを通つて參りましたかといふと羊や馬の牧場、飼養等に就き研究の爲めでありました、全體林西附近は極めて膏腴の地であつて小麥でも燕麥でも西瓜南瓜等が何でも出來まして鄭家屯以西に斯の如き膏腴の地は見出しませぬ、カオルチーも林西に劣らない豐饒の地であり

ます。第四次の旅行は林西から經棚、ドロンノールを通つて張家口に出る積りでありました所或る用事が起つた爲七月三十一日に大板を出發し林西から再び赤峯へ出で、赤峯からドロンノールを通つて八月二十六日張家口に着きました、初めの豫定では張家口から自動車で大庫倫へ行きまして、大庫倫から甘肅へ出で、甘肅から歸化城に出で張家口に歸り、來年二月東京に戻る積りで計畫が出來て居つたのでありましたが、いろ〳〵歸京を急ぐ用事が起りまして到底來年二月迄蒙古を視察することが出來ませぬ爲に、之を變更しまして八月二十八日張家口から、歸化城方面を視察して九月七日再び張家口に歸りました、それから北京天津奉天を經て再び鄭家屯に參り今度は洮南といふ所へ行きました、此邊は甚だ必要の地點でありますが、入蒙の際洮南へ行けばバインタラの方が見へませぬ、バインタラ、開魯の方を通りますれば洮南が見へない、トコロが此邊は何うしても見たいと考へて張家口から鄭家屯へ再び參りましてそれから洮南に往復しました次第であります、それから大連から船で神戸に上陸し十月五日に歸京しました、大體旅行の經路はさういふ風でありました。之から內蒙古全體の地形に就て申し上げます、地形が凡そ三段に分れて居ります、興安嶺から北は所謂高原になつて居ります、此處は實は未だ內蒙古でありますが地形其他の關係は外蒙古と同樣であります、卽ち極めて緩傾斜の山であつて地隙一つない、雨が降つて水が出るといふと地が割れて了つて到る處に地隙が出來るといふやうなことは更になく木も一本もない、故に到る處夜でも晝でも盲人でも通れるといふ地形であります。それで一寸一例を申せば西烏珠穆沁王府からタプスノール（鹽湖）に參りました時は、先に言ふことを忘れましたが本當の騎馬旅行でありました卽ち王府に荷物を全部置きまして、一行は皆騎馬で急行しました、四日間の往復で行掛が二日、歸りが二日の急行軍であります、往路には晝歩きまして歸りには夜行軍で參りました、歸路タプスノールを立ちましたのは午後七時でありまして、目標は日本里數で十里先きにあるソンゴン山の北の端れである、朧月の晩で只ソンゴン山が靑く微かに見へるのみであります、此邊は一面の草原であつて何等落込む溝もなければ、穴もなく、唯遠方の靑い山を見ながら速歩駈歩で前進します、實に其の愉快な事は想像の外であります烏渡東京から富士山の絶頂を見ながら何處でも介意はず歩いて行くのと同樣であります、其の間馬蹄の踏込む樣な所は一つもなく平坦と緩傾斜を交ゆる大波狀地であります、昔時成吉思汗が蒙古から起つて彼の如き偉効を奏したといふのも第一は地形の然らしむる所で第二は馬の賜であらうと思ひます、此野原には到る所馬や牛や羊が放してあります、蒙古を沙漠と云ひますが、之は後に申しますが眞の砂原の處は僅かでありまして他は皆草が生えて居ります。放牧は何處でも行つて居ります、到る所に馬があります、又膏腴の地も少なくありません、斯ういふ風で敵の顏を見れば何處迄も一緒にクツ附いて行くことが出來る地形であります、一騎通るも同樣であります、日本の地形であると單獨行進ならば一時間

に二里は歩くが旅團の兵ならば一時間に一里平均しか歩けませぬ、地形に妨げられて多くの軍隊は通れない、然るに此所では多くの軍隊が駈けるのも單獨と殆んど同樣であります、實に行動迅速馬が弱れば其處にある馬を捕つて乘つて行くといふやうな風であります、馬を捕へることは實に見事なものであつて之は後に一寸お話します、興安嶺はこちらから見れば稍々高ふございますが先方からは山が目立たない、何故かといふと興安嶺を上つて上が高原となつて居り且つ却つて興安嶺の標高より高い山があるからであります、それで興安嶺の南になりますと地形が餘程違ひます即ちシラムレンといふ河に向ひ高原地帶から緩な傾斜で落ちる地形で遂に平地となるのであります、支脈たる山の景況も興安嶺の先方とは大變な差で、日本の如き山が此處にも彼邊にも屹立してをります、地隙も多少あり又川でも一寸渡れぬ所があります、東の方へ參りますとズット平易な地形で一望千里際涯なしと云ふことになります、今度はシラムレンといふ川を南へ越しますと、此邊で（國を指す）申しますといふと川の兩方が斷崖絶壁で渡河點の外は渡ることが出來ませぬ、地隙も漸々大きくなりまして道路は往々地隙内や乾河内を通ずる樣な具合であります、それ故に此邊で軍隊を動かさんと思へば互ひの應援が出來ないといふやうな地形でありますから此邊は向ふの地形シラムレン河の左岸とは餘程の異ひであります、前述の如くシラムレン川の右岸と左岸、興安嶺の此方と先方との地形は大體を摘みますといふとさういふ風な地形に分れます。今度は東部内蒙古の大體の地味であります、之に就て斯ういふ想定をして私が旅行して廻りましたが十中八九は當ります、全體北京から奉天附近は四月から五月にかけて西北の風が吹きます、蒙古風と名附けて居ります、此西北の風は砂を持つて來ます、蒙古砂と云つて居ります、私が北京に居りましたのは四月二日から同月十日迄でありましたが其間三日か四日の間非常な風と砂であつて殆んど市中を歩くのに目が開けられない位でありました。奉天でも四月中旬に度々ありました、鄭家屯へ行つてもさうであります、之は主に西北の風が砂を持つて來ます、蒙古の地味を研究し、地形を研究する上に於て西北の砂風といふことの關係を知つて居らねばならぬ、之は實際は兎に角一つ想定を作つて歩いて見やうと思ひました、其想定は砂は外蒙古の沙漠から西北の風が持ち來る、之れが地味に如何なる關係を及ぼすかといふのであります、それで砂は先づ興安嶺にブツ突かり其の興安嶺を越えたるものは或は彈道を持つて來る、さうするといふと西北に桶を取つて居る山の蔭は必ず肥沃の地であります、砂が或る彈道を持つて落ちた所は砂原でありまず、東翁牛特から敖漢、奈曼、鄭家屯、洮南の間は極く砂が多いのであります、即ち砂の彈道界でありまして興安嶺の方に寄れば寄る程土地が良い、又長春から北に寄る程土地が良く哈爾賓より北は一層良ひが長春の南の方奉天の方はいけない、之は西北の關係であります、それから鄭家屯から洮南の間は砂が多く極く不良な地であるに拘らず、洮南を離れて北になりますと膏腴の地であります、又奈曼か

ら博王府方面の沙漠の砂を再び西風が鐵嶺、奉天、新民屯、錦州方向へ持て行きます、それ故に此方面が砂が多いのです、右は大體でありますが一地方又は一局部でも同樣であります、結局は砂多き地膏腴地と交互になつてゆくことになります、例へば鄭家屯附近は砂が多いがバインタラ附近は膏腴の地であり其次にチエリト王府附近が砂多くて開魯の平原は土地が良い、斯の如く交互に參りまして、林西附近は最も土地が良い、つまり內蒙古の土地は山のある所は其西北方に對する陰は良地が多く平地は大概「マンハ」形と申して卽ち海の如くになつて居ります、それで通常低い所は砂のない良い土地で高い所は砂のあるわるい土地で之が交互して行きます、それで蒙古の地味を研究する時分には隣りの土地が良いから、こちらの土地も良いといふことは限らない、實地を知らない人が大變に良い土地で安いと思つて買つて先方へ行つて見ると砂許りであるといふことがある、之は安い筈です、殆んど價値の無い所であります、大體地味はさういふ風になつて居りますが興安嶺の谷間々々は實に土地がよろしい、林西などは北に檣壁の如くに山が立つて居りまして、其直ぐ根にありますが此附近は何でも穀作の出來ないものはありません。今迄は興安嶺の關係を述べましたが陰山山脈と西北風との關係も同樣であります、赤峯附近は砂が多くて耕作に適しませんが赤峰から陰山山脈に近寄るに從つて土地が良くなります、圍場から錐子山方面になると何でも出來ます、さうして段々進んで此處が山脈の絕頂といふ所ですが絕頂を越すと砂が多くなります、ドロンノールといふ邊は砂が非常に多く、之れから張家口の間も土地は下等であります。

偖て砂原と申しましても純粹の砂山は時々見受ける位で大體から申しますと砂原でも草が生えて居りまして、家畜は飼ふことが出來ます尤も草は上等ではありません又疎らであります又其砂原中に時々膏腴地が狹まつて居りまして立派な草が密生し水もあり畑を作つても立派に耕作も出來ます、さういふ所に蒙古人は住まつて居ります、夫故に砂原と言つても人家が到る所にあります、一日行程中全く人家がないといふことはありませぬ、さうして蒙古は牧畜上都合の好いのは、日本の土地の如く全部開墾をしては却て不利益な土地のあることであります卽ち一地方でも一局地でも農耕地と牧畜地と混在して居る爲め或は農業を主に牧畜を客に或は牧畜を主に農業を客に或は牧畜を專業となす樣に適當に有利に經營し得るのであります、斯ういふやうな譯で博王府から賓圖王府、小庫倫、奈曼、敖漢、東翁牛特の北部一帶は將來共永久牧畜地帶であつて大部分農業は出來ません。

支那財政の國際管理（下）

オーパー、ラッチ

白耳義借款に對する反對と、その取消要求に依つて、銀行團は英國の主唱の下に各國政府の積極的援助を受くるに至つた。倫敦外務省は、既に白耳義借款に利害關係を有する某英國銀行を援助することを拒絶して、四國團以外の借款には反對すべきことを表明した。而して、三月十四日には同外務省は香上銀行に對し借款契約交渉中、その要求に應じ特別なる援助を與ふべきことを保證した。

外務省の援助の正當なりとせらるゝ理由は卽ち「支那地方政府に對し財政援助を爲さんとする種々なる折衝を妨害し、又は列國政府の充分なる了解を得て英佛獨米の各財團に於て商議を重ねつゝある支那改造の目的の爲めに起された大借款の契約條件、又はその擔保と衝突するが如き恐あり」と云ふにある。且又英國外務省は「大借款契約が停りなく締結せられ、その擔保に關しても明確な決定を見ざる限り、他の財團が支那政府と爲す如何なる借欲にも援助を與へざることは、啻に香上銀行に對する義務のみならず、この借款に關係する各國政府並びにその財團に對する義務である」と思惟してゐた。

この英國外務省の態度は又次の公文に依つて明白である。「我政府及び關係各國政府は多年の經驗に依り、ひとしく次の結論に到達するものなり。卽ち投資者一般の利益を顧慮し、且つ支那の信用を保護する爲めに能ふ限り支那に於ける無益なる國際鬪爭の過去の政策を排斥せざるべからず。それは、啻に支那をして充分なる保證なくして外國の資金を浪費せしむるのみならず、關係政府をして借款契約より生ずる必要なる管理も、これを爲す能はざらしむ至るべし。されば將來の借款の國際化は、疑もなくこの望ましき目的を達するものたらざるべからざるなり。」

支那借款の國際化の範圍を更に擴めん爲めに、借款團は日露兩國の資本家を勸誘し、その協力に依つて彼等の地位を强固にせんとした。この計畫に當り、先づ支那に於て根本的利權を有する六大國間に絶體的の了解を得るの必要があつた。これは主として無暴な資本團の出入を阻止し、思慮のない借金政策に依る濫費を防がん爲めであつた。日本は直ちにこの勸誘に應じ、その代表機關として橫濱正金銀行を指定した。而して、永い間躊躇してゐた露西亞も遂にこの合同に加入する意志を發表した。けれども、露西亞が從來獨力で支那と借款を契約しやうとして白露の資本團の仲介に依つて、利權を獲得しやうと努めたことは極めて明らかな事實である。而して露國の利益はかの白耳義借款を

計畫した財團と共同してゐる露亞銀行に依つて代表されたのであつた。

扨て、白耳義借款は前述したやうに外國公使の强硬な反對に會つて遂に廢棄せられ、銀行團と唐氏との交涉は五月三日に行はれた。然るに間もなく管理問題に就いて議論が持ち上つた。而して銀行家は事體容易ならずと觀て、更に熟慮すべく餘儀なくせしめられた。吾人は便宜上當時の消息に關し、ストレート氏の言を引用しやう。

『六國團は支那政府から六ケ月間一ケ月一千萬兩卽ち百三十萬磅の調達を要求し、更に總額八千萬兩卽ち大約一千萬兩の要求をなした』。

『當時旣に市場に於て賣買された支那公債の市價を審するやうな廉價を以て、借款を發行することは確かに不可能なことであつたらう。だから銀行團は、要求された額を直ちに供給する爲めには、餘儀なく大藏證券を割引しなければならなかつたであらう。これは銀行團自身で引受けねばならぬことにもなるしそうでなくても極めて狹い範圍に限局される譯になる』。

『これ等の前渡金は軍隊への支拂、過剩軍隊解散の費用、及び政府の經常費に充てる爲めに要求されたものであつた。大借款の方は、大藏省證券の償還、賠償金未拂殘金の支拂、及び緊急を要する債務の支拂に充てんとしたものである。唐氏は尙ほその殘金を以て、鹽金の損失を補はふとする提議をした。この鹽金稅は、彼の熱心に廢止を主張する處であつた。而して更に彼は鐵道の敷設、殖林及び各種工場の建設に對し、極めて大規模な計畫を抱いてゐた。

支那政府は、これ等の前渡金及大借款に對し、擔保として鹽稅を以てすべきことを申入れた。計算に依ると一年間の鹽稅收入は、四千七百萬兩に上り、若し完全に徵收せられたならば少くもその半額の增加を見ることであらう。

當時支那政府は、擔保として提供した各種の租稅の徵收に對し、全く無能力であつた。從つて、その賠償金及び借款の支拂を困難ならしめ、軍隊の支拂、政府經常費の支出を全く不可能ならしめた。

二月から六月に亘る商議中に支那當局者は幾分財政問題の重大なることを悟り、これが實行に當り多少の能力を示すに至つた。

六國團は當時政府の最も緊急を要する費用に充て、且つ當時正に勃發せんとする快のあつた無秩序と、叛亂を防止せん爲め、千二百十萬兩の調達を爲した。これ等の前渡金は、これが目的に對し、正當に處分すべきことに關し規定したる、ある條件に從はなければならなかつた。然るに、これが支出を委任された支那官憲は、旣に彼等が承諾を與へた正當な會計檢査に對し各種の妨害を試みた。

支那共和國の將來の繁榮を希望し、その發達を信じ、しかも大なる誇を持つてゐる愛國心に燃える支那人は、余がかゝる言を爲すことを遺憾に感ずるであらう。併しながら、若しこれ等の人々が公平に考へたなら、彼等は銀行團が假令どんなに支那に對して友情を披瀝したにしろ、決して支那人を無視するが如きことは許されなかつたであらうと云

ふことを容認しなくてはならない。

このやうな事情だつたから、銀行團は各國政府の共同援助がなかつたら、進んで取引を始めることを欲しなかつた。更に、又彼等は以下に摘錄した諸條件に依つてのみ要求額の前渡を開始し、改造借款を締結することが出來るだらうと思惟した。

(一)銀行團は公債の使途に關し、彼等を滿足せしむるに足る權利を享有すべきこと。

(二)各種の目的に對し借入れられたる公債の有效なる支出を保障する爲め、支那自らも一の會計檢査の機關を設け、これに外國人を雇用すべきこと。而してこの外國人に對しては、單に勸告的のものにあらずして行政上の種々の權利を賦與すべきこと。

(三)この借款の擔保とせられた鹽稅は、現在の關稅委員會、或は稅關（但し外國人指令の下に在る）の如き別箇の支那政府の機關に依つて管理されざるべからず。これに依り支那の無秩序狀態の繼續、又は再發に拘はらず擔保を適當に管理することを得べし。

(四)銀行團は一定の價格を以て、最初若干の公債を引受くべし。而してこの最初發行の公債の市價に準じ、次に發行さるる公債の價格を決定することを得べし。これ支那政府の信用增進の爲めに計る處なり。

(五)既に發行せる公債の市價を維持し、且つ今後發行さるべき公債の實行を確保せん爲めに、支那政府は借款總額六千萬磅の全部を發行し終らざる迄は、決して他の財團を通じて借款を起さざること。

(六)支那政府は五ヶ年間、財團をして財政代理者とし、改造事業を援助せしむること。

これ等の條件は、支那政府に提出されたけれども、當時北京にあつた財團代表者等は、かやうな條件では到底支那は容認しないだらうとの通告に接した。併しながら、商議は多少の故障のあつたにも拘はらず、形式上は何等の停りはなかつた。そして六月の下旬から、支那當局者と財團代表者との間に種々な交涉が重ねられたけれども、終に何等の結果も見るに至らなかつた。

紛爭の論點は、銀行團が引受くべき公債の價格に就いての問題ではなかつた。それは要するに「管理」上の問題に外ならない。支那人は、特に鹽稅を關稅委員會、又は外國人の監督の下にある稅關の下に管理されること、適當な會計檢査機關を創設すること、及び財團を財務代理者とすること等に極力反對した。

これ等の條件に對し、最も强硬な反對を試みたものは支那政府自身であつた。國務總理は管理上の如何なる申出に對しても、これを容認することを拒絕し、且つ若し銀行團がその提案を無理やりに押付けるやうなことがあつたなら、彼は交涉を停止して、人頭稅又は此の種の他の方法を以て資金を調達せんと企てたであらう。資政院の秘密會議に於ても、如何なる外國の支配に對しても、極力反對すべきことを決議するに至つた。そして、この排外感情は各地方に反響し、外國管理に反對する輿論を喚起するに及んだ。孫

逸仙氏等も此外國管理に對しては反對なる旨を宣言した。

六月十八日、上海に於ける支那商業會議所は、英國外務大臣に對し、借款條件の修正に關し、銀行團を說伏せんことを依頼した。この要求に對し、エドワード・グレー卿が在北京支那公使を通じて、回答した處は左の如くである。

エドワード・グレー卿は、余に貴商業會議所に對し、左の如き回答を通達せられんことを委任せられたり。

『從來六國團の執りたる行動は、凡て英國政府の贊同し來りし處なり。而して、英國政府は正當にして、有益なる支出を保證し、且つ元利の支拂に對し滿足なる擔保を提供せざる限り、一切の借款を契約せしむべく銀行團を勸說することは、到底能はざるところなり。而して、この借款に關する凡ての問題に關しては、英國政府は關係諸國政府と充分なる協調を保ちて行動しつゝあり、而して將來と雖もこの態度は繼續せらるべし。』

この借款交涉の延引の結果、財政困難に陷れる數省は、武器購入契約の代償として、スコーダ、ディーデリクゼン、クルップ等の外國會社と單獨に借款契約を締結しやうとした。この外、中央政府に於ても種々の手段を講じたけれども、これ等の凡ては單に一時の急を救ふに效はあつたとは言へ、却つて從來の絕望的な財政問題を困難ならしむるに過ぎなかつた。

終に、支那財政總長は當時支那市場に現はれた一つの獨立した英國シンヂケートの代表者と、一千萬磅の借款を締結しやうとして交涉を始めた。而して七月十二日には豫備契約を、八月三十日には後にクリスプ借款として知られた最後契約をロンドンに於て調印するに至つた。この契約の種々なる條項の中に、次のやうな諸項がある。

第四條　本公債ノ元利償還及諸費用ノ償還ニ對シテ鹽稅ノ餘稅「サープラス、レヴェニュー」ヲ第一抵當トス現在鹽稅總額ハ年額庫平銀四千七百五十一萬兩ニシテ中庫平銀二千四百萬兩ハ既ニ他ニ抵當トセラレタリ殘餘ノ鹽稅收入ハ他ノ借款擔保又ハ留置權ト何等關係ナキモノナリ。

第七條　支那政府手取金額ハ八十九磅トス……

第九條　本公債ノ利子ハ年五步トス……本公債及ビ債券ハ公債賣出ノ日ヨリ起算シテ四十ケ年ヲ期限トス。

支那政府ハ本公債全部發行ヲ終ル迄本契約ニ優ル條件ヲ以テハ如何ナル外債ヲモ起サヽルコトヲ約ス但シ若シ支那政府ニシテ現借款完了以前ニ他ノ外債ヲ起サントシテ而カモ其條件カ本財團ヨリ提供セラレタル條件ト同一ナル場合ニハ本財團ハ優先權ヲ有ス可シ。

この最後の條項と、鹽稅の「サープラス、レヴェニュー」を擔保とする條件は、六國借款團の利益のみならず、支那政府の利益をも侵害するものなりと考へられた。それ故に、この契約が締結されたと聞くや否や、六國借款團は財政總長の借款殘餘額の要求を拒絕した。而して、一方英國公使の支那政府に通告した處に依ると『我政府は始めから新借款に贊成しては居らなかつた。而して、支那政府に對し此度の擧は全く支那の財政に特殊の利害關係を有する友邦を全く無視した行動であると批難してゐる』と言つてゐる。

英國外務省は始めこの借款に關し、政府の援助を請願したクリスプ氏の意見に大分傾いたことは事實だつた。けれども、外務省の拒絶した理由、及びその態度はエドワードグレー卿からジェイジョーダン卿に送致された八月二十三日の電報に示されてゐる。而してそのクリスプ氏に說明されたところに依るとこうである。英國政府は原則として、借款の使途に關する管理上の充分な保證がなく、且つ適當な擔保を有しない一切の借款に對し、援助を與へないことになつてゐる。且つ六國團が各國政府の大なる援助を得てゐるにも拘はらず、從來支那政府から何等滿足な條件を得ることが出來なかつた事實から推して、それより格別經驗のあるでもなく、のみならず何れの國の政府からも援助を得てゐない借款團が、到底より以上の大なる成功を收めやうとは想像出來ないところであると云ふにある。

この六國團の支拂拒絶を受けた後、支那政府は切めてクリスプ借款の半額、即ち五百萬磅丈でも利用しやうと企てた。そして間もなくそれ丈はロンドンで發行された。併しながら、この場合に財政總長の明言するには、支那政府は今後四五年の間に行政の改革產業の發達を期せんが爲め莫大の費用を要する。これが爲め支那政府は六國團と是非とも交涉してその援助を仰がなければならぬ。何となれば、六國團はかゝる巨額の起債を爲し得る唯一の財團であるからだと言つてゐる。

かゝる理由に依つて、支那政府は終にクリスプ氏を說いて十四條の條項を取消し、右五百萬磅限りにて殘額交付の契約を破棄することに同意せしめた。かくて六國借款商議は續行せられ、善後借款契約の調印は各方面から期待されてゐた。然るにこの時、（千九百十三年の初め）新しい障害が持ち上つた。そしてこれが爲め交涉に一頓挫を來す慨があつた。此度の紛爭の原因は、或る利己的な動機に動かされた某國が外人相談役の任命を獨占しやうと企てたのに因るのである。支那が鹽稅行政上の檢閱官に丁抹人を、國債局の理事に獨逸人を任命する意志を持つてゐたことは既定の事實だつた。而してその任命の明確に判明してゐなかつたのは審計處 Accounts & Audit Department の相談役の任命であつた。然るに、この役員名簿が外國公使團に提出された時、露佛の公使館は獨逸人の外に中立國の外人を相談役中に入れあることに對し、公然反對した。而して日米は相談役問題に對しては、何等の野心も抱いてゐなかつたが、露佛は會計檢查局の相談役に各一名宛の自國人を任命せんとの意志を持つてゐた。

國籍を以て相談役の主なる資格とすると云ふことは、支那政府の側から觀れば――特に蒙古問題に關し重大な外交關係に遭遇してゐた當時、露西亞人任命は例外とせられてゐた見地からすれば幾多の障害が横へられたのである。かくして事態は再び完全に大頓挫を來したのであつた。

この交涉行詰りの折柄、米國大統領ウイルソン氏（一九一三年三月就任）は米國資本團の照會に答へ、行政部は米國資本團の借款加入の要求を拒絶せりとの宣言を以てした。其後米國退脫に依つて「五國團」となつた國際借款團

と交渉を再開するに至つたのは、主として支那政府が舊借款契約に依り、當然露西亞が相談役の任命を要求する權利を有することを認めるに至つたが爲めであらう。支那は終に公使側の申込を容れて、外人相談役を任命することを承認した。而して銀行團も公債價格を再考し、利率五分五厘を五分に引下ぐることに同意した。

善後借款契約は、千九百十三年四月二十六日、北京に於て支那政府とその相手方たる香上銀行、獨逸銀行、印度支那銀行、露亞銀行、横濱正金銀行との間に締結せられた。而して、この起債總額英貨二千五百萬磅、利率年五步と定められた。以下條文を摘錄してその要旨を述べることゝする。

「本公債の利子仕拂及元金償還に關する費用賠償の爲め銀行團は支那政府より本公債の每年の經費の二厘五毛の手數料を受くべし。」(第十條)

「本公債又は其一部の支那政府に對する價格は其倫敦市場に於ける一般公衆に對する發行價格より銀行團が公債證書額面の六分を控除したるものとし其倫敦に於ける發行價格は九十分以上にして支那の手取價格は本公債全部を通じて八十四分以上たるべし銀行團は公債發行に關する一切の費用を負擔すべし。」(第十三條)「本公債の期限は四十七年とす。」(第九條)

第四條「本公債全部竝に之に關聯して交付することあるべき前貸金はその元利に付て支那鹽稅の全收入の上に存する擔保權を以て其擔保とし本契約に添付せる概算表中に記載せる既に該收入を擔保する從前の未償還公債及債務に追隨するも本公債若くはその一部の償還を終らざる限り將來該收入を擔保とすべき一切の公債及擔保權に優先す總て本公債の優先若くは同等なるべき公債を起し又は右支那鹽稅收入が本公債の每年の經費として必要なる限り其上に存する本公債の擔保を減殺若くは消滅せしむべき擔保權を設定することを得ず又總て將來右鹽稅收入を擔保とする公債若くは擔保權は本公債に追隨すべく其公債若くは擔保權に關する契約には其旨を明記すべし。」

國際的「管理」に就いては次の條項を設定せられてゐる。

第五條　支那政府は外國人の補助を以て本公債の擔保に供したる支那鹽稅收入の徵集制度の改革に直ちに着手すべきことを約す其改革方法は財政部の決定したるものにして左の如し。

支那政府は財政總長の監督の下に北京に鹽務所(Central Salt Administration)を設置すべし鹽務所內に稽核總所(Chief Inspectorate of Salt Revenues)を置き之を統ふるに一人の支那人たる總辦(Chinese Chief Inspectorate)及一人の外國人たる會辦(foreign Associate Chief Inspectorate)を以てし免許狀の發行及び收入報告の調製に關する主たる監督機關とす總て產鹽地方に稽核分所(Branch office of the Chief Inspectorate)を置き之を統ふるに各一人の支那人及び外國人たる所長(District Inspector)を以てし鹽稅收入の收入及び保管に付て連帶責任を負はしむ支那人及び外國人たる所長並に稽核所及び分所に於て必要なる支那人及外國人たる

職員の任免關係は總辦の協議に依り財政總長の認可を得て之を決定す……總て各地方に於て鹽稅の仕拂に對して鹽を引渡すは支那人及外國人たる所長の連署ありたる場合に限り之を爲すべく其收入濟の收入は支那人及外國人たる所長に於て銀行團又は其承認したる寄託所に於ける「支那政府鹽稅收入勘定」中に之を預入し且つ其報告と照合せしむる爲め之を稽核總所に報告すべし右「鹽稅收入勘定」は總辦及會辦の連署ありたる場合に限り之を引出すべく總辦及會辦は鹽稅收入を擔保とする諸種の債務に對する優先權を保存するの責任を有す。

本公債元利の支拂を確實に履行する限り茲に規定せる鹽稅制度に對する干涉を爲すことなかるべし然れども仕拂期日に元利を仕拂はざるときは相當の恩惠期間後鹽務所を稅關と合併し且本公債の擔保に供したる右兩收入は公債所有者の計算に於て其利益の爲めに之を管理すべし。

外國人の支配の下にある會計檢査部に關する規定は第十四條に示されてゐる。

支那政府は千九百十二年十一月十五日附大總令を以て發布し且千九百十二年十一月十六日の官報を以て公布したる暫定規則に基き直に審計處(Accounts & Audit Department)を設置すべきことを得す該暫定規則の寫及び譯文は本契約附屬書Ⅰとして本契約に添附すべく將來必要となるべき何等の變更を加ふるも本公債に關する限度に於て其効力を損ふことなかるべし。

支那人及外國人たる兩國債局長(Directors of the Bureau of National Loans)は公債資金に對する一切の請求書に連署し其承認を爲したることを證すべし公債資金を銀行團より引出すは現實の支出所要額に相當する金額に限るべし。

公債資金引出の爲め銀行團に宛てたる引出切符又は仕拂命令は財政總長の正當の委任を受けたる代表者之に署名したる上右の如く正當の署名ある承認濟の請求書及案內「仕拂命令」(發欵命令)を添へ之を銀行團の指定代表者に送附すべし右銀行團代表者は其支出か本契約第二條及同條に引照せる附屬書に準據せることを認めたる後直に引出切符に副署し之を財政部に返付し銀行團に呈示して其仕拂を受くることを得せしむべし。

右銀行團代表者が既に仕拂濟の公債資金の支出に付て疑惑を抱くに至りたるときは外國人たる國債局長に照會し且審査の爲め領收證書及證憑書類の提出を請求することを得べし。

前述したところの契約條件は、全くこの交涉の始め銀行團の要求した處のものである。この借欵締結後續いて非常に大規模な政治運動が起つた。政府の方針に對し、國會と參政院は反對の態度を執つた。孫逸仙氏の如きは諸大國の政府並びに國民に電報を發し此度の借欵は一の强壓手段であつて全く憲法違反なりと非難した。

政府がその態度と行動を辯護するに、非常に强固な立場があつた。大總統と財政總長は國民に向つて外國人が既存の借欵に關する債務の仕拂を强要すること急なる事實を述べ借欵の已むべからざることを說いた。以下摘錄する電報

は千九百十三年五月七日、假大總統が參政院に致したる電文の一部である。『今後暫らくも支拂を延期することあらば、各種借款の擔保に供されたる我國諸稅の行政上に橫暴なる干渉を蒙るやも知るべからず。卽ち當然の結果として、我國財政上に更に恐るべき外人管理の因を作り、民國は破產の苦境に陷るべし。……卽ち此度の借款は絕體的必要に基くものなり。

政府の政策は實業家階級、及び公平な立場に在る愛國者等の後援を有つてゐた。彼等は諸般の改造と、經濟的發展を目的とするこの大借款契約に好意を有するものである。これ等の階級は、新聞紙、學生及び外國の財政的支配に依つてその機會を失ふべき野心家、並びに政治家の反對ありしに拘はらず、外國の財政的監督を是認した。ブランド氏の意見に依れば「貿易港の商人、及び一般に國內の實業家階級は外國人の專問的支配とその監督を歡迎してゐる。而して、是等の援助に依つてのみ、莫大な資金を眞に國家經濟の利益の爲めに使用することが出來ると述べてゐる。

この借款の絕體的必要なりし理由は果して借款資金が如何やうに使用されたかの一覽表を看れば明白であらう。これ等の額の大半は、舊債の償還に當てられてゐて、中央政府の經常費、地方軍隊解散費、鹽稅々務の改善等は、極めて僅かな額に過ぎない。善後借款契約の附屬書に載せられた借款使途は左表の如くである。

A、期限經過せる支那政府負債　約四、三二七、七七八磅
B、各省未拂の小借款　約二、八七〇、〇〇〇磅
C、間もなく期限到達する支那政府負債　約三、五九二、二六三磅
D、軍隊解散費　約三、〇〇〇、〇〇〇磅
E、行政經費（一九一三年自四月至九月）　約五、五〇〇、〇〇〇磅
F、鹽務整理費　約二、〇〇〇、〇〇〇磅
合計　約二一、二八〇、〇四一磅

借款團を形成する諸銀行は支那の信用を害せざる限り、音に支那政府の要求する額を供給し得るのみならず、寧ろ却つて希望するところである。併しながら、支那の信用を維持することは、唯無暴な借款や浪費を防止し信用の保證となる擔保の價値を增進することに依つてのみ維持されるのである。されば、この信用維持の爲めには銀行團は擔保とせられた收入の監督に當ることは、絕體的必要條件と思惟した。而して、債券の價格を支那の信用、及び債券所有者の信用を維持するに必要な程度に引上げることも又必要缺くべからざるものと思惟した。

千九百十二年に於ける支那の信用程度は、誠に憂ふべきものがあつた。何んとなれば當時支那の必要とした借款額に對する擔保としては何等充分にして確實なものとてはなかつた。此處に於てか已むを得ず將來の借款に應ずる爲めに鹽稅收入を以て擔保に供せんとするに至つた。諸般の改造の爲めに必要とせられた借款の元利支拂の擔保として最も重要なものは鹽稅收入なることは內外財政家の等しく認むるところであつた。

千九百十三年以後、鹽務整理後に於ける成績は、寔に吾人の期待に背かざるものがある。數字は明白に外國管理の正當なることを證明してゐる。卽ち、千九百十四年に於ける鹽稅は五千八百八十二萬六千弗に上り、千九百十五年には六千九百萬弗となり、千九百十六年の豫算に表はれた鹽稅收入の總額は八千四百七十七萬一千三百六十五弗に上つてゐる。

以前に於ける支那の信用は、外國人の管理する國際關稅委員會に依つて支持されたるが如く、今日に於ては全く外國人管理の下に、鹽務整理に依つて增進せられたのである。この外國管理に依り、獨り支那のみに限らず全世界の利するところは、寔に疑義を挾む餘地なきところである。

(Overlach Foreign Financial Control in China)

山東問題側面觀

ジョージ、ブロンゾン、リー

一九一五年五月日本の對支要求に依つて生じた事態を見て合衆國大統領は斷然次の如き態度を明かにした卽ち協商國にすべて對等なる利害關係を有するが故に大統領は極東の問題を歐洲戰爭の終局迄延期し、而して講和會議或は此の特別の目的を持つて召集せらるゝ國際會議に於て徹底的に支那の地位と列國の支那に於ける利權を確立せん事を決心せりと。大統領の政策は、將來列國が支那問題の解決に當中るる餘裕を得れば直ちに充分なる考慮を費すといふ保證として如斯態度が合衆國によつて採用せられん事を特に緊請せる支那政府の政策と悉く步調を一にしたものであつた。この亞米利加の態度は支那本國政府に報せしめんが爲にソシントン駐在の支那公使に傳へられた。

合衆國が亞細亞問題を整理し日本の重大利益が脅威せられる場合日本は支那に於て如何なる事を爲し如何なる事を爲すべからざるかを敎ふるが如き重荷を自ら負擔すべき何等の理由もなかつた。あゝ云ふ時機に乘じて日本が支那に干涉を試みた事は只徒らに極東に於て日米相爭うて列國間の地位を紛更し獨逸に利益を與うる結果を惹起したに過ぎなかつた。假令亞米利加政府が日本の行動に强硬な抗議を申込む事を希うた所で米國は何等國家的準備のないと云ふ悲むべき狀態にあるから如斯行動に出でても要するに有名無實に終り屈從を招くに過ぎなかつたであらう。それ故あらゆる見地からこの世界的重大時期に於て作られた經濟政策は愼重に考慮せられたものであつた許りでなく國家の最高利益を進むるものと豫め打算せられたものであると見られたのであつた。

然し一月ならずして北京の亞米利加公使は合衆國に於て延長せられた賜暇を利用して盛んに新財政及土木組合を組織し支那の許可を求めんとして奔走して居た、而して數月後に至つて山東運河契約に關して日本に戰を挑んだ、一方然るに一九一六年の五月には門戶開放問題が期せずして四協商國より烽火を擧げた、而かも彼等は一面に於て中央列強と生存の爲に戰ひつゝあつたのである。

一九一六年の七月日露同盟の條約が發表せられ、又鄭家屯事件に乘じて爲した日本の對支要求に就いて起つた國內中の批評に對して、國務省は九月十七日に再び戰爭終結迄は極東問題に耳を藉さぬと自ら記錄を作つた、然し二週日を經過するや此の明かな宣言あるにも拘はらず米國人はシームスケイリー鐵道契約に加入して更に一層恐るべき問題を惹起したのであつた。一箇月を經過して、一九一六年の十月の事英露日の三國の運河及び鐵道契約に對する抗議あるや之に對して國務省は依然としてその解決を戰爭終局の日に讓る事を反覆した。此處に於て、信ずべき理由を有した該國は適當なる時期に於て糺斷せらるべしてふ政策を決定するに至つた。

巴里に於てその時期の到達した時にはすでにその約束は忘却せられて居つた。山東問題は一般問題から取り去られて、亞米利加及支那の講和委員の攻擊の火の手は日本に向つて集注せられた。彼等は片手落の訴訟事件を三國の法廷に持ち出して來た、この法廷には大英國及び佛蘭西といふ二人の裁判官が居つて只に日本は嫌々ながら自衞行爲に出でたのだと云ふ判決を創つたのみならず二國の判官ともに日本は日本の要求を何處迄も維持するといふ事に妥協を餘儀なくせられたのであつた。卽ち結果はすでに落着した所と同一であつた。所謂亞米利加の老練家は米國講和委員は大統領の政策を何處迄も固執すべかりしに之に失敗したりといふて攻擊をしたが當の御自身は着々失敗し加之支那人をすらその道伴とするの有樣であつた。

若し亞米利加人が飽く迄も屢々覆反した政府の希望を遵奉して居つたならば、山東問題の如きは單に小問題であつて之を一般的の問題より觀ればその一部分に過ぬが故に獨逸の權利は之を講和條約に於て同盟國に讓渡し、一時之を日本に委託し、支那も支那の全事件を總て提出し得る國際會議に於て全體の問題をその議に附すべき時の至る迄すべて留保すべきものなる事を他の列國に通牒したであらうに。かくして支那は滿足し日本竝びに他の列強も必ずやこの合理的の要求に應じ、而して亞米利加の講和委員は米國の傳統的政策を遵奉し得、政府の希望を實行し得、加ふるに上院に於て起つたあの唾棄すべき爭鬪を避け得たかも知れぬ。亞米利加國民の前に在る眞の山東問題はその實この問題を何故巴里に於て持出す事を許容したか又何故日本及その他の協商國に向つて戰を挑んだのであるか、これが眞の問題であるべきだ。米國の利益を最高に增進し擁護するといふ事を式の如く公示したその政策を轉覆したに付いては何人が責任を負つたか。大統領が自ら我が身を覆がへすが如きは到底考へ得られぬ所である。抑々この樣な問題は講

和委員の二流所に委して置くべきであつた。彼等の最初の忠義立ては彼等の奔走を阻止しようとした政府に對してゞはなく、支那に對してゞあつた。彼等は支那の友人と共にその名聲を擁護せんが爲に一齊に馳け、非難の鋒芒を大統領及參謀本部に向けた。一人の老練家は支那人に使はれて、上院委員の前に對外關係に關して、他の極東の老練家が巴里に於て膠州問題の決定に關して知る處があつた場合には彼等の意見は「それは戰爭を意味するものなり」といふ點に於て期せずして一致すべきものなる事を證言した。「亞細亞」誌に載つた一論說を見ると、軍事專門家であつて、米亞協會の役員なるテ、エフ、ミラード氏は、上述の言を以て、亞米利加講和委員を非難した極東局長、イー、テ、ウイリヤムス氏が之を口にせられた所であるとして上述の言を公表せられて居る。

さて今日吾人は次の如き事實を知つた、卽ち隱退した亞米利加公使はワシントンに於て年俸二萬弗を得て支那政府に備はれ特別顧問として彼等を代表し、かくして大總統選擧當時、一九一六年支那紙に發表せられた話をそのまゝ實行しつゝあつたのである。そこで當時共和黨の勝利によつて公使ラインシュ氏は支那政府の總顧問の地位を受くべく辭職すべしといふ事が發表せられた。而して、秘密を漏洩する事は支那の老練家が自ら指揮する戰の一部なりと思はれるのに一方大總統黎元洪の秘書官がラインシュ公使は當時黎總統に親しく一書を裁して支那の總顧問の地位を得たき事を懇請したといふ言明に對して實際にその責を負よて居るといふ一事は興味のある事である。大統領ウイルソン氏の計劃を拒否したに付いては何人がその責に任すべきか、その責任の尻を擔ぎ廻つて居る間に、亞米利加政府の政策は北京より操縱せらるゝ貌であつた。この事實によつて巴里に於ける大失敗に續いて起つたかの老練家連中が、大統領及參謀本部の肩の上に責任を投げ掛けて自家の責任を回避しようとして相爭うた事實も自ら釋明する所であらう。

山東問題によつて日米間の疊隙を一層大ならしめ樣とするのが支那の所謂老練家の動かぬ決心の如くに思はるゝ。眞の支那問題は反つてその餘道讓渡にある。此度の爭に如斯進んで參與した彼等老練家の中一人としてこれ等の事件を論ずる資格のある者はない、從て國策を指導するならば放任して獨りやるより仕樣がない。米國が米國を使嗾して日本に喧嘩を賣らしめる樣な支那の陰謀の網の目にかゝつて、いくらもがいても出られない破目に陷らない間に、條約中の山東問題の條項に關しては吾人の贊成を得て他日に留保し後日支那の全問題を國際會議の議に附する事の出來る時期を待つといふ、ウイルソン大統領の愼重健全な政策に歸るが最も賢明な逃り口である事を常識が敎へるであらう。北京或は膠州方面の黑幕の指圖によつてなされた戰の一部分であるといふ傾向を有する日本の行動の唯一の判官は米國であると自惚るゝ理由は何處にあるか發見に苦しむ。吾人は須らく政府は當初支那の紛爭から生じた重大時期に於て國民に自ら自由に誓つたあの約束を何處迄も遵奉

すべき事を政府に向つて要求して以て堅實な地歩に復歸すべきである。

遠東時報は多年支那問題を辯明し且つ今日幾多の世人に用ひられて居る報導及び議論の大部分を供給し來たつた。然しこの問題にも楯の一面がある。主義の宣傳にも自ら限界がある。これが公然米國とその他の國家間に戰爭を誘起する場合に於ては、正に之を制止すべき時である、殊に生きた根本的な事實の眞相を知らざる結果、巴里に於て悲慘な大失敗をしたその失敗に責を有する、彼等によつて戰が開かれた場合には、殊に然りであらうと思ふ。若し支那が眞に亞米利加國民の不斷の同情を得んと欲せば、支那は一國を他國に使嗾し間隙を生ぜしめて漁夫の利を占め様とする時代遲れの陳腐な術策を弄し隣邦の敗北によつて自己の地位を強固にせんとの望みに耽るが如きを能事として居つては到底覺束ない所である。

米國人は決して支那の爲に劍を取る様な事はしまい。支那人が自衞の爲に進んで戰ふの意を示すにあらずんば支那四億の平和の民を擁護せんが爲、亞米利加人はその血を流す事をしまい。支那の友人によつて米國に於て現在行はれて居るあの爭鬪は結局米國の最高の利益を傷害するのみが落である。この緯緯に對する合理的な解決は只一つしかない。支那は全力を集中して支那の全問題を列國會議に提出する事に努力すべきである。其處に初めて支那は列國の好誼の中に立つて居る事を認めるであらう。若し又その解決が支那の意に反するならば、支那の進むべき路は只一つである事は支那自ら知るであらう。支那は他國民、他國家が國家の安危にかゝはる重大時機に際して決然採つたと同一の態度に出でゝ支那自らを救濟せなければならぬであらう。支那の更生はその中から生ずるに相違ない。支那に關する日米間の戰爭は何物をも解決しまい、何者若し米國が勝ち支那が獨立國として擡頭し得たとしても、支那は知らぬ間に露の統治の下に歸つて居るであらう。支那に關する戰爭は思惟し得られぬ。そう云う時は恐らく來まい、而して支那人に對しては支那の米國に於ける宣傳の風潮を直ちに阻止せよといふ注告が與へらるゝであらう。

（遠東時報）

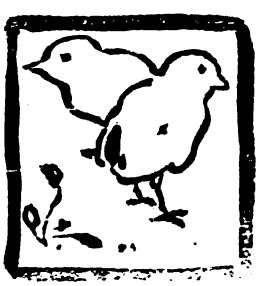

彙錄

天津A、B、C倶樂部

昨年十一月一日英米支商業倶樂部が天津前獨逸人倶樂部の構内に於て發會式を擧行した。その發會式には省長曹銳氏、賓少卿氏（省議會長、本倶樂部長）方友亭氏、大將楊以德氏、その他主立ちたる支那人、エッチ、ゴッフ氏（聖ミケル、聖ジョージの聖職を有す、英國總領事）、ギルバートキング氏（合衆國副領事）、ダブリュー、エス、ナタン少佐（ゴッフ氏と同樣の聖職を有す、英米商業會議所長）、モロー大佐（合衆國步兵第十五聯隊）、及其他、英米支三國の實業界に於ける主立ちたる人士の出席を見たり。天津にこの種の倶樂部を設立する事に付いては最初エッチ、ゴッフ氏によつてその意のほのめかされたのであつた而して米支の利害關係を有する豫備交涉のあつた後この計劃は溫情を以て採用せられた、支那人の感じた所はこの種の倶樂部によつて英米の實業家と意見の交換上必須なるその媒介者となるであらうといふのである。同種の倶樂部が凡そ一箇月以前に上海に設立せられた、而して遠からずして支那各地の商港に幾多のA、B、C倶樂部の設立を見る事は疑ひの無い所であらう。

（遠東時報）

支那苦力は歐洲人を如何に見るか

支那の樣に皮相な觀察に對して誤まれる多くの印象を與ふる國は世界中殆んど他にない。貿易港を旅行する者或は偶々北京を訪うた人は支那人の社會生活公私の道德或は又階級差別の印象、然しこの印象は殆んど不正確で間違つて居るし、又この間違つた印象が論說等の好材料に供せらるる事が稀でない、これ等の印象と堵、ジャンク、力車、拷問の道具或は死んだ女兒の寫眞を挿畫にした美しい裝釘を施した書籍の多い事の印象を强く心に殘すのである。

此等の人々の得た尤も强い印象の一は支那には苦力階級希望なく永久的な苦力、支配階級よりも知力も低く種も賤しい、先祖代々相繼いで來た奴僕の一種族、こう云う階級の嚴存するといふ印象である。この印象が西洋に於て重きを爲すのは無理のない事である而して西洋人は皆支那には階級あり嚴に社會的差別の存する國であると信じて居る、併しこれ程事實の眞相を誤つた事はないのである。實際苦力なる言葉は支那語でない、外國の勢力範圍である狹い海岸の一地帶以外この一階級を表現すべき何等の言葉がないのである。この苦難を嘗めて居る貧民即ち憐憫に値ひする勞働者は勞働者として表はされては居るがしかも彼等は一種の權威を持つて居る、農民階級は社會的等級から見れば上位を占めて居る而して乞食は世人の眼を欺く詐欺師か然らずんば自分等自身の有つて居る價値から考へると所謂時に

過はぬの士である。然し歐洲人さへ呼んで苦力階級といふものを表現するに適當な言葉がないのである然して支那思想よりすればこの樣な階級は支那には存在しない。何んとなれば紀元前三世紀頃破壞された封建制度以後迄殘存した世襲階級は一つもない殘つたものは堯舜等皇室の一族と孔子の子孫のみであるといふ譯である。

支那の樣に金錢に貪婪なそして大切に取扱ふ國はあるまいし又然し人間の社會的地位を決定する上に金錢程大して效能のない國も先づあるまい。又支那の樣に祖先を崇拜する國もないし然かもその祖先の功業や祖先といふものが一般人士の崇敬に對して大した影響を持たぬ國も他に恐らくあるまい。何時の時代に於いても個人は常に個人の價値を以つて判せられる而して道德的に優れて居るといふことを離れて價値とは學者であるといふことを意味するのである。

この國で何か尤も高い稱號かといふて「先生」といふ稱號程高いものはない。荷車曳の兒でも支那の學問を修得すれば一國の宰相ですらも對等の言葉で話し王侯と共にでも會食する事すら出來る假令彼が身貧にして衣は襤褸く貧は彼をして止むを得ず口に衣食の事を語らしめる樣な物質的境遇であつても。

支那人は誰にでもその勞力と知識の結果に對する價値を認めるのであるから從て又彼等は何人も豪い事をする潛勢力を持つて居るものと認めて居る而して如何に身は薄幸でも猶且つ自分は一個の人間である、又人をして自己を重んぜしめ禮儀を盡させ得るものと考へて居る。

幾多の支那の大政治家がその取者の生活とその事務に關する親切な知識を有する事は歐洲人の家庭の執事長が御者の生活と希望に關する知識を有する以上である。支那の取者も政治家は學者であつて高官を占めて居るがそれは自ら贏ち得たからだといふ事をよく知つて居るそれ故彼の學識に相當した尊敬を拂つて彼を遇するのである。然しながら政治家自身も取者は矢張り自分と同じく人間であり人間として重んぜらるべきものなる事を快して忘れぬ。

支那政廳を訪ふ外國人は所謂支那の大人物がその召使と政治を論じその上自分の連れて行つた從者とすら毫束ない滑稽な會話をするを聞いて必度驚くに相違ない。又彼はその召使が貴人の云ふ所に對して自由に答へ又その貴人の言行に現はるゝ禮讓を見て驚かされるのである。そこで彼は漠然ながら次の樣な疑を起すのである卽ち何故自分の眼前ではこの上品な社會的天賦を誇示しないのか又何故これ等巧な儀禮が彼には餘り用ひられなかつたかといふ疑ひである。併し猶一層驚くのは「苦力階級」の一員に他の階級のものが示す禮儀である。外國人が戶外に出て一荷の煉瓦を購入する。煉瓦が留いた時に彼がこつそり見て居ると如何に播除をして居る賤しい奴とその煉瓦を搬び入れた汚い男とが「尊うべき」人々として互に言葉を掛け合ひ、自分の懸念して居た分らぬ事は一々丁寧に問ひ質し暇があれば正式のお茶をよばれて行く而して別るゝに際しては互に一揖し、來てから歸るまで始終口に愉快な言葉を絕たないとい

ふ次第でこうゆう有樣が見られる。

力車階級の正式な會合では儀式張つて居る事というたら歐洲の大使連の會合以上だというても敢て誇張ではない。苦力は誰も皆讀書が出來ると出來ざるとを問はず身の振舞を正うすべき風習を知り又儒教の寬宏なデモクラチックな敎訓をよく心得て居る。如何に貧困な勞働者でもあらゆる禮儀作法を心得て居て如何に彼は社會の各人に言葉を掛けねばならぬか又自分が一州の長を始めとして自分の同僚の勞働者に至る迄の各人から遇せらるゝに當つては嚴格な儀式を以てせられねばならぬものなる事を知つて居る。彼は自分の出席し得る會には如何なる會に出席しても如何に自ら振舞うべきかを知つて居る而して自分よりも學問の上で優れて居る者とでも又自分と同等の人間、それ以下の人間とでもその間何等の差別を設くる事なく同程度に打とけて語り會ふ。彼は當惑を感ずる事もまれである又無作法な眞似をする事も稀である況んや支那人同志の關係では決して禮節を忘れて無作法に陷る事がないのである。

支那人が一度歐洲人と接觸すると、支那社會の風習に嚴に拘束されて居るものは薄色の髮の見知らぬ外人の理解の行き兼ねる行ひに皆感情を害する。歐洲人は一向平氣で心からの笑を湛へ肝かな心で知らずして恐ろしい所行をやつて居るのである。彼は支那の官吏を取扱うに支那官吏が苦力を取扱うより非道い取扱をする。彼は苦力を恰も自動人形として作られた機械の樣な取扱をして而かもすべて支那の所謂「慣例と禮儀」を知らぬ爲に迷惑させたり時々は憤うりを買うが當人は一向御存知なしで自分の不思議な仕事をさつさとやつて居る。

これは誇張でもない確かに眞實であるが歐洲人が支那語を深切に知り且つ彼を最早外人として見ず同等の人間として見るといふ支那人の心理を理解する迄は如何なる尊敬が東洋に居る歐洲人に示された所でその尊敬は歐洲人の寬大を一層寬大ならしめるか然らずんば一層苛酷を募らせる許りの事である。苦力は所謂「洋を越へて來た人」を支那の官吏がするよりも尊敬を拂はぬこれと云ふのも彼等は歐洲人の事業と文化とを餘り知らないからである。彼等苦力は吾々を判斷するに吾々の外觀と吾々の行爲とを以てする、而して支那の風習と支那の標準とを以てすれば吾々は全く無學文盲の徒であり野人の樣な夷狄であつてこの國に來て何か譯の分らぬ理由で赤恥を掻いて居る然し彼等歐洲人は力も強く且つ偶々金ももつて居るので默過されては居るといふ譯なのである。歐洲人それも少し支那語を覺えた人は彼の敬うべき長者を呼び掛けるに「君」というふ何等の修飾をも施さぬ露骨な代名詞をそのまゝ使う而してその支那人は件の外人を呼び掛けて矢張り「君」というふのであるその譯というふのはこの外人が料理人と會話をするに當つて初め「兄」というふて始めたがそれとも「貴君」というふて始めたかこの兩者何れかで始めたかも知れず從てその惡い風が貴人に對しても殘つて居るとすればそれまでゞあるが要するにその支那人は西洋人という奴は野人であつて到底もつと丁重な辭禮を理解し得ないものだと考へて相手を見くびつて「君」な

どと呼び返すのである。これ等の些細な禮儀はすべての西洋人は知つた所でさまで苦しめられもすまゐが支那人の交際には必須缺ぐべからざるものである而してこの禮儀を顧みない人は裸體で其處らを馳け廻つたり身體を彩つたりする以下に輕蔑される。

支那人の子孫と海の彼岸から來た異國の人の子孫とが互に接觸する貿易港殊に上海に於ては他の地方よりも一層兩者間に理解がある一層無作法をぬきにして外人の個人的價値を評價して呉れる。然し此等の同じ無作法は兎角惡染し易い而して上海に來る地方人は外觀上の紳士が異國の野蠻人の粗野な事を互に話し合ふてるのを聞いて實際驚かされる。然しながら未だ歐洲人の勢力下でない地方を旅行する人は不確なから次の如き自得をするであらう卽ち歐洲人がこの國の風習に一致する樣に努めないならば歐洲人が自ら輕んじて苦力階級などと階級を附して呼んで居るこの慣むべき人々は自ら然か考へて居ても他の總ての人々は歐洲人よりも社會的に優等な人間だと考へて居る。苦力は所謂「漢人種」であつて兎も角父となり宰相ともなり得る人間である、然し歐洲人は野蠻人であつて而かも彼の爲には何等の希望もない——歐洲人は共に談すべからず彼等の範圍外に在る。

（一九一九、二、遠東時報）

支那に於ける社會主義の過去及將來（上）

馮自由著

新時代の社會主義

社會主義とは何ぞ、世界の上のあらゆる事々物々をして其不公平なるものを公平ならしむることである、之を具體的に說けば有史以來人類には貧富貴賤主人奴隸貴族平民資本家勞働者と云ふやうな不公平なる階級が傳て來た、社會主義は卽ち此等不公平なる階級をして公平ならしめんとする、又世上の土地鑛產工場機械等の生產機關生產貨物生產に於ける種々なる私有事業も是れ亦不公平なるもので社會主義は卽ち亦此等をして一切公有に歸せしめんとする、之を要するに社會主義の心腸は乃ち大慈大悲の心腸であり其手段は乃ち救苦救難の手段である、人道正義の上から觀て之に反抗すべき理由はない、併し人類には本能的に自私自利の惡性がある、トルストイは此惡性を獸性と謂つた、社會主義は不平不公に反對するものなるが故に此惡性を有する人類とは容易に相容るゝことが出來ぬ、是を以て社會主義が唱へられてより自ら此不公平なる階級及制度の反對を受けざるを得なかつた、歐洲各國の社會主義萌芽の時代には皆斯ういふ大阻害を經過し漸く公理昌んとなり文明の進んだ今日に至つて社會主義は漸く重大なる問題となつた、頭腦極めて舊く世界の大勢に極めて不注意であつた支那人に

根本改造を叫ぶ社會主義の唱導の如きは彼等の聞くだに畏れる所であつた、然し歐洲大戰の結果社會主義の潮流は萬馬奔騰の勢を以て押寄せ睡夢中の支那人も忽然として覺醒し睡眠朦朧として大勢の趨る所に跟いて往かざるを得なくなつた、社會主義なる四字は今日支那に在りて新しい時代の名詞となつた、私は十餘年前商務印書館から出版された問頭看と云ふ社會主義の飜譯小說のあつたことを記憶してゐる、此小說の內容は頗る面白いものであつたに拘らず其實行は餘り好くなかつた、此小說は本年新時代の需要物と云つたやうな大きな廣告の下から翼が生へたやうに賣れ出した、支那人の近來の社會的心理が之に據て覘はれる、老學究の首領徐世昌の昨年發布した幾多の命令中民生主義に說き及んで居るものが尠くなかつた、氣燄冲天の安福俱樂部も何とか云ふ社會主義研究會を發起した、公理が研究されて愈々明瞭となり彼等に緩へ之を研究する誠意がなくても書を讀み新聞を看る中に自ら思想が開發されて來る、梁啓超は社會主義の最も激烈なる反對者であつた、併し彼の多くの友は皆已に其の趣旨を變へて了つた、幾年か政治的敎訓を味つた舊進步黨の人々も近來漸く目醒め來り彼等の經營して居る上海時事新報や北京晨報や北京國民公報なども盛に社會主義を叫ぶやうになり支那新聞中其の鼓吹に最も努力して居るのは彼等經營の新聞が多數を占めて居る、新聞のみならず著作に於ても彼等一派の力が尠くなく早くより社會主義を唱へ來た我々老革命黨者の及ばざる所である、斯く觀察し來ると支那の今日は既に社會主義の新時代に進んだもので喜ぶべく慶すべき新現象と謂はざるを得ない。

同盟會の地權平均論

支那の社會主義を實行した時代は非常に古い、上古時代古聖名王の行つた井田制產等の制度の中には社會主義の趣旨に符合する點が頗る多い、併し我々の今講究する社會主義は歐洲の新學說であつて歐洲に於ては提倡既に百餘年を經たが支那に於ては提倡未だ二十年に滿たない、卒先して之を倡へた人は乃ち革命黨の首領孫中山であつた、其當初は少數の友と互に研究するに過ぎなかつた、當時嘗て保皇黨の首領梁啓超と幾度も談論を交へたが彼は遂に贊成しなかつた、民國紀元前七年中山は日本に於て中國同盟會を創立し地權平均論を以て其綱領とした、此地權平均の學說はヘンリーヂョーヂの倡へたもので又單稅論とも稱せられ其主張は土地の國有である、卽ち世上一切の富は皆土地より生產されたもので唯だ土地にのみ相當なる租稅を賦せば經濟上一切の壟斷を杜絕することが出來ると共に貧民階級の苦痛が除かれると云ふのである、之に就きヘンリーヂョーヂは曾て之を社會主義でないと辯明したが一般社會的に之を觀察せば是れ亦社會主義の一理論である。

此の學說に頗る服膺してゐた孫中山は採て以て同盟會四大綱領の一としたのであつた　支那の政治團體中卒先して社會主義を黨綱としたものは實に同盟會を以て嚆矢とする。

民報の民生主義論

同盟會の組織と共に其の機關紙たる民報が其年の冬出刊され孫中山は序文を以て民族民權民生の三大主義を發表した、其民族主義は卽ち種族革命民權主義は政治革命民生主義は社會革命である、民生主義とは何ぞ、原來這れは社會主義の別名である、孫中山は社會主義は全く民生問題であると云ふ見地から之を民生主義と稱したのであつた、民報紙上に於ける孫中山の民生主義と五權憲法とは頗る透明せる議論であつた、料らず之に因て新民叢報の梁啓超と大筆戰が惹起された、梁啓超の主張は社會主義とは絕對に反對なもので彼は社會主義は大盜賊の唱導するものだとまで罵つた、そうして彼はトラスト制度を唱へトラスト大歡迎の祝詞に等しき論說を草し支那に一日も速に幾多の大トラストや大資本家の樹立されんことを慫慂した。

實に異想天外の見解であつた、彼は又忽ちにして國家社會主義に贊成し國家社會主義は社會主義と全然性質を異にし國家として之を用ふることを妨げぬと云ふやうな混亂極まる論說を揭げた、斯ういふ筆戰で一年有餘の日子を驅がせ社會主義が支那に幾何の進步を與へたかは別として民報が此機會を捕へて社會主義の眞理を支那の智識階級の一部の人の頭腦中に灌注した功は決して鮮少なものではなかつた。

民報創刊當時私は香港の中國日報紙上で「民生主義と中國政治革命との前途」と云ふ一論を揭げた、這れは後に民報及桑港の大同日報紙上に轉載された、私の主張は種族と政治と社會との三大革命を以て目的となし革命期內に之が根本解決を實行しやうといふのであつた、支那の資本制度は尙未だ發達せず勞働階級の苦痛も未だ歐米の夫れのやうに苛酷なものではないが政治に大々的革命を與へると同時に商工をして之に附隨せしめたならば資本家の富力打破を叫ばなくても自然に打破さるゝに至るであらう、勞働階級の苦痛が今日の歐米に於けるが如き狀態に陷つた時慌てゝ社會暴動の風潮を防止したり救濟する方法を講究することは時機既に已に遲い、されば我々は政治革命の時期內に土地變通產業國有の社會主義施設を實行し中華民國をして完全なる社會主義の國家と成し以て世界に模範たらしめんとするのが私の志願であつた。

海外各新聞の社會主義謳吹

民國以前には支那人の發刊せる社會主義の新聞は非常に鮮く民報の前に只だ僅に香港の中國報があるのみであつた、其後東京の天義報新加坡の中興報瓜哇の自由新報、ヴイクトリアの大漢報などが出來た就中天義報は劉光漢夫婦之を經營し純粹の社會主義機關であつたが材料乏しき爲め何等の精彩を放たなかつた、後後劉光漢は遂に變節して端方の探偵となつて了つた、社會主義者の墮落斯の如きは眞に恥づべきことである。

新世紀報の無政府主義

巴里の新世紀報も此時分に生まれたものである、新世紀報の主張は尋常一般の社會主義でなく無政府主義であつた、倘し彼れ社會主義と謂ふならば夫れは極端なる社會主義である、其創立者は李石曾吳嗣徽張靜江の諸氏で彼等の主張はマルクスの學說でなくクロポトキンの互助論とプルードホンの無政府論であつた、支那人の無政府主義機關紙として之が其最先者とある、此新聞は非常に賣れた、吾國無數の頑冥不靈の讀書人の頭腦に夥しき感化を與へ一般智識階級の彼等の影響を受けたことも尠くなかつた、彼等には此新聞以外尙幾種かの無政府主義の著述や飜譯があつたが今はもう絕版になつた。

民國成立後の上海社會黨

以上は清末に於ける支那社會主義萌芽時代の實況である、民國成立の其年に社會黨と云ふ名稱が上海に現はれた、孫中山の名義を以て看板とした爲に入黨者非常に多く幾萬と云ふ數に上つた、そうして天鐸報といふ機關紙があつて與々物々たる勢を示した、併し彼等創立者の社會主義の理論と派別に對する見解態度は頗る混亂雜然たるものであつて其黨員の如きも社會黨の趣旨は と問へば其答を知らぬ連中ばかりで其時分自由を解せずして自由黨を設けたのと共に名實副はざる團體であつた、其後彼等は袁世凱の爲に解散を命せられ一時不承認を唱へたが幾時とはなく消えて了つた。

國民黨の民生政策

同盟會は最も古い社會黨である、此會に入會する時には宣誓をせねばならぬ、其宣誓文中に「矢信矢忠有始有卒如或渝此任乘處罰」といふ四句があつて入會者は永遠に趣旨を改變することが出來ない、倘し改變した場合には公衆の處罰を受けねばならぬことになつてゐた、此信條は今日の歐米の無政府黨に比較し更に一段嚴格であつた。

同盟會の二つの目的は民國の建設に依て其中華を恢復し民國を創立するといふ第一の目的が達せられた、そうして民生主義の實行といふ第二の目的が尙未だ達せられずに留て居る、時に同盟會は既に秘密結社から公開的政黨に變じ南京政府時代には政府黨であつた、其政綱改革の議は南京政府が將に解散せんとする時現實されて孫中山黃克強等所訂の黨綱八條中にも民生主義の實行と男女平權の二項が含まれてゐる、其後國會の北遷と共に同盟會本部も亦北京に移つた、章太炎は原と同盟會々員であつたが第一に北京亞細亞報紙上で其民生主義と地權平均論に向て同盟會反對論を叫んだ、其他三四の反對新聞の論調も略ぼ之と同じてあつた、其後同盟會は國會議長の競爭で失敗し宋敎仁等は統一共和黨の吳景濂谷鍾秀と共に五黨合併を企てたが吳も谷も同盟會の民生主義に不贊成の爲に効を奏せず宋敎仁は國會多數黨の勢力の挽回に焦つて遂に已むなく同盟會の最も價値ある民生主義の主張を改めて民生政策として了つた、

原來民生政策は鐵血宰相ビスマルクの行つた社會政策である、ビスマルクは國内の社會運動の風潮が漸次激烈となるのを觀て一面之が禁制手段を執ると共に一面に社會主義の網領中政府に利益ある部分だけを剽竊して施し以て勞働階級の反抗を緩和せんとしたもので特に其名を美にして社會政策と謂つた、宋敎仁等は斯くしてビスマルクに倣ひ同盟會の實とも稱すべき黨綱を以て政治的權利の交換の犧牲に供して了つた、這れは返す〳〵も痛嘆に堪へぬことであつた。

廣東の心社

民國以後言論思想出版の自由は前清に比し幾分か緩かになつた、併し社會主義は何等の進歩も示さなかつた、爰に社會主義を唱へた革命黨の人々は其時或は官に就き或は財を獲或は政黨を組織し或は議員を運動し其多くは入會の時の民生主義の宣誓を忘れて了ひ民生主義を談論する者はなくなつて了つた、此時に當て心社と名付けられたる無政府主義の小團體が劉思復等によつて廣東に創立された、彼等は家族制度廢止戀愛自由共同生活を唱へた、夫れは巴里の新世紀報の鼓吹せるものと異りはなかつた、由來頑迷なる頭腦を有する廣東人は此新奇なる議論に駭き憤り風俗を破壞する亂徒として猛烈に痛罵した、之が爲め心社は地方官の干渉こそ被らなかつたけれども發展が出來なかつた、其後龍濟光が廣東に入るに及んで心社は滅びた、劉思復等は更に上海に往て又民報といふ小新聞を出し心社の主張を大に發揮したが劉思復の死後其維持が出來なくなつた。

民國二年以後に於ける海外社會主義の鼓吹

民國二年第二革命失敗後多くの革命黨員は海外に亡命して討袁運動に從事した、其中の幾人かゞ南洋や米國に於て其地の居留支那人に向て社會主義を鼓吹した、江亢虎は桑港で平民書報社を開き李懷霜は爪哇でスマトラ報を發刊して社會主義を唱導した、其時私は桑港で民生雜誌を出し社會革命の來るべき第三政治革命と共に並行されざる可らざるを主張した、是れは單に居留支那人に對してなされたもので國内には之が爲め何等の新思想をも輸入されなかつた。

南北官僚の社會主義を仇視せる原因

袁世凱歿後國會は恢復されたが政黨も政客も一般に社會主義と世界の新思想とに關しては何等解する所なく從前の國民黨々綱たる民生政策と共に忘れられて了つてゐた。

黎元洪も袁世凱に倣うて幾條かの綱常倫守の命令を發布した、蟹は矢張蟹である、國會二次の解散に際し張勳は宣統帝を擁して復辟を行ひ徐世昌は機に乘じて總統を騙取し幾多の命令を以て社會主義の鼓吹を抑へ其印刷物を禁じた、南方各省は護法なる大看板を掛げては居るものゝ實は空屋の看板に過ぎぬ、此時に當て北歐露亞西に大革命が勃發しボルシエヴイックの狂潮が世界を震動し各國の政治家資本家をして顏色なからしめた、日英米等は兵を西伯利亞に派

し協力してボルシエヴィックに對持し其の蔓延を防いで居る、西北及外蒙の西伯利亞と接壤してゐる支那は尠からず其影響を受けるので徐世昌等は恰も大敵に臨むが如くボルシエヴィックの防範に力めた、支那人の頭腦は實際疎い、そうして官僚が殊に甚しい、彼等は社會主義なるものを全く知らないのだ、彼等は社會主義とボルシエヴィックとは異名同物かの如くに思ふて風聲鶴涙自ら驚き自ら騒ぎ立てゝ居る、日は一日と地位を高めつゝある歐米の社會黨と其主義と露國のボルシエヴィックとの間に幾多の不同があることを少しも知らないのだ。

歐戰後に於ける世界の新潮流

歐戰の終熄と共に獨墺の軍國政治は露國の革命に次いで推翻されて平民政治に變つた、其執權者が孰れも社會黨員なること亦其政治方針が社會主義の實行に在ることは言ふまでもない、協商國の日英米佛伊諸國は戰捷國の美名を勝ち獲たとは言ふものゝ此大戰に因て無數の人民は業を失ひ製造工業は原料に乏しく物價は暴騰し民生の苦痛は戰前に比し更に悽慘を加へ戰後罷工の風潮は愈々闡出して愈々兇烈となり日も惟ならざる有樣を呈してゐる、其中日本は民權最も低く勞働に團體なく唯だ軍閥と貴族とが獨り威權を逞うし此數年間歐戰に因て國內の資本主義は著しく旺盛を來し貧民の生活は物價いまで困難に陷り遂に彼の米騒動となり同盟罷工となり生活不安の慘況は日に緊迫しつゝあるも、斯のやうな社會上の不平等なる苦痛を享けて居る人々が亦如何して社會黨に投じて自救の方法を執らずに居られやう、生活に權利に其不平等から來る斯のやうな風潮は各國の執政者に深刻なる惱みを與へ之が救法を講究せざる可らざるに至らしめた、於是各國戰後の內政上に於ける最大要項は社會問題となつた、一波未だ平かならずして一波亦起る、彼等爲政者の難亦察すべきである、近來各國の罷工の經過を觀ると資本家と勞働者との爭は概して勞働者の勝利に歸してゐる這れは近代政治上と社會上の新趨勢が如何なる強權を以てしても之に抵抗する能はざるを示して居るものと見られる。

支那の社會主義に於ける日本新潮流の影響

原來支那人には自動の能力なく一種依賴の根性を有て居る、從來社會主義を鼓吹する人があつても歐米社會黨の政治界に於て甚大なる勢力を有して居ることを知らず且つ自國の資本制度が尙未だ旺盛ならざるより何等勞働界の風潮を來さない爲に社會主義なるものに殆ど注意を拂はない、加之支那近來の新學說や新思想は大部分日本から傳はつて來たもので日本の軍閥政府は社會主義を仇視すること蛇蝎より甚しく幸德秋水處刑以來何人も危險を冒して社會主義を倡導する者がなくて日書を飜譯して新思想を受けてゐた支那は於是亦此種の書籍に缺乏を來した、併し日本の勞働界は歐戰以後大に覺醒し資本家の壓制に對する彼等の反抗は日に激しく彼等の團結も亦漸次に鞏固となり政府は之を輕視する能はざるに至た、於是大學教授や操觚者にして社

會主義を主張する者が續出し其議論が新聞や雜誌や書籍に陸續現はれて來た、於是支那の社會主義者は多くの日書を得て意自ら強く聲自ら高く宣傳益々便を得智識階級の人々は之に依て世界最近の新文化を悉くし漸次覺醒を深く社會主義に贊同する者が愈々多くなつた、這れは支那人の近來社會主義に趨向して來た第一原因である。

支那の社會主義に於ける露國革命の影響

ボルシエヴイックの勞農政府成立後レーニン、トロツキー等は各國に向て彼等の廣義主義の大プロパガンダを行つた、獨逸は既に之に同化された、獨逸今次の戰敗は實に此同化の影響に基く國內革命の故である、其他英佛伊米諸國も其影響を受けたること尠くない、而も各國の社會黨及勞働黨は皆衆つて其本國の兵を派してボルシエヴイックを攻撃することに反對して居る、ロイドヂヨーヂは數日前倫敦市長の晩餐會席上で「露國革命勃發の初期に於て予は既にボルシエヴイックの決して鐵血政策を以て能く討平せらるべきものでないことを察知して居た」と謂ひ又「英軍の露國から撤退したことは喜ぶべきことである、予はボルシエヴイックの露國を看て大なる浮沙のやうに想ふ、一時的に征服することは敢て困難ならざるも如何なる大軍隊大帝國も皆悉く浮沙裏中に埋葬されて了ふ」と演說した、又佛國の新聞に「ボルシエヴイックを攻撃すべく派遣された佛國軍隊は敵軍を一見するや直に悅びの握手を交へて了つた、佛國の派遣軍隊は幾度も〳〵皆斯うであつた」と記載されて居る、ボルシエヴイックの魔力こそ眞に驚くべきではないか、究竟彼に如何なる作用があるのだらう、原來ボルシエヴイックなる字は廣義派といふ意義である、日本の之を過激派と譯したのは原意に合はない、彼等の主旨は矢張りマルクス主義でクロポトキンは嘗て彼等を評して社會民主黨內の推多制に基きて土地工業經濟上の社會主義を唱ふるものだと謂つた、クロポトキンの主張は原來レーニン、トロツキーの夫れとは同じからざるものである、實際ボルシエヴイックの行爲は矢張りマルクスの資本論から離れて居ない、更に彼等の施設土地資產銀行貿易工場兒童の國有や外債の取銷國際密約の廢除などを觀る時直に別天地を闢くものであつて古今人の夢想だにも及ばざる所である、各國は斯の如き思想の傳播は社會階級を紊亂し經濟上の大革命を惹起するものとして非常に之を危險視し兵力を以て露國との交通を封鎖し全力を傾注して之が防止に力めた、斯の如き露國の中に尠からず居住する我支那勞働者のボルシエヴイックに加入した者は隨分多い、そうして彼等は歸國の上大々的に之が宣傳をなさんと聞いて北京政府は非常に狼狽し各省に通電して防備頗る務めて居る、之に對し稍智識ある政客や記者は若し速に社會主義を研究し其中の人心を緩和し併て政府の政策を鞏固にし得べき幾條かを擇んで施行せずんば支那は國を擧げて容易に過激派の煽惑を受けやがて第二の露國と化するに至るであらうと謂て居る、私は斯の如き見解に對し唯口を掩ふて笑ふのみだ、其說明は別として兎に角就れも支那人が近來社會主義に趨向して來た

第二原因である。

支那の社會主義に於ける歐戰終熄の影響

軍國主義の獨逸已に一敗地に塗れ獨逸と氣味を同うせる國家は孰れも政治に經濟に新潮流の衝動を受け弦を改め弓を更へずんば自存の不可能なるを知るに至り戰後に於ける平民主義及之と相關連して悖らざる社會主義の進歩は一日千里の勢を呈した、支那は此間に在りて法律問題に據りて南北數年兵を交へた、併し兩方の執權者は孰れも人を殺すこと草を刈る如き軍閥と貪慾飽なき官僚とである、彼輩を以てして平民主義社會主義を解す能はざるは固より言ふまでもない、彼輩の解す能はざる平民主義社會主義の新潮流は今や戰捷に乘じ歐米を直擣席捲し來り如何なる強權を以てしても之に對抗する能はざるに至つた、解す能はざる支那の腐儒官僚武人は今尙極力之に反對して居る裡に智識界に於ては此新文潮を歡迎し始めた、私は今之を說くに當り其功を北京大學校長蔡元培に歸せざるを得ない、北大の學制は素と甚だ不完備なもので其思想も亦極めて陳腐であつた。

蔡元培の校長就任以來學制に大改革を加へ力を竭して時代の新思想を學子の頭腦に灌注し數人の新進教授と共に奮闘提倡し其出版書報の如きも曾古今未だ敢て言はざる所を叫び大に洛陽の紙價を高からしめた、北大は言ふまでもなく支那全國學界の中心であり模範である、此北大に して既に斯の如き趨向を示したる以上各省の學風は之が爲に一大變化を受けざるを得ない、此新氣運に憤れる老學究連は蹶氣となつて反對し彼等を離經叛道の賊徒と痛罵した、けれども新潮流の聲浪は日に高く學生の團結は愈々鞏固となり亦奈何ともすべからざるに至つた、這れは支那人の近來社會主義に趨向し來た第三原因である。

支那の社會主義に於ける五四運動の影響

昨年五月四日の大運動は近時の澎湃たる新潮流と密切なる關繫がある、五四運動は曹章賣國賊の聲討に在るも其主動者は大學生であつた、北大の平常提倡せる社會學術文藝の改良及新思想は鬱蓄久しくして未だ發せず大宣傳の機會がなかつた、此種の思想は日本人の所謂危險思想であつて一旦爆發せんか國民頭上に一大霹靂を放たねば已まない、於是五四運動後各省の學界と智識階級は甚深なる感動を受け北大出版の書報は飛ぶが如くに全國に舞ひ愛國者の大歡迎を受けた、其後幾くもなく上海天津廣東長沙太原杭州漳州等各處に於て傳播された社會主義の新出雜誌は此一年間に既に二百幾十種の多きに達した、之を昨年の今日に比較すると支那の社會主義に對する信仰の程度につき實に天淵隔世の感じがする、這れは近來支那人の社會主義に趨向し來た第四原因である。（香港最報新年增刊所載）

事業界

英米煙草會社紙卷煙草製造狀況

英米煙草會社上海支店は一九〇三年に設立せられ同時に浦東の煙草工場も設けられたるものにして爾來工場及諸機械の据付等も著しく擴張せられ會社所有の工場構内三ヶ所總計約二百畝の敷地を有し工場及倉庫等此内に在り此外會社は黄浦江の兩岸に數個の大倉庫を賃借し居れり又煙草諸器械紙卷煙草製造機械等の外煙草包紙印刷器械其他諸印刷所を有し是等印刷所に於てはポスター、カレンダーピラ等の各石版摺を始め各種の最良色彩をなす又浦東工場に在ては煙草包用ボール箱罐の製造其他紙卷煙草包裝用箱等を製造す、浦東工場に使用する職工數内外人を併せて七千五百人なり上海の外漢口にも大工場を有し其他支那各地に工場を有す。

最近迄支那に於ける紙卷煙草製造用に使用せらるゝ煙草は主として米國、土耳其其他世界煙草產地より輸入されたるものなるも英米煙草會社は數年來支那天產の富たる支那煙草を大に使用するに至れり又本社は米國產の優良煙草の生產技術を支那に移殖して優良種耕作に適用せんが爲め上海にて試驗を經或地方を選擇し又ヴアージニア煙草の優等品を移して地方農夫に之が耕作方法を敎へ込み本社は是等煙草耕作者に資金の貸付を爲し其產出葉煙草乾燥用の小屋を建てしめ以て最良の葉煙草耕作に所有援助を爲し來りしが其結果は頗る有望にして數年前支那に於ける數千エーカーの煙草栽培地も甚だ其の收穫上らず倣々たるものなりしが今や優良の葉煙草を生產するに至れる結果栽培地の價格幷に耕作者の收入は著しく增加するに至れり現在上海浦東工場に製產せらるゝ紙卷煙草の大部分は支那生產の葉煙草にしゝ其技術の向上せる事著しきものあり。

次に紙卷煙草製造の一班を記さんに葉煙草より紙卷煙草に仕上げる迄の製造工程を見るは頗る興味ある事に屬す今是等の工程を記さんに栽培地方に生產せられたる葉煙草は每年秋季耕作者に依て取集められ之を暖爐及通風等特別の溫度の裝置を爲したる特種の小舍の内に束にて釣り下げ乾燥したるものにして此葉煙草は各地方に置かれたる本社の葉煙草買付所に集められたるものを本社は其品質の高下によりて値段を附し買取るものとす、斯く買取りたる葉煙草は工場に於て夫々分類整理し之を技術部の手に廻す以前に紙卷煙草製造裝置の貯藏用のホグスヘッド（大樽）に永く入れ葉煙草は此貯藏所内にて發汗作用を起して其性質を柔軟ならしむ此自然的發汗作用の爲め貯藏する期間は約二ケ年間にして其間貯藏倉庫の通氣法に最も注意せざるべからずホグスヘッドに貯藏されたる葉煙草を取出したる後其葉脈に隨て之を整理す即ち剛き莖を取除く加工は是より着手さる即ち各種の卷煙草の種類は此時より分類され或特種の風味を混じ特に葉の選擇をなす等何れも機械に依て之を行ふ斯くの如く夫々各種類の準備せられたる後之を截斷機に容

れ喫煙に適當する程度に剝み且つ卷煙草製造機械之に添ひ異常の速度を以て卷煙草となりて出づ此煙草製造機は自働機にして此機械に掛けたる煙草包紙は卷煙草に適する大さに截斷され之に商標或は社名を印刷し紙片の綴目は直に糊着けせられて卷煙草となりて出づ出來上りたる卷煙草は直に闊帶によりて包裝工の部に廻され包裝職工は之をボール箱に整頓して容る包裝はボール箱一個に五百本宛を入れ五百本入の箱百個木箱に塡充す木箱は鐵輪を施して嚴重に荷造して輸送す卽一箱五萬本入なり。

次に卷煙草中品質良好なるものは之を五十本入の罐入とす此罐入裝置は先づ罐中に綺麗に五十本入れたる後鉋力片にて蓋をなして空氣を拔く蓋は罐に適當して密封さるは勿論一定の期間煙草を保存され得るは此空氣拔により腐敗を防止するにあり、斯くて密封されたる罐は之を貼紙工に渡し之を各種の大さの木箱に塡充して各市場に出す。

英國煙草會社 British Cigarette Co, Ltd. は卷煙草全部の製造を爲しつゝあるも之が支那に於ける葉煙草生產幷に供給に就ては凡べて英米煙草會社と云ふ合同販賣組織の下に供給し居り英國煙草會社としては例令優等の卷煙草を生產し得るも「スリーキャスル、」「ガリック、」「ネビーカット」及支那英米煙草會社の販賣する古くあり一英國種の卷煙草は之を製造せず是等種類のものは凡べて英國にて製造し英米煙草會社之を輸入販賣するものなり而して支那靑年壯年の間に阿片の喫煙禁止の結果紙卷煙草の消費益增加し支那煙草を原料とする工業の旺盛を來し收入の財源を增加するに至りしものなり。

紡績工場聯合協會總會

支那紡績工場聯合協會（The Cotton Millowners' Association of China）年次總會は昨年九月三十日上海バンド二七號怡和洋行事務所に於て開催せられ C. W. Beswick 氏始め E. C. Pearce 氏大谷恭助氏 J. M. Tyun, A. B. Griffing. R. J. Mc Nicol 等の各紡績工場の重なる重役工場主任等の出席あり席上議長の齎せる報告の大要を左記に紹介すべし。

本協會は一般の報告幷に諸勘定の內容に就ては數月前迄氏の手許に廻附しあるを以て此には之が梗概を摘記するに止むべし、偖て一昨一九一七年より昨一九一八年中委員會を開きしと雖も未だ一般の總會を開くに至らず從て前報告の諸勘定は一九一五年六月末の報告書なり然れども其以後會費の納入されたるものあり協會の費用としては文房具費位のものにして現在手許現金五千弗にして此內を支那に於て實際紡績業に關係せる所の會員の利益を贊助する目的に制當られん事を希望す既に知らるゝ如く吾人は棉花水氣檢査所の相互會員にして支那棉花改良の事業を補助し南京金陵大學指導の下に其經驗を助長し技術を發達せしむる爲め三年間年額二千弗の額を保證する所にして John B. Griffing of Tenpe 氏は最近アリゾナ州より來滬し支那主要棉花耕作地方を檢分しつゝありて吾人は氏の事業が必ず各方面の援助を得べく特に支那政府の後援あるべきを信じ之が爲

めに支那棉花耕作に從事する農夫は棉花の品質を改良し得ると共に其生産高をも增加すべく此事たる現在支那棉業の大なる發展を期待し得るものなり、支那輸入改訂稅率は去る八月一日より實施さるゝ事となれるも支那棉業工場製品に及ぼす影響は何等變化なし只收稅額の增加せる項目二三あれども目下北京に提議中の奮稅率適用の議の實行さるゝ事を望むものなり支那政府の近視的政策の結果は棉花輸入稅率は海關兩六分より八分に增加せり稅率改正當時討議の爲め本協會より Pearce 及 Kerfoot は同委員長を訪問せし際委員長蔡廷幹氏に對し說明せる輸出稅に何等の變更なきに棉花輸入稅の改正は如何なる結果を生ずべきか、蓋し他の國に對する支那棉花の供給を減少せしめ從て吾人當業者は此缺乏を補ふが爲めに印度棉米國棉を購入せざる可らず然るに米棉輸入に就ての輸入稅を支拂はざる可らざるが故に結局支那工業の損害に歸す、既知の如く日本に在ては棉花は免稅なり而して日本の棉業の發達驚く可きものあるに鑑みる時は支那政府は宜しく支那の棉業を奬勵助長するに充分の力を盡すの價値ありと。

最近稅關檢查官より當協會員の工場參觀希望申込の書面は會員に配布せし所にして檢查員等が實際の紡績及織布工場を參觀して實情を了解する事は最歡迎すべき事なるを以て早速各工場共參觀差支なき旨通知せり、次に本年六月三十日現在に於ける本協會の報告幷に諸勘定項目の承認あらん事を希望すと述べアース氏の贊成により通過せり尙次期年度の委員會は左の諸氏當選せり。

紡績工場聯合會委員

E. C. Pearce , C. S. Beswich, J. M. Flynn;
C. C. Nich 大谷恭助氏 坂川武英氏

上海棉花水氣檢查所事業成績

上海棉花水氣檢查所(The Cotton Anti-Adalteration Association of Shanghai) 年次總會は前揭紡績工場聯合協會の總會の閉會に引續き開催せられ E. C. Pearce, C. W. Beswich, J. M. Elynn 大谷恭助氏其他の會員の出席あり議長は檢查所事業の報告幷に會計報告を朗讀したり其梗概を左に揭ぐ。

本棉花檢查所の去る七月三十一日に終るべき事業の報告幷に會計事項に就ては既に諸氏に廻附しあるが故に其大要を指摘すべし、昨年八月より本年七月末に至る十二ヶ月間に於ける棉花の檢查成績は一百四十六萬二千九百十二擔にして前年度卽一九一七年八月より昨年七月に至る同期の百十六萬一千百九十七擔に比し三十萬擔餘の增加なり斯の如き成績は一九一一年本檢查所創立以來の銳意努力に據るものなり、前季節の支那棉花生產高は信ずべき統計なきを以て之を精確にし難きも數年來の經驗によれば著しき產額に上れる事明かにして今海關報告により一九一八年九月以降本年八月に至る最近一ヶ年の上海港棉花輸出高を見るに百二十四萬一千九十一擔にして支那工場に於て支那原料棉花を以て製出せる綿布類の輸出高を驗するに前者の九五パーセントに當れり卽ち昨年幷に本年九月廿五日に至る綿布の輸出を比較する事左の如し。

品名	一九一八年（九月二十五日迄計上）	一九一九年
生金巾	一、二〇〇反	三、六四〇反
晒金巾	三九、五八五反	四一、五九〇反
綿木綿	三九八、〇一三反	二三三、三六六反
細綾	四五、一七〇反	二五、一五四反
粗布	一、一四五、六五九反	九三八、二六九反
綿フランネル	二一、一四九反	一五、九一七反
綿糸	九二五、七六七擔	六九二、〇〇〇擔

右は本年九月二十五日迄の統計なるを以て尙三ヶ月間の輸出高を加ふる時は昨年に比し好成績を示し更に實際の數字に表はれざる地方消費高を加ふる時は著しき巨額に上るべし。

既に說明せる以上の好成績は支那政府の當局者に對し支那の棉業が上海のみならず支那全土を通じて將來益好望なる事を指示するものにして隨つて原料棉花の混水其他惡弊を矯正するの必要を益々感せしむるものなり、棉花改良に對する規定及其惡弊を矯正すべき制限を設くるに非ざれば現今の發達しつゝある支那棉花業の發達の大なる障碍となるべし、一昨一九一七年十一月二十九日附を以て支那農林司長王氏に照會し氏より本協會宛の同十二月十九日回答に據れば「棉花に水を注ぐ惡弊及試驗的に增大せしむる弊害は除去せらるべきも之に對する北京政府の目的に就ては口を緘する外なし」と云へり。

北京政府の方針には全く關係を有せずしても本檢査所は紡績業者聯合會と共に三年間一ヶ年四千弗の保證をなし以て南京金陵大學レーズナー氏の此重要なる問題を調査し以て棉花輸出に貢獻せんとしつゝありて既に去る五月の委員會にも之を議決したる所にして最近米國農商局の推薦に係るアクヅラ州よりジョンビー、グリッフイング氏を迎へたれば近き將來に於て氏の報告は頗る有益なるものあるべし

次に貸借對照表に就て見るに昨年度の繰越高一萬一千三百四十八兩八五を加へ貸方勘定に於て三萬七千三百二十三兩四九を計上せり本委員會は之を左記の如く充當せん事を此に提議するものなり。

保證積立金利子振當額	二、一〇〇、〇〇 兩
積立金勘定へ	一五、〇〇〇、〇〇
投資勘定流動資金へ	五、〇〇〇、〇〇
後期繰越	一五、二二三、四九
計	三七、三二三、四九

檢棉料は一擔に付壹銀五仙より七仙にして本檢査所により檢査したる特種料金は本所の見積利益に加へたるものなるが故に本委員會は來る十月より更に其見積檢棉料を一擔に付四仙と値下げせり次に積立金勘定に一萬五千兩を積立現在は五萬五千兩なり、投資額は目下八萬七千七百二、一五即ち七月二十一日市價換算七萬八千六百五十五兩なり、又社債額面の低落により委員會は更に其流動資金として五千兩を充當すべき事を提議せるものなり更に本協會事務處辨に就き Macgregor 氏の努力を多とし特に當地稅關當局者が本所事務取扱に關し種々の援助を與へしを感謝するものなり。

時報

呼倫貝爾自治取消詳報——山東交涉の其後一、英國の意嚮二、學生取締令三、京畿衛戍總司令布告四、陸外交總長宛山東意見書——東清線回收問題——鹽稅の增收——八厘交通內情——日貨排斥の影響——中華銀公司章程——商業會議所聯合會、日華實業協會の組織——鹿急借款前渡交附——清河口實測記

呼倫貝爾自治取消詳報

呼倫貝爾の自治取消に關しては、前號本欄に於いて略述せり。形式は例の如く、呼倫側の自治取消請願を、大總統令を以て許可せるもの、原呈左の如し。

呈す呼倫貝爾特別區域取消條件のため情に據り轉呈し仰いで鑒核を祈るの事、查するに呼倫貝爾地方は本と黑龍江省の完全區域に屬せるがその俄疆に逼迫せるを以て民國初年遂に獨立の舉動あり時に國內多事の秋に值ひ邊防疎略なからず各政前項條件の拘束する所となり一切の設施毫も進步なし比年情見はれ勢絀し該蒙旗悔悟の誠と國家懷柔の意と相互に感觸し誠意允孚し衆ねるに歐化の東移を以て人種自決主義灌輸益々深く上年の秋間該故副都統勝濬卽ち使を遣はして奉に來り取消を商請す卽ち作霖の使を遣はし烈臣に商承して詳細に考察せしむるを經たり該蒙旗此等の辨法は人民の公意より生じたるや否や卽ち該蒙旗の代表を公推し江に赴き聲稱するに據るに全體蒙民の意思は特別區域を取消し中俄會訂條件を取消さんことを請願し全體一致して懇請せること電により陳明して案に在り玆に暫護呼倫貝爾副都統貴福の咨呈を經たり稱す窃かに查するに呼倫貝爾地方は向きに中國の完全領土に屬し黑龍江省の管轄に隸す庫倫に迫られ大勢やむを得ずして獨立し嗣いで復た改めて特別區域と爲せり唯だ今に至りて政治未だ能く發達せず自から悉く中央政府の主持を聽くに非ざれば以て治理に臻るに足らず前に全旗總管協領左右兩廳々長聯辨等の合詞聲請に據るに本屬蒙旗全體の誠意を代表し會議すること多次皆云ふ自から特別區域を取消し並びに中俄會訂條件を取消すは實に萬世永賴の圖たり情に據り前來し貴福の查核を呈請す稱する所の各節は洵に至誠に出づるに屬す因つて卽ち左廳々長成德右廳々長巴嘎巴迪署理索倫左翼總管榮安署理索倫右翼總管凌陞等を推派し呼倫貝爾蒙旗全體を代表して進省せしめ俯准を籲懇せしむ中央に轉電—呼倫貝爾特別區域をもつて取消し以後一切の政治は中央政府の核定治理を聽候せんその中華民國四年の中俄會訂呼倫貝爾條件は原と特別區域のために設く今既に自から特別區域の權分を取消さんことを願ふ則ち民國四年の會訂條件は當然無効なればまさに一併作廢を請ふべし該代表等省に在つて誠を竭し具電懇請するを除くの外理まさに呼倫貝爾蒙旗官兵人等の全體を率領し備文請願す伏して鑒核轉呈施行を乞ふ等の請前來す覆查するに該蒙旗等が特別區域條件及び中俄會訂條件を取消さんことを請願するは均しく深く

大義に明かなるに屬し愛戴の眞誠に出づるまさに照准辦理を恩施するを准るし善後辦法別文呈報するを除くの外理まさに會同大總統の鑒核訓示を呈請すべし謹んで大總統に呈す東三省巡閱使奉天督軍兼省長張作霖黑龍江督軍兼省長孫烈臣

右呈文に接したる北京政府は、一月二十七日附大總統令を以て之を命允せり。命令左の如し。

東三省巡閱使張作霖黑龍江督軍孫烈臣の呈稱に據るに暫護呼倫貝爾副都統貴福の咨呈すらく籍に查するに呼倫貝爾は向に中國の完全領土に屬し黑龍江省の管轄に隷せり改めて特別區域を置きてより以來政治未だ發達せず悉く中央政府の主持を聽くに非ざれば治理を臻すに足らず茲に全旗總督協領左右兩廳廳長郡辦等多次の會議に據るに僉な謂く特別區域を取消し茲に支露協商の條件を取消すこと實に萬世永賴の圖たりと因て左廳廳長成德右廳廳長巴哩巴勉索倫左翼總管榮安索倫右翼總管凌陞等を推して全體を代表せしめ中央に辨電して呼倫貝爾の特別區域を取消し以後一切の政治は中央政府の核定を聽候せんことを懇請－其の中華民國四年支露協商の呼倫貝爾條件は原と特別區域の爲に設けたるも既に自ら特別區域取消を願ふ以上該條件は當然無効たり應に一併廢止を請ふ伏して鑒核轉呈あらんことを乞ふ等の語ありと來呈を核閱するに情詞懇摯具に大義に深明なるを見る卽ち俯して請ふ所の如くにし以て群情に順ふべし所有る善後一切の事宜は該使等をして主管各部院と會商し情形を察酌し方針を妥籌し呈候核定を施行せしめ總て五族一家咸な利用に蒸樂し國家大同の化を廣くせんことを期す本大總統厚望あり此に令す。

山東交涉の其後

去る一月九日、帝國政府の山東問題交涉開始申入れに對し、支那側は未だ何等の回答を發し來らず、僅かに二月六日附を以て學生團取締の命令を發し、又山東督軍田中玉氏に對し、山東鐵道警備巡警隊の組織を嚴命せる位のものなり。學生團の取締は、北京政府の意嚮が、一步直接交涉に傾むけるを語り、山鐵巡警隊組織令は、山鐵沿線撤兵を、山東交涉自體より引離して先議せんとする意思表示と見るべし。直接交涉反對の聲は、尙未だ終熄するに至らず、往々國際聯盟提議の具體的理據乃至手續の研究に入れるもあり。交涉の前途を豫測する材料として拉雜之を錄せゝか。

一　英國の意嚮

駐英公使施肇基氏より、英國の山東問題に對する意見なりとて次の如き注目すべき報道あり。

山東問題に對する英國の意見は二派に分れ首相ロイド・ジョージ氏は本問題は支那の意嚮に根據を置きて解決すべしと述べたるも外務省は若し支那が山東問題を國際聯盟に提出せば被告は卽ち巴里平和會議全體にして日本は被告にあらず何となれば膠州灣を日本に交附したるものは平和會議なればなりとて反對の意見を述べたり惟ふに山東問題に就き英國の援助を受くる程度は極めて小なり

但し此事たるや日英間の密約が英國を拘束するためにして必ずしも英國が日本に加擔せるにあらず。

二　學生取締令

支那各地學生風潮は益々過激化し或は示威的暴擧に出でんとするに鑑み支那當局に於ても將來意外の事を釀すに至らんことを恐れ之が取締方法を講じつゝありしが國務會議の討議を經愈よ二月六日附大總統令を以て取締に關する命令公布せられたるが學生に宛てたるもの左の如し。

近年學風頽靡し法紀張らず諸生僞異の身を以て敢て衆を聚め暴行し自由行動をなすに至る國家の諸生を敎育するや期望の至りて切なるものあり屢々明令を以て剴切に誡諭し深く其の濯磨砥礪し異日致用の才と爲らんことを冀へる所なり諸生等果して自ら愛し國を愛するを知らば當に亦憬然として愧悟すべきなり然るに京師警察廳の報告に據れば本月四日京師學校學生は前門外に在りて行列演說し交通を阻斷し竝に車輛を擊毀し通行人を毆傷せるの情事ありしと而るに一昨日直隸省長より亦學生が公署を包圍し警衞を擊傷し制止せしも服せざりしとの報告あり此れ秩序を擾亂し法紀を干すの顯著なるものにして菁莪の棫樸にして棒棘に淪びんとするに似たり甚しく諸生の爲め之を惜しむ爾來學生の政例を干するを嚴禁せり誠に向學の年質性未だ定まらずして心を政治に紛らさば適ま學業を惰すに至らん抑も立法行政の責は各專屬するあり豈少數學子の干涉して之に與るを許すべけんや思ふに躐軌の衆は國家に在りては統治の妨となり諸生にありて亦自ら學業を敗るなり政府は諸生を愛惜すと雖法律を尊重せずんば能はず國家の存亡は全く法律の維持に賴るを忘るべからず學生は同じく國民に屬するが故に同じく法權統治の下にあり法律執行の責を負ふ者詎ぞ能く學生の法を干すを見て之を不問に置くを得んや茲に於てか特に法律に據り再々諄切の申告を爲せり此次明令公布の後は應に敎育部を責成し學務各員を督勵し屢次の訓令によりて師導せしむべく凡そ學生の範圍軼出の擧あらば立ろに嚴重の制止を加へ總て鎭弭を未萌に防ぎ直に定規に從はしめんことを期す敢て暴棄を甘んじ煽亂を希圖する者あらば查明し之を退ぞけ遂に犯罪行爲を構成するあらば司法官廳より法により懲誡すべし若し學務各員にして之を庇護縱容するあらば併せて之をも懲誡すべし之を總するに國紀の在る所凌辱を容れず政府は國家を重じ執法は繩規を外れて寬恕するなし其れ共に之を懍めよ此に令す。

三　京畿衞戍總司令布告

前項と同じく學生團に對する取締布告なり。

布告の事を爲す查するに秩序を維持し紀綱を振飭するは立國の大本にして猶個人の發展を希望すれば身體の健康を以て先とするが如し故に越軌の行動は國に常刑あり卽ち正大に託言して私圖に便するに非ず要は範圍を超越して國本を危うするを許さず人民の愛國理當に然るべき所政府は唯だ提唱ありて應に禁阻なし唯だ愛國各其方あり斷じて勉同一致なる能はず學生は學を務め早きに及んで業を成し國力の充實茲に賴るあり位に居り志を言ふ愛國

の道是に過ぐるなし若し或は政治に紛心し潮流を追逐すれば卽ち陳義果して高まるも仍ほ進業に妨あり國力をして益々遲々を致さしむるを致す況や復過激の邪說に侵淵し未だ熟考を經ざるの思想を以て遽に貿然嘗試せんとす影響の及ぶ所國家をして日に分崩を見社會之に因つて瓦解せんとす效益未だ見ず禍害已に臨む眞の愛國者は詎ぞ此に出づるに忍びん該學生等須く知るべし國家の事政府責めあり國會人民相監督を爲す各界有志に乏しからず該學生等分を越え相干し徒らに紛擾を事とする勿れ現行治安警察法第八條を按ずるに學校學生は政談集會に加入するを得ず第十二條學生は政談集會に加入するを得ず第九條第廿八條結社の宗旨安寧秩序を擾亂するの虞ある者は其解散を命じ並に結社者に處するに一年以下の徒刑を以てするを得第十三條第卅二條集會の講演論の安寧秩序を擾亂するの虞あるものは其解散を命じ或は講演を中止し服せざる者は並に五ケ月以下の徒刑を以てするを得第十五條第三十四條屋外集合及衆人群衆安寧秩序を擾亂するの虞ある者は其解散を命じ或は制限禁止を命ずるを得服せざるものは二十日以下の拘留竝に罰金を科するを得第三十七條通衢大道及其他公衆聚集往來の場所に文書圖畫を粘貼し或は他法にて公然人の犯罪を煽惑する者には第十六章各條の規定あり人に對し生命身體の自由名譽財產を害する事或は强暴脅迫人をして無義務の事を行はしめ或は人の權利を行使する者を妨害する者は第三十一章に分別論罪科刑す殺傷放火等の事に至つては亦均しく制裁を明定す此れ皆國家國本維持の法刑章具に在り絕えて稱姑容を事とせず本總司令衞戍を職司とし京師公安を維持するの責あり此次布告を經だるの後該學生等其れ各斯旨を遵し各分際を守るべし若し果して暴棄に甘んじ放遽を敢てせば當に法に依つて辦理し決して寬恕せず之を謂て不預と言ふ勿れ特に此に布告す中華民國九年二月。

四　陸外交總長宛山東各界意見書

獨國和約交換批准より日本已に我國に通牒し來れる聲明卽ち獨國が山東に於ける一切の權利を繼承せしことに就ては我が山東人士は痛切に感激して寢食を安んぜず既に數月以來各界合同或は單獨に利害關係及外交方略を研究し同胞決心を抱くもの數端あり茲に意見を陳述すること左の如し。

一　山東問題は日本の通牒を國際聯盟會に提出すること。

理由　支獨條約は我國對獨宣戰に據て廢止せられたれば該條約卽ち獨人が享く所の一切の權利は當然根本より消滅せり日本何に由つて之れを繼承せしか況て我國已に獨國との和約に署名調印を拒むに因り獨約(講和條約)効力發生と否とは我國と毫も關係なし並に條約効力は祇だよく締約國を拘束して約外の國家を强迫する能はず若し之をして服從せしめて獨人山東に在るの權利は未だ消滅せずと謂ふも膠州灣條約には租借他に於けるものにして他國に轉租するを許さゝるの明文あり鐵道鑛山は二十年後回收すべきの規定ある故に日本今回の繼承通牒には牴觸あり我國已に前に拒絕して後に繼承する能はず況て國際聯盟會の近きに在り自ら應

に該會に提出して公斷を待つべし暴力に劫かされるなく竝に該辦法を國民に宣佈すべし。

二　歐戰後支日間一切の密約總て廢除すべし(一)二十一ヶ條(二)高徐濟順鐵道草約(三)膠濟鐵道交換文(四)軍事協定(五)滿蒙四鐵道契約(六)其他一切不平等條約。

理由　日本は歐米各國が東顧に暇なき際我國に迫つて以上各種の密約を決定し我が利益を謀取し我が主權を侵害する等の條約は皆な未だ我國國會の同意を經ざるに因り當然效力を生せず況て高徐順濟鐵道は草約訂せしまでにて膠濟鐵道の交換文は該條約を根據として發生せり山東民衆は請願して已に政府の允許を得しもの斷じて正約を締訂せざるべし日人豈に能く此草約を藉り卽ち繼承の左券と爲すを得んや應に堅持法を設けて廢除すべきなり他の二十一條の如きは最後通牒を以て威迫訂立し久しく各國の審議する所となれり軍事協定は尤も共出防敵を目的と爲すも我國獨逸に對して已に平和を恢復せば該約は應に早く廢除せらるべし何ぞ繼續の餘地あらんや其他不平等の條約は均しく應に此時機に於て撤廢を斷行すべきなり。

今回公等巴里平和會議に於て義に仗り宣言して平和條約に署名調印を拒絕せしことは國民の深く感激せし所なり今强隣境を壓し交涉緊急の秋尤も民意を納れ鼎力主持初意を貫徹し以て之に應じ日後如何の困難に論なく政府の後盾とならんとを望む然らざれば外交失敗衆怨の歸する所禍變の來ること當に獨り山東人民の自ら受くるのみならざるべし迫切肆を陳ね伏て鑒察を乞ふ山東省議會商會商埠商會農會國貨提倡研究會律師公會。

尙ほ右意見書署名の終りに時間倉猝の爲め各團體未だ印せず省議會捺印して責を負へり。

東淸線回收問題

張作霖氏より兩伯利の秩序紊亂の際支那の內政外交に重大の關係を有する東淸鐵道の權利を收回する爲め政府に對し至急其の計畫を決定せん事を請求したる趣にて右に關し支那政府は一千八百九十六年露支兩國間に締結せられたる條約によれば三十六年後に回收する約束なるも目下露國が無力となれるにより速に回收の方法を講ずべく準備中なりと云へるが支那の東淸鐵道に關する野心は必ずしも昨今に其源を發したるには非ず露國の過激派が東淸線にも侵入し哈市方面も秩序紊亂するに至るや支那は英公使ヨルダン氏と協議して兵を哈市に進めて之を占領し從つて東淸鐵道に對しても守備を配置し殆んど今や之を占領したるが如く思惟し居れるが東淸鐵道は米國之を管理し居りて彼の米國鐵道技師スラップ氏に於て一切の經營を爲し居たるを以て米支の間には既に多少の諒解あり且つ前東淸鐵道の長官たりしホルワット氏の如き排日及自家の利益を慮つて米國側に接近し從つて支那とも一種の協定を結び支那が東淸鐵道を回收するに贊成なるを以てホルワット氏に幾何かのコンミッションを與ふべしとの密約を締結し居れるが如き次第なりき然るに今回米國軍の撤兵と共に東淸鐵道の管理も放棄せざるを得ざるに至りたる米は此の鐵道が日本の管理に

移るを好まざるが故密に支那に通じて此の際宜しく支那は之むを回收すべしと使嗾し居れるかの如く支那に於ても萬一此の鐵道が日本の管理に移る如き事あらんか遂に此の回收の時機あらざるべしと信じ却說は張作霖氏の回收方法の決定要求となり支那政府も之が準備に着手したる次第なるが一方露國側の意志を忖度するに目下コルチャック提督失脚しセミョノフ將軍後を受けたる過渡期の事とて一見露國の勢力なるもの何處にも無きが如くなれどセミョノフ將軍は着々其の方針を進め政權を三州の方に振はんとしつゝあり從つて東淸鐵道が支那との間に困難なる交涉ともならば氏は斷じて之を承認せざるべしとせられつゝあり又日本の如きも露國の混亂に乘じて露國の利益を侵害せんとするが如き計畫には一應反對すべく勿論假令東淸鐵道の管理を委任せらるゝが如き事あるも之を拒絕し何處迄も公大なる態度に出づべしと云ふ。

鹽稅の增收

一千九百十九年に於て鹽稅純收益は當該行政費を支辨して殘額八千六十三萬六千五百三弗を銀行團に拂込たり此金額は千九百十八年の純收益七千百五十六萬五千五百二十弗に對し九百七萬五百八十三弗の增收なり鹽稅收入を擔保とする債務を全部支辨して一千九百十九年に於て支那政府に交付されたる剩餘金は七千五百二十一萬三千四百四十九弗（海關より受領せる六百二十萬五千七百五十六弗の出金を含む）に達せり但し此金額中約二千六百萬弗は地方に保留され或は省官憲或は督軍に依り流用されたるものなりとす

八厘交通內債

交通部にて公債三千萬元發行の計畫進行中なりとの說に就ては確かなる消息を得ず順天時報に某消息通の談として載する所に據れば該公債發行案は既に國務會議の可決を經其の用途抵當利息等大略左の如しと

（一）交通部は各地の鐵道の建設並に各鐵道營業の擴張計畫の爲に特に公債を募集し交通部八厘實業公債と命名す。

（二）募集全額三千萬元にて一萬元一千元一百元十元の四種に分ち總て無記名式とす。

（三）利息は年八厘毎年六月三十日及十二月三十一日の二期に支拂ふ。

（四）公債額面百元に付實價九十五元とす。

（五）本公債元利の抵當品は京漢線の餘利を以て之に充つ。

（六）償還方法は民國九年より同十二年に亘るを期間とし前二年は唯利息のみを支拂第三年目より毎年十二月三十一日北京に於て抽籤方法により公債總額の十分の一即ち三百萬元づゝを償還し民國二十年末にて元利共に淸濟す。

（八）本公債の元利は總て現洋にて支拂ふ

（八）本公債は銀行の保證準備金各鐵道人員の納付すべき特別保證金及び通運公司使用人の抵當券に使用し並に隨意買賣し抵當となし又其他公務上の抵當募集に充つるを得

（十）本公債の用途は未だ諸說紛々として定まらざれども要するに左の三項の費用に充つるものなりといふ。

(一)德州石家莊間の鐵道敷設
(二)福州厦門間の鐵道管理
(三)一般政費の補足

日貨排斥の影響

阪神對支貿易業者は日貨排斥運動の對抗緩和策を協議中なるが本運動の開始されし以來阪神貿易業者が蒙れる打撃は實に致命傷とも稱すべき痛手なり對支貿易は一ヶ年輸出入合計六億を超え中七割を大阪神戸港の占むる狀態より推して阪神貿易業者の苦痛察するに足るべし兩港中神戸は同港の本領とせる輸入を重とせるが上に這次の日貨排斥運動より受くる打撃は大阪港に比し稍々輕微の感ありと雖も横濱港が年々對支貿易に於いて輸入超過を示し居るに反し兩港が輸出超過を繼續し各製造家も京濱間の同業者が比較的優良なる製品を出だすと目的を異にし專ら支那向き製品に力を盡しつゝあれば日貨排斥の程度如何は一に貿易業に止まらず各製造工業家の苦痛措く能はざる所なり輸入貿易は京濱同樣京阪神も何等影響を認めざるが輸出品は其品質により幾分の差あれど全製品一樣に打撃を少からず受け居るも近時原料的色彩濃厚となり純然たる原料品は寧ろ輸出增加の傾きを生じ幾分全體の不況を緩和したる觀あれど原料品は額に於いて尙全般の苦境を補足するに微少たるを免かれず輸出貿易の蒙れる打撃を明らかにする爲め大正八年六月より十月に至る五箇月間の減額割合を見るに最も甚だしきは玩具の八割九にして全滅に近し之に次では化粧石鹸の八割硝子鏡七割九精製糖の七割三分にて影響額少なきは支那の必需品と稱すべき燐寸一割二分綿織糸扇子團扇等の一割八分にて次の如し。

品名	前年同期に比し減額割合
昆布及刻昆布	三割九
乾鰕	五四
精製糖	七二
椎茸	五七
化粧石鹸	八〇
賣藥	六八
燐寸	一三
綿絨絲	一八
綿絹製繻子	四六
白木綿	二〇
綿製タオル	五九
綿メリヤス肌衣	五二
帽子	二二
綿製粉袋	三八
陶磁器	三六
硝子鏡	七九
洋傘	六八
扇子及團扇	一八
玩具	八九

大阪港重要輸出品の五箇月間消長及び前年同期の比較を示せば左の如くなれば斯業者が排貨の一日も早く緩和され

んことを望むは當然なりと云ふべし。

種別月次	六月	七月	八月	九月	十月	計
製糖八年七年	一五二一斤	一〇〇六石	九五三斤	一六一斤	一七三斤	一〇一七四斤
清酒八年七年	四五石	六六石	九五石	八〇石	二九石	三三〇石
瓶入麥酒八年七年	五六四八千打	一四七五千打	一四七五千打	一〇〇九千打	九四八千打	四七七四千打
賣藥八年七年	一元千打	二五千打	三五千打	三三千打	五一千打	一九五千打
燐寸八年七年	二七四五千打	二七〇千打	二七〇千打	二七〇千打	二七〇千打	一三五〇千打
綿織糸八年七年	二一二千斤	一四五一千斤	一四五一千斤	一一九千斤	一四八千斤	一五六八千斤
絹綿製繻子八年七年	九五千碼	七五千碼	七五千碼	三九千碼	三五千碼	三九九千碼
綾木綿八年七年	八四二千碼	八〇三千碼	八〇三千碼	四〇五千碼	四七千碼	四〇五千碼
白木綿八年七年	二三五千碼	二三八千碼	二三八千碼	九七千碼	九九千碼	一一八五千碼
綿メリヤス八年衣七年肌	二六千打	二三千打	二三千打	九千打	二五千打	一一四九千打

中華銀公司章程

本公司は支那財界に於ける大立物なる梁士詒氏が米國資本家の援助の下に成立したる公司にて其營業の目的は國家又は地方各公司の借款を承辦又は承募するを其本主とす。

第一條　本銀公司は有限株式公司の組織に依り其名を中華銀公司と稱す。

第二條　本銀公司の總事務所は北京に設き內外重要の地には隨時に分事務所を增設し或は他の機關と代辦契約を訂立するを得。

第三條　本銀公司は國家或は地方及公司の各種借款を承辦又は承募するを以て營業とす。

第四條　本銀公司は資本銀壹千萬元とす。

第五條　本銀公司は義務上必要ある時は他の機關と聯絡して合力辦理することを得。

第六條　本銀公司の董事は七人乃至十一人とし出資各銀行より之を公推す。

第七條　董事は董事會を組織し一人を公推して董事長と爲し銀公司一切の事務を主持す董事會の章程は別に之を定む本銀公司は監察人二人を設け集資各銀行より之を公推す本銀公司は辦事員を置くべし其職務及額數は董事會より之を決定す。

第八條　本銀公司の董事は任期參年とし監察人は任期一年とす期滿ちて續て選舉せられたるときは重任することを得

第九條　本銀公司の總會は分ちて二種とす一經常會は每年三月董事會より召集す二臨時會は董事會に於て必要と爲し或は十分の一以上の出資各銀行が請求する時は董事會より召集す。

第十條　本銀公司は每年々末に一回決算して決算報告を造り監察人の査核を經て集資各銀行に報告すべし若し利益あるときは左記に依り分配すべし法定公積銀十の一以上其餘は分ちて十成と爲し集資各銀行は十分の八以內を占むるを得職員の報酬は十分の二以內を占む其數目の分配は董事會

より之を決定す若し存餘あれば特別公積とす。

第十一條　本銀公司章程は總會の議決を經て政府の認可を得て施行す。

第十二條　本銀公司の章程を若し增減修改すべき場合は前條の規定に依り辨理す。

商業會議所聯合會

日華實業協會の組織

日貨排斥善後策協議のため、二月十五日より二十日まで、東京商業會議所に於いて開會したる本邦各商業會議所と、在支日本商業會議所或は實業協會との聯合會は、本邦にては空前の企畫にして、頗る世人の注目を惹きたるが、二十日終に左の結論に到達したり。

決　議

日本の國是たる門戸開放機會均等領土保全は吾人年來の主張と合致す而して極東の平和を確保するは世界の平和を維持する所以なり然るに最近日華兩國の關係動もすれば疎隔を來し誤解を生ずるに至れるは遺憾の極なりとす畢竟是れ兩國間の了解に於いて欠如する所あるに職由す此双方の誤解を一掃し共存共益の趣旨を徹底せしめ兩國々民的利益の增進を計り兩國間に於ける經濟的關係を密切ならしむるは是れ刻下の最大急務なりとす仍つて此際左記各項を實行し上記の目的を貫徹せんことを期す。

(一)本邦商業會議所と支那各地商務總會との聯絡を圖ること。

(二)本邦商業會議所と在支日本人商業會議所及び實業協會等との聯絡を取り少なくとも毎年一回會合協議すること。

(三)各種事業經營上提携を奬勵すること。

(四)速に日支協會を組織すること。

同時に委員の手に依りて左の如き日支協會規約草案を起草せり。

第一條　本會は日支協會と稱し實業家を以て組織し本部を東京に置き必要に應じ內外各地に支部を置く。

第二條　本會は日支兩國相互の經濟的發展を計り且つ兩國民の交誼を增進するを以て目的とす。

第三條　本會の會員は次の二種とす。

一、通常會員　本會會員の紹介に依り理事會の承認を經たるもの。

二、名譽會員　理事會の決議を經て會長の推薦に係るもの。

第四條　本會に左の役員を置く。

會長一名　副會長二名　顧問評議員若干名　理事若干名

第五條　會長副會長は評議員會之を推薦し評議員は總會に於いて之を選擧し理事は評議員の互選に依る。

第六條　役員の任務は左の如し。

一、會長は會務を總理す。

一、副會長は會長の職務を代理す。

一、評議員は重要の會務を評議す。

一、理事は會務を執行す。

三月一日、全國商業會議所聯合會實行委員たる東京以下九會議所及び日支懇話會並びに在支本邦商業會議所及び實業協會各代表者は、東京商業會議所に參集し、日支協會規約草案につき協議の結果、該案は多少不備の點あるを以て、之に根本的改正を加へ、更めて日華實業協會を設立することに決すると同時に、左の規則書を決定し、設立準備委員として東京大阪横濱大連各會議所より一名宛、日支懇話會より一名都合五名を擧げたり。

第一章　總　則

第一條　本協會は日華兩國の親善を企圖し相互の經濟的發展を增進するを以て目的とす。

第二條　本協會は日華實業協會と稱す。

第三條　本協會は本部を東京市に置き必要に應じ各地に支部を設く。

第二章　會　員

第四條　本協會の會員は會社、銀行、商店及個人にして日華經濟に關係を有するものに限る。

第五條　會員たらんとするものは會員二名以上の紹介に依り評議員會の全會一致の承認を經るを要す。

第六條　評議會の決議を以て名譽會員を推擧することを得。

第三章　役　員

第七條　本協會に左の役員を置く。

會長一名　副會長二名　評議員三十名以內　幹事長一名　幹事七名(幹事長を含む)

第八條　會長及副會長は評議員會に於て之を選擧す。

第九條　評議員は總會に於て之を選擧す。

第十條　幹事長は幹事互選を以て定む。

第十一條　幹事は評議員の互選を以て之を定む。

第十二條　會長副會長評議員幹事長及幹事の任期は三年とし重任することを得。

第十三條　會長は本協會を代表し總會及評議員會に於て議長となる會長事故あるときは副會長之を代理す但し會長副會長事故あるときは幹事之を代理す。

第十四條　幹事は幹事會を組織し幹事長之を統轄す幹事會は各般の會務を執行す。

第十五條　評議員會の決議を以て本協會に顧問及び囑託を置くことを得。

第十六條　評議員會は會務に關する規程及び其他重要事項を附議す但し機密又は緊急を要する事項は幹事會之を決行することを得。

第十七條　本協會に書記長一名書記若干名を置き庶務に從事せしむ。

第四章　集　會

第十八條　總會は每年二回之を開く但し評議員會に於て必要と認めたるとき又は會員三分の一以上の請求ありたるときは臨時總會を開くことを得。

第十九條　評議員會は幹事會の請求により會長之を招集す。

第二十條　總會の議事は出席員の過半數を以て之を決す可否同數なるときは議長の決する處に據る。

第廿一條　評議員會の議事は評議員半數以上の出席を要し出席員三分の二以上の同意を以て之を決す。

第廿二條　總會に出席せざる會員は代理人に委任して表決を爲すことを得但し代理人は會員に限る。

第五章　會費及會計

第廿三條　本協會々員は會費として法人は年額金參百圓個人は百圓を納付すべきものとす。

第廿四條　臨時必要の經費に關しては幹事會の決議を經て之を處辨す。

第廿五條　第一條の目的を達するに必要なる資金は寄附金を以て之に充つ。

第廿六條　會計は幹事に於て之を管理し書記長其事務を掌る。

第廿七條　會計報告は評議員會の承認を經たる後每年總會に提出して其承認を受くることを要す。

第六章　規則の變更

第廿八條　本規則の變更は總會の決議を經ることを要す

附　則

創立第一期の役員は發起人に於て之を推擧す。

應急借款前渡交附

對支五百萬磅借款に就き四國側の提出せる四條件卽ち（一）抵當品制限（二）南北の統一を求むること（三）該借款の一部を裁兵費に充つること（四）用途に就き外人監督を要すること等に對し既に支那側よりは回答ありたるに最も信憑すべき支那側消息に依れば左の如し。

第一條　該借款は本國政府は鹽稅收入を抵當品となすを允許せるも此外銀行團方面の別に提出せる如く中國政府別項收入を以て抵當となすべし其時は中國政府の同意を得るを俟ちて決定すべし。

第二條　現今政府は南北和議に對しては極力進行を謀りつつあり北方總代表も亦尙ほ上海にありて機を俟ちつゝあり本政府は和議の繼續開會さるるは近きにあらんと信ず。

第三條　裁兵節餉は本國政府の主なる施政方針にして各省共着々進行中にあり軍費は既に二割を節減せられ尙明令を以て本國政府の一定せる程度迄督飭進行を圖るべく又該借款の一部は專ら裁兵經費に充當せしむべし。

第四條　本政府は該借款用途に就き監督を置くべしとの銀行團よりの提議に贊同を表示すべし。

四國側は右支那側の回答につき協議したるが、大體異議なしと見えたるも、實は傳ふる所の如く順調には運ばず、英國側の反對はその在支宣傳機關の猛烈なる借款亡國論を伴ひ、米國側の躊躇も亦頗る顯著なりしが、日本側は北京政府の哀請を容れ單獨を以て金九百萬圓（銀二百五十萬元）を五百萬磅借款前渡金として二月十八日交附し、支那は辛うじて舊曆新年（二月十九日）を迎ふるを得たり。

條件左の如し

（一）金額　九百萬圓（銀三百五十萬元）

(二)手取　九六
(三)利息　八分
(四)銀行手數料　五厘
(五)期限　六ヶ月
(六)抵當　支那政府國庫證券
(七)償還方法　鹽稅剩餘金より月賦償還

清河口實測記

問題になつた大清河築港は一時中止されたやうに見るが其實内部では着々歩を進めて居ると云ふことであるこれは昨年の十二月十六日直隸省議會で可決されたものであるが元來は孫逸仙の理想で其れを直隸派の有力者が擔ぎ周自齊邊守靖なぞが贊成し曹督軍曹省長等の同意をも得て愈實地問題にしたのである設計者は北京ロックフラー病院設計者であるが加奈陀建築技師ハリエーハッセーの手に成つたものであるが今回築港豫定を實地踏査した人の談に據つて摘記すれば左の如くである。

大清河は遼東灣と直隸灣の區分點である灤河河宇の突出の西南側である大清河と云ふは其處の一寒村の名である大清河と云ふ川は水源もなく平時は水もない河である之は百五十年前までは灤河の本流であつたのが一朝水勢が變つた爲め今の平河に其水源を奪はれ河と云ふ名丈けを止めた此地一帶の地勢は坦々たる冲積土の低濕な地であつて生產的價値から見れば僅かに鹽を產するのみで一望不毛の土地である其處に又大清河といふ人口五百に足らぬ船夫の一部落があつて潮汐の滿干を利用し民船の出入がある大連營口方面よりの民食たる高粱大同江材の一小部が輸入される大清河以西の地區は出水期には汎濫して一帶泥海と化して仕舞ふと云ふ。

築港の作業に至便なのは其の河口に横はる月陀石臼陀東大崗と云ふ二の砂洲が外の波浪を遮る防波作用をする事と月陀東大崗の中間水道が比較的水深があつて二十七尺から三十尺に達する事である京奉線唐山線は六十哩で結び着けられ遠く熱河の連絡が完成すれば四通八達の要衝たる資格を具備する點である。

海面の狀況は干滿の差は七尺前後で最深所が三十二尺あり其他の水道は五尺前後で滿潮の時すら砂洲を點々と露して居る海底の土質は細砂土質で深淺も早からうと思はれる滿潮干潮は太沽と大した相違はないが夏期に九尺から十尺に及び滿潮が永くて干潮が短いと云ふ事である氣溫は太沽に比較すると平均四度位低く風の關係は秋から冬に掛けては北西の風が多く春より夏に掛ては南東の風及時に北東の風がある一帶何の遮蔽物も無い爲め風速は强いが砂洲間は全く波浪を遮つて居る結氷は十二月中旬から初まり解氷は二月下旬で氷の厚さは二尺乃至三尺に達するが大體に於て秦皇島と大差は無いと云ふ事である一帶の地形を綜合して考へて見ると陸岸と月陀東大崗の三者に據り形成せられた胃袋形の内港が築港豫定地であつて陸岸を規正に埋立水道を浚深して港内面積は五十萬坪鐵橋其他の設備を差引て三十五萬坪約三萬五千噸の船舶を收容するに充分である。

港灣設計の概要を見るに月陀と東大崗の水路を利用し水深三十四呎に浚渫し內港外港の兩部に區分し外港の突端に防波堤を構築し冬期の西北風を利用して港內の氷を外海に押流すと云ふ考案である陸岸は岸壁の水深三十四呎とし唐山よりの延長線は直ちに碼頭の棧橋に十條の支線を百足の足の樣に布設し直ちに碼頭倉庫の地區と近接せしめ現在の大清河部落及大清河流域はこれ亦唐山よりの支線分岐線數條を布設して製造工場地とし一方海水を引入れて鐵道運河として水陸の利便を兼備させる樣にしてある商業區として埠頭及製造工場地に隣接したる地區に最新の都市設計に基いて星形の大馬路を四個の中心點を基準として計劃されて居る一帶の海濱及石臼陀月陀等の島は公園若しくは避暑地に充つる考らしく民船の碇泊所は市街地の東方海岸一帶を充てある。

陸上交通の豫定線とも目せらるは大清河より直西に當り約七十哩の薊合を目標として京奉線に連絡する一線と大清河から六十哩の唐山に於て京奉線に接續する線との二線の豫想されて居るが天津港の缺點を補ふが目的で無い以上唐山を貫き通州に達し京漢線及京綏線に接續して遠く內外蒙古の富源を吸集すると同時に中部支那を縱貫する京漢線に接續するのが至當な設備である。

運河の設備は新港より唐山を經て天津に至り茲に大運河と接續して北支那の豐饒を一地に集結し樣として居る淸河築港完成せりと見て海運に重大關係ある航路日數の長短を比較して見ると約〇、七日差が出來一箇月間の傭船料を重量噸一噸に附二十圓と概算すれば千屯級の船で一日の船價は六百六十圓である故一噸に付〇、七日船價は約五十錢である爲め結局荷主の負擔たるを免かれない以上天津港に一籌を輸す譯であるが陸路輸送の場合を考ふると返つて正反對の結果を見るのである。

彙報

外交關係

大正九年一月

▲支那基督教大會（上海特電一日發）新年二日より八日に亘り上海にてインターナヤーチ・ウォールド・ムーヴメント及フエデレーション・オヴ・ウーマンス・フォーレン・ポーズ兩協會後援の下に支那耶蘇教大會開かるゝ筈之に列席する者は全部婦人にして目下働き居る米國女醫女流教育家及社會事業家約七十五名及米本國より特派せられたる十四名の婦人宣教師にして此種の大會としては支那に於て第一の試みなり討議事項は

一、大學教育　二、中學教育　三、上海自治會事業　四、救濟事業　五、畜生事業　六、文學　七、宗教教育

の七部に別れ毎日委員會を開き討議の筈（三日日）

▲東清鐵道引上交涉（二日長港特派員發）東清鐵道長官代理ラチノフ氏は先月末吉林に飽督軍を訪ひ重要問題を議したる趣なるが氏は訪問者に對しては默して語らざりしも今確かなる筋より聞く所に依れば極東王たりと自認せるホルワート將軍の生命なる同鐵道は露國政亂以來留紙幣の暴落と共に收入減退し財政窮乏し從業員の怠業叛亂に威嚇され頗る窮境に陷りたる結果今回運貨引上を決行すべくラチノフ氏は態々飽督軍を訪ひ其商議を爲し現在運貨より六十倍引上げロマノフ、オムスク、クレンスキー三種の紙幣を各一分宛收納することを提議せるが飽督軍は頑として容れず二十倍引上げ前記三種紙幣の各四分の一を受入れんことを主張して止まず押問答の結果何れとも決せず遂に中央政府の決を仰ぐこととなり會議は纏らざりしが之に依つて見るも東清鐵道の財政窮乏が如何に切迫せるか疑ふの餘地なし尙露に吉林省の對米銀行借款二千萬元の一部は東清鐵道經營費に損替んとの風説あるも信じ難し（四日東朝）

▲駐日學生新監督（北京發某所着電）十二月三十一日大總統令を以て江庸の學生監督の辭職を許し林鴻翔を後任とする旨公布せられたり『四日東朝』

▲葡國の對支野心（北京特電六日發）最に葡萄牙人が厦門附近の青州島に於て港灣を建設せんとせし事件は依然支那外交部と葡萄牙公使との間に未解決の儘放任せられつゝあるが近時葡萄牙人は香山青山地方に兵營を建築し永久的に軍隊の駐屯を計畫しつゝありとの密電に接し北京政府は右の旨を廣東軍政府に報告して嚴密なる調査を命じ若し確實なる證據あらば第二回の抗議を提出すべしと（七日日日）

▲智利瑞西との條約（六日北京特派員發）六日國務院より支那と智利並に瑞西との通商條約を國會に提出して追認を求めたり（八日東朝）

▲租界印紙稅協議（六日北京特派員發）五日の北京外交團會議は借款問題以外租界內に於ける印紙稅問題に就ても協議したり（八日東朝）

▲段氏を統帥に（六日北京特派員發）馮國璋氏の死後江蘇督軍李純氏より安徽直隸の兩派を連絡して其統帥に段祺瑞氏を推し悅んで之れが命に服すべく只中央の政局に干與せしむることは絕對に反對なりとの密電を寄せたり（八日東朝）

▲阿片禁止の励行を求む（北京特電六日發）國務院は五日廣東軍政府に宛て阿片禁止の緩和し來るは各國人の之を責むる處なり假令南北和議成らずとも對外事項は一致せざる可からず願はくは各方面に嚴令ありたしと（八日時事）

▲英公使西藏交涉督促（七日北京特派員發）七日英國公使は陳外交總長代理に面會して西藏問題の交涉に對する支那側の遲延を詰り速かに交涉を開始せんことを求めたり（九日東朝）

▲山東交涉に應せず（北京特電八日發）獨逸の調印に依り講和條約効力を生じ日本は近く支那に對し山東問題直接交涉開始を申込む可しとの報道に對し支那外交當局の談に據れば福建事件發生せざりしならば今頃は既に直接交涉に入りたるならんも今や不幸にして福建問題を生じ支那國民の惡感深ければ若し日本が山東問題の交涉を申込みたりとするも支那政府は直に之に應ずること能はざるなり日本も亦是等の事情を諒し居る筈なりと云々（十

日時事）

▲英提議拒絶要求　（七日北京特派員發）廿箇省議會は四國問題に關する英國の提議は光緒三十二年の四國條約を破壞し且川邊の防務に關係を及ぼすものなるを以て斷然拒絶すべきことを要求せり（十日東朝）

▲小幡公使抗議　（十日北京特派員發）北京に於ける日貨排斥は依然繼續し去月學生聯合會並に商務總會聯合の下に組織されたる仇貨抵制委員會の決議に從ひ學生は商會の日貨調査を行ひ又辻々に委員會の決議事項たる日貨を購買するものは全部之を燒棄し且其從價百分の五の罰金に處する事日貨を取引せるものを密告せるものには罰金百分の一を賞金として提供する事など不穩の刷物を配布し居れるが當局は之に對し何等嚴重の取締を爲さざるより小幡公使は此事實を指摘して外交部に抗議し更に取締の厲行を促せり（十一日東朝）

▲露軍の支那艦砲撃事件　（八日北京特派員發）鮑督軍は曩に露國軍隊が支那哨艦を射撃せる事件に就きカルムイコフ將軍との間に交涉を爲せるが何等要領を得ざるを以て更に中央政府より嚴重交涉を開始せん事を八日附電請し來れり（十一日東朝）

▲軍器問題危惧　（九日北京特派員發）伊太利の軍器輸入以來北京政府は外交團との間に問題を惹起するを虞れ九日各省に通電を發し其既に契約せるものは之を取消し又既に購入せるものは之を保管して南北和議成立以前に使用せざるやう命令せり（十一日東朝）

▲參政權問題險惡　（上海特電十日發）上海工部局にては讓定の如く九日より今年度第一期租稅徵集を開始せしが果して湖南路及湖北路に於ける支那商人中納稅を拒絶するもの續出し同方面に於ける收稅は充分なる結果を見すして終れり這は數日前より二三の煽動者現はれ租稅拒絶を勸告したる結果なるも右商人等も參政權運動の未だ成功せざるを理由とする者極めて勢く主人の外出現金の缺乏を口實とする者多く會審衙門は唯其極端なるものに對してのみ令狀を執行せり其他の形勢には變化なきも租界內の警官は皆武裝し居れり但し商務總會は一般商人に對し此際特に妄動する事なき樣制止せり尙此問題に關し在留日本人の態度は頗る注目せられ目下納稅者會議に於て日本人の納稅者數は十二名を占めキャスチング・ヴォートを握り居れるを以て支那人參政權問題が納稅者會議に提起せらるゝ場合如何なる態度に出づるかは最も注目すべく之に關し日本人側は未だ何等其態度を表示し居らず米國人側にては多分反對の態度に出づべしと豫期せられつゝあり（十二日日日）

▲米國の意嚮を探る　（北京特電十日發）外交部は總統の命を奉じ昨夜駐米代理公使へ急電を發し獨逸と批准交換後に於ける山東問題に對する米國政府の意嚮を確め返電せよと命ぜり（十二日時事）

▲各界聯合會對日決議　（十一日上海特派員發）全國各界聯合會委員會は日本が山東の獨逸權利繼承を聲明せんとの說に就き左の決議を爲せり

一、全國に死を誓つて力爭する事を通電す

一、南北兩政府に完全に日本の通牒を拒絶せんことを電致す

一、外交團に對し國民は萬承認し難きを聲明す（十二日東朝）

▲福州事件正式交涉期　（北京特電十一日發）福州事件支那側調査委員王鴻年氏より中央政府に逢したる電報に依れば支那側は既に調査完了し氏は十三日出發歸京の豫定なりしが日本委員松岡氏が支那委員に對し兩方面の調査の結果を再び相照して兩國委員の調査を確認すべしと要求せる結果尙五六日間歸京を延期すべく該事件の正式交涉は多分外交總長陸徵祥氏歸京後となるべしと（十三日日日）

▲支那人參政權問題　（十二日上海特派員發）上海工部局は支那人が參政權問題に付納稅せずと威嚇する間は支那人と商議せずとて態度强硬なり各路商界研究會も納稅して一方交涉を進むる說と納稅拒絶との二派に分れ意見一致せざる模樣あり噂されたる全市の同盟休業は總商會の壓力に依り十二日は行はれず尙租界擴張草約第一項に定められし支那人顧問委員の職權は租界內支那人の利益に關し工部局の諮問に應じ又支那人を代表す其時は團體として行動し個人の行動は承諾せざることゝ定められたり（十三日東朝）

▲理不盡なる英國の態度　（北京特電十二日發）最近英國公使ジョルダン氏は支那海軍部と日本三井との無線電信契約は支那政府と英國マルコニー會社との間に締結せられたる無線電信契約に抵觸し英國の優先權を犯すものなりとて海軍部に對し既に正式抗議を提出せりとの確報あり右に關し曩に日支各種條約發表の際既に日支間に該契約の存在せる事は列國の熱知せる所にして殊更に新しく發生せる問題にあらず然るに今日に至り突然英國側の

抗議あるは頗る奇怪極まるものにして英國側は日支の契約を破壞し其後釜を覗はんとする野心あるが爲なるも該抗議に對しては支那側に相當回答すべき理由あるを以て各方面より度視の眼を以て冷評されつゝあり（十四日日日）

▲日本軍上陸質問　（北京特電十二日發）十一日山東督軍より日本軍隊最近青島に上陸せるは或は講和條約實行の準備ならずや云々と打電し來れり（十四日時事）

▲西藏交涉を促す　（北京特電十二日發）昨日英國公使は外交次長を訪ひ近く便船を待つて歸國す可きを以て其れまでに西藏問題に就き一先づ一段落を着け度しとの希望を述べたり外交次長は之に對し本問題は南方の意嚮も聞くの必要あるを以て到底短時間に解決し得ず今後は貴公使との談判の順序により進行を圖る可しと答へたりと（十四日時事）

▲工部局より回答　（上海特電十三日發）昨日工部局は上海總商會及び上海各路商台總聯合會に對し支那人の顧問委員會を設くるの件は來る納稅商會議に提出するの意あること一月七日附書面に同封せる昨年十月二十四日の先任領事宛の書面に記せるが如しとのことを答へたり支那人の商店の一部は閉店したるも商會總聯合會は罷業を爲さずとの決議を爲し上海總商會は今朝支那新聞紙上に稅金を支拂ひ且常の如く營業す可く一般商店に勸告する廣告を出せり（十四日時事）

▲對外方針諮問　（十二日北京特派員發）支那政府は對獨條約批准調印の報に接するや其結果として日本との間に山東問題の交涉を開くの必要に逢着し之れが準備として先づ對外方針意見を徵することゝなり十二日夫々訓電を發したり（十五日東朝）

▲協同出兵懇請　（北京特電十三日發）滿洲里軍事聯絡委員陸軍少將張天驥氏は邊防軍本部に密電を發して曰く今や過激派の勢力益極東を侵害するに至り將に日支協同出兵の好時期なり軍費問題に對しては予は屢日本側の重要人物と接して懇め協議せしが日本側も大贊成を表しつゝあれば此際日本に諮りて西北邊防借款を起すも可ならんと中央政府の意嚮を尋ね來れり（十五日日日）

▲邊境防備軍出動　（十三日北京特派員發）イルクーツク陷落以來過激派勢力の東漸漸く急にして政府は日々邊境督軍及地方官より頻々たる警報に接しつゝあり暗克幽に對しては既に戒嚴令を布けるが十三日閣議に於て尙防備に關する討議を爲せる結果滿洲里を以て東北邊境地の中心とし奉天、吉林、黑龍江の三督軍に命じて三省より軍隊を出動せしめ防備に當らしむることゝせり（十五日東朝）

▲四國公使に泣付く　（上海特電十三日發）山東問題再燃するや又復反對氣勢起り全國各外務聯合大會は十二日、英、米、佛、伊の四國公使に宛て左の如き通電を發せり

日本人の我山東を蹂る一朝一夕にあらず我國未だ對獨條約に調印せず米國上院の山東問題保留は英佛兩國の等しく贊同する所なり斯くして日本は山東に對し何等の權利無きに拘らず今山東に於ける獨逸の權利を繼承せん事を聲明せんとす各國の公論を背かす我國民を觀る事全く無きが如し誰が此種の暴行に甘んぜんや吾人は誓つて此聲明を承認せず四國政府に電請して公道を主張せられん事を（十五日日日）

▲德華銀行處分　（北京特電十四日發）閉鎖されたる德華銀行建築物の處分問題に關し最に勸業銀行が該建築物の使用許可願を外交團に提起し外交團も略之を承諾せしも白耳義公使館は公使館街に支那人が假令外人と共同して營業するとも右は公使街行政規約に抵觸するものなりとの抗議あり公使團は遂に該建築物を競賣に附することに決定し目下支那政府と交涉中なるが支那政府より回答あり次第右建築物競賣の期日を確定するに至るべしと（十六日日日）

▲米人顧問問題擱着　（北京特電十四日發）煙酒借款に關し米人を煙酒購賣局顧問に傭聘の件に就いては各方面の反對に依り支那政府は關係者を通じ目下米國政府及び資本團側に變更を申込み居るが米國公使館側に於ては其の要求を是認し居るも資本團側は頑として之を聞き容れざる爲め行惱みの狀態にあり支那政府は若し此の際他に代る可き借款成立せば煙酒借款の如きは之を放棄するも可なりとの意嚮なり（十六日時事）

▲江西の日貨排斥　（九江發某所着電）江西省に於ては學生團の日貨排斥益猛烈の極み殊に新年以來南昌九江等に於て日本貨品掠奪燒棄事件續出しつゝあるより日本領事は目下督軍省長に對し嚴重なる交涉を爲しつゝあり（十六日日日）

▲滿洲里に派兵　（北京特電十四日發）昨日國務總理靳雲鵬氏は徐大

統に謁し懇め徐總統の承認を得たる後國務會議に東北邊防問題を提出し討議の結果滿洲里を軍用區域となし奉天、吉林、黑龍江三省督軍に責任を負はしめ相當の軍隊を派遣し防務を命ずることに決せり（十六日日日）

▲工務局參政問題　（上海特電十四日發）納稅拒絕問題は其後商務總會及各路商會聯合會の斡旋により商人側の憤慨も次第に沈靜し昨今の各商店は平日の如く店を開き營業し居れり但し收稅結果は依然不良にして昨日工部局より四川路及山西路方面の課稅取立を行ひたるも不結果に終り本日更に各路聯合大會を開き善後策を講ずる筈なるが工部局側は依然として支那人を市參事會に入るゝことを拒み目下の所支那人側も沈輕入りに終る有樣なり（十六日日日）

▲對露方針決定　（十五日北京特派員發）最近西伯利に於ける形勢の變化より聯合國側の對露方針動搖し支那政府の方針も亦其影響を被るに至りたるを以て連日會議を開き本問題討議の結果從來の方針を變更して今後過激派反過激派の雙方に對して中立の態度を執る事に意見略一致せり（十七日東朝）

▲和蘭兵營問題　（十五日北京特派員發）和蘭が兵營を澳門の青州島に設立せんとするに對し廣東軍政府より和蘭領事に質問せるも和蘭領事の態度强硬にして聽容れざる爲め廣東軍政府より軍艦を派遣して監視せしめつゝあり此事たる支那の國權に關するを以て南北一致して阻止せんことを孫眞甫より北京政府に電請し來れり（十七日東朝）

▲廣東電車借款　（十五日北京特派員發）國務院より軍政府に問合せたる廣東電車借款の成行に關し孫眞甫氏より右借款は既に廣東市政公處と英商との間に調印を終へ今更變更する能はず市政公處は責任を以て愼重に取計ひたるものなれば弊害を生ずるやうの恐れなしと返電し來れり（十七日東朝）

▲過激派防止要求　（北京特電十六日發）英國公使は右近外交部へ新疆方面にて過激派が回々教徒を煽動し事態重大なれば防止方法を講ぜられたしと申し來れり支那政府は昨日新疆甘肅督軍に此事を報じ防備方を命ぜり（十八日時事）

▲英佛と山東交涉　（十六日シドニー特派員發）（紐育來電）紐育タイムス紙華盛頓特電に曰く山東還附に關する日支間の交涉は近く開始さるべし是れ英佛兩國が同交涉遠開の利益なるを支那政府に通告したるに因るものなり尙新總理靳雲鵬氏は交涉開始の意嚮を有するものと信ぜらるゝを以て圓滿に解決を告げ支那は講和條約を批准するに至るべし（十八日東朝）

▲過激派回敎煽動　（十六日北京特派員發）北京政府は喀什噶爾地方に於て過激派が回々敎徒を煽動せんとしつつある旨英國公使より外交部を通じて注意あり十六日甘肅新疆の兩督軍に宛て聯絡して過激派の侵略に備へん事を電命せり（十九日東朝）

▲武器引渡要求　（北京特電十七日發）在北京獨墺俘虜の武器は中立國たる和蘭公使之を保管し居れるが支那側は既に平和條約の効力發生と同時に該武器の引渡方を和蘭公使に迫りたるを以て和蘭公使は本日外交部に赴き支那政府は平和條約に調印せざるを以て該武器を受取る權利なしと支那側の要求を拒絕せり（十九日日日）

▲葡公使に嚴談せん　（十八日北京特派員發）靳總理は廣東軍政府より葡萄牙人が（前需和蘭人とせしは誤り）厦門附近の青洲島に兵營を設けんとするの計畫を爲しつゝありとの報告に接し外交部をして葡萄牙公使に嚴談すべければ尙詳細の報告を爲さんことを求めたり（十九日東朝）

▲東淸鐵道回收準備　（十七日北京特派員發）張作霖氏より四伯利の秩序紊亂の際支那の內政外交に重大なる關係を有する東淸鐵道の權利を回收する爲め政府にて至急其計畫を決定せんことを請求し來りたるが交通部にては一千八百九十六年露支兩國間に締結されたる條約によれば三十六年後に回收する約束なるも目下露國無力となれるより張作霖氏の意見に從ひ回收の方法を講ずべく其準備中なり（十九日東朝）

▲山東案と政府　（十八日北京特派員發）支那政府は山東問題の交涉切迫するに從ひ輿論喧囂となり政府の擧動を以て解決し易からざるより陸徵祥、魏宸組、胡惟德氏等の上京外交大會議を召集し汪大燮、林長民、劉鏡人其他在野名士を加へて討議すべしと（廿日東朝）

▲直接交涉反對　（上海國際特電十九日發）上海に於ける江蘇省敎育會其他の團體は北京大總統及び外交部に電報を送りて日本と直接山東問題の交涉を爲すに反對し之を國際聯盟に附して裁決を求め他の國民の公論に從ふ可しと云へり又上海學生聯合會は北京地統府廣東軍政府及び國會兩院に對し

講和條約は我未だ之に調印せず當然拘束を受けず然るに日人遂に山東の利權を掌握せんと欲す實に公法に違背す、努めて嚴重に抗議して退讓する勿らんことを冀ふと云へり（廿日時事）

▲獨逸外交代表拒絕（十八日北京特派員發）獨逸政府より非公式に支那に對し外交代表として前天津總領事スパルを支那に駐在せしむることを交渉し來れるが閣議の結果拒絕することに決し外交部より通告を發したり（廿日東朝）

▲支關國際關係研充（十八日上海特派員發）上海華僑聯合會は和蘭領にある支那人の取扱改善を求むる爲め十七日大會を開き政府に和蘭との條約改正を要求すると同時に支那和蘭の國際研究會を組織し兩國の關係を研究する事に決せり（廿日東朝）

▲葡國媽港を狙ふ（某所着電）過日葡萄牙人が媽港に於て築港せんとする形跡ありし爲軍政府側より同國領事に質問せし處其答辯頗る強硬なりしより軍政府は軍艦を青州に派遣し監視せしめ居れり（廿日日日）

▲山東交涉準備通告（十九日北京特派員發）小幡公使は本省の訓電に基き十九日午後四時外交部に陳外交總長代理と會見して日本が山東の利權を繼承したる旨の公文書を寄附すると同時に日本政府は何時にても支那政府との間に交涉を開始する準備を爲せる旨を通告せり（廿一日東朝）

▲政府の決心を促す（十九日北京特派員發）小幡公使は十九日外交部に山東問題に關して正式通告を爲したる後斯總理との會見の上同樣の主旨を述べ支那政府の決心を促せり（廿一日東朝）

▲日支委員會（北京特電廿日發）十九日小幡公使は陳外交次長に對し日本政府の訓電により山東還附に關する日本政府の公文を交付すると同時に該問題は日支兩國の協定に依り日支委員會を設け双方研究の上交涉せんことを希望せり之に對し陳外交次長は該問題は重要事件なるを以て陸外交總長の歸京後協議熟考の上回答すべしと答へたりと（廿二日日日）

▲山東問題協議（北京特電廿一日發）廿日國務會議に於て陳外交總長代理は日本より提出せる山東問題の交涉内容及該交涉に對するも那の因離なる立場並に世界外交關係の現狀等を詳細に報告し該報告を基礎として再び國務會議にて討論するに決し各省督軍の意見を徵すると同時に又大總統は段祺瑞氏と共に該問題を熟考協議せり（廿二日日日）

▲韋駐日公使の報告（北京特電廿一日發）駐日莊代理公使は支那政府に宛て十四日の閣議にて日本は支那に對し中日協約に依り山東の權利を繼承したるを以て交涉開始の正式の通告を支那政府に發したり若し此際支那政府が直接交涉を肯んぜざれば日本は其責を負はずと主張せる旨報告し來れり（廿二日日日）

▲米國の意見を質せ（北京特電廿日發）支那外交部は米國駐在支那代理公使楊撰氏に對し十九日午後日本政府は山東に於ける獨逸の權利を完全に繼承せる爲今後何時たりとも山東還附の交涉を開始すべしとの公文書を支那政府に送達し來れるを以て右の趣を米國政府に通告すると同時に該案に關する米國政府の意向を窺ひ合せて米國上院が可決せる山東保留案をも調査し急遽米國政府の主張を返電せよと電命せり（廿二日日日）

▲西藏交涉督促（二十日北京特派員發）英國公使は陳交外總長代理に會見し三月上旬を以て愈歸國する旨を告げ自己の在任中英支多年の懸案たる西藏問題の解決を爲し能はざりしを遺憾とすと述べ更に陳氏個人としての西藏問題に對する意見を求めたるが陳代理總長は近く歸國する陸總長と協議の上何分の回答を爲すべしと挨拶せりと尚當日英國公使は日本の山東問題の通告に就て質問する所ありたりと（廿二日東朝）

▲西藏善後策諮詢（重慶特電十九日發）唐紹儀氏は四川督軍省長及參議會に向つて左の對西藏善後策を諮詢せり。

雲南甘蕭等接壤せる四川特別區域を西康省に改め其省域を巴塘に置き漸末並民國以來開設せる廿九縣を分轄する西康道尹を寧木多に東康道尹を康定縣若くは雅江縣に北康道尹を德格縣に設立し江達縣石渠縣に各一人の鎭守使を置き石渠鎭守使は甘蕭寧海鎭守使と聯絡を取り江達鎭守使は專ら對西藏軍事的鎭壓となり從前の川邊防備軍一個旅團なりしを一個師團となし該省の創立經費は四川省負擔し屬後荒地を開拓し鑛產を採掘するに於ては收支相償ふべしと信ずる是が可否回答あるべし

右につき四川省議會は特に西康省を設けず都統一人を置き西康を特別區域と改め是が經費は國防に關するを以て中央政府より支出を仰ぎ右都統は四川督軍の攝政を受くべし四川督軍は巡閱使を兼ねて權限を大にせざるべからず本

會の決議斯の如しと返電せり（廿　日日）

▲陸徵祥氏歸國　（二十一日上海特派員發）　支那講和專使陸徵祥氏は魏宸祖氏と共に二十一日午後吳淞着の佛國汽船にて歸國し二十二日朝鐵道にて上海に來り直に滬寧鐵道に乘換へ北上の筈各團體は何れも熱心に歡迎すべき全國各界聯合會は既報の如く鐵道沿線各地の諸團體に檄して示威的歡迎をなすべく勸誘し尙同會より陸氏に對し長文の意見書を呈すべきが其內容は「山東の權利は對獨宣戰により當然支那に歸したるが故に日支直接交涉を拒絕すべし、二十一箇條の條約を拒絕して國際聯盟に訴へ歐洲戰爭開始以後の日支間に於ける一切の不平等の條約を排除す福州事件に關しては最日の決議を實行すること」等を述べたるものにして歡迎の際携ふべき長旗にも此意味を記すべし商業公團も亦右に關する完全なる保留の目的を貫徹せんことを求むべしと（廿二日東朝）

▲王委員報告演說　（二十日廣東特派員發）　王正廷は十九日廣東に到着し歡迎の學生及び一般群衆に對し演說して曰く

余は千九百十八年廣東軍政府の命を奉と聯合國の援助を求めんがため英米兩國に使し十月十五日米國に到着したるが十一月休戰條約成り講和會議に際しては支那委員として任命を受け山東問題は諸君の一致協力に依りて支那を富强ならしめんがため抗爭し斷然調印を拒絕したりと（廿二日東朝）

▲獨支關係　（北京特電廿一日發）　外交部某諮議は（一）支那と獨逸は相互外交官の高官を派遣すること（二）戰後の獨逸經濟研究の爲調查委員を派遣すること（三）獨國通商條約を廢止すること等を建議したるを以て廿日の閣議にて協議の結果外交部財政部內務部農商部に廻附調查せしむることとなれり（廿三日日）

▲支那政府の苦衷　（二十日北京特派員發）　山東問題に關する日本の通告に就き陳外交總長代理の意見に曰く、日本の通告は支那に取りて關係頗る重大なり若し日本と直接交涉を爲さんか調印を拒絕する趣旨と相悖ることゝなり若し日本の通告を無視して交涉に應ぜざらんか日本は閣議に於て責任の日本に存せざる事を言明せり故に交涉するもせざるも支那に於ては共に難題なり外觀にては尙之を國際聯盟に訴ふべしと主張する者あれども世界外交の潮流より見て國際聯盟に訴へて希望を達成し得べきや否や國際聯盟の主張者たる米國大統領自身の主張は巴里會議に於て多くは貫徹せず、各國亦講和會議の際支那の主張を支持せざりき之に依つて見れば講和會議の方針たる國際聯盟に山東問題を訴ふるも恐らく失敗を免れざるべし是れ國民の最も考察を要する所なり（廿四日東朝）

▲陸徵祥氏北上す　（上海特電二十三日發）　支那講和委員陸徵祥氏一行當地着昨夜北上せり當地支那人の代表は皆山東問題を國際聯盟に提出し直接日本と交涉する勿れと說けり又福建問題に就きては曾て國民大會にて決議せる事項を交涉することを希望し尙ほ日本との不正等の條約の廢止を求めたり（廿五日時事）

▲吳佩孚山東交涉反對　（漢口特電二十二日發）　二十日王督軍は吳佩孚氏よりの來電に接せるが其の要旨は日本が靑島に於ける獨逸の利權を繼承するを認めず此の問題は國際聯盟の仲裁に附す可く日本と直接談判す可からずと云ふにありて王督軍より江蘇、江西督軍と連名にて政府に上陳せんことを希望せるものなりと（廿四日時事）

▲煙酒總裁顧問　（北京特電廿三日發）　米支通信社記者アール・エー・バアーン氏は煙酒局總裁顧問に推薦されたり

▲山東委員會組織　（上海ロイテル特電二十四日發）　北京政府は陸徵祥氏の歸京と共に山東問題に關し委員會を組織し靳雲鵬氏を會長、陸徵祥氏を副會長、劉鏡人汪大燮、林長民、陳籙氏を委員とし先つ詳細に討議したる上にて外部に其の所見を表示す可しとの說あり（廿六日時事）

▲山東案と湖北官民　（二十三日漢口特派員發）　山東問題に關し北京政府より各省に意見を諮問し來れるに對し王督軍何省長は速かに國家の利害を察し穩健主義を以て政府の方針を定め國家民論二ながら損失なきを期せよと返電せり又武漢各團體は上海方面の勸誘を受け直接交涉を拒絕すべく通電せり（廿六日東朝）

▲英國公使通牒　（二十三日北京特派員發）　英國公使は歸國の期迫れるより西藏問題の解決を促す左の通牒を外交部に致せり

昨年八月より交涉俄に頓挫するに至りたるは本公使の深く遺憾とする所なり當時該判中止に際し大總統並に總理は久しからずして當然繼續討議すべきを以てし且つ昨年五月三十日貴國政府は其提案を英本國に致し英本國よ

り西藏政府に傳達せんことを以てせり今日に至つて英本國政府は西藏政府と共に談判を中止するを欲せず目下貴國が請ふところの拉薩は英支藏三方面の會議を開きて交涉を繼續するの事に對しては異議なきも此會議に更に印度政府の委員を加へて討議に與らしむることを要求す貴國政府の意見如何速に回答を乞ふ

▲支那軍澳門警戒　（澳門ロイテル特電廿三日發）　最近三日間に澳門附近の（前山か）に於る支那軍隊は增援を受けつゝありしが今や其數一千五百人に達せり又武裝せるランチ數隻其附近の水上を徘迴しつゝあり是等の示威は葡萄牙が青州とドーセロ港間の海岸堤立繼續に對する抗議の準備なりと解せらると（廿六日時事）

▲排日抗議　（天津特電廿五日發）　船津總領事は昨日支那官憲に學生を取締らざる爲暴行を續くる今の如くんば隱忍せる邦人も自決の法を執るやも知れず福州事件の轍を踏むが如き事あるも責任は貴方にありとの交涉をなし今日拘留せし排日學生の首領等を嚴重處分されたしと交涉せり（廿七日日）

▲山東對策協議　（上海特電廿五日發）　（北京來電）　廿四日徐總統は王士珍、靳雲鵬、梁士詒、曹汝霖、陳籙の諸氏を集め山東問題に就き協議したるが梁士詒氏は主張して曰く

山東問題に就き日本が通牒を發したるは當然の順序なり唯我國にては漠然是に應ぜば必ずや目的を達する能はざらんも直接交涉とせば其應對方法は如何又直接交涉を拒絶して國際聯盟に提出したる際為一否決されたる時は如何の善後策を講ずべきか是等の點に就き講め十分なる態度を決し置かざるべからず

是に對し徐總統之を然りとせり曹汝霖、陳籙の二氏は終始一言も發せざりきと（廿七日日日）

▲日貨掠奪　（上海特電二十五日發）　上海城内にて二十四日又復日貨擄掠事件あり救國十人團及上海日貨抵制聯合會員の十數名吳服店に入込み九十點約三千圓の價格に相當するものを拔出したるが會議の結果之に日貨なりとの印を押し貧民一同に惠與することとなしたり（二十七日日）

▲東清沿線の防備　（北京特電二十六日發）　東清鐵道防備の件に關し陸軍總長、靳雲鵬、張士淳、傅良佐、陸錦氏等は二十四日參謀本部に於て協議の結果

第一、東清鐵道は完全に支那の領土に屬するを以て外國人の行政干涉を許さず

第二、ホルワット將軍は東清鐵道の一事務官に過ぎざるを以て鐵道に關する國家の統治權を擔任する理由無し

第三、東清鐵道沿線各長官に對してホルワット將軍の行動を嚴重に監視せしむべし

と命令する事に決したるが右決議案を根據とし吉林督軍鮑貴卿氏はホルワット將軍に對し抗議を申出でたりと（二十八日日日）

▲陸氏と直接交涉　（北京特電二十六日發）　陸外交總長は公私の訪問を避け外交部參事官殿鴻飛氏をして代つて面會せしめつゝあるが殿氏は山東問題に對する陸氏の意見として大要左の如く語れり

陸氏は元年和條約調印を拒絶せる人にして日本との直接交涉を欲せず今や世界各國が民意を尊重して外交問題を解決せんとしつゝある際なれば陸氏も支那國民一般の輿論を標準として實行せん事を希望し居れり假令政府方面には該案を日本との直接交涉に附せん事を主張せる者ありと雖も若し政府が直接交涉を强ひて希望せば須く外交總長の更迭を見たる上其任に當らしむる外なし云々（二十八日日日）

▲日本三箇條讓步　（北京特電二十七日發）　國務總理靳雲鵬氏は昨日午前八時國務院秘書二名を招致し山東問題を討議せる際靳氏は曰く

日本は山東問題に對しては（第一）膠濟鐵道は京漢津浦兩線に倣ひ日支合併となす事（第二）高徐、濰順兩鐵道の日支合辦を取消す事（第三）青島を還付して支那の自由商埠と爲す事の三箇條を讓步すべし（二十九日日日）

▲聯盟に提出せよ　（上海特電二十八日發）　救國學生聯盟總會は徐總統及國務院外交部に打電して曰く

吾人は山東問題に對し等しく國際聯盟に提議することを主張す必ず此主張を少數の外國に媚ぶる前者の意見にて蹂躙せしむる事勿れ公等未だ日本の要求を拒絶したるを聞かず更に直接交涉を爲さんとするやに見ゆ果して事實ならば公等將に國賊の罪に甘んぜざるべからず公等夫れ決せよ（二十九日日日）

▲**魏宸組氏反駁**　（北京特電二十七日發）陸徵祥氏と同道歸京せる魏宸組氏は昕經理と會見し平和條約不調印の理由及將來山東問題を國際聯盟に提出すべきは政府の責任なりと主張せるに對し昕氏は日本側には既報三箇條の讓歩をなさんとする意嚮ある旨を返答せるも魏氏は之を保障し難しと反駁せり（二十九日日）

▲**西藏交涉を迫る**　（北京特電二十七日發）支那外交部の强硬なる態度にも懲りず英國公使ヨールダン氏は又しても二十六日午後二時川邊駐在英國領事テレマン氏と共に外交部を訪問し陳外交總長代理に對し

西藏問題に對する英國政府の態度は頗る誠意を缺けり何時頃交涉を開始するや

と迫りしが氏は支那側の調査不十分なるに言葉を託し目下の所交涉開始不可能なりと回答せり（二十九日日）

▲**俘虜續々送還**　（天津特電二十七日發）黑龍江省に收容され居りし獨墺俘虜六十五名は奉天まり二十五日以來續々到着支那旅館に一泊の上二十六日午後十二時長崎に向け出發せり彼等の服裝は皆支那苦力の如く顏色憔悴し如何に支那の待遇の冷酷なりしかを思はしむ（二十九日日）

▲**排日的示威を行ふ**　（天津特電二十八日發）既報の如く天津警察廳長楊以德は英斷を以て排日學生團の領袖を拘禁し更に引續き各種團體の首領株を拘引したるのみならず布令を發して此の種團體の解散を命じ排日的運動集會等の行爲を禁じたる爲め綿絲布其他の取引も漸次行はれ來れり然るに昨二十七日學生其他數千の群集は山東問題を日本と直接交涉す可からずとの趣旨を宣傳するものなりとの理由にて總商長の許可を得たりとて市中を示威運動せり最近に於ける彼等の排日行爲に憤慨せる我居留民は遂に隱忍久の時機に非ずとなし本日午後五時より公會堂に於て居留民大會を開き排日行爲彈劾に關する諸種の希望を支那官憲に要求することを其筋に請願するの決議を爲したるが來會者一千名居留地設立以來未曾有の盛會なりき（三十日時事）

▲**對山東方針未定**　（北京國際特電二十九日發）山東問題に關する當局の方針未だ定まらず二十七日北京國務院會議は四南と協商して對外問題に就き一致の行動を取ることを決せりと云ふ（三十日時事）

▲**山東交涉開始か**　（濟南特電二十九日發）支那側消息通の談に據れば北京政府より山東督軍及び會長に宛て左の如き訓電を發せりと陸特使歸京したるを以て一月三十日頃より山東問題に就き日支交涉を開始する議定なれば人民をして靜肅ならしめ北京政府と日本交涉使との交涉を解決するまでは萬一意外なる事故を釀す勿れ（三十日時事）

▲**直接交涉に異議**　（北京特電三十七日發）山東問題に就き北京政府は昨日午後廣東七總裁より大要左の如き電報を受取れり

山東問題は巴里講和會議に於て支那委員は調印を拒絕せり然るに最近日本は我に通牒を送り山東の權利繼承及び日支問直接交涉を要求し來る道は支那の前途に多大の影響を與ふるものにして深く注意せざる可からず宜しく國際聯盟に訴ふ可し（三十日時事）

▲**東清鐵道主權維持**　（二十八日北京特派員發）西伯利形勢の變化に鑑み支那政府は邊防並に東清鐵道の警備に關し協商せる結果邊防に就ては奉天、吉林、黑龍江、新疆の四督軍に電命して嚴重に防備せしむる事とし又東清鐵道に關しては吉林督軍の建言を採用し

一、東清鐵道は支那の領土主權に屬し第三國の統治を許さず

二、ホルワートは鐵道事務を處理するに止まり統治權に關與する權限を有せず

三、東清鐵道の契約によりて會社に屬する露國從業員滯綏の各國民及び支那居留民は支那政府に於て保護の責任を負ふ

卽ち東清鐵道の領土主權契約上の權利及び警備は支那政府の力を以て維持する旨各國に對し正式に聲明すべしと（三十一日東朝）

▲**聯盟提出說固執**　（北京特電二十九日發）安福派の機關紙某紙の報ずる處に據れば政府は駐米公使顧維鈞氏より昨日左の電報を受取れりと云ふ曰く

支那は講和條約に調印を拒絕したれば山東問題は當然國際聯盟に提出せざる可らず若し日支間に直接交涉を爲すが如くんば前後矛盾し以前の方針は全然變更せられたるものにして必ず內亂を起し外は各國の友情を傷くるものなり目下講和條約既に履行せられ英佛と日本との密約は時效に係れり故に國際聯盟に出席の各代表は再び日本を援助するが如きことなかる可し米國の輿論も亦將に起ちて發言せんとす故に一層の望みあり直接交涉せば此の望み烏有に歸す可し（卅一日時事）

南北情勢

▲和議再開の段取　（上海特電卅一日發）岑春煊氏は斬雲鵬氏に對し南方代表既に上海に赴き會ほ根本的和議再開の方法あるを待ちて後、議を開く可しと電報せり又何を以て和戰の文字を用ゆるかと云へりと（一日時事）

▲馮國璋氏死因　（三十日北京特派員發）前大總統馮國璋氏は北京滯在中流行性感冒に罹り療養中の處肺炎を併發し二十八日夜遂に死去したり馮邸は未發を發せず天津の馮本邸は弔問の客にて忙殺されつゝあり（一日東朝）

▲北京の自邸にて逝去　（北京二十九日特派員發）馮國璋氏は二十八日夜十二時北京の自邸にて逝去せるが徐總統は取敢ず秘書長吳笈蓀をして哀悼の意を傳へしめ段祺瑞氏等政客は固より外交團の弔問引も切らざる有樣なり國務院よりは氏の逝去を各省に通知し同時に北京に於ける官衙は半旗を掲げて弔意を表せり（一日東朝）

▲馮氏葬儀規定　（廿九日北京特派員發）故馮國璋氏の葬儀に關し政府は左の如く決定せり

（一）大總統自ら祭を致す事（二）大總統令を以て各省に布告す（三）各省官衙軍隊學校會館廿九日より三日間半旗を掲げて弔意を表す（四）陸海軍の弔意（五）在京各官署人員は分擔して祭を致す事（六）外交部より外交團に通知する事（七）葬儀の當日各官署は夫々葬儀に列し又半旗を掲げて弔意を表する事（八）總統府禮官處、國務院、外交、內務、陸海軍各部は各二名を馮邸に派し葬儀に關する打合をなさしむる事（一日東朝）

▲王督軍密電送付　（三十日漢口特派員發）王督軍は二十九　長文の密電を北京に致せり其內容は和議問題は向上海正式會議にて決定すべし目下各方面の主張に係る南北仲裁會議、南北分代表會議、新憲國會共同會議の如きは等しく責任なきものれば効力少き旨を警告せるものなり（二日東朝）

▲北京教職總辭任　（北京特電卅一日發）北京各學校々長及び職員等は卅一日正午民國大學に會議を開き明日より總辭職を爲す事に決定せりと（北京特電卅一日發）各官立學校教職員代表等は歷斬總理代理に會見し教育當局者の更迭を強硬に要求するも之を拒絕し昨日斬總理代理との會見も亦無効に歸し各專門學校以上の各學校長等は辭職を爲すに決定し卅日夜教育部宛辭表を提出せり其他學校長等も本日會議を開き專門學校以上の校長等と同一の行動を執るべしと（二日日日）

▲上海會議放棄　（廣東特電二日發）軍政府は和議問題に關し參衆兩院議長に對し左の如く回答せり

軍政府は憲法制定に贊成せり故に上海會議の再開が憲法の制定を妨ぐる如くんば吾人は是が完成迄に絕對的に其再開を希望せず上海會議は和議の現狀を維持し和議破壞の名を避けんが爲なり憲法の制定を妨害せんとする北方の策略を看取するは必要なり北京政府は總代表の更迭を肯んぜず且新國會の解散をも拒絕せり故に吾人は北方が此二條件に同意する迄は和平會議の恢復を拒違する精神なり云々

（廣東特電二日發）軍政府は唐繼堯氏の激烈なる反對により上海會議再開の方針を放棄するの已むなきに至れり（四日日日）

▲三督軍北方支持　（北京特電二日發）確實なる方面の報道によれば前大總統馮國璋氏の死後に於ける長江三督軍は今日迄維持し來れる中央政府に對して態度を一變し忠實に中央政府を擁護すると同時に段祺瑞氏の施政方針に協力一致すべしと打電し來れりと（四日日日）

▲惡辣なる安福派　（北京特電二日發）安福派は東三省巡閱使張作霖氏は肅親王を皇帝に擁立せんとし張勳氏は宣統帝を擧げて皇帝と爲し双方共陰曆正月元旦を期して復辟を實行すべしとの風說を流布せるが右は安福派が張作霖氏の兵力增加が張作霖、徐世昌兩氏の默契によるが如く取越苦勞を爲し徐總統及張作霖氏を攻擊すべき材料とせるものにして其眞相は過日徐總統が張作霖氏優遇の爲東三省三督軍に對し多數の密使を派遣せるを僻みたるに起因せるものなりと傳へらる（四日日日）

▲軍政府依然強硬　（三日廣東特派員發）北京靳閣務總理は和議を督促するの電報を廣東軍政府に寄せ北方は總代表王揖唐氏を撤回する能はずと通告し來れるが軍政府は右電報に接し直ち上海に在る南方代表に對し北方總代表更迭の後にあらざれば和平會議を開くべからずとの訓電を發したり（五日東朝）

▲唐氏和議再開反對　（三日廣東特派員發）雲南督軍唐繼堯氏の使者王乃昌氏は和議に關し軍政府と協議の爲め廣東に來れるが王氏は同鄉人の歡

迎會席上遙べて曰く唐氏は和平會議再開につき反對の意見を持し居れりと（五日東朝）

▲李烈鈞議和主張反對　（四日上海特派員發）李烈鈞は議和主張に反對し國會解散、軍事協定及び一切の密約取消を先決條件と爲す旨通電せり即ち最に唐繼堯及び舊國會議長の發せる通電と其軌を一にす（六日東朝）

▲和議促進通電　（北京特電四日發）國務院は昨日靳總理の名義にて四南各省及唐紹儀、孫逸仙氏等に宛て左の如く打電せり

徐總統及予は平業和睦を熱望して止まざる處なり惟ふに今日は內憂外患交も迫り歐洲戰後の列强は東亞を睥睨しつゝあり諸賢速に立ちて和平の解決を計られたく若し遷延せば建國の光榮水泡に歸せんのみ鑑みるに和議停頓の原因は南北の交涉を避けたるに起因す北方は既に各代表を派遣し完全に責任を負はしめたり宜しく相互協同して和議の促進を圖り和平の實を擧げ國家の利福を求めんことを望む

（北京特電五日發）孫文、唐紹儀兩氏に對し三日附を以て左の加き國務院發の電報到着せり

和平會議停頓し時局の危機迫るも停頓の原因は一に南方が和議に關する北方の提議を受理せざるに依る此間北方は代表を推薦し上海にて開會の機を待たしめ並に之に負はしむるに全責任を以てせり公命速達請ふらくは統一の計を樹て速に和平に復する方法を命ぜられんことを

之と同時に王揖唐氏は國務院より速に唐紹儀、孫文兩氏と交涉を進むべしとの訓電を受けたり尙國務院は南方七總裁に向つて同樣の意味の電報を送りたりと（六日日日）

▲仲裁機關消滅　（六日漢口特派員發）漢口の王督軍は馮國璋氏逝去の爲其主張に係る仲裁機關の破壞を豫想し直に直隸督軍曹錕氏の連名を以て四南各省に打電し此際南北は中間人物に依賴する事を廢め至急上海會議を再會すべく勸告する所ありしと（七日東朝）

▲唐繼堯王占元を嗜む　（六日漢口特派員發）漢口王督軍は五日雲南唐繼堯督軍より急電に接せりそは四川の熊克武氏が最に北京政府との間に直接講和を試みたるは王督軍の仲介に依る事を聞き今後四川の問題に關しては先づ以て雲南に照會せられたしと云ふにあり（七日東朝）

▲軍政府の對策如何　（六日廣東特派員發）廣東軍政府は最近二個の重要なる電報を接受せり一は上海の唐紹儀氏より來れるものにして北京靳總理は代表更迭に對し飽迄反對なるが軍政府の對策如何と他は飛行機借款を贊成せる北京靳總理よりの電報なり（九日東朝）

▲張作霖復辟說否定　（九日北京特派員發）奉天の張作霖氏は九日靳總理宛復辟說を否定し謠言を造る者を探査して嚴罰に處すると共に中央より天下に宣布して人心を安んぜしめんことを電請せり（十日東朝）

▲妥協先決條件交涉　（八日廣東特派員發）南方和議總代表唐紹儀氏は七日廣東軍政府に打電して曰く南方總代表は北京政府に對し和議再開以前に北方總代表王揖唐の撤回及び新國會の即時解散の二條件の實行を求めたる所靳總理は第二の條件に就ては敢て不贊成ならざる旨を答へたり最近南北各代表は和議促進に關し相互の意見を交換しつゝあり云々（十日東朝）

▲王督軍の態度　（八日漢口特派員發）王湖北督軍は七日王士珍に打電し馮國璋の遺志を繼ぎ北京に留まり南北和議に盡力すべく勸告し且直隸派の李純、陳光遠、吳佩孚等も此際空しく黨派の見を去り北方軍人は一致團結して中央政府を擁護し地方の秩序を維持すべく打電したり（十日東朝）

▲北方の四條件　（十一日北京特派員發）上海會議續開に關し先づ非公式に双方の各代表分代表會議を開かるべく代表者間に商議進行中なるも北方分代表の提出せる條件

一、新舊國會より同數の委員を出して憲法會議を組織し憲法を制定せしむる事

二、新憲法は新舊國會の承認を經て國會より公布する事

三、參衆議員の選擧法は憲法會議にて制定し總統より公布する事

四、西南の現狀を承認す但し軍政府より四南各省に諮りて決定する場合は其決定を承認する事

以上四項（北京政府は既に之に同意せり）に對し南方分代表は他の條件は兎も角憲法は民國六年の憲法を恢復すべしと主張し居れる爲め分代表會議を開く趣旨にて意見接近しつゝあるも開會は尙容易ならず（十三日東朝）

▲孫文總裁固辭　（十二日廣東特派員發）孫逸仙氏は昨年來政務總裁を辭し參議員より慰留され來りしが此程軍政府は人を上海に派して辭表撤回

を勸告し從來の如く公文書に其名を連ぬるやう承認を求めたるに對し孫氏は最後の辭意を電報し來りたるを以て軍政府は孫氏の決心動かし難きを認め十三日憲法會議に關する通電以來政務總裁中より其名を省きたり（十六日東朝）

▲對南讓步打電か　（十五日上海特派員發）　徐總統は南方に對し最後の和議促進電報を發し北方讓步の程度を示し望和の決心を明かにすべしと（十八日東朝）

▲西南代表着廣　（十五日廣東特派員發）　西南各省の代表者十餘名は軍政府の建設會議出席の爲め廣東に到着せり廣東督軍省長議會は建設會議規則の定むる所なるに拘らず一人の代表者をも出さず雲南は代表罩振を派遣したれども其出席の有無に關し軍政府は極めて冷淡に構へつゝあり（十八日東朝）

▲各省に裁兵督促　（十六日北京特派員發）　國務院は十六日各省に對し速かに裁兵を實行するやう督促の電報を發せり（十九日東朝）

▲軍政府の提議　（廣東特電十七日發）　廣東軍政府は北京政府に西藏問題を解決せんが爲南北双方同數の委員を派遣し上海に於て藏事會議を開かん事を提議したり（十九日日日）

▲岑氏抗議　（北京特電十七日發）　岑春煊氏は北京政府に對し煙酒借欵を南北統一以前に契約せるは列國に聲明せる友誼的關係を破壞するものなり南方は決して之を承認する能はずと抗議し同時に湖南督軍張敬堯氏は代表を以て米國側と專斷にて鑛山合辦を契約しつゝあるを以て之を取消さしむる樣命令されたしと打電し來れり（十九日日日）

▲和議促進の前提　（北京特電廿日發）　徐總統は和議問題の停頓せるは西南各地重要人物との意見一致せざるに基因するを以て近く西南各省の首領等との意志疏通を計り南北和議促進を慫慂せん爲め十九日特に關冕鈞氏を接見し協議したる結果徐總統は個人の名義として關氏を西南に派し陸榮廷氏と會見商議せしむることに決し關氏は既に總統の親書を携へて離鄉南下せり又和議調停に關係深き內務次長干寶軒氏も徐經統の命を帶び二三日內に上海に來りて各方面と意志の疏通を計るべしと（廿二日日日）

▲和議應酬　（廣東特電十九日發）　江蘇督軍李純氏は政務總裁岑春煊氏に對し左の電報を寄せ來れり

上海會議の決裂以來數月を經過し而も他の災厄相亞いで至らんとす若し吾人にして速に南北の統一に努力せずんば國家の前途憂慮に堪へず目下双方代表は上海に到着せり双方にして此際眞摯に商議せんか統一の業は困難にあらざるべし廣東に於ける憲法の制定は大なる障碍あり望むらくは是を中止せん事を云々

右につき岑春煊氏は次の如く返電せり曰く

吾人亦國家統一の速かならん事を切望するも既に北方が王揖唐氏を更迭せざる限り上海會議の回復を拒否すべし憲法の制定は國家の使命なり吾人は絕對に干渉する能はず云々（廿二日日日）

▲唐繼堯の和議意見　（漢口特電二十二日發）　南北和議に就て五督軍は唐繼堯氏の意見を徵せしが二十日返電に接せり其の大意は日支密約を廢し新國會を解散し舊國會より徐總統を追認し徐樹錚の邊防の職を免ずを條件として會議を開く可しと云ふにありと（廿五日時事）

▲湖北の裁兵　（漢口特電廿三日發）　湖北督軍王占元氏は二月中に軍隊裁撤を行ふことに決し一箇中隊より廿名を減ずる筈（廿五日日日）

▲航空計畫六箇條　（北京特電廿三日發）　航空局長丁錦氏の提議に係る

（第一）騎兵隊より人員を選定して航空課に編入し訓練を施すこと（第二）飛行機停留所を建設すること（第三）中央飛行機協會を組織すること（第四）民間飛行事業を奬勵すること（第五）飛行家優待條件を設定すること（第六）航空に對する各國の事情を研究する爲譯譯處を設置すること

の六箇條は既に參陸辦公處を通過し近く國務會議に提出すべしと（二十五日日日）

▲憲法會議挫折　（廣東特電廿六日發）　憲法會議は全く挫折するに至り同會議々長は

護法討賊の目的は全く實現する事を得ず護法の精神は政學會一派の壓迫により打破せられたり故に憲法會議は一週間中止するに決せりと宣言せり參衆兩院聯合會議は各方面に政學界の憲法會議破壞の實情を述べたる電報を發するに決し目下起草中なり（廿八日日日）

▲章士釗除名案通過　（上海國際特電二十八日發）　二十六日廣東參議院開會周震麟は南方代表の一人にして且つ參議院議員たる章士釗が上海に在

りて約法に違背して憲法制定を破壊せんとするの言論を放ちたりとの理由にて筆を除名す可しと提議し賛成を求めたるに起立者三分の一を超えたる爲め右提議は通過せり（卅日時事）

▲徐樹錚恰克圖着（上海國際特電廿八日發）徐樹錚氏は二十日夜恰克圖に到着し露西亞過激派の同地侵入を禦ぐの任に當りつゝありと云ふ（卅日時事）

▲王代表民論阿附（二十八日北京特派員發）北方經代表王揖唐氏は二十八日安福俱樂部に電報を寄せ山東直接交涉は民論の反對せる所民意の代表機關たる國會は民論を容れ日支の直接交涉に反對せん事を主張せり（卅一日東朝）

財政經濟及其他

▲大清河開港問題（北京特電廿八日發）直隸省々議會は天津の商賈人連が米人と結託し直隸沿岸の土地を抵當とし大清河口に埠頭を開く可く米國より二千五百萬の公債抵當の借款を締結せるの件を可決し省議會長は最近來京、各方面に運動し政府は之を裁可せんとする模樣あるが爲め直隸省は大反對を唱へ直隸出身の衆議院議員三十名は連名して政府に大要左の如く質問書を提出せり

（一）開港は國家の爲す可きことなり然るに商人連が之を爲すを許せば政治統一上大障害あり

（二）省議會は是等を議決する權能なし

（三）土地を抵當として外債を爲すは國際交涉を發生せしめ且つ此の港が外人の手に入るのみならず他の各國は最惠國條約を楯に他の沿岸を要求す可し

（四）目下財政窮乏に際し急を要せざる此の港を造る爲めに外債を爲し負擔を重からしむる必要なし

以上に就き政府の辯明を求む云々（一日時事）

▲鹽稅繰上交付（三十日北京特派員發）十二月鹽稅剩餘金二百萬兩は明年一月五日を以て支那側に交付する筈なりしも支那側の請求に依り四國銀行團より年內に支那政府に交付する筈なり（一日東朝）

▲米伊兩國の活躍（北京特電卅日發）支那農商務某高官の談に依れば本年五月以來本月に至るまで伊、米兩國資本家は支那に於る四箇所の鐵道投資權を獲得して借款を契約し四百餘方里に亘る某地の鑛產物採掘權をも掌握するに至り各方面より非難と驚愕を以て注意せられつゝありと（二日日）

▲飛機借款附加條件（北京特電卅日發）國務院側の報道に依れば支那政府と英國ベーカース公司代表との飛行機借款の契約に對し支那政府は該契約物の修正を要求せるもベーカース代表は是を拒絕せる爲航空部の丁錦氏は輓る困却の體なるも再び追加條件として英國以外の外國飛行機購入の場合英支兩國の飛行借款合同契約の解消を受けざる事を附加せんとせるも此要求をも拒絕されたり（二日日日）

▲中伊銀行開業期（三十日北京特派員發）中、伊銀行設立準備は着々進行し明年三月を以て開業の豫定にして建物は北京の獨逸病院を改築して充當する筈なり（二日東朝）

▲支那の借款督促　支那政府は舊臘四國代表者に對し豫ての二千四百萬弗の借款を蓐年末迄に締結せられたき旨を督促し來れりと之に關し四國代表者は多分新年早々會議を開き倫敦本部に對し問合せを發する事となるべし（三日日日）

▲煙酒聯合會への辯明（三日上海特派員發）煙酒借款を締結せる太平洋興業公司の會頭ブルース氏の名を以て該借款が支那の煙酒業を獨占せんとする者なりとの支那煙酒業聯合會よりの詰問に對し昨日當地に於て其辯明書を發表せり其一部に曰く

該借款は絕對に政治的意味なし本會社の此行爲は支那に對する友誼を表明するものにて支那政府は抵當として煙酒稅の歲入餘款を提供し且つ其歲入增加の方法を講ずべく該業管理の改革を援助する爲め一米國人の任命を申込める次第なり本借款は一に本會社の行へるものにて他の何れの方面とも關係なく本會社の目的は米支二國の商業の發達を圖るに在り經營することゝ既に二十年最近紐育の二大銀行と聯合して米支銀行の資本の半額を供給し支那方面半額を投資して新銀行の成立せるは二國の國際上の一新紀元を開きたるものなり上陸英米煙草會社のトーマス氏が該銀行總理に擧げられた

るは双方株主の信用に依るものにして英米煙草會社とは何等の關係なく個人の資格を以てなり云々（五日東朝）

▲軍政府借款反對　（五日北京特派員發）　廣東軍政府は五百萬磅借款に反對し五日北京外交團に對し借款に應ぜざらんことを電請し來れり（七日東朝）

▲飛行機借款辯明　（北京特電五日發）　國務院は四日南方の舉春煊氏等に大要左の如き三種類の電報を發したり

（一）廣東よりの報告に據れば廣東市政公署と英國商人間に年限二十金額一百萬磅の電車敷設の借款契約を可決せりとあり若し事實ならば國家の主權に損害を及ぼすものなれば取消され度し

（二）貴省より質問ありし英貨八百萬弗の英國借款（飛行機借款のことならん）は確かに其のことあるも目下契約中に纏當ならざる處あるを發見し之を中止せんとしつゝあり

（三）目下南北對峙の狀態にあれども是は一時の現象にして必ず統一の時あり支那は永遠の國防政策の爲めに飛行機を購入するものにて是れ對內策ならず今や列國は歐洲戰爭終了せるも軍備は少しも減少せず爲めに前途或は第二の巴爾幹たる慨れあれば是等防備の爲め積極に軍備を整ふるの必要あり云々

右の中第一電は南方に對し詰問せるものにて第二電第三電は南方より飛行機借款詰問及び北方の軍備擴張費の詰問に回答せるものなり（七日時事）

▲日英政府交涉　（五日北京特派員發）　五百萬磅の對支借款につき英本國に於ては既に借款そのものゝ必要を認め居れるも右借款を參戰軍並に各省軍隊の裁撤費に宛て其使途を監督することを條件として許諾を與ふべく日本政府に回答し來れり日本政府よりは使途を監督するには異議無きも何々軍隊と指定して之を裁撤するは內政に干涉するものにして支那政府の自由意志に一任することを可とすべしとの理由を以て折返し英國政府と交涉中にて之れに對し未だ英本國より何等の回答無しと（七日東朝）

▲日佛支合辦銀行　直隸の保昌銀行を改めて新に天津に日佛支合辦銀行を設立する事と成り其契約を客臘廿七日北京に於て調印を終れり其資本金は銀四百萬弗にして日本側に大倉組百五十萬弗、佛國側は百萬弗、支那側は百五十萬弗なり此銀行は一般銀行業の外投資事業をも取扱ふ筈にて支那側關係者は王克敏、周自齊、徐世章氏等なりと（七日日日）

▲米國の對支貸付　（紐育電報三日發國際通信）　紐育銀行團が支那へ五百弗を貸附くる事は確實なり（七日日日）

▲關稅剩餘金交付　（北京特電六日發）　外交團は五日關稅剩餘金八十萬兩を支那政府に交付せり（七日日日）

▲日本借款に抗議　（北京特電六日發）　英國公使は日本の三井洋行と支那との無線電信借款に抗議せり（八日時事）

▲湖南借款未許可　（北京特電五日發）　本日一通信は湖南張敬堯は日本興業會社との間に湖南第一機物工場を擔保として百五十萬元の借款契約の許可を農商部に申請し來れるが同部は右契約八箇條中利子年九分、期限十五年等の條項は兎に角纏當なるも第六條中工場の經營、人員の任命、物品の購入、製品の販賣等は會社に依つて爲ざるとの條項は嚴に過ぎ許可し難しと張に回答すると同時に財政部との間に協議中なる旨報じたり（八日時事）

▲英國は借款贊成　（北京特電六日發）　中央政府より銀行團に申込中なる五百萬磅の前渡借款に就き最近歐東軍政府より關係各國公使に宛て右借款に應ぜざる樣求め來れるが之に付き英國公使が其支那人に語れる處なりと傳へらるゝ處に據れば四南にして若し之に不平ならば速かに南北和議を爲す可し又若し銀行團が直に此前渡を拒絕せば日本は單獨にて應ずるに至る可く然らば南北の爲め却て不利ならんと（八日時事）

▲煙酒借款抗議反駁　（北京特電六日發）　煙酒借款に就き中佛銀行の抗議に對し支那は最近回答書を送り抗議の理由を反駁せり（八日時事）

▲五百萬磅借款促進　（六日北京特派員發）　北京外交團にては五日會議を開き舊年末の切迫と共に危機に瀕せる支那財政援助に就き意見を交換し五百萬磅借款の進行を促すの申合せをなせりと（八日東朝）

▲飛機借款辯解　（六日北京特派員發）　飛行機借款に就き米國公使より抗議ありたるに對し支那政府は同借款の契約は未だ確定せず支那政府は同借款の契約は未だ確定せず支那政府に於ては各國の權利を侵害するが如き意思なき旨の辯明的回答を米國公使に致せり（八日東朝）

▲四國團に迫る　（六日北京特派員發）　財政部にては六日四國銀行團

代表者を招き二千四百萬元の借款交渉の經過に就て懇談する所ありたり年末に際して財政逼迫し如何とも爲し難き窮狀にあると告げて代表者側の確答を求め若し右借款成立困難なる場合は支那政府は四國銀行團の束縛を受けず別に工面する決心を示せる由にて代表者側にては直に倫敦本部に照會し何分とも至急回答を爲さん事を請へりと（九日東朝）

▲關稅率維持請願　（七日北京特派員發）　汕頭潮州等の商人組合は本年八月を以て滿了し稅率の引上を見るべき朝鮮輸入稅に對して右は支那との貿易上大打撃を與ふるものとし總統の國務院外交部農商部に打電して日本政府と交涉して從前の稅率を維持せしめんことを請願せり（九日東朝）

▲築港問題の鉢合せ　（天津特電七日發）　清河口築港問題に對し一般注意を拂ひ居れる際太沽築港問題起り開河工程局、天津稅關、日本郵船會社主任等は二日實地調査に向へり未だ具體的計畫にはあらざるも清河口右岸に一大突堤を築き水深廿呎以上とし六十噸級汽船廿艘繫留し得べく計畫せんとするにあり清河口築港の死命を制せん計畫なるが如し（九日日日）

▲交通部對英借款　（漢口特電八日發）　交通部は粵漢鐵道湖南湖北線の修繕及び車輛買入の爲め英國の中央公司等に百萬弗の借款を締結し當地の香上銀行に對し支拂ふことゝせり利息は八分、本年十二月より月賦にて十萬弗宛返還する規定にて抵當は北京奉天線の利益なり同公司は機關車十二輛貨車九十輛買入を條件とせり（十日時事）

▲阿片密輸入論　（八日上海經由路透社發）　三日のタイムスは有毒藥品（阿片を指す）が最近に於て旺に栽培され密輸入されつゝある事を逃べ不埒なる英米人が該密輸入に關係し居り必ず日本は之が集散の中心地にして同國より支那に輸入さるならんと論じ果有力なる列事の說として支那政府は一方印度產阿片の支那に輸入せらるゝを銳意抑壓するに努めつゝ他方に於ては支那に於て罌粟(阿片草)の栽培が復活されたるを默視し居るべきを逃べ又曰く支那當局の不信に對する非難には加はらず寧ろ支那政府は阿片輸入禁止に最善の努力をなしたるも革命以來中央政府の權力衰へ地方督軍が必要なる資金の調達方法に餘り善眞ならざる其の獨立的態度に因り其の効果なきものなるを信ぜんとす此際列强は調和條約の規定に基き遲滯なく有毒藥品の支那に輸出さるゝを防止するに必要なる法律を制定すべきを確信す（十日東朝）

▲銀行團李總長の希望を容る　（北京特電九日發）　確實なる方面の報道に依れば六日夜銀行團代表が財政總長李思浩氏と會見せるは李總長より招待を受けたる結果にして李總長は其際各代表に對し支那政府の財政難を告げ一日も早く二千四百萬元の借款を速成して現在の困窮せる財政狀態を救助されん事を懇望せる結果各代表は大に李總長の希望が容れ倫敦本部の回答を求むる樣電報を發する事に決定せり（十一日日日）

▲總長の回答曖昧　（八日北京特派員發）　四國銀行團代表者は煙酒借款並に顧問招聘の件に就き李財政總長に對して質問せるが總長は事實の說明を避け曖昧の回答を爲せりと（十一日東朝）

▲幣制統一計畫進捗　（九日北京特派員發）　英國公使の請求に係る銀兩を廢して銀元と爲し上海に一大造幣局を設けて幣制統一を圖るの件は李財政總長並に周幣制局總裁協議の結果略其意見を採用して經驗ある外國人を招聘する事に決し目下具體的方法に就て起草中なり（十一日東朝）

▲日支佛合辦銀行　（九日北京特派員發）　日支佛合辦の銀行一月中に天津に於て開業さるゝ事に交涉成立せり資本金四百萬元、日支各百五十萬元佛國百萬元、重役は佛國一名、日本二名（大倉組より）、支那三名、支那側重役は王克敏、周自齊、徐世章なり本契約は過般大倉男渡支の際王克敏氏との間に協議纏り十二月二十七日各關係者の調印を了せるものなり（十一日東朝）

▲關稅交付交涉　（八日北京特派員發）　支那關稅收入は昨年四千六百萬兩に達し今年は更に增收の見込なるが支那政府は賠償及び擔保となれる分を除きたる剩餘金交付を受くる場合一々外交團との交涉を要し手續面倒なる故會て手續改正を外交團に宛て提議したるも容れられざりしより今回重ねて外交團に交涉する所ありたり（十一日東朝）

▲豫算補充案　（十日北京特派員發）　支那政府は豫算案公布後豫算不足に對して六百萬元の公債發行案を國會に提出し同時に其擔保に充當すべき所得稅法を提出せるが所得稅の擔保に對して國會方面の反對あるより政府は未だ擔保とならざる貨物稅を以て所得稅の收入を保障するの案に改め國會に提出せり（十二日東朝）

▲煙酒借款交付延期　（十日北京特派員發）　煙酒借款第二回目の交付は本年元旦の取極めなりしが未だ交付無きを以て支那政府より督促したるも

米國側は期限の延期を求め結局四月一日を以て交付することに決せり因に米國人顧問ウイリアムス氏の任期は三年間の契約なり（十二日東朝）

▲鹽稅交付通牒　（十二日北京特派員發）　四國銀行團は一月分鹽稅剩餘金四百萬元を上海天津長春の關係銀行より支那側に交付すべく十一日財政部に通牒を發せり（十四日東朝）

▲奉天取引所問題　（十三日奉天特派員發）　奉天に於ける錢鈔取引所は最近支那側に存したるも張巡閱使は賭博なりとして閉鎖を命じ其儘となり居たる所政友會小泉代議士一派のもの、運動により日本側にて新に設立すると、なり最近に至り會議にて開設の指令を得引續き附屬機關たる取引所信託會社の設立を急ぎつゝありたるが最初より一派のもの橫暴を極め且支那側に對する方針を誤りたる爲め先づ內部に紛議を生じ次いで支那側の反感を買ひ支那側は對抗して十三日突然同計畫に先んじて取引所を設立開業せり爲めに同會社の營業たるべきもの、大部分を奪はれたるを以て前途甚だ疑問となれり政黨者流が飄然として來り從來の行懸りを無視して搔き廻せる爲めに市民の被れる迷惑は非常なり（十五日東朝）

▲租界官憲稅金差押　（十三日上海特派員發）　上海共同租界官憲は十二日支那人側に返書を發したるが支那人顧問設置は本年の納稅者會議に提出するに決し居りとの前言を繰返すのみ十二日訪問せる朱葆三氏等に對する市政委員長ピーアース等の言も同樣にて支那側の要求には何等進捗なし會審衙門は十二日納稅拒絕の十九人に稅金及訴訟費を支拂ふべしと言渡し警官を伴へる官吏は直に差押へに着手し各商店の金庫を開かしめ稅金を取り各種商品を差押へて引揚たりこれにより二時半河南路の商店を閉店せるを初めとして福建路廣東路其他十路の各商店相次いで店を閉ぢたり支那人等は租界官憲の態度の强硬なるに驚き强く反對するの不利なるを憤り各路聯合會は納稅すべしとして交涉員に徵稅を求めたり而して交涉會各路聯合會は激烈なる手段に出でず開店せよと通告を發せる爲め十三日に至り多くは開店せり（十五日東朝）

▲東淸鐵道貸附建議　（北京特電十四日發）　東三省督軍は最近露國紙幣の暴低落し來る今日中央政府は宜しく銀貨百萬元を東淸鐵道に貸與し以て支那の利益を圖るべしと建議せるに政府は此の說を容れ交通財政兩部に之が方策を立てしめたりといふ一方に於て張作霖氏も亦政府に向つて之を實行するの最好機會なるを力說し右借款が該鐵道に於て支那貨幣を使用する端緖を開き支那の今日迄に喪失せる利權を回復する事を圖るべしと打電し來れり（十五日時事）

▲日本の權利妨害　（上海國際特電十四日發）　廣東外交後援會は十二日通電を發し日本なして山東に於ける獨逸の權利を繼承せしむる勿れと云へり（十五日時事）

▲大輸出港計畫　（北京特電十四日發）　確實なる報道に依れば支那政府は滿蒙及北支那の莫大なる產物が總て大連を經て海外に輸出さるゝは支那の經濟問題に非常なる利害關係を有するを以て近く大連に對抗せん目的を以て直隸省の錦州灣に一大開港場を設け將來大連の隆盛を奪はんとの意氣込みにて暗々裡に大計畫を樹てつゝありと傳へらる（十六日日日）

▲佛國の對支抗議　（北京特電十六日發）　佛關四公使は本日外交部に到り次の如き抗議を提出せり

佛國は民國三年に支那と飛行機の買買に關し協約を爲し佛國は十年間之が優先權を確實に獲得したるものなれば支那と列國との間に飛行機に關する借款を爲す場合には先づ佛國の同意を得て然る後に之を爲すべきものなり支那は其協約を無視して英國と飛行機借款を爲したるは明に前協約に違反するものなりと（十八日時事）

▲東淸借款交附　（北京特電十六日發）　東淸鐵道に就き支那の應じたる借款一百萬元は國庫債券にて支那委員之を携へ昨日出發哈爾賓に向へり（十八日時事）

▲應急借款決定　（十六日北京特派員發）　倫敦に於て進行中なりし五百萬磅の借款は愈日英米佛四國の間に交涉纏りたる旨確報あり之が爲め北京に於ける關係公使は一兩日中に之に關する打合を爲す筈にして其結果を倫敦に報告したる上倫敦よりの回答を待ち改めて支那政府と接衝する順序となるべし舊曆年末迄に百二三十萬磅の交付を爲すに至るべしと（十八日東朝）

▲短債發行協議　（十六日北京特派員發）　支那政府は舊曆年末節季の切迫と共に如何にして財政上の難關を切拔くべきかに腐心し殆ど他を顧みるの餘裕なく五百萬磅借款は既に日英米佛の間に商談纏りたりとの報ありたるが

尙財政部と交通部との間に一千萬元の短期公債を發行するの協議進行し居れり擔保には漢粵鐵道の收入を充て公債の發行は中國交通兩銀行をして擔任せしむる計畫なり（十九日東朝）

▲漢冶鐵山監査問題（十七日漢口特派員發）漢冶萍官辦孫寶琦氏は十七日來漢し王督軍何省長を訪問の後湖北官鐵局督辦曾寶江氏と十七日夜大冶に向ふべし并は大冶鐵山監査の爲めにて多年の問題たる官鐵局との糾葛を決定する筈なり（十九日東朝）

▲電線新設可決（廣東特電十七日發）廣東政府會議は四南同省（雲貴兩廣）に千七百支那里の電信線を新設せんとする雲南督軍唐繼堯氏の提議を可決したり（十九日日日）

▲支那產業調査（十六日廣東特派員發）北京政府より各省產業調査委員を命ぜられたる葉恭綽氏は一月末其任務を帶びて先づ廣東に來るべく次いで上海に到り東南各省の調査に着手する筈なるが全部完了の後各省より商工業者を招集し博覽會を開くの時機を決定すべし（廿日東朝）

▲電氣事業の計畫（上海特電十九日發）梁士詒氏は英米資本家と共に四川省に於て水力電氣所を設立す可く目下協議中なるが尙ほ英米資本家は支那に於て電氣事業を大に計畫しつゝありと（廿日時事）

▲日本借款償却運動（上海國際特電十九日發）江西省南昌來報に曰く九江南昌鐵道か日本より借入れたる七百五十萬圓は之を江西省民三千萬にて一人廿錢宛を醵金せば償却し得可しとて同地學生等は此の事を提議せりと（廿日時事）

▲綿糸布取引絶ゆ（天津特電十八日發）日本綿糸布は支那人間には尙多少の取引あれども日支商人間には十七日より絶對に取引行はれず（廿日日日）

▲重要金屬禁輸令（北京特電十八日發）支那政府は鐵及重要金屬鉱芝の爲農商部に對し鐵及金庫輸出禁止令の起草を命令せり（廿日日日）

▲應急款協議（二十日北京特派員發）五百萬磅借款に就て北京四國銀行團に報告到着せるを以て十九日英佛兩代表は李財政總長を訪ひて報告する所ありしが財政總長は代表者に對して借款の條件等速に決定を得たき旨希望せり（廿二日東朝）

▲鐵道公債計畫（十九日北京特派員發）交通部は二千萬元の公債案を國務院に提出せり本公債は正德鐵道（山東の德州より直隸の正定府に至る鐵道德州石家莊間）の新築及び滬寧鐵道（福建省厦門滬間）の改築に充つる計畫にして尙殘餘は一般行政費の不足を補填するにあり利率年八分擔保は漢綏鐵道の收入なり（廿二日東朝）

▲武昌開港確定（二十日漢口特派員發）最近武昌開港說盛んなる爲め武昌官邊に其實否を問合せたるに右は事實にして武昌城北草湖門外商埠地として開放の筈にて既に北京政府の許可を經たり地域は未だ確定せざるも目下調査中なれば遠からず發表あるべし（廿二日東朝）

▲支那財權擴張策（北京特電廿三日發）哈爾賓に於て支那紙幣を發行すべき計畫は以前より懸案なりしが愈二十二日の國務會議に於て該案に就き討議したる結果之を可決するに至り政府は近々中國交通兩銀行に命じ相當の現銀を同地に送達すると共に代表を派遣し紙幣發行の準備を爲さしむる事となれり因に發行紙幣の金額は未だ發表されず（廿四日日日）

▲銀行團代表通告（北京特電廿一日發）昨日午後四時日英佛三銀行團代表は財政總長を訪ひ五百萬磅借款は順調に進行し居れるを告げ且つ條件等に關しては倫敦本部より訓電あり次第協議を開く可しと述べたり（廿四日時事）

▲鐵道新設公債發行（上海ロイテル特電廿二日發）北京交通部は石家莊德州間鐵路布設の爲め公債三千萬元を發行せんとす利息は八分手取り九五、擔保は京漢鐵路の利益を以てすと云ふ（廿四日時事）

▲年末の遺繰融通（上海ロイテル特電廿二日發）五百萬磅前渡金問題は今尙ほ決定を見ざるも支那當局年末までに五百萬元を立換へ同時に關稅剩餘金中より五百萬元を交附し合計一千萬元にて年を越さしむ可しと傳へらる（廿四日時事）

▲清河口築港借款（北京特電廿一日發）直隸省長曹錕氏は秘かに國務院に密電し清河口築港權を迅速に獲得せんことを請願し來れり右築港計畫は同港の收入及び不動產を擔保とし米國の大中公司より米貨三百萬弗を借款せんとするものにて條件は利息七分四分ノ一、手取八十兩、米人技師採用、十五年償還、元金償還後は米國との關係を隔離す、但し本契約に

直隸省議會長の爲せるものにて資本家方面は利息及償還期限に就き尙ほ同意せずと（廿四日時事）

▲新內債發行建議　（北京特電廿一日發）交通部は日本との契約に屬する順濟鐵道借款を消滅せしむる目的を以て左の案を立て國務院會議に提出せり

內國公債三千萬元を發行し利息八分償還期十年擔保としては京漢線の收入而して其資金の一部を以て石德線（京漢線の石家莊より津浦線の德州に到るものにて曾汝霖氏の計畫にある）を敷設し一部を以て日本との順濟鐵道借款を償還す（廿五日時事）

▲無電借款取消　（北京特電廿六日發）最に英國公使の支那政府に致せる三井無線電信借款はマルコニー會社の優先權を侵すべしとの抗議に對し支那當局はマルコニー借款契約は兩國政府及商人間の正當交涉にあらずして民國三年四月上旬マルコニー代表者たる某英人及交通部との間に無線電信借款を契約し四月中旬借款金額の一部を交付する規定なりしも是を實行せざりし爲遂に該借款の交涉を中止し双方互に文書を以て取消すに至れり是が爲現在英國側には何等の優先權を有せず從つて英國公使の抗議は全く根據なきものなりと否認せり（廿九日日日）

▲內國債發行確定　（北京特電二十九日發）最近交通部と財政部との間に交通銀行の名義にて一千萬元の內國公債募集案協議確定せり利息は一割二分期限五箇年第一年は利子仕拂第二年より每年二期に元利仕拂擔保は表面京綏京漢鐵道利益と云ふにあるも事實は關稅剩餘金なり（廿一日時事）

寄贈書目錄

滯外情報	十三號	僧行社
奉公	十四號	其會
化學工藝	二〇五號	其社
滿蒙研究彙報	二號	其會
實川新案公報	四六號	
朝鮮及滿洲	自五九四號至五九七號	特許局
	一五二號	其社
通商會報	自六九八號至七〇五號	外務省通商局
Helald of asia	二〇號	Helald社
東洋經濟新報	二三號	其社
地學雜誌	八八二號	其會
NEW Book	八八五號	
國民經濟雜誌	三四七號	丸善株式會社
鐵ト鋼	五九號	寶文館
特許公報	六一號	其會
紡績界	一號	其會
月報	三五二號	青島實業協會
滿蒙實業彙報	三五四號	大連商業會議所
帝國鐵道協會會報	二號	其協會
宮城教育	二五號	其社
日華公論	五五號	亞細亞通信
支那研究彙報	二號	其會
大日本紡績聯合會月報	二九號	名古屋商業會議所
印度貿易ノ近狀	三二九號	農商務省
岐阜商報	一五二號	岐阜商業會議所
山林彙報	二月號	山林局
地學雜誌	一一五號	中國地學會
財政經濟時報	二號	其社
青島ニ於ケル物價	四七五號	青島守備軍民政部
商標公報	二五七號	特許局
東洋時報	二號	其社
易鑑	二號	丸善株式會社
貿易	三號	其社
月報	三號	宇都宮商業會議所
東方時論	三號	其社
法學論叢	三〇六號	京都法學會
亞細亞時論	三號	其會
岐阜縣教育	一六號	興龍會
大陸	八八號	其社
會報	一二號	南滿洲教育會
月報	四五〇號	其社
平和時報	二號	奉天商業會議所
水產界	三號	其社
日露貿易新報	二七二號	大日本水產會
新公論	三號	其社
三田評論		
商工時報		

資本金四千萬圓

朝鮮銀行

本店　朝鮮京城

支店出張所

東京、大阪、神戸、下關……（内地）
平壤、仁川、元山、大邱、釜山……（朝鮮）
鎭南浦、郡山、木浦、羅南、會寧
大連、奉天、長春、安東縣、四平街、開原、旅順、營口……（滿洲）
遼陽、鐵嶺、鄭家屯、吉林、龍井村、哈爾賓、傅家甸
上海、青島、天津、濟南……（支那）
紐育、浦鹽……（海外）

爲替取引先　倫敦、其他内外主要地ニ有之候

當銀行ハ預金、貸付、爲替及取引等、一般銀行業務ヲ便利ニ取扱仕候

横濱正金銀行第八拾回決算報告（大正八年下半季）

負債

一資本金	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓〇〇
一積立金	二八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓〇〇
一諸準備金	二、五〇〇、六、二〇〇圓〇三五
一滯貨券	一五、一五三、九一四圓六五
一銀行預リ金及諸手形内入金等	五二九、四〇一、〇七三圓六二
一支拂承諾、他店勘定等	七六七、四二九、一一三圓八四
一前半季繰越金	九、二四二圓二七
一當半季利益金	三、七七六、八三五圓〇三
總計	一九、三〇五、五五九圓九四
	一、四六五、五八一、九三九圓七〇

資産

一拂込未濟資本金	三九、〇〇〇、〇〇〇圓〇〇
一金銀勘定	一三九、五四四、九〇三圓一四
内手許有高	四九、九六八、三二五圓四三
内銀行預ケ金	八九、五七六、五七七圓七一
一諸公債證書	一五〇、九三六、三六〇圓〇一
一諸債券	三三六、九八七、二六八圓〇三
一諸貸金、割引等	七八四、〇五〇、一〇七圓〇八
一買入爲替	一〇、八八二、二九一圓七二
一他店勘定等	四、一八一、〇〇三圓七二
一地金及外國貨幣	一、四六五、五八一、九三九圓七〇
一營業用土地所屋等	
一家屋	
總計	

損益勘定

一總益金	一五八、七〇八、三三二圓六一
内前半季繰越金	三、七七六、八三五圓〇三
内新株拂込額面超過金	五、六〇三、五二九圓〇〇
一總損金	一三五、六二五、九三七圓六四
差引純益金	二三、〇八二、三九四圓九七

利益金分配

一積立金	一六、〇〇〇、〇〇〇圓〇〇
内新株拂込額面超過金	五、六〇三、五二九圓〇〇
一當金（年壹割貳分）	三、二一〇、〇〇〇圓〇〇
一後半季繰越金	三、八七二、三九四圓九七

右報告候也

大正九年二月

横濱正金銀行

頭取	男爵	梶原仲治
副頭取	同	鈴木島吉
取締役	同	小田切萬壽之助
同	男爵	巽孝之丞
同	同	岩崎小彌太
同	同	渡邊嚴郎
同	同	三井守之助
同	同	松方幸次郎
同	同	森開作
同	男爵	一宮鈴太郎
同	同	兒玉謙次
監査役	同	相馬永胤
同	子爵	川村金平
同	同	酒井忠亮
同	同	松尾臣善
同	同	浅田徳則

前書ノ事項ヲ審査候處總ヲ相違無之候也

追ヲ取締役及監査役當選ノ結果前記ノ通再選重任尚新ニ穂積陳重太郎氏取締役ニ安部成嘉氏監査役ニ當選就任

獨人の觀たる日本及聯合國の對獨經濟戰

外務大臣子爵 内田康哉閣下 序文

外務省臨時調査部譯

◆大好評再版出來

定價金參圓五拾錢 ● 送料（内地拾八錢 臺湾四拾錢 支那朝鮮五拾五錢）

□本書は此の日本及聯合國の對獨經濟的施設に對し、獨乙、獨立キール大學内王立海運及經濟研究所副所長ワルデマール・コッホ博士等が自國の立場より見て專心攻究したるものを我が外務省に於て翻譯したるなり。苟も政治、經濟、財政、軍事、殖民、海運等之れを世界的に研究せむとする人士に對し絶好資料たることは我社の深く信じて疑はざる處也。敢て本書を江湖の諸賢に薦む。

□目次概括□

□日本の對獨經濟戰、日本の獨逸に對する態度、日本の獨逸商業對抗策、獨領南洋諸島に於ける日本人の活動、巴里經濟會議に對する態度、講和問題に關する審議□戰時に於ける日本經濟力の發達、財政、在外正貨及海外放資、交通、銀行、保險、教育、勞働者保護、關稅、商工業奬勵施設、在外通商代表機關、移民、原始生産、日本の工業、鑛業、造船、機械工業、電氣工業、紡織工業、化學工業、玩具工業、皮革工業、紙類及製紙原料、文房具、セルロイド工業、セメント、硝子工業、磁器工業、時計製造、陶器工業、エナメル製品、澱粉製造、麥酒釀造、軍需品製造、護謨工業、リノリウム製造、大豆油の加工、海運業、日本商船現在高、日本海運業による外國工業、海運業の壓迫、日本の對外關係及外貿易、北亞米利加、支那、露西亞、海峽植民地、戰後に於ける日本の經濟的發達、聯合國の對獨經濟戰、英國、反獨運動、取引及支拂の禁止、獨逸人の法律的地位、英國經濟界の進捗、定期市及萬國會、諸外國に於ける努力、經濟各方面に於ける努力、戰時に於ける英國の輸出、佛國、獨逸の利益に對する直接の加害、佛國經濟界の進捗、戰時に於ける佛國の輸出、伊國、葡國、露國、北米合衆國、米國經濟界の進捗、戰時に於ける米國の輸出、其他の諸國、商業政策上の共同的努力、商業戰の整理、其他滿載す。

◆世界經濟界の好指針◆

發兌 東京市日本橋區（今川橋際） 株式會社 啓成社

振替東京一〇五五番 電話本局二一〇〇番

熱帶生活

醫學博士
宮島幹之助著

四六判美製
實價金壹圓五拾錢
（南洋實價 新嘉坡銀壹弗五拾仙）

宮島博士は蚊の先生なり。
マラリヤ熱の媒介たるアノヘレスを探ねて瘴煙蠻雨の熱帶地を跋涉し實驗せる篤學者、我國の熱帶地及熱帶病研究の權威なり。
博士が數次の熱帶地旅行に依つて得たる、研究、經驗より編み出せる熱帶生活法、見聞錄等を懇切平明且つ興味深く叙述せる者卽ち本書なり。
熱帶地常住者は勿論、護謨園經營者、熱帶地關係貿易商、航海家、旅行家等苟も熱帶に關係ある士は一讀以て得る處尠なからざるべし。

内容一班

熱帶生活法◆熱帶は文明を支配す◆科學の進歩は熱帶を征服す◆熱帶生活に適する資格◆熱帶の氣候と健康◆熱帶に於ける飲食物、被服、住居◆日射病の手當と豫防法◆熱帶の鬼マラリア、其豫防の第一義◆瘧土より來る病◆十二指腸蟲病と豫防法◆結核、赤痢と療法◆脚氣、皮膚病、花柳病其他熱帶特有病と其豫防並に治療法

南洋行◆上海より◆香港より◆シンガポールより◆ジョホール河を溯りつゝ◆護謨山の情調◆椰子の樹蔭に憩て暮す四人◆雪隱物語◆滑稽南洋の鹿狩◆猪を仕留めた手柄の一條◆南洋の女◆半島斷片◆シンガポールの別れ

ナイルの流域◆棕櫚の葉の様な埃及の土地◆ナイル河畔に太古と近世の對峙◆カナロー府◆篤學の寄生蟲學者ロース氏◆埃及の大蟲住血吸蟲と十二指腸蟲◆カイロよりアスワン迄◆心地よきナイルの舟行◆燒く樣な砂漠の汽車◆蕃界に此文明的設備◆熱帶植民地の好模範◆衛生設備の表と裏◆黑人の都オムヅルマン◆其他

偉人の面影◆熱帶醫學の泰斗ローベルトコツホ先生◆先生の慈愛、友情、用意、態度、信用、訓戒、魚釣、趣味、敎授振り◆其他醫學者の觀たる熱帶の記事滿載

發行所 南洋協會
東京麹町四人重町

日本發賣所 日本之醫界社
東京麹町九丁目三番地

南洋發賣所 南洋及日本人社
香港德輔道中一二五番地

東亞同文會調查編纂部著

最新版

支那金融機關

菊判布裝五百頁

定價二圓 送料內地十八錢臺灣三十錢朝、支、滿、樺四十五錢

變革の途上にある支那金融機關、新式銀行、錢莊、票莊及支那に於ける列國の投資機關たる外國銀行、中外合辨銀行の詳細の事情を盡せる對支企業家の必讀書也

東京市赤坂區溜池町二

發行所 東亞同文會調查編纂部

電話 芝 一二一四番

振替東京九七三〇番

前號要目

山東直接交涉……一—四
支那企業組織……五—一六
支那紡績業の現狀……一七—二一
支那平和遲引の理由……二一—二八
對支借款團と商業上の機會均等(二)……二九—三二
支那財政の國際管理……三二—三五
彙　錄……三六—四一
支那最近事業界……四一—五九
支那時事……五六—八〇
支那彙報……八一—一〇七

支那　第九卷第三號

大正九年三月十四日印刷
大正九年三月十五日發行

編輯兼發行者　東京市本鄉區湯島天神町一丁目十一番地　清水壽
印刷者　東京市麹町區紀尾井町三番地　金澤求也
印刷所　東京市麹町區紀尾井町三番地　元眞社
發行所　東京市赤坂區溜池町二番地　東亞同文會調查編纂部
電話芝一二一四番　振替口座東京九七三〇番
大賣捌所　東京市神田區表神保町　東京堂書店
東京市京橋區尾張町二ノ二　東海堂
東京市京橋區元數寄屋町三ノ七　北隆館
東京市神田區南神保町一二　有斐閣

每月一回發行	定價	册數	定價	郵稅
	一册	四册	二圓二十五錢	無料
	六册(半年分)			
	十二册(一年分)		四圓五十錢	

世界的の仁丹

内地の如く海外到る處に賞讃せらる

支那天津……仁丹公司
支那漢口……仁丹公司
印度ボンベイ市……仁丹公司
爪哇スマラン市……仁丹公司

の各支店に於て今や極力販路を開拓しつゝあり

活用

旅行に仁丹五粒
讀書に仁丹三粒
頭痛に仁丹十粒
食後に仁丹十粒
散歩に仁丹三粒

仁丹本舗の寫眞

金言

汝の善良なる商品を以て世界の市場を瞰ぜよ
ロスチャイルド

明治四十五年一月十七日第三種郵便物認可
大正九年三月十五日發行（毎月一回十五日發行）
支那 第十一卷 第三號

▼齲歯の豫防▲
▼身體の保健▲

口中清掃第一

ライオン歯磨（はみがき）

不潔な口中は、種種な病氣の原因になります。純良歯磨のライオンで朝夕口中を清掃するのは、最も大切なことです。

明治四十五年一月十七日第三種郵便物認可
大正九年四月十五日發行（每月一回一日發行）

支那

第十一卷　四月號　第四號

內容

福州事件の談判……一
山東問題に關するロッヂ氏の演說…五
民國八年度歲出豫算明細表……一二
對支借款團と商業上の機會均等　一五
蒙古視察談……一九
彙錄……二七
支那時事……四二
支那彙報……五五
『支那』總索引……一

東亞同文會調查編纂部

▲齲齒の豫防▲

口中清掃第一

▲身體の保健▲

ライオン齒磨

不潔な口中は、種種な病氣の原因になります。純良齒磨のライオンで朝夕口中を清掃するのは、最も大切なことです。

大正九年四月十五日發行

「支那」目次

第十一卷 第四號

福州事件の談判……一——四
山東問題に關するロツヂ氏の演說(下)……五——一二
民國八年度歲出豫算明細表(上)……一二——一五
對支借款團と商業上の機會均等(二)……米人サイラス・ベント……一五——一九
蒙古視察談(下)……吉田陸軍中將……一九——二六

彙錄

民主黨の弗外交—支那協會年次總會—支那に於ける社會主義の過去及將來……二七——四一

時報

山東交涉急報—保存修正案の通過—タイムスの山東論—小幡公使とのインタヴイユー—上海英商會議の山東處分案—ラモンド氏來朝と新財源—煙草加稅の提議—英米兩國公使の更迭—福州事件交涉開始—東清鐵道の回收……四二——五四

彙報

……五五——六八

支那總索引（自一九一二年至一九一九年）

……波多野乾一編……一——一三

登錄商標

ツボ印 工業用

塩化アンモニア

上記商標ヲ附シテ發賣スル本品ハ當所試驗部ノ嚴密ナル檢査ヲ經テ其品質ヲ保證スルモノナリ

●御購求ニ際シテハ必ズ「ツボ印」ト御指名アランコトヲ

製造 天然化學工業所

發賣 中田商店

大阪市平野町

支店出張所

臺灣 基隆 臺中 嘉義 臺南
宜蘭 淡水 桃園 新竹 打狗
阿緱 臺東 花蓮港 澎湖島 南投

內地 東京 濱大阪 神戸 門司

株式會社 臺灣銀行 (臺北)

支那 上海 九江 漢口 福州 廈門

南洋 新嘉坡 スラバヤ スマラン バタビヤ 孟買 盤谷

歐米 倫敦 紐育

支店出張所

直輸出入業

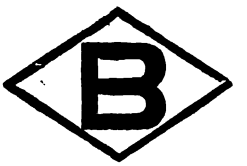

株式會社

武林洋行

大阪市西區靱中通參丁目貳壹

電話土佐堀（長）二三五番
三〇二九（代）六番

營業種目

棉花、絹紡原料
麻、肥料、雜穀
毛皮革、牛水蠟
各種油及其原料
其他支那產物

神戸出張所　神戸市海岸通二丁目
電話三ノ宮（長）一八一五番
三三三八番

東京支店　東京市深川區佐賀町二丁目
電話本所（長）三七〇六番
二二九五番

横濱出張所　横濱市相生町六丁目
電話關内一五九〇番

海外支店　上海、漢口
同出張所　沙市、宜昌、萬縣、重慶、樊城、老河口、鄭州

ヱビス
ビール

サツポロ
ビール

アサヒ
ビール

大日本東京

大日本麥酒株式會社

關西製綱株式會社
大阪帶革製造所
中國化學工業會社

山東省代理店

船舶、鐵道、鑛山
鐵工、土木、建築

用品販賣

和田寬商店青島出張所
青島長安町十四番地
電話五七五番

鐵工部工場
青島早霧町九番地

鐵道用品機械類カタログ御郵送ヲ乞フ

顏料製造工場
山東省博山驛前
電話四一番

當工場製造ノ辨柄ハ品質優良價格低廉製
產高豐富見本御一報次第郵送可申候
見本御入用ノ向ハ青島ノ方ヘ御申越ヲ乞

▲製造輸出品▼
護謨眞田紐、靴紐、蛇腹紐、人造絹絲製帽帶、山道紐、綿紗、房類、各種撚紐、及組紐製品全部

▲輸入原料品▼
人造絹絲、護謨線絲、金銀線絲、其他各種原料品

大阪東區淡路町四丁目
岡繁藏商店
電話（長一七一五番
本局（園三六八一番
振替口座大阪八四六番

オキシヘーラー

邦文
支那文 **説明書** 實驗例附 **贈呈**

▼オキシヘーラーの顯著なる事は使用僅か五分間を出でずして三乃至五㎜㎜の血壓を亢め一時間を繼續すれば實に十乃至三十㎜㎜の活力を增進す試に血壓計脈波計等を以て驗せば其調節の狀を明にし又各自は脈搏、呼吸、體溫の整調に依ても自覺せらる

▼靈妙なる磁氣應用の本器は斯して血液中の酸素吸引力を增大し健康の元素を補ふが故に難治の疾病を根治するに空前の偉力を有す論より證據使用者は忽ち脈搏强實となり全身の溫暖、呼吸の深長を感じ次で熟睡解熱、鎭痛、食慾の亢進、兩便の快通等生理的本能を回復するの神速なるは實に天下の奇蹟なり

本器は創製以來六年餘 其信用は社會に定評あり

Thos. A. Edison says, "The doctor of the future will not does us with drugs, but will instruct his patients as to the cause and prevention of all maladies. In other words, his function will be to prevent disease and not try to cure it, as now."

■特色■

▼使用法 簡便にして時と處とを問はず些の熟錬を要せず自在に使用し得らる

▼耐久力 構造堅牢にして効力永久不滅電池の如く使用毎に消耗するものに非ず

▼感覺 頗る自然的にして毫も刺戟或は微痛だも感せず容易に使用の目的を達す

▼費用 使用に當り別に藥物等を要せざれば器械購求以外永遠に何等の費用を要せず

■正價金參拾五圓■

送料內地金參拾六錢 支那朝鮮樺太金六拾五錢

東京市牛込區簞笥町三十一番地
オキシヘーラー奬勵會
電話牛込四五〇七・四六八九・打換京二七二三

世界的の仁丹

内地の如く海外到る處に賞讃せらる

支那天津……仁丹公司
支那漢口……仁丹公司
印度ボンベイ市……仁丹公司
爪哇スマラン市……仁丹公司

の各支店に於て今や極力販路を開拓しつゝあり

活用

旅行に仁丹五粒
讀書に仁丹三粒
頭痛に仁丹十粒
食後に仁丹十粒
散歩に仁丹三粒

仁丹本舗の寫眞

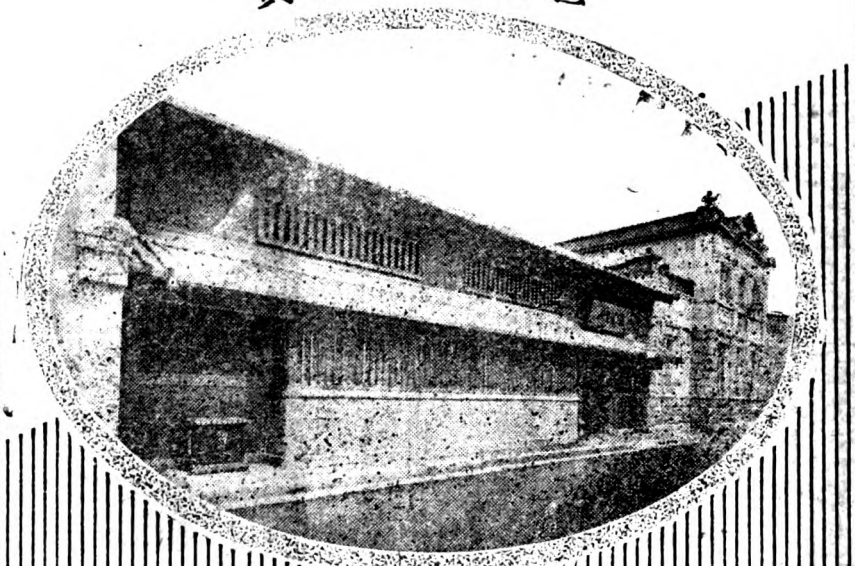

金言

汝の善良なる商品を以て世界の市場を賑はせ
コスチナイルド

大正九年四月十五日

第十一卷　第四號

福州事件の談判

一

近年日支兩國の間、不祥不運なる案件の發生せるもの少なからず。寃城子事件の如きは言ふに足らざるも、山東問題を導火線とせる昨年來の排日ボイコットは、こゝに至りて全一年間の持久力を示せり。福州事件は、排日ボイコットが稍々下火とならんとせし昨年十一月の出來事にして、その影響の及ぶところ、排貨の風潮の再燃を見、排日運動の生命を延長せり。而もその影響の此の如く大なるに似ず、事件の價値は極めて小にして、他の類似の事件と同じく、事件の解決と共に直ちに忘れ去らるべき性質を有するものなれば、本事件の迅速なる解決は、兩國に取り頗る望ましきことたるは多言を要せず。換言すれば、本事件の如き一小案件は、メリット相當の點に於いてサッサと片附け以て重大案件たる山東問題の交渉に移るを得策とするなり。吾人は此の見地よりして、去る三月二十六日を以て本問題が、北京に於ける兩國當事者に依りて交渉開始されたりとの報道を喜び聞くものなり。

二

咋年十一月十六日不祥なる事件の勃發するや、日支兩國は各その官憲の報告を信賴し、相互にその相手方に向つて自からの正確を主張し、特に支那政府は同月下旬、駐日代理公使莊景珂氏を我が外務省に出頭せしめ、逆ねぢ的抗議を提出せしめし程なりしが、帝國政府は十二月二日外務省をして

（一）事件の責任は全部支那側に在るも、日本政府にては尙ほ事件の眞相を明かにするため、目下調査中なり。又支那に於いては、南北共排日思想益々甚しく、日本の蒙むる損害大なるものあり、右に關しては屢々嚴重なる取締方を要求せるも更にその効なきは遺憾なり。

（二）軍艦派遣のことは、自衞の必要に出で、單に日本人民の生命財產を保護する以外毫も他意なし。

と回答せしめ、事件は東京以外の地に於いて、中央的又は地方的に解決せらるべきものなりとの見解を通達したり。

此時に當り帝國の輿論は、明かに事件の眞相に關する正確なる知識の所有を希望したり。固より事件勃發の當初に於いては、一國に非、支那側に在りとなし、強硬なる談判を以て支那側に謝罪せしむべしなどいふ議論もありたるやうなれど、此の如きはもはや國民を動かすに足らず、時代錯誤の見として葬り去られ、國民は何よりも先きに事件の眞相を聞かんことを求むるに至れり。政府當局が輿論に俯從し、兩國立會調査に關し支那側の同意を求め、支那側が虛心膽懷之を容れ、直ちに共同調査委員の任命を了したることは國民の冷靜なる態度と共に、吾人の頗る滿足するところなり。

三

共同調査委員には松岡洋右、西田畊一（日本側）、王鴻年、沈覲展（支那側）の四氏任命せられたるが、此人選は概して妥當にして、その福州に於ける共同調査の成績亦頗る順調且圓滿なりき。或はその調査の進捗の遲々たりしを責むるものあるも、司法官と同樣の尋問査問の權力を有せざる委員が、複雜なる國籍關係（事件は日本人支那人の外、臺灣籍民に關涉し、その複雜なる國籍關係は一面事件發生の原因をなせり）を有する多數の證人を喚問せしことゝて、意外の長時日を要したりしは諒とせざるべからず。

而も共同調査の結果が一致を見ざりしことは遺憾なる成行なりき。事件の具體的結果、卽ち支那側が何人負傷し、日本

側が何人負傷したるか、といふが如き點に就ては事實の示すところ容易に一致を見たりしも、事件發生の原因、卽ち支那學生團の暴行に依りて火蓋が切られしか、或は日本側の故意の挑發に依りて衝突が開始せられしか、といふ點に就ては、兩國委員の見解遂に一致せず、兩國委員は半ば一致し、半ば一致せざる調査の結果を齎らして復命するの餘儀なきに及べり。

四

共同調査は兩國の不一致に了り、支那はその調査委員の報告に依據して、本件に關する交涉を提起したり。時に三月十三日、要求內容は(一)日本領事召還、(二)損害賠償、(三)謝罪、(四)兇行者處罰の諸點に在り。小幡駐支公使は右に對し、事件の原因に遡つて是非曲直を明瞭にすることは困難にして、日本側にのみ責任を負はしむることは能はずとて領事召還の要求を拒絕したるを以て、支那側は十七日附を以て改めて(一)謝罪、(二)賠償、(三)處罰の三個條を提出し來れり。(或は支那側は初めより領事召還の要求を提出せず、十三日附正式公文を以て謝罪賠償處罰の要求を提出し來れるなりとの報あり、一說として餘し置く)。

支那側の要求公文に對し、日本政府は三月二十五日附公文を以て

(第一)本件は福建官憲のボイコット不取締と、學生の不法干涉とに起因するものなるを以て、支那政府は先づ此點について日本政府に遺憾の意を表し、日本商人の被りたる直接損害を賠償すべし。然らば日本も本件の發生に對し遺憾の意を表すべし。

(第二)日本政府は支那側の負傷者に對し醫藥料を贈るべし。

(第三)共同調査の結果、兇行者の證據充分ならざるを以て、日支兩國に於いて更に精査の上、各法律に依り兇行者を處罰すべし。

との回答を與へ、二十六、二十七兩日外交部に於いて、小幡公使、西田通譯官(日本側)、陳代理總長、王參事官列席の上、本件に關する正式交涉を開きたるが、支那側は排貨問題と福州事件とを分離して交涉せんことを主張し、『遺憾の意を表すること』を承諾せず。日本側は是に於いて、曾つて支那外交部が、全國に行はれつゝあるボイコット及び、學生の不法行

動を以て至當と思惟せざる旨を述べたること、再に止まらざるの事實を指摘し、支那政府が此際遺憾の意を表するの當然なること、及び福州に於いて學生が日本商品を燒棄せし件二回、日本商品を掠奪し行衞不明となりたる件一回、又上海に於ける日本商品掠奪の如き顯著なる不正行爲に對し、日本人の被りたる直接損害を賠償するの至當なるを主張したるなり、支那側は漸く直接損害賠償を承諾したるも、尙謝罪を肯んぜず。日本側は支那側に於いて、日本の回答に對する對案を提出するまで、本交涉を進むることを欲せざる旨を警告し會議を終り、爾後三月末日まで一回の會議も開かるゝことなく、交涉は早くも停頓を傳へらるゝに至れり。

五

上述の公文及び正式會議經過を按ずるに、帝國政府の意嚮は略々次の如きものなるべし。

(一)支那政府が全般に亘る排貨に對し、遺憾の意を表する事を條件とし、日本政府は福州事件の發生に對し遺憾の意を表す

(二)支那側の負傷者に對し、日本政府は醫藥料を支拂ふ。

(三)日本側兇行者は、日本政府に於いて精査の上、日本法律に依り處分することを約束す。支那側兇行者に就いては、支那政府之を精査し、支那法律に依りて處分することを約束せられたし。

(四)福州に於ける日本商品燒棄掠奪、上海に於ける商品掠奪事件に依る日本側直接損害を支那政府に於て賠償せられたし。

(五)支那政府より對案を提出せられんことを望む。

日本の意嚮は大體に於いて相互主義に立脚し、頗る公平なるを認む。之に對し支那側が、僅かに排貨に依る日本商人の直接損害賠償を承諾したるのみにて、全般の排貨不取締に關し、遺憾の意を表するを肯んぜざるは、吾人日本國民に取り甚だ不愉快なり。排貨は根本なり、福州事件は枝葉なり、さきに理不盡なる排貨運動なくんば、後に如何にして福州事件の如きを發生し得んや。吾人は此見地よりして、福州事件に關しては出來る丈けの讓歩を勸說すると共に、排貨運動に關しては、支那政府の完全なる誠意――全般の排貨に對し遺憾の意を表すること、又は大總統令を以て排貨を禁止することの二方法を豫想し得――の表白を獲得するに非ずんば、斷じて滿足せざるものなることを言明す。

（X Y 生）

山東問題に關するロッヂ氏の演說（下）

（一九一九年十月十四日米國上院に於ける）

大總統袁世凱氏は中立を守り或は日本軍の作戰を制限するよりも寧ろ自ら青島を攻略せんとの希望をもつておりました。次に彼は青島攻圍軍に支那の軍隊を參加せしめんと申し出でました。而して千九百十五年八月には聯合國に參加せんと申し出でました。然るに英國公使はこれを阻止しました。十月三十日に某外國人の慫慂によりて、彼は再び此の問題を提起し、米、露、佛三國公使にこれを計りました。この時には稍や愼重に考慮されました。米國は當時猶中立でありましたのでこれに對し何等正式の行動をとることは出來なかつたのでありますが、米國公使は個人的には此の運動に同情しました。米國政府も無論これを歡迎したのであります。かくて事態は非常に進歩して英佛露三國の代表者は東京に於て日本外務大臣石井子爵と會見いたしました。而して支那が聯合國の一員に加はることをそれとなく提起しました。所が石井子爵はこれに反對したのであります。各方面よりの報道を綜合しますと、石井子の反對理由は、日本の支那に於ける利害は至上のものである、故に日本はこれを確實に把握してゐなければならぬといふことに一致しております。加之、日本は支那が參戰の曉に於て要求せらるゝが如き大軍隊を豫想する時一片の危惧の念なきを得なかつたのであります。又支那の參戰によりて生じ得べき「支那四億民衆的覺醒」を豫想する時、不安の念を禁ずることが出來なかつたのであります。此の會見に關するミラード氏の說明によりますと次の如き文句が見えております。

「又日本は四億の國民が經濟的活動に向つて解放せらるゝことを不安の眼を以て見ざるを得なかつた」

米國人は此の陳述を深く熟考して見ねばなりませぬ。

さて千九百十七年二月に至りまして米國が獨逸との國交を正式に斷絶しました時に、米國は他の中立諸國にも獨逸との外交關係を斷絶すべく勸告しました。北京に於ても米國は速かに蹶起すべく慫慂しました。英、佛、露、伊等の諸國は、これに對して明かに好感をもつたやうでありましたが、强硬に支那に勸告することはしなかつたのであります。日本公使は、大總統との非公式の會見に於て、米國と行動を共にすることは支那にとりて甚だ危險である。米國の參戰は歐洲戰爭に大なる影響はない。米國は支那に對して屢々同情を寄せるけれども、實際には何も支那の爲にして居らぬ。又聯合國が獨逸を敗ることが出來るかどうかは甚だ疑問である。支那にとつては、日本に賴る方が遙に安全である。日支の利害は一致してゐる、それ故に日本は支

那を保證するであらうと申しました。日本公使は又、これと同樣の意見を支那總理にも提出しました。斯くの如き事情の下に支那政府は參戰を躊躇しておりました。然るに米國公使は支那政府の質問に答へて、「目下海底電線に故障ある爲、本國政府より正式の訓令を受けてゐないけれども、予は責任を以て來る講和會議に於て米國は山東を支那に與ふるやう盡力すべしと信ずる」と陳述しました。此の證言を得ましたので支那は日本の反對にも頓着せず、米國の勸告に從つて對獨國交を斷絶したのであります。其の後米國政府は駐支米國公使の言を毫も批難する所はなかつたのであります。それ故に支那は講和會議に於て米國の援助あることを固く信じて後に參戰するに至つたのであります。

斯くの如き支那の活動に對抗する爲に日本は新なる行動をおこしました。當時獨逸軍の恐るべき進擊は絶大なる憂慮を以て豫期されてゐました。米國は參戰しましたけれども米國の軍隊は千九百十九年春期までには大なる活動を豫期することは出來ない。しかも其の時は既に後の祭りではなからうかと思はれてゐました。加之、世界各國に於て、日本人は獨逸に同情し、獨逸軍の勝利を信じてゐると云ふ流言が擴がつておりました。かゝる場合に乘じて日本は、英、佛、露及び伊の諸國から、種々の文面の下に、而して多少異つた條件の下に、山東に於ける獨逸の權利を繼承し、赤道以北の太平洋諸島を獲得せんとする日本の要求を支持すべき祕密の保障を得たのであります。

されども日本は、此の計畫に關して米國の承認をも得なければ、全然安全ではないと感じまして、最も雄辯にして老練なる外交家、前外務大臣石井子爵を選び、此の承認を得る爲に彼は米國に派遣しました。石井子の到着に少しく先だつて、氏の渡米目的を述べたる信ずべき覺書が國務省並に他の數ヶ所に到着しました。それによりますと石井氏の言はんとする所は、

日本は支那の獨立に關して他意を有するものにあらず、且つ門戸開放主義の誓を嚴守し、支那の主權を危くせんとするが如き意圖を有せず、日本の唯一の目的は誠心誠意平和的手段によりて支那の混沌狀態を救ひ、これに秩序を與へんと欲するに過ぎずして、これによりて何等かの特權を得んと欲するものにあらず、日本は他の何れの國よりも最もよく支那を理解せり、而して地理的隣邦にして且つ極東に於て特殊の政治的位置及び利害關係を有するを以て支那に關しては日本は、恰も米國が西半球に於てなせるが如く主動的地位に立たざるべからず。

と言ふのでありました。然るに石井子がこれ等の要求の凡てを獲得せんと努めたるにも拘はらず、又日本によりて支那及び其の他の極東一圓に亘りて發表せられたるランシング石井協約に於て彼が明かに是等の目的を貫徹せる事實あるにも拘らず、實際に於て彼は其の主要なる目的に於て失敗したのであります。即ち國務卿ランシング氏は、上院委員會に於て次の如き陳述をしてをります。

石井氏は吾人の間に締結さるゝ如何なる協約に於ても支那に於ける日本の特殊利益は承認されねばならぬとの考

へであつた。予は之に對して米國は勿論日本が地理的關係上支那に於て特殊の利益を有することは承認するものである。けれどもこれを協約の中に挿入するときは誤解の惧れがあるを以て予は之に反對した。

予は更に若し「特殊利益」なる語を「權利附きの利益」と解せらるゝならば、最早や商議を續行することは出來ぬと語つた。

石井氏はこれに對し極東に於けるモンロー主義といふ如き意味を洩した。予は彼に對して米國は西半球の如何なる國に對しても斯くの如き權利附きの利益を有してゐない。それ故に如何なる國家も支那に對してこれと同樣の主義を採つて敢へて差支なしと考へると述べた。石井氏はこれに對して默して語らなかつた。

これによりて見れば米國政府は支那に於ける日本の特殊利益、米國が墨西哥及び加奈太に於て有する利益以上の特殊利益を承認してゐないことは明瞭でありまして、ランシング氏は石井氏と支那に於ける「權利附きの利益」に關しては商議することを進んで拒絶してさへゐるのであります。加之、日本人は極東にモンロー主義を適用云々と頻りに言つておりますが、國務卿ランシング氏は「モンロー主義」は米國に、西半球の如何なる國家に對しても權利附きの利益を與ふるものではない、それ故に支那に關しても、如何なる國家にも權利附きの利益や、特殊權利を與へてはならぬと進んで主張してゐることを注意せねばなりませぬ。國務省が、此のランシング石井協約の解釋を公にしたことは、時期は少しく後れましたが、兎も角幸ひであります。

これと同時に日本は更に支那に於ける地歩を確立せんと努めました。大規模なる借款政策はその顯著なるものであります。前首相の非公式の使節西原氏は數ヶ月北京に滯在して支那に借款を慫慂し、殆んどこれを强要しました。其の經過は祕密でありまするが、外人及び其の他の觀察者の意見によれば、脅威及び賄賂の如き手段が故意に用ゐられたと言ふことであります。而して其の擔保は正當なものではありませんので政治的壓迫を加へなければ到底成立しないやうな性質のものでありました。又、その借款の目的は名義上は經濟的性質のものでありますけれども其の金額が、協約を無視して、地方の督軍の軍事上の目的に使用されたといふことは普く人の知る所であります。故にこの借款の眞目的は支那の最上の資源を日本の手でしつかり抑へて他國をして干渉せしめざることにあるのであります。かゝる記錄には何等かの變更を加へなければ、支那は多大の抵當物を日本の手に抑へられて、他の諸外國の既得權はこれが爲に重大なる侵害を蒙るやうな事になるのであります。

對獨講和條約の第百五十六條、第百五十七條及び第百五十八條に於て呈示されてゐる巴里講和會議の決議を今更こゝで論議することは無用であります。けれどもこゝで簡單に山東といふ土地の性質を述べることは必要であると考へます。何となれば山東問題の十分なる意義は殆んど一般には了解されてゐないやうに思はれるからであります。普通には、日本に與へらるゝのは單に獨逸が有してゐた山東

の權利のみであつて、支那はこれが爲に何等痛痒を感じない筈であると言はれてをります。予は個人としては獨逸は放棄すべき何等の權利をももつてをらぬと信ずるものであります。獨支間の開戰によつて以前の條約は廢棄されたものであると考へております。けれども、それはそうとしまして、人々は、日本が此の要求を貫く爲に用ゐた方法と、その結果とに盲目であります。從つてこれが經濟的政治的意義を理解してゐないのであります。世人は、獨逸の租借地帶は山東省の全部ではない。山東省は約三萬五千方哩の面積（イリオニス洲と略々同じであります）と約四千萬の人口とを有する廣大なる土地であるが、獨逸の租借地は膠州灣附近の僅々二百方哩の土地で、十九萬五千の人口をもつてゐるに過ぎない。しかも日本は此の狹少な土地の唯經濟的權利だけをとつて政治的權利は支那に還附すると約束してゐるではないかといふことを頻りに言つておゐます。所が日本人は最も肝腎な一事實に注意を惹くことを用心深く避けてゐるやうに思はれます。即ち日本は、支那をして無理矢理に承認せしめた此の取り決めに於て、日本人が勝手に還定し、日本が絕對管理權を有する所の居留地を取つております。そうして日本が肝腎の場所を取り去つた殘りを、若し他國が欲すれば共同國際居留地を設けさせやうといふのであります。

此の日本の專管居留地の區域は甚だ嚴格に限定されてゐるやうであります。其の中には波止場其の他港の要所、鐵道の發着點、海底電信の發着地點、中央電信電話郵便局、稅關、並びに其の他青島の實業上、政治上要地一切を含んでゐるのであります。其の上に、日本が獨逸の權利を引きつぎまするとと、日本は、支那が山東省に於ける他の二條の幹線鐵道を敷設せんと欲する時には、其の財政を管理し、或は青島濟南鐵道と同一條件にて支那の爲に該鐵道を自ら敷設し、該工事に要する一切の鐵道材料を供給し、山東省に於ける鑛山開掘の管理をなす獨占的優先權を得ることになります。又支那が山東省に於て事業をはじめる時には、其の事業の種類性質を問はずして次の如き規定があります。

支那政府は山東省內に於て、如何なる目的に使用するを問はず、外國の人、資本、材料等の援助を必要とする時は、先づ第一にこれを該事業に恰好なる獨逸（今では日本）の製造業者及び商人に申し出づべきこと。

更に又、其の中には、現在の重要なる鐵道幹線を山東省外に延長し、これを支那の中心に迄伸して、現在の支那南北兩幹線に結びつけ、支那の物產を山東に轉向集中せしむるが如き權利をも含んでゐるのであります。殊に冬期に於ては、北部の諸港に集るべき貨物は悉く日本の管理港たる青島に集るのであります。

ホイザム氏の報告の要旨もこゝにあるのであります。山東省鐵道の管理は支那南北の鐵道に深く關聯してゐるのでありまして、支那の運輸に就てのホイザム氏の報告には正確に此の意味が述べてあります。即ちこれは、日本なる山東省の鐵道管理權を與へるのではなくて、支那の全鐵道系統の鍵鑰を與へることになるのであります。これは

四億民衆にとつて決して輕々に看過すべき問題ではないのであります。

此の管理が實際にどれ程重大であるかを知る爲には次の如きことを想像して見ればわかると思ひます。卽ち英國が加奈太の管理權——これは日本が滿州及び東部內蒙古に對して有する管理權よりも遙かに弱いものであります——と共に紐育港の管理權をも有し、其の波止場、鐵道の基點（二鐵道幹線を含む）、中央稅關、郵便局、海底電信發着局、電信電話管理局等の一切を其の手中に收め、且つ市俄高に至る迄のペンシルヴァニア鐵道の絕對的所有管理權竝にこれを少くも遙か西方のカンサス市にまで延長する權利を有し、これ等一切の鐵道の敷設、經營及び材料供給の優先權を有し、此の地方に於ける現在及び將來の一切の重要鑛山の採掘權を有し、尙且つ、華盛頓以北、市俄高以東の地區に於て、吾が國民が政府を通じて何等かの事業を起さんとする時に英國がこれを他の如何なる入札者よりも安價に引受けると假定します、かゝる講和條約の條文を承認する前に吾が上院は、單に米國のみならず、米國と共に事業をなさんとする一切の他國に迷惑を及ぼす斯くの如き英國の管理が如何なる性質のものであるかを愼重に考究するは當然のことであります。此の例證によつて、日本が保有する鐵道、鑛山、及び膠州灣の管理權の重大なる價値が公平に說明出來るのであらうと思ひます。

吾が上院は、日本が現在なしつゝあり、又將來に於て期待せらるべき大飛躍を知る爲に千八百九十四年以來日本がとつて來た侵略政策を十分念頭におかねばならぬばかりでなく、又日本の陰險なる手段を注意するばかりでなく、更に、日本の今一つの行動を見逃してはならぬと予は信ずるのであります。これによりて吾が上院は、日本の管理下に沒落せんとしつゝある人民の上に及ぼす吾が上院の效果を判斷することが出來るのであります。玆には二つの事柄を引證する必要があります。米國人は吾が國がポルト・リユ及び比律賓を管理せる精神よりして、近代の經濟的及び政治的發達の遙かに後れてゐる弱國に對して强國の及ぼす勢力に關する吾が國の見解の何たるやを知つております。所が朝鮮併合當時に於ける朝鮮皇后の虐殺並に朝鮮皇帝及び閣員の强壓によつて始まり、千九百十九年春期の、無武裝無抵抗の革命黨員の殘忍なる迫害及び殺戮に終りました日本の對鮮政策を見まするど、日本と米國との理想が著しく異つてゐることが判るのであります。吾人は斯くの如き日本の政策が山東に適用されることを欲することが出來ませうか？。これと同樣の政策の行はれた個々の例は、今日本の管理下にある滿洲に於ても屢々あつたことを忘れてはなりませぬ。

今一つの日本獨特のやり方は吾人が甚深の興味をもつておるものであります。否吾人ばかりでなく、世界の安寧平和を欲する凡ての國民が甚深の興味をもつてゐるものであります。それは卽ち阿片問題であります。最近十年間に支那は、其の國民をして阿片及び阿片含有物の毒手より免れしむる爲に最も勇敢なる努力をなして來ました。彼等は國內に輸送された多量の阿片を燒毀する爲に無慮千八百萬

の金額を費消することさへ敢てしました。政府は此の政策を斷乎として實行し着々效果を擧げてゐたのであります。その效果は英國の官憲並に在支外人の普く承認してゐる所であります。然るに何事ぞ最近二三年間日本人は直隷及び山東の支那人に對して以前の狀態に歸ることを强ひつゝあつたのであります。滿洲には罌子粟が培養されております。又そこでは日本人の經營の下に多量の阿片が製造されております。而して以前にはエヂンバラ及び其の他の英領内で購買された阿片は今や、阿片會議に於ける正式の約束に違反し支那の稅關法の精神に違反して日本から輸入され、多量に支那に入り込んでゐるのであります。支那繪入週報（チャイナ・イラストレーテッド・ウィークリー）の千九百十九年二月十五日發行の海外版によりますれば日本工場の出張員によりて製造されたる阿片及びモルヒネ密賣事件が無慮三百件も報ぜられております。實見者の語る所によりますると斯かる事件は殆んど枚擧に遑ない程あるのでありまして、在支外人は、此の阿片の取引は日本政府が故意に奬勵してゐると信じてゐるのであります。それは第一には歲入の增加を計る爲でありまして、第二には日本が支那に於て政治的權利を强大にする爲に、支那人を少しなりとも肉體上精神上に虛弱にせんとの意圖から出てゐるのであります。

此の點に就きまして予は、阿片問題に關する委員會に提出された證據書類をこゝに印刷し、これを朗讀することを中止しましてこれを速記錄に挿入されんことを希望するものであります。これは二十年以上支那に滯在し南京大學の

首席におられたマックリン氏の證言でありまして、充分精讀される價値があると思ひます。

阿片の禁止に贊成せる國が今や矛を逆にして支那に對し酒精よりも遙に怖るべき效果を有する阿片を押し賣りするとは驚歎すべきことではありませぬか。

――ダブル・イー・マックリン氏報告（省略）――

けれどもかゝることをこれ以上詳述する必要はありませぬ。問題はもはや簡單明瞭であります。卽ち斯くの如き日本國民の勢力を、支那の如き國家に對して、更に擴張せしむるが如き取り極め或は條約は多少とも良心を有する米國人は到底承認することが出來ないのであります。況んや米國は講和會議に於て支那に對し援助と保護を與ふべき約束を言明は致しませんにしても少くもこれを洩らして、進んで支那を參戰せしめたのでありますから斯くの如き條約は絕對に承認し難いのであります。

日本が支那の廣大なる領土と巨大なる民衆とを支配せんとする目的の下に、着々として、毫も假借する所なくとり來つた政策の概略は以上の如くであります。過去に於て斯くの如くでありました以上は、將來に於ても山東に關して此の通りであるに相違ありませぬ。日本は獨逸的精神に浸透した國家でありまして、戰爭をもつて一の產業と心得ております。何となれば日本は戰爭によつて常に其の領土を擴張して來たからであります。日本は武裝せざる平和の國民の前に嚴然と對抗せる武裝され、訓練されたる强國であ

ります。日本は支那を支配し、進んで全世界を脅威する大國を建設せんと企圖しております。日本は單に支那の市場を閉鎖して巨大なる通商經濟上の利益を得んと志しておるばかりではありませぬ。獨逸及び墺地利が明に獨逸の支配に反抗せる二千六百萬のスラヴ民族の人力を、自國の侵略政策の爲に軍隊に使用した如く、日本はやがては支那の事實上に於て無限の人力を軍事上の目的に使用せんとしておるのであります。かくの如くして日本は全世界の安全を脅威する大勢力を建設し得るでありませう。彼は既に西伯利に進攻しつゝあります。事實上に於てバイカル湖に至るまでの地帶を支配しております。しかも尚侵略の手を伸さんとしております。而して西伯利の支配と共に支那を日本の欲する如き方向に發達せしめて以て歐羅巴を脅かさうとするのであります。けれども日本が最も脅威せんとして目標としておる國は吾が米國でありませう。それ故に吾人は最も注意して太平洋岸に優勢なる海軍を維持するに非れば、他日吾が國は次の文明擁護の大戰に於て佛蘭西の轍をふむことになるでありませう。英國は獨逸をして四十年間あらゆる方面に向つて膨脹せしめ、丁抹を奪ひ、墺地利を從へ佛蘭西を掠奪することを許しました。然るに四十年の後に至りて英國は獨逸の世界征服を妨ぐる爲に莫大なる犧牲を拂はねばならなかつたのであります。このことを了解し、未來を豫見せる吾が上院議員諸君が、只今申しました英國と同樣の政策を日本に對して維持し、短見にも日本か米國の危險となるを放任するのみか、進んでこれを奬勵するが如き擧に出でられることは到底信じ難きことゝ思はれます。

予は日本と戰爭をせよと叫ぶものではありません。けれども日本と戰爭をすることゝ、日本が支那及び四億民衆を支配するのを奬勵し助けることゝの間には大なる距離があります。

併しながら、山東問題に反對するに就きまして、予の心中にはこれよりも一層確乎たる今一つの理由があります。即ち此の山東を日本の管理に委ねることは一大不正事であるといふことであります。これは辯護の餘地がないのであります。而して、之に對して、獨逸が山東を奪掠せし時に吾が國が抗議しなかつたといふことは何等辯解にはならぬのであります。事實上ヘイ氏の門戸解放主義は當時獨逸の運動に對する回答であつたのでありまして、これによりて獨逸の運動は一時阻止されたのであります。大統領は此の點に關し非常に脫線して、吾國は此の奪掠されたる土地と交易することが出來たのであるから、再びこれを奪掠せしめても差支ないと言つておられますが、斯くの如き死者に對する根據なき攻擊は大統領の用ゐられる攻擊の中でも最も厭ふべきものであります。若し世の中に公平無私の政策がありとすれば、それは獨逸が膠州を略取してより六箇月後に就任せしヘイ氏のそれであります。吾國はそれによりて世界各國が享有した以上の何物をも獲なかつたのであります。ヘイ氏の政策の目的は支那の救濟にあつたのであります。他國がこれ以上支那の領土を略取することを防ぐに

あつたのであります。またそれとは異るにしましても、千九百四年に吾國が敢て朝鮮の爲に干渉しなかつたと言ふことも、今回の條約に就て吾人が今爲さんとせることに對する回答とはならぬのであります。不正を二つ加へても決して正當とはならぬのであります。千九百四年の事件にも、獨逸の支那占領の時にも吾が國は假令それを傍觀してゐたとしましても積極的に不正に與したのではなかつたのであります。然るに今回は積極的に不正に與してゐるのであります。吾が國は此の條約に署名し、山東を日本が管理することを承認してゐるのであります。吾人は罪なき、平和を好む一聯合國の領土を他の聯合國に與へることに贊同したのであります。吾人は敵國の領土を與へたのではないのであります。それは對獨戰爭に於て吾が國及び其の他の聯合國を助けた友邦の領土であります。これは默過すべからざる不正事であると思はれます。予は少くも予の後に來るものゝ爲に、予の一票が、人類に對し、自由と正義との大道に反する此の不正事に予が斷乎として與しなかつたといふことを記錄に留められんことを欲するものであります。

民國八年度歲出豫算明細表（上）

第一款　各機關經費　經常門

項目別	八年預計數	五年議定數	比較
第一項　中央各機關經費	二百二萬八千五百九元	二千六百八萬八千四百八十元	減
第一目公府經費	三、九四三、六五七元	四、〇六七、五六九元	減
第二目國務院經費	一、六四四、〇〇〇元	一、三三二、六七九元	增
第三目國會經費	四、〇〇四、〇〇〇元	五、二八八、六〇〇元	減
第四目在京各機關經費	一、〇四四、六五二元	八九七、八三一元	增
第五目優待經費	三、六〇三、五五九元	三、五五二、二九九元	增
共計	二百二萬三千八百五十九元	二千六百八萬八千四百八十元	減

第二款　外交經費　經常門

項目別	八年預計數	五年議定數	比較
第一項　中央外交經費	四、一〇三、四二八元	三、七五五、五〇九元	增
第一目外交部經費	六〇、四八四元	六七、一〇六元	減
第二目出使經費	一、九七八、七六〇元	一、八六三、三一〇元	增
第三目直轄各機關經費	一、三五四、一八四元	一、三二二、三五二元	增
第二項各省外交經費	七九二、三二八元	六八六、七五二元	增
第一目直隸外交費	六二、三九六元	五七、〇五六元	增
第二目奉天外交費	八三、二〇〇元	七八、〇五〇元	增
第三目吉林外交費	七九、三〇六元	七三、三〇六元	增
第四目黑龍江外交費	一二五、八三〇元	一一七、三九九元	增
第五目山東外交費	四二、〇〇八元	三二、五四〇元	增
第六目河南外交費	三二、九四四元	一六、九三四元	增
第七目江蘇外交費	四五、三〇六元	四五、三〇六元	減
第八目安徽外交費	六、〇〇〇元	六、〇〇〇元	減
第九目江西外交費	六、〇〇〇元	六、〇〇〇元	減
第十目福建外交費	三七、七三四元	三七、七三四元	減
第十一目浙江外交費	三二、四四四元	二二、三三四元	增
第十二目湖北外交費	四二、六九九元	四六、二三四元	減

目別	八年預計數	五年議定數	比較
第十三日瀾滇外交費	六、〇〇〇	六、〇〇〇	
第十四目陝西外交費	六、〇〇〇	六、〇〇〇	
第十五日甘肅外交費	八、二二二	八、二二二	
第十六日新疆外交費	二三、八八八	二三、九二二	五六
第十七目四川外交費	三〇、二四四	三〇、二四四	
第十八目廣東外交費	二七、二四四	二七、二四四	
第十九日廣西外交費	一、二〇〇	一、二〇〇	
第二十日雲南外交費	二二、五六八	二二、五六八	
第二十一目熱河外交費	三、六八〇	一、二〇〇	二、七八〇
第二十二日綏哈爾外交費	九、六八二	九、六八二	
第二十三日阿爾泰外交費	三、四七五	五、八四	七、六五二
共計	四、八五五、六五六	四、四四二、三三二	四五三、三九四

第三款　內務經費　經常門

項目別	八年預計數	五年議定數	比較
第一項　中央內務經費	四、〇六六、八八二	四、〇三三、九七〇	增　二六、九一三
第一日內務部經費	八九七、一〇〇	八六七、三九二	三五、八四八
第二日步軍統領衙門經費	一、六八八、八四四	一、六五六、〇四四	三二、七八〇
第三日護軍管理處經費	一七、一六六	二一八、九五二	減　一七、九六
第四日直轄各機關經費	三、五九三、二二四	三、四六六、〇四八	一二七、二六六
第五日附屬各項經費	三〇、四八八	四、六四四	二五、八四四
第二項　各省內務經費	五九、七四九、九二三	五七、七四七、四四〇	一、九〇二、四八三
第一日京兆內務費	八四四、〇四六	八四四、七九九	二四七
第二日直隸內務費	三、五四四、五九二	三、九八〇、七二八	五五三、八六四
第三日奉天內務費	一、四五二、六八二	一、四四二、〇〇二	七九、五八一
第四日吉林內務費	一、二四八、四三二	一、〇二八、四二九	三〇九、九九三
第五日黑龍江內務費	五八五、二四二	五六八、七六六	一六、四七六
第六日山東內勞費	二、三四四、三〇七	二、二四四、二〇五	一三〇、三〇五
第七日河南內務費	一、八〇五、一七二	一、八〇五、一七二	二五、〇五六
第八日山西內務費	一、八四四、八五二	一、八四四、三〇〇	一〇〇、二五二
第九日江蘇內務費	四、三五五、五九〇	三、九二七、〇八八	四二八、五〇二
第十日安徽內務費	一、四五〇、一〇四	一、三五五、九三二	一二六、一七二
第十一日江西內務費	一、五五五、一三九	一、五二五、一二七	四〇、三五二
第十二日福建內務費	一、三六七、八四四	一、三三四、四四四	一三、四〇〇
第十三日浙江內務費	二、二四七、四〇三	二、一三七、一〇七	二〇六、一〇七
第十四日湖北內務費	一、六五六、一二九	一、九二六、六八八	二三七、四二九
第十五日湖南內務費	一、三七一、〇八八	一、三七一、二四四	一八三、八四四
第十六日陝西內務費	一、四四二、七六六	一、〇四一、六二一	三八二、〇八五
第十七日甘肅內務費	八八五、七〇一	八一六、八〇六	六九、二九五
第十八日新疆內務費	八一八、九〇二	七七七、九五五	四一、〇四七
第十九日四川內務費	二、七五五、八四四	二、七五五、八四四	
第二十日廣東內務費	二、二六二、八四七	二、二六二、八四七	
第二十一日廣西內務費	一、〇七七、六六六	一、〇七七、六六六	
第二十二日雲南內務費	一、七〇九、一八一	一、七〇九、一八一	
第二十三日貴州內務費	一、一八五、七二一	一、一四四、四八二	三九、二三九
第二十四日熱河內務費	二四六、五五五	三六、四二九	一八、一五六
第二十五日綏遠內務費	一四五、六七七	一四五、六七七	
第二十六日綏哈爾內務費	九一、七二四	五六、七二四	一五、〇〇〇
第二十七日川邊內務費	二六六、二九九	二六六、二九九	減　五、三〇
第二十八日阿爾泰內務費	五三、七七七	五八、二七七	
第二十九日西藏內務費	一二七、〇〇〇	一二七、〇〇〇	
第三十日庫倫內務費	二三、四〇〇	二三、四〇〇	
第三十一日烏里雅蘇台內務費	五九、八四〇	五九、八四〇	
第三十二日恰克圖內務費	五八、八四〇	五三、〇四〇	
第三十三日科布多內務費	五六、〇〇〇	五六、〇〇〇	
第三十四日唐努烏梁海內務費	五九、八四〇	五九、八四〇	
共計	四四、五五六、八〇四	四二、二五六、四三二	三、三八〇、三五二

第四款　財政經費　經常門

項目別	八年預計數	五年議定數	比較
第一項　中央財政經費	三、二八四、二〇七	二八、〇三三、九八一	三、二七二、三五五
第一日財政部經費	八三二、三五八	八〇三、三〇〇	一八、二五八

第二目全國菸酒事務署經費	三六二、六〇〇	一二〇、三三一	
第三目幣制局經費	二五〇、〇八〇	二五〇、〇八〇	
第四目直轄各機關經費	二四六、九六〇	一四、四六〇	
第五目附屬各項經費	四八五、八〇〇	五七六、八〇〇	九一、〇〇〇
第六目中央直接收入徵收經費	一、八〇六、〇四〇	一、三五七、〇二七	
第七目鹽務經費	二一、四四七、三九四	九、三九五、八三八	一、三五五、五六〇
第八目各關經費	一四、四九三、三三〇	一四、八三八、六六〇	三五六、四三四
第二項　各省財政經費	一〇、二七九、九三〇	八、八九七、二七〇	一、三八、六六〇
第一目京兆財政費	五四四、八〇七	五四四、八〇七	
第二目直隸財政費	五五二、一三五	五五二、八二一	
第三目奉天財政費	九〇四、三五九	八五二、五二三	三一、八三一
第四目吉林財政費	六四〇、六二一	五三七、六〇四	二三、〇〇七
第五目黑龍江財政費	三四四、四一六	二五五、〇三五	七二、三八一
第六目山東財政費	六三三、七六六	五三三、一五〇	一〇、六二六
第七目河南財政費	六〇〇、二四五	一七七、三六五	四三、八四〇
第八目山西財政費	三四五、九三〇	三四五、九三〇	
第九目江蘇財政費	八九九、〇六〇	六八一、三五五	二七、三五五
第十目安徽財政費	六三〇、〇三〇	五九〇、〇九九	三九、〇五一
第十一目江西財政費	三九九、七四三	三九六、八三三	二、八四〇
第十二目福建財政費	五九六、三四六	三七七、八七九	
第十三目浙江財政費	四九〇、九九九	四八八、一二九	二、八四〇
第十四目湖北財政費	四三〇、九三七	四九三、二四四	七二、八四
第十五目湖南財政費	五九九、五〇四	四六三、九九九	七五、五五五
第十六目陝西財政費	一六〇、八四〇	一六〇、八四〇	
第十七目甘肅財政費	二〇四、九〇一	二〇四、九〇一	
第十八目新疆財政費	一〇〇、〇一一	一〇〇、〇一一	
第十九目四川財政費	二四〇、二四〇	三九七、二〇〇	二、八四〇
第二十目廣東財政費	七一四、五四〇	七一四、五四〇	
第二十一目廣西財政費	二六二、八六六	二六二、八六六	
第二十二目雲南財政費	二七七、三九三	二七七、三九三	

第二十三目貴州財政費	三三五、四三六	一八六、三九九	四九、二〇七
第二十四目熱河財政費	二二三、九三一	二二三、九三一	
第二十五目綏遠財政費	五四四、〇四二	四四五、九三六	四、〇七四
第二十六目察哈爾財政費	二六、五〇一	二六、五〇一	一〇、三〇七
第二十七目川邊財政費	三四一、七〇八	三四一、七〇八	七、三五三
第二十八目阿爾泰財政費	六一、一〇九	四七、三三	一、三九六
第二十九西目藏財政費	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	
共計	四一、四四〇、一三七	三六、九一〇、三五三	四、四九六、八八五

第五款　陸軍經費　經常門

項目別	八年預計數	五年確定數	比較增減
第一項　中央陸軍經費	六三、七四五、三三六	五九、三五五、九四四	四、四九五、三九二
第一目陸軍部經費	九三、〇八一	八三、六三三	一〇、四五九
第二目參謀本部經費	一、八三五、六二一	一、三三八、六四三	四九〇、九六八
第三目直轄各機關經費	五九、六六八、一四五	五七、四三七、五三三	二、一〇〇、六三二
第四目附屬各項經費	一二、八四七、一六六	一〇、九四八、六六八	一、八九八、四九八
第五目其他各軍事機關經費	九、三五四、三四三	八、五六六、八一七	九七七、五三六
第二項　各省陸軍經費	八七、三〇一、〇四五	九一、三五五、九六九	三、六四四、九二四
第一目京兆陸軍費	四二、六三四	四四、九〇〇	七四四
第二目直隸陸軍費	四四、四三〇、三三五	四四、九八六、八八九	四八、六三四
第三目奉天陸軍費	六、三三七、四六一	六、三三三、四六一	八五二、〇四五
第四目吉林陸軍費	三、三七一、三三九	三、三四一、三三一	三一、〇〇八
第五目黑龍江陸軍費	二、三五〇、八五九	二、三五七、七三五	
第六目山東陸軍費	五、一〇九、一八九	五、三五五、一五七	一六六、九〇六
第七目河南陸軍費	五、四四〇、四二四	五、四四九、六九〇	三四五、六九九
第八目山西陸軍費	二、二五八、三二四	二、八八〇、〇九〇	九、二四六
第九目江蘇陸軍費	四、七八、〇九六	四、七八、九三	六〇一、七五六
第十目安徽陸軍費	三、七五五、〇七四	三、七五五、〇七四	
第十一目江西陸軍費	二、三四八、三四四	二、三四八、三四四	三二、二九八
第十二目福建陸軍費	一、七三二、四九九	一、七三二、四九九	八、九一〇
第十三目浙江陸軍費	三、〇三八、一八	三、〇三八、一八	六二四、二八二

第十四目湖北陸軍費	四、八七、八四一	四、九五一、三三〇	七二、六七九	第二十八目阿爾泰陸軍費	二九八、九五二	二七六、二七七	三三、六四四
第十五目湖南陸軍費	三、一六三、二〇五	三、五四五、三六六	三八二、一六三	第二十九目四藏陸軍費	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	
第十六目陝西陸軍費	三、六二三、〇四三	三、六二三、〇四六	七	共計	一三二、〇六六、五八一	一三〇、三三一、九四五	四三、四八
第十七目甘肅陸軍費	一、九〇二、九五六	一、六九七、一六九	三四四、八一七	第六款 海軍經費 經常門			
第十八目新疆陸軍費	三、三一六、九八〇	三、四〇四、三三一	一二三、六五九	項目別	八年預計數	五年議定數 比較增減	
第十九目四川陸軍費	五、八〇五、三六八	六、〇四〇、七八六	二四四、二六八	第一項 中央海軍經費	一〇、〇三二、二六八	六、一〇七、一七三	三、九四四、一一
第二十目廣東陸軍費	七、四九四、八四四	八、一七七、二六七	六六二、四二三	第一目海軍部經費	八六七、二五六	八七七、二八〇	
第二十一目廣西陸軍費	三、六二〇、一〇九	四、〇六五、一八八	四五五、〇七九	第二目直轄各機關經費	四、八〇〇、一四四	三、〇三二、八三七	一、七七七、三〇七
第二十二目雲南陸軍費	三、〇六〇、八一三	四、〇六〇、〇〇五	九六九、一九三	第三目附屬各項經費	四、四四三、九八八	二、二六七、一八〇	二、一七六、八〇八
第二十三目貴州陸軍費	一、二〇五、三四〇	一、八二四、三五五	六二八、九九五	第二項 各省海軍經費	五五二、一八六	五五二、一八六	
第二十四目熱河陸軍費	一、一〇〇、〇五六	一、〇九二、七六	八、三六〇	第一目直隸海軍費	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	
第二十五目綏遠陸軍費	七六二、七八	七二一、〇七	二〇、六九一	第二目廣東海軍費	四九二、一八六	四九二、一八六	
第二十六目察哈爾陸軍費	四〇五、八九	三九五、五四四	一〇、三五五	共計	一〇、六〇二、四四四	六、六五八、五六五	三、九四四、一一
第二十七目川邊陸軍費	一、三六〇、〇〇〇	一、三六〇、〇〇〇					

對支借款團と商業上の機會均等（二）

米人　サイラス、ベント

五、鐵道借款と門戶閉鎖
六、支那鐵道國際管理案
七、新借款團と機會均等の實現

五、鐵道借款と門戶閉鎖

列强が對支借款團を組織して、鐵道の敷設を計畫する場合を假想せむに、此借款團に參加すべき關係國の在支銀行家の代理者は、表面上私的借款團體の代表者として、北京公使館區域内に在る銀行の一室に協議を開き、其の合意を以つて借款の條件並に、參加國間の内部關係の細目を協定したる上、支那に對し其借款金額の交付を行ふものにして、此場合表面上支那は自ら鐵道を敷設し、從つて工事に必要なる技師も亦借款團の承認すべき候補者中より、自ら之を任命することゝ定むるを通常とするも、其實際上に於ては、乃ち借款者たる銀行團自ら技師を任命し、且其の工事を實施するものにして、是れ銀行團が其投資利益を防護

するが爲には、洵に已むを得ざるに由るものなり。

　而して此種借款團の成立に對し、關係國政府は、各其の在支公使をして、自國利益の保護伸張の爲に、外交上の援助を與へしむるものにして、卽ち此等各國の公使は、借款交渉の開始の日より每日支那外交部を訪ね、關係國共同の利益自國の特殊利益に對する、十分なる保障を得むことを計り、其の結果此の如くにして供與せられたる借款は卽ち、資金を經とし、外交を緯とする强靱なる織物を織成するに至る。

　加之此の種鐵道借款の成立に際しては、又缺くべからざる二種の人物の介在するありて、常に關係國の利益保護に盡力するものなるが、其の一は卽ち、支那內地に在りて鐵道の敷設測量に從事し來りたる、所謂支那通技師にして、他は卽ち、各國の所謂支那通たる借款界の策士なりとす。而して此の後者の人物は多く常に公使館區域又は公使館內に居住し、從つて借款に關する關係國代表者間の協議は勿論、支那側との交渉の內容をも熟知するものなるが、彼は大抵の場合に於て、軌條機關車其他の鐵道材料製造會社の代表者と爲るものにして、是れ、借款に關する銀行家間の協議及支那側との交渉の內容を熟知することは、此等材料供給者に取り、其の同業者に對する競爭上、極めて肝要なるを以つてなり。

　此の如くにして借款契約の成立を了するときは、敷設に必要なる鐵道材料は、卽ち表面上競爭入札の方法に依りて、之が供給者を募集すと雖も、實際に於て關係各國は、其の各自の供給すべき線路を適宜に協定するものにして、卽ち關係國より推薦したる技師が、其の擔當する區間に必要なる材料を競爭入札に附する場合に於ては、單に供給すべき材料の種類を特定することに依りて、自國人以外の競爭を不可能ならしむることを得るものなり、卽ち他國人は此の種特定材料の供給を爲すか爲には、其の製造機械又は設計に模樣替を爲すを必要とするを以つて、到底競爭に堪えざるものなり例へば入札募集書に特定すべき聯結機の高さ、輛軸の形、桁の重量、「ピストン」桿乃至は軌條の形狀大小等は、卽ち自國製材料の「タイプ」に一致するが如く之を定むるものにして、之が爲に自餘の諸國の製造者は到底此種入札に應ずること能はざるものなり。

　加之借款界の策士にして鐵道材料會社の代表者たる支那通は、時として、入札募集書に特定せらるべき材料供給の期日の內示を受くることあり、此場合に於て彼は直ちに其の期日を本國の會社に電報すべきが故に、會社は豫め製造工程又は船積を急ぎ、恰も特定の期日に間に合ふ樣、其の材料を納付し得るも自餘諸國の會社は、募集書に依り始めて納付の期日を知り得べきものなるが故に、多くは特定期日に納付すること不可能なるが如きことあり。

　上述の如き借款團の利益壟斷は、現在行はるゝが如き借款制度の下に於ては、有り勝ちの事にして、而も此の種國際的詐術に基く國家間の猜疑反感は卽ち歲と共に深く、其が爲常に新なる戰爭の種子を蒔きつゝあるに外ならざるを知る。是を以つて支那の鐵道は線路の異るに從ひ、其の設

備の制度を異にし、爲に支那各地を旅行する者は恰も英、佛、白、獨各國の鐵道を旅行するが如き感を有するに至る、而して各鐵道線路の設備が、其間に、何等の共通的標準を有せざる場合に於ては、卽ち其の共同の發達は得て之を望むべからざること蓋已むを得ざる所なりとす。

六、支那鐵道國際管理案

支那の鐵道借款に於ける列强壟斷の情弊上述の如きものあるを以つて、支那鐵道の國際管理に關する問題は、今や支那は勿論支那の開發に付眞面目に研究する國家に於ても次第に極めて重要なる意義を有するに至れるものなり。而して此の如き國際管理計畫を完成するに際しては、幾多重大なる障礙に遭遇すべきは勿論のことにして、現に北京に於ける一派の軍閥者流は從來の制度を維持するときは縱令、借款供與國の壟斷に委するの弊あるも、之に依りて自己の利益の爲に、或種の財源を保留し得べき利益あるの故を以つて、國際管理の制度に對し　强き反對の態度を示しつゝあり、而して其の反對の理由とする所は卽ち、國際管理の制度は中華民國の主權を侵迫すと云ふに在るを以つて、此點は贊成論者の正に十分なる考慮を用ふべき所なるべく、吾人亦此點に意を用ひ、卽ち容易に實行し得べき計畫を案出すると同時に、之が爲に毫も支那の主權を侵害せざるが如き方法を提議せむとするものなるが、其の計畫の骨子としては、卽ち左に揭ぐる主義を包含すべきものなりとす。

（一）支那人及外人技師を以つて組織する一局を設置し、該局をして、現に列强に讓許したる鐵道敷設權竝に、既設線にして少くとも支那の經濟上及政治上の安寧に必要なるものを包含する、一の鐵道系統を設定せしむべきこと。

（二）列强が現に保有する敷設權は悉く之を、支那政府若くは新借款團體に還付し、其の代償として、新制度の下に於て、其の敷設權と同一延長の鐵道を敷設すべき特權を付與せらるゝか、或は相當の補償金を受くることゝすること。

（三）鐵道に關する一切の祕密契約は、凡べて之を廢棄すること。

（四）支那政府は今回組織せらるべき鐵道新借款團に對し其の將來第三者と締結することあるべき借款契約の條項を、詳細に報告すべきことを約し、更に新借款團は、善意の第三者が提供すると同樣の條件を以つてするときは、將來支那が必要とすることあるべき借款に對して、常に優先權を有する旨を定め置くこと。

（五）支那が新借款團の敷設すべき鐵道に對し、投資を希望する場合に於ては、其の資本は投資及利益の兩者に付、他國の資本と同樣の待遇を受くべきこと。

（六）從來に於ける支那官界の情弊たる、朋黨線故の登用を廢止するが爲、鐵道管理の官員の採用は文官試驗制に依りて之を決し、且該官員は服務規律の適用を受くること。

(七)新組織の下に於ける鐵道の運轉に關する請負契約は其の敷設及經理に要する實際費用を超過する一定歩合の利潤を基礎として、之を許すべく、卽ち此點に關しては、合衆國政府と、比律賓鐵道會社との契約に準すべきこと。

(八)新制度の下に在る鐵道は、悉く之を、支那政府の所有に屬せしめ、且其の經營に委すること、但し新借款團の代表者は、隨時其の帳簿其他の書類を檢閱し、且鐵道經費支出の狀態を檢査するを得ること。

(九)新借款團の供與する借款は、鐵道及附屬の動產不動產並に其の收益に對する第一順位の擔保權を以つて、其保證とすべく、且該借款の利子に付ては、支那政府の信用と其の一般租稅收入とを以つて、之が支拂を保證すべきものとす。

七、新借款團と機會均等の實現

以上列記せる新制度の骨子は、「デ■ージ、ブロンソン、リー」(Jeorge Bronson Ree)其他の支那鐵道通の計畫を基礎とし、之に記者の意見を加味して、案出したるものなるが、假令如何なる計畫を採用するも、新制度の下に於ては、從來に於けるが如き、勢力範圍の舊制度を撤廢すること極めて緊喫なるべく、此の點に關し、合衆國專門家の間に在りては、新制度の下に於て假りに既設六千哩の線路が、其權利者たる列强の反對に依りて、之を國際管理に移すこと能はずとするも、若し將來敷設さるべき線路にして、之を國際管理の經營に移し得るものとすれば、過去に於ける列强壟斷の弊は著しく之を緩和することを得べしとの意見、漸次に其勢力を得つゝあるは事實にして、吾人亦支那に於ける門戸開放は、之れに依りてのみ、能く實現し得べきものなるを信ず。加之列强が其鐵道敷設權の獲得に對する競爭の結果として、既に東洋に肺胎せしめたる世界戰爭の原因を除却するの途亦之を措きて他に求むること能はざるなり。

而して吾人は更に、今回合衆國の提議したる支那鐵道の國際管理が、東亞の現狀に鑑み、如何に緊要なるかを立證するが爲、左に湖廣鐵道借款に際して、合衆國政府の採りたる外交政策の大體を略述せむ。

合衆國が湖廣鐵道借款に參加したるは、「ノックス」國務卿の時代なりしも、其交涉は卽ち千九百四年九月に始まりたるものにして、當時駐支米國公使「コンガー」は本國政府に對し、支那政府より川漢鐵道借款に對する合衆國資本の參加權に關する保障を得たるを以つて、同國資本家をして同年十月倫敦に行はるべき英佛資本家會議に參加せしめむことを請訓する所ありたるも、合衆國資本家中之に應ずるものなかりしかば、遂に既得の保障を實現するに由なかりき。然るに千九百九年英佛獨三國の資本家は、湖南湖北の釐金稅を擔保として、從來交涉中なりし鐵道借款を、成立せしめむことを提議するに至り、當時の國務卿「ノックス」は、此提議が將來支那の政治上に影響する所大なるものあるへきを洞察し、該借款に參加するの緊要且得策なるを看

得したるを以つて、決然立ちて積極的態度を執るに至れるものにして、卽ち彼ら、時の駐支公使「ロックヒル」をして、千九百四年に於ける言質を理由として支那政府に對し借款參加を要求せしめたるが、支那政府は之に對し、三國借款は既に調印の運となりたるを以つて、合衆國の之に參加するは事實上困難なるべきも、該借款は單に湖北湖南鐵道に關するものなれば、合衆國は四川省鐵道に要する借款を供與し得べく、之れ支那政府の最も歡迎する所なりと回答せり、而して前記借款に關する英佛獨銀行家と支那側との契約は千九百九年六月調印を了し、且鐵道收入の外兩省の鹽金を以つて其の擔保とせり是に於て國務卿「ノックス」は、此種租稅を擔保とする借款より將來發生し得べき三國の對支要求と同一の權利を獲得し置くの必要を感じたるを以つて、支那政府に對し、合衆國並に支那の利益保全を理由として、該借款參加方を極力主張すると同時に、一面駐獨大使「ヒル」をして獨逸政府と折衝せしむる所あり、他方合衆國「シンヂケート」（「ナショナル、シティー、バング」「ファスト、ナショナル、バンク」モルガン會社、「クーン、ロエーブ」會社等より成る）を組織せしめて三國銀行團と直接交涉を開始せしめたりしが、合衆國銀行團は支那の言質に基き全額二の一の引受を主張し、三國側は四分の一說を固持し且合衆國銀行團の參加を喜ばざりし關係上、交涉困難に陷り、殊に支那政府は此間に在りて全然板挾みの苦境に陷るに至りぬ。

當時國務卿は支那の利益保全の爲、政治的意味を有する借款に參加するは、支那の外交に於ける合衆國の發言權を保留するが爲極めて必要なりとの點に重きを置きたるものにして、之が爲には敢て支那の言質を楯として二分の一引受を固持するを要せずとの意向を有したるを以つて、合衆國銀行團に對し、國家的見地より交讓すべき旨再三注意する所あり、銀行團亦三國側の主張を容れ其結果借款契約は千九百十年五月二十三日巴里に於て遂に調印を見るに至りぬ。（未完）

蒙古視察談（下）

（大正八年十二月九日東亞同文會大會席上）

吉田陸軍中將

次に鹽と曹達の事を若干述べませう西烏珠穆沁の西の境にタブスノールと云ふ鹽の湖水があります、御承知でもありませうが之は人工を施さないで湧出る水が其儘鹽になつて居ります、それで湖水の中に牛車を引入れます、引入れ

る所は定つて居りまして滅多に引入れては歩けませぬ、牛の兩側から凝結した鹽を載せて引出して各方面に運搬して行きますが天がわざ〳〵蒙古人の爲に此鹽湖を作られた樣に感じられます、下の方は泥などが交りまして下等な鹽になりますが上の方は純白で實に立派な鹽であります、之を取れば又下から出て來るといふ譯であります、恰度七月の十日頃タブスノールへ行きまして其時分は梅雨の時期でありましたがなか〳〵鹽が出て居りました。それで曹達は主に平地方面に多いのでございます、曹達の全くないといふ所はありませぬが、山の方面には極めて少なふございます、低い所に白くなつて居りますから直ぐ判ります、此曹達に就ては之を採集することを研究した人や既に實施した人もありますが兎に角運搬が困難なのと、燃料のない爲に非常に利益が薄いのであります、燃料は此處では高粱稈は上等で其他は萱か草か牛糞といふやうなもののほかないのであります。それから一寸交通運搬に就き一口述べて置きますが東部內蒙古で大きな川と云へばシラムレン川下流は新河と云ふと老河といふ川でありますが、此二河は鄭家屯の北で一緒になつて後に東遼河に注ぐのであります、蒙古の川は一種特別であつて、一體水は下流に行くに從つて多くなるといふのが川の通則でありますのに、下に至るも增へませず又は全く消えてしまふのもありますシラムレン川で例へますといふとトモダラーマの邊は隨分水が多く川巾が千米突もあり胸迄水のある所が三百米突もありますが、開魯の北方では川巾も水量も減じ鄭家屯の北へ行きますといふと川巾が百米突ない位で、深さは上流より稍深いが、水の量は增へては居りませんヴヂムルコロの如きは下に行つて消えて了ひます、又西札魯特王府の方から南流する川は上流は滾々として水量多く是れならば水田も澤山出來ると思はれるが下流に至れば水は沙中にしみ込みてなくなります、老河は敖漢王府の東方で渡りましたが中々深くて水が非常に多く、川巾も廣く馬の渡渉などは到底出來ず、大きな船に載せて渡りましたが、開魯の西南方チヤガントオハエ附近にて渡りますと渡渉がすん〳〵出來ます、馬の膝迄位しかないといふ譯で日本の川の樣には參りませんそれで陸路の交通が極めて不便な所でありますから、斯ういふ川でも運搬に利用することは極めて必要であらうと思ひます又研究すべき問題であります、私はシラムレン川を上流は林西の南下流は鄭家屯の北迄の間で五ケ所渡り老河は四ケ所渡りましたが何うも或る程度迄は吃水の淺い船ならば通れると判斷して居ります、此次の旅行には之を偵察したいと思つて居ります、老河といふ川も吃水の淺い船ならば能に上れると云ふ證據がありますが一體タラハンといふ王が鄭家屯より上流は船の運航を許さない、嚴禁してありますゆゑ何とも致方がありません併しながら非常に交通不便な所であり開拓上必要であるにも拘らず川の通航の嚴禁などゝいふことは理由のないことで何とかして之を開くといふやうにせねばならぬと思ひます、況んやバインタラから開魯方面に農場が漸次に擴張せらるれは五十里も六十里も陸路運搬する樣では利益は極めて薄いといふことになります右

申述べました川の交通は已むを得ない手段でありますが鐵道を可成早く鄭家屯より開魯を經て林西の線に設くる事が極めて必要であります就中開魯迄やることは急務と思ひます若し本鐵道が當分いけなければ輕便鐵道でも架けることにしたいと考へます。それから張家口から大庫倫迄自働車が夏の間通じます、此頃鄭家屯から洮南の間の自働車運轉を或る人が小さな會社を造つて行らうとして居ります、此兩地間には近來の中に鐵道が出來る筈になつて居りますが鐵道が出來たならば洮南から齊々哈爾迄自働車を運行しやうといふ計畫をして居りましたが實行して居りますか何うか其後は知りませぬ。之から農業牧畜のお話をします。

シラムレン川の右岸は砂漠地の外は殆んど開墾して居りますが主に支那人であります、其砂漠地内には主に蒙古人が住んで居まして大部分牧畜業であります、支那人は中々耕作が上手で漸次集約的に進みつゝあります、鄭家屯から西方暫くの間道路兩側の外耕作は殆んどありません、バインタラ平原は耕作が漸次擴張され、其西方暫くの間殆んど耕作なく開魯平原は耕作され、之から林西間は未開放地で畑の耕作が殆んどなく、次に林西附近が耕作されて居ります、茲は非常に土地が良い爲に蒙古の奥地に最も深く突入して開放されたる所であります、鄭家屯から洮南の間は土地が良くない爲に開墾が後れて居りますが鐵道の開通も近いと云ふので段々耕作地が增へます洮南から北は亦土地が良い爲に耕作されてあります農業の方は後に詳しく述べる事としてこれから牧畜に移ります。牧畜專業で行つて居りますのは純蒙古地帶でありまして主に興安嶺から北でありますが、興安嶺の南側も未開放地の大部分は矢張り專業でありまして農業は致しません之は皆な蒙古人であります其他は或は農業と牧畜と併行し或は農業の傍ら牧畜を副業に行つて居りますので主に支那人で時々支那人間に介在する僅かの蒙古人を見受けるのであります副業と申しましても飼育の頭數には五、六頭より數百頭迄の等差があります、日本邊りで牧畜を行るのに專業的といふことは到底出來ない爲め一軒に五頭とか十頭飼ふといふ外仕樣がなく卽ち農業の傍ら副業として行るのであります、北海道でも總て副業でありまして、先頃迄は釧路根室に若干殆んど專業的に行つて居る人がありましたのを見受けました。

偖て東部内蒙古の羊、馬、牛といふものの頭數でありますが之は非常に報告に虛のあることが免れぬと思ひます、統計書が此地方にありませぬと見誤りが多いのと、中には自分の見た所が不確實と思ふた爲他人の報告を折衷して書くと云ふなことがあらうかと考へます又實際に於て頭數の計算は困難でありまして自分の通つた方面にて實見した概算は假に判り得るとするも他の方面は判らないそれで調査の材料があれば兎も角之が得られぬから實見數に他の方面の推察數を加ふる外仕方がないところが通つた道はほんの一部に過ぎないから大部分は推斷となるのである之が誤謬の原因となるのであります蒙古人は井を堀ることは知らぬから夏は水のある低き處の外放牧せぬ冬は雪の關係上水がなくても高い處に放牧すると云ふ樣な具合で通過する道と其

期に依り放牧の家畜既數に大變な差がある夫れ故に一部の實見を以て他方面の推斷をすることが中々困難で人々の計算が非常に違ふのであります、デ今迄は東部内蒙古の羊の數は緬羊が約二百萬頭、山羊が七、八十萬頭位と計算して居る人が多いが、私の今度見た所では緬羊も山羊も各百二、三十萬頭位しかないと思ひました又蒙古では緬羊と山羊と混牧しますが其比例は山羊は緬羊の半分以下三割位といふことが今迄の計算であります、トコロが今度實見した所では山羊が非常に多くて緬羊が少ない是は數年前蒙匪の亂が度々あつた爲殊に鄭家屯、林西、洮南間は家畜に大損害を受け今に回復が出來ぬからであります、山羊は繁殖率も多く生育も緬羊に比し容易なる爲其回復が速いが緬羊は之に反するからである一說には此亂の時に緬羊を比較的多く殺したと云ふこともあります私共の護衛に來た支那兵の中にバプチャップの部下で戰闘したものがありましたが一ケ月半の間羊と牛の肉のみを食ひ穀類は一切食ふことが出來なかつたと話して居りました、兎に角蒙匪の亂以來家畜の數が非常に減つて居ります、併し鄭家屯、林西の間では牛が一番多く山羊が之に次ぎ、其次は緬羊で山羊の三分の一位其次が馬で馬が一番少い、シラムレンを南へ越しますと蒙匪の亂など餘り影響を受けないから此邊は緬羊が多くて山羊が少く、緬羊の三分の一位又興安嶺を北へ越しますと緬羊と山羊とは半々位でありますさういふやうな關係からして緬羊も山羊も各百二、三十萬頭位しか實際ないといふことになります、又豚は支那人の住居する處には多いのでありますが純蒙古地帶には一匹も居りません騾馬や驢馬は開放地殊にシラムレン川の右岸には多いが未開放地には稀に見興安嶺を北に越せば見ることは出來ません又純蒙古地帶では各戸共必ず馬、牛、羊の三種を飼養致しますが是は交通用と食用との關係上自然の狀況であります、馬は奥の方に行くに從つて宜しいので東部内蒙古では烏珠穆沁の馬が一番宜しうございます、それで良い馬は皆な奥の方に殘つて居るのは不思議でござります、日本などでは反對に馬產地で良い馬は產するが之が皆東京大阪などへ出てきます。トコロが都の方に良い馬が出て來ないで奥の方に殘つて了つて居るといふのは、斯ういふ不便な土地であつて、馬を見きる人が買ひに行かないのと、モー一ツは極めて少ない金かつまらない物品を持つて買ひに行きまして一頭平均四十圓や五十圓で買つて來て、鄭家屯や赤峯で百圓か百五十圓で賣らうといふ考へであるので卽ち良い馬を堀り出して持つて來ないといふ關係もあります、それが爲に林西や其北方のシーパルタイ附近へ參りますと騎兵が隨分居りますが立派な馬に乘つて居ります、日本の騎兵の馬に比すると背は低いが頑丈な點に於てはすばらしいもので羨しい程であります、ドロンノール附近の騎兵の馬も實に立派なもので之には藍旗（ウヴムチンに次く良馬產地）附近の馬も混じて居ります、私は旅行中馬を四、五頭王や其他から貰いましたが林西の米中將から貰つた馬は中々頑丈な立派な馬でありました。

馬の改良といふことに就ては非常に世間の問題になつて居りますが、蒙古馬の改良といふことに就ては餘程當局者

が考慮を要することであつて、此立派な頑丈な強い馬も改良の仕方に依ては弱い馬にならぬとも言へませぬ、卽ち此背が四尺七八寸と云へば大きい方でありますが、之の高さを澤山殖せば胸巾が狹くなつて弱くなります。全體動植物の改良といふことは弱くなるといふのが本當であつて決して強くはならない、菊でも日比谷公園などに出ます菊は上に覆ひがなければ枯れて了ふ、改良した菊は綺麗は綺麗であるが弱いのであつて覆ひが必要であります、野菊は霜がかゝつても枯れない、改良されないから持久力を持つて居ります。動物でも雜種になると弱くなるのが本當で強くなるといふことは決してない、それは何故であるかといふと強い血は分れて行きます形は變はりますから、無理なことが出來ます、例へば日本の小さい四尺五寸の馬に歐羅巴の五尺五寸の馬を掛けて五尺の馬を造らふと云ふ二一天作の五的改良法は無理であります、之を判り易く申しますれば小さい胎内へ大きい種子が這入つて其子が頭の方を突き出せば頭が支へ、足を伸ばせば足が支へて胎内で思ふ通り擴張が出來ない、ソコで遂に怪物が出來て來る譯であります、思ふ存分伸ばした所は發達して居りますが伸びられなかつた所は不具になります體は良いが足は細い頸は長いが尻は短いと云ふ如く一つも對照はとれて居りません是では體の諸機關の協同一致が出來ませぬゆゑ能力は弱くなります、右樣の譯でありますけれど或る要求又は目的上改良の必要が生ずるのであります卽ち體格を太くするとか脊を高くするとか速力を早めるとか、美觀を良くするとかの爲改良するのであつて之が爲持久力とか風雨寒暑に堪ゆる力の減するのは亦已むを得ざることであります併し蒙古馬の改良は種々の關係上之を弱くせずして或る目的を達する樣にしたいと考へるのでありますそれゆゑ蒙古馬の改良は、私が今度廻つて研究した結果に依りますと、同種類の改良卽ち蒙古馬の內一番體格良い脊の高い種牡馬を持つて來て蒙古の良い牝馬にかけるといふことが第一番の改良であつて弱くならない、さうして若干背の伸びたものが出來ます、折角良い馬も種牡馬の選定が惡いと退化して了ひます、種牡馬の選定は蒙古邊りでは喇嘛僧が選定しますが喇嘛は馬を見る目がなく唯引出して來る馬を、ざれが宜いと宜いと一寸見て定めますから十疋定めた中には一、二疋位良い馬が混つて來ます、良い仔馬は皆な此種馬から出來たので外は皆惡るい之が漸々退化した原因であります、それ故に牝牡馬の撰定に注意して改良を圖れば段々良くなつて來るに違いないと思ひます、さうして今一つの改良は蒙古馬は元來アラビヤ馬の血統を持つて居りますからアラーブ種を以て改良すれば良からふかと思ひます、詰り蒙古馬は先づ同種類のものを以て改良するのを本則としアラーブ種を以て試驗することにしたならば如何やと考へます併し前申す所は乘馬のことであつて輓馬は蒙古に適當のものがありませぬゆゑペルシュロン系統の馬で改良することを良いと思ひます、私の米司令から貰つた馬は五百里の馬と言つて居りました、五百里の馬といふことは日本の五十里を一日に歩くと云ふことで昔千里の馬と言ひましたのは一日に日本里百

里歩くことであります、蒙古の原を歩くには蒙古人は並足といふことは殆んどして居らぬ、何時も速歩、駈歩であります、乘出しますと十里の先きの方を此方から見て居りますから並歩でノソ〳〵歩いて行けるものではない自然に早く歩くといふ氣になつて了ひます、それで朝から晩迄目的地に着く迄早歩で進むといふやうな譯で私共の案内者などは吾々の歩くのがマドロイから早駈で駈つて行つて晝寢をする吾々が追ひ附くと又駈つて行つて晝寢するといふ風であります、蒙古人の馬の使い方は盛んに使ふ時は使つて盛んに休ませるといふ方針で又馬を可愛がることは非常なものであります、晝は隨分使ひますが夜は殆んど食はせることに努力する穀類はなきゆゑ草ばかりであるが、立派な草の處を選んで放牧して十分に朝迄滿腹するやうに全力を盡すのであります、支那人の馬ゝ使ひ方は愛惜する方でどちらかと云へば可愛がり過ぎます、蒙古人のやうに激烈に使ふことは特別の場合でありますさうして兩方共手入と云ふものは一切行らない、蒙古人でも支那人でも御承知の通り手入をしないが食はせるといふことに就ては全力を注ぎます、夜分など二度も起きて食物を遣ります、其次には鞍を一日に何遍も置き直をし腹帶の締方には非常に氣を附ける、そふして手入と言へば掃木で脊中と尾を拂ふ位が關の山でありまして馬は自分に轉げて泥を除ります日本人は手入は極めて喧かしい、朝から晩迄馬を撫でゝ居るが食はせるといふことに就ては果して親切であるか努力して居るか疑ひがあるのである馬は窮屈に繋がれ麥がこぼれても草が

瞰散らされても之れを馬の口に入れる注意が薄くはないか動物は愉快に滿足に食ふことが一番でなければならぬ、之れで初めて働けるのである、又鞍の置き方や腹帶の締方が惡い爲に運動機關の能力を損する樣では由々しき一大事である手入を宜くすることは極めて必要には違ひないがまだ〳〵之れ以上の大事なことがあることを忘れてはならぬと思ひます、マー斯ういふやうな話をして居つては時間が要ります。

それから蒙古人は牧畜に就て驚くべき技能を持つて居ります、十七八の子供が羊の五百頭位は一人で監視してやつて居ります、馬でも二百頭や三百頭は一人でやつて居ります、西烏珠穆沁王府では約八百頭の馬群を一人の監視人が操縱して居るのを見ました八百頭と言へば騎兵一個旅團の馬の數で大きなものであります、操縱といふことは思ふ通りの方向へ持つて行つて草を食はせ水を飲ませるといふ風で彼方此方に追ふて歩くことを申します、又蒙古人は放牧してある馬を捕へるに不思議の技術を持つて居ります之れには三間位長さの柳木（蒙古には柳の木の外殆んどありませぬ）の棒の先に強い革をぶら下け二本繼きたるものあり之を適度の所にてくくりたる∩の如きものを用ひます、之は至る處で馬を時々換へねばならぬ必要があるからであります、捕へるには此革を馬の首に引掛けます、さうしてグル〳〵と捲ぢまして馬を引附けます、トコロが馬はヂットして居るものでありませぬ、足が弱い馬なら兎に角役に立つ馬は捕獲を免かれん爲逃げて行きます、馬の逃げ

る方向に追ひ駈けて行つて引掛る、さうすると此方より強い力を以て引張つて行きます、之を無理に止め様とすれば棒を放つか自分が落馬する外はないそれゆゑドン〳〵馬の弱る迄溝の中に入らうが川を渡らうが崖に上らうが何處を歩かうが介意はずに附いて行つて遂々捕へる、之は實に美事なものであつて迚も日本人などの出來る業ではありませぬ、自分の馬も逃げます馬より早くなくてはいかない、後くるれば自分が落ちて了ひます此業はバブチャブの亂の時にさうして支那の騎兵の首に引掛けたさうであります、支那の騎兵を追つかけて行つて引掛け之を引き落とし又は切り殺すと云ふことである之は私の今度の旅行に護衛に附いた支那の騎兵が此災難から遂に逃げおほせたものでありましたのでそれの直話でありますが支那兵も之れには殆んど弱つたといふことであります、純蒙古の方では私共の案内者は何時でも其の棒を持つて居りまして先きの方を腕に掛け太き方は常に地面に引ずつて居ります、馬を監視しますに土壘もなければ柵もありません只だ廣漠たる原野に馬や羊の大群を兎に角一人や二人で纏めて監視して居るといふことは之は矢張り妙技でもありますが一は多年の習慣であります。私は自慢話をするのではありませぬが私が在職中、創設した馬の監視法が彼地の行り方と一致して居るのを見まして偶然とは申しながら不思議に感じました補充部の牧場は三百町歩か五百町歩に仕切りて柵や土壘がありますが其中に百頭位の馬群が放してあり之に四人位の監視が附いて居ります、然るに馬の操縦が中々六づかしい、さうして監視人は夕方になれば自分の部屋に戻つて來て寢ます朝起きて牧場に行つても暫くは馬の所在を探し之を纏めて監視する中に夕刻になると云ふ譯此監視外は馬は自由勝手に歩き廻はる御承知の通り牧場の中には崖もあり溝もあり川もありますから馬が之に落ちて死んだり負傷したり又柵を越へて脫出するのもあります、段々研究して見ますに夜の損害が非常に多いことが判りました、之は監視人が夜附いて居ない、又附いて居れぬ即ち百頭の馬が夜昏い中で自由行動を取るのに到底監視の出來ないことも判つた之はどふしても馬に集まる習慣を附け何時でも群より離れてはならぬと云ふ集團性を養ふ必要があると考へましたそこで冬期舍飼間から馬を集めて外へ散らない習慣を附けて了ふ、それには初めの間は柵の中に入れてさうして鹽を遣ります、さうすると皆集つて來ます夜は火を焚いて鹽をやり其周圍に馬を集める、馬は鹽のある所には人がある人のある所には鹽がある其所には集まるものであると云ふ風に馬に習慣を附けて了ふ、それを今度は柵の中から出してモー一ッ廣い所に放して同樣のことを毎日々々行つて行きまして次ぎには本當に三百町歩五百町歩の廣い所へ持て行つて其の習慣を何處迄も應用して行きます、夜は馬を集めた所で監視人が寢る、馬は一定の場所に寢さす方法と夕刻に至り隨所に寢かす方法の二つありますが兎に角監視人は一緒に泊つて居るから馬は離れて行かぬ、此時火を焚き得れば一層宜しいのであります、此方法を取りました以後は殆んど斷崖に落ちる憂もなく溝へ踏み込む馬もなくなり損害が非常に

減りました、トコロが蒙古へ行つて見ると私の行つた通りのことを行つて居ります、尤も鞭や火の慣らし法は彼地では既に習慣は出來て居るゆゑ必要はありません私は馬の損害を減する爲の窮策として考へたのでありますが元來馬は集團性を持つて居りますから集める習慣を附けるのは困難ではありませんどふしても先方が先生であります、羊も與安嶺を越しますと、夜入れる圍ひも何もありませぬ、八百頭も千頭も屋外の原に集めて番人が居ります、併し與安嶺から南此邊（地圖を指す）になりますと羊を入れる土手圍や柵がありまして其中に夜は入れます、さうして狼其外の害を防いで居ります、狼の被害はなか〳〵に多いので之を防ぐには高さ八、九尺の壁が必要であります尙ほ其上に差掛を作つて上つて來られないやうにする場合もあります、五尺や六尺の土塀では狐が飛び越して羊を捕へて出て行きます、晝は全く見えませぬが夜になると人家先へやつて來ます、私も二回見ました、一度は自分の宿舍の直ぐ門の所へ來て居りました、一回は野原で直ぐ目の前に狼が居つてこちらを振り返つて睨んで居りましたが狼の被害はなかなかに多ふございます、之からお話しやうと思ふ事柄は未だ澤山ありまして實業方面に移りたいと思ふのでありますが時間がありませんから又時機を見て申上げることに致します尙一寸御話し申して置きます。先年の議會でありましたか、或る御方が陸軍の馬になりたい、それは十五町歩とか十八町歩とかの牧場を一頭の馬に與へてあるか怠な廣い面積は要らぬといふやうなお話がありましたが、之は斯ういふことを御存じないと思つて居ります、卽ち蒙古人は水草を追ふて轉居するのは何の爲であるかである、蒙古人は遠大の考へがありませぬから家畜を飼ふのに直ぐ家の脇から草を食はせて行きますから二、三年の間に近傍二三里の間は一の草もなくなる、ソコで草の多い所、水のある所へ轉居せねばならぬ、所謂水草を追つて轉居する、併しながら斯ういふ考へでやつたならば轉居の必要がない卽ち馬は毎日三里以外の所へ持つて行つて其圈外の草を食はせる、牛は二里と三里の圈內を食はせる、羊は一里と二里との間を食はせ家と一里の間は臨時の用に使用することになし、しかも土地の面積と家畜の頭數と常に比例が取れて居れば草の無くなることはない從つて何等水草を追ふて轉居するの必要はない、若し之れが平均を失つて馬の頭數が土地の面積に比し多かつたならば僅かの間に食ひ盡して草は生えませぬ、食ふものがなくては馬は痩せて了つて良く育ちませぬ、若し軍馬補充部や馬政局の牧場の面積を減じて馬の頭數を其儘にして置くか或は增したならば一、二年毎に移轉せねばならぬ、皆樣御承知の如く民間の牧場が疊のやうになつて居りまして草のないのは頭數に比して面積が狹いからであります、補充部や馬政局の牧場の面積は永久的で移轉せない樣に計畫してありますそれ故に澤山の面積が要ります、尤もそれにしても一頭に十五町歩とか十八町歩とかの面積を使用しては居りません多分其面積は全く使用の出來ない山も川も斷崖地も沼澤地も入れて平均したのであらふと思ひます御承知の如く陸軍の牧場には全く放牧の出來ない處が中々多くて本當の使用面積は大變減するものであります、途中で止めますのは甚だ失禮でありますが之で御免を蒙ります。（完）

彙錄

民主黨の弗外交

ジョージ・ブロンソン・リー

紐育の財政史上に於て今回はじめて、支那政府公債が一般廣告によつて募集された。發表されたる關係者等の諸種の會見によつて察するに、今回の公債は米國の支那に對する友誼の力を試すべき經濟戰の好箇の開幕である。然れども今回の公債は、將に滿期に達せる舊債を償却しその利子に充てんが爲の已むを得ざる新借款の觀がある。卽ちこれは二年前に發行され且つ現在の渾沌たる財政狀態に於ては支那が如何ともする能はざる所の五百萬弗の大藏省證券を回收する爲に市俄古の大陸商業銀行によりて發行されたる五百五十萬弗の公債を引き繼げる新公債に他ならぬのである。

そこで自然の結果として、右の取引と新に組織された新借款團との關係に關して種々の奇怪なる風說が新聞紙上に喧傳せられつゝある。蓋しこの新借款團は將來に於ける一切の取引は該借款團が支配するに至る時まで、目前に迫れる支那の財政窮乏を救ふために右公債を發行することを許可したと傳へられてゐるのである。財政市場に於けるこの小波瀾は又これと共に他の一層重大なる支那の要求を齎らし、支那政府の新財政顧問をして支那政府を改造し軍隊を解散する爲に少くも二億弗を必要とする旨を宣言せしむる機會を與へた。數週前、前駐支公使ラインシュ氏が當國に到着せし時氏の到着に先だつて、氏が北京政府によりて年俸二萬弗にして華盛頓駐在の支那特別顧問に公式に任命されたといふ報道が達した。けれども新聞通信によれば、氏は新借款の交涉をなす爲に支那政府の財政顧問として當地に滯在するとのことである。然る時は米國は支那に二人の財政顧問を有することになる。卽ちジエレミア・ゼンクス敎授 Professor Jeremiah Jenks は數年來財政顧問の地位を占めてゐるからである。

過去四年間極東に於ける行政上の諸活動を注意深く穿鑿しつゝあつた共和黨の諸領袖は、ラインシュ博士の此の任命の發表を少からざる興味を以て注視した。這般の消息に通じたる政治家は、此等の現象は、最も厭ふべき形式に於ける弗外交の復活並びに「功勞ある民主黨員」に對して極めて有利なる內職を提供する傾向を意味するものなりと公言してゐる。而してラインシュ前公使によりて開かれたる此の先例は國際外交の最高道德を破壞するものにして、若し他の米國の外交家が、其の任命を受けた國の政府の役人となりて華盛頓に於て其の國の利益の增進を計るとせば米國の外交政策を他國に委して引退するも可ならずやと指摘されてゐる。

又若し退職せる墨國駐在の日本公使が墨國政府より特別顧問の任命を受けて東京に滯在し、米國の中傷をなし、墨

國公債を募集して日本の資本家の利益を計るの擧に出でたならば米國の輿論は必ずやこれを以て默過すべからざる僭越と考へるであらうと指摘されてゐる。斯くの如き高處の見解に立ちて判斷するに北京駐在前米國公使は將來特に吾が國と日本との間に重要問題の發生せる場合に我が米國に重大なる困難を惹き起すべき先例を開いたものである。此の不安は華盛頓駐在前日本大使石井子爵の餘儀なき辭任に關する信憑すべき報道から生ずるのである。卽ち千九百十九年のはじめ、日本政府が日本に於ける最も有名なる財政通阪谷氏を支那財政顧問の職に擬した時、石井子爵は此の任命を米國政府に傳へ、若し能ふべくば其の承認を得べく訓電せられたのである。傳へらるゝ所によれば國務卿ランシング氏は石井子爵に對して、此人選に何等の異議なきことを告げたるを以て石井子はこの旨を本國政府に打電し、茲に右任命が聲明されたとのことである。然るに時の北京駐在米國公使は之に對して直ちに抗議を提出し華盛頓政府に忠告して、華盛頓政府が、日本人が斯かる要職に任命されたるを默認する時は日本の支那に於ける至上の地位を承認する別箇の證左なりと解釋されるであらうと詰つた。石井子爵は是に於て本國政府に誤電を發したといふ苦境に陷り、且つ國務卿ランシング氏より、氏が阪谷氏の任命に何等異議を有せずといふ確電を公式に本國政府に發する許可を得ることが出來なかつたので、石井子は斯かる事情の下にありて辭職の他にとるべき道がなかつたのである。

斯くて數ケ月の後、ラインシュ公使は、米國に滯在せる支那政府の財政顧問、或は一般顧問の職を受けた。此の偶然の出來事は當然に氏が曩に阪谷氏の任命に反對せしは支那の利益を念ふ爲めの他愛的理由からではなくて專ろ氏の個人的野心を滿足せしめんとする理由からであつたと疑はしめる。而して此の疑はラインシュ公使が阪谷氏の任命に反對せし時に、氏が自ら進んで支那人に對し新借款團組織の意あるを百方仄めかしてゐた事實により益々深くなるのである。しかも此の所謂新借款團は千九百十三年に大統領ウイルソンによりて宣言せられたる原則を破つて氏自ら發案したものであつたのである。

又、石井子爵はラインシュ公使の暗中飛躍によりて其の職を失へる列强使節の第二の例であつて、これより以前に既に一人の犧牲者があつたことが想起される。卽ち千九百十七年の春、米國參戰後二週間を經た時に、北京駐在佛國公使コンチ氏 M. Conti, は、米國財團によりて締結されたる廣西地方に於ける鐵道契約に對し、千九百十四年九月の支那政府との密約により、同地方の鐵道敷設は佛國の資本が獨占すべきものなりとの理由の下に抗議を提出した。ラインシュ公使は、十分に事情を開陳することなく、佛國公使の動議を以て、門戶開放主義を破壞するものなりとして手嚴しき批難を之に加へた、此の通告が米國々務省より、何等の註解をも附せずに佛國外務省に交附さるゝや、時の佛國首相リボー氏 Ribot は、米國が參戰せる早々米佛間に紛議の生ずることを避けんが爲め、唯々コンチ氏をして北京よりコペンハーゲンに轉任せしむるの手段をとつたので

ある。佛國の支那に於ける企業に關係を有するあらゆる人々は、單に佛國の利益を擁護せんとする義務を果したに過ぎざる老練なるコンチ公使に對する此の待遇を深く憤つたのであつた。

更に又、千九百十六年の大統領選擧戰にあたり、民主黨が敗れんとする如き形勢を示しつゝあつた時、支那の諸新聞に、若し共和黨の勝利に歸したる場合にはラインシュ公使は公使の職を辭して、支那政府顧問の職を受くるならんとの風說が公然と流布されてゐたことも想起される。此の風說は其の後、前大統領袁元洪氏幕下の一大官が、ラインシュ公使は私信を以て黎總統に對し顧問の職を與へられんことを懇願したと聲明した爲めに一層有力なるものとなつたのである。

支那に關する全般の事情は、國務省の態度と駐支公使の行動との間に存する主義政策の解くべからざる矛盾により て甚しく渾沌狀態を呈してゐたのである。過去四年間に亘りて、政府は屢々吾が米國の極東に於ける諸般の問題に對する指針として賢明なる政策を樹てたのであるが、此の政策は每回無視され或は翻弄され終つたのである。共和黨の領袖にとりては、大統領或は國務卿によりて隨時聲明されたる高遠の主義と、これに基きて實際に行はれてゐる政策との矛盾を調停することは困難であつたのである。華盛頓の政策と北京の政策とが全然異つてゐるといふ證據は事每に明かであつて、恰かも犬の尾は搖れてゐるが、犬は自分の尾の搖れてゐることを知らないといふ狀態にあつたのである。

次に想起するは、大統領ウイルソン氏は千九百十三年改革借款の際に米國資本團に公式の援助を與ふることを中止したことである。それは、氏が當時米國が此の借款團に加入するは支那の主權に甚だ有害にして且つ米國の根本政策を破壞するものなりとの理由からであつた。此の原則は今日まで未だ公式に否認されたことはない。然るに今や千九百十三年に全世界に廣告された彼の原則を直接に破壞して新しき一層強力なる借款團が組織されんとしてゐるのである。大統領が其の公平の根本原則を固持せることを知れる彼の友人等は、今回の新借款團に就いては大統領は何等の相談をも受けなかつたのである、若し相談を受けたとすれば彼は前の原則を放棄した理由を公表する勇氣をもつてゐたに相違ないと信じてゐる。しかもホワイト・ハウスより此の政策の變更を說明する何等の聲明も出ない所を見れば大統領は何等の相談にも與らなかつたと信ぜねばならぬである。

千九百十三年に大統領のなしたことは一般に正當であると認められてゐる。何となれば、氏の立場は米國の資本を支那の有利なる事業に投ぜんとする米國資本團の意圖には副はなかつたけれども、吾が國の憲法の根柢に橫る高遠の理想の見地からは十分に是認されたからである。袁世凱氏の所謂共和政府に對する第一回の整理借款は同國に於ける民主的、或は代議的政府の失敗せる直接原因であつた。それは今日まで支那の生血を吸ひつゝあつた軍閥的盜賊の支

配力を鞏固にしたのである。此の借款は將に發育せんとしてゐた民主政治の萌芽を蹂躙して巨大なる軍閥的仲裁政治を樹立した。而して腐蝕せる清朝を倒壞した共和黨の著名なる領袖連を政治的に島流しにしたのであつた。

中央政府から、代議政府より生ずる事務の遲延を經驗することなしに、專ら公債、鐵道及び產業上の契約を得んとする各國の國際財政政策の利益を擁護せんとするのみの爲めに、淺墓なる軍閥的小君主等によりて指導されて來た支那共和國の種々の虛構は、過去七年の間列强によりて維持されて來た。これ等の枝葉の諸團體との間に締結せられた多くの密約は、正直なる議會の穿鑿には到底堪ふることが出來ぬであらう。正直なる支那政府は此等の企畫を葬らんとする葬らひの鐘を鳴らしてゐる。それ故に腐敗せる、無力なる、古き徒黨は武力によつて維持されねばならぬことになつたのである。

誤れる支配と、彌縫と紊亂と、惡政と流血の七年の後に今や偉大なる米國の民主々義は、其の貯蓄を傾倒して、長年月の間苦しめる人民の上に軍閥的暴君の勢力を確立し、代議政治の復活を破壞せんことを申し込んで來たのである。これが現在米國の申し込める對支新借款の眞相である。大統領ウィルソン氏が其の政策の理由を公表するを差し控へてゐるのも、政府が北京軍閥から俸給を受けてゐる手先として代議政府或は自由政府を破壞する爲に二億弗の大借款を起すことを助ける目的にて米國に到着せる前米國公使の眼前にて默して一言も發せざるのも毫も怪むに足りないのである。

正直なる米國人、特に民主黨員より其の所謂弗外交を苛酷に非難された共和黨の領袖等にとりては此の民主黨政府と國際財政策とが握手せる理由を了解することは甚だ困難である。況んや此の立案が米國の銀行家側より生じたものではなくて、駐支米國公使の報告によりて行動せる國務省より出でたるに於ては益々理解に苦まざるを得ぬのである。以前の政府の下に於ても吾が國の資本の合法的なる對外投資に對しては政府は或る程度の援助と奬勵をなしたことがある。けれども、他國に於ける共和主義の理想の發達を破壞する爲に使用せらるゝ借款をなさんとするが如き如何なる資本團に對しても未だ公けに政府の奬勵が與へられたことはなかつたのである。

大統領ウィルソン氏は千九百十三年に、支那の行政的獨立が脅威せられてゐたことをいち早く發見した。而してこれによりて支那に於て財政上の最も有力なる地位にたゝんとする機會を進んで犧牲にし、只管現想を實現せんとするに餘念なかりし南方派の領袖の感謝と信賴を獲たのであつた。今新借款團の組織を强要しつゝある政府の方針は今後一年間位は米國銀行家の私腹を肥すかも知れない。然れども此の弗外交に向はんとする新傾向が共和黨大統領の裁下を得ることは殆んど絕望であらう。（千九百十九年十一月七日紐育にて）（遠東時報）

民國八年鹽稅收支及ビ最近二年比較

收入之部

項目	一九一九年	一九一八年	一九一七年
一月一日現在高	一六、三〇二、三九九、二四	一七、九八三、三九一、九三	一六、二〇二、三九〇、二四
團體銀行內ニ	六九、九七一、五三	三八二、二一一、二九	九五、九九一、〇五
團體銀行間送金	八〇、六三六、五〇三、三三	七一、五六五、五二〇、〇四	七一、六二七、二四九、六二
中ノモノ	二八二、〇九四、七	二七、七四七、〇九	二五八、九〇三、四三
鹽說收入			
團體銀行ヨリノ利子	—	二、七七二、五二二、三五	五、四七四、五〇二、五〇
一九〇一年ノ團匪事變賠償金ニ關シテ關稅收入ニテ拂戻高		八、二九九、六九	九二、八九四、三八一、九九
第一次前渡大借款利子支拂ニ關シテ關稅收入ヨリノ拂戻高			
雜支拂ノ拂戻			
合計	九七〇、九九、七八、八七	九二、八九四、三八一、九九	九五、九九、〇五、〇九

支出之部

項目	一九一九年	一九一八年	一九一七年
鹽稅擔保ノ負債等	—	—	—
(一)一八九八年英獨借款	—	—	—
(二)一九〇一年ノ團匪事變賠償	—	—	—
(三)一九〇九年湖北省公債	—	—	五〇、〇四八、〇〇
(四)一九一〇年直隸省公債	—	—	七二五、九五三、八九
(五)一九一二年「クリスプ」借款	一、三〇二、三四五、九四	一、四三三、三五五、二一	一、七四〇、八七七、六一
(六)一九一三年第一次前渡借款	—	—	五、六三〇、三九二、三四
(七)一九一二年湖廣鐵道借款	—	—	三七六、〇九四、一三
(八)一九一七年一八年ノ正金銀行借款	—	—	—
小計	二、六三二、七六一、八九	二、三、七三五、六三五、〇五	八、五一三、五九六、一八
政府ニ交附高	七五、二三三、四四九、三四	七一、六六一、一五四、三〇	六八、六一三、三七〇、三三
爲替差損	三八、五七五、一七	六七二、九三二、一五	四三六、六五五、四七

雜支拂

十二月三十一日現在高	九、七三二、九五五、八四	一六、二〇二、三九〇、二四
團體銀行內ニ	一九三、〇六四、五四	六九、九七一、五三
團體銀行間ニ送金	九七、〇八九、七六八、八七	九二、八九四、三八一、二九
中ノモノ		
合計		

備考

(一)一九一九年、團體銀行の收受せる鹽稅收入、八千六十三萬六千五百三元三角三分の內、五千四百二十九萬五千二百九十五元分〇五は、普通の方法にて收受せるものなるも、殘額二千六百三十四萬千二百八元二角八分の內、一千五百五十二萬三千七百二元三角七分は、許可の下に地方に於て流用せられ、一千八十一萬七千四百七十六元〇一分は、四川、廣東、湖南、湖北等の省に於て、地方官憲或は軍司令官が許可なしに流用せるものなり。

(二)一九一八年、團體銀行の收受せる鹽稅收入、七千一百五十六萬五千五百二十元四分の內、五千六百一萬九千五百四十五元一角は、通常の方法にて收受せるなるも、殘額一千五百五十四萬五千九百七十四元九角四分の內、一千一百四十四萬三千七百八十六元六角七分は、許可の下に地方に於て流用せられ、四百十萬二千一百八十八元二角七分は、廣東、湖南、湖北等の省に於て、地方官憲或は軍司令官が許可なしに、流用せるものなり。

(三)一九一七年、團體銀行の收受せる鹽稅收入、七千六十二萬七千二百四十九元六角二分の內、六千三百十三萬二百六元九角六分は、通常の方法にて收受せるものなるも、殘

額七千四百九萬六千九百四十二元六角六分の内、四百四十四萬八千四百四十七元二角七分は、許可の下に地方に於て流用せられ、三百四萬八千四百九十五元三角九分は、福建四川、湖南、廣東、雲南等の省に於て、地方官憲或は軍司令官が許可なしに、流用せるものなり。

支那協會(倫敦)年次總會

昨年七月三十日倫敦リードボール街なるP.O.汽船會社事務所に於て支那協會(The China Association)年次總會開催せられ委員長 Frederick Anderson 始め F. J. Abbott Chas N. Bates. P. W. Beanan 此等の諸氏出席あり、席上議長の試みたりし演說は支那問題につき參考とすべき點多きを以て、其大要を左記に紹介すべし。

本協會の報告書は當總會に先ち既に廻附しあるを以て此に其經過幷に收支計算に就き梗概を述ぶるの光榮を有す元來總會は每年三四月に開催するを普通とせしが本年も亦時期相後れたれども明年より戰前と同じく三四月の交に開くを得べしと信ず本協會の通常事務は東洋より當地に來りし大なる出來事に關する件によりて大に增加するに至れり資金の集散の如き其出來事に就き會員の慰安と援助とに對し支那在住會員により自由に引受けられたり戰爭の著書はウキルコツク氏の編纂頗る困難の事業にして現今迄延引せられ居れり然れども結局氏は之を完成すべく若之が完成の日は東洋に於ける英人が戰爭に活動せる最も興味あり價値ある問題を提供すべき事を疑はず、次に本協會の報告は支那政事上の事件に關しては稍粗略を免れずと雖も而も重なる狀態は今尙一般不安を以て全國を覆ひつゝあり英國も亦不安にしては世界的なれども彼と此とは大に相違するを見る卽ち西洋に於ける現下の不安狀態は大戰後の一種の低氣壓として經過しつゝあるものにして戰爭と云ふ危險に打勝ち同樣の勇氣と能力とを實行する事によりて之を統一し抑制する事を得るものにして支那に於ける不安狀態は恰も慢性的疾病なり。若し何人にても吾々英人にして四十年五十年と支那に關係を有する者が過去數年來の支那の事情に關し「支那の事情如何」と問はゞ彼は「北京の政狀甚だ重大なるものありて其政爭の絕えざる間は尙今日の狀態を脫する能はず」と答ふるなるべし所謂南北黨と稱する黨派の爭ひは例令實際の戰爭が中止せらるゝとも尙繼續せらるべく吾人が南方と云ひ北方と云ふも南方支那人と北方支那人との間が內爭狀態に在りと思ふは誤りにして南北支那人の間には毫も爭亂なく爭は政爭家の紛擾にして資金を統轄し國家を制御する所の政爭者流の細分に過ぎず北方側にも多數の南方派あり南方派にも少からぬ北方黨あり而して多數支那人は最初より此爭鬪には全く關係なきなり

政爭の再現乎近き將來に於て是等內亂の決定的取極の兆候和平の議せらるゝありと雖も政爭は又再現すべき兆候を有せり對外關係に付ては協約國の決議は最早支那の借款に應せずとの主義を取り軍需品の輸入を禁止したれば國內和平を期する事困難なり支那內地にて國債を起すが如きは一般支那人は到る處秩序紊亂せる政治機關の瓦解に深き統

の痛手を負へるが故に內爭の繼續する限りは到底不可能なり黨爭の結果は隣國露西亞の無政府主義の潰亂に鑑みて特に危險なる事を反省せしむるものにして國會議院は憲法によりては如何なる條文によるも國を救ふ條文なきを記憶せざる可らずと云へり實に中華民心を鼓舞する事の如何に重要なるかを知るべく而も他方尙幸なる一事あり若し支那政府が水の低きに就くが如く薄弱なるものなりとせば反て支那人の性質の確固不拔の强き要素を有すべき事を示すべきものにして支那人は多くの賞贊すべき特性を有す若し支那にして數年來國內の紛擾內亂の經驗を嘗めたりとせば同一の階段を踏む所の國は世界に極めて少し引續く歐洲の大戰、流行病、ペスト蔓延飢饉洪水、革命內亂等一として支那の進路を阻害せざるはなかりしも幸にも其發達は比較的阻害せられざりき卽ち支那の對外貿易は最近十年間に殆ど二倍に增加し之に伴ふて支那產物並に工業の發達大に見る可きものありき例へば昨年度の綿絲生產高は一百萬俵以上にして綿布類は二百英反以上に達し其他石炭、鐵の生產高も著しき發達を示せり、支那は今より四十年前迄は鐵道を有せざりしが今や全長七千哩に達せり若し支那が其國境を守り平和の內に棲息せる以上其鐵道は來るべき十年間には現在の約二倍の發達を遂げ其場合に於ける支那貿易商工業の大發展は期して待つべきなり。

支那の財政　支那の財政が今日の如く未だ動搖せざりし當時に在ては左迄窮境に非ざりしも支那政府の近視的政策により最近兩三年來日本より大借款を起し各種財源を抵當とし借款の進行を阻止せるものにして此新借款の總額に就ては未だ信ずべき報告をなし得ざるも然も其負債額に就ては獨逸に對する賠償金は旣に取消されたるも他の列國に對する殘額は尙未償還の儘となり居れり兎に角支那の外債總額は其財源に比し左迄多からざるなり、卽ち財源の不足に非ずして絡りなき行政の膨脹によりて財政狀態を混亂せしめたり、吾人は田賦並に釐金稅が何程の收入ありや見積の根據を有せざるも右兩收入のみにても莫大の額に上るべきを疑はず最近梁啓超氏との會談により氏曰く「支那は今や實際に於て釐金稅を廢止すべき方針に傾けり只之が大革正を爲さしむるには是非共マッケー條約の或條項を修正する必要あり右條約は和蘭主義の多く受け少く與ふるの缺點を有し卽ち輸入稅を一律に五分より一割二分五厘迄增加するを以ては現在釐金稅收入として受くる者に比して甚不足しつゝあり、然らば此不足は實際の徵稅額と比較する時は頗る巨額に上るべし」と梁啓超氏は一割二分五厘以上の高率ならざる可らざる事を提示せゞ而も此輸入稅は之を分類し重なる貨物は之を一割二分五厘を支拂ふと同時に他の貨物は其以下の低率を課し一方に高率稅あると共に他方無稅品もあらしめざる可らず釐金稅の廢止は全國一律に且急遽に之を廢止する事なく除々に廢止せんと主唱せり吾人は梁啓超氏に提言せんとす英人は英支兩國間の貿易關係を如何に改善すべきかの問題に對し氏の抱持せる意見に對し感謝すると共に通商交易の形に於て發表し兩國を合體せんとするも我國輸出貿易の發展を期する當業者全體の十分の滿足

を受くるや甚疑ふべきものあり尙氏の意見に就ては之を印刷に附し近く發表せんとす、此問題の困難なるは單に釐金稅を廢止して輸入稅率を適度に增加すると云ふに止まらずして之に依て北京政府の收入を幾何增加すべきか將た地方收入の增加を決定せんとするものにして若し地方の物貨稅と決定するに非ざれば他の方法に於て繼續する事となるべし今支那財源の問題を論ずるを熄むるに至り西歐人は支那一般の財源に關する意見は未だ全く手を觸れざる事を指摘せんとす、煙草、酒類麥酒等は五分稅にして若し支那にして實際に阿片の消費が停止さるゝに至らば支那は食酒國となるべし支那人は一般に輕き麥酒を消費し其他印稅は極少額にして所得稅なく又其附加稅なし又死亡に關する稅なし世界中租稅少きは蓋し支那人のみ其財源は甚豐富なり。

（後略）

支那に於ける社會主義の過去及將來（下）

支那に於ける社會主義の實行は資本階級を經ざる可らざるか

馮自由著

支那人の漸く社會主義に趨向し來たる原因は上述の如くで之に據ても社會主義の趣旨が大慈大悲救苦救難に在ることを知り得るであらう、如何なる强權を以てしても斯くの如き人道正義を壓倒することは絕對に不可能である、社會主義が倡導されて玆に百有餘年其間專制政府や資本家の限りなき壓迫阻害を被り無數の人命を犧牲に供したるに拘らず其勢は燕々日に昂り向ふ所敵なく近く愈々光輝を放ちつゝあるのは是れが爲めである、支那が各國の歷史に鑒み世界の潮流に順隨して此大主義に應ずべきことは自然であつて毫も疑ふべきでない、然るに世間には「今日の支那には尙未だ社會主義を講究する必要がない、何となれば吾國の實業は尙未だ發達せず資本主義亦從て旺盛ならず勞働と資本との階級が未だ分明でない、斯くの如き秋に社會主義問題を論及するが如きは杞憂に等しきものであつて自ら好んで煩惱に苦しまんとするものである、各國の歷史を觀るに資本主義の階級を經ざる社會主義の發現はない、若し一國實業を發達せしむる資本主義に先づ反對するは生產の進步を阻害するものである、今日の計宜しく之を自由競爭に任じ商戰の世界に順じて國家を繁榮に導くに如くはない」と謂ふ人がある、陸徵祥は曾て或る外國の官員に斯う謂つたことがある、「支那は孔孟綱常の敎を崇敬し資本家と勞働者との階級がない、故に萬國勞働會議に代表を派遣する必要がない」と、孰れも一樣なる見解に立て居る、多年海外に在て比較的新しい頭腦を有て居る陸徵祥にして頑冥不靈尙夫れ斯くの如きである、吾國の所謂新頭腦者の思想を代表するものである、私は嘗て中國報紙上で梁啓超の此種の議論を痛駁したことがある、玆に再び之が爲に解を下さゞるを得ない

原來支那の經濟狀態が未だ歐米に於けるが如き資本專制の時代に進んで居ないことは事實だ、然らば何故に我々は

極端にも資本主義の未發以前に社會主義を實行したいといふのか、一言以て之を言へば未雨綢繆の意に外ならぬ既に歐米の勞働界が資本專制より受けたる苦痛の近況を觀歐米政府が富豪の跋扈と勞人の訴ふるに由なき困難とに處して膺をかむ苦しみを受けたことを觀て來たる我々は之に顧みて鑒み吾國をして歐米の夫れの如き資本主義の發生を避けて將來の大災害を未然に防がしめたいからだ、同盟會が其黨綱に社會革命の條件を執て種族政治の二大革命と共に併列したのは此意思に外ならない。

支那に於ける社會主義の實行が資本階級を經ざるべき先例

社會主義に讃同する人々の中に上述の問題に對し一種の疑を懷きマルクスの唯物史觀に根據した斯ういふ考を有て居る「人類は總じて階級的戰爭を免れ得るものでない古の奴隷と主人との爭近代の平民と貴族との爭勞働者と資本家との爭の如き孰れも進化史上必らず經過し趨避すべからざる當經である。今日の支那は尙未だ平民と貴族との爭の第二級から脫して居ない亦如何にして一躍能く第三級に跳達し得やう、未だ資本制度時代に至らざる今日支那の勞働者には何等物質上の苦痛なるものがない。勞働者自身未だ自覺なくして誰か亦其自救方法を考究しやう、縱へ我々が彼等に如何に社會主義を宣傳したからとて夫れは馬の耳に念佛に過ぎぬ」と此疑問は頗る研究すべき價値がある、稍智識ある人々の多くが今日社會主義尙早を唱へて居るのも其見解は此疑から來てゐる、併し乍らマルクスの唯物史觀は決して左樣ぢやない、私は先づ特に獨露二國の先例を擧げて支那と比較して見やう、獨露二國の社會主義は均しく資本制度發生以前に行はれた、露國の資本制度は尙幼稚で平民と貴族との爭の第二級中に在つた、其農民と工人との支配は乃ち大農牧師軍閥官僚の掌握する所で英米佛に於ける平民資本家と性質を異にしてゐる。

露國の社會主義は傳播已に六七十年に亘りレーニンの無政府主義マルクスの資本論トルストイの無抵抗主義クロポトキンの互助論などが盛に行はれた。此等各派新思潮の陶鎔を受けた露國智識階級は自ら向上して貴族政治專制打破の聲が日に叫ばれ日に高まつた、併し乍ら政府の壓抑非常に嚴しく黨人捕殺の手段を用ひ殘酷の限りを盡した、彼等は仆れては繼ぎ仆れては繼ぎ千辛萬苦愈々猛烈に幾十年に亘る運動を續けた、幾多の爆彈も擲げられた、無數の人命も捨てた、そうして僅もなき立憲てふ看板が樹てられた、彼等は此看板の前で其歩みを停めなかつた、遂に歐戰に乘じて貴族政治を紛碎した、レーニン一派は尙之に滿足しなかつた、遂に破天荒なる空前の勞農政府を立て、彼等ボルシェヴイックの本色を一一露骨に現實した、他國の人々は彼等の手段が餘りに過激に失したので非難の聲を浴びせた然し乍ら夫れは如何あらうとも露國の政府にして當時早くに目醒めて社會黨の意思を容れ國內一切の生產事業を公有

に歸し社會主義の國家に改造したならば今度の如き大風潮は必らずや起り得なかつたであらう、這れは何人も意を同じうする所で資本制度の未だ旺盛ならざる前に應しく社會主義を實行すべき一大警告ではないか、獨逸に於ける社會主義の始倡は大帝國の未だ建設せられざる以前であつた、一八四八年マルクスが共產宣言書を發表した頃の獨逸の資本制度は尙甚だ幼稚であつた。

其後社會民主黨の勢力が日に盛になり國會に尠からざる議席を占むるに至て一貫して激烈に軍國主義の政府に對抗した、そうして歐戰の開始に際し社會黨首領チェールは宣戰に反對した爲に政府の手で暗殺された、獨軍血戰四年佛も白も伊も露も其國土は獨兵の馬蹄に蹂躙されカイゼル全歐大帝の野心は將に殆んど實現されんとした、誰か料らん突如としてカイゼルは自國社會黨の爲に擊破されやうとは實に意外中の意外事であつた、レーニンは曾て斯う謂つた「露國は獨軍に征服されん、されど獨逸は亦必らずボルシエヴイツクに征服されん」と、彼の此一言は果然として當つた、這れは其第二の先例ではないか、獨露の革命は社會主義が必らずも資本階級を經過せずして實行さるべき好箇の先例であり確證である。

支那官僚資本制度の隱禍

支那の現狀は露國の革命前と同じである、露國が未だ平民と貴族との爭を脫しなかつた狀態も支那と異らない、露國の資產者は貴族大農牧師軍人及官僚の五種であつた。

支那の資產者は唯だ軍人と官僚との二種のみである、尙此外に海外で貿易を營んで居る華僑と云ふ資產者がある、併し華僑は本國の政治が修まり保護が實際的に確立されぬ間は決して歸國せぬ、それ故私は茲に華僑を資產者の部に入れぬ、露國の資本制度は當時已に漸く發達したけれども實際的に觀察すると右五種の人の財產が增加したに過ぎなかつた、支那もその通りだ、試に見よ、吾國で近來財を獲たといふ人は如何いふ種類の人であらう、商賈でもない、工業家でもない唯だ僅に役人のみが獲財二字を獨占して居る、巡閱使督軍總長師長省長になれば直に官を售り軍餉を胡麻化すことが出來る、鹽運使財政廳長鐵道督辦銀行總裁になれば直に鹽を私賣し紙幣を私發し公款を呑む、這れは前淸以來の宿弊で民國になつて殊に猖獗した、是を以て近年財產を殖した者は孰れも皆武人か官僚である、最近實業振興問題が熾になつた、這れは誰れしも悅ぶ所である、併し其所謂實業振興は唯だ武人と官僚が國民の膏血を我物顏に橫領投資して居るのみだ、近來開設された銀行鑛山其他畜牧拓殖汽船事業の大多數は盡く官場と關係なきものはない、彼等には民脂といふ大資本がある、軍隊といふ强保護がある、尋常一般の商工の持つ能はざる多くの優勝を握てゐる。於是尋常商工をなさずして彼等が皆之をやつて了ふ、此現象から觀察すれば支那將來の大資本家は遂に武人と官僚との二種を離れない。

別に一例を擧げると日本でも三井三菱大倉等が所謂御用

商人と稱して官力を借りて財を成し遂に三島の大富豪となり濟し居然として全國の經濟界を操縱するやうになつた、支那の武人官僚の獲財手段に至ては露國や日本に比し更に兇烈なるもので彼等の獲たる財は名譽もヘチマもなく詐欺と掠奪に依る不正の產である、此怖るべき彼等が將來銀行鑛山工廠の大株主となつた時其被使用勞働者は彼等の獸性の爲に如何に虐待されることであらう、下級商人の資本は鯨のやうに彼等に呑まれ込まれて了ふであらう、歐米の平民資本家が勞働者に用ふる手段に比し其殘忍さは幾百千倍であるか知れぬ、斯く說き來たつて靜に考へると吾國が倘し彼等官僚資本制度の未だ發達せざる前に社會主義を實行しなければ國民は國を擧げて深き苦海に沈淪することは是れ必然である、其時に當て始めて救を叫ぶはもう時既に遲い、黴菌が未だ蔓延せざる前に先づ消毒を施さねばならぬ、

歐米各國社會主義の派別

私は既に社會主義なるものが大慈大悲救苦救難の方法であつて遲緩なく速に實行されざる可らざることを說いた、然らば如何なる方面より着手すべきか、社會主義の派別は隨分多く其主張は孰れも其道徑を異にして居る、其孰れが支那の國狀に適するか、其孰れが世界の大勢に順するか、是れ均しく大に研究すべき問題であつて吾國の社會主義の先覺者は千思萬考捉模未だ緖に就かず依然として今日は尙研究時代の初期である、私は先づ茲に社會主義の派別と主張との大略を述べる、近世社會主義運動史中の人物として英國に共產主義試驗所を發起したオーウエン、單稅會を發起したヘンリーヂョーヂがあり佛國には無政府主義を唱へたプルライ、社會民主論を唱へたセイントシモン、イカリアンコンミユニテイを創設したカペツト、共同生活實驗所を創設したフォーリエルがあり獨逸には資本論を發明したカールマルクス、勞銀鐵則說を唱へたラサールがあり露國には無抵抗主義を鼓吹したトルストイ、互助論を著したクロポトキン、ボルシエヴイツクを唱へたレニンがあり米國にはブリスベーンや社會主義試驗所を創設したグレーリーがある、此外著名なる人物は尙頗る多い、彼等の主張には大同小異なるもあり目的を同うして方法の異なれるもあり干涉主義を執るもあり自由主義を執るもある。

併し其間に如何なる差異あるも各派に亘て共通せる主旨が一貫されてゐる何れを主張する人も此主旨には悖らない夫れは生產公有の一事である、土地鑛山資本機械工場の如き生產機關の私有を禁止し生產事業を公共經營となし人々皆勞働の義務を有し生產物は大衆より公平に配分し社會一切の利益は人々皆同等に之を享く、這れは各派共通の性質で各派如何に其主張の道徑を異にしても歸着する所は一に茲に在る。此外國家社會主義や基督敎社會主義や組合社會主義や修正社會主義や共同社會主義などあるが其解說は他日に讓る、之を要するに吾支那に適用さるべき社會主義は果してどの一種が、今日支那で社會主義を研究し唱導して居る人は可なりあるが唯だ僅に孫中山がマルクスに近い土

地國有を主張し李石曾吳稚暉等がクロポトキンに屬する共同生活を主張して居る外其餘の人々の主張には一貫の見解がないやうに思はれる。

私人資本主義と公有資本主義との得失

國家の繁榮は資本主義の發達と密接なる關係がある、歐米今日の富强は卽ち資本主義進暴の結果である、併し私の主張する所のものは公有資本主義であつて決して社會を塗毒する私人資本主義ではない。

前文に於て說いた資本主義の弊害は卽ち自由競爭の私人資本主義である若し斯の弊害を除かんと欲せば夫れは國家より一絕大の資本制度を組織して土地鑛產資本工場機械等あらゆる生產事業を盡く公有に歸し私有制度を一變して公有制度に改むることに在る、事玆に至らば資本主義が如何に發達しやうとも大多數者たる勞働階級には何等の損害を來たさないのみならず人民の樂利は資本主義に隨て增加し資本主義の利益が發達すればする程人民の樂利は愈々擴大される、故に各國社會黨は一面自由競爭の資本主義に反對しつゝ一面に於て工商促進の鼓吹を廢せず之を認めて社會革命の一種の階級となして居る、是れ究竟あらゆる生產事業を漸次に國家中心勢力の下に移遷せしめんとするに過ぎない。

此狀態は獨逸の社會民主黨英國の勞働黨佛國の社會黨皆孰れも一樣なる傾向を示して居る、支那の私人資本主義は今尙旺盛に至らず歐米現行制度の尾大不掉の弊害がない、此時に際して先づ公有資本主義を施したならば事半ばにして功倍するものである。

集產主義と共產主義との異同

社會主義既往發達の道徑に就て之を觀れば各派主張相同じからざるも集產主義と共產主義との二大派に分るゝことが出來る前者は卽ちマルクスの資本論で後者はクロポトキンの互助論である共產主義は無政府主義で社會主義とは全然異て居るといふ人があるが是は甚首肯し難き所である、何となれば兩派主張の歸着點は均しく生產の公有と生活の共同との理想に在て同からざる點は唯だ干涉と自由との方法のみであるからである、集產派は干涉に偏重しあらゆる產業を盡く共同生活團體中心勢力の下に集めやうとし一切の生產分配勞働享樂及萬般の共同生活事業を悉く强力を以て執行しやうとする、是れ一の完全なる經濟的理想である、故に此派の進行方法は專ら國家方面に向て政權を爭獲し國家の政權を用て經濟平等の大目的を遂行せんとする、現時歐米の政治社會兩方面に活躍しつゝある社會黨や勞働黨は概して此一派に屬する、共產派は自由を偏重し一切の政治的組織を廢除して個人自由の聯合を以て共同生活の基礎となし個人的自由意思公訂の規約を以て共同生活の團體を組織し各生活團體の自由聯合に由て世界を成さんとする此派の根據は各々能くする所を盡し各々需むる所を取ることに在て是れ一個の完全なる道德の理想である、此派の人々は集產派の勞働强迫を以て個人自由の侵害となし政權接近を以

て政府罪惡の助長なりと論難し此兩派には互に相容れざる見解を持して居る、併し實際的に觀察すれば一は經濟的理想一は道德的理想であつてマルクスは唯物論から立言せるが故に社會の階級爭鬪なるを斷定しクロポトキンは道德上から立論せるが故に社會は互助進化であると斷じた、併し乍ら結局は兩者均しく根本的社會革命を主張したもので要は各々其人生觀を異にせるに過ぎぬ。

露國革命と支那人の覺醒

共產集產兩派の今日政治上社會上に於ける地位は、如何共產派は卽ち今日世人の矚目する無政府黨である各國政府は彼等を以て社會秩序を擾亂する危險思想と認め洪水に當るが如くに防いで居る、之が爲め彼等の運動鼓吹は頗る不自由である、集散派は今日各國に於て普通的になり其國家の政權を獲得して目的を達せんとする方法は自ら政治方面に向かしめ政府と國會の兩方面に於て既に重要なる地位を占め來たつて彼等に反對する政治家資本家が懸命に其進行を阻防してもう奈何ともすべからざるに至つた、併し集產派に關して多くの人々は尙或る疑を有て居る、

露國のボルシエヴィックも亦集產派の一種たるに拘らず何故に協商國は彼等に對し甚しく惡感を以て今尙露國との交通を封鎖し而も其手段たるや從前の無政府黨に對せるより尙更に嚴酷を極めて居るのであらうかと、私も昨年亦斯ういふ疑を抱いて居た、露國の他國との消息が隔絕した爲に新聞記事に多くの誤謬を生じて當初歐米の新聞中に彼等を評して無政府派と謂ふものさへあつて信用すべき歐洲消息も露國の眞相が明白でない爲に色々の虛報が傳へられた原來協商國がボルシエヴィックを仇視する原因は(一)レーニン、トロツキー等の革命の擧が獨逸の援助を受けて成功し且つ彼等が協商側より脫して獨逸と交歡せる爲め協商側は東歐の一大助力を失つた、協商側は彼等の此行爲を寬恕すべからざるものとして憤て居る(二)はレーニン政府の內外公債取銷の宣言である、協商國が戰前露國に投資した金額は莫大なものでレーニン政府を擊破せずんば其莫大なる債權は恢復することが出來ぬ。(三)レーニン此人は從來政治上に地位を有て居なかつた爲にあらゆる新施設に對して悉く强力手段を執つた、其手段が餘りに過激に失して內外の惡感反動を招いた、此三端が其最も大なる原因である協商國は獨墺がボルシエヴィックに同化されたとに鑒み此思想の傳播に依て本國社會の現行制度が攪擾されんことを怖れたる結果其傳染を避くべく露國との交通を封鎖したのである、併し時の經過と共にボルシエヴィックの眞相が漸く分りレーニン政府も漸く鞏固となり之と同時に各國の社會黨勞働黨が盛に撤兵を政府に要求した爲各國の對露態度は一變した、日本を除く外各國の東歐及西伯利亞派遣軍は皆撤退しつゝあり英米佛の如きは盛にレーニン政府の代表と何事かを協議したと傳へられてゐる、若しレーニン政府が其過激思想を他國に傳播せざる事と外債償還を保證するならば各國との和約は直に締結さるゝであらう、依之觀之協

商國がレーニン政府に反對したのは乃ち條件反對で決して根本的の反對ではない、私は露國の革命に就て何故斯く再三說くのであらう、夫れは露國今次の革命が吾國に價値ある研究を提供したからである、レーニン一派は革命以前政治上に何等の地位を有して居なかつた爲に激烈手段を用て其黨網を遂行し終に國內國際の反抗を招いた、如し彼等にして早く既に政權に接近して居たならば一步〳〵建設に近づいて必らずしもあのやうな過激手段を執らなくても好かつたに違ひない、私は支那社會黨の將來の奮鬪徑路も之と同じであらうと思ふ、如し能く政權を收め黨の主張を徹底的に實行するならば自ら社會主義の大同世界が平和の裡に開かれ出づるであらう、然らずんば露國今次の革命は亦支那に於ても之を免れ得まい。

支那は何種の社會主義を採るべきか

私は集產共產兩派の見解に對し此兩大派の主張は均しく社會革命の必然經過すべき階級であつて孰れも偏重すべからざるものだと思ふ共產主義は最高尙の道德理想で個人の自由を以て本體となしあらゆる共同生活共同規約生產公有生產公分の條件は皆是れ個人の自由意思に基ける共同の結合であつて決して他人の干涉を許さない、此思想は支那古代哲學家の大同理想と頗る相似てゐる、一昔の前私は嘗て此理想を孫中山に叫いた、中山は之に反對もせず亦主張も謂はず這れは神仙的理想である、研究者の研究に任すべきであると答へた、蓋し中山の此言は其高くして攀登る可らざる意を寓したものである私は此理想に對して一の疑を有て居る、大凡人類には總じて不勞而食といふ惰性があつて既に已に社會上の大なる習慣となつて居る、若し全然個人の自由に任憑し毫も社會的訓練を經ないならば共產派の主張する共同生活に於て人々は悅んで勞働に就くであらうか譬へば近代文明國の敎育が皆强制を採て來たのも此意である、是を以て個人の自由を尊重する時代の前に社會訓練の一層階級の經過がなくてはならぬ、這れば集產派の主張する公有强制公分强制勞働强制の方法である、人々が社會訓練を經た時大衆は自ら互助の理を明にして各々個人の自由に憑て美しい極樂的の共同生活團體が組織せらべく、於是我々は此兩大派の理を一爐に共冶して始めて世界の大勢に適順することが出來る、支那が將來此二層の階級を經ることの必然なるのみならず世界各國も勢亦必らず茲に出づべきは理の然らしむる所である。社會主義研究者が此兩大派の主張に細心觀察したならば自ら適從すべき道を知り得るであらう。

社會主義は中國建設の根本

近來建設といふ語が頗る流行り出した、中華民國成立既に茲に八年國家の根本尙搖々として定まらず政治社會一切の組織が皆有象無象で何等の進步なく國民の生命財產自由權利は一に官僚武人の手に操縱され帝に空しく共和政治の看板を揭げ居るのみならず前淸時代專制政治にも比すべからざる有樣である、於是國內の人士は改造の聲を擧げ或者

は法律の改造を主張して政治の刷新を圖り或者は工商の振興を主張して實業救國の策を實行せんとし喧然として聲のみ高い、併し私は社會主義の大建設を實行する外其他は何れも皆枝々節々の問題であると思ふ、私の此主張は十餘年來一貫不變の意見で前清時代に私は中國報紙上に於て民生主義は種族政治の二大革命と共に其功を一役に收むべしと叫んだ。

此叫びは民國革命に當て誰れも實行する者なく失敗した第二革命失敗の後私は革命軍を著して政治と社會の二大革命の併行すべきを痛論した、此叫びも共和再造に際して亦誰れも理解なく又々失敗した、其後國會は第二回の解散となり國政益々墮落し民苦愈々加はつた、私は此八年來政治の日に腐敗しつゝあるを內に觀歐戰後の世界的新趨勢を外に眺め染々と私の從來の主張が適確なるとを認め斷じて之を曷ゆ可らざるを强く悟つた、世界的眼光を具ふる人が支那に於ける將來の社會主義の勢力を豫測するならば必らず東西の新潮流と相響應して迅速に發達し得べきを察知するであらう、既に斯くの如くんば我々社會主義信徒は宜しく世界の既往を參攷し自國の情形を斟酌して社會主義發展の大計畫を豫籌し以て今後の進路を築成せねばならぬ、是れ吾人目前の責任にして一刻も猶豫を容れぬものである、

支那社會主義發展の大計畫

私の考に據ると支那社會主義發展の大計畫は之を三期に分つを可とする、第一は宣傳及運動の時期、第二は集產主義實行の時期、第三は共產主義實行の時期である、第一期に於て政治社會の兩方面に向て同時に進行を起し一面政府及國會に向て奮鬪し政治上の地位を獲得すると共に一面農工軍人等に極力宣傳し大多數の國民をして其自救的心決を奮起せしめ以て社會の革命の後援たらしむ、若し能く政權を獲得して社會主義の主旨を徹するを得たならば實力の解決は自ら其必要がない、倘し然らずんば唯だ國民大多數の同情を喚起して根本より解決するのみである、既に勞農兵三界の人々と手を携へ得たならば必勝の權は自ら當然我々の手に歸する、第二期の進行方法は前述の如く集產主義の實行であつて之に政權を獲得せる我々は直に一步〳〵集產主義の理想を以て眞正なる社會主義の國家を建設する、此時國民の社會主義常識が尙未だ普及せず不勞而食の階級が尙存在さるべきを以て此等に對して强制執行の手段を採り生產公有生產公分共同生活共同享益の方法を實施する、這れは社會的公共訓練で君主專制時代に於ける自由の侵害とは全く同じでない、第三期の進行方法は卽ち共產主義の實行である、國民既に社會的訓練を經自ら個人の自由を尊重し其個人的自由意思に據て共同生活の大團體を組織し各其能くする所を盡し各其需むる所を取る、於是美しき極樂大同世界が實現され我々の信仰する社會主義の大目的に完全に到達する。

（香港晨報新年增刊所載亞細亞通信社譯）

時報

山東交涉彙報一、保留修正案の通過二、タイムスの山東論三、小幡公使とのインタヴィユー四、上海英商會議所の山東處分案——ラモント氏來朝と新財團——戰風加稅の提議——英米兩國公使の更迭——龍州事件交涉開始——東清鐵道の回收

山東交涉彙報

一　保留修正案の通過

米國上院にては、三月三四兩日山東條項保留案につき討議したる結果、四日二十一票に對する四十八票の多數を以て左の通り修正案を可決せり。

合衆國政府は第百五十六條、第百五十七條及び第百五十八條に對する同意を差控へ、同條の下に起ることあるべき一切の紛爭に關し完全なる行動の自由を留保す。

卽ち本修正案は、共和黨の留保案に、『日本帝國と支那共和國との間に起ることあるべき一切の紛爭』とあるを、日本及び支那の文字を削除し、以て聊さか國際間の禮儀を顧慮するの意を表せるのみ。その意義に至つては一毫の變化あるに非ざる也。否、ソハむしろ適用の範圍を大ならしめたるものにして、帝國に取り却つて不利なる結果を招來したるものといふべし。支那側の直接交涉の決心は、此報を得て又鈍り來れるものゝ如し。不運且不幸なる成行なり。

二　タイムスの山東論

三月三日の倫敦タイムス紙は、紐育日本協會晩餐會席上に於ける幣原駐米大使の演說を評して次の如く論せり。

幣原大使の演說は支那に關して特に無用の論及に重きを置きたるものゝ如し山東問題に對する日本の方針は確固不拔の精神を以て遂行せらるべきものにして支那が如何なる行動に出づるとも敢て關する所にあらず又現下の危機に際して支那に於ける日本の特種的地位に明白なる壓迫を加へんとするも一顧の價値なしとの聲明は殊更に必要ありとは思はれず本紙は山東半島の將來に關する問題が漸次行惱みの狀態に至らんとすることあるべきを恨る日支兩國は双方共恐らく全然缺點なしと云ふべからず然れども此際意見の相違を更に甚だしからしめ山東問題の解決を遲延せしむるが如き言語を使用せざらんことを切に希望す日支兩國內には避け得らるべき誤解幾多存在すと思考す國際聯盟に最後の決を與へしむるの責任を嫁するは尙早にして直接解決を得るには何等の困難ある筈なし支那は其國內の葛藤と絕望的財政狀態とに鑑みて純然たる妨害的政策を墨守するも何等の得る所なし又他方日本に於ては國內の諸難問題愈々增大し行くの時に遭遇せるを以て幣原大使が其演說中に暗示したるよりも更に一層和解的精神を以て日支交涉に當らざるべからざるに至るべし日本は其交涉を行ふべき基礎を發表せざるべからずとの支那側の主張に對しては幾分の問題を生ずべし然れども日支兩國の眞利害は殆ど必須的に迅速なる解決

を齎らすべし故に支那は國際聯盟に訴へんとする豫定の行動を日本に強要すべきにあらず國際聯盟は此問題を調査し得ざるべく若し之を爲し得べしとするも無限の遲延を來すべし而して山東問題の紛爭は漫然たる遲延を許すものにあらず聯合國の利益特に支那に自由を有せざる英國の利益は之が迅速なる解決を望むものなり本紙は日支兩國が相一致して和親的解決に到達すべきを信ずると共に日本政府は露國過激派政府の提議に對し深く留意するが如きことなかるべしと信ず蓋し過激派政府の提議は單に日本人民中の不平分子間に過激主義を流布せしむるを目的とする明白なる宣傳に過ぎざればなりと。

三　小幡公使とのインタヴイユー

二月十四日、小幡駐支公使は、デヤパン・アドヴアータイザー北京通信員マイルス・エム・シーロアー氏との會見に於いて、山東問題に關し左の如く言明したりと。山東交渉の當事者として、小幡公使の言明は時節柄多大の注目を拂はれたるが、末段、新借款團に關する談話は、後の新借款團組織進捗に關する叙述に際し、讀者の參照を請はんとす。

（問はシーロアー氏、答小幡公使）。

（問）支那に於ける現在の排日運動の原因如何。

（答）日本が從來支那に對して取り來れる政策に對する疑惑は支那人をして日本政府に反感を懷かしむるに至れり是れ排日の原因にして日本從來の對支政策は支那人に誤解されたり今や吾人は之を更正せざるべからざるが目下の狀態にては吾人は支那人が自覺し來るまで隱忍して機會の來るを待つの外何等施すべき策なし故に吾人は忍耐以て既に聲明したる政策の實現を期し以て支那人をして我が希望の正義人道に準じて支那人と共に事を爲さんとするに在ることを諒解せしめんと欲するのみ。

（問）若し支那にして膠州灣還附直接交渉を拒絶すことせば日本の政策は如何。

（答）實に困難なる問題なり若し支那にして直接交渉を欲せずとせば日本ならずとも之を強制することを不可能なるべきを以て其場合に於いては日本は恐らくは現狀維持の態度に出で以て平和條約の規定に據り曩きに獨逸が享有せる權利及び特權を行使するに至らん。

（問）然らば支那が交渉に應ずるに至るまでは日本はその守備兵を山東より撤退せしめざるものと解して不可なきや。

（答）日本は一月十九日の通牒を以て支那政府に對し支那政府が鐵道守備の任に當るべき巡警隊の編成を完了せば山東の各方面より守備兵を撤退せしむべき旨を聲明したり而して此撤退は交渉の開始如何に何等關係なし。

（問）日本は山東を還附すといふも其實山東に於ける經濟上の利益を悉く保有し單に精粕のみを支那に還附するものなりとの非難あり如何。

（答）予は絶對に此說を承認することを能はず日本は從來再三聲明したる如く山東の全主權と共に尺土寸地をも之

を支那に還附せんことを期す鐵道は日支合辦に依り經營さるべき港灣及び之に關する改良施設其他獨逸の占有に係はりし經濟上の特權は支那と交涉の結果に成る協定に依りて處分を決定すべし此上何をか求めんや青島に於ける土地の購入若くは營業は各國人に對し均しく開放され居るに拘はらず足下は獨り日本臣民に對して之が禁止を日本政府に要求するものには非ざるべし。

(問)日本の商人は既に青島に於ける埠頭倉庫及び商業區域の所有及び管理權を獲得し了れりとの說あり如何。

(答)予は之を信ぜず又その事實を知らざるを以て其說の正否につき言ふ能はざるも假りに之を事實としても之に對し合法的に抗議するの餘地なきにあらざるべし。

シーロアー氏の質問は、次いで門戶開放、支那に於ける日米實業家の提携、借款團に及び最後に勢力範圍の問題に移りたるに公使は答へて曰く、

新借款團交涉に際し日本は滿蒙除外を要求せりと稱するものあるも是れ本問題の眞相に通ぜざるものゝ言ふところなり實際を言へば日本が除外を要求したるは單に南滿洲と東部內蒙古に關してのみ而も此等地方に於ける既成借款に關してのみにして將來の此等地方に關する借款に就いてはその何國よりの放資なるを問はず敢へて異議を唱ふるものにあらず。

茲に最も奇怪なるは列國は日本の滿蒙除外要求を聞いて驚きながらその支那に於ける行政上の事業に對しては依然として勢力範圍を保維しつゝあることこれなり例へば稅關は如何名は國際的と稱するも其實は擧げて英國之を支配しつゝあるにあらずや鹽稅の管理も亦然り其他郵便は佛國の支配に屬し煙酒稅も亦米國の手に移らんとするにあらずや私見としてはその如何なる事情あるに拘はらず此等の勢力範圍は一律に撤廢するを以て最適當なりと信ず。

四　上海英國商業會議所の山東處分案

三月二十六日上海に於いて開催せられたる上海英國商業會議所年度總會に於いて、議長は山東問題に關し左記の演說をなしたるが、總會は他の議事と共に之を承認せり。

青島の將來は吾人の深く考慮せざるべからざる問題にして當會議所は支那が山東省の實權の還附を求めんとする無理からぬ希望に對しては多大の同情を表し日本が英軍の援助を以て青島を奪取したるは唯同盟國として其の分を果したるのみにして日本現在の態度は之を了解するに苦しむ日本は同地に於ける港灣船渠埠頭鐵道終點等一切の土地の實權を握るべき措置を採り且外人が商業上の中心地に在る財產を獲るに對しあらゆる妨害を加へつゝあるを觀れば日本の政策は他國人に對し日本國民を均等且公平なる條件の下に通商するの機會を附與せざらんとするものと解釋せざるを得ず依つて吾人は本件に關し大要左の如き處分案を有す。

(一)所留地は各國人平等の原則に依り所有財產を基礎として選舉せられたる市會に依り支配せらるべきこと。

(二)公共物は全部之を市會に引渡すべし居留地維持のため國稅收入の二割を割き市會に提供すべし。

(三)公共地の收入は之を市會の費用に充つべく此種土地の讓渡は之を禁止すべし。

(四)稅關は普通の支那稅關たるべく稅關員は國籍の如何に拘はらず北京總稅務司より任せらるべきこと。

(五)稅關は港灣燈臺埠頭船渠及び埠頭倉庫を管理すること。

(六)鐵道は政治的基礎に依らず經濟的經營とすべく出來得べくんばその最終の處分法を支那の鐵道統一に關する一般計畫に適合せしむべし又鐵道は永久に釐金及び內地稅を免かれ又自由港地域を維持すべし。

吾人は本件に關し他の在支英國商業會議所と共同しつゝあり吾人の努力は吾人のみならず他の諸外國も亦大いに利するところあるべしと信ず。

ラモント氏來朝と新財團

米國財團の代表にして、昨年五月巴里に於ける日英米佛四國財團代表會議に參加したるトーマス・ラモント氏(ヂエー・ピー・モルガン會社總支配人)は、對支借款に關する要務を帶びて本邦及び支那を訪問すべく、三月二日先づ東京に入れり。氏の極東訪問の使命は如何、請ふ氏自からをして語らしめよ。氏は出發前市俄古デーリー・ニュース紙記者との會談に於いて語つて曰く、

對支借款米國銀行團が予を東洋に派遣せるには三箇の理由あり其第一は日本及び支那に於ける吾々の提携者に對し米國の友誼と好感とを披瀝するにありて吾人が若し完全なる了解を以て國際的に提携するに於ては世界平和の爲めに貢獻する處尠少ならざるを以てなり第二に予は昨年五月巴里に於て支那政府及び公共事業の確立を援助するの目的を以て組織せられたる對支借款團の事務に關し日本銀行團と詳細の打合せを爲す筈なり既に日米兩國銀行團は所謂對支應急借款のため協調一致して其事に當りつゝあり此事は既に公表せられたる所なるが目下の交涉成立の曉には支那に對して約二千萬弗の借款を爲す事となる可く其半は米國に於て他の一半は日本に於て負擔すべし擔保には特殊の支那歲入を以て之に充て目下の金融狀態を以てして尙米國投資者に有利なる金利を支拂ふべし日米兩國銀行團は元來英、佛の負擔額たる可き金額をも負擔し以て英佛が曾て米國を援助したるが如く目下海外の財政狀態逆調にあるに際し英、佛兩國銀行團を援助せんとす最後に予は米國銀行團より支那の商業及び政治狀態に關し報告を爲さんことを依賴されたり吾々の聞き知る處に據れば誠實を以て知らるゝ支那實業家は目下米人と經濟的關係を結ばんことを熱心に希望し居れりとのことなるが若し之が事實にして且米國投資家が將來支那共和國の提供するが如き健全なる公債に對して投資を求めらるゝものとすれば米國銀行團が極東の實情に關し最も詳細確實なる報道を得んとするは當然の事なり六々。

ラ氏の差當りの使命が、對支應急借款に關する件に在る

は上述に依り明かなるが、その眞の使命が新借款團に對する日支兩國の意嚮を探るに在ること亦疑ふべからず。果せる哉氏は滯京三週餘の日時を有効に利用し、帝國朝野と隔意なき打合せを遂げたる結果、所謂滿蒙除外互讓の報、新聞紙に依つて傳へられ、新財團の前途頗る有望と思惟せらるゝに至れり。

知らず日本は昨年の滿蒙除外の主張につき、今回何等かの讓歩をなしたるか。眞相は却つて然らず、米國の方面に於てこそ『讓歩』なるものあれ、日本は依然昨年の主張を貫徹せるものに過ぎず。此機會に於いて聊さか新財團組織交涉の實相を披瀝して世人の誤解を一掃せんか。一昨年米國より、日英佛三國に對し、對支新財團組織の交涉ありしや、昨年五月七、八、十一、十二の四日、四國銀團代表は巴里に於いて協議を遂げたるが、その結果十數ケ條の決議に到達したり。(その要綱は昨年八月一日本誌第四十四頁に在り)その決議第十條に

既に着手せる實業借款を除き將來並びに現存の對支借款契約及び借款優先權は全部新借款團に歸屬せしめ新借款團加入資本家以外の資本家の締結せる借款契約或は優先權は當該資本家に對し讓渡方を勸誘すること

とあり、原文を檢するに

Only those industrial undertakings are to be pooled on which substantial progress has not been made.

とあり、彼此相對照してその眞意を曉るべし。五月、佛國は欽渝線、浦口築港借款、楊子江架橋、北京公共施設の各利權合計二億二千五百萬弗と評價さるゝ大利權の提供を拒絕したるが、是れ全く右『第十條』に對する除外例の要求なり。日本はこの先例に倣ひ、同年九月所謂『滿蒙除外』の要求を提起したり。

當時世間一般の解釋は、滿蒙を以て全然新借款團投資の範圍外に置かんことを要求せるものとなしたり。『滿蒙除外』てふ用語の示すところは、正に此の如からざるを得ざりき。而も此『滿蒙除外』てふ用語は、近來最も拙劣なる用語例にして、これが世間一般の誤解を惹起するそもそもの原因となりしなり。然らば所謂『滿蒙除外』の點の意義は如何、今左に之を分析せんに

(一)所謂『滿蒙』とは、南滿洲及び東部內蒙古の意なり(小幡公使とシーロアー氏の會見談を參照せよ)。

(二)南滿洲及び東部內蒙古を、全然新借款團の投資の範圍外に置かんことを要求せるにあらず(同上)。

(三)銀行團巴里決議第十條の修正を要求せるものにあらず。

(四)銀行團巴里決議第十條の『Substantial Progress』の語義に關する日本の解釋を通知したるものなり。卽ち南滿洲及び東部內蒙古に於ける日本の既得權(滿蒙四鐵道は殆んどその全部なり)は、『Substantial Progress』あるものと解釋すといふ、日本の見解を表白したるものなり。

(五)高徐、濟順兩鐵道、及び京綏延長線に關する利權の提供を拒絕せしにあらず。

眞相實に此の如し、所謂『滿蒙除外』は、結局『滿蒙既

得權留保』の意味に過ぎざりき。今一層押詰むれば『滿蒙四鐵道の留保』に外ならざるなり。昨年滿蒙を全然新團の投資圈外に置くべしとの主張をなし、今年に及んで既得權のみの留保に變更したるにあらざるなり。始めより既得權の留保を主張せしなり。

支那の事態が徒々たる應急借款を以て救ひ得べからざることは、近來漸く列強の自覺に上れり。新財團の主義は結局に於いて承認さるべく、その第一階梯として米國は、日米經濟提携の大義上、日本の滿蒙既得權留保を承諾するに至れるなり。米國の態度漸く正覺に復せり、新借款團の成や期して待つべきなり。

裁厘加稅の提議

ルーター三月九日北京電報は報じて曰く

支那政府は各國公使館に通牒を送りて曰く、政府は久しき以前より釐金稅廢止に就て考慮し居るも釐金稅の廢止は政府の收入に影響を及ぼす所尠からざるのみならず各省共に其行政費を主として釐金稅に仰ぎ居るを以て他に確實なる財源を發見するの必要あり外交部は昨年五月曩に關稅改正協約に調印したる各外國の公使より「支那國内に於ける通過稅徵收は支那の對外貿易增進に對し極めて有害なる影響を及ぼすを以て斯くの如き課稅を廢止す可き方法を講究せんことを切望す」との通告に接したるが本年一月又英國公使ジョーダン氏は外交部に通告を送り「在支英國商業會議所は上海に開催せる大會に於て條約國は輸入稅增加に先ち支那より將來直接又は間接にも他の課稅を爲さずとの滿足なる支障を得るを條件として一千九百二年通商條約の條項實施を主張したりと述べ會は支那國民の此問題に關し相一致せんことを切望す此問題は歲入徵收問題中第一に解決す可きものなり何となれば此問題解決を告げざるに於ては歲入徵收の統一を期し得ざればなり」と云へり支那は此忠告に對して深甚なる謝意を表す。

釐金稅廢止の方法を講じ輸入稅を增加するの問題に就ては目下關係各省に於て其れそれ調査中なり支那政府は釐金稅が愈廢止せられ輸入稅が增加せられたる場合には增率輸入稅を課したる外國商品に對しては支那内地に於て直接又は間接に再び釐金稅を課するが如きことなきを明言す徵稅方法の統一計畫は統一されたる政府の下に於て行はざる可からずとのジョーダン公使の卓見に對しては支那政府は全然同感なり然れども目下内政上の事情は武力を以て國家の統一を圖ることを許さざるも對外問題に關しては從來國論歸一する所あり殊に釐金稅廢止及び輸入稅增加は國家的施設なる事實に鑑み政府は南北共に此問題に就ては必ずや協調一致の行動に出づ可きを信ずるものなりされど愈々輸入稅を增加し釐金稅を廢止したる曉に於て茲に考慮す可き一問題あり卽ち增率輸入稅よりの收入が釐金稅廢止に基く財政上の缺陷を補ふに足らざる場合には支那政府は更に此不足額を補塡す可き何等かの方法を講ぜざる可からざること是れなり關係諸國

間に改正關稅率に依りて戰時中決定せる商品價格は講和條約締結後既に二箇年を經過したる今日之が改定を必要とすとの協議一決したる事實に鑑み支那は目下考慮中の關稅增加及び釐金廢止方法を愈々實施するに先ち表中の商品價格と實施の物價とを一致せしめ以て釐金稅廢止より生ずる財政上の缺陷を補ふに足る可き收入を得んが爲め關係諸國に對して輸入稅率の改正に參加せんことを求む可きものなりと思惟す右の事實に鑑がみ支那政府は各國とも其準備を整へんことを希望すと此通牒は最後に支那は急速に輸入稅の增加と釐金稅の廢止とを行はんとするの意ありとて各國の注意を促したり。

是れ卽ち支那政府多年の宿望たる裁厘加稅の提議にして、內地通過稅の性質を有する惡稅たる厘金稅を廢止し、その代償としてマッケー條約第八條

清國政府は、生產地通過地仕向地に於いて、商品に厘金稅及び其他の賦金を課するの制度は、貨物の自由運行を妨げ、貿易の利益を害することを認め、此等の諸稅を撤廢せんことを期す。英國政府は此等諸稅を撤廢する代償として、輸入稅の一倍半に相當する特別附加稅を支拂ふことに同意す。

に依りて認めらるゝところの、輸入稅の一倍半、卽ち七分五厘に相當する特別附加稅を課し、結局五分より一割二分五厘までの增率を得んことを庶幾せるなり。厘金は地方稅にして五千餘萬元を地方財源に貢獻し、地方財源の尤たるものなれば、これが廢止に依りて生ずる財政上の缺陷は著るしきものあるべく、支那側は此缺陷を補塡する一方法として、課稅標準價格の改訂を求め居れり（通牒末段）。

裁厘加稅は支那の宿望にして、一九〇二年通商條約改正談判委員盛宣懷は、一たび之を提議して英國の贊成を得、次に一九〇八年之を再びし、第一革命後に及び革命黨の人心收攬の必要上、厘金廢止を斷行したりしも、地方財政の窮乏は到底之を持續せしめず、幾くもなく舊制を復活して今日に至り、遂に提議の機會を有せざりき。コハ支那側の熱心が衰へたるの證據とならず、實に現實五分稅改正を急務と認め、之に鋒先を集中せしがためなりき。然るに此現實五分稅改正は、參戰の代償として支那に與へられ、昨年以來新稅率の實行を見たるを以て、支那は多年の軌道を恢復し、今日提議の機會を見出したるものにして、一方英國側の熱心なる贊同あり、靳雲鵬氏總理就職後、財政次長潘復氏をして主として此方面の調査研究に當らしめたる結果、こゝに至れるものと見るべし。

列國が支那の提議を受諾すべきや否やを考察するに先ち、厘金の現狀を見るの要あり。先づ純粹の厘金收入は次の如し。

直隸	六八一、二九五元
奉天	四、一六九、七三三
吉林	一、二六七、〇八七
黑龍江	五三七、〇八七
山東	二二七、八八八
河南	六一五、五五三

山西	六二三、五〇四
江蘇	五、七九一、一一三
安徽	一、五九九、四一二
江西	二、六五一、九二六
福建	一、二三八、七三七
浙江	四、二二五、五三二
湖北	五、〇四九、八一九
湖南	二、五九八、七二二
陝西	九三三、七九一
甘肅	九九五、八〇六
新疆	三九一、〇七九
四川	六三六、九八七
廣東	二、五四五、五九八
廣西	九八二、七八四
雲南	三九八、〇〇〇
貴州	五二五、五六一
熱河	三一九、六二一
察哈爾	二五〇、八九四
總計	三九、二五七、五一八

右の純粋の厘金と同時に廢止せらるべきものに「類似厘金稅」とも稱すべきものあり、その稅額に純粋厘金を合算すれば五四、七七〇、〇〇〇元となる、次の如し。

釐金	三九、二五〇、〇〇〇元
鐵路貨稅	二、二〇〇、〇〇〇元
正稅及牙稅	一一、七二、〇〇〇元
土藥稅	一、六〇〇、〇〇〇元
合計	五四、七七〇、〇〇〇元

此五四、七七〇、〇〇〇元といふ額が、卽ち現在各省厘金の總收入額にして、之より徵稅費一割（と見る）を控除せる四九、二九三、〇〇〇元が各省の純收入額なり。此外なほ次に揭ぐる各常關以外の常關の廢止を合算するときは、五六、四六三、〇〇〇元を得べし。是れ裁厘に依る支那の損失總額なり。

北京崇文門稅關。北京左右翼關。奉天山海關。張家口。豐鎭殺虎口。歸化城。津海關。山東臨淸關。江蘇淮安關。楊州關。江海關。安徽鳳陽關。蕪湖關。烟臺通海關。江西九江關。贛關。福州閩海關。寧波浙海關。湖四川夔關。打箭鑪關。廣東粵海關。太平關。廣太平關。廣西道南關。梧州關。多倫諾爾多倫關。湖北荆關。新關。東關。甌海關。成都關。湖南寶慶關。常德關。廣東瓊海關。湖南關。福建厦門關。

此損失額を補塡するための加稅勘定は如何といふに、一九一六—一八年の輸入稅平均收入は、一五、四九〇、〇〇〇兩にして、現實五分稅率實行に依り五百萬兩の增收を見込めば二千萬兩となり、裁厘加稅後は三千萬兩に達すべし。之に輸出稅の增收四百萬兩を加へ、三千四百萬兩卽ち五千一百萬元の補塡は頗る容易なり。損失額五千六百萬元より五千一百萬元を引けば尙五百萬元の不足となる勘定なるが、支那側は此不足を課稅標準價格の修改に求めんとするなり。而して假りにその增收率を二割とせんか、七百萬兩

卽ち一千萬元の增收となりて不足を補ふて餘りあるを見ん。

支那政府の提議に對し各國が如何なる態度に出づべきかは頗る興味ある問題なるが、英國はマッケー氏以來本問題に關しては大いに同情を表し居り、昨年十一月上海に於いて開かれたる在支英國商業會議所聯合會も決議事項の一として裁釐加稅を採用し、ヂョルダン公使は之を具して支那側を慫慂せること、通牒中に見えたる所の如し。飜つて日本の立場を顧みるに、明治三十九年の日淸追加條約に於いて

日本は裁釐加稅に關し支那と各國との間に協定せらるべき附加稅を承認す。

と約束し居れるを以て、若し支那と各國との間に本問題に關する交涉纏まるに於いては、當然之を承諾せざるべからざるも、本邦としては裁釐加稅實行後、本邦商品と外國及び支那商品との支那內地に於ける競爭等の狀況を愼重に考慮したる上、態度を決定すべきものなるべし。固より支那政府今回の提議は、ホンの非公式の申出でに過ぎず、爲めに本邦に於いては尙未だ本問題に關する是非の論八釜しからさるが如きも、大體に於いて時機尙早といふ意向多きにはあらざるか。けだし支那側が、憑つて以て提議の理據とせるマッケー條約締結の趣旨は、外國貨物は一八五八年の天津條約に依り、關稅の半額卽ち子口半稅を支拂へば、內地に於いては全然課稅せらるゝことなきの規定なりしも、支那側は明かに之に違反するの行動を取り、外國貨物も支那貨物同樣の課稅を見、時にその課稅額、貨物の原價以上に上ることありしため、マッケー氏は之を以て恐るべき惡稅なりと認め、卽ち裁釐の代償として加稅の約束を與へたるなり。マッケー氏の見解は當時に於いては頗る妥當なりしといふを妨げず、されど今日にては事態の變遷著るしく、マッケー氏の見解のみを以て滿足すべからざるものあり、左に諸家の研究の成果を羅列して讀者の參考に供せん。

(一)釐金の惡稅たるは異論なきも、近年漸く整理統一せられ、『統捐』の制度の如き、一たび釐金を納入すれば、その省內にては再び課稅せらるゝことなく、『火捐』の場合の如き、鐵道貨物は二省以上を通過するも、一度の納稅を以て足ることとなり、加ふるに納稅手續の簡便に赴き、稅率も事實上輕減せらるゝに至り、惡稅たるの程度も漸く減じ來れり。釐金はもはや外人に取りさまでの惡稅にあらず、——少くとも、一割二分五厘といふが如き高率の關稅引上を承諾して迄も、裁釐を求めざるべからざるかは疑問なり。(此說は一面の眞理あるべきも、釐金の惡稅たるは稅率の高下に在らずしてその本質に在り。通過稅は最原始的なる惡稅にして、目今は阿弗利加地方に多少殘存せるのみ、支那がかゝる稅を有するは國辱なると共に、外國人がかゝる惡稅を課せらるゝは甚だ迷惑なり)。

(二)マッケー條約に於いて、支那が廢止を承諾したる稅目は、生產、通過、消費の各稅なるが、同じ條約の他の個處に於いて、幾多の除外例の認められ、果して此等一切

の稅目を撤廢すべきや否やは疑問なり。英國側は釐金の意義を廣義に解し、釐金、常關稅及び特別貨物に對する地方稅、其他『捐』と稱するものゝ一切を包含せしめ居るが如きも、支那側は之を狹義に解し、通過稅のみを釐金と認め、常關稅を除外せん意嚮なるが如し。故に裁釐加稅實行後も、子口半稅支拂濟の外國貨物に對し、落地稅又は銷場稅と名くる消費稅を課しつゝある現在の習慣を續行し、只單に普通の釐金及び或種の通過稅のみを廢止するの結果に了らざるか。唯この程度の免除を得るために、一割二分五厘率を承諾するは高價に失せずや。

(三)釐金は地方稅にして、稅額五千三百萬元に上り、地方財源の尤なるものなれば、裁釐に對しては各省の猛烈なる反對あるべく、號令國門を出でざる北京政府は、果して此反對を壓迫し得るの實力を有するか。更に釐金に衣食する數萬の官吏の失職問題を如何に處置せんとするか。此點に關し成算なき限り、裁釐は斷じて口にすべからざるなり。

(四)裁釐加稅の實行條件として、マッケー條約は幣制改革、度量衡改正、商標制度確立等の義務を支那政府に負はしめ居れり。而も此數事は一として實行困難なるものにあらざるはなく、又從來多少の努力が試みられたるに拘はらず、一もその緒に就きたるものなきの現狀にあらずや。

(五)釐厘加稅は、根本に於いて支那の產業保護政策を意味す。特に本邦の立場としては、思を此邊に致すの要あるべく、現實五分の新稅率すら、本邦製品に彼が如き打擊を與へたる點より觀れば、一割二分五厘率の及ぼす影響は想察すべし。輕々支那の提議を承諾すべからざるなり。

英米兩國公使の更迭

駐支英國公使サー・ジョン・ジョルダン氏は、三月一日北京發歸國せり。氏は一通譯生として支那に入りしより二に四十四年、近來稀れに見るの名公使にして、上海北支デーリー・ニュース紙の如きは、『完全なる公使』の一語を以て氏の行を送れり。氏は殊に支那語に熟達し、支那人に對しては自由に立派なる支那語演說をなし得る程なりと、日本も早くかゝる公使を見たきものなり。西藏問題を片附け得ざりしは遺憾なるべきも、同問題は難關、晩節を全ふするためにはむしろ之を後任者に讓るを賢とすべし。後任は駐日大使館參事官オルストン氏、さきに支那公使館參事官たりし人。

駐支米國公使ラインシュ博士の後任は、豫ねて噂ありしウイリアムス氏にあらずして、意外にもクレーン氏の任命を見、三月十六日上院外交委員會は之を承認せり。氏はタフト大統領時代(一九〇九年?)一たび駐支公使に任ぜられ、桑港まで來りしとき政府の政策に關し不謹愼なる言辭を弄して召喚せられたるの一事を以て邦人にも著聞せり。氏は大富豪にして支那に對する野心も强く、可成りの抱負ありと稱せられ、かの有名なる排日宣傳者ミラード氏の如きは、氏の幕中の第一人なりと。氏を公使とし、ミ氏を參事官とする米國の對支外交は、善かれ惡しかれ多大の活躍

を示すこと疑なかるべし。

福州事件交涉開始

福州事件に關する非公式の交涉は、二月末より支那側王鴻年氏（共同調查委員）と我が小幡公使との間に開始されたるが、三月十三日に至り支那側より四ケ條の要求案提出ありしも、その中日本領事召喚の一項ありしを以て、小幡公使は之を拒絕したるに、支那側は十七日附にて次の如く訂正の上改めて提出したり。

（一）福建人の受けたる損害を賠償されたし。

（二）支那官憲に對し本事件を發生したるに關し遺憾の意を表せられたし。

（三）事件を惹起せし日本側の凶行者を處罰されたし。

小幡公使は本省の訓令を奉じ、二十五日午後右に對する回答を送れり、大要左の如し。

支那政府は本件の曲日本に在りと主張し損害賠償犯人處罰を要求せりと雖も共同調查に依れば其曲日支何れに在りとも判明せず日本政府一方のみ責を負ふ能はず從つて支那側負傷者の治療費は日本に於いて負擔すると同時に日本側負傷者の治療費は支那に於いて負擔すべく犯人處罰も同樣双方の責任にして調書によればその確證なきを以て實行不可能なり。

三月二十六日福州事件第一回正式交涉開かれ、日本側は小幡公使西田通譯官、支那側は陳代理總長王鴻年氏出席。第二回は翌二十七日開會、損害賠償問題に就き二時間の討議を見たり。

東清鐵道の回收

三月十三日より十七日まで、四日間に亘りて行はれたる東清鐵道從業員の同盟罷業は、虎視耽々たりし支那側の利用するところとなり、東清鐵道の實權は遂に支那側の手に歸するに至れり。支那側の手段は巧は卽ち巧、たゞ國際關係を無視し、餘りに傍若無人の行動に出でたる點、果して萬全の策なるや否や疑はし。

三月十一日を以て擧行の豫定なりし露國革命三週年記念祝賀會に關し、哈爾賓各團體協議會開かれたるが、席上浦鹽臨時政府東淸沿線全權代表者ブンピャンスキー氏（元西伯利購買組合代表者）の提議に依り、浦鹽臨時政府承認問題を議題とせしに、衆議一致して之を承認するに決し、これが實行方法としてホルワット將軍排斥の決議をなしたり。かくて十一日の革命祝賀會は無事終了したれども、煽動者は盛んに民衆政治を叫び、帝制の遺物たるホルワット將軍の存在は時代錯誤なりと煽り立て、勞合罷業委員本部の成立と共に、三月十二日ホルワット將軍に對し左の最後通牒を送れり。

ホルワットは何人よりも權力を附與せられず彼は自から擅に政權を掌握せるに過ぎず吾人はホルワットが其政權を浦鹽臨時政府に引渡し二十四時間內に其の地位を去らん事を要求す彼若し之を容れずんば吾人は茲に政治的同盟罷業を爲すべきを宣言す。

煽動者等は同時に東鐵從業員及び軍隊並びに市民に對し同樣の趣旨を力說せる檄文を配附して應援を乞へり。翌くれば十三日、市民は鶴首してホルワット將軍の回答を待ちたるが、十一時終に交涉破裂の報に接し、罷業は一齊に開始されたるが、支那側の活躍も同時に開始され、支那騎兵は武力を以て罷業委員會本部を占領し、赤旗を撤し支那國旗を以て之に代へ、全市に亘りて形勢を支配せり。三月十五日次の布告出づ。

予は中東鐵道は支那の領土內に存し我領土主權の下に他國の統治權の行使を許さず卽ち安寧秩序を紊り同鐵道の運行を妨害する露國の政爭を我領土內に移すを得ざる旨一再ならず宣言せり然るに東支鐵道副督辦ホルワット將軍政權を把り其の政策遂行の爲め軍警を利用したゝ爲め露國勞働者階級は同盟罷工を聲明し赤旗を揭げ玆に政爭は熾烈となれり支那主權の擁護及鐵道運行の圓滑を期する爲め予はホルワット將軍に對し速に中東鐵道附屬地內に於ける其の政權を捨て因て以て支那をして條約上の義務を履行せしめんことを提議せり軍器等に至りては責任ある予の代表者之を保管すべし右と同時に予は其の職責上露國の政黨若くは個人が政治的目的を以て鐵道業務に干涉することを能はざる旨を聲明し沿線住民に對し各其生業に安んぜんことを希望す。

千九百二十年三月十五日

中東鐵路總辦兼護路軍司令官

陸軍上將 鮑 貴 卿

支那側は右の布告を出すと共に、ホルワット將軍の回答を待たず、武力を以て露國側の軍衙兵營を襲ひ、街上の民警を捕へて否應なしに武裝を解除し、家宅搜索を敢行し、武器の押收をもなしたり。

かくして支那軍憲は、着々東淸沿線行政權回收の實を擧ぐる一方、張煥相少將は正體の知れざる一夜作りの愛國同盟團長と共に、監禁同樣のホルワット將軍に對し、政權讓渡の條詰談判をなしたる末、左の協定を遂ぐるに至れり。

一、政權を鮑督軍の代表者に讓渡する事。

二、露國兵を解散せしむる事但し之に伴ふ經費は北京政府に於て支拂ふ事。

三、支那は東支鐵道沿線警備行政の一切に任ずる事。

四、將來露國人に對する問題は浦鹽政府代表者セフチエンコ(沿海州パルチザンの首領)の到着を待て協定する事。

是に於てか支那側は凱歌を奏し他方ホルワット將軍の東淸鐵道重役の職を奪はずんば止まずと敎圍きし罷業委員會側も十七日午前六時第八號命令書を以て

一、政治的同盟罷業に加入せる總ての諸君は本日午前十一時汽笛の合圖と共に各々其業務に就くべし。

二、市內及沿線の總ての同盟罷工委員會は解散すべし。

との布告を發し浦鹽政府代表者プンピヤンスキー氏は早くも當地の主人公となり濟まし左の布告を發せり。

罷業の目的は達せられたり假政府は一方支那政府と親交的關係の保持に努むると共に沿線在住露國民の擁護に當

るべし予は深く儕す支那政府は露國の崩點に乘じて己を利するが如きことなきを。

十七日午前十一時に至るや、鐵道組立工場の汽笛は四日目にして又も高く且つ長く哈爾賓の上空に響き渡り、工場銀行會社商店共一齊に復業し、事態漸く平常に復したり。

東淸鐵業の眞相以上の如し。三特徵あり、(一)純然たる政治的要求の下に惹起されたること、(二)民衆的結合の範圍廣汎なりしこと、(三)運動の巧妙にして節制ありしこと、卽ち是れ。鐵業の成果亦三あり、一は支那の東淸行政權回收、二は二十年來王者の如き權威を振ひゐたりしホルワット將軍の失脚、三は過激派勢力の現實に侵入したりしこと、これなり。實に哈賓爾の大變、北滿洲の新紀元なり。

（九・三・三一）

彙報

外交關係

大正九年二月

▲**山東意見徵集**　（北京特電三十日發）山東問題に就き政府は各省に向け意見を徵集せるも數れも極めて曖昧にして全く無責任なる回答多かりしを以て政府は更に最近各省に對し左の件につき明確なく回答を求めたり

一、山東問題に就き日本と直接交涉するとせば如何なる程度の目的を以てすべきか

二、直接交涉を拒絕せば如何なる方法を以て換ふるや（一日時事）

▲**青州問題**　（北京特電卅日發）葡萄牙の青州島築港の件は英國領事の仲裁にて支那側と圓滿解決を見るに至れりとの報あり（一日日日）

▲**支那政府抗議**　（二十九日哈爾賓特派員發）ホルワート將軍のの東淸鐵道沿線地帶獨立宣傳に對して支那側は次の意味より成る抗議を申込みしと斯の如きは支那の主權を侵害するものにして露國の一東淸鐵道會社の管理者最高主權者として其鐵道沿線地帶に布告するの資格なく又獨立行爲を敢てする權利なし東淸鐵道地帶に於ける露國人の生命財產の保護には支那之に任ず（二日東朝）

▲**日支交涉反對決議**　（濟南特電三十一日發）山東省議會教育界商界商埠商界農界新聞界聯合各學生聯合會國貨提唱會研究會辯護士會聯名して左記交も意見書を決議し北京政府に提出せり

一、山東問題は日本の通牒を國際聯盟會に提出する事

（理由）支獨條約は我國に對獨宣戰に依りて廢止せられたれば該條約に係り獨人の受くる處の一切の權利は當然根本より消滅せり日本何に依つて之を繼承せしが況して我國獨逸との和約に署名を拒絕せるより平和條約の効力は發生と否とに關係なし條約動力は締約國を拘束して約外の國を脅迫する能はず若し之に服從せしめ、獨人の山東に有する權利消滅するとするも膠州灣條約には、租借地は他國に轉租するを許さずと名記しあり鐵道鑛山は二十年後回收する規定あるを以て日本の繼承通牒には牴觸あり須く國際聯盟に提出して公決を俟ち暴力に脅かさるゝなく此の辨法を國民に宣布す可し

二、大戰後支日間に於ける一切の密約は總て排除す可し、（一）二十一ケ條（二）高徐濟順鐵道（山東鐵道の事）契約（三）軍事協定（四）滿蒙四鄰鐵道契約（五）其他一切の不平等の條約（中略す）

右意見書は省議會にて起草し署名の終りに時間早急にして各團體捺印せず省議會捺印して責を負ふと附記しあり（二日時事）

▲**關稅規定改正提議**　（二十九日北京特派員發）支那政府は銀相場の暴騰により關稅剩餘金月々激增せるより將來交付を受くる毎に外交團の承認を受くるは面倒なりとし今回交付規定の改正を外交團に提議せり（二日東朝）

▲**民意を尊重せん**　（三十日北京特派員發）北京政府は山東問題に關し廣東政務總裁の寄せる日支直接交涉反對の通電に對し三十日特に返電を發し北京政府は交涉に就ては未だ方針を決定せるにあらず國民の意志を尊重して解決を爲すべければ輕々しく謠言を信ずることなからんことを求めたり（二日東朝）

▲**山東問題凝議**　（二十日北京特派員發）陸徵祥、魏宸組を主賓とせし三十日の徐總統の午餐會には段祺瑞、靳總理以下閣員、段芝貴、曹汝霖、章宗祥、錢能訓、顧小湘、陳籙、梁士詒、傅嶽棻等二十九名出席山東問題を話題として意見を交換したるも何等決定を見ず宴會後段祺瑞及び靳總理、陸外交總長の三氏は尙居殘りて徐總統と山東問題に關し熟議したり（二日東朝）

▲**王氏の上京督促**　（三十日北京特派員發）山東問題の解決に資する爲め北京政府は陸外交總長をして上海にある玉正廷氏に至急上京を希望する旨打電せしめたり（二日東朝）

▲**南京獨逸俘虜放還**　（三十一日南京特派員發）南京に抑留俘虜は今回送還することゝなり六十四名中二名の殘留希望者を除き三十日上海に向け出發せり右兵員は全部海兵にして戰役當時エス丸組みしものなり（二日東朝）

▲學生取締の警告　（北京特電一日發）　小幡公使は廿日外交部に陳外交次長を訪問し
天津に於ける支那學生の取締に關しては再三警告せるに拘らず俠絡過日の如き亂暴ありしは頗る遺憾とする處なり今後支那政府は能く此學生の取締りを嚴重にせられたし
と警告せり尙北京に於ても日本學童被害事件及學生等の不法行爲發生して未だ日ならず三十一日日本人醫師川田德次郎氏を理由なくして學生團が包圍毆打せる事件は支那學生の行爲が不法なるは勿論なるが學生の示威運動を監督し外國人の生命財產を保護すべき支那警官が之を嚴重に取締らず學生に恐ふ容分の事を爲さしめたる態度は官紀を失し頗る日本居留民を無視せる行動なるを以て小幡公使は支那警察官の覺醒を促すと同時に外交部に對し嚴重なる抗議を提出する事に決せり（三日日日）

▲船津總領事嚴談　（天津特電廿一日發）　船津總領事は居留民大會の決議を容し支那官憲に嚴重なる要求を提出せり（三日日日）

▲國際聯盟と山東　（上海特電二日發）　昕雲鵬氏は在巴里支那講話委員顧維鈞氏等に施肇基氏に對し國際聯盟近日進行しつゝあるが山東問題に關して何の表示ありやを尋ねたる所顧維鈞氏は之に答へて國際聯盟は目前歐洲の各普通問題を解決するに專らにして山東問題に就き各國とも表示する所無しと云ひ又施肇基氏は米國上院は對外に就き表示する所なしと答へたり（四日時事）

▲東清統治權を認めず　（北京特電二日發）　支那政府は外交團に對して東清鐵道ホルワット長官は東清鐵道の一事務官に過ぎず然るに近來東清鐵道總長官の名義にて東清鐵道の統治權を掌握せんとせり元來東清鐵道は完全に支那の領土に屬するを以て外國人の行政干涉を認むる能はずとの通告を發せり（四日日日）

▲更に抗議提出　（北京特電三日發）　廿七日午後小幡公使は陳外交總長代理を訪ひ排日運動につき再度警告せるも其後何等の効果なく廿一日學生示威運動に於て日本醫師川田德次郎氏を毆打負傷せしめしが如き新事實を發生したるは官憲の取締り不充分なる結果にして現場に於ける警察の行屆かざりしものなり從つて嚴重なる抗議を提出せり（五日日日）

▲契約無効問題　（北京特電三日發）　支那政府より地方官憲と外國商人との實業に關する契約は中央政府の許可を得ざるもの以外總て無効なりとの通告に對し各公使は不滿の色あり將來公使團の問題となるべき形勢あり殊に支那人と個人上の關係深き日本商人は頗る逸憤を漏るに就き日本は單獨にて反對すべき狀態に在りと（五日日日）

▲國際聯盟附議研究　（上海ロイテル特電四日發）　山東問題に對し北京政府は先づ國際聯盟に提出するの利害を考慮することゝなし既に委員に命じ巴里の會議に關する書類に依り研究せしめ其の結果は非公式宣言せしむ可しと云ふ（六日時事）

▲支那政府の謝意　（北京特電四日發）　學生團の我川田醫師暴行事件に就き支那政府は昨日憤懣の意を表し來れり（六日時事）

▲軍事協約取消要求　（上海ロイテル特電四日發）　關東軍政府は唐紹儀に對し既に北方に對して軍事協約取消を要求せるを告げ且つ南方分代表と北方分代表と和議の規則を改めんとするの件は軍政府の意にあらずとのことを告げたり（六日時事）

▲北京排日運動再燃　（四東北京特派員發）　北京各學校學生代表は四日午前十時會合協議の結果山東問題に對する演說隊を組織し部署を定めて宣傳を行ふに決し午後より直に實行に着手せるが演說隊の多くは目貫の場處たる天安門外に押出し宣傳を爲したるより一時交通を遮斷され非常の混雜を呈せり折柄通過せんとしたる一團の自動車は幾くも學生に包圍され遂に破壞せらるゝに至れり形勢危險と見たる當局は巳むを得ず軍隊の一部及保安隊を繰出して學生を逐卷のまゝ天安門內に追込め監視の上夜に入りて解散せしめたり（六日東朝）

▲學生運動鎭壓策　（北京特電五日發）　本日段祺瑞氏邸にて臨時閣議を開き學生の排日運動に對する政府の取締方法を協議し第一にまづ軍隊を以て嚴重なる取締を爲し其目的を達するを得ざる時は第二に戒嚴令を布き尙ほ鎭定を見ざる時は第三の方法として學校の閉鎖を命ず可しとの決定を見直に此旨北京大學校長に通達したり尙ほ去る三十日の小幡公使の爲したる抗議に對し前記の如く取締方針をなす旨の回答を公使館に寄す可く段氏邸にて臨時閣議の如きもの開催せられたるは注意す可き現象なり（七日時事）

▲陸徵祥交渉反對を說く　（上海ロイテル特電四日發）北京來報に曰く外交總長陸徵祥氏は會見者に語りて曰く余は休暇願を取消さず山東問題に就きては外交總長陳錄を日本公使館に派遣し日本の覺書に對し口頭を以て左の如く回答せしむ可し卽ち

支那はヴエルサイユ條約に調印せず故に支那は山東に於ける獨逸の權利を日本が繼承することを認むる能はず從つて交渉を開始し得可き基礎なし只日本が濟南府に工場を設置し自由に同地に居住することは明に條約違反なるを以て本件を先づ第一に解決せざる可からずと（七日時事）

▲日本抗議の內容　（北京特電五日發）二日小幡公使の外交部に致せる警告の內容は若し支那が排日取締を緩漫に附せば日本は居留民保護の爲め已むを得ず自衞の方法を講ずる可しと云ふにあり之に就き昨日の閣議にて日本が自衞方法を講ずるまでもなく支那は十分取締の方針に可決し本日の閣議にても亦具體的の取締方法を討議せり近々日本に對し右取締の模樣を報じ自衞方法を講ずるを見合せんことを求むる意味の回答を寄す可しと

（北京特電五日發）本日の國務會議に於て過日天津にて日貨を差押へたる件に就ての小幡公使の抗議に關し各地方機關に抗議書の寫しを添へて排日取締勵行の訓令を發すると共に取締勵行の旨を小幡公使に回答することを決議せり（七日時事）

▲外交總長陳謝す　（北京特電六日發）川田醫師が支那學生の暴行を蒙りたる件に就き外交總長は支那政府を代表して六日我公使館を訪問し此度の事件の勃發に對して衷心より之を悲しむ旨を述べたるが之に對し小幡公使は之れまで數次提出せる通告は斯くの如き事件を未然に防止せんとしたるものなりしが今日斯くの如き事件を見るに至れる以上は日本政府は適當なる自衞の方法を執らざる可からざるやも知れずと本月二日同樣の意味を含む抗議を爲したり今日國務院にて之が回答を協議せしも何等決定を見るに至らざりき（七日時事）

▲東淸鐵道の行政　（北京特電五日發）東淸鐵道は過激派が滿露占領後勢ひに乘じ同鐵道をも占領する處あり自衞の方法を執る爲吉林督軍鮑貴卿氏とホルワット將軍と會議の結果露國の內亂平定迄暫時實に東淸鐵道重役會を設置し線路の鐵道に關する行政は鮑督軍と露支重役と協議の上執行したる旨交通部に入電ありたり（七日日日）

▲外交方針發表要求　（上海ロイテル特電六日發）北方代表の一人なる江紹杰氏(?)は北京政府に左の電報を發したりと云ふ

在上海學生團及び四商代表は中央政府に對し尙ほ多くの猜疑心を有す又隣外交總長北京に歸り既に十數日を經るにも拘らず外交事項に就き未だ一向表示する所なく益々疑點多し外交方針に對して正當の表示をなさば或は南北の猜疑を免かれしめ速に和議の再開を見るを得んか云々（八日時事）

▲獨支交渉は尙早　（北京特電七日發）支那政府は獨逸政府より和蘭公使顧惠慶民を通じ獨支通商條約締結の目的を以て委員四名派遣せん事を提議し來りたるに對し主義に於て反對するにあらざるも時期尙早しとて一時拒絕することに決し右の趣を顧公使に宛て回答したり（九日日日）

▲支那拉薩會議拒絕　（六日北京特派員發）英國公使より西藏問題の解決を督促して拉薩會議を開き印度委員をも出席せしめんことを求めたるに對し六日外交部より支那政府に於て拉薩會議を開くの意思あるが如く解せられたるは英國公使の誤解にして事實にあらず支那政府に於て承認し難き旨回答せり（九日東朝）

▲邊境過激派優勢　（六日北京特派員發）伊犂新疆方面の過激派優勢となり去月二十九日より那交涉員に對し左の要求を爲せる旨交涉員より中央に急電を寄せたり

一、伊犂に過激派商務官を駐在せしむること

二、露國領事館員及反過激派の將校を引渡すこと

三、過激派と寧遠城との間に郵便電信を開始すること

四、露國避難民を歸國せしむること

尙過激派は若し支那が過激派に對し局外中立を守らざる場合は過激派に於て自由行動を執ることを附言せり（九日東朝）

▲米國賴み難し　（六日北京特派員發）駐米支那代理公使は六日山東問題に關して政府に返電を寄せ米國にては日支山東交涉に對して何等主要なる意見を發表せず上院は尙反對の意向なきにあらざるも前途恐らく結果なかるべし米國の趨向を以て標準となさざらんことを以てせり（九日東朝）

▲聯盟に訴ふるは見當違　（七日北京特派員發）駐英公使施肇基よ

▲學生取締の警告　（北京特電一日發）　小幡公使は廿日外交部に陳外交次長を訪問し
天津に於ける支那學生の取締に關しては再三警告せるに拘らず依然過日の如き亂暴ありしは頗る遺憾とする處なり今後支那政府は能く學生の取締りを嚴重にせられたし
と警告せり尚北京に於ても日本學童被害事件及學生等の不法行爲發生して未だ日ならず三十一日日本人醫師川田德次郎氏を理由なくして學生團が包圍毆打せる事件は支那學生の行爲が不法なるは勿論なるが學生の示威運動を監督し外國人の生命財産を保護すべき支那警官が之を嚴重に取締らず學生に思ふ存分の事を爲さしめたる態度は官紀を失し頗る日本居留民を無視せる行動なるを以て小幡公使は支那警察官の覺醒を促すと同時に外交部に對し嚴重なる抗議を提出する事に決せり（三日日日）

▲船津總領事嚴談　（天津特電卅一日發）　船津總領事は居留民大會の決議を容れ支那官憲に嚴重なる要求を提出せり（三日日日）

▲國際聯盟と山東　（上海特電二日發）　昕雲鵬氏は在巴里支那講話委員顧維鈞氏等に施肇基氏に對し國際聯盟近日進行しつゝあるが山東問題に關して何の表示ありやを尋ねたる所顧維鈞氏は之に答へて國際聯盟は目前歐洲の各普通問題を解決するに專らにして山東問題に就き各國とも表示する所無しと云ひ又施肇基氏は米國上院は對外に就き表示する所なしと答へたり（四日時事）

▲東清統治權を認めず　（北京特電二日發）　支那政府は外交團に對して東清鐵道ホルワット長官は東清鐵道の一事務官に過ぎず然るに近來東清鐵道總長官の名義にて東清鐵道の統治權を掌握せんとせり元來東清鐵道は完全に支那の領土に屬するを以て外國人の行政干涉を認むる能はずとの通告を發せり（四日日日）

▲更に抗議提出　（北京特電三日發）　廿七日午後小幡公使は陳外交總長代理を訪ひ排日運動につき再度警告せるも其後何等の効果なく廿一日學生示威運動に於て日本醫師川田德次郎氏を毆打負傷せしめしが如き新事實を發生したるは官憲の取締り不充分なる結果にして現場に於ける警察の行爲かざりしものなり茲更に嚴重なる抗議を提出せり（五日日日）

▲契約無効問題　（北京特電三日發）　支那政府より地方官憲と外國商人との實業に關する契約は中央政府の許可を得ざるもの以外總て無効なりとの通告に對し各公使は不滿の色あり將來公使團の問題となるべき形勢あり殊に支那人と個人上の關係深き日本商人は頗る遺憾を感ずるに就き日本は單獨にて反對すべき狀態に在りと（五日日日）

▲國際聯盟附議研究　（上海ロイテル特電四日發）　山東問題に對し北京政府は先づ國際聯盟に提出するの利害を考慮することゝなし既に委員に命じ巴里の會議に關する書類に依り研究せしめ其の結果は非公式宣言せしむ可しと云ふ（六日時事）

▲支那政府の謝意　（北京特電四日發）　學生團の我川田醫師暴行事件に就き支那政府は昨日慎重の意を表し來れり（六日時事）

▲軍事協約取消要求　（上海ロイテル特電四日發）　關東軍政府は唐紹儀に對し既に北方に對して軍事協約取消を要求せるを告げ且つ南方分代表と北方分代表と和議の規則を攻めんとするの件は軍政府の意にあらずとのことを告げたり（六日時事）

▲北京排日運動再燃　（四東北京特派員發）　北京各學校學生代表は四日午前十時會合協議の結果山東問題に對する演說隊を組織し部署を定めて宣傳を行ふに決し午後より直に實行に着手せるが演說隊の多くは目貫の場處たる天安門外に押出し宣傳を爲したるより一時交通を遮斷され非常の混雜を呈せり折柄通過せんとしたる一臺の自動車は憤慨くも學生に包圍され遂に破壞せらるゝに至れり形勢危險と見たる當局は已むを得ず軍隊の一部及保安隊を繰出して學生を遠卷のまゝ天安門內に追込め監視の上夜に入りて解散せしめたり（六日東朝）

▲學生運動鎭壓策　（北京特電五日發）　本日段祺瑞氏邸にて臨時閣議を開き學生の排日運動に對する政府の取締方法を協議し第一にまづ軍隊を以て嚴重なる取締を爲し其目的を達するを得ざる時は第二に戒嚴令を布き尙ほ鎭定を見ざる時は第三の方法として學校の閉鎖を命ず可しとの決定を見直に此旨北京大學校長に通達したり尙ほ去る三十日の小幡公使の爲したる抗議に對し前記の如く取締方針をなす旨の回答を公使館に寄す可く段氏邸にて臨時閣議の如きもの開催せられたるは注意す可き現象なり（七日時事）

▲陸徵祥交渉反對を說く　（上海ロイテル特電四日發）北京來報に曰く外交總長陸徵祥氏は會見者に語りて曰く余は休暇願を取消さず山東問題に就きては外交總長陳錄を日本公使館に派遣し日本の覺書に對し口頭を以て左の如く回答せしむ可し卽ち

支那はヴェルサイユ條約に調印せず故に支那は山東に於ける獨逸の權利を日本が繼承することを認むる能はず從つて交渉を開始し得可き基礎なし只日本が濟南府に工場を設置し自由に同地に居住することは明に條約違反なるを以て本件を先づ第一に解決せざる可からずと（七日時事）

▲日本抗議の內容　（北京特電五日發）二日小幡公使の外交部に致せる警告の內容は若し支那が排日取締を緩漫に附せば日本は居留民保護の爲め已むを得ず自衞の方法を講ずる可しと云ふにあり之に就き昨日の閣議にて日本が自衞方法を講ずるまでもなく支那は十分取締の方針に可決し本日の閣議にても亦具體的の取締方法を討議せり近々日本に對し右取締の模樣を報じ自衞方法を講ずるな見合せんことを求むる意味の回答を寄す可しと

（北京特電五日發）本日の國務會議に於て過日天津にて日貨を差押へたる件に就ての小幡公使の抗議に關し各地方機關に抗議書の寫し を添へて排日取締勵行の訓令を發すると共に取締勵行の旨を小幡公使に回答することを決議せり（七日時事）

▲外交總長陳謝す　（北京特電六日發）川田醫師が支那學生の暴行を蒙りたる件に就き外交總長は支那政府を代表して六日我公使館を訪問し此度の事件の勃發に對して衷心より之を悲しむ旨を述べたるが之に對し小幡公使は之れまで數次提出せる通告は斯くの如き事件を未然に防止せんとしたるものなりしが今日斯くの如き事件を見るに至れる以上は日本政府は適當なる自衞の方法を執らざる可からざるやも知れずと本月二日同樣の意味を含む抗議を爲したり今日國務院にて之が回答を協議せしも何等決定を見るに至らざりき（七日時事）

▲東淸鐵道の行政　（北京特電五日發）東淸鐵道は過激派が浦鹽占領後勢ひに乘じ同鐵道をも占領する處あり自衞の方法を執る爲吉林督軍鮑貴卿氏とホルヴット將軍と會議の結果露國の內亂平定迄哈爾賓に東淸鐵道重役會を設置し經ての鐵道に關する行政は鮑督軍と露支重役と協議の上執行したる旨交通部に入電ありたり（七日日H）

▲外交方針發表要求　（上海ロイテル特電六日發）北方代表の一人なる江紹杰氏(?)は北京政府に左の電報を發したりと云ふ

在上海學生團及び西南代表は中央政府に對し尙ほ多くの猜疑心を有す又隣外交總長北京に歸り既に十數日を經るにも拘らず外交事項に就き未だ一向表示する所なく益々疑點多し外交方針に對して正當の表示をなさば或は南北の猜疑を免かれしめ速に和議の再開を見るを得んか云々（八日時事）

▲獨支交涉は尙早　（北京特電七日發）支那政府は獨逸政府より和蘭公使館惠慶民を通じ獨支通商條約締結の目的を以て委員四名派遣せん事を提議し來りたるに對し主義に於て反對するにあらざるも時期尙早しとて一時拒絕することに決し右の趣を顏公使に宛て回答したり（九日日）

▲支那拉薩會議拒絕　（六日北京特派員發）英國公使より西藏問題の解決を督促して拉薩會議を開き印度委員をも出席せしめんことを求めたるに對し六日外交部より支那政府に於て拉薩會議を開くの意思あるが如く解せられたるは英國公使の誤解にして事實にあらず支那政府に於て承認し難き旨回答せり（九日東朝）

▲邊境過派優勢　（六日北京特派員發）伊犂新疆方面の過激派益勢となり去月二十九日ヶ那交涉員に對し左の要求を爲せる旨交涉員より中央に急電を寄せたり

一、伊犂に過激派商務官を駐在せしむること
二、露國領事館員及反過激派の將校を引渡すこと
三、過激派と寧遠城との間に郵便電信を開始すること
四、露國避難民を歸國せしむること

尙過激派は若し支那が過激派に對し局外中立を守らざる場合は過激派に於て自由行動を執ることを附言せり（九日東朝）

▲米國賴み難し　（六日北京特派員發）駐米支那代理公使は六日山東問題に關して政府に返電を寄せ米國にては日支山東交涉に對して何等主要なる意見を發表せず上院は尙反對の意向なきにあらざるも前途恐らく結果なかるべし米國の態向を以て標準となさざらんことを以てせり（九日東朝）

▲聯盟に訴ふるは見當違　（七日北京特派員發）駐英公使施肇基よ

り七日山東問題に對する英國政府の態度を報告し來れるが之に據れば一月二十九日首相ロイド・ヂョーヂ氏に會見せられ首相の意見は支那剩下の利害得失を考慮して決定する外なからんと言ふに止まり又二月二日外務當局の意見に依れば支那として國際聯盟に愬ふるは見當違ひなるべしと云へりと之を要するに英國は日本と密約に拘束され日本に對して國情を表せざるも支那に對して亦冷淡なる態度を持し居れりと（九日東朝）

▲南方と山東問題（廣東特電七日發）軍政府に於ては七日外交調査會を開き山東問題を直接交涉と爲すべきか國際聯盟に提出すべきかに就き協議の結果特別委員會を設けて調査を爲さしむることに決定せり（九日日日）

▲直接交涉贊成（北京特電九日發）段祺瑞氏は九日午前各省督軍省長に宛て山東問題に關し日本と直接交涉を爲すは贊成なりと通電して回答を求めたり段氏の通電は支那政府及有力家の意見が確定に近づきたることを暗示するものにして將來直接交涉とならば段氏は裏面より之を助くるのみならず場合に依りては自ら其局に當るも辭せざる決心を有し居れりと觀測さる（十日日日）

▲東清線回收問題（北京特電十日發）吉林督軍鮑貴卿氏の報告に依れば東清鐵道守備の露國軍隊を撤退せしめ支那に於て鐵道警察權を管理する件に就ては既にホルワット將軍と二回協議し鐵道の權利回收計畫に着手せんとしつゝあるが米國側は之に贊し英佛兩國も亦裏面の勸力を惜まざるものゝ如しされど此事たるや鐵道共同管理委員會の問題に屬するを以てホルワット將軍の立場は頗る困難なるもの、如し（十二日日日）

▲直接交涉慫慂（北京特電九日發）山東問題に對する在外公使の電報は既電の如くなるが更に聞く處に依れば日支直接交涉を拒絕するは不利なりと云ふに一致し來り駐英公使施肇基氏は日本の青島善後方針なるものは頗る曖昧なるも若し之を拒絕せば日本は支那が直接交涉の通告を放棄せりとて其科を支那に歸すべく故に先づ日本に向つて會議進行の手續及運開の具體的方法を問ひたる後交涉に移るべしと打電し又在巴里支那代表顧維鈞氏は山東の諸權利は事實上日本之を所有しをるのみならず對獨條約効力發生せる爲法律上又日本の所有なり今日本より支那に交涉開始を提起せるに對し之を拒絕せば日本の方針つて利益あるべし故に青島領土權問題　青島開放問題、鐵道同盟問題等を會議に附する前に山東鐵道の日本守備兵撤退を主張し日支交涉は民國四年の日支條約同七年の日支交換文書に根據する能はざることを力說し來れり

◎顧維鈞氏の電報として北京に於ける二三政府系新聞の報ずる處に依れば同氏は北京政府に對し國際聯盟の性質は專ら歐洲平和會議の前後策事項を處理するものにて仲裁事項を受理せざる模樣なるには山東問題は政府に於て速に會議を開催し適當の方法を決せられたしと勸告し又在米支那代理公使の上申として日支山東問題直接交涉は其後米國にて重要意見の發表なく上院の形勢を觀測するも何等の重要意見なからん故に專ら米國の意嚮を標準とする勿れとありたる旨を洩し居れり（北京發十一某所着電）（十二日日日）

▲直接交涉絕對拒否（廣東特電十一日發）山東問題に關する議會の質問に對し軍政府は左の如く回答せり

軍政府は決然として日本との直接交涉に反對するに決し既に北京政府に向つて日本要求を絕對に拒否すべく電報せり（十三日日日）

▲王督軍より密電（北京特電十一日發）湖北督軍王占元氏は政府に密電して曰く山東省及各方面は山東問題を各國際聯盟に提出せんことを主張す故に若し日本と直接交涉せば恐らく騷を造りて自らを縛するものとなり外交問題を政解決し得ずして內訌先づ發せん府は宜しく多數の意志を尊重されど度しと（十三日時事）

▲東清鐵道の管理（北京特電十一日發）米國鐵道委員スチーヴンス氏は北京公使館に對し左の如く報告し來れり

吉林督軍鮑貴卿氏より支那政府は東清鐵道に關する露國の權限を一時繼續すべしとの希望を申出でたるに付鐵道共同管理委員會は大體之に贊成するも唯支那の實力は果して之を遂行し何等危險を生ぜざるや否やを考慮しつゝあり共同委員會が支那をして東清鐵道の警備を爲さしむることを決議せしと今回支那の申出とは何等の牴觸する所なし（十三日日日）

▲支軍撤退を訓電（北京特電十一日發）國務院は十日東三省督軍に對し大要左の訓電を發せり

米軍既に西伯利を撤退したれば支那も之と一致の行動を取り聯盟の義務を盡さざる可からず日本は斷に西伯利に增大せんとしたるも過激派の反對に

依り方針を變じ其議を思ひ止まれり要するに露國内亂に對しては各國等しく中立を守る從つて支那軍隊も露境内に駐劄の必要無く唯要害を守りて侵入を防ぐ可し云々（十三日時事）

▲捨鉢で過激派承認（廣東特電十二日發）憲法會議が全然失敗に了りし爲廣東國會の急進、穩和兩黨議員は自暴自棄の姿となり外交、排日兩問題に關し甚だしく冷淡の態度を執るに至れり而して彼等は上海平和會議に於ても何等注意を喚起する所無く却て西伯利に於ける過激派の形勢に對し注意を北京政府に對し西伯利國境に軍隊を送らず且或る條件の下に過激派政府を承認せん事を要求せんとしつゝあるも政學會は之に對し極力反對しつゝあり（十四日日日）

▲過派支那誘惑（北京特電十三日發）支那政府の得たる情報によれば過激派政府は支那が量食の輸出禁止を解きセミヨーノフ軍の支那領土通過を禁ぜば烏蘇里一帶の支那軍が撤退するとを承諾せば東淸鐵道沿及吉林、沿海州、外蒙古等にある金鑛、砂金鑛、炭礦四箇所、吉林省石頭河の森林及千九百五十八年の愛琿條約による松花江航行權をも抛棄すべしと宣言せりと支那政府は之に對し右三箇條は元々支那政府の方針なれば之に應ずること難からずとなし居れるも唯右情報の確實なるや否や尙不明なり（十五日日日）

▲直接交涉慫慂（上海國際特電十四日發）北京來電に據れば林長民氏は段祺瑞氏に對し歐洲の平和會議に於て支那の各戰十等は何等の結果をも齎すことなし今日本より來りて交涉を求む只直接交涉するあるのみと又總統府に對しても總統及び政府の爲めに謀るに靑島問題は當然直接交涉するを以て宜しとすと然るに汪大燮は總統府に對して靑島案は宜しく國際聯盟に提出すべく如何に不利なるにもせよ歐米に名ある人々の手にて之を解決するを希望す故に直接交涉には反對す假令これが爲め國家に損害あるもまた心に甘んずるところあり云々と言へりと（十六日時事）

▲學生の排日宣傳警戒（十四日漢口特派員發）王督軍は湖北軍費不足百八十萬元に達するも北京より僅に五十萬元を送附し來りしのみなるを以て湖北管船局より其不足額を彌縫し陰曆年末前に支拂ひ得る爲め此年末は無事なるべし但し學生等年末休暇にて名地に歸鄉し居り排日を宣傳するを防ぐ爲め特に各縣に嚴重警戒を命令せり（十六日東朝）

▲哈爾賓に戒嚴令（十五日奉天特派員發）哈爾賓滯在中の吉林督軍鮑貴卿北京政府の命を張巡閱使より遞承して露國過激派、非過激派の新舊軍に對して支那の局外中立及び主權を尊重すべく宣言し十二日より戒嚴令を同地に布けり（十六日東朝）

▲黑河出兵問題（上海國際特電十五日發）北京來電英米兩國公使は支那が黑河に出兵せるを以て頗る奇怪なりとなし三日斬雲鵬氏に對し歐米に撤兵せるに中國は兵を出す是れ日本の勸誘に依るものなるや否やと問へるに對し斬雲鵬氏は答へて曰く是れ支那居留民を保護する爲めにて決して他意あるにあらずと

浦潮來電に據れば大井司令官は張作霖氏が黑河に兵を派したるに事前に於て一たびも照會に接せず是れ軍事協定の趣意を背くものなりとて在浦潮支那代表李家鎏氏に交涉せりと（十七日時事）

▲過派支那人敎育（ストツクホルム電報十五日發國際通信）ヘルシンゲフオールス來電に曰く露國諸新聞紙の報ずる所に依れば支那人五千名は露國の各兵學校に於て特種の訓練を受けんが爲め過激派軍に加はれり過激派は近く支那に勞農制度を實施し得べき望みを以て目下支那國内に於て猛烈なる宣傳運動を行ひつゝあり（廿三日日日）

▲黑河出兵の理由（北京特電廿一日發）二十日斬總理は密電を張作霖氏に發し我が黑河出兵に關し日本公使は邊防處に對し何故事前に通知せざるかを質問し來れるに就き右は在留支那人保護の爲にて毫も露西亞に對し干涉の意思なき旨を回答したりと報したり（廿三日時事）

▲日支攻守同盟（上海特電廿三日發）北京來電外交團方面よりの消息に依れば某日本人は段祺瑞氏に對し軍事協定を改正して攻守同盟と爲し而して靑島を無條件にて還附せん事を告げたるが段祺瑞氏は是に贊成せりと（廿四日日日）

▲軍事協定取消主張（上海特電廿三日發）雲南督軍唐繼堯氏は南方議和總代表唐紹儀氏宛にて日支軍事協定の取消を主張し軍政府に對して北京に打電し軍協定の取消を求む可し若し北方之を承諾せば對內問題は一家のことなれば片言にして決するに難かず若し北方にして必ず己れの意見を固守し露國に對し兵を用ゆるを利用し個人の勢力を增すを爲し甘んじて强橫の束縛

を受くれば我西南に保全の計を爲す爲め只中外に通告して英佛米各國と一致して露國の內政に干渉せずと云ひて西南の軍事協定に反對するあるを示す可きのみと云へり（廿四日時事）

▲直接交渉と各派の主張（北京特電二十五日發）山東問題に就き新內閣は尙ほ明言するには至らざりしも一時は直接交渉の方針に決定し居りたるもの、如し然るに其後各督軍の反對と日本の態度不明なるとに依り再び從來の曖昧なる態度を繼續し來れる模樣あり最近江蘇督軍李純氏より此問題は南北妥協後に解決しては如何と提議し來り斯種理由は二十四日密電を發して之に贊成を表示せり然るに安福派は之に對し山東問題を南北講和後に解決することならばます〳〵國論紛糾す可しと反對せり之れ要するに一に新內閣に反對する爲めなるが一は遠かに日本と交渉して解決せば北方は日本の同情を受け妥協の際、日の聲援を得て南方を壓制し得るならんと云ふにあり又二十三日潮北督軍王占元氏は長電を送り山東問題に就きて支那は講和條約不調印の理由として日支直接交渉を婉曲に謝絕する旨を天下に宣布し裏面に於て日本と非公式の交渉を遂げ日本なして青島及び山東鐵道利權還附の聲明を爲さしめたる上之れを各國に諮りて最後の決をなさば外は列國の好意を無視せず又日本の感情を傷けず一は國論に反すること莫からんとの意味を述べたりと（廿七日時事）

▲山東問題意見書（上海國際特電二十六日發）北京來電に據れば外務顧問及び各團體の山東問題に對する意見書は纔て三十餘あり其主義を四に分つ可し

一、國際聯盟に直ちに提出すること

二、日本の通牒に對し回答を延期して答へず國際聯盟開會を待ちて提出すること

三、支那は未だ獨逸との和約に調印せざるを以て日本の通牒を返付し獨逸との和約及び二十一條を根據とせずして直接會議す可し

四、國際聯盟第十三條に爭議生じたる時之を國際會議に提出す可しあるを以て此際直接會議するも獨國際聯盟に提出するを妨げず

廣東軍政府の政務總裁は北京政府に對し山東問題に關し若し直接交渉せばそは全國の輿論を顧みざるものなり前に調印を拒絕するあり而接交渉をなす可からず唯國際聯盟に提出可し假令勝敗を遑賭す可からずとするも事理け正に公斷待つ可しと云へり、又國際聯盟に提出するの利益として左の如く言へり

一、巴里講和會議に於ける主張に符合す

二、國際に獨公認あらしめば聯盟非すしも勢力なきに非す

三、直接交渉をなすも日本の青島還付は有名無實なり

四、直接交渉の影響は僅かに青島に止らず即ち滿蒙福建及び漢冶萍にも等しく害を與ふ可し

國務總理靳雲鵬氏は上海のイー。エス。リラトル氏の書面に對し昨年宣布せるものを除くの外他種の密約無きは靳雲鵬氏自ら敢て責を負うて實言すと云へり（廿八日時事）

▲セミョノフ處分訓令（北京特電二十六日發）吉林黑龍兩督軍よりセミョノフ將軍チタを去り滿洲里に逃れ來り過激派は之が引渡しを要求し來り如何に取計らふやを諮問し來れるに依り政府は左の辦法を執る可しと訓令したり

一、セミョノフ將軍に武裝解除を求め肯かされば支那領土外に赴く樣勸告すること

二、支那領土內にて活動せしめざること

三、過激派に對しては引渡を拒絕すること（廿八日時事）

▲東支鐵道回收交涉（二十六日北京特派員發）東支鐵道回收に關し鮑吉林督軍の報告に依れば同督軍とホルワート將軍と數回に亘つて交涉を重ねたる結果

一、從來の會社重役九名中露國側八名、支那側一名なりしを今回露國側五名、支那側四名に改めを那側重役は其後督軍より王景春氏等四名を推薦せり

二、鐵道沿線準備の露國軍隊は殆ど全部解散して僅に一小部分を以て會社の護衛を爲す

三、沿線の警察權は支那に回收し巡警隊を保護に當らしめ右巡警隊は三省の義兵計畫を實行せるものより選拔して組織する事

の三項を決議せるが唯鐵道の行政權のみは未だ双方の交涉纏らずと尙日下過激派側の代表哈爾賓に來り鮑督軍に向つて東支鐵道は露支間の條約に依るべ

くホルワート氏は藩官僚にして之を排斥せざれば將來事端發生するとも過激派に於て責任を期待せずとありたり（廿八日東朝）

▲日本人凌辱さる（二十八日奉天特派員發）去る十八日奉天會興京新賓堡に於て滿洲産業株式會社出張員陸軍臨時工兵特務曹長森繁吉宅に一名の支那人入り來り店内に積みある薪の丸太を抜去りたるを森は誰何して屋外に出でしに棍棒を以て殴打され恰も來合せたる細戸庄三郎が應援格闘中支那巡警其場に駈附け森細戸兩名を警察衙門に拉致せんとし次で巡警十名許り森の居宅に侵入し來り銃劍棍棒を以て亂打したるが護身用の拳銃をも奪はれたり店員外山は之を取返さんとして却て六名の巡警より戸外に引出され無茶苦茶に殴打されたり此時在住邦人多數駈付け來り巡警等は悉く逃走し雲を晦ましたるが間もなく又巡警約三十名襲撃し來り誰彼の別なく踏み叩き帳簿等總てを破棄したる所へ保甲團の支那兵二十餘名押掛けしも事件の眞相判明して巡警等を追散らし引揚げたり當時領事館員佐藤氏出張先にて右の急報に接し歸來直ちに同知事を訪れしも面會せず仍て警察廳長に對し交渉せんとしたるも交渉は知事の權内にありとて例付け取合はずとの報二十四日奉天に達せり（二十九日東朝）

▲駐支自治會代表（哈爾賓特電二十七日發）北京駐剳露國公使コダシェフ公は滿洲州自治會政府の權を承認し同政府は同氏を其代表者に任命し支那政府に其旨通牒を命ぜり（二十九日日日）

▲東清管理の權限（北京特電二十七日發）東清鐵道同盟に關し吉林督軍鮑貴卿氏は中央政府に對し東清鐵道長官ホルワット將軍と協議交渉したる結果從來同鐵道の重役は九名にて其中露國人八名支那人一名の規定なりしが今回露國人五名支那人四名に改訂し支那側よりは顧世清、蕭士恩、王承春、何守仁氏等を任命せり又鐵道守備隊としてホルワット將軍は宇敷は露國軍隊を使用せん事を要求せるも是を拒絶し露兵を撤退せしむるに決し一部の露國人を選抜して鐵道會社守備隊に任命する規定とし鐵道沿線の警察權も完全に支那警察官の權限に移れり又鐵道行政問題に關しホルワット將軍は強硬なる主張を爲しつゝあるも最近過激派の東清鐵道守備總司令官に對する宣言書はホルワット將軍の地位を危くするものにして將來如何なる重大事件を發生するや測られず此際中央政府は適當の辦法を示されたとし電請し來れり（二十九日日日）

▲東清各國人保護（北京特電二十七日發）國務院は二十六日吉林の鮑督軍に訓令を發し東清鐵道沿線の各國人は支那が十分保護の任に當る旨を各國に宣布せよ但し警察權回收は一種の政策なれば聲明するを要せずと訓令せり（二十九日時事）

▲山東問題意見書（北京特電二十七日發）衆議院議員東嘉言氏は二十七日政府に對し山東問題に關する長文の意見書を提出せるが内容は若し政府が今回日本の膏蝎選附を好意なりと惟思し極端に拒絶する能はずとせば先づ日本公使に對し十一箇條の日支協約及び福州問題に就き如何なる程度まで讓歩するや確かめ國民を安心せしむる程度のものなりとせば直接交渉により解決するも可なるべく然らざれば斷然交渉を拒絶して將來國際聯盟に提出し得るの餘地を存し置く可しと（二十九日時事）

南北情勢

▲和議再開督促（北京特電三十日發）國務總理靳雲鵬氏は二十八日半春煖氏に宛て

和議借款以來外交問題重大となり今や他の問題を論ずべき時期にあらず全國民は和議再開を希望し中央亦切實に南北妥協を希望して止まず此内外多事の際宜しく南北は一致するの必要あり南方は速に唐紹儀を會勘して上海會議を再開せんことを請ふ

と打電し雲南督軍唐繼堯氏にも同樣の電報を發し更に北方代表王揖唐氏に對し左の如く訓電せり

中央政府は南方首領連に和議再開を迫りつゝあれば最後迄責任を果すべしと（一日日日）

▲騒擾者は嚴罰（天津特電三十日發）天津に於ける學生團と警察隊との騒擾以來中央政府は將來如何なる騒擾を惹起するも測られざるを恐れ天津司法當局者に對して今後如何なる者と雖も一切の煽動者を嚴重に取締る爲には緊急手段を採用するも可なり又目下拘留中の學生及商人等は將來悔悛の保證なき限り釋放を許さずと命令せり（一日日日）

▲**唐督軍の新主張**（三十日北京特派員發）雲南督軍唐繼堯より外交問題は別として內政問題は和議の爲に犧牲に供するも辭する所にあらずとの電報に接し三十日靳總理は此主張を稱讚し西南各省に電報し四南なして同樣の決心を爲すに至らん事を希望するの返電を爲せり尖王揖唐及び岑春煊其他に對し唐繼堯の意見を轉電せり（二日東朝）

▲**學生衝兵衝突**（三十日天津特派員發）二十九日午後四時學生團隊は直隸省長衙門に於て學生職合會の解散命令ト撤回及拘禁中の學生體首魁の釋放を迫り遂に衝兵と衝突し學生團の八十名及衝兵に多少の負傷者あり一時大混雜が極めたるが市民は何時斯る凶變の惹起せんかとて怖れた慄き人心恟々たり

▲**王氏の北上を希望**（上海國際特電二日發）徐世昌氏は王廷氏の北上を望み江蘇督軍李純氏に對し王正廷氏の北上を促すことを依賴したり李純氏は特に人を上海に派して王正廷氏と接合せしめたるも王氏は上海の各方面に對し歐洲和議の狀況を報告中なれば急に北上する能はずと答へたりと言ふ（四日時事）

▲**陸總長辭表提出**（六日北京特派員發）六日外交總長陸徵祥氏は辭表を提出せり總統は祕書長吳笈孫氏を派して慰留せしめつゝあるが到底留任せざるべし（八日東朝）

▲**一種の戒嚴令**（北京ロイテル特電五日發）軍警は本日午後學生を解散せしめたり學生の負傷者二十餘名を出せり政府は一種の戒嚴令の下に學生の示威運動を取締らんとす政府は學校を全部閉鎖せんとすと推せらる（北京特電六日發）最近學生連の運動は愈よ過激となり彼等は既に外交問題を過ぎ軍人警官或は商人に對し彼等の渦中に引入れ過激思想傳播に努むること明白となり加ふるに日本人は次第に依れば自衛策を採らんとする模樣ある爲め從來取締りに緩慢なりし支那政府も遂に大決心を以て是等を取締ることゝなり昨日南苑駐屯軍隊五個大隊を入城せしめ南門外に露營せしめて萬一な準備し同時に市中に巡警及び步軍統領の兵を增派して學生連の演說を禁止し聽き入れざるものは續々拘引し居れり（八日時事）

▲**政府和議再開を促す**（上海特電六日發）政府は又もや王揖唐に對し速かに法を設けて和議の再開を計る可しとの電報を寄せたりと又廣東來電に據れば政學會派を除く他の人々は皆南北和議の規則を改め總代表の名義を取消し各代表に全權を保留せんとするに就き絕對に反對し二月二日の政府會議に於ても任廷芳及び各省代表之に反對し唐紹儀に電報を發し右は章士釗の個人としての主張にて廣東政府は贊成せずと云ひ又軍事協定に關しては速かに其取消を行ふ可しと北方に電報せりと

▲**段氏總理に勸告**（六日北京特派員發）支那政府の學生に對する取締方針嚴重となれる爲六日開催の筈なりし國民大會は立消えとなれり支那政府が斯く嚴重に取締を爲すに至れるは小幡公使の强硬なる警告にも依れど主として段祥瑞氏が三日靳總理に勸告する所ありたる結果にして獨段氏は五日も靳總理を招きて學生の運動に對して軍隊を以て警戒せしむる事効果なき場合は戒嚴令を布く事猶効果なき場合は學校を解散するの已を得ざるを以てし更に靳內閣が外交內政に一定の方針を確定せんことを以てし若能くせざる場合は內閣を投げ出す外なかるべしとの忠告を爲せりと（八日東朝）

▲**廣東政府と和議**（五日廣東特派員發）四日廣東軍政府は南方總代表唐紹儀氏より軍政府は双方總代表を撤去し和議は南北分代表相互の接合に依つて進行せしむべしとの意向なる由なるが若し然らば直に訓電を發し分代表の會合を督促せられたしとの來電に接し直に政務會議を開きたるが岑春煊氏より唐氏に宛て軍政府の意向は決して然らざれば謠言を信じて誤まるなからんことを返電したり又同時に北京靳總理に宛て速かに北方總表代王揖唐氏を更迭し以て和議の障碍を除かんことを希望する旨打電せり（九日東朝）

▲**暴行學生は嚴罰**（六日北京特派員發）六日大總統令を以て各校の學生が交通を遮斷し車馬を破壞し行人に危害を加へたるが如き又天津の學生が省長衙門を包圍しよるが如き行動は何れも秩序を紊し法律を破壞せるものにして學生なるが故に不問に附する能はず學生の政治に干與するは夙に嚴禁する處教育部內務部司法部に命と取調をなさしめ今後若し常軌を逸する行動をなす者は嚴罪に處斷すべき旨公布せり（九日東朝）

▲**陳次長辭表提出**（十三日北京特派員發）外交次長陳籙は陸軍總長辭職の爲め外交上の責任を負ふ能はざるを理由として十二日辭意を申出づると同時に天津に赴けり（十五日東朝）

▲**王氏直接交涉慫慂**（十三日漢口特派員發）王督軍は山東問題に對

する政府の方針を適當に之が解決を圖らば南北問題も亦容易に解決せんことを北京に打電し速かに直接交涉を開くべく慫慂せり（十五日東朝）

▲王楨廷察哈爾行　（十四日北京特派員發）今回察哈爾都統に轉任せる南京十六師團長王楨廷は十四日早朝其麾下及び家族を伴ひ津浦線にて任地へ向け出發せり此日雨天なりしも多數の官民は泥濘を冒して江山に見送り爆竹軍樂隊等にて時ならぬ盛況を呈せり因に第十六師團の一部は十日既に任地へ向へるも殘餘の部隊は當分南京に留まるべしと（十六日東朝）

▲經界局を復活　（北京特電十四日發）袁世凱時代の經界局復活し同局中には最に命令を以て交通總長曾毓雋氏の舍弟任命されたるが同局は今回地方整理を名義にて四千萬元の借款を締結せんと昨今英米資本家に談判を持續り居れり（十六日時事）

▲徐氏張怡鐵道督辦　（十四日北京特派員發）十四日大總統令を以て徐樹錚を張怡鐵道督辦に任命せり（十六日東朝）

▲陸徵祥陳錄留任を拒絕す　（北京特電十四日發）陸外交總長は辭表を提出して官邸を引拂ひ陳次長も亦辭表を總長に送りて天津に赴きたる結果支那政府は外交上責任者を失ひ大總統は總理と協議して吳秘書長をして陸氏を訪はしめ辭表を撤回せしめんとしたるも氏は斷乎として之を斥けたれば吳氏は辭表を再び總理の手元に持歸れり一方總理は又天津の次長に對し辭表撤回の運動を試みたるも是亦水泡に歸し昨今に至るも政府は孫寶琦氏を外交總長の候補に擬し居るも時局多端の際なれば氏も此儘閣に當る可しとも見えず結局政府は總長の椅子は暫く空席の儘と爲し相當の總長候補者を物色して外交上の折衝に當らしむ可しと

（上陸國際特電五日發）外交總長として孫寶琦氏の呼び聲高く孫氏は上海より十三日夜北京に歸れり

北京當局は教育總長及び農商總長の候補者と共に孫を外交總長候補者として新國會に提出す可く該方面と折衝し且つ亦議會開會中暫理外交總長とす可しと傳へらるゝ然れど孫寶琦氏は尙ほ之を引受くるを躊躇し居れりと云ふ（十七日時事）

▲馬賊闖入　（長春特電十七日發）長春一年中の最期限月なる陰曆節季の十六日午前一時頃附屬地東の支那人貸屋業宜昇東方へ五人組の馬賊闖入短銃支那刀を以て就眠中の店員二名と炊事夫を脅迫金庫を開き現金六萬元と當貨二萬個の外貨品時計指環金屬類三十餘點を强奪逃走せり（十九日日日）

▲李氏復職電請　（廣東特電十七日發）信憑すべき報道によれば在廣東督南軍司令官李根源氏の失脚問題に對し廣東督軍莫榮新氏は職朝の如く李根源氏を支持するに決し粵南軍の慰留に努め粵南軍幹部亦李根源氏の辭職に反對しつゝあり李烈鈞氏は各方面の贊成を得るにあらざれば之に任ぜざるべし李根源氏麾下の各幹部は氏の復職を各方面に電請せり（二十一日日日）

▲湖南尙不穩　（十九日上海特派員發）南方代表章士釗氏は十七日上海廣東に向へり其主なる用向は廣東に於ける一部の主戰派が湖南にある譚延闓吾佩孚等軍人と結合して戰爭を起さんとするを以て之が中止を圖り和局を維持せんとするにあり是より先廣東にては祕密軍事會議開かれ之に吳佩孚等代表三名を出席せしめたり其結果

（一）軍政府に動員令を下す事を要求する事

月軍費千萬元を支出せん事を要求する事

の二項を決議せり軍政府は之に對し第一には贊成せず第二を承認したり斯の如き形勢なれば或は湖南に戰爭發生し全局に變化を來さん恐れあり湖南出身たる章氏は殊に之を憂ひ之が緩和を圖るべく廣東に向へるものなりと（廿一日東朝）

▲選舉運動に着手　（北京特電廿一日發）安福派は目下の休暇を利用し二十七名の委員を各省に派し地方機關と連絡を取り今春改選運動に着手せり選舉運動費は李思浩、曾毓雋の兩氏より多額を調へらるゝこゝなれり（廿三日時事）

▲段派北洋派對抗　（北京特電二十三日發）段祺瑞氏が南方の態度を憤慨せる餘り妥協成らずんば寧ろ予の平素の主張通り討伐の外無しとの言を洩しなる爲め端なくも北洋直隸派の反對を買ひ直隸河南三省の三督軍等を糾合して同盟を作らんとするものあり段派は又之に對抗す可く徐樹錚氏を中心とし昨日來種々協議を爲し居れり河南督軍更迭問題亦之に關係し居れり（廿五日時事）

▲上海和議速開說　（上海國際特電廿四日發）北京方面よりの報道は偏りに上海和議の一個月以內に開かれんとするを聞き南方は北方代表を承認

▲**唐督軍の新主張**（三十日北京特派員發）雲南督軍唐繼堯より外交問題は別として内政問題は和議の爲に犧牲に供するも辭する所にあらずとの電報に接し三十日斬總理は此主張を稱讃し西南各省に電報し四南をして同樣の決心を爲すに至らん事を希望する返電を爲せり尖王揖唐及び岑春煊其他に對し唐繼堯の意見を轉電せり（二日東朝）

▲**學生衝兵衝突**（三十日天津特派員發）二十九日午後四時學生團隊は直隸省長衙門に於て學生職合會の解散命令ト撤回及拘禁中の學生體首魁の釋放を迫り遂に衝兵と衝突し學生團の八十名及衝兵に多少の負傷者あり一時大混雜か極めたるが市民は何時斯る凶變の惹起せんかとて怖れを懷き人心恟々たり

▲**王氏の北上を希望**（上海國際特電二日發）徐世昌氏は王廷氏の北上を望み江蘇督軍李純氏に對し王正廷氏の北上を促すことを依頼したり李純氏は特に人を上海に派して王正廷氏と接合せしめたるも王氏は上海の各方面に對し歐洲和議の狀況を報告中なれば急に北上する能はすと答へたりと言ふ（四日時事）

▲**陸總長辭表提出**（六日北京特派員發）六日外交總長陸徵祥氏は辭表を提出せり總統は祕書長吳笈孫氏を派して慰留せしめつゝあるが到底留任せざるべし（八日東朝）

▲**一種の戒嚴令**（北京ロイテル特電五日發）軍警は本日午後學生を解散せしめたり學生の負傷者二十餘名を出せり政府は一種の戒嚴令の下に學生の示威運動を取締らんとす政府は學校を全部閉鎖せんとすと推せらる（北京特電六日發）最近學生連の運動は愈よ過激となり彼等は既に外交問題を過ぎ軍人警官或は商人に對し彼等の渦中に引入れ過激思想傳播に努むること明白となり加ふるに日本人は次第に依れば自衛策を採らんとする模樣ある爲め從來取締りに緩慢なりし支那政府も遂に大決心を以て是等を取締ることゝなり昨日南苑駐屯軍隊五箇大隊を入城せしめ南門外に露營せしめて萬一の準備し同時に市中に巡警及び步軍統領の兵を增派して學生連の演說を禁止し聽き入れざるものは續々拘引し居れり（八日時事）

▲**政府和議再開を促す**（上海特電六日發）政府は又もや王揖唐に對し速かに法を設けて和議の再開を計る可しとの電報を寄せたりと又廣東來電に據れば政學會派を除く他の人々は皆南北和議の規則を改め總代表の名義を取消し各代表に全權を保留せんとするに就き絕對に反對し二月二日の政府會議に於ても任廷芳及び各省代表之に反對し唐紹儀に電報を發し右は章士釗の個人としての主張にて廣東政府は贊成せずと云ひ又軍事協定に關しては速かに其取消を行ふ可しと北方に電報せりと

▲**段氏總理に勸告**（六日北京特派員發）支那政府の學生に對する取締方針嚴重となれる爲六日開催の筈なりし國民大會は立消えとなれり支那政府が斯く嚴重に取締を爲すに至れるは小幡公使の强硬なる警告にも依れど主として段祥瑞氏が三日斬總理に勸告する所ありたる結果にして獨段氏は五日も斬總理を招きて學生の運動に對して軍隊を以て警戒せしむる事効果なき場合は戒嚴令を布く事猶効果なき場合は學校を解散するの已を得ざるを以てし更に斬內閣が外交內政に一定の方針を確定せんことを以てし若能くせざる場合は內閣を投げ出す外なかるべしとの忠告を爲せりと（八日東朝）

▲**廣東政府と和議**（五日廣東特派員發）四日廣東軍政府は南方總代表唐紹儀氏より軍政府は双方總代表を撤去し和議は南北分代表相互の接合に依つて進行せしむべしとの意向なる由なるが若し然らば直に訓電を發し分代表の會合を督促せられたしとの來電に接し直に政務會議を開きたるが岑春煊氏より唐氏に宛て軍政府の意向は決して然らざれば謠言を信じて誤まるなからんことを返電したり又同時に北京賴總理に宛て速かに北方總表代王揖唐氏を更迭し以て和議の障碍を除かんことを希望する旨打電せり（九日東朝）

▲**暴行學生は嚴罰**（六日北京特派員發）六日大總統令を以て各校の學生が交通を遮斷し車馬を破壞し行人に危害を加へたるが如き又天津の學生が省長衙門を包圍しようするが如き行動は何れも秩序を紊し法律を破壞せるものにして學生なるが故に不問に附する能はす學生の政治に干與するは夙に嚴禁する處教育部內務部司法部に命じ取調をなさしめ今後若し常軌を逸する行動をなす者は嚴罪に處斷すべき旨公布せり（九日東朝）

▲**陳次長辭表提出**（十三日北京特派員發）外交次長陳籙は陸軍總長辭職の爲め外交上の責任を負ふ能はざるを理由として十二日辭意を申出づると同時に天津に赴けり（十五日東朝）

▲**王氏直接交涉慫慂**（十三日漢口特派員發）王督軍は山東問題に對

する政府の方針を適當に之が解決を圖らば南北問題も亦容易に解決せんことを北京に打電し遠かに直接交渉を開くべく急派せり（十五日東朝）

▲王楨廷察哈爾行　（十四日北京特派員發）今回察哈爾都統に轉任せる南京十六師團長王楨廷は十四日早朝其幕僚及び家族を伴ひ滬浦線にて任地へ向け出發せり此日雨天なりしも多數の官民は泥濘を冒して江山に見送り爆竹軍樂隊等にて時ならぬ盛況を呈せり因に第十六師團の一部は十日既に任地へ向へるも殘餘の部隊は當分南京に留まるべしと（十六日東朝）

▲經界局を復活　（北京特電十四日發）袁世凱時代の經界局復活し同局中には最に命令を以て交通總長曾毓隽氏の舍弟任命されたるが同局は今回地方整理を名義にて四千萬元の借款を締結せんと昨今英米資本家に談判を持廻り居れり（十六日時事）

▲徐氏張怡鐵道督辦　（十四日北京特派員發）十四日大總統令を以て徐樹錚を張怡鐵道督辦に任命せり（十六日東朝）

▲陸徵祥陳錄留任を拒絶す　（北京特電十四日發）陸外交總長は辭表を提出して官邸を引拂ひ陳次長も亦辭表を總長に送りて天津に赴きたる結果支那政府は外交上責任者を失ひ大總統は總理と協議して吳秘書長をして陸氏を訪はしめ辭表を撤回せしめんとしたるも氏は斷乎として之を斥けたれば吳氏は辭表を再び總理の手元に持歸れり一方總理は又天津の次長に對し辭表撤回の運動を試みたるも是亦水泡に歸し陳たり斯くて政府は孫寶琦氏を外交總長の候補に擬し居るも時局多端の際なれば氏も此難局に當る可しとも見えず結局政府は總長の椅子は暫く空席の儘と爲し相當の總長候補者を物色して外交上の折衝に當らしむ可しと

（上陸國際特電五日發）外交總長として孫寶琦氏の呼び聲高く孫氏は上海より十三日夜北京に歸れり

北京當局は教育總長及び農商總長の候補者と共に孫を外交總長候補者として新國會に提出す可く該方面と折衝し且つ亦議會開會中事理外交總長とす可しと傳へらるゝ然れど孫寶琦氏は尙ほ之を引受くるを躊躇し居れりと云ふ（十七日時事）

▲馬賊闖入　（長春特電十七日發）長春一年中の最期限月なる陰曆節季の十六日午前一時頃附屬地東の支那人貿易業宜昇東方へ五人組の馬賊闖入短銃支那刀を以て就眠中の店員二名と炊事夫を脅迫金庫を開き現金六萬元と鷹貨二萬留の外貨品時計指環金屬類三十餘點を强奪逃走せり（十九日日日）

▲李氏復職電請　（廣東特電十七日發）倍惡すべき報道によれば在廣東雲南軍司令官李根源氏の失脚問題に對し廣東督軍莫榮新氏は懇期の如く李根源氏を支持するに決し雲南軍の慰留に努め雲南軍幹部亦李根源氏の辭職に反對しつゝあり李烈鈞氏は各方面の贊成を得るにあらざれば之に任ぜざるべし李根源氏麾下の各幹部は氏の復職を各方面に電請せり（二十一日日日）

▲湖南尙不穩　（十九日上海特派員發）南方代表章士釗氏は十七日上海廣東に向へり其主なる用向は廣東に於ける一部の主戰派が湖南にある譚延闓吾佩孚等軍人と結合して戰爭を起さんとするを以て之が中止を圖り和局を維持せんとするにあり是より先廣東にては祕密軍事會議開かれ之に吳佩孚等代表三名を出席せしめたり其結果

（一）軍政府に動員令を下す事を要求す（二）湖南に戰爭起らば軍政府より每月軍費千萬元を支出せん事を要求する事

の二項を決議せり軍政府は之に對し第一には贊成せず第二を承認したり斯の如き形勢なれば或は湖南に戰爭發生し全局に變化を來さん恐れあり湖南出身たる章氏は殊に之を憂ひ之が緩和を圖るべく廣東に向へるものなりと（廿一日東朝）

▲選擧運動に着手　（北京特電廿一日發）安福派は目下の休暇を利用し二十七名の委員を各省に派し地方機關と連絡を取り今春改選運動に着手せり運擧運動費は李愚浩、曾毓隽の兩氏より多額を調へらるゝことゝなれり（廿三日時事）

▲段派北洋派對抗　（北京特電二十三日發）段祺瑞氏が南方の態度を憤慨せる餘り妥協成らずんば寧ろ予の平素の主張通り討伐の外無しとの言を洩しなる爲め端なくも北洋直隸派の反對を買ひ直隸河南三省の三督軍等を糾合して同盟を作らんとするものあり段派は又之に對抗す可く徐樹錚氏を中心とし昨日來種々協議を爲し居れり河南督軍更迭問題亦之に關係し居れり（廿五日時事）

▲上海和議速開說　（上海國際特電廿四日發）北京方面よりの報道は頻りに上海和議の一個月以內に開かれんとするを聞と南方は北方代表を承認

す可く北方は去年提出せる密約以外に他の對外條約無きを宣言す可しと言ふ（廿五日時事）

▲康有爲氏建白す（上海特電廿四日發）康有爲氏は徐世昌氏宛にて長文の意見書を送り山東問題に依る風潮の危險なるとそれが爲め全國同胞の激昂せるに鑑がみ民衆の意見を犯す無きを望み宜しく政府の諸官吏及び各省督軍に警告し利を忘れ國の危きを救ふに努めんことを以つてす可しと云へり（廿五日時事）

▲唐紹儀氏語る（上海國際特電廿五日發）唐紹儀氏は昨日朝當地全國各地聯合會、上海各界聯合會中華民國學生聯合會總會、及び上海學生聯合會の代表等と會見し問答せり唐紹儀は曰く

中日軍事協定、內に對して將來亡國の導火線たり又露西亞に對しては目前に災禍を爲すの根源たり故に余は到下最も急にして且つ重要問題のそれに過ぐるなきを思ひ直に該協定を解除するに非ずんば我國は即ち亡びんとす又南北兩方分代表は暗中接合して總代表を排斥し分代表に依りて和を開くを主張し余に贊成を表せんことを要求せり、余は既に轉換の方法ありと思ひ且つ軍政府の各代表に電令せば公明磊落の會議をなすも可なりとなし暗中換合するに及ばずと爲せるものなり和平會議に就きては南方より曰へば軍政府の始めたるものなるが故に其の存廢は軍政府の權限內に在り和議は元來余の主唱に依り當時日本に在り歐洲戰爭終結を告げ外國の形勢逼迫し國內尙ほ兄弟鬩ぎ吟んど外部のあるを知らず故に余南方政府に電報し和議を主張し速かに統一を圖りて以て外部を共に防ぐを得せしめんとせり圖らざりき五月の停頓以來時局愈混沌我が要求する處の軍事協定の解除の一事の如きも最近聞く所によれば解除し能はざるのみならず某方面に於ては且つ之れを擴張して攻守同盟と爲すを要求するの消息あり且つ德層年內又日本より三百五十萬元を借入れたりと是れ實に誠意和を圖るの云ふべき無きが如し貴代表の所見甚だ是なるが如しと（廿六日時事）

▲長江督軍同盟（二十四日北京特派員發）馮國璋の逝去に依り直隸派の勢力は一層振はざるに至れるが今回長江三督軍は自派の勢力を支持する目的より三者の間に同盟を作り南方と連と安徽並に安福派に對抗する計畫をなせりとの報あり最近河南督軍趙倜氏より同省の省長任命を中央に電請し來り總統總理は何れも之に同意し總統は來議員認書長王印川氏を推擧せるが斯總理は王氏が安福派の傾向なる關係上之を牽控へたり王氏の省長任命は見も角として一步を進め督軍を罷め長江游總司令吳光新氏を後任に擬し吳氏も之を承諾せり然るに其後新總理は何故か右命令を發するを躊躇し居れる事實あり最に吉林の孟恩遠を革職し山東張樹元氏の更迭あり今又更に河南督軍江四督軍江四督軍の更迭說を傳ふるあり直隸派督軍は不安の念に驅られ長江三督軍の自己防衛上電命を牽制するに至れりと解せらる、三督軍の團結は南北和議未成立の今後の政局に影響する所鮮からざるべし（廿六日東朝）

▲農商總長代理任命（北京特電二十七日發）本日大總統令に依り久しく農商總長を兼任せる內務總長山文烈氏は其兼任を免ぜられ農商次長汪天鐸氏總長代理を命ぜられたり（廿九日時事）

▲河南省長任命（北京特電廿七日發）衆院秘書長王印川氏は廿七日の閣議に於て河南省長に任命せらるゝ事に決し直に大總統命令を以て發表せられたり（廿九日日日）

財政經濟及其他

▲航空會社（北京特電卅日發）外交團方面の報道によれば米國實本家は來貨六十萬弗を投じて香港に飛行機會社を設立せり內容左の如しと

一、遠東飛行機公司の名目にて香港に登錄せり

二、旅客郵便物を取扱ふこと

三、航空路は廣東より香港、汕頭、廈門、福州、寧波、上海に至る

四、最初は廣東より上海に至る一線と龍山より臺灣福州に至る

五、飛行機其他の附屬品は二月末到着の豫定にして第一期上旬開業し使用飛行機は水上飛行機八臺中五臺は複葉單葉他は何れも快速力のもの

六、每年の純收入三十萬元（一日日日）

▲合辦事業制限（北京特電二日發）支那政府は外交團に對して從來支那商人が個人の名義にて外國商人と中央政府の承諾を得ずして國家の主權に關係ある地方公共物又は各省鐵道建設鑛山採掘等の諸種の合辦事業と爲せる爲め屢々外交上爭議を惹起せる實例ありしに鑑み今後一切支那人の名義に

て外國人と各種の合辦事業を計畫し如何なる地方當局者の調印あり又は如何なる手續きを經たりと雖も中央政府の認可を得ざる場合は法律上有效と認むる能はざる旨各關係國人民に通告されたしとの公文を提出せり（四日日日）

▲借款協議纏る　（六日北京特派員發）　五百萬磅の借款に就き日英米佛四國公使會議の結果條件其他の相談纏まり五日英國公使より財政部に通告すると共に倫敦に打電する所あり借款額は日米兩國にて負擔する筈なるが倫敦より何分の電命あり次第支那側に送付する順序にて百萬磅乃至百二十萬磅を交付すべく當地に於ける代表銀行は米國側花旗銀行日本側正金銀行なり尙英國公使より財政部に通知したる條件左の如し

一、南北和議の調節を圖ること

二、用途の監督

三、一部を義兵の費用として使用すること（八日東朝）

▲東清鐵道借款行惱　（七日奉天特派員發）　張巡閱使は東清鐵道財政窮乏の餘りホルワット派が借款の意あるに乘じ北京政府に獻策し同鐵道改修の準備として該借款に應ずべく過般來交渉を重ねセミヨノフ派は日本よりの二百萬圓借款をして捐着を起し目下支那側の交渉行惱み居れり（九日東朝）

▲應急借款成立　（三十日紐育特派員發）　タイムス華盛頓特電に依れば日米佛及び英國は支那政府に對し國際共同財團より應急二千五十萬弗を貸付くる件に關して協議中なりしが既に暫定規約双方の間に成立せり之に依て應急借款は滿洲に於ける日本の特殊利益を認むる事を拒絶する米國の主義にも東蒙古滿洲に於ける留保にも總て不利益を與ふる事なくして締結するを得る事となりたるが右は勿論一時の應急手段にして支那の全部の要求に應ずる長期のものに非ず專門家の意見にては所謂改造借款の範圍内に南滿洲及び東内蒙古を入るゝ事につき日本と米國と意見の一致を見難ければ今後多分數次の應急借款の成立を見るべしといへり英佛二國は未だ此借款に對する增高額前渡の準備なければ日米兩國は一時之が代拂を爲すべし又伊白露の三國は各自の經濟狀態改善の曉には右財團に加入する事を許さるべし（九日東朝）

▲銀元本位計畫　（八日北京特派員發）　銀團を廢して銀元本位を實施する爲の上海に造幣局を設け外人を招聘する事を條件とする英國公使の抗議と前後して各國銀行團よりも上海以外往々は天津、武昌、南京等の造幣局にも整理を加へて中央の直轄と爲し同外國人を聘傭せんことの條件を支那政府に提出せるが支那政府にては目下上海造幣局を設くることに就き準備中にて本問題は造幣事業の統一、貨幣制度の統一と關聯し更に外人の管理權を伴ふ重大の關係あるを以て支那政府が銀行團の意見を採用するや否やは尙未定なりと（九日東朝）

▲借款條件承引　（北京特電九日發）　支那政府は新年前に借款金額の大部分の前渡を受くることを條件として四國借款條件を承引したり、四國公使は近く會合して支那の回答に關し協議す可く而して銀行團は前渡し金の件に就き各其旨を本店に通知したり（十一日時事）

▲借款回答要領　（北京特電十日發）　五百萬磅借款條件として四國銀行團より提出せる四箇條に對し八日支那政府より回答せる要領左の如し

第一擔保問題　支那政府は本借款に關し鹽稅收入を抵當と爲すことを受諾し此外銀行團に於て若し別に他の收入を指定して抵當金と爲さんとする時は政府の同意を得て處辨すべし

第二南北問題　支那政府は南北會議に對し將に進行を希望し北方總代表は尙上海にありて會議を待ちつゝあり支那政府は和議を繼續する機運からずと信じ居れり

第三義兵問題　義兵と軍費制限とは支那政府既定の方針にて各省の輸卒隊は既に大半裁撤せり軍備二割減を行ふことも命令にて頒布しあれば今後一定の順序に依り進行を計り借款の一部を裂きて義兵の經費に供すべし

第四監督問題　支那政府は銀行團が本借款の用途を監督する提議に贊同すべし

以上の回答は九日の四國銀行團會議に上し本國に報告せられたり

◎對支五百萬磅借款問題は目下銀行團に於て協議中なるが擔保利率其他の細目條件に關し到底陰曆節季即ち二月十九日以前には本契約締結の運びに至らざるを以て支那政府より前渡金の要求ありたれば銀行團も之を容れ多分十五六日頃迄に五百萬元乃至七百萬元の金額を交付し差詰急束の急を救ふべき手段を講ずべしと（十二日日日）

▲財政部再回答　（十一日北京特派員）　五百萬磅借款の條件には財政部の爲せる回答中義兵及び使途の監督に關して疑義の點あるより十日四公使

より財政部に照會する所あり財政より左の如く追加する旨回答せり
一、借款の一部は南北の剩兵を裁減するの費用に充つること、南方の剩兵を裁減するの一節は政府より既に上海の北方總代表に電命し上海會議の開會を俟ちて南方代表と切實に商議せしむることとせり
二、政府は借款の用途裁兵の實行を切實に監督して遺漏なきを期す（十四日東朝）

▲借款尙行惱　（十二日北京特派員發）五百萬磅借款は四國公使の手を離れて銀行團に移れるも米國政府より準備銀行への訓電要領を得ざるものありて銀團團に於て未だ手續きを得ず舊層年內に支那に交付するや否や多少疑問とせられつゝあり（十四日東朝）

▲廣東政府借款反對　（十一日廣東特派員發）廣東軍政府は五百萬磅應急借款成立の報に接し各政務總裁の名を以て北京政府に打電し斯る巨額の借款は南北和議の成立に多大の障害を與ふるものなりとて反對の電報を發したり（十四日東朝）

▲日本單獨にて融通　（北京特電十四日發）五百萬磅借款は英國公使の妨害に因て行惱みの狀態となれるが最近小幡公使財政總長李思浩氏に對し舊層年內に本借款の前渡し交附までの段取りに進まざれば日本は單獨にて支那に融通を爲し難きを述す樣取計る可き旨を言明せり（十六日時事）

▲湖南軍費不足補充　（漢口特電十四日發）湖南軍費不足約八十萬日下年末の迫る爲め艦船より支出彌縫して軍隊不穩を防止す（十六日時事）

▲濟南大學設立計畫　（上海國際特電十四日發）南方代表の一人たる章士釗、汪兆銘の兩氏等は濟南大學設立に關し不日廣東に赴く可しと（十六日時事）

▲對支新財團代表者出發　（倫敦合同通信社十日發）紐育來電に曰くモルガン商會のトーマス・ラモント氏は對支新財政團の米國部を代表して東洋に向け出發せんと（十一日時事）

▲前渡金交附に決す　（北京特電十六日發）五百萬磅借款は屢々報道せる如く舊層年內の交付は到底不可能となりたれば只日本の同借款單獨前渡しにのみ賴ることとなりしが是れ亦列國との關係上遲延し居りしも愈年末も迫れることとて二三日內に交付の運びとなる可しと

右に就き政府は勿論安福派側に於ても日本の好意を謝し同時に英國公使は本件により故意に借款進行を妨害するものなりとして頗る憾感を抱き居れり（十八日時事）

▲大倉煤鐵公司　（奉天特電十三日發）大倉組經營の本溪湖煤鐵公司にては鐵貨下落の爲昨年末第一熔鑛爐を閉鎖したるが今回更に熔鑛爐を一閉鎖し日支職工及各事務員を數名解雇せり（十九日日日）

▲應急借款調印　（北京特電十八日發）應急借款の前渡金五百萬元の調印は本日支那政府財政部と我正金銀行當地支店との間に締結せり明日三百五十萬元を財政部に手渡し越年後殘額百五十萬元を交附する事に決定したり（廿日時事）

▲借款前渡條件　（十九日北京特派員發）當地正金と財政部との間に調印せる日本立替の分に關する契約左の如し
金額九百萬圓△利子年八分△擔保國庫證券△償還期限六箇月　廿一日東朝）

▲支那政府の感謝　（北京特電十九日發）日本政府は小幡公使に對し支那の要求せる前渡金七百萬元の借款は米國政府の態度未定なれば十九日先づ日本の負擔額三百五十萬元を單獨にて交付し殘額正月に入りて米國より前渡金交付の訓電なき時は日本は更に百五十萬元を提供すべし又米國が參加せざる時は二百萬元を增加し支那所要の額に達せしむべき旨を訓電し來れるを以て正金銀行代表竹內金平氏は財政部の代表周家彥氏と右現金受渡に關する手續を協議中なり支那政府は日本の態度に感謝し之にて舊年末の難關を拔け得べしと初めて愁眉を開けり（廿一日日日）

▲公債條例公布　（十九日北京特派員發）支那政府は今年度豫算不足額五千六百萬元を塡補する目的を以て十九日八年度公債條例を左の如く公布せり
額面百元に付九十△公債の種類一萬元△千元百元十元五元の五種（廿二日東朝）

▲合辦事業取締　（二十四日上海特派員發）上海支那官憲は中央より支那人が私人の名義を以て外人と合辦にて鐵道、鑛山等を經營するは國際間の紛議を起し安ければ今度地方官の許可を得ず中央の承認を經ざるものは一律に無效とする旨聲明したれば此旨知照あり度しとの訓令に接せり（廿六日

東朝）

▲蒙古縦断鐵道　（北京特電廿六日發）　支那政府は張家口を基點として庫倫を經て恰克圖に通ずる蒙古縦断鐵道を敷設することに決し之が資金敷設材料等は總て米國の供給を仰ぐべしと（廿八日日日）

▲交通部公債公布　（北京特電廿六日發）資本家中、日本の順濟鐵道に換ふる爲め京漢線浙江省より津浦線德州に至る三百五十支那里の鐵道建設と交通部の各鐵道公債償還の目的を以て募集さる可き交通部三千萬元公債募集案は閣議通過後去る十七日總統の批准を經二十六日政府公報を以て公布さる内容は十三箇條より成り額面九十五元期限十二年、擔保は京漢線の利益利息は八分にして公布の日より實施さるとあり（廿九日時事）

▲連山灣築港決定　（二十七日北京特派員發）　胡蘆島連山灣を商埠地と爲すの計畫は既に中央政府の調査を經之に要する資金一千萬元は外債に依らずして交通部と張作霖氏と半額宛分擔することゝし督辨には周肇祥氏を任命することに決定せり

▲商埠開設案可決　（北京特電廿六日發）　二十六日の閣議は中央地方合辨にて葫蘆嶼（ウル）に商埠を開く件を通過せり（廿九日時事）

▲上海無線電信開始　（二十七日上海特派員發）　上海米國領事館無線電信局は廿六日より新聞通信を開始せり今後毎日米國通信は米國領事館に掲示せらるゝと共に上海の各新聞に供給せらるべし其無線局は米國領事の管理とし駐支米國海軍士官の監督の下に取扱ふ事となり居れり無線電信旗掲揚式も前日曜日に行はれたり上海に碇泊中の米國軍艦の水兵は數日間に無線電信器械の据付作業を了へ今や役割に從ひ水兵等は領事館の三階にて通信を受けつつあり今後は將來極東の通信機關が往々にして取扱ふ能はざりし米國よりの重要通信を受け得べしと最も多くの通信はパイト、ホノルル及サンチエゴの無線電信局より來るべきが尚獨逸のアイオンフランクのラオン又は里昂無線局海上の汽船等よりも受け得べしと米國側機關紙チヤイナプレス紙は米國政府の長き不斷の努力の結果米國通信を比律賓及支那に供給し得るに至れりと之を祝せり米國より上海の新聞及び商業の通信料は最低額の一語六仙となすべく最近來米國議會に提出されたりと右の事實は米國が極東殊に支那に於けるを發展に努力と宣傳の熱心を記念するに足るものにして日本國民の注目すべきものなりとすチヤイナプレス紙は曰く「上海の紀國領事館は將來世界の中心に結付くるに至らん」と因に二十六日初めて米國領事館無線電信局にて接受したる通信の一に米國駐支公使ラインシュ氏に代るべきプレーン氏よりの通信ありと曰く「豫は未だ駐支大使に任命せられず若し任命せらるれば之を受けるや否や考慮すべし」と（廿九日東朝）

▲日支合辨事業　（廿八日奉天特派員發）　大倉組は張巡閲使との間に日支合辨事業を計畫し鄭家屯とパインタラとの中間なる東蒙の錢家店附近に於て張氏所有地約八百法は我五百三十町歩の地積を大倉組が二百萬圓にて永租（買收）し更に大倉組より二百萬圓を投じて農業を經營し夫より得たる利益は張氏大倉組兩者にて折半する契約にて張氏に取りては頗る有利なる協定なるが大倉組にては農業の外に牧畜をも經營するの希望あるも日支條約には東蒙に於ける日本人に農業及び附隨工業のみを許され居り當分之に從ふの外なきも大倉組としては蒙古産業發達並に兩國民の福利增進を目的とし利害の末節に拘泥せざるもの、如く右合辨契約は三月中旬には全部決定すべし（廿九日東朝）

寄贈書目錄

南洋協會雜誌　二號
通商公報　自七〇六號至七一五號
大陸工報　自六九號至七〇號　三號
報德　三號
The herald of Asia　自二四號至二六號
本公　二〇六號
日華公論　三號　四號
紡織界　三號
實用新案公報　自五九八號至六〇三號
貿易通報　一五二號
地學雜誌　三七五號
日本及日本人　七七八號
支那研究彙錄　三一號　三三號
岐阜縣教育　二〇七號　三〇八號
岐阜商報　七三號
鐵ト鋼　二號
滿蒙研究會　四七號
國民經濟雜誌　三號
東洋經濟新報　八八六號　八八九號
化學工業　三號
山林彙報　三月號
青島ニ於ケル物價　其會
通商局
興亞技術同志會　其會
Herald社
其會
日本紡織界　其社
特許局
大阪商業會議所　東京地學會　政教社
亞細亞通信
同教育會
岐阜縣商業議會所　其會　其會　實文館　其社
山林局
青島守備軍
特許公報　三五五號　三五七號
土耳古ニ於ケル獨逸外交史
貿易　三號
大日本紡織聯合會日報　三五〇號
東洋時報　二五八號
財政經濟時報　四號
滿蒙實業彙報　五七號
同報　一五三號
帝國鐵道協會會報　三號
宮城教育會　二六七號
水產界　四五一號
學燈　三號
New Book　六三號
會報　三號
三田評論　二七三號
大陸　四號
海外情報　一五號
法學協會雜誌　四號
支那問題　四月號
東方時論　四號
商標會報　四七六號
國民經濟雜誌　四號
商時工報　四號
水交社
其會　其社
丸善株式會社　丸善株式會社
熊本海外協會　其社
大陸社
偕行社
法學會　其社
其社
特許局
實文館　其社

資本金四千萬圓

朝鮮銀行

本店　朝鮮京城

支店出張所

東京、大阪、神戸、下關……（內地）
平壤、仁川、元山、大邱、釜山
鎭南浦、郡山、木浦、羅南、會寧……（朝鮮）
大連、奉天、長春、安東縣、四平街、開原、旅順、營口
遼陽、鐵嶺、鄭家屯、吉林、龍井村、哈爾賓、傅家甸……（滿洲）
上海、青島、天津、濟南……（支那）
紐育、浦鹽……（海外）

爲替取引先　倫敦、其他內外主要地ニ有之候

當銀行ハ預金、貸付、爲替及取引等、一般銀行業務ヲ便利ニ取扱仕候

一資本金　一億圓（内拂込濟六千壹百萬圓）

一積立金　四千四百萬圓

橫濱正金銀行

電特話

特四三〇〇番
特四三〇一番
特四三〇二番
特四三〇三番
特四三〇四番（宿直用）

支店
出張所

（東京、大阪、神戸、長崎、倫敦、里昂、紐育、桑港、ロスアンゼルス、布哇、シドニー、孟買、カルカツタ、香港、上海、青島、濟南、漢口、天津、北京、牛莊、旅順口、大連、遼陽、奉天、鐵嶺、安東縣、長春、哈爾賓

此外内外樞要ノ地ニ代理店有之候間爲替、荷爲替、信用狀其他内國手形割引、貸付、保護預等御便宜御相談可仕ニ付御都合次第御來談被下度候

醫學博士

宮島幹之助著

熱帶生活

四六判美裝
寫眞數葉

定價金壹圓五拾錢

（南洋賣價　新嘉坡銀壹弗五拾仙）

宮島博士は蚊の先生なり。
マラリヤ熱の媒介たるアノヘレスを探ねて瘴煙蠻雨の熱帶地を普く涉獵跋涉せる篤學者、我國の熱帶病研究の權威なり。
博士が數次の熱帶地旅行に依つて得たる、研究、經驗より編み出せる熱帶生活に見聞錄等を懇切平明且つ興味深く叙述せる者即ち本書にす。
熱帶地常住者は勿論、護謨園經營者、熱帶地關係貿易商、航海家、旅行家等苟も熱帶に關係あるの士は一讀以て得る處尠なからざるべし。

内容一班

熱帶生活法◆熱帶は文明を支配す◆科學の進歩は熱帶を征服◆熱帶生活に適する資格◆熱帶の氣候と健康◆熱帶に於ける飲食物、被服、住居◆日射病の手當と豫防法◆熱帶の鬼マラリア、其豫防の第一義◆瘴土より來る病◆十二指腸蟲病と其豫防法◆熱帶赤痢と療法◆脚氣、皮膚病、花柳病其他熱帶特有病と其豫防並に治療法◆上海より◆香港より◆シンガポールより◆ジョホールを經て暮す◆ジョホール河を渉りつゝ◆馬來山の情緒◆椰子の樹蔭◆猪を仕留めた手柄の一條

南洋行◆雪隱物語◆滑稽南洋の鹿狩◆南洋の女◆半島斷片◆シンガポールの別れ

ナイルの流域◆棕櫚の葉の様な埃及の土地◆ナイル河畔に太古と近世の對峙◆カナロー府◆篤學の寄生蟲學者ロース氏◆埃及の大蟲住血吸蟲と十二指腸蟲◆カイロよりアスワン迄◆心地よきナイルの舟行◆燒く樣な砂漠の汽車◆蕃界に此文明的◆熱帶植民地の好模範◆衞生設備の表と裏◆黑人の都オムヅルマン◆其他

偉人の面影◆熱帶探險の泰斗ローベルトコッホ先生◆先生の風采、友情、用意、態度、信用、訓戒、慈愛、魚釣、趣味、敎授振り◆其他醫學者の觀たる熱帶の記事滿載

發行所　南洋協會
東京麹町區八重洲町

日本發賣所　日本之醫界社
東京麹町區十二番町

南洋發賣所　南洋及日本人社

東亞同文會調査編纂部著

最新版

支那金融機關

菊判布裝五百頁

定價金三圓

送料內地十八錢臺灣三十錢朝鮮、支那、滿洲四十五錢

變革の途上にある支那金融機關、新式銀行、錢莊、票莊及支那に於ける列國の投資機關たる外國銀行、中外合辨銀行の詳細の事情を盡せる對支企業家の必讀書也

發行所　東亞同文會調査編纂部

東京市赤坂區溜池町二

電話　芝　一二一四番

振替東京九七三〇番

外務大臣 子爵 内田康哉 閣下 序文

獨人の觀たる 日本及聯合國の對獨經濟戰

◆大好評再版出來◆

外務省臨時調査部譯

定價金參圓五拾錢 送料（内地拾八錢 臺灣四拾錢 支那朝鮮五拾五錢）

□本書は此の日本及聯合國の對獨經濟的施設に對し、獨乙、獨立キ！ル大學内王立海運及經濟研究所副所長ワルデマール・コッホ博士等が自國の立場より見て專心攻究したるものを我が外務省に於て翻譯したるなり。苟も政治、經濟、財政、軍事、殖民、海運等之れを世界的に研究せむとする人士に對し絶好資料たることは我社の深く信じて疑はざる處也。敢て本書を江湖の諸賢に薦む。

□目次概括□

□日本の對獨經濟戰、日本の獨逸に對する態度、日本の獨逸商業對抗策、獨領南洋諸島に於ける日本人の活動、巴里經濟會議に對する態度、講和問題に關する審議、戰時に於ける日本經濟力の發達、財政、在外正貨及海外放資、交通、銀行、保險、教育、勞働者保護、關稅、商工業奬勵施設、在外通商代表機關、移民、原始生產、日本の工業、鑛業、造船、機械工業、電氣工業、紡織工業、化學工業、玩具工業、皮革工業、紙類及製紙原料、文房具、セルロイド工業、セメント、硝子工業、磁器工業、陶器工業、エナメル製品、澱粉製造、麥酒釀造、時計製造、護謨工業、リノリウム製造、大豆油の加工、軍需品工業、海運業、日本商船現在高、日本海運業による外國海運業の壓迫、日本の對外關係及外貿易、北亞米利加、支那、露西亞、海峽植民地、戰後に於ける日本の經濟的發達、聯合國の對獨經濟戰、英國、反獨運動、取引及支拂の禁止、獨逸人の法律的地位、英國經濟界の進捗、定期市及萬國覽會、諸外國に於ける努力、經濟各方面に於ける努力、戰時に於ける英國の輸出、佛國、獨逸の利益に對する直接の加害、佛國經濟界の進捗、戰時に於ける佛國の輸出、伊國、葡國、露國、北米合衆國、米國經濟界の進捗、戰時に於ける米國の輸出、其他の諸國、商業政策上の共同的努力、商業戰の整理、其他滿載す。

◆世界經濟界の好指針◆

發兌 東京市日本橋區（今川橋際） 株式會社 啓成社
振替東京二一〇五五番
電話本局二一〇〇番

大阪商船株式會社

大阪市北區富島町

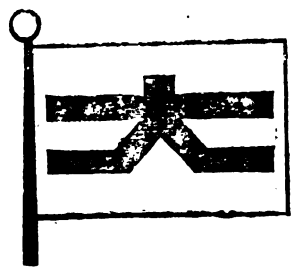

歐洲航路	横濱倫敦安上府「ロッテルダム」 漢堡線（蘇士經由） 日本ゼノア馬耳塞線	毎月一回 毎月一回
北米航路	新嘉坡紐育線 香港シアトルタコマ線 新嘉坡玖馬ニユオルリアンス線	毎月一回 二週一回 毎月一回
南米航路	日本南亞南米線 （復航南阿）又ハニユーオリンス ロスアンゼルス經由	毎月一回
印度航路	横濱孟買線（古倫母經由）	毎月三回
南洋航路	日本瓜哇甲谷陀線 基隆新嘉坡線 瓜哇盤谷線	毎月一回 毎月一回 毎月二回
濠洲航路	横濱「シドニー」「メルボルン」線 香港馬尼剌「メナド」經由	毎週一回 毎月一回
臺灣航路	神戸基隆直航線 横濱打狗線 臺灣沿岸線	毎週一回 毎月八回 毎月六回
支那航路	大阪大連線 大阪天津線 大阪青島線	毎週二回 毎月四回 毎月二回
浦鹽航路	敦賀浦鹽直航線 小樽浦鹽回航線	毎週一回 毎月二回 乃至三回

其他支那、朝鮮、臺灣、沿岸、
內地線各港行每月數十回

東京支店
東京市
日本橋區南茅場町

横濱支店
横濱市山下町

神戸支店
神戸市海岸通

前號要目

會議所聯合會の決議……一—四
山東問題に關するロツヂ氏の演說……五—一一
蒙古視察談……一一—一五
支那財政の國際管理……一六—二三
山東問題側面觀……二四—二八
彙錄……二八—三八
支那最近事業界……三九—四二
支那時事……四三—五五
支那彙報……五六—七二

支那　大正九年四月十四日印刷
大正九年四月十五日發行

編輯兼發行者　東京市本郷區湯島天神町一丁目十一番地　清水壽
印刷者　東京市麹町區紀尾井町三番地　金澤求也
印刷所　東京市麹町區紀尾井町三番地　元眞社
發行所　東京市赤坂區溜池町二番地　東亞同文會調查編纂部
電話芝一一一四番　振替口座東京九七三〇番
大賣捌所　東京市神田區表神保町　東京堂書店
東京市京橋區尾張町二ノ二　同　東海堂
東京市京橋區元數寄屋町三ノ七　同　北隆館
東京市神田區南神保町一一二　同　有斐閣

每月一回發行	定價	册數	定價	郵稅無料
	一六冊（半年分）二二冊（一年分）	四冊	二圓二十五錢	四圓五十錢

江蘇省豫算(地方豫算の一例) (5.4.1.)5
郵便 (7.6.1.)5(8.10.1.)35
有利銀行 (7.1.1.)12
有線電信借款 電信を見よ
油脂 (5.3.15.)5
輸出 (3.6.1.)25
輸出稅 (3.5.15.)21

Z

材木 (3.11.1.)5(4.4.1.)8(8.1.1.)50(8.2.1.)19
財政
概說及び財政方針 (2.10.　.)10(2.12.15.)43(3.1.1.)49(4.7.1.)3 (3.9.1.5.)1(3.11.1.)1(4.1.1.)5(4.5.1.)31(5.3.15.)1(5.10.15.)5(8.5.1.)48
南京政府時代の財政 (1.8.20.)25
地方財政 (2.6.15.)5(2.8.15.)10(3.5.15.)40(8.1.15.)10
陳錦濤氏財政方針 (5.10.15.)43
廖世功氏財政改革論 (5.12.15.)37
鹽稅 鹽務を見よ
義和團事件賠償金
印紙稅
解款
官業
關稅
內債
厘金
借款
所得稅
豫算
善後借款
} 其項を見よ
雜貨 (2.1.1.)13,22.41.55, 60,78,87,102(9.15.)11
善後借款
第一次善後借款經過及評論 (1.7.20.)1(1.8.5.)13,27(2.4.1.)1(2.9.1.)35(3.4.1.)1
第一次善後借款契約 (2.4.1.)53(2.6.1.)67
同前渡收支 (1.10.20.)23
第一次善後借款使途 (2.9.15.)6(3.1.15.)31(4.7.15.)27(5.1.15.)55
第二次善後借款豫測 (5.9.1.)1
第二次善後借款前渡 (8.4.15.)5
白耳義財團
經濟借款除外
新借款團
} 其項を見よ
造船業 (3.3.15.)18

欽　渝——
吉　長——
高　徐——
滬杭甬——
廣　九——
滬　寧——　其項を見よ
滿蒙五——
滿　鐵——
緬　滇——
南　浔——
寧　湘——
隴秦豫海——　海關鐵道を見よ
濟　順——
山　東——
膠　澳——
正　太——
膠洮鐵道
沙　奧——
津　浦——　其項を見よ
新　奉——
四　鄭——
周　襄——
對　黑——
滇　邕——
東　清——

東亞興業會社　(8. 1. 1.)101
土地賣買　(4. 3.15.)19(7.7.1.)5(7.12.1.)5
土地收用法　(4. 11. 15.)50
桃冲鐵礦　(8. 1. 1.)110
東方企業會社　(3. 9. 1.)32
東方滙理銀行　(5. 4. 1.)12
時計　(2. 1. 1.)73(4. 11. 1.)5(8. 1. 1.)43
德州機器局　(4. 4 15.)19
洮南　(1. 9. 5.)5
豚毛　(5. 4. 15.)11(6. 8. 15.)10
投資機關　(8. 1. 1.)87
東清鐵道　(2. 12. 15)60(3. 1. 15.)15(3. 6. 1.)44(5. 10. 15.)10(7. 4,15.)5(8. 4. 15)40
當塗縣鐵礦　(8. 1. 1.)111
東洋拓殖會社　(8. 1. 1.)99

U

運河借款　(6. 12. 1.)75(7. 10. 1.)11
雲南　(2. 6. 1.)53(2. 9. 15.)49(2. 10. 1.)46

W

滙源銀行　(7. 1. 1.)8
滙業銀行　(7. 3. 1.)38,53(8. 1. 1.)99

Y

Yale大學　(4. 6. 15.)5(6. 1. 15.)11(8. 5. 15.)13(8. 6. 15.)8
耶蘇教　(2. 4. 15.)1(3. 12. 15.)10(4. 5. 1.)35
余干炭坑　(8. 1. 1.)110
豫算
　概算　(4. 1. 1.)51
　1913 年度　(2. 1. 15.)45(2. 3. 15.)51(2. 6. 15.)42(2. 8. 1.)30(2. 9. 1.)18(3. 1. 1.)49(3. 3. 15.)1
　1014 年度　(6. 9. 15.)5
　1916 年度　(5. 2. 1.)20(5. 3. 15)12(5. 12. 15.)49
　1917 年度　(6. 2. 1.)47(6. 5. 1.)32(6. 6. 15.)36
　1918 年度　(8. 5. 1.)56
　1919 年度　(8. 7. 1.)39(8. 8. 1.)5(8. 9. 15.)44

Simpson, B. L. (5. 10. 1.)39
Smith, C. S. (5. 10. 1.) 9
曹達 (2. 2. 15.)47(6. 2. 15.)11
宋育仁 (3. 12. 15.)47
宋教仁事件 (2. 4. 15.)51(2. 5. 15.)48
孫文 (2.1.15.)10(2. 2. 15.)1(2. 3. 1.)2. (2.4.1.)4
租借地 (7. 10. 15.)5
宗社黨 復辟を見よ
水道 (7. 1. 1.)33
水口山亞鉛鑛 (3. 12. 1.)5(4. 4.15.)24(4. 5. 15.)17(5 1. 15.)30(5.2.1.)9(5.10.15.) 57(6. 1 1.)19
水口山借款 (7. 5. 1.)44(7· 5. 15.)56
水仙 (6. 3. 1.)37
水運 (5. 4. 15.)31(5. 7. 15.)5(6. 3 15.)14
印度支那汽船會社
招商局
太古洋行
} 其項を見よ
煙草 (2. 1. 1.)49(2. 5. 1.)39(5 8. 15.)12 (7. 8. 1.)10
對黑鐵道 (4. 1. 1.)90(5. 7. 1.)38
太古洋行 (3. 1. 15)19
腿帶子 (2. 1. 1.)63
臺灣銀行 (3. 1. 1.)91
炭酸水 (2. 1. 1.)89
手形交換 (1. 8. 20.)9
鄭家屯 (3. 8. 15.)5
鄭家屯事件 (6. 2. 1.)21(6. 2. 15)38
帝政問題 (4. 1. 1.)58(4. 9. 1.)34(4.9.15.) 20(4. 10. 1.)1(4. 11. 1.)26(5. 1. 1.)1,9(5. 4. 15.)1,5
鐵鑛
鞍山站鐵鑛 其項を見よ
廟溝——
鳳凰山——
漢冶萍——
金嶺鎭——
桃冲——
當塗縣——
} 其項を見よ
天寶山銀鑛 (8. 1. 1.)107
滇邕鐵道 (6. 3. 15.)11
鐵廠炭坑 (8. 1. 1.)108
鐵道
概況 (3. 1. 1.)110(3. 11. 15.)12(4. 9. 15.)27(6. 2. 15.)22
列强の鐵道獲得戰 (2.9.15.)40(3.2.1.) 1(3. 3. 1.)1(3. 3. 15·)40(3. 5. 1.)38
鐵道會計 (3. 2. 15.)43(3.9.1.)33(3.11· 15)12(5· 5. 15.)26(8. 7.1.)8
鐵道借款 (6. 3. 15.)21
鐵道國有 (3. 1. 1.)112
鐵道國際管理 (8. 3. 15.)1,11,34(8. 5. 1.)27(8. 7. 15.)45 (8. 9. 15)21
安奉鐵道
安正——
汴洛——
道清——
同成——
粵漢川——
撫黑鐵道
浦信——
海蘭——
京張——
京奉——
京熱——
京綏——
吉會——
} 其項を見よ

顧公司
義和團事件賠償金
漢口再築借款
Higginson——
飛行機——
浦口商埠計畫
印刷局借款
廣東臺銀——
經濟借款除外
吉黑林鑛借款
交通銀行——
六河溝——
參戰——
新借款團
Siems Carey借款
} 其項を見よ

水口山借款　水口山亞鉛鑛を見よ

投資機關
運河借款
善後借款
} 其項を見よ

沙興鐵道　(1. 1. 1.)78(8. 5. 15.) 0
上海商業儲蓄銀行　(7. 1. 1.)9
上海取引所　(3. 1. 1.)12(6. 7. 1.)41(8. 9. 15.)30
四平街　(5. 6. 15.)13
司法　(3. 1. 1.)21
領事裁判權　其項を見よ
數物　(7. 7. 15.)26
支那研究機關　(5. 11. 15)46
新聞　(1. 8. 5.)5(2. 1. 1.)95(2. 7. 1.)18(2. 8. 1.)9(4. 8. 1.)62(5. 3. 1.)19(5. 3. 15.)65(5. 8. 15.)11(7. 5. 1.)30(8. 7. 15.)43
新華儲蓄銀行　(7. 5. 15.)5(7. 12. 1.)11
新邱炭坑　(6. 4. 15.)5(8. 1. 1.)109
津浦鐵道　(2. 5. 15.)5(3. 12. 15.)23(4. 8. 1.)13(5. 10. 1.)15(8. 3. 1.)5
新率鐵道　(5. 1. 1.)80
進步黨　(2. 6. 15.)77
新借款團　(7. 9. 1.)33(8. 4. 1.)11,52(8. 6. 1.)1(8. 6. 15.)31(8. 7. 1.)33(8. 7. 15.)44(8. 8. 1.)44(8. 9. 1.)1(8. 9. 15.)1,27(8. 10. 1.)53(8. 11. 1.)69
清史館　(3. 4. 15.)44
四鄭鐵道　(8. 1. 1.)105(8. 3. 15.)8
省議會　(1. 10. 1.)56
商會　(2. 3. 15.)26(3. 4. 15.)40(3. 10. 15.)74(5. 2. 1.)37,53(5. 3. 15.)63
松花江　(5. 7. 15.)5
證券交易所法　(4. 2. 1.)64
正金銀行　(8. 1. 1.)87
殖邊銀行　(7. 10. 15.)12
職員錄　(1. 7. 20.)58(2. 3. 1.)65(2. 6. 1.)附錄
食料品　(7. 8. 1.)15
商人　(2. 1. 1.)35
商人團體　(8. 11. 1.)5
商人通例　(4. 4. 1.)50
焦作炭坑　(5. 4. 1.)34
招商局　(1. 6. 15)5(2. 2. 1.)13(3. 1. 1.)119(7. 1. 1.)23(8. 7. 15.)28
所得稅　(4. 9. 15)59
周襄鐵道　(7. 2. 15.)5
宗教
宗教的團體　(2. 10. 1.)1
國教問題
喇嘛教
回教
耶蘇教
} 其項を見よ
Siems Carey借款　(8. 4. 15.)12

(4. 8. 1.)12(8. 1. 1.)106(8. 5. 1.)7
砂糖 (1. 12. 1.)59(3. 8. 1.)6(4. 2. 15.)20 (6. 1. 1.)5
齊愛鐵道 (4. 1. 1.)91
製粉業 (1. 10. 5.)11(1. 10.20.)11(4.2.1.) 14(4. 3. 1.)15(7. 8. 15.)18(8. 5. 1.)31
清華學校 (7. 9. 1.)32
井陘炭坑 (4. 11. 15.)5(5. 4. 1.)34
制錢 貨幣を見よ
正太鐵道 (8. 3. 1.)9
政黨 (1. 7. 5.)16(2. 2. 1.)77(3.1.1.)30(3. 8. 15.)39(5. 11. 15)62(6. 7. 15.)附錄
青島 (3. 11. 1.)12
青島屠獸場 (4. 7. 1.)31
青島稅關問題 (4. 1. 15.)1,37
齊洮鐵道 (4. 1. 1.)91
世界戰爭と支那 (3. 10. 1.)42(4. 3. 1.)26 (6. 4 1.)44(6. 5. 15.)24 6. 11.1.)27(7.2. 15.)25(7. 7. 1.)31
石碑嶺炭坑 (5. 4. 1.)33
石炭 (1. 9. 20.)5(5. 8. 15.)32(5. 9.15·)18 (6. 1. 1.)37(6. 2. 15.)5(6. 3. 1.)10(6. 3. 15.)5(6. 4. 1.)5(6. 5. 1.)5,8
坊子炭坑
撫順 —
札來諾爾 —
大凸山 —
瞭池塘 —
嶧縣 — 其項を見よ
煙臺 —
牛心臺 —
博山 —
豐城 —
本溪湖 —
保晉鑛務公司
一面坡炭坑
開平鑛務公司
開灤 —
賚山炭坑 —
鳴山 —
門頭溝 — 其項を見よ
杉松崗 —
井陘 —
石碑嶺 —
新邱 —
焦作 —
鐵廠 —
余干 —
石油 (4. 1. 1.)97(4 10. 15.)38(6. 5.1.)40
石鹼 (2. 1. 1.)41,82(4. 4. 1.)5(8. 1. 1.)44
浙江銀行 (7. 9. 1.)5
染料 (5. 6. 1.)22
社會黨 (1. 10. 20.)8
借款
根岸佶氏支那公債論 (1. 8. 5.)1
內外債一覽表 (2. 3. 15.)附錄(3.3.15) 33(4. 1. 1.)55
各省負擔額 (3. 2. 15.)48
五年度現在額 (5. 12. 15.)28
鐵道借款 (6. 3. 15.)21
優先權附借款 (8. 10. 1.)5
白耳義財團 其項を見よ
有線電信借款 電信を見よ
Marconi無線電信—— 同上
無線電信—— 同上
銅官山 —
導淮 — 其項を見よ
煙酒 —

O

應急借款 (8. 10. 1.)55

R

落花生 (4. 3. 15.)15
喇嘛教 (2 2. 15)36(6. 2. 15)30
Ramsay,A (5. 10. 1.)40
歷城銅鑛 (8. 1 1.)109
煉瓦 (4. 3 15.)17
聯邦制 (5. 3 1.)49(7. 5. 15.)1(7. 8. 1.)30 (7. 8. 15.)28
リボン (2. 1. 1.)58
厘金 (4. 8. 1.)5(4. 12. 1.)20(5. 10. 15.)18 (5. 11. 1.)5
　裁厘加稅 (2. 12. 1.)1(3. 8. 1.)1(8. 2. 1.)1
　產銷稅 (3. 8. 15.)38
　津浦鐵道厘金 (5. 10. 1.)15
陸軍 (3. 1. 1.)63(5. 12. 1.)23(8. 2. 1.)17 (8. 2. 15.)10(8. 3. 1.)48
林業 (2. 5. 1.)57(4. 7. 15.)37(7. 2. 1.)64
Rockfeller財團 (6. 6. 15.)21
Rockhill. (4. 2. 15.)30
勞働者
　滿洲に於ける勞働者 (2. 3. 1.)28
　長江沿岸に於ける勞働者 (2. 9. 1.)10
　儉工事務局 (6. 11. 1.)43
　勞働者の海外輸送 (6. 8. 1.)16
六河溝借款 (1. 8. 20.)30
露國の對支政策 (2. 7. 15)1(2. 9. 1.)1(3. 4. 1.)56
老西開問題 (5. 11. 15.)60(5. 12. 1.)53(6. 2. 1.)45(6. 2. 15.)41
露支協約 (2. 11. 15.)1(3. 5. 15.)43
露支秘協約 (2. 11. 15)1(3. 5 15.)43(4. 7. 1.)58
灤秦豫海鐵道 海蘭鐵道を見よ
臘燭 (2. 1. 1.)43
領事裁判權 (7. 12. 15.)43
留學生 (6. 10. 1.)23

S

裁兵問題 (4. 1. 1.)38(8. 6. 15.)13
濟順鐵道 (4. 1 1.)85(8. 1. 1.)106(8. 5. 1.) 5(8 5. 15)11
濟南府 (2. 11. 15.)22(3. 10. 15.)27(3. 12. 15.)32
酒 (3. 9. 15.)20(4. 3. 1.)19
サツク (2. 1. 1.)75
產業保護 (4. 4. 15.)7(4. 8. 1.)1(4. 11. 1.) 49
　國產展覽會 其項を見よ
山西票莊 (4. 4. 1.)16
參戰借款 (8. 2. 1.)31(8. 4. 1.)40(8. 4. 15.) 10,41
參戰督辦處 (7. 3. 15.)48(8. 8. 15.)38
蠶絲業 (2. 7. 15.)8(3. 5. 15.)4
杉松崗炭坑 (8. 1. 1.)107
山東興業鑛務公司 (7. 2. 15.)53
山東鑛務公司 (2. 11. 1.)49(4. 6. 1.)27
山東問題 (1. 8. 20.)4(1. 9. 5.)10(2. 4. 1.) 24(2. 7. 1.)35(2. 11. 1.)49(3. 9. 1.)1(3. 10. 1.)44(3. 10. 15.)5(4. 1. 1.)83(4. 2. 15.)5, 15(4. 6. 1.)3,18(8. 5. 15.)42(8. 8. 15.)39 (8. 9. 1.)39(8. 9. 15.)18,36(8. 10. 1.)1(8. 11. 1.)18,73(8. 12. 15.)53
山東鐵道 (1. 9. 5.)10(3. 10. 15.)1(3. 12. 1.)1(4. 1. 1.)83(4. 2. 15.)5(4. 6. 1.)16,19

(4. 8. 1.)12(8. 1. 1.)106(8. 5. 1.)7
砂糖 (1. 12. 1.)59(3. 8. 1.)6(4. 2. 15.)20 (6. 1. 1.)5
膏斐鐵道 (4. 1. 1.)91
製粉業 (1. 10. 5.)11(1. 10. 20.)11(4. 2. 1.) 14(4. 3. 1.)15(7. 8. 15.)18(8. 5. 1.)31
清華學校 (7. 9. 1.)32
井陘炭坑 (4. 11. 15.)5(5. 4. 1.)34
制錢 貨幣を見よ
正太鐵道 (8. 3. 1.)9
政黨 (1. 7. 5.)16(2. 2. 1.)77(3. 1. 1.)30(3. 8. 15.)39(5. 11. 15)62(6. 7. 15.)附錄
青島 (3. 11. 1.)12
青島屠獸場 (4. 7. 1.)31
青島稅關問題 (4. 1. 15.)1,37
膏洮鐵道 (4. 1. 1.)91
世界戰爭と支那 (3. 10. 1.)42(4. 3. 1.)26 (6. 4 1.)44(6. 5. 15.)24 6. 11. 1.)27(7. 2. 15.)25(7. 7. 1.)31
石碑嶺炭坑 (5. 4. 1.)33
石炭 (1. 9. 20.)5(5. 8. 15.)32(5. 9. 15.)8 (6. 1. 1.)37(6. 2. 15.)5(6. 3. 1.)10(6. 3. 15.)5(6. 4. 1.)5(6. 5. 1.)5,8
坊子炭坑
撫順 —
札來諾爾 —
大凸山 —
煖池塘 —
嶧縣 —— 其項を見よ
煙臺 —
牛心臺 —
博山 —
豐城 —
本溪湖 —
保晉鑛務公司
一面坡炭坑
開平鑛務公司
開灤 —
鷹山炭坑 —
鳴山 —
門頭溝 —
杉松崗 — 其項を見よ
井陘 —
石碑嶺 —
新邱 —
焦作 —
鐵廠 —
余干 —
石油 (4. 1. 1.)97(4 10. 15.)38(6. 5. 1.)40
石鹼 (2. 1. 1.)41,82(4. 4. 1.)5(8. 1. 1.)44
浙江銀行 (7. 9. 1.)5
染料 (5. 6. 1.)22
社會黨 (1. 10. 20.)8
借款
根岸佶氏支那公債論 (1. 8. 5.)1
內外債一覽表 (2. 3. 15.)附錄(3. 3. 15.) 33(4. 1. 1.)55
各省負擔額 (3. 2. 15.)48
五年度現在額 (5. 12. 15.)28
鐵道借款 (6. 3. 15.)21
優先權附借款 (8. 10. 1.)5
白耳義財團 其項を見よ
有線電信借款 電信を見よ
Marconi無線電信 同上
無線電信 同上
銅官山 —
導源 — 其項を見よ
煙酒 —

O

應急借款 (8. 10. 1.)55

R

落花生 (4. 3. 15.)15
喇嘛教 (2 2. 15)36(6. 2. 15)30
Ramsay,A (5. 10. 1.)40
歷城銅鑛 (8. 1 1.)109
煉瓦 (4. 3 15.)17
聯邦制 (5. 3 1.)49(7. 5. 15.)1(7. 8. 1.)30 (7. 8. 15.)28
リボン (2. 1. 1.)58
厘金 (4. 8. 1.)5(4. 12. 1.)20(5. 10. 15.)18 (5. 11. 1.)5
裁厘加稅 (2. 12. 1.)1(3. 8. 1.)1(8. 2. 1.)1
產銷稅 (3. 8. 15)38
津浦鐵道厘金 (5. 10. 1.)15
陸軍 (3. 1. 1.)63(5. 12. 1.)23(8. 2. 1.)17 (8. 2. 15.)10(8. 3. 1.)48
林業 (2. 5. 1.)57(4. 7. 15.)37(7. 2. 1.)64
Rockfeller財團 (6. 6. 15.)21
Rockhill. (4. 2. 15.)30
勞働者
滿洲に於ける勞働者 (2. 3. 1)28
長江沿岸に於ける勞働者 (2. 9. 1.)10
僑工事務局 (6. 11. 1.)43
勞働者の海外輸送 (6. 8. 1.)16
六河溝借款 (1. 8. 20)30
露國の對支政策 (2. 7. 15)1(2. 9. 1.)1(3. 4. 1.)56
老西開問題 (5. 11. 15.)60(5. 12. 1.)53(6. 2. 1.)45(6. 2. 15.)41
露支協約 (2. 11. 15.)1(3. 5. 15.)43

露支寨協約 (2. 11. 15)1(3. 5 15.)43(4. 7. 1.)58
龍秦豫海鐵道 海蘭鐵道を見よ
臘燭 (2. 1. 1.)43
領事裁判權 (7. 12. 15.)43
留學生 (6. 10. 1.)23

S

裁兵問題 (4. 1. 1.)38(8. 6. 15.)13
濟順鐵道 (4. 1 1.)85(8. 1. 1.)106(8. 5. 1.) 5(8 5. 15)11
濟南府 (2. 11. 15.)22(3. 10. 15.)27(3. 12. 15.)32
酒 (3. 9. 15.)20(4. 3. 1.)19
サツク (2. 1. 1.)75
產業保護 (4. 4. 15.)7(4. 8. 1.)1(4. 11. 1.) 49
國產展覽會 其項を見よ
山西票莊 (4. 4. 1.)16
參戰借款 (8. 2. 1.)31(8. 4. 1.)40(8. 4. 15.) 10,41
參戰督辦處 (7. 3. 15.)48(8. 8. 15.)38
蠶絲業 (2. 7. 15.)8(3. 5. 15.)4
杉松崗炭坑 (8. 1. 1.)107
山東興業鑛務公司 (7. 2. 15.)53
山東鑛務公司 (2. 11. 1.)49(4. 6. 1.)27
山東問題 (1. 8. 20.)4(1. 9. 5.)10(2. 4. 1.) 24(2. 7. 1.)35(2. 11. 1.)49(3. 9. 1.)1(3. 10. 1.)44(3. 10. 15.)5(4. 1. 1.)83(4. 2. 15.)5, 15(4. 6. 1.)3,18(8. 5. 15.)42(8. 8. 15.)39 (8. 9. 1.)39(8. 9. 15.)18,36(8. 10. 1.)1(8. 11. 1.)18,73(8. 12. 15.)53
山東鐵道 (1. 9. 5.)10(3. 10. 15.)1(3. 12. 1.)1(4. 1. 1.)83(4. 2. 15.)5(4. 6. 1.)16,19

満蒙五鐵道 (4.1.1.)93(4.7.15.)1,11(5.1.1.)81(7.10.15.)38(8.5.1.)8(8.5.15.)11
満鐵 (1.7.20.)52(5.1.1.)70(8.1.1.)104,105
Marconi無線電信借款 電信を見よ
蟒寸 (8.1.1.)38
鳴山炭坑 (8.1.1.)110
棉花 (2.11.1.)20(4.4.15.)53(4.5.15.)39(5.10.1.)26(6.12.1.)68(7.3.1.)41(8.2.15.)41
綿絲 (4.2.1.)11(8.1.1.)7
緬甸鐵道 (3.2 15.)36(4.1.1.)81
莫大小 (2.1.1)98(8.1.1)35
蒙古 (2.3.1.)15(2.6.15)1(3.1.1.)36
露支蒙關係 (4.7.1.)36(4.8.15.)36
蒙古の政治 (2.4.15)10
支那駐屯軍 (2.2.1.)49
東部蒙古問題 (2.5.15.)23
烏梁海問題 (2.8.15.)20
ロツクヒル氏外蒙古論 (4.10.1.)25
外蒙自治取消 (8.12.15.)85
露蒙貿易 (1.11.20.)13(2.7.15.)18(2.9.1)23(2.10.1.)16(6.2.1.)5
牧畜 (4.9.1)23(5.2 1.)17
蒙古實業公司 (3.12.1)39
門戸開放 (7.6.1.)11(8.3.1)1
門頭溝炭坑 (5.4.1)34
Morrison, G.E. (1.9.5. 68(1 11.20.)32
Mhrrison文庫 (6.11.15.)39
蒙藏院 (3.6 15.)附錄
麥稈眞田 (5 7.1.)43
無線電信 電信を見よ
無線電信借款 同上

N

內閣 (3.1.1.)11
內債 (2.2.15.)53(4.7.1.)5(4.8.15.)24(5.3.15.)48(5.4.1.)44(5.9.1.)18(5.11.15.)50(6.5.15.)51(8.10.I.)52
南潯鐵道 (4.1 1.)92(5.2.15)34(7.1.15)55(8.1.1.)106
粤湘鐵道 (4.1.1.)76(8.5.15)8
年表
1912 年 (2.1.15.)26
1913 年 (3.2.1.)附錄
1914 年 (4 2.1.)30
1915 年 (5.2 15.)18
日米經濟提携 (7.1 1)1
日露協約 (5.7.1)1
日本の對支利權 (8.1.1.)53
日本の對支政策 (2.9.1.)44(2.10.1)1(7.1 15.)1(8.12.15.)28
パシフオウド氏の意見 (7 1 1.)59
クロウ氏の意見 (7.6.15.)15
日貨排斥 (4.4.15.)52,58(4.7 15.)32(4.8.1.)36
日支銀行 (2.2.1)4(4.9 15.)1
日支合辦事業 (5.8.1)1(5.8.15.)1(7.7.1.)1
日支軍事協定 (7.6.15.)47(8.4.1)41
日支博覽會 (1.11.5.)17
日支交涉(大正四年) (4.6.1.)53(4.6.15.)44
農業 (4.10.15)5(7 5 15.)38(8.3.1.)14(8.4.15.)23
農工銀行 (5.7.15.)62

鈔票鐵道 (4. 1. 1.)91(8. 5. 15.)9
吉長鐵道 (1. 12. 5.)78(4. 12. 15.)33(5. 1. 1.)75(5. 11. 15.)23(8. 1. 1)105(8. 3. 15.) 7
工業 (1. 9. 20.)10(3. 5. 1.)18(5. 5 15.)13 (6. 7. 1.)21
興業銀行 (8. 1. 1.)95
鑛業條例 (3. 5. 1.)附錄(5 6. 1)34(6. 11. 1.)18
高徐鐵道 (8. 1. 1.)106(8. 5. 1.)5(8. 5. 1 5.)11
國會 (3. 1. 1.)23(4. 1. 1)21
國會組織法 (1. 9. 20)62
國會組織法修正 (7. 2. 1.)45
段氏修正國會組織法 (7. 5. 1.)70
國會解散(民國六年) (6. 7 1.)57
國會非常會議 (6. 9. 15.)35(6. 10. 1.)3 1
國教問題 (4. 1. 1.)67
廣告 (2. 1. 1.)67
滬杭甬鐵道 (8. 3. 1.)9
國民性 (7. 4. 1.)26(8. 11. 1.)39
國民黨 (1. 9. 5.)71
穀物 (7. 1. 15.)15(8. 2. 1.)13
穀物問屋 (5. 8. 15.)21
國產展覽會 (5. 8. 1.)33(5. 12. 1.)45
國籍法 (1. 12. 20.)71(4. 1. 15.)73
個舊錫鑛 (5. 4. 1.)35
廣九鐵道 (2. 12. 1.)22(3. 1. 15.)25(8. 3. 15.)6
滬寧鐵道 (2. 8. 15.)44(4. 4. 1.)9(4. 5. 1.) 5(7. 11. 1.)23(8. 3 1.)7
呼倫貝爾 (1. 8. 20)18
公使館區域 (5. 5. 1)21
交通 (3 1. 1.)108
交通銀行 (3. 5. 1.)附錄(3. 6. 15)43(4. 6. 15.)12(6. 5. 1.)47(7. 1. 1.)6(7. 12. 1.)38 (8. 10. 1.)33
交通銀行借款 (6. 2. 15.)39(6. 3. 1.)20
鑛山業 (1 8. 5.)9(2. 5. 1.)45(3. 4. 1.)26 (3. 8. 15.)48(4 5. 1.)19(4. 7 1.)12(5. 5. 1.)5,16(5. 8 15.)5(6. 9. 15)16(7. 3. 15.) 18(7. 11. 15.)24
鑛業條例 其項を見よ
列國の鑛山利權 (5. 4. 1.)33
鳳山炭坑 (4 2. 15.)5(4. 6 1.)29(5 4. 1.) 34
Krieger, M. (5. 10. 1.)39
Krisp借款 (1. 11. 20)66(2. 2. 15)52
靴 (2. 1. 1.)86
庫倫 (2. 1. 15.)口繪(2. 8. 15)38(3. 3 15.) 46(3. 7. 15.)43
胡桃 (4. 3. 15.)15
共同監政 (7. 12. 15)35(8. 6. 1.)11(8. 8. 1.)21
夾皮溝金鑛 (8. 1. 1.)107
教育 (3. 1. 1)57(4. 9. 1.)73(7. 2. 1.)34(8. 7. 1.)11(8. 8. 1.)25
居留地 (4 11. 15.)9(7. 12. 15.)5
自開商埠 其項を見よ
公使館區域 同上
上海租界擴張問題 (3. 6. 15.)28

L

Little, Edward S. (7. 4. 1.)40

M

豆素麵 (4. 1. 15.)11

滿蒙五鐵道 (4. 1. 1.)93(4. 7. 15.)1,11(5. 1. 1.)81(7. 10. 15.)38(8. 5. 1.)8(8.5.15.)11
滿鐵 (1. 7. 20.)52(5. 1. 1)70(8. 1. 1.)104,105.
Marconi無線電信借款 電信を見よ
鱗寸 (8. 1. 1.)38
鳴山炭坑 (8. 1. 1.)110
棉花 (2. 11. 1.)20(4. 4. 15.)53(4. 5.15.)39(5. 10. 1.)26(6. 12. 1.)68(7. 3. 1.)41(8. 2. 15.)41
綿絲 (4. 2. 1.)11(8. 1. 1.)7
緬甸鐵道 (3. 2 15.)36(4. 1. 1.)81
眞大小 (2. 1. 1)98(8· 1. 1)35
蒙古 (2. 3. 1.)15(2. 6. 15)1(3. 1. 1.)36
露支蒙關係 (4. 7. 1.)36(1. 8. 15.)36
蒙古の政治 (2. 4. 15)10
支那駐屯軍 (2. 2. 1.)49
東部蒙古問題 (2· 5. 15.)23
烏梁海問題 (2. 8. 15.)20
ロツクヒル氏外蒙古論 (4. 10· 1.)25
外蒙自治取消 (8. 12. 15.)85
露蒙貿易 (1. 11. 20.)13(2. 7·15.)18(2. 9. 1)23(2. 10. 1.)16(6. 2. 1.)5
牧畜 (4. 9. 1)23(5. 2. 1.)17
蒙古實業公司 (3. 12. 1)39
門戶開放 (7. 6. 1.)11(8. 3. 1)1
門頭溝炭坑 (5. 4· 1)34
Morrison, G.E. (1. 9. 5. 68(1 11. 20.)32
Mhrrison文庫 (6. 11. 15.)39
藏院 (3. 6 15.)附錄
麥稈眞田 (5 7. 1.)43
無線電信 電信を見よ
無線電信借款 同上

N·

內閣 (3. 1. 1.)11
內債 (2. 2. 15.)53(4. 7. 1.)5(4. 8. 15.)24(5. 3. 15.)48(5. 4. 1.)44(5. 9. 1.)18(5. 11. 15.)50(6. 5. 15.)51(8. 10. I.)52
南滿鐵道 (4. 1 1.)92(5. 2. 15)34(7. 1. 15)55(8. 1. 1.)106
粵湘鐵道 (4. 1. 1.)76(8. 5. 15)8
年表
1912 年 (2. 1. 15.)26
1913 年 (3. 2. 1.)附錄
1914 年 (4 2. 1.)30
1915 年 (5. 2. 15.)18
日米經濟提携 (7. 1 1)1
日露協約 (5. 7. 1)1
日本の對支利權 (8. 1. 1.)53
日本の對支政策 (2. 9. 1.)44(2. 10· 1)1(7. 1 15.)1(8. 12. 15.)28
バシフオウド氏の意見 (7 1 1.)59
クロウ氏の意見 (7. 6. 15.)15
日貨排斥 (4. 4. 15.)52,58(4. 7 I5.)32(4. 8. 1.)36
日支銀行 (2. 2. 1)4(4. 9 15.)1
日支合辦事業 (5. 8. 1)1(5. 8. 15.)1(7. 7. 1.)1
日支軍事協定 (7. 6. 15.)47(8. 4 1)41
日支博覽會 (1. 11 5.)17
日支交涉(大正四年) (4. 6. 1.)53(4. 6. 15.)44
農業 (4. 10. 15)5(7 5 15.)38(8. 3. 1.)14(8. 4. 15.)23
農工銀行 (5. 7. 15.)62

欽渣鐵道 (4. 1. 1.)91(8. 5. 15.)9

吉長鐵道 (1. 12. 5.)78(4. 12. 15.)33(5. 1. 1.)75(5. 11. 15.)23(8. 1. 1)105(8. 3. 15.) 7

工業 (1. 9 20.)10(3. 5. 1.)18(5. 5 15.)13 (6. 7. 1.)21

興業銀行 (8. 1. 1.)95

鑛業條例 (3. 5. 1.)**附錄**(5 6. 1)34(6 11. 1.)18

高徐鐵道 (8. 1. 1.)106(8. 5. 1.)5(8. 5. 1 5.)11

國會 (3. 1. 1.)23(4. 1. 1.) 21

國會組織法 (1. 9. 20)62

國會組織法修正 (7. 2. 1.)45

段氏修正國會組織法 (7. 5. 1.)70

國會解散(民國六年) (6. 7 1.)57

國會非常會議 (6. 9. 15.)35(6. 10. 1.)3 1

國教問題 (4. 1. 1.)67

廣告 (2. 1. 1.)67

滬杭甬鐵道 (8. 3. 1.)9

國民性 (7. 4. 1.)26(8. 11. 1.)39

國民黨 (1. 9. 5.)71

穀物 (7. 1. 15.)15(8. 2. 1.)13

穀物問屋 (5. 8. 15.)21

國產展覽會 (5. 8. 1.)33(5. 12. 1.)45

國籍法 (1. 12. 20.)71(4. 1. 15.)73

個舊錫鑛 (5. 4. 1.)35

廣九鐵道 (2. 12. 1.)22(3. 1. 15.)25(8. 3. 15.)6

滬寧鐵道 (2. 8. 15.)44(4. 4. 1.)9(4. 5. 1.) 5(7. 11. 1.)23(8. 3 1.)7

呼倫貝爾 (1. 8. 20)18

公使館區域 (5. 5. 1)21

交通 (3 1. 1.)108

交通銀行 (3. 5. 1.)**附錄**(3. 6. 15)43(4. 6. 15.)12(6. 5. 1.)47(7. 1. 1.)6(7. 12. 1.)38 (8. 10. 1.)33

交通銀行借款 (6. 2. 15.)39(6. 3. 1,)20

鑛山業 (1. 8. 5.)9(2. 5. 1.)45(3. 4. 1.)26 (3. 8. 15.)48(4. 5. 1.)19(4. 7 1.)12(5. 5. 1.)5,16(5. 8 15.)5(6. 9. 15)16(7. 3. 15.) 18(7. 11. 15.)24

鑛業條例 其項を見よ

列國の鑛山利權 (5. 4. 1.)33

雲山炭坑 (4 2. 15.)5(4. 6 1.)29(5 4. 1.) 34

Krieger, M. (5. 10. 1.)39

Krisp**借款** (1. 11. 20)66(2. 2. 15)52

靴 (2. 1. 1.)86

庫倫 (2. 1. 15.)**口絵**(2. 8. 15)38(3. 3 15.) 46(3. 7. 15.)43

胡桃 (4. 3. 15.)15

共同監政 (7. 12. 15)35(8. 6. 1.)11(8. 8. 1.)21

夾皮溝金鑛 (8. 1. 1.)107

教育 (3. 1. 1)57(4. 9. 1.)73(7. 2. 1.)34(8. 7. 1)11(8. 8. 1.)25

居留地 (4 11. 15.)9(7. 12. 15.)5

自開商埠 其項を見よ

公使館區域 同上

上海租界擴張問題 (3 6. 15.)28

L

Little, Edward S. (7. 4. 1.)40

M

豆素麵 (4. 1. 15)11

11.1.)6(6.11.15.)26
解款 (5.6.1.)51
海關
外班員の不平 (7.5.15.)28
關稅 其項を見よ
開墾 (2.9.1.)14(2.9.15.)20(3.11.1.)15
開濬鑛務公司 (1.10.5.)7(4.12.1.)15(5.4.1.)34(6.11.15.)26(7.1.1.)23
海蘭鐵道 (2.7.1.)28(4.1.1.)86(8.5.15.)5
械閘 (3.9.1.)25
花旗銀行 (8.6.1.)5
各省送附金 解款を見よ
華僑 (1.2.5.)13(2.4.15.)47(2.5.15.)40(3.4.15.)5(3.11.15.)21(6.2.1.)26(7.3.1.)35
紙 (2.1.1.)62(2.10.1.)25(8.1.1.)27
官業 (6.1.1.)68
漢人 (2.9.1.)6(7.2.1.)19
寬城子事件 (8.8.15.)35
官制 (3.1.1.)17(3.2.1.)附錄1(3.8.1.)附錄(4.1.1.)8
間島問題 (4.10.15.)1(4.12.1.)40
廣東臺銀借款 (6.5.1.)39
漢冶萍 (4.5.15.)5(4.12.1.)5(5.11.1.)9(6.2.15.)47(7.1.1.)22(7.3.1.)45(7.3.15.)5(8.1.1.)110(8.2.1.)28
關稅
1911 年度收入 (2.9.15.)73
1912 年度收入 (2.9.15.)73
1915 年度收入 (5.4.1.)31
1916 年度收入 (6.2.1.)34
1917 年度收入 (7.3.1.)42(7.5.15.)43
1918 年度收入 (7.8.1.)35
國定關稅 (7.1.15.)61
關稅改正 (2.11.1.)1(3.1.1.)47(3.2.1.)8(3.5.15.)1,21(3.7.1.)1(6.3.15.)1(6.5.15.)11(7.4.15.)1(7.7.15)44(7.9.1.)22(8.2.1.)1(8.4.1.)1,5(8.6.1.)40(8.6.15.)19
稅率表 (8.4.1.)附錄
關稅改正と日本工業 (3.7.15.)1
支那側の意見 (1.10.20.)4
ブレドン氏の意見 (6.4.1.)29
華昌精煉廠 (5.12.15.)5
家族主義 (1.12.5.)14
毛皮 (6.1.15.)5
京張鐵道 (4.9.15.)28
京奉鐵道 (2.8.15.)42(4.9.15.)27(8.2.15.)5
京漢鐵道 (4.9.15.)28(5.3.1.)43(8.2.15.)7
京熱鐵道 (6.3.15.)11
京綏鐵道 (4.10.1.)35(8.2.1.)34
經濟措款除外 (2.10.15.)1,6
絹紬 (2.12.15.)29
憲法 (2.11.1.)附錄1(2.11.15.)32(3.5.15.)37(4.1.1.)3(5.8.1.)37(5.10.1.)31
化粧品 (2.1.1.)93(4.8.1.)18
生絲 (4.10.15.)17
吉會鐵道 (5.1.1.)82(7.8.15.)41(8.1.1.)106(8.5.15.)11
吉黑林鑛借款 (8.5.1.)12
金券條例 (7.9.1.)39(7,9.15.)41
金鑛 (6.4.1.)5(6.5.15.)19
金嶺鎭鐵鑛 (4.6.1.)30(5.4.1.)34(6.1.1.)109
金鑛 (31.1.1.)88(3.8.1.)11(3.9.15.)5(4.8.15.)33

滬口再築借款 (1.7.5.)26(5.4.1.)44(5.6.1.)41
平政院 (3.5.1.)附錄
幣制改革 (1.7.5.)1(2.1.15.)14(2.2.1)75(2.4.15.)31(3.5.15.)24(4.3.15.)1(6.8.15.)22(6.10.1.)1(6.10.15.)1(6.11.1.)1(7.9.1.)39(7.9.15.)41(7.11.1.)1(8.2.1.)18
片馬問題 (3.7.1.)45(3.7.15.)46(3.8.15.)42(6.2.1.)44
Higginson借款 (5.5.I.)40
皮革 (5.5.15.)29(8.1.1.)33
飛行機借款 (8.11.1.)71
賓黑鐵道 (8.5.15)10
回教 (6.4.1.)34(7.1.15.)44
豐城炭坑 (8.1.1.)110
捕獲條例 (7.1.15)62
保險 (2.10.1.)10(2.10.15.)19(7.1.1.)30
浦口商埠計畫 (3.6.1.)37(3.12.15.)23
本溪湖炭坑 (5.1.15.)39(5.4.1.)33(5.11.1.)10(8.1.1.)108
香港 (6.2.1.)11(6.2.15.)16(8.1.15.)14
香港大學 (2.11 15.)45
香港上海銀行 (2.3.15.)25(2.9.1.)43(7.1.1.)8(7.4,15.)17(8.4.1.)35
保利銀公司 (6.3.1.)14
保晉鑛務公司 (7.12.1.)21
浦信鐵道 (4.1.1.)74(8.5.15.)7
鳳凰山鐵鑛 (7.3.15.)42(8.1.1.)111(8.2.15.)42

I

一面坡炭坑 (5.4 1.)33
移民 (2.12.1.)17(4.1.15.)30(4.2.15.)27(4.3.15.)32
印度支那銀行 東方滙理銀行見よ
印度支那汽船會社 (7.1.1.)25
印刷局借款 (7.2.15.)63
印紙稅 (4.8.1.)31(6.4.15.)29
International Corporation (6.7.1.)10
板硝子 (4.4.1.)7

J

自治 (4.1.1.)18
自開商埠 (4.12.1.)13
磁器 (4.4.1.)6
地金銀 (3.4.1.)6
人力車 (2.1.1.)53
常關 (4.8.1.)5(5.3.1.)21(8.6.15.)11
徐州會議 (5.10.15.)35

K

貨幣
硬貨鑄造高及流通高 (3.12.1.)24
紙幣發行高及流通高 (7.3.1.)5(7.11.15.)21
制錢 (5.11.15)42
圓銀 (3.8.15.)19
國幣條例 (4.3.1.)53
廣東 (2.6.1.)24(3.8.1.)41
廣西 (3.8.15.)13
江西 (3.12.15.)5
山東 (4.2.1.)5
貝釦 (2.1.1.)66
戒嚴令 (2.1.15.)78
海軍 (3.1.1.)70(8.2.1.)16(8.3.1.)49
開平鑛務公司 (1.7,5.)66(1.10.5.)7(2.

Frazer, David. (5. 10. 1.)38
府院問題 (5. 9. 15.)36(5. 12. 1.)52(5.12. 15.)61(6. 4. 1.)40
福建省 (2. 7. 15.)13(2. 8. 15.)27(2. 9.1.) 26
佛國の對支政策 (4. 9. 15.)16
福中公司 (5. 2. 15.)5(7. 1. 1.)23
復辟 (5. 5. 15.)20(6. 7. 15.)1(6. 8. 1.)29
宗社黨 (2. 6. 15.)12
福公司 (1. 4. 5.)14(8. 2. 1.)25
福州事件 (8. 12. 15.)56
Fyffe, M.S. (5. 10.1.)39

G

外交 (3. 1. 1.)35
支那と列强との關係 (7. 12. 1.)24
硝子 (8. 1, 1.)30
Giles, W.R. (5. 10. 1.)39
銀價 (2. 5. 15.)33(2. 8. 1.)13(2. 8. 15)4 (6. 7. 1.)5
銀行
小銀行設立の急務 (2. 1. 15.)35(2. 3. 15.)21
ヴィツセリング博士支那銀行論 (3 7. 1.)52
銀行關係法規 (7. 12. 15.)11
銀行用語 (7. 12. 15.)33
米支銀行 其項を見よ
Chartered銀行 同上
朝鮮銀行 同上
中國銀行 同上
中法實業銀行 同上
鹽業銀行 同上
香港上海銀行 同上
印度支那銀行 東方滙理銀行を見よ
花旗銀行 其項を見よ
興業銀行 同上
交通銀行 同上
日支銀行 同上
農工銀行 同上
浙江銀行 同上
上海儲蓄銀行 同上
新華儲蓄銀行 同上
正金銀行 同上
殖邊銀行 同上
臺灣銀行 同上
東方滙理銀行 同上
滙源銀行 同上
滙業銀行 同上
有利銀行 同上
義和團事件賠償金 (3. 2. 15)48(6. 4. 1.) 1(7. 12. 15.)45
合辦事業 (5. 8. 1.)1(8. 7. 1)5
日支合辦 其項を見よ
語學 (2. 4. 1.)11(2. 4. 15)20
軍政府 (7. 6. 1.)35(7. 6. 15.)38
軍隊 (2. 2. 1.)49(4. 1. 1.)34
漁業 (3. 7. 15.)8(6. 5. 1.)11
牛皮 (5. 6. 15.)5
牛骨 (5. 4. 15.)23
牛脂 (4. 8. 15.)5(6. 8. 15.)10
牛心臺炭坑 (8, 1. 1.)108

H

海拉爾 (3. 2. 15.)41
白狼 (2. 9. 1.)13(3. 7. 1.)44
白沙河鉛鑛 (8. 1. 1.)110
博山炭坑 (8 1. 1.)109

中法實業銀行 (2. 9. 15.)47(8. 3. 1.)28
中日實業會社 (8. 1. 1.)102

D

大豆 (2. 11. 1.)13
大凸山炭坑 (8. 1. 1.)111
暖池塘炭坑 (8. 1. 1.)108
電氣事業 (2. 4. 15.)49(4. 8. 1.)10(4. 9. 1.)5(4 9. 15.)5(5. 8. 1.)10(7. 1. 1.)10(8. 11. 1.)11
田賦
改革意見 (6. 8. 15.)16
經界局 (4. 3. 1.)1
電信 (4. 5. 15)63(8. 3. 15.)9
有線電信借款 (7. 5. 15.) 56 (7. 7. 15.) 17(8. 5. 1.)9
無線電信 (1. 12. 5.)74
Marconi無線電信借款 (7. 9. 15.)51(8. 4. 15.)12(8: 7. 15.)12
無線電信借款 (7. 1. 15.)61(7. 8. 15.)14(8. 5. 1.)15
電話 (4. 8. 15.)20(7. 1. 1.)38(7. 7·15.)39 (8. 11. 1.)57
Department Store (2. 1. 1.)92
土匪 (3. 9. 15.)23(8. 2. 15,)22
馬賊 其項を見よ
白狼 同上
獨逸の對支政策 (2. 3. 15.)7(2. 4. 1.)24 (2. 4. 15.)26,29(2. 7. 1.)35(6. 4. 1.)19
銅官山借款 (1. 7. 5.)25(8. 1. 1.)110
Donald, W.H. (5. 10. 1.)38
度量衡 (4. 2. 1.)5(4. 2. 15.)60(4. 3. 15.) 55(8. 7. 15.)5
道清鐵道 (8. 3. 15.)5
同成鐵道 (4. 1. 1.)89(8. 5. 15.)9
導淮借款 (3. 2. 15·)1,28(3. 3. 1.)口繪,35 (3. 8. 1·)49(3. 10. 1.)41(4. 1. 1.)95(4. 6. 1)44

E

英國の對支政策 (1. 12. 5.)7(4. 2. 15.)33 (6. 7. 15.)24(7. 7. 1.)14,26
嶧縣炭坑 (5. 3. 15.)29
粵漢川鐵道 (2. 9. 15.)45(3. 4. 1.)50(8. 5 15.)6
延長石油坑 (4. 1. 1.)97(4. 10. 15.)38(5. 4. 1.)28
鹽業銀行 (7. 11. 15.)5
鹽務 (1. 10. 20.)57(3. 2. 1.)36(8. 2. 15.)41
鹽務の前途 (2. 10. 1·)21
鹽務署官制 (3. 6. 15.)附錄 5
鹽務と各省財政 (2. 8. 15.)10
1914 年度鹽稅收入 (4. 5. 1.)10
1915 年度鹽稅收入 (5. 4. 1.)31
1916 年度鹽稅收入 (7. 5. 15.)15
1917 年度鹽稅收入 (7. 5. 1)5(7. 5. 15.)15
鹽稅剩餘金 (5. 5. 1.)40(6. 12. 15.)33
兩浙鹽務狀況 (5. 8. 1.)29
滿洲鹽務狀況 (5. 11. 1.)13
北支鹽務狀況 (4. 11. 1.)13
廣東鹽務狀況 (2. 5. 1I.)28
煙酒借款 (8. 12. 15.)70
煙臺炭坑 (5. 4. 1.)33(8. 1. 1.)107
鹽稅 鹽務を見よ
鹽稅剩餘金 同上

F

A

ABC 倶樂部 (8. 11. 1.)49
鴉片 (2. 3. 15.)36(2. 8. 15.)36 (3. 1. 1.)47(4. 8. 15.)29(6. 3. 15.)43(6. 6. 1.)6 (7. 12. 15.)23(8. 1. 15.)31(8. 3. 15.)40
安質母尼 (4. 9. 15.)16(8. 4. 15.)13
安奉鐵道 (5. 1. 1.)73
安正鐵道 (3. 7. 1.)66
鞍山站鐵鑛 (8. 1. 1.)107
庵 (1. 7. 5.)5(5. 7. 15.)11

B

買辦 (5 6. 1.)38
賣藥 (4. 12. 15.)18
バリカン (2. 1. 1.)58
馬賊 (2. 2. 1.)26
米國亞細亞學會 (2. 9. 15.)11
米國の對支政策 (2. 5. 1.)1(3. 2. 15.)1 (3. 11. 1.)42(6. 4. 15.)17(7. 1. 15)38(7. 5. 1.)25(8. 10. 1.)30
米支銀行 (5. 5. 1.)23
汴洛鐵道 (3. 3. 1.)28(8. 3. 15)6
白耳義財團 (2. 10 15.)41(3. 3. 15.)44
貿易 (2.2.1.)34(3. 1. 1.)73(4. 1. 1.)99(5. 3. 1.)37(7. 11. 1.)19
1911 年度 (1. 7 5.)11
1912 年度 (2. 8. 1.)19
1913 年度 (3. 7. 1.)21
1914 年度 (4. 8. 15.)15
1916 年度 (6. 12. 1.)34
1917 年度 (7. 6. 15.)5
1918 年度 (8. 8. 15.)5
日支貿易 (2. 5. 15.)7(6. 1.)2. 14(8. 1. 1.)7
漢口貿易 (4. 1. 1.5)5
廣東貿易 (3. 9. 1.)5
防穀制度 (2. 6. 1.)17(7. 9. 1.)1
牧畜 (2. 7. 1.)32(2. 7. 15.)18(4. 3.15.)10 (4.9 1.)23 5.2.1.)17(6.5.1.)20(6.6.1.)17
帽子 (2. 1. 1.)42(2. 9. 1.)5
坊子炭坑 (5. 4. 1.)34(8. 1. 1.)109
紡織業 (2. 1. 15.)65(4. 8. 15.)1(5. 5. 15.) 13(7. 1. 1.)13
撫順炭坑 (5. 4. 1.)33(8. 1. 1.)107
物產 (3. 6. 1.)5(4. 10. 15.)16
廟溝鐵鑛 (5. 4. 1.)33(8. 1. 1.)108

C

茶 (3. 6. 15.)23(3. 10. 1.)31(4. 11. 15.)18(4. 12. 1.)26(7. 5. 1.)21(7. 10. 1.)5
札來諾爾炭坑 (5. 4. 1.)33
Chartered銀行 (7. 1. 1.)10(7. 8 1.)36(8. 6.15.)5
芝罘 (5. 7. 15.)31
西藏問題 (1. 8. 2.0.)19(2. 1. 15.)44(2. 7. 1.)1(2. 7. 15.)31(2.9. 15.)1(2.10.15.)45 2.9 (3.1.1.)41(4.1.1.)31(5. 6. 1.)5(8.7.1.)33
地圖 (5. 10. 1.)5
地方制度 (2. 2. 1.)17(5. 12. 1.)42(6. 2.1 5.)40
地租 田賦を見よ
朝鮮銀行 (8. 1. 1.)93
張振武事件 (1. 9. 5.)14
中國銀行 (2. 5. 15.)67(5. 4. 15)19(5. 5. 1.)33(5. 6. 1.)53(5. 7. 15.)25(8. 2. 1.)5 (8. 9. 15.)29(8. 10. 1.)33,42

凡　　例

(1) 本索引は大正元年より大正八年に至る本誌所載の主要論文及び記事に就き件名分類の法を用ひて作成したるものにして固より全部の記事に對して附したるものに非ず主要なるもののみなり

(2) 排列法は井上十吉氏著『新譯和英辭典』(大正四年一月發行第十九版三省堂發行) の排列法を採用せり

(3) 括孤の中の數字は本誌の發行年月日を示し括弧外の數字はその頁數を示す卽ち (8. 11. 1.)49 は『大正八年十一月一日發行本誌第四十九頁』を意味するものとす

(4) 續き物記事は第一回に對してのみ索引を附す

(5) 外國名詞は原語の綴方に從ふ例へば Chartered 銀行と記し Chaataado銀行　となさざるが如し

一九二〇年三月二十五日　　編　　者

波多野乾一編

支那 自一九一二年至一九一九年 件名總索引

明治四十五年一月十七日第三種郵便物認可
大正九年四月十五日發行（毎月一回十五日發行）
支那 第十一卷 第四號

支那

大正九年五月十五日發行（每月一回一日發行）

第十一卷　五月號　第五號

內容

南北妥協の新提議……一
米國の對支單獨借款……一五
西藏交涉記略……一八
山東問題に關するミラード氏の陳述……五
民國八年度歲出豫計書……三三
支那時報……四〇
支那彙報……五二

東亞同文會調查編纂部

▼齲歯の豫防▲

口中清掃第一

▼身體の保健▲

ライオン歯磨

不潔な口中は、種種な病氣の原因になります。純良歯磨のライオンで朝夕口中を清掃するのは、最も大切なことです。

大正九年五月十五日發行「支那」目次

南北妥協の新提議……一―四
山東問題に關するミラード氏の陳述(一)……五―一三
米國の對支單獨借款……一三―一七
西藏交涉記略……外交部調查……一八―三三
民國八年度歲出豫計書(下)……三三―三九

時報

支那に於けるラモント氏―勞農政府通牒と支那
南北和議の新局面、唐紹儀・王揖唐『密約』―山東
交涉其後の經過一、山東記錄引繼二、交涉開始の
督促三、新組織の遷延主義―廣東國會の南減……四〇―五一

彙報……五二―七一

登錄商標

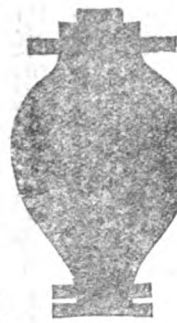

ツボ印 工業用

塩化アンモニア

上記商標ヲ附シテ發賣スル本品ハ當所試驗部ノ嚴密ナル檢査ヲ經テ其品質ヲ保證スルモノナリ

●御購求ニ際シテハ必ズ「ツボ印」ト御指名アランコトヲ

製造發賣 天然化學工業所
中田商店
大阪市平野町

直輸出入業

株式會社 武林洋行

大阪市西區靱中通參丁目貳壹

電話土佐堀（長）二三五番 三、〇二三六番 三、〇二九番

營業種目

棉花、絹紡原料
麻、肥料、雜穀
毛皮革、牛水蠟
各種油及其原料
其他支那產物

神戶出張所 神戶市海岸通二丁目 電話三ノ宮（長）一、八一五番 三、三三八番

東京支店 東京市深川區佐賀町二丁目 電 本所（局）三、七〇六番 二、二九五番

橫濱出張所 橫濱市相生町六丁目 電話（局）一、五九〇番

海外支店 上海、漢口
同出張所 沙市、宜昌、萬縣、重慶、樊城、老河口、鄭州

ヱビス
ビール

サツポロ
ビール

アサヒ
ビール

大日本東京

大日本麥酒株式會社

關西製綱株式會社
大阪帶革製造所
中國化學工業會社
山東省代理店

船舶、鐵道、鑛山
鐵工、土木、建築
用品販賣

和田寛商店青島出張所
青島長安町十四番地
電話五七五番

鐵工部工場
青島早霧町九番地

鐵道用品機械類カタログ御郵送ヲ乞フ

顏料製造工場
山東省博山驛前
電話四一番

當工場製造ノ辨柄ハ品質優良價格低廉製
產高豐富見本御一報次第郵送可申候
見本御入用ノ向ハ青島ノ方へ御申越ヲ乞

▲製造輸出品▼
護謨眞田紐、靴紐、蛇腹紐、人造絹絲製帽帶、山道紐、綿紗、房類、各種撚紐、及組紐製品全部

▲輸入原料品▼
人造絹絲、護謨線絲、金銀線絲、其他各種原料品

大阪東區淡路町四丁目
岡繁藏商店
電話（長一七一五番
本局（園三六八一番
振替口座大阪八四六番

オキシヘーラー

邦文
支那文 **説明書** 實驗例附 **贈呈**

▼**オキシヘーラー**の顯著なる事は使用僅か五分間を出でずして三乃至五mm.mの血壓を亢め一時間を繼續すれば實に十乃至三十mm.mの活力を增進す試に血壓計脈波計等を以て驗せば其調節の狀を明にし又各自は脈搏、呼吸、體溫の整調に依ても自覺せらる

▼靈妙なる磁氣應用の本器は斯して血液中の酸素吸引力を增大し健康の元素を補ふが故に難治の疾病を根治するに空前の偉力を有す論より證據使用者は忽ち脈搏强實となり全身の溫暖、呼吸の深長を感じ次で熟睡解熱、鎭痛、食慾の亢進、兩便の快通等生理的本能を回復するの神速なるは實に天下の奇蹟なり

本器は創製以來六年餘 其信用は社會に定評あり

Thos. A. Edison says, "The doctor of the future will not does us with drugs, but will instruct his patients as to the cause and prevention of all maladies. In other words, his function will be to prevent disease and not try to cure it, as now."

■特色■

▼**使用法** 簡便にして時と處とを問はず些の熟練を要せず自在に使用し得らる

▼**耐久力** 構造堅牢にして效力永久不滅電池の如く使用毎に消耗するものに非ず

▼**感覺** 頗る自然的にして毫も刺戟或は微痛だも感せず容易に使用の目的を達す

▼**費用** 使用に當り別に藥物等を要せざれば器械購求以外永遠に何等の費用を要せず

■**正價金參拾五圓**■

送料內地金參拾六錢 支那朝鮮樺太金六拾五錢

東京市牛込區簞笥町三十一番地

オキシヘーラー奬勵會

電話番町四百三〇七・四六八九・振替東京二七七二

大正九年五月十五日

第十一卷　第五號

南北妥協の新提議

一

南方に於ける緒寓、照霞樓一派の急進派と、軍政府の實權を握れる政學會系の抗爭は、從來とても頗る顯著なるものありたるは事實なるが、李烈鈞（在廣東雲南軍の閥位指揮者にして、政學會系の兵力後援者）兩氏の衝突を導火線とせる這次の內訌は、突如として兩派の總勘定と變形し、岑春煊氏及び政學會系に傾嚮せる陸榮廷氏のクーデター以後、國會議員の退去となり、伍廷芳、林葆懌兩政務總裁の辭職となり、事實上に於いて廣東國會及び軍政府の消滅を見たり。上海に集まれる國會議員は、參議院議長林森、同副議長王正廷、衆議院議長吳景濂、同副議長褚輔成四氏以下約三百名に及び（四月末の報道）、さきの香港會議（伍廷芳氏及び吳林兩氏會合を指す）の決議に從ひ、上海若くば雲南に國會を開くべく劃策し居れるも、成否果して如何あるべき。一方廣東に於いては政學會系の議員百餘名、參議院は孫光庭氏を、衆議院は陳光壽氏を『主席』に擧げて非常會議を開き、岑春煊氏の軍政府は、章士釗氏をして伍廷芳氏の公金持逃げを訴訟せしめ、溫宗堯氏を外交總長、陳錦濤氏を財政總長に入れ、更に唐紹儀孫文伍廷芳氏の代りに、四川督軍熊克武、貴州督軍劉顯世、外交總長溫宗堯三氏を政務總裁に補選せんとしつゝあるも、これ亦果して一般の首肯と贊同とを得べきや疑はし。

從來我邦に於いて屢々繰返されたる南北實力派の局部議和なるものは、今日に於いてその好機會が發見せられたりとすべきか。何となれば實力派の提携を妨げ來りし南方『口舌の徒』は、一網に打盡されて上海の一隅に喰喎しつゝありて、何等積極的活動を試むる能はざればなり。卽ちこゝに於いて、北方にては所謂八省聯盟を助け、南方にては陸榮廷派及び政學會系を援けて妥協を成就せしむべしとは、局部議和論の當然の歸結ならざるべからず。

一

然れども八省聯盟は北方派の全部にあらざると同樣に、陸榮廷派及び政學會系も南方派の一部たるに過ぎず。故に若し北方に於いて八省聯盟とその支持する徐總統及び靳總理を助け、南方に於いて陸榮廷派及び政學會系を援くる時は、兩派の失意分子たる安福俱樂部及び國會急進派並に若干の程度に於て段派及び唐繼堯派は、陰陽にこれが妨害に努むべく、さて然らば安福俱樂部國會急進派、段派唐繼堯派を援けて今一度上海和平會議を開かしめ、以て統一の成を庶幾すべしとするか。彼等の和平希望の意は甚だ切なるものあり、所謂南北和議の密約として、四月十九日の上海各新聞に現れたる唐紹儀王揖唐密約は、以てその證左と爲すことを得べきが、南北統一の功を此兩派に占めしむるとき、八省聯盟及び陸榮廷派並びに政學會系は如何なる態度を執るべしとするか。第三和平會議の阻力は、主として此方面に發見せらるべきのみ。

南北實力派及び文治派が、互ひに南北統一の功を自派に壟斷せんとし、他派の擾亂を喜ばざるの現狀は眞に唾棄に値ひするといふべく、ソハ實に永久のいたちごつこを意味せずんばあらず。私心と黨異の外何物もなき彼等の心理は、吾等の筆にするだに恥づるところなり。

三

支那政局の研究者は、叙上の事實を擧げて支那の和平統一の望みなきことを指摘し、一昨年來列國が二回までも無効の妥協勸告を試み、徒勞に往返せることを冷笑しつゝあり。然り結果に就いて見れば、列國の熄爭勸告は眞に無用のものたりし觀あるは事實なるも、當時實に妥協が當面の急とせられ、萬口一辭支那の和平統一を翹望せしことを想へば、列國の爲せしところは亦列國の爲すを要する當然の手續なりしを回顧すべし。何となれば列國の妥協勸告は、列國自身の利益を防護するがためにして、支那の康寧利益は、固より考慮せられざるには非らざるも、抑も勸告提出が是認せらるゝの理據は、支那の分立が列國の利害に關係を及ぼすといふ點に在るを以てなり。而して勸告の効果は、從來互ひに相爭ひたりし南北兩軍をして、兎に角停戰を實行せしめたる點に於いて、明かに見得べかりき。唯それ昨年二月を以て開かれたる第一

和平會議に於ける交通系と政學會系の握手が、安福倶樂部と南方急進派の妨害運動に依つて破壞され、第二和平會議に於ける安福倶樂部と反政學會系の協調が、政學會系の擾亂に依つて停頓せるは遺憾の極なるも、之を以て妥協の事到底望みなしとすれば氣短かに過ぐ。大體第一、第二妥協勸告に見えたるが如き曖昧不徹底なる趣旨にては、所期の効果を得べからざるは明々白々、今一段突き込みて、時に內政干涉のそしりを受くるとも、憚はず法律問題にも觸れて忠告するを要す。『理法の大則』位の用語にては、以て南方派を滿足せしむるに足らざると共に、以て北方派を反省せしむるに不充分なるを悟れよ。

四

吾等はこゝに久しく高閣に束ねられたる南北妥協問題を重ねて提起し、支那に對し第三回妥協勸告を交附すべきことを主張す。

提議の趣旨は、第一に支那を過激主義の征服より救はんとするに在り。勞農露國を歡迎し、その遭逢を渴望するの傾向は、さきに勞農政府の通牒に對する上海報界聯合會の返電に見えたるが、今又た日本在留學生の五月七日決議あり、明白に露國よりの通牒を是認すべしといふに及ぶ。今日に於いて中央集權の政府を作らんよりは、一足飛びに『勞農支那』を持來すべしてふ議論の少なからざるを見る。吾等は吾等の隣邦が過激主義に征服せらるゝを默視するに忍びず、今一度支那朝野の覺醒を促がさんことを思ふなり。

第二、廣東に『國會非常會議』あり、北京に『非法國會』あり、今や又上海若くば雲南に、第二の『國會非常會議』現はれんとす。一國の三個の國會ありて、各々紛々騷擾を試むるは、啻に支那の不面目たるのみにあらざるべし。吾等こゝに於いて、第三回妥協勸告に於いて、國會問題に關する合理的忠告を致さんことを期す。

五

第三、而して最後の趣旨は抑も吾等をして南北妥協の新提議を決心せしめたるものにして、卽ち吾等は、支那の康寧利益以外、日本國民自身の利害關係よりして、支那の和平統一を希望すといふこと、これなり。

試みに山東問題に關する交涉の經過を見よ、福州事件を見よ。微弱無氣力なる北京政府は、南方の反對、乃至民間の夢我夢中なる對外硬論に制せられて、殆んど何事をも爲す能はず、特に山東直接交涉の問題の如きは、去る一月十九日の我が要求提出當時に比し、一毫の進捗を見ざるのみならず、山東記錄引繼後の我が交涉再開要求に對しても、北京政府は言を圖

論の沸騰に托して何等の明答を與へざるに非ずや。曩に直截明白なる直接交涉意見を發表して、中外の識者をして北京政府に人あることを慶賀せしめたる靳總理すら、口を拭うて知らざるまねし、却つて山東出身軍人を使嗾して直接交涉反對を打電せしめ、之に對する返電の形式に於いて、任に在る間斷じて直接交涉を爲さずとの愚なる言質を與へ、以て俗論に媚びつゝあるに非ずや。吾等は最早やかゝる微弱なる政府、無責任なる當局者を相手として懸案を解決し得べしとは信ずる能はず。山東問題、福州事件、根本に遡りて排日排貨善後問題は、吾等日本國民としては一日も早く解決を告げんことを希望するものなれど、吾等の相手方が吾等との交涉に堪へざるを如何せんや。吾等は是に於いて先決問題として吾等と交涉するに『堪ふる』ところの政府を樹立し、然る後に諸懸案の交涉に移るの順當なるを思ふ。その政府とは言ふまでもなく南北統一政府のことにして、吾等の提議の趣旨を無遠慮に言へば、第三回の妥協勸告（前二回のそれよりも一層立入りたる）を支那に對して試み、一切萬事を延期して先づ鞏固なる南北統一政府を作るべしといふに在り。過激主義の侵入を防護するためにも、諸懸案の解決のためにも、統一政府の樹立が絶對の必要たる以上、その過程を滑かにするための手段として、日本は軍事協定廢止、其他あらゆる手續きを履むことに吝なるべからざるなり。吾等は日本國民としての利害關係の立場より、こゝに南北妥協問題の再考を促すものなり。

（X Y 生）

山東問題に關するミラード氏の陳述（二）

（一九一九年八月十八日米國上院外交委員會にて）

外交委員會委員氏名

委員長　ヘンリー・カボット・ロッヂ（マサチユセット州）
委員　ウイリアム・イー・ボラー（アイダホ州）
同　ボーター・ジエー・マッカンバー（北ダコタ州）
同　フランク・ビー・ブランデジー（コンネクチカット州）
同　アルダート・ビー・フォール（ニユー・メキシコ州）
同　フィランダー・シー・ノックス（ペンシルヴアニア州）
同　ワーレン・ジー・ハーヂング（オハイオ州）
同　ハイラム・ダブリュウ・ジョンソン（カリフォルニア州）
同　ハリー・エス・ニユー（インヂアナ州）
同　ジョージ・エチ・モーゼス（ニユー・ハンプシアイア州）
同　ジルバート・エム・ヒッチコック（ネブラスカ州）
同　ジョン・シャープ・ウイリアムス（ミシシッピ州）
同　クロード・エイ・スワンソン（ヴアージニア州）
同　アトリー・ポメレーン（オハイオ州）
同　マーカス・エイ・スミス（アリゾナ州）
同　ケイ・ピットマン（ネヴアダ州）
同　ジョン・ケー・シールヅ（テンネシー州）

書記　シー・エフ・レッドモンド

委員會は千九百十九年四月十八日午前十時ロッヂ氏主宰の下に上院第四百二十六號室にて開會さる當日出席委員は委員長ロッヂ氏、マッカンバー氏、ボラー氏、ブランデジー氏、ノックス氏、ジョンソン氏（カリフォルニア）、モーゼス氏、ヒツチコック氏、スワンソン氏及びポメレーン氏。

トーマス・エフ・エフ・ミラード氏の陳述

委員長。貴下の姓名は？

ミラード氏。トーマス・エフ・エフ・ミラード。

委員長。貴下は新聞通信員であつたと聞きますが左樣ですか？

ミラード。然り。それが私の職業です。

委員長。貴下は其職務に於て支那に滯在されましたか？

ミラード氏。然り。私は二十年間多少とも極東同題を研究してゐました。

委員長。如何なる職務に於てゞすか？

ミラード氏。新聞記者、寄稿家、發行人、編輯者としてです。

委員長。ジョンソン君は此の問題に特別の興味をもつてをられましたから同君の質問を願ひます。

議員スワンソン。其前に一寸ミラード君に質問を許して下さい。貴下は嘗つて何か官職に就かれたことがありますか、或は又支那政府の顧問となられたことがありますか？

ミラード氏。私は玆に身邊の事情を陳述致しまして貴下の判斷に一任することに致します。本年（千九百十九年）二月私は紐育に居りました。前年の十二月に支那を出發して紐育へ參つたのであります。そして一月と二月とは書物を出版する爲に書き物をしておりました。丁度其れを執筆中に、華盛頓の支那公使館を通じて、巴里の支那講和委員から、私に巴里へ來て非公式の性質で彼等に援助を與へてれぬかといふ意味の一葉の電報を受けとりました。そこで吳私は執筆中の書物を仕上げた上で巴里へ行きました。私が紐育を出發した時から再び當地へ歸つて來るまでの費用は彼等が負擔しました。其の他に報酬は受け取りませんでした。

議員スワンソン。報酬は受け取らないと言ふのですか？

ミラード氏。左樣です。たとひその金が官邊のものであるとしましても、私の受けとつたのは費用として實際費消した金額だけでした。それに就いて申しまするが、巴里の支那委員は、彼等の公式の顧問として、有名な米國の國際法學者を二人傭聘したいとの希望をもつておりました。けれども我が政府が彼等に忠告を與へた爲に彼等は其の希望を果さず、英國人と佛國人との一名宛の顧問を傭聘しました。

議員ブランデジー。我が政府の誰が彼等に忠告を與へましたか？

ミラード氏。はじめ此の忠告は北京の我が公使の手から試驗的に與へられ、其の後講和會議がはじまつて間もなく巴里で、實際に忠告されたと思ひます。

議員ブランデジー。巴里で誰が忠告しました？

ミラード氏。たしかランシング氏だと思ひます。或は我が委員の顧問の極東通の人によつて傳へられたのかも知れません。

議員ブランデジー。支那委員が米國の顧問を傭聘してはいけないといふ忠告は如何なる論據から出たか貴下は御承知ですか？

ミラード氏。支那人から聞いた說明によりますると、我が政府は巴里に於て支那は多少米國の被後見者の如き地位に立つてゐると感じたといふことであります。尤も彼等が被後見者といふやうな言葉を使つたのではありませぬ。これは私が當時の事情を說明する爲に使つた言葉であります。彼等が巴里へ出發する以前に北京に於て支那委員と米國公使との間に豫備交涉が行はれ、其の時に彼等は北京の米國公使に彼等が巴里會議に提出せんとする諸事項の目錄を提示したのであります。我が政府から北京駐在公使の手を經て傳へられた忠告によつてある項目は其の中から削除

されました。卽ち支那は、米國政府は是等の問題を巴里に提出するは不得策であり問題を困難にし紛糾させるであらうと考へるといふ忠告を與へられたのでそれ等の問題を削除することになつたのであります。それで支那はこれ等の問題を持ち出しませんでした。

其の時に有力なる米國顧問を傭聘したいといふ動議が提出されたのですが、これは後日考慮することにして決定を延期されたのであると私は思ひます。

其の後巴里に於て講和會議が開かれた後に此の問題が再び提起されたと私は察します。此の間私及び其の他の人々は全然非公式に彼等に二名の米國人の顧問を傭聘してはどうかと忠告しました。私は支那の友人といふ格で行動しておりましたし、外部からも支那の友人と見られ、支那の政治問題をよく心得てゐると見られてゐる事情から右の忠告をしたのであります。私は取り敢へずジョン・バセット・ムーア氏及びダブル・ダブル・ウイローピー博士を推薦しました。此の人々はかつて同地で傭聘されたことがあるのですが、二人とも參りませんでした。私は巴里へ到着するまで何故この二人が行かなかつたかを知りませんでした。けれども巴里に於て支那人から、我が政府が、如何なる米國人も支那委員と公式に關係するのは宜しくないと此の二人に告げたといふことを聞きました。

議員ブランデジー。貴下が米國の顧問を傭へば困難が生ずると申されたのは、若し支那委員が公式の米國顧問をもつてゐたら、我が政府の計畫、或は我が政府又は我が講和委員の支那を保護せんとする意向が干渉される憂があるからであるといふことを何時か述べられたのですか？

ミラード氏。私はさうは申しません。私は唯だそのやうに推測しただけです。それは私が彼の地へ着いた時に聞いた說明です。私は王氏に質問しました。顧博士にも質問しました。何となれば私はかつてウイローピー博士と米國で、同氏が渡佛するや否やに就いて手紙で問ひ合せたことがあるからです。で私は王正廷氏、顧維鈞等に對して言ひました。「何故貴下はこれ等の人を顧問にしなかつたのです。彼等の忠告は目下の場合非常に有益であつたでせうに」と。すると彼等は、我が米國政府が彼等に米國の顧問を傭聘しないがいゝと告げた爲めに傭聘しなかつたのであると言ひました。私は我が政府が如何なる動機から斯かることを告げたかは知らないのであります。

議員ブランデジー。貴下にそれらの事を語つたといふ今の二人の支那人は、支那委員と公式に關係のある人ですか？

ミラード氏。彼等は支那政府から巴里に派遣された正式の使節でありました。

議員ブランデジー。そして貴下の仕事に對しては別に報酬はなく、貴下はたゞ費用を支拂はれたゞけと仰言るのですな。

ミラード氏。私の費用は受け取りました。

議員ブランデジー。貴下はそれを單に友誼的行爲と考へましたか？

ミラード氏。私の方では、何等の報酬もなき友誼的行爲でありました。この道私は巴里へ行かうと思つてゐました。

議員マッカンバー。貴下は何の用向で巴里へ行きました。如何なる用があつたのですか？

ミラード氏。まあ一種の友人的の顧問としてゞす。

議員マッカンバー。支那政府を代表する顧問官ですか？

ミラード氏。さうではありません。私は支那政府を代表したのではありません。私の地位は全然非公式のものでありました。

議員マッカンバー。それはわかつてゐます。けれども若し貴下が顧問であつたとすると貴下は何人か或は何物かの顧問であつたに相違ありません。私の聞きたいのは貴下が何人の爲にはたらいてゐたかといふ點です。

ミラード氏。私はそれに就いて詳しく事情を説明した筈です。

議員ブランデジー。貴下は顧問であつたとは言はず、忠告者であつたと申されました。華盛頓で支那の要求を受領したのは誰です。支那から要求を發した人は誰です？何人です？

ミラード氏。電報を發したのは顧維鈞博士です。彼は全權委員の一人でありまして、以前に當華盛頓に於ける支那公使でありました。

議員マッカンバー。貴下は何に就いて助言することになつてゐたのです？

ミラード氏。何事でも彼等の訊ねることに就いて助言することになつておりました。

議員マッカンバー。それでは偖りに漠然としております。私は何か專門の助言だと考へますが。

ミラード氏。多くの場合に私は事件の成り行きを注視してゐまして、彼等がそれに注意する價値があると思はれることが生じた時には、私はそれを注意したり、或はそれに就いての覺書を書いて送つたりするやうなことを致しました。また二三の場合には、彼等の方から、突然起つた問題について私の意見を求めましたので、それについて簡單な覺書を認めて送つたこともあります。

議員マッカンバー。併し貴下は毫しも公式の仕事はしなかつたと仰言るのですな。

ミラード氏。さうです。決して致しません。それは全然非公式のものでありました。

議員ブランデジー。貴下は現在極東に於て發行されてゐる何等かの刊行物に御關係ですか？或は何處で發行されてゐるものでも極東問題に關した刊行物に關係がありますか？

ミラード氏。あります。私は支那の一刊行物に關係をもつております。

議員ブランデジー。それは何といふ名前です？

ミラード氏。ミラーヅ・レヴューと言ひます。

議員ブランデジー。貴下はその持ち主ですか？

ミラード氏。さうではありません。それは會社の所有になつております。

議員ブランデジー。では發行人ですか？

ミラード氏。さうでもありません。昨年あたりから始終離れてゐました。發行人はジエー・ピー・バウエル教授です。

議員ブランデジー。貴下はかつて其の發行人だつたことはありますか？

ミラード氏。あります。私がその新聞を創刊したのです。

議員マッカンバー。過去二十年の間に貴下は何時か日本に住んだことがありますか？

ミラード氏。ありません。尤も度々彼の地で過したことはあります。時には一度に二三ケ月滯在したこともあります。屢々日本へ參りましたけれども日本に住んだことはありません。

議員スワンソン。過去二十年の大部分は支那に住んでゐましたか？

ミラード氏。支那に居住する爲に渡航したのは千九百十一年です。その前にも屢々支那へ行つて滯在したことはあります。

議員スワンソン。千九百十一年からずつと支那に住んでゐましたか？

ミラード氏。左樣です。私は千九百十一年にチャイナプレッスといふ新聞を支那で創刊し、其の後五年間それを上海で發行してゐました。

議員ブランデジー。貴下は支那語は話せますか？

ミラード氏。殆んど駄目です。

議員ヒッチコック。貴下は獨逸が山東半島に於て租借地並びに其の他の利權を獲得した當時支那にゐましたか？

ミラード氏。否、私は千八百九十七年にはじめて支那へ行きました。其の事件は私の渡支の前年におこつたことです。

議員ヒッチコック。ミラーヅ、レヴューは財政の維持出來る新聞ですか？

ミラード氏。今でも、甚だ困難で破產しさうです。

議員ヒッチコック。どこから財源を獲ておりますか？

ミラード氏。普通の財源です。卽ち販賣と廣告とです。

議員ヒッチコック。其の他に何もありませんか？

ミラード氏。何もありません。

議員ヒッチコック。補助金はありませんか？

ミラード氏。少しもありません。

議員ヒッチコック。販賣高と廣告料との他には收入は少しもありませんか？

ミラード氏。何もありません。

議員ジョンソン（加州）。その新聞の態度は日本の提灯持ちをしてゐる他の米國新聞の態度とは非常に異てゐたとのことですが、眞實ですか？

ミラード氏。それはどうか知りません。

議員ジョンソン（加州）。過去二十年貴下は支那に於て主として上海に居住してゐましたか？

ミラード氏。私が支那に居宅を構へてゐたと言へるなら、それは全く上海でありました。勿論私は常に旅行してゐました。北京へも度々行きました。けれども私の住宅は

上海にあつたのです。

議員ジョンソン(加州)。貴下は新聞事業に於て活動された以外に、極東に關する著書を刊行されたことがありますか？

ミラード氏。左樣、極東問題に關して二三の著述をしました。

議員ジョンソン(加州)。それは何といふ書物ですか？

ミラード氏。私の第一の著述は千九百〇六年に刊行されました。それは「新極東」The New Far East といひます。千九百〇七年には「米國と極東問題」America and the Far Eastern Question といふ一書を刊行しました。次に千九百十一年に小冊子を刊行し、次に千九百十六年に「我が東洋問題」Our Eastern Question. といふ一書を刊行しました。

議員ノックス。千九百十一年の書物は何といふのです？

ミラード氏。それは「支那革命」The Revolution in China といふのです。これは上海だけで公刊したのです。しかも間もなく發賣を禁止されて、その書の內容の一部は其の後に刊行した「我が東洋問題」の中へ一層永久的な形式にして編入しました。それから去る五月に「民主主義と東洋問題」Democracy and the Eastern Question といふ書を刊行しました。

議員ジョンソン(加州)。貴下は支那在住中に極東問題に關して親しく研究されましたか？

ミラード氏。左樣です。研究をしたと申し上げてもいゝと思ひます。

議員ジョンソン(加州)。支那に關してばかりでなく、日本をも含む他の強國に關しても研究しましたか？

ミラード氏。然り。

議員ジョンソン(加州)。貴下は日支關係の現狀を熟知してゐますか？

ミラード氏。然り、存じてゐると思ひます。

議員ジョンソン(加州)。只今同僚からお訊ねしたことを十分に說明して下さい。貴下が說明されたやうな職務を帶びて渡支されたのは何時のことです？

ミラード氏。私は三月下旬に紐育を出發して三月の末に巴里に着きました。

議員ジョンソン(加州)。千九百十九年の三月ですか？

ミラード氏。千九百十九年の三月です。

議員ジョンソン(加州)。して何時まで巴里にゐましたか？

ミラード氏。五月の下旬までゐました。

議員ジョンソン(加州)。貴下が巴里滯留中に山東問題が論議されましたか？

ミラード氏。然り、私が巴里滯在中に山東問題が議決されました。

議員ジョンソン(加州)。貴下が巴里滯留中にその問題が議決されたのですか？

ミラード氏。然り。

議員ジョンソン(加州)。貴下は山東問題の議決に關する講和會議の經過を注視されたと察しますが？

ミラード氏。左樣、及ぶ限りは注意しました。

議員ジョンソン(加州)。どうか御隨意に前の方へ出て、此の問題が日本、支那或は極東に如何なる影響を及ぼすか、又米國が如何なる態度をとつたか、山東、膠州問題に關してなされたる決議、並にその米國及び支那を及ぼす影響等を說明して下さい。何卒前へ出て下さい。

ミラード氏。では失禮します。諸君、私は簡單に此の山東問題の背景を述べます。これによりて多少とも問題の了解を助けるかと存じます。

一體山東問題は極東問題の核心をなす難問題であると私は言ひたいのであります。これは今次の歐洲大戰爭の有力なる原因の一つであつたと同時に、又吾が合衆國の二大對外政策の一を生ぜしむるに至つた有力なる原因でありました。二大對外政策と申しますのは、モンロー主義とヘイ主義とであります。

議員ヒッチコック。モンロー主義と今一つは何です?

ミラード氏。ヘイ主義です。吾々は始終之等のことに就いて研究しておりましたが、英國人で有名な露西亞學者なるイー・ゼー・チロン博士の近著、「露國の沒落」The Eclipse of Russia といふ書に於て非常によく此のことが研究されております。此の書物は戰爭中には出版を許可されず、漸く三四ケ月以前に出版されたのであります。私は此の書物を一部巴里で購求して歸國の途中に讀みました。此の人は多年の間ウイッテ伯の一種の忠實なる顧問だつたのでありまして、此の書物に、獨逸が如何にして山東を獲得するに至つたかを明かにしてあります。それは、獨逸皇帝と露國皇帝との間に開かれたる或る歷史的の會議に於いて、獨逸皇帝は、獨逸が膠州灣に根據地を獲得することに就て露國皇帝の同意を得ました。ウイッテ伯は、このことは外務大臣の彼自身にも知られずに行はれたと言つて居ります。

此等の事實の中の或るものは極く最近に明にされたのであります。斷かる密約を背景として、獨逸は、山東省に於て獨逸の一宣敎師に暴行が加へられたのを好箇の口實となし、支那に對し山東省の利權讓與を要求しました。然れどもチロン博士の著書に記されてあるウイッテ伯自らの言によれば此の口實を得しめたる所謂暴行の以前に於て既に彼等が奪ひ取らんとする地點さへも決定されてあつたのであります。而して露國皇帝と獨逸皇帝との間には、獨逸が膠州灣を奪取するに際して露國は何等の抗議をも挾まぬといふ密約が結ばれてあつたのであります。

議員ヒッチコック。露國皇帝と獨逸皇帝との間に密約の結ばれたのは何時のことですか?

ミラード氏。此の書物に一切詳しく記されてあります。

議員ヒッチコック。何時締結されたのです?

ミラード氏。それは多分千八百九十七年か、何でも其の頃だつたと思ひます。

議員スワンソン。何か證據書類でもあるのですか?或は單に著者がそのことを記してあるといふだけの證據ですか?何か證據書類がありますか?

ミラード氏。勿論貴下はウイッテ氏の如何なる地位にあ

つたかは御承知ですね。

議員スワンソン。私は何か往復文書か覺書でもないかと訊ねたのです。

ミラード氏。著者は此の書物にそれを可成り詳細に掲げてゐます。私は此の書物を持つて參らうと思ひましたが判事カンペル氏に貸してあつてまた返さないのです。議會の圖書館に行けば御覽になれると思ひます。

議員スワンソン。それに何か證據書類が掲載されてゐるのですか？その當時の覺書のやうなものでも？

ミラード氏。然り、著者は或る覺書を載せてをります又彼は此の書物に於て、ウイッラ伯から彼が聞いたまゝを詳細に記してをります。

議員ヒッチコック。日附は千八百九十七年ですか？

ミラード氏。千八百九十六年か七年か、その邊と記憶します。

議員ノックス。貴下は既に千八百九十六年に事實上獨逸帝國議會に於て、そのことが獨逸の政策とならんとしつゝあつたことが公表せられたことを御承知ですか？

ミラード氏。知つてゐたかも知れませんが、今は忘れて了ひました。

議員ノックス。それに關するホーンベック教授の權威ある著書は「極東に於ける現代の政策」と言ひましたね？

ミラード氏。勿論このことはこれまでにも論せられてをります。獨逸の新聞紙等は熾にこれを論議してをります。けれども貴下の只今申されたやうな特殊の事項は私は記憶してをりません。

議員ノックス。ホーンベック教授はそのことを言つてをりますよ。

ミラード氏。それは左樣でせう。

議員ボラー。兎に角、スワンソン君、ヂロン博士がさう言つたのですよ。其の書物を讀んで見れば疑ふ餘地のないことです。

ミラード氏。勿論氏は露國以外に於ける最も優れたる露國學者と承認されてゐるドクトル・イー・ゼー・ヂロンです。しかも氏は數年間露國政府の要職に聘せられてゐたのであります。

さて獨逸は右の如き口實の下に膠州灣の租借權を獲得したのであります。支那は當時獨逸の壓迫に對して何等抵抗することが出來なかつたので、遂にこれに調印しました。

議員ヒッチコック。支那が獨逸の壓迫に對して如何なる努力をなしたか御承知ですか？

ミラード氏。支那ははじめ北京の英、米公使館へ駈けつけたりして周章てゐたさうですが、露國の後援を有する獨逸に敵する能はず遂に屈伏したといふことであります。

議員ヒッチコック。支那は米國に倚頼しましたか？

ミラード氏。實際倚頼したかどうかは知りませぬ。恐らく何者かゞ米國公使館へ駈けつけて其のことを知らせたのでせうが、公使館ではそれを米國には餘り關係なきことであると考へたのでせう。當時吾國はまだヘイ氏の主義さへも宣明してゐなかつたのであります。ヘイ主義は只今指摘

せし如き事件の結果宣明さるゝに至つたのであります。

以上は獨逸が租借權を獲るに至つた道筋手段であります。

私は二週間ばかり前に或る通信に於てタフト氏が山東問題を說明さるゝに方り、北京に於ける獨逸公使の殺害事件に言及して、山東租借は右獨逸公使殺害事件の結果であると言つてをられたのを見ました。所がこれは氏の思ひ違ひであります。妙な名稱ですが、此の「山東奪取事件」が二年後に北京に於ける獨逸公使殺害事件となつたのであります。而して所謂「團匪事件」として知られてゐる大騷亂を誘致し、支那に於ける外人の利益を覆すやうなことになつたのであります。これには種々の事情が原因となつてをりますが、其の第一は山東問題であつたのです。何となれば山東は支那にとつては神聖なる聯想をもつてをります。支那人にとつては山東は孔子の出生の地であり且つ終焉の地であります。從つて支那人には此の地が何となく氣になるのです。

加之、山東に肉薄することは、政治上、軍略上、其の他百般の見地よりして、直ちに支那の中心に肉薄することになると認められてをります。

議員ヒッチコック。陳述を進めなさる前に一寸ヘイ氏の門戶開放主義の宣明の日附を記錄にのせて下さい。

議員ブランデジー。もう日附は言ひましたよ。

議員スワンソン。それは氏の近著に書いてあります。

ミラード氏。其の通りです。

議員ヒッチコック。ヘイ氏は所謂「獨逸の奪取事件」のおこつた當時の國務卿ですか？

議員ジョンソン(加州)。そうでありません。

委員長。彼は其の後間もなく國務卿になつたのです。其の當時の國務卿はオルネイ氏でヘイ氏は其の次になつたのです。

米國の對支單獨借款

——煙酒借款事情——

煙酒公賣稅の收入を擔保として、太平洋興業會社 Pacific Development Company によりて締結されたる五百五十萬弗の對支新借款の物語は、本年否過去數年間の支那の財政に關する最も興味ある物語の一つである。此の契約は一二週間前に、ボストンのヘイデン・ストーン會社のゲーレン・エフ・ストーン氏 Galen F. Stone 及び其の他の人々の一行と共に米支銀行設立の爲に米國より到着した太平洋興業會社のエフ・ピー・ブルース氏 F. B. Bruce によりて調印さ

れたのである。此の一行が米國を出發した用向は決して此の借款の爲ではなかつたのである。然るに彼等が當地（上海）に到着するや、此の申込を受けたので、彼等はこれを引き受けることになつたのである。彼等は米國人としては自國の威信を維持することに心惹かれ、又一箇の實業家としては平生の如く、何事に限らず彼等の前に申し込まれた取引に關しては一々紐育の本社と交涉するまでもなく、彼等の獨斷にて處理し得る地位にあつたのである。斯くて數日の間に彼等は萬事を考量して該契約に調印した。支那の官憲は借款交涉の進陟餘りに敏速なるに驚いたのであつた。而して此の借款契約は二人の當該主要人物が渡支して自ら事務を處理した最初の例であつて此の點に於て支那の對外財政關係に一新紀元を劃したものである。此のことには二つの意義がある。第一は米國の支那に對する利害關係が益々增進し、今や、支那の財政問題の圈内に入らんとしつゝあることで、第二は責任ある當事者が自ら渡支して事に處するを得る場合には事務の進陟が極めて快速であるといふことを立證したのである。

此の太平洋興業會社によりて結ばれたる借款は、最近紐育に於て、市俄高大陸商業信託貯蓄銀行 Continental and Commercial Trust and Savings Bank of Chicago のジョン・ゼー・アボット氏 John J. Abbott と支那政府の代表者徐恩元氏との間に行はれたる交涉に其の端を發したものである。

卽ち十月一日紐育に於て、前記支那政府代表者と大陸商業銀行とによりて、千九百十六年十一月同銀行の發行せる五百萬弗の公債と關係して發行され、千九百十九年十一月一日を以て滿期となる、期限三年の金貨引換國庫債券を回收する爲に五百五十萬弗の短期借款契約が署名された。利子は年六步で銀行に對する割引步合九十一である。斯くて同銀行は十月三十日に、「支那共和國千九百十九年度六步利附二年後償還金貨引換國庫債券五百五十萬弗」を市場に賣り出した。それは發行日附千九百十九年十一月一日、償却期日千九百二十一年十一月一日で、滿期に至るまで每年五月一日及び十一月一日の二回に利子を支拂ふべき條件のものであつた。而して其の趣意書には「賣出價格は題面價格の九十八八分の一にて優に七步以上の利を生む」と記されてある。

第二回借款契約

此の五百五十萬弗の借款契約には更に續いて二千五百萬弗まで續借し得る選擇權が附加されてゐる。これは支那政府代表者が大陸商業銀行に對して五百五十萬弗借款調印後直ちに募集すべく要求したものである。

附記、此の契約は、若し三千萬弗の公債が全部成立せば內五百萬弗は舊債の償却の爲に控除し、百萬弗は煙酒局整理の爲に使用し、銀行側に滿足なる一米人を此の收稅局の會辨として支那政府が任命することを條件としてゐる。而して十一月一日よりはじめて、銀行團は支那政府に對し、同政府に支拂ふべき二千四百萬弗が全部淸算さるゝ迄每週百萬弗宛を支拂ふべく規定されてゐる。

此の交渉が行はれて十月二十一日に最低一千萬弗、最高二千五百萬弗の範圍にて、可成的多額を得る爲に右公債を公賣するといふ條件に於てアボット氏が大陸商業銀行を代表して紐育に於て第二回の契約に調印した。此の借款の抵當には鹽稅剩餘及び煙酒公賣稅等が含まれてゐたのである。

新借款團の計畫に加はれる銀行團は、新借款團の組織未決中にかゝる契約をなすは早計なりとの理由の下に此の借款に對して抗議し、又此の借款が、千九百十三年に鹽稅を擔保として袁世凱氏と二千五百萬弗の整理借款を締結せる舊借款團の銀行に知れ渡るや、更に此の新契約は擔保の件に關して整理借款契約第十七條を侵害するものなりとの理由により新たなる抗議が起つた。佛國も亦、擔保特に煙酒稅の整理に關して利害關係を有するを以て該事業を分擔する權利ありとの理由から抗議した。是に於て八方よりの攻撃に支那政府は少からず當惑し大陸商業銀行に對して、附隨抵當を鹽稅に代ふるに貨物稅とすることを提起するを得策なりと考ふるに至つた。大陸商業銀行は此の重大なる變更竝に各方面よりの抗議に加ふるに同銀行團が之と同時に或る條件の下に約五百萬磅の對支借款に應ずるが如き氣配を示した爲に大いに狼狽し、これと同時に紐育の市場は、聯合諸國の公債に包圍せらるゝの苦境にあつたので、大陸商業銀行は、曩の契約にある選擇權を拋棄し、大借款を斷念するに至つた。

時に滿洲及び蒙古を借款團の勢力範圍から除外せしめんとする日本の要求によりて行き惱んでゐた新借款團組織の運動は、着々進んで日本をして該要求を撤回せしめ而して目睫に迫れる支那の財政の危機を救ふ爲めに新借款團に加入して支那に貸金をなさしめんと強要しつゝあつた。然るに此の努力も遂に水泡に歸し、支那は十一月一日を以て滿期となる期限三年の公債の償還を辛うじて糊塗したにも拘らず、五百五十萬弗の借款は紙上の取引に過ぎないので、猶ほ財政の苦境を脫することが出來なかつた。

此の危急の場合に方つて、太平洋興業會社のブルース氏竝びにハイデン・ストーン會社のグーレン・エフ・ストーン氏等の一行が支那に到着し、事情を知るや、躊躇することなく曩に大陸商業會社の放棄せし契約を採用するに決心したのである。かくて交渉は順調敏速に進んで、十二月十日五百五十萬弗の借款契約を締結し、更に二千五百萬弗の公債を發行すべき選擇權をとつたのである。此の借款の擔保は曩の市俄高借款のそれと同一であつて、これに加ふるに支那人と共同にて煙酒稅の管理を整理する權利をもつてした。斯かる整理は、若し着手せらるゝとせば鹽稅整理と同樣の方針にて行はるゝであらう。斯くて一名の米國人の會計を任命することゝなり、前北京駐在公使館一等書記官にして後に米國國務省極東局局長たりしイー・テー ウイリヤムス氏 E. T. Williams の息、シー・エル・エル・ウイリヤムス C. L. L. Williams 氏を支那側よりこれに任命した。

此の報道が公にさるゝや、右借款に對する反對は期せずして各處に起つた。其の理由は第一に右借款は新借款團を

組織せんとせる人々の政策に反して財政活動を獨占するものなりといふにあり、第二に右は財政競爭上米國側に決定的の地歩を與ふるからであるといふにあり、第三に右は支那の政局にある某々の方針に一致せざる故なりといふにあり、而して第四には右借款が爲替相場の關係上この國に不利なる金貨であるからであるといふにあつた。某々外國の關係筋と軍閥的政黨なる安福倶樂部とは各々異れる動機より同一の目的に向つて反對運動をおこしたやうであつた。

特に安福倶樂部の反對は最も猛烈であつた。何となれば米國よりの借款によりて彼等の懷中には少しも現金が入らないのみならず、煙酒稅の管理に當つてゐた安福派の役員は事實上損害を蒙るに至るからである。それは煙酒稅の管理を整理すれば自然現在行はれてゐる收稅上の「ごまかし」の機會が消滅するからである。安福倶樂部の今一つの反對理由は、過去數年間に亙りて同派が黨利をはかる爲めに振つてゐた權力がこの契約によつて根柢より脅威されるからである。

政府は全國に亘る裁兵計畫の實施と對南和平後並に目下懸案中の諸種の計畫を實施する爲に非常なる金の不足を感じてゐた。それ故に此の借款は政府內の進步派の反安福熱を強め、遂に從來よりも安福倶樂部に對して一層獨立的に其の政策を實行せしめたのであつた。

支那の國家的見地に立ちて判斷せば、此の借款は支那に對し二つの利益を齎らしてゐる。其の一は、これによりて米國の資本家をして單獨に支那に投資せしむることを鼓吹せしことであつて、其の二は此の借款の條件の中に煙酒局の整理といふことがあるがこれは煙酒局の能率を增進せしむることゝなるといふことである。實際此の借款の條件として、五百五十萬弗以上更に全額三千萬弗までは後日の試驗によりて擔保の價格に相當するだけは續借し得ることを規定してあることを思へばこのことは一層明かになるであらう。それ故に、支那政府側に於ても煙酒專賣の改正事業を助けることに努力の仕甲斐が出來る。卽ち支那がこの借款を仕拂ふ時には、はじめ支那が抵當に入れた時よりも遙かに有利となれる抵當物を受けることが出來るからである。斯くの如くに米支兩國人の會辨と各地稽核署の米國人稽核員を任命して（鹽務署に於て行はれ居る如き組織）改正されたる煙酒公賣局は現在に倍する收入を生ぜしむるならんと豫想されてゐるのである。現在改正されたる煙酒公賣局には結局督辨（局長）一名、會辨（副局長）一名、顧問二名、秘書四名、課長二名、高級書記八名、下級書記十六名を設くるに至るであらう。而して局長を支那人とし、副局長或は次長を米國人とし他の局員は凡て支那人を任命することになるであらう。勿論、これは北京本局のみに就てのことである。支局及び各地の收稅署の組織は、煙酒稅の收入を徵集する爲の全般の組織と共に追て考慮されるであらう。過去の事實によりて明かなる如く、一方に多量の酒及び煙草が無稅にて消費者の手に渡つてゐると同時に他方では徵稅中に行はれる「ごまかし」を探知することは甚だ困難である。これは徵稅法並びに、各地の多數の小收稅

署の管理の困難に基くものであらうから此の點は甚だ重要である。それ故に目下、大中心地からはじめて、漸次限なく全國に及ぶが如き簡單なる徴稅法を考究中であると發表されてゐる。

此の改正されたる公賣局には前財政次長にして、帝制時代より共和制時代に至るまで支那政府の有力なる官吏たりし張壽齡氏が續いて局長となるであらう。彼は現職には少からざる經驗を有し端正有能の士と仰がれてゐる。此の煙酒稅を擔保とし、內五百五十萬弗は舊債締結の時仕拂ひ濟みとなれる三千萬弗借款は煙酒稅に於ける米國の利益を他の諸外國の何れのそれよりも大ならしめるものである。從つて專賣法の改正事業を輔佐する爲に米國人の會辨を任命することは既に前例のあることであつて、何等不適當と見做すべき理由はない。然れども佛國政府は之に對し全く別樣の意見を抱いて右借款に對して强硬なる抗議を提出したのである。

亞細亞通信社 Asiatic News Agency の探聞する所によれば北京國務院の某議員は何者かの使嗾の下に、米國市民を前記煙酒公賣局の稽核員に採用することに關して質問をした。右質問者の主張は、政府は豫め議會の協贊を經るに非れば何事も決定することは出來ない。何となれば右借款は支那の財政及び外交に關する事項であるからと言ふにあつた。亞細亞通信社は又某國公使は既に非公式に支那政府に出頭し、今後の煙酒稅管理に米國人の稽核員を雇傭することに就いて抗議を提出し、且つ若し米支間に於て斯かる要求が實現せらるゝならば、某國の財政の大家をも財政部の顧問として採用されざるべからずと主張したといふ信憑すべき報道に接したと語つてゐる。要するに種々の方面より觀察するに此の重大なる事件は、各方面の利害が錯綜してゐる爲に未だ現在に於ては落着の機に到らない。「ストーン氏及びブルース氏は出發前に政府に對し米國は何等利己的の動機を有するものでないから此の借款は新借款團と合同するであらうと報告した。」

本誌締切間際に至りて米國國務省は關係諸銀行に對して米國政府は右借款を承認せずと通告したとの報に接した。それ故に此の物語はまだ完結してゐないのである。

（遠東時報）

西藏交涉紀略

外交部調查

一　英藏交通の歷史及西藏問題に關する英清訂約情形

西藏の支那西方の屏蔽たること二百有餘年支那政府は其治理に對し一切放任主義を執り未だ曾て強制を加へたことがない數百年來閉鎖主義を持せる西藏は政教一に昔日と變りなく何等外力の侵入をも受けなかつた然るに前清道咸年間北方印度に向て勢力擴張を企圖しつゝあつた英國は哲孟雄全土を其勢力圈內に包んで了つた哲孟雄は西藏の西隣に在る古き藏屬である此れより以來英國の轄境は西藏と接近し英藏交涉の端が茲に形造くられた嗣いで光緒二年英人マーガリーの殺害事件が雲南に起つた此事件に因て支那政府は英國の請求に依り直隸總督李鴻章を派し英公使と芝罘條約を訂結し更に別に左の如き特別條項を議した。

英國は明年人を派し北京より甘肅青海地方に赴かしむるか或は內地四川等の地より西藏を經て印度に抵り沿途探險をなさしむるに就き護照を給與され廣く且各地方長官及駐藏大臣に知達すべき公文は總理衙門より事情を參酌して處理されたし若し派遣員が前項の旅程を取らず別に印度西藏の交界地より進發する場合には支那政府は英公使の通知接受後駐藏大臣に公文を送達し員を派して相當の周旋をなすべく且つ總理衙門より護照を下付して故障なきを期すべし。

此條項は實に支那政府が英藏の交通を承認した發端であつた光緒十年印度政廳のマコーレー氏は西藏探險の護照と西藏に於ける優待とを總理衙門に求めた後氏は忽ち前計畫を西藏鐵山の調查に改め印度より入藏せんとしたが藏人の激烈なる反抗に遭つた時偶ま英國は緬甸を併合し光緒十二年英支兩國は緬甸條約を結び西藏探險の議は取消された其條文に曰く

芝罘條約の特別條項に於ける派員入藏の件は故障多きを以て英國は之を停止すべし、英國が印度邊界の地方に於て通商をなさんと欲する時は支那政府は法を講じて商務の振興を圖るべく通商に支障なくば別に規定を議すべし。

光緒十四年藏兵哲境に於て釁端を開き英兵駸々乎として入藏するの形勢を惹起した於是一面駐藏大臣より藏番を諭むると共に一面總理衙門は英公使と討議し漸く兵を罷むるを得た嗣いで英國は條約訂立を要求し支那政府亦界限を劃定せずんば各々遵守すべき根據なきに考慮し光緒十六年駐

藏幇辦大臣升泰を全權に任じ英國の印度總督と所謂藏印條約八ヶ條を議定した此條約の要點は次の如くである。

一　哲藏境界線の劃定

二　哲孟雄は英國より保護す

三　哲藏の通商、印藏官員の交涉往來及哲孟雄境內の遊牧等三項は後日議定すべき事

後數年英國は屢々右三項の規定を要求し光緒十九年支那政府は四川越嶲營參將河長榮及稅務司ハーゼンを派し英國委員ボールと大吉嶺に於て續約九ケ條を締結した其要點は左の如くである。

一　亞東を通商場となし印度政府より商務員を駐紮し交界より亞東に至る間は英商の任意往來を准す事

二　藏界內に於ける英人と支藏人との訴訟は支那邊界官員とにて協理すべき事

三　藏人の哲境に在りて遊牧に從事する者は英國の規則に遵守すべき事

藏人は此條約に憤つた通商の利權英人獨り之を享け遊牧一項藏人亦却て束縛を受くるかと慨し其履行を欲せざるのみならず益其閉鎖主義を堅持して亞東開埠案に絕對反對を表し英公使が屢々總理衙門に向て督促交涉するも藏人の對英惡感は頑として支那政府の勸諭に從はず政府亦之を强ふることも出來なかつた時に露國國勢全盛を極め亦頻に西藏に注目し達賴に運動して着々拒英親露の方針を進めた光緒二十七年の頃露支の西藏密約說が盛に各國に紛傳され英國は大なる疑を抱いた偶ま日露兵を構へ露國亦西顧の暇なきを機とし光緒三十年英國は藏番の條約不履行に口を藉りヤングハスバンドに命じ兵を西藏に進めた駐藏大臣の諫を聽かざる達賴は輕々しく英兵と釁を啓き遂に大敗北を招き印を噶爾丹寺長に授け青海に出亡した是年七月ヤングハスバントは西藏噶爾丹寺長と拉薩に於て十ケ條の約を結んだ茲に其要點を摘出すれば次の如くである。

第一條　西藏は光緒十六年の英支條約及該條約第一條の英哲境界を遵守すべき事

第二條　江孜噶大克亞東三處を開放して通商場となすべき事

第五條　印邊より江孜噶大克に至る通路を阻止するを得ざる事

第六條　印邊より江孜拉薩に至る間の砲台山塞を盡く撤去する事

第九條　左列五項は英政府の准許を得ざれば行ふを得ず

一　西藏の土地を他國に讓與或は租借するを得ず

二　西藏の人のあらゆる事宜に關し一切他國の干涉を准さず

三　他國の入藏を准さず

四、西藏の鐵道鑛山電信及其他の利權は他國の享受を准さず

五　西藏の收入貨物貨幣等は他國に向て擔保とするを得ず

此條約は西藏全境の全然英國勢力範圍に歸するものなるを以て支那政府は駐藏大臣の斷乎たる調印拒絕を電命した

關いで外務部より奏請して唐紹儀を全權となし光緒三十一年正月印度に派し英の全權委員ヒリシャーと會議せしめたが決する所なく唐紹儀は九月歸京し參事張蔭棠を留めて續議せしめた。

併し英國は初議を堅持し遂に何等の結果なく終つた時に英本國に於ては內閣更迭し駐京サトウ公使は新內閣の訓令を奉じ條約を改更して北京に於て商議せんことを提求した政府が歷年生ずる印藏邊界の交涉に就き曩に二回英國と訂約せる所以は實に隣邦親睦の意に外ならぬ英政府にして今既に轉圜の意あらば續議を北京に開始し速に主權を保定すべきである。

卽ち光緒三十二年唐紹儀とサトウ公使との間に次の如き藏印續約六ヶ條が訂結された。

第一條　光緒三十年七月二十八日の英藏條約及其英漢文は均しく之を現訂條約の附屬となして雙方嚴守すべく改訂批准文書亦本條約に附入し若し措置を要すべきものある時は雙方隨時之を措置し以て該條約の各節を切實に辦理すべし

第二條　英國は西藏を占併せず又西藏の政治に一切干涉せず支那も亦西藏境內及其一切の內治に對する他國の干涉を准さず

第三條　光緒三十年七月二十八日の英藏條約第九條第四項に聲明せる各項權利は支那獨り之を享受し得るの外他國の享受を准さず但し支那と協定を經該條約第二條に指明せる各通商場に於ては英國は電信を設くるを得

第四條　光緒十六、十九兩年の英支所訂兩次の藏印條約は其各項にしても本條約と抵觸せざるものは切實に之を施行すべし

此條約に於て支那が西藏に對する主權上に一二挽回したる點の無いことはないが第一條に英藏の拉薩條約を附屬としたことは曾に新條約を以て舊條約を追認せる創例たるばかりでなく亦暗に西藏の對外直接訂約權を承認したるものである卽ち光緒三十二年の附屬條約第三條中に英支條約に關し改修を要するところあれば別に酌辦すべしとの條文があるので政府は光緒三十四年張蔭棠を全權とし英國全權委員ウェリントンと藏印通商章程十五ヶ條を議定せしめた其要點を摘錄せば左の如くである。

第二條　江孜商埠の境界劃定

第四條　英印人民と支藏人民との爭論は英國商務員と支藏官員とにて合審す

第六條　英軍撤退後印邊より江孜に至る間の軍舍は支那にて買收すべく其電線と支那電信が江孜まで修築されたる後之を支那に賣渡すべし

第八條　既開及將來開かるべき各埠の英國商務員の印邊界に往復する文書には便遞役夫を用ふるを得

又英國官商が支藏人民を雇用して合法の事業をなす者に對して毫も制限を加ふるを得ず

第九條　各商埠往來の英國官民及其貨物は印藏邊界の商路を取るべく濫に他路を經過するを得ず

第十二條　英國人民は隨意に貨物或は銀錢を交易し又任意

に貨物を賣渡し或は出產物を購買するを得之に對し制限抑壓を加ふるを得す

此條約には英支調印の外西藏の噶布倫江曲結布も署名調印し三方併列の先例を開いたものであつた西藏の局勢は又之が爲に一變し英支の交涉は其後益々多端となり支那の對藏撫馭は英藏拉薩條約以來愈々困難を來し宣統年間遂に川邊の經略及派兵入藏の事件を惹起するに至つた。

二　清末の川邊經略及派兵入藏始末

甲、康藏各地の改設及西康行省の設議と事實

光緒二十二年川邊多事に因り川滇邊務大臣を特設し趙爾豐を之に任じ地方改設の議を創めた是れ清朝川邊經略の始である先是光緒三十一年春駐藏幇辦大臣鳳全が巴塘地方監番の爲に殺された時に趙爾豐四川建昌道の任に在り四川總督錫良の奏請に依り四川提督馬維騏と共に征討の任に就いた。

是年六日馬軍巴塘を克復し餘匪を擊滅して全境を肅清し十一月裏塘屬の鄉城桑坡嶺寺僧て官辦を殺し惡績頗る多きを以て之を討ち更に同惡の稻霸貢噶嶺を破り趙爾豐昇て邊務大臣となつた翌年裏塘に至り其官制を改め防軍五營を分駐し十二月鹽井の亂を平定した三十三年正月學務農墾水利橋渠採鑛醫藥の要設を創始し規則孰れも其緒に就き裏化定鄉巴安等の縣治を奏請し改革要項を陳奏して開辦經費一百萬兩を得た三十四年七月川督趙爾巽と共に康安道を奏請し打箭鑪を康定府と改め河口縣裏化廳同知、稻成縣噶嶺縣亟、巴安府之覊廳通判、定鄉縣鹽井砂を設け更に西軍三營を招募した是年秋德格土司兄弟の爭を平げ十二月德格に抵り雜渠卡の餘匪を進擊して翌年六月之を降し德格肅清に歸した九月春科高日の兩土司及靈葱土司の郎吉嶺の官制を改め金沙口を渡り春科地方を巡閱し十月三十九族の波密歸順す更に類伍齋碩搬多洛隆宗邊覊の番を馴勒し江卡貢覺桑昂雜瑜を收服し宣統二年正月丹黨山を越へ西して江達に進んだ時に川軍の士氣大に揚り西藏進擊を叫んで巳まざりしも敕諭を奉じ江達に於て藏人と境界を議し邊北道登科府德化州白玉州同普石渠縣の設定を主張し乍了煙索塘阿足を巡閱して乍了委員を設け定鄉の兵變は鳳山を派して之を討ち三巖野番の侵犯は傅嵩林を派し之を平げ三巖委員を設け二月巴塘饗の得榮浪藏寺の命令を拒むや之を攻めて得榮委員を設け更に浪藏寺以北の冷卡石を收服した嗣いで趙爾豐四川總督となり傅嵩林を邊務大臣代理とした五月趙爾豐傅嵩林兵を率ひて孔撒麻畔に至り其地を收め甘孜委員を設け更に靈葱白劫利卓罩東魚科明正の各土司を歸順改設し色達及上羅科の野番も歸順した。

六月膽對に抵り藏官を逐ひて其地を收め膽對委員を設け旋いで打箭鑪に歸り魚通卓斯各土司を歸順せしめ又咱里冷邊沖邊の三土司を收服し命に抗へる魚科土司は兵を以て擊破した邊地の各土司既に斯くの如く歸順投降し行省の規模緒に就けるを以て傅嵩林乃ち川邊と原の康地とを併合して西康省を建設し方鎭を建て四川雲南の屏蔽となし官制を改

設して邊務大臣を以て清廉巡撫とし邊務收支局を廢支司と改め關外の學務局を提學司康安道を提法司邊北道を民政司となし打箭鑪より要丹達山に至る二千餘里南は維西山甸に至り北は甘肅西寧に至る四千餘里を以て均しく西康の轄境とした七月崇喜納喬の土司相前後して歸順し八月察木多乍了の西呼圖克圖を歸順せしめ理事官を設けた於是西康の全局略ぼ定まつたが其後民國革命に逢着し川邊之が爲めに又一變轉を來し建省の議終に實行を果さなかつた。

乙、川軍の入藏及達賴二次出亡の顚末

光緒三十年達賴の英軍に敗られ出奔して後二年英支の間に條約訂結され嗣いで唐紹儀は印度から歸り政府は張蔭棠に命じ西藏に赴き査辨せしめた光緒三十四年張蔭棠は英露環伺の要衝たる西藏を整頓するに非らざれば保疆し難き旨を建奏した時恰も達賴方に西寧より入覲の際で乃ち達賴の未だ歸らざるに乘じ漢員を以て藏兵を簡練指揮し別に北洋新軍を西藏に派し各要塞に分駐せしめて軍威を張るの策を建てた先是駐藏大臣聯豫よりも蒙況を疏陳し軍隊派遣を奏請したが孰れも未だ實行に至らずして川邊の藏番が三崖に進擊せる擾亂が起つた三崖は本と巴塘の屬地で德格多納兩土司と南接し從來四川の管轄に歸して居たところが藏番察台三寺は端なくして突然兵を以て三崖調渣江卡の各土司を佔據し且つ打箭鑪一帶を煽惑した同時に膽對の番官は德格土司の弟と勾結して亂を作り其兄を逐つた此報に接した鑪城は直に麻書土司千總江文荃を派したが却て其包圍する所となつた趙爾豐は電奏して用兵を主とすべきも此擾亂は達賴と關係あるを以て達賴をして番官に飭令し兵を退かしむるの可なるを主張した於是政府は直に達賴に詰問交涉せるも答覆曖昧なりしを以て遂に趙爾豐に急征を命じた是年冬番兵愈多く鹽井に近迫し侵害を恣にした藏番の此擧動を觀るに何物かを恃むの情況が顯然として見え且つ藏地は強隣の中間に介在せるを以て自ら之を經營するに非らざれば邊境の防備は保ち得ない於是政府は光緒三十三四年聯張の建議せる條陳を試みんとした併し兵寡なれば彈壓に足らず兵多ければ又安じ難く卽ち兵三千を增派し知府鐵顯に命じ之を率ひ宣統二年六月進軍し道を德格に取り江卡を迂回し寨木多に抵つた十一月類烏齊を攻め三十九族の間道より前進し十二月拉里に至り更に江達の番兵を擊破した。

光緒三十四年西寧から入覲した達賴はやがて出京歸藏の途に就き此年の多拉薩に着いた越て翌宣統二年の正月達賴は川軍の將に進擊せんとするを聞き潛かに西奔して印度に出亡した鑪軍は轉戰連勝遂に入藏した清廷達賴の出亡を聞き大に震怒し達賴の罪惡を數へ其名號を革去した達賴出亡後二年民國革命の際に乘じ拉薩に歸つた此れより支藏の嫌隙愈々深く出亡以來英人の厚き保護を受けた達賴は報の仇英主義を一變して俄に親英主義を抱くに至つた支藏關係は斯くて益々困難に陷つた。

丙、達賴出亡後の英支交涉及西藏事件に關連せる布坦廓爾喀交涉

清廷が達賴の名號を革去したのは宣統二年正月十六日であつた同日英國公使館のマ書記官外交部に來り覺書を面交

して英國は曩に西藏內政に干涉するの意なきを聲明したるも西藏の治安を擾亂する事あるに於ては漠然として之を傍觀することは出來ぬ英藏隣接し廓爾喀とは殊に密接なる關係あるを以て支那政府が西藏に於て何事かを行はんとする時は前以て英政府に之が說明を望む倘し此說明なき時は光緒三十年の英藏條約及光緒三十二年の英支條約所定の西藏政務條項は之が爲に破壞さるゝことゝなるであらうと述べた十六日政府は西藏の交涉事宜は依然英支所訂の印藏條約に據て處理すべきを聲明した同日ヤ書記官又來り西藏進兵に就き質問せるに對し政府は現に二千の兵を西藏に派せるも治安保全の外毫も他意なく此旨本國政府及印度政府へ特電し誤解なからんことを望む旨答へたヤ書記官は更に西藏の治安と印藏條約の保全に依て西藏政府の尊重さるべきを望むと謂ひ政府は之に對し今次の派兵は能く商埠を保護し駐藏大臣を援助し藏人をして條約を遵守せしむるを得べく藏中の治安に何等の變なかるべきを答へた。

翌十七日英公使より『西藏の形勢は英國の邊境各邦と關係あり隣邦中尤も接近せるは廓爾喀なるを以て廓爾喀の權利の保持に對しては考慮なきを得ず支那政府にして一九〇四年の英藏條約及一九〇六年の英支條約の關係國に關する重大なる政策を行はんとする時は豫め其說明あるを要す一九〇五年の條約は西藏政府と議定せる後支那政府の承認を經たるなるものを以て英政府の希望は切實なる西藏政府の存在し右兩條約に據り事宜を議するに在り』との通告があつた次日政府は『西藏の事既に異りて英支條約あり自ら之を實行すべきを藏人の違背已に數次に及べるを以て政府は兵を派して鎭壓せざるを得ず固より西藏をして條約を遵守せしめんとするに過ぎず毫も條約を無視するの意なし』と答へた二十四日ヤ書記官外交部に來りて派兵入藏の原因及達賴喇嘛革職の罪狀に就き質問せるに對し『達賴の光緒二十一年藏事を管掌してより以來屢々朝命に抗ひ毫も英支條約を遵守せず遂に英兵の入藏となりて藏印條約を訂立せり此次の派兵は是れが前轍を踏まんことを恐れたるが爲のみ達賴の劣績に至りては枚擧に暇あらず之を總するに名號の斥革は吾朝廷所有主權の行使のみ思ふに印藏條約は西藏と訂立せるものにして西藏の一人と訂立したるものにあらざるべし達賴の革斥は個人の一事にして西藏の全體とは何等の關係なし』と答覆した二十八日政府は亦更に英公使に對し達賴の劣迹罪狀を宣布すると共に支那の條約を遵守し派兵入藏以て地方の治安を保持せる旨を駐英李公使に打電し英國外務省に之を聲明せしめた李公使から英國外務省は之に對し何等異議なき旨の返電があつた三月二日英國代理公使ヤ氏より『支那政府の聲明に對し英國政府は既に之を承認せり英國政府は支那政府が西藏に關して負ふ所の責任を信實に遵守せんことを望む西藏稅關稅則商務委員印度茶輸入等未解決の事項は遲延なく速に商議すべし且つ西藏政治の改變に依り之に故障を來すを得ず一九〇八年の西藏通商章程第十二條に各商埠に巡警を籌辦すべしとの語あるをも支那政府が軍隊を以て之に充つるが如きは英國政府の信ずる能はざる所にして支那政府が軍隊を駐紮せんとせるも其

數の過多なるは不可なり』との通告が來た九日政府は『政府の聲明せる各節は皆誠意あるものにして支那の西藏に於ける主權は之に因て毫も減損さるゝ能はず西藏關稅印度茶輸入等各項は皆支那政府の商定を欲する所なり巡警一項は今既に辦理しつゝありて地方彈壓に足るを以て其限となし支那軍隊の邊境駐紮は亦地方治安を目的とするものにして其數固より過多ならず之を要するに西藏の事たる已に條約あり雙方共に之を遵守するを要し支那地方官が常に英官と相和して協理すべきは勿論なりと回答した六月十九日英國ヤ代理公使より『支那政府が西藏に多數軍隊を駐紮せんには印度政府及各隣邦は勢ひ自ら之に對抗せざるを得ず英國政府は英國の駐藏護衛兵が攻撃に遭はんことを慮り增兵するを便なりとし今已に郎塘地方に兵を派せり該軍は專ら駐藏英國官員保護を以て目的とせるを以て極めて危迫せる時にあらざれば決して境界を逾へざるべし併し達賴歸藏の後變亂を生じ英國民の生命財產が危險に陷る時は郎塘駐紮の英軍は直に入藏保護の任に當るべしと通告して來た二十日外務左丞周自齊英使館に赴きヤ代理公使に向ひ郎塘駐軍の意を質問したヤ氏曰く『江孜等に於ける英兵多からざるを以て一旦變亂に當て支持し難きを慮れ萬一の急に便せんとするのみ何等他意なし英國今次の派兵は西藏南部の地に亂事の惹起さるべきを豫想せるものにして之が防備をなさゝるを得ずと周曰く『西藏南部既に亂事の虞ありとせば支那より保護の任に當るべし。

ヤ氏曰く『亦不可なし今次印度甫めて兵を派せるが支那は忽ち此言あり抵抗せんとするに似たり衝突或は免れ難からん』周曰く『果して然らば支那政府は其責に任せず』三月二日ヤ代理公使は本國の訓令なりとて『如し西藏の內政に改變あるも英國政府は廓爾喀布坦及哲孟雄の國體に妨害あるを准さず倘し以上の邦に利權を保護するの必要ある時は支那政府は地方官に嚴命して英官と和平協辦せんことを望む』と通告せり。

三月九日政府は公使に回答して曰く『廓爾喀は原と支那の藩屬にして布哲二邦亦皆親睦なり將來西藏內政に整頓すべきものあるも右各邦に相關涉するに至らしめざるべく英官と和平協辦に至ては政府の欲する所なり』と九月十五日ヤ代理公使の通牒に曰く『布坦國主は駐藏大臣所發の七月四日の書函に接せり然るに函中多く命令の語氣を用ひ毫も國主の尊嚴に考慮する所なく輒もやれば恫嚇を事とす例へば（該人民違法の行爲あらば但だに自己生命を救ふ能はざるのみならず其禍且つ全國に及ばん）と言へるが如し亦函末に（各々宜しく悚遵せよ）云々の語あり此駐藏大臣の信函に對しては本國政府は他日抗議する所あるべし自今支那政府が布坦政府に送る文書は英國政府を經るを要す又昨年三月二日の通牒內に聲明せる各節は再び支那政府の注意を望む』九月二十六日外務部は公使に答へて曰く『廓布哲に對する注意に接したれども布坦は支那の屬邦にして駐藏大臣の該邦主に對する行文は從來皆敵論の體を慣用せり聯大臣今次の行文の如き向例に從ひたるものにして毫も非分の干涉に非らず廓爾喀は歷年上京納貢し支那に服屬せるこ

と既に久しく哲孟雄が條約に據り英國の保護に歸せるとは同一視する能はず英國が布坦と訂立せりと云ふ條約は支那政府の未だ嘗て聞知せざる所なり十二月十八日英國ジョルダン公使は答へて曰く『英國は毫も支那と廓爾喀との親交を攪亂するの意なし然れども廓爾喀は完全なる自治國にして支那臣屬の邦に非らず英國の布坦に對する事項は前々代理公使の本年九月十五日の通牒に揭ぐる所に據て辨理されたく卽ち該國との往來文書は英國政府より直交するに非らざれば無效とす布坦との條約は既に支那政府に通知し置けるを以て關知せずとは言ふ能はず哲孟雄の地位に就ては已に支那の承認を經たる所にして支那は近く西藏に施設する所あり且つ亦軍隊を派遣せり英國は已に支那の西藏に於ける利權を承認せるに因り支那が能く前言を實踐し西藏政府の條約上の服務遵守に障礙する所なくんば英國は支那の爲る所に對し之を阻撓せんと欲せず雖然支那が如し勢力を布坦廓爾喀に實行せんとせば英國は之を忍受せざるべし』と三年三月二日外務部は英公使に回答して曰く『布廓は孰れも支那の屬邦たること確證あり駐藏大臣の布坦に致すの文書は舊來の成例に準じて辨理し變更する能はず哲孟雄は英支條約に示せるが如く英國の保護國たるも布廓に對しては之と同一視するを得ず蓋し是れ兩國の條約を尊重するの見地なればなり』四月十二日英公使の答覆に曰く『英政府は布廓が支那の屬邦たることを承認する能はず支那にして如し兩邦に對し干涉を行はんには英國は之に對抗せざるを得ず』と。

斯の如くにして彼此相持して遂に結果なく次いで民國革命に際會し支那の西藏に對する地位は日に益々退歩するのみであつた。

三　民國以來の藏案交涉顚末

甲、英支藏會議由來

民國革命の際駐藏の支那兵譁變し藏番卽ち機に乘じ支那官員を驅逐し兵を以て川邊區域を侵擾した英國口を調停に藉り出でて干涉し民國元年八月十七日英公使は覺書を外交部に送り左の如き五ケ條を要求した。

英政府は支那の西藏內政干涉を准さず

英政府は支那官吏が西藏に於て擅に行政權を行使することに反對し支那が西藏を內地各省と同視することに反對す。

英政府は西藏が多數支那兵の駐紮するを許可するを欲せず。

以上各項を約定せる後英國は承認を民國に與ふべし。

印度經由の交通は暫時斷絕したるものと認む。

之に對して外交部より夫々辯駁したるも民國未だ列國の承認を經なかつた爲め英國は機を利して倘し此調印を准さざれば民國を承認せずと脅し更に若し支那にして之が會議を開くに非ざれば英國は西藏と直接訂約すべしと言明した時が時であつた其要求に應せざるを得なかつた於是英支各專使を派し委員と共にシムラ會議を開いた。

乙、會議に於ける雙方執爭要點

シムラ會議に於て西藏委員は支藏境界案を提出した英委員は之れに對し內藏外藏の名目を創定し幾んど川邊の地及青海の全境を西藏に劃入せしめんとした吾陳委員は原來支那領土たる西藏に境界を劃するの要なき事如し西藏の意思が自治で在るならば清末趙爾豐の邊軍兵力の及し地を以て限とし江達以西を西藏の自治に任すべしと主張し爭つた次いで英委員は草約十一ケ條を提出し百方强要し之に依て支那の重視する宗主權派員駐藏の諸項を承認すべしと聲明したが三方面の意見が餘りに懸隔して居るので互に讓歩の方法を考究するより外に仕方がなかつた民國三年三月十八日陳委員は次の如き第一回の讓歩案を提出した。

怒江以東郡縣既設の地は支那の治理に屬し怒江以西江達に至る地は前清の舊制を保存し郡縣を改設せず達本蒙古及三十九族も亦舊制を用ふ。

三月二十八日陳委員は次の如き第二回讓歩案を提出した。

川藏は丹達を以て界となし怒江以西丹達に至る地の舊制を改めず。

四月三日更に左の如き第三回の讓歩案を提出した。

川藏は怒江を以て界となし怒江以東は支那の治理に歸し以西は西藏の自治範圍に歸す但し西藏は支那の領土地にて外蒙青海及三十九族と共に支那の歸屬することを聲明す三十九族は舊制の如くにて郡縣を設けず。

四月十七日英委員の提出せる第一回の讓歩案は次の如くであつた。

亨色脫嶺より東北の青海の地及金川打箭鑪阿敎孜は內藏より劃出して支那に歸屬し臍對德格は內藏に劃入す。

四月二十日陳委員は次の如き第四回の讓歩案を提出した。

甲　當拉嶺以北青海の原界及阿敎孜巴塘裏塘各地は依然支那內地となし支那の治理に屬す。

乙　怒江以東及德格臍對察木多三十九族各地は喀木の名稱を沿用して特別區域と定む。

四月二十七日英委員の提出せる第二回の讓歩案は左の如し。

白廉普陀嶺阿美馬頃嶺の東北の地は悉く青海に歸劃す。

同日陳委員から來電があつた曰く西藏委員は既に英國委員の約稿に署名し支那委員にして今日署名せざれば約稿中の第二第四兩條を全部刪除し英國は直接西藏と訂約し支那委員と商議せざるべしと告げたる形勢を睹るに英國側の決意頗る堅し因て已むを得ず署名して會議の決裂を避けたりと此約稿は支那に甚大なる損失を來すものなるを以て政府は五月一日英公使に其他の大體は同意すべきも境界一項を承認する能はざる旨通牒した英公使は約稿は始終有效なりと主張して調印を迫つた政府は遂に承認を與へず會議は中止の已むなきに至つた政府は同時に英公使に支那は西藏條約に同意するを得ず英藏之に調印するも支那は之を承認する能はざる旨を通告すると共に駐英劉公使に訓電し英國政府に對し否認の聲明をなさしめた。

丙、シムラ會議議事撮要

茲にシムラ會議の實況を陳委員の電報に基きて其撮要を列記すれば左の如くである。

民國二年十一月十三日藏案會議開かれ西藏委員は六項を要求し陳委員は七ヶ條の反駁を提出し英國委員は支藏委員の境界意見甚しく懸隔せるを以て双方非公式の會議を開きて議せんことを勸めた併し十二月十八日に至るも依然として結果なく民國三年一月十三日英支兩國委員は各其意見書を正式會議に提出した二月十七日英委員は正式に內藏外藏の區劃を主張し更に三月十一日調停約稿十一ヶ條を提出し一週間を限りて諾否の回答を求め然らざれば會議は決裂すべしと告げ再三協議の上四月十五日約稿に對し逐條的に開議して稍や轉圜の狀を示し四月二十三日の會議に於て陳委員より支那政府の同意を表する能はざるを言明するや議會は遂んと決裂せんとした。

再三婉商の結果英委員は五日間の延期を諾した四月二十七日會議續開し各委員は條約草案及境界圖に署名した草案は次の如し。

一　本條約附表內に列擧せる條約は本條約にて更改され或は本條約と意見を異にし若しくは相衝突するものゝ外は均しく繼續有効とす、

二　英支兩國政府は西藏が支那の宗主權に屬する國にして且つ外藩の自治權あゝを認め茲に該國境界の完全を尊重しあらゆる外藏の內政は拉薩政府に於て管掌すべきものたるを認め英支兩國は均しく之に干涉せざる事

支那政府は西藏を支那の行省となさゞる事又英國は西藏の如何なる部分をも併呑せざる事を約す、

七(甲)一八九三年一九〇八年の通商章程は茲に廢止す、

(乙)西藏政府は英國政府と新に通商章程を議訂することを承諾し一九〇四年の英藏條約第二第四第五項を實行すべし該新章程は支那政府の准許を經るにあらざれば本條約を改變するを得ず、

八　江孜駐在の英國官員は一九〇四年九月七日の英藏條約に關する事項にして通信或は其他の方法にて解決し難きを査知し必ず拉薩に赴きて西藏政府と商議せざる可らざるものある時は何時にても護衞隊を率ひて前往することを得、

九　茲に旣に本條約を訂結せるにつき西藏の境界及外藏と內藏との分界は紅藍色を用ひて附屬地圖內に之を明にす內藏現有の權利寺僧の選派及宗教管理の如きは本條約に因りて何等の損失を受けず、

十　本條約は同意なる英漢藏文を用ひ後日若し文詞に異議を生せる時は英文を標準とす、

十一　本條約は調印日より施行す、

交換文書

一　訂約國は西藏が支那領土の一部分たることを承認す

二　達賴喇嘛の選舉受職の後西藏政府より之を支那政府に呈明し拉薩駐在の支那長官より正式に支那政府が達賴に頒給せる職位相當の封號を授く、

三　外藏官員は西藏政府より派す、

四　外藏は支那國會或は類似の團體に代表を有せず、

五　駐藏英國商務員の護衞隊は拉薩駐在支那長官所隨護衞隊の百分の七十五を超過せず、

六　一八九〇年三月十七日の英支條約第三條所載の西藏より哲孟雄邊界侵犯禁阻事項は以後支那政府と關係なし、

七　本條約第三條所載の各節は各調印國より官員を派し迅速に査報して辦理すべく第四條所載の駐藏支那長官は入藏すべし、

這れは四月二十八日の政府の訓電に依て陳委員から否認せられた北京に於ては右否認の理由を英國公使館に通告した七月二日英委員は七月三日に最後の會議を開くべきを通告せるも陳委員は調印の不可能なるを答へ翌七月三日晩十一時最後の會議開かれ英藏兩委員のみ之に調印した。

丁、シムラ會議決裂後に於ける英支交涉の繼續

六月六日英公使は外務部に『本年四月二十七日英支藏委員のシムラに於て署名せる草案は西藏問題唯一の解決案にして如し支那政府にして調印を拒み本件の解決を欲せずんば支那は自ら三方會議條約所定の利益を享くる能はず』と通牒した同月十三日政府は境界に關する次の覺書を英公使に手交した。

一　內藏の境界線は英京東經八十六度北緯三十六度に起り崑崙山脈に循ひ東行して白康晉陀嶺に至り南行して阿美馬頂嶺に循ひ東南に向ひ斜行し打箭鑪に至り北緯三十度に近く西に折れ巴塘の寧靜山に至り金沙江に沿ひて南下し西南に向ひ斜行して門工に至り復た怒江の下游に沿ひて上り當拉嶺に至り西行し英京東經八十六度北緯三十六度卽ち崑崙山麓に至りて止む、

二　支那は內藏境內に經營の自由を有し現駐武官員は舊の如く其職權を執行す、

三　達賴喇嘛は內藏に於て高等僧侶を選派し宗教を保守するの權を享有す、

四　外藏の境界は門工より起り怒江の下游に沿ひて上り當拉嶺に至り北行し英京東經八十六度北緯三十六度卽ち崑崙山麓に止む此線以西は外藏自治範圍の地とす、

同月二十五日又英公使の通牒あり曰く『支那の內藏に於ける地位は然るべきも其境界線を拉薩を距る三百哩に至らしめざるは全然承認する能はず如し支那政府が邊務問題を全然新に議するの方法を請せずして唯だ僅に北方の界線を改め崑崙山を以て阿爾丁合富に代ふるを求め且つ別項の要求が何等草案を改更せずして直に調印せんと欲せば英國は西藏に勸告して之を行はしむべしと雖現狀より之を考察し倘し支那政府が本月々末までに假契約に調印せずんば英國は單獨訂約をなすべく其時に當りて三方面所定の假條約上の支那の特權利益は自然消滅に歸すべく且つ英國は極力西藏を助けて支那の侵伐に對抗すべし』と政府は始終不停議主義を持し轉圜に苦心し同月二十九日英公使に三十九族及其他の讓步案を提出した併し皆盡く拒絕せられ年は民國四年を迎へ幾月かゞ過ぎた民國四年六月外務部に於て藏事研究會を開きシムラ草案を討議し逐條修改を加へ之を大總統に呈出して査閱を請ひ同月二十八日外務部參事顧維鈞は命を奉じ英公使に會見し次の三項を提出した。

一　若し交換文中に列入せんとする西藏が支那の領土な

りとの一節を改めて條約文中に列入せば支那政府は察木多を西藏自治内に劃入し察木多内に駐紮せる支那軍隊官員を一年内に撤退すべき準備をなすべく其餘は昨年支那の最後の提議の境界に準じて辦理すべし、

二　察木多江孜什倫布亞東噶大克及將來開放さるべき商埠には支那の佐官員を設け其職位及護衞隊は英國官員と同じ、

三　正條約中に自治遠藏に於ける支那の宗主權を承認すとの一項を列入す、

之に對し英公使は草案も修改を加へて解決を圖るべきも全題を再議する能はずと主張した七月一日外交部は更に英公使と右三項に就き協議し別に駐英施公使に之を電告し英國外務省が續議の意あるや否やと探詢せしめた七月十三日施公使から、

英國外務省は其政策の如何は目下宣言する能はざるも倫敦にて商議するの可否は酌考の上回答すべしと謂へり、

との電報が來た八月七日又

英國外務省は藏事考究の結果原約を變更する能はず僅少の修改を加ふるは可なるも再議し難し、

との電報があつて此案も又停頓に陷つた支那政府は西藏問題に關し英國との邦交を重んじ十一ヶ條の措置に稍修正を加へたる外其他に同意を表示し境界問題も政府が最後に提出せる讓歩案に又修正を加へ力めて迅速に懸案を解決せんとした其讓歩案は次の如くである。

一　打箭鑪裏塘巴塘三土司所屬の地は川省の治理に歸す

二　察木多八宿顏烏齊客呼圖及三十九族土司所屬の地は外藏に劃入す、

三　支那政府は英國委員の崑崙山以北の青海新疆所屬の地を支那の治理に劃入せんとするの意を重んじ崑崙山以南當拉嶺三十九族察木多德格土司以北青海南部の地の内藏に劃入せんとす、

四　雲南新疆の省界は依然として舊治を保持す、

五　内藏なる名稱は康藏と改む、

（本文書は民國四年の擬稿にして袁前大總統に呈出閱査の後參事顧維鈞を派してジョルタン公使に大要を面說せしめたるものなり）

四　近年に於ける藏番の内侵及邊藏停戰訂約

藏番近年内侵の情況は川邊鎭守使及邊軍分統劉贊庭から相前後して報告された其大要を擧ぐれば民國初年駐藏陸軍を退くるや藏番即ち機に乘じて獨立を宣言し川邊一帶紛々之に響應し未だ陷失せざるもの南路の瀘定康定巴安三縣北路の道孚瞻化鑪霑甘孜德格鄭柯石渠昌都八縣のみであつた四川都督尹昌衡乃ち分路派兵し南路の科麥察隅北路の定青循督拉里太昭等六縣の外は前後して克復した民國三年交涉の結果邊藏停戰し世界安穩に歸したるが如きも藏人は民國元年に於ける漢兵屠殺の慘を追憤し窃に報仇に餘念なく禍機の伏在既に一日ではなかつた六年の秋類烏齊に駐紮せる藏兵界限を越えて馬草を刈取りしを邊軍に捕はれたので、

人は書を以て交涉し藏官自ら處分すべしとて其引渡を求めた邊軍彭統領機勢を審にせず藏犯を斬に處し其首級を送還したに於是藏人激怒し大擧して恩類を襲つた軍器糧食に乏しく兵に戰意なく且つ各地に分駐し勢孤立せる邊軍は干戈一度び交ゆるに及んで拒守由なく類烏齊恩達煙袋塘等相次ぎて陷落し都昌察雅困難に陷り川邊鎭守使より營長蔣國霖を派し往復せしめたるも該營長軍金を橫領して西藏に投じ四月昌都遂に陷り彭統領亦擒はれた。

之に次ぎ北路の貢督同普德格白玉鄭柯石渠瞻化等七縣路の武城等二縣皆失陷し藏番益々猛烈にして破竹の如き勢を以て全邊爲に震駭し遂に停戰を議して暫時の計を施さゞるの已むなきに至つた八月邊軍分統劉贊廷は西藏の噶布倫降巴鄧打と昌都に於て停戰を議し偶ま寗靜に在りし英國副領事タイチマン亦昌都に赴きて調停に任じ次の如き十三ケ條の停戰條約を訂結した。

第一條　昨年細故に因り漢軍が藏軍を攻擊せる爲め今歲遂に大衝突を惹起したり茲に漢藏長官は平和を重じ各駐紮地點を守り英政府居中調停の勞を執り茲に停戰條約を訂結す漢藏英使各國調印委員は左の如し支那委員分統劉贊廷、西藏委員噶布倫喇嘛降巴鄧打、英國副領事タイチマン。

第二條　本約は暫時の用とし他日別に支藏英各政府の會議を開催して永遠の條約を訂立すべし本約は私に改更し得ず之を改更せんとする時は三方政府の允許を經るを要す。

第三條　本約訂立後支藏は次の如き境界を暫定す

巴安　鹽井　義敦　得榮　理化　甘孜　瞻化　鑪霍

道孚　雅江　康定

第六條　支藏所管各軍隊は第三條の暫定界限を越へ不法行爲を行ふを得ず支藏長官は力めて責任を以て互に秩序を維持し匪類を緝捕し以て各地方の安靖を期すべく又旅商及往來遊歷者の越界を許し漢藏均しく阻滯留難を加ふるを得ず。

第七條　支藏兩政府本約批准後漢藏の各俘虜は互に釋放し拘留するを得ず。

第八條　支那地方に駐する藏人及西藏地方に駐する漢人に對し漢藏各長官は互に常の如く保護し壓制を加ふるを得ず。

第九條　本約訂立後漢藏長官若し再び衝突を起すの事あるも互に兵力を用ふ可らず速に衝突の顚末を英國領事に函告し其調停を請ふべく英國領事は調停の責任を盡すべし漢藏の官員が互に訪問し或は地方遊歷をなす時は各長官は其保護に力を盡し阻滯の行爲を加ふるを得ず。

第十條　漢藏駐邊後徽兵繁冗人民其累に堪へざるを以て本約訂立後地方秩序維持の外漢藏均しく交界地方に多數の軍隊を駐紮せざる事に同意し巴塘及江孜に駐する漢軍は二百名を限り昌都及寗靜に駐する漢軍も亦二百名を限りとし倘し西藏地方吏民の王法に遵はざる者ある時は各派兵懲辦するを得。

第十一條　定鄉瞻化二縣人民にして安靖常の如く縣境外に

出でゝ擾擾する虞なき時は漢官は軍隊を該縣内に駐せざるべし該縣人民にして王法を遵守せざる時は漢官は派兵懲辦すべく漢官は之に干渉するを得ず。

第十二條　近年戰亂の爲め邊界民心不安なるに因り支藏兩政府本約批准後本約を漢藏文に譯出して漢藏各地に告示し以て民心を安靜せしむべし。

第十三條　本約は漢藏英各文六通共計十八通を作成し漢藏英各委員各其二通宛六通を執る英領事は調停人たるに因り英文を以て主となり該約成立後各調印者は速に其政府に急報して批准を求むべし批准以前漢藏各軍は勤兵交戰するを得ず。

之に關いで甘孜所屬統覇分山地方の邊藏間に、交戈息まざるを以て劉分統は噶布倫と會議しタイチマン領事に調停を請ひ一月タ領事は閘長朱憲文川邊鎭守使陳遐齡派遣の交涉員韓光鈞西藏帶官却讓帶本土司甲宜齊等と共に會議し復た左の如き停戰退兵條約四ケ條を訂立した。

第一條　漢軍は甘孜を退き藏軍は德格管内より退き退兵の日より漢藏各軍は一步も進むを得ず停戰後一年間に於て大總統及達賴喇嘛の昌都交涉を許可するを俟つべし。

第二條　本約は停戰退兵の條件にして正式の議和條件に非ず。

第三條　退兵は中曆十月十七日藏曆九月十二日に始まり中曆十二月三十日藏曆九月二十六日までに完了すべきものとす。

第四條　本約は川邊鎭守使派遣交付員韓光鈞甲宜齋西藏噶布倫派遣委員康曲洛桑鄧竹後藏帶本却讓貞多とが英國副領事タイチマンを證人として訂立せるものにして本約訂立後各調印者は速に各政府に急報すべし。

於是藏兵は德格境内に混入し漢兵亦甘孜所屬の白利地方に退駐した。

其後一年以來尙未だ川邊の報告に接しないが聞く所に據れば旅人の内侵は尙續行されて居るやうである。

五　西藏境界に關する英支最近の商議

邊藏の釁端重ねて啓きしより英公使は屢々陸外交總長に會見して西藏案件の解決を求め民國七年七月段總理に會見して續議の希望を述べ英國の最後の修正案に準せんことを主張した併し之を民國四年支那政府の提出せる最後の讓步案に比較すると其間に非常なる懸隔があり且つ國内の政爭未だ熄まず列國亦正に對獨に力を竭し藏案の續議は今其時機でなく時局稍や定まるを俟つて再び開議すべく支那政府は此旨英公使に通告した其後歐戰終了し和議開始せらるゝに當つて本問題を國際聯盟に提出して公決を求むべしと主張する者が尠くなかつた議和籌備處に於て之を討議せる結果西藏の支那の完全なる領土たることは毫も疑義なきも倘し之を歐洲平和會議に提出せば民族自決主義上統治權は被統治者の同意を要すとすべく其結果平和會議の公決は決して支那の利益とならぬであらうと云ふに決し藏案を歐洲會議に提出せざる事にした。

其後英公使の請求は愈々激しく民國七年二月より十二月に至るまで外交部に赴き催促すること九回の多きに及んだ民國八年五月英公使又繼議を促し支那の解決條件の提出を求めた外交部は滇藏停戰期限將に滿了せんとし如し再び之を拒絶せば藏番之に端を藉りて內侵の態にすべく而も川軍防備の虛しきこと既に久しく輒もすれば蹂躙を被るの憂あり徒に極端の辨法を固持するは支那に誠意なきを示すこととともなるを以て已むなく民國四年に提出せる條件を根據として辨法四項を開列し之を閣議に提出し閣議通過後五月三十日に之を覺書として英公使に手交した此四項辨法なるものは實に左の如くである。

一　打箭鑪巴塘裏塘土司を完全に四川省の治理に歸する事

二　察木多八宿類烏齊各呼圖呼圖及三十九族土司所屬の地は外藏に書入する事

三　支那政府は英國委員の崑崙山以北の青海新疆所屬の地も完全に支那の治理を劃歸せんとの意を重し膽對德地方及崑崙山以南當拉嶺三十九族察木多德土司以北青海南部の地を內藏に劃入せんとする事

四　雲南新疆の省界は舊治を保持する事

之に對し英公使は之を本國政府及印度政府に電報し更に拉薩政府と打合はせ其回答を俟て再び辨法を定むべしとの事であつた八月十三日英公使は外交部に來り次の如き調停辨法を提出した。

內藏の名稱を取消し原議に於て內藏に劃歸せんとせる地を二分し巴塘裏塘打箭鑪道孚鑪霍曉對等を支那に劃入し德格以西を西藏に劃入すべし

之に據て專分せんか支那に回收せらるゝ地頗る夥く西藏に劃入せらるゝ地極めて廣きを以て政府は到底承認し難き旨を答へた英公使は政府の强硬なるを觀て岡拖地方を內地に劃歸することを承諾し且つ岡拖は西寧より前藏に通ずる要道にして又霧に承諾せる膽對は金產地にして孰れも支那と利害の關係あり之を德格以西の荒僻なる地に比ぶれば決して道里大小を以て計るべきに非らずと前つた次で支那が原と內藏の地となさんとせる崑崙山以南當拉嶺以北の地は如何にせんとするかと問へるに英公使は該地は拉薩に甚だ近きが故に該地に駐兵して衝突を起すが如きは吾人の希望せざる所なるを以て須らく之を西藏に劃歸すべし且つ該地は不毛の地なり知らず支那が之を力爭するは何の意ぞと政府告げて曰く「該地は青海の轄境にして政府は領土を變更するの權なし故に堅持せざるを得ず支那は衝突豫防の見地より將來該地に於て一切現狀を維持することを保證すべし」英公使首肯せず曰く「前述の提議は本使個人の意見にして必らずしも內外藏分界の原議を破壞せんとするに非らず如し支那が原議を用ひんと欲せば亦反對せざるべし如し原議に照らして內外藏の名目を用ふれば所提の分劃各地門塘裏塘打箭鑪膽對岡拖等は依然として支那內地たるべく崑崙山南常拉嶺以北の地は內藏となし支那は之に官を設けず兵も駐めず德格は外藏に劃歸すべし以上兩項の辨法は支那の本意で選擇に任すべし」と原來內外藏劃分の辨法は支那の

はない當時事勢の迫る所に因り斯くの如き名目を用ひざる能はざるに至つたのである英公使の此提議中內外藏名稱の取消及打箭鑪巴塘裏塘等を內地に劃歸するを承認せざるが如きは頗る支那の原議と相符合し其瞻對岡拖等の前議に於て內藏に劃歸せゝ地を今內地の統治下に劃入せるに至ては殊に妥當である併し乍ら德格及崑崙山南當拉嶺以北一帶の地方を西藏に劃入すべしと云ふ一節は尙力爭以て回收を圖らねばならぬ點である此事に關しては具に議案を作り閣議に提出した之に對し吳統計局長は次の如く附記を加へた。

察木多乍了等の地は淸末邊務大臣の管轄に屬し民國以來既に縣治を設け參議院選擧區表中にも亦之を列入し且つ議員錄中にも亦記載し居れるを以て若し此地を西藏に劃歸せば全國の反對を激成せんこと必然なり前淸の舊制に據れば該地には本と糧員塘汛を設けたるを以て倘し舊界に照らし之を西藏に劃歸せざる可らざるに至らば英公使に對して舊制の如く吾糧員塘汛を設置すべきを聲明せば庶くば稍全國に謝するを得んか

是月二十六日の閣議は藏案に對し暫らく閣議を延期することに決したるを以て此旨外交部より英公使に通告した英公使は二十七日外交部に來り力持反對し二十九日總理に會見し又九月四日には大總統に謁見して強硬に開會續議を要求した。（完）（亞細亞通信社所譯）

民國八年度歲出豫計書（下）

第七款　司法經費　經常門

項目別	八年預計數	五年議定數	比較增減
第一項　中央司法經費	一、八四二、一九一	一、三四二、六七六	四九八、五一五
第一目司法部經費	四〇〇、〇〇〇	三三四、〇〇〇	七六、〇〇〇
第二目大理院經費	三八、九一三	三九、九一三	一〇〇、〇〇一
第三目修訂法律館經費	一七、六〇〇	二〇、〇〇〇	二七、六〇〇
第四目直隸各機關經費	九三四、六七八	七三八、七六四	三〇四、九一四
第二項　各省司法經費	八、五〇五、九三三	七、八三三、一〇四	六三三、八二九
第一目京兆司法費	二九、〇二八	二九、〇二八	
第二目直隸司法費	七六〇、三三六	七六〇、三三六	
第三目奉天司法費	五四六、七五四	五四六、七五五	七六九
第四目吉林司法費	四八〇、七〇四	四〇〇、九八八	七九、七一六
第五目黑龍江司法費	一八八、四三三	一八五、四四〇	二、九九三
第六目山東司法費	三七九、六四〇	三四九、六六一	二九、九七九
第七目河南司法費	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	
第八目山西司法費	三九〇、四七六	三九五、二八〇	九五、一九六
第九目江蘇司法費	五四四、七五一	四一〇、〇〇〇	一三四、七五一
第十目安徽司法費	四六八、四三〇	三九六、四三〇	七二、〇〇〇

第十一目江西司法費	三九、三四八			第五目補助經費	四九、三五〇	三七九、四〇〇	六九、八二〇
第十二目福建司法費	二四一、一〇〇	一、一〇〇		第六目附屬各項經費	一〇三、三五〇	二八、三五〇	二六、〇〇〇
第十三目浙江司法費	七五五、六八二	五九、九七四		第二項　各省教育經費	二、八二五、四五三	一、三二九、四四四	一、四九四、〇一〇
第十四目湖北司法費	三〇、四七四	四〇、三九二	八、二八	第一目直隸教育費	四四、七六	三七、七九	九六、九四七
第十五目湖南司法費	三五六、二六八	四三五、六〇〇		第二目奉天教育費	一八一、四〇六		一八一、四〇六
第十六目陝西司法費	二八六、三五四	二七一、四四二		第三目吉林教育費	二三五、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一三五、〇〇〇
第十七目甘肅司法費	二三〇、九六	二二五、三五四		第四目黑龍江教育費	三〇、〇〇〇		三〇、〇〇〇
第十八目新疆司法費	九〇、七四四			第五目山東教育費	五三、三九七	一一、四三三	四一、八四四
第十九目四川司法費	三八三、九八四	三八三、九八四		第六目河南教育費	四〇、〇〇〇		四〇、〇〇〇
第二十目廣東司法費	三五〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇		第七目山西教育費	一四〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
第二十一目廣西司法費	一〇六、八八三	一〇六、八八三		第八目江蘇教育費	五二、九二〇	二九、二〇三	五八、二五八
第二十二目雲南司法費	一九九、〇一三	一九九、〇一三		第九目安徽教育費	三五、〇〇〇		三五、〇〇〇
第二十三目貴州司法費	二〇七、一三六	一六〇、八五五	四六、二七一	第十目江西教育費	三五、〇〇〇		三五、〇〇〇
第二十四目熱河司法費	一二六、九八三	一〇一、一一七	一五、八六九	第十一目福建教育費	三五、〇〇〇		三五、〇〇〇
第二十五目綏遠司法費	三五、七五六	三一、〇四八	一四、四二八	第十二目浙江教育費	五三、二九七	一〇、二九七	四三、〇〇〇
第二十六目察哈爾司法費	四三、二二九	四〇、七一七	二、五一三	第十三目湖北教育費	二〇五、二一三	一四五、四五八	五九、七五五
第二十七目阿爾泰司法費	四、四九二	四、四九二		第十四目湖南教育費	三五、〇〇〇		三五、〇〇〇
第二十八目庫倫司法費	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇		第十五目陝西教育費	六一、七五六	二六、七五六	三五、〇〇〇
第二十九目烏里雅蘇臺司法費	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	六〇〇	第十六目甘肅教育費	三〇、〇〇〇		三〇、〇〇〇
第三十目恰克圖司法費	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	六〇〇	第十七目新疆教育費	四一、六二三	一一、六二三	三〇、〇〇〇
第三十一目科布多司法費	三五、〇〇〇	一、八〇〇		第十八目四川教育費	一七〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
第三十二目唐努烏梁海司法費	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇		第十九目廣東教育費	三六六、九二八	二六六、九二八	四〇、〇〇〇
共　計	一〇、三四七、一三四	九、三五、七八〇	一、三三、三四四	第二十目廣西教育費	五九、〇四七	二九、〇四七	三〇、〇〇〇
第八款　教育經費　經常門				第二十一目雲南教育費	三五、〇〇〇		三五、〇〇〇
項　目　別	八年預計數	五年議定數	比較增減	第二十二目貴州教育費	三〇、〇〇〇		三〇、〇〇〇
第一項　中央教育經費	三、六八六、六一三	三、七五九、一三六	六四九、四七四	第二十三目熱河教育費	一四、八九	一九、六九九	五、三三〇
第一目教育部經費	五九六、四〇〇	四五五、三四〇	三一、〇六〇	第二十四目察哈爾教育費	一〇、九五八	一〇、九五八	
第二目直轄各學校經費	一、九一九、九〇六	一、三三一、九四〇	五九七、四六六	第二十五目川邊教育費	五七、三四四	九、四四四	二七、四四〇
第三目分設各機關經費	三七、七六〇	一六六、六五六	六一、〇八四	第二十六目西藏教育費	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
第四目留學經費	一九二、五九六	二七、〇九二		共　計	六、一〇二、〇六五	四、〇五八、五八一	二、一四三、四八四

第九款　實業經費　經常門

項目別	八年預計數	五年議定數	比較
第一項　中央實業經費	一、六〇三、九二〇	一、三五〇、一三八	二五三、七八二 減
第一目農商部經費	七四四、〇〇〇	七〇三、三四〇	四〇、六六〇
第二目全國水利局經費	九八、四〇〇	八四、〇〇〇	一四、四〇〇
第三目直轄各機關經費	七六一、五三〇	五六三、七九八	一九八、七三二
第二項　各省實業經費	一、七七一、二五〇	一、〇三〇、八九七	七五〇、三七一
第一目京兆實業費	一七、八〇	三一、〇八〇	一三、二〇〇 增
第二目直隸實業費	六三、四八〇	一七、七二〇	四五、七六〇
第三目奉天實業費	七〇、三八〇	四四、六一九	二五、六八九
第四目吉林實業費	七四、〇〇〇	三八、二七〇	三五、七三〇
第五目黑龍江實業費	四三〇、九三〇	三八、六九六	三八、六九六
第六目山東實業費	二六六、六七七	七七、一二九	二五、五五八
第七目河南實業費	五七、四〇七	二一、五四三	三五、八六四
第八目山西實業費	四八、六八八	一六、六六八	三二、〇二〇
第九目江蘇實業費	四二、〇〇〇	四、四四〇	三七、五六〇
第十目安徽實業費	五七、九九〇	二一、九六〇	三六、〇三〇
第十一目江西實業費	五九、〇〇〇	六、九八〇	三三、〇二〇
第十二目福建實業費	五〇、五二四	一七、六四四	三二、八八〇
第十三目浙江實業費	五九、〇〇〇	六、六六〇	三三、三四〇
第十四目湖北實業費	三四、六〇〇	七、二七〇	二六、四〇〇
第十五目湖南實業費	四八、六六四	八、七八〇	三九、八三四
第十六目陝西實業費	一一、六八四	一、三六八	一〇、三一六
第十七目甘肅實業費	一〇四、八三六	三七、四二〇	六七、四一六
第十八目新疆實業費	五九、〇〇〇	四、四四〇	五四、五六〇
第十九目四川實業費	一九二、〇七五	一五七、八七五	三四、二〇〇
第二十目廣東實業費	四二、〇〇〇	六、三六〇	三五、六四〇
第二十一目廣西實業費	五六、〇〇〇	四、四四〇	五一、五六〇
第二十二目雲南實業費	四六、五六八	一七、八八八	二八、七三〇
第二十三目貴州實業費	一六、〇〇〇	四、四四〇	一一、五六〇
第二十四目熱河實業費	九、〇〇〇	九、〇〇〇	三三、四二〇
第二十五目察哈爾實業費	三二、六四八	九、三六〇	二三、二八〇
第二十六目川邊實業費	四、二八〇	二、九六〇	一、九二〇
共計	三、三七、一七〇	二、三七、一七	一、〇〇四、一五三

第十款　交通經費　經常門

項目別	八年預計數	五年議定數	比較
第一項　中央交通經費	一、三七三、七四七	二四四、一二一	一、一二九、六二六 減
第一目交通部經費	八六八、五六	七三三、九二	一三六、八二四
第二目育才費	四九五、八三四	四一五、八〇四	七九、四二七
第二項　各省交通經費	五七五、三三八	三七四、一八一	二〇一、一四七
第一目吉林交通費	九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	〇
第二目黑龍江交通費	三三一、四四六	五、七六〇	二六、六八六
第三目河南交通費	六九、七三〇	六九、七三〇	〇
第四目甘肅交通費	四九、二五〇	五四、八八九	五、五九 增
第五目新疆交通費	九七、八一〇	九七、八一〇	〇
第六目廣四交通費	七二、〇〇〇	七二、〇〇〇	〇
第七目熱河交通費	一、七一六	一、七一六	〇
第八目川邊交通費	三三、二八六	三三、二八六	〇
第九目西藏交通費	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	〇
共計	一、九四九、〇七六	一、五〇三、六七	四四五、三九八

第十一款　蒙藏經費　經常門

項目別	八年預計數	五年議定數	比較
第一項　中央蒙藏經費	一、〇九、九一五	一、〇三、一五二	七八、二四二 增
第一目蒙藏院經費	二六三、八二四	二四七、九六六	一五、八四八
第二目直轄各機關經費	四二、四七八	二九、九八八	一二、四九〇
第三目附屬各項經費	八〇四、六三	七五三、〇〇四	五一、〇〇四
第二項　各省蒙藏經費	三〇八、八三七	三〇八、九三〇	〇
第一目直隸蒙藏費	一五、五五四	一五、五五四	〇
第二目山西蒙藏費	一、九五	一、九五	〇

第十一目江西司法費	三一九、三四八		
第十二目福建司法費	二四一、二〇〇	一、二〇〇	
第十三目浙江司法費	七五五、六八一	五、九四四	
第十四目湖北司法費	三一〇、四七四		八〇、二八
第十五目湖南司法費	四二五、〇四〇	一三一、二〇八	
第十六目陝西司法費	二八六、五五四	二四、二二	
第十七目甘肅司法費	三三〇、九五六	一一、五八四	
第十八目新疆司法費	九〇、七四四		
第十九目四川司法費	三八三、九八四		
第二十目廣東司法費	三五〇、〇〇〇		
第二十一目廣西司法費	一〇六、八八三		
第二十二目雲南司法費	二九九、〇一二		
第二十三目貴州司法費	二〇七、一二六	四六、二七一	
第二十四目熱河司法費	一二六、九八二	一五、八六五	
第二十五目綏遠司法費	三一、七五六	一四、四二八	
第二十六目察哈爾司法費	四二、二九	二、五〇二	
第二十七目阿爾泰司法費	四、四四九二		
第二十八目庫倫司法費	三、六〇〇		
第二十九目烏里雅蘇臺司法費	三、〇〇〇	六〇〇	
第三十目恰克圖司法費	三、六〇〇	六〇〇	
第三十一目科布多司法費	三、六〇〇	一、八〇〇	
第三十二目唐努烏梁海司法費	三、六〇〇	三、六〇〇	
共　計	一〇、三四七、一二四	九三、五七八〇	一、二三一、三四四

第八款　教育經費　經常門

項　目　別	八年預計數	五年議定數	比較增減
第一項　中央教育經費	三、五六八、六二三	二、七五九、一六八	六四九、四七四
第一目教育部經費	五九六、四〇〇	四五五、四〇〇	三一、〇六〇
第二目直轄各學校經費	一、九一九、九〇六	一、三二一、九四〇	五九七、四六六
第三目分設各機關經費	三三七、七六〇	一六六、六五六	六二、〇八四
第四目留學經費	一九二、五九六	三七、〇九二	公四、四九六
第五目補助經費	三七九、三六〇	六九、八六〇	
第六目附屬各項經費	一〇一、五九〇	一二六、五九〇	二六、〇〇〇
第二項　各省教育經費	二、八二三、四三五	一、三二九、四四三、〇一〇	
第一目直隸教育費	四一四、七六六	三七、七六六	九六、九四七
第二目奉天教育費	一八二、四〇六		一八二、四〇六
第三目吉林教育費	一三五、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三五、〇〇〇
第四目黑龍江教育費	一三五、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三五、〇〇〇
第五目山東教育費	一五三、三九七	一一、四三三	四一、八四四
第六目河南教育費	一四〇、〇〇〇		四〇、〇〇〇
第七目山西教育費	一四〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
第八目江蘇教育費	一九二、四〇二	一二九、四〇二	五八、三三八
第九目安徽教育費	一三五、〇〇〇		三五、〇〇〇
第十目江西教育費	一三五、〇〇〇		三五、〇〇〇
第十一目福建教育費	一三五、〇〇〇		三五、〇〇〇
第十二目浙江教育費	一五三、三九七	一〇、三九七	四三、〇〇〇
第十三目湖北教育費	二〇五、二三三	一四五、四五八	五九、七七五
第十四目湖南教育費	一三五、〇〇〇		三五、〇〇〇
第十五目陝西教育費	一六一、七五六	二六、七五六	三五、〇〇〇
第十六目甘肅教育費	一三〇、〇〇〇		三〇、〇〇〇
第十七目新疆教育費	一四一、六二二	一二、六二二	三〇、〇〇〇
第十八目四川教育費	一七〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
第十九目廣東教育費	一三六、九八六	二六、九八六	四〇、〇〇〇
第二十目廣西教育費	一五九、〇四七	二九、〇四七	三〇、〇〇〇
第二十一目雲南教育費	一三五、〇〇〇		三五、〇〇〇
第二十二目貴州教育費	一三〇、〇〇〇		三〇、〇〇〇
第二十三目熱河教育費	一一四、八六九	一九、六五九	五、二三〇
第二十四目察哈爾教育費	一〇、九五八	一〇、九五八	
第二十五目川邊教育費	三七、三六四	九、九四四	二七、四二〇
第二十六目西藏教育費	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
共　計	六、三〇三、〇九五	一、〇五八、五八一	二、一四三、四八四

第九款　實業經費　經常門

項目別	八年預計數	五年議定數	比較
第一項　中央實業經費	一、〇二五、九一〇	一、三五二、一六八	減 三二五、二五八
第一目農商部經費	七四四、〇一〇	七〇三、三四〇	減 四〇、六七〇
第二目全國水利局經費	九八、四〇〇	八四、〇〇〇	減 一四、四〇〇
第三目直轄各機關經費	七六二、五一〇	五六三、七九八	減 一九八、七一二
第二項　各省實業經費	一、七七一、三五〇	一、〇一〇、八七九	減 七六〇、四七一
第一目京兆實業費	一七、八〇	三一、〇八〇	增 一三、二八〇
第二目直隸實業費	二三、四八〇	二七、七二〇	增 四、二四〇
第三目奉天實業費	七〇、三六八	四四、六二九	減 二五、六八九
第四目吉林實業費	七四、〇〇〇	三六、二八七	減 三七、七一三
第五目黑龍江實業費	四三〇、九八三	三六三、二六七	減 六七、七一六
第六目山東實業費	二一六、六七七	七七、一二九	減 一三九、五四八
第七目河南實業費	五七、四〇七	二一、五四三	減 三五、八六四
第八目山西實業費	四八、六八八	一六、六六八	減 三二、〇二〇
第九目江蘇實業費	四二、〇一〇	四、四四〇	減 三七、五七〇
第十目安徽實業費	五七、九九〇	二六、〇四〇	減 三一、九五〇
第十一目江西實業費	五九、〇〇〇	六、九八〇	減 五二、〇一〇
第十二目福建實業費	五〇、五四四	一七、六四四	減 三三、八八〇
第十三目浙江實業費	九六、〇〇〇	六、六八〇	減 八九、三二〇
第十四目湖北實業費	三五、六〇〇	七、二一〇	減 二八、四九〇
第十五目湖南實業費	四八、六二四	八、七八〇	減 三九、八四四
第十六目陝西實業費	四八、六八四	一六、三八四	減 三二、三〇〇
第十七目甘肅實業費	一〇四、八六六	三七、四一一	減 六七、四五五
第十八目新疆實業費	五九、〇〇〇	四、四四〇	減 五四、五六〇
第十九目四川實業費	一九二、〇五五	二五、八四五	減 一六六、二一〇
第二十目廣東實業費	四二、〇〇〇	六、三六〇	減 三五、六四〇
第二十一目廣西實業費	三六、〇〇〇	四、四四〇	減 三一、五六〇
第二十二目雲南實業費	四六、五六八	一七、八四八	減 二八、七二〇
第二十三目貴州實業費	三六、〇〇〇	四、四四〇	減 三一、五六〇
第二十四目熱河實業費	九〇、〇〇〇	九、〇〇〇	減 八一、〇〇〇
第二十五目察哈爾實業費	三六、六四八	九、三三八	減 二七、三一〇
第二十六目川邊實業費	四二、八〇	二、三五〇	減 一、九三〇
共計	三、三七、一七〇	三、三七、〇一七	減 一、〇四、一五三

第十款　交通經費　經常門

項目別	八年預計數	五年議定數	比較
第一項　中央交通經費	一、三七三、七四七	一、二九八、四九七	減 七五、二五〇
第一目交通部經費	八九八、五六〇	七三三、六九二	減 一六四、八六八
第二目育才費	四九五、三三一	四三五、八〇四	減 六〇、四二七
第二項　各省交通經費	五五五、三三八	三七四、一八一	減 二〇一、一四七
第一目吉林交通費	九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	
第二目黑龍江交通費	三三一、四四六	一六六、六八六	減 一六四、七六〇
第三目河南交通費	六九、七一〇	六八、七四〇	減 九七〇
第四目甘肅交通費	四九、三五〇	五四、八九九	增 五、五四九
第五目新疆交通費	九七、八一〇	九七、八一〇	
第六目廣西交通費	七二、〇〇〇	七二、〇〇〇	
第七目熱河交通費	一、七一六	一、七一六	
第八目川邊交通費	三三、二八六	三三、二八六	
第九目四藏交通費	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	
共計	一、九四九、〇五六	一、三五二、六七七	減 四四五、三七九

第十一款　藏藏經費　經常門

項目別	八年預計數	五年議定數	比較
第一項　中央蒙藏經費	一、一〇九、九一五	一、〇三一、五七二	減 七八、三四三
第一目蒙藏院經費	二六二、八二四	二四七、九七六	減 一五、八四八
第二目直轄各機關經費	四二、四七八	二九、八八八	減 一二、九九〇
第三目附屬各項經費	八〇四、六一三	七七二、〇九九	減 三二、五一四
第二項　各省蒙藏經費	三〇八、八二七	三〇八、九二〇	增 九三
第一目直隸蒙藏費	一五、五五四	一五、五五四	
第二目山西蒙藏費	三、二九五	三、二九五	

項目別	八年預計數	五年議定數	比較
第三目甘肅蒙藏費	五八、二八〇	四五、〇〇〇	增一三、二八〇
第四目新疆蒙藏費	六四、一四一	四五、〇〇〇	增一九、一四一
第五目熱河蒙藏費	三三、四〇一	二五、〇〇〇	增八、四〇一
第六目綏遠蒙藏費	四二、六二一	三五、〇〇〇	增七、六二一
第七目察哈爾蒙藏費	二二、九三五	一五、〇〇〇	增七、九三五
第八目川邊蒙藏費	二二、〇四一	一五、〇〇〇	增七、〇四一
第九目阿爾泰蒙藏費	一六、五七七	一五、〇〇〇	增一、五七七
共計	一、二四〇、四九二	九八、二四九	增一四二、二四三

第一款　各機關經費　臨時門

項目別	八年預計數	五年議定數	比較
第一項　中央各機關經費	二四四、〇一三	一七〇、一三三	增七三、八八〇
第一目國務院經費	九三、四二〇	一四三、三三三	減五〇、九一三
第二目國會經費	一四二、一〇〇	二四二、一〇〇	減一〇〇、〇〇〇
第三目在京各機關經費	八、四二〇	一〇、〇〇〇	減一、五八〇
共計	二四四、〇一三	一七〇、一三三	增七三、八八〇

第二款　外交經費　臨時門

項目別	八年預計數	五年議定數	比較
第一項　中央外交經費	一、八〇五、〇一六	一、二五五、九一〇	增五四九、一〇六
第一目外交部經費	二九八、三六六	八六、〇〇〇	增二一二、三六六
第二目出使經費	五七四、四八〇	四八四、四二〇	增九〇、〇六〇
第三目直轄各機關經費	四三三、九四〇	一、二八九、九三〇	減七五五、九九〇
第四目附屬經費	三一、〇〇〇	三一、〇〇〇	
第二項　各省外交經費	四四、四四九	三七、一二三	增七、三二六
第一目奉天外交費	五、四四〇	五、九四〇	減五〇〇
第二目河南外交費	一六、三二九	一六、三二九	
第三目新疆外交費	三〇、三六	三、五〇	增一七、八三六
第四目廣東外交費	三、八四	三、八四	
第五目察哈爾外交費	三〇	三〇	
共計	一、三四、五五	一、八三、一九	減五〇、六二四

第三款　內務經費　臨時門

項目別	八年預計數	五年議定數	比較
第一項　中央內務經費	一、三五、八四一	五二七、八四六	增八四七、七九六
第一目內務部經費	二九、一〇〇	一〇、〇〇〇	增一九、一〇〇
第二目步軍統領衙門經費	四、〇〇〇	四、〇〇〇	
第三目護軍管理處經費	三〇、一〇〇	三〇、一〇〇	
第四目督辦京濟一帶水災河工善後事宜處經費	四六、八〇〇	四六、八〇〇	
第五目管理歸國人民財產事務局經費	三三、六四〇	三三、六四〇	
第六目直轄各機關經費	七四四、三六八	四〇五、八四六	增三三八、四三三
第七目附屬經費	一五、五〇四	一五、五〇四	
第二項　各省內務經費	二、〇八八、九二五	一、三一〇、六七五	增八八四、二五〇
第一目京兆內務費	一、一〇〇	一、一〇〇	
第二目直隸內務費	三三、四七四	一〇四、四二四	減七一、〇五〇
第三目奉天內務費	八、三六〇	九、三六〇	減一、〇〇〇
第四目吉林內務費	七二、八六六	一六、〇〇〇	增五六、八六六
第五目黑龍江內務費	三八、〇〇〇	三八、〇〇〇	
第六目山東內務費	一五八、〇〇〇	五四、一六六	增一〇三、八三四
第七目河南內務費	七一、〇四七	三一、〇四七	增四〇、〇〇〇
第八目山西內務費	一九、〇〇〇	二〇、五二〇	減一、五〇〇
第九目江蘇內務費	一七七、〇三〇	九一、〇〇〇	增六六、〇三〇
第十目安徽內務費	九〇、〇六〇	一〇、〇〇〇	增八〇、〇六〇
第十一目江西內務費	七五、三一〇	五五、五二〇	增一九、八一〇
第十二目福建內務費	五五、〇〇〇	三五、〇〇〇	增二〇、〇〇〇
第十三目浙江內務費	二九八、八六九	八一、一〇〇	增二一七、七六九
第十四目湖北內務費	六七、五九二	四七、九二三	增一九、六六九
第十五目湖南內務費	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	
第十六目陝西內務費	三、〇〇〇	八四	增二、九一六
第十七目甘肅內務費	三、四四〇	三、四四〇	
第十八目新疆內務費	四、四六二	二	

項目別	八年預計數	五年議定數	比較增減
第十九目四川內務費	一、二〇〇	一、二〇〇	
第二十目廣東內務費	五九、〇四四	五九、〇四四	
第二十一目廣西內務費	三〇、一五	三〇、一五	
第二十二目熱河內務費	三、〇三〇	三、〇三〇	
第二十三目綏遠內務費	六、四一五	一、五二一	四、九四
地二十四目川邊內務費	三七、六〇〇	三七、六〇〇	
共計	三、四三四、五三七	一、七八、三二一	一、六六、〇三六

第四款　財政經費　臨時門

項目別	八年預計數	五年議定數	比較增減
第一項　中央財政經費	一四、〇一九、五二一	一三、六六六、一四八	一、三五三、三六三
第一目財政部經費	一四一、〇六〇	一九一、六〇〇	五〇、五一〇
第二目全國菸酒事務署經費	三〇、〇〇〇	一五、三〇〇	一四、八〇〇
第三目幣制局經費	一八、〇〇〇		一八、〇〇〇
第四目直轄各機關經費	六五、四〇〇		六五、四〇〇
第五目附屬各項經費	七三七、八二一	七三三、〇八二	四、八〇〇
第六目中央直接收入徵收經費	一、八二四、五二八	一、〇〇九、九二一	七二四、六一七
第七目鹽務經費	一、六〇、九六六	六一七、三九一	五四三、六四五
第八目各關經費	五一、六七五	四九、〇四四	二、六二一
第九目預備金	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	
第二項　各省財政經費	一、三六二、七六六	六四四、三五五	七八、四二一
第一目奉天財政費	一四四、七三一	一四四、七三一	
第二目黑龍江財政費	一三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三、〇〇〇
第三目山東財政費	一三四、八〇〇	一三一、〇〇〇	三、八〇〇
第四目河南財政費	七、八五五	七、八五五	
第五目江蘇財政費	三四四、四五八	一五八、九〇〇	一六五、五五八
第六目安徽財政費	八〇、三六〇		八〇、三六〇
第七目江西財政費	六八、〇四三	二六八、七三一	四一六、三一二
第八目浙江財政費	三六、〇三〇	三六、〇三〇	
第九目甘肅財政費	五五、〇〇〇	五五、〇〇〇	
第十目新疆財政費	一一、八二〇	一一、八二〇	
第十一目廣東財政費	六四、〇七七	六四、〇七七	
第十二目廣西財政費	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
第十三目貴州財政費	一〇、四八三		一〇、四八三
第十四目察哈爾財政費	一〇、三六八		一〇、三六八
第十五目川邊財政費	四、八〇〇		四、八〇〇
共計	一三、三二〇、五二七	三、〇六二、七六四	一〇、二五七、七六四

第五款　陸軍經費　臨時門

項目別	八年預計數	五年議定數	比較增減
第一項　中央陸軍經費	一、九四四、八五五	一、七四〇、二七六	二〇四、五七九
第一目陸軍部經費	六四、三一〇	六四、三一〇	
第二目參謀本部經費	八九、七二一	六七、五九一	二二、一三一
第三目直轄各機關經費	一〇六、〇四四	一〇六、〇四四	
第四目附屬各項經費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
第五目其他各軍事機關經費	三、四〇〇	三、四〇〇	
第二項　各省陸軍經費	二、三九三、四八〇	二、三九八、四八〇	六四四、〇〇〇
第一目直隸陸軍費	八八、〇八五	一四一、五九九	五三、四八六
第二目奉天陸軍費	七二、六五五	七一、九八	一、三三七
第三目吉林陸軍費	三三、一〇〇	六、〇〇〇	一七、一〇〇
第四目黑龍江陸軍費	六四三、九九六	四八、三四五	三三五、六五一
第五目山東陸軍費	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	
第六目河南陸軍費	一三三、三九六	一四一、七六六	一九、三六〇
第七目山西陸軍費	一四一、六八三	五三、八五五	八九、八二八
第八目江蘇陸軍費	七一、一一一	六五、一四〇	六、六六一
第九目安徽陸軍費	一四四、三〇一	一四四、九九九	
第十目江西陸軍費	一三一、九一〇	九一、九一〇	四〇、〇〇〇
第十一目福建陸軍費	一八六、〇九〇	一八六、〇九〇	
第十二目浙江陸軍費	八三、〇〇〇	一〇三、〇〇〇	二〇、〇〇〇
第十三目湖北陸軍費	三五二、〇四八	三九、二〇二	三一二、八四六
第十四目湖南陸軍費	三、五〇〇	三、五〇〇	
第十五目陝西陸軍費	一〇八、四一〇	四六、四六八	六二、九四二

第十六目甘肅陸軍費	一四、三〇四			
第十七目四川陸軍費	二八、五六〇			
第十八目廣東陸軍費	一三〇、〇〇〇			
第十九目廣西陸軍費	一三五、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	
第二十目雲南陸軍費	一五、四七六	五三、九七六		
第二十一目貴州陸軍費	四六、四四〇	一〇七、五五七	六一、一一七	
第二十二目熱河陸軍費	二九、一四五	一三五、一四五		
第二十三目川邊陸軍費	六三、六〇〇	六三、六〇〇		
共計	四、九一七、〇三七	三、九八八、七九九	九一八、二六八	

第六款　海軍經費

項目別	八年預計數	五年議定數	比較	
第一項　各省海軍經費	六五、〇三四	六五、〇三四		
第二目直轄海軍費	三、〇〇〇	三、〇〇〇		
第二目廣東海軍費	六五、〇三四	六五、〇三四		
共計	六五、〇三四	六五、〇三四		

第七款　司法經費

項目別	八年預計數	五年議定數	比較	
第一項　中央司法經費	六三、四〇〇	六三、四〇〇		
第一目直轄各機關經費	六三、四〇〇	六三、四〇〇		
第二項　各省司法經費	八、八五三		一、七五八	
第一目京兆司法費	二、四〇〇			
第二目江西司法費	六五三			
第三目四川司法費	八〇〇			
第四目廣西司法費	三、〇〇〇			
共計	六九、三五三	六八、二一〇	一、七五八	

第八款　教育經費

項目別	八年預計數	五年議定數	比較	
第一項　中央教育經費	三六、二八一	三七、八一一	一、五三〇	
第一目教育部經費	八、〇〇〇	八、〇〇〇		
第二目直轄各學校經費	三二、二八一	二九、八一一	一、五三〇	
第三目分設各機關經費	四八、〇〇〇	六一、九〇〇	一三、九〇〇	
第四目補助經費	一五、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
第二項　各省教育經費	一九、一七一	九七、一七一	八一、〇〇〇	
第一目奉天教育費	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇		
第二目江蘇教育費	五九、五六九	三八、七一五	二一、〇五四	
第三目湖北教育費	三八、四〇〇	三五、三〇〇	三、一〇〇	
第四目廣西教育費	二、一〇三	二、一〇三		
共計	五六、一四四	四六、九三六	九、二〇八	

第九款　實業經費

項目別	八年預計數	五年議定數	比較	
第一項　中央實業經費	三八〇、三二七	三五四、三二七	二六、〇〇〇	
第一目農商部經費	一四八、〇〇〇	一四八、〇〇〇		
第二目全國水利局經費	一三、〇〇〇	四、〇〇〇	八、〇〇〇	
第三目直轄各機關經費	一二六、三二七	一三三、三二七	六、〇〇〇	
第四目附屬各項經費	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇		
第五目兩廣鹽務稽核公署經費	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇		
第二項　各省實業經費	一、九二〇	一、九二〇		
第一目川邊實業費	一、九二〇	一、九二〇		
共計	三八二、二四七	三五六、二四七	二六、〇〇〇	

第十款　交通經費

項目別	八年預計數	五年議定數	比較	
第一項　中央交通經費	一四四、八四四	一〇九、一四三	七二、七〇一	
第一目交通部經費	二八、三八三	八七、三八三	四一、〇〇〇	
第二目育才經費	四六、三二一	一四、三二一	三〇、〇〇〇	
第二項　各省交通費	一四三、二九〇	一三〇、二九〇	一三、〇〇〇	
第一目廣西交通費	四一、〇〇〇	四一、〇〇〇		
第二目川邊交通費	三五、九〇	三五、九〇		
第三目庫倫交通費	二、四〇〇	二、四〇〇		
第四目烏里雅蘇台交通費	一、二〇〇	一、二〇〇		
第五目恰克圖交通費	一、二〇〇	一、二〇〇		

第六目	科布多交通費	一、一〇〇	一、一〇〇	
第七目	唐努烏梁海交通費	一、一〇〇		一、一〇〇
共	計	一九、一四〇	一六、八四三	二、二九七

第十一款　藏經費　臨時門

項	目	別	八年預計數	五年議定數	比較
第一項	中央圖書館經費		五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	
第一目	圖書館經費		五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	
共	計		五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	

第十二款　債款經費

項	目	別	八年預計數	五年議定數	比較
第一項	債款支出		二四、六三一、二五六	一四二、二四四、八八八	七二、三八六、二八八 減
第一目	外債		一三三、二四四、八四六	二八、三七九、八二四	四、八七、〇三三
第二目	內債		八一、四九六、三三〇	一三、九四七、〇四四	六七、五四九、二三六
共	計		三四、六三一、二五六	一四二、二四四、八八八	七二、三八六、二八八

第十六目甘肅陸軍費	一四、三〇四	一四、三〇四		
第十七目四川陸軍費	三八、五六〇	三八、五六〇		
第十八目廣東陸軍費	一三〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇		
第十九目廣西陸軍費	一三五、〇〇〇	一三五、〇〇〇		
第二十目雲南陸軍費	一三二、四七六	五二、九七六	三七、五〇〇	
第二十一目貴州陸軍費	四六、四三五	一〇七、三七	六一、一〇二	
第二十二目熱河陸軍費	二九、一三五	一四、〇〇〇		
第二十三目川邊陸軍費	六三、六〇〇	六三、六〇〇		
共　計	四、九一七、〇三七	三、九九八、七五九	九一八、二六八	

第六款　海軍經費

項　目　別	八年預計數	五年議定數	比較增	比較減
第一項　各省海軍經費	六五、〇三四	六五、〇三四		
第二目直隸海軍費	三、〇〇〇	三、〇〇〇		
第二目廣東海軍費	六三、〇三四	六三、〇三四		
共　計	六五、〇三四	六五、〇三四		

第七款　司法經費

項　目　別	八年預計數	五年議定數	比較增	比較減
第一項　中央司法經費	六三、三〇〇	六三、三〇〇		
第一目直轄各機關經費	六三、三〇〇	六三、三〇〇		
第二項　各省司法經費	六、八三一	八、六一〇		一、七九八
第一目京兆司法費	二、四〇〇	二、四〇〇		
第二目江西司法費	六三五	二、四一〇	一、七九八	
第三目四川司法費	八〇〇	八〇〇		
第四目廣西司法費	三、〇〇〇	三、〇〇〇		
共　計	六九、二三一	八七、六一〇	一七、七九八	

第八款　教育經費

項　目　別	八年預計數	五年議定數	比較增	比較減
第一項　中央教育經費	三七、二八一	三七、二八一		
第一目教育部經費	八、〇〇〇	八、〇〇〇		
第二目直轄各學校經費	二九、二八一	二九、二八一		
第三目分設各機關經費	四八、〇〇〇	六二、九〇〇	一三、九〇〇	
第四目補助經費	一五、〇〇〇	五、〇〇〇		一〇、〇〇〇
第二項　各省教育經費	一九、一七一	九七、一七一	八一、〇〇〇	
第一目奉天教育費	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇		
第二目江蘇教育費	九八、五六九	三八、七一五		五九、八五四
第三目湖北教育費	三八、四〇〇	三五、五〇〇		二、九〇〇
第四目廣西教育費	二、一〇三	二、一〇三		
共　計	四六九、三六八	九二、〇八五		

第九款　實業經費

項　目　別	八年預計數	五年議定數	比較增	比較減
第一項　中央實業經費	三八〇、三三七	三五四、三三七		二六、〇〇〇
第一目農商部經費	一四八、〇〇〇	一四八、〇〇〇		
第二目全國水利局經費	一二、〇〇〇	四、〇〇〇		八、〇〇〇
第三目直轄各機關經費	一二六、三三七	一三三、三三七	六、〇〇〇	
第四目附屬各項經費	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇		
第五目商埠管理事務署辦公經費	二四、〇〇〇	二四、〇〇〇		
第二項　各省實業經費	一、九二〇	一、九二〇		
第一目川邊實業費	一、九二〇	一、九二〇		
共　計	三八二、三四七	三五六、三四七		二六、〇〇〇

第十款　交通經費

項　目　別	八年預計數	五年議定數	比較增	比較減
第一項　中央交通經費	一四二、八四二	一〇二、一四二		四一、七〇〇
第一目交通部經費	二八、三八一	九七、八八一	四一、〇〇〇	
第二目育才經費	四六、三三一	五、一三一		四一、二〇〇
第二項　各省交通費	一四二、五四〇	一四二、五四〇		
第一目廣西交通費	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇		
第二目川邊交通費	三〇、五四〇	三〇、五四〇		
第三目康倫交通費	二二、〇〇〇	二二、〇〇〇		
第四目烏里雅蘇台交通費	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇		
第五目恰克圖交通費	一七、〇〇〇	一七、〇〇〇		

第六目	科布多交通費	一、一五〇	一、一五〇				
第七目	唐努烏梁海交通費	一、一〇〇			一、一〇〇		
共	計	一九、一八四	一六、〇三三	三、一五一			

第十一款　禁衛經費　臨時門

項	目	別	八年預計數	五年議定數	比較增減		
第一項	中央禁衛經費		五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇			
第一目	禁衛院經費		五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇			
共	計		五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇			

第十二款　債款經費

項	目	別	八年預計數	五年議定數	比較增減		
第一項	債款支出		二四、六三一、一五六	一四、三四四、八八八	增	九、二八六、二六八	
第一目	外債		一三、一四四、八四六	二八、三九七、八四四	減	一四、八七七、〇三三	
第二目	內債		八一、四八六、三一〇	一三、九四七、〇四四	增	六七、五三九、二六六	
共	計		三四、六三一、一五六	一四、三四四、八八八	增	九、二八六、二六八	

時報

支那に於けるラモント氏――勞農政府通牒と支那――南北和議の新局面、唐紹儀・王揖唐『密約』――山東交渉其後の經過一、山東鐵絲引繼二、交渉開始の督促三、斬總理の遷延主義――廣東國會の消滅

支那に於けるラモント氏

米國財團代表として三月上旬來朝、我が朝野と新借款團組織に關する協議を了したるラモント氏は、同月三十日上海着、四月六日同地發七日北京に入り、四月一杯滯京の上、五月一日發日本に向へり。前號本欄に解說せるが如く、氏の日本に於ける成績は先づ良好といふを妨げず、日米兩國は協調互讓、以て新借款團に對する步調を一にし得たるに近し。但併し支那に於ける氏の使命が、日本に於けるそれの如く好成績を占め得たりしや否やは、今日に於いて之を判斷する少しく早きに失せるが如きを以て、こゝにはたゞ氏の支那に於ける行徑を叙するに止め、之に關する結論は之を將來に保留せんとす。

ラ氏の上海に着するや、新借款團問題は今更ながら支那側の注意を喚起せしものの如く、例の學生團の如きは次の通電を發するに至れり。

年來北京政府が我が國種々の主權利權を擧げて借款に抵押し以て人民を抑制して懲斃を飽壑し遂に國脈日に危く債台日に高きを致し財政破產の虞あり社會阮隍の象を呈せり前途を瞻念すれば寒からずして慄ふ茲に聞く米國モルカン銀公司のラモント君新銀行團組織の事のために華に來ると北庭必らずやその故技を演じ裁兵、興實業の美名を以て外人の觀聽を眩惑し大宗の借款を獲て彼の揮霍に供せんことを冀ふべく卽ち無聊政客中飽潤を分たんことを思ふ者亦大いに人の在るあらん同人主張す合法國會の同意を經るに非ずんば北京政府或は南方軍政府に論なく何種の名義と何種の條件とを用ふるに論なく擅まに借款を行ふは皆吾人の極端に反對するところなり頃ろラモント君の滬に抵るに値ひ代表を推して往晤し前項の意思を面陳するを除くの外尙乞ふ各團體一致進行しその双方の官僚武人に投資するなからんことを請はんことを全國各界聯合會中華民國學生聯合會總會上海各界聯合會上海學生聯合會同啓

四月一月の民國日報社論亦注意すべし、題して『歡迎拉門德君』といふ、次の如し。

ラモント君の來華に對しては表示するに相當の歡迎を以てすべきこと前に論せるが如し現在ラモント君すでに滬に到れり予はさきに說けるところを以て再び切實簡單に幾句かを奉贈せんとす。

新銀行團の成立は絕對に歡迎す何となれば支那が將來工商業の發展及び國際經濟互助の地位に立たんとせば外資を吸收するに非ざれば不可なればなり又支那近數年來の內亂はすべて『單獨借款』のなせるものにして支那にし

て眞民意の組織せる合法的政府あらしめば單獨借款そのものは何等絶對的の危險性あるにあらずたゞ支那に合法の民意政府なく銀行團の歐戰に因つて停頓せる時期に際し侵略性を帶べる『單獨借款』の隙に乘じて闖進し來るに遭ひ支那國民は備さに無數の痛苦を受けたり單獨借款を非民意合法の政府に借給することは尤も危險なり。

新たに成立すべき四國銀行團は支那の形勢を明白に看眞民意合法の政府の成立せざる以前は如何なる借款と雖も總べて國民の反對するところとなるべきを知れるものならずや國民は新銀團成立しラモント君來華の時に際し至誠をもつて將來の經濟互助的借款を歡迎し支那が紛亂狀態に在るの間侵略者の誤るところとならざらんことを熱望す。

ラモント君、支那人民は君と新銀行團とが我等の意見を尊重せんことを希望するなり。

四月一日午後ラ氏はアストル・ハウスに於いて支那新聞記者團と意見を交換せり、その問答に曰く

(問)新銀團の目的如何。

(答)新銀團の目的は中國を輔助して實業を興建し幣創を改良し交通を發展せしむるに在りて中國の內政に對しては決して干涉せず。

(問)新銀團成立後各國在華の勢力範圍(各國自から某區若くは某種事業に於いて優越の地位及び特別權利ありと認むるが如き)は完全に取消され新銀團統一の支配を受くべきや否や。

(答)新銀團はたゞに將來『勢力範圍』の想を作さゞるのみならず既往各國の所謂『勢力範圍』なるものに對しては漸を逐うて消滅せんことを希望するなりたゞ現在新銀團は未だ完全に成立せず將來既往の勢力範圍に對し消滅の希望あるや否やは尙未だ算定する能はず然れども均しく須らく法を設けて一律に歸せしむべきなり鄙人日本に在るの時日資本家は曾つてその滿蒙除外の權利を放棄せんことを願ふことを宣言せりたゞ日政府は未だ表示するところあらず。

(問)中國政治の現狀甚だ混亂と爲す新銀團は之に對し將さに何種の態度を執らんとするか。

(答)此問題は現に暫らく答ふる能はず吾輩の華に來れるは卽ち中國人民の新銀團に對する心理如何を考察するがためにして米人は米國に在つて聞くところ中國は亂事甚だ多く戰爭やまずと今吾輩華に來り方さにその決して事實にあらざるを知れり故に將來の態度は亦豫定する能はず須らく考察の狀況を米國資本家に轉報せるの後を俟ちて始めて一定の方針を表示すべし。

(問)近數年來外國と中國私人と訂立せる多數政治的意味を含有せる經濟密約は殊に中國前途の患と爲し亦新銀行團進行上の障碍たるに足る新銀行團は此に對しそれ將さに何の法を以て處理せんとするか。

(答)新銀行團の宗旨は二あり(甲)款を中國に貸すは專ばら輔佐建設の意と爲す(乙)借款者として正當の利益を享受せしめ將來必らず正當の辦法を擬出し中國として正大の

途に用款せしめば方さに貸款者をして安心せしむべし中國の内政に至つては乃ち中國人自己の事にして新銀行團は決して干渉せず。

(問)新銀行團は中國の財政問題に對して將さに何種の方法を用ひて中國政治の獨立を損せざらんとするか。

(答)鄙人は再び之を申明せんことを願ふ、新銀行團の作用は中國獨立の權利と決して關係無し。

(問)多數國民の希望はもし新銀行團果して中國と經濟上の關係を發生せばまさに民意を尊重すべく合法の國會の通過を經て兩方をして完滿の結果を得せしむべし未だ知らず新銀行團は確かによく照行するや否や。

(答)當然中國の民意を尊重すべし中國の憲法果して借款は議院通過を經るを必とするの規定ありや否やに至つては鄙人尚は深悉せずもしそれ之れあらば甚だ必らず通過を待たんことを願ふ但だその時は辦事の艱難を體諒し米國上院通過案件の延久の如ぎを致さざらんことを希望すもし中國人民にして做すを願はざるの事ならば則ち新銀行團は決して強いてその事を爲さず。

在上海の國會議員居正溫世霖謝樹彰介石等三十餘人は、ラモント氏に一書を送つて曰く

吾人は新銀團の宗旨に贊成するの意思に本づき閣下申に抵るの際に於いて特に歡迎を表示し並びに進むるに忠告を以てす蓋し吾國の現狀は必らず外債を借りて整理を圖るべく而して勢力範圍を打破するの借款に於いて尤も吾人の夙願に符す惟だ中華民國の約法には凡そ國民の負擔を增加するの借貸契約は合法國會の通過を經るに非ざれば効を生ずる能はず此の約法は民國立國の根本辨法たりもし約法に違反するの行動あらば必らずや全國を變亂の境に陷るるを致さん袁世凱の外債を擅借するや卽ち一九一二年の變あり段祺瑞の外債を擅借するや卽ち一九一七年より二〇年に至るの變あり其理甚だ明顯と爲す此れ固より吾國の不幸にして抑も亦各友邦の安んぜざる所の者而して此の不幸と不安の原因は皆外人吾國約法の精神及び國民多數の意思を察せず武人官僚を助成して全國を蹂躪せるの結果なり今閣下來華の意は固より謂ふ銀團の宗旨は借りて以て實業を振興するに在り且つ必らず用途を嚴定し復た以前專ら武人官僚の手中に入れるの覆轍を蹈まざるべしと然れども事實に於いて決して閣下の希望に副ひ難きは以て斷言すべし今特に閣下のために聲明せん凡そ我が國の未だ眞正に統一せざる以前未だ合法國會の通過を經ざるの借款は何種の名義を用ふるに論なく皆効力を發生する能はずして而して全國民の死を誓つて反對するところの者なり甚だ願はくば閣下一たび垂察せよ焉。

ラ氏は此の如く歡迎と警告とを交へ受け、四月六日を以て上海を去り北京に向ひたるが、同日北支デイリイ・ニウス紙に寄書して新借款團の趣旨を說明するところあり、大要左の如し。

一九一八年十月合衆國政府は英佛日三國政府に提議するに各自國の銀行團を奬勵支持し支那の國家的大事業の發

達に對し同團を援助せんが爲に新投資團を組織せしめん事を以てしたり、合衆國政府は該提議中に於て

(一)新投資團は舊投資團の有したる目的よりも更に廣濶なる目的を有すべきこと。

(二)新投資團の性質は之を組織する各銀行團をして全然自由均等なる組合員たらしむること。

(三)各銀行團に於て既に所有せる優先權又は特許權にして未だ實際的着手進行を爲さざるものは實行し能ふ限り新投資團に併合歸入すべきこと。

(四)以上の二主義に基づく新投資團事業の經營をして勢力範圍の設定を將來に豫防するに至らしめんことを期すると主張し就中最後の一項は從來支那の獨立鞏固を危險に導きたる列國の競爭を除去し進んで之が維持擁護に資せんが爲に最有効の方法なりと信じ最も重きを該一項に置く所ありたり。

以上の提議は新投資團としては銀行業製造工業乃至商業貿易の如き一般的事業に關係するを以て其目的とするものにあらずして寧ろ例へば鐵道電信道路等の如き交通事業の發達及貨幣制度の組織其他の如き之により支那全國に健全なる經濟的狀態を確立せしめ由りて以て個人的企業乃至通商貿易の奬勵に對せる堅實なる基礎を築かしむるに足るが如き根本的事業に限り之を其の範圍の中に置かんことを希望するものなる旨をも明かにする所ありたり且つ其の計畫中新投資團の事業は第一支那共和國の中央政府又は地方政府に關する借款乃至は中央及地方政府に由り保證さるゝ借款に限り之に應ずることを主とし而して以上何れの場合に於いても其の借款は各國の市場に於ける公債の發行に十分の信用を置かしむるに足る丈の價値を有する種類のものたらざるべからざることを規定せり右は卽ち之に由りて十分有效に支那に於ける商人的企業の妨礙を除かんとするの用意に外ならず米國政府により立案せられし以上の提議は之を通牒したる各國政府の承認する所となり各該政府の訓令により各銀行團は新投資團組織の目的を以て一九一九年五月其代表者を巴里に會合せしむべきの命を受けて開議し而して是等の代表者は舊投資團の場合よりも遙に多數なる銀行を代表せり例へば米國銀行團は五銀行より三十一銀行に日本は十八銀行に增加し英佛共に同樣の增加を見たり該會議に於ける四國團代表者は其精神目的に對し十分の協調を保ちて新團組織の目的を達し其協定は全員一致之を決議したるも但だ各自國政府の承認を得ることを條件としたり英佛米三國政府は右の協定に何等の變更を加ふる所なくして之を承認したるも日本政府は滿洲蒙古の或る部分を新投資團の範圍より保留すとの條件附にて右の協定を承認したるが之に關する困難は今日尙ほ依然として存在せり之が爲予は英佛銀行團の合意と華盛頓政府の同意とを經たる上本國銀行團より日本を訪問し次に支那を訪問すべきことを依託せられたるが其支那訪問の目的は新團に關聯して起るべき全部の事項につき十分正確なる報告を爲さんが爲なり予は日本に於て新團の目的に關し或種の

誤解の存せることを確め得たるも今回銀行團代表者との會商後彼等は齊しく無留保且つ他國の銀行團に對すると同一の條件により新團に加入せんとする希望を有せる次第を明かにし而して予に與ふるに同國銀行團は不日該政府より新團加入の正式承認を得べき筈なりとの保證を以てしたり右正式承認を得且つ之を予に通牒さるる迄は日本銀行團は未だ新團に加入したるものとして之を認むる能はず萬一何等かの事故により前述日本銀行團の予に與へたる保證にして根據なき事實なりしことを明かにし且日本政府に於て引續き其承認に反對するが如き事あらば予は恐る日本は其加入失敗によりて受くべき最大の損失者たるに至らんことを。

予の支那來着以來新投資團の目的及び之に對する支那の態度につき同國の銀行家乃至有力者と共に有益にして重要なる討議を重ね其の都度予は新團計畫の完成は尙ほ今後の事に屬するを以て今日該計畫の詳細を說明することは予に取りて不可能なりとの趣旨を述べ置きたり蓋し予が支那訪問の使命は新投資團をして將來の方針を定めしむるに足るが如き十分精確なる報告材料を得んが爲に外ならず隨つて予は將來に亘る細目に立ち入ること能はざるは物論なるも米國銀行團の主張せんとする主義精神に就ては之を說明することを得べく且つ該主義精神は新投資團にして實際に成立を告げたる上は各國共に齊しく之に贊同するものなること予の信じて疑はざる所なり卽ち(一)新投資團は支那人民の之を希望する時に限り其の實行に着手すべし蓋し新團としては支那の經濟的發達に對し實質的援助を提供し得るに至らんことを希望するものなれども其の提供を受くるや否やを決定するは乃ち支那に在るべきこと勿論なりとす(二)若し支那に於て新團の援助を希望する場合に於ては新團の目的事業に對し之を誠實に協力し且つ之に信賴し之を是認し以て前述の希望を有效ならしむることは是れ亦た支那の任務なりとす但し予は之に由り必ずしも各細目に亘り全部の承認乃至協力を要すと謂ふものにあらず唯だ大體に亘り爾するを要すとするのみ蓋し新團にして少くとも大體上支那の承認と協力とを得ざる限り其の盡力は必ず無效に終るべきを以てなり(三)新團は其の計畫に對し頗る重大なる二重の責任を有す卽ち其一は支那人民に對する責任にして吾人は之が爲支那に對する總ての借款は浪費の爲にあらずして建設の爲なると共に支那國家の建立發達の爲に供さるべきものなることを考慮せざるべからず而して支那政府と投資團とに於て斯る重大目的を達せんとしつゝあることを支那國民に確知せしむる爲には會計檢査に關する正當なる機關を組織し相共同して之を實施せざる可からず蓋し之に由り始めて借款金額の正當に使用されつつあるや否やを證明し得べきを以てなり然れども此の如き監査の企圖は決して支那の行政權に干涉するものにあらず投資團は支那の政治に其手を觸るべきものにあらざると共に之に觸れんと欲するものにもあらず但し借款の支途に對し正當の監査機關を設くることは寧ろ双方の利益

たること明白にして且つ是等の檢査は成るべく支那本國人の補助により實施さるるを要す次に投資團第二の責任は右本國の投資者に對するもの卽ち是れなり蓋し該團の事業にして果して大規模により行はるゝに至らば支那に供給すべき借款金額は勿論四國の個人投資者の大多數より之を得ざるべからず而して是等の投資額の用途が建設的目的の爲に計畫され支出され居るや否やを監視するは投資團の彼等に對する道德的責任にして之れが爲同團は必要時期に至り其の世話役たる資格に於て相當の計算報告を提出せざるべからざるや勿論なりとす最後に予は予の代表せる米國團——他國の銀行團も同樣——は支那人民の資力勤勉及其の誠實に對し强き信用を有し且つ今日支那には流動的にも將た死伏的にも無盡藏の富を有し一たび之を活用せば以て支那の開發の爲に必要なる資力を供給して餘りあるべきを信ぜり米國銀行團は新團の事業が獨り支那人民より必要缺く可からざる信用と協力とを得べきのみならず追つて支那の無盡藏なる死伏的富源より實質的援助をも受くるを得るに至るが如き方法により實行せられんことを望むや切なり且つ四國團が支那の有力者との同力協心により其の事業を遂行し之に由り支那を加へたる五大國民の間に益々誠實にして親密なる關係を樹立するの要素となり併せて極東の永久なる繁榮と平和とに向つて實際の貢獻を爲すに至らんことを希望するものなり。

入京後のラモント氏は、九日財政次長潘復氏との會見を手始めに、十二日銀行界の歡迎宴、十五日新聞界の歡迎宴といふ具合に、極力周旋するところありたるが、その演說若しくは說明せしところは上述の「寄書」の範圍を出でず、一々採錄するまでのこともなし。支那側の輿論を見るに、安福派の新聞は多く反對の口調を弄し、研究會系のそれは贊成の意嚮を表明せり、晨報社論は結論して曰く

中國人民は次の如き主張を爲すべし。

(一)幣制借款は暫らく提議せず行政借款に反對し實業借款に贊成す。

(二)新銀團は勢力範圍を破壞し又政治的野心なきが故に之に贊成す。

(三)日本の滿蒙に於ける特殊地位及び滿蒙除外の要求に反對しもし新銀團にして日本の要求を允さば則ち新銀團に反對す。

(四)もし日本にして要求を堅持し英佛米三國自から新銀團を作らば則ち亦新銀團に向つて借債すべく政府或は私人の日本に向つて借債するを允さず。

(五)借款條件は以前の借款條件に比して嚴なることを得ず。

(六)外人を用ひて嚴に借款の用途を監督す但だ分を越へて內政に干涉するを得ず並びに須らく多く中國人を用ひ一同に辦理すべし。

ラ氏は四月一杯滯京し、五月一日を以て日本經由歸國の途に就きしが、北京政府側との協議が如何なりしか、果して新團に對する支那側の眞の意嚮を探るに成功せしか、將

又氏の入京に關聯して起りし地租二億元借款說の眞僞如何等の問題は、今推斷に便ならず。

勞農政府通牒と支那

イルクーツク勞農政府外相の名を以てせる通牒、支那政府に交附されたりとの報道、四月上旬各新聞紙上に喧傳せられ、上海に於ける全國報界聯合會は、八日會議の結果露國人民政府及び露國國民諸君子等は貴國勞農政府の極めて公正にして有力なる通牒を受け歡喜極りなし謹んで支那の輿論界を代表し露西亞社會主義聯邦ソビエット共和國人民に對し懇切なる謝意を表し同時に露國人民が自由平等主義及び相互援助の下に圓滿なる友誼を保ち以て國際的壓迫國家的人種的階級差別の撤廢に就き努力せんことを望む。

との返電を決議し、全國各界聯合會も

今貴政府の通牒を見るに正義人道の主張言外に溢れ居れり我が國に於いても之れに共鳴せざるべからず今や武力主義資本主義は世界を支配し到る處その慘劇を演せり然るに貴政府は今度の通牒に於いて東淸鐵道鑛山森林等の利權一切を支那に返還せんことを宣言せらる是れ實に吾人の感謝措く能はざるところなり北京政府は今腐敗せる武人官僚の占むるところ外力と借款とに依りてその勢力を增さんとす而してその有する數萬の軍隊中八九は無敎育者なり吾人は此等の無敎育者を敎育して人民の自覺を起さしめんとす願くば貴政府の方針と同盟するを得ば今後主義人道の先驅者となつて共に世界改造の事に從はん。

と返電せる程なりしが、其後在浦鹽支那代表李家鎏氏より支那政府に達せる電報に據れば

過激派政府當局より東淸鐵道坐辦派遣の事を交涉し來れるがレニン政府は既に露西亞帝國時代の諸條約を拋棄し支那と親睦せんことを通牒し來れるを以て當然東淸鐵道契約も取消されたるものなり支那政府は未だ之に對する正式の回答を爲さざるも浦鹽政府が東淸鐵道坐辦を任命せんとするは言語不一致にあらずやと述べたるに彼は該通告は新聞紙上にて之を見たるに因りレニン氏の代表者ウイレンスキー氏に質したる所氏は之を否認し他にレニン政府の代表者西伯利に來り居らざるを以て右は恐らく支那政府を欺瞞せんとするものなるべしと語れり。

とあり、勞農政府通牒の眞僞は之を以て全然不明となれり。惟それ勞農政府は、由來支那政府の好感を得るに汲々たりしを以て、かの通牒を全然虛僞なりとは認め難く、或は通牒がレニン政府より直接に出でウイレンスキー氏は之を關知せざりしものと見るべしとの推定も成り立ち得。通牒大要左の如し。

過激派露西亞及びその赤衞軍は復讐のため若くは征服の意見を以て東方に前進するものにあらず西伯利の農民及び勞働者は能くこれが眞實なるを知悉せり吾人は東洋に於ける國民をして軍國主義及び外國資本の羈絆より脫せしめ之れに自由を與へ啻に露國民のみならず支那國民に

對しても同樣に援助し且つ一九一七年十月の大革命以來歐米及び日本より恐るべく抑壓せられて世に知られざる事實につき再び注意を喚起せんとするものなり一九一七年全權を掌握して以來勞農政府は露國民の名に於いて世界各國民に永久的平和の提議を爲したるが該平和は(一)相互に領土の獲得を拒否すること(二)如何なる國家も武力を以て農民及び勞働者を壓迫すべからざることを以てその根本と爲し更に前露帝國政府と日本支那及聯合國と締結したる秘密條約全部の廢棄を宣言したり曩に勞農政府は支那政府に對し一八五六年の條約一九〇一年の條約及び一九〇六七年の對日條約取消の問題につき協議を開始せんことを提議し該交渉は一九一八年三月迄繼續したり然るに聯合國は北京政府を壓迫し官吏及び支那新聞を抑制し以て支那政府をして勞農政府と親善關係に入ることを拒絶せしめたり爲めに支那國民が滿洲の鐵道を恢復する代りに日本及び聯合國之を保持せり且つ西伯利に侵入し支那軍隊をして之を援助するの餘儀なきに至らしめたり同時に支那國民は歐米及び日本軍隊の滿洲西伯利侵略の理由及び眞相を知悉し居らず過激派政府は支那其他各國に對する舊露西亞帝國のあらゆる征服的態度を拋棄す各國民はその欲する處に從つて各自の去就を決し欲するが儘に其の政體を決定すべし勞農政府は東清鐵道鑛山及び森林其他舊露帝國政府ケレンスキー政府賊徒ホルワットセミョノフコルチアック並びに露國各將官法律家及び資本家に依つて略取せられたる各種の特權を無條件に

て支那人民に還附す又勞農政府は支那より領受し居たる團匪事件賠償金を謝絶す蓋し勞農政府が三度此言を反覆する必要を感ずる所以のものは吾人が既に賠償金の要求を拋棄したるに拘はらず支那は今尙聯合國に對して支拂を爲し之によりて駐支前露國公使及び領事を扶持し居れりと傳へらるゝか故なり舊露皇帝が如上の宣憲に附與したる權利は既に廢滅に歸したるも宣憲等は依然としてその官邸に居住し日本及び聯合國の援助に依つて支那官民を欺き居れり支那人民は宜しく此事實を察知しその境域より此等の虛言者を放逐せざるべからず勞農政府は支那境域に於ける一切の特權と露國商人等の工場全部を拋棄す又露國官憲僧侶及び宣敎師と雖その犯せる罪惡に對し支那裁判所の審判に服從するを要す其他のあらゆる問題並びに日英米佛伊の聯合國及び舊露政府が支那に對し犯したる一切の不正行爲は之を償はざるべからす勞農政府は聯合各國及び日本が露國勞働者及び農民の聲を支那人の耳に入れざらんと欲して百方苦心し勞農軍が賊徒コルチャック及びその同盟國日本の壓迫より西伯利勞農民を救濟せんが爲め西伯利及び滿洲方面に進軍しつゝある事實を支那人に知らしめざらんと努めたり萬一支那人民にして露國民の提倡に依つて自由を希望しヴエルサイユ會議に參列したる聯合各國が定めたる運命に從ひ第二の朝鮮若くは印度たらんことを欲せずとせば露國の勞農民及び赤衞軍と共に自由のために戰はざるべからず勞農政府は支那人民に對し勞農露國と公然の關係を結ぶ機會を提

又氏の入京に關聯して起りし地租二億元借款說の眞僞如何等の問題は、今推斷に便ならず。

勞農政府通牒と支那

イルクーツク勞農政府外相の名を以てせる通牒、支那政府に交附されたりとの報道、四月上旬各新聞紙上に喧傳せられ、上海に於ける全國報界聯合會は、八日會議の結果露國人民政府及び露國國民諸君子等は貴國勞農政府の極めて公正にして有力なる通牒を受け歡喜極りなし謹んで支那の輿論界を代表し露西亞社會主義聯邦ソビエット共和國人民に對し懇切なる謝意を表し同時に露國人民が自由平等主義及び相互援助の下に圓滿なる友誼を保ち以て國際的壓迫國家的人種的階級差別の撤廢に就き努力せんことを望む。

との返電を決議し、全國各界聯合會も

今貴政府の通牒を見るに正義人道の主張言外に溢れ居れり我が國に於いても之れに共鳴せざるべからず今や武力主義資本主義は世界を支配し到る處その慘劇を演せり然るに貴政府は今度の通牒に於いて東淸鐵道鑛山森林等の利權一切を支那に返還せんことを宣言せらる是れ實に吾人の感謝措く能はざるところなり北京政府は今腐敗せる武人官僚の占むるところ外力と借款とに依りてその勢力を增さんとす而してその有する數萬の軍隊中八九は無敎育者なり吾人は此等の無敎育者を敎育して人民の自覺を起さしめんとす願くば貴政府の方針と同盟するを得ば今後主義人道の先驅者となつて共に世界改造の事に從はんと

と返電せる程なりしが、其後在浦鹽支那代表李家鎏氏より支那政府に達せる電報に據れば

過激派政府當局より東淸鐵道坐辦派遣の事を交涉し來れるがレニン政府は既に露西亞帝國時代の諸條約を拋棄し支那と親睦せんことを通牒し來れるを以て當然東淸鐵道契約も取消されたるものなり支那政府は未だ之に對する正式の回答を爲さざるも浦鹽政府が東淸鐵道坐辦を任命せんとするは言語不一致にあらずやと述べたるに彼は該通告は新聞紙上にて之を見たるに因りレニン氏の代表者ウイレンスキー氏に質したる所氏は之を否認し他にレニン政府の代表者西伯利に來り居らざるを以て右は恐らく支那政府を欺瞞せんとするものなるべしと語れり。

とあり、勞農政府通牒の眞僞は之を以て全然不明となれり。惟それ勞農政府は、由來支那政府の好感を得るに汲々たりしを以て、かの通牒を全然虛僞なりとは認め難く、或は通牒がレニン政府より直接に出でウイレンスキー氏は之を關知せざりしものと見るべしとの推定も成り立ち得。通牒大要左の如し。

過激派露西亞及びその赤衞軍は復讐のため若くは征服の意見を以て東方に前進するものにあらず西伯利の農民及び勞働者は能くこれが眞實なるを知悉せり吾人は東洋に於ける國民をして軍國主義及び外國資本の羈絆より脫せしめ之れに自由を與へ啻に露國民のみならず支那國民に

對しても同樣に援助し且つ一九一七年十月の大革命以來歐米及び日本より恐るべく抑壓せられて世に知られざる事實につき再び注意を喚起せんとするものなり一九一七年全權を掌握して以來勞農政府は露國民の名に於いて世界各國民に永久的平和の提議を爲したるが該平和は(一)相互に領土の獲得を拒否すること(二)如何なる國家も武力を以て農民及び勞働者を壓迫すべからざることを以てその根本と爲し更に前露帝國政府と日本支那及聯合國と締結したる秘密條約全部の廢棄を宣言したり曩に勞農政府は支那政府に對し一八五六年の條約一九〇一年の條約及び一九〇六七年の對日條約取消の問題につき協議を開始せんことを提議し該交涉は一九一八年三月迄繼續したり然るに聯合國は北京政府を壓迫し官吏及び支那新聞を抑制し以て支那政府をして勞農政府と親善關係に入ることを拒絶せしめたり爲めに支那國民が滿洲の鐵道を恢復する代りに日本及び聯合國之を保持せり且つ西伯利に侵入し支那軍隊をして之を援助するの餘儀なきに至らしめたり同時に支那國民は歐米及び日本軍隊の滿洲西伯利侵略の理由及び眞相を知悉し居らず過激派政府は支那其他各國に對する舊露西亞帝國のあらゆる征服的態度を抛棄す各國民はその欲する處に從つて各自の去就を決し欲するが儘に其の政體を決定すべし勞農政府は東清鐵道鑛山及び森林其他舊露帝國政府ケレンスキー政府賊徒ホルワットセミョノフコルチアック並びに露國各將官法律家及び資本家に依つて略取せられたる各種の特權を無條件に

て支那人民に還附す又勞農政府は支那より領受し居たる團匪事件賠償金を謝絶す蓋し勞農政府が三度此言を反覆する必要を感ずる所以のものは吾人が既に賠償金の要求を抛棄したるに拘はらず支那は今尙聯合國に對して支拂を爲し之によりて駐支前露國公使及び領事を扶持し居れりと傳へらるゝか故なり舊露皇帝が如上の官憲に附與したる權利は既に廢滅に歸したるも官憲等は依然としてその官邸に居住し日本及び聯合國の援助に依つて支那官民を欺き居れり支那人民は宜しく此事實を察知しその境域より此等の虛言者を放逐せざるべからず勞農政府は支那境域に於ける一切の特權と露國商人等の工場全部を抛棄す又露國官憲僧侶及び宣教師と雖その犯せる罪惡に對し支那裁判所の審判に服從するを要す其他のあらゆる問題並びに日英米佛伊の聯合國及び舊露政府が支那に對し犯したる一切の不正行爲は之を償はざるべからす勞農政府は聯合各國及び日本が露國勞働者及び農民の聲を支那人の耳に入れざらんと欲して百方苦心し勞農軍が賊徒コルチャック及びその同盟國日本の壓迫より西伯利勞農民を救濟せんが爲め西伯利及び滿洲方面に進軍しつゝある事實を支那人に知らしめざらんと努めたり萬一支那人民にして露國民の提倡に依つて自由を希望しヴエルサイユ會議に參列したる聯合各國が定めたる運命に從ひ第二の朝鮮若くは印度たらんことを欲せずとせば露國の勞農民及び赤衞軍と共に自由のために戰はざるべからす勞農政府は支那人民に對し勞農露國と公然の關係を結ぶ機會を提

議し我が露軍戰線にその代表者を派遣せんことを要求す。

南北和議の新局面

唐紹儀・王揖唐『密約』

四月十九日の上海各支那新聞は、南方總代表唐紹儀氏と、北方總代表王揖唐氏との間に、南北和議に關し左の如き『密約』締結せられたりと報せり。而してコハ王氏が北京政府に送れるものなりと附言せり、全文次の如し。

本會議は法律外交事實の三大綱に分つ。

第一法律問題

(一)廣東の舊國會は上海に移し開會し期を定めて閉會す。

(二)北京の新國會は期を定めて閉會す。

(三)參衆兩院は十月十日を以て改選し現在の國會は此日を以て閉會す、本會議は參衆兩院議員選擧法改正の必要あるを認め民國元年八月十日公布せる議員選擧法に據り參議院は二分の一を減じ衆議院は三分の一を減ず。

(四)本案調印後現在の北京國務院廣東軍政府は皆取消し統一政府を樹立す。

第二外交問題

(一)山東問題は民意に依り直接交涉を拒絕す。

(二)軍事協定及此協定に關する總ての交換文書は統一政府より最短時間に正式に之が取消を公布す。

(三)其他密約全部は統一政府より之を廢止す、或は修正すべき條約は國會の同意を得べし。

第三事實問題

本會議は法律外交問題が本會議にて完全に決定したるを認めたる後所有事實問題は中和會議にて雙方代表の提議審査議決の各案を根據とし南北の複雜せる情形利害關係及友邦と國民が渴望せる國家統一の眞意に付きて廣義主義を採用し概括して左の如き五項とし最高連席會議にて之を決定す最高連席會議の下に左の如き五會議を置く。

(イ)善後會議　(ロ)軍事會議　(ハ)財政會議

(ニ)全國道路會議　(ホ)全國敎育會議

此の五項の會議は中央及各省當局の代表及法定團體の代表北京にて會合し議決す一切の組織は政府より南北雙方各分代表を最高連席會議の籌備員とし合同籌備せしめ大綱及細則を規定し總統に呈示して之を公布し一ケ月を限りて閉會す。

前項五種會議の議決案は最高連席會議にて決定す最高連席會議の內容組織は左の如し。

(一)曾て中華民國の大總統副總統たりしもの。

(二)現任中華民國の國務總理

(三)曾て中華民國の國務總理たりしもの。

(四)曾て軍政府の政務總裁たりしもの。

(五)曾て中華民國の國會議長及副議長たりしもの。

(六)曾て南北和議總代表たりしもの

(七)曾て歐洲講和會議の特使たりしもの。

面して連席會議は一人にして兩項の資格あるものは一資格を標準とす連席會議に事實上出席し能はざるものは最高級職員に委託して代表列席せしむるを得連席會議にて決定せる後大總統より公布し國務院施行す

附　則

最高連席會議は若し前項法律外交事實の三大綱に對する以外尙ほ國家の根本或は民生問題等の重要問題あらば提案することを得其節は別に組織せる會議にて解決す。

本會議議決條件は雙方全權總代表の調印を經て効力を發生す。

上海の一新聞は附記して曰く、本稿は投書にして表面に『法界呂班路文德里四十一號李緘』とあり、『此稿は北代表より北京政府に呈送せるものにして某機關の機要處より取得せり』との註釋附きなりと。

此報道に接したる唐紹儀氏は、絕對に之を否認し、予は王揖唐氏とは一回も會見せずと語り、北京政府側は王揖唐氏及び安福派の小細工なりと稱し居り、報道の確否は固より疑はれ居るも、唐王兩氏の從來の意見、及び李純氏の持論などを多く取入れ居る點より見れば揑造にもせよ餘程內情に詳しきものゝ作成せるものなるべしと噂せらる。而して此僞造(?)の報道が、大局に與へたるの影響は可成りに大にして、確かに南北妥協問題を高閣より卸さしむる丈けの効果はありたるものの如し。『密約』製造者の第二の手段は如何、そは眞に南北和議のために新局面を開くに足るか、括目して開展を見んとす。

山東交涉其後の經過

一　山東記錄引繼

對獨講和條約の山東條項を檢するに、その第五十八條に獨逸國は膠州灣地域の民政軍政財政司法其他に關する記錄登錄簿圖面證書其他各種の文書をその所在の如何に拘はらず本條約實施後三月以內に日本國に引渡すべし。

獨逸國は前二條に規定したる權利權原又は特權に關する一切の條約協定又は取極につきその詳細を前記期間內に日本國に通知すべし。

とあり、帝國政府は本條文に基き、駐獨出淵代理大使をして記錄交附方交涉中なりし處、四月中旬無事引繼を了したる旨の公電ありたり。

二　交涉開始の督促

山東記錄引繼は、獨逸が全然山東問題關係より離れ、事態が全く日支兩國の間に於いて處理さるることとなりしを意味す。帝國政府は是に於いて、本交涉に關する支那側の回答を督促するため、四月二十六日駐支小幡公使をして、公文を以て左の意味を通告せしめたり。(但し公文內容は支那新聞の所報に據る)

對獨講和條約は三大國の批准を經れば有効なることを規定しあるが既に日英佛伊四國の批准完了したれば條約の勵行せらるゝは勿論にて日本政府が獨逸の分つて山東省に於いて所有せし權利を繼承することも確定せり而して出淵代理大使は既に獨逸より右權利に關する書類一切の

交附を受け日本政府は曾つて日支親善の目的を以て山東問題の解決につき速に日支間の交涉を開始せんことを通牒せしも貴國政府は未だ日本政府の好意を了解せず遷延を事とせるのみならず排日的傾向の發生しつつあるは甚だ遺憾なりここに日本政府は重ねて貴國政府が遷延主義を取り日本政府と交涉を開始せざる時は日本政府は貴國政府が山東問題の自由處分を默認せるものと認む仍つて速に態度を確定し本公使と面談の期日を指定せられんことを請ふ。

小幡公使は二十九日午後三時半陳外交總長代理を訪問し、右公文の趣旨を敷衍したるが、陳氏は一兩日病氣のため欠勤し、二十六日の閣議に列席せず、二十九日の閣議にて討論ありしも、事重大なるのみならず內政上種々の關係あるを以て決定に至らず、爲めに確答を爲す能はざるを遺憾とする旨を陳べたり。尙は支那新聞所報の公文は原文と相違し居り、日本は只單に山東書類引繼の機會に於いて、去る一月十九日支那政府に交附したる通牒の回答を督促せるのみ、決して『貴國政府が遷延主義を取り日本政府と交涉を開始せざる時は日本政府は貴國政府が山東問題の自由處分を默認せるものと認む』といふが如き文句を含み居らず、コハ勿論支那側の宣傳政策なり。

三　靳總理の遷延主義

山東交涉に關する靳總理の遷延主義は、我が交涉開始督促より漸く顯著にして、さきに割合に直截明白なる直接交涉論を主持せし氏としては、殆んど別人の觀あり。咸はさきの議論は全くの附景氣にして、今漸やくその怯懦なる本性を曝露するに至れるものか。三月三十一日湖北督軍王占元、浙江督軍盧永祥、四省經略使署總參謀長潘矩樞、第三師長吳佩孚、暫編第一師長張宗昌、第二十九師長吳俊陞以下山東省出身鎭守使旅團長聯隊長等四十二名（內に靳總理の弟混成第六旅長靳雲鶚、參謀總長張懷芝氏の弟山東督軍署參謀長張懷斌兩氏を含む）は、左の如く通電して山東直接交涉に反對を唱へたり。

山東問題に關し各方面より日支直接交涉を拒絕し國際聯盟に提出を主張し居るに拘はらず之れに反對の聲を聞く予等山東を墳墓の地とするもの利害の痛切なるを以て敢へて一言を進む外交は重要にして國本に關係す宜しく愼重に考慮せざるべからざるも既に主張する所皆同じ而して政府方針の定まらざるは是れ明かに直接交涉の害なり國際聯盟提出の必らず利あらざるを說く者あるに因らん抑も弱國の強國に對する交涉は單獨よりも共同を利とし秘密よりも公開を利とす今回日本が甘言を以て直接交涉を誘ふは支那を愛するにあらず果して誠意を以て親善を欲せば宜しく先づ完全なる主權を支那政府に還附し竝びに卽時軍隊を撤退し以て讓步を爲すべし必ずしも條件の推商を待たざるなり故に直接交涉は支那に利なきを斷言すべく而して國際聯盟の提出必ずしも賴むに足らざるを慮るものあるも今や米國上院は山東保留案を通過し英佛亦之に贊成の意あるを以て之を試むるに利あり直接交涉の上にて諸權利を日本に贈呈するよりも寧ろ强力を以て

之を占有するに任すべくその質質をして名義上の地圖を留むるよりも寧ろ死力を盡して抗爭し國際の懸案を爲すべし然らずんば狼を引いて室に入らしむるに等しからん顧くば民意を容れて之を斷行せよ。

右に對し益世報は短評を試み、『山東省出身軍人の直接交涉反對の電報は、民國開創以來軍人として最價値ある行動なり軍人の政治干涉は法の許さゞる所なるも、一身一個のために非ず、國家の福利に基き意見を發表するは縱令政治干涉の嫌ひありとも何等害なし彼等が出身地の山東問題を爭ふは軍人干政の模範とすべし』と賞揚せり。

山東軍人の通電が、結局靳總理の遷延主義を象徵するものなることはいふまでもなし。北京の政局通は斷じて曰く山東軍人通電は、勒總理が當分交涉を開始せざることの決心をなせるを意味し、支那政府は未だ日本の交涉開始の通牒を返附し、國際聯盟に附議するに決し居れるにあらず。兩國の國交に重大なる影響あるを以て、考慮中に口を藉りて暫らく回答を與へず、日本より回答を迫る時は口頭を以て人民の反對未だ止まざるを以て、直に交涉を開く能はずと答へ遷延主義を用ふる策なるが如し。若し將來形勢の變化に依り、直接交涉を爲す好機會あらば、必ずしも之を避くるものにあらず。卽ち靳總理の山東軍人に對する返電に見るも、感情的の言葉を用ひ、直接交涉に傾き居らざるを述べ居れり。されど如何なる對策を執るかを說明せず、殊に國際聯盟提出に言及せざる點より見て、その意思を推測するに難からず。

廣東國會の消滅

廣東に於ける李烈鈞氏對李根源氏の衝突に依りて火蓋を切られたる南方派の分解作用は、三月下旬伍廷芳（政務總裁）、吳景濂（衆議院議長）、林森（參議院議長）氏等の香港會議の結果、國會及び軍政府を廣東以外の地（雲南若くば上海）に移すことの決議となり、後又旅券を得るの困難よりして上海移轉に變更し、伍總裁、吳、林、緒輔成（衆議院副議長）氏以下議員六百名（と稱せらる）は、相前後して上海に引揚げ、爾來引續き何事か劃策中なり。一方取殘されたる廣東軍政府は、今や僅かに一政務總裁を剩すのみ（七政務總裁中、唐紹儀氏は終に就任せず、陸榮廷唐繼堯氏は一步もその本城を出でず、孫文氏は昨年辭職し、伍廷芳、林葆懌兩氏は今回辭職、殘れるは岑春煊氏一人なり、岑氏萬分焦慮、如何にもして頹勢を挽回すべく、一面伍林兩總裁の所爲を攻擊しておのれの立場を辯護すると共に、他面陳錦濤氏を財政、溫宗堯氏を外交各總長に据へ、次長以下の更迭を行ひて軍政府改造を斷行せり。

廣東國會はこゝに至りて終に消滅し、居殘れる百餘名の政學會系議員は、非常會議を開きて孫光庭氏を參議院、陳光遠氏を衆議院の各『首席』に擧げ、各兩院議長の職權を代行せしむることゝせり。所謂『護法』の意味より觀れば、これ實に民意の大變なりといはざるべからず。

彙報

外交關係

大正九年三月

▲山東交涉基礎　（上海特電廿九日發）　山東問題は既に日支兩國在野有力者間の意見交換に依り双方の主張漸く接近し膠州灣の行政權は完全に支那に還附し改めて支那をして自開商埠と爲し山東鐵道は日支合辦とし日本が其一半を有することとし又支那側の株券は暫時名義上に留め日本より代りて其額を支出すべく右株券の名義は山東省の省有と爲して山東省に其利益を均霑せしむべしと尚礦山も右と同樣の方法にて辦理し交通農商兩部の管轄と爲し沿線の石炭、鐵、棉花、鹽其他糧食の運輸に關しては日本に其優先權を與ふるに決したるが如く近々之を基礎として正式直接交涉を爲すべしと（一日日日）：：

▲山東問題と南方　（廣東特電廿八日發）　廣東軍政府は雲南督軍唐繼堯氏より左の如き電報に接したり

巴里に於ける支那全權の對獨講和條約中の山東に關する條項を否認したる關係上支那は宜しく此問題を國際聯盟に提出し斷じて直接交涉の要求に應すべき理由なし廣東軍政府は北京政府に對し直に日本の要求を拒絕せん事を強硬に勸告せざるべからず（一日日日）

▲山東問題解決意見　（上海國際特電廿九日發）　北京來電に據れば山東に關する北京の日支兩國在野者の意見を交換せるもの漸く接近を示し膠州灣を完全に支那に還附して開港場たらしめ鐵路は中日合辦とし資本は相半せしめ支那側の株は日本より立替置きて株券は山東省有として山東人に其利を得せしむること、礦山權も同樣に爲し鐵路は交通部礦山は農商部の管轄に歸せしめ沿線の石炭、鐵、棉花、鹽及食料は日本に採掘運輸等の優先權を與へんとするにあり既に間接の商議を了り久しからず直接交涉ある可しと報ず（一日日事）

▲東淸問題協定　（北京特電廿八日發）　鮑貴卿氏より電報にて東淸鐵道會社を解散するに就きホルワット長官と共に協定を終り十九日調印を了したれば一切革新の事項に就きては急を要するものと要せざるものと識別して重役會議に提出せり軍警を廢止することに就きて目下積極進行中なり余は尙ほ哈爾賓に二十日滯在の上歸任す可しと報じ來れり（一日時事）

▲西藏問題回答　（二十九日北京特派員發）　英國公使は西藏問題未決の儘歸國する事となれるが支那政府は英國公使より一日拉薩に會議を開かん事を提議せるに對し左の回答をなせり

支那政府は貴國政府と同樣西藏問題を解決せんと欲するも國內の事情に依り其時機を得ず此間の苦衷は思ふに貴國政府の諒察する處なるべし拉薩に三邦會議を開く事は外交總長一個人の希望にして決して支那政府の主張に在らざる事を諒承せられたし（二日東朝）

▲東鐵協定調印　（二十九日北京特派員發）　鮑吉林督軍より二十九日ホルワット將軍との間に東支鐵道組織變更に關する協定に調印せる旨報告し來れり

▲東支線回收內容　（二十九日長春特派員發）　東支鐵道回收問題に關し哈爾賓に赴き居たる鮑吉林督軍は二十九日午後三時長春着一泊の上吉林に歸任する筈なるが支那側有力者の談によれば東支鐵道回收の交涉は支那側の要求貫徹せるもの、如く其筋に至れるは張巡閱使及び鮑督軍並に孫督軍より露國の現狀に鑑み同鐵道を回收するは此機を逸する勿れとて屬中央に提議せるも政府は一千八百九十六年の露淸條約には同鐵道開通後三十六箇年經過せば買收することを得との明文ある爲未だ回收の期限に達せざるも露國は到底經營の能力なきを以て回收の必要を認め交涉を開始せるものにて鮑督軍は滯在二十餘日に亙り折衝の結果遂に露國側の了解を得中東鐵路總公司なる管理機關を設立し鮑督軍を其總裁にホルワート、セミヨーノフ及支那側三名を理事とし理事會を開き其宣言を發表すべしと然れども是は買收の如き大なる意味にあらず單に其歩を進めたるに過ぎず尤も本件に關しては外國との協商を遂げたる上實行の運びに至るべし云々（二日東朝）

▲福州交涉近し　（北京特電二十九日發）　福州事件の交涉は近く開始

さる可く支那側調査委員王鴻年氏は二十七日小幡公使を訪ひ同事件に關する調査の顚末を語り且つ支那民論の激昂せるを述べ日本は如何なる程度まで支那に對し好意を以て解決し呉るゝや等に就き問合せたりと（二日時事）

▲英國公使歸國　（北京特電一日發）英國公使ジヨルダン氏は三月一日朝出發歸國の途に着けり（三日時事）

▲公使團に排日打電　（一日上海特派員發）全國各界聯合會は北京公使團に宛て五百萬磅借款の議は吾等の希望を容れて取消されたるは感謝に堪へず然るに日本は山東直接交涉を望んで九百萬の單獨借款を爲したり是れ延いて南北の爭ひを助長せしむるものにして吾人は死を以て之を爭ふべし又近く大倉組が京漢京綏兩線を抵當として借款を起さんとの說あり是亦吾人の絕對反對なりとの意見を通告し其他の各團體にも檄して注意を喚起せり（三日東朝）

▲山東案は福州事件解決の後　（一日北京特派員發）支那政府は山東問題の交涉を後廻しとして先づ福州事件を解決する方針にて山東問題に就ては政府より人を派して日本の山東占領後の施設、山東鐵道沿線の日本軍隊の配置及び鐵山採掘の現狀、其他日本居留民の狀態、商工業の設備等に亙りて詳細の調査を爲さしむるに決せり（三日東朝）

▲東支線問題諒解　（一日長春特派員發）二十九日哈爾賓より歸來の鮑督軍は一日朝出發の筈なりしが二十九日俄に歸任の途につけり二十九日發電に依れば同督軍の東支鐵道回收交涉に關する支那人の談には支那側の要求貫徹せる樣樣なりと云ふも探知する所によれば右の談は多少誇張的にして事實はホルヴツトの態度强硬にして交涉行惱める爲め張巡閱使の電命により引揚げたる由なり支那側主張の一部容れられ露支兩國理事協議會を設けられたることは事實なるが如し但し鐵路警衛を全部支那兵に委することは絕對に反對せられしと（三日東朝）

▲山東案調査せん　（上海國際特電二日發）北京來電に據れば北京政府は山東案に對して先づ委員を山東に派し實況を調査し方法を定むる事となし調査の要點は

一　日本の膠島占領後の施設

二　山東鐵道の日本警察の數目と其の分配

三　滑路の礦山採掘の有樣

四　日本居留民の狀景

五　工商業設備の現場

之なり（三日時事）

▲山東質問返電　（上海國際特電二日發）北京國務院は二十八日半春煊氏等に對して返電して曰く山東問題に關する貴論四項は卓識遠謀極めて感佩に値す當地にては關係重大なるに依り將に愼重に之を考慮し決して輕々しく決する事なし隨時協商して之を定む可しと又同日熊祕書に對しても山東問題は時機未だ熟せず愼重に之を計ると云へり（三日時事）

▲山東交涉を延期せよ　（三日上海特派員發）滯歐中の顧維鈞氏は二十七日佛國より米國に歸り山東問題は總て延期するを可とす米國の保留案に就ては歸任の上觀察再報すべしと報告し來れり（四日東朝）

▲東清鐵道の守備　（浦潮ロイテル特電二日發）當地駐在支那外交々涉員は當市ゼムストオに對し支那政府は東支鐵道守備任務を其手に引受ん意圖なりと通告せり（四日時事）

▲支那外交團に聲明　（四日北京特派員發）東支鐵道一帶の治安維持に關し支那政府は吉林督軍と商議の結果外交團に對して左の聲明を爲せり

現在露國に於ける過激派と反過激派の黨爭は影響の及ぶ所大にして東支鐵道の區域内に危機を生ずる虞あるを以て治安保護の責任を有する東支鐵道警備總司令は右區域内の露國人に對して保護を加ふべきが若し常軌を逸して治安を破る者には相當の處置を加へて秩序を維持し以て内外人民の安寧を保つべし（四日東朝）

▲東清鐵道實權　（哈爾賓特電三日發）吉林督軍鮑貴卿氏はホルヴツト將軍に對して當市警察權及東清沿線守備權を要求したるが右は公文書に據らず口頭を以てせしもゝ如し而しホルヴツト將軍は條約を楯に取りて承諾せず懸案の儘今日に至りたるが先日來兩者協議の結果督軍を東清鐵道督辦とし其下にホルヴツト、セメノフの兩露人外蒙古恩、王景春、河守仁の三支那人を以て重役會議を設定することだけは決定したりと尤も右六名の重役中四名は支那人（督辦を加へて）なる點より見て東清鐵道の實權が支那側に移りしことは勿論なり（五日日日）

▲山東回答遷延　（北京特電四日發）北京政府の山東問題に對する態度は前米國公使ラインシュ氏の意見を採用し暫時日本に對する回答を遷延し國際聯盟に對する米國の態度決定を待つて適當なる解決方法を定むる事に決定したりと（六日日日）

▲漢口獨租界の開放　（五日北京特派員發）漢口舊獨逸租界は支那政府に於て自開商埠と爲すことに略内定せるが民團機關を特設して居留外人の一部に發言權を與ふべしと（七日東朝）

▲直接交涉反對依然　（上海國際特電六日發）南北各督軍は北京政府及び軍政府に對し山東直接交涉反對の旨を通電し尚ほ督軍相結合して時局解決法を商議せる上新舊國會を取消て舊法に依つて新國會を召集し其成立前は協議員會聯合會に職權を代行せしむ可しと電報せり（七日時事）

▲撤兵と軍事協定　（五日北京特派員發）日本が西伯利撤兵を斷行する場合當然起り來るものは日支間に存在する軍事協定の處置なるが支那側に於ては徐總統斬總理を初め何れも廢止を希望し段祺瑞、徐樹錚氏等も廢止には强ひて反對せんとする模樣なきが如し唯問題は軍事協定の結果として存置されたる參戰軍を如何に處置するかにありて段氏等は之のみは飽迄維持に努むべきが肝腎の參戰借款二千萬圓は既に全部費消され目下其維持に就て頗る窮しつゝあり日本政府に對し非公式に金銀相場の變動に因る差額の填補を受けんことを再三交涉せるも容易に應ぜざるより將來の維持一層困難にして今後日本より援助を與へざる限り到底立ち行けざる羽目にあるを以て行々は自然解散せざるを得ざるに至るべし（七日東朝）

▲福州事件交涉　（北京特電七日發）支那政府は駐日支那代理公使莊[illegible]到氏に對し福州事件に關する日本側調査員松岡氏歸京報告後該問題に對する日本政府の意嚮及福州日本領事銀行撤廢に關する事項に就き詳細なる報告を爲すべしと打電せり右に關し支那政府は莊代理公使よりの返電あり次第支那各團體の希望諸條件を參照し小幡公使と嚴重なる交涉を開始する筈なりと傳へらる（八日日日）

▲直接交涉絕對反對　（廣東特電六日發）三百十名の舊國會議員は山東問題直接交涉に絕對反對すべく而して全國に其主張を通電するに決せり其内容に曰く

支那は山東問題及不法條約其他總ての日支密約を國際聯盟に提訴すべく日本の對支壓迫に對し列强が日本を壓迫するに足る充分の理由を有す故に若し日本が山東を占領せば他の三國干涉は行はるべく吾人は死を誓つて最後まで反對せんとす云々（八日日日）

▲新英國駐支公使　（倫敦電報二日發ロイデル）現駐日英國代理大使ベールピー・フランシス・アルストン氏は北京駐在英國公使に任ぜられたり（八日日日）

▲梁啓超直接交涉反對　（七日上海特派員發）五日歐洲より歸國せる梁啓超氏は新聞記者に語つて曰く

予は歸國して山東問題直接交涉の擧を聞き驚愕せり蔵に條約調印を拒絕せる支那は今更直接交涉する能はず歐洲にあるの日予は調印拒絕に亞し條件附調印をも反對せり卽ち結局不調印となれるが若今に於て直接交涉せんか前日の功を無にするのみならず前後矛盾國際間の信用を失し再び他國に對し正義を主張する能はざるに至らん山東問題直接交涉論中最も世人を惑す者は若し國際聯盟に訴へんか英佛兩國の感情を害せんといふにあり是れ實は一笑にも値せず講和會議と聯盟會議は全然別種のものに屬し聯盟會議は列國の超然たる一機關にして一二强國の感情を基礎とするものにあらず且つ之を講和會議に提出したるが聯合會議に訴ふるとは同じからず故に何等英佛の感情を傷ふ事あるべからず聯盟に訴ふる場合果して成功するや否やは未知數なれども然かも我等は克く本問題を以て世界の輿論を集め將來に對して必ず好影響を殘さん天下の惡事は必ず祕密と相伴ふ之を公開せば正義愈明かなり一國の政治は之を全國民に公開せよ一國の外交は之を全世界に向つて公開せよ然らば弊害自ら滅せん予外遊年餘今國内の形勢に就き深く知る所なけれど現實の政治方面には一切絕縁して予一個人の眞心よりして猛烈に攻擊すべし當分右の如し以後研究に從ひ確實的方針を定めて國民の參考に資せん云々

梁氏の一行は六日張謇氏訪問の爲め通州に赴けり（八日東朝）

▲米新公使承任回答　（七日北京特派員發）駐支米國公使はクレーン氏に確定の旨米國より正式に通告し來りたるに對し支那政府より歡迎する旨回答を發せり（八日東朝）

▲獨支通商問題　（北京特電八日發）　支那政府は對獨條約に不調印の故を以て目下の所獨逸との通商開始に就ては何等決定方針を表示せざるも最に丁抹駐在支那公使顧惠慶氏は館員二等秘書官張允愷氏を伯林に派し在獨逸支那人保護及將來の獨支通商問題に關し非公式に外交官と交涉を開始しつゝあり最近張允愷氏は支那政府に對し

列國は歐洲平和條約効力發生後競うて獨逸と通商を開始せり單り我國のみ態度を決定せず今や獨逸政府も我國との通商を速に恢復せんことを熱望し將に代表員を派遣せんとす政府は之に對し如何なる態度を執るや急遽回答ありたし

と打電し來れり（九日日日）

▲山東問題に對する日和見　（北京特電七日發）　支那政府の山東問題に對する態度は朝に夕を測られず內政上の事情と外國の空氣とに支配され變動しつゝあり最近駐米代理公使容琦氏より歐米の同情支那に集まり形勢可なるも唯國際聯盟に提出するは尚其時機に遲せずと報告し來りたるに對し歐米の支那に對する同情集まり居らば政府は輕率に日本と直接交涉せず南北統一を待つて徐に辨理すべければ其旨非公式に米國政府に傳達せよと返電せり（九日日日）

▲南方議員山東直接反對　（八日上海特派員發）　廣東國會議員二百餘名の聯盟を以て南北の當局に打電－山東案の直接交涉反對を要望せり（九日東朝）

▲山東案は後廻し　（上海國際特電八日發）　外交部は在米代理公使に電報して曰く山東案は南北統一後に處理するに決せり歐米の空氣果して能くば政府は決して直接交涉を行はず此の意を正式に米國政府に通達するを望むと

▲聯盟加入資格あり　（上海國際特電八日發）　北京政府は今獎國との和約に調印中にあるを以て國際聯盟に加入の資格あり山東問題は宜しく靜かに專攻解決を待ち徐に形勢を見ること、なし此方法を以て國會に提出して決を採りたる上申外に宣布すべく其前先づ其旨を全國に通電すべしとの報告あり（九日時事）

▲軍事協定存續協議　（奉天特電八日發）　日支軍事協定廢止は南方派と北方派との一部に傳へられ支那政府は近來日本との共同防敵を重要視せざるやの傾向あるも東三省巡閱使張作霖氏は過激派の近情と邊防とを顧慮し日支の共同作戰を切望せる旨奉天中將にも囁れるが日本としても西伯利出兵中は是非支那との提携を要するより大竹參謀本部課長は月末北京に至りて協議する筈なりと（十日日日）

▲國際聯盟代表人選　（上海特電九日發）　北京政府外交部は山東問題に關しては顧維鈞氏を經て決心を表示するに決し且つ國際聯盟の代表として陸徵祥、顧維鈞、王正廷三氏を派遣することを躊躇りと云ふ

別報に據れば陸徵祥氏は北京を去りて天津に赴けるも自ら國際聯盟代表たらんことを希望せる故政府は之を容れ別に外交總長たる人を求めつゝありと（十日時事）

▲直接交涉反對　（北京特電九日發）　山東問題に對する北京政府の態度は最近急激なる變化をなし今日閣議にて直接交涉反對の方針を執る可く內定したり其主なる原因と見る可きものは次ぎの如し

（一）米國上院が保留案を可決せる事

（二）英佛兩國政府が之れに贊同する旨各駐在公使より公電ありたる事

（三）南方の有力者を始め各省長議會、各商工業團體、各教育會長が直接交涉に反對せる事

（四）ラインシュ以下外交顧問が皆此問題を國際聯盟に提示す可く訓告する事

就中第一の原因は最も現政府の方針を變ぜしむるに與つて力ありたるもの、如し（十一日時事）

▲福州事件の條件　（上海ロイテル特電十日發）　福州事件に對する支要求條件は左の如し

一、損失の賠償　二、日本警察の撤去　三、負傷者の慰問金（十一日時事）

▲支波通商條約締結　（十日北京特派員發）　駐英支那公使施肇基氏の來電に基き支那政府は波斯と通商條約を締結することに同意し十日施公使に返電せり倫敦に於て施公使と波斯代表者との間に協定さるべし（十三日東朝）

▲直接交涉拒絕理由　（上海特電十二日發）　山東交涉問題に就き當地にて傳へらる、處に據れば北京政府は直接交涉を拒絕するに決定し居れり其

理由左の如し

一　米國上院は山東保留案中の日本帝國及支那共和國なる文字を削除せるのみにて之を通過し且英佛兩國も之を承認すべき旨駐外公使より報告ありたる事

二　各要路者及商方有力者が等しく直接交渉反對を示し居れる事

三　全國各會が極力直接交渉に反對し居れる事

四　新顧問ラインシュ氏の國際聯盟提出論を以つて正當の方法とするの意見多き事　十四日日日）

▲軍事協定取消協議　（上海特電十三日發）　當地にある北方總代表王揖唐氏は國務院より軍事協定の取消に就ては目下協議中なりとの電報に接せり

▲福州事件　（上海特電十三日發）　福州事件交渉は來週中に北京にて開かるべく日本よりは松岡洋右氏北京に赴くべしと（十四日日日）

▲露國利權放棄　（敦賀電報）　支那通信社の所報によれば露にニコリスクを占領したる過激派は其隣接地方たる吉林黑龍江二省に於いて露國が曾て享有し居たる左記八種の諸權利を放棄する旨宣言したりと而して該報道に對しては是過激派の北滿洲に於ける權利の放棄なりとて一般に深甚なる注意を惹きつゝあり

一　東清鐵道線六十哩

二　資本金六千二百萬留

三　吉林省東北部の炭坑

四　札賚諾爾炭坑

五　海拉爾及其附近吉拉林金坑

六　外蒙古額拉河金坑

七　千八百五十八年愛琿條約所載の松花江航行權

八　吉林省一帶の森林（十四日日日）

▲支那撤兵決定　（上海特電十三日發）　支那政府は西伯利より支那軍隊の全部を撤退せしむることに決定せりと（十五日日日）

▲日支軍事協定　（上海特電十三日發）　靳總理は廣東軍政府の日支軍事協定取消要求に關し當地に在る王揖唐氏に對し若し軍事協定の取消を以て和議再開の條件とするならば是を取消すべしと電報し來れりと（十五日日日）

▲日貨燒棄　（上海特電十三日發）　當地の學生聯合會は本日午後三時より公共體育場にて支那商より掠奪せる日貨を燒棄せり（十五日日日）

▲米國顧問建言　（十三日北京特派員發）　某米國顧問は支那は英米と一致して露國過激派政府と通商を開始するを以て有利なりとする旨徐總統に述言せり

▲保留案冷淡　（十三日北京特派員發）　駐英駐佛兩公使より「米國の山東保留案通過の報に對し英佛兩國とも殆と注意を拂はず國際聯盟に對しても亦冷淡の態度を執れり山東問題に就ては特に本國政府の考慮を要す」との電報を寄せたり（十五日東朝）

▲獨支通商問題　（北京特電十四日發）　新民通信の報ずる處によれば近來獨支間の通商條約改訂問題は非公式の交涉大いに進捗し獨逸政府は支那政府が巴里條約に調印せざりしに拘らず該條約中支那の利益に關する各條項を單獨にて聲明すべければ支那政府に於ても速に獨支通商條約の改訂を承認し兩國の國交を回復すべしとの意思ありとの事なれども支那政府は山東問題解決の複雜せる關係を憂慮し未だ何等確定方針を有せずと

（上海特電十五日發）　獨逸は支那をして講和條約中の條項を單獨宣布せしめ獨逸は之を承認し支那と通商を開始せん事を要求し來りたるより外交部は在伯林公使館の張秘書官をして獨逸と談判を開かしむべく其旨訓電を發せりと（十六日日日）

▲支那の對露方針　（十六日北京特派員發）　顧駐米公使より支那政府への報告に依れば米國政府は對露方針を決定し過激派政府を承認せざるも通商開始は列强と一致の步調を執ることゝなれりと支那政府は嚴正中立を守るといふ以外未だ是等の方針に就ては何等決定せざるが列强の對露方針決定に從つて行動すべき意嚮なり

▲支那引渡拒絕　（十六日北京特派員發）　支那政府は露國過激派、反過激の双方より支那政府に要求せる露國領事其の他の引渡に關しては國際上の慣例に背反するを以て斷然拒絕すべしと（十八日東朝）

▲露支航行問題解決　（十六日北京特派員發）　松花江溯江中の支那砲

艦がカルムイコフの軍隊に射撃せられたる以來黒龍松花兩江の航行問題は露支間の紛爭となりしが孫黒龍江督軍の來電に依れば過激派政府に今回正式の公文を以て支那官憲の航行を承認し來れりと

▲支那伊政府詰問　（十六日北京特派員發）　支那政府は墺國より沒收せるザイジア號がチェック兵を送還せる歸途伊太利に於て抑留されたりとの報に接し駐伊公使に打電して伊國政府に抑留の事由を詰問せしめたり滿足なる回答なき場合は更に嚴重なる抗議を提出すべしと（十八日東朝）

▲支希條約　（上海特電十七日發）　支那政府は希臘と領事裁判權を除去して通商條約を締結するに決し駐佛公使館參事事岳昭楠氏をして希臘政府と商議すべく命令せり（十八日日日）

▲福州事件諒解　（北京特電十六日發）　福建事件につき王鴻年氏昨日小幡公使を訪ひ意見の交換を爲し双方間に略諒解する所あり今月內に交渉開始の運びに至る可し右につき支那外交部當局の談に據れば日本も支那當局の苦衷を諒解し居れば圓滿なる解決を見るべしと

▲直接交渉決定否認　（北京特電十六日發）　曩に公言報が斬總理が陸軍次長張士諤氏をして青木中將に山東問題直接交渉に決したる旨を傳へ同中將が之を日本に電報せりと報道せるに對し本日國務院秘書長郭宗勳氏は支那新聞記者に對し右の報道を否認し且つ支那は尙ほ此問題につき方針を確定し居らず今後只米國上院の形勢と支那國論の如何により決せざる可からずと言明せり（十八日時事）

▲山東交渉至難　（十七日北京特派員發）　山東問題に對する支那政府の態度は其後大なる變化なく煮切らざること例の如し閣議に於て屢討議せられたるは事實なるも何等決定を見るに至らず裡面に於て依然直接交渉の希望を棄てざるも外間反對強烈なる爲め表面極めて消極的態度を持しつゝあり目下一般的の觀察なるものは山東問題に對する支那側の見解は大體に於て國際聯盟提出論、直接交渉論、及び直接交渉を否定せざるも飽く迄遷延主義を執り時機の到來を待つべしとするもの、三主張を出でず而して昨今最後者の說政府部內に於て最も有力となりつゝあり責任を回避して遷延を事とするは支那流の常套手段にして山東問題が近き將來に於て解決を見ること能はざるべきは想像に難からざるが爰に注意を要するは政府當局の直接交渉論も二十一箇條及び巴里講和會議の決定に準據せざることを前提とする諒解の下に行はざるべからずと云ふ主張にして是は政府部內の直接交渉論者と略一致せる意見なり日本としては到底承諾するを得ざるべく單に此一事より觀るも直接交渉開始は頗る困難なりと謂ふべし（十九日東朝）

▲日支協定自然消滅　（上海特電十七日發）　北京政府は廣東軍政府の和議再開條件として日支軍事協定の取消を要求せるに對し十七日回答して曰く我國は單獨にて邊境駐剳の軍隊を撤退し軍事協約を無視して其取消を待たずに效力を失はしむべしと（十九日日日）

▲山東解決三案　（北東特電十七日發）　國務院よりの情報に依れば山東問題に對する支那政府の態度は尙確定せざるも大體部內の意見は三種に分れ第一は日支直接交渉を望み最も勢力ありしも交渉の根柢を對獨條約又は廿一箇條に置がざることを前提と爲し居るを以て日本政府の同意する所なるや否や不明なり第二は國際聯盟に訴ふることを主張し居るも贊成者甚だ多しと云ふを得ず第三は國內輿論の向背と米國の條約保留案の前途を見極めし後態度を決するも遲からずとて觀望論を唱へ今日にては最も適應せる策と認められ居れりと要するに肝腎の政府が基礎堅からず屢動搖し外交總長の人選すら捗らざる有樣なれば此重大外交案を確定し遂行するは極めて困難に屬し徒に曠日彌久空論を事とし居るに過ぎず從つて山東問題解決の前途は想像の及ばざる所と評するもの多し（十九日東朝）

▲東清回收の布告　（某所着電）　護路總司令鮑貴卿氏は三月十五日左の布告を發せり

東淸沿線地帶は支那の領土なるを以て安寧秩序を素すべき政事を該地帶內にて行はしむるを得ずとは再三言論せる所なり然るに露國の勞働者はホルワット將軍が該沿線地帶の權を握り軍隊又警察の指揮を爲し自己の政策のために之を利用するとの理由を以て同盟罷業を爲せり仍つて予は條約により支那の權利を確保し鐵道を維持する爲ホルワット將軍に速に政權を解かん事を提議せり武器は予の全權委員に於て收拾保管することあるべく將來露人に對しては其政策たると個人たるとを問はず政治的目的を以て鐵道の事業に干涉する事を許さず各自安んじて業に勵まん事を乞ふ

右の布告に基き哈爾賓に於ては三月十六日午後露國警備隊司令官醫務署等の

の交換を爲したりと、疏陽する所に據れば支那側の要求する所は次ぎの三箇條なりと

（一）日本政府の謝罪
（二）各種損害に對する賠償
（三）事件の勃發を醸したる犯人の處罰

而して最近福州領事の更迭を見たるは又支那側に對する日本政府の讓歩の一形式なりと觀測せられつゝあり

▲支那の要求條件　（北京ロイテル特電廿一日發）福州事件に關する支那側の要求條件は左の三箇條なりと云ふ

一　日本は事件當日福建人の受けたる種々の損害に對して賠償を支拂ふこと

二　日本は支那官廳に對して遺憾の意を表明すること

三　日本は事を起せる日本人犯人を懲罰に附し尙ほ其外福州駐在日本領事を日本政府に於て自發的に更迭せしむること（廿三日時事）

▲英國抗議　（北京特電廿一日發）英國代理公使は加奈陀教會宣教師ドクトル・メンジエス氏が河南省開慶府にて土匪の爲殺害されし件に就き外交部に嚴重なる抗議を提出せり（廿三日日日）

▲山東案意見交換　（上海ロイテル特電二十二日發）梁啓超氏は徐世昌氏より國際聯盟の前途、及び山東案を聯盟に提出して果して之に信賴し能ふや否やを問はれたるに對して答へて曰く提出して能く成功すると否とは判斷を敢てせず但し日本と直接交涉するは國家人格の損失甚大なり極力注意を要すと言へりと、又徐世昌氏も梁啓超に對し山東案直接交涉を絕對に贊成せずとの意を表示し學生の風潮に關しては嚴重に取締るにあらざれば不可なりと言へりと、又靳雲鵬氏は梁啓超氏に對して予が局に在る限り決して直接交涉を爲さず學生の風潮を如何にす可きかに至つては予の權力の及ぶ所にあらずと言へりと（廿三日時事）

▲接壤地人取締　（二十二日北京特派員發）支那政府は接壤地に於ける支那人民の取締に關し東三省各督軍に對し（一）人民をして過激派反過激派の何れにも與するを禁じ外交問題を惹起せしめざる事（二）過激派反過激派の支那國境內にありて勞働者を募集することを取締る事（三）支那人民にして編に過激派又は反過激派に投ずる者ある場合は地方長官の責任なる事の命令を發せり

▲伊國に抗議せん　（二十二日北京特派員發）支那政府沒收の墺國船がチエック兵を輸送して歸途伊太利に於て抑留せられたる件は王駐伊公使より伊國政府に詰問する所ありたるが伊國政府は同國司法審判廳に於て取調を爲すことを理由として釋放せざるより支那政府は改めて嚴重なる抗議を爲す答なりと（廿四日東朝）

▲軍事協定取消審議中　（廿三日上海特派員發）國務院祕書長郭則澐氏より北方總代表王揖唐氏宛日支軍事協定は目下外交部に於て其取消方審議進行中なる旨打電し來れり

▲王氏山東意見　（二十二日上海特派員發）王正廷氏は最近山東問題を論じて曰く「山東問題の解決は米國の條約批准の後とすべく然る時は山東條約の保留は效力を生じ英佛の心中は支那に同情せるを以て之に贊同し仍つて山東條約は無效に歸せん今日の所山東案は有效と無效との間にあり日本の欲する所は此際に於ても直接交涉を爲さんとするにあるも支那は之に應す可らず萬一米國の保留案に失望を餘儀なくせられたる場合再び交涉を辨すれば可なり我國は尙調印拒絕に由て山東條約を否認し得る者なり云々（廿五日東朝）

▲福州案解決近し　（北京特電廿三日發）福州問題に關し我が小幡公使と支那外交部との間に屢非公式に意見の交換を爲し兩國の要求する處も漸次接近するに至り最近福州領事の更迭ありたる事は支那人より好感情を以て迎へられたるもの、如く二三日中に正式交涉開かるゝ場合には相互隔意なき討論行はる可く事件は簡單に且つ明確に解決を見るに至るべし（廿五日時事）

▲福州事件交涉　（北京特電廿四日發）福洲事件に關する非公式の交涉は二月廿八日より開始され支那側は實地調查委員王鴻年氏主として事に當り小幡公使と數回折衝したる結果十三日に至り四箇條の要求を提出せるが中日本領事の召還を要求する一箇條ありし爲小幡公使は該事件の原因に遡つて最非曲直を明瞭にする事は困難にして日本側にのみ責任を負はしむる事能はざる旨を述べ斷然之を拒絕せり支那政府は再考の上賠償、處罰、謝罪の三箇條に改正し十七日附にて既電の如く正式の公文を小幡公使に送り來れり然れ

ども日本政府の意圖は既に事件の起因に就き何れを可とし何れを非とする能はざる以上所謂喧嘩兩成敗の主義によつて處分するの外なく領事の召還を拒絶せしと同樣の理由にて謝罪を拒絶し賠償の範圍は負傷者に對する醫藥費のみを負擔すべく同時に支那政府よりも日本人負傷者に醫藥費を出さしめ兇行者の處罰は犯人明白ならざる爲實行不可能なる旨回答すべしと傳へらる（廿六日日日）

▲小幡公使回答　（二十六日北京特派員發）福州事件に關する支那側の要求に對し本省より訓電ありたるを以て小幡公使は文書を以て支那政府に回答せり其内容は喧嘩兩成敗の趣旨に基き是否曲直を追及せざる事勿論て日本側より謝意を表する事を避け又加害者は判明せざるを以て双方に於て探索の上夫々處罰する事但し負傷者に對しては見舞金として日本より處置を爲すべき事を以てせるものなりと小幡公使は二十六日陸外交次長に會見し引續き交渉を爲す筈なり（廿七日東朝）

▲英宣教師殺害　（二十五日北京特派員發）河南省沁陽に於て英國宣教師が土匪の爲めに殺害されたる事件は英國代理公使より支那政府に交渉し地方官の懲戒損害賠償及土匪の逮捕を要求條件として提出せるが支那政府は此不幸なる出來事に對し遺憾の意を表すると同時に地方的に解決せんとし河南督軍省長宛電訓せり（廿七日東朝）

▲シレシア號事件　（北京特電廿五日發）支那政府はシレシア號事件に關し廿四日北京駐在伊太利公使に對し第二回の抗議を提出せり其理由とする所は伊太利政府は本件の解決を裁判所の管轄事務として處理せんとするに反對し飽迄國際的關係を以て是非を判斷すべし支那政府は斷じて他國が隨意に支那國籍に屬する汽船の抑留又は沒收を許すこと能はずと主張せり

▲支勃通商條約　（北京特電廿六日發）法定數不足の爲開院式擧行以來開會不能なりし衆議院は廿六日成立し支那勃牙利通商條約批准を可決確定し參議院に廻附せり（二十七日日日）

▲支葡交渉内容　（廣東特電廿五日發）澳門政廳は支那葡萄牙兩國間に紛議を醸しつゝある澳門港灣の埋立に關し商議の爲ゴメズ及ジョージ兩氏を特別代表に任命せり右葡萄牙代表者は廿四日葡萄牙領事と共に軍政府を訪問せり兩政府の代表は次の四箇條に就き討論すべし

（一）澳門港灣規則（二）犯罪人引渡條件（三）澳門港灣の埋立（四）澳門境界劃定委員の任命

▲軍事協定消滅　（上海特電廿六日發）最に王揖唐、唐紹儀兩氏は斬總理より軍事協定は其效力自然消滅に歸せりとの電報に接したるを以て更に之が對外的聲明を斬總理へ要求せるが斬總理は效力消滅せる以上聲明の必要なし遠に和議を開かれたしと電報し來れり（廿七日日日）

▲小幡公使交渉　（二十七日北京特派員發）小幡公使は二十七日午後四時更に外交部を訪ひ福州事件の日本の回答に關し支那政府の意向を訊して交渉の進行を希望せるが支那政府は本事件の曲日本に在りとし日本との了解の下に條件を提出したるものなれば一も二もなく承諾を得べしと期待したるに日本よりの回答にて各條件を通じて相互的たらしめたり即ち陳謝に就ては支那政府より地方官を懲戒して日本に聲明すること日本も亦領事警察官を懲戒して支那に通告すべきことを以てし又犯人の處罰及賠償に就ても同樣双方より爲すべきを主張せるより大に期待に反せりと爲し尚外交當局は日本の回答を以てしては滿足なる解決を見ること困難なりと云へり一方日本としては既に進んで領事を更迭するなどの讓歩を敢てせるを以て他の條件に就ては相互的ならしむるの必要を認め居れり其結果支那側の要求と日本の主張との間に期せずして大なる距離を生ずることゝなれり、さして面倒を見ざるべしと思れたる本事件も案外解決困難なるかの感あり（廿九日東朝）

▲福州正式交渉　（北京特電廿七日發）福州事件の正式交渉第一回は廿六日、第二回は廿七日午後四時より外交部に開かれ日本側は小幡公使、四田通譯官、支那側は陳籙、王鴻年氏等出席第一回會見は陳總長が日本政府の回答を充分に研究し居らざりし爲細目に亘りて議事を進むる能はず大體の意見を交換し第二回に至りて支那側の要求第一項即ち損害賠償に關し約二時間の討議を見たり支那側の情報に依れば双方讓歩の上適當の解決を得たる如く其他謝罪處罰に就ては交渉を繼續し圓滿に解決の見込ありと傳へらる（廿九日時事）

▲福州交渉頓挫　（北京特電廿九日發）支那側の情報に依れば福州事件に關し日支兩國政府の一致せざる點は責任問題に存し小幡公使は今回の不祥事件は日貨排斥に起因せる事を指摘し福建督軍李厚基氏の取締緩漫なるを實

め政府は日貨排斥及排日運動を抑止するの手段を取るべしと要求し陳外交總長は日貨排斥の禁止に就ては再三命令を發したるも元來商取引は人民の感情に左右せらるゝものにして福州事件の如きは平和に解決せば將來國民の感情自ら恢復し今後の事は深く憂ふるに足らず之を以て條件となすべからず殊に福州事件の起因は專ら日本人の暴動に反對せるを以て支那政府に於て責任を負ふ能はずと辯明し意見の衝突を生じ一時停頓の姿を現し小幡公使は更に日本政府の訓令を仰ぎつゝありし陳總長も廿日の閣議に交渉の顚末を報告し政府の方針決定したる後交渉を繼續すべしと右の爭議は即ち支那側單獨に日本に向つてのみ謝罪し賠償處罰等の要求案を提出せしに對し日本側は總て相互的に本問題を解決せんとする對案を提出せしが斯は根本の分るゝ所なるを以て交渉中最も重要なる點と推察されつゝあり（廿一日日日）

▲過派對支通告　（北京特電廿九日發）露國過激派政府は支那政府に公文書を送り前露國政府時代より支那に駐在せる露國公使以下各地領事を解職し新に本國政府より人を赴任せしむべしと通告せるが現在北京駐在露國公使は虛名を保持し居るに過ぎざるも支那政府は過激派を承認し居らざるを以て該政府の任命せる外交官を受くる能はざる現狀ありて回答に躊躇し居れるが非公式に該代表を交換するに至るやも知れずと報ぜらる（廿一日日日）

▲軍事協定失效　（上海特電廿九日發）國務院は常地南北總代表の軍事協定失効聲明の要求に對し通電の形式を以て之を聲明することに決し在京中の北方代表方樞氏を上海に來らしめ之が打合をなすべし（廿一日日日）

▲對墺條約　（北京特電廿九日發）支那政府は國際聯盟會議に列席する資格を作る爲對墺講和條約批准を急ぐ必要を認め外交部をして速に同條准案を國會に提出するやう訓令せり（廿一日日日）

南北情勢

▲對南武力統一　（上海特電廿九日發）段祺瑞氏は南北妥協の到底望み無きを憤期し將來對南武力統一の準備として徐樹錚氏に命じ天津にて伊太利より大砲十八門を買はしめたりと（一日日日）

▲靳總理辭意か　（北京特電廿七日發）靳總理は本日總統に對し休暇を請ひ總統は之を慰撫せり右に就き靳總理側にては靳內閣は危機に瀕し居らずと稱し居るも一般は近來同總理は安福派の壓迫と南方の不信任及び河南督軍問題に關し快々として樂まざる處あるを以て右請暇は或は辭職の前提にあらずやと觀測し居れり（北京特電廿八日發）既報の如く靳總理の請暇は事毎に齟齬したる爲め辭職の下心を以て爲せるものなるも總統初め周圍の人々は辭職せざるやう勸告し居れば何等か事件發生せざる限り今直に瓦解する如きことなかる可きも外間にては早くも周樹模內閣出現說を傳へ居れり（一日時事）

▲新內閣影薄し　（二十九日北京特派員發）河南督軍問題に不滿のため請暇を爲せる靳總理は快々として樂しまず辭職の決心を爲せるより徐總統は時局多端の際內閣の變動するを不可なりとし極力慰留しつゝあり恐らくは辭意を飜すに至るべきが靳內閣影漸く薄く何れにせよ其命は長からざるべしと觀測さる（一日東朝）

▲南北妥協は遼遠　（北京特電廿八日發）南方に於ては岑春煊氏一派は吳佩孚氏を引き入れ戰闘準備を爲すとの說又北方に於て段祺瑞氏が徐樹錚をして天津に於て伊太利の大砲十八門を購入せしめ南方討伐に用ゆ可しとの說傳へられ一般をして南北妥協に益遠ざかりつゝあるを思はしめ居れり

▲攻守同盟に反對　（上海國際特電廿九日發）上海、江蘇省敎育會其他は軍事協定を攻守同盟となす可しとの說を聞き各省の會議會、敎育會、商會其他公團に對し之に反對するに一致せんことを求め烽火すんば我國は朝鮮の如くなるを恐ると云ひ又北京大總統國務院に對し山東問題を如何にす可きかを遠かに宣布すること及び所謂攻守同盟の事實にあらざるを示し釋疑を解かれたしと云へり（一日時事）

▲河南獨立せん　（二十九日漢口特派員發）開封來電　河南督軍趙倜の囑託同盟の爲め其部下の軍は趙督軍を擁して獨立せんとし吳光新これが討伐の爲め兵を開封に進めんとすとの風說あり河南軍は之を防ぐ爲め鄭州を去る二十五支里の地點に防禦線を置し之れに備へたるより愈告林の二の舞惹起せりと爲し人心恟々たり開封の市民は日下續々逃避中なり（二日東朝）

▲靳總理辭表提出　（北京特電廿九日發）靳總理は午後五時辭表を提出したり

▲靳總理辭職理由　（北京特電廿九日發）靳總理は本日午後五時半に辭表を提出したり其主なる原因は（第一）總理が其就任前より各方面との間に約束せる諸種の施設なるものが一として行はれたるもの無きこと（第二）對日交涉の益々繁雜を極めつゝある今日之に當る可き適任者を得るの困難に遭遇せること（第三）最近は河南省省長問題に關し王印川氏を任命するの已むを無きに至り安福派より受くる壓迫に對抗するを得ざるを確知せること等なるが數日前總理が請暇を乞ひたる際大總統は之を許さざりし程なれば今回の辭表も保留せらるゝもの、如く若し又靳氏にして辭職を强要せんか之か後任問題の爲め長時間を要す可く時局は益々紛糾するに至るならんと觀測さる（二日時事）

▲廣東國會消滅　（廣東特電一日發）廣東軍政府及廣東督軍莫榮新氏は國會の經費支出を拒絶せる爲國會は消滅の已むなきに至り議員の多數は廣東を退去したり（三日日日）

▲河南獨立宣言　（廣東特電一日發）一日軍政府は河南督軍趙倜氏より獨立宣言及其理由を宣明せる電報を接受せり（三日日日）

▲北京國會開院式　（一日北京特派員發）新國會は一日午前十時第三期通常議會の開院式を行へり新國會は今期を以て期限滿了する筈にて來る六月總選擧を執行すべしと（三日東朝）

▲靳氏辭職取消　（北京特電一日發）國務院側の確實なる消息に依れば靳總理の辭意は既に徐總統段祺瑞氏の勸告に依り取消したれば今後尙二三日間休暇を乞ふとは之有るべきも職を去るが如きことなしと尙又廿九日夜靳總理より辭表を送付せしも總統府にては之を受付ず直に還附したれば正式の辭表提出とならず辭職の一原因たる河南督軍問題は當分現狀を維持すべしと（北京特電一日發）靳總理の辭職に對し徐總統は之を許可せざる方針にて本日秘書長吳笈孫氏を靳氏の私邸に派遣し國步艱難の際內閣を動搖せしむるは好ましからず是非留任せよと懇諭したり（三日東朝）

▲靳總理留任す　（二日北京特派員發）靳總理は徐總統段祺瑞氏等の慰諭に依りて漸く辭意を翻し暫く留任することとなり政界の動搖を見るに至らずして一時小康を保つに至れるが安福派脅迫運動一層激烈となりつゝあれば何時復決裂を見るやも知れず新內閣の影既に薄く其運命は單に時期の問題と云ふべし

▲外交總長に胡惟德　（二日北京特派員發）支那政府は外交總長の後任に胡惟德氏を擬し極力氏の就任を總攝する筈にて之が爲め特に上海に人を派し北上を促すことゝなれり

▲河南省城混亂　（二日上海特派員發）河南開封よりの消息に據れば河南督軍更迭問題に依り官吏は戰亂を恐れて既に家族と共に逃去り人民は夏に恐慌を來し教會堂に避難するもの多し北京政府は若し趙倜を撤去せば開封は戰亂の巷と化す可し昨今開封より發せらるゝ電報は總て檢閱を受けて其眞相は多く傳はらずと（四日東朝）

▲靳氏愈留任に決定　（北京特電三日發）靳總理は徐總統及段祺瑞氏より懇篤なる慰留を受けたる爲辭意を翻し二日夜段祺瑞氏と會見して今後の政局に就き熟談を遂げ愈留任に決し三日徐總統に謁見請暇を取消し午後國務院に出頭し從來通り事務を執りたれば之にて內閣動搖も鎭靜に歸せり但し吳光新氏を河南督軍に任命する件は趙倜氏の態度强硬なると曹錕、李純氏等が趙倜氏の後押しを爲し居れる爲一時中止する事となれり（北京特電三日發）靳總理は辭意を取消し三日より國務院に出勤しつゝあり

▲新舊國會を解散せよ　（北京特電三日發）張作霖、曹錕、熊克武、唐繼堯、李純氏等の南北有力の督軍聯合して徐總統、靳總理及岑春煊氏に對して新舊兩國會を解散し各省より代表を選擧し時局解決の方法を討論すべしと打電せりと傳へらる果して事實ならば時局一變の動機たらん（五日日日）

▲兩國會取消主張　（北京特電三日發）張作霖、曹錕、李純、熊克武、唐繼堯等の諸氏は此程連名を以て徐總統、靳總理、岑春煊氏に對し新舊兩國會を取消し各省より代表二名を出し時局解決法を討論せよと電報し來れり（五日時事）

▲北京政界再動搖　（四日北京特派員發）引籠中の靳總理は辭意を飜すと共に四日初めて閣議に出席せるに安福派の關係者財政交通司法三總長及外交次長は急に請暇をなして列席せざりし爲閣議は流會の已むなきに至れり是れ安福派が靳總理の留任を悅ばず飽く迄之を倒さんとする爲にして安福派に關係を有する總長等は一致して故意に靳の態度に出でたるものなり靳總理が農商教育兩總長の椅子を安福派に與ふるに於ては安福派軟化すべしとの說もあれど內閣の不統一是の如く靳總理と安福派とは今や全然兩立し得ざる行

懸りにあれば兩者の融和は到底望み難く延いて再び政界の動搖を見るに至らんか（六日東朝）

▲安福派の議決（六日上海特派員發）安福派は靳內閣に左の要求を爲すことを議決せりと

一　外交農商教育三總長は我黨推薦の候補者を任命すべし

二　山東問題は速かに直接交涉の方針を定むべし

三　河南督軍更迭問題は我黨の主張たる督軍（電文不明）吳光新軍隊の一部を河南に駐め王印川の省長任命を歡迎し三日以內に異動せる軍隊を原に歸すの條件を容るべし

四　選舉の總費は一切借款中より支辨すべし

之に依つて留任せる靳總理を苦めて其押倒しを企て王揖唐內閣を擁立せんとするにあり（八日東朝）

▲唐氏軍政府脫退（廣東特電八日發）雲南督軍唐繼堯氏は三度電報を軍政府に致し政務總裁を辭職すると同時に軍政府との關係を斷絕する事雲南代表岑春煊氏を即日解職する事等を通告し同時に陸榮廷氏を批難せりされど軍政府は之を極秘に附し居れり（十日日日）

▲三總長辭表提出（九日北京特派員發）李財政、曾交通、朱司法總長の三名は九日辭表を提出したりと之が爲め靳內閣は危殆に瀕せり

▲靳內閣崩壞せん（九日北京特派員發）靳總理と安福系三總長との不和は段祺瑞氏の調停も田文烈氏の奔走も何等の効を奏ぜずして喧嘩別れとなれり曾慶號、朱深兩氏は九日夜總統に面謁して辭意を傳へ更に靳總理にも同樣の意思を通告して引取たり李思浩氏は未だ辭意を表白せざるも兩氏が進退を共にすべきは勿論にして九、十兩日內に三總長も辭表を提出すべく一時小康なるかに見えし政局は又々動搖し靳內閣は事實上崩壞の時機に陷れり（十一日東朝）

▲唐氏總裁辭職（九日漢口特派員發）唐繼堯は軍政府其他軍官に政務總裁辭職を申出でたるを以て伍廷芳、林葆懌兩氏は辨法を設けて唐繼堯を慰留し更に陸榮廷とも商議中なりとの報あり（十一日東朝）

▲三總長辭職理由（十日北京特派員發）九日朱、曾、李の三總長は連名を以て徐總統に縷々三百餘言に亘りて進退を決するに至れる理由書を提出せり其の要點は內閣不統一にして職責を盡す能はずと云ふ辭表にはあらず罷免を請へるものなり（十二日東朝）

▲三總長辭表却下（北京特電十日發）朱、曾、李の安福系三總長は九日夜連名の辭表を認め十日之を提出したるが、徐總統は之を却下するに決せりと云ふ靳總理は數日來の形勢に顧る憂慮し段芝貴氏に調停を依頼したるも効なく九日又天津の吳光新氏に來京調停を囑したるも是れ亦拒絕され九日夜段祺瑞氏に面會して辭意を懇願したるが未だ何等の轉換を見ず（十二日時事）

▲李氏の和議條件（上海特電十二日發）香港電報に依れば李烈鈞氏は代表熊公福氏を軍政府に派遣し北方に對する和議條件として

（一）唐繼堯氏の在廣東軍の最高長官たる地位を維持すること

（二）軍政府の威望は地方長官をして維持せしむべし

との二項を提出せしめ若し之を承諾せずんば和平解決の方法なしと傳へしめたり（十三日日日）

▲李烈鈞派處刑（上海特電十三日發）聯合通信社廣東特電によれば莫榮新氏は突然李烈鈞派の人士數十名を逮捕し之を死刑に處せるが其中には國會議員覃超、王有蘭、郭同氏等あり之が爲廣東の政局は益紊亂せんとしつゝあり（十四日日日）

▲靳總理態度硬化（十二日北京特派員發）三總長の辭職によりて混沌たる狀態に陷れる政局は不安の儘發展せず三總長は靳總理が辭職するか自分等を罷免するか二者其一を出でずとして妥協を排し居れるが靳總理は靳總理にて飽く迄頑強に踏留まる決心を示しつゝあり靳總理が是迄に似ず態度強硬となれるは八省督軍旣交通系の間に安福派に對抗するの準備成りたる爲めなりとの說あり靳總理擁護と云ふよりも安福派を打破する共同目的より彼等が接近しつゝあるは事實なり（十四日東朝）

▲三總長留任登廳（十五日北京特派員發）再び辭職すべしと傳へられたる三總長は徐總統、段祺瑞氏の斡旋により此上固執するの不利なるを認め遽に膝を折りて留任の意を仄めかし李思浩朱深兩氏は十五日登廳事務を執れり曾毓雋氏亦十五日天津より歸り是亦留任するに決し十六日の閣議には何れも出席する筈にて大勵搖を惹起せんとせし政局は靳總理の勝利となつて拔

に一先づ解決を見るに至れり（十七日東朝）

▲和議速成申告　（十五日北京特派員發）　王揖唐氏より最近軍事協定を取消して四南の希望に副ひ和議を速成すべきことを求め來れるを以て目下國務院より參陸辨公署に命じて協定取消の處置を講ぜしめつゝあり（十七日東朝）

▲廣東の海軍會議　（上海國際特電十六日發）　林葆懌氏は十四日廣東にて海軍會議を開き（一）雲南軍問題の調停を爲すこと（二）福建南軍の紛糾を解くこと（三）軍艦の整理を爲すことを議せり（十七日時事）

▲和議再開有望　（上海特電十七日發）　北京政府の紛糾は一段落を告げたるが一方廣東に於ては李烈鈞氏の退却により平靜を保ち居れるに依り南北當局は此機會に於て上海和平會議を再開せんとしつゝあるに對し南方派は軍事協定を廢止せざれば直に再開に同意すべしと通知せるにより靳總理は目下日本側と協議中なりとの報あり尙王揖唐氏も北京にある分代表に對し速に上海に歸來するやう電報せり（十八日日日）

▲南北和議新提議　（十六日特派員發）　南京李督軍は特使を王湖北督軍の許に派來し直隸奉天廣西を加へて五省督軍連名にて四南各省に通電し南北和議の積極的進行を圖らんことを提議し若し和議を妨害するものあらば實力を以て壓迫せんことを協議せり王督軍は之を贊し且和議成立まで靳內閣の現狀維持を目的とし目下各省と協議中なり（十八日東朝）

▲南北和議接衝　（上海特電十七日發）　王揖唐氏は北京政府に打電して曰く唐紹儀氏は和議の速開を希望し義に軍政府に對し電請せるか政府より返電なき爲予は唐紹儀氏に對し先づ非公式に意見の交換をなし將來の會議の地歩となすべき事を要求せしに唐紹儀氏も時局の緊急なるに鑑み之を承諾せんとするの意ありと

（上海特電十七日發）　國務院は唐紹儀氏に對し近く和議再開せば共に誠意を披き私情を去つて相見ゆべしと電報し來れり（十九日日日）

▲靳內閣再動搖　（十九日北京特派員發）　靳總理は外務、農商務、教育三總長を國會に提出すべく人選中にて外務に陳籙氏、農商に張弧氏、教育に傅嶽芬氏を擬しつゝあるか三人とも承諾すべき模樣なく安福派にては總理が讓歩して全部を安福派關係に割當つるとするも斷とて拒絕すと稱し居れり而して閣員同意案議會に提出さるゝ場合は靳總理と安福派とは再び衝突すべく兩者の時間は緩和さるゝ餘地なきを以て一時小康を得たる政局は久しからずして動搖すべし（廿一日東朝）

▲安派靳總理彈劾　（北京特電廿日發）　安福派議員光雲錦氏等は山東問題に關し大要左の如き質問書を國會に提出せり

靳總理は某西洋人に對し斷じて直接交涉に贊成せずと明言せし由なるが而も日本の通牒を突戻さゞりしは何故ぞ殊に怪むべきは某新聞紙上に政府の顧問たる某日本將官に對し「山東問題は直接交涉の方針既に決定し來京中の山東議會代表と共に日本の認容し得べき程度の希望條件を作製し先づ省議會にて決議を發表せしめ排日運動も政府の緩和に依り漸次減退しつゝあり」と告げ某顧問は之を日本陸相に報告せりとの記事あり案するに顧問とは青木中將か坂西少將を指したるものなるべく共に靳總理の信任を受け居る者なれば其報告は信ずべき價値あり果して然らば靳總理は表面直接交涉に反對して國民を愚弄し裏面直接交涉を進捗して日本に媚び國を賣る者にあらざるか事實の有無を三日間に回答せよ

（北京特電廿日發）　安福派は內閣顧覆陰謀に失敗したる爲國會に於て靳總理を彈劾せんとし先づ質問戰を開始したるものなるが此裏面には複雜なる事情纏綿す（二十日日日）

▲單獨和議提議說　（北京特電廿日發）　廣東に於ける二度の內訌に依り廣西派は南方の基礎動搖するを憂ひ先んじて北方派と單獨講和を爲すべしとの風說北京に喧傳されつゝあるが其內容として報ぜらるゝ所に依れば在上海の南方代表郭松年氏は陸榮廷氏の旨を受け北方に對し左の五箇條を提議したりと

第一　新舊國會を同時に解散し各省議會聯合會を召集し更に國民大會を開きて一切の問題を解決す

第二　內閣を改組し陸總理を設け南北各省の元老を集む

第三　岑春煊氏を副總統に選擧す但し軍政府は在廣東の雲南軍を撤退せしむるを要す

第四　在廣東の海軍は中央より直接に回收すべし

第五　陸榮廷氏を廣東廣西湖南三省巡閱使に任命すべし

右に對し唐總統氏が如何なる態度に出づるかは興味を以て迎へられつゝあり（二十二日日日）

▲新內閣彈劾案　（上海特電廿一日發）安福派領袖は廿日天津にて八會聯盟以外の北方督軍代表を集め新內閣押倒に就き密議し左の四項を其理由として彈劾案を提出することに決せりと

一　段祺瑞氏に服從せざること

二　北洋派を蔑視し故らに孫傳芳氏の援助を藉りたること

三　國會を犧牲とし南方と聯絡せること

四　安徽督軍の兵力を削らんと圖りつゝあること（廿三日日日）

▲南軍の軍隊增員　（上海特電廿三日發）福州來電　陳炯明、許崇智、方聲濤氏等は盛んに前線の軍隊を增員しつゝある爲福建督軍李厚基氏より抗議を發したるも効なく北軍も之が對策を協議中なりと（二十四日日日）

▲曹錕氏の畫策　（北京特電廿四日發）曹錕氏の使者王某は廿三日王督軍を訪問せり其來意は各督軍聯合して左の運動を爲すにありと

一　新國會の副總統問題提出を防遏し次で段祺瑞氏の當選を防ぐこと

一　南北代表に上海會議再開を促し若し採用せざれば各省團體聯合を催し南北統一運動を爲さしむること及各代表を介し戰兵問題を議すること

一　靳總理を擁護し安福系の政權獨占を防ぐこと

▲兩軍動員　（廣東特電廿四日發）李根源問題は遂に陸榮廷、唐繼堯二氏の對抗となり陸氏は廣西軍全部を動員し雲南省境を固め廣東全省を堙めつつあり之に對し唐氏も雲南軍全部を動員し廣西攻擊と李烈鈞救援計畫を實行し居れり其結果軍政府政學會は苦境に立ち極力調停に努め居るも未だ効力見えず李烈鈞氏は二萬の廣西軍に包圍され運命危く一般の形勢重大なり（二十六日日日）

▲督軍團結の運動　（漢口特電二十四日發）曹錕の使者某二十二日王督軍を訪問せしが其の來意は左の如しと傳へらる

各督軍は聯合して左の運動を爲す新國會の副總統問題提出を防遏し以て段祺瑞の當選を防ぐこと、南北代表に上海會議の再開を促し若し之に應ぜざれば各省團體聯合會を援助し南北統一運動を爲さしむること、天津に代表相會し戰兵問題を議すること靳總理を擁護し安福系の政權獨占を防ぐこと

王督軍は安福對督軍團の暗闘に關し常に其名を新聞紙上に引出さゞるも其の實被は矢張り中立の態度を守り居れりと云ふ（二十六日時事）

▲王氏の和議條件　（北京特電二十五日發）和議問題に關し陸榮廷氏も現在の廣東に於ける闘爭は單に南方に於ける小衝突たるに過ぎざれば之を度外視して和議の進行を促す可しと通電し來れり一方王揖唐氏は之に關し中央政府に左の如き條件を傳達し來れり

一　南北政府兩國會を解散すること

二　督軍をして各自現狀を維持せしむること

三　憲法は各省より選擧せられたる五名の代表者に依りて制定せらるゝこと

四　善後借款は南方三、北方七の割合を以て之を受くること

五　南方の戰兵權は民國五年度豫算を以て爲すこと

而して正式交渉を開始する以前に先づ唐紹儀氏と意見の交換を爲し置くの必要ありと述べ和平會議の日實として軍事協約の撤廢並に日支間の秘密條約を發表する旨の聲明を爲されたしと附加したり尙ほ又和平に對する中央政府の方針なりとして傳へらるゝものは左の如し

一　南方各部との局部的和議の促進を圖ること

二　四兩某方面は和議を主張する故に之と速に協議を爲し大局の和議を爲すことに努力す可し

三　廣東廣西の各主要人物と接近するに最も好き機會に在り是等の連絡を計るは目下の急務たる可しと（二十七日時事）

▲廣東軍總攻擊　（上海特電二十七日發）香港來電　北江にては二十一日廣東軍總攻擊を開始し陳坤培氏は陽山を攻めて激戰中又一方魏邦屏氏は陳炳英、邱渭南氏等と聯合して始興を攻め二十二日李烈鈞軍と激戰したるも敵退され南雄は成佩氏、態度曖昧にして兩軍皆戒し居れり又第四師團長朱培德氏は仁化方面に來り廣東軍と對峙し福建方面にては陳炯明氏と方聲濤氏と又復衝突し陳氏は仙遊德化を占領せり

（上海特電二十八日發）香港電報に依れば張貽伸及王均兩軍は陽山より連縣に入り仁化を經て始興に入らんとしつゝあり譚王兩軍の兵力は約三千なりと尙譚浮光氏は廣西、雲南兩派の軋轢に乘じ再び事を擧ぐべく香港に入れりと

の說あり（二十九日日日）

▲外交團和議勸告（上海國際特電三十日發）北京外交團は二十八日支那政府に對し和議進行を勸告することを議せり但し某國公使は此度は曲、南方にあるを以て廣東の領事團をして南方政府に對し速かに內爭を止め即時和議を開くを勸告す可しと主張せりと

▲和議再開の條件（北京國際特電三十日發）二十八日附にて上海王揖唐氏より段祺瑞氏に來れる密電には唐紹儀氏の意向として支那が米國の例により西伯利撤兵を宣言し日支軍事協約を取消さば南京和平會議速かに開かれん之には段祺瑞氏の大決心を要す云々とあり之に就き目下南苑にある段氏は總理を招き協議し居れり（三十一日時事）

▲雲南軍事件落着　岑春煊氏は雲南軍事件に關し再度の調停を試みたる二十三日劉副官以下軍政府參謀部及海軍部各代表三名を李烈鈞氏の下に派遣し和解を勸告せしめたる所李氏も其調停條件以前のものに比較し自己に有利なると大局上より顧慮したる結果遂に此提議を承諾するの已むなきに至れるものゝ如く岑春煊氏は近時軍隊の移動費を携帶し廣東を出發し李氏出迎への爲紹州に赴く可く李氏も次で廣東に歸還の事と成るべく本事件も茲に一先づ落着の曙光を認むるに至れり而して右條件の主なるものは

一　李烈鈞氏が廣東に歸り參謀總長に復職する事

一　李烈鈞氏携行の軍隊は軍政府の直轄とし且其一部を湖南省に出動せしむる事

等にして之に對して陸榮廷、唐繼堯兩氏も諒解し居るもの、如し（三十一日日）

財政經濟其他

▲勸債發行計畫（二十七日北京特派員發）農商部に於ては實業の振興を圖る爲め勸業債券を發行するの計畫を立て第一期は五十萬元にして本年六月一日より發行の筈なり（一日東朝）

▲佛國も借款加入（二十八日國際社紐育發）舊借款團に加入せる佛國銀行業者は日米銀行業者と共に七百萬磅の對支新借款に加はることを許可されたるが其貸付範圍は四分の一を以て限度とすべしと（三日東朝）

▲英支商事會社（北京特電三日發）資本金五百萬元を以て北支那に於て製鋼業を營む目的を以て英支商事會社新に設立されたり引受株は英支折半にて既に四分の一拂込を終了したるか支那側の取締役は梁士詒、錢能訓の兩氏英國側はメッカロフ、ナサン（濟南炭礦總辦）兩氏の外一名にしてメッカロフ氏支配人たるべし（四日日日）

▲茄蘆商埠督辦　二月二十八日附大總統令を以て周樂祥氏を葫蘆島（連山灣）商埠事宜督辦に任ずる旨公布せられたり（其筋着電）（四日日日）

▲東亞銀行開業（上海ロイテル特電三日發）支那人の經營に成る東亞銀行は一年間香港其他南支那諸港に於て銀行業務に從事し居たるが今回上海に支店を開設するに決し既に河岸通りに家屋を得て開店の運びに至れりと發表さる（七日時事）

▲佛銀行團加入（二十九日國際社紐育發）玆に對支借款團の一員たりし佛國銀行團は日米銀行團が支那に對し七百萬弗の前渡をなしたりとの報に接し早速右借款團への加入許可を申込みたり其結果佛團四は全金額の四分の一を日米兩國は各八分の三宛を負擔するの協定成立したりと（七日東朝）

▲舊獨墺船貸下契約（七日北京特派員發）大遠公司に貸與中の獨墺船は今回期限滿了し新に組織されたる肇豐公司に貸下を爲すに決し該公司と交通部との間に契約締結せり船舶は十一隻にて期限は三箇年なり（八日東朝）

▲英人鑛山調查（北京特電六日發）安徽督軍倪嗣沖氏より英人某は英米の資本家を伴ひ安徽に來り銅陵に於て鑛山を調查せんとしたるも直に之を拒絕し彼等は目的を達せずして去れり尙ほ銅陵鑛山關係重大にして斷じて英人の侵入を許さずと打電し來たれり（八日時事）

▲一千萬元借款（北京特電八日發）吉林省長徐鼎霖氏は東淸鐵道問收報告を爲す爲上京の途中なるが傳ふる所に據れば吉林省は森林鑛山を抵當として米國資本家より一千萬元の借款を起さんとしつゝあり今回の上京も其運動なりと

（奉天特電八日發）吉林省長徐鼎霖氏は九日來奉し張作霖氏と會見後北京を訪ふ筈徐氏は昨秋赴任後部內の大淸洗を行ひて憤怒を買ひ儕越の處置をなし

て鮑督軍に譴責され且米國側より收賄して權利を與へたるやの風說あり中央部の信用爲に失墜せるより今回の來奉用向は是等の風說に對する辯解か又は罷免に關するものならんと（十日日日）

▲英支採鑛合辦　（北京特電九日發）　山西省大原府よりの報道に依れば山西督軍閻錫山氏は天津の支那鑛業會社に對し英支合辦事業として一千萬圓の資本を以て山西省の石炭及鐵の採掘竝に製鐵業を起し更に將來必要の場合は正太京漢兩鐵道に聯絡する枝線敷設の特權を賦與せり此事業は近年支那官憲より外國人に與へたる特權中最も大にして會社は新事業の投資家を得る爲人を歐洲に派遣する筈なるが英國に於て共同者を得る事は困難ならずと思惟され居れり又閻錫山氏は全省の森林開發の爲米國の專門家を招聘すべく報ぜらる（十一日日日）

▲支那政府顧問　（上海特電九日發）　前駐支米國公使ラインシュ氏を支那政府顧問として招聘する件は最近愈協議整ひ年俸米貨三萬弗期限一年の條件にて決定したり（十一日日日）

▲輸入稅引上提議　（北京ロイラル特電九日發）　支那政府は各國公使に通牒を送りて曰く

▲政府は久しき以前より釐金稅廢止に就て考慮し居るも釐金稅の廢止は政府の收入に影響を及はす所勘からざるのみならず各省共に其行政費を主として釐金稅に仰ぎ居るを以て他に確實なる財源を發見するの必要あり外交部は昨年五月義に關稅改正協約に調印したる各外國の公使より「支那國內に於ける通過稅徵收は支那の對外貿易增進に對し極めて有害なる影響を及ぼすを以て斯く如き課稅を廢止す可き方法を講究せんことを切望す」との通告に接したるが本年一月又英國公使ジョーダン氏は外交部に通告を送り「在支英國商業會議所は上海に開催せる大會に於て條約國は輸入稅增加に先ち支那より將來直接又は間接にも他の課稅を爲さずとの滿足なる保障を得るを條件として一千九百二年通商條約の條項實施を主張したりと述べ余は支那國民の此問題に關し相一致せんことを切望す此問題は歲入徵收問題中第一に解決す可きものなり何となれば此問題解決を告げざるに於ては歲入徵收の統一を期し得ざればなり」と云へり支那は此忠告に對して深甚なる謝意を表す

▲釐金稅廢止の方法を講じ輸入稅を增加するの問題に就ては日下關係各省に於て其れ〳〵調査中なり支那政府は釐金稅が愈々廢止せられ輸入稅が增加せられたる場合には增率輸入稅を課したる外國商品に對しては支那內地に於て直接又は間接に再び釐金稅を課するが如きことなき明言す徵稅方法の統一計畫は統一されたる政府の下に於て行はざる可からずとのジョーダン公使の卓見に對しては支那政府は全然同意なり然れども目下內政上の事情は武力を以て國家の統一を圖ることを許さゞるも對外問題に關しては從來國論歸一する所あり殊に釐金稅廢止及び輸入稅增加は國家的施設なる事實に鑑み政府は南北共に此問題に就ては必ずや協調一致の行動に出づ可きを信ずるもの也されど愈々輸入稅を增加し釐金稅を廢止したる曉に於て茲に考慮す可き一問題あり卽ち增率輸入稅よりの收入が釐金稅廢止に基く財政上の缺陷を補ふに足らざる場合には支那政府は更に此不足額を補塡す可き何等かの方法を講ぜざる可からざること是れなり關係諸國間に改正關稅率に依りて戰時中決定せる商品價格は講和條約締結後既に二ヶ年を經過したる今日之が改定を必要とすとの協議一決したる事實に鑑み支那は目下考慮中の關稅增加及び釐金廢止方法を愈々實施するに先ち稅則中の商品價格と實際の物價とを一致せしめ以て生ずる

▲財政上の缺陷を補ふに足る可き收入を得んが爲め關係諸國に對して輸入稅率の改正に參加せんことを求む可きものなりと思惟す右の事實に鑑がみ支那政府は各國とも其準備を整へんことを希望すと此通牒は最後に支那は急速に輸入稅の增加と釐金稅の廢止を行はんとするの意ありとて各國の注意を促したり（十一日時事）

▲剩餘金融通請求　（十日北京特派員發）　支那政府は曩に政費の不足を補ふ爲め關稅剩餘金中より三百萬兩の融通を受けたるが今回更に百萬兩の融通を受け度き旨總稅務司に請求したり（十二日東朝）

▲關稅率改訂希望　（北京特電十日發）　支那政府は在北京各國公使に同文通牒にて

支那政府は永年釐金の廢止計畫に就き考慮せしも右收入は中央及各省の重要なる財源にて他に適當なる收入を發見する能はざりしに付俄に廢止する能はざる狀態に在りしが昨年各國は關稅率改正の通知と共に釐金の廢止を希望し且二年後に於て物價の變動に從ひ再び關稅率を改正すべき事を提議

せり仍つて支那政府は物價の變動に鑑し此際之を改訂したく然る後戰金を廢止し今後は直接間接を問はず外國品に對する內地關稅を撤廢すべしとの意味を通告し各本國政府に傳達せん事を請へり本問題は曩に在支英國商業會議所聯合會より支那政府に建議せし事ある問題なるが貿易關係國に重大なる關係を有するものなり（十二日日日）

▲新紙幣發行禁止　（奉天特電十一日發）支那政府は銀價近來暴騰せるを以て好機乘ずべしとなし幣制統一の步を進めんとし其第一階梯として全國各銀行の新紙幣發行を禁ずるの大總統令を發布し尙既往の發行紙幣半額の回收を命ぜり是銀票昨今の開きを卅圓に一定せしめ延いて金票相場を四十五圓迄に失墜せしめん爲なりと察せらる尙右大總統令に依り張作霖氏の計畫進捗中なりし東三省官銀行は準備を口實として一箇年開業延期を發表し又奉天に支店を開設し紙幣發行を企圖せる佛蘭西支那商業銀行は紙幣發行の絕望に歸せしのみならず支那側の同情薄く、て城內に家屋を得られざる爲開設困難となれり（十三日日日）

▲五千萬圓借款說　（上海特電十三日發）安福派が京漢線の收入を擔保として日本より五千萬圓の借款を起すべく當地にて運動しつゝありとの說に對し當地各團體は之が阻止の通電を發せるが一般の識者は右は何等か爲にせんとする無稽の謠言に過ぎずと見做し居れり（十四日日日）

▲獨逸賠償金額　（十二日北京特派員發）巴里來電に據れば賠償委員會の審査決定し獨逸より支那に支拂ふべき額は二千二百萬元なるが支那は沒收財產を以て其一部に充つべしと（十四日東朝）

▲四箇所に無線電信　（十三日上海特派員發）交通部は支那實業家の請願を容れて商業上の通信に限るとの條件を以て上海、漢口、清江浦、揚州の四箇所に無線電信の設置を許可したるを以て既に其の準備に着手したりと支那商人は此の費用に付支那政府に稅金を納付するものなりと（十四日東朝）

▲借款制限　（廣東特電十七日發）廣東軍政府は北京政府に對し左の如く打電せり

北京政府は既に外國と多額の借款契約を締結したるが外國借款は關係する處重大なれば今後成るべく外國借款を締結せざる事とし若し國家の利益を增進する爲若くは財政上已むを得ざる場合は南北協議の上共同にて借款契約を締結せん事を提議す云々（十八日日日）

▲連山築港困難　（十八日奉天特派員發）連山灣築港に關し督辦周肇祥氏は目下來奉中にて張巡閱使と協議を爲しつゝあるも交通部側の出資京奉鐵道の半數一千萬元の半額、張巡閱使の出資東三省官銀號供託基金一千五百元の三分一兩者合計二千萬元は當初同築港計畫に聲明せしが如く大連港に對抗すべき大規模の設計としては經費極めて僅少に過ぎ材料及勞力費昂騰の今日右築港の絕對不可能なるは何人も熟知する所なれば政府奉天省各一千萬元宛の合辦說あるも是亦經費十分と云ひ難く從つて財政狀態は外債に依る外無きも同築港の價値は蒙古方面の物資を克く吸收し得るや否やによつて定まるより見て蒙古鐵道の敷設は當面の急務ならざるべからず錦州熱河及び錦州阜新鐵道の敷設の說あるも是れとて敷設費の出所無きを以て連山築港の大困難なるは初より明かなる事實なり

▲錦熱線準備　（十七日北京特派員發）支那政府は葫蘆島築港計畫と相俟つて錦熱鐵道（錦州熱河間）を敷設すべく目下準備中にして鐵道督辦は葫蘆島督辦周肇祥氏を任すべし

▲浦信線督辦任命　（十七日北京特派員發）十七日命令を以て徐世章を浦信鐵道の督辦に任命せり右の鐵道は民國二年英國中英公司との借款契約に依るものにして本年中に起工する筈なるか目下龍海鐵道の用務を帶びて渡歐中なる施肇曾をして資金調達の交涉を爲さしめつゝあり（十九日東朝）

▲賓黑鐵道急設計畫　（十九日長春特派員發）曩に鮑督軍の斡旋に依り米國より資金を仰ぎ敷設する計畫中なりし賓黑鐵道は其後消息不明なりしが最近傳ふる所に據れば或は日本と團りて合辦事業として急設する事となるべしと（二十一日東朝）

▲商業無線電信局設置　（上海特電廿日發）當地の支那商人は北京政府に對し上海、漢口、天津及濟南間に商業無線電信局を設置し商務上の通信に便し戰時に際しては政府の管理に移すべしとして其設立許可を申請せるが未だ何等の回答に接せず（廿一日日日）

▲兩鐵借款反對　（上海特電十九日發）唐繼堯、譚浩明、劉顯世、熊克武、譚延闓、陳炯明氏等は連名にて北京政府が京綏京漢兩鐵道を擔保として日本より三千萬元借款を交涉しつゝありとの說あるに對し長文の反對電報を

各方面に發せり（廿一日日）

▲太沽築港　（北京特電廿日發）天津商業會議所聯合委員會は天津港の缺點たる深吃水汽船繫留場を白河河口に設け商港としての能率を高むる目的の下に太沽築港案を計畫し領事團の許可を得て北京首席公使に提議せり該築港案は約百五十萬元を要するも白河水利局は特定せる水利局の經費を之に投ずる能はざるを以て直隸省又はシンヂケートより出資し埋立地の拂下に依り資金の回收を計る案を立てたるが領事團は之に對し熱心に贊成を唱へ直隸省官民亦何等異議なければ北京外交團は領事團の請求により該計畫の實行を支那政府に勸誘すべき順序なりと（廿二日日日）

▲無電設置抗議　（北京特電廿一日發）北京政府は上海交涉員楊晟氏に對し外人の上海にありて無線電信機を設くるもの四十餘に及び之等は何れも支那の主權を犯すものなれば領事團に抗議すべしと命じ來れり

▲兩鐵借款否認　（上海特電廿一日發）國務院は雲南督軍唐繼堯氏の電報に對し京綏、京漢兩鐵道借款說は諸言に過ぎずと返電せり（二十二日日日）

▲借款不許可懇請　（上海國際特電廿三日發）上海全國々會聯合會、學生聯合會其他二十五團體は銀行團に對し借款を北方政府に許すなからんことを求め且山東問題に關しては全國一致して中日直接交涉に反對する旨を電報せり（廿四日時事）

▲軍政府外債反對　（二十四日北京特派員發）廣東軍政府は外國借款に反對し歐洲戰爭の影響に依り關稅及鹽稅の收入增加せるに拘らず外債を償還して國民の負債を輕減するの途に出でず爲に借款に次ぐに借款を以てするは最も遺憾なり西南も未だ曾て借款を爲さざるは之が爲にして南北統一以前南北双方とも今後尙しく借款を爲す能はず若し已むを得ざる場合は双方纏め商議を爲すを要すとの通電を發したり（廿六日東朝）

▲漢口市政借款擱着　（二十四日漢口特派員發）漢口市政借款に關し農商部より委員を派し來り意思の疏通を求めたるも武昌漢口兩商界は聯合會議を開き斷然之を拒絕せり（廿六日東朝）

▲東支鐵道經費補塡方法　（二十五日北京特派員發）吉林督軍の來電に依れば東支鐵道回收及右鐵道に要する經費は每月四千萬留にして收入は三千萬留を出でざる由なるが二十五日の閣議に於て財政交通兩部より補塡の方法を定めたる上にて之が決定を爲すことゝなれり

▲東支鐵道重役會　（二十五日長春特派員發）鮑貴卿氏は二十五日より哈爾賓に於て東支鐵道重役會を開き一切の辦法を講ずべしとの報あり

▲支那の食糧調査　（二十五日北京特派員發）二十五日命令を以て食糧調査局長に農商次長江天鐸を任命せり調査局の目的が食糧の生產額、價格等の調査をなすにあるは勿論なるも主たる目的は國禁を解きて米の輸出を奬勵せんとするものにして某顧問の建議に基き愈準備に着手せるものなり（廿七日東朝）

▲鐵道建築の提議　（上海特電二十六日發）北京來電に曰く英米商人は交通部と江西省南昌より廣東省潮州及び福州等に達する鐵道を建設するに就き提議する所ありたり更に討議を要すと（廿七日時事）

▲海州自由開港　（北京特電廿五日發）江蘇省の有力者等は李督軍齊省長に海關鐵道の終點たる海州は種々の物產に富み現に日本汽船は同地青島間に航路を設け殆ど利權を獨占し居るを以て速に之を開放し貿易港と爲し且鐵道を急設するの必要を說きたるを以て李督軍は右の旨中央政府に電報し右案を許可せりと（廿七日日日）

▲大鐵道敷設計畫　（上海特電廿六日發）北京電報によれば英國商人は江西省南昌より廣東に至り廣東より潮州を經て福州に至り更に北方に歸來すべき大鐵道の布設を要求せるが米國人も此計畫に加入せんことを要求し目下交通部と協議中なりと（廿八日日日）

▲經費支拂要求　（廣東特電廿六日發）廣東臨國會議員二百名は協議の結果軍政府に對し經費の支出方を要求するに決せるも軍政府は例により國會に對し冷淡なる態度を持し居れり

▲排日計畫挫折　（漢口特電廿六日發）當地の市街建築に反對せる一部の人民に對し支那政府は王督軍を通じて建築借款は民國三年サミュル會社と契約し當時三萬磅を受取り同契約書は五年有效の規定なれば今日之を取消す能はずと回答せり之に就き反對者は廿七日市民大會を開く計畫なりしが學生が此會合を利用し大に排日運動を爲す準備をなせしこと發覺し會は禁止され領守使は兵を以て會場を閉鎖せり反對派の大部分は孫武氏等の政客なりと

いふ（廿八日日日）

▲賓黒鐵道回收　（二十七日特派員發）　支那政府は東支鐵道回收の方法に倣ひ更に進んで賓黒鐵道（哈爾賓より黒河に至る）を回收せんと準備し居れり右鐵道は民國四年露國銀行よりの借款にて架設中のものなるが留下落し露國資本家出資の能力を失へるに乘じて民間より資本を集め借款を償還し支那自身の手にて工事を繼續せしめんとするに在り其辦法として國庫證券を發行し東三省銀行並に省民をして應募せしむべしと（廿八日東朝）

▲南支鐵道建設交涉　（上海ロイテル特電廿八日發）　江西省南昌より廣東に廣東より福建省漳州に漳州より福州に福州より南昌に到る鐵道敷設に關し交通部と米國商人ホワイト氏及び駐支米國代理公使との間に協商進行し居りて英米日三國より出資して合辦とせんとの報あり之に對し各方面に反對ありと云ふ（廿九日時事）

▲日英米三國合辦　（上海特電廿八日發）　南昌（江西省より廣東、潮州、福州を經て更に南昌に歸來すべき）大迂回鐵道の敷設權要求は米商懷德公司、英商中英公司と交通部との間に交涉中なるが多分日本も參加し日英米三國の合辦たるべしと因に支那側には之に反對する者多し（廿九日日日）

▲日支合辦保險計畫　（二十九日上海特派員發）　周自齊氏等は三菱及明治生命保險會社と合辦にて東方人壽保險株式會社と稱する生命保險會社を設立せんとしつつあり資本金百萬元日支各半額を出資し本店は北京に支店を上海に設くべしと

▲無線電信撤去要求說　（二十八日北京特派員發）　歐洲戰爭中日米佛伊の各國は何れも北京に無線電信を設置し支那政府に於ては殆と默認し居たる有樣なりしが今回自國內に於て無線電信を統一し自身の手にて設置すべく計畫中にて之が爲各國に對して其撤去を要求すべしと（廿日東朝）

寄贈書目錄

東洋經濟新報	其社	自八九〇號 至八九二號
實用新案公報	特許局	自六〇四號 至六〇九號
經濟資料	東亞經濟調査局	四號
奉公	基會	二〇七號
青鳴ニ於ケル物價	青鳴守備軍	二月二十九日
鐵ト鋼	其會	三號
The herall of Asia	heraldl社	四號
紡績界	其社	三號
化學工藝	其社	六號
地學雜誌	其社	四號
調査資料	滿鐵會社	四號
NEW Book	丸善	五號
地學雜誌	中國地學會	三七六號
月報	青鳴實業協會	一一〇號
會報	大日本紡績聯合會	六四號
財政經濟時報	帝國鐵道協會	六五號
通商公報	外務省	一一六號
特許公報	特許局	一一七號
滿蒙經濟時情	其會	二六號
朝鮮及滿洲	其社	三三一號
水交社記事	水交社	四號
日報	小樽商業會議所	九號
新公論	其社	五號
經濟資料	東亞經濟調査局	七一八號
學燈	丸善株式會社	七二三號
滿蒙研究彙報	大連商業會議所	三五八號
東亞經濟研究	山口高立商業學校	四八號
滿蒙經濟經時報	奉天商業會議所	二四號
法學論叢	法學會	一五四號
東方時論	其社	一號
日本及日本人	政敎社	一三四號
水產界	大日本水產界	五號
海外事情	商行社	二號
岐阜縣敎育	其會	五號
月報	名古屋商業會議所	八八號
		五號
		七八二號
		四五二號
		一六號
		三〇九號
		一五四號

資本金四千萬圓

朝鮮銀行

本店 朝鮮京城

支店 出張所

東京、大阪、神戸、下關、平壤、仁川、元山、大邱、釜山、鎭南浦、郡山、水浦、羅南、會寧……（內地）

大連、奉天、長春、安東縣、四平街、開原、旅順、營口、遼陽、鐵嶺、鄭家屯、吉林、龍井村、哈爾賓、傅家甸……（滿洲）

上海、青島、天津、濟南……（支那）

紐育、倫敦、浦鹽……（海外）

爲替取引先

當銀行ハ預金、貸付、爲替及取引等、一般銀行業務ヲ便利ニ取扱仕候

一資本金　一億圓（内拂込濟六千壹百萬圓）

一積立金　四千四百萬圓

横濱正金銀行

電話特

特四三〇〇番
特四三〇一番
特四三〇二番
特四三〇三番
特四三〇四番（宿直用）

支店出張所　東京、大阪、神戸、長崎、倫敦、里昂、紐育、桑港、ロスアンゼルス、布哇、シドニー、孟買、カルカツタ、香港、上海、青島、濟南、漢口、天津、北京、牛莊、旅順口、大連、遼陽、奉天、鐵嶺、安東縣、長春、哈爾賓

此外内外樞要ノ地ニ代理店有之候間爲替、荷爲替、信用狀其他内國手形割引、貸付、保護預等御便宜御相談可仕ニ付御都合次第御來談被下度候

醫學博士

宮島幹之助著

熱帶生活

宮島博士は蚊の先生なり。マラリヤ熱の媒介たるアノヘレスを探ねて瘴煙蠻雨の熱帶地を跋涉せる篤學者、我國の熱帶地及熱帶病研究の權威なり。博士が數次の熱帶地旅行に依つて得たる、研究、經驗より編み出せる熱帶生活法、見聞錄等を懇切平明且つ興味深く叙述せる者卽ち本書とす。熱帶地常住者は勿論、護謨園經營者、熱帶地關係貿易商、航海家、旅行家等苟も熱帶に關係あるの士は一讀以て得る處尠なからざるべし。

内容一班

熱帶生活法◆熱帶は文明を支配す◆科學の進歩は熱帶を征服す◆熱帶生活に適する資格◆熱帶の氣候と健康◆熱帶に於ける飲食物、被服、住居◆日射病の手當と豫防法◆熱帶の鬼マラリア、其豫防の第一義◆黴土より來る病◆十二指蟲病と豫防法◆熱帶赤痢と療法◆脚氣、皮膚病、花柳病其他熱帶特有病と其豫防迎に治療法◆上海より◆香港より◆シンガポールより◆ジヨホールに寢て暮す村人◆雪隱物語◆滑稽南洋の鹿狩◆猪を仕留めた手柄の一條◆南洋の女◆半島斷片◆シンガポールの別れ

南洋行

ナイルの流域◆棕櫚の葉の樣な埃及の土地◆ナイル河畔に太古と近世の對峙◆カナロー府◆篤學の寄生蟲學者ロース氏◆埃及の大蟲住血吸蟲と十二指腸蟲◆カイロよりアスワン迄◆心地よきナイルの舟行◆燒く樣な砂漠の汽車◆蕃界に此文明的設備◆熱帶植民地の好模範◆衞生設備の表と裏◆黑人の都オムヅルマン◆其他

偉人の面影◆熱帶醫學の泰斗ローベルトコツホ先生◆先生の風采、友情、用意、態度、信用、訓戒、慈愛、魚釣、趣味、教授振り◆其他醫學者の觀たる熱帶の記事滿載

四六判美裝寫眞數葉

定價金壹圓五拾錢

（南洋實價 新嘉坡銀壹弗五拾仙）

發行所 南洋協會 東京麹町區八重洲町

日本發賣所 日本之醫界社 東京神田區上甚三番町

南洋發賣所 南洋及日本人社 英領新嘉坡ラツフルス

外務大臣 子爵 內田康哉 閣下 序文

外務省臨時調査部譯

獨人の觀たる日本及聯合國の對獨經濟戰

◆大好評再版出來

定價金參圓五拾錢 送料（內地拾八錢 臺灣四拾錢 朝鮮五拾五錢）

□本書は此の日本及聯合國の對獨經濟的施設に對し、獨乙、獨立キール大學內王立海運及經濟研究所副所長ワルデマール・コッホ博士等が自國の立場より見て專心攻究したるものを我が外務省に於て翻譯したるなり。苟も政治、經濟、財政、軍事、殖民、海運等之れを世界的に研究せむとする人士に對し絕好資料たることは我社の深く信じて疑はざる處也。敢て本書を江湖の諸賢に薦む。

□目次概括

□日本の對獨經濟戰、日本の獨逸に對する態度、日本の獨逸商業對抗策、獨領南洋諸島に於ける日本人の活動、巴里經濟會議に對する態度、講和問題に關する審議、戰時に於ける日本經濟力の發達、財政、在外正貨及海外放資、交通、銀行、保險、教育、勞働者保護、關稅、商工業奬勵施設、在外通商代表機關、移民、原始生產、日本の工業、鑛業、造船、機械工業、電氣工業、紡織工業、化學工業、玩具工業、皮革工業、紙類及製紙原料、文房具、セルロイド工業、セメント、硝子工業、磁器工業、エナメル製品、澱粉製造、麥酒釀造、時計製造、陶器工業、リノリウム製造、大豆油の加工、軍需品工業、護謨工業、海運業、日本商船現在高、日本海運業による外國海運業の壓迫、日本の對外關係及外貿易、北亞米利加、支那、露西亞、海峽植民地、戰後に於ける日本の經濟的發達、聯合國の對獨經濟戰、英國、反獨運動取引及支拂の禁止、獨逸人の法律的地位、英國經濟界の進捗、定期市及萬國博覽會、諸外國に於ける努力、經濟各方面に於ける英國の輸出、佛國、獨逸の利益に對する直接の加害、佛國經濟界の進捗、戰時に於ける佛國の輸出、伊國、葡國、露國、北米合衆國、米國經濟界の進捗、戰時に於ける米國の輸出、其他の諸國、商業政策上の共同的努力、商業戰の整理、其他滿載す。

◆——世界經濟界の好指針——◆

發兌 東京市日本橋區（今川橋際） 株式會社 啓成社
振替東京二一〇五五番
電話本局二一〇〇番

前號要目

福州事件の談判……一—四
山東問題に關するロツヂ氏の演說……五—一二
民國八年度歲出豫算明細表……一二—一五
對支借款團と商業上の機會均等……一五—一九
蒙古視察談……一九—二六
彙錄……二七—四一
支那時事……四二—五四
支那彙報……五五—六八
「支那」總索引……一—一三

支那　大正九年五月十四日印刷　大正九年五月十五日發行

編輯兼發行者　東京市本鄉區湯島天神町一丁目十一番地　清水壽

印刷者　東京市麹町區紀尾井町三番地　金澤求也

印刷所　東京市麹町區紀尾井町三番地　元眞社

發行所　東京市赤坂區溜池町二番地　東亞同文會調查編纂部
電話芝一一一四番　振替口座東京九七三〇番

大賣捌所　東京市神田區表神保町　東京堂書店
東京市京橋區尾張町二ノ二　同　東海堂
東京市京橋區元數寄屋町三ノ七　同　北隆館
東京市神田區南神保町一二　同　有斐閣

每月一回發行	定價	冊數	郵稅
	一冊六十錢	四冊（半年分）二圓二十五錢	無料
	二冊（一年分）四圓五十錢		

支店出張所

臺灣 基隆 臺中 嘉義 臺南 打狗
宜蘭 淡水 桃園 新竹 南投
阿緱 臺東 花蓮港 澎湖島

內地 東京 横濱 大阪 神戸 門司

株式會社 臺灣銀行 (臺北)

支那 上海 九江 漢口 福州 廈門
汕頭 香港 廣東

南洋 新嘉坡 スラバヤ スマラン バタビヤ 孟買
盤谷

歐米 倫敦 紐育

支店出張所

明治四十五年一月十七日　第三種郵便物認可
大正九年五月十五日發行（毎月一回十五日發行）
支那　第十一卷　第五號

世界的の仁丹

内地の如く海外到る處に賞讃せらる

支那天津……仁丹公司
支那漢口……仁丹公司
印度ボンベイ市……仁丹公司
爪哇スマラン市……仁丹公司

の各支店に於て今や極力
販路を開拓しつゝあり

活用
旅行に仁丹五粒
讀書に仁丹三粒
頭痛に仁丹十粒
食後に仁丹十粒
散歩に仁丹三粒

仁丹本舗の寫眞

金言
汝の善良なる商品を以て世界の市場を賑はせ
コスチヤイルド

支那

第十一卷　六月號　第六號

內容

支那政局の危機……一
講和會議經過公報……一三
民國五年度國家歳入現計書……二九
山東問題に關するミラード氏の陳述……五
中國銀行民國八年營業報告……四〇
庫倫通信（入蒙旅行日誌）……五二
講和條約は死せり……六一
支那時報……六五
支那彙報……八〇

東亞同文會調査編纂部

大正九年六月十五日郵便物認可　一冊十五錢

ライオン歯磨

と

口中の微菌

▼ライオン歯磨は、口腔衛生學上より、歯科醫學上より、藥物學上より觀て、悉く合理的のものばかりを網羅致してありますから、完全なる化學的作用と完全なる理學的作用と、完全なる藥效的作用とを持つてをります。

▼完全なる化學的作用とは、齲歯の原因たる乳酸醗酵菌に對して菌体の破壞作用を營み、齲を豫防するの、あります。

完全なる理學的作用とは、その微細均等なる粉末が天然の歯牙は勿論、歯牙の補充に使用せる金屬に對しても、磨滅の憂なく隨つて、歯牙を損傷せずして能く歯垢其他齒間の不潔物を完全に除去し、汚物の醗酵より來る口臭を豫防する事であります。

▼完全なる藥效的作用とは、口腔常在菌（口中にある諸種の微菌の綜合的名稱）の繁殖を防ぎ、若しくは死滅せしめ、朝夕の使用によつて齲蝕の進歩及び齒痛を豫防し、且齒齦炎の如き口腔内に起る炎症に對し特效を有する事であります。

▼殊に、口中には下圖に示す如く、諸種の病原菌が發生して、それが歯根から淋巴腺に入り込むか、或は咽喉から壓下されるかして、結核病・リユウマチ・●神經痛、糖尿病などの原因となるのです。それ故に、ライオン齒磨を朝夕愛用して、齲蝕を豫防し、歯垢や歯石を豫防する事は、身体保健」、何よりも大切であります。

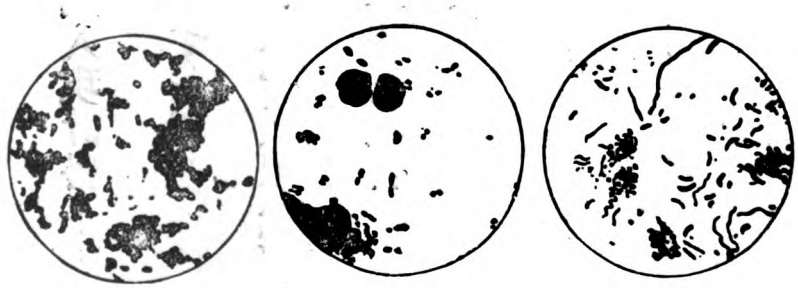

口腔常在菌　肺炎双球菌　化膿性黴菌狀球菌

大正九年六月十五日發行「支那」目次 第十一卷第六號

支那政局の危機……一―四
山東問題に關するミラード氏の陳述(二)……五―一二
講和會議經過公報……一三―二八
民國五年度國家歳入現計書(上)……二九―三九
中國銀行民國八年營業報告……四〇―五一
庫倫通信(入蒙旅行記)……特派員 小西茂……五二―六一
講和條約は死せり……ジョーヂ、ブロンソンリー……六一―六四

時報

新總理辭職―參議院の質問―後藤内閣問題―山東交渉經過―回答書促、對日回答―四條問題抗議―京奉鐵道回收案―國會赴濱宣言―全國各界聯合會宣言―全國學生會宣言―護法政客の末路―在滬軍政府の議案―デエウキーの演說―過激派嚴禁訓令―朝鮮人と過激派―阿片密輸の經路―湖南撤兵問題―蘇社の成立―廣東省の負債額―山梨次官漫支と佛紙所論―半陸の局部講和―顧慕慶歸る―上海交易所成立―淨布類の缺損―寧紹商船會社總會―奉天の新設會社……六五―七九

彙報

……八〇―一〇一

神戸市

合資會社

鈴木商店

直輸出入業

小津武林起業株式會社

大阪市西區靱中通參丁目貳壹

電話土佐堀〔長二三五番 三、〇二九番〕

營業種目

棉花、絹紡原料
麻、肥料、雜穀
毛皮革、牛木蠟
各種油及其原料
其他支那產物

神戸出張所　神戸市海岸通二丁目
電話三ノ宮〔長一、八一五番 三、三三八番〕

東京支店　東京市深川區佐賀町二丁目
電話本所〔圍三、七〇六番 二、二九五番〕

横濱出張所　横濱市相生町六丁目
電話圍一、五九〇番

海外支店　上海、漢口
同出張所　沙市、宜昌、萬縣、重慶、樊城、老河口、鄭州

ヱビスビール

サツポロビール

アサヒビール

大日本東京

大日本麥酒株式會社

日清汽船株式會社 決算報告

第十三年度（自大正八年十月一日）
後半期（至同九年三月三十一日）

○貸借對照表

○負債之部

抹支店勘定金	一六、二〇〇、〇〇〇・〇〇
預り支拂未濟配當金	三五九、四九四・一四
法定積立金	一、一五〇、六五二、九六〇・四二
船舶保險積立金	一、七〇九、〇八五、八九三・四七
船舶修繕積立金	一、一五〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
水陸設備償却積立金	一、一五〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
配當準備積立金	一、一五〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
新船々價整理資金	一、一五〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
建物修築資金	一、一五〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
職員退職手當基金	一、一五〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
未拂稅金	一四〇、七〇二、八〇〇・〇〇
前期繰越金	二九七、七五〇、六四〇・〇〇
當期利益金	二三、六二四、九七四・四〇
合計	一、一三七、八〇三、五三七・九七

○資產之部

未拂込株金	六、〇七五、〇〇〇・〇〇
船舶製造原價	六、〇二〇、八一八・八九
永上機關代價	二、六五五、〇三九・三二
建地所代價	八六八、六七八・六六
家具什器代價	三五、二八三、九八
現有證券	一、四九四、七〇九・五
銀行預金及受取手形	八、〇〇八、七六〇、五三〇・九八
航路讓受勘定	四八、〇〇〇・〇〇
向拂運賃	五一、二〇七、五八〇・〇七
貸勘定	一六五、〇九五、六二〇・五〇
豫備品	一三九、二三四、五六〇・〇〇
政府勘定	二三、二二四、六八〇・〇〇
未決算保險料	二三、二四七、八六三・〇〇
土地共有組合出資金	一三、七四六、七八〇・〇〇
各船遭難保險勘定	一二六、四七四、〇〇〇・〇〇
新造船代價內拂金	二三〇、六〇〇、〇〇〇・〇〇
建物新築內拂金	一九〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
合計	二三、六二四、九七四・四〇

○利益金分配

前期ヨリ繰越金	二九七、七五七・六四
當期利益金	一、一三七、七八〇・三三
合計	一、四三五、五三七・九七
內 法定積立金	五六、八九〇・〇二
株主配當金（年一割五分）	七五九、三七五・〇〇
役員賞與金	七九、六四四・六二
新船々價整理資金	二五〇、〇〇〇・〇〇
職員退職手當基金	三〇〇、〇〇〇・〇〇
次期へ繰越金	二五九、六二九・三三

大正九年十月八日

取締役社長男爵	近藤廉平
專務取締役	土佐孝太郎
專務取締役	竹內直哉
取締役	堀啓次郎
取締役	白岩龍平
取締役	深尾隆太郎
監査役	荻野元太郎
監査役	田邊爲三郎
監査役	千浦友七郎
監查役	角田隆

資本金　五十萬圓
拂込資本金　全額拂込
諸積立金　九萬七千五十圓

開原二區九號地

開原取引所信託株式會社

粮豆、錢鈔取引

オキシヘーラー

邦文
支那文 **説明書** 實驗例附 **贈呈**

▼オキシヘーラーの顯著なる事は使用僅か五分間を出でずして三乃至五ミ・ミの血壓を亢め一時間を繼續すれば實に十乃至三十ミ・ミの活力を增進す試に血壓計脈波計等を以て驗せば其調節の狀を明にし又各自は脈搏、呼吸、體溫の整調に依ても自覺せらる

▼靈妙なる磁氣應用の本器は斯して血液中の酸素吸引力を增大し健康の元素を補ふが故に難治の疾病を根治するに空前の偉力を有す論より證據使用者は忽ち脈搏强實となり全身の溫暖、呼吸の深長を感じ次で熟睡解熱、鎭痛、食慾の亢進、兩便の快通等生理的本能を回復するの神速なるは實に天下の奇蹟なり

本器は創製以來六年餘 其信用は社會に定評あり

Thos. A. Edison says, "The doctor of the future will not does us with drugs, but will instruct his patients as to the cause and prevention of all maladies. In other words, his function will be to prevent disease and not try to cure it, as now."

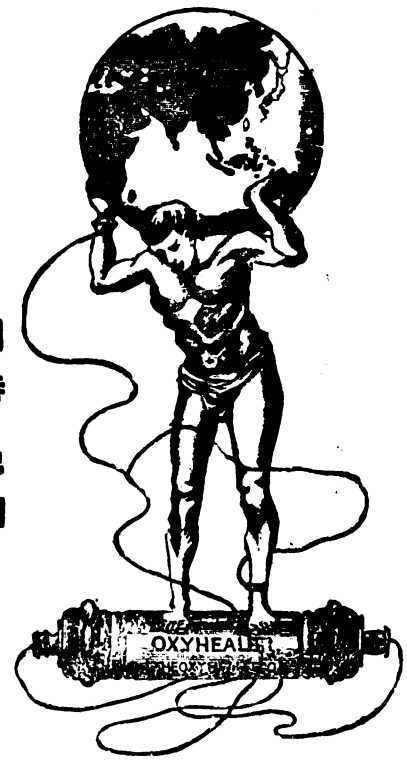

■特色■

▼使用法 簡便にして時と處とを問はず些の熟錬を要せず自在に使用し得らる

▼耐久力 構造堅牢にして効力永久不滅電池の如く使用毎に消耗するものに非ず

▼感覺 頗る自然的にして毫も刺戟或は微痛だも感せず容易に使用の目的を達す

▼費用 使用に當り別に藥物等を要せざれば器械購求以外永遠に何等の費用を要せず

■正價金參拾五圓■

送料內地金參拾六錢 支・朝・臺・樺金六拾五錢

東京市牛込區簞笥町三十一番地
オキシヘーラー奬勵會
電話番町四四三〇七・四六八九・振替東京二七七一二

大正九年六月十五日

第十一卷　第六號

支那政局の危機

（一）

梅雨期の空の如く此頃鬱陶しきは支那の政局なり、霖雨となるか驟雨となるか、今尚ほ豫測し難きも、一雨無くては治さまらぬ光景なり。同じく北洋派に在りては安徽派と直隷派と互に政權を爭ふて、徐總統の曖昧主義は之を裁斷鎭壓するの勇氣と威望とを欠き、均しく南方派に於ても廣西派と雲南派との勢力爭ひとなつて、所謂言論派の新運動益々其紛糾を助くるあり。形式上より見るも曾に南北兩政府の對峙するのみならず、上海に於ては廣東軍政府より追はれたる舊國民黨系の議員約三百名非常國會を組織して、北京廣東の兩國會に對立せんとするあり。名實共に複雜を極め、支那研究者をして殆んど迷宮に入らしむるの觀あり。而も仔細に觀察する時は箇々の勢力相分立して傾軋爭鬪を事とするの間、支那政客の特技たる合縱連衡の策自ら其間に行はれ、落花流水甲と丙と相通じ、靈犀一點乙と丁と相通ずるものあり。其間自ら縷々として一綫の脈絡の通ずるものあり。而も其間思想の共鳴するものあるにあらず、唯だ勢利の一塊肉を目標として吳越同舟せるに過ぎず。是れ政局の益々紛糾して統一の曙光容易に看取し難き所以、強秦の出現して

天下一に歸するの果して何時に期待し得べき、今日の支那は或は春秋戰國にも勝れる混亂狀態にあらざるなき歟。

(二)

同じく北洋派と稱するも、安徽派と直隸派とは其傳統と感情とを異にするものあり、梟雄袁世凱あり克く兩派を駕馭して一團となすを得たりと雖も、徐世昌の力を以てしては、餘りに其威力の弱きに過ぐ、況んや徐世昌は其出身地の關係上直隸に加擔するの嫌疑を免れざるに於てをや。此の兩派の抗爭は夙に破裂すべくして而も今日まで稍や小康を保ちしは、南に所謂南方派の大同團結ありて共同の利害上其の分裂を阻止せしに過ぎず。然に南北統一の議起こりて南北の對峙漸く弛緩し來たるに及んで終に苟合の分裂となり彼此傾軋を事とするに至るべきは自然の運命なりと言はざるべからず。靳總理の辭表提出吳佩孚の湖南撤兵の二問題に依つて切つて落されたる安徽直隸兩派抗爭の幕は夙に兩派の間に醞結せし暗鬪の具體化せられたる者に過ぎず、靳總理の辭表提出は安福俱樂部徐樹錚等が政權を橫取りせんとする陰謀の裏を掻いて、依然として直隸派の政權を維持せんとする狂言に過ぎず。吳佩孚の湖南撤兵は直隸派の精銳を近畿に引上げて安徽派軍隊の畿輔に於ける專橫を抵制し、其跡に安徽派の仇視せる陸榮廷派の軍隊を援ひて、安徽派の重鎭たる張繼堯を追はんとするの苦肉策に過ぎず、此の直隸派の挑戰に對して、安徽派も應戰の準備に怠らざる者の如く、安福俱樂部を唆使して靳內閣の政策を攻擊せしめ、上海會議を再開して陸榮廷一派を牽制するあり。兩派の抗爭は互に其秘術を盡くして日一日激烈を加へつゝある者の如し。此際北洋派の重鎭たる張作霖が調停の爲に入京すべしと傳へらるゝは、政局の前途に一道の曙光を見るの感なきにあらざるも、彼と犬猿啻ならざる安徽派の巨頭徐樹錚も亦庫倫より歸京すべしとのことなれば、張の入京に依りて見出されんとする曙光も亦徐の歸京に依りて生ずる暗雲に蔽はるゝことなきや否や。

(三)

北洋派中安徽直隸兩派の抗爭は假令激烈を極むと雖も、曾ては數年の久しきに亘つて同舟相濟の誼あり、其上兩派領袖連の私的關係相錯綜し、兩派の間に跨りて聲息を通ずるの重要人物に乏しからず。大體に於て利害關係の相背馳するもの

ありと雖も、其方法宜しきを得れば調停妥協の希望無きにしもあらず。故に直隷安徽兩派の抗爭如何に激烈なりと雖も支那政局の前途未だ必しも絶望に値せず。唯だ吾人が懼るゝ所は南方派の大同團結破裂の結果、南方兩派と北方兩派との集合離散に依つて支那政局の波瀾を益激烈ならしめつゝあるに在るなり。從來の支那は劃然として南北兩派に分たれ、其勢力範圍も亦劃然として政界の分野自ら明かなりしものあり。然るに北方に於ける直隷安徽兩派の抗爭と相照應して南方に於ても所謂實力派たる軍政府側と言論派たる舊同盟會系の急進派との抗爭あり。兩廣督軍の陸榮廷莫榮新並に雲貴督軍唐繼堯劉顯世亦其渦中に捲込まれ、陸莫は軍政府の岑春煊を助け、唐劉は急進派を擁護して互に其勢力を爭ひ、更に彼等は各其利害に依りて北方に結び軍政府並に陸榮廷の一派は直隷派と響應して勉に湖南を窺ひ、唐繼堯一派並に言論黨は段祺瑞の安徽派と通じて四川を進略せんとしつゝあり、曾て南北に對峙せる支那の勢力圈は更に縱斷されんとし、彼此の勢力相錯綜し政局の前途は一段の混沌を來せる者と言ふべし。蓋し南方派の分裂は岑春煊を中心とする政學會一派の實力黨と孫文の系統を惹ける褚寗、照霞樓一派の言論黨の抗爭にして、北方に於ける直隷安徽兩派の抗爭と同じく、南北妥協問題に依つて弛緩せし內訌の總勘定と謂ふべし。元來張耀曾、谷鐘秀等の政學會は所謂實行派に屬し、第二革命後の新內閣に於ても北方官僚派と妥協苟合して國政に當たり、孫文の系統を引ける所謂言論派とは感情思想の相融洽する能はざるものあり。然るに彼等が所謂南方派なる一大傘下に集まれるは唯だ北方派に對抗せんが爲の權宜に過ぎず。故に彼等が北方との平和停戰の永續に依り次第に其緊張味を欠き終に內訌に次ぐに分裂を以てするに至れるは、從來の行掛り上當然の歸趨なりと言はざるべからず。然り而して北方に於ては直隷派と安徽派、南方に於ては實行派と言論派との政爭は、各其一派が他の一派と提携することに依つて、其政爭は加速度の激烈を加はへ、支那全省、全政黨を通じて政爭の大旋渦中に捲込み、政局の前途正に逆睹すべからざるものあるに至れり。

(四)

今や此兩派政爭の幕は各處に切つて落され、上海に於ては南北中和會議の紛爭あり。安山徽派の代表たる王揖唐は飽まで南方言論派の代表たる唐紹儀を認めて南方の代表とし、之と會議を遷めんことを力說し、之に對して廣東軍政府は代表と

して温宗堯を派遣し、唐紹儀の代表を取消さんと抗議しつゝあり。湖南に於ては直隷派の駐將吳佩孚は其兵を漢口に引上げ、其跡に陸榮廷派の軍隊を導ひて安徽派の督軍張繼堯を追はんとし、四川に於ても唐繼堯と熊克武の小衝突常に絶えず其他廣東を追はれたる急進派の議員三百餘名が或は廣東非常國會に對立して、更に非常國會を雲南又は上海に開らかんとするが如き、廣東軍政府が伍廷芳唐紹儀孫文の政務總裁を免じて、四川督軍熊克武、温宗堯等を補選せんとしつゝあるが如き、兩派の抗爭は所在に演ぜられ政局の前途をして益渾沌に導きつゝあるを知るに足るべし。殊に湖南に於ける形勢は時々刻々危急を告げ、陸榮廷譚延闓の軍隊は續々北上して將に張繼堯の北軍と衝突せんとし、四川に於ても熊克武の軍隊と唐繼堯の手兵との間に大なる衝突を惹起するの危虞なきにあらず。若し不幸にして此兩地の孰れかに於て大衝突の惹起さるゝあらんか、一波起つて萬波之に伴ひ、支那の全省を通じて兩派抗爭の巷と化し、終に春秋戰國の禍亂を現出せずとも限らず、殊に露國革命に依つて宣傳せられたる過激思想は、全國に亘りて青年學生の頭腦を支配し、所謂新思想家なる一派は、東洋の露國を實現せんが爲、其機會を狙ひつゝあるに於てをや。支那の一治一亂に依つて痛切なる影響を受くる我國民は深酷なる注意を支那今後の政局に注がざるべからず。（一宮生）

山東問題に關するミラード氏の陳述（二）

（一九一九年八月十八日米國上院外交委員會に於て）

議員ヒッチコック。其の日附を記錄にのこして置いて下さい。

ミラード氏。承知しました。此の書物の中にそれ等の記錄が一切のつてをります。

委員長。ヘイ氏が國務卿になつたのは千八百九十八年の九月と私は記憶します。彼は倫敦から歸つて――

議員ノックス。然り、彼はデイ氏の後を襲いだのであります。

委員長。そうです。千八百九十八年の夏か秋でした。

議員ヒッチコック。獨逸が山東を獲得したのは千八百九十九年ではありませんか。

ミラード氏。そうではありません。千八百九十八年です。此の書物にすつかりのつてゐますから、今調べます。

議員ヒッチコック。租借契約の日附は千八百九十九年です。

ミラード氏。やつと見附かりました。「獨逸帝國と支那國との規約、膠州」の四百三十四頁にあります。日附は千八百九十八年三月六日です。

議員ヒッチコック。それは何です？

ミラード氏。膠州條約です。獨逸の租借契約です。日附は千八百九十八年三月六日になつてをります。

議員スワンソン。その時の國務卿はデイ氏でありました。

委員長。然り。彼が國務卿でありました。

議員ノックス。獨逸は千八百九十七年に彼の要求をなしたのであります。それは宣教師が殺害された時でありました。

ミラード氏。その通りです。

議員ヒッチコック。では其の條約が調印された當時の國務卿はデイ氏で大統領はマッキンレイ氏であつたのですな？

ミラード氏。それは調べて見ねばわかりません。

議員ノックス。マッキンレイ氏は大統領在職一日でした。

議員スワンソン。否一年と二日です。

議員ノックス。左樣一年と二日でした。

ミラード氏。私が是等の事實をくど〳〵しく述べましたのは、これが後の事件に深き關係をもつてゐることを示さんとする爲であります。獨逸は當時、膠州に於ける戰略的要地を奪取することが出來ましたので、歐洲の外交社會に對して、露國との間に或る種の密約を存することを示威しました。

これと相呼應して他の強國が動き出しました。第一次日英同盟は疑ひもなくそれであります。この同盟によつて日露戰爭が可能となつたのであります。卽ち此の時に、今日吾人が其の結果を見んとしつゝある一切の因子がつくられたのであります。

さて、この獨逸の奪取事件は非常に重大でありました。戰略上、支那全土の形勢を維持する上に於て、又極東に於ける列强の勢力均衡を保つ上に於て非常に重大でありました。そこでヘイ氏は此の點に氣がつきまして、御承知の通り、獨逸外務大臣フォン・ピユローの手を經て、獨逸政府と覺書を交換し、其の結果として現れたのが所謂ヘイ氏宣言 Hay doctrine であります。而してこれは全然山東問題に關して起つたことであります。山東問題は卽ちヘイ氏宣言のピラを支へてゐる釘であつたのであります。獨逸の山東獲得がヘイ氏宣言をづくらしめた原因であつたのであります。卽ち、ヘイ氏は當時の形勢を通觀して「若し事態斯くの如くにして進まんか支那は破滅し、支那の分割は間もなく完成され終るべし」と言つてをります。此に於て氏は、此の形勢の赴く所を察し、これが米國に如何なる影響を及ぼすか。他の事件に如何なる影響を與ふるかを考量して、獨逸政府――外務大臣フォン・ピユロー伯――と交涉を開始し、その結果が所謂ヘイ氏宣言となつたのであります。勿論ヘイ氏とフォン・ピユロー氏との間に交換された覺書は公表されてをります。私はこゝにそれをもつてをります。

議員スワンソン。その覺書を記錄に記入して下さいませんか。

議員ブランデジー。今ですかそれとも後にですか？

ミラード氏。この書物の四百四十八頁に「米國國務卿ヘイ氏より米國駐獨大使ホワイト氏へ」としてあります。此のやうな形式で通告されたのです。

委員長。それはアンドリユウ・デイ・ホワイトですか？

ミラード氏。そうだと思ひます。そうです。アンドリユウ・デイ・ホワイトです。ヘイ氏の覺書は「華盛頓、千八百九十九年九月六日」の日附です。そしてフォン・ピユロー伯の覺書は千九百年二月十九日附です。

議員ブランデジー。その書物の何頁ですか、それの書いてあるのは？

ミラード氏。此の書物のですか？

議員ブランデジー。左樣。

ミラード氏。それは附錄の四百四十八頁より四百五十頁に亘つてをります。申すまでもなくこれはロックヒル條約の中にあるので、條約の本文であります。

議員ボラー。それは其の書物にのつてゐるのだから、長たらしい速記錄に記入するよりも遙かに其の方が見るに便利です。勿論それは其の「極東に於ける現代の政策」中にものつてゐるのです。

議員ブランデジー。寸、そのことゝは問題は別ですが質問を許して下さい。貴下が英國が山東を所有せんとせることを證明せる日英間の特殊條約のことを最初に聞いたのは何時ですか？千九百十七年じやありませんか？

ミラード氏。千九百十七年ですつて？私は巴里でそのことを聞いたのです。

議員ブランデジー。何時です？

ミラード氏。四月の一日か二日頃です。去る四月の。

議員ブランデジー。千九百十八年のですか？

ミラード氏。千九百十九年のです。

議員ブランデジー。それでわかりました。

ミラード氏。そのことは少し後に具陳いたします。

議員スワンソン。貴下の解釋される所で、ヘイ氏の門戸開放主義の宣言並びに二つの覺書が吾が國の通商貿易に如何なる影響を與へたかゞ承りたいものです。

ミラード氏。ヘイ氏宣言は、一見して明かなる如く、獨逸政府から、膠州の租借權並びに租借から約一ケ年後に調印された鐵道條款による權利を獲得するに方りて獨逸は支那に於て何等優先的地位を占めざること、支那の主權を毀損せざること膠州に於ける地位を利用して他國の支那に於ける自由商業を妨ぐるが如き意思目的を拋棄すること、即ち、所謂最惠國條款の下にある他國（即ち我が國の如きです）の權利を妨げざること等を獨逸に聲明せしむることを目的としたものであります。而して此の目的は達せられたのであります。覺書を見れば明かであります。ヘイ氏は右の如く獨逸政府よりの覺書を得ましたので次に反對諸國政府、英、佛、日其の他の各政府に交涉したのであります。

議員スワンソン。お話しを進められる前に一寸伺ねますが、それは獨逸の獲得した支配權に對する抗議であつたのですか？その覺書には支配權に對する抗議が含まれてゐたのですか？

ミラード氏。覺書をお讀みになればわかります。

スワンソン氏。今其の點が明にしておき度いのです。それは、單に通商關係の平等といつたやうなことを要求してゐるに過ぎないのです。

ミラード氏。それは普通の外交上の用語を以て、各國が其の地位を聲明するは各人の便利であり、且つこれは明かにしておかねばならぬと書きはじめられてあります。

議員スワンソン。私は其の規定は、獨逸の獲得せる權利は如何なる樣式に於ても米國の權利並に地位に牴觸すべからずとあつたやうに思ひますが。

ミラード氏。そうです。如何なる國家の保全にも牴觸せざること、並びに支那の權利を毀損せざることが規定されてゐるのです。

議員スワンソン。私は特にその點には氣が附きませんでした。

議員ノックス。領土の保全が特に云々せられてゐるのです。

ミラード氏。領土の保全が云々せられてをります。

議員ノックス。委員長、私は一言注意を促します。議員ジョンソン君はさきに證人に隨意に陳述するやう要求され、又證人は連續的に事件を陳述するのが慣例であります。故に私は先づ陳述を聞いた上で質問することにしたいと思ひます。ミラード氏にジョンソン君の質問に對して答へ且

つ繼續的に陳述して貰ひ、その次に吾々が各自の質問をすることにした方がよくわかるだらうと私は考へます。

委員長。と申されるのはミラード氏の陳述が終るまでは誰も質問をしてはならぬといふのですか？

議員ノックス。否、質問してはならぬといふのではありません。

議員スワンソン。他の議員が質問をするなら私も同樣の權利を欲します。私はヘイ氏の宣言が如何なる結果を齎したかに就いて氏の說明が聞きたいです。

議員マッカンバー。吾々は證人に試問を始めてから、飛んでもない横道へそれてゐるのです。

議員ノックス。併しミラード氏は、繼續的に順序立てゝ陳述して來ました。

議員スワンソン。私は氏が中斷すること無く陳述を進行されることを欲します。

議員ノックス。その方が吾々の凡てにとつて利する所が大であらうと考へます。

委員長。兎も角も氏に陳述を續けて貰ふのが最上の方法であると考へます。

議員スワンソン。但し各議員が妨害しない限りはですな。

委員長。申す迄もなく其の點はわかつてをります。

議員マッカンバー。若し私がミラード氏の陳述を正當に理解してゐましたとすれば、此の次の陳述は問題が別になるわけですな、獨逸は山東に關する如何なる要求をも放棄したのですから。

ミラード氏。私は、結局事實上に於てそうなると言つたまでです。支那の保全を害し、一般的の門戸開放主義若くはそれに類似の種々の事柄に抵觸するが如き目的を放棄するといふのですから。

議員マッカンバー。獨逸は領土に對しては何等の支配權をも要求しないのですな。

ミラード氏。彼は要求を放棄したのです。それはヘイ氏の通牒の目的でありまして、その目的は達したわけです。

議員ブランデジー。日本も山東に關する如何なる支配權をも要求してをりません。而してこれを遵附することに同意してをります。

ミラード氏。其のことは容易にわかりません。

議員ボラー。先づ證人をして陳述をなさしめ、然る後質問があれば質問をするといふ趣旨を吾々は十分理會し得ないのですか？

議員スワンソン。私は全く同意見です。

議員ブランデジー。先づジョンソン君が證人に質問されたいものです。

議員ジョンソン(加州)。私は一般的の質問を發しました。而してそれに對する回答がまだあまり進んでをらぬやうです。私は委員が適當と思惟するもの〻外は何等特殊の問題を追究されることを要求しません。私は證人が委員の勸め指定せる如き範圍にて陳述せられんことを希みます。

ミラード氏。私が以上の如きことを陳述しましたのは、今日の山東の情勢の關聯してこのことを理解しておくこと

が甚だ必要であると考へたからであります。これは今日の情勢を誘致した段階になつてゐるのであります。

議員ジョンソン（加州）。では若し貴下が山東條項の決議を見るに至るまでの經緯を歷史的に陳述されるならば、過去の事實を述べてそれが支那、日本及び吾が國に及ぼす影響を述べて下さい。

ミラード氏。私はそれに就いて先づ、所謂ヘイ氏宣言が公布された後、ヘイ氏が獨逸から上述の如き通告を得まして、その後列國政府の同意を經たる後、これ等一切をひつくるめてヘイ、ドクトリンとして知らるゝ一般的の國際的默契が成立したものであることを指摘してをくのは適切であると考へたのであります。

然れども多くの列國は、依然として、今日吾人が地方的契約 Regional understandings と呼んでゐる所のものを支那に關して締結することを繼續してきました。現在支那に關するこの種の地方的契約の世上に知られてゐるものが二十あります。尙其の他にも疑はしきものがあります。例へば、地方的契約の中には、獨逸が山東を獲得して間もなく、英獨間に英國が獨逸の山東に於ける優越的地位或は勢力範圍を事實上承認せるものもありました。此の契約は多分千九百十四年の宣戰の布告によりて英獨間の一切の條約が廢棄せらるゝ迄存在してゐたものと思はれます。其後極東に於て、獨逸の山東獲得によりて破られたる勢力の均衡を回復する爲に列國の間に地方的契約並に附隨的契約等の種々の商議が行はれました。

その中で最も適切なる例は日英同盟であります。私は最も信憑すべき筋より出でたるものとして斷言しますが、日英同盟の最初の主動者は獨逸であつたのです。日、英、獨の三角同盟の形式に於て獨逸が最初に提起したのであります。獨逸は先づ日本政府に對して交涉を開始しました。而して日本政府が明かに獨逸の提議を好意を以て迎へたることを觀取し、次に英國政府に向つて交涉を開きました。當時英國政府はこれとは別の問題に頭を惱ましてゐたものゝ如く、且つ極東に於て日獨の提携することを欲しなかつたのであります。そこで遂に、この問題を巧みにそらして、獨逸を除外し、日英二國の間に同盟が締結されることゝなつたのであります。私がこのことを述べまする所以は、獨逸が斯くの如くして漸次孤立の位置に追ひこまれたこと、而してこれが遂に千九百十四年の大戰亂をまき起した有力なる誘因となれることを語らんが爲めであります。原因は結果を生みます。かくの如く或る國家が提携して障壁を築き、これを嚴守せんとしたので獨逸は別の方向に向つて局面の展開を計るに至つたのであります。

私は今、所謂「地方的契約」に就いて陳述いたしました。これは後になつてそれの必要なることがお判りになると考へます。

さて、私は大戰の發端當時までのことを述べて來ましたが、その間に、種々の地方的契約の適用がヘイ、ドクトリンの內部に於て、しかもその趣旨に反して續々行はれてまゐりました。ノックス氏の滿洲鐵道を中立とせんとせし努

ンシュ博士、バウル、ラインシュ博士から聞いたのであります。

此の時に丁度太平洋電信に故障を來しまして、ラインシュ博士は數日間本國國務省と通信することが出來なかつたのであります。然るに事は甚だ切迫してをりまして、至急に解決を要したのであります。或は至急に解決を要すると凡ての人が考へたのであります。何となれば速かに支那が態度を決めてしまはねば、其の內に日本が種々の陰謀を畫策して支那の行動を妨げることに成功するかも知れないと彼等は思つたからであります。彼等は二三日間は殆んど毎時間協議をしてゐました。ラインシュ博士は一日に二三回支那總理段祺瑞並びに時の大總統黎元洪——黎元洪將軍と協議を重ねてをりました。彼等は確定的保障を要求しました。ラインシュ博士は之に對して言ひました。「電信不通の爲目下本國政府との通信が不可能であるが、予は貴國が合衆國の忠告を容れて獨逸との外交關係を斷絕し、而して對獨宣戰を見るが如き場合には、貴國は講和條約に於て合衆國が支那の權利を主張するに方りて外交的援助をなすことを信賴されて宜しからうと信ずることを口頭を以て貴下に申し上げても差支へないと感ずる」と。此の交涉の結果支那は彼の行動に出で、書類が示す如く米國の勸告に基きて獨逸との外交關係を絕つたのであります。而してこれは結局支那をして獨逸の敵として戰圈に入らしめたのであります。

これに關聯して次に生起した重大なる事件は所謂ランシング、石井協約の調印であります。これは當華盛頓に於て起つたことで、千九百年十七年十一月二日に調印されたのであります。此の間に合衆國並びに支那は獨逸に對して宣戰してゐたのであります。

ランシング、石井協約は合衆國の支那に對する一般的方針、卽ちヘイ、ドクトリンの趣旨を踏襲せるものであります。それは八九種の國際的契約に於て反覆述べられてゐるのでありまして、支那の領土保全並に門戶開放を保障せる千九百〇七年調印のルート、高平協約にも繰り返されてゐることであります。けれども此のランシング、石井協約には其の序文に支那に關する日本の特殊地位を承認せる一節を含んでゐる所に意味があつたのであります。此の協約は支那に通知されずに、如何なる方法に於ても支那に一應の相談をもすることなしに締結され、交涉が進められたのであります。支那はそれが公表さるゝに至つて初めてそれを知つたのであります。序に申し上げますがこの協約は日本が北京に於て事前にそれを公表したのであります。この文書自らが示してゐる如く右の協約は千九百十七年十一月二日に調印されたのであります。而して一種の一般的取極めによりて、兩國政府は十一月七日の指定されたる時刻に、東京並に華盛頓に於て同時に之を發表することになつてゐたのであります。然るに、只今申し上げた如く、奇怪にも調印よりも二日以前たしか十月三十一日か或は三十日かに、右の協約の內容が、東京駐在露國公使の手を經て日本から露國政府に通達されたのであります。

私が今申し上げたやうに、それは十一月七日に同時に公

表すべきでありました。所が十一月四日に――しかも吾が政府はこの事に就きて東京駐在大使にも北京駐在の公使にも何等通告する所なきに拘らず――十一月四日に在北京日本公使は正式に外交部――卽ち支那外務省――にランシング、石井協約の調印を通告し、日支兩文の協約本文を提示したのであります。この日支兩文の協約本文には「特殊地位」といふ文句が日本の支那に於ける優越權を承認せるが如き風に飜譯されてあつたのであります。支那政府は勿論これを見て大いに驚駭し、卽刻米國公使館に駈けつけました。（未完）

講和會議經過公報

（支那全權の山東問題報告書）

一、顧維鈞青島直接還附を力說す

山東問題は支那の領土を完全に回復するや否やに關係し巴里會議中最も重要なる部分なり、民國八年一月廿七日午後三時英佛伊白日五國會議に於て青島問題を議すべき旨佛國外務省より通知あり祥（陸徵祥自ら稱す以下陸徵祥と記す）此日病あり全權委員顧維鈞、王正廷を出席せしめたるが、日本全權委員は席上膠州灣、膠濟鐵道（山東鐵道）及び其他の利益を要求しながら之を無條件にて支那に還附する事に就き一言も言及せざるを以て顧委員は明日山東問題に就きて支那側の意見を發表すべきを以て夫迄討論を延期されたしと請へり翌廿八日五國會議續いて開かる、顧委員は發言を求めて曰く

獨領太平洋群島の問題は僅に百萬人民の關係に過ぎざるも而も各國共に之が辯護に力められたるを聞けり、本委員は今青島問題に關し支那四億萬人民のために意思を發表せんとするに當り轉た責任の重大なるを感ず、茲に僅に大綱原則にに就てのみ述べんに、凡て獨逸の青島租借地、山東鐵道、其他の權利は直接支那に還附せらるべきものなり、抑も青島は支那の完全なる領地にして決して虧損せしむべからず、山東の人民は其數三千六百萬、歷史ありて以來支那語を操り支那の宗教を奉ず、獨逸が如何にして同地を租借せしか、其原因は世間周知の事にして當時獨逸は敎案問題に藉口し武力を以て無理要強し支那は已むを得ず請ふ所を徇したり、形勢を以て云へば青島は支那北部の海口にして海上より北京に至る最捷徑路の關門なり、且つ山東鐵道は津浦鐵道と相接し直ちに首都に達すべし、卽ち國防上のみより云ふも支那代表は斷じて何國にも此重要地點を讓ることなく必ず爭持せざる

可からず、文化を以て云へば山東は孔子誕生の地にして支那人が視て以て神聖の地となす所なり、支那の進化は孔子に負ふ所多く孔子は山東省と密接の關係あり、故に山東省は全國人民の最も重要視する所なり、經濟を以て云へば山東省は地狹くして民衆く面積二萬五千英方里、人口三千六百萬に達し人烟稠密、競存容易ならず、若し他國が其間に侵入するとも土着民を苦しむるのみにて植民地となす能はず、故に今日の會議に於て承認せる民族及び領土の保全てふ各原則に照せば青島は支那に還附するを當然となす、支那代表は此一事を以て平和條約中の公正なる條件の一と認むるものなり、若し平和會議が之を外にして良法を求めんとせばは誤謬を重ぬるものなり、唯だ日本軍隊が支那の爲めに獨逸の勢力を山東より驅逐せし事に關して支那は深く感謝するものなり、又英國も歐戰危迫の時に仍ほ出力相助けしは支那の深く感謝する所なり、其他聯盟諸國が獨逸と對戰中獨逸をして兵を分ちて東方を擾すを得ざらしめたる事も亦支那の忘るゝ能はざる所なり、但だ感荷の誠意は至つて殷切なりと雖も、若し竟に支那人民天賦の權利を割讓して報酬となさば、此に依り再び後日紛爭の種子を播くものなるを以て支那としては飽迄力爭せざるべからず、是れ支那自身に對して然るのみならず世界に對して必要なればなり、支那委員等は深く平和會議が獨逸の山東租借地及び其他の權利を處置するに當り必ず支那の根本及び無上の權利即ち政治獨立及び領土保全の權利を重視し、支那が世界和局に對し誠意より贊成する事を忘るゝものにあらざるを信ず

日本全權委員は顧委員の陳述に對し青島租借地及び山東鐵道に關しては日支兩國政府間既に成議あり獨逸は應に以上各項の權利を日本に交附せんとす。故に支那側は應に日本が獨逸より右權利を回收したる後に於て日本と交涉するを可とすべしと述べ米國大統領ウイルソン氏及び英國首相ロイド・ジョージ氏の質問あり、顧委員は再び發言を求めて左の如く陳述せり

支那は青島問題に關し只今牧野男爵の述べたるが如き方法に贊同し居らず、尤も本委員は未だ日本を以て獨逸より青島租借地及び其他の權利を取得したる後支那に還附するを欲せざるものとは謂はず、日本が曾つて支那及世界各國に向ひ青島を自國の有とせざる事を剴切に聲明せる事は支那政府の深く信じて疑はざる所にして、今又牧野男爵が此議席に在りて重ねて聲明せられたるは本委員の最も欣悅する所なり、但だ還附の手續に關し支那は直接の辦法を希望す、蓋し此事たるや一步にして能く達する所、自ら二步に分つに較べて直捷となせばなり、日本委員の稱する約定辦法なるものは想ふに千九百十五年（大正四年）の二十一箇條要求に依り發生せる條約及び交換文書を指せるものならんが該條約を締結せる事情は贅述を俟たずして列席諸君の能く記憶せらるゝ事なりと信ず、當時支那の立場は極めて困難にして該條約は日本より最後通牒を送達せしため已むを得ずして之を承諾せるものなり、即ち當時條約成立の情形によりて云へば、戰

時中に發生せる問題にして支那より之を視るときは臨時的暫行の辦法に過ぎず、須く平和會議に於いて最後の審査解決を受くべきものとなせり、假りに一歩を讓り該條約交換文書が全く有効なりしとするも支那が既に獨逸に向つて宣戰せし後は狀態全く同じからず Rebus Sic Stantibus 法に根據するも亦今日に於て該條約を執行する能はず、當時支那は脅迫せられて承諾せるのみ、又此條件を承認したりとするも決して支那をして戰局に加入するを得ざらしむる能はず、又支那をして交戰國の資格を以て平和會議に加入するを得ざらしむる能はず、故に又支那が獨逸に向ひ支那固有の權利を直接還附せよと要求するを阻止する能はず、況んや支那は對獨宣戰布告に於いて既に支獨間一切の條約が戰爭に依りて消滅せる事を明確に聲明せるに於いてをや、支獨間の條約既に斯の如く消滅せる以上支那は領土の主なり、獨逸が山東に於いて享受せし租借地及び其他の權利は法律上既に支那に歸せり假りに租借の約定は支那が宣戰せしがために廢止せずといふものあらんか、該租借條約中他國に讓與を許さゞる明文あるを如何せん、卽ち獨逸は元來青島租借地を他國に讓與する能はざるなり

此日散會後各國委員は皆支那全權委員の述べたる理由は極めて充足せりとなし頗、王兩委員に握手を求めたるもの多し

二、支那委員の遊說

三十日に至り陸徵祥佛國首相クレマンソー氏と會見せし時クレマンソー氏は

青島問題に關し支那委員が會議の席上述べたる所は措辭痛切甚だ同情を齎すと雖日本委員余(ク氏)を訪ひ佛國政府の間に締結されたる青島に關する密約を示し余の意見を問へり余は此密約なければ必ず支那の主張に贊成する趣答へたり

と語れり依つて陸徵祥は閣下(ク氏)が從來公道を主張せらるゝ事は支那政府人民の欽佩する所なり山東問題に關しても努めて公道を主持し盡力協助せられんことを請ふと述べ三月一日更に佛國外務大臣ピション氏を訪ひ門戶開放主義に言及せしに外相は甚だ贊成なる旨を答へたり次いで伊太利首相オルランド氏及同國外務大臣ソンニノ氏を訪ひ青島問題を談せしに兩氏共盡力すべきを述べ顧委員の陳述を讚美せり七日日本委員牧野男爵は秘書を派して平和會議に舉出する文書四件を閱覽せしめたり右は(第一)山東問題に關する日英、日佛、日露、日伊の秘密交換文書にして其內容は英佛露伊が將來平和會議に於いて山東問題に對し日本を援助することを密約せるものなり(第二)千九百十五年山東に關する日支秘密交換文書卽ち廿一箇條の一部分(第三)山東鐵道に關する交換文書(第四)開原、海龍、吉林鐵道、長春洮南鐵道、熱河鐵道、洮熱鐵道より海岸に至る鐵道等の交換文書等なり此日陸徵祥は英國首相ロイド・ジョージ氏と午餐の約あり談話の際山東問題に言及せしにロイド・ジョージ氏は曰く

現在の情況によれば支那の主旨は既に定まれり支那は日支間の各密約を自ら會議に送るべし英國も日英間の密約を會議に送るべし

と茲に於いて十五日支那は會議に送るべき書類を整頓し嚴參事をして濟順高徐鐵道の假契約、山東問題解決の交換文書、滿蒙四鐵道の假契約等を持參して牧野委員を訪問せしめたるに伊集院、珍田兩委員代りて之に應接せしが伊集院氏は該譯文を留めて原文と對照し以て後日の爭執を免れんことを請へり午後に至り牧野委員の秘書吉田茂氏來訪嚴參事に告げて曰く

此三件中二件を除く外第一、第三は貴國政府と幣國商人との契約に過ぎざるも貴國委員之を平和會議に送附せんと希望するならば幣國委員は決して反對せず

と此時米國大統領ウィルソン氏歸米中にて山東問題に關する討論中絶せるが支那に取りては早決を利とするを以て此停頓期間に於いても猶各方面と會見し意見の疎通に努めウィルソン氏の歸佛を俟ちて速に解決せんと欲せり

三月十四日ウィルソン氏巴里に歸れるを以て陸徵祥等は平和會議に於て速に山東問題を解決せんことを求め廿六日大統領ウィルソン氏に謁見し山東鐵道問題を討論せり此時顧委員曰く

租借地と鐵道とを比較すれば鐵道も亦重要なり該諸鐵道は地理上均しく重要の地位を占め支那の生存上及び東洋平和の上に密切なる關係あり畢竟するに該問題は何時解決せらるべきや

大統領曰く

本件は獨逸の屬地と同じからず應に先づ解決を求むべく解決の辦法は平和條約に規定すべし唯決定の際必ずしも支那全權委員の出席を迎へざるべし

と四月五日陸徵祥は佛國外相に面會し八日又伊太利首相と會見し山東問題の支那前途に關係あること及び國際上支那の地位に就き詳細に陳述する所ありたり

三、四國會議に於ける支那委員の咆哮

三月十六日五國會議に於て米國全權委員は獨逸が其國境外に所有する領地に對し既に協約國の得たる權利は五國會議に於て處置すべきも其處置の方法は須らく關係國の同意を得べしとの提議をなし英伊兩國委員は均しく緘默せしも日本委員は之に反對を表示せり

二十二日午後平和會議より四國委員の名義を以て支那全權委員の出席を求め來りしを以て陸徵祥は委員顧維鈞と共に出席せしに米國大統領、英國首相、佛國首相、共に座に在り(伊太利首相缺席)米國大統領先づ口を開き

日本委員は青島問題に關し平和條約草案に一箇條を列せんことを欲し昨日來訪し今日も四國會議席上に於て固く爭持せり查するに日支兩國間に千九百十五年五月の日支條約交換文書及千九百十八年九月の續約あり而して英佛の諸國亦曾て日本と協定條件あり日本が獨逸の有せし山東省に於ける諸權利を繼續することを支持するの義務あ

り現在問題は頗る複雑せり

と陸徴祥卽ち顧委員に命じ英語を以て答辯せしめて曰く

千九百十五年の條約は日本の最後通牒に迫られて成れるもの當時東亞の平和を保全する爲め隱忍せざる能はざりし次第なり千九百十八年の續約に至りても亦前條約に根據して締結せるものなり

と米國大統領曰く

千九百十八年九月は當時協約國の軍勢大に張り停戰近きに在り日本は決して再び支那を强迫する能はざりき何故に斯の如き交換文を作りしや

顧委員曰く

此時日本は山東に在りて軍隊を撤退せず又民政署を設け警察、稅關を置く卽ち地方其頗に堪へず非常に憤懣せり政府は事端を激生せんことを恐れ此交換文を作らざるを得ざりき然れども該交換文は臨時の性質にして本委員の見る所に依れば卽ち日英等の密約亦戰爭に依りて發生す當然平和會議に於て變更の法あり

と英國首相曰く

英國が日本と協定せる時は全國の海軍西方地中海に集まり東部の守備空虛となれる際獨逸は潛水艇戰を行ふに依り日本の援助を俟たざる可らざる狀況に在りたり予（英國首相）亦明に當時日本に報酬する所の價稍高かりしを知るも雖既に契約あり之を廢紙となす能はず現に青島問題に關し二個の方法を擬定せり（一）日支條約に按照す（二）日本をして獨逸の權利を繼承せしむ卽ち是なり支那は兩法の中何れを希望するや

と顧委員は兩法共均しく根本解決の法にあらずとて其弊害を詳陳し何れも採擇の餘地なきを答ふ英國首相重ねて辯論を避け何を希望するやを問ふ顧委員曰く

回答をなすに先ち應に聲明すべきものあり比較して論ずるに獨逸が從前得たる所の權利には鐵道上の軍事警察權なし然るに日本をして此等の權利を得せしむれば危險名狀し難し故に承認する能はず但此言を以て支那が獨逸に同情するものゝ如く誤解せられざるを望む

と佛國首相曰く此事決して慮るに足らず顧委員曰く

支那多數の人民は歐米が日本と互に提携し居るを想像するものなり爲めに亞細亞の問題は亞細亞人自ら之を理め日本と提携すべしとの一部輿論あり若し今回の平和會議に於て歐米諸國が公道の主張をなすを見ざれば實に歐米に對し失望するもの多からん

と米國大統領曰く

歐米は決して公道を主持するを欲せざるに非ざるも勢に種々條約上の束縛あるを如何ともする能はざるのみ現に幸に國際聯盟成立す該會議の趣旨は專ら各國の獨立と領土の保全を維持するに在り支那既に聯盟會員の一たり將來若し再び强力を以て支那を欺凌するものあれば會員たる諸國は自ら援助の義務あり

と顧委員曰く其發病の後に治療するよりも何ぞ未だ病まざるに豫防せざるやと英國首相曰く問ふ所の兩法中比較的何れを有利となすかは數分間にて驟に決すべきに非ず予も當

に專門委員と協議すべしと米國大統領亦曰く再び專門委員をして研究せしむべしと最後には英國首相は

今日明かに支那に告ぐべき一事は世界各國共支那に對し實に好意を有するも條約の拘束する所となり之を如何ともする能はざる點なり

と語り遂に散會せり其後顧委員は順次英佛各專門家を訪問し四國會議決議の結果が種々の影響を及ぼすべきことを痛陳し彼等の贊成を得たり

四、山東問題決定

二十四日陸徵祥は英米佛三國に意見書を提出せり其大要に曰く

前日英國首相の擬定せる二個の辦法に就き研究したるに共に均しく支那に危險あり茲に最後の讓歩的辦法四箇條を擬定す

(一)青島は獨逸より支那に還附する目的を以て暫時五國に回收す

(二)日本は對獨條約調印後一年以內に青島を還附する事を承認す

(三)支那は日本が青島戰爭に使用せし軍費を重視し若干金額を以て報酬となすべく其金額は四國會議にて決定すべし

(四)青島全部を開放して商業地となし若し必需の處あらば一區域を劃して專管居留地となし條約國人民の居住通商に便すべし

駐英公使施肇基は英國專門委員に會見し告ぐるに此內容を以てし其意見を求めしに該專門委員は之を以て合理的なりとなせり、施使曰く第一、第二の二項は英國が屢々日本の面目を顧みんことを逃べしに對し完全に英國の意に從へり我國(支那)委員間にも此讓歩に對しては反對者少からざるも英國及び其他の國が困難せる事情を顧慮して讓歩せるものなり、故に此讓歩は最後のものなりと伊太利は恰も此時フユーメ問題に依り他を顧みるに暇あらざるの勢ひありしと雖も尙右の意見書を分送せり

此時日本は若し日本の要求に照し平和條約草案中に青島問題を挾入し獨逸より青島を日本に讓渡し其自由處分に任せざれば決して調印せず又國際聯盟に加入せざることを表示し之を藉りて脅嚇を行へり廿九日午前ウヰルソン、ロイドジョージ、クレマンソー三國領袖青島問題を議し日本委員を迎へて其陳述を聞き同日午後又會議を開きしも解決せざりき、偶々英國首相は直接還附と間接還附とに就き利害の有無及日英、日佛密約の拘束力に就き尙躊躇する所ありと聞き陸徵祥は特に三領袖に書面を送り此事に就き詳細解剖する所ありしが三十日の三國會議は青島問題に對し既に決定を經たり其內容を探りたるに下の如し

一、獨逸は青島及山東省に所有せし各種の權利を全部拋棄し之を日本に讓與す

二、日本は自ら山東半島の完全なる主權を支那に還付することを擔保す唯獨逸に許せし經濟上の特權と青島に特別居留地を設立する權利を日本に保存せしむ

三、各鐵道は專ら營業の安全を保護するため特別の警察隊を用ひ支那人を以て之に充て各鐵道にて選ぶ所の日本敎官は支那政府より任命し日本軍隊は成るべく速に撤退すべし

斯の如くんば日本の得る所の權利は經濟特權を繼承するに係り其他一二大國の得る所のものと相同じきに過ぎず、國際聯盟は領土の保全と政治の獨立に對し保障を設けたれば今後日支の關係は全く此保障の中に歸せらるべし

唯だ此時會議より未だ正式の文件を發表せず以上述ぶる所は山東問題に關し支那委員が第一回の會議にて宣言せしより三國會議が最後に辨法を決定せし迄の經過狀況なり

五、三國領袖の慰撫

陸徵祥は靑島問題が既に三國會議にて決定したる事を聞きたる翌日書を最高會議に送り決議の狀況を支那委員に通知せんことを求めたるに英國外務大臣バルフォーア氏より電話にて支那委員の來訪を求められたれば顧維鈞、施肇基兩委員を派遣せしに外相は三領袖は貴國委員の來函に接し特に本大臣より貴國委員に會見せんことを囑せられたり、山東問題の決定に就ては大略二箇條に外ならず政治權は之を支那に還附し經濟權は之を日本に給與する事是にして支那も必ず滿足せらるべきを信ずと語れり

施肇基曰く

果して聞くが如くんば支那は實に失望を禁ずる能はず其詳情如何と

英外相曰く

日本は曾て三國會議に向ひ切實に靑島を支那に還附すべきを聲明し並に門戶開放主義を侵害せざることを擔保せり日本は唯一箇の居留地を設くるに過ぎずと

施肇基曰く

該居留地は日本一國民のためなりや各國人民のためなりや

英國外相曰く

余の知る所によれば各國人共に居住すべく支那に於ける他の居留地と同じ

施肇基曰く

還付の時期及び日本軍撤退の期限如何

英外相曰く

期限は未だ決定せざるも日本の聲明は極めて切實なりと顧維鈞

經濟權の範圍如何を問ふ

英外相曰く

支那が曾て獨逸に讓與せし一切の各權利、既成鐵道及び附屬の鑛山並に未設なるも支那が日本と締結せし二鐵道(濟順、高徐)等あり

施肇基曰く

斯くの如くんば支那は之を承認するに便ならず、支那は歐戰發生後日英が獨逸に對し靑島を要求するの擧あるを聞き卽時軍隊を豫備し日英と共に協攻せんとせしに英國

政府は之を却けたり次いで又協助を欲する機會ありたるときジョルダン公使より英本國外務省に打電せる事あり卽ち知るべし支那が未だ嘗て出力を欲せざりし事なきを英外相曰く

吾人は凡そ支那を協助すべき機會あらば盡力せざるなし望むらくは貴國は之にて滿足せんことを

此晩施肇基、顧維鈞は英國外相の談話を記錄して誤謬なきかを外相に質し次で又各方面に運動し平和條約草案中に日本より青島を支那に還付する事を添加せんとせしも要領を得ず

六、支那委員の失望

五月四日陸徵祥公文を四國會議に送り三日平和條約の草案を探聞せしに擬する所の山東問題條項は左の如し

第一條　千八百九十八年三月六日締結の獨支條約及此外山東省に關するの一切文件に依り其最も顯著なるもの青島土地の權利名義或は特權の如きより鐵道、鑛產、海底電線等を獨逸より日本に讓與す

山東鐵道其支線及一切の附屬品より停車場、工場、不動產、動產、鑛產、建築及開鑛に要する物件等凡て獨逸の所有權利及連屬する一切の權利特權等にして現に日本の得る所のものは繼續して日本の所有となす

獨逸國家の所有する青島、上海間及青島芝罘間の海底電信及連屬する一切の權利特權にして現に日本の得る所の者は繼續して日本の所有となし一切の負擔を免除す

第二條　獨逸國家が青島土地內に所有する動產及不動產の權利及一切該地に關する國利は獨逸より直接或は間接に出資して工程を擧辦し或は發展せしめたるものなるに依り現に日本の得る所となれるものは繼續して日本の所有となし一切の負擔を免許す

之に依れば連日得たる所の報道に比し更に偏頗苛酷となす支那に對しては爰に英國外相より大略を面告せしのみにて未だ公文を交附せざるが何故に右の草案中青島を支那に還附することにつき一言をも言及せざるや日本が信用を以て三國會議の時全力爭持せしに依るか一に若し三國が草案中に必ず支那に還附する事を加入せんとせば卽ち日本に對し不信用を表示するに當り三國は此事を以て國際上自ら更に重大なる關係を生ずるを以て終に日本の希望に照したるに因りしならば今次平和會議の專制的辨法は實に歷史上稀に見る所のものなりと難詰せり五日陸徵祥佛國外相に面會し支那は平和會議に參列せし以來種々失望せしことを述べ寧ろ始終中立を守り交戰國に加入せず平和會議に出席せざりしに如かざるを嘆き委員等は政府及人民に對し辯解の途なし貴國首相は屢々支那の爲に盡力すべきを語られたるが究竟之を如何せんとするやと問ひたるに佛外相曰くクレマンソー氏は確に支那の爲めに盡力する意あり如何せん最後の時終に協約の束縛する所となれりと陸徵祥曰く吾人が最も諒解する能はざる點は三國會議決議の條項につき曾て英國外相より口頭を以て通知されたるのみにて公文を附與されず會議錄の交付を要求するも亦公示されず是れ如何なる

理由なりや外相曰く三國會議には記錄なし陸徵祥曰く證據なくば何に依りて保障せんや外相曰く日本既に三國會議に於て青島還附を聲明せり當然三國政府より保障すべし陸徵祥曰く所謂保障とは執行を監視するの意なりや外相曰く監視に非ずと雖も其執行と否とは自ら必ず注意すべし陸徵祥曰く如何にしても支那に對しては證據を與ふべきにあらずや外相曰く英國外相の言は極めて有力なり英國外相既に此言あり日本焉んぞ認めざる事あらんや陸徵祥曰く條文中に少くも支那に還附するの一條を加ふべし外相曰く該條文は草案なれども既に三國會議の決定を經たり若し一項を添加せんと欲せば勢ひ重ねて三國會議の討論を經ざるべからず殊に辨じ難し陸徵祥曰く支那は此事に付き堅持せざるを得ず努めて請ふ法を設けられたし外相曰く今次の會務は實に困難にして意外の事變非常の議論多く其複雜せる狀況は言語に絕えたり三領袖亦焦頭爛額せる事委曲に述べ難し陸徵祥曰く今次山東問題の結果斯の如くんば支那は實に抗議をなさゞる能はずと斯て抗議書を交附し別るゝに臨み草案中に少くも支那に還附する一事を添加せられんことを切望せるに外相は必ず此意をクレマンソー首相に傳達すべきを約せり

七、支那委員の抗議提出

六日午後對獨平和條約草案に關し聯合國大會を催す旨通知あり陸徵祥は王委員(正廷)と共に出席したるが該草案中山東問題に關する條文に關しては爰に採り得たる所のものと變更なきを知り發言を求めて左の宣言をなしたり

支那委員團は三國會議に於いて決定せし青島及山東問題に關する辨法に對し甚だ失望せる事を表示す今回定むる所の對獨平和約草案中山東問題の條項に關し支那全體の人民は失望せり如何となれば該條項は十分法律公道及支那の安寧を顧慮せざるものあればなり支那委員團は五國會議及三國會議の時毎度堅持して已まざりし所の者を以て現に三會議に正式の抗議を提出し其辨法に反對し修正を得んとを望みしが終に希望を達する能はざりき依りて本委員團は此の項に對し保留の義務あることを聲明し之を議事錄に記錄されんことを望む

會長クレマンソー氏は右宣言は例に依りて議事錄に列入することを許したり

十日陸徵祥施肇基と共に英國外相を訪ひ語るに青島問題が三國會議にて辨法を決定されたる後全國の輿論非常に憤激し北京來電に依れば不穩の擧動(曹汝霖邸燒打章宗祥負傷の事件を指す)あり政府は頗る困難の地位に在ることを以てし貴大臣は屢々支那に對し一臂の勞を借すべきことを述べられ我國に於いても甚だ之に依頼せり現に貴大臣が曩に我委員に述べられたる記錄に對する承認の書翰を得て之を本國內に宣布し國民をして稍內容を知らしめんと欲すと述べたるに英國外相曰く右に關する貴國委員の書面は閱覽せるが貴國に於いて之を宣布せらるゝならば一應之れを檢査すべしと施肇基の携へたる該書翰の寫しを一讀し大略誤りなきことを述べ更に再讀して不明の點を質したる上此記

政府は之を却けたり次いで又協助を欲する機會ありたるときジョルダン公使より英本國外務省に打電せる事あり即ち知るべし支那が未だ嘗て出力を欲せざりし事なきを英外相曰く

吾人は凡そ支那を協助すべき機會あらば盡力せざるなし望むらくは貴國は之にて滿足せんことを

此晩施肇基、顧維鈞は英國外相の談話を記錄して誤謬なきかを外相に質し次で又各方面に運動し平和條約草案中に日本より青島を支那に還付する事を添加せんとせしも要領を得ず

六、支那委員の失望

五月四日陸徵祥公文を四國會議に送り三日平和條約の草案を探聞せしに擬する所の山東問題條項は左の如し

第一條　千八百九十八年三月六日締結の獨支條約及此外山東省に關するの一切文件に依り其最も顯著なるもの青島土地の權利名義或は特權の如きより鐵道、鑛產、海底電線等を獨逸より日本に讓與す

山東鐵道其支線及一切の附屬品より停車場、工場、不動產、動產、鑛產、建築及開鑛に要する物件等凡て獨逸の所有權利及連屬する一切の權利特權等にして現に日本の得る所のものは繼續して日本の所有となす

獨逸國家の所有する青島、上海間及青島芝罘間の海底電信及連屬する一切の權利特權にして現に日本の得る所の者は繼續して日本の所有となし一切の負擔を免除す

第二條　獨逸國家が青島土地內に所有する動產及不動產の權利及一切該地に關する國利は獨逸より直接或は間接に出資して工程を擧辦し或は發展せしめたるものなるに依り現に日本の得る所となれるものは繼續して日本の所有となし一切の負擔を免許す

之に依れば連日得たる所の報道に比し更に偏頗苛酷となす支那に對しては爰に英國外相より大略を面告せしのみにて未だ公文を交附せざるが何故に右の草案中青島を支那に還附することにつき一言をも言及せざるや日本が信用を以て三國會議の時全力爭持せしに依るか一に若し三國が草案中に必ず支那に還附する事を加入せんとせば即ち日本に對し不信用を表示するに當り三國は此事を以て國際上自ら更に重大なる關係を生ずるを以て終に日本の希望に照したるに因りしならば今次平和會議の專制的辨法は實に歷史上稀に見る所のものなりと難詰せり五日陸徵祥佛國外相に面會し支那は平和會議に參列せし以來種々失望せしことを述べ寧ろ始終中立を守り交戰國に加入せず平和會議に出席せざりしに如かざるを嘆き委員等は政府及人民に對し辯解の途なし貴國首相は屢々支那の爲に盡力すべきを語られたるが究竟之を如何せんとするやと問ひたるに佛外相曰くクレマンソー氏は確に支那の爲めに盡力する意あり如何せん最後の時終に協約の束縛する所となれりと陸徵祥曰く吾人が最も諒解する能はざる點は三國會議決議の條項につき曾て英國外相より口頭を以て通知されたるのみにて公文を附與されず會議錄の交付を要求するも亦公示されず是れ如何なる

理由なりや外相曰く三國會議には記錄なし陸徵祥曰く證據なくば何に依りて保障せんや外相曰く日本既に三國會議に於て膠島還附を聲明せり當然三國政府より保障すべし陸徵祥曰く所謂保障とは執行を監視するの意なりや外相曰く監視に非ずと雖も其執行と否とは自ら必ず注意すべし陸徵祥曰く如何にしても支那に對しては證據を與ふべきにあらずや外相曰く英國外相の言は極めて有力なり英國外相既に此言あり日本焉んぞ認めざる事あらんや陸徵祥曰く條文中に少くも支那に還附するの一條を加ふべし外相曰く該條文は草案なれども既に三國會議の決定を經たり若し一項を添加せんと欲せば勢ひ重ねて三國會議の討論を經ざるべからず殊に辨じ難し陸徵祥曰く支那は此事に付き堅持せざるを得ず努めて請ふ法を設けられたし外相曰く今次の會務は實に困難にして意外の事變非常の議論多く其複雜せる狀況は言語に絕えたり三頷袖亦焦頭爛額せる事委曲に述べ難し陸徵祥曰く今次山東問題の結果斯の如くんば支那は實に抗議をなさゞる能はずと斯て抗議書を交附し別るゝに臨み草案中に少くも支那に還附する一事を添加せられんことを切望せるに外相は必ず此意をクレマンソー首相に傳達すべきを約せり

七、支那委員の抗議提出

六日午後對獨平和條約草案に關し聯合國大會を催す旨通知あり陸徵祥は王委員(正廷)と共に出席したるが該草案中山東問題に關する條文に關しては霧に探り得たる所のものと變更なきを知り發言を求めて左の宣言をなしたり

支那委員團は三國會議に於いて決定せし膠島及山東問題に關する辨法に對し甚だ失望せる事を表示す今回定むる所の對獨平和約草案中山東問題の條項に關し支那全體の人民は失望せり如何となれば該條項は十分法律公道及支那の安寧を顧慮せざるものあればなり支那委員團は五國會議及三國會議の時毎度堅持して已まざりし所の者を以て現に三會議に正式の抗議を提出し其辨法に反對し修正を得んことを望みしが終に希望を達する能はざりき依りて本委員團は此の項に對し保留の義務あることを聲明し之を議事錄に記錄されんことを望む

會長クレマンソー氏は右宣言は例に依りて議事錄に列入することを許したり

十日陸徵祥施肇基と共に英國外相を訪ひ語るに膠島問題が三國會議にて辨法を決定されたる後全國の輿論非常に憤激し北京來電に依れば不穩の擧動(曹汝霖邸燒打章宗祥負傷の事件を指す)あり政府は頗る困難の地位に在ることを以てし貴大臣は屢々支那に對し一臂の勞を借すべきことを述べられ我國に於いても甚だ之に依賴せり現に貴大臣が襲に我委員に述べられたる記錄に對する承認の書翰を得て之を本國内に宣布し國民をして稍内容を知らしめんと欲すと述べたるに英國外相曰く右に關する貴國委員の書面は閱覽せるが貴國に於いて之を宣布せらるゝならば一應之れを檢査すべしと施肇基の携へたる該書翰の寫しを一讀し大略誤りなきことを述べ更に再讀して不明の點を質したる上此記

錄の口吻によれば三國會議が日本に指嗾して施行せし如く解せられ日本の面目上面白からずと非難したり施肇基は貴大臣は日本が青島を還附し猶成るべく速に撤兵をなす旨語られたるも昨日日本委員の宣布せし聲明の中に未だ此事を敘及せず如何と質問せしに外相は此事は誠に確實なりと答へ該記錄の宣布に就ては專門委員と協議の上回答すべきを約し越えて十五日英國外相の回答に接せるが措詞頗る曖昧なり唯日本が青島租借地を支那に還附する件のみは正確に之を宣明し並に日支兩國有識者が均しく此政策を以て然りとなさんことを希望する旨附言せり

八、支那委員の保留運動

五月廿二日王(正廷)施(肇基)兩委員英國專門委員を訪問し山東問題に談及せし際英國委員曰く山東問題は關係頗る重大なり今回の平和條約は聯合國及び聯合國と事を共にしたる各國が敵國に對する契約なれば之に調印せざるが如き理なく又或る箇條につき保留をなす辨法なし施委員曰く保留をなす事に對しても國民は猶贊成せず保留に較べて更に一層妥當なる方法なきや貴見如何英國委員曰く此等の事は國際公法學者に十分なる研究を積ましめたる上ならでは實行し得べきものなりや否や不明なり施委員曰く支那は獨逸が青島租借地を交附する事に反對せず唯日本に讓與する事に反對す斯の如き方法は全く公道を無視するものなりと、英國委員は稍辯解に努めて散會せり

二十六日陸徵祥佛國外相ピション氏を訪ひ本國政府より平和條約中山東に關する條項は保留附にあらざれば調印すべからずとの訓電に接し既に之を平和會議々長に通告せんとしつゝあるを告げたるに外相は幷は貴國の自由なり其通告書は余より各國全權に會見協議するも可なり、唯一考を煩はしたきは若し支那にして保留の先例を開かば伊太利はフユーメ問題に對して留保を望むべく其外條約中の一部分に不滿足なるもの亦紛々として例を援き保留を申出づべく然らば遂に平和條約は成立を危くする虞れありと答へたり、依つて陸徵祥曰く支那政府及び支那委員は平和條約の成立に對しては周旋至らざるなし如何せん山東問題に對しては國民大に失望し委員等は國民反對の趨嚮を顧慮せざる可からざる立場に在り、外相曰く余も亦貴委員等の立場の困難なるを知ると、此日陸徵祥は公文を作り英米佛三國領袖に送附し保留をなすにあらざれば調印する能はざることを明瞭に表示せり、次で又探り得たる所に依れば日本は三國會議に於いて日本の政策を左の如く聲明せりと

日本は山東半島に於ける完全なる主權を支那に還附し纔に支那より獨逸に與へ居りし一切の經濟權利を留め普通の形式にて青島に居留地を設立す

其現在せる鐵道卽ち山東鐵道及支線は日支合辨事業となし鐵道業者は專ら運輸の完全を期するため特別の警察を設置し該警察は移して別途の用となすを得ず而て該警察は支那人を以て充用し必要なる日本警察官は支那政府より任命すべし

日本が還附せんとする所の者は山東半島に於ける一切の

軍事的管理及該地方に於る一切の行政的管理と施設なり日本は濟南府に一駐屯隊を置くべきも全く一時的性質にして該守備隊は僅に平和條約成立後の過渡期中暫く之を存するに過ぎず所謂過渡期なるものは成るべく之を短縮すべし並に山東沿線の軍隊は之を青島及濟南府に集め他日撤兵の準備となす、該一時的の辦法は期間を定めずと雖も成るべく早く之を撤去すべし

日本が留めて其有となさんとする獨逸人の權利なるものは經濟性質に屬し卽ち既設各鐵道に於ける獨逸の權利及鐵道と關聯せる各礦山に於る獨逸の權利等にして鐵道所在地は完全に支那主權の所有に屬し支那の法律管轄に屬す、高徐濟順鐵道は須く日本の資金を用ふべく支那政府の該二鐵道に對する地位は其他の支那に於て外資を用ひて建設せるものと相同じ

越えて二旬、五月二十六日平和會議に向ひ支那委員團より正式に山東問題保留に關し送附せる公文に對しては何等の回答なし陸徵祥連日奔走の結果非常に困憊し舊病驟に發して支ふる能はず已むを得ず六月十四日山克魯(譯音)に赴き病を養ふ、十六日に至るや聯合國は獨逸に對し最後の回答を與へ二十八日を期して調印せんことを求め國際の風雲日に益々緊迫し而して我國の保留附調印問題に就ては再三各方面に協議せしも未だ適當なる解決を得ず陸徵祥病痾呻吟して焦慮すること甚し

二十四日顧委員(維鈞)と約し再び平和會議秘書長に會見し保留問題を協議せり顧委員曰く支那は條約中山東問題に關し曾つて五月六日大會の際正式の抗議を提出し五月二十六日公文を以て會長に通知せしが茲に再び支那は對獨條約調印の時山東問題を留保すべきことを聲明す秘書長曰く山東問題を留保することは恐らく行ふべからず條約締結の先例に照すも唯調印するか調印せざるかの二方法あるのみ顧委員曰く先例なきにあらず千八百十五年維也納條約の時瑞典の全權委員は條文に調印しながら某々の條件に關し留保を聲明せし事あり、秘書長曰く果して斯る先例あれば速に公文を以て交涉し置くべく時に臨んで混雜を免るべし、唯此等の事は秘書長の擅斷すべき者にあらず顧委員曰く支那委員團は曾て五月二十六日會長に公文を送りし際貴秘書長より五月二十八日附を以て既に聯合國高等會議に轉達せし由回答に接せり、其結果如何秘書長曰く他國亦留保附調印を請ふものあり此問題が結局如何に決定するかは更に會長に問合せたる上回答すべしと

此日午後六時半顧委員再び秘書長と會見す、秘書長曰く貴國が山東問題を保留せんとする願意を會長に傳へたるに會長は留保をなすことは勢ひ行ひ難し抵だ調印するか調印せざるかの方法あるのみと答へたり顧委員曰く支那全國の人民は山東問題に對し一致して極力反對しつゝあり、本委員は敝國に向つては一致して表示せざるべからざるを思ふが故に從來委曲善商する所ありたるものにて留保附調印は萬止むを得ずと認め居れり秘書長曰く條約中不滿の點あるに依り敝國が一方には有利の條項を承認し他方には不滿の條項に留保をなさば平和條約は成立する能はず、例へば羅

馬尼は條約中領土を倍加する程有利の條項あるも宗教、種族の問題に反對を生じ屢々抗議を提出し居るも未だ之を許さず顧委員曰く羅馬尼は二倍の領土を得たるに拘らず尙不滿の條項に對し抗議を提出す支那は今回條約により得る所何れに在りや、秘書長曰く支那の得る所は他國に比べて多からざる事は確なるも留保の件に就ては此上に手續を重ぬる勿れ顧委員曰く五月二十六日の公文は條約中に保留の文字を註明せんことを會長に通告したるに過ぎず今貴秘書長の答ふること恰の如しとせば既に聯合國會議に於て決定したるものなりや否や、秘書長曰く是れ原則の說明のみ、顧委員曰く譬へば若し條約文中に註明せずして別に一種正式の手續きを以て開會の數分前に公文を備へ會長に通知し留保を聲明し更に各國に公文を分送するの方法を執るに對し貴見如何秘書長曰く是亦貴委員團が時に臨み不滿足を表示する方法なるが寧ろ先づ各公文を會議に送り代りて之を分送するに如かず然れども條約に對しては獨逸も亦抗議保留をなす意ありたれど形勢の迫る所となり既に完全に調印することとなれり、顧委員曰く是れ敵國に對する處置ならずや秘書長曰く唯事實を論ずるに過ぎず只今の談話は會長に報告し置くべしと

九、三頭會議支那の保留を拒絶す

六月廿五日午後六時平和會議秘書長は顧委員を招きて曰く今日會長クレマンソー氏予に囑し貴委員に告ぐるに左の事を以てせんことを求められたり

留保の件は實行する能はず勿論貴國のみならず何れの國にも留保を許さず今回の平和條約に對しては調印するか調印せざるかの二方法あるのみ

顧委員曰く會長の言は專ら條約內に保留することを指せるものなりや否や秘書長曰く

各種の保留を指して云ふものなり現に南米某國委員の保留を求めしに對して同樣に聲明せり時日迫りて貴委員の請ふ所に對して滿足の回答をなす能はざるは殊に遺憾とする所なり

顧委員曰く貴下の言を公文にて通知さるゝことを得べきや秘書長曰く可なりと

廿六日午前十一時佛國外相ピション氏顧委員を招きしにより往訪せるに

外相曰く

高等會議は支那の保留問題に就き予に應接を囑せり、支那委員團五月廿六日の來翰は既に閱覽せるが支那の謂ふ所の保留とは如何なる解釋及び如何なる效果あるや本問題は非常に重要なるを以て貴委員と詳細に磋商する所以なり

顧委員曰く

今回平和會議が山東問題を解決する方法は正義人道に違反し支那國內の一致反對する所にして其情況は貴大臣も熟知せらるゝ所なりと信ず支那委員は決して調印を願はざるに非ざるも唯山東問題に對しては必ず保留の目的を達せんとす若し保留せずして調印せんか國內人民は

必ず起つて政府に反對し暴動相次ぎて起り支那の大局は立ろに擾亂の巷に陷らん若し果して斯くの如き情態に至らば支那政府と本委員團の責任非常に重大なりと謂ふべし

外相曰く

支那の輿論が反對に傾けることは之れを知る又貴委員が山東問題の解決が公道ならずと云ふも或ひは貴說の如くなるやも知れず唯平和條約に保留を許すことは不便多し

顧委員曰く

支那は山東に關する三箇條を除く外平和條約の全部を承認す山東問題は日獨支の關係にして殊に支那に關係する事は最も重し支那の保留は獨逸が山東の諸權利を拋棄するに反對するに非ず之を日本に讓與するに反對する者なり

外相曰く

獨逸の諸權利は日本に讓與する事を規定せるも支那は日本より之を回收すべく平和會議の諸國は之を執行することを擔保せるに非ずや條約の保留は先例なし

顧委員曰く

千八百十五年維也納條約の先例あるを答へ先例の有無に拘らず保留をなす能はざれば支那委員の調印は困難なりと述ぶ外相曰く

調印は最も重大なり貴委員が若し條約以外に於て何事かを聲明せらるゝことは差支なし

顧委員曰く

現在に於て支那は僅に五月六日の保留を聲明すとの數字を條約中に加へんと欲するに過ぎず

外相曰く

條約中に保留の文句を加ふることは斷じて不可なり貴委員等が此保留をなす用意如何

顧委員曰く

委員等の用意は將來再び各國政府に向ひ再議を要求する權利を有せんと欲する者なり

外相曰く

再議とは調印後の事を指すものなりや

顧委員曰く

現に時日切迫せるを以て再議は事實上調印後に在り保留の文句は條約中に入るゝ能はざれば條約の末尾に附するも妨げなし

外相曰く

條約の末尾に附するも條約の一部分となるを以て許可し難し本大臣は唯支那委員は結局調印するや否やを聞かんことを望む

顧委員曰く

國內の民意に鑑み唯保留の法を設くることを希望す若し條約內に保留すること到底不可能ならば條約外に保留するも不可なし

外相曰く

然らば支那委員團の意見は全條約に調印し唯調印前正式

の公文を會長に送り支那全權委員の調印は尙五月六日の保留を有効とし且此保留は支那をして調印後に於いて山東問題に付き各國政府に再議を要求するの權利を有せしむといふにあるか

顧委員曰く

大略斯の如し唯公文の措詞は未だ確定し居らず斯の如きは貴大臣も反對なからん

外相曰く

兎に角本日の談話筆記を四國會議に報告したる上更に通知すべし

と二十七日午後五時半顧委員又佛國外相を訪ふ

外相曰く

會長の意見は支那委員が條約調印後別に公文を送ることを承諾せり

顧委員曰く

此保留の方法は有効なりや否や

外相曰く

予の意見によれば同じく効力あり

顧委員曰く

効力同じければ平和會議の調印以前に支那の公文を受付るも可ならずや

外相曰く

會長は調印以前にありては保留を提出するを許さず

顧委員曰く

支那は平和の大局を顧念し一再讓歩し既に極點に至れるも會中猶此を承認する能はざるは遺憾に堪へず此情形に從へば支那委員は遂に調印する能はず

と外相は更に支那が調印する方得策なるを勸告せしが顧委員は起立して

若し保留する能はずして調印せんか全國民必ず益々憤激せん支那委員が調印せざる場合支那政府は責任を負ふ能はず寧ろ責任は平和會議に在り

と言放ち辭去せり

十、遂に條約不調印

六月廿八日午後三時ヴェルサイユ宮殿に於いて平和條約調印の儀式あり此日朝胡委員(惟德)は會議に赴き改めて聲明の方法を交渉する爲原稿を持參し秘書長を訪問し待ちて正午に至りしに秘書長は該原稿を還付し保留を完全に拒絶せるを以て委員等は會議を開き調印に赴かざることを決議し卽ち午後三時公文を以て支那政府は對獨平和條約に對し最後の決定權を保留する旨會長宛の公文を送致し更に宣言書を發せり其大略左の如し

支那委員團は既に種々調和の道を講じたるも得ず又一切國家の體面を保つために講じたる事も拒まれたるに依り國家及國民に對する義務に違ひ平和條約に調印せしため正義公道に合せざる第百五十六七八各條を承認するよりも調印せざるに如かざるを決心せり支那委員は已むを得ずして此擧に出で聯盟共事各國の團體を損するに至りたるを深く遺憾とするも如何せん此外支那の體面を保障す

るために執るべき道なきを故に此責任は我に非ずして他人の公道に合ざるに在り平和會議は山東問題を解決するに當り正義公道を以てせず遂に支那をして其正義公道と愛國の義務を犧牲とするに非ざれば調印する能はざらしめたり支那委員は凡ての經過を述べて世界の公論を俟つ云々

以上述ぶる所は支那委員が三國會議が辦法を議決せしを聞きてより保留を求め遂に無効に歸し調印を拒絶せし迄の實在情形なり

十一、支那委員の秘密會議

五月廿八日午前十一時秘密會議を開き陸徵祥、王正廷、顧維鈞、施肇基、魏宸組、胡維德、王廣圻、伍朝樞等出席し山東問題を保留する能はざる場合は調印不調印の利害に就き討論し先づ顧委員より米國大統領との會見を報告す

王正廷曰く

保留する能はざれば調印せざるべし各方面共之に對し害を加ふる能はず三方面より之を論せんに獨逸は自ら顧て暇あらず何ぞ支那を害せんや英米方面が若し果して支那を分割せんと欲せば今回平和條約に調印するもせざるも亦挽回の途なし米國大統領の勢力は近來頗る薄弱となり大統領に對する米國々會の信用より見るも一兩年前に比すべきに非ず今後多く恃むべからず支那は常に自存自活すべし日本は三大國が竟に日本を牽制するや否やに拘らず隙を得て蜀を望み其志測り難きを以て支那は全國一致して之に對峙せざるべからず今回調印するも何等の益なし今回の平和條約中の三箇條は千九百十五年の日支條約に一歩を進めたり日支條約には尙支那の自主權あり今は卽ち人の處分を聽くのみ若し假りに調印せざれば尙全國の民意を鼓勵し南北の統一を促すを得べし支那從來の外交は皆退讓を事とし遂に種々の權利を損ず今や讓らんとするも讓るべきなし方針を改變せざるを得ず各國は從來屢支那を欺けるが支那は再び其欺瞞を受くべからず今回の和議に於いて一月より今日に至る迄支那は靑島の直接還附を要求して遂に效果なし若し此の條約を調印せば支那の國家的人格を如何せん之を要するに萬々調印する能はず不調印の結果支那が將來獨逸と單獨講和をなすに甚しき困難なし對塙條約に對しては之に調印すべく然らば國際聯盟には加入するを得べし

王廣圻曰く

調印不調印の利害に就き緩急輕重の別あり調印せば國內の害は目前に在り然れども調印せざれば國際上の害將來に在り國際上の害は將來如何なる點に達するや豫測すべからず若し又調印せざれば日本は種々の方法を案出し支那を擾亂せしめん今回の條約は英米佛三國と關係あり日支兩國の條約を同じからず應に之を熟慮すべし不調印の故を以て三國と脫離せば日本が武力を以て支那に加ふる時更に第三國の出でゝ助くるものなきを如何せん强國の外交すら孤立を難しとす況んや弱國に於いてや對獨條約の調印せざると對塙條約に調印するや否やは別個の問題

に關す今日の外交情形に就て云へば調印すれば南方人民は北方を責備すること甚だ强し若し調印せず將來國際上の大害を發生せば北方人民將に南方が國勢を審かにせざるを責備せん南北相爭ふは是れ別に國內の問題にして調印不調印と南北統一問題とは關係なし之を綜ぶるに保留をなし得ると否とに拘らず先づ調印不調印を決定すべく若し調印せば日本と如何なる規定をなすべきかを研究せざるべからず若し調印せざれば國際上の辦法準備なかるべからず須らく自ら力量を詳にして始めてなすべきのみ

●魏●宸●組曰く

速に保留の方法を研究すべし調印問題は今日討論するに過ぎず決定を要せず

伍●朝●梅曰く

予は良心上より意見を發表し王委員(正廷)の所說に就き研究せん獨逸と單獨講和をなさば其結果如何は敢て知らざれど今回の條約を詳細に研究し支那の直接に得る利益若干又は協商國に依頼して間接に得る利益若干なるを計算すべし今回の條約により旣に獨逸の租借地を得るも調印せざれば則ち此權利を失ふ獨逸の賠償金取消亦巨額に及ぶを以て之を與學練兵に用ひなば支那は自强を謀るに足らんも調印せざれば此權利を失ふ獨逸と調印せずとして墺太利と調印し得るや否や亦疑問なり協商國方面に就て云はんか山東問題を再び國際聯盟に提出すべく現に支那は廿一箇條の廢止及び希望條件を提出し佛國首相より之を國際聯盟に附議討論するを許せり此機會萬失ふべからず若し調印せざれば卽ち國際聯盟より退けられ將來加入し得るや否や必すべからず日本方面に就て云はんか調印せざれば恐らく日本は種々の方法を以て支那に肇を構へ阻害する所あるべく調印は承認となす能はず猶批准の餘地あり南北相爭うて二年に及べるは山東問題によりて起れるに非ず故に南北統一と國際上の利害を併せて一談となす能はず調印は對外的に利多く害少し唯對內的には害多く利少し之を綜ぶるに調印不調印は全權委員が責任を負ふを要す

●顧●惟●鈞曰く

日本の志は侵略に在るを留意せざるべからず山東の形勢は全國に關し東三省に較べて利害更に鉅なり調印せざれば卽ち全國日本に注意し民氣一振す調印すれば卽ち國內自ら相紛擾するのみ

●顧●惟●穀曰く

國際聯盟會より自ら屛くべからず深く伍參議の說に贊成す調印にして苟くも國家に利あらば毅然として之をなすべく個人の毀譽は計るに足らず

●施●肇●基曰く

今回の平和條約は各小國は均しく不滿足なり恐らく永久實行する能はず支那も亦調印せざるを可とするも猶研究すべし我等は全國を代表するものなれば南北の分なし凡ての利害は國の計にして個人の計にあらず

陸徵祥は各員の陳ぶる所の利害を採納し愼重に審議して決定すべしと告げ閉會せり(完)

民國五年度國家歲入現計書（上）

別	目	五年現計數	備考
第一款　田賦		七七九、四〇三	
第一項　京兆田賦		二三一、九五八	
	第一目地丁	二、四三二	
	第二目雜賦	三〇〇、〇〇〇	
	第三目新升科	二三〇、〇一三	
	第四目租課	一五、〇〇〇	
	第五目糧租串票費	四、八八八、九一四	
第二項　直隸田賦		四、〇七二、〇三三	
	第一目地丁	五六一、二六三	
	第二目漕糧	二四七、六四一	
	第三目租課	七、九七七	
	第四目雜款	三、〇六三、七二八	
第三項　奉天田賦		三、〇五〇、八六五	
	第一目地丁	一二、八六三	
	第二目租課	二、五九九、四五七	
第四項　吉林田賦		二、五九九、四五七	
	第一目地租	一、五〇一、六一一	
第五項　黑龍江田賦		一、一七六、六〇八	
	第一目地租	三五、三五七	
	第二目地租經徵費	六五、〇三八	
	第三目三費眴捐	一、九五六	
	第四目三費經徵費	二二、六五二	
	第五目租課	二〇〇、〇〇〇	
	第六目新升科	八、一九一、七一六	
第六項　山東田賦		五、七〇三、三六四	
	第一目地丁	二、二七八、六三六	
	第二目漕糧	二〇九、七一六	
	第三目租課	六、二三八、六七四	
第七項　河南田賦		五、〇九七、三三七	
	第一目地丁	一、一三一、三三七	
	第二目漕糧	一〇、〇〇〇	
	第三目租課	六、四四九、五一六	
第八項　山西田賦		五、三七二、二八七	
	第一目地丁	二八二、五三一	
	第二目米豆	九、三五六	
	第三目租課	二六八、六一四	
	第四目地丁徵收費	一六、七二八	
	第五目米豆徵收費	五〇〇、〇〇〇	
	第六目地丁附加稅	八、五七九、六七〇	
第九項　江蘇田賦		三、八八二、〇〇〇	
	第一目地丁	四、四七七、三二〇	
	第二目漕糧屯米	二二〇、三五〇	
	第三目租課	三、六二二、一七〇	
第十項　安徽田賦		二、四三二、〇三九	
	第一目地丁	一、一六七、〇一六	
	第二目漕糧	二三、一一五	
	第三目租課	四、二一一、五六三	
第十一項　江西田賦		二、六七一、七五二	
	第一目地丁		

第二目漕糧　一、五二七、〇〇九
第三目租課　一二、八〇二
第十二項　福建田賦　二、五八五、二九〇
第一目地丁　二、一〇九、三五六
第二目糧米　四七五、六一五
第三目籍田報價　三一九
第十三項　浙江田賦　五、七二九、三二三
第一目地丁　三、五六六、九四七
第二目漕糧等米抵補金　二、〇五八、六八三
第三目屯糧　四八、四六四
第四目租課　五五、二二九
第十四項　湖北田賦　三、五〇二、九二五
第一目地丁　二、〇七四、二四八
第二目漕糧　一、〇二三、七二一
第三目屯餉　一〇四、七六〇
第四目租課　一七、八九六
第五目田賦附加稅　二八二、三〇〇
第十五項　湖南田賦　四、三〇一、九五二
第一目田賦　四、二八三、六五二
第二目租課　一八、三〇〇
第十六項　陝西田賦　四、二一四、〇五七
第一目地丁　二、四二〇、八一三
第二目折徵　八三三、六九三
第三目租課　四、一六〇
第四目平餘　三八四、六一五
第五目票費　一二〇、七七六
第六目地丁附加二成捐款　四五〇、〇〇〇
第十七項　甘肅田賦　一、七五九、〇二四
第一目地丁　五八六、四九二
第二目雜賦　三、八〇三
第三目糧草折價　一、一六八、七二九
第十八項　新疆田賦　一、八三七、六〇六
第一目糧草折價　一、一〇一、六八八
第二目租課　四〇八、六一九
第三目雜款　三二七、三九九
第十九項　四川田賦　七、二六一、三九四
第一目正副稅　六、八五五、四四五
第二目租課　五、九四九
第三目田賦附稅　四〇〇、〇〇〇
第二十項　廣東田賦　三、八八九、五八五
第一目地丁　二、一七一、八六六
第二目米折　一、七〇四、三三三
第三目租課　一三、三八六
第二十一項　廣西田賦　一、五四三、五〇〇
第一目田賦　一、五四三、五〇〇
第二十二項　雲南田賦　一、一五三、三七七
第一目地丁　六四一、八〇一
第二目秋糧　二〇五、三〇〇
第三目盈餘　二〇六、二七六
第二十三項　貴州田賦　七七五、〇四二
第一目地丁　二六八、三六二
第二目秋糧　四六〇、二七六
第三目田租　二七、八八八
第四目屯糧　一八、五一六
第二十四項　熱河田賦　九三、六六〇
第一目地糧　九〇、三〇一
第二目旗租　三、三五九
第二十五項　綏遠田賦　八七、四九七

第一目地租　五三、八九一
第二目米折　二三、〇七六
第三目畝捐租捐　九、〇五九
第四目耗羨　一、四七一
第二十六項　察哈爾田賦　二九五、六九三
第一目正賦　二二〇、九一六
第二目耗羨　一〇、〇七二
第三目雜收　六四、七〇五
第二十七項　川邊田賦　二四九、四三七
第一目田賦　二四九、四三七
共計　八九、四〇五、七八四
第二款　關稅　五年現計數
項目別　五七、七七〇、六四八
第一項　海關稅
第一目津海關附秦王島　七、七一二、四三二
第二目山海關附秦王島　一、三四〇、〇一一
第三目大連關　二、六四四、三三八
第四目安東關　七二五、一九一
第五目濱江關　一、五七一、一五八
第六目琿春關附延吉　八六、八八八
第七目膠海關　二、八七一、三二五
第八目東海關　九〇六、一六二
第九目江海關　一六、五二二、〇六二
第十目蘇州關　二三七、五〇〇
第十一目鎮江關　一、一〇〇、一四五
第十二目金陵關　四六八、四四八
第十三目蕪湖關　六〇六、二〇〇
第十四目九江關　九一八、八三七
第十五目閩海關附福海　一、一一六、〇八一
第十六目廈門關　八六九、〇〇八
第十七目杭州關　九七五、七七二
第十八目浙海關　七七七、一一八
第十九目甌海關　八四、七八三
第二十目江漢關　五、七一五、二四〇
第二十一目宜昌關　一七一、五七一
第二十二目沙市關　六九、一六五
第二十三目長沙關　六九一、四二九
第二十四目岳州關　九九、一三七
第二十五目重慶關　六七八、〇四〇
第二十六目粵海關附三江九拱　四、四二九、五三五
第二十七目潮海關　一、九三六、八四八
第二十八目瓊海關附北海　四六七、八四三
第二十九目梧州關　一、〇九六、四〇五
第三十目南寧間　一八〇、二五九
第三十一目龍州關　一一、三九六
第三十二目蒙自關　五八五、四一六
第三十三目思茅關　九、六一八
第三十四目騰越關　九五、二八七
第二項　稅餉經收常稅　五、三二五、四三六
第一目津海關　一、四一八、八八七

第二目山海關　二六五、三九六
第三目大連關　四五、三六九
第四目膠海關　一二五、七九五
第五目東海關　一〇四、一五八
第六目江海關　三三二、四五二
第七目蕪湖關　七七四、六〇〇
第八目九江關　四八〇、七五三
第九目閩海關　三九八、五九一
第十目厦門關　一二七、四五八
第十一目浙海關　一五三、九六〇
第十二目甌海關　四二、八八〇
第十三目荆州關　一一三、七二〇
第十四目粵海關　五六四、五四一
第十五目潮海關　一六九、六八六
第十六目瓊海關　三一、五六一
第十七目梧州關　一七五、六二九

第三項　常關稅　九、二一四、一七五
第一目京師稅關　一、三一三、八一三
第二目左右翼稅關　二三六、〇〇四
第三目張家口稅關　二三七、〇三五
第四目殺虎口稅關　二三九、八二〇
第五目塞北稅關　三八四、五六九
第六目多倫稅關　九九、一七八
第七目津浦鐵路商貨統捐局　一、五〇〇、〇〇〇
第八目津海常關　七八、二四七
第九目山海常關　五八三、一三〇
第十目東海常關　二四一、九六一
第十一目臨清常關　一七六、七六九
第十二目江海常關　二四五、五九三
第十三目揚由常關　一六二、四六五
第十四目淮安常關　一六八、〇六七
第十五目鳳陽常關　三二四、四六九
第十六目蕪湖常關　一七九、二五四
第十七目贛關常關　一〇六、一九四
第十八目閩海常關　一四九、一二七
第十九目閩安八關　一五三、六一四
第二十目厦門常關　一一七、一五九
第二十一目浙海常關　一〇五、四五五
第二十二目甌海常關　二〇、三三九
第二十三目武昌常關　一七七、二五四
第二十四目荆州常關　九一、〇三〇
第二十五目新隄常關　四六一、三三六
第二十六目辰州常關　二〇一、七一六
第二十七目寶慶常關　二六、四四七
第二十八目潼關常關　一七九、四六一
第二十九目嘉峪常關　四、四〇三
第三十目甕關常關　二二五、五六九
第三十一目成都常關永寧廣元附　一三五、八三九
第三十二目寧遠常關　三二、五八〇
第三十三目雅安常關打箭鑪附　一〇、〇〇〇
第三十四目粵海常關　一七七、七一

第三十五目潮海常關	一四三、四一五
第三十六目瓊海常關	一五一、〇〇二
第三十七目太平常關	一八〇、三〇八
第三十八目滸州常關	九三、七八二
第四項監督公署收入	一五四、一四〇
第一目江漢關本署收入	三二、二〇一
第二目閩海關本署收入	六、七三六
第三目粵海關本署收入	一一四、七五九
第四目瓊海關本署收入	四四四
共計	七二、四六四、三九九
第三款　鹽款	五年現計數
項目別	
第一項　鹽款	九一、一八八、五一九
第一目鹽稅	八二、六九三、一一四
第二目官運餘利	四、八八二、一二四
第三目雜收入	三、六一三、二八一
共計	九一、一八八、五一九
第四款　貨物稅	五年現計數
項目別	
第一項　直隸貨物稅	七二九、七〇二
第一目百貨釐金	六二八、〇七五
第二目雜項釐金	一〇一、六二七
第二項　奉天貨物稅	二、八八六、七三三
第一目統捐	二、八八六、七三三
第三項　吉林貨物稅	二、〇〇六、六八〇
第一目貨物稅	二、〇〇六、六八〇
第四項　黑龍江貨物稅	一、三六五、七八二
第一目貨物稅	六八九、八六五
第二目糧貨捐	六七五、九一七
第五項　山東貨物稅	二七六、九七三
第一目釐金	二二〇、三四一
第二目雜項貨物捐	五六、六三二
第六項　河南貨物稅	八三九、四一七
第一目釐金	五五八、九〇四
第二目火車貨捐	二八〇、五一三
第七項　山西貨物稅	九二二、三八〇
第一目百貨釐金	九二二、三八〇
第八項　江蘇貨物稅	六、一七五、五四七
第一目貨物稅	六、一七五、五四七
第九項　安徽貨物稅	一、七四七、九九〇
第一目統捐	二三八、六〇〇
第二目釐金	一、二〇九、三九〇
第三目貨捐	三〇〇、〇〇〇
第十項　江西貨物稅	二、六九七、〇二六
第一目統稅	二、六八八、四四〇
第二目鹽包稅	八、五八六
第十一項　福建貨物稅	一、三五五、〇〇〇
第一目釐金	一、三五五、〇〇〇
第十二項　浙江貨物稅	一、八三七、九三四
第一目百貨稅	一、八三七、九三四

第十三項　湖北貨物稅	三、八五三、三八八
第一目貨物稅	三、八五三、三八八
第十四項　湖南貨物稅	三、〇六五、五八九
第一目貨物稅	三、〇六五、五八九
第十五項　陝西貨物稅	一、〇九八、二九四
第一目百貨釐金	一、〇九八、二九四
第十六項　甘肅貨物稅	一、四〇五、六五九
第一目百貨稅	一、一三三、二五九
第二目茶課釐	二七二、四〇〇
第十七項　新疆貨物稅	五八一、三一六
第一目統稅	五七二、六七〇
第二目貨物稅	八、六四六
第十八項　四川貨物稅	八一九、四〇二
第一目統捐	八一九、四〇二
第十九項　廣東貨物稅	四、五六二、一七九
第一目釐金	四、五六二、一七九
第二十項　廣西貨物稅	一、四九七、六四七
第一白貨物稅	一、四九七、六四七
第二十一項　雲南貨物稅	六四二、〇一五
第一目釐金	六四二、〇一五
第二十二項　貴州貨物稅	五三二、六一二
第一目釐金	五三二、六一二
第二十三項　熱河貨物稅	一五八、五四〇
第一目百貨稅	一五八、五四〇
第二十四項　察哈爾貨物稅	五七、一四〇
第一目華洋釐稅	五五、三四〇
第二目嶺釐	一、八〇〇
共計	四一、一一四、九四五

第五款　正雜各稅

項目	五年現計數
第一項　京兆正雜各稅	五〇六、六一四
第一目契稅	二六〇、〇〇〇
第二目牙稅	一五〇、〇〇〇
第三目當稅	四、〇〇〇
第四目木稅	五四
第五目屠宰稅	九〇、〇〇〇
第六目雜稅	二、五六〇
第二項　直隸正雜各稅	二、三一七、八八九
第一目契稅	一、四六〇、〇七六
第二目牙稅	五四五、七二二
第三目當稅	一八、五六三
第四目雜稅	二九三、五二八
第三項　奉天正雜各稅	二、〇三〇、六九二
第一目契稅	一、四四六、九四七
第二目帖稅	五六、七五六
第三目牲畜稅	四六五、八六四
第四目漁業稅	五四、二二八
第五目雜稅	六、八九七
第四項　吉林正雜各稅	二、〇六九、四二六
第一目契稅	七九八、〇七一

第二目牙稅　二四一、八〇〇
第三目當稅　一四、〇〇〇
第四目燒鐺稅　一五〇、〇〇〇
第五目斗稅　一八五、二八一
第六目木稅　三六四、五五〇
第七目牲畜稅　二〇〇、〇〇〇
第八目屠宰稅　八〇、〇〇〇
第九目山分稅　三五、七二四
第五項　五龍江正雜各稅　四三八、一三二
第一目契稅　二一八、九三五
第二目牙稅　一五〇、〇〇〇
第三目交涉稅　一四、九六六
第四目當稅　二、一〇九
第五目所得稅　四、〇八五
第六目漁業稅　四、一四六
第七目雜稅　四三、八九一
第六項　山東正雜各稅　八六五、七四四
第一目契稅　五二〇、〇〇〇
第二目牙稅　二八五、七四四
第三目當稅　六〇、〇〇〇
第七項　河南正雜各稅　二、三一三、六六〇
第一目契稅　一、七五五、〇九一
第二目牙稅　五一一、五一三
第三目當稅　六、〇〇〇
第四目雜稅　四一、〇五六
第八項　山西正雜各稅　八一〇、四三三
第一目契稅　三九四、五〇〇
第二目牙稅　六五、二一〇
第三目當稅　三六、三一〇
第四目牲畜稅　二〇、〇〇〇
第五目屠宰稅　一〇〇、〇〇〇
第六目包裹稅　八、〇〇〇
第七目雜稅　六、四一三
第九項　江蘇正雜各稅　五五三、二五七
第一目契稅　三〇〇、〇〇〇
第二目牙稅　二五一、二五七
第三目當稅　二、〇〇〇
第十項　安徽正雜各稅　一、一五三、四六一
第一目契稅　三二四、三七一
第二目牙稅　一五四、〇〇〇
第三目當稅　四、八〇〇
第四目茶稅　六六〇、〇〇〇
第五目糖稅　一〇、二九〇
第十一項　江西正雜各稅　九〇三、六五三
第一目契稅　二六三、七四四
第二目牙稅　三〇、〇〇〇
第三目登錄稅　一六、〇〇〇
第四目營業稅　六五、七三六
第五目茶稅　一九九、〇五八
第六目糖稅　一五九、一一五

第七目屠宰稅　一五〇、〇〇〇
第八目漁業稅　二〇、〇〇〇
第十二項　福建正雜各稅　一、一七〇、〇六八
第一目契稅　二三九、八六一
第二目當稅　四三、八六七
第三目牙稅　四〇、〇〇〇
第四目茶稅　四七六、三四〇
第五目屠宰稅　二五〇、〇〇〇
第六目認增厘金契稅牙稅屠宰稅四項　一二〇、〇〇〇
第十三項　浙江正雜各稅　七八五、〇〇〇
第一目契稅　四五〇、〇〇〇
第二目牙稅　九〇、〇〇〇
第三目當稅　二五、〇〇〇
第四目屠宰稅　二二〇、〇〇〇
第十四項　湖北正雜各稅　一、五九一、〇一〇
第一目契稅　八三七、七六四
第二目牙當稅　一二〇、二六二
第三目糖稅　一七二、二六一
第四目鹵鹽稅　七五、一八八
第五目屠宰稅　一四〇、四〇〇
第六目茶稅　二二七、七九五
第七目紗麻絲布稅　一〇、〇〇〇
第八目炭山灣煤稅　七、三四〇
第十五項　湖南正雜各稅　一、〇二七、九〇四
第一目契稅　七〇〇、〇〇〇
第二目當稅　一二、〇〇〇
第三目牙稅　一一五、九〇四
第四目屠宰稅　一〇〇、〇〇〇
第五目茶稅　一〇〇、〇〇〇
第十六項　陝西正雜各稅　三六五、五四三
第一目契稅　三〇〇、〇〇〇
第二目牙稅　五〇、〇〇〇
第三目當稅　一〇〇
第四目糖稅　五、〇〇〇
第五目茶稅　一〇、四四三
第十七項　甘肅正雜各稅　四〇七、六三八
第一目契稅　一一三、五九九
第二目當稅　一二、三七五
第三目牙稅　二一、九二九
第四目商畜稅　二四三、九六〇
第五目煤稅　八一七
第六目金課　一四、九五八
第十八項　新疆正雜各稅　四七九、一八六
第一目契稅　二二〇、五八一
第二目牙稅　四、二五八
第三目水碓課　二、七八〇
第四目水磨租　九
第五目牧稅　二〇一、五五八
第六目屠宰稅　五〇、〇〇〇
第十九項　四川正雜各稅　四、四六六、四八四

第一目契稅　二、二三三、四一六
第二目牙稅　五三、二〇三
第三目當稅　一五、六二一
第四目茶稅　三二一、六〇八
第五目糖稅　四四二、六三六
第六目屠宰稅　一、四〇〇、〇〇〇
第二十項　廣東正雜各稅　二、六六三、七七四
第一目契稅　一、〇〇〇、〇〇〇
第二目當稅　四〇三、三〇九
第三目商稅　六二四、五〇二
第四目船稅　二〇七、一五八
第五目漁業稅　一二八、八〇五
第六目屠宰稅　三〇〇、〇〇〇
第二十一項　廣西正雜各稅　四四二、一六三
第一目正雜各稅　四四二、一六三
第二十二項　雲南正雜各稅　二六三、一六九
第一目契稅　一七七、二一四
第二目當稅　二、五九〇
第三目牙稅　四五〇
第四目茶稅　三二、三三九
第五目屠宰稅　五〇、〇〇〇
第六目窰稅　九六
第七目鹽課　九〇
第八目板稅　一九〇
第九目槽稅　二〇〇
第二十三項　貴州正雜各稅　三二三、五二四
第一目契稅　二〇〇、〇〇〇
第二目當稅　八二二
第三目牙稅　三、〇〇〇
第四目木植稅　七、六三四
第五目屠宰稅　一一二、〇六八
第二十四項　熱河正雜各稅　一五三、七四六
第一目契稅　四二、〇九七
第二目糧稅　二一、七〇〇
第三目當稅　三、三一六
第四目牙稅　二、二五〇
第五目牲畜稅　五七、六一三
第六目屠宰稅　一〇、八〇〇
第七目附稅　一五、九七〇
第二十五項　綏遠正雜各稅　五四、九八五
第一目契稅　七、〇〇〇
第二目當稅　一、七八五
第三目牙帖稅　一、二〇〇
第四目屠宰稅　四五、〇〇〇
第二十六項　察哈爾正雜各稅　八二、八二二
第一目契稅　五八、二〇四
第二自牙帖稅　二、八〇〇
第三目屠宰稅　一八、三六三
第四目當稅　二、〇四一
第五目帖稅　五五〇

第六目油稅　八六四
第二十七項　川邊正雜各稅　二四六、八一四
第一目契稅　三、〇〇〇
第二目茶稅　一五〇、〇〇〇
第三目當稅　一九、五〇〇
第四目雜稅　七四、三一四
第二十八項　阿爾泰正雜各稅　一、五二三
第一目牲畜稅　一、一二三
第二目林木稅　四〇〇
第二十九項　塔爾巴哈台正雜各稅　二〇、一一八
第一目木稅　二二八
第二目牲畜稅　一七、〇一一
第三目皮毛稅　二、八七九
共計　二八、五〇八、四三二

第六款　正雜各捐

項目別　五年現計數

第一項　京兆正雜各捐　三〇、〇〇〇
第一目貨捐　三〇、〇〇〇
第二項　直隸正雜各捐　二〇一、五一六
第一目牙捐　五八、〇二九
第二目火車貨稅　一〇四、八六五
第三目茶捐　一二、五五三
第四目海船捐　二六、〇六九
第三項　奉天正雜各捐　二二五、三五〇
第一目雜捐　二二五、三五〇
第四項　吉林正雜各捐　一、四五六
第一目碾渝捐　一、四五六
第五項　黑龍江正雜各捐　二一、二六二
第一目斗秤捐　二一、一四二
第二目山本捐　一二〇
第六項　山東正雜各捐　二、〇〇〇
第一目棗捐　二、〇〇〇
第七項　河南正雜各捐　七、六六四
第一目碾肋加價　七、六六四
第八項　江西正雜各捐　一五五、〇〇〇
第一目船捐　三五、〇〇〇
第二目米穀特捐　一二〇、〇〇〇
第九項　浙江正雜各捐　二、二〇九、二八八
第一目茶捐　四二〇、四三四
第二目糖捐　一三六、〇〇〇
第三目絲繭捐　一、二五八、五〇四
第四目紗捐　一七、七四〇
第五目花捐　二二六、二九〇
第六目綢緞捐　一五〇、三二〇
第十項　湖北正雜各捐　九六八、七三六
第一目竹木捐　二八二、八五一
第二目火車貨捐　一七八、七五九
第三目牙當帖捐　五七、一二六
第四目串票捐　三〇〇、〇〇〇
第五目稅票捐　一〇〇、〇〇〇

第六目契紙費　五〇、〇〇〇
第十一項　湖南正雜各捐　二〇、〇〇〇
第一目船捐　二〇、〇〇〇
第十二項　甘肅正雜各捐　一五二、〇〇〇
第一目畝捐　一五二、〇〇〇
第十三項　廣東正雜各捐　四四七、二八五
第一目糧捐　三四七、二八五
第二目硝磺餉捐　一〇〇、〇〇〇
第十四項　廣西正雜各捐　二三、三八五
第一目正雜各捐　二三、三八五
第十五項　熱河正雜各捐　一六、二七八
第一目雜捐　一六、二七八
第十六項　綏遠正雜各捐　二七五、四六六
第一目雜捐　二七五、四六六
共計　四、七五六、六八六

中國銀行民國八年營業報告

歐戰終熄後、吾國商業稍起色を呈するに至りしが、料らず五六兩月間外交問題に因りストライキの大風潮各省學界及商界に勃發して商務爲に停頓を來し、加之金價の低落に因りて地金の輸入現銀の輸出交雜して盛に行はれ、金融日に逼迫し利率日に上騰せり、更に衆ぬるに北方各埠ルーブル暴落の打撃を被りて商家の倒閉頻々絕えず、此半歲南北到處恐慌を示さゞるはなかりき、幸にして本行常に穩健なる方針を主持し、苟も投機冒險の嫌あるものは皆行則之を許さず

行則規定範圍の責務は極力其進行に務め、預金に對しては利息を引上げて吸收に努力し以て現銀の流出を防ぎ、貸付に對しては信用最も確實なるものに接濟して以て市面を維持し、更に一面爲替を疏通すると共に亦一面多くの外票を購買して以て利便を謀り、力めて金融窒阻の廣なからしめ所屬機關に對しては屢設變更適宜に斟酌を加へ且つ節約を嚴にし、支店出張所其他を一百〇四個處に減少し、軍事關係に因り營業を停止せるものを除き、京行所屬の勝芳泳鹿の兩爲替取組處及東行所屬の錦縣西豐寄古塔遼陽等各爲替取組處を順次に廢止し、同時に組織を變更したり

從來の分號及爲替取組處の名稱を悉く支行（出張所）と改稱し、廣東支店を商業殷盛にして南洋經營の金融中心地たる香港に移して廣東を出張所に改め、歸綏庫倫の兩支店を出張所として張家口支店に屬せしめ以て蒙古各行の統一を謀り、滿洲方面は行務日に繁忙となり且つ其管轄廣大に失するを以て奉天出張所を支店に改め、營口大連安東鐵嶺開原遼源洮南公主嶺各出張所を其統轄に移し、從來の東三省

支店を長春支店と改稱し、吉黑兩省の吉林黑龍江哈爾賓黑河海倫綏化延吉等各出張所を之に歸屬し、貴州方面は南北政潮裡に在るも當局極力其維持に盡し、業務日に發展を示し三江安順の兩出張所を新設するに至り、滬津漢三埠は政潮の影響鮮きを以て營業頗る發展し前年度に比し更に良好なる成績を擧ぐるを得たり、山東は產業日に旺盛にして本行は物產取扱各商家に對し其中外を論せず、均しく金融の利便を圖りて頗る商業金融を圓滑ならしめ、河南は本省財政充滿せず、豫泉官錢局の紙幣今尙未だ兌換する能はざる狀態なるに因り本行敢て進取の態度に出でず、陝西は戰亂の後を受けて復業未だ容易ならず、安徽南京兩支店は本省の政局靜穩なる爲め業務日に進み、湖南は營業進步せるも南北各軍の行動複雜なるが故に一般商家皆觀望の態度を持し、山西は秋冬金融逼迫し鹽煙兩業振はざる爲め本行業務亦減色を免れざりき

江西福建兩省は本省財政困窮し金融亦窮迫、本行營業の維持頗る苦心を費せり、廣東方面は前述の如く支店を香港に移して擴張を圖ると共に廣東に於ても紙幣價格の保持に力め頗る商民の信用を博せり

滿洲に於ては本省當局の紙幣取締令に遭ひ、吉黑二省に於て月ならずして紙幣一千萬元を回收し、浙江に於ては本行自ら敢て利益を犧牲にして金融を救濟し、蒙古に於ては庫倫出張所と蒙古當局との交涉の結果、本行紙幣通用の准許を得數個月ならずして百萬元の多額に達し、哈爾賓に於ては銀元紙幣を改發して外幣の防止に力め、四川は本行兌換停止既に三載、當局と協力して回收に務め回收數額殆んど其半に達せり、京票に至りては既に減じて今僅に二千餘萬元の流通に過ぎざるのみ、今年の如き風潮波浪の中に在りて經營能く鎭重なるを得たるは各行員の責任と努力に據るものにして效果未だ顯然たらざるも慘憺たる經營の苦心は株主諸氏の諒察を乞はざる可らざるものなり

本年度の預金總額は四十億三千八百七十三萬餘元あり、七年度の預金總額二十三億七千六百三十八萬餘元に比し十六億六千二百三十五萬餘元の大增加を示し、貸付總額は十四億四千九百二十二萬餘元にして七年度の十三億五千一百七十九萬餘元に比し是れ亦九千七百四十三萬餘元の增加あり、全年總出入金額は實に一百八十億二千五百五十九萬餘元の巨額に達し、前年度に比し十一億一千五百三十九萬餘元增加せり、總純益金は三百四十五萬六千三百三十三元、之を七年度に比すれば三十三萬三千餘元の減少を致せるも上述の如き困難窘狀中に在りて尙能く此利益を擧げ得たるは意外の成績と謂はざるを得ず

茲に更に各支店の狀況を略述せば次の如し

京行(北京本店)及所屬。北京の地政治の中心に處し、實業素と甚だ殷盛ならず、兌換停止以來殊に其影響あり、故に本行日夕京票の收縮に竭盡惟れ力め、京票日漸く減少を見つゝあるも時局の變化に因りて市價常に漲落し、加之投機の風氣にして高低定まる所なく、其昂落の激甚本年を以て最となす、最低四角六分九厘の暴落より最高七角五分四厘に至れり、玆に一年以來京票漲落の原因を略說すれば左の

如し

一月、五角一分六厘より漸く騰貴して七角前後に至れり、其原因は昨年晩秋時局の影響にて五角以下に暴落せるを以て本行極力現銀を籌備し收縮に力事せしかば逐次恢復を示せり二月、七角前後より更に上騰して最高七角五分四一に至れり、本行引續き收縮に務め、加之南北和議告成の兆象あり、兩々相俟て好氣配を示したるに因る

三月、上旬は票價七角以上を保ちしが下旬に至り最低六角に下落せり、蓋し南北和議忽ち停頓し一般皆觀望の態度に出で投機者之に乘じて低壓策を弄し漁利を謀りしに因る

四月、平穩にして六角四分乃至六角七分の間を往來せり、本行の收縮に努力せると七年公債の賣行き盛なりしに因り回收益々效を示せり

五月、前月に比し稍低落し最高六角五分最低六角二分を示せり、此中稍昂上せるは本行の民資を以て增資を行はんとすとの風說外間に傳はれるに由り、其低落は南北和議決裂の狀あり加之國會に本行則例復舊案の提出ありて一風潮を惹起せるに因る

六月、前月に比し低落益々甚しく最高六角五分四厘最低五角七分、其主因は學生のストライキ風潮に繼いで上海南京天津の各商界罷業し市面因て以て恐慌を起せるに在り

七月、前月の影響尙未だ復せず、最高僅に五角八分八厘最低五角三分、政局穩かならず加之各地商家の賭金日に夥しく、銀益々拂底せるに因る

八月、前月と大差なく最高五角六分最低五角四分三厘

九月、票價愈々面白からず、最高五角三分九厘最低四角八分八厘に下落せり、蓋し財政日に窮し七年公債の賣行き亦盛ならず、人心日に悲觀を示せるに因る

十月、舊歷仲秋節季の逼迫影響を受け金融依然として沈滯し、最高四角九分六厘五最低四角六分九厘

十一月、本月票價の變動甚しく、最高五角五分八厘最低四角八分五厘、市中空賣買に因り其影響を被りて倒閉せる錢莊七八家あり、虧損を招ける者亦尠からず

十二月、五角前後の票價漸く日と共に五角二分五厘に上れり、金融稍平穩に至れると各銀行錢莊等前月の恐慌に鑒み各々注意せるとに因り漸く起色を呈し來れり

之を要するに本年度に於ける京票市價漲落の原因は概して政局及市面の關係に因らざるはなく、京票既に兌換せざるを以て一に其買賣の多寡を以て市價の漲落を卜定し而して買賣の多寡は全く政局の變遷及現銀の多寡に關繫せるを以て、本行に於ては唯だ現銀を籌集して票京回收に力事し之を以て唯一治本の策となす外他に方法なかりき

本年末の本行京票有高及流通額を以て前年度に比較せば本行收縮の努力及整理の苦心を知り得べし本行京票の有高及流通額は民國六年整理開始の當時に於ては六千餘萬元の多額なりしも本年末は僅に二千四百七十餘萬元あるのみにして二年の歲月を以て約其半數を回收し實際に於て四千萬元の減少を見たり、其減少の主因約三端あり、一は政府に要求して七年公債を發行せる事、二は本行の增資を民資にて行ひたる事、三は本行自ら現銀を籌集して回收に努力せる

事卽ち是なり、是を以て京票數額漸次減少し本年末に於ける流通額は一千三百三十七萬餘元に至れり、若し政爭平熄して大局安定し、少しく政府の補助を受くるあらば徹底的整理を期すること決して難事と謂ふ可らず、營業方面は京票整理の期間中に於て政局の變化を受け、業務發展するに由なかりき、本年度の純益は一百八十萬五千四百〇七元、蓋し各地金融頗る逼迫して取立て意の如くならざるもの多く、財政部は公債を以て債務を返濟せるも其數額亦多からず、本年の純益は前年度に比し四十餘萬元の減少を來せり。

津行（天津支店）及所屬。上半期既に南北の議和開始せられて人心均しく平和に趨り、本行卽ち靜穩の中に漸進態度を執り、紙幣の流通漸く廣く、預金貸付均しく增加せり、晩秋以來外國銀行は金融緊迫の爲め荷爲替を暫停するに至りてより貨物の停滯甚しく各商家の本行に金融を求むる者頗る多かりき、保定は春夏の交各種商業沈靜なるを常とせるが近年綿價騰貴し且つ賣行き盛なるより、各鄉綿花の栽培漸く廣く、糧穀之に因て產出の減少を來し糧價暴騰せしかば各糧商何れも巨利を博せり、邢台の地從來常に現銀を以て取引せるも最近本行の紙幣亦頗る通用せらるゝに至れり、產物は毛皮を大宗とし皮商家二百五十餘あり貿易年額約四百餘萬元に達せり、唐山は市場金融頗る圓滑なるも外國紙幣を悅ばず、每元の兩換に銅貨四五錢の差あり、本行紙幣の信用日に高まりつゝあり、大名は一二三四四個月間土貨市場頗る沈滯せる爲め外埠よりの買爲替極めて尠く、下半期に入りて金融漸く持ち直せり、之を要するに天津に於ける銀拆の增高及貸付利息の增加に依り、本年度の純益は前年度に比し十一萬三千餘元を增加せり

本年純益	二五一、四六八元
紙幣流通高	三、七一〇、〇〇〇元
預金高	六、七一〇、〇〇〇元
貸付高	四、四八〇、〇〇〇元
爲替買賣高	八、二一〇、〇〇〇元

滬行（上海支店）　上海は中外商業の樞軸にして全國金融の中心なり、本埠金融の緩急商務の盛衰は關係全國に及ぶ、上海の金融生絲繭綿花上市の頃稍引き締まるを常とせるも本年は年を通じて常に逼迫し、下半期に入りて殊に甚しく銀元の最高貴て七錢六分八厘の高價を示し、銀拆屢々七錢以上に達し銀兩銀元均しく拂底して金融の逼迫を來せり、其原因種々あるべきも其主因は金價の低落に外ならず

卽ち內地鄉民紛々として金貨を購入し、本年金貨の輸入は關平銀四千四百萬兩の多額に達し、此金貨の代價は卽ち間接的輸出貨物の資金なり、而も內地鄉民亦喜んで現銀を窖藏し、河南山東及長江流域各省此一年來銀元の輸入既に約七八千萬元あり、加之東三省に於てはルーブル暴落し、支那金融機關の紙幣兌換する能はざるより商家の曩に喜んで紙幣を用ひたる習慣は今忽ち變じて現銀を尙ぶに至り、昨歲下半期上海より東三省に輸送せる銀元は一千萬元以上に上り、上海の銀元は日に愈々缺乏を致せり、上海各業中本年最も多くの利潤を獲たる者は紡績生絲及製粉の三業に

して五四運動以來綿花仍廉にして綿絲價格暴騰し、十餘年來空前の高値を示せしかば紡績業者の獲利莫大にして平均七八割以上の配當をなせり、生絲は歐戰の告終と同時に外商漸次活動を開始して絲價逐日上騰し、前年多額の繭を購入せる者は皆巨利を得たり、製粉は昨年小麥低廉なりし爲め各工場の存貨頗る多く、本年輸出の旺盛と共に價格漸次上騰し、利益を獲たる者亦頗る多し、銀行錢莊も利率の增高に因り概して利益ありき、金業は金價下落し內地の購買力大に進みたる爲め營業頗る發展し、先物賣買を以て大利を博せる者亦尠からず、本行此金融激變の時に際し謹愼大に務め、極力現銀の蓄存を圖り、銀拆騰らば陸續銀兩を市場に拆出し、銀元騰らば之を南京造幣局に轉送して銀元に改鑄し、務めて市面の調節に力を用ひ信用益々顯著となり、預金の如き亦日に增加せり、本年度の純益は前年に比し三萬餘元の增加を示せり

本年純益	六三二、三三八元
紙幣流通高	七、〇一〇、〇〇〇元
預金高	一三、五七〇、〇〇〇元
貸付高	一三、三六〇、〇〇〇元
爲替買賣高	七、二四〇、〇〇〇元

漢行(漢口支店)及所屬。湖南省の紙幣を廢して現銀に改め、湖北商家の河南物產買出し亦現銀を用ふるに至りしより現銀の需要驟に浩繁となり、漢口市場爲に現銀拂底し、外國銀行及外商の支那商家に對する支拂亦頗る困難を來し拆款利息最高月二分以上を示し、加之上海ストライキ風潮の影響ありしも本行は極力各銀行と聯絡して其維持に務め幸に事なきを得たり、江漢關稅本年の收入は四百二十餘萬兩あり、前年度に比し九十五萬兩の增收を示し、其中輸出稅約半を占むるは本埠輸出の發展を證明す、漢口の金融本年概して逼迫せるに拘らず本行努力の結果業務頗る發展の良績を擧げたり、宜昌は鹽鹽の抵制を受け鹽業甚だ振はず金融界の之が影響を被りたるもの尠からざりき、本年の純益は前年度に比し十六萬餘元を增加せり

本年純益	二七九、二〇二元
紙幣流通高	二、六二〇、〇〇〇元
預金高	三、三八〇、〇〇〇元
貸付高	二、一二〇、〇〇〇元
爲替買賣高	一八、〇九〇、〇〇〇元

寧行(南京支店)及所屬。春初平靜なりし金融は繭の上市と共に引き締まり、嗣いで商界罷業の風潮勃發するに及び益々切迫し、十月以後綿實上市の頃銀元の需要急增し、加之北方の銀元價格上騰せる爲め南京より銀元の北方輸送多額に上り、銀元市價最高七錢三分六厘の驚くべき高値を示せり、揚州淸江浦は鹽業頗る旺盛なるも蘆鹽兩湖を竄食し且つ河水涸渴して運輸困難となり、鹽の賣行き渉々しからず頗る金融に影響を與へたるが淸江浦の油豆精の輸出盛況なりし爲め金融漸次緩和せられたり

無錫は生絲繭の市場好況を呈し、南通州は國貨提倡と共に紡績土布の景氣頗る盛にして紡織業者の獲利莫大金融極めて活潑なりき、蘇州徐州は上海南京罷市の影響ありて金

融多少の打撃を受けたるも市面は平穩なりき、之を要するに所屬各地の金融概して不妙なりしも農產豐作なりし爲め營業は大體に於て佳良なりき、本年度の純益は前年に比し七萬餘元の增加を見たり

本年純益　二三六、一七一元
紙幣流通高　二、三一〇、〇〇〇元
預金高　四、三一〇、〇〇〇元
貸付高　四、二二〇、〇〇〇元
爲替買賣高　二七、二〇〇、〇〇〇元

魯行(濟南支店)及所屬。濟南は春夏土產の輸出寂しく金融亦緩慢なりしが秋季物產の上市に及び現銀の需要浩繁となり金融漸次引締まれり、本埠現銀の來源は全く天津上海の兩埠に之を恃し、利息最高時に一分五六厘に及ぶことあり、本年商學兩界のストライキ風潮ありたるも格段なる影響なく營業頗る平穩なりき、烟台は絲綢髮網を大宗物產とし、輸出額數百萬元に達し頗る利益あり、靑島は一二兩月間輸出輸入頗る旺盛なりしも三月に入り漸く遲滯し、晩秋に至り土貨の上市と共に商業活動し金融活潑を呈せり、本埠の輸入貨物は幾んど日貨にして日貨排斥の風潮より以來頗る停頓せり、其他滕縣の如き農產收獲佳良にして商況亦不振ならず。之を要するに所屬各行狀況概して平穩なりき、本年度の純益は前年に比し四萬餘元の增加を見たり

本年純益　一八〇、七三三元
紙幣流通高　二、五〇〇、〇〇〇元
預金高　五、三七〇、〇〇〇元
貸付高　五、二一〇、〇〇〇元
爲替買賣高　八、七〇〇、〇〇〇元

汴行(開封支店)及所屬。河南の民大半農を業とし、質樸にして風氣開けず、預金利用の途を知らずして皆貨幣を窖藏し、加之商家賣買概して外埠の手形を以て決算するが故に現銀の出入頗る尠く、紙幣の推廣容易ならず、預金亦吸收困難にして銀行業務の發展他省に比し殊に難し、河南省の物產は絲綢及豆麥を輸出の大宗となし、許縣の如きは錢業者多く綿絲の賣買を兼營し、其資金を上海天津漢口に運集し、周家口に至りては天津上海と直接爲替取組の關係あり、斯くの如き狀態なるを以て本行紙幣の用路極めて狹少にして營業の發展亦奈何ともする能はず、遂に欠損を來せり

本年欠損　一五、〇六九元
紙幣流通高　一二〇、〇〇〇元
預金高　八三〇、〇〇〇元
貸付高　六七〇、〇〇〇元
爲替買賣高　二、四七〇、〇〇〇元

東行(長春支店)及所屬。長春は滿洲の樞紐にして中外各商雜居し商業殷盛なり、糧錢兩業殊に鉅大とす、東行從來三省の各出張所を統轄し、其區域既に廣大にして本年頻出せる事變は殊に東行の命脈に至大なる影響を與へたり、原來東三省紙幣の流通極めて廣く、其名目亦頗る複雜にして奉天省は小洋票(小銀貨紙幣)を以て本位とし日本の正鈔(正金銀行紙幣)金票南滿より北滿に進入して既に一勢力を占め、吉林黑龍江二省は官帖を本位とし、露國のルーブル紙

幣亦東清沿線に通用せられて一勢力あり、露亂以來ルーブル一落千丈の低下を示し、之が爲め三省支那商家の被害數千萬の巨額に上り正金金票亦金價の下落に因りて價格低落し、一般商家の危險喰ふるにものなし、是れ外幣變狀の大要なり、奉天省各銀行が小洋票を濫發してより其市價逐日下落し、省銀行即ち勢力擴張の目的を以て忽ち中國交通兩銀行紙幣取締令發布の擧あり、雷厲頗る嚴を極めたるも本行貸付今遽に回收し難きを以て本行は別に現銀を籌集して回收に力め既に十中八を了せり、之が爲め本行の損失鮮少ならざりしも信用は則ち頗る顯著となれり、東行の管轄廣大にして行務多端斯くの如きを以て七月間奉天出張所を改めて支店となし、奉天省內の各出張所を其管轄に移せり、時適ま哈爾賓ルーブルの低落より東淸鐵道にストライキ疊出して市面に大恐慌を來せしかば本行及交通銀行は機に乘じて銀元兌換券を發行せり、當初頗る阻礙ありしもルーブルの苦痛を嘗めたる商民は漸く之を喜び、半歲ならずして現銀一千餘萬元を吸收し、哈爾賓市場此れより漸次銀元を以て本位とするに至らしめ、虛を轉じて實となし商民をして確實なる貨幣本位に就かしめたり吉林は大宗物產なく省金庫本行の代理に歸してより以來、官憲歷年の欠債頗る多額に上り、催索唇舌を渴らし辛じて漸く其返濟を見んとしたるに忽ち夏間政潮勃發し、全省騷然遂に官憲より金庫を封せられ、長春吉林哈爾賓三處は暫らく營業を停止せざる可らざるの已むなきに至り夥しき損害を被れり、黑龍江は其地偏僻に處し本行出張所は省金庫の關係上糧稅各款を取扱へるも稅款概ね本省の官帖を用ひ、軍餉の發款は卽ち本省の小洋票を用ふるも、小洋票の流通素と狹少にして其發行亦多からざるを以て哈爾賓に於て官帖を以て之を換へざる可らず然るに哈爾賓は從來ルーブルを本位として市場の計算をなせるを以て本行は兌換上の損失を免る能はざりき黑河は東行の地金を購入し間接に金融調節をなす處なり本年巨額の地金を購買せるも遠僻數千里交通時に露國亂黨及土匪の爲に梗阻せられ、運輸意の如くならずして損害を招けり

本年欠損　五二九、七〇四元
紙幣流通高　七、四六〇、〇〇〇元
預金高　七、五四〇、〇〇〇元
貸付高　六、三二〇、〇〇〇元
爲替買賣高　二、七〇〇、〇〇〇元

奉行(奉天支店)及所屬。奉行は前述の如く本年七月長春支店より分離されたるものなり、嗣いで西義順號の破綻あり、幾くもなくして吉黑紙幣の取締令あり、幾くもなくして隆泉美號の倒產あり、未だ幾くもなくして亦吉林の政潮あり、本行此等恐慌裡に在りて亦營業の術なく、就中吉黑紙幣取締令の影響は殊に甚大なりき、吉黑紙幣の奉天省流通數額は極めて巨多にして、奉天當局の取締令を嚴布するや、本行已むを得ず各行の營業資金を徵集し、且つ所存の正金金票を陸續賣り出して紙幣を回收し、數個月にして回收額一千萬元に垂んとせり、於是奉天省の各幣市價暴落して金融大に窘迫したるを以て其後當局は本行に銀元紙幣五

百萬元の發行を准し、關いで官銀號と協力して西義順の營業を回收し更に營口の銀爐維持に力め關いで又三百萬元の銀元紙幣の增發を許され、金融之が爲め稍緩和するを得たるも現銀を收集して奉票を購入せるは兌換上の損失淺少にあらざりき、隆泉美號外幣を買占め吉黑紙幣取締令に遭ひ外幣市價暴落するに至りて大損害を招き遂に倒產するに至り、各銀行何れも其累を蒙らざるはなく、該號は遂に法庭より破產を宣告され本行累損九萬餘元、東行の黑河に於て購入せる地金は奉行の改設により長奉兩支店に平分することゝせるも、一時に輸送する能はざりしを以て其間金價の低落に因り亦尠からざる損耗を招けり、營口は屢々風潮を受けたるも本行未然に謹愼を加へたるを以て甚しき損害を招かず、西義順事件も早く方法を講せるを以て該號に對する貸借幾んど差なく災を免れ、本年の決算幸に利益を擧ぐるを得たり、安東は市面平穩にして生絲繭材木搾油雜貨各商皆利あり、本行の貸付及爲替均しく前年度に比し增額せるも關稅は當地の相場に準じて銀兩に換算せるを以て銀毛日金低落の影響を被り收支相償はず、頗る虧損を致せしかば現に稅務司及商會と協議し、自今關稅は大連の相場に改準して收むることとし虧損なきやうにせり、鐵嶺は保證所及日支合辦の信託公司を設立せる爲め商務大に恢復の勢を示し、本年度の預金は前年度に比し增加する所ありしも所發の紙幣數額少く一般の要求に應ずる能はず、貸付及買爲替は比較的尠かりき、大連は上半期正金銀行が抵當貸付を拒み其紙幣を收縮せるより、中外各商皆金融なきに苦しみ、百貨爲に停滯し、關いで山東問題に因て日貨排斥の風潮を激成し金融益々塞閉するに至れるより本行は大連の邦商と漸く接近するの機會を得營業頗る起色を呈せしが料らずも吉黑紙幣取締令の發布あり、現銀を此方面に融通せざるを得ざるに至り、資力に不足を來して充分なる活躍をなすこと能はざりしは遺憾なりき、遼源は四鄭線開通後商務漸く盛となり、本行春季專ら墟銀奎卯に從事し利益を獲たるが下半期は資力不充分なる爲め業務頗る平凡なりき

本年欠損	三五六、四七五元
紙幣流通高	六、六八〇、〇〇〇元
預金高	一〇、四六〇、〇〇〇元
貸付高	七、三二〇、〇〇〇元
爲替買賣高	二、六九〇、〇〇〇元

閩行(福州支店)及所屬。本年福州市面亦金價低落の影響を受け金融緊滯し、龍杖銀元の市價暴騰して台捧七錢五分以上に上り、一千元に付き八元の大差を生ずるに至りしを以て本行は年末各錢莊に十餘萬元を融通し、金融緩和に力めたり、閩行本年度の貸付及紙幣流通額は均しく增加せるも厦門は爨に閩粵戰爭あり、其軍用に貸出せるもの多額に失し、營業の活動頗る困難を來したるが青島問題の發生するや、各界皆國幣を用ふるに至れるより本行紙幣の通用之が爲に頗る擴張され信用亦日に加はれり、涵江泉州兩處は地方平靖にして商況舊觀に復し本行業務亦稍進歩せり、昨年度は軍事の影響にて一萬四千餘元の欠損を生じたるも本年の純益は七萬餘元の增加を示せり

本年純益　六一、三三二元
紙幣流通高　一、五二〇、〇〇〇元
預金高　一、八三〇、〇〇〇元
貸付高　二、一三〇、〇〇〇元
爲替買賣高　四、九三〇、〇〇〇元

粵行(香港支店)及所屬。香港支店の營業は南北各支店の盛否に附隨するものなるが、本年は金錫の抵當貸付大部分を占め、遂に南北支店をして融通の便を缺かしめ商貨停滯し市場頗る困頓を來せり、廣東は夏秋の交生絲市場疲滯し繰絲の賣行き旺盛ならず、多少の商談ありしも船腹足らず、金融頗る逼迫せり、加之青島問題以來洋紙の輸入減少して一大貿易を失ひ、嗣いで米糧每月の需要三百餘萬石あるも外米價格每擔十一二元の高價に暴騰せる爲め輸入亦極めて困難となり、而も蕪湖の米輸出未だ解禁せず、一大宗貨物たる米輸入亦全く停頓せり、汕頭は粵省沿岸の要港にして糖蔴橙子の輸出年額約一千萬元あるも石油豆餅米麵の輸入數千萬元に上り、輸入超過甚しく常に南洋華僑の送金を以て之が調節に資せり、是を以て本埠各商概ね爲替業を兼營せり、瓊州は氣候四時溫暖なるを常とするも近年多寒嚴しく加之客臘兵火の災を被り、商家の被害少からず、今尙原狀に復せず、粵行本年度の成績は昨年に比し十一萬餘元の增益ありたり

本年純益　一八七、八七五元
紙幣流通高　四、三四〇、〇〇〇元
預金高　一一、九〇〇、〇〇〇元
貸付高　一二、六六〇、〇〇〇元
爲替買賣高　四、九四〇、〇〇〇元

浙行(杭州支店)及所屬。杭州市場の景況は常に上海市面に跟隨し、上海本年地金の大輸入現銀の大輸出ありて銀元騰貴せる爲め、杭州錢業者は盛に現銀を上海に輸送せしかば市面大に枯渇し、打歩を付して上海より現銀を再輸入するの逆象を呈し、一千元に付き最高十六元五角の高歩に至り、官憲の誥誡取締ありしも錢業者の私行已まず、本行金融調節の責あり、卽ち犧牲を客まず進んで多額の現銀を輸入して金融の救濟を圖れり、寧波紹興の兩地も杭州の弊風を鬪ぎ錢業者の私行私利毫も公衆を顧みず、甚しきに至ては金融を杜絶せんとし、本行の影響尠からず業務頗る困境に立てり、嘉興湖州は水災ありて秋季農產の收獲なく、預金幾んど引き出だされたるも幸に茶生絲は旺盛なりき、溫州處州二地は山貨の產出盛況なりし爲め金融は頗る平穩なりき、本年度の純益は昨年に比し九萬五千餘元の減少を示せり

本年純益　七九、三三六元
紙幣流通高　一、八七七、〇〇〇元
預金高　四、九九〇、〇〇〇元
貸付高　三、九八〇、〇〇〇元
爲替買賣高　二二、七〇〇、〇〇〇元

晉行(太原支店)及所屬。太原春標本年西北需款の時に當て其出入大差なかりし爲め金融頗る平穩夏標は原來平淡なるも天津上海罷市の影響を受け金融頗る動搖し、秋冬兩標幸に事なく經過せるも滯滯者尠からず、加之北京天津の外交運動は尠からざる影響を及ぼし、殊に張家口に於けるルーブルの暴落は密接なる金融關係を有する當地に甚深なる打擊を與へ、銀元市價最高七錢〇六七厘を示し、從來罕に見る現象にして金融の甚しく逼迫せるを窺ひ得べし、斯くの如き金融中に於て當地產業は頗る幼稚にして商業の發達殆んど見るべきなく本行營業の發展亦實に容易ならざるものあり、運城は產鹽地にして居民鹽業者大半を占むるも近年來漸く蘆鹽に蝕食せられ、且つ附近各縣所產の大宗綿花亦收穫減少して而も價格暴騰し、當業者觀望して進まず外埠の送金爲に大に減色あり、新絳の地綿花煙草の大宗產物あるも加稅に因りて罷業し滯貨容易に動かず、金融少からず打擊を被れり、晉行狀況斯くの如くにして本年遂に欠損の已むなきに至れり

本年欠損	二、〇六九元
紙幣流通高	四六〇、〇〇〇元
預金高	九二〇、〇〇〇元
貸付高	七八〇、〇〇〇元
爲替賣買高	五、一七〇、〇〇〇元

渝行(重慶支店)及所屬。上海の金價低落の影響は遠く重慶の市場に打擊を及ぼして金融頗る逼迫し、上海漢口各爲替均しく暴騰せり七月に入り漸次緩和を見、汽船航通と共に輸出入頗る旺盛となり金融活動し始めたるが、渝行歷年四川の擾亂に因り歷任各督軍の强迫を受け、其用に供せる紙幣五百萬元に達し、而も之が準備金は全く空虛なるを以て之を整理するに非らざれば信用を恢復する能はざるより、本行は暫らく營業を停止し專ら之が回收に力事することゝし、當局と協議の結果本省鹽稅の三割を以て四川政府の本行に對する債務の償還に充て、之を以て價に準じて所發の紙幣を回收することに決し本年一月より實行せり此外更に本省地方稅の三割を以て之に資することゝなり、成都重慶兩地に於て百餘萬元を回收せり

成都は市面平靜なりしも一般業務を放置して對政府債權整理を專らとし、萬縣瀘川自流井五通橋瀘州各地皆均しく時局紛糾に因り尙未だ復業せず、本年度の純益は昨年に比し三萬餘元を減せり

本年純益	一一、一三六元
紙幣流通高	四、二五〇、〇〇〇元
預金高	一三、八三〇、〇〇〇元
貸付高	一六、〇一〇、〇〇〇元
爲替買賣高	一、八二〇、〇〇〇元

黔行(貴陽支店)及所屬。黔行は爲替及外埠の手形購買を以て主要業務となし、春季南北和議停頓し商業の阻滯著しく、送金亦頗る鮮く、漢口重慶爲替振はざりしも土貨の出產頗る好況なりし爲め、下半期に入り外埠商人の買出しに來れる者、本省商人の輸出に從事する者共に均しく甚だ多く、本省の來款之に因て頗る多額に上り金融漸次活況を呈せ

り、本行卽ち機に乘じて擴張を圖り、安順三江の二處に出張所を分設せり、安順は綿絲洋布の輸入山貨の輸出あり、三江は木材の輸出盛大にして二出張所の營業頗る利益を獲收行本年度の純益は前年に比し五萬餘元を增加せり

本年純益	三八、二〇〇元
紙幣流通高	八五〇、〇〇〇元
預金高	一、二〇〇、〇〇〇元
貸付高	四三〇、〇〇〇元
爲替賣買高	一、三八〇、〇〇〇元

秦行(西安支店)及所屬。陝西省頻年匪亂相繼ぎ農鋤を棄て商は業を止むるの窮狀を呈し、本行亦前年二月存欵全部を督軍署の用に供し遂に營業を停止するの已むなきに至れり本年南北兩軍各々界限を劃定して停戰せるも各地の土匪未だ鎭定せず、尙未だ復業の時機に到らず、對官憲債權は本省煙稅收入を以て返濟するの約あるも稅收多からず今に至りて未だ實行せられず、漢中出張所亦營業を停止して時局の平靖を俟てり、故に秦行本年度の營業は何等言ふべきなく徒に債權整理の爲め經費を空しく浪費せるのみ

本年欠損	五六、九八〇元
紙幣流通高	一〇、〇〇〇元
預金高	一二〇、〇〇〇元
貸付高	四九〇、〇〇〇元
爲替賣買高	四〇、〇〇〇元

贛行(南昌支店)及所屬。本省財政廳引續きて八年地方短期公債二百萬元を募集し、又各商家の漢口よりの送金を湖南に轉送せ者の約百餘萬元あり、加之秋季上海の銀元騰貴に乘じて現銀を上海に輸送せる者亦甚だ多く、土貨上市の頃現銀既に窮乏し金融頗る逼迫を來せるを以て本行は市面の需要に應じて多額の貸出をなせるが利息增高し預金の吸收容易ならず、預金者亦紛々引出して獲利を圖りしを以て預金額前年度に比し稍減少せり、九江は茶業頗る衰微し既往十分の二三にも及ばず、其他各項輸出亦頗る寂寞を示せるが秋季に入り米糧の輸出多額なりしを以て金融は逼迫を免れたり、贛州は駐紮軍隊多く市場未だ恢復せず、本行營業極めて平凡なりき、景德鎭は陶磁器工業旺盛を極め本行營業亦頗る活動し爲替賣買の如きは昨年度に倍せり、吉安は市面平穩にして現に各錢業者は現銀元本位を用ふることに決議せるを以て本行の紙幣は將來推廣に難からず、贛行本年度の純益は前年に比し三萬七千餘元を增加せり

本年純益	一八三、三〇七元
紙幣流通高	九六〇、〇〇〇元
預金高	二、四〇〇、〇〇〇元
貸付高	二、二七〇、〇〇〇元
爲替賣買高	二、八〇〇、〇〇〇元

皖行(安慶支店)及所屬。蕪湖は米產の樞區にして廣東汕頭烟台寧波の四幇本埠に在りて米穀輸出に從事し其額約七百餘萬擔三千萬兩に達し、金融之が爲め頗る活潑なり、安慶は省城なるも輸出に物產乏しく四周に河流なく、市場發展の餘地なきも本省の稅收素と頗る豐富にして軍政各費殆んど竭蹶なく、本行の對官憲債權夏季に入り既に其十分の八

の返濟を受けたり、蚌埠は津浦南北の衝に當り安徽北部物產運輸の要道にして本年夏秋の交降雨少く農產面白からず、加之本年火災頻出せるも市場は日に繁昌せり、四五月間上海罷業風潮の影響を受け、蚌埠亦數日市場停止し金融恐慌を示せるも下半期に至り漸次緩和されたり、雖然各錢莊の利益は昨年の佳良なるに如かず、此外廬州六安各地均しく綿茶盛況を呈せり、皖行本年は蕪湖米市場十數年來未曾有の好況を示し、且つ上海漢口につれ利子增高し下半期に於ては常に一分七八厘を上下せるを以て稍々利益あるを得、昨年度に比し三萬五千餘元を增加せり

本年純益　四五、二五三元
紙幣流通高　四一〇、〇〇〇元
預金高　一、八七〇、〇〇〇元
貸付高　一、九三〇、〇〇〇元
爲替賣買高　一一、五〇〇、〇〇〇元

湘行（長沙支店）。湖南銀行發行の銀兩銀元銅元各紙幣悉く廢止し銀元本位に改められたるも商民殆ど破產の苦境に陷り、經濟の困難復た名狀すべからず、更に籾ぬるに米穀の輸出禁止せられ、鑛物の市價低落して輸出振はず、加之江西湖北各錢莊が長沙錢莊に融通せる二百餘萬元の回收あり、現銀の枯竭、上海漢口爲替の暴騰、利子の激高、近年稀有の現象を呈し、金融恐慌を極めたり、本行紙幣は所謂惡貨驅逐良貨の常例に依り從來推廣容易ならざりしが、湖南銀行紙幣廢止以後漸く日に信用を得、漢口支店の紙幣亦喜んで使用せられ均しく共に金融に資せり、十月以降アンチモニーの市價漸く持ち直し米穀の輸出亦解禁せられ金融頗る緩和されたり、斯くの如き金融狀況なりしを以て本行預金の吸收容易ならず、前年度に比し減少を見たり、貸付は時局未だ安靖ならざるを以て大に之を手控へ爲替は減少し、市面現銀の欠乏甚しきを以て本行は市面維持の爲め短期融通をなし、取引錢業者中最も確實なる者に半月或は一個月の期限にて約二十萬元を貸出せり、本年度の純益は昨年に比し三萬二千餘元の增收ありたり

本年純益　五〇、九六八元
紙幣流通高　一六〇、〇〇〇元
預金高　五一〇、〇〇〇元
貸付高　二一〇、〇〇〇元
爲替賣買高　四、五〇〇、〇〇〇元

口行（張家口支店）及所屬。蒙古貿易は大宗輸入として磚茶綢布雜貨、大宗輸出として毛皮牲畜、何れも皆張家口を經由す、此等賣買は從來概ねルーブルを用ひ來りしがルーブル暴落の大影響を受け恰克圖庫倫の商業大打擊を被り幾んど支ふる能はず、張家口の金融亦非常の恐慌を惹起し、商家の倒產せる者三十餘の多きに遠せり、毛皮輸出の顧客は概して外商にして金價下落の爲め買付頗る減少し貨物於是停滯し市面空前の寂寞を呈せり、本行卽ちルーブルの信用失墜せるに乘じ極力紙幣の推廣に力め、遂に庫倫の貨幣本位を確立せしめたるは恐慌中の一慰事とす、歸化の商業は從來銀兩を用ひたるも現銀拂底せる爲め銀價約三割の暴騰を示し、外商毛皮の買付少く貨物甚しく停滯し、北京天津

爲替は一千兩に付き三百餘兩の大差を生するに至れり、金融の逼迫を知るべし、斯くの如き狀況なりしを以て本年度は大欠損を招けり

本年欠損	一〇三、五二三元
紙幣流通高	九八〇、〇〇〇元
預金高	一、七九〇、〇〇〇元
貸付高	一、三五〇、〇〇〇元
爲替賣買高	四、六〇〇、〇〇〇元

民國八年度貸借對照表

負債之部

資本金	六〇、〇〇〇、〇〇〇元
積立金	四、一一六、七七二
兌換廠損塡補準備金	三、六七九、二五一
定期預金	三五、六六三、七一四
當座預金	一四五、七九六、一四五
賣渡爲替	三、〇三八、八六八
兌換券	六一、六八〇、〇八八
（兌現券	三九、六九七、〇一四
停兌券	二一、九八三、〇七四
（京 滬 粵 三 行）	三、四五六、三三三
本年純益金	三一七、四三一、一七二
合計	四七、七二〇、二〇〇

資產之部

拂込未濟資本金	四一、一四二、六七二
定期貸付金	
財政部	四、一九五、四〇〇
財政廳	一四、四五〇、二四五
其他	二二、四九七、〇二七
臨時貸付金	一四二、九〇九、四二一
財政部	四四、五八六、二七四
財政廳	五、三三四、四三六
其他	九二、九八八、七一一
有價證券	一〇、六三二、五一七
土地建築物什器	二、八八六、七五三
創立費	一一九、五七一
兌換券印造費	一、三五九、〇七三
兌換券準備金	六一、六八〇、〇八八
現銀準備	三一、三九九、一二五
兌換券項下	二七、六七六、五〇八
停兌券項下	三、七二二、七一七
（京 滬 粵 三 行）	八、九八〇、八七六
現銀有高	三一七、四三一、一七二
合計	

民國八年度損益表

損失之部

諸經費	三、四六四、七一六元
土地建築物什器償却	三一六、五三二
創立費償却	四八、六九九

兌換券印造費償却	一三九、二五二
本年純益金	三、四五六、三三三
合計	七、四二五、五三二
利益之部	
前年度繰越金	二九一、一二六
爲替利益	一、四一一、六八三
利息	五、四九七、五〇八
雜益	二二五、二一四
合計	七、四二五、五三二

庫倫通信

入蒙旅行日誌

特派員
在庫倫　小西茂

附張家口庫倫間の交通狀態

緒言

余大正八年十一月本會の命により東京を出發して外蒙古庫倫に赴く、凡そ該地に入るの道にあり一は西比利亞鐵道二より本線上の一驛「ウエルフネウヂンスク」に至り是より國路を捨てて吉類交通により沿途恰克圖、買賣城を經露蒙國境を突破して南進庫倫に達するもの而して東京より一直二十數日を要す二は支那北京を經て京綏鐵路により張家口に向ひ張家口より吉類を驅して內外蒙の沙漠を橫斷し北上庫倫に至るもの、而して東京より需要四十數日を要す

二路共に遙路寒冷峻烈、物資乏しく行旅の難困より長懼すべきありと雖ども前者に依る場合は旅程の過半が鐵道を利用し得る便あるを以て比較的容易なる感あれども當時露國內亂の爲經路一帶鐵道動かす戰禍漲りて危險の冒し難きものありたれば予は世人の一層困難と危惧せる後者に由るの外なかりき

大正九年一月八日張家口を發す時恰も寒氣酷烈の候に際し漠北の地氣風絕えず狂ひ荒び積雪日に深ふして氣溫既に零下四十餘度を示すものあり遠征の雄圖自ら崇躍たりと雖とも路上の艱難殆ど言語に絕するものあり行程二千餘支里、日程三十又五日、萬死に一生を得たる心地して目的地庫倫に着せしは二月十一日神武建國の佳辰を紀念すべき當日なりき

今默想沈思して此の間の見聞を記して遺漏なからん事を期せんと欲するも路上風雪の酸界飢渴の苦惱深更の强行軍に意識少しく朦朧たるものありて回想を喚起するも鈍馬に鞭つの感あり僅に雜感極まる日記を拔萃して報告に代ゆるものなり

更に本旅行に最も印象深かりし張家口に就き略述し遂ふて本旅路に於ける交通狀態を附記し以て本文の不備を補はんとす

大正九年四月

張家口

張家口は民國二年張北縣と改稱し察哈爾與和道に於ける區域たり、北京を距ること西北三百四十支里(百十六哩)北

緯四十一度、東經百十五度の地點に位す

地勢は西北一帶天寶太平の巨嶽近く迫り東南稍開け廣袤東西廣く而して四支里あり南北狹く而して二支里に及ばず氣候概して寒冷なるも近傍克く五穀實り市街爲に繁榮す市街は通河南北に貫流して西岸を下堡と稱し官衙兵營並に對外交易に當る商舖櫛比し東岸を上堡と呼び京綏鐵路車站を圍繞して新市街產れ市中最も殷賑を極むる處たり而して全市商舖三千餘民衆一萬を超へ人口十萬と號す

當市は未だ開市場として開放せられざるも北に多倫諾爾西北に庫倫恰克圖西比利亞、烏里雅蘇臺科布多、西に甯鎭歸化城伊犁新疆、西南に山西全省等の要地を續し內地交易交通上の商貨取引、輸送、金融決濟等の中心として既に史あるや年あり

近來益々殷盛を極むる氣勢を示し輸出品に雜穀畜類獸毛皮類を、輸入品に茶類布帛雜貨等を大宗として專ら對外貿易の仲介市場として外蒙百萬方哩の商域に對する策源地たり

當市は對蘇交易の中心たると均しく對蘇交通の起點たるは云ふを俟たず

直隸山西の漠北近接地帶より外蒙諸旗內に入らんとせば西に歸化城ありて西口と呼び東に張家口ありて東口と稱する二路に依らざるべからず

而して當市を起程し近接遠隔の邊疆に通ずる主なる道路並に其の距離を示し當市が交通樞要地點として其の緊要なる所以を語らん

地名	向	距離
察哈爾鑲黃旗	北路	三六〇支里
同 鑲白旗	同	五五〇同
同 正藍旗	同	三四六同
同 正黃旗	同	六七〇同
同 鑲紅旗	同	四五〇同
多倫諾爾	東北路	四七〇同
察哈爾正白旗	北	四六〇同
同 正紅旗	同	四二五同
同 鑲藍旗	同	四七〇同
庫倫	同	二九〇五同
恰克圖	同	三一二〇同
經棚縣	東北路	八六五同
宣化縣	東南路	六〇同
豐鎭縣	西路	三八〇同
陶林縣	同	五四五同
陽高縣	西南路	二二九同
得勝口	同	四三二同
興和城	西路	二〇〇同
涼城縣	同	五九〇同
歸綏縣	同	七四〇同
大同縣	西南路	三三二同
殺虎口	同	八五〇同

是等交通路網中當市に對し最も關係密接なるものは庫倫恰克圖に到るものにして從來當市は前記各地方の交通路に對しては神經中樞の如き觀ありしが昨今京綏鐵路開通せられて以來山西方面に於ける大同、歸綏、豐鎭等の各都市は漸次當市より離れて自主的發展をなし殊に歸化城に至りては對蘇交易に就いて全く當市と其の精を爭ひて對峙拮抗する

氣勢を示し當市は僅に是等諸方面に對する單なる通過地として辛ふして昔時の情性を持し居るの狀態に推移せるを以て庫倫恰克圖路の一線は實に當市爾今の死活を制すべき重要路となれり

殊に昨秋外蒙の支那歸順以來張庫間の來往昔日に倍して頻繁たるものを呈し更に張庫間の鐵道敷設の企圖は聽て支那本土を始め東洋各地と歐洲を聯絡せしむべき最短距離となり世人の注視は必すや本交通路に集るべく吾人は寸暇も看過すべからざるものなり

張庫間の交通路

張家口卽ち東口より庫倫に達する道路は概ね數條ありと雖ども途中牧草、水、燃料、河沼渦漲等の關係により四季絶えず其の位置移動して必ずしも一定することなきも就中比較的固着的にして且つ來往者の利用頻繁なるものを擧ぐれば左の五線となす

（イ）第一路（電信路）

本路は張家口を基點とし庫倫乃至恰克圖に通ずる電信線路と併進するものにして張庫兩地間の距離六百八十六哩と稱す其間同一距離を以て三個の電信取繼支局の設置あり滂江、烏得、吹林是なり

一般旅行者若は商貨輸送の隊商の往來繁くして一名商路の稱あるは故なきに非らず支那人は此間を二千支里と算し居れり

目下運行せる自動車も本路に由るものにして其の他官差の往還郵便物の遞送等も專ら本路を利用する事多きを見る

沿途著名の要所並に各地間の距離を示せば左の如し

地名	各地間距離（單位哩）	張家口よりの距離	沿道概況
張家口			邊路街より一直大境門に出るや直に天平山大峽谷間の隘峽路に連る
南天門	三、五	八哩	天平山大峽道中の右側に在り戸數十數戸の小部落
土井子	一、三三	一一、五	位置同上戸數亦二十家に滿たず
ホールシャル	〇、二	二、四八	峽道終點の地左側に三十餘戸を點在す
ハンノルバ	五五、〇	二五、〇	前驛より忽ちに急激なる峻阪となりて前後十數里に亘る巨坂となる路傍約七合目の地點に關帝廟の一祠あり
興和城		八〇、〇	ハンノルバの峻坂を極むれば直に內蒙の大廣野となる本驛は察哈爾の要地、支那兵舍、監獄等の設置あり人家五十餘戸
廟灘	二、〇		自動車第一日行程の止宿所附近小丘陵か起伏す
黑馬湖	四、〇	八二、〇	大廣野遠く連り眼界漸く單調となる 戸數二十餘戸 外に察哈爾暫編混成旅團管下の兵一連の駐在を見る

大馬群	一二、〇	八六、〇	白耳義人の牧師布教に當る天主堂教會を中心として移住農家十數戸あり
エンノール	八、〇	九八、〇	本路の右側より距つる事二町餘戸數數十戸近傍概れ平坦なれど部落の背後に小丘低く連なる
トロゲイ	一五、〇	一〇六、〇	エンノールは蒙語鹽湖の意該地一帶鹽分乃至は天然曹達に富み牧業等に不適として稱せらるゝものあり
		一二一、〇	トロゲイ蒙語の顚の義なり前驛までに於ける家屋の大部は支那家屋にして是等は概れ支那移住民の開墾區域の前線たるの觀ありしが本驛より先路は蒙人の游牧圏内となり始めて蒙古包の出現を見るに至れり
ブルトン	三〇、〇	一五一、〇	該地一帶の稱呼に過ぎず人家更に見るなし
ヂヤブサル	六〇、〇	二一一、〇	附近の道路は波狀に起伏せる小丘の間を走る
	三〇、〇		小丘起伏せる粗悪道路の左側に四個の蒙古包分在す
			就中の一戸は自動車の小憩所に充てらる
			本驛に至るまでの路上にありては支那人の移住數多なると地味亦一定の生産力あるを以て路上行旅者は物資の供給を得るの便ありしも是より先途は全く自携品に依らざるべからず
ポクトンゴール	五一、〇	二四一、〇	蒙語佛の河の意、果して一小流あり附近に二三の蒙古包を見るも必しも定着を保し難し
湯江	二〇、〇	二九二、〇	附近一帶の高丘麓に位し全路有數の湧所と稱せらる自動車宿泊處電信支局其他數戸あり
白廟（チヤガンソム）	六八、〇	三二〇、〇	白色の西藏廟路傍にあり旅者の好目標たり
哀領大北數	一一、八	三八〇、〇	大波動狀の原頭に位す自動車の小憩地點、支那家屋一戸、車庫一戸、蒙古包三箇あるのみ前方數町の處に一箇の井水あり
得勝口	三七、二	三九一、八	内外蒙古の境界點にして路傍西側に數多のオボ（土堆）あり
駱駝溝	二〇、〇	四二九、〇	道は兩岸絶壁なる渦水の河床を行く
烏得		四四九、〇	附近に數多の楡木旗生して驛が視趣を喚く
			張庫兩地間の略中間に位す電信支局、自動車宿泊等の屋宇あり

シラフト				本驛を中心として附近一帶の防備に當る支那兵約二百散在す
	一二一、三			烏得に至る約二十支里の後方路上の右側に徑尺餘の立木二樹あるを見る附近平蕪單調の漠程北斗の麓たり
吹林				此の地一帶波狀の丘阜連綿たり河線の如きものありしも渡結して平地と異ならず
	一四〇、〇	六〇九、〇		眼界人家なし
サイウス				烏得吹林の略中間に位す官道と本路の遷道地點たり
	一二〇、〇	四八九、〇		官道趾より二路に分岐し一は本路より稍西偏北行して庫倫に至り他は更に西南して烏里雅蘇臺に通ず
ホンゴルノール				附近清澄せる井水ありて人畜の渴を潤するに足ると云ふ
	四〇、〇	一六三、〇		崎嶇たる岩山の溪間に位し四五百の僧を網羅せる路上稀に見る大伽藍たる喇嘛廟を圍繞して數十戶の民家あり其他電信支局、自動車宿泊處等ありて本路上の重要地點とす
				附近路面一面に岩骨露出して凹凸甚しく極めて惡路たるの觀あり

ゴルバントロガイ				廣袤數十支里に亘る原頭にあり一流其中間を貫く
	二〇〇、〇	八七〇、三		道路一直北に走り二日の駱行により漸く左偏せるの心地す
イハタブ				自動車の小絕地とせるの外特記すべきものなし
	九〇	一、〇五〇、三		只兩山近く迫り路は遂に小高かある山背の峠を越えざるべからず上り詰めたる處の右側に一塊の土堆あり
ムトチン				稍傾斜急なる峠にして下坂は更らに急激なるものあり
	一六〇	一、〇七九、三		上下三支里餘の峠と雖しき頂上より遙か左の一角に汗山背面の木影灰かに見ゆ
東營子				張家口を發せる數條の各道は殆ど此の地點に來り會して庫倫に達するものなり
	二、五	一、〇九五、三		漸々庫倫近くして沿途市街化せるものあり戶數既に二三百戶堵列す
庫倫				大庫倫の一部たり全街大部分支那人よりなり所謂庫倫の買賣城と稱するもの是なり
	四、〇	一、〇九七、八		
	（本市街迄）	一、一〇一、八哩		

即ち張庫間本路の距離は一千一百〇一哩八にして幷は西北汽車公司自動車の指針より打算せるものにして稍實數に

庶幾きものたるべし尤も本路の距離に就ては行旅者に依り其言ふ處を異にし一般支那人は二千支里と云ふも口牌に過ぎざるべく南滿鐵道會社調査員の言に依れば一千一百二十五哩と稱し三井物産會社の測定は略七百五十哩より八百哩の間たるべしと呼び電信線より計算せば六百八十六哩とも稱し其後本路開轉の各汽車會社の發表を見れば一千〇三十七哩とも一千一百十三哩とも宣し居れり

是等全く言ふ處合致せざるものは路上各要地間の道路が牧草の有無河線の漲渦等の關係上氣節により必しも一定せざるものに所以すべく是等前述の各説を綜合せば大略本路の里程は一千一百哩と見て大差なかるべし

本路は官道と全く其趣を異にし官道は換馬傳驛の方法に依るを以て途中水草なき沙漠地を通ずるも何等不便なきも本路は此等便宜なきを以て逐路水草豐かなる處を撰ばざるべからざるを以て牧糧途々に茫々として繁茂し且つ諸處に（五里乃至十里毎と云ふも斯く整然たるものを實見せず）一井一槽ありて人畜の渴を癒するに足る

沙漠曠原の行旅は路傍何等か目標たるべきものなきときは途中幾多の岐路あるあり或は全く路跡の分明せざる處ありて往々其の去就に迷ふ事尠からず本路に在りては電線遠く連りて暗夜の北斗たり濃霧中の指南たる感あり近來本路を利用するもの多きも蓋し故なきに非らざるべし

古來商路と稱するものに左記の逐路あるを聞く元より本路と同一なるものなるべしと信せらるゝも沿途の地名並に距離等一致せざるものあるは半疑の存する處なり

蓋し沙漠中の道路たるや水草等の關係上必しも固着的ならざるを以て是等より來れる錯誤なるべきも沿途の地名等に至りては蒙支兩者各云ふ處を異にし殊に蒙語より轉化せる支那語には必しも本來の音を傳へず且彼等兩者には的確なる數理の觀念に乏しく加ふるに沙漠の行旅たるや元より地名距離等を差して顧慮に措かず水草を追ふて轉々野營せば以て足るにより沿途の要所ために築江ざるのみならず殆ど根據たるべきものを捕ひ得ざるは止むなき事に屬す

本路は輓近多數旅者が最も多く利用しつゝある狀態にして歸納的に稍固定せる道路たるものと信じ得べく古來商路と稱すべきものに至りては昔時頻々利用せられたるものなるべくも現時にありては僅に史上の遺蹟として一部識者に知らるゝものに過ぎずして向時果して交際に價すべきや疑はる

本路と云はず古來の商路と稱せらるゝものと云はず沿途の要地に至りては兩三處を除きたるものゝ外殆ど人烟稀にして概して其の地方一帶の稱呼たるに過ざれば來往者に取りては何等の便宜なく却て疑惑の念を喚起せしむるに過ぎざるものあり

今所謂商路と稱せらるゝものを參考せば左の如し

地名	距離（邦里）	道路の性質
張家口		
石家窩	二、〇	（無水の河中を行くが如く大小の石散在して粗惡なる事甚し）
土井子	五、〇	（險惡なること前區間に比し更に甚しきものあり）
大紅溝	七、六	

王亘瓦	一〇、〇	平坦なる草原にして良好なり
白城子	一五、〇	
ダーマチマルト	二〇、〇	前に同じく良好なり
ニカ	二三、二	
ボトロフ	二五、〇	
シニウソ	二八、六	道路同前なるも只小丘四方に起伏し
チヨロムウソ	三一、二	唯か眼界を遮れるは反つて眺望佳に
ク、テレリ	三六、二	覺ゆ
ホイトン	三八、一	
アバウソ	四〇、〇	
タレモアル	四一、八	小丘は次第に頂上に疊々たる岩石即
ノサバ	四四、三	ち山骨を現はし來れり
沙巴爾台	四六、八	少しく軟かにして粗となる
ツアルンクチ	四九、三	同前
クイルシウシルン	五三、三	
ワンシヤアト	五六、八	
リアプチアルシアルシル	六〇、六	砂土吹かなり故に軌道を印する深く して歩行難なり
ソオネー	六五、六	
ホトグト	七〇、二	同前
ハチユーホツチエ	七六、八	道路同前にして漸々不良となれり
ハタトー	八三、一	平坦となり大道を走るが如く地質漸
ミンガ	八九、三	く堅し猶砂土たり
ボローチン	九九、三	同前
シソーホトン	一〇六、八	道路稍高低を生し且つ軟なり
アルリア	一一四、三	同前
クテアル	一二三、一	平坦稍良
ツアラトーゲル	一二九、一	同前牧草なき處多し
ヘエソウソ	一三八、一	丘岡を横きるに從て高低あり
アボエリウソ	一四六、八	

ウラトン	一五六、八	丘附近は岩質にして硬し
クーチユン	一六五、六	降雨あるも路面變化なく同前 丘陵高低あれども概して平坦なる大
ツアハトーブソ	一七〇、六	道となり土石にして硬し
タリオチン	一八〇、六	前半區は良好にして後半區は不良な り
モ！プロシ	一八五、六	同前道路は丘岡中に在りて沿途の平
ツアロカシカル	一九六、八	原も四方丘にして從て丘を越ゆるこ と多し
クユシヤク	二〇六、八	丘又丘を越ゆること漸く頻々たり
ヅオハ	二一八、一	益々粗惡となる
ツアプチヤルポブツアル	二二一、八	同前にして砂土漸く軟かとなる
フオツオハー	二三三、一	稍良に復す
モシヤタ	二四〇、六	復不良となる
シヤロト	二四四、三	狹隘粗惡砂土浮遊せる處多し
モホロン	二四九、三	途中より漸く良となる
ボイラ	二五六、八	大道にして良好となりしも時々高低 あるを免れず
アルチヤツ	二五八、一	同前 良好なるも丘陵の少しく傾斜急なる もの二三ありたり
クチヤバラ	二六〇、六	半良に半不良なり
ベエヤプラ	二六四、三	次第に不良となる
ブンバートー	二七一、八	同前
モクトー	二七八、一	益々良好となり大道となる
クオガイー	二八四、三	同前
ク、ニートラ	二九四、三	
ボロチン	三〇四、三	前半區大道にして良好なるも後半區
ロ、ホトン	三一五、六	は粗惡にして凸凹甚し
ウゴタバ	三二五、六	大道にして良好なり

アルシャタ	三三六、八	平坦にして大道地質硬く小石散在す
庫倫	三四四、五	平坦にして漸次砂質を脫し土質を呈し來れり

或は曰く既上の道路は一名隊商路と云ひて電信路とは全く別個のものなりと或は然かあらん前兩表を對照するに各列擧せる地名と各沿道の狀態全く相符合する處のものなく元より張庫間の道路網數條あるを聞かば果して首肯するものあり兩者均しく同稱呼たるを以て必すや同一たるものなりと卽斷するは或は淺慮に失せさらんや本書は聊か玆に研究の餘地を存して後學に資せん

（ロ）第二路　官道

驛站路とも稱せられ專ら官差專用の線路たり卽ち外蒙の主要地と北京とを連絡する驛路にして約一日行程の地點に驛站を配置し之に必要なる家屋人馬給養品等を備へ公文書の遞送を掌り官用旅行者の來往に資し沿途の保安に任す

本路は起點を北京に發し張家口に出で張家口北方九十支里なる庙灘より西に迂廻し察哈爾內蒙古の地を經て才壁（蒙語にて單に沙漠と云ふ意なり）三十二驛を通じて寨爾烏蘇に達し此處より二路に分岐し一は北行して庫倫恰克圖に至り他は西北に走りて烏里雅蘇臺路（一名阿爾泰軍臺路）と稱して遠く烏里雅蘇臺に達す

北通庫倫に至るものは張家口を頭臺として其間四十六臺站あり其距離二千七百餘支里と號す

驛站の構成は驛路人家あらば直に之を利用し然らざる處に於ては距離飲料水等の關係上便宜の地點に特設す概ね蒙古包六個乃至十個を備へ人員馬匹駱駝の所要數を配す家屋は會々天幕を以て代用することありと云ふ

人員は凡て蒙古人より成り是等員數を示せば

一、官　一名　一、兵頭　一名
一、烏拉齊（馬夫）若干
一、馬　二〇頭　一、駱駝　一〇頭

而して各驛員數必しも一定せず實際に於ては交通の繁閑等により淸國の駐在官吏と經過地に於ける蒙古王公との間に交涉して適宜の增減を行ひしに由る

本路官道を行旅し得るものは淸國官吏又は政府の特許を得たるものに限り其旅券は察哈爾都統、庫倫辨事大臣又は烏蘇雅蘇臺將軍より發せしものなりとす

旅券は漢蒙兩文にて記したるものにして之と同時に旅行區域の各驛站に傳票を回送す本票は滿洲文にて記したる行旅者に關する給與命令なりと云ふ

是等驛給の食物は若干の小麥粉と雜穀羊肉を常とす（行旅者四人に對し一日羊一頭の割合）

行旅者は着驛と同時に所定の蒙古包に泊し給與せられたる食料を自炊飮食し翌日發程に當りて乘馬又は輓馬の給供を受け前進次驛に着するや更に新たなる馬匹を得て旅行を反覆するものなり大官及婦女子は概ね馬車駝車に由りしものなりと云ふ

今逐路の各驛站臺名を揚ぐれば左の如し

臺名	距離（邦里）	戶數
張家口		
順台		

| | | |

に幅員數哩の範圍に於て變移すと云ふ

而して牧草の有無は畜類に至大の關係を有するものなれば本路の利用は牧糧繁茂せる夏季間に當りて最も來往繁忙たるを知り得べきなり

張庫間牛車の所要日數は實に五十日乃至七十日を算すと云ふ

（ニ）第四路　郵便物遞送路

本路は郵便物運送の驛遞路にして大馬群より稍東方卽ち第一路と第三路との中間を一直線に西北に進み中途滂江驛にて第一路と合し吹林驛より更に分岐し東方に向ひイハタブ峠に於て再び第一路と合す

本路は通稱東路と稱し一般隊商の利用するもの多きは蓋し沿途水草を得るの便多きに依るものゝ如し

此間の距離第一路に比し稍遠き感あるも張庫兩地間郵遞送の早馬速達は夏季にありて七、八日冬季にありて八、九日を以て達するを得

（ホ）第五路　西路

第四路の東路に對し西路と稱せらるゝもの卽ち之なり路上飮料水稀にして補充困難なるため近時來往寡く隨て本路の概況及距離明かならず

思ふに本路は第一路の或る地點より分岐し歸化城より庫倫に直通せる商路と合するものならん

講和條約は死せり

ジヨージ、ブロンソン、リー

講和條約は死せり。支那國民は米國上院に於ける講和條約否決に就き、山東條項が其の有力なる原因なりとの謬想を抱きて、そこに一種の滿足を見出したるならん。然れども米國上院に於ける論戰の眞相を探れば、そは講和條約とは何等の關係をも有せざるを見るなり。そは專制政治に對する立憲主義の戰ひなり。一人の獨裁者の專橫なる支配に對する多數人民の權利の戰ひなり。これを他面より見れば實に支那自らが自國の救濟の爲めに解決せざるべからざる重大問題たる也。合法的に選擧されたる議會に於ける人民の代表者が國民を統治するを許さるゝか、或は軍隊の威力によりて、大統領の椅子に座し、銃劍を擬して民衆の意志を壓迫しつゝある暴主によりて此の立憲團體が無視せらるゝを許すべきかを決すべき大問題なり。

華盛頓に於ける講和條約の運命が敎ふる敎訓は、米國以外の一切の自治的民主國民の熟慮せざるべからざる所のもの也。外國の私利的企圖に對してはこれを批難攻擊し意地惡き漫罵を加ふる代りに、そが含有する全部の意義を檢討分析するに十分なる期間、これが可否を決するを延期する

を要す。米國民は聯合國並に全人類に對する責任を廻避せんとするものにあらず。然れども彼等は、世界將來の希望のかゝる自治の原理、嘗て一人の獨裁官の下に率ゐらるゝ偏頗なる政黨政治によりて無視せられ、屈伏せしめられ、冷嘲せられたる自治の原理を、先づ第一に完全に維持せんと決心せるなり。若し此の原理が今蹂躙せられ、憲法が最高行政部を拘束するの力を失ひをるとせば、吾人の政府檢査は左まで深く進むるの要なし。若し一人の大統領の野心を充すために憲法が蹂躙せられ、其の後繼者に對してかゝる先例を殘す時は、國民は遠からずして內亂に面接し、米國はラテン亞米利加及び支那共和國の水準にまで墮落するを見るに至るべし。

米國に於ける事態はかゝる程度にまで沸騰せるなり。戰爭を否議して理想主義、平和主義を皷吹し、全米に亘りて、軍備の必要と權利の擁護を絕叫せる米國男兒の勇敢なる代表者を批難しつつ四ケ年間責任を廻避せる後大統領ウイルソン氏は遂に議會に立ちて對獨宣戰を要求するの已むを得ざるに至れり。國民は一齊に彼に和しぬ。何等の躊躇もなかりき黨派の別は忘れられたり。昔時の米國人の好戰本能は引き續く獨逸の背信と侮辱とによる挑戰に對して新たに燃え上れり。大統領は此の世界の暗黑期に於ける米國民の驚くべき衷心よりの愛國的援助の意を解し之れに酬ゆる所ありしや？

否、彼は實際に於て次の如く宣言したり。「こは民主々義の爲の戰爭也、世界を民主々義的に安全にする爲めの戰爭也。そは黨派の戰爭也。民主黨の戰爭也、從つて民主黨のみが責任の地位にたつを至當とす」と。彼は共和黨の政治家が內閣の閣員としても軍隊の指揮官としても政府及び其の政治の責任を分擔するを許さゞりき。彼は身を卑うして一市民としての權利を要求し、祖國の危機に際して軍の司令官としてに非ずして總司令官の命令の下に單なる一旅團長として祖國の爲に戰はんとせし、リンカーン以來の米國最大の偉人の赤心を拒否し、批難し、無視し殆んどこれを破棄したり。彼又は赤心あり達識ある他の一米國人が大統領ウイルソン氏自らが平和主義と軍備撤廢の福音を宣傳しつゝありし當時、斷乎として國軍充實の必要を主張したりといふ單なる理由によりて、此の米國第一流の名將軍にして米國の恩人たる人を醫務局に招喚し體格檢査をなして身體に缺陷ありとして彼に退職を强要せり、米國共和黨員は故ルーズヴエルト氏並にウツド將軍に對して加へられたるこの侮辱を許さゞるべし。又彼が南北戰爭以來米國を富國强大に指導したる其の他の有力なる政治家外交家を度外視したるを甘受する能はざるべし。

他の列强が一齊に國內的黨派の爭ひを一掃して擧國一致聯立內閣或は國民內閣を組織して國內最高の識者を網羅せるの時大統領ウイルソン氏は執拗にも嚴密なる黨派的感情を固執し、經驗に乏しき理想家、夢想家の類を自己の周圍に集めて、有能の士にしてはじめて果し得る國家の大任に當らしめたり。而して千九百十八年十一月に於ける總選擧の間近に迫るや、彼は自ら出馬して國民は議會に民主黨の

多數を送らざるべからず、絶對に共和黨員を選擧すべからずと要求せり。共和黨はたゞ鳴を鎭めて其の地位を守りたりき。

米國の民衆は相互の主張を考量して判斷を誤たず、米國憲法の獨立に加擔せり。投票箱に移されたる民衆輿論の回答はこれを明に語れり。共和黨は上下兩院に多數を占めたり。大統領は欣然として國民の判斷を嘉納したりしか？否！

大統領は某々領袖より國際聯盟を講和條約より引き離すべく叮嚀なる勸告を受けたり。上院に於ける共和黨領袖は立憲國民の權利を驅使して此の點に關し彼に忠告を與へ此の種の如何なる條約もこれを拒絶せざるべからずと警告したり。彼は華盛頓にありて國內の政務を見、適當に任命されたる使節を巴里へ送りて條約の交涉に方らしむべしと強要せられたり。斯かる安全、健全にして從來の慣例に從へる一切の忠言に對して大統領は毫も耳を藉さゞりき。彼の兩眼は前方遙か地平の彼方に舞踊せる美しき幻影に集注せられたり。彼の頭は雲上に擡げられたり。彼の耳は不可思義なる空中の聲に恍惚として聞き惚れたり。斯くて彼は同僚の勸告を嘲笑し、巴里に向つて出發の夕べ公々然と之に挑戰し、「予は講和條約と國際聯盟とを打つて一丸とし、兩者を破壞するに非ざれば其の一を他より分離する能はざる不可分の條約として携へ歸るべしと」豪語せり。

然り而して彼は其の言を守れり。

講和條約は調印せられたり。大統領は之を携へて米國に歸り來れり。該書類は直ちに議會に附議せられしや。否然らず。そは獨逸の都市に於ては既に一冊二十五仙にて街頭に販賣せられ、佛、英、伊其の他の諸國を通じて其の內容が知られ、右書冊はウォール街の大實業家の手中に渡りゐたるに拘らず、米國政府の議會は全然これを關知することなかりき。而して機敏なる市俄古新聞の通信員が巴里に於て右書冊を入手しこれを太西洋の彼岸に送りて同新聞がその全文を揭載するに及びてはじめて世上に知らるゝに至りし也。米國上院が講和條約の內容を知り、その正文に接したるはこれを以て初めとする也。こゝに於て大統領は遂に條約の正文を上院に送附し、「右條約は直ちに調印されざるべからず。本文のまゝに承認されざるべからず」と附言したり。

最高四頭會議が巴里に於て秘密裡に一新紀元を劃すべきかゝる書類を草案し、之を調印し、之を米國立法部の一半を構成する上院に向つて、「直ちに所用の行に署名せよ」と要求せる也。露國のツアールも獨逸のカイゼルも日本往時の將軍も、如何に專制を極めたりしとはいへ、この時に大統領ウイルソン氏がなしたる以上に我儘にして侮辱的態度をもつて人民の權利を無視するの行動に出でしことなかるべし。

蟲が遂に脊を返したるは毫も怪むに足らず。上院共和黨の「憐むべき魚」は餌に飛びつくことを拒絶せり。陰忍持久の四年、全力を擧げて祖國に盡さんとする推賞すべき愛國的慾望をもつて彼等の心情を費消せし四年は、獨裁官の

あらゆる侮辱に對し多數共和黨を奮起せしめたり。この經驗は共和黨領袖の上に拭ひ去るべからざる印象を留め、黨員一般に強き敵意を生せしめたり。世界は此の結果を怪しみ得るや、世界は、條約を論殺せんと誓ひ、上院の咽喉を壓えんとする大統領の個人的意志の不健全なる慾望によりて侮辱され、蹂躙されたる憲法を忠誠にも擁護せんとする愛國的行爲を記錄に留めたる、「殘酷なる殺戮者」を批難し得るや？

共和黨は當惑せり此の事實は覆はんとするも能はざる也。はじめて共和黨領袖は憲法の下に上院の權力を驅使すべき決心を示せり。かくて講和條約は死せり。對獨平和を宣言せんとするノックス氏の提案は上院外交委員會を通過せり。そはやがて上院本會議を通過し、次いで大統領に否認せらるゝこと察するに難からず。該案若くは若干の妥協案は議員三分の二以上の投票によりて彼の否認に打ち克たるべし。この時に於ては如何？不信任案の風說は既に轟々として起りつゝあり。大統領は、「彼の義務を忠實に果さず、衷心より合衆國憲法を維持し擁護せんと努力することなくその反對に憲法並に其の目的を妨害し、粉碎せんとするに努力したり。」と批難されつゝあり。彼が國際聯盟規約をも含むヴエルサイユ條約に調印したるは、吾が憲法とは無關係にして吾が法律によりて承認されざる一法規に米國議會を屈從せしめんと故意に計畫せるものなりと批難せられつつあり。言語及び行爲によりて彼は米國上院に侮辱の意を示したり。彼は無知の民衆を煽動して、上院の權力の合法的使用に對せしめ、威嚇によりて政府の一半たる立法機關（上院）の權威を減殺せしめんとせり。これ彼が憲法によりて附與せられたる上院の不羈獨立の權利を剝奪し、彼自身が不法にも之等の權利を掌握して吾が對外問題を悉く獨斷をもつて處理せんとする企圖に他ならず。かくの如きは來るべき嵐の前兆にあらずして何ぞや。

日本樞密院は日本全權委員が主權及び平等權の重要問題を讓歩せりとして彼等の不信任を可決せり。唯だ日本にはかゝる目的の爲に設けられたる立法機關の缺如せるため、彼の全權委員は國民に對して其の過失の責任をはたすことなくしてすめり、米國には不信任に對する機關存す。大統領はこゝまでは達し得べけんも、これ以上に進む能はず。米國の憲法擁護戰は未だ終結せざる也。大統領はこれが疑ふべからざる高き動機より出でたるの故を以て法律の譴責を免るゝならん。然る時は爭點は民衆の投票によりて決せられざるべからず。明年大統領選擧に於て共和黨は、憲法なる語を絶叫して已まざるべし。

米國民は彼等と共に戰ひたる列國に對する義務を認めをれり。然れども彼等の第一の義務は彼等自身に對する義務ならざるべからず。若し講和條約にして原文のまゝに通過し、政戰の巷より勝ち誇りたる大統領の姿を見るが如きことあらんか、大亞米利加共和國の末路は遠からざるべし。米國々民は光榮あるデモクラシイの自由市民より一躍して光澤ある高きシルクハットの下に重々しき露國皇帝の帝冠を着けたる專制君主の臣下に變ずべし。（遠東時報）

時報

靳總理辭職、參議院の質問、後繼內閣問題——山東交涉經過、回答督促、對日回答——西藏問題抗議——京奉鐵道回收案——國會赴滬宣言——全國各界聯合會宣言——全國學生會宣言——議法政客の末路——在滬軍政府の議案——デユウヰーの演說——過激派嚴禁訓令——朝鮮人と過激派——阿片密輸の經路——湖南撤兵問題——會社の成立——廣東省の負債額——山梨次官渡支と佛紙所論——岑陸の局部講和——顧惠慶歸る——上海交易所成立——洋布類の缺損——寧紹商船會社總會——奉天の新設會社

靳總理辭職

靳總理は病氣の故を以て辭表を提出し遂に五月十五日附大總統令を以て左の如く任命ありたり

薩鎭冰

暫時國務總理代理を命ず

陸軍次長羅開榜

暫時部務代理を命ず

又同日大總統指令第一千二百七十八號を以て左の如く發表ありたり

國務總理兼陸軍總長靳雲鵬は病態重きを以て屢辭職の請願あり同總理は政樞を翊贊し夙に功あり請によりて十日間の休暇を給し靜養せしめ其間別に人を選び之を代理せしむ

一、參議院の質問

靳總理の辭職に對して參議院議員魏斯臭氏等の提出せる質問書の原文左の如し

質問を爲す事　國務總理靳雲鵬突然の辭職は朝野の驚疑政象の氛祲浮言洶湧して醞釀多日なるも繼任の人無し倘再び遷延せば危旦夕に在り茲に議員等は惶懼して險象の數端あるを應に以て諸當道に質すべし、其一我國は最近極めて困難なるの事三あり、一は和議兩年成らず民命に堪へず、一は外交緊迫して學潮を釀成し依然として內亂寧ざるに在り、一は財窮して兵滿つ凡百の事業萎して頓に支へず、靳雲鵬就職の初め裁兵と籌款に對して屢々宣言するありて早に一時の期望を負ひ和議已に進行して序あり、外交は將に民意を以て歸を爲し正に熟籌兼進に値するの時忽然中止して時機を幾んど失ひ、國難は延長し政府は國務を兒戲するのに譏に坐し人民は萬劫不復の苦を受く、試に問ふ此の次內閣の改組は目前に對して究竟何の救濟する所かある、其一靳雲鵬の辭職以來業に七日を經たるも危局を撐持するに繼起の人無し、卽ち人有りて各方面と意見の疎通條件の交換とにて時を費し力を竭すも猶成らざるを恐る、試に問ふ此の次內閣の改組は國家をして、無政府の境に陷入せしめざるや否や、其二我が國の內閣の更迭は突棋の覆去翻來するが如き輕率ありて嘗て試むるに已に習慣と成る大に國家の幸に非らず墨西哥は內閣問題を以て連年の荒亂を演出す我が國軍團會議の往事復辟の往事皆內閣更迭の時に起る、試みに問

ふ此の次內閣の改組は枝節の橫生して變亂を釀成するに至る無きや否、其三聞くに斬氏此の次去るを求めしは病を以て詞と爲す僅に一病因なれば殊に去位の道に非らず、其の或は別に原因の有るやも亦未だ知る可からず、即ち假令へ別に原因あるも此の艱危時に當りては應に嫌を蒙るも難を冒して以て國家に報ずべし、況んや國會は失政を質問するの時に非らず、何ぞ去るを言ふ、試みに問ふ此の次內閣は究竟挽回し能ふや否、假令挽留し能はざるも其の必辭の原因究竟安にか在る、上例の三端は僅に法に依り質問を提出す、議長は卽日政府に答達し三日間內に明白なる答覆を請ふ

二、後繼內閣問題

斬總理辭職を請ふや後繼者については周樹模氏出づべしとの說喧傳せられたり

其後周氏の內閣組織は停頓の形勢を示せるも確實なる方面の消息に依れば、曾毓雋安福派の間を奔走し斡旋に努め居れる故、二週間後には或は成立を見るに至る可きかと、尙一說に依れば周氏の友人等は尙ほ組閣を斷念するやう忠告して止まずと

斬總理過日辭職を請ひたる際中央政府は張作霖、曹錕兩氏より斬氏挽留勸告の電報を接受せる由なるも、之れ一片の儀式的行動に過ぎず何等形勢に變化を與ふるものに非らず

周樹模愈內閣組織着手に就き某總長（曾？）は極力國會方面との疏通を可る可く努力し居れるが、近く某俱樂部に國會內の重要分子を招待し周組閣に對する意見を徹すると共に、反對する小政黨に對しては別個に疏通を計る筈なり、薩海軍總長の代理總理任命發表後新內閣組織運動は着々行はれつゝあるものにて、舊內閣員中、海軍薩鎭冰、司法朱深、交通曾疏雋の三總長は變更さるゝことなかる可く、外交總長は目下外交緊迫の際とて進んで此難局に當るもの無き故結局陳籙なるべし、財政李思浩は已に野に下る決心を有し陸宗輿起つ可しとの說あり、然れども陸が果して之に當るや否や目下不明なり一說には李世鐸を以て財政總長たらしむ可しとも謂ふ

內務總長には張元奇任命さる可しと噂せらる氏は最近經濟調查局總裁に任命されたるものなれば、將來或は內務長たるやもしれざれど現在直ちに總長たるや疑はし周氏は之に就て田文烈と交涉したる模樣にて、當分は田總長繼續就任せんと而して將來田が農商總長に轉任の際新に內務總長任命あるべしと

陸軍總長には周は元來傅良佐を任命せん希望あるも傅は之を希望し居らず、故に田中玉任命さるべし

敎育總長は范源濂說と張國淦說とあり張は漢口商場督辦として、湖北人の反對に逢ひ農務總長たらん希望あるも張は四面に反對者多く有する爲め入閣は困難なるべし

山東交涉經過

一、問答督促

小幡公使が四月二十九日西田通譯官を帶同し支那外交部に陳次長を訪問し過日提出せる山東問題解決督促通告の說

明をなせるが當日の交渉情形は左の如し

小幡公使は

(一)先づ日本の支那に對して山東交渉開始再督促の理由を述べ

(二)次に支那政府の本案に對し究竟如何の態度を持しつゝありやを詢問し

(三)最後に中國政府の速に我通告に對する回答を爲さんことを希望する

旨を述べたるが陳次長は之に答へて曰く

貴國の通牒は既に大總統及靳總理の方へ廻交して之に對する意見を求めたるが兩氏共今日未だ何等の意見表示なし但し一國の外交は民意を尊重すべきは當然なり而して中國の日支外交に對する民意の傾向に至りては中外各新聞紙に記載しあれば貴公使も探知し居らるゝ所ならん貴政府は兩國邦交の敦睦を圖り我政府に愼重考慮に足る期間を與へんことを望む云々

小幡公使は尙支那政府は我通牒に對し可成速に回答を與へ問題の解決を圖らんことを希望する旨を述べて辭せんとせるや陳次長は之を留めて

福州事件交渉に提及して曰く

曩に福州事件解決に付き中國政府より提出せる三條件は速に容認し兩國國誼を增進せんことを望む然るに貴政府は本事件を日貨排斥に起因すとの口實にて相互主義を以て解決せんとの意嚮なりと云ふが之は甚だ過當なり先年米貨排斥盛なる時米國人の我國人加害の事ありしも米國政府は今日貴國政府の如く米貨排斥に口實を藉る樣のことなかりき況はんや本事件の曲直は既に判明し居ることなれば貴政府に於ても能く此の旨を諒解せられんことを望む云々と

二、對日回答

斯くて五月二十二日に至り支那政府は日本に對し次の如き回答文を發したり

青島還附及其他山東善後問題解決に關し四月廿六日の照會に接せり本件は曩に本年一月貴公使より親しく交附せられたる口述書に述ぶる所の貴國は條約實施の結果青島還附膠濟沿線撤兵の準備を爲さんと擬し居れりとの各事は本國政府既に等しく領會す如何にせん支那が膠澳問題に對し巴里大會に於て主張せる所今尙貫徹する能はず之に由り對獨和約に調印せず此の時貴國青島問題を會議せんとするが如きは根據なし且つ全國人民が本問題に對する態度の激昂は最も貴公使の熟知せらるゝ所なり本國政府は以上の原因に基き日支邦交改善の爲め輕率に回答せず其後改正口上書に接するに及び益々貴國政府が膠濟沿線軍隊の撤退を欲せらるゝを知り本國政府は將に該地方官と便宜商議し警備隊を編成し以て全線保護の責に任せんとするの時又照會に接す當時本外交部長より本國政府は俄かに貴國と會議する能はざるの情況を面述したり唯々目前事實上の情況に依れば對獨戰爭狀態は既に終了せり總て日本の膠澳境界內外の軍事施設は自然繼續保持の必要あるなし

而して膠濟沿線の警備を速かに歐洲戰以前の狀態に恢復

するは實に本國政府及び人民の最も熱望する所なれば自ら短期間に於て相當の組織をなし貴國沿線軍隊と交迭し以て全路の安寧を維持せしむ可し此の事と青島還附問題の解決とは全く二つの事に係る想ふに貴國政府は必ず會議を固執し由て以て實行の期を遲延し益々本國及び世界の耳目の誤解を繁くせしめざる可し貴國政府が果して戰時一切軍備上の施設を撤去して平和恢復の表示を爲さんと欲せば本國政府は自ら將に地方官に訓令し隨意貴國領事等に接洽辨理せしめんとす右回答す

西藏問題抗議

英支西藏問題はジョルダン公使歸國後一時停頓の態なりしが新任アルストン公使は迅速解決を期し最近之に關し略左の如き書面を支那外交部に致せり

昨年八月中國政府は川邊長官に對し西藏に向て決して兵を用ゐざることを嚴令すべきを表示し且つ當時四川雲南各省長官は亦此の旨を該地駐在各國領事官に對して聲明する所ありたり之より後英國政府は此の聲明を諒し西藏交涉に對して圓滿解決を計ることに決定し居たり然るに近日各新聞紙の記載する所に據れば邊地中國官憲は武力を以て西藏に干涉せんとし中央政府に對しては藏蕃內犯を口實としつゝありと此等の諸說は絕えて根據なきにあらざるべし又西藏政府は決して中國に侵入する樣の事あるべくもなし茲に友誼を以て忠告をなすものなり請ふ中國政府は速に各地方官に電報し輕々西藏に軍隊を入るゝを嚴止し問題の圓滿解決をして遲からしむる勿れ若し中國政府にして此の旨を諒せず之が爲め遂に不良の影響を發生せしむるに至らんには我英國政府に於ても之を默視するを得ず云々

京奉鐵道回收案

京奉鐵道回收案は梁士詒氏を首腦とする中華銀公司の手に於て進行されつゝありしが、梁氏と交通部との協議の結果協助の態度を執るに決し、梁氏より英國公使に交涉を開始せるが英公使は期限未滿を口實として拒絕せり、此拒絕は固より支那側の豫期せる所にして梁氏等は輿論を喚起して目的を遂行すべく、先づ國會議員林卓氏等をして建議案を議會に提出せしめ、該建議案は旣に議事日程に列入されたるが其の討議の結果を俟ちて政府をして積極的進行方針を執らしむべきが該建議案の大要は左の如し

吾國從來の鐵道は概ね外資に據り、實業の開拓文化の先驅軍事の機活皆債權國の掌中に操縱せられつゝあるは國家の痛患之れに過ぐるはなし、吾人は交通の獨立を圖らんが爲め先づ京奉鐵道の回收を主張するものなり、調査するに京奉鐵道借款は光緒二十四年（西曆一八九八年）督辦大臣胡橘華と中美公司と訂約して一百三十萬磅を借り、一九〇二年より利息を支拂ひ一九〇五年より每年元利五萬七千五百磅を償還することゝし、今年の償務尙一百四十三萬磅（今日の爲替相場にて換算せば二百九十四萬六千八百七十五兩）あり、而して該借款合同に定額以

上の償還をなす場合には豫め之を中美公司に通告し其の二割の割增を附すべき旨の條項あり、卽ち今年債務全額を償還するとせば五十八萬九千三百七十五磅（一百二十萬八千二百十八兩餘）の割增を加ふるを要し、前記債務額合計銀四百十五萬五千〇九十三兩餘更に之に用費一萬分の二十五卽ち一萬〇三百八十七兩餘を加へ總計銀四百十六萬五千四百八十一兩餘を支拂へは、京奉鐵道を完全に回收するを得べし、今日磅價低落の際此機會に乘じて權利の回收を圖るは最も策の宜しきものにして政府の籌備足らずんば、國民必ず踴躍して內債を迎へん、民國八年彼の平均收入を以て計算せば該鐵道の歲入は約二千四百萬元あり此收入を以て內債の擔保とせば、前記數額の償還金を募集すること毫も困難ならず政府の宜しく速に計圖せざる可らざる所なり

國會赴滇の宣言

舊國會議員は屢々討議の結果左の如く國會雲南移轉の宣言を發表したり

叛督兵を稱して約法を破壞し國會は非法解散に遭ひ總統は强迫せられて職を棄てたり同人等は職最高立法機關に居し國民委託の重きを受く、大法の凌夷國本の動搖を見るに忍びず乃ち自由に廣東に集會し初めは國會非常會議を開き繼いで平常會を開き更らに憲法會議を開きしは我が中華民國の立法權を行使する所以なり軍政府を組織し大元帥を選擧し復た軍政府組織大綱を修改して七總裁を改選し會議制を以て政務會議を組織し並びに國務院の職權を代行し大總統の職務を攝行せる者は我中華民國の統治權を維持する所以なり然るに意はざりき岑春煊陸榮廷軍政府總裁に尸位以來專意敵に通じ單獨媾和を希圖し護法を破壞せる事實は誠に昭著たり近頃復々章士釗鄒魯森等を派し叛督と勾串し秘密に五條の辦法を結び國會を犧牲にし並に私かに眞電を發せり（卽ち唐繼堯等の意見を徵集せるを云ふ）更らに莫榮新を賺使して國會の經費を扣留せり意ふに國會を無形に消滅せしめ藉りて私和の障礙を除かんと欲するなり且つ軍警を派して兩院祕書廳を圍搜せしむるなど淫威濫りに施し橫暴萬狀、同人等は開會職權を行使する能はず遂に相率ひて廣東を離れたり廣東を離れたる詳情及岑春煊が違法禍國の罪狀に關しては曾て通電を發して中外に宣告せるが惟だ同人等の職責の在る所は奚んぞ能く放棄せんや茲に國會自由集會の義に基き國會を雲南に移して開會し誓つて護法救國の初衷を達せん所有る廣東政學會系の少數議員竝びに不合法の議長が議會の主席となりて總裁を私選せること及び其他一切の行爲は完全に違法なれば當然無效となり廣東七總裁は已に其四を去れり政務會議は已に法定人數に足らず所有る職官の任免及び其他一切の議決は概して違法に屬す亦當然效力を生ぜず並びに六年憲法會議の恢復及新舊國會合併制憲等の謬說は尤も無稽の調言に屬す豈に能く僞を以て眞を亂さんや謹んで此に宣言し藉りて觀聽を正す護法救國は矢志渝らず凡そ我國民夫れ速かに奮起して之

れを圖れ

全國各界聯合會の宣言

全國各界聯合會は全國各團體及び列國各友邦に宛て左の如き宣言を發表せり

我等は這の暗黑時代に在りては民意を發展するに由なきを知る、本會は是れ四億人民を代表し强權を打破し外交を力爭して國際上の人格を爭ふ一種の團體なり賣國政府も亦我等と對峙的地位を占めつゝありしに本會を過激派の機關なり過激なる政客政黨より利用せらるゝ團體なりと汚衊せり此の手段は是れ賣國政府が民意を抑壓する慣用無賴の伎倆たり國人眼ある者の均しく看る所にして本會より辯解の價値なし本會は上海に在りて活動の能力を失ひたるも惟だ根本方面に積極的着手を必要とす故に五月十三日會議の結果

(一)本會は暫く職務を停止し各代表は各地に歸りて總會の情形を報告す

(二)後に五省各界聯合會の同意あるが如き時を俟つて大會を招集す

と決議したり吾等は此決議に基き卽日各代表は各地に出發せり同時に此の情況を國內の同胞及び列國各友邦に宣佈す

吾等は更らに最後に聲明せん本會は是れ全國民意的の一抽象結合に過ぎず其實力的運動は却つて各省各分會に在り故に吾等は現に上海を離るゝと雖も各省に向つて基本運動を作さん乃ち是れ積極的進行にして消極的解散にあらざるなり

全國學生會の宣言

中華民國學生聯合會總會は謹んで全國父老兄姊妹の前に宣言して曰く吾國不幸奸人位を竊み助けを外援に借り以つて利權を奪ふ東鄰此の千載一時の良機に乘じ其蠶食鯨呑の陰謀を施せり卽ち未だ發表せられざる密約を除く外二十一個條の要求の如き、軍事協定の如き、山東問題の如き高徐順濟鐵道の如き滿蒙鐵道の如き均しく、我死命を致すに足る學生等は良心の驅迫を受け國亡の日無きを痛み外交を力爭し國賊の主張を肅清せり前年留日學生の全體歸國してより昨年夏より今日まで各地學生の種々の運動は此志にあらざるはなし

今年一月日本の山東問題直接交涉の通牒を北京政府に遞る、對獨條約の調印を拒絕せるに按照して論せば已に絕對に討論の餘地なし謂はざるも北京政府は竟に悍然收受し甘心賣國を爲す是れ實に路人皆な知ることに屬す而して各地學生會は直接交涉反對の意見を發表したるも北京政府は民意を蔑視し置いて顧みざるのみならず反つて愛國の學生を蹂躪せり二月二十七日北京、天津山東湖南南京留日等の學生聯合會は本會に特別評議會を開き挽救方法を討論せんことを要求せり故に本會理事長は各省に通電して代表を召集し會期を三月二十日と定めたり然るに該日には法定人數不足なりしため十日間を延期し三月三十一日評議部にて討論

の結果は北京政府に期を限りて日本の通牒を駁回し軍事協定の無効を宣布し並びに民國四年以來の日支各種密約の取消しを要求し圓滿なる回答なきが如きに於ては最後の方法を以て對付せんと決議したり學生等は虎の爲めに皮を謀るは効たること殊に鮮きを知らざるにはあらず而かも猶ほ當局或は懸崖勒馬の意あらんことを冀へり然るに何ぞや言ふものは諄々たるに聽くものは藐々たり故に已むを得ず四月十四日通告を發して一致罷課以つて各界共締國難の同情を喚起せんとて奔走呼號茲に一月、徒らに誠信未だ孚ならず感化力めず之れに因て各界文電の呼籲多しと雖も終に具體的方法なく其荏苒何ぞ大局を補はん加ふるに外交の形勢益々險惡を來たす寧ろ鷄口たれとは古へに明訓あり成敗興亡此の須臾に爭ふ當さに其餘勇を鼓して努力前進すべし

誠に「求學は救國を忘れず救國は求學を忘れず」とは學生等の拳々服膺の名言たるも勢兩全し難きに至りては寧ろ救國によりて學業を犧牲にすべし決して學業を顧全して救國の天職を放棄するに忍びす是れ繼續堅持の通電ある所以なり

然るに詎んぞや萬惡政府は學生を拘禁し會所を封鎖し學籍を除き升級を停止し學生救國の念を挫くのみならず更らに登校せる學校までも一律停辦し教育費を軍費に擴張せんとする宿願を達せんとせり同人等は倘し舊法を固守し一變せざるに於ては繭を作りて自縛するも啻ならず適々其計に落ち入るべし湖南の學校校庭に盡く茂草の鞠へるは殷鑒遠からず實に寒心の至りなり教育は立國の根本にして斷じて其の動搖に任し難し茲に於て評議部は本月十七日より一律登校し以て奸人の口を免ることを議決せり同時に救國の事業に對しては更らに各界と協同して積極に進行せん深く願ふ國人各自匹夫責あるの義を懷き共に興亡與倶の心を存し第三者を以つて自ら居る勿れ不折不撓以つて進まば國際間の非理壓迫及誤國殃民の官僚軍閥は庶くは掃除淨盡の日あらん一息尚は存せば斯志渝はらず謹んで國人に告ぐ

中華民國九年五月十四日

護法政客の末路

所謂護法を一枚看板とせる舊國會議員は廣東を驅逐せられたる以來上海に來りて國會を雲南に移すべく宣言を發したり總裁辦事處を上海に設くべしなどと最後の悲哀を語りつゝあるが果して雲南に國會を開くや否やは頗る疑問なき能はず茲に各方面の消息を綜合して參考に資せん

先づ孫逸仙唐紹儀等の機關紙は

舊國會の雲南移轉準備は着々進行し已に議員の出發期を第一回を六月一日第二回を六月十五日に定め護照の下附を請求しつゝあり又國會移轉の宣言書は議員全體の署名を以て發表すべきが昨十九日曉までに三百四十餘人は署名調印せり其餘の調印せざるものは各省同鄉議員が責任を負ふ

吳景濂は六月一日に出發し諸輔成は殿軍を爲す豫定にして森林王正廷は當分上海に止るべし

と報じたるが反對派の平和通信(政學會機關)は

今回議員の來滬したるは固有の國會を保存せんが爲めなりき然るに來滬してみれば議長等は新舊兩國會取消しを運動しつゝありて大いに驚きたり故に最近に至りて議長に對する反抗として過般の國會移轉宣言には署名を拒絶したり議長等は之れに對し又迅速に主張を改めて議員の機嫌を取るべく唐紹儀の手より王揖唐に運動して兩國會共存となせり而かも其の內容は先づ一部議員が雲南に赴き國會の看板を掲け其餘の大多數議員は仍ほ上海に留まりて北方段祺瑞の承諾を俟つて兩國會を合併するものなりと

又孫洪伊は曾つて議員に廣東に歸るべしと主張したるが其派の議員は最近力を竭くして雲南行を主張しつゝあり其目的は孫洪伊を總裁に補選せん爲なり故に孫洪伊派は孫の宣言に違反したる行動を取り議長の新舊國會兩存の主張には反對し居れりと報ずるなど護法政客の末路こそ今更らにあらざれど齷齪の至りなり

在滬軍政府の議案

舊國會を雲南に移轉すべく決定せることは前述の如きが同時に軍政府も亦雲南に設けらるべし而して上海には總裁辦事處を設くべく目下其地點を求めつゝあり一に李烈鈞の來滬を俟つて正式に政務會議を開く由聞く所に據れば其議案は大略次の如し

（一）　全國に護法政府及國會が雲南に移轉すべき原因を通告する件

（二）　林葆懌に代表を派して參會せしめよと電請する件

（三）　國會に咨請して總裁を改選する件

（四）　軍政府國會經費の件

（五）　各省の緊要軍需を支給する件

（六）　各省に軍事代表を雲南或は上海に派すべしと通告する件

（七）　前軍政府職員及各部總次長の廣東を離れざるものは一律免職し補缺選舉を行ふ件

（八）　西南大學は仍ほ原計畫の如く進行し章士釗の準備員を免職する件

（九）　南北和議は繼續するや否やの件

（十）　岑春煊陸榮廷に對付する件

此外の平常會議議案は雲南に於て討議さるべく上海に在る各總裁は代表を派し唐繼堯が主席となるべし而して上海總裁辦事處の主席は未だ確實せざるが多分孫逸仙たるべしと云ふ

デユウヰイの演說

五月十六日於江蘇省議會

米人デユウヰイ博士は昨年來支那學生運動の鼓吹者として知らる、彼れが最近南京江蘇省議會に於て試みたる演說は左の如し

余學識淺陋なるに諸君の歡迎を承けたるは殊に愧かしき次第なり但し今日貴會に來りて貴國の國旗と米國の國旗が

懸げられたるを見て非常に感激を生せり貴國は世界上最古の國家にして米國は世界上最新の國家なり最古の國家と最新の國家が互に知識を交換し互に國歩を扶助するは實に國際間に一日の親善を增長するものなり將來米支兩國が地球上に提携せしならば何事か爲らざらん且つ支那は古へより最も人倫主義を講じたる國にして米國も亦最も道德主義を主張する國なり兩國の間人民の心理趣向は共に相同じ故に余は尤も地球上の兩大道德國たる米支の國民が提携して共に世界の危きを救はんことを熱望するものなり

今日余が言はんとするは「平民主義の精意」と言ふことにして換言せば自動と被動の効果の問題なり世界各國の現狀を考ふるに君主政體と共和政體とあり君主政體は貴族主義にして共和政體は平民主義なり君主國家の事業は皆な政府の命令を以つて人民に强ゆるものなり故に人民は被動の位地に在り若し其國政府に高才の人ありて力を竭し國家を振作し人民を誘導せば其國は自ら發展す政府に人材なきが如き其國の事業は永く發展することなし蓋し人民に自動の能力なきのみ譬へば日本の如きは乃ち君主の國たり近年國家事業は日に發展を見るが日本政府に才識ある人を得て上に在りて引き導きたる効が之れを致せるなりされど此種の効果は暫らくなれば可なるも長ければ不可なり

獨逸は元來君主の國たりき而して其國の政府に人材無きにあらざりしかと遂に今日の現狀を致せり僅かなる少數の人材は究竟するに多數人材が互に助けて善を爲すには如かざるなり共和國家の事業は純ら一般平民が相互に之れを爲すなり政府は僅かに補助の責任あるのみ是れ人民が自動の地位に在り各個人が天賦の性に從つて國民の責を盡すものなれば功果は極めて大なり既に持久すべく又日進の文明と言ふべし

但し互助の二字は教育上より其習慣を養成すべし而して其互助問題には三大注意すべきものあり

(一)意識を活潑にするを要す活潑なる意識あれば自動の能力ありて且つ相互に猜忌するが如きことなし然らば難事と雖も易事に論なく自ら能く創成す

(二)堅忍性と勞力性を要す凡そ人活潑の精神ありと雖も互助の問題には堅忍不退の心あり勞力に對して嫌忌を起さざれば事業は始めて成立すべし

(三)互に信任するを要す活潑の意識堅忍性勞力性ありても互に信任せざれば事に遇ふて猜忌し何種の事業に論なく達成せず是を以て必ず須らく相互に信任する心あるべし此に於て彼此猜疑せず同心德を合せて一事を組織せば成立の目的を達すべし

過激派嚴禁訓令

北京國務院は參謀部の呈補によりて松滬護軍使署に五月十七日左の如く訓令せり

探偵の報告に據れば露國過激派は上海に在りて暗中過激主義を傳播しつゝあり已に混入せる者數十人の多きに上れり其の宣傳手段は始めに在上海の露國人に運動し次ぎに支那勞働者の首領陳家鼐及激烈分子曹子祥等と聯絡

せるなり

近日曹子祥等數人は佛租界の鴻運樓酒館に秘密に在上海の露國過激派の首領ライルナフを招き支那各地の軍隊に該主義を宣傳する方法を會議せり其の運動費はライルナフが擔任するものなりと聞くにライルナフは支那軍隊に過激主義を撒布し軍人を煽惑し秩序安寧を擾亂せんが爲に露國より鉅額の金を携へて上海に來れるものなりと云ふ又近日滬上の露字新聞は已に變じて過激派の機關紙となり過激主義を鼓吹しつゝありしこと露國過激派と支那激烈分子曹子祥等が租界内に密謀せる事情とは工部局も亦偵知せる故に工部局より露國總領事に交渉し露國過激派及露字紙主筆を租界より驅逐したり唯だ支那激烈分子曹子祥等は已に名を更へ姓を改めて四方に出發し該主義を鼓吹しつゝあり政府は特別に注意せられたし云々」と査するに露國過激派が吾國勞働團體と勾結せることは前きに訓令を以つて嚴禁せるが茲に再び此の報告あれば前の訓令を除く外所屬を飭して眞を認めて處理すべし

何豐林代理護軍使は此訓令に接するや十七日已に所屬各軍隊に令して一體に注意せしめ嚴禁方を命せり

朝鮮人と過激派

北京陸軍部は近頃各省の軍警各機關に左の如き密令を下せり

本陸軍部は天津駐屯日本軍司令官南次郎氏より「近頃本國陸軍省の訓令に接したるに朝鮮人李恪、朴彰明等十餘人は鉅資を携へて上海天津北京山東奉天等の地に赴き有力なる支那人及支那軍隊に過激派に加入せんことを運動し藉りて朝鮮の獨立を圖りつゝありと云ふ已に各地日本領事官に嚴重取締り方を命じたるが請ふ貴國陸軍部にても各省軍官に通令して嚴密に査禁し以て公安を維持せられたし」との書面に接したれば茲に訓令するが各省軍隊は該朝鮮人を嚴密に防範せよ

上海軍警各機關は訓令に接するや直ちに各軍隊に諭令して防範に努めしめつゝあり

阿片密輸入の經路

表面よりすれば支那は既に昨年を以て全國各省の阿片の輸入を差止めし筈にして總稅務司の發表する數字も其効果は能く現れ居れるがそは勿論皮一枚のことのみ裏面に於て此等毒物の栽培吸喰販賣せらるゝこと毫も往時と異なることなく然らばこの阿片及モルヒネは何處より支那内地に搬入せらるゝかこれに關して京師警察廳長より國務院に上申せし左の報告は該問題研究者の參考資料として最も貴重すべきものなり

當局は阿片の取締りを勵行し居れる其効果著しからずして北京のみにても法廷の審理せる阿片及嗎啡に關する事件正に七八百件に上り其發覺せざるものは實に幾十倍あるべし北京に密輸せらるゝ毒物は京奉京漢京綏の三線よりし中にも京漢線最も盛なり阿片は多く雲南產なり該省

は軍事費の財源を阿片稅に求め大理藥自一帶の耕作は罌粟を以て掩はる阿片は商人の手にて重慶を經て漢口に搬出せられ其地にて京漢鐵道員と結托し車內に深藏して北京に輸送せらる故に稅關吏の一遍の檢査にてはこれを發見する能はざるなり嗎啡は上海より來るこは外國汽船にて輸入せられ漢口より阿片同樣の手續にて京漢線に由りて北京に來るなり現今北京の上中流社會は多く阿片を吸ひ下等社會の烟癮者は爭ひて嗎啡を注射すこれ等の行爲を禁遏せんとせば首として京漢鐵道の監視を最重にするを要す聞く所に依れば該鐵道の吏員の上下を通じて此利益多き不正行爲に關聯し居るが故に內務部に命じて公正なる軍警を撰擇して密偵とし發見次第卽座に處分を行ふを可なりとす云々

これは公文書なれば雲南阿片と北方軍人との關係に言及せず又外國より上海に輸入せらるゝ嗎啡の經過に就き說明し居らざるが今日上海に集散する印度及びリヴアープール阿片の量は遠く雲南及烏蘇里產に超えこれが輸入者は嗎啡と共に大部分英人にして之に亞ぐものは米支日の順序なり

湖南撤兵問題

張敬堯は長沙に戒嚴令を施行せることを打電せり、吳佩孚の第二混成旅團全部は株州に出發せり、中央は未だ撤兵令を發表せず、是れ吳佩孚の自由行動に出づ、余は歡送招待に便ならず達示を乞ふと打電せり、長沙電報によれば吳佩孚長江を進攻するとの說あり、各警兵心は動搖し加ふるに支給銀なきを以て勢惡はれ易し速かに巨金を支出し急を救はれんことを乞ふと、國務院は直隸曹錕に對し吳佩孚の軍は防備を爲したる後にあらざれば動かすべからずと電達せり

蘇社の成立

南通の張謇一派により て江蘇省の自治を完成せんとて組織せられたる「蘇社」は五月十二日南通に於て成立大會を開きたるが集合者は社員一百四十五人にして初めに張謇主席となり

蘇社は江蘇全體人民の公意を合して組織せるものにして江蘇省を最も穩固なる地位に置き而して其の發展を期するものなり民國成立以來人民の痛苦甚だ重く救を政府に望むも政府は特むに足らず救を社會に求むも社會も亦特むべからず總ての事が不滿足なりき若し國家の亡ぶるを恐れなば速かに之れを圖らざるべからず今日幸ひにして未だ亡びず務めて之れを救ふ方法を考へざるべからず社會は政府を離る能はず政府も亦社會を離る能はず然らば唯だ地方自治の方法ありて始めて國家を鞏固にし得べし蓋し江蘇省に就て言ふも六十縣の公民が實心誠意を以つて一人より一縣に自治を爲し寸を得て尺を進め尺を得て丈を積めば救國のこと始めて達成すべし日本は已に五十年を閱し米國は百年になれることを能く知るべし支那は尙ほ十年に足らず何ぞ治の言ふべきものあらんや南通の自治は稍や雛形を具へたるも缺點は甚だ多し切に自大すべからず故に公共事業は共に之れを爲し單獨の事は獨

り之れを爲して進まば前途に望みあり此れ余の本社員に望む所たり更らに蘇社は政黨にあらず毫も政治的意味なし又人に利用せらるゝものにあらず純潔なる地方自治を謀る團體たり蘇社は人に自治を勸誘するものなれば何等の名義を取るなし

と演說し次いで黃伯雨は準備萬般の報告を爲し規則書を滿場一致にて可決し社務の進行は理事會に一任すべしとて理事の選擧を行ひたるが其結果

張謇 黃炎培 黃以霖 王清穆
沈恩孚 韓國鈞 張孝若 唐文治
馬士杰 張一鏖 孫傲仇 繼恆
方還 穆湘瑤 錢樂固 吳兆鄂
樂宗銓 劉垣 張詹

等の十九人當選し撮影して散會せり

次いで十三日第一回の理事會を開きたるが左の如き事項を決議せり

一、張謇を主任とす
二、黃伯雨を蘇社常任辦事とす方唯一を調査主任とす
三、交通の發展を謀るは本年度に於ける重要社務なれば交通委員會を組織す
四、各自の報告は雜誌に發表す

蘇社社章

一、定名 蘇社
二、宗旨 本社は江蘇地方自治の發展を謀る爲めに組織成立せるものにして其宗旨は左の如し
一、正義を主持す
二、廣く世界の知識を求め地方の所宜を審量す
三、地方自治を協助す
四、地方の建設事業を研究す
五、地方人民の對自治責任心を喚起す
本社は地方自治事業の發展を謀るために暫らく範圍を實業教育水利交通に定む
以上各項の事宜進行方法は下の如し調査、講演、研究、出版、實施
三、社務 (一)發起人(二)本社の宗旨に贊成し五人以上の紹介ある者
四、辦法 本社には理事會を設け社員の互選とし理事は任期一年とし名譽職とす其他の事務員には公費を支給す
五、社員 (一)每年三月交通便利の地を選びて大會を開き諸般の報告を爲し竝びに園遊會等を開き高尙和樂の精神を增進す(二)必要の時理事會を開く(三)三月每に理事會を開く
六、職員 會員の入會費四元歲費四元を徵集し經費不足の時は臨時募集す
七、會議 總事務所を上海に設け其他の地に分所を設く
八、社費 本章程は修改することあるべし
九、社所
十、附則

廣東省の負債額

支那各省中商業最も發達し收入豐富なるは廣東省を以て第一となす滿淸の末葉貪官汚吏の跋扈せる時代すら藩庫には尙五六百萬元の貯蓄あり民國に至り軍隊俄かに增大して支出甚だ多く陳烱明氏辭任の時は省庫に貯存せる額は減じて八十萬餘元となれり龍濟光氏去りし後廣東は護法派の手に歸したるが殆んど民富を吸ひ盡し官產は悉く典賣して一も殘さゞるのみならず省公會より議會に報告せる所によれば國稅に屬する負債一千八百餘萬元地方稅の支出不足額百六十萬元此外銀行錢莊よりの公債七八百萬を負ひ此合計三

千九百萬元に達せり今之を表示すれば

	國家稅	地方稅
陸軍費	一六、八四二、〇五九元	……
海軍費	三九四、四〇七	……
外交費	一三、五三九	……
內務費	五七五、八〇九	一、四九九、〇五四元
財政費	三二〇、二二八	三〇、一七九
司法費	二三〇、八七九	八七、九五一
敎育費	一三九、九一二	八〇、二一一
農商費	七九〇	……
總計	一八、五〇六、六二六元	一、六九七、四〇六元

國家地方兩項の負債合計二千二十萬四千三十二元に達せり又各銀行號の借欵額は左の如し

借欵	未還額
省借欵	一九七、九六三元
元年京債	一〇四、三一八
五年六厘公債	二七五、七六五
勸業有獎公債	四、〇四三、九七四
辛亥第一次軍債	一五〇
紙幣八厘短期公債	三七一、四二五
辛亥第二次軍債	二〇〇、六〇〇
第二次軍債改省借欵	六五八、二七八
總計	七、六五八、二七八

故に前揭の支出不足額に此借欵を合算すれば廣東省の負債は實に三千七百七十六萬七千八百二十九元の多きに達せり

山梨次官來支と佛紙所論

此次山梨陸軍次官の來支に就き去る十八日の佛文北京新聞は略左の如き論評を揭げたり

日本の深く露支兩國の接近を恐れつゝあるは固より當然の事理なり蓋し露支兩國の接近は實に日本の滿洲及西比利に對する野心勃々たる計畫の實現を阻碍するものたり又近來支那の輿論は日支軍事協定維持に對する反對熾にして中央政府をして該協定取消方法を講ずるに非らざれば已まざるの趨勢にあり此に於て乎日本軍閥は大に不安を感じ且つ外間支那當局は勞農政府と通商開始を磋商しつゝありとの風說さへあり日本軍閥の憂慮一方ならず過日日本の國民新聞は論說を揭げ政府當局に對し一忠告を與へたり曰く張作霖は其の軍力露支兩國の媾和を促成するに足る露支媾和は支那に影響すること固より甚大にして日本に對する影響は更に大なり此れ我國は漠然之を視るべからざる所以なり云云然れど日本政府は新聞の忠告を俟たず既に之に頗る注目し夙に露支兩國の間に惡感挑發につとめつゝあり近く山梨陸軍次官の來支にも卽ち日本の露支兩國の親交を懼れつゝあるを知るべし山梨次官の來支目的は名義は日本駐支各軍隊巡視に藉り居るも其の眞實の使命たるや默視すべからざるものあり彼は果して任務を成遂するや否やは支那の輿論の如何にあるのみ支那の輿論にして之に注意する所なくんば將に取消されんとしつゝある軍事協定をして勃然復活せしむるに至るべし云々

岑陸の局部講和

岑春煊、陸榮廷は局部講和を實行すべし、聞く兩人は徐世昌に對し雲南上海何れも搗亂の分子なれば慮るの要なしと打電せりと(二十日申報香港)

顏惠慶歸る

丁抹駐在の支那公使顏惠慶は歸國し寓國中國學生會の歡迎會に臨み左の如く語れり

世界多事の秋支那は迅速なる進歩を要す世界の一二等國を定むるは國の強弱及人民の多寡に因る吾國同胞は各國に較べて多きが其富强ならざるは(一)組織機關少なし(二)智識短淺の缺點あるが爲めなり凡そ國家の弱より强に進むには幾多の艱難あらんも吾國志士責任を覺悟して之れに向つて進まざるべからず

上海交易所成立

上海華商證券交易所株式會社は二十五萬の資本應募滿了につき五月二十日漢口路に於て創立會を開き章程を可決し一週一回の商報を發刊し交易所の事を鼓吹することとし理事七人、監察役二人を選舉して散會せり(理事)范季美、張文煥、孫鐵卿、甲韻笙、馮仲卿、陳蘭亭、周守良(監察役)顧克民、陳永事

洋布業の缺損

上海洋布業は泰西貨と劣貨(日本品)の二派に分る、大豐、實泰、源盛、李和等は專ら英米品を取扱ふものなるが金貨下落の爲め大損害を來し漸く支持しつゝある狀態なり、王組記、乾源泰、合昌、鉅昌、德豐、瑞大、長豐、惠大等は專ら日本品を取扱ふものなるが、先月以來、爲替三錢二三分より四錢七八分に達し粗布、紋木綿、晒木綿等每疋二十圓に上り目下支持す可らざるの狀態にあり後馬路德豐號の如き十五六萬を損じ其他瑞大、惠大等八九軒は已に先月店を棄てゝ逃走し爲替の爲め上海に於て日本品を取扱ふ支那商は全體に二千餘萬元の損害を蒙りしならんが、此は皆洋布業にして其餘の品物を取扱ふて損害を受けしものは此內にあらずと知るべし

甯紹商船會社の株主會

甯紹商船會社の株主會は五月十六日開催さるべき筈なりしが都合により六月十六日に延期されたり而して同會社の昨年度利益金は合計二十六萬八千二百五十元〇三角九分八釐なりしが其內積立金一萬三千二百元、各種利息十萬〇六千二百二十七元五角六分四釐官利七萬三千五百元を除き結局七萬五千三百二十二元八角三分四厘の利益を擧げたりと

奉天の新設會社

本年一月より四月迄奉天總領事館に於て登記を了したる新設會社數は株式會社本店二十一同支店三合資會社本店計四にして之が總資本金二千八百六十五萬圓なるが細別せば

左の如し

本溪湖洋木株式會社	三〇萬圓
株式會社奉天檢番	一〇〇萬圓
同　梅三商店	一〇〇萬圓
松大貿易株式會社	一〇〇萬圓
第二南滿倉庫信託株式會社	五〇萬圓
撫順窯業株式會社	一〇〇萬圓
滿蒙證券株式會社	五〇〇萬圓
株式會社滿蒙牧場	一〇〇萬圓
潘陽窯業株式會社	五〇萬圓
奉天取引所信託株式會社	三〇〇萬圓
株式會社實信洋行	一〇〇萬圓
同第二奉天醬園	五〇萬圓
同奉天錢鈔公司	一〇〇萬圓
同　調辦所	五萬五千圓
同奉天馬車公司	一〇萬圓
東三省濟農株式會社	一〇〇萬圓
潘陽土地建物株式會社	五〇萬圓
秋田商會木材株式會社	三〇〇萬圓
株式會社福昌公司	二〇萬圓
撫順印刷株式會社	二〇萬圓
本溪湖石炭株式會社	二〇萬圓
株式會社支店	
滿洲興業株式會社支店	五〇〇萬圓
南滿洲金融信託株式會社支店	一〇〇萬圓
滿洲窯業株式會社支店	三〇萬圓
合資會社本支店	
合資會社德起洋行	一二萬圓
同　通信公司	一〇萬圓
滿洲購買合資會社	六萬圓
合資會社丹羽商會支店	一萬五千圓

▲製造輸出品▼

讒謨眞田紐、靴紐、蛇腹紐、人造絹絲製帽帶、山道紐、綿紗、房類、各種撚紐、及組紐製品全部

▲輸入原料品▼

人造絹絲、讒謨線絲、金銀線絲、其他各種原料品

大阪東區淡路町四丁目

岡繁藏商店

電話 本局 長一七一五番 園三六八一番

振替口座大阪八四六番

彙報

大正九年四月

外交關係

▲福州交涉行惱　（三十日北京特派員）福州事件の交涉は支那側の要求と日本の回答との間に大なる懸隔あり俄に行惱みを生ぜるが解決困難なる點は事件其のものに對する兩者の見解根本的に相違せることにして支那側は全責任ゐ日本にありとし要求せるが事件其ものゝ發生は排日運動に基因し支那側當局の取締り宜しきを得ざりし結果に外ならざるを以て責任を問へば寧ろ支那側にありと言はざるべからず日本としても勢ひ此點を主張せざるを得ざるも双方より責任を爭ふに於ては結局水掛論となり徒らに解決を困難ならしむるに過ぎざるを以て日本よりの要求は嘻嘩兩成敗の主義に依り陳謝の一項は支那地方當局の排日運動に關する取締り當を得ざりしは事實なるを以て地方官を譴責して陳謝の意を表する代りに事件其ものに對しては日本より陳謝すべしとの相互的條件を以てせる次第なるが支那側は飽く迄日本の責任なりとし其要求を以て至當とし強硬の態度を示し居れり共同調査に三箇月の日子を要し而も其間再三非公式打合せありし兩國の間に諒解を遂げたりと認められたるに拘らず正式交涉に入るや何等諒解なかりしと同樣の要求を突き合せ交涉俄に頓挫するに至れるが如きは最劣と云ふべし支那側にては交涉に入るや非公式に打合せ居たる當時の日本が態度を一變せりと唱へ居るも外交次長が福州出身の關係上且今回の交涉に成功して外交總長たらんとする野心より強硬の提案をなせるものと傳へらる（一日東朝）

▲福州排日暴行　（三十日北京特派員發）福州に於ける排日運動再燃し學生などは亦復日貨の點檢を開始せるやにて二十五日夜福州南大街に於て商店の雇人蕃薯簽民和某は清遙の途中兇徒數十名に襲はれ兇器を以て重傷を負はされたりとの報あり（一日東朝）

▲過派の交涉と支那　（二十日北京特派員發）過激派政府は公文を以て舊政府の任命に係る在支露國公使及び領事等を一樣に撤去せしめ過激派の任命せる代表を以て之に代へんことを交涉せるが支那政府は之に對し未だ傳等の回答をも與へず在滿潮支那代表李家鎏氏に對して過激派の現況を電詢する所あり過激派の內情を詳かにしたる上徐ろに交涉に對する態度を決定すべしと（二日東朝）

▲九江事件對英要求　（三十一日北京特派員發）支那政府は江西省長の報告に基き九江事件に關し英國代理公使に一、巡捕の引渡二、損害賠償三、今後租界內に事件發生するも外國水兵を上陸せしめざることの三條件を要求せり（二日東朝）

▲福州交涉行惱　（北京國際特電卅一日發）福州事件は行惱みの姿なりと解せらる該問題の形勢に就て現に傳へらるゝ處によれば若し支那が先づ日本人に對して賠償金を提せば日本も支那人被害者に對して賠償金を支拂はんとすこれと同樣に若し支那が最初日本に對して陳謝せば日本も同樣に陳謝すべしと

▲勞農政府に提議　（北京ロイテル特電三十一日發）其後イ・クックより支那政府に送られたる覺書（莫斯科政府より出でたるものならん）は右公文書に於て勞農政府が支那に對し東淸鐵道及び內外蒙古に於ける一切の炭山金山並に伐木權を無條件に還附すること露支條約並に協約全部廢棄すること治外法權の撤去を承認することを提議し來れり覺書は次いで曰く勞農會政府の目的は世界より其の主義たる領土保全及び民族自決の確認を得んとするにあり支那は外國の武力及び資本、並に內部の軍閥主義に依つて束縛せられ又外國の壓迫によりて、餘儀なく過激主義に反對し來れり今や勞農政府は支那と親交を開き兩國間の軋轢を招ぐ可き一切の原因を芟除せんと欲すと、支那政府は右に對して回答を爲さず（二日時事）

▲支那對獨態度　（三十日北京特派員發）支那政府は丁抹駐在公使顏惠慶氏に對し打電し山東問題に對する人民の直接交涉に反對の風潮は對獨講和條約の調印拒絕の當時と同樣にして政府は民意を以て標準とし現日本と交涉を開始する等の事なく獨逸より非公式に講和の意思を表示し來れるも支那としては未だ單獨媾和交涉の時期に達し居らざるを以て其旨伯林駐在の祕書長尤愷をして獨逸政府に通逸せしめよと言へり（三日東朝）

▲福州交涉停頓　（二日北京特派員發）福州事件の交涉は頓挫を來し進捗困難の狀態に在り支那側は閩議の結果日本の回答を承認せず最初提出せる條件を固執して日本をして讓歩せしめんとする嚆矢なるが一方小幡公使は支那側の固執に依り交涉を進め難き場合は先年天津に於て日米間に惹起せる水兵の衝突事件の例に倣ひ默契と爲すも苦しからずとの態度を示しつゝあり支那側は默契と爲す事には反對にて內心解決を急ぎ居れる事實あるを以て結局は讓歩し來るべきが斯る地方的問題を何時迄も解決せずして長引すは日本として策の得たるものにあらず隨々たる形式に拘泥して外交上の勝利を爭ふは愚劣といふべく日本として此際讓歩する事は漸く讓歩し迅速に解決する手段に出づるを以て賢とすべし（三日東朝）

▲軍事協定自然消滅　（廣東特電）（二日發）　軍政府は日本の軍事協定に對し北京政府より次の如き回答に接したり

北京政府は既に軍事協定條件の全部を公にせり而して決して秘密條件なし

列國が四伯利より全軍隊を撤退したる時軍事協定は自然廢止さるべし（四日日日）

▲露國提議默殺　（二日北京特派員發）　露國勞農政府の單獨講和提議通牒に對し支那政府は協商國と一致の行動を執り回答を與へざる事に決定したるが併し隣接の關係上非公式に露國と接觸を保ち將來の國交恢復に資する爲め前黑龍江省交涉員范其光氏を莫斯科に派遣すべしとの說あり（四日東朝）

▲福州交涉訓電　（北京特電）（四日發）　日本公使館は東京政府より福州事件に關して支那官憲の排日不取締の責を問ひ今後充分取締を爲すべき保障を要求すること及二月下旬福州に於て排日學生が臺灣人の使用せる支那人を殺害したる件に就き强硬なる交涉を爲すべき旨訓電に接せり支那側は從來の經過に對しても福州問題を擴張する餘地なしと認め居る際此新交涉を受け解決益々困難となれり

▲直接交涉反對　（北京特電）（四日發）　支那紙の報ずる所に依れば靳總理は山東問題に關し首腦兩個を持し的確なる意見を發表するを避け居たるが山東軍人及貴州督軍よりの電報に刺戟され國務院秘書に命じ從來各方面より送付し來れる山東問題に對する意見書を分類せし表を作製せしめたるに直接交涉を爲し結果不充分なる時は國際聯盟提出を主張する者十分の二、態度不明の者若干名、直接交涉を實成する者寥々たるを以て政府は多數の民意に順ふの外なしとの事に決し三日の閣議を以て直接交涉反對の意見を發表し既に閣議の通過を經たれば右決定の方針を各省に通電すべしと傳へらる（六日日日）

▲直接交涉斷念　（四日北京特派員發）　山東問題に對する靳內閣の態度は國內一致の反對に依り漸く一變し直接交涉は殆ど絶望となれり靳總理が秘書長に命じて山東問題に關する國內各方面との往復文書を整理せしめたる所に據れば直接交涉を拒絶して國際聯盟に訴ふべしとするもの十中七八直接交涉想はしからざる場合國際聯盟に提出すべしとなすもの及び何等の主張なさゞるもの二三にして直接交涉を主張するものに至つては寥々數ふるに足らず靳總理も輿論に遵行して直接交涉を主張することを斷念し國內輿論に從つて解決するの決心をなし三日閣議の席上此旨を明にし閣議を通過せり近く各省にも直接交涉を爲さゞる旨の聲明あるべしと（六日東朝）

▲露國の提議を諮る　（四日北京特派員發）　外交部は勞農政府より到達せる講和提議の全文を四日衆議院に提出せり（六日東朝）

▲福州事件不調　（七日北京特派員發）　小幡公使は本省よりの訓電に基き七日午後五時外交部を訪ひ陳代理總長と福州事件の交涉に就き約二時間に亘りて談判したるが謝罪の一項に關し依然兩者の意見折合はず即ち支那側は其の提出條件を固執して飽迄も日本より亦支那側の謝罪を要求して止まざるより交涉は些かの進展を見ずして不結果に終れり（九日東朝）

▲福州交涉頓挫　（北京特電七日發）　今日午後五時小幡公使は西田通譯官を從へ外交部を訪ひ去る四日本國政府より着せる訓電に基き福州問題に關し交涉する所ありたるも支那側は飽迄も福州問題を排日取締より分離して交涉をなさんとせるも、日本側は福州問題は排日取締の緩慢なりし結果起りたる問題なれば之を分離して交涉に應ずる事を得ずと主張し結局何等交涉の進捗を見ずして引取りたり（九日時事）

▲陳外交次長答辯　（北京ロイテル特電八日發）　昨日午後米國代理公使も陳外交次長を訪ひ日本と過激派との戰爭に對し支那の態度を質問せるに次長は曰く日本は尙ほ支那と共同動作を欲する意志無きが如し若し將來日本より申込みあるとも支那は之に應ずる必要は無かる可し蓋し今回の戰爭は一局部なれば中日協約を履行し共同防敵するの義務なかる可きなり云々と（十

日時事）

▲協商國對支抗議（九日北京特派員發）佛國公使は八日協商國公使代表として外交部を訪ひ東支鐵道のホルワート氏の地位に代ふるに葉恭綽氏を以てすべしとの說あるに對し事實の有無を質し國際關係を有する該鐵道の重要なる地位を支那政府の獨斷を以て處置することを承認せざる旨通告せる由なるが支那政府に於ては未だ然る事實なきを言明せりと（十一日東朝）

▲蘇州事件要求案（北京ロイテル特電十日發）蘇州事件に就き本日督軍李純及び省長齊耀琳兩氏は江蘇陸第二師團長よりの報告を中央政府に轉電し來れり右報告には今回の事件發生の原因に就きては何等言及する所なく唯日本人が不意に支那兵の背後より襲銃を以て擊殺せりとのみ記し尙ほ同師團長は此の事件に付き日本領事に左の四ヶ條の條件を要求せんとすとありと述べ居れり

（第一）犯罪者を殺人罪を以て問ふこと（第二）被害者に慰藉金を與ふること（第三）日本の領事より支那軍隊に謝罪すること（第四）日本政府は支那に對し今後斯の如き事件の發生せざる保證をなすこと（十二日時事）

▲東支鐵道の實權（哈爾賓特電十日發）支那は東支鐵道に實權の扶植に腐心し其幹部を初め各要所々々には支那人を入込ましめつゝあるが既に數日前にも鐵道從業員百八十三名（機關手十五、同助手十五、火夫十五、鍛冶工二十五、鎔物工十五、車掌二十五、電信方五、監督三）哈爾賓に到着し其外支那鐵道從業員二十五名、英人技師二名も一兩日中に到着す可しと（十二日時事）

▲日英同盟と支那（十日上海特派員發）外交部は駐英公使及び駐日代理公使に對し日英同盟の延期改訂に支那の領土保全機會均等の文字あらば國際平等の意義に反するものなれば斷じて承認し難し又同條約中支那に關するものあらば先づ支那の承認を得べきものなる旨を交渉せよとの訓令を發せり（十二日東朝）

▲支那中立維持（十一日哈爾賓特派員發）最近四伯利に於ける日本軍と過激派との衝突に關し地方官及外交委員より詳細の報告に接せる支那政府は今後四伯利の形勢が兩者の衝突に依り如何樣に變化するも支那としては何れに對しても中立を守ることに決し地方督軍外交委員に其旨電命せり（十三日東朝）

▲外國團抗議提出（北京特電十一日發）當地外交團は東清鐵道を支那政府が自由に處分せんとするに對し左の如き抗議書を外交部に提出したり

東清鐵道は國際間の複雜なる利益關係の下にあるものなれば支那が是に干渉せんとするは各關係國と折衝するを要するに拘はらず其事無くして自由に之を處分するは不都合なり（十三日時事）

▲日英同盟反對（北京特電）（十二日發）北京上海の各團體は日英同盟再締の時期近付けるに關し今や國際の平等を唱ふる時代に當り支那の領土を保全し云々の文句を第三國間の條約に公然記載する事は平等の原則を破壞するのみならず又支那の主權を蔑視するものと云ふべし支那政府は速め斯る事なき樣注意し相當の方法を講ずべし若し此等文句ありとせば國民は死を誓つて承認せずとの意見書を提出し陰に日英同盟反對の運動をなしつゝあり（十四日日日）

▲支那兵誤殺問題（北京特電十二日發）蘇州に於て日本人が誤つて支那兵士を射殺せるより同地督軍並に省長は之を故殺なりと中央に報告し且日本領事に向つて左の四項の要求を爲したりと

一、犯人を殺人罪として日本官憲の手にて死刑に處する事

二、蘇州領事は該事件に對し全責任を負ふ事

三、被害者の遺族に一萬弗の慰藉料を贈り葬儀費用として二千弗を支拂ふべし

四、蘇州及南京に於ける日本領事は公文を以て遺憾の意を表する事

最近支那全國を通じて日本に對する態度の不遜なる事は之を以ても其一班を窺ふに充分なり

▲迎露排日運動（十三日上海特派員發）全國學生聯合會は九日北京政府宛四日を限り最後通牒を發し日本と山東問題の直接交渉を爲さゞることを宣布し日支軍事協定取消しを要求したるがこれに對し回答無きときは十四日より三週間十四州三十萬の學生は一齊に同盟休校を爲す事に決せり尙同會は十二日自ら主體となりて各團體の會合を求め內外問題を討議せり集るもの四十七團體主席の報告に曰く

五同運動以來學生は業を廢してまで愛國運動を爲せるが道は獨り學生のみならず各會の一致協力を要するものなり此結果據に於ては曹陸等の免職を

見又對獨講和不調印など意外の成功を收めたり今國民憂國熱の冷めんとせるに生じ北京政府は東京に於て山東問題を交渉せんとの說あり果して然らば從來の運動は無效に歸し軍事協定の廢止は望むべからず我四億の民奮起せざるべからず

と前廣東軍政府司法部長にして現在基督敎救濟團の代表たる徐謙氏は學生の學業を放棄するに反對し

救國の根本は愛國心にあり日本の對支侵略も日本國民の衣食住に不足して國家存立上の見地に立ち愛國心に出づ支那は先づ內部の惡分子を除いて外部を防ぐを要す近く露國勞農政府よりの通牒は將に受けざるべからず對露講和の問題は山東問題軍事協定問題に比し寧ろ更に重大を加ふ

と述たり次で十數名の演說あり最後に左の決議をなしたり

一、露國勞農政府に同情を表す」との通電を發し再び徐總統の反省を促すに決せり今回の軍事協定廢止を主として學生の大罷休を行ふことに決せるが果して能く結束して議定通り決行し得るや疑問なり其の主張の南方民黨の北京政府に迫てたる要求と一致しつゝあるは裏面の消息を知るを得べし又最近排日團體の活動熾となり來れる是亦外部より煽動と見るの外なく但し日貨排斥の大勢は著しく緩和されて最早如何ともすべからざるものとなれり上海學生聯合會は十四日より先づ一週間だけ同盟休校を爲し滿期後周圍の狀況に依り更に方針を定むべき旨各學校に通告せり其間公開露天に演說演劇等を催うし商學工業の各團體と連絡を圖るべしと十四日は午後二時より敎育場に大會を催うし夫より市街に運動を行ふべし(十五日東朝)

▲勞農派と修交せよ（十三日上海特派員發）全國學生聯合會は露國勞農政府よりの通牒に對し感謝を表し國內一致にて貴國と正式に國交を恢復し兩國民協力一致以て國家的種族的階級的差別の撤廢に勉め度しと述べ居れり上海各界聯合會よりも同樣の表示を爲せり尙其他の團體も續々これに倣ひつゝあり(十五日東朝)

▲日貨抵制阻止（十三日天津特派員發）曾省長は卞月庭が聯合商務長の任に在るを機とし同會を利用して直隸省內各縣の商會を煽惑して日貨抵制の運動を起さんとする計畫あるを探知し日支國交に害あるものと認め今回同會の認可を取消し實業廳長に對し殘務整理を命ぜりと云ふ(十五日東朝)

▲日支主張固執（十三日北京特派員發）福州事件の交涉は依然頓挫の姿にあり日本側は支那政府より何等かの回答に接せざる限り交涉を進むる能はずとて支那政府の出方如何を待ちつゝあるが他方支那政府に於ては交涉の眼目は謝罪の一項にありて他の項目の如きは何れに解決するも問題にあらず交涉の眼目たる謝罪の一項に就て日本が讓步せざる間交涉は絕對に不可能なりと稱し互に一方の折れ來らんことを欲する有樣にて全く立ち竦みの態なり

▲張氏と日支協定（十三日北京特派員發）張巡閱使より日支軍事協定の取消を要望せる電報に接せる政府は北方督軍が率先して取消を要求せる一事を以て影響の及ぼす所を重要視しつゝあり(十六日東朝)

▲學生休校二萬人（上海國際特電十四日發）山東問題直接交涉に反對する學生は今朝同盟休校を開始したり上海各學生全部之れに參加し其數二萬に達す可しと云ふ只今までの處何等の騷擾を見ず(十六日時事)

▲學生運動蔓延（十六日北京特派員發）北京各學校の學生數百名は十六日午後再び高等審判廳に押寄け自首し義に拘禁せられたる學生と同罪に問はんことを要求せり最近上海に於ける學生運動の再發は當地學生間にも波及せんとする兆あり(十八日東朝)

▲福州案を見縊る（北京ロイテル特電十六日發）福州事件は停頓のまゝなるが支那側は之を懸案となすを好まず且つ日本の要求は單に外交の政策に過ぎざれば結局讓步するものと思惟し最近外交部某參事は之に關し陳次長に下の建議を爲せり曰く支那は今一應小幡公使に依賴して日本政府に對し讓步を求むる公文を發す可し云々(十八日時事)

▲日英條約と支那（北京特電十六日發）支那政府は各省學生團の日英同盟條約中支那に關する條項を削除す可しとの決議を寄れ日英駐劄公使に其旨訓電したるが昨日駐英公使施肇基氏より該條約の改訂は尙ほ未だ商議するに至らざるも旣に英國政府に對し此意志を聲明したりとの復電ありたり(十八日時事)

▲山東視察報告（十八日北京特派員發）山東問題の解決に資する目的を以て政府より特派せられたる外交部參事劉崇傑氏は三週間濟南、青島等の各地を視察し十六日歸京せり氏は山東に於ける日本の施設と日本人發展の著るしき事より早く山東問題を解決せざれば日本の基礎益々鞏固となり牢

して拔くべからざるに至るべく支那に於ては不利益なりとの報告を爲せり

▲學生運動猛烈　（十六日上海特派員發）　同盟休校せる上海學生は各地の學生聯合會に通電し罷校を勸誘すると共に商人勞働者と五省各軍隊を煽動し居れるが學生等が煽動して商店勞働者のストライキを惹起すことに頗る反對し居れり全國國各界聯合會は學生團を聲援し各地に通告を發せり上海商工總會も大體學生の運動に同情を表し北京政府に勸告を爲さんと協議し居れり

▲學生盟休蔓延　（十二日上海特派員發）　同盟休校せる上海學生等は引續き租界外に於て講演を爲し附近村落に巡廻し居れるに蘇湖の學生も盟休を宣言し松江、嘉興、紹興、蘇州等の學生之に倣ひて盟休せるが其他の地方も續々之に倣ふ形勢なり（十九日東朝）

▲山東還延主義　（十八日北京特派員發）　上海の學生は山東問題より最近再び同盟休校を爲し日本の通牒を駁回すべしと強望して示威運動を開始せる旨上海鎭護軍使よりの報告に接し政府は十八日山東問題は重大にして政府は熟慮の末還延主義を取り時機を待つことに決定せるを以て反駁回答するの必要無し學界の風潮に對しては十分の取締を爲し秩序を維持するやうとの訓電を發せり（廿日東朝）

▲軍事委員召喚の議　（北京特電）　（十九日發）　北京政府は各方面より日支軍事協定廢止の請願盛んなるに對し對獨平和條約成立後四伯利の形勢一變し各國軍の撤兵近きにあるを以て早晩之を廢止するの至當なるを認め先づ其前提として支那政府より日本參謀本部及關東州其他に派出せる軍事聯絡員を召喚する件を廿日の閣議に提出すべしと（廿一日日日）

▲軍事協定取消　（十九日北京特派員發）　滿蒲鄂哈爾賓其他に於ける最近の日本軍の行動を以て軍事協定の範圍を逸するものとなし早く軍事協定を取消さゞれば其弊に堪へざる旨東三省軍事當局より電請し來れるより支那政府は之を然りと爲し參謀處、陸軍部等の各機關に命じ方法を講ぜしめつゝあるが先づ東北各地にある日本軍との連絡委員を撤せしむべしとの說あり（廿二日東朝）

▲小幡公使抗議す　（北京國際特電廿一日發）　小幡公使は最近外交部を訪ひ支那政府の內蒙胡奔烏より內蒙古朝陽に至る鐵道敷設計畫は日本の滿蒙五鐵道の利益を侵害するものなりとして抗議せり支那は之に對し外國資金に依るものに非ざる旨を辯明したり（廿三日時事）

▲排貨擡頭　（廣東特電）　（廿二日發）　一時平穩なりし學生の排日運動は再び擡頭し廿一日當地學生團は突然一支那商館に闖入し日本雜貨全部掠奪し樂隊を先頭に是を城門外に運び群衆の面前に燒棄し又主人を裸體となし全身に賣國奴と書き市街を引廻せり官憲は何等取締りをなさず排日運動復激烈ならんとする傾向あり右商人は曾て日支合辦の營業をなし過般の排日運動以來日商との關係を斷ちしも再び日本品のみを取扱ひ當地日本商人と關係深かりしものなり（廿三日日日）

▲學生盟休續行　（二十一日上海特派員發）　上海學生聯合會は一週間の同盟休校を終へて更に繼續罷休する事を宣言し北京政府の屈服する迄は斷じて繼續すべしといふ、罷休中は講演に傳單に宣傳を爲し其經費は學生に分すべし其間秩序を維持して外部の干涉を避くべしと二十一日夏に大會を催し擔夫より支那町を遊行して講演を行ひつゝあり（廿三日東朝）

▲協約廢棄電請　（二十二日北京特派員發）　張巡閱使は北京政府に對し從來日支軍事協約廢棄を電請したるが政府は之が斷行の困難にして目下其時期にあらざる旨を回答し來りたるが張氏は更に又廢約を電請せり其理由は日本は該協約を楯に取りて兵を進め日支間に軍隊衝突の虞あるを免れず吉黑兩省は支那軍隊のみにて防備十分なりと日本の之を知りて撤兵せざるは東支鐵道其他の利權獲得に野心ある所以なりと云ふにあり（廿四日東朝）

▲北京學生も休校　（二十二日北京特派員發）　北京學生界は上海と呼應して同盟休校を行ふべく兩三日來寄々協議中のところ意見容易に一致せざりしが二十一日代表の會合に於て來週休校に一致二十二日より中學以上の各校は擧つて休校せり（廿四日東朝）

▲米人學生を煽動　（漢口特電廿三日發）　本日午後二時米人經營の文科大學生多數某國人の後援に依り示威運動を行へり密約取消の請願の口實としてなり右の示威運動は米人經營の學校生徒に限り米人教師多數之を引率せる爲め王督軍は協議の上米國領事に抗議せり（廿五日學生時事）

▲學生兵士衝突す　（上海ロイテル特電二十四日發）　二十二日の學生一隊當地機器局附近に於て兵士と衝突し學生に負傷者を出せる爲め二十三日

學生連は激昂し城内の支那商店中には店を閉ぢたるものあり駐軍使は戒嚴令を宣言せり學生連は今日午後公共體育場にて國民大會を開く旨を通告せり（廿五日時事）

▲上海罷市再開　（二十三日上海特派員發）　學生團の運動成功して二十三日上海支那街の商家は學生團の同情罷業として又復店を開さし昨年六月の罷市を繰返し始めたり但し租界内に擴大するが如きことはなかるべし（廿五日東朝）

▲直接交涉訓電　（二十四日北京特派員發）　二十三日小幡公使宛本省より山東問題の直接交涉を督促するの訓電到着せり内容は駐獨出淵大使が膠州灣に關する各種文書を獨逸政府より引繼ぎたるを以て講和條約の規定に從ひ山東問題を處分するの必要に達着し我の提議に對する支那側の回答を催促せるものにして支那が直接交涉に應ぜざる場合は日本は利權還付を實現するに由なく其結果支那に取りては不利益なるべしと云ふにあり目下各地學生運動再發しつゝあるを以て小幡公使より時機を見て支那政府に交付する事となるべし（廿六日東朝）

▲交涉繼續希望　（二十四日北京特派員發）　閣議に於て福州事件の交涉を遲延するを不當として外交部より小幡公使に對し交涉繼續を希望することに決したり（廿六日東朝）

▲學生租界侵入　（二十五日上海特派員發）　上海學生團の暴威は遂に租界に侵入し二十五日夜は租界内の主なる商店一齊に店を閉ぢて罷業しビラを撒布する學生横行し漸時不穩の氣に掩はる（廿六日東朝）

▲上海戒嚴施行　（二十五日上海特派員發）　廿四日より租界外に戒嚴令布かれたるが先日罷工せる職工は何れも就業し電車も亦運轉したるが各電車に軍警を乘せて保護しつゝあり偶々數十の學生等一電車の進行を妨げたるより各電車は車庫に引返したるも間もなく更に嚴重の保護を受け運轉を始めたり租界外の商店は廿四日より軍警の勸告に依り既に大多數は開店するに至れり當日は雨天なりしも學生等は各所に講演を爲しビラを配布し軍警との衝突各所に突發したるも學生の負傷せる者少からず午後一時より國民大會を開く筈にて男女學生商人職工等約一千大兩を衝いて集まる午前中既に會場を封鎖し嚴重に警戒しつゝある軍警に突進し茲に大活劇を演じ男女學生の負傷せる者八十名に達せりと尋常高等小學校も亦通學の途上危險の爲め二十四日より全部休校せるに至れり今回の學生の團体に反對する學校長少からず中には憤慨して辭職せるもの二三あり今や軍人と衝突を起し商工業者を激成し愈收拾し難きに至れるを以て上海の中等學校以上の學校長は全部辭職するに決せり（廿六日東朝）

▲ホ將軍鮑に抗議　（二十四日北京特派員發）　來京中のホルワット將軍は鮑東支鐵道督辦が同將軍を免職して長官の後任ペミノフを任命せる專擅の行爲に對し二十三日鮑督辦宛抗議を提出せり尙將軍は東支鐵道組織變更を以て違法と爲し同鐵道の規約を楯に北京に於て株主總會を開き大勢を挽回せんと運動中なるも支那側の態度冷靜なるを以て實現は困難なるべし（廿六日東朝）

▲日本へ確答不可能　（北京國際特電廿四日發）　山東問題に關し近く小幡公使は我の通牒に對する支那の回答を促す筈なるが之に就て外交部某參事が個人の意見として語る處に據れば日本が如何に督促し來るとも正式の外交總長確定する迄は到底責任ある明瞭なる回答を爲し能はざる可しと（廿六日時事）

▲支那の對露態度　露國勞農政府より支那に對する講和提議の内容は北京電報所報の如く（一）他國の内政干涉排除（二）侵略的各條約の廢棄（三）領事裁判權の撤廢（四）露支國境の民族自決（五）露支共同の宣傳等大體五箇條の目的より成るものなるが支那政府は之に對し他國の内政干涉排除侵略的各條約の廢棄は主義に於て贊成なるも目下國情上其實行不可能なりと見做し又領事裁判權の撤廢は贊成なるも露支國境の民族自決は之支那の爲に重大なる不利益あるを以て強硬に反對したるものゝ如く兎も角支那政府はイルターツクに於ける過激派の戰線に代表者を派遣して勞農政府と或程度の聯繫を保ち將來露支問題の總勘定に附せらるゝ場合相互の利益問題に對しては協定一致するの準備を爲すべしと（廿七日日日）

▲武昌にも戒嚴令　（漢口特電）　（廿五日發）　學生運動續發の爲武昌に於ては戒嚴令を布き學生の外出を禁止せりと（廿七日日日）

▲排貨又復猖獗　（上海特電）　（廿五日發）　上海學生同盟罷業以來各地學生之に響應したるが北京陝西を除き今日迄當地に通知ありたるもの左の

如し

江西省南昌　同盟罷校して日貨を捜索し之を焼き終に商人側と大衝突を惹起し商人側告訴す目下學生と商會と反目甚し

江蘇省紹興　省立第三農學校第六師範共に同盟罷校し慶山は四月二十日より罷校安慶學生聯合大會は日貨捜索の結果商人側と大衝突を起し商人側にては數百名の無賴漢を雇ひ學生を毆打せしめ目下紛糾中

蕪湖　學生聯合大會にて直來會を組織し三組に分れ北方の政府顧覆直接交涉反對を絶叫し尚引續き罷校中なり

蘇州　各學校同盟罷校の後一齊に日貨檢査に着手し小學校も亦之に加らんとせしも父兄より阻止せられたり

浙江省　甬江に同盟罷校大遊演說あり無錫は廿一日より罷校惠州にては日本より輸入せし乾魚燐寸等を燒きつゝあり

南京　廿二日午後三時聯合會開會無期限に罷校を繼續し一同日貨を捜索すべき樣決議す

（上海特電）（廿五日發）　這回の學生運動の動機は山東問題反對北京政府攻擊を直接動機とし地方官憲の壓迫に依り所々に騷擾を惹起したるが其後延いて日貨排斥に出で之に依つて商人側との惡感情日に增し甚まり來り其後學生の擧動餘りに極端に過ぐる爲に地方官憲及商人の兩方面より同情を失ひつゝあるは頗る注目に値す（廿七日日）

▲公文書送達　（二十六日北京特派員發）　山東問題の處分に關し最近更に訓電に接せる小幡公使は二十六日午後五時右公文書を外交部に送達し直接交涉に對する支那政府の決意を促せり（廿七日東朝）

▲學生煽動擴大　（二十五日上海特派員發）　二十四日學生と軍警との衝突以來學生側に多數の重輕傷を出したるより學生等は益々煽動の手を擴げ遂に租界內にまで伸ばすに至れり租界外の支那商は二十五日又復閉店休業せるが租界內にても學生團の煽動に依り二十五日より罷業を始め營前より一齊に閉店し始めたるが租界警察の警戒嚴重なるも商人は昨年の如く氣乘せざる丈依然租界外に近き部分閉店したるも中心地は平常の如く且學生等の變裝して租界內に入込みて傳單を配布する者あり（廿七日東朝）

▲山東交涉督促　（二十五日北京特派員發）　山東問題の交涉を督促する我第二回通牒は外務省より既に小幡公使手許に到着せるも未だ支那政府に交付するに至らず支那政府は第一回の通牒に接せる以來對內的事情に制せられて回答を爲す能ず交涉遷延の主義を採ることとなり居れるが殊に山東問題な口實とする學生運動上海を中心として各地に瀰漫せんとし昨年五月當時の騷擾を繰返へさんとする形勢あり此際山東問題に關るゝことは支那政府の最も好まざる所なれば第二回の我通牒は支那政府を苦むると民意を刺戟して現在の風潮に油を注ぐ以外何等の效果なかるべし聞く所に據れば支那政府は第二回の通牒に接する場合支那の現狀よりして日本との交涉を開始せば必ず國內の騷擾を惹起すること其の結果延いて日本にも不利益を及ぼすべきを以て交涉を開始せざることの苦衷に對し諒察をふべしと（廿七日東朝）

▲顧維鈞の報告　（北京特電）（廿七日發）　在巴里全權委員顧維鈞氏より英佛伊三國の對獨條約勵行に關する協議は種々の障碍ある爲未だ進行せざるも米國は獨逸と單獨講和をなすよりは先づ對獨條約の修正を希望しつゝあり英佛も米獨單獨講和に危惧を感じ居れるを以て條約修正說漸次勢力を得將來米國の意嚮に從ふ事となるべく山東問題は日支條約修正が實現せらるゝ機會に乘ずるを得策とするを以て攻め外國の同情を得ざるべからず日下予は當地に於てチエック希臘羅馬尼等の代表と聯絡し輿論を動かすに努めつゝあり

との電報支那政府に達し外交部よりは廿六日附を以て顧氏に宛て貴委員の卓見は至極贊成なり今後進行の模樣を逐次報告せられたしと返電せり（廿九日日々）

▲山東問題反對　（二十八日北京特派員發）　山東督軍田中玉氏より山東問題に關する日本の通牒を反駁返附すること並に軍事協定を取消すことを要求する同省議會の決議を轉電し來れり文句激越にして五日以內に政府が確たる回答を爲さゞる場合は學生の同盟休校全市の同盟罷業、納稅停止などの不穩の行動を免れざるを以てせり（卅日東朝）

▲遣露支軍引揚　（二十七日北京特派員發）　西伯利に派遣中の支那軍は其數混成一個旅團に達し居れるが支那政府は愈撤退を實行するに決し命令を發せり是に由つて日支軍事協定は事實上消滅するものとの見解を懷き居れり（卅日東朝）

▲西藏問題警告　（二十八日北京特派員發）英國公使アルストン氏は西藏問題に關して左の文書を支那政府に提出せり

昨年八月支那政府は川邊鎭守使陳遐齡に對し現狀を防守して西藏に兵を用ふるを得ざる旨を言明し四川雲南の長官は又此趣旨を奉じて、英國領事に聲明する所あり四藏交涉は斯くて平和の解決を得べきなり然るに本年以來各地の新聞は多く川邊に於ける支那官憲が武力對抗の準備を爲し其理由を西藏軍の侵入に依るが如く報じ居るも西藏政府に於てはさる計畫なく右は全然無根の傳說に過ぎず支那政府は至急地方官に對し輕々しく挑戰的態度に出づることなき樣電命ありたく支那政府にして若し此意を諒とせず地方官又武力を用ふるが如き事あらんか意外の影響を生ずべく英國政府も亦之を看過するを得ず云々（卅日東朝）

▲山東交涉に應せず　（上海ロイテル特電廿九日發）日本の第二回山東問題に關する通牒に對し北京政府の閣議は再開を以て回答せず口答にて之を拒絕するに決定し靳雲鵬氏に其決定を傳して徐世昌段祺瑞兩氏の意見を質し其上にて最後の決定を爲す可しとの報あり（卅日時事）

▲支那軍撤退に決す　（北京ロイテル特電廿九日發）支那軍隊は西伯利より徹退東支鐵道東端の寬城子に駐屯せしめらる可しと發表さる此情報は日支軍事協定を廢棄に對する督軍團の要求に答ふる意味に於て各省に打電せられたり支那政府は該協定を正式に廢棄を爲さざるも其精神は最早や存在せず（卅日時事）

南北情勢

▲岑氏調停應諾　（三十日上海特派員發）岑春煊氏は陸榮廷氏より切に調停を依賴せられ且李烈鈞、楊益謙、唐士材氏等の雲南派よりの希望に基き其上李楊唐諸氏より岑氏の北上を歡迎する旨返電ありたれば遂に意を決し二十七日乾冷遞、劉德裕、王有蘭以下數十名を帶同し韶州に赴けり前後一週間の後廣東に歸來すべきが岑春煊氏は雲南軍を慰撫し且李根源、李烈鈞の兩氏を會見せしめ感情の融和を圖り李烈鈞氏の遠かに廣東に歸らん事を促すべし伍廷芳、林葆鐸兩氏より李烈鈞氏宛の廣東に歸る事を希望する意味の書翰も携へたり莫督軍も之に贊同し同じく某代表を岑氏一行に加へたるが調停條件としては

一、李烈鈞氏は尙軍政府參謀部長の職に復し湖南救援軍を率ゐる楊益謙唐士材を其司令となす

二、始興にある楊益謙氏は邊境の防備に就かしめ滇海信軍は政府指定の某地點に駐在して命を待つ事

にして調停は一先づ有望なるものゝ如く莫督軍は李根源氏に南韶連鎭守使の職を沈鴻英氏と交代せしめ李根源氏は瓊州崖鎭守使に轉じ瓊州に移り調和を圖る意ありと尙岑春煊氏は各軍に支給する爲十五萬元を關稅剩餘金より支出せん事を要求せり（一日東朝）

▲停戰と商議開始　（三十日上海特派員發）韶州始興間は二十五日より停戰し尙小部隊の衝突あるも大軍隊は既に軍政府の意に隨ひ後方に退きて調停の商議を爲しつゝあり楊益謙唐士材の軍は軍政府の命に服して靖國軍に改編し其全部は湖南南部の宜章一帶に駐屯する事となれるが楊等は廣東の北邊に駐屯せん事を要求し居れりと（一日東朝）

▲福建督軍辭表　（三十日上海特派員發）福建督軍の名義を有する林氏は福建に於ける風聲鶴唳煽明兩軍の衝突に由り之を調停する能力なしとて二十七日政務會議に辭職を申出でたり（一日東朝）

▲軍政府國會移轉　（廣東特電）（卅一日發）吳景濂、伍廷芳、林森氏等の香港會議にて廣東軍政府と國會とを雲南に移し唐繼堯氏を首領とするに決定せり（二日日日）

▲南北分代表計畫　（三十一日上海特派員發）最近章、劍氏郭松年劉光烈等南方分代表と王克敏、徐佛蘇施肇曾の北方分代表者と南京に於て第四回の會見を爲したるが其有效には幾多の政客と南北の督軍あり會議の結果或種の借款百十七萬元を以て研究系と政學會と提携し民本黨を組織するの申合を爲し時局解決法として左の如く決定せりと

一、北方に省議會聯合會を召集し南方も國民聯合會を開き國會組織選舉會の方法を改正し然る後新國會を召集して天壇憲法草案により憲法を制定す南北兩國會は國民聯合會議の開會と同時に停會す

二、四南は獨立取消の通電を爲し徐世昌氏の大總統たるを認むる事

三、粵政院を設け南北より各四名を選擧し各省より委部員十名を推薦し條令を作り政府より公布する事

四、民國六年後に於ける北京政府と各國間に締結せる條約及び密約は齊しく粵政院の密議に提出し若し主權を傷くるものあれば改正を計る事

五、時事問題の解決せざる時は劉政院にて解決する事

而して此條件に對し唐繼堯南督軍劉貴州督軍等は反對の意を通電し北方督軍に反對多きを以て到底成立せざるべし（三日東朝）

▲軍政府瓦解の狀　（三十一日香港特派員發）　廣東軍政府の現在三總裁中岑春煊氏は韶州に赴きて未だ還らず林葆懌氏は辭職を申出で伍廷芳氏は香港に去り殆ど軍政府消滅に歸せんとするの狀態にありと又舊國會は經費缺乏の爲議員等續々廣東を去り議長林森、吳景濂の諸氏も二十九日香港に來り事實上國會の解散を見るに至るべし

▲岑氏急遽廣東へ　（一日上海特派員發）　岑春煊氏は李烈鈞氏と三十日韶州に會見の約あり少くとも七日間韶州に止まり根本的解決を圖るの意ありしに軍政府に大變化起らんとする旨冷遹氏よりの電報に接し李氏と會見するに至らずして三日劉德祐、王有蘭の兩氏と共に急遽廣東に歸り局面開展に努めつゝあり（三日東朝）

▲平民政府組織　（廣東特電）（二日發）　情報によれば香港會議の結果國會を雲南に移し平民政府を組織すべく若し國會の人數不足の場合は非常會議とし孫逸仙氏を臨時總統とし非常會議の議決により廣東廣西兩討伐令を發し陳炯明氏を廣東督軍として東方より廣東を攻擊し又唐繼堯氏をして廣西を攻擊せしめ一方李耀漢氏をして土匪を煽動し兩廣を擾亂せしむべしと（三日日日）

▲靳總理辭職せし　（北京特電一日發）　靳總理は今日定例閣議の開催さる可きにも拘はらず諸暇を得て登院せず且つ各督軍も出席せざりし爲め閣議を開くに至らざりき安福派各領袖は今夜重要會議を開くとの事なれば政界の前途圓り知る可からず段祺瑞氏が最近南事に至りしは安福派の機關徐樹錚氏に對する厚意上政界の此動搖を避けん爲めに爲したることゝ愚惟せらるゝも靳總理は直に辭表を提出するが知きこと無かる可く段派の各督軍より靳總理に援護の來電を見るに至る可く懸案し居るものゝ如し（四日時事）

▲南方國會移轉先　（廣東特電）（二日發）　確信すべき情報に依ると香港會議に於て吳景濂、林森、伍廷芳氏等は最近上海に國會を移すべく決定し吳景濂氏は二日廣東國會議員の多數と共に上海に出發せりと

（廣東特電）（三日發）　伍廷芳氏は千三百萬弗を携帶し上海に赴くべしと傳せらる

（廣東特電）（三日發）　廣東軍政府よりの報道に依れば廣東議會の某々議員等は上海に國會を移す事に關し王揖唐氏と諒解を得たり而して彼等は上海に於ける國會の費用は北京政府の負擔とすべく且將來新舊兩國會は併合し憲法を創定すべく決議せり（四日日日）

▲正式折衝拒絕　（三日北京特派員發）　支那政府は萬斯科より滿潮に來着せる勞農政府の代表が該政府の講和提議に對する支那の意嚮を瞰むべく且種々非公式の打合せを爲すを爲め近く北京に赴かんとするとの李家鎏よりの報告に接し未だ勞農政府を承認せざる支那として其代表者と中央に於て折衝する能はざる旨李家鎏に返電せり（五日東朝）

▲王督軍態度變す　（三日北京特派員發）　湖北督軍王占元氏等頭となり各省督軍民官の連署を以て總統府及國務院に宛て山東問題は各省の意見悉く直接交涉を拒絕して國際聯盟に提供するを唯一の方法と爲せり王占元氏も亦直接交涉を以て國家の不利なりと斷言するものなり政府が民意に從つて斷行せんは山東の幸福にして同時に國家の幸福なりと打電し來れり（五日東朝）

▲廣東緊急會議　（四日上海特派員發）（香港電報）一日廣東軍政府は緊急會議を開きたるが岑春煊氏は逃べて曰く林葆懌氏辭職し伍廷芳氏廣東を去り軍政府議會の中堅は根本の動搖を來し四南將に瓦解せんとす諸君が時局を維持せん事を乞ふと而して岑氏主となりて之に當る事となり林葆懌伍廷芳の兩氏には人を派して引止むるに決せり一方政學會系は林伍兩氏の復職は到底覺束なければ最後の辨法として岑春煊氏を大元帥に推し以て軍政府を維持せんと審議し岑氏の內意を窺ひて決すべしと（五日東朝）

▲倪嗣冲病死す　（漢口特電三日發）　武昌よりの消息に據れば安徽督軍倪嗣冲は三十一日病死せり後任は馬通甲と張文生との競爭激しく蕃安武軍は物議を擁護せり政府が別に督軍を任命せば二人の反抗ある可し此解決を經ざれば倪の死は實表せられざるならんかとあり（五日時事）

▲非常國會召集　（廣東特電）（四日發）　廣東軍政府は新たに非常國會を召集今後同國會に出席したる議員には一箇月三百元を支給するに確定せり

▲南方海軍不穩　（廣東特電）（四日發）　政學會派を除ける多數の國會議員は上海に向つて廣東を出發しつゝあり香港に在りたる軍政府海軍總長林葆懌氏は廣東に歸る事を拒絶したるが是林氏が岑春煊氏に不滿を懷くが爲にして林氏の麾下に在る南方海軍は近く廣東軍政府と絕緣し福建に向ふべく豫期せらる而して岑春煊派は極力失望的狀態を挽回すべく努力しつゝあれども多分效無かるべし（六日日日）

▲靳氏立場困難　（五日北京特派員發）　靳總理の辭意は打消されざるものゝ如く有耶無耶の姿なるが北方內部に潛在せる暗鬪緩和せざる限り動搖は幾度も繰返さるべし影薄き靳內閣が倒るべくして倒れざる所以は後繼其人を得難きと八省督軍等が一致して擁護するに依れり而して後者の擁護が靳總理に取り非常の强味たる事勿論なるも其結果は場合によりては北洋派の間に疎隔を生じ靳總理は却て其立場に苦むことゝなれり辭意を洩らせる主たる動搖もこれが爲めにして靳內閣の運命は最早單に時間の問題と認められつゝあり（七日東朝）

▲和議の新局面　（上海特電）（五日發）　目下廣東國會議員等續々同地を引揚げ伍廷芳、吳景濂、林森氏等も今明日中に當地に引揚げ來るべきが右に就き各方面の情報を綜合するに此裏面には段派策士の暗中飛躍を爲し居れる事が殆ど疑ふ餘地なく今回の雲南對廣西の確執の如き其實段派の南方攪亂策が巧に其功を奏したるに外ならず即ち段派を代表せる王揖唐氏と廣西派の急先鋒たる孫文孫洪伊氏等の舊國會議員の接近も意外の程度に進み議員等の廣東引揚げは王揖唐氏側と或種の諒解を得たる上政學會の根據たりし廣東軍政府をして有名無實ならしむるの魂膽に出でたるものなりと傳ふ一說によれば廣東引揚に就ては各議員の今後を王揖唐氏をして保障せしむべく一定の地位に就くまで每月三百元を王氏より支出すべしとの約成り其結果南北和議の形勢は徐總統、靳總理、陸榮廷氏及政學會一派に對する段祺瑞王揖唐兩氏及民黨系の舊國會議員との對決に變じつゝあるは注目すべく舊國會議員等は孫氏を大總統として上海又は南方に非常國會を召集すべしとの說あるも未だ何等具體的運動を見ず孫氏は目下上海に在る事確實なり

▲政學會派の苦悶　（廣東特電）（五日發）　廣東軍政府政務總裁岑春煊氏並に政學會一派は軍政府維持の爲之が改造を企てつゝあるも陸榮廷氏並に唐紹儀氏等は軍政府の瓦解に對し冷靜なる態度を執りつゝあり（廣東特電）（五日發）　廣東政務總裁會議は出席者なき爲全く開會する能はず政務總裁岑春煊氏並に政學會派は極力軍政府を維持せんと決議し其手段として軍政府は反政學會派議員と共に非常國會を開かんとする吳景濂、林森、繆斌成四氏の行爲を彈劾すべしと（七日日日）

▲和議再開希望　（北京特電）（七日發）　王揖唐氏より政府に達したる電報によれば南方軍政府の孫文、唐紹儀、伍廷芳、唐繼堯、林葆懌の五總裁は上海和議再開を希望し王揖唐氏に對し意志の疏通を圖りたる結果近く再開の見込あるを以て北京滯在中の代表吳鼎昌氏等五名に至急來滬を命じたりと政府筋の推測によれば總裁が和議再開を申込たるは事實なるべく上海會議復活の望みあるも彼等は皆反政學會派にして岑春煊陸榮廷氏等の巨頭を疎外し居れるを以て完全に南方を代表せるものと認むる能はず且妥協條件に就いては南北の間に多少の距離あり果して今回の和議再開により統一を實現するか否かは疑問なり（九日日日）

▲八省代表者會議　（北京ロイテル特電九日發）　直隸、江蘇、奉天等所謂八省同盟の代表員昨日保定にて秘密會議を開けり、聞く所に據れば會議の結果大體左の如く決定し或る時期を見て關係督軍連名通電を發す可しと

（一）靳內閣を擁護し段祺瑞氏をも排斥せずして段、靳兩氏の從來の親密關係を維持せしむること

（二）南軍が進入せざる保障あれば直ちに北方の防備を取り去り北方の和議に對する誠意を表示す

（三）安福派を解散せしむること（十一日時事）

▲軍政府內閣改造　（上海ロイテル特電十一日發）　廣東軍政府政務會議は伍廷芳氏の外交兼財政總長を免じ溫宗堯氏を外交部長に陳錦濤氏を財政總長に任じ陳錦濤氏着任前は文翰氏は財政部長代理とし溫宗堯氏着任前は劉玉麟氏を外交部長代理とする旨を議決し軍政府は之を發表せり（十二日時事

▲和議促進運動　（八日漢口特派員發）北京政府の和議條件六箇條發表のため曹錕、張作霖等八省督軍は連名にて西南各省に和議勸告を試むべく王湖北督軍の贊成を求めたるが王督軍は之に贊成し目下各省首領に打電し積極的進行に努めつゝあり

▲王揖唐の報告　（十六日上海特派員發）王揖唐氏は北京に報告して曰く唐紹儀は和議續開に關し毫も具體的辦法を示さず是れ皆西南の意見紛糾し代表として完全に責任を負ふ能はざるに依る、茲に虞永祥は雙方議員を以て制憲會議を組織し之に依りて時局を解決せんことを建議せるが西南の內訌止まず其の是非は協議に依るべし猶周旋を待つと（十八日東朝）

▲孫文氏邸の會議　（十八日上海特派員發）十六日夜孫文邸にて民黨領袖の會議あり席上伍廷芳氏は孫唐吳伍の四總裁を以て別に軍政府を組織し倘暫く引續き四總裁の名義を用ひん事を主張せるが政府所在地に就ては尙未定なりしと云ふが今後は孫文、唐紹儀、伍廷芳、吳景濂、褚約成、林森等參與に依り實行を見るべし

▲關稅預金引出禁止　（十八日上海特派員發）南方代表章士釗は軍政府代表として前の軍政府財政部長伍廷芳が在任中個人名義にて關稅剩餘金を上海の銀行に預けあるに對し其職を解かれたる伍廷芳に右預金の支拂を停止すべく該銀行に命令されたき旨租界裁判所に訴へ出でたる所十七日判決ありて原告の申立通りに右預金の支拂停止を命ずる事となれり章士釗は別に該預金は西南大學設立費に充てたるものにて其準備委員たる予之を保管して他の政費に利用せしめざらんとするは當然の職務なりと述べ居れり、一方上海の舊議員等は章が軍政府代表といふも何人の委託に依るか彼等に其權能なしと通電し居れり（十九日東朝）

▲廣東特別會議　（廣東特電）（十八日發）政學會は十八日廣東軍及び廣東國會の將來に對し多數の重要議案を通過せしめん爲め廣東國會に特別會議を開催する事に決せり信憑すべき報道に據れば五百五十名の兩院議員は既に廣東を脫出し現に參議院議員百四十名及び衆議院議員二百八十名等も上海に出發し目下廣東に殘留せる者僅に百二十名なりと

▲伍總裁罷免公布　（廣東特電）（十七日發）廣東軍政府は宣言書を發布し伍廷芳氏の宣言を根本的に否認し且伍氏の政務總裁を免職せる旨を公布し廣東軍政府は依然として有效に存在しつゝある旨を布告せり右は軍政府の上海派に對する宣戰布告と見るべし

▲別途の軍政府組織　（上海特電）（十八日發）伍廷芳氏上海到着の夜孫文氏邸にて伍氏の歡迎會を兼ね伍廷芳、唐紹儀、孫文氏等の會合あり伍氏は其席上唐紹儀、唐繼堯、孫文及伍廷芳の四政務總裁にて別に軍政府を組織し外に對する一切の交涉は暫らく四總裁の名を以てすべきを主張せりと（十九日日日）

▲國會存續　（廣東特電）（十九日發）廣東に居殘りたる約百名の議員等は參衆兩議員會議を開き既電の重大問題を議決し國會は依然として廣東に存在せる事を聲明せり

▲伍氏布告　（上海特電）（十九日發）伍廷芳氏は西南政府各總裁護法各省督軍各軍司令等南方の要人約六十名に通電を發して曰く

三月廿九日夜廣東を隱れてより廣東の會議既に法定數に充たず一切の行動絕對に無效なり官職の任命の如きも亦無效なり予は特に一切の文書印章關稅剩餘金を持ちて上海に來れりされば外交及財政兩部の事に關しては尙完全に責任を負ふべし特に之を布告す

▲陸氏勝つ　（廣東特電）（十九日發）廣東軍政府及政學會は完全に陸榮廷氏の膝下に屈服せり（二十日日日）

▲軍政府主戰態度　（廣東特電）（十九日發）信憑すべき筋よりの報道に依れば廣東軍政府は北方に對して從來の平和的なりし態度を主戰的に改むるに決定せるが這は上海に於ける議員等の運動を牽制せんが爲なりと（二十日日日）

▲南北代表密約說　（上海ロイテル特電十九日發）當地にて南北總代表間の密約と稱するもの發表されたり其眞僞は別として今其大要を述ぶれば和平會議の決定す可き問題を分ちて三となす（一）法律問題（二）外交問題（三）事實問題之れなり

法律問題としては（一）現在廣東開會の國會を上海に移して閉會式を定めて閉會す（二）現在北京にて開會の國會は期を定めて閉會す（三）凡ゆる參衆兩院議員は十月十日を限り一律改選し現在の國會は此日に於て閉會し和平會議は參衆兩議員選擧法を改正するの必要を認め民國元年八月一日公布する所の參衆

兩院議員選舉法の議員數より參議員は二分一を減じ衆議員は三分の一を減ずる以上爲國會を處分す(四)本案決定調印の後北京の國務院廣東の軍政府は一律之を取消し改めて統一政府を組織し徐世昌氏を認めて總統とし暫に西南の主要人物を維持するの方法を講ず

▲外交問題としては(甲)山東問題は國民の公論により直接交渉を拒絶すること(乙)中央軍事協定及び此の協定に根據する一切の旨趣文書附屬書類を統一政府に依りて最も近き時期に正式に之を取消し公布すること(丙)其他一切の密約は正に統一政府に依り之を廢止し其儘に修正す可きものは須らく國會に交附して同意を得可し

▲事實問題としては法律問題及び外交問題完全に決定せる所謂事實問題を和議の歷史に根據し双方代表の提議案或は議決案を審議し南北複雜の情況、利害關係及び國民の國家を遠かに統一するを欲するの眞意に就き公論の主義を執り五種の會議なして先づ議決せしめたる上最高連責會議に提出して最後の議決をなしむ、五種の會議として左の如し。(一)善後會議(二)軍事會議(三)財政會議(四)全國同胞會(五)全國教育會議。以上五種の會議は中央及び各省當局より代表を派遣し或は法定の團體より代表を派し北京にて會議し南北代表を連責會議委員となし各科委員にて規則及び細則を定めしを公布し期日を限りて閉會す可し

▲連責會議以上九種の會議の議決案は最高連責會議にて之を決定す此連責會議員たり得るもの左の如し

(一)曾て中華民國々務院總統、副總統たりしもの(二)現在中華民國々務總理たるもの(三)曾て中華民國々務總理たりしもの(四)曾て四南軍政府總裁たりしもの(五)曾て中華民國々會議長副議長たりしもの(六)曾て南北和議總理代表たりしもの(七)曾て歐洲講和會議特使たりしもの

右の會員に事實上列席する能はざるものは最高級職員代表を列席せしむることを得右會議々決の後大總統之を公布することを決定し國務院之を施行す右會議は法律、外交、事實各項の外國家根本或は民政問題を提案するの必要を認めたる時は別に會議を召集して之を解決せしむ。以上は双方和平總代表の調印を俟て效力を發生す(二十一日時事)

▲和議促進運動　(十九日上海特派員發)

南北十一省督軍連名にて和議促進電報を發することゝなり其内容としては(一)新國會を解散す(二)普選舉會に依り國會を召集す(三)徐總統靳總理の臨時代行を承認すること等にて靳總理にも調印保證を求めたるが靳氏は之れに應ぜず且十四日國務院より和平促進の通電を發したる由にて王揖唐の主張する最高會議に就ても靳氏は贊成せず段祺瑞氏も之に反對の電報を致せりと又連日南北實力派の直接和議は唐繼堯氏を除きて皆交渉し居れるが开は兩廣、四川の自主を取消し岑春煊氏鐵道督辦となり陸榮廷氏の兩廣巡閱使莫榮新氏の廣東督軍陳克武氏の四川督軍は其儘として善後借款の分配を受けんとするものなりとの消息北京より傳へらる(二十一日東朝)

▲和議密約說否認　(上海國際特電廿日發)

昨日の南北總代表間の密約なるものに關し唐紹儀氏は全然之を否認して曰く余は王揖唐氏の南下してより未だ一度も面會せず一言をも交へず所謂條件は如何にして案出す可きか余は和議に關して深く關係する處なし所謂條件中の法理及び外交問題に關するものゝ一部は朱啓鈐氏の總代表たりし際に余の數回交渉せるものなるも當時朱啓鈐氏に依りて拒絶せられたり然も該條件の文とは同じからざる點多し又最高連責會議なるもの未だ夢想せることだになし要するに四南の目的は飽迄護法に在り時局の如何に變化するかに論無く此の志しは正に變らざる可し目下廣東政府政務會議は法定の人數不足し居れり云々と王揖唐氏も之を否認して曰く余は上海に來りし後和議の眞相に關しては十分の誠意を有す然れども時期未だ熟せず唐紹儀氏とも未だ一度も面會せず如何にして接洽するを得んや所謂密約なるものは人の僞造せるものなり云々(廿一日時事)

▲北京政府當惑　(北京特電)　(廿日發)

北方總代表王揖唐氏と南方總代表唐紹儀氏との南北和平に關する密約は秘密に附せらるべき筈なりしも上海の新聞が其内容を素破抜きたりとの報北京に達するや政府は頗る當惑の體なり右に關し段祺瑞氏の如きは王揖唐氏に詰問的電報を發したる程にて之を發表せしは不都合なりとの意見多しされど南北統一の方法に關し靳内閣と安福派が此密約を發表して單獨講和を妨げ背水の陣を張れる策略に驚きながらも豫定の筋書なりと推測し居れり即ち密約發表と前後して安福派が南北和議は專ら上海會議の權限にして督軍等の容喙を許さゞること中央政府は決して王揖唐氏の總代表を交迭する能はざること新舊兩國會より成る委員會にて

憲法制定を爲すことに贊成して民國六年の憲法會議の恢復に絕對反對すること次期總選擧の準備を爲すことを決議せるに非ざれば其眞意のある所を知るに難からざるべし右に對し斬內閣及省督軍同盟が如何なる對策に出づるかは最も注意を以て迎へられつゝあり(廿二日H日)

▲岑春煊氏の對策　(十九日廣東特派員發)　岑春煊氏は反對派の和議運動に先鞭を付けんがため上海にある章士釗氏に打電し孫文伍廷芳諸氏を牽制すべく命じ一方再び人を廣西に派し陸榮廷氏との連絡を維持しつゝあり(廿二日東朝)

▲安福派の決議　(二十日北京特派員發)　安福派は南北和議問題に對し左の如き態度を決せり

一、南北和議を解決する權力あるものは上海會議のみにて其他一切の和議行爲を承認せず

二、總代表は現在の儘とし如何なる場合にも決して更迭することを得ず

三、新舊國會より合意の上憲法を設定することに贊成す若し南方が六年の憲法會議恢復を目實とするに於ては新國會にて憲法を制定すべきことを主張して對抗す(廿二日東朝)

▲雲南軍政府別立　(二十二日上海特派員發)　孫文、伍廷芳、唐紹儀三氏は二十一日會議の結果別に軍政府を組織し雲南に置くことに決せり

▲在廣議員宣言　(十九日廣東特派員發)　在廣東國會議員は十七日宣言書を發して曰く

現北の和議成らず北京は未だ正式に承認せざる以前護法區域外に國會なく政府あるなし林森、伍廷芳等上海に於て軍政府國會の名に依り北方實國黨と講和せんとするを以て本日左記四項を議決し宣言す

(一)林森、吳景濂等は既に敵に降る故に其通電通牒は一切無效なり

(二)軍政府は動搖せず政務會議は皆有效なり

(三)伍廷芳に屬せる財政上の權利は既に喪失す其通電は皆無效なり

(四)國會は別に法を設けて議長を選擧し護法の效を完うす

と彼等の一切の通電や宣言は悉く安福派及王揖唐を排斥し實國黨と講和して輿論を沸騰せしめんとするに在り但本日の北京電報に據れば王揖唐氏より北京への通電に長江三督軍は和議干涉を非難し徐總統又軍閥の軍議に干涉し反對すとあり廣東一般には直隸系軍閥との握手に因る和議の前途は悲觀されつゝあり(廿三日東朝)

▲雲南軍政府準備　(二十二日上海特派員發)　唐紹儀氏の廣東軍政府を去るの通電は既報の如くなるが是に由りて孫文、伍廷芳、唐紹儀三氏は二十一日會議を開き其結果軍政府を別に組織し地點を雲南とするに決定し上海に其準備處を設くる事と爲れり右に就き既に唐繼堯氏の內諾を得たり近く發表を見るべしといふ雲南は僻陬の地にて其設立迄に參少の日子を要するを以て上海準備處にて當分政務を行ふべしと觀測さる國會の地點問題も其解決に從ひ雲南と決定する模樣なり(二十四日東朝)

▲軍政府進退兩難　(廣東特電)　(二十二日發)　陸榮廷氏は廣東軍政府に對し冷酷なる態度を取れる爲軍政府は進退兩難に陷れり爲に岑春煊氏は唐紹儀氏に向け長文の嘆願電報を以て其困難による事情を告げたるも同氏は曾ふる所なく甚だ冷淡なる態度を取れりと(二十四日日々)

▲督軍制廢止主張　(上海ロイアル特電二十三日發)　浙江督軍盧永祥氏は又もや長文の電報を發して南北和平の必要なるを述べ上海の和平會議は双方にて正式の機關と認めたるものなるを以て如何なる方法にて和を圖るにせよ必ず正式會議を經て決定す可きものにして他より干涉す可からざるを說き我國今日最も和議を妨げ政治に害を與ふるものは督軍制なりと云ひ督軍たる身を以て自ら之が廢止を提議す可きものなりと述べ督軍制は共和國に於て當然廢止す可き性質のものなりと說けり(二十五日時事)

▲安福派和議條件　(上海特電二十三日發)　安福俱樂部の和議に對する提案として當地にて傳へらるゝ所左の如し

一、副總統を南方に與へず

二、西北軍を北軍と認む

三、和議會議は外交に言及するを得ず

四、湖南福建陝西の三督軍は之を罷がさす

五、借款は南方の支配を經べからず

六、內務財政交通の三總長は安福系の人物を用ゆ可し

又此外北京政府に次期選擧費の補助と學生の風潮取締を緩くせば新國會取消の交換を爲すを云へりと傳へらる(二十五日時事)

▲**廣東協議決定**　（二十二日廣東特派員發）　廣東國會臨時議長孫光庭氏は半春煊氏を訪問し意見を交換したるが雲東に殘留せる議員にして廣東を去らざる者に對しては騰稅剩餘金中より之に金を給し又軍政府の重要なる職務を與ふべきこと又唐繼堯に對し退去せる議員に速かに廣東に歸還することを勸告せんことを依賴することに商議決し又在上海軍士劍、郭椿森兩氏に密電を發し吳景濂、褚輔成、林森氏に對し上海に於て國會を開會することなかんことを希望せしむるに決せり（二十六日東朝）

▲**剩餘金交付交涉**　（二十四日廣東特派員發）　軍政府側の發表する所に依れば新財政總長陳錦濤氏は北京政府に對し關稅剩餘金の交付方を交涉中なり尙外交總長に任命せられたる溫宗堯氏は二十四日廣東に到着の旨來電ありたり（二十六日東朝）

▲**督軍廢止諮問**　（二十六日北京特派員發）　徐總統は浙江督軍の發せる和議督促並に督軍制廢止の通電に對し極めて贊成の意を表し祕書長吳笈孫に命じて右通電中の要點を摘拔かしめ之に對する各省長官の意思を徵する答なり（廿八日東朝）

▲**孫氏廢督推賞**　（二十六日上海特派員發）　孫文氏は盧浙江督軍に對し其率先して督軍廢止を主張せるを激賞し日本の維新前尊王討幕の叫ばれたるが如く今の支那に於ては尊民壓督を以て和平の根本と爲すべしとの通電を發せり（二十八日東朝）

▲**奉天會議決議**　（二十六日北京特派員發）　張東三省巡閱使は最近外交軍事財政に關する會議を奉天に召集し吉林黑龍江兩省の長官列席の上左の決議を爲せりとの報あり

一、對露方針は列國と一致の態度を執り日露の衝突に對しては中立を嚴守し日本と協同の出兵を爲す必要なき事

二、財政問題は極力三省の財政を整理すると共に中央政府に打電して新借款によりて東三省に一大工廠を設くるか或は別に一鐵道を敷設して某國の東三省に於ける壟斷政策を排除する事

三、軍事問題は邊疆不安の現狀に鑑み戒嚴期間を延長し更に東三省軍隊統一を圖る事（廿八日東朝）

▲**八省同盟動搖す**　（北京ロイテル特電二十七日發）　安福派の消息に據れば最近段祺瑞氏と南京の李純氏との間に使節の往復ありたる結果所謂八會同盟の結束は緩み且つ同盟に關係ある新總理は段祺瑞氏に內幕を知られ段斬の感情一層疎隔し來れりと（廿九日時事）

▲**岑氏段氏攻擊**　（二十七日廣東特派員發）　半春煊氏は再び通電を發して段祺瑞氏を非難し中國當三年來の內亂禍亂は段氏が法律を見る事土塊の如く大統領を無視する事奴僕に等しきに出づ南北の乖離上海和會の停頓等其因は總て段氏にかゝれりと抗議せり（卅日東朝）

▲**議員續々參集**　（二十九日上海特派員發）　衆議院長褚輔成氏は數名の議員と共に二十八日香港より來着せり同行し來れる衆議院祕書長の談に依れば衆議院議員の香港より上海に來るもの、數二百四十餘名にて參議員は百餘名なり目下廣東にある議會は七十餘名にて其中尙多數は上海に來るの意あり兩院の重要書類は總て持ち來りて廣東には無一物となりたりと（卅日東朝）

財政經濟其他

▲**東淸線回收借款**　（北京ロイテル特電三十日發）　支那政府は今朝の閣議の結果東淸鐵道回收の爲め同鐵道に外國より借款をなすことを許すに決せり（一日時事）

▲**新借款團對策**　（三十一日北京特派員發）　滯日中のラモント氏と日本財團代表者との間に對支借款團の商談纏まり英佛米の各政府も同意を表したりとの報は太く支那政府の注意を惹起し商議中に苛酷なる財政監督、借款壟斷の二項を含むが如く取り沙汰し早くも反對の意嚮を有し居れるがラモント氏は七八月頃までには來京する豫定なるを以て政府に於ては纏め其態度を決定する準備として財政當局及財界の有力者を網羅して協議を爲すことに決せり（二日東朝）

▲**新借款團贊否**　（三十一日上海特派員發）　ラモント氏は三十日日本より上海に來着せり其談に曰く「日本銀行家は英米佛の銀行團と同樣の條件にて借款團に加入の希望を表示せり最後の決定を見るは近き將來にあり」と又曰　本が滿蒙の既得利權の承認を得て滿蒙を開放し銀行團加入に決せりとの

報あるに對して氏に曰く「其公報は未だ遂し居らざるも予の日本出發前日本銀行團の有力者は日本の意を享けて近き將來に三國銀行團と同じ基礎の上にて新銀行團に加入の事を通告し得べしと語れり」米國機關紙チヤイナプレスは熱心に新借款團の成立を希望しラモント氏を歡迎せるが孫洪伊氏は新銀行團の共同投資主義は日本の單獨借款を以てする侵略の野心を防ぎ得るものなれば相當好意を持ち居るも現在の北京の官廳政府に金を貸すは強盜を助くるに等し國民が政權を握らざる限り支那の亂は熄むことなく外國に對し實業の損害大なりとて反對せり

▲支紙新借款團反對（三十一日上海特派員發）中華新報は新銀行團の設立は支那財政の共同管理に至るべき第一步にして支那外交史上未曾有の大事件なり吾人は日本の借款に反對せると同等の決心を以て之に反對するか若くは之が範圍の縮少と程度の輕減を求めざるべからず之を捨て置かんか坐して亡國を待つものなり問題が頗る重大事にして支那存亡の岐るゝ所之を山東問題其他內政外交の諸懸案に比して一層甚だし、敎國有志の士は全力を遽して要路を鞭韃し將に亡びんとする中國を救へよとて極めて感傷的に論じたり（三日東朝）

▲東支借款の異意（北京ロイテル特電一日發）東支鐵道に關し最近梁士詒氏は意見書を政府に致し鐵道は日下日本が權利を獲んと希望し居れば之を避くる爲め同鐵道維持費として二千萬元を銀行團より借款して國際間の關係となす可し云々と述べたり一昨日の國務會議の決議は右の意見書によりたるものなり（三日時事）

▲各省鐵道敷設計畫（上海特電二日發）當地に在る江蘇安徽江西河南山東湖北湖南七省の紳商等は會て聯合して七省鐵道を敷設するの計畫を爲せるが今又英國より借款して南京より湖南に至る鐵道敷設を爲すの計畫を立て安徽江西河南山東湖北も連結することゝし英國より技師を雇ひ入れ其計畫を遂行せんとすと傳へらる（四日時事）

▲無線飛行機契約問題（北京ロイテル特電二日發）曩に米國公使館はウイックカース式飛行機及びマルコニー無線電信契約條項の獨占的なるに對し北京政府に抗議したるが北京外交部に今回之に答へて該契約は商業の自由を制限せず又獨占的ならず又マルコニー契約に關する佛國條約を構成するものに非ず政府は右同種類の事業に於て他國民の競爭を禁ずるの意志無く右契約は何等米國の利益を損するものに非ずと言へり米國公使館は右に對し更に答へて曰く右契約諸條項中には一部のものに優先權を附與するものゝ如く見ゆるも北京政府の言明に依り米國諸會社が他國の諸會社と全く同樣に飛行機飛行船及び其部分材料を支那政府に供給し其製作並に保存工場を建設し且つ無線電信及び電話材料の需要に應じ現在及び將來に亘りて支那政府に供給するの機會を與へらるゝこと並に支那政府側に於て今回ウイックカース及びマルコニーに對し獨占を許可するが如き一切の方法は全く事實に非ずと明言されたることを了解せしを以て滿足すと、四日時事）

▲ラモント氏宣言（上海特電）（二日發）米國銀行團代表ラモント氏は一日支那新聞記者を招待し新借款團に就き左の如き宣言をなせり

（第一）新銀行團の目的は支那を援けて實業、幣制、交通の改造をなすに在り

（第二）新銀行團は各國の勢力範圍打破を期す但し新銀行團は未だ成立せざるを以て既に確定せる勢力範圍なるものに對し如何なる處置をなすや明らかならざるも希望としては須らく一定の方法を設けて各國の勢力範圍なるものを整理するを正當なりと信ず日本に對しても其滿蒙放棄を勸め置きたるも日本政府は未だ之に對し何等の意志を表示せず

（第三）新銀行團は支那の個人と政治的意味を含む借款を締結せざる事を期す但し支那自身の內政に關しては決して干涉せざるべし

（第四）支那の現狀が頗る渾沌を極め居れるに對し銀行團が如何なる態度を執るかは未だ決定し居らず云々

（上海特電）（三日發）支那及米國の兩商業會議所聯合大歡迎會席上ラモント氏は其意見を發表して曰く

新銀行團は決して支那の內政に干涉せざるべく必らず支那の民意を尊重すべし多數外人が支那を救はんとする各種の事業は必らず先づ國民の許諾を得て初めて行はるべく苟も支那國民にして疑ふ所の事業は必らず失敗すべし即ち支那の內政の如き支那人自身が之を爲すべきのみ勢力範圍の如きは益々支那に害あるのみならず亦實に全世界に不利なる制度なり少なくも米國銀行團は新銀行團の一部として斯る暴制度の撤廢に努力すべきことを期

す云々（四日日々）

▲ラ氏新借款團解明（三日上海特派員發）二日米人商業會議所、上海綿商會同縣商會の合同にてラモント氏の歡迎會あり出席者約三百米支の有力なる實業家な網羅せり席網儀、王正廷、徐愚元等も列席せり席上ラモント氏は長演說な試みたるが中に曰く日本銀行團は他の三國銀行團と全然同一條件にて新銀行團に加入することな切望せり而して予は日本政府の其希望な容れて適當の時に然も遠からざる將來に於て許可する由な確め得たりと云ひ又予は日本に於て誤解な發見せり即ち新銀團は支那に於て商工及び其他あらゆる企業な掌握せんとするもの、如く考へられ居たり然るに新銀團は左程大袈裟にあらずして單に支那國民の爲めに鞏固なる基礎な作らんとするものに過ぎず鐵道の四通な圖るが如き其一なり且茲に更に誤解な觸かんとするものは英佛米が支那に借款の前渡な提供せんとすとの說なり然るに米國政府は戰爭終りて以後何れの國に對しても前渡な爲す法律にて許さず英佛も亦日本とても右前渡な許さゞるべしと云々（五日東朝）

▲東支管理局新設（三日北京特派員發）支那政府は今回政府直轄の東支鐵道管理局な哈爾賓に設置する筈にて局長には前京漢鐵道督辦兪人鳳任命さるべし（五日東朝）

▲煙酒借款案提出（北京國際特電五日發）煙酒事務所局長張壽齡氏は米國銀行家ラモント氏の來京な待ち受に米支間に締結されたる煙酒借款なば新銀行團關係に移す協議な開かんとす此程氏は之に關し政府に意見書な提出せり（七日時事）

▲東支線擔保借款（北京ロイテル特電六日發）支那新聞の報ずる所に據れば交通部は東支鐵道讓算不足額な支辨する爲め全鐵道な擔保として二千萬弗の借款な爲さんことな提議せり支那字新聞は亦曰く此の結果鮑貴卿氏は東支鐵道長官の職な辭せり（八日時事）

▲東支鐵道新總支配人（北京ロイテル特電六日發）露亞銀行支配人ピメノフ氏はホルワット將軍の後な襲ふて東支鐵道總支配人に任命せられたり（八日時事）

▲南方の借款團反對（六日北京特派員發）南方はラモント氏渡來後進捗せる新借款團に反對し若し中央にして借款な必要とする場合は聯め南方と商議な爲すにあらざれば斷じて承認せずとの宣言な中央に發せり（八日東朝）

▲新借款團の目的（上海特電）（八日發）上海チヤイナプレスに到着せる同社北京特派員の急電に曰くラモント氏の着京と共に北京政府內部より借款團反對運動起りたり此反對運動は借款團の要求な絕對に拒絕するにあらざるも借款使用方法の監督に就ては絕對に反對をなし財政總長李思浩氏の如きは無條件にあらざる限り如何なる借款にも關係せずと言明せり以上の情況により新借款團の目的は遂に產業方面主として鐵道方面に制限さるべく前途は未だ樂觀な許さず（十日日々）

▲新借款團と日本及支那（上海特電）（八日發）ラモント氏は六日上海な去るに臨み「新借款團と支那」てふ長論文なデーリー、ニュース紙に寄書せるが氏は其論文の前半に於て新借款團成立の由來な述べ後半に於て借新團と日本及支那の關係に論及して曰く

英佛米三國に於ては此問題は圓滿に進行したるも日本は滿蒙に於ける權利留保な固執し居れり予は日本な訪問して數借款團の目的に關する誤解が確に日本に存する事な知り得たりされど日本銀行團の代表者等は英佛兩國に提示せられたると同一條件にて其借款團に加入するな希望し居れるもの、如し而して彼等日本銀行團の代表者は保障な與へて曰く彼等は近き將來に於て日本政府より新借款團加入の許可な得べしと此許可なき限り予は日本な銀行團の一員と見るな得ざるなり萬一日本銀行團の參加な看る能はざらんか恐らく之に依て最も不利な視るは日本夫れ自身たらんのみ予が此度支那に來りしは各銀行團の決心な堅むべく一應支那な視察し置くの必要な應じたるに依る而して予は新借款團と支那夫れ自身との關係に就き次の如き意見な述べんとす

（第一）新借款團は支那の經濟的發展に物質的援助な與ふるに過ぎず其提案の如きも支那國民の意思に逆ひて之な爲さゞる可し

（第二）支那が借款團提案に贊成したる上は借款團の性質に依賴し或る程度の好意な示すな要す然らずんば借款團の創設は到底行はれざる可らざればなり

（第三）新借款團は支那國民及自國の資本主に對し責任な盡す予等は決して

支那に對して不德義なる投資を爲さゞるべし

（第四）予等は支那の豐かなる物資及支那國民の天才的能力に强き依頼を爲し支那の物資に向て支那國民諸君と共に活動せん事を期す（十日日々）

▲ラモント氏の勸說　（北京國際特電十二日發）ラモント氏は本日午後二時徐總統に謁見せり右に就き某方面の消息に據ればラモント氏より新銀行團は支那の經濟發展に就きて實質上の補助をなす趣旨なれば支那も亦銀行團を信任し十分其目的を達せしめざる可からず又銀行團の擔任する借款は支那の建設に有益なるものに限り而して支那及び銀行團兩方面より正當なる會計檢査の機關を設くるを要すと述べ總統は之に對し新銀行團の成立を歡迎する旨を答へ且つ借款獨占、財政監督等支那の主權を侵害するに至らざらんことを希望する旨を述べたりと（十四日時事）

▲滿蒙鐵道除外　（華盛頓特電）（五日發）對支新借款商議は未だ終了せず詳細は知る能はざるも除外の主なるものは滿蒙の鐵道及其附屬財産なりと（十四日日々）

▲ラ氏各方面に說く　（十三日北京特派員發）ラモント氏入京以來の活動漸く目覺ましく總統總理は固より財政當局財界有力者は連日會見して新借款團組織に關する支那側の諒解を求めつゝあるが支那側はラ氏の意嚮を聽取するに及んで頗る疑惧の念を抱き一致して新借款團に反對せんとする傾向あり確聞する所に依ればラ氏は借款の擔保として先づ某鐵道東支鐵道を希望し將來地租を擔保となす意思ある事を明言し裁兵計畫の實行に就ては借款團に於て實地に監査する以外中國銀行副總裁に米國人を充て外に財政部に二名の事務顧問を置き借款の使途を監督するの意嚮を洩したるやにて支那側に於ては新借款團の組織が明かに財政監督鐵道管理の前提と認め居れり唯ラ氏の言明せる意嚮は果して日本の同意を得たるものなりや或は單に米國の意嚮なりやに就き疑問を抱き居れり（十五日東朝）

▲借款賛成運動　（十三日北京特派員發）梁士詒梁啓超氏等の交通研究兩系は天津に會合しラモント氏の渡來を機とし新借款に對し協議を試み一致して賛成するに決し鐵道共同管理の主張を貫徹すべく運動をなすの申合をなしたりとの報あり（十六日東朝）

▲新銀行團を攻擊　（北京國際特電十四日發）ラモント氏の來京と共に懷疑心深き支那人は一般に同氏の言動を極めて注意し政界の一部に於ては新銀行團の成立を以て支那の財政權を掌握するものとなして反對運動を試み關係新聞紙を通じて攻擊の態度を執りつゝあり之に就き其の反對の裏面には ラモント氏の相手たる周自齋氏に反對の意味あらんも要するにラモント氏が今後支那側との交涉は案外困難なる可し

▲借款前渡要求　（北京國際特電十四日發）五百萬磅借款前渡しに付き過日支那より申込ありし際四國側は近々ラモント氏着京の筈なれば其れ迄待たれたしと回答し置きたるを以て或は近く再び支那側より申込ある可しと期待せらる（十六日時事）

▲銀相場の暴落　（天津特電）（十六日發）銀相場は最近六十片臺に崩落し爲替取引危險市場不況綿絲布業者は我取引先に延期を申込みたり支那錢業者中には破産者を出すべし取引所は立會を中止する模樣なり原因は地方よりの輸入少く市場に銀の餘りある事も其一なり暫く經濟界暗黑となるべし（十八日日々）

▲英米と兩鐵道　（十六日漢口特派員發）米國資本家代表ラモント氏北京訪問の結果粵漢鐵道を英國に讓歩し川漢鐵道を米國單獨にて敷設すべく內定せりと漢口にて頻々風說せらる（十八日東朝）

▲ラ氏使命失敗　（十七日北京特派員發）入京以來のラモント氏は支那側各方面と接觸して新借款團に對する了解を得るに努めつゝあるが不幸にして支那側の反對漸く熾烈となり今日までの結果にては何等の了解を得るに至らず氏は正々堂々と新借款の說明を試むるに拘らず支那側は表面は兎も角裏に裏あるものと反對に解釋する始末にて當初財政總長李思浩との會見に於て新借款團の經過を述べ昨年の巴里會議の決議を擧げて新借款團が政治實業兩借款を包括するものなることを說明せる事が端無くも財政監督鐵道共同管理の前提なりと支那側に即斷せしめ支那側は一層惡意に解釋して表面財政部內に委員會を設け研究することゝなりたるが其實體善く逃げを張れるものにして斯くてラ氏渡支の目的は全然失敗に終らんとする觀あり（十九日東朝）

▲葡國築港照會　（十七日北京特派員發）青州島に葡萄牙が築港を計畫せることが澳門葡萄牙と支那政府との問題となり居れるが最近廣東當局より葡萄牙領事より築港完成に近づき事業を中止する能はずとの理由を以て將

來支那との境界會議の結果若し中國の領土に關する場合は衛爾牙は甘んじて讓歩し且一切の賠償を要求せざることを照會し來れりとて中央政府に諾否の決定を爲さんことを打電し來れり（十九日東朝）

▲滿蒙除外歸結　（十八日北京特派員發）新借款團に關して諒解を求むべく來京中のラモント氏は支那側の反對に依て未だ何等の効果を收むるを得ざるが一方日本銀行團との間に諒解を遂げし滿蒙除外に就て本國の承認を求めたるに對し尚訓電到着せざる趣にて米本國の訓電なき間は日本加入の事確定せざる次第にて支那側とも具體的に諒解を遂ぐるを能ざる事情にありラモント氏の滯支は以上の如き成行よりして殆ど無意味に終らんとする觀あり而してラモント氏と日本との間に諒解を得たりしと傳へらるゝ滿蒙除外問題は最に日本が條件付加入を主張せる際米國は之に反對し假契約中の吉會鐵道のみは朝鮮の延長と認めて除外することに贊成の意を表したるも他の除外には絶對に同意せず日本よりは之に對して何等回答を與へざりしものなるが今回は米國側も讓歩し日本側に於ても抽象的の滿蒙除外なる條件を撤回して滿蒙に於ける日本の既得權を米國に於て承認する事に相談折合ひ滿蒙五鐵道中の洮南熱河線の一線だけを既得權より除外する事となれりと傳へらる（廿四日東朝）

▲白支借款成立　（上海國際特電十九日發）白耳義ブラッセル來電に據れば支那政府の代表は白國シンヂケート短期鐵路借款二千五百萬法を締結し利息八分期限十年、五年目より期を分ちて元金を消却することを約せりと云ふ（廿日時事）

▲米支二億元借款　（上海特電）（廿日發）當地にて確聞する處に依れば某方面にては特に全國の地租を抵當として米國に向つて二億元の大借款を起さんとし之に對しラモント氏は最初は反對なる旨を述べたるも某方面にては南北統一を以て其口實にラモント氏と暗中交渉を進めつゝありと（廿二日日日）

▲佛國抗議　（北京特電）（廿日發）佛國公使ボップ氏は支那政府に對し東清鐵道に關する抗議書を提出し同鐵道の管理に就ては重役會議規則を尊重すると共に佛國の資本を投ぜる露支銀行の權利を認めしむる事を要求中なるが支那側の回答未だなるを以て廿一日同公使は更に臨外交總長代理を訪問し交渉すべしと外交界にては此交渉は裏面に於て露國側より佛國を使嗾せるものと認め居れり（廿二日日日）

▲鐵道の主權掠奪　（北京國際特電廿一日發）參議院員何森森氏等最近政府に對しラモント氏今回の來京は昨今五月巴里に於て所謂四國銀行の決議せるが如き方法を以て我が鐵道の主權を奪ひ支那を亡國に導く虞れなきや否や五ヶ條以内に明白なる問答を求むとの質問書を提出せり（廿三日時事）

▲賓黑鐵道交渉成立　（二十四日北京特派員發）黑龍省支那側當局と日本側代表者との間に賓黑鐵道貸金に關する交渉成立し兩國の共同出資を以て經營を爲すことに決し且最に締結せる契約草案に修正を加へ目下政府の許可を交渉中なり（廿六日東朝）

▲湖廣借款交渉延引　（北京國際特電廿四日發）六百萬磅湖廣鐵道借款に就き交渉は支那側の主張のため延引し居れり最に獨墺に對し宣戰の際支那は此借款中獨逸の分即ち全體の四分の一を無效となすことを宣言せしも洩れ聞く所によればこの借款證書は無記名なるを以て各國に讓渡され從つて獨逸人の所有者事實上皆無の狀態なり然しながら支那は獨逸よりの賠償として此借款を無效となすことを主張し居れり（廿六日時事）

▲中伊銀行行悩事情　（北京ロイテル特電二十五日發）ロイテル通信員の聞知する所に依れば支那政府が天津に於ける中伊銀行創立の請願を拒絶したるは伊太利のシレクア號に對する處置と何等關係するに非ずして支、伊兩者が互に一方より資本を出させんと望める爲め必要なる資本問題の行悩みに基くものなりと（廿七日時事）

▲軍器購入督促　（北京ロイテル特電二十五日發）伊太利との軍器購買契約は明日を以て期限終了の筈なるも湖南督軍張敬堯氏は約七十萬元の金額を支拂ひ得ざる爲軍器の大部分は今尚ほ伊太利人の手にあり之が爲め張敬堯氏は昨日中央政府に打電し財政部より右の金額を至急伊太利側に支拂ひ軍器を受領して湖南に送達せんことを求めたり然れども財政部も今直に之に應ずる能はざれば目下北京に在る張敬堯氏の參謀長を本日天津に派し伊太利商人に契約履行の延期方を交渉せしむ（廿七日時事）

▲賓黑鐵道借款　（北京特電）（廿五日發）賓黑鐵道は元露國の借款にて敷設する約ありしも露國の現狀は到底鐵道に投資する能はず爲に黑龍省

當局は日本代表と協議し日支合併と爲すに決し前契約を修正せんとし其中に若し日本にして同鐵道公債を發行する場合には日本人の持分は其三分の一をはずの規定あり目下北京政府に許可申請中なりとの說あるも眞相尙不明なり

◎哈爾賓より綏化、墨爾根、愛琿を經て黑河に達する資黑鐵道は千八百八十六年に於ける露支協約に依り兩國共同にて敷設すべき讓定線となり居れるも其後露國內亂の爲未だ着手するに至らず一時は實業家中に之が敷設を計畫するものありたるが各國間の關係面倒なる爲遂に其實現を見るに至らず其儘となれるを今回日、露、支三國共同にて敷設せんとするの議あり目下三國間に交涉行はれつゝありと(廿七日日日)

▲正金と借款成立　(北京國際特電廿六日發)　支那側の報道に據れば邊防軍は內蒙古の租稅を擔保として橫濱正金銀行より五百萬圓の借款を取極めたりと

▲中伊銀行問題辯明　(北京國際特電廿六日發)　中伊銀行問題に關する昨日の北京電報に對し伊國公使館は左の如く辨明せり

(一)中伊銀行は伊國人の計畫として去る三月十九日天津に於ける伊國領事館に屆出で登錄を經たるものにして支那政府も之を認めて差支へながらん然れども支那政府は同銀行が伊國人の會社として營業するの承認を與ふるを希望せず

(二)伊國は汽船シレシア號事件ある爲めに同銀行の承認を强要したるものに非ず

(三)支那役員が段祺瑞氏を訪問せるは何等同銀行の承認に關し段氏の政府に干涉せんことを求むる爲めに非ず

(四)支伊兩當事者が互に一方より所要資本金を出資する事を待ちつゝありとの說に關して伊國領事館は曰く伊國の株式會社登記法に依る所要資本額は旣に出資濟となり居り其の資本金は支伊兩國人より同銀行に預托しありと(廿八日時事)

▲湖廣借款と獨支　(北京ロイテル特電二十八日發)湖廣鐵道借款中の痴逸の引受け部分に關しては北京政府は是等債券に對し利子を支拂はざることゝなり居れるが支那の痴逸に對して宣戰を布告して以來斯かる痴逸債券が旣に他國の手に移り居るの事實は之に關する支那の主張を破らんとするの企てなりとせらる支那は是等債券の取消を希望し居らざるが支那が中歐列國に宣戰を布告したる際痴逸人の所有する利札に對し利子支拂を差し控ふるのみと(三十日時事)

寄贈書目錄

月報	二七號	靑島實業協會
貿易	二一號	其社
月報	八七號	奉天商業會議所
岐阜商報	七六號	岐阜縣商業會議所
蕃族調査報告		臺灣總督府
新公論	六號	其社
南洋協會雜誌	五號	其會
財政經濟時報	六號	其社
特許公報	自三六一號至三六三號	特許局
月報	一三五號	小樽商業會議所
紡績界	五號	其社
奉公	二〇八號	其會
The Herald of asia	自七號至一〇號	Herald 社
東洋經濟新報	自八九五號至八九九號	其社
朝鮮及滿洲	一五五號	其社
通商公報	自七二六號至七三二號	外務省通商局
實用新案公報	自六一二號至六一四號	特許局
日本及日本人	七八五號七八六號	政教社
靑島に於ける物價		靑島守備軍民政部
滿蒙研究彙報	四九號	其社
大日本紡績聯合會月報	三三二號	其社
地學雜誌	三七七號	其社

新著書		丸善株式會社
帝國鐵道協會會報	六六號 六七號	其會
學鑑	五號	丸善株式會社
長崎商業會議所半年報	一五號	長崎商業會議所
法學論叢	六號	法學會
三田評論	二七五號	其社
滿濠實業雜報	五九號	大連商業會議所
滿濠經濟時報	八九號	奉天商業會議所
月報	一五五號	名古屋商業會議所
貿易通報	一五六號	大阪商業會議所
大陸	六號	其社
海外情報	一七號	偕行社
東洋經濟新報經濟年鑑（大正九年度）		
支那問題	四五三號	其會
水產界	六號	其會
東方時論	六號	其會
德報	五號	其會
天津商工協會會報	五月號	農商務省山林局
山林雜報	六號	資文館
國民經濟雜誌	六號	農商務省商品陳列會編纂
商工時報		

關西製綱株式會社
大阪帶革製造所
中國化學工業會社
山東省代理店

船舶、鐵道、鑛山
鐵工、土木、建築
用品販賣

和田寬商店青島出張所
青島長安町十四番地
電話五七五番

鐵工部工場
青島早霧町九番地

鐵道用品機械類カタログ御郵送ヲ乞フ

顏料製造工場
山東省博山驛前
電話四一番

當工場製造ノ辨柄ハ品質優良價格低廉製
產高豐富見本御一報次第郵送可申候
見本御入用ノ向ハ青島ノ方ヘ御申越ヲ乞

資本金四千萬圓

朝鮮銀行

本店　朝鮮京城

支店
出張所

東京、大阪、神戸、下關……（内地）
平壤、仁川、元山、大邱、釜山
鎭南浦、郡山、水浦、羅南、會寧……（朝鮮）
大連、奉天、長春、安東縣、四平街、開原、旅順、營口
遼陽、鐵嶺、鄭家屯、吉林、龍井村、哈爾賓、傅家甸……（滿洲）
上海、青島、天津、濟南……（支那）
紐育、浦鹽……（海外）

爲替取引先　倫敦、其他内外主要地ニ有之候

當銀行ハ預金、貸付、爲替及取引等、一般銀行業務ヲ便利ニ取扱仕候

一資本金　一億圓（内拂込濟六千壹百萬圓）

一積立金　四千四百萬圓

横濱正金銀行

電話特四三〇〇番（宿直用）

特四三〇一番

特四三二〇二番

特四三二〇三番

特四三二〇四番

支店
出張所　東京、大阪、神戸、長崎、倫敦、里昂、紐育、桑港、ロスアンゼルス、布哇、シドニー、孟買、カルカッタ、香港、上海、青島、濟南、漢口、天津、北京、牛莊、旅順口、大連、遼陽、奉天、鐵嶺、安東縣、長春、哈爾賓

此外内外樞要ノ地ニ代理店有之候間爲替、荷爲替、信用狀其他内國手形割引、貸付、保護預等御便宜御相談可仕ニ付御都合次第御來談被下度候

醫學博士

宮島幹之助著

熱帶生活

四六判美裝寫眞數葉　定價金壹圓五拾錢　一

（南洋實價　新嘉坡銀壹弗五拾仙）

宮島博士は蚊の先生なり。マラリヤ熱の媒介たるアノヘレスを探ねて瘴煙蠻雨の熱帶地を跋涉せる篤學者、我國の熱帶地及熱帶病研究の權威なり。博士が數次の熱帶地旅行に依つて得たる、研究、經驗より編み出せる熱帶生活法、見聞錄等を悉切平明且つ興味深く叙述せる者卽ち本書とす。熱帶地常住者は勿論、護謨園經營者、熱帶地關係貿易商、航海家、旅行家等苟も熱帶に關係あるの士は一讀以て得る處尠なからざるべし。

內容一班

熱帶生活法◆熱帶は文明を支配す◆科學の進步は熱帶を征服す◆熱帶生活に適する資格◆熱帶の氣候と健康◆熱帶に於ける飲食物、被服、住居◆日射病の手當と豫防法◆熱帶の鬼マラリア、其豫防の第一義◆瘴土より來る病◆十二指蟲病と其豫防法◆熱帶赤痢と療法◆脚氣、皮膚病、花柳病其他熱帶特有病と其豫防並に治療法◆上海より◆香港より◆シンガポールより◆ジヨホールに寢て暮す◆土人◆雪隱物語◆滑稽南洋の兎狩◆猪を仕留めた手柄の一條◆南洋の女◆半島斷片◆シンガポールの別れ

南洋行

ナイルの流域◆ナイル河畔に太古と近世の對峙◆カナロー府◆風學の寄生蟲學者ロース氏◆埃及の大蟲住血吸蟲と十二指腸蟲◆カイロよりアスワン迄◆心地よきナイルの舟行◆燒く樣な砂漠の汽車◆蟲界に此文明的設備◆熱帶植民地の好模範◆衞生設備の要と裏◆黑人の都オムヅルマン◆其他

偉人の面影◆熱帶醫學の泰斗ローベルトコツホ先生◆先生の風采、友情、用意、態度、信用、訓戒、慈愛、魚釣趣味、敎授振り◆其他醫學者の觀たる熱帶の記事滿載

發行所　南洋協會
東京麹町區八重洲町

日本發賣所　日本之醫界社
東京麹町區有樂町三丁目

南洋發賣所　南洋及日本人社

◀六大雄篇を見よ▶

外務省纂

獨人の觀たる日本及聯合國の對支經濟戰

定價金三圓五十錢（菊判總クロース）送料（内地十八錢 上製美本七百頁）支那五十五錢

▼本書は獨逸、獨立キール大學國王立海運及經濟研究所副所長ワルデマール・コッホ博士等が自國の立場より見て攻究したる名著にして、苟も政治、財政、軍事、殖民、海運等之れを世界的に研究せんとする人士に對して絶好資料たり。

外務省纂

海峽殖民地概覽

定價金二圓八十錢（四六倍判總クロース）送料（内地十八錢 上製四百五十頁）支那五十五錢

▼本書は先づ同地方の地勢沿革等を述べ人口統治財政及び金融機關度量衡農業漁業商工業港灣交通及通信貿易宗教教育新聞及刊行物醫事等あらゆる方面の狀況を詳述したれば眞にこれ海外貿易業者にとりて絶好羅針盤たるべし。

外務省纂

蘭領東印度事情

定價金二圓八十錢（四六倍判總クロース）送料（内地十八錢 上製美本四百頁）支那五十五錢

▼本書は爪哇スマトラボルネオセレベス其他南洋諸島の實情を說き更に地勢歷史交通產業貿易等の各般に亘り些さざる所なく特に本邦人のため入國旅行開業等の方法に就きて周到適切なる注意を與へ卷末には簡易なる馬來語獨案內を添附せり。實に南洋諸島に關する唯一の權威書たり。

外務省纂

北滿洲

定價金三圓五十錢（菊判總クロース）送料（内地二十四錢 上製美本六百十頁）支那六十五錢

▼北滿地方に於ける帝國の勢力新に伸張するに伴ひ我が商工業家の活躍を試みんとする者多しと雖も良書の絕無なるは心ある者の嘆息する所たり。茲に外務省は周到なる調査を行ひ本書を編纂さる。該地方の內情一として漏らす所なし。

外務省纂

福建事情

定價金一圓八十錢（菊判總クロース）送料（内地十八錢 美本四百頁）支那五十五錢

▼福建省は南清に於ける唯一の本邦勢力範圍にして天產物豐富に財力莫大なり。本書は本邦官吏の精細なる實地調査による材料を基礎とし歷史地勢產業教育衛生通商の各般に亘りて細說し加ふるに貴重なる地圖及統計の多數を收めたり。

三版

浦潮斯德事情

◎德富猪一郎先生序 ◎三島愛之助先生著（四六判總クロース）定價金二圓（上製三百七十頁）送料十錢

▼今や浦潮斯德は、日露貿易の衝區を占め西比利亞鐵道は將に一變して國際鐵道たらんとするの時機に達す。我が民族の勇往邁進日露貿易の基礎を牢立するは願ふに善く彼を知り己を知るの道如何に在るのみ。讀者若し活眼を以て之を繙けば洵に是れ日露貿易の津筏とならざらむ。

發兌 東京市神田區三崎町三丁目一五番地 啓成社株式會社 振替東京一二一〇七五四番 電話番町

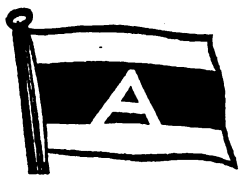

國際汽船株式會社

一、資本金　壹　億　圓

一、拂込金　四千參百七拾五萬圓

現在所屬船舶　（合計約貳拾五萬噸）

（大正八年八月一日）

櫨山丸	重量噸約八、七〇〇	武洋丸	重量噸約八、八〇〇
晩香坡丸	九、一〇〇	伯剌西爾丸	九、一〇〇
ぼすとん丸	八、八〇〇	興福丸	九、一〇〇
東福丸	九、一〇〇	江崎丸	六、八〇〇
智福丸	九、一〇〇	亞爾然丁丸	九、一〇〇
隆福丸	九、一〇〇	タ顏丸	五、〇〇〇
漢口丸	六、四〇〇	タ映丸	五、〇〇〇
興福丸	一一、〇〇〇	しどにい丸	六、四〇〇
大武丸	八、九〇〇	上海丸	六、四〇〇
桑港丸	九、一〇〇	新嘉坡丸	九、一〇〇
ねいぶる丸	九、一〇〇	壽福丸	九、一〇〇
ぐらすごう丸	九、一〇〇	比叡山丸	六、七〇〇
彌生丸	八、七〇〇	盛福丸	九、一〇〇
八重丸	一一、〇〇〇	すゑず丸	六、六〇〇
まるた丸	八、八〇〇	玉津丸	六、五七二
すえず丸	六、六三三		

尙明年二月一日には所屬船舶重量噸約五拾萬噸となる豫定

也本社神戸市海岸通八番地出張所　東京丸之內東京海上ビルデング內

東亞同文會調査編纂部著

最新版

支那金融機關

菊判布裝 五百頁

定價 正三圓 送料 內地十八錢 臺灣三十錢 朝、支、滿、樺四十五錢

變革の途上にある支那金融機關、新式銀行、錢莊、票莊及支那に於ける列國の投資機關たる外國銀行、中外合辨銀行の詳細の事情を監せる對支企業家の必讀書也

發行所 東亞同文會調査編纂部

東京市赤坂區溜池町二

電話 芝 一二一四番

振替 東京九七三〇番

前號要目

南北妥協の新提議……一—四
米國の對支單獨借款……一五—一七
西藏交涉記略……一八—三二
山東問題に關する
ミラード氏の陳述……五—一四
民國八年度歲出豫計書……三三—三九
支那時事……四〇—五一
支那彙報……五二—七一

支那

大正九年六月十四日印刷
大正九年六月十五日發行

編輯兼發行者 東京市本鄉區湯島天神町一丁目十一番地 清水壽
印刷者 東京市麹町區紀尾井町三番地 金澤求也
印刷所 東京市麹町區紀尾井町三番地 元眞社

發行所 東京市赤坂區溜池町二番地 東亞同文會調查編纂部
電話 芝一一一四番 振替口座東京九七三〇番
東京市神田區表神保町 東京堂書店
東京市京橋區尾張町二ノ二 同 東海堂
東京市京橋區元數寄屋町三ノ七 同 北隆館
東京市神田區南神保町一一二 同 有斐閣

每月一回發行	定價	冊數	定價
	一冊	四冊	十錢
	六冊（半年分）	二圓二十五錢	
	十二冊（一年分）	四圓五十錢	
	無料		

支店出張所

臺灣 基隆 臺中 嘉義 臺南
宜蘭 淡水 桃園 新竹 打狗
阿緱 臺東 花蓮港 澎湖島

內地 東京 横濱 大阪 神戸 門司

株式會社 臺灣銀行 (臺北)

支那 上海 九江 漢口 福州 廈門
汕頭 香港 廣東

南洋 新嘉坡 スラバヤ スマラン バタビヤ 孟買
盤谷

歐米 倫敦 紐育

支店出張所

明治四十五年一月十七日　第三種郵便物認可
大正九年六月十五日發行（毎月一回十五日發行）

支　那　第十一卷　第六號

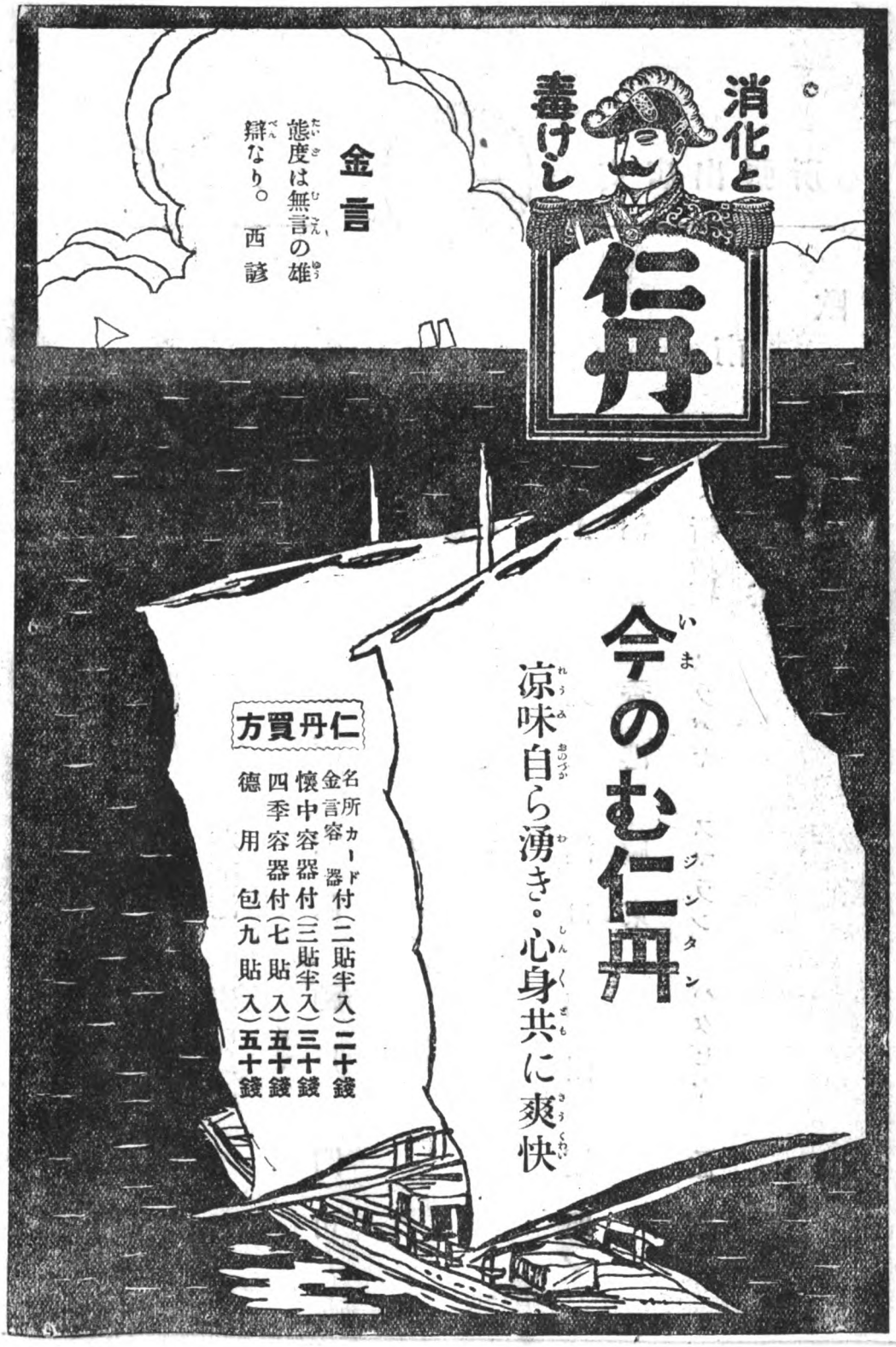

大正九年七月十五日發行（每月一回一日發行）

支那

第十一卷　七月號　第七號

目　要

北方內爭の總勘定……一
接壤地域特別利益の內容……五
民國五年度國家歲入現計書……一七
支那全權の日支協定陳述書……三七
山東問題に關するミラード氏の陳述……二八
入蒙旅行日誌……五四
庫倫通信……六二
寧夏通信……六五
支那時報……六七
支那彙報……七九
會報……九五

東亞同文會調查編纂部

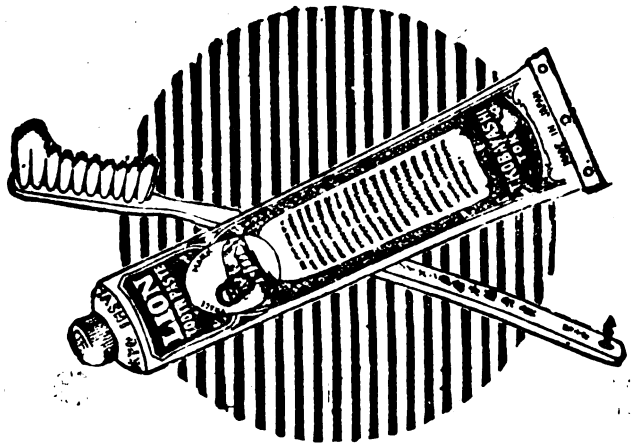

目の覺めるやうな
清新の香味！

最新形式の齒磨

ライオン煉歯磨

どなたにも喜ばれ
どなたにも好かれ
どなたにも調法が
られてをります。

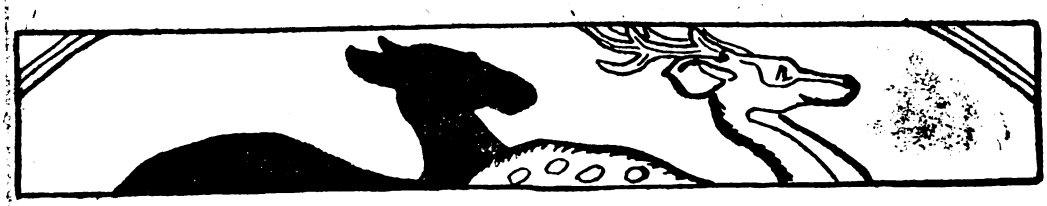

大正九年七月十五日發行「支那」目次

十一卷

北方內爭の總勘定……一——四
接壤地域特別利益の內容（上）……五——一七
民國五年度國家歲入現計書（下）……一七——二七
山東問題に關するミラード氏の陳述（三）……二八——三七
支那全權の日支協定陳述書……三七——四八
入蒙旅行記……特派員　小西茂……五四——六一
庫倫通信……小西茂……六二——六五
寧夏通信……工藤鐵三郎……六五——六六
北京通信……山內嵓……

時報

日英同盟改訂と支那—對獨條約批准案の通過
米國公使着任—英支飛行機借款—東鐵督辦更迭—パンルヴエ氏の使命—南方派の完全なる分解—山東交涉の公權的說明—內田外相の演說—湖南事件抗議—安直兩系內爭の總決算
……六六——七八

彙報……七九——九四
會報……九五——

直輸出入業

小津武林起業株式會社

大阪市西區靱中通參丁目貳壹

電話土佐堀（長）二三五番
三、〇二三六番
九番

營業種目

棉花、絹紡原料
麻、肥料、雜穀
毛皮革、牛水蠟
各種油及其原料
其他支那產物

神戶出張所　神戶市海岸通二丁目
電話三ノ宮（長）一、八一五番
三、三三八番

東京支店　東京市深川區佐賀町二丁目
電話本所（長）三、七〇六番
二、二九五番

橫濱出張所　橫濱市相生町六丁目
電話（長）一、五九〇番

海外支店　上海、漢口
同出張所　沙市、宜昌、萬縣、重慶、樊城、老河口、鄭州

ヱビス
ビール

サツポロ
ビール

アサヒ
ビール

大日本東京

大日本麥酒株式會社

オキシヘーラー

邦文
支那文 **說明書** 實驗例附 **贈呈**

▼オキシヘーラーの顯著なる事は使用僅か五分間を出でずして三乃至五ミ.ミの血壓を亢め一時間を繼續すれば實に十乃至三十ミ.ミの活力を增進す試に血壓計脈波計等を以て驗せば其調節の狀を明にし又各自は脈搏、呼吸、體溫の整調に依ても自覺せらる

▼靈妙なる磁氣應用の本器は斯して血液中の酸素吸引力を增大し健康の元素を補ふが故に難治の疾病を根治するに空前の偉力を有す論より證據使用者は忽ち脈搏強實となり全身の溫暖、呼吸の深長を感じ次で熟睡解熱、鎭痛、食慾の亢進、兩便の快通等生理的本能を回復するの神速なるは實に天下の奇蹟なり

本器は創製以來六年餘 其信用は社會に定評あり

Thos. A. Edison says, "The doctor of the future will not does us with drugs, but will instruct his patients as to the cause and prevention of all maladies. In other words, his function will be to prevent disease and not try to cure it, as now."

■特色■

▼使用法 簡便にして時と處とを問はず些の熟錬を要せず自在に使用し得らる

▼耐久力 構造堅牢にして効力永久不滅電池の如く使用毎に消耗するものに非ず

▼感覺 頗る自然的にして強も劇戟或は微痛だも感ぜず容易に使用の目的を達す

▼費用 使用に當り別に藥物等を要せざれば器械購求以外永遠に何等の費用を要せず

■正價金參拾五圓■

送料內地金參拾六錢 支・朝・臺・樺金六拾五錢

東京市牛込區筑土町三十一番地

オキシヘーラー奬勵會

電話番町四五三〇七・四六八九・振替東京二七七一二

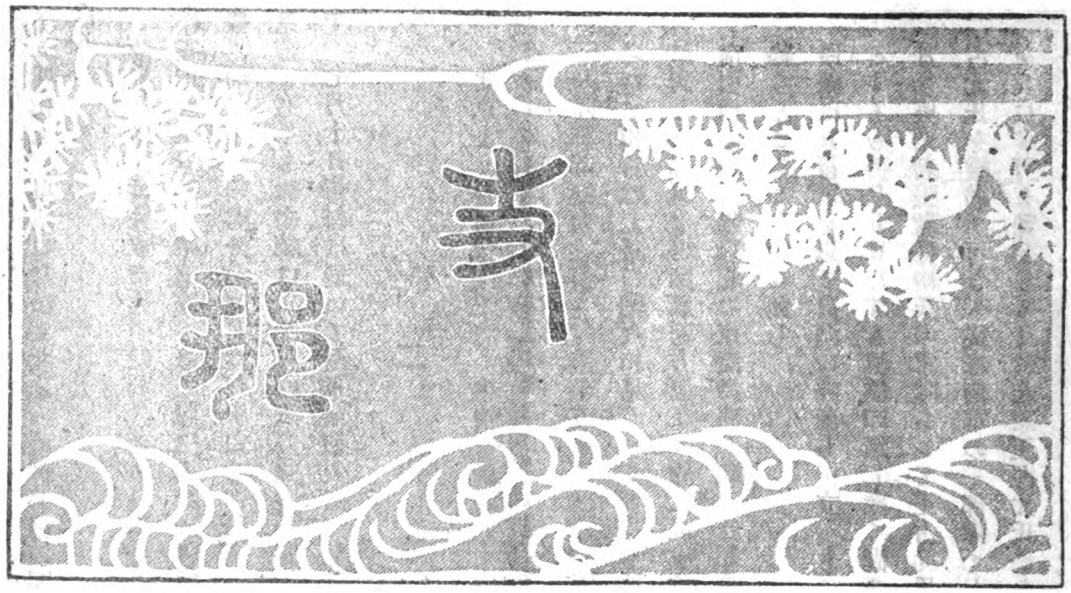

大正九年七月十五日

第十一卷　第七號

北方內爭の總勘定

一

支那南北の橫斷一變して、政界縱斷の形勢を現出せしこと既に久し矣。而してコハ先づ南方に於ける急進實力兩派の分離に始まり、政學會系が陸岑莫三氏を擁して急進派を放逐するや、急進派は大擧して上海に向ひ、廣東國會をして法定數を失はしめ、以てこれが報復をなせしが、政學會系は之に答ふべく、譚延闓氏をして吳佩孚氏と通ぜしめ、吳軍の北上、譚軍の代替、以て湖南の局面を掌握し了れり。かくて南方急進派と、北方安徽派とは、是に於いて南北の失意分子なり、卽ち彼等は上海に相會して、和平會議を再開して以てその政治的生命を延長せんとせり。六月三日の四政務總裁宣言は、實に此の如き魂膽より出でしものなるが、此宣言の結果廣東軍政府は唐紹儀氏の議和總代表を免じ、溫宗堯氏を以て之に代へ兩派はこゝに完全に分解し了れり。

飜つて北方を顧みるに、靳雲鵬內閣に對する態度に依りて、安福派と八省聯盟との對峙となり、八省聯盟はむしろ陸榮廷氏と結んで局部議和を促進するを妥當なりとするの見地に立ち、譚延闓吳佩孚兩氏の妥協に依りて安徽派の督軍張敬堯氏を湖南

より逐出し、吳軍はなほも北上、直隸河南の間に盤據して强硬なる兵諫を開始するや、北方の兩派も亦完全に分裂し了れり。

政界の縱斷は完成せり。時局の產める變挺なる調停者、むしろ直隸系に同情あり、いふところの八省聯盟の一員たる張作霖氏入京以後、徐總統は急遽周樹模氏國務總理同意案を提出し段派の第一人たる徐樹錚氏の西北籌邊使を免ずるなど、些さか片手落の處分を爲したるを以て、段派は窮鼠猫をかむの勢を以て猛然として起ち、大いに問罪の師を興すに至れり。見苦るしくも徐總統は、又復段派の强壓に屈し、曹錕氏兄弟及び吳佩孚氏を免職したるを以て、今度は直隸系が納まらず、七月十日楊村に於いて兩軍最初の衝突を見るに及べり。

二

北京よりの情報は此間の事情を說明して曰く

安徽直隸兩派の確執は遂に調停の望み絕へ直隸軍は高碑店に前敵司令部を置き段派は定國軍を組織して邊防軍第一、第三及陸軍部第九、第十三、第十五師並びに徐樹錚氏の統率する西北邊防軍を之に編入し琉璃河を越へて其の第一線を張り之れと相對峙し將に砲火相見んとするの形勢なり而して安徽派軍は廊坊に西北邊防軍の一旅を主力として陣容を整へしに對し直隸軍は馬廠新河方面より約二混成旅を北倉附近に集中して前線を張莊方面に張り對陣又保定軍は吳佩孚氏が湖南引揚げ後信陽以北の京漢沿線に配置せる第三師及三混成旅及び曹錕氏の三旅を急速保定以北に集中し將に戰線の配置終らんとするものゝ如し

段派は其督軍を以て自派に呼應して立つものとして計算し同派督軍は近く兵を石家莊に進め直に直隸軍の側面を突かんとするものなりとなすも眞僞即斷し難く湖北の王占元氏は元來直隸派に屬するものなるも今や南軍が武漢の消息を窺へる外吳光新張敬堯兩氏の軍隊ありて王占元氏の軍隊を牽制するなきを保し難く又常德より沙市に撤退せる馮玉祥軍は王占元氏を援助す可きも從來南軍の一部隊として湖北の界にありたる柏文蔚氏の軍隊は孫文氏との關係上段派軍隊と行動を共にす可き豫定なるに付此際王占元氏としては勢ひ中立を守る外なかる可く北方に派兵するの餘力なからんと觀察せ

らる、河南の趙倜氏は或は中立を守るべきも督軍更迭問題以來段派に含む處あり結局直隷軍と行動を共にするに至る可く江西の陳光遠氏江蘇の李純氏は何れも直隷派なるも安徽に倪嗣冲氏あり浙江盧督軍及何護軍使代理と共に確實なる段派として李純氏等の直隷派を牽制するに至る可く又徐州方面には張文生氏の直隷派と看做す可きものあるも山東省に馬良氏あり邊防軍第二師を掘し鄭士琦氏第五師を掘して張文生氏の北上を阻止し得可き地位にあると共に馬良氏に屬する一部隊は既に德州方面に進出して直隷軍の後方を牽制せんとす

以上の如く各省督軍及其他の軍隊は安徽直隷兩派とも犬牙錯綜して互に牽制するが如き狀態なるが故に京津方面に於ける交戰の結果を見ずして戰鬪行爲を開始するやを輕々に推定すること能はず從て此の方面に迄戰局が波及するに至るは尙ほ多くの曲折と時日とを經たる上ならざるべからず

次に北京方面に於ける安直兩軍の勢力を比較せんに所謂定國軍は武器の精銳及兵員數に於て直軍に比較し多少優勢なるべきも第十三師及第十五師は段派に對する忠實の點に付種々取沙汰あり又双方共に上級將校は軍氣軒昂の觀あるも下級將校並兵卒は士氣充分ならざるのみならず双方共北洋系なれば互に親族知人もあるべく安徽軍中に通走者あると同樣直隷軍中にも亦脫走者鮮からずと認めらるゝ模樣あるを以て愈々砲火を交へたる上ならでは果して其の輸贏の何れに歸すやは未だ遽に斷定し難く要するに兩軍の勢力は先づ以て互角と見るを至當とするが如し。

三

此時に當り最も注目せらるゝは張作霖氏の態度なり。東三省巡閲使兼奉天督軍として、完全に大東三省主義の樹立に成功したる張氏は、安直兩派の調停者として絶好の適任者たると共に、その何れに加擔するかに依りて兩派の勝敗は決せらる。氏はさきに保定會議に參加し、その結果周樹模氏國務總理同意案提出、徐樹錚氏免黜を見たる次第なるが、氏は局面の紛糾を見て何等かの決心をつけたるものゝ如く、甘言を以て段氏の前を繕ひ置き、急遽歸奉の途に就きたり。氏の態度は今や武裝調停論となりて現はれ、兩派にして戰を止めずんば武力を以てしても此間に干涉すべしと敦圖きつゝあり。若し張氏の此態度にしてその眞意ならば、頗る喜ぶべき事に屬し、兩派が張氏の忠告を容れ、穩便に局を結ぶとせば、是れ

最も望ましき解決ならずんばあらず。現に段派は稍妥協を希望するの色あり、北京より一團の調停者を下津せしめ得たりとの報ある一方、保定側よりも同樣の希望申出でありたりとの報も達す。張氏の眞意は果して安直兩派の妥協を希望し、その目的に向つてのみその雄厚なる兵力を動かさんとしつゝあるか。是れ尙頗る疑問の餘地あるべく、果然北京より情報は傳へて云ふ、

張作霖氏の向背は勝敗の決に大關係あり氏は尙曖昧なる態度を持し居れるも今日迄の處彼は結局直隷派に左袒するものと見ざるべからず而して萬一張にして右の態度に出づるに於ては奉天軍は短日の間に天津方面に出動し得るが故に其北京方面の戰闘に直接且重大なる影響を及ぼすに付段派に於ては張氏の向背如何にと頗る懸念し居る模樣にて何とかして今回の戰場區域を餘り擴大せざる內大勢を定めんとするに苦心し奉天軍の關內出動を阻止するに專心努力し居れる樣子なり元來張氏は機を見るに頗る敏なれば目下互角の勢にある今日輕々しく兵を動して自から去就の自由を束縛するが如き態度に出るが如きことは之なかる可しと推察せらるゝも同人今日迄の行懸り及彼が北京出發前其の所屬師團に出師準備を命じたること及北京に在る奉天軍司令部引揚の模樣其他張動氏を拉致せし事情等を綜合するときは其の本心のある所想像するに難からず

と。張氏と張勳氏との間の結びつきは旣に何人も知れる如く、作霖氏は勳氏のために極力復活に盡力し來れるのみならず、一面肅親王との關係も道途の間に傳播せる所なれば、氏のいはゆる武裝的調停は結局『復辟』を意味することなきか。復辟が支那の安定を持ち來し得べからざることは、張勳氏の先例餘りに昭々たるものあり、ソハ實に民國を二分するものならずや。

四

張作霖氏調停の危險此の如し。吾人は段派がよく此點に着目し、その無用なる私鬪を止め、張氏の如きをして出頭の口實無からしめんことを希望せざる能はず。內政不干涉の立場に在る列國は、固よりこれ以上の希望を表白する能はず。絕對の傍觀主義を取り、たゞ在留民の生命財產の安全を講究すべきのみ。（XY生）

接壌地域特別利益の内容（上）

（一九一九年八月十一日米國上院外交委員會問答）

委員會は休會に引續き元老院第四二六號室に於て元老院議員ヘンリー、カボット、ロッヂ君司會の下に開かれたり、

出席議員左の如し

ロッヂ君（委員長）　マッカムバー君　ボロー君
ブランデジー君　フォール君　ハーデング君
ジョンソン君（カリホルニア選出）　ニウ君
モーゼス君　ヒッチコック君　ウイリアムス君
スワンソン君　ポメリーン君　シールド君

委員長（ロッヂ君）　委員諸君は全部御出席になつた樣であります、これから國務卿ランシング君が本日を期して吾々に御約束なさつた御話を初められます。

國務卿ロバートランシング君の演說

國務卿（ランシング君）委員長、私は先週水曜日此委員會で日本と英、佛、伊間及び露西亞間に存する秘密條約若くは秘密協約につきて知れりや否やと云ふ質問を二度受けました。

委員各位の御記憶を新にするために速記錄一八四頁の一部分を朗讀したいと思ひます（朗讀）

元老院議員ボロー君、それは貴下がベルサイユへ行かれる前の事でせうかそれとも後の事でせうか御話し下さることは出來ますか。

國務卿（ランシング君）　左樣で御座います。

ボロー君、前で御ざいますか。

國務卿（ランシング君）　詳しく申しますと私は英國の關係して居る範圍内に於ては佛若くは伊との間に秘密協約があつたと云ふことは存じませんでした。

ボロー君、それでは國務卿に御伺ひ致しますが御都合の付き次第貴下は此等の秘密協約の存在することを御承知になつた時期を委員會に對して御發表下さるものと承知致して宜敷ふ御座いますか、それは貴下一人の問題ではないのでありまず。世界が關係して居る限り之等の秘密協約は第一に露西亞政府により公表されたと云ふことは多分御記憶なさつていらつしやることゝ考へます、國務省はされ位以前に其等の協約について知つて居られたかは知りません。しかし世界に知れたのはトロッキー氏から來たのであります。

速記錄の後の部分に再び此問題が出て來ます、私は一九三頁から次の記事を讀みます。

ジョンソン（カリホルニア選出）君、現今に於ては既に存在が明白になつた處の事實即ち此等の秘密條約が貴下と石井君との間の協約の出來る前に出來たと云ふ事實は貴下の心に何か特別の條件を持來しませんか。

國務卿（ランシング君）　イーエ、私は其事について私の記憶を新にして見ませう。

ジョンソン君、貴下は之等の條約を心の中に置いて居たと云ふことを全く想起しませんか。

國務卿（ランシング君）　私は其當時此等の條約に關し何等知つて居りませんでした。

ジョンソン君、それでは貴下は所謂ランシング石井協約締結の當時は此等の條約については何も御存知なかつたわけですか。

國務卿（ランシング君）　少しも存じませんでした。

ジョンソン君、貴下は私が御質ねして居つた問題の精確な外形を了解して居なかつたと云はれました、私は其事をしつつこく繰返へすとは止めませう。しかし私は再び貴下に對して戰後平和に成つてから多數の交戰國の間の領土の整理の爲めに諸條約が公表せられ我國に於てすら之等が公表されたと云ふことを記憶して居られませんかと云ふことを御質ね致します。

國務卿（ランシング君）　いーえ、私は知らないと云ふことを告白致します、何時それ等の條約は公表されましたか。

ジョンソン君、それ等の條約は公衣せられました、私は紐育イヴニングポストから此謄寫を得ました。

國務卿（ランシング君）　何時のとで御座いましたかジョンソン君、左樣それは可成り以前の事で御座いました、どれ位以前の事が一寸と申上げ兼ねますが休戰のすつと前戰時中のことであつたと思ひます。

國務卿（ランシング君）　はー、左樣かも知れません。

ジョンソン君、それ等の條約は戰時中に初めて公表せられたのでありますか。

國務卿（ランシング君）　否、私は一向記憶して居りません。

ボメリーン君、一寸と御伺ひ致しますが今貴下はロシア政府に依りなされた之等の條約の公表に關して御話し中なのでありますか。

國務卿（ランシング君）　左樣です、ケレンスキーが先第一に夫等の條約を公表しそれからそれが紐育イヴニングポストに出たのだらうと思ひます

紳士諸君、之等の質問並にランシング石井協約の成立前にそれ等の協約に就て私が知て居たに相違ない若くは私が知つて居らねばならなかつたと云ふ明かな諷刺に對しては私は之等の協約の實在することを知つたのは一九一九年二月上旬であつたと云ふことを

申上げます。一九一九年二月二十九日附でそれ等の協約はアメリカ媾和委員から國務省へ送附せられました、而て國務省は其の時以前にそれ等の條約について何等の記錄も有せず又何等の智識も無かつたのであります。

一九一九年四月二十二日の紐育タイムスに所謂日英間及日佛間の協約と稱せらるゝものゝ寫しが巴里特別記事として公表せられました。私は露西亞の使節につきて尋ね尚又丁度其當時「ロシア」から歸り立ての而も其人はアメリカ人にとりて其處に止ることが安心であつた最後の時迄「モスコウ」に止りそれから「ロシア」駐劄合衆國大使の下に於て又最後には我政府の管理人として働いた處の國務省の領事官「デー、シー、ブール」君に尋ねました。然るに露西亞の使節も「ブール」君も共に之等の協約は如何なる形式に於ても露西亞に於て公表せられたることはないと云ふ事を斷言しました。

次に吾々が巴里へ行く前に英國の協約に就て私が知つて居たと云ふ御演說に對し少し御話し致しませう——。

ジョンソン君、御伺ひ致しますが、如何なる英國の協約を御指しになるのですか。

國務卿(ランシング君) 日英間の協約であります。

ジョンソン君、貴下が只今御話しになつた外の條約に關する御演說中に於ても日本との協約を御指しになつたのですか。

國務卿(ランシング君) 左樣で御座います。

ジョンソン君 宜しう御座います。

國務卿(ランシング君) 私は英國の協約の正文に說き及ばしませう。

ジョンソン君 日本とので御座いますか。

國務卿(ランシング君) 左樣で御座います。

ジョンソン君 宜しう御座います。

國務卿(ランシング君) 一九一七年の九月十月に涉り商議せられた「ランシング」石井協約の成立當時に於ける私の智識に關しまして申上ますが私は英佛は少くとも太平洋に於ける獨領島嶼の處分につき了解を持て居たと云ふことを知つて居ました、當時の英國大使「セシルスプリングライス」氏は一九一六年十月卽ち我國が交戰狀態に入りました六箇月前に日本は赤道以北の島嶼を占領し英國は赤道以南の島嶼を取らんとして居ると云ふことを私に話しました。

更に一九一七年九月六日に於ける吾々の商議に關する第一回の會談の際石井子爵は私に一九一五年石井氏が歸國の途上倫敦に滯在し「サー、エドワードグレー」氏に面會し日本は膠州灣を支那に還附せむと企てゝ居るがしかし南洋島嶼を獨逸へ還附すると云ふ協約を結ぶ樣なことがあれば如何なる政府も日本に於ては立ち行くことが出來ないから島嶼丈けは是非共留保したいと云ふことを申し述べたと云ふことを

話しました。

マッカムバー君　還附すると云ふのは獨逸にですか、それとも支那にですか。

國務卿(ランシング君)　それ等の島嶼は支那のものではありません。私は太平洋に於ける島嶼の事を申して居るのであります。

ポメリーン君　何人からその事を確かめられましたか。

國務卿(ランシング君)　石井子爵。

ポメリーン君　何時?

國務卿(ランシング君)　一九一七年九月六日に、彼は征服された領土に關係して居る限り赤道が日本の獲得した領土と英國の獲得した領土との間の境界線であると云ふことが實際に協定されたのは其の時であつたと云ふことを話しました。

ヒッチコック君　それが我米國が戰爭に參加する前にそれ等の二國間に締結せられた協約であつたので御座いますか?

國務卿(ランシング君)　左樣で御座います、一九一五年に。私は一寸休んで私が只今述べましたことに付き何か御質問がありますならば御答へ致しませう。

ボロー君　二三御尋ね致し度いと思て居りました、しかし只今御尋ね致しませうかそれとも貴下の御演說が全部濟んでからに致しませうか、どちらでも御都合の宜しい樣に致し度いと思ひます。

國務卿(ランシング君)　貴下の御質問が特に此問題に關係して居りますならば只今御伺ひ致しませう。

ボロー君　宜しう御座います。

ブランデジー君　甚失禮ですがボロー君一寸御待ちを願ひます、私は茲で一つ御尋ね致し度いのですが。

ボロー君　何卒御先きに。

ブランデジー君　質問の範圍は日本の秘密條約に關する貴下の御演說をも包含して居るのでありますか、其の問題に付ては御話しは既に終つたのですかそれとも其の問題に付てもつと御話しなさることがあるので御座いますか?

國務卿(ランシング君)　其の問題については最早申上げることは御座いません。

ブランデジー君　それではボロー君、御先きに御やり下さい。

ボロー君　國務卿閣下、英國の協約以外の之等の協約について初めて御承知になつたのは何日でありましたか?

國務卿(ランシング君)　一九一九年二月上旬であります

ボロー君　其の報告は如何なる方面から得られたのでありますか。

國務卿(ランシング君)　媾和委員が巴里で其の報告を受取つたと云ふ外は言明する事は出來ません。

ボロー君　英國の協約に就て初めて知られたのは石井自身からですか?

國務卿(ランシング君)　サー、セシル、スプリングライス氏

からです。

ポロー君　それは何時で御座いましたか。

國務卿(ランシング君)　一九一六年十月、それは太平洋の島嶼にのみ關係して居たのであります。

ポロー君　私が御話し致して居りました協約は其の當時つくられたのではありませんか。

國務卿(ランシング君)　否。

ポロー君　山東並に支那に於ける獨逸人の所有權に關する秘密條約は一九一六年の十月に作られたのではありませんか?

國務卿(ランシング君)　否。

ポロー君　貴下は何時其の協約の存在を初めて御承知になりましたか?

國務卿(ランシング君)　一九一九年二月上旬初めてそれに付いて承知致しました。

ポロー君　石井子爵が彼が英國から得た了解に付いて貴下に話した處のことは何であつたかと云ふこと及びそれは何時であつたかと云ふことを今一度簡單に御說明を願ひます。

國務卿(ランシング君)　其の話は一九一七年の九月にされたのであります、彼は一九一五年に——膠洲灣及び獨領諸島が占領されてから後であります——倫敦に居つてサーエドワードグレー氏に日本は膠州灣は支那に還付するが島嶼は之を占領しなければ如何なる日本の政府も立ち行くことが出來ぬから保留することにし度いと話したと云ふこと並に日本と英國との關係して居る範圍に於ては太平洋に於ける征服により獲得せられた領土の間の境界線は赤道にしようと云ふことが實際に合意せられたと云ふことを私に話しました。

ポロー君　其の日は何時でしたか御聞かせ下さい。

國務卿(ランシング君)　一九一七年九月六日。

ポロー君　石井子爵が支那に於ける獨逸の租借權に關し日英間に在する了解を指示する爲めに爲した話はそれ丈けでありますか?

國務卿(ランシング君)　其の話は何もそう云ふことを指示したものではありません。

ポロー君　石井子爵は其外に日本は支那に於ける獨逸の租借權に關し何か英國との間に協約を有して居ると云ふことを指示する樣なことは少しも話しませんでしたか?

國務卿(ランシング君)　少しも左樣な話は聞いて居りません。其の話卽ち膠州灣を支那に還附することは日本の意思であると云ふ話の後でこの問題に付ては商議の間再び言及されたことはありませんでした。

ポロー君　國務卿貴下は今は石井子爵は貴下に話をした當時秘密協約を持つて居た卽ち日本は英國其他の列强と秘密協約を持つて居たと云ふことを御認めになりますか?

國務卿(ランシング君)　認めます。

ポロー君　そして彼は積極的にか若くは沈默に依つてその事を我米國の國務卿に秘して居つたと云ふことを御認めになりますか？

國務卿（ランシング君）　御尤で御座います、併し故意に隱して居つたのか如何か私は知りません。兎も角彼は其事については話しませんでした。

ポロー君　國務卿閣下、貴下の御演說中に貴下が之等の事柄を知て居らねばならないと云ふことを吾々が指示したと云ふ樣な御觀測がありましたが私はそれに御答へしてそれは決して私の希望する處ではないと云ふことを申上げ度ひのです。私の希望する處は石井子爵が如何なる行動を爲したかと云ふことを示して頂き度いと云ふのであります。

私は一九一八年三月四日英國下院に於ける議事錄に表れた演說を朗讀致し度いと思ひます（朗讀）

「キング氏は外務卿に一九一四年八月以降我國が關係せし凡ての條約——其の公表せられたるものなると秘密のものなるとを問はず——の寫し及び其他の協約若くは計劃の覺書がウヰルソン大統領に渡されしや否やと云ふことを質問せり而してもし渡されざりしとせばそれ等の書類の寫しは倫敦駐劄米國大使に渡されしや否やと云ふことを質問せり。

バルフアー氏　ウヰルソン大統領は聯合國から充分に報告を受けて居りましたから御安心下さい」

貴下は之を以て之等の秘密協約が大統領に知らされて居たことを御了解なさるでせう。

國務卿（ランシング君）　私はバルフアー氏の言葉の解釋をすることを欲しません。

ポロー君　それは多くの解釋を要しません——それとも要するでせうか。

ヒツチコック君　その日附は何日で御座いましたか？

ポロー君　一九一八年三月四日です。我政府は何時支那へ之等の秘密協約の存することを知らせましたか？

國務卿（ランシング君）　支那も巴里へ委員を派遣して居りましたから我政府が支那へそれ等の協約に付て知らせてやつたことは無いと考へます、又吾々が之等の協約について知つたと同じ頃支那は多分協約の存在を認知した樣に思ひます。

ポロー君　石井及びバルフアー氏の言ふ處如何に拘らず合衆國の國務卿は休戰の調印の後迄之等の條約に付て知らなかつたと云ふ事は事實であると云はれるのですか？

國務卿（ランシング君）　御尤です。

ポロー君　宜しう御座います。

ブランデジー君　國務卿閣下、貴下は先日、もし貴下が之等の秘密條約の存在して居つたことを知つて居たならば所謂ランシング石井協約もそれと同樣に作る筈であつたと云はれた樣に記憶して居ります。

國務卿（ランシング君）　左樣で御座います。

ブランデジー君　山東卽ち山東に於ける權利を日本に引渡

すことも包含してですか？

國務卿（ランシング君）　左樣です。

ブランデジー君　所謂ランシング石井協約は何か我國を拘束する力がありますか？

國務卿（ランシング君）　御座いません。

ブランデジー君　それは單に貴下個人の政策の表明でありますか、それとも大統領及び國務省が其の政策を續けんと欲する間の我政府の政策の表明でありますか？

國務卿（ランシング君）　正しくルート高平協約と同性質のものであります。

ブランデジー君　甚だ御氣の毒で御座いますがランシング石井協約の日附を今一度御聞かせ下さい。

國務卿（ランシング君）　一九一七年十一月七日。

ブランデジー君　私の御尋ね致そうと思つたことは之で終りました、私は尚二三外の事柄に付て御尋ね致し度いと思ひます。

モーセス君　國務卿閣下、魯西亞に於ける帝政は一九一七年の三月顚覆したので御座いますか？

國務卿（ランシング君）　左樣です。

モーセス君　それからレイニントロツキー政府かケレンスキー政府に代つたのは同年の秋で御座いましたか？

國務卿（ランシング君）　左樣です。

ソコンソン君　十一月七日です。

モーセス君　其の時期に於てペトログラード駐剳の我大使は絶へず注意して報告を怠りなく致しましたか。

國務卿（ランシング君）　ケレンスキーの統治の間ですか？

報告をして居りました。

モーセス君　レニン、トロツキー統治の初期も通じて？

國務卿（ランシング君）　左樣です。

モーセス君　ペトログラードで？

國務卿（ランシング君）　左樣です。

モーセス君　レニントロツキー統治の第一歩は露西亞政府のある秘密記錄の公表であつた樣に記憶して居りますが？

國務卿（ランシング君）　左樣。

モーセス君　多くの秘密條約の原文であると思はれるものを含んで居た樣ですが大使はそれ等のものに付ても政府に報告しましたか。

國務卿（ランシング君）　全部報告されて居ます。

モーセス君　それ等の報告の中には吾々が今論じて居りましたそれ等の秘密條約が含まれて居りませんでしたか。

國務卿（ランシング君）　そう云ふものは一向含まれて居りませんでした。

モーセス君　それ等の秘密條約は他の場所で公表されましたのにペトログラードでは公表されなかつたと云ふことは有り得べきことでせうか。

國務卿（ランシング君）　御質問の意味が解りかねます。

ウイリアム君　御質問は何でありましたか？

モーセス君　私は國務卿にそれ等の文書の公表が初まつたのはレニントロツキーがペトログラードで勢力を得た十一月の第一週の後間も無い時であり又其後程なく我國に於ても公表せられた處を以て見るとそれ等の秘密條約は他の場所で公表されたに拘らずペトログラードでは公表されたことは無いと云ふことは有り得可きことであるか如何かと云ふことを御尋ねしたのであります。

ウイリアム君　其の御質問の御趣旨は何でありますか？

モーセス君　私はペトログラード駐在の大使が國務省に此報告を致すに當つて何か見落しをして居る樣なことがありはしないかと云ふことを發見しようと思つたのであります。

國務卿(ランシング君)　私はその事に付きましては十分穿鑿しましたがロシアで公表されたことの無いと云ふことは保證します。

マツカムバー君　貴下はランシング石井協約及びその理由其の他を說明し記錄に載せやうとなさるので御座いますか？

國務卿(ランシング君)　左樣致し度いと思ひます。

ヒツチコツク君　國務卿閣下、貴下が御初めになる前に私は此事を御尋ね致度いと思ひます、何か秘密條約が何時か露面亞で公表されたことがありますか、それとも御座いませんか？

國務卿(ランシング君)　多少はあります、併し之等の關係したものではありません。

ヒツチコツク君　日本のことに關係したものは御座いませんか？

國務卿(ランシング君)　御座いません。

ヒツチコツク君　それは露西亞の革命前になされたのですか。

國務卿(ランシング君)　否。

ブランデジー君　露西亞皇帝が位に居られた時の事ですか？

國務卿(ランシング君)　協約が出來た時ですか？

ヒツチコツク君　私はレニントロツキー政府が勢力を得てから間も無く——多分一九一七年の暮のことと思ひますが——秘密條約を公表した事實に關して申して居つたのです。

國務卿(ランシング君)　左樣です。

ヒツチコツク君　併しそれ等は歐洲若くは亞細亞の事件に關係して居りましたか？

國務卿(ランシング君)　それ等は此事件には全く關係がありません。

モーセス君　ペトログラードでは公表されないに致しましても他の歐洲の首府で公表されたことは御座いますまいか？

國務卿(ランシング君)　私はそれ等が露西亞の公表したものの中に表はれて居らない以上他の歐洲の首府で公表された事は無いと考へます。

ジョンソン君　貴下は今それ等の條約の問題を進行しようとして居られるのですかそれとも外の問題を進行しようとして居らるれのですか。

國務卿(ランシング君)　私はランシング石井協約に付て論議を進めて居たのです。

ジョンソン君　私は只今貴下がおやりになつて居る事を御妨げ致そうとは思ひません、併し露西亞人に依り公表せられました秘密條約を再び論題になさる御意思ですか。伺ひ度いのです。

國務卿(ランシング君)　否私はそう云ふ考はありません。

ジョンソン君　貴下はヒッチコック君に御答へなさつた時には日本の關係した條約のみに付て御言及になつたので御座いますか?

國務卿(ランシング君)　露西亞で公表されたと云ふことに關してそれ等に付いて申上げたつもりで御座います。

ジョンソン君　それ等は公表されなかつたと云ふことをですか?

國務卿(ランシング君)　左樣。

ジョンソン君　しかし露西亞人に依り公表された多數の秘密條約があつたではありませんか?

國務卿(ランシング君)　私は多く申上げることを欲しません。私は記錄を調べて見た上でなければそれ等の關係したことを申上げ度くありません。

ジョンソン君　貴下は勿論それ等は領土の處分に關係して居たと云ふことを御承知でせうね?

國務卿(ランシング君)　私は記憶して居りません、御希望ならば探して見ませう。

ジョンソン君　貴下は此處で先日貴下に依り與へられました處の口供書の一部分——その內の一部分には私の質問を含んで居りました——を御讀みになりましがその質問の一部分は少くとも山東及び太平洋に於ける島嶼の處分に關する日本との條約より以外の條約に關係して居りました。

國務卿(ランシング君)　私は左樣には了解しませんでしたジョンソン君　貴下は其點に於て正しいかもしれません——貴下は日本との條約に付てのみ答へて居られました。

國務卿(ランシング君)　それが凡てゞあります。

ジョンソン君　吾々が此の問題に付て論じて居る間に今一つ御尋ね致しますが貴下は曾てバルフアー氏が此處に來て元老院に對し演說せられた事を記憶して居られますか。

國務卿(ランシング君)　ハイ。

ジョンソン君　ビビアニが此處に來て元老院に演說したことも?

國務卿(ランシング君)　ハイ。

ジョンソン君　此二人の紳士のどちらかゞ此處に居りました間に戰後の領土處分に關し調成せられた秘密條約に付て御話ししませんでしたか?

國務卿(ランシング君)　どちらからも聞きません。

ジョンソン君　彼等の何れかが此處でと又他の時であるとを問はず何かの機會にその處分は元來平和會議に依りなさるべき聯合國の關係した領土處分の條約に關し合衆國の國務省に知らせてくれた事はありませんか?

國務卿(ランシング君)　さう云ふ事を知らせて貰つたことは御座いません。

ジョンソン君　私の御見受けした處では貴下は露西亞に於て發表せられ引續き我國でも公表せられました個々の條約に付て何も御記憶が無い樣ですね。

國務卿(ランシング君)　何も記憶して居りまん。

ジョンソン君　貴下は日本の條約——日本との條約が公表された事はないと云ふ事を知つて居られたと申したならば貴下の眞意を解することになりますか?

國務卿(ランシング君)　左樣です。

ジョンソン君　その報告を得る爲めにはきつと如何なる公表がなされたかと云ふことを御知りにならなければならなかつたでせう?

國務卿(ランシング君)　私は必しも其報告を受ける必要はありませんでした、併し記錄を熟知せる或者が報告を受けることになつて居りました。

ジョンソン君　貴下はそれを探すために誰か記錄を熟知せる者を持つて居られたのですか?

國務卿(ランシング君)　確かに。

ヒッチコック君　貴下は一九一六年の春に英國大使から太平洋に於ける島嶼に關する日英間の協約について忠言を受けたと云はれましたね?

國務卿(ランシング君)　左樣、御話し致しました。

ヒッチコック君　分界線は赤道で御座いましたね?

國務卿(ランシング君)　左樣。

ヒッチコック君　當時は未だ所謂日本との秘密條約は出來て居りませんでしたか?

國務卿(ランシング君)　出來て居りませんでした。

ヒッチコック君　翌年の春迄出來ませんでしたか?

國務卿(ランシング君)　覺書の交換——。

ヒッチコック君　それは翌年の春でありました。それ等は貴下が英國大使と御會談になつた時期に造られたのではありませんか?

國務卿(ランシング君)　否。

マッカムバー君　しかし山東に關する日支協約は一九一五年に調印せられたのではありませんか?

國務卿(ランシング君)　一九一五年五月に。

ポメリーン君　國務卿閣下、ランシング石井協約を調印した文書の交換の時迄支那共和國は其協約に付て報告を受けて居りませんでしたか。

國務卿(ランシング君)　ランシング石井協約を御指しになるのですか?

ポメリーン君　左樣です。

國務卿(ランシング君)　それが形がつき覺書の交換された

迄は報告は受けて居りませんでした。

ポメリーン君　之は支那の領土に關した事であるのにそれに關して支那の代表者と交渉を爲なかつたと云ふのは如何云ふ譯ですか？

國務卿（ランシング君）　それは支那に對する態度に關する日本と合衆國との間の相互の政策の宣言に過ぎませんでした。それは兩國政府が彼等の手を遠ざけると云ふことを除いては何等直接に支那の權利に影響を及ぼさなかつたのであります。

ブランデジー君　國務卿閣下、貴下は先日此所謂ランシング石井協約を作つた主たる目的は支那に於ける門戶開放主義に付て日本から更に新しい宣言を得る爲めであつたと云はれました。そうではないでせうか？

國務卿（ランシング君）　左樣、そう申しました。

ポメリーン君　支那政府がランシング石井協約に異議を唱へたと云ふ事を初めて知られたのは何時でありましたか？

國務卿（ランシング君）　吾々は支那がランシング石井協約に異議を唱へたと云ふ確定的な報告を受けた事は御座いません。彼等は後に此協約を論ずるに當り述べ樣と思て居ります處の聲明を致しました。

ポメリーン君　後で其事に付き御述べになりますならば私は今茲で追究することは止めませう。

ニウ君　國務卿閣下に御尋ね致しますが海軍將官會議がいつか太平洋諸島の提案された處分案に付て研究し其處分に對する合衆國の態度に關する献策をしたと云ふことを御存知でありますか？

國務卿（ランシング君）　私はそれに付て直接の智識を持つて居ると云ふ事は申上ることは出來ません、併しそれ等の島嶼の處分殊に太平洋海底電線の處分に關しては勿論ある考察があつた樣に思はれます。

ニウ君　其問題に付て海軍將官會議の公式の献策があつたと云ふ事を御存知ですかそれとも御存知ありませんか？

國務卿（ランシング君）　存じませぬ。

ニウ君　然らば、御存知なければ、それに關して如何なる行動がとれたかと云ふことを御仰しやる事は出來ませぬでせう？

國務卿（ランシング君）　巴里に於ける談判の結果に關してはかゝる献策が何時なされかと云ふ事は大に關係のあることでせう。

ニウ君　之丈けであります。

ブランデジー君　國務卿閣下、貴下はランシング石井協約に對して支那が公式の抗議をしたことは無いと云つて居らるる樣に思はれますが併し私は其當時の新聞電報は支那の輿論は非常にそれに反對であると云ふことを述べたことを記憶して居ります。貴下はそれを御記憶ありませんか？

國務卿（ランシング君）　多少そう云ふ種類のものがありました、左樣、ランシング石井協約に關して。私は日

本が支那に勢力――政治上の勢力――を擴張する爲めに戰爭に依り得た地位を利用しようと企てゝ居ると云ふ報導が流布された事に基き門戸開放主義を再び聲明する事が兩國政府にとり得策であらうと云ふことを石井子爵に提議しました。

石井子爵は私に其事柄を考へて見ようと云ふ事、しかし勿論彼は日本が支那に於て特殊の利益（スペシャル・インタレスト）を有してゐると思つて居ると云ふ事及び其事は吾々が締結した協約に於て表明されねばならんと云ふことを答へました。私は之に對し吾々は勿論地理上の位置に基き日本が支那に於て特別の利益（ペキュリアー・インタレスト）を持つて居ると云ふ事を是認する事しかしその特別の利益と云ふのは政治的性質のものではないと云ふ事及び特殊の利益（スペシャル・インタレスト）と云ふ字を用ゐると政治的のものであると解釋される危險があると云ふ事を答へそれ故に私はさう云ふ語を用ゐることに反對致しました。

後の會見の際に吾々は「特殊の利益（スペシャル・インタレスト）」と云ふ語に付て議論しました。日本政府はその語を極力固執致しました。私は當時に於ては門戸開放主義を再び聲明する事が焦眉の急務であると考へ私が述べた處の解釋を以つて強てそれに反對しませんでした。亦吾々は草稿に表はれた「特殊の利益（スペシャル・インタレスト）」と云ふ語に付て議論しました。而して私は彼に其の時にもそれが「優先的利益（パラマウント・インタレスト）」と云ふ意味であるならばそれ以上論議する餘地は無いしかし若し地理上の地位に基く特別の利益（ペキュリアー・インタレスト）と云ふ意味であるならば覺書の中へ其語を入れる事を考へて見ませうと話しました。それから同じ會見の間に吾々は「優先的利益（パラマウント・インタレスト）」と云ふ語に付て述べ又彼はモンロー主義を引證して極東にモンロー主義があると暗示しました。

そこで私は彼にモンロー主義の根柢の主義に關して誤解がある樣に見えると云ふ事、それは他の諸アメリカ共和國に對し合衆國が第一の若は優先的利益を持て居ると云ふ主張ではなかつたと云ふ事、其目的は此半球に於ける民族の――何れの民族たるとを問はず――各別の權利に對し外國の勢力が干渉する事を妨げるにあつたと云ふ事及全目的は各共和國をして自己發展の力を保有せしむるにあつた事を話し更に進んで此發展を助長する爲に他の國に對して何等の特權を要求した事はないと云ふ事を話しました。

ブランデジー君　失禮ですが國務卿閣下、只今御話の事は口頭でなさつた聲明でありますか？

國務卿（ランシング君）　全部口頭でしたのであります。

ブランデジー君　速記者は一人も居りませんでしたか？

國務卿（ランシング君）　一人も居りませんでした。

ブランデジー君　では之は御記憶からですか。

國務卿（ランシング君）　さうでは有りません。石井子爵が歸てから直ぐ速記者に書取らせた處の備忘錄からひき出したのであります。

ウリアムス君　それは之等の記錄を保存する通常の方法で

ありますか。

國務卿（ランシング君）　唯一の方法であります。

ブランデジー君　左樣でありますか。

國務卿（ランシング君）　私は石井子爵に門樣の主義が支那に適用される事及び如何なる特殊の特權（スペシアル・インタレスト）も亦多分優先的利益（プレフアレンシアル・インタレスト）も支那に於て他國が要求す可きでないと思ふと云ふ事を話しました。覺書の用語に付ては更に進んで種々考究して其妥當を期しましたけれども「特殊の利益（スペシアル・インタレスト）」の意義に付ては再び論議せられませんでした。

ブランデジー君　御發言中失禮ですが一寸御尋ね致し度いのですが。

國務卿（ランシング君）　エー、宜しう御座います。

ブランデジー君　石井子は何と申しましたか？彼は明白に貴下の御意見と一致しましたかそれとも默つて居りましたか？

國務卿（ランシング君）　默つて居りました。

民國五年度國家歲入現計書（下）

第七款　官業收入

項目別	五年現計數	
第一項　京兆官業收入	四〇〇	一〇、一三〇
第一目官股收入	四〇〇	一、七一九
第二項　直隸官業收入	二〇六、〇八六	八、四一一
第一目官股收入	二〇六、〇八六	六四、六一二
第三項　奉天官業收入	二七八、〇三九	六四、六一二
第一目官辦局廠收入	二七八、〇三九	三〇〇
第四項　黑龍江官業收入	一、〇七三、八一一	一〇一、〇三〇
第一目官辦局廠收入	一、〇七三、八一一	九九、二三〇
第五項　山東官業收入	一、八一四	一、八〇〇
第一目官有房地租收入	一、八一四	六三、一一八
第六項　河南官業收入		六三、一一八
第一目官辦局廠收入		
第二目官有房地租收入		
第七項　江蘇官業收入		
第一目官股收入		
第八項　江西官業收入		
第一目官辦局廠收入		
第九項　湖南官業收入		
第一目官股收入		
第二目官有船租收入		
第十項　甘肅官業收入		
第一目官辦局廠收入		

第十一項　新疆官業收入	一九、一七五	第一目財政收入	四六八、九九五
第一目官辦局廠收入	一九、一七五	第二目司法收入	二二八、四八八
第十二項　四川官業收入	一三二、二八七	第三目官款生息	一七四、七〇〇
第一目官辦局廠收入	一三一、一八一	第四目雜款收入	五八四、九四三
第二目官股收入	一、一〇六	第四項　吉林雜收入	四五〇、一八〇
第十三項　雲南官業收入	一四五、八一五	第一目官款生息	七〇、一八〇
第一目官辦局廠收入	二、五〇〇	第二目木石照費	三二〇、〇〇〇
第二目官股收入	一四三、三一五	第三目契紙價	六〇、〇〇〇
第十四項　綏遠官業收入	四、二八四	第五項　黑龍江雜收入	二〇、四一七
第一目官有房地租收入	四、二八四	第一目官款生息	四一七
共計	二、一〇〇、九〇一	第二目契紙價	二〇、〇〇〇
第八款　雜收入	五年現計數	第六項　山東雜收入	二一〇、六六九
項目別	一五一、四三七	第一目官款生息	一六、三一四
第一項　京兆雜收入	五〇、〇〇〇	第二目雜款收入	一九四、三五五
第一目契紙價	一〇一、一三七	第七項　河南雜收入	一四五、〇五九
第二目各項規費	三〇〇	第一目官款生息	七、三四二
第三目官款生息	四二四、八八〇	第二目契紙價	八〇、〇〇〇
第二項　直隸雜收入	一五一、〇九八	第三目財政收入	五五、七六九
第一目司法收入	四三、五三〇	第四目防護鐵路巡警收入	一、二〇〇
第二目官款生息	九三、二七八	第五目雜公山公益統捐	七四八
第三目財政收入	一〇〇、〇〇〇	第八項　山西雜收入	一六二、五四四
第四目契紙價	二一、九七四	第一目司法收入	一二二、五四四
第五目雜項收入	一五、〇〇〇	第二目契紙價	四〇、〇〇〇
第六目報效	一、四五七、一二六	第九項　江蘇雜收入	五四、〇〇〇
第三項　奉天雜收入		第一目契紙收入	五四、〇〇〇

第十項　安徽雜收入　六〇、六一二
第一目契紙費　一三、八二九
第二目硝磺餘利　一七、一四三
第三目公報收入　五、〇四〇
第四目實業收入　一二、六〇〇
第五目司法收入　一二、〇〇〇
第十一項　江西雜收入　二五一、三〇八
第一目內務收入　七四、八六八
第二目財政收入　一九、七六八
第三目司法收入　三三、六四二
第四目串票費　一〇〇、〇〇〇
第五目公款生息　三、〇三〇
第六目契紙價　二〇、〇〇〇
第十二項　福建雜收入　二七五、一九一
第一目契單　一三五、〇〇〇
第二目契單紙料價　二九、二一七
第三目就地另等水警經費　一一〇、九七四
第十三項　浙江雜收入　二五一、六四五
第一目司法收入　二〇〇、〇〇〇
第二目官款生息　五一、六四五
第十四項　湖南雜收入　一一四、六一八
第一目財政收入　一一〇、〇〇〇
第二目教育收入　二、一六〇
第三目官款生息　二、四五八
第十五項　甘肅雜收入　五七、五九三
第一目司法收入　三二、四四八
第二目雜款收入　一四五
第三目財政收入　一五、〇〇〇
第四目契紙價　一〇、〇〇〇
第十六項　新疆雜收入　七八、五〇六
第一目財政收入　四二、九九三
第二目雜款收入　三五、一三
第十七項　四川雜收入　二六五、〇〇〇
第一目教育收入　六五、〇〇〇
第二目契紙價　二〇〇、〇〇〇
第十八項　廣東雜收入　一三五、八六〇
第一目契紙價　一〇六、六六〇
第二目出洋照費　二九、二〇〇
第十九項　廣西雜收入　一、〇〇〇
第一目契紙價　一〇、〇〇〇
第二十項　雲南雜收入　一三、六九二
第一目交涉署收入　三、六九二
第二目契紙價　一〇、〇〇〇
第二十一項　貴州雜收入　一〇、〇〇〇
第一目契紙價　一〇、〇〇〇
第二十二項　熱河雜收入　八〇、〇五九
第一目司法收入　一三、八七九
第二目契紙價　五、〇〇〇
第三目雜收入　六一、一八〇
第二十三項　綏遠雜收入　一一、〇八七
第一目雜款收入　一〇、〇八七

第二目契紙價　一、〇〇〇
第二十四項　察哈爾雜收入　八七、二三五
第一目官款生息　一三、二三六
第二目司法收入　四、四四五
第三目契紙價　五、〇〇〇
第四目煤厘　一〇〇
第五目警察廳另籌防營衛隊收入　一七、四五四
第六目警察廳籌撥守備隊收入　二〇、〇〇〇
第七目墾務總局籌撥守備隊收入　二七、〇〇〇
第二十五項　川邊雜收入　五〇〇
第一目契紙價　五〇〇
第二十六項　阿爾泰雜收入　五四〇
第一目商埠租金　七二
第二目俄領事署貸金　四六八
第二十七項　塔爾巴哈台雜收入　一、七七三
第一目外交票費　二七六
第二目租馬銀　一、四九七
共計　四、七八二、五三一

第九款　中央各機關收入

項目別	五年現計數
第一項　外交部收入	五七、四七八
第一目本部收入	四七六
第二目俄文專修館收入	四六、一二五
第三目清華學校收入	七、二〇〇
第四目河南交涉署收入	三、六七七
第二項　內務部收入	六七、七五八
第一目本部收入	九、〇二九
第二目京師警察廳收入	七、一五二
第三目步軍統領衙門收入	六、〇〇〇
第四目步軍統領附屬車捐總局收入	二八、二〇〇
第五目護軍管理處收入	六二七
第六目古物陳列所收入	一四、四〇〇
第七目游民習藝所收入	二、三五〇
第三項　財政部收入	四五二、六五七
第一目印刷局收入	二〇五、八四二
第二目造幣廠收入	二四六、八一五
第四項　海軍部收入	七、四一六
第一目本部收入	七、四一六
第五項　司法部收入	三五、四一〇
第一目大理院收入	一八二
第二目總檢察廳收入	四八
第三目京師高等審檢廳收入	一、三二二
第四目京師地方審檢廳收入	一一、〇一四
第五目各廳訟費	二二、八四四
第六項　教育部收入	七八、五八九
第一目本部收入	二、五七六
第二目北京大學校收入	四四、〇二五
第三目北京法政專門學校收入	八、五八〇
第四目北京醫學專門學校收入	二、三六〇
第五目北京工業專門學校收入	五、一〇〇

第六目北京農業專門學校收入　五、九〇一
第七目北京高等師範學校收入　七、四三八
第八目北京師範學校收入　二一九
第九目北京女子師範學校收入　九四五
第十目中央觀象台收入　一、三二五
第十一目京師圖書館收入　一二〇
第七項　農商部收入　一二〇、〇〇〇
第一目本部收入　四三、〇〇〇
第二目中央農事試驗場收入　一二、〇〇〇
第三目勸業場收入　二〇、〇〇〇
第四目權度製造所收入　四五、〇〇〇
第八項　交通部收入　五五五、〇八〇
第一目本部辦公費收入　三四三、九二〇
第二目育才費收入　一七二、一四〇
第三目上海工業專門學校收入　二四、八三〇
第四目唐山工業專門學校收入　一四、一九〇
第九項　印鑄局收入　二六〇
第一目本局收入　二六〇
共計　一、三七四、六四八

第十款　中央直接收入　五年現計數
項目別
第一項　印花稅　三、九六五、八四二
第一目京兆　一一〇、六七八
第二目直隸　六一、七四三
第三目奉天　九七、六〇〇
第四目吉林　九一、七二四
第五目黑龍江　四六、五三二
第六目山東　二〇二、八二五
第七目河南　二三〇、八六六
第八目山西　一一三、三七四
第九目江蘇　六七、一九九
第十目安徽　六三、〇六二
第十一目江西　九八、九一三
第十二目福建　九四、二五〇
第十三目浙江　六〇、四四七
第十四目湖北　一二一、二五六
第十五目湖南　八〇、二九二
第十六目陝西　一二〇、〇〇〇
第十七目甘肅　九一、八五二
第十八目新疆　一〇六、四六八
第十九目四川　三五〇、〇〇〇
第二十目廣東　一、一〇〇、〇〇〇
第二十一目廣西　三〇〇、〇〇〇
第二十二目雲南　六〇、〇〇〇
第二十三目貴州　八、七〇七
第二十四目熱河　九、〇七四
第二十五目綏遠察哈爾　三六、四四二
第二十六目川邊　九五七
第二十七目本部直轄各機關　二四一、五八一
第二項　菸酒牌照稅　二、〇一二、八五二

第一目京兆　五八、〇〇〇
第二目直隸　一二五、〇〇〇
第三目奉天　八八、〇〇〇
第四目吉林　五〇、〇〇〇
第五目黑龍江　四〇、〇〇〇
第六目山東　八〇、〇〇〇
第七目河南　五〇、〇〇〇
第八目山西　四〇、四〇〇
第九目江蘇　一二五、〇〇〇
第十目安徽　三〇、〇〇〇
第十一目江西　八〇、〇〇〇
第十二目福建　四〇、〇〇〇
第十三目浙江　二〇〇、〇〇〇
第十四目湖北　一二五、〇〇〇
第十五目湖南　八〇、〇〇〇
第十六目陝西　一〇〇、〇〇〇
第十七目甘肅　五、〇〇〇
第十八目新疆　一〇、〇〇〇
第十九目四川　三〇、〇〇〇
第二十目廣東　三一〇、〇〇〇
第二十一目廣西　二〇〇、〇〇〇
第二十二目雲南　七五、〇〇〇
第二十三目貴州　五〇、〇〇〇
第二十四目熱河　三、〇〇〇
第二十五目綏遠　一〇、〇〇〇

第二十六目崇聖稱　七、九〇〇
第二十七目川邊　五五二

第三項　菸酒稅

第一目直隸　一四、三五〇、四五六
第二目奉天　一、一二五、四五七
第三目吉林　一、七八六、六二八
第四目黑龍江　八八九、三五〇
第五目山東　二八六、八九〇
第六目河南　七四四、一〇六
第七目山西　四一五、九一八
第八目江蘇　二四六、九七九
第九目安徽　四三三、四〇〇
第十目江西　二二四、四七八
第十一目福建　三二〇、四八〇
第十二目浙江　四七〇、〇〇〇
第十三目湖北　一、二五六、八五六
第十四目湖南　八五七、八二二
第十五目陝西　二四〇、〇〇〇
第十六目甘肅　二〇〇、〇〇〇
第十七目新疆　三一〇、〇〇〇
第十八目四川　七、八〇一
第十九目廣東　九八九、二五八
第二十目雲南　二、七六五、六八〇
第二十一目貴州　九〇、八八〇
第二十二目熱河　四〇、〇〇〇
　四五二、四五三

第二十三目綏遠	七八、二一五	第二十二目熱河	四〇〇、〇〇〇
第二十四目察哈爾	一六、八〇五	第二十三目歸綏	一二一、九八六
第二十五目川邊	一、〇〇〇	第五項　鑄稅	二、八八六、四〇六
第四項　煙酒公賣收入	一二、一三四、九八六	第一目京兆	一三、七〇七
第一目京兆	三〇〇、〇〇〇	第二目直隸	四六〇、〇六九
第二目直隸	七五〇、〇〇〇	第三目奉天	一八三、八三五
第三目奉天	五〇〇、〇〇〇	第四目吉林	二、六五四
第四目吉林	五〇〇、〇〇〇	第五目黑龍江	一、四二一、九四二
第五目黑龍江	一九二、〇〇〇	第六目山東	一〇、七八一
第六目山東	五一〇、〇〇〇	第七目河南	九、一六六
第七目河南	六〇〇、〇〇〇	第八目山西	一、八〇二
第八目山西	五〇一、〇〇〇	第九目江蘇	二、五一七
第九目江蘇	八〇〇、〇〇〇	第十目安徽	三、八三五
第十目安徽	四八〇、〇〇〇	第十一目江西	一二、七六六
第十一目江西	五〇〇、〇〇〇	第十二目福建	六八一
第十二目福建	五〇〇、〇〇〇	第十三目浙江	四九八
第十三目浙江	一、四〇〇、〇〇〇	第十四目湖北	二、四一四
第十四目湖北	七〇〇、〇〇〇	第十五目湖南	一八四、三四六
第十五目湖南	二八〇、〇〇〇	第十六目陝西	一、二八〇
第十六目陝西	四〇〇、〇〇〇	第十七目甘肅	一二、六九一
第十七目甘肅	三〇〇、〇〇〇	第十八目新疆	四、三八七
第十八目四川	一、二〇〇、〇〇〇	第十九目四川	三五、八六三
第十九目廣東	五〇〇、〇〇〇	第二十目廣東	一一、五〇〇
第二十目廣西	五〇〇、〇〇〇	第二十一目廣西	六、一〇三
第二十一目雲南	二〇〇、〇〇〇	第二十二目雲南	四一七、六五二

第二十三目貴州	三四、七一三
第二十四目熱河	四五、五二九
第二十五目綏遠	八〇七
第二十六目察哈爾	一、一八八
第二十七目川邊	一、六八〇
第二十八目阿爾泰	二、〇〇〇
共計	三五、三五〇、五四二

臨時部

第一款　田賦	五年現計數
項目別	
第一項　直隸田賦	五〇〇、〇〇〇
第一目田賦附稅	五〇〇、〇〇〇
第二項　奉天田賦	二七五、五三八
第一目荒熟地價	七〇、七一八
第二目三園地價	一〇、七四八
第三目官莊	五、一九〇
第四目墾務	一八八、八八二
第三項　黑龍江田賦	三八、六五八
第一目荒地價	一五、三五八
第二目街基價	一八、三〇〇
第三目生熟地押租	五、〇〇〇
第四項　山東田賦	七三二、一七八
第一目地丁附稅	六九七、〇七八
第二目荒價	三五、一〇〇
第五項　安徽田賦	六〇三、六九五
第一目田賦附加一五捐	六〇三、六九五
第六項　江西田賦	三九三、〇八九
第一目丁漕附稅	三七四、二〇〇
第二目地丁加價	五、〇七七
第三目漕折加價	一三、八一二
第七項　湖南田賦	五〇〇、〇〇〇
第一目田賦特捐	五〇〇、〇〇〇
第八項　陝西田賦	六〇六、〇一二
第一目差徭	六〇六、〇一二
第九項　廣東田賦	三五二、二九四
第一目清佃沙捐花息	三五二、二九四
共計	四、〇〇一、四六四
第二款　關稅	五年現計數
項目別	
第一項　海關稅	六〇四、六三七
第一目津海關	三九、四一二
第二目山海關	三、〇五九
第三目大連關	一、五〇〇
第四目濱江關	二九五、四二七
第五目琿春關	六九九
第六目東海關	五八、四六四
第七目江海關	二七、一三八
第八目蘇州關	八〇〇
第九目鎮江關	一六、六五七

第十目金陵關	四、六〇二
第十一目蕪湖關	二、三〇〇
第十二目九江關	一、八〇〇
第十三目閩海關	四、八二四
第十四目厦門關	二七、九四一
第十五目杭州關	七一六
第十六目浙海關	八九〇
第十七目甌海關	一、九六九
第十八目江漢關	三五、二〇六
第十九目宜昌關	三七四
第二十目沙市關	四五八
第二十一目長沙關	一〇、二〇一
第二十二目岳州關	二、三二九
第二十三目重慶關	六三〇
第二十四目粵海關	四二、五八一
第二十五目潮海關	一六、五九八
第二十六目瓊海關	一、六三二
第二十七目梧州關	三、八六七
第二十八目南寧關	五二一
第二十九目龍州關	二八五
第三十目蒙自關	九七四
第三十一目騰越關	七八三
第二項　稅司經收常稅	三六、七〇二
第一目津海關	一八、二三三
第二目東海關	六六六
第三目江海關	七、五五六
第四目蕪湖關	二、二五〇
第五目閩海關	二、九三〇
第六目厦門關	三、一五五
第七目甌海關	五八三
第八目潮海關	九〇〇
第九目梧州關	四二九
第三項　監督公署收入	四六、一七七
第一目蕪湖關本署收入	五八三
第二目江漢關本署收入	三五、九二四
第三目閩海關本署收入	六、九四六
第四目厦門關本署收入	二、五六八
第五目潮海關本署收入	九六
共計	六八七、四五六
第三款　貨物稅	五年現計數
項目別	二、三〇九
第一項　山西貨物稅	二、三〇九
第一目厘金罰款	一三、七一六
第二項　江蘇貨物稅	一三、七一六
第一目漏捐罰款及充公款	五、〇〇〇
第三項　廣東貨物稅	五、〇〇〇
第一目各厘廠罰款	二一、〇二五
共計	二一、〇二五
第四款　正雜各捐	五年現計數
項目別	

第一項　廣東正雜各捐　二、六一一、四一〇
第一目有獎義會餉捐　二、六一一、四一〇
第二項　廣西正雜各捐　一、三〇〇、〇〇〇
第一目有獎義會餉捐　一、三〇〇、〇〇〇
共　計　三、九一一、四一〇
第五款　官業收入　五年現計數
項　目　別　八、三五一
第一項　奉天官業收入　八、三五一
第一目官業餘利　八、三五一
共　計　八、三五一
第六款　雜　收　入　五年現計數
項　目　別　六、四五〇
第一項　直隸雜收入　三、九九八
第一目官款繳還　二、四五二
第二項　奉天雜收入　一九、〇六五
第一目變價　四〇〇
第二目罰款　一七、五五七
第三目雜款收入　一、一〇八
第三項　黑龍江雜收入　二〇、〇〇四六
第一目罰款　六、九三九
第二目官款繳還　一三、一〇七
第四項　山東雜收入　一、五〇〇
第一目官款繳還　一、五〇〇
第五項　安徽雜收入　一七
第一目實業收入　一七
第六項　江西雜收入　三、五〇五
第一目財政收入　三、五〇五
第七項　湖北雜收入　三、二一四
第一目罰款　三、二一四
第八項　湖南雜收入　五、六六〇
第一目罰款　五、六六〇
第九項　新疆雜收入　九、七〇六
第一目官款生息　九、七〇六
第十項　四川雜收入　三、二六七
第一目罰款　三、二六七
第十一項　廣東雜收入　一七、二六〇
第一目各項雜收　一七、二六〇
第十二項　雲南雜收入　一、九二〇
第一目罰款　一、九二〇
共　計　九一、六一〇
第七款　中央各機關收入　五年現計數
項　目　別　二、〇〇四、七五六
第一項　外交部收入　二、〇〇四、七五六
第一目清華學校收入　八一六
第二項　內務部收入　八一六
第一目本部收入　二四二、八六五
第三項　教育部收入　二三七、二二五
第一目本部收入　四、四五〇
第二目北京大學校收入

第三目北京法政專門學校收入	二〇〇
第四目北京醫學專門學校收入	一四〇
第五目北京工業專門學校收入	五五〇
第六目北京農業專門學校收入	三〇〇
共　計	二、二四八、四三七
第八款　中央直接收入	
項　目　別	五年現計數
第一項　各省區官產收入	一五、五一〇、九六九
第一目京兆	九三九、五〇〇
第二目步軍統領衙門	二八五、五八四
第三目直隸	四〇〇、〇〇〇
第四目奉天	三、五九六、三九一
第五目吉林	一、一七〇、〇〇〇
第六目黑龍江	二四〇、一六六
第七目山東	二〇六、七〇八
第八目河南	二五二、六〇〇
第九目山西	二一一、〇〇〇
第十目江蘇	一、一六二、〇〇〇
第十一目淮南墾務局	五〇〇、〇〇〇
第十二目江北革濟營墾務局	六一五、九一〇
第十三目安徽	一一八、五〇四
第十四目江西	三六四、一七〇
第十五目福建	二〇〇、〇〇〇
第十六目浙江	六〇〇、〇〇〇
第十七目湖北	四五七、五三六
第十八目湖南	二〇〇、〇〇〇
第十九目陝西	二一七、九九〇
第二十目甘肅	一五五、二三七
第二十一目新疆	一〇〇、〇〇〇
第二十二目四川	三五三、二九七
第二十三目廣東	一、〇〇〇、〇〇〇
第二十四目廣西	四、五〇〇
第二十五目雲南	一五五、八五一
第二十六目貴州	三二九、五一七
第二十七目熱河	三一五、〇〇〇
第二十八目熱河圍場墾務局	二五四、〇四〇
第二十九目熱河圍場木植局	七四、六〇〇
第三十目綏遠墾務局	三一〇、七〇〇
第三十一目察哈爾墾務局	六七三、六二〇
第三十二目川邊	四六、五四八
共　計	一五、五一〇、九六九
第九款　歲入債款	
項　目　別	五年現計數
第一項　外債	二四、〇四〇、五七〇
第一目長期外債	一二、二五一、六八一
第二目短期外債	一一、七八八、八八九
第二項　內債	二〇、〇〇〇、〇〇〇
第一目五年內國公債	二〇、〇〇〇、〇〇〇
第三項　退還賠款	一、五八〇、三九二
第一目美國退還賠款	一、五八〇、三九二
共　計	四五、六二〇、九六二

山東問題に關するミラード氏の陳述（三）

（一九一九年八月十八日米國上院外交委員會に於て）

ミラード氏。（前號より續く）さてかゝる事情の下にありまして北京外交界の雰圍氣は如何であつたかと、申しますると日本はかゝる事態の下に支那に迫りて「吾が國は貴國に於て優越權を獲たのであるからそのことを通告してをきます。若しこれに就て疑ひがあるならば米國公使館へ御照會なさるがよろしい」と言つたものと思はれました。そこで彼等は米國公使館へ駈けつけたのであります。所が米國公使館では左樣なことは寢耳に水であつたことは勿論であります。よつて直ちに本國政府に打電して事情を問ひ合せました。此の間日本側竝に支那側の出所によりまして——（彼等は此の通告に全然狼狽してそれを口外するの餘儀なき狀態にあつたのであります）——支那政府及び支那外交部竝びに北京の新聞記者等に此の協約の內容が知れたのであります。而して其の結果は合同通信及びロイテル新通信によりましてランシング・石井協約調印の報は世界各國に打電され北京以外に知れることゝなつたのであります。

私は當時紐育に居て新聞紙上で此の簡單な電報を讀みました。仍て吾が政府は勿論協約本文を直ちに北京公使に打電し、次に之を北京政府に通告しました。併しながら「特殊地位」Special Position といふ言葉の吾が飜譯と、日本側の正文から飜譯されたものとは支那文になつた上に於て重大な相違があつたのであります。その爲に北京に於て小さき外交論戰が行はれましたが吾國は吾國の正文を固執し、日本は日本の正文を固執して讓らず、私の知れる限りに於ては今日までそのまゝになつてゐるのであります。仍て支那はその外交部に右に關する二つの正文をもつてゐるのであります。一は日本文及び支那文を以て日本より交附されたもので、それには「特殊地位」といふ言葉が優越と譯されてをるのであります。今一つは吾國から發したものでありまして、これには曩にランシング氏が諸君の前で說明されたやうな意味に飜譯されてゐるのであります。右ランシング氏の聲明は此問題に關する米國の地位を公式に宣明せる最初のものであると私は思ひます。然るに當時この曖昧なる爭點は、支那人の眼より見れば諸種の事情により周圍が日本側の解釋に好意を有するかの如くに映じたのであります。

加之日本は自ら進んで日本側の解釋に基く行動を開始しました。當時より日本は支那に對して優越的地位を擅取す

るやうになりました。日本は山東省に民政署を設立すべく着手しました。日本國内の政治制度を滿洲にまで擴張しました。日本は、私が前に指摘しましたやうな方法によりて足場を獲得せる支那領土の各所の支配權を事實に於て獲得し初めました。日本は更に勢に乘じて進み、北京政府に大なる勢力を扶植しました。支那政府は言はゞ兩手を投げ出して「所詮米國は吾を助けない。彼等は日本の優越權を承認してゐる。吾國は吾國の出來るだけの最上をつくしたのだ」と言つてゐたのであります。

日本は北京に於ける支那大官の某々に賄賂を用ゐ、他の密約並に諸種の事項を強制しはじめました。けれども支那はそれを拒絶したのであります。日本は所謂千九百十五年協約の追補協定を千九百十八年九月に調印せしめたと記憶して居ります。併し日本はこれを北京に於て調印させることが出來なかつたのであります。日本は贈賄手段によりて東京に於ける支那公使と交渉せねばならなかつたのであります。(私はたゞ支那新聞に現れたる批難をこゝに反覆してゐるに過ぎないのであります)而して所謂千九百十八年密約と稱せらるる覺書に調印せしめたのであります。是は山東に於ける日本の位置を一層確定的にしたものでありまして、日本は獨逸がかつて所有せし以上の鐵道に關する權利を獲得せんとし、講和會議が日本に獨逸の地位を讓渡するに於ては支那はこれを承諾せねばならぬやうな事實になつて居るのであります。これは東京に於て支那公使により調印されたのであります。支那議會の協贊をも經ず、支那内閣會議其他の機關にも決して附議せずに支那公使により調印されたのであります。所謂千九百十九年協約の基礎は實に斯くの如きものであるのであります。

議員ボメレーン。お話し中失禮ですが、一體支那の法律は議會がそれを批准することを必要としてゐるのですか?

ミラード氏。左樣です。支那現行の唯一の憲法にそれは規定してあります。

議員ボメレーン。どうもお邪魔しました。

ミラード氏。御承知の通り、支那は革命以來多少國家の秩序が亂れて來ました。彼等は一の所謂憲法をもつてをりまして、それによりて此の協約は少くも閣議並に議會の批准を必要としてゐたのであります。然るにそれは決して批准されず、巴里平和會議までは何人にも呈示されなかつたのであります。かくて休戰となりました。私は對獨戰爭休戰當時北京にゐました。而して支那は準備を致しました——。

議員ヒッチコック。先へ進まれる前に、日本文の石井氏の覺書と英文の米國の覺書との間に何か不一致の點があつたか否かを明瞭にして下さい。

ミラード氏。既に申し上げた通り、それは飜譯の問題なのです。勿論吾々はそれを英文で讀むことは出來ますが、日本文或は支那文では讀めません。日本政府は勿論直ちにこれを東京に打電せしめ、次でこれを飜譯して北京に打電したのであります。彼等は一通は支那文に飜譯し、他の一通は日本文に飜譯しました。無論これが兩國政府用の國語

だからであります。

議員ヒッチコック。日本の覺書が正確に支那文に飜譯されたか否かに就いて何等かの疑問があるのですか？

ミラード氏。それが勿論先程申し上げた通り論爭を惹起したのです。何となれば吾國の支那語學者は我が國の飜譯の方が良いと言つたからであります。

議員ヒッチコック。日本の覺書の支那譯はどうですか？

ミラード氏。ランシング、石井協約の我國の飜譯は日本以外では擧つて承認されてをります。日本は別に日本の飜譯を作つたのです。

議員ボラー。ではその覺書を支那文及び日本文に飜譯するに方つて彼等はある言葉を使つたのですな——

ミラード氏。或る文字を使つたのです。

議員ボラー。彼等は一の文字或は言葉を用ゐたのですね。

ミラード氏。彼等は吾國が吾國の飜譯で用ひたのとは異つた文字を用ゐたのです。

議員ボラー。その文字は「特殊利益」Special interest 或は「優越權」Paramount といふ意味だつたのです。

ミラード氏。彼等は「優越權」といふやうな意味に譯したのです。

議員ボラー。吾國の飜譯は「特殊利益」といふ意味しか含んでゐません。

ミラード氏。吾國の飜譯はさきにランシング氏が諸卿に說明された如き意味に譯されてゐるのであります。それは僅かの相違ですが、貴下の仰言る通り、重大な相違であります。

議員ボメレーン。それに就いて今一步進んで質問しますが、日本文に用ゐてある「優越權」（或は最高權）といふ語の意味は正確に英語の Paramountcy といふ言葉に該當するか否かゞ說明出來ますか？

ミラード氏。正確に飜譯するといふが如き手段はありますまい。けれども支那語學者によれば意味はそうであります。どこの公使館でも同じですが、我が國の公使館にも支那學者があります。之等の支那學者が集會して、これを飜譯したのでありまして、日本公使館以外では、吾が國の飜譯が正確で日本の飜譯は索强附會であるといふ輿論に一致してゐるのであります。

議員ボメレーン。それでよろしい。

委員長。ミラード君、どうか先を續けて下さい。

ミラード氏。さて休戰後支那がその準備をしてゐる時に第二の手段がとられました。日本は支那に於て暗中飛躍をなし、支那の代表權を獲得せんと努めました。彼等は日本が講和會議に於て支那を代表せんとする取極を支那に提出しまして、陸氏はこれに調印したのであります。——尤も巴里に於ては日本はこれを提出する勇氣をもたなかつたのであります——。

けれども日本がこの問題に結着をつけんと努力せし時に方りて支那は斷然これを拒絕しました。而して勿論、英國、米國並びに其他各國公使はこれに對して「斯かることを承

認する必要はない、貴國は貴國の代表を講和會議に派遣さるゝがよろしい」と支那に言つたのであります。扨て支那はその言に聽從し其の代表者を任命しました。彼等は外交總長陸徴祥氏を派遣しました。次いで支那委員は諸種の專門家と共に諸般の問題を熟議し、如何にしてこれを巴里の講和會議に提出すべきや、何を講和會議に提出すべきや等の問題に就き協議を重ねました。諸卿は、フアーグソンの出頭を請求されたやうに聞き及びましたが、同氏は彼等がその時に聘した外交顧問の一人であつたのであります。昨年十月私が北京にをりました時に、私もそこへ參りまして、新聞記者の資格で再度支那外交總長に會見いたしました。そして前述の如き問題即ち如何にして、又如何なる問題を講和會議に提出すべきやといふやうな事項を論議しました。丁度其の時に支那外交部より吾が公使館を訪問して「吾が國は愈々貴國の驥尾に附する。吾國は貴國に追隨して參戰したのであるから、其後も此の方針を繼續してゆきつゝあるのである。此の方針の下に巴里に行くのである。我が國は日本がしきりに努力してゐる如く日本に伴はれて巴里へ行かんとするものではない。仍て質問するのであるが、これに對して貴國の見解は如何であるか?」と言ひ、且つ彼等は支那が講和會議に提出せんとする事項の目錄を提示したのであります。私はこの報道を疑ふべからざる方面より聞きこんだのであります。而して私はこの目錄は米國公使ラインシュ博士より國務省に打電せられ、かくて我が政府より、右の中の或る事項は此の際提出を差扣へられた方がよろしからうと支那に勸告したものであると推察するのであります。

それは如何なる問題であつたかと申しまするに、その中の一つは支那に於ける外國の領土問題であります。他の一つは支那に於ける將來の財政協同管理問題であります。其の他種々の問題がありました。支那は列強より、眞に支那の改造政策の基礎となるべき一般的の宣言を一種の條約の形式に認め、これによりて秘密の又は公表せられたる一切の地方的契約の負擔を免かれ、これによりて强要せられゐたる領土的、經濟的干渉より脫すべき保障を得んと欲したのであります。

私の了解して居る所によりまするに、吾が政府は支那に對して、かゝる問題を提出するのは、問題を愈々紛糾せしめる恐れがあるといふ意味を忠告したものゝやうであります。吾が政府は支那の要求箇條には全然同情してゐたのでありまするが、しかも彼等に對して次の如く言ふものゝ如く私は了解してをります。「今回の巴里會議は獨逸との平和締結に關するものであるから、支那も直接獨逸と關係ある事項以外には要求を提出しないが宜しからうと考へる」と。勿論山東問題は直接獨逸と關係をもつてゐました。而して山東問題に關聯して其の他にも多少獨逸に直接關係せる問題がありました。けれども吾が政府は言ひました。「山東問題以外の一切の他の問題は差扣へられるがよろしい。何となれば、その爲に多くの問題が錯綜して山東問題の正當なる解決を妨げることになるやも知れないから」と。私の意

見によりますれば、この勸告は全く當を得たものでありました。私に當時勸告を要求しましたなら、私もこれと殆んど同樣の勸告をしたことゝ信じます。現に私は巴里に於て其の通りの勸告を致しました。

私はかゝるなり行きを支那の爲めに慶すべきものだとは思ひませぬが、これは當時の事情已むを得なかつたものと考へます。支那は其の主任顧問として二十餘年間倫敦タイムスの通信員であつて、最近七年間支那政府の外交問題に關する外人顧問であつた英人ジョージ・イー・モリソン博士を伴つて巴里に行きました。彼等は又、長く支那の顧問たりし佛人ルコント博士をも伴つて行きました。日本は日本の法律顧問たる有賀博士を同道せしめんと努力しました。同博士は日本が支那政府に無理に押しつけたものでありまず。けれども支那は同博士を同道しなかつたのであります。それは若し有賀博士が支那委員に同道せば支那委員の一擧一動が洩れることを彼等が知つてゐたからであります。そこで彼等は有賀博士の同道を拒絶しました。そして彼等はモリソン博士とルコント博士とを同道し、且つ米國の顧問一兩名を同道せんことを欲しました。これに就ては前に說明いたしました。

かくて舞臺は巴里に一變しました。支那委員は巴里に行きまして、その提出問題を山東問題のみに限りました。山東問題は勿論、日本の介在によりて紛糾してをりますけれども純然たる對獨問題であります。常例會議——これは二月の上旬に開かれたと記憶してゐましたが、過日ランシング氏は一月二十九日であつたと申されました。多分その方が正しいと思ひます——四頭會議に縮少されない前の巴里に於ける十人會議——これに關しては御承知の通り私の知れる所はセコンド・ハンド（又聞き）のものに過ぎないのです。私はこの會議には出席しませんでした。

けれども、私が次に述べんとする說明は、同會議に列席した二人の全權から聞いたものでありまして、二人の述べられた所はその意味が全然一致してゐたのであります。二人の記憶は何等重要な點に於て相違してゐなかつたのであります。其の時の討論の議題は獨逸植民地の處分問題でありました。諸君が御記憶の通り、此の時彼等は、獨逸植民地は獨逸より沒收すべし、然れども其の處分は、やがて成立すべき國際聯盟に委託され、國際聯盟によりて處分されざるべからずといふ動議を提出し、且つ委任統治の案を提議しました。彼等は盛に獨逸植民地の處分を討議してゐました。而して大統領ウイルソン氏は、私の聞知したけによりますれば、全員は獨逸植民地を獨逸より沒收することに一致しなければならぬ、而して其の處分はこれを國際聯盟或は他の國際的管理機關に委任し、何等かの委任統治案によりて後に分割せられ、これによりてこの問題を處理し、他の問題に移るべしと提議したのであります。全員は擧つてウイルソン氏に同意しました。そして全會一致をもつてこの案は通過するかと思はれました。然るに同會議に列席しゐたる日本全權牧野男爵はこれに抗議を挾みました。氏は日本は之れに同意することが出來ないと申しまし

た。その理由如何と質問されました時に氏は日本は既に山東問題に關して他の聯合國との間に密約を結んでゐるからであると申しました。

是に於て大統領ウイルソン氏、或は他の何人かゝ、其の密約の性質如何と質問しました。これに對して牧野男爵は、それは秘密のものである故に彼は他の聯合國政府並に彼自身の政府に一應照會の上でなければ發表の自由なしと感ずる旨を述べました。大統領ウイルソン氏は次で、日本政府に對しそれらの密約の本文を提出し、これを會議の席上に公開して會議に知らしめることを要求すべく會議は考へると質問しました。この動議は會議の意見と見做され、其の結果次の會議に於て日本は密約の本文を會議に提出することゝなりました。それは卽ち山東密約として知らるゝものでありまして、秘密に會議に提出されました。私が巴里に於ける支那委員から間接に聞き及んだところによりまするに、支那政府はかゝる密約の存在を此の時初めて知つたのであるとのことであります。勿論吾々は、二年前より、かかる密約が存するであらうといふことは種々の事情によりて推測はしてゐたのであります。實際私は時々それに思ひあたることがありました。其のやうな密約があるのでなければ說明出來ないやうな事件が起つたことがあります。左樣なわけで此の密約は私の信ずる所によれば二月十六日から三月十五日へかけて日本が——

議員ヒッチコック。何年のです？

ミラード氏。千九百十七年のです。——卽ち日本は英、佛、露、及び伊國政府から——英、佛、露政府からは文書を以て、伊國政府からは口頭を以て——講和會議に於て此等諸國が、山東省に於ける獨逸の權利及び租借地を日本に讓渡することを一致して援助すべき約束を獲たのであります。

此の問題に關する日本の覺書に對する佛國の回答覺書には尙一つの興味ある事柄が現れてをります。佛國は或る種の條件を附してゐるのであります。而して其の中には、日本は支那が聯合國に加擔して參戰することに對して抗議せざることゝいふのがあります。此の佛國の覺書によりて、日本が大戰勃發以來如何に支那の聯合國加入を妨害してゐたかゞわかるのであります。この協約調印の日附に注意なされば、それが吾が國が對獨國交を斷絶し、支那に對して同じく獨支國交斷絶を勸告した時と一致してゐることがわかるでありませう。卽ちその調印の日附は千九百十七年二月或は三月であります。私は多分三月の上旬であつたらうと察します。支那が對獨國交斷絶に對して一步を進めたのは三月の九日でありましたが、斯くの如く、吾々は大凡見當はつけてをりましたが、過日ランシング氏が積極的に述べられた如く、吾が政府は支那政府と同じく此の密約の存在を、私が前に述べましたやうな次第にてそれが巴里に於て發見さるゝまで毫も知らなかつたのであります。

參戰當時支那は、吾が國に迫つたと同じ樣に、英、佛諸國政府に對して、支那の領土權を擁護すべき證言を得んと迫りました。けれども之等諸國は、既に日本に對して山東を讓渡する約束に調印を了し、或は將に調印せんとしつゝ

ありましたので、支那の要求に對して何等の證言をも與へなかつたのであります。併しながら若し支那が當時此の密約の存在を知り、吾が國が此の密約の存在を知つてゐたならば、それは支那及び合衆國の行動に何等かの影響を與へたであらうとは推測に難からぬのであります。若し吾が國が當時これを知つてゐたとすれば、吾々は虛心坦懷にこれ等國民に向つて「諸君は吾が國の方針に同意せざるべからず」と言つたでありませう。當時吾國は、前記の何れの國に對しても、吾が國の欲するまゝの條件を要求することが出來る位置にあつたのであります。それ故に吾が國は「これ等のことは文書に認めてはならぬ。これ等は一掃されなければならぬ。此のことは他日時來れば、支那に對する正義の行動であることがわかるであらう」と言つて、進んで支那を保證することが出來たに相違ないのであります。

ランシング氏は又過日、ランシング、石井協約の時にはこの密約は吾國に知らされなかつたと發表されました。而して吾が國が獨逸に對して宣戰せる後、バルフォア氏及びヴィヴィアニ氏が當地に參りましたけれども彼等も亦吾が國に之を知らしめず、吾が國は斯る密約の存在を知らずして自ら參戰し、支那を參戰せしめたのであります。

ランシング氏によりますると一月二十九日――私は二月上旬と考へてゐました――巴里に於てこれが發表された後、講和會議に於ける支那の件に就ては、支那はこれを五國會議の決定に一任せねばならぬことが明かでありました。因に極東問題に關しては日本が四國會議に加へられて五國會議となつてゐたのであります。而して右五國の中四國はかつてこの密約に調印した國でありました。斯かる事情の下に吾が政府が、英、佛、日及伊國政府を煩して動かし得るや否やは疑問となつたのであります。露國もこれに調印した國の一でありましたが、彼は會議には代表者を送つて居りませぬ。革命によりて露國は圈外に放出されたのであります。今申し上げました如く、斯かる事情の下に、吾が政府が、この山東密約を破棄して、山東に關して吾國の思惟するが如き正當なる解決、吾々にも支那にも正當なる解決をなし得るや否やが疑問となつたのであります。私が巴里へ到着しました時は將に斯くの如き事情にあつたのであります。私は巴里到着後直に顧博士に面會しました。氏が開口第一に申しましたのは「貴下は山東密約を御承知なりや」といふ問でありました。私は之に答へて「予は紐育の新聞に於ける巴里電報により、簡單にそのやうなことが報せられたのを見た以外には何も知らない、一體それは事實ですか」と反問しました。氏は答へて「然り、吾等はその正文を所持してゐる。しかも勿論それは現在は秘密である」と言ひました。氏は其の內容の概略を私に語り、私は、私が巴里到着以前に生起した事態を出來得る限り速かに敎へられ、其の後の事件の推移が理解出來るやうになりました。私は絕えず吾が委員に隨行せる極東問題に關する專門家と接觸してゐました。私は數年來個人的にも之等の人々と交つてゐたのであります。これらの人々と私は殆ど每日會ひました。

議員ジョンソン(加州)。それは誰々ですか?

ミラード氏。政府筋の人はイー・テー・ウイリヤムス博士及びホーンベック教授達であります。

其の他時々陸海軍將校等も種々の報道を傳へて呉れました。

それに就て申しまするが、私は日本側の行動に就いて支那委員に勸告する爲に小さき覺書をつくりました時は、それを複寫してこれを我が國の專門家に與へてをりました。故に巴里に於て支那に關する事項に就ては、米國委員は如何なる事件もこれを熟知してゐたのであります。支那が提出した動議は直ちに米國委員に傳へられてゐたのであります。

支那の外國顧問の進言は一々米國側の專門家に知られてゐたのであります。勿論これが米國委員の手に渡されたか否かはわかりません。吾々はウイリヤムス教授及びホーンベック教授にこれを渡したのであります。私は二十年來の知己なるモリソン博士とも種々の會話を交換しました。同氏は非常に組織的頭腦をもつた人でありまして數年間必要事項をノートに留め、これを分類して目錄を附けてもつてゐる人で外國人中極東問題に最も精通した人であります。氏は最近三十年間の支那政治の活字引ともいふべき人であります。

議員ジョンソン(加州)。その人は今何處に居ますか?

ミラード氏。氏は目下英國にゐると私は信じます。氏が病氣にかゝりました時、夫人が渡米して同伴して歸國しました。氏は病氣になりました爲に、私が巴里到着後はあまり山東問題に關與しなかつたのであります。併し私は巴里へ參りましてモリソン博士と當時の事情に就いて會談しました。何故かと申しまするに氏は英臣民でありますから殊に英國の意嚮に深甚の注意を拂つてゐたからであります。私は氏が英國の本意を知つて甚だ悲しんでゐたことを見出しました。氏は私に對して英佛政府の見解は山東密約を支持せんとするにあることを語りました。吾が委員の專門家顧問は英佛特に英國政府の對支態度を知るに苦んでゐました。彼等は彼等の同僚、並に英國委員隨行の極東問題に關する專門家の許に行きて屢々會見する所がありました。けれども何等の要領をも得ませんでした。惟ふに彼等は此等の人々が如何なる位置に立つてゐたかを知るべき筈であつたのであります。彼等の背後には政府の最高政策が存在してゐたのであります。次々に生起する種々の事件によりまして、彼等は遂に英佛政府は彼等に反對の立場にあることを感じました。而してこれは後に至つて事實なることが判明したのであります。

事態はかくの如くにして推移し、遂にこの問題は會議の中心を去つてゆきました。此の間支那は、かゝる事態の心理狀態を發見して、諸方に意見を徵し、それに從つて妥協して局面を打開せんとしました。

議員ボメーレーン。支那がですか?

ミラード氏。左樣、支那がです。各國の態度はこの時までに稍や妥協に進みました。英國及び佛國の態度は、米國

が日本を說いて讓歩せしめぬ限りは、彼等はこの密約を履行しなければならぬといふのでありました。日本は「吾等は獨逸に對し、山東省の權利を吾國に讓渡すべきことを主張する。何となれば吾等はこれを吾國より支那に返附すべきを約束してゐる。若し然らざるに於ては日本國民は吾等の言を信せず、吾等を批難漫罵すべし」と言ひつゝありました。支那は此の困難を切り抜けんとして妥協を申し込みました。それは四月二十三日のことでありまして四箇條の要點を文書に認めてこれを四國會議に提出しました。私は右四箇條の大意を記憶より喚び起してこゝに陳述いたします。

其の第一は、支那は、四國會議の日本以外の委員が保管者となるか、國際聯盟或は其の他の實行機關を以て、結局此等の手を通して山東を支那に交附することとするならば、山東に於ける獨逸の權利を直接日本に讓渡せんとする講和條約を承認するといふものでありました。

日本は山東を攻略し、獨逸を極東から一掃するに方りて莫大なる費用を費しました。故に支那の第二の妥協條件は此等の費用を日本に支辨するといふものでありました。

日本は、既に私が調印の次第を申上げました所の千九百十八年協定に於て、日本が青島を保有し、鐵道、隧道、船渠、港灣及び一切の港灣設備を含む專管居留地を獲得した。仍て支那は、他の外國の居留地制度が支那に存する期間内、青島を國際的の港にすべきことを第三に申し出でました。

第四條は單に、日本は山東を還附し、撤兵することを明かに約し、且つ青島を還附すべき一定の期日を條約に記入すべしといふのでありました。前に申し上げた通り、右の提議は四月二十三日に文書に認めて四國會議に提出されました。山東問題が決定せられる以前に於て、其の決定の日の近きに迫れることが知られました。支那側は擧つてこれが審議を迫りました。卽ちこれを印刷物にして提出し、或は其の他の方法を以て極力山東問題の決定を阻まんとしました。日本は又支那の行動を阻害しつゝありました。右の妥協案は遂に四國會議にて審議されましたが、日本は之を排斥し、之を敗ることに成功しました。

私は日本の反對が何に基いてゐるかを知りませぬ。然れども、日本が目下青島に共同居留地を設定せんことを提議せる聲明並びに其の他の種々の要求を見て、日本の當時の反對を回想するは興味あることであります。日本は胡桃の核心を奪つて、その殼を投げ捨てんとしてゐるに過ぎぬのであります。

又日本か支那の公平なる妥協條件を拒んだことは、日本が眞に山東抛棄の意なきを證するものとして興味ある事實であります。

山東問題の議決が聲明された時、支那は申すまでもなく大いに失望しました。大統領は支那を慰撫して、日本の態度が徹頭徹尾强硬なりしため、遂に此の決議を見るの已むを得ざるに至りし旨を告げ、日本は若し日本の要求にして斥けらるゝに於ては事實上講和會議を破裂せしめ、國際聯盟を脫退すべしと威嚇したのであると申しました。大統領

はこれが全世界に及ぼす影響を憂慮されたのであります。勿論、日本の威嚇が純然たるこけ嚇しに過ぎないことを信じなかつたのは列強の中で吾が大統領一人のやうであつたと私はこゝで申し上げてもよろしいと思ひます。併し、兎も角も大統領は左樣には信じなかつたのであります。氏は日本の脅威せるが如き事態が生起するかも知れぬと察しまして支那委員に對して四國會議席上に於て日本より口頭を以て獲たる約束により、支那は、これを國際聯盟に提出してこれによりて今後正當なる解決を與へらるべしと告げました。尤もこれは直接大統領より支那委員に語つたのではなく人を派して傳言せしめたのであります。

これに對して支那委員は大要下の如く回答しました。第一に國際聯盟は未だ成立してゐないといふこと。第二に假令國際聯盟成立するもその効力は疑はしいといふこと。第三に、講和條約と同一の投票によりて採用せらるべき國際聯盟によりて條約の條項を變更せんと期するは論理矛盾せること。第四に、國際聯盟を事實上支配せる强國即ち最高會議は、四國會議に於て山東條項の決議をなせると同一の國家を以て組織せらるゝならんといふのであります。

議員ボラー氏。それは支那の回答ですか？

ミラード氏。然り。而して第五は、支那の了解する範圍に於ては、國際聯盟の正義に依頼すべき必要あるものは唯だ弱小國家のみである。何となれば强國は此の他に種々の口實を設けて其の利益を擁護する手段を講じてゐるからであるといふのでありました。

支那全權の日支協定陳述書

（巴里媾和會議に提出せるもの）

緒言

本陳述書は一九一五年五月二十五日日支兩國政府の間に締結或は交換せられたる條約文書を全部廢棄せんとするの目的を以て提出するものなり。

該條約及文書（以下單に一九一五年の協定と稱す）は實に二十一個條要求の壓迫を受け已むを得ずして締結せるものにして二十一個條要求なるものは日本政府の一九一五年一月十八日に提出し、五月七日に發せる最後の通牒なり。

支那の該協定を媾和會議に訴ふる所以は左述の理由に根據す。

第一部　日本政府最初の訓令

（一）一九一四年十二月三日、駐支日本公使日置益氏東京よ

り二十一個條要求の全文に接し之を支那政府に交付すべきを命せられたり、該要求は五號に分類されたり、當時日本外務大臣加藤男爵の日置公使に送れる最初の訓令は一九一五年六月九日東京に於て正式に左の如く發表されたり。

帝國政府は日獨戰爭の善後を圖り、且つ帝國の地歩を鞏固にし以て東亞の永久平和を保持せんが爲めに支那政府との間に別紙條項中の前四項の要旨に依り條約及協定を締結せんとするに決せり、帝國政府は日本の東亞に於ける地位を鞏固にし且東亞の一般利益を保全せんが爲に以上各項目の實行を以て絶對に必要と思考し是非共之が貫徹を圖りたき極めて鞏固なる決心を有するを以て貴官に於ても克く政府の意を體し極力盡瘁せられたし。

第五號は所謂日本政府の一種の希望たるに過ぎざるが如きも、亦希望を實現せしむる樣全力を盡くすべしとの訓令あり、之に據て觀るに第五號の提出も其實は要求にして希望に非らざるなり。

是れ亦注意すべきものとす。

▲日本參戰の目的

(二)茲に日本最初の訓令を掲ぐる所以は日本の對支政策を觀測するに其對獨宣戰の主旨目的が一に東亞に於ける自國の地歩を鞏固にし之が爲には如何なる方法を用ふるも其目的を遂せんとするの決心なるを推知するに便ならしめんが爲なり。

(三)吾人は之を媾和會議に提出するに當て日本參戰の目的が日本の目的遂行上缺く可らざるの點にして吾人が日本の膠州租借地及山東に於ける各種權利の無條件讓與の要求に對し干渉をなすに決定せるは正義と公理に基くものなるを言はんと欲す、日本參戰の目的は獨逸の軍閥主義を打破せんが爲に非らずして其東亞に於ける優勝なる地歩を造成せんが爲めのみ、於是支那は當然前項の要求拒絶を請求するの權利あり、何となれば日本の歐戰及歐戰の結果に對する觀念は聯合國が戰時及戰後に對して抱持する主義と甚しく懸隔すればなり、聯合國中日本の犧牲品たるものは獨り吾支那のみ。

▲二十一個條要求の交付

(四)日本政府の最初の訓令を發せる後の六週間は卽ち二十一個條提出の成熟期間にして一九一五年一月十八日に至りて之を提出せり、提出前數日、支那の外交總長は日置公使の來函に對し一牒文を送れり、日置公使は此牒文接受後二十一個條要求を提出し、且つ日本の青島攻撃に際し劃定せる軍事區域に對する支那政府の取締要求に關し日本の之に應ずる能はざる旨を聲明せり。

(五)二十一個條要求の提出前、支那外交總長より日置公使に送れる牒文には日置公使との交換文書六件を附せり、該牒文は山東の軍事區域に言及せるのみならず更に日本の山東鐵道强佔行爲に對する支那政府の抗議の意をも明述せり。山東鐵道は山東全省を支配するものにして日本は何等の必要なきに拘らず兵力を以て之を强佔せり、該牒文を看れば廿一個條の要求が日軍の青島攻撃と共に山東に造成せる地歩と密切なる關係あるを知り得べし、當時青島要塞の防

兵は獨墺の現役及後備兵共計五千二百五十人のみなりき、日軍は軍事の必要に口實を設け要塞の後方一百五十哩の支那領土より上陸せり、其後陸戰に於て日軍の損害は士官十二兵士三百二十四戰死し、士官四十兵士一千一百四十負傷し、海戰の損害は一小巡洋艦が水雷に觸れて沈沒し二百八十名溺死、其他死傷四十名ありたり、玆に此事實を擧ぐるは日本の大に歐戰に誇れる戰功捷利を傷けんとするに非らず青島攻擊の實況を明にせるのみ。

(六)支那外交總長の牒文中には又次の如く謂へり

青島陷落既に二個月、獨逸の軍事根據地已に全滅し、英軍亦既に撤退し、軍事區域に於て最早軍事行動の必要なきを以て日本軍隊も亦漸次撤退せられたし、(中略)吾人は日支兩國間に發生せる種々爭端を友誼より極力解決せんことを希望し、且つ日本政府が其抱有せる東洋平和の保障及國際信義の友善主義に副はれんことを切望す(下略)

(七)支那が上述の意思を表せる後三十六時間にして二十一個條要求は日置公使より支那大總統に遞致せられたり、支那當局及國民は此要求を以て歐洲大戰を惹起せる墺國のセルビアに與へし最後通牒と其性質を同うせるものと思惟せざるはなかりき。

第二部　二十一個條要求の解釋

(八)二十一個條の要求は朝鮮が其合併以前に遭遇せるものの性質に比し未だ輕しとせず。

▲第一號

(九)第一號は山東に關する要求なり、山東の面積人口均しく英國より大なり、且つ支那の神聖なる行省にして孔子の紀念今尙全省に充ち國民尊んで支那文化の發祥地となさゝるはなし。

(十)第一號第一條の要求に曰く支那政府は獨逸が山東に關し條約其他に依り支那に對して有する一切の權利利益讓與等の處分に付き日本政府が獨逸政府と協定すべき一切の事項を承認すべしと、其所謂獨逸が山東に對して有する權利利益讓與なるものは膠州租借地青島港口山東鐵道及省內の鑛權を包含せり、此等は皆獨逸が十六年間山東に於て恣にせる侵略行爲の結晶物なり、之を以て日本の處置に任するは獨逸の山東に對せる宰割攘奪の方法を再び一强國の掌中に授與するものにして此强國は既に支那領土に於て旅順の軍事根據地を强佔したり。

▲鐵道を以て支那北部を宰割す

(十一)獨逸の所有せる他の二鐵道權を日本に行使せしむるは獨逸の權利を日本に移付するの事實關係を益々明瞭ならしむるものなり、日本の媾和會議に於ける計畫は其目的僅に獨逸の山東に於て獲有せる鐵道及其他の權利に在りて該第一號は特に支那に迫促せる最先要求なり、其中從前獨逸の所有せる二鐵道權資本材料建築の供給權を含有す、此二鐵道は山東に起點し其延長は直隸江蘇に直達す、媾和會議にして此要求を日本に允許せば次の如き重大關係を釀成すべし。

山東鐵道の西端は省城濟南にして津浦鐵道の北段（卽ち獨逸の敷設せる一段）と相接し、日本にして山東鐵道を佔據せば山東全省及津浦要路の北半段を宰割すべし、日本の此權を要求せる二鐵道にして其一（高徐）を得て資本材料を供給し敷設を實行せば日本は山東鐵道の高密地方より接して津浦鐵道南段（英國の敷設せる一段）の某軍事要地（韓莊或は徐州）に抵り津浦全路の主人公とならん、津浦鐵道は北支の要港と連接し京津と長江流域及南支との重要血脈なり、日本如し其二（濟順）を得て資本材料を供給し敷設を實行せば支那南北連絡二大縱線の第二縱線（京漢）を取得すべし、此第二線は山東鐵道を延長して西京漢鐵道の某點（順德）に達するものなり。

註。日本の山東鐵道管理方法は他國と異り、亦獨逸の山東鐵道管理法とも異る、卽ち其上下人員皆悉く日本人を用ひ支那人は排斥せられ、鐵道警察亦日警を以て之に充て且つ全線に軍隊を密布す、大患卽ち茲に存す。

日本既に南滿東蒙の鐵道を掌握し更に之を利して長江以北の地に其主宰權を延行せんとするに連想せば其範圍の如何に廣大なるかを知り得べし、於是北京は孤立の勢に陷らざるを得ず、陸路の南方と聲氣を通ずる能はざるのみならず海路亦斷絕さるべし、京津出路の要道たる直隸灣は旅順に制せらるればなり。

▲威海衞亦將に壓抑せられん

（十二）試に第一號の第三條要求を觀日本の抱ける軍事計畫の關係に就き注意せよ、此軍事計畫は卽ち支那北部鐵道の宰割に基く策略なり、第三條の要求は卽ち龍口或は芝罘と山東鐵道を連結せんとする新鐵道敷設權の要求なり、威海衞は旅順と相對せる租借地なり、露國の旅順を佔據するや英國卽ち此地に據りて均勢を維持せり、吾人より之を觀れば旅順威海衞其他租借地の佔領は領土保全を侵犯せるものなりと雖も旅順を佔領せる强國が亦更に龍口或は烟台の主翁とならば威海衞の軍事形勢は將に大に抑減を被らん、此事支那より觀察して亦注意すべきものとす。

▲第二號。併呑政策

（十三）第二號の七個條は南滿及東蒙の優先權利登權及特殊權利の全部を要求せるものなり、斯くの如くんば支那官憲の從來此の地に受けたる行政上の困難束縛は將來益々其實效を行ふ能はず、朝鮮併合の制度は懸て此地に推廣されん、日本の目的亦實に此に在り、該號の要求は支那の南滿東蒙に對する領土保全及政治獨立に甚大なる影響を及ぼすものにして就中其第一條の要求は殊に注意を要す、該條は旅順大連の租借權及南滿安東兩鐵道の期限を更に九十九個年延長せんとするの要求なり、此目的は異族の政權を永遠に南滿に布殖せんとするに在りて此異族政權は支那の政治獨立領土保全を危ふするものなり、旅順は亞洲最堅の堡壘大連は商業の根據地にして南滿安東兩鐵道と接續す、日本卽ち此兩地を佔め政治上及商業上に於て支那史上外患來源の要道に盤據せんとす。

支那が歷來被りたる外患は皆北方より侵入し其最後の外患（滿洲）は滿洲の門戶たる山海關より闖入し北支の平野を

侵せり、史上の教訓と實際の經驗より之を觀察せば日本の滿蒙に於ける政策は支那の安全に萬相容るゝ能はざるものなりと斷ぜざるを得ず、此期限延長の要求ありてより反對の聲浪は愈々渦卷けり、當初露國に允許せる條約に據れば旅順及大連は一九二三年に還付さるべき規定なるに今復た前約に據る能はず、一九九七年に至らざれば此二地は依然として日本の掌中に在るなり。

▲第三號　日支の鐵鑛

(十四)二十一個條の要求は獨り山東南滿東蒙の主權及領土保全を侵犯するものたるのみならず又支那の經濟獨立權をも潛奪するものなり、何となれば第三號の漢冶萍公司に關する要求は長江流域の最も重要なる實業を獲得せんとするものなればなり、該號の要求に曰く日支の間に存する密切なる關係に顧み漢冶萍公司を兩國の合辦となすこと、支那政府は日本の同意なくして同公司の財產を處分す可らず、又同公司は日本の資本以外に他國の資本を借用するを得ずと。

▲日本の兩宣言

(十五)最近に於ける日本の兩宣言は日本の經濟政策を曝露せり、之に據て觀れば漢冶萍公司に關する要求は卽ち該政策の表現なり、其一は日本全權松井氏の婦和會議に於て發表せるものにして曰く支那は原料に富み日本は原料を需要す吾人は必要なる資本を以て支那と協同し支那の富源を開拓し、併て日支の利用に資せしむべしと、內田外相亦東京國會の開會に演說し吾人は大規模に支那の富饒なる天產に依特し以て吾國の經濟的地步を鞏固にすべしと謂へり、支那の天產を以て日本經濟的立場を鞏固にすべく供する能はざるは猶アルサスローレンの天產を以て獨逸の經濟的立場を鞏固にするに用ふ可らざるが如し。

▲第四號

(十六)第四號には唯だ支那は沿岸の港灣及島嶼を他國に讓與し若しくは貸與せざるべきことを約すとの一條の要求あるのみ、日本の此點に注意せるは其目的支那の領土保全の保障に在るならんも其訂定の形式に據て觀れば支那の領土保全を約定せる諸國の範圍外に立たんとするの意あるに似たり、支那政府は斯くの如き模稜にして危險を含有せる程式に對し竭力抗議せるも日本の最後通牒は堅く迫て遂に支那をして之を約定せしめたり。

▲第五號

(十七)吾人は最後に第五號の七個條要求を擧げんとす、此七個條に對し世人視線の集中し始めたる時日本は之を否認せり、其後列强が二十一個條要求に關し日本に質問せるに對し日本の回答は亦此七個條を刪除せり、是れ世界周知の事に屬す、日本は此五號を以て支那の外交財政及軍事顧問として日本人を聘する事、支那の重要なる警務は日支合同とする事、支那は日本より一定數量の軍器（支那需要數額の半數或は過半）を仰ぐか或は支那に日支合辦の兵器廠を設立し日本の技師を聘用し日本の材料を購買する事等を要

求せり、又其他の條項を以て支那軍隊は日本の有力なる軍事顧問の組織及指揮を受け、且つ其軍器は日本製のものを用ふべきを要求せり。

(十八)日本は又第五號中に於て數鐵道の讓與權を要求せり、雖然此要求は一九〇八年三月六日の滬杭甬鐵道合同、一九一四年三月三十一日の寧湘鐵道合同及一九一四年八月二十四日南昌潮州間に於ける計畫線の優先權を英國に許與せる訂約等と抵觸するを以て日本公使は英國側と礎商し種々なる方法を用ひて之が承受に力めたるも支那政府は前述の理由に依り此要求を接受する能はざるの地位に立てり。

▲日本の布教

(十九)日本は第五號中に於て更に學校醫院及寺院の開設に對する土地所有權及布教權を要求せり、日支兩國の宗教は相同じく日本人の支那に於ける布教の必要を認めざるを以て之に反對せり、倘し之を許容せんか、同教の日支兩派は必らずや互に相疾仇し、其結果種々爭端を釀成するに至るべし、西洋の宣教師の住居は皆支那人と隔離せるも日本宣教師は同居すべく、兩國々民狀貌禮俗生活等相同じきが故に彼此區別して保護を加ふるは頗る困難なり、支那の殊に懼るゝものは日本の宣教師が傳道の假面に藉りて支那の獨立と相容れざる政治運動に從事せんとすること是れなり。

▲福建省内の一外國

(二十)第五號中福建省に關する要求に對しては少しく叙述を加ふるの要あり、日置公使の接せる最初の訓令中には要求に非らずして希望なりと謂へるも日本は遂に最後通牒を以て支那の承認を強要せり。

福建は支那の最も臺灣に近接せる一省にして臺灣は福建の海岸を離るゝこと二百キロメーターの日領島嶼なり、日本は地理近接の關係に基き福建省内の特別權利を要求し、且つ又支那が外國の資本援助を借りて同省海岸線の天然利便を利用或は開發して軍港軍用蓄炭所等軍政機關の用に供する時日本は之に反對するの權利あるべきを要求せり、此要求は其用意所在即ち一外國が福建省内に軍政機關を設置するの許可を要求せるものなり、日本代表は該條項の交渉談判中日本政府は米國が或種の方法を以て福建に着手せんとするを深く信ずと謂へり、即ち此口實に藉りて其要求の正當なるを證明せんとせるなり。

▲交涉延期の意義

(二十一)第五號の要求は福建省に關するもの丶外は皆之を後日の交涉に移せり、日本の最後通牒にも之を強要せざりき、日本の最後通牒は二十一個條を結束して談判せんとするものなりき、其中第一二三四號の承認を強求せるも原案に修正を加へたり、此修正は重大なるものには著しき變更なかりき、一九一五年五月七日、日本は最後通牒を送り五月九日午後六時までに日本政府の提出せる意見に對し滿足なる回答なき時は日本政府は其必要と認むる手段を執るべしと通告せり、第五號の要求を後日の交涉に移せるに就き日本政府は之を以て支那に對する好意の左證とするの意となせるが如きも世人は他の強國が日本に對し何等かの忠告ありたるに據れるを知れり。

（二十二）最後通牒提出後に現はれたる日本の政策には何れも或種の主義を含まざるはなかりき、第五號を後日の交渉に移せるは此主義を實行せんとするの所以なりき。

▲クルペンスキー氏の證言

（二十三）駐日露國大使クルペンスキー氏は曾て二通の電報を本國政府に發せり、此電報は露國外務省の文書庫中より尋出せられ、一九一七年十一月二十二日革命政府により發表されたるものにして日本が第五號の交渉を延期せる眞意を知るに便なるものなり、一九一七年十月十六日に發せる其第一電に曰く「余は曾て日本外相に向て近日諸言頻に日本が多數の軍器を支那に賣却せんとしつゝあるを傳へり、其眞相果して如何と問へり、外相は之に對し此風說は眞なりと確言し更に又北京政府は既に該軍器を南方攻撃の用に充用せざるを言明せりと謂へり、雖然外相の此言は全然形式上の聲明にして此軍器の賣却が支那內訌不干涉主義に違反するの行爲なるを證明するものなり、此主義は日本亦曾て之を宣言せり、日本の目的は支那の全軍隊に武器を供給するの特權を取得せんとするに在り、支那をして將來日本の兵器廠及軍需品に倚賴せしめんとするの益なるを窺知すべし、之を計るに日本より支那に供給すべき軍器の價格は三千萬圓の巨額なるべし、日本は之と同時に支那に一兵器廠を設け戰爭材料を製造せんとするの意あり」と、ク氏は駐日大使たる以前駐支公使として二十一個條提出當時其任に在り、露國外交官中日支の外交に關し最も熟悉せる人にして氏の電報は至大なる價値を有す、第二電は一九一七年十月二十二日發せられ、先づ米國が日本の支那に於ける特殊地位を承認せる結果、日露兩國間に誤解を促成せらるべきを論じ、之に關いで曰く「日本の支那に於て所有せんとする特殊地位の意嚮は既に漸く顯然となれり、蓋し其意は他國をして先づ豫め日本と協議するに非らざれば支那に於て何等の政治行動をも執る能はざらしめんとするに在り、卽ち支那の外交事務を或種の程度に於て之を日本掌握の下に置かんとするものなり（朝鮮の併合さるるや一九〇五年十一月十七日の日韓訂約に據り朝鮮の外交事務は日本の管理指揮に移れり）日本政府は曩に支那の門戶開放領土保全の主義に承認を與へたるも是れ實は單に各國の支那に與へたる保證に眞似たるものにして毫も之を重視せず、固より其支那に於て行使する政略を拘束するに足らざるなり、故に日米兩國は此問題に關し將來或は誤解の發生を免れざるべし、日本外相は今日の談話中余に向て石井大使の華盛頓に於ける交涉は其協議の要點僅に支那の某々部分に於ける日本の特別權を承認せしむるのみに非らず、支那全部に於ける日本の特殊地位の問題なりと聲明せり」

▲日本と石井ランシング協定

（二十四）一九一七年十一月十九日ク氏又第三電を發し、石井ランシング協定が日本の支那に於ける特殊地位及特殊利益を承認せるも斯約の解釋は將來必らず誤解を生ずべしと謂ひ、又日本外相に向て支那に於ける特殊地位及特殊利益の條文に就き將來日米兩國が任意に解釋する時誤解を生ずべきを虞れざるかと問へり、之に對する日本外相の答言に

據れば其誤解の必生を深く信せるもの丶如く、且つ將來若し誤解の時機に際せば日本は米國に超越せる手段を用て自己尊重の解釋を圖るべしと謂へり。

第三部　一九一五年協定の廢除

(二十五)日本の二十一個條要求及最後通牒の結果に因て一九一五年五月二十五日日支政府間に訂結及交換せられたる條約牒文全部は其性質を論ずるに一方面の條約にして歐戰に關繫して發生せるものと認むるを至當とす、此條約の主要部分は山東に關する數條の要求にして獨逸の山東に有せる各權利利益に對する日本の繼承要求は皆此項の中に在り、日本は曾て膠州租借地鐵道及獨逸の有せる權利の無條件讓與の要求決定書を五大國會議に提出し、會議の承認を經るに非らざれば此主要部分を訂定する能はざるは亦日本政府の既に承認せる所なり、之に據て之を觀れば該條約は全部歐戰に據て發生せるものにして之が審査は自ら靖和會議職權範圍内に屬し、靖和會議は亦自ら該條約を修正するの資格を具有すべきなり。

▲一九一五年協定と歐戰との關繫

(二十六)一九一五年の協定と歐戰との關繫は日置公使の接せる最初の訓令中に於て既に證明せられ、最後通牒中にも亦一種結定の局面を協定し以て日獨戰爭に因り生せる時局の善後を圖りて其新地歩に適合せしめんことを期せんとする旨を謂へり。

▲一九一五年の協定は脅迫に因て調印せり

(二十七)該協定を訂結せる支那政府當時の事實を觀れば靖和會議の該協定に對する修正權限の毫も之が爲に削減せられざるべきを知り得べし、然らざれば支那は該協定の束縛を脫離せんことを求めて反て妨礙を受くべし、支那政府が該協定を訂結せる事實は實に日本の最後通牒に脅迫せられたるものにして條約條件の自由承認の提議は皆拒絶せられたり。

▲一九五年協定の廢除は日本に對し非禮或は侮慢の意義なし。

(二十八)一九一五年の協定を廢除せば日本は獨逸の山東權利無條件讓與に對し必らず之を拒絶せん、此意義に於て支那が日本の獨逸の山東に於ける强暴政策の繼承要求を拒絶するも亦非禮侮慢を以て日本を遇するものに非らず、亦日本の要求にして獲る所なしとするも毫も不體面ならず、日本にして地理近接の故を以て支那に特殊の地位を有すべきものなりとするも英佛の亞洲屬地亦支那と近接し而も英佛は尙未だ此特殊の要求なければなり。

▲支那は如何にして阻止せられ參戰する能はざりしか

(二十九)倘し日本の態度なかりせば支那は一九一四年の八月間或は翌年の十一月間に協商國と聯合し歐戰に參加するを得たりしならん。

所謂日本の態度なるものは他なし其獨逸の山東に於ける地位を取て代らんとして鼓起せるものなり。

一九一五年八月間支那政府は既に獨逸に對し日英の膠州攻擊に參加するの準備をなせるを聲明せり。

雖然當時支那の之が決心を堅固ならしめざりし所以は此參戰に因て第三國との紛爭を發生すべしとの忠告ありたればなり、一九一五年十一月支那政府は更に參戰の希望を表示せるも日本政府に拒絶せられたり、其の後一九一七年二月九日に至り支那政府は始めて獨逸に對し第一抗議書を發し、三月十四日其の外交關係を斷絶し、八月十四日宣戰せり、當時日本政府の之に反對せる情形はクルペンスキー氏の一九一七年二月八日本國政府に致せる電文中に詳述せられたり、ク氏は尚該電中に日支の聯合行動に關し極力日本政府に勸告する所ありたる旨を報告せり(第三十四條參照)

註。吾人は此機會に支那が世界大局の爲に盡せる義務及多數の人力を聯合國の用に供せる功績を附述せんと欲す、戰爭期中支那勞働者の募集に應じて佛國北部戰線後方に從軍したる者、其數十三萬六百七十八人に達し死傷者亦尠からず、英國がメリポタミヤに行動せる時支那勞働者の其募集に應せる者亦夥しく、又英國軍艦の船員支那水夫多く乘込めり、支那政府は自國輸出貿易の所用に因て汽船を聯合國に提供する能はざりしと雖亦十萬の軍兵を佛國に派遣して聯合軍に資せんことを希望し、巴里最高軍事會議亦之に贊同したるも運輸の缺乏に因て遂に之を實行する能はざりしは遺憾なりき。

(三十)膠州にして倘し日本に佔領せられざりしならば支那は早く聯合國と一致して獨墺に對抗するの資格を得既に其地を回收し得たりしならん、是れ當然理論上より豫期し得る所なり。

▲倫林會議

(三十一)上述の理由の外尚茲に先例を引いて媾和會議の能く一九一五年の協定を廢除し得べきを證せん、曾て伯林會議に於て列强は相合力して露土條約中の處置方法を改訂せしめたり、其基ける理由は頗る多きも其最も重要なるものは露國がサンスチファノに於て提出せる條件が歐洲の平和を擾亂する性質ありしに在りき、一九一五年の協定も亦東亞の平和、之を推廣せば卽ち世界の平和を擾亂するの性質を有す。

▲媾和會議の一種の決定

(三十二)一九一五年の協定が効力を生せざるを證明するに尚二種の理由あり、其一は媾和會議の一種の決定なる事、其二は該協定は臨時性質を具有する事是れなり、

協定第一條の山東問題に關する條文(卽ち二十一個條要求の第一條に發生せるもの)に曰く獨逸の山東に於て有せる權利利益の讓與に關し日本が獨逸と議定する處理方法に對して支那は之を承認すべしと、又膠州問題に關する覺書中日本は條件附きの還付を聲明し、其條件の一に曰く日本政府指定の地域內に一特別區域を設け日本の治外法權下に屬せしむべしと、該約の第一條に關し注意すべきは日本が獨逸の山東權利に對し能く獨逸と單獨に議し得べきものに非ざること是れなり、卽ち媾和會議が獨領問題を規定するの決議に從ふべきを當然とす、而して媾和會議の規定は固より獨逸と協議して後決定するを要せず、故に日本は膠州問題の自由處置に對し獨逸と單獨に議するを得べき地位に

在らざるなり、一九一五年の協定の第一條は自ら實行する能はざるものと認むべなり。

▲膠州還付の聲明には欺罔あり

膠州問題に關する覺書が果して能く其効力を有するや是れ亦同樣なる弊病を有す、日本が獨逸の山東權利の無條件讓與を要求せる時其膠州還付の聲明を觀るに既に深く欺罔の意を含めり、吾人は媾和會議をして之が理由に注意せしめんと欲す、膠州地方の實際價値ある地は靑島港口及良港を控制し得るの區域二地とす、雖然此區域は既に日本の劃定する所となり、特に日本人居留の用に充て、日本管理の下に置かれ、其內に土地を有する者は唯だ日本人のみに限られたり、故に此區域は卽ち日本政府の指定して特別區域となし其治外法權下に置かんと欲する地なるは疑ふべきなし、膠州全部を控制するの主要區域を以て日本に讓與し、而も膠州を支那に還付せんとすといふ、是れ幻影を以て支那に還付し日本は則ち其實質を取るものに非らずや。

▲協定の臨時性質

(三十三)一九一五年の協定締結以後日本自身の行動は該協定に臨時性質を加へたり、二十一個條要求及一九一五年の協定中に於けるあらゆる胃大不韙の行動は各大國の讃同を經るに非らざれば永久の性質を有する能はず、各大國は皆曾て支那の政治獨力及領土保全に關し日本と訂約せり、故に一九一六年の夏日露の間に訂結せられたる兩約は其一を公開し其二を秘密にせり、該密約には六條項あり、其最後の一條には本約は兩締約國の外何國に對するも秘密を嚴守すべしとの記載あり、該兩約に對し正確なる解釋を與へんとせば一九一一年七月十三日の日英同盟條約を以て之に比較するを要す、其第三條に曰く締盟國は一方が他の一方と磋商するに非らざれば他國と本盟約序文所述の目的に違反するの條約を單獨締結するを得ずと、其序文所述の目的なるものの一端に曰く支那の政治獨立領土保全及各國の支那に於ける商工業平等待遇の主義を確認し以て列強の支那に於ける共同利益を保護すと、日露密約締約國の一方或は雙方が支那領土の一部に於て政治上の統治權を建設せば是れ日英同盟序文所述の目的に抵觸すること無論なり、然るに日露密約の第一條は日本或は露國の支那に政治上の統治權建設を阻礙せず、是れ日露兩國の締結せる軍事密約は其用意第三國の支那に於ける政治上の統治權建設を防制して自家の建設を先んぜんとするものなり、日露兩國條約の第二條に曰く日露兩國は其東亞に於ける特殊利益が危害を受くる場合双方之に向て協力すべしと、密約中に表示せるものに據り之を觀れば其所謂特殊利益なるものは日露双方が支那の領土に於て互に認めたるものを指示せるなり、若し日本が一九一五年の協定に據らば其南滿の如き東蒙の如き山東の如き大部の地に於て獲得する極大の領土權及特殊利益は益々確定せらるべし、故に實質上より之を言はゞ一九一五年の協定の結果は實に支那の政治上の統治權を日本の掌中に集中せんとするものなり、是れ日英同盟序文の聲明に違反せること言ふまでもなし。

▲事後に於ける日露の交渉

(三十四)一九一七年二月八日、駐日露國大使クルペンスキー氏は一電を本國政府に送り、一九一五年の協定締結以後に於ける日露兩國間の交渉に就き叙述せり、電中ク氏は日本の支那參戰の擧に反對せざらんことを日本に勸告し、支那の參戰は日本に利益あるを說きたるに日本外相は全國の輿論に順應し、且つ日本の婧和會議に於ける地歩を保障せんが爲め列强の讃助を得るの方法を講じ以て山東及太平洋島嶼に對するの希望を實行せざる可らずと謂へり、此希望なるものは獨逸の山東權利利益の繼承及赤道以北の獨領群島の獲得を包含す、日本外相は更にク氏に對し露國政府の速に讃助して此要求に保證を與へんことを求めたり、ク氏は獨支絕交の重大問題の爲に更に一步を進め、日本の要求を許すべしと思惟せり。

▲露國の承允

(三十五)露國の承允は一九一七年二月二十日駐日大使の通牒を以て與へられたり、其牒文に曰く二月十九日の日本外務大臣の牒文に對し本大使は露國政府を代表し日本の獨逸山東權利及太平洋赤道以北の獨領群島に關する讓與の希望に對し之を援助すべきを保證すと。

(三十六)日本既に一九一五年の協定を以て確定せる處置とせば其山東の要求に關し更に婧和會議に於ける諸協商國の讃助を求むるの要なからずや

▲其他諸國の承允

(三十七)英國は一九一七年二月二十六日、佛國は同年三月一日孰れも日本に承允を與へ、伊太利は同年三月二十八日同國外相より口頭を以て反對なき旨の聲明ありたり。

支那は參戰の準備成れる時突として斯くの如き協約の成立せるを聞き深き駭きと懷疑を生せり、一九一七年八月十四日支那は既に參戰團に加入せるを以て當時の情勢は各國が日本に此承允を與へたる時と自ら異り、支那の處する地位も全く相同じからず、英佛伊三國は支那に關する日本の要求に對し毫も聯合讃助すべきものに非らず。

斯くの如き承允は自ら當然破棄さるべきものと信ず。

▲支那政府の保留

(三十八)支那政府は其正式に發表せられたる二十一個條の交涉經過中に保留を挿入したるを以て一九一五年の協定は臨時性質を具有せるものと認む、二十一個條要求の交涉中、日本政府は突然南滿山東に於て其軍隊を調動せり、支那政府の之を詰問するや、駐支日本公使は交涉に對する滿足なる結果あるを俟つに非らざれば軍隊を撤退する能はずと聲明せり、支那政府は最後通牒後直に正式に交涉の經過を宣布せり、曰く支那は壓迫を受け已むを得ずして最後通牒の條件を承受せり、雖然支那の政治獨立領土保全を保障し、各國の對支商工平等待遇を聲明せる協約に抵觸するものに對しては其如何なる變更を論せず協同する能はずと。

▲一方面の談判

(三十九)前節の宣言宣布以前、支那は其交涉情形を布告せるが該談判は全然日本の獨擅なり、一强國の政府にして既に意を決し其權力を用ひて目的の到達を圖り、支那の政治

獨立領土保全を約定せる各國が强獨と力戰奮鬪亦東顧の暇なきに乘じ二十一個條の要求を以て支那を剝奪せんとす、支那は此强迫に因り遂に日本と極めて不平等なる談判をなさざるを得ざりき、此交涉中代表の人物數員皆一に日本の强令に出で且つ其會議錄の保存を拒絕されたり、之が爲め支那全權の發せる重要なる布告は其意義日本代表と相符合せざりき、又日本政府は此異見に藉り其最後通牒中に於て支那政府が首席全權所發の宣言の意旨を擅に變更せりと責めたり、雖然實際に於て支那の首席全權は未だ何等の宣言をもなさゞりしなり、又日本公使は此交涉を故意に停止せること二回に及べり、其用意蓋し支那をして某々爭論に對する要點を日本の意思に從はしめんと圖れるなりき、一言以て之を蔽へば該交涉は全然日本の獨擅に係れり。

▲米國政府の抗議

(四十)最後通牒提出前四日、米國政府は日支兩國政府に牒文を致せり、米國の此牒文ある所以、此交涉の强暴に鑒みたるに據れること疑なし、其牒文に曰く米國政府は日支間に進行中なる交涉及將來釀成されんとするの訂約に關し、其周圍の情形よりして一言なき能はず、卽ち支那政府に向ひ日支兩國の訂約にして米國が支那に於て有する權利に抵觸し、或は支那の政治獨立領土保全に違反し、各國の對支政策たる門戶開放主義を蔑視するものある時は米國政府は之を承認する能はざることを聲明すと。

結論

以上の陳述より支那が一九一五年の協定廢除を要求する概要的理由を擧示せば次の五端とす。

(第一)該協定は歐戰に因て生せる一方面の事斷なるが故に之が解決は靖和會議に於て決定さるべきものなり。

(第二)聯合國は其共乘の原則及正義に依て靖和會議に於て各國の紛爭を解決し以て將來の戰爭の銷滅を圖らざる可らず、縱へ銷滅せざるも之が輕減に力むるを要す、一九一五年の協定は此原則に違反す。

(第三)英米佛露四國は曾て日本と協約して支那の政治獨立及領土保全を保障せり、該協定は之と相抵觸す。

(第四)該協定は支那の未だ允諾せざる所なるに拘らず最後通牒に因り强迫せられて承受せるものなり。

(第五)該協定は臨時性質を有す、日本亦自ら之を認む、日本は支那の參戰を承認せる以前に種々密約を以て該協定を確立せしめたり、斯くの如き密約は協商國の和議の基礎とする主義に合はず。(完)

自一九一六年至一九一九年 對支借款の内容

支那の財政困難なる事實は世人の盡く之れを知る所、民國八年度豫算の不足實に二億五千萬元の巨額に上る、現下中央政府の財政窮乏は既に其極點に達せるものあり、即ち毎月の收入は五百三十餘萬元にして、支出は一千二百三十餘萬元、差引七百萬元の不足を生じ、其他時局の形勢に伴ふ臨時支出を加算すれば約九百餘萬元の不足となり、今や將に財政的破綻を見んとす。

支那が中華民國と改稱して以來、其外債額は年々增加し民國元年より同五年上半期迄に借入れたる外債總計は九億三千二百八十九萬八千六十元の多きに達せるが民國五年以降八年迄の間に支那が締約せる各借款の内容を掲ぐれば次の如し。

政治借款

(1)第二次善後借款第一回前渡　一千萬圓

大正五年九月支那政府は在北京五國團體代表者に對し千九百十三年支那政府善後借款契約第十七條の規定に基き鹽稅收入を擔保とする一千萬磅の追加借款を申込みたるが該借款の引受に付ては獨逸團體は例外として米國團體引入等の問題ありて協議容易に纏らず且支那政局の變動あるが爲め之が成立の前途遼遠きに當り一方支那政府の財政逼迫は緊急を告ぐるの狀態なりしかば寺内内閣は此際支那政府に對し相當資金を供給するを適當なりと認め大體に於て

(一)壹千萬圓を限度とし短期債券を發行する事

(二)鹽稅剩餘又は其の他確實なる擔保を徵する事

(三)大借款成立の上は直ちに其收入金を以て債券全部を償還する事

等の條件を以て協合に依りては本邦一手にて之が引受を爲すも可なりとの趣旨を他國團體に通じて其同意を得且つ大正六一月十三日支那政府に對し團體會議運延の事情と支那政府財政逼迫の現狀に顧み友誼上支那短期債券引受の意ある事を通告し其後幾多交涉の結果八月二十八日を以て一千萬圓前貸款契約成立し我特殊銀行團に於て之を引受けたり。

(2)第二次善後借款第二回前渡　一千萬圓

支那政府財政部は中國銀行紙幣の價格を回復し次で同銀行の基礎を鞏固にし幣制改革を助成せしむる爲め資金を必要とし四國借款團に向つて第二次善後借款第二回前渡として大正六年十二月貳百萬磅の借款を申込來りたるに對し數次交涉の結果壹千萬圓を前渡として借款に應ぜし大正七年一月我特殊銀行團に於て之れを引受けたり。

(3)第二次善後借款第三回前渡　一千萬圓

大正七年七月五日日本銀行團代表との間に調印を了し一千萬圓前貸することとなれり用途は中國交通銀行紙幣の整理に要する資金なり。

(4)日支軍事協約借款　二千萬圓

露國の政變より西比利亞の秩序亂れたる爲め日支兩國政府は日支軍事協約の必要に迫られ大正七年五月十六日陸軍方面に關し同十九日海軍に關する條項の調印を了し同三十日日支兩國政府同時に其說明書を發表せり支那政府は該軍事協約に基き支那の參戰出兵の費用として日本政府に向ひ借款を申込み數次交涉の結果九月二十八日二千萬圓前貸借款成立せり右日支軍事協約借款の要點を掲ぐれば

(一)日本銀行團は支那政府に對し金二千萬元を貸與す
(二)支那政府は右の資金を以て中央に參戰軍三箇師團を編成し專ら國防の用に充つ
(三)參戰軍編成の爲めに支那政府は日本より教官を招聘し同軍隊所用の武器は日本から購入する事
(四)日本銀行團は毎月支那政府に對し金參十萬元宛を交附す
尙本借款は參戰借款とも稱せらる該借款の支途が上示の各項に使用せられずして南方對戰費に流用せられたる恐れあり爲めに世論を惹起し一時交附を中止せるは世人の熟知する所なり。

(5)**兵器借款**　三千九百六十四萬三千七百六十二圓

(一)**第一次兵器借款**　大正六年十一月十五日日支兩當局者間に協定成立を完了せるものにして契約の要點は
(一)支那政府は日本泰平組合より日本武器を購入す
(二)先づ概計金三千萬圓に該當する三八式小銃機關野砲連射砲山砲十二吋臼砲之に對する張藥も日本より輸入す
(三)右は通常借款の形式に據らず一時的實却の形式に依り泰平組合に於て右代金を立換への形式を執る
(四)支那政府は右兵器を國內爭鬪の用に供せざる事
(五)泰平組合は支那政府に對し兵器供給の優先權を有し必要に應じ繼續借款に應ずるものとす
然して元來第一次借款額は三千圓なりしも實は一千六百圓（本年四月二日北京日報記載に依る）なりしものの如く大正七年第二回交付の武器は秦皇島に於て奉天督軍張作霖の手に奪はれしは天下周知の事實なり。

(二)**第二次兵器借款**　大正八年七月三十一日の調印に依り其の總計金額三千九百六十四萬三千七百六十二圓にして本契約は八年一月二十一日迄に第二期分兵器（全部交附を五期に分てり）の交附を了し其後は交附せられず三月一日日本政府は正式に交附中止を聲明し支那側亦「委細領承」の旨を回答せるは內國外相の緣會に於ける答辯に依り倘世人の記憶に新なる所なり。

經濟借款

民國五年成立

(1)**廣東省借款**　六十萬圓
十一月十日廣東省と臺灣銀行との間に調印

(2)**漢口製紙廠借款**　二百萬圓
十一月十一日同廠と中日實行公司との間に調印

(3)**祐元紡織公司借款**　六十萬圓
十二月五日天津祐元紡織公司と大倉組との間に調印

民國六年成立

(4)**漢口水電公司借款**　百萬圓
一月十五日漢口水電公司と東亞興業株式會社との間に調印

(5)**交通銀行借款（前渡二回）**　二千五百萬圓
第一次借款　交通銀行に關しては支那政府の認可を經たる上我特殊銀行團との間に同年一月九百萬圓の借款成立し同行の業務整理に資せらる
第二次借款　大正六年九月更に同行整理の目的を以て二千萬圓の借款特殊銀行團との間に調印

(6)**廣東洋灰廠借款**　三百萬圓
四月二日廣東セメント廠と臺灣銀行との間に調印

(7)**廣東鹽稅擔保借款**　百五十萬圓
五月十一日臺灣銀行との間に調印

(8)**南韶鐵路借款**　二百三十萬圓
八月十二日南韶鐵路公司と東亞興業株式會社との間に調印

(9)**山東省借款**　百五十萬圓
八月二十八日中日實業公司との間に調印

(10) **吉長鐵道借款**　（契約額　六百五十萬圓　現金交附額　四百五十一萬千三百五〇圓）

吉長鐵道借款に付ては大正五年二月以來日支兩國當局間に數回の商議を重ね幾多の曲折を經たる後遂に大正六年十月十二日滿鐵會社との間に之れが調印成り資金交附の運びとなれり、其の金額四百五十一萬千三百五十圓（契約額六百五十萬圓中旣借款未拂額百九十八萬七百五十圓を差引たる新交附額）償還期限三十ヶ年にして擔保は同鐵道の財産及其の收入とし會本鐵道經營は南滿鐵道株式會社に之を委任し同會社純益の二割を受領する事となれり從つて支那政府監督に屬するも其の實權は滿鐵に於て掌握する而已ならず將來本鐵道の延長支線の建設に關しては滿鐵之れが優先權を有す。

(11) **運河改修借款**　五百萬圓

大正五年中「アメリカン、インターナショナル、コーポレーション」と支那官憲との間に山東江蘇兩省の運河改修を目的とする米貨各三百萬弗の借款締結せられたるが右の內山東省の分に關しては其資金を增加して六百萬弗とし、日米資本家の經濟的提携を圖る第一步として、其後共同投資の議進み、既に契約調印の運を見るに至れり。

(12) **京畿水災借款**　五百萬圓

同年九月下旬直隸省に於ける水災は激甚を極め全省百二十九縣中四北地方四十餘縣を除き全部浸水し死傷者數千人罹災者三百餘萬人の多きに上り頗る慘憺たるものありしが支那政府は之が救濟に必要なる資金の供給を我國に求めたるを以て大正六年十一月二十二日金額五百萬圓、期限一箇年の短期借款の成立を見るに至り中日實業會社日本興業銀行外九銀行之を分割引受くることゝなりたり該借款は單に一時の救濟を目的とするものにして今後是非共根本的治水の爲めに相當の巨費を要する事明白にして當然我國の出費に待たざる契約あり。將來の借款問題を顧慮するときは本借款の如き蓋し亦重要なるものたるを失はず。

民國七年成立

(13) **財政部印刷局借款**　二百萬圓

一月五日三井物產株式會社との間に調印

(14) **四鄭鐵道借款**　二百六十萬圓

四鄭鐵道とは四平街鄭家屯間の鐵道を指す右鐵道に對しては大正四年十二月支那政府と橫濱正金銀行との間に五百萬圓の借款調印せられ居るが該借款額にては到底工事の完成を得ざるに依り大正七年二月七日期限一ヶ年の短期借款二百六十萬圓の借款契約成立したり。

(15) **南滿鐵道借款**　十萬圓

二月八日東亞興業株式會社との間に成立調印

(16) **奉天省借款**　三百萬圓

四月二十二日朝鮮銀行との間に調印

(17) **有線電信借款**　二千萬圓

現下全支那を通じて其の電信線路延長は僅かに三四萬哩に過ぎず之れが擴張の必要なる勿論にして之れが爲め資金を要するもの急なるに依り大正七年四月に至り支那政府は中華滙業銀行より資金を得て電信事業の擴張を圖らむとす其所要金二千萬圓の借款を申込めり玆に於て同銀行は日本銀行團に對し資金の供給を仰ぐ事となり同年四月三十日支那政府との間に調印成立せり其の內容は

(一)借款金額　二千萬圓
(二)償還期限　五ヶ年
(三)年　利　八分
(四)擔　保　支那政府の保する全國有線電信に關する一切の財產竝に其の收入にして尙此の外に電信事業に關する外國技師の聘用及之れに要する材料の供給に關しては我國に優先權を要す。

(18) **直隸省借款**　百萬圓

五月十六日朝鮮銀行との間に調印

(19) **吉會鐵道借款**　一千萬圓

吉林省より會寧に至る鐵道を建設する費用に充つる爲に六月十八日支那政府と特殊銀行團との間に吉會鐵道借款豫備契約を締結調印し其前渡金一千

萬圓を交付する事となりたり此借款契約に依り支那政府は本鐵道建設費其他の必要條件を定めて特殊銀行團の同意を求むる事となり又將來建設費に充つべき資金に付ては我特殊銀行團は支那政府の爲に五分利付金貨公債を發行し之れを供給する事とし其公債募集に依り得たる資金を以て前記前渡金を優先的に返濟すべく又其の擔保は鐵道に屬する財產一切及其全收入とす尙此の外本鐵道と朝鮮鐵道と連絡圓滿なる運輸を計る事となれり。

(20) 無線電信借款　五十三萬六千二百六十七磅

本借款は二月二十一日支那海軍部劉傳綬三井物產株式會社との間に成立調印を了したるが其重なる條件は無線電信設置其他材料購入等日本に優先權を有す償還法は三十年間に全借款額の三十分の一宛を年賦支拂とし其殘額には年八分の利息を支拂ふべし此借款額を日貨に換算すれば約四百四十萬圓に當る尙玆に注目すべきは同年八月二十七日陸軍部が英國マルコニー無線電信公司より六十萬磅の借款を爲し陸軍無線電話機を購入したる事なり

(21) 江林業借款　二百萬圓

七月二日中日實業公司との間に調印せらる本借款は吉林省濛江縣全體の森林伐採權を擔保とし年列六分借款用途は百萬圓を吉林省渾成第五旅編制費に充て一半は中日實業公司に預金し必要に應じ之れを引出し新事業經營費に充つる契約なり。

(22) 陝西地方實業借款　三百萬圓

七月三日調印

(23) 吉黑森林礦山借款　三千萬圓

八月二日支那政府と中華滙業銀行との間に調印年利七分五厘期限十箇年とす本借款成立の結果吉黑兩省の森鑛行政は日本側代表者の指導に依る組織的機關設置せられ文明的に之れを改善するを目的とす。

(24) 滿蒙四鐵道借款　二千萬圓

滿蒙五鐵道中着手せられたるものは確かに四鄭鐵道一線に過ぎざるに依り愈他の四線即ち、(一)洮南より熱河に至る四百七十哩(二)長春より洮南に至る鐵道百八十哩(三)吉林より海龍を經て開原に至る鐵道二百三十餘哩(四)洮熱鐵部の一地點より海濱に達する鐵道を建設するため我が特殊銀行團に對して借款を申込み九月支那政府と我銀行團との間に二千萬圓の前貸借款條約の締結を見るに至れり而して本鐵道は其線路延長約一千餘哩にして敷設費總額は約一億五千萬圓に上るべく之が資金は支那政府は於て金貨公債を發行し、我銀行團之を引受けて調達する計畫なり。

(25) 濟順高徐兩鐵道借款　二千萬圓

山東鐵道問題の將來に關しては、數次日支兩國政府間に意見の交換をなす處ありたるが、支那政府は(一)山東省濟南府より直隸省順德に至る鐵道(二)山東省高密より江蘇省徐州に至る鐵道を敷設するため我特殊銀行團に對し借款を申込み九月支那政府と我銀行團との間に二千萬圓の前貸借款契約の成立を見るに至りたり而して該契約に於て右二鐵道線路を調査し鐵道經營上有利ならずと認めたる時は支那政府と銀行團との間に協議の上其敷設線路を變更するものとしたり因に本鐵道の既定線路延長は約四百六十哩敷設費約七千萬圓にして大體滿蒙鐵道借款と同樣の方法に依り其資金を調達するの計畫となり居れるが最近山東問題の紛糾と共に本借款は支那朝野の輿論の中心となり居れるを此の借款の前途は注目に値するものあり。

民國八年成立

(26) 京綏鐵道借款　三百萬圓

京綏鐵道管理局と日本東亞興業公司と民國八年十二月七日調印成る其內容條件左の如し三百萬圓中百二十五萬圓を以て紐育より鐵道材料六千噸を購入し七十萬圓を運賃に十萬圓を以て日本より枕木を購入し殘額九十五萬圓は日本に預金し同鐵道將來の借款に優先權を有す。

(27) 廣東中國銀行支店借款　五十萬元

廣東支店と匯豐銀行と民國八年十二月三十一日調印

(28) 吉林省銀行借款　二百萬圓

該銀行と日本橫濱銀行と調印

(29) 鳳凰城電燈公司借款　八十萬元

鳳凰城知事と米國某資本家と訂結

(30) **哈黑鐵道借款　五百萬元**

黑龍江省長官と露國銀行と民國八年三月調印

(31) **煙酒借款　三千萬弗**

（償債五百五十萬弗を償還し猶ほ二千四百五十萬弗を殘すを除く）民國八年十一月三十日訂約、全國の煙酒稅を抵當として二年にて償還、利息六厘、コッミション百分の九、徐恩元と太平洋興業公司と調印

(32) **湖南煉鋼廠借款　一千萬元**

長沙中國煉鋼廠と英米銀行團と訂正

(33) **川漢鐵道借款　二百萬元**

交通部と英商と訂立、年利八厘にして汽關車十二、客車九十輛を購入せんがため民國八年十一月十一日國會通過す

(34) **伊支軍器借款　三億リラ**

陸軍部と伊政府と調印

(35) **道清鐵道延長借款　三十五萬弗**

交通次長曾毓雋と北京英福公司と訂結、利息七厘半、償還期間三年、河南清孟鐵道五百十四支里を敷設せんがためなり八年十月十日成立

(36) **伊支銀行借款　二千萬リラ**

前交通總長許世英と伊太利資本家代表マカニーと民國八年十月十九日調印

(37) **湖南鑛産借款　一千三百萬弗**

湖南實業廳長吳某と英國中央銀公司と民國八年十月調印、湖南全省の礦産採掘の用途なり但各方面の反對多く懸案中に係る

(38) **三菱借款　五百萬圓**

天津に於て調印、李思浩と三菱と調印

(39) **英支飛行器借款　八十萬三千弗**

飛行機一百臺を購入せんがため年利六厘償還期間十年、陸軍部と英商ヴイーカスと會社代理人アレンビーと民國八年十月十三日訂結

(40) **怡和洋行借款　八十萬元**

民國八年八月北京政府と怡和洋行と訂結、八年內國公債を抵當とし三箇月を以て償還、利息一分八厘

(41) **湖南財政廳借款　二百萬元**

湖南財政廳と亞細亞銀行長沙支店と訂結

(42) **貴州實業借款　五百萬元**

貴州實業廳とカナダ華僑實業公司と訂結手取九十六パーセント年利六分期限二十ケ年擔保は貴州省銅仁縣鐵山の全部

(43) **米支軍器借款　一千萬弗**

民國八年三月湖南督軍張敬堯はアンダーソンメヤー公司の機關銃三十臺彈丸五百萬を購入し其價を拂はず故に其價を以て借款とす八月訂結に依る本借款は日本側の强硬なる抗議にて中止を餘儀なくせられたるものなり金額一千萬弗

(44) **匯業銀行借款　五百萬圓**

日本金五百萬圓、財政部と中國匯業銀行と民國八年四月十三日調印、約四ケ月にして償還

(45) **吉林財政整理借款**

（金額未調査）民國八年七月八日吉林財政廳と東三省實業公司と訂結

(46) **廣東電車借款　百五十萬元**

廣東軍政府と英米商と民國八年七月十三日訂結

(47) **印花稅借款　二百萬弗**

財政總長李思浩と英米資本家と成約、コッミション百分の四年利一分、支那印紙稅八百萬元抵當とし一年期間に償還

(48) **河南省借款　一百萬圓**

八年九月濟南南齊省銀行と東洋拓殖會社契約目的は河南銀行開設及開封水道布設

(49) **興亞公司借換　五百萬圓**

八年十二月財政部と興亞公司の間に成立鹽稅剩餘金を以て償還の筈

(50) **江西省借款借換　百八十萬圓**

八年十二月成立江西財政廳長江西中國銀行と臺灣銀行

入蒙旅行記（下）

在庫倫　小西茂

張庫間の交通機關

張家口庫倫兩地間の交通機關に就ては氣節により必しも一樣ならず、概して春夏初秋等の比較的溫暖なる候にありては、牛馬の利用頻繁なるも秋冬嚴寒の期に際しては駝駱專ら其任に當るもの〻如し。

本交通路の如く遠隔にして、且寒氣峻烈なる地帶にありては、行旅運輸に畜獸を利用するは全く自然の配合たるべきも、彼等は克く寒氣風雪飢渴に耐へ得べき長所あるも速度遲慢運輸能力の薄弱等の慊あり、爲めに時日徒に長きを要し大量輸送をなし能はざるは遺憾の事に屬す。

近時自動車の運行實現せらるゝも其利用僅に溫暖の候のみに限らる然り雖も、已上の不便幾分緩和せらるゝは喜ぶべきことなり。

今本路現行交通機關に就き聊か略述せば左の如し。

（イ）馬　匹

馬匹の交通機關として使用せらるゝものは、僅に近接地帶に限らるゝものゝ如し、遠隔の地に之れを利用せんか假令路上牧糧飮料等の攝取容易なるも、彼等の銳氣到底遠征に堪へ難きものあれば、逐路換馬の便なき以上は之が利用難事たるべし、夏季張庫間飛脚用に供せらるゝものあるも是等は全く路上換馬の法に依るものなり、而して兩地間急行飛脚の所要日數は最短七、八日とす要するに馬匹は近距離間の乘用車輛の輓曳として重用せらるゝものと知るべし

（ロ）牛　頭

牛の乘用として重用せらるゝも是亦異數なり、周知の如く步行緩慢にして到底其の緩急に資せず、尤も彼が驚くべき持久力と輓曳力は遠隔の地に之れを利用するも尙綽然たるものあるは確かに前者を壓するの感あり、牛馬の本交通路に於て如何に重要缺くべからざるものなるかは車輛の項に於て相併び說かんとす。

（ハ）騾　車

轎車は主として乘客用に辨ぜらるゝものにして、其構造は二輪の車臺に蒲鉾形の棚（蓋ひ）構ひたる箱車にして一頭の馬に輓かしむるものなり、該地方の道路は石頭露出して凹凸甚しければ構造亦隨て堅牢なるを要す、而して新造のものにありては車價仲々不廉にして一輛五十兩より百兩以上に出づるものあり、輓曳の動力は馬匹たるは言を俟たざるも牛或は駱駝を使用することなきにしもあらず、馬の

性質牛駝の如く遠征的耐久力乏しきを以て路上換馬の便宜なき地方には之を利用するもの尠なく殆ど市内乗合に供せらるゝものなり、從來張家口を起點として沿途比較的不便少なき山西太同歸化城方面に來往するもの多かりしが、現時京綏鐵路の開通により殆ど其跡を絶ち反つて

一、萬全張北
一、多倫諾爾
一、庫倫沿道

等の近郷に其數の增加を見たり、是等各方面行きの轎車は概ね二頭乃至三頭曳のものにして卽ち急速を要する使用に止まるが如し、而して所要運賃に至りては殆ど一定せざるも大略標準とする處は主要路にありて

行先	最高運賃	最低運賃	急行運賃
多倫諾爾	一五元	一〇元	三〇元
庫倫	七〇兩	四〇兩	一〇〇兩

なり急行運賃は普通運賃の凡そ二倍の見當ならば打算に誤りなかるべし、是等方面に本車の到達所要日數は

多倫諾爾——普通七日——急行五日
庫倫——同四〇日——同二四、五日

庫倫行馬曳轎車に回々車と稱するものあり、速度の快速なるを以て其の特徴とす、構造は一般轎車に比し稍大にして一臺二、三百斤の荷物と乘客二人を搭乘し得るものなり、張庫間の沿途にありては馬糧供給の便を得ること困難なるを以て毎年初夏より晩秋に至る飲料水及牧糧の豐富なる時期にのみ利用し得るのみに過ぎず、冬季に至りては更に其影を見ず。

現在張家口市内には乘合用其他を合せて大凡六百臺の轎車あり、是等は均しく車捐局の管轄の下に毎月二百文の捐稅を納めて營業せるものにして、更に是等轎車を顧客とせる車馬店なるものあり、宿屋を主業とせる傍ら車夫の食料若くは馬糧等を供給し族客の周旋馬夫の保證等をも兼ね、該業に附帶する業務を營むものにして彼等の徵する宿泊料並に手數料は略次の如し。

一、宿泊料　馬一頭に對し　二〇文
一、旅客周旋料　運賃の七分乃至一割

而して當地に於ける車馬店は殆ど下僅に集中して、約四十八戸あり其主なるものを擧ぐれば

德天店、德亨店、萬隆店、玉順店、德合、元成、四順、德隆、相茂店

等となす。

張家口より近接地帶たる察哈爾管下迄凡そ四五百支里の間は沿途到る處に車馬店の存在せるを見るも、本車が如何に近郷に介在し、近距離交通に其重きをなすや察すべきなり

(二) 牛馬

牛車は專ら貨物運輸用に資するものにして、其構造や粗雜なる無蓋車を牛曳きせるものなり車價比して安きも尙十兩より三十兩に至るものあり、牛は資性馬と異なり速度極めて遲々たるも克く困苦に堪へ且輓力大なるを以て遠距離間の貨物運輸にて極めて重用の機關となす、該車の積載可能量は牛一頭挽きにして二百斤乃至三百斤、二頭三頭と聯結せるものにありては優に五六百斤に及ぶものあるも、構

造粗雜なるため屢々破損するの憂ありて、十分なる搭載能率を發揮し得ざるは更に改良の餘地あり、張家口附近に在りては四季通じて其運用を見るも、張庫間の來往期は概ね夏季に屬し、而して駝車が氣候の關係上當期間に其利用不能なるにより該車が專ら之れに當るものと知るべし、牛車によりて庫倫沿途に輸送せらるゝ主なる貨物は茶、砂糖、燐寸、布帛類、煙草、雜貨等にして庫倫方面よりの返り荷は主として各獸毛皮となす。

是等運賃を上ぐれば

張家口　庫倫間　百斤約四兩
同　多倫諾爾間　同　同二、五〇〇文

而して其所要の日數は

張家口　庫倫間　普通　六〇日　急行　五〇日
同　多倫諾爾間　同　八日　同　六、七日

（ホ）大車

其構造は前兩者に比し頗る頑强にして車重既に五六百斤より一千斤位を有し、如何なる難路をも通過し得るを以て、大量の貨物輸送に適すること論を俟たず。

輓馬は重量の輕重、距離の遠近等に依り一樣ならざるも、概ね二頭より多きものにありては九、十頭に及ぶものあり、されど山坂の運轉は甚だ困難なるものあるを以て、平原地帶に使用最も多きを見る、車價大型六、七十兩より百三十兩、小型三、四十兩より六、七十兩の標準たり、積載重量は概して四五百斤より一千斤に出でず、貨物の種類は比較的大量にして破損の虞あるものを撰ぶを常とするも牛車の場合と大差なきが如し今庫倫行の運賃を示せば

百斤に對し　最高　七　兩　最低　五　兩

其到着所要日數は

最長　四十日　最短　三十四日

とす更に多倫諾爾兒行を參考とせば其運賃は

百斤に對し　最高　二、五〇〇文　最低　一、九〇〇文

其所要日數は

最長　七　日　最短　五　日

而して何れの場合も油酒類果物類は大略四割高の運賃たるが如し、各到着地よりの返り荷は各種獸毛皮、松材等にして其運賃は往荷より幾分低率なり卽ち

庫倫より　百斤　四兩內外
多倫諾兒より　同　二、〇〇〇文同

旅客の是れを利用する場合は庫倫張家口間一人

最高　二十兩　最低　十五兩

の處なりとす。

（ヘ）駱駝

駱駝は車行不便なる地、若くは極めて遠隔なる地、牛馬畜類の利用し能はざる氣節にありて最も克く使役せらるゝものなり、卽ち彼等の特性として暖暑に抵抗極めて薄弱なるに反し寒冷には耐持力頗る强硬にして、剩さへ飮食物の包藏力驚くべきものあり、されば冬季嚴寒の候氣溫牧糧等の關係上牛馬の堪へ難き處克く飢渴持久の特性を發揮するを以て該期間にありては彼等の來往頗る頻繁なるものあり、彼等は概ね晝間にありて休歇採糧し漸く黃昏に及びて步を開き晩鼕深更を徹するも、更に銳氣の綽々たる者あるに至

りては其旺なると蓋し妙なるものなり、駝頭の勞役に服する期間は毎年初秋に始り翌年五月の交に至りて終るものとす、春夏暖暑の候にありては被毛脫出して體力痛く衰頽し、殆んど使用に堪へざれば專ら放牧して體軀の休養に委するものなり、積載能力にありては二百七八十斤より四百五六十斤に至るものあれども、長驅疾走せしむるには概ね三百六十斤乃至四百斤の間を以て限らるるものとす、而して連日行程八九十支里を突破す、駝齢六七歳のものに在りては體力最も旺盛にして克く一日百六七十里を疾駛するものあるを見る、是等退役年齢は二十歳より二十六七歳にして其の用をなさず、駱駝の種類に漢駝と蒙駝との二種あり、前種は支那人の飼養使役せるものにして後者は蒙古人の飼糧驅使せるものなり元より駝頭の性能に差異あるより生じたる種別ならざるが如きも、自ら異なる趣あるは、蓋し漢駝が比較的溫暖の地に生育し蒙駝は寒烈の域にありて育養せられたる關係上彼等の性能一差一異あるは蓋し自然の歸趨たるべし、卽ち各積載力に就て之れを見るに漢駝は概して二百八十斤乃至三百二十斤なるに反し蒙駝は稍出色の感あり三百五十斤より四百餘斤に耐ゆると云ふ、駱駝の來往區域に至りては極めて廣大なるものあり、張家口を中心として彼等の來往する處は近郷車行の便なき個處は云を俟たず甘州、寧夏、涼州、新疆、伊犁等にも來往するものありと云ふ、是等は主として漢駝の橫行にして伊犁の一往には約五ヶ月以上の長時日を要すと云ふ、北路方くは西北路卽ち庫倫、恰克圖、烏里雅蘇臺、科布多方面には漢駝均しく之に當るも概ね蒙駝の多きを見る、西北路、烏里雅蘇臺科布多方面に到るものありては更に外蒙を經て新疆、搭爾巴搭、伊犁等に及び其所要日子元より四、五月を要するものとす、科布多に至るものは凡そ九十餘日を要すと稱せらるゝも旅者の大部分の直接歸化城よりする者多く張家口より起程するは極めて稀なるが如し、駱駝を雇備する場合は概ね是等を以て專業とせる周旋業者の手を經るものにして其行先方面により自ら異りたる繩張あり。

蒙駝は張家口大境門外の碎小舖に當るを便とす、碎小舖とは山西商にして蒙古交易に從事する旁ら駱駝雇入の周旋を兼營せるものなり、漢駝に在りては張家口下堡の駝店に依るものにして是等駝店は當地に略八戸あるを聞く

寶順店、尖順店、德勝店、福順店、萬順店、麟記店、仁義店、仁厚店是なり

駝店は運送問屋にして雇駝及止宿の業を兼ぬるものにして彼等は各自己の大庭に多數の駱駝を收容して其草糧を供給し、雇駝賃金、駝夫の雇用周旋運賃の取決め等有ゆる附帶業務を斡旋する仲立業たり、資金薄張なるものにありても其家屋大庭が既に有力なる資產たるべきなり、彼等の徵する手數料は普通二歩にして駝主之が支拂を負ふものとす、旅客賃金は概して先拂なるも貨物運賃にありては法定運賃の八割を先拂とし、貨物到達地に至り何等損害故障を見ざる時初めて其殘額を支拂ふものにして、若し一度損害發生せる場合は其保留殘額を以て其塡補に充つ、更に損害

の程度大なるときは駝店又は駝主に追求すべきも過大の損害にありては彼者兩者は何れも資力薄弱なるを以て殆ど回收の見込なきものなり、されば着貨物の引取に先ち彼等の駝頭を抑留し貨物損害を發見せる場合に於ては荷受主勝手に是等を處分して其損害を塡補するの外なかるべし、駝載運賃は漠駝蒙駝兩者間に各々逕庭あるが如し、卽ち一駝頭に就き

漠駝　寧夏行　最高二十兩　最低十兩
　　庫倫行　最高三十兩　最低十五兩
蒙駝　庫倫行　最高三十兩　最低十兩

取扱ひ貨物の種類は張家口よりの往き荷は各種茶類布帛類酒燐寸煙草其他一般雜貨とし庫倫よりの返り荷は獸毛皮類材木等とす、張家口庫倫間の所要日數は普通三十五日急行十八日乃至二十日とす、路上風雪等に遭遇する場合は五六十日を費すこと稀とせず、漠駝による場合は蒙駝より數日早く到着することなきにしもあらず、开は駝頭其者の優劣によるものにあらず、蒙駝の駝夫彼等の居處たるや大抵張庫間路上に近きを以て、彼等は途中自家に立寄りて悠々數日を從費するも敢へて顧みざる事情の由るものなり、旅客の搭乘賃金を探究すれば如左

庫倫行　最高三十兩　最低二十兩

而して食料其他は一切旅客の負擔となす、携帶荷物に對しては二百五十斤內外は無賃駝載とす。

(ト)　駝車

駝車は轎車を駱駝に輓曳せしむるものにして專ら長途の旅行を便するものなれば、多倫諾兒の如き張家口近接地帶に利用する者殆ど見るなく、庫倫其他外蒙遠距離の方面に限らるゝが如し是蓋し駝頭の他の畜に卓越せる性能の活用に因る者なり、駝頭の曳車力は最強四百斤を越ゆる者稀なり、されば寢具食料品其他の貨物を搭載せしめんがため他に駱駝の準備を要するものなり、駝車の大さは轎車の約二倍大なり就中大なるものにありては、室內廣濶にして數人分の食器其他炊事道具を安置し、優に大人二三名の橫臥に堪へ得るものあり、嚴寒の期は車の外部を厚き絨氈にて覆ひ防寒に資するものなり、而して途中旅舍なき處にありては車內に就寢容易なるを以て更に天幕の要なし、張家口、歸化城等を起點とし烏里雅蘇臺、科布多、新疆方面等の遠隔地の行商に從事するものにありては、年中夫婦車中に起臥し子女を擧ぐるものさへあり、駝車の雇用周旋は碎小舖に於てするもの多く駝店を介するもの稀なるが如し、張家口より庫倫行を運賃を示せば

最高七十兩　最低四十兩

其到着日數は三十四、五日乃至四十日とし急行の場合に在りては其運賃最高百四十兩最低百兩內外なり、大略十八日前後にて到着の保證あり。

以上畜類幷に畜類を動力とせる各種交通機關に就き略述せるを以て、更に各家畜類の積載斤量幷に一日行程里數を一括して示さん

各畜類の積載斤量幷に一日行程數表

種類	積載斤量	日程
漢駝	二八〇—三二〇(單位斤)	八〇—九〇(單位支里)
蒙駝	三五〇—四〇〇	八〇—九〇
馬騾	二〇〇—二六〇	一〇〇
驢騾	二〇〇—二六〇	一〇〇
駱駝	一〇〇—一二〇	一〇〇
牛	二五〇—三〇〇(概して搭載するを見ず)	五〇—六〇

既述せる處の各車輛の各車輛の積載量及日程を示せば

各車車輛の積載量幷に一日行程里數表

種類	家畜數	載量	日程
人車	一頭曳	三〇〇(斤)	五〇—七〇(支里)
同	四同	一〇〇〇	四〇—六〇
牛車	一頭曳	五〇〇	四〇—五〇
騾車	一同	二〇〇	八〇—九〇
輜車	二、三頭曳	三〇〇	八〇—一〇〇
駱車	一頭曳	四〇〇	八、九〇—二〇〇

是等各畜類を駆する馬夫及駝夫等の給料竝食費等に就き探聞する處を示せば

馬夫駝夫の給料及食費

一、馬、駝夫の給料

支那人　一〇、〇〇〇文（銅錢）

蒙古人　三兩内外（日平）

一、同一日食費

支那人　三〇〇文（銅錢）

蒙古人　一錢五分（日平）

以上列擧せる各機關にありては元より一長一短あるを免れずと雖も、本交通路の如く全線の大半沙漠帶に屬し且つ四季三季を通じて寒氣峻烈なる地域に於ては最も合理的のものたるを賞揚せざるべからざるも、交通機關としての緊要條件は速度快速にして行旅安全たるべく輸送大量にして賃金低廉たらざるべからず、是れを以て彼を見る時は必ずや思半ばに過ぎるものあるべし。

されば識者は既に張庫鐵道敷設の企圖をなすものあり、自動車運轉の計畫をなすものある亦久しかりしも未だ其實現を見ざりしは蓋し氣運の熟せざるに由る然るに、此の時に當り轍の響高く二千餘支里の本路を僅々旬日に足らざる時日を以て突破し、無事庫倫に到着し以て外蒙八十餘萬の眠りを醒せしは、是れ抑も本交通路に文明交通機關の具現せし始めなりとす、而して未だ完備を盡し能はざると雖も從來畜類交通に依る幾多の不備を緩和し得る處のものあるは蓋し喜ぶべき象徴なり。

（チ）自動車

張庫間に始めて自動車の營利的運轉の開始を見たるは民國六年十月在庫倫京班商務總會と米商元和洋行とが殆と時を同ふして斷行せる事に基く、是より先き庫倫に於ける一二魯商を自用的に運行せし史實なきにしも非らざるも、一般之が機關として利用し得能はざりしかば交通機關としての先驅の功名は前兩名たるに外ならず、最初の運行は沿途地理の不明と道路の粗惡等により岐路に迷ひ且つ機械の故障頻々として起り加ふるに逐路機械の應急設備汽油補所の設置乘客の止宿處等更に整頓を見ざるを以て、凡そ一住一

來一千八百八十哩の距離を十七日(日程八十餘哩)を費せし不成績を見しも、其後着々路上各般の設備整ふや現時一路僅々四日半を以て達するを得漸く世人の期待に添ふるものあるに至れり、來往の道路は數多道路中最も短距離にして固定的なる第一路は卽ち電信路之れなり、沿道止宿の便を計らひ左の四ケ處に簡單なる設備をなす卽ち

歸和城、渙江、烏得、吹林

汽油の補充中食休憩の場處として既上四驛亦衆ぬるも更に

伍蘇、ジャブサル、哀領大地數、サイウノ、トイルバイ、トルケ

の六ケ處を設定す。

是等各要地には車輛機械等の故障に備へんため、簡略なる豫備的設置と處としては、車庫の建造あるを見る、運轉期間は每年四月初旬より始り初冬十一月中旬に至りて終るを常とす、多季嚴寒の候にありては汽油凍結の虞あるを以て緊急を要する行旅者の要求により有利的條件の下にあらざる外は運行停止の止むなきなり、運轉期間中發車期日は頗る不規則にして定員に滿つるを俟て漸く出發をなすが如き狀態なり、されば北京方面よりの乘車希望者は豫め搭乘の申込みをなし、出發期日確定を問合はすを策となす、是等張家口出發の地點は各經營會社によりて一樣ならず、京綏鐵路所管の西北汽車公司の張家口停車場前を起點とするの外は他何れも該停車場より一邦里を隔つる大境門外を選べり、旅客の乘車賃金は來往の繁閑若くは各經營會社により多少懸引ありて一樣ならざるが如きも其標準は一人百二十元を最高となす、若し一車借切りの必要ある時は一人乘車賃金に搭乘定員數を以て計算の基礎となす、而して搭載の荷物は各々三十斤を以て限度とし之に對し二十斤以外の無賃輸送をなすも、當該賃金を超過すること一斤每に五十仙を徵する規定たり。

現時營業せる自動車會社は左の三會社あり而して是等經營上の優劣を示せば。

一、西北汽車公司

經營者　交通部直轄京綏鐵路公司
資本金　千萬元
車臺數　二十餘臺

本會社は左記二會社に比し經營官辦たるの觀あるを以て、經營上に利便多きは贅言するまでもなく、其所有車臺に在りても每車々價四、五百弗速力每時四、五十哩を疾走し得る精銳を網羅せるを以て、其成績遙に他の二者を壓せり。

一、大成汽車公司

經營者　在天津支那商(姓王)
資本金　不明
車臺數　二十餘臺

當社は元より個人の經營に係り成績期し難き處あり、殊に運輸車輛に至りては半ば、舊車を購入せしため現時破損して其用をなさゞるものあり、偉力亦每時十七哩乃至二十哩を駛走し得ざる狀態なり、尤も沿途當社各般の設備を見るに稍遺憾なきものあるは唯一の强味なり。

一、張庫汽車公司

經營者　在庫倫京莊(北京商人　商務總會
資本金　十萬元
車輛數　十輛

庫倫支那商舖の大部分は山西省人と北京人（前者七分後者三分の割合）にして、彼等は古き歷史を以て外蒙の交易に當り今や牢として拔くべからざる勢力を有するものなり、該社が是等商舖の指導機關たる京莊商務會の經營に屬する所以を以て夫れが經營上に數多の利便あるは、當業の覊者たる西北汽車公司に尙拮抗し得る所以たるべし。

是等各會社の實在成績に至りては全く窺知し能はざる處、開業以來既に三年に垂々として未だ一回の決算報告を敢て公表せざるより考察せば未だ收益の域に達せざるものゝ如し、今張庫汽車公司の設立當時に於ける見積書を示して彼等營業損益上の根據に資せんとす。

張庫汽車公司創業見積書

一、資本金　一〇〇、〇〇〇元
　車輛購入費　三〇、〇〇〇元　客車、十輛　每車、三千元
　停留場設定費　七、〇〇〇元
　實地踏査費　六、〇〇〇元
　開業費　二、〇〇〇元
　設備費並諸雜費　五、〇〇〇元
　道路修繕　五〇、〇〇〇元
一、每月支出　一二、三〇〇元
　社內諸費用　一〇〇元
　各停留場諸費用　九〇〇元
　運轉手給料　五〇〇元　每日八輛運轉に對し制限汽油二十八噸、每噸八元の割
　汽油購入費　六、七二〇元
　車輛購入費月賦償却費　三、〇〇〇元
　車輛修繕費　六〇〇元
　通信費並雜費　四八〇元
一、每月收入　一四、四〇〇元　每月往復三十回
　乘車賃收入　一四、四〇〇元　每次乘客四名每客百二十元
一、損益概算　二、一〇〇元　夏私運轉六ケ月計算春冬休業
　每月純利益金　一二、六〇〇元
　年末純利益金

此外華盛汽車公司と稱する露人の經營に係るものありしが一般乘客を目的とせず自用的に運轉せしものたりしが現時全く其跡を絕ちたり。

本路上に自動車運轉をなさんと欲する者は先づ支那政府より許可を經ざるべからず、而して現時既に運轉の權を所有せる外國商を揚ぐれば、米國元和、日商三井等とす、前者は往々乘客の希望により營利的に運轉せし事兩三次に及ぶと聞く。

通信

庫倫

在庫倫　小西茂

徐樹錚來庫す

西北籌邊使署督辦徐樹錚以外幕僚十六名は本月十二日來庫せりす、幕僚中には數名の米佛人あり何れも該署の樞機に參すべき屋備顧問たるが如く其の何れの部理に所屬すべきは未だ瞭然たるもの非らざるも探知の結果を綜合するに

一、郵傳廳所屬と目すべきもの　佛人一名
（イ）郵政電政の政務に顧問たるべきもの　米人一名
（ロ）路政の政務に顧問たるべきもの

是等は約二週間の豫定を以て既上各政務上の調査をなし、再び北京に歸還する視察的旅行に來るものと云ひ、就中後者米人にありては專ら張庫鐵道敷設の實査に來れるものなりと云へり。

一、商運廳所屬と目すべきもの　米人二名
主として市財、製運の二科に顧問たるべきもの

該兩者は漸く近々開業の披露をなすべき外蒙啓發の銀行たる遜業銀行內に出沒するを見る、內一名は銀行業務の指導顧問たるべく、他の一名は目下籌邊使署の企劃中なる市內電燈會社の設計技師たるが如し。

（註）該銀行は十六日より假營業を開始せり。

其の他該署關係の外兩三名あるが如きも、未だ擧止外聞に漏れず、尙彼等一行と行を同うせるものに佛國人二名あり、前述郵傳廳所屬顧問と目すべき佛國人と共に何れも北京駐在佛國公使館員にして、春暖を期して旅行に來るものと自ら聲明し居るも、一般目する處は通信業視察たるは爭はれざるが如し、而して彼等一人の中自ら醫師と稱するも彼等の寄寓せる露國俱樂部に於て小生と邂逅す、彼亦單なる旅行を以て來着し三日を豫定して蟄境の風致を訪ね直に歸京すと云ひしが旅趣を味ふと云ふは或は信じ難きものあるも、來着より四日目なる十五日果して自動車にて歸還せり。

是等錚々たる外人並肱股の幕僚を隨從して入庫せる徐の旅列たるや實に王者を偲ぶものありき、是より先き彼が來着の日の近くや沿道の路面橋梁悉く修築し差しも惡道たりし市內の路條は面目を一新し、彼が來着の當日たるや東營子より西北軍司令部に至る邦里一里半に亘る大道の兩側には殆ど堵の如く兵を配し、約三時間交通遮斷をなして一般市民の來往を沮害せしものにありては、一面其の盛觀に驚異すべきものありたるが、他の一面には是れが橫暴なる措置には如何に威に服し形に媚びる愚昧の土人にても內に快らあらざるものありしが如し。

而して路傍に配置せられたる支那兵は公衆の往來を制止

すると同時に、沿道の露國人家の門扉を外部より煉瓦若くは石塊を以て封鎖し、家人の屋外に出づるを拒止したるものにありては暴戻の沙汰と云はずして何ぞや、彼が今回の入庫によりて市内の俄かに活氣付きたるは亦均しく顯著たる現象たり彼は現金二百萬を携へて來りて、數ケ月に滯りたる司令部内の諸佛と邊業銀行の開業費に充てたりと云ふ、現金二百萬と稱するは舊蒙古政府内の要人(陸軍大臣に擬せらたるブリヤード人)よりの探索に依るものなれども、余尚疑ふ處あるを以て市内を横行せる支那兵數名に彼等の給料受拂額を訊せしに、均しく二ケ月分(銀十七元)を受けたりと云ふ、是より察するに當地に駐屯する兵數二千とせば總支拂高凡そ三萬四千元たり、而して恰克圖烏里雅蘇臺方面の兵員に送金せんとするもの大產十萬元と見んか、邊業銀行開業に準備せるものは從來中國銀行紙幣の流通額凡そ百萬元と稱するものあり、前者が後者より約一半の融通的便宜を與へられしと見ても、新なる資金五十萬元を加へて一百萬元あらば全市を均霑するに優たるものあり、此等を通算して七十萬元乃至一百萬元あらば目睫の用に便するを足るべく、假りに二百萬元を携へ來りしとせば、各兵未拂給料五、六月に亘るものあるを其の過半は決濟し得るの餘裕なからざるべからず、而かも彼等に滿足なる支拂をなし能はざるより見て、上述の二百萬元は聊か誇張に失するの感なき能はず。

尤も當地一般市民は硬貨を忌むの念旺なり幷は

一、當地の金融決濟上の中心は殆ど張家口たるを以て是れが決濟上には總じて爲替の便によらんか兩地間の爲替料高率なるため爲替の便を利用するもの甚だ少なく概して自ら携帶して輸送するを以て是等には硬貨より紙幣の方利便多きこと。

二、從來留幣の當市に於ける標準通貨たる時代にありて既に紙幣に對する利便と信據とを了解せるを以て今日に至りても紙幣に對する迎合は硬貨より厚きこと。

等の事實的傾向あるを以て彼が携へ來る現金たるや、殆ど新發行の邊業銀行兌換紙幣たるや不明なり、殊に其の發兌額や兌換準備金に伴はざる濫發をなして其の一部分は全く兌換不能の惡貨たるも亦知るべからず、要するに今後實際融通上の聲價を俟て窺知するの外なかるべし。

徐樹錚來着は既上の幕僚と資金とにより支那の外蒙啓發の具體的施設を見るの機を得たるものとして、吾人の頗る先途の考査に興味を湧起せること、先信駐屯支那兵の給料不渡更に持續せば或は危惧すべものなきを保し難しと報導する處ありしが、茲許漸く彌縫し得て些か小康を期し得るものあるは當地治安のために喜ぶべし。

支那と魯國過派

當地在留魯人中過派の首領と目すべきチェワイフ、本川十二三日の交か突然當地より身を隱せり、其の行き先を探究するにイルクーツクに至れりと云ふ、魯人間には彼が己が身の危きを知覺して隱遁せりと稱し居るも然らざるが如し何となれば

一、彼の副領と目すべきチルコーフ、ヅカバーキン今猶當地露國商業會議所(魯國居留會)に殘留せるのみか更に彼等が同志を糾合して

通信

庫倫

在庫倫　小西茂

徐樹錚來庫す

西北籌邊使署督辦徐樹錚以外幕僚十六名は本月十二日來庫せりす、幕僚中には數名の米佛人あり何れも該署の樞機に參すべき雇傭顧問たるが如く其の何れの部理に所屬すべきは未だ瞭然たるもの非らざるも探知の結果を綜合するに

一、郵傳廳所屬と目すべきもの

（イ）郵政電政の政務に顧問たるべきもの　佛人一名

（ロ）路政の政務に顧問たるべきもの　米人一名

是等は約二週間の豫定を以て既上各政務上の調査をなし、再び北京に歸還する視察的旅行に來るものと云ひ、就中後者米人にありては專ら張庫鐵道敷設の實査に來れるものなりと云へり。

一、商運廳所屬と目すべきもの

主として市財、製鹽の二科に顧問たるべきもの　米人二名

該兩者は漸く近々開業の披露をなすべき外蒙啓發の銀行たる邊業銀行內に出沒するを見る、內一名は銀行業務の指導顧問たるべく、他の一名は目下籌邊使署の企劃中なる市內電燈會社の設計技師たるが如し。

（註）該銀行は十六日より假營業を開始せり。

其の他該署關係の外兩三名あるが如きも、未だ擧止外聞に漏れず、尙彼等一行と行を同うせるものに佛國人二名あり、前述郵傳廳所屬顧問と目すべき佛國人と共に何れも北京駐在佛國公使館員にして、春暖を期して旅行に來るものと自ら聲明し居るも、一般目する處は通信業視察たるは爭はれざるが如し、而して彼等一人の中自ら醫師と稱するも彼等の寄寓せる露國俱樂部に於て小生と邂逅す、彼亦單なる旅行を以て來着し三日を豫定して蠻境の風致を訪ね直に歸京すと云ひしが旅趣を味ふと云ふは或は信じ難きものあるも、來着より四日目なる十五日果して自動車にて歸還せり。

是等錚々たる外人並肱股の幕僚を隨從して入庫せる徐の旅列たるや實に王者を偲ぶものありき、是より先き彼が來着の日の近くや沿道の路面橋梁悉く修築し差しも惡道たりし市內の路條は面目を一新し、彼が來着の當日たるや東營子より西北軍司令部に至る邦里一里半に亘る大道の兩側には殆ど堵の如く兵を配し、約三時間交通遮斷をなして一般市民の來往を沮害せしものにありては、一面其の盛觀に驚異すべきものありたるが、他の一面には是れが橫暴なる措置には如何に威に服し形に媚びる愚昧の土人にても內に快らあらざるものありしが如し。

而して路傍に配置せられたる支那兵は公衆の往來を制止

すると同時に、沿道の露國人家の門扉を外部より煉瓦若くは石塊を以て封鎖し、家人の屋外に出づるを拒止したるものにありては暴戻の沙汰と云はずして何ぞや、彼が今回の入庫によりて市内の俄かに活氣付きたるは亦均しく顯著たる現象たり彼は現金二百萬を携へて來りて、數ケ月に滯りたる司令部内の諸佛と邊業銀行の開業費に充てたりと云ふ、現金二百萬と稱するは舊蒙古政府内の要人(陸軍大臣に擬せらたるブリヤード人)よりの探索に依るものなれども、余尚疑ふ處あるを以て市内を横行せる支那兵數名に彼等の給料受拂額を訊せしに、均しく二ヶ月分(銀十七元)を受けたりと云ふ、是より察するに當地に駐屯する兵數二千とせば總支拂高凡そ三萬四千元たり、而して恰克圖烏里雅蘇臺方面の兵員に送金せんとするもの大產十萬元と見んか、邊業銀行開業に準備せるものは從來中國銀行紙幣の流通額凡そ百萬元と稱するものあり、前者が後者より約一半の融通的便宜を與へられしと見ても、新なる資金五十萬元を加へて一百萬元あらば全市を均霑するに優たるものあり、此等を通算して七十萬元乃至一百萬元あらば目睫の用に便ずるを足るべく、假りに二百萬元を携へ來りしとせば、各兵未拂給料五、六月に亘るものあるを其の過半は決濟し得るの餘裕なからざるべからず、而かも彼等に滿足なる支拂をなし能はざるより見て、上述の二百萬元は聊か誇張に失するの感なき能はず。

尤も當地一般市民は硬貨を忌むの念旺なり并は

一、當地の金融決濟上の中心は裕と張家口たるを以て是れが決濟上には

漠にて爲替の値によらんか兩地間の爲替料高率なるため爲替の値を利用するもの甚だ少なく概して白ら携帶して輸送するを以て是等には硬貨より紙幣の方利便多きこと。

二、從來留幣の當市に於ける標準通貨たる時代にありて既に紙幣に對する利便と信據とを了解せるを以て今日に至りても紙幣に對する迎合は硬貨より厚きこと。

等の事實的傾向あるを以て彼が携へ來る現金たるや、殆ど新發行の邊業銀行兌換紙幣たるや不明なり、殊に其の發兌額や兌換準備金に伴はざる濫發をなして其の一部分は全く兌換不能の惡貨たるも亦知るべからず、要するに今後實際融通上の聲價を俟て窺知するの外なかるべし。

徐樹錚來着は既上の幕僚と資金とにより支那の外蒙啓發の具體的施設を見るの機を得たるものとして、吾人の頗る先途の考査に興味を湧起せること、先信駐屯支那兵の給料不渡更に持續せば或は危惧すべきものなきを保し難しと報道する處ありしが、茲許漸く彌縫し得て些か小康を期し得るものあるは當地治安のために喜ぶべし。

支那と魯國過派

當地在留魯人中過派の首領と目すべきチェワイフ、本月十二三日の交か突然當地より身を隱せり、其の行き先を探究するにイルクーツクに至れりと云ふ、魯人間には彼が己が身の危きを知覺して隱遁せりと稱し居るも然らざるが如し何となれば

一、彼の副領と目すべきチルコーフ、ヅウバーキン今猶當地露國商業會議所(魯國居留會)に殘留せるのみか更に彼等が同志を糾合して

コーフを民會長代理に擧げ更にザバーリン、カンノーフ、カナハロフ等を其の下に配して盛に過激なる氣燄を上げ居ること。

二、彼の家族は過派同志の相談役と稱する情侶ハルニコーフの許に寄寓し居ること。

三、當地に於ける過派に對しては表面上はいざ知らず支那も迎合するとも何等の壓迫を加へざるもの、如し。

四、彼のイルクーツク行には三發の拳銃と彈子一、〇〇〇發馬三頭とを携帶せしこと。

等より見ても彼が失脚して亡命せるものと云ふべからず、寧ろ彼が今回のイルクーツク行は殆ど一ケの軍使たる裝あるより寧して、此の行たるや必ず意義あるものと揣摩せらる、彼が出發に先つこと數日突然我が駐在武官室を訪ねて

一、余はザバイカルを中心として純ブリヤート族を以て一國を建成せんと欲す而してバイカル湖以西は過派にザバイカルを除きたる以東は隊合國なり或は單獨に日本若くは支那の自由處分に委す、而も日本にして余の企劃に贊同し是れが建設に援助せば日本に與ふるにザバイカル以南の(外蒙古を意味す)を以てす。

余が此の提議は余自ら出馬してイルクーツクの過派部部に諮らば彼は必ず承認するものなり。

と我が駐在武官是れに答へて曰く

君が企劃に對しては日本として贊否を表示する要なかるべし寧ろ隣接する支那に謀る方支那が利害關係の大なる丈贊否を唱へるに最も痛切なるべし。

と彼更に言を次ぎて

支那に謀ること亦然らん且當地駐在支那西北軍の總參謀王芝棟とは好友なれど未だに謀りしことなし。

と此の對話を仄聞して彼れチェワノーフは過派と支那とに已に默契ありと覺せること明なるべし、而かも彼の我が駐在武官室を訪ひし目的はザバイカル國の建設に日本の贊否を質すものに非ずして、全く支那の牒者として日本の對外蒙政略を探知に來るものたるべし其の理由は

一、外蒙の支那の手に歸するや尤も不滿とせるものは蒙人よりブリヤード族なり而して彼等種類は昨冬一大結合をなして支那の手より再び蒙古を奪回せんと企て事破れたることあり。

二、而して是等ブリヤード族の最も好感を持し且亦常に援助を乞はんとして信賴し居るは我が國たり。

三、されば支那の恐るゝ處はブリヤード族の蹶起に非ずして日本のブリヤード族を援助することなり。

四、是れを以て支那が日本の胸中を探らんとせばブリヤード族の意に投ぜんとする假面を偽して日本に當らば或は胸裡を吐露するならんと支那は當地に於ける過派の首領な敵陣深く忍ばせたるものなるべし。

五、本來ブリヤード族の理想とする處は常に虐待せられつゝありし露國の主權より離れて同族一團の自由國を建設せんと欲するに在り爰ぞ好んで異分子たる露人而かも過派の首領として彼等が均しく忌憚せるチェッノーフを建國の祖と崇め其の理想を實現せんとするか元より建國の主旨に矛盾するも甚しきに非ずや。

是れを以て彼を見るに支那と過派は少くとも支那領域に近接せる地域に潛伏せる過派とは既に默契あるや明かたるべし、而かも彼のチェワノーフ今回のイルクーツク行きは必ず支那の意思を贊して鹿島立てるものにして、吾等の最も監視するに値す更に以上兩者の接近せるものと首肯し得る資料は

一、當地駐在露國領事館書記生セレコブラン(前信副領事とせるは誤記)に會ひ殆ど虚心の語調にて前記チェワイフは何者なりやと問ふに彼亦

發作的に彼は支那のスパイなりと即答せり云々。

二、露國領事館一案を具案して露國居留民會(商業會議所)を該館に併合して自ら同會の事務をも司掌し得る處あらんと欲し直に同會に向て提議せしにモスラコーフ民會長代理)ザバーリン、ヴエゾーフ、カナハロフ、ガンバラシクスク(書記)等極力反對して該提案を却けりと云ふ牙は元より兩者間に研究の餘地ある利害關係あるは言ふまでもなきも同會が頑強なる反對を敢へてするの勇あるは若し首領チエワノーフ失脚してイルクーツクに奔逋せるものとせば彼等亦均く意氣の銷沈たるものなからざるべからざるも却て銳氣旺なるものあるより察してチエワノーフの今回の旅立は必ず花々しき使命を帶びて出立せるや疑ふの餘地なかるべし。

三、恰克圖に於ける支那守備隊は略一千米突を距てたる前面トルイスキサンスキの赤化隊と對峙して双方前哨の監視嚴重なるものありと云ふも彼等兩者幹部は常に來往して頗る交歡を温め居るものありと云ふ。是等探究する處を綜合して支那と露國過激派との間何者が諒解せるものあると信ぜらるべし。

寧夏

五月二十四日　在寧夏　工藤鐵三郎

拜呈初夏の砌り愈々御健勝之段奉大賀候小生等包頭出發以來一ケ月にして一昨日漸く當地に無事到着仕申候此度民船にて黄河を溯流仕候爲め黄河の水運に付て大いに得る處有之候之は後日亦詳細御報告申上可く候も概略は黄河は其の下流に於て暴威を逞ふし田畑人畜を害ふ事甚大にして支那人は暴虎の代名詞として黄河の名を藉る事屢々なれども其の上流に於て特に甘肅省寧夏及包頭一帶の地に在りては沿岸肥沃の地を潤ふす而已ならず交通不便なる地域に於ては克く產物運送の大動脈を形成す素より南方支那に於ける水運の至便なるに比すべくも非らずと雖陸上交通の不便なる地域に於ては黄河より享くる水運の便は決して鮮少に非ざるものなり、古人曰く萬里の黄河は單に一の寧夏包頭を利するに過ぎずと實に黄河は支那著名の大河なるも到る處水害を以て名を得るのみ只寧夏包頭一帶のみ其害なく治く萬項の水田に灌漑するを得斯く寧夏包頭一帶は天與の地なるを以て其開發の方法如何に依り支那の寶庫となる事を得べし、黄河の舟運は主として甘肅省城蘭州の下流三百二十支里の地靖遠縣より陝西省内府谷縣に至る約三千支里の間にして其中最安全にして舟航の繁きは甘肅省中衛縣より綏遠河口に至る二千二百九十支里の間とし倘包頭より磴口に至る一千四十支里間は東西兩岸に川柳密生すると雖土質粗鬆なるを以て絶へず崩壞し爲に水路に幾分の變化を與ふ河幅の廣さは三哩狹きも一哩にして其最も深き處は五、六尋なるも淺き所は三四尺に過ぎず廣き處には處々沙洲あれども舟行を阻むが如き事絶對になく自由に舟航する事を得べし船に乘り黄河を上下せざるの輩は舟の河底に膠着して舟航の不能を說き或は膠着したる船は流水の爲め急激に回轉し船夫等が水に入りて船を負ふを容易に浮揚せざるを數時間水流に放置する時は數十回回轉して河底の泥沙を侵蝕し自ら浮上る等樣々なる說をなす者あるも之等は全く黄河の上流を船にて航したる事なき者の說なり、現に宣統三年時の陝甘總督升允氏は白耳義人「ロベルグル」氏をして河口

蘭州間約三千支里の間の黃河に於ける汽船營業を考案せしめ艇長六丈幅一丈四尺艙深四尺、吃水二尺五寸載重二萬斤の小蒸滊船を泛べて試航を企て河口より帆船二隻に石炭を滿載せるを繫曳して出發し途上何等の障害なく安全に寧夏に到着し尙ほ上航して中衞の上流約二百支里の地點五佛寺附近に於て船行を停止するの止むなきに到れり、斯る有樣にて河口中衞間に於ける滊船の航路は保證されたるのみならず昨年九月甘肅督軍張廣建氏が軍需品輸送を名として小蒸滊船二隻を上海に於て造り之を黃河に浮べて之れが實行に着手し包頭より寧夏間を航行致候。』

我が帝國は假りに暫く現狀に忍び得たりとするも大正百年の後に於て將に二億五千萬に垂んたるべき大和民族の前途を考慮せば豈塞心に堪へざるものなからんや、國家百年の計を立つべき爲政者須く國勢の進展に鑑み其の民族の發達を講ずるの策なくして可ならんや、而かも百年の計は斷じて今日に於て開かざるべからず開ひて以て之を子々孫々に繼承せしむべきなり、是れ吾人が深く西部支那に著眼する所以にして又以て汎く西部支那研究を識者に推奬するの理由に御座候。

北京

在北京　山內畠

學生の危險思想は日に益々惡化しつゝ猛烈の度を加へ來りて、各地に蔓延し玉石俱に焚かるべき禍根を伏藏するに至りたるは痛嘆に餘りあると共に、一方湖南の騷ぎと北京に於ける安徽直隸兩派の暗鬪と之が調停を口實として、漁夫の利を占めんとする張作霖の出京と、曹錕、吳佩孚、張勳、徐樹錚等の野心家が各自の立場より畫策する暗中飛躍と相待つて大不安の狀況を現出しつゝあるは、寔に寒心に勝へざるところなれども、今日に於ては最早一二人の能く之を支持し得るところに非ざれば、生ま中之を救濟せんとするは寧ろ有害無益なるものなれば、一應の混亂狀態を通過するまでは傍觀の態度を取り、借款談等一切取合はざるを得策なりと思惟せらる、彼等が小幡公使の斡旋盡力に對する後足で砂的沒信義の如きは、言語同斷本氣の沙汰とは思はれず、吾人の彼等に對する親切も其の度を過ぐる時は却て益々輕侮の念を招き附け上らしむるに過ぎざれば、暫く彼等の爲さんがまゝに打捨置き再び泣付き來るの時機を俟つより外なかるべし。

因に北京政府が端午節通過の才覺にて必死の運動をなし辛うじて成立し得たる小借款左の如し。

天津山東商工銀行	現銀	四十五萬元
天津中國銀行	現銀	十萬元
北京新亨銀行	現銀	十萬元
北京大宛農工銀行	現銀	二十萬元

每月七百萬元づゝ不足せるものが、此の如き小借款にて爭でか大節季を通過し得べき、今後に來るべきものは不換紙幣の增發と、官吏俸給何割かの債券拂なるべく、地方兵餉延滯に至りて動亂の發生を見るは定まれる道程なり。

時報

日英同盟改訂と支那——對墺條約批准案の通過——米國公使着任——英支飛行機借款——東鐵督辦更迭——パンルヴエ氏の使命——南方派の完全なる分解　山東交渉の公權的說明——內田外相の演說——湖南事件抗議　安直兩派內爭の總決算二、吳佩孚軍の北上二、長沙陷落三、張督軍革職留任四、張作霖入京、保定會議五、周樹模內閣六、岳州又陷落す七、徐樹錚氏免職八、段氏擧兵、吳佩孚氏免職

日英同盟改訂と支那

現今日英同盟協約の廢棄豫告期日たる七月十三日の切迫と共に、支那に於いては之に關する是非の議論漸やく喧びすしきを加へ來れるは、協約前文に同盟目的として

清帝國の獨立及び領土保全並びに清國に於ける列國の商工業に對する機會均等主義を確實にし以て清國に於ける列國の共通利益を維持すること

と規定せられ居れる支那としては、蓋し當然の成行ならずとせず。而も詳かにその論議を檢し來るに、その多くが在支外人の意見、少くともその暗示を受けたるものなることは注目に値ひす。今日までに發表せられたる諸論文中、支那人に對し最暗示的、指導的效果を有せしものは、北京天津タイムス主筆ウッドヘッド氏の「日英同盟論」、北支デイリー・ニウス紙上デイプロマチカスの寄書、五月十八日北支デイリー・ニウス社說の三なるべし。而して此等諸論文は過去五年間の日本の對支政策に對する反動にして、同時に戰後支那に於ける經濟的勢力恢復に發途せんとする英國の挑戰なり。敵は本能寺に在り、彼等の目的は日英同盟改訂問題その物に在るに非ずして、此機會に於いて日本の攻擊をなせば足るとなすもの、その本質は終に一の宣傳なり。彼等は論じて曰く、

日本はその同盟支那が獨逸に對して生くるか死ぬるかの大戰爭をなしつゝある際驚くべき非違を敢へてせり日英同盟の眞意義の如きも一九一五年日本が支那に對して二十一箇條の要求を提出したると同時に消滅せり此行爲は單に國際的慣例を無視したるのみならず實に日英同盟の法文及び精神をも蹂躙したるものなり同時に日本は支那の獨立に關する同盟規約の保障を破れり更に目下西伯利に於ける駐兵、東淸鐵道全線をその勢力下に置きたる事實も亦同一意味を以て目せらるべきものなり

恐らく日本人自身と雖も支那に於いて門戶開放、機會均等の主義が圓滿に行はれ居るとは信せざるべし南滿洲は如何山東は如何若し此等の地方に於いて此兩主義が行はれ居ると思惟せば吾等英人が之に依りて支那の獨立を保障せんとする希望と全然相背馳するものといはざるを得ず

と。次に彼等は同盟規約改訂の條約を論じ

(一)支那の他の部分と同じく滿洲に於いても機會均等たらしむべきこと

(二)商標問題に關し日本の了解を求むること
(三)支那の財政を紊亂し支那をして永久に不安ならしめたる對支借款を停止せしむること
(四)青島の將來及び目下日本が管理し居れる山東に於ける獨逸の利權を支那に還附することにつき日本の了解を求むること

の四點を擧げ居れり。而してウッドヘッド氏の如きは、一歩を進めて

第三國(支那を指す)の同意を經すして關係二國のみがその利害に關係ある協定に入らんとするが如きは國際上の慣例に違反すること甚しと論せるが、此點支那人に對し最指導的なりしものの如く、北京政府は駐英公使施肇基氏をして、新日英同盟協約條文中の、支那の主權を害するが如き文句を挿入せざらんことを希望する旨照會したりとの報傳へられしが、六月十六日外交部は駐支日本公使館に左の如き口上書を手交したり。

日英兩國は日英同盟繼續に關し交涉中とのことなるが支那の承認なくして第三國たる支那に關する取極をなすは國家の主權を害し國民の自尊心を傷くるものなれば之を削除せられんことを望む

同樣の希望は英國公使館に向つて申入れられたり。曹汝霖氏の語るところに據れば、右は外交委員會の決議に基けるものなりと。

對墺條約批准案の通過

對墺條約批准同意案は五月二十六日滿場一致を以て衆議院を通過し、二十九日參議院をも通過したり。支那は之に依りて國際聯盟に加入することを得たり。

米國公使着任

新任米國公使チャールス・リチャード・クレーン氏は、五月二十六日を以て着任せり。新公使は富豪、支那に對し深甚の興味と抱負とを有す、その活躍は今後に期待せらる。

英支飛行機借款

北京政府と英國ハンド・レページ會社との間に、第二回飛行機借款五月二十五日調印を了す。條件左の如し

金額　一百萬磅
利子　八分
期限　九年、第五年より十分の二宛償還
擔保　財政部發行金貨國庫券
用途　航空事業擴張流用を許さず

東鐵督辦更迭

六月一日大總統命令を以て、鮑貴卿氏の東清鐵道督辦及び護路司令を解き、宋小濂氏を督辦に、張景惠氏を護路司令に任命したり。

パンルヴエ氏の使命

佛國前首相バンルヴェ氏は、支那往訪の途次華盛頓に立寄りたる際、我が大使館の午餐會に臨み、大要左の如き演說をなせり

予今回渡支の目的は本年三月佛支兩國大統領贊助の下に佛國に設立せられし支那研究院と同樣兩國間に於ける知識上の關係を增進せんとするに在り佛國側教育者又は技術顧問を求むる場合には之に應ずるを辭せず予は右目的の遂行に依り佛支兩國民間の諒解を深からしめ支那を益すると同時に佛國文明及び思想の普及に資せんと欲す

バ氏は六月中旬北京に到着せしが、同月下旬早くも鐵道統一に關する意見書を提出せり。その要點は北京政府部内に鐵道統一委員會を組織し、關係各國より委員を出し、同會議に參與せしむべしといふに在り。

南方派の完全なる分解

岑春煊氏及び政學會と分離して上海に引揚げたる南方急進派は、其後對時局策につき熟慮中なりし處、六月二日孫文氏宅に孫文、唐紹儀、伍廷芳三政務總裁、唐繼堯氏代表李烈鈞氏、吳景濂(衆議院議長)、林森(參議院議長)、王正廷(同副議長)、褚輔成(衆議院副議長)四氏、及び各省各軍代表趙世釭(陝西)、覃振(湖南)、謝持(四川)、由宗龍(雲南)、王世榮(貴州)、陳策(鄂西)、氏等集合、會議の結果正式に廣東軍政府と關係を脫離し、四政務總裁より宣言書を發表することゝせり。宣言書は三日附にて發表次の如し

政務總裁法定人數に足らざりしより廣州に政府なく參衆兩院同時に他徙してより廣州に國會なしその殘餘の衆名義を濫用して僭倡を呼嘯すと雖も豈能く天下の耳目を掩壅せんや卽ちその詐術と暴力の所を極めしむるも亦終に兩廣を出でず而して兩廣人民の心理初め此に因つて淹沒せず況んや雲南貴州四川は固より靖國聯軍總副司令に隨つて進止を爲し國南湘南湘西鄂西陝西各處の護法區域亦義を守つて渝らず理を以てし勢を以てすれば皆明白に此の如し固より知る護法の團體は決して一二人の搆亂に因つて渙散せざるなり慨す政務會議成立してより以來徒らに一二人の把持する所と爲り戰を論ずれば則ち惟だ兵を擁し敵に通ずることを知り和を論ずれば卽ち惟だ攘利分肥を知る秘密を以てその私を濟し專擅を以てその欲を逞しうし遂に所謂五條の辦法なるものあり護法の宗旨久しく已に犧牲となる猶且護法の名を假りて害民の實を行ひ烟苗地に遍ねく賭館街に滿ち人民の膏血を吮りて以て驕兵悍將の慾を飽かしめ軍行至る所淫掠焚殺鄉里墟と爲る惟だに國法の容れざる所たるのみならず直ちに人類の齒せざるところ文等同列に與かることを恥ぢ委曲周旋一嘗を得んことを冀へり而して忍んで忍ぶべき無きに終る夫れ豈やむを得んや惟だ旣に國民付託の重きを受く自から當さに同心戮力危難を掃除し主張を貫徹すべし茲に己に共同に軍府を移設することを決議す紹儀議和總代表に受任せるの始に當り人心亂を厭ひ外患孔だ殷んなるを以て永久和平の計を爲し北方に對しては和議八條を提出し

尤も密約宣布及び軍事協定の始めより無効なるを聲明するを以て要義と爲せり今任務を繼續し北方の答覆を俟ち相度つて進行せん廷芳は兼ねて外交財政に長たり去粵の際餘す所の關款安かに管理を爲しその未だ收めざる者も亦妥かに交涉を爲せり繼堯は將士を倡率し共に艱難を濟ひ苟しくも國家に利あらば惟だ力是れ覩る謹んで共同宣言す自今以後西南護法各省區各軍は仍ほ軍政府の共同組織に屬し北方に對しては繼續して和を言ひ仍ほ上海を以て議和の地點と爲し議和總代表より開議を準備しその廣州現在の名義を假託せる機關は已に自から軍政府の外なりその一切の命令行動及び北方と私かに接洽を行ふの事並びに抵押借款は概して無効に屬すあらゆる西南の鹽餘及び關餘の各款は均しくまさに本軍政府に交すべく軍政府移設未だ完備せざる以前は一切の事宜議和總代表に委託して分別接洽辦理せしむ希くば北方此宣言を接受せる後西南公意の在る所に瞭然として和議を速結せんことを庶幾くば國難救平大局早日解決せん文等厚望に勝へず我が國人及び友邦共に之に鑒みよ孫文唐紹儀伍廷芳唐繼堯

六月三日

唐紹儀王揖唐兩氏の關係は、さきの「和議密約」以來可成り世間の注目を惹き居たりしが、本宣言の發表は兩者の假面を脫せしむるに充分。六月四日宣言書は四政務總裁の名に依りて王揖唐氏に交附、王氏より左の意味の返書あり

宣言書拜讀和議停頓年餘國人和を望むの心眞に切實にして何れも永久の和議を期せざるなし貴政務總裁等多數の民意に基づき平和を望むの心あるを知る今後相共に一致して和議の局に當るべく貴下及び南方代表諸君と共に昨年來停頓し居れる和議を繼續しあらゆる條件は虛心坦懷を以て妥協を遂げ民望を安めんことを期す

たゞに之のみに止まらず唐王兩氏は五、六日に於いて訪問を交換し、事實上和議の復活を見るの狀勢を呈せり。是に於いて廣東軍政府は、之に對抗するため外交總長溫宗堯氏を議和總代表とし、唐紹儀氏の總代表を解任し、一方上海に於ける章士釗、張耀曾氏等をして、極力和平會議再開を妨害せしめ、兩派はこゝに完全に分解し了れり。

而も湖南に於ける局面の紛糾、引續き北方に於ける安徽直隸兩派の衝突は、唐紹儀氏等の和議再開運動をして何等の開展を得せしめず、依然たる沈悶を以て今日に及べり。

山東交涉の公權的說明

六月十五日外務省は、山東交涉の經過につき左の如き長文の發表を爲せり

支那政府は山東還附交涉開始督促に關し帝國政府の要求を拒絕したるは山東省に於ける日本軍隊の駐屯は對獨戰爭終了したる以上は最早駐屯の理由を失ひたるものなれば速に撤退ありたしとの要求を爲し來りたるを以て之に對し帝國政府は本月十四日小幡駐支公使に訓電して左の通告を支那政府に與へたり

本年一月平和條約の効力發生と共に同條約の規定に基き山東に於ける獨逸の權利利益が確實に日本の手に歸するや帝國政府は累次の聲明公約を忠實に遵守し速に膠州灣還附其他の善後措置を實行せんことを期し在支公使に訓令の上

（一）帝國政府は累次聲明の膠州灣還附其他の善後措置問題に關し支那政府と交渉を開始し誠實迅速に本件の解決を圖り度に付支那政府に於ても必要なる準備を遂げられむことを希望する旨並に

（二）山東鐵道沿線の我軍隊に關しては曩に聲明せる通膠州灣還附其他に關する協定日支兩國間に成立の上は勿論其以前に於ても可成速かに撤退するの意嚮なるが我軍撤退後鐵道警備の任に當るべきものなき時は交通の安全を確保するの途無く獨り日本のみならず合辦經營者として其利害を共にすべき支那も等しく不利益なる影響を蒙るべきに付支那政府に於て巡警隊の組織を完了し其の鐵道警備の任に當る迄差當り右警備の爲不得已我軍を殘留せしむと雖も支那政府が速かに巡警隊の組織に着手し之を完成するに於ては一定協定成立前と雖も直に我軍隊を撤退する所存なるに付支那政府に於ても之を諒し巡警隊の組織は至急之を完了せんことを希望す

る旨を申入れしめたる次第は已に一月二十四日を以て公表せる通なりとす而して爾來帝國政府は支那政府の回答に接し次第何時にても支那政府と商議を進むるの準備を整へ以て三箇月の久しきに迫るも支那政府より何等の回答に接するに至らず然るに今や世界各國は永久平和の確立に努力しつゝあるに當り日支兩國間に此種問題を未解決の儘放任し以て徒に時日を經過するが如きは頗る遺憾に堪へざるのみならず在獨帝國代理大使は最近獨逸政府より平和條約第百五十八條に基く各種文書の交付を受けたる趣にもあり旁帝國政府は日支兩國の利益の爲一日も速に本問題を解決せむことを庶幾し四月二十六日更に在支帝國公使をして支那政府に於て帝國政府過般の申入通り至急必要の措置を講せむことを申入れしめたる處右に對し支那政府は漸く五月二十二日に至り

日本が平和條約の實施に伴ひ膠州を還附し且膠濟鐵道沿線撤兵の準備を爲さむとするに就ては支那政府へ既に諒解する所なりと雖も支那は未だ對獨講和條約に署名せざるが爲自ら獨逸との條約に依據し直接日本との間に青島問題を會議するに便ならざるのみならず又全國人民の本問題に對する態度激昂し居れるは最も日本公使の熟悉せらるゝ所にして此二原因に基き日支兩國の邦交を觀念するが爲自ら率爾回答するに便ならず將又對獨戰爭狀態は早く已に終了したるを以て膠澳環界内外に於ける日本の有らゆる軍事施設は自ら繼續保持の必要無く而して膠濟鐵道沿線の施設を歐戰以前の狀態に恢復せむことは寔に支那政府及國民の欣然希望する所なるを以て自ら將に相當の組織を爲し以つて該沿線に於ける日本軍隊と交代し全鐵道の安寧を維持せむとす尤も右は膠洲灣還附問題の解決とは全然別箇の事項に屬するに付日本政府に於て之が實行を遷延せしむるが如きことなかるべし

との趣旨の回答を寄せ來れり仍つて帝國政府は更に要略左記趣旨の聲明を支那政府に寄せ同政府の反省を促したり

政府覺書に據れば支那は對獨平和條約に未だ署名せざるが爲自ら獨逸との條約に依據するを得ざると全國人民の本問題に對する態度の激昂せるとの二原因に基き中日邦交を顧念するが爲率爾回答するに便ならざる旨聲明せられたる處元來本問題處理に關する根本的原則に至ては既に日支兩國間公約の存するあり而して帝國政府の期する所之に依て速に公平妥當の解決を告げむるとするの外他意あるにあらざるは屢次の聲明に依り一點の疑無きに拘らず支那政府に於て對獨平和條約に未だ調印せざるの故を以て或は又民心激昂の故を以て直接日本と青島問題を商議するに便ならずとせらるゝは帝國政府の首肯する能はざる所なり抑も獨逸が支那との條約上山東省に關し有せる一切の權利利益が對獨平和條約に依り獨逸より日本に移轉せることは明確の事實なり而して前記公約に於て支那國政府は此移轉を承認すべきことを豫諾せる以上右等權利利益は既に當然日本に歸屬したるものにして支那國政府に於て對獨平和條約に調印を拒絶せると否とに依り何等影響を受くべからざるは明白の事理たり依て帝國政府は對獨平和條約の効力發生後直に其累次の聲明公約又は協定に基き前記權利々益の內支那に還附すべきものは之を還附し又之に關連して事件の確定を要するものは之を確定せむが爲支那國政府に向て商議開始を提議したり支那國政府は必ずや速に之に應じ帝國政府公明の態度を具體的に立證するの途を供するに躊躇せざるべきは當時帝國政府の深く期待したる所なりき然るに支那國政府に於ては事茲に出でず遷延數箇月の後に至り終に其の自ら對獨平和條約に調印せざりしの故を以て又は民心の激昂を理由とし本問題に關する商議を開始するに便ならずとせらるは是れ其の條約上の義務乃至聲明公約を最も忠實に履行せむとする帝國政府の誠意と希望とを阻止するものにして所謂山東善後問題の解決を故らに遲延せしむるの責任何れに存すべきやは敢て論議を俟たざる所なり然りと雖常に日支邦交を顧念する帝國政府は支那政府が將來商議開始に便なりと思考せらるゝ日に於て何時にても本問題の商議に應ずべきことを重ねて言明す惟ふに本件解決遲延の責を負ひて爲に世界視聽の誤解を滋からしむるは支那國政府の眞意に非らざるべく帝國政府が其の誠意を披瀝して隣邦政府の再考を促さむとする所以のもの亦實に爰に存す

次に山東鐵道沿線の警備隊に付ては一月十九日の口上書に記載したる通り帝國政府は支那國巡警隊の組織完了するに於ては日支協定成立前と雖直に日本軍隊を撤退すべき所存なる處豫て支那政府の約諾を經且つ巴里會議の節列國と日本との間に了解を得たる山東鐵道巡警隊の組織を實行せらるべきものと信ずるが故帝國政府は右の趣旨に依り支那國政府に於て巡警隊の組織を完了せらるゝに於ては何時にても鐵道警備手續を日支當該官憲をして協定せしめたる上日本軍隊を撤退することとすべし終りに

膠澳環界內外に於る一切の軍事上の施設に言及せられたる處右は租借地內外に於て日獨開戰以來設置せられたる諸般軍事的施設を指稱せらるるものと思考せらるる處帝國政府が支那國政府と交涉を開始せむと欲する所以も亦是等諸施設の處分を日支間に協定して事體を確定せむとするの希望に出でたる次第に外ならず支那國政府に於て山東前後に關する商議を進め帝國政府と協定を遂げらるゝに於ては右商議事項の一部分たる是等の問題は直に解決せらるべきこと言を俟たざる所なり

事態如上の通にして此際直に既定の了解を遂行することを得ざるは帝國政府にて頗る遺憾とする所なりと雖も帝國政府に於ては出來得る限り遲滯無く本問題の圓滿妥正なる解決を速進せむとするの至誠に於て何等渝ること無く我既定方針の遂行上更に一層の努力を致すに吝ならざるべし

內田外相の演說

七月三日貴衆兩院に於いて、吉例に依り外相の外交演說あり。左に之を錄して後日の參照に資す。

私は本年一月第四十二議會に於て本院に對し外交に關する報告演說を致しましたる以來今日迄發生したる重要外交問題の經過を茲に陳述するの光榮を有します

先づ第一に申上げますることは獨逸との平和條約に關することでありますが本件に付帝國の採るべき措置に對する交涉等は多々ありまする次第でありますが其最も重要なるものは山東問題の處理でありまず山東問題に就きましは過日外務省より其經過を發表致しましたから茲に其成行を繰返し報告することは差控へますが右公表文に依り御承知の通り日本は膠州灣租借地の還附等に關し商議を開かんとするも不幸にして支那は對獨平和條約の不調印國內政情等の理由に據り之に應じないのでありまして帝國政府の甚だ遺憾とする處であります去り乍ら今後も支那政府に於て商議開始を希望すれば何時にても之に應ずるの決心であります

次ぎに申上げたきことは對支借款團問題と西伯利問題でありまするが順序と致しまして新借款團問題の經過を申上げます

此問題に付まして一方に於て米國銀行團代表先般來朝しましたが同代表は英佛銀行團側とも相當諒解ありしやの趣にて同代表者と我銀行團代表者との交涉も圓滑に進捗致し又他方に於て帝國政府に於きましても各國政府との間に隔意なく所見を交換したる結果日本の國防竝に國民の經濟的生存の安全を保障するの途を講ぜむとする日本政府の主張に對しては各國政府に於ても十分之を諒解するに至り茲に新借款團の組織を完了せむとする域に達したる次第で詳細は先般外務省より發したる公表文に依り既に御承知のこととは存ずるも念の爲御參考迄本問題經過の大要を申上げます

日英米佛四國銀行團より成りまする對支借款團組織に關しまして日本銀行團代表者は本年三月本件商議の爲態〻來朝致しましたる米國銀行團代表者と會商を重ねましたる末互に圓滿なる諒解を得五月十一日遂に文書の交換に依て右諒解を確認することゝなりました抑も對支借款に關しまして

牙兼葡萄牙公使戴陳霖氏の後任として外交部參事劉崇傑氏任命さるゝ事となり何れも不日命令を以て發表さるべし(二十九日東朝)

▲對墺案參院通過　(北京特電二十九日發)　參議院は李盛鐸氏を始め九十一名出席對墺太利條約批准同意案を討議の結果九十名の同意を以て通過せり(二十日日)

▲聯盟加入準備　(二十九日北京特派員發)　支那政府は山東問題に關し日本との直接交涉を拒絶せる爲國際聯盟に訴ふる準備として外交部内に國際聯盟準備會を設置し一面駐外使臣各省長官の意見を一箇月内に徵する等對應策を講ずると同時に對墺條約の批准に依りて聯盟に加入し顧維鈞氏を特派員たらしむる筈なり(三十日東朝)

▲波斯と通商條約　(北京ロイテル特電二十九日發)　政府は羅馬駐剳支那公使に對し同地駐剳波斯公使と波支通商條約締結の交涉を開始せんことを訓令したり但し治外法權は之を認めざる筈なり(三十一日時事)

▲支希通商締結二條件　(北京特電二十九日發)　支那政府は羅馬駐在の支那公使王盛圻氏に訓電し希臘の代表と通商條約を締結する權限を附與せるが同國條約には治外法權を認めざる事及露支工業貿易條令に均霑する能はざる二條件を固執すべき旨訓令せりと(三十一日日)

南北情勢

▲上海議員談合　(一日上海特派員發)　在上海の舊國會議員は三十日一談話會を開きたるが出席者は豬鞠成以下百二十名林森、吳景濂は前回同樣出席せず豬氏は上海着後伍廷芳、唐紹儀、吳景濂、王正廷等と國會經費問題を商議せる經過を報告し王正廷より商人と少額の借款をなし當分の議員滯在費を維持せる旨を述べ毎月の手當は別に軍政府成立し政務會議を待つべしと言へり國會移轉問題に就て討論ありしが多く雲南に赴くに贊成せり

▲廣東殘留議員徵力　(一日廣東特派員發)　三十日廣東國會兩院聯合會の孫文、伍廷芳、唐紹儀三政務總裁の後任選舉は補缺成其他反政學會參議員の猛烈なる反對に依り全然失敗に歸せり政學會は今や殘留議員百名の內約三十名に過ぎず

▲廣東局面緊張　(二十九日廣東特派員發)　數日以來廣東の局面は緊張し來り廣西軍は引續き增遣せられ其大部隊は潮州及汕頭に集まりて龍建陣營明軍の南下に備へつゝあり(三日東朝)

▲督軍廢止問題　(上海特電一日發)　浙江督軍盧永祥氏の督軍廢止論は裏面に種々の政治的魂膽あり徐樹錚氏と相通じて八省同盟への面當を爲せるものなりとの說もあり兎も角外國人間にて督軍廢止問題喧しき際の事として頗る反響ある爲當局者中にても此問題に注意し

一、督軍廢止後は如何なる制度を採用すべきか

二、督軍制を廢止し軍區々長とせば其成績如何

三、督軍廢止は如何なる方法にて實施するか

等に就き協議を進めつゝありと又督軍の名目を其儘存置し其權限を縮小せんとの案も提唱せられたりと因に督軍中是に贊成を表したるは張作霖氏のみにて倪嗣沖王占元諸氏は斯ることは和平統一後に讓るべしとの理由にて反對し其他は何等賛否を明かにせずと(三日日日)

▲雲廣戰雲動く　(三日廣東特派員發)　雲南代表譚嘉謀氏は最近香港に到着し語りて曰く唐繼堯氏は東四川雲南軍中より步兵二箇聯隊機關銃若干其他より一個聯隊親衞隊より砲兵一大隊を選拔して雲南に集中し之を三梯隊に分ち李烈鈞氏の來着するまで自ら總司令官となれりと一方陸榮廷氏は平和關係の斷絶を慮かり雲南軍の侵入に對して南寧の防備に着手せり官邊にては桂林鎭守使林俊廷の指揮の下に防禦の準備成り形勢は日に重大と成りつゝあり(五日東朝)

▲廣東非常國會　(廣東特電四日發)　政學會派は飽迄現政府を維持せんとする覺悟にて其爲には現在缺員となれる政務總裁三名補充の必要あり故に國派議員は四日國會非常會議を開き總裁の補缺選舉を行ふ筈なるが候補者は四川督軍熊克武、貴州督軍劉顯世、現政府外交總長溫宗堯三氏なり

(廣東特電五日發)　廣東國會非常會議は政務總裁補缺選舉をなせしが出席者百十四名中、四川督軍熊克武氏八十五票、溫宗堯氏八十四票、貴州督軍劉顯世氏七十八票にて當選せり(六日日日)

▲政務總裁補選　(五日廣東特派員發)　四日廣東在留の議員は臨時聯合會議を開き孫文伍廷芳唐紹儀三政務總裁後任の補缺選舉を行ひたるが總投

屢數百十回繰の内四川督軍熊克武氏八十五票新任外交部長温崇僥氏八十四票貴州督軍劉顯世氏七十五票にて當選せり之れに對し反對票は雲南督軍唐繼堯氏が其代表譚喜濤氏を派來して岑春煊氏と南職十分の諒解を得て南北部内の妥協可能の望みある今日斯る擧を敢てするは實に西南及護法の破壞なりと極力主張したるが同一派は近く右選擧反對の運動を爲すべしと尙同日議院の内外は憲兵を以て警備したるが選擧に關しては異收行はれたりと(八日東朝)

▲雲廣妥協不成立　(五日廣東特派員發)　端報に據れば唐繼堯氏の態度は依然強硬にして雲南代表紹藩氏の引揚を督促しつゝあり趙氏は雲南代表を辭したる後軍政府交通部長の職をも辭したるが軍政府は之を許さず蓋し趙氏は唐氏の意師にして之を優待し置かんとの意あり趙氏は獨に廣東を去るべしと解せらる陸榮廷莫榮新岑春煊は南北和平促進の爲使者を雲南に派し唐氏の協調を求めたるに唐氏は三個の條件を提出して曰く

一、廣東の雲南軍を改編する事

二、李根源、楊益謙、呂子才氏等を軍法會議に付すべく引渡されたき事

三、過般の雲南軍問題に關して廣東督軍の爲束縛されたる雲南軍の將校を釋放する事

之に對して右代表者は過去の事實を追窮するを得ずと主張したるが唐氏は過去を不問に附すとせば將來も勝手に何事も爲し得べきにあらずやと反問し遂に一致するに至らずと(八日東朝)

▲雲廣軍湖南侵入　(六日長沙特派員發)　雲南軍三個旅團は湖南永州方面に廣東軍の一部は桂州一帶に入り來れり之に對し湖南督軍張敬堯氏は最に漢陽の兵機廠より一萬七千挺の小銃を受取れるが更に五千挺を供給し直隷軍を除き約五萬の兵力を形成し着々戰備を整ひ居れり(八日東朝)

▲靳内閣又動搖　(七日北京特派員發)　靳内閣又復動搖の兆あり原因は安福派との軋轢に非ずして財政難にあり財政窮乏よりする内閣の危機は逐日顯著ならんとす僉歟は新僉歟團の物にならざる限り當分成立の見込なく政變軍費共支出の方法立たず靳總理は内閣の支持頗る困難となりしより七日段祺瑞氏を團河に訪ひて進退問題に關して懇談せり(九日東朝)

▲靳氏請暇に決す　(八日上海特派員發)　靳總理は山東案の對日回答問題和議問題等に依り又復辭意を申出で徐總統は引留めつゝあるが靳氏は遂も角請暇に決せりと(九日東朝)

▲汕頭に武器陸揚　(六日廣東特派員發)　汕頭港に於て多數の武器及軍需品陸揚されつゝあるが是れ廣西派が陳炯明一派を驅逐する準備として同方面に兵力を集中しつゝあるを聞るもの即ち在廣東の雲南軍を撤退せると同一筆法に出でんとするが如く之を成功せば局面に更に廣西派の爲に眞好ならん(九日東朝)

▲靳内閣辭職　(八日北京特派員發)　靳總理は徐總統に辭表を提出すると共に八日閣議に出席して自己の決心を表明せり總統は倘に依り慰留しつゝあるも留任せざるべく後繼者は周樹模說高きも總理の辭職が主として財政難に基因する爲後繼内閣の組織は頗る困難と觀らる(十日日日)

▲内閣瓦解の原因　(八日北京特派員發)　靳總理辭職の原因は安福派の倒閣運動にも因れども最も重なる原因は山東外交問題と財政問題にあり就中財政難は内閣の運命を左右するに至れるものにして政費軍費の急を要するもの六百萬元に逢するも僉歟の希望殆ど絶えたる爲財政總長先づ窮地に陷り延いて内閣に致命傷を與ふるに至れるものにして内閣崩壞の原因が財政に基因する結果後繼内閣の成立頗る困難と云ふべし若し靳總理の辭職により内閣瓦解の傾向ある政府狀態を持續せんか之を機會に兵變其他の不祥事勃發すべく其間過激派思想の來するなきを保せず靳内閣の動搖が切實なる財政難に基ける丈け政局の前途に對し悲觀的觀測行はれつゝあり(十日東朝)

▲後繼内閣は周氏か　(九日北京特派員發)　靳總理の辭職は未だ確許さるゝに至らざるも徐總統は之を許可し周樹模氏を後繼者に推すの意あり袁乃寬氏を使者として段祺瑞氏の意嚮を問はしめたるに段氏の意あも周氏を起たしむるとに一致せる由にて一方安福派は靳總理に對する反感より今回は寧て排斥せる周樹模氏に贊成し極力之が實現に奔走しつゝあり時局多端に加へ財政の遺繰至難なる内閣を周氏が引受くるや否や尙未定なり(十一日東朝)

▲孫文氏邸會合　(九日上海特派員發)　六日孫文の電報にて孫伍唐二總裁及び國會議長會合し其結果議に唐繼堯より四川重慶說を勸め來れるも尙安全の地を求むる爲め國會地點を矢張雲南とする事に決定せり軍政府地點も亦同會地點と等しく雲南とするに決し其旨唐繼堯に通電して同意を求めたり議員等は安南を經て雲南に入るべし(十一日東朝)

▲唐氏代表を派す　（九日上海特派員發）　唐繼堯氏は八日孫唐伍各總裁に宛て諸公が上海に於て政務會議を開き一切の重要問題を解決せんと主張せるは極めて贊成なり現に香港にある李烈鈞を予の代表として上海に赴き政務會議に列せしむべく此旨李烈鈞に通知を發せりとの來電あり（十一日東朝）

▲廣東政局混沌　（十日廣東特派員發）　最近の廣東政局は特に混沌たるものあり中官的消息によれば李烈鈞氏は廣東に歸來すべく氏が雲南に赴くべしと言ふは事實にあらざる如し尙消息通の談によれば半春煊氏は李烈鈞氏の廣東來着の行動を開始する爲めに湖南に出動すべしと雖今日に於て半氏が軍事行動を開始し且北方と聯絡せざる事を表明するにあらざれば到底時局の展開を見ること能はざるなり且之によりて廣西對雲南の衝突を避くることを得べしとせらる、而して廣東中國銀の兪鳳韶は既に軍費として三十萬を同銀行紙幣にて供給せり在湖南衡城の軍は既に出動準備整頓せる來電あり軍政府に於ては此の間を應酬したるが軍政府は半氏の不中意宗嶼氏之が主宰たるべし（十二日東朝）

▲吉林督軍辭職　（十日北京特派員發）　鮑吉林督軍は東支鐵道督辦の辭職を電請すると共に病氣請暇を申出て天津に赴けるが張巡閱使は該鐵道の事務繁劇にして外交上重大の關係あるを以て宗小濱を督辦の後任に任命せんことを奏請せり多分氏の任命を見るならんと（十二日東朝）

▲靳總理辭任反對　（北京特電十日發）　直隸督軍曹錕氏は靳總理の進退に關し左の三箇條の反對理由を徐總統呪近者に打電せり

第一、四南各省と靳總理との連絡大に進捗せる際突然內閣を更迭せば九仞の功を一簣に虧くの慨れあり

第二、和議將に進行しつゝある際內閣を更迭せば根本上に影響を生ずべし

第三、若し一派一派の利害に依り國務總理を進退せしむる例を作らば將來總理に就任するものなかるべし

尙病氣療養の爲天津滯在中の吉林督軍鮑貴卿氏も靳總理留任勸告の電報を寄せ來せり（十二日日日）

▲廣東新外交總長　（香港ロイテル特電十日發）　温宗堯氏は五月七日廣東政府の外交總長に就任したり（十二日時事）

▲靳氏辭表は狂言　（北京特電十一日發）　靳總理は辭表を提出せるも其後政界は頗る靜穩にして今回の辭表も亦安福派に對する一種の狂言を演じたるに過ぎざるもゝの如し（十三日時事）

▲總理結局請暇す　（北京特電十一日發）　靳總理の辭表は結局受理せらるゝに至らざりし結果總理は十日間の請暇をなしたるに大總統も之を諒として許可し其の結果海軍總長薩鎭冰氏總理代理を勤むることゝなれり（十三日時事）

▲總理に休暇を與ふ　（北京ロイテル特電十一日發）　靳雪齋の辭職に對し總統は十日間の休暇を與へ其間薩鎭冰をして總理せしむることに決したり（十三日時事）

▲總理挽留勸告　（十一日漢口特派員發）　湖北王督軍は靳總理の辭職を聞き直に徐總統及段祺瑞氏に打電し靳總理を挽留し中央政府の安定を圖るべく勸告せり右は必ずしも王督軍が靳總理と同鄉の故を以て之を庇護するにあらず內治外交上の諸問題紛亂せる今日閣內閣の動搖を見るが如きは國家の爲め不利なりと云ふに在り（十三日東朝）

▲國務總理代理　（北京特電日一日發）　徐總統は靳總理に十日間の休暇を與へ薩鎭冰氏を國務總理代理に任ずる件を裁在せり（十三日日日）

▲薩氏總理代理　（十二日北京特派員發）　靳總理は到底留任を肯ぜざるより十三日命令を以て十日間の請暇を許可し海軍總長薩鎭冰を總代理に陸軍大長羅開榜を陸軍總長に任命ありたり（十四日東朝）

▲支那政府の回答　（北京特電十二日發）　支那政府は丁抹駐在代理公使章宗祥氏をして同國派遣中の露國勞農政府代表に向ひ左の如き回答をなさしめたり

支那政府は露國勞農政府が最に支那政府に對する各種の權利を還付し支那が莫斯科勞農政府を承認するの報償となすべき旨通告せし好意に對し大に感謝するものなり唯支那は協約國の一にして露國と單獨に外交關係を決定する能はず若し將來協約國が露國と貿易及び國交を恢復せば支那政府は勞農政府の提示に對しては自ら將に尊重すべし勞農政府に於ては此意を諒とし西伯利及沿黑龍州會官廳に命令し支那人民を虐待し又は其財產を沒收せざる事を希望す又イルクーツク滯留の政府が最に支那商人の食糧及荷物を沒收し西伯の飢饉を償ひし件に對し公平なる賠償を行ひ以て露支兩民國の

友誼を增進せんことを乞ふ

尙支那政府はロイテル電報により傳へらるゝウエルフネ・ウージンスクに於て露支兩國委員が貿易恢復の協議をなしたりとの報道を否認しつゝあり（十四日日日）

▲薩氏條件を附す（上海特電十二日發）薩鎭冰氏國務總理を代理し靳雲鵬氏先づ十日の休暇を許さるゝこと既に定まれるが薩氏の附せる條件三あり一、後任者確定の上代理するを承諾す二、代理の期限は十日間とす期間內は諸事を靳雲鵬氏と協議して決す三、外交及財政の責任を負はずと云ふことなれり（十四日時事）

▲代理總理承引せず（北京國際特電十二日發）內閣問題は靳雲鵬氏請暇後繼內閣成立まで薩鎭冰氏を代理總理たらしむるに決定せしが薩は後繼總理の人選確定せざれば引受くる能はずとて代理總理たるを承諾せず爲めに右靳氏の請暇許可薩氏の代理總理の命令は本日午前中まで尙發表し得る運びに至らず（十四日時事）

▲薩氏代理命令（北京特電十四日發）病氣の爲辭表提出中なり靳雲鵬氏に對し十日間の休暇を與ふるを以て安心療養すべき事及海軍總長薩鎭冰氏を國務總理代理に陸軍次長羅開儁氏を部務代理に任命する總統命令十四日午後四時發表せれたり（十五日日日）

▲周氏內閣組織か（北京特電十五日發）周樹模氏は昵近者に語つて曰く後繼內閣の總理を擔任する事は極めて困難にして予自ら之を願はず予を知る者は就任せざる事は勸告しつゝあるも徐總統は總理として予を自邸に招き總統の命に服從せしめんとしつゝあるが現在予を除いて他に適性となるべき者なし予は總統の恩命を被る事久しく友誼上之を辭退する事能はざるに至りたる事を洩る凡そ今後國家の重大問題は徐總統と段祺瑞氏と十分に諒解協力するにあらざれば解決せず予總理の任に當らば第一に徐段兩氏の關係に注意すべし（十五日日日）

▲周氏と後繼內閣（北京特電十三日發）薩鎭冰氏の總理代理は一時的にして後繼內閣は周樹模氏をして組織せしむる筈にて交通總長曾毓雋氏等十三日午後徐總統に謁し安福派は若しも總統より周樹總理案を國會に提出せば之を通過するに盡力すべき旨を述べたるが周樹模氏自身は總理たる決心を有せずと語り頗る混沌たり（十五日日日）

▲廣東軍隊集中（十三日廣東特派員發）陳炯明は福建省境の軍隊を漳州に引揚ぐる旨命東に打電せるが之に拘らず東江及び油頭方面には日々軍隊を增加し之に對し廣東軍隊は土匪より成れる軍隊を以て國境を通過海豐に集中し東江一帶の河源龍川口二十營以上の廣西廣東の軍隊集まれり廣東省內各地にては尙續々新中隊を徵募し形勢重大なりと解せらる又最に南京北京に赴きて北方と打合せを終へたる陸榮廷氏の代表たる譚氏は廣東に歸りたる上陸榮廷氏は或る宣言を發すべしと（十六日東朝）

▲薩代理總理就職（上海特電十五日發）陸鎭冰氏を代理國務總理とすること羅海陽氏を陸軍部事務代理とすること、靳雲鵬氏に十日の休暇を許すことの命令十四日公布せられ薩氏は十四日午後三時就職せり去れども安福俱樂部よりは周樹模氏に對し和議成立後の方法、和議成らざる場合の方法、內閣員の候補者、國會に對し如何の處分を爲すか財政は如何に維持するかを問ひ之に對し滿足なる答へありて始めて通過すと云へるが爲め周樹模氏は憤怒して內閣組織するに至り形勢變動を示し來れり安福系は一の通知を發するを決議し周樹模氏は秉平守成には適するも國家多事の際には適せずとの說明を爲せり（十六日時事）

▲兩廣鬪爭調停（十七日廣東特派員發）廣東省東江に於ける廣東廣西兩軍の鬪爭問題解決の爲め岑春煊氏の發議に依り調停委員を派遣する事となり該委員は既に廣東を出發せり然れども廣東は防禦を怠るゝことなく三軍を配備し居れり（十八日東朝）

▲安福派態度豹變（北京特電十七日發）無條件にて周樹模を援助す可しと稱したる安福派は意外にも同氏に對し外交和議財政等に就き如何なる政策を取るやを質問し之に關する周氏の答辭漠然たるに滿足せず更に具體的政見を表示す可しと要求せり之れ周氏對安福派の關係に多少の變化を來したるものと見る可く周內閣成立までには幾多の迂餘曲折あらん（十九日時事）

▲段祺瑞氏出馬乎（北京特電十八日發）靳總理辭職決定後文治派の周樹模が後繼內閣を組織するに至るべしとの說傳へられたれども徐總統は爲氏の成算確實なる場合の外其政界に出づることに同意す可くも見えず一方安福派は周氏の起つ場合は閣員を次の如き顏振れにて組織されんことを內密に

交涉しつゝあり、

外務　陳錄、交通　曹汝霖、財政　陸宗輿、陸軍　田中玉、司法　朱深、教育　姚震、內務　張治、農商　張壽

然れども周氏は安福派の色彩濃厚なる以上の顧振れにては內閣組織は不可なるを知り之を拒絕したれば最初の如く總理の後繼者を得ること能はざるの困難に陷り段祺瑞氏の出馬を促すに至りし結果を政界に起さしめたるに安福派の成功と云ふ可く外事多端の際なれば南北統一運動は暫く之を中止し內閣組織に全力を注ぐこととし段氏の內閣を組織するまでには幾多の曲折ある可しと雖も氏を措いては他に現在の政局を收拾する適當なる人物無ければ安福派の運動と相俟つて段祺瑞氏の出馬を見るに至る可しと觀測せらる(十九日時事)

▲靳氏留任を勸告　(上海特電二十日發)　八省督軍は徐世昌氏に對し連名電報にて靳雲鵬氏の留任を主張し無論靳氏以外何人の內閣を組織するとも之に反對する旨を云ひ又張作霖氏の如きは若し靳氏朝に容を下れば夕に乃ち兵を率て北京に入らんと稱せりと傳へらる又李純氏も靳氏に對し電報して此際其志を立つ可きなり努めて艱難に堪へ以て初志を貫かん事を望むと云へりと(二十一日時事)

▲上海政務會議案　(十九日上海特派員發)　參國會軍政府共に雲南に設くる旨確定せる事既報の如くなるが上海にも軍政府及總裁辦事處を設くる件に付き目下夫が適物を求め居れるが李烈鈞氏の着後正式に政務會議を開くべしと該會議に準備せる議案は

一、全國に護法政府及國會を雲南に移すの理由を宣布す
二、林保懌總裁の代表を上海に派する機動む件
三、國會に總裁改選を請るの件
四、軍政府國會の經費支出の件
五、各省に緊急軍費を徵する件
六、各省軍事代表に廣東を引揚げ雲南か上海に來るを通告するの件
七、前軍政府職員及び各部總長次長か期を限りて廣東を去らざれば一律に免職す
八、西南大事の件は進行を圖ること但章士釗の準備委員たるを免するの件
九、南北和平會議の繼續進行を圖る件
十、岑陸の計畫に對する策を諮る件

右十項を緊急問題とし其他は政務會議にて隨時決すべく孫文唐紹儀氏等の上海に止まる間總裁は代表を雲南に派し雲南にて政務會議を開き唐繼堯氏を主席となすべく上海にありては孫文氏主席たるべく政學會は唐紹儀氏の總裁たるをも免職せんとしたる北方と和議を接衝し居る爲め暫く放任することとせり又民黨と政學會間に調停運動をなすものあり(二十一日東朝)

▲張氏態度變更　(十九日奉天特派員發)　張巡閱使は西北籌邊使徐樹錚氏に對する强烈なる反感より最に曹錕一派の直隸系と八省同盟を憤し徐樹錚氏を主とする安福派を牽制して周內閣出現に反對し專ら靳內閣擁護に努めたるも中央の政情に鑑み今や遂に何如ともする能はざるより前外交總長曹汝霖前駐日公使陸宗輿等の如き段祺瑞氏の交治系とも稱すべき新交通系を援助して後繼內閣を組織せしむるとに決意し既に奉天出身の下院副議長劉恩格以下數名に脫黨を命じたり斯くて東三省選出議員は新交通系と握手するに至れり(二十一日東朝)

▲段派の暗中飛躍　(上海特電十九日發)　最近段派と安福俱樂部應繼堯氏との關係に就き支那政界の注目を集め居れるが是段派が孫文氏一派と提携したると同一方法に依り唐經堯氏と試みつゝあるものにして段派は一方四川雲南、貴州三省の巡閱使及副總統を以て唐氏を誘惑し一方陸榮廷、徐世昌氏等と相謀り援動氏を起用して復辟を實行せんと企てつゝありとの說を流布し陸榮廷氏に對する唐繼堯氏の反感を挑發せしめ屢策士を遣りて唐氏の決心を促さしめつゝあるが此間の推移は南北の統一に重大なる關係あり但し聞く處によれば唐氏は之に對して未だ何等態度を表示せずと

▲曹氏に調停依頼　(北京特電十九日發)　總統府國務院は十九日直隸督軍曹錕氏に對し調停を爲さん事を依頼せり(二十一日日日)

▲安徽直隸抗爭　(二十二日北京特派員發)　吳佩孚氏の湖南引揚は安徽直隸兩派の間に戰雲を漂らす動機となれり吳佩孚軍の引揚要求に對し靳總理は慰撫する所ありたるが其後徐總統より承認を與へ吳佩孚氏より引揚命令を發せる爲愈引揚を實行するに至れるものにして直隸督軍曹錕氏は部下軍隊の中堅たる吳軍を歸還せしめて段派並に安福派に備ふべく右軍隊の引揚を急げり段派は最初より引揚に反對し今回愈引揚を實行するや之を動機として

先曹錕氏に打撃を與へ次て直隷派督軍に壓迫を加へんとし吳軍の引揚に對して同時の師を起すべく既に兩三日來參戰軍其他自派軍隊五師に動員令を下すに至れり曹督軍は久之に對抗すべく着々戰備を備へつゝありとの報あり若し兩者の衝突を見るが如きことあらん國内を擧げて擾亂の巷と化すべく徐總統は目下極力調停に努めつゝもり段派は右の如く既に戰備整ひたるも問題は軍費の調達不可能なる事情に在るを以て段派の計畫が果して實行さるゝや疑はしく且參戰軍を内亂に使用することは日本との約束を無視するものなれば日本より抗議を見るに至るべし但し安徽直隷兩派の融和は到底困難なるを以て前途必ずしも樂觀を許さず(二十四日東朝)

▲直隷派の活躍　(二十二日天津特派員發)　直隷派の活躍は近來露骨となり來り省隷省長曹錕氏は督軍曹錕氏の命を受て目下來津中の奉天督軍參謀長秦皐參謀官王乃斌江蘇督軍代表王某江西督軍代表齋某經略使代表王某前鎭守使曹錕天津鎭守使趙玉珂其他の要人を集め密議を凝らしたるが更に曹錕氏は直隷派の結束を固むる爲曹錕趙玉珂の二鎭守使に各代表諸議局員等の招待を命ぜり(二十四日東朝)

▲李純氏靳氏援助　(上海特電二十四日發)　李純氏は廣東廣西の岑春煊、陸榮廷氏に對し電報し(一)靳雲鵬氏の迫られて退職せんとするに就き彼を助けられたし(二)段祺瑞氏の系統漸く勢力を張り湖南及び陝西にて戰端既に開かる速かに和約を開き段祺瑞系の大局に累を及ぼすを免かしめられたしと而して岑陸兩氏も承諾の旨返電すと傳へらる(二十五日時事)

▲雲南行立消か　(二十四日上海特派員發)　督國會を雲南に移すの決議に從ひ議員の出發を急ぎつゝあるは既報の如くなるが實は唐繼堯よりは議員の雲南に來るの議は暫く待たれ度しとの内報ありたるやにて吳景濂などは議員の意思の沮喪を恐れ祕密に爲し居れるが内心狼狽し居れりといふ孫文氏は初めより今回の問題に興味を有せず支那は今一度革命を見されば治まらずとの意見にて雲南に軍政府國會を移し現狀を維持するに就ては冷淡なりと又唐紹儀も尚和平會議の進行に意ありて雲南に政府を移すに氣乘らずと傳へられ雲南行は益怪しくなれり(二十五日東朝)

▲靳氏請暇許可　(北京特電二十四日發)　本日の大總統令を以て靳雲鵬氏に更に十日間の請暇許可發表せられたり後繼内閣成立までは幾日間にても續續許可すること勿論なり(二十六日時事)

▲熊氏總攻撃　成都發情報に依れば五月二十二日熊克武氏は唐繼堯に對し宣戰を布告せり尙金堂、綿陽一帶に於て石青陽軍、雲南軍等の反熊軍に對し總攻撃を開始せる模樣ありと(二十六日日日)

▲安福薩鎭冰を推す　(北京ロイテル特電二十五日發)　本日午後安福俱樂部は大會を開き總理問題に就き協議する所あり多數の意見は此際適當の後繼者を得ることは困難なれば寧ろ薩鎭冰氏を總理署理となす可しと云ふにありたり(二十七日時事)

▲靳氏又も辭表提出　(北京ロイテル二十六日發特電)　靳雲鵬氏は本日第三回目の辭表を提出して之を聽許せんことを求む可し周樹模氏は後任とならざるならん從つて薩鎭冰氏當分若しくは新總理任命を見るまで代理す可し(二十八日時事)

▲軍政府特別會議　(關東特電二十七發)　軍政府は特別大會議を開き左の件を決議せり

一、湖南に進攻し地盤を恢復すること
二、福建雲南に對し暫く守勢を執ること
三、暫く單獨講和を實行せざること
四、靳雲鵬氏を留任せしめ安福派の内閣組織に反對すること
五、唐繼堯氏と意思の疏通を計ること
六、海軍を飽迄味方とすること(二十九日日日)

▲徐總統の辭意　(三十日上海特派員發)　徐總統は數日來重要人物と接見しつゝあるが既に辭意を漏せり或は遠からず辭職の通電を發すべきかと云ふ(三十一日東朝)

▲靳氏留任勸告　(二十九日北京特派員發)　内閣問題は依然行き惱み周樹模氏は時局に鑑み出廬の意思なく目下周氏以外候補を得難きに加へ龍代理總理も亦辭意あり徐總統は内閣組織の至難なるを察し靳總理を引留むる以外に策なきより一兩日來極力靳氏の留任を懇請しつゝあり靳氏は尙辭意を飜さず二十九日徐總統更に使者を段氏の許に派して靳氏の留任勸告を請はしめたり(三十一日東朝)

▲安福派緊急會議　(二十九日北京特派員發)　安福俱樂部にて二十八

日陝西援兵問題及湖南に於ける戰鬪開始の報道に關し緊急會議を開き討議せるが討伐を主張するものと倘和平を主張するものと議論紛れて決定せず廖倫に在る徐樹錚の歸京を待ちて協議することゝし直に急電を發して其歸京を促せり（三十一日東朝）

▲文治派の復興策　（上海特電三十日發）　李烈鈞氏は廣東より天洋丸にて三十日早朝上海に着せり彼の行動は有志者の間に最も重大視さる目下唐紹儀伍廷芳孫文諸氏は依然政務總裁の名に於て屢會合を企し居れり李烈鈞氏は唐總裁代表の資格を有し居るを以て彼の來滬により上海の政務會議は法定數に達すべく李氏の到着と共に右四政務總裁の名に於ての宣言書を發表し其態度を明かにすべし孫洪伊氏一派も先に孫文氏一派と行違を生じ居れるが最近の立場上再び彼等は行動を共にするに至り之に國會議員を加へて不完全ながらも五年前の上海文治派の勢力を糾合して一種の中間勢力を作らんとするもの、如し目下此一派に關し或は南方の他の部分を無視して直に王揖唐氏と和議を開くべく準備成れりとの說及四川、湖南、福建三方面の軍事行動が此一派に依りて計畫せられつゝありとの說あるも未だ確ならず但し李烈鈞氏の上海到着も此形勢を促進する事は確なり（三十一日日日）

▲軍政府秘密會議　（廣東特電二十六日發）　廣東軍政府は秘密會議を開き次の事項に付討議せり

一、在上海民黨議員の雲南國會及新軍政府組織に關する對抗方法

二、貴州督軍劉顯世、四川督軍熊克の政務總裁拒絕に關する解釋

三、軍政府が北京政府より接受したる「北京政府は軍政府が一流の機關たるを認むるも南方の中心機關たるを認むる能はず」との電報に對し如何なる回答を發すべきかの件

四、財政問題

但し右に關する討論は何等決定する所なく結局陸榮廷氏の意見を聞ふ事に決定せり（三十一日日）

▲湖南形勢逼迫　（二十九日北京特派員發）　湖南よりの消息に據れば吳佩孚氏は二十五日を以て司令部所在地なる衡州より株州に引揚げたりとの確報あり吳軍引揚開始と同時に南軍虛に乘じて進出し來陽鄧陽等は既に南軍の手に歸し安仁茶陵衡陽等も危機に瀕すとあり湘南督軍より中央に急電頻々として到り湖南は再び南北兩軍の修羅場となるべき形勢に在り倘陝西方面の形勢不良にして第一師の二旅を出動せしむべく準備中なり（三十一日東朝）

▲楊省長を罷免す　（上海ロイテル特電三十日發）　四川督軍熊克武氏は廣東軍政府に報道して曰く楊省長は恣に職を離れて亂を煽動すと軍政府は二十八日熊克武氏に打電して楊省長の長の職を免じ熊克武氏をして省長を兼任すべしと命令せり一報に據れば軍政府は楊省長の辭職を許可せり（三十一日時事）

財政經濟其他

▲廣東關稅問題　（上海國際特電二十九日發）　伍廷芳氏並に廣東關稅基金問題に關する件は更に展開を見たり伍廷芳氏を代表し預金拂渡し差止命令を取消さんとする申請書昨日會審裁判所に提出されたるが伍氏の宣誓口供書は廣東政府が伍廷芳氏を財務總裁の地位より罷免せるは非立憲行動なりと言ふ其の主張の根柢となせり英國陪席判事アラツクバーン氏は開廷するや直に聲明して曰く當法廷は憲法上の諸問題を取扱ひ右に關する證言を聽取するを欲せず法廷の採り得る唯一の方は當事者間に一致を見るまで若しくは法廷が十分適當なりと認めて基金を拂ひ得る人を見出すまで委托基金を保留するに在りとの爲め伍廷芳氏の辯護人は裁判延期を需め右は許可されたり右事件の解決を見るまで差止め命令は有效なり（一日時事）

▲租界印花稅實施　（三十日北京特派員發）　租界內に印花稅を實施するの件は外交團の承諾を得意五月一日より實施することとなれり

▲ラ氏との交涉質問　（二日北京特派員發）　新銀行團に關しラモント氏との間に如何なる交涉を試みたるかとの某議員の質問に對し政府はラモント氏の渡支は主として調査にありて財政及び借款問題に關しては商議せざる旨に於て議定せられたる條件に就ては往々駐米公使をして不承認の意を表明せしめたるが今に至りても同樣の趣旨を抱くものなりとの答辯を爲せり（三日東朝）

▲廣東排貨不成功　（一日廣東特派員發）　廣東に於ける罷休學生の日

質は全然不成功に了れり（三日東朝）

▲學生罷休終熄　（三十日上海特派員發）學生のストライサの計畫如何に關し全國及上海聯合會協議の結果教育會、學校當局實業界の忠告に從ひ五月十日より復校する事に決せり又更に有效なる方法を以て其目的を遂行すべしと市内の宗教學校校長會議は五月十日に學生の半數以上の出席なき時は夏期休暇を終りて後に敢行するに決せり學校は市内平穩となれる爲め既に授業し居れり又學生聯合會のストライキは全く外交問題に依れるものにて毫も政黨與味を帶びずとの辯明を爲し居れり（三日東朝）

▲ヲ氏の支那觀　（北京ロイテル特電一日發）ラモント氏一行は本日日本に向け出發せり出發に先立ち氏は次の如く述べたり

「再三の需に應じ余は支那の現狀に就き少々意見を述べんに余の支那訪問は余にとりて極めて興味深かりしものにして訪問の結果支那問題に就いては稍々明確なる了解を得たりと信ず余は今回の支那訪問により大いに支那資源の富力及び產業の堅實性に對する信念を固むるを得たり支那は現下の難局に關せず其將來は有力にして堅實なるものたるべし余は支那訪問の目的を達し新借款團の爲めに極東の形勢に對する適切なる見解を得て米國に歸るものなりと雖ほ斷り置く可きは國際銀行團が若し支那の何等か大公共事業の發展の爲め支那に對し適切なる助力をなすに當りては綿密なる調査立案を要すべく余の此の短時日の訪問は單に其第一步に過ぎずと云ふ可きなり支那の形勢は甚だ複雜にして銀行團の立場より其研究調査を爲へ更に事業に着手するには一朝一夕の問題にあらずして長時日の刻苦奮勵に俟らざる可からず而して此の事は殊に支那人民と我銀行團が代表する四洋大投資團の忠實なる協力に俟らざる可からずと信ず（三日時事）

▲新借款當外れ　（北京特電一日發）ラモンド氏は本日午後四時半の列車にて一行八名と共に天津に向つて當地を出發したるも同地に着したる後一旦下車し六日午後八時半發の泰天行列車に乘じ京城まで直行して一泊の上日本へ來行するとのことなりしが歸京來種々借款に關する臆測傳へられ支那政府當局は新借款は必ず成立するものなりと思考し以て現在の財政窮迫を救濟せんとしたるも舊借款の利息の讓求を受けたるに止まり何等得る處ながりき要するに支那と借款を爲さんとするものは何れの國たるを問はず氏の如き種々的の芝居がゝりの乘込みを爲す時は決して借款の成功するものにあらずと云ふ好例を示したるものにして今後各國の對支投資團は大に鑒むる處あるべし米人を救世主の如く思惟し居れる一部分の支那人の失望は勿論なること乍ら財政當局者が今後如何なる方面に向つて財政局援助を求むるかは充分注意する價値あり（三日時事）

▲對支借款進捗す　（倫敦特電三十日發）對交借款交涉は部合よく進捗しつゝあるが英國は日本の留保案に對し對案を提出し佛米兩國は之れを承諾すべしと信ぜらるゝ而して若し日本にして此對案を承諾せざれば結局洮南府鐵道（？）を英米佛伊日四國資本家の共同管理の下に置くことに依り借款成立するならんと云ふ（四日時事）

▲國務院辯明發表　（上海特電三日發）北京國務院は新國會議員よりラモント氏の來朝に關し政府は新銀行團に對し如何なる態度を採るか又鐵道共同管理に對する政府の意見如何を質問されたるに對し答へて曰く「ラモント氏は北京に來り調査を爲せるも未だ借款に就て何等商議する所無し新銀行團が巴里に於て決定せる諸項は曾て在米支那代理公使より報告ありたり當時米國政府に對し支那は鐵道を外人に讓る能はずと聲明し置きたれば今後と雖も此趣意に基き交涉するあるのみ云々」と（四日事時）

▲伊國の武器密賣　昨年十一月伊國より多數の兵器秦皇島に揚陸天津に輸入せられ爲に在支外交團の物議を釀したることありしが結局該兵器は天津伊國租界に貯存せられ昨年四月外交團決議の趣旨に從ひ南北統一迄之を實却せざることに定められありしが最近に至り湖南督軍と伊國商人との間に步兵銃一萬、機關銃二十四、山砲五十門、小銃彈五百萬發、砲彈一萬六千二百發、購實の契約成立し其一部は既に湖南省へ密送せられたる事實發見せられ又陝西督軍陳樹藩氏も同伊國商人と小銃五千挺の購買を契約し既に其手附金一萬圓を交付せりと（某所着電）五日日日）

▲湖廣鐵道債權問題　（五日北京特派員發）湖廣鐵道に對し有せし獨逸の債權の繼續提唱問題は目下英米佛と支那との爭議となり右諸國及び銀行團は利子支拂ひの期限に達せるを機會に其支拂を外交交通兩部に要求するところありたるが之に對し支那政府は獨逸所有の債權は對獨宣戰と同時に效力を失へるものなるを以て間接に有せる各國の分に對して支拂の義務

を有せず且支那は右債權を以て獨逸の賠償に充つるの意思を有するものなることを回答せり（六日東朝）

▲京奉回收運動（五日北京特派員發）梁士詒氏等の組織に係る中華銀公司にては目下京奉線を回收せんと計畫中にて京奉線の建設は固中英銀公司の出資に依るものなるが現在の負債額たる百萬磅の償還は中華銀行同としても左程の困難を感ぜずとの理由を以て政府當局に向け回收の運動を試みつゝあり（七日東朝）

▲五百萬磅借款成立乎（北京特電五日發）鹽務顧問英人ダイン氏は歸國後支那政府の依頼を受け約五百萬磅の借款成立に奔走し居りしが最近同氏より成立の見込あり但し先づ支那政府は稅務整理の具體的方針を發表す可しと電報ありたり財政總長李士厚氏は直に右條件に贊成なるを以て極力斡旋を乞ふと返電したり（七日時事）

▲對支借款條件（華盛頓電報七日發國際通信）在東京米國大使館は國務省に報告して曰く日本は支那借款團に對する凡ての反對を撤回し米國、英國及佛國の條件を承認するの聲明書案にも既に同意したり借款團契約は當該役員の記名調印濟み次第効力生ずべしとかくて國務省が支那に資本を供給せんとする二年間の努力は茲に各當事者の倶に滿足せる條件を以て終結を告げたる譯なり商議は各問題に就て各別に行はれ日本は其國民生活を毀損し或は其主權を侵害すと感ずるが如き一切の公債には反對するの權利を取得し例へば支那國內の特定部分殊に滿洲に於ける鐵道の建設の如きは此權利中に入るべきものなるべし米國の貸付金額は未だ決定せざるも鐵道其他の建設事業に遣く五千萬弗を貸出すことならんと云ふ國務省は其旨英佛兩國に對し通告する所ありたり（十一日日日）

▲公債の支拂を促す（北京ロイテル十日發）傳ふる所に據れば莊英支那公使施肇基氏は北京政府に向ひ獨逸人に發行したる湖廣鐵道公債を支那政府が支拂はざるは海外財界に於ける支那の信用を毀損す可し故に如何なる犧牲を拂ひても利子支拂ひをなす可きなりと電報し來れりと云ふ（十二日時事）

▲鐵道權回收計畫（北京特電十三日發）衆議院議員林卓張源兩氏等は一國の交通商業等事に大關係ある鐵道が外國資本團の監督を受くる害を切論し先づ京奉鐵道の借款殘額を支拂ひ英人所有の權利を回收すべしとの議ありて京漢鐵道を所有せる村民等の計算に依れば京奉鐵道借款總額は三百萬磅なりしも現在の殘額は百三十三萬磅にして英國金貨の下落により一磅銀二兩五分に當るを以て二百九十四萬兩にて足る規約第十一條の期限內に支拂を了する爲二十パーセントを增加するも四百十五萬兩に過ぎず京奉鐵道の一箇年收入は二千四百萬元に達するを以て速に內債を募りて全部償還するを利益とすと而して此計畫は裏面に於ては梁士詒系の主張せるものにて支那シンヂケートをして其局に當らしめんとするものなりと（十五日日日）

▲米國新借款團發表（十一日紐育特派員發）行惱み中なりし四國借款團は日本の無保留讓步に依りて解決せる旨昨夜政府より正式に發表せられたるが各新聞は一齊に是れ米國外交の大成功なりとして報道し居れり中にもサン紙は之を以て從來外交上疑問とせられし石井ランシング協約の意味を明確にせるものなりと迷べし後曰く「借款問題の交涉に於て日本は米國が石井ランシング協約に附したる解釋を正式に承認したり即ち同協約は自衞の爲に行動する權利以外何等の特權を附與するものに非ず又他の諸國が是認せざる何等特殊の權利又は優越權の觀念を毫も含むものに非ず」と（十六日東朝）

▲新借款團と日本（十四日上海特派員發）新聞報は曰く新借款團は一國の支那に於ける優勢を打破し我主權を損ぜざるを條件とするものにて吾人の贊成するものなり然るに日本の聲明を見るに尙一國の優勢を含有す日本の滿蒙除外の要求は遂に通過せり支那の爲に莫大の危險を受くるや必せり然らば新借款團と當銀行團とは何の差別あらんや國民亦輕々しく贊同するを得んやと（十七日東朝）

▲日本加入意外（十四日北京特派員發）日本が正式に新借款團に加盟したるの報道は支那をして聊か意想外の感を懷さしめたり蓋し支那朝野の了解を得るため渡せるラモント氏の使命が殆ど失敗に近き結果に陷れるより見て新借款團の成立は當分不可能なるべしとの觀測一般に行はれしを以てなり日本加入の條件其他の內容未だ詳細に判明せざるを以て批評を試むるもの多からざるか二三の新聞は從來抽象的に唱道せられたる日本の滿蒙除外の主張は撤回せられたるも日本の既得權は其儘認められ新借款團の範圍より除外せられたるを以て事實上滿蒙除外と異らず支那として到底滿足するを得ず

とて敎圍きつ・あり言論界若しくは政黨政派の間には政治上の意味よりして新借款團に反對するもの多きも銀行家中には支那の經濟的立場より見て寧ろ新借款團の成立を歡迎し之を利用するを以て支那の爲に有利なるものなりと解釋し居れり(十七日東朝)

▲日支合辦を排す　(北京國際特電十四日發)　支那側の報告に據れば哈爾賓より緩導に至る露支鐵道を日支合辦計畫に移さんとするの議あり然も著名なる支那人の一團は公債發行に同鐵道敷設資本を求めんと努力しつゝあり(十六日時外)

▲露支通商調査　(十五日北京特派員發)　丁抹の曾代理公使政府宛其後の報告によれば歐洲各國は競つて勞農政府と通商を恢復しつゝあり勞農政府代表は支那に對して屢に提議せる宣言を實行すべきことを表示す支那政府も速かに承認すると共に通商を開始する爲め正式に協議を開かんことを求めつゝありと俞同公使は祕書一名隨員二名を調査の爲露西亞に派遣せる旨を報告せり(十七日東朝)

▲東支經營意見　(十五日北京特派員發)　東支鐵道回收後の經營に關し支那政府は外交上業務上の關係複雜なるを以て目下善後策を講究中なるが未だ決定に至らず交通部當局は兵力財力より云ふも日本其他と對抗するを得ざれば該鐵道を還寧(上海南京間)鐵道の辦法に照して支那が首席となりて主權を操縱せざれば四國抗爭の弊を除くを得ざるべく又所要の經費は既に成立せる新借款團に向つて交涉するを有利なりと主張しつゝあり(十七日東朝)

▲四國協定內容　(十八日北京特派員發)　北京通信の某外字新聞の所載として素破抜ける處のラモント氏と日本政府並に英佛との新銀行團組織に關する協定を見るに滿蒙は委員案の他の各部分を同樣に開放し滿蒙に於ける有らゆる借款は他の借款と同樣一律に新銀行團に讓渡す但し日本の滿蒙に於ける既得鐵道中日本の國防に特別の關係あるものは保留す即ち日本に於て保留せるもの左の如し

(一)鄭洮鐵道(鄭家屯洮南間百十四哩)
(二)長洮鐵道(長春より洮南に至る百八十哩)
(三)瀋海鐵道(瀋陽より海龍に至る百五十哩)
(四)吉海鐵道(吉林より海龍に至る百哩)
(五)瀋海鐵道(鄭家屯より海龍に至る百三十哩)
(六)吉會鐵道(吉林より會寧に至る百六十哩)

にして此外延長線として洮南熱河間四百七十哩の權利と高徐浦順鐵道は之を新借款團に讓與し鄭瀋鐵道の西端は延長せざることを承諾す之に對し新借款團は日本との競爭線に對しての借款に應ぜざること及滿蒙に於ける政治的地位を攪亂せざることを條件として聲明す尙英米佛の讓與せるもの左の如し

英國方面　(一)浦信鐵道(二百七十哩)(二)寧湘鐵道(南京湖南間六百餘哩)
(三)沙興鐵道(七百七十哩滬市より貴州の興義に至る)
佛國方面　泰王鐵道(甘肅省泰州より王門に至る七百哩)
米國方面　某鐵道(名稱不明但し延長千百哩)

更に優先權を保留するもの內英國單獨にて四線延長六百哩乃至七百哩英佛米の合辦に係るもの湖廣鐵道の七百哩にして白耳義が將來加入する場合は龍海鐵道を讓歩せしむ(二十日東朝)

▲東支線を持餘す　(二十日奉天特派員發)　東支鐵道は支那に回收以來每月二百萬元の鉄損を生じ軌條車輛の改修附屬地行政の施設等何れも不可能となり早くも該鐵道の滅亡論を高唱するものさへあり之に關し支那交通部は苦心の末張巡閱使に與へし意見には日露に熱望され居る該鐵道經營及び沿線の利權獲得は之を防止せんとするも目下の兵力財力にては到底如何ともする能はず寧ろ之を開放して日露支三國の共同經營とし唯主權のみを支那にて保持せば極東永遠の平和的鐵道經營を滿足に行ふことを得べしと云ふに在り察するに鮑督軍の督辦辭職孫督軍の救濟要求は張巡閱使及政府當局に於て何等の對策なく又國力を計らずして勝手に回收したる無定見を遺憾なく暴露せるものなり交通部の意見は新內閣組織後に於て具體案となる可し(二十一日日日)

▲黑龍省財政難　(十九日奉天　派員發)　孫黑龍江督軍來奉の用件は固より單一ならずと雖も當面の重要問題は黑龍江省財政窮乏の救濟法に關し張巡閱使に打合せの爲なる由同省は目下財源の涸渇甚だしく軍隊巡警の給料未拂二箇月に及び事態容易ならざるより孫氏は張氏に融通を仰ぎしも滿洲は支那側に於ても日本財界の不振と相場の低落との影響にて恐慌を來し張氏も孫氏の求めに應ずる能はざるに依り政府に談判を行ふべく張氏と商議し若し政府が不可能なる場合は辭職する決心にて數日內に上京するやに傳へらる(二十一日日日)

▲俄獨逸租界處分　(上海特電二十二日發)　天津及漢口に於ける舊俄逸租界の處分に就ては新設すべき市政局にて管理することに略決したるが市政局は直接中央政府に隸屬すべく司法部にては之に特別警察隊なるものを附

し過激逸租界内の警察行政を司どらしめ司法部の直轄と爲さんとするの意嚮あり政府は之に依りて天津漢口にて模範的行政區劃を設定し他日治外法權撤廢要求の際に備へんとする意嚮なりと（二十四日日日）

▲運河借款續借契約　（二十六日北京特派員發）　容駐米代理公使とシームス、カレー商會代表ストーン氏との間に大運河借款の續借米貨十萬弗の契約四月七日紐育に於いて締結せられたり條件左の如し

擔保一年滿期の國庫證券手取九十九利子年八分（二十八日東朝）

▲飛行機借款調印　（上海特電二十八日發）　二十五日英國と支那との間に飛行機借款假契約調印され其借款高は英貨一百萬磅年利八分期限九箇年第五年目より元金の償却を始め政府は金磅の國庫債券を發行す可し其用途は一、航空處本年度の經費二、航空機發着場設置に要する經費三、委員設置に關する費用四、機械購入費五、修理工場設置費に充當するものにして最近に借入れたるものと合して二百八十萬三千二百磅となりと云ふ（二十九日時事）

▲英國公使警告　（北京特電二十六日發）　國會議員林卓氏等の京奉線回收決議案は策の得たるものとして交通部の贊成する所となり擧て資金調達中の所英國公使は二十五日外交部に該借款は未だ期限滿了せざるを以て回收するを得ずと警告せり（二十八日日日）

▲上海財界鎖沈　（二十七日上海特派員發）　上海の經濟界は横濱七十四銀行の整業中止の報ありて更に支那人及び外人の一部中日本商に對する警戒嚴を加へ外人中には當分日本人の一切の手形を受取らずと言ふものある位にて邦商は到る處歎聲を漏し意氣銷沈の體にて新商店の如き殆どなく各地よりも貨物來らず滯貨にて上海の荷物動かず日清汽船の如きも五六十噸の積荷に過ぎずと稱せらる今や不景氣の絶頂にあり取引停頓の有樣にて筆かなりし上海取引所も大阪より來遲せる島德藏氏の代理者と共に連日其維持策を講じつつあるが仲買人豐島外十二名に對しては此際彼等の倒るゝ事は一層の不景氣を喚起する譯なれば何とか救濟を謀らんと二十六日夜仲買人組合總會を開き協議せるが取引所との解合にて略折合も付き談纏りたるものゝ如く斯くて株式市場は來る六月一日より兎も角も開き得る事となれり又二十六日立會を中止せる綿絲も二十七日より開く事となれるが依然として花々しき手合せなかるべし新に成立せる支那人經營の證券物品貿易所は愈六月一日より綿絲のみの市場を開くに決せるが日本の影響を受け取引思はしからざるべしと上海取引所の某重役は語れり（二十九日東朝）

▲和蘭借款成立す　（北京特電二十九日發）　廣海鐵道の繼續借款を爲す可く同鐵道督辦張弁氏は白耳義に赴きたるが現在白耳義は出資の餘力無きに依り和蘭より借款することゝなり既に契約を締結したり張氏も既に歸國の途に就きたりと（三十一日時事）

關西製綱株式會社
大阪帶革製造所
中國化學工業會社　山東省代理店
船舶、鐵道、鑛山
鐵工、土木、建築　用品販賣

和田寬商店青島出張所
青島長安町十四番地
電話五七五番

鐵工部工場
青島早霧町九番地

鐵道用品機械類カタログ御郵送ヲ乞フ

顏料製造工場
山東省博山驛前
電話四一番

當工場製造ノ辨柄ハ品質優良價格低廉製產高豐富
見本御一報次第郵送可申候
見本御入用ノ向ハ青島ノ方へ御申越ヲ乞

會報

東亞同文會春季大會

六月三日午後四時より華族會館に春季大會を開けり牧野會長開會の辭を述べ次で議事に入り相談役、評議員、會計監督、幹事の改選を行ひ（全部重任）、次で小川幹事長辭任の挨拶あり、次に田鍋幹事長代理昨秋季大會以後日支兩方面に於ける事業に付報告する處あり午後六時閉會を宣し別室にて野田遞相、大木法相、元田鐵相、伊集院大使、松永外務省會計課長以下支那公使館員一同を招待し懇親會を開き主客歡談の裡同八時散會せり

當日出席者氏名及會議速記錄左の如し

出席者氏名

來賓

遞信大臣　野田卯太郎
司法大臣伯爵大木遠吉
外務省會計課長　松永直吉
同　陸軍副武官　迫　經世
同　留學生監督代　金　之錚

會員

伊東知也　井上雅二　一宮房次郎
市川信也　石井八萬次郎　岩井光次郎
磯村壽喜　速水一孔　畑勇吉
西村虎太郎　新橋榮次郎　堀義貴
堀内干城　頭山立助　小川平吉
小田切萬壽之助　久保高明　岡本理治
岡野增次郎　岡田達一　大内又太郎
若杉要　川島滇速　龜井陸瓦
鎌田芳雄　河原橘彌　河口末一
片谷傳造　吉永保太郎　高木陸郎
田邊爲三郎　田鍋安之助　田中茂松
佃信夫　中村純九郎　中村六郎
宗方小太郎　宇治田直義　葛生能久
山田純三郎　山田修作　山崎長吉
柳瀨清　男爵牧野伸顯　牧田武
增田高頼　前田武一郎　丸山英三
福崎龜太郎　小島貞吉　佐々木安五郎
佐藤瓦文　宮島大八　宮崎寅藏
水野梅曉　白岩龍平　島村孝三郎
島崎廣助　清水壽　男爵森村開作
森茂　森猛　熊森田元次郎
世瓦一二　關菊磨　鈴木謙吉

○東西同文會春季大會速記錄

大正九年六月三日午後五時三十二分開會

○會　長　夫れでは是から會を開きます（拍手）これより一年間の報告を幹事より致します。

○幹　事　小川幹事長から事業報告をなされるいつもの例になつて居りますけれども、今日は私に代つてやれといふことでありますから御報告致します。

秋季大會後此會の方では、銀價の變動と、支那の排日が未だ止まないのと其の上に勞働問題といふやうなことまでいろ〳〵と集合して參りました爲めに、此半期間の會の事業は主として此現狀を如何にして維持するかといふことに力を注ぎまして、近頃になつて漸つと、それではこれから積極的にどうするかといふことに續に手を着けたやうな有樣で御座います。

それで先づ第一に此役員の移動のことを申上げますが、昨年の秋季大會後本年三月一宮幹事が常任を御辭任になりまして、その補缺と致しまして漢口で唯今商業會議所の書記長をして居られる土屋鼎君を推薦することになりました、同君は同文書院の第一期の出身でありまして、近々此方に到着せられる手筈になつて居ります。

次に特別補助金額のことを申上げます、昨秋季大會後は皆樣既に御承知であります通りに、銀の暴騰といふことが絶頂に達しましたので、三十三圓の學資を取りましてもそれを銀に換へますと僅かに十二三弗にしかならぬといふやうな有樣になりましたからして書院の經營上非常なる困難を感しました、それで此缺陷をどうして補ふかといふことにつきましては會長初め一方ならぬ苦心を致しました。それにつきましては主なる銀行、其中でも正金、臺灣、朝鮮、三井、三菱、住友といふ此六銀行が非常に力を添えて呉れまして、そうして漸つと一時の難局を凌ぐだけの事が出來ました、これで第一次の難局は凌げたといふやうな有樣で併し眞に之を補填しやうと致しますとどうしてもまだ非常に金の不足を生じましたので御座います此の事情を政府でもお汲み取り下まいまして、大正八年度の此同文書院の經常費の填補と致しまして十四萬三千七百圓といふものを特に補助して下さるといふことになりました、それから昨年の八月に完成致しました中華學生部、此同文書院の中華學生部の建築費も亦同じく不足でありましたからして結局大分不足致しました爲めに、これも政府に特に御補助を願ひました所が、これに對しても四萬五千圓、都合十八萬八千七百圓といふものを補助して頂くことになりました、で四月二十三日にそれを受取りました。

それから次に此會員の死亡者でありますが、これは此半期間に丁度十二名ありました、其の中には小松原英太郎君、柳生一義君などと云ふ本會の評議員もあられ、高木壽寬君、犬塚信太郎君、などといふ分もあります、此の中でも柳生一義君の如きは此同文會の爲めには從來陰になり日向になつて非常に御盡力下されましたのに、突然の病でお斃くなりになつたといふことは誠に痛惜に堪へません。で現在の會員は二千五百三十一名であります。

それから調査編纂部のことを申上げるのでありますが、其前に一寸申上げて置き度いと思ひますのは、昨年の秋季大會以後におきまして、此雜誌支那の經營のことで御座いますが、これは紙が非常に高くなりました爲めに又印刷費が餘りに高くなりました爲めに、今迄の價格では維持し切れなくなりましたので、値上の意味を以て昨年の十月以來發刊度數を毎月一回と致しまして、さうして一册の頁數は從來よりも增加致しまして、定價をも增すやうに致しました、其内容に就ても餘程改善を加へました心算で御座います、唯今これは一千六百程の發行部數であります。

其他の出版物につきましても此勞働問題などといふものが起りましてから、印刷職工の罷業怠業などの爲めに仕事が非常に遲滯しまして豫期の通りに效果を收める事が出來ませんでしたが、最近支那の金融機關といふのを發刊致しまして、これは既に初版が盡きましたから唯今第二版の印刷中で御座います、又第四回の支那年鑑を發行致すことになりました、それから改版支那實業、支那續山といふやうなものも發行することに致しまして現に印刷中で御座います。支那年鑑は七月の初め、支那實業は七月下旬に發賣する豫定になつて居ります、で本年度に發行致しまする書物の豫定は

支那鐵道、支那法令集等、支那に於ける外國人の勢力、支那開港場誌、大體其様なものでありますが、此前同の大會のときに申して置きました支那研究資料は、同文會に集めましてさうして研究するといふことになりまして又多くの方の便宜になるやうにといふので大分書物なども澤山集つてまゐりましたからして、左樣云ふ思召の方は何時でも御利用下さいますやうに希望致します。

支那書別全誌の編纂のこと、これは此前幹事長から御報告のありました通り、編纂は既に出來上りましたからして、經費節減の爲に唯今まで四谷に出張所を設けてそこで專ら編纂をやつて居りましたがそれを今度人員をも減少して唯今では本部の方に移して校正と事務の整理に從事致して居ります。然るに編纂は早く出來上りましたけれども、これも印刷所が非常に忙しいのと罷業騒業等の爲めに印刷が誠に捗りませぬ、どうしても讓定の期日までには仕上げることが出來ませぬ、で成るべくこれを早くし度いと思ひまして、從來二ケ所の印刷所に賴んで居りましたのを三ケ所に致しまして目下第十五、第十六、第十七の此三卷を同時に版にさして居ります。之等は第十五卷は七月の末、第十六卷は六月の末、第十七卷は七月の末第十八卷は九月の末に出版する運びになる讓定で御座います、此支那書別全誌は最早第二版も讓約濟になりましたからして更に第三版の刊行に着手する心算であります。

それから東京同文書院、目白中學校のことを申上ます、東京同文書院の學生は秋季大會報告後大した移動は御座いません、現在學生數は第一班が六名第二班が七名、第三班が九名合計二十二名であります、之等は何れも熱心に學業に勉强して居ります、目白中學校の方はこれは從來度々申上げたんですが、普通の中學校でありまして日本人學生を收容して居ります、此方の學生は第五學年生が七十五名、四學年生が百三名、三學年生が百十九名、二學年生が百三十三名、一學年生が百八十名、合計六百十名でありまして、これも熱心に勉强致して居るのでございます、衞生狀態も極めて佳い方で御座います、本年の卒業生は、中學部が七十九名、東京同文書院の卒業生が十名程あります。

それから今度は上海の同文書院のことを申上げます、支那に於ける排日は未だ容易に收まるやうにも見えませぬけれども、昨夏勃發しました當時のやうに激しくはありませぬ、支那內地の排日の宣傳は唯今でも餘程行はれて居りますけれども一般人民の反感の態度は無いやうになりました、それで昨年の夏から延期致して居りました第三學年の調査修學旅行は今年の四月になりまして漸く實行することが出來るやうになりました。支那學生の募集につきましてはこう云ふ狀態でありますから的確に何時から出來るといふ見込は立ちませぬ、これは先刻申しました通り、校舍に既に昨年八月に完成致しましたけれども排日等の爲めに募集出來ずに居ります、所で、各會社商店等の支那に在りますものは近來稍々事業を手控へる向もあるやうで御座いますが幸ひ同文書院卒業生の需要は大して減退致しませぬ、今年の六月に卒業致します筈の學生は八十八名あるので御座いますが、これに對して申込人員が二百十四名に上つて居ります、で學生の大部分は既に就職は極つて居るやうな有樣で御座います。然し銀價は益々騰貴しまして我百圓に對して上海銀元に換算しますと四十五弗にも換へられないやうな次第で、これと同時に金利がひどく高まりまして會の借入金に對して甚だ困つたことになりましたのですが唯今の所ではこれはずつと銀が下つて參つたので、この有樣で續いて行けば大分會の經濟も樂になるかも知れませんが、現今では下つた、安くなつたと申しましてもほんの僅かばかり下つたばかりで御座います。昨年夏排日が非常であつた爲め三學年生の支那內地修學旅行は差控へましたので本年の四月に行ふといふことになりましたのですが、其他三學年生は十二月の末に第一學期試驗を行ひまして三月末、此學科を除く外の種々科目の學年試驗を行ひました。

それから修學旅行のことを申上げます、第一學年生は三月三十日より四泊の讓定を以て南京蘇州に修學旅行を致しました、三學年生(第十七期生)の支那內地調査修學旅行は此四月に延期しました結果昨夏の讓定のやうに旅行することは出來ませんでした、旅行線路及び日程等に多少の變更を加へまして今申上げますやうなことに致しました、それは三月末前後に皆しました、で第三學年生の八十八名中遲刻者が二名ありますし、書院に止まりした者が五名ありまして旅行に赴きました者は都合八十一名で御座いました、それでどう云ふ風に變更したかと申しますと。

政治科班忻　班員四人、日數五十日の讓定上海から漢口、鄭州、正定、太原、忻崞代、陰山一帶大同、張家口、北京、天津、上海、

棉花調査班、班員七名、日數五十日の讓定で上海から青島、濟南、天津、北京、正定、太原、平遙、霍、閻喜、蒲州、潼關、西安、潼關、觀音堂、洛陽、鄭州、漢口、南京、上海といふ風に山東、山西、河南、陝西、湖北、といふ方面に廻らせました。

天津中心の羊毛、羊皮調査班、班員三名日數五十日で上海、開封、鄭州、洛陽、懷慶、彰德、順德、蔚州、西寧、大同、豐鎭、張家口、北京、天津、錦州、營口、大連、上海

大運河調査班　班員四名日數五十日で上海から鎭江に出で南京、徐州、韓莊、濟寧、東阿、東昌、臨清、武城、德州、天津、北京、濟南、青島、上海

長江經濟調査班、班員六名日數四十七日の讓定で上海、南京、蕪湖、九江、南昌、九江、漢口、長沙、岳州、沙市、漢口、鄭州、洛陽、鄭州、北京、天津、上海

中支麻調査班、班員五名日數五十日の讓定で上海、南京、九江、鄱州、南昌、建昌、九江、漢口、武昌、浦溪、岳州、長沙、漢口、上海

漢口中心茶調査班、班員六名日數四十七日の讓定で、上海、南京、九江、南昌、豐城、臨江、袁州、萍鄉、長沙、湘陰、岳州、聶家市、羊樓洞、羊樓司、漢口、天津、上海

北支那信欵企業現況調査班、班員四人日數四十六日の讓定で上海、南京、漢口、鄭州、洛陽、鄭州、彰德、石家莊、保定、北京、張家口、天津、濟南、青島、上海

青島、濟南、天津、中心牛皮及牛骨調査班、班員四人日數四十六日で上海、青島、灘縣、濟南、泰安、兗州、德州、滄州、天津、北京、張家口、山海關、大連、上海

天津を中心とする金融調査班、班員二人日數四十三日で上海、南京、浦口、徐州、濟南、天津、北京、張家口、北京、天津、大連、青島、上海、

北部倉庫調査班、班員五名日數二十八日で上海、漢口、北京、天津、濟南、青島、大連、上海、

京會欵班、班員三人日數四十一日で上海、漢口、鄭州、北京、張家口、北京、天津上海

南支那信欵企業調査班、班員五名日數五十日で上海、香港、廣東、曲江、樂昌、宜昌、郴州、永興、衡陽、衡州、湘潭、長沙、岳州、漢口、上海、

南方移民調査班、班員三名日數四十八日で上海、福州、厦門、汕頭、湖州、汕頭、香港、廣東、打狗、臺北、基隆、上海

南方倉庫調査班、班員三名班日數五十日上海、香港、九龍、廣東、三水、梧州、澳門、香港、汕頭、厦門、福州、上海

南部支那金融調査班、班員四名日數五十日で上海、香港、澳門、香港、廣東、韶州、樂昌、宜章、郴州、永興、衡州、湘潭、長沙、漢口、上海、

工業科第二部第一班、班員五名日數四十九日で、上海から黃石港、漢口、北京、淄川、博山、金嶺鎭、坊子、青島、大連、瀧順、大連、上海

化學工業調査班、班員六人日數五十日で上海、香港、廣東、梧州、三水、廣東、曲江、樂昌、宜章、柳州、永興、來陽、衡州、湘潭、長沙、漢口、上海

工業科第二部第二班、班員三人日數五十日で上海、蕪湖、桃中、蕪湖、大冶、漢口、北京、天津、大連、奉天、瀧順、本溪湖、鞍山站、大連、上海の道順でありますか、これは種々の運動を盛んにやつて居るといふことだけ申上げて置きます。

又衛生狀態は極く宜しう御座います、何時でも書院では腸窒扶斯に犯されまして、それで死ぬるものを出すといふやうなこともあつたので御座いますが、今年は豫防注射を致しました所其結果が甚だ宜しう御座いまして今日まで一人の患者をも出しませぬ、毎時、毎年新に學生が入つて來ますと二三人の患者の出るのが常でありましたが今年はまだ御座いませぬ。例の流行性感冒は昨年の十一月末、第三回の襲撃を加へて參りましたけれども患者二十四名に達したのみにてこれも大したこと無しに濟みました。

學生の風紀で御座いますが、これは前に學生自治會を設けました結果大變宜う御座いました、所がそのうちに風紀頽廢の形を現したのでこれを會勘

行致して居る事實は弁手三部書記長の報告でありますが、この區別は、これは銀塊の輸送と排日が織んである爲めにどうもうまく行きません、經濟もうまく行きません、購讀者が少い爲めにこれは本年一月を以て廢刊するの已むを得ざるに立ち至りました。

終りに同文書院の基本金で御座いますが、これは全部で二十六萬七千九百圓程唯今までに寄附申込があつて、其中二十五萬七千四百圓は既に受け取つて居ります、で秋季大會以後受取りました高は四千二百圓許りで御座います。基本金のことは彼處に誰が何程御寄付下さつたか名簿が御座いますから御希望の御方はこれに就て御承知を願ひ度いと存じます。大略御報告致します。（拍手）

○會　長　皆樣に御相談致しますが、規則によりまして當會の役員の相談役、評議員、計監實、幹事を改選することになつて居るんですが、別に御異見が御座いませぬければ、全部重任のことにお願ひし度いと思ひますが（「賛成」）別に御異議がなければ重任といふことに致し度う御座います（「異議無し」）、それから今一事は幹事長の小川君より幹事長の御辭任を御申出でになつて居ります、これは此度に重任をお受けになつた爲めに御辭退になりますので御座います。實は評議員會に於きましても御留任のことをお願ひ致しましたけれども、此度の御職掌上極めて御繁忙な爲めに是非辭任を致し度い、併し會の爲めには將來出來るだけの盡力はするからといふお言葉で御座います。御事情上已を得ないことと存じまして茲に御報告致すので御座います。小川幹事長は御承知の通り多年此會の幹部においでになりましてお忙しい御身分に拘らず會の困難の場合常に勞を吝まず容易ならぬ御配慮を忝ふして居つたので御座います、其御盡力に依て平生は勿論此會の事業上困難に遭遇しました時も、幸ひに切り抜けて參つたので、今日此會の繁榮を來しましたのも、小川君の御盡力による事が多いので御座います此の事は此の場合に於きまして感謝の意を表することに申上けまする外、會の記錄にも長く殘して置き度いと存するので御座います。つきましては今後も御關係を願ひ度いと存じまして、御多用中恐縮では御座いますが、會の相談役といふことで御願ひを致しまして、引續き時間の御許しに

幹事として其振作に勞めて來ました所今日では又元の通りになりました、で唯今の在事生は三百四十二名で、助教授に四五の移動がありました缺員は一名で御座います。

それから本年第十八期生の調査旅行は左の十八班を派遣する豫定であります

一、湖北、陝西、河南、直隸棉花調査班　七名　八十八日
一、松、黑龍江航運調査班　五名　六十九日
一、漢口を中心とする油業調査班　五名　八十五日
一、天津中心羊毛皮調査班　六名　六十六日
一、長江以北借款企業調査班　五名　五十二日
一、津浦山東鐵道沿線金融調査班　六名　六十三日
一、長江以北仲立業調査班　四名　五十日
一、京漢沿線金融狀態調査班　五名　四十八日
一、北支那經濟調査班　六名　四十五日
一、南方移民調査班　六名　六十七日
一、兩廣湖南省の企業借款現況調査班　五名　六十九日
一、南方經濟調査班　六名　六十六日
一、長江以南中立商業調査班　五名　六十二日
一、大連、營口、奉天を中心とする金融調査班　五名　六十一日
一、靈南東川中心工業調査班　四名　七十九日
一、山四省工業調査班　五名　七十二日
一、工業科化學工業調査班　四名　七十六日
一、京津班　七名　四十日

以　上

それがら清南の同文公所でありますが、これは相當にやつて行けば先づ半期に十萬圓位いの商取引は出來るやうになつて居ります。次に昨年既に御報告申上げました通で御座いますが、北京と廣東に支那人收容の支那中學程度の學校を設けるといふことになつて居りますが、其後北京の方は位置を天津に變更することになりまして唯今其設計になつて居ります。これも排日運動の爲めに延びて今日に至つたのであります。

それから一つ茲に誠に遺憾でありますのは、此上海の同文會の名を以て發

なる限り御盡力を願ひ度いと思ふので御座います、此事を皆樣に御相談致します。……それでは左樣云ふことに取り計ひます。

○小川平吉君

一寸御挨拶申上げます。唯今會長より御話しの御座いました如く、私儀此度計らずも就官致しましたに就いて、幹事長の職を辭退することに願ひまして幸ひ御承認を得ました次第で御座います、誠に不肖の身を持ちまして殊に私事辯護士等も致して居りまして、繁劇の身ではあり、幹事長の職に充分盡力致すことも出來ませず、常に不行屆勝でございまして、心中甚だ安からざる思ひを致して居つた次第で御座います、幸ひ多年の間大過も無く打續きましたのは全く諸君の御同情と御援助に基つく次第で御座いまして、茲に其任を解かるゝに當つて深く感謝の意を表します、然るに唯今會長から甚だ懇懃なる御言葉を下さいまして誠に恐縮に耐へざる次第で、敢て當りませぬ次第で御座います、然るに尙ほ又た今回は相談役に御推薦下さいまして誠に光榮の至りて御座います、これは謹んでお受けを致しまして、將來も出來るだけの微力を盡し度い考へで御座いますから、どうぞ倍舊の御同情御援助を願ひ度う御座います、一言御挨拶致します（拍手）

○會　長

それでは今日の會はこれで閉じます。（拍手）

六時十五分閉會

寄贈書目錄

實用新案公報	特許局
本邦に於ける製紙原料の現狀	農商務省
札幌農林學校會報	農林學校
大日本紡績聯合會月報	其の會
支那鐵業時報	南滿鐵道會社
朝鮮及滿州	其の社
地學雜誌	其の社
新著書	丸善株式會社
化學工藝	其の社
商標公報	特許局
日本及日本人	政教社
南洋協會雜誌	其の社
滿蒙實業彙報	大連商業會議所
奉公	其の會
青島に於ける物價	青島民政署
The Herald of Asia	其の社
月報	小樽商業會議所
調査時報	南滿鐵道會社
月紡績	青島實業協會
東洋時報	其の社
岐阜教育	其の社
財政經濟時報	其の會
通商公報	其の社
德戰爭及戰後の國際貿易	其の局
東方時論	其の會
滿蒙經濟時報	神戸高等商業學校
三田評論	其の社
學公論	奉天商業會議所
新法學論叢	其の社
水產界	丸善株式會社
貿易通報	其の社
海外情報	法學會
滿蒙研究彙報	其の會
政友	大阪商業會議所
東洋經濟新報	儲行
雜穀肥料同業組合月報	其の社
國民經濟雜誌	政友會
	其の社
	組合
	實文館

六八號
六九號
四七七號
四七八號
六〇號
二〇九號
十一號
十四號
一三六號
二七號
六號
二八號
六號
二六一號
三一〇號
七三三號
七四二號
一號
七號
九〇號
二七六號
七號
一號
四五四號
一五七號
十八號
二四二號
二〇〇號
九〇四號
七號
一號

資本金四千萬圓

朝鮮銀行

本店 朝鮮京城

支店出張所

東京、大阪、神戸、下關……（內地）
平壤、仁川、元山、大邱、釜山
鎭南浦、郡山、木浦、羅南、會寧……（朝鮮）
大連、奉天、長春、安東縣、四平街、開原、旅順、營口
遼陽、鐵嶺、鄭家屯、吉林、龍井村、哈爾賓、傅家甸……（滿洲）
上海、青島、天津、濟南……（支那）
紐育、浦鹽……（海外）

爲替取引先 倫敦、其他內外主要地ニ有之候

當銀行ハ預金、貸付、爲替及取引等、一般銀行業務ヲ便利ニ取扱仕候

一資本金　一億圓（內拂込濟六千壹百萬圓）

一積立金　四千四百萬圓

橫濱正金銀行

電話
特四三〇〇番
特四三〇一番
特四三〇二番
特四三〇三番
特四三〇四番（宿直用）

支店
出張所　東京、大阪、神戸、長崎、倫敦、里昂、紐育、桑港、ロスアンゼルス、布哇、シドニー、孟買、カルカツタ、香港、上海、青島、濟南、漢口、天津、北京、牛莊、旅順口、大連、遼陽、奉天、鐵嶺、安東縣、長春、哈爾賓

此外內外樞要ノ地ニ代理店有之候間爲替、荷爲替、信用狀其他內國手形割引、貸付、保護預等御便宜御相談可仕ニ付御都合次第御來談被下度候

第五拾九回決算公告（大正九年上半期度）

貸借對照表

貸方（負債）		借方（資産）	
資本金	五〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	地所建物機械	一二、三五八、六一七・八
準備積立金	一〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	工場用具什器	一〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
職工保護資金	九〇〇、〇〇〇・〇〇	軌道及水道	九〇〇、〇〇〇・〇〇
前期繰越金	二、三六、九四二・五	有價證券	七一三、五一〇・〇〇
諸預り原棉買掛金	五四三、五九八、六八二・八	原棉綿糸布仕掛物屑棉糸布	四八、四七七、九一〇・三八
諸預り未拂手形	二八九、一〇四・三八	準備物品及貯品	四一七、四三、三八二・六
諸預り支拂手形	四五九、八七六、八二	資金及出金	四、一七四、三八三・二六
前期繰越金	四、五六七、六五六、五九	工場增設勘定	二、四三一、二一九、六四
本期利益金	一九三七八、三六九、六二	受取手形	一三、六九二、六八五、九
合計金	九九、七八二、五八一、三四	銀行勘定及現金	一八〇、七〇二、七六九
合計金	九九、七八二、五八一、三四	合計金	九九、七八二、五八一、三七

利益金處分

本期利益金	一九三七八、三六九、六二	積立金	九五〇〇、〇〇〇・〇〇
前期繰越金	二、二六、九四二・五	株主配當金（年六割）	七、九六二、〇〇〇・〇〇
合計金	二一、六、五三五・七	後期繰越金	四一五三、三五・八七

右之通り株主總會ニ於テ承認セリ

大正九年六月二十二日

大日本紡績株式會社

取締役社長 工學博士 菊池恭三
取締役 田代重右衛門
同 田村謹壽
同 殿村平右衛門
同 松村謙成
同 佐伯利隆
同 小寺源吾
監査役 山口玄洞
同 廣海二三郎
同 竹尾治右衛門

取締役 本咲利一郎
同 福本元之助
同 金澤仁作
同 岩田惣三郎
同 松本宗十郎
同 有賀松彦
同 三野村倉二
同 戸田榮藏

取締役五名監査役五名任期滿了ニ付改選ノ結果
取締役ニ葉池恭三、本咲利一郎、田代重右衛門、福本元之助、田村謹壽、監査役ニ三野村倉二、廣海二三郎、戸田榮藏、竹尾治右衛門重任セリ

第十二回營業報告（自大正八年十一月二十六日至同九年五月二十五日）

貸借對照表

資産之部		負債之部	
土地	四、二七九、三一六・一二	株金	二五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
建物	八、五三、〇四八・三七	積立金	二一、八五〇、〇〇〇・〇〇
機械器具什器	一、一〇五、三〇三・四九	社債	一〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
增設假出金	三、二六八、九二四・五〇	拂手形	七、五七七、五三三・三七
公債有價證券	四、〇七二、七〇二・〇〇	諸預り	九八六、六、九三一、五八
受取手形	二、二五七、七〇九、七〇	買掛金	四、〇一五、七二八・三三
原料製品屑物及半製品	三五、三五六、〇七八・三二	新株拂込充當振替預金	五七九〇、〇〇〇・〇〇
用度品	一五八、六二五、九六	社員恩給資金	四二五、五九二・七五
諸預り假拂金	二、一一四、四六〇・三六	職工保護資金	一、二一九、七二二・九五
銀行預金現金	一九、三二六、三五八・五一	前期繰越金	一、三九三九、一三三・五七
合計	九二、二八〇、七九三・三三	當期純益金	一、八六六、一七〇・七九
		合計	九二、二八〇、七九三・三三

利益金處分

當期純益金	一金壹千壹百六拾參萬六千壹百七拾圓七拾九錢	積立金	金四百萬圓
前期繰越金	一金參百九拾參萬九千壹百貳拾參圓五拾七錢	配當金	金六百六拾九萬參千七百五拾圓
合計	金壹千五百五拾七萬五千貳百九拾四圓參拾六錢	社員恩給資金	但年六割（普通壹割貳歩特別四割八歩）
內		職工保護資金	金貳拾萬圓
		後期繰越金	金四百五拾八萬壹千五百四拾四圓參拾六錢

右之通ニ候也

大正九年六月

東洋紡績株式會社

取締役社長 工學博士 伊藤傳七
專務取締役 工學博士 齋藤恒三
專務取締役 阿部房次郎
取締役 工學博士 服部俊一
取締役 岡常夫
取締役 工學博士 眞野愛三郎
取締役 庄司乙吉

前記ノ各項審査候處相違無之候也

監査役 九鬼紋七
監査役 熊谷辰太郎
監査役 阿部彥太郎

監査役 神野金之助
監査役 瀨尾喜兵衛

熱帶生活

醫學博士
宮島幹之助著

四六判美裝寫眞數葉　定價金壹圓五拾錢
（南洋實價　新嘉坡銀壹弗五拾仙）

宮島博士は蚊の先生なり。
マラリヤ熱の媒介たるアノヘレスを探ねて瘴煙蠻雨の熱帶地を跋涉せる篤學者、我國の熱帶病研究の權威なり。
博士が數次の熱帶地旅行に依つて得たる、研究、經驗より編み出せる熱帶生活法、見聞錄等を懇切平明且つ興味深く叙述せる者卽ち本書にす。
熱帶地常住者は勿論、護謨園經營者、熱帶地關係貿易商、航海家、旅行家等苟も熱帶に關係あるの士は一讀以て得る處尠なからざるべし。

内容一班

熱帶生活法◆熱帶は文明を支配す◆科學の進歩は熱帶を征服す◆熱帶生活に適する資格◆熱帶の氣候と健康◆熱帶にをける飲食物、被服、住居◆日射病の手當と豫防法◆熱帶のマラリア、其豫防の第一義◆糞土より來る病◆十二指腸蟲病と豫防法◆熱帶赤痢と療法◆脚氣、皮膚病、花柳病其他熱帶特有病と其豫防並に治療法

南洋行ホール河を溯りつゝ◆上海より◆香港より◆シンガポールより◆ジヨゝ◆淺蕗山の情調◆椰子の樹蔭に寢て暮す村人◆半島斷片◆雪隱物語◆滑稽◆南洋の鹿狩◆猪を仕留めた手柄の一條◆南洋の女◆シンガポールの別れ

ナイルの流域◆棕櫚の葉の樣な埃及の土地◆ナイル河畔に太古と近世の對峙◆カナロー府◆篤學の寄生蟲學者ロース氏◆埃及の大蟲住血吸蟲と十二指腸蟲◆カイロよりアスワン迄◆心地よきナイルの舟行◆燒く樣な砂漠の汽車◆舊界に此文明的設備◆熱帶植民地の好模範◆衞生設備の表と裏◆黑人の部オムヅルマン◆其他

偉人の面影◆熱帶醫學の泰斗ローベルトコツホ先生◆先生の風采、友情、用意、態度、信用、訓戒、慈愛、魚釣、趣味、教授振り◆其他醫學者の親たる熱帶の記事滿載

發行所　南洋協會
東京麹町區八重洲町

日本發賣所　日本之醫界社
東京麹町區土手三番町
南洋發賣所　南洋及日本人社
英領新嘉坡ミラドル路

◀六大雄篇を見よ▶

外務省纂

獨人の觀たる日本及聯合國の對獨經濟戰

定價金三圓五十錢（菊判總クロース上製美本七百頁）送料一支那内地十八錢一支那五十五錢

▼本書は獨逸、獨立キール大學內王立海運及經濟研究所副所長ワルデマール・コッホ博士等が自國の立場より見て攻究したる名著にして、苟も政治、財政、軍事、殖民、海運等之れを世界的に研究せんとする人士に對して絶好資料たり。

外務省纂

海峽殖民地概覽

定價金二圓八十錢（四六倍判總クロース上製四百五十頁）送料一支那内地十八錢一支那五十五錢

▼本書は先づ同地方の地勢沿革に筆を起し人種人口統治財政及び金融機關度量衡農業漁業商工業港灣交通及通信貿易宗教教育新聞及刊行物醫事等あらゆる方面の狀況を詳述したれば眞にこれ海外貿易業者にとりて絶好羅針盤たるべし。

外務省纂

蘭領東印度事情

定價金二圓八十錢（四六倍判總クロース上製美本四百頁）送料一支那内地十八錢一支那五十五錢

▼本書は爪哇スマトラボルネオセレベス其他南洋諸島の實情を說き更に地勢歷史交通產業貿易等の各般に亘り盡さざる所なく特に本邦人のため入國旅行開業等の方法に就きて周到適切なる注意を與へ卷末には簡易なる馬來語獨案內を添附せり。實に南洋諸島に關する唯一の權威書たり。

外務省纂

北滿洲

定價金三圓五十錢（菊判總クロース上製美本八百八十頁）送料一支那内地二十四錢一支那六十五錢

▼北滿地方に於ける帝國の勢力新に伸張するに伴ひ我が商工業家の活躍を試みんとする者多しと雖も良書の絕無なるは心ある者の嘆息する所たり。茲に外務省は周到なる調査を行ひ本書を編纂さる。該地方の內情一として漏らす所なし。

外務省纂

福建事情

定價金一圓八十錢（菊判總クロース美本四百頁）送料一支那内地十八錢一支那五十五錢

▼福建省は南清に於ける唯一の本邦勢力範圍にして天產物豐富に財力莫大なり。本書は本邦官吏の精細なる實地調査による材料を基礎とし歷史地勢產業教育衛生通商の各般に亘りて細說し加ふるに貴重なる地圖及統計の多數を收めたり。

三版 浦潮斯德事情

◎德富猪一郎先生序（四六判總クロース）定價金二圓◎三島愛之助先生著（上製三百七十頁）送料十錢

▼今や浦潮斯德は、日露貿易の衝區を占め西比利亞鐵道は將に一變して、國際鐵道たらむとするの時機に達す。我が民族の勇往邁進日露貿易の基礎を牢立するは願ふに善く彼を知り己を知るの道如何に在るのみ。讀者若し活眼を以て之を繙けば洵に是れ日露貿易の津筏とならざらむ。

發兌 東京市神田區三崎町三丁目 株式會社 啓成社
振替東京一五一二〇番 電話番町五四一七番

前號要目

支那政局の危機……一—四
講和會議經過公報……一三—二八
民國五年度國家歳入現計書……二九—三九
山東問題に關する
ミラード氏の陳述……五—一三
中國銀行民國八年度營業報告……三九—五二
庫倫通信（入蒙旅行日誌）……五二—六一
講和條約は死せり……六一—六四
支那時報……六五—七九
支那彙報……八〇—一〇〇

支那　大正九年七月十四日印刷
大正九年七月十五日發行

編輯兼發行者　東京市本郷區湯島天神町一丁目十一番地　清水壽
印刷者　東京市麹町區紀尾井町三番地　金澤求也
印刷所　東京市麹町區紀尾井町三番地　元眞社
發行所　東京市赤坂區溜池町二番地　東亞同文會調査編纂部
電話芝一二一四番一二一五番　振替口座東京九七三〇番
大賣捌所　東京市神田區表神保町　東京堂書店
同　東京市京橋區尾張町二ノ二　東海堂
同　東京市京橋區元數寄屋町三ノ七　北隆館
同　東京市神田區南神保町一一二　有斐閣

毎月一同發行	定價	册數	定價	郵稅無料
	一册	四十錢		
	六册（半年分）	二圓二十五錢		
	十二册（一年分）	四圓五十錢		

支店出張所

臺灣 基隆 臺中 嘉義 臺南
宜蘭 淡水 桃園 新竹 打狗
阿緱 臺東 花蓮港 澎湖島

內地 東京 橫濱 大阪 神戶 門司

支那 上海 九江 漢口 福州 廈門
汕頭 香港 廣東

南洋 新嘉坡 スラバヤ スマラン バタビヤ 孟買
盤谷

歐米 倫敦 紐育

株式會社 臺灣銀行 (臺北)

明治四十五年一月十七日　第三種郵便物認可
大正九年七月十五日發行（毎月一回十五日發行）

支那　第十一卷　第七號

消化と毒けし

仁丹

金言

態度は無言の雄辯なり。西諺

今のむ仁丹

涼味自ら湧き・心身共に爽快

仁丹買方

名所カード付（二貼半入）二十錢
金言容器付（三貼半入）三十錢
懐中容器付（七貼入）五十錢
四季容器付（九貼入）五十錢
徳用包　五十錢

明治四十五年一月十七日第三種郵便物認可
大正九年八月十五日發行（每月一回一日發行）

支那

第十一卷　八月號　第八號

內容

安徽派の沒落……一
庫倫事情……二〇
接壤地域特殊利益の內容（下）……三二
南支那鐵道計畫（上）……四四
山東問題に關するミラード氏の陳述……五
南方派の職と人……五三
庫倫通信……六五
寧夏通信……六七
支那時報……五六
支那彙報……七〇

東亞同文會調查編纂部

消化と毒けし
仁丹
金言
態度は無言の雄辯なり。西諺
今のむ仁丹
涼味自ら湧き・心身共に爽快
仁丹買方
名所カード付(二貼半入)二十錢
金言容器付(三貼半入)三十錢
懐中容器付(七貼入)五十錢
四季容器付(九貼入)五十錢
徳用包

大正九年八月十五日發行

「支那」目次

第十一卷 第八號

安徽派の沒落……一―一四
山東問題に關するミラード氏の陳述(四)……五―二〇
庫倫事情……二〇―三一
接壤地域特殊地位の內容(下)……三二―四三
南支那鐵道計畫(上)……四四―五三
南方派の職と人……五三―五五

時報

安徽系屈服す一、曹吳免職令二、兩軍終に衝突す三、第一停戰令四、我が對支聲明五、四路安徽軍の敗退六、定國軍の取消七、安徽系領袖處分令八、政治犯人引渡問題九、國民大會開催說一〇、和議總代表更迭一一、安福派解散一二、徐總統辭已令―日英同盟繼續の通告―尼港砲擊事件交涉―南北海軍の統一……五六―六五

通信

倫敦（小西寅夏――工藤二級三郎）……六五―九六
庫倫（寺）……

彙報 日支新聞重要記事

……七〇―一〇二

直輸出入業

小津武林起業株式會社

大阪市西區靱中通參丁目貳壹

電話土佐堀（長）二三五番 二三六番 三〇二九番

營業種目

棉花、綿紡原料
麻、肥料、雜穀
毛皮革、牛水蠟
各種油及其原料
其他支那產物

神戸出張所　神戸市海岸通二丁目　電話三ノ宮（長）一八一五番 三、三二八番

東京支店　東京市深川區佐賀町二丁目　電話本所（長）三、七〇六番 二、二九五番

横濱出張所　横濱市相生町六丁目　電話（長）一、五九〇番

海外支店　上海、漢口
同出張所　沙市、宜昌、萬縣、重慶、樊埡、老河口、鄭州

ヱビス
ビール

サツポロ
ビール

アサヒ
ビール

大日本東京

大日本麥酒株式會社

資本金四千萬圓

朝鮮銀行

本店　朝鮮京城

支店出張所

東京、大阪、神戸、下關……（内地）
平壤、仁川、元山、大邱、釜山……（朝鮮）
鎭南浦、郡山、水浦、羅南、會寧
大連、奉天、長春、安東縣、四平街、開原、旅順、營口……（滿洲）
遼陽、鐵嶺、鄭家屯、吉林、龍井村、哈爾賓、傅家甸
上海、青島、天津、濟南……（支那）
紐育、浦鹽……（海外）

爲替取引先　倫敦、其他内外主要地ニ有之候

當銀行ハ預金、貸付、爲替及取引等、一般銀行業務ヲ便利ニ取扱仕候

大正九年八月十五日

第十一卷第八號

安徽派の沒落

一

西北籌邊使徐樹錚氏の免黜を導火線とし、安徽、直隷兩派の間に開始せられたる內訌の總勘定は、僅かに二週日にして安徽派の全敗に歸し、徐樹錚氏以下九名は、逮捕令を喰つて我が公使館に遁逃し、直隷派及び張作霖氏は、北方の全局面を把握することを得たり。顧みるに最近二年間は、安徽派軍閥が兎に角北支の實勢力を占め得たりし時代にして、直隷派は安徽派に驅使せられ、無念の涙を呑みつゝありしところなるが、今や主客地を替へ、安徽派の灰盡滅を尻目にかけ、直隷派の前途洋々たるものあり。而も兩派の軍閥は、兄たり難く弟たり難く、安徽派に代ふるに直隷派を以てするも、一向代りばへせざることは勿論にして、其間支那自體の何等かの進步を認め得るものありとせば、ソハ安徽派の沒落に依りて、何程か支那軍閥の勢力を減せしといふことを擧げ得るのみ。

二

安徽派沒落の原因は、

(一)作戰の齟齬に在り。這次の戰鬪に於いて、安徽派は西路の

直隷軍に備ふると共に、東路の奉天軍の入關にも備へざるべからず。奉天軍の輸送未だ完備せざるに先ち、西路直隷軍と決戰して決定的勝利を得置かざるべからざる順序なりき、卽ち安徽派は速戰に利あり、直隷派は之に反し、悠々陣を整へて東路の充實を待つを賢とす。此心理が双方の作戰に現はれ、安徽軍が短兵急に高碑店を攻撃せしは、策の得たるものたりしには相違なきも、その先鋒に劉詢氏の師團を立てしは何事ぞや。劉氏は人も知る如く、故馮國璋氏の直參にして、王廷楨氏と共に南京より北京に呼寄せられし人なり。今此人を先鋒に立てしは、これまで南方討伐に、直隷派を戰場に暴露せしめ、安徽派自からは後方安全の地に在りて發縱指示せし手段を、又も小規模に試みしものに外ならず。果然屢次の南方討伐が、直隷派の戰線拋棄に因つて破綻せしと同じく、今回の戰鬪に於いても、劉詢師團の敗北、少くとも不戰に因つて全軍總崩れとなりしこと疑はれず。

(二)邊防軍の弱勢に在り。邊防軍は日支軍事協定の結果成立せる參戰軍の後身にして、專ばら邊疆防備の目的下に使用せらるべき性質を有するに拘はらず、その邊防督辦段祺瑞氏の指揮下に屬し、且つ訓練の最初より段派の人々のみその衝に當り居たりし關係上、段派の私兵と目されゐたるものなり。果然今回の內爭には、安徽派は之を同軍使用の目的外に使用し、之を戰線に使用したり。而して同軍は、甚だ精銳なりと稱せられゐたるにも拘はらず、實戰に及んで決して然らざることを證明せり。西路に於ける曲同豐軍の成績を見れば、思ひ半ばに過ぐるものあらん。

(三)張作霖氏の壓迫に在り。張作霖氏の今次政爭に對する態度は、甚しく狡猾にして、その北京滯在當時の如き、曹錕段祺瑞兩氏に對し何れも氣休めの言を以て敷衍し置き、隙を窺つて奉天に歸り、洞ヶ峠の奥深く閉ち籠りたるものとす。而も徐樹錚氏が豫見し得たりしが如く、氏の態度はより多く直隷系に傾き居り、安徽軍擧兵と共に武裝調停を以て之を威嚇し、大軍を關內に入れて直隷軍と共に安徽軍を挾撃せんとせり。兩軍の挾撃に遭つては、流石の安徽軍も成算なし。張作霖氏の壓力は意想外によくききたり。

(四)外援の絶無に在り。我が日本が七月十六日の聲明を以て、對支內政不干涉を宣明したるを始め、列國中の何國も援助を差控へ、某々國の如きはむしろ直隷派を支援するの態度に出でたるを以て、安徽軍は軍費に缺乏を生じ、ために屈服のやむなきに立到りたるなり。

三

勝誇れる直隷派は、徐總統をして矢継早やに命令を發表せしめ、以て政敵處分に猪突せり、七月二十八日の命令は、段祺瑞氏の督辦邊防事務、管理將軍府事務を免じ、督辦邊防事務處を取消したり。段氏は僅かに一死を免かれたる次第となれり。同日邊防軍は解散せられ、西北邊防總司令（徐樹錚氏さきに西北籌邊使を以て之を兼ぬ）に屬する西北邊防軍も解散せられたり。續いて翌二十九日、徐樹錚、段芝貴、曾毓雋、丁士源、朱深、李思浩、王郅隆、梁鴻志、姚震、姚國楨の十人の官職を褫奪し、逮捕せしむとの命令出で、同日吳光新、吳炳湘二人の免官を見たるが、八月三日に至りて安徽派の根據地たる安福俱樂部の解散令あり、更に七日第二回禍首處分令あり、王揖唐、方樞、光雲錦、康士鐸、鄭萬瞻、藏陰松の官職褫奪、曲同豐、陳文運、魏宗瀚、劉詢、張樹元の軍法會議交附を命令せり。

直隷派はかくの如く徹底的に政敵を處分し了ると共に、一方江蘇督軍李純氏を北方和平總代表に任じ、徐々に南方との和議再開に備へ、又中央に於いては靳雲鵬氏に因果を含めて新內閣組織の任に當らしめ、十一日左の如く新內閣成立せり。

國務總理署理兼陸軍總長　靳雲鵬
外交　顏惠慶　　內務　張志潭　　財政　周自齊　　海軍　薩鎭冰
農商　王廼斌　　交通　葉恭綽　　教育　范源濂　　司法　董康

內務總長の張志潭氏は靳雲鵬氏の參謀長にして、這次內爭の筋書作者なり。財政周自齊、交通葉恭綽兩氏は、正眞正銘の舊交通系なり。農商の王廼斌氏は張作霖氏の私人なり。かくて新內閣は直隷奉天舊交通三派の寄合世帶たる性質を有す

四

直隷派の陣立は漸く整ひ來れるが如し。但し前途の多難は、今なほ昨に異ならず。吾人は支那內爭不干涉の立場に立ち、默して直隷派の施設を見んとするものなり。たゞこゝに默止すべからざるは、政治犯人庇護問題に關する外交團の態度にして、國事犯人の庇護は國際の通誼、外交團側の見解は偖りに直隷派隨喜に過ぎ、聊さか常規を逸せるが如し。吾人は此點に關しては、次の聲明に現はれたる小幡公使の見解に同意す。

本月九日附を以て小幡公使より外交總長代理に對し左記の通り通告すると同時に其の次第を北京外交團主席公使へも通報したり。

徐樹錚、段芝貴、丁士源、朱深、梁鴻志、曾毓雋、姚國楨、姚震、王陞隆の九氏は帝國公使館に來り各自一身の保護を求めたるに依り當公使館は國際上の通義殊に支那に於ける數多の事例に顧み事情已むなきものと認め右諸氏に對して相當保護を加ふることに決定し公使館護衞隊營内に之を收容せり尙右諸氏に對しては收容所に於て一切政治に關與すべからざるべきことを嚴重に戒告し且つ全然外部との交通を遮斷せしめあり本公使は上記の次第を貴總長代理に通告するに當り貴國政府に於ては右當公使館の取りたる措置は全く政治上の趣旨を超越したるものなること即ち現に是等諸氏の享受しつゝある保護は其の所屬政派の如何に基く特別の待遇に非るものにして恰も同氏等が他の政派に屬せざるの故を以て公使館として之が收容保護を拒み能はざると一般なることを十分諒知せらるべきを信ずるものなり。

たゞ吾人の遺憾とするは、國事犯人逋逃の當初に於いて、直ちに之を發表すること、黎元洪氏の場合に於けるが如くならざりしこと、某々國側の政治犯引渡論盛んなるに及んで之を發表せしことの二點に在りとす。固より一度發表せし上からは、あくまでもその見解を突張るべきはいふまでもなし。（X　Y　生）

山東問題に關するミラード氏の陳述（四）

（一九一九年八月十八日米國上院外交委員會に於て）

ミラード氏（前號より續く）。けれども山東問題は既に講和會議で決定されましたので、其の後は支那は善後策として出來得る限り條約を修正せしめて以て支那の地位向上を計ることに努力を向けました。支那委員は大統領ウイルソン氏其の他の名士に會見を求めました。私は其の後數週間巴里に滯在してをりましたが、私の滯在中には支那委員は遂にウィルソン氏と會見することが出來ませんでした。併し後に至つて支那は大統領の招待を受け、バルフォーア氏及び佛國委員にも招待を受けまして、此等の人々から、彼等が日本との密約を守らなければならぬ位置にあること、並に日本は口頭をもつて彼等に約束したことがあるから、それを實行するであらうと思ふといふことを聞いたのであります。

これは私が巴里を去つてから後に起つた出來事であります。併し私はこれを支那委員に付いてゐた人、卽ち私の去つた後に巴里に殘つてゐた人から聞いたのであります。仍て私は一の覺書を認めて支那委員の採るべき方針に就いて勸告しました。其の覺書の寫しを私は此處に持つてをります。私が彼等に勸告しましたことの一つは……私はそれをウイリヤムス敎授並びにホーンベック敎授にも見せました所が此の二人もそれに同意しました——次の如きものであつたのです。「貴國は出來得る限り最良の法律顧問を招聘せられよ、米國一流の國際法學者、佛國一流の國際法學者、英國一流の國際法學者を招聘せられよ、而して此の點に就き此等の人々の忠告を聽取されよ、斯かる事情の下に無留保にて調印せば、彼等が此の法律を修正する爲めにこれを國際法廷或は國際仲裁々判所或は國際聯盟に訴へた時、列國が如何なる程度までこれを尊重するかといふことに就いて此等の人々の勸告を聽取せられよ、此の點に就いて、たとひ留保はしなくとも彼等の意見を聽取せられよ」と。私は支那委員が私の此の勸告を容れたか否かは知りませぬ。次いで私は言ひました「事態此に至つた上からは、貴國の位置を陳述し、今後訴訟を提起する時の基礎として貴國が除外例なることを正式に提議して留保の許可を請はれよ。若し此等の法律顧問諸氏の勸告によりて、卿等が除外例を設け、これを記錄に記入せしむることが出來れば、今後訴訟を却下されることは無い。其の時になつて調印せられよ若し目下の如き事情の下に於ては調印することが出來なければ、調印をされぬがよろしい」と。

私は私の勸告が、如何なる程度まで、支那委員のとつた

行動に關係してゐたかは知りませぬ。其の後に至り、彼等は正式に條約の一部留保を請ひました。私がまだ巴里に滯在してゐた時に講和條約が會議によりて採擇されることゝなりました。條約が朗讀採擇されることゝなりました。この時に支那は除外例の意志を表明しました。支那は此の時はまだ何人からも勸告されてはゐなかつたのであります。そこで支那委員に對して讓歩せしむる爲めに非常な壓迫が加へられました。遂に調印の時になりまして支那委員は留保を求めましたが、それは拒絶されました。此に於て支那委員は右の要求が拒絶せられた最後の瞬間に於て、四國會議より、國際聯盟に於て後日支那問題を審議するといふ一種の聲明を獲んと努めたといふことであります。けれども斯かる特殊の證言を得ることも亦失敗に了りました。斯かる事情の下に、御承知の如く、支那は調印を拒絶したのであります。

勿論講和條約調印拒絶は、支那委員も熟知してゐた如く彼等を不幸なる孤立的地位に陷れました。私は何者か意地悪き妨害者が支那をして最も不幸なる境遇に陷らしむべき陷穽を造つて、支那をしてかゝる運命に逢着するを餘儀なくせしめたのではないかと疑ふのであります。

支那は今や山東問題に關して一切のものを失つたのであります。米國の勸告によりて講和會議にて審議すべき山東以外の種々の問題は提出さへしなかつたのであります。或る支那人が申しました如く、彼等は人を絞殺することは出來るけれども、殺される人自身をして彼の死刑令狀に署名せしめることは出來ないといふ理由によりて、支那は斯かる事情の下に講和條約に調印することを拒絶したのであります。斯くて彼等は全然孤立に陷つたのであります。彼等は聯合國の圈外に追ひ出され、立場を失ふたのであります彼等の境遇は實に上記の如くであります。

私は只今、諸君の御質問にお答へする前に、今一つだけ申し上げて置きます。此の四月三十日の山東問題の決議を知つてから間もなく、私は、イー・テイ・ウイリヤムス敎授と會談しました。同氏は吾が國の有名な東洋學者でありまして、三十五年間支那に在住し、しかも其の大部分を政府の官吏として過した人であります。氏は屢々代理公使を務め、二三年前迄は國務省の極東局總裁の職に就いてゐました。ウイリヤムス敎授と御知り合ひの方は御承知でござりませうが、同氏は性來寡默溫厚の人でありまして、如何なる問題に就いても同氏の口から積極的の意見を聞くやうなことは難しかつたのであります。殊に外交問題に關して左樣でありました。然るに同氏は此の山東問題の決議の報を聞きますと、「それは日米の開戰である」と申しました。而して當時巴里に滯在してゐた米國人は悉く氏と全然同樣の感想を懷いてゐたのであります。諸種の事情を考量いたしますると、吾々も、斯かる事件は開戰を意味するものであるとの感じを懷くのであります。故に吾々はこれは非常な難關に逢着せずしては已まない。此の難關を突破する道は戰爭を措いて外には無いと感じたのであります。これは吾々が擧つて憫れたところであります。私は——其の眞偽は

知りませぬけれども　所謂ブリッス將軍の書簡にも斯様な意味のことが記されてあつたと聞きました。此の書簡はまだ公表されてをりません。恐らく政府は此の場合に此の書簡を公表する氣は無いのでありませうが、只今も申し上げました如く、吾が國の專門學者並にウイルソン氏の同僚さへもが悉く山東問題の決議には異議をもつてゐるのであります。以上を以て私は質問を受ける前に必要と思ふ陳述を終ります。

議員ジョンソン(加州)。私から一二の質問を許して頂きませう。私は彼の二十一箇條の要求事件に關りたいと思ひます。日本がはじめて二十一箇條の要求をなした時に、日本はこれが諸外國に洩れることについて秘密を維持したことを貴下は記憶してゐますか?

ミラード氏。明瞭に記憶してをります。

議員ジョンソン(加州)。その後二十一箇條の要求の一部が世界に知れた時、日本は其の要求に就いて僞りの陳述をしたといふことを記憶してをられますか?

ミラード氏。完全に記憶して居ります。

議員ジョンソン(加州)　日本が支那に此の要求をなし、且つ世界がそれと氣がついた後に、日本は特に、斯かる要求をなしたことは無いと否認したのを記憶してをられますか?

ミラード氏。記憶してをります。日本は二十一箇條の要求の本文が各國政府の手に渡つてゐることを知るまではこれを否認してゐました。其の後は否認することが出來なかつたにも拘らず、猶且つこれを否認しました。

此の點は甚だ興味のある點であります。諸君は故バッシュフォード僧正を御存知ですか? 私はこれをバッシュフォード僧正自身の口から聞いたのであります。在支米人、特に宣教師、其の他凡ての人は此の二十一箇條の要求に甚しく心を打たれたのであります。バッシュフォード僧正が米國へ歸途に就いたのは其の爲めでありまして、同氏は其の時揚子江沿岸を旅行中でありましたが、上海へ來てはじめて二十一箇條の要求が新聞紙上に發表されたのを見たのであります。

議員ボメレーン。上院の本會議の開會時間です。當委員會が此の上陳述の聽取を繼續する目的は何にあるのですか?

委員長。私はミラード氏の證言を完結して了ひたいと思ひます。

議員ボメレーン。私はどうしても本會議に出席しなければなりません。で遺憾ながら此の委員會を去ります。

委員長。御希望なれば午後まで休憩してもよろしいです。

議員スワンソン。(ミラード氏に)貴下は今後數日間華盛頓御滯在の豫定ですか?

ミラード氏。どの道二日間は當地に居るつもりです。

議員スワンソン。（委員長に）水曜日まで延期出來ませんか？

委員長。水曜日にはファーグソン博士の陳述があります。

ミラード氏。私は只今此の問題に就きバッシュフォード僧正とブライアン氏とが會談に就いて話しかけゐました當時ブライアン氏は國務卿でありました。これを申し上ぐれば日本が如何なる點まで此の問題を偽つてゐたかゞわかるのであります。

議員ジョンソン（加州）。私は委員長に勸告します。ミラード氏は今話しかけた陳述を了つて、然る後水曜日にファーグソン博士とミラード氏とが共に登院されたならば、先づミラード氏の陳述を終り、續いてファーグソン博士の陳述を終ることにされては如何です。

議員スワンソン。今日の午後は何故不可ないのです？

議員ジョンソン（加州）。私は別に異議はありません。唯だ委員諸君が本會議に出席したいといふだけのことです。

議員スワンソン。本會議出席者は毎日甚だ少くなつて來てをります。本會議の爲めに此の委員會を延期したところで吾々は多數の空椅子を見て來るだけです。

議員ジョンソン（加州）。よろしい。私はこの委員會を繼續することに異議はありません。少しも介意ひません。

委員長。私は委員會を續行して、ミラード氏の陳述聽取を今日中に終りたいと思ひます。

議員マッカンバー。一時まで續行しては如何です。

議員ジョンソン（加州）。前へ出て今の續きを終つて下さい。

ミラード氏。バッシュフォード僧正は大統領に非常に強硬な手紙を送りました。私は同僧正から其の手紙の寫しを貰ひまして、その一部を僧正から貰つたといふことは記さずに、「極東問題」の中へ摘錄しました。僧正は華盛頓へ來たのであります。

委員長。同氏はメソヂスト教會の僧正ですか？

ミラード氏。左樣です。氏は數年前に死去しました。氏は蒲柳の質でありました。在支米人は皆バッシュフォード僧正を尊敬してゐました。支那では政治家として尊敬せられてをる宣教師があつたのであります。氏は宗教に關しても廣汎な興味をもつてゐましたが政治問題にも興味をもつてをりました。バッシュフォード氏が當華盛頓へ參られたのは、二十一箇條の要求の眞相を米國政府に陳述せんが爲めであつたのです。これに就いては　只今流行の言葉で申しますると　非常に多くのカムフラージュと、明白な虛僞とがあつたのであります。それ故に支那にゐた米國人は政府が此の眞相を知悉してゐるか否かを疑つてゐたのであります。尤も私共は二十一箇條の全文が吾が北京公使の手に入つて、電報によりて國務省へ既に送附されてゐたといふことを知つてゐたのであります。

バッシュフォード僧正は當地へ到着しまして、時の國務卿ブライアン氏に會見する仕度を整へてをりました。氏は

後に私に語りました所によりますると、其の時ニュー・ウイラード・ホテルに逗留してゐたのであります。丁度氏がブライアン氏に會見する爲に出發せんとする約半時間ばかり前に方りて、以前日本に宣教師をしてをりましたシドニーギュリック博士がニュー・ウイラード・ホテルへ參りましてバッシュフォード僧正を訪問しました。ギュリック博士は有名な宣教師でありまして、多少親日宣傳者でありました博士は僧正に向つて次の如く語りました。「さてバッシュフォード僧正よ、貴下と自分とは互に尊敬しあつてゐる舊知の間柄である。自分は貴下に恐るべき過失を侵させたく無い。自分は貴下が桑港に於てなされた陳述書を拜見したが個人として貴下のお考へは全然間違ひであることを告げる。貴下は此等の人々に會つて不正確な陳述をされる必要はない。自分は貴下の蒙を啓くことが出來ると考へてをる」と。そこでバッシュフォード僧正は曰く「どうか私の蒙を啓いて貰ひたい。私が何を誤解してゐますか?」と、ギュリック氏曰く「貴下は二十一箇條の要求に就いて全然誤解してをられる」と、バッシュフォード僧正答へて曰く「二十一箇條の要求に就いてどんな風に誤解してをりますか?」と、ギュリック博士は二十一箇條の主要なる内容を指摘して「日本は決して斯樣なことはしてゐない」と答へました。バッシュフォード僧正曰く「貴下は何を典據として申さるゝや?」ギュリック博士曰く「東京の外務大臣です且つ自分は華盛頓日本大使に會見して事實を質しました。最高の典據によりて貴下が全然誤つてゐることを證言することが出來ます」と、バッシュフォード僧正曰く「宜しいギュリック博士よ、自分は今丁度國務省へ出頭する計である。貴下も同道されてブライアン氏と面會されては如何?」ギュリック博士はこれを快諾して兩人相携へてブライアン氏を訪ひました。

バッシュフォード僧正はギュリック博士の面前に於てブライアン氏に對し「貴下は二十一箇條の要求に就いて如何なる報道を得られましたか?」と質問しました。するとブライアン氏は二十一箇條の要求の寫しを取り出して之れをギュリック氏に示し、しかも氏の態度は此の寫しの異なることに就て疑問の餘地無からしめたのであります。其の前にバッシュフォード僧正はブライアン氏訪問に先つて「先づブライアン氏に會見して其の所說を聽き、次いで日本大使に會見しやう」と言つてゐたのであります。そこでバッシュフォード僧正はギュリック博士に向ひ「ブライアン氏の新說に滿足されましたか?」と訊ねるとギュリック氏は呆然として「然り」と答へました。二人がブライアン氏との會見を終りて國務省を退出した時にバッシュフォード僧正はギュリック氏に向ひ「さてこれから日本大使館を訪ふて大使の所說を聽きませう」と促すとギュリック博士は「自分はお詫びを申し上げねばならぬ。これから日本大使を訪ふのはどうも面白くない」と答へたのであります。

議員ジョンソン(加州)。二十一箇條の中には日本が事實に於て主權を要求してゐる箇條があつたことを貴下は記憶してをられますか?

ミラード氏。事實上主權の要求といつてもよろしいやうなものでありました。國家といふものは斯かる場合には極めて婉曲な修辭を弄するものです。

議員ジョンソン(加州)。私は辭句を云々してゐるのではありません。

ミラード氏。所謂第五項は事實上日本をして支那の主權を支配せしむるものです。序に申しますが、ブライアン氏はバッシュフォード借正及びギュリック博士に對して、米國政府はこれに抗議をしたと告げられました。

議員ジョンソン(加州)。其の第五項は吾が政府の抗議によりて削除されたのですか?

ミラード氏。英國もこれに抗議しました。

議員ジョンソン(加州)。それで結局削除されたのですね。

ミラード氏。當時英國は日本に對して重大な要求の出來ない地位にありました。恐らく日本は英國の抗議には左程注意を拂はなかつたでありませう。けれども種々の事情を綜合して第五項を拋棄するが得策であると考へたのです。

議員ジョンソン(加州)。私は山東に關聯して今一つ日本によつて契約された密約に就き貴下の注意を喚起したいと思ひます。それは即ち千九百十六年の日露協約にあります貴下は此の密約を記憶されてゐますか?

ミラード氏。然り。

議員ジョンソン(加州)。貴下は其の特殊條項を記憶されてゐますか? 一例として第二條を朗讀します(朗讀)

「前條の規定に基き、日露兩國相互の承諾によりて採用されたる手段の結果　第三國によりて宣戰の布告されたる場合には本協約の第一條に照し締盟國の一方によりて宣戰布告せられたる時、他の一方は締盟國の第一の要求に應じてこれが援助に赴かざるべからず締盟國は又斯かる狀態の生起せる場合には、其の共同の敵國に對し、締盟國の一方より豫め承諾を受けずして講和を締結せざることを誓ふものなり、」

第三條(朗讀)。

締盟兩國が前條によりて他の一方に對し武力的援助を與ふべき條件、或は斯かる援助を完成する手段を講ずべき條件は、締盟兩國の當該官憲によりて決定さるべし」

議員マッカンバー。それは日露間に締結された契約ですか?

議員ジョンソン。然り。

ミラード氏。それは戰時中日露兩國政府の間に結ばれた秘密同盟であります。此の書類は革命後公表されました。

議員ジョンソン(加州)。議員マッカンバー氏にお答へします。然り、これは日露間の協約でありまして露國外相サゾノフ氏及び日本駐露大使本野氏とによりて調印されたものであります。

議員マッカンバー。何時です?

議員ジョンソン(加州)。千九百十六年です(朗讀)

右の證明として締盟兩國の全權委員は六月二十日七月三日　ペトログラードに於て本協約に署名調印をな

せり。

ミラード氏。それは吾が國の暦によれば六月の二十日で貴國の暦によれば七月の三日なのです。

議員ジョンソン(加州)。東洋問題の一專門家として足下は此の同盟は何國に對して畫策されたものであると思はれますか?

ミラード氏。凡ての狀情を解剖して見るに、こゝで第三國と言つてあるのは明かに米國であることがわかります。

議員ジョンソン(加州)。ミラード君、貴下は巴里に於ける山東問題の議決の結果を同地の支那委員に報道したのは誰か知つてをられますか?

ミラード氏。それはウェイ博士が告げたものと私は信じます。同氏はレイ●スタンナード●ベーカー氏が其の正式聲明書を携へて記者室に入つて來た時に、そこにゐましたから。實際は凡ての人はそれをその前日に知つてゐたのでありまして、其の夜レイ●ベーカー氏は支那委員の本部なるリユチシア●ホテルに行き、數時間前に受け取つた覺書を寫して支那委員に與へ、且つ直接大統領の右に關する說明を提出したのであります。次いで翌朝ウイリヤムス敎授及びホーンベック敎授の兩人も亦同ホテルに赴いて大體同樣のことを支那委員に通告したのであります。

議員ジョンソン(加州)。貴下はレイ●スタンナード●ベーカー氏を知つてゐたのですか?

ミラード氏。知つてゐました。

議員ジョンソン(加州)。然らば同氏は巴里に於て如何なる地位を占めてゐたのです?

ミラード氏。同氏は巴里に於て米國新聞通信員と大統領或は米國委員——併し實際は大統領でありました——との公式の媒介とでも言ふべき地位にあつたのです。バーマー氏は毎日大統領に面會しては記者室に歸つて來て、複寫版或は口頭によりて新聞種を供給してゐたのであります。

議員ジョンソン(加州)。山東省に就いて質問したいのですが、貴下は山東省の面積がどれ程であるか御存知ですか?

ミラード氏。存じませぬ。併し——

議員ジョンソン(加州)。統計の數字などは御承知で無くとも介意ひません。

ミラード氏。山東省の支那に對する關係は正確に存じてをりますが、どのやうにそれを比較していゝかはわかりません。山東省の面積が幾方哩あるかは存じませぬ。それは支那年鑑を見ればわかります。それは大きな省であります丁度吾が國の州に匹敵するものであります。

議員ジョンソン(加州)。山東省內の人口は幾千か御存知ですか?

ミラード氏。三千五百萬乃至四千萬です。

議員ジョンソン(加州)。山東省の管理、經濟的管理の影響は如何?

ミラード氏。日本の山東省占領、日本は千九百十四年以來今日に至るまでこれを占領し、今後も講和條約により て占領を繼續するでありませう——は事實上山東省の政治

的經濟的管理と言へます。一例を擧ぐれば――

議員ジョンソン(加州)。一寸訊ねますが、講和條約の條欵によりて山東省は事實上、實質上日本に與へられてゐるのでありますか。

ミラード氏。實際そう申しても差支ありますまい。巴里で耳にした專門家の意見は悉く其の通りでありました。

議員ヒッチコック。其の點に就いて質問があります。

議員ジョンソン(加州)。よろしい。私の質問はもうすんだやうなものです。

議員ヒッチコック。此の講和條約によりて、日本に與へられたものゝ中に、かつて獨逸が實際所有してゐたもの以外に何物かゞありますか?

ミラード氏。否條約は單に獨逸の既得權を日本に讓渡したに過ぎませぬ。

議員ヒッチコック。然らば若し日本がそれ以外の權利を驅使せば、それは橫領となりますか?

ミラード氏。然り、而して現在の事實は其の通りであります。日本は講和條約によりて、山東省に於て獨逸の地位に代りました。それと同時に日本は更に進んでかつて獨逸が夢想だもしなかつたことをやつてゐるのであります。しかも千九百十八年及び千九百十五年の協約によりて、此等のことを承認せしむべく支那を强制してゐるのであります。支那は勿論これを拒絶したのでありますけれども、銃劍を咽喉に擬せられては施すに術がなかつたのであります。支那は此等の協約の破棄を要求しましたけれども、支那の要求は無視されました。貴下は先日の內田氏の聲明を御注意なされましたか?又大統領が內田氏の聲明の後にしから內田氏の聲明に反對して「貴國はこれを巴里に於て少しも主張せざりしにあらずや」と言つたことに注意されましたか?彼等は今や支那を隅へこに押しこめて、再び銃劍を其の咽喉に擬し、支那をして一切の事を承認せしめんとしてゐるのであります。內田氏の聲明は十日程前に發せられたのであります。多分八月六日であつたと思ひます――これは山東問題に對する紛疑を一掃するものであると想像せられてをりまするけれども、實は日本が從來なした諸種の聲明の中でも最も陰險な性質のものであります。此の聲明の大意は「日本は適當なる時機に於て山東省を還附する」といふのでありまして、一定の日時の如きものを決して指定してゐないのであります。唯だ「千九百十五年の協約に從つて還附する」と言つてゐるのみであります。而して同日、大統領は「貴國は巴里に於ては千九百十五年協約及び千九百十八年協約に就いて何事をも語らざりしにあらずや、而して巴里に於てなされたる言動は、貴國が此等協約に就いてなせる誓約と解釋する能はざりしにあらずや」と言つてゐるのであります。

議員ヒッチコック。私はそれに就いての貴下の解釋を承りたいのです。では貴下は若し日本が獨逸が所有せるもの否獨逸が所有せしものよりも以上のものを何か獲得せる時はこれを橫領と認めなさるのですか?

ミラード氏。其の通りです。

議員ジョンソン(加州)。而して日本が講和條約に規定されざるものを獲得せる時はですか?

ミラード氏。然り。

議員ノックス。私はお訊ね――

議員ジョンソン(加州)。ミラード氏の答へを聞かして下さい。

議員ノックス。承知しました。貴下の質問が終るまで待ちませう。

議員ジョンソン(加州)。今の質問の返事を承りたいものです。

議員スワンソン。ミラード氏は「然り」と答へましたよ

ミラード氏。左樣です。私は「然り」と申し上げました。しかも今一歩進んで私は、日本は既に之を横領してゐると申しませう。日本は既に獨逸が所有せし以上のものを獲得してゐるのであります。

議員ノックス。日本は地理的に支那に接近してゐるから同じ利權の讓渡を受けても歐羅巴諸國が之れを受けたのよりも日本がこれを受けた方が遙に價値が多く支那に與へる打撃も多いのではないかといふことが私は承りたいです。

ミラード氏。其の通りです。そのことは支那が其の中立を擁護し、日本の山東蹂躙を防止せんと努力してゐた時に支那が指摘して居ります。卽ち、獨逸が山東を所有せしは唯だ戰略的見地に基くものであつたが、日本のそれは全然異つたものであると。

議員スワンソン。異つたもので效果は同一のものです。此の最後通牒を日本が發した時、右最後通牒には各國に對する一の約束が述べてありました。その約束は、從來成る時機に於て――

ミラード氏。それを支那に還附するといふのでありませう。

議員スワンソン。一切のものを支那に還附するといふのでありませんか?

議員スワンソン。日本が右の約束をなした後、支那は之れを確むる爲に何等かの手段をとりましたか

ミラード氏。當時交涉が進行中でありまして、支那は自國の中立を維持せんと欲してゐたのであります。

議員スワンソン。支那は日本の山東管理を默諾してゐたのではありませんか?

ミラード氏。否、支那は決して默諾してゐたのではありません。

議員スワンソン。日本が最後通牒を發した時支那は如何なる態度をとりましたか?

ミラード氏。支那は抗議しました。

議員スワンソン。其の時に正式に抗議したのですか?

ミラード氏。そうです。正式に抗議しました。獨逸が膠州灣を租借してをつた關係上此の問題は甚だ複雜になつてをるのでありますが、支那は第一に聯合國に參加せんことを申し出でました。第二に支那は嚴正中立を維持して、自ら膠州を占領し、獨逸軍艦を押收して事を落着せんと提議しました。

議員ジョンソン(加州)。日本は朝鮮に於ても、蒙古及び朝鮮の南北より支那に侵入した時も、「日本は支那の領土を侵害し、支那の主權を破壞せんとするものにあらず」といふ最も嚴肅なる主張をなしたといふことは事實ですか？

ミラード氏。然り。

議員ジョンソン(加州)。然るに日本は毎回支那の主權を破壞したことも事實ですか？

ミラード氏。日露戰爭の時に日本は主權を破壞しました當時日本は講和條約に於て朝鮮の獨立を保證すると主張しながら、數年ならずして、朝鮮を日本帝國に併合しました山東を獲得したのも、これと同樣の經路を辿つてゐるのであります。

議員スワンソン。私の了解する所によりまするど、貴下は、英國、佛蘭西及び伊太利は、これ等の密約を遵守し、これ等の密約を無視せるが如き條約には服從することが出來ないのであると仰言つたのですね？

ミラード氏。其の通りです。勿論山東問題が決定された時には、御承知の通り伊太利はこれを丸呑みにしたので伊太利にとつてはこれは無關係でありまして、どうなつてもよかつたのです。

議員スワンソン。併しながら、若し英國、佛蘭西、伊太利が彼等の密約を遵守してゐたならば、英國は山東問題に關する如何なる取極めにも調印することが出來なかつたわけではありませんか？

ミラード氏。彼等が密約を遵守してゐたとせば、山東問題は講和會議が開かれる以前に既に凡て決定されてゐたわけです。

議員スワンソン。若し山東問題が全然講和條約から除外されたら、支那は如何なる地位に立つことになるでせうか？支那は佛蘭西、英國、及び伊太利が山東に關して日本を援助するに對し、之等諸國に對抗しなければならなくなるでせうか？

ミラード氏。否、さうではありません。此の密約は講和會議迄しか有效でないのでありますから、講和條約と共に消滅して終ふのです。

議員スワンソン。所で支那は、日本官憲の山東還附の聲明、並にウイルソン大統領其の他の講和委員より同樣の口約を得てゐるのであるから、支那の地位はこれが爲に以前よりも善くなつたでありませうか？　講和條約には含まれざる、斯かる條件によりて支那の地位は改善されたでせうか？山東問題を全然條約から除外して以前の密約のまゝに放任しておくよりも今日の方が支那の爲に有利ではないでせうか？

ミラード氏。私は左樣には考へません。

議員スワンソン。若し山東問題が條約で處分されずに日本の處置に放任されてゐたとしたら其の結果は如何になつてゐたでせうか？

ミラード氏。只今ノックス氏が述べられた如く——且つ英米其の他各國の人々が考ふる如く、支那は山東を日本の手に渡すよりも獨逸の手に渡した方が遙かにましなので

す。

議員スワンソン。支那は寧ろ以前通り山東を獨逸が所有してゐることを欲したのですか？

ミラード氏。左樣です。支那は山東を支那に取り返すことを欲したのでありますが、若し何れかの外國に同地を管理されねばならぬとせば、現在の如く日本に管理されるよりも戰前の如く獨逸に管理されることを望んだのです。

議員スワンソン。支那は此の佛、英、伊、日間の密約を如何樣に處理しやうと思つたのです？

ミラード氏。これは一種の戰時條約であつたのです。故に講和會議の開始と同時に消滅するものであります。支那は、單に此の密約のみならず、此の種のあらゆる密約から免れたいと欲し、これ等を凡て巴里會議に提出しやうと欲したのであります。

議員スワンソン。併しながら貴下は、英、佛、伊諸國は卒直に、若し英國がこの密約を固執すれば彼等は共に之を遵守しなければならぬと陳述したと言はれましたが、それは實際ですか？

ミラード氏。然り。

委員長。私の了解する所では、貴下は、英佛が山東問題にして承認せらるゝに非ざれば彼等は國際聯盟規約並に講和條約に調印することを拒絶すべしと述べたと申されるのですね？

ミラード氏。否、私は左樣なことは少しも申しません。それは貴下の臆測です。

議員スワンソン。貴下の申されたのは、英佛伊は山東に關して彼の密約に違反するが如き如何なる取極にも署名することが出來ないと言ふ意味であつたと私は了解してをりますが。

ミラード氏。表面的にはさうであつたのです。けれども裏面に於ては彼等は「吾々はかゝる條約に署名したくはなかつた、けれども署名せざるを得なかつた。この上は貴國――米國を指す――に何等か局面展開の道を講じて貰ひたい」といふ態度をとつて居たのであります。

議員スワンソン。それには日本の承諾を得る必要があつたのでせう？

ミラード氏。日本の承諾を得るやう努力しなければならなかつたでありませう。併しフイウメ問題には吾々は伊太利の承諾を受けなかつたのです。故に吾々は「斯かる條約には調印出來ない」と謝絶することも出來たのです。併し實際は

議員スワンソン。若し山東問題が全然講和條約から除外されてゐたとしたら、支那の位置はどうなつてゐたでせう？

ミラード氏。戰前の狀態に復歸してゐたのでせう。

議員スワンソン。併し如何にして佛英伊との協約から免れたでせう？

ミラード氏。貴下の御質問中には二つの相反せるものが假定されて居ります。假令山東問題が講和條約から取り除かれたとしましても、それは何等かの方法によりて處分さ

れるでありませう。

議員スワンソン。大統領が山東に關する如何なる處分をも承諾しなかつた場合を假定したら如何です？

ミラード氏。そして？

議員スワンソン。そして此の密約は對獨講和條約とは全然無關係であつたと假定せば？

ミラード氏。ふむ。

議員スワンソン。而して聯合國が悉く山東問題に關して此の密約に同意すると假定せば？

ミラード氏。ふむ。

議員スワンソン。其の時は支那の地位は如何なつたでせうか？　今日よりも善かつたでせうか。

ミラード氏。さうです。

議員スワンソン。何故です？

ミラード氏。戰前の狀態に歸るからです。

議員スワンソン。密約はどうなるのです？

ミラード氏。密約は、この問題が講和會議で議決されてしまへば効力を失ふのです。日本が或る要求を提出し、これに對して前記列强が日本の要求を支持するといふのが、彼の密約の内容の全部です。

議員スワンソン。では山東問題が佛、英、伊及び獨逸間に別々に商議されるとしたら、佛、英、伊等は此の密約に拘束されて日本の意志に反するが如き取極をなすことは出來ないでせうか？

ミラード氏。其のやうな必要はありません。そうなれば此の密約が調印された時には考慮の中に入らなかつた新しい事情が發生するのですから、處理の方法も自ら異つて來るわけです。

議員スワンソン。五國會議に於てなされ且つ日本も贊成せる諒解によつて見れば、支那の地位は善くなつたと思はれますが如何です？

ミラード氏。少しも善くはなりません。何となれば私の知れる限りにおきましては、日本のなした約束に於て、日本は一度も期日を明言したことはありません。最近の内田氏の聲明を見ましても、此の點は故ら曖昧にされて居ります。それによると、千九百十五年の協約によりて諸般の事項は考慮さるべきものなりとありまするが、此の協約は山東以外の種々の問題に關れて居るのであります。

議員スワンソン。支那は若し日本がこの協約を維持するといふ積極的の協定を得たとすれば現在よりも更に不利であつたでせうか？

委員長。そんな協定はありませんよ。

議員スワンソン。否、私はあると思ひます。

委員長。それは口頭の契約です、日本は口頭の契約の如きは片つ端から破つて居ります。

一寸私から質問しますが、山東を日本の手に渡すのは支那にとつては最も不利ではありませんか？

ミラード氏。私も左樣に考へるのです、私の知つてゐる在支英米人は悉く左樣に考へて居ります。

議員スワンソン。山東は全部日本の手にあるのですか？

ミラード氏。然り。

議員スワンソン。講和條約によりて與へられたものゝ全部ですか？

ミラード氏。講和條約にはそんなことは書いてありません？

議員スワンソン。條約に書いてないんですて？

ミラード氏。條約はたゞそれを是認してゐるだけです。條約が如何なる形式に於てこれを日本に與へることを助けてゐるか申し上げませうか。

議員スワンソン。ふむ。

ミラード氏。條約は支那のことには少しも言及せずして單に獨逸は日本に或るものを讓與すべしといふ條項から成り立つてゐるのであります。所が獨逸が日本に讓り渡さとするものが偶然支那の領土内にあるのであります。國際聯盟第二十一條の規定があります。この規定は「現在存するモンロー主義及び其の他一定の地域に關する了解の効力は、國際聯盟により何等影響なし」といふ意味であります故に國際聯盟はモンロー生義を是認し、世界に現存する二十の協約を最認してゐるのでありますが、支那に關して何程の協約若くは了解が存するかは神の外に知るものはないのであります。

議員スワンソン。其れ等の地方的了解の性質はモンロー主義と異つたものですか、それとも同じものですか？

ミラード氏。その間には日月も啻ならぬ相違があります。

議員スワンソン。國際聯盟はモンロー主義と性質を異にせるが如き協約を保護するものではありません。それには「モンロー主義の如き一定の地域に關する了解」とあります。

議員ノックス。否、「一定の地域に關する了解はモンロー主義の如きものです。

議員スワンソン。それは意見の相違です。

議員ジョンソン（加州）。ミラード君に一定の地域に關する了解についての回答を願ひませうか？

議員スワンソン。そうですね。

ミラード氏。私は米國に歸りましてから、有名な二三の國際法學者の意見を徴する爲めに次の如き問を發しました。「貴下は此の問題を何人に向つて訴へんとしつゝありや？貴下はこれを自ら一定地域の了解を相互間に結んでゐる國に向つて訴へんとしてをられる。御承知の通り、それは巴里で支那がなしたのと同巧異曲である。吾が國が之等の諸國に對して正義の觀念を認めしむるには、巴里に於てなしたならば最も便利ではなかりしや、彼の時以上の好機があるならば承りたいものである」と。

議員ジョンソン（加州）。日本は日本が獲得せるもの、全部を支那に還附するといふのですか？

ミラード氏。勿論或る種の特權を留保してゐるのであります。

議員ジョンソン（加州）。さうですか。

ミラード氏。私の考ふる所並に、這般の事情に通せる凡ゆ

る專門家の考ふる所によれば、日本は目下最も強硬な地位にたつてゐるのであります。內田氏の聲明は大統領の聲明と矛盾してをります。內田氏の聲明のすぐ後で、大統領は巴里に於ては左樣なことは申さなかつたと否認してをります。

日本の協約に就いてはジョンソン氏の考へと日本人の考へとは甚だ相違してをります。

議員スワンソン。若し此の地方的協約が英、佛、伊、米の會議に於て批難されなかつた時には、この四國の決議は前の密約を無效とするではありませんか？而してこの決議は密約よりも後に生じたものであるから、これによりて日本が山東を支那に返附するといふことを米國以下四國に契約するときは、支那の爲に甚だ有利ではありませんか？。

ミラード氏。然り、大統領の說明の趣旨も正に其の通りでありました。

議員スワンソン。して見れば、問題は日本が之を承服するか否かといふことだけでありますね。

ミラード氏。併しながら各專門家の意見は悉くウイルソン氏の說に反對です。

議員スワンソン。では私は再び一定地域の了解に就いての貴下の意見に遡ります。先づ國際聯盟規約第二十一條を朗讀して見ます(朗讀)

本規約は仲裁々判條約の如き國際約定又はモンロー主義の如き一定の地域に關する了解にして平和の確保を目的とするものゝ效力に何等の影響なきものとす。

私の考へによれば國際聯盟によりて保證せらるゝものはモンロー主義の如き一定の地域に關する了解に限るのであります。モンロー主義と反せる如き一定の地域に關する了解は國際聯盟により保護されないことは明白であります。

ミラード氏。上院議員諸君並に大統領がこれを左樣に解釋せんとしてをられるならば、貴下の仰言る通りでありませう。

議員スワンソン。文字通りの意味に解釋すればそうですよ。

ミラード氏。併し、上記諸君は其のやうに解釋しやうとしてゐないのであります。その點は問題とならんとしてゐるのであります。ウイルソン氏も左樣に解釋してはをられませんゝこれが實地に試されるのは氏が大統領の地位を去つて後のことだからであります。

議員スワンソン。大統領はそれに就いて聲明をなしてをられます。

ミラード氏。そうです。

議員スワンソン。彼等は正直な國家である以上は承服しなければならないやうなことを公けに宣言してゐるのであります。

ミラード氏。その點には疑問の餘地はありません。

議員スワンソン。彼等は約束をしてそれを實行せねばならぬ破目に陷つてをるのであります。

ミラード氏。そうです。唯だ問題はそれに信用が置けるか否かといふ點であります。

委員長。その陳述の記錄は何處にあります。

ミラード氏。支那は文書に認めた要求を提出したのであります、が、其の後必要があつてそれを取り返さうとした所が、それは手に入らなかつたとのことを私は最近に聞きました。で支那はそのまゝ泣寢入りするより外はないだらうとのことです。

委員長。文書に認めたものはありませんよ。

議員マツカンバー。日本はかつて支那との協約を文書に認めて締結したことがありますか？

ミラード氏。ありますとも五つ六つもあります。過日の内田氏の聲明でも協約と言へば言はれないことはありません。

議員マツカンバー。併しそれは何時協約が結ばれたのです？

ミラード氏。其の中で日本は多くの事項を契約して居ります。

議員マツカンバー。それは文書に認めてあります。

ミラード氏。然り。

議員マツカンバー。その聲明に於て日本は山東を支那に還附することに同意して居りますか。

ミラード氏。全く同意して居ります。

議員マツカンバー。貴下が日本は約束を破ると申されたことには、吾人は同意してもよろしい。併し私の疑問とする所は日本が山東を支那に還附するといふことを神聖な條約に認めてゐるか否かの點であります。

ミラード氏。日本の文書に認めてゐる協約を一讀されたならば、如何にそれが曖昧なものであり、制限的のものであるかゞわかるでありませう。普通の人が一見すれば、成程日本は山東を還附するやうに見えます。併しこれをよく解剖して見れば、日本は別個の條項によりて種々の條件を附して居るのでありまして、見る人の受ける印象は自づから變つて來るでありませう。これは專門家にでなければわかりません。

議員マツカンバー。どうかもう少しミラード君を私に貸して下さい。その點についてまだ質問がありますから。

委員長。日本は朝鮮の獨立を尊重するといふことを明白に宣言したる後、朝鮮の獨立を奪つたではありませんか？

ミラード氏。その通りです。

議員ノックス。日本はそのことを條約に認めましたか？

ミラード氏。然り、ポーツマウスの講和條約に認めてをります。

議員マツカンバー。宜しい日本は今度は朝鮮に對する協約ではなくて、全世界に對する協約に調印することを約してゐるのであります。而して日本が約してゐることの一は國際的協調と國際的理想及び平和の爲めに正義を支持し一切の條約義務を尊重すべしといふことに同意してゐることでありますね。

ミラード氏。然り。

議員マツカンバー。日本はそれに調印してをりますか？

ミラード氏　然り、調印してをります。

議員マツカンバー。日本が英米佛伊等に對し之れに調印

してゐる以上、吾人は日本をして其の約束を實行せしむるに甚だ好都合の地位にあるとはお考へになりませんか？

ミラード氏。少しもそんな風には考へません。何となればそれは少しもあてになるものでないからであります。而して愈々といふ時になれば、事情がまるで一變するからであります。

議員マッカンバー。私は意見を異にします。一體彼等（英佛米伊を指す）は日支間の協約を認め、且つ此の協約を日本が破棄することをも許すといふのですか？

ミラード氏。そうです。

委員長。支那は誰も助ける者がないのですね。

ミラード氏。私は上院議員諸君が、愼重にこのことを考慮されんことを希望します。英佛兩國政府は山東密約と同樣の性質をもつた、フユーメに關する伊太利との協約に調印しました。四頭會議が山東問題にあのやうな決議を下したのは當時の事情の然らしむる所であつたことは明白であります。是に於て彼等は支那の一部領土に於ける日本の優越權を認めるやうな條約を承認するに至つたのであります。ランシング氏は先日「予は條件の內容は知らなかつたけれども、此の種の協約が存在してゐることは信じ居つた」と申されました。

議員ジョンソン（加州）。新聞記事に多少そんなことが書いてありましたが、ランシング氏は、かゝる協約の存在は少しも知らなかつたと言つたやうに私は思ひます。

議員スワンソン。私もランシング氏はかゝる條約の存在せることを信じなかつたと述べられたと思ひます。

議員ジョンソン（加州）。さうです。私はスワンソン君の言が正しいと思ひます。ランシング氏は、かゝる協約の存在を信じなかつた　少しも知らなかつたと申されました。

庫倫事情

庫倫は外蒙古に於ける唯一の大都會にして政治の中心且は喇嘛教信仰の中心地なり露人が庫倫を呼びて Urga を以てするは Alga の轉化にして元庫倫とは支那語の稱呼なるが蒙古語のフーリヤンの轉化せしものフーリヤンは蓋し城廓の意なりと云ふ。

位置

東　經　百〇七度
北　緯　四十八度

地勢

東　バヤンゾロフ山（富みたる市の意）
西　ソンギョナー山（野生の鹿の意）
ボクデン、オーラー山（聖山又は汗山とも呼びて神聖なる山の意）

北チンヒルタイ山にて圍繞せらるる東西三十哩、南北二哩の細長き盆地の中間に伍し土拉河（圖拉河）即チトレイーゴール（兎河の意）は聖山の麓を西に流れ北方より注ぐオルコン河と汗山の西端に於て合してセレンガ河となる。

市街

土拉河の右岸即ち北岸にありて西庫倫、露租界、東營子の三大區に分かたる。

西庫倫は庫倫全市の本部にして喇嘛廟の所在地として喇教僧侶及俗人（普通人にして黒人と稱せらる）と支那商人少數の外國商人は其附近に喇嘛廟を圍繞して居住す魯租界は西庫倫の東方に位し露國領事館を始め各種の魯官衙及魯商此處に住居す

東營子は更に魯界の東方にありて西庫倫との距離十五支里、舊支那官憲及び其商人の居住地にして城内に周圍約三支里の木柵其内に官衙、銀行（是等公共建物は昨秋蒙古が支那歸順後多く西庫倫に在りし舊蒙古官衙其他の大建築物に大部分引き移れり）及び大商店あり柵内の商家百二十戸と稱せらる。

人口

民國元年外蒙古獨立以後此地は宗教の中心地たる以外新に政治機關の中心地となりたるため人口增加の傾向を呈し更に獨立取消後歐洲大戰西米利亞時局等より從來多數居住せし魯人の引揚げ大略半數を見たるが支那之れに代りて文武官多數軍隊の入市を促進せしめしため一層人口の增加を見るに至れり。

現人口は既述の三大區を合して約五萬五千と稱せられ而して其人種別は

蒙古人　三三、〇〇〇〔内、喇嘛僧一五、〇〇〇俗人八、〇〇〇〕
支那人　二〇、〇〇〇〔内山西人、二二、〇〇〇直隷人七、〇〇〇〕
魯　人　一、五〇〇
　〔アリヤード人即チ魯國籍の蒙人並魯蒙混血兒二五〇〕
　〔サユード人現在一人も無しと云ふ〕
西藏人〔西藏喇嘛僧五六〇〕
米國人　五
英國人　一
日本人　一四

歐洲開戰前は魯人の在住數凡そ三千人に超えたりしが徴兵及魯國より輸入せらるゝ物貨の供給杜絶せらため商舖の閉店して歸國するもの多く現時減少の傾向にあり僅かに少數の商人と西比利亞内亂による避難民を餘すに過ぎず日本人の在留者は昨年までは西比利亞より轉住せるものを合して三十二名たりしが現時大半退住して拾四名を算するに過ぎず其職業別は

醫　師　一戸　家族〔男二名女一名〕
齒　科　醫　一戸〔同男一名〕
時計雜貨商　一戸〔家族男二名女一名〕
駐在武官公館　一戸〔内武官一名補佐官一名〕
　蒙古語留學生一名附屬女中一名
貿　易　商　一戸〔三井洋行員一名〕
東亞同文會　一戸〔駐在員一名〕

右の外朝鮮醫師一名あり他の外國人に至りては那威人二名在るのみにして一時的の往來者の外外國人を見ず

尙現在支那西北軍約五百餘名の入市あり而し支那政府逐日施設萬般緒に附かば人口は益々增加するものと豫測せらる。

交通

南張家口、北恰克圖を經て西比利亞に達し西は烏里雅蘇臺を經て科布多及唐奴烏梁海に到り東滿洲里に達す

其の各地に至る距離は

庫倫より	烏里雅蘇臺に至る	二八〇邦里	一一八留里
同	恰克圖	八九同	355同
同	張家口	三五〇	1400同
同	滿洲里	二一二同	850庫
同	科布多	四二五同	1700留里
同	ムエルフネウチンスク	一四四同	583

尙如上の道路を骨子として外蒙古內部各汗旗に通ずる分岐路あり。

シベリヤに達するには恰克圖より北方二十五留里なる烏蘇に至りセレンガ河畔を下り十四時間にしてウエルフネウチンスク驛に至り西伯利亞鐵道と接續すセレンガ河の舟行は四月末より十月初旬に終り冬季は馬車又は橇の便ありウエルプネウチンスク庫倫間は普通約六日の行程にて冬季結氷期間は七日乃至八日を要す運輸機關としては駱駝、駱駝車、馬、馬車、牛車、サルリック（毛牛車）ハイニック（犛牛車）チエレーガ（魯式一頭曳馬車）トロイカ（魯式三頭曳馬車）自働車等あり

右の內輸送力の最も大なるは駱駝及牛車にして馬之に亞ぐ其他の輸送機關に至りては駱駝車二三百臺有るの外何れも數十臺の僅少なる車數なり

滿洲里に至る運輸機關は馬、馬車、牛、牛車、駱駝、駱駝車にして其所要日數は

駱駝及駱駝車	二十日
馬及馬車	十五日
牛及牛車	二十餘日

烏里雅蘇臺科布多方面も運輸旅行の形式滿洲里に至る場合と大異なく只所要日數に長きを要するのみ卽ち

方面	駱駝及駱駝車	馬及馬車	牛及牛車
烏里雅蘇臺	三〇日	二〇日	三〇餘日
科布多	五五日	三〇餘日	六〇餘日

次ぎに庫倫と最も密接なる關係ある交通路は張家口に至る通路とす

凡そ庫倫張家口の通路は數條ありと雖も大別して五一大通路とす

第一路

之を電線路と稱す卽ち張家口を起點として庫倫乃至恰克圖に通ずる電線路にして張庫間電線實距離六百八十六哩其間略同一距離を以て三個の取機支局の設置にあり又普通旅行者或は一部隊商の此電線路を取るもの多きを以て一般商路とも稱せられ支那人は此間を二千支里と算し居れり

兩三年前より開通せる自働車も此路に由るものとす

第二路

從來官道又は驛站路と稱せらる卽ち張家口の北方九十支里なる廟灘より西に迂廻し烏里蘇臺軍臺路と會し塞爾烏臺に於て分岐し北通庫倫に達するものを謂ふ此距離二千二百餘支里四十六臺站あり往時盛に利用せられたるも今や道行人稀なり

第三路

張家口北方百五六十支里なる大馬群より遙に東方に迂廻し道を飲用水の便多き地方に取り庫倫の南方六七支里の地點イハダブ峠に於て電信路と會し庫倫に至るものにして之を牛車路俗に老棍路とも稱す此里程二千五六百支里にして沿道牧草の有無により道は常に幅員數哩の範圍に變移し張家口庫倫間牛車の所要日數實に五十日乃至七十日を算すと云ふ

第四路

郵便物運送の驛遞路にして大馬群より稍東方卽ち第一路と第三路との中間を一直線西北に走り中途滂江驛にて電信路と合し更に吹林或は切林とも記す驛より分岐再び東方に向ひ「イハダブ」峠に於て第一路と合す之を通稱東路と稱せらる一般隊商亦此大路を往來するもの多く此距離電信路に比し稍遠きが如きも沿道水草を得る便多く張庫間郵便遞送の早馬速達は夏季七日乃至八日冬季八日乃至十日を要すと云ふ

（今次の行路は第一路に由り途中郵便物遞送者に會する事頻々たりき是れより察するに第四路は現時郵便物運送には餘り利用され居らざる觀あり）

第五路

第四路の東路に對し西路と稱せらるる者即ち之にして路上飲用水少量にて補給困難なるため近時往來者小く從て此通路の實況及距離等明かならず思ふに本路は電信路の或る地點より分岐し歸化城より庫倫に直通する商路と合するものならん以上五大路の外幾多分岐され無數の通路あるも所謂水草を逐うて移住する蒙古人が行路上牧草の良否其他の關係により年毎に行路の變更せらるゝもの多く其詳細は知る得はず。

而して此間の運輸機關所要日數運賃等に表示せば（庫倫より張家口向けの場合）

運輸機關種類	摘要		所要日數
蒙古駱駝	每百斤	運賃 最高 四兩	三十日乃至四十日
支那同	每一駝四百斤	運賃 最低 二〇 一〇	二十五日同三十餘日
牛車	每百斤	三 一・五	五十日乃至七十日
駱駝車	一台	六〇 四〇	十八日同二十二日

張家口より庫倫に至る運賃は大略前表の二三割增とす荷物駝に上乘するときは一人に付十兩を加ひ單に騎乘する場合は二十八兩乃至三十兩の運賃を要す

運輸期間は支那の駱駝は八月より十二月蒙古駱駝は九月より翌年五月に終るを常とす牛車にも蒙古人と漢人の區別あるも漢人のもの多し其期間は各五七月の候牧草の發生するを待ちて庫倫又は張家口を發し九十月頃到着地を發して歸るものとす

近來兩三年前より乘客用の自働車此間を往復し四五日間

にて突破す只冬季は寒氣激烈なるため汽油ガソリン凍結し運轉不可能なるが故に利用し能はず目下營業せる會社四ケ車數は九十五臺なりと云ふ

庫倫市内の貨客運搬は主として馬車及トロイカに依る自働車は既往佛人の經營により庫倫ウエルフネウチンスク間に輸送を開始し又此間魯國郵便局に於ては郵便物の運送に自働車を使用したることあるも歐戰開戰以來運轉に要する材料の供給を得ざるに至りたる爲め遂に運轉を中止するに至れり而して市内自働車としては個人所有のもの二三臺有るに過ぎず。

通信

（イ）郵便

郵便局は露支兩局あり

支那郵便物は張庫間驛站により早馬を應用して本土との連絡を執り居れり此間夏季七八日冬季八九日を要し冬季嚴寒に際しては半ケ月以上を要する事あり、毎週火、土曜日に兩地を發し從來は中途にて互に郵便物を交換して原地に歸送することゝなり居りしが遞送中に發生する責任を相互塗り合ひする弊あるに鑑み途中交換を廢し直送しつゝある現狀なり而して此間の遞送料は一ケ月銀七百弗にて槖古人之を受負居れりと云ふ元庫張間郵便路上には十三臺の驛站ありて一臺站馬三十頭駝騎十數頭及び所要の人員を備へ居りしが現今に至りては遞送受負制度となせしため人馬の員數は必要に應じ適宜增減せられ居るが如し小包郵便にありては庫倫間毎月十日に相互の地點を當し十八日間にして到達するものとす

魯國郵便の支那本土に向ふものはシベリヤ線を經由し遞送せられ北京庫倫間凡そ十二日間を要せんと云へるが現時魯國騷亂のため全く杜絶の狀態なりされば恰克圖方面の郵便は從來魯國郵便局の取扱ふ處なりしが支那郵便局代りて取扱ひ居れり

烏里雅蘇臺科布多等の重要地には魯國郵便局の設置あれども是亦現時は支那郵便局の所管となれり而して支那郵便稅は本土の三倍を徵す

（ロ）電信

電信は張家口より庫倫を經て恰克圖に通せる直通線と普通線との二線あり

庫倫恰克圖間は一八八九年（明治二十二年）張家口庫倫間は一八九一年（明治二十四年）架設せられたるものにして張家口恰克圖間設置各線の距離は、

張家口	一八二	三六九	五三九	六八六	八九六
	滂江	一八七	三五七	五〇四	七一四
		烏得	一七〇	三一七	五二七
			吹林	一四七	三五七
				庫倫	二一〇
					恰克圖

各局の聯絡を取るため各局には電信線應用の電話機の設置あり

而して張家口庫倫間は四大區に分かたれ一區毎に十五個

に保線員ありと稱せらる

從來是等各線は各自國の勢力圏内により魯支蒙の管理する處にして只庫倫局のみは上述の三國共同管理たりしが外蒙の支那歸順以來全線を通じ支那の司る處となれり

（ハ）電話

庫倫局内電話は目下架設數二百餘あり全く官廳電話にして未だ廣く一般に利用せられ居らず

其經營者は表面蒙人たるも内實魯人の投資によるものにして現時は電信と均しく支那側の手に歸せり

（ニ）無線電信

なし

（ホ）飛行機

近く支那交通部に於て北京庫倫間飛行機操縱の擧ありと稱せらるゝも未だ其實行を見ず

氣候

夏は六月中旬に始まり八月の中旬に終る盛夏は七月の頃なれども晝夜に於ける氣溫の差頗る激しく夏季と云へども夜間寒冷を感ずる事あり冬は十月より翌年三月に至り春秋極めて短く春暖秋冷の好期に醉ふ事難し

氣候は嚴寒（十二、一、二月）平均華氏零下十度内外最低華氏零下三十六七度を降ること稀ならず

冬季に入る氣溫の變化は突如として至り風行は西北位に變じ俄然峻烈なる寒冷を催すを常とす

結氷期は十月にして解氷期は四月とす

降雨は比較的少く雨期は六七月の頃に來り時々驟雨至り土拉河はために幅員擴りて冬季に於ける數倍の水量に至ることあり

商業

（イ）商業範圍

庫倫の商業範圍は西は遠く科布多烏梁海に及び東は滿洲里の商業範圍に接し車臣汗の大部分を占め北は恰克圖を經て西伯利亞に至る

烏里雅蘇台は元來歸化城の商範なりしも近年兩地間の交通不穩を傳へらるること久しき爲め烏里雅蘇臺の商業は漸次庫倫に吸集せられつゝあり

輓近西伯利亞に於ける物資の缺乏は庫倫市場の繁榮を促し對魯貿易頓に隆盛を來せしが該地内亂相次ぐに及び途中輸送機關殆ど杜絶して滯貨の便なく爲に庫倫市場に滯貨充滿し市況俄に不況を來し舊臘倒產の弗々たるを見しが最近西伯利亞も大部分再び過派の手に歸するや氣配漸く好調に向へり

以上商業範圍の面積を通算するときは凡そ百萬平方哩以上に亘り我國全土の約數倍に相當する莊大なる範圍を有するも人口稀薄なるため貿易額の面積に伴はざるは言を俟たず

（ロ）商業時期

春季は輸入品の最も實行き好き時期にして支那商人は其時期以前に於て輸入品を張家口より仕入れ準備するを常と

す蓋し當地方の重要顧客とする蒙人は該地方販出貨物の先約をなすことを好まざる結果春季仕入の商品を以て各内地々方に至り夏季刈取の毛類の賣買契約をなすを常とす夏季六七月の頃は内地各旗住民の活佛禮拜のため庫倫に蝟集するもの多く此期に於ては彼等携來の皮毛及蕃茹(茸の名)等を賣りて雜貨類を購入すること亦尠からず夏季の庫倫は人口激增して市街繁榮を呈す秋季八九月の頃は冬籠準備として諸雜貨の賣行多く此の場合春季と同じく既に七八月の頃より地方に赴き冬季産出の皮類を蒙人と契約する爲め雜貨の物々交換に奥地に入るもの多し冬季は夏季刈取の毛類の受入れ積出しに多忙を極め市面一時沈靜を來すを常とす

(ハ)　商　人

庫倫に於ける商舖は支那人其の大部分を占め就中山西省人最も勢力を有し全支那人の凡そ六七割を占め居れり次に直隷省人亦一勢力をなす、此の兩者は氷炭相容れざるものの如く常に嫉視の狀態にあり。

支那人間には山西商人を西府莊、直隷商人を京莊又は外館と稱し居れり、後者を京と稱するは北京人多きが爲めなり各莊内には蒙古語の巧なる店員を有し居れり當地に於ける支那商舖は製靴、製鞍等の如き手工的營業を除き一般物貨を取扱ふ商舖にありては品種によりて專問の取引を行ふもの無く大は綿布茶皮毛より小は酒煙草に至る迄取扱はざるものなく所謂萬屋式の商舖多し。

魯商は從前當地に四十二軒の店舖ありしも現今は本國よりの商品輸送杜絶せる爲め多くは閉店し今尚開業し居るものは十餘軒に過ぎず他は全然閉店し或は入貨の都度臨時開業するのみなりと云ふ。

蒙人は商業に從事する者稀にして上流富裕のものは間々支那人を使用し商業を營む者あるも表面蒙人は其業務に關與せず唯出資するに止める者多く或は屬僚支那人を直接各旗内乃至は所有牧場に派し支那商と取引し或は庫倫に搬出し適當に地賣するを常とす、

方今蒙古人の營み居る商業を摘記すれば獸肉燃料販賣及支那人より買受けたる雜貨等を大道に列べ販賣するものあるに過ぎずして商人と稱すべき價値ある者なし現今是等小商人の數大約百二三十戸ありて彼等は漸次商業の趣味を會得せるものゝ如く近年其數增加の傾向ありと謂ふ。

當地に在る邦商は三井物産會社出張所日本洋行の二家あるのみ前者は大正七年春開店し一般輸出入品を取扱ひ後者は時計販賣並に修繕を主とし傍ら雜貨をも取扱ひ居れり。

左に當地各商舖の主なるものを擧れば

一、銀　樓	三〇	二、銅　匠	五〇
三、裏　莊	六(現時倒產)	四、銀　行	二
五、鞍子莊	二〇	六、靴　舖	四〇
七、成衣舖	二〇	八、藥　舖	一五
九、皮　坊	五〇	十、剃頭舖	二〇
二、湯　屋	三	三、支那人雜貨店兼蒙古業者	六〇〇
三、食　舖	大二 小二〇	四、石炭商	一
一五、印　刷	一(現時半閉業)	二六、鍛冶屋	五〇
二七、理髮店	五	二八、活動寫眞館	一
二九、魯國雜貨店	四二	三〇、支那劇場	二

三、洋　行　九　三、洗毛所　二〇（現時閉業）
三、材木商　三〇　三、煉瓦製造所　二

右の内洋行の名稱左の如し

元和洋行（米商）　天吉洋行（魯商）
英美烟公司（英商）（美豐公司代理）
璧尖洋行（佛商）　天慶洋行（魯商）
隆昌洋行（魯商）　百錦洋行（魯商）
美豐洋行（米商）　玉記洋行（英商）
聚利洋行（英商）　日本洋行（日商）
三井洋行（日商）・愼昌洋行（米商）

以上の内魯商は過半倒産或は營業中止の現狀にして而して外國商の在留營業せるものは元和愼昌の二洋行にして他は皆支那人をして代理營業せしめ居れり。

魯商全盛當時は商舖大小四十二戸ありて一ヶ年の取扱高五百萬留に達せるものあり。今其の主なるものを揚ぐれば左の如し（取引年額）

一、Sikenitch Co.　一、〇〇〇、〇〇〇　留
一、Yajimoni　二、〇〇〇、〇〇〇　同
一、Yakubi　一、〇〇〇、〇〇〇　同
一、Sweteff　五、〇〇〇、〇〇〇　同
一、Kokowitch　一、〇〇〇、〇〇〇　同

以上五軒の内目下營業を持續し居るものは swetsoh のみにして他は何れも臨時營業を開始するのみなり。

一、公共建物

市内に在る公共建物の中從來舊蒙古政府所屬のものは大部分支那西北軍司令部に開け渡し西北軍の管理所用せる處にして魯國建物にありては彼等勢力の失墜以來其れが管理者引揚げ或は利用不可能にして殆ど空しき屋敷の姿なり。

是等の重なるものを上ぐれば

一、舊蒙古政府

一、内務省　現在王公喇嘛の集合所
一、外務省　現在支那西北軍管理
一、陸軍省　現在支那西北軍管理
一、財政省　現在支那西北軍司令部
一、司法省　現在支那審判總務局
一、收貢所　現在（舊狀維持）
一、舊蒙古兵營　現在支那西北軍兵營
一、庫倫蒙古警察署　現在支那管理（警察は依然蒙古人を以て充用す）
一、魯國領事館　現在（閉鎖同樣の姿なり）
一、魯國兵營　現在（魯國兵全部引揚ぐ）
一、魯國警察署　現在（僅に自國租界の治安維持）
一、魯國郵便局　現在（事務停止）
一、魯國商業會議所　現在（同　上）
一、魯國天主教會堂
一、舊支那部護使派辦事長官衙門　現在（同國西北軍所管）
一、支那郵政局
一、庫倫電報局　現在（支那所管）
一、魯國小學校（二ッ）　（授業續行）
一、魯國俱樂部　現在（舊狀維持）
一、舊蒙古小學校　現在（閉　校）
一、山西省人商務會
一、直隸省人商務會
一、喇嘛活佛王城
一、同　夏宮

一、同　別莊　（活佛現在の居城）
一、喇嘛敎大佛殿
一、支那廟
一、回々敎流寓寺
一、舊蒙古郵便局　現在（支那所管）
一、舊蒙古稅關　現在（支那木捐局）
一、喇嘛廟　大二十七　小無數
一、舊蒙古監獄　現在支那西北軍管理
一、西藏衙門

此外中國銀行同行代辨處並に邊業銀行（營業所のみ契約濟なれども未だ開業の運びに至らず）電燈會社（魯人經營加設電燈數二〇〇足らず）等の主要建物あり。

新聞

從前一週二回發行の露蒙字新聞ありて每回數百部を刊行せしが殆ど不定期にして時に一週一回なることあり。十分讀者を蒐集すること能はず、今日已に廢刊の悲境に陷れり。

度量衡

支那人間に用ひらるる秤は張家口に於ける秤（一斤我が百五十三匁）を用ひ尺は裁尺木尺皆張家口と同樣なるも桝を用ひる者なく雜穀油に至る迄斤量を以て取引せられ居れり、然共支那度量衡の不正確は露蒙人等にも均く認めらるゝ處にして露蒙人間相互の取引は布度秤を用ゆるもの多く此風習は漸次外蒙古內地に及び居るの狀態なり。

通貨

當地通貨は露支兩國の通貨混用せられ其種類及流通情況は左の如し。

（イ）露　貨

露蒙支人共通の貨幣にして其流通高不明なれども市場通貨の大部分を占め其額最も巨額に達し殆ど標準貨の觀ありしが魯勢失墜以來相場下落に下落を重ね蒙支人は漸く是が授受を忌むの傾向あり現時相場は支那貨一弗に對し露貨三十留より六十留の間を上下する有樣なり。

（ロ）銀　兩

多く支那人間に於ける爲替及物品評價の標準に使用さるるに止まり其流通極めて少し。

銀秤には茶秤と庫秤との二種あり前者は張家口庫倫間取引の標準貨幣として用ひられ後者は市內支那人間及稀に支蒙人間の取引に用ひらる而して右兩秤は張家口及天津平との比較は左の如し。

一、茶平　一、〇〇〇兩は
張家口錢平一、〇〇〇兩　天津行平一　〇一〇兩九八
二、庫平　一、〇〇〇兩は
張家口錢平九八〇兩　天津行平一、〇一六兩二六

當地銀塊は主として張家口より來るものにして其品位劣等なるもの多く總じて下向しつゝあり。目下の對銀元の相場は七錢四分より、七錢六分に下落しつゝあり。

（ハ）銀　元

目下市場流通高は約五六十萬元にして支那人間に流通しつゝありしが近來魯貨の暴落のため魯蒙人間にも其授受歡迎せられ殊に取引にありても銀建交易漸次增加し現時は魯留銀元の位置轉倒せるの狀態なり而して兩三年一元庫平銀六分八分內外を上下せしものが現時は上述銀七分六分の好人氣を集めつゝあり

流通銀元の種類は大部分袁世凱像のものにして光緒元寶亦其間に介在す尤も一般市民は種類に拘泥せざるが如きも概して無傷なるを喜べり。

（二）中國銀行紙幣

民國六年五月初めて其發行を見一說には發行高二十萬元に及びたるも魯國の使嗾により蒙古政府は告示を發して一般蒙古人に其授受を禁止したるため流通額漸減し五六萬元に過ぎず僅かに支那人間に受授せらるゝのみと云ふも或は虛構の節有るが如く現時は支那政府の勢力扶殖に汲々たる際とて是が流通を助長したために既に拔くべからざる信用紙幣となり殆ど銀元と拮抗しつゝあるの勢なり。

種類は十元、五元、一元、最も多く小額紙幣としては伍十錢、二十錢、十錢あり悉く張家口中國銀行發行のものに係る

（ホ）支那小銀貨並に銅元

兩者共近時流行の徵あるも尙多きを見ず近來有穴の新造銅元の流用あるも從來當地は小額貨幣の根底より一般取引に編數を忌みし惰性より近時尙其傾きを脫せず是等の關係より小銀貨銅元の散在は尠きものと思惟せらる。而して是等小額貨幣は總べて十進法による算定なれば大洋小洋等の繁雜絕えてなし。

（ヘ）蒙人間の貨幣

彼等には硬貨なし外國貨幣の使用を了解せる今日には殆ど其例稀なれ共從來よりタックと稱する贈答用の布片を以て貨幣に代用せらるゝことあり或は磚茶一枚の三十分の一を單位とし代用することあるも庫倫にては之が利用なく主として遊牧地に於て重用せらるゝと云ふ。左に其名稱を示せば

磚茶	一枚	二ケツアイ
同	半枚	ハガスツアイ
同	三十分ノ一	チヤラツアイ

金融

金融機關として銀行錢舖あるも當舖なし而して各機關の現狀を累述すれば

一、銀行

銀行は中國銀行、蒙古銀行の二行とす

（イ）中國銀行

大清銀行（戶部）時代の資產負債を引繼ぎ民國六年五月初めて營業を開始せり目下大清銀行時代各五旗に貸出せる殘額六七十萬兩の回收に努むるの外外蒙古支那歸順以來西北邊使署の機關銀行（多少語弊あるも業務上より見て當らずとも遠からず）業務、一般支那本土との爲替取扱をなすも其料金高率なるため商人は之を利用するもの少く主として

支那官衙軍隊等の公金を取扱ひ居れり而して京津地方に對する爲替料は

參着拂	一、〇〇〇元ニ對シ	三十元
電報爲替	同　上	四十元

貸出金利月二歩五歩と稱し居るも十分なる資力無く且開設後日尚淺きため未だ貸出の多きを見ず

（ロ）蒙古銀行

外蒙古獨立後の開設に係り資本三百萬留と稱す主として外蒙政府公金を取扱ひ傍魯國主要銀行と連絡を取り爲替事務を取扱ひ且一般貸出を業とせしが露貨暴落と一般魯商間取引の沈衰により目下營業停止し全く閉店の觀あり。

同行は從來蒙人に對する貸出金利月一分と稱するも疑はしく尚蒙人の營業と稱せるも其資本金は勿論魯國より供給せられたるものにして經營は一切魯人の手裡に歸し居れり。

（ニ）邊業銀行

昨年八月民國大總統令により發布されたる對外蒙經營の西北籌邊使署の機關銀行たる本行は未だに其開設を見ず目下中國銀行內より選ばれたる豫備員は開設其他の調査並に準備を了し三週間前歸京せしかば不日實現の期近からんと豫測せらる尚昨年十月末まで我が三井洋行の借家せし二層の洋館（西庫倫內市場の前に在り）を借受せり。

（二）錢　舖

全市に六軒あり即ち

錦泉湧	裕源永　公合玉
錦泰亨	公合全　裕成和

當地錢舖は爲替、兩替貸出等を業とするは勿論なれども爲替の調和を取るため各舖共茶、綿布、紬緞（輸入品）麝香毛皮（輸出品）等高價商品の賣買を兼業し居れり之蓋し常地方の支那商品は對蒙古人物々交換の營業をなす者多きを以て最も利便多き現金にて貸出よりも商品を以て之に代へ張家口に於て代金決算を行ふを便とするより各商品を取扱ふに至れり故に錢舖の貸出は現金の場合は金利を計算するも商品に於て貸出す場合は商品價格の內に金利を算加し比較的高價に賣渡すを常とす

錢舖の金利は一ヶ月一分乃至二分見當にして對人信用如何により其率一樣ならず

爲替料は

一、〇〇〇兩に就き　一〇兩乃至二〇兩

而して市場資金の如何により日々其率を異にす。

昨夏以來時局の爲め西伯利亞通路杜絕するや荷動き更になく當地市況殆ど不況のどん底に陷り當市錢舖悉く倒產の悲境に逢着せり。

以上金融機關の外大なる支那商人は蒙古王旗に對し現金及物品の貸出をもなし其金利は三割乃至四割の重利を貪り居れり、尤も蒙人は自己の安心立命のためには神佛の尊きを會得せるも商業道德は勿論日常の德義觀念さへ辨へざるものなるに加ふるに外蒙一帶交通の不便云ふべからず貸出金に對する危險大なるに比すれば上述の金利穴勝高率に失する事なかるべし。

現下直隸及山西商人の有力者と稱せらるゝ者は多く此種の

貸出により其基礎を作りたるものなりと云ふ。

(三) 票期

當地にては支那人間の取扱に對し特別の票期なく總べて張家口の習慣に從ひ滿加(即ち金利)の率張家口の取定めに從ふ(張家口票期は毎年舊曆四、七、十、十二月の四回とす)(滿加の率は大約月五歩の見當なり)。

商慣習

支那人間の取引には張家口票期に依る票期取引あれども蒙人との取引には此種慣習なく現金取引多し魯支人對蒙人の取引に至りては蒙支人積年の奸譎横暴に懲り自身其生産品を市場に搬出して賣ること稀にして僅かに夏季活佛參詣のため來集する蒙古人が少許の土産を携帶し來り市場に販ぐに過ぎずして多くの場合露支人自身商品を携へて蒙古人を尋ね之を蒙人に前貸しをなし其代價として後日彼等の生産品を引取るを常とす、蒙人の多くは數理の觀念に乏しく魯支人は此弱點に乘じ暴利を貪ること多し。

到難兒と稱し蒙人の蒙支人の仲間に立ちて物品取引の斡旋をなす支那人の仲買あり能く蒙古語を解し且つ蒙古の地理に通ず之を利用して蒙人の生産品を購入する場合は買人は保證人を取り仲買に對し物品又は貨幣を前渡しする必要ありて單なる先物契約をなすこと極めて稀なり

仲買の口錢は一定せず仲買の技倆により其收入に大なる徑庭ありと云ふ。

普通魯蒙支人間の現金取引には多く魯貨を用ひしが近來漸次支那貨に推移しつゝあり。

蒙稅關課稅率

自治外蒙政府が獨立以來支那より輸入せらるゝ貨物及外蒙より支那に輸出せる一般貨物に對し庫倫時價に準じ從價五分の課稅、酒、烟草の二品に限り從價一割の課稅を徵收し居るも魯國よりの輸入品に對しては魯蒙協約により課稅を免じ居れりと云ふ。

支那より輸入せらるゝ外國貨物に對しても支那品同樣の賦課を爲し居り子口單及三聯單は外蒙に於ては之が適用を許さず外國品の外蒙古に對する關稅上の關係は不利なる位置にあり。

以上は外蒙獨立取消前の事態に屬す今や稅關管理權も支那の手に歸す今後如何なる制度の實施を見るや一般對蒙貿易者の刮目すべき處なり。(小西茂通信)

接壤地域特殊地位の內容（下）

（一九一九年八月十一日米國上院外交委員會速記）

ボロー君、國務卿閣下まだ何か御話しなさる事が御座いますか。

國務卿（ランシング君）「スペシアルインタレスト」と云ふ語に關しては最早ありません。

ボロー君　ランシング石井協約に付ての御演說はそれ丈けでありますか。

國務卿（ランシング君）　いや未だ全部つきたのではありません。

ウイリアムス君　御濟ませなさつた方がよいでせう。

ブランデジー君　私は玆で今一つ伺ひ度いのです、貴下はランシング石井協約の寫しを此室に御持ちですか、

國務卿（ランシング君）　どこかに一つ持つて居ます、それは元老院記錄であります。

ブランデジー君　何卒その番號を御示し下さい。

國務卿（ランシング君）　之は失禮致しました、元老院記錄ではありません。條約彙集の一であります。

ブランデジー君　國務省用のものですか。

國務卿（ランシング君）　國務省用のものです。條約彙集第六百三十號であります。

ボメリーン君　貴下の口供書と一所にして差支へ御座いませんか。

國務卿（ランシング君）　少しも差支へありません

ボメリーン君　そうして下さる樣に希望致します。

委員長　そう致しませう。

（引用せられたる協約は全部玆に印刷に付せり、左の如し）

（國務卿より日本特命全權大使へ）

以書簡致啓上候陳者支那共和國に關して貴我兩國政府の共に利害を感ずる諸問題に付本官は最近閣下との會談中意見の一致したるものと了解する所を玆に閣下に通報するの光榮を有し候

近來往々流布せられたる有害なる風說を一掃せむが爲閣下及本官は玆に支那に關し兩國政府の等しく懷抱する希望及意向に付更に公然たる宣言を爲すを得策なりと思惟す

合衆國及日本國兩政府は領土相近接する國家の間には特殊の關係を生ずることを承認す、從て合衆國政府は日本國が支那に於て特殊の利益を有することを承認す、日本の所領に接壤せる地方に於て殊に然りとす尤も支那の領土主權は完全に存在するものにして合衆國政府は日本國

が其の地理的位置の結果右特殊の利益を有するも他國の通商に不利なる偏頗の待遇を與へ又は條約上支那の從來他國に許與せる商業上の權利を無視することを欲するものに非ざる旨の日本國政府累次の保障に全然信賴す。合衆國及日本國兩政府は毫も支那の獨立又は領土保全を侵害するの目的を有するものに非ざることを聲明す、且右兩國政府は常に支那に於て所謂門戶開放又は商工業に對する機會均等の主義を支持することを聲明す。將又凡そ特殊の權利又は特典にして支那の獨立又は領土保全を侵害し若は列國臣民又は人民が商業上及工業上に於ける均等の機會を完全に享有するを妨礙するものに付ては兩國政府は何國政府たるを問はず之を獲得するに反對なることを互に聲明す。

本官は貴我雙方間に意見の一致せるものと了解する前記各項に對し閣下の確認を得むことを致希望候

本官は茲に閣下に向て敬意を表し候　敢具

一千九百十七年十一月二日

在華盛頓國務省に於て

ロバート、ランシング、

（日本特命全權大使より國務卿へ）

以書翰致啓上候陳者支那共和國に關して貴我兩國政府の共に利害を感ずる諸問題に付閣下が最近本使との會談中意見の一致したるものと了解せらるゝ所を本日附貴翰を以て御通報相成致敬承候

茲に本國政府の訓令に基き閣下に向て左記の通右了解を確認するを得るは本使の欣幸とする所に有之候

近來往々流布せられたる有害なる風說を一掃せむが爲閣下及本使は茲に支那に關し兩國政府の等しく懷抱する希望及意向に付更に公然たる宣言を爲すを得策なりと思惟す

日本國及合衆國兩政府は領土相近接する國家の間には特殊の關係を生ずることを承認す從て合衆國政府は日本國が支那に於て特殊の利益を有することを承認す、日本の所領に接壤する地方に於て殊に然りとす。

尤も支那の領土主權は完全に存在するものにして合衆國政府は日本國が其の地理的位置の結果右特殊の利益を有するも他國の通商に不利なる偏頗の待遇を與へ又は條約上支那の從來他國に許與せる商業上の權利を無視することを欲するものに非ざる旨の日本國政府累次の保障に全然信賴す

日本國及合衆國兩政府は毫も支那の獨立又は領土保全を侵害するの目的を有するものに非ざることを聲明す且右兩國政府は常に支那に於て所謂門戶開放又は商工業に對する機會均等の主義を支持することを聲明す。將又凡そ特殊の權利又は特典にして支那の獨立又は領土保全を侵害し若は列國臣民又は人民が商業上及工業上に於ける均等の機會を完全に享有するを妨礙するものに付ては兩國政府は何國政府たるを問はず之を獲得するに反對なることを互に聲明す。

本使は茲に閣下に向て敬意を表し候　敬具

一千九百十七年十一月二日

在華盛頓日本帝國大使館に於て

特派特命全權大使子爵石井菊次郎

國務卿（ランシング君）　記錄に表はれて居ります通り一九一七年十一月二日に覺書が我政府と日本との間に交換せられたのであります　而て私は六日即ち覺書が公表せられた日にそれに付て一の陳述を致しました茲に私が一所にして置かうと思ふ陳述の一部分が御座います。

ブランデジー君　何故全部の陳述を御入れになりませんかそれを速記者に御與へなさいませんか、全部の陳述を承知致し度いものです。

國務卿（ランシング君）全部の陳述を持て居りません。

マツカツムバー君、それは長すぎは致しませんか？今讀まないでも濟みは致しませんか？

國務卿（ランシング君）　極く短いものです。そして私は之を讀む事は時間を節約するだろうと考へます。

ブランデジー君　私は今それを全部御讀みになる必要はあるまいと思ひます、只後にそれが陳述の中に一所になる樣に全部の陳述を御與へ下されば宜しかろうと思ひます。

ヒッチコック君　私は彼が一た陳述を今讀んで貰ふ方がよいと考へます。

ブランデジー君　成程、

國務卿（ランシング君）（朗讀）

「疑も無く二國の國民間には極東に於ける他の國の活動を惹き起す動機に關する疑の感情即ち若し抑壓せられなければ重大なる結果を來す虞のある感情が次第に大きくなりつゝあつた。不當なる意思に關する噂及報告が增加して來それが次第々々に信ぜられる樣になつた外に何の動機もない正當な商業上若は工業上の企業は政治的の意味あるものと看做され其結果としてそれ等の企業に對する反對が他の國に於て計劃された。活動して居た惡い影響を正直に宣示し、日本の政策は侵略的でないと云ふ事を明に宣言し地理的位置により作られた支那に對する特殊の關係を商業上若は工業上利用する意思がないと云ふ事を斷言する事に依り日本の代表者は吾々の敵に依り又兩國に於ける迷はされた者は過度に熱狂する人民に依り洩れなく流布せられた處の疑惑の外交上の氣分を一掃した。

覺書の中の陳述は何等の解釋を必要とせぬ。それは門戶開放主義の再宣言であるのみならずウィルソン大統領により明かに斷言された如く一般に適用するならば永久の世界平和に緊要であり又我政府により解釋せられた如く汎アメリカ主義の實に基礎になる處の支那の主權及領土の保全に干涉しないと云ふ主義を導いた。」

私の朗讀しようと思ふのは之だけです。

マツカムバー君　それは貴下が協約に關し公にする爲めに

發表せられた陳述でありますか？

國務卿(ランシング君)　公表する爲めに

フォール君　御話中ですが一寸と御尋ねして宜しう御座いますか。

國務卿(ランシング君)　一向かまいません。

フォール君　汎アメリカ主義の解釋について御演說がありました、貴下はウイルソン大統領に依りなされた樣にモンロウ主義と汎アメリカ主義とは同一のものであると云ふ樣に御了解になつて居りますか

國務卿(ランシング君)　否、

フォール君　私はそれを了解しませんでした。

國務卿(ランシング君)　其の二つは結局同一の結果に爲りますが全く異つた根底の上に立て居ります。モンロウ主義は純粹に民族獨立の主義であります、汎アメリカ主義は國際上の政策であります。

ヒフチコック君　石井子爵は協約の締結後何か公に聲明致しましたか。

國務卿(ランシング君)　致しました。極めて相似たものであります。

ヒフチコック君　それは我國に於ても公表せられましたかそれとも日本に於て丈けですか？

國務卿(ランシング君)　それは我國へ電報で打ち返された樣に記憶して居ります、私は正確に想起することは出來ません。彼は我國を去るに當りまして一の聲明を爲しました、日本政府も亦日本で一の聲明を爲した樣であります。

ブランデジー君　國務卿閣下、モンロー主義の本來の效用はそれは我國防上必要であつたと云ふ理論に基いたものであつたと云ふ事が貴下の御意見でありますか。

國務卿(ランシング君)　全く左樣です。

ウイリアムス君　我國の制度を維持する事にも？

ブランデジー君　左樣我國並にその制度の防禦維持に、

國務卿(ランシング君)　それは明に民族獨立の爲めの主義でありました。

ブランデジー君　そして豫告で、

ウイリアム君　合衆國が必要の場合には兵力を用ゐることをも辭せぬと云ふ脅威を以て爲した聲明でありました。

(以下ポロー、國務卿、ニウ、ウキリアムス、ブランデジー、フォール諸氏の間にモンロー主義に關し論議せられしも直接の必要なき故省略す——譯者)

委員長　委員各位に御計ひ致しますがモンロー主義に關する討論は國務卿の御演說の此點に於てあまり必要でない樣に考へます。

ウイリアムス君　私も始めからそう思つて居りました、

委員長　それでは何故にそれに耽て居りましたか？

ポロー君　國務卿閣下私は最早モンロー主義については御尋ね致そうとは思ひません。モンロー主義の何たるかは六ケ月前迄吾々は凡て了解して居りました。

國務卿(ランシング君)　私はポロー君に對し祝意を表します、何となればモンロー主義は何であるかと云ふ事に付ては意見の遠い差異がある樣に見えますから。彼はそれを知て居る唯一の人でせう。

ポロー君　最近迄何等の誤解がありませんでした。國務卿閣下、石井が此協約を締結する爲めに我國に來ました時に於ける情況に關し關係ある說明を得る爲めに伺ふのですが一九一五年の上半期に於て二十一ケ條の要求がなされましたか？

國務卿(ランシング君)　左樣、

ポロー君　之等の要求の初めの四は日支協約として知られてをる日支間の協約に於て支那により同意せられて居りましたね。

國務卿(ランシング君)　左樣。

ポロー君　貴下が石井と締結せられた協約の中へ特殊の利益と云ふ提議を挿入しようと云ふのは誰が提案したのですか。

國務卿(ランシング君)　石井子爵であります

ポロー君　貴下は石井に對し若しそれが政治上の支配若は優先的支配と云ふ事を意味するならば論ずる事を欲しないと云ふ事を申されましたか

國務卿(ランシング君)　左樣。

ポロー君　彼は何か貴下の爲された、解釋を撤回する事を示す樣な答へを致しましたか

國務卿(ランシング君)　彼は議論を續けました、

ポロー君　議論は如何なる經路を辿りましたか、

國務卿(ランシング君)　左樣覺書の反對の草稿の中にそれを挿入しそしてそれは包含されねばならんと主張した事に就て辿られました。しかし彼は「特殊の利益」と云ふ談に對する私の解釋を明確に了解して居りました。

ポロー君　貴下は彼がそれに如何なる解釋をつけたか御存じですか

國務卿(ランシング君)　存じません。

ポロー君　彼は彼の考へは日本は承認せらるべき特殊の利益を支那に於て持ち、それ等の特殊の利益に依り彼は優先的支配を意味したと云ふ事を云ひましたか

國務卿(ランシング君)　左樣而て私はそれを考へる事を欲せぬと云ふ事を彼に話しました。

ポロー君　彼は「宜敷う御座います、では私はそれについてその解釋を採りませう」とか又はそれに類したことを何か申しませんでしたか

國務卿(ランシング君)　否、しかし彼は「特殊の利益」と云ふ語を使用することを續けましたしかし彼は若し私のつけた意味を採用しないならば私は議論を中止したろうと云ふ事を知て居りました。

ポロー君　石井が我國へ來ました前又は後に日本政府が公式又は半官的に其語の上に石井が附したと同樣な解釋を附したと云ふ事は事實ではありませんか

國務卿(ランシング君)　以前にですか

ポロー君　左樣

國務卿(ランシング君)　私の知つて居ります處では彼の聲明の外にはそう云ふ事はなかつた樣であります。

ポロー君　私は茲に一九一七年十月二十二日露西亞大使がその本國政府へ送つた公文書をもつて居りますがその公文書の中で彼は次の樣に云つて居ります、「日本は……」

ポメリーン君　貴下は何から讀んでおいでですか

ポロー君　「民主々義及東方問題」と題する書の中に公表された公文書の寫しから讀んで居ります。

國務卿(ランシング君)　何人の著書ですか？

ポロー君　ミラード氏の著書です、此公文書の權威に就て何か御疑問がありますか？

國務卿(ランシング君)　別に疑問はありません。彼の著の外に其事に付ては何事も存じませんから。

ポロー君　此公文書に關して此著書の確否につき何か御疑念がありますか？

國務卿(ランシング君)　私は此問題に關して全く何等の報告を受けて居りませぬ

ポロー君　然らば貴下の御答へからそれは眞正の物でないと云ふ事を推測することは御好みになりませんか？

國務卿(ランシング君)　否、好みません、

ウイリアムス君　では眞正のものと御認めになりますか？

國務卿(ランシング君)　否、どちらとも申上げ兼ねます。

ポロー君　吾々はそれを朗讀し事の眞僞は時の經過に俟つ事に致しませう、(朗讀)

「日本は次第に明白に他の列强は支那に於て政治上の地歩を作る事を企てる際は豫め其問題について日本と意見を交換することを要する――之は或程度迄日本が支那の外交を左右するに至る條件であると云ふ意味に於て支那に於ける自己の特殊の地位を說明する傾向を露はしつゝある。一方に於ては日本政府はそれを單に日本が他の列强に先立ち屢々繰返して與へた保證の反覆であると看做し又支那に於ける日本の政策に何等の新制限を加ふるものでないとして支那の領土保全及び門戶開放の主義のそれの認識にあまり重きを置かなかつた。それ故に將來に於て何時か此關係につき合衆國と日本との間に誤解の生ずる事は當に有り得可きことである。本日外務卿が再び私と會見した時に石井子爵からの談判に於て議論の中心になつた問題は支那の之等若はその外の部分に於ける日本に迄のある特殊の讓步でなく全體としての支那に於ける日本の特殊の地位であつたと云ふ事を確めた。」

其報告は貴下が石井と議論をした當時貴下に知れて居りませんでしたか？

國務卿(ランシング君)　其公文書ですか？

ポロー君　左樣です

國務卿(ランシング君)　全く左樣です。私はルート高平協約が日米兩國は互に相談する事なしに何等の行動を

しないと云ふ協約を含んで居たと云ふ事實並にそれは露西亞大使によりなされた此報告と同一の結果を生じただろうと云ふ事實に御注意を願ひ度いのです。

ポロー君　一九一七年十一月一日附の露西亞大使の公文書には又左の文句があります、それを茲へ引用しませう、（朗讀）

「將來に於て日本が支那に於て有する「特殊の地位」及び「特殊の利益」と云ふ次の意味に關して日米兩國が解釋を異にする結果誤解を生ずると云ふ事を案じはしなかつたかと云ふ私の質問に對して――」彼の質問の相手は日本の外務大臣であります――「本野子爵は次の樣に答へた。（原文缺除）併し私は大臣の言葉から彼も亦將來誤解の生ずる處があると云ふ事を承認して居るが左樣な場合には日本は米國よりもその解釋を欲するが儘に實現するよりよき便宜を持つだろうと云ふ事を覺知して居ると云ふ事を看取した。」

扨て國務卿閣下、日本がランシング石井協約の出來た後で石井が最初それに附する樣に希望した處の解釋をそれに附したと云ふ事を先日御話しなさつたことは事實でありますか。それとも事實でありませんか。

國務卿（ランシング君）　貴下が述べたる事實に關して日本政府が何か陳述したか否か記憶して居りません。

ポロー君　それが日本の新聞に依りなされたと云ふ報告を御受け取りになつたことはありませぬか？

國務卿（ランシング君）　あります。

ポロー君　その公表は政府の指圖に基いたものでせうか。

國務卿（ランシング君）　それは存じません。

ポロー君　それでは貴下と石井子との間の覺書は最初日本で公表せられたのですか？

國務卿（ランシング君）　左樣、

ポロー君　その點に付ては了解があつたのでせうか？

國務卿（ランシング君）　そうは信じません。彼等は公表されたと信じます――私はそれは公表される前に支那に知れたと信じます。

ポロー君　日本は之等の覺書に關する報告を支那に致しましたか？

國務卿（ランシング君）　左樣に記憶して居ります。

ポロー君　成程。米國の大使が覺書の内容若はその覺書が存在して居る事について初めて知つたのは日本政府から來たのですか？

國務卿（ランシング君）　それは申上ることは出來ません。しかし大體當らずとも遠からずです。

ポロー君　覺書は日本で公表されました。そう致しますと覺書が公表され而て世界に知らせられる期日に付て何か申合せが御座いましたか？

國務卿（ランシング君）　十一月六日其調印後四日を經た日であります。

ポロー君　そして覺書は日本及支那に於て其約束の時よりも前に發表されたのでありますか？

國務卿（ランシング君）　私は發表されたと云ふ事を申すことを欲しませぬ。

ポロー君　覺書はその時に先立つて支那に知らされましたか？

國務卿（ランシング君）　左樣、

ポロー　君そしてその報告が覺書が公表されることになつて居た時より前に我國へ歸つて來たのでありますか

國務卿（ランシング君）　私はそうは思ひません私はそれを電信で御知りになる事が出來たとは思ひません。

ポロー君　報告は國務卿を通じてでなく支那及日本から電信で我國へ來ました。

國務卿（ランシング君）　私は申上げる事は出來ません。私はそう云ふ事を記憶して居りません。

ポロー君　支那公使館は一九一七年十一月十二日抗議の性質を帶びた陳述書を發表しました。

國務卿（ランシング君）　抗議ではありません。

ポロー君　それではそれはどう云ふものであると仰しやるのですか？

國務卿（ランシング君）　支那で云つて居りました樣に聲明であると見ます。

ポロー君　私は抗議の性質を有すると申しました、では聲明と云ふ事に致しませう。

ヒツチコック君　それは公表されてから後の事ですか、

ポロー君　左樣勿論彼等はそれを知りませんでしたからそれを前に發することは出來ませんでした。

ヒツチコック君　貴下は支那政府は先立つて報告を受けて居たと御述べになりました、多分貴下は彼等は發表になる前に此聲明を發したと信じて居られるだろうと思ひました。

ポロー君　その御推測は御尤なことであります。次の樣に聲明せられました。（朗讀）

「合衆國政府及び日本國政府は最近に至り惡意ある報導を沈默せしむる爲め支那に關する彼等の希望及び計畫につき華盛頓に於て覺書を交換せり。此覺書の謄本は北京駐劄日本公使に依り支那政府に交附せられたり。我支那政府は誤解を避くる爲め不取敢左の宣言を爲して政府の意見の存する處を知らしめんと欲す。

友國民に對し支那政府に依り執られたる主義は常に正義にして平等のものなりき。從つて條約に由來し友國民が享受せし權利は矛盾なく尊重せり故に領土接近の事實に依り生じたる國家間の特別關係について云ふもそは只現存せる條約に於て既に規定せられたる範圍內に於てのみ存するもの也。今後も尙支那政府は從來採用し來りたる主義を固執すべし。尙此結果として再び支那政府は他の國家間に締結せられたる如何なる協約に依りても自國を束縛せらるゝ事を許さゞる可しと云ふ事を宣言す。」此最後の文句は

石井協約に關係して居る事は疑ない事でせう。

國務卿(ランシング君)　左樣、

ボロー君　彼等は疑もなくそれを以て支那に於て地理的利益より以上のあるものを與へるものと解釋して居る樣であります。

國務卿(ランシング君)　それは私が其言葉から引出すことの出來ると考へなかつた處の假定であります。

ボロー君　それでは貴下はそれを如何云ふ樣に解釋せられますか?

國務卿(ランシング君)　それは多少なりとも彼國の利益に關係して居りましたから其種の聲明を發するのは其政府にとり極めて自然のことであつたと云ふ樣に單純に解釋致します。貴下は速記錄へその聲明の原文を挿入せられましたから尙其題目を御入れになることを希望します。

ボロー君　(朗讀)

一九一七年十一月二日附日米兩國政府間に交換せられたる覺書に關する支那政府の聲明。

ボメリーン君。日本の新聞が明かに協約の上に合衆國が採用した解釋と異る解釋を附したと云ふ事實に鑑み支那政府がかゝる聲明を爲したと云ふ事は當然の事の樣に見へると申しても宜しう御座いますか。

ボロー君　私は彼等は十一月十二日前であつたかどうか知りません。それは日本に於て公表された後たつた五日經てでありましたから、

ボメリーン君　かゝる公表があつたと云ふ事を貴下が述べられた事を記憶して居りました。

ボロー君　日本の新聞にそう云ふ意見の表れたことは疑ありません。

國務卿に御願致しますが外交上に於ける聲明と抗議との間の差異を私の粗野な心に明瞭にして頂き度いものです。

國務卿(ランシング君)　非常に確然たる差異があります。抗議は答辯を求めます。聲明は答辯を求めません。

ヒッチコック君　聲明はランシング石井協約の我國解釋と全く一致して居りましたか?

國務卿(ランシング君)　全く一致して居りました。

ウイリアムス君　モンロウ主義は何等の答辯を要求しませんでした。

國務卿(ランシング君)　その聲明は我國に於て支那公使から國務省に交附せられました。亦日本政府にも交附せられました。

ブランデジー君　國務卿閣下貴下が石井子と此問題即ち特殊の利益」は何であるかと云ふ事に就き討論して居られた時に「特殊の利益」と云ふ語に彼が附した意味を貴下に了解させる樣な何事かを申しましたか?

國務卿(ランシング君)　私が述べました以上の事は申しませんでした。

ブランデジー君　彼は何時かそれは最高權即ち如何なる他

の國の持つて居る利益よりも異る而も日本は支那に接近して居るから持つて居ると云ふ樣なもの以外の利益を意味すると云ふ事を申しませんでしたか、？

國務卿（ランシング君）　それに關し私の記憶に存するのは彼は「特殊の利益及び勢力」と云ふ語を入れ度いと云ふ希望をした事であります。而て私は「及び勢力」と云ふ語の挿入については極力反對してそれを挿入しない事にしました。

ブランデジー君　彼はそれ等の語に依て如何なる事を了解して居たかと云ふ事を話しませんでしたか？

國務卿（ランシング君）　「及び勢力」と云ふ語の挿入は「特殊の利益」と云ふ語に對する私の解釋を十分に了解して居たと云ふ事を示すものであると云ふ事を除いてはそれ以上何も申しませんでした。

ブランデジー君　「特殊の利益」と云ふ語は貴下の御見解では次の事を除いては何等の意味を有せないのですね？

國務卿（ランシング君）　政治上の、

ブランデジー君（續けて）　政治上の意味を除いては？

國務卿（ランシング君）　御仰の通りです。

ブランデジー君　私の御尋ねする事はこれ丈けです。

ジョンソン君　國務卿閣下、私はもう一度一九一七年十一月以後ケレンスキー政府の失脚後トロツキーに依り公表された秘密條約と稱せられて居るものに貴下の御注意を引き度いのです。

貴下が讀かされました通り之等が公表せられ我國の使節から我政府へ傳達せられた時迄我政府は之等の秘密條約は如何なるものであるかと云ふ事につき何等か御承知になつて居りましたか？

國務卿（ランシング君）　承知して居らなかつたと考へます。

ジョンソン君　貴下はそれ等の條約の內容を熟知して居られますか

國務卿（ランシング君）　否、熟知して居りませぬ。どんな條約の內容でも記憶を新にしませんでは、

ジョンソン君　しかし合衆國がそれ等の秘密條約について初めて知つたのはトロツキーの公表に依つてですか？

國務卿（ランシング君）　左樣、

ジョンソン君　何か秘密條約に關し巴里に於て我使節に依りとられた態度がありましたか？

國務卿（ランシング君）　結局條約の精神に於てのみ。

ジョンソン君　討論、會談、討議若は議論の際に秘密條約に關し我使節により如何なる時期に於ても執られた一定した態度がありましたか？

國務卿（ランシング君）　なるほど。私はそれに御答へ致し度くありません。何者　勿論媾和會議の運用の爲めの組織を御存知だらうと思ひますから、それとも御存知ありませんか？

ジョンソン君　一部分は知つて居ます。しかし全部そうだ

とは云へないと思ひます、

國務卿（ランシング君）　その理由を御話し致しませう

ジョンソン君　何卒、

國務卿（ランシング君）　最初巴里に集つた樣な多數の代表者及委員が問題を議論すると云ふ事は仕事の成果を擧ぐるに不便な方法であると云ふ事が解りました。其處には約八十人の代表者が集つて居りました。それ故に主なる强國の五首腦者とその强國の五外務大臣とより成立せる十人の會議を設置する事に定りました。此の會議は種々の問題を取扱ひ又平和會議の爲すべき事業について種々の案を立てました。或種の委員は此十人の會議の提議に基き媾和會議が之を任命しました。又一方に於ては特別の事件を取扱ふ必要のあつた場合には此十人の會議が直接に委員を任命する事もありました。

後になり仕事を一層速に進捗させる爲めに十人の會議の內に部を設ける事即ちウイルソン大統領ロイドジョージ氏、クレマンソー氏及びオルランド氏より成る各國の首腦者會議を設ける事が適當の樣に考へられました。從つて主なる政府の外務大臣即ち佛國外相ピション氏を議長としバルフォーア氏、ソンニノ男爵者（何れも外務大臣たり）及び日本牧野男（前の日本外務大臣）より成る外務大臣の會議があつた譯であります。

モーセス君　そう致しますと外務大臣の會議は五人で國の首腦者の會議はたつた四人であつたので御座いますか、

國務卿（ランシング君）　左樣です。彼等は屢々四頭會議及び五頭會議と云はれて居りました。

四頭會議は實際に於て各種の會議、委員會及び任命せられた委員の凡ての活動を全く支配して居りました。

五頭會議は四頭會議から委任せられた問題を研究致しました。彼等は屢々ヒヤリングを持ちました。而て彼等は屢々問題を考究し直接に報告させる爲めに特別委員を任命することもありました。しかし多くの場合彼等は彼等に委ねられた處の問題を審議し四頭會議に忠言し四頭會議は其忠言を採用する事もあれば拒絶する事もあり又變更を加へて採用する事もありました。

それは運用の爲めの制度でありましてそれは最後迄繼續致しました。

ジョンソン君　五頭會議は何時か領土の處分問題を取扱つた事がありますか？

國務卿（ランシング君）　度々ありました。

ジョンソン君　會議の一員として又合衆國使節の一員として貴下は秘密條約に關し何か政策をもつて居られましたか？

國務卿（ランシング君）　秘密條約に關する問題は五頭會議へは全く持ち出されなかつたと記憶して居ります。

ジョンソン君　貴下の御存知の範圍内で合衆國の委員等は秘密條約につき何か政策を持つて居ましたか。

國務卿(ランシング君)　私が政策を陳べた丈と思ひます。私は倫敦條約について伊太利使節の一人から迫られました。それは未だ全く媾和會議の會合の初まらぬ前の事でありました。而て彼は倫敦條約に對する合衆國の態度如何と云ふ事を知らむと欲したのであります。そこで私は合衆國が關係せる範圍に於ては倫敦條約が正義のものであるならばそれを支持し若し不正のものであるならば其全部若はその一部分に反對するだろうと云ふ事を云ひました。

ジョンソン君　質問を繰返すことを許して頂きます。しますると特に秘密條約に關してアメリカの委員等に對し輪劃を描かれた政策は全くなかつたのでありますか?

國務卿(ランシング君)　吾々は秘密條約に依り吾々を束縛されやうとは考へませんでした。

ジョンソン君　それが恰も私の意味した事であります。それが確乎たる政策ではありませんか?

國務卿(ランシング君)　確乎たる政策、

ジョンソン君　それが巴里に於ける談判に於ける合衆國委員の政策であつたのですか?

國務卿(ランシング君)　左樣、

ジョンソン君　そうですか。

(以下ウイリアムス氏、ジョンソン氏、國務卿、ヒッチコック氏等の間に土耳古帝國の處分に關し議論ありしも之を略す——譯者)

モーセス君　日本が第一の五頭會議に列席しなかつた理由は何でありましたか?

國務卿(ランシング君)　其國の首腦者が居りませんでした。

モーセス君、日本は主たる全權大使を持つて居りました。

國務卿(ランシング君)　私も知つて居ます。しかしそれは別な事であります。それは主席の委員であります今は巴里に於てはアーストリー、ブルガリア、トルコの問題を決する爲めに國の首腦者の會議及び外務大臣の會議の代りに主席委員の會議が開かれて居るのです。

モーセス君　ルーマニア問題も、

國務卿(ランシング君)　ルーマニア問題も、左樣、

南支那鐵道計畫（上）

本篇に於て南支那地方と云ふは主として廣東廣西雲南貴州の四省を名指すものなり普通地理上に所謂南方支那は楊子江流域以南の全地方を包括するものにして上記諸省に加ふるに福建浙江の兩省を以てするものなれば此處には其範圍を幾分狹く限定せり唯だ後述の寧浙鐵道は如何なる意義に於ても南支那地方に屬するものに非ずされど其豫定線路は南支那地方なる諸計畫線と相俟ちて將來何時かは支那國內及び國際交通主要なる幹線を形成するに至るべきを以て特に茲に記述することゝせり。

南支那地方の面積及人口の見積りは雲南省に於て十四萬六千七百十八平方哩一千二百七十二萬人（密度一平方哩八十六）貴州省に於て六萬七千百八十平方哩七百六十五萬人（一平方哩百十四人）廣西省に於て七萬七千二百二十平方哩五百十四萬人一平方哩六七六人廣東省に於て十萬平方哩三千百八十六萬人（一平方哩三百十八人）と計上せられ合計して三十九萬一千百二十平方哩五千七百三十七萬人に上る斯の如き面積と人口とは優に一大國を爲すに足るの觀あり然るに本地方に交通の便を供すべき鐵道の延長如何と調査する時は廣東省に於ては三百四十哩廣西省に於ては五十哩雲南省に於ては二百九十三哩合算するも僅に六百八十三哩に過ぎざるを知る甚だしきは貴州省にして全省に亙りて未だ鐵道敷設せられたるを見ず此の哩數の彼の面積及び人口に割合すとも何等の意義をも發見することを能はざるなり。

南支四省中廣東省のみは交通運輸の點に就て例外的地位を占む西江及其支流割合に發達し汽船少蒸氣船發動機船民船の往復頻繁に且つ廣東港は此地方貿易の中心を爲せるを以て他省に比して多大の進歩を遂げ富裕殷賑なるを致せりされど他の三省に至りては省內各省間中部支那諸省間印度支那並に緬甸間と相交通するに當りて其機關としては自然道路と楊子江竝に西江の小支流あるのみ然も河流は多く急流にして舟揖の便に乏しく通路は凡ね嶮阻にして車輛を通ずべからず駄馬及苦力に依りて僅に貨物運搬を行ふのみされば產業發達の機會極めて稀なるは止むを得ざる處古來より常に困難の境たらざる能はず外界と接觸して其影響を受くること少き故に文化の程度亦極めて低く一例を雲南省に採るも住民未だ曾て文明の雨露に浴せずして社會の進歩を知らず農は父祖の傳來の業に服し工は傳來の規矩を用ゐ依然として太古の觀を呈するあり且つ廣東港さへ之を上海に比すれば甚だ振はざるが如き模樣なるは他に種々の理由あるべきも奥地との間に運輸交通の便乏しきは其重大なる一因ならずんば非ず斯の如くして廣東省を例外として他の三省は國內及國際交易上殆んど中立の姿をなす是に於て地

方の人心を啓發して文明の恩澤を蒙らしめ且產業振興して其資源を開發せんが爲には多大の極長に亙り鐵道系統を編み上ぐることの急務なるを知る支那人が企業心に奮起し自ら進んで之を計畫し實施すること吾人の切に要望する處なるが支那各地方の例に漏れず南支那地方に於ける諸鐵道敷設權は皆外人の手に收められたり中央政府及び此地方各省政府の痼疾的財政難に苦める支那民族性の株式組織大企業經營に適當せざる一般的に資金の缺乏せる社會上政治上常に動搖の絶えざる事情斯の如きを以て止むを得ざることゝは云ひながら支那人の爲に洵に遺憾とせざる能はざるなり。

以下第一章に於て南支地方諸鐵道計畫を列擧すべく第二章に於て其意義及價値を說明すべし而して第一章は單に第二章の準備たるに過ぎず。

諸計畫鐵道豫定線

一、英國側諸鐵道投資　英國側の投資權を有する諸鐵道計畫は經濟上政治上頗る重大の意義(第二章に於て說明)を有す將來國內及び國際交通路の大幹線の一部たるべき運命を有するものに寧湘鐵道沙興鐵道廣東鐵道竝に滇緬鐵道あり重要なる地方的交通路としては廣厦鐵道廣澳鐵道及び江西鐵道あり是等諸計畫線の建設其竣成を告ぐるの曉に於ては南支地方の交通權は其大部分を擧げて英國側に歸するに至るべし。

(一)寧湘鐵道　本鐵道の豫定線は南京より發し寧國徽州樂平南昌石邑を經由し萍鄉株州を通過して長沙に達せんとす更に樂平景德間に支線を敷設するの企圖を有す總延長は六百四十三哩にして建設費は約七百六十萬九千磅を見積らる本鐵道資金借欵を引受けたるは英國中英公司なり起債總額は八百萬磅として一九一四年契約締結を見たり然るに大戰亂の突發に際會し借欵契約の實行覺束なき模樣なりしを以て支那政府交通部は本鐵道自辦の計畫を樹て豫定線を幾分變更して南京蕪湖池州饒州南昌瑞州萍鄉を連ね長沙に於て粵漢線と聯絡すべき線路を設計せり延長五百五十餘哩工費見積額三千五百萬元なり一九一五年を以て起工し五箇年にて竣成の豫定なりしが例に依つて財政難の支那政府のことゝて工事著手の期日に就ては全く見込たゝずされど本鐵道の意義重大なるに鑑みて英國側は必ず建設の努力を致すに至るべしと觀測せらる。

本鐵道は他の諸鐵道とは所在の地方を異にするが故に特に切り離して其の經濟的價値に付て一言するの要あり本鐵道完成せば粵漢線と相俟ちて廣東湖南の貨物は直ちに安徽江蘇浙江に向つて進出することを得べし豫章の木材饒寧の茶景德鎭の磁器萬載の土布竝に江西各地の物產安徽省徽州府の製茶潘陽湖附近の豐富なる鑛物是等は皆上海に集中するに當り或は各地に分配するに際し至大の便宜を得るに至るべし。

本鐵道開通を見るの曉に於ては北京廣東漢口四川等は悉く鐵道に依りて聯絡さるべし且つ之に隨伴して富裕なる各地方を通過して之を上海市場に集中すべき各種線路計畫も發起せらるべし斯くて本線は主要なる國內通商幹線たるに

至るべく其利益を受くること最も大なるは勿論上海なり豐穰なる奥地を聯絡する各鐵道の利便多くして各種穀類石炭其他の鑛產等を續々上海に搬出集中するに至らば吳淞上海間は鐵道と交涉深く數列の倉庫及び碼頭を以て埋めらるゝの日を期待すべし揚子江以南の鐵道中投資上最も有利なるべきと共に其地方開發上極めて意義深かるべきは粵湘鐵道なり。

(二)沙興鐵道　此鐵道本線は湖北省沙市對岸を起點とし南下して湖南省に入り、澧州、常德、辰州を經て、貴州省鎭遠に至り、再び貴陽、安順、鎭寧、永寧を經過して興義に達するなり、又沙市にては將來敷設さるべき川漢線と接續するあり、或は將來建設さるゝ滇緬鐵道延長線と連結するあり、或は佛國計畫線の欽渝鐵道と聯絡するあり別に支線あり、卽ち常德より分岐し粵漢線に依據して長沙に至り、而して粵湘鐵道と接續するあり、其總延長七百六十哩、其資金融通者は英國の寶林公司なり、借款總額一千萬磅　一九一四年に於て契約締結されしが、今尙は債券發行の期至らざるなり。

(三)廣重鐵道　本鐵道の豫定は廣東省城を起點とし、西江に沿ふて廣西省梧州に出で、桂江溪谷を穿ち、桂林より進て湖南省に至り、靖州沅州諸地を經過し、貴州省思南に至り、該處より四川省重慶に達するなり、其總延長一千哩、鐵道資金は一九一三年借款契約の締結ありて、全然英國寶林公司の承辦に歸せり起債總額八百萬磅、尙未だ發行に至らず、寶林公司は本鐵道借款契約に根據して、本鐵道に連接する甘肅蘭州に至る延長線の敷設優先權を所有せり、佛白方面經營の同成及海蘭兩鐵道と相對抗して、支那中部富源地方及南方香港に至る間の連結線は、英國方面の經濟的政治的勢力を伸張する者なり。

(四)滇緬鐵道　本鐵道は英國緬甸鐵道の一終點バメール地方に起り、イラワヂ河を渡り、太平河岸に沿ひ、東方雲南省に進入し、蠻允千匡等を經過し、怒江（サルウキチ河上流）瀾滄江（メーコン河上流）を越へ、騰越を經て大理に通ず、バメールより大理に至る其間延長三百八十六哩、建築費四百五十萬磅を要す、他諸線路の軌道と同からず、本鐵道は二呎六吋の狹軌を以て構設せらる、本鐵道は緬甸と支那の接境合併せし時に建設せしものに係る、曾て英國官民間に於て種々の議論起り、最初の計畫は已に一八三〇年に萠し、是より以後幾次の探險を經て測量調査せる結果、雲南貿易を促進するに至り、英國の勢をば此地に確立することゝなりて、遂に佛國の滇越鐵道勢力を驅逐せんと欲し卽ちバメール大理間鐵道を敷設するに決せり、然共地方又雲南緬甸貿易狀況を調査せし結果、バメール騰越大理を連絡する線路は比較的利益薄弱なるを認め、緬甸雲南を貫通する線路卽ち崑崙より雲南縣を經、大理南方八哩の下關に通ずる線路は商業上頗る重要の價値ありと爲す、是に於て本鐵道豫定線は已に崑崙下關間線路に改用するの議成立したり。

(五)廣厦鐵道　本鐵道は廣九鐵道（英國の既設線たる廣東九龍間長一百十哩）の一驛石龍を起點と爲し、福建省厦門

に達する計畫線なり、廣九鐵道潮汕鐵道（支那の私設鐵道にして意溪汕頭間長二十六哩）漳厦鐵道（支那國有鐵道に係り嵩浪嶼漳州間長三十哩）の三線を聯絡せる者に係れり最初支那商民の計畫せる所なるが、英國側は廣九鐵道との關係上此處に利權を扶植するの必要を認め一九一三年香上銀行をして該鐵道借款を接辨せしめたり其起債總額一百五十萬磅尚未だ債券發行に至らずして該線延長說起り、卽ち石龍廈門約三百哩をば本線完成の後更に其線を伸長して、福州を經過し、或は滬杭甬鐵道或は滬寧鐵道に接續せんとするが如き、頗る大規模の計畫ありと云ふ

（十六）廣澳鐵道　本鐵道は廣東省城より澳門に至る百二十五哩竝に陳村より江門に至る八〇哩の鐵道なり元と清國側は資金調達上多大の障碍ありて當初の計畫を遂行する能はず幾曲折を經て借款權は遂に香港上海銀行に移り行けり一九一二年の契約を以て起債權は百九十萬磅と定められる。

（七）西江鐵道　上記諸計畫線に加へて南寧廣東間の西江鐵道建設は頗る佳なるべきを說くものあり此の問題は未だ具體化を見たるに非ずされど沿線の經濟狀態頗る良好にして且つ此處に鐵道を敷設する時は將來建設を見るべき廣東雲南線に對し強力する位地に立つことを得べきを以つて早晩風評の實現を見るに至るべし英國側は本地方鐵道敷設優先權を有するが故に本計畫の實地に考慮せらるゝに當りては多分英國側投資の對象となるべきなり米國側も亦此處に著眼せる模樣あり。

二、佛國側投資諸鐵道　佛國側敷設權下にある諸計畫線も亦極めて重大なる關係を有す欽瀝鐵道は雲南廣東間に交通の便を開くのみならず北方支那の計畫線にして佛國側に屬する同成鐵道と相俟ちて支那本部を南北に貫通する大通路を作り出し得べし廣州灣廣東間鐵道は重要なる地方線なると共に將來印度支那廣東間を聯絡する國際通商路たるに至るべし其の他地方的小鐵道として廣州灣暗舖間鐵道の計畫あり。

（一）欽瀝鐵道　本鐵道は廣東省欽州に起り廣西省主要商市の一たる南寧に赴き此處より西江の支流たる右江に沿ふてヒンケー、ボート航路の終點たる百色に至り更に興義曲靖羅平を通じて雲南省城に達すべし又一層之を延長して敘州經由四川省重慶に達すべき計畫あり雲南に於ては佛國濱越鐵道と接續すべし延長七百二哩と見積らる資金總額は六億法の豫算にして借款を引受けたるは中佛實業銀行なり契約締結は一九一四年に行はれしが未だ發行せられず本鐵道計畫中には南寧及び印度支那國境の近き諒山と結ぶ豫定線を含む又本借款契約を以て欽州港築港工事遂行の件をも取極めれり。

（二）廣州灣廣東間鐵道　本鐵道は的確なる計畫には非れども佛國側は本鐵道敷設優先權を有す線路は多分廉州（合浦）より、茂名（高州）を通過して既設新寧鐵道の一驛に聯絡するか或は西江三稜州を經て廣東に達すべきのなるべし。

（三）廣州灣暗舖間鐵道　本鐵道は廣州灣の一地點より雷州府及び雷州半島の西岸なる暗舖に至るべきものなり一八九九年廣州灣租界劃定の折佛國政府は支那政府に迫りて本鐵

敷設權を獲得せるなり。

三、獨逸側投資鐵道　滇百鐵道　獨逸の投資を試みんとしたる單に一條の滇百鐵道あるのみ然も其借欵問題は全く失敗に歸せるなり嘗て滇越鐵道の開通せるに當りて雲南省官民は佛國側に利益を奪はるるを防止せんが爲の方策として一鐵道計畫を考案せり其線路は雲南省城を發し曲靖羅平を經て貴州省に入り興義府渡八を經て廣西省百色廳に達せんとするものにして延長六百三十哩に上る百色より更に南寧迄延長して九百哩とせんとの議も起れり雲南省政府の自辦經營として北京より敷設の許可を得たりしが資金に窮せるが爲めに一九一三年クルップ工廠の代表者たる獨逸禮和洋行に就いて三千萬元の借欵資金融通を受くることゝせり然るに本線路は佛國側より見れば滇越鐵道に對して恐るべき競爭線をなし其營業上大なる不利益を蒙るに至るの懼れありされば佛國は之を以て獨逸が佛國の優越なる地位を侵害するものなりとなし强硬なる抗議を提出して遂に本借欵契約を廢棄せしめたり更に將來斯の如き他國の野心の自家勢力範圍に侵入し來るの禍根を絶たんが爲めに佛國側は此處に一鐵道線路を計畫せり是れ上述の欽渝鐵道たるなり。

四、米國側投資鐵道　米國側投資計畫線にて確定せるものは支那政府鐵道たるべき株欽鐵道と云ふ一線にして本鐵道は頗る重要なる地位を有するに至るべきなり。

(一)株欽鐵道　本鐵道は所謂借欵官辦の組織たるべく其資金は廣益公司より借欵契約に基きて融通を受くることゝなる線路は湖南省長沙の少しく南方に位する株州を起點として寶慶桂林柳州を經て南寧に至る、此處より更に延長して欽州或は北海に於て海港に出でんとす、株州に於ては既設線なる株萍粵漢の兩鐵道に接續すべきなり總延長六百哩を超ゆるの見込なり、北部には別途の豫定線を考慮することを得即ち粵漢線に從ひて衡州まで下り此處より永州を經由して桂林に赴かんとするものなり、若し本線にして寶慶を通過することゝ定められれば其延長線は遂に貴州なる鎭遠に達するに至らむ、民國五年十一月を以て北京政府交通部に工程局を設け豫定線の測量を開始せり。

(二)滇百鐵道　本鐵道は獨逸の投資失敗後、米國方面は雲南省官民の自辦籌劃ありし際、米國技師の測量に從事せし關係上此線に對する投資計畫に注意を拂へ居れり、此線は北海に發して南寧百色を通し、再び此地より前進し石江永源附近の分水嶺を過ぎ、八達河を渡り、羅平府を經て、曲靖及雲南省城に達す、當時此線路と佛國欽渝鐵道とは同しく通路的競爭線と爲す、故に其契約成立は頗る困難を覺ゆ

五、支那側投資諸鐵道

(一)滇蜀鐵道　本鐵道は雲南省城を起點として四川省城成都に達すべき豫定なり曾て民營として滇蜀鐵路公司を設立して昭通府まで測量を終へ工事に著手せんとせしが革命亂によりて中止せり豫定通路に東西の兩線あり西線は東線に比し工事著しく困難なれど沿線一帶鑛產農產の豐富なるものあれば將來計畫の實施は西線に就て行はるべし西線は雲南を發し尋甸州飮馬川を經て功山渡に至り東川府下狼阱三道溝に連接し江底眞昭通府を連ね大關鎭老鴉灘を經て敘州

府に達するなり本鐵道は元來緬滇鐵道及び滇越鐵道に對する牽制策として計畫せらる一方に於ては滇越鐵道の橫暴に對抗して雲南より四川に至る鐵道を敷設し以て香港より海防老開を經由して入り來る貨物をば北方揚子江方面より本鐵道に吸收せんと企てなり他方に於ては滇緬鐵道計畫の實行せられざるに先立ち雲南より大理方面に本鐵道を延長して英國の鐵道敷設權を無效に歸せしめんと欲せり然るに由來雲南省は貧困の地方なり株式應募額は總豫算の四千數百萬兩に對して其四分の一にも達せず從つて起工の期日すら豫想し能はざるなり本鐵道の經濟的價値の高かるべきにより英佛米三國は各々其利權を收めんと欲し頻りに借款貸付に競爭すと雖も雲南の紳商等の間に排外的態度著しきものあるを以て外資輸入は到底絕望なるべしと云ふ。

(二)桂全鐵道　本鐵道は廣西省省都桂林より起りて湖南省界なる全州に至るべき延長約百十哩の計畫なり尙全洲より湖南の衡陽を連ね以て粵漢鐵道に接續せんとする一線は湖南省側に於て建設すべしと云ふ一九〇九年桂全鐵路局は桂林に創立せらる資本金は六百萬兩にして內三百萬兩は廣西省公署より融通し殘餘三百萬兩は株式に分ちて民間より募集することとなせり株主は支那人に限り株主は外國人に賣買讓渡することを得ず省政府は七パーセントの配當を保證せり。

(三)廣西鐵道　本鐵道は廣西省梧州より北方桂林に至り更に東折して湖南省衡州(粵線一驛)に達すべき一線竝に梧州龍州間の一線を含む前者は延長約五百五十哩後者は約四百哩なり之れ一九〇八年廣西全省鐵路公司の資本金一千三百萬元を以て計畫せる處なるが株金の拂込豫定額に達せざるを以て工事遂行の爲め英佛兩國より二千萬兩の借款を受けんと協議せしが革命亂によりて沙汰止となる。

(四)個碧鐵道　本鐵道は世有界數の錫產地たる雲南省個舊を發し蒙自を經て碧風塞に達すんとする計畫線にして支那側株式組織の會社を以て經營せんとするものなり佛國滇越鐵道の營養線たる地位にあり個舊地方に日用品食糧品を供給し個舊の鑛產物を搬出するを以て目的となす個碧鐵路股份有限公司の株式所有は支那人に限り外國人は許さゞる旨を其章程に規定せり。

(五)西江三稜州地方諸鐵道　廣東三稜州地方には既設線として新寧鐵道及廣三鐵道あり前者は箇人企業新興江門間延長六十哩相當の成績を擧ぐ後者は官有鐵道廣東三水間三十哩西江のモーター、ボート競爭に對して營業成績優良なり是等兩鐵道を廣三線上佛山に於て聯絡せんとする豫定線は既に測量を了れり英國側投資計畫線なる廣澳鐵道も同地方を通過するものにして亦測量を了れり是等諸計畫と既設新寧鐵道とを合併して官有に歸せんとするの議あり格別の困難なくして行はれ得べしと云ふ尙西江三稜州地方は人口稠密物產豐穰なるが故に此處に適當なる鐵道網を編成し電力を以て經營せば前途頗る有望なるべしと唱ふるものあり。

諸計畫の意義

鐵道計畫の意義は大體に於て時處の如何を問はずして一

般的原理ありて其準據すべき處を示すものなり此處には之を南支那地方の事情に適用して說明を加ふるのみ一般的原理とは(一)內地を海港河港へ連絡し以て內地產業の發達を促し(二)首府と地方とを聯絡して政治上社會上の利便を圖り官民共同の使用に供すること是なり支那に於て最初に京奉鐵道を敷設し次で京漢鐵道を建設し進みて粵漢鐵道に著手せる一方津浦鐵道を敷設せる單に交通上より觀察すれば皆之を企圖せるものなり既に北京南京上海北京漢口廣東の間に兎も角も鐵道聯絡は成立せり次で來る可きものは漢口四川竝に漢口雲貴地方間の鐵道ならざるべからずされば南支鐵道計畫は其投資關係より見れば群雄割據の狀を呈すと雖も支那全體に亘る鐵道系統の一部分を成すべきものとして觀察する時は恰も秩序ある計畫に從つて成れるが如き觀を呈す鐵道計畫の一般的原理が南支地方の事情に現はれて次の如き形を帶ぶ。

(一)北方の既設線未設線と相俟ちて數條の國內及國際交通上の大幹線を編成すべく從つて政治上社會上種々有利の影響を齎すべし。

(二)從來孤立せる南支地方に對し海港竝に河港への進路を與へ南支諸港の奥地を擴大して其の繁榮を促し且つ奥地產業の發達を誘致すべし。

(三)南支地方住民の自給經濟を誘導して國內及國際交易經濟場裏に入らしめて農業上に大革命を惹起し是等貧弱の地方に富の增進を招徠すべし是等三箇條の問題に就き此處に些か詳細の研究を試みんと欲す。

▲國內及國際交通路幹線の成立

舊時國內交通系統及南支計畫鐵道は北京を中心として南支地方を連結すべき國內交通路は既に往時より數條あつて軍事上政治上の目的に供せんが爲めに築造せられたり歷代の政府は皆之に依りて政令を南支地方に傳へたり是等交通路は

(一)北京　太原　成都間　(二)北京　襄陽・貴陽　雲南間
(三)北京　漢口　桂林間　(四)漢口　廣東間　(五)北京　天津　九江　廣東間　(六)天津　徐州　上海　厦門　汕頭間の五條を數ふれども清朝の末期より以來修理を施す事怠りしが故に皆頽廢して往復まことに困難を極む。

交通機關として貨物旅客の用に供すべきは駄馬(騾、驢)竝に苦力(轎夫)あるのみ是等は數百哩の長距離に亘りて辛抱強く運輸に從事す地方に依りては時々水路の利用すべきものありて其困難を幾分輕減す今や是等數條の交通路を述べ其南支地方鐵道計畫との關係を明かにせむ。

甲　全國的交通路

(一)西部陸路　北京より發し太原、西安、鳳翔府を通過して轎成都に至る此處より延長して一方は西藏に赴き他方は雲南府に達す太原成都間は其行旅困難に屬すと雖も常時駄馬夫の往來貨客交通頗る盛なり兩市間の距離一千三百里に上り片道に四十餘日を費す此處に鐵道を敷設することは緊切の急務なるを知る之に應じて發起せられたる計畫線は佛白側投資橫の下なる同成鐵道にして山西省大同府及四川省成都間を連絡せんとするものなり又將來成都雲南間には支那側

計畫線たる滇蜀鐵道の敷設を見るべし同成滇蜀の兩鐵道（滇緬鐵道の叙州延長線欽渝鐵道の叙州延長線を取るも同樣なり）相待ちて北京雲南府間に舊時の西部陸路の跡に規準して直接聯絡の道開かるべし。

（二）南西陸路　雲南府より大理を經て緬甸に至る陸路に準じて將來滇緬鐵道を建設せらるべく何時かは雲南巴莫間に汽車の往復を見るの日來るべし此の鐵道は巴莫に於て緬甸國有鐵道と接續することゝなる是に於て滇緬甸鐵道沙興鐵道京漢鐵道の三者相待ちて緬甸北京を連ね國際交通路の大幹線を作り出すべし又た緬鐵道沙興鐵道寧湘鐵道の三者を便利よく接續する時は緬甸雲南上海を連ぬる國內及國際大交通路を成すべきなり又緬甸國有鐵道とカルカッタとの間に聯絡工事竣成せんこと遠に非らざるべければ上述諸鐵道と相互接續して印度緬甸雲南北京竝に上海を連ぬる國際交通大幹線の成立を見るに至るべきなり然し印度上海間大幹線（滇越沙興寧湘の三鐵道）は一貫して英國側の投資權下にある注目に價すべし。

雲南府よりは舊時の交通路上滇越鐵道は開かれて國境貿易の中心地たる蒙自を經由して印度支那なる海防に出づることを得べし茲に滇越沙興京漢の三鐵道相接續して北京印度支那間を連ぬる國際交通路を作り出すべし斯の如き各種國內及國際交通路幹線を編成するに就き其の樞軸を握るは英國側沙興鐵道なり南支那地方交通權は擧げて本鐵道に依靠するに至らむ沙興鐵道の重要は他の諸計畫に比して著しく優越す之が投資權者寶林公司の著眼點に非凡なりしを知るべし。

若し又たシャリエオン氏が個人として提議（註）するが如く滇緬鐵道の一驛永昌より支線を發し崑崙渡に到りて邏羅國境に接近するの計畫及び雲南省城より思茅を經て邏羅鐵道に接續せんとするの計畫にして實施せらるれば沙興鐵道を中介として支那邏羅間の國際交通路を成立せしむるに至るべし。

（三）南西陸路其二　北京より發し開封迄は雲南行通路と同一にして此處より漢口岳州に出で湘江に沿ふて入り其主都桂林に達す湖南廣西兩省間の交通の行はるべく又漢口岳州より湖南廣西に至る通過貨物の運搬せらるゝは本通路を經由するものなり鐵道にして本通路を選びたるは米國側株欽鐵道より本鐵道は岳州の南方なる株州と桂林とを結ぶものなれば桂林をば漢口に聯絡して河港に出口を與へ且京漢鐵道と接續しては北京桂林を聯絡する國內交通路の幹線を爲す桂林より更に南方に延びて欽州に於て桂林竝に廣西省與地に對し東京灣への進出路を與ふ。

株欽鐵道は佛國側欽渝鐵道北海雲南府間と南寧に於て交叉す此處南寧より佛國側支線は分岐して龍州に至り既記龍州鐵道を仲介として印度支那の鐵道に接續せんとす本計畫の成立する上は南寧龍州線株欽鐵道京漢鐵道の三線を接續して北京印度支那間の國際交通路となすことを得べし株欽鐵道は此點に於て沙興鐵道と幾分同樣の性質を有す。

（四）南方陸路　本通路は北京漢口間は上述せる處と共通し此處より湘江を上流迄も遡り衡陽宜章を經過し分水嶺を越

へ北江の溪谷に傳はりて廣州府に赴く漢口廣東間は必ずしも之に依らず水運を利用して廣西省を迂回する事尠からずされど大體に於て北京廣東間を連ぬる往時の大道なりとす一部分開通を見たる粵漢鐵道は廣東漢口間を本通路に準りて設計せられたるものなり全部開通の日近きにあらんこと人の切望する處なるが然る上は京漢鐵道と相待ちて重要なる北京廣東間交通の幹線完成すべし。

(五)東部陸路其一　本通路は北京より發して天津に出で大運河上徐州に下り此處より運河に分れて陸路鳳陽を通過し楊子江岸なる九江に出づ之より南昌に進み贛水を遡り有名なる梅嶺を越えて廣州府に達するなり現今江西省廣東省間に物資の交易行はるゝは主として本通路を經由するものなり日本側利權南浔鐵道は九江南浔間に敷設せられたるものにして九江より南下し全く本通路に規準したり若し將來本鐵道を延長し贛水の溪谷に沿ふて廣東省韶州に達せんとするが如き計畫の發起實施を見更に北方計畫線高徐鐵道を延長して徐州より九江を連ねんとするが如き計畫の發起實施を見るの時機到來しなば昔しながらの梅嶺路に基いて南北貫通の鐵道幹線は成立すべきなり。

(六)東部陸路其二　本道路は楊子江以北は全く大運河の水路による即ち運河上天津より徐州を過ぎて鎭江に出で迂廻して南京に入り更に運河上を進みて杭州に赴く杭州より陸路溫州三都澳福州厦門を經て廣東汕頭に達す。

鐵道にして本通路を選定したるものは楊子江以北に於ては津浦鐵道なり楊子江以南に於ては滬寧鐵道（南京上海間）及び滬杭甬鐵道（上海杭州寧波間）なり以上は既設鐵道なるが英國側計畫線たる廣厦鐵道（廣州厦門間）及び延長線の厦門より滬杭甬鐵道終點に達すべきものは正に本通路に基いて敷設せらるべきものなり廣厦鐵道及び其延長線の計畫にして實施を見るの機會到來するに於ては滬杭甬鐵道滬寧鐵道並に津浦鐵道と相接續して天津南京上海厦門汕頭廣州府を連ぬる國內交通路の幹線を成立せしむべきなり。

上述數條の國內及國際交通路幹線を成立するに際し各鐵道接續の狀況を圖表すれば次の如し。

(一)西部通路

雲南府　成都　大同府　滇蜀鐵道　同成鐵道

(二)南西通路(其一)

緬甸　雲南府　北京　印度支那　上海　滇緬鐵道　沙興鐵道　京漢鐵道　滇越鐵道　粵湘鐵道

(三)南西通路(其二)

印度支那　桂林　北京　南寧龍州線　株欽鐵道　京漢鐵道

(四)南方通路

廣州府　北京　粵漢鐵道　京漢鐵道

(五)東部通路(其一)

廣州府　南昌　九江　徐州　天津(廣東南昌線)　南浔鐵道(九江徐州線)　津浦鐵道

(六)東部通路(其二)

廣東　厦門　杭州　上海　南京　天津

上述する處を通覽するに重要なる南支地方諸計畫線沙興

鐵道東編鐵道株欽鐵道廣厦鐵道は利權問題は今暫く措いて之を問はず單に之れを支那交通系統上の見地より考察する時は從來歷代政府の軍事的交通線苦力駄馬の經濟的交通路に代りて各地方並に全國の爲に近代的運輸交通便益を提供せんとの目的を以て同一の地理的位置に於て自然の必要に迫られつゝ其發起を見たるものと云ふことを得べし蓋し原始的の人畜を以てする通路も更に亦た現代の鐵道も共に最も抵抗の少き箇所を選びて通過せざるべからざるが故なり南支地方諸計畫線完成の上は既述の如く數條の交通大幹線成立して一大交通系統を編成するに至るべし。

南方派の職と人

在廣東松本閑人（稿）

（大正九年七月九日現在）

廣東軍政府

A 首席政務總裁　岑春煊

政務總裁　陸榮廷　林葆懌　溫宗堯　陳錦濤

備考　五月四日廣東非常國會は補缺選擧を行ひ溫宗堯、陳錦濤、熊克武及び劉顯世の四名を選擧せしも熊、劉兩氏は就任せず。唐繼堯は三月四日軍政府と關係斷絶を聲明し總裁を辭す。反軍政府派（上海派）は此の補缺總裁を全然認めず。

B 部長及次長

內務部長（代理）	林　進才	次長	林　進才
外務部長	溫　宗堯	次長	王　祖建
財政部長	陳　錦濤	次長	歐陽振聲
司法部長	徐　傳霖	次長	李　爲綸
交通部長	趙　藩	次長	張　大義
陸軍部長	莫　榮新	次長	林　虎
海軍部長	林　葆懌	次長	湯　廷光
參謀部長（署理）	呂　公望	次長	陳　坤培

備考　趙藩の去就は曖昧、前參謀部長李烈鈞は六月二十九日罷免。同次長蔣尊簋は七月六日罷免。

殆んど政學會派、准政學會派の面々と知るべし。

C 總務廳長　劉　彥

秘書廳長	章　士釗（留守中代理金兆楨）
副官長（代理）	甘　尙賢
軍政府高等顧問	鈕永建、劉玉麟、唐星球、柯師
西南大學籌備員	章士釗、吳稚暉、李石曾

備考　王兆銘は六月三十日辭職

○軍政府內には尙、各省各軍政務會議代表、政務會議參議、同秘書、

軍事顧問、軍事委員會、外交調査會及財政調査會等あるも現在に於ては有名無實なれば省略

僑務局督辦　楊永泰　同局長　韓希琦
八省鐵道督辦　岑春煊　同參贊　文　瑩
兩廣鹽運使　劉玉麟

D 廣東國會

參議院主席(議長)　孫光廷
衆議院主席(同)　陳鴻鈞
所屬議員　約二百名(確數不明)
同　政派　五十號俱樂部　石行會舘派(純政學會)
憲友會、維新俱樂部、其他(准政學會)

備考　反政學會派議員(約五百五十名)廣東脫出後の廣國會を指す。廣東に居殘りし議員連(政學會派)は廣東國會の継在を主張し兩院正副四議長を除名し新に左記二主席を選舉し且つ四名の政務總裁補缺選舉を行ひたり(四月五日)

兩廣巡閱使　陸榮廷
川滇黔聯軍總司令　唐繼堯
同　副司令　劉顯世

備考　雲南督軍唐繼堯は六月一日、貴州督軍劉顯世は六月二十一日各督軍廢止を實行し督軍を辭し且つ督軍の名目を撤廢したり。

西南の督軍及省長

廣東督軍　莫榮新　同省長　楊永泰
廣西督軍　譚浩明　同省長　李誠成
四川督軍　熊克武　同省長　熊克武
湖南督軍　譚延闓

雲南省　省長(代理)　田星甫
福建督軍　林葆懌
陝西督軍　于右任

備考　(一)雲南及び貴州の兩省も所謂西南圈なるも唐繼堯及劉顯世の督軍廢止の結果實際に於ては今日兩省に督軍なし。
兩氏の廢督實行は廣東軍政府は未だ之を承認せず只唐氏に對し岑春煊氏が個人の名を以て之れを慫慂したるに過ぎず。然れ共過般來唐、劉、兩氏は自ら軍政府と關係斷絶を宣示し居れり。
(二)軍政府は林葆懌を福建督軍に任命せるも福建省は實際に於ては南方の勢圈と云ふ能はず且つ林氏は依然廣東海軍部に在りて赴任せず再三辭職を要求せるが今は有耶無耶也。

反廣東軍政府派(上海派)

A 政務總裁　孫逸仙、唐紹儀、伍廷芳、唐繼堯

備考　去る四月の四南大政變後右四氏は廣東軍政府と關係を斷絶し(軍政府側は之等を免職せり)且つ六月三日、大要左の意味の宣言を爲す、我等政務總裁四名(過半數)は廣東軍政府と關係を斷絶し極宜上一時上海に於て政務會議を開くべしそれ故、同軍政府は法定の過半數を失ひし故當然消滅すべし、一切の行動は無效なり。因に軍政府政務總裁の定員は七名にて右四氏を去れば殘るは岑春煊、陸榮廷及林葆懌の三政務總裁となる。それが爲岑一派は廣東國會をして急遽總裁補選を行はしめ上海派の非難に備へたる譯なり。

B 上海派國會

參議院議長　林　森　同副議長　王正廷
衆議院議長　吳景濂　同副議長　褚輔成
所屬議員數　約五百五十名
同　政派別　前褚寓派(國民黨系穩健派)
前照霞樓派(同急激派)

新々倶樂部の大部

備考　四月大政變に廣東を脫出せしもの、四月一日香港會議（同派首領）の結果廣東國會を雲南に遷移することに確定し便宜上先づ上海に集合し萬事準備することゝし上海に腰を下す。而して猪輔成の率ゆる第一次赴滇議員團（約四十名）は今日頃上海海南に到着の筈なり。第二第三次と赴滇する豫定。

南方議和代表

總代表　唐紹儀

　　温宗堯

分代表　章士釗　繆嘉壽　曾彥

　　郭椿森　劉光烈　王伯羣

　　彭允彝　饒鳴鑾　李述膚

備考　總代表の定員は勿論一名なり。并せ二名列擧せし理由は左の如し　廣東軍政府は六月六日緊急政務會議を開き從來の總代表唐紹儀を開除し新に温宗堯を特任せり、然れ共唐紹儀は軍政府の開除命令を拒絶し依然總代表たるを主張し其の印璽を保有して返却せず。それ故二名を列擧す。反政學派は唐氏を總代表と認めて温氏を認めず、温氏は目下廣東に在り、何れが眞の總代表たるかには異論多し胡漢民（分代表）は過般辭職せり。

西南主要軍官

護國軍

第一軍總司令　馬　濟

第二軍總司令　林　虎

第三軍總司令兼邊防督辦

　　沈鴻英

第四軍總司令　劉志陸

第五軍總司令　魏邦平

第六軍總司令　劉達慶

援閩粵軍總司令　陳炯明

同靖國軍總司令　方聲濤

雲南衞戍司令　唐繼虞

湘軍總司令　趙恒惕

江防司令　申葆藩

援閩浙軍總司令　呂公望

海軍

第一艦隊總司令　林葆懌

巡洋艦　三隻　　砲艦　四隻

驅逐艦　二隻　　水雷艇　一隻

備考　西南には以上列擧の外尚幾多の何々總司令、何々令司等あるも支那一流の冗名にして枚擧の煩に堪えざるが故に省略す。

廣東省主要官

廣東兵工廠督辦　馬　濟（廣西派）

造幣廠長　龔　政（廣西派）

財政廳長　同

政務廳長　王有蘭（准廣西派）

警察廳長　魏邦平

備考　右は表面上區々たる廣東省の役人の如きも事實は西南に於ける樞要職なり。廣東軍政府と密接の關係あり廣西派勢力の消長を語る。

軍事顧問、軍事委員會、外交調査會及財政調査會等あるも現在に於ては有名無實なれば省略

僑務局督辦　楊永泰　同局長　韓希琦
八省鐵道督辦　岑春煊　同參贊　文　孚
兩廣鹽運使　劉玉麟

D 廣東國會

參議院主席（議長）　孫光廷
衆議院主席（同）　陳鴻鈞
所屬議員　約二百名（確數不明）
同　政派　五十號俱樂部　石行會館派（純政學會）
憲友會、維新俱樂部、其他（准政學會）

備考　反政學會派議員（約五百五十名）廣東脫出後の廣國會を指す。廣東に居殘りし議員連（政學會派）は廣東國會の健在を主張し兩院正副四議長を除名し新に左記二主席を選舉し且つ四名の政務總裁補缺選舉を行ひたり（四月五日）

兩廣巡閱使　陸榮廷
川滇黔聯軍總司令　唐繼堯
同　副司令　劉顯世

備考　雲南督軍唐繼堯は六月一日、貴州督軍劉顯世は六月二十一日各督軍廢止を實行し督軍を辭し且つ督軍の名目を撤廢したり。

西南の督軍及省長

廣東督軍　莫榮新　同省長　楊永泰
廣西督軍　譚浩明　同省長　李誠成
四川督軍　熊克武　同省長　熊克武
湖南督軍　譚　延闓　同省長（代理）　田星甫
雲南省
福建督軍　林葆懌
陝西督軍　于右任

備考　（一）雲南及び貴州の兩省も所謂西南圈なるも唐繼堯及劉顯世の督軍廢止の結果實際に於ては今日兩省に督軍なし。
兩氏の廢督實行は廣東軍政府は未だ之を承認せず只唐氏に對し岑春煊氏が個人の名を以て之れを賞賛したるに過ぎず。然れ共過般來唐、劉兩氏は自ら軍政府と關係斷絶を宣示し居れり。
（二）軍政府は林葆懌を福建督軍に任命せるも福建省は實際に於ては南方の勢圈と云ふ能はず且つ林氏は依然廣東海軍部に在りて赴任せず再三辭職を要求せるが今は有耶無耶也。

反廣東軍政府派（上海派）

A 政務總裁　孫逸仙、唐紹儀、伍廷芳、唐繼堯

備考　去る四月の四南大政變後右四氏は廣東軍政府と關係を斷絶し（軍政府側は之等をば免職せり）且つ六月三日、大要左の意味の宣言を爲す、我等政務總裁四名（過半數）は廣東軍政府と關係を斷絶し便宜上一時上海に於て政務會議を開くべしそれ故、同軍政府は法定の過半數を失ひし故當然消滅すべし、一切の行動は無效なり。因に軍政府政務總裁の定員は七名にて右四氏を去れば殘るは岑春煊、陸榮廷及林葆懌の三政務總裁となる。それが爲岑一派は廣東國會をして急遽總裁補選を行はしめ上海派の非難に備へたる譯なり。

B 上海派國會

參議院議長　林　森　同副議長　王正廷
衆議院議長　吳景濂　同副議長　褚輔成
所屬議員數　約五百五十名
同　政派別　前褚寓派（國民黨系穩健派）
前照霞樓派（同急激派）

新々倶樂部の大部

備考　四月大政變に廣東を脫出せしもの、四月一日香港會議（同派首領）の結果廣東國會を雲南に遷移することに確定し便宜上先づ上海に集合し萬事準備することゝし上海に腰を下す。而して猪輔成の率ゆる第一次赴滇議員團（約四十名）は今日頃上雲海南に到着の筈なり。第二第三次と赴滇する豫定。

南方議和代表

總代表　唐紹儀

溫宗堯

分代表　章士釗　繆嘉壽　曾彥

郭椿森　劉光烈　王伯羣

彭允彝　饒鳴鑾　李述膺

備考　總代表の定員は勿論一名なり。幷を二名列擧せし理由は左の如し廣東軍政府は六月六日緊急政務會議を開き從來の總代表唐紹儀を開除し新に溫宗堯を特任せり、然れ共唐紹儀は軍政府の開除命令を拒絶し依然總代表たるを主張し其の印璽を保有して返却せず。それ故二名を列擧す。反政學派は唐氏を總代表と認めて溫氏を認めず、溫氏は目下廣東に在り、何れが眞の總代表たるかには異論多し胡漢民（分代表）は過般辭職せり。

西南主要軍官

護國軍

第一軍總司令　馬　濟

第二軍總司令　林　虎

第三軍總司令兼邊防督辦

沈鴻英

第四軍總司令：劉志陸

第五軍總司令　魏邦平

第六軍總司令　劉達慶

援閩粵軍總司令　陳炯明

同靖國軍總司令　方聲濤

雲南衞戍司令　唐繼虞

湘軍總司令　趙恒惕

江防司令　申葆藩

援閩浙軍總司令　呂公望

海軍

第一艦隊總司令　林葆懌

巡洋艦　三隻　砲艦　四隻

驅逐艦　二隻　水雷艇　一隻

備考　西南には以上列擧の外尚幾多の何々總司令、何々令司等あるも支那一流の冗名にして枚擧の煩に堪えざるが故に省略す。

廣東省主要官

廣東兵工廠督辦　馬　濟（廣西派）

造幣廠長　龔　政（廣西派）

財政廳長　同

政務廳長　王有蘭（准廣西派）

警察廳長　魏邦平

備考　右は表面上區々たる廣東省の役人の如きも事實は西南に於ける幅要職なり。廣東軍政府と密接の關係あり廣西派勢力の消長を語る。

時報

安徽系屈服す一、曹吳免職令二、兩軍終に衝突す三、第一停戰令四、我が對支聲明五、西路安徽軍の敗退六、定國軍の取消七、安徽系領袖處分令八、政治犯人引渡問題九、國民大會開催說一〇、和議總代表更迭一一、安福派解散一二、徐總統辭己令——日英同盟繼續の通告——尼港砲擊事件交涉——南北海軍の統一

安徽系屈服す

一　曹吳免職令

七月四日の徐樹錚免黜令は、段祺瑞をして心から憤激せしめたり。安徽系は是に於いて眞に決戰の覺悟をなしつゝたゞ河南羣縣の軍械すでに直隸系の奪ふところとなれるを以て、安徽系は終に陸軍部の所有に屬する武器を手に入れざるべからず。是れも即時にして成功せり。準備すでに成れり。六日段氏は入つて徐總統に見え、積る怨を一擧に吐き出さんとせり。當時段氏の親近者は、直接徐總統に見ゆるの不可を切言し、意のあるところは之を張作霖氏に托して轉致するを妨げずとなせしが、段氏は之を拒絕して直ちに府に入れり。段氏の徐氏に積憤ある、是に於いて見るべく、果して晤面の後、双方極めて嚴重の駁詰あり。某方面よりの消息に據るに、段氏の曹錕氏を恨めること、吳佩孚氏に比し最甚だしく、曹氏を以て發縱指示の人と爲し、その免職を迫つてやまず。而して徐氏亦決して段氏に屈せず、之のみは決して實行し難しとて承知せず、段氏即ち一怒して出で、斷然として軍事行動に着手せり。

軍事行動の一は、所部を督飭して廬溝橋に集合せしめしことなり。二は南苑に飛飭して飛行機の出動を命せしことなり。尤も注意せしは北京の秩序維持と、徐氏包圍の布置となり。一は外界の指斥を免かれ、一は打蛇打頭の要計なりとす。名義上北京の治安維持の責に任ずるものは段芝貴、吳炳湘、王懷慶の三氏なるが、段吳二氏は完全安徽系にして、問題とならざれど、王懷慶氏の態度は尙未だ明瞭ならず。然れども步軍統領の管轄に屬するものは、左右兩翼合して五千人に過ぎず、且つその半ばは白蠟槍頭及び疲疾の旗人なり、徐總統の衞隊も新たに更調を經たるものなるを以て、京內外の秩序は、吳氏一人を以て擔負し得べき狀態なりき。

七日團河會議終了し、作戰計畫定まれる後、八日將軍府の會議となり、最後通牒"呈文"を發して今一たび曹吳兩氏の免職を迫れり。九日、直隸軍の布置廣きに失し、集中未だ完たからず、徐總統やむことを得ず命令を以て曹錕吳佩孚兩氏の職を免ず（前者は革職留任、後者は軍法會議交附）。而も是れ偶々直隸系を觸發せしのみ。

二　兩軍終に衝突す

兩軍の總勘定は此の如くにして開始されたり。安徽軍は定國軍と命名し、段祺瑞氏自から總司令となり。

副司令靳雲鵬▲總參謀徐樹錚▲總參議傅良佐▲總參贊曾

號傷▲交通部長丁士源▲飛行機隊總司令秦國鏞▲副官長衛興武

の部署を定め、曲同豐、陳文運二師を前衛に、劉詢師團を右翼に、魏宗瀚、李進才二師を後詰とし、威風堂々として進發し、之に對する直隷軍は、曹錕氏の三旅、吳佩孚氏の第三師、蕭耀南氏の第三混成旅を以て對抗し、東路即ち京奉線方面に於いては安徽軍は郎坊に宋子揚旅團を、直隷軍は馬廠に曹銳旅團を有し、衝突の第一彈は此方面に於いて切つて放たれ、七月十二日楊村に於いて兩軍の衝突あり。

三　第一停戰令

騎虎の勢の兩軍は、終に楊村に於いて第一彈の交換をなしたれども、西路方面は滿を持して未だ放たず。此間北京方面に於ける調停運動漸く盛んにして、張懷芝姜桂題袁乃寬羅開榜徐邦傑諸氏は、徐總統の旨を承りて天津に下り、種々斡旋するところあり、一時妥協成立するやの外觀を呈せり。この空頼みは終に徐總統をして停戰令を發するに至らしめたり、全文次の如し。（十四日附）

民國肇造こゝに九年なり兵禍侵尋小民鋒鏑に苦しみ流離瑣尾百蒙凋殘し群情皇々として幾んど日を終るべからざるの勢あり本大總統就任の始め世界の大勢に鑑みるあり力めて和平を主とせり此年以來兵戈暫らく戢まり工賈商旅差や一息の安を得たり猶ほ統一未だ即ち成るを覩ざるを以て生業全復する能はず今は江浙諸省水潦災を爲し近畿一帶雨澤稀少にして糧食騰貴し訛言朋興す民艱を眷念すれば憂心擣つが如し乃ち各路の軍隊近ろ種々の誤會に因りて移調の情事あるを致し鋒車の至る所村里心を驚かし饑饉の余何ぞ師旅に堪へんや本大總統德薄く能鮮くして國民付託の重きに膺り惟だ國家を愛護し人民を保衛するを知る各統兵の將帥に對しては皆親て子弟のごとく倚ること腹心のごとし剴切申誡せざる能はず此次明令より後あらゆる各路の軍隊は均しく應さに命令に恪遵し一律原防に退駐し協力同心共に大局を維ぎ以て本大總統が黎元を保惠するの至意に副へよ此に令す。

四　我が對支聲明

安直兩軍の衝突開始さるゝや、直隷軍の領袖曹錕氏は、日本が安徽軍を後援せりとの揑造說を根據とし、北京外交團首席公使たる佛國公使に宛て抗議し來りたるを以て、我が小幡駐支公使は七月十四日附を以て左の如き聲明を佛國公使に手交せり。

北部中國剋下の政局に關し七月十日曹錕將軍は首席公使佛國公使を經て書を外交團に致せるがその記載する所の者全然無根且つ不確實の數點あり日本公使は左の言明を提出するの必要ありと認む

（一）第一先づ注意せんと欲する者は即ち在北京日本公使在華日本陸海軍官憲及び領事官は皆奉じて本國政府の訓令あり內に言ふ此中國目下の危局に際しては特に宜しく嚴にその臣民の行動を監視し互相抗爭の各派各個人に對して直接間接の援助を出し誤解の行爲を招くを致すべからず云々是れなり。

（二）日本政府は未だ曾つて邊防軍を國內政爭に使用せざ

るの保障を爲さず何となれば則ち日本政府は如何の事情に論なく中國軍隊の事項に關して中國政府を指揮命令するの地位に居るに非ざればなり。

日本政府は中國政府の邊防軍は本來の目的以外に使用せずとの言明を信賴するに過ぎず願ふに該軍隊の性質上甚だその國內政爭に使用せらるゝを欲せず於是外交團より中國適當の方面に向つて該軍隊をして目下の政爭に參與せしめざらしむるの說あり惟だこれを日本政府の訓令に按ずるに本公使の趣旨は兩派が既に已に戰鬪行爲を整備し將さに開戰を行はんとするの際外交團或は日本公使單獨に中國政府に對し何等かの有効方法を以て現在戰線の軍隊の一部を使用する勿からしむるは事實上他派に對して消極的の援助を與ふるに異るなく恐らくは列强保持するところの不干涉主義に違背するに至らん。

(三)邊防軍の性質問題を離去するも又多數日本將校の該軍隊內に參加するの報道ありこれ亦全然事實に反す實際上日本將校乃至下士卒一人も該軍隊に參加するものなし惟だ邊防軍將卒を訓練するを目的となせる學校に日本將校下士を傭聘せるはこれ誠に事實なり但だ該訓練處は理論上及び實際上邊防軍と全然別個に屬す此處にて訓練を受くるの將卒は固より邊防軍の現役を離れ訓練必要の期間に於いて該處に留まるものなり。

日本人教官は倶に此訓練處に屬し邊防軍の實戰に從事する部隊とは決して何等の關係なし此等教官の該處に在る諸軍隊の戰鬪力に於いて決して何等の增加なし而して日本中央陸軍官憲尙且つ刻下の政局に鑑み此等教官の中國內事に與かるの誤解を生せんことを懼れ乃ち彼等に命じ該處に出動することを停止したり。

(四)日本官憲と列强間の中國武器輸入に關する約定を嚴守し居れり日本人の兵器彈藥を抗爭黨派の一方に供給せりとの報道は全然無根なり。

(五)日本政府は一九一七年に於いて日本人の中國に對する借款の苟しくも政治上の目的に利用さるゝの虞あるものは之を禁止し如何なる借款にても契約締結前必らず先づ東京外務省或は關係外交官領事館に報告しその檢閱及び認許を得べきことを聲明せり。

日本政府は爾來此方針を恪守し固より未だ曾つて或は逾へず亦未だ或は變更せず前記曹將軍の書中に七月八日日本商人天津獨人財產を擔保となし安福派に百萬元を借與せりと記せるが此れと前記日本政府の借款方針と相對照するに此種借款契約の締結不可能は固より言を待たず況んや絕へて事實の借款を爲す者なく並びに之を爲さんと欲する者なきに於いてをや。

(六)在天津日本軍隊司令官は帝國臣民の生命財產を保護するために又緊急必要の場合に於いて本市の秩序を維持する爲に何の時に論なく北京公使館護衞隊に必要の增援兵を送來すべし然れども此等在北京の日本軍隊は固より此目的以外に使用せず又その行動は他列强の軍隊と常にその接觸連絡を保つべきこと亦論を待つなき

なり。

七月十六日、我が外務省は次の如き聲明書を發表せり。兩聲明書相俟つて帝國の眞意を中外に諒解せしむるの効果ありたるは勿論なれども、支那に一內亂起る毎に遽々然として辨明書を發表せざるべからざるは、帝國政府に取り如何にも不面目なる次第ならずや。同じく支那に利害關係を有する他の列强が、かつて一回も類似の聲明書を發するの必要に迫られしことなかりしに於いて殊に然り。

曩に湖南動亂に伴ひ支那政局の更に一層の紛糾を來すの兆あるを察し帝國政府は夙に在支帝國官民を警め政爭の渦中に投ずるの疑ある擧措を愼むべき旨を注意し飽迄不偏不黨公正の態度を維持したり爾來支那政局の紛糾して擴大し今や北支那に於て兵亂の慘禍を見むとし今後推移殆ど逆睹すべからざるものあり然るに此變局の推移に伴ひ曩には某々一派が本邦資本家に對し戰費調達を內議せるやの虛報流布せられ更に最近に至りては帝國政府を以て暗に或一派を援助するものと爲し動亂の進展と日本の關係に就き種々の流言蜚語を放つものあり甚だしきに至つては此の臆說流言を基礎とし日本に對して抗議を提出せむが爲集會を催さむとするものありとのことなるが誤解も亦極まりと謂ふべし、惟ふに支那の內訌に對する我不干涉の方針公正の態度は機に臨みて已に中外に宣明せるところにして敢て反對するの要なしと雖如上の流說孃なるに際し再び我不偏不黨の態度の終始渝らざることを並に在支帝國文武官憲に對し右の趣旨を體し直接間接一黨一派に偏するの譏を招くが如き擧措なき樣已に訓令したることを茲に宣明し所謂流說の全然根據なきことを斷言し置くは無用のことにあらざるべし若し夫れ我が陸軍將校が邊防軍訓練の爲傭聘せられ居ることを以て直に帝國軍憲が支那の政爭動亂に干與せるものなりと臆斷するものあるに至つては誣妄の甚だしきものにて匡正の必要あり本來右將校は邊防軍其のものとは獨立せる訓練所に屬し初めより該軍隊の出動用兵に干與し得ざるものたるのみならず這回の動亂に先だち帝國軍憲は右等將校に對し一切該軍の行動に關係すべからざることを命じ其の結果右等將校は誠實に右訓令を遵奉して何等干與するところあらざる次第なり。

五　西路安徽軍の敗退

徐總統の停戰令は騎虎の兩軍をして耳を傾けしむるに足らず。定國軍は

總司令段芝貴▲第一路司令劉詢▲第二路司令曲同豐▲第三路司令陳文運▲第四路司令魏宗瀚▲第五路司令徐樹錚▲第六路司令李進才▲第七路司令吳光新▲第八路司令馬良▲第九路司令鄭士琦▲第十路司令吳長植▲騎兵司令蒐尙品

の新陣容を整へ、直隸軍は

總司令兼中路司令吳佩孚（第三師の一部及び直隸第一第二混成旅）▲西路司令[illegible]耀南（直隸第三混成旅及び第三師の一部）▲東路司令曹錕（直隸第四混成旅）

を以て之に對抗し、七月十七日涿洲北方に於ける激戰に、

劉詢軍先づ潰す、曲同豐軍も支へず、安徽軍總崩れとなれり。劉詢氏は人も知る如く、故馮國璋氏の直參にしてその護衛として南京より北京に移住せる者、その裏切り、少くとも不戰は、果然安徽軍敗退を誘致せるなり。

六　定國軍の取消

四圍の形勢、今や安徽系に不利なり。第一、西路の敗退なり。第二、さきに退京して奉天の本據に遁れ歸れる張作霖氏は、其後漸く直隸系加擔の色を見せつ、殊に徐樹錚氏の放ちしと傳ふる刺客の捕縛（大理院長姚震氏の娚某を主謀者とす）は、張氏をして一層憤慨せしめしものゝ如く（或はこれ張氏の口實なるやも知れざれど）、極力奉天軍の輸送を急がせ、殆どこれが完成に近づきつゝありしことなり。第三、軍資金の缺乏、外援の絕無は必然に軍資の缺乏を促がせり、而して是れ段派に取つて致命傷たらざるを得ざりき。かくて徐總統が潮合をはかりて出せる第二停戰令に於いて

：前に各路の軍隊誤會に因つて移調の情事を致せるを以て明令して一律に原防に退駐せしめ共に大局を維がしめたり乃ち近日の報告に據るに、戰事今に至るまで未だ中止せず群情惶懼百業凋條たりとあゝ我が黎民何を以て此に堪へんや況んや時應さに盛暑にして各將士躬から鋒鏑を冒す尤も憫れむべきに屬すまさに各路の將領に責成し前方に迅飭し各々防線を守りて進攻を停止し命令解決を聽候せしむべし用つて本大總統再三誥誡の至意に副へよ

と命じたる七月十九日、統率定國軍上將軍段祺瑞氏は、勢の不可なるを見て徐總統に辭表を提出し、官職勳位を褫辱せんことを求め、同時に保定方面に向つて通電を發せり。即ち次の如し。

急保定曹經略使天津曹省長盛京張巡閱使南京李督軍南昌陳督軍武昌王巡閱使開封趙督軍歸化蔡都統張家口王都統寧夏馬護軍使鑒、頃ろ主座巧日の電諭を奉ずるに近日外交團の警告に疊接す京師僑民林立生命財產極めて緊要に關す戰事もし再び延長せば危險なんぞ言狀に堪へんまさに双方に即日停戰を令し前方に迅飭し各々界線を守り進攻を停止し明令解決を聽候せしむべし等の因、祺瑞當即前方の將士に分飭し一律進攻を停止せしめて案に在り查するに祺瑞の此次定國軍を編制して京師を防護せるは振綱飭紀のためにして黷武窮兵にあらず乃ち德薄く能鮮きに依りて措置未だ宜しからず外人の責言を招くを致し上主座の群念を勞す撫衷內に疚しく良とに深く悚惶たり查するに當日即ち陳明を經たりもし貽誤あらば自からその責を負はんと現在亟かに應さに澈情自劾すべしとすでに主座に呈請し督辦邊防事務、管理將軍府事宜の各本職及陸軍上將の本官をもつてたゞちに罷免を予へ並びに歷奉奬授の勳位勳章をもつて一律に撤銷せんことを以てし定國軍の名義も亦即日解除し以て國人に謝す共に寸衷を諒とし奉達即ち鑒察を祈る祺瑞叩

七　安徽系領袖處分令

安徽系全敗し、直隸系及び張作霖氏は全局面を把握せり。

段氏定國軍取消後の徐總統が、直隸系及び張氏の意の儘となりしことは必然の成行といふべし。

七月二十二日の命令に曰く

現在各路の軍隊は均しくすでに令に遵つて停進せり惟だ近京の地面は散歸の軍隊數たる衆多なり京兆尹王達の呈稱に據るに事屬境の安危に關す臨時散兵收容所を設けんことを請ふ等の語、京畿關閭殷闐關繫重要なり兵隊の散逸擾累廣るゝに堪へたり陸軍部より員を派し分別收容せしめたりと雖すみやかによろしく大員を遴派し統籌布置せしむべし茲に王懷慶を特派して近畿軍隊の收束事宜を督辦せしめたゞちに迅速に妥籌し分別辦理せしむ並に隨時陸軍部に會同し辦法を商籌し務めて散卒をしてみな約束に遵ひて伍に編し各々安全を獲せしめもつて畿疆を綏靖するの意に副へよ此に令す。

右は固より單に善後の措置たるに過ぎざるも、其後の諸命令はすべて直隸系及び張作霖氏の意嚮を露骨に反映す。

七月二十四日の命令に曰く

財政總長李思浩辭職を呈請す李思浩は本職を准免す

財政次長潘復をして部務を代理せしむ

司法總長朱深辭職を呈請す朱深は本職を准免す

司法次官張一鵬をして部務を代理せしむ

交通總長曾毓雋辭職を呈請す曾毓雋は本職を准免す

田文烈を特任して交通總長を兼署せしむ

京畿衞戍總司令段芝貴辭職を呈請す段芝貴は本職を准免す

王懷慶を特派して京畿衞戍總司令を兼署せしむ

河南省長王印川辭職を呈請す王印川は本職を准免す

張鳳台を特任して河南省長と爲す

右は安福派三總長（曾毓雋朱深李思浩三氏）の免職にして、さきの保定會議（前號本欄參照）の決議事項の一たり。段芝貴氏は卽ち定國軍の前敵司令なり。王印川氏亦安福派の領袖なり。

七月二十六日の命令に曰く

兼代國務總理薩鎭冰の呈に據るに師長吳佩孚等の所部の軍隊は前次豫に在つて暫駐し未だよく卽時直に回る能はず證するに曹經略使の來電を以てす始めは則ち住兵の房舍の一時難騰繼いでは則ち鐵路の車輛未だ卽時に應付する能はざるに因り決して意あつて逗留せるに非すその情事既に符せざるあり處分令をもつて撤銷せられんことを請ふ等の語、まさに本年七月九日曹錕吳佩孚等の處分に關する命令をもつてたゞちに撤銷を行ひ陸軍部に交して査照せしむべし此に令す。

曹吳處分令は此の如くにして取消されたるなり、その理由の一に何ぞ滑稽なる。同日命令に曰く

京師警察總監兼督辦京都市政事宜吳炳湘辭職を呈請す

吳炳湘は兼各職を准免す

田文烈を任命して督辦京都市政事宜を兼ねしむ

殷鴻壽を任命して京師警察總監と爲す

殷鴻壽を任命して京都市政事宜會辦を兼ねしむ

交通次長姚國楨辭職を呈請す姚國楨は本職を准免す

權量を任命して交通次長を兼署せしむ

七月二十八日の命令は終に段祺瑞氏の辭職を許せり、左の如し。

督辦邊防事務兼管理將軍府事務段祺瑞迭りに辭職を呈す段祺瑞は本兼各職を准免す

同日又次の命令あり。

前に沿邊一帶地方の靖からざるを以て合して督辦邊防事務處を設け以て控馭に資せしめたるが現在の外に屯駐せる軍隊はすでに陸續撤退し該處の事務は較や簡なりあらゆる督辦邊防事務處は應さにたゞちに撤退すべくその所轄の邊防軍は陸軍部に著して卽日接收し分別遣散し以て軍制を一にして冗費を節す。

問題の邊防軍は是に於いて終に解散らせれたるなり。段派の處心積慮は水泡に歸し去れるなり。同日命令は又曰く

前に令あり西北邊防總司令の一缺をもつて裁撤しその所轄の軍隊は陸軍部より接收辦理せしめたりあらゆる西北軍の名義は應さにたゞちに撤銷し該部に責成し迅速に收束し妥かに遣散を爲さしめ仍ほ辦理の情形をもつて尅日呈復せしむ

西北籌邊使の官制は前に國會の議決を經て公布せるが惟だ現在蒙邊の情形較や同じからざるあり原定の官制は盡くは用に適せず應さに國務院より法制局に飭し別に詳審改訂を行はしめ法に依りて頒行するを呈行せしむ

右二命令は徐樹錚氏の地盤の處分を完了せるものと見るべし。同日又次の命令あり。

大理院院長姚震辭職を呈請す姚震は本職を准免す

董康を特任して大理院院長と爲す

姚氏の娚某が徐樹錚氏に使嗾せられ、張作霖氏を刺さんとして捕へられしことは卽ち逃せり。右の命令は卽ちその惡果たり。

七月二十九日いはゆる禍首懲罰令發布せらる。その內容は

（一）徐樹錚曾毓隽段芝貴丁士源朱深李思浩王郅隆姚震梁鴻志姚國楨等の官職勳位勳章を褫奪し步軍統領京師警察廳をして嚴重に搜查逮捕訊問せしむ理由は徐樹錚は西北軍を陸軍部に引渡すべき旨の命令に抗し段祺瑞氏を脅迫して定國軍の名義を立て勝手に軍を動かしたること及び其他の者と互に黨緣を結び公安を亂し職權を濫用し公金を費消したるに在り。

（二）吳光新の湖南督軍及び長江上游總司令を免じ王占元に引渡し罪狀を調查せしむ。

（三）前警察總監吳炳湘の陸軍中將及び勳位勳章を褫奪し懲罰を示す。

（四）熱河都統姜桂題をして管理將軍府事務を兼ねしむ。

八　政治犯人引渡問題

安直兩派の交戰中、某々外國側は安徽系を憎惡するの餘り、直隸系に對し直接間接援助を與へたりと信ずべき理由あり。局面が直隸系の全勝に歸し、安徽系懲罰令の發布を見るや、外交團に於いては今回の內亂犯人を以て政治犯人と見做さず支那側に引渡すべしとの暴論を吐くものあり、

我が小幡公使はその不合理を指摘して之を斥け、決定を見すしてやめるが、國事犯人不引渡は國際の通則、某々外國の態度は血迷へりといふの外なし。

九　國民大會開催說

一切の善後策を如何にすべきか。直隸系全勝の因を作りし張作霖氏、凱旋將軍の心境を有する曹吳佩孚兩氏は、共に八月上旬を以て入京し、種々談合を重ねつゝあり。吳佩孚氏は就中一の特異なる主張を有せり、ソハ卽ち國民大會召集說にして、多分孫洪伊氏の獻策と思はる。その計畫大要左の如し。

第一　國民大會と名く

第二　國民自から大會を召集し官署より監督を受けず以て官僚政客の操縱を免かる

第三　國民自決を主義とし南北統一憲法制定選擧法改正其他の重大問題を議す

第四　全國各縣の農會商會各團體より各一人を選擧し之に就き更に複選擧を行ひ之を會員とす

第五　選擧監督は農會工會商會各會長之を爲し官憲の干渉を許さず

第六　三ケ月以內に大會を成立せしめ六ケ月以內に第三條の各問題を議すべし

第七　地點は上海或は天津とす

右の計畫に對しては徐總統及び張作霖氏の反對あり、當分實現には縁遠きもの、如し。

一〇　和議總代表更迭

直隸系の意嚮は、最初和平會議取消に在りたるやに傳へられしが、八月四日北京政府が北方總代表王揖唐氏の辭職を許可し、江蘇督軍李純氏に總代表兼任を命じたるは注目に値ひす。北京政府は兎に角今一度上海和平會議を進捗せしめ、その實行力の如何を問はず、或種の條件を上海にて決議せしめんとするに在るものの如し。換言すれば南北統一の妥當なる條件を得んとするに外ならざるべし。

李純氏の北方總代表に對し、南方が唐紹儀氏を以て總代表とするは話しが合はず、又しても溫宗堯氏との間に總代表爭奪戰演ぜらるべしと推せらる。

一一　安福派解散

これ亦豫定の筋書なり。八月三日夜大總統令を以て發表、要點は

政黨は共和國の通例にして約法上集會結社の自由を許せるも今回徐樹錚曾毓雋等兵を擧げ亂を構ふるに當りその密謀に參加し軍器兵力を集めしものに安福俱樂部員多しその國帑を浪費し幾內に血を流せしは唯一黨の私に從ひ國家生靈に禍せり、卽ち安福俱樂部は構亂の機關にして創立の範圍を逾へ斷じてその存在を許す能はざるを以て之を解散せしむ既に逮捕令を發せるものの外叛亂の確證なきものは之を許す各省の同俱樂部支部も亦地方官憲をして解散せしむ

安福俱樂部は新國會の多數黨なり、之が解散を命ぜるは取りも直さず新國會の解散にして、第二革命後袁世凱の下せる國民黨解散令と異曲同巧なり。

一二　徐總統罪己令

直隸系の要求過重なる場合、徐總統は辭表提出に依つて局面轉圜を圖るべしとは當初より豫想せられしところなりしが、少しく模樣變りて罪己令の發布を見たり。八月四日發表、大要左の如し。

本大總統は就職の初めより秉性不肖なるに鑑み保國安民を趣旨とし二年間隱忍して誠意を傾け各方面の融和に努めしも一黨の專橫より政爭を起し兵亂相繼ぎ同室戈を操りて血を京畿に流し我が志と相反す若し制御法を得ば何ぞ士卒の骨を曝らし商民を塗炭に陷らしめんや自から反省し後悔及ぶなし民國の擾亂は數々にして本總統前車の覆轍に鑑み一黨に從はず一兵を置かず一人を私用せざりしが黨爭兵亂相踵ぎ事を看るに明かならず機に臨んで斷せず薄德鮮能安ぞ自から否まんや國勢凋弊して將來益益困難なり願くば國人君子一に禍を悔むを以て心と爲し之を正しき軌道に入れ國家の威信を高め時局の紛糾を解くべし人々皆自制する心あらば競爭の憂少く國のため民のため百端理を待つ我が有衆共に之を努めよ。

日英同盟繼續の通告

日英同盟改訂に對する支那側の意向は、前號本欄に於いて敘述するところありしが、七月二十三日我が外務省は、本件に關し次く如く公表せり。

日英同盟協約は大正十年七月十三日を以て其効力の終期となす旨規定せる結果日英兩國政府は最近互ひに意見交換の上不取敢左の通り國際聯盟に共同通告を爲すことに協議決定し本月八日附書面を以て右通告を了せり。

日本及び大不列顚國政府は兩國間に現存せる一九一一年七月十三日の日英協約がその精神に於いて國際聯盟規約と一致すと雖も兩國政府の熱心に尊重せんと欲する該規約とは文字に於いて全然符合するものには非ずとの結論に到達したり仍つて兩國は若し前顚協約が一九二一年七月以後に繼續せらるべき場合に於いては該規約と矛盾せざる形式に於いてせられざるべからずとの主義を承認するものなることを兩國共同にて聯盟に通告するの光榮を有す。

尼港砲擊事件交涉

七月二十七日小幡公使は陳外交總長代理に覺書を交附し、尼港に在る支那軍艦が、日本軍隊及び居留民を砲擊せしこと、目擊者の證言及び戰死者の日記等に依りて明白となりしを遺憾とする旨通告し、尙眞相を明かにするため日支共同調査を爲さんことを提議したり。之に對し陳外交總長代理は、政府より發せし訓令に鑑み支那官憲が日本人を攻擊することなきを信ずるを以て、海軍部をして反證を擧げしむべしと抗辯し、共同調査を承諾せず。

然るに我が覺書は、支那軍艦發砲の實情を目擊せし露國人の證言、及び戰死者の殘せし日記等的確なる證據を蒐集しあるを以て、支那側も終に之を無視する能はず、三十日に至り共同調査を承諾し、王崇文、陳復兩氏を任命し、王

氏は浦鹽より、陳氏は北京より尼港に向へり。

南北海軍の統一

南方海軍は北方に歸順せんとする傾向あり、特に安福派討伐に就いては直隷系と態度を一にせる關係上、安福派倒るゝや統一の氣運益々促進せられ、北京海軍部より軍需司長林葆綸、軍法司長鄭寶菁兩氏廈門に赴き、林葆懌氏と會合協議の結果、從來滯れる南方海軍の費用を北方に於いて支拂ふことを條件として意見一致し、林葆綸氏は此結果を齎らして七月末北京に歸れり。兩林氏は兄弟にして、葆懌氏は一面薩鎭冰氏と師弟の關係あり、速かなる進捗は此兩樣の關係に負ふところ多し。

通信

庫倫

在庫倫　小西茂

庫倫に於ける魯國人の現狀

當地に在留する魯人は目下一千五百人と稱す而して彼等の大部分は無爲坐食の徒にして、而かも昔日の體面を保ち得るものは從前より引繼居住して商舖を構ひ小規模ながらも依然營業を持續し居る一部と、西比利亞時局の戰禍を避けてチタ、イルクーツク、ウェルフネジンスク恰克圖等より入來せるものゝ中にて、多少の資產を携へ來るものに過ぎず、是種の徒にありても彼等の財富と云ふも最高魯貨一百萬に充たず多くは二、三十萬のものにして、是等目下當地の相場に換算せば、前者にして三萬餘元後者にして六、七十元たると傍ら不動產動產より產みつゝある若干の銀元たり。

彼等は到る處の危險地帶より家族親戚等の一部を糾合し比較的安全區域と目せらるゝ當地に蝟集せる關係上、是等家庭は概して大團欒たるの觀あり、五六人より多きは十餘人の多數なれば、目下手持ちの財富を以て今後幾何を持久

し得るものたるや、略想像に難からず、今當地に在留する魯人にして家富比較的豐かなる民商を併せて示せば左の如し。

姓名若くは商號　　資產若くは資本金

一アジヤスキー商會　十萬元（動產不動產共）
該商會は本店を怡克圖に支店を當地及イルクーツク其他西比利亞各要地に置く皮革商にして目下當地に居住するものは資本主其他店員並に是等各家族の大集團なれば各頭割りに配分せば前記十萬元は必ずしも多きに失せず

一シニコーフ（仲立業者）　三萬元（動產不動產共）
該家は時價五千元級の家屋五棟を市内に有し外に資產なきが如し

一グベルサール　一百萬留（資產）
從前は市内唯一の大資產家として目されしが、投機に手を染めしより其根據を覆し現時は僅に宏大なる住家と外に二三の借家を有するに過ぎず、今年三月まで居宅の境内に二百餘燈を點火し得る發電所を有し近接の需要者に送電裝點し居りしが收支償はずして今は中止せり

一コーチロフ　二十萬留（資產）
小規模の店舖を構ひ食料品雜貨等を販賣す外に若干の家當と借家二軒あり

一バラノスキー（猶太人）　五十萬留（資產）
借家五棟あり是により日常生計を持續し居るもの、如し

一スウキツコーフ商會　十萬留（資產）
皮革貿易商にして是等收利を以て生活に充塡し行くものと云ふ

一タターリン　五萬元（動產不動產共）
貿易商社司圖公司の主人にして、有名なる當地過激派の主領たりしが、今は退去して蹤跡不明なり家族及び店員殘留して營業を持續し居れり、資產の主なるものは目下魯人俱樂部に使用しつゝある時價一萬元に相當する家屋一棟別に二三の借家あり

一カトウフ　四五萬留（資產）

是等を以て當地に於ける魯人間の上中階級とせば總じて四十餘家ありて約三百五十名に足らず、殘餘の一千二百名弱たるや殆ど無產階級とも云ふべく、彼等は小舖を擺して薄利を收め馬車を驅して賃を得山野に獵し、河沼に漁して市に鬻ぎ以て僅に口を糊し、甚しきに至りては哀を門に乞ふ名利を顧みず、婦女子にありても多くは家婢に其の身を扮し或は笑を賣つて猶恬然たるものあり。

以上は商民の現狀たり飜て領事館、學校、商業會議所等の官公共の機關に職を奉ずる公人を見るに、當地魯國領事館は魯帝國の顚覆と共に本國より送金の途絕え、僅に魯國の得べき支那關係事件の賠償金の償還を以て、支那よりの送金を得辛くも館内の維持を苦肉し居りしがオムスク政府失脚して過派政朝となるや四月初旬該政府は是れが賠償金の權を放棄せしかば、支那は得たり賢しとして是れが送金を停止せしにより、最後の一線さへ絕え果て、殆んど饑死を俟つの觀あり。

目下館内には領事一名、副領事一名、武官一名あり活きんが爲には背に腹は替へられぬ常理にて、既に過派に左袒せしも現下支那の爲めに本國、西比利亞方面の過派とは全く聯絡を遮斷せられ厘毛の恩惠にも預るの由なく、折角節を賣て更に竊るものなきに似たり。（五月四日發）

支那の外蒙居留外商壓迫

今回徐樹錚の來庫により支那の外蒙經營の方針逐日外間に漏洩するものありて、尙月餘を俟たば、悉皆瞭然たるも

のあるべしと觀察せらる、本日余の探知する處によれば支那は外蒙に於ける百般の事業を既設未設を問はず、一先籌邊使署の所管に收め更に邊業銀行の手に移して、該行を中樞として現時當地に於ける有數支那商に聯絡して、着々玉成の一歩に近か寄らんとするの政略なるが如し、されば茲に彼等方針の實施遂行上に最も支障たるべき在留外商の放逐を先にせざるべからず、是れが起見を以て勞頭支那商務會に諮るに外商放逐の策を以てせり即ち

一、當地に在留する外人にして今後新に創設する商舖は勿論既設のものにありても一律外蒙域内に於ける商營の自由を禁止し若くは其の權利を剝奪するの議如何

該會の是れに對する意見は

一、外蒙に於ける支那の主權を確立せしめる上に於ては更に異議の存する處なきも一般支那商にありては既往を鑑みても將來を考査するも外蒙の商營は其の間外商を介せざる以上は圓滿なる發達を期し難きは云ふまでもなく若し自國商のみにて專掌する時は現狀維持の不可能なるのみならず兩三年を俟たずして各商自ら破滅の浮目に逢着すべし。

と、されば籌邊使署は更に敢て自論を固執せず、漸く兩者左の了解點を見出したりと云ふ。

一、既營のものは暫く不問に附し今後外商にして新に商舖の開設を絶體允許せざること

支那が空拳克く獨力を以て外蒙の啓發をなさんと欲するは嘉すべきも商業發達上錯誤極まる且つ排他的政策を敢てなさんとするは彼れがために惜むべきことなり、支那當局の腹心斯くの如きものあり、其の發露する處必ず在留外商の壓迫となるや必せり、余更に彼等が自國商と他國商との間必ずや差別的待遇の根跡なきや否を探究するに、果して其の存するものあるを知れり、是は昔時魯國の自國商にして外蒙輸出入品の取扱には一律無稅の恩惠を存せしに鑑みしものか、現時支那の政略に是れと酷似せるものあり即ち

一、外蒙輸出入品に對しては

支那商取扱のものにありては從價の二歩五厘

外商取扱のものにありては從價の五歩

の稅金を賦課すること

一、外商取扱の外蒙輸入品にありては當地に於ける賣却價格の上に前項の稅率を以て賦課するものとす。

第二項の規程に至りては外商は更に過重なる負擔を餘儀なくせらるゝもののみなるが、實際問題に於て果して彼等の云ふ處の賣却價格の歸趨を見出し得べきや否は頗る困難なるものにして、其の不條理極まるものあるは寧ろ哀れむべし。（五月二十日發）

寧夏

在寧夏　工藤鐵三郎

新疆に於ける過激派の現狀

露國内部の狀態は今茲に喋々を要するまでもなく、世人

の已に知る所ならん、勞農政府蓄々規定の歩を進め統一的政策を施しつゝありと雖、夫の所謂黨派的混亂又は人種的爭鬪は依然繼續せられ、殆ど無政府的狀態にあるに拘らず、其の對外政策は確乎として常に一貫し、其の不撓の經營は絶えず積極的に發現して機會の誘起と之れが捕捉とに油斷なく、全世界をして過激派たらしめずんば止ざるの慨あり。

今新疆に於ける過激派の現狀を聞知するに彼れ等は宣傳の方法として、各々其の部署を定め同種族同宗教の人をして之に當らしめ以て各所に宣傳を專らにしつゝあり。

土耳斯坦より天山を越えて侵入せし過激派は其の大部分回々敎徒にして、喀什噶爾及阿克蘇方面の回々敎徒に宣傳を行ひ露領より伊犁に侵入せし過激派は露國勞農政府より直接派遣に係はる露國人にして、在住の露人に宣傳す、又阿爾泰に入りし同黨は韃靼人にして同種族の者と聯絡を取り、漸次各方面共宣傳範圍を擴張し日を追ひ月を經るに從ひ愈々濃厚となるのみならず、無賴の輩は之れに共鳴し掠奪殺人等を行ひて土匪的行爲を敢てせり、爲に住民其の堵に安ずる能はず、茲に於て新疆督軍楊增新氏は蒼皇之れが防備と鎭壓とに全力を注ぎ之を一掃せんと欲するも、如何せん土地遼遠廣濶にして兵少なく過激派の侵入を防止する事甚だ困難なりと。

新疆督軍楊增新氏は武器の供給を中央政府に仰ぎ、現に京綏鐵道に賴り黃河を遡り當寧夏に到着したるものを見るに、機關砲六門機關銃六門山砲六門其の他彈藥等凡そ大車七十餘臺に積載して新疆省に輸送したり。

其の外新疆省廸化に無線電信を施設すべく其の計畫已に成り、中央政府より無線電信に要する一切の機械及技師等を派遣し、現に五月上旬頃包頭より駱駝百頭に荷物を積み蒙古沙漠を橫斷して新疆に向へり、又殘部の荷物は包頭より大船十五艘に積載して黃河を上り中衞の上流五佛寺に上陸し更に大車に積み換へ蘭州を經て新疆に輸送せり。

中央政府に於ては新疆の過激派に對して防備箴々怠りなく、督軍をして之が鎭壓を命じ一方各方面に於ける王族を懷柔し、現に喀什噶爾の最も有力なる某王は特に中央政府より使を派して之れを北京に迎へたり、余は該某王と寧夏に於て面會し以て其の間の消息を聞知する事を得たり。

黃河沿岸に於ける自動車會社設立

該會社は護軍使馬福祥氏の發起に係る株式有限公司にして、民國九年四月認可せられ、愈々本年十月頃より其の實行を見る事となれり、已に株の募集に從事す該公司は資本銀二十萬元にして已に募集したるものにして十萬元に達せり、卽ち馬福祥二萬元陳寧夏道尹五千元寧夏知事五千元寧朔縣知事五千元商務總會一萬元、董福祥の孫一萬元、其の他各方面に於て募集したるものを合せて十萬元とす、自動車の購入に付ては特に馬有年なるものを天津に遣はし已に四臺を契約す近々中に包頭迄運送する筈なり、該公司は總站を寧夏に置き分站を包頭に置きて、兩所間の旅客の便に應せんと欲するものなり。

寧夏包頭間は陸路一千四百二十支里にして黃河の右岸に

沿ひて五原、隆興長、三道河、噔口、石嘴子、橫梁橋、平羅の諸街を經て寧夏に到る、大道なるも三道河、噔口、石嘴子間は沙漠地帶にして車馬の往來最も困難を極む今道路技師の報告に依れば噔口近傍は沙漠最も甚しく所々に小砂丘あるを以て自動車の行通困難なりと、然るに包頭より黃河を渡り左翼後旗王府より左翼中旗王府及オロンーホイ、バンキン王府を經て石嘴子の左岸に出で黃河を渡りて石嘴子に至り、更に橫梁橋、平羅を經て寧夏に達するの道路は坦々として沙丘なく、僅かの修繕を加ふれば自働車路として完全に非ざるも通行に障害なしと、又黃河右岸の本道に比するに其の距離を短縮する事約四百餘里に及ぶ、玆に於て黃河左岸の道路を選ぶ事に決し著々該道路の修繕に從事し居れり。

尙該公司は寧夏蘭州間を豫定線となし漸次擴張して明年末迄には其の實行を見る可しと、愈々寧夏蘭州間の運轉實行に從事したる場合は甘肅省に於ける旅客は全部該自動車に賴りて、北京天津に至る可く陝西省西安を經て海蘭鐵道に賴るの愚を爲さざるべし。

當地は支那本部の西北隅に在る避遠の地にして交通の便最も少なく、僅かに黃河の舟揖に賴りて其の命脈を繫ぎ居るのみ、然れば產業發展の機會極めて稀なるは止むを得ざる所古來常に貧困の境を脫する能はず、外界と接觸して其の影響を受くる事少なきが故に文化の程度亦極めて低劣なり。

然るに甘肅督軍張廣建氏の經營に係る黃河に於ける小蒸汽船の如く、又寧夏護軍使馬福祥の發起に係る自動車運轉の如きは、如何に甘肅省民をして文明の雨露に浴せしむるの大なるかを思はしむるに足る可し、元來北京より當寧夏に達するに要する日數は約一ケ月なるも、今包頭寧夏間の自動車の開通を見又包頭歸化城間の自動車は已に運轉しあるを以て、僅かに六日間にして北京に達することを得べし、卽ち寧夏より包頭迄は一日にして達す可く包頭歸化城間は僅か五六時間を要するのみにて歸化城豐鎭間は自動車の開通なきを以て馬車にて三日間を要し、而して豐鎭より北京迄は一日間にして達するを得べし。

芝區大門町
株式會社 不動貯金銀行
頭取 牧野元次郎
取締役 中村陶夫
同 水村靖
監査役 牧野芳太郎

支那彙報

支那新聞重要記事（自六月十六日至七月十五日）

內治外交

▲對湘の大總統令　（北京日報）　湖東督軍張敬堯の長沙退却より湘局の趨勢一變し事態容易ならざるものあり六月十四日左の大總統令發布せられ張督は本兼務を免せられ功を樹つべき旨命ぜられたり

（大總統令）迭々湖南督軍兼署省長張敬堯の電呈に據るに譚延闓の所部直軍撤防の際に乘じ先後未遵部隊實慶等の縣を攻陷し遂に湘鄉湘潭より直に省城に逼る猖獗た進攻して已まず我軍止むを得ず長沙を退出す等の語あり查するに七年十月停戰議和以來湘省の防線は曾て劃定を經て分明なり之れ中外の共に見る所と爲す、此次譚延闓等機に乘じ疊々城邑を陷し破壞の事を叢成す、是れ該督軍の守土の責任あるに照して自ら應に防守を力竭して以て時局を固むべきなり何ぞや節々原劃の防區を退縮して顧みざるか又援に省垣を離る是れ其の咎は應に張敬堯の得べきにあり、即ち本銀の各職を褫去して暫く留任を行ひ仍然督軍の責を成さしめ所有の駐在各軍隊に飭して迅速に原防を規復せしむ、倘再び蓄勁を知らず誤を地方に貽せば張敬堯は當に此に告を重ぬべきなり此令（六、一五）

▲林虎の兵力　（香港晨報）　林虎の總兵力は混成旅步兵三團（內第一第二團は各三營第三團は二營を有す）計八營外に砲兵機關銃隊各三連敢死隊一隊運送一隊あり尙陳炳春の激擊隊四營（自第三十一營至第三十四營）在湘劉椿卿の混成一團砲兵機關銃隊一連合計約八千五百內外を有、尙此の外廣東にあるもの約七千あり其主なるもの左の如し

湖湘癈　（三營）　黃業興　（四營）

蔣玉帶　（二營）　揭鼎中帶　（三營）

邱可營　（三營）　黃任寰（混成第二團及砲兵機關銃一連）

（六、二〇）

▲湖南善後策　（北京日報）　江蘇人唐蔚芝王湘穆等は政府に宛て左の如く打電し來れり

湖南省は連年の兵禍にて民困已に極れり其善後の計は應さに督軍なるものを撤去すべし再び客軍を湖南に入る、事勿れ軍人を用ひて民治を治めしむる事勿れ政府は責任を譚延闓に付し流亡を安んぜしめられん事を請ふ倘し譚延闓湖南人の望みに副はざれば別に賢者を簡びて之れを任じ民を水火より救へ地は異るとも雖ども同情あり敢へて狂盤の言を貢す（六、二一）

▲孫逸仙と劉顯世　（時事新報）　孫逸仙は貴州靖國聯軍副司令劉顯世に昨二十四日左の如き電報を發したり

督軍廢止の議は醞釀久しきが徒らに積重返へし雖きを以て民望に幸けるが今唐繼堯と貴下が身を以て則とし毅然として之れを行へり誠に德孤ならず必ず鄰ありと謂ふものなり民國肇造されて今に九年奸究究々作り兵革未だ止まず彼の兵を擁して自衞するものは固より謂ふに足らざるが撥亂反正を期する者も亦軍事を以て重きとし民治を顧みるに暇あらず此時唐公と貴下の此一擧は大いに民治を尊崇する心を天下に昭げたり雲南貴州は本と護法の根據地たり必ず全國に影響あるべし希くは速かに大雄を茨り以て邦本を定め民治の正軌に循つて億兆の安寧を謀られよ（六、二五）

▲參議員並同職員雲南國會へ出發す　（民國日報）　衆國會衆議院議員中雲南國會に出席すべく確定せる者既に百二十餘名に逮せり然して左の參議院議員二十七名は護照の交附次第雲南に出發すべしと

（山東）杜汝舟　（奉天）高瀛寰、楊國棟、鳥中和　（黑龍江）李鍾荊、田維綱、姚鵬翔　（江西）蕭輝錦、朱念祖、盧式楠　（安徽）謝家鴻、張我華、丁象謙　（河南）李敦、李堅白、萬鴻圖　（四川）王湘　（浙江）童杭時　（直隸）孫芳、杜鳳元、陳子楷　（蒙古）恩克阿穆爾、巴達馬慧　（雲南）李正陽、呂志伊、（湖南）周震麟　（山西）李素

尙衆國會參衆兩院職員二十餘名も亦近く雲南國會に赴く其の人名左の如し

（六、二五）

（參議院職員）　林啓運、林文炳、孫翼重、蔡人奇、程鳳翥、徐實生　孫鼎、

歐陽英、黃振誠、張緯、胡暄、陳言、陳洪濤、趙丙壬
（衆議院議員）　郝文珠、鄧慥、王大珩、裴小逸、吳一飛、蕭劍慶、錢亞雲、
夏光英、羅永貞、孫幹臣、陳植因

▲南方海軍愈北歸か　（時報）　廣東海軍の北歸說は福建擅亂物資以來曾く喧傳せらるゝに至りしと雖も未だ何等實現するの模樣なかりしが近時和議問題の進捗と共に愈々具體的に進行し來り就中該海軍內に於ける福建派は陸力此說を主張して遂に薩代理總理に對し左の二條件を提出したり（一）中央政府が若し南方の條件を容れて所謂和議問題を成立すべき意嚮を有するならば固より廣東海軍は自主を斷然して北歸する事（二）中央政府は廣東海軍が北歸するに際して二個月の經費を支給する事、聞く所に據れば薩孫冰氏は該二條件を許容し急遽北歸を勸說したるを以て林葆懌の統率する海軍は殆んど全部汕頭に赴くに藉口して珠江に碇泊し居たる楚豫永、豐同安、雙章永、翔飛等、海艦等と共に廣東を去り目下廣東方面には唯湯廷光の軍艦一隻あるのみなり之れを惟ふに該海軍は當分汕頭に在りて和議の形勢を觀望し其の進捗を俟つて直ちに北歸するもの、如し（六、二九）

▲日本國民に寄す　（申報）　中華民國全國報界聯合會の名を以て左の如き書面を各地に送れりと東京大阪の大新聞を傾はして日本在野の各政黨各界各團體に通告す敝國類年憂患綠り友邦たるもの憤慨せざるはなし圖らざりき災を幸とし禍を樂しむ者は他國にあらずして我同文同種の國にあらんとは曷爲相殘ふは洵に遺憾に堪えざる所なり夫れ我國とは利害相同じく存亡を共にせり兩國の有志者互に提携するの急なるべきに安んぞ我が內爭を容るすの餘地あらんや貴國此の意を明にせずして我が城邑を犯し我が亂徒を援く歐陸中力めて我國を紛めんと謀れり靑島の事に到つては其最も甚しきものとす日支兩國民は拉に於て怨を重ね經濟を損失し商業萎靡す實に誰が之をなせるか執れが之をなさしめたるか其禍源を究ひれば貴國の軍閥のために痛感せざるを得ず最近獨逸既に覆亡し露帝又覆滅して武力主義は根本より搖殘せり貴國政府は軍閥の侵略方策を更改せず吾が國の輿論を重要視せざるは惜む所なり日每に軍備軍費を以て北方の我が軍閥を助け只一人に媚びて妙策となすは慎まざるべからず若し此種の辨法にして果して效果あらば則ちニコラスは萬世一系たるべくウイリアム又百戰百勝すべきなり抑々軍閥たるや國境を隔てゝ互に提携す貴國は我が北方の軍閥と結托して平民を敵とせり是國と宍の猪にして貴國實國互に相利し苦しむ者は兩國の人民のみ昔は秦始一世の全盛に臨むや其の雄圖壯なりしも遂に一敗地に塗れしは歷史の誌す所なり若し民族自決主義一たび起らば强權と雖も繫ぐ能はず今後前世紀の老朽的帝國主義は滅人の國家とす我が國法は凡そ對外約及國庫の負擔する借款は合法なる國會の同意を經ざるべからざる規定なり貴國政府は是に耳を傾さず二年國會解散後擅に二十一條を締約し六年非法國會解散後膠濟鐵路條約及軍事密約を和訂せり貴國の軍閥政策は機に乘じて我國の根本大法を無效とせり今や宇內の風潮は一日萬化し文化の大勢は火の如し日支兩國の誤解を排除し東亞安寧の計をなさんとせば只盛式的大陸政策を放棄し新式的世界思想を採るに在るのみ因て即日靑島還附より着手すべく天下に明示せられよ夫れ靑島は不祥の地にして獨逸の傷心地なり貴國は還附を聲明して未だ倫實行せず萬人見て第二の獨逸とせり此の如く兩國相安の計を爲さゞるは貴國の爲に取らざる所なり若し無用の力征を舍て、有益の交治を爲し兩國優秀の民各畜業を改めて共に新機に赴き强權を撲滅して人道のために盡さば年三月杏綻び櫻飛び共に春氣に上り手を携へて倘に行き詐なく虛なく相樂しむ豈悅ばしからずや貴國先見の士に乏しからず當に之を辨じ能ふ者あらば請ふ復答せられよ（七、一）

▲廣西派兵力の實況　（民國日報）　聯合通信者廣洲通信によれば廣西軍の兵力は十萬に下らず、然るに經濟の策源地たる廣東に於て時に風波物發するのみならず又福建及湖南に對するの問題葛藤を生することあり、故に兵力の大半を同方面に派遣し之に應せしめ以て一切の軍費を得つゝあり、廣西に現在する兵力は略如次。

（一）陸軍第一師團、長　陸裕光（陸武鳴の子）
步兵四旅團、砲兵一旅團、工兵二中隊、憲兵二中隊、步兵一團（聯隊）は三營（大隊）（但し一營は四連（中隊）二營には三百人の兵あり、砲兵の團は分て三營となし一營は二連、野砲十一門、遠射砲四門を有す、その一營は現に桂林に屯し砲五門を備へ一營は龍州にあり十門の砲を有す）

（二）邊防軍第一師、師長　馬鈞（馬濟の兄）
步兵四ヶ旅團を統轄す（但編成人員等は前述、陸軍第一師と同樣にして砲兵及工兵を有せず）

(三)邊防軍十營、彭漱齋之れが司令たり
一營の人數三百名にして邊防軍第二師を編成すべく準備中
(四)陸軍混成第一旅、長　李祥祿
現在にては只步兵二旅を有するに過ぎず、(一旅は二營にして一營の人數は約二百五十人、砲工兵の編成を有せず)
(五)巡防營
各鎭守使の節制に歸す、鎭守使三人あり
桂林　李祥祿、潯梧　章榮昌、龍州　黃培貴
之等三鎭守使は巡防營正司令たり、又副司令三人を置くことあり、一營を分ちて四排(小隊)となし各排四十人とす
而してその實際兵數は各鎭守使各十二營を率ひ合計三十六營あり、今春より統領林俊廷、兵六營を率ひて廣東に赴き現在は三十營たり此外陸榮廷、譚浩明等皆親兵を有す、されどその數たる詳ならざれども兵數總計三萬を超えざるべし、其軍費は一は賭博により、一は紙幣に依る、賭博は廣東に比し更に盛なるを見る、總て南寧地方の有名なる酒樓旅館は皆賭博場の設けありて賭場紙幣あり、人民は陸榮廷を信するにより、到る處通用し、割引換算等も毫も差支なし、紙幣表面には陸氏の實印を押しあり轉々として流通す(七、二)

▲王印川排斥の十大罪　(北京日報)　六月三十日河東開封公民大會は王印川更迭の電請を中央政府に致したるが更に河南學生聯合會は王氏罪狀十ケ狀を記載せる傳單を頒發し其排斥を絶叫しつゝあり其の十罪狀左の如し
(一)違令の加稅(二)私人を任用す(三)學者を苛待す(四)功令を見載す(五)官金を以て私股を肥やす(六)學界を蔑視す(七)政務に通ぜず(八)學生を虐待す(九)行政を紊亂す(十)首鼠兩端を持す
以上の十大罪狀あるを以て須らく驅逐すべしと云ふにあり尙目下王氏入京中なるにより政務廳長孫世偉代理しつゝあり(七、三)

▲支那海軍航空所設立か　(日知報)　支那海軍武官五名はカーチス飛行學校にて航空術研究のため來る十七日出帆の亞細亞號にて馬尾廠に向ふ筈なりしが當地に傳はるゝ風說によれば北京政府は一時見合せ方を一行に電命せりと一行が飛行學校に入學する事は最近傳へられたる如く北京政府とカーチス會社との間に二百五十萬弗の水上飛行機借款の交涉あるに徵しても眞相を知り得べしカーチス飛行機及自動車會社極東總支那人ハミルトン少佐は北京當局と約一ケ月間の交涉を經て昨夜當地に歸着せり氏の說によれば目下一其の內容を言明し得る限りにあらずと氏は五六日間滯滬の筈なるが出發前に此の交涉の結果に付北京より充分部合よき回答に接するものと期待せり若し如上の水上飛行機締結が事實とすれば最近政府がピツヤース會社陸軍飛行機を注文せし事實と相對照して支那海軍航空隊設立の基礎を爲すものと見るを得べし(七、三)

▲廣東在留議員の確數　(中華新報)　廣東よりの通信に據れば最近國會議員陸續として同地に來集せり、而もその正確なる人數は之を知る能はざりしも前日參衆兩院に赴きて實地踏査せる所に據れば參衆兩院議員合計二百七十名あり、その內譯次の如し

▲直隸	(衆九	參二)	▲奉天	(衆五	參〇)	▲吉林	(衆三	參二)
▲黑龍江	(衆四	參二)	▲江蘇	(衆八	參二)	▲安徽	(衆四	參一)
▲江西	(衆一二	參一)	▲浙江	(衆一〇	參六)	▲福建	(衆一四	參三)
▲湖北	(衆一〇	參三)	▲湖南	(衆一三	參四)	▲山東	(衆四	參二)
▲河南	(衆五	參二)	▲山西	(衆二	參二)	▲陝西	(衆六	參四)
▲甘肅	(衆五	參四)	▲新疆	(衆四	參二)	▲四川	(衆一六	參五)
▲廣東	(衆二〇	參九)	▲廣西	(衆一六	參〇)	▲雲南	(衆一〇	參四)
▲貴州	(衆二	參六)	▲蒙古	(衆六	參七)	▲西藏	(衆二	參三)
▲華僑	(衆〇 | 參四)						

合計衆議員一八〇名　參議員九〇名
總計二百七十名　(七、七)

▲日英同盟繼續に反對する覺書　(民國日報)　北支那アーリーニュースの報ずる處によれば上海に於ける支那人中の主なる者は英國公使ジョルダン氏の離滬歸國に際し、左の如き覺書を呈せり、その目的は日英同盟の戰線に反對することを英國政府に傳へられんことを願ふと言ふにあり
「獨露兩國は遠東に於ける平和の敵なりしが兩國共に退きて今や再び亞洲の平和を亂すものなし、而して日英同盟によりて對抗せんとするは唯米國のみ然るに米國は吾國に對して常に親睦の國たり、然かもジョン・ヘイ氏が門戶開放を主張せるが如きを以て米の態度を知るべきなり故に今日に於ては日英同

盟は既にその存續の必要を認むる能はざる也。又日本は英國の歐戰多事なるに乘じ同盟の目的を破壞するか如き行動に出でたる事一再に止まらず、二十一ケ條の〝求の如きその一例に非ずや、又日本は常に其の計畫に對して極力秘密を守れり、その何人に對して秘密を守るものぞ支那領土保全を保證せる國即ち英國に對するや疑ひなき也、又日本は支那を恐迫して我國沿岸の如何なる港灣島嶼をも第三國に讓與するを許さずと然らば英國は第三國に非ざるか、これ等は明かに日英同盟を破壞するものといふべし、我國は外交上獨立權を享有す、他國と先つ商議交涉をなして然る後外交をなすに非ず、他國豈羅に支那の前途を決するを得んや又人あり支那を目して半獨立國となす、これその友邦の言と雖も吾人の遺憾に堪へざるところなり、我國は既に對墺絳和條約に調印して國際聯盟の一員たり、山東問題を聯盟に提出して可否の審判を求むるの權あり、今若し日英同盟を更に繼續せんか適々以て國民をして吾國を恐迫し吾國の承諾を待つなく又公道に據らずして事を決せんとするの野心を抱けるに非ずやとの疑念を強からしむるに過ぎず、是を以て吾人は日英同盟の繼續には反對せざるべからず」と。此覺書は代表者等の請によりて公表されず、本紙はその副本によりてその大旨を節錄するを得たるなり。

（七、八）

▲周內閣の成立難（民國日報）後繼內閣問題に關し北京政府は既に周樹模內閣に贊成の意向を衆議院に致せるが聞く所によれば最近に至り同案は再び頓挫を來せりといふその原因として傳へらるゝもの四あり

（一）某方面の同內閣に對する態度につき前日集議をなせしも容易に意見の一致を見ず、然も同案に贊成するもの極めて寥々たりと

（二）投票通知書を手交するの日期未だ定らず某方面の大會にて票決の後發表するに至るべし

（三）近日來議員續々として北京を去り假令議會を開くも法定數に足らざるべしと觀測せらる

（四）政界の雲行き極めて險惡にして調停者は調停に他事なく內閣成立問題に對して重大なる注意を拂ふに暇なし

以上四大原因のために內閣問題の前途は極めて悲觀すべきものあり、前日の閣議に於て田、薩兩總長は內閣總辭職を提議せるも今尙風折ありて實行を見るに至らず而も後繼內閣々員につきては計るところなかりしと言ふ聞く所によれば周樹模氏は未だ承認せるものに非ず、去る五日氏は某顧問に語りて曰く若し後繼內閣を組織せんとせば須らく總統制を實施すべし、縱んば表面上實行せずとするも實際上に行ふべし、然らずんば假令參衆兩院を通過すと雖も余は承認するを得ず、總統の意に反すと雖も個人のために黨爭をして益々激烈ならしむるに忍びず、大局の趨勢加何を顧みるべきに非ずと又勒內閣々員の顏觸れに就いては近日來幾多の憶測行はれつゝありその中にて周樹模方面の消息稍根據あるが如し即ち

▲財政部周學熙▲農商部張志潭▲交通部梁啓（氏は書て全力を擧げて中東鐵路經營を補助するに努力せるにより張作霖より留任を求めつゝありて後任者未定なり）▲陸軍部田中玉（但し山東督軍には吳佩孚を補す）▲海軍部薩鎭冰▲內務部田文烈▲司法部葦康▲教育部范源濂▲外交部（始め施肇基を擬し既に電報にてその同意を求めたりと。もし氏にして承諾せば英國公使には胡維德を佛國公使には容揆を推すべしと、又萬一施氏承允せずんば王寵惠を以て任ずる腹定なりと）

然して交通系方面にては此次の內閣組織には絕對に加入を拒絕せりと云ふ

（七、八）

▲陳炯明の兵力（新聞報）福建廣東廣西方面に於ける爭亂は各方面よりの調停によりて暫時中止の形勢なりしが李烈鈞の上海より香港に歸りし後、各派交々代表者を漳洲に派して陳炯明と秘密協議せる結果陳の態度は大いに變するに至れり。部下の軍隊を以て新式軍を編成し分つて三軍九支隊、二警備隊、砲兵一聯隊、工兵、憲兵、輜重兵各一大隊、飛行機地雷、水雷、電信、軍樂各一隊となし、去る二十六七日に於て盛く出動命令を下し福建省と廣東省の境界たる武平蛟塘橋陰、永定縣峯市、衙竹陰、平和縣赤石柏松嗣、靈霄縣紅花嶺、老虎嶺に分派しその主力を詔安縣分水關、三饒等の處に置けり、今各軍の指揮官を擧ぐれば左の如し

第一軍軍長兼廣東軍總司令　陳炯明

第二軍々長　許崇智

第三軍々長　鄧鏗

第一支隊司令　李炳榮　第二支隊同　熊略

第三支隊同　羅紹雄　第四支隊同　洪兆麟
第五支隊同　關國雄　第六支隊同　鄧本殷
第七支隊同　吳忠信　第八支隊同　蔣國斌
第九支隊同　林祖密　興永司令　朱得才
第一軍警備隊司令　陳炯光
第一統領　許廷杰　第二統領　饒鶴平
第三同　梁鴻楷　第四同　兆麒兼
第五同　陳筱岳　第六同　熊略兼
第七同　張化如　第八同　鄧本殷(兼)
第九同　李漢陞　第十同　鍾景棠
第十一同　黃鳳翰　第十二同　羅翼軍
第十三同　蔣國斌(兼)　第十四同　謝文炳
第十五同　許　濟　第十六同　邱耀西
第十七同　楊坤如　第十八同　張國楨
第十九同　馬永平　第二十同　徐嵩岳
第二十一同　楊秉爲　第二十二同　尹　驥
第二十三同　李雲復　第二十四同　孫本戎
第二十五同　杜起雲　第二十六同　張乃武
第二十七同　吳　威　第二十八同　劉漢玉
第一軍警備隊
第一統領　陳炯光(兼)　第二同　李陛軒
第二軍警備隊
第一統領　萬黃裳　第二同　陳國華
砲兵聯隊長　翁式亮　地雷隊長　岑澤樟
徐雁軍　水雷隊長　梁仕鋼
工兵大隊々長　許宗武　雷信隊長　蘇　錄
憲兵大隊長　羅輝堃　軍樂隊長　周汝平
飛行機隊長　李光輝

又陳炯明は戰雲漸く急なるを見るや各隊を戰線に送りしに由りその內部は空虛となれるを以て特に第二十四統領孫本戎を福州に派して李厚基と商議せしめ、第二師團臧致平の率ふる第三聯隊を援兵として全部漳州に赴いて援助せしめたり、尙ほ既に臧致平に電報を發してその請ふ所を許し且、即日出動命令を下せり、陳は又某國より三十八年式新式銃五千挺各種彈丸約三百萬發、大砲十餘門を購入し、李厚基は又七九彈丸二十萬發、機關銃五千挺、大砲十門を以て之を援助し、廣西の莫榮新軍は近日來詔安附近に陣を備へて砲兵步兵十五大隊を增加せり、その先鋒は廣東軍と相離るる事僅に五里に過ぎず、其の計畫を見るに詔安を正面より攻撃し平和、永定の地方を側面攻撃する擬定らしく、開戰機運既に熟して、兩軍の兵火を交ふる遠きに非ざるべしと觀察せらる(七、一二)

▲上海護軍使の軍隊一覽表（時事新報）

陸軍第十師　第二十旅
第三十九團々長　張慕韓
第一營長　林傳香　第二營長　姜德順
第三營長　吳景安　團附將校　張學典
（以上龍華駐屯）
第四十團々長　朱聲寅
第一營長　義慶恭　第二營長　揭杏林
第三營長　顧培恩　團附將校　陳學基
砲兵第十團々長　張長林
第一營長　陳恩璐　第二營長　葉寶珍
（龍華駐在）
第三營長　鄭蘭芝　團附將校　王德明
（吳淞砲臺駐屯）
暫編步兵第十一團々長　鄭俊彥
第一營長　李寶青　第二營長　蕭少賢
第三營長　張鴻賓　團附將校　吳有越
（以上吳淞獅子林駐屯）
輜重營々長　申熙治
（全部龍華駐在）
第四師　第十五團　團長　劉永勝

第一營長　賈萬勝　　第二營長　趙雲龍
團附將校　韓保泰
（以上斜橋駐屯）
第十一團々長　王鳴珂
第一營長　張樹德　　第三營長　張步邱
團附將校　鄭弘治
（以上高昌廟駐屯）
第十師步兵第三十七團
第一營長　何　裕
（閘北駐在）

其他四、十兩師中の軍隊にして松江浙江の境界附近に駐屯する者は算入せず、松滬（吳淞、上海）駐屯軍、四、十兩師は全部上表中に在り（七、一五）

▲林建章の尼港問題電告　（申報）林建章の電報に曰く日本武官は我軍艦を諢ひて露の過激黨に武器を供給せりと爲せり、民情憤激し制するに法なし現に刺衝電信は已に通ぜず、江享各艦極めて危しと（六、一七）

▲マゴ艦隊の辯明通電　（晨報）海軍吉黑江防司令公署はマゴ碇舶艦隊の爲め左の通電を總司令王崇文の名を以て北京大總統國務總長參衆兩院議員邊防處段督辦保定曹經略使奉天張巡閱使長江倪巡閱使兩湖王巡閱使西北徐溥邊使各省督軍省長海軍總司令全國陸海軍々隊及び各新聞社商學界等に宛て公表せり

我國黑龍江松花江航行權は曾て條約に準據し素露支兩國共有に屬す昨年中央政府は海軍艦隊江享利綏利捷利川の四隻を派遣東來せしめたり之れ素より國防を鞏固にし商民を保せんと期すに因る適露國內亂により露國當局は蟹を恃み遂に我軍艦を砲擊するの擧動に出す故に我軍艦は上駛阻止せられ已むなく退却してマゴに碇泊し久しく期を過し其の交涉を待てり此れ實に國勢を談する者の痛心する所たり嗣で露國勞農政府は前非を悔ひ正式公文を以て我艦隊の抵防を許せり次で其の關係を繼續するに至りしも我艦隊と露國新黨との間何等秘密の條約を締結せるにはあらざりき

沿海州一帶に日露の衝突發生するやマゴ日軍は俄軍の爲めに殺傷せらる然るに日本各新聞は日軍の死傷に憤激し其の怒りを遷して艦隊に及ぼし種々なる報道を散布す素より國際競爭の手段たるに過ぎざれども查するに日露開戰に當り我國は無論其の陸海軍共に均しく嚴正中立を守りしは中外皆知る所たり然るに浦鹽の日本浦鹽日報は謠言を作成して「日軍のマゴに於ける態度の裏面には支那軍艦之れを援助したるあり」と記載したり並に於て我林代將周聯絡員は理に據り之れを辯駁したりき繼いで又東京朝日新聞は針小棒大の揑造記事を登載して曰く「ニ港卽マゴ港に於て我憲死將校のポケット中より發見したる手帖の記載に依れば倘該港停舶の支那砲艦は日本守備隊に對し開戰發砲し攻擊を爲したり爲めに我軍の死傷者頗る多數に上れり」と言ひ又更にハバロフスクより速したる報導として支那方面と過激派との間には相互妥協成立しニ港の支那艦隊はハ市に溯江するを許可せられたり之に依つて推測するに在ニ港の支那艦隊と過激派とは何等默契あるべし云々と又九日大阪每日新聞記載によれば「在ニ港支那艦隊と過激派とは通牒し我守備隊を發砲攻擊せりとの事實は該港占領後の派遣隊及陸軍調查團に外務省派遣の花岡外務書記官及理事の該所に到り軍事會議を開き調查したる結果支那砲艦及支那軍隊の過激派を援助し我軍に對し敵對行動を執りたるは已に判明せり故に自ら在ニ港の支那砲艦は先づ押收且其艦員は暫時抑留の上再び嚴重判斷を行ふべし」との語あり新聞紙の記載は未だ必ずしも盡く確正を爲すに足らずと雖も一には則ち妥協許可を云ひ二には默契通牒を謂ふ且發表するに押收抑留後嚴重談判を爲すべく恰も我國を目して無政府となすに似たり之等無根の謠言は大いに日支兩國々交の妨碍たるべし崇は忝なくも該艦隊の指揮たり公表報告し我艦隊の心跡を表明するに足る緖言二を擧ぐべし查するに沿海州一帶の日本無線電信の消息が果してマゴ日露兩軍衝突の際我國軍艦が攻擊援助したりとの情報あるは安ぞ日本聯絡員伊田を以て浦鹽にある林代將と面構するに際して倭かに該處探報として支那軍艦が露人に武器を供給したる事實をのみ述べたるに止るや無論かゝる事實はなかる可し假令ゝ言ふ所の如く既に武器を供給したりとするも日軍の死傷は自ら露人の攻擊より出づるは知るべき所たり而して日本新聞が近々登載せる所の戰死軍人の日記中に支那艦隊が開戰發砲し日本軍を攻擊したりと記載あり然らば日本聯絡員の言ふ所と矛盾するも吾人は倘日本新聞を信ずべき程聯絡員の言は信憑するに足らざるや如何恐らくは斷じ

て然る理由なからん此れ卽日本軍官の言ふ所たる我國軍艦が實際開砲攻撃したる事實全く事實無根なる事證明するに足る確證と爲すべき一なり日露兩軍がマゴに於て戰鬪後同地江享艦隊司令陳世英より二回の來電あり日露衝突の情況を報告し來れり第二電に曰く「新黨司令は我軍を邀へて本事件の證人となし將來日露兩國交涉の課題となさん事を欲せしも世英は日本との交誼に妨害あるを恐れ之を却けたり云々夫れ事變勃發匆々に於てすら該隊長は確實に大義を深明にし能く睦誼を顧慮し證人たるを尙肯せさりし者いづくんぞ武器を供給し開戰發砲の理あらんや又我國艦隊實地の報告に徵するも嚴正中立を守りたるの確證となすに足る者あり思ふに各新聞紙の意志を推測するに始めは諸言を作成し公憤を激發せんと希圖し繼いで事實を捏造し我艦隊に惡名を加へんとせるに非るはなし死人を以て證となさんと欲する所以は現在の證人なきを利用せんとする奸策なり又日記は人に隨ふて隨意移動し得べきもの之を以てたゞ負はさんとするも眞證として信するに足らず猥りに罪を他に嫁さんと言ふも過言に非るべし航行權に至ては素と條約により既に規定する所何ぞ別に妥協通牒を要せんや況んや蓼々たる三四南來の軍艦が冰天雪窖に困窮するに當り自ら安然を欲しつゝあるに安ぞ他を願るの遑あらん又敢へて嚴正中立を侵犯して戰鬪の渦中に投するの理由なし此れ稍智識ある者の爲さざる所辯解するの要なかるべし現在我艦隊は遠來の通信不通に困められ自ら其眞想を探明するに由なし崇文中華民國の國體と支那海軍全體の名譽に關する由なるが故に日本新聞の記載する所に對し辯駁を加へざる可らざる所以なり中央に電請し外交機關より日本公使の依賴記載するに對し責を負ふや否や日本は我艦隊に如何なる行動に出てんとするかを質問し回答を請ひ以つて交涉に資するの外訛傳の實等一切の誤解を明白ならしめんと欲し本事件の本末曲直を上陳す云々。（七、一）

海軍吉黑江防司令　王　宗　文

▲パ前佛國總理來支の任務（中華新報）前佛國總理パンルウエー氏來支の任務に關し遠東通信は左の如く報道せり

昨年英恭綽が北京政府より歐米視察に派遣せられて佛國に至るや適徐大總統よりパ氏招聘方の訓電を受けたり茲に於て同氏はパ氏と會見北京交通部の名義を以て同氏を同部技術部最高顧問に招聘する契約を訂立したり同氏の任務は普通一般の顧問と稍や其趣きを異にし支那鐵道の組織改更及統一に關する事務を處理するの重大任務に當る筈にて目下北京交通技術科に於ける代理はタトン・タニ氏之れに當り居れり然して同氏の顧問俸給及手當等は今次來支せる佛國學術團の經費に充當する筈にてパ氏は何等取得する所なかるべしと尙同氏は在支滯在中北京交通部の事務を掌理する傍ら同伴の一行と共に支那の美術、教育、經濟等の研究を爲し其材料を收取し歸國後其の著書の資料となす筈なりと云ふ

パ前總理は來支に臨み巴里大學より徐大總統に贈呈せる博士證書を携帶する以外佛國前三大統領及び現大統領の親書四通と五月ワシントンにて委託せられた米國現國務卿駐佛米軍司令パーシング將軍よりの手紙二通を帶同し居れるが四佛國大統領よりの手紙は支那文に飜譯せらるゝを俟つて呈上する筈なりと傳へらる

右特別任務の外列國顧問と會見支那鐵道統一に關する諸問題を講究し列強と佛國との衝突を避くるに盡力すべしと因に同氏は佛支文化の發展提携に關しては頗る熱心にて現に佛國巴里大學の支那文學科長の任にあり尙同科名譽學長には佛支兩現大總統を推戴し居れり

今次來支の佛國學術團の一行はパ氏を團長とし在支一ケ月の後各省々城を歷訪し十一月歸佛の途に就く豫定なりと云ふ（六、三〇）

▲北京國會のバンルウエー氏歡迎（民國日報）前佛國總理大臣班氏支那に來るや朝野ん擧げて氏を歡迎しつゝあり、聞く處によれば北方參衆兩議院にては六月二十九日午後聯合にて同氏歡迎會を開けり、始めの豫定は三時半開會の筈なりしも人員揃はざるによりて延期されて三時五十分に至るや北方議員の參集するもの二百名に達せり、卽ち開會を宣し先づ歡迎の辭を述べたるかその主旨は支那と佛國との文化は日に相接近し今後益々積極的に提携するの要ありといふにありき、次きに北京駐在佛國公使柏卜氏の演說ある筈なりしも氏の來會おくれしため班氏は自ら立ちて答辭を述べ先づ自巳に讃辭を呈せられたるにつき謙抑感謝し、語を續けて曰く『順れば一九一二年三月中國々民黨及各國にある支那在外民代表者パリに大會を開き中華民國の成立を祝したることありき、時に余も亦その會に出席し極力盡力贊助なせる一人なりき、其時は列强未た正式に中華民國を承認せず、然も該會に於

いて佛國の大哲學者フアランス氏は親しく慶賀の意を表して中國の萬歲を祝せるは頗る世に稱道せらるゝ所にして其文辭たるや中國と共に萬世不朽の名文たり、如是佛人は元來誠心より中華民國を愛せり、我れ今次この國體と共に支那に來れるは實に一九一三年以來の素志に基き支那と佛國との感情の和好ならんことを望むもの也

パリに中國學院を設立することは更に兩國の關係を親善に導き文化互に相助けて進歩を速ならしむるものとして確信する所なり、此實に吾人の深く同慶とする所なり』云々と

次いで吳宗濂の演說あり、更に佛國詩文學家ポール博士の演說あり曰く『支那の文學は殊に優美なる幾多の點を發見す、而してフランス文學亦史上に燦然たるものあり、支那の文學哲學と佛國に移入され、佛國の文學哲學の支那に紹介されんこと希望の至りに堪えず、如是、文學哲學の交換は乘ひて兩國々民の感情思想の交換をなすに至るへく而もその影響する所實に豊之れに止まらんやと』司會者は散會を宣し外庭に於て一同記念撮影をなして解散せり(七、二)

▲蔡元培氏の渡佛　(日知報)　北京大學校長蔡元培は暑中休暇を利用し佛國に赴き「歐戰後の佛國教育の狀況」及び「新文化運動の成績」等を視察すべく既に出發の準備を完成し次第南下すべしと(七、四)

▲孫文の田中陸相宛通電　(中華新報)　當地に在る民黨の首領孫逸仙は日本の對支政策を批難し奉天督軍張作霖今回の入京は段祺瑞と民黨との提携講和を阻止し復辟を圖る爲なり、日本は張に入京を勸めたるにはあらずとするも、同意せるは事實なりと推し段を援けざるを怨むと云へるが如き長文の書面を六月二十九日陸軍大臣田中中將に送れり其內容左の如し

近代日本の東亞に對するや實は武力的資本的侵略を以て器幹となせり、而して支那に對し日本の目的を達するには常に守導的反對勢力を扶殖し革新運動を壓抑するを以て事となせり、始めは極力袁世凱を援助して民國四五年間の亂事を釀成し帝制問題發生し支那人民の排袁勢力勃發するや日本の輿論も亦袁に反對し日本當局は袁の國民の信用を維持する能はざるを知り支那の排袁勢力と相結納し以て日本の支那に於ける勢力の伸張を圖らんと欲し而して又民主々義者の支那の政權を獲得するを欲せざるより一守舊頑固一つ甚だ袁に近き官僚等奔竄の如きものを利用して南方政局に主たらしめ、而して北方に在りては宗社黨人に金錢武器を借し後日無窮の禍を胎せり、此の中の經過は先生は主要當事者の一人なれば尙は能く記憶さるべきなり、袁の沒後日本政府は北洋派の武力を利し援段の說を倡し黎元洪の失勢、國會の解散は一として日本政策と密接なる關係あらざるなし、張勳の復辟も亦日本有力者の贊同に出づと謂ふ者あり當時適ま閣下支那を遊歷し數日ならずして復辟の禍起りたれば閣下は張勳の復辟に關係ありと疑へり余は敢て盡く其說を信ぜざるも亦其眞僞を斷はらざる能はざるなり、蓋し支那の復辟運動と日本陸軍系の政策とは當て離るべからざる關係の在るありたればなり、國會が武人の壓迫に遭ひて解散されたる後余は痛清を以て義とし辭するを容さず國法を糾合し海軍を師領し護法軍政府を廣東に建たり、此時日本政府は支那內政に干涉せずとの名を標榜し段援助民黨壓迫事實を行ひ屢次武器金錢を以て北京政府を援助し戰禍を延長せしめて今日に及べり、余が軍政府頒布したり時正式公文を各國政府に致し、吾人護法の理由を聲明せるに各國は皆收受し垣也して受けざりしは唯だ日本一國なりき此の過去の事實に就て論ずれば人の日本政府の支那に對して持する所の政策は專ら反對黨の民主々義を排除する者を助くるを以て事となすと謂ふも辯解の辭無かるべし、護法軍興り南北相持するもの兩年、其時日本の持する所の政策は調和の名を標榜し援段の實を行ふにあらざらんや數月以來段祺瑞は窮兵黷武武力主義の世界に合はず、國人に容れられざるに鑑かみ亦識然として其昔日の非を悔悟し民黨と協調し兵禍を納め民治を興さんことを願へり、然るに獨方講和の商尙未だ開始されずして、和平祖碍の最報に至れる張作霖が突然入京せるは其徵候なり、張の入京目的に就き道路に喧傳せらるゝ所に據れば段と民黨との言和を阻害し、且つ復辟の陰謀と關係ありと、事の確否は必ずしも然からずと雖も、然も之を前年の張勳入京後の變局に徵せば人をして疑該せしむるに足るなり、張作霖は本と一武匪にして、其今日の地位を得たるは專ら日本の提携に出づるなり、日本友人中曾て內閣に列せる某君は張は日本の寒暖計なり一切の行動は日本政府の鼻息を仰がざるなしと謂へり此論は余は深く然りとするものなり、年內張の行爲に就て之を觀れば既に歷々たり、今回張の北京行は縱し日本の指使に出で

ずとするも亦必ず日本の同意せる所なり、倘し風説が確實なれば是日本は又前日の段を援けて支那の和平を破るものを移して張を喚かし、支那の平和を破るものなり、余は縦かに支那の前途の爲めに憂ひ且つ東亞の平和の爲めに慮る近年來支那人民の對日惡感日に深きが根本原因は日本の政策と支那の國是と相容れざるに由る故に國民は皆日本を民國の敵と認め若し此上支那の平和を亂すを以て事とせば國人の惡感は更に深く積怨の發する處其禍は排貨に止まらざるべし、閣下は日本陸軍の領袖にして政界の樞紐を握らる、能く世界の大勢と東亞の安危に鑒み昔日の方針を一變し張の陰謀を制止し以て支那人民の日本に對する積憤を緩和せば兩國人民の國際的感情は或は漸次融和に赴くべし閣下も亦嘗ては亞洲の平和を以て說なせる者なり、尚ほ深く察つて之を熟思されん事を望む(六、三〇)

▲周内閣と安福系　(時事新報)　斬免閣員同退すべしとて田文烈薩鎭冰提議せり、李思浩朱深曾毓雋は否認し相持して辭職書を呈出せず、國會は相約するに開會せずして抵抗するを以てせり、但し經費なく、内部を維持するの法なく日内已に少政團出現あり、安福系は會議して財政か交通か二者其一を保留し否らずんば周内閣を通過せざるに決せり、又一說には安福系は徐世昌が徐樹錚の辭表呈出を俟たずして速かに免職を與へたる爲め憤慨せるが爲めりと(五日申報北京)

▲周内閣の顧問は北京新聞に登載せられたるが胡維德を外交田文烈を内務、張志潭を財政(一說には周自齊)張志潭を陸軍、劉冠雄を海軍、董康を司法、傅嶽棻を教育、張弧を農商、朱啓鈐を交通に内定せりと(七、六)

▲周樹模内閣に對する咨文は衆議院に於て未だ日程に上さず、段人に語りて曰く周出でゝ内閣を組織する何ぞ一試を妨けんと、三日太平湖會議は周に對し自由投票を主張せり、聞く周若し通過せざれば徐總統は先づ署現を任命すべしと(五日新聞報北京)

▲唐少川の時局談　(民國日報)　大陸報(チャイナ、プレス)の傳ふる所に據れば唐紹儀は昨日時局に關して語りて曰く「北方に於ける開戰は到底避くべからざるものあり徐世昌は自己の勢力を恃みて高壓的に内閣問題を決せんとせるが之れ反つて自己の地位を危くするに過ぎざるものなり、又戰端一度開かれんか戰禍の及ぶ所必ずしも北京の一偶に限らざるべく、南京、上海地方をして動亂の渦中に投ずべし。而して兩派の勢力を比較するに安福派やゝ强味あるが如く徐樹錚は既に罷免されたりと雖もなほ依然として時局中の重要人物にして嶽首されて平然これに服するものに非ず、況んや二萬の精兵を帝都に擁するに於てをや今數週日來の時局を注意するに目下の處南北議和は到底稀望にして須らく先づ北方の衝突解決するを待ちて議和を論するを以て賢策となす、然も南北の開爭は互讓調停の道殆んど絶えたり、徐世昌のために計らば暫く内閣問題に觸れずして北京國會に於て法定數の議員出席して周内閣案を通過せしめざる策に出づるを以て上乘となす、萬一開會するが如きことあらば彼等は他に大總統を選出するの擧に出づべきは火を睹るよりも明かなりと。氏は更に南北双方を痛罵して曰く、今次の擧たる全くこれ軍閥の武力上の優劣を爭ふに過ぎずして吾人の衷心より嫌忌する所たり、人あり言を爲して曰く此等軍閥は南方と連絡提契ありと、その無稽なるむしろ憫むに堪へたり、吾人何の求むる所ありて彼等を要せんやと。又氏は粵士語が王揖唐に代りて北方總代表となるの說を否認して曰く「粵は一度上海に來るべきも直に香港に赴いて自家の婚事を辦せんとするのみ、何ぞ政治的使命を帶ぶると言はんや」と云々(七、一〇)

▲上海各界の輿論憤起し來る　(中華新報)　此次段氏は邊防軍を以て保定を攻むべき形勢あるに對し、上海各界人士の輿論は喧しく憤起し來れり。昨日來各紙の傳道する處に據れば邊防軍中に日本軍人二百餘名ありて日軍の指揮に任じつゝあるの事實を以てせり、もし果して然らば今次安直兩派の爭執と稱するも實は外力を藉りて以て同胞を殺戮すると何等擇ぶ所なきなり、故に本消息の傳はるや國民の憤激は終に狂するに至らんとす、茲に於てか全國人士の組織する各界諸團體は連日緊要會議を開催し死を誓て一致の行動に出でんとす、これ豈故無きに非ざる也。查するに此事たるや全國民の最も重大視する問題にして斷じて看過するを許さず、其非を匡し以て國民憤起の目的を貫徹するに非ずんば已む能はざる也。然も國民公憤の態度を觀るに南北兩派中の段派に通ぜし者の期せずして憤起加盟せるは此次の運動が一切の政爭を超越せる國民全體の公憤を表示する證左と見るべき也。今茲に有力團體の公電三通を揭げん。

●外交團に致せる公電一

北京駐紮外交團主席佛國公使鑒。我國は年來不幸にして內訌續りに起り、最近又安徽直隸兩派の軍人爭執し兵戰を開始するに至る、然るに內外の報導に徵するに邊防軍中に日本將校二百有餘名ありて紛擾に加盟奮鬪しつゝある而已ならず、更に日本野心家の一派は我國の內爭を助長し我國軍隊に干涉せんとする行動に出でんとすと傳ふ、思ふに邊防軍は唯だ邊境の防備に任ずべく內政に干與するを得ざるものなるは竝に贅するの要なく現に此は既に邊防軍督辦の聲明したる事に關す、然るに今日に於ては日人は好機乘ずべしとなし、我國內政に干涉す、嗚呼もし此をも忍ぶべくんば世上何をか以て忍ぶべからざるものや有らん。況んや吾國の約法は主權の人民に在る事を明載す、然るに今日本人我主權を侵犯するの擧あり、之れ卽ち我國民全體に對し宣戰を布告すると何の異る所かある、上海各團體特に緊急會議を開き以て法を設け日本の對支行動を制止し公道を維持し强權の橫暴を阻止せられん事を電請す、若し然らずんば東亞の風雲一度開かれて其の殃禍世界に波及するに至らん憂ふべき也、謹而貴公使の賢慮を煩はさん事を祈る。

上海商業公團聯合會、
上海各路商會總聯合會　旅滬商幫公會　中華公商研究會
各業出口協會　上海南北市報團公會　滬杭甬輪運公會
寧波旅滬同鄉會　湖北旅滬同鄉會　上海廣肇公所
全國工商協會　全國煙酒聯合會　潮州會館
上海金融維持會　潮州旅滬糖雜貨聯合會　中國製廠公會
蜀商公益會　蜀商出口公會　江淮旅滬同鄉會
上海煙業公所　上海學商公會　中華武術會直

●外交團に致す公電二

北京駐紮佛國公使均鑒、吾國不幸にして安直兩派兵戈の事起り竟に邊防軍を以て前線に充當せんとす、查するに邊防軍の組織は卽ち邊防の事に任じ內政に涉らざる事は既に唐邊防督辦の聲明したる處に屬す、然るに今次此の軍隊を以て內爭に利用すといふ、尙ほ傳聞するに同軍は日伊兩國より私かに軍器購入借款等の事あり、之れ當に戰禍をして漫延せしめ我國家を危害せんとするもの、實に全國民の意に反する所なり、思ふにもと貴締國は世界和平を以て宗旨となし公道を振作するを主張す。故に今日に望み軍器借款等民意に違反する行動に出づる無きと共に人民の國際的感情を毀するなからん事を切望す、特に茲に聽電し以て諸公使閣下の斡旋を祈る。

上海紙業公會等

●全國民に告ぐるの書

各報紙を通じて國民諸君に告ぐ、近時邊防軍は保定に出動開戰せんとするの風說傳へらる、查するに邊防軍は其の根據が軍事協約に置く、從つて軍中日本士官約二百餘名ありて敎練の職に就けり、抑々此事協約は素と獨逸と交戰に際し締結せられたる臨時の條約にして平和克復の今日は當然同協約は取消さるべく日本士官亦解職せらるべきなり、然も尙ほ今次此の特種なる對外的軍隊を以て內爭に利用し且外人の武力を藉りて以て吾が同胞を殺戮せんとするは實に乞死に値す、國民の此の報に接し驚駭痛憤に堪へざる當然の理のみ、故に慮さに協力して之れが利用を阻止し併せて第二の朝鮮たる事を免れんと欲し茲に卑見を開陳し諸君の贊同を乞ふ。

江蘇省敎育會　上海縣商會　上海歐美同學會
上海縣敎育會　寶山縣敎育會　通崇海商會
華儒聯合會　寰球中國學生會　中華職業敎育社
上海救火聯合會

又平和通信社の報告によれば段派は直隸系を壓迫せんと決意し竟に京綏鐵道を某國に賣却し日本金五百萬磅を得且軍事計畫の一切を擧げて阪西少將の操縱する所に委し、其軍器、軍官亦主として某國の協助に依ると云ふ、茲に於て昨日江蘇敎育總會及歐美同學會等の各團體は特に聯合會議を開催し左の處置諸條項を決議せり。

（一）段祺瑞に打電し其の猛省を促がし且日本より得たる借款軍器軍官等使用する事に絕對に反對す

（二）全國公私諸團體に通電し段派が鐵道を賣却し外力を藉りて內部を壓迫せんとするの陰謀を宣布し遠かに一致協力して之れが反對を表示すべし

（三）日本人が國際法を無視し國際道德を破壞するの非法行爲に出づるを外交團に通告し、公正の主持を請ふべし

（四）日本領事に我國民の意のある所を表示し其の反省を促がす事

以上の四項は苟完全に決定し現に各項の起草中なれば近日發表の運びに至る

べしと

又聞く全國和平聯合期成の兩會は昨日臨時職員會議を召集し段派が私かに日本より借款し且軍官の邊防軍に加入したる等の件々に對し絶對反對の旨を表示せり、尙ほその對內對外の主張を聞くに上述各團體と略同主意なるも近日特に重要なる表示をなすべしと云ふ、又新聞通信社の報告に依れば本埠（上海）各界領袖等は相互同席會見の結果兵を動かし治安を擾亂せざらん事を求め安直兩派の爭執に對しては暫く不問に附すべしとて其の旨通電を發表せり、尙昨日確かなる筋より傳聞する所に據るに段氏が此次急遽武力主義に變じたるは全く某國軍閥の使嗾に依るもの、如し、某國は吳佩孚が山東問題に對し屢々强硬意見を發表し乘いて某國の新文化人士をして軍閥の行動を是認せしめざるの傾向あるに至らしめたるを含み吳氏に報復し自ら其地步を保持せんとの所見よりして段氏に兵戈に訴へん事を源し且助くるに軍費を以てせるものなりと云ふ實に亡國の憫れ慄然たらずや、此の故に昨晚又會同討論せるに皆某國に對し忠告すると共に他面在滬各國領事團に對し吾國眞正民意の有る所を表示し以て輿論の喚起に努むべく既に起草委員を推選し不日其の主旨を發表すべしと云ふ、尙聞くに各界領袖は昨日駐滬領事團を招宴し一切の情勢を陳述せり然るに領事團は邊防軍の背約を某國の主張に從へるものとして之れ明かに支那の內政に干涉するものなりとて某國の不直なるを攻擊したりと言ふ（七、一二）

▲段派の伊國軍器と借款　（益世報）安直兩派は未だ正式に開戰せず十日北京公使館は水兵一隊を天津に派し伊租界より軍器の列車を北京に運び出せり入京後陸戰隊に引渡し更に伊國大砲一門を段軍に賣却せるが復た戰事飛航機二台及び空中爆彈多量に賣却せんと奔走中にあり此れ即ち日本郵船の奈良島に送れる軍械の一部分なり（七、一三）

▲大倉組借款成立　（益世報）段派の財神王郵陸氏と日本大倉組との間に百萬圓の借款成立せり擔保は天津紡織業なりと云ふ尙該金額は段派の軍費に充つる筈なりと（七、一三）

▲停戰命令　（民報）民國成立以來民間備に內訌の苦を嘗め工商凋殘し民生を憫んでや、本總統は素と和平を主とせり、幸に近年戰氣漸く熄み工商漸く安寧を受くと雖も統一未だ成らず原狀今に至る迄復せず今年蘇浙水災あり京饑復た旱魃あり糧價騰貴し謠言紛起せり。近日談會に渉るに因つて各路兵を動かし軍隊經道の區、駐紮の所、人民輒ち憧恐異常なり、此饑饉の時期に際し民間將た何を以て軍需を供給せん、國民は既に其幸福を保障するの責之を本總統に記す、本總統は民を保つを懷と爲す、各將帥を視る弟兄子姪の如く其他なきを信ずると雖も職務の在る所、以て之を勉むるにあらざるを得ず此令を頒布せる後各路軍隊は其各原防に退回し共に和平を保つべし。（七、一五）

▲孫逸仙の談話　（申報）孫逸仙は往訪者に對し語りて云く安徽直隸の爭は現在尙ほ解決せられざるも將來は必ず解決され或は日本より一切を操縱すべし、段祺瑞は心中實に日本に反對す吾人が日支密約の一切を公布せよと要求したるに段は既に承諾せり是に於て一般陰謀家は大いに忌み法を設けて段を害せんとしつゝあるなり今日兩派の爭は日本人が煽動せるなり卽ち支那の北方は已に勢力內に在り張作霖は素と親日家なるが其行動は頗る注意すべし段一度倒れば次ぎは曹錕吳佩孚も安全なる能はざるべし余は最近日本陸相に兩派共に援助する勿れとの書面を送りたるが張作霖の歸奉は余が書面の效なりされど張は尙ほ日本を說き動かして北京に還るや未だ知るべからず云々（七、一五）

▲安福系を懲辦せよ　（時報）江蘇省教育會、上海縣商會、通衢海商會、華商紗廠聯合會、鐵業公會、上海縣教育會、寰球中國學生會、上海歐美同學會、寶山縣教育會、中華職業教育社、華僑聯合會、上海救火聯合會等の各團體は十四日全國國民各省軍民長官に左の如き檄文を通電せり

本日北京大總統に致す電文に曰く年來國事紛糾し遂に安福部をして政柄を攫竊せしめ日に土地主權を以て外敵を抵借し一黨の擅蜜に供し外力と勾結し私人の威權を長ふす凡そ立法司法財政交通機關は悉く掌握に歸し金錢を搜括し黨徒を買收し法律を舞弄し輿論を箝制す乃ち天人怨怒し國家瀕搖するに至れり、友邦に誠を推して我を愛するの厚意ありと雖も從つて援助するなく國民に約法賦予の主權ありと雖も從つて行使するなし近頃復た合肥（段祺瑞）を擁護して兵を幾輔に弄し昔日復辟を推倒せるの功人を以て今日全國國民の公敵と爲すを致し笑を中外に貽げ禍を全球に播けり、我國民此の存亡危急の秋に値ひ新國會本と非法たり舊國會早に黜さに改造すべき

近頃且つ破壞したれば均しく民意を代表するに足らざれば約法規定の主權に根據し國民の天職を盡さざるを得ず壓さに遠かに特別法庭を組織し先づ安福部實國の首惡徐樹錚曹錕倘朱深等を以て法に依り嚴鞫し分別して懲辦し段祺瑞は其前功を念ふて寛に從ひ處置す惟だ必ず須らく兵柄を解除し再び奸人の利用することを免れんことを請ふ之れを要するに近來綱紀の弛らざることは全く尊ら調停の事とし是非曲直を顧みざるに職り以て實國の徒が橫行恣むなきを致せり政府は若し再び國法を伸べん心に願はざれば全國の土崩旦夕に待つべし迫切陳辭、遠かに裁決を請ふ等の語あり夫れ一致之れを主張し亂源を清め而して國難を紓べんことを請ふ

更らに上海商業公團聯合會、上海各路商界總聯合會、上海金融維持會、寧波旅滬同鄉會、上海商業公所、中華全國工商會等の一百十四團體は同じく十四日北京大總統國務院に左の如く通電せり

南北紛裂してより兵禍匪々たること茲に四載、惟だ厥の罪魁は實に惟だ安福系のみ近頃復た邊防の兵力を利用し私かに外債を借り遽かに兵爭を啓き遂に全國騷動し市面驚慌するを致せり舉國人民痛恨せざるはなし敢て懇祈す大總統は立ろに安福部を解散し該系の議員官僚政客を一律に嚴懲し以て國人に謝し而して爭論を弭めよ此次の兵爭に抵借せる各款に至りては國民は斷て承認せず伏して乞ふ民意を尊重し機に當りて立ろに斷ぜよ迫切待命の至りに勝へず(七、一六)

▲安福派の懲辦を請ふ　(申報)

江蘇省議會議長錢崇固は昨十六日北京大總統に左の如く打電せり

此次中央の政爭は果江蘇浙江に及びたるが幸ひに地方の父老誠を竭くして勸解したるにより双方諒解せり然れども人民は既に虛驚に飽き備さに損失を蒙る其禍始を推原するに悉く安福系が外力に倚り權を弄し民を殘ふものなり此害除かざれば國何を以て國とせん伏して望む我大總統は直ちに該系を解散し並びに罪魁徐樹錚曹錕倘等を嚴懲し以て天下に謝し然る後各方面の曲直を推究し公平を以て處置せよ庶くは國家尙ほ紀綱あり人民以て蘇息し得べし(七、一七)

▲中華國民自決會通電　(時事新報)

中華國民自決會なるものは十五日北京各國公使に宛て

段祺瑞は日本人と私通し邊防軍を以て保定を攻めつゝあるが該軍には日本士官二百餘名ありと云ふ段氏只だ私事を圖りて公意を顧みざるは我國自ら對付の策あり惟だ日本は條約に違反し我內亂を助長しつゝあるは大いに國際の德義に背き世界の平和を破壞す我國民は深く駭恨す特に馳電を以て我友邦に請ふ正義の主持を代表して日本に忠告し反省を促されたし云々

と打電し日本公使には

段祺瑞は貴國人と通じ邊防軍を率ひて保定を攻めつゝあるが該軍には貴國軍人二百餘名ありと段氏に對する應付の策は我國民に自らあるも惟だ貴國は既に條約に違反し國際德義に背きつゝあるは世界の平和を破壞するものなり請ふ貴公使は貴國政府に轉電し速かに反省せしめ兩國民の親交を害せしむる勿れ

と訴へたり(七、一七)

南北和平問題

▲軍政府の對和平會議宣言　(申報)

昨半陸林湘は宣言書を發したり四南の護法は段を賞め安福系を討ち次ぎに孫逸仙の首唱せる護法を斥け廣東に利を得ざるを以て彼等は遂に身を屈して段に媚び、唐紹儀は武斷的に八個條を提出し奇に居り上海和平會を以て政權を收攬せんとして遂に安福系と勾結し孫段握手成り王揖唐と唐紹儀と密約し總統を協謀せり、段は孫に年八十萬元を許し歐米に出遊せしめて自ら國政を攝し、王は總理に任じ唐は外交に長たらしむ、唐繼堯は動かされ雲南の統帥を易へ廣東の局面を推翻せんとし再び王と開議し、伍廷芳父子は欵を携へて先づ行き吳景濂、褚輔成は議員の款項を使し新舊兩國會の合併憲法制定を冒ふが是れ本と段派の主張なり今や孫唐等は總裁の名義を變更し安福系と開議し同時に段軍の湖南攻擊に贊成せり、五個條の主張に至りては本來調停者の提出に係るも率は未だ贊否を加へず何ぞ得て罪と爲さん、孫伍の改選、唐を換へて溫宗堯に改めたるは和議を續議するためにして王唐の私訂條約は無效なり(六、一五)

▲四議長の意見　(新聞報)

舊國會森林王正廷、吳景濂、褚輔成兼兩院正副議長は孫伍兩唐四總裁の宣言に對し特に十三日付を以て左の

意見書を送りたり

四總裁三日の宣言書を拜誦したるが其の護法救國の始終濟らざることは欽佩の至りなり夫れ國會と軍政府とは我護法團體の中樞たるが國會廣東を離れてより滇桂には國會なく伍總裁が廣東を離れてより廣東には軍政府なきことは蔡等早々宣言せるも聲話は尤も痛切たり國會重建移轉の旨は既に通電宣言し近く實現の日あらんとす諸公の軍政府移轉の決議は尤も切要の圖たり移めて積極的進行を望む和平に至りては國民の殷望する所にして永久和平は仍ほ之れを法治に求むべし故に法系を保全するは正に國基を鞏固にする所以たり和議倘し重れて開かるれば深く國民多數の心理を體念して護法救國の初衷を貫徹せられんことを冀ふ庶くは國脉保つべく正義は能く伸ん云々（六、一六）

▲唐紹儀を辯明す　（申報）　參國會議員姚桐豫、李文治等三十七人は最近左の如く全國に通電せり

四總裁宣言を通電し唐總代表總續和を言ふてより後和議復活の聲に一般の注意を惹起し或は乃ち憶疑を表示して謂く唐總代表は能く西南を代表し完全に責任を負ふや否やと、同時に軍政府の名義を僭竊する者は議和總代表を改任する旨を通電し以て中外の聽聞を淆亂せり夫れ總代表は軍政府に發生し國會に於て承認せる者也今國會議員と各將軍は相率ひて廣東を離れ別に地を擇びて組織せんとしつゝあり復た多數議員と多數將軍は迭次廣東軍政府が已に法律上の地位を失ひ一切の命令は當然無效なる旨を宣言せり此時和議を言ふを欲せざれば已む前も和を言はんと欲せば唐總代表を除く外更らに何人ありて和議の主體となるべきか國會と軍政府は前きに既に唐總代表に與ふるに議和の全權を以てす若し根本主張に違反するにあらざれば總代表の資格は完全に存在す特に軍政府の名義を僭竊する者が從つて改任すべきものにあらざるのみならず即ち正式軍政府が別に組織するも亦輕易變更の理なし北京政府若し果して誠意和を謀らば唐總代表に對して斷じて憶疑を加ふるなし否らざれば別に用意あるものなるや、そは吾輩の敢て知る所にあらざる也特に通電を用て聲明し誤解を除く（六、二三）

▲南北和議促進聯合會　（民國日報）　國貨維持會等三十餘團體は明日午後の四時より葛ドイツ商務會議所に於て聯合會議を開き南北和議促進及び大局挽救法を討論すべし其發起團體左の如し

中華國貨維持會、閘北救火聯合會、國際法學會、上海萬國改良會、中華國民奬勵會、國民公會、中華公義會、聖教書會、清眞寺事董、中華工商研究會、閘北慈善團、上海學商公會、中國郵政自立會、閘北地方自治研究會、福興珠玉廣市公所、基督教救國會、集通地方自治會、上海閘北商業公會、清眞四寺、中華公商維持會、上海醫學團志研究會、滬漢糖貨維護聯合會、中華國民請願會、公民會等（六、二四）

▲王揖唐と軍事協定　（中華新報）　王揖唐は三日各省團體に宛て左の如く通電せり

歐戰已に畢り世界の大勢は遠東に傾注せり、我國の對外方針は自から應に內與情に協へ外趨勢を極るべし損害蚤くも和議總代表の席を承け深く各方面の願望を維ぐに赤均しく此を以て先決問題と爲し屢々中央政府に迅かに解決を謀ることを建議せるが竝に邊防處の密電に據れば前きに露國に出兵せる軍隊は現に已に撤兵歸國したれば日支軍事協定の取消しは手續の完了次第即ち正式に廢止を行ふ云々とあり、之れを國民の心理に接するに願の如く適符せるは此を以て嚆失とす、尊處の愛國は素と殷んにして和平を希望することは赤素より切なり特に電告して之に慰す蚤くば其れ之を鑑みよ（七、四）

▲梁士詒總代表說　（民國日報）　北京東方電は王揖唐免ぜられ梁士詒北方總代表に任ぜられ不日發表さるべしと報じたるが記者は七日午前唐紹儀を訪ふて消息の眞僞を訊れしに唐は「吾人は北方より正式の通知を受けざる以前は意見の表示すべきものなきか恐らくは謠言たるべし」と答へ次いで王揖唐を訪へば王は泰然として「北京政局の現狀より言へば或は此事あらん倘し梁が任命されしとせば南北兩方に於て如何なる變化を來たすか〻面白き問題とすされど余の許には何等の通知なし」と逃げ歸途之れを當面の人にあらざる某政界消息通を訪へば「恐らくは安福系のプロパガンダーが直隸系が反對あるや否やを探索するにあらざるか少くとも此二日間に出でざる消息なり」と答へ冷然たり更らに八日各報所載の唐紹儀機關紙たる聯合通信社の消息に據れば梁士詒は唐紹儀の門下生にて翰林時代に唐は月給二十兩の文案（秘書）に使ひたり其後出世して財神と稱せらるゝまでに至りたるが皆唐紹儀の引立

に依る故に梁は唐を待つに恩師とし弟子の禮は未だ懈らず唐亦優遇しつゝあり曹錕が副總統を謀る時梁が出馬して曹の春夢を破るには兩派系も頗る困却すべし梁の總代表に對しては唐紹儀と同志は反對せざるべし、政學會は王揖唐に反對せる以上梁に對しては反對せざるは明らかなりされど之れを要するに總代表の任命狀は閣員全體の副署を要するが若し更迭するとせば北京現內閣は當然通過し能はず僅かに總統の署名の任命狀にて來滬せんか恐らく問題にならざるべし、よし果して梁が南下するとせば政學會の温宗堯と接洽を行ふのみ云々と(七、八)

財政經濟其他

▲幣制統一法（大公報）中央幣制局にては幣制統一を實現すべく左の如き方法を定めたり

一　各省の紙幣を國帑に改用す

二　各省市面流用の紙幣を回收す

三　舊國幣を回收し新國幣を發行す

四　實行期を三期に分ち一期を一年とす（六、一五）

▲上海金融維持會の成立（申報）シルリングの暴落に因り市面の恐慌甚しきに關し之れが維持策を講ぜんがために組織せられたる上海支那商の輸入業者金融維持會は去る十七日上海各路商界總聯合會場に於て成立大會を開きたるが集會者三百餘人に上り頗る盛會なりき始め朱石麟臨時主席に推され同會發起の原因を述べて曰く

上海の市面はシルリングの暴落に因て物價騰貴し已に恐慌の極點に達せり若し法を設けて維持せざれば只だ各支那商人のみならず洋商にも大影響を來たすべし且つ上海は全國商業の中心點なれば上海市面に動搖あれば要地も均しく支持し難く全國の金融に對して重要なる關係あり是れ本會發起の原因なるが幸ひに發起以來三日なるに本會に加入するもの多く又纖維公會洋反物公所泰西食物公會等の團體も贊助せられたり云々

次いで上海各路商界總聯合會長陳惠農起つて贊成演說を陳べて最後に

上海金融の維持は卽ち全國金融の維持なり日本商が讓歩して結束せることを承諾せるは表面上は感情を聯絡すと雖も實際上は日本國內の金融恐慌に因り一日も早く結束し一日も早く現銀を日本國に運ばんがためなり市面の救濟に就きては英米商人は支那商と感情甚だ厚き故に日本商のみに專斷せしめず且資本確厚なれば萬已むを得ざるに至そにあらざれば遽かに進歩せざるなり更らに英米國は公益正義を世界に表示する國なれば斷じて我國市面を破壞して拾收すべからざるに至らしめざるべし諸君已に金融維持を前提とす而も解決方法あらば外人も亦樂みて從はん云々

と演說し茲に於て集團者は「市面の斯くの如きに至りし原因はシルリングの大暴落も固より一重要問題なれど

一　前きにはシルリング下落せば約定貨の價も下落せりされど今回は爲替相場下落して約定貨は却りて騰貴せり

二　輸入輸出の各貨は連帶の關係あり前きには輸入貨が缺損せる時は輸出貨は多く市面は調節されたり今回は輸入貨は既に損失を見たるに輸出も亦停滯して動かず且つ約定貨の已に手渡し濟みは洋商方面より返へされ金錢の疏通する能はざるを致せり

三　米價騰貴して一倍となり輸入貨の販路全く無し

四　國內の不統一は戰爭四方に起り交通阻止され取引停止され約定貨を渡す能はず損失を招けり

五　前きには銀行錢莊は輸入業者に對して非常に信用ありしもシルリング下落して各銀行等は爲替仕組みを肯へんせず金融停止取引の言ふべきなし

等の五原因ありとて討議の結果梁葆庭等の幹、十二人を指名して左の如き方法を取るに決して散會せり

一　外交當局に條陳す

二　北京外交團に打電す

三　本市領事團及英米商業會議所に上書す

四　外交顧問を招聘し外交當局と接洽せしむ

更らに同會の幹事等は其後連日會議しつゝありしが十九日までに決定せる具體的方法は左の如し

甲　目的

一　西洋商人に七月分後の約定貨原約の取消しを請ふこと
二　六月分前の約定貨渡しを六個月遲れて渡すことを請ふこと然れば市面稍々回復され支那商方面にも旋轉の餘地あり

乙　方　法

本市各國領事者名外商及英米各國商業會議所の代表を招待し誠意を以て支那商の苦痛狀況を訴へ援助を請ふ

丙　其後の方法

一　外商支那商間の契約上の平等を要求す
二　金本位制を取る（六、一五）

▲上海支那人取引所幹部（申報）上海支那商取引所たる上海證券物品交易所は七月一日より開業する筈なるが該所の營業は先づ左の如き四部に決定せりと部長等の役員を示せば左の如し

部	部長	副部長
一　綿糸部	潘文錦	陸竹坪
二　棉花部	顧文曜	陳賢甫
三　證券部	洪善强	周冲華
四　雜穀部	袁祝三	陸少虛（六、一七）

▲海外華僑者統計（新聞報）油頭通信社調査部報告に依れば支那海外華僑數略左の如しと（六、二一）

日本	一六、六〇〇	西伯利亞	三七、〇〇〇
爪哇	一、六二五、七〇〇	玖馬	八八、九七〇
新嘉坡	一、五〇〇、〇〇〇	巴西	二九、八〇〇
遲羅	一、五〇〇、〇〇〇	墨西哥	二九、〇〇〇
印度	一、一二三、五〇〇	祕魯	四三、〇〇〇
菲律賓	八三、六〇〇	米國	一五、〇〇〇
澳門	七四、五六〇	加奈太	一二、〇〇〇
香港	三二四、三九〇	中米	一〇、〇〇〇
緬甸	三四、六〇〇	太平洋群島	二、〇〇〇
安南	一七、九三〇	南阿	五、四〇〇
濠州	三二、四七〇	スラバヤ	七、七〇〇
ハワイ	二七、〇〇〇	朝鮮	一一、三〇〇

（六、一九）

▲米支合辦製鐵所設立（益世報）米支合辦製鐵所設立の件に關し數ケ月來滯支奔走中なりし紐育ベリン、マーシャル會社の派遣技師オロノグリン氏は愈同社設立の緒に就きしを以て過日上海發の汽船にて歸米せり同計畫の概要な聞くに「工場設立地は北京郊外の四方約十哩の地點にして目下地均し工事に着手せり其の第一回計畫としては先づ三百萬弗を投じ二百五十噸の熔鑛爐と之れに伴ふ諸設備を爲す豫定にて同工事約一ケ年半を以て完成すべく之に必要なる鐵石石炭其他の供給は殆んど無盡藏なりと尙事業開始の上は鋼鐵の消製品を支那に供給して餘りあるべく右設備は全部米國式にて機械類も全部米國より購入する筈にて既に第一回註文品は來週中に到着し殘品も引續き年內には着荷の豫定なりと云ふ（六、二二）

▲張恰間自動車運輸の開始（民國日報）張家口より恰克圖に至る二千八百八十九里の間に最近自動車に依る運輸交通開始せられ張恰間僅かに三日間にて通じ得べしと云ふ尙張家口發車は毎週二回日水の兩日なり尙近く同自動車乘車規則發布せらるべし尙張恰間運轉時間哩數左の如し

地名	發着	時間	哩數
張家口	發前	五、〇〇	
廟灘	着前	九、二〇	三〇哩
	發後	一〇、〇〇	
加布施	着後	一一、三〇	九五哩
	發後	一二、三〇	
湧江	着後	六、三〇	一七六哩
	發前	七、〇〇	
二領	着後	六、三〇	二六三哩
	發前	七、〇〇	
烏部	着前	一〇、三〇	三三三哩
	發前	一一、〇〇	
賽烏蘇	着後	四、三〇	四一〇哩
	發後	五、〇〇	
擊濱	着後	一二、〇三〇	五一〇哩
宅壘壹	發前	五、〇〇	
	着前	五、三〇	五七六哩
庫倫	發後	一二、〇〇	
	着後	一二、〇〇	六七九哩
白羊溝	發後	一一、三〇	七七三哩

恰克圖　著前　七、三〇　八七六哩

▲安正鐵道問題（晨報）安徽安正鐵道は民國元年に生れ民黨議員管鵬等之を發起し議會の通過を經て日怡森格民に向ひ二十萬元を借款し該路線踏査費用に充てしが適政變あり此踏査は中止されたり然るに近時安徽紳商は安款自動車路を開辦せんとせるが其線路は即ち安正鐵道に當る加ふるに安正借款は未た償還せず外人との關係を生じの恐れあり同鐵道協理程慶福に對し其後の關係を質問したるに程は未だ何等の回答を與へず紳商は何時も日本借款を決濟せざれば已むなく官廳省議會に向つて程の取扱へる張簿整理を要求すべしと云ふ因みに日本借款に對する七八年來の利息は五十餘萬元に上るべしと（六、二四）

▲八省鐵路借款說（時事新報）廣東軍政府總裁岑春煊は昨年の秋粵漢等の八省鐵路を假りて香港商人より二百萬元を借款せんとせるか在上海の各紳商に偵知され大いに反對されたるため遂に沙汰止みとなれるが最近軍政府の財政は益々困難にして而かも各費用の籌借すべきものもなければ復た該說は提議され業に條款十個條を訂結し廣東廣西兩財政廳が保證人となり目下協議進行中なり而して一面上海方面の反對な疏通すべく岑は陳某を來遣せしめたるが陳は東亞旅館に陣取りて運動中なりと二十九日陳の語る處によれば該借款は成功するに難からず但し某某二條の修改を見るべしと（七、一）

▲和蘭銀公司（新聞報）和蘭支那公使の電報に依れば和蘭銀公司の照會文には契約に從ひ和蘭金一千五百萬を龍海鐵路の幣面に歸すべし一九〇四年の國庫券は何時調印せるか此國庫券は交通部の發行に係るか受領證を發すべきや否やとあり御達示を乞ふと（七、七）

▲龍海借款の調印（北京日報）龍海鐵道借款は將に調印されんとす借款額五千萬（和金）白國現銀輸出禁止に依り和蘭と合辦し一切の條件は白支兩國の前議に照據す惟だ海州港に就きては白國より和蘭に讓與する事となれり尚聞くに調印日に和蘭銀行より五分の一を先渡す事となるべしと（七、七）

日本新聞重要電報

（大正九年六月中）

外交關係

▲福州交涉終了す（北京特電卅一日發）福州問題は交涉既に終了し唯日本政府の訓電を待つのみなるが其內容は殆ど日本の主張通にて即ち双方より賠償し相互に遺憾の意を表すること犯人の處罰も有耶無耶に葬らんとするもの、如し支那側は非常なる讓歩を爲したりと稱し居れり

▲胡氏巴里へ歸任（北京特電三十一日發）一時駐日公使たる承諾したる胡惟德氏は最近之を拒絕するに至れるが之れ山東問題の前途益々困難ならんとするを悲觀してならん氏は八月頃巴里に歸任す可し閣議にてエッニア公使に決定したる劉崇傑氏を任命後駐日公使に轉任せしむるも一方法ならんかとの說あり（二日時事）

▲福建交涉進捗（北京ロイテル特電一日發）路報の如く福建事件に就き第一項たる相互に遺憾の意を表する件は既に纏まり昨日午後日支兩當局間に第二項たる慰藉料（前電に賠償金とあるは慰藉料のことなり）の件に就き協議せるが日本側は日支双方より之を支拂ふ可く而して其支拂額に就ては追て支那側に口頭を以て通告す可しと主張し支那側は單に日本側よりのみ之を支拂ふ可しと主張しとが爲め未だ意見の一致を見ざるも更に一、二回の會見を重れ双方の體面を維持し得る形式を以て圓滿の解決を見る可しと

▲條約調印を電命（北京特電一日發）政府は顧維鈞等に向つて對墺條約及び航空條約に調印す可しと電命したり

▲對墺條約批准期（北京ロイテル特電一日發）對墺講和條約批准案は既に議會を通過したれば總統府側にては明後日之を批准し其の翌日公布の豫定なりと（三日時事）

▲聯盟提出案起草（北京特電一日發）山東問題の回答發したる後の支那政府は未だ確乎たる善後策を立て居らざるも此際聯盟提出に關し國務院顧問某が外國人に提案の原稿起草を託し一方駐米公使顧維鈞氏を國際聯盟全

權委員に任ずる手續だけは整ひ居れり（三日日日）

▲福州事件解決　（北京特電三日發）福州問題は双方會議の上左の如く解決し兩三日中に公文書の交換を爲すべし

第一　謝罪問題は日本政府より福州事件の發生したるを遺憾とする旨の公文を送ると同時に支那政府は從來排貨取締に就ては嚴重に命令し居りたるも地方官の取締不行屆の點より其餘波として福州事件を助成し貴國民の感情を傷けたるに對し深く引責する旨の回答を爲すこと

第二　損害問題は撫恤金の名目を以て日支兩方面の被害者に交付すること

第三　處罰問題は兇行者多數にして且凶行の確證を得難きを以て之を後廻しとすること（五日日日）

▲日英同盟と支那　（北京國際特電四日發）本日外交總長の發表せる陳述書は日英同盟繼續問題に關し明確に支那政府の態度を表示せり同陳述書は先づ何故支那が同問題に利害關係を有するやを說明して曰く千九百五年及び千九百十一年締結の日英同盟條約正文は支那に重大なる關係あるにも拘はらず讓め支那の同意を得ること無かりき之が爲めに國論沸騰し今年に及び政府は倫敦駐劄公使をして今後日英同盟條約にて支那を單に一の土地區域と看做すが如きことあらんか之れ支那政府の容認せざることのみならず又非友誼的の行爲としてゝ考ふ可しとの旨を英國政府に通告せり其通告に對し英國政府は遂次改訂繼續せる日英同盟條約は同一の用語を使用せる關係上若し同條約にして又繼續さるゝ折は又同一方針を取る事となる可しと口頭を以て答へたり之に對し支那政府は英國へ覺書を送りて千九百二年の日英同盟條約本文と千九百五年の同本文とは全然異る事を指摘せり千九百二年締結の日英同盟は朝鮮の獨立を保證せるにも拘はらず千九百五年の同條は始めて印度なる辭句を挿入し且つ「朝鮮を合併する下心はて之に觸るゝ事を避けたり」抑も第三回改訂の條約には朝鮮及印度に對する言及なし「故に表面上立派なる條約と見せ其實締盟各國は重大なる變革を行へる事實に鑑み支那の輿論は日英同盟繼續に對し危懼の念に滿されつゝあるも又無理もなき次第と云ふ可し日英同盟實施の爲め世界戰爭中支那の苦しめる事甚しきは萬人の異口同音に唱ふる所なるのみならず今や對獨講和條約も批准せるを以て支那は今や國際聯盟の一員たり惟ふに國際聯盟は誠意を以て成立せるものなるべく且つ國際聯盟加入の各國間に在りては支那問題につき讓め支那の同意なくしては何等新規の取決めを結ばざるべき旨支那は通知を受け居れり

且つ國際聯盟第十條は支那領土保全の十分なる保障たり支那は英國が此の覺書に回答せん事を切望す何となれば支那は同一覺書を日本に送り以て支那人民の安寧に至大なる關係を有する問題に對し支那の態度を確定せん事を欲すればなり」（六日時事）

▲山東交涉不可分　（北京特電七日發）國民通信は曰く支那政府は山東問題直接交涉拒絕後東京駐在章代理公使に訓電し日本外務省に向け回答文にも述べたる如く山東鐵道沿線の日本軍撤退は山東問題と全然二つの事と爲す日本は支那の主張を容れ交涉に應ずるや否や口頭を以て質問せしに外務省は山東鐵道撤兵は山東問題交涉の一部にして外交の手續により同時に解決すべく二者に分離して交涉を爲す能はずと回答せし旨報告ありたり

▲軍事協定廢止期　（北京特電六日發）日支軍事協定の廢止は曾て南方總代表唐紹儀氏より議和八箇條の一として要求せしことあり殆ど學生團體其他の輿論となり居りたるも日支軍事當局者は未だ其時期到着せざりし爲一切耳を藉さゞりしも最近に至り西伯利の形勢稍安全たらんとし日本政府は軍隊撤退の意嚮あるを以て參戰督辦段祺瑞氏との間に同協定廢止の時期に關し非公式に交涉を試みつゝあり既に段氏も廢止に贊成せる由なれば西伯利撤兵決定と共に兩國政府が軍事協定廢止を宣言するに至るべしと（九日日日）

▲主權侵害反對　（北京特電八日發）陳外交總長代理は予（特派員）の質問に答ふる爲め八日某秘書を介し日英同盟に關する支那政府の態度に就き左の如く傳へしめたり

初め日英同盟が成立せし時支那は何等其內容に就き聞知する處なかりしが條約文發表されたる後支那の獨立保全門戶開放等の文句あるを知り平かならざる感ありたり最近日英同盟繼續又は改訂の報あるに際し支那國民は同盟條約文に支那の威信を害するが如き文句を挿入するに反對し輿論囂々たるは貴下の親しく新聞紙上にて熟知さるゝ處なるべし支那政府としては日英兩國が世界平和の爲親善を保たるゝ事に對しては何等容喙する處なきも支那の主權に關係することが兩國のみにて協議さるゝ事を希望せず兩國有識者も支那の國情及び世界の趨勢に鑑み支那の滿足する能はざる條項を加

ふるに贊成せられざるものと信ず此點に關しては適當の時機に於て吾政府より兩國政府に何等かの通告をなす事あるべし云々（十日日日）

▲英國政府に抗議す　（八日北京特派員發）　日英同盟繼續につき支那政府は公然反對し殊に駐英公使宛同盟繼續の內容が從來の如く支那の主權に關する場合は斷じて承認する能はざる旨を英國政府に通告せしめたるが右に對し英國政府は同盟の改訂又は繼續に就て考慮するの時達し居らざることを口頭を以て回答する所ありたるが最近支那政府は更に公文書を以て英國の回答を促せり其文書によれば歐洲戰爭を通じて支那が最も日英同盟の害を蒙りたりとし又日英同盟は國際聯盟と抵觸するものなりとし隨分勝手の意見を吐き居れるが英政府が如何なる回答を爲すか新借款に對する支那の提議が重きをなさざりしと同樣日英同盟の存續に對する支那の反對意見の如き必ずしも重要を加へざるべきも支那政府が露骨に日英同盟に對し反感を有することは明白にして同盟改訂の時機切迫すると共に支那一般の反對論も漸次盛んとなるべし（十日東朝）

▲外交部對日抗議　（北京ロイテル特電八日發）　外交部は最近東支鐵道沿岸に於ける日本憲兵軍隊の行動に關し日本公使館に抗議を提出せり（十一日時事）

▲支那對波斯條約調印　（北京特電十一日發）　羅馬駐劄支那公使王廣圻氏は波斯代表イサカント氏と通商條約交涉中治外法權撤去を主張せし結果兩國は各他國に於て領事裁判權を有せざる事、兩國民は各其所在國の法律に服從する事を充分に明記する事に決し六月一日調印を了せりとの報告あり支那政府は初て完全なる條約を結べりと祝し居れり（十二日日日）

▲軍事協約終熄　（北京ロイテル特電十二日發）　支那政府は日本公使館に對し日支軍事協約の最早や存在せざる理由として支那が對獨講和條約を批准したる事並に聯合軍が西伯利を撤退したる事に注意せん事を促したり

▲對支回答發表　（北京特電十一日發）　朝鮮に於ける全文公表せられたり、即ち回答書には先づ該抗議書中に記したる帝國政府の西伯利撤兵宣言書の誤りを叮嚀に訂正して鮮滿と併稱したるは兩地方とも地理的に西伯利に近接し西伯利の政情の影響は先づ滿洲に波及し次で直に朝鮮に波及する惧れあるを指摘したるに過ぎず決して支那領土たる東三省內の安寧を保持する支那政府の地位を蔑視する字句を含有せず支那當局は帝國政府の該宣言書を誤譯或は誤解したるものなりと說明したり（十三日時事）

▲伍氏日本に向ふ　（十三日上海特派員發）　伍廷芳氏は靜養の爲め十二日モント・イーゲル號にて日本に向へり數箇月滯在の豫定にて留守中の事務は唐紹儀氏に委託せりと、伍氏は四頭宣言にて和議を求め國會強硬派より攻擊を受くるを避くる爲めと觀測せらる（十四日東朝）

▲支那の通牒接受　（十二日シドニー特派員發）　（倫敦十一日發）首相ロイド・ヂョーヂ氏は發表して曰く英國政府は日英同盟條約更新に關し支那より通牒を接受せるが政府は目下同通牒を發表することを得ずと（十四日東朝）

▲小幡公使三次通告　（十四日北京特派員發）　小幡駐支公使は山東問題に關する支那政府の回答に對して本省よりの訓電に接し十四日午後四時半第三回の通牒を外交部に交附せり

▲支那艦砲擊事件　（十三日北京特派員發）　ニコライエフスクの支那砲艦の我守備隊砲擊事件に關し浦潮支那派遣艦隊司令官林健章氏より事實を否認せる曖昧の電報到着せるが支那政府は右報告を內々或る方面に照會し假りに事實なる場合に於ても日支親善を幡し穩健に取計らはれたき旨通じ來れるも北京に於ては詳細の事實判明し居らず事實とせば國際上の重大問題たるを以て支那側の非公式申出を斷然拒絕せり曲直不明なる福州事件を大袈裟にせる支那政府が此重大事件に對し日支親善を幡に取れる餘りに蟲の好き註文と云ふべし（十五日東朝）

▲支那政府狼狽　（北京特電十四日發）　尼港に於ける支那軍艦が日本軍を砲擊したりとの報道に對し支那政府は頗る狼狽し海軍部にては政府は未だ何等の報道を得ざるも政府の諒合なくして支那軍艦より發砲するか如きは實際に之なき筈にして若し報道は何等かの誤傳にあらざるかと疑ひ若し又事實なれば中央政府の全く與り知らざる處にして或は過激派に强制せられたるものか何れにもせよ事件の眞相を速に知りたしと稱し居れるが日本より事實正確を傳へ支那軍艦は既に日本軍監視の下にありと報ぜらるゝに對し事態從容易ならざるを感じ日本が如何なる要求を提出すべきかを憂慮し戰々兢々の態

なりと(十六日日日)

▲支那不調印　(北京特電十五日發)　十五日の閣議は順維鈞氏の報告に基き對土耳其平和條約は支那の政策に一致せざる所あるを以て調印せざることに決したり即ち政府の意嚮は土耳其に對しては宣戰し居らず且平素利害關係少きを以て調印せざるも何等損害なしと信じ居れるなり(十七日日日)

▲小幡氏覺書手交　(北京特電十五日發)　昨日午後小幡公使は日本政府の訓電に依り外交部を訪ひ陳外交次長に山東直接還附に關する覺書を交附し其說明を爲したるに陳次長は豫期せざる所なりとて頗る驚愕の體にて事極めて重大なれば閣議に提出し協議回答す可しと述べたり

▲誤殺事件解決す　(北京特電十五日發)　蘇州誤殺事件は被害支那人の遺族に金五千元を贈り日本領事森弁鎭守使を訪問して遺憾の意を述べて解決を告げたり(十七日時事)

▲日英同盟改訂條項　(十五日北京特派員發)　施駐英公使の來電に依れば日英同盟の繼續に就き輿論は贊否相半したるも最近繼續を主張するもの有力なり支那の希望する領土保全、門戶開放等の字句削除する事は英國政府に於て同意せざるべし其理由は支那南北の統一見込立たざる爲め支那に關する條項は全部保留するの必要ありといふにあり今回變更さるべき箇條は戰爭の影響に依るものと國際聯盟の規約に牴觸するものとに限られ尙當局交涉中の第四條(總括的仲裁裁判の一項)は以來曾て實行せざるを以て改訂を加ふべしと日本側よりは原料缺乏に依り英國より供給するの一項を條約中に加入せしめん事を主張し居れり

▲山東問題閣議　(十五日北京特派員發)　十五日閣議に於て山東問題に關する日本の對支通牒を討議せるが議に發せる回答を以て足れりとし飽くまで該回答の趣旨に依りて進むべしとの議論多數を占め山東沿線守備隊撤退に關する件は果して日本側に撤退の意思ありや否や疑はしく此點に關し日本に質問すべしとの論出でたるが結局愼重に考慮することとし更に回答を發するや否やに就ては未決の儘散會せり(十七日朝)

▲宣教師殺害抗議　(北京特電十七日發)　米國公使は岳州に於ける米國宣教師レーマート殺害事件に關し外交部總統府に嚴重なる抗議を提出し尙米國人保護を請求し總ての不法行爲は督軍張敬堯氏の責任なりと指摘し長沙領事の請求に依り芝罘碇泊の米國砲艦一隻を至急岳州に廻航せしめたり(十八日日日)

▲池永領事の抗議　(北京ロイテル特電十七日發)　十一日湘潭にて南軍の日本人を慘殺せし件及び十三日長沙に於て南軍は混亂に乘じ碇泊中の日本軍艦伏見を射撃し負傷二名内一名重傷者を出したる件につき池永領事は南軍司令を訪ひ取敢ず嚴重に抗議せり

▲外人保護を訓令　(北京ロイテル特電十六日發)　宣教師ナイマート殺害事件の結果政府は各野戰軍隊に通電を發し外國人保護に務むるを第一とす可しと訓令せり(十八日時事)

▲對墺條約書批准　(北京特電十八日發)　徐總統は國會の同意を得たる對墺平和條約及附屬條件全部を批准し其旨十八日の總統府令にて發表したるが同批准書は萬國郵政會議に出張する交通部郵政司長劉符誠及國際聯盟委員秘書長嚴鵬翔の兩氏之を携へ廿五日發のエンプレス・オヴ・ルシヤ號にて渡歐すべしと(二十日日日)

▲我通告と支那の態度　(北京國民特電十八日發)　山東問題に關する日本の通告に對し既電の如く國務院側にては支那は漸く延引主義を執る可しと稱し居るも外交部當局の談に據れば政府部内には更に日本に對し反駁の回答を與ふるか或は日本の例に依り各國に對し何等かの聲明を爲すべしとの議論あれば或は遠からず以上の執れかに決するやも知れず政府としては目下在外公使に宛是等の點に就き意見を徵求し居れり云々と

▲逆に日本に抗議　(北京ロイテル特電十八日發)　支那砲艦がニコラエフスクに於て日本守備隊を砲撃したりとの日本筋の流布したる報道に對し支那は公式に之を否定したり、支那海軍筋の言ふ處に據れば日本軍は過激派を援助したりとの嫌疑に依り支那砲艦三隻を抑留したるが之に對し支那政府は遠からず抗議を提出す可しと(二十日時事)

▲支那政府抗議　(十八日北京特派員發)　外交部祕書熊埃氏は十六日小幡公使を訪問し日英同盟改訂に關し左の抗議書を交付せり

明年七月二十一日を以て有效期限滿了の日英同盟に關し目下兩國政府當局其改訂に就きて商議中なりと聞くが國際間の條約締結の慣例に依れば當該兩國民相互の間に條約を締結する事は自由なるも事柄も第三國に關するも

のある時は謀め其國の同意を得るを要す、而して現行日英同盟條文中にある支那の領土保全門戸開放等に關する條項は支那國家の體面と支那國民の自尊心を傷る事少からざるを以て新訂條約中より之を除去されん事を切望す我政府は我國民の感情より延いて兩國の關係に不利なる如き事を慮り特に此意を我國政府に致して其考慮を請はんとすと(二十日東朝)

▲撤兵再要求　(十九日北京特派員發)　支那政府は過般小幡公使に對し東支鐵道沿線の撤退方を交涉し來れるが最近東三省當局より沿線の守備は支那の主權に關し他國の干涉を許すべきにあらず日本軍の駐屯は意外の事變を惹起する虞ありとて日本政府に嚴談せん事を求めたるより支那政府は小幡公使に再度の要求を爲せり

▲慘殺事件交涉　(十九日北京特派員發)　湖南湘潭に於ける邦人慘殺事件に關し小幡公使より非公式に支那政府に對して事實を通告すると共に本國政府に緊合中の所本省より漸く訓電到着せるを以て一兩日中正式に交涉する所あるべし(二十一日東朝)

▲日本抗議す　(北京特電二十一日發)　本月一日湖南戰爭の際湘潭に於て日本人一支那兵に殺害されたる事件及び十三日長沙に於て河用砲艦伏見を砲擊し一名の重傷者を出したる事件に就き本日公使館は外交部に對し抗議を提出したり

外交團にては最近第三次共同勸告稍〻有力となれり是は昨年より相當議論ありしものなるが當時は左程實行期接近し居らざりし爲め沙汰止みとなりたるが今回湖南は遂に戰禍の巷となり外國人の生命財產に危險を感ずる次第となりたるを以て勸告論再燃したるものなり、英國公使の加きは最も其必要を感じ居るものの如く形式的の勸告は毫も效果なかりしに鑑み第三次勸告は實行力を有するものならざる可からずと爲す說有力なり(二十三日時事)

▲對支勸告の必要　(北京國際特電廿一日發)　支那の時局に對し外交團は未だ何等決定的態度を執るに至らざるも之に就き各公使館は談話を交換し居れり殊に最近小幡公使と英國公使との會見の際も英國公使より支那の現狀を此儘放棄せば破產自滅を免かれざる可ければ極めて有效なる外國の勸告を必要とすとの意見を述べたりと(二十三日時事)

▲伏見砲擊抗議　(北京特電廿一日發)　小幡公使は廿一日午後陳外交總長代理を訪ひ湘潭に於る日本人大津某殺害事件調査中の軍艦伏見砲擊事件に就き嚴重なる抗議を提出し軍隊の取締と居留民の保護とを要求せり

▲支那と對土條約　(北京特電廿一日發)　支那政府は土耳其平和條約に關し支那政府の政策(治外法權其他)と符合せざる點あるを以て調印を爲さざることに決したる旨公表しつゝあるも事實は反對にて顧維鈞氏は五月十日の最高會議に向ひ加入を申込みたるも支那は土耳其に宣戰せず又何等交戰を爲さゞりしを以て特殊の見地を有すべき本條約の如きは調印する資格なしとて拒絕され翌十一日更に公文にて交涉せしも容れられざりしものにて自發的に調印せざるものにはあらずと(廿三日日)

▲湖南事件抗議　(北京特電廿二日發)　小幡公使は四田通譯を同伴し廿二日午後三時陳外交總長代理を訪ひ(廿一日往訪の筈なりしも陳氏事故の爲延期)湘潭の日本人殺害、武陵丸掠奪、長沙の軍艦狙撃等南軍の軍紀紊亂し日本人の生命財產を損傷するのみならず帝國軍艦に攻擊を加ふるに至りしは日本政府として耐ゆる能はざる所なりと嚴重抗議を提出し今後中央政府に於て十分取締を爲すにあざれば意外の變を生ずるに至るべしと警告せり陳氏は右事實に關する報告は之を得居れるも尙詳細なる狀況問合せ中なれば其內に回答すべき旨答へたり(二十四日日日)

▲武陵丸事件要求　(北京ロイテル特電廿二日發)　公報に曰く長沙駐在日本領事は支那兵が武陵丸に掠奪を行ひ日清汽船會社副支配人を殺害し砲艦伏見を砲擊せし事件につき支那司令官を訪ひ左の要求をなせり

一　殺害されたる日本人の死體を渡すこと並に死體受取員一行を充分保護すること

二　日本人殺害の事情を調査すること

三　河上船舶航路の安全を保證し軍隊をして之を妨害せしめざること

四　伏見砲擊の事情を調査し向後同樣のこと無きを保證すること

五　日本人の生命財產の安全を保證すること

尙ほ日本領事は譚延闓氏も同樣の保證をなすことを求め且つ生命財產の喪失に對する損害賠償並に犯人の處罰を要求せり

▲小幡公使の抗議　(北京ロイテル特電二十二日發)　小幡公使は本日午後三時四田通譯官を伴ひ陳外交次長を訪ひ湖南、湘潭及び長沙の事件に就

き日本側の得たる報道を示し嚴重に抗議せり之に對し本件に關する大體の電報は支那側も承知し居るが詳細の事に就きては目下湖南に問合せ中なりと答へたり（二十四日時事）

▲日米抗議對策　（北京特派員二十四日發）二十二日小幡公使より提出せる湘潭に於ける邦人殺害及軍艦砲撃事件に關する日本の抗議に對しては外交部より人を派して調査の上改めて回答を爲す事及米國公使より致せる岳州に於て張敬堯氏麾下敗兵の爲め殺害せられたる米國宣教師に對しては救恤金四萬五千元を支出することに何れも二十四日の閣議に於て決定せり（廿六日東朝）

▲過派對支宣傳　（二十七日上海特派員發）チャイナプレス紙は露國過激機關紙より左のモスコー電報を受けたりと

（二十四日發）支那勞働者團體の中央實行委員會は數日來協議の結果二十四日その代表は勞働總會及支那社會勞働聯合會なる政黨に改稱するに決せり右新團體の活動は漸次支那本國に移すべきも目下は本部を露西亞内に留め會議は革命首領孫に依つて露西亞に於て召集さるゝ事となれるが人民委員チェリン氏二十四日突然右の會議所へ訪問し來り代表者に對し全世界の壓迫されたる國民の解放なる題下に演説し余は支那の社會的運動の地方的先驅として光榮ある諸君の前に演説をなすを欣快とすといへり（廿九日朝東）

南北情勢

▲自主取消條件　（上海特電卅一日發）南方海軍の編遣派は其自主取消の條件を薩鎭冰氏に左の如く申出でたりと傳へらる

一　中央と軍政府若くは唐繼堯氏と和議定まる後海軍の自主を撤すること

二　端午の節季に中央より海軍費二箇月分を支拂ふこと　（一日時事）

▲靳氏復任を肯せず　（上海特電一日發）徐世昌氏は依然靳雲鶚氏の國務總理として其任に留まらんことを勸告し居れるも靳氏は湖南に於ける南軍との衝突ありたる爲め復任するを承諾せず薩鎭冰氏に對し更に當分國務總理代理を爲すを求めたるに薩氏は更に十日間代理をするを承諾せり但し薩氏は曰く百事停頓し居れるを以て久しく代理するは謀にあらず代理を改めて署理となすに至りても余は決して之を承諾せずと　（二日時事）

▲内閣問題決定難　（北京特電卅一日發）靳雲鶚氏の留任運動は總統府秘書長吳笈孫氏等に依りて盛に行はれ居り反對側は段祺瑞氏を引出さんと努め居れるが何れにしても吳佩孚撤兵問題終了するにあらざれば決定せざるべく尚ほ一ケ月以上を要す可しと　（二日時事）

▲雲南分立計畫　（一日上海特派員發）李烈鈞氏上海到着の夜孫文氏邸にて重要會議を開き孫文氏唐紹儀氏伍廷芳氏及び假總裁李烈鈞、吳景濂氏會議せるが伍廷芳氏と吳景濂氏とは上海に政務會議を開くことを主張し唐紹儀氏は態度消極的にて孫文氏は例の如く徹底論を以て廣東は一箇月以内に北方に降るべきを以て必ず會議を雲南に移し又上海にて召集活動をなすの外なかるべしといふ李烈鈞氏は特に表示なく意見一致せざりしと傳へらる蔡鍔員は倘雲南行の準備をなし居れるが旅費其他の問題にて紛擾を繰返し居れり總裁辦事所に就て兎も角總務廳長伍朝樞氏は準備の任に當り居れり（三日東朝）

▲雲貴兩軍進擊　（一日重慶特派員發）六月一日午前零時貴州軍は合川縣の總攻撃を決行し同地は直に陷落し劉湘軍（四川軍第二師長）は嘉陵江上流成都方面に敗走せり又雲貴聯合軍の一部隊は三十一日午後六時璧山縣を占領せり尚永川縣より進窒せる雲南軍は綱梁大足二縣に向け四川軍の追撃中なり目下重慶附近の四川軍の形勢不利なるは全く雲貴兩軍陸續到着しつゝあればなり（三日東朝）

▲安福派擁護協議　（上海ロイテル特電二日發）去る卅日安徽省蚌埠に於て倪嗣沖氏は會議を開き之に列席せるもの李如璋氏各省の代表者等合計廿六名にて表面は現内閣維持を以て議題となせるも實は安福派の勢力を扶殖し直隸系統と對峙するが爲めなり既に法を定め目下代表者より各省に電報したる結果に依り最後の決定を爲すと云ふ　（三日時事）

▲靳總理更に賜暇　（北京ロイテル特電一日發）總理靳雲鶚氏は其の第二回賜暇期限は本月三日を以て滿期となるを以て更に向ふ十五日乃至二十日の賜暇を受くる筈なり　（三日時事）

▲内閣及湖南問題　（北京ロイテル特電一日發）安福俱樂部は本日午

後集會を開けり協議せし問題は內閣及び湖南問題に就きてなり內閣に就ては周樹模氏も陸鍾沂氏も安倶樂部と協同行動する意思なきを以て當分運動を見合すことに申合せ又湖南問題に就ては吳光新將軍に調合して張敬堯氏を應援せしむることに議定したり(三日時事)

▲文治派宣言書　(上海特電三日發)　孫文、唐紹儀、伍廷芳、唐繼堯四政務總裁の名に於て宣言書を發表せり

政務會議決定數を失つて以來廣東軍政府所屬の國會議員上海に遁れて今や廣東に國會なし其殘餘の職能く護法を唱ふると雖も以て天下の識者を欺くに足らず其支配軍も廣西廣東の方に移り來る況んや雲南貴州四川の各省皆靖國軍の指揮を受け湖南南部西部湖北西部陝西各地方の護法の區域何れも義を守りて變らず知るべし護法團體の二三の人に依つて其節を變ぜざることを軍政府裁撤以來一二の人僞を專にし潛かに北方と通じ和議を圖る是が爲護法の主義久しく其機性となれりき予等國民の寄託を受く而して是等の危險を除き護法の主張を貫徹せんとす茲に於て愈々軍政府を廣東より移すこと、せり紹儀任に議和代表の職にあり北方に和議條件八箇條を提出し置けるが是に對する北京政府の回答あり次第引續き議和總代表として任務を繼續すべし廷芳又財政外交兩部の總長として其職に就けるあり文、職堯は軍を率ゐて共に困難を救ふべし依つて予等は次の宣言を爲す

第一　西南護法各地の軍隊は尙軍政府に附屬す

第二　北方との和議は必ず上海會議を通じて爲すべし

第三　廣東にて軍政府と歃血せる二三の命令行動及北方との密通及借款は一切無効なり

第四　西南の鹽稅關稅剩餘金は何れも軍政府の收入に屬す

北方又事實の眞相を察し公意のある所を見和議を繼續せんことを請ふ(五日日日)

▲田文烈氏辭職す　(北京ロイテル特電三日發)　本日內務總長田文烈氏辭職し內閣問題は之が爲め一層の紛糾を起せり

▲靳氏第三回辭表　(北京ロイテル特電三日發)　國務總理靳雲鵬氏は昨夕第三回目の辭表を提出したり大總統は今夕更に總統令を以て氏の休暇を許可す可し(五日時事)

▲政府の對湖南策　(北京ロイテル特電三日發)　中央政府の對湖南策は尙ほ決定し居らざれども徐總統は此際戰備を備へ兵を增す可からずと主張し居れり又吳佩孚氏に對しては政府內の意見二派に分れ一は曹錕氏及び總統に委託して之を懷柔せしむ可しと主張し一は吳光新氏をして武力を以て之に對峙せしむることを主張したるが結局後者の方法は目下其必要無しと云ふに一致したり

徐總統は陸榮廷、岑春煊兩氏に電報して、湖南に於ける今後の衝突を防ぐ爲めの手段を速かに講ぜんことを請求したり(五日時事)

▲和議斷絕の兆か　(三日廣東特派員發)　岑春煊陸榮廷莫榮新譚延闓等は連名にて徐總統に打電し雲南或は上海に組織せらるべき軍政府の承認を拒絕し廣東の正式政府を認めん事を請ひ且速かに南北の和議を成立せしめ關稅剩餘金を交付せんことを求めたるが徐總統は之に對し湖南に於る南軍の進出は甚だしく段祺瑞氏の怒りを買ひ形勢極めて吃緊なれば此等問題に關し交涉を開始する事能はずと答へたるが軍政府は更に五月三十日附打電し湖南に於ける南軍の攻擊は吳佩孚氏と協議の結果にして湖南督軍張敬堯氏の不法攻擊防禦の爲に過ぎず張敬堯督軍の罷免を請へりと之を以て一般は恐らく南北關係の斷絕を意味するものと爲しつゝあり

▲王揖唐氏電請　(三日上海特派員發)　王揖唐氏は最近和議の障碍多く起りて和議絕望なるより北京政府に一旦歸京して辦理の法を圖りたしと電請せるか政府は內閣問題に提はれ尙返事を爲さゝるか王氏は再度電請せり(五日東朝)

▲雲南に移轉決定　(四日上海特派員發)　二日孫文氏邸に孫文氏伍廷芳唐紹儀等三總裁及唐繼堯總裁代表李烈鈞及湖南湖北、雲南貴州四川、陝西等の各軍人代表者等參集して軍政府も國會に隨ひ雲南に移すの件に就き最後の議決をなし廣東軍政府に對しては其行動を認めざると云ふに定め孫文伍廷芳唐紹儀唐繼堯四總裁の名義にて其宣言書を發表さるべし

▲移轉宣言と政學派　(四日上海特派員發)　孫、伍、二唐の四總裁宣言に對し政學會機關紙中華新報は報じて曰く此宣言を一言にして評せば王揖氏と和議を開始したしと言ふに過ぎず數箇月以來の南方の風潮は玆に至りて眞相を現ぜり即ち廣東に於る雲南軍問題より四川に於る熊克武氏に至る迄の

行動は皆王揖唐氏と和議を開かんとする一點の工夫に存したるなりされど事實四總裁は南方を代表する能はず王揖唐氏が北方を代表する能はずとすれば此宣言も南方の分裂を證明する外に意義なし該宣言が果して西南の革新となるか又は護法の幕を閉ぢて大局を解決する第一步となるか或は又時局に混沌を加ふるものとなるかは注目に値ひすと（六日東朝）

▲對湖南策決定　（上海特電五日發）湖南問題に關する總統府及び國務院の決定せる方策として當地に傳へられたるもの左の如し

一　張敬堯氏をして守備の責に當はしむ

二　湖南に在る各師旅をして湖南の局面を維持せしめ他の軍を送り加入するを爲さず

三　南方に對して尙ほ和局を維持し湖南事件を局部問題とすること

▲邊防軍阻止計畫　（濟南特電四日發）直隸督軍曹錕氏は張敬堯氏が吳佩孚軍の引揚を妨害せるを怒り邊防軍第二師第四旅を北市に派遣し混成旅を編成して陝西叛軍討伐に赴くと聞き之を津浦線に阻止せんと既に密令を下し直隸山東境界地方の特種方面に兵を派して守らしめ更に砲壘を築き壕を切り邊防軍通過を阻止せんと準備し居れり是保定會議に於ける直隸派對安徽計畫の一部なりと是が爲めに田督軍は頗る困り補充旅長陳寶龍に命じて平原に軍事探偵機關を設けしめ陳は毎日朝行き晩歸りて曹軍の動靜報告に忙殺され居れり又一說には張作霖も邊防軍北上を阻止す可べく部下軍隊を津浦線に派出せり（六日時事）

▲靳總理又請暇　（五日北京特派員發）靳總理第三回目の辭職に對し徐總統は五日更に二十日間の請暇を與へ靜養を加ふべきことを命ぜり

▲徐樹錚氏長電　（五日上海特派員發）徐樹錚氏は蒙古より段祺瑞氏に長電を送りて曰く今日の混亂は實に虛欺の和議に欺かれたると義兵政策にて失敗せるに依る直隸派は所謂八省聯合を以て南方と通じ二三氏の爲に（吳佩孚を指す）瞞着せらる今は唯斷じて容赦すべきにあらず段氏は自ら兵を督して陝西南部を制定し後四川に進んで之れを攻略し一方大軍を湖南に派し湖南平定せば直に廣西を衝くべし又一方には大軍を蚌埠に駐めて直隸を監視し某軍の南下に備ふその外別に軍を河南洛陽に駐めて長江督軍の聲援に充つべし予は六月中旬用務を終へ次第歸京すべしと右電報は五日上海の或確なる筋へ達せるものなり（七日東朝）

▲和議促進通電　（五日北京特派員發）北京政府は李春煊、林葆懌、陸榮廷、温宗堯、孫文、唐紹儀、及北方代表王揖唐氏に宛て和議促進の通電を發したり電文の內容は西伯利問題を冒頭に山東問題福州事件等の對日問題を擧げ外交內政の危機を說きて和平統一の促成を希望せるものなり

▲南北望和一致　（五日上海特派員發）南方總代表唐紹儀氏は三日の四總代の宣言書に手簡を添へて北方總代表王揖唐氏に送れるに王氏より返事あり曰く「是れ正當の宣言にして之に依り双方望和の心の一致を見たり故に之を受領すると共に貴總代表と和議を繼續せんことを希ふ和議の條件の如きは協議せば妥協し得べし」と或は近く兩者の會見を見るべしと（七日東朝）

▲和議局面轉回か（上海特電六日發）四政務總裁の宣言は南北和議局面展換の一時期を劃するものと觀測されつゝあり唐紹儀氏等は此際南北和議繼續は假令是に依つて完全なる國內の統一を擧げ得ざるにもせよ兎も角列國に向つて支那の體面を維持する唯一の方法なりとして攝て北方總代表王揖唐氏とは暗々裡に了解を求むる所ありしが愈々王揖唐氏との間に公式文書の交換を見るに至れり

（上海特電五日發）五日南方和議總代表唐紹儀氏より北方和議總代表王揖唐氏に對し三日發表せられし四政務總裁の宣言書を交附し之に對し王揖唐氏より左の如く返書ありたり

此度四政務總裁共同して宣言書を發せり茲に右返書を呈するを以て一覽を請ふ

宣言書拜讀和議停頓年餘、國人和を望むの心眞に切實にして何れも永久の和議を期せざるなし貴政務總裁等多數の民意に基づき平和を望むの心あるを知る今後相共に一致して和議の局に當るべく貴下及南方代表諸君と共に昨年來停頓し居れる和議を繼續し凡ゆる條件は正に虛心坦懷を以て妥協し民望を安めん事を期す

と右は昨年八月王揖唐氏が北方總代表として以來始めて公式に取り換はされたるものが最初唐紹儀氏が南方の要求が容れられざる限り斷じて王揖唐氏とは交涉せずと言明せるに比し多少の變化を示すものと言ふべし

▲廣東政府宣言　（廣東特電五日發）孫文、唐繼堯、伍廷芳、唐紹儀

氏等の宣言は本日廣東に到着せり之に對する軍政府の宣言左の如し

軍政府と上海派との關係は目下全く斷絶せり而も軍政府は南方に於ける正式の中心機關なるを以て彼等の主張及行動は總て不法にして權威なきものなり軍政府は絶對的に彼等の宣言を承認する能はず又軍政府は今や上海會議を恢復するの意志を有せず且所謂事實上實行不可能なればなり只局部妥協に就ては時局の變化を以て決すべく徐ろに上海派の行動を監視すべし

（七日日日）

▲督軍廢止通電　（七日上海特派員發）　雲南督軍唐繼堯氏は督軍制廢止を唱へ辭職の通電を發せり其趣意に曰く

歐洲戰爭塗炭以來何れの國家も民治に重きを置き和平を恢復せんとするに支那は內爭を續け自滅を圖るに似たり其禍源皆督軍制にあり余曩に和平會議の決に從ひ督軍の廢止を望み其時期を待ち居たるが遲遲の動靜となりて和議は依想し難きに至りたれば此秋督軍を廢し兵を減すべきなり予國事多端の際軍隊指揮の任を受け既に建國の端を見る亦何の權勢を求めん督軍廢止は予より始め度く茲に六月一日より既に雲南督軍務を解除し此日より雲南省軍を慶す其軍政は三衙戍區域に分ち衙戍司令官夫々擔任し民政は省長により辦理繼堯らく聯軍總司令の名義を以て地方の治安維持に任じ部下を減じて冗費を省くべし裁兵の事終らば歸鄉して農事に從はん督軍制の弊制に對し至極同情して速かに其廢止の實現に努められたし予最初に實行すると共に現實を期し兵力を擁し之に反抗するものあらば是私利の爲め國を誤るものなれば共に儆懲したし

と唐氏遂に督軍制廢止實行の先聲を着けたり支那新聞は何れも之を激賞し蘆永祥氏の斃のみにて實行せざるに對し唐氏の英斷を歡迎せるが聯軍總司令の職に在るは張作霖氏の巡閱使曹錕氏の經略使の如く反つて督軍以上に勢力擴張となるを唐氏が欲せざれば幸ひなり（八日東朝）

▲吳佩孚曹錕の態度　（北京國際特電六日發）　吳佩孚、曹錕兩氏の態度に就き北京政府は一兩日來各方面より種々の報告に接し居れり其一は吳佩孚氏昨日湖北督軍王占元氏を訪ひ自己の主張に服從し且つ一切の密電公文の檢閱を許す可く若し之を聽かざれば兵力を以て監禁す可しと脅迫し王占元は殆ど進退谷まる地位に立ち居れり云々とあり又他の報告に據れば曹錕氏は直隸軍の一部を山東省德州及び平原縣方面に駐剳せしめ山東占領の意向あり且つ最近曹錕氏は各縣知事に命じ德州兵器廠より馬廠天津保定間に軍用自働車を運ぜしめ得る道路を修復せしめたりと以上の消息にして確實ならば直隸派の督軍連は或は近く何等かの行動に出づるやも知れずと云ふ（八日時事）

▲王唐兩氏の往復　（上海特電七日發）　四日始めて公式に書翰を往復したる唐紹儀王揖唐の兩氏は五日に至り遂に相訪問するに及び世人を驚かしめたり即ち五日午後王揖唐氏は唐紹儀氏を帥子街なる寓居に訪問し昨年八月以來の挨拶を述べ之に對し唐氏は六日朝王式に吟同花園に答訪し午後再び吟同花園に王氏を訪問し事實問題に關し密議を凝らしたり傳ふる所によれば王唐兩氏の計畫は必ずしも南北代表全部を召集して和議繼續の手續を取るを必要とせず王唐二名によつて出來る限り速に一種の條件を成立せしめ我代表の名に於いて發表すべしとの議成れる由なるが若し之にて一般人が不平ある時は孫文氏以下四政務總裁の名にて別に南北代表を改選し和議繼續を諮るべしと之に對し政學會系の和議代表等は斷然反對の態度を取るに決し劇迄も廣東軍政府の命令により行動する事に決せりと（八日日日）

▲段派討伐決議　（六日北京特派員發）　湖南を討伐するや否やは北方に於ける當面の一問題となれり段派は主和方針を葬り此機會に主戰主義に逆戻りして南軍に一擊を與へんことを計畫し三日團河の段祺瑞氏邸に開かれたる會議に於て討伐令の公布を要請するの決議を爲せるが徐總統は岑春煊譚延闓との商議に依りて形勢を緩和すること必ずしも困難ならずとし之に反對し其爲討伐令は行惱み居れるが廣東に於ける軍事會議の結果湖南に積極的出兵を實行するとせば段派は一層討伐令を以て徐總統を强要すべく南方挑戰的行動確實とならば徐總統も段派の要求を無視するを得ざるべしと而も曹錕李純張作霖三督軍よりは總統に宛て討伐反對の密電を寄せ來るあり總統は果して如何なる態度に出づるが討伐令の決定如何は孫總統對段祺瑞に次で段祺瑞對直隸督軍の關係に重大の影響あるべしと觀測さる

▲湖南討伐反對　（六日北京特派員發）　曹錕、張作霖、李純の三督軍は連名にて徐總統に宛て湖南討伐に反對の旨密電を寄せ來れり（八日東朝）

▲廣東の對抗決議　（七日廣東特派員發）　六日の廣東政務會議は次の四項を決議せり

一　唐紹儀氏の議和代表取消
二　温宗堯を首席代表とし和平會議の再開を聲明せしむる事
三　孫文氏唐紹儀氏伍廷芳氏及國會議員の上海にかける行動は全然無效なることを通知すこと
四　唐總堯を除く孫文氏以下政務總裁の罷免

▲新總代表は温宗堯（八日廣東特派員發）廣東軍政府は温宗堯氏を議和總代表代理に任命したり

▲長沙人心混亂（七日長沙特派員發）第十一師團長李奎元は嚴に戒嚴司令を辭せるも昨今の不穩に際して長沙市民に其治安維持を要望せるため一旦之を承認せるが張督軍との折合宜しからず六日午後より長沙城内の守備を撤退し引揚げんとしつゝあるを以て商民の激昂其絶頂に達せりエール病院其他外國の教會及び商店は避難命令を待ち居れり六日より七日迄の戰線に未だ變化なく兩軍對峙し居り南軍の右翼即ち茶陵攸縣方面の兩軍は從來湖南南部にありし馬濟の軍なるが如く戰線の後方なる永州方面の兩軍は譚浩明軍の廣西軍なりとの消息あり（九日東朝）

▲唐總代表罷免（北京特電七日發）廣東軍政府政務總裁岑春煊兩廣巡閱使陸榮廷軍政府政務總裁林葆懌軍政府外交總長温宗堯諸氏は政務會議の名を以て孫文氏等の宣言を否認し唐紹儀氏の議和總代表を免職し温宗堯氏を後任と爲す旨北京政府に通牒し來れり

▲唐氏罷免眞相（廣東特電七日發）廣東軍政府が急遽南方和議總代表を更迭し出來得るだけ速に上海會議を再開すべく宣言せるは上海派の機先を制せん爲なり南方總代表温宗堯氏は近々上海に向つて出發すべきも軍政府の首領連は上海會議の再開確信を有し居らず他の報道に依れば廣東軍政府は南方總代表を更迭せる交換條件として北京政府に對し北方總代表の更迭を要求せり尚軍政府は南方代表の二三名の交代を實行すべしと

▲温氏就任通電（廣東特電七日發）温宗堯氏は通電を發し上海會議の南方總代表に就任したることを宣言せり（九日日日）

▲徐段感情疎隔（北京特電八日發）湖南の南北衝突に關し安福派は討伐令發布を主張すれば徐總統は之を押へて發せしめざる爲兩者の間に面白からざる所あり上海和議開催の電報は安福派は王揖唐氏をして和議に成功せしむる好機會は此際にありと熱心贊成せるに對し總統府の閣員は靳雲鶚氏の主張を容れ岑春煊陸榮廷兩氏との局部講和に力を盡し上海會議を輕視する傾あるを以て七日午後安福派の兩院議員某所に集まり代表廿名を選び徐總統に謁見和議に關し意見を述ぶるに決し總統府に赴きたるが時既に午後九時なりしを以て府員は種々の口實を設け謁見を拒みしより議員對府員の大口論となり終に退廳せる秘書長吳笈孫氏等まで出で來り午前零時に至り徐總統は既に就寢後なるを以て明日接見を許すべしと調停せしに議員等は明朝なれば斷じて謁見せずと怒り退出せり右に關し公言報（安福派機關紙）は

> 當世凱すら國會議員の往訪には相當の禮を盡せり今は大總統の位置貴く府員は虎の威を藉りて議員を侮辱す總統は選擧の一刹那だけ國會を尊重すれば足れりと爲すや

と皮肉り問題の曲直何れにあるや詳ならざれど徐總統段祺瑞兩氏の感情融和せる際安福派が徐總統に對し惡戲發に力めつゝある裏面に暗潮あるものゝ如し（十日日日）

▲靳氏四度目の辭表（八日北京特派員發）靳總理は辭意を愈固くし七日午後第四次辭表を提出せり

▲徐總統の質疑（八日上海特派員發）徐總統は王揖唐に對し唐紹儀は南方政府を代表せるものなるや、上海は中央政府の所轄たるに南方の總裁が上海に於て會議するは政府の性質に合するものなるや、所謂三總裁の宣言なるものは西南全體を代表するものなるやを質すべく國務院に委囑せりと

▲吳佩孚氏出發（九日漢口特派員發）吳佩孚は八日午後發鄭州（河南省）に向ふ殘留軍隊は十三日（？）までに輸送を終る筈なり尚吳氏は出發に際し希望を王督軍に告げて曰く湖南に對し若し討伐軍南下することあらば予は武力を以て之を途中にて阻止せんのみと武昌着の長沙電報に曰く張敬堯氏前線に出動し軍隊を督勵しつゝありて沙州は李奎元氏范國璋氏にて秩序を維持せりされど兵疲れ彈藥缺乏すと王督軍は之に對し新堤（湖北省嘴子江岸）羊樓（湖北湖南國境）武長鐵道沿線等に敗兵收容所を設けしむ（十日東朝）

▲徐總統和議反對（北京特電八日發）王揖唐氏と唐紹儀氏との間に上海和平會議を再開することに協定成り王揖唐氏は此旨政府に報告したるに徐總統は意外にも之に強硬に反對し昨日王氏の不許可電報を發せりと傳き

たる安福派は大いに激昂し代表二十名を擧げ總統府に押掛けたるも徐總統は會見を拒絶せり安福派は本日若し徐總統が飽まで此態度を持せんか王揖唐氏は辭職の外なかる可しと(十日時事)

▲徐總統讓歩　(北京特電九日發)　徐總統は安福派の激烈なる反對もあり已むを得ず新總代表溫宗堯氏を認むると同時に唐紹儀も依然總代表の資格あるものと認むることに讓歩せり即ち今後廣東上海兩方に別々に交涉する方針に決したる譯なり

▲北洋軍人連の通電　(北京特電九日發)　段芝貴氏を筆頭に吳光新、吳炳湘氏等の北洋派軍人三十七名は連名を以て通電を發し軍政府の湖南進擊、和局各界の罪狀を痛烈に攻擊せり這は一面に於て徐總統の軍政府支持、上海會議否認の政策を牽制する意味を含みたるものと見らる(十一日時事)

▲南軍長沙に入る　(北京特電十二日發)　十一日夜張敬堯氏は岳州より政府に急電し多勢の兵を率ゐて岳州に退きたることを報告せり

英國公使館に達したる電報に據れば十一日午後九時南軍長沙に入城し火を放ち盛に掠奪し北軍の第十一師團長李纘濱は南軍に殿返りを打ち掠奪を專にし居れり今曉に至るも尙ほ火燄ますといふ(十四日時事)

▲張敬堯軍總退却　(北京ロイテル特電十三日發)　長沙は遂に守りを失したり、張敬堯氏は本日急電を政府に發したるが其大略に曰く十一日は戰はずして靖港に退き范國璋氏又戰はずして湘潭を捨てたるを以て已むを得ず全軍を率ひて岳州に退却せりと

▲張敬堯逃亡す　(北京特電十二日發)　長沙來電＝十二日午前五時督軍處に火災起り張敬堯氏は汽車にて逃亡し日清汽船の武陵丸は掠奪せられたり(十四日時事)

▲和議問題紛糾　(北京特電十二日發)　南方和議總代表王揖唐氏は徐總統に對し南方總代表唐紹儀氏と握手せる經過を報告し南方に和議の誠意あるを以て速に法律問題事實問題に關し讓歩し得る程度を定め指圖されし唐紹儀氏の意見は前回の八箇條を固執する意なきを以て上海會議を拋棄し廣東廣西と單獨講和を爲すの要なしとの密電を寄せ來れり又王氏の代表として來京中の江紹杰氏は十一日午前八時徐總統に謁し今回和議再開に至りたる原因を述べ雲南方面と講和する好機會なれば相當の讓歩を爲すべし然らば上海和議の成立は容易なりと報告せるが徐總統は未だ上海和議の前途に疑惑を抱き居るもの、如く廣東軍政府に對して溫宗堯氏を代表と認むる能はざることを通電したるも唐紹儀氏と王揖唐氏との會議は廣東軍政府岑春煊兩廣巡閱使陸榮廷兩氏が唐氏の資格を認むる迄は正當に進行する能はずとの意見を抱き居れり又湖南方面に關しても徐總統は廣東軍政府に向ひ南軍挑戰の罪を責め三日間に責任ある回答を爲し停戰せざれば南方は平和の誠意なきものと認め湖南省長譚延闓氏を主匪として討伐すべしと打電せるも安福派の主張する討伐令發布には絶對に反對しつゝあり(十四日日日)

▲兩湖巡閱使任命　(十三日北京特派員發)　十三日大總統令を以て王占元氏を兩湖巡閱使(湖南湖北)吳光新氏を湖南巡閱使に任命せり(十五日東朝)

▲湖南督軍免官　(北京特電十三日發)　十三日徐總統は湖南督軍張敬堯氏を免職するも當分留任して湖南の戰勢恢復を計れと命令し王占元氏を兩廣巡閱使に吳光新氏を湖南巡閱使に任命せり(十五日日日)

▲顧品珍獨立宣言　(十五日上海特派員發)　四川にある雲南軍師長顧品珍が熊克武軍に通じ唐繼堯氏に對し獨立の宣言をなせりとの報は疾くより傳へらるゝも信ずる者少かりしが去月二十六日附の宣言書到着せり其要旨に曰く『唐繼堯は西南の一致を圖らずして廣東に於ける滇南軍を件以來軍政府に叛き四川督軍を攻め四川に內亂を惹起せり予が唐氏と共にし來れるも既に其所見偏して患告を容れず此禍亂となれり國家の爲に唐氏と斷絶す』云云と這は四川に於ける唐繼堯氏の計畫に致命傷を與へたるべく雲貴軍は到底四川軍の敵にあらざるべし(十七日東朝)

▲岑氏宣言を發す　(北京ロイテル特電十六日發)　岑春煊氏は十四附を以て陸榮廷、林葆懌、溫宗堯諸氏と連名にて左の如き宣言を爲せり曰く四南の護法は段祺瑞を貴め安福派を討つに在り然るに孫文は始め護法を唱へ廣東にて利を得ざるを以て遂に身を屈し段祺瑞に媚び唐紹儀は武斷的に八箇條の和議條件を提出し孫文等は彼を總代表として保持するを利とし遂に安福派と連結す孫文、段祺瑞手を携へ王揖唐と唐紹儀は密約を爲し且つ段祺瑞は孫に年二百八十萬元を以て歐米に出遊するを許し而して自ら政權を掌握王揖唐を總理に、唐紹儀を外交總長たらしむるとゝなし唐繼堯は動かされて雲南軍

の總司令を換へ廣東の局面を醜し再び王揖唐と和議を開くを奉諦し伍廷芳諸氏は後難を恐れて先づ去り吳景濂、籍輔成の正副議長も議院の金を携へて廣東を去る新舊國會合併して憲法を制定するは元段派の主張なり今孫唐等は總裁の名義を持ちて、安福派の黨人と和議を開き段派の湖南討伐に贊成せり五個條の主張は元調停者の提出せるものにして岑春煊は未だ贊否を加へず何ぞ即せらるゝを得んや唐紹儀の總代表も温宗堯既に之に代りて任ぜられたり今和議を繼續するに當り王揖唐、唐紹儀等が密かに條件を提出すとも無效なり（十八日時事）

▲廣東四總裁宣言　（十六日上海特派員發）十四日岑春煊陸榮廷林葆懌温宗堯氏等廣東軍政府四總裁宣言に曰く

西南の護法は段祺瑞を討ち安福派を掃蕩するにあり然るに孫文は護法を首唱せるに拘らず廣東に利を得ざるを以て遂に屈して段に媚び唐紹儀は八ケ條の和議條件を提出し以て上海會議を利用し政權を握らんとし遂に安福派と提携せり孫、段の提携王、唐の密約に依り段は總統と共謀し孫に許すに年八十萬元を以て歐米を漫遊せしむることを以てし段自ら國政を攝政し王を總理に唐を外交總長とす唐繼堯も動かされて雲南軍問題にて廣東を覆し王揖唐と和議再會を試れり伍廷芳は金を携へて先づ廣東を去り次で吳景濂、籍輔成等法規を犯して去れり新舊國會合併制憲は元來段派の主張なり又今孫、唐等總裁の名義を用ひ安福派の統領と會議し段派の軍か湖南を攻むるに贊成せり是に對し調停者の提出せる五箇條には倘贊否を言はざれば開戰に關し非難を受くる謂れなし更に孫文、伍廷芳の總裁たるを罷め總代表には温宗堯を以てし和議を繼續せしむるを以て王唐の私議は無效とす（十八日東朝）

▲曹錕氏辭職申請　（北京特電十七日發）直隸督軍曹錕氏は十六日四省經略使（四川廣東湖南江西）辭職を申請したり其理由は自己統率の軍隊即ち吳佩孚軍が湖南を撤退したる今日此官職を存續する必要なしと云ふにあり湖南大亂の今日經略使の官制を不必要と云ふは南軍討伐に反對なることを最も明確に表示したるものにして段派の主戰者を牽制せんとするもの也と云ふべし

（北京ロイテル特電十七日發）曹錕氏は十六日附電報を以て部下の兵に湖南を引揚け目下の形狀、經略使の必要なしとの理由に依り四省經略使を辭任し來れり（十九日時事）

▲張作霖氏入京　（十九日北京特派員發）張東三省巡閲使は護衞兵三百餘名機關銃四門を携へ十九日午後一時半奉天より上京せり曹直隸督軍も近く入京すべく李厚蘇の來否は猶未定なり張氏の入京と共に早くも時局に關し種々の憶測傳はりつゝあるが三督軍の處置は元々徐總統と段祺瑞氏の諒解の下に行はれたるものにて主たる目的は相互の誤解を解き北洋派の結束を固るにあり此目的の爲に相當の效果あるべきも進んで時局の上に重大なる變化を與ふべきや否や興味を以て注目されつゝあり

▲吳佩孚の通電　（二十一北京特派員發）吳佩孚氏は既に保定に歸着せるが鄭州を發するに臨み奉天、江蘇、湖北、河南、江西の五督軍に宛て安福派孫文派政學派に痛棒を加へ上海會議を以て贓物の分配に等しと喝破し一黨一派の和議を排して國民大會を召集し率直なる民意に從ふべしとの通電を發せり（二十一日東朝）

▲貴州も督軍廢止　（二十一日上海特派員發）貴州督軍劉顯世氏は唐繼堯氏に倣ひ十七日附を以て督軍廢止實行の通電を發せり該通電に於て督軍制の弊害を述べ曰く世論の赴く處を思ひ私の權利を犧牲にし時潮に從ひ救國の苦衷を察し六月二十一日部下に宣示し貴州督軍を去り同日より貴州督軍を廢し護法の事業了らざる以前は暫らく靖國聯軍總司令の名義にて地方を維持し軍隊の條束をなして大局の定まるを待つと云へり（二十二日東朝）

▲外交團と南北統一　（北京特電廿一日發）外交團にては湖南の兵火遂に外人の生命財産にまで危險を及ぼしたるを以て此際南北統一に就き第三者にて勸告を爲すべしと主張するものあり英國公使も其贊成者の一人なるが從來の如き一片の勸告にては何等の效果なきこと明かなれば效果の伴ふ勸告を爲すにあらざれば執らずとの議論ありて未だ具體的には進捗し居らずと

（廿三日日日）

▲靳氏五次辭表　（二十一日北京特派員發）靳總理は請暇期限滿了せる爲め第五回目の辭表を提出せるが一方に於ては張作霖氏入京と同時に靳總理留任說漸次有力となりつゝあり

▲張段兩氏會見　（廿一日北京特派員發）張巡閲使は二十一日段祺瑞を團河に訪問せり會談の內容は尙不明なるも張氏は時局に對し先づ內閣問題

を解決し北方の政局を安定せしめたる上にて和議問題湖南問題の解決を圖るべしとの意見を有し二十日總統に會見の際も內閣問題解決の急務を說きて斬總理を留任せしむべきことを求め徐總統も略同意なりと由二十一日の段氏訪問も主として此問題につき段氏との間に了解を遂ぐるに在りと傳へらる

▲岳州死守命令　（二十二日北京特派員發）張敬堯氏より北京政府に達せる電報に依れば南軍の進擊益々急にして孤立無援の狀態に陷れるを以て近く岳州を撤退すべしとあり政府は直に急電を發して同地を死守せんことを命ぜり

▲岳州攻擊計畫　（二十二日漢口特派員發）南軍總司令譚延闓は張敬堯が岳州に在りて長沙回復の計畫を爲しつゝありと聞き趙恆惕の兵に至急岳州を攻擊すべく計畫せしむ王督軍は此事を聞き直に人を長沙に派し岳州攻擊を中止すべく勸告せしめ同時に北京に打電して岳州を中立とすべく要求せり一說には王督軍は張敬堯をして岳州を引揚けしめ別に湖北軍四個混成旅を編成せしめて中立を維持すべく計畫中なりと要するに王督軍は飽迄岳州を中立とし南北の平和解決を待つべく主張し居るものゝ如し（廿三日東朝）

▲張氏奔走目的　（廿三日北京特派員發）張巡閱使は徐總統、段祺瑞及び勳舊諸氏を歷訪して意見の疎通に努め總統とは勿論段氏とも相當の諒解を得たるより安徽派と曹錕等直隸派とは兎角圓滑を缺き吳佩孚氏引揚以來感情一層面白からず其の爲め曹督軍は容易に上京せざるより張氏は徐總統段祺瑞氏の意を含み態々保定に赴ける次第にて曹督軍と會見の上諒解を得ば一度歸京し段氏等の間を調停し双方の意思を疎通せる時北京にて形式上の會議を開きて內閣問題、湖南問題、和議問題に對する北方の態度を決定する筈なるが張氏の入京以來此目的の爲に奔走しつゝあるが何程迄成功するか疑問なり

▲王督軍の提議　（二十四日漢口特派員發）王督軍は二十四日軍事會議を開き張敬堯氏をして岳州を撤退せしむる事譚延闓をして岳州攻擊を中止せしむる事湘鄂兩省をして岳州の守備に當らしめ外國人を保護せしむる事等を決議し之を南北に提議せり（廿五日東朝）

▲文治派結束破る　（上海特電廿四日發）探聞する所に依れば孫文氏以下四評務總裁を中心とする上海文治派及國會議員等の結束も今や動搖を生じ來りたりしが其原因は湖南、四川等に於ける戰局が彼等の豫期に反して展開し其北方に於ける提携者たる段派が之に依つて打擊を受け從來の計畫が全く齟齬したる爲にして彼等は目下意氣銷沈の態なり（廿五日日）

▲保定會議の決議　（上海特電廿五日發）北京來電に據れば保定に於ける廿二日の會議には江西、江蘇、河南、綏遠、察哈爾、湖北、新疆の代表も列席し和平手段を以て時局を解決す可きを決議し

（一）內閣は和局後改組を爲し（二）唐紹儀王揖唐の總代表を更へ、（三）湖南問題は先づ和議に附し更に國民會議を召集して決議することに決すとのことを議決せりと傳へらる（廿五日時事）

▲靳氏辭表却下　（北京特電廿四日發）國務總理靳雲鵬氏の休暇期限滿了せしも徐總統より續暇の辭令出でず却つて第四回目の辭表は本日靳氏の手許に還付されたり既記保定會議の決定と共に段祺瑞氏は靳雲鵬氏の復職贊成の意思を表示したり而も安福派は倘之が實現を希望し居らざるも靳氏の復職は最早確定せるものと見て可なり

▲直隸派の時局對策　（北京特電廿四日發）確實なる消息に據れば東三省巡閱使張作霖氏が保定府に於て直隸督軍曹錕氏と會見せし結果直隸派は左記方針を執るに決せりと

第一　飽迄靳雲鵬氏の復職を主張し若し安福派にして之に反對せば內閣を改造し安福派交通總長曾毓雋、司法總長朱深、財政總長李思浩三氏を免職すべく段祺瑞氏に對しては靳雲鵬氏の復職を贊成せば何等の惡感情を示さゞるも若し段氏にして安福派の主張を援け靳氏に反對せば直隸派は之に對抗すべし

第二　段祺瑞氏及安福派が內閣問題に關し穩當なる態度に出づれば此上安福派を壓服し苛酷なる條件を附せざるべし

倘第三師團長吳佩孚氏は徐樹錚氏の兵權剝奪を主張せしも張作霖氏之に反對せし爲成立せざりしと安福派側の傳る處に據れば直隸派は張作霖氏を煽動し靳內閣を復活せしめ安福派二總長中少くも交通總長曾毓雋氏を斥け倪嗣沖氏の後任として張勳氏を安徽督軍と爲さんとする計畫あり張作霖氏は寧ろ安徽派と極端なる爭ひを惹起するを好まざれど現在北京政局の中心は內閣にあらず參陸辦公處にあり同會議に列席せる總統府秘書長吳笈孫、張志潭、王乃斌、

の總司令を換へ廣東の局面を疏し再び王揖唐と和議を開くを畧諮し伍廷芳諸氏は後難を恐れて先づ去り吳景濂、籍輔成の正副議長も議院の金を携へて廣東を去る新舊國會合併して憲法を制定するは元段派の主張なり今孫唐等は總裁の名義を持ちて安福派の黨人と和議を開き段派の湖南討伐に贊成せり五箇條の主張は元調停者の提出せるものにして岑春煊は未だ贊否を加へず何ぞ諒せらるゝを得んや唐紹儀の總代表も温宗堯既に之に代りて任ぜられたり今和議を繼續するに當り王揖唐、唐紹儀等が密かに條件を提出すとも無效なり（十八日時事）

▲廣東四總裁宣言　（十六日上海特派員發）十四日岑春煊陸榮廷林葆懌温宗堯氏等廣東軍政府四總裁宣言に曰く

西南の護法は段祺瑞を討ち安福派を掃蕩するにあり然るに孫文は護法を首唱せるに拘らず廣東に利を得ざるを以て遂に屈して段に媚び唐紹儀は八ケ條の和議條件を提出し以て上海會議を利用し政權を握らんとし遂に安福派と提携せり孫、段の提携王、唐の密約に依り段は總統と共謀し孫に許すに年八十萬元を以て歐米を漫遊せしむることを以てし段自ら國政を攬政し王を總理に唐を外交總長とす唐繼堯も動かされて雲南軍問題にて廣東を覆し王揖唐と和議再會を誤れり伍廷芳は金を携へて先づ廣東を去り次で吳景濂、籍輔成等法規を蔑して去れり新舊國會合併制憲は元來段派の主張なり又今孫、唐等總裁の名義を用ひ安福派の統領と會議し段派の軍か湖南を攻むるに贊成せり是に對し調停者の提出せる五箇條には尚贊否を言はざれば開戰に關し非難を受くる謂れなし夏に孫文、伍廷芳の總裁たるを認め總代表には温宗堯を以てし和議を繼續せしむるを以て王唐の私議は無效とす（十八日東朝）

▲曹錕氏辭職申請　（北京特電十七日發）直隸督軍曹錕氏は十六日四倉經略使（四川廣東湖南江西）辭職を申請したり其理由は自己統率の軍隊即ち吳佩孚軍が湖南を撤退したる今日此官職を存續する必要なしと云ふにあり湖南大亂の今日經略使の官制を不必要と云ふは南軍討伐に反對なることを最も明確に表示したるものにして段派の主戰者を牽制せんとするもの也と云ふべし

（北京ロイテル特電十七日發）曹錕氏は十六日附電報を以て部下の兵に湖南を引揚け目下の形狀、經略使の必要なしとの理由に依り四倉經略使を辭任し來れり（十九日時事）

▲張作霖氏入京　（十九日北京特派員發）張東三省巡閲使は護衛兵三百餘名機關銃四門を携へ十九日午後一時半奉天より上京せり曹直隸督軍も近く入京すべく李厚蘇の來否は猶未定なり張氏の入京と共に早くも時局に關し種々の憶測傳はりつゝあるが三督軍の處置は元々徐總統と段祺瑞氏の諒解の下に行はれたるものにて主たる目的は相互の誤解を解き北洋派の結束を圖るにあり此目的の爲に相當の效果あるべきも進んで時局の上に重大なる變化を與ふべきや否や興味を以て注目されつゝあり

▲吳佩孚の通電　（二十日北京特派員發）吳佩孚氏は既に保定に歸著せるが鄭州を發するに臨み奉天、江蘇、湖北、河南、江西の五督軍に宛て安福派孫文派政學派に痛棒を加へ上海會議を以て腐物の分配に等しと喝破し一派一派の和議を排して國民大會を召集し率直なる民意に從ふべしとの通電を發せり（二十一日東朝）

▲貴州も督軍廢止　（二十一日上海特派員發）貴州督軍劉顯世氏は唐繼堯氏に倣ひ十七日附を以て督軍廢止實行の通電を發せり該通電に於て督軍制の弊害を述て曰く世論の赴く處を思ひ私の權利を犧牲にし時潮に從ひ救國の苦衷を察し六月二十一日部下に宣示し貴州督軍を去り同日より貴州督軍を廢し護法の事業ならざる以前は暫らく靖國聯軍總司令の名義にて地方を維持し軍隊の修束をなして大局の定まるを待つと云へり（二十二日東朝）

▲外交團と南北統一　（北京特電廿一日發）外交團にては湖南の兵火遂に外人の生命財産にまで危險を及ぼしたるを以て此際南北統一に就き第三者にて勸告を爲すべしと主張するものあり英國公使も其贊成者の一人なるが從來の如き一片の勸告にては何等の效果なきこと明かなれば效果の伴ふ勸告を爲すにあらざれば執らずとの議論ありて未だ具體的には進捗ー居らずと（廿三日日）

▲靳氏五次辭表　（二十一日北京特派員發）靳總理は請暇期限滿了せる爲め第五回目の辭表を提出せるが一方に於ては張作霖氏入京と同時に靳總理留任說漸次有力となりつゝあり

▲張段兩氏會見　（廿一日北京特派員發）張巡閲使は二十一日段祺瑞を團河に訪問せり會談の內容は尚不明なるも張氏は時局に對し先づ內閣問題

を解決し北方の政局を安定せしめたる上にて和議問題湖南問題の解決を圖るべしとの意見を有し二十日總統に會見の際も內閣問題解決の急務を說きて靳總理を留任せしむべきことを求め徐總統も略同意なりし由二十一日の段氏訪問も主として此問題につき段氏との間に了解を遂ぐるに在りと傳へらる

▲岳州死守命令　（二十二日北京特派員發）張敬堯氏より北京政府に達せる電報に依れば南軍の進擊益々急にして孤立無援の狀態に陷れるを以て近く岳州を撤退すべしとあり政府は直に急電を發して同地を死守せんことを命ぜり

▲岳州攻擊計畫　（二十二日漢口特派員發）南軍總司令譚延闓は張敬堯が岳州に在りて長沙回復の計畫を爲しつゝありと聞き憤慨の兵に至急岳州を攻擊すべく計畫せしむ王督軍は此事を聞き直に人を長沙に派し岳州攻擊を中止すべく勸告せしめ同時に北京に打電して岳州を中立とすべく要求せり一說には王督軍は張敬堯なして岳州を引揚けしめ別に湖北軍四個混成旅を編成せしめて中立を維持すべく計畫中なりと要するに王督軍は飽迄岳州を中立とし南北の平和解決を待つべく主張し居るもゝ如し（廿三日東朝）

▲張氏奔走目的　（廿三日北京特派員發）張巡閱使は徐總統、段祺瑞及び馮國璋氏を歷訪して意見の疎通に努め總統とは勿論段氏とも相當の諒解を得たるより安徽派と曹錕等直隸派とは兎角圓滑を缺き吳佩孚氏引揚以來感情一層面白からず其の爲め曹督軍は容易に上京せざるより張氏は徐總統段祺瑞氏の意を含み態々保定に赴ける次第にて曹督軍と會見の上諒解を得ば一度歸京し段氏等の間を調停し双方の意思を疎通せる時北京にて形式上の會議を開きて內閣問題、湖南問題、和議問題に對する北方の態度を決定する筈なるが張氏の入京以來此目的の爲に奔走しつゝあるが何程迄成功するか疑問なり

▲王督軍の提議　（二十四日漢口特派員發）王督軍は二十四日軍事會議を開き張敬堯氏をして岳州を撤退せしむる事を延期をして岳州攻擊を中止せしむる事并國璋をして岳州の守備に當らしめ外國人を保護せしむる事等を決議し之を京北に提議せり（廿五日東朝）

▲文治派結束破る　（上海特電廿四日發）探聞する所に依れば孫文氏以下四政務總裁を中心とする上海文治派及各國會議員等の結束も今や動搖を生じ來りたりしが其原因は湖南、四川等に於ける戰局が彼等の讓期に反して展開し其北方に於ける提携者たる段派が之に依つて打擊を受け從來の計畫が全く齟齬したる爲にして彼等は目下意氣銷沈の態なり（廿五日日電）

▲保定會議の決議　（上海特電廿五日發）北京來電に據れば保定に於ける廿二日の會議には江西、江蘇、河南、綏遠、察哈爾、湖北、新疆の代表も列席し和平手段を以て時局を解決す可きを決議し

（一）內閣は和局後改組を爲し（二）唐紹儀王揖唐の總代表を更へ（三）湖南問題は先づ和議に附し更に國民會議を召集して決議することに決すとのことを議決せりと傳へらる（廿五日時事）

▲靳氏辭表却下　（北京特電廿四日發）國務總理靳雲鵬氏の休暇期限滿了せしも徐總統より續暇の辭令出でず却つて第四回目の辭表は本日靳氏の手許に還付されたり既記保定會議の決定と共に段祺瑞氏は靳雲鵬氏の復職贊成の意思を表示したり而も安福派は倘之が實現を希望し居らざるも靳氏の復職は最早確定せるものと見て可なり

▲直隸派の時局對策　（北京特電廿四日發）確實なる消息に據れば東三省巡閱使張作霖氏が保定府に於て直隸督軍曹錕氏と會見せし結果直隸派は左記方針を執るに決せりと

第一　飽迄靳雲鵬氏の復職を主張し若し安福派にして之に反對せば內閣を改造し安福派交通總長曾毓雋、司法總長朱深、財政總長李思浩三氏を免職すべく段祺瑞氏の復職を贊成せず何等の惡感情を示さゞるも若し段氏にして安福派の主張を援け靳氏に反對せば直隸派は之に對抗すべし

第二　段祺瑞氏及安福派が內閣問題に關し適當なる態度に出づれば此上安福派を壓服し苛酷なる條件を附せざるべし

尙第三師團長吳佩孚氏は徐樹錚氏の兵權剝奪を主張せしも張作霖氏之に反對せし爲成立せざりしと安福派側の傳る處に據れば直隸派は張作霖氏を煽動し靳內閣を復活せしめ安福派と總長中少くも交通總長曾毓雋氏を斥け倪嗣沖氏の後任として張勳氏を安徽督軍と爲さんとする計畫あり張作霖氏は寧ろ安徽派と極端なる爭ひを惹起するを好まざれど現在北京政局の中心は內閣にあらず參陸辦公署にあり同會議に列席せる總統府秘書長吳笈孫、張志潭、王乃斌、

奏聯、張景惠の五氏(王、秦、張は總て張作霖氏の乾兒)は相結束して兄弟の契を爲し北京政界を操縱しつゝある安福派は特に彼等の活動を妬みつゝあり

(廿六日日)

▲保定會議の決定　(北京ロイテル特電廿四日發)　張作霖氏は昨日午後七時歸京し取敢ず總統府秘書長を經て總統に對し保定會議の結果を報告せり之に依れば同會議は靳總理を擁護し安福派が之に反對せざる限り同派に對し過酷なる處置を採らず安福派の三總長をも免職せざる可しと言ふに決定せり併し吳佩孚氏の同會議に提議せる國會解散及び徐樹錚氏の兵權剝奪の件は不成立に終れり右會議の結果を推すれば安福派が岑氏の政策に服從する限り同派三總長をも强ひて追はんとする如きことを爲さゞる意味なるも外交、農商、陸軍、教育總長の選定は一に靳總理の意志に委し安福派の容喙を許さずとの意味をも含むものと解せらる但し曹錕氏等は交通總長曾敏脩氏に反對し又直隸派は張文生氏を安徽督軍たらしめんと計畫し居れり總統は本日靳總理の辭表を國務院祕書長を派して却下したり

▲張作霖曹錕會見　(北京特電廿二日發)　張作霖氏は一昨日保定に曹氏を訪問し內閣問題並に和平問題に關し意見の交換を爲し昨夕歸京したれば彼の上京以來收め得たる結果を一兩日中に具體的に現實せらる可く安福派の讓步に依つて局面展開せらるゝものと信ぜらる(廿六日時事)

▲議和代表會見す　(上海ロイテル特電二十五日發)　南北議和總代表の第一回公式會見本日午後を以て行はれ兩代表は舊獨逸俱樂部に於て四十餘の當地支那人團體より歡迎を受け領事團其他の人々之に列席せり王揖唐、唐紹儀兩總代表は長時間甚だ親密に談話を交換せり

▲岳州危險に陷る　(漢口特電廿五日發)　岳州危險に陷り王督軍、吳光新氏艦隊司令唐繼堯氏等目下協議中なり(廿七日時事)

▲段張意思疏通　(二十六日上海特派員發)　段祺瑞氏は張作霖氏を招待して曰く徐總統に反對するの意なく內閣を組織せず副總統をも望まずとて暗に張氏に副總統を許すことを示せり段氏は之を以て張氏を自派に引込まんとするものなりと稱せらる張氏も亦好意を示せりとされど張氏は徐總統の意に背かず保定會議にて曹錕吳佩孚氏の主張せる事項の中靳總統の復職、內閣一部改造を認むるものなりと(廿七日東朝)

▲王占元氏の訓示　(漢口特電廿六日發)　王占元氏は廿三日武漢の商人百四十名と漢口商會に會し演說して曰く余は極力南北の平和を謀り居れば斷じて兩湖巡閱使の職を受くること無し之討伐の義を帶ぶるものなればなり一般に心配さるゝは岳州陷落して敗兵の亂入すると南軍の武漢攻擊なるも其實南軍が長沙を占領するを得たるは望外の幸ひにて更に長驅する準備無し且つ武漢の地は守る可き地理に非ず腹背に敵を受くる懼あれば南軍は武漢を攻むる懼無し之れ先年の例に照して知る可し敗兵は又憂ふるに足らざれば諸君も邊雜する必要決して無しと

▲總代表更迭電請　(上海ロイテル特電廿六日發)　岑春煊氏等は再び北京の代理總理薩鎭冰氏に對し打電して曰く和議に就きて王揖唐氏は內部より之を妨げ唐紹儀氏は軍政府との關係を脫離せるにより總代表の資格既に失はれたれば別に適當なる總代表を任命して溫宗堯氏と議を開かしめられたしと李烈鈞は廿六日香港より海防に到り五日間同地に滯在し夫より貴州に向ひ三日間同地に留まり唐繼堯、劉顯世兩氏と會見會議の上貴州より直に四川に向ふ可しと云ふ(廿七日時事)

▲湖南軍停止條件　(上海ロイテル特電廿七日發)　譚延闓氏は張敬堯氏に對し湖南軍の進み攻むるを停止するに付き左の四條件を提出せり

一　各々其防禦線を守り解決を待つべく解決前に各々其兵を進むるを得ず

二　李奎元の兵長沙を出づる時商人奪剝せられ損害極めて巨なり一千四百五十萬弗を總務商會に交付して其救濟を爲すべし

三　北軍は岳州に兵を增すを許さず

四　各所に土匪あるも之れを双方より討伐すべく境を越えて爭ひを開くを得ず之に關し張敬堯氏より何等の回答なしと云ふ

▲岳州北軍引揚　(漢口特電廿七日發)　岳州北軍帆船にて午前九時までに全部引揚げたり南軍は到着せり(廿八日時事)

▲唐繼堯氏孤立　(二十六日北京特派員發)　廣東來電に依れば四川省富譯縣に駐屯する雲南第二軍師長趙文新氏は二十三日軍政府に宛て顧品珍氏と協同し鉾を逆にして唐繼堯氏を討伐する旨電請し來れるより軍政府にては直に熊克武氏に向つて四川軍をして應援せしむべく打電せりと又貴州督軍劉顯世氏は曩に唐繼堯、王文華を憚りて軍政府總裁に就任せざりしも四川方面

に於ける雲南軍の形勢不振か見て近來態度を一變せる模様なりと

▲漢口軍事會議（二十六日特派員發）二十五日夜漢口に於て開かれたる軍事會議は王督軍吳光新鎭隊司令官其他重要軍人十數名にして湖南討伐鎭王督軍の不成功に終れるに鑑み更に兵力を增加して速に湘岳兩省を平定し以て北京に要求すべく決定せり（廿八日東朝）

▲段氏意見を開陳（北京特電廿七日發）昨日張作霖氏は徐總統の代理として段祺瑞氏を訪問し西北邊防軍問題、內閣問題、及び南北和議問題に對する徐總統の意見を傳達したるが之に對し段氏の意見は左の如し

一　徐樹錚の西北邊防軍を參戰軍と同樣段祺瑞の管理下に置く

二　周樹模內閣を成立せしめんとせば先づ靳雲鵬の辭職を聽許す可し而して周內閣案の國會通過は段之を保證す

三　和議問題は上海會議を主とするも兩廣の局部議和も條件さへ好ければ反對せず

右に對し張作霖氏は滿足の意を表したりと云ふ又段祺瑞氏は本日午後三時師京し徐總統と方針を決定せんが爲め會見す可し（廿九日時事）

▲重慶危險に瀕す（重慶特電廿六日發）熊克武軍の主力第一師團は第四第八師團をして顧品珍氏の前進を喰止めしめ第三師團と共に漸次南下し其前衛は劉湘軍と合し合州に迫り貴州軍は合州を捨てゝ境外五十支那里の地點に惡戰苦鬪中なり湘劉軍は璧山を侵し第一第三師團と共同動作を取り重慶に迫れり是が爲貴州軍は一時士氣沮喪せるも廿五日夜劉司令王文華團一箇旅團を率ゐて到着したる爲元氣付き又討熊軍は石青陽、盧師諦、大和鎭に敗れ重慶に退き顏德基等と共同前陣地か奪回し併せて第四、第六師團を擊退すべく戰鬪準備中なり又趙又新氏の雲南軍は永川にて田鍾穀氏の混成一旅團を加へ成都街道の敵の正面に當り順品珍氏は熊軍主力が重慶に向へるに乘じ成都に驅進せんとすと傳へられ當地は戰局の中心にして若し璧山の一角が劉湘軍の手に陷らんか危險此上なかるべく目下邦人も避難準備に取掛り大混雜中なり（廿九日日日）

▲後繼內閣決定（北京特電廿八日發）段祺瑞氏來京し徐總統と會見後局面一變し靳雲鵬氏の總理復職は種々の障碍ある爲新に周樹模氏をして內閣を組織せしむる事に決定せり尤も靳雲鵬氏か復職せざると共に交通總長曾

毓衛財政總長李思浩司法總長朱深三氏も共に退職し閣員全部改選さるべきが徐總統は內務總長田文烈海軍總長薩鎭冰兩氏の留任を希望し靳雲鵬氏に對しても陸軍總長として留任勸告中なり尙段祺瑞氏は張作霖氏等の勸告に依り西北邊邊使徐樹錚氏を遣さゞる決心にて四北邊防軍を段氏の直轄とする事として直隸派との諒解を得たるもの、如し（三十日日日）

▲周內閣組織次第（北京ロイテル特電廿八日發）一昨日張作霖將軍は段祺瑞氏に面謁し徐總統は周樹模氏をして後繼內閣を組織せしむる意嚮なる旨を報じたる結果段祺瑞氏は昨日總統に謁し靳雲鵬氏後任を欲せざる模樣なれば此際周樹模氏をして內閣を組織せしむ可しと進言し總統之を容れ遂に周樹模內閣に決定せる次第なり、尙ほ同會見に於て段祺瑞氏は總統に對し徐樹錚の軍隊は全部邊防軍に合併す可きや或は段祺瑞氏に隸屬せしむ可きに就き總統に處置を問ひたるに總統は之に對し段氏の意嚮に任すとゝせり（三十日時事）

▲王氏時局問題回答（漢口特電廿八日發）王占元氏は時局に關し左の件を張作霖氏曹錕氏及び吳佩孚氏に回答せりと云ふ

一　靳雲鵬氏を擁護し辭職せしめざること

二　段祺瑞氏の地位を保全すること

三　安福俱樂部を解散し徐樹錚氏の邊防の職を轉ずること

四　湖南戰事は平和の處置に出づ可きこと

五　王揖唐氏及び唐紹儀氏の平和會議は中止せしむること

六　暫時正式內閣を組織せずして和議の餘地を止むること

七　時局解決の爲め國民大會議を開くを禁じ各省各團體より代表者を出し或地點に聯合會を開かしむること（三十日時事）

財政經濟其他

▲航空借款成立（廿一日北京特派員發）航空署長丁儀氏と英商ウィツカース商會との間に五月二十五日飛行機借款契約成立せり借款額は百萬磅利率年八分償還期限九年擔保國庫證券、用途航空事務所の擴張を其條件とす（一日東朝）

▲英支飛行機借款（北京特電三十日發）北京政府は英國ハンドレー・ページ會社と第二回飛行機借款を交渉中なりしが左の條件にて二十五日調印を終了せり

金額一百萬磅△利子八朱△償還期限九箇年にして第五箇年目より十分の二宛償還す△擔保財政部發行金貨國庫券△用途航空事業擴張の外に流用を許さず（一日日日）

▲滿鐵の大淘汰（大連特電三十日發）滿鐵は資金缺乏の爲社員准社員五萬（日本人一萬五千支那人三萬五千人）の中約一萬人を淘汰すべく既に着手したり此慰勞金二百萬圓の見込にて實に創業以來の大淘汰なるが滿洲の不景氣は內地以上にして歸國者多し（一日日日）

▲東支督辦後任　一日北京特派員發　一日命令を以て吉林督軍鮑貴卿氏の東支鐵道督辦並に護路軍司令を兼任辭職を聽許し鐵道督辦に宋小濂氏を護路總司令に張景惠氏を任命せり（三日東朝）

▲上海邦商緊縮（上海特電二日發）日本財界の影響を受けて上海日本會社の商賣が全然麥隆振はるざるに至りしは既報の如くなるが昨今各會社の上海に於ける支店又は出張所の引揚げ風說頻々にして之に類する不穩の說言も亦た頻んなり確聞する處に據れば茂木の上海出張所も本店の煽を受け近く事業を縮小を行ふべく未だ本店より最後の命令到達せざるも店員は約三分の一に減じ宿と引揚げに等しき極度の縮小を爲す筈之と同時に同樣計畫は各會社に於て行はれ本月末に至らば是等の極度の事業縮小商店員の解雇等の斷行に依り上海に於ける日本人の會社員は約三分の一を減ずべしと觀期せらる從來上海は他の地方に比し最も支店又は出張所に經費を要したるところだけに市況緊縮著しかるべしと共に支那商人側にても日本商人と取引をなし居る者大部分占め居る關係上間接に打擊を受け居るもの少からず恐らく日貨排斥にて支那商人が受ける打擊以上なるべしと觀測さる（四日日日）

▲兵工廠に合併（二日上海特派員發）上海に在る江南機器局は漢口兵工廠に合併せられ全國兵工總廠と改めらるべく是れ上海は外交關係の影響を受け易きに反し漢口は支那の中心に在り且要害堅固にして鐵材の輸送便利なれば軍器製造の總機關を設け製作の統一を圖るが爲めなりと（五日東朝）

▲東支善後借款（三日北京特派員發）東清鐵道と中國交通兩銀行との間に五月十三日借款契約を締結せり借款額は百萬元にして期限一箇年利子一割六分なり（五日市朝）

▲米支飛行機借款（北京特電三日發）半官的に報ぜらるゝ處に依れば支那海軍部と米國カーチス飛行機會社と米貨五百萬弗の借款を締結せり內二百五十萬弗は前渡金として現金を海軍部に交付し二百五十萬弗は飛行機の代金としてカーチス會社に支拂はるべし海軍部の計畫は陸軍が英國ヴィッカース會社と締結の借款に倣ひ海軍飛行機を新設し且現在南方に屬し居る艦隊を北方に歸還せしむる爲に使用せんとするものなりと傳へ尙米國海軍大佐リード氏顧問として新設飛行機隊に傭聘さるべしと（五日日日）

▲伊國鐵道假契約（上海ロイテル特電五日發）ロイテル通信社の聞知する處に據れば京漢山西兩鐵道と津浦鐵道とを聯絡する滄州石家莊鐵道の工事及び材料供給並に資金貸付豫備契約は六月一日を以て鐵道會社と伊太利側代表者ヂヴィラ技師との間に調印濟となれりと契約者は六箇月間に會社の測量及び見積を照査し事業を請負ふや否やを確定する選擇權を有す資本は一千萬弗たる可しと（六日時事）

▲日本と借款交涉（北京ロイテル特電五日發）支那字新聞の所報に據れば交通部は技師及び從業員を日支兩國人を以て充つべしと云ふ條件にて新しく鐵道借款を起さんとし目下日本と協議中なりと（六日時事）

▲漢口市場借款反對（北京特電六日發）漢口市場借款に關しては同地耆民の激烈なる反對ありしに拘はらず今回遂に英國より借款することゝなりたるを以て漢口商務總會より湖北出身の議員に宛て該契約取消運動に盡力を請ふと打電し來れり

▲支伊係爭の成行（北京特電六日發）伊太利と支那の係爭問題となり居たる支那禁輸入禁止問題は結局伊太利は讓歩せず此上交涉の餘地なき旨外交部より發表せり（八日時事）

▲借款團對策（北京特電十日發）本日駐英公使施肇基氏より政府に對し新借款は各國の協定既に成り最早如何ともす可からず今後借款團に對する唯一の對策は借款を爲さざること是れなり然れば彼れの條件が如何に苛酷なりとも吾れの關する處にあらず須らく內政を整理して政府に充つ可し然らずして若し該團より借款する時は必ず財政監督問題を惹起せん云々との意見を

電報ニ來れり(十二日時事)

▲五百萬元借入　(十日北京特派員發)　支那政府は決算期たる舊曆端午の節季を控へ而も對外借款の見込立たざる爲例に依りて財政上の苦痛に陷れるが財政當局の奔走に依り內國諸銀行より二百五十萬元煙酒公賣局より二百萬元を煙酒稅の擔保にて融通を受くることゝなれり(十二日東朝)

▲外債排斥建議　(十一日北京特派員發)　支那駐英公使より新銀行團の組織を英米佛の間に商議纏りたるを以て之が成立を阻止することを到底不可能なりと報告し政府としては今後一切外債を借らず政費其他の用途は內債を募集すべしと決言せり(十一日東朝)

▲新鐵道敷設着手　(哈爾賓ロイテル特電十五日發)　ノウオスチン・チズオ紙ニ聞知する處に據れば北京政府は直に哈爾賓齊々哈爾間(?)鐵道敷設に着手するに決せり鐵道の事務員中大多數は露國人を採用する筈なり尙同時にソンケタ附近の炭坑山の採掘事業を開始する意あり資金は銀行、二日本銀行及び支那交通銀行該事業に出資す可しと傳へらる(十七日時事)

▲財政難切拔策　(北京特電十六日發)　國務院消息に曰く端午の節句の財政難關は外債を借らず支那銀行團より三百萬圓煙酒公賣局より二百萬圓を借入れ當關處の剩餘五百萬圓を加へ無事に通過する見込ありと

▲紙幣銅貨增發　(天津特電十七日發)　財界恐慌の結果支那商の取引全く杜絶し商務會は會長に金融鐵道救濟を求めしに會長は財政廳長中國銀行等と協議の上紙貨を增發し一面紙幣を增發する事を執るに決せり(十八日日日)

▲對支借款團一次會議　(倫敦特電十六日發合同通信)　ラモント氏の發表する所に據れば對支借款に關する國際財團第一同會議は九月中開會せらるべく日英佛米四國代表者參列すべしと(十八日日日)

▲對支借款前途　(十六日紐育特派員發)　對支借款協議會九月十五日頃開催さるべく日、英、佛三國の銀行團代表者は來會すべしラモント氏は曰く有會議の開催を見る迄は對支借款の發展に就き何等大活動を期待し難しと

(十九日東朝)

▲東支機關銀行計畫　(十八日長春特派員發)　信すべき報に據れば宋東支鐵道督辦は窮乏に陷りつゝある同鐵道回復の財源を得る目的を以て二千萬元の資本の機關銀行を設立し至急政府より三百萬元の補助を受吉林、奉天黑龍江各省より四百萬元を出資し七百萬元にて開業すべき事を中央政府に建議せりと

▲上海恐慌の兆　(十八日上海特派員發)　最近一週間來上海の一般實業界は恐慌來るべき兆候漠然と現れ居たるが昨今に至り歷然現れ來れり支那商人は銀價暴落の爲めに契約破棄或は支拂停止を爲すに至るべき旨を通告することに集會に於て決定せる爲め十六日は米國商業會議所に協議會を開きたるが更に商議を重ぬべしと爲替相場の騰りつゝありし時は無暗と雜貨の買註文を爲すの投機的道具なりしかば爲替の變動にて大打擊を受けたるものにて地方殊に湖南方面の戰爭の影響もあり而して今日頗る險惡の狀態にあるより支那商の申出でに依り米國商業會議所は會議して出來得る限り製造者との契約破棄に努め居れり米國商務官も斡旋せるもの、如しと、目下十二名の委員を擧げ米國商業會議所委員會は十七日開會し委員に通知を爲すことゝなり居れりと、米國商業會議所委員會は十八日更に開會の筈今回の打擊は雜貨のみならず鐵器、學用品なども多少とも影響を受け居れり(二十日東朝)

▲郵便法案可決　(北京特電二十一日發)　支那政府が馬德里に於ける國際郵便會議に對し萬國郵便同盟に加入する權を得る目的を以つて制定したる郵便法案は參案兩院を通過したるを以て今日發布せらるゝ筈なるが支那政府が萬國郵便同盟に加入するを許可さるれば直に支那領土內に於ける各國の郵便局撤廢の提議する方針なりと(二十三日日)

▲上海財界恐慌　(上海特電廿二日發)　頃來銀塊暴落に依り對外爲替變調の結果當地の日支外商等の蒙れる損害少からざるは既報の如くなるが就中支那商側の恐慌は意外に甚だしきものゝ如く一般貿易業者は破產するもの類出しつゝある有樣にして上海財界は全く混亂の狀態に在りと等の原因を探究するに所謂銀塊下落は單に其の直接原因たるに過ぎずして偶々近來蓄積されたる幾多の原因が間接に今日の恐慌を助成せしめたるものなることは明かにして掲てゝ加へて內亂其他時局の不安定が與りて力あるは言ふをもなし殊に四川湖南の如き支那に於ける富源地が常に南北軍の爭鬪に依りて同地方の事業をして全く疲弊せしめ等々有力なる原因なるべし(廿五日日日)

▲鐵道統一意見書　(北京特電二十六日發)　前佛國首相バン・ルーヴエ氏は徐總統に對し支那全國の鐵道を統一する計畫に關し詳細なる意見書を提出し先つ北京政府は鐵道統一委員會を組織し關係各省より委員を出し同會議に參與せしむべしと建策せり(二十八日日日)

株式會社 浪速銀行 第四十五期 營業報告

貸借對照表（大正九年六月卅日）

◉負債之部

諸預金		一八九、三七五、二一三
公金預金		四六、一五八、九一二
當座預金		八、一四二、八二七、〇〇〇
定期預金		三七、六二〇、一〇九、〇一〇
特別當座預金		三、六九七、五八五、〇五〇
通知預金		一、六九六、五一〇、〇〇〇
別段預金		九七五、四八一、九八〇
當座借越		一八四、八一〇、〇〇〇
本支店間未達勘定		四、三八一、二二五、九〇〇
諸未拂金		一四七、二〇〇、一一〇
仕拂手形		五九、九六〇、一二〇
借入金コールマネ及割引手形		一五、五〇九、五〇〇、〇〇〇
預金		四、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇
資本金		五六、五八一、三〇〇
法定準備金		二、一四八、六八七、七〇
積立金		五一、八三六、三八〇
當期利益金		二、九一三、八三六、一二三
前期繰越金		五一、八三六、三八〇
合計		二、九六五、六八〇、五〇〇

◉資產之部

諸貸出金		一七七、三四九、六九一
內 諸證書貸付及手形貸付		八九、二〇一、二一七、五一一
內 當座貸越		五、四五九、九四〇、五八四
內 割引手形及荷付爲替手形		六六、一一七、八三二、四〇〇
內 コールローン		六、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
買入外國爲替及一覽拂爲替手形		四四九、〇〇〇、〇〇〇
他店諸見返		四、五九六、四一三、〇〇〇
仕拂未濟本金		六、〇九〇、〇〇〇、〇〇〇
拂込未濟株金		三、〇七四、五四〇、〇〇〇
所有證券		一、九一〇、〇〇〇、〇〇〇
內 諸公債證書		一七四、九六八、〇五〇
內 外國公債證券		八五、〇一九、二一〇、〇〇〇
內 社債證券		八四、六五九、四〇〇、〇〇〇
內 株券		七、一一九、〇〇〇
貸付有價證券		九六、六〇八、七三〇
金銀		三、五八七、〇〇〇
營業用土地建物什器		八九、四〇〇、〇〇〇
新築中假拂金		一、八八七、七九八、七〇〇
預ケ金		一、九一〇、七三六、一三三
現金在高		三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
合計		三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

◉損益計算

一純益金	一四、一九四、二八九、六一〇
公式株金	三、四四五、〇七二、〇〇〇
一額面超過金	五〇、〇〇〇、〇〇〇
一配當平均準備金	一、八三二、九三〇
一前期繰越金	一七、一七二、四九〇、九六〇
計	五一、八三六、三八〇
內 仕拂利息	一、〇四四、一八五、八〇
內 仕拂經費	五、一二六、三六二、三八〇
差引純益金	一、〇四四、一八五、八〇

右之通候也

大正九年七月

大阪市東區淡路町貳丁目

株式會社 浪速銀行

取締役頭取 松方正雄

取締役 高崎親章

常務取締役 愛甲兼達

取締役 山本辰六郎

取締役 平田正之

取締役 前田時三

當銀行ノ帳簿證憑書及財產ノ精査シ前記ノ通リ相違無キト確認候也

監査役 德平安兵衛

監査役 宅德永

監査役 淺見又藏

關西製綱株式會社
大阪帶革製造所
中國化學工業會社
山東省代理店

船舶、鐵道、鑛山
鐵工、土木、建築
用品販賣

和田寬商店青島出張所
青島長安町十四番地
電話五七五番

鐵工部工場
青島早霧町九番地

鐵道用品機械粘カタログ御郵送ヲ乞フ

顏料製造工場
山東省博山驛前
電話四一番

當工場製造ノ辨柄ハ品質優良價格低廉製產高豐富
見本御一報次第郵送可申候
見本御入用ノ向ハ青島ノ方ヘ御申越ヲ乞

一資本金　一億圓（內拂込濟六千壹百萬圓）

一積立金　四千四百萬圓

橫濱正金銀行

電話

特四三〇〇番
特四三一〇番
特四三二〇番
特四三三〇番
特四三四〇番（宿直用）

支店
出張所　東京、大阪、神戸、長崎、倫敦、里昂、紐育、桑港、ロスアンゼルス、布哇、シドニー、孟買、カルカツタ、香港、上海、青島、濟南、漢口、天津、北京、牛莊、旅順口、大連、遼陽、奉天、鐵嶺、安東縣、長春、哈爾賓

此外內外樞要ノ地ニ代理店有之候間爲替、荷爲替、信用狀其他內國手形割引、貸付、保護預等御便宜御相談可仕ニ付御都合次第御來談被下度候

醫學博士

宮島幹之助著

熱帶生活

四六判美裝
寫眞數葉
定價金壹圓五拾錢
（南洋實價 新嘉坡銀壹弗五拾仙）

宮島博士は蚊の先生なり。マラリヤ熱の媒介たるアノヘレスを探ねて瘴煙蠻雨の熱帶地を普く涉獵數屆せる篤學者、我國の熱帶地及熱帶病研究の權威なり。博士が數次の熱帶地旅行に依つて得たる、研究、經驗より編み出せる熱帶生活に、見聞錄等を懇切平明且つ興味深く叙述せる者卽ち本書こす。熱帶地常住者は勿論、護謨園經營者、熱帶地關係貿易商、航海家、旅行家等荷も熱帶に關係あるの士は一讀以て得る處尠なからざるべし。

内容一班

熱帶生活法◆熱帶は文明を支配す◆科學の進步は熱帶を征服◆熱帶に於ける飲食物、被服、住居◆日射病の手當と豫防法◆熱帶生活に適する資格◆熱帶の氣候と健康◆熱帶の鬼マラリア、其豫防の第一義◆糞土より來る病◆十二指腸蟲病と其豫防並に治療法◆赤痢と療法◆脚氣、皮膚病、花柳病其他熱帶特有病と其豫防法◆熱帶

南洋行◆上海より◆香港より◆シンガポールより◆ジョホール河を溯りつゝ◆馬來の情調◆椰子の樹蔭に憩て暮す◆土人◆半島斷片◆シンガポールの別れ◆南洋の女◆雪隱物語◆滑稽南洋の鹿狩◆猪を仕留めた手柄の一條

ナイルの流域◆棕櫚の葉の樣な埃及の土地◆ナイル河畔に太古と近世の對峙◆カナロー府◆篤學の寄生蟲學者ロース氏◆埃及の大蟲住血吸蟲と十二指腸蟲◆カイロよりアスワン迄◆心地よきナイルの舟行◆燒く樣な砂漠の汽車◆國境に此文明的設備◆熱帶植民地の好模範◆衞生設備の表と裏◆黑人の都オムヅルマン◆其他

偉人の面影◆熱帶醫學の泰斗ローベルトコツホ先生◆先生の風采、友情、用意、態度、信用、訓戒、慈愛、魚釣、趣味、敎授振り◆其他醫學者の觀たる熱帶の記事滿載

發行所 南洋協會
東京麹町區八重洲町

日本發賣所 日本之醫界社
東京麹町區上二番町

南洋發賣所 南洋及日本人社
英領新嘉坡ミラドル館

現下の二大要書

法學博士　今井嘉幸氏著

支那國際法論

第一編

菊判背革　定價金參圓五拾錢
洋裝壹册　郵稅金貳拾七錢

著者曩きに支那政府に聘せられて永らく天津に在り公務の傍ら支那特種の對外關係を攻究す、一言一句著者の明緻なる頭腦を通ぜる實見の結果なれば權威的ならざるは無し。所說泰西學者も未だ手を染めざりし所の新說と創見に富む滿卷極めて時局的也

上海東亞同文書院教授　文學士　大村欣一氏著

支那政治地理誌

菊判洋裝全貳册　上卷金五圓　下卷金四圓　郵稅各金貳拾七錢

支那の山系水系より歷代の中央地方の關係、支那の政治法律財制、裁判制度自治、內外債、民國の新稅、人口及民族、度量衡、貨幣、金融機關、外國銀行、鐵道、外國鐵道、郵便電信等に亘り詳細なる叙述を試みたるもの、蓋し內外類書中之に若くものなからむ

東京日本橋通
丸善株式會社
（振替東京五番）
大阪心齋橋筋（振替大阪七四番）
京都三條通（振替大阪一三番）
神田區錦町（振替東京五千番）
仙臺國分町（振替仙臺一五番）

◀六大雄篇を見よ▶

定價金三圓五十錢（菊判總クロース）送料一支朝（内地十八錢上製美本七百頁）

外務省纂

獨人の觀たる日本及聯合國の對獨經濟戰

▼本書は獨逸、獨立キール大學内王立海運及經濟研究所副所長ワルデマール・コッホ博士等が自國の立場より見て攻究したる名著にして、苟も政治、財政、軍事、殖民、海運等之れを世界的に研究せんとする人士に對して絶好資料たり。

定價金二圓八十錢（四六倍判總クロース）送料一支朝（内地十八錢上製四百五十頁）

外務省纂

海峽殖民地概覽

▼本書は先づ同地方の地勢沿革に筆を起し人種人口統治財政及び金融機關度量衡農業漁業商工業港灣交通及通信貿易宗教教育新聞及刊行物醫事等あらゆる方面の狀況を詳述したれば眞にこれ海外貿易業者にとりて絶好羅針盤たるべし。

定價金二圓八十錢（四六倍判總クロース）送料一支朝（内地十八錢上製美本四百頁）

外務省纂

蘭領東印度事情

▼本書は爪哇スマトラボルネオセレベス其他南洋諸島の實情を說き更に地勢歷史交通產業貿易等の各般に亘り盡さざる所なく特に本邦人のため入國旅行開業等の方法に就きて周到適切なる注意を與へ卷末には簡易なる馬來語獨案内を添附せり。實に南洋諸島に關する唯一の權威書たり。

定價金三圓五十錢（菊判總クロース）送料一支朝（内地二十四錢上製美本八百八十頁）

外務省纂

北滿洲

▼北滿地方に於ける帝國の勢力新に伸張するに伴ひ我が商工業家の活躍を試みんとする者多しと雖も良書の絕無なるは心ある者の嘆息する所たり。茲に外務省は周到なる調査を行ひ本書を編纂さる。該地方の內情一として漏らす所なし。

定價金一圓八十錢（菊判總クロース）送料一支朝（内地十八錢美本四百頁）

外務省纂

福建事情

▼福建省は南清に於ける唯一の本邦勢力範圍にして天產物豐富に財力莫大なり。本書は本邦官吏の精細なる實地調査による材料を基礎とし歷史地勢產業教育衛生通商の各般に亘りて細說し加ふるに貴重なる地圖及統計の多數を收めたり。

三版

浦潮斯德事情

◎德富猪一郎先生序（四六判總クロース）定價金二圓◎三島愛之助先生著（上製三百七十頁）送料十錢

▼今や浦潮斯德は、日露貿易の衝區を占め西比利亞鐵道は將に一變して、國際鐵道たらひとする時機に達す。我が民族の勇往邁進日露貿易の基礎を牢立するは願ふに善く彼を知り己を知るの道如何に在るのみ。讀者若し活眼を以て之を繙けば洵に是れ日露貿易の津筏とならざらむ。

發兌 東京市神田區三崎町三丁目 株式會社 啓成社
振替東京一五二一〇番 電話番町五四〇七番

東亞同文會調査編纂部著

最新版

支那金融機關

菊判布裝 五百頁

定價 金三圓 送料 內地十八錢 臺灣三十錢 朝、支、滿、樺四十五錢

變革の途上にある支那金融機關、新式銀行、錢莊、票莊及支那に於ける列國の投資機關たる外國銀行、中外合辦銀行の詳細の事情を監せる對支企業家の必讀書也

東京市赤坂區溜池町二

發行所 東亞同文會調査編纂部

電話 芝 一二一四番

振替 東京九七三〇番

前號要目

北方內爭の總勘定……一—四
接壤地域特殊地位の內容……五—一六
民國五年度國家歲入現計書……一七—二七
支那全權の日支協定陳述書……三七—五六
山東問題に關するミラード氏の陳述……二八—三六
入蒙旅行日誌……五四—六一
庫倫通信……六二—六四
寧夏通信……六五—六六
支那時報……六七—七八
支那彙報……七九—九四
會報……九五—

支那　大正九年八月十四日印刷　大正九年八月十五日發行

編輯兼發行者　東京市本鄉區湯島天神町一丁目十一番地　清水壽
印刷者　東京市麹町區紀尾井町三番地　金澤求也
印刷所　東京市麹町區紀尾井町三番地　元眞社
發行所　東京市赤坂區溜池町二番地　東亞同文會調查編纂部
電話　芝一二一四番　振替口座東京九七三〇番

大賣捌所
東京市神田區表神保町　東京堂書店
東京市京橋區尾張町二ノ二　同　東海堂
東京市京橋區元數寄屋町三ノ七　同　北隆館
東京市神田區南神保町一二　同　有斐閣

每月一回發行	定價	册數	定價	郵稅
	一册（半年分）六十錢 一册（一年分）一圓二十錢	四册	十錢 二圓十五錢 四圓五十錢	無料

支店出張所

臺灣 基隆 臺中 嘉義 臺南
宜蘭 淡水 桃園 新竹 打狗
阿緱 臺東 花蓮港 澎湖島 南投

內地 東京 橫濱 大阪 神戸 門司

株式會社 臺灣銀行 (臺北)

支那 上海 九江 漢口 福州 廈門
汕頭 香港 廣東

南洋 新嘉坡 スラバヤ スマラン バタビヤ 孟買
盤谷

歐米 倫敦 紐育

支店出張所

明治四十五年一月十七日　第三種郵便物認可
大正九年八月十五日發行（毎月一回十五日發行）

支那　第十一卷　第八號

ライオン煉齒磨

チューブ入

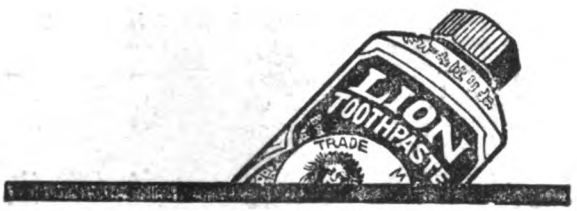

避暑にも
旅行にも

避暑先でも旅行先でも口中衛生の必要には變りはありません。ですから最も衛生的で携帯に便利なライオン煉齒磨テューブ入は、有らゆる避暑家や旅行家に歡迎されてをります。

ライオン齒磨本舗　株式會社　小林商店
東京市本所區松井町二丁目
大阪市東區備後町四丁目
支店　名古屋市西區名古屋町四丁目
上海金利源西藏路口寶昌行內

支那

明治四十五年一月十七日第三種郵便物認可
大正九年九月十五日發行（每月一回一日發行）

第十一卷　九月號　第九號

內容

支那の爲めに圖るに……一
隴秦豫海鐵道借款契約……一六
支那不振の原因……一八
南支那鐵道計畫（中）……二五
山東問題に關するミラード氏の陳述……五
支那に於ける企業の趨勢……三六
米支貿易史（一）……四一
支那時報……五一
支那彙報……六一

東亞同文會調査編纂部

明治四十五年一月十七日　第三種郵便物認可
大正九年八月十五日發行（毎月一回十五日發行）

支那　第十一卷　第八號

ライオン煉齒磨

チューブ入

避暑にも
旅行にも

避暑先でも旅行先でも口中衛生の必要には變りはありません。ですから最も衛生的で携帯に便利なライオン煉齒磨チューブ入は、有らゆる避暑家や旅行家に歡迎されてをります。

ライオン齒磨本舗　株式會社　小林商店
東京市本所區松坂町二丁目
大阪市東區道修町二丁目
支店名古屋市西區鍋屋町四丁目
上海金陵路天津口富貴街

支那

明治四十五年一月十七日第三種郵便物認可
大正九年九月十五日發行（毎月一回一日發行）

第十一卷　九月號　第九號

內容

支那の爲めに圖るに……一
隴秦豫海鐵道借款契約……一六
支那不振の原因……一八
南支那鐵道計畫（中）……二五
山東問題に關するミラード氏の陳述……五
支那に於ける企業の趨勢……三六
米支貿易史（一）……四一
支那時報……五一
支那彙報……六一

東亞同文會調査編纂部

ライオンはみがき

科學的完成のライオン齒磨は、男子にも、御婦人にも、お子供衆にも向く一番衛生的の齒磨でございます。朝も食後も寢前も、必ずライオン齒磨をお使ひになれば、之に越した口中衛生法はございません。

東京市本郷區外手町
ライオン齒磨本舗 株式會社 小林商店
支店 大阪市東區博勞町二丁目
名古屋市西區名西四丁目
上海 香港 天津 漢口 孟買 倫敦

大正九年九月十五日發行　「支那」第十一卷第九號

目次

支那の爲めに圖るに……一―一四
山東問題に關するミラード氏の陳述(五)……五―一六
隴秦豫海鐵道借款契約……一六―一八
支那不振の原因……米國ジョン・デユウエイ……一八―二五
南支那鐵道計畫(中)……二五―三六
支那に於ける企業の趨勢……三六―四〇
初期米支貿易史(一)……四一―五〇

時報

政變善後竟日―新雲臺内閣の成立―督軍制度より巡閲使政治へ―支那と國際聯盟―政治犯問題―滿蒙保留撤回事情(新借款團成立に關するラモント氏の陳述)―政學會の解散……五一―六〇

彙報

支那新聞重要記事――重要命令――外交關係――政治犯引渡問題――内政問題――國民大會説と輿論――財政經濟……六一―一〇二
日本新聞重要電報――外交關係――南北情勢――財政經濟其他

直輸出入業

小津武林起業株式會社

大阪市西區靱中通參丁目貳壹

電話土佐堀 長 二三五 三〇二六 二九

營業種目

棉花、絹紡原料
麻、肥料、雜穀
毛皮革、牛水蠟
各種油及其原料
其他支那產物

神戸出張所　神戸市海岸通二丁目　電話三ノ宮 長 一、八一五番 三、三三八番

東京支店　東京市深川區佐賀町二丁目　電話本所 長 三、七〇六番 二、二九五番

横濱出張所　横濱市相生町六丁目　電話 長 一、五九〇番

海外支店 同出張所　上海、漢口　沙市、宜昌、萬縣、重慶、樊城、老河口、鄭州

ヱビス
ビール

サツポロ
ビール

アサヒ
ビール

大日本東京

大日本麥酒株式會社

資本金八千萬圓
拂込濟資本金五千萬圓
積立金七百六拾五萬圓

朝鮮京城南大門通
振替貯金口座
京城三三三番

預金、貸出、割引、海外諸爲替、地金銀ノ賣買其他一般銀行業務竝朝鮮滿洲及浦潮斯德ニ於テ金庫事務ヲ取扱申候

朝鮮銀行

總裁 美濃部俊吉

支店出張所

內地 東京、大阪、神戸、下關
朝鮮 釜山、大邱、仁川、平壤、鎭南浦、元山、群山、木浦、羅南、淸津、會寧
滿洲 大連、旅順、營口、遼陽、奉天、奉天新市街、鐵嶺、開原、四平街、鄭家屯、長春、吉林、安東縣、龍井村、哈爾賓、傅家甸、齊々哈爾、滿洲里
支那 上海、靑島、天津、濟南
露領 浦鹽斯德（貨幣交換所ハバロフスク、ニコリスク）
米國紐育

右ノ外倫敦、巴里其他內外樞要ノ地ニ爲替取引先有之候

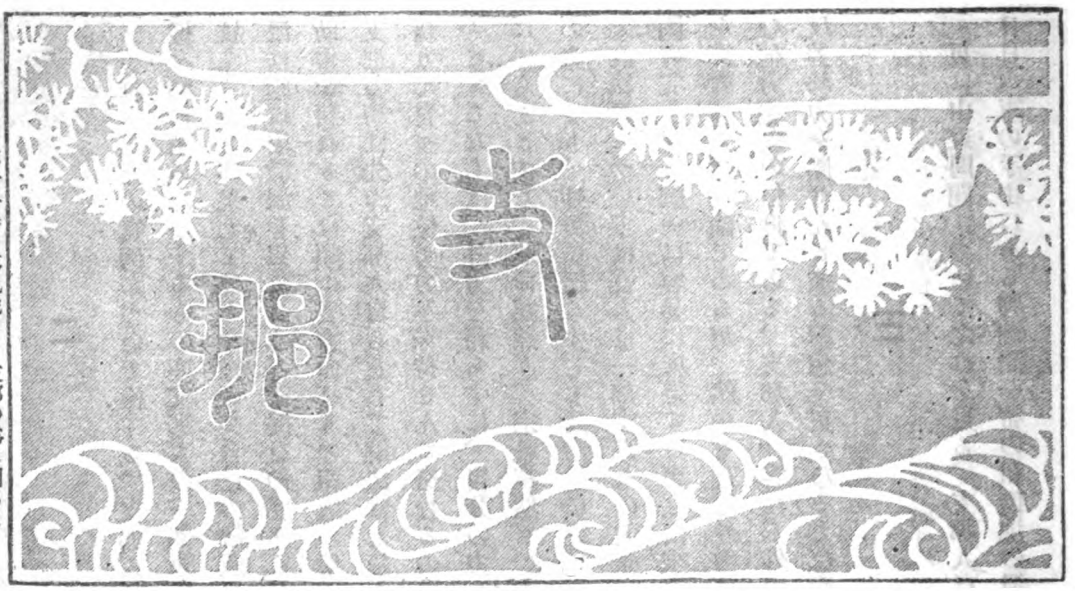

大正九年九月十五日

第十一卷第九號

支那の爲に圖るに

一

支那は內に對しても外に對して幾多の爲さねばならぬ重大な仕事がある、民國の統一、憲法の制定、過剩軍隊の解散等は其前者に屬する主要問題であり、而して山東問題の解決、正當なる國權の恢復等は其後者に屬するものである、更に後者中の正當なる國權恢復とは(一)勢力範圍の撤廢、(二)外國駐屯軍の撤退、(三)外國通信機關の撤去、(四)領事裁判權の撤廢、(五)租借地の還附、(六)居留地の還附、(七)關稅自主權の取得等を以て主なる內容とするものにして、支那をして他の先進諸國と同列に置かんとする要求である、然し是等の事業は支那國民が頻に熱望しつゝあるに拘らず、容易に其目的を達し難い有樣である、其原因並に理由は元より多岐多端であらうが、吾人を以て見れば各種の問題に通有の障碍は、支那が自らの力によつて是れを解決せずして、他力に依つて其目的を達せんとする點にあると思ふ、支那の爲に圖るに眞に支那人が是等の重大なる仕事をなし遂げんとせば、支那人自らが十分の覺醒をなし、他力によらずして、自分の努力によつてこれを完成せん事を力圖するの外に其途は無いと信ずる。

二

これを二三の實例について檢する、支那人は動もすれば民國の統一を阻害する原因の一は外援にあると云ふ、然し其外援を頻に求めんとするもの亦支那人の一部分ではないか、而して此外援を藉りて勢威を張れる或一派を攻擊し、之れに對抗するもの亦果して外力を援いて自己の勢威を加へんとしたる事無きや否や、最近に於ける安直兩派の爭鬪に於て、直隷派は頻に安徽派を以て日本の後援を仰げりとして攻擊したるも、彼等直隷派亦米國——更に的確に云へば一部米人——の助力を藉れりとは頻に各方面よりの報道の傳ふる處である、吾人も外援が支那の統一を妨ぐる一因たる事を認め、而して支那の事は先づ支那人自らをして解決せしむる事を主張するものである、然るに支那人自らが此原則を破壞して、外援を藉りて自家の地位勢力を保持せんと努むるのは、支那人に尙十分の自覺自制の無い爲である、支那人が其反對黨を壓服せんとするならば、外力を藉らずに、自分の力を以て十分に壓服するが宜しい、然るに支那人は常に斯くの如き場合に外援に依らんとする、革命黨然り、宗社黨然り、安徽派然り、而して直隷派亦然りである、最近の支那に果して純然たる自己の力により、外力に賴らずして其內爭に從事したものありや否や、支那人先づ自ら省るの必要がある。

其結果については吾人は一部支那人の主張に全然同意する、『斯くの如くしては支那の內爭は遂に終熄するの時なへ、民國の完全なる統一は容易に庶幾する事は出來ない』、吾人は支那の內爭につき一黨一派に對し有形無形の援助を與ふる外力を非難する事勿論であるが、然かも是等外力は畢竟是れ誘はるゝ流水にして、落花たるものは實に支那人自らの心裡に潛む他力主義の信仰である、支那人は客たる外力を責むるに先ち、先づ主たる自らの心裡を省み、彼等自ら外力を藉りて其反對勢力を壓せんとする謬想を正さなくてならぬ。

三

更に山東問題について之れを見る、支那人は山東問題について何を求むるのであるか、要は嘗て獨逸に讓渡し、而して今日日本軍の手中にある膠洲灣一帶の租借地の還附を求むるのにあるではないか、支那人にして眞摯なる考を有し、眞に山

東の還附を求めんとならば、ヴェルサイユ會議に際し對獨條約に調印し、屢次膠洲灣還附を約束し聲明せる日本に對し、其約束の履行を求めるのが捷徑であつたであらう、若し支那にして此途に出でたならば恐らく今頃は既に業に支那人の翹望して措かざる山東は支那の手中に復歸し、能く其目的を達して居たであらう、然るに支那人の他力主義の迷信は此處にも災して、支那人は先づ外國の力を藉りて日本を制せんとして、以夷制夷の其傳統的外交策に墮した、即ち二三外人顧問の說に聽いて對獨條約調印を拒絕し、望を米國上院の條約修正に懸け、更に近く開かるべき國際聯盟第一回總會に提訴して、其主張を貫徹せんとしつゝありと云ふ、如何に支那人と雖も國際聯盟總會に於て支那人の主張が貫徹し得べしとは信じては居まいと思ふ、今や支那人は山東還附を求めて、益山東還附より遠かりつゝあるのである、日本は一度約束した以上切實に之れを履行する事勿論であり、日本は既に何時にても支那の提議に應ずべき旨通牒して待つて居るのである、支那が之を受取らんとせば何時にても受取り得るのである、然るを支那は何を苦しんで米國上院に望を懸け、更に國際聯盟に賴らんとして、自ら進んで之れが還付を求むるの途に出でないのであるか、他力に依賴するは自らの努力と責任とを以て、其解決を求むるに如かざる事萬々である、支那人は一刻も早く此點に目醒めねばならぬ。

四

正當なる國權の恢復は支那人の年來切望して止まざる處にして、吾人亦支那人の此希望に對して十分の同情と理解とを有する、而して支那の正當なる希望の達成に就いて十分の援助を吝まざるべしとは、我當局の既に公式に聲明せし處である、此點に關する支那人の希望は近來益熱烈となり、吾人が前述せる七項の希望は、昨年巴里講和會議に際し、之を提案せんと試み、米國の忠告に基いて見合せ、更に今秋の國際聯盟會議に提出せんと傳へらるゝものである、是等の諸希望は支那として尤もな希望であるが、支那は外に對して之れを求むるの前、先づ自ら是等の希望を達成し得べき素地を十分に作らねばならぬ、況んや一二の友邦に媚を賣つて以て其希望を達せんとするが如きは愼まねばならぬ、前記七ケ條項中外國駐屯軍撤退の如きは最も實行し易い、又最先に實行せらるべき性質のものであるが、最近安直兩派の私鬪に際して如何なりしか列國は天津より駐屯軍の一部を北京に繰込み、使館其他の護衞に任せざるを得ざるの狀勢を誘致し、外國駐屯兵の尙必要

なる所以を列國をして感知せしめたではないか、而してこれ實に支那人自らの行動に原因するのである、又領事裁判權撤廢の如きは英國は一九〇二年、日米兩國は一九〇三年に於て、支那が速に其司法制度を改革せん事を切望すると共に之れに對する助力を惜まざるべきを誓ひ、而して其完成を俟つて治外法權を撤去すべき事を約せるものにして、最早支那より重ねて要求する迄も無く、支那にして自らに課せられたる條件だに滿たさば、撤去せらるべきものである、爾來既に二十年に達するも支那の司法制度に著大なる改革行はれたりとは、吾人不幸に之れを認むる事が出來ぬ、未だ地方各府縣にあつては行政權と司法權との分立すら實現せられざる有樣である、斯くの如くにして治外法權の撤去を求むるも到底其達成は困難である、更に又居留地の還附について見るも、支那の內政の今日の如く整はずして、土匪賊徒頻に橫行するに於ては外國人は決して支那官權の保護の下に生命財產の安全を期し難い、勢外人は特殊の保護の下に立つの必要あり、現に支那人すら生命財產の安固を期するの地として、外國居留地を選びつゝある際、支那が純理に依つて其撤廢を要求するも、列國は容易に其應諾を難んずる次第である、是等の希望についても支那人は徒らに外國に對して之れを求めんよりも、自ら相當の施設改善をして、先づ外國をして其容求を容れしむるに足るの素地を作る事に努力しなくてはならぬ。

五

吾人は衷心支那の發展を希望し、其繁榮を喜ぶものである、而してこれが障碍となるべき事は努めて之れを除去する事に躊躇するものではない、此點に關しては惟ふに恐らく世界の列強悉く其見を一にするであらう、然るに支那人の希望する處が一も容易に達成せられないのは何故であるか、吾人は卒直に其理由を指摘して云ふ、支那人が徒らに外力に賴つて事をなさんとして、自ら努め自ら制する誠意に缺けて居るのが其一大原因である、故に之れを支那の爲に圖るに支那人は速に萬事に於て其他力主義の信仰を改めて、本來の自力主義の眞面目に立歸らねば、民國の前途は決して光榮を齎す事は困難である、吾人も自ら顧みて改むべきものは改むるに躊躇せぬ、然し支那人に對しても吾人は十分の反省を希望せざるを得ない。（後凋生）

山東問題に關するミラード氏の陳述

（五）

（一九一九年八月十八日米國上院外交委員會に於て）

ミラード氏。上院議員諸君が此等の事柄に就いて最後の決心に到達される迄は私は飽くまで私の意見を主張します貴方方の義務は、英佛政府に對し、山東問題に關して英佛が如何なる協定をしたか、或は協定などはしなかつたかを質問して、若し協定がありとすればそれを吾が政府に見せてやることです。かゝる協定は完全に暴露することが出來るものでありまして、これによりて事の眞相がわかるのであります。これがわかりますれば、私は卒直に極東問題に就いての意見を具陳いたします。もし吾が國が日本と開戰せずにをれば十年の中には吾が國は進退兩難の境遇に陷るでありませう。

議員スワンソン。何を名目として日米戰爭が起るとお考へですか？

ミラード氏。名目は無數にあります。其の中の一つでも立派に開戰の理由となります。

議員スワンソン。私は貴下の著書を非常な興味をもつて讀みましたが、それに就いて質問します。若し日本が五大國と口頭で或る協定を締結するとせば、此の協定によりて以前の口頭或は文書による種々の協定が無効になるでせうか？

ミラード氏。勿論、私が支那政府に送つた覺書に於て私は日本に關して此の事を解剖しました。私共は支那に參つて彼等にこのことを語りますと、彼等は唯だもう落膽してゐました。で私は彼等に言ひました「私共は皆今夜は氣分が惡いから、明朝になつたら之に就いての考へを纏めて書いて送ります」と。そうして翌朝、私はこれを說明して書いて送り、且つ「これによつて或る一事がはつきりと御わかりになつたでせう」と附言しました。彼等は大統領をひどく非難しましたので、私は、大統領は心中支那に好意をもつてゐない筈はない。大統領の處置にそういふ形迹は少しも見えない。故に大統領の動機を誤解してはいけないといふことを彼等に告げ、且つ、支那の訴ふべき唯一の道は千九百七年の山東協定によつて此等の密約を一掃することにあると指摘しました。

議員スワンソン。成程ね。

ミラード氏。これは皆一種の約定的覺書ですから一掃されるのです。この約束はもう履行されてしまつたのです。各國は皆此の協定に就いて一致して日本を支持したのです。

議員スワンソン。併し日本は山東を支那に還附することに同意しました。

ミラード氏。此等の協定は此等諸國の關する限りに於てはもう消滅したのです。英佛及び其の他の政府がこの約束を將來長く守ると否とは此等諸國の自由になつてをるのであります。

議員スワンソン。若し日本が山東還附を約しても貴下はそうお考へですか？

ミラード氏。併し、此等諸國が日本に山東還附を約せしめる前に、何か他の點で日本に同意してゐないか否かゞ問題なのです。吾々が知りたいと思ふのは其の點です。而して上院はそれを知る手段をもつてをりますが、私は手段をもたないのです。

議員スワンソン。米國が若し山東に關して支那を助けたいと欲するなら、日本は四國會議に於てウイルソン大統領に山東還附を約してゐるのであるから、米國はこの約束の履行を日本に迫る權利があるとはお考へになりませんか？

ミラード氏。その通りです。併し日本は、この約束を承認しながらいつまでもそれを延してゆきます。

議員スワンソン。如何なる國に對しても協定に服從することを強ふる權利を米國はもつてをります。

委員長。約束履行の期日は少しも明言してありません。

ミラード氏。その通りです。日本は五十年も山東を返さぬかも知れません。上院議員諸君が御承知の通り、日本の滿洲に對する遣り口も同じです。こんなことでは支那を滿足させることは出來ません。支那にとつては死活問題です東洋には世界の人口の五分の三が住んでゐることを記憶しなければなりません。この人々に對して救濟策を講ずるか救濟の希望を抱かせるかしなければ危險千萬です。尤も救濟策といつても諸君がお考へになるやうな救濟策ではなくて、眞に支那を安心させるやうな救濟策でなければ駄目です。貴方方が外部から法理的に觀察される時は、それでいいかも知れませんが、支那にとつて見れば、曖昧な約束の如きものでは少しも安心は出來ないのです。貴方方は支那に排外思想を掻き起して彼地の宣教師を殺害させやうとして居られるやうなものです。

議員スワンソン。吾人は支那に對する確實な約束を條約の中へ挿入して貰ひたかつたのです。しかしそれが困難であつたといふことは貴下のお話によつてわかりました。けれども日本が五大國になした此の協定によりて支那は講和會議に出かける時よりも今日の方が條件が善くなつたと私共は感じて居るのであります。

ミラード氏。ところが彼等はそうは考へません。又私が彼等の顧問に推薦した法律學者もそうは考へてをりません此等の法律學者は「日本は以前にはもつてゐなかつた種々の急所を今日ではつかんでゐるからそれによつて言ひ拔けが幾らでも出來るやうになつてゐる。卿等は山東問題を講和條約に入れて、各國に調印させてしまつた。これは以前にはもつと不確定なものであつたのだと言つてをります。私もこれと同じ風な意見を抱いてゐたのでありまするが、私は自分の意見に信が措けなかつた。で私は私の意見よりも一層高い此等國際法學者の意見を述べたのであります。

議員ジョンソン(加州)。五大國が此の問題を講和條約の中へ閃ぢ込んで釘附けにしてしまったといふ事實を注意して下さい。條約の中には何の約束もしてありません。今日では日本が山東を還附するといふ何等の成文の協定もないのであります。

ミラード氏。私の知る限りに於てはその通りです。

議員マッカンバー。支那との協定もですか?

議員ジョンソン(加州)。成文の協定はありません。

ミラード氏。支那は日本が何をしてゐるかを知る爲めに此の問題に關する覺書を要求したことがあります。

議員スワンソン。それが協定だらうと私は思ひます。

ミラード氏。支那をも含んだ協定だと仰言るのですか?

議員スワンソン。日本が獨逸に山東を支那に還附すべしと言つて送つた最後通牒に支那は含まれて居ります。あれはそういふ意味の宣言です。

議員ジョンソン(加州)。而し價値ある約束は條約に認めるのが常例です。

ミラード氏。ところが、この事に就いては亞細亞人の心理はまるで吾々の心理とは反對です。それで重大な事件でもそのまゝにしてをります。そこは上院の力で事實と行爲とを暴くことが出來ます。しかも條約にも觸れず、政府とも關係なしに出來ます。そうすれば列國は悉くことに從ひます。これに反して此等の準備を怠るときは列強は吾が國の向ふに廻りて我國は巴里會議に於けると同樣の失敗を見るに相違ありません。

委員長。もう五分で一時になりますが、上院議員マッカンバー君からまだ質問があるそうですから、三時まで休憩とします。(こゝにて委員會は午後零時五十五分より午後三時まで休憩す)

休憩後

委員會は午後三時再開す、出席者次の如し。

ロッヂ氏(委員長)、マッカンバー氏。ボラー氏。ブランデジー氏。ジョンソン氏。モーゼス氏。ヒッチコック氏。スワンソン氏及びボメレーン氏。

議員マッカンバー。諸君御着席下さい。委員長ロッヂ君は目下委員會の方が手が離されぬので、同氏が歸るまで私に代理をつとめて呉れと依頼されました。ミラード君、どうか又あちらへ着席して下さい。

(これよりミラード氏の陳述再開)

議員マッカンバー。ジョンソン君の質問はもう終りましたか?

議員ジョンソン(加州)。終りました。

議員マッカンバー。では私から順序を追うてミラード君に二三質問します。山東半島に關して支那と獨逸との間に租借條約が締結されたのは千八百九十八年三月二十六日でありますね?

ミラード氏。その通りだと思ひます。

議員マッカンバー。右租借條約の第一條に

支那帝國皇帝は獨支兩國の友誼を厚くし、併せて支那帝國の國防を鞏固ならしむる爲め、五十吉米突の地帶

に於ける完全なる主權を保留して云々と前置きして次いで獨逸に與ふべき利權を規定してあります。これによりて見れば獨逸は明白に支那の主權を承認して居ります。そうですね？

ミラード氏。そうだと思ひます。

議員マツカンバー。併しながらそれと同時に獨逸は、支那に對して、同國の完全なる主權と矛盾せる權利を驅使しました。例へば支那の干渉を許さずして租借地以外に兵を送つた如きがそれであります。

ミラード氏。そのやうな性質のことを屢々やりました。

議員マツカンバー。此の時に國務卿ヘイ氏がこれに關し獨逸と商議を開いたのですね？

ミラード氏。そうです。

議員マツカンバー。その結果支那に於て門戸開放主義を維持し、獨逸は何等領土的主權を要求せずといふ了解が出來たのですね？

ミラード氏。そうです。それはヘイ＝フォン・ビユロー覺書として知らるゝものによつてわかつたのです。

議員マツカンバー。そこで支那が自國領土にて主權を行ふ權利に關しては獨逸も其の他の國も之れに異議はなかつたですね？

ミラード氏。異議といふのは條約か或はそういふ風のものに認めた抗議のことですか？

議員マツカンバー。そうです。

ミラード氏。それなら私の知る限りではありません。

議員マツカンバー。唯だ支那領土內に於ける支那の主權を承認するといふ條約だけしかないのですな。

ミラード氏。そうです。それは約十種の條約によりて承認されてをります。

議員マツカンバー。で我が國は日本と數種の協定を結んでゐるのですね。それから門戸開放主義の了解にも。

ミラード氏。日本は九種の成文の協定を結んでゐると私は思つてをります。

議員マツカンバー。其の中の二つはルート高平協定と……

ミラード氏。それからランシング・石井協定とです。それから又日本はヘイ＝フォン・ビユロー主義或はヘイ氏宣言も知つて居ります。

議員マツカンバー。さて千九百十五年五月二十五日に日本と支那とは山東問題に就いて條約を締結しましたね。

ミラード氏。其の時の條約に山東に關する項目が含まれてゐるのです。山東問題のみに關した條約ではありません。

議員マツカンバー。それは又滿洲問題にも觸れてゐますね。

ミラード氏。そうです。

議員マツカンバー。こゝで單に山東に關する部分だけを擧げますと、その協定の第一條に次のやうに規定してあります（朗讀）

支那政府は獨逸政府が山東省に關し條約其の他によりて所有する一切の權利、利益及び租借地の處分に關し今後日本政府と獨逸政府との間に協定する一切の事項

に同意すべきものとす。

無論これによると獨逸が獨支間の條約其の他の方法によりて獲得せる一切の權利を日本が保留することを支那が認めてゐることは明瞭であります。

ミラード氏。たしかにそうです。勿論貴方は支那がこれ等の事項を日本の最後通牒によりて承認したといふことは御承知でせうね。

議員マツカンバー。勿論知つてをります。支那領土に於いて各國が利權を獲得したのは皆實際上これと同樣の方法で支那に調印させたのです。支那は無理に調印させられたのです。

ミラード氏。そうです。

議員マツカンバー。正確にその通りです。丁度それは吾が米國がかつて五十年前に、ペリー提督を日本に派遣して日本に開港を迫つた時に日本がそれに無理に調印させられたのと同じです。

ミラード氏。それは大變事情が相違してをります。支那は或る事項には強硬に抗議しました。

議員マツカンバー。併し、要するに之等一切の讓歩は支那が反抗する力を有しなかつたから日本が獲得したのではありませんか？

ミラード氏。まあそんなものですね。

議員マツカンバー。さて、此の條約が考慮されてゐる最中に、千九百十五年五月十五日、日支兩國即ち兩國公使間に數箇の覺書が交換されました。

ミラード氏。澤山の覺書です。

議員マツカンバー。私はその中の一つを茲で調べて見ます。これは千九百十五年五月二十五日日本公使から支那政府に宛てた覺書です。その中で日本公使は次の如く言つて居ります。

予は日本政府の名に於て中華民國政府に對し次の如く宣言するの光榮を有す

現大戰の終結せる時、膠洲灣租借地が完全に日本の自由處分に一任されたる時に於ては、日本政府は左記の條件の下に前記租借地一帶を支那に還附すべし

こゝには日本が一定條件の下に租借地を支那に還附するといふことが一點の疑もなく明白に聲明されてをりますね？

ミラード氏。そうです。

議員マツカンバー。序に其の條件を茲で列擧して見ませう（朗讀）

一、膠洲灣全部を商港として開放すべきこと

二、日本政府によりて指定されたる地點に日本の專管居留地を設くること

二、若し列國が居留地を欲する時は國際共同居留地を設くるを得

四、獨逸の船舶財產の處分、並に之れに關する條件及び方法に關しては日支兩國政府は還附前相互間の協定によりてこれを決定すべきこと

以上の通りであります。そこで「日本政府によりて指定されたる地點に日本の專管居留地を設くること」といふ第二

項は何を意味すると貴下はお考へですか？

ミラード氏。それはその當時から明白にわかつてゐたのです。日本は其の後同地を測量して特別居留地を特に區劃した地圖をこしらへました。

議員マッカンバー。此の居留地によつて日本は如何なる權利を獲るのです？

ミラード氏。其の地域内の治外法權です。

議員マッカンバー。といふのは特殊の主權ですか、或は管理權ですか、それとも何か他のものですか？

ミラード氏。それは絶對的主權になるでせう。特別の制限的のものではなくて絶對完全の主權です。日本が横濱や東京に於て有すると同樣の警察權を同地に有することになるのです。

議員マッカンバー。それに就いて如何なる協定があるか又日本は如何なる管理を如何なる目的をもつて如何に行ふかといふ事實を敎へて下さい。

ミラード氏。その聲明には普通の用語として管理といふ言葉が指定されてあります。がその實行に方つては日本は一定の地域を指定し、その地域内に於て日本は裁判所を設け、一切の警察權を握り、同地の全行政管理權を把握します。

議員マッカンバー。何處から貴下はそんなことを聞きこみました。此の中には居留地といふ言葉の中にそんな意味を含んで居ると思はれませんが、居留地といふ言葉について其のやうな了解があるといふことを誰からお聞きになりましたか？

ミラード氏。そんなことは誰からも聞いたのじやありませんが、日本はその居留地の到る處でそんな風にやつてをります。で今度だけ日本がそれと異つたやり方をすると思はれる理由は少しもありません。

議員マッカンバー。では貴下は此の居留地許可の協定に基いて日本が何を要求するかは正確に知らないのですね？

ミラード氏。知りません。誰だつて先のことはどう變るかわかるものでありません。現在に於て判斷し得る限りに於ては、日本は支那領土の他の地方に於けると同樣の十分なる主權を獲得するだらうと言ふのです。

議員マッカンバー。そこで日支間に多くの論爭があつて終に日本は支那に最後通牒を送つたのですね？

ミラード氏。そうです。

議員マッカンバー。此の最後通牒の三箇條目に——

ミラード氏。勿論日本が最後通牒を送つたのは支那が調印したよりも前のことですよ。支那は最後通牒の結果としてそれに調印したのですよ。

議員マッカンバー。よろしい。では日支兩國が論爭中の第三箇條目に次の如くあります。

支那政府が最後通牒に於て要求せられたる全條項を承認せば、四月二十六日になされたる、膠洲灣を支那に還附すべしとの日本政府の提議は依然有效なるものとすこれは若し支那が最後通牒に同意せば膠洲を支那に還附すべしとの日本の同意は依然有效であるといふ一の日支協定

であります ね？

ミラード氏。そうです。

議員マツカンバー。支那は同日回答を發しましたね？

ミラード氏。私は長く讀みませんから、どうか記憶してゐません。

議員マツカンバー。私は同日だつたと思ひます。

議員ボラー。同日ですよ。

議員マツカンバー。月はこゝにある通りですか、支那共和國の年はわかりません。又月も吾が國の月と一致してゐるかどうかは知りません。支那の回答は次の通りであります（朗讀）

支那政府は極東の平和を維持するの見地より、一、二三及び四項に含まるゝ一切の條項を承認す、但し第五項に指定されたる五ケの條項に對する回答は之れを後日の商議の爲め延期す。

ミラード氏。そうです。

議員マツカンバー。右の中第三項は膠洲灣に關するものであります。これ等の協定は成文の協定でありまして、その一部は日本が將來山東に於て獲得する權利一切を支那に交附することを規定してゐるものでありますね。

ミラード氏。そうです。

議員マツカンバー。そこで此等の覺書によりまして、日本は名譽上これを支那に還附する義務があります、そうでせう？

ミラード氏。日本は名譽上の義務があると同時に、條約が法律的拘束力を有する限りは、法律的の義務があるのです。

議員マツカンバー。日本は山東を支那に返す義務ありとは條約には言つてなくてもですか？

ミラード氏。日本は種々のことを約してをりますけれどどれにも期日を明言してゐないといふことを御注意して下さい。

議員マツカンバー。そのことは何遍も聞きましたよ。それは私も十分に認めてをります。そのことは後で申しますて獨逸も支那が領土をとつた時には主權を要求はしなかつたが實際には主權を驅使したのですね？

ミラード氏。或る程度まで主權を驅使しました。併し衝突が起つても常に支那側が滿足するやうに公平に事件が正されました。獨逸は一度び同地に於て戰略的目的を遂げ、海軍根據地を置くに至るや、只管支那を慰撫する政策を採り、十五年か二十年の後には、支那の恨みは殆んど消えてなくなつた位です。

議員マツカンバー。併し、それは兎に角此の問題を續けませう。一體英佛伊等が日本が戰爭を繼續せば獨逸の權利を日本に與へるといふ協定を結んだ以前に、日本と支那との間に既に日本が山東を獲得するといふ協定が存してゐたのですか？

ミラード氏。そうです。その方が先です。

議員マツカンバー。それではこゝに二つの事實があるわけですね。第一は日本は征服によりて獨逸から山東を奪取

し、同地に於て獨逸がもつてゐた權利を獲得したといふこと。並に支那はかつて獨逸がもつてゐた權利を日本に與へることに同意せることです。

ミラード氏。そうです。支那は强制されて同意したのです。

議員マツカンバー。その次に英佛伊がはいつて來たわけですね。そうして日本が既に獲得してゐる權利を保有することを密約によりて保證したわけですね。その通りですね？

ミラード氏。まあそんなものです。彼等は講和會議で此の問題をそういふ風に可決したのです。

議員マツカンバー。而して此等諸國は講和會議に於いて日本の山東保有權の承認を拒絶することは餘程難しかつたのですね？前の約束を取消してしまはねば殆んど拒絶することが出來なかつたのですね？

ミラード氏。或る意味ではそうです。併しながら、之等諸國の首相は、屢々聲明書を發して、種々の密約といふものは、言はゞ橋の下を流れる水のやうな一時的のものであるといふ意見を暗に示してゐることを記憶しなければなりません。それは丁度我が米國參戰の當時のことで、此の問題に就きこんな風にして彼等は吾が國をたらしこんだのです、此の問題の眞相を知らない普通一般の人は彼等の言をもつて、密約に含まれてゐる義務は、後に起つた事件によりて廢棄されるかも知れない、例へば支那が參戰し對獨國交を斷絶し、對獨條約の全部を廢棄した以上は獨逸の山東に於ける權利は自然消滅するのであるから、講和條約によりて獨逸の權利を日本に與へる爲には、再び獨逸に何等かの權利を與へてからでなければならぬといふ風に信じたでせう。

議員マツカンバー。併し支那は參戰する以前に獨逸のもつてゐた一切の權利を日本に與へたではありませんか？

ミラード氏。支那はその時はまだ中立でありました。

議員マツカンバー。私が伺ひたいのは英佛伊諸國は前にこの問題に就いて日本を援助するといふ約束を與へてゐるので、日本に山東に關する要求を棄てよと强要することが甚だ難しかつたのではないかといふことです。

ミラード氏。他の問題に關しても難しいことは度々ありました。

議員マツカンバー。そんな場合に此等諸國はそれをウイルソン大統領に一任したのですか？

ミラード氏。フイウメ問題の時はそうでした。

議員マツカンバー。所がウイルソン大統領もそれを片附けることが出來なかつたのですか？

ミラード氏。此のプリンシプルとそれに含まれてゐる事情との間には殆んど正確な類似があつたのです。現在極西露國並に佛蘭西との協定に就いての新聞紙の論調を御覽なさい。露西亞が對獨戰爭の主要分子であつた時には英佛はこれ等の地方をも含む露西亞と協定を結びました。後に露西亞の勢力が弱くなると又後の協定を結びました。そして今では英國は巴里に於て明かに露國の崩壞に基く事情の變化によりて、一切の協定を破棄し、此の協定から免れんと

する態度をとつてをります。

議員マツカンバー。では貴方の仰言る意味は英佛兩國は山東の全管理權を支那に返してやりたがつてゐるといふのですか？

ミラード氏。彼等の內心の希望はそうだらうと思ひます

議員マクカンバー。けれども協定がある爲に彼等の意志を固執することが出來ないと言ふのですね？

ミラード氏。それは正確な理由ではないと私は信じますそれは表面上の理由です。

議員マツカンバー。彼等に日本との山東密約を放棄させることが出來ると貴方は考へますか？

ミラード氏。そう考へます。で私は私が考へてゐるところの眞の理由を申し上げませう。私は此の問題を屢々各國の人々と非公式に論じました。彼等は腹藏なく語りました其の中の或る人が私に向つて次のやうに申しました。「目下亞細亞に一の問題が起つてゐるが、米國はそれに對して一定の政策をもつてゐない。吾々は亞細亞に於ける露國の狀態を安定せしむるために米國をあてにすることは出來ないそこで仕方なく日本を玩具にしてゐるわけである」と、

議員ブランデジー。英國人がそう言つたのですか？

ミラード氏。そうです。英國人も佛蘭西人もです。

議員ボメレーン。それ等の人々は、そんなことを言つて英國を窮地に陷れる權利をもつてゐたのですか？

ミラード氏。丁度私が今話してゐるやうな風に言つたのです。私が貴方方と座つて語つてゐるやうな風に。

議員ボメレーン。無駄話ですか？

ミラード氏。どうしまして、明白な常識をもつて言つたのです。支那に於ける英國の利害の關する限りに於ては、この問題に對する英國人の意見は米國人のそれと同樣全然一致してをります。彼等は皆ひどく日本人を攻擊してをります。極東に於ける英國人のこの問題に對する反對は甚しいものでありまして、一般の英國人は此の問題に就いて語る時には憤慨の餘り顏を赤くしない者は無い位です。それから英國政府も「英國は日韓合併の時にも朝鮮に於ける英國の利益を犧牲にし、滿洲を日本が取つた時にも同樣の痛傷を受け、千九百十七年山東密約の時にも同樣の目に遭つた」と言つて居ります。彼等に向つて「何故そんなことをしたのか」と訊ねると彼等は「吾が英國はたしかにそんなことはしたくなかつたのであるが、白とも黑ともつかぬ米國政府の外交政策の爲めにそうしなければならなかつたのである。吾が國は出來るだけの最善の協定をしたのである」と答へます。彼等の話はまあざつとこんな風であります。

議員ブランデジー。貴下は或る英國人及び佛國人から非公式にそれを聞いたと言ひましたが、それ等の人々は英佛の官吏だつたのですか？

ミラード氏。官吏だつたです。彼等は極東通だつたのです。

議員ブランデジー。それは無駄話ではなかつたのですね

ミラード氏。無駄話ではありませんでした。

議員マツカンバー。けれども若し日本が會議に於て日佛

英間の條約を遵守せざるべからずと固執したら、此等の諸國は、此の條約を取消すことが出來たのでせうか？

ミラード氏。若し此等の條約が米國と支那とが參戰しない前に出來たのだとすれば出來なかつたかも知れません。けれど米支兩國の參戰によりて非常に事情が變つて來ました。

議員マツカンバー。併し此の條約の目的は日本に戰爭を繼續させるためだつたのです。日本は戰爭を繼續しましたそうして獨逸から彼の地を取つたのです。して見れば彼等は日本に向つて「さて吾々は貴國に約束はしたが米國の參戰によつて事情が一變したから前の約束は取消します」などと言へた義理でせうか？

ミラード氏。彼等はそういふ意味のことを言ひましたよ尤もこれは日本にでなく他の國にですが、それから事情も異つてをりましたが。

議員マツカンバー。そうでせう。事情が異つてゐたでせう。

議員ヒツチコック。今朝貴下は、この密約に關して、此の密約は承認され、英國、佛蘭西及び日本はこの密約の義務を果し、密約は終つたと言はれましたね。

ミラード氏。そうです。まあそんな風になつた形です。

議員ヒツチコック氏。これが承認されたとすれば此等諸國は其の承認を主張したに相違ありませんね。そうでなければ承認出來ませんからなあ。

ミラード氏。日本は主張しました。英國は日本に贊成しました。かうして結局承認されたのです。

議員マツカンバー。そうして日本は獨逸の租借地を取つたわけですね。しかも獨逸が九十九年間は要求されずにすんだ新しい義務を日本は負ふてゐるですね。即ち山東を支那に還附するといふ新しい義務を日本は負ふてゐるのですね？

ミラード氏。そうです。日本は屢々そのことを聲明してをります。

議員マツカンバー。して見れば、貴下が言はれたやうに期限が確定してゐないといふことを除いては支那は獨逸が租借してゐた時よりも、日本に渡した方が條件が良いわけですね？

ミラード氏。そうではありません。もう一つ日本が東京に於ける支那公使に賄賂を用つて調印させた千九百十八年の追加協定がなければです。日本はこれを實行しようとしてをります。これは決して獨逸がもつてゐなかつた權利です。

議員マツカンバー。併し日本は講和條約によりてそれを得たのではありません。それは何等成文の典據なき純粹に不當の擅取です。

ミラード氏。これ等のことは條約には書いてありませんが、經濟的利權といふ一般的命題に含まれてをります。

議員マツカンバー。條約によつてそんなことをする權利は日本にありません。

ミラード氏。日本がそういふことを過去に於てしなかつ

たとは言へません。けれども日本は日本に有利なやうに解釋してゆきます。

議員ブランデジー。主權を還附する義務は條約の中にはありませんか？

ミラード氏。ありません。條約には書いてありません。

議員マツカンバー。併しそれは條約に附隨せる成文の協定によつて決めてあります。

ミラード氏。そんなものはありません。

議員マツカンバー。條約の採用と同時或はその以前に大使會議の間に認められた協定があります。

ミラード氏。今は巴里の講和條約に就いて話してゐるのです。

議員ブランデジー。そうです。私もそうでした。

議員マツカンバー。それではこの條約並に日支條約は日本が支那に山東を還附することを要求してをります。

ミラード氏。そうです。

議員マツカンバー。若し日本が誠意を以て條約を履行したら還附の時期はそう長くはありますまい。

ミラード氏。まあそう假定しませう。

議員マツカンバー。と言ふのは日本が言を左右にして言ひ拔けをする權利があるといふ意味ではありません。

ミラード氏。十五年も二十年ももつてゐる權利はないのです。

議員マツカンバー。況んや百年若しくは千年もですね？

ミラード氏。そうです。

議員マツカンバー。それは日本の義務ではありませんか？

ミラード氏。それに就いて一言しますが、先達て日本の一紳士がジョージタウン大學で講演をして、其の時期が何時熟するかといふことにつき暗示を與へました。それによると英國が支那を引き拂ひ、或は米國が比律賓を拋棄する時だといふやうな意味でありました。

議員ボラー氏。その人は米國へ派遣された日本の一委員だつたのです。私も日本人の時期の觀念に就いて申し上げやうと思つてゐたのです。

議員マツカンバー。それは日本人の時期の觀念ではなくて、或る日本人の觀念ですよ。條約——私が今話してゐる此の條約は——日本に對し、此の條約と矛盾せざる一切の外國との條約の條件を忠實に履行することを要求してをります。

ミラード氏。どの條約のことです、今貴方が仰言つたのは？

議員マツカンバー。吾々が今論じてゐる講和條約のことです。

ミラード氏。講和條約は彼等に何をすることも要求してはをりません。

議員マツカンバー。失禮ながら、要求してをりますよ。

ミラード氏。山東に關してですよ。

議員マツカンバー。こういふわけです。日本は支那に對して山東還附を約束してゐる。

ミラード氏。千九百十五年の協定で日本はそれを約束しその後屢々それを繰り返して居ります。そのことには何の疑問もありません。

議員マッカンバー。ところが此の講和條約にもそのことが繰り返されてをりますよ若し日本が調印したとすれば、卽ち

國際的協同を促進し、國際的平和と安寧を完成する爲には——

これは或る方法によつて爲されるのです、卽ち

正義を維持し、國家間の一切の條約義務を尊重することによりて

とあります。日本は條約に調印した以上はたしかにこれに同意してゐるに相違ありません。

ミラード氏。そうです。私は多くの條約を讀みました。そして條約の前文には往々內容とは反對の目的が書いてあることを發見しました。

議員マッカンバー。貴方はその中で或るものは破られ或るものは守られたことを發見されたでせう？

ミラード氏。そうです。

議員マッカンバー。貴方は名譽ある政府は其の條約を守り、その義務を支持するとは思ひませんか？

ミラード氏。不幸にして私が二十五年間世界の政治を見た經驗が、そんな樂天觀を私に許しません。（未完）

隴秦豫海鐵道借欵契約

隴秦豫海鐵路督辦施肇曾氏が曩に白蘭二公司と短期借欵一億五千萬法を締結調印せる契約書を左に抄譯す。

本契約は一九二〇年五月一日白耳義ブラッセルにて締結す締結當事者隴秦豫海鐵路督辦施肇曾は中華民國政府を代表しフアンサウエンバン及ユルサトーは支那にて鐵道電車を經營する特權を有する白耳義公司（該公司は北京に在り以下白公司と稱す）を代表しトープシーは建築海口公司及アムステルダム地方銀行團（以下蘭公司と稱す）を代表す。

契　約　書

第一條　契約當事者は以下各條を承認し且一九一二年九月二十四日支那政府と白公司と締結せる借欵甘肅より海口に到る鐵道建築契約を合辦履行すべき事を特に聲明す、但し此所謂合辦とは海口の工事及海州より陝州に至る一段の鐵道或は陝州附近三門濮地方に至る間を西路とし黃河以西は將來新なる契約に依るものとし本契約とは關係なし。

第二條　白蘭兩公司は各自支那政府の債票を發賣し專ら隴海鐵道起工材料の調辦に備へ且已往及將來の一切の借欵元利償還に備ふるものとす。

第三條　債票發賣辦法は次の如く定む（一）白公司は數期に

分ちて一億五千萬法の債票を發賣し少くとも半額に達する時は西路觀音堂より黃河に至る工事費に充て且つ此工事期間内の借欵利子の償還に充つ(二)蘭公司は三期に分ちて五千萬法を發賣し少くとも半額に達するときは海州港灣工事費及徐州海州間鐵道工事費に充つるものとす、若し此借欵が本契約第一條に規定せる工事費に不足する時は該兩公司に引續き債票發賣を許可するものとす。

第四條　白蘭兩公司は第二條、第三條の規定に照して代りて借欵をなす時は利率及本金償還期限及賣票條例の規定以外は其都度別に規定すべきも、其他は一切本契約に依り辦理す。

第五條　本借欵は一九一二年九月二十四日締結せる契約に對しては蘭公司が更改を允許せる外及本契約に解釋增補を特訂せる條件以外は總て本契約を以て允據とす、且つ一九一九年發行せる國庫債券を一律同視して一九一二年の借欵契約に許可したる同等の權利を享有し建築列車運轉に對する擔保收入は本契約に依りて辦理す。

第六條　鐵道の利益を顧慮する目的を以て隴海鐵道は總管理處にて統轄す、一切の管理及外國人の利益を代表する職權は白公司に屬し本契約と矛盾する權利を發生せしむるを得ず。

第七條　徐州より海口に到る東段は特別編成に從ひ蘭公司は外人を推薦して該段の工事を辦理せしむ、此等の人員は總管處の節制に歸し一切の工務を監督す、東段總管は本鐵道の利害關係に依り蘭公司の承諾を經るに非ざれば任意に辭退する事を得ず。

第八條　東段の築路に關し總て工務部に屬するものは歐洲にて調辦し白公司に依りて辦理し海口工事は特に全部蘭公司が調辦することゝす、目下西路の工事を先に進行すべきも海口建築に屬する一切の準備も又速かに辦理すべきものとす。

第九條　海口建築工事は蘭公司が推薦せる請負人に請負はしめ本路督辦及總工程司が承認せる設計及說明書に照し辦理せしむ。

第十條　海口建築は請負法を採用し其請負價格は設計及說明書に就き協定を遂げたる上本路督辦及總工程司の承認を經るものとす、請負價格評定の際は蘭公司は干與するものとす。

第十一條　津浦線以西に用ゆる總ての工業材料は一九一二年の借欵契約に照し白蘭二國にて先きに購入するものとす、若し該二國の工廠より購入する時は蘭公司が紹介せる蘭國工廠より購入す、徐州以東の鐵道及海口の工事に要する材料は白公司より蘭公司に委託し蘭國工廠より先に購入するものとす、若し購入し能はざる時は白公司の紹介に依りて白耳義工廠より購入す、二國の屬領の工廠は各本國工廠と同一と見做す又他國の工廠にて白耳義人佛人荷蘭人が管理せるものは純然たる他國の工廠に比し亦優先權を受くるものとす。

第十二條　一九一二年借欵契約第十三條の規定に據り蘭公司の賣票所得は荷蘭銀行に預入れ通帳を隴海鐵路の名義

となし、現金必要の場合には白公司の手を經て引出すものとす、但し豫め蘭公司の同意を得る事を要す、此預金の利は年三厘とす。

第十三條　中國短期公債償還に不足せる英貨百八十萬元は此通帳より支出す。

第十四條　第一條に相當する經費は白蘭兩公司に對して一九三二年七月一日以前の總ての借款利子及海口工事費の支出と材料代金及歐洲に於ける諸經費に備ふるものとす。

第十五條　兩公司は本契約第三條の規定に依り速に第一期に發賣すべき債票金數三分の一卽ち額面五千萬法は中國政府より國庫債券を發行し額面に對し年八厘利子を年二期に分ちて交付す、六年目より發行票數五分の一の元金を償還し十年目全部償還を完了す若し次の第十八條の規定に依りて本契約を廢棄するに非ざれば元金の償還を迫るを得ず。

第十六條　此債票は白公司先づ五千萬法を賣捌き次に蘭公司は千六百六十六萬七千法を賣捌き額面に對し手取九十一元とす中國政府は第十九條の規定に從ひ兩公司が債票三分の一を完了せることを認めたる時各國公使に通牒して此額を隴海鐵路工事費に提供す、餘款も亦必ず四十日以內に一律に交付するものとす、若し一九二〇年六月一日を過ぎて通牒を實行せざる時は兩公司に向ひ額面に對する五分の手數料を承認せざるものとす。

第十七條　蘭公司は一九三二年七月一日以前に在りて本契約に規定せる第二期の債票を發行する義務なし。

第十八條　期限に至り兩公司が債票を發行し能はざる時は既に其以前に發行せる債票と借入金の元利金全部を償還したる上本契約を廢棄す。

第十九條　本契約は中國外交部は白佛蘭各公使に照會し外交部は一九一二年の借款の借款契約及一切の附帶條件を荷蘭公使に通牒して査照を請ふものとす。

第二十條　本契約履行に當り解釋上双方に執爭ある時は中國政府は公證人一人を兩公司亦同一人を擧げ兩公證人は簒三公證人を推擧し會同して公平に裁判す。

支那不振の原因

米國　ジヨン・デユウエイ

支那に滯在した者は、其の滯在期間が長ければ長い程、何故に支那が發展せざるかといふ疑問を强く感じ、其の回答が益々困難になつて來るのである。此の疑問に對して支那の多くの友人の與へてくれる回答は、殆んど全部、或る

假定(二)を含んでゐる。而して此の假定は、慥して新たなる困難を反覆しそゐるだけのものである。

吾人が最も屢々耳にする意見は、最も皮相の見である。卽ち彼等は「若し吾等が鞏固なる政府を有してゐたならば卽ち吾等は何事でもなし得る」と言ふ。併しながら、何故に支那に鞏固なる政府が無いのであるが。此の鞏固なる政府が無いといふことは原因では無くして事ろ結果である。支那は今尙分立して南北各々政府を有し、互に爭鬪を事としてゐる。而も尙ほ、支那の友人は異口同音に、政府は分立してゐるけれども支那の國家は統一されて居る。これは支那の內情を深く觀察すればわかることである。然らば何故國民の心氣が萎靡して振はないかといふに、それは勿論日本の陰謀と干涉によるのであると言つてゐる。けれどもこれ又原因ではなくて、結果であり、或る原因から起る症狀である。又他の人は、困難の原因は支那人が組織の能力と經驗とを缺如してゐる爲だといふ。此の回答は前の答に比べると遙かに徹底してゐる。けれどもこれも亦說明を要するのである。支那人が或る種の組織の經驗と能力とを二つながら有つてゐることは組合と村落の自治制との長き歷史が示す所によつて明白である。支那人が少なくも、漸く最近に、個人的の猜疑、嫉妬並に階級制を以て組織を障碍してゐた封建制度から脫したばかりの日本人と同一程度の組織能力を發揮しないのは何故であるか？斯くの如く見て來ると、支那人を知れる人々には、此の困難の原因は知的のものではあるとは信じられないのである。支那國民が組織を完成するに必要なる精神的能力を缺いてゐるからだとは信じられないのである。

屢々論じられた如く、支那人が組織的に且つ迅速に進歩しないのは、彼等が保守的の國民なるが爲であるとの說は、說明ではなくして疑問の反覆であることは明瞭である。疑ひもなく支那人は保守的である。然れども支那の歷史は吾人が誤つて敎へられてゐるやうな固定沈滯の歷史ではなくて、社會的にも變化著しく王朝の變化も屢々であつた。彼等は古來種々の事業を企てた。數世紀前支那の一政治家は皇帝に勸誘して、國國を蒸汽と電車との無かつた時代に於ては殆んど完全と言つてもいゝ位、近世社會主義の主張に近い國家たらしめんとした、支那は歐羅巴の何れの國よりも多く野蠻國の侵略を受けた。それにも拘らず支那が滅亡せずして、征服者の文化を吸收したといふは、支那人が無氣力な保守主義者であるといふ論據にはならない。如何なる國でも純然たる舊弊墨守や、想像力の缺乏や、精神活動の不活潑から來たのでない保守主義の國家なら支那のやうに國力を維持して其文明を擴張することが出來たのである。而かも其事實に鑑みて支那人は適應性同化性に富んだ國民であつて、決して剛直遲鈍な國民ではないのである。

西洋の讀者には甚だ奇異の感を抱かしめるであらうが、私の友人の支那人は一人ならず私に對して、眞に保守的の國民は日本人であると斷言した。而して彼等は彼等の主張を裏附ける爲めに日本人は原始の神權政治の昔から、歷史の變遷を通じて、今尙ほ舊慣を墨守してゐるといふ證據を

示した。其一例を擧ぐれば、日本は數千年以前に支那から現在の服裝や、家具や、疊の上に坐臥する風習を學んだのであるが、支那は實際の必要に應じ、巧みに必要手段を講じ、絶えず進歩して數回の變化を遂げた。又支那の料理も其の一例である。疑ひも無く支那人の食物は其の材料の種類に於ても其の調理の方法に於ても全世界に於て最も變化に富んでゐる。此の衣食住及び家具に關する論據は科學的に分析すれば言ふに足らぬかも知れない。けれども吾人が支那人の日常生活の複雜なること、手工の巧妙なることを注目せば、支那人が天性觀察に長じ、順應性を有つてゐることを確かめることが出來るのである。併しながら斯かる疑問に惱まさるゝことは不必要のやうである。支那人に對しては數々の批難があるが、何人もかつて支那人を馬鹿だといつて批難したものは無いからである。支那人の保守主義は或る物の說明ではなくて、それ自身が說明せらるべき或る物である。

これが秘密を啓く唯一の鍵かどうかは勿論疑はしい。論者はこゝに究極の解決を提議するのでは無い。併し茲に一の事實がある。それは慥かに勘定に入れねばならぬ重大な事實であると私は信じてゐるのである。支那人の有する多くの心理的特性は、長き間の、しかも非常なる人口稠密の產物であることは疑問の餘地がない。人間が蜂の巢を亂したやうに集團となつて行動する時の有樣を說明する爲めに「群集心理」なるものが心理學者によりて發見といふよりもむしろ發明された。けれども彼等は多數の人團が常に密接に接觸してゐる生活、卽ち不斷の群集生活が人間の精神に如何なる影響を及ぼすかを研究したことがない。數年前、ホノルゝに於ける篤學なる米國の一支那語教師が私に向つて、若し支那人がアングロ・サクソン人の如き立法權を獲得したならば、彼等は全世界に於て最も偉大なる國民となるであらうと語つたことがある。私はアングロ・サクソン人も數世紀間身動きの餘地無き狀態の下に生活し、同胞の不斷の監視から開放さるゝこと無き狀態の下に生活してゐたならば、立法權を發達させることもこれを維持することさへも出來なかつたのであるまいかと疑ふ。恐らく彼等は實行力を養ふに至らずして、唯だ表向きの面目のみを顧慮をする慣習を獲てゐたであらう。多分彼等は或る新事物を考案するとき、思慮と躊躇をもつて發明の第一義と決めてゐたであらう。若し支那に於て孤獨なるものが存するとせば、それは山間の城砦隱遁してゐる僧侶の間にのみ存するに過ぎぬ。しかも私は反對の證據を目擊する迄は、支那に於ては僧侶さへも、社交的、交友的であると信ずるものである。最近交通機關の發達する迄は、知らない人々の間にゐることから生ずる孤獨があるといふことさへも極く少數の他は知らなかつたのである。活動の餘地は殆んど塞がれ數億の人々が毎日毎年同じ人ばかりと顏をあはせてゐるやうな生活を想像して見れば、支那國民の保守主義が奈邊に胚胎せるかについて一道の光明を認め得るであらう。

長く支那に住んでゐた英國の某著述家がかつて一書を著した。此の書物は多くの面白い出來事や、無駄話や風聞等

を除いてしまへば、何のことはない若き支那に對する長い屬倒文であつた。卽ち西洋の制度、發明、方法の移入を謳歌してゐる支那に對する屬倒文であつた。ところで同氏の論據はまことに單純なもので、要するに支那は人口の過剩に苦しんでゐるといふのである。卽ち氏によれば支那には夥しい人が、まるで生計の刀尖に住んでゐるのである。洪水や、疫病や、惡い氣候が、多數の住民を此の刀尖から振り落して、平衡がとれてゐたのであるが、太平の年が長く續くと又もや人口過剩を來し、一揆や內亂によつて多くの人を殺し、朝廷を覆して人口のはけ口をこしらへるといふ風であつたのである。支那の歷史は此のやうな插話の連續巡環であり、且つそれは已むを得ないのである。此の間孔子の敎へなる祖先崇拜、家族制度、氏制度は支那文明をもとのまゝで次代に傳へる。若き支那はこれを破壞して、其の道德的基礎を捨てやうとしてゐるのである。生存競爭といふ根本的事實を變へることが出來ない以上、若き支那は何等國家に貢獻することが出來ないのであると。

此の論法は絕對に正しいとは言へない。不當の結論も少くない。併しながら、この考へは支那の將來は過去と殆んど變りがなく、これを變へやうとすれば一層惡い結果を來たすといふ風に考へてゐる外國人の考への好箇の適例である。私の經驗によれば、支那に長く住んでゐた外國人の大多數は程度の差こそあれ、殘らず新くの如く考へてゐると思ふ。斯く々々のことをなすべからずといふ嚴肅な警告が與へられても、翌日になれば支那人は平氣で其のことをやつてゐる。孔子が支那存續の爲めに非常な貢獻をしたといふ位の漠然たる意味に於ては、大多數の人が支那の靑年よりも遙かに孔子の信者である。多くの外國人は支那に數年間在住してゐる間には、密集して生活してゐる國民の文明の濃密さにすつかり眩惑してしまひ、若しどこか一寸でも觸れば文明の全體がばら〳〵に壞れてしまふだらうといふ心配を抱くやうになり、そつと放任して置くのが最も安全だと信ずるやうになる。最近米國から渡支した敎師と社會事業家とを衆ぬる一米國靑年は私に向つて彼の先輩の宣敎師は支那人に對して屢々彼等の熱心な改革の要求を諫めてもう少し年を老つて物事にも分別がついて來れば、保守主義の有難さがわかつて來ると告げたといふことを語つた。支那在住の多數の年長の英國人は、革命には少しも同情をもたず、帝制の沒落を悲しんで、現在の數々の缺點を擧げて支那は昔の通りでなければならぬと言つてゐるとのことである。

若し支那へ、アングロ・サクソン人のやうな、まるで反對の傳統をもつた外國人が多數移住して來たとしたら、幼時から狹くるしい、濃密な文明の中で育てられた此等外人はどうなるだらうか？生活せよ、自由に生活せしめよ（live, let live）といふ方針より外には斯かる人口濃密の場所ではとるべき方針はないのである。若しそれで無事にすめばその儘にして置くに越したことはない。たとひ惡くなつてもそれに干涉して更に惡くするよりは、そのまゝにしてをく方がましである。西洋諸國に於て放任主義（laissez faire）が

盛になつた理由は、自由に放任しておく政策は各個人の精力と企業心をはげますものであると考へられたからである。斯が支那では、それが盛になつて來たのは、無用の精力や企業は惡影響を及ぼすからといふ理由によるのである。船を搖り動かしてはいけないといふことは誰でも知つてゐるが、天然の資源を利用するに都合のいゝ樣に組織されてゐない人口稠密の國に於ては、如何なる改革も社會といふ船の均衡を亂すことにより易いのである。

さりとて改革者は猛烈な、斷乎たる反對に遭ふわけでもない。反對が強ければ改革者は努力をはげまされて勇氣が百倍するのであるが、支那ではそういふことはない。唯改革者は頭からおさへつけられてしまふのだ。最近全國教育會議に於て米國の大學を卒業して目下官職に就いてゐる一學生が次の如き動議を提起した。即ち中學校（米國のHigh schoolにあたる）は男女學生を收容するやうにしなければならぬ。支那には教育ある婦人が缺乏してゐる。併し資金がない。故に女學生を現在の中學校に收容するのが最も便利な方法であると。この動議は極端な改革であるが、別に之れに反對する者もなかつた。決議案は正式に通過した。併しながらそれと同時に來會者は、之は動議を提起した人の顏を立てるために可決したのであるといふことを皆了解して、此の決議の實行手段を講じやうといふやうな氣は毛頭もつてゐなかつた。社會改革に對する多くの提案の運命は實にこの通りの始末なのである。誰もそれに反抗する者はなく、案は鵜呑みにされるのである。支那は洗滯してゐるのではなくて、病もかも改敎してしまふのである。緩み放題緩んで、ふくれ上つて始末にをへなくなつてゐるのである。

國民の弱點は個人の弱點と同じく性質に胚胎する惡と善とは遠くかけ離れたものではない。それは同じものゝ裏表である。支那人は自ら世界第一の禮儀ある國民だと信じてゐる。これは恐らく眞の通りだらう、西洋の最も丁寧な禮儀に比べても、支那のそれは誇張と思はれる程丁寧すぎる私交上に於ては日本人位禮儀を重んずる國民はないが、日本人の禮儀は他の多くのものと同じく支那から學んだもので多少虛禮の嫌がある。所が支那では長い年月の間に私交上の形式が和げられ、成熟して、殆んど形式とは思はれないやうになつてゐる。身分の高き人も卑しき人も相互に對する禮儀は實に何の强制も無く極めて自然で、どんな學問のある人でも、此の禮儀は遺傳だと思ふ位である。快活と滿足とは如何なる苦しい狀態にある時にでも氣持のいゝ禮儀である。併し支那人の禮儀には窮屈な、嚴格なところは無い克己をやつても大して骨を折つたやうな顏をしない。どんな恐しい運命でも微笑をもつて迎へるといふよりも寧ろ冗談で迎へる。しかめ面もしなければ、武者振ひもしない。斯かる謙讓の禮儀は疑ひも無く長い間續いた密集した群集生活の產物である。濃密なる分明の不斷の衝突は、生活の過重なる負擔に加ふるに各方面の怨嗟軋轢を以てする禮儀と快活とは、窮屈な個人間の生活を緩和する爲めに緩衝の役をしてゐるのである。斯かる境遇にありては取るべ

自道は二つしかない。惨虐なる手段か、呑気な平和かである。支那人は其の中の後者を選んだ爲に、其の倫理的結論を極端にまで進めていつたのである。併しながら支那人の社會生活上に於ける他人に對する思ひやりは西洋人の眼から見れば甚だ酷薄で、實際に他人を助けてやるやうなことが無い。先日北京で荷車が通行人を轢き倒して置いて知らぬ顏をして通り過ぎてしまつた。轢かれた男は重傷を負ふて起つことが出來なかつた。所が通行人は誰一人助け起さうとはしないで皆、兩側の他の側を歩いて通り過ぎてしまつたそこへとう〳〵或る外國人が通りかゝつて倒れてゐる男を助けてやつた。數ケ月前にベイリイ氏が滿洲を追剝にあつた。その時も傍にゐた人々は助けやうともしないで皆逃げてしまつたばかりか、後から證人に呼ばれないやうに眼を閉ぢてゐた。此等の人々はベイリイ氏が支那の人口の多い地方から、土地の廣々とした滿洲へ開墾の爲めにつれて來た貧しい人達で、滿洲へ來てからは彼等の生活は餘程樂になつてゐたのである。眼の前に何が起つてゐるかを見まいとして眼を閉ぢた人は彼が恩を施した人々なのだ。互に個人的に知りあつてゐる友人なのだ。

併しこれは支那人の習慣的禮儀が眞面目なものだといふわけではない。私は支那人について種々猛烈な非難を聞いたことはあるが、未だかつて支那人が偽善であるといふ非難は聞いたことがない。私の會つた人は悉く、純眞なる友誼は支那人の特性であると見做してゐる。併しながらマルサスの人口論が完全に實現されてゐる此の國に於ては、眞誰が、苦しめる人を救はんとする實際的の努力にまで進むことは仲々難しいのである。人口の增加は生存競爭を益々激甚ならしめる。從つて進んで慈善行爲をなすといふやうなことは滅多に無い。之に反して、疫病、洪水、饑饉等によつて多數の人が死亡すれば、殘存者はそれだけ土地が廣くなるから、勢ひストア學派流の冷淡は珍らしくないことになる。動物虐待防止運動に興味を有せる一外國人が至る所で失望した後、少からぬ希望を抱いて或る佛敎の僧侶に面會した。彼は佛敎の大慈大悲の敎義は必ずや動物虐待防止運動に贊成するであらうと思つてゐた。所が彼の言に對して僧侶は極めて冷淡な挨拶をした。僧侶は曰く、動物が虐待されるのは其の先祖（輪廻轉生の說により）の罪惡に對する應報であるから、それに人間が干涉する必要はないと斯かる佛敎は周圍の事情から生れた宿命說にあらずして何であらう。

宣敎師がよく引き合ひに出す所の東洋人が實際的の同情や救助をしないといふ特性をもつてゐるのは異端のせいだといふ說も、其の說明は極めて簡單のやうである。之れに反して西洋人の博愛事業は甚だ盛んである。最近の洪水罹災者救濟の大事業は大部分宣敎師と基督敎青年會の手で行はれてゐる。前側れの說敎を聞いただけでは冷淡に構へてゐた荒廢地方の支那人は、その後で無料で慈善を施すのを見て大いに感動し、續々敎會へ集つて來た。そこで敎會は實際の罹災者か否かを嚴密に調査した。所が其の結果は別に施しに預からうとは期してゐるのでは無く、住民は前例

の無いこの慈善行爲に感動して集つて來たのであることが判明した。私が信ずべき筋から聞いた所によれば、山西省長がかつて次の如く言つたと言ふことである。「流行感冒がはじまる迄予は西洋文明は單に軍艦や機械のみしか役にたたぬものと思つてゐた、所が醫師や教師や宣教師が自己の身命を賭して慈善事業を行ふのを見て、西洋文明に他の一面があることを確信した」と。

個人間に於て他人に冷淡であることゝ、社會的の救濟機關が缺如してゐることゝは其の原因を同じくする、何かをすればそれに對して責任が生ずる。打ち倒された人を助ければ、たゞ其れに要する時間を損したゞけではすまぬ。これを助けたゝめに官憲に對してまきぞへを食はねばならぬ時とすると共犯者として訴へられるかも知れない。汝の仕事に專念せよ、他人のことに差し出る勿れ、もちはもち屋に任せよ、といふのは支那人の生活の原則である。他人に干渉して他人の仕事の邪魔をする勿れ、後から面倒の生ずるやうなことは何事も口にする勿れ。自己に直接關係のないことには干渉すべからずといふことは私交上に於ける表面の禮儀でめる。私交に於ては用事を達するよりも其の場を償ふことが重要視されてゐる。「顔を立てる」といふことが外部の事實に及ぼす結果よりも大切なのである。例へば直轄學校が私人の寄附を受けるのは學校の面目上面白くない。それでは政府の面目がつぶれることになる。北京の某學校の校長が最近に「予は當學校の爲、國家の爲に予の面目を犧牲にして寄附金を受納する」と言つたことがあるがこれは西洋人の想像以上に彼等にとつては純眞なる犧牲なのである。

人々が互に密集して生活し、常に顔を合せてゐる所では外見、卽ち他人に與へる印象が、實質よりも大切なものになるのである。外國との外交上の商議に於ても實際の結果よりも寧ろ對手國の面目をたてゝ其の場をうまく收めるのを喜ぶのである。而して若し斯かる儀令を施すに道なき時は自己を屈するよりも、寧ろ傲然たる態度をもつて支那に望むべきである。日本は支那人の此の特性をよく熟知してゐるから對支外交に於ては此の點に拔け目がない。所謂强硬政策がこれである。支那に對して少しでも讓歩すれば直ぐに支那はいゝ氣になり對手國が支那を恐れてゐるものと思つて附け上がつて來る——と日本の新聞紙は支那問題に就いて常に論じてゐる。外交官同志の直接商議のみに於ては日本のやり方は賢明である。たゞ日本の失敗は背後にひそむ斷然たる國民の憤怒を一掃し得なかつたことである。

これを要するに、支那人は個人として交際するには愉快な國民であるが、團體としては外部の人を怒らせる國民であるといふ誹に含まれてゐるやうな支那人の心の習慣は、人口過剩に養はれた習慣である。改革や企業は自働的に挫折してしまふ。それは知識の缺乏の爲めではなくて、知識が餘りに銳敏で、其の結果が失敗に了ること、困難が隨伴することに氣が附いてゐるからである。かくて「事なかれ主義」が一世を風靡するに至つたのである。予は前總統孫逸仙氏と或る夜愉快な會談をしたことがあるが、その時孫

氏は、日本の進歩が迅速なるに比して何故に支那が遅々として進まないかといふことに關して氏の意見を吐露した。同氏は曰く「知るは易く行ふは難し」といふ諺が支那にあるが、支那人は此の格言を肝銘してゐるのである。支那人は失敗を恐れるから何事も實行しないのである。彼等は實行に先つて失敗や重大なる困難が起らないといふ保障を得やうとする。これに反して日本人は實行することは知ることよりも容易である（案ずるより産むが易し）といふことをさとつてゐる。彼等は失敗や違り損ひには頓着なくどし〳〵實行してゆく。そして失敗しても結局實行した方が實行しないよりも差引幾らか利益があるといふことを信じて疑はない」と。予は此の古賢の格言が支那國民にかくの如き大なる影響を及ぼしたのは、日と共に濃密さなり、窮屈となつて行く周圍の事情に助長された爲めだと信じたい。

不幸なる狀態の原因を究明することが、それを救ふ道であるとの考へは皮相の見解である。如何なる狀態も、それから生ずる結果に基いて判斷しなければならぬ。その狀態が何故に存するかといふ原因から判斷してはならぬ。併しながら原因が上記の如きものである場合には、諫言や勸告や說法でこれを救濟することは不可能である。事情の變化周圍の變化を必要とする。若き支那の一部に於ては出產制限法を提唱して古き支那を脅かしてゐるけれども、實際上此の周圍の變化は人口を減少せしむることによつて行ふわけには行かない。此の事情を變化せしむるには近代の產業法を移入するのが最も効力ある唯一の方法である。現在まで手を着けてない人力と資源とを利用することは狹隘な周圍を廣くすると同樣の効果を齎すだらう。未だ使用されざる支那の天然の富源をもつて、鑛山鐵道製造業等を起せば、現在に於て危險を冒さずには使用することの出來ない國民のエネルギーの新しい流出口を造ることが出來るであらう。近世の產業及び商業の非個人的、間接的の効果は、外觀や面目を過重視しない習慣を造るだらう。そして事實の客觀的結果を一層重要視せしむるに至るだらう。富と、建設的手段との增加によりて、私交上の友誼や親切を一般的社會に貢獻せしむる方向に向ける道が發見されるであらう。（紐育「亞細亞」五月號所載）

南支那鐵道計畫（中）

諸計畫の意義

（一）廣州桂林水路　本水路は廣東を出て西江水上の廣西省に於ける對外貿易中心の梧州に至り、再び此處より西江支流の桂江を溯て廣西省桂林に達するなり、古來廣州府と桂

林府との交通は皆な本水路に依て往來せり、英國方面計畫線の廣重鐵道は正に本路を追踪して、廣州梧州桂林を連絡し、更に延長して湖南の靖州に出で、進で貴州の鎭遠附近に至り、沙興鐵道を橫貫して思南府を過ぎ、而して四川の重慶に達するなり、思南より重慶に至るの通路を陪陵江溪岸と爲す、古來貴州四川兩省唯一の交通路とす、凡そ四川の產鹽を貴州に運輸するには全く此處を通過せざる可からず、而して廣重鐵道は此等舊路二條を連絡して成り、而も廣州桂林重慶の地方を貫通する重要交通路なりとす、若し本鐵道が甘肅省蘭州に延長するの敷設優先權を實行するに於ては、則ち國內交通上の大幹線と爲るに堪ゆべし。

(二)西江百色通路　本路は西江本流を溯り、廣州を發して梧州に至り、進て南寧を經て百色に達す、百色より上陸して陸路を走るに馱馬脚夫を用ふるなり、此通路は一方貴州省安順(沙興鐵道の終點驛に係り興義府北方約百十哩に在り)に赴き、他方は中部及西部雲南(雲南府及大理)に入る、從來貴州雲南兩省に對して、南寧、梧州、廣州諸港に至るの出入路を給與する者、卽ち此西江百色間大路と爲す、印度支那(海防)雲南間の滇越鐵道開通せし以後は本路は幾分の重要地位を失却すと雖も、然共本通路上尙ほ貨客の頻繁往來するを見るなり、佛國方面の欽渝鐵道も正に此路跡を採り北海或は欽州より起りて南寧に至り、此處より西江に沿ひ百色に達し、前進して貴州興義府を經て雲南府に至るなり、若し此線路建設の完竣せんか、舊來水陸兩路を擔負する西江百色大路は遷移さるべし、又本鐵道の延長して雲南より四川の敘州(或は重慶)に至るの計畫實行されなば、同鐵道に連絡して、南北を貫通する大通路を爲すべし。

(三)西江龍州路　本通路は前後を一貫する水路に係り、廣州府より南寧に至る、卽ち西江百色路と同一なり、是西江本流は南寧に在りて、本流(右江)と分離し、其支流に沿ふて左江を溯り、印度支那境に近接する龍州に達す、英國方面計畫の西江鐵道も水運競爭の不利を顧みずして廣州南寧間に在て之を建設するに於ては、佛國方面の南寧龍州鐵道(計畫線)及び龍州諒山鐵道(既設)と相接續し、廣州府及佛領印度支那間に在て、舊西江龍州通路に基準する地方的國際交通路を成立すべし。

(四)閩江路　本路は一水路に係り、乃ち福建省內の主要交通路なり、福州を發し閩江を溯りて延平に至る、此處より分流數條に依り省內各地方に分往すべし、其內の最大支流を建溪と名け、小舟にて水源に達す可し、水漲の季節に遭へば大型民船にて能く江西省境上の建寧縣に至るを得、此水路に依り江西省と交通を爲せり、往時茶業貿易は獨り廣東港の牛耳を執りし者なるが、現今已に漢口に移れり、廣東既に衰へ漢口未盛の期に當り、間々江西茶の均しく本路を經て福州に輸出さるゝを見る、故に今尙ほ建寧に於て大型民船を稱して茶船と名づくる者卽ち其古名なり、目今は省內及江西省境界の山地より多く木材を筏に作りて流下するあり、日本銀行團の投資を負擔する南昌福建閩鐵道及南潯鐵道延長線は卽ち本路を基準として計畫したる者なり、本鐵道は南昌に在て南潯鐵道に接續す、若し以上所述の九

江徐州線と接續し、且つ徐州に於て果して日本方面計畫の滬徐鐵道と接續するあらんか、則ち山東鐵道の高密、津浦鐵道の徐州、九江、南昌、福州に於て均しく鐵道を以て聯絡ずるを得、誠に是の如きは、南昌福建鐵道、南潯鐵道、九江徐州線、高徐鐵道の四線悉く接續せられて、南北貫通の一大交通幹路を構成すべし、以上掲ぐる所を綜觀すれば地方交通路たるべき廣東欽渝二計畫線も亦國內交通大幹線たる計畫鐵道と同じく重要に屬す、誠に南支那地方交通上の自然的必要に迫まられたる計畫なるや明なり、必ず僅に英佛兩國の經濟的政治的勢力を伸長するの方便に止まらざるなり、支那に在て事業を經營せんと欲する者、須く先づ支那人の爲めに利益を圖るを必要條件と爲し、且つ人道的立脚地歩に立たざる可からざるなり、況や鐵道は原一切居民の利用に供應する者に係り、且つ鐵道に因て一切の社會的經濟的生活を發達するに、均しく之が轉樞を爲すなり、故に其建設經營は支那人民の利害關係と全然一致するの方策に出でざる可からず、支那鐵道を以て他國の利慾慾の對照物と認むるに至ては、其日本人と歐米人たるを問はず、均く是れ支那人民の利益を無視する積弊と謂ふ可し、卽ち其弊を打破し、公正の地歩（支那人の爲めに便利を謀て支那鐵道を設く）を恢復するに非らずんば不可なり、吾人此に於て利權を主持する論者の反省を促すべく一忠告を與へんと欲するものなり。

陸路交通の困難　上述ぜる交通系統の舊來通路中其既に鐵道に修成せられたる者は僅に京漢鐵道の半部開通を見るに過ぎず、以外の諸路は皆な歷來原舊的交通を墨守する狀態にあり、其內一部分水路を利用する者あり、民船小蒸汽等を用ひて貨客を運輸往來する者尙ほ較や便利の側に屬するが、其陸路を走する者に至ては頗る困難を覺ゆ、且つ各路均しく修理を加へず、永年荒廢に委するが故に、人馬の通行不便なる地方甚だ多く、若し駄馬轎夫に依て此等陸路を旅行せんか、須く幾多の日數及多額の費用を要すべし、而し信賴すべき數目を求むれば、僅に雲南西部の國境市場たる騰越及緬甸バミール間あるに過ぎず卽ち駄馬往來に對する一定運賃あり、且つ雲南省內の道路は支那本部內に在て最も險惡の稱あり、又騰越バミール間も山岳起伏し、路途險折し、加之夏季四、五月間は霖雨連綿、瘴癘將に行旅を制して急々困難を覺ゆ、故に此處の運賃率を以て標準と爲すなり、他交通路往復に要する日數費用を以て類推する能はずと雖も、然共之を以て陸路交通の困難たるを知るべきなり、按するに騰越バミール間の距離僅に一百二十哩に過ぎず、此處は只駄馬に依て交通機關と爲し、此より彼に至るには往路八日を費すべし（將來此處に滇緬鐵道を建設せば汽車一時間に十五哩を走り僅に八小時にて能く此より彼に達するを得べし）此の如く費日の多きと、加ふるに通行の難を以てす、故に運賃頗る高く、且つ天候の良否、馬匹の多少、疫癘の有無に因り其運賃時に變動を來し、貿易上頗る煩多ならしむるなり、左列の運賃數額に據れば（支那海關報告一九一二年第一編第二部第五卷、國境諸港、騰越の部）バミール騰越間の印度綿糸の運賃は一九一〇年度に

於て平價を爲し、一九一二年度に於て新記錄的高率を示せり爾來種々高低ありと雖も、然も其一九一二年の如き格外高價の運賃を見しことなきなり。（單位海關兩）

	十一月	二月	四月	五月	六月
一九一五年	一・六〇	一・三五	一・四〇	二・八五	三・〇〇
一九一三年	三・三〇	一・八〇	二・六〇	六・〇〇	六・七〇
	七月	八月	九月	十月	十一月
一九一〇年	三・七〇	二・八〇	一・八〇	一・三〇	二・二〇
一九一二年	七・〇〇	三・三〇	四・三〇	五・三〇	五・三〇

以上表を觀るに駄馬運賃は每年多期低廉にして、夏期之に反す、蓋し冬季氣候順適なるより馬匹數多く夏季陰雨連綿蹇蹶起るの恐れあるより駄馬の數甚だ少きが故なり、按するに運賃標準の一駄綿糸は約一百五十斤なり而して其運賃最多期最低の時と雖も、亦綿糸時價五分の一以上を出づ、一九一二年の如きは夏期高率（一駄十二兩）僅か一百二十里の運賃が已に綿糸價三分の一を超過するあり、試に南滿鐵道運賃と比較せんか、實に自然的交通の費用甚だ高きに驚かざる能はざるなり、今綿糸一駄一百五十斤と爲し、其騰能パミール間運賃を調ふるに、一九一〇年度每月平均二兩一匁七分なり、該年度日支間爲替相場に準じて計算する時は日金二圓八十二錢と爲り、一九一二年度平均運賃五兩〇九分なり、同年度爲替相場に換算すれば日金七圓六十錢と爲る、而して最低運賃は一九一〇年二月の一圓七十七錢（一兩三匁五分）最高運賃は一九一二年六月の十七圓八十八錢（十二兩）なりとす、南滿鐵道普通運賃に就て之を觀れば、綿糸一百五十斤、二百二十哩の運賃は僅か五十七錢に過ぎず、今試に雙方運賃を取て之に比較すれば即ち左の如し。（單位圓）

	滿鐵	パミール騰越間
運賃	〇・七	最低 一・七七（一九一〇年平均 二・八三）最高 一七・八八（一九一二年平均 一七・六〇）
比例數	一	五
		三

パミール騰越間運賃を滿鐵運賃に較ぶれば一九一〇年（平年）平均約五倍となり、一九一二年平均高十三倍に當れり、船舶の高運賃に較ぶるも尙其高價なる到底吾人の夢想だに及ばざる所なり、是れ實に經濟發達上最重大障害なりと謂はざるべからず、將來此處に建設さるゝ滇緬鐵道は其工程困難なるを以て、固より南滿鐵道運賃の如く低廉なる能はずと雖も、然其上述の異常高率なる運賃の如きは亦當然失に輕減を行ふを得べきなり。

更に一例を擧げて之を觀れば、凡そ西江百色奮路に依り貴州に往く者、先づ小蒸汽船又は民船等に乘じて西江を溯航し百色に至り、此處より上陸して駄馬を藉り八度坡脚、興義府を過ぎ安順に達す、百色より安順府に至る陸路約二百七十哩、十八日の行程を費すべし、今試に南滿鐵道と比較せんか、卽ち長春海城間と百色安順間とは其哩數同じく二百七十哩なり、然共長春より出發する旅客が直行列車に乘じて海城に達するには、僅か十三小時を費し、又貨物列車は二十五小時にて海城に達するを得べし、然るに百色安順間を輸子に乘じて旅行する者は一日賃銀約三圓を支拂ひ、其行程十八日間を費し、卽ち總賃銀五十八圓を支拂ふ勘定

なり（上等轎子ならば毎日四圓十八日即ち七十二圓）若し滿鐵と比較せば、即ち同等距離の長春海城間三等車賃五圓三十錢（二等は九圓三十五錢）にして、已に滿鐵運賃より高きこと殆んど十倍なり且つ百色貴州路と南滿鐵道との便利程度を對比する時は滿洲の經濟的發達極めて盛にして、南支那地方の振はざること同日に論ずべからず、是れ實な其交通の不備なるに原因するを知るなり、只旅費甚だ高きに因り旅客交通の繁衍なる能はざるが故に、社會一般の均しく進歩する無きを見るべし。

備考　上海遠東時報（英文）一九一七年一月號（廣西鐵道）に據れば、今現に梧州より各地方に至る所費時間を以て、將來各地鐵道の所費時間に比較する時は其數目左の如し（鐵道速力一時間三十哩計算）。

桂林	貴陽	南寧	廣州
鐵道	六時	一五時	九時	七時
民船及駄馬	一八日	四〇日	二〇日（汽船）一五日

此兩鐵道建設の曉は、將來沙興鐵道、株欽鐵道及其他計畫線の築成に影響を及ぼし、政治上社會上に大變革を來すのみならず、且つ一大交通系統の組成せられて、上述陸路の交通困難は徐々として改除せらるゝに至らん、從て雲貴兩省內の運輸は圓敏促進して經濟上發達更に言を待たず、旅客交通も亦頻繁となり、多く外來文化の浸潤を受けて、政治上社會上に有利の効果發生するや、亦期待し得べきなり。

（一）政治上影響　從來雲南貴州は中央を去ること甚だ遠く水陸兩方面の交通線を以て之を連結すと雖も、尙ほ極て困難なるに屬せり、故に北京政府の統御力（求心的）作用甚だ薄弱なり、亦自然趨勢の規避すべからざる者なり、北京政府の官吏が雲南に赴任する時に當り、滇越鐵道開通以前には沅江貴州路或は西江百色路を經由せるが近時は佛國方面鐵道建設以後、海路に由り印度支那海防に至り、再び此處より滇越線の便利を利用して雲南任地に赴くなり、其狀況は蒙古に赴任する官吏が南滿鐵道及西伯利亞鐵道を經由するに、且つ西藏に赴任する者が印度鐵道を經由すると相似たり、自國行政權力の自國領土に推及し能はざる結果、當然他國交通機關の恩惠に依らざる可からず、是れ乃ち政治的統制力の施行し能はざる所に由來するなり、然れば則ち北京政府の權威常に雲貴地方に在て輕侮せらるゝ者、洵に然らざるを得ざる勢に屬すと謂ふべし、此等の情形に因り往時勢力ある人物にして野心勃々、其主義を貫徹せんと欲する者其中央に對し反旗を揭翻する際に當り、多く此等地方に蟠據し北侵を籌畫するは即ち一なり、近來屢々革命人物の此地に立脚して獨立を高唱する者亦是故に職るのみ、特に雲南省內一地方の如きは常に擾亂絕へず、直ちに呼て年中行事と爲せり、此の如く南北隔離して相互鬪爭の結果が、絕へず其情形を吾人の眼簾に閃爍せしむ、此種反覆の常なきは、支那國民性の依て然らしむる所なりと雖も、然共其乖離傾向を究むるに、實は北京及雲南間に於て極て交通機會に乏しく、意思の疏通を缺ぎ、且つ中央統治の力未だ充分に透徹し能はざるの致す所なり、交通不便に對する

其責任は大半は交通機關の不備に歸せざるべからず、然らば則ち此弊を改除するには雲南に於て必ず先づ多方便利の交通機關を設置するに非らざれば不可なり、今後沙興鐵道の建設せられて、雲南貴州桂林北京の間に能く汽車の馳走するあらんか卽ち中央政府は直接に其威權を是等僻遠地方に伸張するを得べし、而して其統治力の增進するは亦必然の結果なりとす、首都は神經中樞なり、交通機關たる鐵道は卽ち其意思を各地方に傳達するの神經系統なり、茲に神經系統の完備して、始て中央と地方及全體と部分の雙方が協力活用するの高級組織體を形成し得るなり、然らずば各部分は各特別行動に出て渙如たる散沙の如く終らんなり、苟も南支那地方を中部支那北部支那に結合して支那全部統一を鞏固ならしめんと欲するには、此等鐵道を敷設するに非らざれば則ち不可なり、雲南省は南支那地方に於て、佛領印度及英領緬甸と接壤し、外交上親善關係を維持する位置に在り、當然國境の警備を嚴重にするは勿論なるが、從來陸路交通の困難なるに因り、全く支那官民の能く之を行ふ所のものにあらず、苟も沙興鐵道にして完成せんか、此種警備は自ら施設し易きなり、又雲南地方は中支那に對する關係上交通至難の現狀を持續するあり、印度或は緬甸（滇緬鐵道の迅速に建設する時尤も然り）に對しては其距離近進するが爲め、比較的交通の便多く、中支那に比べて更に一層密接なる經濟的社會關係を生ず、其利害の及ぶ所將に中支北支と分離し、安南或は緬甸と接合せんとするの傾あるが如し、雲南の對外關係を觀るに、敢て此種現象の發生せずと斷言し能はざるなり、若し自然の趨勢上雲南印度或は雲南緬甸をして、自發的融合の時あるに至ては、如何なる手段を用ふるに論なく、恐くは再び此地を支那境域以內に保留する能はざるなるべし、吾人固より英佛方面に於て雲南を併合すらが如き侵略的企圖の無きを確信すと雖も、雲南省は倘ほ英佛植民地と歷史的發達の途に在るを以て、或は人爲的防制の離きやを恐るなり、般鑑遠からず、彼の西藏の現狀を觀すや、西藏の社會關係は支那に疎くして反て英領印度に親むあり卽ち西藏は支那に離反して印度に接合する傾向あるなり然れば則ち支那にして苟も雲南省地方を保留して完全の領土たらしめんと欲するには、先づ該省が英佛植民地と經濟上社會上密接關係の纏綿せざる以前に於て急速に鐵道を建設して南北支那を結合し且つ鞏固ならしむるの策を樹つるを以て好手段と爲すなり、雲南地方を中央に連絡する交通幹線卽ち沙興鐵道は支那領土を保全する上に在て實に重大の意義を有する者なり。

今支那の各種土語區域に就て大體上之を觀れば、僅に南支那計畫鐵道に在て直接關係ある地方卽ち雲南、貴州、廣西、四川の四省は西方官話を用ふ、又四川官話及貴州官話の別あり、南方に在ては卽ち廣東語有り、又客家話、廣州話、廣西話の三種に分たれ、東方に在ては則ち福建語有り又福州話、厦門話、汕頭話の三種に分たる、此外山箐間及高原間に在ては則ち苗族、猺族、獞族、蕃族、西蕃族等の異民種野蠻の住民あり、各其舊傳の言語を使用せり、查するに、中部支那及北部支那の言語には、北京話（中央標準語）南方

官話(漢口官話、南京官話、揚州官話の三種あり)湖南語、江西語(尚は上海語、寧波語、温州語、徽州語の四種あり)等の數語あり、蓋し支那の土地廣大、從て方言の相異なれるは、固より免る可からざるの事情に屬すと雖も、但し各地方の龐雜出するは社會生活上に於ける一大不利事なりとす、北支那及中部支那の主要都市　各官署及智識階級の間に在ては中央官話の普及さるゝに因り、言語不通の缺陷は徐々として矯正されんとす、然共南支那地方に至ては交通の至難なる爲め、北支中支と接觸する機會頗る稀なり、故に北方標準語の勢力は該語に浸潤するに易からず、各自其舊傳の龐雜語言を固守するを以て、北支中支の住民の思想を交換して直に精神上理解を遂げんと欲するは、誠に南北雙方人士間に甚だ意思疏通を欠ぎ且つ感情融洽に乏しくして常に兩ながら相信せざるなり、是に於て政治上統治力の脆弱となり、遂に社會上親和力結合力の薄弱を致すに終るべし、同一種族を以て社會を形成し永遠に繼續相傳ふると雖も、社會的結束を缺ぎて、社會生存上十分條件を具備せざるにあり、其原因に種々ありと雖も、交通機關缺如の一事を以て決定的主因事項なりと判斷し得べし、鐵道建設は實に此患を革除し社會改良の第一歩と爲す、今鐵道の迅速便利低廉に由る交通機關を提供するに於ては南北居民をして多く接觸機會を生せしめ、中央官話の勢力は漸次南支地方に普及して、南北人民間果して自由に思想を交換し得精神上漸く融解を得て、則ち社會的改良の目的此處に到達して其結合力の增進し、徐々として其親密觀念を涵養し各地住民和睦の情を喚起するを望むべきなり、又他方面より之を觀れば、中支那北支那の大都市(特に上海の如し)は近代文明を吸收するの程度相當に增加し、或は儼として先進列邦と比肩するの態度を持せる者あり、然共雲南地方を顧みるに、其原住の蠻民は勿論、此地に居住する支那人民とて、其生活光景は亦野蠻民族と相去る甚だ遠からざるなり而も今尚ほ原始的生業を遵守して同一單位の社會を形成して、其文化程度が各地方と懸隔すること甚だ遠きは、詢に社會の一大缺陷なりと謂ふべし、凡そ社會一部分に文化程度の低劣なる住民あるは、社會の一弊病と爲す、之を匡救し進歩せしめ而して文化の最も發達せる地方と並列せしむるは、此れ乃ち社會に居存する者の共同責任なりとす、茲に其負擔する責任を完全ならしめんと欲するには、須く便利なる交通機關に依りて此等地方をして外界榮衛の精神的物質的文化に接觸せしむるに非ざれば不可なり、特に是れ未開の智識を啓發するは最も急務なるに屬す、一方面は教育の普及を圖り、一方面は新聞雜誌圖書通信等を用ひて智識思想を傳播するにあり、然共支那人民の識字程度を綜觀するに其程度の貧弱なること實に驚く可きなり、特に雲南地方に至ては尤も甚しとなす、今之をして進歩せしめんと欲するには、須く低廉なる交通機關に依り低廉價格の印刷物を普通するを以て必要手段となす、雲貴地方にして苟も交通機關を施設するに於ては、何時に論なく能く現狀を維持せしむるを得べし、若し尚ほ駄馬輸夫を以て唯一交通機關と爲すに於ては、其居民の文化は何時に至るも、亦自然

的境域を脫し難きなり、蓋し文化の程度は交通の便利と相比例す、卽ち交通機關益々發達せば文化程度愈々增高するなり、雲貴地方に文明恩惠を浴沽し、其社會の積弊を匡救するを謀るに、急速鐵道を此地方に設くるを以て、誠に緊要の圖計なりと謂ふべし、而も此等地方に對し文化を普及する社會的責任手段を盡すには、卽ち沙興、滇緬、株欽、欽渝の諸計畫線を實行するにあり、且つ其中樞軸なる者は沙興鐵道に係る、文化的使命上より之を觀るも、沙興鐵道は尙ほ極て重要の職用を帶べり、卽ち一切見解上より之を推斷する時は沙興鐵道の重要地位に居るは、亦他計畫線に優越すること殆ど數等、此鐵道は須く注意して其將來の發展を期すべし。

諸計畫線の意義

第一　海港の出入

南支那諸港貿易の不振　支那の對外貿易上其鐵道運輸の效果漸次に發現する行程を考ふるに、其初は一八九九年に萠芽し、該年に於て其前年度輸入額と比較すれば、約二六三%の增加を見、輸入額は約二三の增加を見たり此の如き好成績は支那の對外貿易歷史上同年に至り未曾有の新記錄を爲すなり、是れ實に北支那(京奉鐵道)其他鐵道の開通せし效果と爲す、今試に其前年度(一八九八年)を取りて標準と爲し、前後各二十年間を割出し、其期間以內貿易の增進狀況を比較して之を研究せば卽ち左の如し、前期、一八七九年より一八九八年に至る二十年、後期、一八九九年より一七年に至る二十年。

年次	輸入額	輸出額	合計
一八七九年	八二、三二七、四二四	七二、二八一、二六二	一五五、五〇八、六八六
一八九八年	三〇九、五七九、三三四	一五九、〇三七、一四九	三六八、六一六 四八三
一九一七年	五四九、五一八、七五四	四六二、九三一、六三〇	一、〇二四、一五〇、四〇四

輸入額は一八七九年より一八九八年に至る二十年間に於て一億二千七百三十五萬兩の增加に過ぎざりしが、一八九八年より一九一七年に至る二十年間は數鐵道竣工の影響を受けて、二億三千九百九十四萬兩の增加あるを見たり、輸出額は前期二十年間の增加額は八千五百七十六萬兩に過ぎざりしが、後期二十年間に至て三億三百九十萬兩の增進を見たり、是れ鐵道開通に依り產業發達を促進したるの實證たる可きを知るなり、若し一九一一年以來數多の擾亂惹起せずば、支那の對外貿易は更に展開せしを見たるなるべし按するに支那の對外貿易は其全體上より之を觀れば、旣に上記の發達を現出せり、今一部分の南支那地方貿易狀況に就て調査を加へんに、則ち其貿易中心點たる廣州府(廣東港)の貿易額は其同時期に於て亦下の如き狀況を現出せり

廣州府對外貿易表

年次	輸入	輸出額	合計
一八七九年	四、二九、七五八	三、五四三、三一〇	一七、六七三、〇六八
一八九八年	一一、九七〇、五〇三	三〇、六〇四、二八一	三三、五七四、七八四
一九一九年	二七、八七四、四〇〇	四九、九四四、〇六六	七七、八六八、四六六

支那對外貿易額及廣州府對外貿易額に就き其增進狀況を比較すれば、兩者共一八九七年度及一八九八年度の數量に

於て各一〇〇と爲せり、茲に前者一八九八年に對し及び後者一九一七年に對する外國貿易額の增進比例數を算出すれば卽ち次の如し。

支那對外貿易增進率

	一八九八年	一九八年	一九一七年
輸入	一〇〇·〇	三五四·九	二六六·二
輸出	一〇〇·〇	三一〇·〇	二九一·二

廣州對外貿易增進率

	一八九八年	一九八年	一九一七年
輸入	一〇〇·〇	二八九·九	二三三·九
輸出	一〇〇·〇	一五二·一	一〇〇·〇

卽ち北支那の無鐵道時代（前期）二十年間に於ける支那輸入總額は一〇〇より進て二五四·九と爲る、然共同時期に於ける南支那地方全盛時代廣州府輸入額は一〇〇より進て二八九·八と爲れり、廣州地方購買力の增加は支那全部中最速なるを見る可し、更に北方鐵道開通の後期二十年間に於ける支那輸入額を觀るに、卽ち一〇〇より二六六·二に進みたるに反し、廣州府は僅か二三二·九に澁滯せり、是れ近代的交通機關の運輸開始後は廣東の一般的輸入增進の趨勢に對して甚だ遲滯せるの觀あり、又輸出貿易に就て之を觀るに廣州府の不振は大に注目すべきなり、按するに支那輸出額前期二十年間は一〇〇より二二〇に進み、廣州府は進て一五二·一なりしが、後期二十年間に於ては支那輸出額は鐵道の效果に因り愈々發揚して一〇〇より進て二九一·二に達せるに對し、廣州府輸出增進率二四二·六を示すに過ぎず、是れ廣州府輸出額は亦一般的增進の趨勢と其步調を齊しくする能はざるのみか、且つ漸次落伍の狀況を呈しつゝあり、廣州府の不振は其貿易總額（卽ち上述の輸出入額及內國貿易額）を調査して更に瞭然たるべし、今試に一九〇七年及一九一七年度輸出入額を取りて之を比較し來れば、

廣州府貿易總額

年次	外貨輸入	內貨輸入（港關兩稅）	內貨輸出（港關兩稅）	合計（港關兩稅）
一九〇七年	二九、八四〇、六〇一	二八、五四五、七八七	五五、三四〇、五八一	一〇三、七八二、九四七
一九一七年	二七、三〇八、三五〇	二〇、一二九、三三七	五五、四〇七、四五三	一〇三、八四四、九四〇

備考　按するに外貨輸入額中、少許の再輸出額を含有せり、故に上揭の數目は幾分の差異あるを知るべし。

進で廣州府貿易發達の跡を尋ぬるに一九〇三年より一九〇七年に至る期間は絕頂に達するの勢あるに似たりしが、其後復た向上發展を見る能はず、卽ち以上表を觀るに十年中間の一九〇七年一九一七年の貿易額は殆と差異なく、唯內國貿易に極小額の增加を示すと、且つ外國貿易上强て現狀を維持したるの觀あり、殊に輸入貿易に於ては漸次幾分の減退を露はしつゝあり、最近銀價騰貴及戰亂の影響等の不良原因に依り貿易の發達を阻害されたりと雖も、然共此れ支那全體貿易上に關係ある事項にして、僅か廣州一港の問題に非らざるなり、本港の斯の如く極て不振狀況に至りしは、要するに亦內地產業の依然發達せざるに起因せずんばあらず、之が爲め購買力も亦何等向上する能はざるなり

此の如き狀況の下に支那貿易上廣州港の地位は四十年前に於て制覇的大勢を擅にせりと雖も、其後逐年降下する傾

向を示すに至り、特に輸出貿易に於て尤も其然るを見るなり、試に一八七九年以來各二十年毎の支那對外貿易上の廣州港の地位を表示すれば卽ち左の如し（支那輸出入額に對する廣州港輸出入額百分比例）

廣州港地位

	一八七九年	一八九八年	一九一七年
輸入	五・〇	五・七	五・一
輸出	一八・七	一二・九	一〇・八

輸入額は前期二十年間に在て北方交通機關の未だ具備せざるに乘して稍や幾分の向上ありと雖も、今や復た四十年前の狀態に歸せり、輸出額は四十年前（一八七九年）一八・七なり、卽ち支那貿易港中其勢力甚だ大なりしと雖も、前期後期に於て陸續降下し來り、現今は僅に其現狀を維持するに過ぎず（卽ち一〇八年の比率なり）一方面從來の趨勢を推察し、他方面中支那北支那貿易狀況と比較對照する時は、恐く廣州の將來に於て更に一層の失墜を免かれざるべし若し上海、漢口、天津、大連等諸港の駸々たる隆運に趨せつゝある者と比較すれば、洵に肩身の狹を覺えざるに非らざるなり、此の如き不振狀況は僅に廣州一港に止まらず、南岸諸港皆な是なり、思ふに支那南岸諸港の通有性として毎に某種程度の貿易發達に至ては、卽ち絕頂に達するが、嗣後專心其標準を墨守して更に行上的行程を進むは極て困難なるのみか、永遠に現狀維持に甘んずる傾習あり、其絕頂に達せし時期多く一九〇四年より一九〇八年の間に係れり其の後現今に至るも洵は進歩の成績を擧げしを見ず、廣州港は既に斯の如く然り、其他汕頭、九龍、三水、江門佛山、梧州、北海、龍州の諸港も亦然らざるはなきなり、中部支那の重要諸港は均しく漸次發達せるに拘はらず、獨り南岸諸港の長期に亘り不振狀況を繼續するは、定めて何等か相當の理由なきに非らざるべし。

左に研究する所あらんとす。

備考　南岸諸港中成績（增進率）最優良なる者は廣西省梧州とす、且つ獨り廣西貴州兩省內地の貿易を占むるが、然共其貿易の發達狀況に至ては實に牛歩の如く遲々たる觀なくんば非らず。

梧州港貿易總額

年次	外貨輸入	內貨輸入	內貨輸出	合計
一九〇五年	七四七、〇七〇（海關兩）	四六〇、九〇八（海關兩）	三、三四七、五三五（海關兩）	一、一八五、五一三（海關兩）
一九一五年	七〇七四、四三一	一、一九三、一八〇	四、七五、一五四	一三、九四一、七六八

南支那諸港不振の原因、港灣の價値は內地の價値に由て決定するに係る、開港地方貿易の盛衰は內地經濟の消長を以て標的と爲す、然れば則ち南支那諸港不振の原因は其之を南支那內地に求めざるべからず。

（一）南支那地方內地の產業尙ほ頗る幼稚狀態にあり、廣西雲南貴州諸省の如き無量の礦物資源を藏し、且つ目今世界的物資缺乏の時機に遭遇すと雖も、其開發に加注する者極て稀有なるに屬す、加之雲貴地方の農業は尙ほ太古時代の界域を去ること未だ遠からざるが如し、專心地方的自足自給を之れ事とし、而して他地方及外國の需要如何を圖謀するに遑なきなり、宜なる哉此等礦產物農產の出境するの

數少なきを見て、南支那諸港の殷盛なる能はざる所以を知るべきのみ。

(二)南支那內地人民は購買力極て低劣を極め且つ永久に向上增進を謀らず甘れ乃ち產業の萠條となりし所以にして亦自然の趨勢なりと謂ふべし今其購買力の程度如何を察し、試に例を揭げて之を觀れば、貴州省(梧州港の內地)に於ける一九〇六年より一九一五年に至る其十年間の平均額を求むるに貴州省居民の外國品購買力は一年一人僅に一元三角程度と謂ふべし、然共支那人民全體の同期十年間に於ける平均一年一人の購買力は一元六角程度にして甚だ高からずと雖も、貴州の夫れに較ぶれば卽ち三角許優れるなり、雲南省に就て之を觀れば、其購買力程度は貴州省に比べて亦優劣なきなり、雲貴兩省共無量の富源を抱きて滯貧に甘ずるが故に、南支那諸港の輸入貿易も從て發達せざる所以のものは、亦其職由ここに依るを知るべきなり。

(三)開港市場と內地と交通機關を連結するも、其範圍狹隘にして其勢力內地に徹するに頗る困難を覺ゆ、南支那諸港代表者として廣州港を推すべし、廣州府は南支那地方貿易中心の好位置を占め其勢力範圍頗る廣大なり、廣東廣西兩省は固より然り、又雲南、貴州、四川、湖南、江西諸省に對しては鉅大なる輸出入勢力の存する如く思惟せらる、然共事實は此の如く期待する能はず、雲南、江西、湖南と該港との關係頗る淺く、而して此等各省を以て兩廣の內地と稱するを得べしと雖も、唯僅に名義の光景たるに過ぎざるのみ、廣西、貴州兩省は一に梧州港の輸出入に任かせ、廣東港の勢力は漸次是等地方より驅逐さるゝ狀態にあり、然れば則ち廣東港の內地振興に充分勢力あるは單に廣東一省に過ぎざる可きか、試に廣州港通過の輸入額を擧ぐれば卽ち左の如し。

廣州港通過輸入表

年次	廣東省各地方	廣西省	雲南省	貴州省	江西省	湖南省
一九〇六年	一、四四〇、二〇〇	三三四、一九七	七五二〇	三六二、二〇三	二一、四七三	三、五八八
一九〇七年	四五七、五八九	二一九、〇二二	五、八七九	二六八、四九〇	一二、九〇一	一、九二一
一九一六年	五七二、六八	七二、三三五	—	一一五、〇一三	八九、五四三	三七、〇〇四
一九一七年	七二八、七五一	九三、三一六	三〇八	一四、六五六	二六、七五七	八九、二七五

本表に據れば此間の消息を知るを得べし、廣東廣西雲南貴州江西湖南各省は廣州港の內地中に列入さるゝと雖も、然共本港を經由する輸入品の此等各地方に到達する數量より察すれば、內地と稱するは僅に名義たるに止まるのみ、實際勢力の及ぶ所甚だ些少なり、最も意外とする者は對湖南通過貿易の頗る不振なるにあり、一九一一年以來廣州韶州間の粵漢鐵道既に開通されたりと雖も、廣州港を經て湖南に運入する貨物甚だ少し、是れ粵漢鐵道の開業哩數短きに過ぎ、ために廣州港の對內地勢力頗る振はざる所以なりとす、粵漢鐵道の經濟的價値は全部開通の日にあるなり、廣州府(廣東省)漢口(中部支那)北京(北部支那)との連結は頗る重大なりと雖も、現在の狀態を以て之を察する時は猶ほ十分に其效果を發揮するに足らざるが如し、宜しく急速に工事の進行を期し以て全通せしむるを要すべし、交通機關の不備なる故を以て、內地と開港商場の關係薄弱なるは

獨り廣州港に止まらず、其他兩岸諸港（梧州、南寧、北海等）も亦皆な然り、內地範圍の狹隘なると、且つ此處に推及する諸港の勢力微弱なるは、此れ南岸諸港貿易不振の一因として亦此に存するなり。

備考　內地と海港の關係薄弱なるに就き茲に梧州港の例を揭げて表示すれば左の如し。

年次	廣西省各地方	貴州省	雲南省	湖南省
一九〇五年	五二八、五三六	四六二、七二三	三二七、七六七	一三、五三〇
一九一五年	一七六、七八九	四、五〇五、五四	三三、六八六	一二三、三五

本表に據れば梧州港の內地と廣西省各地方の外に貴州雲南湖南各省を包括するものなり、其中心的地方に在て實際上普及の勢力亦甚だ強からざるなり、獨り貴州省關係に至て稍や深厚なる觀あるに似たり、而して梧州は殆ど一手に貴州省輸入貿易を獨占するが如し、而して梧州通過貿易の數量甚だ不滿足の嫌あり、且つ十年の長期中其間に介在する一九〇五年及一九一五年を比較するときは、何等發達の跡を認めざるのみか、寧ろ現狀維持に甘ずるが如き狀態にあり、貴州の通過貿易は其輸入額中三分の一を占め、却て輕視すべからざるに屬すと雖も、其內地輸入の通過品が貿易の發達を增進せしむるが如きは亦頗る困難なるが如し、而して現狀を以て之を觀れば貴州の通過貿易は到底其發展を期待し能はざるなり。

（四）支那政府當局方面は全く系統的港灣政策に着想せず蓋し此弊は固より支那全體の事に屬す、僅に南岸諸港の特有問題にあらざるなり、然共系統的政策缺如の弊害を的切に受くる者は卽ち南岸諸港なり、殊に甚しきは西江沿岸の多數の開港場及其各內地のみ、且つ各開港地の間には各何等の連絡なく、又何等の協力なし之に因て貿易を行ひ各港に分散するなり、固より集中貿易の如きは之を行ひ得べきに非らず、此の如く支那當局者が系統的港灣政策に注意を爲さざるも、亦南支那諸港貿易不振の因なりとす。

支那に於ける企業の趨勢

（支那銀行週報所載）

民國七年中新設會社數計八十四、其資本總額五千三百五十六萬六千九百八十五元同八年中新設會社數計九十三其資本總額三千三百五十六萬七百元にして兩年度合計新設會社百七十七、其資本總額八千七百十二萬七千六百八十五元なり之を一九一九年英國に於ける新設會社資本總額二億三千七百六十八萬八千七百八十磅及日本の四十億六千八百萬圓に比すれば寧壤の差あり且各種會社の平均資本額五十萬元に及ばず以て資本の薄弱なるを知るに足るべし。

民國七、八年各省新設の會社は其數を以てすれば江蘇を最多となし計五十四を算す但し資本額を以てすれば首に直隸を推す蓋し此二年中直隸の鑛業及商業等經營の新設會社は其數各省の首位に居り資本額亦最多の省たり唯電氣業等は此二年中直隸に於て新設せられたるものなし。

七、八兩年中各省新設の會社數及資本額を表示すれば左の如し。

省名	新設會社數	資本總額
直隸	三二	四五、五八四、〇〇〇元
江蘇	五三	一七、五六六、六〇〇〇
吉林	一三	一四、〇〇六、〇〇〇
山東	一四	四、四四二、〇〇〇
黑龍江	一	三、二〇〇、〇〇〇
湖南	三	一、七六〇、〇〇〇
浙江	一九	一、五〇九、六〇〇
江西	六	一、三八〇、〇〇〇
湖北	七	八九二、〇〇〇
湖南	五	八六〇、〇〇〇
山西	四	四六九、〇〇〇
奉天	三	四〇〇、〇〇〇
福建	六	三七三、〇〇〇
安徽	四	二七五、〇〇〇
四川	一	一二〇、〇〇〇
察哈爾	一	一一七、七八五
香港	一	一〇〇、〇〇〇
熱河	一	五〇、〇〇〇
貴州	一	四〇、〇〇〇
陝西	一	二〇、〇〇〇

前記各會社中製造業に從事するものを以て最多となし其資本額殆ど各種事業資本總額の四分の一を占む是亦支那製造工業發達の兆ならんか之に次ぐを金融業及商業となす金融業新設會社を見るに其數十、資本總額千三百八十五萬千元にして每會社の資本平均僅に百數十萬元（資本額）なり此製造工業及商業發達の時に當り此小資本を以てしては恐らく充分に其融通資金の效能を發揮するに足らざるべし其他鑛業及紡織等の會社は此兩年中相當に發展せり今各種會社を事業別に列擧すれば左の如し。

種類別	會社數	資本總額
製造業	五三	二一、七二一、三〇〇元
金融業	一〇	一三、八五一、〇〇〇
商業	一五	一三、三七三、〇〇〇
鑛業	一二	九、四七二、七八九
農業	一六	八、五二九、〇〇〇
交通業	一八	六、八六六、〇〇〇
紡績業	一六	六、六七三、六〇〇
電氣業	二六	三、一二三、〇〇〇
雜業	八	二、四六三、〇〇〇
漁業	三	一、〇五一、〇〇〇

前記各種事業中重要なるものに就き左に說述すべし。

製造業　數年來各國とも食糧の缺乏を來し支那の麥粉其

他を輸出し其不足を補へり。されば民國八年中麥粉の輸出は二百六十九萬四千擔の巨額に達し支那國内製粉業の興隆を致せり七、八兩年中製粉會社の新設せられたるもの十社、資本總額五百八十萬元に達せり燐寸製造業等の新設會社亦少からず煙草業の新設會社三、資本總額五百三十餘萬元に達せり然れども材料豊富なる皮革等の會社の新設せられたるもの甚だ少し新設會社最も多く且資本總額最も巨額に上れる省は江蘇を以て首とす蓋し江蘇は素と製造工業最も發達せる地區なり其他吉林、黑龍江省等は森林事業等の發達を以て又新設會社あり今種類別により新設會社の數及資本額を示せば左の如し。

種類別	會社數	資本額
麵粉	一〇	五、八〇〇、〇〇〇元
煙草	三	五、二一〇、〇〇〇
燐寸	八	二、七七三、〇〇〇
木材	二	二、〇〇〇、〇〇〇
皮革	一	一、〇〇〇、〇〇〇
紙製品	一	一、〇〇〇、〇〇〇
他	二八	三、九三六、〇〇〇
省別		
吉林	五	四、六五〇、〇〇〇
黑龍江	一〇	四、一八六、〇〇〇
東由河南	五	三、二〇〇、〇〇〇
	一	一、六四二、〇〇〇
	四	八一〇、〇〇〇
湖北	三	二八〇、〇〇〇
奉天	一	一八〇、〇〇〇
浙江	三	五八、〇〇〇
安徽	二	四五、〇〇〇
福建	一	二〇、〇〇〇
江西	二	一〇、〇〇〇
陝西	一	一〇、〇〇〇

前記其他の項中には染料、雜貨、製藥、曹達、樟腦、齒磨粉、蛋粉、搾油、毛筆製造、製氷等の各種事業を含み其中資本の最小なるものは僅に二千元にして最も大なるものも一二十萬元に過ぎざるなり。

商業　商業會社の新設せられたるもの直隸、江蘇に各六社あり但し江蘇の資本總額は直隸の四分の一に及ばず且又吉林省よりも少し江蘇に於ける新設會社を見るに其資本額平均僅に五萬餘元のみ而して直隸各新設會社の平均資本額は二百餘萬元に達す其差大なりと謂つべし事業の種類を以て之を觀れば棉花、綿布賣買及債券應募等は其數比較的多しと雖、其資本額を以てすれば貿易を經營するものの巨額なるに遠く及ばず蓋し貿易經營會社は其平均資本額五百萬元に達し而して棉花綿布賣買會社は一萬餘元に過ぎざるなり證券賣買を業務とする新設會社亦一あり其資本額五十萬元とす事業別及省別に會社數及資本額を示せば左の如し。

種類別	會社數	資本額
貿易	二	一〇、五〇〇、〇〇〇
資金融通、債券應募及調査代辨等	五	四、二〇〇、〇〇〇

證券賣買	一　五〇〇、〇〇〇
農作物の運輸及販賣	一　五〇〇、〇〇〇
石炭の運輸及賣買	一　一〇〇、〇〇〇
棉花綿布賣買	四　六三、〇〇〇
圖書賣買	一　一〇、〇〇〇

省別		
直隸	六	一四、九〇〇、〇〇〇
吉林	一	五〇〇、〇〇〇
江蘇	六	三六三、〇〇〇
湖北	一	一〇〇、〇〇〇
陝西	一	一〇、〇〇〇

鑛業　支那は鑛產地に富むと雖採掘の業は未だ盛ならず偶々採掘せらるるものあるも其多くは外資による七、八兩年中新設會社計十二あり其中石炭を採掘するもの最も多く計七あり其他鐵鑛、硝酸鹽等を採掘するもの各一あり銅、錫等の採掘に至りては新設せられたるものなし七、八兩年中採鑛及精煉新設會社を見るに直隸を以て最多とし新設會社五あり然れども其公稱資本平均額は僅に百餘萬元なり若夫れ察哈爾の新設會社に至りては其資本額十一萬七千餘元のみ種類別及省別に新設會社數及資本額を示せば左の如し

種類別	會社數	資本總額
鐵鑛の採掘及精煉	一	五、〇〇〇、〇〇〇元
石炭の採掘	七	二、六六七、七八五
鑛物の精煉	一	一、五〇〇、〇〇〇
採鑛	二	三〇〇、〇〇〇

硝酸鹽の採掘	一　五、〇〇〇

省別		
直隸	五	五、八〇〇、〇〇〇
湖南	一	一、五〇〇、〇〇〇
江蘇	三	一、〇五〇、〇〇〇
江西	一	一、〇〇〇、〇〇〇
察哈爾	一	一七、七八五

農業　支那は各地多く農業に適すと雖惜むらくは經營者の新知識を有するもの少く且其規模亦狹小なり故に製茶業等の如き曾に進歩を見ざるのみならず衰頽の象あり故に近年紡織業漸く盛なるを以て棉花の需要增加し棉花栽培會社の事業日々發達す而して七、八兩年中新設の棉花栽培會社唯一あり其資本金二百萬元に達するを以て大規模の經營となすに足るべし然れども紡織業日に興盛に趨くの時に當り棉花栽培の事業は之を急務とすべし北部諸省は盛に林產物を出すされば若し經營宜しきを得は亦有利の事業に屬す七、八兩年中新設の森林會社七あり其資本總額五百三十萬元に達す各種農業會社新設の數を以て云はば浙江を以て最多となす然れども其資本金額は遠く吉林、直隸の多きに及ばず吉林の新設會社を見るに其數僅に二なりと雖其資本總額は五百六十萬元に達し平均每會社二百八十萬元となる此二年中新設せられたる會社の資本額にありては貿易經營の商業會社及鑛鑛採掘の會社を除けば當に此吉林の會社を推すべきなり種類別及省別に新設會社數及資本額を示せば左の如し。

種類別	會社數	資本總額
森林	七	五、三八八、〇〇〇元
植棉	一	二、〇〇〇、〇〇〇
水利土木	三	七八四、〇〇〇
開墾	一	二〇〇、〇〇〇
製茶	一	一〇〇、〇〇〇
其他	三	五七、〇〇〇

省別		
吉林	二	五、六〇〇、〇〇〇
直隸	二	二、二〇〇、〇〇〇
安徽	二	二三〇、〇〇〇
山西	二	一八〇、〇〇〇
浙江	四	一五八、〇〇〇
江西	一	一〇〇、〇〇〇
其他	三	五七、〇〇〇

交通業　交通事業は素と商工業者に缺くべからざる機關なり七、八兩年中汽船運輸會社の新設せられたるもの十二あり然れども其資本多からず合計六百萬元に過きす自動車運輸及荷馬車會社亦新設せられたるものあり卽ち左の如し

	會社數	資本總額
汽船運輸	一二	六、〇三九、〇〇〇元
運送及倉庫	二	五一四、〇〇〇
自動車運輸	二	二〇〇、〇〇〇
荷馬車	二	一三、〇〇〇

紡績業　近年紡織業日に發達し就中江蘇省を以て第一となす七、八兩年中紡績及織布會社の新設せられたるもの十社其資本總額六百十萬元に達す絲織物及肌衣製織業亦新設會社あり然れども其數多からず卽ち左の如し。

紡績及織布	一〇	六、一〇〇、〇〇〇
絲織物	二	三四〇、〇〇〇
肌衣	二	二三〇、〇〇〇
其他	一	三、六〇〇

電氣業　七、八兩年中電氣業新會社の增設は山東、吉林浙江を以て最多となす江蘇は數年來設立既に多きを以て新設會社は僅に三あるのみ會社の種類に就て之を言へば電燈を經營するもの最も多く新設會社十七を數へ資本總額二百七十餘萬元に達せり電話其他電氣事業は比較的少し事業別及省別に會社數及資本額を示せば左の如し。

種類別	會社數	資本總額
電燈	一七	二、七一九、四〇〇元
電話	七	一八三、六〇〇
其他電氣事業	二	二二〇、〇〇〇

省別		
山東	五	一、〇〇〇、〇〇〇
吉林	一	五〇〇、〇〇〇
浙江	七	三四三、六〇〇
江蘇	三	三四〇、〇〇〇
湖南	一	二五〇、〇〇〇
奉天	二	二二〇、〇〇〇

其他　五　四四〇、〇〇〇

民國七、八年中新設會社の趨勢は上述の如しと雖由來支那は統計調査の機關を缺き殊に兩廣及雲南は國政未だ統一せず從て其統計資料を得る能はず其記述不完全を免れずと雖又以て大勢を察するに足るべし。

初期米支貿易史

（一）

緒言

歐洲諸國民と支那との交通は二期に分つことを得。此分界線を爲すものは十五世紀に於ける印度に到る航路の發見なり。第一期は朦氣に知られたる羅馬帝國との貿易、十三、四世紀の「モンゴル」征伐に依り可能となりたる商業及び羅馬法王の布教の發展及び「タメルラン」竝に相續者の下に於ける間接の交通の幾分の復活を含み、第二期は十六世紀早早葡萄牙人の到來せし事を以て始まる。第一期に於ける交通は主として中央亞細亞の高原を横斷せる陸路に依り、第二期に於ける交通は露西亞を除き殆ど全く海路に依り爲されたり。

第二期は阿片戰爭及び一八四二年乃至一八四四年の條約に依り順次に二つの自然的なる區別に別たれ居れり。之等の年代以前に於ては支那人は凡ての泰西人を目するに野蠻人を以てし、未開にして同等とは考へられざる朝貢國民と看做し居りたり。泰西人は唯一港即ち廣東の郊外に於ける制限せられたる部分及び葡萄牙人が支那より租借したる澳門に閉込められ居りたり。彼等は最も嚴格なる規則に依り支配せられたるのみならず官憲は民間の商業獨專者即ち公行（Co-hong）を介してのみ彼等に應對せし程の侮蔑を以て見られ居りたり。

さりながら斯る不利なる事情ありしに拘らず、二國即ち英米兩國の商業及び布教は着々成功し、支那の孤立及び自負が遂に存在を許されざるに至りし時に阿片戰爭が開始せられ、支那をして革命的讓歩をなさしめたる條約を締結するに至らしめたり。之等の條約に依り支那は國際團體に加入するに至り、而て理論上遂に西歐諸國を自己と同等のものと看做すに至れり。外國人は五個の港に居住する事を許され古き煩雜の規則より解放せられ其の母國の法律及び從來に比し大に公平なる港則竝に負擔の制度の下に置かれたり、然れども支那は尙は他の夙强を十分に了解し十分に近世生活に入る前に旅行すべき長き行程を有し居り、戰爭、內亂、暴動等が之が一里塚をなしたり。さりながら一八四二年乃至四四年に支那がその旅行に出發し、その後の歲月は最初には朦朧と見え居りたる決勝點に向ひ進むことに費されたりと云ふも不當に非ざるものと信ず。

次章以下に述ぶる處は第二期の第一季即ち一八四四年前

に於ける合衆國に關係ある部分を溯及せむとするものなり此目的の爲めに吾人は如何にして支那との貿易が開始せられたるかを示し、その發達、變化及び影響の狀況を知り支那に對する傳道の努力の開始及び其の早き時代に於ける發達の狀況を發見し、最後に阿片戰爭及び通商布敎の兩方面に於ける英支條約の直接の結果を考究し、且米國と支那帝國との最初の條約の昔語りを爲さむとす。章を逐ひ、吾人は吾人の目的の中に明瞭なる年代順の區分のある事を發見すべし。第一は貿易の開始及び其の最初の數年間を含み、第二は歐洲戰爭に依り原因せられたる商業の急激なる發展と毛皮、白檀及び海參の新產地の發見とを以て始まり、大英國との第二の戰爭に原因する通商上の不振を以て終る。第三は一八一四年に於ける平和條約の締結を以て始まり、阿片問題の發生と共に終り、第四即ち最後のものは一八三九年の阿片問題を以て初り、阿片戰爭を含み、一八四三年の南京條約と共に終る。

實際に於て此問題に關し知られたる利用し得可き材料は悉く之を研究せり。事件に親しく關係したる人々の談話の筆記、特に廣東領事の談話の筆記（華盛頓の國務省に保存せられ居れり）及びアメリカ敎會竝にバプテスト敎會の宣敎師の談話の筆記（此等の二敎會の文庫に保存せられ居れり）は、此論文の價値あり重要なる材料を形成し居れり。エセツセス學院に大部分保存せられ居るサレムの船舶に關する寫本及び「プロビデンス」の「ブラウン・アンド・イブス」商會の寫本（ジョン・カーター・ブラウンの米國史料圖書館に委託せられ居れり）も亦重要なるものなりき。尙ほ公刊せられたる航海日誌、書狀及び特に航海の物語も亦缺く可らざるものなりき。之等のものの驚く可き數——その大部分は久しき以前に絕版となりたるものなり——は吾國の殆ど凡ての大なる圖書館を探して得られたるものなり。尙ほ特筆大書すべきは支那の博物館が無價の價値ある材料の供給者なることなり。其處には此時代に關する多數の傳記及び記錄（主として布敎に關するものなり）を有せるのみならず、有益なる報告を加ふる多數の第二の典據を有せり。議會の文書其他政府の文書は極めて有用なり——特に南京條約に於て結果したる交涉關係を溯及するに當り大に有用なり。

第一章　創始時代（一七八四年—一七九〇年）

亞米利加と支那との通商は米國の國外發展の時代に起りたる其影響の結果なりき。新世界發見の當時既に一種の關係が支那との間に存したりき。何者「コロムブス」が西方に向ひ航海したる目的は「カーセー」及び東印度諸島を發見せむとするに在りしと雖も、又一部分は十六七世紀の歐洲の探險家を導きたる其諸國に至る大陸を橫斷せる北西の通路を北亞米利加の東方海岸に沿ふて嗅き出し得べしと自信したるによるものなり。其後程なく英國植民家は東印度會社を通じ支那の存在を知るに至れり。其の茶は會社の船舶に依り大英國產として廣東より來れり。一七一八年以來人蓡（最初支那船舶の積荷の大部分を占め居りたる藥種なり）が

北亞米利加に於て野生し居る事が知られ居りしを以て、東印度會社が之を廣東に輸送したる事あるは敢て奇とするに足らざるなり。又同會社は其植民地にて造られたる印度貿易船を持ち居りたるやも計られず。

米支間の通商貿易を導きたる第二の勢力は諸植民地に於ける航海業の發達なり。西印度貿易漁業及び葡萄牙並に地中海との通商は、北方植民地を維持する重要なる手段にして、船員と小さき商會との間に激烈なる競爭を惹起せり。支那に至る長途の航海の開始に必要なりし冒險的精神は、海賊行爲より敎化を受けたり。例へば、十七世紀の末葉に於ては「マダガスカル」の北の海には「ロード島」「マツサチユセッツ」「ニウヨーク」及び「カロリン」諸島に於て彼等の船を艤裝し、糧食を得又屢々その掠奪し得たる物を消費したる虐殺者の團隊が出沒し居りたり。或は一六九六年附の手紙に依れば『現今出發する凡ての船舶は「チウ」の紐育よりすると「ウオント」の「カロリナ」よりするとを除き「ニウイングランド」より出帆す』とあり。革命の私掠船としての巡邏は一層大なる影響を有せり。植民地より拿捕免許狀を得たる船が海に充滿せり。巨額の富が貯積せられ、沿岸貿易には大に過ぐる過剩の船が建造せられ、遠洋に關する知識が得られ且冒險心が船員及び商人の間に鼓吹せられたり。戰爭の終了と共に之等のものは何れにか他の出口を求めざる可らざるに至れり。

尙ほ他の影響は英領西印度との通商の杜絕せられし事なり。革命以前にありては亞米利加は勿論英植民地系統の一部を爲し居り、米人は其食糧品及木材を西印度に送り、英國宛の爲替を受取り、此爲替を以て必要なる舊世界の工業品其他の供給物を得居りたり。獨立は彼等を英國植民地系統より離脫せしむるに至りたるを以て、米人は其の商業資本の投資及び英國の商工業者に對し有せる爲替の支拂の爲に他に方法を講ずるの必要を生せり「ピニアス・ボンド」の如きは當時『亞米利加の如く通商の制限せられたる國に於ては、企業家が彼等に對して開かれしも將來有利なるべしとの望ある投機事業に從事するに至るは、當然の事なり』と云へり。

かくて獨立及び英國植民地系統より脫退するに至りし事は、西印度の門戶が鎖され居る限りは、米人をして亞細亞及び東印度の門戶を開かしむるに至れり。約一世紀の間東印度會社は喜望峯以東「マゼラン」海峽に至る迄の全半球に於ける英國の貿易を一手に引受け居りたり。平和條約締結の後は勿論之が新國民を拘束する效力は止みたるを以て、米人が斯くして與へられたる機會を利用するに至りたるは何等不思議なきのみならず、若し斯くの如くして與へられたる機會を利用せざりしとせば、それこそ甚不思議の事と云はざる可らず。

此等の事情に鑑みて吾人は一七八三年以來數年間に涉り支那貿易を利用せむとする廣く擴りたる運動を亞米利加に於て發見せし事は敢て驚くに足らざることなり。一七八三年には既に「サレム」及び「ボストン」に於ては此運動を見るに至り、「ボストン」の商人は航海を企つることすら敢てせ

り。一七八四年には斯かる冒險事業が「コンネクチカット」に於ても計畫せられしも、只請求したる國庫補助額が多額にして頑固なる小地主連の贊成を得る事能はざりし爲に挫折せり。一七八四年に一隻の「ボストン」船は喜望峯に到り其地にて英人より新茶の荷を購入して歸着せり。

亞米利加船が始めて支那に到着したるは同年即ち一七八四年なり。一七八三年十一月下旬「ロバート・モーリス」は「ジェー」に宛て『余は通商の冒險的追求に於ける人々を鼓舞せんが爲に、支那に二三隻の船を遣はさんとす』と通信せり。察するに「ジョン・グリーン」を船長とせる「エムプレッス・オブ・チャイナ」號の事なるべし。「ロバート・モーリス」と紐育の「ダニエル・パーカー」會社とが共同して此船を艤裝する事となり、積荷上乘人としてサムエルショウ（氏は相當に敎育あり、大陸の軍隊に於て士官として名譽ある地位を有したる人なり）が從事する事となりたり。同船は一七八四年二月二十二日議會より與へられたる航海狀により保護せられて出帆し、途中「ケープ・ハーデ・アイランド」に於て薪水積載、破損修繕の爲に止まり、喜望峯を迂廻しそれより「スンダ」海峽に向ひ一直線に進航せり。此處にて同船は一隻の佛蘭西船と邂逅し、觸艦相衝んで支那に向ひて進み、八月二十八日廣東の外港黃埔に投錨せり。支那人は米人を見て稍困難の後英人との區別を認知し「新人」と呼べり、歐洲諸國民の代表者は彼等を歡迎し、英人すら極めて親切にして力めて最近の戰爭を忘れんとし居るものの如くなりき。經驗ある商人殊に佛蘭西人の援助の下に、米人は廣東商業の諸規則の不馴なる迷路を辿り、人蔘其他の商品を莫大なる利益を得て賣却し、茶其他種々の支那貨物を購求せり。歸途は「エムプレッス・オブ・チャイナ」號は二三の和蘭船と共に航海し、喜望峯に達し、一七八五年五月十日無事紐育に歸着せり。此航海に依り得たる純益は三萬七百二十七弗にして投下せられたる資本に對し二割五分に當れり。

此成功せる航海の報導は非常なる興味を喚起し、既に計畫せられをりたる計畫に多大の刺激を與へたり。「ショー」は外務大臣「ジェー」に航海の結果を報告せしに其後間もなく議會より議會は此支那との直接の貿易を開始せむとする亞米利加市民の最初の努力の成功せる結果に對し特に滿足せる旨の回答書を受けたり。航海に關する長編の記事が紐育新聞に發表せられ、此記事は各商業地に於て轉載せられたり。「ボストン」に於ては東印度貿易の爲に一隻の船を建造艤裝せむとする計畫が着手せられたり。『此事業に關係せむと欲する市民は何人と雖も』一株三百弗にて此事業に加入することを得たり。「ロバート・モーリス」は最初の冒險の結果に滿足し引續き投資することとせり。彼は「ショー」及び「ランダール」より「バラス」號にて持ち歸りたる茶の荷を買ひ、此兩船を第二回の航海に從事せしむる事につき相談せり。一七八七年彼は「トーマス・レード」を船長とせる「アライアンス」號を當時船の大きさとその執りたる航路との二點に付き大に世の視聽を驚きたる航海に出すことに助力せり。同船は右き快速艦にして普通の亞米利加印度貿易船

よりも非常に大型なりき。同船は一七八七年六月「フィラデルヒヤ」を發し、五十萬弗の價値ありと稱せられたる商品を積載して一七八八年九月十九日歸着せり。同船は一般に海圖に依らず世界地圖に依り「フィラデルヒヤ」を發してより廣東に到着する迄錨を投ずることなく航海を續け且濠洲の南岬を經て支那に達したる最初の亞米利加船なりと報告せられ居りたり。同船の歸着は一時「ロバート・モーリス」を破産より救ひたり。

其後航海を企つる者益多くなりたり。「ステワート・デーン」(年考いたる私掠船乘組員)は「エムプレッス・オブ・チャイナ」號の船長「グリーン」と相談の上、一七八五年十二月の末、八十五噸の單檣帆船に乘り込み廣東に向ひ出帆せり此船は極めて小型のものにして、支那に到着したる時大船の附屬船と間違はれたる程なりき。「ショー」は一七八六年二月再び「ジエームス・メージー」を船長とせる「ホープ」號の積荷上乘人として紐育を出帆したり。彼は廣東に於ける領事として議會より委任狀を與へられたり。然れども此職たるや寧ろ空名に過ぎずして、其職に在る人は何等の俸給給料若は手當を受くる權利なく只國旗を掲揚し僅かの定まれる事務を爲し支那人より頭の商人として尊敬を受けたるに過ぎざりき。されながら是は喜望峯以東に於ける最初の亞米利加領事館にして、又一八四四年以前に於ては支那に於ける唯一の領事館ならしなり。

「エムプレッス・オブ・チャイナ」號は第一航海の歸途喜望峯に於て「サレム」の「グランドタータク」號を發見せり。以て此妖魔の町の企業心ある商人等が既に東方を窺ひ居りたる證左となすべし。廣東を訪問したる第一の「サレム」の船は其數ケ月後に「エリアス・エイチ・ダービー」(革命の間私掠を行ひ巨萬の富を致せる商人なり)が廣東へ遣したると同一の船なりき。「プロビデンス」も亦支那熱に捕はれたり。西印度との貿易を遮斷せられたる同地の商人は新しき投資の場所を求めんとし居りたる折柄なるを以て、廣東貿易の有利なる旨の報知は直ちに彼等を元氣付けたり。その冒險事業を爲さむとしたる第一人者は「ジョン・ブラウン」(西印度の商人)にして「ブラウン・アンド・フランシス」の社長なり彼の船即ち「テンニソン」を船長とせる「ゼネラル・ワシントン」號は一七八七年十二月二十七日出帆「ポンジセリー」及び「マドラス」に寄港し、それより廣東に航し、一七八九年七月四日亞米利加に達せり。此冒險事業は豫期の如き利益を收め得ざりしと雖もその後多年繼續したる「プロビデンス」よりの多くの航海の先鞭を着けたる意義ある航海なりしなり。

斯の如くして創始せられたりし廣東貿易は一七九〇年に至り確立せられたり。今日に傳はれる當時貿易に從事したる船舶の船名を茲に繰返すことは、以て當時の發展の狀況を想起せしむるに足るものあるべし。「バリー」を船長とせる「アザカ」號。「トルキシトン」(此人の航海は餘り成功せざりき)を船長とせる廣東號、「トムソン」を船長とせる「ジエニー」號、「メットカーフ」を船長とせる二檣帆裝船「マレオノラ」號(以上二隻は紐育船にして一七八八年廣東に屆

りたり)、「ボストン」の「マッサーチユセット」號(一七八九年「サムエル・シヨー」の爲め建造せられたる大型の印度貿易船にして亞米利加に於て其當時迄に建造せられたる船舶中の最大なるものなりと云はれ居り、其最初の航海の時に廣東に於て和蘭東印度會社に賣却せられたり)及び「サレム」の「アステリア」號(ジエームス・マージー」を船長とし「トーマス・エーチ・バーキンス」を積荷上乘人としたり)等ありたり。

亞米利加と支那との貿易は其初めより廣東商業制度に從はざる可らざりき。廣東商業制度は極めて特殊のものにして、而も支那貿易の初期に於ては大に有用なるものなりしを以て、之に關する幾分詳細なる記述は、引續きたる六十年間の亞米利加と支那帝國との交通を十分了解するに當り必要なるなり。

旅行者が廣東に於て初めて印象を受けたるものは、貿易が極めて特殊の事情の下に行はれたる事卽ちそれが何等の取引契約に依り保證されず又口頭の規則に依り取締まられざりし事なり。凡ての條約上の制限及び外交上の干渉から自由に作られたりし制度は、支那人の外國人に對する侮蔑海上の勇敢なる行爲に對する恐怖、貿易を欲する利己心及び官吏の貪慾腐敗の奇妙なる結合の結果なり。近年に至る迄支那帝國は西部に於ける重疊たる山脈と東部に於ける洋洋たる海洋とに依り世界の殘りの部分より全く遮斷せられ居りたり。その人民は十九世紀に至る迄同程度の文明國民と親密なる接觸を爲したる事無く、彼等の對外關係は殆ど全く彼等よりも文化の程度の劣等なる者、卽ち最もよき處にて支那文明を鵜呑みに模倣したる程度の文化の民族との間に限られ居りたり。

漢族は時に依り征服せられたる事ありしと雖も常に其勝利者を同化せり、彼等の歷史の全徑路は凡ての外國人に對する甚深なる侮蔑を生ぜしめ彼等をして外國人を凡て夷狄なる名稱を以て呼ばしむるに至りたり。故に支那大陸との近代の初期に於ける關係が、外國人は貪慾にして貿易に於て利を見るに敏く、支那の上流社會及び學者の侮蔑の下にあり、支那との貿易はその存在に必須なるものなり、彼等は支那語を讀み又話す能力なきものなり、北京に遣はされたる外國の使節は總て單に貢物を奉るが爲めに來る者なりと云ふが如き確信に依り妨げられ居りたる事は敢て驚くに足らざる事なり。此侮蔑は苦惱の暗流と混同せられたり。滿洲人は海上に於て勢力を有する者に非りしも、實際に於ては海上に於て重要なりき。早き時代の歐洲の殊に葡萄牙の冒險者の多數の海賊的行爲に依り、彼等は西方の商人を成る可く僅かの港に制限し彼等が來りて迷惑をかける事無き樣監視するを得策とすと感じたり。只支那人の强き商業上の利益が貿易を絕對に禁止する事僅かに止めたり。

支那官吏は金錢を愛する事甚しく、一度貿易が許されたる地に於いては出來得る限り多額の稅金と取立金とを賦課し、且又贈賄を受けて之等と同樣なる稅金を免れ多くの港則を無視する事を許したる如く、金錢次第の者なりき。

「エムプレス・オブ・チヤイナ」號が廣東に到達したる當時

に於ては、殆ど一世代の間貿易は嚴重に廣東に限られ、又居住は珠江の河口なる澳門に於ける葡萄牙人の植民地と廣東に於ける貿易所とのみに限られ居りたり。現存せる規則の或ものは一七二〇年以來又其或ものは一七六〇年以來效力を有せり。中央機關は公行にして、之を通じて凡ての貿易は行はれ、又之を通じて政府は外國人と應對せり。此團體は之を以て單なる所謂「宮廷商人」と更へたる一七二〇年の勅命より始まりたるものにして、一七七一年一度廢せられしも、一七八二年に復活せられ、亞米利加人が始めて到着したる當時は非常に敏活に使用せられ居りたり。此行商Hong-sheung（外國貿易商組合）はピジョンイングリシュの轉訛により公行として一層一般に知れ居るものにして廣東に於ける外國貿易を支配せしむる爲に特に帝國政府が造りたる一種の半放任的なる獨專組合にして、之を組織せる商行商人の數は規則上は十三なりしと雖も、時に增減あり、通常は定數を缺く事多く、時としては六人に減じたる事もありたり。株式會社とは大に其性質を異にし、各商人は各自獨立して其事業を營み、その自身の利益を享有し、又法律上は自己の損失に付てのみ責を負ひたり。彼等は單に外國人を支配し貿易に關する規則を勵行する事に就きてのみ共同して行動せり。後に至り負債に對する相互の責任負擔を生じたりと雖も、以て此制度を完全にする爲めに缺く可らざる部分となりしには非ずして、只各國の新しき失敗の後特別なる協定に依り追認せられたるものなり。併ながら破產したる商行の負債が斯の如く各商人間に保證關係の存在せる場合は、貿易に於ける特別の稅金を徵收し、之を支拂ひたり。以て支那人の狡黠なる事の一例證とすべきか。

商行組織の本旨は野蕃人は政府の官吏と直接交通する價値なきものなるも、甚厄介至極のものにして、且周密なる注意を以て之を制限する必要ありたりと云ふに在り。故に公行に總ての外國人の身分、財產、使用人、貿易に關する一切の支配權が附與せられ居り公行は外國人の行爲に就ては全責任を負ふことになり居りたり。獨占は時勢の推移に伴ひ弛かになり、「外部の商人」の大なる團體が生じ、之等の商人は法律上は外國人の日常私用に供する物品のみを供給する事を許され居りたるも、二三の商行商人に金を差出して無制限の貿易の特權を得たり。公行に於ける位置は政府より時としては非常なる高價を以て買ひ取られたるも、此の位置たるや決して總ての點に於て羨むべきものには非ざりき。不幸なる商人は重き稅金の賦課と官吏の收欽に服從し又外國人間に於ける偶然の不秩序に對し一生涯を通じて何時にても責を負はざる可らざりしを以てなり。商人は少くとも購ふことを要し又全く拒絕せらるゝ事も有り得たる恩惠なる特許なしには商行商人たる位置より脫退する事を得ざりき。概して公行の人々の商業上の性質は高く、破產は屢々なりしも亞米利加人其他は其團體に對し相當信用を置きたるものの如し。一例を擧げむに亞米利加との貿易に從事せる者の中にて最も有名なるHonquaは正直と仁慈の名聲殊に高かりしものなり。此制度は概して貿易が廣東に限られ、政府と政府との關係が開始せらるゝに至りし迄

は、貿易を處理する有效なる方法なりき。阿片戰爭に引續き條約が調印せられたる時に此制度はその效力を失ひ正しく終焉を告げたり。

公行は商業組織の中心點なりしも、之に加ふるに尙は多數の慣習として發達したる規則及び時々立法の形式にて制定せられたる規則がありたり。船が珠江の河口に達したる時には、一人の水先案內人が之を監督して虎門に進みたり茲にて黃埔に行くことを許さるゝ特許が得られ免許水先案內人が乘船せしめられたり。免許水先案內人は補助水先案內人の助をかりて「ボカ・チグリス」即ち河口を經、第一第二の關門を過ぎ黃埔に船を導きたり。此碇泊地は廣東を距る十二哩の處に在り、外國船は之より內に入る事を得ず、此處にて貨物の陸上、積込を爲したり。然れども貿易の開始せらるるに當りては豫め船は商行商人の一人に依り其船は不正行爲を爲すものに非ず又諸稅の支拂を正確にするものなる旨を保證し貰ふ事を要す。其保證の代償として船は通常載貨の販賣、貨物の購入は其商人を通じて爲すこととなり居りたり。船は亦糧食を購入する爲に買辦及び稅金の割合等に對し稅關其他各種の官廳と交涉の任に當りたる語學者を得る事を要したりき。それより船は粵海關(Hoppo)の代理委員即ち稅關監視員に依り評價せらるゝ事を要したり又船の附屬の捲揚機、豫備の索具、貯藏品、修繕用の樽は海岸の建物即ち「バンクセール」の中に置かるゝ事を要したり。阿片を積載し居らざる旨の宣言を爲したる後積荷を卸す許可(チョップ)を受くる事を得たり。チョップボート即ち免許を得たる短艇(廣東黃埔間を通へるもの)に依り貨物の積み卸しの爲さるゝ間、稅關吏は密輸入を防ぐ爲に之を監視し居りたり。船は出港する際には「グランドチョップ」即ち出港狀を粵海關より受くる事を要せり。

諸稅金及び港の負擔は往々過重に失することあり而も大部分は不確定のものにして慣習に依り決定せられたり。何等の表も與へられたる事なかりき、蓋し何等確定の表の造られたることなく假令造られたりしとするも少くとも外國人には秘密に付し居られたるものの如し。稅金に輸入稅と輸出稅との二種あり、前者は外國人により後者は土地の商人に依り納付せられたり。加之船の型により異る容積稅強求稅(元來は種々の官吏に對し支拂はれたる法律の認めざる給料及び手數料の一定の數額なりしが後に帝國稅關に納付せられたる法律上數額に變形せられたり)及び水先案內人、語學者、買辦の給料等ありたり。最後の四は凡ての船舶に付同額にして一八三二年三年頃に於ては一隻に付二千五百七十三弗に達せり。容積稅及び強求稅は米穀を輸入する船舶に對しては免除せられたり。

貿易に付ては種々の制限がありたり。如何なる船舶と雖も、正貨の外積荷を有せざる船の入港は拒絕せられ、又阿片の輸入、特許なき銀塊及び多量の米、銀錠及び金屬製品の輸出は絕對的に禁止せられ、硝石は政府に對してのみ輸入する事を得たり。雜穀船として來りたるものに非れば、如何なる船と雖も「ボッカ・チグリス」より內に入る事を得ず、又海岸より離れて碇泊する事を得ざりき。密輸入は固

く絶對的に禁止せられ居りたり。外國船舶が海岸に滯ることなく直ちに黃埔へ航行する事になり居たるは實に此密輸入を妨止せむが爲に外ならず。

最も重要なる船舶に關する規則の外尙ほ外國人の住居に關する規則ありたり。此規則に於て「野蕃人」に對する支那人の傾向は一層明白に表現せられ居りたり。外國人は疎ず可らず親しむ可らず隔離すべきものなるも嚴密に看守するを要し必要なる間は忍耐するを要すと云ふが當時の支那人の傾向なりしなり。本國政府及び條約上の權利の援助も後援も無く外國人は全く支那人の利己心の上に其の安心と正義とを託し居りたり。外國人は廣東城內に住居する事を許されざりしのみならず其郊外を逍遙する事すら制限せられ居りたり。其居住は外國人の貿易所若は商行に割當せられたる區域に限られ居りたり。其區域は河の北岸に沿ひ四分の一哩に亘り廣がりたる郊外の土地の一部分にして、其建物は商行商人より賃借せられ居りたり。その建物の前には一八二二年の火災前には他の市街より區劃する爲めの辻がありたり。貿易所は其數十三あり。一七九八年「クレブランド」は其著に於て「河岸に歐洲風に建築せられたる美しき家……、此等の家は大低二階建にして下層は倉庫として用ゐられ居りたり。白亞塗にして、屋根の上には高き竿を立て、之に各自、自國の國旗を揭揚し甚だ美觀を呈せり」と記載せり、以てその一斑を窺ふを得可きか、貿易所の間を走る通には舊支那街、新支那街、ホッグ小路及び十三貿易所通等あり、何れも狹隘なる小路なり、就中十三貿易所通りは其他の通よりも背にあり多數の土人の店舖ありて非番の船員を誘惑し居りたり。

元來は外國人は貿易所の建て居る制限せられたる區域をすらも貿易期間內のみ使用する事を許され居り、他の月は埠門に於ける葡萄牙植民地に於て暮す事となり居りたり。婦人は一人も貿易所に伴ふ事を得ず、若し此禁を犯さむとする者有る時は不都合の象徵と看做されたり。使用人の數も亦限定せられ居りたり。凡ての官憲との交涉は敬虔なる願書の形式にて而も直接には非ず商行商人を通じて爲す事を要求せられ居りたり。行樂の爲め河上に船を漕ぐ事は禁せられ居り、又何人も一ケ月中の特別の日を除きては近隣の郊外を訪問する事すら許されざりき。語學者及び買辦は船舶に對するものとして雇はれたり、而て各外國人は商行商人により官憲に對し保證せられたる立派なる行狀を維持する事を要したり。之を要するに「野蕃人」は特許卽ち「天子の無限なる憐憫」に依り與へられたる特許に依り其處に居る事を得たり。

此等の規則は極めて嚴重なりしが如く見ゆれども、其大部分は容易に勵行せられたる事なかりき。官吏の腐敗は周知の事實にして、巧妙にして思慮ある賄賂は殆ど大部分の規則の形式より免除せらるゝ事を得たり。次第に多くの規則は不用に歸し、又後年に至り密輸入は盛んに行はるゝに至りたり。「ボツカチグリス」の外なる「リンタン」に碇泊したる船舶は小短艇及び荷受船に依り荷物の載積及び陸上を爲し、港の負擔を免れたるのみならず、屢々又貳種の稅金

を脫れたり。一年を通じ貿易所に滯在せる外國人は郊外を散策するも咎めを受くる事なきに至りたり。又長官に贈賄をする時は商行商人を介せず直接に嘆願するも何等罪を蒙ることなかりき。宣教師は支那語の讀書を研究するに當り少からざる重大なる干涉を受けたり。弛緩せる官規を振肅する爲め時々發作的に革新が行はれ規則が勵行せられたる事も少からず。例へば一八三四年には長官は諭告を發して使用人の數に付き新制限を加へ、一八三九年には四五の新規則を公布せり。然れども常に數ケ月を經ずして元の弛廢せる狀態に陷りたり。(The History of Early Relations between The United States and China 1784—1844, by Kenneth Scott Labourette.

寄贈書目錄

實用新案公報　自六二二號　至六二四號
商業研究彙報　二號
紡績界　八號
通商公報　自七四九號　至七五七號
東洋經濟新報　自九〇九號　至九一〇號
地學雜誌　三八〇號
新著書　七三號
朝鮮及滿洲　一五八號
羅馬織物誌　四八二號
比律賓紀行　自二〇號　至二三號
商權公報　八號
The herald of asia　社
輸出肥料團業組合會報　會
滿蒙經濟時報　其
九一號　奉天商業會議所

特許局　特許公報
神戶高等商業學校　其
社會政策叢書　一
外務省通商局　其
其　社
丸善株式會社　其
臺灣銀行　其
小林淺吉氏寄贈　其
特許局　其
其　會
其　奉天商業會議所

月報　自一五七號　至一七八號
日本及日本人　九〇號
政友　二四三號
特許公報　三〇號
其　三七一號
貿易　八號
大陸　七三號
工報　七四號
南滿洲石林彙報　四九號
山林彙報　八月號
滿蒙實業彙報　六二號
北支那貿易年報　其
月報　三三五號
日華學會　大正八年七月
月報　至九年三月迄
月報　三〇號
商業　一九〇號
月報　一三八號
東洋時報　七九號
吉林舍東北部　二六三號
調查報告　七卷
學會　六卷
調查報　八號
會報　九號
東方時論　九號
新公論　三號
支那問題　上編
法學論叢　四號
大正八年北支那貿易年報　四號
調查時報　其
化學工業　其
第十三議會報告書　其
國民經濟雜誌　三號
水產　四五五號
情報　九號
外務省　二〇號
三井物產會社　二七九號
財政經濟時報　九號
大阪商工會議所　九號
日印協會要覽　其

名古屋商業會議所　其
政教社　其
政友會　其
特許局　其
其　其
興亞技術同志會　其
南滿洲鐵道會社　其
農商務省山林局　其
大連商業會議所　其
南滿洲鐵道會社　其
大日本紡績聯合會　其
青島實業彙報　其
宇都宮商業會議所　其
小樽商業會議所　其
岐阜商業會議所　其
其　其
南滿鐵道會社　其
南滿鐵道會社　其
丸善株式會社　其
札幌農林學會　其
其　其
其　其
法學會　其
南滿鐵道會社　其
南滿鐵道會社　其
國民文化會　其
實業之日本社　其
水產界　其
報德會　其
印協　其

時報

政變善後彙錄—新疆國內閣之成立—督軍制度より巡閲使政治へ—支那國の際聯盟—政治犯問題—滿蒙保留撤回事情(新借款團成立に關するラモント氏の陳述)—政學會の解散

政變善後彙錄

安徽直隸兩系の政爭に關しては、前號本欄に於いて之を略述せり。今其後到着せる材料に據り、政變の善後策を敍すべし。前號記事と多少の重複あるは、豫かじめ讀者の諒恕を請はざるべからず。

七月二十九日の大總統令は、いはゆる第一次禍首懲辦令なり。左の如し。

國家の大法は庶類を範圍する所以倘規干紀には邦に常刑あり此次徐樹錚等兵を畿輔に稱し害を閭閻に貽せる禍始め推原するに始めたゞ所屬西北邊防軍隊を合して陸軍部に交して接收辦理せしめしに因り始めて蓄意把持し抗して交出せず繼いで乃ち軍隊を煽動し遽かに兵端を啓き甚しきは建威上將軍段祺瑞を迫脅し別に定國軍の名義を立て擅まに隊伍を調し軍地軍械を佔用し法紀を逾越して私圖を恣逞するに至る曾毓雋段芝貴等は互に黨援を結び同惡相濟し或は密謀に參預し躬から兵事に親しみ或は多方勾結公安を擾さんことを圖り並びに職權を濫用し國帑を侵攫するの情事あり嚴に從つて懲辦するに非ざるよりは何を以て國法を伸べ姻戒を昭かにせんや徐樹錚曾毓雋段芝貴丁士源朱深王郅隆梁鴻志姚震李思浩姚國楨等は著しく分別官職勳位勳章を褫奪し步軍統領京師警察廳より一體に嚴緝せしめ法に依り訊辦せしむその財政交通等の部の款項はまさに各該部に責成して切實に澈查し核奪を呈候せしむべし國家政は寬大に存すと雖かくのごとき情罪顯著なる法律具さに在り斷じて之が爲めに曲宥すべき能はざる也此に令す

兩湖巡閲使王占元電稱す長江上游總司令吳光新漢口に潛居し日に著名の亂黨と秘密に計畫し初め湖南の潰兵を借用せんと欲し後乃ち計を變じて土匪を煽動し地方を擾害せんことを希圖し復た所部を私調して潛かに信陽に赴き豫境を分擾せんと欲圖し人を派し潛かに炸彈を携さへ豫直の重要軍官を暗殺せんと冀圖し鄙省の運ぶところの軍餉及び招募の新兵に對し一再控留し漢に在つて宣言すらく旬日を出でずして卽ち武昌に難あるを見んかれ乃ち出でゝ靖難せん等の語吳光新身戎符にあたりまさに如何にしてか地方を捍衞し大局を維持すべきに該使電稱する各節の如き實に意破壞に存し法の容れ難き所に屬す吳光新は著して先づ湖南督軍及び長江上游總司令の各職を免去するを行ひ王占元に交して確情を澈查し核辦を呈候せしむあらゆる長江上游總司令の一缺はまさにたゞちに裁撤せしめその所轄の軍隊は並びに王占元より妥かに收束を爲さしめ以て軍費を節し陸軍部に交して查照せしむ此

に令す

前京師警察廳總監吳炳湘は此次徐樹錚等稱兵搆畔の時遠嫌を知らず職務に背けることあり免職を經たりと雖仍ほ著しく陸軍中將の原官及び得る所の勳位勳章を褫奪し以て懲儆を示す此に令す

昭武上將軍熱河都統姜桂題を特任して兼ねて將軍府事務を管理せしむ此に令す

八月三日の安福俱樂部解散令左の如し

政黨は共和國家の通例にして約法に集合結社の自由を許す安福俱樂部は政黨の性質を具備し自から法律の禁せざる所と爲す年余以來迭りに各省地方團體の函電に據るに該部の營私誤國を紛陳歷舉し解散を予へんことを請へり政府以爲へらく黨見各々同じからざるあり自から深究を庸ふることなかるべしと乃ち此次徐樹錚曾毓雋等の兵を稱し亂を構ふるやあらゆる參預密謀籌濟餉項皆該部主要當員と爲すその國兵を輕弄し幾匈に喋血し肆行忌むなきを覩るに但だ一黨の私に徇ひ生靈を荼毒し國を國家に貽すと雖亦愍ふるところあらざるがごとし是れ該部實に構亂の機關たるなり已に法律範圍を逾越するに屬し斷じてその仍ほ存在を行ふを容るゝ能はず京師衞戍總司令步軍統領京師警察廳に著して卽ち該部の機關をもつて解散を實行し已に擧動を令せる諸人を除くの外其余該部の黨員は苟しくも確かに附亂の證據ある者に非ざれば槪して免究を予へその各省區もし設けて該部支部ある者は並びに各該區地方長官に著して轉飭し一律解散せしむ此に令す

同日魏、劉兩師長免職令發布、左の如し

陸軍部呈請す陸軍第九師々長魏宗瀚をもつて本職を免去せんと魏宗瀚は本職を准免す此に令す

陸錦を任命して陸軍第九師師長を署せしむ此に令す

陸軍第十五師は現に取銷を經たり師長劉詢は著して本職を免去せしむ此に令す

翌八月四日大總統自咎令出づ。

本大總統就職これ始め佳兵の不祥に鑒みるあり保國安民を以て主旨と爲し涵容隱忍することこゝに兩載なり區々の誠心を以て各方の意見を融化し遂に委曲遷就を惜まずして調和に從事せり乃ち一黨の專制政爭を激起し政爭やまず繼ぐに兵禍を以てし戈を同室に操り近畿に喋血す心の期する所適に事實と相反す制馭方あらば亦何ぞ今日の橫決あるに至らんや竟に士兵をして暴骨せしめ商民をして塗炭せしむ孰れか之を爲し孰れか之を致さしめ以て泯棼の局を釀成する反躬循省疚悔何ぞ迨はん況んや民國の擾攘は屢なり矣本大總統は前轍の失に懲り後車の戒に憧れ乃ち一黨に私徇せずして而して卒に以て黨禍を弭むるなく一兵を私置せずして而して卒に以て兵爭を戢むるなし一人を私用せずして而して朋比把持する者轉じて牽制するところあるを得嵩階梗を爲すこれを前に經過するところに較べて殆きこと又甚し焉是れ皆事を見る明かならず機に臨んで斷せず初め寧靜を以て亂萌を招くを料らざりき德薄く才疏なるなんぞ自から諱むことを庸ひん國勢凋敝來日益艱し因果相尋ぎ至つて悚息すべし願ふところ

ろは邦人君子一に悔禍を以て心と爲し之を正軌に納れ國家の威信を崇め時局の紛糾を解かんことなり人皆自省の心あれば斯世競爭の患少し國のために民のために百端理を待つ凡そ我が有衆それ共に之を勉めよや此に令す

八月七日第二次禍首懲辦令出づ、左の如し。

江蘇督軍李純の電呈に據るに王揖唐は黨徒を遣派し金錢を携帶して江蘇の軍警及び緝私の各營を勾煽し並びに會費を收買し危險物を携帶して楊州鎭江省城一帶に散布し以て擾亂を圖り均しく確鑿の證據あり法庭に拿交して懲辦せんことを請ふ等の語王揖唐は總代表に派充するを經職務主つて主要と爲す乃ち竟に軍警を勾煽し多方亂を圖る實に大いに法紀を干すに屬す國務院より總代表を撤銷するを除く外著して即ち軍官及び得る所の勳位勳章を褫奪し京外各軍民長官より飭屬し一體に嚴緝し法に依りて懲辦せしむ此に令す

前に安福俱樂部が構亂機關たるを以てすでに令ありて解散を實行せりあらゆる該俱樂部に籍隷する方樞光雲錦康士鐸鄭萬暘臧蔭松張宣は或は多方構煽奸謀を贊助し或は是非を淆亂して潛かに不逞を圖る均しく附亂據あるに屬す著して分別官職勳章を褫奪し一律に嚴緝し務めて懲辦を讓せしむ其余該部の黨員は均しく前令に査照し深研を予ふるに免かれしむ務めて各濯磨砥礪みなともに更新せよ此に令す

邊防軍第一師師長曲同豐第三師々長陳文運陸軍第九師師長魏宗瀚第十五師々長劉詢謙威將軍張樹元は此次徐樹錚の兵を近畿に稱するや甘心助亂以て士卒傷亡生靈荼炭を致せり均しく罪まさに得るところあるべきに屬す曲同豐陳文運魏宗瀚劉詢張樹元は著してたゞちに軍官軍職及び得るところの勳位勳章を褫奪し陸軍部に交して法に依り懲辦し以て軍紀を伸べしむ此に令す

靳雲鵬內閣の成立

叙上の手續は政局の全局面を把握し了りたる直隷系及び張作霖氏の消極的善後策なり。行掛上之を以て滿足すべからざるは言ふ迄もなく、彼等は是に於いて建設的方面に進み、先づ靳雲鵬內閣を成立せしめたり。八月九日の大總統令に曰く

靳雲鵬を特任して國務總理を署せしむ此に令す

と。靳雲鵬氏は徐樹錚氏に次ぐ段派の領袖なり、而して常に徐氏と反撥の間柄に在りて、又徐總統に用ひられ、一面姻戚關係をたどりて、張作霖氏の支持あり這次の內爭に於いて、氏は段派との關係上、定國軍の司令に擧げられしも固より出でゝ訌爭に參與する等のことなく、終始一貫調停者を以て自から居れり。氏が出でゝ政局の收拾に當るは、かくて當然の順序とすべきか。氏の內閣は八月十一日に於いて成立せり。同日の大總統令に曰く

內務總長兼署交通總長田文烈辭職を呈請す田文烈は本兼各職を准免す此に令す

海軍總長薩鎭冰辭職を呈請す薩鎭泳は本職を准免す此に令す

顏惠慶を特任して外交總長を署せしめ張志潭をして內務總長を署せしめ周自齊をして財政總長を署せしめ靳雲鵬をして陸軍總長を兼署せしめ薩鎭冰をして海軍總長を署せしめ葉恭綽をして交通總長を署せしめ王廷斌をして農商總長を署せしめ王廷斌をして農商總長を署せしめ葉恭綽をして交通總長を署せしむ此に合す

八月十四日命令に曰く

農商次長兼代糧食調查會會長江天鐸辭職を呈請す江天鐸は本兼各職を准免す此に合す

高凌霨を任命して農商次長と爲す此に合す

兼署交通次長權量辭職を呈請す權量は兼職を准免す此に合す

徐世章を任命して交通總長を署せしむ此に合す

王寵惠を特任して大理院院長と爲す此に合す

外交總長顏惠慶氏は、米國留學生出身にして、久しく曹汝霖　陸宗輿氏等日本留學出身者の下に雌伏し、その出でゝ公使となれるを、寧ろ望外の喜びとせる程なりしが、今や此重任を與へらる得意察すべし。

內務總長張志潭氏は、從來邦人には餘り名を知られざるも、徐樹錚派中に於ける曾毓雋氏に匹敵する策士にして、全く靳雲鵬氏の參謀長なり、這次內爭劇の筋書作者は、他にあらず張氏にして、果然功を以て內務の重職をかち得たり。氏が近年の政局に出頭せしは、僅かに近兩年のことにして靳雲鵬氏が參戰督弁處の參謀長時代、その下に機要處長を勤めし時初めて世に知られ、爾來靳氏の勢力漸增と共に安福派憎惡の中心たりし人物なりとす。

周自齊氏は、梁士詒朱啓鈐兩氏と相並んで、舊交通系三尊の一人なるが、近來又將に親米派の目あり。例の外交委員會內に在りて、汪大燮、林長民氏等の相棒たりしことこの證なり。今や出でゝ財政の要衝に當る、最も注目の價値あり。

陸軍總長は靳總理の兼署、海軍總長は薩鎭冰氏の留任、共に評すべきことなし。司法總長蓋康氏は考古學者として知られし舊官僚、教育總長范源濂氏は、民國以來二度教育總長となり、內務總長をも兼署せしことあり、稍研究系に近きを記する外特徵なし。農商總長王廷斌氏は、張作霖氏の私人にして京奉鐵道の一驛長なりといふ、張氏の亂暴驚くの外なし。

交通總長葉恭綽氏は、又舊交通系の領袖にして、梁士詒氏の副將なり。さきに久しく交通次長たり、新交通系の壓迫に苦しみしが、昨年巴里會議始まるや、職を辭し王景春氏(前京漢鐵路局長現に東清鐵道委員)と共に巴里に遊び、歸來政局の開展を覗ひたるもの、宿望成就して交通總長となるや、かつて舊交通系より新系に寢返りし交通次長權量氏を退ぞけ、代ふるに徐世章氏(徐總統の從弟)を以てせしは十四日命令の報ずる所の如し。

かく檢し來れば、靳雲鵬內閣なるものは、(一)舊交通系(二)張作霖系の合體にして、直隸系は何人をも入れ得ざりしものゝ如し。而も是れ固より直隸系の實力不足に因由するにあらず、彼等は基礎不定なる內閣に割込まんよりは、

力を外省に養ふの實なるを知ればなり。

督軍制より巡閲使政治へ

右の推測は、果して爾後の開展に驗あり、八月二十日の大總統令に曰く

前に迭りに四川廣東湖南江西四省經略使曹錕の電呈に據るに經略使の兼職を懇辭す等の語該經略使は艱難を宏濟し勳勤夙に著はる渥辭兼職具さに體國の誠を見る既に稱に據り目前の情勢を探察するに經略を設置するの必要なしまさに准るして四川廣東湖南江西經略使の一缺をもつてだゞちに裁撤を行ふべし此に令す

曹錕を特任して直魯豫巡閲使と爲す此に令す

越えて十餘日、九月二日の大總統令は、吳佩孚氏に與ふるに直魯豫巡閲副使を以てしたり。直隷系の勢力は京師を包圍して著大なる發展を見たり。

督軍制度は今や巡閲使政治を打開せんとしつゝあり。東三省巡閲使あり、兩湖巡閲使あり、長江巡閲使（久しからずして李純氏に歸せん）あり、兩廣巡閲使あり、今又新設の直魯豫巡閲使あり。彼等の連衡は、殆んど全局を左右するの勢を示しつゝあり。而して督軍制度の弊害は、まさに一層の深刻、一層の博大を獲んとしつゝあるを察すべきなり。

支那と國際聯盟

國際聯盟第一回總會は、十一月十五日を以てゼネヴアに開かるべく、之に對し參列各國共準備に努めつゝあるが、支那は昨年九月十日サン・ジエルマンに於いて對墺條約に調印し、本年五月二十九日同批准案を參議院にて可決したる結果、聯盟參加權を獲得したるを以て、極力聯盟を利用して宿望を遂げんとしつゝあるものゝ如し。八月八日北京發大阪毎日新聞着電に據れば、駐米公使顧維鈞氏は本國政府に打電して曰く

最近ウヰルソン大統領に謁見せしに大統領は十一月十五日より瑞西に於いて國際聯盟大會を召集するに決し日英佛三國は代表を派遣する筈にて各國代表委員は三名を限りとなす支那も速かに委員を派し議案提出の準備を爲すべしと語れり支那は對墺條約調印に依り聯盟加入の資格あり政府は速かに内爭を熄め力を外交に效し對獨條約調印拒絶と二十一ケ條廢止に關する議案を適當の時期に於いて提出するの準備を爲すべし

と。支那政府は此電報に覺醒せしめられ、急遽閣議を開きて對聯盟態度を凝議したる末、八月十日附大總統令を以て顧維鈞を派して國際聯盟會代表と爲す

と命令し、更に八月三十一日附命令にて和蘭公使唐在復氏をも代表と爲せり。支那が聯盟に對し深き注意を拂へる、以て一斑を察すべし。

然らば支那は果して如何なる議案を聯盟に提訴せんとするか。吾人の信ずるところに據れば、支那は恐らく次の三部の要求を提訴するに至るべし。

第一　列國は支那に對し次に揭ぐる條項を認容し實行され

顏惠慶を特任して外交總長を署せしめ張志潭をして內務總長を署せしめ周自齊をして財政總長を署せしめ靳雲鵬をして陸軍總長を兼署せしめ薩鎭冰をして海軍總長を署せしめ董康をして司法總長を署せしめ范源濂をして教育總長を署せしめ王廼斌をして農商總長を署せしめ葉恭綽をして交通總長を署せしむ此に合す

八月十四日命令に曰く

農商次長兼代糧食調査會會長江天鐸辭職を呈請す江天鐸は本兼各職を准免す此に合す

高凌霨を任命して農商次長と爲す此に合す

兼署交通次長權量辭職を呈請す權量は兼職を准免す此に合す

徐世章を任命して交通總長を署せしむ此に合す

王寵惠を特任して大理院院長と爲す此に合す

外交總長顏惠慶氏は、米國留學生出身にして、久しく曹汝霖、陸宗輿氏等日本留學出身者の下に雌伏し、その出でゝ公使となれるを、寧ろ望外の喜びとせる程なりしが、今や此重任を與へらる得意察すべし。

內務總長張志潭氏は、從來邦人には餘り名を知られざるも、徐樹錚派中に於ける曾毓雋氏に匹敵する策士にして、全く靳雲鵬氏の參謀長なり、這次內爭劇の筋書作者は、他にあらず張氏にして、果然功を以て內務の重職をかち得たり。氏が近年の政局に出頭せしは、僅かに近兩年のことにして靳雲鵬氏が參戰督弁處の參謀長時代、その下に機要處長を勤めし時初めて世に知られ、爾來靳氏の勢力漸增と共に安福派憎惡の中心たりし人物なりとす。

周自齊氏は、梁士詒朱啓鈐兩氏と相並んで、舊交通系三尊の一人なるが、近來又將に親米派の目あり。例の外交委員會內に在りて、汪大燮、林長民氏等の相棒たりしことこの證なり。今や出でゝ財政の要衝に當る、最も注目の價値あり。

陸軍總長は靳總理の兼署、海軍總長は薩鎭冰氏の留任、共に評すべきことなし。司法總長董康氏は考古學者として知られし舊官僚、教育總長范源濂氏は、民國以來二度教育總長となり、內務總長をも兼署せしことあり、稍研究系に近きを記する外特徵なし。農商總長王廼斌氏は、張作霖氏の私人にして京奉鐵道の一驛長なりといふ、張氏の亂暴驚くの外なし。

交通總長葉恭綽氏は、又舊交通系の領袖にして、梁士詒氏の副將なり。さきに久しく交通次長たり、新交通系の壓迫に苦しみしが、昨年巴里會議始まるや、職を辭し王景春氏(前京漢鐵路局長現に東清鐵道委員)と共に巴里に遊び、歸來政局の開展を窺ひたるもの、宿望成就して交通總長となるや、かつて舊交通系より新系に寢返りし交通次長權量氏を退ぞけ、代ふるに徐世章氏(徐總統の從弟)を以てせしは十四日命令の報ずる所の如し。

かく檢し來れば、靳雲鵬內閣なるものは、(一)舊交通系(二)張作霖系の合體にして、直隸系は何人をも入れ得ざりしものゝ如し。而も是れ固より直隸系の實力不足に因由するにあらず、彼等は基礎不定なる內閣に割込まんよりは、

力を外省に養ふの實なるを知ればなり。

督軍制より巡閲使政治へ

右の推測は、果して爾後の開展に驗あり、八月二十日の大總統令に曰く

前に迭りに四川廣東湖南江西四省經略使曹錕の電呈に據るに經略使の兼職を懇辭す等の語該經略使は艱難を宏濟し勤勤夙に著はる渥辭兼職具さに體國の誠を見る既に稱に據り目前の情勢を揆察するに經略を設置するの必要なしまさに准るして四川廣東湖南江西經略使の一缺をもつてだゞちに裁撤を行ふべし此に令す

曹錕を特任して直魯豫巡閲使と爲す此に令す

越えて十餘日、九月二日の大總統令は、吳佩孚氏に與ふるに直魯豫巡閲副使を以てしたり。直隷系の勢力は京師を包圍して著大なる發展を見たり。

督軍制度は今や巡閲使政治を打開せんとしつゝあり。東三省巡閲使あり、兩湖巡閲使あり、長江巡閲使（久しからずして李純氏に歸せん）あり、兩廣巡閲使あり、今又新設の直魯豫巡閲使あり。彼等の連衡は、殆んど全局を左右するの勢を示しつゝあり。而して督軍制度の弊害は、まさに一層の深刻、一層の博大を獲んとしつゝあるを察すべきなり。

支那と國際聯盟

國際聯盟第一回總會は、十一月十五日を以てゼネヴアに開かるべく、之に對し參列各國共準備に努めつゝあるが、支那は昨年九月十日サン・ジエルマンに於いて對墺條約に調印し、本年五月二十九日同批准案を參議院にて可決したる結果、聯盟參加權を獲得したるを以て、極力聯盟を利用して宿望を遂げんとしつゝあるものゝ如し。八月八日北京發大阪毎日新聞着電に據れば、駐米公使顧維鈞氏は本國政府に打電して曰く

最近ウヰルソン大統領に謁見せしに大統領は十一月十五日より瑞西に於いて國際聯盟大會を召集するに決し日英佛三國は代表を派遣する筈にて各國代表委員は三名を限りとなす支那も速かに委員を派し議案提出の準備を爲すべしと語れり支那は對墺條約調印に依り聯盟加入の資格あり政府は速かに内爭を熄め力を外交に效し對獨條約調印拒絶と二十一ヶ條廢止に關する議案を適當の時期に於いて提出するの準備を爲すべし

と。支那政府は此電報に覺醒せしめられ、急遽閣議を開きて對聯盟態度を凝議したる末、八月十日附大總統令を以て顧維鈞を派して國際聯盟會代表と爲す

と命令し、更に八月三十一日附命令にて和蘭公使唐在復氏をも代表と爲せり。支那が聯盟に對し深き注意を拂へる、以て一斑を察すべし。

然らば支那は果して如何なる議案を聯盟に提訴せんとするか。吾人の信ずるところに據れば、支那は恐らく次の三部の要求を提訴するに至るべし。

第一　列國は支那に對し次に揭ぐる條項を認容し實行され

んことを希望す

(一)支那に於ける列國勢力範圍の撤廢

(二)在支外國駐屯軍及び外國警察官の引揚

(三)領事裁判權の撤去

(四)租借地の還附

(五)居留地の返還

(六)外國郵便局の廢止

(七)關稅自主權の恢復

第二　膠州灣租借地山東鐵道及び山東に於ける一切の獨逸權利を直接支那に還附せられんことを希望す

第三　一九一五年五月二十五日締結の日支協約の無効を宣言せられんことを希望す

第一要求案は、國權恢復に關する支那の希望條項にしてその要求案全文はさきに支那文にて發表せられ、又その日本譯は山口高商の『東亞經濟研究』本年七月號に發見せらるべし。要するに希望條項にして各項共日本としては過去數十年間の奮鬪に依りて、辛うじてこれが撤廢に成功せし歷史を有するもの、緩急の序こそあれ、遂には達成せらるべき支那の正當なる希望なりとす。列國にして支那の改造に意あらば、列國は列國が從來支那に於いて獲得したる種々の特殊地位を拋棄して誠意を示すを要す。而していはゆる特殊地位の內容は右七希望條項に包括せらる。

支那の第二要求案たる山東直接還附の要求は、昨年一たびヴエルサイユ會議に提出せられ、四月三十日の最高會議に於いて何人も知るが如き決定を與へられたるものを、今一度聯盟會議に向つて繰返さんとするものに外ならず。その提訴の無効に歸すべきは豫見するに難からず。若しそれ要求案全文は、昨年十一月號本誌二十八頁以下に採錄せられたり。

第三要求案たる一九一五年日支協定廢棄の陳述は、本誌本年七月號三十七頁以下に全文を採錄せり。就いてその理據の一班を察知すべきが、米國の出席あらば兎に角然らざる限り支那のかゝる提訴に首傾くべき國は一國もあらざるべければ、結局山東直接還附の要求と共に葬り去らるべきは疑ひなきも、會議席上多少の議論を生ずべきは豫想し置かざるべからず。

政治犯問題

逮捕令を發せられたる徐樹錚、段芝貴、曾毓雋氏等九人は、帝國公使館に來りてその生命の保護を求めたるより、小幡公使は氏等を以て政治犯人と認め、相當保護を加ふることゝしたるが、外交團は盛んに政治犯人保護不供與を主張するより、八月九日小幡公使は、外交總長代理に左の如く通告すると同時に、その次第を外交團先任公使へも通告したり。

徐樹錚、段芝貴、曾毓雋、丁士源、朱深、梁鴻志、姚震、王郅隆、姚國楨九氏は帝國公使館に來り各自一身の保護を求めたるに依り當公使館は國際上の通誼殊に支那に於ける數多の事例に顧み事情やむなきものと認め右諸氏に對して相當保護を加ふることに決定し公使館護衛隊營內

に之を收容せり尙右諸氏に對しては收容所に於いて一切政治に關與すべからざることを嚴重に戒告し且全然外部との交通を遮斷せしめあり本公使は上記の次第を貴總長代理に通告するに當り貴國政府に於いては右當公使館の取りたる措置は全く政治上の趣旨を超越したるものなることを卽ち現に此等諸氏の享受しつゝある保護はその所屬政派の如何に基く特別の待遇に非ざるものにして恰も同氏等が他の政派に屬せざるの故を以て公使館としてこれが收容保護を拒み能はざると一般なることを十分諒知せらるべきを信ずるものなり

然るに支那政府は、外交團の支持を得て政治犯人引渡を要求し、政治犯以外の新罪名を捻出する等の小細工を弄し甚だ面倒なるを以て、帝國はタトヒ如何なる附帶犯あるもあくまで政治犯人と認めて引渡要求に應せずと突放せり。

右に關し外務省の八月三十日附公表左の如し。

曩に在支帝國公使館が徐樹錚氏等九名を收容するに至れる所以と右收容中本人等の行動監視方に對する我嚴肅なる態度に關しては當時遲滯無く支那政府に通告すると同時に併せて內外に向つて公表せる通りなり然るに最近支那政府は在支帝國公使に對し本件に關する帝國公使館の說明は遺憾乍ら支那政府の同意を表し難き所にして各關係官廳をして本人等の犯罪證據を査明せしめたる上其引渡方を申出づべきも差當り本人等を放任し若くは他に逃匿せしめざらんことを希望すとの趣旨の公文を寄せ來れるを以て帝國公使は元來徐樹錚氏等諸氏に對し政治上の理由に依り逮捕命令公布せられ而して帝國公使館に於ては其の政治犯人たるの故を以て之に保護を加へつゝある以上普通刑事犯の附帶すると否とに論無く之が引渡等の要求に應ずること能はずとの趣旨を覆答せり

滿蒙保留撤回事情

新借款團成立に關するラモント氏の陳述

新借款團が日本の滿蒙保留撤回に依つて成立せしことはこれまで屢本欄に於いて說明せり。今春來日米支三國の間に斡旋して、極力團の成立に盡力しつゝありしトマス・ダブリユー・ラモント氏は、七月二十日附にて上海北支デイリ・ニウス紙の質問に答へて、新團成立に至れる事情を說明して曰く

一九一九年五月日英米佛四國銀行團は協議の上原案を作成し各自政府の同意を求むるや英米佛三國政府は直ちに同意を與へしも日本政府は條件附同意を爲し日本銀行團は政府の命令に依り新借款團の範圍中より滿蒙に於ける日本の事業を除外すべき旨の返答を致せり而も此留保は固より英米佛三國銀行團の同意するところとならず此の如きは新借款團の隔意なき友誼の障害となるものなりといふに一致せり予が第一回の日本訪問は此件につき更に日本銀行團及び政府當局と意見を交換せんがためなりき而して予の第二回の東京訪問に依り同問題は頗る順調に解決せり卽ち日本銀行團は滿蒙除外の要求を撤回せり依つて予は日本銀行團に對し巴里の協定の精神及び契約

に悖らざる限り日本が常に實際的効果を收め居る南滿蒙に於ける鐵道計畫は我借款團の範圍内に在らざる者を指摘したり予が第一回東京訪問の際日本は新借款團が何等かの契約をなすことに依り滿蒙に於ける日本の經濟的存立を脅かすが如き結果に到達せざるやを恐るゝものあるやに見受けたるに因り予は日本當局に對しその杞憂に過ぎざるを辯明せり此件については來る十月紐育に開かるべき四國銀行團の會合に於いて協議せらるべきが予は改めて日本銀行團が滿蒙留保を全然撤回し無條件を以て四國借款團に加入せることを明確に陳述するものなりと。ラ氏の新借款團に關する陳述全文は、八月八日のトリビューン紙に掲載せられあるが、滿蒙留保に關しては先づ一九一九年五月の銀行團巴里決議を說き、更に大要左の如く述べ居れり。

英佛米三國は此の協定に對し無修正にて贊同したるも唯日本政府は其の銀行團代表者をして滿蒙の一部を借款團の範圍より除外せん事を聲明せしめたり尙滿蒙除外は實際に於て支那の門戶開放主義を否認するものなり其後數ケ月間日本をして再考せしめんが爲米國主となりて關係各國間に外交的交涉開かれたるも些の進捗だに見る事なかりき滿蒙除外問題の困難依然とし存しつゝある間余は英佛銀行團及び國務省の同意を得米國銀行團の依賴に依りて日本を訪問し日本銀行團は他國の銀行團と同一條件にて借款團に加入するの意志ありや否やを確かめんとせり日本は諒解を得たる結果滿蒙除外を撤回し且つ銀行團をして無條件の借款團加入を許可せり日本の態度一變せるは勿論最も滿足す可き事なるが尙この事たるや日本に於ける財政及び政治事情につき非常に興味ある諸點を明かにせり余は最初より當に日本銀行團のみならず大多數の實務家は借款團に贊意を表し無條件にて加入す可しとの希望を懷けるを知れり然して原首相を始め其他の政府員は滿蒙除外要求撤回を賢明の策と信ずる旨余に言明せり余は米國大使モリス氏を介し各大臣は言ふまでもなく外交調査會員とも親密に相往來せしが彼等は全く借款團組織に關し米國の提議に從ふ旨余に私かに保證せり但し當時日本に於ては日本の無留保加入に對し猛烈に反對したる一部のものありて或は日本人より是等一部人士の所謂軍閥派たりし事を證明されたり此の派の人々は滿蒙の一部地方に對する日本の特殊要求を記錄に止めんとの決意を頑強に固執し來れるが結局其固執を飜すに至れり公明に言へば余は日本滯在中或點に就て誤解ありしを發見せるが此の誤解は東京に於ける商議に依り一掃されたり日本は滿蒙に關する保留を放棄し其の寬容と賢明とを示せり日本は是等の保留案の日本に執つて何等の價値なく若し敢て固執せば唯其の借款團加入に對する避け得られざる妨害となり他の國民に比して特に多大の便宜を受くる日本の商業上の利益に支障を來す可きを認むるに吝かならざりき

政學會の解黨

廣東軍政府の與黨にして、北方に於ける安福俱樂部と同機專擅の振舞多かりし政學會は、安徽直隸兩系內爭の結果安福派が浙盡灰滅の窮地に陷りしを尻目にかけ、今回は愈南北實力派の實力妥協に斡旋し、以て次期の國會に優越なる地位を占めんとの運動を起さんとし、先づ八月二十日附を以て政學會解黨の宣言書を發せり。その文に曰く

往年丙辰大法既に覆さるゝや某等元二の黨爭に鑒み公誠平允の精神に本いて庶政を常軌に納れんことを思ひ是に於いてか政學會の組織ありその綿薄を竭し匡扶するところ多し府院の乖離すべからざるを知るや則ち縱橫の謀を力排し、賢才のまさに共に時艱を濟ふべきを知るや則ち務めて黨伐の私を去らんとせり慨念するに大法久懸國本固からず則ち國會は力めて政爭を避け心を制憲に專ばらにすべしと主張し對德外交の關係太だ大なるに鑒みては通牒未だ發せざるに當つては愼思明決を主張しその既發するに及んでは絕交宣戰を主張せり凡そこの苦衷は實に國人の共に諒するところなるも終に異黨の容れざるところたり激流の趨くところ事變遂に劇しく軍閥干憲議會脅され某等位に閣員に備はる者即時野に下つて以て國民に謝せり大法再毀復辟の變起るや同人の團體行動亦之に因り中止し義師護法國會南遷するに及んで某等或は嶺表に越在し或は京滬に散處し各その個人の資格を以て直接間接力を勤すところ多し途轍異れりと雖も蘄向は則ち同じ丁巳より今に至り忽々すでに數稔なり矣其間某等の抱負と行動と又我が全國父老昆弟の共に見るところ國會に對しては自尊自決に注重し徒らに他人に依賴するなし故に非常會議以後亟々正式會議を開くを以て圖と爲し正式會議既に開かるゝや又諄々憲法を完成するを以て務と爲せり憲法に對しては民治の發揚と國情の融合を主張せり故に中央地方の權責は質劑宜しきを得んことを期し行政立法の平衡は保持倚らざるを期せり時局に對しては謹法を主張するの外尤も救國を重んず故に密約は必ず廢するの所に在り而して賣國の軍閥は尤も除かざるべからずとせり滬會は速かにまさに續開すべく安福の首魁は則ち斥けざるべからずとせり尤も兢々たるものは連年兵禍元氣大いに夷ぎ國人の治を求むる飢渴に逾ゆるあり是に因つて國家將來の建設及びその永久の和平に於いて期望彌殷んにして鼓吹尤も力めたり凡そこの種々は悉く良心の命ずるところに本づきたゝ國のためにするを知り其他を計らず日に危疑震撼の中に處すと雖も曾つて未だ遊移苟且の念を存せず惟だ才薄く能鮮く誠信孚し難し數年來艱難困苦國家のために一分の元氣を保持し一線の光明を啓發せんと欲し之を實蹟に證すれば影響の被むるところ曾はち幾何もなきを甯ゆ此則ち負疾滋々深く歎へて我が父老昆弟に向つて解免を求めざるもの也不幸にして爭政の徒諒察を加へず或は蜚語を造作し橫まに詆謀を加へ或は政學會以外の諸人の言動を摭拾して同人を讒罪し支離附會歎惋を爲すべし某等自から省みるに公誠國を謀り嚴謹己を律す凡そ舉措するところ鬼神に質すべし世に明達あり試に看あり昨日の國中媚外權を固め賣國己を肥やせる者何人

とか爲す正義を扶殖し力めてともに抵排する者又何人とか爲す窮途變節反顏段に附する者何人とか爲す孤軍奮闘百折不撓なる者又何人とか爲す悠々の論攻めざるも自から破れん思潮不變新理日に昌んに政黨根本改造の說已に有識者の共に認むるところに屬す況んや國賊すでに除かれ和局成るに垂んとし國家改建の大業眉睫に迫るに値ひては更にまさに一切門戸の見を破除し海內の賢達を合して共に國維を起すべし某年差や數年の奔走國家に負くなきを幸ひとし尤も願ふ萬流同趨素志を發皇せんことをこゝに宣言の日より起し政學會の名義を永久に取消し舊時の同人政學會に對し一律に關係を解除し畛域を消滅し衆とともに更始せん我が父老昆弟それ共に之を鑒みよ中華民國九年八月二十日張耀曾、谷鍾秀、文群、金兆棪、徐傅霖、王有蘭、歐陽振聲、韓玉辰、李述膺、孫光庭、陳鴻鈞、李爲綸、周之翰、鍾才宏、王源瀚、陳祖基、張佩紳　楊擇、朱溥恩、鄭際平、文登瀛、蔣舉清、張大義、沈鈞儒、張魯泉、王侃、陳國璽、陳子斌等謹佈

解黨の眞意は次期の總選擧に便するがためらしく、局外者は一般にかく解しつゝあり。何となれば新舊國會解散、舊選擧法に依る正式國會は既定の事實なればなり。而して解黨後の政學會は、北方に於ける劉恩格氏一派の奉天派と聯絡し庚社なる新政團を作るならんと反對黨は推測し居れり。兎も角同系が南北妥協に對する努力を新にしたるは事實にして、同系の領袖文群氏は、具體的妥協條件を携さへて北京に入り、奔走しつゝあり。近來北京上海電報の傳ふる南北妥協條件なるものは、實に此政學會案なりとす。

關西製綱株式會社
大阪帶革製造所
中國化學工業會社　山東省代理店

船舶、鐵道、鑛山
鐵工、土木、建築　用品販賣

和田寬商店青島出張所
青島長安町十四番地
電話五七五番

鐵工部工場
青島早霧町九番地

鐵道用品機械類カタログ御郵送ヲ乞フ

顏料製造工場
山東省博山驛前
電話四一番

當工場製造ノ辨柄ハ品質優良價格低廉製產高豐富
見本御一報次第郵送可申候
見本御入用ノ向ハ青島ノ方へ御申越ヲ乞

支那彙報

支那新聞重要記事（自七月十六日至八月十五日）

重要命令

▼直軍の小徐逮捕命令（益世報）直隸督軍曹錕及び同省長曹錕兩氏の名を以て直隸各縣官民長官に對し徐樹錚逮捕に關する左の通知を發せり

安福派國に禍する玆に數年同事を以て日に益々危に陷らしめ人民水火に淪す我軍隊を聲し討を致し逆氣を掃清せりと雖も而も元兇未だ除かず終に本を正し源を清むるの計に非ざるなり玆に密探の確報に據れば逆首徐樹錚已に前日服を日本裝に改め並に日人一名を伴ひ騾馬に乘じて安定門を出で逃逸せりとあり仰ぐらくば該縣知事迅かに多數の幹員を縣境に派して嚴密に偵緝せんことを如し該逆を拿獲したる者は銀五萬元を賞する外更に特別の褒勵あり即ち該縣知事亦予ふるに委次外遷を以てし商民人等を論するなく能く拿獲せるに於ては亦此官格に照して辦理すべし倘し疏漏ありて各該縣より走脫したるものなることが査出せば該知事は應に其責を負ふべし其れ各々遵遵せよ云々（七、二〇）

▲散兵收束命令（北京日報）二十二日附總統令を以て左の如く近畿の散兵を收束すべく命ぜり

現在各路軍隊均く已に停進す惟近京地面散兵軍隊數太た衆多なり京兆尹王達の呈稱に據るに事屬境の安危に關す臨時散兵收容所を設けんことを請ふ等の語あり京畿は園貴殿關係重要なり兵隊散逸すれば搜索處り難し陸軍部派員分別收容を經と雖も亟に宜しく大員を遣派し統籌布置すべし玆に王慶陞督辦を特派し近畿軍隊の收束事宜を迅速妥籌し分別辦理せしむ並に隨時陸軍部に會同し辦法を籌商し務て散卒をして咸な約束に遵ひ編譏各安全を獲せしめ用て畿疆綏靖の意に副へよ此に命ず（七、二三）

▲曹吳處分取消令（盛京時報）安徽軍の潰滅と共に直隸派は愈よ其の勢威を振ひ國政上樞要の地位は其の一味のものの占むる所となりしは既報及び別項の如く續々之が任免發表せらるゝに至れり。且つ曾つて曹錕吳佩孚兩氏は中央の謫責を受けたるが此程其の取消を政府に强請し政府は遂に其の請を容れ昨二十六日附大總統令を以て左の如く處分命令を取消したり

兼國務代理總理薩鎭冰の呈請に據れば吳佩孚等所部の軍隊が前次河南省に暫駐し未だ卽時歸直せざりしに就き曹總略使の來電を見るに始は兵士を住在せしめて房舍を一時に騰き難きに起因し繼ては鐵道車輛が未だ卽時應附し得ざりしに起因するものにて何れも故意に逗留せしにあらず玆に處分命令の取消を請はんと欲す云々と因つて應に本年七月九日曹錕吳佩孚等の處分命令を卽時取消し陸軍部に交し之が査照をなさしむ此に命ず（七、二七）

▲禍首懲辦令（順天時報）二十九日徐總統の發せる禍首懲辦令左の如し

國家の大法は庶類を範圍とする所以なり頒規于紀邦に常刑あり今次徐樹錚等は兵を幾輔に稱し害を閭閻に貽したるが禍始を推察せば所屬の西北邊防軍の接收辦理に移すべしとの命令ありたるに始めは蓄意把持し抗命して引渡さず繼で軍隊を煽動し遽かに兵端を啓き甚だしきは建威上將軍段祺瑞を脅迫し別に定國軍の名義を立て隊伍を擅調し軍地軍器を占用し法軌を逾越して恣に私鬪を逞ふするに至る、曾毓雋、段芝貴等は互に黨援を結びて惡意相濟け或は密謀に參與し兵事に躬親し或は多方勾結して公安を圖擾し並に職權を濫用し國帑を侵挪するの情事あり嚴重に懲辦せざれば何を以てか國法を伸べて姦戒を昭かにせんや、徐樹錚、曹毓雋、段芝貴丁士源、朱深、王郅隆、梁鴻志、姚震、李思浩、姚國楨等は分別官職、勳位、勳章を褫奪し步軍統領京師警察廳をして速捕せしめ法に依りて訊辦せしむ其の財政交通部等の款項は各該部をして切實に徹査の上報告せしむ國家は政存寬大なりと雖も此の如く情罪の顯著にして法律ある以上斷じて之れが爲めに曲宥する能はず云々（七、三一）

尙同時に長江上游司令吳光新の職を取消し之れを王占元に交付査辦せしむ蕭耀南の大理院長を轉任せしめ江庸を法律館總裁とす姜桂題を將軍府管理事務に任じ吳炳湘の官位勳等を褫奪す（新聞報七、三一）

▲司法權獨立命令　（順天時報）徐大總統は七日夜司法の獨立及政黨員の法官たるべからざる主旨に就き左の命令を發せり

司法の獨立は法治國の恒規と爲す願みて其獨立の精神を保持せんと欲せば一は法官に在りて威な規矩に循ひ黨系を以て重輕する所有らす一は長官に在つて各範圍を守り職權を以て妄りに干涉を加へざるにあり吾國司法の改良は粗ぼ規模を具せり更に其精神を涵勵するに非れば何を以てか其基礎を厚植せんや應さに司法部に贊成し京外に通飭せしめ法官は奉令の日より始めて何種の結合を論せす凡そ政黨の性質を具有するものは概して列名するを得す其の已黨籍に列名する者は直ちに脫離を宣告し猶ほ部より隨時考察し敢て陽に奉し陰に違ふ如くんは立ろに分別懲處す並に各該管長は法令の規定に照らし監督權を行使するの外有らゆる審判の案件は法に違ひ干預するを得す該部は最高の司法行政機關たれば尤も應に力めて整飭を加へ以て表率に資し總て不偏不黨を期し屈せす撓ます以て法權を鞏固にし民隱を宣通し且つ本大總統が法治を尊重するの至意に副ふべし（八、九）

▲王揖唐外四長懲罪命令　（新聞報）江蘇督軍李純の電呈によれば王揖唐は黨徒を潛派し金錢を携帶し江蘇軍を煽動し各營を紺私し並に會匪を買收し危險物品を楊州鎭省城一帶に散し擾亂を冀圖し何れも確鑿たる證據あり法廷に引渡して懲辦せよとあり王は已に總代表にして職務至つて重要なるに及び遂に軍警を勾煽し多方面に亂を圖る實に大に法紀を犯す、已に國務院より、總代表を撤銷せる外軍官及所得の勳章を褫奪し京外各軍警長官より所屬に命じ一體嚴緝獲に務めしめ法によりて懲辦せしむ

又邊防軍第一師々長曲同豐第二師長陳文運、陸軍第九師々長魏宗瀚、第十五師々長劉詢、謙威將軍張樹元は今回徐樹錚等兵を近畿に稱せるに就き甘心亂を助け以て師なして徒らに傷亡せしめ生靈を塗炭に苦ましめたり、罪得べきあるに屬す、曲同豐、陳文運、魏宗瀚、劉詢、張樹元は軍官軍職及勳位勳章を褫奪し陸軍部に引き渡し法に依りて懲辦せしめ以て軍紀を伸べしむ

又安福俱樂部の方樞光雲錦、康士鐸、鄭萬瞻、臧隆松、張宣は或は多方に勾煽し奸謀を贊助し或は是非を淆亂し潛かに不逞を圖る、均しく附亂據あり夫々官職勳章を褫奪し、一律嚴緝し務めて捕獲せしむ、其餘黨員は深究を免じ各琢磨砥礪し與に更新すべし（八、九）

▲第二回禍首懲罰令の發表　（北京日報）昨八日附大總統令を以て安福俱樂部に隸屬せし方樞、光雲錦、康士鐸、鄭萬瞻、臧隆松、張宣の諸氏は或は奸謀に贊助し或は秩序淆亂の廉を以つて各其の官職勳章を褫奪し嚴重懲罪すべき旨を發表せり又同日邊防軍第一師々長曲同豐邊防軍第三師々長陳文運、陸軍第九師々長魏宗瀚、陸軍第十五師々長劉詢、謙威將軍張樹元の諸氏は徐樹錚擧兵の際之に參して近畿を擾亂せし故を以て何れも其の軍官軍職位に勳位勳章を褫奪し法律に依り嚴重懲罪する旨發表されたり（八、九）

外交關係

▲米國議員團一行來る　（各報）既報の如く米國前駐支公使ラインシュ氏を東道とせる同國兩院議員及其家族乃至同行者より成る總勢九十六名の極東視察團は昨五日グレート、ノーザン號にて來滬したり

次いで午後六時一行は自働車にて交涉公署の歡迎會に赴き歸りてアスターハウスに投ぜり、午後八時太平洋社はアスターハウスに於て一行の歡迎會を開く唐紹儀主席となりて歡迎の辭を述べたるがラインシュは

支那は實に農業國にして國產の富は全球に甲たり余は重れて來支し感に堪へざるものあり孫逸仙は理想家たり唐儀紹は米國の文化を支那に引き入れたる代表者たり伍廷芳は哲學及思想家の代表、王正廷は外交家中の能人たり以上の四人は支那の棟梁支那は一日も此四人なかるべからず支那を鞏固にせんと欲せば須らく民意を尊重すべし是れ吾人が支那に希望する第一義とす云々

と述べ一行各人の感想談あり次いで孫逸仙は

今支那に北は北と戰ひ南は南と戰ふが此局勢は頗る複雜なりと雖も余は諸君の爲めに分別して之れを述べん初め支那は列國の瓜分を懼れたるが米人の反對に賴りて未だ事實とならず然るに內亂は愈々激し厥の原因は實に日本が其野心を逞ふせんと欲して二十一個條を要求せるに在り袁世凱は日本の力を借りて帝を稱せんとしたるため南北の戰爭は起れり更らに實言せば南と南と北と北と共に日本に媚びるものと日本を惡むものとの兩派ありて戰を起せるなり日本は又强力を恃みて二十一個條等を取消さず諸君はテモ

クラシーを提唱して全力を盡さず我國が人の歡きを受けつゝあることに對して本感ずる所あるべし支那と米國は兄弟の國たり必ず之れを助くべし殊に今回東渡せり望むらくは公道を主としデモクラシーを本とし汝の朋弟に一層を援け日本に前約の取消を要求せられたし是れ我全國人の感激する所なりと演說し伍廷芳の演說ありて散會せり尙一行は本日市街各地を參觀して午後一五時大東旅社にて各團體の茶話會あるべしと(八、六)

▲米國議員團の行動　(時報)　來滬したる米國議員團の一行は昨六日午前中は精武體育會、厚生紡織工場、青年會、商務印書館、申報社等を參觀し午後六時より上海總商會等二十一團體主催の歡迎會に臨みたり同歡迎會は大東旅社に於て催ほされ參會者は米國領事及米國公使館等を始め當地有力なる支那人四百餘名に上り余日章主催となり

二十一公團の公宴は西洋の風俗に照らして二十一の數は不吉なれど支那於ては大いに益あり益し日本が二十一條件を提出したるため遂に國民の覺悟を促せり云々

と挨拶し王正廷は

支那が米國の援助を希望するものは三あり即ち一教育たり從前支那の教育は貴族教育たりしが今日にては教育を國民に普及せざるべからざることを知れり米國は素と教育を以て支那を助けり、西洋學說が支那に輸入せられたる時は米人が先づ約翰、東吳、金陵、文華、燕京等の大學を設立し人材を培植せり而して後支那學生の米國に留學するもの來く皆歸國後有用の人材たり此れ實に米國の賜なり二、實業たり物質上の文明及文化の發展を謀らんと欲せば實業に從事せざるべからず吾人は支那の實業の發達を望む時米國の機械の助を請はざるべからず三は山東問題たり最も友國の助を請はざるべからず國の自强を謀らんと欲せば依賴心あるべからざれど吾人は公理を伸べんが爲めに斯く主張するなり獨國の軍國主義は世に稱せられたるも其結果は終に滅亡せり今日本は壑を取るを知らず獨國を以て志とし東亞の平和を破壞せんとす諸君は佛國のアルサスローレンを知るか諸君之れを知らば我山東を知られよ吾人は山東は我國の主權たることを知る今日の支那國民は自由を愛し和平を愛す方さに博愛互助の精神を發揮して邦治の隆んなることを謀りつゝあり米國は能く相互に提携して此意を全世界に傳播せられんことを希望す云々

と演說し次いで米國議員スターリンは

キプリン曰く東は東たり西は西たり双方は永久に會期なしと然れども今日は此語適用せず我米人は尤も支那を崇重す支那が最古の文明國にして且つ共和政體を建設せるが故なり余は二十一條件の事に對して最も義憤を禁ずるを得ざるなり諸君は英史を記憶せるやウキリアムが英國に登りし時地に仆れたるが其臣下は之れを凶兆とせるもウキリアムは土を一握りして英國は吾が掌中に在りと叫びしが二十一個條は之れと同じく支那の顧なり日本が雄し獨國の武力主義を東亞に施さんとするも諸君の忍耐は必ず全世界を動かすべし吾人は歸國後必ず支那の眞相を國民に告げん云々

と述べ七時半頃散會したり

尙に一行中の四十人は本日グレートノーザン號にて歸國し其他は杭州蘇州を觀て男は鐵道にて女は汽船にて來る九日北上すべしと

上海に在る衆國會議員は一行の歡迎會を開かんとせしが一行の日程急がしきため遂に果たさるに就き王正廷を介して左の如き歡迎文を贈りたり

大米國國會議員團諸君、中華民國國會は雲南に移りて開會せる經過は夙に洞鑒に在り同人等は路上海を經て適々貴議員團の來支を聞き欣幸に勝へず本歡迎會を開き藉りて誠意を表すべき筈なるも貴議員團は將さに離滬せんとするを聞く準備の及ばざるを恐れ玆に特に參議院副議長王正廷を代表として歡迎の誠意を致し重びに諸君の偉論を聆き藉りて米支兩國の交誼を敦ふぜん云々(八、七)

▲全國各界聯合會米議員團に致す書　(救國日報)　全國各界聯合會は一行に對し長文の書を送りたるが其內容は左の如し

貴議員團上に光臨して歡迎限りなし弊會は多數民意集合の機關として國民の言はんと欲する所を以て米國人士に感謝すべきもの四あり即ち

一、義和團賠償金を還附して學生渡米の費とし我國知識を增進せられしこと

二、民國を建設したる時首めに承認せられしこと

三、巴黑會議に支那を援助し對獨條約を調印せざりしこと

四、我國民が屢々官憲武人に反抗せる時中立態度を取られしこと對支投資

に對して一層恨重なりしこと
是れなり同時に希望すべきこと亦四あり
一、太平洋の獨立國は我國を除く外貴國と日本なり此の太平洋の平和を得んと欲せば實に貴國が正義の言を主張し日本の武人をして膽を寒むからしむること是れなり故に貴國に正義の主張を希望す
二、日英同盟更新に反對せられんことを希望す
三、貴國有識者の多數來支せられんことを希望す
四、我國南北不統一の時双方に借款せざることを希望す
等なり最後に尚ほ告ぐべきことあり即ち最近我國の情形は一は人心の改革一は軍人の改革なり今回齊國の首領段祺瑞を倒したるも尚ほ滿足せず民治主義の障害たる徐世昌を倒さんとしつゝあり昨年の五四運動以來軍人に覺悟あるもの多し此二種は我國最近の好現象なれば請ふ實行に贊成せられたし而して此の一二年內に時局は解決し南北は統一して最良の政府は出現せん此時我國民は
一、貴國の援助を適當なる時に於て大いに歡迎すべし
二、貴國の後へに隨つて世界の平和を謀らん
との二事を實行し以て從前の厚恩に報ひんとするものなり(八、七)

▲米議員團と學生（各報）米國議員團の一行は一部七日のグレートノーザン號にて歸國したるか殘留せるものは本日杭州に赴くべしと又本市に於ける留米學生は八日晚東亞酒樓に一行の重立ちたる者、ラインシュ及北京米公使館商務官アーノルド等を招待し懇親會を開きたり
更らに救國十人團は議員一行に宛て十人團の目的は日貨抵制に在りと說き人貨自覺の運動を爲すものなるが東方の獨逸は強權を恃みて我進行を阻むが吾人猶きために相抗する能はず義として助けを米國に切望せざる能はず歐戰起りたる時米國は米國の獨逸と戰ふは獨逸と戰ふに非す獨逸の強權と戰ふなりと實言せるが今日獨逸の強權は除去せられたりと雖も日本の強權仍ほ在り且つ儼嘯に盡力し直接には東方を擾亂し間接には世界を擾亂す是れ吾人が米國の助けを請はざるべからざる所なりとの長文の書面を送りたり(八、九)

▲過激派領袖來支（北京時報）十二日午前露國過激派領袖ヲシンスキーなるもの哈爾賓方面より潛行し來り直に北京方面に向へり、其目的は北京上海方面にて過激主義宣傳をなさんとするものなりと傳へらる鐵道沿線の警察は彼の行動を嚴重監視せり(八、一〇)

▲露支兩國使節交換問題（救國日報）露西亞極東共和國政府（ヴエルフネウーデンスク政府）と支那外交部間に往復せられたる電報左の如し
【一】極東共和國外務大臣より支那外交總長宛
我が極東共和國の領土は西方に移動しつゝあり目的及び行先が公式に不明なる支那使節は我領土に進入し來れり又支那の赤十字使節も莫斯科政府外務省よりの所要公許を得ずして我領土に進入し來れり不要なる遲延を避くる爲め貴國が我政府及莫斯科政府へ之れに關する情報を供給せられん事を乞ふと之と同時に極東共和國政府の外交使節が恰克圖に於て抑留せられつゝある理由を承知し度し蓋し使節の交換及び其の得たる情報は相互了解の基礎となるべければなり
【二】極東共和國全權公使より支那外交總長宛
予は露西亞極東共和國遣支使節の首班にあり六月十日恰克圖に到着したる事を貴下に報告するの光榮を有す吾等使節一行は我共和國の目的意圖を貴國政府に知照せしめ併せて彼我兩共和國間に親密なる關係を確立すべき我政府の訓令を受けて北京に向ひつゝある者なり然る所當地支那地方官憲は吾等が北京に進む爲めに必要なる旅行券を發行するの權限を有せざるを以て本件を取敢へず貴下に移牒すべき旨を請れり依て予は爰に貴下が當地支那代表委員に電照して所要旅券下附の儀を取り計らはれん事を直接請願に及ぶものなり
【三】前二電に對する支那外交部の答電
六月十二日附貴電正に落掌委曲了承せり北邊防軍總司令徐樹錚も亦同樣の報告を爲し來れり通商關係は列國の重要視する所なり然し若し貴使節にして通商關係に就き何等か組織せられんとならば何故に其地支那地方官憲に接洽せられざるや該官憲は時々當外交部と打合はすべき地位にあり其辦法は貴下が遙々北京に來任せらるゝよりも更に便宜なるべく貴下の提唱せらるゝ北京進入の儀は寧ろ不必要なるが如く思惟せらる恰も右共和國使節が恰克圖に到着したる頃北京に於ては數日に亘り露國過激派政府は在北京露國公使館な其手に收め且全支那に現存する露國領事に代ふるに自己政府の

官吏を以てするの目的を以て其新外交幹部を北京に派遣しつゝありとの風説傳へられたるが其後此等の報導が絶燼したるは意味深き事と思考せらる（七、一八）

▲國際聯盟代表顧維均氏に決定（益世報）國際聯盟會議は來る十二月瑞西に於て開會するに決せるが支那は既に條約に調印したれば同會に加入の資格あるを以て聯盟會より支那に對し代表派遣するやう通知ありたる爲昨日閣議に於て討議せるが在米公使顧維鈞氏を代表と爲すに決す（八、八）

▲北支駐屯の各軍隊數（時事新報）北支駐屯の各國兵數を明示せば左の如し

（一）北京駐屯の各國軍

米國	二二二名	日本	一七九名（外に一ヶ中隊天津より來援）
佛國	一二二名	英國	八九名
伊國	七八名	和蘭	七八名
白國	二一	露國	三名
計	七九二名		

（二）天津駐屯の各國軍

米國	一、一四六名	佛國	九八二名、
日本	七八一名（内一中隊は北京派遣）		
英國	四六一名		
計	三、三七〇名		

（三）豐寨駐屯英兵　四一名
（四）塘沽駐屯英兵　二一名
（五）楊村駐屯日兵　三一名（既に引揚げ佛兵と交代）
（六）塘沽駐屯佛兵　五五名
同　日兵　三名
（七）唐山駐屯米兵　一六五名
（八）灤縣駐屯日兵　一九名
（九）秦皇島駐屯日兵　五四名
同　佛兵　四三名
同　英兵　三七名
（一〇）山海關駐屯日兵　七五名
同　英兵　二九名
同　伊兵　二五名

之を綜合して國別數を擧ぐれば左の如し

日本	一、一四二名	米國	一、五三三名
佛國	一、三四八名	英國	六六八名
伊國	一一三名	和蘭	七八名
白國	二一名	露國	三名
計	四、九〇六名		

右の内英兵の大部分は印度兵にして佛國兵の大部分は安南兵なり（七、二九）

▲今後の對日外交策（中華新報）支那人の日本に對する惡感情は日本の侵略に在り、然れ共對日外交の解決は實に極めて困難の問題に屬す日本は六千萬人の强國を以て儼然として我と接壤す而して支那は軍事上にも經濟上にも抵抗力なき國家にして、只賴む所は外國の侵入を防ぐに在り、然れ共國際的均勢の牽制は世の最も恐るべきもの支那の存在すると否とは一に賴りて國民の自救すると否とに係る、自救の道は固より內政に重きを置くと雖も、國民外交も交闕する所大なるもの數しとせず、之れ歐米或は日本と限られたるものに非ず支那人は日本と戰爭の決心なければ則ち外交上の手段を講ずべきなり、此點に於て余は最近頗る不安の感じつゝあり、段派の敗北を以て國民快を叫ぶは當然なる事とは言へ近頃東京留學生の通電及一般新聞紙の往々此次の戰爭を目して親日派の失敗となし更に此後親日派を用ゆべからずと主張するが如き此等の論旨は甚だ不謹愼極まる語なり吾等は段派に對して絶對的に賣國の罪惡を以て攻擊するも親日派を以て之を目する譯には行かず若し之を親日なりとせんか其は一種の政策なり、親日を罪ありとせば先づ日本を敵國とせざるべからず、然し敵國とするには其の準備なく徒らに一閧の民聲を以て快と爲すが如きは愛國者の爲すべき事に非ず日本の外交は現今確に失敗に歸せり然れ共之を以て全く敗せりと見るは早計なり、日本にして其點を悟り一步を退いて歐米と伍を同ふせんか、其發展の餘地頗る多し最近日本言論界の空氣は已に共同干涉に向ひつゝあり、列國間にも近頃國際干涉を提唱するも支那が戰後唯一の好市場たるが故なり、甚しきに至つては戰後經

狀態の恢復を支那に依つて償はんとしつゝあり、支那は今日絶望狀態に瀕し日本は獨占的侵略主義を抛棄し列國と共同干涉を爲さんとしつゝあり、日本は國際團體中仍ほ有力の一分子にして荷も日本が英米の利益を妨礙することなくんば英米も亦之を排斥せざるべし、新銀行團の組織に於ても日本が米國と共に同等重要の地位を占めつゝある亦明白なる事實なり實國黨の敗は只實國黨の敗にして日本の敗に非ず之れ吾人の記憶せざるべからざる點なりとす對日外交は簡單に反對して解決すべきものに非ず對內には國力を養ひ對外には外交を善用するを要す、日本の侵畧主義は軍閥の爲すものにして進步的人民は決して吾人の利害と牴觸せず、軍閥勢力を得れば內政愈改革する能はずとは日本智識階級の知る所吾人も軍閥には徹底的に反抗すべきも同時に兩國民の理解を增進し我信じて正義となすものを世界に訴ふるのみならず當に之を日本の進步的人民に訴へ斷じて軍閥も智識階級も同樣に見軍閥をして侵略の口實たらしむべからざるなり(八、一四)

政治犯引渡問題

▲原首相に對する罪魁放逐要求電　(時報)　當地江蘇教育會等十四團體は四日北京公使團に宛て日本及伊太利兩公使が這次兵亂の罪魁徐樹錚曾毓隽丁士源朱深等を庇護せるも彼等は政治犯に非ずして國幣を私消し亂を構へ民生を荼毒したる者にして國際法上よりするも庇護する理由無し速かに國民の公意を容れ公使館區域より放逐せられたしと請ふの通電を發すると共に原首相に對し大略左の如き電報を發し小幡公使に罪魁放逐命令を發せられ度しと要求せり

日本原首相並に轉じて內閣各大臣均鑒日來噂傳する處に依れば貴國內亂の罪魁徐樹錚曾毓隽丁士源朱深等十人は東交民巷の貴國公使館軍營銀行等に藏匿し且兵を派して出境を保護せしむるの說あり國民之を聞きて深く異と爲す查するに該罪魁等は均しく國幣を侵吞し罪を畏れず亂を構へ以て義輔に弄兵して生靈を荼毒す國民の公意は絕對に政治犯人として承認する能はず想ふに亦貴國公使或は旅居貴國人民が曲の庇護を爲すを避かず年來貴國人は貴國外交政策に種々の不平を感じ貴國人の日韓親善に懷疑せざるは無く信を徵すべき處なし唯再び貴國人が貴國罪魁を曲庇するの故を以て復怨情を傷ふを見るを願はず用つて特に拘誠奉告す敢て請ふ貴國公使に飭令し速かに該罪魁等を使館界址より追出し並に貴國人民に諭し概して容留するを勿れ該罪魁が若し或は逃走して貴國境內に至るも亦速かに驅逐出境せしめ以て公道を彰かにし而して睦誼を敦せん事を請ふ江蘇省教育界、華商紗廠聯合會、通常滙商會、麵粉公會、上海銀行公會、上海縣教育會、寰球中國學生會、中國職業教育社、上海歐美國學會、華僑聯合會、基督教教國會、上海救火聯合會連署(八、五)

▲政治犯庇護問題　(ノース・チャイナ・ディリーメール)　蔵宜慷慨有書强勳等の政治犯が從來外國の保護に依り難を免れたる幾多の前例ある事なれば彼等が日本公使館に避難の結果當分政治運動を全然禁止さゝる事となりたるを以て彼等の一部分が外國租界に逃げ込み陰謀を逞するに比すれば支那に取りては好都合なるべし之れを要するに小幡公使今回の措置は極めて賢明なるも反安福派の連中は當分猛烈なる非難攻撃を逞うするならん(七、一一)

▲日本公使と政治犯　(天津ヒーデータイムス)　日本公使館は小幡ホテルなり日本公使が英米佛の同僚と一致の態度に出でざりし理由は今日あるが故なり日本が彼等刑事犯を庇護するは種々不正なる契約あるが爲めなり又安福派連中が逃げ込まずやと質問を受けたる際日本公使館は極力之れを否認したるに今や即ち斯くの如し之れ日本流なりと更に最後に日本公使館は寧ろ刑事犯避難所と稱する方適當ならんかと信ず(七、一一)

▲公平なる日本の態度　(ノース・チャイナー・スター)　今回の日本の公表文に依り安福派が日本と密接なる關係を有せし事を證明したるが如きものにして日本は之れに依つて內外新聞の攻撃を受くべきも卒直且淡白にして日支兩國の誤解を解く上に一步を進めたるものと云ふべし支那としては彼等の引渡しを要求する權利と方法あらんも各方面に複雜なる諸種の關係を惹起する憂ひありやな以て本件を今更國際問題として爭ふ事は支那の爲めに不利益にして且取らざる所なりと信ず(七、一一)

▲上海學生聯合會の對日抗議　(民國日報)　弊國不幸にして宵小權を弄し奚佩孚師長が擧討して代つて民意を伸べたり然るに貴國は始めは兵を縱ちて段祺瑞を助け繼では罪魁を袒護し弊國の法令を不顧に置き弊國の民

意を視て觀ざるが如くし國事犯の名義を以て國家盜商公敵將軍の刑事犯を庇護す是れ貴國は顯らかに此義根を棄ふて弊國の後患を貽さんとするものにて民心の險惡なる以て復加ふ無し弊會は吾が民意を伸べ貴公使に向つて抗議を提出す遠かに英米佛公使と同一態度を取り弊國の罪魁を速かに引渡さんことを請ふ然らされば弊國々民は將に相當の對付に從事せん云々(八、一二)

▲小幡公使の通告反響　(中華新報)　江蘇省教育會、上海縣商會、上海縣教育會、寰球中國學生會、中華職業教育社、華僑聯合會、基督教救國會上海救火聯合會等の團體は昨十三日北京大總統國務院外交部司法部に宛て大要左の如く打電したり

新聞紙所載に據れば日本公使は九罪魁を收容せりとの通告あり輿情至りて憤激す查するに該罪魁等は均しく國帑を侵呑し罪を畏れて亂を構へたるものに係り、顯らかに刑事犯たること疑なし他國若くは庇護すべくんば國中の盜賊は將さに一として庇を外人に求めざるはなからんとす、日本公使の此擧は絕對に承認する能はず英米佛三公使は公道を主持し已に表示あり政府若し國際の慣例を以て引渡しを要求せば日本公使は豈に能く列強の公論に違ひ獨り不韙を冒さんや

公府は寬大を過持し一二次發表の罪魁は均しく未だ盡く人意を快とする能はず甚しきは罪狀昭著にして全國認めて賣國と爲すの陸宗輿、曹汝霖、章宗祥等を尙ほ漏網の列に置けり而かも既に宣布せるの罪魁は一人として法外に逍遙せざるはなく既に全國人心の憤りを平くるなく復た討逆軍の望を慰するなし

即ち日本公使が收容せる九罪魁は即日引渡を要求し並びに陸曹章等の罪狀を宣布し國民をして公府に罪人を曲庇する嫌を疑はしめず國法亦私情の爲めに左右する所を致さざることを請ふ

全國學生聯合會總會は昨日小幡公使に宛て大要左の如き書面を送りたり

弊國安直兵を構へて以來貴國は不幸にも竟に助段の嫌を蹈み屢々貴公使が懇切なる聲明を爲すと雖も各國人士の疑を懷く者は仍ほ衆し然るに貴國は徹底的補救を作さず竟に罪魁祖護の宣言を作せり竊かに貴國の爲めに之れを惜む。夫れ安福の領袖が罪を弊國人民に獲たるものは國家を盜賣し公器を侵蝕したるを以てなり、凡そ稍々法律知識を具ふるものは之れを目して政治犯と爲すべからざるなり今貴國殺然として此に出づ其れ人の共に諒とする所能はざる宜べなり。惟だ弊國は拄令不申の影響を受くるに過ぎざるが貴國は公理を顧みざるの嫌あり實に人類の公敵とす貴國前塗の發展に於て其害たる正に艾らずんばあらず改過に勇なるは君子の稱する所、執事其れ之れを三思せよ(八、一四)

▲陸曹章を懲せ　(新聞報)　全國學生聯合會は更らに各省各團體に左の如く通電せり

安福の黨羽は段徐の淫威を藉りて鬼魅の技倆を行ひ政柄を竊持し大權把持せり是に於て滬內分崩して國本飄寄す今幸に天其衷を誘ひ陰派一敗地に塗れ罪魁禍首均しく已に嚴辦さる是れ誠に人心を慰むるに足る、然れども陸宗輿曹汝霖、章宗祥は既に安福の黨籍に隸し又肆まゝに賣國を行ひたるが未だ禍首に列入せず是れ豈に我人意の料り及ぶ所ならんや夫れ三人の賣國通敵の罪狀は筆紙し書に難し若し一體に嚴懲せざれば膏小を儆め衆望を慰むるに足らず是れ弊會の主張なるが想ふに亦尊處の贊成する所のものなり敬んで祈る一體に主張して懲奸の目的を遂せよ(八、一四)

內政問題

▲靳內閣愈成立　(北京日報)　靳內閣員は一昨日既に一通り決定發表する許りになりて又々停頓を來したる由は昨報の如くなるが曹張二使の間閣員は全然靳氏に一任し双方とも任意の要求を爲さざるの折合附き矢張り前決定通りにて進行することとし昨十一日早朝總統の批准を經印鑄局に交附せられしが午後四時に至り又々發表見合せの電話あり同六時に至つて漸く發表となりしが其原因は閣員中猶辭退の人ありて同意を得るに時間を要したるなりと命令左の如く昨日記載と變化なし

外交總長　顏惠慶
內務總長　張志潭
財政總長　周自齊
陸軍總長（兼）靳雲鵬
海軍總長　薩鎭冰

司法總長　　蓝　　廉
教育總長　　范　源　濂
農商總長　　王　邁　孩
交通總長　　葉　恭　綽

右は何れも代理總長の名義にして同時に田文烈の内務總長張交通總長薩鎭冰の海軍總長は何れも免職の命令出でたり是約法に本く國會の同意を得る能はざるを以つて暫く此の形式を執れるなり(八、一二)

▲新總理の通電　(順天時報)　新氏は内閣成立と共に左の如き通電を各地方長官其の他に向け發出せり、靈鳳藏中樞を攝し荏苒年を經平日遷延の憒を以て朝に滑愚誠を效し匡救する所有らんことを冀へるに乃ち政治刷新の志願軍機多くして其百一を擧ぐる能はず即ち國人期望の和平統一も苦心擘畫粗ぼ端緒ありたるもの亦奉創痍滯未だ其の成を覩ず因循疾を引いて久しく愼疚を深くす近者國難甫めて寧く亟に建設を謀るの時元首の簡勉を承け組閣を以て囑せらる一面遜辭するも未だ鑒察を邀へず時會益艱み責任益重し自ら輕庸を顧れば詎肯承に克へん只元首貴望の殷なる義敢て自暴せず已に本日就職す惟ふに今日の利勢洪流氾濫隄防壞く潰ゆるが如し挽救の策亦惟た疏濬利導其をして皆定軌に循はしめて然る後政治の言ふべきものあり前の軍閥政團の弊皆今日當に引いて鑒戒と爲り藩滌廓清之と更始すべし尤も必ず先づ統一を謀り國基をして鞏固ならしめ始めて舊を除き新を布き以て建設の途に從事すべし此後凡そ祥和を振導すべき行あらば靈職當を引いて先務と爲し匡濟を力圖すべし若し天の禍統一成を覩ば其時百政興を待ち群流蔚起必ず閣才碩望出で國重に任り相興に政治の刷新を謀り國人の喁望を慰する者あらん靈職當に賢路を退避し大平の幸民となる願足る云々猶之に對し江蘇軍民長官を初め各地方より夫々賀電を寄せ來れり(八、一二)

▲新總理の施政方針　(北京日報)　新總理就任及同閣員決定は本紙既報の如くなるが昨日新氏に接近し居る某要人の談として其の施政方針に就き傳ふる所左の如し

新總理の最も政局に注意し居る點は(一)全國各官署各機關の經費を節約し國家財政の艱窘を救ひ常に相當の餘裕あらしむるを期す(二)各省軍長官に命じて成るべくして軍隊を增減することを禁ぜしめ尙ほ國財維持上力めて裁減の方針をとらしむ(三)外交問題は力めて積弊を除き民意を尊重し再び國權を損傷せしむる如きことなきを期す(四)力めて實業問題を提唱し且つ奬勵方法を定めて財源の開發を圖るの四大項にして此の方針を以つて現に疲弊紊亂の極に在る中國國政の伸長を期しつゝあり云々(八、一二)

▲閣員命令　(申報)　閣員命令は十一日を以て下りたり、外交顧惠慶、内務張志潭、財政周自齊、陸軍靳雲鶚任、海軍薩鎭冰、司法汪大燮、教育范源濂農商王邁孩、交通葉恭綽何れも署理なり、次長は内務梅日祥、財政曲卓新職務署理復、陸軍丁錦、李鍾岳、農商高凌霨、外交徐世章、海軍法不動にせんとす、餘は未詳なり(八、一二)

▲漢口總商會息爭電　(時報)　戰禍の發生以來京外各團體息爭請求の電は必ず數起す、人心亂を厭むの一班を知るべし漢口總商會昨日亦此項通電あり原文左の如し

(衙略)　報章所載を見憧駭名くるなし物に觸ふに周召同朝猶不悅多く商賈國に當り義と相攻むるに至る毎に經濟上に在る時仍ほ意見參悞の鈐多きを嘆ず然り而して始め離れ終に合し前に偕し後に恭し國本を以て先とし其餘は皆其後に在らしめざるなし又況や近來强鄰環伺和議未開在外の者已に成野心を具し在内者は復同軌を期し鑠く大廈將傾の懼に同室相關の擊に堪へ可んや伏て恇を俯鑒し仰て前烈を思ひ煎豆旨に顧ふ所に非ず貢荊亦復何ぞ妨げん此より携手言歸益滄凋天空の量を宏めば幾くは心に衆群有り民胞物與の愚を感ぜん冒昧に瀆さず伏して惟ふに欽鑒せよ漢口總商會全體同叩(七、一六)

▲直軍の段軍に送れる宣傳書　(時報)　直軍全體の將士は邊防西北及豫軍第九師十五師に忠告書を致して曰く段軍は曾て邊防西北軍に書を致し其の反省を促したるが蓋んで並に再び丁寧懇切なる忠言を呈し敬しく前線全部の將士に告ぐる所あらんとす夫れ同室干戈を取つて相時するは軍人の最も恥づべき所而も我輩同じく國軍に屬す情兄弟に異ならず斷じて輸に閱ぎ私に國ふの理あるべからず貴師旅は段祺瑞徐樹錚の指揮の下にあり遭まれて前線に抵り敵軍の敵と爲る必ずしも本心より出でたるに非ざるべし如何となれば則ち敵軍は曾々中央に背叛せる事なく又元首に反抗せるに非ず更に幟を爭ひ利を奪ふの野心あるに非ざるなり貴師旅も亦何を以てか敵軍を仇と爲さん

や徹軍の段祺瑞を討ち徐樹錚を討ち安福派を討つものは救國救民の衷情より出でたるに外ならず想ふに貴族も亦深く同情を表すべきや必せり試みに南北戰爭を思へ何人か傷痍たる國を賢り外に歸び何人か道を失せる國を危ふし民を病ましむ何人の崇りと作す禍の源を追憶せば段を戎首と爲し徐を禍水と爲すべし而して安福は則ち虐を助くる者也詎んぞ堂々の國軍桓々の武士を以て而も賣國賊の鷹犬となると甘んぜんや彼軍閥は民を愚にするの政策を利用して動もすれば則ち曰く中央擁護命令服從と試みに問ふ段は徐樹錚に命じて公府を包圍し元首を拘禁す中央擁護と爲すべきか元首の命令と言ふを得べきか抑も段徐の命令と爲さんか徐樹錚は所信を奪云し大總統は既に自由を失し國軍此に處して元首を助け段徐を除くに努力すべきか將た又徐段を援けて元首に逼るべきか稍常識あるものは誰が能く之を辨せざらんや元首幽囚の日は正に軍人國を救ふの秋なり軍人坐視して救はずんば天職に負く者あるを如何せん若し此の軍を起して之を救はんか彼の軍は進んで之を擊つ斯る矛盾せる理あらんや自から良知に問ひ當に能く辨ずべし徹軍の安福討伐を聲明せるは以て國を救ふなり貴師族の進んで徹軍に逼るも亦國を救ふと爲さんや當に貴師族は結束して起つ徹軍も準備完全ざり相持する七日陣を布ひて以て待ち未だ猛擊突進せざる所以のものは止に同室戈を操り輕々しく砲門を開いて豆を煮るに豆の箕か燃くの慘劇を演するに忍びざるを以てなり夙に貴師族とは孢澤の兄弟たり深く順逆を明らめ大義に洞曉せる者若んぞ能く逆を去りて順に從ひ悵然歸來せざる徹軍は敬んで當に全體を歡迎すべし重貧奬以て從ふ者を嘉はん若し國家の思想に富む者あり勇を奮つて民の爲に害を除き安福の巨魁を殲除せんと望む者あれば徹軍は當に禮を厚ふし敬を致すべし聽を執るを爲すと雖も亦欣慕する所燕趙は古より慷慨悲歌の士多きを以て稱せらる義を見て勇を爲す人當に乏しからざるべし夫軍人國に報ずるは自ら天職に屬す國を救ひ危を亡す爲めに許り民を救ひ水火の爲めに計り國軍名譽の爲に計る諸君前途の爲めに計るに均しく當に利害を審擇して暗を棄て明に投ぜよ良禽は木を擇んで棲み賢士は主を擇んで事ふ熱する時梁木の隆に息はす命を知る者は巖牆の下に立たす人は愚に非ざれば終に能く覺悟あり執れか一家一黨の爲め私闘に供せられて甘んずる者ならんや徹軍の與に警ふ所と兩立せざる者は小數の安福系實國黨魁に過ぎざるのみ貴師族孢澤の兄弟に對しては絲毫の憾ある

なし近來貴師族の義に依りて歸來する者日々に多し徹軍は咸く之を優遇して親愛を加ふ谷を出でゝ喬木に遷れば則ち蕭墻自から列ぜん紂を助け逆に附かば則ち玉石俱に焚く執れが得執れが失何なか去り何にか從はん天良を根據とし當に自決すべきなり至誠忠告す天日に質すべし敢て腹心を開く希くば期照せよ、直軍全體將士忠告(七、一八)

▲和議總代表の事務引繼　(申報)　北方和議總代表王揖唐は免ぜられ李純之れに任命されしことは既報の如しされど總代表職の書類及印鑑等の引繼ぎは未だ終らざりしが一昨九日徐總統の弟たる徐世章は此の使命を帶びて來滬したり然るに王揖唐は杭州に赴きて不在なるに就き徐は昨十日朝杭州に宛て打電する所ありたれば午後王の秘書史棻等四名來滬し徐の下に赴き一切書類等を引渡したり徐は之れを携へ南京に赴き李純に交附すべしと云ふ(七、一九)

▲軍政府の對段通電　(中華新報)　國賊段祺瑞は三たび逕理となりて二たび元首を逐ひ外債六億萬を借り私事六個旅團を募集し徐樹錚を寵愛し意見異なるものを排逐し安福俱樂部を攻め政權を却持し國民の反對する日支軍事協定の無期延長を主張し國際聯盟に提出すべき青島問題の直接交涉を主張し國會、總統、閣僚は去るべきも挑釁煽亂の徐樹錚は去るべからずとし人民の生命財產國家の主權土地森林路礦は犧牲にすべきも彼の贊引外殘內の政策は犧牲にすべからずとし凶殘なること朱溫、董卓の如く外に媚ぶること秦檜、李完用の如し軍政府は民意を承け毀法賣國の段祺瑞及其黨徒を討つこと茲に三年然るに世界も兵を息めたれば內爭も息むべしとしたるに段祺瑞は猶心化せず其の心腹王揖唐をして和局を把持せしめ和憲を固護せり然れども軍政府は亂源を清めざれば和するも裨益無しとし王揖唐を峻拒せり、師長吳佩孚は久しく南中にあり眞相を洞見し國難に心を痛め慷慨撤防し直隸、奉天諸軍は義軍を起せり之れ國家の爲め奸人を討つには南北無きことを知るべし然るに段祺瑞は北都に盤據し對南黷武の政策を以て其同胞を戕し對內に許さざる邊防軍を以て近畿を蹂躪す故に義に南北の爭ひと云へるは實は未だ中逸に徹せざるの論なりしなり、又聞く所によれば該軍には某國將校ありて陰に援助し顧問某氏列席指揮すも友邦の親善が虛言なることを知るべし、今や直晉諸軍聲罪致討すを以て三軍を率ひ愛國將軍と共にせん南北の間無く併力一掬

し元凶を誅討す可し云々(七、二〇)

▲安徽同鄉會の李純問責　(民國日報)　在上海の安徽人により組織せられある安徽同鄉會は二十三日南京督軍李純に對し左の如き書面を送りたり

安徽江蘇は壤を接し休戚の關する所たり貴下の南京に在るは吾安徽人士素とより景仰す然るに近頃貴下は八省聯盟の勢力を假りて安徽に禍心を藏し日に毆擊を圖り且つ復辟の罪魁張勳を安徽督軍に推薦しつゝありと又張勳白寶山等を使嗾し蚌埠を攻めんとて軍費を用意し使を往返せしめたるも戰爭發生したるによりて中止せるが最近に至り又復た多數の過激黨を安徽に派し新安武軍(張勳の部下)を煽動し新安武軍起つに及びて張文生白寶山に令し土匪討伐の名を藉りて安徽に兵を進め占領せんとすと近日貴下は突然張文生を江北總司令に陳調元白寶山を副司令に任命したるは即ち其用意なり安徽の南北は向きに土匪流氓既に潛伏せるに聞く所に據れば貴下は人を派して勾結せしめ不遜を爲さしめつゝありと云ふ吾が安徽人は何を以て貴下に負くや、向きに貴下は浙江に對して戰を挑み鐵道を破壞したるも外人の責めによりて中止したるが今志を浙江に得すして手を安徽に伸ぶ吾安徽を以て輿みし易すしとするか吾安徽人は屈撓を慈さず一息尚ほ存せば惟だ誓師訊罪貴下と事に從はん敢て最後の忠告を爲す幸に深夜の反省あらんことを望む(七、二四)

▲海軍直派に應ず　(中華新報)　當地に在る海軍總司令薩鎭冰は海軍の將卒と共に左の如く宣言せり

天支那を鬩し儕亂相尋ぎ九年の中曾つて寧日なし然れども今次安福黨人の害の如き烈しきものは未だあらず其の國を賣り權を弄し黨を植へ政を亂せし各節は萬目共に睹る所にして各方面の通電宣布にて已に痛切に遺なし矣余は海軍に在れば只だ海軍が其榮譽を受けしことに就て言はん卽ち丁巳の役(民國六年)艦隊の一部分は程前總長に強ひられて廣東に赴き海軍は分裂せり各自政見を持するも原と順逆の旨ふべきものなし故に余に就職以來日に統一を圖るもの已に三年、未だ成功せざるは卽ち安福閣員極力防害せしが爲めなり每月の軍費は財政部支給せず艦艇の修繕も又由なし且つ沒收せる商埠船を擅み黨中の私產とし更らに海軍團體を破壞せんとする陰謀を用ひ已定の軍制を改革するなど其目的は我國僅存の海軍を地を掃ふて無からしめんとするにあらざるはなし之れに因て南北及艦隊は同じく義憤を伸べ正に統一を謀りつゝあり林葆懌司令通電を發し安福の罪惡を宣布してより各司令及海軍全隊は之れを贊成せり余は一に隱忍しつゝありしは原と該黨に誨論の日あるを冀へるためなりき然れども事今日に至りて乃ち迫りて此に出づ世人恐らくは察せずして態度變更と謂はんか、そは余の敢て聞く所にあらざるなり謹んで腹心を布し伏して亮察を希ふ(七、二四)

▲章炳麟の對時局主張　(時事新報)　章炳麟曾亞伯聯名にて時局に對する通電を發表せり其內容に曰く毀法と賣國は徐世昌、段祺瑞共に猖獗せり張勳の復辟に就き徐は陰に操縱をなせり段は明日張膺せるのみ、二十一ヶ條は誰が賣を援けて虐を爲せりや高徐順濟等鐵道の抵當は誰が運動し爲せしや、事實は明白なり吳佩孚義を興し勝に乘じて北京を收め賊窟を廓清するに當りて段なのみ討つて亂を始めたる首魁、賣國したる首領徐世昌を討たず、安福のみを討つて安福の產兒せる偽總統を討たず、暴を以て暴に易ゆ蠻觸の爭に異なるなし昔丁は我に善を與ふる者を以て善人とし、我に惡を與ふる者を以て惡人とすと云へり、當時指して奸佞となせり健者吳佩孚なるもの寧んぞ屑く此を爲さんや望む所は國民全體の意に順ひ除惡の謀を爲し直安私關の恥を洗へよ我國民は善を善とす後盾と爲るを願ふ否らざれば我國民は祖にあらず其喜怒は固より朝三暮四に隨つて轉移を爲さゞるなり(七、二四)

▲馬良將軍の通電　(濟南日報)　大總統國務院各部總長段督辦、參衆兩院、保定曹經略使、南京張巡閱使蚌埠倪巡閱使、武昌王巡閱使、各省督軍省長鎭軍使、鎭守使各師旅長各省議會教育會商會各新聞社鈞鑒文に曰く

津保(天津保定)兵を用ゆ魯(山東)は禍壞に當り風聲鶴唳民皆驚愕唯ならず、軍民長官商民と相謀り境を保ち民を安んずることを以て唯一の方針として此時局に處することゝなれり、良(馬良自稱)亦極めて之に欣賛せり、科らざりき韓莊に於て江蘇軍我南段を斷ち德州に駐屯の直軍我北段を斷たんとは、斯くして交通は俄かに阻害せられ全省譁然たり卽時夫々質問を發したるに蘇軍は誤解に出でたることを認め各其境を保ち常の如く交通を回復すべきことを約したるも直軍は堅持して聽ちず、且つ河の北岸に楯ひて堅壘を堀り着々として進取し大に城を倒ひて南下し濟南を搖撼せんとの意あ

り商民惶々たり、依て之れを諭るも始終堅固以て我が道理ある主張を聽入れず、萬已むを得ず督軍の命令を以てて兵を以て之を防ぐへく退出し防直軍に對し暫く直隸境に引揚げ以て詳議を歸かんことを請ひ使を往復せしめたれども曾に承允せざるのみならず、益々兵を德州恩縣に增し重要地區を扼して軍隊を密布し甚しきは重砲を架置し地雷を埋伏し圍圍を嚴嗣し牛馬を勒奪し既に我境に入り又我民を虐げ我民を視ること犧牲の如く當地を擅に占領す、我は只止りて守るに彼は已に進攻す情理兩なから窮す忍ばんとするも忍ぶ可からず、已むを得ず八、九日に於て强力を以て驅りて出境を迫れり、沿途の掠奪は概れ論ぜず、彼れの已に直隸界に入るを視れば我は即ち兵を止めて追擊せず全師をして境内を保たしむべく現に旅を整へて邊に臨み靜かに命令を俟つ若し能く各警域に安んぜば當に境地を越へざるべし、若し又詐僞を肆にせば唯だ實力を以て相見へんのみ、遠道傳聞眞相の明かならざるものあるべきを恐れ謹んで事實を以て同人に告ぐ曲直歸する處あり統て照察を希ふ(七、二四)

▲張督の直軍援助條件　(民國日報)　孫文一派よりの情報に據れば東三省巡閱使張作霖氏の直隸派に加增せるは左の理由に據るものなりと

一、時局解決後は張作霖氏を副總統に選擧す

二、奉天軍二箇師團を入關せしめ奉天には新たに二箇師團を增設す

三、長江三督軍中一名は張氏の推選せる人を任命す

四、察哈爾熱河の特別兩區域は張督軍の勢力下に置く『以上昨日着上海電』

尙張督軍は曾直隸督軍より百萬元受取りたりとの噂ありしが天津よりの消息に據れば張督現銀を領收せるに非ず天津に於て不換紙幣百萬元を發行し是れを市中の統稅鐵道は勿論郵便局等に迄强制的に使用せしむる約束なりしと(八、二五)

▲張勳辯解通電　(順天時報)　張少軒已關內奉軍總司令の職を奉じ日前一通電を拍ちて態度を表示せり原電左の如し

北京大總統國務院鈞鑒各部院保定曹錕暑使巡閱使各督軍省長各省議會各報館鈞鑒報載を閱するに定國軍の檄文に曹錕等張勳に私勾して出京せしめ重て復辟を謀る等の語あり詭異に堪へす勳丁已以還杜門却掃迄に三年外事を聞かす、近日段氏稱兵京師震動す室家の遷徙比戶皆然り勳既に在京安置の文なし詎ぞ私自出京の罪あらん、稱する所勾引何に據つて云ふか已事に至つては勳尊恩を感受し圖報を思ふ博浪の錐一擊に止る古の君子尙以て非となさざるべし況や徐州會議の時徐樹錚固と曾て段氏を代表して列席し贊成す衆目睽々事實接すべし事駭るに及んで段氏忽ち異議を持す雨覆雲翻居心見るべし勳則ち夙頭に於て已に償ひ君恩に於て已に報ひたりと爲す成敗利鈍以て人を尤めず自後衆意の趨ふ所更に一人の能く拂ふ所に非す勳年將に七十ならんとす太平の民となるを得ら〻く共和の賜を拜せば願に於て已に足る尙復何をか求めん檄文誣蔑本を辱するに足るなし、第だ遠近傳聞流口に惑されんことを恐れ特に比に電布す伏して希くは鑒察せよ張勳(七、二五)

▲段派の罪狀竝に病狀　(民國日報)　五人の病狀

一、段祺瑞憤により因つて病み神經錯亂せり但し重からず

二、姚震憊れに因つて病み神經衰弱せり稍重し

三、段芝貴傷つきて病み且つ糖尿病甚だ重し

四、劉詢傷つきて病み病狀未だ上らず重からず

五、陳文運傷つきて病み病狀未だ詳かならず

十人の罪狀

一、徐樹錚安福の首領にして萬惡の主動者

二、曾毓馮安福の首領にして交通部の豫算を移動せること甚だ巨額なり短時日に査悉し難し部務は第二義にして言ふに足らず

三、李思浩安福の重要分子にして曾つて部豫算六十萬元を安福部に融通して總長たる條件とせり

四、王郅隆安福の重要分子にして主掛店が上海に到りて和を議せる後安福の統一を維持せるは彼の力多かりき

五、丁士源安福派にあらず吳佩孚が湖南より引揚ぐる際丁は未だ國務院の命令なきを理由として京漢鐵道の給車を肯ぜざりき吳は頗る之を恨めり且今回の定國軍の交通處長たりき故に　に問はれんとするにあり

六、姚國楨安福の重要分子にして交通部に於て曾を助けて虐を爲せり

七、段芝貴安福派にあらず其の定國軍の總司令たりしが爲なり

八、朱深安福の重要分子然れども何等爲す所なく只だ安福派より三名の大臣を出すにつき挾制されたるのみ

九、梁鴻志安福重要分子にしてもと參議院秘書長にして定國軍の秘書長をも兼れたり

十、姚震安福派にあらず然れども安福派と交際せり今回も曾毓隽の爲めに東三省を擾亂すべく依頼されたり(七、二六)

▲王氏攪亂事實不認　(新申報)　萬電近日當地外字新聞に依り傳へられつゝある江蘇督軍が王揖唐を逮捕の公文を發せりとの件に付き二十五日王揖唐は逮捕の理由たる土匪使嗾省内攪亂等の事實なき旨の辯明廣告を各新聞に載せたり

某支那人の談に依れば王が此の如き陰謀をなせしか否やは別問題とし李純が王に對して此擧に出づるは從來及び現時の關係の形勢より觀てあり得べきことにて斯くて北方總代表の更迭を見るべし一方形勢斯くの如きを以て王も何時までも當地に安閑とすること能はざるべく一説に依れば彼は他省に避難すべしと或は事實とならん云々(七、二六)

▲散兵處置辦法　(北京日報)　還次戰終熄と共に政府は各軍散兵收容の辦法を講ずべく步軍統領王懷慶陸軍次長羅開榜兩氏をして其の局に當らしめ其の後者々進行しつゝある事は本紙既報の如くなるが兩氏は尙ほ其の進行を早めんことを期し去る廿三日警察總監及び各高級軍官を召集し其の方針を詢し左の如き辦法を議決せり

城外及京滬京奉兩鐵道沿線に再び收容所を設し散兵の各級官長を召集し收容法に就き協議せしめ又陸軍部より司長韓藏春民を通州一帶に派して實地收容をなさしむ(七、二七)

▲張勳の起用に反對　(神州日報)　直隸系は張勳を起用して安徽督軍兼長江巡閱使らしめんとしつつあるが上海商業公團聯合會等は昨二十六日北京大總統國務院宛て

新聞紙所載に據れば復辟の罪魁張勳は又長江巡閱使兼安徽督軍に任ぜられんとの説ありと之れを聞いて駭異に勝へず查するに張勳は民國の罪人として天下の共に棄つる所、誅戮を加へざるは既に萬幸に屬す、若も果して兵權を握らしめば獨り全國人民の疑懼を滋くするのみならず且つ恐らくは外國人の譏笑を受けん是れ殊に國家の福にあらず公團等は民意を代表して敢て告げずんばあらず伏して共和國體を保護すべく邪説の爲めに惑はさるゝ所なからんことを請ふ

と打電し學生聯合總會又同じく二十六日右張勳推薦者の一人たる江蘇督軍李純に宛て

復辟の禍首張勳長江巡閱使に任ぜらるゝ消息あり斯言は萬々承認し難し望むらくは法を設けて實現せしむる勿れ

と打電し張勳起用反對の聲喧しくなれり、張勳の起用は今日旭日昇天の勢ある直隸派の最も大なる痛手なり(七、二七)

▲蘇社各課主任會議　(時報)　江蘇省の自治を謀る目的のために組ぜられたる蘇社の各課主任は二十七日會議を開きたる結果

一、調查課暫行規則通過

二、各縣の晏數を調查す

三、各縣の地圖及地志を徵集す

四、調查人員を四人とし四區に分ち五個月内に六十縣を調查して民國十年一月末に止む其旅費は一人一月一日元とす

五、每火曜日に會議を開く

等を議決せり其の調查課の規則書は左の如し

一、本調查課の職務は本社章程に規定せる實業、教育、交通、水利の範圍及び之れに關係せる必要のものを調查す

二、本調查課の第一に調查すべきものは交通とし次いで實業教育水利に及ぶ

三、本調查課を左の如く分つ

(イ)常任調查　二人乃至四人を調查員とし十個月間調查に任じ其經費は理事會にて規定す

(ロ)臨時調查　臨時必要の時理事會の推擧或は本調查課員にて必要のものを調查し其經費を酌定す

四、調查報告は半個月を過ることを得す

五、調查地は本社より通告す

六、調查報告は謄寫にて編輯局に交附し其原稿は調查課主任にて保管す(七、二八)

▲新秘密結社「紅權會」の出現　(各報)　支那に古來各種の秘密結社あることは世人の知る所にして上海に於ては靑幇、紅幇等が最も勢力を占

めつゝあり然るに最近浦東の實山經境に新たに一種の秘密結社たる紅槍會なるもの組織されたり其會者の記號は左の腕に網縞の繪を刺墨(いれすみ)せりと現に支那官憲は其の橫暴に嚴重に取締るべく命令を發せり(七、二八)

▲西南四總裁の對和議宣言（時報）孫文、唐紹儀、伍廷芳、唐繼堯西南四政務總裁の名を以て南北和議に關し左の宣言を表せられ北京徐總統、龐總理代理、雲南積輔成、參衆兩院議員、各省々議會、督軍省長に通電されたり

西南義師の起れるは原と護法救國を以て職志と爲せるが故に南北に論無く苟くも護法救國主義と相容るゝ者は之を友とし苟くも護法救國主義と相反する者は之を仇とす此れ文等が六月三日の宣言あり國民と友邦が是非邪正の在る所に了然たらん事を冀へる所以なり、宣言公發表後北方の通電して贊成せる者は祇だ段祺瑞及び其部下曲同輩等あるのみ而して段祺瑞が宣言に答復せる二十三日電報は悔禍の心も盲表に露はれたり、文等は本と護法救國を以て標と爲すが故に和議條件日支二十一個條の取消及び民國六年六月十二日の非法命令の無効宣布に注重し和議の未だ繼續されざる前にありて須らく先づ日支軍事協定の廢止を宣布し以て決心を示せば始めて和の言ふべきありとせり此に於て北京邊防處に日支軍事協定廢止決定の十四日の電報あり二十一個條の廢止に對しても亦承認の表示あり、是れに由て之を言へば彼方は既に外交政策を改變し此後の利害を計らざるの決心あり卽ち和議は當然開の期たり、而るに北方の內訌是より起り合法の和議は之が爲めに頓挫せり文等は特だ國民の公意に本づき再び宣言す、北方の內訌が如何に結束さるゝに論なく局に當る者が何派、何人たるに論無く惟だ我西南護法救國の主張は必ず終始貫徹す、北方が果して統一希望の誠意あらば必ず須らく先づ日支軍事協定を廢止し並に日支二十一條廢止宣布の表示あるべく然る後和議は乃ち繼續され國本は乃ち動搖するに至らざるなり、倘し護法救國の主張に違背し復び名義を假借して以て個人の權利を謀る者あらば南北を問はず派別を問はず當に國民と共に之を討つべし、特に此に宣言す（七、二九）

▲禍首の財產（時世報）米國人經營の北京益世報は昨日の紙上に於て十禍首及び吳湘湖等の財產に關し日前抄の結果左の如き動產現銀及び紙幣不動產株券及家屋の見積發見せりと報ぜり

徐樹錚	動產一百餘萬	不動產三十萬
曾毓雋	動產三百餘萬	不動產三十餘萬
朱　深	動產五百餘萬	不動產なし
李思浩	動產八百餘萬	不動產二百餘萬
吳炳湘	動產二百餘萬	不動產四百餘萬
丁士源	動產一百五、餘萬	不動產八十餘萬

同紙上には右の六氏のみにて姚震姚國楨は芝貴王郅隆梁鴻志等の財產は記載なきも五氏とも動產不動產一物も無き事はあらざるべければ本日にても報導せらるるやも知れざるが右の六氏のみにて動產二千五十萬不動產七百四十萬あれば每月三百萬乃至四百萬の鹽稅餘款を唯一の確定收入として居る支那政府としては二千餘萬元(手取其他差引かるゝものあれば)の大借款を爲せると同一なれば支那財產は暫く俗稱なるべく而して是等の用途もそれぞれ發表せらるゝならんしかしもし此發表なきか又は其財產が非常に少く發表せらるゝ時は米國人經營の益世報は何等根據なき出鱈目の記事を記載し居るものと斷定し得るなり(七、三〇)

▲段軍の解散費（申報）段軍の解散は約四萬餘人あり參陸處にては官長に一人二十元兵一人十元を給するに決定し其總計現銀五十萬元は目下正に潘代理次長に作金を求めたり財政部の預金は李思浩の爲め壺く引出されたれば已むなく商店に向つて息借すべく明二十八日より開散を實行すべしと(七、二七)

▲航空處の獨立（北京日報）航空事務處々長丁錦氏は昨日中央に對し航空事務所は從來交通部に附屬し居るが爲めに不便を感すること多く組織を改め之を獨立機關となし斷界の發展を期したし云々と申請し當局に於ては既に之を容れ交通部に交して手續を講ぜしめつゝありと云ふ(七、三〇)

▲安徽派の處分（晨報）段氏辭職許可昨二十八日附總統令を以て左の如く段祺瑞氏の本兼各職を免ぜり

督辦邊防事務兼管理將軍府事務段祺瑞辭職を准予し段祺瑞の本兼各職を免す此に令す

右は段氏の辭職堅決二回以上辭表を呈出したるも徐總統は慰之を慰留したるが其の後保定方面は段氏を湯山に監禁すべしとの要求あり慰職之を否認したるも此際各方面の事情を察するに段氏の辭職を許可するの可なるを以て總統は遂に其令を發したるなりと

邊防軍裁撤段祺瑞氏辭職許可と共に督辦邊防事務所を撤廢し邊防軍は之を陸軍部の所轄となすこととし同じく昨日附を以て左の如く總統令を發したり

前に將邊一帶の地方不靖なりしを以て督辦邊防事務所を設け以て控馭に資せしめたるが現在邊境駐屯の軍隊已に陸續撤退し該處の事務較簡となれるを以て所有督辦邊防事務所之を裁撤し其所轄の邊防軍は陸軍部をして即日接收し分別遣散し以て軍制を一にして冗費を節せしむ此に令す

西北邊防軍　西北邊防軍は總司令徐樹錚氏免職後其兵を陸軍部に接收することとなりしが昨日左の如く之が迅速實行を令せり

前に令して西北邊防總司令一缺後其所轄軍隊を陸軍部に接收せしめ所有る西北軍の名義は直に撤銷せしむることとせしが該部は此際迅速收束をなし適當に遣散せしめ其辦理情況日を期して之を報告すべし仍西北將邊使官制は之を改訂して存續することとせり

西北將邊使官制は前に國會の議決を經て公布せるが現在將邊の狀況は較不同あり原定官制は盡く適用し難きを以て國務院より法制局に飭し別に詳審改訂し法に依り頒行すべし

此外引續き決行すべきものは保定方面より呈出の禍首六名罪魁八名の逮捕なるが所謂禍首中には徐樹錚曾毓雋丁士源段芝貴姚震吳炳湘等を數へたるが姚吳の二人は奉天にて發現の暗殺犯と關係あるを以て別に査辨を行ふこととし禍首の列より除き李思浩朱深の前兩總長を加へて之を六名とせしが曹張方面同意せざるを以て更に修改して

徐樹錚　曾毓雋　朱　深
李思浩　丁士源　段芝貴
姚　震　姚國楨　梁鴻志
王・郅　隆

の十名とし天津及保定に向け昨日同意を徵求せる由其結果にて通緝令發せらるべしと(七、三一)

▲唐繼堯の對時局意見　(民國日報)　在滬民黨の有力分子は二十九日雲南督軍唐繼堯より大要左の如き電報に接したるが唐繼堯の對時局意見として興味あり卽ち曰く

直隸軍初めて起りし時は救國討逆の名を掲げたるため吾人は大に欣快も以て護法救國とし吾亦孤ならずと思へり然るに其結果を觀れば僅かに賣國の罪を段祺瑞一人に加へ順清高徐の鐵道を盜賣し軍事協定に調印せる主犯及共和に背叛し約法を破壞せる首魁(徐世昌を指す)に對しては置いて問はざるのみならず且つ之を崇奬せり又吾人が死を以て力爭しつゝある軍事協定及二十一條に對しても亦深く詰問せず是れ卽ち國を救ふとは其名にして其實は權を爭ふのみ、吾人此に至りて失望を覺えずんばあらず西南の內部(岑春煊陸榮廷等)も亦意に護法の主張を拋棄し國會を犧牲にせり一方は救國を叫びて國を救はず一方は護法を唱へて法を護らず此後に於ける護法救國の責任は吾人愈々重大なるを覺ふ其成敗利鈍は願みる所にあらざるなり(七、三一)

▲議和代表更迭　(申報)　國務院よりの消息に據れば前日閣議にて決定せる南北議和總代表更迭に關し國務院より王揖唐氏の議和總代表を取消し江蘇督軍李純氏に總代表兼任を依賴する由の通知を發せりと而して此後議和は半陸氏等西南實力派より命ぜる南方滬宗堯代表との間に急速に議和を進むる方針なりと(八、一)

▲梁啓超の對時局意見　(時事新報)　安福系に取りて代らんとする研究系の首領梁啓超は目下天津に在るが時局に對して大要左の如き意見を發表せり

國民自衛の第一義は國民の憲法制定とす、憲法制定は國民の協議により幾千萬人の公權ある國民が連署の上、憲法草案を提出し而して國民全體の投票にて通過し之れを制定するものとす、此の意見は余の意見にあらずして瑞士米國獨逸等に其先例あり

憲法あれば國必ず定る乎、余は敢て言はずされど憲法無きは國なきに等し吾人は九年來無憲法の苦痛を受くる事既に盡し今日猶ほ決せざれば未來の苦痛其極を知らず憲法一日早く制定されば吾人は一日早く其保護を得るなり、吾人は憲法の制定を欲せば國民の制憲運動を舍て、其道なし

國民の制憲事業は今日に始らず數年來變亂ある毎に制憲問題は發生せり之れを言ひ換ゆれば革命性を帶ぶる變亂一度經過したる後、根本法の制定は何人も其必要を感ぜり民國二、六年制憲の動機は皆な此點に基く然れども制憲成らざるが故に遂に又た第二變亂の原となれり、往事既に然り、今日並に變亂あり果して革命性を帶べるかは知らず變亂後制憲の動機復活するや亦知らざれども吾人は既に無憲法の苦痛を嘗め盡せり變亂當事者の意嚮如何に論なく設然として自ら其動機を造らざるべからず

歷史制憲の成らざる所以は議員の溺職と政府の束制に由るものなることは言ふまでもなし、然れども制憲權は本と國會の所有にあらざるものなるに拘はらず臨時約法は此權を國會に付與せり是れ實に憲法難產の最大原因とす蓋し憲法とは國家各機關の權限を規定するものなれば一機關にて制定するは專橫越權のことゝす臨時約法に此權を國會に付與せるは國會萬能の舊觀念に束縛されたる爲めなり國會萬能は十九世紀の遺物にして直接間接國家に害を胎すものとす

國會の設けられて茲に八年其末流に新舊の二國會あり新舊の二會共に國民の代表を以て自任せざるはなしされど代表する所のものは誰か卽ち自らな代表しつゝあるに過ぎず、年來一大問題發生毎に所謂國民の公意なるものは存するや否や、曰くなし、國民は一問題發生毎に國利民福の公意を發表せざるはなけれども法律上に根據して此表示を爲さんとするや卒に得べからざるなり政府は曰く我れは當局者なり法律上我に行政權を授く汝等は何んすれぞと一に政府と國會は相勾結し民意の名を盜みて其奸を爲すなり全國の眞民意が表示せられざるや實に甚し此の苦痛を免れんと欲せば國民自動の憲法制定を舍て、其道なし

法理上に就て論ぜば主權は國民全體に在り自動制憲は卽ち此の主權作用の發動のみ最も合理的とす事實に就て論ぜば今日國民自動を除きて外に恐らくは永久に憲法制定の期無かるべし夫れ憲法は總統より欽頒する能はず南北軍人より私行製造する能はざることは國民の共に認むる所、舊國會か新國會か其滿期と非法とに論なく彼此皆な法律上の根據なきなり其議員の十中九が毫毫興味のあるなしに論なく國民は已に信任せざる所たり況んや制憲權を此の國會に付與し能はざるに於てなや

よし數歩を讓りて國會に此權あるを認めんか然らば新國會か舊國會か新舊合併か輿論紛々たること數年、今日も亦決し能ふや、否な此論は既に置いて問はず彼の國會なるものは新舊に論なく今日事實上開會し能はず且つ此後も亦再び開會の望なし故に現存の國會に制憲を望むも永久に憲法は制定し難し然らば次期新選の國會を待たんか新憲選舉法の適用今尙は未決の問題たり又何に依りて選舉を行ふや新舊國會消滅後ならざるべからず其間の時間は二三年を要すべし恐らくは制憲の會議異ならざるに大亂又起きん故に今後は憲法產出の選舉法によりて國會を成立せしめざるべからず、憲法ありて後國會あるな當然の理とす

是の時省議會等の各團體より代表を擧けて憲法を制定せよと云ふものありされど國民が省議會等に對する不信任は國會と同じ夫れ憲法は國家の根本法たり木の根は變動せざる地にありて始めて枝葉へ葉繁るべし省議會等の制憲は眞憲法にあらず

又近頃軍人の中に(吳佩孚を指す)國民大會を召集せよと唱ふるものあり意や美なりと雖も其國民大會に望むものは何ぞや又國民大會は何種の方法にて組織するや國民大會の主要なる事業は憲法制定のみ國民の動議と國民の投票を捨て、別に他なし國民大會に冠するに召集の二字を以てするは實に不可、國民大會は召集すべきものにあらず若し督軍會長等が代表を派するに至りては國民大會の名を冒すものとす强力者の意旨を承けて諾するが如きならば眞世凱時代の所謂國民大會と牛羊何ぞ擇ばん徒らに國民史に重大なる汚點を印するのみならず其儀國民大會は義として擧せざるべからず吾人が得んと欲するは眞の國民大會なり眞の國民大會を求めんと欲せば國民の動議にて國民が投票するのみ

余は以上の事を認めて國民共同責任の事とす憲法の內容如何に至りては切要の問題なれば國民より公平に討論を開きて可なり(八、四)

▲舊國會問題　(申報)　武昌路等の町內會が各路商界總聯合會に對し質問する所ありしことは昨報の如し總聯合會は該質問に對し大要左の如く回答せり

一、法律萬能は法學家の迷信にあらず昔支那は人を治め法を治めざるを以て

法律と道德を混同せるため百弊生ぜり故に一國家に必ず法律萬能にあらざれば不可なりと否らざれば唯だ無治主義にして組織なく政府なく國家なきに至るべし

二、約法が果して惡法なりや、否やは別問題なれど今日約法を罵るものは帝制復辟の徒なり、民國以來の歷史に於て證すべし楊度、孫毓筠、湯化龍等は大いに約法を罵りて遂に修正し帝制の亂を創めたり若し約法惡しきときは其手續を踏みて廢止すべし卽ち新憲法を制定して後に廢止して可なり

三、國民大會に對しては絕對に反對するにあらざれど只だ左の如き理由が言ふに過ぎず

(イ)法理に就て云ふは根據なし故に革命の性質なれば贊成す

(ロ)事實に就て眞正の國民大會を望む支那の惡勢力を一切除去するにあらざれば眞正の大會望まれず

(ハ)現在の形勢に就て云ふも亦幾に復辟の暗流あり之れを除去せざれば國民大會は望まれず(八、五)

▲安福派放逐要請　(申報)　江蘇省敎育會其他上海總團體は四日東京原首相に對し左の如き打電を爲せり

聽く所に依れば徐樹錚以上安福派の巨魁十餘名は何れも北京日本公使館內に匿され居れりと然るに彼等は國民の敵にして政治犯に非ざれば之を庇護するの要無し惟ふに我國民貴國の對支政策に對し種々の不平あり且貴國の日支親善の美語に對し疑ひを懷きつゝあり此の上更らに安福派巨魁を庇護する故以て更に日支の感情の阻隔を大ならしむる勿れ特に貴國北京公使に訓令して彼等を公使館より放逐し庇護する事無く又之等の徒若し貴國に遁るゝあらば直に之を國外に驅逐し公平を保たるべし(八、五)

▲轉陸を懲すべし　(中華新報)　政學會の機關たる全國和平聯合會は昨四日左の如き通電を發したり

安福系黨を樹て私を營み國を禍し民を殃したる種々の罪狀は世人の共に知る所然れども遣は猶ほ近く且つ顯らかなるものなり其遠源は實に曾汝霖陸宗輿の賣國協約に在り萱し野國協約あらざれば參戰軍從つて發生せず參戰軍あらざれば邊防軍設置するなし然れば曾陸等は實に安福の種子たり卽ち賣國の根源たり昨年全國の各界は罷市罷學罷工し懲辦を力爭せるは其とに所以あり然るに近頃に至りて八省の聯軍師を興して賊を討ちたるに曾陸等は猶ほ改悔を知らず調人に偽託し元首を脅迫し金融を私通し逆軍を接濟す其罪惡の重大なること段徐曾李に減ぜず應さに一併拿辦し極刑に處すべし庶くは亂源遏すべく國事蘇するを得ん切禱の至りに勝へず(八、五)

▲衆國會重慶移轉の通知　(各報)　在滬衆國會議長及各總裁は一昨八日電南に於ける參衆兩院より左の如き通告を受けたり

二日兩院聯合會を開き國會を重慶に移して開會することを議決せり並びに各總裁は政府の各機關を以て重慶に赴かれんことを請ふ 八、一〇)

▲孫洪伊の自治意見　(正報)　長沙の譚延闓は先月二十二日付を以て各方面に支那の亂源は民治主義を實行せざるに在りとの長文の通電を發したるが當地に寓居せる孫洪伊は昨十二日左の如き意見を譚延闓に送りたり

夫れ各國の憲制頗多しと雖も先づ事實ありて然る後に法條あり故に實行に阻害なし米國十三州の自治之れを行ふこと一二百年然る後に合衆國の憲法け成立せり吾國辛亥改造して分權の論同時に發生せり主唱者は空文の法律を以て新事實を造らんと欲し反對者は現有の舊事實を以て法律に抵抗し矛盾相持せり次いで國會は屢々解散され國內は屢々兵端を啓くこれを實言せば一地方分權の爭のみ今貴下の提唱せる地方制度は深く各國の先例に合す民主國家の國本は民に在り必ず人民より地方政府を組織し地方政治を順行するなり吾國向きに一人國を定むとの說に溺れ腐土衆民を擧げて全く命を中央に託したるため地方が自由に發展せざるのみならず國家を漂搖不定の中に陷入らしめたり年來吾人が實世凱に反抗せるは此に在り段祺瑞徐世昌に反抗せる所以も亦此に在り今徐世昌は猶ほ竊かに政府に據り和統一の名を假りて實が四海を籠括せんとしたる殘夢を冀へり余は更らに一言あり省自治は固より當務の急たり然れども省は地方最高區域たれば人民を去る猶ほ遠しとす眞正の所謂地方なるものは縣と鄉村に在り鄉村の上にて比較的人民に接近せるものは惟だ縣のみ米國の地方發達は州及各縣の政府を均しく民選を以て組織し一切民政の實施は猶ほ縣以下に在り實下既に徹底的に改革せんとする決心あらば速に縣知事任命の弊害を廢去し各縣人民をして自ら縣政府を組織せしめ省政府と同じく全國の楷模を樹てんことを望む庶くは吾國地方自治主義乃ち一以て之れを貫くべし云云(八、一三)

▲報界同志會解散（益世報）　安福派機關紙の國賊たりし報界同志會は昨日午後其筋より解散を命ぜられたり（八、一三）

▲太公報の廢刊　（京津タイムス）　安徽派の失敗以來太公報は直隸派より非常なる壓迫を受け經營困難に陷りたるを以て八月十三日以後全然發刊すべしと因に同報館資本主王槐慶氏及び主筆兼經理胡霖氏も全然同社と關係を絶てり（八、一三）

本市に本年四月一日より發行せる安福派機關紙太公報は本日を以て終刊とし廢刊すべき旨を廣告せり而して本日の社論に臨別の贈言と題し古人別れに臨みて言を贈るの義を取り謹んで鄙見を國民に述べんとて

一、討賊は徹底的たるべし、即ち曹汝霖吳佩孚は民賊にあらざるか

二、賣國賊は眞相を極めて罰すべし

イ、高徐順濟借款は曹汝霖の聲明によれば徐世昌の總統選擧費用とせりと

ロ、吉黑林礦借款二千萬元は陳錦濤、谷鎭秀、張國淦、曹汝霖が手にて成れり

ハ、參戰借款二千萬及軍事協定は曹汝霖靳雲鶚の手にて成り其借款の主動者は梁啓超とす

ニ、電信借款二千萬は曹汝霖の手にて成れり

ホ、幣制借款の前渡二千萬は梁啓超の手にてなりたり

三、今後の賣國黨を防止すべし、章炳麟曰く所謂賣國とは買主を以て區別せず、即ち日本に國を賣らば賊にして國が歐米に賣るものは賊にあらざるかと公平なる言なり新聲國黨の人物梁士詒、周自齊、徐恩元、潘復等に賣國借款に活動せるものなり諸君は對日賣國黨を攻めて對歐米賣國黨に贊成するかとの言を掲げたり（新聞報八、一）

▲陳炯明と飛行機　（新聞報）　漳州の陳炯明は南部福建の軍備を擴張すたるめ前きに飛行家李光輝を米國に派し飛行機六臺を購入せしめたるが李は既に米國より歸還し近く漳州に運送せんとしつゝありと（八、一四）

▲天津各團體の決議　（ノース・チャイナ・スター）　新國會は非法國會にして民意を代表するものに非す加ふるに耐にも均しき賣國賊を助けて人民を虐待せり須らく速かに解散して然る可し徐世昌は身元首たりながら國をして國たらしめす法治國なるの實を擧るを恩ふなく非法國會に左祖して解散の機を延引せしめ周樹模をして新內閣を組織せしめんと稱し乍ら未だ目的を遂する能はす又段祺瑞に對し大總統令を以て其の罪狀を宣布する事も成し得す安福系の權量をして交通總長に任し不正行爲の未だ結束を告げざる陸錦をして師團長たらしめんとせり何ぞ民意を顧みざるの甚だしき吾人は玆に數個條の辨法を定めて全國の同意を求めんと欲す

（一）曹汝霖張作霖吳佩孚の三氏に請ひ速に國民大會を開き段祺瑞徐樹錚等を嚴重に監視し國民大會の成立を待ちて特別法廷を組織し彼等の罪を定むべし

（二）各逆賊の財產を整理し國民大會の開會を俟ちて處分すべし

（三）新國會を解散して民國元年の選擧法に依りて議員を改選し國民大會の成立を待つて再び法律に依り新國會を成立せしむ可し

（四）徐世昌の臨時大總統たるを認め國會の成立を待ちて再び正式總統たらしむべし

（五）國民大會の代表は未だ安福派に名を列せざるものを以て最重要分子とすべし

（六）國民大會の未だ成立せざる以前に於ては所有る政治は曹錕張作霖吳佩孚等の協同に由り臨時總理之が辨理すべし（八、一五）

▲盧督何使出兵の通電　（申報）　浙江の形勢兩三日來較緩和せし所昨日復た緊急の傳說あり盧督何使の蘇督に派兵を報告せる左の如し

（上略）比ろ國事蜩螗に因り政變迭に起る我疆吏皆應に息事寧人の旨に本き保境安民の責を盡すべし乃ち本月十日南京方面忽ち淺水兵輪及槍船數十艘を派し軍隊を載運し蘇州崑山一帶並に黃渡より陸家濱に至る間の鐵路に分布し青住港の橋梁を折斷し炸藥を安放し交通阻斷し軍隊を派して平望等の處に赴かしめ嘉興の後方を襲擊せんとし軍隊尙陸續出發す先後鐵路局及嘉興淞江司令に據るに時機緊迫險象環生商民恐慌軍情憤激す滬上は中外人の雜處中外人民の生命財產の關する所至つて巨なり茲に地方維持僉商保護の咎已むを得ず十一日より軍隊を酌派して南翔に赴き駐紮せしめ防紮に資し以て人心を安じ地方を靖くす恐くは遠道傳聞突を失はん此に謹電す盧永祥何豐林（八、一五）

▲今年の米國留學生　（各報）　今年の官私費米國留學生の多きこと

往年未だ見ざる所とす已に各汽船にて二百六十二人出發せるが私費生二百人ありて船舶なき爲め困難しつゝあり

北京清華學校本年度派遣生は七十八人なり來る八月二十三日の南京號にて出發すべし右七十八人の學科は外交部の許可を得たるもの左の如し

化學八人、建築學一人、化學六人、機械二人、土木六人、造船一人、鐵道二人、電氣二人、礦業二人、電氣及飛行機一人、製油一人、紡績六人、經濟學十四人、政治學四人、新聞記者二人、法律學四人、文科二人、醫學五人、森林學二人、教育學二人、農科一人、水產學二人、軍事學二人(七、二四)

▲寰球中國學生十五週年紀念　(各報)　寰球中國學生會は三十一日午後六時大東旅館に於て十五周年紀念會を開き唐紹儀李登輝王正廷等多數米系人物相集り盛大を極めたり(八、一)

▲注目すべき歐米留學生の派遣　(各報)　南洋兄弟煙草公司及簡照南は自費を投じ歐米に留學生を派遣するに決定せることは曾つて報じたり其後各大學卒業の志望者は二十六名に上りたるが一日寰球中國學生會に於て選拔試驗を擧行したり其結果は來る五日發表さるべしと支那富豪が漸次自費を投じ人材養成に努めつゝあるは注目すべきことゝす(八、三)

▲本月の渡米學生　(申報)　支那郵船公司の南京號は來る二十三日出港すべきが同船にて北京清華學校、上海青年會、寰球中國學生會等の米國留學生二百餘人出發すべしと其監督者は唐露園と朱少屏なり又本月三十一日に出港すべき尼羅號にては六十餘人渡米すべしと因に北京清華學校は米國の義和團償金により設けられたるものなり(八、三)

▲青島に米人學校設立の計畫　(山東日報)　目下滯青中なる米人アーサー・エフ・トレーン博士は青島に大學豫備學校を設立し滯青米人子弟にして米國民に習はんとする者の爲め勉學の途を與へんとする目的なりと現下同校の計畫としては普通高等學校程度の科目と外國語としては英佛露語を教授する筈にて教授は普通高等科四名及語學教授若干名にて生徒は約五十名位募集する豫定にして北京郊外の米國人經營學校に次ぐものなりと(八、七)

▲再び各界聯合會を禁さる　(新申報)　北京政府は本年五月各界聯合會を禁止したることは當時報道したり然るに最近安直兩派戰ふや又もや各界聯合會は擡頭し各種の主張を爲すに就き國務院は再び左の如き訓令を本市支那官憲及各省長官に下したり

上海護軍使の呈稱に據れば全國各界聯合會は前さに解散されしと雖も暗中尙活動し代表翁吉雲等三十餘人は提議して曰く既に解散せられたる上は上海に於て活動の能力を失ひたれば各省方面にて積極的進行を謀らざるべからずと斯くて各代表會議の結果別に地を撰びて總會を組織し大會を招集すべしと決議したり現に各代表は各省に向つて出發したれば各省に密電して注意嚴禁せられんことを請ふとありたり若し尙ほ各界聯合會の機關あらば卽日嚴に解散せよ又所有各省の支部も一體に禁止し株根を絶たしめよ希くば卽ち所屬を嚴飭し辦理せよ云々(八、九)

▲留米學生歸支　(申報)　昨日(九日)入港の南京號にて左の如く留米學生は歸支せり

姓名	籍貫	修得學科	姓名	籍貫	修得學科
盧岫冀(女)	廣東	教育	陳瀚如	湖南	文學
李瀚墀	同	法律	顏任光	同	物理
黃漢河	福建	鋼鐵科		シカゴ大學の博士號を有す	
李寶馨	廣東	商科	唐明高	四川	電氣學
蔡星五	同	同	胡陽生	安徽	醫學
蕭百鍊	同	同		(八、一〇)	

▲南洋烟草の留學生　(各報)　南洋煙草會社の留學生は選拔試驗の結果顧耀乘張秉勳龍潛如を英國に陳其鹿傅耀誠唐啓宇を米國に留學せしむるに決定したり(八、一三)

國民大會と輿論

▲浙江教育會と各省代表會議　(新聞報)　浙江省教育會聯合會は二十六日各省に向つて大要左の如き意見書を發したり

時局は紛糾して既に極點に達し政府は信用を失ひ國會は無形に消滅せり有識の士は(孫洪伊を指す)國民の自決を主張し又軍界の明哲(吳佩孚を指す)は商北和議は國民大會を開ひて解決すべしと主張するが惟だ支那は土地廣く人民衆きため國民の總投票は事實上不可能の事とす故に今日最も解決し

易さは各省區に組織せられたる法定團體が先づ各省に一聯合會を開き代表二人を擧げ軍人もか國民なれば代表を擧げ鑑湖の先例に照らし本年十月十日以前に上海に集り會名を各省區代表會議として現在解決を必要とすべき各種の問題卽ち省制、憲法會議・國會組織法、及選擧法等を議定し會期を三個月に限り解散す聯合會なき省、聯合會を組織し代表を派せざる省は棄權と認む、又其旅費等は各團體にて負擔す各界人士の高見あらば指敎を請ふ(七、二七)

▲曹吳各界聯合會に檄よ（新申報）曹、吳佩孚は湖北各界聯合會の手を經て各省各地各界聯合會に大要左の如き意見を發せり

余等此次軍を興して賊を討てるが幸ひに勝ち段賊に已に爲すべき力なし余等は當さに之れを繼續して討ち以て國賊を誅鋤する方針なり余等は素と平民政治を以て支那を匡救する唯一政策なることを知るも余等は軍人なれば武だ才を揮ふて賊を殺すのみ平民政治の實施に至りては貴會より一致進行し支那を磐石の安きに置かれんことを祈る曹錕、吳佩孚、潘矩樓、曹錬同叩、(七、三一)

▲全國學生と吳佩孚（時報）全國學生聯合會總會は昨二十九日會議の結果吳佩孚に宛て大要左の如き通電を發したり

今囘直安兩系の戰爭中惟だ貴下のみは警讀すべきなし、然り而して安福已に一敗地に塗れたりと雖も僞ち彼等の政權を解除したるに過ぎず實に纔を養ふて患を貽すものならば必ず其雄を罰し後人をして知らしめよ、其他兵を擁して民を殘ふ官僚軍閥も亦宜しく一掃すべし、然れば眞正の民治主義或は實現の日あらん若し之れに反せば紛爭道に當り軍警橫行するの今日縱ひ國民大會を開くとも亦惡勢力に左右せらるゝを免れ難し是を以て國人は國民大會を開き國事を解決することに極めて贊成すと雖も但し民意を自由に發表する障碍物を排除するを以て前提とす、大義を主張し民の爲めに害を除くことは貴下の爲すべきことにして國民は貴下に厚望する所たり倘ほ斬る有安的和議に誘惑せらるゝ所なく張作霖曹錕等の積惡に屈服する所なく一に民意の趨向に基れ從へ若し機に當りて斷ぜざれば或は其害を受けん貴下此意あらば幸くは共に之を圖れ、(七、三〇)

▲吳佩孚の國民大會案（申報）申報記者は二十六日東路總司令の紹介を受け當夜三時自動車にて天津を發し保定に赴きたり途中雨に逢ひ行路困難なりき二十七日午後七時保定に到着せり二十八日午前八時吳佩孚師長に謁して時局の解決案及善後策等に關して吳氏の意見を求めたるに曰く今次段祺瑞は自ら定國軍と稱して十路の師軍を組織せり(一)邊防軍第一師(二)邊軍第十五師(三)邊防軍第三師(四)西北軍二四五各旅軍(五)洛陽に駐屯せる西北軍の一二旅軍(六)齊南に駐屯せる邊防軍第二師(七)長江上游各旅軍(八)陝西軍(九)安徽軍(十)福建軍及び浙江軍以上十軍中(一)(二)(三)(四)(五)(六)(七)の各路軍出動せしのみにて他は均しく形勢を觀望して未だ動かず故に先づ出動せし各路軍を完全に抑留すると共に總統に對し以前余等の提議せし六條件の命令宣布を請ひ其實行後再度曹錕張作霖兩氏期を定めて入京し具體的辦法を規定すべき方針なり卽ち該辦法の大要を擧ぐれば左の如し

(甲)正式內閣未だ成立せざるを以て一切の措置進退の所有權を軍政の範圍內に歸せしむる事

(乙)速に南北統一を謀りて上海和平會議を撤廢する事

(丙)各督軍連署の上各國公使團に對し戰爭發生してより段祺瑞、徐樹錚、曾毓隽、李思浩等と私的に締結したる外人の借款及び密約條件は無效なる旨正式聲明なす事

(丁)速かに國民大會を開催して憲法を制定し選擧法を改正する事但し該國民大會の大綱は左の如し

一、(定名)國民大會と稱す

二、(性質)國民自發的に集會し官署の監督及び官僚政治家の操縱把持を禁す

三、(宗旨)國民自決主義を固持し凡て善後策の統一及び憲法制定選擧法等の諸重大問題は國民の公決に俟ち絕對に他方の干涉するを禁す

四、(會員)全國各縣農工商學會より各一人を選擧して上海或は天津に齊集し以て正式に開會す

五、(監督)省縣農工商會各會長相互に監督して官廳の干涉を受けず

六、(期限)三箇月內に於て正式に開會し六箇月を限定して第三條內の各項を議決して卽ち閉會す

七、（地址）各省立總會及各縣立分會之地址

八、（經費）總會經費由各省自治經費支給之

以上條文草定大綱過多開會細則及修正之處至其時再行提出討論

（七、三一）

▲國民大會與政學會　（時事新報）吳佩孚主張召集國民大會解決國是之說已見前報茲聞政學會對於此事之意見頗與吳氏不同政學會對於此問題曾有詳細之討論其意見略謂吳氏所主張之國民大會其組織法如何未見宣布惟就其名稱觀之似為採用歐美代議制度之國會組織法而參以我國舊有之諮議局制度者然此種組織法在我國現時情形之下實有種種之困難即以選舉法而論我國人口之調查向未舉行即欲舉行普通選舉亦非一時所能辦到且我國人民知識程度之低下與夫交通之不便在在皆足為普通選舉之障礙故政學會之意見以為國民大會之組織法不宜採用歐美代議制度而宜採用我國舊有之諮議局制度即以各縣之議事會為基礎而加入各縣之教育會商會農會等團體之代表組織之庶幾可以減少選舉之困難而收集思廣益之效云（七、三一）

▲國民大會與政學會　（時事新報）吳佩孚主張召集國民大會以解決國是之說已見前報茲聞政學會對於此問題曾有詳細之討論其意見略謂吳氏所主張之國民大會其組織法如何未見宣布惟就其名稱觀之似為採用歐美代議制度之國會組織法而參以我國舊有之諮議局制度者然此種組織法在我國現時情形之下實有種種之困難即以選舉法而論我國人口之調查向未舉行即欲舉行普通選舉亦非一時所能辦到且我國人民知識程度之低下與夫交通之不便在在皆足為普通選舉之障礙故政學會之意見以為國民大會之組織法不宜採用歐美代議制度而宜採用我國舊有之諮議局制度即以各縣之議事會為基礎而加入各縣之教育會商會農會等團體之代表組織之庶幾可以減少選舉之困難而收集思廣益之效云（七、三一）

▲吳佩孚等詰駁　（申報）舊國會議員陳惠農為會長之上海各路商界總聯合會以吳佩孚主張召集國民大會一事曾經電駁茲聞吳氏已有覆電到該會其大意謂國民大會之召集為解決國是之唯一辦法且為國民之公意所主張故不得不為此舉至國民大會之組織法現尚未定一切手續均須從長計議該會所主張之國會組織法亦在採擇之列云云（八、二）

▲吳佩孚等詰駁　（申報）舊國會議員陳惠農為會長之上海各路商界總聯合會以吳佩孚主張召集國民大會一事曾經電駁茲聞吳氏已有覆電到該會其大意謂國民大會之召集為解決國是之唯一辦法且為國民之公意所主張故不得不為此舉至國民大會之組織法現尚未定一切手續均須從長計議該會所主張之國會組織法亦在採擇之列云云（八、二）

▲國民大會與政學會　（時事新報）吳佩孚主張召集國民大會以解決國是之說已見前報茲聞政學會對於此問題曾有詳細之討論其意見略謂吳氏所主張之國民大會其組織法如何未見宣布惟就其名稱觀之似為採用歐美代議制度之國會組織法而參以我國舊有之諮議局制度者然此種組織法在我國現時情形之下實有種種之困難即以選舉法而論我國人口之調查向未舉行即欲舉行普通選舉亦非一時所能辦到且我國人民知識程度之低下與夫交通之不便在在皆足為普通選舉之障礙故政學會之意見以為國民大會之組織法不宜採用歐美代議制度而宜採用我國舊有之諮議局制度即以各縣之議事會為基礎而加入各縣之教育會商會農會等團體之代表組織之庶幾可以減少選舉之困難而收集思廣益之效云（七、三一）

▲國民大會與政學會　（時事新報）吳佩孚主張召集國民大會以解決國是之說已見前報茲聞政學會對於此問題曾有詳細之討論其意見略謂吳氏所主張之國民大會其組織法如何未見宣布惟就其名稱觀之似為採用歐美代議制度之國會組織法而參以我國舊有之諮議局制度者然此種組織法在我國現時情形之下實有種種之困難即以選舉法而論我國人口之調查向未舉行即欲舉行普通選舉亦非一時所能辦到且我國人民知識程度之低下與夫交通之不便在在皆足為普通選舉之障礙故政學會之意見以為國民大會之組織法不宜採用歐美代議制度而宜採用我國舊有之諮議局制度即以各縣之議事會為基礎而加入各縣之教育會商會農會等團體之代表組織之庶幾可以減少選舉之困難而收集思廣益之效云（七、三一）

▲國民大會與政學會　（時事新報）吳佩孚主張召集國民大會以解決國是之說已見前報茲聞政學會對於此問題曾有詳細之討論其意見略謂吳氏所主張之國民大會其組織法如何未見宣布惟就其名稱觀之似為採用歐美代議制度之國會組織法而參以我國舊有之諮議局制度者然此種組織法在我國現時情形之下實有種種之困難即以選舉法而論我國人口之調查向未舉行即欲舉行普通選舉亦非一時所能辦到且我國人民知識程度之低下與夫交通之不便在在皆足為普通選舉之障礙故政學會之意見以為國民大會之組織法不宜採用歐美代議制度而宜採用我國舊有之諮議局制度即以各縣之議事會為基礎而加入各縣之教育會商會農會等團體之代表組織之庶幾可以減少選舉之困難而收集思廣益之效云（七、三一）

外の通信としては信用するに足るも政治通信は當然關係上自派の宣傳もの多しされど曹錕吳佩孚の衝突及吳佩孚最作霖の暗嗶は聞て來るべき運命を有することは記者の曾つて報ぜし所、然り記者の確信する所たりとも亂も角として時通信の大要を錄せば左の如し

第三師長吳佩孚が國民大會を主張せることは世人の共に知る所、吳佩孚が請通電を發する以上、少くとも曹錕の贊成を得たるならんに近頃本市郵便局側の確實なる消息に據れば曹錕は該通電に對し極めて不贊成なり現に曹經略使署電政科は各省長官及省電報局に宛て曹經略使の命を奉するに第三師長吳佩孚が國民大會を召集すべしと電報せる一節に對して曹錕は無效と認む凡そ各省各機關若し該電を接受せば事實と認むべからず各電報局は該電を接受せば嚴時差押へて聲信する勿れと打電せりとこれを要するに右通信は信じて可なり曹錕吳佩孚の意思疏隔は尙ほとれに止まざるべしと觀ぜらる（八、四）

▲商界總聯合會貫ぬらる（各報）陳悟農を會長とせる上海各路商界總聯合會が吳佩孚に對し民國は法統を重んず故に國民大會の如きは法統を蔑にするものなれば此際國會を恢復し別に改選を用意すべしと打電したるが同會の會員たる武昌浙江路五馬路吳淞路等の町內會は總會の意見を以て然りと爲さず左の如き理由を以て詰問せり

（一）選舉法律家の所謂法律萬能論には「憲法亦法也」とあり國會の意見は實に憲法は正に無法に勝るとがすものなるが實に疑なき能はず夫れ立法の重要なる實行の可能性を有す若し事實上實行し能はざれば百弊叢生す吾人此の憲法の苦痛を受くること茲に九年此機に機に乘じて此憲法を破棄せんとするなり

（二）臨時約法は國民の公認する所にあらず該約法を決定せる時の議員立法の態度と今日國民が立法を欲する程度と果して何等の區別ありや

（三）貴會は憲法國會を取消し別に善選を以て憲法を制定するに贊成せざるや立法は立法よりし內政外交に內政外政よりす奚んぞ革命と改良に緘口するを得んや

（四）吾人の吳佩孚に要求する所は人民永久の安全を圖らんと欲し人民の自由意思を發表せんとするなり北方新國會兩方舊國會等の相爭ふは後患已むなし（八、四）

▲京學生聯合會宣言書（時事新報）

（甲）立法、（一）國民大會は時局解決を除く外憲法制定及選舉法を決し新選舉法に依りて國會を召集す、（二）選舉は國民より嚴重に監督し軍人と行政官は干涉するを得ず、（三）憲法は人民總投票によりて批准す、（四）選區は議員召回權を有す

（乙）司法、（一）人身保護法を確立す、（二）治安警察條例、出版法、印刷業管理條例、預戒條例、及戒嚴令第十四條を廢止す、（三）法官保障條例を屬行し政潮に牽入せしめず

（丙）行政、（一）民政は軍政のとに在り、財政警察等の權は軍人干涉するを得ず（二）一年內に全國市鄉地方自治を回復す、（三）官制を定むるには國會或ひは省議會の通過を要す變更するを得ず、（四）審計、大理、平政等の院は宜しく別に法規を定め國會より嚴重に監督すべし

（丁）政務、（一）裁兵軍費は多くとも百分の三十を過ぐるを得ず、（二）幣督し、軍隊は中央より直轄し軍區を劃分す、（三）軍費の豫算は國會の通過を要し增減權を有す、（四）以後の借款は地租を以て擔保とするを得ず、速かに經界を清理し田賦を整頓す、並に義厘加稅案を國際聯盟に提出し以し財政の整頓を謀る、（五）借款は預布して國會の通過を要す（六）外交は公開正式程度を經ざるの條約は一切廢除す、（七）豫算年度前に國會に提出す、（八）豫算を增加し全國義務教育基金を辦理し大學及專門學校を增加す（八、七）

▲國民大會趣旨通電（晨報）吳佩孚氏提案の國民大會案は既に天津會議にて決定曹錕將軍より總統へも建議し目下考慮中に在るが吳氏入京各方面へ其趣旨を通電せるもの左の如し

萬急北京大總統國務總理各部總長天津曹經略使張巡閱使各省督軍省長各團體各報館約鑒九年民國禍亂相尋ぐ禍始を追原するに軍閥と政客が厲を階にするなり軍閥政客を以て戰魂とし政客軍閥を以て利器とし民國を僞造するの術日に精しくして國民加控制する所なし迭次の改變委曲遷就一時を救術するも禍亂を旋回して天下の亂亟なり此の年以來安福の逆黨軍閥に附比し武力を以て法律を作り外債を以て國會を成し遂に二三賊子をして桑生を

顛倒し毒を四海に流さしむ痛心と云ふべし幸に豚鹿の一役天其衷を誅し群醜潰亡元兇束手す。正に撥亂反治の機たり。惟ふに黃陂蒙塵より綱紀陵夷し上に道揆なく下に法守なし。舊國會三次の戰禍を釀成し害を全國に貽す枓らざりき搗亂の始者竟に赴滬分臍の福に投降し久しく國人の齒せざる所に屬す

新國會は血統不明當分不全產出不正根本成立する能はざるもの當選は若し果して數省の加薪中止せば豈能く民意を代表せんや、又各聯合會の如き並に法定機關に非ず亦未だ能く人言相孰する能はず然らば即ち數年の紛糾を解決し眞正の民意を發揚し軍閥をして其の力を施すなく政客をして其の謀を用ゐる所なく、國の基礎を奠めて一勞永逸の計を爲すもの果して何所を以て適從せんか偉孚不欲以爲く國民大會の一法に非れば將來軍閥政客仍ほ其の勢力を逞すべし陰謀を詳にするに免れず近ろ各省民意機關の諮詢により組織手續で意見をとふ略ぼ大綱を陳ぶる左の如し、(一)各名國民大會と爲す(二)性質國民より自行招集し官の監督を用ゐず以て官僚政客の操縱把持を免る(三)宗旨國民自決主義による凡そ統一善後及制定憲法と修正選舉法及び一切重大問題皆國民と公決し他方藉口破壞を免る 四)會員全國各縣農工商務各會各一人を舉げ初選所選の人は必しも各本會を以て限りとせず如其工商會は實際上にするなく再後を待ちて全省より五分の一に令選し復選とし各省複選完竣の後を俟ちて天津或は上海に集り成立開會す(五)監督省縣工商其の學會長相互監督し官府交涉を得ず(六)事務所先づ各省農工商其總會より公同組織し該省總事務所とし再び總事務所各縣農工商其各會に通知し剋日成立す各縣事務所辦事細則該所より自定す(七)經費各省縣自治費項下より開支(八)期限三箇月內を以て成立開會六箇月を會期とす第三條所列諸項議決公布即行閉會す

以上八條草創の大綱に過ぎず所有開會細則及び應行修正の處國民自ら斟酌斷意を損益すべし此辦法の如くせんか南北議和代表は一律に裁撤し所有屯所糾紛皆國民より公決し既軍閥干政による投機之弊を免るべく更に權利衝突意見爭執の媒を免るべし、武力既に壓迫の法なく命錢亦た收買に由なし、各省縣農工會商會教育會既に法定の機關たり即ち眞正民意に屬す、一切搗亂奸人更に藉口雌黃すべきなし。管見斯の如し未だ高明以て如何と爲すを知らず欠缺疏謬の所尚希くは指示修正せよ。曾張兩使日前在津會議亦已に同意贊成せり茲に此に附聞して明教を佇候す吳佩孚印(八、七)

▲吳佩孚と上海團體（申報）江蘇省教育會等の各團體が吳佩孚に對し先月十四日段祺瑞の兵力を解散し人の利用する處を免れ徐樹錚等を懲整し非法國會(新國會)と破裂國會(舊國會)を否認せよと通電したるが吳佩孚は三十一日附を以て左の如く回答せり

來電の趣きは余が意と合せり欣佩名くるなし、前きに政府は段派の專制を受けて職權を行使し能はざりしが今日將等數戰し我軍より軍器を沒收し降人を安置したれば手續は已に完れり是より各條件を實行せん尙ほ今後とも一致主張せられよ云々(八、八)

▲國民大會贊成の聲（新聞報）其一武昌路等の町內會が上海各路商界總聯合會の陳惠農と共國會恢復の事に關し相爭ひつゝありしことは屢々報道したり其後右町內會は各町內會を遊說し今回四十一町內會の贊成を得て聯名し吳佩孚等に左の如く國民大會贊成の通電を發したり

民國九年來の禍原は實に政黨が惡法を擅して自ら固ふせるに由る今日惡法を除かされば輾轉相尋いで寧底なかるべし將軍等深く武人の政權を把るを惡み心を民治に關し今回國賊を除かれしは欽佩に任ゆるなし更らに一步を進めて國民大會を主張せられしは吾人深く同情を表す然るに詎んぞや上海各路商界總聯合會に一二の會員あり黨派に偏し國民の惡む所の舊國會の恢復を圖り吳佩孚の國民大會に反對する主張を爲せり吾人は其後質問する所ありたるも仍ほ强調を以て理を奪ひ是非を淆亂せり吾人は暫て承認せず此上に永く妖氣を掃ふべく新舊國會を同時に取消し一面國民大會を召集し一面憲法を制定せん約法には主權國民に屬すとの一語あり約法の精神と負かす又巴里媾和會議に民族自決の言あり世界の潮流に蛟るゝ所なし云々

同時に同會は右意味を南北兩政府各省長官に宛て通電する所ありたり

其二、上海漁業公會等の五團體も國民大會に贊成なる旨を通電し更らに左の如き數項を實行せよと通電したり

一、法定團體にあらざるも社員百人以上、財產一萬元以上を有する團體は一縣の法定團體と同じく代表一人を擧ぐ

二、監會は縣は學生よりし者は學生總會よりし學生總會は將軍より監督す

三、妨害するものあらば軍法にて處罰す（八、八）

▲唐氏の對國民大會意見（時報）最近上海滬南系の某氏の許に遣せる唐繼堯よりの電報に曰はく段氏の敗れたるは宜なり暴を以て暴に代る結果は今已に開かる今後も恐くは又此如けん吾人は只民意によりて革新を計るべきのみ吳佩孚は昔段氏の命を受けて湖南を劫かし今は民意を奉して段氏を討つ自己に勇なる誠に北方の強たるを失はず其の主張する國民大會は一個法たらざるに非ざるも外交密約廢督裁兵及紛糾せる南北各問題の解決が眞に國民の公意を假り自由判斷によりて行ひ得べしとせばそは和會に比すれば優れる方法なり但法律問題は國法の系統あり民國の主權は人民に在りと雖も立法は民意を基礎としたる法律手續を經て行はざれば不可なり若し斯る端緒一たび開かば其流弊に衰や段が法を棄てると均しき結果とならんのみ（八、一〇）

▲天津聯合會の國會解散要求（北京日報）八日天津各界聯合會は各省に通電して曰く非法組合たる新國會は民意を代表せるものに非ず却て惡政の助成者たるを以て速かに之を解散すべし徐世昌は身元首にありながら國家をして國家たらしめず又急に法治國たらしむの希望無く剩さへ非法國會を援護して之を解散せしむるの意志なきのみならず却て周樹模をして內閣を組織せしめ非法機關を擁護せしめんと欲し未だ其の目的を達する能はず又段祺瑞の罪狀明かなるに拘らず明令を以て懲罰を宣布せず且つ安福派の有力者をして交通に長たらしめ以て公金を費消せしめ費消事件に關して懸案中なりし隆錦をして師とならしめ以て公金を費消せしめ費消事件に關して懸案中なりし隆錦をして師となす等毫も民意に顧念する處なし時に於て辦法數條を定め以て全國の同意を求む（一）曹錕、張作霖及び吳佩孚に請ふて速かに國民大會を開催し以て老段及び小徐等を斷罪し更に國民大會を俟つて特別法廷を組織し治罪を明かにすべし（二）叛逆者の財產を整理し國民大會に於いて之を處分すべし（三）新國會を解散して元來の選舉法に依り議員を改選し國民大會の成立後再び法律に依り新國會を組織す（四）徐世昌を臨時大總統と爲し國會の成立を俟つて再び正式總統を選舉す（五）國民大會代表者は安福派に關係なきものに非らざれば選拔するを得ず（六）國民大會成立前の諸事務は曹錕、段祺瑞、吳佩孚が總統と協議の上之を辦理すべし（八、一〇）

▲各界聯合會の對國民大會主張（時報）上海各界聯合會は昨日全國同胞に告ぐとて左の如き通告文を發せり

民國の事は國民政を爲すなり、國民自ら國家の主權を握らずして日に憔た武人の鼻息を仰ぎ政客の播弄を坐視す段徐倒るると雖も猶ほ倒れざる段徐あり安福亡ぶと雖も猶ほ亡びざるの安福あり所謂前門虎を拒き後門狼を進むとは之れが謂なり故に今日國家を救はんと欲せば斷じて隨聲附和して足るにあらず必ず國民が均しく健全の常識ありて其是非を判斷するの力を出し一切の紛糾を解決すべし庶幾くば頽運を挽回するを得ん

討段軍勝つてより國民大會の聲は洋々として耳に盈つ時局の解決の如きは此れを舍て、由なし夫れ國民大會たる以て國事を解決するは表面より之れを言へば所謂國民の自決なり然れども苟も國民より倡導し組織し提議し表決するにあらざれば成立の初め已に袁氏帝制の時の公民大會に類せざらんや成立の後又段氏專制の時の公民團に類せざらんや、故に同人は國民大會を偶言するに當りて先づ之れを憚しますんばあらず國民大會を欲せざれば已む然らざれば當に左の如き條件に根據すべし

（一）國民大會の組織は純粹なる國民團體が派する代表の聯席會議とす

（二）國民大會の代表は無縣一人其縣の公民直接に之れを選擧す

（三）半官僚團體及現官僚の紳士は國民大會に參與するを得ず

（四）國民大會の議案は自由に發表すべし官僚の指示或人の壓迫を受くるを得ず

（五）國民大會を開く前に地方の自治機關を恢復すべし

（六）國民大會は憲法制定二次國會召集の前に先づ臨時大總統を選擧し臨時政府を組織す現在の南北兩政府は均しく同時に取消すべし

（七）國民大會は武人勢力の及ばざる地に於て開くべし

以上の七條件に就て詳細綿密の討論を爲して然る後組織に從事せば國民大會は或は成功を得べし然らざれば國民大會を看板とし政權を攫奪するの陰謀ありて愈々武人政客の氣燄を增長すべし（中略）要するに國民大會は全國國民直接代表選擧して之れを組織するなり必ずしも所謂合法機關の手を要せざるなり願くば吾同胞之れを審愼せよ（八、一三）

▲吳佩孚と學生團の提携（申報）上海學生聯合會は吳佩孚に對し最近長文の電報を發したるが其內容は左の如し

先生段徐を討伐せる功は國民に在り然して此次討逆擧中亦惟だ先生能く人

望に孚す張作霖の如きは安徽系軍人と一部の將のみ、安福系解散されたりと雖も非法國會の名義は依然として存在し段と徐樹錚は兵柄を解くと雖も徐世昌は非法を擁して仍は安福部に偏するの總統たり其の尤も甚しきは曹陸章の三人は國民異口同聲に曹國賊として先生亦嚴懲を要求せるに拘はらず居然として閣僚の列に與みせず張勳は復辟の禍首たるに今は起用して安徽督軍に任ぜんとの說あり國民大會は民意を徵求する正當の方法たるに徐世昌、靳雲鵬、張作霖、曹錕は先生に滿足せず國家を賊するものは何ぞ段祺瑞、徐樹錚に止り何ぞ安福系に止まらんや先生の統ふる所の軍は自ら命じて國軍とす卽ち國の爲めに力を效すは此れ其時なり願を加へて猛進せよ是れ先生に望む所なり（八、一四）

財政經濟

▲鈕永建の煉鐵所計畫　（中華新報）　鈕永建氏は先に參部下十六名を伴して廣東より歸滬し英租界哈同路民吳里の自宅に起居せり每日午前中は來訪の客に接し午後は各所の遊覽に出懸けつゝあるが氏は近々新閣發行の計畫あり過日四川路青年會に因める各名士の談話會を催して創刊方法に就きて種々研究する所ありたり又氏は近來支那に於ける鐵材需用の激增しつゝあるに鑒み陸榮廷氏と合同して煉鐵株式會社創設の計畫あり連日浦東方面の各鐵工所を參觀して各方面の贊成を求めつゝあり氏は訪問に對しては實業談に花咲かせ時局談は笑つて一向語らず又唐紹儀氏と全然接近せざる樣なり（七、一七）

▲江西人米國借款に反對す　（中華新報）　江西省南昌の水道會社隣源公司は前に漢口裕豐洋行より借款を爲さんとし鄉紳の反對を受け中止の止むなきに立至れる事ありしが會社側は猶之れに懲りず又復當地に人を派し米國商と借款に關して交涉を進めつゝありしが之れに對し在滬江西人は一齊に反對を唱へ一昨日は同鄉會の決議を南昌の軍民兩署及び內外各機關に通電し併せて右米國商にも反對の意を傳へたり

會社側の主張する所は現在經費にも乏支の狀態なれば上海の某米國商店より銀百十萬兩を借入れんとするものにて倘米人技師二名の派遣をも請ふ筈なりと謂ふにあり當地の反對者側は元來電燈水道鐵道の如き社會的事業は公辦を可とし一私人の經營と爲すは弊害多くして宜しからず而も無資本の商人が外債を以て之れを經營せんとするが如きは寧ろ不成立に終らん方將來の爲め有利なるべしとの意見にて同省在滬商人中の有力者徐元詰、朱志祖、張謙軒諸氏之れが主唱者たり又某米商に對しては本省人は該公司の外債を承認せず故に貴行も亦會社側の提議に應ぜざる樣希望す敝國と貴國との交誼は甚だ篤し願はくば一二奸商の爲めに障害を生ずるが如きことに手を染むる勿れとの意を傳へたる也と（七、一九）

▲自來水借款に反對　（各報）　江西南昌撫源自來水公司（水道）は前きに漢口の米商裕豐洋行より借款せりとて大反對を受けたるが最近又復た上海の聚豐洋行より銀百十萬兩を借入れ內三十萬を各方面へ運動費に使用したりと知れ在上海江西人は大いに反對し南昌の各機關と右聚豐洋行へ我等は嘗つて該借款を承認せずと申送りたり（七、一九）

▲遼河の新航路　（益世報）　從來鄭家屯より上流遼河溯航はタラハン王府より嚴禁され居たるが今回天津劉雲卿なるもの關係王府及支那官憲の諒解を得且つ奉天督軍の許容を得て遼河運公會を組織し資本金一萬元を以て遼河通遼間の貨物水運の方法を立てたるが目下民船三隻を以て試航中なり航路は鄭家屯より二百支里を溯航して大窰口に至り淸河に入り更に百七十支里を溯航して通遼縣の東六十五支里の地點なるハイショウリーに到着するものにして吃水一尺五寸、十五石積の新造船十隻を以て之に充つる由なり（七、二〇）

▲總商會の選舉　（各報）　江蘇省內七十餘の商會は商會法第二十四條の改正を主張しつゝありしが上海總商會の會長及會董は贊成せざりき玆に上海總商會の會長副會長及會董の三次改選期は來れるため同會にては六月十二日會議の結果現行商會法に依りて改選するに決し八月八日を選舉日とし九月一日に新舊役員事務引繼きと定めたる旨昨二十三日通告せり因みに選舉に關する商會法は左の如し

一、商會法第二十三條　會長副會長及會董は均しく二年を任期とし中途補選されたるものは前任者の期に接じて算す

二、同二十四條　會長副會長及會董滿期後再選されたるものは連任一次とす

三、會董は會員より選舉し會長は會董の互選とす

四、會員は皆な選舉被選舉の資格あり但し年齡二十歲以上の者とす（七、二四）

◆元年公債に反對す（時報）近日來上海に新しき噂說の元年公債多く發行額は額面百元のもの只だ十二元にて賣られ而かも手數料支給さるると該公債は北京より送り來れるものにして安福系の軍用金に使用さるものなりと云ふは北京より送り來れるものにして安福系の軍用金に使用さるものなりと云ふ上海各路商界總聯合會上海商業公團聯合會等の百十四團體は右公債に對し二十一日會議の結果銀行公會錢業公所證券公所及上海交易所に宛て

安福系の國を禍することは擧世皆な知る近頃聞くに該系は軍費缺乏せるを以て私かに元年公債二千萬元を發行し上海にて安價に賣却し現銀を吸收しつゝありと我國民汗血の資を以て國賊造幣の用に供す我國民豈に承認せんや貴業同人は未だ原因を知らず取引しつゝあるが須らく知るべし此項の債票は安福系の私發行にして豈に能く效力を發生せんや若し取引を爲さば將來の損失甚しかるべし敢て貴公會に望む速かに貴業同人に通告し此項債票を一律に抑絶し我國民の冥心を盡し後日の損失を免れよ誠に一擧にも兩得たりと云ふべし區々の忱悃だ公鑒を希ふ

同時北京大總統國務院に宛て商人等は該公債を豫つて承認せずと打電せり（七、二二）

◆安福派盜用の公債（時事新報）安福系が上海にて發却したる元年六厘公債の番號は左の如し

番號	枚數
四二六〇一より　四二九〇〇まで	二〇〇枚
四三二〇一　四四四〇〇	一二〇〇同
六七〇〇一　六七四〇〇	四〇〇同
九七二〇一　九七七〇〇	五〇〇同
九九二〇一　一〇一三〇〇	二一〇〇同
一〇三六〇一　一〇四一〇〇	五〇〇同
一一六三〇一　一一七三〇〇	四五〇同
一一九九〇一　一二〇三〇〇	一〇〇〇同
一二五一〇一　一二五三九〇	四〇〇同
一二五四〇一　一二五九〇〇	二五〇同
一二八九〇一より一二九三〇〇まで	五〇〇枚
一五七〇〇一　一六二〇〇〇	四〇〇同
一三三九〇一　一三六九〇〇	五〇〇〇同
一三〇九〇一　一三三九〇〇	三〇〇〇同
一七〇五〇一　一七一五〇〇	三〇〇〇同

合計　二千萬元

更らに徐樹錚が北京財政部より借用せる一四七〇〇一より一五七〇〇〇に至る一千元の額面ありと（七、二四）

◆上海商業團の安派公債否認（申報）最近當市に於ける支那各商組合は緊急會議を開きて安福派の發行に係る債券に關し協議の上左の意見書を各銀行公會に送附したり即ち其の大要を記せば左の如し

上海各路商會聯合會は銀行公會及び錢莊公所證券公會證券物品交易所に謀みて書を呈す抑も安福派が國を禍ひするは擧世皆知る所なるが最近聞く所に據れば該系は軍需品缺乏せる爲め又私に元年公債二千萬元を發行せんと企て而も當市に於ては是の票價を安く賣却し而して現款を收回せんとすと國民汗血の資を以て彼の國賊惡逆の用に供す我國民豈甘んじて之を承認するものならんや此の數を除くべく既に政府に電告し且つ外人に對しても之れを否認すべく聲明せりと雖も唯懼るゝは貴業人の該公債發行代理の拒否にあり是れ卽ち吾人が微衷を披瀝して貴業同人に告げんとする所以なり前記の如く該公債票は安福系私的發行に係るものなれば何等效力なきは無論若し偶然買行はるゝとも將來の損失は火を見るよりも明らかなりされば敢へて貴公會に望む須らく此の事を迅速に貴業同人に通告して一律に該債券買賣を拒絕し以て我が國民性の美點を發揮すると共に尙ほ將來商民の損失なして免からしめん事を區々の微衷唯希はくは公鑒せよ云々上海商會組合會

上海商業公團聯合會等一百十四團公啓

國に該會等は中央政府に電請して曰く大總統國務院は均しく考ふる所ならんが今次安福派の弄兵は神人共に憤慨する所たるは何人と雖も異論なし最近風說に據れば該系は私かに元年公債二千萬元を發して軍餉に充當し居れりと而して已に當市に於て該債券を發見す卽ち百元に對し十二元を以て賣ると國民汗血の資を以て國賊造逆の用となす商民等斷然承認する能はざる

所なり須らく通電を發して該債券が外人の手中に入り又紛糾を生ずるを免れしめよ吾人已に各銀行各錢莊證券各公會に勸告せり謹みて上聞す伏して希ふ垂察せられん事を云々（七、二三）

▲上海交易所株の時價　（中華新報）取引所株額面十二元半は開業式の當時四十二元の高値を唱へつゝありしが最近二十六元に下落したるに一昨二十五日より又復騰貴し三十五元を唱へつゝあり（七、二七）

▲工商友誼會の組織　（各報）上海工商業に關係ある一部人は今回支那商人の缺點を矯正すべく工商友誼會なるものを組織せり其規約左の如し

（一）自由平等四愛相互の精神に基き儲蓄を提唱し實業を振興す

（二）本市工商業者は不分男女に論なく入會するを得

（三）教育を普及し職業を紹介し自由解放を以て社會を改良するを事業とす

（四）人格を保守し信用を失はざる態情を聯絡して永く失つて渝らざるを志向とす

（五）會友を紹介し犧牲精神を以て天職を盡くすを義務とす

▲上海造幣廠の着手　（新聞報）既報の上海造幣廠の計畫は其後大いに進捗し其の準備所を香港路の銀行公會樓上より此程北江西路十號に移轉され愈々具體的の準備に着手せり準備所の組織は總務部の下に文書係會計係機械準備係造築係調査係の六部を設け鑄總辦以下十數名事務を執りつゝあり又同廠の敷地は小沙渡か日暉橋又は徐家滙東廟橋の三個所中の何れにか近く確定すべく建築は幣制局總裁の認可あり次第起工の豫定にて目下日英米各建築業者が入札請負の競爭中なり尚同廠の開辦費は二百萬元の目論見にて內百萬元を政府より支出し殘部百萬元は上海銀行公會の各銀行之れを分擔すべしと（七、二八）

▲パ前佛國首相の支那鐵道統一計畫　（ファイースタン・レビュウ）北京に於て公表せらるゝ所に據れば前佛國首相にして目下大總統の賓客として北京に滯在中なるポールパンルヴエー氏は支那國有鐵道の統一計畫を進めつゝあり近く本計畫は許可せらるゝに至るべく豫期せらる尚パ氏は支那航空事業の發展策に對しても計畫中なるものありと傳へらる支那交通部並にパ氏の承認を經たる聲明左の如し

支那共和國大總統徐世昌閣下の特命に基き昨年チャオ・トシアと稱し研究の爲に特に歐米に派遣を命ぜられたる工業高等審査員葉恭綽氏は前佛國首相ポール・パンルヴエー氏と一の契約を締結しパンルヴエー氏を北京政府に對する普通の顧問にあらずして提唱せられたる支那鐵道改造統一に關する工務顧問に任じたり

目下パンルヴエー氏は交通部の工務局會議には タチンナデル氏の兩氏を以て代表せしめ居れり、從て工務顧問としての俸給手當は科學工務に關する使命を帶べる一行の維持費に使用せられパ氏は一弗の命も自ら之を受くる事なかりしがパ氏及其一行は此の古き國に滯在中極力支那の美術教育並に商業上の狀況を調査し歸後著述の材料たらしめんとす

獨パ氏は巴里大學名譽博士の學位を徐閣下に賜りたる外デシャネル氏を合せ佛國大統領四名より支那の主權者に宛てたる紹介狀を携へ來りしが此等の紹介狀は支那文に繙譯せられたる後徐總統に渡さるべし又去る五月遠東への旅途パ氏は華盛頓通過の際米國々務卿コルビー氏及び前遣佛米國總司令官パーシング將軍よりの徐總統宛自筆の書面をも齎らせり

パ氏特別の使命は工務局員たる聯合國民と共に支那鐵道統一に關する工務上の事件調査にあり而して此は英米並に他の聯合國の利益と衝突する事なかるべし蓋し何れの國も協力希望せるが故なりパ氏は泰西及び支那文明の發達に對して深き趣味を有するとか故に氏はデシャネル氏及び徐世昌氏等と共に巴里大學內に設けられたる支那學生を收容すべき高等研究科評議員たらんことを懇請せられ且つ之を受理したるなりパ氏を戴ける佛國人の一行は約一箇月間北京に留り來る九月歸歐に先だち重なる省城を訪問すべし一行はパ氏の外にボーヒル氏ナデル氏ヌルタン氏及びボンナール氏あり而してボンナル氏は佛國外務省の代表者なり

佛支關係增進のため努力しつゝある事に就てはパ氏は支那到着前後に於て已に幾度か聲明する所ありたり戰時佛國は獨逸を破らんが爲めに全力を傾倒し支那の事は忘り勝ちとなれりパ氏の說明に依れば氏の使命は此の形勢を緩和し且つ民國の爲に佛國政府が組立てたるプログラムに依り從來より大なる勢力を支那に立てんとするにあり其中の第一計畫はパ氏の支那滯在中に着手せらるべし

プログラム中特種のものは支那青年を巴里へ誘致し彼等を教育する事に由

りて巴里を歐洲文明の中心地と考へしめ且佛國文化の散布中心地を支那に作り以て巴里に於て已に實施せられたる佛支知識同盟を實現せんとするにあり

バ氏曰く巴里には已に支那學生の爲に高等學術研究機關設けられ居れるが更に多くの支那青年を招來せんためには之を擴張する必要あり尙他の國の機關が曾て試みなかりし事なも吾人は計畫し居れり夫れは支那文明史の講義なり是れ支那人をして他國にありても猶本國文明と接觸を絶たざらしめんが爲めなり即ち吾人に他國の如く支那學生をして自己の國民性を喪失せしむる事を好まず而かも同時に彼等を佛國化せんとするなり佛支兩國の間には永く知識上の同性存立せしを以て佛國人たる吾等に取りては之は決して困難なる仕事に非らず又吾人は北京廣東上海等の大學に佛語の學科を設けんとす、前上海獨逸大學は開戰以來佛支教育機關となれるが同校は支那に於ける文化の重要なる中心點たるべき事明かなるが如し云々

尙バ氏は在支宣教師の協同如何を質問せられたるが其答に曰く「勿論の事なり吾人は佛國の爲めになせる彼等の努力を尊敬せざるを得ず吾人は佛國俗人の教師を絶對必要と考へ居るも彼等とも亦力を共にせん事を欲する者なり協力は吾人をして好果を奏せしむべしと信ず

然れ共吾人は遠東に自己の勢力を擴張せんとする他國民の計畫を妨害するが如き意思を有せず吾人の希望する所は支那無限の富を開發する爲めに現實的部分を得んとするにあり

支那の智力科學方面に就ては余は已に述べ來れり此外經濟界有り其處にも吾人は著しき勢力を扶植し得べし只不幸にして吾國は戰時の疲廢より當分支那に投資する事能はざるべし然れ共支那人の我等に對する信用の御陰を以て吾人は彼等と財政上の提携をなす事を得べし云々（八月號）

▲華豐紡織公司創立會（申報）昨一日華豐紡織株式有限公司は愛而近路の紗業公所に於て創立會を擧行し公司創立の經過及章程修正の報告を爲し董事及監察人を選擧せり其結果は左の如し

董事　吳善卿、張美甫、聶雲臺、王正廷、李柏蓀、陳光甫、黃炎之、林守堅、林康侯

監察人　管趾卿、李馥蓀（八、二）

▲京奉鐵道複線案（民國日報）京津タイムスに據れば七月十日來京奉鐵路の交通の困難なるに鑑み北京山海關の間は複線に改造するは愈急務なるを知らしめたり。庚子京津間は複線式にして一九〇〇年以後に於ては各橋梁を改築して複線軌道となせしも、後政府財政窮乏し鐵道收入の剩餘は盡く借款の元利償還に充當せるを以て其事遂に中止となれり、京奉鐵道は國有鐵道中に於て最も收益多き鐵道にして一九一九年度の支出は收入の百分の三十八に當り剩餘金一千一百餘萬元、一九一二年度は僅に二割八分に過ざりしが兩三年來、該路を利用する者の激增し相當の收利を擧げつゝあるも之れ盡く交通部の收むる處となるなり。單線運轉に不便甚しく其弊害の及ぶ所鑒しとせず即ち時間を正確に守り且つ互に行き逢ふ時は交點に於てせざるべからず、又急行車が普通車を追ひ越さんとせば別路を繞りて出でざるべからず、又平時に於いては時刻を誤る事なしとするも水災其の他意外の事に遭はゞ正確を期し難し況や近時軍人常に肆に騷擾し加ふるに內亂類りに起り、軍隊の派遣等に益々鐵道の交通を阻害す、之等は車務處の過失に非ずして實に軍人の爲すところたり、發車時刻の如何を論ぜず軍服を着け刀劍を佩き而して銃を擔える軍人は驛員を叱咤して縱まゝに發車せしめ爲來益々その弊甚しく列車の遲滯を來し數時間待ち合はすに非ざれば一車をも通ずる能はず、彼方より來るの列車は至る處に立往生をなし他方面に就いても同樣の有樣なり、甚しきは澼難側の線路すらかゝる有樣にして進退共に難く一々換車するに非れば進むを得ず中國の軍人に列車時刻の觀念なく分岐點及交錯點に於て驛員を威嚇して自己の乘車のみ駛せしむるに力む、而して中外の鐵道從業員は枕を高うして寢る能はざる不安の狀況に在り、若し一度複線を設くるとせんか戰時非常の際に混雜を完全に防止するを得ずとするもその輻湊の時疎通に便なりとす、而して愚蠢の軍閥と雖も、汽車の往來は只その一路にのみ依るべきを知るべし、此の外唐山より、秦皇島に至り及び唐山より天津に至るの石炭に運ぶ運ぶるべく、北京濱日間の往復は益々早きを加ふるに至らん、日下北京天津間相距る事僅に八十七哩にして三時間を要し、每時三十里に過ぎず、若し政府にして此次の軍事に鑑み該路を複線に改めば京師海濱間の交通は運延を來す事殆んど無く且又平時の貨客の輸送も大いに便なるを得べし。（八、三）

▲盧永祥と實業計畫　（各報）浙江督軍盧永祥は上海江灣停車場附近に土地八十畝を購入したるが他日電氣棉糸紡織等の事業を起すべく目下準備中なり尙ほ右土地は不足なれば尙ほ購入すべしと云ふ（八、三）

▲汽船運賃の値上　（中華新報）上海招商太古怡和三汽船會社は合議の結果八月一日より左の如き乘客運賃を値上せり

（一）上海より香港間、片道七十五元往復百十五元、（二）上海廣東間、片道八十元往復百二十五元、（三）上海厦門汕頭間、片道六十五元往復九十五元（四）上海威海衛烟台間、片道五十五元往復八十五元、（五）上海天津間、片道九十元往復百四十元（八、三）

▲雲南支米合辦鑛業　（時報）雲南省政府と紐育の東方礦公司とは近頃支米合辦の公司を設け名づけて雲南明興礦務公司と稱し雲南省西北部の礦産を採掘せんとす米國技師三十名と機工程師芬陽氏と調査の結果既に多量の銀礦と鉛礦とを發見せり米國人の雲南に於て活動せるは同省政府と人民の頗る贊成せる所にして既に三年前より調査に從事し米國資本家にとりて此の方面に投資せんと欲するもの頗る多し雲南は土地高く礦産極めて豐富面積十四萬六千七百十八方哩人口千二百七十二萬一千五百人にして一方哩に八千二人のみ今や米國人雲南に於いて優勝ある地位を占めて活動を始む若し四川新疆蒙古西藏等の調査を爲さは恐らく無限の礦産を發見し得べし、雲南には四ケ所の外國貿易商埠あり蒙自河口思茅騰越之れ也首府を雲南府と爲す道路四方に通じ貴州四川廣西緬甸及び東京等に交通の便あり（八、四）

▲修正紙幣取締規則　（順天時報）支那政府は五國四年十月公布せる紙幣取締規則を今回修正の上左の如く頒布せり

第一條　官商銀行錢莊にて發行する總ての紙幣國家銀行を除く外は本條例によりて辦理す凡そ印刷又は淨書せる紙片に數號を記入し受取人名及受取時期記載せず銀兩銀元銅元等の制錢により票を邊證とし兌換すべき旨を明記したるものは總て本條例に依りて紙幣と認む

第二條　本條例公布後新設せる銀行錢莊或は既に設立せるも未だ紙幣を發行せざるものは皆紙幣を發行するを得ず

第三條　本條例公布前に設立せる銀行錢莊が財政部の法令により認可を經て紙幣を發行せるものは其發行を許るす

但以後額を逾えて增發するを許さず此等紙幣を發行せる銀行錢莊は始め營業年限を定めたるものは其期滿前に紙幣全數を回收せしめ年限を延長するを得ず營業年限を定めざりしものは幣政局と財政部とは期を定めて紙幣回收を命ずべし

第四條　本條例公布前に設立せる銀行錢莊が財政部より紙幣發行の認可を得たる特別條件を有するものは依然原條件に準據して辦理する事を得

第五條　本條例公布前に設立せる銀行錢莊が其發行せる紙幣が未だ財政部の認可を經ざるものは本令公布後六個月以內に地方長官に發行額準備金を報告し之を財政部及幣政局に轉報して暫時發行を許すものとす、但幣政局財政部は隨時回收を命ずる事を得

第六條　本條例公布以前銀行錢莊に非ずして紙幣を發行せるものは本令發布後一年以內に全數を回數せしむ

第七條　各銀行錢莊は本條例第三四五條に遵ひて發行せる紙幣に隨時現金兌換の責を負ふものとす前項の紙幣は少なくとも六割の現金準備を有し其餘は政府の發行せる公債票を保證準備となすべし但特別の情況により暫時は之に依り難きことある時は幣政局及財政部部に呈請して許可を經べし

第八條　紙幣を發行する銀行錢莊は每月發行せる額を報告し現金及保證準備報告表を作製し半年每に收支對照表財產目錄表を作製し地方官或は監理官を經て幣政局及財政部に提出すべし

第九條　紙幣を發行せる銀行錢莊は幣政局と財政部と會同して定めたる派員又は他の委託機關により其發行額準備現金保證準備及保證品並に其他關係を有せる各種帳簿の檢查を受くるものとす

第十條　各銀行錢莊にて發行せる紙幣は第三條に遵照する外若破損して新紙幣と交換を要する時は先づ幣政局に認可を申願し印刷用の製印及紙幣樣形添附すべし

第十一條　各銀行錢莊が第十條によりて新紙幣と交換を行ふ時は左の如き辦法に依る

（甲）幣政局に新紙幣或數の發行を申願せるものには先づ其三分一乃至四分一を交附し舊紙幣の回收を俟ち順次二三回に分ちて交附す

（乙）發回せる舊紙幣は地方官派員を監臨し又は監視官により點檢の上幣封

し幣政局に報告す

第十二條　各銀行總辦及董事人董事が第二條乃至第七條及第十條第十一條の規定に違反する者は五百圓以上五千圓以上の罰金に處す第三五七條規定に違反するものは幣政局及財政部は隨時紙幣發行權を取消す

第十三條　各銀行銀莊經理人董事監察人が第八條の規定に違反し報告を怠り或は虛偽の報告をなすものは五十元以上五百元以下の罰金に處し第九條の規定に違反し檢査を拒む者は百元以上千百元以下の罰金に處す

第十四條　本令は公布の日より實施す(八、四)

▲米國資黑鐵道の實權を獲得す　(盛京時報)　資黑鐵道敷設問題に就ては種々の駈引行はれ支那政府自ら之が資金を日本に仰ぎ經營すべしと言ひ或はスチーブンス氏が過般支那政府の顧問として招聘さるべしと傳へられたる折柄同氏の奉京を見たる等より該鐵道の資本は之れを日本に求めまして米國資本團に來むべく同鐵道に對する實權は米國の手に委ねらるべしと傳へ玲と其眞相捕捉し難きものありしが最近北京に於ける該借款問題に對する我交涉捗々しからざるが確實なる筋より漏れ聞く所によれば同問題に付き直接多大の關係を有する哈爾賓に於て某々方面との交渉繰り北京政府も同意し既に確定を見たるが如く右内容に付ては東清鐵道に對する露亞銀行の如き形式により先づ露支合辦の下に資本金一億弗の一大興業銀行を設立し第一回の拂込として露四亞側より五百萬弗支那側より五百萬弗の支出をなし鐵道敷設工事に着手するものなりと云ふが兩國現下の經濟狀態より見て右の如き大出資な爲すの餘裕なき事は明がにして之れが内面の事情を察するに最のステーブンス氏等の暗中飛躍大に奏功し此の結果となれるものなるべく從つて他列國に對する表面の體裁上露支合辦の形式を執れるに過ぎず其の内容に至つては全然米國資本團よりの資本に俟つものにして之れが實權亦同國の手に歸すべきに當然なるものゝ如く、更に同興業銀行は工事着手後必要に應じて第二第三回の拂込を爲し北滿に於ける各種一業に投資し試むるのみならず延て西伯利迄及ぼさんとするは既劃の事實なるが如し(八、七)

▲東支鐵道問題　(申報)　順維約の來電に曰く米外務省英大使駐支英米公使及日米次使は極東問題を會議せるが米外務に近頃某國は東支鐵道に對し種々の陰謀を施し大に全權を擅取するの意ありと聞く此鐵道は關係重要なれば米國は某國をして獨自ら把持せしむる能はずと云へり、英の意見も亦同じ各國より公共的に出資して修整管理せんと欲するが其辦法は未だ議定せずと(八、八)

▲總商會の選舉　(各報)　上海總商會は昨八日午前十時より各役員の改選を行ひたるが其結果左の如し

當選職員　二一六最靈臺　二一三秦潤卿　二〇九陸維誠
二〇一田時霖　一七七錢新之　一五三樂振葆　一四九薛文泰
一四八程霖初　一四二沈潤挹　一四〇葉惠鈞　一三四盛丕華
一三三呂耀廷　一二八孫梅堂　一二五湯節之　同　榮宗敬
一二二顧子槃　一二〇莊得之　一一八錢貴三　一九〇石運乾
一〇七陳文鑑　一〇六江湘浦　一〇五方椒伯　一〇二黃伯平
九九吳麟書　九八馮少山　九六王紹坡　九五周佩箴
九四朱子謙　九二簡寅初　九二鄔挺生　九一潘澄波
八九沈九成　八八孫衡甫　八八陳炳謙　八六趙林士
次點　袁履登、簡照南等十五名(八、九)

▲周自齊等の英米借款　(申報)　周自齊、潘復は已に英米方面に向つて立替金三日を交涉せり(一)五百五十萬元、(二)四百萬元已に成議せり、(三)六百萬元、京綏鐵道收入を抵當とす、發部統は此借款に反對なれば尙交涉を要す(八、九)

▲公共租界夏季タックス　(申報)　上海工部局の報告に據れば本年四月より六月末迄の公共租界タックス稅は左の如し

一、西洋建物(四二一二、内支那人の住居九〇七)銀二〇〇二五四兩
二、支那建物(六二三五六、内外人の住居二一一六)銀四七五、九一七兩

之れを昨年に比較せば一六四、三〇〇兩の增收なりと(八、一二)

▲新銀行團の態度　(時報)　銀行團は正式政府の成立を俟つて擔保條件を確かむるにあらざれば先渡金を與ふるを肯んぜず、條件は、(一)軍事に用ひず(二)義兵の用とす、(三)善後費に充つ、又銀行團は又各關係財團に對し財政の支配を共同監視すること及び湖廣債券の借款を履行することを要求せり、歐洲戰前訂決當時獨逸も亦銀團の分子たりしが宣戰布告の時支那は獨逸人の債券を無效とせるがためなり、然るに此種の債權は大半已に他國人の

所有に歸したり、故に支那の履行を求む（八、一二）

▲**租界印花稅の實行**（新聞報）上海租界印花稅問題は六月十五日より實施さるべき筈の所佛租界商業團體より佛當事に暫く延期されたしと請願せる爲め其願を聽き入れ佛租界も公共租界も共に同時に實施すべしと決定し居たるが最近領事團會議の結果愈々實施するに決定したれば今日會審衙門は租界內一切の訴訟文件には今後印紙を貼用せざるに於ては無效なる旨を通告す、是れによりて租界內支那人は今後印紙稅を貼用せざるべからず（八、一二）

▲**棉花豐作**（申報）本年の棉花は豐作の豫想なりしが夏に入りて以來天候調和にして既に十分の自信を得たりと故に市場の取引は通州貨一擔二十七兩內外本鎭貨二十四兩の相場なりとされど外人側の觀測に據れば通州貨は二十三四兩本鎭貨は二十兩位に下落する見込なりと各地棉花だよりを聞くに左の如し

（一）通州八、七調　棉花の成績甚だ佳、一畝二百斤の收穫あるべし

（二）上海各地　棉莖棉花甚佳通州と等しき收穫あるべし

（三）浙江省、八、六調　本年の初蟲害ありしも收穫は昨年の倍あるべし

（四）楊子江流域八、四調　天候順調のため結花早し

（五）山西省八、五調　本年棉花のやゝ達昨年に勝る數ある增收あるべし

（六）山東直隸八、三調　最氣佳ならず棉田兩邊の缺乏甚し故に棉花暴騰し人の買手なし（八、一四）

▲**津保鐵道敷設計劃**（民國日報）ミラード・レビユウ誌の記載する處に據れば今次南直兩軍の交戰に當り保定天津間の連絡は頗る重大なる問題たりき故に若し將來保津間に鐵道を改造せば直隸派の壓る所頗る大なるものあり然かも此れ軍事上のみならず商業上にも重大なる影響あり且中國は將來一大工業地として富源の開拓に從事せざるべからず殊に山西省の鑛業は大いに着目し之れが開拓は急務なりといふべく其運輸は鐵道に非ずんば不可なり則ち津保鐵道は又山西鑛山開拓の爲めにも裨益する處多かるべからず石家莊より豐台を過ぎ天津に至る間三百八十五キロメートルなるも直接線路を敷設するに非ずして京漢京奉二鐵道より之れに連接すべし斯くの如く二路の輸送を加ふるに至らば保定より豐台天津に至る線路は復線となす必要を生ずべし且京漢線と津浦線とを連絡すべき線路の布設は經濟問題を顧慮する要あり、當て此の二幹線を連絡する線路を布設せん事を提議せる事ありき其計畫に依れば三路あり（一）は石家莊より德州に至り、（二）は石家莊より滄州に至り、（三）は保定府より梁王莊或は天津に至るもの之なりとす數ケ月前交通部は石家莊德州間の鐵道布設を議決し特に實業債券三千萬元を發行して建設費に充當せんとし、且つ沿路の測量も大體終りたるが更に聞く所に據れば政府は該債券の發行き意の加くならず、已むなく日本銀行家に抵當に供せんとするに至れり若し此の石德線路にして完成せんか、該路は卽ち靑島の培養線たるに過ぎず山西の貿易は靑島に奪はれて貨物の天津に集るものなきに至るべし、從つて直隸者長は省議會及商會と極力之に反對しつゝありしが今や安福俱樂部既に倒れて此の計畫亦中止となれり。第二路石家莊より滄州に至るの線は百六十基米の新線路を造築せざるべからず、保定より梁王莊に至るの線は計畫されて既に二十年に及ぶも百三十基米の工事を要し然かも一基に付き少くも六萬元を要し總計三十基にして百八十萬元を要すべし。保定線は滄州に比すれば稍長く次表の如し

保定線	
石家莊—保定	一三一基米
保定—梁王莊	一三〇基米
梁王莊—天津東部	二九基米
合計	三〇〇基米
滄州線	
石家莊—滄州	一六〇基米
滄州—天津東部	一二六基米
合計	百八十五基米

保定線に比すれば十四基米短し

以上を以て看るに何路によるなく皆利益を擧げ得べし、直隸の要人は皆保定線に贊成し支那の主權に損失を來すべき石家莊德州間の鐵路の復活には反對し保定線の完成を見るに至るべきか。某鐵道專門家の說に據れば該路は結局成效すべく山西の產物は鑛產と農產とにして鐵道一帶の產物は石家莊に聚集され京漢鐵路によりて輸送さるべく、此種の貨物は京漢京奉兩路より天津に至るもの多かるべきも迂廻線路に由るを以て不便多かるべし然し乍ら將來若し津保鐵道完成せば便益甚だ大なるべしと云ふ（八、一五）

日本新聞重要電報（大正九年七月中）

外交關係

▲日英同盟に反對（上海特電七日發）當地の某々支那人團體は英國公使オルストン氏の上海出發に際し日英同盟に關し意見書を提出せり右意見書は要するに日英同盟は日本が支那の問題を支那に諮らずして解決するに利用するものなるを以て決して日英同盟を繼續す可からずといふにありと（上海ロイテル特電七日發）上海の知名支那人團體は駐支英國公使オルストン氏の英國に向け出發するに先立ち日英同盟更新に反對せる支那側の立場を披瀝せる覺書を氏に提出し之を英國政府に移牒せんことを以てせり該覺書は支那文にして未だ公表されざるも其主要なる論點は日近同盟は極東に於ける二箇の禍根即ち獨逸及び露國に對抗せんとするにあるも露獨は既に極東より除外されたるを以て同盟存續の理由最早存在せずと云ふにありと解せらる尙ほ覺書は極東の平和を脅威し得る唯一の國は米國なれども米國は具傳統の門戶開放政策を繼續す可きこと疑ふの餘地絕對に無しと附言せり（八日時事）

▲伊國軍器提供（北京特電十日發）天津に蓄積しありし伊太利の軍器中小銃三千挺及機關銃若干を航空局長丁錦氏の仲介にて安徽派に供給せり外交界にては伊太利が各國の武器非賣申合を無視して此際段派に之を供給せるを非難するもの多し（十二日日日）

▲軍事施設ノ意義（十日北京特派員發）日本政府の山東問題直接交涉督促に對する支那政府の回答中膠濟線界に於ける軍事施設の字義明瞭を缺きたる爲め小幡公使は政府の訓令に基きて支那政府に詰問を發したるは既報の如くなるが支那政府は山東交涉員施履本氏に打電して調査を命じたるに此程返電ありたれば外交當局は今回小幡公使に左の如く回答し來れり

一、鎭山、輕便鐵道、郵便電信、學校病院及工場
二、奧地に於ける租借家屋及新造家屋
三、奧地に於ける商務
四、租借購買及占領せる土地

以上の各項中には軍事施設ならざるものあるも支那政府にては之を以て日獨戰爭後に於ける違法行爲と認め日本に向つて抗議の意思を表示せるものなりと（十二日東朝）

▲外人保護總統令（北京ロイテル特電十二日發）本日總統令を以て近來地方に事故多く不逞の徒機に乘じて騷擾し外國人に波及せんとする傾あれば各軍民長官は外國人の生命財産を十分に保護す可しと命令せり（十四日時事）

▲領事團の警告（十三日上海特派員發）南京上海間に蘇浙兩軍の戰備成り兩軍接近して今にも衝突を起さんとし鐵道の交通杜絕して人心恟々たるより領事團の警告となり民間の狂奔となりそれが爲め双方に於て撤兵な承認し遂に危機を免るゝを得たり領事團にては十一日の決議に從ひ滬寧線も合同借款關係あり今軍隊の鐵道破壞に依り損害莫大なり若し三日以內に斷然軍隊を撤することを約して鐵道營業を恢復せざれば外國軍隊を上陸せしめて保護すべし何れの軍隊も輸送は該鐵道に依るを得ずと警告せり（十五日東朝）

▲獨逸通商提議（北京特電十四日發）獨逸政府代表ボルヒ氏は和蘭公使を經由し支那に對し左の提議をなせり

獨逸政府は支那政府が巴里條約に調印せざりし爲今尙國交の恢復を見るに至らざるを深く遺憾とし其代表を北京に派遣せる獨逸政府は支那との友誼を鞏固にする爲速んで歐和同事件當時獨逸の圖機械を支那に返還する事を聲明す依て支那政府は速に獨逸と通商條約を締結せられん事を希望す（十六日日日）

▲伊國公使辭明（北京特電十五日發）伊太利の武器彈藥供給は事實に相違無きも伊太利公使は曾て氏に向ひ該武器彈藥は三箇月前に契約せるものにして偶々引渡しの時期が這回の時局に遭遇したるに過ぎず段派を援くる意味に非ずとの苦しき辭明をなし居たり

（北京特電十五日發）外交團會議にては日本の公正なる態度を諒解せるも伊太利が列國の申合せを無視して此際武器彈藥を供給せるを非難する者多し（十七日日日）

▲各國軍事會議（十九日北京特派員發）天津各國軍司令官會議は十七日開かれたり六箇條を議決し十九日日本公使を通じて外交團首席公使佛國

公使に交付せり

一、鐵道沿線に派兵し場合に依りては天津の東車中央西の三停車場を占領すること

二、千九百一年の議定書の規定に違反せざる範圍に於て支那軍隊は鐵道橋堰頭線路を使用することを得

三、鐵道を妨害し或は損害を加へざるやう支那政府に警告すること尚交通部路政司として鐵道修繕材料を搭載せる列車を破壞せざること

四、橋梁其他重要なる機關に對し永久的なる損害を加へんとするものある時は列國軍隊は聯合して之に對抗すること

五、交通部路政司に列國が增援隊を派遣せんとするに必要なる輸送材料を天津山海關の兩所に準備し置くべく要求すること

六、電信局の保護と電信通信を保護すること又支那軍隊は双方とも之を使用することを得

因に外交團は右決議に關し十九日午後佛國公使館は於て會議を開く筈なり（二十一日東朝）

▲支人凶體通告　（二十日上海特派員發）　上海商務總會は北京日本公使に宛て

今回支那兵が揚村に於て開戰せる際貴國兵士干渉せりと傳へらるゝが貴公使の注意を請ふ我國內爭熄まず悲しむべきも自から解決せん事を切望して外人の干渉を欲せず玆に民意を代表し抗議を提出す

と打電せり其他の民間の團體も小幡公使に宛て同樣の提議を爲せり（二十二日東朝）

▲我軍干涉は無根　（北京ロイテル特電二十二日發）　上海の商務總會及び十一團體より小幡公使に對し日本が無干涉の宣言を發したるに反し段派を援助したりとの新聞記事を根に取り質問し來りたるが同公使は昨日上海總領事を經是等の團體へ事實無根の回答を發したり（二十四日時事）

▲湖南事件交涉　（二七八日北京特派員發）　小幡公使は二十七日深澤書記官を隨へ外交部を訪ひ先月中湖南に於て起りたる帝國軍艦の被砲擊日汽船會社の掠奪同會社員の殺害され事件等に就き首魁處罰損害賠償等の條件を提出して交涉を開始せるが支那側にては是等の不祥事件を惹起せるは遺憾とする所にして既に調査進行中なるが更に在湖南の南軍首領譚延闓氏に打電して詳細に調査せしむべき旨回答せり（三十日東朝）

▲外交團と政治犯　（二十八日北京特派員發）　二十八日の外交團會議に於て北京公使館區域に入れる支那政治犯人の處分に就き協議する所ありたり英米佛の公使は退去を命ずべしとの說に一致せるも小幡公使は今後の政治犯人に對しても退去を命ずるの先例を開くとせば一個の研究問題たるを失はざるも今回の政治犯人に限りこれを追放することは外交團の權威に關すべしとて極力反對し伊太利公使が贊否を明かにせざる以外諸國の公使は何れも小幡公使の說に贊成せる由にて元來外交團會議は一致の決議を要し多數決を以て決定するを得ず英米佛の公使も表面より小幡公使の說に反對する理由なきを以て政治犯人を外交團の決議として追放する計畫は不成功に終れるが英米佛公使は尚個人として自國關係者に手を廻して段派政客を公使館區域より驅逐すべく運動しつゝあり（三十日東朝）

▲尼港砲艦問題　（北京特電二十八日發）　小幡公使は二十七日陳外交總長に覺書を交付しニコライエフスクに在る支那軍艦が本日軍隊及居住民を砲擊せし事日擊者の證言及戰死者の日記等により明白となりしを遺憾とする旨通告し尚眞相を明にする爲日支共同調査を爲さん事を提議せしも陳總長は政府より發せし訓令に鑑み支那官憲が日本人を攻擊する事なきを信ずるを以て海軍部をして反證を擧げしむべしと抗辯し共同調査を承諾せず支那側は之に關し日本の提供せる證據を薄弱なりと稱しつゝあるが而も本問題の成行を重大視し居れり（三十日日日）

▲支艦砲擊否認　（北京特電廿九日發）　尼港支那軍艦砲擊事件に關する覺書は可なり長文のものにして支那軍艦發砲の實狀を目擊せし露國人の證言及び戰死者の殘せし日記等的確なる證據を蒐集しあるに拘らず支那側にては日本の提供せる證據は薄弱なりと稱し居れるは例の事を曖昧に附せんとする慣用手段に外ならず小幡公使が陳外交總長に覺書を交付せし際も陳總長は冷淡なる態度にて尼港支那軍艦の砲擊事件は新聞紙上にて之を知り一應調査せし事あるも事實無根なり然るに今日に至り日本政府の抗議に接せんとは意外なりと放言せしを以て小幡公使は日本政府は愼重に本事件の眞相を取調べたる上にて此覺書を提出せる事にして無實を證ふるものにあらず然るに支那政

府が一言片句を以て事實を抹殺せんとするが如き答辯を爲すは安當にあらず日本政府が國民は決して斯る回答に滿足せざるべく支那政府は少しく愼重に考慮する必要あらん然らざれば國交上面白からぬ結果を生ずべしと述べ共同調査の必要を力說し其反省を促したる爲陳總長も更に調査の上回答を爲す事を約束せり（三十一日日日）

南北情勢

▲張督軍罷免　（北京特電廿九日發）徐總統は湖南督軍張敬堯氏が再び岳州より退却せるを責め免職の上北京にて査辨し所屬軍隊は湖廣巡閱使王占元氏に引繼ぐべしとの命令を發し吳光新氏を湖南督軍兼省長に新任せり

▲山東省長更迭　山東省長屈映光氏は昨年八月任命當來着々經綸を遂行しつゝありたるも參議會に於て安福派及研究會系統一部の議員と意見の疎隔を來し頻劾せられ居りたるが遂に八箇條に亘る査辨案を參議會に提議されたる可決し北京政府に打電されたる結果六月廿四日附にて免職となり同時に北上滯在を命ぜられたり尙其後任には浙江省長齊耀珊氏之に任ぜられたる趣なり（一日日日）

▲安福派居据決議　（北京電報廿九日發國際通信）本日午前安福俱樂部の會議行はれ周樹模內閣に對し交通總長曾毓雋氏並に財政總長李思浩氏を變更せざるの條件を提出すべしと決議せり（一日日日）

▲吳光新湖南督軍任命　（北京國際特電廿九日發）免職假留任中の張敬堯氏を全然免職して査辨し其部下を王占元氏の手に歸せしめ吳光新氏を湖南督軍に任命すとの命令出づ

（北京特電廿九日發）二十九日大總統令にて吳光新氏を湖南督軍兼省長に任命したり但し吳光新氏が其就任を承諾するや疑問とされつゝあり（一日時事）

▲決定閣員顏觸　（三十日上海特派員發）周樹模內閣既に決定せり其顏觸れ左の如し

國務總理周樹模氏△財政總長張壽齡氏△陸軍總長王士珍氏△教育總長范源濂氏△司法總長王寵惠氏△交通總長葉恭綽氏

等にして其他は未定なりと是れ徐總統段祺瑞氏及び張作霖氏會商の結果にして段氏は斯氏が當分復任せざれば周氏內閣を認め斯氏も周氏內閣組織に援助を與ふることとなり安福系の閣員を辭職せしめて全部斥くべし又徐樹錚氏の西北邊防司令の職を解くことに話纏り斯氏も同意せり唯邊防軍四個旅を陸軍部直轄となすの議に對しては徐總統と段祺瑞氏との爭點となり居れば安徽系は屈せず其爲種々不穩の誹言あり徐總統等は吳炳湘氏に命じ警戒せしめ居れり兎角新內閣を組織せんとするの際各部の事務整理を命ぜり周內閣は不日現出すべし（一日東朝）

▲周樹模就任承諾　（北京特電廿日發）周樹模氏は昨二十九日正式に內閣組織を承諾せり閣員の顏觸れに就ては各方面の觀測一致せざるも反安福派の觀測に依れば靳雲鵬氏は陸軍總長として留任し海軍薩鎭冰、內務田文烈は留任し安福派の司法朱深、交通曾毓雋、財政李思浩の三氏は辭職し司法には前司法總長たりし王寵惠財政は周自齊ならんか外交は陳籙の呼聲高きも或は胡惟德の入閣を見ん其他の教育農商交通は比較的安派關係少き人を入れ徐總統希望通の內閣を組織すべしと（二日時事）

▲徐樹錚氏辭職す　（北京ロイテル特電三十日發）徐樹錚氏愈々西北籌辦使を辭職し李垣氏をして其後任たらしめ西北邊防軍は段祺瑞氏の管理に歸することゝなる可し西北邊防軍及び邊防軍の四旅團長は本師團下に於て會議を開き徐樹錚氏の進退問題等に關聯し要求せんとする所ありたるも段祺瑞氏は之を抑壓慰撫せり內閣問題に就き靳總理一部下及び曹吳一派は尙ほ依然として靳總理の留任を主張し且つ段祺瑞氏が遂に靳總理に好意的援助を與ふる證を爲さゞりしことに不滿を抱き居れり（二日時事）

▲周內閣案通過難　（北京特電二日發）本日大總統令を以て靳雲鵬の國務總理兼陸軍總長を免職せり徐總統は本日周樹模國務總理同意案を衆議院に提出せり安福派の反對あれば國會の通過は望みなかる可し（四日時事）

▲北京人心不安　（北京ロイテル特電二日發）吳佩孚氏對徐樹錚氏の感情愈疏隔を來せる爲め數日來北京にては種々の謠言流布され家族を疏め天津に引揚ぐる者多數あり且つ最近盧溝橋長辛店方面の吳佩孚軍及び夕月壇に駐在する徐樹錚氏の軍隊は二三日來移動を行ひ一層人心に不安を抱かしめつつあり（四日時事）

▲新內閣辭職許さる　（北京國際特電二日發）靳雲鵬內閣の總辭職許可さる周樹模氏の內閣組織同意案は今明日中議會に提出せらる可し（三日時事）

▲周氏三條件要求　（上海特電四日發）周樹模氏を總理とする同意案衆議院に提出後周氏は總統府に赴き其謝禮を述べ且つ三條件を要求せり

（一）閣員は何れもの差圖を受けず自から選擇す

（二）行政は他の方面の束縛を受けず

（三）軍事外交財政も他の把持を受けず（五日時事）

▲段祺瑞氏激昂す　（北京特電五日發）內閣問題に關し直隸派の要求する安福派三總長の辭職及び徐總統の麾下に屬する邊防軍を陸軍省の直轄となすことに對し段祺瑞氏は頗る激昂し昨日團河に其一味を集め秘密會議を開催し曹錕一派が飽迄も前述の條件を固執する時は一戰するも敢て辭せざる所なりと其意志を發表し安徽派の結束を促したる結果今日に至り形勢刻々惡化し兩派の衝突は到底之を防止するを得ざる可し此間に於て首鼠兩端を持せる張作霖氏の態度最も注目するの價値あり（七日時事）

▲段派舉兵準備　（五日北京特派員發）段祺瑞氏は曹錕、吳佩孚氏の要求に對し內心頗る平かならざるものありしが徐總統は直隸派の主張を聽きて愈徐樹錚氏を罷免するに及んで非常に憤慨し參戰軍其他自派の軍隊に內命し曹錕氏等を討伐すべく準備に着手せり參戰軍は日本との間に內亂に利用するを得ざる約束あるも駐派は之を無視して戰備を急ぎつゝあり兩三日中に或は一大事變勃發を見るやも知れずと（七日東朝）

▲段派憤懣理由　（六日北京特派員發）北京の時局は段派の出兵計畫に依りて俄に電大となれり段祺瑞氏は保定派の要求せる西北籌辦使及び邊防軍等の處置に對して表面反對せざりしも吳佩孚氏等の行動を不問に附するを以て中央の威信に關するものとなし吳佩孚氏に對しても相當の處分をなすべきものなりとの意見なりしに拘らず一度命令發表せらるゝや段派のみを追求して吳佩孚氏を全然不問に附せるより痛く片手落の處置を憤慨して四日參戰軍三個師團及第九第十三第五の各師團に對し三日間に出動の準備を命じ動員完成するや直に保定方面を討たんとの決心を示し居れり徐總統は事態の重大なるより極力阻止に努めつゝあるも保定派に對し相當の措置を講ぜざる限り段派は武力討伐の計畫を中止せざるべく徐總統と段祺瑞氏との間は刻々險惡を加へつゝあり（七日東朝）

▲段の曹吳彈劾　（七日上海特派員發）段祺瑞氏は徐總統に對し曹錕吳佩孚兩氏の免職を強要せりと

▲田文烈單獨辭表　（六日北京特派員發）六日內務部總長田文烈氏は五日單獨辭表を提出せり

▲倪嗣仲氏病氣請暇　（五日北京特派員發）安徽督軍倪嗣沖氏は病氣靜養の爲め二箇月間の請暇を得て北戴河に赴けり（八日東朝）

▲公使團より外交部に警告　（北京特電九日發）安徽直隸兩派の葛藤は昨日段祺瑞氏が出京の上大總統に上奏文を提出せるより其勢助長せられ曹錕吳佩孚を免職するの旨發表せられたる結果形勢は益々切迫を告ぐるに至り昨日同地各國公使は佛國公使館に公使會議を開き次の如き決議を爲し佛國公使の名を以て之を外交部に通告し文書二通を作成し一通を大總統に他の一通を段祺瑞氏の許に送附せり左の如し

（一）各國は支那國內變亂の起ることを好まず從來屢々之に關する發表を爲せり然るに昨今安徽直隸二派の軋轢甚しく北京附近にて戰鬪開始せらるる如き形勢あり各國公使は斯くの如き事件の勃發を好まず大總統及び政府當局者の努力に依つて之を未然に防止せられんことを希望す

（二）戰端開かれたる場合には各國居留民の生命財產の保障に對し充分なる保護を爲し萬一の事ありたる場合には北京政府責を負ふこと

（三）鬪戰に至りたる場合は武裝せる兵士軍隊の北京城內に入るを許さず飛行機等よりの爆彈投下を禁止すること（十一日時事）

▲將軍府秘密會議　（北京特電八日發）段祺瑞氏は張作霖氏と吳佩孚氏罷免安福派三總長の留任上海護軍使復活等に就き廿四時間內に熟考すべき旨の最後通牒を送りたり張作霖氏は徐段兩氏の板挾みとなり難局を避け八日朝退京し段祺瑞氏は同日午前八時半團河より入京し會議の結果在北京の主なる軍人行政官と聯絡し（國會と司法官を除く）官吏全體の名を以て徐總統に對し曹錕吳佩孚兩氏の免職を再び請願することとせり徐總統は張作霖氏退京の爲意氣銷沈せり

（北京特電八日發）　段祺瑞氏は八日團河より入京し將軍府に入り休憩したる

後部下師團長を集めて目下緊張中なり各方面俄に色めき立てり

▲兩頭目討伐宣言　（北京特電八日發）段祺瑞氏は八日入京後將軍府に高級武官を集め國家の威信を維持し總統を擁護する爲直隸督軍曹錕氏第三師團長吳佩孚氏を討伐すべしとの宣言を爲し代表者をして徐總統に其旨通告せり（九日日日）

▲曹錕氏出兵を通告　（北京ロイテル特電八日發）昨日曹瑠氏は張作霖將軍に電報を發し徐總統が徐樹錚氏を罷免し安福派を抑壓せざれば余は三軍を率ひて直に入京し是等の首領を滅すべしと通告し來れり、張作霖將軍は昨夜十二時家族護衛兵を引連れ奉天に歸れり之れは最早や安徽直隸間の談判破裂し調停の餘地無きものと一般に觀測せらる（九日時事）

▲段氏愈々擧兵　（北京特電七日發）確實なる筋よりの情報に依れば段祺瑞氏は直隸督軍曹錕第三師團吳佩孚兩氏の免職を要求せるも總統府は之を容れざる爲め愈八日入京し將軍府を大本營と一直隸討伐の軍を擧ぐべし（北京特電七日發）安徽派軍人より東三省巡閱使張作霖氏に提議せし直隸督軍曹錕第三師團長吳佩孚兩氏免職問題は到底府の承認する能はざる所にして若し曹錕等の免職命令を出せば直隸派は獨立し一旦時局が紛糾する虞あるより他の條件を以て安徽派と妥協せんとし張作霖氏に徐總統の命を受け六日關外に段祺瑞氏を訪ひ長時間會談せるが段祺瑞氏は七日入京して徐總統と會見すべしとの說あり今日中妥協成立せば無事に終るべきも談言は日に熾にして直隸安徽兩軍交戰せりとの報告あり（這は事實にあらず）雙方とも戰備に汲々として曲軍の軍隊は既に某地點に向ひ出發し砲彈を運搬しつゝあるを實見せる者あり若し衝突起らば保定北京間たるべし（九日日日）

▲兩派開戰迫る　（八日北京特派員發）八日の閣議にて段派の要求通り曹錕吳佩孚等に對する處分決定せるより形勢は一瀉千里の勢ひを以て急轉し段派と保定派との決戰は日ならの間に迫り段派に參與軍其他の軍隊を以て定國軍を編成し總司令に曲同豐氏を任命せり保定派が一分の命令に從はざる場合は一擧に保定を衝く陣容既に整へり尙北京全市に亙りて八日戒嚴令布かるべし

▲政府段派に屈す　（七日北京特派員發）段祺瑞氏は朝將軍府に緊急會議を開き曹錕吳佩孚氏討伐理由並に曹、吳二氏に對する決心を示せる決議を爲し國務院を經て總統に呈せり決議の內容は（一）曹錕氏の職務留任（二）吳佩孚曹錕二氏を職務執行すべきこと等にて總統より之れを國務會議に交附せるが閣議の結果原決議を通過せり七日夜中には命令發表せらるべしと（十日東朝）

▲國務會議の決議　（北京ロイテル特電八日發）本日の國務會議は將軍府の決議に對し多少の讓歩の上左の要求を爲せり第一、曹錕の辭職留任第二、曹錕の免職第三、吳佩孚を免職の上軍法會議に附する事（十日時事）

▲形勢愈々重大　（北京ロイテル特電八日發）張作霖氏は今朝一時奉天に向け出發せり氏の退去により北京人心不安益加はれり張氏退去の眞因は不明なるが政府官吏は張作霖氏の歸國は北京に一大軍隊を差向くる準備を爲さんが爲めなるべしとの意見を有し居れり支那新聞紙の報ずる所に據れば張作霖氏は在奉天二十七、第二十八旅團及び在鄭州奉天旅團に對し速急に北京に向け出動す可き命令を發したり兎に角形勢俄然重大となれる事は疑ひ無し段祺瑞は吳佩孚氏の政治に干涉せる故を以て之を處罰すべしと力說し居れるが如くなるが一方張作霖氏は吳佩孚氏を擁護し居れるが如く段祺瑞は益に徐樹錚氏が政治に干涉せる故を以て罷免されたると同樣に吳佩孚氏をも亦同じ罪によりて處罰さる可きものなりと論じ居れり

大總統は目下の情勢を緩和せんと力めたるも段祺瑞氏は頑強に一切の妥協を拒絕せり安福俱樂部の人々が俄然強硬となり來れる所以は義に途中奪取されたりと傳へられたる彈藥が昨朝豐台に到着し南苑に之を輸送せる事實によりて其一班を窺ふべし最近第一遊防軍の一聯隊は蘆溝橋に派遣されたり段祺瑞氏は今朝古參士官に吳佩孚を處罰せんとする意嚮を聲明せり其結果大總統は段祺瑞氏を宥めん爲め吳佩孚氏が大總統の命令無くして勝手に其軍の一部を北安線に出動せしめたりとの理由を以て吳佩孚氏より陸軍中將の位階を剝奪す可き旨命令を下し將に總統令を下さんとして目下起草中なり（十日時事）

▲段氏の宣言　（北京特電八日發）段祺瑞氏は八日午前八時半將軍府に各總長及高級武官を召集し紛糾せる時局の解決に就き同心協力を促し更に吳佩孚比が湖南より引揚げの途中湖南に送る糧食彈藥を抑留し戰機を誤りし事及曹錕吳佩孚氏等が大兵を擁して中央政府に種々なる要求を爲し政治に干涉せしことは陸軍刑法に抵觸せり若し之を處罰せざれば國家の威信を損し綱

紀綱紊亂せん故に徐總統に對し曹錕、吳佩孚氏等の懲罰を請ふも許されざる爲斷然曹錕、吳佩孚及曹銳氏等を討伐せんとす是國家の威信を保ち官紀を振肅し兼ねて總統を擁護する所以なりと宣言し來會者の贊成を得たる上代表者を選び徐總統の許に其旨を通告し軍事行動を開始せり

安徽派は愈段芝貴氏を總司令とし八日より行動を開始し保定攻擊に決したり（十日日日）

▲奉天に軍事會議　（奉天特電十一日發）張巡閱使九日夜歸奉するや直に二十九師長吳俊陞中將東北邊防馬龍潭中將及び蔡東邊鎭守使一行諸將を電招し十日相前後して來奉緊急軍事會議を開く筈にて鮑吉林督軍も十日來奉直に城内に入れり又孫黑龍江督軍も一兩日中に來奉すべし（十二日時事）

▲双方へ停戰命令　（十二日北京特派員發）正に砲火の間に見えんとせる安直の時局は一兩日來調停者の戰禍阻止に努力せる結果十二日に至り形勢漸次緩和され殊に張作霖氏より武力調停の決心を以て双方に對し兵を歇むるの勸告せる爲一時は段氏に少からず脅威を與へ段氏も無理に干戈に訴ふるを好まずして張作霖氏の勸告に反對を唱へざりし爲茲に一縷の曙光を認むるに至り十一日臨時閣議に於て双方に對し停戰命令を發するに決せり

▲調停者保定行　（十二日北京特派員發）段派及び保定派に對する調停稍有望となれるを以徐總統は姜桂題張錫芝羅開榜馬龍標袁乃寬氏等を十二日夜保定に派遣せり尙斯盧鴻氏は兩者の調停に關し張作霖氏と內談の爲奉天に赴くべし（十四日東朝）

▲衝突の第一彈　（北京特電十二日發）直隸安徽兩軍衝突の第一彈は十二日午後六時京綏道楊村の北方に於て直隸省長曹銳氏部下の軍隊と四北邊防軍との間に切つて放たれたり楊村停車場警備の任にある日本軍は流彈續に飛來するを以て防禦工事を爲しつゝあり戰鬪の模樣は不詳なるも直隸派の旗色惡しと（十四日日日）

（北京特電十二日發）楊村の戰鬪は少時間にして終熄せるも京奉鐵道に接近せる爲流彈は線路停車場及其附近にある日本兵營（鐵道保護兵約三十名駐屯す）に飛來し危險を感ずる爲日本軍は防禦工事を施し嚴重に警戒中なり地點及戰鬪の模樣より察するに小部隊の衝突に過ぎざるものゝ如く尙日本側は鐵道守備區域附近の戰鬪は鐵道保護權を侵すものなれば抗議を提出すべしと

（十四日日日）

▲奉天軍出動す　（奉天特電十五日發）張作霖氏が愈に奉天軍の出動を北京に通告せるも何等時局に變化なき見愈々出動すべく十四日夜一個旅の兵員を山海關に送り十五日朝一個營を出動せしめしが引續き二個營を出動せしむ可く一方關內總司令官として張作相關外總司令官として汲金純中將を任命せり（十五日時事）

▲直隸派停戰承諾　（十三日天津特派員發）安徽直隸兩派調停の後來津せる姜桂題、張錫芝の一行は十三日午後一時省長公署にて省長曹銳、鎭守使曹錕參謀長趙玉珂其他直隸一派の士と會見し協議する所あり其內容不詳なるも午後二時半保定の曹錕氏に宛て會議の結果を打電し一時進軍中止の承認を得たるを以て一行は更に段派と協議すべく取敢ず午後四時半臨時列車にて歸京の途に就きたり一方人心は飛耳張目しつゝあるが奉天軍は目下葛沽新城に三千名軍糧城に五百名駐屯し前者は附近村落の民家を徵發し白米一千五百俵豆類馬糧漬物など多量に購入し後者は又多量なる馬糧及食糧等を買收し是亦附近村落の民家を徵發し門戶には兵數を記せる紙切を張りて宿營準備を爲せり駐屯兵の言に依れば一兩日中奉天軍の大部隊來着すと稱せらる又別報に依れば山海關より多數の客貨車を奉天に回送せしめたる由にて奉天軍の入關說は刻々實現しつゝあり別項の協定纏らざれば戰端開かれ其結果は俄に遽断すべからざるものあらん安徽督軍倪嗣沖氏は隨員二十餘名を從へて午後六時臨時列車にて來津せり（十六日東朝）

▲停戰命令出づ　（十四日北京特派員發）十四日大總統令を以て双方の軍隊に對し直に原防地に撤退すべしとの意味の停戰命令公布されたり

▲兩軍戰鬪開始　（十四日北京特派員發）京漢線の一部に於て戰鬪開始され定國軍（段派の軍隊）は涿州（北京より四十哩）を占領せり（十六日東朝）

▲六省防禦同盟　（上海特電十五日發）北京政變に對する長江三督軍の態度は自家防衛の立場より次第に廣東軍政府と接近し既に廣東、廣西、江西、湖南、湖北、江蘇六省に防衛同盟成立し全然北方動亂の影響を避くべき事を約せりと又最近李純氏は軍政府に安福派及徐樹錚氏等の討伐命令を降すべしと勸告せる結果軍政府は近く安福派誅勦を爲すべしと

▲段氏討伐方策　（廣東特電十四日發）廣東軍政府は段祺瑞氏討伐計

奉じて左の件を決定せり

第一湖南省長譚延闓をして漢口に進軍せしめ湖北督軍王占元と協同動作を執らしむる事

第二閻錫山を仍ほ督軍となし李烈鈞を逐放して李の浙江省援軍を進駐す

第三蔡大才及盛大奇な宣昌に進軍せしめ吳光新を包圍する事

第四江西督軍先遣に對して安徽軍討伐を請願する事（十六日日日）

▲張勳巢兵準備　（十五日奉天特派員發）　張作霖氏歸京中現下の政局を一變し、復辟を企つべく後藤を中心として曾毓隽等と密談を凝らし張勳氏に北京近傍に軍隊を集中せしめ奉天軍の歸京に出入し最近擧兵の爲徐州に到りたるに係らず徐氏に於ては依然として安徽軍討伐を主張し張勳氏の兵を借らるゝ勿れと電命し來れり

▲段軍の勝利　（十五日北京特派員發）　停戰命令ありたるに拘らず京漢京奉兩線ともに熾烈なる衝突あり京漢線方面には十五日朝未明より軍隊相互の間に數々次第なるに至り午後に至るも尚ほ戰鬪は定國軍（段派）の勝利に歸し段軍は漯河の南二十吉米）な陷れ引續き直軍を追擊中なりとの報あり定國軍に段祺瑞氏現しく戰線に在て軍を督しつゝあり（十七日東朝）

▲段氏宣戰布告　（北京特電十五日發）　定國軍總司令段祺瑞氏は十五日停戰終結に際し告を提出し直ちに督軍曾毓隽等が命令に抗し兵を進むるにより定國軍を組織し國軍を討ち以て政府を安んぜんと是即ち段氏の宣戰布告なり

▲安徽討伐宣言　（北京特電十五日發）　曾毓、張作霖、李純、王占元、陳光遠、楊善德、王正廷諸氏は全國に通電し安徽軍を討伐する氏な發し北京に入らしむる旨徐總統に報告する事な聲明せり右電報は保定より發電し直隸派が政界に出づるな宣言せるものなりと解せらるゝも連名者が惡く承諾し居るものなるや否やに不明なり（十七日日日）

▲張氏討伐飛檄　（十六日天津特派員發）　張作霖氏は河南督軍補倒湖北督軍王占元兩氏に對し今回の援段派の致す所予は既に之な殲滅せん事な期し現に出兵中にあり貴下又何で坐視するな得ん請ふ速かに兵軍な出して北上援助されよと打電せり（十七日中朝）

▲奉天軍陸續出發　（十五日奉天特派員發）　停戰命令に依る兩派の妥協困難となり張作霖氏に奉天より二十七、二十八、二十九の三師團より各二團な先發し二十八師は三個大隊な殘し二十七師は步兵十二個大隊騎兵砲兵各三個大隊（二十九師の內容不明）な出動せしむる筈にて既に出發せる部隊の外十四日二十八師の一個大隊出發し十五日午前四時二十七師の百五團の二個大隊馬糧馬具彈藥等な積みて發程し仍續々出動の筈なり（十七日東朝）

▲馬良出兵の宣言　（湖南特電十六日發）　今回邊防一師出動に關して師長馬良氏は七月十四日附にて左の意味の出兵理由な公布せり

直隸督軍曾毓は政府の命に服從せず又第二師長吳佩孚は兩軍と數な通じ妄りに防地な撤退し大擧北京に肉薄す加之直軍は德州及び陸軍に倒戈して由東省な援侵せんとす故に本師長は大總統の命な奉じ邊防な討伐せん爲め日な期して出發せんと計畫す本師軍隊は軍律な嚴守可けれは各省民は其業に安んじ謠言な信じて惑ふが如きこと勿れ（十八日時事）

▲奉天軍の集結　（十五日奉天特派員發）　東三省軍事會議の結果第二十七師の軍隊中各地に駐屯するもな引揚げて出動せしむることゝなり鐵道の二個大隊は四原の一個大隊法庫門の一個大隊瀋城の二個大隊與京の一個大隊は何れも十四日迄に奉天に來れり奉天は司令部な天津附近の軍隊に置き總司令張作霖氏に第二十七師長曾編奉天軍第一師長張景惠中將等と一切の軍備な布配したる後張作霖氏自ら陣頭に臨んで指揮の任に當るべしと發語せり（十八日東朝）

▲孫文派は沈默　（十六日上海特派員發）　上海の各商業團體及び各地商會聯合會等の十四團體は南京李督軍な通じ曾毓吳佩孚氏等に宛て安福派の撲滅な電請し全國和平聯合會平和期成聯合會も徐總統に宛て安福派國會の解散徐樹錚氏等の懲罰な請へり然るに何護軍使代理は直隸派な援助する者な監視する如く例の全國學生聯合會全國各界聯合會等が新國會な倒壞する活動な始めたりとて閉鎖な命ぜりかくて今や各團體共內爭の渦中に捲込まれたり上海の民國日報と某々國人が直隸派に聲援するに對し孫文派の民黨は段派と提攜したる關係上多くは沈默な守り傍觀の態度な執りつゝあり（十八日東朝）

▲吳光新逃捕さる　（十七日漢口特派員發）　王督軍は十七日夜九時軍事會議な開くと稱し吳光新張敬堯兩氏な召集せり吳氏は武昌（督軍所在地）に赴くや直に拘留せられたり（統制說は誤報）張敬堯氏はこな聞きて逃亡せり吳氏の部下旅長劉詢龍は漢口の下流にありしが之な聞きて四に汽車にて漢口に

駐付け約八時間戰闘の後撃退せられたり爲めに漢口は一時形勢危險となり大混雜を極めしも十七日朝に至り全く平靜に歸せり（十九日東朝）

▲前清室聲明す　（北京ロイテル特電十八日發）前清室は本日聲明書を發して復辟計畫を贊成する一般の傾向に關し十分の考慮を爲し時局如何に變遷するも決して再び皇位に卽かざることを切言せり（十九日時事）

▲軍政府の討段令　（上海特電十九日發）廣東軍政府は其段祺瑞を討伐する命令を出すに就き張作霖の返電を見たる上にて發布す可しと傳へらる

▲段軍の形勢不利　（北京ロイテル特電十九日發）既報の如く段軍は京漢線方面に於て第二師が第十五師を同志打したる爲め第十五師は俄かに態度を變じ昨夜汽車を奪ひて南苑に歸還し其一部は北京に入らんとする形勢ありしが爲め昨夜より北京各城門を閉鎖したり又段軍の主力部隊は瑠璃河まで退却し曾毓軍は進軍の模樣なり京奉線も奉天軍新たに曾軍に加はり來り段軍の形勢愈々不利なりと（十九日時事）

▲國會移轉決定　（上海ロイテル特電十八日發）雲南十五日來電に據れば唐繼堯氏は李烈鈞靖輔旅兩氏と會議し國會と軍政府とを重慶に移すを決定し李烈鈞氏先づ同地に赴き一切の準備を爲す事とせり

唐繼堯氏は既に四川省長、楊庶堪に電報し速かに經費を準備せん事を以てし且つ在上海孫文、唐紹儀、伍廷芳並に李烈鈞の代表除元詰に電報し右を正式に會議の上決定し之を中外に通告するを求めたり又唐繼堯氏は孫文、伍廷芳、唐紹儀宛にて左の如く電報し來れり先に李烈鈞を余の總裁としての代表となせるが李烈鈞の雲南に來れる爲め徐元詰に更に委任せり、然るに今又雲南にて徐元詰を要する爲め呼寄するに就き王伯奉を上海の總裁會議に列席の代表となす云々と云へり（十九日時事）

▲張作霖の蹶起大影響　（北京特電十九日發）安軍第十五師の態度豹變は四方戰場に大影響を及ぼし二十七日正午より漸次全線に亘りて總退却を開始し一時占領したる高牌店より瑠璃河に退き防禦工事を施し直軍の北上を防止しつゝありと東力戰場に於ても十七日夜より形勢一變し北倉を占領せる安軍は退却して楊村を第一防禦線とし廊坊を第二防禦線とし專ら防戰しつつあるが如し十六日奉天より張作霖氏の兵二千五百天津に入り其中の一千五百は直に北倉の直軍に加はりたるもの、如し洞ヶ峠に入りて形勢觀望中なりし張氏が直軍を援助するに至りたるは安軍に取りて絕對的致命傷にして各省督軍の旗幟は之より鮮明となり安軍は孤立無援の狀態に陷る可し

▲停戰令布告　（北京ロイテル特電十九日發）總統は段曾兩派に卽時停戰を命ぜる總統令を發せり（二十日時事）

▲外交團防禦協定　（十八日北京特派員發）北京の運命切迫せる爲め外交團にては各國駐屯兵を以て聯合軍を組織し公館區域の防衞を爲さしむることに協議一決せり我居留民は民會の決議に基き既定の場所に集合する筈に準備定まり更に危險切迫の場合に於ては公使館區域に集圍さるべし（二十日東朝）

▲段氏降伏條件　（北京ロイテル特電十九日發）安福派は敗戰を自認し段祺瑞氏は殆んど純然たる降伏に等しき條件を提出せしも直隸派は未だ之を承諾せず

（上海ロイテル特電二十日發）段祺瑞氏は進退谷まり定國軍總司令の辭表を提出したるが總統は尙ほ許可を與へず段氏は同時に純然たる降伏同樣の條件を提出したり其の條件の內容は徐樹錚の處罰段軍全部の解散、議會の解散、安福派閣員三名の免職、安福俱樂部の解散なりと云ふ右條件は天津に向け北京を發したる將校團の手に依りて直隸派に傳へらる可し

▲我軍北京急行　（天津ロイテル特電十九日發）當地の日本駐屯軍一箇中隊は北京居留民保護の爲め十九日午後臨時列車にて北京に向つて出發す各國駐屯軍之に倣へり

▲各方面とも停戰　（北京ロイテル特電十九日發）今朝來各方面とも停戰の狀態にあり總統は本日午後各軍に對し停戰を命じたり最近段祺瑞及び曾毓方面も妥協する意嚮を有し來り斷電點は今朝總統の命を受け天津に向へり妥協に就き曾毓等と協議の上其の結果によりて奉天に向ふ可しと（二十一日時事）

▲段氏屈服　（十九日北京特派員發）段祺瑞氏は時局の責任を負ひ邊防軍督辦の官職を辭し勳位の褫奪を請へる上定國軍の組織を取消せり之れに對し徐總統は極力慰留しつゝあり（二十一日東朝）

▲停戰令再發布　（十九日北京特派員發）徐總統は十九日大總統令を以て重ねて停戰命令を發せるが十七日以來調停進行し兩軍とも事實上停戰し

居れり

▲**調停特使派遣**　（二十日奉天特派員發）徐總統は十九日張作霖氏に宛安直兩軍調停特使として靳雲鵬氏曹汝霖氏等を奉天に派遣せり就ては京奉線に客車を送り且沿線の奉天直隸兩軍に命令して其行を安全ならしむべしと通告し來れり

▲**張氏入京促電**　（二十日奉天特派員發）段軍の幹部全體は二十日公式に亂局の無條件解決を希望し速かに入市せられ度しとて張巡閱使に電請し來れり（二十二日東朝）

▲**安徽派善後會議**　（北京特電二十二日發）徐樹錚氏以下の安徽派の主要人物は昨日會議を開き同派の善後策を協議する處ありたるが結局暫く大總統の命に從ひ停戰を爲し鄭坊及び固安に在る同派の軍隊に此旨を傳ふることゝしたり又吳佩孚氏の先發隊は既に張辛店に在るも是れより前進するが如きこと無しと云ふことなれば北京の市民は安堵しつゝあり正城々內に在る多數の直岡軍及び魏宗瀚等の兵は算を亂して北苑に向へり彼等は指揮者を失ひ居れり故に食無き爲め城內の警戒緩まば其の際に乘じて食を得んと窺ひ居れる不逞の兵が若し民家を襲ふが如きことあらんか彼等は之に加はりて一大事を見るに至る可く爲めに市民は靳雲鵬氏以下の調停者が一日も速かに張作霖曹錕との間に圓滿なる協定を遂げて歸らんことを希望し居れり上海天津北京の諸新聞は段祺瑞氏は共和國の中心なれば之相當の位地に據ゑ置き其の小人に誤られたるを許す可し徐樹錚氏は今日の時局を惡化せしめたる元兇なれば斬罪は免れざる可く曾疏傷丁士源は共に其罪徐と大差無しと論じ居れり安徽派の勢力失墜は日機關紙たる國民報が今日發刊を停止するに至り他の同派の色彩を有する各紙とも鳴りを鎭めたるのみならず却つて直隸派の御用を務むるを見ても之れを知り得可し北京の通信界に於て最も勢力ありし同派の國民通信も亦昨日より發刊を停止するに至れり（二十三日時事）

▲**天津講和會議**　（二十一日奉天特派員發）直隸安徽兩派の妥協解決に關し曹錕氏及び靳雲鵬姜桂題段芝貴の諸氏は天津に於て會議を開くにより張巡閱使の參加を促し來り張氏は二十二日出發天津に赴く旨返電せり

▲**徐總統調停條件**　（二十二日奉天特派員發）徐總統の兩派調停條件中段派に關するものは

一、段祺瑞氏は民國創建の殊勳者たるを以て其地位を動かさず

二、新國會は解散せず

三、邊防軍は依然存續する事

等にて靳雲鵬氏は右の條件にて直隸派曹錕氏等と折衝すべく內命を受けたり（二十三日東朝）

▲**調停交涉開始**　（奉天特電二十三日發）調停委員靳雲鵬、姜桂題、袁乃寬、傅良佐、徐耶傑、張懷芝諸氏は十九日夜半特別列車にて歸津し直隸省長曹錕氏と會見し更に直隸督軍曹錕氏との間に交涉中なるが直隸派の條件は左の如くなるが安福派の條件とは非常の懸隔あるが如し

（一）段祺瑞は一切の職務を拋棄する事（二）徐樹錚を懲罰する事（三）安福俱樂部及新國會並に邊防軍を解散する事

（北京特電二十一日發）徐總統は陸軍中將師景雲氏を特使として保定に派し直隸督軍曹錕氏に衆議院が平和解決を熱望する旨を傳達し調停の成立を勸告せしめ更に王侍從武官をして正定府に王士珍を訪はしめ速に保定に赴き調停に盡力せん事を懇囑せし親翰な交付せしめたり（二十四日日日）

▲**靳等の調停條件**　（二十二日天津特派員發）靳雲鵬、姜桂題、張懷芝の諸氏は安徽直隸兩派調停の爲め二十一日夜十一時十五分天津着の臨時列車にて來津直に省長公署を訪へるが調停條件は

（一）新國會の維持（二）段祺瑞氏を副總統に任ずる事（三）曹錕氏を直隸山東河南陝西の四省巡閱使に任命する事（四）新內閣組織の承認（五）徐樹錚吳佩孚兩氏を相當の官職に任用する事

の五件にて現狀にては直隸派は容易に應諾せざるべく假令出來得るとするも尙幾多の曲折を經結局大人物の出でゝ調停の事に當るを待つより外なからん（二十五日東朝）

▲**王揖唐逮捕命令**　（上海特電二十四日發）江蘇督軍李純氏は王揖唐捕縛の命令を發し居留地當局に其執行を求めたりといふ

▲**馬良將軍を討伐**　（上海ロイテル特電二十四日發）安福派の將軍にして戰勝ぜるは馬良將軍のみにして同將軍は德州兵器廠を占領せり奉天督軍張作霖氏は馬良將軍を討伐爲め軍隊を派遣したり（二十五日時事）

▲**王揖唐氏逮捕令**　（上海特電二十四日發）江蘇督軍李純氏の名にて北

方和議總代表王揖唐氏の逮捕命令發せられたるが王氏は目下上海共同租界内にあるが以て事實上逮捕されざるべし逮捕の理由左の如し

第一　上海の有名なる無賴漢團體と聯絡し窃かに楊州鎭江地方に密使を派し治安を紊さんとし且暗殺團を組織して南京督軍署附近に爆彈を投ぜしめんと企てたり

第二　無錫方面にも無賴漢を派し事を起さんと企てたり

第三　窃かに軍隊三箇師團を組織し安徽方面より江蘇軍を來制せんとし同時に鎭江楊州其他の地方に兵を派し相呼應せんと計畫せり

第四　數萬元を消費して江蘇省各派の浮浪兵を狩り集めんとせり

右逮捕命令の發表に拘らず王氏側は極めて冷靜にして王氏の秘書官は極力逮捕の無法なるを主張しつゝあるも王氏が無賴漢と聯絡し居れるは事實にして氏は大金を投じ上海無賴漢の首領を庇護し居れり(廿六日日)

▲直隸派の要求　(上海特電廿四日發)　直隸派は最少限度の要求條件として(第一)新國會の解散(第二)西北邊防軍の解散(第三)徐樹錚、曾毓隽、丁士源の三氏を逐斥し其他の十一名を重罪犯とする旨指定し同時に直隸派は決して北京に入らずと宣言せり又南方湘軍も安福派討伐に決したるが安福派に反對の點に於てのみ南方と行動を共にすべく中央政府に叛くものはあらざる旨反覆聲明せり

▲天津の調停會議　(天津特電廿二日發)　第二回調停使として來津せる靳雲鵬、姜桂題、馬龍標の諸氏は廿一日午後袁乃寬氏邸にて會議を開き時々電話にて段祺瑞氏の意見をも徵せり靳雲鵬氏は先づ段氏に對し各軍を原防地に撤退せしめ以て予等の調停を待つべく直隸軍にして進まざる限り進擊する勿れと云ひ更に靳氏は曹氏も亦和を望み居る故段氏先づ全軍の武裝を解除し誠意を示すべしと主張し之に對し段氏は奉天軍の態度に就き詳細報告ありたき旨希望し天津會議にては奉天軍總司令張作霖氏の來津を待ち商議の上歸京報告すべしと回答せり(廿六日日)

▲安福閣員の辭表　(北京特電廿三日發)　段派の勢力失墜と共に障壁たる安福派の辭職は運動き乍ら二十二日に至り朱深司法總長先づ辭表を提出し大總統之を許可せり李思浩財政曹汝霖交通兩總長は今日中辭表を提出す可く北京政府は薩鎭冰海軍總長及び田文烈內務總長を除すのみとなれり

▲三總長辭表許さる　(北京特電廿四日發)　本日財政總長李思浩司法朱深、交通總長曾毓隽三氏の辭職許可せられ財政次長司法次長それ〳〵總長代理を命ぜられ內務總長田文烈交通總長兼任を命ぜらる京畿衛戍總司令段芝貴は免職となり步軍統領王懷慶氏兼任を命ぜらる河南省長王印川氏を免職し張鳳台氏を後任とせり(廿六日時事)

▲張氏入京の目的　(泰天ロイテル特電廿五日發)　張作霖氏は出發前其入京目的に就き某氏に語りて曰く予の入京は段派軍隊の處分と後繼內閣問題なり段軍處分は入京後研究の上方針を定む可く內閣問題は靳雲鵬氏固辭して引受す却て予に內閣組織を要望しつゝあるも予は其の任にあらざれば斷して承諾せず多分王士珍錢能訓周樹模の三氏中より總長の選任を乞ふ可しと段祺瑞氏の處置に關しては予の恩人なれば飽まで其の他位と名譽を保存せしむ可しと張作霖氏は北京の糧食缺乏を救ふため東三省より粟二千石麥粉五千袋を一兩日中發送する筈なりとそれ張氏が外交團の甘心を得んとの一策なりと

▲段祺瑞免職發表　(北京ロイテル特電廿五日發)　昨夜大總統令を以て段祺瑞の京畿衛戍總司令の職を免じ步軍統領王懷慶を後任とせり(二十七日時事)

▲保定會議決議　(北京特電廿五日發)　曹錕氏に吳佩孚氏其他各省代表を保定に集め廿二、三兩日會議を開き第一安福派を解散する事第二禍首を懲罰する事第三外債を精算する事第四南北協議の進行を督促し全國の統一を希望する事等を議決し禍首の財產を沒收し人民損失を賠償する件は否決又內閣問題は徐總統の意見に任せ干涉せざることに決せり(廿七日日)

▲曹吳處分取消　(二十六日北京特派員發)　二十六日大總統令を以て七月九日公布せる曹錕吳佩孚等の處分命令を取消せり(二十八日東朝)

▲安福本部を閉鎖　(北京ロイテル特電二十六日發)　政府は本日安福胡同にある安福俱樂部を閉鎖せり(二十八日時事)

▲張氏の提出條件　(北京特電二十六日發)　張作霖氏は靳雲鵬氏と共に二十五日午後四時天津に着し曹錕氏と會見したる上上京する豫定なるが張氏は左記六箇條の要求を提出せりと傳へらる

第一　邊防軍西北邊防軍を解散す

第二　段祺瑞を幽閉し其處分は國民大會の決定に待つ

第四　西北辺境使官制に蒙古の特況變化したるにより適用する能はす法制局に於ても改正せしむ（三十日日日）

▲四重大案叫決　（北京特電二十八日發）　今日閣議に於て次の四重大案を決せられたり

一　公使館、領事館、丁士源、朱深、李恩浩、陸宗輿、錢震、姚國禎、王郛等、憲法第二條の定むる所に從ひ之を制する旨即日命令にて發表すること

二　前項の條文に關する實行の官吏處分を爲すこと大總統の內命あらば之を即日命令發表すること

三　日本軍隊の要求に係る濟日本電信電話日本人殺害事件は內外兩省より人を派して處理を極むること

四　日本軍隊の後任として駐軍司令官を置くこと

▲政府犯擁護問題　（北京特電二十九日發）　昨日午前八時より佛國公使館に於て前內閣各總長會議を開催せられ時局問題に關し種々之を協議したる結果左の如き決定に就て協議する所ありたり英國公使館に於ても外交團と協議中なる旨を明したり時局關係にて種々な流れ込む者は支那政府の要求する所に從ひ之を引渡す可きも主義に依り公使館に於て之を保護し我が小額公使の時局に關係にてつかまつる人に於ても犯人と認め其生命に來れる者は之を保護するは國際法上の慣例なりとて今日まで數名に行れたる所なり余は個人として御氣の毒なる可き主義、綱領各自其思考する所適當の方法を主張し散會したり（北京ロイテル特電廿九日發）　昨日の外交團會議に於て交民巷（公使館區域）に於ける警備者統一の件に關する議題に上り多數の公使は協定書に基き通過者を公使館區域より放逐せんことを可とせり

小幡公使は飽迄も自己の主義に固執し通過に絕對反對を唱へ一致を缺くの原則を採用するを可とすとて之に同意せり現在通過中の兵隊に之を適用す可きものと思考す

細かる。若し通過者を交民巷より放逐せんと欲せば支那各地の外國人居留地及び鐵道沿線に於ても適用す可きものなりと思惟す但し何れの場合に於ても兵數の多寡に關係なく兩國互に協議の上決し得る地位に非ずと

他の一公使は議定書に署名せざりし諸國公使の之れに對する立場は如何なるべしと問ひ他の一公使は該議定書は期限を定めずして支那人の交民巷に居住するを禁ずるものなるを以て外交團會議に於て支那人の交民巷に滯留を許す一定の日數を決定するも可ならんと愚惟すと云へり次で英佛米三國公使は既報の通り夫々其意見を開陳して本日の會議は終了せり（三十一日時事）

▲時局解決五箇條　（北京特電卅日發）東三省巡閲使張作霖、直隸督軍曹錕、前國務總理靳雲鵬三氏は時局解決に關し天津に於て協議中なるが左の五箇條を決定せりと

第一　國會を解散し亂源を絶ち將來第三期國會を召集し（新選舉法に依るか舊選舉法に依るかは追つて決定の事）

第二　新國務總理に靳雲鵬を推し

第三　上海の和議を取消し別に同一會議を組織す

第四　靳內閣當時の計畫に多少の修正を加へ過剩軍隊裁撤軍費輕減を實行す

第五　財政は整理を整理し軍費を減じ財源を開き冗費を節約す

▲安福派處分命令　（北京特電廿九日發）廿九日左の大總統令發表されたり

第一　徐樹錚、曾毓雋、段芝貴、丁士源、朱深、王郅隆、梁鴻志、彭施鈞、李思浩、姚國楨等の官職勳位勳章等を褫奪し逮捕の上法に據り處分せしむ

第二　吳光新の湖南督軍及長江上游總司令を免職し王占元に引渡し罪狀を調査せしむ

第三　前警察總監吳炳湘の陸軍中將及勳位勳章を褫奪し懲罰を示す

第四　熱河都統姜桂題をして將軍府管理を免任せしむ　三十一日日）

財政經濟其他

▲鑛山經營に抗議　（一日上海特派員發）外交部は日本が山東に於て鑛山を採掘し輕便鐵道を敷設し郵便電信を設置し學校病院工場を設け山東內地に在りて日本人が家を建て勝手に營業を爲し土地を占領する等の七事項は假令軍事施設に關するものありとも是等は戰後の遠約行爲なりとて特に日本公使に抗議を爲すべしと（三日東朝）

▲長春に造幣局設置　（長春電三日發）當地駐在吉長道尹蔡寶三氏は吉林官帖及び同所鈔票暴落し一般住民其の困難の現狀に鑒み先づ吉林官銀號總理彭翼中徐吉林省長と共に長春に造幣局を設置せんと北京政府に出願し居たるが今回愈許可せられたるを以て該敷地選定中の所吉長線長春驛吉長鐵路總局附近に設定近日中に工事に着手すべく竣成の上は大洋及び銅貨を急遽し以て最近發行せる吉林官帖省鈔票を買收し一般民の利益を圖るべし（五日時事）

▲團匪償金支拂停止　（北京特電七日發）千九百十八年支那政府が對獨宣戰を布告せる際當地に於ける各國公使は從來支拂ひを受け居たる團匪事件賠償金の支拂ひを五箇年間延期するの協定を爲したり當時露國公使は本國政府より何等送金なきを以て從前の如く支拂ひを要求し日本公使を始め各國公使も之を諒とし露國公使を援助せる結果露國のみ今日まで支拂ひを受けつゝありたる處支那外交部は本月二日を以て當地の各國公使に向つて露國には現在獨立の政府存在し居らず國內は混沌たる狀態にあれば各國の承認する政府の實現するまでは該賠償金の支拂ひを爲さゞる旨の通告を爲したり露國公使は現在の露國の狀態は千九百十八年當時と異ることなければ外交部の此通告を以て不當なりとし之を承認するを得ずと回答せり日本公使も當時露國公使を援けたる事情あれば大いに調停の勞を執る可く其他各國公使は過般會議を催したれば何等かの決定を見るに至る可し

▲銀行團設立協議　（北京ロイテル特電八日發）本日英、米、日、佛の四箇國領事會議を開催し新銀行團設立に關する件を協議せり（九日時事）

▲新借款團質問　（八日北京特派員發）支那政府より七日米國公使館に向て新借款團の性質及內容の說明を求め來れるより關係國公使等は七日會議を開きて是が協議を爲せるも發表の形式に就きて日米兩公使の間に意見纏らざりし爲何等の結果を見すして散會せり（十日東朝）

▲對支借款問議　（紐育電報十五日發國際通信）曩に對支借款のため支那に赴きたるモルガン商會銀行部のトーマス・ラモント氏は今夜當地に於て陳述書を發表して曰く

英佛日米四國の銀行團より成る對支借款團第一同組織會議は來る九月中旬

紐育に開催さるべし今回の借款團は毫も支那開發の計畫を有せず又支那國民の熱望により同國民との隔意なき協調を以てするに非されば同國開發の事業なさんとするの意なし而して英佛日の銀行團が米國財團と最初の協議を行ふ爲め當地に到着する迄は支那借款に關する何等の活動行はれざるべし多くの人は支那を以て形大無秩序なる國と考へ居れるが如きも予の如く短時日にても支那に在りたる者は支那の動勉理想主義輿論の發達並に地方政府の機能と同時に中央政府の機能なも遂行し得る政府を設立せんとして着々努力しつゝあるに感歎せざるもの無かるべし勿論北京政府は薄弱なり而も米國にして吾人國民の翹望しつゝある物質上精神上の援助を支那に與へんか吾人は近き數年の中に一大強國の出現を見るべき信じて疑はず云々（十六日日日）

▲曹派對米借款談　（十五日北京特派員發）天津よりの消息に依れば直隸省長曹錕氏は同地遊歴同に八百萬元借款を申し込みたるも拒絶され紡織會社を擔保として米國より五百萬元借款すべく交渉進捗中也と（十七日東朝）

▲米支借款成立　（北京特電十六日發）直隸省長曹錕氏は天津紡絲會社を抵當として五百萬元を米國より借款せり（十七日日日）

▲糧食救濟委員會　（北京特電十八日發）北京糧食救濟會は日英米佛國の委員を加へ十八日開會せるが目下北京及其附近の糧食は約廿二萬石に過ぎず一箇月を維持し得るも米及小麥粉の市價暴騰せるを以て廿四箇所の廉賣所を設くる事及定州より小麥十貨車宛毎日運搬する事に決し京漢線の輸送に關し外交團の名を以て安徽直隸兩軍に無事通過の保障を求むる事となり廉賣の爲徐總統は廿萬元を義捐せり（二十日日日）

▲曹氏の借款交渉　（北京特電廿一日發）曹錕氏は國有財産を擔保とし米國側と六百萬元の借款に就き交渉中にして既に現銀五十萬元を得英國人の手により保定に之を送附せりと（二十六日日）

第六拾七回決算報告

利益金勘定

總	收 入 金	一三六、三五一、〇五〇・〇七〇
總	支 出 金	一二四、九〇四、五九四・七三八
差	引	一一、四四六、四五五・三三二
固定資産消却金		二、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇
再差引		九、四四六、四五五・三三二
當期純益金		六、二七〇、三二二・九一四
前期繰越金		一五、七一六、七七八・二四六
計		

內

株主配當金（但年二割）	一、五七八、六九七・〇〇〇
臨時株主配當金（但年五割）	三、九四六、七四二・五〇〇
諸種積立金	二、五〇〇、〇〇〇・〇〇〇
使用人病傷老衰退職恩給資金	二〇〇、〇〇〇・〇〇〇
職工幸福增進資金	二〇〇、〇〇〇・〇〇〇
使用人職工臨時給與金	三五〇、〇〇〇・〇〇〇
役員賞與金	三〇〇、〇〇〇・〇〇〇
後期繰越金	六、六四一、三三八・七四六

右報告候也

大正九年七月

東京府向島
飾郡隅田村

鐘淵紡績株式會社

株式會社

臺灣銀行

第四拾二回（大正九年上半季）決算公告

貸借對照表

負債		資産	
資本金	六〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	拂込未濟資本金	一五、〇四九、六〇〇・〇〇
諸積立金	四七、七三〇、〇〇〇・〇〇	政府貸上金	一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
銀行券	四二、四四九、三四四・〇〇	諸貸金及コールローン	五〇七、三二〇、二三六・一七
支拂手形	二七〇、五六四・四七	代理貸付及取引先支拂承諾	二〇四、九八一、九七三・八五
諸預金	二四四、一九九、〇五八・三〇	預ケ金	二〇、五四二、九七八・二九
借入金及コールマネー	一四七、四〇二、四〇〇・〇〇	他店貸	一〇、七四九、六一〇・一三
賣渡爲替	二六、四〇四、八五〇・〇〇	有價證券	五九、一四八、四六〇・三五
代理貸付保證及支拂承諾	二〇四、九八一、九七三・八五	諸營業用所有物	二八〇、〇三五・二〇
他店借	五六、四一一、六二四・三九		
信託預金	二一、四五二、二九〇・四八		
信託受金	三〇、二二〇、一四三・一五		
假拂未濟	二二、〇一四、二五九・一四		
支配當金	二四〇、〇四一、六四・〇〇		
當期純益金	二、九七四、三一〇、三八九・七二		
前期繰越金	一、三二三、〇六〇・三〇		
新株募集差金	八六〇、三八九、四七二・九五		
總計			

損益勘定

假拂金	一五六、二〇八・二〇
地金銀	一六、七四三、八四一・八七
金銀在高	一九、四一六、五八一・七八
總計	八六〇、三八九、四七二・九五
當期純益金	二、九七四、九四一・六四
前期繰越金	一、三二三、三〇六・三〇
小計	四、二九八、二四七・九四
外 新株募集差金	一、二四六、九一五・〇〇
計	五、五四五、一六二・九四

右利益金の分配左の如し

諸積立金（内金百貳拾四萬六千九百圓ヲ株募集差金繰入）	一、九五〇、〇〇〇・〇〇
賞與金	一二五、〇〇〇・〇〇
配當金（年一割）	二、〇九五、〇〇〇・〇〇
後期繰越金	一、四一五、一六二・九四

右の通候也

大正九年九月

株式會社 臺灣銀行

頭取	中川小十郎	
副頭取	森新六郎	
理事	南條吾一	
理事	池田常吉	
理事	川崎軍治	
理事	守永松藏	
理事	江崎眞澄	
理事	久保田宗薫	

前書の事項を審査するに總て相違無之候也

監査役	大倉喜八郎	
監査役	谷口嘉兵衛	
監査役	坂藤太郎	
監査役	下田家年	
監査役	佐々木歸四郎	

横濱正金銀行

第八拾壹回（大正九年上半季）決算報告

負債

一資本金	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓
一積立金	四四、〇〇〇、〇〇〇
一諸貸越金	四、五三四、〇一五、七八
一銀行券	六、七一四、九八七、四〇
一諸預り金及手形内入金等	五六三、九二四、三四五、〇四
一諸買爲替再割引、支拂承諾、他店勘定等	六八二、四四一、四五四、二五
一支拂未濟配當金	一、二三九、〇二三、八七二、三九四、九一六
一當半季利益金	一、四一六、〇五四、四八〇、〇七
總計	

資産

一拂込未濟資本金	二六、〇一一、五〇〇、〇〇〇圓
一金銀勘定	一四八、七三一、五〇九、三五
内手許有高	一四五、五九八、五四二、六一
内銀行預ケ金	一〇三、一三二、九六六、七四
一諸公債證書及諸債券	一一〇、九三九、七九〇、五二
一諸貸金割引等	三一〇、〇九〇、八〇六
一買爲替他店勘定等	八一、八〇七、八二三、四四
一他金及外國貨幣	四、二五九、二八八、八四
一營業用地所家屋等	五、七四七、五二七、二六
總計	一、四一六、〇五四、四四八、〇七

損益勘定

一總益金	一五〇、三九五、八〇三、八八圓
内前半季繰越金	三、八七二、三九四、九七
一總差引純損益金	一三五、九六八、五五七、三〇
	一四、四二七、二四六、五八

利益金分配

一積立金	六、〇〇〇、〇〇〇圓
一配當金（年一割二分）	三、九八二、四〇〇、〇〇〇圓
一後半季繰越金	四、四四四、八四六、五八

右報告候也

大正九年九月

横濱正金銀行

頭取　梶原仲治
副頭取　鈴木島吉
取締役　相馬永胤
同　山川勇木
同　小田切萬壽之助
同　岩崎小彌太
同　巽孝之丞
同　渡邊龍三郎
同　松方巖
同　三井守之助
同　森村開作
男爵　一宮鈴太郎
同　兒玉謙次
同　武内金平
同　穗積太郎

前書ノ事項ヲ審査候處總テ相違無之候也

監査役　濱田德則
同　松尾吉士
同　酒井忠亮
同　安部成嘉

印刷中

支那研究者の好伴侶

波多野乾一著

現代支那

解說と提唱

四六版八百餘頁
定價一冊金五圓
日本內地送料　四拾錢
滿鮮支那送料　五拾五錢

改造途上に在る支那の政治外交財政の諸問題に關し、得られる限りの資料を集成し、之に明快な解說を加へ、之を對支國策の創生に歸納したものが本書であります。今日の支那のトピックにつき概括的な知識を纏め正確な結論を引出し得る種類の書物としては本書に自薦の價値があると思ひます。

（主要目次）第一章　對支國策の創生▲第二章　支那改造の理想と現實▲第一節　改造の先決條件――南北妥協問題▲第二節　改造の基調としての文化運動（一、北大系統の運動　二、文化運動の嚴正批判　三、社會革命派の運動　四、支那社會主義史　五、過激派と支那）第三節　國權恢復運動（一、大戰平和會議と支那　二、勢力範圍の撤廢　三、外國駐屯軍の引揚　四、外國郵便局の廢止　五、領事裁判權の撤去　六、租借地の還附　七、居留地の回收　八、關稅自主權の恢復　九、結論）第四節　共同監政主義に依る改善（一、理　二、新借款團問題　三、西藏問題）第五節　國際懸案の解決（一、山東問題　二、最近鐵道國際管理　二、蒙古問題）第六節　日支關係の改善（一、日支關係の一瞥　二、支那人の觀たる日支關係　三、督軍制度の廢止　四、裁兵問題）▲第三章　對支宣傳論　四、支那人教育）第七節　內政の改革（一、幣制改革　二、阿片問題　三、民權發達の經路▲第四章　最近政局史論△附錄（年表索引）△以上

「以下略」

發行所　支那問題社
東京市芝區櫻川町八七番地
振替東京四三二〇

故東亞同文會幹事　山田飲江先生遺著

再版

支那時文講義全集

本書は曩に順天時報の主筆たりし支那時文大家飲江先生多年研鑽の結果に成れるものにして先生歿後同文會有志者の刊行に係る本書は私電、公電、公函、公啓、照會、尺牘より呈文、咨文、策令、申令、布告、宣言書、廣告、檄文、碑文、傳記、判決文、法令等凡そ三十種の項目を設け悉く最近の文例を選び一々譯文を掲げ語句の說明を附し又別に著者の論評有り日支問題の益々切實に攻究せらるゝに際し對支事業に關係を有せらるゝ各方面の人々には直接隣邦の現代を解釋する上に絶好の參考資料たるべし又特に各中學師範其他に於ける國漢文科東洋歷史科等の教員諸君並に文部省檢定受驗者諸君に對して本書を推薦す

菊判紙數五百二十頁

正價　參圓五拾錢

郵稅（內地十二錢　外國廿五錢

東亞同文書院教授　山田岳陽先生著

西力の東漸と支那

正價　金壹圓五拾錢

郵稅　金拾貳錢

晩近世界の強國は大亞細亞の殆んど大部分を侵略せり是の時に當りて中流の砥柱たる者は日支兩國有るのみ詎ぞや支那は數千年來相傳の道法を擲ち內政今に到る迄未だ肅整せず擾亂反覆民人日に水火の苦しみを受く而して外には宵小縱橫の術を用ひ彼の歐米に憑りて我が日本を排斥せんとす東大陸の將來は知るべきのみ著者は時事に慨する所有り辛亥已來亞細亞の政象を痛論せる諸篇を輯錄して本書を編述す時論の荒謬なるもの亦尤も之れを辯斥せり時事に注目する者は此の編を看よ。

內容　◎自序、例言、西力の東漸、日本の地位及國是、平和の保障、東方亞細亞、支那民族の消長　漢人種の盛衰、支那歷朝建國の規模及版圖、政綱振肅の急務、南北の統一、對獨休戰の際に於ける支那の政象（ミラード評論）某報の通信（國際競爭之大勢）廣東電二則　中法協進會開會詳情　鐵道管理問題（米の日本包圍策）東洋に殺到　將來未來財政上之恐慌　南北戰事の眞相（章太炎氏の沈痛文字）支那國內衰亂の實情　嗚呼湖南三百年來未有の浩劫（洪水猛獸不足喩之）湘省民不聊生之現狀（饑荒　鹽荒　米荒）國度、南北議和の大勢を善導すべし、世界の大勢と支那の將來、支那の政局と來るべき亞細亞問題　支那四千年史の橫斷面（支那の現代　未來の推移）支那學に就きて（參考、清朝滅亡と考證學　清代史論二條）尙古思想、學界の風潮、泰東の學術、東洋思想の權威、極東の根本政策、日支の關係、時事箴砭、對英露關係、漢民族の統合、領土分裂の危機、亞細亞の脊梁高原、巴爾幹問題と東大陸、日支兩國の文明精神並に國際關係、新時代の精神、世界の平和を障碍する者は人種的偏見に在り、講和會議に於ける日支兩國の使命　以上

江陵義塾藏版・賣捌元
自彊館書店
東京市神田區錦町一丁目
振替口座東京三三一四五
電話神田三三七番

◀六大雄篇を見よ▶

外編 務省纂

獨人の觀たる日本及聯合國の對支經綸

定價金三圓五十錢（菊判總クロース上製美本七百頁）送料内地十八錢支那五十五錢

▼本書は獨逸、獨立キール大學内王立法學及經濟研究所副所長ワルデマール・コッホ博士等が自國の立場より見て攻究したる名著にして、尚ほ政治、財政、軍事、殖民、海運等之れを世界的に研究せんとする人士に對して絶好資料たり。

外編 務省纂

海峽殖民地概覽

定價金二圓八十錢（四六倍判總クロース上製四百五十頁）送料内地十八錢支那五十五錢

▼本書は先づ同地方の地勢沿革等を述し人種人口統治財政及び金融機關度量衡農業漁業商工業港灣交通及通信貿易宗教教育新聞及刊行物醫事等あらゆる方面の狀況を詳述したれば實にこれ海外貿易業者にとりて絶好羅針盤たるべし。

外編 務省纂

蘭領東印度事情

定價金二圓八十錢（四六倍判總クロース上製美本四百頁）送料内地十八錢支那五十五錢

▼本書は爪哇スマトラボルネオセレベス其他南洋諸島の實情を說き更に地勢歷史交通產業貿易等の各般に亘り盡さざる所なく特に本邦人のため入國旅行開業等の方法に就きて周到適切なる注意を與へ卷末には簡易なる馬來語獨案内を添附せり。實に南洋諸島に關する唯一の確實書たり。

外編 務省纂

北滿洲

定價金三圓五十錢（菊判總クロース上製美本八百十頁）送料内地二十四錢支那六十五錢

▼北滿地方に於ける帝國の勢力新に伸張するに伴ひ我が商工業家の活躍を試みんとする者多しと雖も良書の絕無なるは心ある者の嘆息する所たり。茲に外務省は周到なる調査を行ひ本書を編纂さる。該地方の內情一として漏らす所なし。

外編 務省纂

福建事情

定價金一圓八十錢（菊判總クロース美本四百頁）送料内地十八錢支那五十五錢

▼福建省は南清に於ける唯一の本邦勢力範圍にして天產物豐富に財力莫大なり。本書は本邦官吏の精細なる實地調査による材料を基礎とし歷史地勢產業教育衛生通商の各般に亘りて細說し加ふるに貴重なる地圖及統計の多數を收めたり。

三版

浦潮斯德事情

◎德富猪一郎先生序（四六判總クロース）定價金二圓
◎三島愛之助先生著（上製三百七十頁）送料十錢

▼今や浦潮斯德は、日露貿易の衝區を占め西比利亞鐵道は將に一變して、國際鐵道たらむとするの時機に達す。我が民族の勇往邁進日露貿易の基礎を牢立するは願ふに善く彼を知り己を知るの道如何に在るのみ。讀者若し活眼を以て之を繙けば洵に是れ日露貿易の津筏とならざらむ。

發兌 東京市神田區三崎町三丁目一番地 振替東京一五二一番 電話番町五四〇七番
啓成社會株式會社

熱帶生活

醫學博士
宮島幹之助著

四六判美製
實質數百頁

定價金壹圓五拾錢
（南洋賣價 新嘉坡銀壹弗五拾仙）

宮島博士は數の先生なり。マラリヤ熱の媒介たるアノヘレスを探ねて瘴煙蠻雨の熱帶地を跋涉せる篤學者、我國の熱帶病研究の權威なり。博士が數次の熱帶地旅行に依つて得たる、研究、經驗より編み出せる熱帶生活法、見聞錄等を懇切平明且つ興味深く叙述せる者即ち本書なり。熱帶地常住者は勿論、護謨園經營者、熱帶地關係貿易商、航海家、旅行家等苟も熱帶に關係あるの士は一讀以て得る處尠なからざるべし。

內容一班

熱帶生活法◆熱帶は文明を支配す◆科學の進歩は熱帶を征服す◆熱帶生活に適する資格◆熱帶の氣候と健康◆熱帶に於ける飲食物、被服、住居◆日射病の手當と豫防法◆熱帶のマラリア、其豫防の第一義◆糞土より來る病◆十二指蟲病と豫防法◆熱帶赤痢と療法◆脚氣、皮膚病、花柳病其他熱帶特有病と其豫防並に治療法

南洋行◆上海より◆香港より◆シンガポールより◆ジヨホール河を溯りつゝ◆熱帶の情調◆椰子の樹蔭に寢て暮す村人◆雪曝物語◆骨董南洋の鬼狩◆猪を仕留めた手柄の一條◆南洋の女◆半島斷片◆シンガポールの別れ

ナイルの流域◆棕櫚の葉の樣な埃及の土地◆ナイル河畔に太古と近世の對峙◆カナロー府◆篤學の寄生蟲學者ロース氏◆埃及の大蟲住血吸蟲と十二指腸蟲◆カイロよりアスワン迄◆心地よきナイルの舟行◆燒く樣な砂漠の汽車◆蕃界に此文明的設備◆熱帶植民地の好模範◆衞生設備の表と裏◆黑人の部◆オムヅルマン◆其他

偉人の面影◆熱帶醫學の泰斗ローベルトコツホ先生◆先生の風采、友情、用意、態度、信用、訓戒、慈愛、魚釣、趣味、教授振り◆其他醫學者の觀たる熱帶の記事滿載

發行所 南洋協會
東京麹町區八重洲町

日本發賣所 日本之醫界社
東京麹町區十三番地

南洋發賣所 南洋及日本人社
英領新嘉坡ラツフル館

前號要目

安徽派の沒落……一―四
庫倫事情……二〇―三一
接壤地域特殊地位の內容……三二―四三
南支那鐵道計畫……四四―五三
山東問題に關する
ミラード氏の陳述……五―二〇
南方派の職と人……五三―五五
庫倫通信……六五―六七
寧夏通信……六七―九六
支那時報……五六―六五
支那彙報……七〇―一〇二

支那　大正九年九月十四日印刷
大正九年九月十五日發行

編輯兼發行者　東京市本鄉區湯島天神町一丁目十一番地　清水壽
印刷者　東京市麹町區紀尾井町三番地　金澤求也
印刷所　東京市麹町區紀尾井町三番地　元眞社
發行所　東京市赤坂區溜池町二番地　東亞同文會調查編纂部
電話芝一一一四番　振替口座東京九七三〇番
大賣捌所　東京市神田區表神保町　東京堂書店
同　東京市京橋區尾張町二ノ二　東海堂
同　東京市京橋區元數寄屋町三ノ七　北隆館
同　東京市神田區南神保町一二　有斐閣

每月一回發行	定價	冊數	定價	郵稅料
	一冊	四冊	十錢	錢
	六冊（半年分）	二圓二十五錢		無
	十二冊（一年分）	四圓五十錢		

支店出張所

臺灣 基隆 臺中 嘉義 臺南 打狗
宜蘭 淡水 桃園 新竹 南投
阿緱 臺東 花蓮港 澎湖島

內地 東京 橫濱 大阪 神戶 門司

株式會社 臺灣銀行
（臺北）

支那 上海 九江 漢口 福州 廈門
汕頭 香港 廣東

南洋 新嘉坡 スラバヤ スマラン バタビヤ 孟買
盤谷

歐米 倫敦 紐育

支店出張所

明治四十五年一月十七日第三種郵便物認可
大正九年九月十五日發行（毎月一回十五日發行）

支那 第十一巻 第九號

消化と毒けし

初秋……清冷……
空も……
風も……
虫の音も……

今のむ仁丹
心から清爽！！

金言
沈默は聰明を養ふべき睡眠なり
（ベーコン）

支那

明治四十五年一月十七日第三種郵便物認可
大正九年十月十五日發行（毎月一回一日發行）

第十一卷　拾月號　第十號

內容

日支共存の運命……一
一九一九年支那外國貿易概況……五
山東問題に關するミラード氏の陳述……二六
米支貿易史（二）……四三
太平洋平和問題……五五
支那時報……六〇
支那彙報……七三

東亞同文會調査編纂部

ライオン歯磨

ライオン歯磨は夙て御承知の如く、世界衛生品檢査の最高機關たる倫敦衛生試驗所に於て嚴格なる審査の結果、歯磨としての理想的條件を具備するものとして、名譽ある「合格證明書」を下附されました。

斯くの如くライオン歯磨の品質の純良と效果の優秀さは、最早世界的に承認されたのであります。ライオン歯磨の有する清掃・防腐・殺菌・制酸・收斂等の化學作用は茲に明かに裏書された譯であります。何卒十分の御信頼を以つて、ライオン歯磨を愈御愛用の程を願ひます。

大正九年十月十五日發行

「支那」目次

第十一卷 第十號

日支共存の運命……一四
一九一九年支那外國貿易概況……五——二六
山東問題に關するミラード氏の陳述(五)……二六——四二
初期米支貿易史(二)……四三——五四
太平洋平和問題……五五——五九

時報

天津會議——廢督裁兵の內容——鳴桂戰事(廣東督軍更迭)——露支新關係(通商問題と露支待遇停止問題)——外蒙自治計畫——和約研究會——金融整理公債——支那に干渉すべし(米國パロース博士所論)——ミラ・ヅ・レビュウ誌の駁論——北支大飢饉……六〇——七一

彙報

支那新聞重要記事——重要命令——外交關係——露支問題——內政問題——國民大會說の惡化——軍政府移轉問題——北支饑饉——財政經濟其他……七二——一〇四
日本新聞重要電報——外交關係——南北情勢——財政經濟其他

直輸出入業

大阪市西區靱中通參丁目貳壹

小津武林起業株式會社

佐堀 長 二二三五 三、〇二九 六

營業種目

棉花、絹紡原料
麻、肥料、雜穀
毛皮、革、牛木蠟
各種油及其原料
其他支那產物

神戸出張所　神戸市海岸通二丁目　電話三ノ宮 長 一、八一五番 三、三三八番

東京支店　東京市深川區佐賀町二丁目　電話本所 長 三、七〇六番 二、二九五番

横濱出張所　横濱市相生町六丁目　電話 長 一、五九〇番

海外支店 同出張所　上海、漢口　沙市、宜昌、萬縣、重慶、樊城、老河口、鄭州

エビスビール

サツポロビール

アサヒビール

大日本東京

大日本麥酒株式會社

資本金八千萬圓
拂込濟資本金五千圓
積立金七百六拾五萬圓

朝鮮京城南大門通
振替貯金口座
京城三三三番

預金、貸出、割引、海外諸爲替、地金銀ノ賣買其他一般銀行業務竝朝鮮滿洲及浦潮斯德ニ於テ金庫事務ヲ取扱申候

朝鮮銀行

總裁 美濃部俊吉

支店出張所

內地 東京、大阪、神戸、下關
朝鮮 釜山、大邱、仁川、平壤、鎭南浦、元山、群山、木浦、羅南、清津、會寧
滿洲支那 大連、旅順、營口、遼陽、奉天、奉天新市街、鐵嶺、開原、四平街、鄭家屯、長春、吉林、安東縣、龍井村、哈爾賓、傅家甸、齊々哈爾、滿洲里、上海、青島、天津、濟南
露領 浦鹽斯德（貨幣交換所＝ハバロフスク、ニコリスク）
米國 紐育

右ノ外倫敦、巴里其他內外樞要ノ地ニ爲替取引先有之候

大正九年十月十五日
第十一卷第十號

日支共存の運命

一

嘗ては日支兩國の關係を論ずるに同種同文を以て標語とし、更に脣齒輔車の關係を以て之れに擬したりき、然るに近年に至りては日支共存の標語行はれ、日支兩國交々富强と繁榮とを致し、相共に東亞に國をなし相共に慶福に倚らざるべからずとなす、是れを從前の單なる人種文明の關係若しくは單なる地理上の地位のみより論じたる、日支關係觀より見れば後者は元より前者を其因由となす事多きにありとは云へ、一段の進步にして現實的に近きものと云はざるべからず、元より國家間並に民族間の關係に於ては、歷史、文明等も重要なる素因をなすものにして、血は水よりも濃きの原理は國際關係にも影響すれども、今日に於ては經濟問題こそ實に國と國、民族と民族との關係の基調をなすものにして、日支共存の標語の此基調に立脚するは、此新標語の極めて有意義なるを證するものと謂つべきなり。

然れども日支共存は決して單なる理論の問題にあらずして、實際問題なり、單に之れを口に唱へ筆に論ずるのみにて足るべきものにあらずして、實際問題に基かざるべからざるものにして、若し共存すべき運命にあらざるに於ては、如何に之れを高

調すると雖も決して其目的を達し得べきものにあらず、之れに反して既に兩國共存すべき運命にあるに於ては、時に多少の之れが障碍ありと雖も、結局其目的は達成せらるべきものなり、所謂日支共存にして單なる空語なるに於ては、如何に之れを高調するも其効果無かるべきと共に、日支共存にして必然の運命なりとせば結果の自らこれに副ふべきものあるべし。

二

日支共存の意義元より多岐なるべしと雖も經濟關係は其基調をなすものにして、日本は其製品の販路を支那に求め、而して、支那は其原料產品の需要地を日本に求め、相互に利し相互に其存立を圖るべしとなすもの、蓋し其重要なる內容の一なりとす、今此事實を日支間の貿易關係を見るに、一九一九年に於ける支那海關統計によれば

	一九一九年	一九一八年	一九一七年
支那總貿易額	一、二七七、八〇七、〇九二兩	一、〇四〇、七七六、一一三兩	一、〇一二、四五〇、四〇四兩
日本對支貿易額	四四一、九四七、〇二九兩	四〇二、二五二、六七〇兩	三二七、四四〇、七一〇兩
日支貿易額の全貿易額に對する割合	三・四五割	三・八七割	三・二三割

の數字を示しつゝあるを見る、顧れば昨年五月以來支那に排日運動行はれ、日貨排斥之れに伴ひ、而してこれが爲には種々極端なる排貨手段講ぜられ、或は日貨非用同盟となり、或は日貨取扱支那商人の脅迫となり、或は日貨燒燬となり、有らゆる狂暴手段講ぜられたりき、然るに一九一九年に於ては日支貿易額は之れを前年に比し四千萬兩の增加を示し支那對外貿易總額の三割五分を占めつゝあり、而して之れを單に日本商品の支那輸入額について見るも、一九一八年の二億三千八百八十五萬兩に對し、一九年には二億四千六百九十四萬兩となり、八百十萬兩の增加を示し、日貨排斥の行はれざりし、而して歐洲戰爭未だ終熄せずして、歐洲諸國の對支貿易復舊の曙光を呈せず、更に又我太手綿絲、紙類其他の對支貿易上の重要商品の輸出制限を蒙らざりし、一九一八年に比し何等の減退なく、却て增加せるを見る、斯くの如きの事實は果して何事を語るものなるか。

三

最近支那を視察して歸來せる某外交官は、日貨排斥の實況を見、日本商品が改裝して僅に支那商人の爲に取扱はれ、而して一般支那人に需要せられつゝあるの狀あるに對し、斯くの如くんば堂々たる日本帝國の面目毀れにありやと論じたりと聞けるが、吾人は斯くの如き事實並に如上の數字こそ實に日支共存の必須の運命なるを語るものにあらざる無きやを思ふ

吾人は支那人の排日排貨の運動に對しては、速に之れが防遏の方法を講ぜざるべからざるを感ずると共に、支那人の斯くの如き行動の善隣の誼に背き條約の明文に反する事たるを信じつゝあるものなるが、今姑く其點を措いて論ぜず、事實に就いて見るに支那人が＝元より其一部の誤解を抱けるもの若しくは爲にする處あるものゝみなるか＝頻に日貨排斥を唱へつゝあるに對し、日貨の支那輸入額は依然として增加し、且又日貨が僅に表面上日貨にあらざるを假裝し、而して其日貨なるを知る多くの支那人＝勿論其內には日貨排斥の主唱者もあるべし＝に使用せられつゝあるは、如何に口頭文章を以て日貨排斥を論ずるも事實に於て其目的を達すべからざるを立證するものにして、吾人の日支兩國は共存の運命にありとなすもの實に此點に存す、日本商品の支那に於ける地位が若し一部人士が排貨を叫ぶや、直ちに排斥せられ得るが如き薄弱なるものなりとせば、假令排斥を受けざるも早晩其販路を失ふべく、萬一之れを失はざるとするも兩國の經濟關係は共存と云ふが如き强き重大なる意義を有する標語を以て顯はすべき關係にあるものとはなすべからざるなり。

支那に於て一方頻に日貨排斥運動の行はれつゝあるに對し、一方尙日本商品の輸入額の增加を見つゝあるが如きは、日本品は支那に其販路を求むるを必然の運命とすると共に、此に於て他の邦國の商品並に支那製品と十分に競爭に堪え得る素質を有する事を示すものにして、又支那人に對しては口舌文章若しくは其他の狂暴手段を用ひて排貨運動を企つるも、自然の運命、經濟上の原則は容易に之れを打破すべくもあらず、結果は決して不自然不當なる行動に副ふべきものにあらざる教訓を垂るゝものと謂はざるべからざるなり。

之れに對し或は若し支那に日貨排斥行はれざりしならんには、一九一九年に於て更に日貨の支那輸入額は增加したりしならんと說くものあるべく、斯くの如き假定は元より之をなし得べけんも、然かも一九一九年度に於ける日本商品の支那輸入額が不自然に增加せざりしとの推定を下すべき論據は吾人之れを發見する能はざるなり。

一九一九年に於ては前年には皆無なりし白耳義、丁抹、瑞典、和蘭、墺太利等との貿易漸次復活し來り、英國、米國、印度

の如き前年迄戰爭に專らなりしものが其對支貿易の回復に努めたるに對し、我國に於ては國內物價の暴騰して對外輸出貿易の一大不利益の原因をなすありしに加へて、綿絲、洋紙其他の輸出制限あり、然かも尙對支輸出額が減退を見ずして八百餘萬兩を增加せしは、吾人より見ては一九一九年に於ける支那輸入貿易の增率の一割六分六厘なるに對し、本邦品輸入額の增率は僅に三分四厘なるに見、又一九一八年は前年に比し、千七百萬兩の增加なりしに拘らず、一九年には前年より僅に八百萬兩の增加に過ざりしに見て、決して之れを以て滿足なる結果となす能はざるも、種々の事情を考慮の中に加へ之れを客觀する時、之れを以て不自然に少額なる日本の對支貿易額の增加とはなすべからざるが如し。

四

斯くの如く自然の大原則の存し、必須の運命の潛在する處のものは決して人爲を以て左右し得べきにあらず、假令一時人爲を以て左右するも其永續は望むべからず、以上吾人は現實の事實より溯及して、日支兩國間に經濟上共存の運命と原則の存在する事を說明せんと試みたるものなるが、之れを一般的に概言するも、我國は其製品の販路は之れを支那に求むる事最も有利にして、又支那市場に於ては總ての關係上本邦品最も安價に且便利に支那人に供給せらるべきを以て、支那人は日本品を使用する事有利なり、更に又支那產出の各種原料品は日本にして始めて之れが供給を受くるの必要にして、且利益なるもの多く、從て支那は之れを日本に仕向くる事有利なると共に、日本は又支那に其供給を仰ぐ事採算上最も利益なり、而して此原則は決して人爲を以て永久に之れを左右し得べきものにあらず。

されば我國にありては日支共存は必然の運命にして、假令一時其障碍ありとするも、早晩自然の大道に復歸すべきを確信して、時に日支間の貿易を阻碍するが如き事あるも徒らに周章狼狽せず、支那の一顰一笑に顧念せず、帝國當然の權利は斷然之れを主張し、帝國の面目は儼然之れが維持に努め、經濟上の利害より打算して國家の面目を失ふ事あるべからざるなり、而して支那にありては如何に口頭文章を以て反對するも日支間經濟關係は必然密接ならざるべからざる運命と原則とあつて、之れを奈るべからざる所以のものを自覺し、同じく日支共存の大本に基き、交々其國家の富强繁榮を期し國利民福を圖らん事吾人の切望に堪えざる處なり。（松本生）

一九一九年支那外國貿易概況

貿易額

一九一九年の支那對外貿易額（一旦輸入せられたる外國品の外國再輸出額三千二百五十三萬千八百六十三兩を除く以下倣之）は、輸入六億四千六百九十九萬七千六百八十一兩（海關兩以下倣之）、輸出六億三千八十萬九千四百十一兩輸出入合計十二億七千七百八十萬七千九十二兩なり。

右貿易額を前年即ち一九一八年分に對比するときは、輸入に於て九千二百十萬四千五百九十九兩、輸出に於て一億四千四百九十二萬六千三百八十兩、輸出入總額に於て二億三千七百三萬九百七十九兩の增額を見、輸出入額共に空前の成績を收めたり、而して支那の對外貿易は每年著しく輸入超過を示し來りしが、歐洲戰亂の影響を受け戰時工業原料品の外國輸出せらるゝもの激增したる爲、漸次輸入超過額を減じ、一九一九年に於ては工業原料品に加ふるに食料品の輸出多かりしより、輸入超過額僅に千六百十八萬八千二百七十兩にして、之を五年前即ち一九一四年の二億千三百餘萬兩の輸入超過に比すれば極めて僅少の額となれり。

左に最近十年間の支那對外貿易額を揭げ其盛衰を詳にせんとす。

支那對外貿易額十年比較表（單位海關兩）

	輸入額	輸出額	輸出入總額	輸入超過額
一九一〇年	四六、二九六、八九四	三〇、八三三、三八	八三、一三一、二六六	八、二一三、五六
一九一一年	四七、三〇五、九四三	三七、三八一、二六六	八四、八四二、一〇九	九四、二五七、七七
一九一二年	四七、三〇九、七〇三	三七、五一〇、四〇三	八四、八二〇、一一六	一〇、二九九、六〇八
一九一三年	五七〇、一六二、五五七	四〇、三五〇、五四六	九七、五一二、一〇三	一六、八五七、〇一一
一九一四年	五六九、二四一、三八二	三五、六二、四六八、〇一九	九二、四六八、〇一一	二一、〇一四、七五三
一九一五年	四五四、四七五、七一九	四二、八八六、一一六四	八七、三五六、八八三	三五、六二、五五五
一九一六年	五一六、四〇六、九九五	四八、一九七、三六六	九九、八一〇、三六一	三四、五〇九、六二九
一九一七年	五四九、五一八、七四四	四六、三九二、八三〇	一〇一、二四五、〇四四	八六、五八七、一四四
一九一八年	五五四、八五三、〇八三	四八、八八三、〇三一	一〇四、〇七六、一二四	六七、〇一〇、〇五一
一九一九年	六四六、九九七、六八一	六三、〇九四、二	一、三七、八〇七、〇九三	一六、二八三、七〇

國別貿易額

支那對外貿易上に於ける列國の地位は一九一八年に於ては日本、香港、米國、英吉利、佛蘭西、朝鮮、露西亞、海峽殖民地、加奈陀、英領印度の順序なりしが一九一九年に於ては日本、香港、米國、英吉利、佛蘭西、印度、露西亞、朝鮮、加奈陀、海峽殖民地の順序にして、其順序は大體に於て動かず、唯前年に於ては皆無又は殆と皆無なりし白耳義、丁抹、瑞典、和蘭、墺地利等との貿易漸次復活し來れるを見る。

一九一九年支那對外貿易額國別を示せば左の如し。

支那對外貿易額國別比較表（單位海關兩）

	一九一八年			一九一九年		
	輸入	輸出	計	輸入	輸出	計
日本（臺灣ヲ含ム）	二三八、五八、五七六	一六三、三九四、〇九一	四〇二、二五二、六七〇	二四六、九四〇、九九七	一九五、〇〇六、〇三二	四四一、九四七、〇二九
香港	一九二、一九一、八一六	二一六、九八八、〇二一	二七九、一七九、八三七	一五三、六三一、五四四	二三一、四九五、二九六	二八五、一二六、八四〇
米國（布哇ヲ含ム）	五八、六八六、〇四四	七七、一三四、二〇五	一三五、八二〇、二四九	一一〇、三六、六七七	一〇一、一八、六七七	二一一、三五五、三八三
英國	四九、八九〇、二九三	二五、二六四、五八九	七五、一五四、八八二	六四、二九一、二三九	五七、一八六、二四一	一二一、四七八、四八一
佛蘭西	一、五六八、八五八	三〇、四六九、六七七	三一、〇三八、五三五	三、三七五、八〇九	三四、二八五、九八九	三七、六六一、七九八
英領印度	七、九八八、八九六	六、〇三七、八九二	一四、〇二六、七八八	二六、九八〇、七〇五	九、五九九、四一三	三六、五八〇、一一八
露西亞	六、三八八、六七八	一四、六〇三、三二九	二〇、九九二、〇〇七	一四、〇六一、三三四	二一、三二一、五二八	三四、二八二、八六二
朝鮮	一〇、四五七、二二三	一三、六八五、四〇一	二四、一四二、六二四	九、四三一、四五〇	三二、六一七、九五四	三一、〇四九、四〇四
加奈陀	一〇、三五五、五六二	四、一〇五、六一五	一四、四六一、一七七	一八、八八七、八六六	四、一八一、〇三三	二三、〇六八、八九九
海峽殖民地	一〇、三三一、〇四四	六、四〇〇、五二二	一六、七三一、〇六六	一〇、一五、六五六	一一、二一〇、七九二	二一、三三六、四四八
土耳其、波斯、埃及、亞丁等	三八〇、〇六二	三、〇四七、八五三	三、四二七、九一五	七四〇、六三八	一〇、五〇七、二四九	一一、二四七、八八七
蘭領東印度	八、五六四、八九七	二、五九二、〇〇六	一一、一五六、九〇三	六、八六四、三一六	三、〇七二、三七七	九、九三六、六九三
澳門	四、二八四、九九三	四五二、七二六	八八、二七〇、九	五、〇五三、四二六	四、七一四、二〇六	九、七六七、六三二
伊太利	三五六、六七四	九、六三四、七八〇	九、九九一、四五四	九九一、五五六	五、一四四、二九二	六、一三五、八四八
佛領印度支那	二、七五九、二八一	一、五九五、五〇四	四、三五二、七八五	二、八七九、二七	一、七八六、一八九	四、六六六、一一六
比律賓	三、一九三、五二四	二、一五三、二二七	五、三四六、七五一	一、九〇、二五四	二、五四七、九一一	四、五三八、一六五
白耳義	—	—	—	二八、七六一	三、九八七、二一二	四、二一九、九七三
丁抹	一九二	五九八、五一二	五九八、七〇四	一八三、五八四	三、二一一、一七八	三、四〇四、六七二
遮羅	三九五、三六〇	一、九七二、〇三〇	二、三六七、三九〇	四二、〇六〇	二、七四二、一三七	三、一六四、一九七
瑞典	九、八六八	—	九、八六八	五七二、九二九	一、四八八、八四八	二、〇六一、七七七
和蘭	一、一一〇	三四	一、一四四	一一、〇三〇	一、七五八、五七五	一、八六九、六〇五
濠洲（新西蘭ヲ含ム）	九五六、五四五	一、三四〇、九五一	二、二九七、四九六	六三三、七八二	七三三、四四八	一、四六七、一三〇
墨地利洪牙利	—	—	—	—	一、〇三一、七三六	一、〇三一、七三六
諾威	八	九三	一〇一		四九六、三四三	四九六、三四三
南米	一五	二〇二、五八九	二〇二、六〇四	一〇、四九三	一八六、〇二一	一九六、五一四

獨逸								一六三、八六六	一六四、二三四
南阿弗利加	七、四六四		一二七、八五八		一二五、三二二	三六八		四九、九〇七	四九、九〇七
墨西哥	一三、六六三		三七		一三、七〇〇		一五、八三八	一一、一三八	二六、九七六
墨西哥及中央亞米利加		四六	四七		九三		八六七	四、〇五二	四、九一九
西班牙	二、六一〇		一八、四五一		二一、〇六一		三、二〇五	一、四九〇	四、七〇〇
葡萄牙							四七九		四七九
總輸出入額	五七七、六四三、八〇三		四八五、八八三、〇三一		一、〇六三、五二六、八二四		六七九、五二九、五四四	六三〇、八〇九、四一一	一、三一〇、三八〇、九五五
再輸出額	二二、七五〇、七二一				二二、七五〇、七二一		三二、五三一、八六三		三二、五三一、八六三
差引純輸出入額	五五四、八九三、〇八二		四八五、八八三、〇三一		一、〇四〇、七七六、一一三		六四六、九七七、六八一	六三〇、八〇九、四一一	一、二七七、八〇七、〇九二

支那外國貿易額國別に於て一九一五年以前には香港常に第一位を占め、日本は第二位にありしが、一九一六年以降日本は香港の地位を襲ひて第一位に進み、爾來毎年其地位を持續し來れるのみならず、其貿易額は遙に香港を拔き一九一九年に於ては日貨排斥、爲替關係本邦に於ける或種商品の輸出禁止等日支貿易を阻害する幾多の事情存せしに拘らず、香港の二億八千五百萬兩に比し四億四千二百萬兩の好成績を擧げ、第三位なる米國の二倍强、第四位なる英國の三倍半以上に達せり、日支間の貿易は輸出入共に堅實なる發達を示しつゝあるも、殊に日本向輸出は著しく增進し前年に比し三千二百萬兩を增加せり。

次に各貿易對手國に就き其貿易額の前年に比し增加したるものと減退せるものとを分ち之を列擧すれば左の如し。

(イ)增加したる國　日本、香港、米國、英國、佛國、英領印度、露西亞、朝鮮、加奈陀、海峽殖民地、土耳其其他、澳門、佛領印度支那、白耳義、丁抹、暹羅、瑞典、和蘭、埃洪國、諸威、獨逸、瑞西、墨西哥及中米、葡萄牙

(ロ)減少したる國、蘭領東印度、伊太利、比律賓、濠洲、南米、南阿弗利加、西班牙

等しく增加したる諸國にありても、殊に米國、英國、印度、露西亞等の增加額は最も著しく、殊に此等諸國よりの輸入額の增進は最も注目に値すべし。

主要列國の一九一九年貿易額を前年即ち一九一八年分と對比し其增減額を示せば左の如し。(單位海關兩)

	輸入額		輸出額		輸出入額
	前年比較 增○ 減●		前年比較 增○ 減●		前年比較 增○ 減●
日本	○	八、〇八二、四一九	○	三一、六一一、九四〇	○ 三九、六九四、三五九
香港	●	八、五六〇、二七一	○	一四、五〇七、二七五	○ 五、九四七、〇〇三
米國	○	五一、五五〇、六六二	○	二三、九八四、四七二	○ 七五、五五五、一三四
英國	○	一四、四〇一、九四六	○	三一、九二一、六五三	○ 四六、三三三、五九九
佛蘭西	○	一、八〇六、九五一	○	三、八一六、三一二	○ 五、六二三、二六三
英領印度	○	一八、九九一、八〇九	○	三、五六一、五二一	○ 二一、五五三、三三〇
露西亞	○	七、六七二、六五六	○	六、七一八、一九九	○ 一四、三九〇、八五九
朝鮮	●	一、〇二五、七七二	○	八、九三二、五五三	○ 七、九〇六、七八一
加奈陀	○	八、五三二、三〇四	○	七五、四一八	○ 八、六〇七、七二二
海峽殖民地	●	二二五、八八八	○	四、八二〇、二七〇	○ 四、六〇四、三八二

次に主要國の對支貿易額の支那對外總貿易額に對する割合を示し之を一九一七、八兩年と比較するときは左の如し。

	一九一七年 割	一九一八年 割	一九一九年 割
日本	三三	三八七	三四五
香港	二七一	二六八	二二三
米國	一五三	一三五	一六五
英吉利	〇七七	〇七二	〇九五
佛蘭西	〇二七	〇三八	〇二〇
英領印度	〇三四	〇一三	〇二八
露西亞	〇六〇	〇二〇	〇二六

前表に明なるが如く日本は前年の三割八分七厘より三割四分五厘となり香港、佛國も亦割合に於て減退せるも英、米印度、露西亞は何れも增加を示して對支貿易の漸次復舊しつゝあるを見るべし。

一九一八年に於て日本は支那對外貿易額の三割八分七厘を占め英本國、香港其他英殖民地、屬地を合算せる全英帝國の對支貿易額を凌駕するに至りしが、一九一九年に於ては英本國、印度、加奈陀等の對支貿易額大に回復し、前年に比し著しく增加せる爲、全英帝國の貿易額は日本及朝鮮の合算額を凌駕するに至れり卽ち左の如し（單位海關兩）

英國	一二、四七八、四八一	南阿弗利加	四九、九〇七
香港	二八五、一二六、八四〇	計	四八九、〇一六、九二三
印度	三六、五八〇、一二八	日本	四一、九四七、〇二九
海峽殖民地	二一、三三六、四四八	朝鮮	三二、〇四八、四〇四
加奈陀	二三、〇六八、八九九	計	四七三、九九六、四三三
濠州	一、三六七、二三〇		

尙支那對外總貿易額に對する比例を見るに全英帝國は一九一八年に三割七八、一九一九年に三割八二、日本朝鮮合計は一九一八年に四割〇九、一九一九年に三割七〇なり。

各港別貿易額

支那の外國貿易に於ける各港の地位は上海を第一とし、大連、廣東、天津、安東、漢口、膠洲、九龍等之に次き、汕頭、蕞自、綏芬河、梧州、牛莊、厦門、福州等更に順次之に次ぐ、左に一九一九年中各港別貿易額を示せば左の如し。

一九一九年貿易額港別表（單位海關兩）

	輸入額	輸出額	計
愛琿	二五、二〇七	七七七、九一二	八〇三、一一九
三姓	一六、九六八	一、六六一、五六五	一、六七八、五三三
滿洲里	一、五六二、八三六	五、二五九、二四四	六、八二二、〇八〇
哈爾賓	五三、一〇六	六五〇、三六一	七〇三、四六七
綏芬河	一一、三九一、五四七	六、四九二、三三八	一七、八八三、八八五
琿春	七〇九、三一二	三七七、九二二	一、〇八七、二三四
龍井村	二、二三四、四〇六	一、〇八〇、九七二	三、三一五、三七八
安東	三一、六〇三、七五八	二〇、九一四、一八九	五二、五一七、九四七
大東溝	一一、七六八	二九、九九五	四一、七六三
大連	八九、五二一、三二三	一〇八、五六九、五三三	一九八、〇九〇、八五六
牛莊	六、〇八六、九九五	一〇、四八六、五二九	一六、五七三、四八四
秦王島	三、三六九、六〇三	三、五四九、一〇五	六、九一八、七六八
天津	六六、八八二、七九	二七、五二六、三七九	九四、四〇九、二九八
龍口	五、一九七	二八四、二二三	二八九、四一九
芝罘	四、四三九、七六〇	五、四九一、五二九	九、九三一、二八九
膠州	一七、五四三、三六四	二五、四六〇、一四九	四三、〇〇三、五一六
重慶	六七四、五八六	三三一、三八八	一、〇〇五、九七四

| | | |

七十一萬五千兩となれり、然れども價額の增加は必ずしも數量の增加を示すものにあらず、試に二、三綿製吊の數量を戰前と比較するに左の如し。

	數量單位	民國二年	同八年	比較增○減●
綿織物	反	二七、九八二、三〇五	二一、六九九、七四三	● 五、八八二、五六二
同　晒	碼	一〇三、三三八、八三六	一一六、六五一、八八二	○ 一三、三一三、〇四六
綿絲擔		二、六八五、二六三	一、四〇五、四六一	● 一、二七九、八〇二
手巾及浴巾	打	三、四六八、二八〇	二、六二七、二四七	● 八三九、〇三三
同　擔		—	八一六	○ 八一六

	數量單位	一九一三年 數量	一九一三年 價額
生金巾	反	七〇、四三八	三三二、三〇八
シーチング	同	四六、一四四四	一、六一五、〇五六
雲斜布	同	一三七、〇四六	四七九、六六三
土布	擔	一三六、二六三	六三八、〇三六五
精巧土布	反	四一八、七〇三	九一五、二一七
綿絲	擔	五〇三、七六二	一四、七〇二、四六〇
計		—	二四、四二五、〇六九

	一九一九年 數量	一九一九年 價額	比較 增○減● 數量	比較 增○減● 價額
	一二五、七七三	八五七、五五八 ○	五五、三三五 ○	五〇五、二五〇
	一、三九二、〇五六	一〇、一七〇、七一六 ○	九三〇、六一二 ○	八、五五五、六六〇
	三〇八、六二七	二、四四六、八〇一 ○	一七一、五八一 ○	一、九六七、一三八
	一三四、〇四二	八、七三八、四九七 ●	二、三三一 ○	二、三五六、一三一
	七六八、四〇三	二、四九〇、〇一〇 ○	三四九、七〇〇 ○	一、五七四、七九三
	一、一九九、二九二	六七、九九五、二〇五 ○	七九五、五三〇 ○	五三、二九二、七四五
	—	九二、六九八、七八七 ○	— ○	六八、二七三、七一八

全年を通し綿織物貿易は極めて旺盛にして、相場は日と共に昂上し、產地に於ける年末の市價は年始に比し實に七割の騰貴を示せるものあり然れども銀兩を以て計算すれば白色布の如きは却て幾分の低落を示せり。

一九一九年は殆と全年に亘りて日貨排斥のことありしにも拘らず、日本綿製品の輸入額は前年に比し大に增加せり卽ち生金巾の輸入は前年に比し十二割を增加し、生「シーチング」は支那內地製品の競爭の結果一割四分の減少を見たれども晒金巾の輸入は殆と倍加せり、統計の數字により卽ち一九一三年に於ける一億八千二百萬兩の輸入は、之より約三千萬兩を增加せし一九一九年の輸入に比し、數量に於ては著しく多大なるを見るべし此等數量の減少は一部價格の高價なりしに起因するも、亦支那に於て綿製品の製織隆盛となり外國品の輸入を阻止せることと與て力あり。

一九一三年及一九一九年中稅關經由輸移出支那綿製品の數量を見るに左の如し。

て知り得るが如く英國綿反物類は前年に比し增加したれども晒金巾は本邦品の增加に及ざること遠し。

金屬及鑛物類　金屬類の總輸入は五千六百六十萬九千兩に上り、前年には千七百六十三萬七千兩、一九一三年には二千九百十五萬六千兩なりき、而して金屬類にありては價額の增大と共に數量も亦大に增加し、銅錠は主として貨幣鑄造用として輸入せられ、其額三十一萬七千七百六十九擔に上り、前年の十二萬千四百八擔、一九一三年の二十萬七百三十六擔に比し著しき增加なり、鐵類も亦著しく增加し、

錫板の輸入も亦大に増加したれども、本品は廣西產品が一旦香港に輸出せられ同地に於て精煉の上、再び支那に輸入せられたるものに係り、鉛銅及鉱力等も亦何れも著しく増加せり。

今一九一三年及一九一九年の金屬類輸入額を對比すれば左の如し。（單位海）

	一九一三年	一九一九年	比較増○減●
銅	二、一八一、四四	三五七、六五三	○ 一三九、五〇九
鐵及鋼（製製古鐵）	三、五二〇、〇四九	四、九四八、五三六	○ 一、二四八、四八七
亞鉛引鐵板及線	二九一、五八五	二一六、九四二	● 七四、六四三
鉛	一一八、三三五	一六五、九四三	○ 四七、六〇八
水銀	六五四	五九六	● 五八
錫	一四九、七〇一	二一四、〇三一	○ 六四、三三〇
錫塊	五二、七八一	一一四、九五五	○ 六二、一七四
鉱力	三六三、三六六	四一九、〇二八	○ 五五、六五八
鉛鐵	一、五九六	六一四、五一四	○ 六一二、九一九

一九一九年の前半にありては支那國内政界不安にして、取扱商も亦大に警戒を加へ市面の動搖常なかりしが故に、金屬類の輸入額は増加したるに相違なきも、若し貨物と船腹とを充分に獲得し得たりとせば、更に一層の發展を見たりしならん、歐米諸國に於て勞働者の同盟罷業等により產額激減し、從て產地價格大に昂騰したりしも、支那にありては銀高の爲殆ど何等の變動なかりき。

雜貨　左表は一九一三年及一九一九年に於ける主要雜貨類輸入貿易の位地を示すものなるが、食料品材料及染料は大に減少したれども、機械其他工場の發展維持に必要なる材料は大に増加を示せり、紙卷煙草及葉卷煙草の輸入額二千百萬兩の巨額に上れるを見るは、國内消費及輸出向として製出額の巨額に上れるものあるに對比して、驚異とすべきものゝ一なりとす。

	一九一三年	一九一九年	比較増○減●
軍用品	海關兩 六七三、四五四	二四九、六五八	● 四二四、八七六
各種袋類	三二、〇四九、七〇八	六七、三〇二、七〇一	○ 三五、二五二、九九三
同　上	—	一七、四五九	○ 一七、四五九
建築材料	海關兩 二、四四四、七八七	五、七八六、九二四	○ 三、三四二、一七三
蠟燭	噸 五〇、三八三	八二、三六一	○ 三一、九七九
空桶及桶板	海關兩 六三四、七一四	三、一七一、六二六	○ 二、五三六、九二三
米及糙米	擔 五、四一四、八九六	一、八〇九、七四九	● 一、〇五一、五一
紙卷煙草	千本 六、二〇九、〇三七	七七七、一九四七	○ 一、五六二、九一〇
葉卷煙草	同 三八、五六五	四九、一七六	○ 一〇、六一一
石炭	噸 一、六九〇、八九二	一、七二、八一三	● 五一八、〇六九
棉花	擔 一三四、七三五	二三九、〇〇三	○ 一〇四、二六八
アニリン染料	海關兩 五、四〇一、八二〇	三、〇四二、九一七	● 二、三五八、九〇三
人造藍	擔 三一九、五七六	一八、七九五	● 三〇〇、七八一
塗料	同 一三四、三四四	六一、五八〇	○ 一三、三四四
電氣材料	海關兩 二、三二二、三三九	四、九九一、八一一	○ 二、六六九、四七一
發粉	擔 二、五九六、八二一	二七一、三二八	● 二、三三五、四九二
ガソリン等	ガロン 四六五、五七七	二、一七四、七四八	○ 一、七〇九、一七一
燃料製劑	一二、〇六五	二七、一四八	○ 三五、〇八三
人參	斤 三三四、八一六	三五九、七九二	● 七五、〇二四
雜貨製品	海關兩 三六〇、五二九	三四六、一九八	○ 一、一〇〇、六九九
機械類	同 四六九、〇〇〇	一四、一〇〇、四三九	○ 九四五、〇四八
肥料	擔 九〇八、五五七	一、一四二、一一二	○ 三三三、九五五
鐵釘	寸哥 二八、四四八、一五五	一六、五八八、九四三	● 二、八七九、二二二
牛乳（煉造）	打 四八三、七二〇	四〇三、三六六	● 八一、九四

牛乳（鑵詰）	打	—	二三、一〇五	○	二三、一〇五		
石　油	ガロン	一八三、九八四、〇五二	一九、三〇九、七五三	○	一五、三二五、七〇一		
機械油同		二、四四九、五八六	五、六一五、四三五	○	三、四六五、八四九		
紙　海關兩		七、一六九、三五五	一〇、二一二、六五二	○	三、〇四三、三九七		
鐵道材料同		四、三一七、六九四	三、八八五、二三九	●	四三四、四五五		
昆布　若布攪		六三五、九七八	四二四、七一三	●	二一一、二五五		
石鹼及其製造原料	海關兩	二、六八四、五二一	二、三二九、四二六	○	六四四、五一五		
各種砂糖		七、一七七、二八	五、一八七、八七五	●	一、九二三、八五三		
木　材（硬）（立方呎）（平方呎）		二、六六〇、六八二	二、八七九、二三四	○	二八五、二四二		
		—	一〇、〇二五、二四七	○	一〇、〇二五、二四七		
木　材（軟）	平方呎	一六四、八四七、六二三	一二三、三七六、四九九	●	四一、四七一、一二四		
汽鑵車及滾水車		七六八、六二八	一〇、二九六、三四七	○	九五二、七一九		
鐵道客車及貨車	同	一、一九三、八二三	四八三、三四四	○	三六三、五四〇一		
自動車及自動貨物車	同	四八五、一八二	二、一五八、九九八	○	一、六七三、八一六		
自轉車	同	一二八、九五七	一六八、六四四	○	三九、六八七		
麥酒及黑麥酒	同	七二四、一七七	九二八、九九一	○	二〇四、八一四		
酒精（火酒ヲ除ク）	同	九九四、六四八	一、〇六四、四七一	○	九八、八二三		
小包郵便物	同	二、四一三、九六一	四、六九六、三九〇	○	二、二八二、四二九		

尚支那重要輸入品輸入額を前年と對比すれば左の如し。

支那重要輸入品輸入額前年比較表

（價格單位海關兩）

品名	數量單位	一九一八年 數量	一九一八年 價格	一九一九年 數量	一九一九年 價格
綿絲布類					
生金市（無地）（米）	反	七七〇	一、八四二	八八、一三六	四〇〇、二三九
同（同）（英）	同	六九〇、五六六	三、五一七、七四六	六、五八五、八四七	一、四四八、一六五
同（同）（日）	同	四九九、六七六	四、二九六、八三一	一〇、九三五、九五〇	二、〇九三、四四八
生シーチング（無地）（米）	同	八九、九〇〇	四三八、三九〇	四三六、七六九	一、九七九、五二九
同（同）（英）	同	八、八〇二	五四、九六六	四四、〇八六	二五八、〇〇五
同（同）（日）	同	二、二七、一〇二	一、〇六〇、五八三	一、九五九、六八三	一、一八九、五一一
晒金巾（無地）（英）	同	一、五四四、〇七五	九二、二九二、七五七	二、五一一、二五五	一、一四八、三九三、三一五
同（同）（其他）	同	六三五、六五五	三、七三〇、七一九	一、二六〇、〇五三	八〇三九、七〇〇
縞　紋織	同	一一三、〇六三	六二五、八九九	二四、二二二	一九七、八七六
晒アイリス布	同	一八、五四〇	一三一、八三四	九、二七三	六四、七七四
雲斜布（米）	同	—	—	八四、一九〇	四六、一五八
同（英）	同	一八、三一七	一二六、五九五	二八、四二七	二三六、八六〇
同（日）	同	九二九、五二三	四、三四五、三七六	一〇三、三〇二	五七四、五九九
シーンス（米）	同	一〇、二五四	四八、二二三	一三、三二一	七七、八九二

同	（英）	同	一二六、五一二	六三四、〇〇	二四〇、五一五	一、二五九、五六三	同	絹ポプリン（同）	
同	（日）	同	一、九六四、〇五二	八、五六九、五七二	一、四六二、八七四	七、三六、八八四	同	絹イタリアン（絹織）	
同	（其他）	同	一九一	六八七	—	—	同	絹エネルアン（同）	
天竺布（三十二吋物）（英）		同	一一三、四五五	三六、二八六	三七八、二七一	三六、〇一七	同	絹ポプリン（同）	
同	（同）	同	九三四、七三六	二、五七一、一八三	一、〇一〇、三六一	三、五六〇、七四七	同	絹ラスチング（同）	
同	（日）	同	一、七〇八	六三一七	二、一〇〇	四一、二五〇	同	絹イタリアン（無地黒色）	
同	（其他）	同	二三、六四四三	八二、四五二	一七、六七七	六六、八五五	同	絹ポエネルアン（同）	
同	（英）	同	五八、三五五	一、九八、四七七	八〇、一〇六	三六、三七七	同	絹ポプリン（同）	
同	（同）	同	一〇三、〇三四	四五、二五一五	八四〇、二四〇	八四〇、二四〇	同	絹ラスチング（同）	
同	（其他）	同	一七〇、六七五	二〇三、二二三	一八三、一八七	一八三、一八七	同	絹イタリアン（絹織）	
同	（三十六吋物）（英）	同	一四〇、〇三一	六八、八四八	四七、四一五	一五七、八〇五	同	絹ポエネルアン（同）	
同	（同）	同	一一〇、二四〇	六二八、九三一	一三三、二七一	七六、〇五七	同	絹ポプリン（同）	
同	（其他）	同	五三、二一三	一六九、六三二	七五、六七二	二三八、七三三	同	絹ラスチング（同）	
同	（英）	同	九五、九三六	一七、一七四	一一七、一六五	九、五四五	同	絹イタリアン（無地着色）	
同	（日）	反	二九八、九〇三	六〇、〇八六	一六四、〇九五	二九一、〇三〇	同	絹ポエネルアン（同）	
同	（其他）	噸	八五九、四六九	三四一、六二八	一七四、〇二二	七〇〇、五〇六	同	絹ポプリン（同）	
同	更紗	同	四〇四三	二一、一五九	二三一一	一五、六八六	同	絹ラスチング（同）	
同	染絹	同	九六二三	五八、二三一	九、九五三	五四八、九六七	同	絹イタリアン（絹織）	
同	絹織物、レップ等	同	五八、六二八	三四六、七五八	二五、五九六	一五三、六四七	同	絹エネルアン（同）	
同	絲金巾及天竺布	同	五四二、三六	一、八〇三、三五四	一、二五三、六六九	四四、三二五、四〇三	同	絹ポプリン（同）	
同	絹イタリアン（無地黒色）	同	六八三、七五七	四、八六四、〇四七	六〇一、八九五	二六四、二四五、二五七	同	絹ラスチング（同）	
同	絹ウエネシアン（同）	同	二五八、四八四	二、五一七、八〇〇	二九一、九八七	二八四、二五七	同	絹イタリアン（無地着色）	
同	絹ラスチング（同）	同	七三、三九〇	四九〇、四七四	一七四、七一二	一、一四〇、七九八	同	絹ポエネルアン（同）	
同	絹イタリアン（無地着色）	同	三三、二四四	一、九一九、九七四	二七九、一三八	一八〇、四五八	同	絹ポプリン（同）	
同	絹ポエネルアン（同）	同	二〇四、八四二	一、四一七、一四六	二七六、六三五	二七一、一五七一	同	絹ラスチング（同）	
同	絹ポプリン（同）	同	九三、三一七	八四六、一七〇	二七四、四六五	一、六三五、三〇九	同	絹イタリアン（絹織）	
同	絹ラスチング（同）	同	五九七、五六二	三、八〇六、五一八	一、二一三、九二八	七四四、一四一	同	絹エネルアン（同）	
同	絹イタリアン（絹織）	同	九九、八七八	五七七、八〇五	九九、六四四	五六二、六八七	同	絹ポプリン（同）	
同	絹ポエネルアン（同）	同	二六、三四〇	二四四、一七二	九、九三六	二二〇、九一四	同	絹ラスチング（同）	
同	絹ポプリン（同）	同	四八〇、六六五	四七八、三七〇、四四	二六六、四九六	二九七、二六九	同	絹イタリアン（絹織）	

綿ラスチング(英)	反	一四六、二六〇	九五六、〇七三	八三、九九八	五六四、八四九			
染金巾(無地)	同	六九、八〇九	四三八、八五	一〇六、一一〇	六二〇、三五二			
晒金巾(同)	同	七二、三一一	二〇一、六九六	五四、二二五	一八五、〇五六			
綿スパニツシユストライプス(六四吋)	同	二二、七九六	一六〇、五七九	四、九五七	三、三四九、九一二			
ノランネル(無地、染色又ハ捺染)	同	三七四、一九二	一八一、六〇二	六三二四二九	六六、〇〇一			
同　(捺染)	同	四八、三四五	一八四、〇八〇	一三、五〇一	二六八、一九五			
同　(日)	同	九二四一三	三三六、八九六	五六、六四四	二、九二八、一〇二			
綿染綿布	碼	八五〇八、五七四	一、五五〇、八四六	一六、三二六、〇四七	五二、八〇五			
クリプス及クレポンス	同	二〇四五、九一二	三八八、三九五	四七七、七六七	五八四、七八二			
日本綿縮	同	七二、三八二	九一〇	四、一九七、九七五	九八、五二七、〇八二			
日本綿布	同	八三、八七二、七六九	六二、九二、五六八	四二〇、八四	一四四、四四四			
支那綿布	擔	七、二九七	一四五四、二七四	九七、三四五	四九、六四〇、九九			
綿天竺綾	碼	三、五四二、二五〇	三九一、四一四	三八、一四四	四四七、八〇五			
綿毛布	枚	九八、六四二	二七六、四九五	二四八、七〇一	五四、八〇二			
同　(日)	同	四五九、八四二	七九、四五八	一〇三四、一六一	四三八、七八二			
綿製手巾	打	四四八、〇七三	九四、四四〇	三、三二三	一九、一三〇			
同　(日)	同	五七一、八八一	一四八、七〇一	六六	二九八			
タオル	同	九一、三一五	七九、四五八	一九、一三〇	二、三六四			
同　(日)	同	一、四六四、二八二	一〇三四、一六一	二九八	一、四四四、四四四			
其他綿製品	碼	四、五九六、五七三	九三四、四四〇	六六	一四、三五六			
綿繻絨(英)	擔	—	—	一九、一三〇	一、四七七、五四一			
同　(香)	同	四五一	一六、三九六、〇三六	二九八	七五、八六七			
同　(印)	同	三六〇、九六三	三五、三五八、八八四	八三八、一一三	三七九、七一〇			
同　(日本)	同	七四五、九五九	二九七、五四二	五三〇、九二七	二、九七〇、一八九			
同　(其他)	同	七二四五	一四七七、五四一	一五、八四四	一、九七〇、一八九			
同(瓦斯絨、マーセライズド及染付)	同	一七〇一三	七五、八六七	二〇、二二二	八一、二六六			
綿綫糸(球作)	同	七五七	三七九、七九八	七四〇	三九五、六八七			
同　(日)	同	四、〇二八	一、五六七、九五七	四、四二六	二、〇二四、三九四			
同　(木巻)	同	四八、八二一	—	六五四、八五〇	二二、〇五三、七二一			
合計								

絨毛交織物	—	—	—	二、二一四、八六二	—	—	三、一八一、七九三				
絹織物	—	—	—	三、二〇一、三二九	—	—	三、六一四、〇五五				
雜織物	—	—	—	五、〇三七、二三七	—	—	六、七二五、一八九				
金屬類											
鋼類	噸	一、三一一、七九〇		四、九五〇、四七六	—		八、九四〇、九一四				
鐵類（新）	同	一、六八七、五八一		二一、八五六、九四九	三五七、七一三		二五、七三〇、七六五				
同（舊）	同	一二七、四〇四		四六九、九〇四	六〇六、八二七		一、三八四、一九四				
鍋類	同	二五、六九三		一、七三八、一六一	一一五、〇八九		六、九一〇、六四六				
鋼類	同	二一八、七三九		三、二一二、七九三	二一四、〇三一		二、〇九〇、七八八				
鐵板	同	三一五、七三六		四一、二三四、二三四	四一九、〇二四		三、八二四、八二一				
其他	—	—	—	三、三六〇、三四八	—	—	七、七二六、九八九				
合計	—	—	—	三七、六三七、一一一	三五七、七一三	—	五六、六〇九、一一九				
雜貨類											
軍器	—	—	—	一四、〇九三、〇二四	—	—	二四、九六、五七八				
各種盆類	個	四、三六八、五〇七	—	四、三七九、七一一	六七、三〇二、七〇一	—	九、三六六、一三四				
同	噸	—	—	—	一七、四五九	—	一七三、六七八				
海參	同	四一、三三三	—	一、六八一、三五五	●四三、三四二	—	●一三、九四一				
海菜及雜類	同	一、八八七、〇二二	—	二、七九二、六六九	一、五〇五、四九八	—	二、七九、七六一				
各種蠟燭	同	六二、六三二	—	一、〇五七、九四五	八二、三六二	—	一、五四〇、一九七				
空桶及桶板	—	—	—	一、〇六五、一四六	—	—	一、八九五、〇八八				
米	噸	六、九四〇、〇二五	—	二一、七六、九三一	一、八〇九、七四九	—	八、三〇〇、二九一				
紙卷煙草	千本	九、二三一、九四一	—	二三、九八三、五六三	七、七七一、九四七	—	二〇、九二三、四四九				
葉卷煙草	同	四八、三九〇	—	七六三、六五八	四九、一七六	—	八七一、一九三				
石炭	噸	一、〇七五、〇五七	—	一二、五九三、四七九	一、一七二、八二三	—	一二、五一五、四一八				
棉	同	一九〇、一一〇	—	六、〇七〇、五一七	二三九、〇〇五	—	六、四九九、〇七三				
アニリン染料	—	—	—	七五一、九五八	—	—	三、〇四二、九一七				
人造藍	噸	一、五〇一	—	一四六、六四二	一八、七九五	—	一三一、二六九				
塗料	同	八三、一六九	—	一、〇六〇、七三〇	一五四、三四四	—	一七九、七二三				
電氣材料	—	—	—	四、一三三、一九四	—	—	四九、一八一				
海產物	噸	一、四四二、一五三	—	一二、五六六、七二七	一、四〇七、五一八	—	一一、一九四、六一〇				

| | | |

木材（硬）	立方呎	三、八六九、一二二	二、四五一、九六八	二、八七九、二二四	一、八七九、七二六	
同（同）	平方呎	—	—	一〇、〇二五、二四七	四八二、二六三	
同（軟）	同	一〇三、六八七、七三〇	三、五二三、八二三	一二三、三七六、四九九	四、八五六、六四	
貨車及炭水車	—	—	七一二、七六一	—	一〇、九六、三四七	
鐵道客車及貨車	—	—	二、〇〇一、七八一	—	四、八三三、二四	
自製車及自製貨物車	—	—	一、三七三、九八一	—	二、一五八、九八八	
自轉車	—	—	一三九、〇二六	—	一六八、六四四	
パラフィン蠟	擔	—	一、二九八、二三四	一〇九、二七二	一、二五八、七二四	
麥酒及麥酒	—	一一〇、二〇一	一、一二四、二三六	—	九三八、九九一	
酒精（火酒ヲ除ク）	—	—	一、三四一、七八八	—	一、〇六七、四七一	
葡萄酒	—	—	一四三、〇一四	—	二、〇一六、四三七	
小包郵便物	—	—	三、三四五、一八二	—	四、六九六、三九〇	

輸出貿易

一九一九年支那產品の海外輸出額は六億三千八十萬九千四百十一兩にして、前年に比し三割、一九一三年に比し五割六分の增加とす、若し之を金に換算すれば前年に比し五割五分、一九一三年に比し二十二割八分の增加にして、實に空前の記錄なり、而して其增加は大部分輸出貨物價格の昂騰に因るものなるも、決して原因の全部にあらず、主要輸出品十種に就き一九一三年の數量と比較するも直に明瞭にして即ち左の如し。

	單位	一九一三年	一九一九年	比較增○減●
生絲	擔	一四九、〇〇〇	一六五、〇〇〇 ○	一六、〇〇〇
種油類	同	一三八七、〇〇〇	四四三〇、〇〇〇 ○	三、〇四六、〇〇〇
豆粕	同	一、八一八、〇〇〇	二〇七二五、〇〇〇 ○	八、九〇七、〇〇〇
豆類	同	一〇、三五、〇〇〇	一五、一九、〇〇〇 ○	四、七九四、〇〇〇
小麥	同	一、八四八、〇〇〇	四、四五三、〇〇〇 ○	二、六〇五、〇〇〇
麥粉	同	一一九、〇〇〇	二、六九四、〇〇〇 ○	二、五七五、〇〇〇
綿花	同	七三九、〇〇〇	一、〇七二、〇〇〇 ○	三三三、〇〇〇
胡麻	擔	二、〇三五、〇〇〇	二、八三八、〇〇〇 ○	八〇三、〇〇〇
山羊皮	枚	七、七九四、〇〇〇	一三、八三二、〇〇〇 ○	六、〇三八、〇〇〇
茶	擔	一、四三二、〇〇〇	六九〇、〇〇〇 ●	七五一、〇〇〇

輸出貿易に於ては茶及休戰の結果として需要杜絶せる或金屬を除き、重要輸出品の殆と全部に於て增加し、又は復舊せり、此外特記すべきは穀類の輸出實に空前の額に上れることゝす、就中米は輸出禁制品たるに拘らず、特別許可による輸出額は百餘萬擔に上れり、生糸及其製品は輸出品中最も重要なるものにして、生糸の輸出額は實に一億兩を超過せり、次に主要輸出品を價額の順位に擧くれば、種油四千六百萬兩、豆粕四千四百萬兩、豆類三千九百萬兩、穀類（粉を除く）三千六百萬兩、棉花三千萬兩、皮革類二千六

百萬兩、種子及油粕二千五百萬兩、鷄卵及蛋黃蛋白二千五百萬兩、茶二千二百萬兩、金屬二千二百萬兩、羊毛千四百萬兩、砂糖九百萬兩、凍肉及保藏肉八百萬兩、綿製品七百二十萬兩、石炭七百萬兩、麥稈眞田七百萬兩、煙草七百萬兩、紙卷煙草六百萬兩、落花生六百萬兩、豚脂四百七十五萬兩、豚毛四百七十五萬兩、纖維四百萬兩、陶磁器三百七十五萬兩、麻布三百萬兩とす。

生絲　生絲は年初需要なく在荷堆積したりしが三月末に至り絲價昂騰し、在荷忽にして一掃せられ、六月以後新絲の先取引行はれ絲價益々昂騰したるも需要衰へぬ、全年の輸出額一億兩以上となり未曾有の巨額に上れり。

茶　一九一九年茶の輸出額は綠茶二十四萬九千七百十一擔、紅茶二十八萬八千七百九十八擔にして、前年に比し著しく增加せり、然れども露國の壞亂の爲前年を除ける他の年に比すれば尙著しき減退なり一九一九年輸出總額中英國は綠茶六萬九千四百一擔、紅茶十三萬七千六百八十四擔(何れも近年中の最高額なり)佛國は綠茶五萬三千六百三十二擔、紅茶七千八百八擔、米國は綠茶七萬二千九百三十一擔紅茶一萬五百六十四擔を占めたり、露國に對しては陸路及太平洋口に向け紅茶二萬二千擔以上積載せられたれども、恐らくは其殆と全部は仕向地に到着せざりしならん。

豆類及豆類産物　豆類の輸出額は一九一三年に比し實に四割六分の增加を示せり、歐州市場復興し且滿洲に於ける農業著しく發達したるにより、豆類の産出額は最近十年間に五割方增加せりと稱せらる、然れども豆類の實際輸出品とし始めて重要のものとなれる一九〇九年に比し增加せす、反之豆粕の輸出額は殆ど倍額となり、豆油の輸出額は十六倍するに至れり、豆粕及豆油の製造は今や支那に於ける重要工業の一となれり、從來豆類の需要先は露國を第一としたりしか、現在にありては日本を第一とす、日本にありては之を以て豆油を搾取し之を米國に輸出し、豆粕は國內に於て肥料に供し、豆粕の輸出額は一九一三年に千百八十一萬八千四百四十三擔、一九一九年に二千七十二萬四千七百六十九擔にして、其輸出先は殆と全部日本なりき、日本は米價高値なりしより農家は何れも好景氣にして、多量の肥料を購買することを得たるなり、英、丁の二國及關領東印度は豆の主要輸入國にして米、英及瑞典は豆油の主要輸入國なりとす。

小麥及小麥粉　小麥の耕作及製粉業の顯著なる發展は近時經濟史上の特色なり、而して滿洲に於ける小麥產出能力に關しては世人多く之を知悉すと雖、北支那及中支那長江沿岸に於ける產出額增大に關しては知る者多しとなさず、然れども一九一三年、麥粉輸出額を一九一九年の輸出額に比すれば、十一萬九千四百五十一擔に對する二百六十九萬四千二百七十一擔にして、其增大の著しきは何人も一驚を喫するならん、一九一九年の輸出額中日本と露國と各三分の一を占め、其餘は英國、比律賓、香港等に輸出せられたり、而して香港より更に佛領印度支那等へ再輸出せられたる額少からず、麥粉の輸入は一九一三年に二百五十九萬六千八百二十一擔なりしが、一九一九年には二十七萬千三百二

十八擔に減少せり、又小麥の輸出は一九一三年に百八十四萬八千七十一擔なりしが、一九一八年には四百四十五萬三千四百七十一擔に增加し、日本は其約四割四分、西比利は五割五分を占めたり、其他麥粉の値廉なりしを以て國內に於ける需要も甚だ旺盛なりき。

棉花　棉花の輸出は國內需要の漸增にも拘らず、例年に比し毫も劣らず一九一九年には百七萬二千擔に上り、其內日本九十一萬二千八百擔を占め、米國は十一萬二千擔を占めたり、棉花は支那の領土中十四省に產出すれども、現在主要なる產地は直隸、山東省西部、湖南、湖北、江蘇及浙江の各省に限らる、漢口は湖北、河南產區の咽喉に當り當に紡織業の一大中心地たらんとして、又上海及海外への輸出の主なる通路なり、天津は百五十の織物工場及三大紡績會社を有し、尙建設中の紡績會社あり、直隸及山東西部の棉產地區數年ならずして著しき發展を見るに至らん、然れども現在に於て上海は紡績工業の主位に居り、戰時中著しき發展を遂げたり、一九一三年中上海移輸入棉花六十一萬四千擔中十三萬五千擔は外國より輸入せられ一九一九年の移輸入額は增加して百三十三萬三千擔となり、外國よりの輸入額二十萬五千擔となれり、而して移輸入總額中七十一萬擔は再輸出せられ、上海工場に於ける消費額は六十三萬三千擔と推算せらる。

支那各港より海外へ輸出せられたる棉花の總額は前年の百二十九萬二千九十四擔より百七萬二千四十擔に減少せり而して其需要者は殆と全部日本なり、然れども綿絲の輸出は大に增加し前年の二萬七千七百四十五擔より六萬七千二百三擔となれり、茲に特記すべきは一萬三千擔の綿絲を英國に向け輸出せるの一事とす、支那各港棉花原輸出額を見るに一九一三年には九十五萬三千擔なりしもの一九一八年には二百十八萬五千擔となり、其外國輸出額を見るに一九一三年には九十五萬三千擔なりしもの、一九一八年には二百十八萬五千擔となれるを以て、支那產棉額の日々增大せるは毫も疑を容れず、而して一九一九年に於て少し減少して二百二萬二千擔となれるは、國內の重要增加せるものにして、支那に於ける紡績錘數は數年中に二十五萬錘を增加すへしと期待せらる、されば之に應すべき棉花の產出增加を圖らざるべからず、最近の推算によれば支那の棉花產出額は千萬乃至千二百萬擔と算せられ、世界に於ける棉花產出國の第三位を占む、棉花の高價なる前古未曾有の好機に乘して其の產額は益〻增加するならん。

胡麻　一九一九年胡麻の輸出額は二百八十三萬八千五百四擔にして一九一七年の二十二萬三十二百擔、一九一八年の二十三萬四千百三擔に比し著しき增加なり、是れ一九一四年迄主要消費國たりし和蘭、獨逸、佛國等へ輸出杜絕せる戰時狀態より回復せられたるを示すものとす、而して一九一〇年の輸出額は二百七十三萬七百六十三擔に上り、一九〇九年より一九一三年に至る五箇年間平均額は二百萬擔以上なりき、休戰後本品市場は他の總ての油種子と共に先づ第一に回復せられたるものにして、一九一三年は油種子の輸出に於て平均年と看做し得る年なるか、其額約十二萬

噸に上れり、一九一四年も終の四箇月にして貿易停頓せざりせば、大約前年の數額に上りたりしならん、戰時中特に一九一七八年は船腹拂底し殊に獨逸潛水艇の暴威を逞しうせるありて、胡麻の如き容積大なる貨物は輸出不振を極めて實際歐洲への出荷なく、唯僅に日本へ仕向られたるのみ、而して輸出停頓を來すや否や直に作付面積の減退を來せり然れど他日の回復期を豫想し大なる苦心を以て之を貯藏せるものあり、果して一九一九年に至り爲替高及印度品の競爭ありしにも拘らず、胡麻市場は大なる苦痛を感せざるに至り、更に又作付面積を擴張するの有利なるを見るに至れり、歐洲に於ける戰時中の缺乏は今や補足せられて需要少しく停止の狀にありと雖、各國の工場次第に復舊せらるゝに至らば、胡麻貿易か戰前の狀態に回復せらるべきは容易のことにして、其將來は支那重要輸出品の一として栽培者取扱業者共に大に注目するの價値ありと信ず。

植物油　豆油に就ては既に豆類の項に於て之を述べたり落花生油の輸出は百二十二萬四千百七十三擔、千三百九十四萬九千四百四十一兩なる未曾有の巨額に上り、主要消費國たる日本及米國への輸出額は共に著しく增加せり、米國への輸出は一九一六年に始まれり、青島に於ける製油能力の增大は最も著しく、又落花生產地に於けるも亦著しく增加せり、胡麻油貿易は未だ重要の程度に達せずと雖、大なる增加を示し、一九一九年の輸出額は前年の二萬六百二十二擔より增加して三萬七千七百五十五擔、四十三萬八千三百二十六兩となれり、米國は近來又本油をも購買するに至れり。

桐油の輸出額も亦未曾有の額に達し六十一萬三千四百五十五擔、七百九十六萬九百六十八兩となり、前年に比し質に二割五分の增加にして、前年も亦一九一三年に比し少しく增加せる年なりき、本品の貿易に於て特筆すべきは加奈陀が大購買者として現出せることにして一九一九年中二萬八千七百九十三擔を輸入せり。

皮革類　生牛皮の貿易額は一九一三年に於て最高額に上り、四十九萬八千三十八擔、千五百十八萬四千三百四十四兩に達し、歐洲主要國何れも大消費者なりき、戰爭勃發の後輸出價額は大に增大せるも、數量に於ては增加を見ず、而して米國及日本は主なる輸入國たり、されど一九一六年以後輸出額は次第に減少して、一九一九年には三十八萬三千三百三十三擔、千三十六萬千三百八十一兩となれり、山羊皮（鞣さゞるもの）の輸出額は一九一九年最も多額に上り千二百七十三萬二千二百九十枚、八百五十八萬八千七百四十兩となれり、而して米國への輸出額は前年に比し四割を增加せり、次に其價格に就て見るに一九一四年以前には比較的良品も一擔大約八十兩（上海兩）なりしが、近來價格昂騰して最良品は百八十兩（上海兩）較〻良好なるものも割合に高價なりき、戰爭中日本市場へ向け大量の山羊皮輸出せられたりしが、今や大に減少し現在にありては米國を以て主要仕向國となす。

麥稈眞田　本品の貿易は歐洲戰爭中極めて不振なりしが一九一九年に於て既に戰前の舊態に回復し、一九一三年の

輸出額十萬千三十七擔に對し十萬二千六百四擔に上れり、而して價額は五百七萬四千四百四十三兩より、七百七十一萬七千五百八十七兩に增大せりと雖、其利益は僅少なりと稱せらる。

羊毛　の輸出額も亦最高額を示し三十六萬五千八百二十六擔、千百六十萬九千九百七十九兩となれり、然れども年末に至り最大市場たる紐育に於て在荷過多となり、爲に市況沈衰せり、日本の購買額も著しく激減して本品の前途は暗澹たるものあり。

豚毛　一九一九年豚毛の輸出額は前年の七萬千六百十一擔、六百六十八萬二千四百六十四兩より、五萬千六百三十一擔、四百七十四萬八千八百九十兩に減退せり、然れども一九一九年の輸出額は一九一三年の額を距る遠きにあらず而して英國への輸出額は一九一三年の約三倍となれり、然れども消費各國に於て年末に近く價格激落し、市面の不味と銀塊の昂騰と相合して此減少を見たるものとす。

麻布　一九一九年苧麻布の輸出額は二萬六千二百七十七擔、三百十三萬八千八十二兩にして、其輸出先は亞細亞諸國に限られ、朝鮮は輸出額の五分の四を占む、苧麻布の原料たる苧麻の貿易は九割迄本邦人の手中にあり、其輸出額は二十一萬九百四十一擔、二百七十三萬二千八百四十七萬兩にして、前年に比し甚しく減少せり。

以下記述する所は其輸出額僅少にして未だ重要なる程度に達せずと雖近き將來に於て海外市場に大に發展するに至るべく將に注意を要するものなり。

樺膠の輸出額は二萬三千九十三擔に上り、江西福建二省に於ては其產出增加に努力しつゝあり、落花生の輸出額は前年の五十三萬六百六十九擔、前々年の四十七萬千三百十八擔に對し百三十萬二千二百六十九擔にして、戰前五年の平均額を超過するに至れり、而して本品の主要外國市場は佛、伊及和蘭とす、髮毛の歐洲に於ける需要は戰時中稍衰へたりしも一九一九年の輸出額は二萬四千五百三十七擔にして、戰前四年間の平均額に等し。

「レース」の輸出額は二百八萬五百九十一兩にして、前年は九十五萬四千七百十三兩、前々年は六十一萬八千四百四十一兩なりき、主として山東省東部に於ける家內工業の產出に係る、近來下等の絲を使用するより品質大に劣等となれるに拘らず、歐米及濠洲に於ける本品の需要は著しく增加しつゝあり、豚脂の貿易は年の後半に於て銀塊及爲替相場の尙未だ昂騰するに至らざりし以前、英國及歐洲大陸に向け多額の輸出を見、其輸出額は前年の十一萬九千八百十擔百八十四萬四千四百四十三兩より三十一萬七千五百二十擔四百八十三萬三千百二十七兩となれり。革及革製品の輸出は戰爭により大に增加せり、卽ち一九一七年には戰前の年平均額一萬六千擔に對し四萬九千三百八十一擔、三百二十六萬兩に上れり、但し翌一九一〇年には二萬四千擔となれり、然れども戰前の數量に比すれば尙大なり、甘草の輸出額は前年の五萬七千擔、前々年の七萬七千擔より一躍して十五萬七千擔となり、戰前の五年平均額二萬擔に過ぎざりしに比すれば著しき增加とす、支那產甘草は露西亞、土耳

其等より供給せられたるものに代れるなり、而して米國に於ては煙草及「チューインガム」の製造に使用せらる鮮肉及凍肉の輸出額は三十八萬千九百二十五擔、三百八十四萬九千六百六十七兩に上り、主として英國及露國に仕向けられたり、戰爭は上記二國の肉類に對する需要を喚起したるより其盛況を持續せるなり。

乾肉及鹹肉の輸出額は家禽を合して二十六萬二千五十擔價額三百八十一萬千三百六十七兩となり、五倍子は戰前主として獨逸に仕向けられたるが、一九一九年の輸出額は前年の四萬五千三百九十九擔、前々年の六萬五千八百九十擔に對し三萬四千五百五十五擔に過ぎず　植物油の輸出額は十六萬四千五百四十四擔にして、戰前の額に比すれば著しく少額なるも前年及前々年に比すれば著しく增進せり。

金屬及鑛物中安質母尼、銑鐵及鐵鑛、錫及鋼は、近來支那輸出鑛產物の大宗とす、安質母尼の輸出は戰時及戰前已に巨額に達し、價格も亦一九一八年迄益々昂騰したりしが休戰の後需要の減退に伴れ、本年末には前年に比し六割四分の下落を示せり、而して精、粗、鑛砂三種の輸出額は前年の二十七萬三千九百二十八擔、二百二十五萬九千五百四十六兩より十四萬七千五百四十一擔、六十三萬五千九百九十八兩に減少し、前年の三分の一となれり、銅錠及鋼塊は前年も大に減少したりしが本年も更に減少して僅に九千百五十三擔となれり、銑鐵の輸出額は二百七十一萬二百三十一擔、八百七十萬五千二十四兩にして、前年に比し數量は伯仲の間にあるも價額は半額となれり、本年鑛產貿易に於て特記すべきは鐵鑛の輸出增加せることゝす、即ち前年の六百二十六萬千六十二擔、百三十五萬九千五百九十六兩より、千五十八萬九千三百七十五擔(約六十三萬噸)、二百四十萬二千五百二十四兩となれり、鐵鑛は半は大冶鑛山より半は蕪湖附近の桃冲鐵山より產出し膠州亦少量を產す、其輸出先は日本にして、長沙及北滿の滿俺も亦日本に輸出せられ、「ウルフラム」鑛の貿易は全く戰爭の影響にして、次で價格低落せるにより輸出額は十五萬八千四百八十五擔より減少して三萬九千二十擔となれり、江西、湖北、廣東、廣西所在同鑛山は何れも採掘を中止せり、「モリブデン」鑛は屢々「ウルフラム」鑛と共存し、現在開掘せらるゝものなしと雖、廣西(柳州)、廣東、福建、浙江に埋藏せらるゝことを知られたり、錫は雲南鑛山の產品にして香港に輸出せらる一九一九年の產出額は著しく減少せり。

支那重要輸出品輸出額を前年と對比すれば左の如し。

支那重要輸出品輸出額前年比較表　(價額單位海關兩)

品名	數量單位	一九一八年 數量	一九一八年 價額	一九一九年 數量	一九一九年 價額
綿製品					
生金巾	反	一五、五四七	八五、四八六	一四、七九〇	一〇一、六六一
シーチンゲ	同	二八、三一三	二〇〇、七九七	一六、八七〇	一三三、五五〇

| | | |

| | | |

同	（黃、繰返糸）	同	一、二〇五	六七九、二四七	一、六〇二	六九三、三一〇			
同	（黃、機械製）	同	三、一九二	二、一〇八、〇六四	六、五六八	三、四八〇、八一一			
同（野蠶絲、非機械製）		同	五、二六一	一、二四五、二一二	五、六九一	一、三七六、一九八			
同（野蠶絲、機械製）		同	二三、三三七	七、六七四、〇〇二	二七、九九〇	九、一四〇、五一一			
繭		同	三三、七四〇	二、六二〇、四二四	三四、七二六	二、六六〇、八六一			
屑	絲	同	一、八五、七一八	九、二二八、七一二	一、五、二五五	七、七九二、四四五			
屑	繭	同	四三、一四五	一、一〇三、四九九	三〇、四〇〇	七六五、七一四			
絹	布	同	一四、七八七	一二、七九一、八〇九	一七、七一九	一五、七四四、五八三			
絹	紬	同	一九、七七二	六、一四九、四三八	二一、七四五	七、五一五、六四五			
牛	皮（生）	同	三九五、六三八	一三、四七〇、六七六	三八三、三三三	一〇、三六一、三八一			
山羊皮（鞣サ、ルモノ）		枚	八、九四〇、六七一	五、七〇九、九八八	二、七三一、二九〇	八、五八八、七四〇			
參	稗	瓲	五三、三三八	四、一六七、六五九	一〇二、六〇四	七、七一七、五八七			
動	物	脂	一四〇、七二〇	一、九五六、七九五	一二五、三七二	一、六〇二、七八五			
茶	（紅）	同	一七四、九六二	五、七三一、二八六	二八八、七九八	八、七九六、九二八			
同	（綠）	同	一五〇、七一〇	七、〇四三、九八三	二四九、九一一	二、〇五五、六一〇			
同	（紅磚）	同	六五、七四二	一、一五三、三七二	一三四、五七二	二、三四五、三二八			
同	（綠磚）	同	九四一八	一〇九、〇七二	八、八二二	一〇八、七六六			
同	（小京磚）	同	六三	一、二三三	一、四四〇	三三、九四一			
同	（粉）	同	三、一二一	二五、六八二	六、五三四	五三、七六七			
同	（未焙茶葉）	同	二〇一	二、二四四	二七八	四、一六六			
煙	草（葉及莖）	同	一八九、〇〇一	二、一九六、四四六	三六七、八三一	四七六四、二六八			
同	（刻）	同	六四、六五四	一、八七四、四三六	七五、二〇五	二、三六二、八七〇			
駱	駝毛	同	三八、三二八	一、五四二、八四九	三九、七七九	一、六八八、八〇二			
山	羊毛	同	一二、六〇六	四一九、一一〇	一九、六八六	六五八、七三六			
羊	毛	同	三一八、〇三六	一〇、二七六、七七二	三六五、八二六	一二、六〇九、九七九			

貨物取扱船籍別比較

支那の外國貿易は支那人の手により取扱はるゝもの比較的少く、大部分外國商人の取扱に係る、其主なるは本邦商にして輸出入共に日本汽船によるもの最も多く、之に次ぐを英國とし、支那は第三位に、米國は第四位にあり、而して一九一八中支那海外貿易總額の五割二分は日本船により二割三分は英國船により、一割一分は支那船、四分は米國

船によりしが一九一九年には日本船は減して四割三分となり、英國船は增加して三割二分となり、支那船によるもの八分、米船によるものは約六分となれり。

貨物取扱國別を前年と對照すれば左の如し。(單位噸)

國籍別貨物輸送力二年對照表

國別	一九一八年			一九一九年		
	輸入	輸出	計	輸入	輸出	計
日本	二九九、二〇一、五一二	二六八、九九〇、七二八	五六八、一九二、二三〇	三〇五、三九六、一四八	五六八、七七二、一七二	
英國	一二九、四〇二、〇五六	一一三、一九二、五二六	二五二、五九四、六二	二一九、七一一、九三一	二二二、五〇〇、九七三	四四二、二一二、〇六八
支那	七二、七一六、〇七四	五三、三八八、〇二八	一二五、八〇四、一〇二	六九、六七〇、三四四	四七、八八一、七二三	一一七、五五二、〇六七
米國	二五、八九六、六一四	二三、二五七、九〇九	四九、二五四、五二三	四四、八四四、八四五	三四、四五六、九八二	七九、三〇一、八二七
露國	六、五二二、三六八	一八、八四七、五二六	二五、三六九、八九四	一三、六八〇、四二八	三三、〇八三、三一二	六、七六三、七四〇
佛國	一〇、四六五、八六九	一九、四九九、〇八四	二九、九六四、九五三	一一、五四六、二四一	二六、三八三、一八五	三七、九二九、四二六
和蘭	一四、九三九、三五八	二、七八八、八九二	一七、七二八、二五〇	九、四七一、二四一	二、六〇三、五一一	一一、九七四、七九二
諾威	四、〇〇八、四三一	三、九一六、〇八二	七、九二四、五一三	二、六九四、四三〇	四、六八三、〇二六	七、三七七、四五六
丁抹	二、七七一、一七四	二、三四八、七六七	五、一一九、九四一	一、三七八、二七五	四、九九八、六二九	六、三七六、九〇四
瑞典	一、〇七九、三五八	一、二四七、六六六	二、三二七、〇二四	四八八、一八一	二、〇五二、三四四	二、五四〇、五二五
葡萄牙	九八〇、九五〇	七二六、七七三	一、六五七、七二三	六九六、四三九	九〇九、〇二五	一、六〇五、四六四
伊國	—	三三九、七八一	三三九、七八一	四〇四〇〇	四五八、六四四	四九九、〇四四
其他	—	—	—	一二一	五三、八九六	五五、〇〇七
計	五七七、六四三、八〇三	五〇八、六三二、七五二	一、〇八六、二七七、五五五	六七九、五二九、五四四	六六三、三四一、二七四	一、三四二、八七〇、八一八

山東問題に關するミラード氏の陳述

(一九一九年八月十八日米國上院外交委員會にて)

(六完)

議員マッカンバー。日本は今一つの協定、卽ち「國際間の公明正大にして名譽ある關係の規定」に從つてこれ等に關する協定を遂ぐることに同意してをります。若し日本が

「我が國は九十九ケ年の後山東を支那に還附すべし」と言つたら、それは日支間の名譽ある關係と言へませうか？

ミラード氏。それは名譽ある關係とは云へないと思ひま

す。

議員マッカンバー。英國或は米國の如き或は其の他如何なる國でもよろしいが、これ等の國はこれを以て日本が條約義務を忠實に守つたと考へるでせうか？

ミラード氏。そんな風には考へないと思ひます。

議員マッカンバー。では他の方面から觀察して見ます。假に日本がこの條約外にあつて、條約には調印しなかつたと想像しますと、日本は本條約の制裁は受けないけれども日本が認めて以て日支間の名譽ある義務と見做すところのものによつて拘束せられます。貴下は日本が斯かる條件の下に山東を手放すだらうと考へたことがありますか？

ミラード氏。私はそうは考へません。のみならず現在の如き狀態に於ては日本は他國から强制されない限りは山東を手放す意志は毛頭もつてゐないと考へます。

議員マッカンバー。では日本は日本を强制する國がなければ山東を返す氣はないと仰言るのですね。

ミラード氏。それは信じて疑ひません。加之私は此の上外交的交涉をつづけるのは日本を强制する力を弱めるだけだと信じます。

議員マッカンバー。若し日本が本條約に調印しなかつたら、他の國は日本を强制して山東を手放させる責任がないではありませんか？

ミラード氏。まだあります。日本は此の他にルート・高平協定に調印してをりますから。

議員マッカンバー。それは門戶開放を主張したものですね。

ミラード氏。そうです。それから支那の領土保全といふことがその中に特筆してあります。

議員マッカンバー。では若し日本が「我が國は當分山東を保有してゐる。そして氣の向いた時に還附する」と言つたら我が國はどうします。

ミラード氏。私は知りません。私は米國政府ではありませんから。

議員マッカンバー。貴下は米國政府について何事か知つてゐられるでせうが、吾が國の政策上、我が國は支那にまで干涉の手を伸して日本に對して支那を防いでやることは難しいではありませんか？

ミラード氏。事情によつては少しも差支ないと思ひます。

議員マッカンバー。貴下はモンロー主義を支那にまで擴張するが當然だとお考へですか？

ミラード氏。そんな必要はありません。それと同樣の主義がヘイ主義にありますから。

議員マッカンバー。吾國は支那にモンロー主義をもつてゐるとお考へですか。

ミラード氏。その通りです。

議員マッカンバー。では吾が國のモンロー主義は貴下の御見解によれば、單に西半球のみに關するものではなくて東半球をも含むやうに擴張されたといふのですね。

ミラード氏。東半球ではヘイ主義といふ名前がついてゐ

ます。モンロー主義ではありません。

議員マッカンバー。たゞ名前がかはつてゐるだけですか？

ミラード氏。そうです。

議員マッカンバー。それだから、米國がヨーロッパの問題に干渉するのはいけなくとも支那の問題には干渉しても少しも差支ないと仰言るのですか？

ミラード氏。そんな風には申しません。

議員マッカンバー。では貴下が速記錄にのせたいと思ふやうな風に言つて下さい。

ミラード氏。我國と支那及び日本との外交史上に於て吾が國は之等兩國を獨立國と見做して來ました。吾が國は吾が國と之等兩國との一切の外交關係、一切の條約に於て之等兩國が獨立して行動し、又獨立的地位を維持せる獨立國家であるといふ事實を基礎として來てをります。そこで、例へば、支那との通商條約によりて米國の地位並に米支間に於ける外交關係が樹立されたのであります。これは吾が國と支那との間の條約であります。此の條約が締結された時には吾が國は日本や英國や其の他如何なる國をも介せずして、支那と直接に行つたのであります。

議員マッカンバー。それによつて吾が國は支那の領土を保護することを承認してゐるのですか？

ミラード氏。私は吾が國の權利のことを今話してゐるのです！そんなことは今問題外です。

議員マッカンバー。よろしい。

ミラード氏。さて、その條約の中には、一例を擧ぐれば吾が國に非常に有利な條項があります。吾が國は支那の如何なる地に於ても、他の國民と同樣の條件で支那と通商する權利を與へられてゐるのです。其の他の事項についても吾が國は支那との條約によりて、他國と同樣の權利をもつてゐるのであります。そこで、第三國が此の條約に干渉して吾が國の權利を無視し、事實上此等權利を否認するが如き行動に出でた際には、我が國は支那に對して說明を求めます、他の國には關係はないのです。支那との條約に關しては第三國を承認しません。所が此の事件を外交的に取り扱つて、支那に對して、「スミス會社が貴國に渡りて電燈會社設立の爲め市會と借款契約を締結出來ないのは何故なりや」を詰問しますと支那は「我が國は少しも反對しないが日本がそんな契約を結ぶことは出來ぬと言ひます」と回答する。そこで吾國は日本に向つて「何の爲めに貴國は支那に界を設けるのであるか」と詰問する段取になるのです。吾々は支那に於て支那の權利の爲に戰ふのではなく吾が國の權利擁護の爲めに戰つてゐるのです。

議員マッカンバー。併し吾が國と支那との間に協定されてゐるのは、唯だ門戶開放主義によりて吾國が通商上最惠國と同樣の權利を有するといふことだけですよ。

ミラード氏。そうです。そういふ條約なのです。

議員マッカンバー。日本が少しも米支條約に干渉せず、又自ら干渉せずと言明したと假定します。そして、日本はこれに干渉はしないが、それと同時に支那領土の一部分に

於て支那の主權を奪つたと假定します。その時には吾が國は支那援助の爲めに日本と戰ふ必要がありますか？

ミラード氏。それは其の時の米國大統領の性格と氣質によりて大部分きまると思ひます。

議員マツカンバー。貴下は米國民は日本と戰爭を敢てして迄も、日本が支那の或る部分を支配せるや否やを試驗し吾が國の支那に於ける商業上の利益を守る必要があると思ひますか？

ミラード氏。現在貴方が米國民に向つてそのやうな質問を發せられたら、六年前米國民が歐洲戰場に數百萬の軍隊を派遣し、數十億弗の金を費す必要はないと考へたと同樣に、日本と戰爭する必要はないと國民は言ふでせう。

議員マツカンバー。吾が國は朝鮮には干渉しませんでした。

ミラード氏。そうです。

議員マツカンバー。それから滿洲にも干渉しませんでした。

ミラード氏。そうです。

議員マツカンバー。我が國が山東にも干渉しないだらうといふ理由は何ですか？

ミラード氏。國民が戰爭を主張するのには一定の時期はありません。種々の程度があります。例へば獨逸が挑戰した爲めに米國が遂に宣戰したとします。その時國民の中には獨逸の第一の挑戰によりて宣戰してもいゝと主張するのも大勢あります。けれども國民の大多數はまだ早いといひます。次で第二の挑戰に會ふと更に多數の人が戰爭を主張します。かくして國民の大多數が主戰論者になつて戰爭が實現されるのです。理由が段々積み重なつて行くのです。そこで極東問題につきましても、私の二十年間の研究によりまして私の頭に形づくられてゐるのは、吾が國が繰り返し〳〵宣言した支那の領土保全並に政治的自治が最後の試みに遭着してゐるといふことです。

議員マツカンバー。要するに貴下は、吾が國はモンロー主義を支那に擴張して、これは我が國の國民生活に必要であるといふ假定の上にモンロー主義を維持する爲に戰ふだらうと言ふのですか？

ミラード氏。それは我が國の安全、吾が國の慣例、世界の慣例を維持するために必要であると私は信ずるのであります。

議員ブランデジー。議長、私はちよつと此の議場を退席しなければなりませんから、その前に一つ質問を許して頂きたいのですが。

議員マツカンバー。よろしい。

議員ブランデジー。ノース・ダコタ州の上院議員は、若し支那に於て吾が國の商業が危險に瀕したら吾が國は開戰を是認されるか否かとお訊ねになりました。それに就いて私は、國務卿ランシング氏より石井子爵に宛てた覺書の次の一項に注目されんことを要求します。これは石井子爵からランシング氏に送つた覺書にも繰り返して述べてあります。

且つ兩國は相互に支那の獨立及び領土保全に影響を及ぼし、或は、支那に在住する如何なる國民の通商上產業上の機會均等を妨ぐるが如き何等かの特權を如何なる國家が獲得することにも反對することを宣言す。即ち日米兩國——日本——は支那の獨立及び領土保全に影響を及ぼすが如き特權を如何なる國が獲得することにも反對してゐるのであります。

ミラード氏。そうです。

議員ブランデジー。若し斯かる協定が或る國によりてなされてゐるとしたならば、吾が國が支那の領土保全を侵害せんとする行動を防止する爲めに干渉することは是認され得ると思ひますか？

ミラード氏。國家と國家との間に武力的の爭鬪が起るかどうかといふことを抽象的に論ずるのは困難であります。實際また戰爭は抽象論から起るものではありません。勿論之等各國政府の宣言を讀んで見れば、皆一致してゐるから意見の一致してゐる以上は危險の恐れはないやうに思はれます。しかしそうではありません。若し各國が其の聲明を忠實に守つてゐたなら、この東洋問題は二十年も前に解決されてゐた筈です。そしてモンロー主義を亞細亞に擴張したと同樣の結果になり各國はそれを承認してゐたでせう。ところが困つたことには各國はこれを守らないのです。試に二十三年前を回顧して御覽なさい。日本の勢力は寸一寸と吾が國の勢力に喰ひ入りつゝありました。丁度それは獨逸の勢力が着々とヨーロッパ諸國を侵しつゝあつたのと同樣です。かうなつてはもう言葉の上でこれを喰ひとめることは出來ないのであります。戰爭以外に防止の道はないのです。

議員マツカンバー。では貴下は、米國民はその條約義務——即ち條約權利——が支那に於いて商業上維持されてゐるにも拘らず、又日本は支那の領土保全を侵さないと聲明してゐるにも拘らず猶戰爭を欲してゐるといふのですか？

ミラード氏。そのやうな抽象的なお說を公衆の前で演說されたら、米國人は貴方のお說に贊成するでせう。

議員マツカンバー。貴方の意見が聞きたいのです。

ミラード氏。貴方の述べられたのは戰爭の出來ないやうな事實ばかりを選擇したものです。若しそれが眞に忠實に遵守されるなら私は戰爭を主張しません。ところが私のは見方がちがふのです。このことは愼重に考へねばなりません。單に一山東の問題ではありません。支那四億の民衆の運命の岐れる所です。亞細亞には九億の人間が住んでをります。私は多年彼の地にをりまして亞細亞人の心理も多少わかつてをりますが、若し一朝これらの人が支那に就いて戰爭を開始するとしますと、米國がどんなに干涉をしたつてもう仕方がないのです。獨逸がヨーロッパで戰爭をはじめた時にも吾が國はもはやどうも致し方がなかつたのであります。ちやうどあんな風になつてしまふのです。先づ最初は日本と支那との戰爭になります。或る日本人が支那の內部の小さい町へ入りこんで、そこで理髮店でもはじめます。そしてそれがいつか火事にあふとします。すると

騒ぎが起ります日本は干渉をはじめる。騒ぎは廣がつて同志討がはじまる。そうすると如何なりますか？支那人は米國宣教師を殺します。すると米國はこれを拱手傍觀して自國民の保護を他國にまかせてをくか、或は起つて自らを守るかといふ破目に陷ります。それから今度の歐洲戰爭の時のやうに、事件が刻々と發展していつて遂には米國も戰渦にまきこまれることになります。

議員マツカンバー。その點が聞きたかつたのです。それでよくわかりました。支那問題に關しては吾が國は孤立の態度をとつて中立を守らねばならぬとは信じないのですね。

ミラード氏。信ずることが出來ないのです。

議員マツカンバー。信ずることが出來ないのですつて？

ミラード氏。そうです。これは我が國が支那の紛爭に立ち入るまいと欲するといふことゝは別問題です。どうも仕方がないのです。私は長く彼の地に滯在して支那人の心理を存じてをりますが、支那人は民主的の國民です。純粹な民主的國民です。これに反して日本は第二の獨逸です。將來のことを想像しますと、亞細亞には日本を盟主とする第二の專制國、第二の獨逸が出現して訓練され武裝されたる九億の人民が吾が國に敵することゝなるでせう。過去二十年の歷史を見ても着々其の徵候が現はれてをります。

議員マツカンバー。で貴下は戰爭によつてそれを喰ひ止めやうと欲せられるのですね？

ミラード氏。戰爭以外の方法では喰ひ止めることが出來なくなれば戰爭をしなければなりません。

議員マツカンバー。若し白人種の同盟によりてそれで喰ひ止めることが出來るとすれば、貴下はかゝる同盟を欲しますか？

ミラード氏。私はそれによつて何等の危險もなしに、又條約を一字も修正せずに解決することが出來ると思ひます。

議員スワンソン。それはどういふ意味ですか？

ミラード氏。大統領が、講和條約の追補といつた形で、英米佛三國同盟の提議を携へて歸られました。この同盟の目的はヨーロッパの勢力均衡を維持することにあるやうです。この同盟に一寸一項を加へればいゝのです。

議員マツカンバー。さて少々横道へそれたやうですから本へ戻りますが、日本が山東を支那に還附するといふことは確實ですね。

ミラード氏。但し時期はわかりませんけれど、

議員マツカンバー。併し日本は條約義務を遵守すると誓つて居りますよ。

ミラード氏。そんなことは如何なる契約にも誓つてあります。

議員マツカンバー。日本はそれを單に支那に誓つてゐるのみならず世界各國に誓つてゐるのです。そこで若し日本がこれを實行しなければ日本は條約義務に叛いたことになりますね。

ミラード氏。左樣です。それに相違ありません。

議員マッカンバー。從つてこれ等諸國に對する條約を破つたことになりますね。

ミラード氏。そうです、日本は破るでせう。

議員マッカンバー。若し破つたらどうなります？

ミラード氏。それは知りません。

議員マッカンバー。若し破つたら此の問題は國際聯盟理事會に附議されるでせう、さうではないでせうか？

ミラード氏。多分そうでせう。

議員マッカンバー。そうすれば聯盟理事會は兎に角これを調停しやうと試るでせう？

ミラード氏。多分そうでせう。

議員マッカンバー。その時には聯盟理事會は日本に條約義務を履行させやうといふ方針で調停を試るでせう。

ミラード氏。正確にその通りです、私は——。

議員マッカンバー。若し英米佛伊諸國が日本に條約義務の履行を強要し日支間の戰爭を避けることが出來ればこれは最も健全な方法だとはお考へになりませんか？

ミラード氏。そうです。若し此等の四國を結合せしめることが出來れば日本に約束を守らせることが出來るでせう。

議員マッカンバー。その結合は此の講和條約に於て既に出來てをります。で若し支那が此の條約の締盟國に向つて「日本は條約に於て山東還附を誓つてゐる、よつて我が國は今その還附を要求する。若し日本が還附を履行せざるに於ては戰爭に訴へるつもりである」と申し入れたとする。するとそこに戰爭の脅威が發生するわけであるから、聯盟理事會は日本に對して「貴國は成文に於て山東還附を契約してをる。貴國は支那に對する協定並にこの協定を履行すべしてふ各國に對する協定を破らんとするや」と詰問する。この時に日本が理事會の命令に服しない時には日本は法外國とされるでありませう？

ミラード氏。そうです。理論上そうなるでせう。併し日本は其の際「よろしい、我が國は戰爭をしやう」と言ふことも出來ます。その時は各國はこの問題から手をひいてしまふかも知れません。

議員マッカンバー。要するに貴下は國際聯盟はあてにならぬと仰言るのですね。國際聯盟の下に其の義務を履行せんとする諸國は皆あてにならんと仰言るのですね。

ミラード氏。現在の如く多くの一定地域の了解 Regional understandings がある以上は國際聯盟はたしかにあてになりません。

議員マッカンバー。所がその一定地域の了解は國際聯盟の條章によりて無効になつてゐるのですよ。

ミラード氏。そうです。

議員ジョンソン(加州)。これまでに左樣な了解が無効になつたのを私は聞いてをります。

ミラード氏。併し次々にまた出來てをります。

議員マッカンバー。私が考へてゐることは、山東還附を單に日本の好意のみにまかせてをくよりも、英米佛伊日の協定がある方が支那にとつて都合がよくはないかと言ふ點

です。

ミラード氏。單に日本の好意のみにまかせておくのではありません。支那は巴里會議が開かれない前に日本から山東還附の證言を獲てをるのです。

議員マッカンバー。併し貴下は日本は約束を履行しないと假定してをります。

ミラード氏。それは巴里會議後に於ても同樣です。

議員マッカンバー。併し今の場合日本は山東を還附することが出來ない地位にあります。何故かといふと日本は條約によりて山東の權利を受けとつたばかりで、おまけに支那は條約に調印してをりません。支那が條約に調印して日本が完全に山東の權利を獲得してはじめて日本は山東を還附し得る地位にたつわけです。その時になつて日本が拒絕すれば日本は條約を破つたことになるのです。

ミラード氏。事實上日本は還附の意志さへあれば明日にでも還附出來ます。――否青島を占領した時に出來たわけです。山東を獨逸からとつて「そら山東をとり返してあげました」といつて支那に返してやることが出來たのです。

議員マッカンバー。併し、日本は獨逸の權利の引渡しを受けるまではそれを支那に返すわけには參りません。

議員ボラー。獨逸の權利は皆日本が沒收して居りましたよ。

ミラード氏。獨逸の權利に就いては吾が國の位置は參戰するまでは中立國の位置でありました。

議員マッカンバー。併し獨逸は山東に於て權利をもつてゐたですね。

ミラード氏。そうです。

議員マッカンバー。その權利は何者かに奪はれるまでは獨逸のものですね。而してこれを奪ふには何等かの成文の協定が必要ですね。

ミラード氏。理論的に言へば日本が宣戰した日に獨逸の權利は奪はれてゐたのです。

議員マッカンバー。獨逸が講和條約に調印した日にも奪はれたわけですね。

ミラード氏。日本が獨逸に宣戰し、獨逸の權利を沒收すると宣言した日に獨逸は奪れたのです。

議員ボメレーン。獨逸が權利を奪はれたのは獨逸が宣戰した日ではありませんか。

ミラード氏。私は法律上のことはよくわかりませんが、獨逸が山東に於てもつてゐた權利には二種あります。一は領土權であります、併しそれよりも重要なのは經濟上の權利であります。日本は山東省全部に亘りて經濟的權利を獲得してをります。山東省には青島から二百哩も距つたところに炭坑があります。それは獨逸人と支那人との協同經營になつてをります。日本はそれを占領して管理しやうとしてゐるのです。

議員マッカンバー。私は一寸この席を出てゆかねばなりません、その前に一つ別の質問をいたしたいと思ひます。尤もこれは一寸知つてをきたいだけのためにですが。此度の戰爭に就いて支那は何をしました？支那は獨逸に宣戰し

ましたか？

ミラード氏。しました。

議員マッカンバー。それから何をしました？軍隊は送りませんでしたね、送りましたか？

ミラード氏。送りませんでした。送りたかつたのですけれど。

議員マッカンバー。支那は佛國に勞働者を提供しましたね、そうではありませんでしたか？

ミラード氏。二十萬乃至二十五萬の勞働者を提供しました。

議員マッカンバー。その勞働者は單に政府から命令を受けたから行つたのですか？

ミラード氏。そうではありません。

議員マッカンバー。では佛國が彼等を外國勞働者として賃銀を得る爲めに入國することを許したからですか？

ミラード氏。そうでもありません。

議員マッカンバー。それは支那の軍令によつて派遣されたのですか？

ミラード氏。支那政府の承諾によつてです。

議員マッカンバー。語を換へて言へば支那政府は支那國民が佛國へ行くのを承知したわけですね？

ミラード氏。そうです。そして御承知でもありませうが之等支那人は獨逸軍が無法なことをした場合には實際戰つたことが二三度あります。彼等は武器を給ひ集めたり、實際に戰つたりしました。そして彼等の中で負傷したり戰死した者が數千人あります。尤も彼等は決して正規の軍人ではなかつたのですけれど。

此の點は注目する必要があります。佛蘭西は人力の缺乏を感じてゐたのです。佛蘭西は北京に軍事委員を派遣して支那に出兵させる計畫をしてゐたのです。日本に對しても佛蘭西は再三出兵を慫慂しました。けれども日本をして出兵させることが出來なかつたのです。日本はその度に逆も應じられないやうな代償を要求したのです。そこで佛蘭西は支那に向つたといふわけです。支那は喜んで出兵に應じました。併し支那には出兵の費用がありません。吾が國は伊太利其の他の諸國に財政的援助を與へねばなりませんでした。若し吾が國が二千萬弗も金を送つてやつたら支那は三四千萬の軍隊を出兵したでせう。

議員マッカンバー。支那は出兵しましたか、或はその他の何等かの方法で財政的援助を與へましたか？或は軍需品でも送りましたか？

ミラード氏。支那人は約二百萬弗の自由公債を買ひました。私はまだ日本人が自由公債を買つたといふ話は聞きません。

議員モーゼス。その佛蘭西へ行つた支那人勞働者は實戰に貢獻するところがありましたか？

ミラード氏。ありました。

議員ヒッチコック。日本が自由公債に投資したといふことを御承知でせうね？

ミラード氏。いゝへ知りません。支那ではそれを國民が

買つたのです。

議員ヒッチコック。日本は多額の戰時公債を買ひましたよ。

議員ブランデジー。それは日本の政府でせう。

議員ヒッチコック。そうです、政府です。

ミラード氏。支那では國民が自由に買つたのです。これまでには支那は外國に投資するといふやうなことは絕對になかつたのです。

議員ヒッチコック。朝鮮事件の時に貴下は極東にゐましたか？

ミラード氏。朝鮮事件といふといつのですか？

議員ヒッチコック。日本がはじめて朝鮮に侵入した時のことです。

ミラード氏。勿論、日本の最初の侵入を申しまするそれは千八百九十四年日清戰爭の時ですね、その時は私は極東にゐませんでした。私は日清戰爭の全期間一新聞通信員として極東にゐました。その後三四回朝鮮に行きました。

議員ヒッチコック。その頃ですか日本が朝鮮をとつたのは？

ミラード氏。その當時日本は朝鮮をとつたのです。日本は朝鮮の獨立を保證すると稱して朝鮮をとつたのです。其の後の出來事は單に日本の朝鮮併呑の段階でありまして遂に朝鮮全土を丸呑みにしてしまつたのです。

議員ヒッチコック。貴下は朝鮮皇帝が米國に哀訴したことを御記憶ですか？

ミラード氏。詳しくは知りませんが、おぼえてはをります。

議員ヒッチコック。米國公使館に避難しやうとしたことを御記憶ですか？

ミラード氏。おぼえてをります。

議員ヒッチコック。千八百九十二年の朝鮮との條約に於て吾が國は、朝鮮が何等かの壓迫を受けた際には朝鮮政府のために援助をするといふことに同意してゐることを御承知ですか？

ミラード氏。知つてをります。私は多數の朝鮮人にその點でやりこめられました。

議員ヒッチコック。米國はかつて此の協定を何か實行したことがありますか？

ミラード氏。まるで反對のことをやつたと思ひます。

議員ヒッチコック。と言ふのは日本を助けたといふのですか？

ミラード氏。そうです。

議員ヒッチコック。この點に就いて私は吾が國と朝鮮との條約の第一條の一部を記錄に挿入してをきます。

若し第三國が締約國の何れかに對し不正行爲或ひは壓迫的行動をなさば、他の締約國は、かゝる不正の行動の通告を受けたる時、これが友誼的調停をなす爲めに援助を與へ、以て其の友情を示すべきものとす。

貴下は米國は朝鮮皇帝よりの哀訴に接して此の約束を少しも實行しなかつたと考へますか？

ミラード氏。米國が援助を與へたとは思ひません。決して援助を與へなかつたと思ひます。

議員ヒッチコック。當時京城に駐在してゐた米國公使の朝鮮皇帝の哀訴に接してどうしたか御存じですか？

ミラード氏。私は當時朝鮮にゐませんでしたけれど、それに就いて讀んだり聞いたりはしてをります。

議員ヒッチコック。貴下は吾が國の公使ハリス●エム●アレン氏から時の國務卿ジョン●ヘイ氏に宛てた次の電報に就いて聞いたことがありますか？

朝鮮京城　千九百〇四年二月二十一日

華盛頓、國務卿ジョン●ヘイ閣下、

閣下、予は本日予が發したる次の電報を確認するの光榮を有す。「昨夜朝鮮國元首に謁見せり、元首は、日本公使の朝鮮保護の代償として日本が朝鮮を管理せんとする同盟に反對せりと予に告げたり、予に約束されたる書類は未だ着せず。朝鮮元首は米國の援助を切望せり。予は元首に何等の約束をも與へず、それを慰撫し、避難の件は謝絶せり」

閣下の忠僕たるの光榮を有す

ハリス●エム●アレン

ミラード氏。以前に其の電文の寫しを見たことがあります。

議員ヒッチコック。そうですか。

ミラード氏。思ひ出しましたが、私はその事件があつてから數ケ月後にアレン氏自身の口から聞きました。

議員ヒッチコック。それでは貴下は日本公使が、朝鮮皇帝に對して全權を日本に交附すべしとの命令に調印させた物語を御承知なんですね。

ミラード氏。私は私の書いた二つの書物の中で其の事件に就いて詳しく書いてをきました。

議員ヒッチコック。それから朝鮮外務大臣が元首の保護を米國公使館に頼んだことも御存じですね？

ミラード氏。おぼえてをります。

議員モーゼス。ネブラスカ州上院議員（ヒッチコックのこと）は何の爲めに左樣な質問をされるのか、それを一寸承りたいのですな。そのやうな質問は前にこの委員會でやつたことがありますよ。

議員ヒッチコック。私の質問の目的の一つは米國は條約に拘束されてゐてさへ日本の侵略に對して東洋諸國を助けることを拒絶したといふことを示す爲めです。

議員モーゼス。つまり米國が條約義務を守らなかつたといふことを示すのが目的なんですか？

議員ヒッチコック。そうです。

議員モーゼス。それだから、日本は條約義務を守ると主張されるのですか？

議員ヒッチコック。そうではないのです。私は支那の爲めに流す涙は皆空涙だといふことを主張するのです。何となればこの涙はジョン●ヘイ氏を常に條約締盟國の權利を保護する米國の大政治家であると稱讃する人々一派の流した涙だからです。

議員ジョンソン（加州）。私は誰がジョン●ヘイ氏を稱讃

したか知りませんが併し――

議員ヒッチコック。先日此の室でヘイ氏を稱讃した人がありますよ。

議員ジョンソン(加州)。けれども山東問題に就いて空涙を流した者は私は知りません。此の問題に就いて私が申すのは、この問題は道德問題である、ジョン・ヘイ氏や其の他の國務卿などには關係なく吾々自身の決すべき道德問題であるといふのです。過去に於て米國が朝鮮問題に就いて何をしたかは知りませぬが、今日米國は山東問題を處理しなければならぬのです。過去に於て米國が他の問題に就いて不正なことをしたから今回の山東問題にも米國の責任を回避しやうと欲せらるゝならば、貴下は正に僞善的に人類現下の義務を回避せんとしてをられるも同樣です。

さてミラード君、私は上院議員マッカンバー氏に對する答につき一二質問をします。貴下は講和條約の山東條項を御覽になりましたか?

ミラード氏。幾度も讀みました。

議員ジョンソン(加州)。この巴里講和會議に世界各國の代表者が集つて領土問題を決定し、日本、支那、米國、伊太利、英國佛國其の他の代表者も集りて、一切の證據書類を提示して百五十六條及び百五十七條の山東條項を議決したわけですね?

ミラード氏。そうです。

議員ジョンソン(加州)。では山東問題は確定的の協定の上に立つてゐるのですね、從つて日本の不確定的の口頭の約束の或るものは將來棄却されるでせうね?

ミラード氏。私がこの質問を提出した國際法學者は皆その通りだと言ひました。

議員ジョンソン(加州)。よろしい。

議員ブランデジー。議長、質問があります。

委員長。コンネクチカット州上院議員。

議員ブランデジー。今朝貴下は日本が山東を占領した時に事實上山東省全體に侵入したと言はれましたね?

ミラード氏。そうです。

議員ブランデジー。同省の首府に至る鐵道も押收しましたか?

ミラード氏。そうです。濟南といふ町もです。支那人は濟南府と書きますが「府」といふのは首府若しくは大都會のことです。

議員ブランデジー。日本は民治上の管理權をもとつたやうに私は了解しましたがどうですか?

ミラード氏。それは後のことです。最初は軍事的必要と稱して、獨逸租借地域附近の比較的狹い地區を占領したのですが、其の後山東全省に軍隊を派遣して重要地點を占領し、野戰電信網を張り、電信局及び郵便局を設立し、それは今尙殘つてをります。

議員ブランデジー。貴下は、これは支那領土保全の侵害だとお考へですか?

ミラード氏。私はこれは領土權侵害であり、侵略であると斷言します。

議員ブランデジー。日本が山東省に侵入して同省の民政權を把握してゐるのは支那の主權の侵害であるとお考へですか？

ミラード氏。そう考へます。

議員スワンソン。貴下の最近の著述「デモクラシーと東洋」を讀んで私は、貴下が日本は支那の全土に治外法權をもつてゐると述べてをられるやうに思ひましたが、あれは眞實ですか？

ミラード氏。それは違ひます。日本が條約上獲得してゐる權利は吾が國の權利と少しも變りはないのです。

議員スワンソン。併し何等かの過程によりて支那が日本に與へたのか、日本が支那からとつたのか、兎に角日本は支那全國に治外法權をもつてゐるやうな印象を受けましたが、これは事實ですか？

ミラード氏。全く事實とは言へません。貴方の左樣な印象を得られたとすれば私の書き方が曖昧だつたのでせう。日本が治外法權をもつてゐるのは日本が根據地を獲得してゐる地點だけです。滿洲や山東に於て日本は治外法權をもつてをります。その他支那の各地に於てもつてをります。日本は臺灣に接近してゐるからといふ理由で福建省を日本の勢力範圍に加へんと要求してをりますが、萬事このやり方で政治上の支配權を獲得してしまふのです。

議員スワンソン。私の了解するところでは、日本は治外法權に關しては列國と同樣の權利しかもつてゐないのですね。

ミラード氏。そうです。日本の權利は吾が國の權利と條約上では同等なのです。吾が國は今回の戰爭中、支那が中立であつた時でも其の後でも、米國の陸戰隊を山東に上陸させて塹壕を掘ひ、電信を架設し、其の他日本がしたやうなことは何でもする權利をもつてゐたといふわけです。

議員スワンソン。兎に角私は貴下の著書から前に述べたやうな印象を受けたので卷末の附錄にでも何かそれに關する條約がのつてゐないかと思つて探しましたが遂に見つかりませんでした。で貴下は治外法權は山東とか臺灣とかのやうに軍事的に占領した地域のみに於て日本が有してゐるのであると仰言るのですか。

ミラード氏。そうです。而して日本は戰爭が終結すれば權利も消滅するといふことを知つてをりますから、それを民事行政といふ形式に代へました。

議員ブランデジー。日本は支那の如何なる地點の支配權を握つてをりますか？

ミラード氏。滿洲三省と內蒙古とです。元來外蒙古內蒙古といふやうな區別は從來なかつたのでありますが、日本と露西亞との密約によりて內蒙古は日本勢力範圍と露西亞といふ風に分割して勢力範圍を決めたのです。それから福建省の厦門も日本の勢力範圍になつてをります。

千九百十一年に支那革命が起りました。革命の勃發したのは揚子江岸の漢口對岸の武昌でありましてそこには大變な騷擾が起りました。政府軍は揚子江北岸に叛軍は揚子江南岸に對峙し、兩軍が外國居留地保護の手段を講ずる前に

居留地内へ大小銃彈が落下しました。日本はこの動亂に乘じて大軍を進め漢口の外人居留地のすぐ傍の一地點を占領し、そこに廣大なる永久的兵營を設け今猶守備兵を駐屯させてゐるのですが支那はこれを撤退させることが出來ないのです。この漢口は米國の市俄古に該當する支那内地の大都市で三百萬の人口があります。

議員ブランデジー。もう他には日本は占領してゐませんか。

ミラード氏。私は支那へ行く度びに日本が新しいことをやつてゐるのを發見します。過去二年の間に日本は例の獨特の侵略法によりて支那の某省に侵入し、該地の支那地方長官に賄賂を用ひて或る種の利權――鑛山の採掘權のやうなものでせう――を得ました。

議員ブランデジー。日本はそこへ軍隊を派遣しましたか

ミラード氏。最初は五六名の兵士が何處からともなくふらりとやつて來るのです。どこからどうして來たのかはわかりません。或る朝起きて見ると突然日本の兵隊が來てゐるのです。それは同地に投資された日本の利益を保護する爲だと日本は言ひます。それから數日たつと外國の領事がこれに氣が附いて「日本の兵隊はこゝへ何をしに來てゐるのか」と訊ねます。之に對して支那側は「どういふわけかわかりませんが突然やつて來たのです」といふ。そこで日本の領事館に聞きあはせると「それはほんの假に來てゐるのです」と逃げる。暫くすると五六人であつたのが五十人になり二百人になつて兵營が出來るといふ段取りになるのです。

議員ボメレーン。私から一つ質問してもよろしいですか？

委員長。どうぞ。

議員ボメレーン。貴下は今朝支那に關する一定地域の了解が二十もあると言ひましたね。

ミラード氏。私は二十位あると思ふと申しました。

議員ボメレーン。了解 understandings といふのは何のことですか、密約のことですか？

ミラード氏。そうではありません。その大部分は文書に認めて公表されてをります。

議員ボメレーン。何國と何國との間に締結されたものです。

ミラード氏。お望みなら表を讀み上げませうか。これは一部分のもので、完全なものとは言へませんが先日それを探して今もつて來てをります。

第一はヘイ・ドクトリンの中に包括されてゐる諸種の覺書です。

第二に千九百二年一月三十日には じめて調印され、千九百五年八月十二日と千九百十一年七月とに改訂された日英同盟です。

第三は千九百七年七月十日に調印された日佛協定です。

第四は千九百五年九月五日の日露講和條約です。

第五は千九百七年七月十日調印の日露協商です。

第六は千九百七年八月三十一日の英露協商です。

第七は千九百七年七月七日、千九百十年六月二十一日、千九百十年七月四日、千九百十二年六月二十五日、千九百十二年七月八日、千九百十六年六月二十日の日露同盟及び日露協定です。此等の協定があつたことは露西亞革命後公表された文書によつて明かになつたのですが、全部の條約公文はまだ發表されてをりません。千九百十六年の秘密同盟の公文は戰時中に公表されました。

第八は千八百九十九年四月二十八日の英露協定です。

第九は千八百九十六年一月の英佛協定です。

第十は千八百九十八年九月二日及び千九百年十月十六日の英米協定です。

第十一は西藏に關する英支協定です。

第十二は千九百八年十一月三十日調印の日米間のルート高平協定です。

第十三は千九百十七年十一月二日の日米間のランシング石井協定です。

第十四は西部亞細亞に關する千九百十五年の英露佛秘密協定であります。

第十五は西部亞細亞に關して千九百十六年に締結されたサイクス——ピコット條約として知らるゝ英佛密約です。

第十六は千九百十八年並に千九百十九年に日本が西伯利の露國の各種政派との間に締結したと言はれてゐる密約です。

第十七は千九百十九年亞細亞に關する英佛日間の密約であります。

以上私は十七列擧しましたがロックヒル氏條約の公文は手許にもつてをりません。

議員ボメレーン。此等の條約には密約もあり、覺書を交換したものもあるのですか？

ミラード氏。大部分は覺書交換の形式になつてをります。

議員ボメレーン。それでは、その點ではこれ等はモンロー主義とはちがつてをりますね？

ミラード氏。貴方はどこか似て居るとお考へになるか知りませんが、私はこれ等はモンロー主義とは少しも似てゐないと思ひます。

議員ボメレーン。さて今度は別の問題ですが、石井伯爵は米國新聞に發表した陳述書に於て日本は山東半島に於ける獨逸軍と戰ふため日支兩軍の提携を支那に勸告したと述べてをりますね。

ミラード氏。石井子爵ですよ。石井子爵が日本が支那軍隊の提携を希望したと言つたと仰言るのですか。

議員ボメレーン。そうです。

ミラード氏。私はまるでその反對だと思ひます。前にも述べましたやうに日本は支那の出兵を妨げたのです。

議員ボメレーン。はじめには希望したのでせう。

ミラード氏。はじめにとは。

議員ボメレーン。日本が軍事行動を開始する以前若しくは開始した當時のことです。

ミラード氏。事實は全然その反對です。支那は膠州攻撃

に參加を希望したのですが、日本がそれを妨げたのです。

議員ボメレーン。それでは貴下はその點で石井子と意見が相違してゐるのですね。

ミラード氏。若し石井子がそんなことを言つたとすればそうです。併し私はまだそんなことは聞きません。

議員ボメレーン　私はそう言つたやうに思ひます。

ミラード氏。私はまだ聞きません。

議員ボメレーン。それでは支那は獨逸を山東から驅逐することには加はらなかつたとしておきませう。

ミラード氏。支那は戰闘參加の許可を要求したけれども許されなかつたのです。

議員ボメレーン。それは日本が實際戰爭を開いたからですか？

ミラード氏。まだ開かない內にです。

議員ボメレーン。今朝の貴下の陳述を私が聞き違へてゐないとすれば、日本は後に支那が獨逸と國交斷絶をしないやうに諫止したといふことですね。

ミラード氏。そうです。私はそう言ひました。

議員ボメレーン。支那の如何なる役人とそのやうな交涉をしたのです？

ミラード氏。外交部の種々の役人、特に總理とです。

議員ボメレーン。何故日本がそんなことをしたか御存じですか？

ミラード氏。勿論私は推測して言ふのですが、日本が支戰の參戰を諫止した理由は、日本はそれまでに二回も支那の參戰の提議を拒絶してゐたからです。その中一回は東京駐在の支那公使に直接に、日本は支那の參戰を欲しない何となれば支那は今日のまゝで聯合國の一員であるから戰爭の終了の際には保護さるべき地位にあるからであると言ひました。

議員ボメレーン。日本の態度は英佛兩國の態度とは反對だつたのですか？

ミラード氏。そうです。當時英佛公使館の態度は支那が米國の勸告に從つて參戰することに明かに同情してゐました。

議員ボメレーン。それでは日本は當時貴下の判斷によれば、英佛伊諸國と密約を結んでゐたに拘らずこれ等諸國の利益に反するやうな行動をとつてゐたのですか？

ミラード氏。御承知の通り、例の密約は、今話してゐる事件と殆んど同時に調印せられたのです。密約に關する商議は別の場所で行はれてゐたのです。

議員ボメレーン。密約が結ばれたのは千九百十五年ではありませんか？

ミラード氏。千九百十七年です。丁度支那が國交を斷絶したのと時期も殆んど同時です。日本は此の密約が調印されるまでは支那に何もして貰ひたくなかつたのです。それが直接の動機です。それと同時に其の地の種々のことも考慮しなければなりません。當時聯合國にとつては戰況が最も危險な時だつたのです。

議員ボメレーン。其の危急の場合なら猶更以て日本が支

ライオン歯磨

ライオン歯磨は夙て御承知の如く、世界衛生品檢査の最高機關たる倫敦衛生試驗所に於て嚴格なる審査の結果、歯磨としての理想的條件を具備するものとして、名譽ある『合格證明書』を下附されました。

斯くの如くライオン歯磨の品質の純良と效果の優秀さは、最早世界的に承認されたのであります。ライオン歯磨の有する清掃・防腐・殺菌制酸・收斂等の化學作用は茲に明かに裏書された譯であります。何卒十分の御信賴を以つて、ライオン歯磨を愈御愛用の程を願ひます。

大正九年十月十五日發行

「支那」目次

第十一卷 第十號

日支共存の運命……一四

一九一九年支那外國貿易概況……五——二六

山東問題に關するミラード氏の陳述(五)……二六——四二

初期米支貿易史(二)……四三——五四

太平洋平和問題……五五——五九

時報

天津會議——廢督裁兵の內容——粵桂戰爭(廣東督軍更迭)——露支新關係(通商問題と露支待遇停止問題)——外蒙自治計畫——和約研究會——金融整理公債——支那に干渉すべし(米國パワース博士所論)——ミラ・ヴ・レビュウ誌の駁論——北支大飢饉……六〇——七一

彙報……七二——一〇四

支那新聞重要記事——重要命令——外交關係——露支問題——內政問題——國民大會說の惡化——軍政府移轉問題——北支饑饉——財政經濟其他

日本新聞重要電報——外交關係——南北情勢——財政經濟其他

直輸出入業

大阪市西區靱中通參丁目貳壹

小津武林起業株式會社

佐堀 長 二三五六
三〇二九

營業種目

棉花、絹紡原料
麻、肥料、雜穀
毛皮、革、牛木蠟
各種油及其原料
其他支那產物

神戶出張所　神戶市海岸通二丁目
電話三ノ宮 長一、八一五番
三、三三八番

東京支店　東京市深川區佐賀町二丁目
電話本所 圍三、七〇六番
二、二九五番

橫濱出張所　橫濱市相生町六丁目
電話圍一、五九〇番

海外支店同出張所　上海、漢口
沙市、宜昌、萬縣、重慶、樊城、老河口、鄭州

ヱビス
ビール

サツポロ
ビール

アサヒ
ビール

大日本東京

大日本麥酒株式會社

資本金 八千萬圓
拂込濟資本金 五千 圓
積立金 七百六拾五萬圓

預金、貸出、割引、海外諸爲替、地金銀ノ賣買其他一般銀行業務竝朝鮮滿洲及浦潮斯德ニ於テ金庫事務ヲ取扱申候

朝鮮京城南大門通
振替貯金口座
京城三三三番

朝鮮銀行

總裁 美濃部俊吉

支店出張所

內地 東京、大阪、神戸、下關
朝鮮 釜山、大邱、仁川、平壤、鎭南浦、元山、群山、木浦、羅南、淸津、會寧
滿洲 大連、旅順、營口、遼陽、奉天、奉天新市街、鐵嶺、開原、四平街、鄭家屯、長春、吉林、安東縣、龍井村、哈爾賓、傅家甸、齊々哈爾、滿洲里
支那 上海、靑島、天津、濟南
露領 浦鹽斯德（貨幣交換所＝ハバロフスク、ニコリスク）
米國紐育

右ノ外倫敦、巴里其他內外樞要ノ地ニ爲替取引先有之候

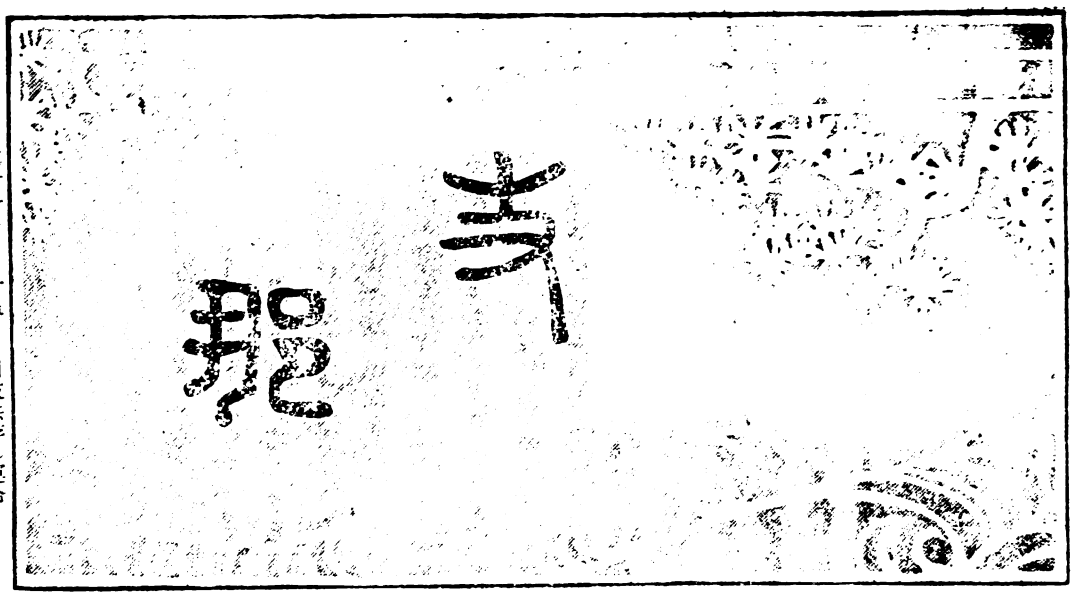

大正九年十月十五日

第十一卷第十號

日支共存の運命

一

嘗ては日支兩國の關係を論ずるに同種同文を以て標語とし、更に脣齒輔車の關係を以て之れに擬したりき、然るに近年に至りては日支共存の標語行はれ、日支兩國交々富强と繁榮とを致し、相共に東亞に國をなし相共に慶福に倚らざるべからずとなす、是れを從前の單なる人種文明の關係若しくは單なる地理上の地位のみより論じたる、日支關係觀より見れば後者は元より前者を其因由となす事多きにありとは云へ、一段の進步にして現實的に近きものと云はざるべからず、元より國家間並に民族間の關係に於ては、歷史、文明等も重要なる素因をなすものにして、血は水よりも濃きの原理は國際關係にも影響すれども、今日に於ては經濟問題こそ實に國と國、民族と民族との關係の基調をなすものにして、日支共存の標語の此基調に立脚するは、此新標語の極めて有意義なるを證するものと謂つべきなり。

然れども日支共存は決して單なる理論の問題にあらずして、實際問題なり、單に之れを口に唱へ筆に論ずるのみにて足るべきものにあらずして、實際問題に基かざるべからざるものにして、若し共存すべき運命にあらざるに於ては、如何に之れを高

調すると雖も決して其目的を達し得べきものにあらず、之れに反して既に兩國共存すべき運命にあるに於ては、時に多少の之れが障碍ありと雖も、結局其目的は達成せらるべきものなり、所謂日支共存にして單なる空語なるに於ては、如何に之れを高調するも其効果無かるべきと共に、日支共存にして必然の運命なりとせば結果の自らこれに副ふべきものあるべし。

二

日支共存の意義元より多岐なるべしと雖も經濟關係は其基調をなすものにして、日本は其製品の販路を支那に求め、而して、支那は其原料產品の需要地を日本に求め、相互に利し相互に其存立を圖るべしとなすもの、蓋し其重要なる內容の一なりとす、今此事實を日支間の貿易關係を見るに、一九一九年に於ける支那海關統計によれば

	一九一九年	一九一八年	一九一七年
支那總貿易額	一、二七七、八〇七、〇九二兩	一、〇四〇、七七六、一一三兩	一、〇一二、四五〇、四〇四兩
日本對支貿易額	四四一、九四七、〇二九	四〇二、二五二、六七〇	三二七、四四〇、七一〇
日支貿易額の全貿易額に對する割合	三・四五	三・八七	三・二三

の數字を示しつゝあるを見る、顧れば昨年五月以來支那に排日運動行はれ、日貨排斥之れに伴ひ、而してこれが爲には種々極端なる排貨手段講ぜられ、或は日貨非用同盟となり、或は日貨取扱支那商人の脅迫となり、或は日貨燒燬となり、有らゆる狂暴手段講ぜられたりき、然るに一九一九年に於ては日支貿易額は之れを前年に比し四千萬兩の增加を示し支那對外貿易總額の三割五分を占めつゝあり、而して之れを單に日本商品の支那輸入額について見るも、一九一八年の二億三千八百八十五萬兩に對し、一九年には二億四千六百九十四萬兩となり、八百十萬兩の增加を示し、日貨排斥の行はれざりし、而して歐洲戰爭未だ終熄せずして、歐洲諸國の對支貿易復舊の曙光を呈せず、更に又我太手綿絲、紙類其他の對支貿易上の重要商品の輸出制限を蒙らざりし、一九一八年に比し何等の減退なく、却て增加せるを見る、斯くの如きの事實は果して何事を語るものなるか。

三

最近支那を視察して歸來せる某外交官は、日貨排斥の實況を見、日本商品が改裝して僅に支那商人の爲に取扱はれ、而して一般支那人に需要せられつゝあるの狀あるに對し、斯くの如くんば堂々たる日本帝國の面目躰れにありやと論じたりと聞けるが、吾人は斯くの如き事實並に如上の數字こそ實に日支共存の必須の運命なるを語るものにあらざる無きやを思ふ

吾人は支那人の排日排貨の運動に對しては、速に之れが防遏の方法を講せざるべからざるを感ずると共に、支那人の斯くの如き行動の善隣の誼に背き條約の明文に反する事たるを信じつゝあるものなるが、今姑く其點を措いて論せず、事實＝元より其一部の誤解を抱けるもの若しくは爲にする處あるものゝみなるか＝頻に日貨排斥を唱に就いて見るに支那人が支那人の輸入額は依然として增加し、且又日貨が僅に表面上日貨にあらざるを假裝し、而して其日へつゝあるに對し、日貨の貨なるを知る多くの支那人＝勿論其內には日貨排斥の主唱者もあるべし＝に使用せられつゝあるは、如何に口頭文章を以て日貨排斥を論ずるも事實に於て其目的を達すべからざるを立證するものにして、吾人の日支兩國は共存の運命にありとなすもの實に此點に存す、日本商品の支那に於ける地位が若し一部人士が排貨を叫ぶや、直ちに排斥せられ得るが如き薄弱なるものなりとせば、假令排斥を受けざるも早晩其販路を失ふべく、萬一之れを失はざるとするも兩國の經濟關係は共存と云ふが如き强き重大なる意義を有する標語を以て顯はすべき關係にあるものとはなすべからざるなり。

支那に於て一方頻に日貨排斥運動の行はれつゝあるに對し、一方尙日本商品の輸入額の增加を見つゝあるが如きは、日本品は支那に其販路を求むるを必然の運命とすると共に、此に於て他の邦國の商品並に支那製品と十分に競爭に堪え得る素質を有する事を示すものにして、又支那人に對しては口舌文章若しくは其他の狂暴手段を用ひて排貨運動を企つるも、自然の運命、經濟上の原則は容易に之れを打破すべくもあらず、結果は決して不自然不當なる行動に副ふべきものにあらざる敎訓を垂るゝものと謂はざるべからざるなり。

之れに對し或は若し支那に日貨排斥行はれざりしならんには、一九一九年に於て更に日貨の支那輸入額は增加したりしならんと說くものあるべく、斯くの如き假定は元より之をなし得べけんも、然かも一九一九年度に於ける日本商品の支那輸入額が不自然に增加せざりしとの推定を下すべき論據は吾人之れを發見する能はざるなり。

一九一九年に於ては前年には皆無なりし白耳義、丁抹、瑞典、和蘭、墺太利等との貿易漸次復活し來り、英國、米國、印度

の如き前年迄戰爭に專らなりしものが其對支貿易の回復に努めたるに對し、我國に於ては國內物價の暴騰して對外輸出貿易の一大不利益の原因をなすありしに加へて、綿絲、洋紙其他の輸出制限あり、然かも尙對支輸出額が減退を見ずして八百餘萬兩を增加せしは、吾人より見ては一九一九年に於ける支那輸入貿易の增率の一割六分六厘なるに對し、本邦品輸入額の增率は僅に三分四厘なるに見、又一九一八年は前年に比し、千七百萬兩の增加なりしに拘らず、一九年には前年より僅に八百萬兩の增加に過ぎざりしに見て、決して之れを以て滿足なる結果となす能はざるも、種々の事情を考慮の中に加へ之れを客觀する時、之れを以て不自然に少額なる日本の對支貿易額の增加とはなすべからざるが如し。

四

斯くの如く自然の大原則の存し、必須の運命の潛在する處のものは決して人爲を以て左右し得べきにあらず、假令一時人爲を以て左右するも其永續は望むべからず、以上吾人は現實の事實より溯及して、日支兩國間に經濟上共存の運命と原則の存在する事を說明せんと試みたるものなるが、之れを一般的に概言するも、我國は其製品の販路は之れを支那に求むる事最も有利にして、又支那市場に於ては總ての關係上本邦品最も安價に且便利に支那人に供給せらるべきを以て、支那人は日本品を使用する事有利なり、更に又支那產出の各種原料品は日本にして始めて之れが供給を受くるの必要にして、且利益なるもの多く、從て支那は之れを日本に仕向くる事有利なると共に、日本は又支那に其供給を仰ぐ事採算上最も利益なり、而して此原則は決して人爲を以て永久に之れを左右し得べきものにあらず。

されば我國にありては日支共存は必然の運命にして、假令一時其障碍ありとするも、早晩自然の大道に復歸すべきを確信して、時に日支間の貿易を阻碍するが如き事あるも徒らに周章狼狽せず、支那の一顰一笑に顧念せず、帝國當然の權利は斷然之れを主張し、帝國の面目は儼然之れが維持に努め、經濟上の利害より打算して國家の面目を失ふ事あるべからざるなり、而して支那にありては如何に口頭文章を以て反對するも日支間經濟關係は必然密接ならざるべからざる運命と原則とあつて、之れを紊るべからざる所以のものを自覺し、同じく日支共存の大本に基き、交々其國家の富强繁榮を期し國利民福を圖らん事吾人の切望に堪えざる處なり。（松本生）

一九一九年支那外國貿易概況

貿易額

一九一九年の支那對外貿易額（一旦輸入せられたる外國品の外國再輸出額三千二百五十三萬千八百六十三兩を除く以下倣之）は、輸入六億四千六百九十九萬七千六百八十一兩（海關兩以下倣之）、輸出六億三千八十萬九千四百十一兩輸出入合計十二億七千七百八十萬七千九十二兩なり。

右貿易額を前年卽ち一九一八年分に對比するときは、輸入に於て九千二百十萬四千五百九十九兩、輸出に於て一億四千四百九十二萬六千三百八十兩、輸出入總額に於て二億三千七百三萬九百七十九兩の增額を見、輸出入額共に空前の成績を收めたり、而して支那の對外貿易は每年著しく輸入超過を示し來りしが、歐洲戰亂の影響を受け戰時工業原料品の外國輸出せらるゝもの激增したる爲、漸次輸入超過額を減じ、一九一九年に於ては工業原料品に加ふるに食料品の輸出多かりしより、輸入超過額僅に千六百十八萬八千二百七十兩にして、之を五年前卽ち一九一四年の二億千三百餘萬兩の輸入超過に比すれば極めて僅少の額となれり。

左に最近十年間の支那對外貿易額を揭け其盛衰を詳にせんとす。

支那對外貿易額十年比較表（單位海關兩）

	純輸入額	輸出額	輸出入總額	輸入超過額
一九一〇年	四六、二九六、八九四	三八〇、八三三、三八	八三、一三〇、五六六	八三、一三〇、五六六
一九一一年	四七、一五〇、九四三	三七七、三八一、二六	八四八、八四二、一〇九	九四、一三五、七七
一九一二年	四七、〇九七、〇三一	三七〇、五二〇、四〇三	八四三、六一七、七三四	一〇三、五六八、六三八
一九一三年	五七〇、一六二、五五七	四〇三、三〇五、五四六	九七三、四六八、一〇三	一六六、八五七、〇一一
一九一四年	五六九、二四一、一三八	三五六、三六六、八二九	九二五、四六八、〇一一	二一三、〇一四、七五三
一九一五年	四五四、四七五、七一九	四一八、八六一、一六四	八七三、三三六、八八三	三五六、八一五、五五五
一九一六年	五一六、四〇六、九九五	四八二、七九七、三六六	九九八、二〇四、三六一	三四、六〇九、六二九
一九一七年	五四九、五一八、七四	四三二、九二二、八三〇	一、〇二二、四五〇、四四	八六、五八七、一四四
一九一八年	五五四、八九三、〇八二	四八五、八八五、〇二一	一、〇四〇、七七六、一三	六九、〇一〇、〇五一
一九一九年	六四六、九九七、六八一	六三〇、八〇九、四二一	一、二七七、八〇七、〇九二	一六、一八八、二七〇

國別貿易額

支那對外貿易上に於ける列國の地位は一九一八年に於ては日本、香港、米國、英吉利、佛蘭西、朝鮮、露西亞、海峽殖民地、加奈陀、英領印度の順序なりしが一九一九年に於ては日本、香港、米國、英吉利、佛蘭西、印度、露西亞、朝鮮、加奈陀、海峽殖民地の順序にして、其順序は大體に於て動かず、唯前年に於ては皆無又は殆と皆無なりし白耳義、丁抹、瑞典、和蘭、墺地利等との貿易漸次復活し來れるを見る。

一九一九年支那對外貿易額國別を示せば左の如し。

支那對外貿易額國別比較表（單位海關兩）

	一九一八年			一九一九年		
	輸入	輸出	計	輸入	輸出	計
日本（臺灣ヲ含ム）	二三八、八五八、五七六	一六三、三九四、〇九一	四〇二、二五二、六七〇	二四六、九四〇、九九七	一九五、〇〇六、〇三一	四四一、九四七、〇二九
香港	一九二、一九一、八一六	一一六、九八八、〇二一	二七九、一七九、八三七	一五三、六三一、五四四	二三一、四九五、二九六	二八五、一二六、八四〇
米國（布哇ヲ含ム）	五八、六八六、〇四四	七七、一三四、二〇五	一三五、八二〇、二四九	一〇、三六、七〇六	一〇一、一八六、七七	二一一、三五五、三八三
英國	四九、八九〇、二九三	二五、二六四、五八九	七五、一五四、八八二	六四、二九二、三二九	五七、一八六、二四一	一二一、四七八、四八一
佛蘭西	一、五六八、八五八	三〇、四六九、六七七	三一、三〇三八、五三五	三、三七五、八〇九	三四、二八五、九八九	三七、六六一、七九八
英領印度	七、九八八、八九六	六、〇三七、八九二	一四、〇二六、七八八	二六、九八〇、七〇五	九、五九九、四一三	三六、五八〇、一八
露西亞	六、三八八、六七八	一四、六〇三、三二九	二〇、九九一、〇〇七	一四、〇六一、三三四	二一、三二一、五二八	三五、三八二、八六二
朝鮮	一〇、四五七、二三三	一三、六八五、四〇一	二四、一四二、六二一	九、四三一、四五〇	三三、六一七、九五四	三三、〇四九、四〇四
加奈陀	一〇、三五五、五六二	四、一〇五、六一五	一四、四六一、一七七	一八、八八七、八六六	四、一八一、〇三三	二三、〇八八、八九九
海峽殖民地	一〇、三二一、〇四四	六、四〇〇、五二二	一六、七三一、〇六六	一〇、一一五、六五六	一一、二一〇、七九二	二一、三三六、四四八
土耳其、波斯、埃及、亞丁等	三八〇、〇六二	五、〇四七、八五三	三、四二七、九一五	七四〇、六三八	一〇、五〇七、二四九	一一、二四七、八八七
蘭領東印度	八、五六四、八九七	二、五九二、〇〇六	一一、一五六、九〇三	三、〇七二、三七七	九、九三六、六九三	九、七六七、六三二
澳門	四、二八四、九九三	四五二、七一六	八八、一二七、〇九	六、八六四、三一六	四、七一四、二〇六	四、七一四、二〇六
伊太利	三五六、六七四	九、六三四、七八〇	九、九九一、四五四	五〇五三、四三六	五、一四四、二九二	六、一三五、八四八
佛領印度支那	二、七五九、二八一	一、五九五、五〇四	四、三五二、七八五	九九一、五五六	一、七八六、一八九	四、六六六、一一六
比律賓	三、一九三、五二四	二、一五三、二七	五、三四六、七五一	二、八七九、九二七	一、九九〇、二五四	四、五三八、一六五
白耳義	—	—	—	二、五四七、九一一	三、九八七、二一二	四、二一五、九七三
丁抹	一九二	五九八、五一二	五九八、七〇四	一八三、五八四	三、二一一、七八	三、四〇四、六七二
瑞典	三九五、三六〇	一、九七二、〇三〇	二、三六七、三九〇	四二三、〇六〇	二、七四二、一三七	三、一六四、一九七
和蘭	九、八六八	—	九、八六八	五七二、九二九	一、四八八、八四八	二、〇六一、七七七
濠洲（新西蘭ヲ含ム）	一、二一〇	一、二四四	二、三五四	一一、〇三〇	一、七五八、五七五	一、八六九、六〇五
墨地利洪牙利	九五六、五四五	六三三、七八二	一、五八九、三二七	六三三、七八二	一、七五八、五七五	一、四六七、一三〇
諾威	—	—	—	—	一、〇三一、七三六	一、〇三一、七三六
南米	八	九三	一〇一	一〇一	一八二、七五	四九六、三四三
	一五	二〇二、五八九	二〇二、六〇四	一〇、四九三	一八六、〇二一	一九六、五一四

獨逸					三六八	一六三、八六六	一六四、二三四	
南阿弗利加	七、四六四	一二七、八五八	一二五、三二二			四九、九〇七	四九、九〇七	
墨西哥	一三、六六三	三七	一三、七〇〇		一五、八三八	一一、一三八	二六、九七六	
墨西哥及中央亞米利加	四六	四七	九三		八六七	四、〇五二	四、九一九	
西班牙	二、六一〇	一八、四五一	二一、〇六一		三、二〇五	一、四九〇	四、七〇〇	
葡萄牙					四七九	一	四七九	
總輸出入額	五七七、六四三、八〇三	四八五、八八三、〇三一	一、〇六三、五二六、八三四		六七九、五二九、五四四	六三〇、八〇九、四一一	一、三一〇、三三八、九五五	
再輸出額	二二、七五〇、七二一		二二、七五〇、七二一		三二、五三一、八六三		三二、五三一、八六三	
差引純輸出入額	五五四、八九三、〇八二	四八五、八八三、〇三一	一、〇四〇、七七六、一一三		六四六、九七七、六八一	六三〇、八〇九、四一一	一、二七七、八〇七、〇九二	

支那外國貿易額國別に於て一九一五年以前には香港常に第一位を占め、日本は第二位にありしが、一九一六年以降日本は香港の地位を襲ひて第一位に進み、爾來毎年其地位を持續し來れるのみならず、其貿易額は遙に香港を拔き一九一九年に於ては日貨排斥、爲替關係本邦に於ける或種商品の輸出禁止等日支貿易を阻害する幾多の事情存せしに拘らず、香港の二億八千五百萬兩に比し四億四千二百萬兩の好成績を擧げ、第三位なる米國の二倍强、第四位なる英國の三倍半以上に達せり、日支間の貿易は輸出入共に堅實なる發達を示しつゝあるも、殊に日本向輸出は著しく增進し前年に比し三千二百萬兩を增加せり。

次に各貿易對手國に就き其貿易額の前年に比し增加したるものと減退せるものとを分ち之を列擧すれば左の如し。

(イ)增加したる國　日本、香港、米國、英國、佛國、英領印度、露西亞、朝鮮、加奈陀、海峽殖民地、土耳其其他、澳門、佛領印度支那、白耳義、丁抹、暹羅、瑞典、和蘭、埃洪國、諸威、獨逸、瑞西、墨西哥及中米、葡萄牙

(ロ)減少したる國、蘭領東印度、伊太利、比律賓、濠洲、南米、南阿弗利加、西班牙

等しく增加したる諸國にありても、殊に米國、英國、印度、露西亞等の增加額は最も著しく、殊に此等諸國よりの輸入額の增進は最も注目に値すべし。

主要列國の一九一九年貿易額を前年即ち一九一八年分と對比し其增減額を示せば左の如し。(單位海關兩)

	前年比較 增○ 減●	輸入額	輸出額	輸出入額
日本	○	八、〇八二、四二九	三一、六一一、九四〇	三九、六九四、三五九
香港	●	八、五六〇、二七二	一四、五〇七、二七五	五、九四七、〇〇三
米國	○	五一、五〇、六六二	二三、九四、四七二	七五、五三五、一三四
英國	○	一四、四〇一、九四六	三一、九二一、六五三	四六、三三三、五九九
佛蘭西	○	一、八〇六、九五一	三、八一六、三一二	五、六三三、二六三
英領印度	○	一八、九九一、八〇九	三、五六一、五二一	二二、五五三、三三〇
露西亞	○	七、六七二、六五六	六、七一八、一九九	一四、三九〇、八五九
朝鮮	●	一、〇二五、七七二	八、九三二、五五三	七、九〇六、七八一
加奈陀	○	八、五三二、三〇四	七五、四一八	八、六〇七、七二二
海峽殖民地	●	二一五、八八八	四、八二〇、二七〇	四、六〇四、三八一

次に主要國の對支貿易額の支那對外總貿易額に對する割合を示し之を一九一七、八兩年と比較するときは左の如し。

	一九一七年割	一九一八年割	一九一九年割
日本	三二三	三八七	三四五
香港	二七一	二六八	二二三
米國	一九三	一三五	一五五
英吉利	〇七七	〇七二	〇九五
佛蘭西	〇二七	〇三八	〇三〇
英領印度	〇三四	〇一三	〇二八
露西亞	〇六〇	〇二〇	〇二六

前表に明なるが如く日本は前年の三割八分七厘より三割四分五厘となり香港、佛國も亦割合に於て減退せるも英、米印度、露西亞は何れも增加を示して對支貿易の漸次復舊しつゝあるを見るべし。

一九一八年に於て日本は支那對外貿易額の三割八分七厘を占め英本國、香港其他英殖民地、屬地を合算せる全英帝國の對支貿易額を凌駕するに至りしが、一九一九年に於ては英本國、印度、加奈陀等の對支貿易額大に回復し、前年に比し著しく增加せる爲、全英帝國の貿易額は日本及朝鮮の合算額を凌駕するに至れり卽ち左の如し(單位海關兩)

英國	一二、四七八、四八一	南阿弗利加	四九、九〇七
香港	二八五、一二六、八四〇	計	四八九、〇一六、九二三
印度	三六、五八〇、一二八	日本	四一、九四七、〇二九
海峽殖民地	二一、三三六、四四八	朝鮮	三三、〇四八、四〇四
加奈陀	二三、〇六八、八九九	計	四七三、九九六、四三三
濠州	一、三六七、二三〇		

尙支那對外總貿易額に對する比例を見るに全英帝國は一九一八年に三割七八、一九一九年に三割八二、日本朝鮮合計は一九一八年に四割〇九、一九一九年に三割七〇なり。

各港別貿易額

支那の外國貿易に於ける各港の地位は上海を第一とし、大連、廣東、天津、安東、漢口、膠洲、九龍等之に次ぎ、汕頭、蘇自、綏芬河、梧州、牛莊、厦門、福州等更に順次之に次ぐ、左に一九一九年中各港別貿易額を示せば左の如し。

一九一九年貿易額港別表(單位海關兩)

	輸入額	輸出額	計
愛琿	二五、二〇七	七七七、九一二	八〇三、一一九
三姓	一六、九六八	一、六六一、五六五	一、六七八、五三三
滿洲里	一、五六二、八三六	五、二五九、二四四	六、八二二、〇八〇
哈爾賓	五三、一〇六	六五〇、三六一	七〇三、四六七
綏芬河	一一、三九一、五四七	六、四九二、三三八	一七、八八三、八八五
琿春	七〇九、三一三	三七七、九二二	一、〇八七、二三四
龍井村	二、二三四、四〇六	一、〇八〇、九七二	三、三一五、三七八
安東	三一、六〇三、七五八	二〇、九一四、一八九	五二、五一七、九四七
大東溝	一一、七六八	二九、九九五	四一、七六三
大連	八九、五二一、三二三	一〇八、五六九、五三三	一九八、〇九〇、八五六
牛莊	六、〇八六、九五五	一〇、四八六、五二九	一六、五七三、四八四
秦王島	三、三六九、六六三	三、五四九、一〇五	六、九一八、七六八
天津	六六、八八二、八七九	二七、五二六、三七九	九四、四〇九、二五八
龍口	五、一九七	二八四、二二三	二八九、四一九
芝罘	四、四三九、七六〇	五、四九一、五二九	九、九三一、二八九
膠州	一七、五四三、三六四	二五、四六〇、一四九	四三、〇〇六、五一六
重慶	六七四、五八六	三三一、三八八	一、〇〇五、九七四

萬縣	一五、一八三	五三九	二〇、五一二	蒙自	八、五六二、八〇七	九、八八六、六三八	一八、四一三、四四五
宜昌	二八八、〇九六	—	二八五、〇五六	思茅	一八九、三五七	三二、九七	二二、三五四
沙市	二二七、五〇七	一二六	二二七、六三五	臨越	三、五〇五、二七一	二、〇二九、五七五	五、五三四、六四六
長沙	二、五六六、七一一	一、六一七	二、五六八、三三八	合計	六七九、五二九、五四四	六三〇、八〇九、四二一	一、三一〇、三三八、九五五
岳州	三、〇九七	—	三、〇九七	內再輸出額	三二、五三二、八六三	—	三二、五三二、八六三
沃口	三七、四三八、七四四	一四四八七、六〇六	五一、九四六、三五〇	純實易額	六四六、九七七、八八一	六三〇、八〇九、四二一	一、二七七、八〇七、〇九一
九江	一、五〇八、〇八五	一四二一六	一、五〇九、二三一				
蕪湖	二、二四八、九七八	一、二二、二五七	三、三六、一、三五				
南京	三、二一〇、五五六	六、七五九、五二九	九、八八〇、〇八五				
鎮江	三、八〇〇、一七五	五四〇、七二九	四、三四〇、八九四				
上海	二六一、七〇一、〇七四	二五九、七二八、七五九	五三、四二九、八三三				
蘇州	四九、九四五	—	四九、九四五				
杭州	一四六、四七六	—	一四六、四七六				
寧波	三、二六、四三一	三、六七〇	三、三〇、一〇一				
溫州	二一、一六二	六、九八四	二八、一四六				
三都澳	二五、二九一	八、六八四	三三、九七五				
福州	五三、九六、八〇八	四、七〇四、七八六	一〇、一〇一、五九四				
厦門	九、二八五、六九五	一、八二八、三七二	一一、一四、三六七				
汕頭	一五、一〇二、四四三	一、四〇六、〇七二	二六、五〇八、五一五				
廣州	三一、一二一、九一四	六四、六七六、〇五七	九五、七九七、九七一				
九龍	二一、八五五、七六九	一五、一三五、六一六	三六、九九一、三八五				
同(廣九鐵路)	一、九八八、四六五	八二五、八二七	二、七四一、二九二				
拱北	七、九三三、四六六	五、一七〇、六〇二	一三、一〇四、〇六八				
江門	三、二三五、八九一	一、〇八六、七六六	四、三二、六五七				
三水	二、五〇三、四二二	四六五、〇五六	二、九六八、四七八				
梧州	一一、二七六、八九一	五、五八三、一五五	一六、八六〇、〇四六				
南寧	七四六、一一五	一、八二六、五二七	二、五七二、六四二				
瓊州	二、五五九、〇五八	二、五七七、四七四	五、二六、五三三				
北海	一、八〇二、九九四	一、九六四、五一三	三、七六七、五〇七				
龍州	六八、七八九	一三八、三〇	八二六一九				

前表によりて見る如く上海は支那全貿易額の約四割を占むるを知るべし。

輸入貿易

外國輸入貨物の總額は六億四千六百九十九萬七千六百八十一兩にして、前年に比し九千二百十萬四千五百九十九兩又戰前民國二年に比し七千六百八十三萬五千百二十四兩の增加なり、而して阿片の輸入殆と絕無となれるに拘らず(一九一三年には阿片の輸入四千百萬兩あり)此增加を見たるは特に注意するの價値あり、輸入總額六億四千七百萬兩の中綿製品は二億千萬兩を占め、金屬類は五千六百五十萬兩、石油は四千六百七十萬兩、砂糖は三千五百萬兩、紙卷煙草及卷煙草は二千百八十萬兩に上り、其他鐵道汽鑵車及貨車千五百萬兩、機械千四百萬兩、魚類及海產物千百萬兩、紙類千二十萬兩、自動車二百十一萬兩等を著しきものとす。

綿製品　一九一九年綿製品の輸入總額は前年の一億五千百三十八萬兩に對し、二億九百七十八萬六千兩にして、此中綿毛交織は前年の二百十一萬五千兩に對し三百十八萬二千兩に上れり、毛織物は三百六十萬四千兩にして增加を示さず、雜織物は前年の五百三萬七千兩より增加して、六百

七十一萬五千兩となれり、然れども價額の增加は必ずしも數量の增加を示すものにあらず、試に二、三綿製吊の數量を戰前と比較するに左の如し。

	數量單位	民國二年	同八年	比較增○減●
綿織物	反	二七、五八二、三〇五	二一、六九九、七四三 ●	五、八一七、五六二
同　碼		一〇三、三三八、八三六	一一六、六五一、八八二 ○	一三、三一三、〇四六
綿絲擔		二、六八五、二六三	一、四〇五、四六一 ●	一、二七九、八〇二
手巾及浴巾	打	三、四六六、二八〇	二、六二七、二四七 ●	八三九、〇三三
同　擔		—	八一六 ○	八一六

一九一三年

	數量單位	數量	價額
生金巾	反	七〇、四三八	三三二、三〇八
シーチング	同	四六、一四四四	一、六一五、〇五六
雲斜布	同	一三七、〇四六	四七九、六六三
土布	擔	一三六、二六三	六三八、三六五
精巧土布	反	四一八、七〇三	九一五、二一七
綿絲	擔	五〇三、七六二	一四、七〇二、四六〇
計		—	二四、四二五、〇六九

一九一九年

	數量	價額	比較 增○減● 數量	價額
	一二五、七七三	八五七、五五八 ○	五五、三三五 ○	五〇五、二五〇
	一、三九二、〇五六	一〇、一七〇、七一六 ○	九三〇、六一二 ○	八、五五五、六六〇
	三〇八、六二七	二、四四六、八〇一 ○	一七一、五八一 ○	一、九六七、一三八
	一三四、〇四二	八、七三八、四九七 ●	二二三一 ○	二、三五六、一三一
	七六八、四〇三	二、四九〇、〇一〇 ○	三四九、七〇〇 ○	一、五七四、七九三
	一、一九九、二九二	六七、九九五、二〇五 ○	七九五、五三〇 ○	五三、二九二、七四五
	—	九二、六九八、七八七 ○	—	○ 六八、二七三、七一八

全年を通し綿織物貿易は極めて旺盛にして、相場は日と共に昂上し、產地に於ける年末の市價は年始に比し實に七割の騰貴を示せるものあり然れども銀兩を以て計算すれば白色布の如きは却て幾分の低落を示せり。

一九一九年は殆と全年に亘りて日貨排斥のことありしにも拘らず、日本綿製品の輸入額は前年に比し大に增加せり卽ち生金巾の輸入は前年に比し十二割を增加し、生「シーチング」は支那內地製品の競爭の結果一割四分の減少を見たれども晒金巾の輸入は殆と倍加せり、統計の數字により て知り得るが如く英國綿反物類は前年に比し增加したれども晒金巾は本邦品の增加に及ざること遠し。

金屬及鑛物類　金屬類の總輸入は五千六百六十萬九千兩に上り、前年には千七百六十三萬七千兩、一九一三年には二千九百十五萬六千兩なりき、而して金屬類にありては價額の增大と共に數量も亦大に增加し、銅錠は主として貨幣鑄造用として輸入せられ、其額三十一萬七千七百六十九擔に上り、前年の十二萬千四百八擔、一九一三年の二十萬七百三十六擔に比し著しき增加なり、鐵類も亦著しく增加し、

卽ち一九一三年に於ける一億八千二百萬兩の輸入は、之より約三千萬兩を增加せし一九一九年の輸入に比し、數量に於ては著しく多大なるを見るべし此等數量の減少は一部價格の高價なりしに起因するも、亦支那に於て綿製品の製織隆盛となり外國品の輸入を阻止せることと與て力あり。

一九一三年及一九一九年中稅關經由輸移出支那綿製品の數量を見るに左の如し。

錫板の輸入も亦大に增加したれども、本品は廣西產品が一旦香港に輸出せられ同地に於て精煉の上、再び支那に輸入せられたるものに係り、鉛銅及鉱力等も亦何れも著しく增加せり。

今一九一三年及一九一九年の金屬類輸入額を對比すれば左の如し。（單位噸）

	一九一三年	一九一九年	比較增○減●
銅	二、八一四	三五七、六五三	○ 一三九、五〇九
鐵及軟鋼（製製古鐵）	三、五二〇、〇四九	四、九四八、五三六	○ 一、二四八、四八七
亞鉛引鐵板及線	二九、一五八五	二一六、九四二	● 七四、六四三
鉛	一一八、三三五	一六五、九四三	○ 四七、六〇八
水銀	六五四	五九六	● 五八
銅	一四九、七〇一	二一四、〇三一	○ 六四、三三〇
錫	五二、七八一	一一四、九五五	○ 六二、一七四
鉱力	三六三、三六六	四一九、〇二四	○ 五五、六五八
鐵鐵	一、五九六	六一四、五一四	○ 六一二、九一九

一九一九年の前半にありては支那國內政界不安にして、取扱商も亦大に警戒を加へ市面の動搖常なかりしが故に、金屬類の輸入額は增加したるに相違なきも、若し貨物と船腹とを充分に獲得し得たりとせば、更に一層の發展を見たりしならん、歐米諸國に於て勞働者の同盟罷業等により產額激減し、從て產地價格大に昂騰したりしも、支那にありては銀高の爲殆と何等の變動なかりき。

雜貨　左表は一九一三年及一九一九年に於ける主要雜貨類輸入貿易の位地を示すものなるが、食料品材料及染料は大に減少したれども、機械其他工場の發展維持に必要なる材料は大に增加を示せり、紙卷煙草及葉卷煙草の輸入額二千百萬兩の巨額に上れるを見るは、國內消費及輸出向として製出額の巨額に上れるものあるに對比して、驚異とすべきものゝ一なりとす。

	一九一三年	一九一九年	比較增○減●
軍用品	海關兩 六、七三八、四五四	二、四九六、五七八	● 四、二四一、八七六
各種袋類	箇 三二、〇四九、七〇八	六七、三〇二、七〇一	○ 三五、二五二、九九三
同	擔 —	一七、四五九	○ 一七、四五九
建築材料	海關兩 二、四四四、七八七	五、七八六、九二四	○ 三、三四二、一七三
蠟燭	擔 五〇、三八三	八二、三六二	○ 三一、九七九
空桶及桶板	海關兩 六三四、七一四	三、一七一、六二六	○ 二、五三六、九一二
米及糙米	擔 五、四一四、八九六	一、八〇九、七四九	● 三、六〇五、一五一
紙卷煙草	千本 六、二〇九、〇三七	七、七七一、四七	○ 一、五六二、九一〇
葉卷煙草	同 三八、五六五	四九、一七六	○ 一〇、六一一
石炭	噸 一、六九〇、八九二	一、一七二、八二三	● 五一八、〇六九
棉花	擔 一三四、七三五	二三九、〇〇三	○ 一〇四、二六八
アニリン染料	海關兩 五、四〇一、八二〇	三、〇四二、九一七	● 二、三五八、九〇三
人造藍	擔 三一九、五七六	一八、七九五	● 三〇〇、七八一
塗料	同 一三四、三四四	六一、五八〇	○ 七二、七六四
電氣材料	海關兩 二、三二二、三三九	四、九九一、八二一	○ 二、六六九、四七二
穀粉	擔 二、五九六、八二一	二七一、三二八	● 二、三三五、四九三
ガソリン等	ガロン 四六五、五七七	二、一七四、七四八	○ 一、七〇九、一七一
燃料製噸	一二、〇六五	三七、一四八	○ 二五、〇八三
人參	斤 三三四、八一六	二五九、七九二	● 七五、〇二四
護護製品	海關兩 三六〇、五二九	二、四六一、九八	○ 一、一〇〇、六六九
機械類	同 四、六五〇、〇〇一	一四、一〇〇、四三九	○ 九、四五〇、四三八
肥料	擔 九〇八、五五七	一、一四二、一一二	○ 二三三、五五五
燐寸	哥 二八、四四八、一五五	一六、五九八、九四三	● 一一、八七九、二一二
牛乳（罐詰）	打 四八三、七二〇	四〇二、三二六	● 八一、三九四

牛乳（鑵詰）	打	—	二三、一〇五	○	二三、一〇五	木材（軟）	平方呎	一六四、八四七、六二三	一二三、三七六、四九九	●	四一、四七一、一二四
石油ガロン	一八三、八四〇、〇五二	一九九、三〇九、七五三	○	一五、三二五、七〇一		汽車及滊關車	戞水	七六八、六二八	一〇、二九六、三四七	○	九五二、七一九
機械油同	二、四四九、五八六	五、六一五、四三五	○	三、四六五、八四九		鐵道客車及貨車	同	一、一九三、八二三	四八三、三二四	○	三六三、五四〇一
紙	七一、六九二、三五五	一〇、二一二、六五二	○	三、〇四三、三九七		自動車及自動貨物車	同	四八五、一八二	二、一五八、九九八	○	一、六七三、八一六
鐵道材料同	四、三一七、六九四	三、八八三、二三九	●	四三四、四五五		自轉車	同	一二八、九五七	一六八、六四四	○	三九、六八七
昆布 若布擅	六三五、九七八	四二四、七一三	●	二一一、二五五		麥酒	及同	七二四、一七七	九二八、九九一	○	二〇四、八一四
石鹼及其製造原料	二、六八四、五一一	二、三二九、四二六	○	六四四、五一五		黑麥酒	同	九九四、六四八	一、〇六四、四七一	○	九八、八二三
各種砂糖	七、一七、七二八	五、一八七、八七五	●	一、九二三、八五三		酒精（火酒ヲ除ク）	同	二四一三、九六一	四、六九六、三九〇	○	二、二八二、四二九
木材（硬）（立方呎）（平方呎）	二、六六〇、六八二	—	○	一〇、〇二五、一四七		小包郵便物	同				

尙支那重要輸入品輸入額を前年と對比すれば左の如し。

支那重要輸入品輸入額前年比較表

（價格單位海關兩）

品名	數量單位	一九一八年 數量	一九一八年 價格	一九一九年 數量	一九一九年 價格
綿織布類					
生金市（無地）（米）	反	七、七〇	一、八四三	八八、一三六	四〇〇、二三九
同（同）（英）	同	六九〇、五六六	三、五一七、七四六	一、四四八、一五五	六、五八五、八四七
同（同）（日）	同	九四九、六七六	四、二九六、八三一	二、〇九三、四四八	一〇、九五五、九五〇
生シーチング（無地）（米）	同	八九、九〇〇	四三八、三九〇	四三六、七六九	一、九七九、五二九
同（同）（英）	同	八、八〇二	五四、九六六	四、〇八六	二五八、〇〇五
同（同）（日）	同	二、二三七、一〇二	一〇、六六〇、五八三	一、九五九、六八三	一、一八九、五一一
晒金巾（無地）（英）	同	一、五四四、〇七五	九二、二九二、七五七	二、五一一、二五	一四三、九八、三一五
同（同）（其他）	同	六三五、六五五	三、七三〇、七一九	一、二六〇、〇五三	八〇三、九〇七
縞 紋織	同	一一三、〇六三	六二五、八九九	二四、二二三	一九七、八七六
晒アイリス布	同	一八、五四〇	一三一、八三四	九、二七三	六四、七四
綾 寒布（米）	同	—	—	八四、一九〇	四六六、一五八
同（英）	同	一八、三一七	一一六、五九五	二八、四二七	二二六、八六〇
同（日）	同	九二九、五二二	四、三四五、三七六	一〇三、三〇二	五七六四、五九九
シーンス（米）	同	一〇、二五四	四六、二二三	一三、三二一	七七、八九一

| | | |

綿ラスチング(同)	反	一四六、二六〇	九五六、〇七三	八三、九九八	五六四、八四九
染金巾(無地)	同	六九、八〇九	四三八、八八五	一〇六、一一〇	六二〇、三五二
晒金巾(同)	同	七二、三二一	二〇一、六九六	五四、二二五	一八五、〇五六
綿スパニッシュ・ストライプス(六四吋)	同	二三、七九六	一六〇、五七九	四、九五七	三、三四九、九一二
ノランネル(無地、染色又ハ捺染)	同	三七四、一九二	一、八一六、〇三三	六三、四二九	六六、〇〇一
同(捺染)	同	四八、三四五	一八四、〇八〇	一三、五〇一	二六八、一九五
同(日)	同	九二、四一三	三三六、八九六	五六、六四四	二、九二八、一〇二
絲染綿布	同	八三、〇八、三七四	一、五五〇、八四六	一六、三二六、〇四七	四七七、七六七
クリプス及クレポンス	同	二、〇四五、九一二	三八八、三九五	三八、四五九	五二、八〇五
日本綿縮	同	七二、三八二	九一〇	四、一九七、九七五	五八四、七八二
日本綿布	同	八三、八七二、七六九	六、一九二、五六八	九八、五三七、〇八二	八、八五八、九二八
支那綿布	擔	七、二九七	四二〇、八八四	六、八二〇	一四、四〇四
綿天竺絨	碼	三、五四二、二五〇	一四五四、二七四	一、〇二六、八七二	四九一、六〇九
綿毛布	枚	九八、六四二	九七、三四五	四七、八〇五	四〇、七四七
同	同	四三九、八四二	三九二、四二四	八五三、〇七六	五〇一、五〇二
綿製手巾	打	四四八、〇七三	二七六、四九五	七四五、四六〇	四八七、一七〇
同	同	五七二、八八一	二四八、七〇一	七八二、二八一	三六八、七八八
同(日)	同	九二、三一五	七九、四五八	八〇、四七八	六九、八八三
タオル	同	一、四六四、二八二	一、〇三四、一六一	一、〇一九、一二八	七五一、九六三
同(日)	同	四、五九六、五七三	九三四、四四〇	三、五二三	二一七、三六四
其他綿製品	碼	—	—	六六	六一九
綿繻絨(英)	同	四五一	一九、一三〇	二九八	一四、三五六
同(香)	同	三六〇、九六三	一六、三九六、〇三六	八三八、一三	一、六一五、五〇一
同(印)	同	七四五、九五九	三五、三五八、八八四	五三〇、九二七	三〇、五二五、二〇七
同(日本)	同	七、二四五	二九七、五四二	一五、八四四	七六七、五七一
同(其他)	同	一七〇一三	一四七七、五四一	二〇、二二三	一、九七〇、一八九
同(瓦斯絨、マーセライズド及染付)	同	七五七	七五、八六七	七四〇	八一二、六六
綿綫糸(球作)	同	四、〇二八	三七九、七九八	四四二六	三九五、六八七
同(日)	同	四八、八二一	一、五六七、九五七	六五四、八五〇	二、〇二四、三九四
同(木巻)	同	—	一五一、三八〇、四二三	—	二二〇五三、七二一
合計					

絨毛交織物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
絹織物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雜織物	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金屬類											
銅類	增	一三一、七九〇	—	二、一一四、八六二	—	三五七、七一三	三、一八一、九七三				
鐵類（新）	同	一、六八七、五八一	—	三、二〇一、三二九	—	四、七一二、一八九	六、七一二、一八九				
同（舊）	同	一二七、四〇四	—	五、〇三七、二三七	—						
鍋類	同	二五、六九三	—								
鋼類	同	二一八、七三九	—	四、九五〇、四七六	—	三五七、七一三	八、九四〇、九一四				
鉄力板	同	三一五、七三六	—	二一、八五六、九四九	—	四、三四一、七〇九	二五、七三〇、七六五				
他	同	—	—	四六九、九〇四	—	六〇六、八二七	一、三八四、一九四				
其合計	—	—	—	一一五、〇八九	—	二一四、〇三一	六、九一〇、六四六				
雜貨類				三、三六〇、三四八	—	四一九、〇二四	二、〇九〇、七八八				
軍器	個	—	—	三七、六三七、一一一	—	—	三、八二四、八二一				
各種彈類	千本	四、三六八、五〇七	—	一四、〇九三、〇二四	—	三五七、七一三	七、七二六、九八九				
同	增	—	—	四、三七九、七一一	—	四、三四一、七〇九	五六、六〇九、一一九				
同	同	四一、三三三	—	—	—	一七、四五九					
海參	同	一、八七〇、〇一三	—	一、六八一、三五五	—	四三、三四二	二、三九六、六六三				
鉄及鉄類	同	六二、六三一	—	二、七九二、六六九	—	一、五四〇、一九七	一、八九五、〇八八				
各種繩烟	同	—	—	一、〇五七、九四三	—	八二、三六二	八、三〇〇、二九一				
空桶及桶板	增	六、九八四、〇二五	—	一、〇六五、一四八	—	—	二、〇九三、二四九				
米	千本	九、二三二、九四一	—	三二、七七六、九三一	—	一、八〇九、七四九	七、七七一、九四七				
紙卷烟草	同	四八、三五九	—	二三、九八三、五六三	—	一、五四〇、一九七	二、三九九、七五三				
葉卷烟草	同	一、〇七五、〇五七	—	七六三、六五八	—	四九、一七六	一、五四〇、一九七				
石炭	噸	一九〇、一一〇	—	一二、五九三、四七九	—	一、一七二、八二三	一、五四〇、一九七				
棉花	增	—	—	六、〇七〇、五一七	—	二三九、〇〇三	一、八五〇、一九七				
アニリン染料	—	—	—	七五一、九五八	—	—	一、三四二、二六九				
人造藍	增	一、五〇一	—	一四六、六四二	—	一、八七九、三	一、七九四、七三三				
塗料	同	八三、一六九	—	一、〇六〇、七三〇	—	一三四、三四四	四、九九一、八一一				
電氣材料	—	—	—	四、一三三、一九四	—	—	一一、一九四、六一〇				
海產物	增	一、四四二、五三	—	一二、五六六、七二七	—	一、四〇七、五一八	一一、一九四、六一〇				

粉	噸	四、五五一	二七、三二八	一二四、二二五	一二、一二八	一、一二八	一、一二八	一、一二八	一、一二八	一、一二八	一、一二八
ガソリン等	ガロン	一、一九四、二九〇	五六〇、三四四	一二四、二九五	一二、一七四、八四八	一、一七〇、一七一	一、一七〇、一七一	一、一七〇、一七一	一、一七〇、一七一	一、一七〇、一七一	一、一七〇、一七一
人參	斤	三四九、三三三	三四七、六五三	二三九、七九二	二三七、三五六	二三七、三五六	二三七、三五六	二三七、三五六	二三七、三五六	二三七、三五六	二三七、三五六
寫字硝子	箱	一五六、二七一	一、五〇四、五七五	二三、九五〇	二三、九五〇	二三、九五〇	二三、九五〇	二三、九五〇	二三、九五〇	二三、九五〇	二三、九五〇
其大小鞋下	打	一、九一三、〇〇一	一、八七二、二二一	一、八七二、二二一	一、八七二、二二一	一、八七二、二二一	一、八七二、二二一	一、八七二、二二一	一、八七二、二二一	一、八七二、二二一	一、八七二、二二一
同	噸	—	—	一、四〇六、一一九	一、四〇六、一一九	一、四〇六、一一九	一、四〇六、一一九	一、四〇六、一一九	一、四〇六、一一九	一、四〇六、一一九	一、四〇六、一一九
護謨製品	—	—	七三五、八四九	七三五、八四九	七三五、八四九	七三五、八四九	七三五、八四九	七三五、八四九	七三五、八四九	七三五、八四九	七三五、八四九
熟皮	噸	一二三、四六一	九、五九二、五九六	九、五九二、五九六	九、五九二、五九六	九、五九二、五九六	九、五九二、五九六	九、五九二、五九六	九、五九二、五九六	九、五九二、五九六	九、五九二、五九六
機械類	—	—	七、一四四、五一六	七、一四四、五一六	七、一四四、五一六	七、一四四、五一六	七、一四四、五一六	七、一四四、五一六	七、一四四、五一六	七、一四四、五一六	七、一四四、五一六
鹿革	噸	八四四、〇三一	七五三、一六一	一、一四四、一一三	一、一四四、一一三	一、一四四、一一三	一、一四四、一一三	一、一四四、一一三	一、一四四、一一三	一、一四四、一一三	一、一四四、一一三
燒酎	打	一三、四四〇、八二一	四、六〇五、四二七	一六、五九八、九四三	一六、五九八、九四三	一六、五九八、九四三	一六、五九八、九四三	一六、五九八、九四三	一六、五九八、九四三	一六、五九八、九四三	一六、五九八、九四三
牛乳(練乳)	—	三五二、一七八	六八七、七四三	四〇、三二六	四〇、三二六	四〇、三二六	四〇、三二六	四〇、三二六	四〇、三二六	四〇、三二六	四〇、三二六
同(同)	噸	—	—	二三、一〇五	二三、一〇五	二三、一〇五	二三、一〇五	二三、一〇五	二三、一〇五	二三、一〇五	二三、一〇五
藥石	—	—	五、一二五、四九六	一二、八二一、七九四	一二、八二一、七九四	一二、八二一、七九四	一二、八二一、七九四	一二、八二一、七九四	一二、八二一、七九四	一二、八二一、七九四	一二、八二一、七九四
油(米)	ガロン	四八、二四九、二九七	一二、七〇〇、六九一	二七、五六、九二八	二七、五六、九二八	二七、五六、九二八	二七、五六、九二八	二七、五六、九二八	二七、五六、九二八	二七、五六、九二八	二七、五六、九二八
同(ボルネオ)	同	一、九四七、九七〇	四八、五二七、二〇六	五二、七九九	五二、七九九	五二、七九九	五二、七九九	五二、七九九	五二、七九九	五二、七九九	五二、七九九
同(日東)	同	同	同	二二、二〇五、五四八	二二、二〇五、五四八	二二、二〇五、五四八	二二、二〇五、五四八	二二、二〇五、五四八	二二、二〇五、五四八	二二、二〇五、五四八	二二、二〇五、五四八
同(スマトラ)	同	同	同	七、一四六	七、一四六	七、一四六	七、一四六	七、一四六	七、一四六	七、一四六	七、一四六
同(其他)	同	一七、八六五	一、八二七、四九一	一、四四〇、三一九	一、四四〇、三一九	一、四四〇、三一九	一、四四〇、三一九	一、四四〇、三一九	一、四四〇、三一九	一、四四〇、三一九	一、四四〇、三一九
機械油	同	五、三六〇、〇二八	六、三九三、三〇六	五、九一五、四三五	五、九一五、四三五	五、九一五、四三五	五、九一五、四三五	五、九一五、四三五	五、九一五、四三五	五、九一五、四三五	五、九一五、四三五
紙	噸	五四一、五二一	八五六、三五八	八六、二三六	八六、二三六	八六、二三六	八六、二三六	八六、二三六	八六、二三六	八六、二三六	八六、二三六
同	—	—	—	一、五二一、七〇六	一、五二一、七〇六	一、五二一、七〇六	一、五二一、七〇六	一、五二一、七〇六	一、五二一、七〇六	一、五二一、七〇六	一、五二一、七〇六
鐵道枕木	本	一〇一、一二三	一、三一七、八四	一四一、九七五二	四二四、七一三	四二四、七一三	四二四、七一三	四二四、七一三	四二四、七一三	四二四、七一三	四二四、七一三
其他鐵道材料	—	—	一、二二六、〇七四	一、二二六、〇七四	一、二二六、〇七四	一、二二六、〇七四	一、二二六、〇七四	一、二二六、〇七四	一、二二六、〇七四	一、二二六、〇七四	一、二二六、〇七四
罠布及若布	噸	七九六、三〇一	三、〇五四、九二七	三、〇五四、九二七	三、〇五四、九二七	三、〇五四、九二七	三、〇五四、九二七	三、〇五四、九二七	三、〇五四、九二七	三、〇五四、九二七	三、〇五四、九二七
石鹼及其材料	—	—	—	一、三二九、〇八五	一、三二九、〇八五	一、三二九、〇八五	一、三二九、〇八五	一、三二九、〇八五	一、三二九、〇八五	一、三二九、〇八五	一、三二九、〇八五
砂糖(赤)	噸	二三五、八七一	九、七一二、六九八	六四一、八七五	六四一、八七五	六四一、八七五	六四一、八七五	六四一、八七五	六四一、八七五	六四一、八七五	六四一、八七五
同(白)	同	一、九四〇、七三三	一、九〇一、〇六一	二、九八一、一四一	二、九八一、一四一	二、九八一、一四一	二、九八一、一四一	二、九八一、一四一	二、九八一、一四一	二、九八一、一四一	二、九八一、一四一
同(精)	同	四二、二五、三一三	三五、六七三、三五五	三五、六七三	三五、六七三	三五、六七三	三五、六七三	三五、六七三	三五、六七三	三五、六七三	三五、六七三
同(糖)	同	三一四、〇三四	二七五、四〇九、六	二、六六、一五	二、六六、一五	二、六六、一五	二、六六、一五	二、六六、一五	二、六六、一五	二、六六、一五	二、六六、一五

木材（硬）	立方呎	三、六六九、一二	二、四五一、九六八	二、八七九、二二四	一、八七九、七二六	
同（同）	平方呎	—	—	—	四八二、二六三	
同（軟）	同	一〇三、六八七、七三〇	三、五二二、八二三	一二三、三七六、四九九	四、八五六、七六四	
貨車及炭水車		—	七一二、七六一	—	一〇、二九六、三四七	
鋼道客車及貨車		—	二、〇〇一、七八一	—	四、八三三、二四	
自動車及自動貨物車		—	一、三二九、八一	—	二、一五八、九八八	
自轉車		—	一、九〇三、六	—	一六八、六四四	
パラフィン蠟	擔	—	一、二九八、二三四	一〇九、二七二	一、二五八、七二四	
麥酒及麥酒	—	一、〇二〇、一	一、二四二、三六	—	九三八、九九一	
酒精（火酒ヲ除ク）	—	—	一、三四一、七八八	—	一、〇六七、四七一	
葡萄酒	—	—	一、四三〇、一〇四	—	二、〇一六、四三七	
小包郵便物	—	—	三、三四五、一八二	—	四、六九六、三九〇	

輸出貿易

一九一九年支那產品の海外輸出額は六億三千八十萬九千四百十一兩にして、前年に比し三割、一九一三年に比し五割六分の增加とす、若し之を金に換算すれば前年に比し五割五分、一九一三年に比し二十二割八分の增加にして、實に空前の記錄なり、而して其增加は大部分輸出貨物價格の昂騰に因るものなるも、決して原因の全部にあらず、主要輸出品十種に就き一九一三年の數量と比較するも直に明瞭にして即ち左の如し。

單位	一九一三年	一九一九年	比較增○減●	小麥	同	一、八四八、〇〇〇	四、四五三、〇〇〇 ○	二、六〇五、〇〇〇 ○
生絲	擔	一四九、〇〇〇	一六五、〇〇〇 ○	一六、〇〇〇	麥粉	同	一一九、〇〇〇	三、六九四、〇〇〇 ○	二五七五、〇〇〇
種油	同	一、三八七、〇〇〇	四、四三〇、〇〇〇 ○	三、一四六、〇〇〇	綿花	同	七三九、〇〇〇	一、〇七二、〇〇〇 ○	三三三、〇〇〇
豆粕	同	二、八一八、〇〇〇	二、七三五、〇〇〇 ○	八九〇、〇〇〇	胡麻	擔	二、〇三五、〇〇〇	二、八三八、〇〇〇 ○	八〇三、〇〇〇
豆類	同	一、三二九、〇〇〇	一五二、九〇〇、〇〇〇 ○	四七九四、〇〇〇	山羊皮	枚	七、七九四、〇〇〇	一三、八三二、〇〇〇 ○	六、〇三八、〇〇〇
					茶	擔	一、四四二、〇〇〇	六九〇、〇〇〇 ●	七五一、〇〇〇

輸出貿易に於ては茶及休戰の結果として需要杜絕せる或金屬を除き、重要輸出品の殆と全部に於て增加し、又は復舊せり、此外特記すべきは穀類の輸出實に空前の額に上れることゝす、就中米は輸出禁制品たるに拘らず、特別許可による輸出額は百餘萬擔に上れり、生糸及其製品は輸出品中最も重要なるものにして、生糸の輸出額は實に一億兩を超過せり、次に主要輸出品を價額の順位に擧くれば、種油四千六百萬兩、豆粕四千四百萬兩、豆類三千九百萬兩、穀類（粉を除く）三千六百萬兩、棉花三千萬兩、皮革類二千六

百萬兩、種子及油粕二千五百萬兩、鷄卵及蛋黃蛋白二千五百萬兩、茶二千二百萬兩、金屬二千二百萬兩、羊毛千四百萬兩、砂糖九百萬兩、凍肉及保藏肉八百萬兩、綿製品七百二十萬兩、石炭七百萬兩、麥稈眞田七百萬兩、煙草七百萬兩、紙卷煙草六百萬兩、落花生六百萬兩、豚脂四百七十五萬兩、豚毛四百七十五萬兩、纖維四百萬兩、陶磁器三百七十五萬兩、麻布三百萬兩とす。

生絲　生絲は年初需要なく在荷堆積したりしが三月末に至り絲價昂騰し、在荷忽にして一掃せられ、六月以後新絲の先取引行はれ絲價益々昂騰したるも需要衰へぬ、全年の輸出額一億兩以上となり未曾有の巨額に上れり。

茶　一九一九年茶の輸出額は綠茶二十四萬九千七百十一擔、紅茶二十八萬八千七百九十八擔にして、前年に比し著しく增加せり、然れども露國の擾亂の爲前年を除ける他の年に比すれば尙著しき減退なり一九一九年輸出總額中英國は綠茶六萬九千四百一擔、紅茶十三萬七千六百八十四擔(何れも近年中の最高額なり)佛國は綠茶五萬三千六百三十二擔、紅茶七千八百八擔、米國は綠茶七萬二千九百三十一擔紅茶一萬五百六十四擔を占めたり、露國に對しては陸路及太平洋口に向け紅茶二萬二千擔以上積載せられたれども、恐らくは其殆と全部は仕向地に到着せざりしならん。

豆類及豆類產物　豆類の輸出額は一九一三年に比し實に四割六分の增加を示せり、歐州市場復興し且滿洲に於ける農業著しく發達したるにより、豆類の產出額は最近十年間に五割方增加せりと稱せらる、然れども豆類の實際輸出品とし始めて重要のものとなれる一九〇九年に比し增加せす、反之豆粕の輸出額は殆ど倍額となり、豆油の輸出額は十六倍するに至れり、豆粕及豆油の製造は今や支那に於ける重要工業の一となれり、從來豆類の需要先は露國を第一としたりしか、現在にありては日本を第一とす、日本にありては之を以て豆油を搾取し之を米國に輸出し、豆粕は國內に於て肥料に供し、豆粕の輸出額は一九一三年に千百八十一萬八千四百四十三擔、一九一九年に二千七十二萬四千七百六十九擔にして、其輸出先は殆と全部日本なりき、日本は米價高値なりしより農家は何れも好景氣にして、多量の肥料を購買することを得たるなり、英、丁の二國及關領東印度は豆の主要輸入國にして米、英及瑞典は豆油の主要輸入國なりとす。

小麥及小麥粉　小麥の耕作及製粉業の顯著なる發展は近時經濟史上の特色なり、而して滿洲に於ける小麥產出能力に關しては世人多く之を知悉すと雖、北支那及中支那長江沿岸に於ける產出額增大に關しては知る者多しとなさず、然れども一九一三年、麥粉輸出額を一九一九年の輸出額に比すれば、十一萬九千四百五十一擔に對する二百六十九萬四千二百七十一擔にして、其增大の著しきは何人も一驚を喫するならん、一九一九年の輸出額中日本と露國と各三分の一を占め、其餘は英國、比律賓、香港等に輸出せられたり、而して香港より更に佛領印度支那等へ再輸出せられたる額少からず、麥粉の輸入は一九一三年に二百五十九萬六千八百二十一擔なりしが、一九一九年には二十七萬千三百二

十八擔に減少せり、又小麥の輸出は一九一三年に百八十四萬八千七十一擔なりしが、一九一八年には四百四十五萬三千四百七十一擔に增加し、日本は其約四割四分、西比利は五割五分を占めたり、其他麥粉の値廉なりしを以て國內に於ける需要も甚だ旺盛なりき。

棉花　棉花の輸出は國內需要の漸增にも拘らず、例年に比し毫も劣らず一九一九年には百七萬二千擔に上り、其內日本九十一萬二千八百擔を占め、米國は十一萬二千擔を占めたり、棉花は支那の領土中十四省に產出すれども、現在主要なる產地は直隸、山東省西部、湖南、湖北、江蘇及浙江の各省に限らる、漢口は湖北、河南產區の咽喉に當り當に紡織業の一大中心地たらんとして、又上海及海外への輸出の主なる通路なり、天津は百五十の織物工場及三大紡績會社を有し、尙建設中の紡績會社あり、直隸及山東西部の棉產地區數年ならずして著しき發展を見るに至らん、然れども現在に於て上海は紡績工業の主位に居り、戰時中著しき發展を遂げたり、一九一三年中上海移輸入棉花六十一萬四千擔中十三萬五千擔は外國より輸入せられ一九一九年の移輸入額は增加して百三十三萬三千擔となり、外國よりの輸入額二十萬五千擔となれり、而して移輸入總額中七十一萬擔は再輸出せられ、上海工場に於ける消費額は六十三萬三千擔と推算せらる。

支那各港より海外へ輸出せられたる棉花の總額は前年の百二十九萬二千九十四擔より百七萬二千四十擔に減少せり而して其需要者は殆と全部日本なり、然れども綿絲の輸出は大に增加し前年の二萬七千七百四十五擔より六萬七千二百三擔となれり、茲に特記すべきは一萬三千擔の綿絲を英國に向け輸出せるの一事とす、支那各港棉花原輸出額を見るに一九一三年には九十五萬三千擔なりしもの一九一八年には二百十八萬五千擔となり、其外國輸出額を見るに一九一三年には九十五萬三千擔なりしもの、一九一八年には二百十八萬五千擔となれるを以て、支那產棉額の日々增大せるは毫も疑を容れず、而して一九一九年に於て少し減少して二百二萬二千擔となれるは、國內の重要增加せるものにして、支那に於ける紡績錘數は數年中に二十五萬錘を增加すへしと期待せらる、されば之に應すべき棉花の產出增加を圖らざるべからず、最近の推算によれば支那の棉花產出額は千萬乃至千二百萬擔と算せられ、世界に於ける棉花產出國の第三位を占む、棉花の高價なる前古未曾有の好機に乘して其の產額は益々增加するならん。

胡麻　一九一九年胡麻の輸出額は二百八十三萬八千五百四擔にして一九一七年の二十二萬三十二百擔、一九一八年の二十三萬四千百三擔に比し著しき增加なり、是れ一九一四年迄主要消費國たりし和蘭、獨逸、佛國等へ輸出杜絕せる戰時狀態より回復せられたるを示すものとす、而して一九一〇年の輸出額は二百七十三萬七百六十三擔に上り、一九〇九年より一九一三年に至る五箇年間平均額は二百萬擔以上なりき、休戰後本品市場は他の總ての油種子と共に先づ第一に回復せられたるものにして、一九一三年は油種子の輸出に於て平均年と看做し得る年なるか、其額約十二萬

噸に上れり、一九一四年も終の四箇月にして貿易停頓せざりせば、大約前年の數額に止りたりしならん、戰時中特に一九一七八年は船腹拂底し殊に獨逸潛水艇の暴威を逞しうせるありて、胡麻の如き容積大なる貨物は輸出不振を極め實際歐洲への出荷なく、唯僅に日本へ仕向られたるのみ、而して輸出停頓を來すや否や直に作付面積の減退を來せり然れど他日の回復期を豫想し大なる苦心を以て之を貯藏せるものあり、果して一九一九年に至り爲替高及印度品の競爭ありしにも拘らず、胡麻市場は大なる苦痛を感せざるに至り、更に又作付面積を擴張するの有利なるを見るに至れり、歐洲に於ける戰時中の缺乏は今や補足せられて需要少しく停止の狀にありと雖、各國の工場次第に復舊せらるゝに至らば、胡麻貿易か戰前の狀態に回復せらるべきは容易のことにして、其將來は支那重要輸出品の一として栽培者取扱業者共に大に注目するの價値ありと信ず。

植物油　豆油に就ては既に豆類の項に於て之を述べたり落花生油の輸出は百二十二萬四千百七十三擔、千三百九十四萬九千四百四十一兩なる未曾有の巨額に上り、主要消費國たる日本及米國への輸出額は共に著しく增加せり、米國への輸出は一九一六年に始まれり、青島に於ける製油能力の增大は最も著しく、又落花生產地に於ける各港にありても亦著しく增加せり、胡麻油貿易は未だ重要の程度に達せずと雖、大なる增加を示し、一九一九年の輸出額は前年の二萬六百二十二擔より增加して三萬七千七百五十五擔、四十三萬八千三百二十六兩となれり、米國は近來又本油をも購買するに至れり。

桐油の輸出額も亦未曾有の額に達し六十一萬三千四百五十五擔、七百九十六萬九百六十八兩となり、前年に比し實に二割五分の增加にして、前年も亦一九一三年に比し少しく增加せる年なりき、本品の貿易に於て特筆すべきは加奈陀が大購買者として現出せることにして一九一九年中二萬八千七百九十三擔を輸入せり。

皮革類　生牛皮の貿易額は一九一三年に於て最高額に上り、四十九萬八千三十八擔、千五百十八萬四千三百四十四兩に達し、歐洲主要國何れも大消費者なりき、戰爭勃發の後輸出價額は大に增大せるも、數量に於ては增加を見ず、而して米國及日本は主なる輸入國たり、されど一九一六年以後輸出額は次第に減少して、一九一九年には三十八萬三千三百三十三擔、千三十六萬千三百八十一兩となれり、山羊皮(鞣さゞるもの)の輸出額は一九一九年最も多額に上り千二百七十三萬二千二百九十枚、八百五十八萬八千七百四十兩となれり、而して米國への輸出額は前年に比し四割を增加せり、次に其價格に就て見るに一九一四年以前には比較的良品も一擔大約八十兩(上海兩)なりしが、近來價格昂騰して最良品は百八十兩(上海兩)較〻良好なるものも割合に高價なりき、戰爭中日本市場へ向け大量の山羊皮輸出せられたりしが、今や大に減少し現在にありては米國を以て主要仕向國となす。

麥稈眞田　本品の貿易は歐洲戰爭中極めて不振なりしが一九一九年に於て既に戰前の舊態に回復し、一九一三年の

輸出額十萬千三十七擔に對し十萬二千六百四擔に上れり、而して價額は五百七萬四千四百四十三兩より、七百七十一萬七千五百八十七兩に增大せりと雖、其利益は僅少なりと稱せらる。

羊毛　の輸出額も亦最高額を示し三十六萬五千八百二十六擔、千百六十萬九千九百七十九兩となれり、然れども年末に至り最大市場たる紐育に於て在荷過多となり、爲に市況沈衰せり、日本の購買額も著しく激減して本品の前途は暗澹たるものあり。

豚毛　一九一九年豚毛の輸出額は前年の七萬千六百十一擔、六百六十八萬二千四百六十四兩より、五萬千六百三十一擔、四百七十四萬八千八百九十兩に減退せり、然れども一九一九年の輸出額は一九一三年の額を距る遠きにあらず而して英國への輸出額は一九一三年の約三倍となれり、然れども消費各國に於て年末に近く價格激落し、市面の不味と銀塊の昂騰と相合して此減少を見たるものとす。

麻布　一九一九年苧麻布の輸出額は二萬六千二百七十七擔、三百十三萬八千八十二兩にして、其輸出先は亞細亞諸國に限られ、朝鮮は輸出額の五分の四を占む、苧麻布の原料たる苧麻の貿易は九割迄本邦人の手中にあり、其輸出額は二十一萬九百四十一擔、二百七十三萬二千八百四十七萬兩にして、前年に比し甚しく減少せり。

以下記述する所は其輸出額僅少にして未だ重要なる程度に達せずと雖近き將來に於て海外市場に大に發展するに至るべく將に注意を要するものなり。

樟腦の輸出額は二萬三千九十三擔に上り、江西福建二省に於ては其產出增加に努力しつゝあり、落花生の輸出額は前年の五十三萬六百六十九擔、前々年の四十七萬千三百十八擔に對し百三十萬二千二百六十九擔にして、戰前五年の平均額を超過するに至れり、而して本品の主要外國市場は佛、伊及和蘭とす、髮毛の歐洲に於ける需要は戰時中稍衰へたりしも一九一九年の輸出額は二萬四千五百三十七擔にして、戰前四年間の平均額に等し。

「レース」の輸出額は二百八萬五百九十一兩にして、前年は九十五萬四千七百十三兩、前々年は六十一萬八千四百四十一兩なりき、主として山東省東部に於ける家內工業の產出に係る、近來下等の絲を使用するより品質大に劣等となれるに拘らず、歐米及濠洲に於ける本品の需要は著しく增加しつゝあり、豚脂の貿易は年の後半に於て銀塊及爲替相場の尙未だ昂騰するに至らざりし以前、英國及歐洲大陸に向け多額の輸出を見、其輸出額は前年の十一萬九千八百十擔百八十四萬四千四百四十三兩より三十一萬七千五百二十擔四百八十三萬三千百二十七兩となれり。革及革製品の輸出は戰爭により大に增加せり、即ち一九一七年には戰前の年平均額一萬六千擔に對し四萬九千三百八十一擔、三百二十六萬兩に上れり、但し翌一九一〇年には二萬四千擔となれり、然れども戰前の數量に比すれば尙大なり、甘草の輸出額は前年の五萬七千擔、前々年の七萬七千擔より一躍して十五萬七千擔となり、戰前の五年平均額二萬擔に過ぎざりしに比すれば著しき增加とす、支那產甘草は露西亞、土耳

其等より供給せられたるものに代れるなり、而して米國に於ては煙草及「チューインガム」の製造に使用せらる鮮肉及凍肉の輸出額は三十八萬千九百二十五擔、三百八十四萬九千六百六十七兩に上り、主として英國及露國に仕向けられたり、戰爭は上記二國の肉類に對する需要を喚起したるより其盛況を持續せるなり。

乾肉及鹹肉の輸出額は家禽を合して二十六萬二千五十擔價額三百八十一萬千三百六十七兩となり、五倍子は戰前主として獨逸に仕向けられたるが、一九一九年の輸出額は前年の四萬五千三百九十九擔、前々年の六萬五千八百九十擔に對し三萬四千五百五十五擔に過ぎず　植物油の輸出額は十六萬四千五百四十四擔にして、戰前の額に比すれば著しく少額なるも前年及前々年に比すれば著しく增進せり。

金屬及鑛物中安質母尼、銑鐵及鐵鑛、錫及鋼は、近來支那輸出鑛產物の大宗とす、安質母尼の輸出は戰時及戰前已に巨額に達し、價格も亦一九一八年迄益々昂騰したりしが休戰の後需要の減退に伴れ、本年末には前年に比し六割四分の下落を示せり、而して精、粗、鑛砂三種の輸出額は前年の二十七萬三千九百二十八擔、二百二十五萬九千五百四十六兩より十四萬七千五百四十一擔、六十三萬五千九百九十八兩に減少し、前年の三分の一となれり、銅錠及鋼塊は前年も大に減少したりしが本年も更に減少して僅に九千百五十三擔となれり、銑鐵の輸出額は二百七十一萬二百三十一擔、八百七十萬五千二十四兩にして、前年に比し數量は伯仲の間にあるも價額は半額となれり、本年鑛產貿易に於て特記すべきは鐵鑛の輸出增加せることゝす、即ち前年の六百二十六萬千六十二擔、百三十五萬九千五百九十六兩より、千五十八萬九千三百七十五擔(約六十三萬噸)、二百四十萬二千五百二十四兩となれり、鐵鑛は半は大冶鑛山より半は蕪湖附近の桃冲鐵山より產出し　膠州亦少量を產す、其輸出先は日本にして、長沙及北滿の滿俺も亦日本に輸出せられ、「ウルフラム」鑛の貿易は全く戰爭の影響にして、次で價格低落せるにより輸出額は十五萬八千四百八十五擔より減少して三萬九千二十擔となれり、江西、湖北、廣東、廣西所在同鑛山は何れも採掘を中止せり、「モリブデン」鑛は屢々「ウルフラム」鑛と共存し、現在開掘せらるゝものなしと雖、廣西(柳州)、廣東、福建、浙江に埋藏せらるゝことゝ知られたり、錫は雲南鑛山の產品にして香港に輸出せらる一九一九年の產出額は著しく減少せり。

支那重要輸出品輸出額を前年と對比すれば左の如し。

支那重要輸出品輸出額前年比較表　(價額單位海關兩)

品名	數量單位	一九一八年 數量	一九一八年 價額	一九一九年 數量	一九一九年 價額
綿製品			八五、四八六		一〇一、六六一
生金巾	反	一五、五四七		一四、七九〇	
シーチンゲ	同	二八、三一三	二〇〇、七九七	一六、八七〇	一三三、五五〇

| | | |

| | | |

同	（黃、繰返糸）	同	一、二〇五	六七九、二四七	一、六〇二	六九五、三一〇			
同	（黃、機械製）	同	三、一九二	二、一〇八、〇六四	六、五六八	三、四八〇、八二一			
同（野蠶絲、非機械製）		同	五、二六一	一、二四五、二二二	五、六九一	一、三七六、一九八			
同（野蠶絲、機械製）		同	二三、三二七	七、六七四、〇〇二	二七、九九〇	九、一四〇、五一一			
繭		同	三三、七四〇	二、六二〇、四二四	三四、七二六	二、六六〇、八六一			
屑	絲	同	一、八七一、八	九、二二八、七一二	一一五、二九五	七、七九二、四四五			
屑	繭	同	四三、一四五	一、一〇三、四九九	三〇、四〇〇	七六五、七一四			
絹	布	同	一四、七八七	一二、七九一、八〇九	一七、七一九	一五、七四四、五八三			
絹	紬	同	一九、七七二	六、一四九、四三八	二一、七四五	七、五一五、六四五			
牛	皮（生）	同	三九五、六三八	一三、四七〇、六七六	三八三、三三〇	一〇、三六一、三八一			
山羊皮（鞣サヽルモノ）		枚	八、九四〇、六七一	五、七〇九、九八八	一二、七三二、二九〇	八、五八八、七四〇			
參稈	眞田	噸	五三、三三八	四、一六七、六五九	一〇二、六〇四	七、七一七、五八七			
動物	脂	同	一四〇、七一〇	一、九五六、七九五	一二五、三七二	一、六〇二、七八五			
茶	（紅）	同	一七四、九六二	五、七三一、二八六	二八八、七九八	八、七九六、九二八			
同	（綠）	同	一五〇、七一〇	七、〇四三、九八三	二四九、九一一	一一、〇五五、六一〇			
同	（紅磚）	同	六五、七四二	一、一五三、三七二	一三四、五七二	二、三四五、二五八			
同	（綠磚）	同	九四一八	一〇九、〇七一	八、八二二	一〇八、七六六			
同	（小京磚）	同	六三	一、二三三	一、四四〇	三三、九四一			
同	（粉）	同	三、一二一	二五、六八二	六、五三四	五三、七六七			
同	（未焙茶葉）	同	二〇一	二、二四四	二七八	四、一六六			
煙	草（葉及莖）	同	一八九、〇〇一	二、一九六、四四六	三六七、八三一	四、七六四、二六八			
同	（刻）	同	六四、六五四	一、八七四、四三六	七五、二〇五	二、三六二、八七〇			
駱	駝毛	同	三八、三一八	一、五四二、八四九	三九、七七九	一、六八八、八〇二			
山	羊毛	同	一二、六〇六	四一九、一一〇	一九、六八六	六五八、七三六			
羊	毛	同	三一八、〇三六	一〇、二七六、七七二	三六五、八二六	一二、六〇九、九七九			

貨物取扱船籍別比較

支那の外國貿易は支那人の手により取扱はるゝもの比較的少く、大部分外國商人の取扱に係る、其主なるは本邦商にして輸出入共に日本汽船によるもの最も多く、之に次ぐを英國とし、支那は第三位に、米國は第四位にあり、而して一九一八中支那海外貿易總額の五割二分は日本船により二割三分は英國船により、一割一分は支那船、四分は米國

船によりしが一九一九年には日本船は減して四割三分となり、英國船は增加して三割二分となり、支那船によるもの八分、米船によるものは約六分となれり。

貨物取扱國別を前年と對照すれば左の如し。（單位噸）

國籍別貨物輸送力二年對照表

國別	一九一八年 輸入	一九一八年 輸出	一九一八年 計	一九一九年 輸入	一九一九年 輸出	一九一九年 計
日本	二九九、二〇一、五一二	二六八、九九〇、七一八	五六八、一九二、二三〇	三〇五、三九六、一四八	二八三、三七六、〇二四	五八八、七七二、一七二
英國	一三九、四〇二、〇九五	一一三、一九二、五二六	二五二、五九四、六二一	二一九、七一一、〇九三	二二三、五〇〇、九七三	四四二、二一二、〇六六
支那	七二、七一六、〇七四	五三、三八八、〇二八	一二五、八〇四、一〇二	六九、六七〇、三四四	四七、八八一、七二三	一一七、五五二、〇六七
米國	二五、八九六、六一四	二三、二五七、九〇九	四九、二五四、五二三	四四、八四四、八四五	三四、四五六、九八二	七九、三〇一、八二七
露國	六、五二二、三六八	一八、八四七、五二六	二五、三六九、八九四	一三、六八〇、四二八	三三、〇八三、三一二	六、七六三、七四〇
佛國	一〇、四六五、八六九	一九、四九九、〇八四	二九、九六四、九五三	一一、五四六、二四一	二六、三八三、一八五	三七、九二九、四二六
和蘭	一四、九三九、三五八	二、七八八、八九二	一七、七二八、二五〇	九、四七一、二四一	二、五〇三、五一一	一一、九七四、七五二
諾威	四、〇〇八、四三一	三、九一六、〇八二	七、九二四、五一三	二、六九四、四三〇	四、八五三、〇二六	七、三七七、四五六
丁抹	二、七七一、一七四	二、三四八、七六七	五、一一九、九四一	一、三七八、二七五	四、九九八、六二九	六、三七六、九〇四
瑞典	一、〇七九、三五八	一、二四七、六六六	二、三二七、〇二四	四八八、二八一	二、〇五二、三四四	二、五四〇、五二五
葡萄牙	九八〇、九五〇	七一六、七七三	一、六五七、七二三	六九六、四三九	九〇九、〇二五	一、六〇五、四六四
伊國	—	三三九、七八一	三三九、七八一	四〇四、〇〇	四五八、六四四	四九九、〇四四
其他	—	—	—	一、一一	五三、八九六	五五、〇〇七
計	五七七、六四三、八〇三	五〇八、六三三、七五二	一、〇八六、二七七、五五五	六七九、五二九、五四四	六六三、三四一、二七四	一、三四二、八七〇、八一八

山東問題に關するミラード氏の陳述（六完）

（一九一九年八月十八日米國上院外交委員會にて）

議員マッカンバー。日本は今一つの協定、卽ち「國際間の公明正大にして名譽ある關係の規定」に從つてこれ等に關する協定を遂ぐることに同意してをります。若し日本が

「我が國は九十九ケ年の後山東を支那に還附すべし」と言つたら、それは日支間の名譽ある關係と言へませうか？

ミラード氏。それは名譽ある關係とは云へないと思ひま

す。

議員マッカンバー。英國或は米國の如き或は其の他如何なる國でもよろしいが、これ等の國はこれを以て日本が條約義務を忠實に守つたと考へるでせうか？

ミラード氏。そんな風には考へないと思ひます。

議員マッカンバー。では他の方面から觀察して見ます。假に日本がこの條約外にあつて、條約には調印しなかつたと想像しますと、日本は本條約の制裁は受けないけれども日本が認めて以て日支間の名譽ある義務と見做すところのものによつて拘束せられます。貴下は日本が斯かる條件の下に山東を手放すだらうと考へたことがありますか？

ミラード氏。私はそうは考へません。のみならず現在の如き狀態に於ては日本は他國から强制されない限りは山東を手放す意志は毛頭もつてゐないと考へます。

議員マッカンバー。では日本は日本を强制する國がなければ山東を返す氣はないと仰言るのですね。

ミラード氏。それは信じて疑ひません。加之私は此の上外交的交渉をつゞけるのは日本を强制する力を弱めるだけだと信じます。

議員マッカンバー。若し日本が本條約に調印しなかつたら、他の國は日本を强制して山東を手放させる責任がないではありませんか？

ミラード氏。まだあります。日本は此の他にルート・高平協定に調印してをりますから。

議員マッカンバー。それは門戸開放を主張したものですね。

ミラード氏。そうです。それから支那の領土保全といふことがその中に特筆してあります。

議員マッカンバー。では若し日本が「我が國は當分山東を保有してをる。そして氣の向いた時に還附する」と言つたら我が國はどうします。

ミラード氏。私は知りません。私は米國政府ではありませんから。

議員マッカンバー。貴下は米國政府について何事か知つてをられるでせうが、吾が國の政策上、我が國は支那にまで干渉の手を伸して日本に對して支那を防いでやることは難しいではありませんか？

ミラード氏。事情によつては少しも差支ないと思ひます。

議員マッカンバー。貴下はモンロー主義を支那にまで擴張するが當然だとお考へですか？

ミラード氏。そんな必要はありません。それと同樣の主義がヘイ主義にありますから。

議員マッカンバー。吾國は支那にモンロー主義をもつてゐるとお考へですか。

ミラード氏。その通りです。

議員マッカンバー。では吾が國のモンロー主義は貴下の御見解によれば、單に西半球のみに關するものではなくて東半球をも含むやうに擴張されたといふのですね。

ミラード氏。東半球ではヘイ主義といふ名前がついてゐ

ます。モンロー主義ではありません。

議員マッカンバー。たゞ名前がかはつてゐるだけですか？

ミラード氏。そうです。

議員マッカンバー。それだから、米國がヨーロツパの問題に干渉するのはいけなくとも支那の問題には干渉しても少しも差支ないと仰言るのですか？

ミラード氏。そんな風には申しません。

議員マッカンバー。では貴下が速記錄にのせたいと思ふやうな風に言つて下さい。

ミラード氏。我國と支那及び日本との外交史上に於て吾が國は之等兩國を獨立國と見做して來ました。吾が國は吾が國と之等兩國との一切の外交關係、一切の條約に於て之等兩國が獨立して行動し、又獨立的地位を維持せる獨立國家であるといふ事實を基礎として來てをります。そこで、例へば、支那との通商條約によりて米國の地位並に米支間に於ける外交關係が樹立されたのであります。これは吾が國と支那との間の條約であります。此の條約が締結された時には吾が國は日本や英國や其の他如何なる國をも介せずして、支那と直接に行つたのであります。

議員マッカンバー。それによつて吾が國は支那の領土を保護することを承認してゐるのですか？

ミラード氏。私は吾が國の權利のことを申話してゐるのです！そんなことは今問題外です。

議員マッカンバー。よろしい。

ミラード氏。さて、その條約の中には、一例を擧ぐれば吾が國に非常に有利な條項があります。吾が國は支那の如何なる地に於ても、他の國民と同樣の條件で支那と通商する權利を與へられてゐるのです。其の他の事項についても吾が國は支那との條約によりて、他國と同樣の權利をもつてゐるのであります。そこで、第三國が此の條約に干渉して吾が國の權利を無視し、事實上此等權利を否認するが如き行動に出でた際には、我が國は支那に對して說明を求めます、他の國には關係はないのです。支那との條約に關しては第三國を承認しません。所が此の事件を外交的に取り扱つて、支那に對して、「スミス會社が貴國に渡りて電燈會社設立の爲め市會と借款契約を締結出來ないのは何故なりや」と詰問しますと支那は「我が國は少しも反對しないが日本がそんな契約を結ぶことは出來ぬと言ひます」と回答する。そこで吾國は日本に向つて「何の爲めに貴國は支那に勇を說けるのであるか」と詰問する段取になるのです。吾々は支那に於て支那の權利の爲に戰ふのではなく吾が國の權利擁護の爲めに戰つてゐるのです。

議員マッカンバー。併し吾が國と支那との間に協定されてゐるのは、唯だ門戶開放主義によりて吾國が通商上最惠國と同樣の權利を有するといふことだけですよ。

ミラード氏。そうです。そういう條約なのです。

議員マッカンバー。日本が少しも米支條約に干渉せず、又自ら干渉せずと言明したと假定します。そして、日本はこれに干渉はしないが、それと同時に支那領土の一部分に

於て支那の主權を奪つたと假定します。その時には吾が國は支那援助の爲めに日本と戰ふ必要がありますか？

ミラード氏。それは其の時の米國大統領の性格と氣質によりて大部分きまると思ひます。

議員マッカンバー。貴下は米國民は日本と戰爭を敢てして迄も、日本が支那の或る部分を支配せるや否やを試驗し吾が國の支那に於ける商業上の利益を守る必要があると思ひますか？

ミラード氏。現在貴方が米國民に向つてそのやうな質問を發せられたら、六年前米國民が歐洲戰場に數百萬の軍隊を派遣し、數十億弗の金を費す必要はないと考へたと同樣に、日本と戰爭する必要はないと國民は言ふでせう。

議員マッカンバー。吾が國は朝鮮には干渉しませんでした。

ミラード氏。そうです。

議員マッカンバー。それから滿洲にも干渉しませんでした。

ミラード氏。そうです。

議員マッカンバー。我が國が山東にも干渉しないだらうといふ理由は何ですが？

ミラード氏。國民が戰爭を主張するのには一定の時期はありません。種々の程度があります。例へば獨逸が挑戰した爲めに米國が遂に宣戰したとします。その時國民の中には獨逸の第一の挑戰によりて宣戰してもいゝと主張するものも大勢あります。けれども國民の大多數はまだ早いといひます。次で第二の挑戰に會ふと更に多數の人が戰爭を主張します。かくして國民の大多數が主戰論者になつて戰爭が實現されるのです。理由がだん〳〵積み重なつて行くのです。そこで極東問題につきましても、私の二十年間の研究によりまして私の頭に形づくられてゐるのは、吾が國が繰り返し〳〵宣言した支那の領土保全並に政治的自治が最後の試みに逢着してゐるといふことです。

議員マッカンバー。要するに貴下は、吾が國はモンロー主義を支那に擴張して、これは我が國の國民生活に必要であるといふ假定の上にモンロー主義を維持する爲に戰ふだらうと言ふのですか？

ミラード氏。それは我が國の安全、吾が國の慣例、世界の慣例を維持するために必要であると私は信ずるのであります。

議員ブランデジー。議長、私はちよつと此の議場を退席しなければなりませんから、その前に一つ質問を許して頂きたいのですが。

議員マッカンバー。よろしい。

議員ブランデジー。ノース・ダコタ州の上院議員は、若し支那に於て吾が國の商業が危險に瀕したら吾が國は開戰を是認されるか否かとお訊ねになりました。それに就いて私は、國務卿ランシング氏より石井子爵に宛てた覺書の次の一項に注目されんことを要求します。これは石井子爵からランシング氏に送つた覺書にも繰り返して述べてあります。

且つ兩國は相互に支那の獨立及び領土保全に影響を及ぼし、或は、支那に在住する如何なる國民の通商上產業上の機會均等を妨ぐるが如き何等かの特權を如何なる國家が獲得することにも反對することを宣言す。

即ち日米兩國——日本——は支那の獨立及び領土保全に影響を及ぼすが如き特權を如何なる國が獲得することにも反對してゐるのであります。

ミラード氏。そうです。

議員ブランデジー。若し斯かる協定が或る國によりてなされてゐるとしたならば、吾が國が支那の領土保全を侵害せんとする行動を防止する爲めに干渉することは是認され得ると思ひますか？

ミラード氏。國家と國家との間に武力的の爭鬪が起るかどうかといふことを抽象的に論ずるのは困難であります。實際また戰爭は抽象論から起るものではありません。勿論之等各國政府の宣言を讀んで見れば、皆一致してゐるから意見の一致してゐる以上は危險の恐れはないやうに思はれます。しかしそうではありません。若し各國が其の聲明を忠實に守つてゐたなら、この東洋問題は二十年も前に解決されてゐた筈です。そしてモンロー主義を亞細亞に擴張したと同樣の結果になり各國はそれを承認してゐたでせう。ところが困つたことには各國はこれを守らないのです。試に二十三年前を回顧して御覽なさい。日本の勢力は寸一寸と吾が國の勢力に喰ひ入りつゝありました。丁度それは獨逸の勢力が着々とヨーロッパ諸國を侵しつゝあつたのと同樣です。かうなつてはもう言葉の上でこれを喰ひとめることは出來ないのであります。戰爭以外に防止の道はないのです。

議員マッカンバー。では貴下は、米國民はその條約義務——即ち條約權利——が支那に於いて商業上維持されてゐるにも拘らず、又日本は支那の領土保全を侵さないと聲明してゐるにも拘らず猶戰爭を欲してゐるといふのですか？

ミラード氏。そのやうな抽象的なお說を公衆の前で演說されたら、米國人は貴方のお說に贊成するでせう。

議員マッカンバー。貴方の意見が聞きたいのです。

ミラード氏。貴方の述べられたのは戰爭の出來ないやうな事實ばかりを選擇したものです。若しそれが眞に忠實に遵守されるなら私は戰爭を主張しません。ところが私のは見方がちがふのです。このことは愼重に考へねばなりません。單に一山東の問題ではありません。支那四億の民衆の運命の岐れる所です。亞細亞には九億の人間が住んでをります。私は多年彼の地にをりまして亞細亞人の心理も多少わかつてをりますが、若し一朝これらの人が支那に就いて戰爭を開始するとしますと、米國がどんなに干涉をしたつてもう仕方がないのです。獨逸がヨーロッパで戰爭をはじめた時にも吾が國はもはやどうも致し方がなかつたのであります。ちやうどあんな風になつてしまふのです。先づ最初は日本と支那との戰爭になります。或る日本人が支那の內部の小さい町へ入りこんで、そこで理髮店でもはじめます。そしてそれがいつか火事にあふとします。すると

騒ぎが起ります日本は干渉をはじめる。騒ぎは廣がつて同志討がはじまる。そうすると如何なりますか？支那人は米國宣教師を殺します。すると米國はこれを拱手傍觀して自國民の保護を他國にまかせてをくか、或は起つて自らを守るかといふ破目に陷ります。それから今度の歐洲戰爭の時のやうに、事件が刻々と發展していつて遂には米國も戰渦にまきこまれることになります。

議員マッカンバー。その點が聞きたかつたのです。それでよくわかりました。支那問題に關しては吾が國は孤立の態度をとつて中立を守らねばならぬとは信じないのですね。

ミラード氏。信ずることが出來ないのです。

議員マッカンバー。信ずることが出來ないのですつて？

ミラード氏。そうです。これは我が國が支那の紛爭に立ち入るまいと欲するといふことゝは別問題です。どうも仕方がないのです。私は長く彼の地に滯在して支那人の心理を存じてをりますが、支那人は民主的の國民です。純粹な民主的國民です。これに反して日本は第二の獨逸です。將來のことを想像しますと、亞細亞には日本を盟主とする第二の專制國、第二の獨逸が出現して訓練され武裝されたる九億の人民が吾が國に敵することゝなるでせう。過去二十年の歷史を見ても着々其の徵候が現はれてをります。

議員マッカンバー。で貴下は戰爭によつてそれを喰ひ止めやうと欲せられるのですね？

ミラード氏。戰爭以外の方法では喰ひ止めることが出來なくなれば戰爭をしなければなりません。

議員マッカンバー。若し白人種の同盟によりてそれで喰ひ止めることが出來るとすれば、貴下はかゝる同盟を欲しますか？

ミラード氏。私はそれによつて何等の危險もなしに、又條約を一字も修正せずに解決することが出來ると思ひます。

議員スワンソン。それはどういふ意味ですか？

ミラード氏。大統領が、講和條約の追補といつた形で、英米佛三國同盟の提議を携へて歸られました。この同盟の目的はヨーロッパの勢力均衡を維持することにあるやうです。この同盟に一寸一項を加へればいゝのです。

議員マッカンバー。さて少々橫道へそれたやうですから本へ戻りますが、日本が山東を支那に還附するといふことは確實ですね。

ミラード氏。但し時期はわかりませんけれど、

議員マッカンバー。併し日本は條約義務を遵守すると誓つて居りますよ。

ミラード氏。そんなことは如何なる契約にも誓つてあります。

議員マッカンバー。日本はそれを單に支那に誓つてゐるのみならず世界各國に誓つてゐるのです。そこで若し日本がこれを實行しなければ日本は條約義務に叛いたことになりますね。

ミラード氏。左樣です。それに相違ありません。

議員マッカンバー。從つてこれ等諸國に對する條約を破つたことになりますね。

ミラード氏。そうです、日本は破るでせう。

議員マッカンバー。若し破つたらどうなります？

ミラード氏。それは知りません。

議員マッカンバー。若し破つたら此の問題は國際聯盟理事會に附議されるでせう、さうではないでせうか？

ミラード氏。多分そうでせう。

議員マッカンバー。そうすれば聯盟理事會は兎に角これを調停しやうと試るでせう？

ミラード氏。多分そうでせう。

議員マッカンバー。その時には聯盟理事會は日本に條約義務を履行させやうといふ方針で調停を試るでせう。

ミラード氏。正確にその通りです、私は——。

議員マッカンバー。若し英米佛伊諸國が日本に條約義務の履行を強要し日支間の戰爭を避けることが出來ればこれは最も健全な方法だとはお考へになりませんか？

ミラード氏。そうです。若し此等の四國を結合せしめることが出來れば日本に約束を守らせることが出來るでせう。

議員マッカンバー。その結合は此の講和條約に於て既に出來てをります。で若し支那が此の條約の締盟國に向つて「日本は條約に於て山東還附を誓つてゐる、よつて我が國は今その還附を要求する。若し日本が還附を履行せざるに於ては戰爭に訴へるつもりである」と申し入れたとする。するとそこに戰爭の脅威が發生するわけであるから、聯盟理事會は日本に對して「貴國は成文に於て山東還附を契約してをる。貴國は支那に對する協定並にこの協定を履行すべしてふ各國に對する協定を破らんとするや」と詰問する。この時に日本が理事會の命令に服しない時には日本は法外國とされるでありませう？

ミラード氏。そうです。理論上そうなるでせう。併し日本は其の際「よろしい、我が國は戰爭をしやう」と言ふことも出來ます。その時は各國はこの問題から手をひいてしまふかも知れません。

議員マッカンバー。要するに貴下は國際聯盟はあてにならぬと仰言るのですね。國際聯盟の下に其の義務を履行せんとする諸國は皆あてにならんと仰言るのですね。

ミラード氏。現在の如く多くの一定地域の了解 Regional understanding がある以上は國際聯盟はたしかにあてになりません。

議員マッカンバー。所がその一定地域の了解は國際聯盟の條章によつて無効になつてゐるのですよ。

ミラード氏。そうです。

議員ジョンソン(加州)。これまでに左樣な了解が無効になつたのを私は聞いてをります。

ミラード氏。併し次々にまた出來てをります。

議員マッカンバー。私が考へてゐることは、山東還附を單に日本の好意のみにまかせてをくよりも、英米佛伊日の協定がある方が支那にとつて都合がよくはないかと言ふ點

です。

ミラード氏。單に日本の好意のみにまかせておくのではありません。支那は巴里會議が開かれない前に日本から山東還附の證言を獲てをるのです。

議員マッカンバー。併し貴下は日本は約束を履行しないと假定してをります。

ミラード氏。それは巴里會議後に於ても同樣です。

議員マッカンバー。併し今の場合日本は山東を還附することが出來ない地位にあります。何故かといふと日本は條約によりて山東の權利を受けとつたばかりで、おまけに支那は條約に調印してをりません。支那が條約に調印して日本が完全に山東の權利を獲得してはじめて日本は山東を還附し得る地位にたつわけです。その時になつて日本が拒絶すれば日本は條約を破つたことになるのです。

ミラード氏。事實上日本は還附の意志さへあれば明日にでも還附出來ます。――否青島を占領した時に出來たわけです。山東を獨逸からとつて「そら山東をとり返してあげました」といつて支那に返してやることが出來たのです。

議員マッカンバー。併し、日本は獨逸の權利の引渡しを受けるまではそれを支那に返すわけには參りません。

議員ボラー。獨逸の權利は皆日本が沒收して居りましたよ。

ミラード氏。獨逸の權利に就いては吾が國の位置は參戰するまでは中立國の位置でありました。

議員マッカンバー。併し獨逸は山東に於て權利をもつてゐたですね。

ミラード氏。そうです。

議員マッカンバー。その權利は何者かに奪はれるまでは獨逸のものですね。而してこれを奪ふには何等かの成文の協定が必要ですね。

ミラード氏。理論的に言へば日本が宣戰した日に獨逸の權利は奪はれてゐたのです。

議員マッカンバー。獨逸が講和條約に調印した日にも奪はれたわけですね。

ミラード氏。日本が獨逸に宣戰し、獨逸の權利を沒收すると宣言した日に獨逸は奪れたのです。

議員ボメレーン。獨逸が權利を奪はれたのは獨逸が宣戰した日ではありませんか。

ミラード氏。私は法律上のことはよくわかりませんが、獨逸が山東に於てもつてゐた權利には二種あります。一は領土權であります、併しそれよりも重要なのは經濟上の權利であります。日本は山東省全部に亘りて經濟的權利を獲得してをります。山東省には青島から二百哩も距つたところに炭坑があります。それは獨逸人と支那人との協同經營になつてをります。日本はそれを占領して管理しやうとしてゐるのです。

議員マッカンバー。私は一寸この席を出てゆかねばなりません、その前に一つ別の質問をいたしたいと思ひます。尤もこれは一寸知つてをきたいだけのためにですが。此度の戰爭に就いて支那は何をしました？支那は獨逸に宣戰し

ましたか？

ミラード氏。しました。

議員マッカンバー。それから何をしました？軍隊は送りませんでしたね、送りましたか？

ミラード氏。送りませんでした。送りたかつたのですけれど。

議員マッカンバー。支那は佛國に勞働者を提供しましたね、そうではありませんでしたか？

ミラード氏。二十萬乃至二十五萬の勞働者を提供しました。

議員マッカンバー。その勞働者は單に政府から命令を受けたから行つたのですか？

ミラード氏。そうではありません。

議員マッカンバー。では佛國が彼等を外國勞働者として賃銀を得る爲めに入國することを許したからですか？

ミラード氏。そうでもありません。

議員マッカンバー。それは支那の軍令によつて派遣されたのですか？

ミラード氏。支那政府の承諾によつてです。

議員マッカンバー。語を換へて言へば支那政府は支那國民が佛國へ行くのを承知したわけですね？

ミラード氏。そうです。そして御承知でもありませうが之等支那人は獨逸軍が無法なことをした場合には實際戰つたことが二三度あります。彼等は武器を拾ひ集めたり、實際に戰つたりしました。そして彼等の中で負傷したり戰死した者が數千人あります。尤も彼等は決して正規の軍人ではなかつたのですけれど。

此の點は注目する必要があります。佛蘭西は人力の缺乏を感じてゐたのです。佛蘭西は北京に軍事委員を派遣して支那に出兵させる計畫をしてゐたのです。日本に對しても佛蘭西は再三出兵を慫慂しました。けれども日本をして出兵させることが出來なかつたのです。日本はその度に迷も應じられないやうな代償を要求したのです。そこで佛蘭西は支那に向つたといふわけです。支那は喜んで出兵に應じました。併し支那には出兵の費用がありません。吾が國は伊太利其の他の諸國に財政的援助を與へねばなりませんでした。若し吾が國が二千萬弗も金を貸してやつたら支那は三四十萬の軍隊を出兵したでせう。

議員マッカンバー。支那は出兵しましたか、或はその他の何等かの方法で財政的援助を與へましたか？或は軍需品でも送りましたか？

ミラード氏。支那人は約二百萬弗の自由公債を買ひました。私はまだ日本人が自由公債を買つたといふ話は聞きません。

議員モーゼス。その佛蘭西へ行つた支那人勞働者は實戰に貢獻するところがありましたか？

ミラード氏。ありました。

議員ヒッチコック。日本が自由公債に投資したといふことを御承知でせうね？

ミラード氏。いゝへ知りません。支那ではそれを國民が

買つたのです。

議員ヒッチコック。日本は多額の戰時公債を買ひましたよ。

議員ブランデジー。それは日本の政府でせう。

議員ヒッチコック。そうです、政府です。

ミラード氏。支那では國民が自由に買つたのです。これまでには支那は外國に投資するといふやうなことは絶對になかつたのです。

議員ヒッチコック。朝鮮事件の時に貴下は極東にゐましたか？

ミラード氏。朝鮮事件といふといつのですか？

議員ヒッチコック。日本がはじめて朝鮮に侵入した時のことです。

ミラード氏。勿論、日本の最初の侵入を申しますればそれは千八百九十四年日清戰爭の時ですね、その時は私は極東にゐませんでした。私は日清戰爭の全期間一新聞通信員として極東にゐました。その後三四回朝鮮に行きました。

議員ヒッチコック。その頃ですか日本が朝鮮をとつたのは？

ミラード氏。その當時日本は朝鮮をとつたのです。日本は朝鮮の獨立を保證すると稱して朝鮮をとつたのです。其の後の出來事は單に日本の朝鮮併呑の段階でありまして遂に朝鮮全土を丸呑みにしてしまつたのです。

議員ヒッチコック。貴下は朝鮮皇帝が米國に哀訴したことを御記憶ですか？

ミラード氏。詳しくは知りませんが、おぼえてはをります。

議員ヒッチコック。米國公使館に避難しやうとしたことを御記憶ですか？

ミラード氏。おぼえてをります。

議員ヒッチコック。千八百九十二年の朝鮮との條約に於て吾が國は、朝鮮が何等かの壓迫を受けた際には朝鮮政府のために援助をするといふことに同意してゐることを御承知ですか？

ミラード氏。知つてをります。私は多數の朝鮮人にその點でやりこめられました。

議員ヒッチコック。米國はかつて此の協定を何か實行したことがありますか？

ミラード氏。まるで反對のことをやつたと思ひます。

議員ヒッチコック。と言ふのは日本を助けたといふのですか？

ミラード氏。そうです。

議員ヒッチコック。この點に就いて私は吾が國と朝鮮との條約の第一條の一部を記錄に挿入してをきます。

若し第三國が締約國の何れかに對し不正行爲或ひは壓迫的行動をなさば、他の締約國は、かゝる不正の行動の通告を受けたる時、これが友誼的調停をなす爲めに援助を與へ、以て其の友情を示すべきものとす。

貴下は米國は朝鮮皇帝よりの哀訴に接して此の約束を少しも實行しなかつたと考へますか？

ミラード氏。米國が援助を與へたとは思ひません。決して援助を與へなかつたと思ひます。

議員ヒッチコック。當時京城に駐在してゐた米國公使の朝鮮皇帝の哀訴に接してどうしたか御存じですか？

ミラード氏。私は當時朝鮮にゐませんでしたけれど、それに就いて讀んだり聞いたりはしてをります。

議員ヒッチコック。貴下は吾が國の公使ハリス●エム●アレン氏から時の國務卿ジョン●ヘイ氏に宛てた次の電報に就いて聞いたことがありますか？

朝鮮京城　千九百〇四年二月二十一日

華盛頓、國務卿ジョン●ヘイ閣下、

閣下、予は本日予が發したる次の電報を確認するの光榮を有す。「昨夜朝鮮國元首に謁見せり、元首は、日本公使の朝鮮保護の代償として日本が朝鮮を管理せんとする同盟に反對せりと予に告げたり、予に約束されたる書類は未だ着せず。朝鮮元首は米國の援助を切望せり。予は元首に何等の約束をも與へず、それを慰撫し、避難の件は謝絶せり」

閣下の忠僕たるの光榮を有す

ハリス●エム●アレン

ミラード氏。以前に其の電文の寫しを見たことがあります。

議員ヒッチコック。そうですか。

ミラード氏。思ひ出しましたが、私はその事件があつてから數ケ月後にアレン氏自身の口から聞きました。

議員ヒッチコック。それでは貴下は日本公使が、朝鮮皇帝に對して全權を日本に交附すべしとの命令に調印させた物語を御承知なんですね。

ミラード氏。私は私の書いた二つの書物の中で其の事件に就いて詳しく書いてをきました。

議員ヒッチコック。それから朝鮮外務大臣が元首の保護を米國公使館に賴んだことも御存じですね？

ミラード氏。おぼえてをります。

議員モーゼス。ネブラスカ州上院議員（ヒッチコックのこと）は何の爲めに左樣な質問をされるのか、それを一寸承りたいのですな。そのやうな質問は前にこの委員會でやつたことがありますよ。

議員ヒッチコック。私の質問の目的の一つは米國は條約に拘束されてゐてさへ日本の侵略に對して東洋諸國を助けることを拒絶したといふことを示す爲めです。

議員モーゼス。つまり米國が條約義務を守らなかつたといふことを示すのが目的なんですか？

議員ヒッチコック。そうです。

議員モーゼス。それだから、日本は條約義務を守ると主張されるのですか？

議員ヒッチコック。そうではないのです。私は支那の爲めに流す涙は皆空涙だといふことを主張するのです。何となればこの涙はジョン●ヘイ氏を常に條約締盟國の權利を保護する米國の大政治家であると稱讃する人々一派の流した涙だからです。

議員ジョンソン（加州）。私は誰がジョン●ヘイ氏を稱讃

したか知りませんが併し——

議員ヒツチコツク。先日此の室でヘイ氏を稱讃した人がありますよ。

議員ジョンソン(加州)。けれども山東問題に就いて空涙を流した者は私は知りません。此の問題に就いて私が申すのは、この問題は道德問題である、ジョン●ヘイ氏や其の他の國務卿などには關係なく吾々自身の決すべき道德問題であるといふのです。過去に於て米國が朝鮮問題に就いて何をしたかは知りませぬが、今日米國は山東問題を處理しなければならぬのです。過去に於て米國が他の問題に就いて不正なことをしたから今回の山東問題にも米國の責任を回避しやうと欲せらるゝならば、貴下は正に僞善的に人類現下の義務を回避せんとしてをられるも同樣です。

さてミラード君、私は上院議員マッカンバー氏に對する答につき一二質問をします。貴下は講和條約の山東條項を御覽になりましたか?

ミラード氏。幾度も讀みました。

議員ジョンソン(加州)。この巴里講和會議に世界各國の代表者が集つて領土問題を決定し、日本、支那、米國、伊太利、英國佛國其の他の代表者も集りて、一切の證據書類を提示して百五十六條及び百五十七條の山東條項を議決したわけですね?

ミラード氏。そうです。

議員ジョシソン(加州)。では山東問題は確定的の協定の上に立つてゐるのですね、從つて日本の不確定的の口頭の約束の或るものは將來棄却されるでせうね?

ミラード氏。私がこの質問を提出した國際法學者は皆その通りだと言ひました。

議員ジョンソン(加州)。よろしい。

議員ブランデジー。議長、質問があります。

委員長。コンネクチカット州上院議員。

議員ブランデジー。今朝貴下は日本が山東を占領した時に事實上山東省全體に侵入したと言はれましたね?

ミラード氏。そうです。

議員ブランデジー。同省の首府に至る鐵道も押收しましたか?

ミラード氏。そうです。濟南といふ町もです。支那人は濟南府と書きますが「府」といふのは首府若しくは大都會のことです。

議員ブランデジー。日本は民治上の管理權をもとつたやうに私は了解しましたがどうですか?

ミラード氏。それは後のことです。最初は軍事的必要と稱して、獨逸租借地域附近の比較的狹い地區を占領したのですが、其の後山東全省に軍隊を派遣して重要地點を占領し、野戰電信網を張り、電信局及び郵便局を設立し、それは今尙殘つてをります。

議員ブランデジー。貴下は、これは支那領土保全の侵害だとお考へですか?

ミラード氏。私はこれは領土權侵害であり、侵略であると斷言します。

議員ブランデジー。日本が山東省に侵入して同省の民政權を把握してゐるのは支那の主權の侵害であるとお考へですか？

ミラード氏。そう考へます。

議員スワンソン。貴下の最近の著述「デモクラシーと東洋」を讀んで私は、貴下が日本は支那の全土に治外法權をもつてゐると述べてをられるやうに思ひましたが、あれは眞實ですか？

ミラード氏。それは違ひます。日本が條約上獲得してゐる權利は吾が國の權利と少しも變りはないのです。

議員スワンソン。併し何等かの過程によつて支那が日本に與へたのか、日本が支那からとつたのか、兎に角日本は支那全國に治外法權をもつてゐるやうな印象を受けましたが、これは事實ですか？

ミラード氏。全く事實とは言へません。貴方の左樣な印象を得られたとすれば私の書き方が曖昧だつたのでせう。日本が治外法權をもつてゐるのは日本が根據地を獲得してゐる地點だけです。滿洲や山東に於て日本は治外法權をもつてをります。その他支那の各地に於てもつてをります。日本は臺灣に接近してゐるからといふ理由で福建省を日本の勢力範圍に加へんと要求してをりますが、萬事このやり方で政治上の支配權を獲得してしまふのです。

議員スワンソン。私の了解するところでは、日本は治外法權に關しては列國と同樣の權利しかもつてゐないのですね。

ミラード氏。そうです。日本の權利は吾が國の權利と條約上では同等なのです。吾が國は今回の戰爭中、支那が中立であつた時でも其の後でも、米國の陸戰隊を山東に上陸させて炭坑を警ひ、電信を架設し、其の他日本がしたやうなことは何でもする權利をもつてゐたといふわけです。

議員スワンソン。兎に角私は貴下の著書から前に述べたやうな印象を受けたので卷末の附錄にでも何かそれに關する條約がのつてゐないかと思つて探しましたが遂に見つかりませんでした。で貴下は治外法權は山東とか臺灣とかのやうに軍事的に占領した地域のみに於て日本が有してゐるのであると仰言るのですか。

ミラード氏。そうです。而して日本は戰爭が終結すれば權利も消滅するといふことを知つてをりますから、それを民事行政といふ形式に代へました。

議員ブランデジー。日本は支那の如何なる地點の支配權を握つてをりますか？

ミラード氏。滿洲三省と內蒙古とです。元來外蒙古內蒙古といふやうな區別は從來なかつたのでありますが、日本と露西亞との密約によつて內蒙古は日本勢力範圍と露西亞といふ風に分割して勢力範圍を決めたのです。それから福建省の厦門も日本の勢力範圍になつてをります。

千九百十一年に支那革命が起りました。革命の勃發したのは揚子江岸の漢口對岸の武昌でありましてそこには大變な騷擾が起りました。政府軍は揚子江北岸に叛軍は揚子江南岸に對峙し、政府が外國居留地保護の手段を講ずる前に

居留地内へ大小銃彈が落下しました。日本はこの動亂に乘じて大軍を進め漢口の外人居留地のすぐ傍の一地點を占領し、そこに廣大なる永久的兵營を設け今猶守備兵を駐屯さしてゐるのですが支那はこれを撤退させることが出來ないのです。この漢口は米國の市俄古に該當する支那内地の大都市で三百萬の人口があります。

議員ブランデジー。もう他には日本は占領してゐませんか。

ミラード氏。私は支那へ行く度びに日本が新しいことをやつてゐるのを發見します。過去二年の間に日本は例の獨特の侵略法によつて支那の某省に侵入し、該地の支那地方長官に賄賂を用ひて或る種の利權――鑛山の採掘權のやうなものでせう――を得ました。

議員ブランデジー。日本はそこへ軍隊を派遣しましたか

ミラード氏。最初は五六名の兵士が何處からともなくふらりとやつて來るのです。どこからどうして來たのかはわかりません。或る朝起きて見ると突然日本の兵隊が來てゐるのです。それは同地に投資された日本の利益を保護する爲だと日本は言ひます。それから數日たつと外國の領事がこれに氣が附いて「日本の兵隊はこゝへ何をしに來てゐるのか」と訊ねます。之に對して支那側は「どういふわけかわかりませんが突然やつて來たのです」といふ。そこで日本の領事館に聞きあはせると「それはほんの假に來てゐるのです」と逃げる。暫くすると五六人であつたのが五十人になり二百人になつて兵營が出來るといふ段取りになるのです。

議員ボメレーン。私から一つ質問してもよろしいですか？

委員長。どうぞ。

議員ボメレーン。貴下は今朝支那に關する一定地域の了解が二十もあると言ひましたね。

ミラード氏。私は二十位あると思ふと申しました。

議員ボメレーン。了解 understandings といふのは何のことですか、密約のことですか？

ミラード氏。そうではありません。その大部分は文書に認めて公表されてをります。

議員ボメレーン。何國と何國との間に締結されたものです。

ミラード氏。お望みなら表を讀み上げませうか。これは一部分のもので、完全なものとは言へませんが先日それを探して今もつて來てをります。

第一はヘイ・ドクトリンの中に包括されてゐる諸種の覺書です。

第二に千九百二年一月三十日にはじめて調印され、千九百五年八月十二日と千九百十一年七月とに改訂された日英同盟です。

第三は千九百七年七月十日に調印された日佛協定です。

第四は千九百五年九月五日の日露講和條約です。

第五は千九百七年七月十日調印の日露協商です。

第六は千九百七年八月三十一日の英露協商です。

第七は千九百七年七月七日、千九百十年六月二十一日、千九百十年七月四日、千九百十二年六月二十五日、千九百十二年七月八日、千九百十六年六月二十日の日露同盟及び日露協定です。此等の協定があつたことは露西亞革命後公表された文書によつて明かになつたのですが、全部の條約公文はまだ發表されてをりません。千九百十六年の秘密同盟の公文は戰時中に公表されました。

第八は千八百九十九年四月二十八日の英露協定です。

第九は千八百九十六年一月の英佛協定です。

第十は千八百九十八年九月二日及び千九百年十月十六日の英米協定です。

第十一は西藏に關する英支協定です。

第十二は千九百八年十一月三十日調印の日米間のルート高平協定です。

第十三は千九百十七年十一月二日の日米間のランシング石井協定です。

第十四は西部亞細亞に關する千九百十五年の英露佛秘密協定であります。

第十五は西部亞細亞に關して千九百十六年に締結されたサイクス——ピコット條約として知らるゝ英佛密約です。

第十六は千九百十八年並に千九百十九年に日本が西伯利の露國の各種政派との間に締結したと言はれてゐる密約です。

第十七は千九百十九年亞細亞に關する英佛日間の密約であります。

以上私は十七列擧しましたがロックヒル氏條約の公文は手許にもつてをりません。

議員ポメレーン。此等の條約には密約もあり、覺書を交換したものもあるのですか？

ミラード氏。大部分は覺書交換の形式になつてをります。

議員ポメレーン。それでは、その點ではこれ等はモンロー主義とはちがつてをりますね？

ミラード氏。貴方はどこか似て居るとお考へになるか知りませんが、私はこれ等はモンロー主義とは少しも似てゐないと思ひます。

議員ポメレーン。さて今度は別の問題ですが、石井伯爵は米國新聞に發表した陳述書に於て日本は山東半島に於ける獨逸軍と戰ふため日支兩軍の提携を支那に勸告したと述べてをりますね。

ミラード氏。石井子爵ですよ。石井子爵が日本が支那軍隊の提携を希望したと言つたと仰言るのですか。

議員ポメレーン。そうです。

ミラード氏。私はまるでその反對だと思ひます。前にも述べましたやうに日本は支那の出兵を妨げたのです。

議員ポメレーン。はじめには希望したのでせう。

ミラード氏。はじめにとは。

議員ポメレーン。日本が軍事行動を開始する以前若しくは開始した當時のことです。

ミラード氏。事實は全然その反對です。支那は膠州攻撃

に參加を希望したのですが、日本がそれを妨げたのです。

議員ボメレーン。それでは貴下はその點で石井子と意見が相違してゐるのですね。

ミラード氏。若し石井子がそんなことを言つたとすればそうです。併し私はまだそんなことは聞きません。

議員ボメレーン　私はそう言つたやうに思ひます。

ミラード氏。私はまだ聞きません。

議員ボメレーン。それでは支那は獨逸を山東から驅逐することには加はらなかつたとしておきませう。

ミラード氏。支那は戰鬪參加の許可を要求したけれども許されなかつたのです。

議員ボメレーン。それは日本が實際戰爭を開いたからですか？

ミラード民。まだ開かない內にです。

議員ボメレーン。今朝の貴下の陳述を私が聞き違へてゐないとすれば、日本は後に支那が獨逸と國交斷絕をしないやうに諫止したといふことですね。

ミラード氏。そうです。私はそう言ひました。

議員ボメレーン。支那の如何なる役人とそのやうな交涉をしたのです？

ミラード氏。外交部の種々の役人、特に總理とです。

議員ボメレーン。何故日本がそんなことをしたか御存じですか？

ミラード氏。勿論私は推測して言ふのですが、日本が支戰の參戰を諫止した理由は、日本はそれまでに二回も支那の參戰の提議を拒絕してゐたからです。その中一回は東京駐在の支那公使に直接に、日本は支那の參戰を欲しない何となれば支那は今日のまゝで聯合國の一員であるから戰爭の終了の際には保護さるべき地位にあるからであると言ひました。

議員ボメレーン。日本の態度は英佛兩國の態度とは反對だつたのですか？

ミラード氏。そうです。當時英佛公使館の態度は支那が米國の勸告に從つて參戰することに明かに同情してゐました。

議員ボメレーン。それでは日本は當時貴下の判斷によれば、英佛伊諸國と密約を結んでゐたに拘らずこれ等諸國の利益に反するやうな行動をとつてゐたのですか？

ミラード氏。御承知の通り、例の密約は、今話してゐる事件と殆んど同時に調印せられたのです。密約に關する商議は別の場所で行はれてゐたのです。

議員ボメレーン。密約が結ばれたのは千九百十五年ではありませんか？

ミラード氏。千九百十七年です。丁度支那が國交を斷絕したのと時期も殆んど同時です。日本は此の密約が調印されるまでは支那に何もして貰ひたくなかつたのです。それが直接の動機です。それと同時に其の地の種々のことも考慮しなければなりません。當時聯合國にとつては戰況が最も危險な時だつたのです。

議員ボメレーン。其の危急の場合なら猶更以て日本が支

那の參戰を妨げた理由がわからぬではありませんか。

ミラード氏。確にそうです。正直に言ってしまへば、日本はかゝる形勢を利用して、聯合國にこの密約に調印させやうとの腹だつたのです。

議員ボメレーン。此の密約が承認されないと假定すれば山東に關する日支兩國の關係は如何になるでせうか？

ミラード氏。過去五年間の通りでせう。

議員ボメレーン。それで私の質問は終りです。

若し他に質問者がなければミラード氏にもう退席していたゞきませう。書記の方で同氏への謝禮と費用とを勘定させませう。

委員會は明日午前十時ホワイト・ハウスで再開することに致します。

（これにて委員會は千九百十九年八月十九日（翌日）午前十時ホワイト・ハウスで再開さるゝ迄休會となる。時正に午後四時五十分）　（完）

ミラード氏陳述の後に

トーマス、エフ、ミラード氏は上海に於てミラード、レヴユーを發行し、極東に關する數多の著書あり、從來排日的傾向を帶びたる米國人として知られたり、昨年巴里講和會議中より支那に排日運動の起るや、米國に於ても之れと相應じて一時其の輿論動き來れり、吾人は支那に於ける排日運動、米國に於ける之れが呼應共に排日を目的とする排日にあらず、排日は單に便宜の爲め一時借用せられたる表看板に過ぎざるを信ずるものなるが、ミラード氏は講和會議の當時は支那全權委員に從ひて巴里にあり、次いで米國に歸り、此運動に勢威を添ふべく、表面裏面に種々活躍せり、而して吾人が前來數回に渉り譯出したる、米國上院外交委員會に於ける陳述の如き其活躍の一端なるが、吾人は同氏の陳述を讀みて其日本の意圖に關し驚くべき曲解を加へ、如何にして米國上院外交委員の一更に之を通じて米國民の一日本に對する惡感を挑發すべきかに努めたるかを知るを得たり、吾人は同氏と各委員との問答を讀み氏の陳述が事情に通せざる委員諸氏を誤らしむるの力ありたるを信ず、吾人はミラード氏の如きが斯くの如き曲辯と誣妄の言によりて我日本の惡聲を放ちつゝある事を知り、十分これに對するの途を講ずるの必要なるを覺ゆ、吾人の久しきに亘つて其陳述を譯出したるもの全く此意に出づ。（編者松本生附記）

初期米支貿易史（二）

ケンネス、スコット

第二章　發展時代及び戰爭時代（一七九一年——一八一四年）

最初の成功の曙光を見て亞米利加人は其の廣東との貿易は無限に發展すべき運命を有するものなりと感じたり、然れども其後間も無く一定の限界に速かに達せらるゝものなりと云ふ事が明瞭になりたり。支那よりの輸入貨物の主なるものは茶にして、其の茶の亞米利加に於ける消費は決して無限のものに非りしのみならず、歐米及西印度に之を再輸出する事に置かれたる制限も亦極めて禁遏的のものにして、此制限を脫することは容易の事に非りしなり。

更に又一歩進みて、廣東に於て支那貨物と交換すべき商品を得る事も、極めて困難なりき。數世紀の間、歐洲人が支那其他東洋諸國に赴きたるは、茶及び生糸を探求せんが爲めなりしも、之に對し反對の需要のありたる泰西諸國の產物は、其數額甚だ少なかりしを以て、貿易の權衡は遂に多額の正貨の流出を生ずるに至り、永く其の憂苦の原因となりたり。支那が阿片の喫飮を始めたる一八二五年乃至一八三二年以後迄は銀の流出は遂に止むことなかりき。

貿易開始の頭初より亞米利加人は此困難に遭遇せり。一時人參を多額に輸出して、不足を補はんと希望したるも、久からずしてその需用には一定の制限あり、又負債超過額を補充するがため正貨が輸出せられざる可らざることを發見せり。然るに正貨は當時合衆國に於ては凡ての商品中最も節約することを要したるものなりき。蓋し合衆國は大なる金銀鑛山を有せず、國內に入り來りし貨幣は、其大部分は西班牙植民地より密輸入せられしものにして、歐洲に對する爲替手形を支拂ふに非常に必要なるものなりしなり。從て支那貨物の如き贅澤品に對し正貨を送る事は困難なりしのみならず、正貨を得られたる時と雖も、斯かる費途に用ゆるにつきては、一般に大に躊躇せられたり。

上述の如き條件が變更せられざる限り、廣東と亞米利加との貿易は、極端に制限せらるべき運命を有し、一七九〇年頃は既に大に活氣を失ひ、開始當時の如く利益を得ること能はざるに至れり。

然るに恰もよし、其の當時非常に種類の異る二つの事情が生じ、之等の障碍を除去し、米支通商に刺戟を與へ、急激なる發展を爲すに至らしめたり。一即ち佛蘭西革命に續く歐洲戰爭は尙始まるに至らざりしも、他卽ち支那市場に出す貨物の供給の新源泉は開始せられたり。

是等二事情の第一即ち歐洲戰爭の亞米利加の通商に及ぼしたる影響は世間周知の事なるを以て茲に詳細なる論述を敢てせず。合衆國は歐洲の運送業者となせられ、その商業の生命を破壞せんと威嚇し居りたる極めて周密なる用意の下に建てられたる貿易上の障壁は一日にして除去せられ、大陸及び西印度の大部分は門戸を開いて合衆國の貨物を迎ふるに至れり。其支那貿易に及したる結果は、茶の市場を擴げ、廣東行の積荷に不足し居りたる正貨其他の商品を供給することとなりたり。一八〇一年より一八一一年に至る間に毎年輸入せられたる茶の總額の四分の一乃至二分の一は合衆國より再び他の諸國に輸出せられたり。一八〇八年の船舶抑留の年は、此平均よりも非常に少なかりしも、翌年は從來貯藏し置きたる荷を賣拂ひ、輸入したるよりも多額の茶を實際に於て輸出したるに依り、不足額を補塡することを得たり。加之亞米利加人は亦多くの積荷を再輸出するの煩を避け支那より直接歐洲に運搬することもせり。

第二の事情は其金額の點より見る時は第一の事情に比し遠く及ばずと雖も、其活氣ある事に於て、地理的政治的の結果に於て、又領土の擴張と云ふ點に於て極めて興味あるもの也。加之之は支那貿易に特別の關係あり重要なる結果を有するを以て、茲に稍々詳細なる記述を爲さむとす。

正貨の缺乏は亞米利加商人をして廣東市場に對する需用の多く而も生產費の廉なる交換物を求むるに至らしめたり始め無限の需用ありと思料せられたる人參の需用の數量は制限せられ居りたり。而して合衆國は一時支那人の嗜好を引くに足る他の天產物を有せざる樣に見えたり。然れども數年ならずして、毛皮、紫檀、南洋の種々の產物に對する需用が發見せられ、此需用に伴ひ之等の商品を供給する新產地が開拓せらるゝに至り、之等の種々の商品を探求する事は廣東貿易の重要なる一分業となるに至りたり。此事に關し吾人は茲に記述する處あるべし。

毛皮貿易は積年の需用に應ずる爲めに起りたるもの也。支那の家屋は暖房裝置なき爲、冬期の寒氣に堪ふる爲には暖かき衣服の要求せらるゝは當然の事なり。然れども羊毛は殆ど用ひられたる事無く缺乏せる暖氣を補ふ爲に貧困者は非常に厚く綴ぢたる衣服を用ゐ、稍上流の人士は毛皮を列べたる衣服を用ゐたり。「エムプレッス・オブ・チャイナ」號が始めて廣東に到着したる當時も既に幾分の毛皮は露西亞より來り、又歐米より歐米貿易者を通じて來り居れり。亞米利加人は直ちに其需用の多きを看取し數年ならずして之が供給の三源泉を開きたり。亞米利加の「ノースウエストコースト」（同地に於ては各種の毛皮殊に臘虎の毛皮が物々交換に依り印度人より得られたり）、フォークランド諸島（南亞米利加の西海岸より遙か隔りたる處に在り）及び北亞米利加の內地（其處に於ては大なる毛皮貿易會社が毛皮を集め之を東海岸の港、主として紐育より輸出せり）之なり。

之等の源泉中最も重要なりしは亞米利加の「ノース・ウエスト・コースト」なりき。其の開拓者は露西亞人なりしも或る理由に依り、彼等の智識を十分に敏活に利用する事を得

す、而して其の秘密は歐洲の殘餘の國の人々に看破せらるること無かりき。約三十年以上も經て後「キャプテン・クック」の船員が「ノース・ウエスト・コースト」を航海中、臘虎の皮を拾ひ上げ廣東に達して之を賣却したるに、法外と思はるゝ程高價に賣れ、一同大に驚きたり。此航海に加はり居りたる亞米利加人「ジョーン・レッドヤード」は此新事實の發見を利用せんとする考に燃えて合衆國に歸來せり。彼は「ロバート・モーリス」及び「ボストン、ニウ、ロンドン」、紐育の商人に話したるも、其目的を達する事を得ざりしを以て、方向を轉じて歐洲に赴き、巴里に於て「ジョーン、ボール、ジョンス」を與に入れむと試み、殆ど成功せむとして之も亦失敗に歸せり。後彼は露西亞を橫斷せむと試みたり。察するに其道に依り「ノース、ウエスト、コースト」に達せむと企てたるものなるべし。然れども之も失敗し、歸國後ナイル川遡上旅行に於て遂に其生命を失ひたり。

「ジョーン・レッドヤード」が氣付きたるも、その樂觀的に過ぐる擧動に依り世人を信用せしむる事を得ざりし事情は、一七八四年「クック」の旅行記の出版に依り、誤なく世間に紹介せられ、其結果世人は毛皮貿易は將來大に有望なるものなりとして之に興味を有するに至れり。「アービング」は當時の狀況を評して「恰も新しき黃金の海岸が發見せられたるが如くにして、諸方の國々より來る人々は皆此利益多き商賣に投じたり」と云へり。第一の航海は一七八五年四月英吉利西人に依り試みられたり。其翌年には英人のみならず墺太利人、佛蘭西人も亦此貿易に從事するに至れり。合衆國よりの航海は一七八七年に至り始めて試みられたり。

ボストンに於ける一會社（ボードキン區に於ける「チャールス・ブルフインチ」の家に於て起されたりと云はる）は「キャプテン、クック」の航海の議論に基き、二船即ち「コロムビア」號（船長「ケンドリック」）及び「レデー・ワシントン」號（船長「クレー」）を派遣せり。彼等は二季間若は有利なりと認むる場合にはそれ以上「ノース・ウエスト・コースト」に止り、各季間の終りに蒐集したる皮の一部を單檣帆船にて廣東に輸送すべしと命せられたり。「レデー・ワシントン」號は海岸の各地點を探索したる後、一七八八年夏「ノース・ウエスト・コースト」に到達し「ヌーツカ」にて英吉利西の船長「メーヤス」及び「ドグラス」に遭ひたり、「コロムビア」號は九月二十二日此地にて「レデー・ワシントン」號と合し共に此地にて越年せり。一七八九年の春、夏は海岸に沿ひて貿易を爲すことに費され、斯くて季節の終りに至りて凡ての毛皮は「コロムビア」號に積載せられたり。同船はそれより「グレー」の指揮の下に廣東に到りてその毛皮を賣却し支那貨物を積込み、喜望峯を廻りて「ボストン」に歸着せり。時將に一七九〇年八月にして、實に亞米利加船にして世界を一週したるものの嚆矢なりしなり。冒險家等は非常なる熱狂的歡迎を受け、その利益は豫期の如くには上らざりしと雖も、「コロムビア」號は再び派遣せらるゝ事となりたり。此第二回の航海に於て同船は其の名を附するに至りたる河を發見せり。此事件の深遠なる意味は次の世紀に

於て「オレゴン」問題の起りし迄明白にならざりし處なり。「キャプテン・ケンドリック」は此間一七八九年及び一七九一年若は二年の兩度、支那に旅行を試みたり。然れども彼の旅行は印度人より土地を購入する事に於て表はされたるが如き幻想的の性質のものなりき。彼の經歷は其後程なく布哇諸島に於ける突然の死去に依り終りを告げたり。

「コロムビア」號が始めて亞米利加に歸着したる後約一ケ月を經て、同船の前の運轉士「ヨセフ・イン・グラハム」は二檣船「ホープ」號の船長として「ボストン」を出發せり。彼は「トーマス・エッチ・バーキンス」（同年一月廣東に居りたる間に「コロムビア」號より貿易につき學ぶ處ありし人なり）より、資金の一部分の供給を受けたり。出航の途次「マークイサス」諸島に立寄り、其後五日を經て彼の海圖に無き五個の島を發見し、之に命名し合衆國の所屬と宣言せり。彼は夏季の間「ノース・ウエスト・コースト」に沿ひ貿易を營み、秋に入り廣東に向て航行し、一七九一年十一月支那が亞米利加船に對し布告したる一時的の停船の間に到着せり。其停船を解かむとして相當困難したる後、一七九二年の春「ノース・ウエスト・コースト」に歸來し、更に秋に至り布哇諸島に赴き、同地にて十一月、彼の航海の日誌を終れり。

一七八九年に續く數年は、亞米利加の「ノース・ウエスト・コースト」貿易は大發展を爲したり。一七九〇年十月支那に二檣帆裝船「エレオーラ」號（船長メットカーフ）及び「スクーナポーリー」號（船長ドグラス）が「ノース・ウエスト・コースト」より到着せり。兩船とも亞米利加船なるも、吾人は之に關し知る處少し。一七九一年十月「マガレット」等は船長として「ホープ」號の共同所有者の一人なる「ジェームス・マージー」を載せ「ボストン」を去り、一七九二年の春同海岸に達したるに、既に二十八隻の他の船の居りたる事（中六隻は亞米利加船）を發見せり。其後約十年の間貿易に從事する亞米利加船の數は益々增加し、遂に一八〇一年 Banner year には、同海岸には少くとも十四隻居りたり。當時企てられたる通常の航海は夏若は秋早々合衆國を離れ翌春「ノース・ウエスト・コースト」に達するを常とせり。船はそれより峽江を爲せる海岸に沿ひて入江より入江に順次印度人と貿易を爲し、小間物、小刀、鐵砲、毛氈、綿布、毛織物其他之に類似の品物と交換に皮特に珍しき臘虎の皮を得たり。秋には廣東に渡航するを常とせり。然れども十分の積荷を得る事能はざる時は、布哇諸島に赴きて其地に於て越年し、更に第二季若は第三季間「ノース・ウエスト・コースト」に於て貿易に從事したる後始めて支那に赴きたり。斯くてその積荷を茶其他の商品と交換し終はるや、喜望峯を迂廻して合衆國に歸來せり。航海は多數の場合大低非常に有利なるものなりき。積荷に對する資本は僅少なるに拘らず、其積荷と交換せられたる毛皮は廣東に於て大なる利益を得て賣却せられ、而て其賣得金が購入せし茶其他の物品は合衆國若は歐洲に於て他の利益を贏したり。斯くて三度利益を收むる機會を有したる也。航海は非常に危險にして十分なる經驗を必要とせり。而して貿易は漸次二三の大會社卽ち「バーキンス」、「ラムスドール・アンド・サンス」、

「クーリッジ」「ライマンスス」「タージス家」（以上は凡て「ボストン」のもの也）「ブリストル」の「ドウウオルフ」其他二三の手に歸したり。「フイラデルフイア」、紐育、「プロビデンス」の商人の大部分は此貿易に從事せざりき。小資本の商人が往々冒險を試みたる事ありしも、難破殊に土人より受くる危險大にして、數隻の船を有せる會社のみ斯かる事變に免れ難き損失に堪へ殘存する事を得たり。

一八〇二年頃より「ノース・ウエスト・コースト」貿易は新局面を開拓し「カリフォルニア」海岸に沿ひ貿易を爲し海豹獵を爲す航海を爲したり。之は一面に於ては北方印度人と物々交換に依り毛皮を得る事の困難になりたるに依るも一面に於ては毛皮の新產地の發見せられたるに依るなり。一八〇二年には「レリア・ビヤード」號（船長ブラウン）は西班牙植民地と毛皮貿易を行ひつゝ「カリフォルニア」海岸に沿ひて航行せり。一八〇三年には「アレキサンダー」號（船長ブラウン）、一八〇四年には「ハザード」號及び「レリア・ビヤード」號（シエーラー、クレブランド組合の支配の下に）は同樣の事を爲したり。

其行爲たるや大部分は法律違反の貿易にして之に從事せる船舶は拿捕せられ沒收せらるゝの危險を冒し居りたる也一八〇三年紐育の「オーケーン」號は「シッカ」（Sitka）に於ける露西亞人より印度人の獵手を得て海岸に沿て獵を爲しつゝ南下せり。一八〇五年「ジューン」號の船長「ジョーンドウウオルフ」は物々交換の不成功に終るべきを發見し、「カリフォルニア」に行かむと決心せしめたるも、その計畫を實行する前に其船を露西亞人に賣却せり。一八〇六年「オーケーン」號は歸還し再び露西亞人より印度人を得て「カリフォルニア」海岸に向ひ出發せり。一八一〇年一一年には、少くとも四隻の船が露西亞人の請負の下に同じ使命を以て「カリフォルニア」海岸に在りたり。

「ノース・ウエスト・コースト」に於ける亞米利加人と露西亞人との關係は「カリフォルニア」の海豹獵にのみ限られたるには非ず。一八〇七年に露西亞人は「カムチャッカ」に於ける植民地及び「ノース・ウエスト・コースト」に支那より物資を輸送する爲に亞米利加船「エクリプス」號を傭船せり。當時支那の法令は露國皇帝の船舶の支那に來航するを禁止し居りたるを以つて不得止かゝる手段を採るに至りたるなり。「アスター」の企てたる大計畫の一部分は毛皮と交換に亞米利加に於ける露國皇帝の植民地に物資を供給することに在りたり。然しながら一層重大なりしは當時種々の外交上の案件の生じたる事なり。

一八〇八年露國外務兼商務大臣「ロザーフ」伯爵は、亞米利加代理大使に「ノース・ウエスト・コースト」に於て米船が露西亞植民地と貿易を爲すことは許容すべきに依り、土人と銃砲火器の秘密の物々交換を營むことは露西亞皇帝の臣民にとり危險なるを以て中止せしめられたしとの抗議を提出せり。然れども亞米利加人は此覺書に對し形式的認識以上に何等注意を拂はず、事件は一時放棄せられたり。一八一〇年一月華盛頓駐劄露西亞公使代理「ダッシコッフ」は再び此問題に關する交涉を開始し、合衆國は其の市民に對し

於て「オレゴン」問題の起りし迄明白にならざりし處なり。「キャプテン・ケンドリック」は此間一七八九年及び一七九一年若は二年の兩度、支那に旅行を試みたり。然れども彼の旅行は印度人より土地を購入する事に於て衷はされたるが如き幻想的の性質のものなりき。彼の經歷は其後程なく布哇諸島に於ける突然の死去に依り終りを告げたり。

「コロムビア」號が始めて亞米利加に歸着したる後約一ケ月を經て、同船の前の運轉士「ヨセフ・イン・グラハム」は二檣船「ホープ」號の船長として「ボストン」を出發せり。彼は「トーマス・エッチ・バーキンス」（同年一月廣東に居りたる間に「コロムビア」號より貿易につき學ぶ處ありし人なり）より、資金の一部分の供給を受けたり。出航の途次「マークイサス」諸島に立寄り、其後五日を經て彼の海圖に無き五個の島を發見し、之に命名し合衆國の所屬と宣言せり彼は夏季の間「ノース・ウエスト・コースト」に沿ひ貿易を營み、秋に入り廣東に向て航行し、一七九一年十一月支那が亞米利加船に對し布告したる一時的の停船の間に到着せり其停船を解かむとして相當困難したる後、一七九二年の春「ノース・ウエスト・コースト」に歸來し、更に秋に至り布哇諸島に赴き、同地にて十一月、彼の航海の日誌を終れり。

一七八九年に續く數年は、亞米利加の「ノース・ウエスト・コースト」貿易は大發展を爲したり。一七九〇年十月支那に二檣帆裝船「エレオーラ」號（船長メットカーフ）及び「スクーナポーリー」號（船長ドグラス）が「ノース・ウエスト・コースト」より到着せり。兩船とも亞米利加船なるも、吾人は之に關し知る處少し。一七九一年十月「マガレット」等は船長として「ホープ」號の共同所有者の一人なる「ジェームス・マージー」を載せ「ボストン」を去り、一七九二年の春同海岸に達したるに、既に二十八隻の他の船の居りたる事（中六隻は亞米利加船）を發見せり。其後約十年の間貿易に從事する亞米利加船の數は益々增加し、遂に一八〇一年 Banner year には、同海岸には少くとも十四隻居りたり。當時企てられたる通常の航海は夏若は秋早々合衆國を離れ翌春「ノース・ウエスト・コースト」に達するを常とせり。船はそれより峽江を爲せる海岸に沿ひて入江より入江に順次印度人と貿易を爲し、小間物、小刀、鐵砲、毛氈、綿布、毛織物其他之に類似の品物と交換に皮特に珍しき臘虎の皮を得たり。秋には廣東に渡航するを常とせり。然れども十分の積荷を得る事能はざる時は、布哇諸島に赴きて其地に於て越年し、更に第二季若は第三季間「ノース・ウエスト・コースト」に於て貿易に從事したる後始めて支那に赴きたり。斯くてその積荷を茶其他の商品と交換し終はるや、喜望峯を迂廻して合衆國に歸來せり。航海は多數の場合大低非常に有利なるものなりき。積荷に對する資本は僅少なるに拘らず、其積荷と交換せられたる毛皮は廣東に於て大なる利益を得て賣却せられ、而て其賣得金が購入せし茶其他の物品は合衆國若は歐洲に於て他の利益を贏したり。斯くて三度利益を收むる機會を有したる也。航海は非常に危險にして十分なる經驗を必要とせり。而して貿易は漸次二三の大會社即ち「バーキンス」、「ラムスドール・アンド・サンス」、

「クーリッジ」「ライマンスス」「タージス家」（以上は凡て「ボストン」のもの也）「ブリストル」の「ドウウオルフ」其他二三の手に歸したり。「フイラデルフイア」、紐育、「プロビデンス」の商人の大部分は此貿易に從事せざりき。小資本の商人が往々冒險を試みたる事ありしも、難破殊に土人より受くる危險大にして、數隻の船を有せる會社のみ斯かる事變に免れ難き損失に堪へ殘存する事を得たり。

一八〇二年頃より「ノース・ウエスト・コースト」貿易は新局面を開拓し「カリフォルニア」海岸に沿ひ貿易を爲し海豹獵を爲す航海を爲したり。之は一面に於ては北方印度人と物々交換に依り毛皮を得る事の困難になりたるに依るも一面に於ては毛皮の新產地の發見せられたるに依るなり。一八〇二年には「レリア・ピヤード」號（船長ブラウン）は西班牙植民地と毛皮貿易を行ひつゝ「カリフォルニア」海岸に沿ひて航行せり。一八〇三年には「アレキサンダー」號（船長ブラウン）、一八〇四年には「ハザード」號及び「レリア・ピヤード」號（シエーラー、クレブランド組合の支配の下に）は同樣の事を爲したり。

其行爲たるや大部分は法律違反の貿易にして之に從事せる船舶は拿捕せられ沒收せらるゝの危險を冒し居りたる也一八〇三年紐育の「オーケーン」號は「シツカ」（Sitka）に於ける露西亞人より印度人の獵手を得て海岸に沿て獵を爲しつゝ南下せり。一八〇五年「ジューン」號の船長「ジョーンドウウオルフ」は物々交換の不成功に終るべきを發見し、「カリフオルニア」に行かむと決心せしめたるも、その計畫を實行する前に其船を露西亞人に賣却せり。一八〇六年「オーケーン」號は歸還し再び露西亞人より印度人を得て「カリフオルニア」海岸に向ひ出發せり。一八一〇年一一年には、少くとも四隻の船が露西亞人の請負の下に同じ使命を以て「カリフオルニア」海岸に在りたり。

「ノース・ウエスト・コースト」に於ける亞米利加人と露西亞人との關係は「カリフオルニア」の海豹獵にのみ限られたるには非ず。一八〇七年に露西亞人は「カムチヤッカ」に於ける植民地及び「ノース・ウエスト・コースト」に支那より物資を輸送する爲に亞米利加船「エクリプス」號を傭船せり。當時支那の法令は露國皇帝の船舶の支那に來航するを禁止し居りたるを以つて不得止かゝる手段を採るに至りたるなり。「アスター」の企てたる大計畫の一部分は毛皮と交換に亞米利加に於ける露國皇帝の植民地に物資を供給することに在りたり。然しながら一層重大なりしは當時種々の外交上の案件の生じたる事なり。

一八〇八年露國外務兼商務大臣「ロザーフ」伯爵は、亞米利加代理大使に「ノース・ウエスト・コースト」に於て米船が露西亞植民地と貿易を爲すことは許容すべきに依り、土人と銃砲火器の秘密の物々交換を營むことは露西亞皇帝の臣民にとり危險なるを以て中止せしめられたしとの抗議を提出せり。然れども亞米利加人は此覺書に對し形式的認識以上に何等注意を拂はず、事件は一時放棄せられたり。一八一〇年一月華盛頓駐劄露西亞公使代理「ダッシコッフ」は再び此問題に關する交涉を開始し、合衆國は其の市民に對し

露西亞の在外貿易所との貿易を制限し土人と物々交換を行ふことは絶對的に禁止する樣命せられたしと提議せり。然れども亞米利加政府は露西亞政府に對し境界線を確定せむことを求めて此問題を回避せり。此境界線を確立することは露西亞政府が何等用意し居らざりし事なり。四月五日國務卿は「ダッシコッフ」に送りたる覺書に於て、此の如き線の協定せられざる以上は、露西亞政府の提議を入るることは能はずと述べたり。尚又當時と雖も合衆國が禁止することは不必要なるべし。何者もし印度人族が露西亞の司法權の下にあるものとせば、合衆國はその商人を「外國の司法權の行はるゝ地域に於て密輸出入貿易を行ふ者に科する刑罰」に委すべし、而して印度人が獨立のものなりとせば、露西亞は戰時中若は密貿易品に非る限り、亞米利加人が之と外國貿易を營むことを妨ぐること能はざるべしと云へり斯の如くにして華盛頓に於て終りたる談判は、八月二十八日に至り「聖ピータースブルグ」に於て「ロマンゾーフ」に依り再開せられたり。「ロマンゾーフ」は合衆國國務大臣「ジョーン・クインシー・アダムス」に對し露西亞は米船に「ノース・ウエスト・コースト」に於ける露西亞人の貿易場より毛皮を輸送するの特權を與ふるを以て、其の代償として合衆國は土人に火器を供給せざることに同意し貰ひ度しと提議せり。「アダムス」が露西亞の主張せる境界は何處迄なるやと質問したるに對し、「ロマンゾーフ」は彼等の海圖に依れば南の方コロムビア河の河口迄の全海岸が自國に屬せりと答へたり。アダムスは人道に藉口せる抗辯の背後に、領土に對する露西亞の野心の潛在せるを看破し、體裁よく此提議を拒絶せり。アダムスは提議せられたる協定に於ては亞米利加は既に申出でられたる貿易に自由に接近し居るを以て眞の互惠主義は無之かりしと云ふ事、及び禁止は港灣も稅關も無き海岸に强制することは不可能なりと云ふ事を「ロマンゾーフ」に注意せり、此答辯は一八一〇年十月早々なされたるものにして後十一ヶ年間は全く放棄せられ居りたり。

「ノース・ウエスト・コースト」貿易と密接なる關係を有せしは海豹獵の爲にせられたる航海なり。此二者は何れも同一の動機に根據を有せり。卽ち支那市場に出す毛皮を得る事を目的とせしものなり。然れども此二者は異る會社に依り營まれ、異る町に依り企てられ全く異るものなりき。海豹獵船は「ニウロンドン」「ニウヘブン」「ストニントン」紐育「ヒラデルフイア」「サレム」又屢々「ボストン」より出發せり。其の目的とする處は海豹の皮にありて膿虎の毛皮には非りき。彼等は之を物々交換に依りて得るに非ずして、海豹を殺して得たり。彼等の赴く處は北半球に非ずして主として南半球なり。航海の通常の計畫は「フォークランド」、「マッサフユーロ」其他海豹の多數棲息せる島嶼に於て、一季間若は二季間海豹獵に從事し、それより廣東に到りて毛皮を支那貨物と交易し喜望峯を迂廻して歸國するに在りたり。中には其の船員の一部分を海豹を產する島嶼に毛皮を集むる爲に再び寄港する迄、殘留し置き、一船にして數航海を爲したるものもありき。

此海豹獵の爲にする航海の起原は、「ノース・ウエスト・コースト」の航海と殆ど同時なりしものの如し。一七八五、六年頃、「レデー・ハッドレー」の所有船「スラート」號が試驗的航海に出發せしめられたり。結果甚だ良好にして一萬三千枚の皮を得、紐育に持來し、之を二檣帆裝船「エレオーラ」號に積み「カルカッタ」及び廣東に輸送せり。「ケンドリック」及び「グレー」が始めて「ボストン」を出發したる時と殆ど同時なりき。一七九〇年に此航海より得られたる報告に基き、「ニウヘブン」の「エリジアー・オースチン」が二隻の船舶を艤裝して之を「フォークランド」及び「サウス・ジョージア」に遣はしたり。此中の一艘は毛皮を積載して廣東に赴き海外に在る事三年にして喜望峯を迂廻して歸國せり。一七九二年「マジー」は「セントアムブローズ」に於て一萬一千枚の海豹の皮を得「フォークランド」諸島が海豹獵場として優秀の地なる事を發見せり。一七九三年三月「デラノ」は廣東に於て紐育の船「エリザ」號二（船長ウイリアム・アール・ステワアルト）に遇逅せり。同船は「マッサフューロー」より來りたる船にして三萬八千枚の皮を積載し居りしと云ふ。一七九三年二月「マカートニー」布敎團は「アムステルダム」島に於て亞米利加の「ノース・ウエスト・コースト」に向ひ出發したるに拘らず（佛蘭西島に於て艤裝せられ亞米利加人及佛蘭西人の共有に屬し居りたり。）毛皮を得る爲に同地に止り居りし船の多數の船員を發見せり。一八〇四年頃に至りては、亞米利加の海豹獵者の同島に在りしもの一年に三隻に及び、濠太利亞に於ける英人の不安を生ぜしむるに至れり。以上述べたるが如き何等の聯絡なき個々の事例は、海豹獵の爲の航海が非常に古き起原を有し且廣き範圍に亘り居りし事を示すもの也。

海豹獵業及び「ノース、ウエスト・コースト」との貿易は共に急激なる發展を爲したるも、亦急激なる衰微を爲すに至れり。「モーレル」は一七九三年より一八〇七年に至る間に「マッサフューロー」島に於てのみ三百五十萬枚の海豹の皮が獲られ廣東に賣却せられたりと推測せり。「デラノ」は貿易の衰微したる後書を著し彼が同島に渡航したる際には十四隻の海豹獵船が居りたりと云へり。斯事業の項點に達したるは一八〇〇年以後間も無きことにして、其より漸次衰微するに至り、その衰微たるや自滅的なりき。少しも航海を保護する手段が講ぜられざりしを以て、數年ならずして嘗て無數の海豹の棲息せし島々にも全くその影を見ざるに至れり。衰微を早めたるものは競爭の結果、廣東市場に供給過多となり、利益點以下に價格の下落を見るに至りしこと之なり。一八一二年の戰爭の開始迄は貿易は概して順當に行はれたり。

毛皮貿易の第三項即ち北亞米利加の內地に於ける其の產地に關しては他の二項の如く十分記述する事を得ず。同所にて得られたる毛皮の幾割が自國內に於て消費せられ、幾割が歐洲に輸出られ幾割が廣東に輸送せられたるかに關する正確なる統計を有せず、他の二項に於けると異り支那市場に供給せむが爲めに始められたるものに非ずして、廣東貿易の如きは其僅少なる部分を占め居りしに過ぎず。然

れごも往々重要なる意義を有せる事あり、他の二項の何れよりも動搖せざる根抵を有したりき。

一七九五年の始めて加奈太より合衆國に毛皮を直輸出する事を許されたる英國との條約の締結せられし結果、廣東に輸送する內地產毛皮の委託貨物の數量を增加せりと稱せらる。「ジョーン・ヤコブ・アスター」が支那に毛皮を輸出することに依り彼の鉅富の基礎の一部分を作りしことは當に有り得可きことなり。彼の「アスター」の事業は支那貿易をその中心として經營せられしと云ふことは確實なり。此有名なる事業の計畫の目的は「ノース、ウエスト、コースト」（毛皮を內地の貿易場より陸路に依り集め又之を海路船舶に依り輸出する事を得たりし處なり）に貯藏所を建設する事にありたり。每年、船舶は貯藏所に生活資料を持ち來り集めおかれし毛皮を積み込みて廣東に渡航し歸途は阿弗利加を迂廻して茶生絲其他の支那物產を積みて歸國する爲めに、「ケープホーン」を廻りて遣はされたり。此計畫は不幸にして全然失敗に歸せり。貯藏所は建設せられたれごも生活資料供給の爲に遣はされたる最初の船「トンクイン」號は土人の爲に凶變に遭へり。「アスター」の共同出資者等は「大英北西毛皮會社」に所有株券を賣却し、貿易所は英國人に略取せられ、「トンクイン」號に續きて遣はされたる第二船「ビーバー」號は一八一二年の戰爭の間廣東に無爲に碇泊するの止むを得ざるに至り、偉大なる全計畫は支離滅裂に粉碎せられ、計畫者は多大なる損害を蒙りたり。

毛皮の新產地の開發は一七九〇年に引續く數年間努力せられたる正貨の代用物を發見せむとする企の一部なりき。毛皮貿易と動機の同一なるものは紫檀材、海參其他各種の南洋方面の產物を得ることを目的とせる南洋行の航海なりき。

米支貿易に用ゐられたる貨物中最重要なるものは紫檀材なりき。その貿易が何時、如何にして開始せられたるやは正確に知り難きも、「アスター」の船の一隻が（創始當時の事なりしが如し）布哇諸島に於て紫檀を薪材として舟に積み廣東に至りてその價格を知り大に驚きたりと云ふ話あり他に依るべき根據なく又十分信を置くに足るものに非るも一說として之を揭ぐ。正確なる日附の最初のものは一七九二年三月十日なり。其の日「バンクーバー」に布哇諸島の一に於て「ケンドリック」が材木伐採の爲に殘し置きたる二三の人々を發見せり。ケンドリックは一七九三年再び同島に寄港し荷を廣東に持ち行く事になり居りたり。之等の種々の事實に照し紫檀材を廣東に輸入せし最初の米船は毛皮貿易に從事し居りしものなること、及び材木は彼等の風習に從ひ布哇諸島に滯在中に彼等が發見したるものなる事は確實なりと思考せらる。

布哇諸島に於て紫檀材の發見せられたる後紫檀材貿易は急激に發展せり。「ウイリアム・エッチ・ダビス」及び「ジョナサン・ウインシップ」（「ボストン」の人）は一七九三年頃それを輸送することを始め、後その一手販賣權を得たり。其の價値に關する智識が廣まるに伴ひフイジー諸島其他南洋に於ける諸群島に於て發見せられたり。布哇諸島に於ける

が如く之等も亦毛皮貿易と密接なる關係を有し、本來海豹獵の爲に遣はされたる船舶に依り廣東に持ち行かれたり。一八〇四年紐育の二檣帆裝船「ユニオン」號は、毛皮の荷を得る事に失敗し英人の請負の下に紫檀材を求めてフイジー諸島に渡航せり。船長及び二三の船員は不幸にして土人の爲に殺害せられたりしと雖、同船は目的の荷物を滿載する事を得て廣東に赴きたり。一八〇六年「ユニオン」號に關係したる人々は第二船「ホープ」號（船長レウブンブルムレー）を遣はしたり。今回は特に紫檀材を求むる爲に派遣せしものなり。同船はフイジー諸島に到着するや、首長との間に材木を集むることに對する契約を締結し、その契約に基き土人は山嶺より木材を引き降し來り、直ちに船積し得る樣に海濱に積載し、其の代償として各種の小間物を受取りたり。「ホープ」號が同島を離るるに當り首長は十八ケ月以內に第二回の積荷を集め置かむと約せり。而して此約束は其間に他船に材木を賣却する事を禁ずる合意を含み居りたるを以て獨占の力を與へらるることとなりたり。「トンクイン」號は一八〇八年六月十五日同じ船長の指揮の下に當時合衆國に存せし船舶抑留より特別の例外を得て紐育より出發し、「フイジー」島に渡航し「ホープ」號と締結せられたる契約が嚴重に守られ居りたることを發見せり。同年始め他の米船が同じ使命を以て同島に到着したるも難破したることは、その遭難者の一人が「トンクイン」號に救助せられて廣東に伴はれたる事に徹し明かなり。一八一〇年五月二檣帆裝船「アクチーブ」號は「フイジー」諸島に向ひ「サレム」を出帆せり。其後暫くの間同港より同樣の目的を以て航海を企つる者引續きたり。南洋貿易の最も盛なりしは一八一二年の戰爭後にして、海參が積荷の一部分を形成し始めたるは實に當時の事なりき。而て紫檀材の供給は一八二〇年前は著しく減少する事無かりしも、就中一七九〇年に續く二十年間はその最も盛なる時期なりし也。

亞米利加の「ノース・ウエスト・コースト」及南洋行の航海に加ふるに、廣東行の船は他の迂廻せる航路（其大多數は歐洲戰爭に依り開かれたるもの也）を採りたり。彼等の航海圖は察するに世界の大部分の上に網狀を描き居りたるなるべし。亞米利加よりの通常の航路は「ケープバーデアイランド」を過ぎ喜望峯を迂廻し、それよりズンダ海峽の眞南迄東方に進路をとるか、若は「モウリチウス」迄北に進路をとり（佛蘭西人が東洋貿易船に對し中心的貨物集散地となし居りたる處なり）、それよりズンダ海峽及び廣東に到るものなりき。然しながら此通常の航路は種々に變更せられたり。船に依りては往々孟買及び「カルカッタ」、「バタビア」「マニラ」に寄港し若は「ニウホールランド」を迂廻し、時としては「ボタニー」灣に碇泊して行きたり。更に或船は歸航の途次「アムステルダム」、「ハムブルグ」、「セントピータースブルグ」若は「レグホーン」に寄港して荷物を積込み若は茶の荷を卸し亞米利加行の荷物を積込みたり。

歐洲戰爭及び毛皮並に紫檀貿易に依り與へられたる機會は——假令亞米利加商人の海運業の能力及び大膽に對してのみ與へられたるものに非ずとするも——十分に捕へられ

ざりき。一八〇〇年頃の事なりしが「クルセンスターン」は廣東に於て「亞米利加船は多くの軍艦よりもよく航海し（中略）且廣東に於けるそれ等の或物の船長は僅々十ケ月間に亞米利加に往復する航海を爲す事を得たる程堅牢に建造せられ居りたり」と云ふ事を奇異の眼を以て評論せり。中には五百噸位のものもありしも船は大低小型なりき。始めて「スターヂス」が搭乘して「ノース、ウエスト、コースト」に渡航したる「エリザ」號は百三十六噸に過ぎず、又「クレプランド」の航海の或るものは五十噸未滿の船にて爲されたり。

船の能力は主として之に乘組みたる人員の能力に關係せり。亞米利加船の船員は英吉利西船其他歐洲船の船員よりも體軀は小なりしも、秩序正しき事及び聰慧なる事に於ては一歩擢んで居りたり。其の大多數は亞米利加生れにして「ニウイングランド」の善良なる素質を有せり。善良なる家庭の子弟等は進んで海に赴きたり。斯くて非常に若くして船の支配者となりたり。例は「ウイリアムスターヂス」の如きは十六歳より船員生活を始め、十七歳にして一等運轉士となり、二十一歳の時は「ノース、ウエスト、コースト」貿易船の船長となりたり。心を惹くものは貨銀に非ず（何者貨銀は決して多からざりしを以てなり）して、一部分は立身の機會ある事（何者ニウイングランドの貿易所の時代の以前は實業に野心ある年少者に對し海及び商業以外に開かれたる立身の機會は有之らざりき）にして、一部分は多數の船舶株に「ノース、ウエスト、コースト」行の船舶の船員には個人の計算にて貿易を爲すの特權を許され居りし事なり。支那貿易は實に今日は製造工業及び內國の運送竝に發展に費され居る亞米利加の天分が海に誘致せらるる場合に完成し得るものの例證なり。

歐洲戰爭及び貿易の新航路竝に有力なる商人の航海の開始の結果、米支間の通商は驚く可き發展を爲したり。一七八九年に「ショー」は廣東に四隻の米船の有りたる事を示せり。一八〇四年より五年に亘る貿易季節には三十四隻、一八〇五年より六年に亘る貿易季節には四十二隻、一八〇九年より十年に亘る貿易季節には三十七隻の米船が居りたり之等の最後の三季節に廣東に輸入せられたる米國貨物の額は夫れ夫れ三百五十五萬五千八百十八弗、五百十二萬七千弗、五百七十一萬五千弗なりき。合衆國の全貿易は二十五年間に約四倍以上に增加したるも、支那との貿易は之と殆ど歩調を共にし平均每年度全貿易額の四五分を占め居りたり。

然れども此盛況は危險と伴はざるを得ざりき。支那海は極めて荒れ易く、難破の實例は記錄に存せずと雖も、屢々起る颶風は破壞を逞しうせり。特に亞米利加人は早き時代の歐洲人と異り、季節を問はず一年を通じて何れの季節に於ても、撓まず屈せず來りたるを以て、危險は甚だ大なりしなり。颶風の危險に比し一層危險なるものは人なりき。歐洲人が支那海を知りて以來、極東の海面は時々海賊が出沒し、一八〇〇年より一八一〇年に至る十年間は極めて有力なる一隊が廣東州の海岸に於て掠奪を恣にし「ボッカチ

グリス」の海岸に入込みたる事もありき。此隊は一人の頭梁の支配の下にあり一八一〇年遂に支那帝國官憲に依り征服せられたる時に、八十噸乃至三百噸のジャンク六百隻を有したりと稱せらる。最初は歐洲船舶を惱ます程大膽ならざりしも、後年勢力を得るに從ひ大膽となり、船は四五隻相集りて船隊を組織するに非れば、澳門より黃埔に安全に航行する事を得ざるに至りたり。其の襲撃を受けたる事は屢々記錄に表はれ居れり。或る船の澳門に於ける航海日誌の一八〇九年九月十七日の條を見るに、亞米利加の二檣帆裝船が一隻捕獲せられ又多數の他の船舶が襲撃せられたる事を記載せり。同年ボストンの「アタホールバ」號は二回襲撃せられたり。第一回は澳門錨地に於て、次には四隻の他の米船と共に珠江を遡航し居る間に襲撃せられたる也。

然れども「ラッドローンス」(海賊隊)よりも一層危險なりしは英吉利西、佛蘭西の私掠船及び軍艦なりき。一七九四年一隻の米船は「ズンダ」海峽に於ける佛蘭西私掠船の危害を恐れ當時歸途に在りし「マカートニー」大使一行の保護の下に廣東より航海せり。一八〇〇年廣東領事「サムエルスノー」は同方面に於ける佛蘭西私掠船の危險に關し米船に對し公に警告を發したり。同年「プロビデンス」の「アン・アンド・ホープ」號は佛蘭西人に襲撃せられしも四十五分間の戰鬪に依り辛して之を撃退せり。

然しながら佛蘭西人は尙ほ英人に比し危害の程度は少なかりし也。當時英人は到る處に於て捜索權を主張して亞米利加の通商を惱ましたり。廣東は他の東洋諸港に比し米船の來航するもの最も多かりしを以て逃亡者を捜索するには最も便利なる場所なりき。之に對し合衆國は干渉する爲に一隻の軍艦すら送ることを得ず、領事「カーリントン」は只英國の官吏と抗論し支那官憲に抗議を提出する事を得たるのみなり。一八〇四年十二月彼が「カロリン」號の船長に二三の船員の釋放を求めたるに對し、海軍省を通じて爲さるべしと云ふ冷淡なる要求に遭ひたり。一八〇五年十月彼を始めとし亞米利加商人一同が英國人の爲す所は中立侵害なる事を主張し地方官憲に對し徽發を中止する事を歎願せむと企てたり。併しながら「カーリントン」は其歎願の效果なきものなることを確信し居りたり。而して結果は果して「カーリントン」の豫想せしが如くなりき。卽ち商行商人は外國人の行爲に付き責任を負はせらるることを慮り抗議を傳達することを拒みたり。本國よりの援助及び支那政府の干涉の希望も失ひ「カーリントン」は再び英國の指揮官等に向ひ武力に依り達する力を有せざりし事を外交に依りて完成せむと企て、一八〇六年「ペートン」號の指揮官と覺書の交換を爲すこととなりたり。然るにその經過に於て「ペートン」號の指揮官は先第一に凡て米船は之を點檢する意思を聲明し尙ほ米船の海に出づることを絶對に禁止せむと威嚇せり。亞米利加人の忍耐は之及び之に類似せる事件に依り、極度迄緊張し遂に破裂せずんば止まざる狀態を呈せり斯くて領事は一八〇七年四月國務卿に書を致し「若し此等の暴行が繼續せらるとせば、余は切に重大なる結果が伴ひ生せむことを虞る。蓋し將來此帝國內に在る時に彼等の船

員を徴發せむとする企を爲す者あらば兵力に訴へて之を斥けむとすと云ふことは、亞米利加船の船長等の決議なりしを以て也」と云へり。遂に一八〇七年八月衝突は起りたり三日「ビルチモーワ」のスクーナー船「トバッツ」號（船長ウイリアムニコル）が南米の西海岸に沿ひ密貿易を行ひたる後廣東に來航し澳門錨地に碇泊せり。軍艦「デアナ」號の艦長「ケムブトン」はその書類を調べ逃亡者を調査せり。彼が如上の調査を爲し居る間に船員中の或る不平を懷ける者が「トバッツ」號は海賊船なりし事を密告せり。船長「ニコル」は紛爭を生せむことを恐れ、澳門知事の許可を得て其の船を葡萄牙要塞の大砲の下に碇泊し、彼の貴重品を安全に保存する爲に陸揚げすることとせり。「トバッツ」號が新位置に就かむとし居りたる時、英人が接近し來りたるも、船が投錨する迄は來船する事を許可すること能はずと云ひたるに、彼等は武力に訴へて乘船すべしと答へたり。次で起りし戰鬪に於て船長「ニコル」は戰死し、船員八名は負傷し、船は捕獲せられて「カルカッタ」に送られたり。此事件は廣東に在りし米船の船長等を奮起せしめ、一時地方的戰爭は避け難くなりたる樣に見えたり。英國艦隊の司令官「ベルー」は黃埔に來り同地に在る米船を悉く捕獲すべしと威嚇したりと報告せられたり。米船は其數十一隻にして一艦隊を組織し司令官及び副司令官を任命し戰鬪の準備を爲したり。兩者の對峙は十一月に續きたりしが、其時に至り「キヤプテンフアンニング」は（もし此話が信ずるに足るものとせば）英國の司令官と個人的に知己なる關係を利用し兩者の和解を計り、より以上血を流すことを避けたり。併しながら一八〇九年「ベートン」號は再び廣東に在りし米船の船員を徴發し亞米利加商船を捜索せむと企てたり。

一八一二年の戰爭は合衆國と支那との間の貿易を中絶せしむるに至りたり。此方面に於ても他の方面に於けると同じく、英船に依り捕獲せらるゝ事を恐るゝ念は、米船を本國に止まらしむることとなりたり。一八一二年乃至一五年の三年間の貿易季節に於ける全貿易額は戰前のものに比し辛じて半額に達せしに過ぎず、又一八〇九年より一〇年に亘る貿易季節の貿易額の三分の一より少なかりき。廣東貿易所に於ては英米兩國の商人は軒を列ねて平和に住み居りしも一步出でたる珠江の河口に於ては屢々衝突が起りたり一八一四年軍艦「ドリス」號は米船を封鎖し其の多數を捕獲し又時には黃埔迄船を追跡し來りて支那の中立を蔑視して之を捕獲せり。黃埔に在りし亞米利加人はその小船を武裝して「ドリス」號を捕獲し、支那人も亦遂に奮起して若し兩國民が無益なる爭鬪を續けむと欲せば宜しくその本國に歸りて之が解決の道を講ず可しと聲明し、攻擊者を罰するの手段を執りたり。

然れども爭鬪は必しも一方的のものには非ざりし也。亞米利加の私掠船も亦河口を巡航して獲物を漁りそれを沒收すと宣言したり。その沒收したる數額は英人に沒收せられたる物に比し少なかりしと雖も一方にのみ責任あるものとは云ひ難し。更に又米船は屢々危險を冒して荷物を本國に輸送し之を戰時の價格に賣却してその所有者に大利益を生

せしめたり。一八一二年十二月二十日より一八一三年五月迄に十五隻の米船が廣東に持ち來たされ沒收せられたり。

太平洋平和問題（一）

日米支提携如何

ジヨージ・ブロンソン・リー

（The History of Early Relations between the United States and China, 1784—1844）

「若し吾人が太平洋に於て平和を有するならば、將來太平洋が、かつて太西洋が完成したるが如き事業を繰り返さゞる理由なき筈なり」

これは米國新駐支公使チャールス・アール・クレーン氏の言である。此の言は同氏が駐支公使としての新任の抱負を語るものであると同時に米國國務省が太平洋問題の眞の解決策と見做せる對支新政策の發露とも見ることが出來る。抑も太平洋の平和とは太平洋に密接なる關係を有する米國支那及び日本の三大國の協同、調和、了解を意味する。

クレーン氏が米國民に告げた此の告別の辭を引用して序でに今一つ、カーネギー國際平和基金、國際法部々長にして、巴里講和會議に派遣された米國委員の主席法律顧問であつたジエームス・ブラウン・スコット博士の言を引用しておかう。氏は其の近著（この著書にはウイリアム・ジエンニング・ブライアン氏が商議の局に當つた一切の講和條約の完全な表がのせてある）の緒論に於て次の如く言つてゐる。

「國際間に蠕まれる一切の紛爭は、終始一貫せる敎養ある國民の輿論の指導に從つて友誼的に協定されねばならぬ」と

さて太平洋に於ける平和の永續に對する最大の脅威は米國及び日本の膨脹に伴ひて、兩國の衝突する點が益々增加してゆくことである。衝突、嫉妬、憎惡等は此の間に發生し、他日兩國民の心中に敵意を植ゑつければ已まない。併しこれ等の問題の全部を論ずるのは私の目的ではない。私はたゞ一つの問題に注意を集中しやうと思ふのである。とは言へ私は私の意見が絕對に正しいと思つてゐるわけではなく、私の述べる事實が今後の研究の基礎として役立てば私の望みは足るのである。此の問題の愼重なる考慮は、米國の製造業者をして斷固たる行動に出でしめるかも知れない。之れと同時に此の問題の解決に參與して太平洋の平和

維持に努むる餘地もまだないではない。米國將來の商業上の繁榮は太平洋の平和に倚ること甚だ大なるものがあるのである。

太平洋平和の鍵鑰ともいふべき問題は、米國製造業者が或る一定の方向に向つて日本と協同すべきか、或は協同すべきにあらざるかといふ問題である。

五年前日本の老實業家にして慈善家なる澁澤男爵は、日米協同を鼓吹する爲めに來米し、米國の財政產業界の多數の名士の歡迎を受け、援助の約束を與へられた。ところが此のことははしなくも支那の友人の猜疑を招いた。

其の後周圍の事情は一變した。古い輪廓は消えて新しい地平線が朦朧と現はれて來た。この新しき地平線上に以前に優る威嚴と重々しさとを以て日本の勇姿が屹立した。日本は世界第一流の陸軍國となり四大國の一員となつた。日本は恐るべき財政上通商上の一勢力となつた。これを無視することは出來なくなつた。

日本は東洋に於ける平和と協調を維持せんとの念慮より支那に於ける日米の協同を提議した。然るに支那は千九百十五年に提出された此の計畫を以て、米國の資本と日本の頭腦とを以て支那の資源を支配せんとするものなりと解し深く其の國家的自負心を傷けられた。此の精神的並びに實際的の大障害にも屈せず日本は斷乎としてこの說を主張した。此の間大戰は着々進行し、支那が眠つてゐる間に日米協同は現實となつた。冷酷、殘忍な實務的の眞理となつた日米協同は最早や理論ではなくなつた。專問的な苦々しい理論の問題ではなくなつた。米國は日本に行くことを拒絶したので、六十五の日本最大の銀行、會社、商會は紐育に事務所を設立した。此等は此の高價な建築物の最上等の部屋を借りた。中には一階の全部を借りたものもあつた。これ等はいづれも數百萬の資本を擁し背後に無限の信用を有する日本有數の會社を代表してゐたのである。此等諸會社の用向は米國に商品を賣ることではなくて米國商品を買入れることであつた。

此等諸會社は米國の製造業者と直接取引を開始し、外國貿易業者に利益の上前をはねられることを無くした。彼等の取引は巨額に達し、三井物產會社の紐育支店はゴーサムに於ける海外貿易の首位を占めてゐるとの評である。日本に對する莫大なる棉花の輸出と、同樣に莫大なる生糸の輸入とは、世界通商の中心地(紐育)に強固なる地步を占めてゐる。前記の日本の商會の手によつて行はれてゐるのである。鋼鐵製器具、機械類、化學用藥品其の他の器具類は彼等の手を通して輸出されてゐるのである。日本人は米國に到着し、彼等に好感を有する商業的競爭者の手を經て、支那の友情を維持する爲めに千九百十五年米國から拒絶された協同を實現したのである。

日本に輸出される米國產物の少からぬ部分が支那市場に向けられる。米國の輸出入業者(貿易仲介業者)はこれが爲めに打擊を受けたが、米國の製造業者、並びに一般の米國貿易はこれによつて多大の便利を受けた。吾が國の競爭者がゐない處では日本の貿易業者は吾が國の物產の海外輸出

に從つてゐる紐育の下町實業家倶樂部では吾が國の銀行家法律家、商人等は毎日日本の同僚と膝を交へてゐる。中食時間に此等の倶樂部へ入つて見ると日本實業界の代表者が必ず一つや二つの食卓を占めてゐるのを見出す。

紐育に於ける「大取引」は日本によつて行はれ、日本には大事業が計畫されてゐる。最早や吾人は「米國の資本と日本の頭腦」といふやうな聲は聞かない。日本は大なる計畫を實行する爲には米國の專門的技能と管理とを使用しなければならぬと決心した。米國の大機械工場たるストーン・エンド・ウエブスター商會は大規模の水力電氣を契約した。同じく有名なるジョージ・エイ・フラー建築會社は莫大なる建築設計をなし數百萬弗の資金を提供した。シーム ス・カレー運河鐵道會社は山東省に於ける大運河改善事業に日本と協同して當つた。同會社の役員はこの協同を評して、此の事業はかつて米國が外國人と協同にて着手した事業の中最も理想的のもので、少しも衝突或は反對を見なかつたと言つた位である。一度ならず日本人の此の事業の管理に參加した。彼等はこの計畫にあたつて現金取引で材料を購入し、借款や公債の賣出し等を少しもしなかつた。米國は單に材料の大部分の供給と專門的計畫を要求されたばかりであつた。實に理想的協同事業である。

財政上の豫言

今一つ日米協同の必要を促進した重大なる事實がある。日本は米國及び英國の銀行に六億弗の金貨を預金してゐる日本政府が自由公債に投資した額は五千萬弗に上つてゐる日本國民は英佛の國債五千萬弗以上をもつてゐる。若し日本が政治上或は經濟上の何等かの理由で、前記英米兩國にある金貨を回收せんと決心したならば英米兩國の金融界に一大恐慌を來すであらう。日本政府は紐育にその財政委員を派遣してゐる。それは卽ちウォール・ストリート街に於ける有名なる田氏であつて、同氏の財政意見は紐育の諸新聞に常に引用されてゐる。日本政府の鐵道省、海軍省、兵器廠等もそれ〳〵紐育に事務所を設け代表者を派遣して、材料の購買及び檢査を管理してゐる。横濱正金銀行、住友銀行、藤本銀行、臺灣銀行、日本銀行、朝鮮銀行及び其の他の金融機關は日本の保險會社及び汽船會社と協同して貿易增進につとめてゐる。日本人は又紐育に日本人倶樂部を設けてゐる。此の日本協會は今や平和と理解とを目的とする最も有力なる國際團體の一となつてゐる。前回アスター・ホテルの大廣間に於て同協會の定期年會の晩餐會が開かれた時には出席者九百餘名に達した。その會員中には米國金融界及び產業界第一流の名士を含んでゐる。而して各方面に活動して日米兩國の通商及び友誼の連鎖を强めてゐる。日米兩國の諒解は斯かる團體の力によつてのみ初めて達することが出來ると認められてゐる。日本は太平洋を超えて我が國に來た。日本は道を啓いた。日本は紐育に大なる經濟的根據を築き、双手を伸して米國との友情的握手を求めてゐるのである。

翻つて紐育に活動せる支那人の數を調べて見ると甚だ寥々たるものがある。骨董屋、料理店及び支那街の店舗を除

ければ紐育に於ける純粹の支那實業界の代表者は一人しかない。此の世界商業の中心地に於て記すに足るべき支那實業家は長沙の一採鑛冶金會社の穩健敏腕にして人格ある代表者黎氏あるのみである。氏が一人四億國民の旗手となつてゐるのでは、日本實業界の數百の代表者の中にあつては勢力微々たる無理もない次第である。此の間南洋煙草公司は葉煙草の直接購入の爲め最近紐育に事務所を開いた。

日本は鋼鐵板、建築用鋼鐵材、機械類、綿花、石油其の他の必要品を米國に賴つてゐる。而して其の代りに生糸を米國に供給してゐる。この貿易を少しでも攪亂せば、其の結果は多數重要產業の經濟的不幸を釀すのである。これが現在の實狀である。けれども支那の開發を念とせる米國人が全然貪婪なる自利主義の上に築かれた日米提携論を非難するのは自然であつて、これが支那に害を及ぼすが如き場合には彼等の非難は正當である。今や列國の競爭者に對抗する爲めに新に米國の工場を支那に誘導せんとする大規模の運動が開始されてゐる。併しながら、米國の商會が支那に入る度に、新たなる日本商人は紐育に入り來つて米國の製造業者と直接の取引關係を開いてゐるのである。

營利事業

通常の米國製造業者は必ずしも他愛主義者ではない。彼等は正當な利得を目的としてゐるのである。彼等の主要目的は公平なる利益を得て其の生產品を賣捌かんとするにある。彼等は支那に支局や出張所を設けてゐるかも知れないが、それと同時に紐育に於ける日本商人と直接取引きすることも拒むわけにはゆかない。日本商會は凡て現金取引か或は紐育銀行の信用手形で代價を支拂ひ、自國の船舶に積み込むのであるから、製造業者は輸出業仲介者や電信料金を節約することが出來、爲替相場變動の危險を避けることが出來るのみならず概して取引數量が多いから、出來るだけ廉價で取引することが出來る。加之、日本の商會は商品を日本船舶に積み込む時は政府の補助を受けるといふ便宜がある。故に彼等は米國製造業者の支那市場に於ける代理店よりも其の商品を安價に賣ることが出來ること明かである。故に支那市場の商業的爭覇戰に於ける日本の地位は我國の深く考慮せざるべからざる處のものであつて、これに對し何等かの故障を挾む時は日本の感情を害する恐れがある。少なくとも現在に於ては日本商人は米國生產品の一部を外國市場に移出してゐるのである。吾人はこの有利なる協同を失ふことが出來やうか。吾人はかゝる親切なる友人に反對し彼等をして我國の歐洲の競爭者と提携せしむることが出來ようか？

米國製造業者が其の支那に於ける支店を保證する爲めに紐育に於ける日本商人と直接取引を拒まざる限り、支那に於ける米國人は重大なるハンデイキャップの下に置かれなければならない。若し米國製造業者が日本の華客から彼等の好意を支那に於て賣らざるべしとの保證を要求するならば、此の保證を與ふる能はざる日本人は支那に支店を有せざる他の製造業者と取引を開始するに至るであろう。斯くて米國製造業者は進退兩難に陷らざるを得ぬのである。他

の一切の條件が平等であれば、在支米國貿易業者の成功すると否とは運送費の高下にかゝつてゐると言ふことが出來る。然るに此點では政府の補助を受け、勞働賃銀は安く、其の他の費用も低廉なる日本が勝利を占めるであろう。吾が國の人は此の問題は運賃を平等にせむとする船舶業者間の協定によりて解決し得ると言ふかも知れない。けれども吾人は政府の補助を受けつゝある日本の船舶會社が自國の商品の運賃を割引することを妨げる何等の手段をも有しないのである。米國に於ける日本商會は現金或は日本の諸銀行の信用手形で代價を支拂ひ政府の補助を受けつゝある日本の商船に商品を積み込みて之れを運搬し且つ日本の海上保險會社の保險に附してゐるから形勢を日本に有利な方向に轉ずることが出來るであろう。かゝる現狀に於ては米國の船舶を使用せる米國製造業者及び其の支那に於ける支店は其の地位を維持する爲めになか〳〵骨が折れるであろう而して最も鞏固なるものゝみが殘存して基礎の薄弱な資力乏しきものは非常な難局に陷るであろう。

此の問題の解決法が一つある支那は日本の模範を見習ふことが出來る。支那は鞏固なる財政的基礎を有する大貿易會社を設立し米國に支店を開き以て米國製造業者と直接取引することが出來る。けれどもこの手段は銀行、保險會社、船舶、波止場等の如き缺くべからざる補助機關の援助を受けなければ充分なる成功は望まれぬ。支那は近き將來に於てこれをなし得るであろうか。若し出來ないとすれば、陸海軍を組織したと同樣の組織的方法を以て着々商業戰爭の機關を組織してをる日本と米國との協同の大波に逆らはんと企つるは無益のことの樣に思はれる。

故に米國が日本と提携すべきや否やの問題は既に死せる問題である。眞の活問題は米國でこの提携を利用してその貿易を擴張し得るか或は不幸なる商業戰の渦中に投じて日本の反感と嫉妬とを助長し遂には實際の戰爭を惹起するかの問題である。吾人は我が國の生產品の一部を支那に移出する爲に日本の驚くべき商業機關と協同することを拒絶し日本をして自國にて生產する能はざる物品を購入する爲に米國を捨てゝ歐洲に向はしむべきであるか。或は吾人は日本と商業的に握手して東洋に於ける我國の貿易發展に必要なるこの大機關を利用すべきであるか？これ公明にして永久的なる理解に達する爲に吾人が深く考慮し討究せざるべからざる問題である。

（未完）

時報

天津會議—廢督裁兵の內容—粵桂戰爭（廣東督軍更迭）—露支新關係（通商問題と露支待遇停止問題）—外蒙自治計畫—和約研究會—金融整理公債—支那に干涉すべし（米國バロース博士所論）—ミラ・ヅ・レビュウ誌の駁論—北支大飢饉

天津會議

直隸安徽兩派の爭鬪は安徽派の沒落に因り一段落を告げ北方政局の安定を見たれども之れを支那の全土の上より觀察せば單に南方派に對する北方派の勢力を弱めしめたる珍現象を呈するに過ぎず然かも安定を見るべしと云はるゝ北方政局も最近の情報は何れも張作霖曹錕兩氏の意見が漸次阻隔し來れるを報じ將來奉天、直隸兩系の衝突を見んとするの兆あり北方政局の前途に橫はる一大暗礁と云ふべし。然し乍ら北方政局は天津會議の開催に於て一先づ時局の解決を告げたるの觀ある而已ならず或る意味に於て同會議が直隸奉天兩派の親善關係を打切る最後の一幕と見れば更に多少の意義あり注目に値するものなしとせず、此の天津會議は張作霖曹錕兩氏の主唱に係り九月九日正式に天津に於て開會せられ張作霖、曹錕、吳佩孚等直隸派の三大立物の外北京政府よりは靳總理張內務總長以下各方面の代表者約二十名參集列席の上開會左の如く決議せり。

（一）南北和議問題　同問題に對しては文鞏（軍政府代表來京中）汪有齡（北方分代表）等の手に依りて計畫されし統一方針に從ひ現に雲南唐繼堯湖南譚延闓に電告して其の同意を求め中なれば贊成の返電あり次第南北統一成立を宣布する筈なるが若し唐譚二人は不贊成なる時は止むなく此の一派を除外し別に曹錕、張作霖、李純及び南方の岑春煊陸榮廷五人の名義を以て一通電を發し南北統一の成立を宣布すべし若し又會議によりて決定されたる形式を必要とする場合には梁士詒を以て北方の總代表となすに決定せり又廣東軍政府は撤銷を承認する時には中央政府は莫榮新の廣東督軍を承認し莫を助けて陳烱明を討伐する事を決議せり。

（二）督軍更迭問題　易督問題に關しては表面現狀維持を標榜し居れども實際に於ては已に段派督軍の全部を馘首するに決定せり卽ち安徽倪嗣沖福建李厚基陝西陳樹藩山西閻錫山甘肅張廣浙江盧永祥の六督軍は必ず之を更迭し漸次山東河南吉林にも及ぼすに決定せり後任督軍も略決定し安徽は張文生陝西は鮑貴卿或は許蘭洲山西は王廷楨或は吳佩孚甘肅は馬福祥浙江は齊燮元福建は林葆懌にして右の內張文生のみは直に發表さるべしと又東三省に於ては先づ吉林督軍鮑貴卿を免じて孫烈臣を其の後任として黑龍江督軍には新たに張作相を任すべしと

（三）軍費問題　最近の戰爭に於て曹錕張作霖の消費したる軍費は計二千二百萬元に達したるが財政窮乏の際なれば財政部より先づ四百萬元を交付し殘額は三ヶ月以內に支給する事に政府は同意したり。

(四)三省軍備問題　同會議は吳佩孚の三省軍備充實計畫の要求を容れ直魯豫三省巡閲使直轄の軍隊を七師とし且つ兵員の自由募集を許可するに決し吳佩孚馮玉祥李奎元王承斌の四人は之が訓練に當る事となれり。

(五)裁兵問題　先づ財政次長藩復より財政の現狀を說明し今後の整理方針と裁兵との關係を報告し裁兵は之を三期に分ち第一期は有名無實の軍隊第二期は編成不完全訓練未熟の軍隊を裁撤し第三期に及び各省正規軍より過剩の軍隊を處分す尙陸軍部直轄を十師とし地方各省は大省二師中省一師一旅小省は一師となさん。

(六)饑饉賑恤問題　北支那一帶の大饑饉に對し之を救濟賑恤するの途を講せん

廢督裁兵の內容

督軍制廢止と軍兵裁撤の兩問題は地方自治の懸案と共に近時支那政界の三大重要問題として特に研究に値するものあり就中廢督裁兵問題に關しては政府當局者間にも屢次審議せられつゝありたるが最近徐總統靳總理張作霖曹錕兩巡閲使の間に討議決定を經たりと傳へらるゝ該案の內容なるものを聞くに略左の如し。

(第一)裁兵の實行を三期に分ち民國十年一月より着手し毎期を一ケ年とし民國十二年に完結の豫定にして第一期に於ては五十五萬人に減じ第二期に於ては五十萬人に減じ第三期に於ては四十萬人に減じ然る後全國二十五省區を通じ國防軍合計四十萬とし右軍隊は全部陸軍部の節制布置に歸す

(第二)廢督の實行は第一期裁兵の完結と同時に開始し廢督終了後は二十五省區を九區に分割し每區に巡閲使を設け該巡閲使は陸軍部の指揮を承け國防事務を分任す

(第三)二十五省區を左の九區に分轄す

第一區（直隸　河南　山東）
第二區（奉天　吉林　黑龍江）
第三區（山西　陝西　甘肅）
第四區（熱河　察哈爾　綏遠）
第五區（江蘇　安徽　江西）
第六區（湖北　湖南）
第七區（福建　浙江）
第八區（廣東　廣西）
第九區（雲南　貴州　四川　新疆）

但し第九區は之れを更に兩區に分たんとの說あるも未だ決定に至らず

右の計畫に據れば明年一月より實施に着手し三年間に於て序次兵員を遞減し全國二十五省を通じ四十萬人の總數と爲し廢督は第一期裁兵の完了と同時に決定せんとするにありて右軍隊は凡べて陸軍部の管轄に歸し全く地方分權の實を擧はんとするに在り理想上頗る歡迎すべき處なるも果して實行せらるべきや否やは大なる疑問なりとす

思ふに南北の統一未だ豫測すべからずして各省督軍何れも依然對立の姿を保ち互に意見を異にし若し一朝有事の日は直ちに干戈に訴へんとする今日に於て其の根本の統一問

題に觸れずして徒らに廢督裁兵を論ずるは頗る順序を誤りたるものと云ふべく更に廢止せられたる督軍の處置及裁兵經費の出所等如何にすべきや算し來れば其の實行は容易の業に非ず現に今日に於てすら張作霖、曹錕、吳佩孚の三者間に意見の一致を見ざる點あり今日之れを以て明年一月より實施すべしとは如何にも實行困難なるべし又督軍を廢して巡閱使を設け之れを陸軍部の指揮下に置かんとする事は是れ又支那各省治績の從來の關係に鑑み如何なる妙腕を以て之れを行はんとするや要するに現存の督軍を廢して更により大なる督軍たる巡閱使に威力を增加せしむるに過ぎざるものなるべく何れの點より見るも本案の實行は猶前途幾多の波瀾曲折あるべきは想像に難からざる所なり。

粵桂戰事の經過

廣東軍政府は福建陳烱明討代の目的を以て八月十一日沈鴻英を廣東軍總司令に劉志陸を中路前敵に呂公望を右翼司令に方聲濤を左翼司令に任令し陳坤培、林虎、沈鴻英の軍を惠州に送り陸路海豐陸豐方面より汕頭に向はしめ他面に於ては八月十四日以降廣東各新聞に軍事行動の記事を一切差止めたり之れに對し陳烱明は福建督軍李厚基の援助を得軍政府軍の到來に先ち軍を三路に分ち八月十九日潮州汕頭を攻落し廣西軍の劉志陸を敗り勝に乘じ九月上旬より惠州の攻擊を開始せり惠州は廣西軍之れを死守せしと他面續々廣西軍の後續隊として李根源（雲南軍約七千）陳炳焜（約一師）莫正聰（約二千）等廣東又は惠州方面に到達し縱かに廣西軍の頽勢を挽回するを得たり。

陳烱明は惠州攻略の至難なるを看取するや之の方面の攻擊に主力を注がず登樓、洪非麟の部隊をして惠州の南を迂廻して直ちに廣東城に許崇智の部隊をして新豐より北江に出でしめて粵漢鐵道を扼し廣西軍を中斷したり今惠州方面に於ける兩軍兵力を見るに

廣東軍（總計約一萬八千六百人）

總司令　陳　烱　明

北路司令　許　崇　智（約七千二百人）

中路司令　葉　舉（約四千八百人）

南路司令　鄧　鏗（約六千六百人）

廣西軍（總計三萬七千五百人）

總司令　沈　鴻　英

北路司令　陳　坤　培（約九千五百人）

中路司令　馬　濟（約一萬人）

南路司令　林　虎（約九千人）

豫備軍

李　根　源（約七千）

莫　正　聰（約二千）

戰況既に廣西軍に不利なりしが陳烱明は廣東は所謂廣東人の天下として廣東督軍莫榮新を追ひ廣西の陸榮廷迄には深く喰ひ入らざる決心を示し陸榮廷亦廣東に於ける廣西軍の撤退及督軍更迭等を以て妥協せんとするの意あり陸榮廷より九月十五日左の休戰提議を以て密々協議中なりしが如し。

鄉土を蹂躙するは仁者の執るべき道に非ず若し何等か誤解あらば腹藏なき商議を開始せん冀くは速かに休戰して

和を講ぜられよ云々。

右陸榮廷の講和提議は畢竟今次の粤桂戰事の責任を全然廣東督軍莫榮新及び岑春煊以下の廣東軍政府當局に負はしめ自ら其の責任を回避したるものなると共に陳炯明の要求たる「廣東の廣東主義」を是認したるものと云ふべし。

然るに其後莫榮新の命令に依り廣東省城より廣西軍が惠州方面に出發し省城の守り空虛となるや魏邦平、李福林の兩氏は二十七日正午突如として莫榮新に對し最後の通牒を發し二十四時間内に惠州方面の戰事を中止せしめ廣東省城を開城すべし然らざれば實力を以て之れに迫るべき旨を要求したり茲に於て林保懌は兩者の間に調停し莫榮新に對し圖滿辭職を勸告したり莫榮新は省長揚永泰及び戰線より歸來せる馬濟等と鳩首凝議の末林保懌を通じ左の妥協條件と廣東軍の廣東撤退條件を提出したり。

（調停條件）（一）双方各々元防を守り、兵を增し省城に入る能はず。（二）運糧を保護するには二十名以上を超ゆる能はず。（三）双方各々其地を管理し、交通を遮斷し或はこれを毀損するを得ず。（四）李福林、魏邦平兩軍の駐在地は陸路にては石圍塘、石門、金山、三水、河口、馬口、佛山、又省河にては東尾砲臺より中流砥柱砲臺に到る間一律に現狀を維持す。

（撤退條件）（一）廣西軍總司令として暫く解決を俟つ。（二）廣西軍二個師團を肇慶及び欽州に留め、軍器武器は廣東より供給し、餘は悉く廣西に歸らしむ。（三）廣西に歸るに就き三箇月分の給料を別に支給し、武器を携帶せしむべし。（四）在來の軍費未拂高約五百萬元を支給すべし。（五）廣西省の官兵は須らく禮儀を以て待遇すべし。

越へて三十日に至り陸榮廷の密電に依り莫榮新は廣東督軍の印綬を海軍司令湯廷光に讓る事となり左の二條件を新たに提出したりと云ふ。

一、以後廣東軍及民軍は湯廷光の命令に服從すべし。

二、新督軍は廣東軍の軍費十ケ月の支拂を負擔し且武器を廣西軍に交附すべし。

但し右の内第二項は甚る苛酷なるに據り湯廷光は之れを引受けずとの說ありて本稿を草する迄には猶確報なかりしも今後兩廣の關係は益々紛糾すべき事一點疑ひの餘地なき所なるべし又廣東軍政府の運命は岑春煊以下既に其立場を失ふべく廣東の形勢に大なる變化を生ずべしと察せらる暫らく記して後報を俟たん。

露支新關係

ウエルフ、ネウヂンスク政府代表ユーリンと支那政府との通商條約締結問題及び露國公使資格取消竝に前露帝國既得權處分問題は目下北京政界の重大なる問題なるが左に其の經過内容を擧げん。

（一）露支通商問題

ユーリン氏は八月中旬ウエルフネプラゴエ及浦鹽三政府の代表權と共和政府全權代表駐支經濟會會長として入京し直に通商條約商議を要求したるが支那政府は同氏の資格に疑念を懷き相手にせざりしが其後正當代表者たる事を確め顏外交總長は非公式に會見し續いて參事章祖申李家驊兩氏をして是亦非公式に交涉の任に當らしめつゝ今日に及べりユーリン氏が今次來京の目的として聲明せしは

一、遠東共和國代表の資格を以て支那政府と通商條約及經濟問題を商議し

二、同共和國々民代表として支那國民と親善關係を結ぶ。

にありて政治上の問題には絶對に關係せず又過激思想の宣傳は決して行はずと云ふにあるも氏の來京と同時に露國公使否認問題が各方面の注意を惹けるは事實にして兩者の間に或關係あるにあらずやと思惟されつゝあり而してユーリン氏來京に關しては支那政府も單に通商條約の協議に應ずるのみにして政治問題には交渉なしと言明し居れり該通商條約商議は目下進行中にして或程度迄進捗しつゝあるは事實なるが如きも同條約が新疆省土耳機斯垣との間に結ばれたる通商條約に倣ふべしとの說は事實にあらずとユーリン氏自身否認し且支那當局も通商條約締結の必要を認め居れば交渉は順調に進捗すべく目下の豫備交渉終れば直に正式に條約作製の方法を協議する筈なりと附言せり而してユーリン氏は過般來內外新聞記者に會見してウェルフネ政府の現狀對外態度及自己の立場を說明せり。

越へて九月十六日支那外交部はユーリン一行との交渉經過に付き大略左の如く發表せり。

『對露通商の機運は歐米各國共次第に闡明となり來れり支那政府はウエフネウヂンスク政府代表ユーリンの一行入京以來其代表資格に付き審査し九月十日始めてウエルフネ、ウヂンスク政府の正式代表の資格ある事を認め非公式に之れを引見し過激主義の宣傳を爲さゞるべしとの保證の下に通商條約を締結せんと欲す』云々。

尙露支兩國の通商條約は本年四月新疆督軍と土耳機斯坦に於て取極められたる左の條約に準據すべしと傳へらる但し勞農代表ユーリンは之れを否認しつゝあり今後其の成行は注目に値するものあり。

一、中國新疆伊犁官憲及び露國トルキスタン政府委員は兩國々境人民の利益と相互感情の疎通を計るべく通商交渉機關を設く。

二、中國は露國七河省塞爾內塊に商務交渉機關を設け又伊犁寧城に同樣露國の爲めに機關を設けしむ。

三、露國商務交渉機關は露國人の貨物を伊犁に輸出入するものに對し新疆省規定の稅則に依り納稅の義務を負ひ尼堪卡倫を兩國の通商路と定め若し之に從はざる者は之を違法者と認む。

四、露支兩國人間に貿易上爭議を生じたる際は民刑事訴訟法に依り當該國法律に依り裁斷す。

五、兩國人民の國境通過には必ず双方より發給する通行證を要す。

六、露國敗兵避難民等歸國問題は双方にて議定す。

七、露國代表は中國政府の勸告に從ひカシユガル政府をして免罪書を頒布し人道上より是等敗兵歸國後之に危害を加へざる旨を宣言せしめ夫等露人をして生業に安んせしむること。

八、伊犁官憲は露國所派の委員一名隨員二三名の入境を許し交渉局にて共同し入境せる露國散兵の解散帥團問題を議定せしむ但之に對し中國は條件を附す又中國商民の露國に於て財產財物を沒收されたるもの其他損害を受けた

るものに對しては雙方合議の上之を處理す。

九、露國代表は本問題は其權權内に非らざるもカシユガル政府は已に賠償調査機關を設けつゝある現狀に鑑み將來中國商務彙交涉員赴露直接交涉の有効なるを承認し尙伊犁官憲の意をカシユガル政府に傳へ又個人としても中國官憲の爲め本條項の實行に盡力することを聲明すべし。

十、以上各條は双方委員の同意を經中露兩國文字を以て各一通を作製保存交換するものとす。

（二）露使待遇停止問題

ユーリン一行の資格を承認すると同時に支那政府は二十三日附大總統令を以て前露國公使及領事の待遇を停止する旨公表せり其内容左の如し。

近年露國には黨派紛爭多く民意を代表する政府の組織なく支露兩國の國交は漸く恢復し難く露國公使及領事は本國を代表するの資格を失ひ引續き其任務を履行するに由なきを以て該公使及領事の待遇を停止す唯其在留民の生命財產は舊の如く保護す同國の内爭に關しては中立を守り協商國と同一の態度を取る露國東清鐵道附屬地及在留民に關する一切の事項は各部各省長官をして辨理せしむ右命令の發表と同時に在莫斯科の支那公使張斯廉に召還を命じたり尙支那政府は引續き種々の利權を回收せんとしつゝあり。

先づ天津漢口に於ける露國租界の回收、司法權の獨立、東清鐵道回收等重大なる問題あり目下北京外交團に於ける日英米佛各國の態度未だ確定せず愼重之れが善後策を講じ居れるが故に暫らく大勢の推移を注視して之れが批判を次號に讓らん。

外蒙自治計畫

（庫倫科唐鎭撫使官制の發布）

昨冬徐樹錚の奔走斡旋に依り獨立を取消したる外蒙に於ては最近又復獨立して自治計畫を企つるに至り事態日と共に不穩の兆あり支那政府に於ては對蒙鎭撫策として先づ八月十五日左の漢蒙畛域破除令を發布し之れが撫慰に着手し更に八月三十一日徐大總統は庫倫活佛に對し綏撫の電報を發し斬總理亦撫慰の通電を發したり。

漢蒙畛域破除令

共和肇造され五族は一家たり、從來中央は蒙民に對し優に待遇を加へざるなし各蒙古王公喇嘛等亦多く大義を深明す、故に外蒙自治及び呼倫貝爾特別區域は均しく先後呈文を經て取消を許す、本大總統は遐邇同心なるを深幸とし畛域を分たず、唯だ奉行官吏或は尙ほ舊習に沿するため遂に蒙情を隔膜せしめ誤會を滋くせしめたり。以て特に申明誥誡す、今後京外官署に論なく內外蒙古に對しては均しく意を加へて撫綏すべし、あらゆる從前の需索欺凌等の弊は務めて芥除淨盡すべし並に宗教を崇尙し習俗を維持し以て蒙情に順ひ其蒙民の福利に關する者は尤も必ず心を悉して舉行し發達を圖らしむべし。竝に國務院より法制局に轉飭す、今回の西北邊邊使官制は現在の情形を斟酌し滿蒙參用主義を採用し妥愼に釐訂し頒行す

ることゝすべし、以て中央の靡然たる大公の指を示す、各該蒙古王公喇嘛等も亦國家の德意を仰體し宏謨を翊贊し、總じて誠信交孚、詐虞を悉く泯ぼし以て吾屏翰を鞏固にし、我と太平を同ふせしむるを期す、本大總統厚望あり。

然れども形勢は猶樂觀を許さず庫倫活佛は三音諾顏汗、札薩克圖汗盟長等と獨立計畫を議し更に他面露國過激派と提携し着々獨立自治の準備を定めつゝあり在庫倫褚旅長高圓長の手には到底圓滿解決を見る能はざる旨を中央に打電其の指示を仰ぎたる結果北京政府に於ても大いに猥狽し政府は從來の西北邊邊使官制を取消し庫烏科唐鎭撫使官制を新訂し九日鎭撫使官制の組織並に暫行章程條令發布せり。

和約研究會

外交部に和約研究會組織せられ左の如く會章公布せられたり。

（第一條）宗旨　講和條約國際聯盟會事務及將來該會に提議すべき各問題を討論研究し各機關の採擇履行に資する目的を以て特に和約研究會を設立す。

（第二條）範圍　和約研究は討論の機關にして條約實行の段に至りては別に相當の機關ありて之を擔任す。

（第三條）組織　和約研究會は會長一名副會長二名を置き外交總長より大總統に呈請し之を任命す尚書記長一名會員若干を置き之は外交總長の委任とす其の餘の事務員は書記長より選任す。

（第四條）職務　會長は會務を總理し議席を統管すべく會長事故あり缺席の場合は副會長之を代理す會員は會議に列席し各問題討論研究を擔任す書記長は會議に參與する外會長を補助し書記の事務を總べ且つ雇員僕役を督察す。

（第五章）會章　和約研究會は大綱細則の二種に分たれ會章大綱は外交總長之を公布し更改增刪の場合は全會員三分二以上の多數決により會長より外交總長に呈請し公布す。

（第六條）施行　和約研究會々章は公布の日より施行す。尚會長に王正廷氏任命せられたり本會の研究事項は本號彙報記載の通りなるを以て參照せられたし。

金融整理公債

金融整理公債條例は意九月二十日左の如く發布せられたり。

金融整理短期公債條例

第一條　政府は金融整理の爲め短期公債六千萬元を發行し名けて金融整理短期公債と云ふ本公債は內國公債局に於て經理發行す

第二條　本公債の利率は年六釐とす

第三條　本公債は每年二回の利息を附し上半年は三月三十一日下半年は九月三十日を利子支拂日とす

第四條　本公債は民國十年より初め抽籤法を以て六年に分ち償還は二回にして每回の償還總額は十二分の一卽ち五百萬元とし民國十年三月三十一日より初め民國十五年九

月三十日に至つて全數償清す

前項公債還本は每年三月三十一日及九月三十日を以て付款開始の期とす其抽籤日期は三月十日及九月十日とし北京に於て執行す

第五條　本公債の元利償還額は財政部より總稅務司に通牒し關稅餘款項下にて左記記載の每回應付の本息總額に按照して之を支出し中國交通兩銀行に預入し置き若し其關係にして應付本息の數に足らすんば財政部より別に相當の資金を指定して之に充つ

（單位元）

日期	付息數	還本數	本息總數	本金殘額
十年三月三十一日	一百八十萬	五百萬	六百八十萬	五千五百萬
十年九月三十日	一百六十五萬	五百萬	六百六十五萬	五千萬
十一年三月卅一日	一百五十萬	五百萬	六百五十萬	四千五百萬
十一年九月三十日	一百三十五萬	五百萬	六百三十五萬	四千萬
十二年三月卅一日	一百二十萬	五百萬	六百二十萬	三千五百萬
十二年九月三十日	一百十五萬	五百萬	六百百五萬	三千萬
十三年三月三十一日	九十萬	五百萬	五百九十萬	二千五百萬
十三年九月三十日	七百五萬	五百萬	五百七十五萬	二千萬
十四年三月三十一日	六十萬	五百萬	五百六十萬	一千五百萬
十四年九月三十日	四百五萬	五百萬	五百四十五萬	一千萬
十五年三月三十一日	三十萬	五百萬	五百三十萬	五百萬
十五年九月三十日	十五萬	五百萬	五百〇五萬	零
共計	一千一百七十萬	六千萬	七千一百七十萬	

第六條　本公債は票面の價格に按照して北京中國交通銀行の紙幣を購入割引を爲さす

第七條　本公債票は無記名とす

第八條　本公債票面は四種とす

左の如し

（一）　十元

（二）　百元

（三）　一千元

（四）　一萬元

第九條　本公債の債票及息票は債本付息到期の日より初め海關稅を除く外の一切の租稅に完納し其他種々現款に代ふるを得

第十條　本公債は銀行の保證準備金と爲すを得

第十一條　本公債は隨意に賣買抵押し其他公務上の保證金に充て又擔保品と爲すを得

第十二條（略）

第十三條（略）

第十四條　本條例は公布の日より施行す

支那に干渉すべし

（米人バワース博士の所論）

米人バワース博士は第六次の行を以て支那に來り南北支那の視察を爲しつゝあるが最近發行の上海ミラーヅ・レビウ誌に其の對支意見を發表し「支那の政治は世界上の最も腐敗せる者なり眞に支那を救濟せんと欲せば須らく支那に干渉するの外策の施すべきなし」と赤裸々に主張し日本の爲めに辯護し親米派支那人をして驚嘆せしめたり今其の全文を左に抄譯せん。

余（バワース博士）は支那に來遊する事既に今次を以て六回に及べり故に支那の情勢及世界の對支政策に對しては益々明瞭にするを得たり余の第一回來遊は一九一三年にして余の支那に對する新希望は當さに其の頂上に達せり余は初めて開放せる皇城に遊行せるに袁世凱が大統領に就任せるを以て到る處として中華民國の國旗を掲げ慶賀を表せざるはなかりき其時は世界も亦大に支那に多大の囑望を期せり余の第二回來遊せし時には此希望は既に破壞せられ彼の最強有力の人物は既に死去し居たりき以後渡來せし時は何れも支那は大に亂れつゝありしが今回重ねて此地に來遊せしに共和制度は墮落して存するものなきを發見せり軍閥は權を弄び兵士土匪は充滿し國を擧げて寧日なし哀れなる哉支那は何を此に至れるや然り而して吾が外國人の支那に對する感想如何、談論如何と云ふに外人は曰く憐むべきの支那に對しては外國侵略の犧牲に供せらるゝを救ひ強國の惡謀を阻止し此兄弟國を救ひて壓制を脫せしむべしと凡て之れ皆吾人の熟聞する所なり翻つて支那自己は又如何彼れは自ら其儒弱を覺り愧づるか彼れは自ら其天賦の廣土衆民及び富饒の財源を具有するを覺り唯奮起して雄邦と爲るの氣に乏しきを自ら恥づるか彼れは善鄰國の代りて指導するを求むるかと云ふに是等のことは少しもあるなし支那は自ら振作せす亦友邦の指導を求めす又他人の侵略せす干涉せざることを求めて自ら腐敗混亂の境に安んじ世界平和戰たる商業上の一大障害と爲りつゝあり而して其發言者は猶ほ動もすれば其鄰邦の侵略を痛罵す是れ眞に世界をして支那に對し失望せしむる所以なり余は今斷言せん支那若し山東と滿洲とを失ふとするも彼の朝鮮東京（安南）及香港を失へると均しく普通あり得べき事柄なりと爲す。土地を保有すると貨物を保有するとは同じからざることを知らざるべからず土地を保有する者は必らず其土地上に於て組織を施行し秩序を維持すべき責ある者にして若し之を爲す能はざる場合には主有權は消滅す支那は初めより未だ嘗て其權利を執行し竝びに之れを執行するの意なし彼れは大聲疾呼して其山東を統治するの權を極力主張せり吾れに之を答へしむれば汝の北京を統治する權をも尙は且つ之を放棄せよと云はん今再び具體的に之を言はんか山東に一鐵道あるも支那は未だ一文の資本を投せす巨多の石炭礦あるも支那は未だ一礦山の石炭を掘らす一强鄰國の之を奪へば支那は曰く是れ吾が物なり當然我れに還へすべし夫れ山東は支那の地にして其人民は支那人なれば其所有の物は亦支那の有なるべし此語たる頗ぶる理あるに似たり然れ共余は此鐵道の支那の有たらざるを幸とする者なり最近余は青島に遊び其海港城市の美を觀て夜行汽車にて青島を出立するに以て寢臺車に乘ずること得たり當事者は文明方法を以て余が行李を檢査し發車時刻に乘車して途中は心地良かりしが其後一度支那人管理の汽車となれば大に之れに異り第一發の列車は唯支那苦力を滿載する三等車ある而已なれば吾等は夜行列車を待ちて乘りしに寢臺車もなければ直立する半夜にして天津に着せり

而かも既に定刻を過ぎ該列車は遂に最終の驛に行かずして停止せり吾人の乘車切符は終驛に至る迄の賃銀を支拂ひしなり是に於て人力車にて往きしに因り泥濘中三四英里を行きて始めて達せり行李は後にあるに因り余は事務長なる一英人に屆くべく便宜を與へられんことを請ふて承諾を得たるも彼れ難色あり曰く余は英國より來りし時には志氣旺盛なりしも今は地獄に入りしが如く此の如き腐敗汚涸の中に一度入れば志氣墮落失喪せざるなし余は銀貨一圓を出たせば支那人なれば百圓を貪すも猶辦すること能はざらんと彼れは次ぎの汽車にて余の行李を運ぶべく電話を懸けたれども遂に次ぎの汽車は到着せず余は復たもや談判に行き始めて行李を得たり今余は北京にあり再び漢口に往く筈なれば最近京漢鐵道局に客車の席を豫定することの能否を問ひしに答へて曰く不可能なり尋常の座席を定むることも亦出來ずと先到者は先坐すべきものなりとせば車内の込合ひ困難は勿論の事なり余は今再び重ねて曰はん舊有の一鐵道も支那人の出資に非らず支那人の敷設に非らず又彼れの能く管理する所にあらず其線路が孔子の故里を經過せるに因り支那の所有に歸すと謂ふは理由なきに似たり吾れは日本の爲めに辯護するに非らず日本の擧動は固より監理すべき理由ありと雖ども支那は監視の任に當るに足らず吾人も亦支那に代りて之を監視すべからず試みに我が米國と西班牙と玖馬を爭ひたる戰爭に溯りて考ふるに當時西班牙は堂々たる宣言を爲して曰く玖馬は吾が有たり其主有權は發見に根據し占領に根據し敎皇の命令に根據し宗敎言語文化等に原因すと云へり吾が米人は直ちに之れに答へて曰く汝の所有權は既に自ら之を放棄せり汝が政治の腐敗惡劣は豈に能く權利を享有するを恥ぢざるか要するに吾人の西班牙を兩洲より驅除せるは今を去る二十年に過ぎず今安んぞ能く舊時の主張に反して東方西班牙の爲めに飛耳張目するを爲さんや世人の日本を制服せんと欲するは因より理由あり支那は甚だ大にして日本の能く呑併する所に非らず但し今は支那は反對するの資格なし彼れは若干合格の國に併呑さる所とならん支那の政府は世界中最も腐敗せるものなり其官吏は殆んど一人として國を賣るを願はざるものなし其兵士は殆んど一人として其秘密を漏洩して一掬の銀に換ふるを願はざるものなからんや卽ち其所謂る新進の士は正義を鼓吹するを以て仕事と爲せり然れども亦不正當の手段を用ひ金錢を以て運動に從事す之れが辯護を爲す者に曰く列强は宜しく支那に與ふるに時間を以てし支那をして徐ろに自ら振興せしむべしと然れども支那の進行は進むもの一人にして退くもの三人の勢なり人壽幾何ぞ能く久しきを俟つを得ん支那數千年來閉鎖して自ら其政治上の無競爭を守り遂に永く進步なし今若し外國にして干涉を爲さざれば縱ひ之を百年千年待つも恐くは支那の政治上の情形は尙ほ今日の如くならん故に支那の爲め急に必要なるものは大力の棒擊なり支那をして棒擊を受けしめて其原形を改めざるべからず吾人にして果して支那を愛する者とせば決して此上尙ほ暫時間も忍耐

すべからず日本は固より支那の主人たるべからず但し吾人は專ら日本を拒絶すべからずして應さに支那に自ら其政治を改革するを促がすべし支那にして能く獨立自治せば日本は勿論何れの他國も自然之を干渉せざらん若し此方法を取らずして力を他事に致さば皆妄作と爲りて支那に取りても日本に取りても吾人自己の利益世界の平和に取りても皆其當を得ざるべし。

ミラーヅ・レビユウ誌の駁論

九月十八日ミラーヅレビユウ誌はバワース博士の「憐むべき支那」と題する觀察論に對し左の如く批判的駁論を掲げて大いに其の親支振りを發揮せり。

バワース博士の支那觀察は要するに第一印象を脫却し居らざる議論なるが如し滯在日數短き爲め充分觀察の暇なく往年來遊の際に於ける事物先入主となりて判斷の正鵠を誤れるに非ずやと思はるゝ節もあり、同氏が支那人の經營せる鐵道を旅行して其不規律不完全不潔等を指摘せる部分を見ては殊に其感を深うするものあるなり、同氏の支那を觀る態度は冷酷を極め支那人に對して何等の溫情なし、支那人にして同氏の議論を讀む者は其議論が多數歐米人の考へつゝあるものなることを記憶せざるべからず。

バワース博士は曰く「若し支那が朝鮮東京（安南）及香港を失ひしが如く山東滿洲を失ふとせば之れ當然の成行のみ」と、正に絕好の訓たり、一九一四年にカイゼルは稍々之に似たる言を爲したることあり卽ち「若し白耳義が其獨立を失ひ英國が其殖民地を失ふことあらば彼等は正に斯くあるべきことを爲したるなり」と、バワース博士は更に續けて曰く「山東滿洲に於ける土地所有權の如きは普通商品の私有權とは異り其土地上に組織制度を施し秩序の維持を計るべき權利に外ならず制度の施設、秩序の維持行はれざれば卽ち此權利は滅失す」と、是に於て讀者の心裡には幾多の疑問起らん、同氏の說の如く秩序維持の如何が主權を左右するものなりとせば愛蘭より朝鮮に至る廣漠たる土地に於ける政府は悉く滅亡するには非ざるが、米國は一八六一年より一八六五年の頃歐洲列强團の干涉に對し何等かの辯明を爲したることありや、墓他の秩序と學校の秩序とは同等のものなりや、呂宋島に維持さるゝ秩序と臺灣の山間に維持さるゝ秩序との間には何等の差異あらざるか。

最後に土地所有權は誰に剝奪せらるゝやとの疑問起るべし、支那は今人格なき無形の國の爲めに獨立を失ふの危險に瀕し居るものには非らず確定的に指名し得べき或る二三の國家に依り之を失ふの危險に瀕し居れり、一國の爲めに獨立を失ふと數國の爲めに之を失ふと何等の差異ありや而して支那は果して之を選擇するの權利なきや、宇宙に於て正當の標準あらばそは單なる秩序維持よりも更に弘く更に深きものを基礎とせざるべからず、正義は時間の汽車表に依り之を忖度することを得ざるなり、バワース博士の結論は割合に曖昧なるが前記の土地所有權

問題に關しては日本をして稍々自由に其手を伸さしむることを容認するものの如し此筆法を以てシベリア問題を論すれば支那に秩序を與ふる爲めには極東に大戰爭を齎らすも敢て辭せずとの結論に至るに非ずや、斯の如き論議を聞きたる支那國民は自ら進で適當なる政治機關に依り過去の燦然たる文化制度を再現すべきことを聲明するも面白し、併しながら斯の如き時期到來ずるも汽車の發着時間は必ずしも常に正確なるを保し難し。

北支大饑饉

北支四省（山東山西河南直隸南部）に於ける饑饉狀態は四十年來稀有の事にして其の慘狀實に酸鼻を極む其の罹災地域は保定府より南方二千支里に擴がり山西省境より百里乃至一千里の範圍に達す全面積約九萬方里罹災民三千萬乃至三千五百萬に上るべしと云ふ然して同地方一帶に於ける收獲は平年六分作乃至八分作にして本年度の雨量は平年一ケ月にも足らざるものあり若し今日の儘にて冬期に入らんか社會人道上容易ならざる而已ならず牽ひて政治上由々數政治問題を惹起するの憂あり支那政府に於ても極力之れが救濟策に腐心し九月十一日大總統令を以て罹災各省の救濟命令發せられ更に十三日各省に左の割宛を以て義捐金の募集を命ずる等救濟に努力しつゝあり。

直隸、奉天、江蘇　各三十萬元
山東、湖北、山西　各二十五萬元
陝西、福建、甘肅　各十五萬元
察哈爾、熱河、綏遠　各十萬元

此の外北京上海に於ては支那官民及在留外人の間に各種の救濟會組織せられ救濟に着手しつゝあり北京外交團に於ても事態容易ならざるものありとし九月十八日外交團會議を開催其の救濟策を講じたりとの事なるが其席上米國公使クレーン氏は極力之れが救濟の必要を說き英國公使は到底寄附の募集のみにては眞の罹災一者千萬人を救濟するにすら一億萬元を必要とするに依り此は寧ろ寄附を募集するより大借款を起こし以て救濟するの外なしと主張し其他意見區々として一致するに至らず散會したるが目下之れが具體的成案に付き講究中なるが如し。

然して茲に一言を要すべき事は饑饉の實狀に關しては外人宣敎師及び支那民間の報告のみにして未だ責任あるものよりの具體的報告に接せざるに早くも饑饉問題が政治化し來れる事之れなりとす殊に梁士詒一派の親米系が米公使クレーン氏を擔ぎ上げ救濟に藉口し自家勢力の挽回に資せんとする兆あるは此の際特に考慮を要すべき事と信ず。

支那彙報

支那新聞重要記事（自八月十六日至九月十五日）

外交關係

▲山東外交協會と米議員團（益世報）濟南各團體より米國議員團に對し山東問題解決に援助を得んとて請願書を提出したる由なるが今日迄に其の外部に現はれたるは山東外交協會の請願のみなるが他は何れも大同小異なるべければ之を譯載して讀者の參考に供すべし文に曰く

山東外交協會同人謹んで誠を捧し辭を北米合衆國議員團の前に致して曰ふ一千九百〇七年の時に當り貴國前任タフト大統領心を宇內に垂れ駕を東方に命ぜり此二十世紀開幕以來中米兩國間極めて歡欣の要事たりタ前統領遠東を訪問せるの命意は國務に革整を謀するの餘に於て實に共和を發展するの誠心偉擧を企圖するを具するの外復た力めて正義を維くの熱心を抱く當時擧世之れを稱し敝國人士尤も之を頌揚せり今に至るまで歲兩週を逾ゆと雖も猶恍として昨日の事の如し而して此より以來中米兩國の邦交日に篤く友誼益々加はり親睦を極むるの域に達す何ぞ其れ盛なるや今や公等耐勞忍暑を憚らず遠く重洋を涉りて來る其れタ前統領の共和を發展し正義を力維する精に感起する所ありて其盛業を繼く爲めなるや自ら言を待つ無敝國朝野の佳音を欣聽し踵を立て望企し早く顏色を覩ひ共に一堂に聚り以て懇誼の意を致さんと欲するもの又豈に楮墨の能く畢擧するならんや此の如く公等の來るはタ前統領來訪の盛意と異する所なし然れども之れに因て感あり敝國千九百十三年の冬に當り國體更新し政共和を尙ひ誠に民主自治を以て近世諸國の至軌と爲す北米合衆國の燦爛は尤も以て信を世に昭するに足るものなり中華新民國の產生は固と我義黃の奇適ま世界新潮流の趨勢に應じ起つて自強を力圖せるものなり然り初より合衆國の治は行式と爲すに足るタ前總統共和を發展するの誠を以て之れを啓くある也民國改建して後直に第一に承認を蒙る然して歷年政變の紛擾又多く善意の維護を承け此幼齡なる民主をして艱險を出て康衢に入らしむ其盛意又舉國の欣佩する所なり惟內憂將に平息ぜんとせば外患漸く深く不幸にして東方の强起つて敝國の滿蒙福建を蠶食せる外山東尤も危に瀕す故を以て全國の人民死を誓つて以て此至聖の邦を謀り和約調印を拒絕し直接交涉に反對す其憤慨實に言語を以て形容し難き者而して貴國此事に對し尤も多く義に仗つて言を執り和會の爭に聲援し保留の案を通過せり正直の氣鬼神を質すべし望む所は此後和約修改を堅持し聯盟の規程を整理し公理をして藉りて以て伸ぶるを得山東以て曲げざるを得ん此れ尤も敝國上下誠を竭して渴望する所敢て公等に請ふ其主張を貫徹ぜんことを日人の山東を積々禍せることは中外の新聞紙多く既に揭載せり公等今茲に親ら此土に臨む少しく觀察を加へば當に自ら信を深ふするや疑なし蓋し東隣我を謀る實に已に徵として至らざるなし歸國の後會議の時深く此種の實情を遍く貴國上下に告げ衆をして皆知らしめ以てタ前統領の東方を訪問し正義を維するの熱心を繼ぐあらば是又同人等の馨香禱祝する所なり云々

因に山東外交協會々長は徐東藩（省長公署外交秘書）副會長周明山（大民主報記者）評議員鄭紱（省議會副議長）張公制、王洪一（省議會副議長）名譽會長吳佩孚王占元靡永祥等（八、一七）

▲商界總聯合會と山東問題（各報）上海各路商界總聯合會は三日夜第三十七回董事會議を開き北京政府に速かに國際聯盟代表を選定し提出に至つても亦心を悉くして研究し一切を準備すべしとの電報を發し又一方顧維鈞は民意表示の電報を發し山東問題の根本は二十一ヶ條にあり其他一切の交換文協定も均しく此より起る故に二十一ヶ條を根本より打消さゞれば一切の問題は解決し難し又我が支那が一切國際不平等の待遇を受くるもの亦た一律提出せんことを請ふ旨を決議し直に電文起草員數名を擧げたり。（九、五）

▲山東問題に對する顧維鈞の新主張（北京日報）六日紐育電に據れば國際聯盟支那代表顧維鈞は國際聯盟總會に出席し再び山東問題案を提議論爭すべく若し國際聯盟にて採用せられざれば國際裁判所の設立を俟ち日

本を被告とし國際訴訟を提起すべしと云ふ(九、一二)

▲**山東問題と國際聯盟**（時報）　其の結果の如何に論無く支那は來る十一月十五日ゼネバアに開かるゝ國際聯盟總會に山東問題を提出することは豫定の事實なり民間の輿論も聯盟總會に於て此處を先途と爭ふべく敦圖き會期しつゝあり愈々失敗となれば又た一騒ぎは免かれざるべし上海各路商界聯合會は之に關し最近北京政府及び聯盟總會支那委員顧維鈞に對し左の如き會期電報を發したり

●北京政府宛　國際聯盟近く開會されんとするに支那代表は未だ全部任命されず提出議案も亦た未だ具體的表示無し事我國の生死存亡に關するに何ぞ政府は遲延するこゝ是の如きや豈に年來全國の死を抵して力爭する所の者を重輕するに足る無しとし陰謀勾結を懼るゝに足らざると爲すか安福派の國に禍ひするや全國群起して之を攻めたり今後國に禍する者に告の歸する所あり豈に更に推委の餘地あるを容さんや禍ひ聽屑に迫り擇調の暇無し當局詳公は卽日代表全部を任命し並びに具體的提案を擬備し以て國人を慰めんことを所望す

●**顧維鈞宛**　國際聯盟の開會近し北京政府が貴下を我國聯盟委員となしたるは民意の贊同する所なり如何に提案すべきかは實に國家存亡の命脈たり查するに巴里講和條約の山東條項三箇條は本と吾國の生死問題にして講和條約に此の規定あるは實に日本がアルチマダムを以て我に屈服を迫れる二十一條及び連續して發生せる一切の交換文及び協定に濫觴す前に我委員等に講和會議に於て有効否認を聲明し終に調印を拒絶せりと雖も然も今日に至るも未だ公道の解決を得ず今ま國際聯盟會の初に當り聯盟約章に根據し速かに前案を提出し正式撤廢を請求すべし其他國權を損する外交事項の領事裁判及び關稅協定の如きも皆な時機を見て提出し我主權を復すべし全國々民は誓つて貴下の後援たらん生死存亡の秋此の擧にあり權衡折衝惟だ努力を望む(九、一四)

▲**ペル砲撃事件に對する支那側の宣傳**（晨報）　ペル砲撃事件に關し中日調查委員に既に一日補償を出發せり此の交涉は江防艦隊の成敗問題に止まらずして我が黑龍江航權の生死問題なり愛琿條約成立以來黑龍江航行權を久しく放棄せり露國の革命勃興し而北の邊防愈々告ぐるに因り政府は江防を恢後し江防艦隊を組織せり日本人は我が國の滿蒙に特殊の地位を享有するを以て機會に乘じ漸次に露國東部西北利を占領するに難からざれば俄暴の好機會來れりと爲し日人は既に擅得せる奉中の物と見做せり何ぞ中國の指を染むるを許さんや

故に我が艦隊の江防に入らんとせし以來百計之を妨害し我が江防計畫を失敗に歸せしむ去年八月我が艦の浦鹽より北上の時に當り正さま露の窓艦は外援を藉りて政權を握りし際なれば一擧一動殆んと日人の命を聽けり是に於て我が艦の初めてペル街に到たるや日人は露政府を傀儡に使し更に干涉せしめ日本軍艦は實力を以て監視し我が艦をして廟街に逗留せしむること累月に及べり我が政府より西北利駐在高等委員劉鏡人と露當局とに電令を發し條約に據り交涉せしむ露遠東總督(ハロザノフ)は日人の脅制を受くるが爲に急に許可せざるも條約上に於て道理あることなれば公然拒絶するを敢て爲さざりき我が江防司令及各將校は破船沈沒をも恐れざる決心にて必ず江に入るの目的を達せんことを圖り危險を冒し前進し乃ち伯利に近つかんとするに及び日人は露軍司令官カ將軍を使喚し發砲攻擊せしむ是に於て我が艦は已むを得ずして廟街に引き歸へし越年の準備を爲し一面には露政府と交涉し來春を待ち再び上流に航行する見込なりしが幸にして一月三十日より以後露蒸氣倒れ新藏の政を執るに至り高等委員李家鎏が交涉を繼續し遂に圓滿の効果を奏し氷の解くるを待ち我が艦は活動せんとし五月以後には防地に到達せん見込なりしも圖らざりき航行の期に近つき日人の止阻の計甚だ巧みして我が軍艦が露の過激黨を助け日人を轟擊せしと誣ひ之を藉りて我が防艦を扣留し我が艦員を押收し今に至るも尙各防艦の左右には魚形水雷艇各一隻を排置し我が艦をして一步の活動を與へず且つ屢々外交部の交涉あるも日本は種々の遲延方法に依りて應ぜず今回の共同調查も遲延手段なり且つ交涉の完結せざる以前には種まに廟街を離るべからずとの語を聲言せり是れ該問題は一日遲延すれば我が艦の扣留さること一日多く北地は氷の至る早ければ結氷期忽ち至らん今面の共同調查にして早く解決せざれば日人の計中に墮ち今年の防艦入江の計畫は又幻想とならん一言以て之を云へば日人の止阻策計は我が防艦にして一度航入せば松花黑龍兩江の航權は挽回され日人が將來露人より繼承する權利の利益を分つを願るゝ爲なり之れ日人の心理は何人も熟知する所なり今回に

至りては砲撃事件と連ゆ又孫政府が夢を失ひ新政府又我れと交渉し既に交渉に供すべきものなし況や當時解氷に近つき之を抑留すべき口實なし我が艦隊をして行かしめば日本は失敗に歸するに因り遂に圖謀まりて已むることか得す此奇想天外の事を出せり

砲撃事件は事實無根にして我か國の委員既に確實なる證據を搜集し且つ當時廟街に居住せる英、佛、米、丁、獨等各國居留民の共に目撃せることなれば日人一國にて掩ふべき所にあらず一度双方委員の廟街に至るを俟ちて明瞭に解決するに難からす故に砲撃の虚實問題は討論論辨の必要なしと認む唯此千餘里の航權は國家邊防上の安危の繫る所にして人民の生命財產の寄る所なれば幸にして我が政府は上に計畫し各將士下に經營して遷延年を經て始めて寸進するを得氷天雪害の中に困頓し彈雨硝烟の下に倫息し若し遂に日人をして再び其狡謀を逞くして我か艦遂に一蹶して振はざらしめ甞めて造りし新機會は容恨と爲り前功盡く廢し後患瀰々長已此千鈞一髮の時機に當り實に危急存亡の際なれば伏して國内各新聞社各團體の一致の主張に依り日人の奸謀を破り以て共に政府の後援と爲らん若し日人尙ほ一意に蠻行を恃まば國民は最後の非常手段を執り並に一面には海軍當局に速に別に兵を出し北上せしめ更昏して最終目的を達すべきを圖ることを電請せん

更らに進みたる說を爲すものあり聞く所によれば我が艦の將校士卒は極朔に征成して困苦する連年にして日人の無實の誣陷を受け久しく海外に羈束されて上航する心得す憤慨すること非常にして殆んど日人と生死を決して勝負して快を取らんと欲し士氣激昂し殊に其形勢騷測し難けれは若し之が爲めに變事を激成するあらば日人に完全なる實任を負擔せしむべし之れ我が國民の日本軍事當局に對し預め警告すべき者なり(九、一一)

▲伊國水雷驅逐艇の軍器密輸　(各報)　浙江督軍盧永祥は八月二十七日付を以て北京公使團主席へ左の如き公文を送りたり

本年六月本督軍が上海護軍使の職權を兼任せる時四人が上海へ軍器を密輸入し買手を求め居れりとのことを聞き右軍器が土匪の手に落ち地方の治安を擾亂せば中外人民は均しく害を受くべきを恐れ員を派して密査せしめ方法を設けて四人と磋商せんと欲せしも眞相を得ざるより軍器實買契約を結び代金を支拂ひて品物を受取る如く偽りたるに始めて事實を吐露し現物を見るを俟ち並びに警察の見證あり該軍器は伊太利マアマリン、チェーザー、モス二九六號、モス二二七號の二隻に藏し均しく伊國軍艦旗を揭げ居る確實なる證據を得たり査するに此事は國際軍器載運條例或は其の精神に違反するものにて友邦軍艦が檢査を受けざるを利用して軍器を運來し國中に散布するは本督軍の深く遺憾とするところなり事地方の治安に關し在上海及び各處の外國人士と關係重大なるを以て本督軍は在上海浙江紳商及び商界領袖各團體を代表し貴公使並びに各國貴公使に電報し將來各國軍艦の我領海域内に入るものに對しては如何に防範すべきかに就き善後方法を公同商議し以て後患を防がれんことを請ふ。(九、二)

▲軍器密輸入事件　(時事新報)　上海護軍使署は最に伊國軍艦内に軍器を隱匿せる事實を探知し、浙江督軍盧永祥氏は松滬鎭守使何豐林氏及交涉員許氏を遣して、該艦の來歷及軍器を搭載し來りし目的等を詳細に調査して一切の事情を、外交部、參謀本部、陸軍部及國務院に報告し、指令を仰ぎつゝありしが、昨日に至り、何、許兩人は北京より左の如き電命に接せり、即ち條約の規定に從ひ、前項兵器を沒收したる後嚴重に交涉すべく雷て前淸時代海關に於てかゝる先例を見し事有るも、北京外交團に於て該事件に對し成案な有せず、總て支那政府の處置に一任せるを以て、早晩解決せらるべし該軍器を運載せる軍艦は中央の處分決定するまで釋放すべからず云々。(九、一四)

▲伍朝樞の聯盟代表辭退　(各報)　支那の國際聯盟會代表は既に北京政府は顧維鈞、唐在復の二人を派定し命は一席を餘せるが正廷が堅く辭して就かざる爲め伍朝樞を充任せんとし外交部より電報にて伍の同意を徵し來り又た某總長は書面を以て受任を勸告し來りたるが伍は當他に於て種々の用事ありて一時に決着せしむる能はざるより受命するを得すとて外交部及び某總長に夫々辭退の電函を發したり。(九、七)

▲基督敎救國會の國際聯盟代表論　(民國日報)　基督敎救國會は左の如き書を孫文唐紹儀伍廷芳唐繼堯の四總裁に寄せて曰く、今や國際聯盟將に開催されんとするに當り我國の代表者は未だ決定を見ず、今日南北の外交上の位置たるや重大問題にして悉く雙方の決定に依るべき也然るに前歐洲媾和會議に派遣せる使節三名中北方より派遣せる二人は實際上南方より派遣せるものにして只名義上北方より特命全權使節を出せるに過ぎず、北方より

に陸徴祥、顧維鈞を派し南方よりは王正廷を派遣せり、故に日本が山東問題につき我國に對し直接交渉を希望するや北方政府は王正廷の北上を促す事切たりき此外關稅剩餘金につきても南北に分配し國內和議に於いては對等の形式を執るが如きの先例は皆規定さるゝ處なり、蓋し今日國內は各地方に分裂せりと雖も對外問題に就きては一致之に當らざるべからず、國際聯盟代表は愼重人選すべく北方に二人を派し他の一人は必ず南方より之を求め然る後持命全權を命ずべきものなり、近來北京電報の報導に依れば或は王正廷を派遣せんと謂ひ或は外交次長伍朝樞に委任せんとし目下陸徴祥氏の意嚮を問ひつつありと云ふ然れども兩氏は未だ受任を承諾せずして、聯盟の代表者未だ決定するに至らざるはその責任は北方に在らずして公等に在り公等は軍政府の總裁にして職權行使につき責任を轉嫁するを得ず、目下南方は護法問題よりして分裂し國會の遷移を見るに至るも是は對內的の問題に過ぎず、對外問題に關しては當に一致すべく反對者と雖も之を政爭の具に供するを得ず國際聯盟は全國輿論の集れる處なれば國民に死を賭して力爭せり、然るに人若し敢へて不撓を誓り私憤の爲めに國家を誤る者あらば此れ自ら好んで其の罪魁と爲るに疑ひなき所にして天下衆怒の標的たるべく是非の論自ら明かなるべし今若し責任ある公等にして徒らに緘默せんか天下は擧げて公等を非難すべく公等も亦其地位に安するを得ざるべし願くは迅速賢能を派して國際聯盟に赴かしめ我國民の爲に大難を救ふへし並びに速に各案を提議して國權を力爭されは全國幸甚なり其督教教國會敬具(九、九)

露支問題

▲在露支那人の要償（各報）當地華僑機關は昨日露國滿蒙雙城子等の支那人商會より「露國は內亂數年今に至るも息まず露領にある我支那人工商界の其の戰爭の影響を受け財產を損失するは露國人が北清事變によりて受けたるもの、數十倍なり然るに聞く所によれば露國公使は我政府に對し北清事變賠償金を要求し居れりとのことなれば我國も亦國內外の同胞を會合し受くる所の損失を列記して露國公使に交涉すべし並に各國に通告し請つて公道を伸へられんことを請ふ」との電報に接せり。(九、九)

▲在露東洋民族大會（晨報）現今露國內に居住する日本、朝鮮、支那印度等の人民は其數甚多く據てより其の代表大會を擧行せんと計畫しつつありたるも未だ實行の運びに至らざりしが、九月十二日のモスコー來電に據れば九月二日第一回東洋民族代表大會をモスコーに於て開催し約一千八百名の參集者を得たり猶同會議には社會主義者第三國際大會代表等も多數來會し頗る盛會なりしと本大會は極東の將來に重大なる影響を及すべきものあるべく觀測せらるる云々(九、一五)

▲新疆督軍と露國人歸化問題（北京日報）新疆省在留の露國人にして近時支那官憲に對し歸化を要求する者頗る多し最近聞く所に據れば新疆督軍楊增新は既に之を許可したるが同督軍より右處置一切に關する報告を打電し來たれり其の原文左の如し

九年八月九日喀什朱道尹の電報に據れば喀什露商は支那歸化せんとを要求し他面の露國領事に對し露國々籍より脫離せんことを要求せり露國領事は大勢之れを阻止し難く終に公議により決することなり露國領事館に於て會議を講決することを許可せり越て八月三十日又喀什朱道尹の電稱する所に據れば喀什露回々教の商人杜杖丁等外十餘家（何れも工業家にして財產富裕なるものに據る）は支那に歸化せんことを請願し一切の願書證書を提出し且露國領事に對し露國々籍より脫離することを聲明したりと如何に處置すべきやの電照し來れり本督軍査するに新疆在留の露國回々教徒と露國回々教に偶葬せる支那回々教とは實に同じからざる點あり本と中國に歸化するを欲せざるも該喀什露國回々教は何れも富商なれば若し我國が歸化を許可せずんば必ず第三國の國籍に入り第三國の保護を要求せん之れ將來に憂を殘すものなり而かも該露國回々教徒は既に支那國籍に歸化せんことを請願し道尹の手を經て一切の證據書類を呈出し居れるにより之れを許可すべし右國籍の手續に準據して之れを檢閱通知するの外議んで一切の事情を電陳す云々新疆督軍楊增新印

▲ウ政府外交委員の來京（北京日報）ウエルフネ政府外交委員ユウリーン、ゼルトスキイは十日庫倫に來り通商に關する交涉を開始したるが其交涉既に了りたるを以て北京に向け同地出發したれば今明中には來京すべしと(八、一六)

▲ウエルフネ政府代表と外交部（申報）外交部は李家鑾、章祖

申、劉佑を派して非正式にウエフネウデンスグ代表ユーリン等を招待し前週十曜ユーリンは第一回外交部を訪ひ、劉之に接見しユーリンは來意を述べたるのみ、本週月曜日に第二回外交部を訪ひ李より接見せり、ユは支那政府の意見を訪ひしかば李は政府は專ら通商條約を締結し前露帝國の我國を侮慢せる待遇を一掃せん希望なりと答へ政治問題に及ばざりしがユーリンは我國の民物の進歩を稱し最後に支那政府の定期會議を求めたるが外交部は已に新疆にて訂結せる十個條を參考のため提出しりたと聞く。(九、八)

▲ウエルフネウデンスク代表問題　(時事新報)　佛國公使は八日午後顧外交次長を訪ひウエルフネウデンスク代表問題につき問ふ所ありしが、顧は左の如く聲明したり。

(一)ユーリン等の來京に就き本政府は未だ正式に招待したることなし。

(二)ユーリンの入京はウ政府の自發に係る、事前決して未だ交涉せず。

(三)本政府は露國承認及其他の政治問題に對し歐米各國と一致するに決せり。

(四)ウ政府と滿蒙は接壤せり商品の往來は已に習慣と成れり、今回よし接洽ありとするも亦一局部的臨時方法に係り決して正式國際契約にあらず、況や現在は尙ほ未だ論談せず、之を要するに中國政府は決して世界輿論に逆ふてウ政府と結合せざるは此に斷言すべしと。(九、一一)

▲外蒙の近況　(時事新報)　九月三北支那デーリーニュスの北京通信に據れば最近蒙古の形勢は安福派解散以前と變化なく、庫倫一帶は殆ど徐樹錚の勢力失墜し支那の對蒙政策の變更されん事を希望し居れるも支那軍隊の擾亂及び蒙古當局の行動を妨害せんとする事は毫も從前と異るなく、最近呼圖克圖が其の離宮に近かんとするや支那駐屯軍はその通過を許さゞる程なりき之に加ふるに潰走せる邊防軍の將士は外蒙に於て騷擾を肆にせるが爲め、庫倫、烏里雅蘇臺間の商業交通は大いに停滯を來し且つ庫倫の東約四町露里なる某邑に露人侵入し、牛七千頭を奪ひ去れりと云ふ。(九、九)

▲庫倫近情　(北京日報)　庫倫豬其祥の電報に據れば最近に至り、露兵は三々五々群を成し、支那服を纏ひて庫倫に來る者數十人に及び、或はセミョノフ軍に屬する者なりやの疑ある以て既に拘留せる者六十餘人なるが、其處置如何にすべきやを雅ぐ云々と又、活佛は露人の後援を恃みて獨立を畫策しつゝあるを以て法を設けて撫慰されたし云々

又、新疆督軍楊增新よりの電報に據れば、富裕なる露國商人にして歸化を願ふ者多きが、正當理由なくして之を拒絕せば或は第三者の煽動を受くるに至るべし云々、又、庫倫駐劄旅長積其祥は蒙事の變北は到底自己の治むる能はざる處なる理由を以て辭職を懇請し來れるが、その內容は大略左の如し、蒙事近來日に急にして維持せんとするも其策に窮し、蒙古王公等に對して誠心敎導する處ありしも心力共に消悴して如何とする能はず、加之、糧食乏しくして士卒命を用ひず、自ら顧るに才力薄弱にて到底其任に勝えざるを知り、蒙務の重任は、玆に引責辭職し、北京に詣りて罪を待たんとす、願くは祥を免じ、賢才を選で後任とせられんことを云々。(九、一五)

內政問題

▲官方嚴肅令　(各報)　官を設け職を分ち國に常經あり、比者蕪雜にして躁趨浮濫、風聞の職正額を超出し庸闒の材輒ち數事を兼ね國計難屯なれば必ず樽節を力求す、敎綱凌替す當に官方を嚴肅すべく嗣後各該長官に責任を負はせ切實に整頓せしむ、あらゆる從前巧みに名目を立て、位置せる冗員は悉く裁汰を行ひ並に資絡を以て俸進せるものと職を稱せざる各員を檢核し直ちに斥免を與へ審計院より切實に考核し明令を以て許可せるものを除く外差を兼ね職を兼ぬるを得ず。(八、一八)

▲減敎令　(各報)　減政令下りて府院廳局及び各部出任に大淘汰を行ふべく少くとも三分の一減ぜらるべし。(八、二二)

▲靳總理の施政方針　(北京日報)　靳總理は在京外國新聞記者及び特派員を國務院に招請昨日午后五時より八時に至る三時間外交部刁氏英語通譯の下に施政方針を述べ且つ二三の質問に對して說明せる處ありしが、大體に就き之れを評すれば今日の支那に對するよりも明日の支那に對して述ぶる處多し約言すれば施政方針の理想を說きしものとも評せらるべし席上靳總理が述べしは(一)外交(二)敎育(三)民政(四)自治(五)軍事(六)財政(七)法律の七項に渉り更に質問に應じ(一)統一問題(二)國民大會(三)國會問題を述べ法律上に根據なき國民大會は必要なきものなりと云へり(八、二八)

▲**新內閣の財政整理案**（京津タイムス）新內閣成立後靳雲鵬總理は財政整理裁兵實行中央集權實現等の大問題に關し精神を勞したるも元來餘裕ある經濟に非されば効を奏し難し特に最近數年來政變屢々起り軍事紛糾し爲に財政は益々困難に陷り收入は日に月に減少し見支出は日に月に增加するの み若し斷乎として財政整理を實行せずんば遂に補救の道なきに至る可きは明なれば茲に閣財政總長潘次長と會同討議の末次の如く具體的計畫を定めたり

（一）支出節減　八年度の豫算を見るに政府のみの行政費支出は每月千三百余萬元にして收入は僅に五百余萬元に過ぎず每月八百萬の不足を生じつゝあり最近冗員淘汰及不要機關の撤廢により每月一百萬余元を節すべし又一面極力裁兵を斷行して軍費縮限を謀ることせんか今全國の兵數を六十個師團とせば每月の軍事費は經常費臨時費を合せて四百余萬元を削減し得べし此の如くせば收支不足額は左迄多くに達せざるが故に更に財源開發を案出せばこれを調節し得べく必しも外債を待つの必要なきに至るべし

（二）借債整理　八年度末政府の負債は軍事費六千萬元行政費三千萬元中國交通兩銀行よりの借入金五千萬元ゝ外債一億三千萬元合計二億七千余萬元の巨額に達せり此莫大なる負債に現時の財政狀態にては到底俄かに整理し難きに因り先づ軍事行政兩費に月賦償還を行ひ其他は公債又は國庫券を發行してこれに充ち漸次償却を了すべく中交兩銀行及小資本銀行よりの借入金は若干額宛を償還して紙幣の價格を吊上げて市面の流通を圓滑ならしむべく此項の財源として先つ一千萬元を支出する事に定めこれを外債に仰ぐか內債を募集するかは臨機決定すべし

（三）收稅整頓　財源の開發に最大急務なるに由り（イ）各省より政府への納付金に規定の如く納付せしめ虛僞の報告をなして控留するを許さず（ロ）鹽金加稅を斷止す（ハ）釐金の整理と幣制を確立す（ニ）新稅を設け舊稅を整理す（ホ）國稅と地方稅を明かに區畫すべく實業を振興し利源を開拓す

新編成閣總長に齎く右此方針に向つて猛進すべしと。（九、一）

▲**新內閣の二大計畫**（東京日報）新內閣にては軍隊改組並に實業促進の二大計畫をなし具體的意見として傳へらるゝ所は略左の如し。

（甲）軍隊改組案

一、南北に何れも不必要なる軍隊を解散すべし

二、每年一定の軍費豫算を作成しこれを國會に提出す

三、南北和議に際し裁兵費用は如何にて割宛つべきかを議決す

（乙）實業促進案

一、邊境人民にして其土地に於て生活し能はざる者には先づ生活の能力を與ふべし

二、各重要區域に於ては物產製造廠の設立準備をなし以て生活に資すべし

（九、一〇）

▲**南北和平の近況**（晨報）南北和議問題は岑陸の代表谷鍾秀文聚の上京後に政府と協議し妥協の勢に立ち至れり、西南の要求は(1)新舊國會とも取消し舊法に依り新國會を召集すること(2)陸榮廷は兩廣巡閱使たること(岑春煊の位置は別條件中にあり)(3)李厚基は第一に免職すること(盧永祥の免職は別條件中にあり)(4)浙江福建督軍は南北の協議による(福建省は尙ほ林葆懌を任す)(5)軍政府善後費は中央政府にて支出す(6)湖南督軍には趙恒惕を任じ省長には譯延闓を任すること(7)軍事協定を取消すこと(8)兩廣に於ける官吏は重ねて任命すること(9)參議員には一ヶ年の歲費を給すること(10)副總統は新國會に由りて選舉すること以上の各條は李純督軍が中間にありて擔保し中央政府の同意を俟ち調印後には兩廣は自主取消を宣告せんとすと但し政府は同時に雲南四川をも取經めんと考へ四川雲南方面の情況如何を見並びに唐繼堯が講和の誠意あるや否を俟ちて決定する筈なりと

又聞く所によれば江蘇督軍李純は尙ほ未だ休暇中にて北京へ途りし電文によれば五日の電文拜承數度請暇して尙ほ引き繼き休暇を請ふに忍びざるも奈何せん下痢は止みたるも精神未だ回復せざるに因り一切の往復公文書は悉く各科員にて分擔處理せり和議事件は文翰上京して端緒を得たりとのことなれば大に安心せり調停の責任に對しては代理をして盡力せしめん云々又別の消息によれば李純は曾張兩巡閱使及び調停者の懇請に因り辭意を取消すの意ありと雖尙ほ左の條件許可を中央政府に請へり(1)和議手續は尙ほ中央政府にて統一手續を取り部分的講和を爲さゞる事(2)西南の要求條件は總代表が去就を定めたる後ちに中央政府に申出て處置すべきこと(3)各方面にて勝手に總代表の職務に干涉するを得ず(4)福建督軍をして中立を嚴守せしめ以て軍政府に口實を與へざること

申、劉佑ら派して非正式にウエフネウヂンスク代表ユーリン等を招待し前週十曜ユーリンは第一回外交部を訪ひ、劉之に接見しユーリンは來意を述べたるのみ、本週月曜日に第二回外交部を訪ひ李より接見せり、ユは支那政府の意見を訪ひしかば李は政府は尊ら通商條約を締結し前露帝國の我國を侮慢せる待遇を一掃せん希望なりと答へ政治問題に及ばざりしがユーリンは我國の民情の進歩を稱し最後に支那政府の定期會議を求めたるが外交部は已に新疆にて訂結せる十個條を參考のため提出しりたと聞く。（九、八）

▲ウエルフネ代表問題　（時事新報）佛國公使は八日午後顧外交次長を訪ひウエルフネウヂンスク代表問題につき問ふ所ありしが、顧は左の如く聲明したり。

（一）ユーリン等の來京に就き本政府は未だ正式に招待したることなし。

（二）ユーリンの入京はウ政府の自發に係る、事前決して未だ交渉せず。

（三）本政府は露國承認及其他の政治問題に對し歐米各國と一致するに決せり。

（四）ウ政府と滿蒙は接壤せり商品の往來は已に習慣と成れり、今回よし接洽ありとするも亦一局部的臨時方法に係り決して正式國際契約にあらず、況や現在は尚ほ未だ論談せず、之を要するに中國政府は決して世界輿論に逆ふてウ政府と結合せざるは此に斷言すべしと。（九、一一）

▲外蒙の近況　（時事新報）九月三北支那デーリーニユスの北京通信に據れば最近蒙古の形勢は安福派瓦解以前と變化なく、庫倫一帶は殆ど徐樹錚の勢力失墜し支那の對蒙政策の變更されん事を希望し居れるも支那軍隊の擾亂及び蒙古當局の行動を妨害せんとする事は毫も從前と異るなく、最近呼圖克圖が其の離宮に近かんとするや支那駐屯軍はその通過を許さゞる程なりきと之に加ふるに潰走せる邊防軍の將士は外蒙に於て騷擾を肆にせるが爲め、庫倫、烏里雅蘇臺間の商業交通は大いに停滯を來し且つ庫倫の東約四町露里なる某邑に露人侵入し、牛七千頭を奪ひ去れりと云ふ。（九、九）

▲庫倫近情　（北京日報）庫倫豬其祥の電報に據れば最近に至り、露兵は三々五々群を成し、支那服を纏ひて庫倫に來る者數十人に及び、或はセミヨノフ軍に屬する者なりやの疑あるを以て既に拘留せる者六十餘人なるが、其處置如何にすべきやを雅ぐ云々と又、活佛は露人の後援を恃みて獨立を實策しつゝあるを以て法を設けて撫慰されたし云々

又、新疆督軍楊增新よりの電報に據れば、富裕なる露國商人にして歸化を願ふ者多きが、正當理由なくして之を拒絶せば或は第三者の煽動を受くるに至るべし云々、又、庫倫駐劄旅長積其祥は蒙事の變北は到底自己の治むる能はざる處なる理由を以て辭職を懇請し來れるが、その内容は大略左の如し、蒙事近來日に急にして維持せんとするも其策に窮し、蒙古王公等に對して誠心敎導する處ありしも心力共に消悴して如何とする能はず、加之、糊食乏しくして士卒命を用ひず、自ら顧るに才力薄弱にて到底其任に勝えざるを知り、蒙務の重任は、茲に引責辭職し、北京に詣りて罪を待たんとす、願くは祥を免じ、賢才を選で後任とせられんことを云々。（九、一五）

内政問題

▲官方嚴肅令　（各報）官を設け職を分ち國に常經あり、比者蕪雜にして襲超浮濫、員闕の職正額を超出し庸闒の材輒ち敷事を紊れ國計雖屯なれば必ず樽節を力求す、政綱凌替す當に官方を嚴肅すべく嗣後各該長官に責任を負はせ切實に整頓せしむ、あらゆる從前巧みに名目を立て、位置せる冗員は悉く裁汰を行ひ並に貪緣を以て倖進せるものと職を稱せざる各員を檢核し直ちに斥免を與へ（審計院より切實に考核し明令を以て許可せるものを除く外差を兼ね職を兼ぬるを得ず。（八、一八）

▲減政令　（各報）減政令下りて府院顧問及び各部出任に大淘汰を行ふべく少くとも三分の一減ぜらるべし。（八、二二）

▲靳總理の施政方針　（北京日報）靳總理は在京外國新聞記者及び特派員を國務院に招請昨日午后五時より八時に至る三時間外交部刁氏英語通譯の下に施政方針を述べ且つ二三の質問に對して說明せる處ありしが、大體に就き之れを評すれば今日の支那に對するよりも明日の支那に對して述ぶる處多し約言すれば施政方針の理想を說きしものとも評せらるべし席上靳總理が述べしは（一）外交（二）敎育（三）民政（四）自治（五）軍事（六）財政（七）法律の七項に渉り更に質問に應じ（一）統一問題（二）國民大會（三）國會問題を述べ法理上に根據なき國民大會は必要なきものなりと云へり（八、二八）

▲新內閣の財政整理案（京津タイムス）新內閣成立後新雲鵬總理は財政整理裁兵實行中央集權恢復等の大問題に關し精神を勞したるも元來餘裕ある經濟に非ざれば効を奏し難し特に最近數年來政變屢々起り軍事紛糾し爲に財政は益々困難に陷り收入は日に月に減少を見支出は日に月に增加するの み若し斷乎として財政整理を實行せずんば遂に補救の道なきに至る可きは明なれば玆に周財政總長潘次長と會同討議の末次の如く具體的計畫を定めたり

（一）支出節減　八年度の豫算を見るに政府のみの行政費支出は每月千三百余萬元にして收入は僅に五百余萬元に過ぎず每月八百萬の不足を生じつつあり最近冗員淘汰及不要機關の撤廢によりて每月一百萬余元を節すべし又一面極力裁兵を斷行して軍費縮限を謀ることせんか今全國の兵數を六十個師團とせば每月の軍事費は經常費臨時費を合せて四百余萬元を削減し得べし此の如くせば收支不足額は左迄多くに達せざるが故に更に財源開發を案出せば之を調節し得べく必しも外債を待つの必要なきに至るべし

（二）借債整理　八年度末政府の負債は軍事費六千萬元行政費三千萬元中國交通兩銀行よりの借入金五千萬元、外債一億三千萬元合計二億七千余萬元の巨額に達せり此莫大なる負債は現時の財政狀態にては到底俄かに整理し難きに因り先づ軍事行政兩費は月賦償還を行ひ其他は公債又は國庫券を發行して之に充て漸次償却を了すべく中交兩銀行及小資本銀行よりの借入金は若干額宛を償還して紙幣の價格を吊上げて市面の流通を圓滑ならしむべく此項の豫算として先づ一千萬元を支出する事に定め之を外債に仰ぐか內債を蒐集するかは臨機決定すべし

（三）收稅整頓　財源の開發は最大急務なるに由り（イ）各省より政府への納付金は規定の如く納付せしめ虛僞の報告をなして控留するを許さず（ロ）鹽金加稅を廢止す（ハ）金融を整理し幣制を確立す（ニ）新稅を設け舊稅を整理す（ホ）國稅と地方稅を明かに區畫すべく實業を振興し利源を開拓す

靳總理周總長は飽く迄此方針に向つて猛進すべしと。（九、一）

▲新內閣の二大計畫（北京日報）新內閣にては軍隊改組並に實業促進の二大計畫をなし具體的意見として傳へらるゝ所は略左の如し。

（甲）軍隊改組案

一、南北は何れも不必要なる軍隊を解散すべし

二、每年一定の軍費豫算を作成しこれを國會に提出す

三、南北和議に際し裁兵費用は如何にて割宛つべきかを議決す

（乙）實業促進案

一、邊境人民にして其土地に於て生活し能はざる者には先づ生活の能力を與ふべし

二、各重要區域に於ては物產製造廠の設立準備をなし以て生活に資すべし

（九、一〇）

▲南北和平の近況（長報）南北和議開題は岑陸の代表谷鐘秀文翬の上京後に政府と協議し妥協の勢に立ち至れり、西南の要求は(1)新舊國會とも取消し舊法に依り新國會を召集すること(2)陸榮廷は兩廣巡閱使たること(岑春煊の位置は別條件中にあり)(3)李厚基は第一に免職すること(盧永祥の免職は別條件中にあり)(4)浙江福建督軍は南北の協議による(福建省は尙ほ林葆懌を任す)(5)軍政府善後費は中央政府にて支出す(6)湖南督軍には趙恒惕を任し省長には譚延闓を任すること(7)軍事協定を取消すこと(8)兩廣に於ける官吏は重ねて任命すること(9)舊議員には一ヶ年の歲費を給すること(10)副總統は新國會に由りて選舉すること以上の各條は李純督軍が中間にありて擔保し中央政府の同意を俟ち調印後には兩廣は自主取消を宣告せんとすと但し政府は同時に雲南四川をも取纏めんと考へ四川雲南方面の情況如何を見竝びに唐繼堯が講和の誠意あるや否を俟ちて決定する筈なりと

又聞く所によれば江蘇督軍李純は尙ほ未だ休暇中にて北京へ送りし電文によれば五日の電文拜承數度請暇して尙ほ引き繼き休暇を請ふに忍びざるも奈何せん下剌は止みたるも精神未だ回復せざるに因り一切の往復公文書は悉く各科員にて分擔處理せり和議事件は文翬上京して端緒を得たりとのことなれば大に安心せり調停の責任に對しては代理をして盡力せしめん云々又別の消息によれば李純は曹張兩巡閱使及び調停者の懇請に因り辭意を取消すの意あり唯尙ほ左の條件許可を中央政府に請へり(1)和議手續は尙ほ中央政府にて統一手續を取り部分的講和を爲さゞる事(2)西南の要求條件は總代表が去就を定めたる後ちに中央政府に申出て處置すべきこと(3)各方面にて勝手に總代表の職務に干涉するを得ず(4)福建督軍をして中立を嚴守せしめ以て軍政府に口實を與へさること

又九月十日の上海時事北京特電は曰く靳總理は和議の關鍵は四川なるを以て四川若し和を承諾すれば雲南必ず範圍に就かん貴電に依れば雲南軍成都の兵工廠及全川の財政權を要求するを以て公は自ら安んぜずと云ふも試に思へ五年以來の川亂の甚しきは此兩問題と何れぞや現に北方にては安系已に倒れ和議の障礙全く去れり然るに何の理由を以て南北相持せんや旁法に依りて新國會を召集することに決定せられ度し望むらくは公も大局を顧念して一に省察を加へよ云々と

又同日の時事特電は呂超より唐繼堯の要求せる成都兵工廠の引渡しと四川の財政を擔保として公債を發行する件は承諾せずとの回答を掲げたるを見れば南北和議の前途は猶曲折を經る者と云ふべし

▲徐州會議　（時事新報）　徐州來信に據れば、九月一日安武軍統領張文生、陳德修、殷恭先、白寶山及び其他の將校等は安徽督軍問題に關し徐州に會議を開き左の四項を決議したり、

（一）總統府國務院及び曹錕、張作霖に打電し張勳を安徽督軍に起用せん事を請ふ

（二）鮑貴卿に電致し安徽赴任の希望を放棄せしむ

（三）馬聯甲をして自ら裁決を行はしむ

（四）李純に誤解せざらん事を電請する事としたるが、目下陳德修は張敬堯時代に湖南の應援に派遣せる河南軍六營を撤退して徐州に歸還せしめたるが其兵は既に陸續徐州に到着し城內城隍廟及び南關、雲龍山等に分駐して非常に備え居れりと云ふ、（九、九）

▲天津會議　（中華新報）　曹錕張作霖靳雲鵬は天津に會議し、張作霖は既に奉天に歸任せし事は已報の如くなるが、更に同會議に關する北京通信に據れば、會議は九日を以て終り、張作霖は十日直隸派軍人及天津政界の有力者並に天津在留の名士を曹氏の花園に招待せるが、奉天軍の將校等も盛く列席し、劉鴻昇、高福安等の演劇あり九時に至り散會せり

張氏は十時中央停車場より奉天に歸れるが、滿線の警戒嚴重を極めたりと、又聞く處に依れば、曹錕吳佩孚兩人は張を見送りたる後、十一日相携えて保定に返り、又各省區代表は各自歸鄉して復命する處あり、又葉恭綽、周自齊等は吳氏を見送れる後、十一日午前北京に歸り、南北統一、督軍更迭、飢饉救濟等の諸問題に關し、閣議を開きて協議する處ありたりと云ふ、又一通信に據れば、近來、各主要人物天津に集合せるが、最注意すべき問題二あり、即ち一は南北統一協助にして一は國民大會進行に關する問題なり、前者は積極進行を謀りて、稍效果あるが如し後者の統一手續を探聞するに左の如し、

（一）天津會議に於て代表者を公選し、廣東、雲南、貴州、上海に派遣し、各有力者に私情を捨てゝ協同和議方法を請ぜん事を求む、

（二）北方有力者に於て西南各方面の戰爭を調停し、先づ攻戰令を下す事、

（三）西南各有力者の原有地位を恢復し、互に侵犯せるを得ざる事とし、平和の基礎を確立す

（四）西南各有力者の意見、條件等は天津臨時會議の席上に於て正式辦法を討論する事、

又、天津英文タイムス報の記載に據れば靳總理が天津に赴ける理由は曹錕、張作霖兩氏と軍隊の給與及南北和議問題に付き協議せんがためなるも、傳ふる處に據れば、張作霖と靳雲鵬とは南方政策に對して、大に意見を異にし、張氏は若し南方に獨立の擧動あらば、北方軍隊を用ひて之を討伐すべしと主張しつゝあるも、靳氏は極力平和解決を希望しつゝあり、曹錕は張作霖と同意見にして武力對峙に贊成し、吳佩孚は靳と同一態度を執りて、南北問題の解決は平和的手段に出ん事を主張し、又徐世昌は中立の態度を執り、靳、曹、張等の對南政策に關する主張に對して批評を加へず、但一方に偏祖するが如き事なしと云ふ、故に政界有力者間には徐總統の近來の態度に憚らず、國內行政は唯、張作霖の命を聽くのみにして、其權威を失し、張作霖の傀儡に過ぎずと斷言せり、目下廣東、廣西方面の戰爭に對し、張作霖は武力解決を主張し、問罪の師を將に南下派遣すべしと提議せるも、民治派は絕對に反對し、和議既に進捗して今日に至れるを以て遽からずして完成すべし。然るに若し、大軍を動かして西南を討伐するが如き事あらば、必ずや內亂慘劇を惹起し、益々國步の艱難を來すべく國民を威嚇する事底止する處を知らざるに至る。人有り勸告して曰く、張作霖は雲南を征討せんと試むるも、雲南は天然の要害にして之を攻むる事實に難く到底其の目的を達する能はざるべし、和平解決の希望有るに拘らず、張氏は極力之を否認しつゝあるが、將來對南政策に和戰何れを用ふべきかは暫く其經過を看て然る後決定すべき問題

なり云々（九、一四）

▲趙倜辭職問題の經緯（國民日報）趙倜第一次辭職申出に對して國務院より慰留の電を發したるが第二次辭職申出に對しては措詞益鄭重なるが徐大總統は其辭職の意志強固なるを見て極力挽留せざるの形跡あり故に趙氏は心を安せさりしが六日附にて更に挽留電ありしに因り稍體面上趙氏は安ずるの觀あるも實は此次辭職は單に體面上のみの問題に非ずして趙氏の去留と河南全局とは極めて重大なる關係あり何となれば安直兩系の爭執に際し八省聯盟に加盟して安徽派及安福系を討伐するには其利害を共通し戰事勃發の當初奉天督軍張作霖は首鼠兩端の態度を持し、又長江三督軍は京師との間稍遠隔なるものあるに依り亦遙かに聲援をなしたるに止まる然るに直隸軍は騎虎の勢終に戰爭を中止せんとするも能はず時も所は僅かに河南省ありたるのみなりしが當時趙氏は徹底的に直隸派を援助するの決心を以て之れに呼應し出兵は勿論軍費を補助する等全力を擧げて之れを援助し琉璃河源鎭等の戰鬪に際しては趙氏は三ヶ日間就眠せざる程なりしが嗣で勝報頻りに至り稍安堵することを得たり然るに吳光新軍又兵を派して信陽を擾亂し洛陽駐屯の西北軍は驟々として東邊に逼りたるを以て趙は親ら出馬して吳軍と決戰せんとするの決心を爲したりしも吳捕へられたるを以て始めて罷めたり故に河南軍が今回の戰爭を援助せる功少なりとせず、然るに戰後論功行賞に及ぶや奉天、張作霖、直隸曹錕を初め在京の有力者何れも官位を陞され或は財寶を得て頗る得意なるは國人の皆よく知る所なり現に湖北王占元は兩湖巡閱使となり江蘇李純又江蘇安徽江西巡閱使に任ぜられ陳光遠は未だ官位勳功の陞叙なきも既に獨立して巡閱使の節制を受けざることを許さるべしと云ふ。

然るに以上の如く今次の戰爭殊に八省聯盟中に於て最も盡力援助したる趙氏は何の得る所なく更に上司より多くの束縛を受くるに至れるのみならず（曾經既に巡閱使となり吳佩孚は巡閱副使となり第三師は鄭州に駐屯し開封に巡閱使行署を設けんとす）卽ち趙氏は兵權を完全に剝奪され綠營も自由の能力を認められざるを以て趙氏は人と爲り成見なく直軍河南に在れば安福に比すれば與し易しと雖も無奈せん趙の部下上中下の各級軍官は憤慨不平相約して全員總辭職を以て趙氏を挾制し北京政府に巡閱使の節制を受けざる旨を呈請せんことを求めたれば趙氏の左右も事の困難なるを知りて始めて慫慂して辭職を聲明するに至りし者なりされど兩次の辭職電報は秘密に打電したる者なるが趙氏の令弟傑氏は發電後纔かに此事を知りて趙倜と大いに衝突し近く又趙は三次の辭職電を發せん事を恐れ終日督軍公署にありて之を監守し督軍署各廳員に囑し代理を准さず之れに反せば則ちピストルを以て對峙すと稱しつゝあり又各師旅團の軍官も亦聯名して趙氏に對し辭意の取消し要求を爲し督軍にして飽く迄辭意を撤回せずとの事なれば須らく先づ我等を解散し然る後之れを論ぜよ之れを譬へば小兒繼母の虐待を受け其の繼母より驅逐さるゝよりは寧ろ生母の存在する時に其の生路を求め罷くに如かざるなりとて措詞頗る哀惋なるにより趙氏も流涕し其の辭職の心を取消すべしと云ふ。（九、一三）

▲裁兵の順序（申報）京外軍隊は二期に分ちて裁兵することとし第一期は邊防第一師、第二師、陸軍第十五師、西北軍一二四の三旅、張敬堯の兩師四旅吳光新の六旅、又邊防第三師の半部とし、第二期は每省區地方の大小を論ぜず何れも陸軍部に現額を報告し二旅を裁兵し一ヶ月を限りて辦じ終る筈なりと（八、二〇）

▲張謇と江蘇省長（各報）通州にある有力者張謇は江蘇省長を速かに任命せんことを求め北京政府南京省議會其他に左の如き電報を發せり

國事粗ぼ定まりたれば丞かに內治を求む江蘇省長の一席は今日に至るも決せず齊省長は屢々辭職したれば留任せしむる能はず而して江蘇省長には必ず江蘇人を任命すべしと說くものあれど賢者なれば必ずしも江蘇人たるを要せず不賢者なれば江蘇人なるも用ゆべからず賢不賢を論じて蘇たると蘇にあらざるとは必ずしも論ぜず遽かに令聞昭著の人は得易からずとするも亦た斷じて濁貪邪辟に劣習するの人を用ゆべからず云々

之れ督軍李純の指嗾にて江蘇省長の呼聲高き王克敏は博徒遊冶郎として有名にて江蘇人中反對するもの少なからず張謇も亦王克敏に反對するの意を洩したるものなり又江蘇省議會員鄭立三等も王克敏反對の電報を北京政府に發したり。（九、一〇）

▲上海華僑聯合會々議（申報）上海華僑聯合會は昨日午後四時より通常會を開き左の件を決議せり。

一、廣東人商業聯合會より求め來れる政府に烟酒公賣署と福公司（英商）との

烟草會社設立借款契約取消請願に聯名する件は國家の主權人民の利益に關係する事なるを以て一致贊成す。

二、國民大會問題につき前日常事は緊急會議を開き上海にある華僑の意見を徵したるが何れも華僑は國民の一分子にして人數を以て計すれば千數百萬に達し且つ平日國事に對しては內地人よりも熱心なり故に國民大會は單獨に組織し他の國體內に附隨すべからずとて進行方法を討論し國民大會華僑籌備處と定名し各事を以て籌備員とし手續決定し旅滬全體華僑を召集して、成立大會を開き海外各地の華僑機關に報告することに決す。(九、一〇)

▲和約研究會研究事項　(民國日報)　最近北京外交部の新設したる和約研究會は九月八日を以て章程六條及細則十一項を發したるが其の研究項目は左の如し。

(一)對獨條約に關する研究事項
(二)對露條　改正に關する事項
(三)國際聯盟大綱に關する研究事項
(四)對日山東問題善後策に關する事項
(五)國際財政會議に關する事項
(六)國際交通會議に關する事項
(七)國際勞働會議に關する事項
(八)賠償金及び治外法權に關する研究事項
(九)不平等の條約修正に關する事項
(一〇)湖北借款及び其他鐵道借款償還に關する研究事項

尙會長として王正廷氏任命せらるべしと(九、一一)

▲孫洪伊の陳烱明激勵　(各報)　孫洪伊は廣西軍と戰ひつゝある陳烱明に對し共和の基礎は地方自治にあり地方は人民生活の本據なり湖南人が張敬堯を驅逐したると貴下が廣東人自救の義を以て兵を擧げて此の公敵を逐ふとは此れ實に地方自治の動機にして亦駐防政策の末運たり苟も廣東人たるものは貴下を助けて此大功を成さしむべく苟くも支那人たるものも亦た公の戰勝を賀ひ此の粵人治粵の大義をして各省に風動するを得せしめん云々と稱讚激勵の電報を發せり。(九、七)

▲四川雲貴聯軍大會　(新聞報)　王占元の電報に曰く情報によれば李烈鈞は五日重慶に到着し雲貴四川聯軍大會を開きたり、雲南代表趙鍾琦、貴州代表王文華、四川代表石青陽、伍唐孫代表汪精衛、胡漢民、謝持等均しく列席し彈藥を急造し、先づ熊克武劉存厚の軍を清め然る後陝西湖北に進攻することを決議せり。王占元の電報に曰く唐繼堯は拍文蔚を湖北攻擊總司令とし黎天才、蔡天爵を左右翼副司令とし四川の稅金六百萬を以て戰費に充つることとせりと。(九、一一)

▲陳烱明の停戰條件　(北京日報)　廣東電に據れば粵陸兩總裁は廣東軍が刻々廣東に進攻し來り事態頗る險惡なるにより溫宗堯林葆懌兩總裁をして陳烱明に和議條件を提出し速かに戰鬪を中止すべしと命ぜるが聞く所に據れば陳氏の和議條件左の如しと云ふ

一、潮循道全部を讓受けて停戰の第一步となす
二、莫督軍を罷免懲戒すべし
三、廣東各軍官の地位を維持すべし

之に對し軍政府は其條件を採用するや否やは不明なり。(九、一二)

▲軍政府戒嚴　(北京日報)　十一日の發電によれば廣東軍政府は陳烱明軍進攻し益急なるに因り特に又重ねて戒嚴令を布き、臨時特別戒嚴規則數項を增せり其內容は(1)特別戒嚴期內に於いては凡て旅館たると民家たるとを問はず旅客及親戚友人の長く借住する者あらば凡て戒嚴司令部に屆け出づべし、(2)特別戒嚴期內は凡ての戲場は一切禁止す(3)凡ての各商民家の電燈は每晚十時に消すべし(4)各城門に於ては通行人の行き先きを檢査し各貨は皆開きて檢査すべし(5)凡て戒嚴區域內發生の事件は軍隊の搜査に任すべし。(九、一三)

▲廣西軍の損失額　(民國日報)　廣東軍は客月十六日廣西軍の攻擊を開始して以來連戰連捷しつゝあるが廣西軍損失額を調査するに略左の如し。

▲劉志陸(二十營)　潮安汕頭澄海饒平一帶に分駐せしも廣東軍洪兆麟、鄧本殷兩軍のため擊破さる。
▲劉達慶部下劉茂唐(三營)　大埔に駐屯せしも許崇智のため擊破さる
▲張駐雲(二營)　梅縣に駐屯せしも許崇智のため擊破さる。
▲李自芳(三營)　紹安に駐屯せしも廣東軍洪兆麟のために擊破さる。
▲馬灊(六營)　廣東省より來汕上陸せしも廣東軍洪兆麟、鄧本殷のため擊破さる。

▲申葆藩（六營）　興寧梅縣一帶に駐屯せしも廣東軍許崇智、李炳榮のために擊破さる。

▲劉逸慶部下呂定祥（三營）　五華に駐屯せしも許崇智李炳榮のために擊破さる。

以上通算するに廣西軍の廣東軍に擊破又は投降したるもの共計約四十三營に達す尙其の武器彈藥の損失額亦鮮少に非ず

一、老虎關、分水關、梅州戰の鹵獲品

（洪兆麟軍）　小銃一千六百挺、機關銃八門、大砲十門

（梁鴻緯軍）　小銃六百挺、機關銃四門

二、大埔三河壩戰の鹵獲品

（許崇智軍）　小銃一千八百挺、機銃銃四門、大砲四門

三、浮山竹篙山柏嶺關恩平山戰の鹵獲品

（熊略葉軍）　小銃約五百挺、機關銃四門、大砲二門

四、黃岡戰の鹵獲品

（賴世璜軍）　小銃二百挺、機關銃一門

五、鐵場岐嶺藍屋坑戰の鹵獲品

（許崇智軍）　小銃約千挺、機關銃二門、

六、紫金山戰の鹵獲品

（熊略葉軍）　小銃四百挺、機關銃二門

七、平山戰の鹵獲

（洪兆麟軍）　小銃五百挺、機關銃六門、大砲四門

以上總計　小銃六千六百挺、機關銃三十一門、大砲二十門

此の外彈丸二百餘萬發砲彈三千餘發を鹵獲せり

然して廣西軍は當初八十營を以て廣東軍を攻擊したるも潮梅兩戰に敗れて以來其の四十營を失へり又老隆に駐屯する劉逸慶の六營は悉く擊破せられ馬濟の十一營は平山の一戰に敗れて六營を失ひ殘餘の軍隊は惠州に向け退却せり尙惠州には黃業興の率ゆる五營、馬駿に虛炎山の三營、觀音閣に申葆藩の四營、惠州附近に何源陸の新駐屯あるも之等全部通算するも猶三十營に及ばず之れに反し廣東は出發の時僅かに八十營なりしが潮戰後二十餘營を增し更に老隆葉金平山の戰勝後は又十餘營を增加し今廣東軍は百餘營を下らざるに至れり。（九、一五）

▲パ前佛總理の歸佛　（各報）滯滬中の前佛國首和パンルウエー氏は八日夜海軍總司令藍建樞、上海護軍使何豐林、交涉員許秋帆、沈上海縣知事、王正廷其他支那朝野の重なる人々多數を倘寓なる徐家滙路中法銀行支配人宅に招き盛宴を張れり又パ氏は昨九日午後六時より江蘇省教育會新教育共進社、中華職業教育社三團體の請により江蘇省教育會にて一場の演說をなしたりパ氏は今十日上海商會の招待會に臨み明十一日佛國船にて歸國の途に就くべしと。（九、一〇）

▲パンルーウエー氏の支那觀　（民國日報）ルーター上海通信に據れば、パンルーウエー氏は同社に對し支那漫遊中の所感を寄せて上海出發后發表せしめたるが、其大略左の如し。

余は土地廣大なる支那に遊ぶ事三ケ月、興味尠り無かりしが、余は夙に支那の過去に憧れ其將來を信せしが、今回の遊歷により得たる各種の觀念と事實とに徵して益余の意見の正確なりしを知れり、其主なる理由を略述すれば

（一）各省の軍事擾亂及督軍間の相互仇視は常に人をして支那民治の發展に悲觀を懷かしめたるも、這は皮相の病禍に過ぎずして、根底深きものに非ざるが故に國家の發展を妨碍する程度大ならず、支那は民國成立以來僅に十年に足らざるに拘らず各種事情の進步は之を歐洲に比すれば甚大なりと云ふべし。

（二）歐洲の輿論は支那民族を目して醉生夢死なりとし停滯不動なりと爲すも事實は反對にして、其思想習慣工業の進步は神速驚くべきものあり、米國が空前の發達を遂げたるは十九世紀に在りしが、二十世紀は當に支那の世紀と云ふべく恰も米國が十九世紀に於けるが如きもの有り。

（三）支那青年は求學心盛にして、歐米の科學に通曉せん事を熱望しつゝあり彼等の言語は歐米に比すれば大いに異ると雖、其科學を講求するの能力に至りては敢て異る處なし、若し此の大民族にして今尙科學の智識缺乏すとせば列國は宜しく、第一流の專門家一千人を養成するに盡力すべく然らば、支那は從前有せる地位を恢復し、又世界文化圖の中に列するを得るや必せり。

(四)今日の支那には既に民衆の輿論あり、歐米の如く進歩せるものに非るも憲法に準拠せる合法の形式を執り、時に國會なる勢力有り、從しかうすして阻止し得るに至るべき乎、輿論は漸く國家主義に傾けるも併外主義には非るなり

ラスキ氏は最近の著書に於て支那を論じて曰く、支那は完全なる國家なりと云ふも文化國とは言ひ難し云々と述べたるが、余の觀る處にては支那は將來一方には文化を保全し得べく、他方には地方分權の制度となるべく、分離の運命を來す事を免るべし。此の如き國家は、將來必ずや文明列國中の有力分子となるべしと信ず云々(九、一四)

國民大會の惡化

▲國民大會策進會　(各報)　廣肇公所、寧波同鄉會、全國烟酒職合會等二十餘團體は國民大會策進會を組織することの爲め十七日發起會を開くべく各團體代表袁履登、馮少山、陳眞玉、史觀濤、趙南公等數十人は寧波路廣肇公所に集まりしが今十八日公文を上海各團體に發し二十一日午後四時より六時迄に集會し青年會に於て大會を成立すること其他入場券等を決定したり。(八、一八)

又同會は昨日午後三時二十分より四川路中國青年會に於て成立大會を開きたるが八十三團體の代表者二百七十七名出列し宣言書を發表せり其の內容は國民自決主義を高調したるものなり

一、宗旨　國民の自動的精神を策動し國民大會の進行に努力するにあり

一、方法　內外の國民大會に對する意見を徵收し以て同會內外の研究者に提供し更に本會意見に多數の同意者を徵收し國民大會をして此の多數の意見によりて實現せしむるにあり

一、範圍　武人官僚、議員政客をして此次の國民大會に混跡せしめず、本會に加入するものに對しては絕對に嚴格主義を取り國民大會を純粹民意によりて產出せしむるにあり。(八、二二)

又同會は昨二十三日午後五時事務所(廣肇公所)にて會議を開きたるが各團體の代表百余名の出席あり三日內を限り職員投票選舉手續を協議し二十六日正午十二時事務所にて職員選舉會を開くこと、二十四日午後四時より六時まで事務所にて評議員會を開き同會に加入せる各團體にして評議員を推定せるものは評議員を出席せしめ未だ推定せざる者は代表三人中一人を出席せしむべきこと等を決議せり(八、二五)

▲學生會と國民大會　(民國日報)　上海學生合進會は、再び近頃全國父老に告ぐるの書」なるものを發したるが、國民大會に關するものにてその內容は

(一)國民大會の前提、(二)國民大會の組織、(三)代表選舉の手續、(四)國民大會の議案、(五)全國國民大會の權限、(六)代表の資格、(七)國民大會組織の步驟

の七大綱目に分ち國民大會の組織には官憲は干涉するを得ず、其決議は南北當局必ず服從すべし、先つ縣國民大會を組織し全國國民大會代表を選出す、一定の年齡(二十一歲を假定)に達し正當の職業あり其地にて若干年社會的服從をなし品行純潔なる者は男女を問はず選舉權を有す、全國民大會は各縣國民大會より送附せる議案を可決し又臨時大總統を選舉し臨時政府を組織す關員は國民大會多數の通過を要す又た同會は憲法を制定し、國會議員選舉法を修改す(若し憲法制定權は將來の國會に屬すと議決さるれば憲法は制定せず)國民大會の職權行使は正式國會召集の時を以て限とす、九月一日各縣に國民大會籌備處を成立せしめ九月十五日縣代表當選者を發表し、同日以前各縣各團體聯席會を開き議案大綱を議決し之を當選代表に通知し全國國民大會は十月一日上海或は南京に成立せしめ十月七日臨時大總統の選舉同十日就任、臨時政府組織、十月末迄憲法により第二期國會議員選舉辦備明年一月十日第二期國會召集國民大會を取消す等を發案せり(月日は何れも假定とす)(八、一九)

▲國民大會と輿論　國民大會成立會　廣肇公所寧波同鄉會等の各團體の發起せる國民大會策進會は明日午後二時成立大會を開くことになれるが加入團體已に四十余に達し昨日籌備會を開き本日大會の順序を商議し余日章、袁守和袁履登陳眞玉の四人演說することに決定せり(各報)

江蘇省議員劉伯昌は法律問題は憲法草案により組織されたる第二期國會が同法によりて職權を行使し國民大會は唯だ憲法草案を創定し法によりて協贊すべし即ち米國が一七八七年各州委員會にて制憲を協議し

聯邦會議の通過を經て各州立法部が之を批准したる先例ありて法律の系統を破壞せず讓法者をして滿意せしむべしとの通電を發せり(新聞報)

電器工界聯合會の發成　電器工界聯合會は昨夜七時國民大會問題に就き討論會を開き國民大會組織に贊成し明二十一日全體職員會員の聯席會議を開き辨法を討論することを決議し此旨會員に通告したり(申報)

各路總聯合會の提案　各路商界總聯合會は國民大會に就き左の如き意見を發表せり

(一)國民大會の地點は上海とすべし、(二)國民大會の代表は國民より四名の投票とし成年以上の者は男女を問はず選舉權を有す。(三)候補者の姓名は一ヶ月以前より投票所に提示す。(四)國民壹千人以上集まらば一人の候補當選人を推舉するを得。(五)代表が國民の意に副はざる時は一萬人以上の同意を以て動議し投票總數三分の二の同意を得れば代表を撤回するを得(六)國民大會の權限は專ら一切の政治重大問題を解決するにあり、(七)國民大會の期限は六月を過ぎず(八、二一)

▲北京大學と國民大會　(時事新報)　北京大學同人の名義を以て通告を發せるが其提案七個條あり。(一)非法國家を解散す、並に非常國會の存在繼續を承認せず、(二)偏國家の除滅を肅清し復辟帝制犯人錄用を禁止す(三)錢兵廢督及管軍團等制、(四)國民は一切の自由權利を享有すべく侵犯を禁示す、(五)地方自治を實行し並に各地方より自ら民團を編む。(六)國家會計を公布し秘密借款を禁止す、(七)民意に根據して外交方針を決定し並に一切の賣國密約を取消す。(八、二四)

▲吳佩孚と全國各界聯合會　(各報)　全國各界聯合會は最近吳佩孚に對し其勳功を宣讀し國民大會に贊成の旨の書面を發したるが之に對し吳佩孚より左の如き返書ありたり。

國家變亂茲に數年國を救ふの道は一は障碍を除くにあり一は建設を謀るにあり前者は軍人の任務にして後者は國民の職責なり今幸に害群消滅し障碍已に除かる。而して建設の萬端は貴我國民にあり今日主張する所の國民大會は宜しく國民の公意を以て團體の解決を謀り其の南北分裂して此の論爭を長ふするに任ぜざらんとするものたり辦法如何に至りては悉く國民の研究に賴り余は毫も成見を膠執せず云々。(八、二九)

▲國民大會の不人氣　(各報)　國民大會策進會は昨日通常幹事會を開きたるが出席者は僅かに三十六人にて法定數に足らざりし爲め談話會に改めて種々意見を交換し更に今七日幹事會を開き幹事にして再三出席を促がすも出席せざるものは自から國民の天職を棄つるものなれば會章に照して處分すべしとの議案を附議する筈なり(九、七)

▲國民大會禁止　(各報)　九日北京政府は何豐林に國民大會開催を禁止する旨命令せり(九、八)

▲孫洪伊の國民自決論　(各報)　孫洪伊は九月八日附を以て國會、各省議會、工商學會、教育會、北京上海各省學生聯合會、各界聯合會及び南北軍人各體團、各報館、國民に宛て段軍敗後北方の暗黑は故の如し、徐世昌は既に退薄迎新の慣技を挾みて奄然第二馮道を作して醜態覆雨の新雲鵬は更に外援を假りて以て僞職を回復せり、則ち今福昌退なり、夫の袁を援けて日本と二十一個條を結びし者は何人ぞ、濟順高徐及び滿蒙四鐵道を賣りて地位を得るの費用とせる者は何人ぞ、手に軍事協定を結びし者は何人ぞ、煌々自ら命して賣國賊を討ちて得勝軍とせる者は今の一總統一總理にして、而かも彼等は猶是れ賣國の賊首、北京は猶是れ賣國政府、彼の武人なる者は昔れ厚く貴むるに違あらず、獨り我神智清明なる國民亦熟視して賭ざるが如し、骨を相して之を承認するは何んぞや、徐は安福系の產兒にして靳は本と段氏の家賊、赤眉破滅し、張子猶復た辱を稱す、彭福敗亡、予密逐に上策に當る、世事此に至る、豈獨り國家の不幸のみならんや、今猶一線の望あるものは、惟だ一の國民大會のみ、國內歷年政爭して唯だ官僚武人あるを見て國民あるを見ざるのみ、全體眞正の民意を以て進んで根本革新を圖らば深く國民自決の義に合す、蓋し國民大會は非常の舉たり換言せば即ち一の革命行爲なり、革命なる者は現狀に充たすして一切之を破壞するの謂ひなり、故に國民大會の第一義は常に現存せる政府を否認し自ら政府を建立するを以て準的とす、乃ち唱導者は陽案明袁僞かに舊國會を取消して南北問題を解決すと云ふ、夫れ國家の大患を爲す者は舊國會乎、抑も北京政府乎、舊國會は北京政府の橫にして國民改造の機にあらず、國民果して戮く革命せば約法は已に廢止すべし何んぞ國會を論ぜんや、更らに何んぞ南北問題の言ふべき者あらんや、若し國民大

會を以て傾かに獨裁者の爲めの解決する能はざるの國會を處分せば、彼の法非實國の政府總統は暫らく成功發たざるの例をひき坐して四海を靈括するの巧を收めん、則ち是れ變相の南北和會なり

又誠は曰く國民大會を以て憲法を制定する事を一七八七年米國のフヰラデルフヰヤ會議に比すと云ふ夫れ府會議は國家改造の會議也十三州獨立革命の後、事實上眞正合衆國政府未成立時代なり、故に憲法一定して直ちに新たに總統を選擧し政府を建て以て一切を創置せり蓋し憲法は革命の結果、國家改造の効力なり、憲法自身に在らず、革命する能はず現狀の下に從ひ一の空文憲法を制し將に北京政府に施行を責むる乎、彼國は寧ろ民は殘ふべく約法は廢に廢紙に等し更らに何んぞ憲法あらんや、中華民國又何んぞ必ずしも此裝飾品を多くせんや巧みに操縱せんと欲す其間已に官府より準備するの議あり脇に黨羽を布き彼と接近せる各團體を利用し以て應援と爲す是れ國民大會なる者は更らに特に袁氏國民代表大會の續を爲して歷史上洗ふべからざる汚點を貽さんとす、晉固より此僞造民意にして、我純潔眞摯の國民の甘心忍受する所にあらざるを知る、然れども猶ほ北京政府の四字膚中に橫りて罷脫する能はずして委曲全を求め以て目的を逸せんと欲す、其結果は必ず此に至る、之を要するに北京政府の下に在りて時局解決の方策を求む、如何なる眞法美意も皆不食の果に等し、唯望む我國民は革命精神に本づき自決主義を實行せんことを、此に曉然たらば國民大會は國家改造の創事にして一二人の統一を製造するの具にあらず乃ち國家に一生面を開くと爲す僞政府の爲め困難を除去するにあらず、徐斬及び敎武の政局把持者をして先づ我の裁判を受けしむるに在り而して一切の問題は皆双方を通へて解く然る後此神聖高尙の國民大會は所謂大總統國務院なる者の爲め席捲せらるゝに至らずして、九年洪亂せる國局の爲一新紀元を開き中國の前途庶くば其れ多からんか（九、一〇）

軍政府移轉問題

▲**唐繼堯の對重慶國會意見**（各報）南方議和總代表唐紹儀は過日雲南唐繼堯に國會軍政府の重慶移轉を主張せる電報を發したるに對し唐繼堯より昨日左の如き返電到着せり

尊論の直隸安徽兩派の爭は個人の權利の爲めにして暴を以て暴に易ゆるもの民治を去ること遠きのみならず全國の騷國の事非法の擧と爲すものは依然として昔の如く或は更に甚し四南護法救國の主旨と全然一致せずとはと正言正論にして國會軍政府を速かに重慶に移し法統を明にし觀感を正すべしとせらるゝ謀國の苦心は感佩の至りたり余は日內三軍を率ひ重慶に赴くべければ貴下及各總裁並に議員諸君も來つて共に國是を策されたし北方の主張に至りては種々に蔽れ或は國民大會を主張し或は上海和會を廢棄して局部接洽し六年產出の安福國會の選擧法を以て新國會を召集すべしと主張す、前方は確に純粹の民本主義ならば贊同せざる理由無きも目下北京當局は昔日と異る所なし豈に眞正國民大會實現の餘地あらんや、後者は既に安福を睡棄して又尤めて之に效ふものにて紛糾を益すものなり余は國是の解決は上海和會を正軌と爲すと認定す和會の護步すべからざりしものは尤も法律外交兩問題なり其他は双方の意見を容れ至當に折衷すべく悉く上海和會の主持に任す而して督軍廢止、軍兵裁減民治主義實行等も亦今後立國根本なれば南北一律にして乃ち能く救國を徹底せしむべし云々（八、二一）

▲**舊國會議員重慶行**（各報）在滬舊國會議員は昨二十四日午後一時より議員通訊處に於て談話會を開きたるが來會者八十余人にて吳議長主席となり此次重慶行の爲め乘船切符を渡すことゝしたらば前に雲南行きの旅費のみ受取りて當地に滯在し出發せざりし者ありたるに鑒みたるものにて議長が私利を圖れりとの說をなす者あるも事實にあらずと說明したり議員高振霄は之に對し斯のことは會議を開きて決定せざれば効力を發生するものにあらず前に雲南への旅費を受取りて出發せざりしは實は議長の同地に滯留せるが爲めにして我等は之に疑を懷き觀望し居たるものにて別に理由なし今回議長が重慶行の決心をなしたりとせば我等は出發すべし過慮する必要なしと云ひ褒湜瀛は廣東より上海に來る時議長は上海へ赴けば必らず方法ありと云ひたるに今日は如何今回の重慶行は誠意護法の爲めか抑も看板を掛けて北方と商實をなし個人の利權を交換せんとするものかと突き込めば吳議長は今回は余は必ず重慶に向ふべし上海に留まらずと誓言し討論の結果左の如く公決したり

一、乘船切符交附を否認し現銀にて旅費を渡すべし

二、廣東及び內地にある議員にして重慶に赴く者にて旅費を受取らざる者は重慶着の上補給す

三、今回の重慶行は誠意の護法にて廣東及び內地にある議員には速かに出發すべき樣書面を發す(八、二五)

▲呂超の對舊國會議員通電　(申報)在上海舊國會議長議員等は雲南四川貴州聯軍副司令四川軍總司令呂超が八月三十一日重慶より發せる左の如き通報に接せり。

尊電拜讀せり近く重慶に來り國會を開かんとするは袁佩に堪へず護法の師興つて以來擾攘九年國基未だ奠まらず重ぬるに軍政府の改組を以て大計を主持するに既に人紙きを覺ゆ之が爲め過日聯名電報を發せるに今幸に聯袂西上されんとす重慶は內政外交に關し必ず能く統籌を獲認し全局を奠安せん孫、伍、唐、三政務總裁にも出發を促がされたし。(九、六)

▲吳佩孚と唐繼堯　(申報)　吳佩孚は雲南唐繼堯に對し三十一日附密電を發せり其文に曰く國家擾亂今に三年舉國人民類を延いて鍾を企て和平を希冀せざるはなし、而かも安福系は政權を攫竊し和議の梗げを爲し擾攘經年、益分裂を滋くせり、今幸に障碍剷除されたり。速かに解決を謀るべく均しく國たり民たるに係る、又何ぞ此疆彼界を分たんや、法律問題は統一の樞紐たり、新國會は血統未だ明かならず違法に組織せるを以て當然存在する能はず從國會の分子は零亂し自ら瓦解を行ひ且つ八年の憲法制定亟も成績なく已に國民の信仰を失し、護法の意は要は法系を保持し國基を奠定し暨法者をして戒むる所を知りて敢へて狡獪逞を思はしめざるに在り。固より國家を犧牲にして以て數百の議員に酬ゆるにあらざる也。今の計を爲す、若し能く商選事法を以て正式國會を選舉し國會成立し約法の職權を行使せば法律事實に於て均しく平衡を得、一面護法の主張を遂すべく一面國家の統一を謀るべし。北方は此說に對し尙ほ懷疑多し。陛下若し以て可と爲さば余は力を竭して疏通に以て和平統一の素願を貫徹せん。尊意に合するや否や速かに回答を祈る此電報發後湖南調停團に打電し西南當局の同意を徵したり(九、一二)

▲重慶會議延期說　(北京日報)　雲南貴州四川の聯軍組織未だ成立せざるに早くも決裂の說あり政界の消息に依れば重慶に於ける十日の會議は呂超成都にありて列席せざりしため遂に開會するに至らざりき現下四川人は軍政府及國會を四川に移して多額の貢增を受くるに對し極力反對しつゝあり昨日湖北督軍王占元は左の情報に接したる旨を電告し來れり

李烈鈞胡漢民は聯軍會議が四川人の打擊に遭ひて成立するに至らず、遂に雲南貴州四川の三省長官を遊ふるに迄で本會議を延期し陰曆八月中旬(新曆九月下旬)聯軍大會議を開き三省聯防の約をなすべし云々

又聞く雲貴軍は瀘州萬縣に集中し湖北西部を犯きんとするの報は屢々報道せられつゝあるが王督軍は十三日又左の如く電告し來れり

最近重慶駐在密偵よりの報告する所に依れば李烈鈞重慶に到着後胡漢民と聯合商議し陰曆八月中旬に聯軍大會を開き軍事上の進行を籌議する旨決定し各軍を分ちて密偵其他嚴重に取締りつゝありと

又某督軍の報告に據れば李烈鈞は先般重慶に於て雲貴川聯軍會議を開會し各代表列席せり其の重なるものは唐繼堯代表胡鎭埼、劉顯世代表王文華、四川代表石青陽、上海孫逸仙、唐紹儀、伍廷芳、三代表汪精衛胡漢民、謝持等とす開會後先づ財政問題を議し軍機を急遽製造し以て熊克武劉存厚を討伐し、然る後更に湖北陝西を攻擊せんと議決せり云々

又一報告に據れば唐繼堯は呂超の反對を顧みず四川省の稅金六百萬を擔保として軍費を作り柏文蔚を攻鄂(湖北)總司令に任命し黎天才藍天蔚を左右翼とし攻鄂副司令に任命せり又昨日政府當局は陳光遠の來電に接したるが該電に曰く江西邊境南鎭道よりの電報に據れば雲南軍は既に鎭平に到着し事態容易ならず至急辦法を指示せよ云々猶江西督軍は過般來張參謀を北京に派遣して大總統に面謁陳炯明軍及雲南軍の江西邊境に侵入せんとする形勢及南北和平の情報を報告せしめたり(九、一五)

北支饑饉

▲直隸の旱魃　(申報)　直隸は頻年收穫少なく今年は又旱魃し一粟も收めざる者九十縣に達し一二割を收めし者二三十餘縣なり。各縣糧食が掠奪することと屢なり、甚だしきは全家服藥するもの考幼を携へて關外へ逃れるものありて擁擠甚だし。成宗縣は遂に數百人を聚衆し吃窮團(乞食團)を爲し糧食を儲蓄せる富戶に向つて强ひ米穀を吃せんことを求めて兇暴たり。九、一一)

▲饑饉救濟閣議　（時事新報）　九日の閣議は直隸、河南、山東の饑饉救助事宜を議し內務部は直魯豫義振有奬券の發行と京師倉糧の接濟、江蘇安徽兩に米穀移出の許可を求め、財政部は各省米麥雜穀の疏通を圖るべき明令の發布と交通部の運米費の削減を求め、何れも通過せり、又海軍部は閩江要隘を海軍部の管轄とせんことを求めたれども南北海軍統一後に讓ることゝし、海軍部の要求額は先づ五十萬を與ふることゝなれり。（九、一一）

▲直隸饑民の救濟　（各報）　直隸省の饑饉は頗る悽慘たるものあるより唐紹儀、施子英、陸伯鴻、沈志賢、曾毓雋五人の發起にて一昨日カルトン、カフェーに支那人外人の有力者約四十人を招き救濟金募集に就き協議したり主席に推されたる施子英は、湖南福建、浙江に對する災賑の外北方には大旱魃にて饑民の數二千萬人に逸し居れば速に救濟法を講ぜざるべからずと云ひ孫仲英は北方饑饉の慘狀を述べ協議の結果朱葆三、唐紹儀を臨時幹事長とし施子英、陸伯鴻、孫仲英、莊得之、徐静林、曾毓雋、王正廷を籌備員とし其他の職員を擧げ前獨乙俱樂部を事務所とし中華七省義賑會と定名し支那人及び各國人より義捐金を募集することゝなれり（九、一二）

▲被災民賑恤令　（各報）　大總統令を以て災民救恤に關し左の如く命令を發布せり

今歲直隸山東河南等の省雨澤稀少亢旱災を成し其被災較重の地方は竟に赤地千里饑孚途に載するに至る前に幣項を特發し各該省々長に交し核實散放せしめしが現在時機に向ひ秋禾望みなく來民論を率ふる能はざるべし迅かに振恤の計を爲し救濟に資せざる可らず茲に內務財政兩部をして各該省長官と協議し金融を籌集し專員を分派し趕解急振し一面地方官紳に奮勉し平糶を辦理し所需の米石雜糧の經過する各地方の關卡等は一切稅釐を免じ並に各該省長より罹災地方の情狀を調査せしめ徵收すべき錢糧等は夫々除緩を奏請し以て民艱を恤み以て地方の元氣を保全し被災の民生をして失所を致さざらしめんことを期し本大總統保恤の至意に副ふべし此に令す（九、一二）

▲北五省災區救濟會の成立　（民國日報）　黃河流域一帶に於ける飢饉は支那に於て四十年來の慘事にして、米穀の情況に通ぜる者の說に據れば今年の收穫は他省に於ては稍有望なるに拘らず、甘肅斯の如く甚しきは他に三大原因あり、即ち（一）米麥の輸出、（二）各地の收穫が南北軍隊の爲めに損害を受けたる事、（三）罌粟を栽培せる事等にして最近十ヶ月間に於て我國より海外に輸出せる米麥は幾程なるやを知らず其重なる仕向先は日本にして江蘇一省に於ても日本に輸出せる量は數百萬石を下らず、爲めに逐日米價騰貴の因を爲せり、稻作は各省に於て軍隊の爲めに既に蹂躪され、又は現に蹂躪されつゝ有るを以て收穫は激減を來すべく、又各省に於て罌粟を栽培する者甚多く、陝西福建に殊に多し、此等各種の原因の爲めに各省人民は貧困に苦しみ、就中、陝西、直隸、山東、河南は特に甚しく、若し至急救濟を計らざれば、或は其害全國に及ぶやも知れず。依りて九月十一日北京各界の人士は石駙馬大街熊希齡の私邸に於て北五省災區救會を開催せるが、當日參集する者三十餘人、其概況左の如し。

（一）會議狀況　先づ汪大燮起ちて曰く、今日の開會は直隸、山東、山西、河南陝西各省の飢饉狀況重大なるに由り、先づ一つの團體救濟を組織し、然る後救濟方法を講ぜんが爲め、諸君と共に其の組織方法を協議せんとするものなり云々と述ぶるや胡源滙は臨時議長を選擧せん事を提議し、衆議の結果汪大燮を推すに決せり。卽ち汪氏は胡源滙をして簡章を報告せしめ逐條修正して通過せるが、名稱及會所等の條文に關して稍議論ありしも、結局名稱を北五省災區救濟會と爲し、會所は當分金魚胡同、赤十字會の一部を借受くる事に決定せり、次いで、趙鴻猷を會長に、汪大燮、熊希齡を副會長に推選せるが將設匆々の事なれば會長副會長は臨時名義と爲すこととし次に簡章の規定に依り、各科幹事を指定する筈なりしも、都合により之を變更して當日の來會者各人にて夫々擔任する事とし、夫よりは梁善濟より被害地調查方法に關する提議ありたるが滿場一致を以て之を可決し又梶夢鯨等十三人をして被害地情況調查を專任せしむる事に決定せり。

（二）調查方法　被災地調查問題に關しては議て一種の諒解あり學生聯合會に於て擔任せしむるに決定せるが、學生聯合會に於ても此次の災害を重大視し社會の爲めに貢獻せん事を希望せる折柄なれば之を快諾せるがその方法大畧左の如し。

（イ）五省救濟會の名義により分擔調查す

（ロ）當分は津浦京漢綫道沿線附近より着手す

(ハ)學生聯合會に於ては十組に分ち、各組四名とし、醫學專門學校に於て學生衛生隊を組織し各組四人中一人は衛生隊とす

(ニ)調査の結果は記錄及寫眞に依りて發表す

(ホ)汽車賃は交通部と交渉の上、無賃或は減額とし、官用電報を使用せしむ

(ヘ)經費總算は一人一日三元とし、調査期間は十五日間とす、又寫眞器の買價費用及、寫眞用藥品の購入費等合計二千餘元とす、揃く處に揃ればなほ調査員等は一兩日中に出發すべしと　。

(三)義捐金の醵出　該會議中、蔡廷幹は席上にて義捐金醵出する事を提議せるが、直ちに四千元を得たり。

該會規章左の如し。

一、本會は北五省旱災救濟會と稱す、

一、本會は國內及國外の慈善團體及各法人團體と聯合して直隸、山東、河南。山西陝西各省の旱災救濟に從事す。

一、本會に會長一名、副會長二名を置き會員中より公選す。

一、各團體の代表者は悉く本會の會員とす

一、本會に書記、總務、文牘、會計、調査、交際、賑務各科を置き其職員は會長より指名す

一、本會の領收せる金額は中國銀行、交通銀行及外國銀行に委托し、各銀行に於て適宜に之を處置す

一、本會は義捐金を募集し穀物を購買して、災民の振恤及善後策を講ず。

一、本會に評議部を設け本會進行事項を評議す評議員は各職員之を兼任す

(九、一四)

▲機敏なる滙豐の救濟策　(民國日報)　北五省旱災救濟會は成立の第一日に於て即時調査に着手する事に決定し、災區調査團を組織し災害地の遠近に從ひ十組に分ち一組四人とす、第一組係一人、通信係一人、及び、醫學生二人にて衛生隊を組織し、貧民の診療救護等に從事する事と決せり、以上は學生聯合會及專門醫學校學生に於て擔任し組織完備次第即時出發すべしと、將來調査の結果は活動フィルムに收め各地にて影寫して一般に知らしむべく又該會會長人たる北京滙豐銀行經理鄧文典氏は五千元を醵出して上述の調査費に充當することとしたるを以て不日災區の實況は吾人の眼前に展開さるべし云々(九、一五)

▲華洋義賑會の成立　(時事新報)　四月十一日カールトン、カフエーに於て左記發起者の顧問にて北方飢饉救濟に關する協議會開催し華洋義賑會と稱し五百萬元の義捐金を募集し北支飢饉の救濟資金に充つることゝなれり

(一)發起人　唐紹儀、施子英、陸伯鴻、沈志賢、管趾卿、宗漢掌、傅筱庵、秦潤卿、朱葆三、孫仲英等支那官民有力者約二十名

尙右發起人を臨時理事として役員を選擧せり。

(二)役　員　臨事總幹事　唐紹儀、朱葆三、

英文書記長　余日章

華文書記長　沈李田

(三)本部當分本部をパンド舊獨逸俱樂部に置く

尙九月十六日午後六時より雲南絲仁濟堂に於て臨時理事會を開催し前記唐紹儀朱葆三以下各理事約二十名出席通北京より來滬せるフアガスストン氏を招待し北方の災情を聽取したる後傅筱庵氏より此際各理事に於て若干萬元を準備し饑食を購入之れを救ひするの急務なることを提案し出席者何れも贊同を表し左の如く關係方面の義捐勸誘方を分擔し先つ五十萬元を準備することを決議せり、其の顧關左の如し。

・傅筱庵(十萬元)、宋漢章(銀行方面勸誘)、秦潤卿(錢莊方面勸誘)、陸伯鴻、朱葆三、(一般商會方面勸誘)

又遠殷唐紹儀に依賴して各國領事館を歷訪し華洋義賑會組織の由來と其の後援を求めしむる事となり居たるを以て當日唐紹儀氏は各國領事は何れも本會の趣旨に贊同大いに援助すべきことを承諾せる旨報告更に來る土曜日更に在滬外國實業家有力者と會同協議することに決せり(九、一五)

財政經濟

▲米公使と新銀團　(申報)　米公使は非正式に外交部より新銀團の內容を詢ねられたるに對し答へて曰く新銀團組織は本と壟斷主義を力排するに在りしが日本の要求する所の滿蒙鐵外條件は日支歷史關係上容納を與へざる

能はざるの勢ありしを以て各國は已に一致して承認を表示せり、日本は此條件を正文内に列入せず別に附則を以て聲明せんことを主張せり、本件は已に確定せり、直ちに正式に通告すべし（八、一七）

▲湖北の米國借款（申報）湖北財政廳は官銭號より擔保を出し巨額を洋行に向つて米金二百萬を借り已に調印せり（八、一九）

▲日本と四國借款團（ノース、チャイナ、デーリニュース紙社説）紐育に於ける四國借款團體代表者會議開催時期が接近しつゝある時に際し吾人が本日の紙上に發表せる「ラモント」氏の書翰は今日迄種々の情報が惹起したる有害なる誤解を拂拭するの效あるものとして特に歡迎せらるゝ所なり、最近に於ける安福派崩潰の結果、如何に拘らず新政府は閣員の顧觸を變更し新なる誠意の表明を爲すべく――該表明の背後に多大の眞實を藏するや否やは姑く措き――而して兎に角或種種類の約束を爲すべし、然り而して又新政府が遠からず、列强に向けて借款の相談を持ち出すべきは殆と確實なりとす、從て右借款の條件を明瞭に且一般的に了解せしめ又借款團各國の態度に就き誤解ながらしむることは此の際最も必要なる事なり。若し一方に於て新借款團の使用が明瞭に且疑議なく定議せられ他方に於て新借款團は支那國民が蛇蝎視する軍人の專制を援助する手段に非ざることを彼等に知らしむるを得ば新借款團は支那國民にとりて多大の利益たるを得べし。

「ラモント」氏が異議を唱ふる吾人の社説なるものはラ氏の第二項日本訪問中（氏が北京より歸途）而して日本銀行團が借款團加入の調印を了し、後直に五月十二日東京政府の發表したる公文を基礎とせるものなり、右日本政府の公表は不幸ながら復も東京政府の公表に附きものたる缺點を有す。

右公表は頗る曖昧模糊にして多くを言ひて何事をも言はざるものなりき。而して右の手を以て與へたるものを左の手にて取るか如き疑を惹起せしめたり滿蒙を日本の利益圏として借款團の活動範圍より除外すべしと做す是はしき主張が撤回せられたるは事實なり。然も他の干涉を許さゞる「日本の特殊利益の意義が限定せられざる爲却て危險なる響を與ふる）を高調するは依然たり而して廣汎なる「商業上の活動」を借款團一切の拘束より除外することは最きに安福派が流行せしめたる而して借款團の全目的を全然破壞する私的取引を爲すの大通路を設くるものゝ如し。吾人はラ氏の書翰に接したりと雖も尙新借款銀行團諸氏が來るべき紐育の會合に於て右日本の「商業上の活動」なる一點に關し銳利なる眼光を注ぐの要あるを敢て認識するものなり。其の他の點に關するラ氏の所說は氏が始めて極東に來りし以降言說記述したる所と同樣に明瞭にして且此等を再び確證するものなり、食料及原料品に關する日本の必要は吾人の充分に了解する所にして日本が正當且公明なる手段に倚る限り紛爭を惹起するの要を見ず、借款團は現在に於ても亦過去に於ても正當なる企業を阻害するの意思を抱かず又抱きたることなし、世人の希望する所は商工業上の目的に供與せられたる金力が正しく其目的に向て使用せられ結局泥棒將校等の橫領する所となるべき軍隊間の叛逆防遏費に使用せられざることなり、一年半前本借款團の組織が提議せられて以來の闘着や凡ゆる誤解疑惑の發生は今日迄四國が新借款團の意圖經過に關し何等明瞭なる共同陳述に對し華盛頓政府は極めて簡單且一般的なる說辭を呈し世人に米國々務省はラ氏が調印したる協約を一讀するの時間を有せざるに非らざるかとの暗示を與へたり、而して吾人は倫敦及巴里よりは一言だも聞くことを得さりき、倫敦も巴里も華盛頓も皆ラ氏交涉の顚末を熟知し互其の結論を承認したるものと信すべき正當の理由あり。然らば何故彼等三政府は殆ど日本のみが代表的陳述者なるかの如く放任し從て日本の言說は一般に周知する所なるかの如き深き疑惑を支那に於て惹起せしめ其結果日本は其仲間に對し易々として勝利者となりたるかの如き誤解を惹起せしめたるが、來るべき紐育會議に於て特に注意を傾到すべきは正に此の點なりとす、ラ氏の調印したる協約原則以上の事項を包含する能はず。

紐育會議の仕事は此等の原則を具體的細目たらしむるに在るべし、吾人は支那國民の爲め借款團將來の成功の爲め右の仕事が爲されたる以上は之を世界に向けて公表し且四國が擧て之を認證せんことを要求するも也。凡そ秘密外交が害を及ぼす支那に於てより甚しきは無し矣（八、四二）

▲煙酒借款反對論（民國日報）烟酒聯合會より北京大總統、國務院、財政部、農商部、全國煙酒事務署督辦張壽齡に宛てたる電報左の如し。新聞紙の報ずる處に據れば煙酒署は英國福公司より壹千萬元を借款し合辦にて煙草工場を設立し外人を聘して顧問と爲し鹽務署、稽核所の組織に倣はんとすとの說あり。されど煙酒借款に對する全國の輿論は悉く反對せるに拘らず其形

式を變更して外債を借り外人と事業を合辦とせんとするは結局外人をして利を專らにせしむるのみならず彼等をして我國稅權を掌握せしめ延ひては我が國民の死命を制せしむるに至るべし、外人を聘して稽核せしむるは卽ち財政を管督せしむるの第一步にして、外債によりて國を亡したるは其例に乏しからず今や北方兵亂漸く息み舉國新制を翹望する時に當り此の如き喪權辱國の擧あれば徒らに國民をして失望せしむるに過ぎず、願くは大局に鑑みて該決議を取消し以て國基を維持せられん事を祈る。九月七日、中國煙酒聯合會

又上海時事九月八日の北京特電に據れば、政府が福公司と合辦にて中華煙草製造廠設立の爲めに借款せる壹千萬元は福公司の名義を用ふれども實は英米煙草トラスト會社の出資に係る、依りて佛國公使は該借款が中佛實業銀行の煙酒借款の條項と抵觸し、既得權を侵害するとの理由を以て既に政府に抗議を提出せりといふ、(九、九)

▲財政部二百九十萬借欵　(北京日報)　新新內閣成立以來周財政總長は各銀行より若干萬元の借欵を得て軍費其他の經費に充當しつゝありとのことなるが其金額に關しては未だ正確なる發表を見ず然るに最近財政部の消息に依れば周總長は天津各銀行團より現銀二百九十萬元の借欵を得ることとなり既に調印を了せりと但し陸軍部に交附すべき軍費並に曹張兩使よりの要求せる經費は何れも各二百萬元なるより本借欵にては尙多額の不足なるに因り當分財政部に保管し更に大借欵を得て後之れを支出すべき計畫なりと云ふ(九、一〇)

▲金融短期公債　(新聞報)　公債を以て北京紙幣回收整理の爲め金融短期公債と定名し額を六千萬、利子を六厘毎半年抽籤一回返濟、關稅剩餘金を以て抵當として、七年の例に仿ひ總稅司より關稅剩餘金不足は鹽稅を加ふることゝすることを證明せり。又環士詒は公債局長に任ぜられたり。(九、一三)

▲瀧海鐵道問題　(時事新報)　北支那デーリーニュース北京通信に據れば、和蘭人をして瀧海鐵道の敷設及海州築港工事を、請負はしむるの件は最に公布されたる通りなるが、最近聞く處に據れば、海州徐州間の工事は、和蘭技師長の到着を俟て開始する事に決し、和蘭銀行團(一八九七年、黃河渡濠を請負ひしもの)は、該工費として四千萬ギルダを支出すべし、徐州觀音堂間の線路を引受けたる白耳義シンヂケートは米國側の出資に依りて觀音堂以西の線路敷設に從事し、徐州海州間の鐵道及び、海州の築港は全部和蘭にて引受くべく、既に借欵金の額前渡を終へ、中外各銀行へ預入れたりと云ふ、海州築港の能否に關しては專門家間に論議されたる處なるが、一和蘭專門技師の意見に據れば該工事は成效の見込充分なりとし、海州南方の蘇黃河口附近適當なる其地點を選びて、開港に着手すべしと云ふ(九、一三)

▲懋業銀行開業期　(時報)　南京路中華懋業銀行米支合辦の新家屋は今や竣成せんとするが其開業期は來月なるべく上海支店支配人は华淞園主沈某ならん。(八、一六)

▲華義銀行開業期　(各報)　華義銀行上海支店は九月一日より江西路九江路角にて營業を開始することゝなれり。(八、二〇)

▲中交紙幣回收命令　大總統令を以て左の如く中國交通兩銀行紙幣回收令發表せらる

中國交通兩銀行の北京鈔票は前に國務院より飭して兌換停止を行はしめしより玆に數載、時局迭情形複雜し以て市面の金融は更り、公私の收入均しく事業を受けたり。本大總統常に一念時に及びて憫に軫む。迭は飭して主管機關より速に補救を籌らしめたり。玆に財政部の報に據るに公債を發行して京鈔を收毀し借欵を整理せんとする各辦法は均しく切實に行ふべきものに屬す。應に卽ち財政部責成し該管機關を督率し、認眞辦理せしむべし、此次整理を經たるの後は官商各界は金融財政に對し亟に力を合せ之を維持し、本大總統が平市恤民の至意に副ふべし此を命す(九、一五)

▲邊業銀行の改組　(亞通)　邊業銀行取銷問題に就きて北京銀行公會は其維持說を强硬に主張し新任西北籌邊使陳毅氏亦之を是として財政當局に請願する所あり周財政總長及張幣制局總裁等協議の上該銀行の組織を改めて維持續營するに決し政府側株主代表として賈士毅、張壽齡出世澄、李光啓等諸氏任命され瞭を進めつゝあり(九、六)

▲中比航業貿易公司組織　(各報)　支那白耳義兩國紳商間に中比航業公司及び中比貿易公司組織の瞭あり支那の出資額は兩公司合して五千萬佛郎にて支那側の出資引受に尙七十餘萬兩不足居たるが通州の張謇は大生紗廠株主會に將面を寄せ前年通崇兩廠の純益金七十餘萬兩を之に出資せしむることに決定したるを以て支那側の出資は全部決定を見たり兩公司組織談の經

過は張謇の大生紗廠に寄せたる書面に明かにして之によりて見れば梁啓超が戰後歐洲を慢遊し白耳義にありたる當時同國資本家は中比合辦にて航業公司及び貿易公司を組織せんことを提議したるが彼は經濟上の狀況には知識乏しとて歸國後此事を張謇に相談したるを發端とす支那は滙通商を開きしより六十年なるも海外直接貿易の事なく宜位の初中美汽船合辦の議ありたるも革命の爲中止となり近年又た航業銀行を唱ふるものあるも未だ實行さるゝに至らず而して支那今日の商業は閉關の儘放任すべき時にあらず現に白耳義航業公司は英國新造汽船(各八千餘噸)を原價にて中比合辦公司に讓り渡しを支那、香港、西貢、新嘉坡、佛國、白耳義、獨逸等の各地を往來せしめ、貿易の發達と共に汽船を增加せんことを希望し又た白耳義の重要商人は一千萬佛郎にて合辦の貿易公司を組織し支那白耳義兩國各半を投資せんとを申込みたるが右の商事は表面分立するも實際は双方補助するものにて交涉に當り居れる徐新次は電報を往復して既に決定したり而して大略航業公司の資金は一億萬佛郎と定め白耳義が五十五分即ち五千五百萬佛郎支那が四十五分即ち四千五百萬佛郎とし貿易公司の資金は一千萬佛郎とし兩國半々に出資するを以て支那は五百萬佛郎となり兩公司合計支那の出資額は五千萬佛郎之を現在の爲替相場に換算せば二百五十萬兩乃至三百萬兩なり其中徐新六方面より七十萬兩乃五一百萬兩を引受け張謇弟兄一人にても二十五萬兩を出すべし其他徐靜仁、陳光甫、吳寄塵、劉厚生(均しく上海方面)にて各二十萬兩を引受けたれば不足の數は約七八十萬兩なるが兩廠の純益積產七十餘萬を中比合辦の航業貿易兩公司の株金とすることゝなりたるなり(九、一三)

▲**上海總商會正副會長選擧**　(各報)　上海總商會は昨日午後三時新董事の會長副會長互選投票行はれたり董事の來會者二十九人にて朱葆三主席となり投票の結果聶雲臺(親米派)二十九票即ち滿場にて會長に當選し終りて連記せる董事三人會し副會長の投票選擧を行ひたるが秦潤卿二十七票田時霖三票にて秦が副會長に當選せり(八、二六)

▲**交通部帳簿の檢閱**　(亞通)　交通部帳簿檢查は其後更に不正支出あるを發見せるが從來の分と合算せば曾續檢の在職中不當支出額は左の如し

現銀	一千二百七十八萬餘元
京票	四百十二萬餘元
日金	一百三十萬餘元
公債	一百餘萬元

尙嚴查に續行檢查中(八、二〇)

▲**交通部不當支出の分別**　(亞通)　交通部の不當支出に就きては既報の如きが之を分別せば其用途次の如し

西北籌邊使	現洋		一百二十八萬元
	京票		四十一萬元
	日金		五十萬元
督辦邊防處	現洋		四百六十五萬元
	京票		五十七萬元
財政部	現洋		二百二十二萬元
	京票		二百四十五萬元
	公債		一百萬元
	日金		八十七萬元
吳光新	現洋		一百二十四萬元
	京元		十五萬元
王揖唐	現洋		三十八萬元
龍濟光	現洋		十三萬元
經濟調查會	現洋		二十四萬元
經濟調查局	現洋		四萬元
張宗昌	現洋		二十四萬元
張敬堯	現洋		十萬元
第八混成旅	現洋		二萬元
蔡成勳	現洋		四萬元
姜桂題毅軍	現洋		十五萬元
段芝貴	現洋		五十萬元
定國軍司令部	現洋		二十二萬元
王占元	現洋		二萬元
合計	現洋		一千二百七十八萬元
	京票		四百十二萬元
	日金		一百三十萬元
	公債		一百萬元

(八、二五)

▲新內閣財政方針　（亞通）新總理及閣財政總長協議の結果今後の用財方針を政費を總收入の五分の二軍費を五分の二教育費を五分の一の割に定め大節約を實行することゝなれり（八、二五）

▲浙江三門灣の開埠　（新聞報）浙江省三門灣商埠開設に就き浙江當局は各國にある華僑に代表を歸國せしめ十月一日杭州にて會議を開かんことを求めたるが大阪に六人の代表を推定し六人は近日中日本より當地着の筈なるが六人の姓名は左の如し、

周光午、余子綱、朱葆貴（以上大阪總商會々董）、王丙燮（大阪中華教育會々董）、李明東、林瑞泉「何れも浙江人たり」（九、二三）

▲上海納稅華人會の章程　（各報）納稅華人會籌備處は昨日午後八時愛多亞路十三號にて全體籌備員會を開き過日の會議にて議決せる章程草案を附議し多少改定を加へたり

公共租界納稅華人會章程草案

第一條　名稱本會は上海公共租界納稅華人の組織する所にして上海公共租界納稅華人會と定名す

第二條　主旨　本會は專ら界內の自治及び公共利益の發達の爲めにす

第三條　會員　界內の華人にして左記資格の一を有する者は皆な本會々員たるを得

（一）五百兩以上の土地を有するもの、（二）每年家屋稅十兩以上を納むる者（三）每年家稅五百兩以上を拂ふもの

第四條　組織及び任期：本會には理事二十七人を設け大會より之を選舉し任期は三年とし每年三分の一を改選す主任一人を理事部より公推し代表五人を理事部より推す、其他は職員の理事部より聘任す

第五條　理事の資格は本會々員にして租界に五年以上住居し左記資格の一を有する者は理事たるを得

（一）家屋土地稅を年に五十兩以上納むる者、（二）年に家賃一千兩以上を拂ふ者

第六條　理事の職責　凡そ界內華人が切身利害の事に關し或は界內の自治行政に對し建議或は請願する所の事ば皆な理事部にて審査後分別之を辨理す

第七條　會議　本會は每年十一月公共租界納稅華人常會を開き理事の議決會員總數十分の一以上の要求を經て臨時大會を開くことを得、理事部の會議は定期無し

第八條　經費　本會の經費は界內納稅華人より之を負擔す

第九條　附則　本章程は本會成立の日より實行す、妥當ならざる所あらば大會にて來會者三分の二の決議を經て修改するを得但し修改意見書は一ヶ月前提出すべし（九、一）

日本新聞重要電報（大正九年八月中）

外交關係

▲共同調査報告　（北京特電卅一日發）支那政府は三十日尼港支那軍艦砲擊事件の共同調査を承諾し來れり支那側委員は王崇文陳復兩氏任命され王氏は既に尼港に達せる筈にて陳氏は二十九日出發せり（二日日日）

▲支那保全と日英　（倫敦電報廿九日發國際通信）下院に於いて外務次官セシル、ハームスウオース氏はスチュワート氏の質問に答へて曰く日英同盟更新の場合には支那に於ける門戶開放主義を維持するの原則を固執し又日英何れかの一國に於いて支那より優先的待遇を受けんが爲領土の一時的占領を爲すべからずとの點に就いては十分考慮すべしと（三日日日）

▲日支軍事聯絡撤廢　（三日北京特派員發）三日の閣議に於て日支軍事聯絡委員を撤退する事に決せり（五日東朝）

▲支那艦無罪聲明　（北京ロイテル特電五日發）支那政府は左の如き公式聲明書を發したり

支那政府は最近尼港事件中に於ける支那砲艦の絕對無罪にして同艦に對する非難は事實全く無根なることを確信す政府は對日親善關係を尊重し駐支日本公使の意見に從ひ該事件調査の爲め尼港に赴く日本委員と協力せしむ可く海軍部より一將校を指命したり二三の日本人を初め各國民の示したる證據中には同艦の時期中尼港に碇泊し居たる支那砲艦に累を及ぼすが如き言を一句も爲せしものなし故に該砲艦が暴行に參加したりとの件に對しては政府は何等其の形跡なしとの單なる理由に依り又區々之を隱蔽する必要

を認めず（七日時事）

▲湖南事件解決策　（北京特電六日發）湖南事件解決策として小幡公使は支那へ通牒を送りたるが要求條件左の如し

一、支那政府は日本公使に公文を送り遺憾の意を表すべし

二、支那政府が將來此種の事件を生じたる時は日本は自衛の處置を執るべし

三、加害の直接指揮官及將校を處罰し嚴罰を行ふ時は長沙日本領事を立會すべし

四、加害軍隊の上長官を處罰すべし

五、最高指揮官をして日本領事館に赴き謝罪せしむべし

六、射撃せられたる日本艦隊の司令官に對しても遺憾の意を表すべし

七、死傷せる日本人に救恤金を附與すべし

八、掠奪其他直接間接の損害を賠償すべし　（八日日日）

▲東支日本軍不撤退　（北京ロイテル特電八日發）小幡公使は東支鐵道沿線日本軍の兵數に關する支那交通部の質問に回答し過激派の脅威ある爲め撤兵不可能なる旨を述べたりと（十日時事）

▲聯盟參加準備　（北京特電八日發）駐米公使顧維鈞氏は政府に打電し最近ウイルソン大統領に謁見せしに大統領は十一月五日より瑞西に於て國際聯盟大會を召集するに決し日英米三國は代表を派遣する筈にて各國代表委員は三名を限りとなす支那も速かに委員を派し議案提出の準備せよと語れり支那は對墺條約調印に依り聯盟加入の資格あり政府は速に内爭を熄め力を外交に對し對獨條約調印拒絶と二十一箇條廢止に關する議案を適當の提時期に出する準備をなすべしと述べたるが北京政府は取敢ず顧維鈞氏に返電し徐總統の名を以てウイルソン大統領に

我支那は國際聯盟に對し終始誠意を盡するを以て今後一切の事件に關し米國の積極的援助を請ふ

との電報を送れり支那政府の代表委員は既電の如く顧維鈞氏に決定し他の一名は南方より王正廷氏を採り又三名となる時は陸徵祥氏を加ふべしと（十日日日）

▲犯人引渡の交渉　（北京特電九日發）支那政府は政變關係の人物の多くが公使館區域に潛伏し未だ一名も縛に就かざる爲外交團に引渡しを要求すべしとの議論多きも大總統の逮捕命令のみにては法律上の手續き完備せざるのみならず政治犯としては國際法上の保障あるを以て別に高等警察廳をして各人に政治犯以外の罪名（公金消費）等を付し然る後公然外交團に引渡しを迫る事に決定せりと（十一日日日）

▲支那撤兵要求　（十一日北京特派員發）支那外交部は公文書を小幡公使に致しポクラニチナヤ哈爾賓長春間の鐵道沿線に於ける日本軍の撤兵を要求し來れるが其理由とする所は支那は露國過激派の侵入に對しては從來兵を出して協力防禦に當り居れり今後共更に增兵して防禦を厚うする筈にて全く日本兵の駐屯を必要とせざれば支那領土より一日も早く撤兵せられたしと云ふにあり

▲對日反感昂まる　（十一日北京特派員發）徐樹錚氏以下の國事犯人保護に關する小幡公使の聲明は各方面の注意を惹起し日本に對する攻撃著しく高まらんとす或は之を機會に排日の言動盛行するに至るべし英米佛三國公使は日本を排斥せんとの魂膽より支那國民の心裡に迎合し國事犯人として保護する事に反對せる程なれば日本の行動に對して異議を唱ふべきは勿論なり表裏より種々の手段を以て對日惡感の挑發に努むべく支那側にても外交團の不一致に乘じ三國公使を利用して刑事上の犯罪關係を理由として正式に引渡を要求するに至るべしとの說あり問題の性質は國際慣例として明白なるも既に理由の範圍を超越し純然たる政治問題として惡用されつゝあるを以て今後面倒なる問題となるべく日支關係の上に面白からざる影響を與ふるに至るべし（十二日東朝）

▲支那側聯盟代表者　（北京ロイテル特電十日發）顧維鈞氏を國際聯盟の支那代表に任命の總統令發布せられたり（十二日時事）

▲日本に撤兵要求　（北京特電十一日發）尼港事件の結果去る七月三日日本政府が一時的に薩哈嗹州の一部を占領すること及後貝加爾地方の撤兵を爲す旨聲明し過激派の浸心するに備ふる爲め東支鐵道の哈爾賓フイフンが（哈爾賓より東露國との境）間哈爾賓長春間には從來の如く守備兵を配置する旨小幡公使より支那政府に通達したる所一箇月餘り經過せる本月七日に至り

外交部より小幡公使に向つて支那政府は既に過激派の自國内に侵入するに對して十分準備する所あれば日本兵の守備の必要を認めず故に速かに撤兵せられんことを希望すと要求し來れり(十三日時事)

▲小幡氏聲明非難　(上海ロイテル特電十三日發)　ノース、チアイナ、デーリー、ニュース紙の法律記者は小幡公使が國際慣例に準據して安福派領袖連を公使館内に匿匿保護せる行動を議論して曰く

斯る慣例は嘗て存したることあれども未だ嘗つて國際間の法律と見做されたることなし右慣例は外交代表者の官舍に治外法權を附與するといふ原理より生じたるものなれども十八世紀末葉より外交官々舍の斯る特權は外交使節團に外交上の公文書の獨立と神聖とに必要なる場合にのみ存するものなること明白に限定されたり小幡公使の論據は極めて薄弱にして公使館に附與されたる不可侵の特權の濫用なりと

同紙は又其論説欄に論じて曰く

小幡公使の行動の非法なることは暫く措くとするも小幡氏の擧は政治上より見て爭ふ可からざる愚擧なり列國公使館は各自國民に對して嚴正中立を維持せんことを命じ日本自らも亦日本及び日本國民は何等安福派員を援助せずと堅く言明せり小幡氏の論據は法律上薄弱なり

支那に對する無禮は之を看却す可からず前和蘭公使フラン、ブロックランド氏が張勳氏を隱匿せる時同氏が辭職を强要せられたるが如く小幡公使は不適任の人として其の地位を去らしむるは今を以て絶好の機會なりとす

若し此のことにして成らんか日本は其對支方針を改め小幡氏の如く軍閥の代表にあらずして善良なる今日の日本全國民の代表者たる自由主義の人を選拔するに至る可しと(十四日時事)

▲日本の對支通告　(上海特電十二日申報)　北京特派員の報ずる所に依れば日本の北京駐在東武官は支那政府に通告して曰く露四亞國境方面は撤兵すべき過激派は滿洲里方面に侵入して其狀態尚憂慮すべきものあるを以て從來此方面に派遣せし聯絡員及各種の機關は依然存置せざるべからずと一般支那人は之を以て日本が日支軍事協定取消を肯んぜざるものと解釋し居れりと(十四日日日)

▲會審撤廢の通告　(哈爾賓ロイテル特電十五日發)　信ずる可き筋より聞く處に據れば當地支那官憲は非公式に露西亞總領事に通告して曰く裁判事件あるに際し犯罪者が支那人たる場合近き將來此の裁判を露支會審衙門の管轄より除外して犯罪者を特別支那裁判所の手に引渡し其裁判所の組織は天津條約に從ひ事件の審査に資する爲め關係各國の代表の列席を許すこととす可しと之に對し露國總領事は斯かる方法は露支協定を破るに等しきものなりとの理由を以て非公式に抗議を申出でたりと推せらる(十六日時事)

▲海電處分　(上海特電十五日發)　支那側にて傳へらるゝ所に依れば來る九月十五日華盛頓に於て開かるゝ日、英、米、佛伊五國會議に於て奮獨逸所有の海底電信處分問題議せらるべし其內爪哇、上海間海底電信は支那に於て交通及商業上極めて關係重大なりとの理由の下に頗る注意を拂ひ居れるが北京政府の意嚮に依れば若し華盛頓會議の結果日本の管轄に移ることとならば支那は之に對して列國共同管理を主張すべく又米國の領有に歸せば米國に對し米支合辦を提議し又日米共有とならば支那も其內に加入を申込むべしと云ふ(十六日日日)

▲米議に排日陳情　(十五日青島特派員發)　米國議員團を迎へて熱狂的歡迎振を示したる山東省議會は其決議を以て日本排斥の爲め米國の援助を請ふ意味の長文の陳情書を呈せり其內容左の如し

一、參議院の決議せる山東保留案は徹底的に固執されたき事

二、米國の本領たる正義人道に依つて日支間不當條約の破棄に努力せられたき事

三、國際聯盟にて支那を援助せられたき事

四、米國は日英同盟に反對せられたき事

五、商業上米支提携に努力せられたき事

六、米支兩國事業及敎育の連絡に對し更に多く後援せられたき事

七、米國は支那に於て不足を感ずる物資を供給し吾人の日貨排斥の實行を援助せられたき事(十七日東朝)

▲露支通商交涉　(北京特電十五日發)　浦鹽政府商業委員ジュリアン氏は一兩日中に哈克圖より當地に到着する筈なるが其使命は露支兩國通商に關し支那政府と交涉するにありと、(十七日日日)

▲日本の對支回答　(北京特電十七日發)　小幡公使は昨日支那政府の

激派の侵入は支那單獨に防禦し日本の力を藉るを要せざるを理由とする東清鐵道沿線の日本軍撤退の要求に對する日本政府の回答訓電に接せり其内容は日本が沿海州に駐兵する以上側面の防備を完全ならしむる必要上東清沿線の撤兵は不可能にして且つ本年四月六日の浦潮各國高等委員會にて日本の東清駐兵の必要なることの諒解を得居れり云々小幡公使は今明日中に右の回答を外交部に提出す可しと

▲同盟繼續反對　（北京特電十七日發）　當地英米協會は目下來京中のエリオット大使に書翰を送り日英同盟繼續に反對する事を通告せり其理由は一、日本は人種平等を主張するも朝鮮人及び支那人は日本朝鮮滿洲等の諸所に於て其待遇日本人と大いに懸隔あり

二、滿洲は尚支那領土なるにも拘はらず日本は鐵道に及び各種の事業に日本人のみに一種の優先權及び不正當の特權を與ふ

三、日本は滿洲の鐵道沿線に永久的の兵營を建築し且つ常に不當の手段を以て他國の貿易を壓迫す

四、日本從來の對支態度は殆ど全部日英同盟の精神及び條文に違犯す以上の理由によりて支那在住の英米人は一致して日英同盟繼續に反對す（十八日時事）

▲徐樹錚引渡要求案　（十九日北京特派員發）　司法部にては徐樹錚氏以下の政治犯人を純然たる刑事被告と認め引渡を要求する案を作製し既に外交部にて研究の上國務會議に諮り正式に日本公使に引渡を要求すべしと

▲王氏尼港派遣　（十九日北京特派員發）　尼港事件調査の爲海軍部より員に委員を該地に派遣せるが今回更に外交部より參事王鴻年氏を特派することに決せり（二十日東朝）

▲湖南事件要求提示　（十九日長沙特派員發）　瀨川漢口總領事は過般の湖南事件に就き中央の命令に依りて湖南當局と交涉開始すべく來長せり事件の解決を見されば歸還せざる決心の由にて左の五箇條の要求を提出せり

一、加害者を處罰すべき刑の執行當時我領事及海軍將校の立會ふこと

二、加害者の監督長官の處罰

三、加害軍隊の最高指揮官は自ら長沙帝國領事館及軍艦に來りて謝罪すること

四、死傷者に對する慰藉金交付

五、掠奪に對する賠償（二十一日東朝）

▲三公使再抗議　（二十一日北京特派員發）　支那政府が露國に支拂ふべき關稅事件賠償金の支拂は七月以降一時中止する旨聲明を爲せること及び日佛三國公使が支那政府に對して抗議せるに對し支那政府より三國公使に宛て前回の聲明と略同樣の意味の回答を送附し來りしを以て三國公使は直に夫々再抗議を爲せり而して小幡公使の抗議せる文書の内容につきて聞く所によれば

前回の抗議を反復し最後に支那政府は從來露國に支拂ふべき償金を露亞銀行に預託し居りしが今回中國銀行及倫敦の銀行に預託することに變更したる由なるが一千九百二年の議定書に賠償金の預託銀行は關係列國の承認を經ざれば支那政府に於て任意に變更する能はざる旨決定し居れば右變更に不同意なりといふに在り（二十二日東朝）

▲露支通商拒絶　（北京特電廿日發）　ウエルフネ政府商業代表ユウリン氏は庫倫に滯在中なるが支那政府が之と正式に通商交涉を開始する事は對露通商を拒絶せる歐洲列國に取つて一大脅威なれば佛國公使コック氏は支那政府に對しユウリン氏との交涉を拒絶せん事を警告せり佛國公使の背後にはロマノフ朝を代表せる露國公使クダーシェフ公あり且各國共に反對なれば支那政府は遂に正式交涉をなさゞる旨を十九日庫倫の支那當局に訓電を發せり（二十二日日）

▲湖南事件對案　（二十二日長沙特派員發）　湖南事件に就ては中央及湖北督軍王占元氏より各委員を派して湖南當局と交涉を重ねつゝあるが我要求に對して會議の結果三段に別つて對案を決定せりと

其第一は我要求全部を拒絶すること理由は交戰團體の戰線には各國の商船は當然行く可からず然も被害の現場は當時段派の督軍張敬堯氏の管下にして若し責任を負ふべき場合は張氏に問ふべきものなり

第二は若し第一の主張を透す能はざる時は被害者に對して弔慰金及損害賠償を承認するも日本要求額以下に値切ること

第三は加害者及其上官の處罰は之を聽かず單に謝罪のみを承諾すること

▲支那拘束要求　（二十三日北京特派員發）　小幡公使が先日支那政府

に向つて聲明せる政治犯人九名の保護通牒に對し支那政府は二十五日小幡公使に宛て辯駁書を致し日本公使の現に保護されつゝある該九名の者は確かに刑事犯人に非されば何れ罪刑の決定するを俟ちて其引渡を要求すべければ其期間迄拘束を加へ逃亡せざるやう盡力されたしと請求し來れり(廿四日東朝)

▲徐樹錚引渡要求　(北京特電廿三日發)　昨日小幡公使が徐樹錚以下九名を政治犯罪人と認め之を保護す可しと聲明せるに對し支那外交部より昨日に至りて大體下の如き反駁書を小幡公使に送達し來れり

貴公使が保護を加へ居られる九名の者は政治犯罪人と認むるを得ず我司法部に於ては講究の結果刑事犯罪人としての證跡明瞭となり居れば後日追つて彼等の引渡を要求するが故に夫れまで之を保護し逃走するが如き無からんことを望むと(二十五日時事)

▲禍首引渡再拒絶　(奉天特電廿四日發)　北京公使に身を寄せたる九名の禍首引渡に就き過般張作霖氏等より當地官憲を經て我外務省に内談する所ありしも我外務省にては張氏の立場は諒とするも國際慣例且人道上保護は至當にして北京外交團も日本の措置を是認することなれば今更引渡に應じ難き旨を再び孫烈臣氏を通じて回答せりと(二十六日日)

▲尼港調査員急行　(北京ロイテル特電二十六日發)　尼港砲撃事件共同調査外交部委員王鴻年氏は二十五日夜北京出發浦潮へ急行せり

因に同氏は駐日公使館參事官に任命さるゝ事に内定し居りと(二十七日時事)

▲駐日公使決定　(北京特電二十五日發)　顧惟鈞氏の駐日公使は二十四日の閣議を通過し顧氏の同意を經て日本政府に紹介中なれば日本よりの回答あり次第發表さるべしと(二十七日日)

▲禍首引渡拒絶　(北京特電二十七日發)　徐樹錚氏以下九名の禍首引渡しの要求に對し日本側は政治犯を保護するは國際的友誼にして假に彼等に刑事犯ありとするも彼等が政治犯として受くる保護權に何等影響なきを以て支那政府が刑事犯として引渡しを要求するも日本は是に應ずる能はざる旨公文書を以て回答を發するに決し今明日中に外交部に送付せらるべし

▲聯盟提出條項　(北京特電二十七日發)　支那政府は國際聯盟會議開會期近づけるを以て是が準備に鋭意努力し代表として首席代表に擬し居れる陸徴祥氏が固辭する場合は顧維鈞、伍朝樞、王正廷三氏を派遣するに内定せり而して支那より聯盟會議に提出すべき問題は山東問題、日支協約、東清鐵道、關匪賠償金廢止、領事裁判權撤廢及西藏問題等なりと(二十九日日)

▲聯盟代表任命　(北京特電二十八日發)　二十八日の閣議に於て駐米支那公使顧維鈞氏駐關支那公使唐在復氏を聯盟總會代表に任命し且前廣東軍政府外交次長伍朝樞氏(伍廷芳氏の息)を南方よりの代表に任命せられん事を廣東軍政府に通告せり(二十日日)

▲五箇條の辨法　(北京ロイテル特電三十日發)　張作霖曾毓靳雲鵬諸氏集まり時局問題に就き左の五ケ條の辨法を決定せりと傳へらる

(一)國會自ら解散し新選擧法により第三期國會を召集す

(二)新内閣組織

(三)上海會議を取消し別に統一機關を組織す

(四)新内閣の財政計畫に稍々修正を加へて實行す

(五)財政を整理し軍費を節約す(一日時事)

▲辨法規定要請　(三十一日上海特派員發)　吳佩孚氏の保定に於て新聞記者との會見談要領左の如し

今回段祺瑞は定國軍と命名し十路に別ちて之を起し第一第二第三第四第五第六第七各路の出動せる外傍觀し居たりし各路軍隊の武裝解除の開始を命ぜるが最に吾等より提出せる六條件は命令を以て宣布して後曹張兩氏入京し具體的辨法を規定せんことを徐總統に乞へり具體的辨法の内容は左の如し

一、正式内閣成立前は一切の處置は軍政の範圍とす

二、速かに南北統一を圖り上海會議を撤回す

三、各督軍より公使團に對し軍事發生前に段と外人間に締結したる一切の借款密約條件等は無效の旨を正式に聲明す

四、速かに國民大會を召集し憲法を制定し選擧法を改修す

國民大會而して國民大會の要項は左記の如し

イ、國民大會と命名す

ロ、國民自ら主催するの形式にて官廳より監督するを得ず以て官憲政客の操縱するを避へ

ハ、國民自ら統一善後策憲法制定選擧法改正其他重要問題を決定して他よ

り破壞の口實を得さらしむ會員は全國各縣の農工學各會より各一人を選舉し然る後全省集まり其五分の一を選定し上海又は天津に出會して開會す

ニ、監督は各省農工商學各會會長相互監督とす

ホ、期限は三箇月以內に成立會を開き六箇月以內に各項を議決して閉會すへ、各省總會縣分會等を會場に使用す

ト、經費は總會は各省より分會は各縣より支出す

以上は大綱に過ぎすして開會催促と成立とは國民より運動すべし云々

と吳佩孚氏の意見中央に大いに勢力を有するに至り一般國民の歡迎すべき上記の電報は其實行には實際上極めて困難なるも而も尙有力とならん

（一日東朝）

▲天津會議內容（三十日天津特派員發）曹錕張作霖兩氏は近く開かるべき天津督軍會議のため二十九日午後十一時曹化圖にて直隸省長曹銳鎭守使曹錕趙玉珂前綏遠部統潘矩楨奉天軍第二十八師長汲金純同第二十九師吳俊陞同第二十七師長張作相暫編奉天軍第一師長張景惠及國參謀連に江蘇督軍李純氏代表江西督軍陳光遠氏代表湖北督軍王占元氏代表等を召集し豫備會議を開きて左の決議をなせり

一、馬厦氏の率ゆる邊防軍第二師を改編すること

二、徐樹錚實權縮手恩浩等を罷免に處すること

三、段祺瑞は國家に大功ありし人物なれば張曹陳等と協力して彼の面目を保持せしむること

四、軍制を廢し全國を四大軍區に別ち第一軍區張作霖第二軍區曹錕第三軍區李純第四軍區陸榮廷を軍區長とし國內の兵數を六十師團となすこと

五、南北妥和經費を任命し速かに和議を決定すること

六、張作霖曹錕は協力して張景惠吳佩孚二人を適當の官職に就かしむる樣裏議すること其他數件を協議し十二時半閉會し午餐に移りたるが午後四時頃曹錕張作霖兩氏は別室にて何事か密議せりと云ふ曹省長は各縣知事に徐樹錚の逮捕を嚴命し之を總捕せる者には五萬元を賞與すと云へり

（一日東朝）

▲天津會議別報（三十日北京特派員發）段祺瑞の辭職並に徐樹錚の逮捕に關する命令既に公布せられ段派に對する處分は茲に一段落を告げたり曹直隸督軍は二十八日天津に到着し張作霖と會見時局の收拾に關し協議を重ねつゝあるが各省代表者も參加し二十九日には所謂天津會議に於て左の如き事項を決定せりと傳へらる

一、國會問題國會の解散を實行し第三期の國會は新選舉法に依るか舊選舉法に依るか臨時の裁議を俟つ

二、內閣問題新前總理を以て組織せしむ

三、和議問題上海會議を取消し別に統一機關を設く

四、裁兵問題新內閣の計畫せる案に修正を加へ執行す

五、財政問題舊債を整理し軍費を節減す（一日東朝）

▲張作霖關稅差押（三十一日北京特派員發）營口駐在の日本領事より三十日附小幡公使への來電に依れば張作霖氏は史紀常道尹を通じ營口支那官憲に向つて關稅及鹽稅鹽稅の差押方を命じたり因に營口に於ける關稅兩稅は從來中國銀行及橫濱正金銀行の兩支店にて管理し來りしものなれば又一問題たるを免れさるべし

▲安福派財產沒收（二十一日奉天特派員發）曹錕吳佩孚兩氏は數日前の保定會議に於て安福派首領及同派一般黨員の財產を沒收し以て今回戰亂の罹災民を救助せらるべく政府に提議することを決議せる由にて其財產沒收高は數千萬元に上る豫定なりと因に保定に抑留されたる曲同豐氏は銀三十五萬元の銀行預金證書を提供し贖命金となし直隸軍にては之を軍費に振當つる計畫なりと（二日東朝）

▲元兇逮捕懸賞（北京ロイテル特電三十一日發）公使館區域の各出入口には何れも昨日以來十數名の步軍統領の憲步兵及び私服探偵等警戒し今朝元兇十名の寫眞を同場所に揭げ若し公使館內より是等の元兇の逃れ出づる場合には直に捕縛せんとなし居れり

元兇中徐樹錚には三萬圓其他の九名には二萬圓の懸賞を附し居れり（二時日事）

▲奉軍北京常置（一日奉天特派員發）張作霖氏は徐總統の反對を顧みず今回奉天軍の出動を好機會とし自己の勢力を中央に扶植せしむる爲めに奉天軍の一部を北京に常置せしむる目算を立て奉天に於ては其補充の爲め目

下幕兵中なり奉天軍出動以來再三に亙り巨額の軍費を輸送したるが右は北京天津に於て張作霖氏が强制的に奉天紙幣を流通せしめ居る結果にして三十一日又奉天紙幣五十萬元を輸送せり尤も紙幣濫發に拘らず省外輸出の影響を受け奉天省内の金貨は忽ち暴騰し目先尚幾分の强味あり

▲福建攻撃準備（二日上海特派員發）廣東に在る陸軍陸戰隊は前週に於て既に總司令林葆懌氏より臨備動員の命に接し軍容を整へ汕頭に向け出發の命を待ちつゝあり福建攻撃の目的にて在廣東の軍艦も同樣なりと（三日東朝）

▲周樹模同意案撤回（二日北京特派員發）新内閣は靳雲鵬氏を總理に復職することに決し國會に提出中の周樹模氏同意案は撤回されたり命令は三日發表さるべし

▲靳雲鵬歸京（二日北京特派員發）靳雲鵬氏は二日夜天津より歸京せり徐總統より使者を以て氏の復職を懇請し歸京を促せる爲にして張作霖氏は三日入京すべく曹錕氏のみは多少遲れて上京すべしと

▲北方和議督促（二日上海特派員發）南方の領袖等は北京政府より電報を受けたるが南北の和議重大にして時機今や到れり協議進行を計られたしとあり且北方總代表更迭に就て意見を徵し來れりと徐總統は國民大會說に贊成せず代表を更迭して和平會議の復活を嘱望し居れりと傳へらる

▲南方海軍歸順（二日上海特派員發）支那海軍の統一されたる重なる原因は海軍總長薩鎭冰氏と南方海軍總司令林葆懌氏と師弟の關係にあり北方海軍代表林葆懌氏の斡旋勞めたるに依る者にして林葆懌は協議を遂げて厦門より其案を提へ北上せり條件は唯停滯中の南方海軍經費を北京政府より貰ひ受けるといふに過ぎざるも然も廣東の軍艦が北方に赴かざるは未だ中央に正式政府成立せざるに依る兎に角今後北方の艦隊總司令藍建樞氏と海軍部と協議の後何分にも實行すべしと（四日東朝）

▲福建攻撃の計畫（上海國際特電二日發）莫榮新、林葆懌、陳炯明、方聲濤の諸氏聯合して福建督軍李厚基氏を攻んとすとの報に接せるより李厚基氏は昨日督軍省にて緊急會議を開きその防備に就き協議せりと廣東方面の報道に據れば福建攻撃の計畫は先づ陳炯明心腹の憂ひを除かんとするにありて先づ陸榮廷氏の意見を求めしに陸氏は陳炯明氏に電報し協同して攻撃するを以て若し戰利あらずば大軍を率ゐて攻撃すと言明し期限を附して返電をたりと云ふ

▲廣東政府の要求（上海國際特電二日發）廣東軍政府は一日薩鎭冰氏に電報し段祺瑞氏を處分しその孤島に幽閉するを求め又直隸、奉天兩軍の要求六箇條の外三箇條の要求を爲せり

（一）安福俱樂部及び國會の解散

（二）曹汝霖、陸宗輿、章宗祥、倪嗣沖、王揖唐を逮捕處罰すること

（三）賣國の徒の家產を沒收し國債を償還すること（四日時事）

▲李純議和全權（三日北京特派員發）三日の閣議に於て王揖唐氏の北方議和總代表を免職して江蘇督軍李純氏を北方議和全權たらしむる事に決定せり

▲安福派解散令（三日北京特派員發）三日附大總統令を以て安福俱樂部の解散を宣布し京師衞戍總司令步軍統領京師警察廳に命じて解散を實行せしめ隨て逮捕命令を發せる以外の黨員は内亂に附和せる證據なき限り追及せず又各省の安福派支部は地方長官に命じて一率に解散せしむる旨公布せり（五日東朝）

▲曹張遽に上京す（天津特電五日發）今朝莫乃寬及び蔣行殿の兩氏來津し曹張兩氏の上京を促し其結果兩者は遽に上京することゝなり張作霖氏は午後一時十五分何恩林氏と共に護衞兵百餘名を從へて上京せり（六日時事）

▲薩代理總理辭表提出（五日北京特派員發）薩代總理は靳雲鵬氏の就職決定せるを以て五日代理總理及海軍總長の辭表を提出せり

▲軍政府取消決定（五日廣東特派員發）廣東軍政府は國内の統一を期する爲來る十月一日の國慶紀念日に軍政府を取消すに決したるも各官吏に對しては既に此旨を通達し且將來行賞の場合に資する爲各自の履歷書を提出すべきことを勸告せり、七日東朝）

▲張曹兩氏謁見（五日北京特派員發）張作霖曹錕兩氏は五日前後して徐總統に謁見し今回の事變に對する心事より天津會議に亙りて陳情し總統の諮詢に答復する所ありたるが兩氏共時局に對しては調停者の態度を持し意見全然一致せる由にて謁見の際共に新國會の解散及吳佩孚氏の主張に係る國

民大會招集を極力主張せりと(七日東朝)

▲李督辭表提出　(上海特電六日發)　南方海軍總longrightarrow派は屢福建督軍李厚基氏に警告を發し段派との提携を批難しつゝありしが李厚基氏は最近北京政府に對し辭表を提出せりと

▲靳雲鵬氏五日入京　(天津特電五日發)　靳雲鵬氏は張作霖曹錕兩氏の入京後五日午後五名の警衛兵を隨へて上京せり(七日日日)

▲軍政府態度決定　(廣東特電六日發)　李純氏北方總代表任命の報告に關し軍政府は直に協議したる結果軍政府は直隸派と和平會議を復活することに決定し南方總代表たる温宗堯氏は直に上海に向け出發すべしと(八日日日)

▲總督府會議內容　(七日北京特派員發)　七日午後總統府に特別聯合會議開催せられ徐總統以下閣代理總理、張作霖、曹錕、靳雲鵬、田文烈、張志潭等の諸氏列席時局に關する重要問題を討議せり其內容は

(一)第二回懲罰問題、(二)內閣問題、(三)新國會解散問題、(四)國民大會召集問題

等にして一二は決定、他は引續討議を爲すことに決せり懲罰問題は成る可く少數の範圍に限るべしとの徐總統の希望あり江蘇督軍の報告に基き同志を煽動し謀叛を企てたりとの理由を以て王揖唐を逮捕し法廷に交付し處罰する事、內亂に附和せる邊防軍第一師曲同豐第三師長陳文運、第九師長魏宗瀚、第十五師長劉詢、張樹元を陸軍部に交付して軍法に依り處罰する事、及安福派幹部六名に對し處罰命令を發表すること

に決せり新總理の任命は愈八日發表さるゝ筈にて閣員の顔觸れも略決定せるを以て是亦一兩日內に發表さるべし

▲軍政府和議督促　(上海特電八日發)　廣東軍政府は北京政府に對し軍政府の憲法は元段祺瑞氏に對するものにて實國賊に對する一の對抗手段なり然るに今や天直隸兩軍共に起つて實國賊を撲滅したるを以て南方の目的既に達す今後の和議は容易なるべし至急南北統一を圖れと電報せり是に對し曹錕張作霖兩氏は返電して曰く既に李純氏を以て北方總代表とせり速に温宗堯氏を派して李純氏と結合せしむべしと

▲南方派杏氏承認　(廣東特電八日發)　軍政府は曹錕、張作霖、吳佩孚氏等直隸派七首領より王揖唐氏を歡迎し李純氏を北方總代表に推薦せる旨電報を接受せり右に付軍政府は李純氏を北方代表として承認すべき旨非公式に返電せり

▲軍政府和議條件　(上海特電十二日發)　香港來電に曰く廣東軍政府は愈江蘇督軍李純氏の北方總代表を承認し同時に人を上海に派して唐紹儀氏に總代表の事務引渡しを督促せしむべく分代表は元の儘なるが和議條件左の如し

(第一)日支條約を廢棄し(第二)民國六年六月十三日以降舊國會が決議したる諸條件を承認すること　(第三)各省自主期間其の軍政費を承認すること(第四)南北統一後軍民分治を實行し(第五)各省軍民長官等にて國家の爲戰死せる者に賞を加ふること(第六)安福派首領の官職を褫奪すること

▲靳閣劈頭の難問　(北京特電十日發)　國民大會召集は靳內閣が劈頭に於て解決すべき大問題なるが徐總統曹錕、張作霖氏等の間には約法に牴觸するとの理由に依り吳佩孚氏を抑ゆることに略理解を得たるも一般の輿論は國民大會に贊同し既に國民大會速成會の組織計畫等あり一方今回の戰爭に大功ありし吳佩孚氏の面目を潰す能はざる關係もあり何とか始末せざる可からず而も吳氏の主張が約法に衝突するは國民大會に憲法制定權を與へんとするの一個條なるを以て折衷說を採り國民大會をして新憲國會の處分及正式國會の選擧法を議決せしめ憲法制定は來るべき正式國會に讓らば非法の譏を免れ却て北東兩政府が國會の處分に副し居るを救ひ又正式國會の改造を圓滑ならしむる事由あり南北統一に貢獻すべしとの議論起りつゝあり唯政府としては國民大會の召集が或る勢力の利用する所となり一層時局を紛糾せしめ過激的色彩を帶ぶる事なきやを慮れ尙研究中なりと(十二日日日)

▲靳氏の就任挨拶　(北京特電十日發)　國務總理に特任されたる靳雲鵬氏は十日午前十時國務院に於て職員一同と會して予は諸君と一別以來二箇月に及べり此間重任總統の命令及各方面の勸誘とに依り出でゝ內閣を組織する事となれり今や戰事初めて平ぎ諸般の政務整頓を待ち各項の善後均しく緩うす可からず諸君の協力を得て此難局に當る事を得ば獨り予のみならず國家に裨益する所鮮からずと挨拶したる上全國に向ひ就職の通電を發せり(十二日日日)

▲國民大會　(北京特電十一日發)　徐總統は吳佩孚氏の意見書を內務總

長張志潭氏に交付し審かに其利害得失を研究し國内の現狀を斟酌したる上意見を纏め國務會議に提出して最後の決定を爲すべしと通告せり(十四日日日)

▲張作霖時局談　(十三日北京特派員發)　張巡閲使は十三日午後奉天會館に在北京日本記者と會見し約一時間に亙りて時局に關する談話を試みたり總裏頭に麻の粗服を纏へる所一見素朴な田舍翁其儘なるも眼光流石に人を射る氏は曰く今回出兵に就ては種々揣摩され居るも予は最初より出兵の意思を有せず徐總統も段祺瑞も共に恩誼ある予の先輩にして予は北洋派の内訌を遺憾とし之を調停する爲盡力せるも遂に失敗に終れり予は當時尚戰意を有せず段派は種々の手段を以て予に危害を加へんとすること明白となれるを以て奮然蹶起せるものなりと出兵の理由を復習手段に歸するものと直截に說明し次で東三省に於ける日支親善の功績を說き今後も日本と提携して其親善を圖るに努力すべしと如才なく日支親善論を高唱せり中央の政局に就ては一に徐總統と新總理の手腕に信賴し予は一個人としては何等意見なし南北和議も近き將來に於て成立すべしとて多くを語らず巧に質問の矢を外せるも吳佩孚の主張せる國民大會に就ては頭より問題にならずと斷じ是れ支那の現狀よりして事實不可能なるのみならず斯の如き方法を採用せば遂に過激化するに至るべし吳佩孚の主張は一部政客並にアニー(米國公使館書記官)アンダーソン等米人の入智慧せるものなり予は屢吳佩孚と議論し常に說破せるを以て國民大會問題は最早消滅せり曹督軍にも斯る問題に異見あるべき筈なしと大氣焰を上げ眼中督軍吳佩孚なきの概を示せり氏は更に政治犯人保護の日本の聲明に言及し假令日本公使館にて保護を加へ居るとするも敢ら之を聲明する必要なかるべし聲明の結果却つて支那人心に惡影響を與へ日本に對する反感を昂むるに過ぎざるべし從來排日運動の陰には外人ありとせられたるが再び彼等に利用せらるゝ機會を與ふることゝならざるか何故日本が斯の如き下らぬ聲明を爲せしか予の解釋に苦しむ所なりと言外に日本の措置に不平を洩らせり氏は更に督軍更迭說を否認し倪督軍のみは辭表を提出せるを以て早晩更迭さるべく尚今回の事實に關し入關せる奉天軍は約七萬に達せるが其內三萬を駐め京畿の守備に充て他は兩三日來既に引揚を實行しつゝある旨を語り最後に近く日本に赴き多年の希望を達したしと愛嬌を撒けり(十五日東朝)

▲福建廣東遂に開戰　(廈門聯合通信社十四日發)　福建厦東の兩省間に戰闘勃發せり福建省側は軍閥安福派を援助し廣東省側は北京現政府に忠順を表し居れり兩省の軍隊間に激戰行はれ廣東軍は二十八哩を前進して大埔を占領せりとの報あり(十六日時事)

▲奉直兩派乖離　(十五日北京特派員發)　段派を倒せる直隸奉天兩派は新局面の開幕早々利害を異にし意見の疎隔を來しつゝあり是は內閣組織の跡に就て見るも張巡閲使の意見のみ行はれて直隸派は全然疎外されたるの感あり卽ち反對甚だしかりし葉恭綽氏の入閣せるも一に張氏の支持に依る者にて新內閣は大體に於て奉天派の色彩濃厚なりと云はざるを得ずされば直隸派は內閣問題よりは手を引けり是れ第一に奉天派に宜からざるの結果にして次で吳佩孚氏の國民大會召集の主張も張巡閲使の爲葬り去られたり斯くて戰勝の功は張巡閲使一人に歸し直隸派は毫も利益なければ內心平かならず今後の問題は少くとも張巡閲使吳佩孚氏の關係にして而も張氏の眼中吳佩孚氏なく獨斷擅行せんとするに對し飽迄民主々義を固執して將來の立場を開拓せんとする吳佩孚氏とは主義思想に於て兩立せず吳佩孚の北京を去つて鄭州に赴けるは奉天派に對して新に謀策する爲なりと傳へらる直隸派は目下軍事交通の權利を確實に掌握する目的より各鐵道局長の椅子を要求しつゝあり尚兩派の爭奪は之のみならず山東督軍の地位も力爭の焦點たらんとす斯くて兩派關係の前途には幾多の暗影あり最早乖離は避くべからざるものとして注目されつゝあり(十七日東朝)

▲靳內閣裁兵實行　(十八日北京特派員發)　靳內閣は第一期裁兵計畫として邊防軍第一師、第三師及第十五師の全部邊防軍第二師(馬良)中數四北邊防軍四個混成旅中の三個旅、張敬堯の四個旅及吳光新の六個旅全部を裁撤する事に決し大部分は既に實行せり更に第二師に於ては各省を通じて一律に二割の裁兵を實行すべしと(二十日東朝)

▲行政整理公布　(北京特電十八日發)　大總統命令を以て冗員を淘汰し冗官を廢して經費の節減を計る旨公布せられたり同時に左の如く任免更迭行はれたり

財政次長張弧氏　幣制局總裁に轉任△直隸省財政廳長汪士元氏　財政次長に任命△王章祐氏　教育次長に任命△海軍司法及內務三次長　留任△外交陸軍次長　未定

▲裁兵自から實行さる　（北京特電十八日發）　安徽派軍隊は敗戰の結果殆ど解散せられし爲斯總理從來の施政方針たる裁兵計畫は自然實行されたり卽ち既に裁撤せられたるもの左の如し

邊防軍第四師團、第三師團、陸軍第十五師團、西北邊防軍四混成旅團の內三混成旅

而して目下裁兵進行中のものは邊防軍第二師團の五旅（師團長馬良氏）張敬堯氏の二師團、四旅團及吳光新氏の六旅なり（二十日日）

▲福建攻撃眞相　（二十日上海特派員發）岑春煊氏は江蘇督軍李純氏に電報を送り福建督軍李厚基氏に對して今回の出兵は專ら陳炯明に對するものにて李厚基氏を攻撃するものにあらずされば諒解あるならん事を望むと聲明せんとを依頼したりとの之により李純氏は李厚基氏と稱交ある山東出身の軍官某を李厚基氏の許に派したりとの說あり是恐らく福建攻撃の眞相ならんと觀測さる南方海軍の北方歸順は不足軍費全部支給各將校の現地位承認今後任意に廢任せずとの條件にて續れり歸順實行は北方の大局稍定りたる上と決定せり

▲曹錕三巡閱使　（十九日北京特派員發）　四省經略使の制度を廢止し之に代ふるに直隸山東河南三巡閱使の官制を設置し曹錕氏三省巡閱使に任命せらるゝ事に十九日の閣議にて決定せり（二十一日東朝）

▲李純氏の和議方針　（上海特電二十日）李純氏は靳雲鶚氏に對し和議に關する左の密電を發したりと

第一　和議は此際に乘じ成功せしむべく從來の順序を以て進行すべし

第二　各省議會省會より各一名の代表を擧げ和議に參與せしむべし

第三　溫宗堯氏の南方代表たるを承認す

第四　外交團に通告し孫文唐紹儀氏等の借款に應ずること無からしむべし是雲南四川方面に有力なる一勢力を構成せざらしむる爲なり

第五　地點を天津に移すを以て和議進行に容易ならん

第六　中央と四川雲南との意見疏通の內容を示されん事を乞ふ

▲海軍統一有望　（上海特電二十日發）　南北海軍統一問題に就き數回の會合を重れ交涉順調に進行せるが最近海軍總長薩鎭冰氏は南方の提議にかゝる

（第一）南方海軍全部の軍資缺乏を補ふ事（第二）各軍の將校を昇級せしむる事（第三）任意に淘汰罷免せざる事

の各條件を承認すべき事を西南海軍總司令何品璋氏に回答し來りしを以て南方海軍代表林葆懌氏は之に對し頗る滿足の意を表し北方の大局稍定まるを以て愈々南北海軍の統一をなすべき旨を答へたり（二十二日日）

▲李純休暇を求む　（北京ロイテル特電二十日）　北方總代表李純氏は政府に對し空然病氣の故を以て一箇月の休暇を請ひ且つ其の間第六師長曹雲元氏をして南方帝春煊氏の代表文群氏と和議の交涉に當らしむる旨通電し來れり政府は之を怪しみ目下調査中なるが政府側にては直隸派は積極的に勿論別行動に出でんとするものなりと解し居れり政府は近く李純氏を三省（江蘇、安徽、江西）巡閱使に任命す可しと（二十二日時事）

▲重慶非常會議　（二十一日北京特派員發）　雲南來電に依れば李烈鈞氏は一先づ貴陽貴州省城を經て十五日重慶に到着同地に於て非常會議を開き岑春煊氏の補欽として貴州督軍劉顯世氏を政務總裁に推薦すると同時に總統反對の宣言を決議せり尙該國會議員四十名雲南より重慶に向け出發せりと（二十五日東朝）

▲靳內閣財政方針　（二十三日北京特派員發）　靳內閣は施政上の三大方針として財政の整理裁兵計畫及和平統一の實行に力を注ぎつゝあるが就中財政の整理を以て急務と爲し左の計畫を定めたり

第一、支出を節減すること八年度豫算案中中央の政費のみに就きて見るも支出は每月一千三百萬元に達し收入僅かに五千萬元にして八百萬元の不足を生じ居れり是が爲不要の機關を廢し冗員を淘汰し約百萬元を節減を爲すと共に裁兵實行に由り每月臨時軍事費及經常費四百萬元を節減して收支の均衡を得せしむること

第二、中央の未拂額を精算すること中央より各方面に支拂ふべき經費八年六月迄に約六千萬元中國交通銀行其他の銀行より立替へたるもの約五千萬元及內外各公債の支拂ふべきもの一億三千萬元總計二億七千萬元に達せり目下の財政狀態に於て到底整理する能はざるを以て緩急を辨別して整理することゝし軍費政費は每月額を定めて支辨し公債票國庫證券を以て一時の急を凌ぎ財政整理を俟つて全部を淸算すること中國交通の銀行に對しても若干額宛償還せしめ紙幣の價格を引上げ市場を維持すること是が爲に要す

る一千萬元は外債に據るか內債に據るが臨時議定に俟つ
第三、稅種を整理すること(一)各地方より中央に遡るべきものは今後規定通りに送付し再び截留するを許さず(二)釐厘加稅を實行すること(三)金融を整理し幣制を整理すること(四)新稅を推行し舊稅を整理すること(五)國家地方行政を區分すること(六)實業を振興し利源を開發すること

▲國民大會策進會（二十三日上海特派員發）國民大會策進會は二十一日午後二時より中國青年會に於て創立會を開き八十三團體の代表二百七十七名出席したり策進會の趣旨は國民の自動的精神を策勵し國民大會の進行に努力す其の方法は廣く國民大會に對する意見を徵し而して國民大會を多數の意見に依り實現せしむることに努力す其の範圍は武人官僚議員は今次の國民大會に混入せしめず絕對に嚴格主義を執り國民大會をして純粹の民意に準據せしむとの宣言を發表せり(二十五日東朝)

▲政府李純慰留（二十四日北京特浦員發）江蘇督軍李純氏が北方和議總代表を辭すると共に一箇月の病氣請暇を申出たる事は南北妥協の困難なる內面的事實を語るものとして注意を喚起せり政府は折角復活の緒に就ける和議を頓挫せしめん事を恐れ李氏の辭職を許さず特に交通次長徐世章氏を派遣し慰留せしむる事となりたり(二十六日東朝)

▲陳炯明汕頭入（二十四日香港特派員發）陳炯明軍左翼は汕頭占領後廣西軍の殘兵僅に五百揭陽に退却せしを追擊して以來普寧一帶既に廣西軍の影を止めず陳氏は二十三日汕頭に入れりと又右翼は五華縣より西方老龍司を陷れ龍川に迫らんとしつゝあり(二十六日東朝)

▲廣東軍惠州攻擊（香港電派二十五日發）廣東香山縣に救國第二軍組織せられ李春煊、陸榮廷、莫榮新氏に關する復辟の罪を列擧したる討伐の檄文を發せり陳炯明軍の進擊に對し惠州方面の防禦を嚴にする爲陸榮廷氏は偉榮昌氏をして兵三十營を率ゐ急遽廣東に向はしめたり
（廣東特電廿六日發）廣東軍總司令陳炯明氏兵を擧げて以來救粵軍各所に蜂起し以て陳軍に策應したるより陳軍は更に後顧の憂ひなく目下一擧惠州城を以て總攻擊を開始すべしとの命令を下せりと云ふ
（廣東特電廿六日發）廣西派は護國軍第一軍司令馬濟、第二軍司令林虎、第三軍司令沈鴻英、第六軍司令劉達慶、第四軍司令劉志陸諸氏五箇軍團を以て海豐、惠州、河源、龍川和平の各縣及廣東潮循道等の第一防禦線に據り馬濟氏總司令となり惠州を死守する筈なり(二十七日日日)

▲陳軍惠州を包圍（上海ロイヤル特電廿六日發）陳炯明の軍は四方より惠州を包圍し廣西軍と二十三日より激戰を起し廣東方面より運日兵を惠州方面に送るもの頗る多數なり又雲南軍の廣西に入れりと聞き陸榮廷の兵の廣東に來らんとせる二十營の兵は途中より引返せりと、二十七日時事

財政經濟其他

▲曹錕借款を申込む（北京特電三十一日發）曹錕氏は直隸省の官有地を抵當として五百萬元の借款を米國及び英國に申込み既に五十萬元は英國より交領せり(一日日日)

▲獨財抵當の借款（北京特電五日發）徐總統は直隸奉天兩軍の軍費及各般の政費に充つる爲慧獨逸の財產を抵當として二千萬元の新借款を米國資本家に申込み殆ど成功しせが米國側は金額を一千萬元に減ぜんことを希望しつゝありと(七日日日)

▲米國議員歡迎（上海特電六日發）唐紹儀、孫文、伍廷芳氏等軍政府重要人物中心となり上海パン、パシフィック、アソシエーションに五日飛來國議員團一行の歡迎會を開き其席上孫文氏は約一時間に亘り左の演說を試み頗る注意を惹きたり
民國政府成立以來今日程混亂狀態を呈せる事なし其原因一に日支二十一箇條にあり當時袁世凱は日本に對し支那國內に日本軍隊を送らんことをきへ要求せり爲に日本は朝鮮滿洲の日本人保護を名とし二個聯隊を送れり爾來支那は事實上獨立國の資格を失へり歐洲戰爭始まるや當時の上海日本總領事は特に予の宅を訪問し支那をして協商國側と行動を共にすべく予の盡力を希望せりされど予は支那は飽迄嚴正中立を保つべく答へたり何んとなれば支那若し大戰の渦中に投ぜば支那は必ず日本に征服さるゝと信じたればなり然るに北京政府の一部は日本と提携し日本軍人の勢力を引入れて自己の勢力を扶殖せんとするの計畫あり此儘推移せば支那の滅亡は免かれず遂に予は斷然支那を南北に二分し北方に宣戰を發せり然らずんば支那全體が

流出の禁止中なるより和蘭に交渉することゝなり本契約調印と同時に五分の一を前渡することゝなり居たり總額五千萬グルデン（一グルデンは我八十錢乃至一圓位）にして其他契約の本質は第一回の龍溪借款と同樣なりと（廿九日東朝）

▲直隸省の大飢饉（天津特電三十日發）直隸一帶は降雨なき爲農作物の收穫見込みなく山間部殊に甚だしく多數の農民は將に飢餓に頻しつゝあり農民は止むなく農作用の牛馬を屠りて之を喰ひ或は之を賣拂ひつゝあり爲に目下牛馬の價大いに下落し大なるものにて二三十元騾馬の如きは六七元鷄家鴨の如きは一元にて七八羽の有樣なり之に反し米麵の價騰貴せる爲多數農民は木根草實を喰ひ居れる慘狀目も當てられず又彼等は幼兒を停車場に抱き行き收容し吳るゝ人を搜め居り甚だしきは小兒を賣買する者續出しつゝあり督軍省長は各縣に命じ救濟策を講じ居れるも被害區域廣大なる爲救濟する能はず細民の他地方に移住する者日に增加し既に萬を數へ東三省に活路を求めんと北上しつゝあり此慘害は山東河南兩省にも及び居れりと（卅一日日日）

寄贈書目錄

宮城教育	二七二號	其　會	大橋圖書館第十八年報
貿易通報	一五九號	大阪商業會議所	コルクニ關スル報告
政　友	二四五號	政　友　會	月　報
通商公報	自七五至八六號	外務省通商局	地學雜誌
調査時報	自五至六號	南滿鐵道會社	大陸工報
帝國鐵道協會會報	七號	其　會	日華公論
紡績界	七號	其　會	統計年報
滿蒙經濟時報	九二號	奉天商業會議所	月　報
貿　易	自九一三號至九一七號	其　會	東洋時報
東洋經濟新報	自九二四號至二一二號	其　社	鐵業時報
Hemld of Asia		Herald社	日本及日本人
奉　公		其　會	東方時論
朝鮮及滿洲	一五九號	其　社	財政經濟時報
			滿蒙實業彙報
			同　報
			南滿鐵道會社營業一班
			化學工藝
			月　報
			新公論
			報　德
			地學雜誌
			學　鐙
			國民經濟雜誌
			商工時報
			法學論叢
			南洋協會雜誌
			大　陸
			三田評論
			水產界
			海外情報

八年七月		同圖書館	
九年六月		農商務省	
自三一號至三二號		青島漁業協會	
三八一號		其　會	
七五號		興亞技術同志會	
九月號		其　社	
十月號		小樽商業會議所	
二三回		名古屋商業會議所	
一五八號		其　社	
二六四號		南滿鐵道會社	
五〇號		政　敎　社	
七九三號		其　社	
一〇號		其　社	
一〇號		滿蒙研究會	
六三號		大日本紡績聯合會	
三三六號		南滿鐵道會社	
九號		其　社	
一三九號		小樽商業會議所	
一〇號		其　社	
一〇號		其　會	
七號		中國地學會	
九號		丸善株式會社	
四號		其　社	
一〇號		京都法學部	
四號		滿蒙研究會	
九號		南洋協會	
一〇號		其　社	
二七九號		其　社	
四五七號		大日本水產界	
二一號		倘行社	

一資本金　一億圓（內拂込濟六千壹百萬圓）

一積立金　五千萬圓

橫濱正金銀行

電話　特四三〇〇番　特四三一〇番　特四三二〇番　特四三三〇番　特四四〇四番（宿直用）

支店　出張所

（東京、大阪、神戶、長崎、倫敦、里昂、紐育、桑港、ロスアンゼルス、布哇、シドニー、孟買、カルカツタ、香港、上海、青島、濟南、漢口、天津、北京、牛莊、旅順口、大連、遼陽、奉天、鐵嶺、安東縣、長春、哈爾賓）

此外內外樞要ノ地ニ代理店有之候間爲替、荷爲替、信用狀其他內國手形割引、貸付、保護預等御便宜御相談可仕ニ付御都合次第御來談被下度候

「會餘錄」提供

會餘錄ハ明治二十一年ヨリ同二十六年ノ間ニ亞細亞協會ニテ刊行シタル珍書ニシテ、第二集ヨリ第十五集ニ至ル十四册取揃ヘタルモノ僅ニ數部アリ、依ツテ特ニ之レヲ同好ノ士ニ頒ツ、其内容大略次ノ如シ

第二、集　目次　大久保公家傳附石版肖像祭胡文忠公文

第三集　目次　山田長政實紀附石版肖像竝戰艦圖及記

第四集　目次　明使徽秀吉文（寫眞石版）金忠輔小傳　水土難輯

第五集　目次　高勾麗古碑文（寫眞石版）

第六集　目次　虢季子曰盤銘臨本（寫眞石版）同考釋　老松堂行錄　會餘唱酬

第七集　目次　臨海君謝狀（寫眞石版）夢窓國師碑銘　江亭記跋　日支交際概略

第八集　目次　林則徐墨跡　林則徐事略　西征日記

第九集　目次　贈專使謙齋老師歸日城圖序（寫眞石版）策彦和尚略傳　入明路記　謙齋記　同南遊集抄錄　會餘唱酬

第十集　目次　明主封秀君文（寫眞石版）兩國和平條件　大明日本和平條件　報明國勅使之條　各書參考　會餘參酬

第十一集　目次　邱長春西遊記　劉郁西使記　會餘唱酬

第十二集　目次　濱田彌兵衛捕荷蘭人　附猛士圖

第十三集　目次　西伯利鐵道設計彙報附鐵道線路圖

第十四集　目次　尼喀拉加運河工事彙報附地圖

第十五集　目次　陝西域記　高昌行紀

右全部取揃ヘ賣價金五圓也

大正九年九月

東亞同文館調查編纂部

特價提供

大清律

菊判 四百十餘頁
特價金壹圓貳拾錢
郵稅拾貳錢

清朝ニ於ケル法典ノ基本タリシモノニシテ、民國ノ法律ハ多ク之レト泰西並ニ日本ノ立法ヲ參酌シテ制定セリ、支那ノ法制、支那ノ國民性研究ニ缺クベカラザルモノ、往年本會難解ナル本律全部ヲ譯出附註出版セルモノナリ

獨人ルドルフ・マルチン著

日露ノ將來

菊判 三百二十頁
特價金八拾錢
郵稅拾貳錢

日露大戰後獨人マルチン日露兩國ノ將來ニ關シ一大著述ヲ試ミ、世界ノ讀書界ヲ聳動セリ、露國ノ運命ヲ說キ日露兩國將來ノ關係ヲ斷ゼルモノ、東露ノ形勢今日ノ危局ヲ現出セル時、重ネテ之レヲ一讀スルノ必要大ナリ

中西 正樹
故七里恭三郎著

吉林通覽

菊判 三百五十頁
定價金壹圓五拾錢
郵稅拾貳錢

北滿ノ寶庫吉林省事情ヲ實地ノ調査ニ基キ記述シタルモノニシテ、該省ノ事情之レニ依ツテ盡シ得ヘシ

右孰レモ僅少ノ殘本アリ特ニ此際特價ヲ以テ提供ス

大正九年十月

東亞同文會調査編纂部

平岡龍城譯

精注雅俗故事讀本

上　定價金一圓五十錢
下　定價金一圓七十錢
送料二十錢

と明の程允升撰の幼學須知便讀故事一本を藏す、全書七十葉、頭、旁に略解を加へ、天文地理より技藝、花木、禽獸に及び、所載の項目約三千餘、普通所用の故事網羅して、略ぼ遺す所なし、而も之を行るに簡潔、蒼勁、朗々誦すべきの對語を以てし、記臆に便にし用語に巧なる、幾んど手卷を釋くに忍ばざらしむるの概あり、余少時、本書を課せらるゝと日に二葉、熟讀數過、三閱月の後容易に背誦するに至り、後年水滸、紅樓等の稗書を解するに其便を得しと、實に尠少ならず、今本書を世に公にする所以の一は實に此の點に在つて存す、由來漢書に系統なしたる索引なく、殊に故事の書は、讀書に非れば類語集にして、所要の語を撿する、幾んど咄嗟の用を辨ぜず、今本書が一方よりすれば、一種の文集にして記誦に、便に又他方よりすれば簡約なる百科詞類字典として此類の書中に於ては實に嚆矢として一族幟を標する者と云ふべし、因て其功をして一層有効ならしめんが爲め、卷尾の索引には、清の周達用增補の原註、至要の語は勿論、人、名物類等、一々摘載して博覽の資たるに勤めたれば、包容の事項增加して五千餘に上るに至れり、若し夫れ至れり盡せるを期したらんには、猶ほ或は及ばざるを遠からんも、初學者を便するの一事は、余は確に、彼の羊頭狗肉的の燒き直し本の比に非るべきを信ず、余は恒に言ふ、學ぶに方を得れば、漢書は左程むつかしきものに非ずと、是れ其資料として本書を公にする第二の理由なり、但原語の妙を譯し盡さゞるの責は、一に吾が甘受して悔ひざる所なり。』とは著者が序文の代にとて卷初に題せる處なり、以て其自信を推さるべし。

伊藤昌三郎著

增補最新トランプの手引

第拾版

三六判百六十頁
頒價　美本
定價六十錢
送料四錢

評に曰く

讀賣新聞
最新のトランプ競技法は勿論のこと一人遊びの珍しいものまで懇ろに說明し切抜の貼札も添へてある

今より六百年の昔伊太利にて呱々の聲を擧げしトランプは其後形狀枚數等にも幾多の變遷をきたし現今あらゆる階級を通じて其流行は實に著るしいものである、隨つてこれを解きこれを導いて書籍も少くないが其實貧弱なる內容と陳腐なる遊戲法とは到底吾吾の滿足する事は出來ないのであるされば無聊に苦んでトランプを手にしても眞に指導書のないために興趣湧かず或はトランプに興味をもつて常に自分のポケットを放した事のない人すら今までの徹底せぬ手引書によつていつも同じ遊戲を繰返すとせば遂には興味も薄らぎ之を閑却するに至るのである。

トランプを閑却するは興味ある西洋遊藝の大半を閑却すると云つても恐らく過言ではあるまい。

不肖玆にいさゝか感ずる處ありてこれが發行を思ひたち遊藝品の作家として斯界に定評ある伊東昌三郎氏に依囑し題してトランプの手引と呼び弘く滿天下の愛好家諸君に頒ちたいと思ふ。

發行所

東京市神田區錦町一丁目十二番地

自彊館書店

電話神田二五三三番・振替東京三一四三七番

再版

戰の跡を探ねて

菊半載四百頁
白クロース頗美本
定價壹圓八拾錢
送料八錢

經濟記事の讀み方　著者　細貝正邦著

「經濟記事の讀み方」が民衆的經濟の權威として短時日の間に五十餘版を重ね出版界の驚異となれるは人の知る所なるが、著者は曩に「戰後經濟視察の爲め歐米を周遊して近時歸朝し、茲に「戰の跡を探ねて」の一書を公にせり。著者は法學士にして銀行家たり、而して文學的經濟論家として既に文壇に一新天地を創設したるは何人も異議なきところ、本書は近時屢〻世に公にせらるゝ西洋紀行の類とは、自ら其選を異にするは言を俟たず、氏特得の經濟哲理の眼光は戰後の歐米を照破して餘蘊なし改造の世界に處して我が日本は如何に爲すべきか、經濟の將來は如何、這般の問題は著者の靈筆によりて或は諧謔の間に或は奇警なる諷刺の中に、或は花の如き美文の中に、不知不識の間に解決せられつゝあり、蓋し近時名著の一たるを疑はず。

各新聞の評に曰く

◉國民新聞

戰後の歐米視察記なり具さに戰後の社會各方面を描きて生彩あり。

◉讀賣新聞

著者は法學士で銀行家で同時に文章家であり曾て「經濟記事の讀方」を著して五十版を重ねた事がある今回の著は著者が親しく戰後の歐米各國を巡遊して其改造の大氣圍氣から齎し歸つた收穫で經濟的頭腦を有する文章家の漫遊記として獨得の快味を藏してゐる。

◉萬朝報

機械的な學者達に見て貰はうためではない、紀行文でも案内書でもないが生きた人間に見て貰はうといふ著者の意氣込みである。到るところ活氣があつて面白い。

發行所　東京市神田區錦町一丁目十二番地　自疆館書店
電話神田二五三三番・振替東京三一四三七番

再版

支那時文講義全集

故東亞同文會幹事　山田飲江先生遺著

本書は曩に順天時報の主筆たりし支那時文大家飲江先生多年研鑽の結果に成れるものにして先生歿後同文會有志者の刊行に係る本書は私電、公電、公函、公啓、照會、尺牘より呈文、咨文、策令、申令、布告、宣言書、廣告、檄文、碑文、傳記、判決文、法令等凡そ三十種の項目を設け悉く最近の文例を選び一々譯文を掲げ語句の説明を附し又別に著者の論評有り日支問題の益々切實に攻究せらるゝに際し對支事業に關係を有せらるゝ各方面の人々には直接隣邦の現代を解釋する上に絶好の參考資料たるべし又特に各中學師範其他に於ける國漢文科東洋歷史科等の教員諸君並に文部省檢定受驗者諸君に對して本書を推薦す

菊判紙數五百二十頁
正價　參圓五拾錢
郵稅（內地十二錢
（外國廿五錢

西力の東漸と支那

東亞同文書院教授　山田岳陽先生著

正價　金壹圓五拾錢
郵稅　金拾貳錢

輓近世界の強國は大亞細亞の殆んど大部分を侵略せり是の時に當りて中流の砥柱たる者は日支兩國有るのみ詎ぞや支那は數千年來相傳の道法を擲ち內政今に到る迄未だ肅整せず擾亂反覆民人日に水火の苦しみを受く而して外には宵小縱橫の術を用ひ彼の歐米に憑りて我が日本を排斥せんとす東大陸の將來は知るべきのみ著者は時事に慨する所有り辛亥已來亞細亞の政象を痛論せる諸篇を輯錄して本書を編述す時論の荒謬なるもの亦尤も之れを辯斥せり時事に注目する者は此の編を看よ。內容　◎自序、例言、西力の東漸、日本の地位及國是、平和の保障、東方亞細亞、支那民族の消長、漢人種の盛衰、支那歷朝建國の規模及版圖、政綱振肅の急務、南北の統一、對獨休戰の際に於ける支那の政象（ミラード評論）—某報の通信（國際競爭之大勢）—廣東電二則—中法協進會開會詳情—鐵道管理問題（米の日本包圍策）—東洋に殺到—將來未來財政上之恐慌—南北戰事の眞相（章太炎氏の沈痛文字）—支那國內衰亂の實情—嗚呼湖南三百年來未有の浩劫（洪水猛獸不足喻之）湘省民不聊生之現狀（饑荒—鹽荒—米荒）國度、南北議和の大勢を善導すべし、世界の大勢と支那の將來、支那の政局と來るべき亞細亞問題、支那四千年史の橫斷面（支那の現代—未來の推移）支那學に就きて（參考、清朝滅亡と考證學—清代史論二條）尙古思想、學界の風潮、泰東の學術、東洋思想の權威、極東の根本政策、日支の關係、時事箴砭、對英露關係、漢民族の統合、領土分裂の危機、亞細亞の脊梁高原、巴爾幹問題と東大陸、日支兩國の文明精神並に國際關係、新時代の精神、世界の平和を障碍する者は人種的偏見に在り、講和會議に於ける日支兩國の使命　以上

江陵義塾藏版・賣捌元
自彊館書店
東京市神田區錦町一丁目
振替東京三一四三三番
電話神田二五七七番

熱帶生活

醫學博士
宮島幹之助著

宮島博士は蚊の先生なり。マラリヤ熱の媒介たるアノヘレスを探ねて煙蟲雨の熱帶地を跋涉し設屢せる驚學者、我國の熱帶地及熱帶病研究の權威なり。博士が數次の熱帶地旅行に依つて得たる、研究、經驗より編み出せる熱帶生活法、見聞錄等を懇切平明且つ興味深く叙述せる者卽ち本書こす。熱帶地常住者は勿論、護謨園經營者、熱帶地關係貿易商、航海家、旅行家等苟も熱帶に關係あるの士は一讀以て得る處妙なからさるべし。

内容一班

熱帶生活法◆熱帶は文明を支配す◆科學の進歩は熱帶を征服す◆熱帶生活に適する資格◆熱帶の氣候と健康◆熱帶に於ける飲食物、被服、住居◆日射病の手當と豫防法◆熱帶の鬼マラリア、其豫防の第一義◆糞土より來る病◆十二指腸蟲病と豫防法◆熱帶赤痢と療法◆脚氣、皮膚病、花柳病其他熱帶特有病と其豫防並に治療法◆上海より◆香港より◆シンガポールより◆ジヨホール河を溯りつゝ◆純漠山の情調◆椰子の樹蔭に憩て聲す何人◆半島斷片◆シンガポールの別れ◆南洋の女◆雪隊物語◆滑稽南洋の鹿狩◆猪を仕留めた手柄の一條

南洋行

ナイルの流域◆棕櫚の葉の様な埃及の土地◆ナイル河岸に太古と近世の對峙◆カナロー府◆篤學の寄生蟲學者ロース氏◆埃及の大蟲住血吸蟲と十二指腸蟲◆カイロよりアスワン迄◆心地よきナイルの舟行◆燒く樣な砂漠の汽車◆蕃界に此文明的殺備◆熱帶植民地の好模範◆衞生設備の表と裏◆黑人の都オムヅルマン◆其他

偉人の面影◆熱帶醫學の泰斗ローベルトコツホ先生◆先生の風采、友情、用意、態度、信用、訓戒、慈愛、魚釣、趣味、敎授振り◆其他醫學者の觀たる熱帶の記事滿載

四六判美裝 寫眞數葉 定價金壹圓五拾錢
（南洋賣價 新嘉坡銀壹弗五拾仙）

發行所 南洋協會
東京麹町區八重洲町

日本發賣所 日本之醫界社 東京麹町區十三番町
南洋發賣所 南洋及日本人社 英領新嘉坡ユアード街

東亞同文會調査編纂部著

最新版

支那金融機關

菊判布裝五百頁

定價三圓

送料內地十八錢臺灣三十錢朝、支、滿、樺四十五錢

變革の途上にある支那金融機關、新式銀行、錢莊、票莊及支那に於ける列國の投資機關たる外國銀行、中外合辨銀行の詳細の事情を監せる對支企業家の必讀書也

發行所　東亞同文會調査編纂部

東京市赤坂區溜池町二

電話　芝　一二一四番

振替　東京九七三〇番

關西製綱株式會社
大阪帶革製造所
中國化學工業會社
山東省代理店

船舶、鐵道、鑛山
鐵工、土木、建築
用品販賣

和田寬商店青島出張所
青島長安町十四番地
電話五七五番

鐵工部工場
青島早霧町九番地

鐵道用品機械類カタログ御郵送ヲ乞フ

顏料製造工場
山東省博山驛前
電話四一番

當工場製造ノ辨柄ハ品質優良價格低廉製產高豐富
見本御一報次第郵送可申候
見本御入用ノ向ハ青島ノ方へ御申越ヲ乞

活版、石版、寫眞版
各種印刷製本

元眞社
麴町區紀尾井町三番地
電話九段二三九・九八六番

前號要目

支那の爲めに圖るに……一―四
隴秦豫海鐵道借款契約……一六―一八
支那振の原因……一八―二五
南支那鐵道計畫(中)……二五―三六
山東問題に關する
ミラード氏の陳述……五―一六
支那に於ける企業の趨勢……三六―四〇
支那時報……五一　六〇
支那彙報……六一―一〇二

支那　大正九年十月十四日印刷　大正九年十月十五日發行

編輯兼發行者　東京市本鄉區湯島天神町一丁目十一番地　清水壽
印刷者　東京市麹町區紀尾井町三番地　金澤求也
印刷所　東京市麹町區紀尾井町三番地　元眞社
發行所　東京市赤坂區溜池町二番地　東亞同文會調査編纂部
電話芝一二一四番　振替口座東京九七三〇番

大賣捌所
東京市神田區表神保町　東京堂書店
東京市京橋區尾張町二ノ二　同　東海堂
東京市京橋區元數寄屋町三ノ七　同　北隆館
東京市神田區南神保町一二　同　有斐閣

毎月一回發行	定價	册數	定價	郵稅
	一册（半年分）六十二册（一年分）十	四册	二圓二十五錢	四圓五十錢	無料

支店出張所

臺灣
基隆　臺中　嘉義　臺南
宜蘭　淡水　桃園　新竹　打狗
阿緱　臺東　花蓮港　澎湖島　南投

內地
東京　橫濱　大阪　神戶　門司

株式會社 臺灣銀行 (臺北)

支那
上海　九江　漢口　福州　厦門
汕頭　香港　廣東

南洋
新嘉坡　スラバヤ　スマラン　バタビヤ　孟買
盤谷

歐米
倫敦　紐育

支店出張所

明治四十五年一月十七日第三種郵便物認可
大正九年十月十五日發行（毎月一回十五日發行）

支那 第十一巻 第十一號

初秋……清冷……
空も……
風も……
虫の音も……

今のむ仁丹
心から清爽！！

金言
沈默は聰明を養
ふべき睡眠なり
（ベーコン）

支那

大正九年十一月十五日發行（每月一回一日發行）

第十一卷　拾一月號　第十一號

內容

對支新借款團の成立……一
新借款團の目的……五
米支飛行機借款契約……一六
露支問題新聞論調……一八
米支貿易史（三）……二四
太平洋平和問題（二）……三二
支那時報……三八
支那彙報……四七

東亞同文會調查編纂部

ライオン煉歯磨

ライオン煉歯磨は、歯磨として最も新しい形式を具へたものでございます。しかも品質の優秀な事、香味の清新な事、效果の確實な事は、既に歯科醫界の承認してゐる所でございます。衛生を重んぜらるる現代人は、口腔衛生料として、必ず**ライオン**歯磨をお選びなさるやうお勸め致します。

ライオン歯磨本舗 株式會社 小林商店
東京市本所區松井町
支店 大阪市東區瓦町二丁目
名古屋市西區名西町四丁目
上海香港天津漢口各買辦

大正九年十一月十五日發行　「支那」目次　第十一卷第十二號

對支新借款團の成立……一　四
新借款團の目的……五　一六
米支飛行機借款契約……一六　一八
露支問題新聞論調……一八　二三
初期米支貿易史(三)……二四　三二
太平洋平和問題(二)……三二　三七

時報

東清鐵道新契約——琿春事件交涉——鐵礦救濟借款——關稅附加稅加徵要求——新借款團會議——尼港事件……三八　四六
交涉開始——南北統一命令の公布

彙報

支那新聞重要記事——外交關係——露支問題——東支鐵道交涉——琿春事件——內政問題——四川戰況——粵桂情勢——海軍北歸——廢督自治案——北支饑饉——財政經濟其他……四七　七六
日本新聞重要電報——外交關係——南北情勢——財政經濟其他

直輸出入業

大阪市西區靱中通參丁目貳壹

小津武林起業株式會社

電話土佐堀 長 二二三五 三、〇二六 二九

營業種目

棉花、絹紡原料
麻、肥料、雜穀
毛皮革、牛水蠟
各種油及其原料
其他支那產物

神戶出張所　神戶市海岸通二丁目　電話三ノ宮（園）一、八一五番　三、三三八番

東京支店　東京市深川區佐賀町二丁目　電話本所（園）三、七〇六番　二、二九五番

橫濱出張所　橫濱市相生町六丁目　電話園一、五九〇番

海外支店　上海、漢口
同出張所　沙市、宜昌、萬縣、重慶、奉城、老河口、鄭州

エビスビール

サツポロビール

アサヒビール

大日本東京

大日本麥酒株式會社

資本金八千萬圓
拂込濟資本金五千圓
積立金七百六拾五萬圓

朝鮮京城南大門通
振替貯金口座
京城三三三番

預金、貸出、割引、海外諸爲替、地金銀ノ賣買其他一般銀行業務竝朝鮮滿洲及浦潮斯德ニ於テ金庫事務ヲ取扱申候

朝鮮銀行

總裁 美濃部俊吉

支店出張所

內地 東京、大阪、神戸、下關
朝鮮 釜山、大邱、仁川、平壤、鎭南浦、元山、群山、木浦、羅南、清津、會寧
滿洲 大連、旅順、營口、遼陽、奉天、奉天新市街、鐵嶺、開原、四平街、鄭家屯、長春、吉林、安東縣、龍井村、哈爾賓、傅家甸、齊々哈爾、滿洲里、上海、青島、天津、濟南
支那 浦鹽斯德（貨幣交換所ハバロフスク、ニコリスク）
露領
米國 紐育

右ノ外倫敦、巴里其他內外樞要ノ地ニ爲替取引先有之候

大正九年十一月十五日
第十一卷第十一號

對支新借款團の成立

一

昨年五月佛國巴里に於て日英米佛四國投資團代表者によりて協議せられたる對支新借款團は其後種々の曲折があつたが、關係四國政府の完全なる承認を經、最近紐育に於て新借款團組織に關する協定四國投資團代表者の調印を見るに至つたのは最も滿足に堪えない處である、吾人は新借款團の目的とする點に關して悉く贊意を表するに吝かならざると共に、其十分に所期の目的を達成せん事を切望して止まざるものである。

二

借款團は其投資目的の主なるものとして、支那の交通運輸機關の建設を掲げたるが、支那の鐵道は極めて不完全なるもので、支那の經濟的開發に寄與する處極めて少い、支那を開發する爲には交通機關の發達殊に鐵道の建設の如きは其最も重要なる要件であるが、支那今日の財政狀態では、或は政府事業或は民間事業としても、多く鐵道を布設するの財力に缺けて居る、彼等支那人に委せて置いては容易に之れが建設を望む事が出來ぬ、茲に於てか新借款團の如き有力なる投資團が、支那の希望に依つて資本を貸與する事は、支那開發の爲に最も歡迎すべき

事である。

支那の鐵道建設は支那自身の爲に幸なるのみならず、我日本として最も喜ぶべき事である、蓋し支那の經濟的開發に依て最も利益を享受し得べきものは、支那の經濟界と最も密接なる關係ある我日本であるからである、此意味よりすれば、何國の資本によるも敢て問ふ處にあらず、可成多く鐵道の支那に建設せらるゝは我日本として喜ぶべき事である、往年山東鐵道は獨逸の資本により獨逸の管理の下にあつたが、此鐵道を最も多く利用したものは支那人を除いては日本人であろう、又津浦鐵道は英獨の資本により、京奉鐵道は英國の資本によるも、日本人は是等の鐵道につき投資國の人民よりも遙かに多くの便益を蒙つて居るであろう。

吾人は假令多くの利益を蒙らずとしても、これを以て支那に鐵道の建設せらるゝを拒むの理由となす事能はざるは勿論であるが、斯くの如く支那に於ける鐵道建設が結局我日本を利する事最も大なるを見ては、大に之れを歡迎しなくてはならぬ、而して其資本の何國より投ぜらるゝが如きは敢て問ふ處でないが、日本を含む四國投資團により列國の協調支那の利益を主眼として、此投資のなさるゝに於ては更に一段の贊意を表して然るべしと信ずる。

三

更に四國借款團は其投資により支那國民が其統一と安定とを一層鞏固にせんとする努力に對し援助を與へんと云ふ、支那が其國内の統一と安定とを恢復するは實に何ものにも換へ難き支那の最大急務である、支那が分裂し國内常に騒亂を繰返しつゝあるが如きは、支那に於ける諸般の革進發達を妨ぐるのみならず、友邦の此地に於ける通商上の利益を害し、支那人の爲にも友邦の爲にも最も遺憾の事である、然しながら支那自ら斯かる騒亂を繰返しつゝあるに對しては、吾人は外國人として一日も早く熄爭せん事を衷心希望するものなりと雖も、夫れ以上に手を下して何等干渉をなすの自由を有せざるが、外國人は其れ自らの積極的若しくは消極的の行動によりて、彼等の爭亂を多少にても長引かしむるが如き事あるべからざるなり、是れを過去の事實に見れば、或は甲に對し或は乙に對し外國の財政的援助のあつたが爲に、支那の内亂を長引かしめたる例は數多有つた樣である、而して其弊惡は支那も認め外國も皆認めて來た處であつて、遂に我國に於ても所謂對支借款打切の聲明となつた次第であるが、新借款團は此前車の覆轍に顧みて、支那の統一と安定の爲の目的に反す

るものには斷じて投資せざる事を決したのは元より當然の事ではあるが、過去の事實に顧みて吾人は大に之れを喜ばざるを得ない。

支那が速に統一と安定とを恢復し、文化的經濟的諸般の發達を遂げん事は支那自體の爲にも、友邦の爲にも勿論我日本の爲にも幸福であり利益である、然るに大切なる資本を投じて其爲に却て大なる幸福と利益との到來を阻碍するが如きは最も大なる愚舉であり、語を强めて云へば世界文明の爲の罪惡である、有力なる日英米佛の四國投資團が完全なる各自國政府の承認の下に此大方針を確立したのは最も喜ばしい事である、例外なき法律無し(No rule without exception)との語あり、希くは此點に於ては今後決して例外の出でざらん事を切に望む。

四

以上は主として支那に對する方面の借款團の目的であるが、これを投資國の方面に對しては、各國民の個人的企業に對して均等の機會を與ふる事其目的の一である、支那に於ける門戸開放機會均等は各國政府の均しく支持する對支方針の鐵則である、然るに此大原則には從來餘りに多くの例外があつた、元より何國も其支持する大方針としては機會均等を認めないものがなかつたが、個々の事實に就いては之れを否認する樣な事が多かつた、例之一鐵道に投資するとすれば其借款契約中に先づ本鐵道に要する材料、工事の請負に對しては投資國の人民は優先權を有すべき事を規定する、元より此には其價格の他國品より割高ならざる時に限る旨の條件ありと雖も、斯かる條項ある以上既に第一歩に於て投資國以外の商人は此鐵道に材料を供給し、又は此鐵道の工事を受負ふの自由を制限せらるゝのである、又一鐵道の投資に際しては其鐵道の支線若しくは延長線についての借款優先權をも占むるを常とする、而して其所謂支線延長線は意味極めて不明確で、時に或は眞の支線又延長線ならざるもの迄も其內に包含するものなりと主張して、他國の投資に抗議する事あり、又斯くの如き優先權を占めながら自分は敢て之れが建設計畫を進捗せしめずして、若し支那が他國の資本により之れを建設せんとせば直に抗議して之れを中止せしむる、斯くの如きは徒らに支那に於ける鐵道の布設を阻碍し、延いて支那の開發を遲延せしむるものである、嘗て米國シームス、カレー商會は支那各地に於いて千三百哩に亘る數線の鐵道借款を支那當局と約束した、然るに其多くは英佛露國の爲に其既に優先權を獲得せる線路なりとの理由の下に排斥せられて仕舞つた事がある、之

れに對し米國人は彼等は既に權利を有するならば何故に早く鐵道を布設しないのであるか、自ら布設せずして他人が布設せんとすれば、之れを排斥するのは理由をなさぬ、支那鐵道の開發を阻碍するものは實に之等列國であると云つて大に憤慨し、今回の對支新借款團組織の必要を米國が痛感したのも之れ以來でなかろうかと思はれるが、此米人の憤慨には一面の理由があると思ふ、各資本團共に紙上に獲て實際に之れを行はざるが如き既得權の如きは之れを投げ出して列國共同の力により一日も早く之れを實行せしむる事が支那開發の爲に必要である、又列國に對して眞に均等の機會を與ふる事は最も公明なる政策であつて併せて支那の利益である。

五

又新借款團は支那の經濟的開發に關し一層廣汎なる活動範圍を各國民に提供せんとすと云ふは、彼の勢力範圍の撤廢の意味であろう、何等確たる根據なく、恣まに他國の領土に勢力範圍を劃して、此に他國勢力の侵入を阻止するは不當なる事なるのみならず、併せて支那の開發を害するものである、斯くの如き障壁は宜しく之れを撤して各國民の自由競爭を許し、支那の開發に資せしむべきである、長江流域は英國の勢力範圍なりと云ひ、廣西、雲南は佛國の勢力範圍なりと云つて、他國が此方面に入つて投資せんとすれば、是等の國は忽ち反對するが、然らば彼等は何故に自ら早く是等地方に於ける各種事業に投資して、交通運輸其他の企業を興し、而して之等地方の開發を圖らないのであるか、若し自ら爲すならば他を排斥するに就いての一の理由は茲に存する、然るに自らもなさずして單に自己の縄張り内の故を以て他の投資を阻止し之れに依つて與らんとする事業を中絶せしむるは、徒らに他國の活動を妨げ、徒らに支那の開發を妨げるものである、今新借款團により此障壁の除かれたるは最も喜ぶべき事である。

六

今日の外交は列國協調を主とする、獨自單に自己の利益のみを標準として其目的を達する事は困難である、對支新借款團が列國協調の基礎の上に立つて以上の公明なる目的を標榜して組織せられた事は最も喜ぶべき事である、世上或は之れが爲に我國が拂つた犧牲＝提供せる既得利權＝の大なる事を難ずるものあるも、吾人は是等日本の拂つた犧牲は勿論高價なるものであるが、之れによつて贏ち得んとする新借款團の目的とする處は更にこれ以上に高價なるものなるを信ずるが故に、斯かる犧牲は之れを拂ふも新借款團の組織は之れを歡迎すべき理由ありとなすものである。（後凋生）

新借款團の目的

トマス・ダブル・ラモント

一、新借款團組織の目的

極東問題は數年來否殆んど數十年來の問題である。米國は屢々此の問題の眞相を理解することが出來なかつたけれども、此の問題には、深い興味をもつてゐた。私は此の困難なる極東問題は、今回の對支新借款團の組織によりて其の解決に一歩を進めたといふことが出來ると思ふ。新借款團は米國、英國、佛國及び日本の銀行及び銀行業者をもつて成る一の國際團體である。此等の銀行團は單に前記四國政府の承認を經た上で組織されたものであるばかりでなく四國政府の要求によつて組織されたものである。數ケ月に亘る長期の商議を重ねた後、前記四國の銀行團は、支那の公共事業開發の目的をもつて、遂に新借款團と稱する國際財團を組織するに至つたのである。

此の借款團組織の結果は、支那に於ける經濟、財政狀態を安固ならしめ、恐らく政治狀態をも安固ならしめ而して米英佛日支五國の利益と同情の調和を一層緊密ならしめ、以て之等五國を極東の恒久平和に貢獻する潛在的要因たらしむるであらうと信ぜられてゐる。

二、フォッシュ元帥の話

勿論如上の目的の全部を實現することは出來ないかも知れない。抑も國際團體なるものは、銀行によりて組織さるる場合と雖も決して圓滑に治まつてゆくものではない。常に「聯合」といふことに伴ふ一般的難關に陷り易いものである。

私の日頃好んでゐる話の一つにフォッシュ元帥の話がある。同元帥は今日迄一生涯を通じて、屢々、或る事に臨みて「これはナポレオンを模範にしたのである」と言つた。卽ち同元帥は戰術の理論及び其の實行を佛國の戰略の天才なるナポレオンに學び、元帥の功は悉く師ナポレオンに負ふものであると感じてゐた。そのフォッシュ元帥でさへも或る日歎じて曰く「不肖、フェルヂナン・フォッシュは今聯合軍總司令官として敵に當るに及んで、ナポレオンに對する尊敬の念が著しく輕減して來た、何となれば、ナポレオンは常に聯合軍を向ふにまはして戰つたに過ぎぬから」と、以て聯合といふことの如何に至難なるかを知るに足るであらう。

吾人は、新借款團の組織は長く且つ嶮岨なる道程の第一

れに對し米國人は彼等は既に權利を有するならば何故に早く鐵道を布設しないのであるか、自ら布設せずして他人が布設せんとすれば、之れを排斥するのは理由をなさぬ、支那鐵道の開發を阻碍するものは實に之等列國であると云つて大に憤慨し、今回の對支新借款團組織の必要を米國が痛感したのも之れ以來でなかろうかと思はれるが、此米人の憤慨には一面の理由があると思ふ、各資本團共に紙上に獲て實際に之れを行はざるが如き既得權の如きは之れを投げ出して列國共同の力により一日も早く之れを實行せしむる事が支那開發の爲に必要である、又列國に對して眞に均等の機會を與ふる事は最も公明なる政策であつて併せて支那の利益である。

五

又新借款團は支那の經濟的開發に關し一層廣汎なる活動範圍を各國民に提供せんとすと云ふは、彼の勢力範圍の撤廢の意味であろう、何等確たる根據なく、恣まに他國の領土に勢力範圍を劃して、此に他國勢力の侵入を阻止するは不當なる事なるのみならず、併せて支那の開發を害するものである、斯くの如き障壁は宜しく之れを撤して各國民の自由競爭を許し、支那の開發に資せしむべきである、長江流域は英國の勢力範圍なりと云ひ、廣西、雲南は佛國の勢力範圍なりと云つて、他國が此方面に入つて投資せんとすれば、是等の國は忽ち反對するが、然らば彼等は何故に自ら早く是等地方に於ける各種事業に投資して、交通運輸其他の企業を興し、而して之等地方の開發を圖らないのであるか、若し自ら爲すならば他を排斥するに就いての一の理由は茲に存する、然るに自らもなさずして單に自己の縄張り內の故を以て他の投資を阻止し之れに依つて與らんとする事業を中絕せしむるは、徒らに他國の活動を妨げ、徒らに支那の開發を妨げるものである、今新借款團により此障壁の除かれたるは最も喜ぶべき事である。

六

今日の外交は列國協調を主とする、獨自單に自己の利益のみを標準として其目的を達する事は困難である、對支新借款團が列國協調の基礎の上に立つて以上の公明なる目的を標榜して組織せられた事は最も喜ぶべき事である、世上或は之れが爲に我國が拂つた犧牲＝提供せる既得利權＝の大なる事を難ずるものあるも、吾人は是等日本の拂つた犧牲は勿論高價なるものであるが、之れによつて贏ち得んとする新借款團の目的とする處は更にこれ以上に高價なるものなるを信ずるが故に、斯かる犧牲は之れを拂ふも新借款團の組織は之れを歡迎すべき理由ありとなすものである。（後凋生）

新借款團の目的

トマス・ダブル・ラモント

一、新借款團組織の目的

極東問題は數年來否殆んど數十年來の問題である。米國は屢々此の問題の眞相を理解することが出來なかつたけれども、此の問題には、深い興味をもつてゐた。私は此の困難なる極東問題は、今回の對支新借款團の組織によりて其の解決に一歩を進めたといふことが出來ると思ふ。新借款團は米國、英國、佛國及び日本の銀行及び銀行業者をもつて成る一の國際團體である。此等の銀行團は單に前記四國政府の承認を經た上で組織されたものであるばかりでなく四國政府の要求によつて組織されたものである。數ケ月に亘る長期の商議を重ねた後、前記四國の銀行團は、支那の公共事業開發の目的をもつて、遂に新借款團と稱する國際財團を組織するに至つたのである。

此の借款團組織の結果は、支那に於ける經濟、財政狀態を安固ならしめ、恐らく政治狀態をも安固ならしめ而して米英佛日支五國の利益と同情の調和を一層緊密ならしめ、以て之等五國を極東の恒久平和に貢獻する潛在的要因たらしむるであらうと信せられてゐる。

二、フォッシュ元帥の話

勿論如上の目的の全部を實現することは出來ないかも知れない。抑も國際團體なるものは、銀行によりて組織さるる場合と雖も決して圓滑に治まつてゆくものではない。常に「聯合」といふことに伴ふ一般的難關に陷り易いものである。

私の日頃好んでゐる話の一つにフォッシュ元帥の話がある。同元帥は今日迄一生涯を通じて、屢々、或る事に臨みて「これはナポレオンを模範にしたのである」と言つた。卽ち同元帥は戰術の理論及び其の實行を佛國の戰略の天才なるナポレオンに學び、元帥の功は悉く師ナポレオンに負ふものであると感じてゐた。そのフォッシュ元帥でさへも或る日歎じて曰く「不肖、フェルヂナン・フォッシュは今聯合軍總司令官として敵に當るに及んで、ナポレオンに對する尊敬の念が著しく輕減して來た、何となれば、ナポレオンは常に聯合軍を向ふにまはして戰つたに過ぎぬから」と、以て聯合といふことの如何に至難なるかを知るに足るであらう。

吾人は、新借款團の組織は長く且つ嶮岨なる道程の第一

歩に過ぎざることを記憶しなければならぬ。此の借款團に加盟せる銀行團は各自他に對して大なる寛容と大なる忍耐とを示さねばならぬであらう。けれども、四國銀行團は立派な信念と精神とを以て借款團の計畫をなしたのである。支那の幸福といふことを第一に考慮したのである。予は、この原則の下に協同し、相互扶助の精神によりて事に當るならば、借款團の計畫は成功疑ひなしと個人的に信ずるものである。

此の新しき對支態度の特色を十分理解する爲めには、從來の對支政策の沿革の概要を見てをく必要がある。前世紀中葉以來、列國は概して——米國は例外であるが——支那に對して殆んど軍艦政策(the policy of the Warship)と言つてもいゝやうな態度をもつて來た。卽ち外交上の要求を貫徹する爲めに、支那の海岸に砲艦を差し向け、艦隊を派遣し、且つ屢々軍隊を上陸せしめ、首都若しくは內地に懲罰隊を派遣したのである。彼等は或は支那沿岸の諸港を占領し、或は暴者に對して抵抗する力なき支那政府を强壓してこれを獲得したのである。

斯くの如き領土の割讓と相竝んで、種々の變遷の後、支那の獨立と主權とを毀損するが如き「勢力範圍」なるものが創設さるゝに至つた。此の政策は支那を商業的に水を洩さぬやうな嚴密な區劃に區分せしめ、此の區劃を有せざる米國の如き國は其の爲に大なる貿易をなすことが出來なくなつたのである。

次いで租借地獲得の爭奪戰がはじまり、支那に勢力範圍を樹立せんとする列强は重大なる競爭と嫉妬反目の中に卷き込まれ、動もすれば干戈の戰爭にも訴へまじき形勢を誘致した。

米國政府は疑ひもなくかゝる形勢を憂慮し、且つ支那の保全を慮りて、列强を協調せしめんが爲めに一肌脫ぐことになつたのである。若し借款團が成功したならば、極東方面に於ける戰亂勃發の憂ひは著しく減少し、支那は獨立國としての使命を果す公明なる機會を有することが出來るやうになるであらう。

三、米國の一貫せる對支政策

華盛頓政府が最後に採用する極東政策は借款團の組織によりて米國は何等の利益をも期待せずといふにあつた。これは理義一貫せる政策であつて多分永續することゝ思はれる。極東在住の米國人は本國政府の政策の動搖常なきに對して甚だ不平を訴へてゐたが、これは無理もない次第であつた。併しながら斯の如き政策の變更は、米國の民心が動搖してゐる爲めではなくて、政府の更代と新舊政府の見解の相違に基くものであつたのである。

さて一九〇八年に英、佛、獨の銀行團より成る舊國際借款團が組織された。其の範圍は多少狹少であつたけれどもその意圖は支那に對する政治借款に國際の協同を以て當らんとするものであつた。この思ひつきは强く時の米國大統領ルーヴエルト氏を動かし、同大統領竝に次期大統領タフト氏時代に國務卿たりしジョン・ヘイ氏は、門戶開放政策を標

四、新借款團の組織

一九一六年ウイルソン政府は、再び極東問題を考慮し、舊借款團員に通告して、政府は新しき面して多少大規模の範圍に於て國民を奬勵して、極東方面、特に支那の利益を確保する爲めに投せしめんとの計畫を抱いてゐる。これ支那に對し米國の友誼の一端を示すものであると政府は信ずるとの旨を告げた。

次いで國務省は此の政策を營業者間に公表した。そこで政府の要請に應じて、ジエー・ピー・モルガン會社、キューン・ロエブ會社、紐育ファースト・ナショナル銀行、紐育ナショナル・シティ銀行等の舊團員は、新に米國銀行團を組織し、極東問題に興味を有せる全國内の多數の銀行に對し加入を求めた。其の選擇は豫め國務省の承認を經たのであつた。

此の銀行團は目下三十六を算してゐる。即ち左の通りである。

J. P. Morgan & Co., Kuhn, Loeb & Co., National city Bank, Guaranty Trust Company, Case National Bank, National Bank of Commerce, Bankers Trust Company, Central Union Trust Company, the Equitable Trust Company, Harris, Forbes & Co., Brown Brothers, Halsey Stuart & Co., NewYork city.

Lee, Higginson & Co., Kidder, Peabody & Co., the First National Bank, National Shawmut Bank, of Boston. Continental and Commercial Trust and Savings Bank, First

榜するに至つた。こゝに於て彼等は米國の銀行團を組織してこれを國際借款團に加へられたしと要求した。

其の結果小規模の米國財團が組織せられたが、それはジエー・ピー・モルガン會社、キューン、ロエブ會社、ファースト・ナショナル銀行、ナショナル・シティ銀行等をもつて組織せられた。これらは共に紐育の銀行であつた。かくして此の米國財團は國際借款會議に加入を許されたのである。一九一一年支那の湖廣鐵道敷設の費用として六百萬磅の借款をなしたのは實にこの四國銀行團であつたのである。

當時露國及び日本の銀行團が該借款團加入を要求して來た。其の結果四國借款團は此の二國を加へて六國借款團に擴大さるゝことゝなつた。一九一三年三月ウイルソン大統領の第一次政府が朝にたつことゝなつた。是に於て米國銀行團は直ちに國務卿ブライアン氏を通じて、新政府の態度は支那の安定の爲めに米國の極東に於ける協同を奬勵する政策に關し、前政府及び前々政府の態度と同樣なりや否やを質問した。

然るにウイルソン政府は斯かる計畫には贊同し難き旨を表明した。仍て米國銀行團は早速國際借款團より脫退するの已むを得ざるに至つたのである。是に於て六國借款團は五國借款團となり、此の五國借款團によりて所謂整理借款 Reorganization Loan 二千五百萬磅の成立を見たのである。其の翌年歐洲大戰が勃發し、爲めに、借款團の活動は勿論一時中止するに至つた。

Trust and Savings Bank, Harris Trust and Savings Bank. Illinois Trust and Savings Bank, the Northern Trust Company of Chicago.

Commercial Trust Company and Girard Trust Company of Philadelphia.

The Union Trust Company and the Mellon National Bank of Pittsburgh.

St. Louis Union Trust Company, Mercantile Trust Company and Mississippi Valley Trust Company of St. Louis.

The Anglo and London Paris National Bank, the Bank of California N. A., Wells Fargo Nevada National Bank, of San Francisco.

Whitney Central National Bank. New Orleans.

First National Bank and Ladd & Tilton Bank, Portland Ore.

Security Trust and Savings Bank and First National Bank, Los Angeles.

Seattle National Bank, Seattle, Wash

上記銀行團は實行團として實行の局に當るべき七加入團員よりなる管理委員 Managing Commitee を指名した。

五、米國政府の提議

斯くの如く米國銀行團の組織が完成したので、米國政府は勇氣百倍して第二の手段を講ずることゝなつた。即ち一九一八年十月米國政府は、英國、佛國、日本政府に對し、此等諸國政府が既記の如く支那の公共事業開發援助の爲め各自國内の銀行團を激勵援助して新借款團を組織せしむるやう提議した。

米國政府の提議に曰く、新借款團は舊借款團よりも一層範圍を擴張し、其の性質は加入銀行團をして自由にして且つ十分なる協同をなさしめ、各銀行團は將來特許權を許可されざること勿論なるのみならず、既得權にして未だ實質上進行せざるものは、出來得る限り新借款團に合併せしむべく、此の二つの原則を實行せば新借款團の活動によりて將來東亞大陸に於て勢力範圍の設定を未然に防止するを得べしと。米國政府は特にこの最後の點を重視し、これを以て國際間の嫉視反目を一掃し、支那の保全の維持を助くる有力なるものなりとした。

此の提議は又、新借款團の目的は、銀行、產業、商業等の一般的企業に關與するものではなくて、單に、運輸系統の開發、道路の開通、通貨の整理等の如き基礎的事業にのみ範圍を限定さるべきものであることを明かにした。これ斯かる基礎的事業は支那全國内の經濟狀態を鞏固にし、個人の企業及び商業を奬勵する堅實なる土臺となるものであるからである。

特に新借款團の計畫するところは先づ支那共和國、或は同國内の各省に對する借款、或は同共和國及び國内各省に保證され公共生活に重要なりと認むる性質の借款に應じ、かくして支那に於ける民間企業の萎微を防ぐことにあるの

である。

六、日本の留保主張

米國政府によりてなされたる此の提議は他の三國政府によりて承認され、前記四國の各銀行團は、一九一九年五月巴里に會商して借款團組織に關する具體的方法を議する爲めに各々代表者を派遣することゝなつた。代表者の召集は滯りなく行はれた。茲に附言しておくことは、各國共に米國と同樣今回の銀行團には舊借款團の時よりも多數の銀行が加入してゐたことである。卽ち米國は舊借款團の時には四銀行であつたのが今回は三十六銀行に增加したことは前に列擧した通りであり、日本は十八銀行に增加し、英佛二國銀行團も亦擴大されたのである。

さて巴里に開かれた此の新借款團創立會議に於て、借款團の精神及び目的に就き、四國銀行團の間に完全なる一致を見こゝに借款團は正式に組織された。此の協定は巴里に於て滿場一致を以て可決されたが、更に四國政府に提出して其の承認を求むることゝなつた。

英米佛三國に於ては右協定は何等の異議もなく承認された。然るに日本政府はこれに修正を加へ、滿洲及び蒙古の一部は該借款團の範圍より除外されざるべからずと日本銀行團に聲明せしめた。

此の滿蒙除外は、自由にして完全なる協同の趣意に反するを以て、西洋の銀行團にとりては明かに許容し難いものであつた。またこれは日本に支那の獨立保全に矛盾するが如き政治的地位を與へる憂があるから此の點から言つても英米佛三國の同意する能はざるところであつた。此の修正は事實上ジョン・ヘイ氏の支那に於ける門戶開放政策の拒否であつた。これは西洋の銀行團が特に問題になつてゐる滿蒙地方の開發を企てゝゐる爲めでもなければ、彼等が特に同地方に投資せんと欲せる爲めでもなく、唯だ此等の地方から除外さるゝことに同意することを拒んだゞけである。

七、不幸なる遲延

其の後數ケ月に亘り、四國政府の中で米國政府が首動者となりて此の問題に當り、日本を其の特殊地位から退かしむる爲めに長い外交文書を送つた。併し此の點に關しては一向問題は進行しなかつた。そして其の解決が長びけば長びく程、二つの方面に向つて危險が益々增加してゆくのであつた。

其の危險の重なるものは借款團の成立それ自身が遲延することであつた。支那は頻りに有力なる援助を望んでゐるにも拘らず西洋の銀行團は此の援助を與へることが出來ないといふことになるのである。第二に西洋三國政府は後に至り日本をして滿蒙に於ける政治的特殊地位を主張せしむる惧れある要求を引き續き固執せしむるは頗る不當であると感じて居るやうに見えたことである。

かくて滿蒙除外の難關は依然として去らないので、米國銀行團は英佛銀行團竝に華盛頓國務省の承認を經て、私に對して日本に赴き日本銀行團が他の銀行團と同等の條件で

借款團に加入する意志ありや否やを決定的に見て來るやう要請して來た、

八、日本の留保撤回

私は本年三月に一ヶ月間日本に滯在し、五月支那からの歸途に再び一週間東京に滯在した。そこで双方間に了解が進んだ結果日本は全然留保を撤回し、日本政府は同國銀行團に對し無修正にて借款團に加入することを許可した。この商議の前後を通じて政府と銀行團とは、支那援助の爲めに有効なる協同をしやうといふ唯一の目的を以て共に熱心に事に當つたのであつた。

日本の態度の變更は、言ふまでもなく最も喜ぶべきことであつて、これが爲めに日本現在の財政政治狀態に關する多くの興味ある點が明かになつた。私は當初から、日本第一流の十八銀行竝に多數の大實業家を包含する日本投資團の委員が新借款團を歡迎し、日本も除外無しに該借款團の一員たらんことを熱望してゐることがわかつた。私が日本を訪問して間もなく原氏を首相とする日本政府は私に對し滿蒙除外撤回の內意を聲明した。日本に於て異常な勢力を占めてゐる米國大使ローランド・エス・モーリス氏の紹介によりて私は主なる日本の內閣々員及び外交調査會々員と會見したが、これ等の人々は私に對し非公式に米國の提議にかゝる新借款團に贊成の證言を與へたのである。

ところが日本には當時無留保にて借款團に加入することに强硬に反對せる分子があつた。それは所謂軍閥といふものであると或る日本人が私に話した。此の反對分子は執拗に其の決心を固執して、滿蒙地方に於ける日本の特殊の主張を記錄に認めさせやうとした。此の軍閥の主張も遂に撤回さるゝに至つたのは、私の信ずる所によれば、これに對して加へられた二個の勢力の聯合的壓迫によるのである。卽ち第一は國內に於ける實業家及び銀行側からの督促であつて、第二は米英佛三國政府の一貫せる斷乎たる態度の爲であつた。此の三國政府の强硬な態度は、私が日本滯在中長い困難な商議を通じて實際上此の問題の解決を助けたことが少くなかつた。

私は日本に於て或る點に關しては重大な誤解があつたことを知つた。しかれども幸にして東京に於ける吾等の討議の結果誤解は一掃された。吾等は米英佛銀行團は滿洲及び蒙古に關し日本の經濟的利權及び國家の安全を脅威するが如き何等の意志をも有せざることを明かにした。加之更に進んで吾等は南滿洲に於ける鐵道支線工事にして事實上日本の手によりて進行してゐるものには特殊の取扱をなし、巴里にて協定した最初の了解に從つてこれを借款團の範圍外にをくことにしたのである。

日本は襟度を示して滿蒙除外を撤回し、進んで、滿蒙除外は實際上日本に償値なきものであり、强いてこれを固執するは、他國によりも專ら日本に最も利益ある西洋諸國との協同を障碍するのみであるといふことを認識するに至つたのである。

九、米國排斥の宣傳

日本政府は同國銀行團の借款團加入を許可すべしとの日本政府の非公式の證言を獲た後、私は米國銀行團を代表して支那の財政、經濟、政治狀態を視察する目的をもつて支那に向つた。支那では一ケ月以上を費したが、此の滯在は非常に興味あるものであつた。そして私は極めて重要な二三のことを同地で發見した。

第一は、支那人の話によると日本に於て日本借款團加入を遲延せしめてゐたのと同じ分子が吾等の事業を妨げ、支那の側から吾等に反對して借款團を失敗に終らせやうとしてゐることが明瞭になつたことである。

米國、從つて米國銀行團は他國若くは他國銀行團よりも支那國民の間に一層大なる信用を博してゐる。その理由は明白である。米國は他國の如く支那に領土の割讓を求めず、且つ多年の間支那の領土及び主權の保全、一切の商業に於ける門戶開放主義の維持に努めたからである。米國は其の傳道機關を通じて、孜々として支那の敎育をなし、彼等に近世醫學上の援助を與へたからである。

併しながら今述べた通り、私の滯在期間を通じて、借款團反對、米國排斥、米國銀行團排斥、其の代表者たる私を排斥せんとする活潑なプロパカンダが同國にはじまり且つ繼續した。

此のプロパガンダは各國の借款團の提議せる一定方針の下に支那に於て協同行動をなすことの必要を最も雄辯に說明するものであつた。斯かるプロパガンダが勢力を得て來ると在留外人間に惡感情を植ゑつけ、支那人間に不信の念を起さしめ、その論理的結果として何等かの爭鬪を齎すことと必定である。けれども支那に利害關係の密接なる重要列國が公平なる互惠條件によりて團結し、誠意をもつてこれに加入せば、かゝるプロパガンダを行ふ餘地が無くなるのである。

此の特殊のプロパガンダの一部は檄文で行はれ、或は日本人の經營になつてゐると稱せられる英字新聞でも行はれた。けれどもその大部分は日本人經營の漢字新聞に現はれた。支那全國の主要都市に配付せらるゝ此等の新聞紙上には驚くべき誤報が絕えず繰り返された。かゝる虛構の報道を基礎とせる協會、議會等よりの陳述書が私の許へ送られ、次いで新聞紙上に公表された。

私は豫め支那へ着いたら氣宇を開いて口を閉ぢて居らうと決心してゐた。ところが、借款團に關して重大な虛報を傳へられてゐたので少からず公開演說や新聞に寄書をすることが必要になつた。それから、個人として或る有力な團體の代表としての多數の支那人と會見することが必要になつた。

かゝる目的の下に先づ上海で米國銀行家の招待會をはじめとして、同地の米支兩國商業會議所の招待會（この時は出席者數百名中半數は支那人であつた）及び上海及び同地附近の支那銀行業者協會の招待會、北京に於ける同上の招待會竝に北京及び上海に於ける支那新聞代表者大會等の席

を裁兵しない限りは根本的の財政改革は不可能なのである。しかも此の間の事情は極めて困難である。何となれば此の關係は順環的だからである。

十四、解決の一方法

例へば、私が今指摘したやうに政府の窮乏は軍隊の裁撤が行はれるまでは、軍隊の爲めに莫大の費用を要するから到底救はれない。これと同時に軍隊の裁撤を行ふには軍人に莫大な給料を支拂はねばならぬからこれまた巨額の費用がなければ完成することが出來ない。如上の目的の爲めに借款を商議することが出來ない內は政府は裁兵を斷行することが出來ず、又政府は此の軍事費を省約しなければ金を借りることが出來ないといふ破目にあるのである。

これが解決法は少數の日本軍閥が慫慂する如く軍事的干涉や或は或る都市の占領ではなからうと私は思ふ。これに反して若し、新借款團の組織を承認してゐる列國が現在の北京政府をして南方政府竝に督軍等に對し有力なる外交代表を派遣し、道化芝居的の無意味な戰爭を中止せざるべからざることを陳述させたならば、その結果は驚くべき効力を有するだらうと私は信ずる。

各黨派間に有力なる和解が成立する迄は、借款團は何等廣況なる範圍に亘る活動をなすことが出來ないといふことを私は支那に於て機會ある毎に繰り返し說明した。

私が北京から歸つてから、最近數週間に、政府は或る重要なる內閣の交迭を行ひ實質上その勢力を擧くした。

十五、支那人の正直

借款團を形成してゐる西洋の政府と銀行團とは、長い間に支那國民の正直と謹直とに大なる信賴を置いて、彼等の中に强き協同の要素を發見し、而して一層鞏固なる政府をつくらせるやうに彼等を激勵することが出來る。

私は過去數年間に各種大學の學生竝に自由思想を抱ける實業家によつて敎育上及び政治組織、政府の研究が著しく勃興したことを知つた。此等の人士は今日の支那の希望である。彼等は新借款團が速かに其の職能を發揮することを切望してゐる。彼等は私に向つて支那の唯一の希望は新借款團の運用にあると言つた。若し吾人の友情に値する國民がありとせば支那國民の如きはその一であると言へるだらう。支那は吾人の友情を物質的に千倍にして報ひてくれるだらう。支那は天然の資源に於て無限の富をもつてゐる。この富源を開發して以て支那をして世界第一の潛在的富國であると同時に世界第一の實際上の富國たらしむるには、政治狀態を鞏固にさへすればいゝ。

概して外國化せる支那の海岸地方の諸都市に存在する外國人は支那人に就いて誤つた見解を抱き、動もすれば支那は一幅の混亂と無力の繪畫であると考へる。けれども私は馬に乘つて支那內地に入り込み小村落を歷遊し、非常な勤勉を以て田畑に耕作せる人々を親しく目擊し彼等が數千年來連綿として其の文明を維持して來たことを見るに及んで此の大國民の天賦の力をしみ〴〵と感じたのであつた。

十六、日本の協同切望

日本に就いては、私は、日本國民は新借款團設立の精神を十分に理解し、日本の銀行家は彼等が米、英、佛の同僚との間に締結した契約を愼重に實行することを信賴してゐる。

彼等は新借款團加入列强との協同を切望し、日本政府の役人の多數は新對支政策の樹立を希望せる旨を言明してゐる。私は日本の政治家及び財政家は、日本は支那が要求せる建設計畫の遂行に必要なる資金を缺如せることを知り、公平平等の待遇を保障せる合同事業に喜んで加入せんとしてゐることを信ずるものである。

最近數年間に日本はその政策を踏襲して二億五千萬圓の金額を支那に貸與した。今日に至り此の金額の大部分は不穩なる政治家のポケットに入り、支那援助の政策は却つて日支兩國を害したことがわかつて來た。又最近の財界恐慌から日本は幸ひにして復活してゐるやうではあるが、此の際此の二億五千萬圓の金額が國內に保持されてゐたら更に好都合であつたであらうと考へるのは避くべからざることである。私はまた多數の日本人が、其の隣邦として、華客として必要なる食料及び原料品の資源地として一層强固、安泰にして、秩序あり且つ資力ある支那を熱心に欲求してゐることを認めた。

日本がその支那に對する考へを一變し、此の衰境に向へる支那の財政、經濟、交通機關の現狀に面接するに至つて新借款團は新しく政策を提げて現れて來たのである。その新政策は支那に大規模の利用、管理計畫を賦課せんとするものではなく、又支那から大なる利權を獲得せんとするものでもなく、大規模なる基礎的公共事業の開發に於て支那に援助を與へんとするものである。

新借款團は支那政府及び國民の承認と協同とを得、米英佛日の國民の投資を安全にする爲めに支那側より擔保を提供し、投資者には相當の利子を送還し、銀行家に公平なる利益を與へ、且つ數年後所期の援助を果した上は借款團は全然手をひいて支那人若くは外國の個人の經營に委ねる希望をもつて此の計畫に着手したのである。

私は新借款團を一個の慈善會社だといふのではない。もとより新借款團は公正なる事業に對する利得がなければ恐らく活動をはじめることは出來ないだらう。併しながら若し該借款組織の綱領が實行されたならば、吾人は確かに支那に於ける「勢力範圍」を消滅せしむることが出來るであらう。此の道が假令長くして且つ困難であらうとも、吾人は、新借款團を通じて、加入各國の同情と協力を一層進め、かくして加入國が一團となり、心を一にして支那の援助に貢獻しなければならぬ。

十七、米國の優越

遠き將來に於ける事業の經營の成績は當事者の才幹に俟つ。北京に於ける銀行團代表者は各本國の銀行團中より人格に於ても才能に於ても第一流の人士を選び、各加入團員

は相互に寛大にして且つ同情的でなければならぬ。

　曩の大戰のために英佛市場はここ數年間は支那及び其の他の外國債券を巨額に買ふことが出來ないかも知れない。從つて米國借款團は偶然の事情によりて、舊借款團に於ける徹々たる位置より一躍して新借款團に於ける最も重要なる地位に上つたのである。

　是に於てか、銀行團によりて代表せらるゝ米國は、最も重要なる役割をつとむる準備がなければならぬ。若し此の準備が十分であつたならば、米國は其の經驗に富める協同者英、佛、日と提携して鞏固にして抱括的なる支那の經濟財政開發計畫をたて得るが如き形勢を齎すことが出來るであらう。支那は米國の投資者に支那の眞相を披瀝し、支那證券の安全確實なることを證明し、米國銀行團はこれを推奬することが出來るやうになるであらう。米國は北京に於ける代表者の手を經て、現在の混亂せる狀態に同情ある影響を與へ、支那の政治狀態改善に眞の貢獻をなすことが出來るであらう。

　新借款團の全計畫の成否は究極に於ては加入政府の態度如何によるのではなくて民間の市民、加入各國々民、竝に彼等の好意と、興味と、熱心なる協力とによるのである。最後に米國は他國の銀行團及び國民と協力して、過去に於て缺如してゐた對支精神及び態度の統一を將來に於て實現するの力を得、やがて極東の平和を保證することを念としなければならぬ。（完、八月八日發行紐育トリビューン紙）

米支飛行機借款契約

　中華民國政府、米商カーチス飛行機公司と契約を訂立す以下本契約書內に於ては中華民國政府を單に政府と記しカーチス飛行機公司を單に公司と稱す政府は沿海沿江の運輸の便利及び其他の用途に供せん爲め公司より各種の飛行機を購入せんと欲し雙方合意の下にて條款を議定すること左の如し

第壹條　政府は公司より壹百〇五臺の海上飛行機及飛行機を購入す

　其名稱並に樣式左の如し

カーチス	CFI	大型飛行機	拾臺
同	CHS	中型飛行機	貳拾臺
同	CSG	小型飛行機	五拾臺
同	CHA	大型水上飛行機	拾臺
同	CNS	中型水上飛行機	拾五臺

四百馬力發動機　四拾臺

百五拾馬力發動機　六拾五臺　備付用

附屬說明書中に記載する所に準據し政府は之れに對し公司に合計金四百參拾壹萬八千七百五拾八弗を支拂ふべく其支拂方法は第六條の規定に據る

荷造費並に支那港灣に至る迄の運賃、保險料等一切の經費は以上の金額中に包含せらる但し其輸送さるべき港灣は政府に於て之を指定す

第貳條　公司は第壹條に揭ぐる處の各種飛行機の組立工事に對し一切の引受を爲す使用材料は總て上等品を用ふべく米國政府に納入すべき機に比し品質劣等なるを得ず納入價格は米國政府の支拂と同等若しくは特別割引を爲したるものなるべし

第參條　公司は該契約調印後三ヶ月目より引續き飛行機の發送を開始し十ヶ月以內に全部の引渡しを完了すべし飛行機の引渡しは工場內に於て爲し最も速かなる便船により支那に輸送すべく運送費及保險料等の經費は公司之を負擔す但し到着地に於ける關稅及陸揚費用は政府之を負擔すべし

第四條　公司は政府に前渡金米貨貳百萬弗を交附することを承諾し右金額を以て飛行機格納場、修繕工場、學校及各種管理の費用に充當す

右前渡金は契約成立後三ヶ月後何時にても政府の需用金額を交付すべく其場合は會社派遣の駐京代表委員と臨時調印の上引出し使用する事を得未交付金額に對しては年八步の利息を附して每月政府預金の中に繰り入るべし

第五條　若し前渡金貳百萬弗にて不足なる時は雙方議定同意を經て更に協議の上之を增額する事を得

第六條　前項飛行機の購入價額及前渡金米貨貳百萬弗に對しては雙方協議の上五年に分ち五回に償還す卽ち契約調印の日より起算し五ヶ年据置き其三ヶ月目を以て第一次償還期となし第一期より第四期に至る每次壹百貳拾六萬參千弗を償還すべく第五期に至りて百貳拾六萬六千七百五拾八弗を償還す

第七條　政府は無記名八步利附國庫債券米貨六百八拾六萬八千貳百拾壹弗を公司に提供して前項元利金支拂の擔保とす

第八條　前條の國庫債券は中國政府十年償還八步利附米貨國庫債券（卽一九二〇年）と稱す此項國庫債券の券面金額及其數量は公司の希望に從ひ發行交附す

此項の國庫債券は無記名式にして英文を以て記載す印刷手續は公司に於て行ふ但し印刷に要する費用は政府の負擔とす

該國庫債券には財政部及駐米中國公使記名調印して政府發行の者なる事を證明し一切の責に任ずることを保證す

本條に規定する處の方法に對しては駐米公使に電知し之に據り辨理す本債券には八步利札を添布し右利札に對しては每年二期に分て利息を支拂ふべし支拂期日は六月三十日と十二月三十一日とし會社指定の紐育所在の銀行に於て支拂ふものとす元金の償還及利子支拂の期日到來せば政府は十日以前紐育銀行に送金して之が支拂を爲さしむ

一千九百二十年十二月三十一日を以て第一回利息支拂期日と定む

第九條　政府は其發行せる國庫債券の元利償還に對しては一切責に任す並に第六條第七條の規定に從ひ期日通り元利を償還すべきことを保證す

第拾條　雙方議定の事項は契約有效期間中は政府に於て保證し總て契約上の金額の貸出し及國庫債券の發行、回收並に利息を付する事等に關しては均しく現行及將來の課稅及印紙稅の附課增徵を免除さるべき事を政府に於て保證す

第拾壹條　公司の引受けたる前項飛行機は十一ヶ月間に納入を完了すべく國庫債券は發行の日より起算して利息を附す公司か金貨を交付せざる間の預金利息は公司より政府に返還すべし換言すれば卽ち飛行機を引渡さゞる以前は利息を算入せざるものとす

第拾貳條　政府は公司の必要ある時は該國庫債券の全部或は一部分を他に賣却する事を承認す

第拾參條　本契約は英文三通漢文三通合計六通を作成し政府は英漢文各一通を執り駐京米國公使は英漢文各一通を保存し殘餘の英漢文各一通は公司に於て保管す英漢譯文は對照上何等の誤謬無きも萬一將來譯文に就き疑義を生じたる時は英文に據るものとす

第拾四條　本契約の有效期間中に雙方契約に對して疑義爭點を生じたる時は雙方共に公正人各二人を選び此公正人四人にて更に第五の公正人一人を選び會同協議して之を解釋し多數決に因りて議決す但し此決議に對しては雙方共に服從すべし

西曆一千九百二十年　月　日
中華民國九年　月　日

中國政府代表
米國カーチス會社代表

露支問題新聞論調

露支問題（北京天津タイムス）

最近支那政府が、在支露西亞公使、領事、露國民等の權利に就いて採れる態度に關しては種々の問題を惹起しつゝあるが、之に對しては大いに吾人の考究を價ひするものあり。現に見る如く露國使臣の權利否認は、表面上洵に驚異を價ひし、且つ甚だ突然の事實なるが如く思惟せらる。此の事件に關しては露國公使ゴルダチエフ公は先きに支那外

交部長と協議し、彼れの公使辭任の止むなきを承認し、その結果大總統令に依り、革命前の露國使臣の代表權否認の聲明を見るに至れり。此の間には機徴の消息あり、冷靜なる考慮を要すべきも、こゝに先づ吾人の指摘せざるを得ざる事は、支那政府が二三箇月前露西亞に對して團匪賠償金支拂ひを拒絶せるは要するに露國前政府の任命せる在支露國使臣の代表權否認に外ならざりし事是れなり。茲に於てか吾人は一般が團匪賠償金に關し支那政府が露西亞に對して取れる態度の意義を充分理解し得ざりし事を知ると同時に、今回支那政附が露國外交員の代表權を否認せる事實に對し、世界が驚異せるを當然なりとなすものなり。

大總統令は露國公使の待遇撤廢を以て、前露國政府の派遣せる公使、領事等は革命後その資格を失ひ、彼等は最早現露國を代表するものにあらずとの理由に歸せり。現露西亞政府が在支露國使臣を信任せず、寧ろ彼等の信任と保證を暗に喜ばざるの狀あるに於ては、右の見解は大いに理由あるものと言はざるべからず、固より此の點は純理上よりは種々の議論を生ずべきも、諸外國に於ける露國使臣の實情に徹するも、支那政府の此の見解は相當有力のものと言はざるべからず。合衆國に於ても露國大使はケレンスキー時代の革命政府が任命せるものなるに拘らず、實際は早くよりその權利を失ひ、何等公けの交涉に與るところなし。その他の國々に於ても、前政府の露國代表は何等の實權なく、今や寧ろ勞農政府の代表者と折衝するに至り、或る程度迄彼等を以て露國を代表するものと見做すに至れり。然れども吾人の知る限り、諸强國と雖も未だ此の度の支那政府の如く斷然たる態度に出でしものはなし。茲に於てか支那政府は何故最近三箇年間持續し來たれる態度を捨て、諸外國に先んじて俄かに今回の如き決然たる處置に出でしやとの疑問を生ぜざるを得ざるべし。此く問ふて、吾人は支那の今回の態度がその揭示せる以外の理由、卽ち支那それ自身に關する重要なる事情に依るものなる事は、容易に之を知り得べし。ウエルフネウージンスクの代表使節としてユーリン氏が往復し、支那との通商開始を求めつゝある事實は表面上は當該問題に對して必然的解釋を齎らすものにあらず。蓋し歐洲各政府殊に英國政府が同じく通商問題に關して過激派政府代表クラッシン氏と商議しつゝあるも、そは形式上毫も舊露國代表の權利否認の必要を認め居らざればなり。

單に東方隣國の軍事的脅威を防止する爲め便宜上設けられたる緩衝國との特別通商條約は何等の確實性を有するものとも思はれず、一度び露國の統一成り、各國と同列の班に伍する時期至れば紙上の空文は終に無意義に了らざるを得ず。從つて吾人の銘記せざるべからざる事は、ウエルフネ緩衝國は明かに勞農露國の產物にして、そはモスクワの命令に依つて支配されつゝある事實なり。此の事實を外にしては、支那政府がウエルフネ政府と折衝し、或はその過激的宣傳に對する保障を要求しつゝある理由を解する能はざるなり。卽ち支那政府今回の處置は、現在の事情に鑑みて勿論好都合のものといふべく蓋し支那の人心は過激派の

名に依りて多大の脅威を受けつゝあればなり。

かくして吾人はユーリンの使命が何等かの方法に於て間接否一時暫らく露西亞政府を代表するものとせば、吾人は支那政府の立場より見て意義重大なるを理解し得ると共に一層よくその心事を理解し得べし。而して支那の使節が現にモスクワに乘り込みつゝある事實は、露支關係上更に重大の意義を有するものと見るべく、依て以て支那が過激派の毒手を免れ得べしと思惟し居るや否やは固より不明なるも、兎に角勞農政府に對して支那が惡感を有し居らざるは事實なり。こゝに吾人の注意を要する事は、數箇月前發表されたる文書――モスクワより發せられたりと稱せらるゝ――に於て帝政時代の露國が支那に設定せる權利に關する若干の契約が掲げられ居る事なり。該文書が單なる宣傳たると否とに拘らず、兎に角それは根本に於て現露國の對支態度を示し居るものと言はざるを得ず。

今次支那政府の採れる態度は支那以外の諸國に對しても多大の影響を與ふべく、依つて以て全露國を代表する新使節の出現に對し或はモスクワよりの使節派遣に對して新たに道を開くに至らんか。兎に角世界を通じて現時の對露政策は、一般に唯だ便宜上の問題に歸すべく、恐らく支那政府の政策も此の基礎に立脚するものと見ざるべからず。例へば佛蘭西に取りては露西亞と相結ぶ事は甚だ不便宜なるも、支那に取りてはそは頗る有利なるものといふべく、此の點之實に支那政府がモスクワに使節を派し、或はその他の手段によりて對露交涉を試みつゝある所以と爲すを得べし。

今日北京に於けるウエルフネ使節が今回の支那政府の處置に對して眞の發言權を有したりやは言明し難きも、兎に角支那がそれに得るところ少なからざりし事は明かなり。支那は從來哈爾賓及び國境地方に於ける露國反革命派諸團體の爲めに屢々惱まされたるが、愈々治外法權の剝奪に依りて、支那は今後彼等の行動に對し一層有力なる抑制を加へ得べし。最近の報道は東淸鐵道に關する一層大規模の計畫を報じ居るが此れに對し利害關係ある他國の態度如何に拘らず、支那が今回の態度に依り招致さるべき利益を充分豫想し居る事は疑ひなし。されど支那は今や重大なる責任を帶びるに至れると同時に、やがて少なからざる困難に遭遇せざるを得ざるべし。支那は三十萬の露國人に對し、支配權を得たる譯けなるが、支那に於ける不公正なる行政狀態及び從來露西亞人が熱心に擁護し來たれる特權剝奪に對する彼等の憤恨との爲めに、支那はやがてその態度の失敗を悟るの日なしといふべからず。

支那は舊露國の保留したる從來の租界を取り戻し、暫らくその特權を回復し得たるが如きも、彼れはそれを諸外國に委托せざるが故に將來に對し、充分にその保證を得る事は不可能なるべし。一旦露西亞政府にして列國の承認するところとなり、その租界を支那に還附せんとするに至れば、第三者が此れに反對する事は困難なるべし。該租界の未來が一般の同意に依りて決定せらるゝ迄は、支那の取り得る行動の自由は唯だ露西亞政府の主權とその代表使節の權利

とが充分に承認されたる暁に於て、支障を來さざる範圍のものならざるべからず。而して治外法權の問題は更に趣きを異にし、支那の事情と關係露國民の立場とよりすれば、露國の如何なる政府と雖も此れを無條件にて支那に交附する事はなかるべく而して此は他の列强が肝に銘め覺悟すべき事なると同時に彼等は早速現在に於てその取るべき態度を決定せざるべからざるなり。（九二七）

在支露西亞人の地位

（ノース・チャイナ・デイリー・ニウス）

支那政府は露國公使クダシエフ公との關係を斷絶したるが之に依り露支關係は更に新局面を開くべし千九百十七年九月露國過激派が政權を掌握せしより以來支那及其他各國に駐在せる露國官吏の地位は頗る奇妙なる者ありしが此地位は兎も角も法律上の假說——露西亞は未だ統一されたる政府なく少くも列國の承認したる政府なきを以て帝政時代の遣外使臣は其國に在る露國人を代表す——に依り維持され今日に到りたり、然るにコルチャック提督の死後西伯利に於ける過激派政府の代表者其他續々支那に入り來り爾來クダシエフ公の威信聲望は支那人間に次第に失墜し初め、數週前ウエルフネウヂンスク政府と浦鹽政府と協定の結果ウ政府代表ユーリン氏露支通商の使命を帶びて北京へ來りてより露公使の地位は益々危險に瀕したり、北京政府は始めユーリン氏の資格に疑を存したりしが調査の結果正當代表者たる事を認め過激主義の宣傳を爲さゞるを條件とし且つ帝政時代の露國官吏に對しては相當なる生活法を講ずる事として支那政府とユーリン氏とは通商交涉を開始せり。

然れども飜つて惟ふにユーリン氏の目的が單に露支通商に在りと云ふは頗る疑はし、西伯利は事實上未だ全露西亞の財政援助無くして外國との通商に從事するの能力なし、ウラル以東には從來適當なる經濟機關の設備を見たる事なかりき、過去の平和時代に於てさへ充分爲す事を得ざりし西伯利の對外貿易を現時の西伯利に於て如何にして之を爲すべきや疑なき能はず、ユーリン氏の使命及之に對する支那政府の意嚮が彼等の云ふが如く果して西伯利との通商のみを目的とするならば支那政府が露國公使クダシエフ公との關係を斷絶するは全然不必要の事に屬す、クダシエフ公が支那政府の慫慂するが儘に自發的に露公使の地位を去りたらんには支那政府は直に露國の治外法權取消の前提として在支露國人の保護を聲明したりしならむ、こは過激派政府が設けたる同政府承認の餌なり、此點に關しては何等の疑あるなし、治外法權が一度び支那に回收せらるれば露國に取りても獨逸、墺太利、其他の條約國に取りても之を復活するは頗る難事なり。併し過激派政府の立場より云へば斯くの如くして支那は過激主義宣傳の機會を與ふるものなり

上海に付て云へば上海在住露國人五千人は代表者なくして生活する能はず支那人を之が代表として保護の任に當らしむる事の不可能なるは論を俟たず、又過激派政府の領事を迎ふる事は列强が未だ同政府を承認し居らざるを以て不可能なるは明瞭なる事實なり、千九百十一年に更新された

るペトログラード條約に依れば支那に於ける露國の治外法權は明年八月迄繼續さるゝものなるが過激派政府が未だ列國に承認せられざるを以て支那露國に對し治外法權を取消すも列國は之を認めざるべし。

吾人は上海に於ける各商業會議所が露國に於て列強の承認する政府が確立さるゝ迄は支那に於ける露國人の地位に何等の變化を認めずと力說主張せん事を切望して止まざるものなり、既に漢口、天津の露國租界に支那が管理の手を伸ばす事に對し强硬なる公式抗議が提出されたるが、ユーリン氏の北京へ來りたるは事態更に重大にして世界の危期之より生ずとも云ふべく漢口、天津露國租界隔離問題の比に非ざるなり吾人は全力を擧げてユーリン氏の計策と闘はざるべからず。（九二五）

代表者なき露國人

（ノース・チャイナ・デイリニウス）

本月二十五日上海駐劄露國總領事グロス氏は在北京クーダチエフ公より同日以後其職權を行ふ事を停止すべき旨訓令に接したるが上海在住五千名の露國人は是が爲め代表者なき外國人の部類に編入され會審衙門の決定に服從すべき事となれり、然れども一般と異れるは彼等露國人が支那の保護を受くる點に在り、之は支那法律に保護せらるゝ意味には非ずして彼等に對しては露國法律を適用すべしと云ふに在り、露國公使對遇停止後支那政府が露國人を其顧問に聘用すべしとの噂ありたるが、支那官吏は露國法律を知らず又在上海露國人は他國語を知らず其多數は露國語を使用するのみなるに支那官吏にして露國語を知る者稀なるの事實と露國公使待遇停止後の在支露國人に露國法を適用すべしとの要求が右の噂を釀成したるものならむ、此際グロス領事等が不幸なる自國人の權利を擁護するに努力を惜まざるべきは吾等之を知れり、彼若し支那當局に對し「吾等は支那の保護を受くるを欲せず、支那に對し此種の委任を爲したる事なきを以て彼等が如何なる形式に於て保護せむと云ふも吾等は其權限を承認せざるべし、吾等は條約に依り獲得したる治外法權を要求す」と云はゞ支那政府は之に對し如何なる方策に出づべきや、支那政府は多分領事團に向つて露西亞人の放逐方を請求すべし然れども領事團が果して之に應ずべきや、疑なき能はず露西亞人の要求にも正當の理由あり、又一般外國人の立場より云へば露國人の治外法權を蹂躙せんとする支那政府の政策を幇助するは列國に取りて愚の骨頂なり、支那がクダチエフ公の承認を拒否したるは無論其正當權限を行使したるに過ぎず、露國公使の對遇停止せらるゝも在支露國人の治外法權は侵害せられざるものなり、治外法權は現在の支那に於て極めてデリケートなる問題なるを以て愼重に熱心に擁護せられざるべからず、然れども今回の露國人に關しては支那の所謂保護に依り其治外法權が侵犯せられざるは不可能なるが如し、露國人の顧問を採用するも此難關を突破するは容易に非らず、露國人顧問聘用は愚案なり、兎に角在支露西亞人の保護を外國の管理の下に置くに非ざれば露國人の治外法權は粉碎

せらるべく如何なる法律上の説明と雖も此事實を變更する事能はざるなり。

支那政府はタダチエフ公待遇停止に成效したるがウエルフネ代表ユーリン氏は之を如何に利用するか。吾人はユーリン氏若くはモスコー政府が北京政府に對し何を爲さむとするか又彼が其目的を達せん爲め北京の饑ゑたる官吏に如何なる甘蜜を與へむとするかを知らず、支那政府は聯合與國との紛爭を恐るゝが故に勞農政府の承認を敢てせざるべし、然れども世人はユーリン代表との交涉、露公使待遇撤廢の徑路を見て其第一步に非ずやと思惟せり、露公使待遇撤廢は實に列國猜疑の下に行はれたるものと云ふべく支那政府が全然過激派代表に丸められざる前に聯合國は須く適當なる手段を執るべきなり（九、二七）

露國公使待遇問題（益世報）

公使は友邦に駐紮して政府を代表し以て兩國の睦誼を敦うし兩國間の交涉を處理する者なるが故に公使の待遇たるや其禮甚厚し、國際慣例を按ずるに公使が其代表資格を失ひ其待遇を停止さるゝ場合は兩國の國交斷絶し交戰狀態に移りたる時或は公使が權限を超えたる事件を處理したる時を除くの外左の如き場合あり

一、某國が敵國の爲めに滅されて自主の能力を失ひたる場合

二、政府或は皇室轉覆し、恢復する事不可能にして、後繼者が其代表資格を承認せざる場合之なり、故に駐紮國が外、大勢の趨く所を察し、內、自國の關係を審にしたる結果公使の待遇を停止するは何人と雖異議を挾む能はざるものなり。

露國前皇室は既に轉覆し、前政府既に滅亡又、恢復の望なく、後繼者は黨派分別し、然も皆其代表資格を承認せず我政府が露國使臣の待遇を停止したるに對し露國公使如何に强辯抗議するも均く其根據を失へるものと謂ふべく、之を大勢の趨向に鑑み兩國の關係に按ずるに我政府の執れる措置は何等非議の餘地なき也

由此觀之、公使は一國政府の代表者にして政府は全國を代表するものなるが故に、若し一國にして分崩離析し、國土分裂して聯絡なきに至らば、政府は其統一能力を失へるものと言ふべく、號令國門を出でず、行政の權、軍閥武人の獨占する處とならば政府は其駕御の能力を失へるものにしてかゝる政府は名は存するも實は亡べるものにして無政府狀態と選ぶ處なき也。

內に對して權謀術策を弄して彼此爭奪を事とするが如くんば如何に外に對して聲明の一致を爲すと雖、豈、長久の計と恃むに足らんや。（一〇、一）

初期米支貿易史（三）

第三章　一八二〇年戰爭の結局より阿片問題の開始に至る迄

米支通商に關する「ゲーント」條約の結果は直ちに表はれたり。戰時中茶及び生絲の價格が昂騰したる爲め貿易の再び開始せらるゝと共に貿易額は大に增加したり。而て最初の數年間に多數の新設會社が事業を始め合衆國も大陸も共に茶、南京木綿及生絲の荷を以て充滿せられたり。第一期は明かなる增加を示し、第二期は戰前に於ける最大貿易額と略等しく、第三期は大にそれを超過せり。廣東亞米利加貿易の上に新時代の曙光が輝きたり。一七九〇年頃より戰爭の開始せられし頃迄、廣東亞米利加貿易が殷賑なりし主因は歐洲戰爭、毛皮貿易及び南洋貿易なり。之等の主因は前章に於て述べたるが如く當年の驚くべき貿易の發展に對し貢獻する處甚大なり。然るに一八二五年の始めには之等の要素の第一のものを過去の事實として發見し、第二第三の要素も亦全く滅失せり。ナポレオン戰爭は既に終局を告げ合衆國は既に世界の中立の運送業者たるの地位を失ひたり。毛皮貿易は殆ど終焉に近づき、紫檀材貿易も全盛時代を過ぎ、只海參貿易に於て戰前非常に將來有望なりと目せられたる太平洋航海に名殘りを止めたり。

併し乍ら、茲に他に廣東貿易を速かに再び盛んならしめたる新しき原因ありたり。當世界の爭鬪に於て貿易の關門は破壞せられ、亞米利加船に依り運送せられたる茶は、尙歐洲に於て市場を有したりき。亞米利加人も亦一七九〇年に於けるよりも人口增加し且又富裕なる國民となりしを以て、支那貨物に對する國內市場も次第に發達するの傾向を有し居りたり。亞米利加人は以前よりも多額の商業資本と正貨を有し、一七九〇年頃に於けるが如き銀に對する代用物として毛皮及び紫檀材を得んとするが如き狀態に有らざりき。故に以前の繁昌の主たる原因の變動せしに拘らず一八一四年乃至一八三四年の數年間は概して廣東貿易には成功し居りたり。大體に於て貿易は極めて平靜裏に行はれ、一八一二年前の二十年間に表はれたるが如き熱狂と妄想とを缺き居りたり。併し乍ら此間に於ても尙幾多の重要なる事件發生せり。年代を追ひやゝ詳細に記述せむと欲す。卽ち毛皮貿易及び南洋貿易の廢滅「ダーラノバ」事件、亞米利加の貿易組織に變更を來し貿易が二三の大港灣及び二三の大會社の手に集中せらるゝに至りし事、輸出入の組織の變化、大英東印度會社に對する亞米利加貿易の影響廣東に於ける團體生活の十分なる發展支那貿易に於ける合衆國政府

の利益の增加する傾向ありし事、亞米利加の基督敎會が支那に布敎を開始したる事等之なり。

「ノースウエストコースト」毛皮貿易の最盛時は一八〇八年に直接する前數年の事なりき。此時代より後「カルホルニヤ」に新獵場の發見せられたるに拘らず、漸次衰微せり。根柢に橫はれる衰微の原因は、英國との紛爭には非ずして（一八一二年の戰爭により與へられたる打擊より貿易は回復せられざりしと雖も）毛皮を得る事の困難なる事なりき。之は一部分は露西亞人の競爭と侵略に、一部分は印度人と物々交換を爲す事の困難になりたる事に、一部分は畢竟するに臘虎の漸次絕滅せし事に基因せり。一八一六年「ウイリアム・スターヂス」（貿易に密接なる關係を有せる人なり）は「露西亞人及び英吉利西人の植民地（特に露西亞人の植民地）は、亞米利加人の貿易に對し非常に有害のものなり」と云へり。其後一年有餘を經て、主なる支那貿易商の一人なる「トーマス・エッチーバーキンス」は『ノースウエストコースト』貿易は殆ど廢滅に歸せり。……露西亞人は臘虎を捕る爲めに「コデアックインド」人を使用し、而も獵手は狩獵に於ける勞力に對する報酬として辛じて生活するを得るに過ぎざる程度の支給を受け居るに止まるに依り、彼等の支出する費用は甚だ小額なるを以て、吾人はかゝる敵手と競爭する事は不可能なり。……嘗て吾等の船舶と貿易を爲す爲に海岸を訪問したる印度人は、今は既に彼等の以前の職業は露西亞人及び其の指揮の下に使用せらるゝ者の企業に依り奪ひ去られたるにより、海岸に來る誘因を有せざるに至れり。』と記述せり。バーキンス氏の描寫は其の悲觀的方面のみ描きたるが如き觀あるも大體に於て正鵠を得たるものなり。彼が此の記述を爲したる當時は尙「ノースウエスト・コースト」には三四隻の米國船舶があり、又一八二六年頃迄は同地に向ひ出帆したる貿易船を發見したると雖も、「ノースウエストコースト」貿易は既に其の最盛時代を過ぎ廣東貿易に於ける主要なる要素たること止みたり。

「ノースウエストコースト」毛皮貿易は事實上は廢滅に歸したりと雖も、それの最も重要なる外交的政策的結果は一八二〇年以後に於て表はれたり。既に述べたるが如く、露西亞との交涉は、一八一〇年に於て一時中止せられ居りたり。一八二一年九月に露西亞皇帝は「ベーリング」海峽より北緯五十一度に至る太平洋は、露西亞帝國の領海にしてその海面に於ては總ての捕鯨、海豹獵竝に漁業を禁止するの勅令を發布して世界を驚かしたり。「アダムス」は熱心に之に反對し、引續き交涉を續行せり。之等の結果として表はれたるは、一八二四年四月十七日署名せられたる協約にして、同協約は北緯五十四度四十分に於ける露西亞の植民地の南の境界を定め、亞米利加人に對し火器銃砲の賣却を禁止すると同時に、露西亞植民地の設けられざる灣及海濱に於て漁業を營むの權利を許容したるものなり。「バロン、ドトウイル」の同問題に付き再び交涉を開始せむとする無益の企圖は、翌年の夏、事件に終りを告げたり。而て亞米利加船は一年に二隻乃至四隻の割合を以て「スツトカ」Sitka に來航する事を續けたり。

亞米利加人は一時北緯五十四度四十分以北の海面に對する總ての權利を喪失せりと雖も、「オレゴン」州の領有權の問題に關しては未だ何等決定し居られざりき。「オレゴン」植民地に於ては「ノースウエスト・コースト」毛皮貿易が重要なる部分を占め居りたり。亞米利加人は此貿易を通じて始めて同地方を知るに至りたるなり。而て「コロムビア」河の發見竝に「エストリナ」に於ける植民地に關する聲明の如きは直接にそれを通じて起りたり。更に「オレゴン」州の領有を主張したる主たる理由の一は支那貿易の根據地として太平洋の一港を得むとすることなりき。「オレゴン」問題の早き時代の擁護者なる「フロイド」は、一八二一年下院に提出したる報告書中に於て「コロムビア」は商業上の見地よりして最も重要なる地點なり。その海岸及外海に於ける漁業、竝に之等の地方にて捕獲せらるゝ多額の毛皮に對し最もよき市場を提供する支那に對するその位置……は直接の注意を要求する樣に見ゆ。」と主張せり。一八二二年十二月十七日の討論に於て、支那に關し彼の爲したる主張の語勢は、一層強烈なりき。「オレゴン州の植民地は……貪慾の希望を超越するも……將に海運の利益と云ふ富の鑛山を開かむとし居れり。それは主として金銀よりも一層有利に支那の製造品及び物產を購求する事を得る品物を以て成立し居れり。若しその價値及び位置がそれを權利づけしむる州にその注意が向けらるゝことを得ば、それは多大の利益を生じ合衆國より廣東に向つて當て或る一年間に爲されたる積荷の總額よりも一層多額の富を國民に致すべし。……此貿易に對し適當の保護が加へらるゝとせば、我合衆國外に一弗の正貨をも流出することなくして、廣東市場に於て我國の食糧品の全部を購求することを得べし。」とは實に彼の主張の一節なり。彼は更に此貿易の價値を描寫する事を續け、此貿易にして益々發達せむか「コロムビア」溪谷の穀物畑は遂に支那市場に物資を供給することを得るに至るべしと主張せり。廣東貿易に於て「オレゴン」州が重要なる地位を占め居る事は亦他の「オレゴン」占領論者に依り用ゐられたる論題なりき。「ベーリース」及び「タッカー」は之を用ゐたり。紐育の「コルドン」は自今二十年乃至五十年を經ずして河、川、河運水陸路により「オレゴン」に、更にそれより太平洋を横斷して遠き亞細亞に至る最も近き航路が開かるべしと云ふ事を豫言せり。

一八二四年十二月「フロイド」は再び同樣の議論により彼の理由を反覆し問題を論議しつゝありたり。彼の議案は下院を通過したるも　上院に於ては卓上に載せたる儘決議せられざりき。併しながら四年の後彼は古き理由を主張し爭議を再開せり彼は討論に破れ問題は爾後十年間議會に於て中止せられたり。遂に其の問題が再び表はれたる時には、廣東市場に於ける「オレゴン」州の利益は尙ほ時に援用せれたる事もありたりと雖も　既に卓越せる議論として世の親聽を聳てしむるに足らざりき。

然しながら「オレゴン」州が合衆國に保持せらるゝ事となりたるは、同州が廣東貿易に於て重要なる地位を占め居ると感ぜられたると、早き時代の毛皮貿易がその領有の要求

を爲し居りたるとに依ると云ふは毫も妨なかるべし。

紫檀材貿易は、毛皮貿易若は海豹獵の爲の航海の如く、急激には衰微せざりき。一八一七年「コツツエバアウ」は布哇諸島に於て尙ほ十分發展の見込みあるものと斷定せり。土人の政府は材木供給の源泉の支配權を得たり。而て米人は之に對し、貨物、正貨又或る場合には船にて支拂を爲したり、一八二五—六年頃の一箇年の紫檀材の平均輸出額を「コツツエバアウ」は三十萬弗と評價せしも、米船に依り廣東に輸入せられたる一ケ年の總額は最多の年と（一八二二年）雖も三十六萬八千二百二十弗に過ぎざりしを以て、此「コツツエバアウ」の見積は聊か過大に失し居るものの如し。

然しながら此の貿易は消耗的のものなりしを以て、長き生命を有すること能はざりき。紫檀材は一八三〇年頃には既に布哇諸島より其の影を失ひたり。「フイジー」諸島に於ても殆ど同時代に絶滅に歸せり。一八一〇年に「マークイサス」群島に於て發見せられたりと雖も、それは實際七年間に全く輸出し盡されたり。一八二二年に廣東に輸入せられたる額は二萬六千八百二十二「ペクル」、二十六萬八千二百二十弗の價額に達したりしも、一八三三年には八千九百三十五弗に減少せり。

紫檀材は伐採し盡されたるも、新物產即ち海參が同地方に於て發見せられたるにより、南洋行の航海は尙ほ數年間繼續せり。此航海に從事せる船舶の大多數は「サレム」の船長の手に依り運轉せられたり。而て年々多數の船舶が此の妖魔の町より出發し、海參を集聚する爲に土人を使役し之を洗精し貯藏する爲めに小屋を建造し、馬尼剌に於て支那の美食家に一封度十セント乃至二十セントに買却し、而て「フイリツピン」君は支那より貨物を購求して歸國せり。一八三七年「クレー」號（船長「ウイリアムドライバー」）は南洋航海を爲し馬尼剌にてその積荷を賣却せり。同船は「アイランドズ」に歸航の途次難破せり。現存せる航海記錄に依れば當時「ペルー」號（一八二〇　一八二三年）、「エメラルド」號（一八二三——一八三六年）、「チャルース・ダジエツト」號（一八二二年）、「バラス」號（一八二二——一八二四年）、「エリザ」號（一八二三——一八二五年）、「マーメード」號（一八二六——一八三九年）は南洋航海を爲したり。一八三四年の記錄に依れば「サレム」の東印度海事協會は當時十四隻の船が從來より引續き同港を起點として貿易に從事し居りたりと云へり。斯くの如くにして、一八二七年より一八三七年に至る十數年の間此の小さき「ニウイングランド」の町より極めて進取的の南洋貿易が行はれたり。

南洋貿易は多數の難破及び土人との衝突の話の示す如く危險千萬のものなりしを以て、之を行ふ者は通常冒險性質の人にして、大商會にして此事業に從事せし者は其の例甚だ少なかりき。此冒險者流の標本とも云ふ可き紐育の「ベンジヤミン・モーレル」は少くとも四回南洋に航海し、新島嶼を發見し、土人と干戈を交へ或は之と貿易し、その都度海參、龜甲、眞珠の積荷を以て馬尼剌に歸來せり。「フアンニングス・アイランド」又は「サンドル・ウッド・ベー」と云ふ

が如き地圖上の名稱は早き時代より之等の遠隔の地方に亞米利加貿易が行はれ居りたる事と其の貿易の開拓者が如何なる性質の人々なりしかを證據立つるものなり。

大英國との第二次の戰爭の後、一八二一年九月十日「ターラノバ」事件の發生せしに至る間の廣東に於ける米人の生活は極めて平穩なりき。「ターラノバ」事件は阿片問題の勃發前に於ける初めての米人の貿易の中止を生ずるに至りたる事件にして、一八四二年乃至四年の條約以前に於ける支那在住の外國人の地位を非常によく說明せるものなり。三個の根本的の事實が之を說明せり。外國人と支那人との間には全然外交的交際及び條約が缺除し居る事、從つて國際上の難局を調和すべき相互に認めたる手段の缺除せる事、外國人は斷乎たる態度を以て支配するを要する智識の劣等なる野蠻的の人種なりと云ふ土人（支那人）の牢固たる確信。支那政府を敬遠し竝に領事に商業上の權能をのみ與へたる泰西諸國政府の政策。之等の三條件が凡ての交際を不確實にせり。此の制度は凡てが圓滿にゆき居る間は尊重せられたれども、一旦事件の起りたる際にはそれは破壞せられたり。「ターラノバ」事件は一八二一年九月の後半に起りたり。「バルチモーワ」の「エミリー」號が（船長コープランド）港に近づき居りたる時に、一人の婦人がボートより墜落して溺死せり。此婦人の死の偶然なりしことは有り得可きことなるに、支那官憲は直に同船の伊太利人水夫「ターラノバ」が此婦人の頭に果物瓶を投げ付けて之を殺害したるものなりとして告發し、「ターラノバ」の引渡を要求せり。

「コープランド」は「ターラノバ」を監禁したるも之を引渡すことを拒絕せり。米人は相協議して、事件を處理する爲に五人の居留商人、五人の船荷上乘人及び五人の船長より成る委員會を組織し、而て「コープランド」は其の委員會の指揮を受けて行動する事とせり。亞米利加領事「ウイルコックス」は自ら此の事件を審理する權限を有せず、又罪人を支那官憲に引渡す權能も有せざる事を自覺し、委員會と行動を共にすることに止めたり。委員は商行商人と會見し、稍々討論を爲したる後、英吉利酉の宣敎師「モリソン」を通譯者として、亞米利加人の貿易所に於て審理を遂げ、「ウイルコックス」はその記錄を作成する爲に出席することに協定せられたり。然し乍ら、支那總督が審理の場所を「エミリー」等に變更する事を希望し、その希望は容れられたり。次に審理の形式に關し激烈なる論爭が起りたり。支那官憲は「モリソン」の出席する事に反對し、且「ウイルコックス」に席を與ふる事を拒絕せり。その結果遂に兩名共に出席せざることとなりたり。十月六日審問は「エミリー」號の船中にて支那官憲と商行商人との面前に於て行はれたり。亞米利加人の苦心盡力は凡て單なる徒勞に歸し、支那官憲は伊太利人を有罪なりと證明せり支那官憲は一つも伊太利人の辯解を採用せず、被告に不利益なる證據にのみ付て考察したるものにして、引續き罪人の引渡を要求せり。亞米利加人は之に對し支那官憲が腕力に訴へても被告を受取らむとする場合には何等の抵抗を爲さゞる可き旨を聲明したれども、直ちに被告を引渡すことを拒絕せり。凡ての火器

銃砲は取り去られ、船は支那人の群集により包圍せられ居りしを以て、亞米利加人が假令反抗を爲すも、實は何等の效力なかりしなるべし。併し乍ら支那官憲はかゝる方法にて被告を伴ひ去る事を欲せず、暫く論爭を試みたる後、退去せり。

審理の行はれたる翌日「ターラノバ」の引渡を得る爲に種々の壓迫が加へられたり。凡ての米船は一時貿易を禁止せられ抑留せらるゝ事となりたり。支那官憲は「エミリー」號の語學者及び Fiadon を監禁し亞米利加人が武力により反抗を爲す場合には汝等を殺戮すべしと威嚇せり。併ながら委員は尙ほ支那人が暴力に訴へて被告を捕へに來るとも「吾人の悲嘆に對し合衆國政府は必ず適當なる救濟の方法を講ずべきことを確信して…何等の抵抗をも爲さゞる可しと聲明し居りたるも、依然として犯罪人を引渡すことを拒絶せり。更に委員と公行との間に商議が反復せられ、亞米利加人は何等の抵抗を爲さゞる可しと云ふ聲明を繰返したる後、商行商人は十月二十三日、遂に武裝して「エミリー」號に赴き、「ターラノバ」を國事犯罪人として拘引せり。伊太利人が一度支那官憲の手に入るや、彼等は敏活に行動したり。十月二十六日「ターラノバ」は凡ての外國人を遠ざけたる密閉せられたる室の內にて、土地の官憲の前にて取調を受けたり。彼は速かに有罪の宣告を與へられ、絞殺の刑に處せられ、その死體は「エミリー」號に送還せられたり。支那總督はその告示に於て「……前揭の長官（ウイルコックス）は折衝に當り愼しんで恭順なる態度を以て對應せり」と宣告したるが故に、亞米利加人に對し貿易は直ちに再開する事を許されたり。右の告示は全訴訟手續を通じて支那人が執りたる態度を例證するに足る誇張の方法に於て、『支那帝國の弱國に對する親切、好意、溫情は無限なりと雖も、國家の體面は嚴正に顧慮せらるゝ事を要求す、而て偶々犯罪人が外國人水夫なるの故を以て看過する事を得ず。商行商人をして此の公の命令を明白に述べしめ、又總ての上述の外國人に對し、各人はその一身一家の安全を確實にし、彼等自身を悲嘆の事に持來す事なき樣注意すべしと云ふ事を知らしめ、且それに依りて尊敬と畏敬の念を起さしむる樣說服せしめよ。」と云へり。

亞米利加人はこれ以上の反抗を試みざりし事に對し、又合衆國政府は賠償を得る爲に何等の訴訟を提起せざりし事に對し種々の批評を受けたり。然れども廣東に於ける商人及び船長に彼等自身を悲慘なる危險に置く……卽ち場合に依りては流血をも辭せざる覺悟を爲さゞる以上はこれより强固なる態度をとることを得ず、又領事も權限を超ゆるに非ざればこれ以上の事を爲すことを得ざりき。更に進みて合衆國政府及び亞米利加商人の爲に、條約が然らずと明記する迄は、支那に於て貿易に從事し居れる人々は、支那の法律に服從する義務の下に在りたりと云ふことを云ふを得可し。併しながら中華王國と泰西諸國との間に何時かは起る可き問題卽ち兩者が相互に同等なる根柢の上に立ちて自由なる交通をなすことが、當時合衆國により强要せられざりし事、及び此の性質の試練が英國に依り其後十九年を經て

阿片貿易につきて始めて爲されたる事は遺憾の次第なり。

一八一二年の戰爭に續く數年は既に述べたるが如く、廣東亞米利加貿易の急激なる回復と發達とに依り著名なり。併しながら反動は免れ難かりき。樂觀に過ぐる商人は信用取引にて餘りに多額の貨物を輸入し、餘りに多數の無經驗の人が貿易に從事するに至りたる爲め、市場には在庫品の停滯夥多となり、商業の失敗が引續きたり。一八一九年頃一時貿易額が僅少の增加をなしたるも……（多分一般の不景氣より起りし變調なるべし）……併しながら眞の恐慌は一八二六年に至り襲來せり。其の年以後、從前の繁昌に比較し著しき對照に於て「プロピデンス」に支那貨物が突然輸入せられざるに至り大損害を生じたり。「トーマス・エッチ・スミス」（紐育の最も著名なる茶商の一人）は多數の小商會を支持し居り支拂不能となりたり。「スミス」と事業を共にせし「フィラデルフィア」の著名なる商人「トムプソン」は政府より多額の稅金を賦課せられたる爲、不名譽なる破產に陷りたり。支那との輸出入の額は三分の一に減少し、一八三三年迄は回復する事を得ざりき。

此の恐慌の最も著しき永久的の結果は、廣東貿易の組織に關し合衆國内にて起りたる變化を急がせたる事なり。一八一二年の戰爭の時迄は貿易は比較的多數の商會及び個人の投資家（大多數は小資本のものなり）の手により經營せられ、且北太平洋の各州の殆ど凡ての海港を起點として貿易船が出航し居りたり。戰爭の開始と共に貿易は小規模の港即ち「ニウヘブン」、「ストニントン」、及び「ノルウイック」に於て衰微し始め、後には「プロピデンス」及び「サレム」の如き港に於ても不振となり、大都市即ち紐育「ボストン」及び「フィラデルフィア」等に限らるゝに至り、之等の大都市にては又大會社の手に集中せらるゝに至れり。此等の變化の狀況は前揭諸港の支那貿易に寄與したる史的事實を地理順に描寫する事により、最も明白にする事を得可し。

「サレム」。（重要港灣中最も北に位せり）同港と支那との關係は一七八六年一月に始まりたり。其の時「グランドジユーク」號（エリアス・ハスケット・ダービーの所有船）が廣東に向ひ出帆せり。一七九〇年四隻の船が廣東より入港せり。爾來數年間貿易は中止せられ居りたるものの如し。而て吾人は一七九八年迄他の支那貿易船の到來せし事を發見する事を得ず。此後數年間は漸次貿易額は增加したり。一八一二年の戰爭の前及び戰爭の間の物騷なる時代に幾分損害を受けたるも、戰爭が終了したる後は急激なる貿易の發達を見たり。併ながら一八二〇年以後は次第に貿易額は減少し、永久に回復の機なく只時々間歇的に繼續せるのみなりき。一七九〇年以降、廣東よりサレム稅關に入りたる船荷の總數は三十五にして、此他に廣東貿易航路の他の港より五箇の船荷（何れも茶を含むものなり）が入りたるのみなり。前に述べたる「サレム」が支那貿易に於て重要なる位置を占めをりたる概況に比し、此統計は驚く可く少數なり殊に嘗て屢々一年間に廣東に入港したる米船が四十隻に達したる事を想起する時は一層此の感を深くす。

支那貿易に從事したる「サレム」の商人中最も早く著はれ

たるは「エリアス・ハスケット・ダービー」なり。彼は革命の間私掠を行ひて富を致し、平和條約の締結の後直ちに、極東貿易に從事するに至れり。一八〇〇年前廣東に渡航したる「サレム」の船舶の大多數は彼の所有船なりき。大英國との第二回の戰爭後に於ける最も著名なる「サレム」の商人は「ジョセフ・ピーボデー」なり。彼は革命の時代に「ダービー」の私掠船員の一人として身を立て、貿易商となる爲に、一七九一年海より退きたり。彼の船舶は廣東に十七回の航海をなしたり。唯一の例外の外は、一八二六年以降「サレム」支那間の航海は彼の指揮の下に行はれたり。

「ボストン」支那貿易の起原は「サレム」支那貿易の起原と密接なる關係あり。「トーマス・ハンダシット・バーキンス」は一七八九年及び一七九〇年の兩度「ダービー」の所有の船一隻の積荷上乘人として出發せり。廣東に滯在せる間に偶々「ノースウエスト・コースト」行の最初の航海より到著したる「コロンビア」號に遭ひ、毛皮貿易の大に有望なることを知りたり。彼は歸國するや直に「ホープ」號（船長「イングラハム」）を派遣し引續き「マガレット」號（「エストリア」號の前船長なる「ジエームス・マージー」の指揮の下に）を派遣せり。一七九二年に彼は兄弟と合同して「ジエームス・アント・トーマス・エッチ・バーキンス」合名會社を組織せり。同會社は一八三八年解散したるが、其解散當時にありては、亞米利加支那貿易會社の中最も著名なるものなりき。彼等は最初は「ノースウエスト・コースト」との毛皮貿易にのみ從事し居りしも、一七九八年には直接に廣東に船を遣はす事を始め、終りには全く廣東に直接に船を遣はす事のみに從事せり。支店を廣東及び馬尼剌に設立せり。血族關係若くは事業上の關係に依り「ジエームス・バーキンス」及び「トーマス・バーキンス」と多少密接に聯合せし者に「サムエル・カボット」、「ラムス」「ジョーン・ピー・カッシング」、「トーマス・テー」、「ジョーン・エム」、「ロバート・ピー・フォーブス」、「ジエームス・ピー・スターヂス」及び「ブリアント・アンド・スターヂス」商會等あり、何れも支那と合衆國とに營業所を有せり。之等の商人の手に「ボストン」に於ける支那貿易は歸し、而て彼等は此時代に於ける支那貿易の特長たりし半獨占的事業たる事實の最上の例を供給せり之等の商會の營業主の甥及び從兄弟は、事務所若は船上にて、年長者の設けたる原則に從ひ、事務を執ることを練習せり。此の他「ボストン」には他の系統の商會即ち「ライマンス」、「バーキンス」商會の大競爭者——「ドール・アンド・サンス」、「ジエー・クー・リッジ」、「バッス」、「ジエー・ギレー」、「トーマス・バーリッシ」及び「ホーエ・アンド・ソオーン」等ありたるも、不幸にしてそれ等の歷史を研究すべき資料の容易に發見し得可きものなし。「ボストン」稅關の早き時代の記錄の滅失せし事は亦、全體として同港の商業の狀況を描寫する事を妨ぐ。起原に關する僅かに現存せる記錄に徹し主張し得可きは、年を經るに從ひ支那貿易に於ける「ボストン」の關係は益々重要となり、「バーキンス」一家及び之に聯合せる諸商會は次第に著名になりたりと云ふ事なり。一八二六年の混亂時代に於ても、他の商人は破滅せるに拘

らず、「バーキンス」系の商人は僅少の影響を受けたるに止りたるが如し。「ロードアイランド」の都市に付きては只一つ大貿易を誇る事を得。少くともこの航海が「ニウポート」より支那に向つて爲されたるが如し。尙此外に三「プリストル」の「ドウウオルフス」に依り「ノースウエスト・コースト」貿易の爲め船が艤裝せられたり。然れども「プロビデンス」が最も貿易が盛んなりき。一七八九年の「ゼネラル・ワシントン」號を嚆矢として六十八隻の船が廣東より入港せり。「サレム」に來りたる數の約二倍に當る。一八〇三年迄は漸次その數を增加したるも、それより後一八一〇年の例外を除き、一八一二年迄、次第に其數を減少せり。戰爭の後再び急にその數を增加し、一八二〇年には一度減少したるも、一八二二年には再び增加し、一八二六年の失敗が原因となりて一八二七年より一八三一年迄は一時全く航海は斷絕せり。此の斷絕以後貿易は遂に十分回復することなかりき。尙は當時と雖も一の名も無き商會に依り、二三の航海が試みられたりと雖も、之等すらも一八四二年には終焉を告ぐるに至り、「サレム」に於けると同じく支那貿易は一層大なる商會の手に歸せり。

「コンネクチカット」海岸に沿ひたる小港に於ては大商會は無かりしも、海豹獵業の爲めの航海は一時此地方を根據として大に盛んに行はれたり。「ストニントン」、「ハート・フオード」、「ニウロンドン」及び「ニウヘブン」は何れも少さき分前を持ちたり。活動は一時甚だ盛んなりしも、その活動は只海豹獵と云ふが如き冒險的自滅的の貿易に於てのみ行はれ、比較的短期間に衰微せり。之は實際一八一二年の戰爭の開始前に休止するに至れり。（The History of Early Relations between th: United States and China, 1784—1814.）

太平洋平和問題（二）

日米支提携如何？

ジョージ・ブロンソン・リー

米支協同の必要

一方に於て米國は一切の名譽ある合法的手段により、支那開發事業に於て支那と協同することに努めなければならぬ。これは商業上に於ける根本的法則である。吾が國は彼の國に於て吾が國が與へられてゐる十分なる權利を要求すべきである。併しながら此の協同によりて吾が國自身の通商を危險ならしむるが如きことがあつてはならぬ。日本は

鋼鉄、鋼鉄製品、鐵道材料、機械業等に於ては米國の最上の華客である。此等の商品に於ては日本は吾が國と競爭することは出來ない。日本は吾が國の代理者として、喜んで吾が國と協同して此等の商品を支那で賣り捌かうとしてゐる。日本は米國及び其の他の國の資本が支那に於て鋼鐵業や、鐵業の開發に投じられても少しも苦にしない。若し我が國の資本が支那人の協力によつて支那に於ける鐵業及び鋼鐵業を發展せしめたならば米國の產業及通商に利する所は何であらうか我が國は支那の市場を失ひ、やがて恐るべき商業上の强敵を生むことにならぬだらうか？とは言へ、米國の有り餘る資本がかゝる目的の爲に支那に流入することは無論であらうが、此の如き個々の成功は究極、我が國の產業に不利なる反動を與へるに相違ない。

米國の支那に對する投資の成功は支那側よりの協力を俟たねばならぬ。此の協力は單に利權獲得に關してのみならずして、支那人が紐育に大商會を設けそこにて日本の商人と平等の條件にて且つ兩國が通商上に於て相敵視することなく打ち解けて競爭することによつて達せられるのである米支の協同は支那政府が過去に於て其の最も價値ある資源を不注意にも他國に抵當に入れ或は割讓した爲に非常に困難になつた。現在支那には米國の資本を以つて有利なる鐵道幹線を敷設する餘地がない。目星しい線路は悉く他國が一時財政的援助を與へた報酬として手をつけてしまつてをる。有利な鑛山にして外國に依りて管理を提議されてゐないものは殆んどない。若し米支協同といふことが米國が事業を起す爲にはこれ等の一切の難問を解き他の友邦の恨みと反對とにあはねばならぬことであるとすればそれは最も高價にして偏務的の協同なることがわかるだらう。眞の支那に於ける米支協同は利益圈（spheres of interests）並びに鐵道其の他の優先權が廢止された後に初めて實現されるだらう。現在に於ては米國は國際借款團の手を通じて初めて支那と協同することが出來るに過ぎない。然して此の事たるや國際財團が支那の財政を管理することに外ならぬのである。

茲に日米關係の親善を必要とする最後の理由がある。支那は現在の疲弊混亂の狀態にありては其の軍隊を解除し其の資源を開發する爲に數億弗の金額を必要とする。英佛兩國はこゝ數年間は財政的援助の手を伸すことが出來ない。これ等兩國の勢力範圍は他の國によつて運用されねばならぬだらう。獨露兩國は目下當分破產の狀態にある。たゞ支那を援助し得る國は日本と米國とがあるに過ぎない。故に外債によつて支那を再興するにあたりて最も必要なることは日米兩國間の完全にして調和ある理解である。この理解がなかつたならば支那の前途は絶望である。これには駁論の餘地がない。

日米が太平洋の恒久的平和の爲に協同するといふ何かの保證が出現するまでは米國は多額の資本を支那に注ぎ込むことを躊躇するだらう。米國政府が其の銀行家に對し借款を命じ、銀行家は二千五百萬弗或は一億弗の借款を承諾するかもしれない。けれどもこれ等の支那公債を一般公衆の

投資家が買はない限りは米國の支那に對する財政的援助はそれだけで終るだらう。他國が鐵道優先權を棄てない限りは米國の資本のみでは支那の運輸機關問題を解決することは出來ない。

シームス・カレイ會社の鐵道敷設契約（英國側の抗議あり）及び湖廣鐵道敷設に關して米國が加入せる一、二の例を除けば米國の資本が支那に於て營利鐵道に投ぜられてゐるものはない。其の他の方面に於ては少しも手を着ける餘地がないのである。

米國はこれ等の支那に於ける優先權を排除し我が國の資本を獨立に運用する爲めに、昨日までの友邦と戰爭を開くだらうか？そんなことはあり得ない。たとひ借款團が失敗に了つても米國の資本は他の國と別々に提携してでなければ支那に入り込むことは出來なからう。ところで米國は如何なる國と提携すべきかといふに、感情的には英國或は佛國と協同するのがいゝと思ふだらうが事務的な冷かな頭で判斷すると支那の鐵道敷設には日本人と協同し、而して米國工業家は鐵道材料を供給し米國の技師は鐵道敷設利益の分配を受けた方がいゝ樣に思はれる。純粹に支那人のみで經營せる鐵道にして米國の資本を以つて延長することの出來るものが少しはあるかも知れないがそれは容易に見當らない。支那人の經營せる京張線の延長及び、江西線の改良工事は日本の借款に依つてなされてゐる。故に支那人の經營せる鐵道に於て支那と協同するといふことは多くの場合日本と協同することを意味して居るのである。

支那の商業機關缺乏

それでは米國の資本は支那を開發する爲めに如何なる方面に於て有利に支那人と協同することが出來るかといふにそれには一つの回答がある、即ち產業、鑛業、銀行、商業、及び其の他の小規模の事業がそれである。併しながらこれ等の事業には日米兩國の協同が一層重要ではなからうか。日本の商業上に於ける優越なる地位は日本をして對支貿易を支配せしめないであらうか？支那は米國の協同を必要とするけれどもそれには支那も黎氏等の後をついで、續々米國の製造業者と直接取引を開始しなければならぬ。これによりて國家間の嫉妬及び反感を和げることが出來るだらう。尤もこれが爲めに支那に於ける米國の商會は打擊を受けるかも知れないが米國全體の貿易は日本のそれと同樣に利する處があるだらう。米國の新しき商會が續々支那に入り込むことは實際上米國の商業的地位を鞏固にするかも知れない。けれども米國の製造業者が紐育の日本商會と直接取引をなしてゐる間は支那に於ける米國同業者の活動は少なからぬ不利益を蒙る惧れがある。これが爲めに兩者の間に商業戰を演出することになるであらうが、其の結果は彼等自身にも充分に解つてゐないのである。米國と日本との一層密接なる協同が望ましいのは如上の理由に依るのである。それは支那を利用する爲めでもなく我が國の投資を運用する爲めに日本の頭腦を使用する爲めでもなくして支那の有力なる協同と國際的好意とによりて支那の平和的開發を實

現する爲めである。支那に於ける日米の協同は支那の利益を保障する爲めに、支那を中心とする日米支三國の三角組合を意味するのである。吾人は事情が一變したことを記憶しなければならぬ。米國の生產品は我が國の代理として、或は獨立に行動せる日本商會の手を經て多量に支那に入りつゝある。吾人は冷酷にして(恐らく)好ましからぬ事實に面接してゐるのである。

著名なる米國の製造業者、銀行家、政治家及び敎育家は日米間に橫はる眞の爭點の名譽あり且つ好意的の解決方法を見出さんとして努めてゐるのである。日本は此等の爭點を明かにし、日米間の問題を討議する爲めに吾が國の知名の士よりなる委員を東京に招待した。日米間の爭議を解決する一手段として常設裁判所の設立が提議された。ところが支那在住の少數の米國人は我儘にも、無知にも(時としては意地惡くも)かゝる平和的解決の道を妨碍せんとしてゐるのである。たしかに彼等の中の一部人士は日米問題の平和的解決を妨げてゐるのである。若し日本が一方に於て日米協同を皷吹しても、他方に於て靑島に於ける日本の官吏をして著名なる米國商店の財產權を沒收せしめたならば永續的の好結果は得られないであらう。一度びかゝる事件が排日運動を惹起したならば、平和論者の凡ゆる努力を一朝にして水泡歸せしむるであらう。それと同じく支那に於ける米國人によりて極端な排日運動が行はれてゐる限りは米國に於て如何に親日を皷吹したところで徒勞である。米國內に於て、知名の實業家等が日本との友誼的協同の方法を見出さんとして彼等の時間と、金錢と精力とを費してゐる間に、その同じ實業家の下にある支那の代理人或は代表者が斯かる了解を不可能ならしむる爲めに百方妨害を試みてゐるのは、又と見られぬ好箇の畫題である。

ボイコットの應報

日本の六十五の大商會が紐育に支店を設けてゐることを思はゞ、この排日運動によりて最も大なる苦痛を蒙るものは果して何人であらう。若し支那に於ける米國製造業者の代表者が自ら排日運動の渦中に投じたならば、紐育に於ける日本の大商會は、支那に代表者をもたない製造業者に取引先を移さうとはしないだらうか?彼等は彼等に對して戰を挑める製造業者に對抗して、新しい取引先の生產品を直接支那に送らないだらうか?日本人は疑ひもなく在支米人に對して「若し諸君が支那に於て日貨排斥運動を煽動するやうな運動をするならば吾々は紐育に於て貴國にボイコットし、支那に代理店をもたない貴國の製造業者と有利な取引きをやるまでだ」と言ひ得る地位にあるのである。斯くの如き事態は、日本の華客先の好意を保持しようとしてゐる米國の製造業者には極めて氣まずい思ひをさせるだらう。

さて此のボイコットの形勢には吾々米國人が閑却することの出來ない一面がある。吾人は支那商人が日貨排斥をやつてゐる間は支那で歡迎され、そして排日運動が熄むまでは商賣上甘い汁を吸ひ吾が國の地位を辈くすることが出來

た。が、暫し、此のことを分析して考へて見よう。若し日本が同國内の製造品を手近の市場に賣り捌くことができないとすれば、他の何處かに販路を求めなければならぬ。而して米國内の物價騰貴を勘定に入れて考へると、日本は支那に於て失つた地位を吾が國で取り回すことが出來るのである。此のことは四月二十八日發行の紐育商事新聞 Journal of Commerce によつて次の如く指摘されてゐる。

「昨日日本の某大商店の代理販賣人が市場に現はれて五月乃至六月日本積込みの反物及び紡績類の販賣を申し込んで來た。右商品の或るものは當地の市價よりも二割も低廉であつた。それは支那人の日貨排斥の結果滯積した貨物だとのことであつた。」

若し吾が國が日本を排しのけて、或る種の商品の販路を支那に於て獲得したとする、それと同時に販路を奪はれた日本の商品が反對運動によりて、米國、南米及び其の他の市場に現はれ吾が國と競爭することになつたら米國の產業はどうだらう。日本は米國から購入した機械と原料品とで製した木綿類や編物等でアルゼンチンの市場を支配してゐるこのことを分析して考へて見れば、若し日本が支那でボイコットされたならば、しまひには低廉なる日本の商品は高價なる米國の市場に流入し、保護關稅同盟が米國の產業を保護するために立法的作用を開始しない内に米國内の生產品を壓倒してしまふだらう。米國織物業組合 American Textile League の議者が最近日本の織物の輸入禁止法令を建策したのは、現在の需要の激增と供給の不足とに鑑み、日本商品の流入を防止する道はこれ以外にはないと考へたからであらう。

若し斯かる狀態が存在するならば、吾人は現在の對日態度を繼續することは出來ない。日米が互に提携して友誼的了解に達しなければならぬ時が來るだらう。吾人は單に支那を思ふの餘り日本との協調的了解に達する道を妨碍しつつある少數の米國人を寬恕することは出來ない。米國製造業者が自衛のため日米の衝突を避け、好意を促進する爲めに何等かの政策を劃策しなければならぬ時が來たに相違ない、しかもそれは長くはかゝらないであらう。吾人は對日輸出の大部分を支配してゐる純育の日本商會が、支那に於ける代理店に嫌に排日を皷吹せしめてゐる米國の製造業者と長く友誼的取引を繼續することを期待することは出來ない。人間の天性は全世界を道じて大なる相違はないから、米國の製造業者は、有利なる對日貿易を支那に於て代理店を持たない競爭者に奪はれ、其の商品は彼等に對抗して支那に於て販賣されるやうになるであらう。

米國人は日本の「好意ある手」を握らなければならぬといふことはない。彼等は協同を拒絶することが出來る。彼等は自分勝手に取り引きを續けてゆくことも出來る。併しながら日本が米國で商品を仕入れて支那でこれを販賣するといふ事實は依然として變らない。日本の商人及びその代理人は米支兩國に亘りて廣く擴がつて取引きをしてゐる、而して彼等はボイコットや外國人の嫉妬には頓着なく取引きを續けてゆくだらう。而して早晩支那と日本とは平和の事

業に於て提携し、日支間の紛爭は和解調停されるだらう。その時には日本の地位は今日よりも更に重國になるであらう。此時に當り若し米國人が日本との協同を拒む時は、他國が日本と協同し、結局は日本の驚くべき商船は他國の生産品の輸出入に使用され、吾が國の現在の利益は失はれるであらう。吾人はこの事實に就いてたかを括つてゐてはならぬ。日本の同盟國なる英吉利及び獨逸竝びに其の他の諸國はかゝる時期に日本との商業的提携の利益を安閑として見逃がしてゐるものではない。數年前英國の當業者により拒否されたる日英協同は再び問題になつてゐる。一度び日米間の友誼的關係に齟齬が生ずれば、そこへ楔が挿入され、此の大事な財產を吾が國から奪つてしまふだらう、しかも尙ほ吾人は支那に於いて日本との協同を失ふことが出來るか？これは實際問題である。太平洋の永續的平和の道を敷く爲めには卒直なる論議をしなければならない。

（遠東時報）

關西製綱株式會社
大阪帶革製造所　山東省代理店
中國化學工業會社

船舶、鐵道、鑛山
鐵工、土木、建築　用品販賣

和田寬商店青島出張所
青島長安町十四番地
電話五七五番

鐵工部工場
青島早霧町九番地

鐵道用品機械類カタログ御郵送ヲ乞フ

顏料製造工場
山東省博山驛前
電話四一番

當工場製造ノ辨柄ハ品質優良價格低廉製產高豐富
見本御一報次第郵送可申候
見本御入用ノ向ハ青島ノ方へ御申越ヲ乞

時報

東清鐵道新契約—琿春事件交涉—議償救濟借款—關稅附加稅加徵要求—新借款團會議—尼港事件交涉開始—南北統一會合の公布

東清鐵道新契約

その國際關係の複雜なる點に於いて、東清鐵道問題は支那近來の最大難問題なり。而も十月二日を以て締結せられたる同鐵道契約文が、十月三十日を以て發表せられたることは、問題の理解を助くること甚大なるものあり。今左に之を採錄す。

緒言

支那政府は

(一)庫平銀五百萬兩を出資し光緒二十二年七月二十五日道勝銀行(乃ち露亞銀行)と組合營業を以て東清鐵道を敷設經營するの契約を訂結せり

(二)東清鐵道は支那政府の五百萬兩の元利及該鐵道に予へたる種々款項に對し債務を有す

(三)露國は政治案亂し該鐵道の管理及秩序維持の能力を失へり

(四)支那政府は領土主權の關係上該鐵道管理所屬地內の治安及世界交通の維持に對して該鐵道の財產を保護し一切秩序を整頓するの責任を有す

等の理由及責任に據り支那政府は民國九年十月二日該銀行に向て支那政府の暫時露國政府に代りて該鐵道に關する契約及現行章程上の各項職權を執行し更に光緒二十二年所訂の東清鐵道合辦契約及東清鐵道會社に予へられたる特權を執行し該執行期限は支那政府が正式に露國政府を承認し且つ該鐵道辦法を議定するまでの間とし其期間本契約を訂正して之を遵守すべきを通告聲明し北京駐在道勝銀行は巴黎道勝銀行本店を代表して之に同意せるを以て茲に本契約を締結す

第一條　東清鐵道會社(以下會社と稱す)は本契約調印後速に支那政府出資各款同價格の鐵道債券を支那政府に交付すべし該債券の性質は別に公函を以て聲明すべく其款額は次の如し

(甲)原契約第十二條に依り會社が該鐵道完成し運轉開始の日に支那政府に交付すべき庫平銀五百萬兩

(乙)前項五百萬兩に對し歷年交付すべき利息該利息は運轉開始日より起算し會社章程第十六款に據り每年六厘を以て復利計算とし其期限は一九二〇年までとす

一九二一年以後は前二項の總額に對し年五厘の利息を付し每半年之を支拂ふべく該項鐵道債券は支那政府が該鐵道贖回の時之を清還す或は贖回款目中より差引き償還するも可とす

該鐵道債券の發行には該鐵道の動產及不動產を以て其の擔保とすべし

第二條　董事會董事九人の內管辦以外に支那政府は支那人

重事四名を派出するを得該董事は株主たると否とを論せず露國董事は露國の自由選出に據るべし如し露支董事の投票數が相同じき時は督辦は其固有裁決權の外更に取決權を有す

第三條　董事會法定人數は七人を以て最少數とし一切の決定は七人全體の同意を經て始めて執行效力あるものとす

第四條　支那政府は稽察局の五員中に支那稽察員二名を派出するを得總稽察は該五員中より選舉す但し支那人たるに限る

第五條　該鐵道管理上の利便の爲め所用露支人員は公平なる支配及同等の待遇を受く

第六條　會社所有の權利及職務は今後其事項の如何を論せず一切商業範圍内に之を制限し政治事項は一切之を嚴禁し支那政府は隨時嚴重に之を取締るべし

第七條　光緒二十二年七月二十五日（卽西歷一八九六年九月二日）締結せる露支東清鐵道會社合辦契約及會社章程にして本契約に抵觸せざるものは均しく有效とす

本契約は佛支兩文各々二通を作成し佛文を主とす

中華民國九年十月二日

西歷一九二〇年十月二日

北京に於て訂結す

支那政府代表　交通部

道勝銀行代表

上海支店長イエゼルスキー

北京支店長ラント

附件各書函

（第一號）

▲道勝銀行より交通部へ

東清鐵道會社の支那政府に對する負債卽ち

甲、原約第十二條に依り、鐵道敷設完成後還轉開始の日に納付すべき庫平銀五百萬兩

乙、前項の五百萬兩に對し、運轉開始の日より起算し、會社章程第十六條に依る一九二〇年迄の六釐復利利息

に關し、其運轉開始の日期に就き貴部は一九〇三年なりと主張し、本行は一九〇七年と主張し、爭執尙未だ解決を見ざるが、之に對しては双方其證據を査明せる上、該債缺總額卽ち元利合計數額を確定致したし

（第二號）

▲道勝銀行より交通總長へ

今日東清續約を訂結せるに就き、相互同意の上次の如く聲明致し候

（一）董事會會辦は依然露國人を以て之に充て、此外別に幫會辦二名を添置し、露支兩國より各一名を董事中より選任す、但し會辦事故離職の時は露人幫會辦其職權を代理す

（二）露國人たる東清管理局長の外、別に支那人の副局長一名を置く

（三）工務機務車務及會計四處の露人處長の外、別に支那人の副處長を右四處に各一名を置く、此外董事會に於て其他の處に副處長を添設するの必要を認むる時は支那人を

以て之に充つべし

（第三號）

▲交通部より道勝銀行へ

本函は前第二號函に對して同意せる復函なるを以て略す

（第四號）

▲道勝銀行より交通部へ

今日東清續約を訂結せるに就き十月以內に株主大會を召集し、純然たる商務性質に據て鐵道事務を整理すべく、新董事會を正式に組織されん事を貴部より東清鐵道督辦に御通告相成り度く、尙今後株主大會は會社章程に據りて每年一回擧行され度く候

（第五號）

▲交通總長より道勝銀行へ

本函は右第四號に對する同意の復函なるを以て敢て贅せず

（第六號）

▲道勝銀行より交通部へ

今日東清續約訂結の決議に就き相互の同意を以て次の如く聲明致し候

（一）臨時に添設せる坐辦を取銷す

（二）其他會社章程に規定する所なき臨時添設の職務は一切悉く取銷す

（第七號）

▲交通部長より道勝銀行へ

本函は右第六號に對する同意の復函なり

（第八號）

▲交通部より道勝銀行へ

光緒二十二年の露支東清鐵道會社合辦契約第一條に該會社株式は唯だ露支兩國人の購買を准すとの條文ありて支那人の該株式購買權は露國人と異る所なく、又會社章程第十條に會社の總株金額を五百萬ルーブルとし株式を一千株に分ち、每株五千ルーブルとすとの條文あり、之に關し支那政府は曾て該會社株式の半數卽ち二百五十萬ルーブルを支那人に讓與すべきを要求せるも、双方磋商既に久しきに亘りて未だ解決せざるに就き支那政府は一九二〇年十月二日の續約訂結に調印せりと雖、並會社株式購買の件に對して續議の權あるを特に茲に聲明す

（第九號）

▲道勝銀行より交通部へ

本函は右第八號函に對する承認函なり

（第十號）

▲道勝銀行より交通部へ

茲に本函を以て次の如く聲明す、露亞道勝銀行（卽ち華俄道勝銀行）は有限責任の株式會社にして純然たる商業性質に基きて設立されたる者露國の各政黨に對して何等牽連關係なし、尙特に聲明を要するは東清鐵道は露支兩國以外、何等第三國との關係を有せざる事是れなり

▲交通部より道勝銀行へ

本函は東清續約の緒言を重述して支那政府が露國政府に替つて其職權を代理すべき旨を聲明せるものなれば茲に略す

▲道勝銀行より交通部へ

本函は各聲明に對する同意覆函也

▲露亞銀行より交通總長へ

株式問題に關する貴總長の要求事項に就き、既に之を本店に電達せる處、之に對する復電及返函駐支佛國公使館より九月二十四日本行に轉送されたるを以て更に茲に之を貴部に轉送す、本件は佛國外務省を經、東清鐵道會社株式全數の所有權が全く露亞銀行に屬せるものなる事を證明せるものなり

一九二〇年十月六日　露亞銀行　ラント

附。

▲駐支佛國公使館より露亞銀行へ

支那交通部より貴行に對して東清鐵道會社株式に關する證明を要求せる件に就き佛國外務總長兼國務總理より倫敦駐屯露國財政部委員沙孟氏の署名及巴里露亞銀行董事會の保證を經たる別項の如き公文を接受せり、本公文は該件に關する確實なる證據なるを以て貴行は之に據り支那政府に對し其一切を證明さるべし

駐支佛國公使　ボツペー

駐支露亞銀行總理スチアイスキー殿

一九二〇年九月二十四日

▲佛國外相兼總理ミルラン氏よりボツペー公使へ

スチアイスキー氏の請求せる證據は既に發送せるを以てス氏に左電を傳達されたし

露國財政委員沙孟氏より保險付き書函を以て發送せる正式證據を次の郵船にて受取らるべし

而して該證據原文は次の如し。

露國財政委員倫敦駐在露國公使隨員沙孟氏の發せる公文は東清鐵道會社株式全部の露亞銀行に屬せる事を證明するものなり

一九二〇年九月十六日　巴里より

沙　孟

巴里露亞銀行董事會　印

ミルラン

▲露亞銀行より交通總長へ

本行は株式會社にして露國の國民事業に係る、既に露京に於て正式に其登記を了せるを聲明す

一九二〇年十月六日　ラント

琿春事件交渉

琿春事件の經過に就いては敘述までもなし。その北京に於ける日支交渉は十月六日小幡公使の外交部訪問を以て開始せられたるが、同日は何等の提議をも爲さず、九日更に外交部を訪問し、出兵に關する交渉を爲し、顏外交總長は之を拒絶せるが、小幡公使に於いて誤解あらんことを恐れ、十一日附文書を以て增兵拒絶の意を致せり。小幡公使は十二日文書を以て之を反駁すると共に、十三日外交部を訪問して同一の趣旨を繰返せり。十八日附支那公文、二十二日附同公文共に同樣の趣旨を繰返し、有耶無耶の間に出兵交渉の一段落を見たり。而して共同剿匪に關する辦法は十月二十一日日支軍憲の間に成立せり。

饑饉救濟借款

北支那に於ける今次の饑饉は、五省二百九十縣に及べるを以て、之れが救濟費としては一縣四千元を要すとせば全體として一千二百萬元を得ざるべからず。——北京政府は此の如き理由の下に、十月十四日舊四國團に對し、口頭にて一千二百萬元の救濟借款借入方を交涉するところあり、同時に財政總長周自齊、內務總長張志潭兩氏は各國公使館を歷訪し、何分の援助を乞ふ旨陳述せり。然るに翌十五日に至り、改めて文書を以て前日口頭の申込を新たにし、金額は改めて一千萬元以上とせり。舊四國團にては右に關し討議の結果取り敢へず之を紐育に開會中なりし新借款團に移牒し、支那政府に對しては、右借款は之を新借款團にて考慮すべきか如何、との回答を與へたるに、支那政府は今や輿論一致の反對を見つゝある新借款團の條件に服從し、救濟資金を借入るゝことは對內政策上頗る不利なるを以て絕對に新借款團に觸るゝことを避け、昨年末に於ける應急借款の形式にて、舊四國團より借入るゝの素志を達すべく、金額を四百萬元に減少し申込み來りたるも、舊團にては支那側の無誠意につき不滿足にて、何等考慮を與へず、其儘に擱置され居れり。

國際統一救災總會にては、別項關稅加徵に對する列國の贊成を見越し、之に依る一年の增收額七百萬元を擔保とし、五千萬元の借款を起し、十八ケ年にて償還すべしとの案を立て、之を支那政府へ建議したるが、此案と前記支那政府の申込と混同せられ、內容頗る曖昧なるものとなりたれども、眞相は實に前述の如し。

關稅附加稅加徵要求

支那政府は饑饉救濟資金に充つるため、九月末列國に向け、現行關稅(輸出輸入兩稅)率(五分)に對し、一割の附加稅を加徵したき旨の通牒を發したり。加徵期限は一ケ年にして、卽ち來る一年間は、五分五厘稅率施行の期間たるべしとの要求なり。十月二日の北京外交團會議は、此問題に就き協議したるが、席上小幡公使は

支那の饑饉に同情することは日本としては他の何國にも讓らざるも對支貿易額に於いて列國中の一二を占むる關係上商工業者の意嚮を無視して決定する能はず

との旨を陳述せり。爾來本件に關しては、各國共本國政府の訓電を仰ぎつゝありしが、十月二十三日に至り米國は公使館書記官ベック氏をして外交部を訪はしめ、口頭を以て承諾の旨を回答せしめ、二十五日文書を以て之を確認せり。佛白蘭伊諸國も前後して承諾を回答し、日本政府も十一月一日を以て承諾の公文書を發したり。剩すところは英國のみなるが、同國も非公式に承諾の旨を通じあり。本件は久しからずして美滿の結果を得べし。而して新聞紙上傳ふるところ、佛國の承諾條件(一)一年の期限附(二)他列國の一致承諾を必要とす。(三)使途の嚴重なる監督、なる三條件は實は列國に共通するものにして、佛國獨異の條件にあらず。

新借款團會議

十月十一日より紐育に於いて開かれたる對支新借款團會議は、十五日を以てその最後の協定に調印したり。或は云ふ、十五日調印せりといふは、同日を以て昨年五月の銀行團巴里決議を確認せしものにして、會議は其後二十三日迄續行され、二十三日を以て最後の協定に調印せしなりと。吾人は議事日程の範圍廣汎なるより推し、二十三日調印說を是認せんと欲す。

會議の內容に就いては報道區々にして眞相を得難きも、次に揭ぐる議事日程は先づ正確に近きものなりと信ず。

(一)議事手續
(二)同
(三)昨年五月十一十二兩日巴里會議の記事錄を通過す但し各國政府の贊助に關する一節は契約の原文には『且つ當さに獨り各該國政府の外交贊助を享くべし』との一語あり現に改めて『且つ各該國政府は本約の實施に於いて既に已に贊助を承諾し各該團は並びに又嗣後借款契約を得んと欲する時は四國駐京外交代表も亦必ず法を設けて會同協助することを承諾す』と爲せり
(四)政府の擔保となる一語に關する解釋
(五)昨年五月巴里にて締結せる新銀團契約を正式に調印す
(六)白耳義財團の加入請求案
(七)伊太利財團の加入請求案
(八)現存四國銀團の事務に關する討論
(甲)前に曾つて借款に參與せる露國銀行の地位の討論
(乙)未詳
(九)支那の財團組織を贊成し現存各借款契約及び優先權を列記し新銀團に交附し共同辦理せしむること
(十)支那の財政需要
(甲)支那政府の獨逸股本(粵漢鐵道に於ける)に對する態度
(乙)太平洋開拓公司借款及び烟酒稅徵收の件
(丙)幣制改革及び地丁稅
(十一)地丁稅を以て擔保と爲す場合鹽務行政の辦法に依照し外國警察員監督するの件の討論
(十二)新銀團の鐵道政策
(甲)鐵道の統一
(乙)各幹支路の重要程度の比較及び優先權轉移辦法
(丙)各路設備の劃一及び投票(入札)の公平
(丁)鐵路工程師會議
(十三)東清鐵道
(十四)粵漢鐵道
(甲)第二次借款の發行
(乙)本年四月二十八日北京銀團代表より交通總長に向つて提出せし意見書
(丙)分段辦法の取消
(丁)本地用途のためにする銀幣借款
(十五)最近情形の調查

（甲）南北統一
（イ）裁兵
（ロ）憲法確定
（ハ）國會選擧
（乙）適當なる財政制度の建設
（丙）厘金の廢止
（丁）明年度豫算案
（戊）借款用途監督の辦法

右の議事日程に基き、四國財團代表が議決せるところ次の如し。

（第一）會議の方式は今回は秘密の手續を取る
（第二）本會議は合議制を採り英米日佛は各々一表決權を得
（第三）一九一九年五月十二日巴里銀團の對支投資計畫は略修正あり英米日佛四國代表領袖より調印す
（第四）新銀團は四國商人（財團の意か）の組合に依り四國政府共同に對支投資の安全を擔保す
（第五）新銀團義務平均合同（新銀團內部に於ける權利義務の平等を規定せる契約の意か）に英米日佛四國代表領袖調印す
（第六）白耳義財團のフーリン（譯音）氏等の提議せる銀團加入案につきフ氏申明す白國は支那に於いて先後京漢正太及び海蘭鐵道の諸權利を取得し支那に對して投資の歷史あり且つ東京に於いて會議せる時海蘭鐵道をもつて之を新銀團に公けにすることを願へり白國は已に銀團中の一員となれることを自覺せり是を以て加入を要求すと討議の結果白國は加入の理由ありと雖も但し今後能く支那に對し資本を供給するの義務を負擔するや否やは確斷する能はずまさに准るすに銀行團の半員加入を以てすべしと佛代表首先贊成し遂に通過せり
（第七）伊太利代表の加入請求案伊國は金錢を以て中國を援助せんことを希望し是を以て加入を請求せるなり英國代表云ふ伊國は支那に對し投資の歷史なし加入を許さゞるべしと日佛代表は云ふ改めて緩に從つて加入することゝなし加入權を留有すべしと結果通過
（第八）舊債整理の事務は北京に責成し銀團事務所を組織して之を辦理せしむ
（第九）支那の銀團加入案は對支投資に支那財團の加入は便ならず但し團體加入の擧は允許すべく他國に對して投資する時を以て起點と爲す
（第十）烟酒稅の徵收幣制の改革地丁の稽核鹽稅關稅の新銀團移轉は別に規定す
（第十一）地丁の擔保は今後の中國大借款を以て起點とす
（第十二）鐵路統一案は支英米佛日白六國より一技術委員會を組織し之を整理す
（第十三）東清鐵道に對しては佛國は債權關係を以て無上の權力を要求することを得ず日本は滿洲國防問題を以て該路に干涉するを得ず支那は前露政府の利益を沒收することを得ず之を新銀團に公けにすること五月十二日東京に於いて聲明せる各鐵路と同樣なるべし

（第十四）粵漢鐵道は新銀團の鐵路政策最初の共同投資と爲し英佛米日白五國の中前四國は各十分の二を白國は十分の一を出資す

（第十五）支那內政の協助、南北の統一、無益の軍黨の撤廢憲法の確定正當國會の召集を勸告すべし以上の辦法はまさに中國に通告して自動的處置を爲さしむべく之に對しては新銀團は自づから應ずに與ふるに同情を以てすべし苟しくも自動する能はざらんか則ち債權者は適當の援助を爲すべし

（第十六）稽核所人員の選定は四國政府四國銀團と協定す

銀團會議の結果の一度び新聞紙上に發表さるゝや、支那側にては反對の輿論勃然として起り、偶々南北統一に反對なる孫文一派の利用するところとなるべきを恐れたる北京政府は、十一月四日附を以て次の如き各省宛通電を發し、以て反對派をして口實を失はしめんとせり。曰く

各省督軍省長各區都統鑒民國七年美國新銀團組織の議を首唱してより上年五月各銀團巴里に在りて迭次開議し本年美國銀團代表ラモント氏又銀團の事項に因り曾つて華に來り一切を調査せるが上月英米佛日新銀團已に紐育に在つて正式會議を開けり近ごろ駐米顧公使の電告に接せりといふ現に銀團より會議日程に交到せり中に數條の中國借款に對し地丁稅を以て擔保と爲し鹽務の辦法に照し外國稽核員より監督することを討論し鐵路政策に對しては鐵路の統一各幹支路の重要比較及び優先權の轉移辦法各路設備の劃一投票の平等工程司會議を主張するあり其尤も重要なる者は中國最近情形の調査に在り南北統一軍隊裁撤憲法確立國會還舉下年豫算案適當財政制度の建設借款用途の監督等その大要を綜ぶるに寡からずして僅ふ三四年間財政の情形に就いて論ずるに原と必ずしも外資に仰賴せざるべし痛心するところのものは丙辰以還內憂事からず軍隊林立入る所を供して盡く餉需に耗すに至り以て中央を山窮水盡の境に困陷し外省亦補瘡の苦に免かれず是を以て救時の士借款裁兵の議を盛倡す然れどもたゞひ急に則ち治標せんことを思ふも安んぞ能く酖を飲み渴を止めんや若し內外一心補救を力圖せざれば則ち禍患の至る實に言ふに忍びず諸公大計を賜懷し明譯時を匡す此千鈞一髮の秋に値ふ宜しく保國存家の策を求むべし竭誠相告ぐ願くば謹言を聞かん

五日靳總理は內外新聞記者三十名とのインダヴウに於いて南北統一命令が善後借款欲しさのために發せられたりとの批評を心外なりと言ひ、北京政府は（一）國家の主權を侵害し、（二）政治的關係（干涉）を持來すが如き條件にては斷じて借款せずと言明せり。是より先、米國公使館書記官ベック氏は、外交部に出頭して新銀團は決して支那の內政に干涉せんと欲するものに非ずとの意を致し、北京政府も亦新銀團の眞意を諒解し居るべき筈なれども、尙前記通電の如き文字を用ひ、自からの立場を保護せんとしつゝあるなり。

尼港事件交涉

尼港に於ける支那砲艦砲擊事件に關しては、日支兩國よ

り委員を派して共同調査中なりしところ、今回その調査も完了したるを以て、右共同判決に基き、本件の解決を爲さんことを十月二十六日小幡公使より外交部に對し申込みたり。條件は

(一)支那政府に於いて遺憾の意を表すること

(二)支那砲艦々長より日本軍司令官に遺憾の意を表す事

(三)關係將校下士卒の處罰

(四)支那側の砲撃に依り死亡せる日本人遺族に對し慰藉料を支拂ふこと

南北統一命令の公布

廣東の局面一變し、岑春煊氏の軍政府取消後、北京政府と南方各陸一派との直接妥協運動は、此際何等かの意思表示を爲すの必要あり。十月三十日北京政府は次の二通の命令を以て南北統一、正式國會召集を布告せり。

南北の糾紛年を累ねて未だ戡まらず民生久しくやつれ國計日に殫く國人延頸跼蹐唯だ日に統一の成を盼む即ち友好の諸邦も亦和平を促進するを以てその勤勉を致す本大總統就任以來時艱を默察し深く政治の刷新は必ず先づ國家の統一を謀るべきことを惟ひ迭りに代表を選派して西南軍政府代表と滬に就きて集議し共に解決を籌ることを經たり乃ち事會の多岐なるを以て遽に中輟を致し遂遲積歲我が疚懲を滋す統一進行の圖是に關するところなるを顧念し和議梗すと雖も信使頻りに馳せ海內の碩彥亦能く此衷誠を諒とし持論は間々異同ありと雖も期嚮は已に一致に歸す正に分途商洽に在り早きに及んで成を覩んことを期す乃ち故蘇皖贛巡閱使李純は統一の未だ成らざるに慨するあり一死を惜まず以て國人に謝するに至る又軍政府首席總裁岑春煊の電稱に據るに舉國上下統一を渴望し兩電責備之を言よこと慘傷たり春煊何ぞ國家をして分裂せしめ誤國の罪を貽すを致すに忍びんや爰に即日に於いて引退を宣言し軍府を收束しあらゆる案件は査照辦理を咨請し一面各省に分電一迅速に自主を取消し中央より分別接管早く統一を成し以て危亡を救はん並びに法に依つて國會を選舉し速かに發表を行はんことを等の語あり復た陸榮廷林葆懌等の電に據るに前情に同じ中央の和を望む渴するがごときこと已に一日に非ず但能く統一を促成し國家に裨あらしめんには自から應さに群情を博采し遠に歸宿を圖らしむべし著して國務院及び主管部院に責成し各該省軍民長官と會商し一應善後の事宜をもつて迅速に妥籌辦理せしむ茲に統一肇始庶政應さに新なるに際し中央政府及び各省軍民長官は職責のあるありそれ各々協力同心共に國計を規し務めて文治を導揚し民生を康濟し以て我が中華民國維新の運本を鞏固にせんことを期す本大總統厚望あり焉此に令す

和平統一善後の各端は尚かに次第施行を待つ國會は全國人民の代表たり關係甚だ重しあらゆる參衆兩院は應さに卽ち新に從つて選舉すべし內務部をして元年八月十日公布の國會組織法及び參議院議員選舉法衆議院議員選舉法に依照し各省區長官を會同し選舉事宜をもつて迅速に妥籌辦理せしむ此に令す

支那彙報

支那新聞重要記事（自九月十六日至十月十五日）

外交關係

▲伊太利軍器問題（新聞報）北京新聞所報、上海伊太利軍器問題は現に尚ほ蘇州河上に擱留され獨逸人ターパンは警察より監視され居れり尚ほ聞く所によれば此項の軍器は某新任督軍の購ふ所に係り其經手人は軍器取扱に經驗ある當某なるが當某は事情の妙ならざるを知り北京に潜行して活動し鉅金を以て此事を消滅せしめんとし居れるも擧國皆知れる軍器案なれば恐らく容易に消滅せしむる事能はざるべし、九、二八）

▲吳佩孚の對外協力主張（各報）上海學生聯合會は吳佩孚より昨日左の如き書面に接したり

奸邪國を誤り外交失敗し幾んど國家を萬劫不復に陷らしめたり其原因甚だ錐なりと雖も外交當局が事前に準備の方無く時に臨んで折衝の術なく誤を踏すこと淺らず國民の質問するに及んでは外交秘密の四字を以て天下の耳目を掩飾せるが爲めなり今や國際聯盟開會近し日本に屈服されて調印せる二十一條、調印を拒絶せる對獨約の山東三欵並に領事裁判權關稅協定等分別提案して正當の解決を求めざるべからず余は國民外交を以て今次聯盟會中に奮闘する唯一精神とし三項の辦法を擬す

一、當局に期を限りて全國各界の意見を徵集せん事を請ふ

二、南北當局に外交法律專門家を聘し委員會議を組織し具體各案を定め代表を協議して進行せんことを請ふ

三、全國各界に南北を分たず一致擔任し有力なる後盾たらんことを請ふ

代表を派し北京外交部に辨法を質問する外敢て區々を布き海内に質す尚ほ擧國心を一にし協力外に對せんことを望む（九、三〇）

▲徐東滸の國際聯盟議會提出の書（各世報）本次議會は規定に依り既に米國大統領に由り召集せられ瑞士ゼノアに會議することゝなれり諸公は各國政府より選出せられ第一次聯盟議會の代表として偉大なる計畫を一堂に於て謀らんとす思ふに今般に於ける國際間の安寧と和平とは偏に此の會議に賴りて底止するを得へく僅に諸公聲譽の不朽に垂るゝのみならんや蓋し巴黎和議以後の世界大戰は結末を告ぐと雖も四方を環顧すれば將來世界の平和を擾亂するもの一にして足らず之れ特に諸公に注意を加へ力を盡くして消弭するを望まざるを得ず就中巴黎和約中支那の山東條欵に關するを以て甚だしと爲す今試みに之に縷述せん一千八百九十八年支那及獨逸の兩國は膠州敎案條約を締結し支那は獨逸の膠澳の租借を允諾し獨國に之を永く轉租せらるべきことを約せり（租借關係に由り生ずる各項權利は當然其内に包括しあり）晩近日は歐戰の爲め列強の東顧に暇あらざるに乘じ始めは英との盟約に藉口して靑島を攻取し繼いで獨人の山東に於ける各種の權利を强占し任意に妄行し猶ほ暴力を以て奪取せり之れ法律上の名義なきものとす乃ち一千九百十五年の初めに於て故なく突然支那政府に向ひ二十一ヶ條の要求を提出したり卽ち支那政府に對し將來日本政府が獨國より取得すへき各種權利を承認することを以て第一條と爲し以て永く轉租せさるの條文を防禦し嗣ぐに復た武力を用ゐ威迫して之を成立せしめたり此種の協約は之を法律上よりするも暴力を以て得たるものなれば勿論無效にして之を國際聯盟章程第十九條第十五條の三ヶ條の規定に按ずるも消すべき性質のものなることは多言を要せずして明なる所なり矧んや支那は一千九百十七年八月既に獨逸に對して宣戰し宣戰後支那獨逸兩國間の各條約及其の他國際の條約にして支那獨逸兩國の關係に涉るものは悉く廢止すべき旨通告したるを以て一千九百十五年五月日支兩國の山東に關する條約は當然支獨の關係に涉るものとして取消さるべきものなり當時北京駐紮日本公使の支那外交部への回答文中にも照會の件は之を了知し且日本政府に電報したるに政府は之れに對し異議なしとあり斯の如くして日本自身既に協約内の山東條欵の廢棄を默認せり又何ぞ獨人の權利を繼承するの根據と爲すを得んや又一千九百十八年九月の支日交換の覺書に至りては日政府未だ條件を履行せず高徐、濟順の契約も期限經過後未だ本約文を締結せざれば其無效たる更らに言を待たず此等の事實に據りて見るに日本

は實に獨國の山東に於ける各種權利を繼承するの權利なきこと明なり昨春巴黎に於ける媾和會議に際しても日本は其目的を達成せんとして會議より退席すべく恫喝せり當時列強は偏に和局を顧全し日本代表の提議を容るに至り此くして獨國の山東に於ける各種權利を日本に歸せしめたり更らに其の範圍を擴充したり支那代表は同會議に於て再三抗議したるも終に容るゝ所とならず其苦心は各國の共に諒とする所とならず調印を拒絶せしは此際支那として採るべき唯一の途なりとす卽ち此地步に於て更に之を今日公道を主持する聯盟議會に訴へんと欲す（一〇、一五）

露支問題

▲露國使臣特權取消（北京日報）九月二十三日北京政府は露國使臣と國際交涉を拒絶すべき旨正式に發表したるが其命令左の如し

外交部の報告に據れば近年來露國に於ては交戰團體林立し黨派紛爭し民意に依れる統一政府は未だ組織されず露支兩國の正式國交は當分見込なく、從前該國の派遣せる駐華使臣等は既に其本國を代表するの資格を失ひ、其員責の任務を繼續履行する事を得ず故に上述の理由を說明して露國使臣に對する特權待遇を停止せん事を命令宣布されたし云々と外交部の呈文は事實に屬す、惟ふに兩國は土地接壤して互に敦厚の關係にあり今使臣の特權を取消すと雖露國人民に對しては固より好友の誼を盡すべく、我國に在留する露國人民の生命財產は舊の如く切實保護し、其內政に對しては嚴に中立を守り協商諸國と一致の行動に出づべし、又露國租界及東支鐵道用地並に各地方居住の露國人民に關する一切の事項は當該各部及各省長官に於て適宜處置すべし此に令す（九、二四）

▲露國公使の抗議（申報）二十三日露國使臣問題に關する大總統令發表後二十四日外交部は特に刁作謙を露國公使館に派遣し、該總統令の譯文を手交し並に、露國居留民に關して、希望あらば顧外交總長は喜んで之に應すべしと云へるが露國公使クダシエフ氏は同日午後外交部に左の如き通牒を送りて聲明したり

外交總長の通牒に依り露國の眞の代表者たる事を得ずとの理由にて支那政府が前露國政府の任命に係る在支露國公使及領事の資格承認を停止したる大總統令は在支露國領事館に通告し、各管內の露國人民に知照せしめたるが、露國居留民は今日より露國官憲の保護を失ふ事は中國政府に於て特に注意し總統より明令を發して露國民の生命財產を保證され度く又兩國間に締結されたる各條約を遵守して保護を加ふべき事を希望す、近來條約に違反する事項多く、余も愿靜告したる處なるが、こは支那は其の承認せる露國正式政府に於て同意して始めて有效なるものなり、今此種條約違反の各項を擧ぐれば左の如し

（一）一九一八年五月、支那は一九一六年邊境及松花江一帶の禁酒協定を取消したり

（二）一九一九年十一月二十二日　大總統令を以て外蒙自治に關する條約を取消したり

（三）一九二〇年一月大總統令を以て呼倫貝爾政治事宜協定を取消したり

（四）一八九六年議訂せる東淸鐵道契約書內の條文は頻々として侵犯さる

（五）一九二〇年七月支那は露國に支拂ふべき拳匪事件賠償金の支拂を停止したるが道は一九〇一年の條約に違反するものなり

（六）一九二〇年夏以來新陸路關稅を設定したるは一八八一年中俄改訂條約の條文に違反す（露國公使館覺書本年八月二十八日）

（七）九月二十三日の命令は一六八九年、一七一七年、一八五八年、一八六〇年及一八八一年露支兩國間に締結されたる、露國人民の身分及財產に關する條約を根本的に變更するものなり

因に余は既に此項の通牒を外交團領袖に送致したり云々（九、二五）

▲前露公使館撤退を肯せず（民國日報）外交界の消息に據れば前露公使クダシエフ公は支那政府より待遇停止の通逸に接したるが之れに對し支那政府に抗議する所あり文中不穩の語あるも我國に在支露國居留民の保護を要求するものあり之れ卽ち資格取消を承認したるものと見るべきなり然るに九月二十八日前露ク公使は特使を外交部に派遣し聲明して曰く使館を引渡すことは暫時之れを提議すること能はず須らく露國新政府の完全に成立し各國之れを承認したる後新政府より使節の特派し來らば之れに引繼ぐべし此れ庚子條約に規定せらるゝ條文に明白なる所にして決して理由なき要求に非さ

るなり聞くに外交當局は數之れに對し未だ具體的の否認をなさゞるが如し（一〇、一）

▲露支交涉條件（北京日報）　露支委員會は既に李家鎏とユーリンとの間に露支交涉條件に關し協商を開始し居るが傳聞する所に據れば李家鎏は露國新政府に對し提出したる左記條件により協商を行ふべしと云ふ

（一）露支通商問題及び通商條約を締結す

（二）滿蒙、海關泡、上烏金等に在留する支那商民は露新政府に於て完全に保護すべし

（三）露新政府は外交官を適當の地方に派遣し且領事館を新設して事務を取扱ふ

但し本項は更に詳細に研究し處分法を決定す

（四）過激の文書は支那內地に流入するを許さず

但し本項は露新政府に於て完全に保護の責に任ずるのみならず詳細の手續は更に研究し決定す

而して右四條件はユーリン代表に於て承認同意を與たりと云ふ（九、二九）

▲露支問題に對する支那政府の新態度（中華新報）　北京通信に據れば對露通商恢復問題に關しては屢々章祖申、李家鎏とユーリン等代表との間に各別に協議を遂げ目下漸く其の端緒に就けるが聞く處に據れば露國現狀調査員を派遣する事に決定したるが派遣國所は西伯利亞東部一帶を除くの外、ハイラル、アラゴエシチエンスク、ウエフネウデンスク、モスコー等にして右調査の上愈通商に着手する筈なるが露新政府は此の調査を許さずと云ふ又支那政府遣露使節張斯麟はモスコー到着後歷露國外務省と露支諸問題に付交涉したることは既に發表せられたる所なるが支那政府に於ては露支新交涉に對し特別愼重の態度をとり國際上の違法ならしめんため九月二十五日張氏に召還の命令を發せりと云ふ

又新疆督軍楊增新は九月二十九日政府に左の如く打電し來れり曰く「現在露國代表との間に締結せられたる臨時通商稅に關する各辦法は伊犂稅關に於て本省派遣員監督の下に之れに從事すべく該稅關の收入は所謂落關の範圍外に置き新疆省の收入とし新疆省の軍事費に流用すべく若し殘餘ありたる場合は新疆省發行紙幣の回收用に充てん」云々但し政府に於ては閣議に於て之れを許可することに確定其の旨返電せりと（九、三〇）

▲對露各國（中華新報）　北京政府一度露使特權取消の命令を發するや、英日新聞は一齊に筆を揃へて之に反對の態度を示せるが其原因を考究するに領事裁判權を保持せんとする私念及過激派の宣傳を怖るゝが爲めにして公理に據れるものと言ふべからず

彼等外人等は領事裁判權の當然撤廢さるべきものなる事を知らず、支那の文明未發固ならざりし以前に在りては各國は裁撤を拒絕するの口實を有せり何ぞ對露政策と領事裁判權撤廢と關係ありと言はんや

支那は依然として露國の友邦にして條約は尊の如く効力を有す、今後露國居留民の位置は單に代表者を失ふを以て支那法權の保護を受くと言ふに止り且つ此事たるや臨時の事實のみ、將來露國に對して領事裁判權を撤廢すべきや否やは正式露國政府成立上決定すべき問題にして今日は尙未知數たり露國に對して既に然り他國豈恐怖するの要あらんや

過激派の宣傳は更に無用の憂慮と云ふべく、北方現在の爲政者の思想及其證據は焉んぞ能く人の恐怖する如き過激派の籠絡を受け共產革命主義に對して同情を表せんや況んや北京政府の外交方針は協約國の操縱に任するものにして協約國の欲せざる處、敢て北方政府の爲し得ざる所なりとす、本邦（上海）某外字新聞の大聲疾呼する如きは（二十七日デーリーニュースの社說を指すものならん）實に杞憂に屬する者と云ふべく遠東通商問題の如きは全然別箇の問題にして、倫敦に於けるクラツシンとロイドジヨーチとの會見の際の英國の態度に鑑みれば支那のユーリンに對する待遇の如き何ぞ、之が批評な爲すの厚顏を有せんや若し此支那を以て過激派の籠絡を受けしと爲さば、英國の籠絡を受けたるは遙に支那よりも早かりしと云ふべき也

若し外人反對者の心理に更に他因ありとせば道は嫉妬に外ならざる也蓋支那在留外國人の支那を輕侮するや久しく強國の威を藉りて治外法權の保護あり其自尊自大は既に習成と成れるが故に日に支那の進步を援助すと言ふも、支那が抬頭するに至れば則不快の感を發生せざらんとするも能はざる處なりとす

露人は歐洲人なり、其歐人が支那人と同等の待遇を受くれば他の歐人は不快となすや明なり、今日の反對論者は實に之等の感情作用を含めるは免れざる

處なりとす

由此觀之、將來、法權及一切の利權回收の困難なるは推して知るべく各國果してよく好意的援助を與ふるや否や疑問なり。政治改革は弊根甚しからざるに之を除かざれば遂に回收の日なきに至るべし、況んや、最近に至りて全國瓦解の徴あり外交の前途何ぞよく嘱望するを得んや　（九、二九）

▲ユーリンの略歷（ノース、チャイナ、ディリイニウス）ユーリンは露都に生れたるも波蘭の血統を曳き本名をチバエルトウスキーと稱し嘗て前政府時代禁衛軍の將校たりしが軍中に在りて常に革命を宣傳し、露國帝國政府の轉覆を畫策し、ケレンスキーがカリシヤを攻撃したる時には極力ケレンスキー政府に反對し彼の斷乎たる行動に刺撃されて其所屬軍隊の態度大いに決定するに到り、遂に過激派政變をして成功を收めしめたりといふ、ソヴイエット政府は彼が功績を認めて、教育監となし、總ての軍事教育機關を統轄せしむるに至れり、其後の經歷は不明なるも、彼は體軀短少にして壯健、年は四五十の間にして、頭髮は甚だ少なきも、美髯を蓄え露國農民の型體を具ふるも、教養あり、佛語に巧にして且つ、英語、獨逸語をも解すといふ（九、二五）

▲上海に於ける過激派露國人會議（字林西報）本月二十九日在上海過激派機關紙たる「上海ライフ」社に於て今回支那政府の執りたる對露公使に關する態度に付會合を催したるが來會者三十名、種々討議するところありたり卽ち支那政府の決定に依り在支露國人は代表者を有せざることゝなりたるを以て、在上海露國人の利益を保護する爲め此際特種代表者を置くべきや否やに付論議したる結果北京に於けるウエルフネウヂンスク及浦鹽兩政府の代表に對し上海に其領事を任命せんことを要求するに決せり上海在留露國人五千人の中過激派、若くは過激派的色彩を帶ぶる者は少數なるが、是等少數團體の決議意見が果して在上海全露國人の意見を代表するものなるや否や疑はし、然れども彼等は頗る熱心に主張し居れるを以て上海在留露國人全體がウエルフネ政府保護の下に立たんことを欲するに至るやも計り難し　（一〇、一）

東支鐵道交涉

▲東支鐵道利權問題（民國日報）交通部の發表に據れば本月二日道勝銀行と訂約せる後中央政府は東支鐵道に對し約銀一千二百萬兩の利益を獲得し且別に道勝銀行の預金元利五百十萬兩あり云々と此等の利益はルーブル通信には見えざるも該契約內には明記しあり、北京人士は此事につきて評論して曰く、道勝銀行がこの讓步を爲せるは、該鐵道管理權を獲得すべき代償にして、支那は、道勝銀行が佛國の保護を請求せるに對しては敢て干涉する處なく、又該契約中には露國政府の權限を承認せず、何となれば、列强に於て新政府の成立を承認したる際は此項の權利は當然取消さるべきものにして然も支那にとりて利ありて失ふ處なければ也　東支鐵道露國側代表者ホルワト氏の聲言に據れば、該鐵道中の露國側の利益は既に該條約中に包括されありと云々と（一〇、七）

▲東淸鐵道の新契約（晨世報）信すべき消息によれば交通總長葉恭綽は既に本月二日晚支那露西亞の道勝銀行と調印し東淸鐵道の新契約に關しては該契約は一八九六年の支那露西亞條約を以て根據として規定せり該鐵道は兩國に由りて以て營業し合辦と爲し支那人も管理に加入するを得將來該鐵道は組織を改め支那政府は管事五名を出だし華俄銀行も亦五名を出だし該局に車務、機務、會計、工事の四部を設け部毎に主任を設け露人を以て之れに充て副主任は支那人を以て之に充つ其他の職員は支那露西亞人中より選擇して區別を設けず華俄銀行は露國有限公司と露國各政黨と毫も關係なきことを保證し並に明白に聲明し惟支那露西亞の兩國のみ該鐵道の利益を享有するを得華俄銀行は支那政府の鐵道債券を發行するを擔保し其額は一千萬より一千二百萬兩（庫平）に至り其中五百萬は一八九六年支露條約に依り鐵道落成の時に支那に償還すべき者を未だ支拂はざるの金に係るが故に餘數は加ふるに六厘の利息を以てし積みて巨額となれり唯目下双方に鐵道工事完成の年限に對して尙ほ異論あり支那側にては謂へらく一九〇三年完工に係れば此年より利息を付くべし露國側にては謂へらく一九〇七年完工に係ると爲すが故に利息の多寡尙ほ未だ決定せず今後支那の鐵道外內に於て露人にする政治的主權を回收するを得並に此事に關し支那政府は既に起草を了りたれは不日發表すと云ふ（一〇、五）

▲契約改定後の東支鐵道（益世報）鐵道債券と露亞銀行の存預金

美通信社記者昨日交通部及び華俄道勝銀行の當局者に面晤せしに當局者の云ふ所によれば本月二日改訂の東支鐵道新契約に據り支那は該鐵道より一千二百萬兩（庫平銀）の利益を得んとす其以外に又華俄銀行に預金元利合計五百十萬兩な有せり此兩者は全然別個の者たることは交通部及び華俄銀行双方明言する所なり然るに某電報社が同一の者と混同したるは確實ならず又最近ハルビンより歸京せる交通部の某有力者の言によれば今回の契約締結の方法は前東支鐵道技術部々長米國人某が數月前に處置せしものに係り又前東支鐵道會辦ホルワット中將は米國公使館員に語りて曰く最近露支間の會議進行に對し願ふる注意な爲せり深く雙方議定の辦法は露人の財産を保護するに充分なるべきな信ずと云々

前後交渉の得失觀　東支鐵道問題に關し交通部は屢々露國公使と交渉な經たるが嗣いで北京天津の戰事發生の爲め中止し目下前議な繼續中なるが適々露使の待遇停止に遇ひたるに因り談判し易く其結果前に比すれば圓滿にして國民の渴望な醫するに足れり近來外間に宣傳するな聞くに當局者は華俄銀行と協議せし其眞相は各新聞紙に揭載せし前きに支露兩方間に取極めんとする條項と輕重な異にせる點ありと、一何な擧ぐれば道勝銀行の預金五百萬兩は前きに暫て鐵道株券な發行支給するな要求し之れによりて株主權利な取得せんとせり今又改めて三百八十萬兩の債券な支給せんとする說あり之れ只に株主資格な放棄するのみならず現金な以て無價値の空紙と爲すなり此預金の複利は數百萬の多額に達し目下協議中なるが全部決算するな得るや否や尙ほ詳かならず、又董事の數は前きに雙方議定し支那側五人な占め露國側四人な占めたるが今は支露兩國各五名な置くことゝ爲れり是れ支那が董事會に於て又一の權利な損せり職員に於ても前きには總技師長な除くの外は遂く支那人な充つることゝなれり今は重要なる位置は各主任等の如きも遂く露人な用ゐ前後比較すれば其得失は顯然たり思ふに露人側にては前きの交渉の時に暫て六十萬の鉅金な以て運動せし安福系の交渉なるに當局者は其條件な讓歩し今反りて其るも結果は前に若かず當局者が露人に利益ある措置な承諾するや否やは不分明な擧國注意すべき問題な以て遂に此の如く輕々に局な結べば徒らに已に倒れし安福系をして其能な誇らしむるのみ（一〇、六）

▲東支鐵道管理令（北京日報）

露國政變は東三省鐵道に影響し、兩國の債權利益、世界公共交通に於て關する所細きにあらず、交通部の皇文によれば本年春間原訂せる東省鐵道將約の露支道勝銀行代表と續訂せる契約は現に其要點な議定し支那人員な增用して會同して鐵道な管理することゝなり、現に該鐵道の範圍な商業性質の內に置き支那政府は露政府の株權な代行し並に支那政府は露國統一政府な承認し別に該鐵道方法な議定するの日な以て斷となす等の語あり當さに許可な與へ呈文の通りとす、今後同鐵道事務は交通部より同鐵道督辦等な率ゐて露支各人員に命じ眞面目に整頓せしめ、力めて改良な圖らしむ、該鐵道一帶の公私生命財產は東三省軍民長官と各管部と合商し妥當に善法な講り切實に保護し以て本大總統の保惠維持の至意に副ふべし（一〇、一一）

琿春事件

▲琿春事件と支那（時事新報）

昨五時小幡は外交部な訪ひ琿春事件と尼港事件は同一に不幸なり但し支那民は日本に仇するの意なし惟だ支那官吏は力源し日本は感念の爲め見な起し兵な派し江な渡らざるな得ず匪徒徧なるな知るべし、支那官吏は日に增兵と稱するも一兵も琿春に着せざるな見ず、支那人も亦日本軍の速かに來るな待てりと、顏總長は答へて曰く孟圖より痛剿し務めて貴國の派兵入境なきな請ふと並に告ぐるに現查明な經たる日韓兵死者各一、日本人十一人中四名負傷し商埠領事館教會堂は何れも掠奪されたり總統は已に令な下して東三省官吏に責め切實に在留外人な保護せしめたり、此交涉は詳細に調查報告あるな待つて解決されん（一〇、一一）

▲日本の不當なる琿春占領（益世報）

琿春に於ける朝鮮人の暴動に對し日本は我國馬賊の所爲なりと認ひ且支那官兵の服裝な爲せるもの、混入せるな聞ひ日本居留民保護な名として圖們江北地方に大兵な派遣せり日本は曩てより滿蒙な其勢中の物視し今回採れる行動の如き珍しきことには非ず日本は滿蒙の侵略手段として大規模の實食策と小規模の實食策とな立て今回の如きは其小規模の實食策に過ぎず今其侵略的野心な研究せんとするに當り先づ琿春の地勢な明にせざるべからず

琿春は吉林省の東南邊境に位し東は露領沿海州に、南は圖們江な隔てゝ朝

鮮に昇し行政機關としては宣統元年副都統を裁撤して琿春廳を設け民國二年縣に改められたり是より先き咸豐十年圖們江東岸の地を露國に割讓したる爲め其咽喉の地たる價値を喪失したるは遺憾なるも仍朝鮮及浦潮との貿易地として要衝の地位を占め光緒三十年の中日條約に依り通商地と爲れり宣統二年中に於ける貿易總額は約二十九萬兩に過ざりしが民國元年には約七十六萬六千餘兩に激增し其發展の速なる誠に驚くべく且歐洲戰爭以後に於ては同地の貿易は日本人の獨占とする所と爲れり此地方朝鮮人の移住する者甚だ多く宣統元年締結せられたる間島條約の保障に依り公然日鮮人の殖民地と爲れり只我國の官署と軍隊との其地に駐在するは日本人の極めて不滿意とする所なるべし

今回の暴動は琿春にのみ發生せしものなれば日本の出兵區域も琿春にのみ止まるな當然とす然るに日本は其鮮を誇大にし其間島を占領せんとする野心に基き頭道溝百草溝局子街龍井村一帶を占領せり而して日本は未だ公然間島に割據せざるも其得たる權利に至りては既に驚くべきものあり試に此を略擧すれば

(一)支那は龍井村(六道溝)局子街、頭道溝、百草溝(旺清縣)四ケ處を開放して通商地とし日本は此等の地方に領事館を設置せること

(二)中國政府は朝鮮の圖們江以北に開墾及居住すること並に朝鮮人に支那人と同一の待遇を與ふることを承認せること

(三)朝鮮人の民訟事件は支那官吏之を審理すと雖も日本領事又は委員は法廷に於て聽審することを得只人命案件に就ては日本領事に知照して會審すること

(四)朝鮮人の財產は中國政府此を保護すること

(五)吉長鐵道を延長し延吉南界に達せしめ朝鮮の會寧鐵道と聯絡せしむること

以上に依りて觀るときは商業上の侵略、鐵道上の侵略何れも圖們江北が出發點とせざるなく而かも本協約締結當時朝鮮は猶日本の保護下にありしが日鮮併合の結果として朝鮮國境は日本國境となれる今日更に一步侵略主義を進むべきは疑義なき所、只乘ずべき機會なかりしのみ然れども日本が我國の軍政民政を無視せることは久しく例へば民國五年八月十三日の鄭家屯事件の際の如き師長の懲戒、將校の罰、南滿及東部蒙古に日本警察官を駐在せしむること、南滿に於て日本人を聘して警察顧問とすること等の苛酷なる要求を提出し、又民國八年夏日本兵の在長春高俊峯の營中に入り衝突せる事件の如き大總統をしては遺憾の旨を表明せしめ、張作霖をしては奉天日本總領事に謝罪せしめ、又將校及警察を懲罰せしめ、並に中國の軍事行動にして寬城子(長春)を經過する場合は其地點を日本領事に通告すべきこと等の苛酷なる條件を提出せり交涉の結果一々其提案の如くならざりしと雖も日本人の野心は此に依りて概見すべし今回の琿春事件に對し日本が如何なる要求を提出せんとするか未だ正式の發表を見ざるも琿春地方を永久の駐兵地點たらしめんとすることは既に鮮氣の間に之を吐露し居れり日本は鐵道及林礦の二大條約に依り滿洲及東蒙古の沃地を其掌裡に歸せしめ又其進出の門戶としては西は旅順大連よりし東は圖們江よりし、而して琿春は吉會線に屬せるを以て之を收めて外宇と爲さんこと卽ち其當然の計畫なり(吉會線に就ては既に借款を交付せしも未だ起工するに至らず或は琿春を經由するやも知らずと云ふ)既に此くの如き關係あるを以て日本人が其鮮を誇大にし種々の事實を捏造するが如き又怪しむに足らず只解すべからざるは日本人は朝鮮人の革命運動を目して盤て馬賊の所爲なりと謂ひ而して我國は命令を發するに當り字義の範圍の不明確なる「土匪」の二字を以てせり是れ日本人に鐵槌を與ふるが如きもの我當局果して如何に此間に折衝せんとするや(民國日報九一〇、一二)

琿春事件の發生するや日本は中國に向て軍隊を以て之を剿滅せんこと及責任者を所罰せんことを要求し居れるが此要求に從ひ中日共同討伐に從事するが如きは我國の主權を侵す行動と云ふべし

日本の時事新報は支那が琿春事件に對し責任を負ふべきことは間島條約に根據するものとなせり然れども知らざるべからざるは間島條約は支那の同地に於ける完全なる權力を保證するものなること是れにして日本軍隊が我國の領土內に於て中國軍隊と共同して匪賊の剿滅を爲すは是れ我國の主權を侵すの行動にして間島條約に違反するものに非ざるか

日本當局の眼光は常に自己の利益の爲めに遮られ支那主權を見ることを爲さざるは最も遺憾とせざるべからず(一〇、一四)

▲日本の提出條件（晨報）

日本政府は琿春事件に關し要求十ケ條を提

出せんとする由なるが其重なるものは左の如し

一、琿春地方に日本軍を永久駐屯せしむること

二、日本居留地を設定し雜居區域を廢止すること

三、延琿地方の司法權及警察權を日本に歸屬せしむること

四、天寶山の鑛業權

此外中國政府は其責任を認め遺憾とする旨を世界に發表すること、領事館及居留民の損害を賠償すること死者の遺族に慰藉金を贈與すること等の條件を含めり（一〇、一三）、

▲益世報　日本は左記九ヶ條の條件及外に四ヶ條の附帶條件を中國政府に提出せんとすと、

一、日本軍は永久的鴨緑子及東溝に駐屯する權利あること

二、六道溝頭道溝百草溝局子街四ヶ處の商埠地を改めて日本の專管居留地とすること

三、銅佛寺琿春和龍黒頂子四ヶ處に警察署を設置し且此等四ヶ處に各一日本專管居留地を設定すること

四、天寶山の銀銅鑛に就ては別に章程を定むること

五、曩に中日兩國政府の協定せる雜居區域條約は之を廢止し將來在延琿農民の訴訟事件は日本側と會審すること

六、日本領事館及日本居留民の損害を賠償すること

七、軍警官吏を處罰すること

八、中國政府は其責任を認むることを列國に聲明すること

九、琿春の善後處置に關しては中日兩國に於て協議すること

但し上記は在東京日本人の高唱する所にして政府に於ては如何に決定せしか今尚秘密を守り居れり我國人の注意を要す（一〇、一三）

内政問題

▲舊議員殆んど全部重慶行　（各報）上海の舊國會議員は旅費を受取りたる後續々重慶に向つて出發し先後約三分の一出發し上海には六十餘人留まり居たるが本月七日又た吳景濂、林森、籍輔成、三議長が議員五十人を伴ひ英商隆茂汽船にて重慶に向ひたるため現在上海に居るものは十人に足らず

▲佛租界舊國會議員招待處には事務員三人あるのみなり尚ほ孫逸仙、伍廷芳、唐紹儀は出發せず僅かに代表一人を議員と同行せしめたるのみ（九、一七）

▲舊國會議長の通電　（各報）　在上海西南某要人は重慶の舊國會議長林森、吳景濂が二十六日發したる左の如き電報に接せり

余等は十九日重慶に着し重慶經商會を兩院に充てたり天共和に向ひ雲南軍は湖南と自立し廣東軍は廣東に歸り國會軍政府共に從容として重慶に移るを得るは所謂邪正に敵せざるものなり此次の興師は初め約法の效力を恢復し次で亡國密約の廢棄を圖るにあり護法救國の兩主義は吾等擧戰の宗旨なり然るに北方は護法各省間の離間を計ることに力め名は單獨媾和と云ふも實は分途誘降なり諸公は法系を持せざれば以て國を立つる無く密約を廢除せざれば以て亡を救ふ無きことを念ひ素志を堅持し速かに西南各省を聯わ軍政府を重組し國家代表の中樞を立てられたし云々（一〇、六）

▲唐繼堯の靳總理に致せる電報　（民國日報）　近日來北方政府は雲南貴州と和議進行辦法を協議しつゝ有るが十一日靳總理の長文電報に對し唐繼堯は三十日左の如き返電を發したり　曰く、十一日の貴電拜讀我公は、大難漸く鎭定するや、又々艱難に遭逢したる終始、統一和平を懸念せられつつあり誠に虛心担懷の卓論を以てせらる欽佩實に名づくるなし、前に繼堯が、建議せる國會を尊重し、密約が廢止するの兩事は卽日全國に宣布して信義を明にされたし、督軍廢止及軍隊裁兵の兩問題は今日の急務たるが故に須く斷行すべく顧慮する勿れ、又上海和會は久しく中外の公認する處にして、今に至りて斷然廢止すべからず、宜しく注意すべし、公果して誠心を以て對すれば則假亂反正は今正に其の好機なり、謹で腹心を披瀝して明敎を聞かん事を請ふ、云々（一〇、三）

▲北方の軍事會議の大綱　（民國日報）　北京政府は曹張等各督軍と商議し一面には統一會議を召集して時局を解決し一面には全國軍事會議を擧行して軍事を收束し裁兵廢督を討議せんとの計畫にて着々準備しつゝあり同會議の內容左の如し

一、本會議を軍事會議と稱す

二、軍事會議は會議制を採用し各省督軍に各代表一人を派し更に師長は代表

一人混成旅長の代表一人を選派し中央委員六人と共に之を組織す
(三)軍事會議期限は三月と爲す
(四)軍事會議は專ら軍制、不足せる經費、軍費、減兵及整督の諸事項を議し民政問題には言及せず
(五)軍事會議決議案は陸軍部に報告し之れを施行せしむ
(六)政府は軍事會議に對し監督の責を有し先づ其範圍を定め兵數問題に對しては全國八十萬人を超過するを得ざるを以て必ず人口の多小を比較して之を決定すべし
(七)軍事會議後は私設の軍制は全部之れを撤廢すべし
(八)本會議は北方のみに止まらず西南たると特別區域たるとを問はず全部北京に代表を派遣し列席協議せしむ(九、一八)

▲洛陽會議の內幕　(益世報)　洛陽會議の開催に關し吳佩孚と親密なる某有力者の談に據れば、吳佩孚が直魯軍各旅團、營長會議を召集せるは事實なるも、政治及國民大會と何等關係なく同會の協議事項は左の如しと
(一)直隸、山東、河南三省巡閱副使公署を洛陽に設置するの件
(二)直隸軍第一、二、三、四混成旅軍隊の組織を變更するの件
(三)直隸各路軍隊をして冬防を擔任せしめ、並に軍隊駐地點を決定するの件
(一〇、報)

▲中華工黨勞働會組織　(時事新報)　當地紅幇中の衣鞋兩業工人は團體を固結する爲め中華工黨勞働會なるものを組織し閘北五區商業聯合會內に會所を設けたるが同會への加入者已に三百餘名に達し十日の双節に成立を宣言すと(一〇、七)

▲四庫全書印行令　(各報)　四庫全書は我國最重の典籍たり各海外に播る、中外人士屢印行を以て請を爲せり、茲に教育部の呈請に依れば資金を籌り印刷に付すべく專務員を特派して主持せんとするに在り、朱啓鈐をして四書全書印行の事宜を督理せしむ擬定方法は迅速に從事し以て文化闡揚の至意に副ふべし(一〇、一一)

四川戰況

▲雲貴の軍事計畫と湖北の防備　(中華新報)　北京通信によれば貴軍は重要に集中し湖北の西方を犯さんとすることは屢次詳報を記載せり聞く所によれば湖北督軍王占元は十三日北方政府に電報して謂ふ此頃渝州駐在密探より李烈鈞は渝州到着後は胡漢民と聯合協議し舊曆八月中旬に聯軍大會を開き軍事の進行を謀ることに決定せりと報告を得たるに因り密偵に倘ほ充分偵察することを命じ並びに各軍全般に防備することを嚴令せり茲に讀んで上聞す云々、又其軍事當署の消息に據れば湖北省は防備日に急なるに因り既に全省を分ちて六大防區と爲し各軍を以て支配す其情況は下の如し(一)四川境の施南宜昌一帶を一區と爲し十八王懋貢師長の所部擔任と爲す(一)湖南境の衡州湘陽一帶を以て第二區と爲し二十師范國璋師長の所部擔任と爲す(一)湖南境の浦圻通城一帶を以て第三區と爲し冠英傑旅長を以て所部擔任と爲す(一)安徽江西に接する廣濟黃梅一帶は第四區と爲し盧金山旅長を以て所部擔任と爲す(一)河南境に接する隨州棗陽一帶は第五區と爲し楊榮華旅長を以て所部擔任と爲す(一)陝西境に接する襄陽均陽一帶は第六區と爲し張聯升鎭守使を以て所部擔任と爲す(九、一八)

▲四川の形勢　(申報)　王占元の電報に曰く劉熊は兵を合せて成都を進取し呂超等は龍泉山に退却し雲南唐繼堯は兩師を派して四川を助くることを承諾し重慶は已に動搖せりと。又四川の消息によれば紹心輝の部下と熊の部下とは聯合し成都を進攻し呂超葉荃等は已に龍泉に向つて退守し現に雲南は兩師を派し貴州は十四營を派すべく已に出發したり。李烈鈞の指揮に由ると(九、二四)

▲雲南四川方面の狀況　(申報)　熊克武の爲めに成都を奪回されたる李烈鈞は憤然として自ら雲南軍二師を統率し、呂超、顧品珍を左右兩翼となし成都に向て進擊せるが出發に當り部下を激勵して曰く、五日にして占領せずんば七日を以て限と爲すべし、若し七日にして獲ずんば誓て生還する勿れと又一面唐繼堯に打電して當初計畫の如く、軍政府は雲南に開かん事を求めたり、熊克武は李烈鈞の勢力猛烈なるを見て極力部下を督勵して、激戰に備へつゝあるが一方四川省民に三不忘を佈告して曰く、四川軍民は雲南軍の我に對する殘虐を忘るべからず、呂超の追擊を忘るべからず、保富の飢餓を忘るべからず云々と

又劉存厚が、熊克武、陳遐齡等と提携せる後の四川の形勢は大いに變化を來し現に成都の如きは互に一奪一失にして一大決戰を爲さゞる限りは解決するを得ず云々

最近の電報に據れば重慶に駐屯せる雲南軍は續々として成都に向て進發しあり又湖北攻擊の計畫は愈々露骨となれるに對し熊克武、劉存厚、陳遐齡等の軍隊は三方面より犇々と四川省境に迫りつゝあるが勝負の數は未豫測し難し云々

又江蘇督軍李純は政府に打電して曰く、劉存厚が四州に入れるは果して北方政府の意志によりて然るか否やを詰問し、速に劉をして四州省境より返去せしむべしとの唐繼堯の電報に接したるが、如何に答覆すべきや訓示されたし云々と

中央政府が四川駐在委員より接したる電報に據れば唐繼堯、李烈鈞は、四川を攻擊せるが、熊克武劉存厚等の反抗を受けたる後、目下多數の雲南貴州軍を四川に集中しつゝあるが、調停せんとするも其成否は豫測すべからず云々

又熊克武は唐繼堯、劉存厚等の爲めに驅逐されたる後は廣元に盤踞し、劍閣一帶の地方は日に恢復されつゝあるが、近日來某方面と聯合して雲南軍の擊退を計りつゝあり、現に四川に進入したる雲南軍は、一律に夾江、嘉峪馬湯等の地點迄退却せるが成都は熊克武の第三、第四兩旅が占領したり

又湖北省當局は、近來、四川省の紛亂に鑑み、湖北西境の防備は殊に甚大なる注意を拂ひつゝあるが聞く處に據れば王占元は應援の爲め數日前第一師の一部を襄陽一帶に派遣し、又第四混成旅長劉佐龍に令し、夔城、鹽泉等の處に派兵守備に任ぜしめ以て聯絡を謀らしむ、宜昌を以て上流の門戸と爲し、鎭守使な設置するの件は着々進行しつゝあり云々

又最近某方面に達したる王占元の電報に據れば四川軍は成都を回復したるも又々雲南軍の爲めに奪回されたりとの情報あり報區々たるに依り宜昌駐在の王師長に電令して切實調査を命じたるが其復命に據れば熊克武の軍隊は既に簡陽を占領し、勝に乘じて資中に進擊しつゝあり、陸續偵報告すべきも取敢えず報告す云々と返電し來れり（九、二〇）

▲雲南戰況（中華新報）熊克武、劉存厚は成都に入り直に重慶の攻擊を開始したるが之に對する雲南軍の計畫は呂超趙又新の兩軍を以て劉存厚を攻擊して石青陽、王文華兩師は重慶を守備し熊克武軍を檠ぎつゝあるも連戰利あらずして各軍退却の徵あり又北京政府に致したる王占元の電報に據れば師長王懋斌より劉湘既に合川を攻略し、王文華、石青陽は屢戰利あらず、三峽に（合川の近傍）退き呂超は成都を放棄したる後瀘州攻擊に全力を注ぎつゝありと電報し來れるを以て特に來聞す云々と、西部方面に於ける二十日以後の情況は不明にして切査したる所に據れば二十日以前龍泉驛一帶に於て二週間に渉る激戰あり、雲南軍優勢なりしも東部方面に於ては四川軍既に重慶に逼りつゝありと云ふ（一〇、五）

粵桂情勢

▲兩廣戰事（北通）陳炯明軍の銳鋒惠州に迫り一度該地占領說さへ傳はり廣州軍政府移轉準備を爲したるも其後惠州は依然廣西軍にて力守せられ兩軍は一勝一敗容易に決せず十八日夜中央政府に到着せる廈門電には陳軍は漸く惠州附近要隘の地の大半を占領せりと稱するも概して從來の該地戰況は巧なる陳の宣傳に依り容易に信じ難き節あり

大觀するに斯く戰機の長引くは陳軍の爲には非常なる不利にして陳は軍政府軍部內々爭と唐督の廣西攻擊を期待する外其軍の增加は今日より以上望む能はざるに反し廣西軍は決戰機延期せらるゝに從ひ所在の軍隊を惠州に集中し得るの便宜あり今日の所勝敗は何れとも判斷し難し

尙別報に依れば陳炯明は最近莫榮新に左の如き通牒を發したりと

一、廣東省內の廣西軍を二個月以內に省外に撤退しむること

二、莫榮新、楊永泰、李根源、林虎、沈鴻英、劉志陸、全部罷免

三、半春嶺は十月十日以前に廣東より撤退すべし

以上は廣東人全體の希望に依る旨を附言したりと（九、二〇）

▲廣東の運命危し（申報）在上海南方政務總裁某の接手したる二十六日香港發の電報によれば廣東軍程注の所部は高明縣を占領し兵を分ちて鶴山、四會、臺山等の諸縣を攻擊して成功し肇慶鎭守使福林も亦今日獨立せりと又二十八日發の急電によ

れば昨日午後二時魏邦平は軍隊及び江防艦隊を率ひて廣州に着し大沙頭に上陸し農事試驗場を進占せり李春煊は行衙不明なり午後三時飛行機は斗門より南行して廣州に飛來し爆彈を投じ傳單を散布し督軍署兵工廠は均しく燒かれたり昨晚一時廣州より香港に着したる汽船にて逃難者千三百餘人來りたり政學會系の要人も其中に混入し居たるが苦力等は梯を作りて彼等を攀し出して毆擊し彼等は狼狽して逃げ匿れたり各軍隊は今朝(二十八日)七時迄着し督軍莫榮新が廣州を立退かされば滿軍より砲擊することに決せり粵漢、廣九兩鐵路は均し、不通となれり(九、二九)

▲海軍の調停條件（上海各報）海軍の廣東事件に對する調停條件は莫榮新と李福林及び魏邦平等雙方の調印を經たるが其條讖條件左の如し

(一)雙方各其の衛戍區域を守り增兵入城の事あるを許さず

(一)糧食運送の保護には廿人以上に過ぐるを得ず

(一)雙方各其の駐屯地方に於て結し交通の遮斷又は之が破壞燒拂等を禁ず

(一)李福林と魏邦平の兩軍隊が駐屯する區域は陸路石圍塘、石門、金山、三水、河口、馬口、佛山より河道は平尾砲臺より中流の砥柱砲臺に至る迄總べて現狀を維持すべし(一〇、一)

▲廣東新督軍（申報）湯廷光は八日正セメント工場にて督軍の印綬を受くることとなれり、莫は二百萬の軍費を要求したるが百五十萬を以て平和的に了結したりと聞く(一〇、九)

海軍北歸

▲海軍統一問題の進行（申報）海軍統一問題は南方海軍の提出せる條件中福建督軍問題を懸案として別に議するの外其他の各條件は北方の承諾を得たるが在廣東海軍總袖林葆懌も之に同意と駐滬海軍部軍法部長鄭寶菁をして宮地滬軍總司令分署に對し廣東にある各艦艇は日內先づ厦門に赴き命令を待ちて更に福建、馬公等に分駐し然る後歸北及び現在仍ほ中立を守るの意旨を宣布する通電を發すべきことを電告せしめたり藍總司令は此の電報に接するや統一の善後各辦法を籌備せり(九、二五)

▲南北海軍統一宣言（新聞報）南方海軍の首領林葆懌と駐滬海軍總司令藍建樞等は聯名を以て十一日附を以て南北統一宣言を通電せり

民國成立して九年禍亂相尋き寧日無きは皆武人蔑棄が政權を把持し法紀凌亂せるが爲めなり此次我海軍全體は聯合して通電を發し安福を擊討し今や群醜敗裂し萬端整理を待てり、我南北滬軍は本と一家に屬し親雛共に濟ふ莊の政治刷新に當り特に統一を實行し全國の先聲を樹て海疆の鞏固を謀る、今より以後惟だ正義標明國家保衛を知り其の誠心國を愛し法軌に遵循する者に我滬軍は之を敬ふ事師友の如し其の權利を擁護し殘民を以て逞ふする者は之を視る事仇讐の如くす同德同心此志を渝へす邦人君子倘くは其れ諸を鑒せよ(一〇、一三)

▲南北海軍統一の始末（各報）南北海軍統一は昨報の如くなるが當地海軍界の消息によれば滬軍統一問題は南北滬軍代表が福建東山（銅山縣）にて滬軍維持會議を開きて協定し北京よりの軍費送附を待ち居るが本月十日海軍部より二十萬元を上海に送り來り藍總司令は直ちに之を南方海軍に爲替したるより始めて林葆懌は艦隊を率ひて廣東を出で厦門に出で十一日附を以て藍總司令等と聯名にて通電を發したる次第なり海軍總司令を取消し福建、廣東、渤海、浙江四區防禦使改設の一事に至りては閣議を通過し統一後改組に從事する事となれるが現に薩總長は經費及び他種の關係により先づ福建廣東兩海防禦使を發表し以て林葆懌等を位置し駐滬滬軍總司令取消しの時期に至りては藍總司令が長江防務を視察して回滬以後實現すべしと(一〇、一四)

廢督自治案

▲自治總局の籌設（晨報）支那の地方自治權は袁世凱の帝制より幾んど破壞され未だ恢復を見ざるが最近國民大會の提倡以來地方自治の叫び漸く高く湖南廣東湖北及江蘇各省の絕對自治制案交頻る進みつゝあり今日政府は之を不問に置く能はず最近總統府某諮議の建議を容れ英國の制度に倣ひて中央に地方自治總局を設けて以て其進歩を促成せんとするの議有力となりつゝあり(一〇五)

▲聯邦制主張者愈優勢（北京日報）某政局有力者の談に據れば南北

統一の事業は頗る容易ならず縦へ一時的統一を見るとも到底之を維持し難く再び分裂して又南北の二とならん故に速かに聯邦制を採用して之れに備ふべしとの事なるが聯邦説は已に七八年前より醞醸せられ殊に現在は事實亦日々優勢に赴きつゝあるを以て支那の採用すべき聯邦制に關しては米國又は獨逸の内更に佳なるものを擇ぶべしと主張する者頗る多し(九、二〇)

▲自治恢復の必要と制限（北京日報）政界の消息に據れば地方自治の恢復に關する當局者方面の意向左の如し

(一)地方自治恢復に關する實行方法

(イ)時局を維持す

(ロ)地方の秩序を恢復す

(ハ)各省の政治を發展せしむ

(ニ)救濟事業を實行す

(ホ)擴備國民大會を施行す

(二)自治恢復の前提たる制限

(イ)地方より過激なる手段に訴へて進行を爲すを得ず

(ロ)聯照制度を提倡するを得ず

(ハ)中央に掣肘を加ふるを得ず(一〇、三)

▲湖南の廢督自治運動（北京日報）我國政治組織を統一制より聯邦制に改組せんとの主張は曾てより多くの人々に依りて倡道せられたる所なり最近南北和平尚何等の曙光なく爲めに省境の觀念益人心に加はり現に兩湖、四川、廣東、江蘇、陝西、河南等の各省何れも地方自治の美名を假り本省人を以て本省の治理を主張せざるなし

湖南督軍譚延闓素人本主義を首唱し省長に熊希齡郭宗熙等を民選せんことを提議せし以來湖南人又之れに響應し速かに其の實行せられんことを期しつゝあり昨日聞くに湖南省議會は更に一歩を進めて聯防制度たらしめんとの議旺んにして目下其の方法を協議中にして既に各方面と連絡進捗を計りつゝあり各省の自治を主唱する者亦紛々として之れに響應せんとするの兆あり殊に西南各省にては同案贊同者頗る多き模樣なり然れども南北統一せられざる以前本制果して實現せらるゝや否やは疑問に屬すも現に本案の醞醸中にあるは斷言するに憚らざる所なり

▲湖北省自治風潮（申報）湖北各縣代表は湖廣會館に在りて自治大會を開き、(一)先づ兵を去れ、(二)新湖北團體を組織し每縣幹事一人を推し永久機關を成立すべしとの要點を提議し陳登高は自治起業の經過を報告し經續進行に資せり（一〇、一一）

▲廣東人廢督主張（各報）孫逸仙、唐紹儀、伍廷芳、三總裁注精衛、胡展堂、徐固卿、唐肇公所、湖南公館旅滬粵事維持會等に宛て廣東省議會副議長譚炳華は左の如き督軍廢止電報を寄せたり

潮梅一呼して義聲四應し賊膽寒しと雖も大勳未だ集まらず余は二十三日書を省會に致して奮起を促し廣東人に自決實行を敢告し莫榮新に廣東を去らん事を敢告せり天の福により魏邦平福林一致仇を同ふし同志相繼いで粵に附し莫の廣東を去る事勢必然たり今の大計は一は贛清にあり二は善後にあり昔し龍濟光孤軍を以て圍城を守り滋蔓圖らず禍を瓊島に貽せり其事遠からず、殷鑒となすべし此れ贛清の注意すべき所なり願年の喪亂は患ひ兵の多きにあり、兵を去らんとせば必ず先づ督軍を廢せざるべからず廢督の議は浙江省より倡へ之を雲南貴州に行ひ湖南人之を主張し孫總裁陳總司令の贊同する所なり督制廢せられ自治を勵行し文化を提倡して吾廣東は始めて一線の生機あり目前地の治安は自から擊義各將領と陳總司令と一致して維持するあり治を爲すの道之より急なるは莫し此れ善後の注意すべき所なり以上の二端は一致主張し以て我廣東人の福を遺らんことを望む云々（一〇、三）

▲安徽督軍問題と廢督（北京日報）新任安徽督軍張文生は安徽人の反對甚だ激烈なるに因り既に兩次の通電を發し辭職を申請せるか兩電の内容は均しく「余は新督安武軍を驅逐するの能力なきに依り宜しく強勵を起用し以て紛糾を解き人心の動搖を鎭撫せられたし」と云ふにあり聞くに政府は昨日挽留の電報を左の如く發せりと「貴下は武勳赫々として夙に聲威全安徽軍民に著聞す故に安徽の事貴下に非ざれば望むべきなし倘はくば就任して再び固辭することなかれ」云々

但し聞くに安徽省方面倪道烺、倪道杰、倪道煌、馬聯甲等は現に均しく蚌埠に集合し安武軍十營を加調し宿州に駐紮し張を驅り以て自ら代らんことを準備しつゝありとの報あり爲めに安徽の紳商は頗る恐慌を屢し現に廢督を以て

時局解決の第一歩なりと主張する者日に增加するの形勢あり（九、二二）

▲四川人の四川主義（新聞報）　旅滬四川自治期成會は四川籍克武將軍劉總司令等に對し盛南軍の四川を荒す罪を擧げ幸ひに貴下等の率ひるし四川の精銳にて僅かに四下を保全するは喜ぶべし我等は川人治川を宗旨とな諸會を贊助すべしとの電報を發せり（一〇、一二）

▲各省自治風潮（新聞報）　河南人は趙倜を驅逐して督軍を廢することを會議せり

安徽人は督軍を廢止し自治に復することを會議せり

福建人は福建人福建を治むることを會議せり

山東代表は財政廳長に山東人を用ゐんことを主張せり（一〇、一三）

北支議會

▲辨賑懲獎暫行條例（政府公報）

第一條　本條例は凡て政府或は地方長官の委任を受けたる辨賑人員に之を適用す

第二條　辨賑人員が賑款を橫領したるときは該管長官より先つ停職を命じ司法官署に交由し刑律及び辨賑犯罪懲治暫行條例に依り處分す

第三條　辨賑人員にして左記行爲ありたる場合には懲戒處分を受くるものとす

一、天災不作の場合直に實地調査せざるとき

二、調査後直に報告せざるとき

三、天災不作を報告するに輕きを重くし重きを輕くするとき

四、賑務を處理するに疎忽なるとき

五、故意に遲延して災民を誤りたるとき

六、部下の看察を誤り賑務を廢弛せるとき

七、故意に部下の賑務を廢弛するを容かせにし糾擧せざるとき

八、賑務を處理するに其支出を濫りにし公金を虛糜したるとき

九、其他賑務を處理するに熱心ならざるとき

第四條　懲戒の種類は左の如し

一、譴職

二、降等

三、減俸

第五條　辨賑人員にして第三條に規定する何れかの行爲ありたるときは該管長官より文官懲戒條例所定の手續きに依り懲戒に付す

第六條　該管長官は辨賑人員にして譴職處分を受くへき行爲ありと認むるときには懲戒に付する外先つ停職を行ふへきものとす

第七條　賑務の處理結了後には該管長官は辨賑人員の成績優良なる者を擇びて之を報告して奬勵を請すへし

第八條　奬勵の種類は左の如し

保奬升用或は現職

二、勳章

三、奬章

第九條　第八條第一款の奬勵を受くへき者は保奬條例附屬升用辨法其他文職に關する法令に依り處理す

保奬條例第七條附屬升用辨法は定年年限の制限に關しては辨賑人員には之を適用せず

第十條　第八條第二款或は第三款の奬勵を受くへき者は獎給勳章條例或は內務奬章條例に照らして處理す

第十一條　賑務を處理して著しく特殊の勞績あり地方か永久の利益を受けし場合には該管長官より事實を詳叙し大總統に呈請し勳位に依り勳位を授與すへし

第十二條　本條例は公布の日より施行す

第十三條　本條例は賑務の辨理結了の日を以て之を廢止す

▲辨賑犯罪懲治暫行條例（政府公報）

第一條　本條例は凡て政府或は地方長官の委任を受けたる辨賑人員犯罪の場に之を適用す

第二條　辨賑人員か賑濟金を橫領すること五百圓以上に至る者は死刑無期徒刑或は一等期徒刑に處す

第三條　本條例は公布の日より施行す

第四條　本條例ハ賑務辦理結了ノ日ヲ以テ之ヲ廢止ス

▲旱災區域（民國日報）北支那一帶に於ける今次の旱災は四十年來稀有の饑饉と稱せられ各地の慘狀實に名狀すべからざるものあるが如し現に飢饉區域として傳へらるゝ地方は保定府の南部より河南の南部に亘り其の延長約二千支里卽ち約六百哩に及び東西の幅は平均百五十哩に達すべく就中山西省境界と山東濱縣の間は其の區域最も廣大にして一千支里卽ち三百哩に達すべし從つて饑饉區域の廣袤は約九萬平方里に上り其他域內の民住民約三千萬乃至二千五百萬人あり特に饑饉の影響を受け悲慘なる狀況に沈淪する者凡そ一千萬人に達すべき見込なりと傳へらる(九、一六)

▲平糴局の廉賣（晨報）北京政府にて北支四省飢民救濟策として最近平糴局を新設し各省より食糧の輸入を計りつゝあるが成績佳良なるものあり既に九月十一日迄に輸送せられたる食糧概數略左の如し

發送地	荷受地	種類	石數
鄚城	順德	雜糧	一萬石
榮澤	鄧鄢	同	二百石
鄚城	高邑	小米	千石
信陽	鄧鄢	雜糧	五千石
鄭州	鄧鄢	玉米	一萬石
蝗河	高邑	雜糧	六百石
鄭州	高邑	小米	千石
磁莊	德州	雜糧	五千石
臨城	禹城	高粱	二千六百石
新鄉	湯陰	雜糧	五千石
新民屯	棗園	小米	四千石
許州	鄧鄢	雜糧	一萬石
鄚城	沙河	同	二萬五千石
豐鎭	定縣	小米	二千三百石
鄚城	順德	雜糧	二千石
蚌埠	高邑	同	五千石
	磁縣	雜糧	三千石
	鄚城	元氏	同　一萬石
	鄧鄢	同	一萬石
	磁縣	同	一萬五千石
	豐鎭	新樂	小米　二千石

十一日迄に計十二萬八千八百石（九、一七）

▲各省に於ける救災金（中華新報）各省督軍省長は各省內に於ける義損金募集を許可したるがその額左の如し

直隸、奉天、江蘇　各三十萬元
山東、湖北、山西　各二十五萬元
陝西、福建、甘肅　各十五萬元
察哈爾、熱河、綏遠城、三特別區各十萬元(九、二三)

▲學生聯合會の救災計畫（晨報）北五省饑饉の報一度傳へらるゝや各人之を救濟するに汲々たり吾人等相互救助の精神に基き義捐金を募集して災民を救濟せんとす、吾人の執らんとする方法は吾等の調查團實地踏查の結果に依つて得たる材料に基き之れを新派劇に仕組み諸君の高覽に提供し以て災民救恤の資を得んとす請で天下劇作家諸君に請ふ吾人の上述の趣旨に贊同せられ脚本を起草して以て吾人を援助せられよ蓋し本劇の成功吾人のみの感謝に非すして幾千萬災民の感謝する處なり(九、一九)

▲華北救濟會と記者團（晨報）中美通信社の通信に據れば、華北救濟會は本月二十日中央公園に中外新聞記者を招待したるが正會長梁士詒副會長徐世章、潘復、等を始めとして參會する者三十二人にして交際部主任陳向元氏は開會の主旨並に希望を左の如く宣告せり

(一)各新聞は隨時會務を登載報告すべし
(二)隨時扶助を行ふべし
(三)隨時意見を發表すべし

次で梁士詒氏は救濟方法の三要點を演說して曰く

(一)災民の小兒婦女は教會附屬の學校或は工場に收容す
(二)災民をして災區附近の工業に從事せしめ以て救恤に代ふ
(三)目下芥小麥の播種期に相當するを以て其種子を購入分與して播種せしむ

次に定一日報、晨報、中央時報、國强報、部報、天津日々新報、庚申通信

社記者等突々演說する處あり更に會長より(一)交通總長葉恭綽の義捐金十萬元處分方法は之れを大總統に具申すべきこと(二)廣東軍政府十七日附來電の義捐金一萬六千元を得たる事(三)京北農民救濟會より種子配付を受けたること(四)今後記者團と華北救災會は提携すべき事等を併せ報告せり(九、二四)

▲**國際統一救濟會の成立**　(益世報)／國際統一救濟會は十月一日午後六時石達子廟歐米留學會々館に於て各國代表及支那慈善團體と會合し聯合救災の辦法並に各事務の取扱に關し凝議する所ありたるが本會は將來分會委員會を設置し以て諸般事務の分擔を爲すべしと云ふ同日列席せる各國代表及支那側出席者左の如し

一、外人側

英國代表	三人	米國代表	二人
日本代表	三人	佛國代表	二人
伊太利代表	一人	白耳義代表	一人

合計十二人

二、支那人側

北省急賑協會代表	程源深、施肇祥
華北救濟會代表	徐世章　梁士詒
中國紅十字會代表	蔡廷幹
直隸救荒協會代表	李士偉、王其康、周學熙
順直助賑會代表	劉若曾
直隸義賑會代表	孫子文
北支五省災區協濟會代表	汪大燮、熊希齡
佛教籌賑會代表	張修爵　劉宣
近畿農民救濟會代表	錢寶鈞
北京基督教災民救濟會代表	劉芳

各會分代表　五名（一〇、二）

財政經濟其他

▲**對支新借款團會議**　(北京天津タイムス)　過般紐育に於て英米日佛の代表者會議を開き支那開發の目的を以て對支借款を成立せしめんが爲め嚮に成立せる國際的財團組織の協定を遂げたるが聞く所に依れば同會議に於ては差詰め支那の革正に俟つべき事項即ち通貨の改正、鐵道架設、借款費途豫想、軍隊の解散、南方支那に對する借款の割當、借款に對する擔保物等に關し種種の討議を遂げたりと云ふ而して該借款團は、過去に於ける湖廣借款、善後借款等の場合に比し、一層廣き國際財團たる意向を有し、且つ各國財團は各々飽迄支那に於ける利害を代表し、從來の如く一銀行の特權を許さず、又同財團加入者は英米日佛の四國と限らず、白耳義その他をも考慮に加ふる筈なり。若し該借款團にして一度び成立せんか、そは從來に例なき有力の國際財團たるべく、且つ飽迄代表的性質を帶び、支那政府が勝手に他國の財的援助を求め得ざるに至るべし。

從來は支那金融に對し、公然の市場あり一定の競爭ありて、不埒なる北京政府當局が一般の承認を經ずして徒らに私利の爲めに勝手に借款を試みたり。例へば段派内閣が國民の要求に反し、全然現在及び將來の民福を無視して日本の資本家より數億の借款を試みたるが如き即ち之なり。右財團は此の暴擧を矯正すると共に、支那政府をして、借款收入の費途、割賦償却に對する保證、利子支拂ひ等に關し嚴格なる條件を承認せしむべく、爾今支那當局の掠奪的、非愛國的行動に出づる機會を失はしむべし。

且つ該財團は支那當局が現在その財政的絶望を訴へ居るに拘らず、支那が現在負擔し居る以上の外債に應じ、行政整理乃至生產事業等に對する正當なる豫想の下に新借款を使用せしめ、以つて支那國民の苦難を輕減するの決斷を爲すべく、又支那をして要求すべき保證に關しても、列國間多くの異論を見ざるべし。卽ち苟くも多少支那の現狀を知る者の一般に認め居る事は私兵の解散、督軍制撤廢、憲政回復が同國の政治及び財政改善の第一步たる事之なり。されども此等の保證の實現に就いては、實際上多大の困難を生ずべし。現在の支那當局は借款成立の爲めには恐らく如何なる要求にも應ずべしと雖も、然かも彼等はその實行に關し何等の保證をも與へ得ざるべし。現内閣も他の凡ての内閣と同樣、財政緊縮、軍隊解散に異議を唱へざるべく現に首相は外國通信員に對し支那の陸海軍はその國防及び秩序維持に必要なる程度に

縮少せらるべしと言明せり。

而して彼れは極端なる財政窮乏を承認し乍ら、然かも平然として、此の財政逼迫は一時的現象にして直ちに回復せらるべしと逃べたるか、然るにその後六週間にして彼れの内閣は、張作霖及曹錕に依る數個師團增設の議を承認し、且つその軍費年額六百萬弗の支出にも協贊を與へたり。張作霖や曹錕に從へば此師團增設は頗る急務なりと主張し居るも吾人はそれが單に借款成立の場合その金額が增加せしめんとする奸策にあらざるかを十分に究めざるべからず。昨年北京政府は英國の飛行機製造家と契約を結び、多數の飛行機供給を求めたるが、それは單に通商用に供する筈なりしが、曹錕將軍は北京政府の意向を全然無視して三臺の飛行機を掠取し、之を保定府に拉し去り、又張作霖も全く軍事上の目的を以て幾多の飛行機を南園より奉天に移せり。英國の契約條件に依れば、通商飛行開設に就いては英國政府の推薦に係る技師を採用し、且つ飛行機を他の目的に使用する事は絕對に許されざる筈なるに、支那軍閥は政府の一切の保證を無視して、各自の不當なる目的に供したる譯けなるが、政府は之に對して何等の威力なく、敢てその奪還を策する事もなさざりき。然らば軍隊解散の如き果して實現可能の事なりや。縱し張作霖、曹錕等が甘んじて借款條件を容れその契約書に署名するも、他の軍閥等は必要に應じ公然政府を愚弄すべく、又政府は一朝劍戟を見るに至れば、何時でもその誓ひを破却すべし。從つて軍閥の精神を考慮せざる總統乃至內閣との借款契約は要するに一片の反古に過ざらんか。

何人も支那が決して支拂不能にあらざる事、又新借款が舊借款銷却を可能ならしめ、更にその未發の資源を開拓し、徹頭徹尾その行政改造を成就し得べきを認むると共に、又現政府の與へる保證が凡て無效なる事、借款に應ずる事が支那の朽廢せる現狀の改善を遷延せしめ、結局大革命と國民的大破產を將來するに至る事をも認めざるを得ず。勿論現在最も金の必要なるは飢饉救濟資金にして、此は一定の外債に俟たざるを得ずと雖も、然かもその結果が只だ支那政府の國民に對する義務を一層强からしむると共に、不要なる軍備擴張費に流用せらるるに過ぎずとせば、外國の資本家等何ぞその資金調達に應ずるを得んや、所謂督軍等の輕微なる要求をも拒絕し得ざる支那政府の借款に應ずる事は、唯徒らに彼等寄生蟲の腹を肥すに過ぎず、蓋し彼等は北京政府を脅迫して、その資金を自由に吸收し得べければなり。要するに支那に於て確然たる代表的立法府が成立せざる限り、國際財團はその行動を躊躇せざるを得ざるべく、チャールス、アディス氏が紐育に於て「支那の政治的安定は、唯だ支那自身の努力に依つてのみ招來し得べし」と公言せるは、誠に當を得たるものと言はざるを得ず。斯くして最後に結論し得る事は、國際財團がその使命を適當に果たすべき的は、支那の中央政府がその軍閥に對して完全にその權利を宣明し行するを得、且つそれが全國民を十分に代表する立法府に依つて支持せらるゝの期たらざるべからずといふ事に外ならず。

▲江西省の借款（新聞報）江西財政廳長楊慶邊は同省財政困難のため中國銀行江西分行長王洪錩市泌統稅局長十洪鉦と共に當地に來り銀一に向つて借款を申込みたるも成立せざりしより滬營銀行に交涉し既に成立し楊等は借款を受取り財政部と接洽のため北京に向へりと借款契約の內容左の如し

債　額　支那貨二百五十萬元

抵　當　江西財政廳所轄の市泌樟樹城鎭三處統稅局の收入

利　子　年八厘

證　人　王祖訓　王洪鉦　（一〇、九）

▲川粵漢債券（新聞報）交通部は川粵漢鐵道債券に對する方法は（一）英米佛三國銀行に向つて籌借す（二）獨國款は支那より謝るか或は三國分擔するか但し日本の加入を認めず（三）ファンドの宣言に根據し新銀國の範圍に入れず（四）川漢は暫時中止し先づ株州衡州間八十四哩に布設すべく二年を限りて造成す、需款は約千三百九十萬元とす等に在り（一〇、九）

▲浦口商埠借款の復活（北京日報）浦口商埠借款は本と佛國との間に成立したりしが適歐洲戰爭勃發したるため佛國資本家はそれを中止するの止むなきに至れり然るに最近佛白兩國銀行團代表は歐戰終了したるに依り當然浦口の築港工事を繼續すべきものなりとし九月二十八日パリーに打電之れが借款の繼續問題を商議することとなれりと云ふ（九、二九）

▲大運河借款復活運動（北京日報）今次北京各省旱災甚だしきに依り各省は土木工事を興こし以て賑恤に代へんとしつゝあり財政次長潘復は原と運河工程會辦を兼任し居れるを以て今次の饑饉を利用し運河借款の繼續進行をなし以て窮民を土工に充て以て救濟せんと欲しつゝあり故に二十八日北

東より山東に歸來し先づ山東人の借款反對に對する感情を融和せんと各方面に運動を開始したり(九、二九)

▲外蒙の對日秘密借款說　(晨報)　ハルヒン特電に據れば最近庫倫ウーマ衙門及吉祥勤坤は活佛の命を奉じ密かに來哈し日本司令部に於て松平外事部長と交渉し三井洋行及龍濟銀行より六百萬元の借款を爲さんと運動しつゝあり本借款の押當は外蒙國拉河金礦にして目下商議中なりとの說あり(九、三〇)

▲外蒙の秘密借款禁止　(北京日報)　最近に至り外蒙活佛が單獨に某國(日本を指す)と借款を訂約せりとの說盛に傳えらるゝが爲め、政府は二日特に庫倫に打電して果して其事ありや否やを詢問し、且つ某院(蒙藏院ならんか)に令して外蒙の單獨借款を嚴禁せしめたりと云ふ

活佛と日本政府との間の大借款契約說につきては早くも外間に傳えらるゝ處ありしが調査するに此說は決して虛傳に非ずして、數日前某官廳に於ては大略左の如き外蒙來電に接したり卽

活佛は目下日本某會社と、巨額なる借款契約を成しつゝあるがその內容は

名　稱	蒙古善後借款
金　額	一千五百萬元
擔　保	喀爾及漢尼巴爾河區域の金銀礦產

等にして不日調印さるべし、との事なるが政府はこの報を得るや大いに狼狽し、數日前、徐參統は外蒙駐箚使陳毅を召見して本問題につき垂詢する處あり、且つ、至急赴任して、活佛が直接日本商人と該契約を訂立するを中止せしむべし云々と命じたりと云ふ(一〇、三)

▲烟灘鐵道計畫　(北京日報)　最近政商界有力の山東人は自ら投資して烟灘鐵道を敷設せんとするの計畫あり同線路は芝罘より濰縣に至る線路にして資本約四百萬圓を要す先づ芝濰間に一大道路を開き以て鐵道敷設に便せんとす政府は本計畫に對し頗る贊成し交通部より趙德之を技師長として派遣せり(一〇、五)

▲米國の信成鐵道提議　(晨報)　交通界の消息に據れば米國の裕中公司は交通部に河南省信陽より四川成都に至る信成鐵道敷設を提議せるが之に對し交通部は略ぼ同意を表せるもゝ如く粵漢川鐵路督辦顧養齋氏に該鐵道と衝突なき時は此二鐵道を各々分築すべきや或は併合せしむるを可とすべきやに就き至速調査すべき旨命令を下せりと云ふ(一〇、六)

▲三門灣築港協議　(各報)　浙江省三門灣模範自治農墾籌備處は三門灣築港の事に就き本月二十七日より三十日迄杭州にて各埠華僑代表會を開く事となれるが之が爲め各地より當地に集まり居れる華僑等は明十六日午後一時より六時迄大馬路東亞酒樓にて茶話會を開き三門灣の地圖に就き三門灣の情形を聽取し研究する由(一〇、一四)

▲中交紙幣の騰貴　(各報)　中國、交通兩銀行の北京にて發行せる紙幣は當地にては百元に付き五十三元一角に下落し居たるが近く財政部にて短期公債六千萬元を發行し其內三千六百萬元を以て中交兩行の紙幣を回收せんとするの報あるより價額連日騰貴して中銀紙幣既に五十三元九角交銀紙幣六十五元五角となれり然れども兩行紙幣を有するものは尙ほ騰貴することを見越して手放さず(九、一七)

▲惣業銀行の開業　(申報)　南京路に新築されたる中華惣業銀行上海支店は明二十四日開業式を擧行するが目下來滬中なる同銀行總理錢能訓、協理徐恩元及び米人協理は二十一日より三日間大東菜館に於て各方面の人士を招待して披露宴を張りつゝあり二十日は銀行界、二十一日は政界二十二日は諸要人物を招待したるが昨日は何護軍使、盧淞軍總司令、王道尹、沈上海縣知事南北商會正副會長其他多數の諸要人物を招待し盛會を極めたり(九、二三)

▲華義銀行開業期　(各報)　前交通總長許世英は伊太利商人と華義銀行を合組し總裁にあげられ北京天津の兩地にては既に開業し上海分行も二十九日開業式を行ふ事となるを以て總裁は之に參列する爲め近日中來滬する筈なり(九、二五)

▲中英合辦石油公司成立　(北通)　英人の新疆方面へ對する活躍振は數次報道せられたるものなるが最近に到る迄北京に於ても新疆方面に於ても絕對に其事實を否認したる所英商福公司(ペキンレンヴゲート)は全國煤油實辦照洛鮮との間に交涉を進め遂に八日其目的を達成せり

今次英支間に訂結せられたるは新疆油礦合辦契約十一條及英支礦師技師の石油礦調查辦法八條にて已に農商部より閣議に提出し其承認を得中英合辦新

礦煤油礦公司と命名せられたり同日農商部より右契約全文を新疆省長に送達し英人礦山技師保護を命令したりと目下該英商所屬の英露人技師多數は遠くガシュガルより趨化方面各地の調査を終了し今や採油作業に着手し得る迄進ての手順運び居れり（一〇、九）

日本新聞重要電報（大正九年九月中）

外交關係

▲日支往復文書（北京ロイテル特電三十日發）駐支小幡公使は八月九日支那政治犯人が目下日本公使館に逃匿保護を受けつゝある旨を通告せるに對し支那外交部は八月二十二日次の如き回答を送致せり。日本公使館は之をロイテル通信員に手交せるが內容左の如し。

支那政府は小幡公使の主張せるが如く關係官廳に於て調査を經たる後該犯人の罪證々據を通告し然る後犯人の引渡を要求せられたしとの通告に應ずる能はざるを遺憾とす外交部は本通告に於て該犯人を放還し若しくは他處に隱匿せしめざらんことを希望す

右通告に對し小幡公使は八月二十七日更に回答する所ありたるが其の要旨左の如し

本官は八月九日徐樹錚其他帝國公使館內に逃避しつゝある旨通告を發したるが右通告に對する八月二十二日附閣下の回答は當に落手せり右に據れば支那政府は本官の通告の內容に應じ雖きも刑事上の罪證に基き更に通告する處ある可しとのことなり然れども閣下の本事件に關する見解に就きては曾て此の如き場合に於ける犯人捕縛に關する大總統令發せられ政治上の見地に基くものとせり依て當公使館が是等政治犯人を保護せし以來本官は是等犯人の刑事上の犯罪如何に拘らず彼等の引渡に應ず可き地位に非ざるなり（一日時事）

▲露支通商協定（北京特電卅一日發）ウエルフネ政府商業代表ジュウリン氏等四名入京の後外交部に人を派し露支通商に關し交涉せしめたる結果曩に見の一致を見たり卽ち支那側は從來の通商條約を適用せず正式に通商條約を締結する迄本年四月新疆督軍楊增新氏と露國代表者と協定せる八箇條の規定によりて通商を開始せん事を主張せるに對しジュウリン氏は贊成したれば近く委細の實行手續を協議するに決定せり（二日日日）

▲國際聯盟全權（北京特電卅一日發）卅一日の大總統命令を以て和蘭公使唐在復氏を國際聯盟會議全權代表に任命されたり（二日日日）

▲支那記者逮捕事件（廣東ロイテル特電一日發）廣東軍政府外交部長温宗堯氏は嶺南新報に關係する某々支那人新聞記者逮捕に對する日本總領事の通牒に對し該嶺南新報は支那領土內にて發行され且つ戒嚴令施行期間內にあるを以て被逮捕者の處置は支那官憲の管轄權內に屬すとの回答を發したり尙右新聞社員中の三名を放還すべしとの日本側の要求は拒絕されたり（二日時事）

▲團匪賠償金相殺（北京特電二日發）露國に對する團匪事件賠償金支拂問題に關し露に日佛公使より抗議を提出せるが之に對し支那側は西伯利に於ける支那人の損害と差引して斷然中止することに決し其旨佛國公使に通告せりと

▲武器密輸入確證（上海特電二日發）浙江督軍盧永祥氏は伊太利水雷驅逐艦の軍器密輸入に關する左の如き公文を北京首席公使に送れり

本年六月伊國人が上海に軍器を密輸入し買人を求め居れりとの風說あり予は之を調査せしめ結果該軍器は伊國水雷驅逐艇モス二百九十六號及二百廿七號の二隻にて密輸入なるせる確證を得たり這は國際軍器取扱の精神に反するものにして友邦の軍艦が其關稅檢査を受けざるを利用し斯かる事をなし軍器を同地に散布するは頗る遺憾とする所なり（三日日日）

▲對獨國交恢復議（二日北京特派員發）支那は曩に獨逸に對し戰爭狀態の終止を聲明せるも對獨條約に調印せざる關係上未だ國交恢復するに至らず新內閣成立以來顏外交總長は國際上の大勢に鑑み獨逸と早く國交を恢復するの必要を認め研究中なりしが二日右に關する意見を閣議に提出せり其理由としては曩に獨逸より屢々國交の恢復を希望し來れるより此機會を逸せずに通商條約を締結するを以て時宜を得たるものとし獨逸側の要求を退くる理由なき事國際聯盟の開會前に國交を恢復して第三國の牽制を受くる事を避くべしと云ふにあるが如し（四日東朝）

▲**佛國對支再抗議**（北京ロイテル特電三日發）順天時報に曰く米國人の煙酒稅顧問任命に關して佛國は更に抗議を提出せりと（五日時事）

▲**武器密賣問題質問**（北京ロイテル特電三日發）外交部は鹿永祥氏よりの照會ありたるを以て先づ伊太利公使館に上海に於ける軍器取引に關する質問をなしたる後同公使館の回答に依りて處置を決す可し（五日時事）

▲**西藏回收計畫**（六日北京特派員發）西藏回收說近來甘肅督軍張廣建等によりて頻に唱へられつゝあるが聞く所によれば支那政府にては本問題を國際聯盟會議に提出する意嚮ありといふ（八日東朝）

▲**聯盟提出案研究**（北京國際特電七日發）國際聯盟開催期近づきたるを以て議會提出の豫定なる山東問題二十一箇條取消等に關し愼重に研究審議を遂げ以て萬全を期する爲め外交部は顧總長を會長として提案研究會を組織し本日の閣議に於て承認を得たり

▲**新疆露國と假條約**（北京國際特電七日發）新疆督軍楊增新氏は本日、露國過激派の要求に依り露國領事との間に臨時通商納稅條約四十條を締結したる旨政府に報告し來れり（九日時事）

▲**小幡公使督促**（北京特電九日發）小幡公使は八日外交總長顧惠慶氏を訪ひ岳州に於ける米國宣教師殺害事件は既に解決せる由なるが湘潭の日本人殺害及長沙に於ける日本軍艦襲撃事件の交涉は遲々として進捗せず一日も早く之が解決を要求すと述べたるに對し顧總長は米國宣教師問題は北軍の所爲なりし爲調査も容易なりしが日本に對する問題は南軍の所爲故事實の眞相を知るに不便にして現に長沙の日本領事より潭処鎭氏に交涉せし內容すら未だ報告に接せざる有樣にて遲延せしが目下陸軍部より調査の爲人を派し居れば詳細の報告に接し次第進行を計るべしと答へ小幡公使は更に福建問題の解決をも督促したるに顧總長は此問題は日支兩國民の感情に深き影響を與ふる問題なれば福建督軍李厚基氏より犯人處罰の一項目を追加して解決されたしとの回答ありたりと答へ小幡公使は犯人問題は段に陳總長代理と交涉中打切たる問題にして今更前議を飜す能はず支那政府に於て熟慮されたしと述べ引取たり（十一日日）

▲**駐日公使任命**（北京特電十日發）本日大總統令を以て顧維鈞を駐日公使とする旨發表せらる（十一日時事）

▲**和約研究會設置**（北京特電九日發）今回外交部內に新設せんとする和約研究會に於て研究する問題は次の各項なり

（一）對獨條約（二）露支條約修正（三）國際聯盟（四）山東問題（五）國際經濟會議（六）國際通信會議（七）國際勞働會議（八）團匪事件賠償及治外法權（九）湖廣鐵道債權

其他鐵道債權の建議及其償還問題にして會長には顧外交總長之に當るが陸徵祥氏を任ずるか未だ決定せずと

▲**駐外使臣任命**（北京特電九日發）本日劉崇傑氏は西班牙兼葡萄牙駐劄公使に任命さる、外交次長陳籙氏は愈々駐佛公使に轉任し劉式訓次長に任命さるゝに決定せり（十日時事）

▲**外交團對支質問**（十日北京特派員發）北京の公使團は西南の風雲日々に險惡なるより支那政府に向つて質問書を提出すると共に在留外國人の生命財產の完全なる保護を申出づと（十二日東朝）

▲**小幡公使再抗議**（北京特電十日發）光雲錦不法逮捕事件に關し小幡公使より支那外交部に抗議を提出し同時に說明を求めたる所昨夜外交部より小幡公使に外交部にては貴公使の抗議に接せざる以前京畿衞戍總司令より東四牌路（扶桑館より五六町西北）に於て自動車中より光雲錦を逮捕したる旨の通告に接し居りたれば再び總司令に之を質問したるに前同樣の回答に接したり卽ち光雲錦は東四牌路の以北に於て逮捕されたるものなることを貴公使に通達す可しとの說明書を送附し來れり扶桑館に支那官憲が正當の手續を踏まずして李猶保と變名せる光雲錦を逮捕せる事實を擧げたる日本公使の抗議の內容に對しては何等回答する處無く單に右の如き說明を爲し來れる支那政府には何等紳士的態度を認むることを得ざれば小幡公使は再び日本旅館扶桑館に何等正當の手續を經ずして支那官憲が光雲錦を逮捕することは明白なる事實にして之に對し支那政府は前述の如き文書を送附し來れるは怪訝に堪へず且つ甚だ遺憾にして玆に再度嚴重なる抗議を提出する旨の抗議書を今日支那外交部に提出す可し（十二日時事）

▲**露支通商問題**（上海特電十二日發）北京駐劄佛國公使ボツペ氏は露支通商問題に就き北京政府の說明を求めたる所外交總長顧惠慶氏は此程左の如き回答を與へたり

一、ウエルフネウヂンスク政府代表者ユウリンが北京に來着せるは支那政府の招聘に應ずるものに非ず

二、支那政府はユウリンと正式交渉を開始せず

三、露國に於ける政治團體の承認其他の政治問題に就きては支那政府は必ず聯合國と歩調を一にす可し

四、ウエルフネと締結とは土地接壌し其通商は遠く可からず今回の非公式折衝は是等地方の通商に關し局部的暫行取極めを行はんとするに過ぎず決して國際通商條約の形式を執らず

五、新取極は本年四月新疆督軍楊增新と土耳機斯坦との間に締結せられたる暫行通商取極三款十條に準據して設定さる可し(十三日時事)

▲伊國軍器密賣事件（十一日上海特派員發）露永駐氏の捕發せる伊國露逓信の軍器密賣計畫事件に關し上海伊太利領事館のフェラロ氏は之を否認し且此事は既に伊太利總領事より租界工部局に滿足なる了解を得たりと言へるも工部局は伊太利總領事より此事につき掛け合を受けたること無し從つて何等了解を與へられずとて後日の爲めに聲明せり(十三日東朝)

▲露支通商交渉あらん（北京ロイテル特電十二日發）ウエルフネウヂンスク政府代表ユーリン氏等は本月四日以來公式に外交部當局と數回に亘り會見を爲し露支通商問題に關し交渉する所あり支那政府に於ても從前の露支條約の不平等なりしに鑑み此際此不平等を撤去せんとするの意あり單現申、李家駿、劉冠等諸氏を委員として交渉の任に當らしむ可しと(十四日時事)

▲中央政府督促（十三日北京特派員發）中央政府は十三日湖南譚延闓氏に對し日本人殺害事件及日本軍艦砲擊事件に就き外交に關するを以て至急日本領事と協議の上解決に努力せんことを求めたり(十五日東朝)

▲對墺條約批准（北京特電十三日發）支那政府は對墺平和條約に關し國會を開き批准をなすに決し其旨徐總統に申請せり徐總統は兩三日中に批准の上裁令を以て之を發表すべしと尙閣議に於て決定さるゝと同時に對獨墺太利駐剳公使陳瑞氏副會長に指名されたり而して對墺條約批准も本會設置も竝て國際聯盟に山東問題を提出する準備なりと傳へらる(十五日日日)

▲露支通商規定（十五日北京特派員發）楊新疆督軍は最近伊犂道尹と露國過激派政府との間に協定せる臨時通商條約十箇條（新疆伊犂と露領土耳其斯坦の通商に關するもの）の實施を電請し來れるが北京政府は右條約を妥當なりとし試みに其適用を許可するに決せり目下滯京中のウエルフネウヂンスク政府代表者との商議も土耳其斯坦との臨時通商條約に準據するものなりと傳へらる通商其他各問題に關する規定左の如し

一、新疆伊犂の支那官憲と土耳其斯坦政府委員と兩國接壤地人民の利益及び感情連絡の爲め互に商務兼交涉機關を設く

二、支那側は商務兼交涉機關を露國（地名不明なれども支那文にて七河省壹箇所内境とあり）に設立し得ると同時に露國側も伊犂等城に同樣機關を設立することを得

三、露國商務兼交涉機關乃至は一般露人が露國より貨物を輸入する場合並に支那より輸出する場合何れも新疆の稅則章程に依り支那の稅關に納稅すること

四、既定の通路に依り通商を爲す爲らざるものは脫稅其他違反者と認む

五、兩國人民が貿易上爭議を起す場合は民事刑事訴訟は等しく住居せる國の法律裁判に依る

六、兩國人民境を越ゆる場合は必ず雙方より發行せる護照を携帶す

露國敗兵及び逃難民歸還に關する取極め左の如し

七、露國政府の頒布せる免罪令に從ひ敗兵逃難民引揚げに支那官憲は極力援助を與ふ

八、露國より委員一名隨員二三名を伊犂に派遣し敗兵及び逃難民引揚げに關する協議をなし協議決定の上歸還せしむ

支那商民の露國に於て沒收されたる財產貨物及び其他の損害に關する取極め左の如し

九、タシケント政府は既に賠償調査機關を設けたる旨聲明せるが將來支那商務兼交涉委員を派遣し直接交涉をなさしむること

十、以上各條雙方委員同意の上特に露支兩文を以て各二通を作成し交換保存す(十六日東朝)

▲日本に抗議を求む（北京ロイテル特電十四日發）本日午前山東同鄕會常地に開會せられたり最近來京したる山東代表者より日本が鐵路方面の礦山を強奪せんとする旨の報告ありたる後各會員討論の結果外交部に對し日本

に嚴重なる抗議を提出せんとを懸願することに決したり(十六日時事)

▲露公使待遇停止　(十六日北京特派員發)　支那政府にては駐支露國公使及各地の露國領事に對し一律に正式の待遇を停止することに內定せるが露國公使自身亦進んで辭職の聲明を爲すに至るべし支那政府が待遇を停止する理由は露國舊政府の崩壞に依り代表の資格を失へるものに對し何時までも待遇を爲す能はずと云ふに在り是が爲最近國際事件賠償金交付を停止せる爲公使館及領事館は經費支辨の途なく事實上存在の途を失へるに據るものにして支那政府は目下東三省新疆の撫民長官及天津漢口の交涉委員に右に關する意見を徵すると共に今後の露支間裁判問題露國居留民管理問題租界回收問題に就き研究中なり尙黑龍江督軍よりの報告に據れば同省駐在の露國領事に對しては既に待遇停止を實行せり(十八日東朝)

▲通商交涉條件　(北京特電十六日發)　外交部は十六日對露通商交涉に關し左の如く公表せり

西伯利が混亂に陷り殊露國の使節が支那に於て其職責を遂行し能はざるに依り露支兩國が特に其接壤地に於て通商を圖り且西伯利に於ける支那人の生命財產を保護する爲速に何等かの方法を講ずる事を必要とするに至れり此時極東共和國代表ユーリン等は通商問題協議の目的を以て入京し支那外交總長に非公式に會見を要求したるも顏惠慶は如何なる地方を代表するかを充分に知らざりし爲之を拒絕せり然れども顏惠慶は舊年末十日代表者として彼等を會見したるに彼等が所持する信任狀は確實なるものゝ如く彼等はウエルフネ・ウーシンスク、浦鹽、プラゴエシチエンスク其他を含むウエルフネ・ウージンスク聯合政府を代表せるものなる事を證かしめたり今日迄の經過は斯の如くなれば支那政府は更に通商の交涉に入るに先立ち特に支那各地に於て過激主義の宣傳を爲さゝる事及び其他の保護を要求する筈なり(十八日日日)

▲露支通商取極全文　(上海特電十七日發)　ウエルフネ政府代表ユーリン及び北京政府間に交涉の露支通商問題は新疆督軍楊增新氏又土耳機斯坦政府間に成立せる暫行通商取極に準據する新取極めを締結することに略意見の一致を見たるが所謂新疆土耳機斯坦兩當局間の取極め全文左の如し

第一條　支那國新疆伊犁及露國土耳機斯坦政府委員は國境に於ける兩國人民の利益及び相互の感情を連絡するの目的を以て互に商務兼交涉機關を設け以て接觸に便ならしむ

第二條　支那國は露國ケルネカイロ、露國は支那國伊犁に各々商務兼交涉機關を設け以て利益の交換をなす

第三條　露國商務兼交涉機關は露國人にして露國より伊犁に貨物を輸出し或は伊犁より貨物を輸出する際は必ず新疆關稅及び支那關稅規則に據り納稅しニカンカルンを以て露支兩國通商路となし他の通商路を取るものは之を密輸者と認む

第四條　露支兩國人の貿易上の爭議及び一切の民事刑事訴訟は各々所屬國の法律に據り裁判す

第五條　露支兩國人民國境通過の際は必ず兩當局下附の旅行免狀を携帶す可し

第五條　露國敗兵及び避難民歸國問題は露交當局に於て商議す

第七條　露國代表はタシケント政府交附の免罪證は人道尊重神聖不可侵のものに係り露國敗兵避難民の歸畔は何等危險に非ざることを宣言す

第八條　伊犁官憲は露國より委員一名隨員二名或は三名を伊犁に派遣し兩當局に於て露國敗兵避難民問題を商議するを許可し商議完了後敗兵避難民を歸國せしむ之が代償として露支兩當局は在露支那商人の財產沒收其他の損害賠償問題に就き商議す

第九條　露國代表は聲明す支那商人に對する損害賠償問題は露國代表の職權外のことに屬す但し本件に就きタシケント政府既に調查賠償の意あり將來支那商務兼交涉員が露國に赴き直接交涉を爲すを以て可となす露國代表は伊犁官憲の要求を諒としタシケント政府に傳達し個人として支那の希望達成に盡力せん

第十條　以上各條は露支兩委員の同意する所なり用語は露支兩國語を用ひ各二通を作成し相互署名交換す(十八日時事)

▲外交官更迭發表　(北京ロイテル特電十七日發)　本日大總統令を以て陳籙を佛蘭西公使に劉式訓を外交次長に柯鴻烈を神戶領事に任命の件發表せらる(十九日時事)

▲露支交涉は豫備的（漢口ロイテル特電二十日發）當地官邊は北京に於てユーリン氏を委員長とする露國勞農政府使節と支那政府當局との商議が豫備的商議にして極東問題とは何等關係なしと思惟せらる一方東清鐵道に關する法律上の協定も目下成立す可しとは期待せられず何となれば唯全露西亞の權能のみ本問題を解決し得べしと認めらるればなり

北京に駐在する浦潮政府代表者アガレーフ氏は單に情報蒐集の目的を以てのみ北京政府及びユーリン氏一行と接觸を保持す可しと訓令せられたり（二十二日時事）

▲湖南事件回答來る（北京ロイテル二十一日發）湖南事件に關する日本の抗議に對し外交部は最近漢口交涉員の報告に添へて大要左の如き回答を送り來れり

一、日本軍艦は北軍を庇護せるを以て南方側之を射擊したり然るに却つて軍艦の反擊により二名の即死者を出せり

二、日清汽船武陵丸に張敬堯潛み居りしを以て南軍闖入して之を引き出し殺害せり

三、日清汽船倉庫に掠奪せられたりといふも同倉庫は元來華僑のものなり

支那側調査の結果は斯くの如くなるが執れ湖南督軍譚延闓氏と商議の上交涉を開始す可し云々と而して右回答中には日清汽船社員大津氏殺害の如きに關しては何等言及する所なし元來同事件に關し譚延闓氏は其の非公式交涉に於て全部其の事實を認め又前外交部代理總長陳籙氏も既に遺憾の意を表したるに拘らず顏惠慶氏總長となるに及びて遂に斯くの如き回答を致せるものにして右は既に交涉確定せる福州事件に對し故障を提起し或は事理極めて明白なる呂氏逮捕事件を全然曖昧裡に葬り去らんとせると同一筆法に出でたる不信的態度なれば日本側に於ては近く再び嚴重なる抗議を提出す可し（二十三日時事）

▲露支接近促進（上海特電二十三日發）露支通商問題及在支露國公使館資格取消問題に關する南方の輿論は極めて積極的にして支那政府は未だ勞農政府を承認せざるも露國帝制時代の在支權利は新政府の樹立と共に消滅したりと勞農政府は是等諸權利を支那に還附すべく正式に聲明せり又從來の在支使臣は國體の變更と共に其國際的資格を失ひたるものなりと論じ極力露支交涉の聯絡に努めつゝあるがヴェルフネ政府代表ユーリン氏の來支は勞農政府の對支聲明を裏書するものなると共に張支那代表莫斯科着の報は愈々露支關係を密接にし支那政府の對露活躍は愈に促進されつゝあり（二十四日日日）

▲露國公使抗議す（北京ロイテル特電二十二日發）在北京露國公使館は外交部が露國公使館暗號電報停止を訓示したりとの廉を以て、電政司より露國公使館の暗號を同公使館に返却し來りたる結果露國公使館及び同領事館の地位が北京政府に於て問題となりたることを始めて知悉するに至れり露國公使クダシェフ公は外交總長顏惠慶氏を其自邸に訪ひ該暗號電報停止に就き抗議を提出せり、右に對し外交總長顏氏は「露國公使館の暗號電報はカルムイコフ事件の如く支那官憲に困難を來す政治的行動に關係したるものと認む」と答へたり

兩者の討議は更に一般に露國公使館の地位に關する考慮に及びたるが顏外交總長は若し露國公使クダシェフ公自ら退去せらるれば此の問題は單純なりと提示したるがクダシェフ公は公が支那に於ける露國及び在留民卅萬人の利益を保護する義務ありと答へ且つ附言して「將來露國に樹立されたる政府が余を召還するか或は露支兩國の國交が斷絕せざる限り余の責任は解除されず」と云へり（二十四日時事）

▲露租界撤廢調査（濟南ロイテル特電二十三日發）支那側の消息に據れば露國の駐支公使及び領事は既に完全なる代表資格を失ひたれば漸次撤廢すると共に勞農政府は露國租界の撤廢を條件として勞農政府代表を派遣せんことを交涉し來れる爲め外交部は直ちに交涉員に命じ獨國租界回收の例に準じ天津露國租界並に居留民の狀況等の精査に着手せり（二十四日時事）

▲露公使待遇停止　駐支露國公使及領事に對し支那政府は二十三日命令を以て愈待遇を停止せるが事前に於て外交總長は其事に關し露國公使と會見し略露國公使の同意を得、露國公使より自發的に職を去ることに協議濟りたるに其後露國公使は急に以前の協約を取消せる爲支那政府は今日陳謝に據り支那政府より進んで待遇を停止するに決したる次第にして待遇停止其事には外交團中表面より反對する者なきも列強とも未だ露國新政府を承認し居らざるを以て露國に對する在來の關係上支那政府の執れる處置に對して多少問題を惹起するに至るべし尙支那政府は露國新政府承認前如何なる代表に對し

ても公使の待遇を與へざると及び政治上の交渉を爲さざるとを各國公使に聲明すべしと

▲待遇停止令全文　二十三日北京特派員發二十三日の大總統令を以て駐支露國公使及び領事の待遇を停止せる命令左の如し

露國内の露派の紛爭甚だしく統一政府の組織未だ成らざるを以て當分露支兩國の國交を正式に回復する能はず駐支公使等は既に久しく國務を代表するの資格を失ひたれば瀋續して其任務を行ふべき理由なし其事は既に露國公使館に宣告したれば即日命令を發して待遇を停止すべき旨を外交部より請求せり外交部の請求は實情に適せるが只露支兩國は接壤親密の關係にあるを以て公使等の待遇を停止するも露國人民に對する友交は從來同樣にして露國人民の生命財産は切實に保護を加へ現在の露國内部の紛爭に對しては中立を嚴守し一に協商國の態度に準據すべし露國租界東支鐵道及在留露國人に對する一切の處置は各主幹部及各當局官等をして妥當の方法を講ぜしむべし（二十五日東朝）

▲露國公使の聲明（北京ロイテル特電二十四日發）露國公使クダシェフ公は本日午後外交部に通牒を交附し左の如く聲明せり

「閣下（外交總長）の慫慂に依り露國の眞の代表者たることを得ずとの理由にて支那政府が前露國政府の任命に係る在支露國公使及び領事の資格承認を停止したる大總統令は本官に直接交附されたり本官は該令發布に際き之れを在支露國領事館に洩れ無く傳達しつゝあるを以て各領事は更に其の管轄區域在留露國民に布告す可し在留露國民は過去三年の間事實に於て享受し來りし露國官憲の保護を爾後剥奪せらる可し露支條約は支那政府の承認する正當なる全露國政府の同意を經たる時に於てのみ有効となる可し而して本官は支那政府が最初大總統の命令に表示されたる大總統の命令を遵奉し且つ「露國民の生命財産の保護に對する有効なる方策」を遺漏なく執行せられんことを切望す本官は此の機會に於て現行露支各條約が平和なる露國民の生命財産の保護に適用せらる可きものなることを斷言す何となれば之は本官が屬々支那政府に警告せるが如く總ての侵犯行爲は該條約原則の侵犯たるに至ればなり條約違反の重なるもの左の如し

（一）露支國境連に松花江一帶の地に於ける酒精輸入禁止協定は千九百十八年五月支那政府の取消す處となる（外交部覺書千九百十八年）

（二）千九百十九年十一月廿二日附大總統令外蒙自治に關する條約を取消す

（三）千九百廿年一月廿八日附大總統令吉會沿邊地方の政情に關する露支の協定を取消す

（四）東支鐵道に關する千八百九十六年の條約の章條及び精神は近來續々として蹂躙せらる

（五）千九百五年の露支協約に規定せる撃斃賠償金の支拂は千九百二十年以後支那政府の拒絶する所となる（外交部覺書七月二日附並に八月七日附）

（六）千九百二十年國境に於ける陸路航關を設定したる千八百八十年の條約（中俄改正條約）違反なること（露國公使館覺書本年八月二十八日附）

（七）九月二十三日附大總統令は東支露國市民の位置及財産權を根本的に約束す右は千八百五十八年千八百六十年千八百八十年の各條約並に諸種の特別協商及び協約により規定せられしものとす（二十六日晴事）

▲露支交涉條項（北京特電二十四日發）支那政府は李家鏘、章祖申兩氏を委員としてカエルフネ政府代表ユーリン氏と交涉を爲さしめつゝあるが協議の内容は大體左の如し

第一、支那極東共和國との通商條約締結同盟

第二、カエルフネ、プラゴエ及滿驛等の露留支那人は極東共和國政府に於て完全に保護する事

第三、前政府は在留民保護及商務交涉の爲に各外交家を派して適當に地方に駐在せしむ

第四、過激派の宣傳物を支那内地に流布することを得ず（是に對し嚴重なる保障を與ふべし）（廿六日日日）

▲待遇停止令交付（北京特電二十四日發）二十四日英米佛四公使は會議を開き支那政府の露國公使待遇停止斷行に就き協議したるが露國公使は露國の專管居留地公使館及領事館の國際管理を主張せり支那政府は二十四日朝人を派し露國公使待遇に關する大總統令を露國公使に交附し今日限り正式交涉を打切る旨を通告せり（二十六日日日）

▲山東問頭研究（上海ロイテル特電二十五日發）大總統徐世昌氏は外交總長顧惠慶氏に山東問題を研究するに當り左の三點を具備すべきを命ぜり

一、直接交涉を拒絶する事

二、凡そ支那と獨逸の條約は歐洲戰後完全に取消されたるものなれば他國は之を繼承するを得ず

三、中日密約は當に山東の附帶條件と見做して同時に之を取消すべき事

（二十六日時事）

▲東支鐵道問題（廿五日北京特派員發）　在支那露國公使領事等の待遇停止に對し露國公使クダシエーエフ氏より二十四日支那政府に承認の回答を發したれば問題自體は既に一段落を告げたる形となれるが地方問題として殘れる東支鐵道居留地等の處分問題は關係列國の間に極めて重大なる問題となりつゝあり尤も居留地の處分に關しては二十三日四國公使會議に於て英米兩國公使が本國政府の訓令に接せざる爲具體的決定を見るに至らざりしが米國公使は二十四日本國政府より日佛兩公使と一致の態度を執るべしとの訓電に接したるが結局列國の共同管理となるべきが如し東支鐵道の處分に至つては重大且複雜にして支那政府は露國の混亂に乘じて完全に權利を回收すべく今週以來外交部當局とホルソート將軍露亞銀行當業者との間に祕密に協議を重ね支那側提出の第一條件たる鐵道管理權を讓渡すの件は露國側に於て承認ぜるも第二條件として提出せる東支鐵道に關する露支間の契約第十二條に露國は五百萬兩を支那側に交付すべし若し交付する能はざれば東支鐵道の資本として支那側の持株たらしむべしとの要求は露國側承諾せず壓折衝の上露國側讓歩し二百萬圓を支那側の持株となすことに折合たるも將に調印せんとする間際に至り支那側に異議起り之を取消したる爲協議遂に纏らず一時交渉を中止せり其後間もなく時局の變動あり內閣更迭し交渉は其儘となれる爲支那政府は今回公使等の待遇停止の機として東支鐵道の全權を掌中に收めんとしつゝあり而も關係列國の是に對する態度は容易に一致せざるが如く米國側は共同管理を希望し種々畫策の形跡あるも英國は未だ何れとも態度を明かにせず日本の態度も尙不明にして列強の協調如何列強の對支那折衝の如何は近き將來の一問題として注目せらる（二十七日東朝）

▲支那政府屈服（北京特電二十七日發）　二十四日小幡公使は外務部を訪問し湖南事件及光雲錦不法逮捕事件に就き交涉の結果支那政府は從來の態度の不誠實なりしを認め湖南事件に對しては賠償金其他の問題は直に地方官憲をして安當なる解決を爲さしめ中央政府は遺憾の意を表すると共不法逮捕事件に對しては日本旅館扶桑館にて逮捕せるとを承認し今後は絕對に斯かる事を爲さゞるべきを表示せりと（二十八日日日）

▲東支司法權回收（北京特電二十八日發）　本日の閣議にて東支鐵道の司法權を回收するに決せり

▲露亞銀行國旗問題（北京特電二十八日）　哈爾賓の露亞銀行支店が露國々旗を引卸して佛國々旗を掲揚せることは國務會議の問題となり其結果外交部に對策講究を命じたり近く佛國公使との間に交涉開始せらる可く其結果如何は重大視せらる（三十日時事）

▲東支鐵道と列國（二十八日北京特派員發）　露國租界の處分に關し支那政府は露國公使等の待遇を停止するや直に天津漢口等の租界を引取り露國政府の承認まで自己の手に管理し將來新政府との間に交涉を遂げんとの意向を有し居るが一方列強側にては之を列國の共同管理に移さんことを希望しつつあり更に東支鐵道に關しては從來の投資關係上露國公使は外交々涉兩部との間に一條約を締結し露亞銀行をして東支鐵道に於ける露國人の權利を繼承せしめんことを運動中なるが外交總長は露國正式政府の確立するまで支那側に於て回收管理し將來新政府との協議に讓らんことを主張し露國の要求に反對なるも交通部は贊成にて兩部の意見一致し居らずと（三十日東朝）

南北情勢

▲李純病氣請暇（三十日北京特派員發）　江蘇督軍李純は依然總代表の辭意を聽さず二十九日更に正式に辭意を申出で病氣靜養を請へり傳聞に據れば彼に不眠症に惱み最近又疫病に罹され心身の衰弱甚だしき爲本月十九日大總統に一箇月の請暇を申請し二十二日より督軍署事務を齊燮元に委任せりとあり政府は李督軍の南京を離るゝを以て和議の進行に妨ありとし三十日劉總統府顧問を南京に派し病氣を見舞はすと共に極力慰留に努めつゝあり（一日東朝）

▲北京新國會閉づ（北京特電三十日發）　三十日新國會閉院式を擧行し出席者二百四十餘名、衆議院副議長劉原格氏閉會の辭を朗讀し靳總理は徐總統の祝辭を代讀し無事終了せるが政府は之を最後に新國會の解散を希望し居

る爲め議員の氣勢擧らず頗る區々の狀を呈したるが議員等は閉會後も茶話會を開き新國會の善後策を議し未拂歲費の件を協議せりと（一日日日）

▲鴨首預金調査命令（北京特電三十日發）　京畿衛戍總司令は北京に於ける各銀行に對し日本公使館に保護されつゝある議首十名の資本及預金の額を調査すべしとの命令を發したるが之が爲支那銀行團は一大恐慌を來し二十八日會議を開き預金額を發表するは銀行法違反にして支那金融界に非常の危險ありとて當局に向ひ之が撤回を請ふ事又若し容れられざる時は十五日間の同盟罷業を爲して維持方法を計る事を決議せり（一日日々）

▲國民大會促進運動（濟南特電三十日發）　當地各界合同の國民大會促進聯合會は二十八日省議會々場に於て開催せり最初評議員及び幹事を選擧し各係員事務を分擔し會務の進行を計る爲め左の件を定む

一、入場券（甲）選擧券（乙）の配附法

二、選擧法（甲）評議員選擧（乙）幹事選擧

三、評議員の正副議長選擧法（評議員互選の事）

四、幹事主任選擧幹事互選の事

來會者無慮四千名にして開會に際して接待委員より速成聯合會長姚志軒氏を臨事會長に推薦せしに病と稱して辭退せしかば其代理として排日新聞大民主報の編輯長魯佛氏を首席に推薦せり依つて同氏開會の趣旨を述べ選擧候補者を發表し午前十時より選擧を開始し評議員幹事三十四名を選び再び首席より國民大會開催の必要を述べたるに新民報編輯は當選評議員中規程に違反せるものあり取消す可しと主張し贊否兩論續出して容易に決せず係長の發言にて採決を爲す事としたるが取消賛成者大多數にて決定す次で一學生又當選者中に二名廣申俱樂部員あり之も取消す可しと主張し贊否論又盛にて喧囂を極め遂に投合を始め議場鼎の沸くが如き騷擾を演ぜしが極力調停に努め午後三時再會する事として散會せり（一日時事）

▲三省巡閲副使（北京特電三十一日發）　三十一日の閣議に於て第三師團長吳佩孚氏を三省（直隸、河南、山東）巡閲副使に任命する事に決定し又吉林省長徐鼎霖氏の辭職を許可し鮑貴卿氏をして暫時兼任せしむる事に決定せり（二日日日）

▲和議交涉決定（上海特電二日發）　北京政府は愈左の條件を以て廣東、廣西と和議を交涉することに決定せりと

（第一）舊國會を廣東に速戻らしめ雲南及重慶に赴きたる議員にも亦廣東に歸るべきを勸め民國六年制定の憲法草案の討議を繼續すること

（第二）新國會は八月三十日閉會後再び召集せざる事を條件として從來の歲費全部を支給し完全に其職權を終らしむべき事

（第三）舊約法に依り正式國會を召集し廣東國會に於ける憲法草案は討議完了を待つて之を正式國會に移し正式國會に於て更に討議すること而して正式憲法成立を待つて更に第三次正式國會を召集すること

（第四）副總統を正式國會にて選擧すること

（第五）和議は分つて二と爲す一は唐紹儀氏の雲南、四川、貴州の一派又一は溫宗堯氏の廣東、廣西一派とすること

（第六）兩北各要人の地位は兩北和議の席上決すること

（第七）軍事協約を取消し二十一箇條を國際聯盟に提出すること（三日日日）

▲局部和議開始（上海特電四日發）　確聞する所に依れば北京政府は既に八月二十八日頃より岑春煊氏及陸榮廷氏を相手として非公式の和議交涉を開始し居れるが兎も角雲南護法の體面を尊重し舊約法を回復し新國會を召集する事とし文攀、谷鍾秀氏等は之を以て岑春煊氏及李純氏に電報せり又之れと同時に西南方面に對しても雲南軍政府の設立、憲國會召集等を速に中止せられん事を要求せりされど雲南方面が俄に此要求を容るゝや否やは疑問なりと

▲南方海軍統一（上海特電四日發）　南方海軍統一は事實上既に完成し近く各艦隊より代表者を出し南方海軍統一の宣言書を發すべしと（五日日日）

▲唐劉民治主張（四日北京特派員發）　唐雲南督軍劉福州督軍は聯名にて南北和議に對する意見を寄せ局部の和議を排斥して正式會議により一切の解決を圖るべきことを主張せり又近來の紛爭は一に軍閥者等が國家を蝙するに因るを以て督軍制度を初め軍職に關する名稱を悉く廢して民治主義の實を擧げんことを希望せり

▲軍民分治決定（四日北京特派員發）　各省督軍の省長を兼ぬるものに對し今回軍民分治の精神に基き夫々專任省長を任命することに決し目下人選中なり

▲徐總統の抱負（四日北京特派員發）　徐總統は三日夜曹錕張作霖兩氏の爲に送別宴を開き各總長等陪席せるが席上總統は立つて今後も各地兵亂に罹りたる無辜の人民を救憫すべく又內閣は職權を施行して各省督軍等を服從せしめ國內の平和統一を實現すべしとの意味の演說を爲せり（六日東朝）

▲和議商定內容（上海國際特電六日發）　當地聯合通信社の得たる北京電報に據れば李春湖氏の代表者文群氏は北京當局と和議條件を商定し去る二日雙方調印して既に廣東に傳達したるを以て近く宣布さるゝ可しと

又同通信社は當地に在る南方代表の一人たる湖南代表彭允彝氏の得たる滬延園氏よりの電報を報道したり曰く北京廣東間の和議方法に關しては强硬に反對なるのみならず特に天津に於ける特別會議は根本的に之を承認せずと當地支那新聞に達せる谷鍾秀、文群諸氏が北京總統府國務院と商定せる和議方法と云ふを聞くに左の如し

一、舊法を以て新國會を召集すること
二、地方制度中西南の分は西南自ら之を定む
三、和平會議を開きて各項を解決するに形式を問はざるも李純氏の署名調印を要す
四、海軍は北方に歸せしめ林葆懌氏を福建督軍とす
五、西南は自主を取消す（七日時事）

▲軍隊改造意見（北京ロイテル特電五日發）　靳總理は左記數條の意見を提出せり

一、能ふべくんば支那軍隊の總員を三十萬に減少す可きこと已むを得ざる時は四十萬とすること
二、軍隊組織の中央集權を行ひ大總統を以て總司令官として之に總司令權を賦與すること
三、一旅以上の軍隊に對しては將軍之を司令するを得ず唯總司令官のみ之に關する命令を下すことを得
但し特殊地帶に於ては此限りに非ず
四、蒙古、支那土耳基斯坦の如きは遠隔にあり中央軍務當局と單獨に處置を執るの必要あるを以て是等を特別軍事地帶とすること
五、不必要なる軍營を解散すること南北和平會は南北双方の所要軍隊割當を決定すること全國陸軍案中に於て軍費總年額を決定すること
尙ほ總理は邊境移民を奬勵し且つ適當の中心地に諸工場を設置す可き旨を說けり（九日時事）

▲和議交涉の順序（北京國際特電八日發）　南北和議に關し國務院當局の語る所に據れば廣西陸榮廷、廣東李春煊、河南譚延闓、雲南唐繼堯、貴州劉顯世、四川呂超に對し別々に直接交涉中なるが既に廣東、廣西、湖南等は交涉略ぼ纏まり四川、雲南、貴州よりは代表者上京の途にあり先づ法律問題の解決として條約法に依り新國會を召集するに一致し次いで漸次督軍廢止、財政問題、裁兵實行等の實際問題解決に及ぼす筈なりと

（北京特電八日發）　國務院に於て發表したる所に據れば北京政府は廣東廣西湖南雲南貴州四川に對し各別に和議を進行しつゝありしが此程に至り廣東廣西雲南三省等の間には完全なる協定成立し又は雲貴川三省の代表者も近く來京の運びとなり居れば是又成功の望み充分あり而して政府は法律問題卽ち條約法を以て新國會を組織することを先決問題とする方針を以て進行したり云々然れ共政府の此の聲明は和議に對し極端なる樂觀主義を懷く新內閣の宣傳なるべく事實かくまで進捗せりとは想像する能はず（十日時事）

▲靳總理下津す（北京ロイテル特電八日發）　張作霖、曹錕、吳佩孚氏は天津に於て南北和議、督軍交迭、裁兵、財政等の重要問題に就き協議中なりしが是れが決定進行を謀る爲め中央政府と商議し其承認を得る必要上本日靳總理を招きしかば以て靳總理は該會議に參加する爲め內務總長張志潭氏を同伴し今夕七時特別列車にて一路天津に赴きたり

▲兩廣對峙調停（上海特電九日發）　廣東廣西兩軍の對峙に對し居中調停の任に當るもの無きを見たる北京政府は遂に自ら調停するの外無しと思慮せるもの、如く此程惠州攻略當東軍總司令官に對し夫れと無く對廣西軍停戰條件に問合せ來れりされど同地に於ける民意論は此種の紹介に對し回答の要無しと云ふに意見一致し居るを以て北京政府の調停は結局無效に終る可しと信ぜらる但し南北和平會議の頓挫以來民論に一して全然沒交涉なりし北京政府が再び辭を低うしてこに交觸を求め來りしは注目に値す（十日時事）

▲天津會議決議（北京特電十日發）　靳總理が天津に赴きたるは曹錕、張作霖兩氏と時局解決方法を商議する爲にして支那通信に依れば九日曹家華

國に於て天津會議を開き曹錕、張作霖、靳雲鶚、梁士詒、潘復、吳佩孚文群諸氏各省代表者二十名出席し左の決議をなせりと

統一問題　曹錕張作霖、靳雲鶚三氏より統一大會決定書を提案し南方を代表する章士釗氏をして調印せしめ唐繼堯氏に對しては電報にて同意を求め唐繼堯氏同意せば直に統一を宣言し然らざれば先づ軍政府より自主取消を宣言し雲南とは別に協議をなすべし

督軍更迭　督軍は暫時更迭を行はず現狀維持に決せるが李純氏を江蘇、浙江、安徽三省巡閲使と爲す事は速に發表すべし

義兵順序　財政次長潘復氏より財政の現狀今後の整理方針と義兵關係を報告し義兵は是を二期に分ち第一期は有名無實の軍隊を第二期は編成不完全訓練未熟の軍隊を裁撤し第三期に及び各省正規軍中より過剩の軍隊を處分すべし

尙右會議終るや曹錕、張作霖兩氏は「吾等は從來誤解を共にし來れるが今後も協力して國家を維持擁護すべし」と演說せり又吳佩孚氏は散會後人に向ひ會議に對し滿足の意を表せりと(十一日日日)

▲**李純氏和議條件**　(北京特電九日發)　李純氏より靳總理に打電せる南北講和條件左の如し

(第一)北方は曹錕、張作霖氏以下各督軍南方は岑春煊、陸榮廷、林葆懌氏其他より同時に通電を發し南北の區分なく全國統一を行ふ旨宣言すること

(第二)統一會議を開き國會、憲法、密約、軍事諸問題を解決すること

(第三)統一會議は各省々議會、商務總會教育會より一名宛の代表者と南北より十五名宛の代表者を出して組織すること

(第四)各團體の代表者は各自會長選擧の方法を以て公選し代表者は必ずしも當該會員に限らず

(第五)統一會議は一箇月以內に天津に召集し出席數三分の一に滿たざれば開會する事を得ず

(第六)南方は十五名の代表者を選出する爲各省の自主を取消し軍政府を解散すること(十一日日日)

▲**馬良將軍罷免さる**　(濟南特電九日甘)　安福派唯一の戰將將軍にして日本人間に頗る氣受好き濟南鎭守使馬良中將も愈々沒落の時來り既に第四十七旅長及び山東軍務幫辦の職に對する免職辭令は數日前、督軍の許に達せるも暫く發表を待てとの命に依り督軍の手元に保留せるが七日の閣議にて愈々濟南鎭守使を撤廢することに決定し馬良氏は罷免せられたり(十一日時事)

▲**天津會議報告**　(十一日北京特派員發)　靳總理は十一日徐總統に謁見して天津に於ける張曹兩巡閲使と會見の結果に就き報告する所ありたり天津會議の內容として聞く所によれば和議問題に關しては軍政府との間には既に協定纏れるも唐繼堯督軍よりは未だ何等の返電なきを以て既に張、曹兩使より同意を求むる事とし督軍更迭問題に關しては安徽陝西福建三督軍を更迭するに決し安徽督軍には張勳氏を推擧する事に一致せりと(十三東朝)

▲**廣東軍事會議**　(十三日香港特派員發)　廣東督軍は十二日一大軍事會議を開き

一、軍資調濟問題

二、作戰計畫變更問題

三、省城附近防備方針

四、廣州に退却方針

等を審議せり其後の報道に依れば惠州は西半面占領せられしも東部及び秋官嶺は尙廣西軍之を維持し陳軍は既に馬岐、萬寧嶺を占領し目下飛鵝嶺に對し猛烈に砲擊しつゝありと

▲**廣東危機に瀕す**　(十三日北京特派員發)　廣東よりの報道に依れば潭州陷落の爲め底東は又危機に瀕し督軍莫榮新は軍政府及び督軍署を韶關に引揚ぐるに決し準備に着手せりと(十四日東朝)

▲**督軍制度廢止**　(十三日北京特派員發)　北京政府は南北和議の事實問題を解決する準備として從來の督軍制度を廢止して巡閲使の制度を採用すべく各方面と協議中なるが既に大體は決定し先づ巡閲使官制を創定して閣議に提案する筈なり巡閲使の區域は既に張作霖曹錕王占元等の命令にて發表されたる以外に於て江蘇安徽江西三省、福建浙江兩省山西陝西兩省新疆甘肅兩省寧哈爾綏遠熱河の三特別區域四川雲南貴州三省及廣東廣西兩省に區分すべしと(十五日東朝)

▲**李總代表再辭任**　(北京特電十五日發)　和議代表李純氏は雲南の唐繼

発氏が和議督促に對し何等回答をなさゞるを以て和議の到底成り難きを見越し十五日再び総代表を辞退し来れり北京政府は西南が和議に應ずると否とにより和議の進行を中止する能はずとの理由を以て即日李純氏に慰留の電報を發したり而して北京政府は陳烱明氏の惠州攻略を重要視せず和議の難點は尚雲南四川とありとし最近四川の劉存厚氏が成都に入れるは呂調陽氏と妥協成立せる爲なりとの觀測の下に和議の前途に一縷の望を囑し居れり(十七日日日)

▲李烈鈞氏活躍 (十五日北京特派員發) 李烈鈞氏は重慶到着後雲貴川三省の軍事秘密會議を開き聯軍組織方法を議すると共に四川の稅中六百萬元を以て軍費に充て既に柏文蔚氏を湖北攻撃軍總司令に蔡天才氏を左翼副司令に藍天蔚氏か右翼副司令に任命せりと報ぜらる又李烈鈞氏自身は各部隊を率ゐて後續部隊として尚人を湖南に派して譚延闓氏をして一致の行動を執らしむる様勸說するに決せりと(十七日東朝)

▲安徽督軍更迭 (北京特電十六日發) 安徽督軍倪嗣冲氏の辭職を許し張文生氏を後任とせり

▲長江巡閱使 (北京特電十六日發) 江蘇督軍李純氏は長江巡閱使に任ぜられたり(十八日日日)

▲和約研究會組織 (北京ロイテル特電十七日發) 外交部に設置さる可き和約研究會組織の内容は大體既に決定し會長には王正廷氏を副會長には前駐墨公使たりし沈瑞麟氏及び現僞工局長唐在章氏を任ずる筈にて各本人の同意を得たる後直に發表さる可し右研究會は講和條約國際聯盟會議事務及び將來同會議に支那より提出す可き各問題を研究する目的にして其の組織は六箇條の會則より成り茲一週間内外には成立の運びに至る可し(十九日時事)

▲陸榮廷講和提議 (上海特電十九日發) 陸榮廷氏は十五日附を以て廣東軍總司令陳烱明氏に對し講和を提議せり(二十日時事)

▲陳烱明休戰條件 (上海特電廿一日發) 陸榮廷氏の講和提議に對し廣東軍總司令陳烱明氏は(一)廣西軍が二箇月以内に全部廣東省より撤退すること(二)廣東督軍莫榮新の革職(三)岑春煊以下軍政府幹部の廣東退去を以て休戰條件とす可き旨回答せり

(上海・イテル特電二十一日發) 陳烱明は莫榮新に對し左の要求をなせりと傳へらる

一、廣西軍は二箇月以内に廣東省を去ること

二、莫榮新、楊永泰、李根源、林虎、陳光遠、劉士陸等は等しく免職すること

三、岑春煊は直ちに廣東省城を去る可し

右に對し五日間以内に返答す可し(二十二日時事)

▲和約研究會成る (北京特電廿八日發) 支那が國際聯盟を利用して巴里會議に於ける失敗を回復せんとしつゝあるは既に世人周知の事實なるが最近特に其決意を鞏固にし去廿一日を以て王正廷氏を和約研究會長に劉鎭人陳瑞麟氏を同副會長を任じ廿二日施紹常、周田經、王景岐、成鏡期、熊垓氏等を同會員に汪彙氏を書記長に任じたるが廿八日更に和約研究會規則六ヶ條を發表するに至れり右規則によれば本會は平和條約に依りて辦理すべき事立及將來國際聯盟に對し提起すべき事項を研究討論し外交部及關係各國間の採擇施行に備ふるものにして同會議決の重要案件は之を外交部より國務會議に提出することに定め會長一名副會長二名幹記長一名會員十二名にして會員七名を除くの外は總て其任命を了せること前述の如く會長王正廷氏は既に就任を承諾し十月三日頃入京すべしとの情報あり願みるに支那は昨年九月十三日サン・ゼルマンに於て對墺平和條約に調印し本年五月廿九日同條約批准案を參議院に提出可決したる結果去る六月國際聯盟總會事記官長より聯盟總會參列に關する正式の勸誘を接受したるを以て爾來鋭意參列準備に努め顧維鈞、唐在復兩氏を全權代表として巴里會議に列せしめ且王正廷氏を和約研究會長に任命し兩者相呼應して聯盟案を改訂せしめんとするものなれば來るべき聯盟總會に於て支那委員の活動は注目の必要あり而して對聯盟提案は未だ整理完全せざるものの如し(三十日日日)

▲廣東城攻撃 (二十七日香港特派員發) 聞てより陳烱明氏と連絡し廣西軍中の廣東派たる李福林、魏邦平兩氏は昨今惠州方面に於ける廣東軍の不利なるを見て事一日も躊躇すべからずとし廣東駐在滇軍司令林葆懌氏と共に二十五日愈獨立を宣言して莫榮新氏に對し二十四時間内に廣東省城を退却、べく要求せり李福林氏は直に砲兵隊を三水の河口に兵五營を又廣三鐵路沿線の佛山、石圍塘に到る地帶に兵を派して廣東軍の退路を遮斷せしめ自ら六營を率ゐて順德に赴き魏邦平、陳籙春等と會同して廣東省城攻撃に着手せり(二

十日東朝）

財政經濟其他

▲米支借款假契約（三十日北京特派員發）王湖北督軍と米國友華銀行との間に二百萬元の借款契約成立し中央政府の許可を求めつゝあり條件左の如し

利率年六分△償還期限五箇年△擔保湖北造幣廠△用途軍隊裁撤費及湖北省より湖南戰費に立替へたる分の整理に充つ（一日東朝）

▲煙草借款千萬元（北京ロイテル特電三十一日發）煙酒督辦張謇齡氏は今回煙草製造場設立の目的を以て英國福公司との間に借款を交渉せり金額一千萬元期限十五ヶ年割拂利息年六分條件は福公司より機械及び技手を提供すること等にして目下協議進行中なり

（北京特電三十一日發）煙酒督辦張謇齡氏は外國煙草驅逐の目的を以て資本金百萬磅の中華煙草會社を設立せり但し現資本金は英商福公司より借款し利息年六步償還期限十五年總ての機機は該公司の手を經て購入し總支配人以下六名の英人を傭聘する契約なりと（二日時事）

▲借款成立　支那政府財政總長周自齋氏は過日來天津に到り米國側と借款の交渉中なりしが八月三十日午前五分にて蒙古西藏に於ける中央政府所屬の鑛山を擔保とする五千萬元の借款成立せりと傳へらる（來所着電）（四日日日）

▲新銀行團內容通告（北京ロイテル特電三日發）新銀行團組織の內容に關する支那政府の問合せに對し關係國は滿蒙に於ける日本の立場に關して文書の作製上意見の相違あり爲めに回答遲延し居りしが兩三日來日英米佛各關係國公使の間に商議を遂げ完全なる諒解を得たるを以て近く支那政府に對し關係國間の交涉經過に往復文書を添て詳細の報告を爲す筈なりと

▲新銀行團問題回答（北京特電三日發）新銀行團組織問題に就き支那政府の質問に對する日、英、米、佛協同回答は關係國間に日本の滿蒙除外の意見一致せざる爲め今日まで遲延し居りしが此程に至りて小幡公使は各公使と折衝の結果漸く意見の一致を得るに至りたれば近々回答書と今日までの經過の記錄及び關係國間の往復文書を支那政府に送附す可し（五日時事）

▲四國銀行團成立顚末書（北京特電三日發）米國公使クレーン氏より支那政府に通牒せる四國銀行團成立顚末書は米國に取り利益ある樣記述せられ特に滿蒙に於ける日本の特種利益に關し何等記述せずと因に支那に對する誤解を避くる爲英佛兩國は交涉の上更に右新銀行團成立に附する一切の事情及日本と各國との往復文書を支那政府に通告すべしと（五日日日）

▲新財團內容回答（三日北京特派員發）新借款團組織に關し屢に支那政府より質問する所ありたるが回答の形式に就き日米兩公使の間に多少意見の相違ありて其儘となりたるが最近小幡公使と米國公使と會見の結果意見全然一致せるを以て近く支那側に回答する筈なり小幡公使の意見は回答文には借款團組織の經過及之に添ふるに四國團の往復文書を以てすべしとし米國公使は唯大體の經過を回答せば可なるべしとせるものにて結局小幡公使の主張通り回答を爲す事となれり尤も滿蒙除外の解釋に就ては既に米國の諒解を得たる筈なりしも日米兩國政府の間に尙見解の相違せる點あるもの、如く將來實際問題として取扱はるゝ場合は多少の齟齬を來すことあるべしと認められつゝあり（五日東朝）

▲象鼻山鐵礦開業（漢口特電三日發）北京政府と湖北政府と爭議の後湖北礦山局の所轄に歸したる象鼻山鐵礦は工廠の準備及び鐵道落成し三日に盛大なる開業式を行ひたり此山は大冶の獅子山と同樣の良礦にて鐵量四千萬噸を含有すと稱せられ第一年には二十萬噸採掘の豫定なり既に注入せる資本は二百萬元にて鐵道は黃石港にて長江に達す（六日時事）

▲煙草借款抗議（五日北京特派員發）煙酒督辦張謇齡が財政、農商兩部に許可申請中なる中華煙草公司設立の計畫に對し佛國公使は支那實業銀行と煙酒借款の關係ある爲め四日支那政府に抗議を提出せり

▲雲南收府對英借款（六日北京特派員發）雲南政府は蔡鍔會維持經費として四百萬元の借款を左記條件に依り英國に交涉中なりと

金貨四百萬元▲抵當物省の鑛産▲利率年八分五釐▲償還期限五箇年（七日東朝）

▲海蘭鐵道借款（青島國際特電八日發）海蘭鐵道の未設線工事の爲め既に白耳義和蘭合同借款團體と壹億五千萬法の調印を了したるを以て借款團の委員たるアムステルダム港建築會社の築港技師連は既に本國を出發し來任

の途にありと又支那交通部に程源深氏を龍海鐵道會辦專管海港辦事々宜に任命し夫々準備中なりと

▲煙草借款立消か（北京特電八日發）煙酒督辦張壽齡氏が英商福公司より一千萬圓を借款して中華煙草會社を設立する計畫は各方面の反對あり農商部に於ても右は英米トラストの行爲なりと認め該契約を許可せざる可く或は立消へとならんか（十日時事）

▲日支合辦製紙會社（北京ロイテル特電十一日發）大倉組と吉林官憲との間に交渉中の吉林製紙會社は資本五百萬圓日支合辦にて成立せりとの報ありて不景氣のどん底に在る滿洲財界より歡迎さる（十五日時事）

▲內國公債發行（十三日北京特派員發）斬內閣は當面の財政策として軍事政務兩經費の節減を行ひ不足せる經費に對しては內國公債を募集して出來得る丈け外債に依らず彌縫する方針にて今回左記內國公債を發行する事に決し閣議に提案せり

一、名稱　整理金融短期公債
二、發行額六千萬元
三、利率年六分半年每に利息を附す
四、償還期限六箇年（民國十年三月三十日より半年每に十二回に亙り抽籤を以て償還す）
五、抵當關稅剩餘（但し之に關する辦法は民國七年の短期公債の前例に依る）
六、發行制限四箇月卽ち本年十月一日より明年一月三十一日まで（十五日東朝）

▲無電借款交涉（北京ロイテル特電十六日發）陸軍部は過日來無線電信局五十餘箇所を建設するの名義にて英國マルコニー會社と三百萬磅の借款交涉中なりしが曩來右交涉大いに進捗し借款條件等につきても既に協議一致したるを以て近く調印を了する運びに至りたるも海軍部はこれに對し頗る反對しつゝあれば果して成立するや否やは猶疑問なり（十七日時事）

▲無電借款成立說（十八日北京特派員發）英國マルコニー會社と陸軍部との間に無線電信借款成立せりとの說あり條件として傳へらるゝ所によれば（一）支那に四十四箇所の無線電信局を設立す其地點は支那之を定む（二）二十五キロワットの電氣裝置を北京漢口上海に設く（三）借款額は三百萬磅（四）マルコニー會社は支那に設立さるゝ無線電信機の優先權を有す等なるが昨年同會社と陸軍部と契約せる借款と今次の借款との關係等は一切尙不明なり昨年契約後陸軍側の當事者たる丁錦は無線電信公司と稱する合辦會社を起し之をして設立を請負しむるを立て國務院に提出せるが當時交通部は自部內にある事とて（一昨年交通部はマルコニー會社と借款を締結せり）此計畫に反對せる爲目的を達するに至らず交通部の反對の理由は無線電信機購入の價格高きに失すること無線電信設置の場所が主として有線電信の所在地なるを以て利害の衝突を免れずと云ふにあるも事實は中華無線電信公司をして權利を獨占せしむるに反對せるなり今回の借款に就ても交通部は反對を表し居れるを以て兩者の間に爭議を見るに至るべし（二十日東朝）

▲共同救濟申合（十八日北京特派員發）北方の飢饉救濟に關し日、米、英、佛の四國公使は各國より委員を擧げ支那側の救濟計畫に國際的援助を與ふる申合を爲せり（二十日東朝）

▲英支石油合辦（北京特電十九日發）總統府顧問熊希齡氏、江西督軍陳光遠氏、財政次長潘復氏は英商福公司と合辦にて新疆全省の石油礦を採掘する計畫をなし既に督軍楊增新氏の贊成を得たれば十八日合辦の契約書に意見を添へ國務院に之が許可を申請せり（二十一日日日）

▲金融整理公債令（十九日北京特派員發）金融整理短期公債條例十四箇條十九日附にて公布されたり本公債は北京中國交通兩銀行紙幣の回收を目的として發行さるゝものにして額高は六千萬元利率年六分民國十年より向ふ六年間に毎年五百萬元宛の割合を以て償還すべきものなり（二十一日東朝）

▲關稅鹽稅交付　二十三日北京特派員發）支那政府は外交團に向つて關稅鹽稅剩餘金の交付方を要求中なりしが既に其承諾を得二十三日上海にて關稅剩餘金の二百萬兩を交付し鹽稅剩餘金は天津にて五十萬弗上海にて五十一萬千四百二十六兩何れも二十一日交付を了せり右の外支那政府の要求に應じ鹽稅剩餘金中より六十七萬九千百十九兩なりクリスプ借款の利息及手數料に、十萬兩を湖北督軍處經費補助として支拂へり（二十五日東朝）

▲救飢借款提議（上海特電二十五日發）申報社着北京電報に依れば熊希齡、汪大燮兩氏は外交團に對し北支那饑饉救濟基金として五十萬元の工賑

「會餘錄」提供

會餘錄ハ明治二十一年ヨリ同二十六年ノ間ニ亞細亞協會ニテ刊行シタル珍書ニシテ、第二集ヨリ第十五集ニ至ル十四册取揃ヘタルモノ僅ニ數部アリ、依ツテ特ニ之レヲ同好ノ士ニ頒ツ、其内容大略次ノ如シ

第二集
目次　大久保公家傳附石版肖像　祭胡文忠公文

第三集
目次　山田長政實紀附石版肖像　竝戰艦圖及記

第四集
目次　明使徽秀吉文（寫眞石版）　金忠輔小傳　水土難輯

第五集
目次　高勾麗古碑文（寫眞石版）

第六集
目次　號季子曰盤銘臨本（寫眞石版）　同考釋　老松堂行錄　會餘唱酬

第七集
目次　臨海君謝狀（寫眞石版）　夢窓國師碑銘　江亭記跋　日支交際概略

第八集
目次　林則徐墨跡　林則徐事略　西征日記

第九集
目次　贈專使謙齋老師歸日城圖序（寫眞石版）　策彥和尚略傳入明略記　謙齋記　同南遊集抄錄　會餘唱酬

第十集
目次　明主封秀君文（寫眞石版）　兩國和平條件　大明日本和平條件　報明國勅使之條　各書參考　會餘參酬

第十一集
目次　邱長春西遊記　劉郁西使記　會餘唱酬

第十二集
目次　濱田彌兵衛捕荷蘭人　附猛士圖

第十三集
目次　西伯利鐵道設計彙報附鐵道線略圖

第十四集
目次　尼喀拉加運河工事彙報附地圖

第十五集
目次　陝西域記　高昌行紀

右全部取揃ヘ賣價金五圓也

大正九年九月

東亞同文館調查編纂部

特價提供

大清律

菊判 四百十餘頁
特價金壹圓貳拾錢
郵稅拾貳錢

清朝ニ於ケル法典ノ基本タリシモノニシテ、民國ノ法律ハ多ク之レト泰西並ニ日本ノ立法ヲ參酌シテ制定セリ、支那ノ法制、支那ノ國民性研究ニ缺クベカラザルモノ、往年本會難解ナル本律全部ヲ譯出附註出版セルモノナリ

獨人ルドルフ・マルチン著

日露ノ將來

菊判 三百二十頁
特價金八拾錢
郵稅拾貳錢

日露大戰後獨人マルチン日露兩國ノ將來ニ關シ一大著述ヲ試ミ、世界ノ讀書界ヲ聳動セリ、露國ノ運命ヲ說キ日露兩國將來ノ關係ヲ斷ゼルモノ、東露ノ形勢今日ノ危局ヲ現出セル時、重ネテ之レヲ一讀スルノ必要大ナリ

中西正樹
故七里恭三郎著

吉林通覽

菊判 三百五十頁
定價金壹圓五拾錢
郵稅拾貳錢

北滿ノ寶庫吉林省事情ヲ實地ノ調查ニ基キ記述シタルモノニシテ、該省ノ事情之レニ依ツテ盡シ得ハシ

右孰レモ僅少ノ殘本アリ特ニ此際特價ヲ以テ提供ス

大正九年十月

東亞同文會調查編纂部

醫學博士

宮島幹之助著

熱帶生活

四六判美製
菊版並製

定價金壹圓五拾錢
（南洋實價 新嘉坡銀壹弗五拾仙）

宮島博士は蚊の先生なり。マラリヤ熱の媒介たるアノヘレスを探ねて瘴煙蠻雨の熱帶地を跋涉せる篤學者、我國の熱帶地及熱帶病研究の權威なり。

博士が數次の熱帶地旅行に依つて得たる、研究、經驗より編み出せる熱帶生活に見聞錄等を懇切平明且つ興味深く叙述せる者即ち本書にす。

熱帶地常住者は勿論、護謨園經營者、熱帶地關係貿易商、航海家、旅行家等荷も熱帶に關係あるの士は一讀以て得る處尠なからざるべし。

内容一班

熱帶生活法◆熱帶は文明を支配す◆科學の進歩は熱帶を征服す◆熱帶生活に適する資格◆熱帶の氣候と健康◆熱帶に於ける飲食物、被服、住居◆日射病の手當と豫防法◆熱帶のヒマラリア、其豫防の第一義◆糞土より來る病◆十二指蟲病と豫防法◆熱帶赤痢と療法◆脚氣、皮膚病、花柳病其他熱帶特有病と其豫防並に治療法

南洋行◆上海より◆香港より◆シンガポールより◆ジヨホール河を溯りつゝ◆漠山の情調◆椰子の樹蔭に寢て暮す土人◆雪隱物語◆滑稽南洋の鹿狩◆猪を仕留めた手柄の一條◆南洋の女◆半島斷片◆シンガポールの別れ

ナイルの流域◆棕櫚の葉の様な埃及の土地◆ナイル河畔に太古と近世の對峙◆カナロー府◆乾燥の寄生蟲學者ロース氏◆埃及の大蟲住血吸蟲と十二指腸蟲◆カイロよりアスワン迄◆心地よきナイルの舟行◆焼く様な砂漠の汽車◆蓄界に此文明的設備◆熱帶植民地の好模範◆蔚生設備の表と裏◆黒人の都オムヅルマン◆其他

偉人の面影◆熱帶醫學の泰斗ローベルトコツホ先生◆先生の風采、友情、用意、態度、信用、訓戒、慈愛、魚釣趣味、教授振り◆其他醫學者の逸話たる熱帶の記事續載

發行所 南洋協會
東京麹町區八重洲町

日本發賣所 日本之醫界社
東京麹町區十七番地

南洋發賣所 南洋及日本人社
英領新嘉坡ビーチロード

東亞同文會調査編纂部著

最新版

支那金融機關

菊判布裝五百頁

定價二圓

送料內地十八錢臺灣三十錢朝、支、滿、樺四十五錢

變革の途上にある支那金融機關、新式銀行、錢莊、票莊及支那に於ける列國の投資機關たる外國銀行、中外合辨銀行の詳細の事情を監せる對支企業家の必讀書也

東京市赤坂區溜池町二

發行所 東亞同文會調査編纂部

電話 芝 一二一四番

振替東京九七三〇番

明治四十五年一月十七日第三種郵便物認可
大正九年十二月十五日發行（毎月二回十五日發行）
支那 第十一巻 第十一號

初秋（はつあき）……清冷（せいれい）……

空（そら）も……

風（かぜ）も……

虫（むし）の音（ね）も……

今のむ仁丹
心から清爽！！

金言
沈黙は聰明（そうめい）を養（やしな）
ふべき睡眠（すいみん）なり
（ベーコン）

支那

大正九年十二月十五日發行（每月一回一日發行）

第十一卷　拾二月號　第十二號

內容

靳總理の新施政方針……一
支那鐵道の國際管理……五
英支飛行機借款契約……一三
外蒙古の礦業……一九
在支英國商業會議所聯合會……二二
米支貿易史（四）……二九
支那時報……三八
支那彙報……五七

東亞同文會調查編纂部

清潔ハ大イニ

(2)

サンタクロス
「おや、それはお氣の毒ですね。ちや、ライオン齒磨をあけませう。」

太郎
「やあ、ごうも有難う。」

(3)

太郎
「うれしいな！うれしいな！これでお菓子もたべられる。うれしい今日のクリスマス！」

(1)

サンタクロス
「坊ちやんは、何故泣くの？」

太郎
「だつて、齒が痛くつて、お菓子がたべられないもの。」

御贈答用

最好適品

ライオン齒磨店

大正九年十二月十五日發行

「支那」目次

第十一卷 第十二號

靳總理の新施政方針……一―四
支那鐵道の國際管理(上)……五―一三
英支飛行機借款契約……一三―一九
外蒙古の礦業……一九―二二
在支英國商業會議所第二回聯合大會……二二―二九
初期米支貿易史(四)……二九―三七

時報

在支英國商業會議所聯合會――靳總理の施政方針陳述――山東問題の運命――尼港支艦砲擊事件――福州事件解決――問島撤兵交涉――徐樹錚氏の脫出――新借款團の完成――露支通商正式交涉開始……三八―五六

彙報……五七―九四
支那新聞重要記事――外交關係――南北平和統一問題――廣東軍政取消問題――廢督自治運動――內政要聞――對支新借款團――財政經濟其他
日本新聞重要電報――外交關係――南北情勢――財政經濟其他

直輸出入業

小津武林起業株式會社

大阪市西區靱中通參丁目貳壹

電話土佐堀 長 二三五 三六 三〇二九

營業種目

棉花、絹紡原料
麻、肥料、雜穀
毛皮革、牛水蠟
各種油及其原料
其他支那產物

神戶出張所　神戶市海岸通二丁目　電話三ノ宮 長 一、八一五番 三、三三八番

東京支店　東京市深川區佐賀町二丁目　電話 本所 局 三、七〇六番 二、二九五番

横濱出張所　横濱市相生町六丁目　電話 局 一、五九〇番

海外支店 同出張所　上海、漢口、沙市、宜昌、萬縣、重慶、樊城、老河口、鄭州

ヱビス
ビール

サツポロ
ビール

アサヒ
ビール

大日本東京

大日本麥酒株式會社

資本金 八千萬圓
拂込濟資本金 五千萬圓
積立金 七百六拾五萬圓

預金、貸出、割引、海外諸爲替、地金銀ノ賣買其他一般銀行業務竝朝鮮滿洲及浦潮斯德ニ於テ金庫事務ヲ取扱申候

朝鮮京城南大門通
振替貯金口座
京城三三三番

朝鮮銀行

總裁 美濃部俊吉

支店出張所

內地 東京、大阪、神戸、下關
朝鮮 釜山、大邱、仁川、平壤、鎭南浦、元山、群山、木浦、羅南、淸津、會寧
滿洲 大連、旅順、營口、遼陽、奉天、奉天新市街、鐵嶺、開原、四平街、鄭家屯、長春、吉林、安東縣、龍井村、哈爾賓、傅家甸、齊々哈爾、滿洲里、上海、靑島、天津、濟南
支那 浦鹽斯德（貨幣交換所＝ハバロフスク、ニコリスク）
露領
米國 紐育

右ノ外倫敦、巴里其他內外樞要ノ地ニ爲替取引先有之候

大正九年十二月十五日
第十一卷　第十二號

靳總理の新施政方針

一

岑春煊の軍政府取消を機として十月三十日和平統一の大總統令下り北方側は兎に角南北の統一を認め、新國會を廢して舊約法に基く新國會組織を命令するに至つた、南方の孫逸仙、唐紹儀等の一派は岑春煊の軍政府取消を認めず、從て南北の統一を認めず、廣東の一隅に倚りて依然北京政府の政令を奉せず、されば事實に於て南北統一は未だ完全に成立したものとは認むる事は出來ないが、北京政府の靳總理は和平統一令發表後六日なる十一月五日を以て北京の內外新聞記者を國務院に招き南北統一令發布に至つた經過を告ぐると共に、今後政府の採るべき方針に關して說明する處があつた。其新施政方針の大綱は(一)新國會召集、(二)憲法制定、(三)行政機關職權の統整、(四)軍政改革、(五)財政改革、(六)敎育の振興、(七)借款方針などであつて、各端孰れも民國に採つては極めて重要なるものであつて、又靳總理の言も大體に於て識者を首肯せしむるに足るものであつた。

二

國會の召集に就いては舊約法に基き新國會を召集すべき事を述べ、更に之れが選擧に際しては取締を嚴重にし、從來の情弊を一掃し、國民の自由意志により良議員を選出せんとするの希望を明かにして居る、顧れば民國初期の議會は袁世凱の爲に解散せられ　其後袁世凱の制定した新約法に基く國會召集せられ、袁氏逝世後舊國會再び召集せられて居つたが、其後民國六年六月十二日該國會は重ねて解散せらるゝに至つた、夫れより彼等舊議員の一部は廣東に集り此に廣東國會を開會せしが、一方北京に於ては六年九月二十九日を以て新國會の召集を命じ、新選擧法に基く新國會を召集せられて今日に至れり、而して上海に南北和平會議の開かるゝや、南方側は舊國會を存置せんと主張し、北方側は新國會を存續せんと希望し、統一後の國會は如何にすべきかとは、實に和平會議の難問題にして、其解決如何は直ちに新舊兩國會議員に多大の利害關係のあるより大に注目せられたり、然るに今回は新舊兩國會を共に犧牲にして、舊約法に基き新に國會を召集するに至つたのであるが、舊國會は民國元年に選擧せられたもので、爾來九年を經多大の異動もあり、旁之れを存續せしむる事は不適當であり、一方新國會を存續せしむる事は南北妥協にあらず、南方の北方に對する屈從にして、到底行ふべくもあらず、從て國會問題は此外に良好の解決方法無かるべく、先づ以て妥當なる歸結と見るべきであらう、尙是れが選擧に際し情弊を廢し、公正なる民意の表現を見ん事を希望すと云ふは當然の理想であるが、果して此言の如くなるを得るや否や、支那の現狀より見て疑はしいが、吾人も隣する同胞の前途の爲に斯くして健全公正なる新國會の生れ出でん事を切に希望して止まぬ。

三

次に靳總理が根本法たる憲法制定の急務を說いたのは大に我意を得た說である、民國の大本たる憲法定らざれば到底民國の基礎鞏固を致す事は出來ぬ、然し斯くの如き根本法を確立する事は、少くとも其當時に於ける孰れかの一派に打擊を與へる事となり、彼等の權限若しくは利益を損する事となるから、斯かる徒輩は極力其成立を妨害する事必然なれば其制定は決して容易でない、之れを事實に見るに民國元年以來の支那の紛爭は憲法問題が中心であると見る事が出來る、舊約法は民國成立匆々の際に出來たものであるが、之れを運用して政務を執行すべき任に當つたものは袁世凱で、其後國會に

於て憲法の起草せらる將に成立せんとするに至るや、袁氏は其自家に不利なるを見て突如國會を廢滅せしめて之れを不成立に歸せしめ、更に自家に依つて約法を制定するに至つた、然し袁世凱失脚後該約法は廢され、舊約法復活し、再び國會に於て憲法を起草し、將に成らんとするや督軍團は其自己に不利なるより遂に北京政府に迫つて國會解散を斷行せしめ、又々之れを不成立に歸せしめ、斯くて遂に數年に亘る南北對立の亂因となつたので、先には袁氏後には督軍團の憲法成立妨害の爲の暴擧が孰れも支那内紛の動機となつて居る、憲法制定は既に斯くの如き容易ならざる因由を有して居るのであるが、然し基本たるべき憲法が完全に存しなくては、其他の百事を整備するに由がない、綱紀自ら弛廢し紛爭相踵ぐのは當然である、吾人も靳氏の言ふ如く憲法制定の急務たるを信ずるが、果して能く其目的を達し得るや否やについては疑無きを得ない、然し民國の爲に其制定の一日も速ならん事を望むの情は極めて切なるものがある。

四

軍政の改革と裁兵の實行は中外の均しく支那改革の第一義と認めて居る所である、然し兵を擁するものは實力を有するものである、實力の無いものが實力のあるものに對して或る事を強いんとするは困難である、殊に其實力を減殺せしむるが如き事を強ゆるのは甚大なる困難である、靳總理亦裁兵の斷行を施政方針の一に擧げて居るが、吾人は此事たる極めて緊要事なると共に極めて難事であると信ずる、靳氏は果して如何にして此方針を實行せんとするか、殊に裁兵問題と緊密の關係ある廢督問題を國會の解決に委ねんとするが如き、民國六年の當時の如く再び督軍と國會とをして相爭はしむる結果となる虞は無いであらうか、國會は國民の意思に依つて成立するも、畢竟議政の府であつて兵力の後援は無い、一方督軍は多數の軍隊を擁して居る、若し國會と督軍團と相對抗した場合政務實行の任に當る政府當局は果して兩者孰れの命を聽くであらうか、嘗て共和先倡の巨人黎元洪をしてすら國會解散の宣布を餘儀なからしめたものも彼等督軍團であつた、裁兵は支那改造の途上に於ける重要問題であるが、其取扱方の如何によつては重ねて紛亂を誘くの種子たらざるなきやを恐る。

次は靳氏は財政改革を擧げて居るが、之れ亦重要なる一要素である、然し十分其目的を達するや否やは裁兵と中央政令の

普及が前提條件である、今日の如く多數の軍隊が各地に存在しては軍費を要する事莫大で到底民國今日の收入を以て支ふる事が出來ない、又督軍其他の地方官吏が勢力を持して中央の政令遍く地方に及ばざれば、課稅の徹收等も中央の手中に歸するもの少く、到底財政整理の實を擧ぐる事は出來ぬ、財政の淸理は極めて必要であるが、其前途には幾多の難關が存して居る、此難關を排して果して淸理の實を示し得るの方策靳氏の胸中に存せるや否や。

五

又靳氏は國力の充實を期する爲には國民の中堅たるべき人材を必要とす、人材を得るが爲には敎育の普及を圖るべしとて、敎育の振興の要を說いて居る、支那は民國創造以來內亂に次ぐに內亂を以てし、中央と地方と共に區々の紛爭に沒頭し、未だ平和的の建設事業を營むの餘裕を缺き、從て敎育の如きも之れを前淸の末路に比して何等進步を見ず、否或は却て退步を示した樣な事實すら存する、靳氏の言の如く民國の國力を充實し其富强と進展とを圖らんとせば、人材が最も必要である、然るに敎育の狀況の今日の如き有樣であつては、民國の前途に寒心たらざるを得ぬ、支那は宜しく內紛を根絕して敎育の如き民國進展の基本的事業に其全力を傾注すべきであるが、敎育の振興は旣に時期遲れたのである、支那は全力を盡して其遲れたるを今後に取戻さねばならぬ。

六

靳氏の新施政の方針として擧げた處は、孰れも民國將來の爲に極めて緊要にして且つ妥當なるものである、民國の爲には是等の諸端を是非實行しなくてはならぬ、而して是れを實行すれば民國の基礎は此に確立し、其前途の發展亦之れを庶幾し得るのである、然し是者の諸端を行ふ爲には、假令其一個條についても非常な困難がある、まして其すべてを斷行せんとするには更に〳〵甚大の困難がある、是等の諸端を完全に實行するの能力と決斷を有する政治家こそ實に民國の基礎を築く大政治家である、靳氏は果して其言を實にし得るや否や、吾人は徐に是れを實際の事蹟に徵しよう。（後稿生）

支那鐵道の國際管理（上）

(Chinese Social and Political Science Review, March 1919 所載)

D. K. Lieu, B. A.

目下一般公衆の注意を惹きつゝある此の問題は、これを見る人の見地の相違によりて種々の名稱で呼ばれてゐる。卽ち甲はこれを支那鐵道の商業化 commercialization と稱し、乙はこれを支那鐵道の商業化 commercialization と稱し、丙はこれを支那鐵道の國際管理 internationalization と稱し、丁はこれを支那鐵道の沒收 confiscation とさへ稱してゐる。この名稱の相違は我が國の鐵道制度改良の提案に含まれてゐる一般的原則によりも、寧ろ改良の實行方法によつて別れてゐるのである。この中で若し謬まつた方法をとるときは完全に回收されるのである。現今の制度に於ては、我が國の鐵道の中で或るものは吾が國がこれを管理し、あるものは外國人がこれを管理し、或るものは吾が國と外國人との共同管理の下におかれてゐる。事情が斯くの如く複雜である爲めに、此の問題を單に一般的原則に就いてのみ論議することは不可能である。從つて先づ第一に前記諸案の詳細を知つてからでなければ、或る案に贊成し、或る案に反對するのは正當でない。

支那鐵道の國際管理論は決して新しい提案ではない。此の問題は、曾つて三四年前袁世凱政府時代に提議されたことがある。卽ち當時駐支英國公使は郵便局や稅關と同樣に、支那國内の全鐵道の總支配人として英國人を任命することを提議したのである。支那は此の提議を承諾せず、そのままになつてゐた。ところが今回外國人及び支那人側から一層強硬に提議されることゝなつた。この運動の熱心な贊成者の中には英國人のみならず米國人もあつたと同時に、支那人からも多くの政黨から贊成者が現はれた。事實上此の提議の一部である所の、外國人の所有にかゝる鐵道を國際管理の下に支那に回收せんとする提案は支那全國民の贊成を受け、やがて、露國から回收した東支鐵道に應用される筈になつてゐる。然るに此の提案の他の部分に吾が國の國際管理論者が贊成しない部分がある。これ吾人が茲に考究せんとするものなのである。それは卽ち吾が支那政府の所有せる鐵道、及び吾が民間會社の所有せる鐵道、並に外國との借款契約によりて將來敷設せんとする未成線にも國際經營及び管理を適用せんとする點である。

此の點に關しては幾多議論の餘地があるところからこれについて各種の意見が發表され、中には對角線的に正反對の意見もあつた。斯かる制度の實行が可能なりや、或は望ましきものなりやに就いて各方面に於てひそかに論議するものは千九百十八年十二月に早くも現れたが、此の主要問題に一般公衆が注意を喚起するに至つたのは翌千九百十九年一月下旬のことであつた。卽ち同年一月二十日外交委員會 Advisory committee on Foreign Affairs は一提案を大總統の下に提出しこれを巴里講和會議に派遣された支那委員に手交されたしと提議した。此の提案の第一綱の第三に鐵道統一問題の提案があるのである。その提案は左の如くである。

外交委員會の提案

凡そ外國の資本或は資本としての外債をもつて敷設されたる既成鐵道或は目下敷設中の鐵道並に豫定線にしてこれが工事の爲めに外資外債の契約をなせるものはこれを一體に統一し、此等鐵道の外資及び外債を合して(國際)的一總債とし、各鐵道全部を合してこれが總擔保とし、此の新總債が完全に償却濟となる迄は外國人の鐵道專門家を傭聘して鐵道經理にあたる支那人を補佐せしめ、此等鐵道の行政及び運輸事務は交通部の管理の下に置くことを提議す。

右外交委員會の提案があつたと同時に新聞紙の報ずるところにすれば、北京の外人中に鐵道國際管理贊成の各種の運動が行はれた。此等外人はその私宅に於て屢々會合を催し、彼等の提案の實行方法を凝議畫策した。その中の二つの案は何れも外間に報道された。一は交通部顧問ジェー・イー・ベイカー氏 J. E. Baker の案で、他は北京英國銀行團代表メイヤース氏 Mayers の案である。併し此の報道が信憑すべきものなるや否やはまだ確かでなかつた。

これに對する反對の第一聲は支那鐵道協會 Chinese Railway Association から揚げられた。卽ち同協會は一月二十四日その幹部及び顧問の聯合會議を開き、この問題が一の議案として附議され、梁士詒氏及び同協會副會長關賡麟氏は交々長時間に亘つて右計畫の危險なることを縷々說述した。各方面から提出された鐵道統一案は四案あつたが上記の外交委員會からの正式提議に就ては何等特別の陳述はされなかつた。贊否兩樣の意見が徹せられ、同會議の議長の席にあつた關賡麟氏は、同案は、以前に讓與した利權を政府に回收するに有利であるとの意見を述べて場を降り、王景春氏はこの意見に贊成したとのことであつた。ところが事實王氏は梁士詒氏と同じく强硬な反對論者であつたのである。鐵路協會は其の後、右問題を討議する爲めに特別協議會を組織し、鐵路協會會員以外の人をもこれに入會させた。

外交委員會の提議した原案は交通總長に一應の照會もなくして巴里の講和會議に出席してゐた陸徵祥氏の手許に手交されたので、時の交通總長曾如林氏は國務院會議に於て强硬に其の手續上の違法を詰り、これと同時に右提案に對する七個條の反對理由を提出した。その論據は左の如くで

ある。

曹如林氏の反對論

一、行政。鐵路は國家の交通機關の最も重要なる部分であつて事實上國家の「動脈」である。これを外國人に管理せしむる時は國家の存在を危くし、その主權を毀損するだらう。

二、鐵道線路。鐵路の目的は種々ある。國防、交通、產業開發等これである。外國人に鐵路を管理せしむる時は產業開發の目的にかなう鐵路のみ敷設さるゝに至るだらう。何となれば他の二種の鐵路は營利事業として不適當だからである。

三、運輸。鐵路は國內の產業並に地方開發に至大の力をもつてゐる。外國人に鐵路を管理せしむる時は外國人に都合のいゝ輸入品產業のみを奬勵し、國內の生產は閑却されることになるだらう。南滿洲鐵道が滿洲の經濟狀態に及ぼした影響の如きは其の適例である。若し國內の鐵路全部を外國人の管理の下に置いたならば、支那の全產業は終に外國人の手中に握られてしまふだらう。

四、財政。全鐵路の總資本は夥しき巨額に達して居る。若しこれに每日の收入を加へたならば、これは國民の金錢資本 Money capital の大なる部分に達するだらう。外國人に鐵路を管理せしむる時は彼等は自然この資金を外國銀行に保管し、ひいて吾が國の財政金融に大關係を及ぼすだらう。

五、軍事上の問題。支那は外國と戰爭を開く意志をもつてはゐないけれども、匪徒鎭壓の爲に屢々軍隊輸送の必要が生ずる。滬寧鐵路（上海南京間）海蘭鐵路（隴秦豫海間）の如きは斯かる目的の爲に使用されることを欲しない爲に屢々軍事上の運動を遲延せしめた。若し全鐵路が外國人の管理の下にをかれたならば到る處で同樣の困難が經驗されるだらう。

六、鐵道專門家。鐵道の專門家が乏しい爲めに吾が國は從來吾が國の鐵道に外國人を雇用せねばならなかつた。併しながら吾が國人の中に有能の人が見つかりさへすれば何時でもこれを登用することが出來るのである。實際吾が國は將來日本のやうに全然外國人の助けをからずにすむやうになり得るのである。ところが鐵道が外國人の管理の下にをかれることになれば第一流の要職には決して支那人は雇用されないことになる。稅關及び郵便局の場合がこれで實際に示してゐる。

七、鐵道材料。各鐵道が單獨に鐵道材料を購入する際には、吾人はこれを何れの國から購入しても差支ないのである。然るに統一制度の下に於ては材料及び價格は外國人の契約に委ねられ、吾人は同種類の材料を同一の價格で購入せねばならぬことゝなり、各鐵道の蒙る不便は甚大なるものがあるであらう。

此の議論の結果、第二の電報を巴里の陸徵祥氏に送つて、未だ曩の提案を提出しないなら、暫く提出を見合せるやう訓令した。ところが陸徵祥氏から、曩の提案はまだ提出し

ない、又外國の委員からも鐵道國際管理問題はまだ會議に持ち出されないとの返電があつた。そこで二月十八日に國務院の各總長、並に外交委員會委員の聯合會議が春藕齋に招集された。出席者は八名で梁士詒氏及び交通總長曹汝霖氏が此問題解決の新案起草委員に選出された。其の後同處に於て屢々聯合會議が開かれ、遂に三月八日に至りて新案が採擇さるゝに至つた。其の全文は次項に列記せる如くである。此の最後の三月八日の聯合會議出席者は錢總理、曹交通總長、梁士詒氏、陸宗輿氏、汪大燮氏、林長民氏、周自齊氏、王寵惠氏、沈瑞麟氏であつた。會議は四時間に亘つて繼續したが、遂に此の提議は採用されて直ちに巴里に通電された。

新提案

一、南滿州鐵道、東支鐵道、雲南鐵道、山東鐵道、吉長鐵道（吉林長春間）、安奉鐵道（安東奉天間）等の如き政治的性質を有する借款をもつて」敷設された鐵道は、外國銀行シンヂケートよりの合同借款をもつて支那政府の手に回收すること。

二、京奉鐵道（北京奉天間）滬寧鐵道（上海南京間）津浦鐵道（天津浦口間）の如き普通の」外債をもつて既に敷設された鐵道は考慮外におくこと。

三、外債契約濟みにて敷設工事中或は未だ工事に着手しないものはこれを支那資本家の發意にて組織せらるゝ國際銀行團より提起さるゝ國際借款に移し、借款契約は交通部の指圖を受くること。

四、將來の延長線は追てこれを決定すること。

斯くの如く遂に或る點に關する決定を見、此の問題は一部解決された。けれどもまだ此の問題に關する議論が終結したわけではない。それは此の委員會が必ずしも滿足なものではなく、これは同會議の他の人々によりて承認されるかされないかわからないからである。若しこれが承認されない曉には、これに對する反對提議が提出されるかも知れないから、吾人は何時でも新しい形勢に面接する準備をしておなければならぬ。かゝる理由により、從來提議された種々の提案並に此の問題に關する知名の士の意見を一應點檢して置くのがいゝやうに考へられる。

諸提案の概要

前に述べた鐵路協會々議の席上に於ける關賡麟氏の報告によれば鐵道統一に關し、此の他に四つの提案があつたといふことである。それは代表的のものであつて、これ等と大同小異のものはこゝに語る必要を認めない。

一、英、米、佛、日、支五國より各一名づゝの代表者を出して一の國際委員會を組織し、一切の手段は悉く該委員を通過せる上個々の實行委員會がこれを實行することゝし、右實行委員會は全然外國人をもつて組織すること。

二、交通部管轄の下に中央鐵路局 Central Railway Bureau を設け、これに支那國内の全鐵道管理の全權を委ね、上記五國は該鐵路局に各一名宛の代表を派遣し、右代表は

支那政府これを任命すること。

三、支那鐵道は全然政府より獨立せしむること。

四、關稅管理の範に倣ひ、支那鐵道管理は支那人を長とし、歐米人を副としてこれを行ふこと。

上記四提案には共通の一面がある。それは卽ち、全鐵道の管理を外國人の手中に委ねんとすることこれである。これに反してこれ等は前に掲げた鐵路協會の提案とは少しも類似した所がない。北京の「公言報」紙上で報せられたベーカー氏案（Baker's plan）大阪の新聞紙で傳へられたメイヤー氏案（Mayer's plan）も本論文の終りに收錄しておく積りであるが、今あげた第一案と第二案とはそれ〳〵ベーカー氏のA案とB案とに甚だ類似した所があるのに氣がつくだらう。次に吾人は鐵道統一問題に關する知名の士の見解の概要を見てゆかう。

徐總統の見解

第一に徐總統は支那鐵道に國際的投資をすることには贊成であるが、西北幹線の如き未成線は支那政府が設計しなければならぬ、又目下政府によりて管理されてゐる鐵道は決して外國人に管理せしめてはならぬとの意見を抱いてゐると報せられてゐた。故に徐總統の態度は甚だ明白で確然としてゐる。而して氏が國際的投資に贊成してゐるのは單なる御座なりの政策ではなくて確固たる主義をもつてゐるのである、これに就ては後に論ずるつもりである。

外交委員會は此の問題に關して大總統の許に次の如き第二の覺書を送つた。此の覺書は非常に重要なものであるから、吾人はこゝに其の全文を譯出しやう。

外交委員會の徐總統に呈せる覺書

一月二十日吾が委員會は謹んで閣下に提議を致し、これを巴里講和會議に提出されんことを求めた。其の後聞知する所によれば此の要求は承認され、閣下より、機を見て講和會議に提出するやう歐洲駐在の我が全權委員に交附されたとのことである。吾人は今、さきの鐵道統一に關する第三の提案に就いて、此の提議をなすに至つた目的竝びにこれが吾が國に齎すべき利益を閣下に開陳せんと欲するものである。抑も我が國の鐵道は大部分外國の資本をもつて敷設されてゐるけれども、吾人はこれを三種類に區別しなければならぬ。卽ち第一は外債によりて經營されてゐるもの、第二は支那人と外國人との合辦によりて經營されてゐるもの、第三は全然外國人の所有にかゝるものである。此の中の第一の鐵道によりて契約されてゐる外債を更に三種に分類することが出來る。卽ち一、純粹借款、二、混合借款、三、補助借款である。要するに此の區別は鐵道の性質か政治的であるか或は商業的であるかに存するのである。商業的鐵道は管理權の問題以外に何等複雜な問題を生じない。領土裁判權にも關係なく國家の主權にも關係がない。これに反して合辦鐵道は最も大なる、而して最も迅速なる變化を齎す。卽ち合併鐵道は忽ちにして全然外國に管理されることゝなり、これに加ふるに「補助借款」をもつて多くの新

遂は山東鐵道に於てこれを行ひ津浦鐵道にもこれを行はんと要求し、高徐、濟順の兩未成線にもこれを要求せんとしたのであるが、幸にして歐洲大戰勃發して商議破れたのである。又外國が鐵道を管理する時は鐵道の全資金も亦外國銀行に保管されることゝなり、支那財政に一大恐慌を來すであらう。全然政府の所有にかゝる京奉線でさへも、外國との借款契約がある爲めに賃銀の支拂ひに、紙幣をもつてすることを拒絶せねばならぬ狀態にある。海關鐵道の如きも既にかゝる困難に陷て居る、又支那人を鐵道に聘用することも、今回提案された制度の下にあつては、全然その道が閉ぢられてゐる。これらは悉く吾國の存立を危殆ならしむるものである。國際管理論者は、これによりて勢力範圍を打破するの利益がある。と主張するけれども、本來支那には勢力範圍といふやうなものはないのである。若し吾國が、東支、南滿、雲南、山東の諸線を同樣によりて回收せんと欲しても、それは到底不可能である。これは外國人の國際管理贊成者には殆んど答へることが出來ないのである。支那は最近に至りて鐵道經營の能力あることを發揮した。この事に徹し、外國人の國際管理論者の意圖は單に交通機關の行政權を簒奪せんとするに他ならぬのである」

其の後、梁氏は別の機會に於て、氏が國際管理論に反對したのは、單に國際管理を主張せる外國人に反對したのみであつて、この提案を利用して吾國の利益を計らんとする支那人に反對したのではないと說明した。

これは事實であつて、梁氏及び曹交通總長の起草にかゝる外交委員會の第二の提案は、たゞ適用を制限してあるばかりで、支那鐵道の國際管理の一般原則を具現してゐるのである。

詹天佑氏の反對

支那の有名なる鐵道技師詹天佑氏は支那技師協會を代表して巴里の支那講和委員に打電し、鐵道國際管理案に對し次の如き四個條の抗議を提出した。

一、支那人技師の件、外國人が鐵道を管理することゝなれば、自然人材の登用に方りて、支那人よりも外國人に優先權を與へ、延いて支那人は責任ある地位につく機會を失ふことになる。

二、鐵道材料の件、鐵道の敷設は設計に俟つことが多い。假令外國の管理者が全然公平無私の態度をとるとしても、彼等は尙ほ、彼等が從來慣れて來た設計を採擇する傾きがあることは已むを得ない。予（詹氏）が京張鐵道の技師長であつた時、予は橋梁を大部分內國の石と漆灰とをもつて築設したが、此等の橋梁はその强さに於て又その耐久力に於て、他の如何なる橋梁にも劣らぬことがわかつた。若し米國人が此等の橋梁の設計に當つたなら、彼等は必ずや鐵橋を架したことであらう。建設費は鐵道の支出の大部分を占むるものである。從つて外國人に鐵道を管理せしむる時は巨額の資本を浪費することになるであらう。

第三、外國商會の鐵道材料專賣の件、鐵道材料は公開入札によりて購入することが出來るのであるが、入札者は技

師の作製した明細書に從はねばならぬ。若し一國の範をとつて設計する時は、その國——その國の特別の一商會——がこれを一手に引き請けることゝなるであらう。

第四、諸外國の意見一致が困難なる件。これは粵漢川鐵道の例によつて明である。此の鐵道の敷設が遲延したのは、如何なる提案に對しても、四國の意見が一致しなかつた爲めである。

最後に詹天佑氏は、若し、外國の勢力が少數の手に集中するやうなことさへなければ、勢力範圍を打破する如何なる計畫にも贊成であると宣言した。勢力範圍を打破せんとする計畫は或る一國（詹氏はこゝで日本を指してゐたのではない）の勢力を優勢ならしむる結果に陷り易いものであり、形勢を現在よりも更に惡化せしむるものである。

林長民氏は二月二十三日（一九一九年）國民外交協會 People's Diplomatic Association に於て長時間に亘る演說をなし、氏が其の一員たる外交委員會の提案に大々的贊成を示した。氏の意見は其の主要なる點に於て外交委員會の覺書に述べてある所と同一であるが、その特殊の點に就ては本論文の後に於て擧げるつもりである。氏の演說の全文を讀みたい人は外交委員會發行の特別冊子並に佛紙「北京政報」La Politique de Pekin の三月九日發行號並に其の後の號を參照されんことを望む。（未完）

英支飛行機借款契約

第一次借款契約

中華民國八年十月十日卽ち西曆一千九百十九年十月一日北京に於て中華民國政府（以下略して政府と稱す）代表と英國ヴィカース會社（以下略して會社と稱す）代表との間に契約を訂立する事左の如し

第一條　政府はヴイーミー式商用飛行機一百臺を購入し土地の買入れ組織並に敎練等の爲め茲に本會社は以下規定する方法に準據し政府に代り上述一切の準備を爲す政府が會社より買入契約をなせるヴイーミー式飛行機一百臺並に土地の買入れ組織其他一切の設備に要する總經費合計英貨一百八十萬三千二百磅は中華民國通用の國庫債券を以て交付す

第二條　上述の飛行機一百臺は中國港灣（上海、天津、漢口）に於て引渡すべく一切の海運保險費用等は前項金額中に包括す必需品の配置整頓は會社に於て擔任し該飛行機に關しては必ず下記附則の各條項を履行すべし若し履行せざる時は政府は會社をして一切の費用賠償の責に任

昇高六千呎に至れる時　毎時　一百〇三英里
昇高一萬呎に至れる時　毎時　九十九英里

三、昇高速度

昇高　六千尺　十七分間を要す
昇高　一萬尺　四十八分間を要す

四、重量及積載量

空機帶の用水　七千二百九十二磅
貯藏水(四ガロン)　四十磅
ガソリン(五時間分)　千二百九十磅
機械油(五時間分)　百九十磅
積載量　乘客、郵便物、貨物、及操縱者共　二千三百〇八磅
全機滿載　一萬一千一百二十磅

五、滿載後の耐久力

積載のガソリンは五時間分の使用量あるを以て毎時九十里を飛行し途中に下降せずして飛行せば四百五十哩に達するを得

但しこの耐久力を增加せんと欲せば積載量を減少して一直線に九百哩を飛行する事を得此場合は積載量は一千磅或は乘客五名とし其の携帶品は其限度を超過するを得ず之れガソリン等の積載量を增加せしめんが爲なり

六、發動機と使用油

該飛行機は發動機二箇を有し毎時九十哩を飛行する時は一時間毎に各機に要するガソリン十七ガロン半及機械油一ガロンなり

七、格納庫

該飛行機二臺を格納するには八十呎四方の格納庫にて足るべく他種同類の飛行機に比すれば設備小なるを得

八、飛行時の平穩

該飛行機は普通飛行、昇高、下降共に非常に平穩にして平準機關を備へ操縱者が手を放すも差支なく又發動機二箇中の一箇故障を生ずるも停止するの要なし只速度稍減少するのみ

第二次借款契約

中華民國九年(卽西曆一千九百二十年)　月　日中華民國政府代表と英國政府に登錄せる、ヴイカース會社との間に契約を訂結する事左の如し

一、政府は一九一九年十月一日双方間に訂結したる契約に特定せる條項に基き中國航空事業を行ふ爲め英貨五十萬磅を繼續添纂し下記の用途に充つる者とす

甲、已に購入し又將來購入せんとする飛行機に關する一切の附屬品の買入

乙、一九二〇年一月一日より開始する航空事務處十二個月の經費

丙、一ケ所或は數ケ所の飛行場の完全なる設備及一切の必要品工廠の修繕費等に要する一九二〇年一月一日以後の經費十二個月分

丁、一飛行學校の創設經費

戊、營業飛行の準備經費

己、運搬用自働車の購入及道路の修築費
庚、飛行場に一の病院を創設する經費
辛、飛行機を添購せんとする時は其種類樣式は隨時に之を取極め航空事業組織の完備を期す

會社は下記の條件を以て政府の爲め額面英貨一百萬磅を貸與し上述の用途に充つるものとす

二、

甲、會社が上述各項の用途に應ずる爲め經費を代辨せし好意に對し政府は左に規定する方法に依り時價を以て會社より飛行場を完成する機具及其他の附屬品を購入し又政府自から準備すべき建築及一切の設備に要する經費は會社が倫敦總本店に於て特設せる中國航空預金の口座より之を支出するものとす

乙、材料中中國產の物品或は其代用品或は其他の用品にして適當なりと認むるものある時は先づ中國品を使用す

丙、會社は契約せる一切の材料物品を中國港灣（上海、漢口、天津）に運送して引渡を爲すべく荷造費、運賃及保險料等は一切之を包括して負擔す若し運輸中に損傷、不足等を生じたる時は會社に於て賠償の責に任す

供給すべき材料及工作の優劣は英國政府の規定する者に準據すべく若し政府が英國航空部職員に其製造を監督依頼したる時は會社は之に應ずべし

三、若し政府が飛行機其他の材料等を註文する時は豫め之を會社に通告すべし

右の場合會社は一年以內に之を完成するものとす但し同盟罷工其他不可抗力の事故發生せる場合は此の限りに非ず

貨物の引渡しは指定されたる中國港灣に於て會社は船荷證券に調印の上運送を引き受けたる船會社より政府の派遣せる委員に貨物を引渡す者とす

四、會社は工事監督者を中國に派遣し政府の使用に供せしむるの責に任す其俸給及往復の旅費は會社に於て負擔し其任務は飛行場の建築及工場の設置等に參與協助する者とす但し其住宅及石炭、燈火等は總て政府より供給す

五、上記額面英貨壹百萬磅は會社倫敦本店に預入し中國航空なる特定口座を設け前述各項の用途に充つ中國に於て支出する金額は駐京會社代表より政府の請求額に應じて隨時之を支出せしむ

六、本契約に規定する使用金額及物品購入經費に充つる爲め會社は中華民國通用八步利附十年期英貨國庫債券合計壹百萬磅を受取るものとす償還方法は五ヶ年に均分し倫敦に於て抽籤法に依り金貨を以て元金を償還す支拂期日は中華民國十四年　月　日卽西曆一九二五年　月　日より之れを開始し中華民國十八年　月　日に至りて完濟するものとす每年七月中倫敦に於て普通抽籤に依りて決定す

七、該項英金壹百萬磅或は未償還の金額に對しては八步の利息を附す

右利息の支拂は每年二回卽六ヶ月每に倫敦に於て之を支

拂ふべし

利息支拂期日は毎年　月　日及　月　日とす第一回利息支拂日は中華民國九年　月　日即西曆一九二〇年　月　日と定む

八、本項英貨壹百萬磅元利償還の證據として此契約成立の際政府は其額面合計英貨壹百萬磅の中華民國八分利附十ケ年英貨國庫債券を會社に交附す其細目左の如し

額面壹千磅のもの　五百枚
額面七百五拾磅のもの　貳百枚
額面五百磅のもの　貳百枚
額面壹百磅のもの　貳千五百枚

本項國庫債券は英支兩文にて記載す

九、本項國庫債券は中華民國政府八分利附十ケ年期英貨國庫債券（一九二五年より一九二九年）と稱す債券は無記名とし每半年支拂の利札を添附す利息は年利八步とし倫敦ロバート銀行に於て每年　月　日及　月　日に於て利札引換に支拂ふものとす第一回利息支拂は中華民國九年　月　日即西曆一九二〇年　月　日と定む

十、政府は本項國庫債券の元利に對し一切の責に任す償還期日に從ひ利子支拂元金返還の保證をなす

十一、本項國庫債券の利息支拂ひ元金償還に對しては中華民國一切の稅金を課せらるゝ事なし若し後日各種の稅金を添設する事あるも總て政府に於て之を負擔す

十二、會社は本項國庫債券を受取りたる後は自由に其全部又は一部を轉賣する事を得

十三、此契約書は英支兩文にて各二通を作成し雙方各一通宛を保有す若し意義不明の時は英文に據るものとす

十四、萬一雙方に於て訴訟を生ぜる時は政府と會社は各公正人二人を選び四人にて更に一人の公正人を推選し合計五人にて協議し多數決を以て之れを定む該決議に對しては雙方共に服從すべきものとす

十五、本契約書は中華民國政府の批准を經て双方記名調印の後は中華民國交通部より北京駐在英國公使に照會して後日の證據と爲す

中華民國政府代表

英國在籍ヴィカース會社代表

中華民國九年　月　日

西曆一千九百二十年　月　日

ヴィカース會社代表よりの書翰

一千九百十九年十月一日北京に於て訂結せし契約書中のヴイーミー式商用飛行機一百臺の內六十臺は他種の樣式に換ゆるの一節は目下其種類樣式は期限の如く決定するに至らざるを以て雙方共に上述の契約第一の附信を以てヴイーミー商用飛行機代金の利息を控除し卽取消を爲すことを認む此遲延せしことは會社の過失に非らず會社は一切の材料を旣に盡く整頓し取揃へあるを認むれば未到着の爲めに更らに種類樣式を換ふることの決定は頗ぶる不便を感ずるを以て會社は倫敦總本店に特設せる中國口座にある預金金額に對し倫敦に於て普通一般銀行利子を計算し該帳簿口座に記

入し尚ほ半ケ年毎に一回勘定書を差出すことを擔任保證す
茲に謹んで貴下の健康を祈る

英商フインクス有限公司代表敬白

航空處長宛

中華民國政府代表は之を許可することを指令す

外蒙古の礦業

外蒙の礦產其の蘊蓄の夥しきもの世人均しく垂涎せるものありと雖從來外蒙諸旗王公は宗教上の迷信により是れが採掘を許可せず空しく地中に死藏せられ居れりと云へり而して此の地一帶に於ける礦種は主として金礦にして就中砂金其の大半を占め居るもの、如し其の他の礦種にありては已に採掘せる一二の炭坑あるのみにして現時各界其の要を痛感せる銀鐵銅等の存在あるを聞かず只內蒙古に於けると均しく地中到る處鹽分曹達分を帶ぶること甚しきがため地表に白く露出結晶して數里に亘り其の地中に包藏するもの極めて大なるを測知し得と云ふ

亦是等地表に露出せざるものと雖其の附近圈內は草木樹たず且つ河沼にありても生物の生息するものなく會々畜類の渴を癒して却つて健康を害するに徹して容易に其の存在を憶測し得るものありと云ふ

庫倫、烏里雅蘇台及遠く阿爾泰一帶に亘りて產金殊に夥しく兩面山を以て挾まれ其の間河川の滑流する處概ね砂金の存するものあり其の採掘の容易なること機械の要なく只簡單なる土法に依りて事足れりと云ふ

從來魯人にして此の間採掘を試みし處九ケ所あり而して各年四百餘萬圓の採量を見しと云ふ

庫倫金鑛は一千九百六年より一千九百十一年に至る六年に亘り各年平均五萬三千餘兩の產出ありて產金の率は約百分の十六を降らずと云へり

外蒙古の獨立せる以來其れが採掘は魯人受負ふ處となりしが從前蒙人の管理せる時にありては監督吏に屆かず坑人は盛んに盜賣を事とし剩へ坑內の風紀頗る紊亂して殆ど維持困難なるものありき、

庫倫以北、恰克圖に至る地帶は金礦最も豐富にして額爾尼王、馬貝子の兩旗管下には既に採掘せしもの十五ケ所、未だ採掘に到らざるもの六ケ處、兩者併せて二十一ケ所の多きに達せり而して今是等各所に就き大略の見聞を綜合せば左の如し

一、既に採掘に係るもの

を見たり

本坑は目下支那の手に歸し殆ど休工せる狀態なるも是等鑛務は一切西北籌邊使署煤礦局の掌る處にして該局にありて所要數量の採掘許可を申請せば所定の稅金を納付せしめ何人にも坑域に至り自由採掘に得るものなれども輸送機關不備なるため運搬費のみ莫大に失し如何に好便を利用するも庫倫着一噸銀拾參元五拾仙を下るものなし（平均每噸銀十五元內外たり）

庫倫市內人口六萬近くに垂んとするも一般蒙人は未だ石炭の眞價を知らざると燃燒の際發する處の臭氣を嫌ひ薪木の附近一帶豐富にして加ふるに前者に比し安價なるを以て目下の處是れが需要を喚起するに至らず

尤も現時未だ工業の殆ど見るべきものなしと雖斯業の今後勃興するものあらば必ずや其の需要の增進するものあるべし

今庫倫市內に於ける一年消費高を考査するに凡そ八〇〇、〇〇〇プード（二、二〇〇、〇〇〇斤）と知るべし

（ロ）景星山の炭層（札賚特旗）

（ハ）平　山の炭層（同　上）

前者は地下五十尺を穿たば炭層に達し其の層厚二十五尺層脈數十支里に亘りて後者平山の炭層に聯らなる炭質亦優良にして將來刮目に價するものありと云ふ

後者は地表約百四十尺を掘りて初めて炭現はれ且湧水夥しく採掘頗る困難なるものありと

（二）ガンダンの炭層

ガンダンは庫倫市街西端に接する喇嘛敎僧坊の所在にして僅に起伏せる小丘たり恰克圖街道其の北東を走り庫倫を去る約十支里の地點卽ちガンダンの北背面に當る處最近一魯人是れを發見せりと云ふ而して彼秘して多くを語らず精査するの由なきも一炭層あるを附記せり

前述各礦に就て殆ど精察に難きものあるを憾む殊に以上各礦中果して幾何の存在せるもの有りや實際知り得難きものあり（在庫倫特派員小西茂所報）

在支英國商業會議所第二回聯合大會

在支英國商業會議所第二回聯合總會は十一月三日より上海英國高等法院に於て開催せられ、重要問題の討議ありたり先づ同會に於ける香港英商代表幷に公使代理の演說の梗概を記せば次の如し。

（一）香港商業會議所代表演說

本聯合會の昨年の大會に於ては、目下歸省中なる英國公使サージョン・ジョルダン氏出席の光榮を得たりしが、ジョルダン氏の雙びなき知識と支那及東洋關係に造詣深き經驗とは、永く國民の忘却せざる所、且他の在外使臣の依て以て引用助言せる所なり、本日吾人は北京公使幷に支那及香港に於ける英國商業會議所聯合會の此に再び發展の光明を新にし、公使代理の出席により大に力附けられしが、北京公使幷に官邊に於ては、常に英國貿易の發展に對し甚深なる注意を拂ひ、其利益を圖り來りし事枚擧に遑あらざるなり。

尙香港を代表せる吾人は香港の利益たる活問題に就き開陳せざる可らざる光榮を有す、乍併こは啻に香港而已ならず、支那全體との利害關係を有すを以て、一方印度と接觸し他方ホノルルと接觸する有力なる無線電信を敷設し、以て平時商業上の目的に使用せん事を提議す。

吾人は本問題に關して、最近特別委員會は新嘉坡との間の無線電信の接觸を提唱せりと聞けり、乍併吾人は各國共既に有力なる無線電信所を有するを以て、之と競爭する上に於て、是非共商工業の利益たると同樣、帝國國民の死活問題として、香港に於て速に有力なる無線電信所を設置せざる可らずと信ず、而も有力ならざる電信所の設立は、徒らに一般の資金を徒費し、國家の信用を傷くる外なし、諸君は必ずや本件に關して吾人に贊同せられ、在支英國商業會議所の各代表に依り、全會一致贊成せらるゝを疑はず、而して吾人は無線電信所は現在の Stonecutters Island に設くるを以て最も適當とす、斯くて商業上に利し、現今擾起る電報の遲延による貿易上の困難を緩和し得べし、吾人は本問題に關し是以上說明の要なきを以て、諸君は滿場一致御贊成あらん事を希望すると述べ本件は全會一致を以て可決せり。

(二) 北京公使代理クライヴ氏演說の概要

議長幷に紳士諸君、予は諸君の歡迎を謝す吾人の公使代理は單に一時的に過ぎざるも、而も其管下に斯の如き强固にして一致共同せる團體あるを感ずるに於ては、何人も之を愉快とする所なり、吾人は從來各國に歷任せしが、未だ曾て今日の如く在支英國人の重要なる關係を有する團體の集合を見たる事なし、而て諸君の如き久しく支那の事情に精通し、支那に永き經驗を有せらるる人々の會合の席に、吾人の如き新來者は演說するの經驗を有せず、且其困難あるを寬恕せらるべし、之と同時に吾人は斯の如き純粹の英國の粹を集めたる所の上海の模範的居留地に於て、諸君と親しく見、親しく語り得る機會を得たるを喜び、特に香港代表者を此に迎へたるは、昨年の聯合會に出席ありしに再び此に相見るに至りたるものにして、吾人の喜悅惜く能はざる所なり。

昨年十一月當商業會議所聯合會開催當時に在りては、吾人は外務省に歸朝しつゝありて、當時予は倫敦に於て該決議を讀みしが、次回の本聯合會席上に出席し得べしとは嘗

て思はざりき、而も今日此席に出席し得る事を豫期し得たらんには、其興味や更に大なりしならん、昨年の聯合會に於ける決議案は、吾々民族最良の信條と思考せられたる思慮あり根底ある忍耐の記錄たるものにして、英帝國政府は當時世界を通じ、英國各團體の共同一致の問題に付き熟議せしが、此問題を討究せし人々は、支那に存在せる一致共同の實跡により深き印象を與へられし處なり、而して今回會議の議案を見るに、其の內には昨年と同一の問題あり從て該問題が實際に於て進捗し居らざるを知る可し、幣制改革及釐金稅撤廢の二問題は、外國人又は支那人に取り支那に於ける商業上の最重要なる活問題なり、後者の問題に就ては釐金稅の廢止が普に表面に現はるゝが如く困難なるものに非ずして、其利益は總ての方面に關係すべきものなる事を支那人に示す事が、實際の有効なる方法なりと思考せざるを得ず、又幣制改革に就ても同樣に之を適言するを得べく、既に昨年幣制改革の進捗の兆候を示しつゝありし事を告げられたる、支那通貨も本年夏季の紛擾に因り再び逆行されたるも、而も事實は一般輿論の力を高潮せしめ得たるを以て、明年に至らば上海に中央造幣廠の設立の決定を見るべく、其土地も既に買收せりとは、財政總長の吾人に告ぐる所なり、從て支那全國を通じ同一通貨の流通は一般の便宜を得るに至らんか。

（イ）露國租界問題に就て

本聯合會は漢口天津に於ける露國及獨逸租界問題を討議せらるゝ模樣なるが、予は此問題は政治問題の範圍に屬するが故に、何等纏りたる意見を發表するを得ず、且つ之を議するには相當の距離あり、且公使館の穩健なる方針にある事も、未だ一般に發表するに至らずと雖も、吾人の上海に向ふ一日前に於て、予は外交總長に面會せしに總長は曰く、支那政府は大總統令を以て、露國租界に於ける露國官吏に代ふるに、支那人官吏を以て之に代らしむるも、之が爲め英國人の利益を聊かたりとも害する事を爲さず、又之を欲せず、若し斯の如き事あらんか、予は英國人の利益の害さるゝが如き場合には、立て之を非難せざる可らずと云ひ、其困難に陷らんとするを見ては、同情の耳を傾けんとす、斯の如きは諸君に取り最も興味ある點にして、吾人は諸君が外交總長の此言に信賴せん事を此に附言するものなり、吾人は本會議へ提出の問題を批評して之を弱からしむるものに非ず、諸君の內には吾人の觀る所よりも、更に實際問題に長け其根底堅きものあるべければなり。

（ロ）阿片問題

本會議の議案中阿片問題と、新借款團問題の二者に就き略說せんに、阿片問題に就ては既に熟知の如く、英國政府は支那に對する誠意と世界各國に對する誠實、幷に阿片輸入の取引を廢止せんが爲め、其政策の變更行政の取締り必要上、英國品の上に得らるべき巨額の收入を犧牲にせり、又支那政府も亦既存の阿片ストックを燒却せる大なる犧牲を拂ひしを忘る可らず、而も不幸にして內地政爭の擾亂に由り、再び阿片栽培幷に取引の再發を見るに至りしも、然れども支那幷に英國に於ける一般の輿論は、阿片の害毒を擧

意絶滅すべき意見なる故、吾人は此に提出されたる本問題は現在の困難なる事情に對應して、實際上の方針を確定し得べきを信ずるものなり。

（六）新借款團問題

新借款團は今や成立せり、之に依て關係列國は支那の行政上の無制限の借款、若くは不生産的目的を有する借款に反對せり、借款團は支那を強固ならしむる爲に計畫せられ、支那國内平和の恢復を援助し、支那國民の利益として此大國の生産物の發達を期せしむる爲めなり、斯の如きは支那全國を通し充分思慮ある各國體の鼓吹に依りて實現せらるるを望むものにして、借款團に對する一般の輿論も漸次其價値を認むるに至り、此目的に向て其維持發達を圖るに至るべし、而して本聯合會の決議が英國政府幷に公使に提出せらるゝや、必ず愼重審議を以て諸君提出の案に對し出來得る限り有効の成功を收むるに至るべし。

（七）ジョルダン氏の祝電

今朝予はジョン、ジョルダン氏より電報を以て本聯合會に傳達する樣依頼を受けたり電文左の如し。

予は衷心より貴聯合會の成功を祈る昨年の聯合會は吾人の最も幸福なる記念として成果ある討論賢明なる決議は初めて支那に於ける英國貿易の目的及必要なる事に着眼せしむる爲め最も權威ある發表たりき貴聯合會の年次總會の價値は既に當地に於て一般の認むる所にして貴會の提案は最甚深なる期待を以て注意さる

貴聯合會の提案が支那人間に尠からざる興味を以て迎へられ、其興味の益增加しつゝあるは疑はざるなり、之を要するに吾人の歡迎されたるは謝する所なるも其歡迎たるや單に予一個に對する歡迎に非ずして、吾人の有する地位に貢獻さるる所にして、而も其地位たる僅に四ケ月の貧弱なる經驗を以て昨年代表者の作支四十年の老練なる經驗を有せられたるジョルダン氏に比すべくもあらず、乍併ジョルダン氏の期待せる支那商工業の發達は常に英國公使の繼承宣傳して怠らざる所なり云々。

（三）昨年度の事業に就て

上海英國商業會議所會頭にして本會議長たる祥茂洋行バーキル氏の演説中、昨年度に於ける會議所の執行せし重要事項に關し述べて曰く、昨年本聯合會が決議したる事項に就き、今第二次總會に上るべきものは、英國政府の執れる見解を正當とするものにして、具體約結果を得たるものに就ては、昨年決議せる幣制改革問題は効を奏し、支那に於ては上海に造幣廠を設立する事に決定し、既に敷地及建築材料の購入に就き商議中にして、又外國人の監督問題に就き一層愼重熟議中なり、又昨年決議せし釐金稅廢止問題に就きても、支那人の注意を喚起したるも、本問題の如く入組たる財政問題と運命を共にするものに在ては、急速の進行は困難なり、而本會の決議に依り多少の反響ありしはせめてもの滿足なりとす、數月前支那各地に於て支那人の會合せる件に就き、ジョルダン氏は本年二月二十七日附を以て外務省に報告せし氏の言を此に引用せんに、彼等は支

那政府の爲め外國輸入品及支那物產品共に同一の課稅を强られんとしつゝあり、次に商標問題に就き一言せんに、既知の如く昨年通過せる決議書は上海英國商業會議所及支那協會の作成により、商標法を立案し、之を本國外務省に送りしが、其結果貿易局は自己の提案を附し、當會の提案と共に既に發送せられし事と思考す、次に本會の採りし事業の內確定せる事項としては、本年九月一日より危險藥品條例則ち阿片、モルヒネ、ヘロイン、コカイン等の特許に依る外國輸出入貿易の禁止されし事にして、諸君に於て熟知の事なるべし、又支那に於ける英國領事の待遇改善問題に就き、昨年決議せし支那協會と共同して其進行を諮りたり云云。

次で北京領事館秘書ローズ氏の演說ありて議事に入る。

(四)議事

一、英國の商業會議所協會へ入會の件

支那各商業會議所及香港商業會議所聯合大會は英本國に於ける商業會議所協會に入會する事

二、直隸河川委員會の件

直隸省河系改良委員會に依りて既に着手されたる事業は、滿足に進捗しつゝある事を北京公使に通牒し、且同委員に於て其が促進を繼續する事最重要にして、既に編入されたる關稅收入幷に鹽稅剩餘金の一部、若くは其の他斯の如き他確實なる財源を以て、河川改良の維持費に宛つべく北京公使に要請する事。

三、楊子江改修の件

昨年の聯合會に於て決議せし如く、楊子江航業の改善を圖る爲め、支那政府の河川改修局の設立せらるゝに至りしが本聯合會は楊子江航業の一般提案を概括すべき見解の下に、先づ以て全問題を研究する爲め、技術委員を任命し本事業の實行に着手すべきこと。

四、本國製造業者幷に在支商人に關する件

在支英國主要人團隊の多くは、英國大製造家の一手販賣を爲す、代理業者なるが故に、本聯合會は英帝國の商工業發達の利益を圖らんが爲め、是等製造家との聯絡を圖り、實際的營業方法を講ずべきを希望し、之を記錄せん事を望む。

五、幣制改革に關する件

本會は支那政府が上海に造幣廠を設立すべしとの聲明を歡迎するも、銅銀を廢し之に代はるべき標準貨幣の鑄造及維持を保證するに足る點より見て、外國人技師を任命するの絕對的必要なるを極言するものなり。

六、支那會社法に關する件

本會は凡ての支那英國會社の名稱中、有限(Limited)の前に英國(British)其他の語句、或は同樣の意義を有する名稱を加ふる事に法律の制定を爲す事を考究するを望み、本協會書記長をして出來得る限り、速に是等可否の考究をなさしむる事。

七、關稅改訂に關する件

本會は現在の輸入稅率の改訂に依りて得る所の收入增加

は、支那政府自ら其秩序を維持し、支那に於ける貿易上の利益を保護し得べき能力を實現する時期迄之を保證すべき意見を發表せん事を欲す、又之と同時に斯の如き改訂により利益を生ずるの場合には、此の機會に於て一九二〇年四月二十一日附を以て提出せる文書に據り表明せられたる支那輸出入稅率の全制度の整理を爲さゞる可らず、而して其目的の前提及實際の手段として、支那政府は現在支那各港間に輸送さるゝ貨物に付、支那海關に於て課稅しつゝある稅は直に之を廢止すべき意見なる事を發表すべし。

八、航海安全の設備に關する件

香港政廳は歐洲諸國、米國及加奈陀等の諸海岸に廣く使用せらるゝ Diaphone 幷に無線電信の所在探査器を設置するに決し、近く香港近傍に是等の取付を見るに至りしが、本會は支那沿岸航路の安全を圖る爲め、稅關を通じて同樣の設備をなす意見なる事、更に無線電信の位置探査器に關聯して天候信號機及電信設備の必要は、特に最近屢々起る汕頭、香港、上海間の電信不通を緩和し、且又一層完全にして優力なる無線電信の設置をなすは、香港及現在不完全なる其他の場所との電信及無線電信を設備する爲め速に香港と連絡する汕頭に之を設く可き事。

九、著作權に關する件

昨年の聯合會に於ける著作權法を制定すべき勸告の決議に關し、本會は更に支那政府に對し一八八六年九月九日瑞西ベルンニ於て、英國、白耳義、佛蘭西、獨逸、ハイチ、伊太利リベリア、西班牙、瑞西及チユニス等の各國政府の調印せる條約の下に設立されたる、文學及美術作品の保護協會へ入會同意を得べき意見を陳述せん事を望む。

十、漢口天津に於ける獨逸租界に關する件

曩きに支那政府は外國法權の管轄に屬する地域を收管し、條約國民の權利たる土地所有權及市政權を剝奪せるが如き、支那政府の態度に鑑み、本聯合會は英國政府に對して支那に於て居住し、營業を營む英國臣民の條約上の權利を完全に保護し、是等權利の侵害に對抗すべき、十分なる保障を得べき事を促し、更に英國臣民の財產所有者及居住民の利益は、如何なる方法に於ても侵害せらるゝ事なくして、他の租界の平和と善良の秩序が保護せられ、確保せらるゝが如き條件の下に、是等地域に於ける將來の行政に關し、支那政府と滿足なる了解を得る事が絕對に必要なる事を、英國政府に勸說促進する事。

十一、支那の無秩序に對應する件

本會は支那各地方に蔓延する無秩序及不安の狀態、幷に制裁なき匪徒の橫行と、不規律なる軍隊の略奪等の不安狀態に對し、支那當局者が不取締を抗議し、且つ斯の如きは實に止むを得ざる結果なるべきも、貿易上の義務を閑却し國家の福利を顧慮せざる怠慢なる事を知悉せしめ、此間利害を同ふする列國と共同して相互了解を以て、所有の手段に依り、支那の自省に訴ふる時は內亂も幾何の緩和を見るに至る可き事。

十二、阿片モルヒネに關する件

本會は英國政府發布せる一九二〇年の危險藥品取締條例

に據り、阿片の取引及輸出入を取締るに至りしを歡迎するも、支那政府幷に列國が共同して、支那各地の阿片栽培輸入及賣買を防壓するに非ざれば、英國の取締も無効となるべきを以て之が徹底を期する事。

十三、英國租界に關する件

廣東漢口及天津の英國租界問題に就ては、久しく未だ滿足なる解決を見るに至らず、斯の如きは英國の貿易關係に重大なる影響を及ぼすを以て、本會は此の重要なる決定を速に解決する樣、英國政府に促す事を宣し、更に此の決定條件に就ては、電報を以て英國外務大臣秘書官宛に通知する事。

十四、北支那饑饉に關する件

本會は現在北支那一帶の饑饉に際し、罹災民の窮狀に甚深の同情を寄す。

十五、支那に於ける英國敎育及醫藥事業に關する件

支那に於ける英國敎育幷に醫藥事業の發達維持を圖る事は、英國民の立場より見て最重要なるが故に、本會は英國商人が此の目的に就き、共同の盡力を必要とすべき事を促し以上の精神を擴充する手段として本會は左記提案を承認されん事を望む。

(1)商業會議所聯合會は支那に於ける英國敎育機關、幷に病院の設立等の一般的計畫、幷に以上の目的に割宛つ可き寄附金に就きては、之を中央委員會に委任する事。

(2)以上の目的に對する寄附金に就ては、本聯合會の會員に依賴狀を發するに先ち、上記委員會は其提出に依り按配せらる可き、寄附金の割合額の標準に就き提出書と共に必要なる說明書を提供す可き事。

(3)上海に於て開始せらるべき中央資金は、上記委員會の提議に據りて設置せらるゝ資金中に支拂はる可き事。

(4)支那に於ける敎育及醫藥事業は、所有る範圍に涉りて適當なる方法に之を取扱ふ事困難なるを以て、委員會は左記方法に依りて之を取扱ふ可き事。

イ、支那人學生に對する英國系學校は第二種の高等敎育を施す事。

ロ、支那に於て博愛事業として醫院を營める者が、爲替上の不利益其の他の原因により著しく資金の困難を感じ居れるを以て是等英國醫藥事業を援助する事。

(5)寄附金の一部は之を別途積立とし、敎育及醫藥事業以外の慈善事業の目的、卽ち支那に於ける英國商人の同情及援助として、特別の要求の途に之を使用する事。

十六、鐵道に關する件

支那主要鐵道は貨物輸送上滿足なる運轉を爲す能力なく是れ一は其怠慢に因り、一は材料の缺乏に由るものなり、故に本會は支那鐵道當事者に協力を促すを望む。

(1)斯の如き欺瞞を防止する爲め、鐵道組織を改善し運轉系統を整正し、運送會社に依賴する事なくして、直接貨物を取扱ふ樣にすべき事。

(2)鐵道車輛の購入貨物倉庫の建築、及或鐵道線の一部を複線となす爲め、必要なる經費の承認を得可き事。

十七、支那鐵道統一に關する件

支那に於ける鐵道發達の大勢に鑑み、又現在支那政府の盡しつゝある特殊の努力に關し、國際委員會の援助を以て支那國有鐵道を統一し、英國の技術上工作上の技能を、支那の鐵道建設設備に適用するの最重要なるに由り、英國製造家は十分なる考慮を要す可きを望むものなり。

十八、郵便事務に關する件

最近支那英國間の郵便事務は稍改善されたるは之を認むるも、尚郵便物の延着不規律甚しきを以て、本會は責任ある當局者が郵便事務を滿足なる狀態に整頓せん事を望む。

十九、借款團に關する件

本會は新借款團の成立を歡迎し、特に其運用に就ては支那財團の共同加入を歡迎す、新借款團が單に外國の財政に據る利益を代表すとの批評は、之に依て避け得べきを信ず而して本會は支那の財政改革は支那自身の手に依りて爲し得べく、又支那自身の手に依らざれば斷行し得ざるも、新借款團は支那人及外國貿易に對し最大の任務を遂行し得べきものなる事を信ず。

二十、船積なる名辭に關する件

本會は Shipment 船積に關する船荷證券 Bill of Lading 條令を統一する事最重要なりとの意見を有し、此の點に關しては極東各商業會議所間のみならず、出來得べくんば列國間の同一意見を得る事に盡力せざる可らず、此目的を以て本會は支那及香港に於ける英國商業會議所聯合會より特別委員を選定し、船舶銀行及商業關係の代表者を一名宛出し以て本會の推薦に依る委員會を組織し、名辭に關する總ての問題を討議し、船荷證券に關する船主の責任を審議す可き事。

二十一、饑饉救濟と附加稅に附する件

支那及香港に於ける英國商業會議所聯合會は、北支那饑饉救濟の爲め一年間海關輸入稅の附加稅一割を賦課する事を承認す、若し其徵收せる金額が適當に外國人の監理に屬するに於ては、計算の詳細を發表し、又現今適當の豫告なく或は時期を確定せずして課稅し來れる數多の附加稅に對しては主義として之に反對する事。

初期米支貿易史（四）

第三章　一八二〇年戰爭の終局より阿片問題の開始に至る迄

支那と亞米利加との貿易が初めて開始せられたるは紐育よりなり。同市は三つの主なる利益多き港の一として續きたり。同市の貿易の經路は或る點迄「サレム」及び「プロビ

デンス」のとりたる經路と相類似し居りたり。卽ち一八〇五―六年頃迄は漸次增加し、それより戰爭の開始に至る迄は衰微し、戰後再び增加せり。然れども「サレム」及び「プロビデンス」と異り、一八二六年の不景氣の後は貿易は衰微せずして、反つて增加を來たせり。「ボストン」に於けると同じく、二三の著名なる商會がありたるも、「ボストン」とは異り、全期間を通じて唯一のものが著名なりしには非りき。「ジーン、ヤコブ、アスター」は早くより貿易に從事し居り、戰後迄引續き從事し居りたり。一說に依れば、彼の巨萬の富を得たる根底は、貿易に於ける彼の早き時代の成功に在りと云ふ。「オリーバー●ウオルコット」商會及び「エッチ●ファンニング」も亦早くより貿易に從事せり。然れども大商會が貿易を左右し始めたるは、戰爭終了後の事に屬す。之等の大商會中「トーマス●エッチ●スミス」が最も迅速なる經路を有したり。平和條約に續き經濟界が好況を呈せし時代に入るや、彼は直ちに大規模の輸出業を企てたり。併しながら彼は自己の實力以上に事業を擴張し過ぎたるため、稅關に三百萬弗の關稅を納付する事能はずして、一八二七年遂に沒落するに至れり。他の商會―一層鞏固なる基礎を有し阿片の輸入を爲さざる事及び布敎團と親密なりし事を以て世に著はれたるは「オリファント」商會なりき。その營業主たる「デイー●ダブルユー●シー●オリファント」は一八二〇年始めて廣東に赴き、又一八二六年「トーマス●ユッチ●スミス」の代理人として再び廣東に赴きたり。而て一八二七年「トーマス●エッチ●スミス」が沒落するに及び、彼は紐育に歸來し、自己の名を冠せる商會を組織せり。

更に「フイラデルフイア」に轉せむか、吾人は之等の後れたる時代に支那貿易を支配したる三港の中にて最南端に位せるものに來りし次第なり。「ロバート●モーリス」は「エムプレッス●オブ●チャイナ」號の共同出資者の一人なりしが後年に至り自己の多數の所有船の其の中には有名なる「アライアンス」號を含みたり――を派遣せり。一八〇六年には延數十三隻の船舶が廣東より到着し、一八三九年及び一八四〇年には七隻の異る船舶が貿易に使用せられたり。商會の主なるものは「アイラ●アンド●マッセイ」(一八〇三年――一八四五年)(同商會の所有船の一隻は前後八回の支那に至る一週航海を爲したり)「チャールス●ワートン」「ジョンス●アンド●クラーク」「ジョーン●クレメント●スタッガーアー」「アーチャー」「ジョンス」「オークフオード」商會、及び「ジョーン●マックリー」(「トーマス●エッチ●スミス」以上の投機者流なりき)、並に一七九一年に支那貿易に從事する目的を以て數隻の船を建造したる「ステフエン●ギラード」なりき。此の市よりの支那貿易は、一八二六年の不景氣の時に際しても、首尾よく繼續する事を得たり。

「バルチモーア」に於ては、其他の北方の港に於けるが如き活潑なる貿易は行はれざりき。而て此の町は早くより貿易を開始したるも――廣東よりの第一船は一七八五年八月九日既に到着せり――此の町の支那貿易はより以上有利なる地位を占め居りたる競爭者の貿易の如く繁昌することを

得ざりき。之より以外の南方の港は熱心を以て貿易を始めし模には見えず。

支那貿易に於ける之等の各港の關係に關する此短かくして不完全なる評論によるも、一般に集中的傾向のありし事が明かなるのみならず、之を一層詳細に研究せば一層明かに其の傾向のありし事を知るべし。一八二六年の恐慌は只數年前に始まり一八四〇年頃迄繼續せし行程を早めたるに過ぎず。

一八一五年乃至一八三九年の間に造船術は著しき進歩を遂げたり。有名なる「快速船（クリッパー）」は支那貿易に於て生れたり。「バルチモーア」の「アン・マッキン」號は一八三二年支那貿易に用ゐる爲めに建設せられたる船なり。「アクバー」號は一八三九年「ジョーン・エム・フォーブス」の爲めに建設せられ、紐育より百九日にて廣東に到着せるリコードを作れり。一八三九年後一八四四年前に、阿片輸送用として比較的噸數の少なき快速船が多數建造せられたり。之等の船舶は「ジエー・エム・フォーブス」及び「ラッセル」商會の所有に屬し暫時の間に阿片貿易を支配するに至れり。

一八一五年乃至一八三九年の時代は商業組織に於ける變化と同樣に、支那との間の輸出入貿易の顯著なる變化に依り印せられ居れり。之を概括的に記述するは遺漏なきを期し難きを以て、寧ろ主要なる商品の一つ一つに付き記述せむと欲す。

アメリカより支那に對する輸入品中最も重要なりしは正貨なりき。爲替手形が代用として用ゐらるゝ事となりたる以前には、一時に殆ど七百萬弗より少くも百五十萬弗の額に達し貿易總額の二分の一若くは四分の三を占むることすらありき。正貨の流出は重き負擔なりしも、止むを得ざる處なりき。アメリカ商人は斯の如き高價なる商品即ち正貨を支拂ひても尙ほ、茶を輸入することは有利なる事を發見せり。或る年には、合衆國に於て十分なる正貨を得る爲めにプレミアムが申出されたる程切なる需要ありたり。其の大部分は西班牙領西印度、南アメリカ、葡萄牙、「ジブラルタル」より得られたるものにして、西班牙風の綫に小溝を付けたる弗の形を爲し居りたり。支那商人は之等の弗に非常に慣れたる爲め、後年、新しき南米諸國の弗が入り始めたる時に、其の弗は非常に法外なる割引を爲すに非れば受取られざりし程なりき。一八二七年頃英國に於て爲替手形が正貨の代用を爲すことが始まりたり。英吉利西人により多量の阿片の輸入せらるゝに及び、支那に對する貿易の權衡を變ずるに至り、爲替手形を買ふ事を銀を輸送するよりも安くしたり。而て銀を輸出品として輸出する事の盛んなりし時代は終局を告げたり。一八三三年には正貨は英國宛の爲替の總額の七分の一に當りしに過ぎず。而て商品は三分の二以下なりき。

此他尙ほ此時代に支那へ輸入を開始せられし物に綿あり。亞米利加商人が廣東に於て南京木綿を購求せし事は爭ふ可らざる事實なり。然れども後、泰西諸國產の粗綿の品質が改良せられ、價格の低廉となるに從ひ、反つて東洋に於ける綿市場に勝利を得るに至れり。亞米利加船にて輸入

せられたる綿の約半分は合衆國より、その殘餘の部分は英國よりせられたり。蓋し印度產綿が一層廉價なりし爲め、亞米利加產粗綿の需要は餘り多からざりしなり。

此他尙ほ支那への輸入品中簡單なる記述を必要とするものあり。水銀の輸入は一八一六年頃より開始せられたり。其の輸入額は一八一九年には七十四萬七千六百弗の多額に上りしも、一八三三年には一萬七千九百七十一弗の小額に減少せしが如く、常に其の額に於て非常なる變動ありたり。支那人は米穀を輸入する船には「カムショー」(The Cumshaw tax.)稅を賦課せざりしを以て、當時「バタビア」及び「馬尼剌」より輸入せられたる米穀の數量は、漸次增加せり。銅は南米より輸入せられ、年に依りては三十萬弗以上の額に達したる事あり。鉛は地金として「ジブラルタル」其他の地方より輸入せられ、其の額は銅の約半額なりき。鋼鐵は極小量英吉利西及び瑞典より輸入せられたり。亞米利加人に依り輸入せられたる阿片の數量は、常に英吉利西人に依り輸入せられたる數量よりも小量にして、而も其大部分は土耳古に於て得られたる劣等の品質のものなりき。阿片は密輸入せられたる物なるを以て其の輸入の數量の數字を得る事は困難なり。然れども合式に輸入せらるゝに至りしは、一八一六年頃よりの事なりしが如し。或る年——一八三一——二年頃の阿片の輸入額は、二百萬弗以上に達したり。然れども之はその最絕頂點なり。二三年間此の額は續きたり。人參は當時尙は亞米利加より引續き輸送せられ居りたり。而て稀には二十萬弗の價格に達したる事もありき。籐材、胡椒、肉豆蔻、錫——海峽植民地より——、洋紅、丁香、珊瑚は、小量宛なりしも規則正しく輸入品表中に表はれ居りたり。之等の貨物の輸入の開始せられし時代は正確に知り難し。

亞米利加より支那に輸入せられたる貨物の最後の群、卽ち英吉利西の工作品は一部分はその價額の大なりし爲め一部分は亞米利加人の企業を例證する爲めに、又主として東印度會社に及ぼしたる影響の爲めに記述を爲すことを要す。之等の貨物の輸入は一八一二年の戰爭の終了後、間もなく(多分一八一八年に)開始せられたるものなるべし。倫敦に於けるに二パーセントの少額の負擔の外等差を立てて課せらるゝ港の負擔及び稅の無かりし事亞米利加商人は英吉利西に於て東印度會社の貴品よりも稍品質の劣等なる貨物を購入し之を支那にて同價格を以て販賣せし事實、及び英吉利西に於ては支那貿易を東印度會社の手に委ね、一般の自由の貿易者を排斥したる事實に原因して此の貿易は迅速なる發達を遂げたり。此事たるや、英吉利西人に執り甚だ不安の事なりき。英吉利西人は長き間、亞米利加人の支那貿易を次第に增大するを不安の念を以て監視せり。而てその頭初に在りては「ピネアスポンド」其他の合衆國に於ける英吉利西の代理者はその發展につき重大視して報告する事なかりしが如し、最初に於ては英吉利西の觀察者の傾向は安心若くは無頓着のものなりき。「シェフィールド」卿は「米國の貿易に對する觀察」と題する著書中にて——第一版は一七八三年發行——支那との直接の貿易の可能なることを全然察知せざりき。而て一七八五年三月十六日の一倫敦新

聞は、亞米利加人は支那貿易に關する凡ての希望を抛棄せりと記載せり。然ながら一八一三年に至り、東印度會社に反對なる英吉利西人は、亞米利加廣東貿易の急激なる發展を指摘し、之れを獨專の下に於ける英吉利西貿易の遲々たる發達に比較し、廣東との英吉利西貿易を東印度會社の手より奪ひ、自由競爭に任せむとする議論に、援用し始めたり。一八一九年「アッセー」は小冊子に於て「萬一、支那に於ける亞米利加人の發展に對抗する爲に、速かに警戒の手段を講せざりせば、大英國及び英領印度と支那との間の現在の貿易は極めて不安固」となるべき旨を指摘せり。此題目に於ける獨專反對論者の叫びは非常に熱烈にして、一八二〇年及び二一年に東印度會社の事業に關する調査を爲したる上院外國貿易委員會の會議時間の大部分は、亞米利加の對支那貿易に關する報告を輯集する事に費されたり。其結果、亞米利加人は制限せられざる貿易に依り非常なる成功を收め居りし事發見せられ、委員會は大英國も亦同樣なる貿易方針を採用すべきものなりと決議せり。一八二九年及び三〇年に、此の議論が再び議會に現はれ、亞米利加の對支那貿易は再び主要なる論題となりたり。此當時迄には、英國產の羊毛を亞米利加船に積載する事も大に增加し、之亦世人より注目せらるるに至れり。「ヤンキー」(米奴)が英吉利西に來りて英吉利西の製造品を廣東に輸送し行くことを見るは、英吉利西人に執り堪へ難き侮辱なりしなり。東印度會社は之を沮止せむと企てたるも、不成功に終れり。而て獨立の貿易商人は、當然各自に所屬するものと思惟せる利益が、徒に亞米利加人の財產蓄積の具に供せらるゝ拱手して觀觀するを遺憾とし、東印度會社の貿易獨專を非難せり。公會の席上に於て、新聞紙に於て、又議會の壇上に於て亞米利加の貿易は貿易の獨專を廢止する理由として引證せられたり。結果は遂に會社側の敗北に歸せり。然しながら英吉利西人の豫想に反し、英吉利西の製造品の亞米利加船に積載せらるゝ事は、東印度會社の貿易獨專の終焉と共に止みしに非ずして、少くとも一八三七年以後迄引續き行はれたり。

亞米利加船に依り支那へ輸入せられたる貨物の記述の次には、當然、支那よりの輸出に關し記述せざる可らず。支那よりの輸出品中最も著名なるは茶なり。試に二三の代表的の年次を抽出し見むに、一八二二年には六百六十三萬九千四百三十四磅合衆國に輸入せられ、一八二八年には七百七十萬七千四百二十七磅、一八三二年には九百九十萬六千六百六磅、一八三七年には千六百五十八萬一千四百六十七磅、一八四〇年には千九百三十三萬三千五百九十七磅輸入せられたり。其の額の之等の年次の間支那より亞米利加に輸入せられたる貨物の總額に對する割合は、一八二二年は三六「パーセント」、一八二八年は四五「パーセント」、一八三二年は五二「パーセント」、一八三七年は六五「パーセント」、一八四〇年は一一「パーセント」に當る。之等の數字より見れば一八一四年以後暫くの間は、支那より他の輸入品に對する茶の相對的の割合は常に增加し居りたる事を容易に知り得べし。實際之等の後の年の間、我が廣東貿易の行はれたる

は、全く茶を購求する目的にて爲されたるなり。斯の如くして輸入せられたる茶は、支那の殆と總ての南部諸省及び中部の二三の省より來れり。取引上は種々の煩雜なる品等がありたるも、畢竟するに、同種の灌木の異なる種類に成長したる二種の生なる種類、即ち、黑、綠の二種の種々なる類別に過ぎざりき。黑茶は最も低廉なる種類にして Souchong, Orange, Bohea, Congo, Campoi 及び Pekoe と云ふが如き品等の物を含み居りたり。之等の中 Bohea 及び Souchong は亞米利加人に依り購求せられたる主なる種類なりき。綠茶に就きては Hyson, Hyson-skin, Young Hyson 及び Gunpowder は主なる種類なりき。一七八四年に引續く數年間は、最も低廉なる Bohea が亞米利加行の積荷の大部分を占め居りたり。後、それよりも稍品質の善き Souchong が多きを占むるに至り、而て一八〇〇年後は一層品質の優良なるもの即ち綠茶—特に Hyson, Young Hyson 及び Hyson Skin の割合が增加し來り、遂に一八一〇年頃に至りては、綠茶と黑茶とが殆ど同一高宛輸入せられたり。更に一八三七年に至りては、綠茶は全額の五分の四以上を占むるに至れり。合衆國に於て次第に優良なる茶に對する需用增加したる事は、明かに亞米利加人の味覺の辨別力の發達と、購買力の增加とを語るものなり。

然しながら米船に依り輸出せられたる支那茶は獨り亞米利加の內國市場のみに供給せらるゝには非ざりき。多量の茶が支那より直接に、又は一旦合衆國に輸入せられ更に合衆國より再輸出に依り、他の諸國に輸送せられたり。歐洲戰爭の間は再輸出せられたる割合は大にして、通常一箇年の輸入總額の三分の一に達せり。一八一二年の戰爭の後割合は四分の一乃至十分の一に減少せり。之主として亞米利加船に依り諸外國に輸送せられたるが如き茶は、支那より直接に一層容易に輸出し得る事となりたるが爲めなり。露西亞、佛蘭西「ジブラルタル」等には何れも小量の輸送を見たるも、和蘭及び獨逸の諸港、特に「ハムブルグ」には非常に多量の輸送を見たり。和蘭に於ける亞米利加の茶貿易は後年和蘭が自ら直接に輸入を開始するに至り衰微せり。加奈太は合衆國に於ては高率なる輸入稅の存せしに拘らず茶の大部分を合衆國より仰ぎ、一八二五年迄繼續し來りしも、同年に至り、東印度會社が直接に加奈太に茶を輸送する事を許さるゝに至り止みたり。

茶は廣東より亞米利加に輸出する貨物中最も重要の物なりき。然れども他にも多年重要なる地位を占め居りたる物あり。支那の生糸は常に——一般に加工品として——輸出せられたり。一八二〇年より十五箇年間、生糸は輸出品として重要なる地位を占め居り、往々支那より合衆國に輸入せし貨物の總額の三分の一以上に達したる事もあり。然ながら、後年に至り衰微し——多分流行の變遷に基因すべし——遂に一八四一年には、辛じて總貿易額の八分の一を占め居りしに過ぎざりき。生糸と載る點に於て類似の物は綿布即ち南京木綿なりき。「南京」といふ名稱を帶びたれど支那の至る所にて製造せられたり。南京木綿には白、青、霜の三種あり、丈夫なる點耐久ある點、及び價格の

低廉に於て、如何なる種類の英吉利西國其他歐洲諸國産の木綿織物にも劣らざりき。然れどもその輸出價額は支那より亞米利加に輸入す　貨物の總價額の一四「パーセント」を超過すること無く、大抵はそれよりも非常に少なかりき。生糸の如く一八三九年頃より貿易額が激減し、一八二九年には四十五萬二千八百七十三弗に達したる貿易額が、一八四〇年には二千二百六十三弗と爲りたり。

其の他重要なる貨物は、旃那（肉桂の代用物にして、往々一年の貿易額が十萬弗以上に達したることあり）、支那燒（屢々底荷として用ゐられたるも、後年歐洲産磁器の爲めに亞米利加市場より驅逐せられたり）小量の砂糖（主として砂糖菓子の形にて）並に（Fire crachen）防火隔障、樟腦、大黄の根及び扇の如き各種の小量の貨物なりき。

此等の貨物も亦茶と同じく、亞米利加船に依り、合衆國にのみならず又世界の各地に輸送せられたり。生糸――佛蘭西製品を模倣して支那人が製造したる物なりと稱せらるゝは南亞米利加に輸出せられたり。南京木綿も亦同大陸に輸出せられたり。而て此發展的なる南亞米利加との貿易は密貿易により行はれ、南亞米利加共和國の獨立後始めて適法に行はるゝに至れり。其の他、各種の支那貨物が茶の輸入せられたる諸國に、茶に比較すれば少額なりしも、輸入せられたるは云ふを俟たざる事なり。

一八一二年の戰爭に續く數年間に、廣東に於て支那の規則の下に發達したる特別の社會生活は完成せる形態を備ふるに至れり。亞米利加人は既に久しく外國商人の間に卓越せる地位を占め居り、英吉利西人に次ぎ勢力を有し、尊重せられ居りたり。亞米利加人の貿易所は十三貿易所中優良なるものの一にして、その事業は次第に增大し、他の商行の內に氾濫するに至れり。亞米利加人の商會は主として取次商にして中には密接に合衆國に於ける商會と結合し居りたるものもありしも、大抵は別々に且異なる名稱の下に組織せられ居りたり。一八三二年に於ける調査に依れば、廣東、澳門、Linin に存在せし外國人の住家は總計百三十三戶にして、其中亞米利加人の住家は二十戶なりき。而て一八四一年には其の數は三十七戶に增加せり。之等の亞米利加人の商會中最も早く營業を開始したるものは「ショー・アンド・ランヂール」にして、最も著名なりしものは「ミルナー・アンド・ブル」、「タルボット」、「オリファント」商會、「サムエル・ラッセル」商會（一八一八――一八三三年）――同商會は「ヲッセル」商會（一八二三――一八二四年）に依り繼承せられたり――、「ラッセル・エンド・ジス」商會（一八三九年十二月三十一日？）「ピー・ダブル・ユー・スノー」、「ジェー・ピー・スタージス」及び「ウエット・モーア」商會等なり。之等の商會の名稱は關業以來同一なれども其の組織は變化せり。原則としてその營業者は專門家即ち若年の頃支那に渡來し、仕事を根底より習得したる人々より補充せられ居りたり。亞米利加人の貿易は政府の獨專には非りしも自然に獨專的の色彩を帶ぶるに至れり何者經驗が新規に開業せる商會に對し古き商會と密接に提携するに非れば成功する事を困難ならしめたるが爲めなり。

他國に住居せる人々の斯かる密接なる關係ある群に於ては、何れの場合にも見る事なれども、種々の團體的の事業が計劃せられたり。一八三六年には廣東商業會議所が外國貿易の利益を擁護するに必要なる一致の行動を保證する爲めに組織せられたり。各種の布教及び慈惠救濟を目的とせる協會が組織せられ、又新聞紙が發行せられたり。廣東「レジスター」は二三の英人と年若きフイラデルフイア人「ウッド」氏（主筆として）共同經營にて創立せられたり。「ザ・チアイニースクーリア・アンド・カントンガゼット」は亞米利加人の計畫せしものにして、一八三一年七月二十八日初號を發行したるも英吉利西に關する種々の問題に仕き獨立不羈の論評を爲したる爲め反對を生じ、長く繼續すること能はざりき。廣東「プレッス」は一八三五年創刊せられたり。社會的活動も亦閑却せられざりき。一八三七年には廣東競漕倶樂部が組織せられたるに實利主義なる商行商人は不審の眼を以て之を見たり。又屢々正式の午餐會が開催せられその席上にては國民の分界線を忘却して團欒せり。然しながら社交的生活の大部分は澳門にて行はれたり。同地に於ては支那官憲の羈則は稍々寬大なりき。而て貿易季節以外の閑散なる時期は保養の爲めに利用せられたり。此小半島は西歐羅巴の一片即ち葡萄牙の植民地なりき。而て多期の間は歐羅巴を離れたる何處に於ても之より愉快なる土地を發見する事は困難なりしが如し。

合衆國政府より見れば一八一二年に續く數年は支那に於ける利益が漸次增加せる年なりき。吾々は此の利益は議會に於ける「オレゴン」問題が紛糾せし一の原動力なりと思料す。加之、一八二二年三月に至り議院の商事委員會は其の報告中に、支那に於ける亞米利加が貿易の重要なる事に關し世人の注意を喚起せむが爲めに「大英國を除きては他の如何なる國民のそれにも劣り居らず」との一節を挿入せり。一八一九年十一月快速艦「コングレット」號――合衆國海軍中Lintinを訪問したる最初の軍艦なり――はLintinに碇泊せり。支那政府は同艦を商船の護衛船と看做し默許せり。然れども「商船が出港したる後海岸を巡廻する事」は嚴禁せられたり。然しながら同艦は數ケ月宛二回不在なりしのみにて一八二一年の初迄滯留せり。食糧を積載する事に對しては始めは支那政府は抗議を申込みたるも後之を許可せり。一八三〇年に亞米利加船にて世界一周を爲したる最初の船なる「ピンセンス」號が澳門を訪問せり。一八三二年の初、快速艦「ポトマック」號が、前年「サレム」の船「フレンドシップ」號を掠奪したる事に對し「スマトラ」島の「クワラー・バットー」の土人を懲罰したる後廣東を訪問せり。領事に對し支那官憲は同艦が直ちに出港し本國に歸還する樣取計ふ可しと命令せり。一八三二年「エドムンド・ロバート」の遠征隊――「ピーコック」號及びスクナー船「ボックス」號より編成せられたり――が、合衆國により、東洋諸國との條約を締結し亞米利加海員の利益を保護せんとの目的を以つて遣はされたり。此遠征隊が派遣せられたる直接の原因は「フレンドシップ」號事件なりしも、その一行は馬尼剌、廣東、交趾支那、暹羅及び「ムスカット」を歷訪し、其の最

後の二國と條約を締結せり。一行は一八三二年十一月廣東に到着したるも勿論政府と交渉を開始する事を得ず、一刻も早く退去す可しと命せられたり。其後四年を經て「ロバート」は批准交換の爲め「ピーコック」號に搭乘し再び極東に來り、又澳門を訪問せり。同艦は巡洋艦に依り嚴密に看視せられ、其の破損の箇所の修理の出來次第退去すべしと命せられたり。「ロバート」の前後二回の訪問の中間に「ピンセンス」號は再び同地に來航し、例の斷乎たる退去命令を受けたり。「ロバート」の使せし事は政府が支那貿易の有利なる事に氣付きたる表徴なりき。「ジアックソン」は一八三一年十二月の彼の年に於て支那及び東印度貿易に關する記述を爲したり。同じ元氣旺盛なる方針の下に海參紫檀材貿易の復活特に海豹獵航海の復活を目的としたる探險隊が「コムモドール・ウイルクス」の指揮の下に南洋に派遣せられたり。

關西製綱株式會社
大阪帶革製造所
中國化學工業會社
山東省代理店
船舶、鐵道、鑛山
鐵工、土木、建築用品販賣
和田寬商店青島出張所
青島長安町十四番地
電話五七五番
鐵工部工場
青島早霧町九番地
鐵道用品機械類カタログ御郵送ヲ乞フ
顏料製造工場
山東省博山驛前
電話四一番
當工場製造ノ辨柄ハ品質優良價格低廉製產高豐富
見本御一報次第郵送可申候
見本御入用ノ向ハ青島ノ方へ御申越ヲ乞

時報

在支英國商業會議所聯合會——靳總理の施政方針陳述——山東問題の運命——尼港支經魂撃事件——福州事件解決——間島撤兵交涉——徐樹錚氏の脫出——新借款團の完成——露支通商正式交涉開始

在支英國商業會議所聯合會

昨年第一回の會議を開き、廣汎なる決議事項を發表して世人の注目を惹きたる在支英國商業會所聯合會は、本年その第二回を十一月四日より七日迄上海に開催せり。會議の概況、決議事項等左の如し。

第一日は四日午前十時英國按察使署に開會、出席者は天津、漢口、北京、廣州、汕頭、煙臺、福州、鎮江、濟南、大連、上海十一口岸に香港商業會議所代表も加入せり來賓の重なるものは北京英國代理公使クライブ英國艦隊司令官東京英國大使館商務官北京英國公使館商務官濟南上海英國總領事上海英國按察使等にして上海祥茂洋行主バーキル氏議長席に就きたり先づ香港代表は祝辭を述べたる末香港に有力なる無線電信處を設置し印度、布哇とも通じ平時は商業用に供すべし特別委員會にては新嘉坡に設置說ありたるも此各國競爭の時香港に有力なる無線電信處を設置するは英國と支那との商業利益に大關係ありと說けり次に代理公使クライブ氏は今回の議事日程を見るに昨年提議されたるものの甚だ進捗せざるものあるが如し幣制改革と厘金廢除の二事の如き支那全部の中央商業に關係あり支那人に厘金廢除の利益なる事を示すべし幣制改良も上海造幣總局の設置と共に大に提唱すべし漢口天津兩獨逸租界問題は外交總長は英國人の利益を傷害せざる事を約言せり阿片問題は政局の不淸により煙毒復熾となり英支人の輿論は肅淸を主張し居れり諸君は之が切實な方法を建議されたし新銀行團既に成立せるが其の主旨は支那の幸福を圖るが爲にして支那中の識者は漸く其の主旨を知れるが如しと演說せり次いで議長は昨年の大會以後大連と靑島の二ケ所に英國商業會議所設置されたりと告げ昨年大會後の報告をなし午前は之にて終り午後二時半より續開し左の議案を通過せり。

一、本會在支香港の英本國の商業會議所聯合會と聯絡する事を主張す

二、本會は直隸河江委員の事業に滿足の意を表し駐北京公使に此委員會の重要なる事を聲明し並びに必要の財政供給をなし或は關稅を或ひは鹽稅の一部分を檢定し或は便利と認むる方法を以て其の經費を供給せんことを請ふ

三、去年本會の通過せる議案にて長江を開浚して以て航行に利せんことを主張せるが本會は今支那政府の浚江局組織前先づ專門委員會を設け全部の問題を研究し開浚工事の方法を規定せしめん事を主張す

四、本會は英國の製造業者と提携し以て英帝國の工業利益を增進せしめんことを願ふ

五、本會は支那政府が上海に鑄幣局設立を歡迎し同時に外

國專門家を招聘し銀銭に代る永久同一の標準貨幣を鋳出するの必要を聲明せんとす。

第二日　英國商業會議所聯合會は五日第二次會を開きたるが通過せる議案は左の如し。

一、在華公司　本會は支那に於ける現在及び將來の公司の名に「有限」の前に「英」の字或は其他同意の字を用ふべき法律を定むるの可否を本會書記をして調査せしむ

二、稅則修正　本會は輸入稅を修正して增加する稅金は支那政府が全國商業利益保護の能力表明する爲之を保存せんとの意見を聲表せんとす本會は又た將來稅率を修正せば本會が一九二〇年四月二十一日の書面中提出せる方法に據り支那商業徵稅の全部制度を改革せんことを要求すべく並に支那政府に此れより支那稅關の現在徵收する所の支那境內の一口岸より他の口岸への貨稅を廢除し以て徵稅制度改革の實際上の先決となさんことを要求せんとす

三、船舶援助　支那は稅關に於て支那沿海の航業を助くる爲め無線電信の位置尋査器を設置し又た氣候信號と海電の交通をも考慮すべし近來汕頭香港上海間の電信往々不通となる爲め汕頭に有力なる無線電信處を設くべし

四、版權　支那政府に支那も英、白、佛、獨、伊等の各國が一八八六年九月九日瑞西に於て調印せる條約により創立せる文藝美術保護會に加入せんことを交涉す

五、天津漢口露獨租界　支那政府は前に外人治權に屬する區域を收管し條約國人民のあらゆる財產と市政參與の權を剝削したるを以て本會は英國政府に英國人民の支那に於ける居住と營業者の條約權利の保障を請り並びに此等權利の侵犯を拒絕せん事を請ひ又英國政府は上述區域の將來の管理條件は宜しく支那政府も滿足なる了解を要することの絕對必要なる事に注意せん事を請ふ

六、支那の變亂　本會は支那各地が殆どみな擾亂無法たるを免かれず盜匪橫行し無規律の兵士も常に盜匪の行爲あるを遺憾とし支那當局が完全に眞面目に此等悲しむべき時局を處置せざるに對し抗議を提出せんとす又英國政府は此の如き責任廢棄の結果は必ず商業及び國家の福利に影響を及ぼすべからざる事を種々の方法にて支那政府をして悟らしめ同時に某國政府は同樣關係の各國と共同して此害毒滅除の方法を講ぜんことを請ふ

七、阿片とモルヒネ　本會は英國政府の阿片と其提煉物營業取締の意を歡迎す然れ共支那政府及び其他外國が同一步調に出でず支那の或る地方に於て栽培輸入賣買されれば英國政府取締の努力は無効となるべし

八、租界租借期廣州漢口天津英租界借地の延長は尙未だ滿足なる決定なきが此事は頗る英人の商業利益を妨碍す本會は英國政府に速に此重要問題を解決せん事を請ふ此の議案の決定を英國外務大臣に電達す

九、災害　本會は支那北方廣大なる區域內の災害に苦しむ支那人民に對し其の深切の同情を表示す

第三日　會議に於て議案の通過せるもの左の如し

一、在支英國の教育醫藥事業の補助總委員會を組織し此の事に就き努力し各地方會員より寄附金を募集し上海に總

收容處を設け先づ高等教育を支那學生に教授する英人學校及び爲替相場の不利其の他の原因にて財政困難を感じ居れる在支慈善事業援助の用に充つ

二、支那鐵道は未だ滿足に運轉せざるため本會は鐵道當局の爲め後援となり其組織を改良し弊害を除き運轉を一定せしめ貨物を直接裝運し通運會社へ依頼する必要無きやうにし又各項用費を取て車輛を增加し倉庫も增建せしめんとす

三、鐵道統一　支那は國際顧問委員會の助力を以て國有鐵道制度統一の計畫あり英國の技術上工藝上の技能を鐵道建設及び設備に適用せんとせば支那に於て充分の代表あり英國製造家は此事を考慮せんことを希望す

四、郵務　支那と英國間の郵務は近來稍進歩したるも尙郵便物の延着する事あり且不秩序なるため責任ある方面に整頓方を求めんとす

五、銀行團　本會は新銀行團の組織に對して歡迎を表示し支那財界をも加へて共同事業を行はんとの議に對しては尤も歡迎す本會は此の擧を以て新銀行團は僅に外人財政の利益を代表すとの非難を防ぐものと認む本會は支那財政の整頓は固より支那の權利に屈し全く外力を以て成す能はさるを信ず新銀行團は最大の裨益を支那人民と外人商業に及ぼすべし

六、シップメント名詞の定義　本會は提貨單の『シップメント』各條例の統一を重要なりと認む這は極東各商會間のみならず各國內此點に對する意見を疏通する必要あり之が爲め英國商業會議所は特別委員を擧げ航業銀行業商業各一代表を以て之を組織し裝船名詞の問題及び汽船會社の提貨單に關する責任を研究し本會に向かつて方法を條陳せしめんとす

第四日目は左の二件を通過せり。

一、賑災附稅本會は饑民の救濟費に充るため十二ケ月間輸入稅一割を附加しこの經費の分配には外人の充分なる監督を受け收支を詳細に公布すべきことを承認す本會は主義として近日各種の附加稅徵收され充分の布告なく一定の期限なきことに反對す

一、シップメント名詞近來外國銀行に於てシップメンに關する或條款を註せる提貨單を受取らざる爲め困難を感するを以て委員を擧げて此の事を調査せしむ

右にて議案は全部を通過したるが最後に議長バーキル氏は對日意見書朗讀されたるが其內容は日本の安東縣英人ショー拘留事件及び日本の靑島に於る態度と政策本年夏に於る船舶檢査規則の不公平等に對する不滿の意を示したるものなり

靳總理の施政方針陳述

南北統一命令發布後、十一月五日、靳總理は在北京外支新聞記者約三十人を國務院に招待し、統一善後方針につき陳述を試みたり。總理は先づ南北統一令發布までの經過を陳べ、統一善後の專管機關として善後委員會を設け、自から會長として盡力すべきを明かにしたる後、施政方針とし

て次の六大綱を擧げたり。

(一)立法機關の早日成立を希望す

民國九年以來兩次の國會今すでに終を告げたり國人の國會に希望するところのものは根本大法の產出に在り而して成績不良なりしは遺憾なり政府は(イ)國家根本法の產出(ロ)政府行動監督のために立法機關の成立を盼望す選舉は久しからずして實行さるべきか之に對し二方針を確立せり(イ)人民の絕對自由競爭(ロ)不正當なる運動の嚴厲なる監督これなり

(二)憲法の早成を希望す

國家數年の動搖不定は均しく根本大法なきに因る故に根本大法の一日も早く成立し政府をして依據するところあらしめんことを希望す

(三)行政權限を確定す

中央と地方、地方と地方との間權責極めて明瞭ならず故に外間自治に對して頗る熱心なりと雖も根本未だ立たず安んぞよく實現せんや政府は現に地方自治區域を劃定し自治法規を規定し地方をして眞正自治の實現あらしめんとす

(四)陸軍の根本整理

(イ)裁兵を繼續し民國五年度の豫算を恢復するを以て標準となす(ロ)軍制の改良(ハ)軍權政權の劃清を大綱とす

國會憲法自治等の項、頒布實行後各省軍政長官は當然法律の支配を受くべく亦民政に干涉する機會無からん督軍の存廢に至つては將來法制上の問題たり現在根本法制未だ立たず驟かに廢督を行はゞ則ち每省數十萬の軍隊を誰か管束を爲すや根本大法一たび定まらば軍民分治及び廢督等の名辭は自から問題と成らず

(五)財政の基礎を確立す

現在の財政たる收入と支出と均しく明瞭ならず豫算と決算とは未だこれを實施せず徵收は則ち整實遊多く支出は則ち名實稱はず金融幣制均しく一定の法規なし故に財政基礎の確立は誠に非常の要圖と爲す當さに各國の良法を採取し計畫を確定すべく幣制改革等次第に實行すべし財政の公開の如きもその尤なるもの一なり

諸君の聞かんと欲する最重大問題は善後借款問題に外ならざるべし外間政府に反對する者或は之を以て攻擊の材料と爲し甚しきは統令宣布を以て借款に因つて發すと爲すものあり政府は敢て責を負ひてその絕えて事實に非ざることを聲明し此機會に於いて更に開誠布公以て借款團に對する意見を宣布せん今日の情形より言へば缺餉缺薪每に數月を逾え統一以後益々款を需むるが故に外債に仰賴するの必要あるは政府も之を認む但だ一先決問題ありその一は國家の主權を損害する能はざることその二は政治の關係を牽引する能はざることこれなり若し此の一あらんか政府は敢て責任を以て絕對不借を聲明す

(六)教育計畫の確定

國家の精神は人才に在り人才のよつて出づるは教育に在り數年以來教育の頽廢痛哭すべし教育の費用を移して他項の用に充て遂に無教育の現象をなす今後凡そ裁兵によ

る滅費を以て悉く之を教育に用ふべく卽ち將來の借款も亦當さにその一部を以て教育の用に充つべし

山東問題の運命

山東問題の國際聯盟總會提訴は、支那に取り豫定の行動なりとせられ、世論も亦之を首肯しつゝありしに、會期漸く切迫せる十月末に及び、意外にも國際聯盟不提出論廟堂に勝を制せりとの說を傳ふるものあり。卽ち北京政府は、聯盟全權代表顧維鈞、支那國際聯盟協會を代表し、ミラノの國際聯盟協會聯合會に列席したる林長民兩氏の報告に依り

(一)國際聯盟總會が受理する『國際紛爭』は、世界の平和に大影響を及ぼすべきものに限定せられ、日支間の一小紛爭に過ぎざる山東問題の如きは受理の限りにあらざること

(二)聯盟第一回總會は、聯盟自體の組織に關する議事を主とするものにして、國際紛爭に關する件は、聯盟裁判所成立後に讓るべきものなること

の二點を明かにし得、敢へて提訴を爲すも受理せられざるべきを豫想し、兎も角も今次の總會には提訴せざるに決し、事實總會開會後の狀況を見るに、山東問題の提出せられし模樣なし。

以後、山東問題を如何に處理すべきか。此問題につきては次の說あり。

(一)第二次聯盟總會に提出すべしといふもの

(二)聯盟裁判所成立後提出すべしといふもの

(三)今次の總會に大正四年日支協約(所謂二十一ケ條)の廢棄を提訴し、以て山東問題の根本的解決をなさんといふもの、和約研究會長に推されたるも終に就任せず、上海に歸りし王正廷氏此主張の支持者なり

(四)海牙仲裁々判に訴ふべしといふもの、現外交總長顏惠慶氏はその主張者なりと傳ふ

尼港支艦砲擊事件

九月七日より同十八日に至る日支兩國委員の共同調查(十一月十日大阪每日新聞參照)に基き十月二十六日小幡公使より交涉提起、十一月十一日、日本要求の第一項たる『支那政府に於いて遺憾の意を表すること』を拒絕する外、他三項の要求は之を容認する旨の回答あり、爾後深澤二等書記官、土肥原大尉(日本側)、外交部秘書熊垓、海軍部陳復(支那側)四委員の間に細目協定中なるが、支那側の態度强硬にて解決永びく見込なり。

福州事件解決

大正八年十一月以來日支の懸案として殘されありし福州事件は、九年十一月八日を以て最後の妥協點に到達し、同十二日を以て一件公文書の交換を了し、事件全く解決せり。右公文書左の如し。

小幡公使より顏總長宛

以書翰致啓上候陳者客年十一月十六日福州に於て黃國民

と帝國臣民との間に惹起せられたる衝突事件は不幸にして貴我兩國民中に負傷者を出すに至りたる處右は素と同地に於ける日貨排斥に因り激成せられたるものなりと雖本事件の發生は之を兩國親善の趣旨に顧み帝國政府の遺憾とする所に有之本使は帝國政府の訓令を奉じて之を閣下に轉達致候此段照會得貴意候敬具

顏總長より小幡公使宛

以書翰致啓上候陳者福州事件に關し貴翰を以て御照會の趣閱悉致候査するに福州地方客年五月以來人民誤會により排貨風潮を發生し地方官に於て之が取締に盡力したりと雖仍時々範圍を軼出するの行動なきにあらず以て貴國商民其損失を受くるに至れるは茲に兩國の親善に鑑み本國政府の實に遺憾とする處に有之候就ては貴公使より右貴國政府に御轉達相成度此段照覆得貴意候敬具

小幡公使より顏總長宛

拜啓陳者客年十一月十六日福州に於ける兩國人民衝突事件に於ては不幸にして貴國側十名邦人側五名の負傷者を見るに至れる處兩國邦交の敦睦を期し速に平和解決を計るが爲め双方負傷程度を切實に考量し本使は茲に貴國側負傷者にして比較的負傷程度重きものに對し慰藉金銀一千三百元を給與することを承諾し順記料理店の器物損失に至つては直接日本人側の所爲に因るものに非ざるも偶日本人等が該店に避難したるにより其損失を來すに至りたるは幾分同情すべき點あるに付救恤の趣旨にて慰藉金銀八百元を支給すべきに付右樣御承知相成度候尙處分及善後事宜は日支兩國政府に於て査明の上公平に處理することと致度此段得貴意候敬具

顏總長より小幡公使宛

拜啓陳者客年十一月十六日福州に於ける兩國人民衝突事件に於ては不幸にして貴國側十人本邦側五名の負傷者を見るに至れる處兩國邦交の敦睦を期し速に平和解決を計るが爲め双方負傷程度を切實に考量し本使は前に貴國負傷者にして比較的負傷程度重きものに對し慰藉金銀一千三百元を給與することを承知し順記料理店の器物損失に至つては直接日本人側の所爲に因るものに非ざるも偶日本人等が該店に避難したるにより其損失を來すに至りたるは幾分同情すべき點あるに付救恤の趣旨にて慰藉金銀八百元を支給すべきに付右樣御承知相成度候尙處分及善後事宜は日支兩國政府に於て査明の上公平に處理することと致度旨御申越の趣委細致了承候此段回答得貴意候敬具

間島撤兵交涉

琿春事件に因る間島出兵の善後策に關しては、十一月七日の閣議に於いて方針を決し、九日小幡公使より左の通り支那政府に申入れたり。

(一)帝國政府は間島地方に於ける不逞鮮人並びに馬賊等の暴行に對し日支共同討伐の協定に基き若干の軍隊を派遣して銳意その掃蕩を圖りたる結果漸く協定地域内に於いてその目的を終了したるも尙一部の兇徒は日支共同討伐協定地域外に遁走し何時再擧を圖るやも知るべからざる

ものあり此際支那政府にして此兇徒の剿滅を圖るべく必要なる手段を講ずるに於いて我が派遣軍は間島より撤退すべし

(二)琿春頭道溝百草溝龍井村局子街の五ケ所に派遣せる軍隊は尙駐屯せしむべきも右は該地居留民の安寧秩序を維持するの必要に基くものにして此上共同討伐に從事すべきものにあらず而して該地方に對しても支那政府が必要なる軍隊を送り我が居留民の絕對安全を確保するに於いては前記該地方よりも軍隊の撤退を爲すべし

(三)我が軍隊撤退後に於いて若し支那政府の取締十分ならず再び兇徒の襲來するありて我居留民の安全を脅威せらるゝが如き事態發生するに於いては我が政府は支那政府との協議を俟たずして隨時同地方に派兵すべく豫かじめその了解を希望す

右申入れに對し支那政府は同月十六日を以て左の如き回答を日本公使館に送附せり。

第一　居留民保護及び支那軍隊增派の件は承知せり

第二　右の手段を採る以上最早や意外の事件を發生する事は萬々なかるべし假令これありとするも支那政府が完全に責任を負ふ以上支那領土内に外國の軍隊を出動せしむることは何國に對しても絕對に拒絕す

第三　急速日本軍の撤兵を實行されたし

即ち支那政府は出兵權保留を絕對に拒絕せるなり。小幡公使は是に於て十九日

(一)龍井村等の地方に常駐せしむべき支那軍隊の兵數及び地點に就き其後進行せる狀況の說明を乞ふ

(二)隨時出兵に關しては日本政府は唯出兵權保留の聲明を爲すに止め支那側の承諾を要求せず

と通告せるに、支那は二十五日『軍隊駐屯地點に就いては目下張作霖と相談中なれば決定次第再び通告すべく日本の出兵權保留は絕對に拒絕す』との回答を與へ、撤兵交涉はこれにて一段落を告げたり。今や旣に本交涉提起の機會に達せり。

徐樹錚氏の脫出

七月以來日本公使館に潛伏中なりし八禍首中、徐樹錚氏は十一月十四日夜より十五日朝までの間に於いて同館を脫逃し、去向を知らず。小幡公使は十六日を以て徐氏の脫出を支那政府に通告せり。左の如し。

以書翰啓上候陳者當公使館護衞隊兵營内に收容中なりし徐樹錚氏は過日以來其最初本使に對して爲したる保護の請求を撤回し當公使館外に退去したき旨再三本使へ申出たるも本使は之に對し切に其反省を求むるの措處を取り來りたる處同氏は十一月十四日夜迄は確かに該兵營内に在りしも翌十五日朝に至り同所内那邊にも同氏の在らざることを發見したる旨護衞隊長より報告に接し候卽ち同氏は十四日夜より十五日朝迄の間に於て單身同所を脫出したるものと認むるの外無之候本使は玆に本使の同氏を收容したるは單に國際の通義に基き何等他意あるに因る次第に非ざるに顧み當時直に右收容の事實を貴國政府に通告したると同樣前記

同氏退去の事實をも亦茲に遲滯なく貴國政府に及通報次第に有之候此段照會得貴意候敬具

支那政府は異常の昂憤を示し、十一月二十日を以て抗議書を日本公使館に提出し、小幡公使は同二十七日を以て之を駁覆せり。二往復公文を次に提ぐ

以書翰啓上候陳者十一月十六日附貴公使照會によれば貴館護衛隊内に收容の徐樹錚は十四日晩より十五日朝迄の間に該所を逃出したり云々と有之之を閱讀して怪訝に勝へす候査するに徐樹錚の貴館護衛隊内に逃匿るゝや前に貴公使八月八日附照會に對し本部は徐樹錚及曾毓雋等は軍事上及刑法上の重大犯罪を犯し逮捕の明令を奉じ居るにより八月二十二日附を以て或は之を放任し或は之を指引して他處に逃げ匿くるゝなく以て訊判に便せしめられたきを請求し且つ八月九日貴公使の照會にて曾て以上諸人に對しては嚴重に告誡し收容所内に在つては一切の政治に干預せす並に外面との交通は完全に斷絶しある旨を聲明しあるに今や該徐樹錚は竟に貴國護衛隊内より逃出すを得たるは惟だに我國政府の意外とする所たるのみならす且つ貴公使照會の聲明する所とも顯かに合はざるものあり又貴翰には該氏は近ろ貴公使に向ひ其當初の保護の請求を撤回して貴公使館外に退出せんとすとあり是其意の逃走に在ることは想見に難からすして貴館護衛隊は自ら應さに意を加へ防備して其脫出を阻むべき也且徐氏は既に本月十四日晩より十五日朝の間に脫出したるに遲く十六日午後に至り貴館の通知が本部に到着せることは亦た殊に解しがたし茲に辦法四條を提出し理由を申述する左の如し。

(一)貴公使前項の照會には既に徐氏等に對しては收容地點内に在つて一切の政治に干預せす並に外界と交通を斷絶すと稱せば貴公使館は固と既に完全に監視の責を負ひたるものなるに乃ち竟に此首要の人をして忽然逸去せしめたり是貴公使館始終前照會の言を踐む能はざるもの實に我國政府の厭負する所あり應に公文を以て我國政府に對し遺憾を表示すべし

(二)貴館護衛隊は既に徐氏等を防視するの責あるに徐氏失踪の情形を未だ嘗て豫め注意せす事後に揣測の詞を以て貴公使に報告す是れ其防範に疏に其職務を盡す能はざる甚だ明瞭たり自ら應さに處分あるべし

(三)今や時局緊要の際徐氏逸去後將來國内或は國外の貴國籠圍内にて倘し何等かの活動あり因つて不良の影響を發生し或は累を地方の治安に及ぼし或は妨を國際商務の類に及ぼさんか均しく應さに貴國にて其責任を負ふべし

(四)徐氏は既に貴館護衛隊營にて防視の職を盡す能はす逸逸せしむるを致したるは此等事件の再發生を豫防する爲め其餘の曾毓雋等の八人は自ら未だ貴館護衛隊營内に留容するに便ならす應さに請ふ我國政府の要求に照らし一律に引渡され以て歸案辦理に便せられんことを一面東京駐在の胡公使に電命し貴國政府に對し同樣の聲明を爲さしむべく此段照會得貴意候　敬具

民國九年十一月二十日　　顏外交總長

小幡公使閣下

小幡公使回答

以書翰致啓上候陳者徐樹錚氏當公使館護衞隊兵營脫出に關する十月十六日附本使照會に對し同二十日附貴照會を以て御申越の越關悉右は早速帝國政府に及電報置候處今般右に對し回訓に接到致候査するに右貴照會の次第は徐氏外八名の收容に關聯せる本使從來の通知及聲明に對する貴國政府の誤解に胚胎する點不少是帝國政府の先以て遺憾とする所に有之候抑徐氏等を當館護營隊兵營に收容したるは最初同氏等に於て任意當館に來り其保護を請ひたるが爲本使に於て國際の通義殊に支那に於ける幾多の前例に鑑み之を容れたるに外ならず同氏等にても再び任意に其當初の請求を撤回し當館の保護を離れ自ら貴國官憲逮捕の危險を冒さんとするに於ては本使に於て强制的に之を阻止すべき謂れ無之候尤同氏等にして苟も當館内に在る間は當館の庇護を蒙り陰謀的企畫を廻らすが如きは斷じて許與すべからざる所なるが故に右收容と同時に同氏等に於て一切政治に干與すべからざることを嚴重に戒告し且收容中外部との交通を絶たしめ爾來之を勵行し來れる次第に有之候も公使館として右以上豫め監禁其他の方法に依り之を拘束するの措置に出で難きは論を俟たざる所に有之況や當局に於ては徐氏に退去の意志あるを知るや切實其反省を求めたるに拘らず遽に兵營當局の目を晦まし脫出を遂行したる以上公使館區域各門守護の貴國警察官憲は現實其職責の重きを加へたる次第なるべき理更に無之候將又本來本使に於ては徐氏の脫出を貴國政府に通吿すべき書然の責務を負ふ次第に無之も一に邦交の大局に顧み爲に其收容を通告したる同一精神を以て事實を率直に通告したる次第に有之而も事僕重を期せむが爲脫出前後の情形を確査し然る後遲滯なく通告の手續を執りたるものにして其間何等他意ある次第に無之候

事情以上の如くなるを以て貴照會所載要求各項中(一)及(二)に關しては貴國政府に對し何等責任の問題を生ずること無之又(三)に付ては既に本使に於て徐氏の退去を阻止すへき權利義務共に無之以上其脫出後は萬事當然其當館收容以前の事態に復歸したるものにして其後の事柄に關し帝國政府に於て當然其責に任すべき理なく況や今日斯の如き假想の場合に關し何等回答を爲すべき限に無之候、但し隣交敦睦に顧み貴國政府の危俱が眞に一片の杞憂にあらむことは素より特に熱望して已まざる所に有之候又(四)に關しては元來國際の通義と人道上更に又幾多の先例とに基き此等諸氏を收容するに至れる嚴正なる方針は徐氏一人の脫出に依り何等變更すべきものに非ざること勿論に有之卽ち護殘留の八氏に於て同しく其最初の要求を撤回し當館の保護を離れむとする場合に本使に於て之を阻止するを得ざる次第なること前述の通なる以上貴國政府に於て護衞を必要と認めらるるならば應に自ら貴國警察を督勵して之に備へらるること可然之が爲當館に於て右八氏を貴國政府に引渡すべき理由更に無之候尙尤今後右八氏にして當館保護の下に在ん限りは依然外部との交通を絶ち一切政治に干與せしめざることは從來の如くなるべきも未だ以て支那政府に代りて國民黨を監禁したる次第に非ず又監禁すべきものに非ざるは

御有之度此段申進候　敬具

大正九年十一月二十七日

日本帝國特命全權公使　小幡酉吉

支那共和國署理外交總長

顧惠慶殿

新借款團の完成

新借款團の成立は、十一月二十日、日英米佛四國政府同時に發表せる次の聲明を以て公式に宣布せられたり。而して支那政府に對し、新團の完成を通告するの手續は、英國代理公使が本國に請訓中なるため十二月八日迄には尚だ實行を見ず。

帝國政府は昨一九一九年五月巴里に於て對支借款團組織に關し米英佛日投資團代表等が議定したる協定が今回當該四國銀行團に依り正式に調印を了したるの報に接せるを喜ぶ

斯くて借款團なる名を於て國際的協同機關は四國政府の完全なる諒解の下に完成し帝國は此結果支那國民の利益が完全に保護さるべきを確信す而して資金は支那政府又は其地方官憲の保證せる公債に依り支那政府或は其機關に貸與され得べく關係各國は支那政府に對し其必要とする資金但交通連轉機關の改善を圖るに必要なるものを徹進するの目的に於て共同一致するものなり尚之に依り國內統一と國力充實とに努力する支那國民を援助すること並に支那の經濟的發展に努むる各國民の個人的企業に機會の均等と大なる活動の舞臺を與ふる結果を招來すべきを希望す

又如斯共同事業は關係各國民間に極東問題に關し將來一層の諒解と協調を確立すべき端緒たる可きを確信するものなり云々

支那側の銀團に對する態度は、表面上反對に一致し、財政總長周自齊は、十一月二十三日ベンネット（米國花旗銀行北京支配人）アレン（滙豐銀行同上）ベーラン（東方滙理銀行同上）小貫慶治（正金銀行同上）四氏を招待し、意見を交換せるところあり、二十六日右會談に基き、十一月二十三日財政部に於ける會商の趣旨に從ひ財政總長は新財團に關する個人的誤解を解かんが爲め次の如く言明せり。

一、支那政府は現に改造の爲め財政的援助を必要とす

二、若し支那政府にして此目的の爲め借款を起すの必要を認むる時は

(イ)予は財政的獨專を意味するが如き一切の借款契約並に

(ロ)地租を擔保とし之を外國司法權の下に置くが如き一切の借款契約

に反對せんとするものなり本財團は支那の改造を援助せん

とするの目的を以て成立せるものなり支那殊に余は斯の如き外國財團投資の動機に關して厘毫の疑惑を抱かしめざると共に恰も國家的自由の束縛せらるゝかの如く思惟する支那國民の誤解を一掃せん事を期待すとの書翰を寄せたるを以て、銀團代表は十二月一日會議を開きたる結果、二日附を以て回答を發し周總長の誤解を釋明するの手續を取れり。

交通部諮議呂瑞庭氏は、十一月中旬『爲新銀團問題敬告政府及國民』なる意見書を發表せり。交通部方面即ち舊交通系の對新銀團意見を見るに足るを以て次に譯載す。舊交通系は又一面かの內國銀行團組織の中心勢力なるが、此運動に關しては次號に於いて別に解說せんことを期す。

曩者、米國に新銀團組織の議を倡ふる有り、吾人即ち外人が特に此に藉り我が鐵路を統一し我が主權を侵害せんことを慮り曾つて一再ならず意見を發表し國人に通告せり、頃ろ中外報紙を閱するに、新銀團は已に紐育に於て正式會議を開き其の會議日程中に數條の中國借款に對するありて討論せり。

地丁稅を以て擔保となし鹽務辦法に照し外國稽核員に依り監督し鐵路政策に對しては、鐵路の統一、各幹支の重要及優先移轉辦法を比較し各路の設備の畫一と投標の平等、工程司會議開設を主張し、其の尤重なる者は中國最近の情形、即ち南北統一、軍隊の裁撤、憲法の確立、國會の選舉、及び明年豫算案の如きを調査し、適當の財政制度を建設し借款用途を監督するに在り其の大要を綜ずるに寒からずして慄ふ、回憶するに兩年以來吾人の反覆叮嚀に我が政府及國民に警告せるは新銀團の借款に反對せるに非ず實に新銀團條件の苛虐に對して反對せるが爲めなり、苟くも以て忍受すべしと爲さば祇に求むべし、用途正當なれば何ぞ必ずしも喧に因つて食を廢し政治の進行を阻せん、最近新銀團の詳細なる條件は吾人從つて探悉なしと雖も但し報紙の露佈する所に就いて觀るに新銀團は實に主權を侵害し政治に干涉の意味あり、故に意見を發表し以て政府及國民に警告し以て共に應付の法を謀り以て中國の之を救はざる能はざるなり。

借款の時機は宜しく審愼なるべし

近日報紙は政府は特に統一の機會に借りて新銀團と借款談判を開始せんとすと喧傳す、夫れ借款は必ず南北統一後方に能く着手すべし、不侫前の鐵路統一問題意見書に於て已に此の說を力主せり、唯だ命令の統一と事實上の統一とは混じて一談と爲す能はず但、事實は未だ統一せず裁兵の辦法なき以前に於ては祇に借款の條件を商榷し應付の方法を籌畫すべく萬借款を實行すべからず、即ち强ひて借款せんと欲するも恐らく新銀團亦遽然として應允する能はざるべし、然して事實未だ統一せず裁兵辦法無き間は即ち內債亦輕々しく募集せざるを可とす、此れ政府の應に特別注意すべき所のものなり。

借款用途は宜しく正確なるべし

中國從前の借款は往々分ちて政治借款と經濟借款との二項となせり、抑此種界限は實に劃清し難きを知る、例せば

鐵路借款の如し、經濟方面に就いて之を言へば一種經濟的施設にして當然經濟範圍に屬すべしと爲し、政治方面に就いて之を言へば又交通行政の一種用費に係り亦た目して政治借款と爲すべし、加ふるに年來政費支出し政府往々、經濟借款の名に假りて政治借款の實を行ひ或は經濟借款の額を增加し以て政費の流用に備へんとす、此種現象は歐戰期中日本との借款に於て尤も著はると爲す、其の借款總數將に二億に近く吾が國の內亂は此に因り延長し、日本軍閥及び財閥は此の資金を亂投し其の財政上及び經濟上亦莫大の影響を受けたり、誠に所謂人に害ありて己れに益なきもの其の愚や及ぶべからざるなり。茲に專ら鐵路に就きて之を言ふに歷年內外借款五六億を下らず其の數日巨ならずと謂ふべからず、每年一般會計中、騷缺する所、挪用する所の數は多くて千萬、少くて亦數百萬の巨を下らずと爲す、或は鐵道借款の名に借り移して軍事の費と作す、債權者は祇に期に息を取るの權あり路を造るの權あり人を用ゆるの權あり、勢力範圍、優先權あるのみにて路の造らるると造られざるとと均しく問はずして可なり、還本の期一たび至らば自ら方法あり以て之を處分す、苦しむ者は借款の國のみ、自今以後凡そ鐵路に因る所借の款は宜しく之を鐵路に專用すべく萬移して他項用途と作し以て自ら悔を取るべからず、鐵路は固より應に是の如くなるべく各種實業亦然り此れ政府の尤も特別の注意をせざるべからざるものなり。

借款條件は宜しく公佈すべし

歷年借款の條件は事前には皆秘密を守り甚きに至つては事後亦公佈するを欲せず、苟も條件にして十分苛虐ならず主權に妨無ければ秘密にする必要無からん、此次新銀團の條件は必ず民國二年第一次善後借款の主權を損失し政治に干涉せしに較し尤も甚だしと爲す、政府は事前に公佈し以て主權失敗の後再び國民の攻擊に會するを免るべきなり。

宜しく各方面の意見を徵集すべし

萬一事前に公佈し難ければ亦宜しく各方面の意見を徵集し以て輿論の指責を免るべし、現任閣員及軍民長官は固より應に事前に商榷して政策の失敗を免るべく國會及び其他の法定團體に對しても亦應に其の同意を取り以て主權の損失を免るべし、借款未だ成熟せざる以前に在つては府院は宜しく一外債研究委員會を組織し借款標準の大綱を審訂すべく、財政交通農商各部亦應さに臨時に委員會を組織し各種借款の詳細の條件を審訂し以て事前の準備を爲すべし、此の外金融機關及其他の團體亦應さに材料を搜集し隨時研究し以て應付を爲すべし各方面研究の結果、審訂の主旨は應に隨時逐つて京外各報及び雜誌に載せ以て半官式の公布を爲すべく輿論の批評如何を俟つて之を取捨再定すべし、此れ政府と國民との應に特別注意すべき所の者なり。

宜しく國際聯盟の保障に恃むべからず

頃ろ聞く政府は新銀團條款を國際聯盟の財政股か或ひは經濟股に提出し其の保障を求むべしと主張すと、此れ蓋し國際聯盟規約の第十條の凡て義務に適せざる條約又は其當事者が承受する能はざるの條約は聯盟に提出し其の保障を求むるを得とあるを以てならん、抑々知る國際聯盟はウヰ

ルソンの主張に係る、彼れ歐より歸國の後卽ち輿論の攻撃を受け其の政策は已に無形停頓す、大總統改選にハーデン當選す卽ち國際聯盟攻撃の最有力の人と爲し山東問題既に莫大の影響を受けたり、故に新銀團の條件につき國際聯盟の保障を求むるより政府は國民の保障を求むるを較して特むべしと爲す、此れ亦政府と國民と應さに特別注意すべき所の者なり。

中國銀公司は宜しく切實籌備すべし

所謂中國銀公司宜しく切實籌備すべしと云ふは僅に新銀團に加入を籌備すべしと云ふに非ず、宜しく切實に資金を籌備し以て各種借款の用に供すべしと云ふなり、唯々事實未だ統一せず裁兵辦法無きに於ては該公司卽ち資金の籌有あるも亦應さに政府に供給し內亂を延長せしむべからず、若し事實に於て統一成り裁兵辦法有れば吾儕小民節衣縮食しても亦當に銀公司の募集に應じ以て鐵路及び實業を整理するの用に爲すべし、中國年來、國困し民窮せりと雖も鄕間の富豪の地に窖藏するの硬貨は恐らく英佛各國々庫の硬貨に較し尙多かるべし、都市中の游資亦復た少なからず、祇事實能く統一し裁兵辦法あり政府各種公債に對し能く信用を維持せんことを求む彼の時、銀公司、竭力活動せんか每年當に內債一億元を募集すべく三五年後には實業、漸を逐ふて發達し鐵路、漸を逐ふて整理さるゝを俟つて再び外資（此時の條件は當然銷圍に就き易し）の利用を行ひ以て內債を償還し或ひは輕債を借り重債を償還し盈虛を斟酌し相機應付すべし是れ銀公司に在りては好んで自ら之を爲すなり。

政府は宜しく愛國心あるべし

此の標題の所謂政府とは僅に閣員を指して言ふに非ず凡そ地方の軍事長官を擧げて均しく包括して內に在り、余嘗つて軍閥覺悟せず中國に一事の辦すべき無しと言ひしが今更に之を申言して曰く、軍閥覺悟せず又何んぞ必ず事を辦せん、更に何んぞ必ず借款し以て中國の之を促さんやと然らば則、所謂愛國心とは何を以て標準と爲すか、軍閥は多く不義の財を積むを以て戒と爲し閣員は多く借債し軍閥に供するを以て戒と爲す、政府能く此理を覺悟すれば卽ち之を愛國と謂ふ可し、此の中の眞理名言は經史子集中論述せる者甚だ夥しく茲に亦縷述に遑あらず但々露國過激派發生の原因及民國以來軍閥政客の結果に就いて之を推測すれば政府にて稍々知識ある者は當に覺悟すべきなり。

國民は宜しく愛國心あるべし

此の標題の所謂國民とは士農工商各々恒業あるの國民を指して云ふに非ず乃ち代議士、新聞家及其他政客を指して云ふ、凡そ恒業を有する國民は概して國事に與聞せず所謂愛國なし亦所謂不愛國無きなり、惟々政客は種々黨派の關係及び生計の問題に因り其の主張の政策、往々愛國心と相違背す、新銀團問題に就いて言へば政客原と可否の二說あり、幸に二說とも均しく愛國を以て前提と爲し其の主張も均しく片面の理由あり、鄙意は此の問題は宜しく黨派を分たず一致外に對し平心靜氣、利害を研究し總じて借款の時機は宜しく審愼し借款用途は宜しく正確に借款條件は主權

を侵害し政治に干渉せざるを以て要件となす、此の如ければ卽ち之を愛國と云ふべし、初め軌道外の行動を取る無く愛國の名に借りて以て鐵國を實行するなり。

鐵路は宜しく確定の政策及整理の方法あるべし

新銀團の中國鐵路の統一、中國鐵路の共管には吾人自ら應に反對すべし、惟交通當局は鐵路に對して宜しく自ら確定の政策を行ひ辦法を擬訂し以て借款の標準と爲すべし、管見の及ぶ所に就いて次の如く假定す。

（一）主權を損せざるを以て前提と爲す（二）輿論に違はざるを以て歸宿と爲す（三）國有已成の路は我により法を設け整理し新銀團干涉する能はず、（四）他有の各路は應に情形を斟酌し收回自辦するか或は新銀團共同投資に劃入す、（五）已に契約を訂し尙ほ未だ交款せざるの路は宜しく存廢を分別し或ひは歸併し以て交通の發展が永遠に其の阻碍せらるるを免るべし、（六）凡そ未だ規劃せられざるの路は宜しく通盤籌畫某路は應に國有に歸すべく某路は應に民有に歸すべし、某路は借るゝに外債を以てすべく某路は須らく內債を募すべしと分別規定し糸毫も新銀團の干涉を受くる能はず、（七）鐵路會計は須らく眞正に獨立すべし、凡て新銀團と關係を有する各路の帳目は該團より派員し幇同稽核すべき外仍須らく國會に送り審査し期を按じて公佈し以て大信を昭にすべし、（八）鐵路借款及び每年の餘利は採用を准さず凡そ銀團の路款に關しては該團に與ふるに稽核の權を以てすべし、（九）中國銀公司は新銀團と共同し一銀行を組合し路款を經管すべし、理事は華洋各々半し理事長及行長は須らく中國人を用ふべし、（十）工程、機械、運輸、材料、文學等は外人を聘し統一の方法を商榷すべし、（十一）購料包工等は先づ中國人をして辦理せしむるか或ひは各統一規定の標準に照らし投票を公開し並に自ら宜しく鋼鐵車輛等廠を設け以て利權の外溢を免るべし、（十二）運費は應に全く交通部當局により制定すべく新銀團は絲毫干涉する能はず、以て協定稅率の弊を踏むを免るべし、（十三）鐵路工程司會議は外人を參考すべく其の提出の計畫書は須らく我が政府の同意を得べし、（十四）我が政府は專管路線を徵用の權有り、又國防上或ひは該線附近に競爭綫を敷設するも新銀團は異議ある能はず、（十五）鐵路高級行政官吏及び各路面局長は須らく完全に中國の學識經驗の人を用ゆべく新銀團は干與する能はず、（十六）各路處長副處長には洋員を酌用すべし、惟、人數及權限は明白に規定すべし、（十七）中級人員は應に一律考試任用すべし惟、華洋人數及權限は宜しく詳細規定すべし、（十八）下級員司夫役は應に全く中國人を用ゆべし、惟、須らく各種講習所を設け以て相當敎育を施すべし、（十九）路警は全く中國により自ら編練管轄を行ふべし、（二十）鐵路性質は鄭政、稅關、鹽務に較すれば同じからず、職員任用を規定する時は特別に審愼なるべく萬大權を旁落し、我國優秀の專家をして永く外人の苦力と爲すべからず、以上二十條は鐵路政策と視るべく、亦鐵路借款の標準なり、若新銀團條件にして此の標準と相違背せば、路、築かざるべく、債、借りざるべし、誠に彼に蹊田奪牛の心あれば我は嗑に因つて食を廢するの計を爲さざる

能はず、萬一舊債極めて須らく償還し新路極めて新築せざるべからざれば南北統一、軍律清理の後を俟つて法を設け內債を募集すべし、或ひは已成の路及新修の路を以て酌量分配し商民の辦理とし以て內地の資金を吸收し以て外人の束縛を免るべし、分配妥給の後を俟つて尙ほ運費を酌加し以て現狀を維持すべし（現在歐米及日本の鐵路運費は均しく增加の趨勢有り、余別に一論文あり、鐵路協會の會報に登載せり）吾儕小民、傾家破產すと雖も亦、竭誠相助を願ふ、絕えて外人の操縱に聽き外人の沒收に任せ以て我が主權を侵害せしめ我が國家を滅亡せしむる能はず。

國有已成の路の車輛は如何に添配し、倉庫は如何に設置し、客貨は如何にして招待し、惡稅は如何に廢除し運貨は如何に責任を負ひ、運輸は如何に改良し運輸次第は如何に擴充し運輸能力は如何にして增加すべきか、免票は如何に取締り官缺は如何に限制すべきかの凡て此の緒端は皆、鐵路收入に莫大の影響あり交通當局者は法を設け之を整理せざる能はざるなり。豫算を如何にして確立し、員額を如何に規定し客貨票の進款は如何に稽查し工程材料及一切の不經濟の款項は如何に考核すべきかの此等緒端は皆鐵路支出と莫大の關係あり、交通當局者は亦設法之を整理せざる能はざるなり而して其最も以て人をして藉口せしむるに足るものは則ち軍人の鐵路破壞と營業妨害と爲す此れ其責は僅に交通當局に在るに非ずして軍務官吏に在り、交通部は應に新銀團の中國鐵路の共管の弊害及び其の詳細の情形とを軍官に通知し各路人を曉諭し、彼等にして稍々愛國心を具すれば啻に能く前非を痛改すべし。

政策確定し整理緒に就き鐵路擴充の後を俟つて再び日本に仿照し專部を設立し（拙譯、日本鐵道省官制は鐵路協會報九〇期に詳かなり）郵電航各事を交通部管轄に留歸し鐵路は鐵路部の管理に劃歸すれば、則ち鐵路の整理發展、較容易なるべし（余、民國元年、鐵路は獨立機關の設立を主張し曾つて論文を選著し各報紙に送登せり。）

財政及實業は均しく須らく確定の方針あるべし

新銀團の條件を查するに鐵路を除くの外、財政方面は、（一）地丁稅の改革、（二）地丁稅を以て借款の擔保品と爲し鹽務署辦法に仿照して外國より稽核監督す、（三）借款の用途の監督、（四）幣制改革、（五）適當の財政制度の建設、（六）下年度豫算案、（七）煙酒徵收と爲し、實業方面は太平洋公司借款と爲す、各條を綜核するに地丁擔保を以て最も嚴酷と爲す、地丁は歲入の大宗と爲し八年度豫算に據れば、田賦一項の歲入八千六百餘萬元、地丁は卽ち六千五百八十餘萬元を占む、政府若し適當の方法を用ゐ切實整理せば歲入は尙ほ增加すべし、初めは新銀團と此の條件を權商を取る無きなり。誠に地丁稅を以て關稅、鹽稅に較せば密切と爲し其利害亦關稅鹽稅に較し重要と爲す、從前借債するに鹽稅關稅を以て抵と作す、吾人已に政府の失策を痛恨せり、今若し地丁稅を以て外人に向つて擔保とし鹽務辦法に仿照して外國稽核員に因り監督せんか是れ主權、土地、人民の三要件を以て外人に向つて擔保とするに異るなし、更に主權、土地、人民の三者を以て外人の共同稽核、共同監

督、共同處分に歸すると異るなし、之を兵力を以て國を亡ぼし種を滅するに較するも尤も酷と爲す、是を忍ぶべくんば孰れか忍ぶべからざらん、吾國財政如何に困難なるに論無く絕えて此を以て借款の條件と爲す能はず、此財政當局の應に方針を確定すべきの一なり。豫算案は完全に國會省議會の職權と爲し絕えて外人の干與し能ふ所にあらず、政府は應に此の條件を以て新銀團と磋商せざるべし　此れ政府の應に方針を確定すべきの一なり。幣制改革及煙酒徵收には吾人相對的に贊成すべし、惟其の條件は仍主權を損せざるを以て前提とし輿論に違はざるを以て歸宿とすべし、此れ政府及財政當局の應に確定の方針の又一とすべきなり、借款用途の監督、財政制度の建設は報紙の露佈する所に據れば甚だ簡單と爲し其の內容從つて查核する無し、鄙意によれば用途の監督は獨立の一條たる能はず概括の規定なり惟、某種借款(鐵路幣制等の如き)に酌予するに稽核の權を以てし以て監督の權を與ふる能はず、財政制度は我國の政府及び國會の職責に係り外人の建設し能ふ所に非ず、惟、政府は新銀團人員を酌聘して顧問となすべし、該顧問は祇、建議の權ありて建設の權無し、此れ政府及當局の尤も確定の方針とすべき所なり。實業方面に至つては現に提出せる所の議程は僅に太平洋公司の一項に過ぎずと雖も將來隨時提出すべきは想ふに必ず一にして足らざるべし、其要件は仍主權を損せざるを以て前提と爲し輿論に違はざるを以て歸宿と爲す、各種實業、何者は宜しく緩辦し何者は宜しく急辦し何者は國有に歸し何者は民有に歸し何者は宜しく內債を募し、何者は外債を募すべきかは尤も宜しく具體の計畫、詳細の規定あるべく萬新銀團の指揮操縱に聽く能はず、尤も實業借款の名に假り政費の用に移作する能はず、此れ政府及實業當局の應に確定の方針とすべき所のものなり。

凡そ此に談ずる所、皆平易の商榷、正當の主張に係る何方面に論なく均しく應に鄙說に贊成し以て中國の亡を救ふべし、其の注重の點は則ち事實能く統一し裁兵辦法あるに在り若し此の二者にして目的を達する能はざれば則ち不佞の意見も均しく空談に屬し、新銀團條件の嚴酷も亦何種の關係なし、外債固より必ず借りず各事亦、辦ずべからず、不佞亦將に入山浮海、以て人世を避け、曉音猪口長く文奴となり以て國人と宣戰するを取るなきなり。

露支通商正式交涉開始

南露に於けるウランゲル軍の敗北、東部西伯利に於けるセミヨノフの沒落に依りて、反過激派勢力は殆んど一掃し盡されたるのみならず、チタには極東共和國成立し、浦鹽政府も之に加入するの氣運となり、露支通商問題は急激なる開展を告ぐるに至れり。十月三十日極東共和國代表ユーリン氏は外交部に顏總長を訪ひ、次のノートを交附し、顏總長は俄約研究會起草の前提條件を交附せり。所謂前提條件は內容詳かならず、取敢へずユーリン氏のノートのみを錄し、露支通商交涉正式開始を報じ置くに止む。

支那外交總長宛

總長閣下支那外交總長宛商議の開始に關し余は閣下が貴國との關係に對する以前政府の意見の大要を表明し且つ之に關する條項の大略を列記せる此書を披閱せられんことを望む

余は支那政府が此書に於て概說せる如き趣旨に立脚することを信じ極東共和國の人民及政府に依つて支持せらるる友好及正義に對して完全なる同情を表し以て兩國民の利益に對し共同の事業を進行せんことを望む

極東政府支那使節主任

イグナチウスエルユーリン

支那外交總長宛

新政府及新社會の組織に關し極東露西亞の人民は所謂復舊派治者の潛奪盜掠の恐るべき二ケ年を忍耐せり彼等は之が爲め血河の一流を作り繁榮富豐の地方として知られたる此土地を荒廢饑饉の區と化せしめたり而も流血の慘虐と亂暴なる死刑も極東人民の自由と平和に對する熱望を妨害すべく何等の效力なきを證せり茲に出來得る限りの短時間に內爭を終熄し堅實なる民主的基礎の上に法律と秩序とを建設せんとの希望は凡ての外國と友好誠實の關係を進捗せんとの切願と共に極東の人民が其復舊的支配者を拒否しバイカルより太平洋に至る地方に存する各洲を結合し極東共和國なる獨立國家を形成するに至らしめたり

歐洲諸國よりも更に大なる土地を有し無盡藏の自然的富源を有する新共和國は同時に私有財產の制度と同じき着手者の爲に無數の發展的機會を提供すべし極東共和國政府は凡ての外國と經濟上工業上の和好に努め外國資本家に依る凡ての計畫を歡迎し自然的富源の開拓に關しては出來得る限り廣義の參加をも許し彼等の特殊なる報酬と保護とを誓言すべし劈頭第一極東人民は支那との友好關係を維持增進せんことを希望す是れ支那は幾世紀の間我等と密切なる友情と商業的關係を有したる國なればなり

殆ど亞細亞大陸の全長に亘る如き廣大なる國境の接觸は兩國民をして古く其經濟的關係よりする相互の利益の偉大なるを認知せしめたり近き三世紀の間に於て支那と露西亞の間に交換せられたる條約又は協商は其數實に五十以上に達す此一事のみにても兩國間の友邦關係が如何に本來的自然的なるかを證して餘りあるべし

此等條約の中帝國政府の侵略的政策が多量に其痕跡を止むるは事實なり然れども支那人民は兩國の誠意なる友情及傳說善隣の精神の傷害せられたるは決して露西亞人民其ものゝ罪惡に非ざることを諒知すべし露西亞人民は今や全然別個の道途を進み是等の大罪惡の救濟に全幅の精神を傾倒しつつあり支那と極東共和國とが密接不破の關係を維持するの如何に緊要なるかは露國が世界的封鎖に置かれたる最も困難なる數年間に於てすら支那は公然露國との關係を保ち其商業關係も事實上斷絕せられざりし一事之を十分證明すべし

世界戰前最後の十年間に於る支露兩者の貿易を見るに一九〇〇年に於て二千萬兩なりしも一九一六年には一億萬兩に進み支那の輸出は其輸入と共に五倍に增加せり此貿易は

極東の諸港東支鐵道カルガン經由ウルガキヤクタ何れかの地方よりせる者にして卽ち今日極東共和國として結合せられたる露西亞極東地方に於て殆ど全部取引せられた者なり

極東共和國の使節は露西亞國民の帝政政府顚覆以來露國外交政策の根本主義として採用せられたる原則の精神に本き此交際關係を安定改善擴張せんことに努めんとす

此故に當使節は支那と前帝國政府との間に締結せられたる凡ての條約協商に對し根本的改正を施すことを第一問題として提起すべきものと思考す

凡ての特權の互惠主義の要素を含まざるものは是等條約より排除せられざるべからず機會均等の主義に反く侵略的要素を含む凡ての個條先の侵略政府が支那に對して爲せる壓迫的事項と如何に微細なるも支那に屈辱を與ふる凡ての個條及び最後に國民及其政府の威嚴に損傷を與ふる如き凡ての事項は支那と極東共和國の將來に亘る商議より全然排除せられざるべからず

兩共和國の間に相互的關係を規定すべき新協商は全然兩國民の友好を發達强堅ならしむべき目的を以て機會均等主義の上に本けざるべからず

多額貨物の正當なる交換は初より建設せられたる經濟取引の合法的規定に依る十分の保護なければ不可能の事なり故に諸需要問題中注意を要するは國際間に於て實際各所に採用されある領事職務の官憲的機關の形に於て經濟的代表者を復活せしむるに在り極東共和國の使節は支那に於いて二年半以前中止されたる露國の領事職務を恢復し前述せる原則の精神に本き再建せんことを欲す之が爲め一八五八年天津條約の第七條一八六〇年の附加北京條約第十條及最後は一八九一年の聖彼得堡條約の第十一條は復活せらるべし支那政府が法律的良心を保持する在支の露人に對して一の法律を制定するの適當なる之れを疑はず當使節は前記に示せる規定の全部及支那に於ける露西亞領事の法律に關しては之を破棄し得べきことを主張す次に支露關係諸問題中最も重要なる物は東支鐵道に關するものなり此鐵道の重なる部分は兩國民の歷史上十分なる諒解によつて條件なしに承認せられざるべからず兩者の權利義務及利益は双互的公正の原則に照し十分に保護せらるべく露亞銀行に依る此鐵道に對する不當なる要求は斷然之を阻止せざるべからず

此外細密なる考慮は兩國の貿易を便宜にする爲の鐵道及水路の新線測量改良等も觸れざるべからず運輸關稅政策の問題等に對しても最も愼重の考慮を要す

此宣言は第一に決定せらるべき最重要問題に觸れ其原則を決したる後更に兩國民の一層進める關係に對し其基礎を與へざるべからず當使節は正式關係迅速恢復の問題が極東共和國に重要なると同時に其の支那共和國に取つて重要なることを確信す故に是等の問題の迅速なる決定は疑もなく兩共和國の福祉の爲に兩國民間の誠實なる關係の安固を謀ることに對して二重の基礎を供するものと謂ふべし

極東共和國支那使節主任　イグナチウスユルユーリン

同秘書　エムカツサニン

一九二〇年十一月三十日北京にて

寄贈書目錄(拾貳月)

特許公報　特許局
滿蒙ノ文化　其協會　三號
通信公報　帝國地方行政學會　自七八〇號至七八八號
會報　札幌農林學校　五四號
商標公報　特許局　自四八八號至四九三號
月報　青島實業協會　自三三號至三四號
奉公　其會　二一四號
The Herald of Asia　Hell:社　自七號至一〇號
東洋經濟新報　其社　自九二二號至九二五號
大陸工報　興亞技術同志會　七七號七八號
實用新案公報　特許局　自六三〇號至六四一號
紡織界　其社　一一號
月報　大日本紡織聯合會　三三八號
桐生高等商業學校一覽　神戶高等商業學校　五號
商業研究處報　其社　三八三號
地學雜誌　其會　二七四號
京城教育　其社　十一月十日號十二月十日號
東方通信社　其會　二號
女性同盟　政教社　七九六號七九七號
日本及日本人

New Book　山林處報　七九號
滿蒙經濟時報　農商務省山林局　九四號
滿蒙實業案內　奉天商業會議所　九四號
會報　滿鐵會社　三號
地學雜誌　東亞攻究會　一〇號
會報　中國地學會　八號
帝國鐵道協會　帝國鐵道協會　八二號
岐阜商報　岐阜商業會議所　十二號
青島商況　青島守備軍民政部　一一號
新公論　其社　十二號
學燈　丸善株式會社　一一號
滿蒙實業彙報　其社　六五號
國際事情　外務者　四號
貿易　貿易協會　一一號
東方時論　其社　一二號
米國事情　朝鮮銀行　五號
財政經濟時報　其社　一二號
南洋協會雜誌　其社　一一號
大陸　其社　一二號
化學工藝　其社　一一號
日華公論　其社　一二號
三田評論　其社　二八一號
水產會報　其會　四五九號
德貿易通報　其會　一二號
大阪商業會議所　一六二號

■新刊發賣■

改版 支那貿易

戰後の支那市場に於ける貿易戰に於て如何にして覇を稱すべきか、是れ實に刻下焦眉の重要問題にして、併せて又我立國の要義なり、本書は是れに對して最も精細明確なる資料を提供す

菊版六百五十頁
總クロース製本
定價四圓五十錢
送料（內地十八錢 滿支鮮五十五錢）

內容一班

支那對外貿易沿革
陸路貿易市場狀況
水路貿易市場狀況
各港別貿易額
對外貿易の趨勢
輸入貿易狀況
主要商品輸入趨勢
重要商品累年輸入額
輸出貿易狀況
主要商品輸出趨勢
重要商品累年輸出額
國別貿易額
金銀の輸出入
船舶の出入
重要輸入品事情
綿絲、綿布、手巾、浴巾、綿縫絲、帶子、毛織物、毛絲、銅、鐵、兵器、袋類、海參、セメント、陶磁器、煙草、時計、石炭、綿花、電氣機械、海產物、人參、硝子、メリヤス、製革、機械類、燐寸、藥材、縫針、石油、紙類、鐵道材料、靴、石鹼、砂糖、木材、洋傘、麥酒等
重要輸出品事情
豚、油糟、豆類、骨、煉及鉄、豚毛、粟高粱、小麥、磁器、石炭、骸炭、棉花、卵子、麻、小麥粉、麻布、落花生、豚脂、熟皮、包裝、藥材、アンチモニー、鐵、鍋、油類、紙、種子類、生絲、柞蠶絲、繭、絹織物、絹紬、生皮、羊革、麥稈眞田、牛脂、柏油、木材、葉煙草、漆、羊毛
海關稅
輸入稅率改訂經過
輸入稅率表
輸出稅率表
常關稅
貨物稅
海關組織
關稅改正問題

東亞同文會調查編纂部發行

第四回 支那年鑑

四六倍判千六百頁
背皮總クロース製本
定價金拾五圓
送料 內地三十錢 滿鮮支七十五錢

同を重ぬるに從つて內容益完璧に近く、政治、經濟、外交、軍備、司法、教育、交通等支那各般の事項は悉く之れを網羅す、複雜混沌を極むる支那事情は本書に依て悉すを得べし

內容一班

民國五年以來支那大事記
領域並全國區域
人口數統計海外移民
在支日本人並其經營事業
在支日本人公益施設
在支外國人數
在支列國の利權
歐米諸國對支投資團
外人の公益施設
袁世凱死後の政局
中央地方官制

中央地方大官表
憲法沿革及草案
政黨の沿革現狀
外交機關及外交問題
陸軍兵備軍官
海軍艦隊表
教育施設學校學生
貨幣及幣制
農業及農作物
林業及林產物
漁業及牧畜

工業及工場
會社類別及法規
銀行統計及營業狀況
錢業及保險業
支那及在外商會
鑛業及鑛產物
貿易場及貿易統計
郵便及電信
鐵道及水運

東亞同文會調查編纂部發行

支那彙報

支那新聞重要記事（自十月十六日至十一月十五日）

外交關係

▲支那側の發表したる尼港事件顚末（京報）久しく懸案中なりしニコラスク事件は兩國委員の共同實査に據り漸く落着を見るに至りたるが今該共同判決書の內容として支那紙の報道するところに據れば大略左の如し

內容揭載禁止
に付削除す

▲福建事件始末發表（新聞報）外交部は福建事件の經過を發表したり曰國は本と謝罪賠償金兇の三ヶ條を要求し爭持一年を經たるが僅かに謝罪賠償文を承認に殆ど決定せる筈なりしが本部は遺兇を以て各國の注意する所となり、之に向つて交涉し日本始めて我主張を納れ懲儆の一條を加へて日支政府會合し懲處することゝなれり、福建事件交換文の附錄として日本は排貨を以て不幸となし外交部は排日風潮を過止する能はざるを遺憾となすと云へり日本は負傷者に慰撫金千三百元を渡し順記番菜店に八百元なり（京報）（一一、一四）

▲露租界管理暫行法（北京日報）直隸交涉署は最近天津警察廳、直隸高等檢察廳と會商し露租界回收、露民管理の辦法を定め省長に申請せり卽ち左の如し

一、租界引繼

甲、天津租界は交涉署、天津警察會同之を回收し管理法は追つて之を租界內露人及各國民に公布す

乙、露租界內に從來ありたる警察稅則及一切の管理章程は暫く舊通り之を施行す但し之等が支那現行法令に抵觸するときは之を停止或は變更す

丙、露租界內の警察管理、警察處分行政處分は天津警察之を實行す

丁、外交事件發生せる場合は警察廳は交涉署と會同之を處理す

戊、前露公使、領事等に屬せし職權內の行政事務は回收せる地方廳之を處理す交涉事務は交涉署に於て又裁判事務は司法官廳之を取扱ふ

一、在住露人交涉事項

甲、天津在留露人は交涉署主として之を取扱ふ

乙、若し露人にして各省內地を旅行せんとするものは警察廳之を調べたる上交涉署より護照を發給す

一、在留露人審判

甲、露支人間の民刑事訴訟事件は支那司法官廳之を審判す

乙、其他各國在留民の露人に對する民刑事訴訟事件は支那司法官之を取扱

ふ

丙、露人の判決執行は新監内にて執行す

以上各項は暫時辨法なれば露國に新政府成立し新に駐支露公使、領事等派遣せらるゝ時は之を廢止す（一〇、三〇）

▲上海學生會と琿春事件（申報）上海學生聯合會は琿春事件に就き北京の小幡公使に左の如き電報を發したり

貴國が屢次日支親善の名を藉りて陰に侵略を謀るは惟だ日支兩國々際感情の日に惡しきのみならず貴國は公理人道上に於て幾んど足を立つるの地無し此れ弊國人民が深く貴國の爲めに振腕し貴國は深く自から猛省すべき所なり今は韓人無人道無公理の橫威に屈伏するを甘んぜざるを以て遂に琿春の反抗あり此れ暴力人を制する者の持久し難く人道を愛し自由を愛する者は亡國すと雖も亦屈撓せざる事を證するに足る然るに貴國は自から悔悟せず反つて怒りを弊國に遷し口を藉つて出兵し我主權を侵せり此れ公理を蹂躙し暴戾を恣まゝにするものにて文明國家にあり得べかざる事なり玆に特に抗議を提出す卽ち撤兵して以て兩國の邦交を願全すべし然らざれば貴國は自から公理人道を絶ち東亞の平和を破壞するものにて弊國が群情憤激し相當の對付方法を講ずるべきのみならず世界文明國家も亦貴國の爲めに恕し難き所あり（一〇、二四）

南北平和統一問題

▲和平統一令下る（各報）三十日和平統一令あり和平統一善後各端は速かに次第に施行を俟つ、國會は人民の代表たり、關係甚だ重し凡ゆる參衆兩院は卽ち新に從つて選擧し內務省に命じて民國元年八月十日公布の國會組織法及參衆兩院議員選擧法に依照し各省區長官が督同し選擧事宜を以て速かに妥當に辦せしむ

◎三十日命令あり、統一和平、國務院と各省と善後を會籌せしむるは大いに岑春煊の自主取消及林葆懌の海軍統一等の電報に根據を致せり、並に李純の自盡を引き各省軍民長官を勉勵し同心衛國せしめたり、又內務部に命じ薦選事法に照し國會を召集し各省をして參衆兩院議員事を籌備せしめたり（一〇、三〇）

▲統一令と民黨（民國日報）國會議員林長禔三人は一日附を以て長文の通電を發して統一の謬令なる點と奉直兩派の爭執を罵倒し、又孫洪伊は四日附を以て徐新一派の僞令の爲め數年血戰して得たる一片の乾淨の地を席卷せしむるかとて激勵通電を發したり（一一、八）

▲新議員の反抗宣言書（各報）十日午後二時兩院議員約百餘名來議院小議場に集合し起草委員の手に脫稿せる統一命令反對の電文草稿を討議せり其內容大略左の如し

新薦兩種の系統は卑立する能はず政府は最近明令にて元年十月公布の國會組織法及び兩院議員選擧法により議員選擧準備を爲す旨宣表せりこは舊法に依り新法の無效を默認せるものにて其結果たるや新法にて選出せる大總統內閣其他各法案悉く疑義を生ずるに至らしむるものなり、これ命令を以て法律を廢止せる爲めなり此專橫を敢てしたるは岑陸等の通電を根據とせるものなるが岑陸等は內訌の結果實力を消失し廣東は陳烱明の爲に奪はれ了れり、而も廣州、雲南、貴州、四川、湖南は未だ中央政府と意志の疏通無きに中央は詐術に愚りて統一の宣布を爲せり若各省之が不正を覺ることあるに於ては如何に之を處理せんとするものなるか云々

右通電原文は審查委員をして之を審理せしむることゝし議費問題を議し代表を選み三日以內に政府の回答を求むることゝし每省より各一名を選み臨時會議準備に當らしむることを決議せり

尙上海にある新國會議員八十五名聯名にて十日統一反對の通電を寄せ來れる由、中央の統一命令に對する反抗漸く各方面に擴大するに至れる際新議員等の肉迫は眞に注意に値するものなり（一一、一一）

▲唐紹儀の統一令に對する表示（新聞報）唐紹儀は國務總理斬國賊が南北統一令發布後和衷協同を求め來れる電報に對し左の如き返電を發せり

人民の爲め長治久安を策せんとせば先づ國家の爲め眞正の統一を謀らざるべからず法統混亂し國事紛糾してより外交督護し國權喪失し年來南北の分離と時局の擾攘は其の主要原因は皆な此にあり故に時局を收拾せんと欲せば先づ外交と法律の解決より手を下さゞれば徒らに緣を治せんとして益々

約するを覺ゆ余は四南の公意を承け順次軍次協約を廢し法律の效力を完全に恢復するを和議條件の要求たる事を宣言せり而して解決の法は實に和會を捨てゝ由る所なし蓋し事國家の根本、人民の幸福に關するを以て實に共に關ゝ共に見以て公是公非を表せざる能はざるが爲のみ然るに均しく薄納ゐ棄らざりしに近頃久しく資格を失し僅かに偏隅を守れるゝが窮餘發したる無責任の宣言なる北京當局は知つて根據としつゝ統一實布の證となせり此を以て統一を希望せるは統一の望みなきのみならず適ま紛糾を增すものなり充分注意し國を謀つて公忠に匡時の爲め僅略を抒べられよ（一一、一〇）

▲善後事務處（新聞報）政府は善後事務處を辦理せんと欲し總理を處長とし各省軍民長官に關係ある者及び名人を委員とし純務政務軍政財政四部分に分つに在り、目下方法を講じつゝあり中央善後方法は選舉政を刷新し地方自治を辦じ先づ內務部より各省に電知し再び令を下すべし（一一、二）

▲統一と行賞（申報）政府は統一の名を藉りて大勳位を南方舉陸北方曹張及李純に與へ其他林湘朱錢等の如く曾つて和議に參與せるものに對しても亦次第に勳位勳章を授給せんとす（一一、二）

▲善後統一會議（各報）政府は統一進行阻力を發生せしめ、あらゆる疑定の六種命令は延期に決し先づ分投して疏通し然る上にて善後會議を召集すべし而して善後籌備處を設立し之が處長には湘復の策任となるべしと（一一、六）

廣東軍政府取消問題

▲軍政府取消聲明（各報）舉春煊氏は十月二十三日附を以て軍政府の取消したる聲明し且つ南北和平の統一に盡力すべき旨を發表し二十八日廣東を脫出し上海に向へり尙陸榮廷も亦十月二十八日兩廣自主の取消しを宣言し並に廣西派及政學會系の支持せる廣東軍政府並に撤裁せられたり

▲孫、伍、唐、の重大會議（民國日報）聯合通信社消息、政務總裁孫逸仙、伍廷芳、唐紹儀、は連日時局に對して稍計議する所ありたるが北京政府は北方總代表李純の死後總代表を派出して正式接洽せず顧かに和議の誠意無きを以て西南一方のみ空しく此の和平會議の機關を留むるは實際殊に用ふる所無しとて機を相して撤廢する準備をなし適當の布置をなし居たるが近日北京は遂に和平統一令を發布し和平會議と雲南、貴州、湖南、廣東、諸省の意見を不顧に置きたるより遂に急事機の緊迫せるか覺え昨三十一日總裁及び唐總代表伍伯群は唐紹儀宅にて會議を開き時局に對して重大の決議をなしたり四南の局勢は此より顯著の發展あるべしと云々（一一、一）

▲時局に對する孫文等の通電（各報）孫文、唐紹儀、伍廷芳、唐繼堯は徐世昌靳雲鵬と舉春煊、陸榮廷との間に條件を調印決定するを阻止するため二十三日付けを以て徐世昌、靳雲鵬、各省々議會各新聞社に寃て左の如き通電を發したり

廣東軍が廣東に回りて兩月以來全省九十餘縣中廣東軍の爲め收復され及び警衛附養せる者八十を過へ省會廣州に就て言へば東堤砲臺中流、砥柱等の要塞紮營なる西關一帶河南全島及び海防江防の全數艦隊は均しく廣東軍の節圍に屬せり莫榮新は元凶を固守し螳を負ふて抗拒し舉春煊、陸榮廷は計窮まり力竭まり地盤を失ふことを懼れ先後して代表を派遣し星夜北京に赴かしめ條件の調印を促がし卑鄙齷齪尾を掉り憐を乞ふ殆んど此の廣東に於ける生機壺くるに垂んたるの時に際し北方と訂約を求め現在或は今後の援助を得べしとて冀ひつゝあり事實を以て論ずれば舉陸は特だ西南を代表する能はざるのみならず廣東の一省も既に十中の九廣東軍の所有なり法理を以て論ずれば七政務總裁は其四を缺き廣州には既に軍政府無く舉陸私人の調印せる條件は直ちに廢紙と等しく絕對に效力を生ぜず倘し北方が之を察せず貿然として調印せば固より西南を拘束する能はず又た且つ中外に笑を貽するものなり余等は護法救國の素志を渝へず和平を酷愛すること人後に落ちず北方果して誠意和を謀り確かに紙上空文の統一をなさざるは則ち固より必ずしも秘密句結して臺夜憐を乞ふの擧と條件を訂定せざるべく愿に一切の問題を上海の和平會議に附し公商解決すべき事は順次余等の歸重宣言を經たり邦人君子其れ共に之を鑒みよ（一〇、二四）

▲舉陸の罪狀通電（新聞報）孫逸仙、唐紹儀、伍廷芳は昨日護法各省各軍に對し舉春煊陸榮廷及び政學會の罪狀を擧げたる通電を發したり內容左の如し

一、湖南軍に對しては長沙岳州を已に克復したるに其進行を阻止し專制自

平民學校設立の趣意書其他教育事業に關する意見書を各方面に頒布し居りたるが、右の平民學校なるものは彼等が學事の餘暇を利用し勞働階級の子弟を教ふる事を目的とするものなり

然るに十月十日の雙十節を機とし湖南長沙の學生等は猛烈なる獨立自治運動を開始し極端なる文字を連ねたる宣傳ビラを撒布したり、此行動が前記上海學生等の平和的方針と何程まで關係を有するや明言する能はざれども宣傳ビラの文句が勞働階級を尊重し居るの一事は輕々に看過すべからず、即ち「吾人、農夫、職工、商人、學者等は一家族の如く團結して湖南自治の爲めに立たざるべからず」と叫びたる文句の中農夫、職工を先きにし商人、學者を後にしたるは彼等の習慣的思想上の位置轉倒にして又思想上に於ける著しき變化なりと云ふ事を得べし、彼等の宣傳ビラは更に曰く「吾人は湖南の獨立を欲するのみならず湖南をして勞働者の湖南たらしめん事を欲す」と、如何に彼等の思想の變化せるかを見よ

ボリシエヴイズムの思想が果して支那に迎合さるゝや否や未だ遽かに斷定すべからずと雖ども長沙學生の自治運動の如きは赤色分子と全く離れて重大なる政治的意義を有するものなり、本年六月張敬堯が放逐せられて以來湖南は獨立の姿に在り北京政府の力も之に及ばず唐繼堯の野心を以てするも之を如何ともする能はざりき、從來湖南の政權は他省人若くは官吏の古手の掌握するところなりしが今回の學生自治運動は斯の如き寡頭政治に對して明かに反對の氣焰を擧げたるものなり、且又彼等の宣傳ビラを見るに支那哲學の基調を爲せる家族自治自給自足を欲する本能性に適合するが如く誇大なる文字を羅列しあり、極めて怜悧なる宣傳方法と云ふべし、支那は今や過渡期に在り自治に對する要求が將來支那政界に於ける一大問題たるは言を俟たざるところなり（一〇、一九）

▲在京甘肅人の自治運動（時事新報）　在京甘肅人の組織せる甘肅自治促進會は十月二十一日開會し先づ幹事長柴東生より開會の理由及成立以後の經過を報告し次に前會の議決に基き評議員十二名を選出せり會議に移り議成之は本會の名義を以て各地方各團と聯絡し府院に軍民分治を請願すべきことを提議し其理由を述べて曰く地方の教育水利土木工事工業衛生及慈善事業等は民政官の管轄に歸せしむべし現時の軍民合治は實に地方自治の大障害たるべきものなれば此障害を除かざる限り自治を進行し難し故に先づ軍民分治を必要とすと次に蘇本如は曰く本會の名義を以て甘肅省各駐南鎭村に於ける公益事業熱心家及名望家と聯絡を講ずることも亦必要の手續たるべしと最後に幹事長は今回の自治講習所卒業生及本會々員は歸省の上夫々地方自治機關の組織に盡力すべしとの動議を提出せしが以上の諸提案は何れも全員一致の贊成あり更に評議員に於て適當なる實行方法を研究することゝなれり（一〇、二二）

▲浙江省の自治運動（新申報）　浙江省省議員章五成等は浙江省暫行縣自治行法議案を提出したるが其理由は左の如し

（一）地方自治停止以來地方行政は知事の獨裁となれる結果縣政の腐敗となり縱令眞知事ありとするも獨力に限りあり諸種の施設勢ひ停滯するに至る

（二）民國と號しながら自治を停頓すること八ヶ年に及べるが如き外人の譏誚を免れず

（三）縣自治法は既に政府より頒布しあるを以て暫く時機を俟つべしとの說を爲すものあるも其內務部所屬の地方自治模範講習所員の卒業を俟ちて各道區の地方自治の講習所を開き又該所員の卒業を俟ちて各縣の地方自治模範講習所を開くと云ふが如きは準寓政府の運延策に過ぎずして縣自治は至急此を設立せざるべからず

又省議員孫宋卿の提出せる浙江省會市政公所議案の要領は左の如し

我浙江省會（杭州）は全國第二の都會にして人口七十萬を算す然るに土木衛生警察救濟等の業に對しては何等統一的の計劃も機關もなく只警察に於て之を兼管するに過ぎず而かも其單獨執行に屬し素謀に缺くことなきを以て障害多く且施設常に緩慢なり故に別個の機關を特設し之を督促整理すべき必要を見越に上海の先例及各國の法制を參酌し本案を提出する所以なり（一〇、二二）

▲浙江省の自治運動（中華新報）　周浙江省議會議長等の發起せる省整事會は今回其組織を變更し會員は民選十六名、官選側警務處長財政廳長教育廳長實業廳長等とし既に省長に向け意思を疏通する所あり不日成立すべしと（一〇、二三）

▲在上海廣西人の自治運動（民國日報）　在上海の廣西人馬君武王乃

昌等は自治運動に關し左の如き通告を發したり

我廣西省民は軍閥の專政に苦しめらるゝこと甚し今各省自決及廢督は全國一の輿論となり湖南、廣東、湖北、江蘇、安徽、山東、福建の如き既に會を組織し廢督自治を劃れり然るに我廣西省人のみ何等の運動を開始せざるが今回上海に於ける同鄉人相集り本省人の自決方法を研究せんとするに付十月二十四日午後一時英大馬路馬玉山公司に集合せられたし（一〇、二五）

▲在京江蘇人の自治運動（徐世報）在京江蘇人は二十四日湖廣會館に同鄉會を開き廢督問題を討議し又正式に同鄉會を組織したるが（十月二十七日新申報）同省人の廢督運動は益烈しく如何なる人物を持來るも此を承認せざることに決定せり然るに最近政府後任者を派遣すべしとの風說ありしに因り政府方面に付此を確めたるに後任者に就ては未だ何人とも確定したる次第に非ず追て閣議にて決定すべしとの事なりき是に於て代表者等は政府にしてかゝる意見なる以上懲め之が對策を講じ以て閣議の通過を防止せざるべからずとし江蘇人全體の名義を以て江蘇出身の顧外交總長及董司法總長に宛て此意味を聲明し此案が閣議に提出せられたるときは江蘇全省の大局を顧慮し案の通過を阻止せらるべく若し其主張が當局に容れられざる場合は退席するも妨げず去就を以て爭はれたき旨を通告したり（一〇、二七）

▲七省聯合の廢督自治會（新聞報）十月二十七日午後二時江西、江蘇湖北、廣東、河南、甘肅山東の七省代表四十餘人湖廣會館に集會し孔庚を座長に推し「今日は國民の自動的團結に依り互助の精神に本づき共同の福利を謀るには自治の外無く自治を求むるには廢督を先にせざる可らず故に廢督自治は兩問題たりと雖も結局同一の者なれば區々一二省人民の力を以て此の大運動の責を負擔する能はざるを以て本聯合を企てたる所以なりとの理由を宣告し各省代表の意見を徵したるに

河南代表曾逃槃、江西代表葛莊
山東代表王朝俊、廣東代表謝崇光
甘肅代表柴東生、江蘇代表王玉樹

等相繼で各省年來督軍下にある痛苦を詳述し臨時幹事十四人の中江蘇の張煊甘肅の柴東生、河南の曾逃槃、江西の葛莊、山東の張樹銘、廣東の李文農等を推擧し左の各條を議決したり

一、聯合各省代表は未加入の各省と聯絡加入の勸誘を爲すこと
二、加入者は一省を以て單位と爲すこと
三、各省內部の組織に對しては本會は過問せず
四、各省の本省正式團體（卽ち省議會等が）代表を派遣して加入を要求せる時は之を認めて正式代表と爲す

以上の決議の外繼續して湖廣會館に集議することを申合せたり（一〇、二八）

▲在北京福建人の自治運動（民國日報）北京在留福建人は曾て各縣聯合會を組織したるが十月二十七日午前九時福建會館に於て幹事會を開き林迺翔主席となり個人の名義を以て江蘇湖北の聯合會に參加せる情形を報告し各省自治の聲浪日に高きを以て吾等福建人も此の大勢と共に邁往して目的を達せずんば止まざるべしとて各省聯合會に對する福建代表十人を選擧することと及其經費支出の方法を議決し陳春光王若璧二人を擧げて本會の代表と爲し福建會館に經費の支出を求め且列席者は特別幹附を爲すことゝしたるが全國學生會福建代表王之綱は在上海の學生同鄉會等の自治熱の高調を報告して散會せり（一〇、三〇）

▲四川省の官辨自治運動（晨報）重慶に駐在せる熊克武は十月二十七日其代表汪士源を成都に派遣し劉存厚と合同して四川省自治大會を開きて左件を議せんとす

一、四川省の防禦問題は各師旅をして實行せしむること
二、城鄉の自治を恢復して、政法上の挾制を受けしめざること
三、軍民の分治を實行すること
四、四川省財政を整頓すること
五、各項の行政を整頓すること

と前ふにありしが最近の報導に依れば熊克武劉存厚主張の下に成都に於て川人自治の會を開き左の決議を爲したりと云ふ

一、軍民分治を實行し、決して他方面の干涉束縛を受けず
二、四川省の現銀は、如何なる時期を論ぜず、決して省外に輸出せず
三、徵兵制度を實行し、以て兵を農に寓することを期す
四、城鄉の各自治會を恢復す
五、軍隊は期を分ちて、交互に防備の任に當らしむ（一〇、三一）

▲**在京廣東人の自治運動**（北京日報）李福林、魏邦等は廣東攻撃に際し十月二十日北京在留廣東人に向つて左の如き電報を發したりと曰く

鄉有年梁士詒及同鄉諸公鑒　今回の戰爭は自治を目的と爲し、和平を希望するの外他意無し、諸公は廣西系の人物を以て廣東を督せんとするの陰謀を除去せられんことを請ふ

との自治的表示を爲したるに對し左の返電を發したり曰く

魏邦平、李福林先生鑒二十日發貴電弟等より同鄉諸公に轉告せるに自治は最近潮流の趨く所各省同時に運動する者なれば諸公の勇往邁進は必ず最後の勝利を獲る所なれば省長適否は父老の公決すべき者にして再び督軍を設けざるは在京同人の公決せる所なれば萬々督軍再選の慮なし中略要するに廣東廣西の兩省は兄弟として永遠に敦睦し亂源を消滅せしむ諸公千古不朽の功業なり、吾廣東は世界重要の商埠にして各省の重視する所なれば今後地位如何は諸公の決心如何に依る者にして吾等の諸公に望む所は武力を以て惡覺を驅逐するの力を以て一步を進めて武力を收束し民治をして自由に發展せしむれば、吾廣東は、大中華民族主義の廣東自治となりて、廣東人の部落主義的の廣東自治とならず、かくして廣東の自治は卽ち大中華民國統一の基となる者なれば、廣東の自治を以て、大中華民國分裂の端を啓く可らず願くは諸公父老と之を熟議せよ

▲**在京湖北人自治運動**（亞東報）十月二十八日湖廣會館に於て「自治草案」を續議し、周兆洪を座長に推し左の如き第四章「省議會」の草案を討議したり曰く

一、省議會は全省の公民の直接投票を以て選擧したる議員を以て之を組織す

二、各縣及特別市は各個に省議員一人を選擧す

但し各縣の公民若千萬以上は二人を選擧することを得

三、成年以上の人民は精神病者又は公權の褫奪又は停止せられたる者以外は皆選擧權を有す

四、成年以上の人民は現任官、在職の軍人、及び文を識らざる者以外は皆被選擧權を有す

以上の各項中當選議員の年齡に關して議論あり結局之を通過したる後兵問題を討論し王占元に向つて「武力を罷除し民と休息せん」ことを電達したり（一一、一一）

▲**各省自治聯合大會の成立**（新申報）各省自治聯合會に加入するもの今日既に十五省に及びしを以て十一月五日江西會館に於て聯合大會を開催せり先づ輪番にて江西省代表萬兆之を座長とし廣西改造會代表宋榮亮、北京教育會代表于鈞等の報告ありたる後孫幾伊、陳宦遠、王玉樹、萬兆之張憲等より速に正式成立大會を開くべきことを提議したり是に於て座長は當日多數各省代表者の出席あり且章程も已に起案濟なれば本日會合を以て成立大會と爲して如何と提議し全員の同意を得て各省區自治聯合會の成立を宣告せり次に進行方法の討議に入り種々議論の結果宣告書を發表することゝし孫幾伊を起草委員に推選し次に經費預算に關しては各省每月二十元と定め特別に經費を要する場合には別に此を分擔することに決定したり當日推選せる役員左の如し

一、各部幹事五十一名

（一）文書幹事十名

孫幾伊（江蘇）、張憲（江蘇）、駱繼漢（湖北）、張棟銘（山東）、林適軍（福建）張聯魁（山西）、邱珍（江西）、馬吉樟（河南）、劉立夫（四川）、伊齊賢（北京）

（二）會計幹事八名

王玉樹（江蘇）、孔庚（湖北）、梁善濟（山西）、王宗元（山東）、萬兆之（江西）李見峯（河南）、王濤瀾（四川）、鄒寬鋒（山西）、

（三）庶務幹事九名

陳撫石（江蘇）、黃炳葛（湖北）、程徽（福建）、賈逸儕（山西）、黃攻素（江西）王輝州（河南）、寧雙基（四川）、杜含章（北京）、勞慶勛（山東）

（四）編輯幹事九名

吳榮萃（江蘇）、陳宦遠（湖北）、林瑞翰（福建）、歐陽月（山西）葛莊（江西）陳銘鑒（河南）、蕭榮章（四川）、景文（北京）、沙明遠（山東）

（五）交際幹事十五名

王紹鏊（江蘇）、饒校文（湖北）、朱和中（湖北）、施得聲（福建）、王若璧（福建）、張國輝（福州）、王緝雲（山西）、李安陸（江西）、徐育琛（江西）、郭淵（河南）、李自辰（河南）、吳鏞（四川）包庸（北京）、杜惟儉（山東）、于之鳳

（山東）

B、入會資格審査委員

陳匪石（江蘇）、高元清（湖北）、于紱（北京）、黃思詳（福建）、寧肇基（四川）
萬兆之（江西）、張輔銘（山東）、景耀月（山西）、郭涵（河南）

C、各種辦事細則起草委員

孫幾伊（江蘇）、羅琢草（湖北）、景文（北京）、陳尊光（福建）、劉立夫（四川）
邱珍（江西）、沙明遠（山東）、張聯魁（山西）、陳銘鑑（河南）

因に同日出席せる十五省區左の如し

江蘇、安徽、湖北、山東、山西、江西、福建、廣東、廣西、河南、四川、甘肅、川邊、
京兆、貴州（一一、七）

内政要聞

▲統一後の新施政方針（各報）

新總理は五日午後五時より内外新聞記者三十餘名を國務院に招待し此次の南北統一の宣言を發布することに至れる經過竝びに今後政府の採るべき方針に關し約二時半に亘りて詳細の説明を爲したるが其の大要左の如し

南北分裂以來國内の擾亂止まず人民の疾苦甚ふるにものなし之が統一の實現安寧秩序の確保は何人も希望して止まざる所なり北京政府は此の目的を以て二年前上海に其の代表を派し南方軍政府の代表と交渉を重れ其間總代表を更迭する事三回に及びたるも其の目的を遂して圓滿なる解決を見る能はず遂に軍政府と直接交渉を開くの外なきに至れり而して最後の北方總代表李純は往事久しきに彌りて何等進捗する所なき時事を憂慮し遂に自殺して果てたるが李純の死は國民に深甚なる感動を與へたり次で舉春煊陸榮廷林葆懌莫榮新等は軍政府及び自主を取消し中央政府及び南方各督軍に對して其旨の通電を發したり茲に於て北京政府は之を受入れ南北統一の布告を發するに至りしなり唯此の布告に對し一部の間に非難を爲すものあり卽ち上海和平會議を以て正當なる交涉機關となし北京政府と軍政府との直接交涉を否認せんとするものあれ共政府は南北統一が國民の要求に基づくものなるを確信して疑はざるものなり今や其形式に於て統一既に成れるを以て將に之が實行方法に着手せんとす故に一部の間に如何なる非難攻擊ありとも政府の主眼とする所は國内の統一により全國民の安寧幸福を增進するにあり吾人は統一布告前には北京政府は眞に國内の統一を希望するものに非ずとの非難を耳にしたるが愈々統一を宣言したる後に於ては更に他に言辭を藉りて政府を非難するを見る政府は飽くも國民の安寧幸福を增進せしむるを目的とするものならば南派の何たるを問はず其の忠言を容るゝに吝なるものに非らず而して政府は統一布告後の善後策を決定するの機關として善後委員會を設置するに決したり同委員會は北京政府及び軍政府の代表者は勿論西南諸省の督軍省長竝びに朝野賢能の士を網羅して委員たらしむべく且つ同會を總務、政治、軍事、財政の四部に分ち國政改造の方法を協議すべし右委員會に於て討論決定すべき事項は七項にして左の如し

一、國會召集　既に大總統令により發表したる如く舊約法に依り新たに國會を召集すべく之が爲には選擧の取締りを嚴重にして從來の情弊を一掃し以て國民の自由意思によりて國家を代表するの議員を選擧するの方法を講ずべし

二、憲法制定　從來の國會は遂に憲法の制定を完成し得ざりしを以て新國會に依て國政の基礎たるべき憲法を制定すべし

三、行政機關の職權　中央地方各行政機關の權限を確定して相互間に衝突矛盾を避けしむ

四、軍政改革　軍政を適當なる基礎の上に置き軍隊の編成を改め義兵を斷行し武官と文官との權限を明瞭ならしむべし廢督問題は國會の決定に一任すべく此問題に關する國民要求は神聖なる國會により解決さるべしと信ず

五、財政改革　從來の我國の豫算編成は常に一種の形式に過ぎずして歲出歲入を超過し收支の計算明瞭を缺き弊害百出なるを以て財政制度を確立して從來の情弊を一掃すべし次に幣制改革を實行して商工業の發達に資すべし

六、敎育の普及　國力の充實を期する爲には國民の中堅たるべき人才を必要とす故に敎育の普及を圖り人才の養成に力むべし

七、借款　以上の諸改革を實行せん爲めには莫大の資金を必要とす而かも此の資金の調達は外債に據るの外なし南北統一布告後反對者の間には北

京政府は外債を起さんが爲の手段として統一を布告せるものゝ如く觀ゆるものあれども道は極めて不合理なる非難にして外債を得る爲に統一を宣布せるに非すして統一せるが爲めに外債を必要とするに至れるものなり然れども若し借款の爲に苛酷の條件を諾せられ國家の主權を侵害し若くは何等か政治上の目的に利せらるゝ虞れある場合に斷乎として之を拒絕するの外なく其の際には止むを得ず國民の財力に訴へて資金の調達を圖るの外なし（一一、六）

▲奉天會議に於ける張王密約說（北京通信）湖北督軍王占元は李純死後長江の牛耳を執らんと劃策し實力如何とも爲し難き故歟を奉天に通じ之か實現を期し已に軍務科長楊文愷を奉天に派遣せるが左の八個條の密約を成立せしめたりと傳へらる

一、長江四省は湖北を以て首領となす若し本計畫に反對するものは協同之を驅除す

二、王督の地位に動搖を生ずる如き際は張作霖之を援助し其地位の安定を計る

三、政局に對しては同一の主張を爲す張使の計畫には王督全部之を贊す

四、一致して元首擁護を爲し南北和局の進行上元首の危險を生ずる際に共同して之を防禦す

五、山東の陸上、江蘇安徽の水路聯合を保持して長江に親奉天主義を布き或る時機に達せば長江東三省聯盟を發表す

六、軍事行動は兩者相策應することゝし長江有事の際は奉軍南下す關外有事の際は長江各省一致して奉軍に策應す

七、兩者互に代表を交換駐在せしめ隨時交涉に便ならしむ

八、以上各條は之を絕對に秘密に付す

以上密約成立の事實なりや否やは確證なきも愈の奉天入りは李純死後王占元の新計畫と重大なる關係あるものなり奉天に於ては近く軍事會議開催さるゝ模樣にて江蘇督軍齊燮元は參謀長何恩溥を派し浙江督軍盧永祥亦其息盧維東少將を派し來天會議に參加せしむ將來長江に奉天勢力の波及するは豫想するに難からず（一〇、二六）

▲陳炯明の布告（民國日報）廣東に於ける陳炯明は四日廣東全省に布告して左の三事を約せり

一、廣東の治理に關しては廣東を改造せんと欲す民治實行の始めに當り現有の軍隊は民治の保障を爲すべく廣東人は共に執行を監視せんとを願ふ

二、隣省に關しては今次の戰爭は廣東人と廣西人の戰にあらず乃ち廣東人と廣西賊との戰ひなり廣西賊は廣西が除く能はざりし爲め今兩廣人が共同して之を除けるものなり同じく力を盡くして兩廣の民治をして相輔て發展せしむべし

三、全國に關しては永久和平を來むべし主義の統一あり今春伍廷芳が廣東を離れて以來廣州軍政府は既に存在を失へり和平統一諸問題に關しては孫唐伍の實言に依りて解決すべし（一一、六）

▲新疆に於ける英支石油合辦に反抗す（晨報）熊希齡等と英商福公司との英支合辦新疆石油採掘事業は既に政府の准許を得たるは既に報道せるが之に對し新疆省議會は次の如き反對電を政府に寄せ來れり

近く熊希齡孫寶琦歸復等の主倡にて英支合辦を以て新疆石油會社を組織せる由なるが該奧に勝へす本省石油埋藏本多からす且つ其多くは採掘中に在り吾人は吾省の綿產に對し自營を主張し外人に利權を賦與するの行爲に反對す吾人は該英支合辦事業を絕對に承認する能はす速に該公司の內容を公表すべし（一〇、一六）

▲王士珍に對し就任反對を通電す（各報）浦東同人會は正定の王士珍に對し左の如き電報を發したり

新聞紙の報する所によれば北京政府は貴下を江蘇督軍、兼江蘇、安徽、江西巡閱使に任せんとするとか又齊燮元を江蘇督軍となし貴下が巡閱使に任せられんとするとか傳へらる我國武人の亂國擾民は中外皆な知り天人共に憤る今ま將督戰兵は已に天下の公賊となりたるに個利の徒は猶ほ權位を覬覦せり貴下は秉性謙和數十年來社會の定評あり巡閱使督軍に就かざるを以て巡閱使督軍の二職廢除を提倡されたし（一〇、二三）

▲萬國阿片禁止會（各報）萬國阿片禁止會は前日漢口路紅十字會にて董事會を開き議事は上海阿片の情況及び英佛租界の阿片禁止に對する現狀を調查し英佛租界內にて積極的に阿片禁止の方法を論ずること等を決議したり（一〇、三〇）

▲救國日報廢刊（民國日報）留日學生成午拒約歸國團の創設し非日運動鼓吹の中心となり張れて親米主義を唱へ居たるが一般の排日熱冷却すると共に顧みるもの無きに至りたるより經營困難となり廢刊したり（一一、一）

▲湖北代表と夏壽康（申報）湖北各縣代表六十九人は夏壽康の赴任を推促する爲め自働車十輛に乘じ總督府に至り請願したり、徐世昌は已に集雪園に歸りたる時なれば轉じて國務院に赴きたり、靳は張運開に代見せしめたるが衆は强く能く實を探ふの言ん爲すや否やを問ひしに能はず靳は已に歸宅せりと云ひし爲め衆は棉花胡同に至りて面會を求めたり頁久ふして靳は某副官を代見せしめて來意を問ひしに衆は五日内に速かに夏壽康の湖北赴任を願ひたり、副官は報告し靳は十日内に夏を出發せしむと云ひたれば衆は復た夏宅に至り、勸駕し夏は首肯せり又府に赴き報告せるが徐は兩三日内に延見するを許したれば乃ち散せり（一一、三）

▲南方海軍歸北の波折（申報）南方海軍の歸北問題は海軍部より派遣されたる軍法司令長陳寶菁が厦門に赴き練習艦隊司令蔣儁と會商したる後南方海軍領袖林葆懌の代表錢子和と東山會に於て條件を協定し雙方調印の上廣東に於ける海軍は歸北の宣言を發したるが廣東の紳商等は海軍の歸北に對し大に反對し續りに林葆懌に電報を發して阻止し之が爲め廣東海軍は歸北の通電を發せりと雖も實際上は尙ほ廣東を離るゝ能ざる狀態にあり林は北京に對し現時廣東の狀況を陳述し廣東廣西が全然息爭後始めて歸北すべしと電達し鄭司長も亦厦門に於ける一切の情況を報告し久しく厦門に滯在するも無益なるを以て不日歸京の上復命すべき旨打電せりと（一一、三）

▲汎太平洋協會の米支親善論（申報）汎太平洋協會は二十九日カルトンカフエに集會を開き約二百人の來會者あり主席たる美與公司テンピー氏は米國政府の對支政策に就きて演說し支那に於ける米國の會社は準盛頓にて登記し米國政府の保護を受くる事となりたるを以て米支兩國の商業關係は今後益々發達すべしと云ひ次で桑港駐在支那總領事朱葆氏は支那は世界商業の中心點たる事に就き演說し

米國は支那普通人士の支那の眞友と認むる國なるが余は米國の敎育を受くる事多く桑港總領事となり感情更らに深し米國は共和の先進國にして支那の先導支那の敎師たるに足る米國文明の眞精神は全國々民に一種の堅固の國結力ある事なり協約國が歐洲戰に勝利を得たる大半は米國が戰鬪に加入したるが爲めなり、歐戰後世界商業の競爭場は太平洋より太平洋に移り支那亦た商業競爭の中心點たらんとす支那は商務を發達せしめざれば商業競爭の利益を占むるに足らず支那の商務を發達せしめんとせば先づ米支の商務を提倡せざるべからず米支商業提倡の急務は海軍擴張及び海底電線事設を最要とす

と云へり次に黃奕生は汎太平洋協會の歷史及び宗旨を演說せり（一〇、三〇）

▲上海在住外人總數調査（各報）

（甲）共同租界

十月十六日當地工部局に於て行はれたる戶口調査の結果によれば共同租界内に居住せる外國人總數は二萬三千三百七名、一千九百十五年の戶口調査よりも四千七百八十八名の增加を見たり、その總人口中には國籍不明のもの十八名あり家族を合して三十五名なり、之を國別にすると約五割は日本人で一萬二百十五名一千九百十五年より增加する三千四十五名、英國人は之の次ぎで、五千三百五十一名、五ヶ年間の增加數五百十九名、米國第三位、二千二百六十四名、五ヶ年間の增加九百五十七名、葡萄牙人第四位、一千三百一名、五ヶ年間に於ける同國人は減少すること二十二名、露國人の上海來は實に未曾有に屬す、純人口は一千二百六十六名、五ヶ年間に九百五名の增加を見たり一千九百十五年の戶口調査によると在住猶逸人の總人口は一千百五十五名にして八百七十五名の減少をなし現在では二百八十名ありブルガリヤ人一名、モンテネグロ人二名、アラビヤ人二名、アルメニヤ人六名、ベルシヤ人七名あり、職業別は會社員一千七百五十四名商人八百八十一名、學生五百七十名、店主及び店員四百七十名、印度巡補四百三十七名、工師三百八十六名、船員八百二十三名なりと

各國人口表

日本	一〇、二一六
英國	五、三四一
米國	二、二六四
葡萄牙國	一、三〇一
露國	一、二六六

佛　國	三一六
獨　逸	一八〇
西班牙	二八六
丁　抹	一七五
伊　國	一七一
諾　威	九六
瑞　西	八九
ポーランド	八二
スウエーデン	七八
和　蘭	七三
ギリシヤ	七三
チエックスロバック	六五
ルーマニヤ	四七
エソニヤ	四七
朝　鮮	四六
レツト(リボニヤ)	四三
ベルギー	三〇
トルコ	九
ブラジル	八
オーストリヤ、ハンガリー	八
ペルシヤ	七
アルメニヤ	六
アラビヤ	二
ブルガリヤ	一
エヂプト	二
印　度	九五四
不　明	一八

(乙)佛租界

佛國四租界工部局の發表したる所によれば、同租界在住の外國人總數は三千五百六十二名で共同租界と合算すれば、二萬六千八百六十九名に達す、同租界在住の米國人總數は二千八百十三名、日本人は一萬五百二十一人、英國は六千三百八十五名、露國人一千四百七十六名、葡萄牙人一千三百八十二名、佛國四人八百四十六名なり、米國人は佛國四人が佛國四租界に居住して居る其の總人口よりも遙かに多數にしてその數を比較すると在佛租界米人は五百四十九名に對し佛人は五百三十名なり、英國人は一千四十四名、日本人は三百六名、獨逸人は九名、オーストリヤ人は一名、朝鮮人は一名も屆出なし、共同租界在留の諸國人は三十五種なるが佛租界は二十五種なり、又佛租界の外支那國人總數は十七萬二百二十九名、支那人は十六萬六千六百六十七名その中河上人口六千二百五十名及び一時居留者七千九百六十名も合算せらる今此れを細別すると次の如し

外國人側	
十五歳以下の男子	三九一
十五歳以上の男子	一、六七二
十五歳以下の女子	四五五
十五歳以上の女子	一、〇四四
總計　三千五百六十二名	
英　國	一、〇四四
米　國	五四九
佛　國	五三〇
安　南	三三一
日　本	三〇六
露　國	二一〇

ユーラシヤ、九一、葡國、八一、丁抹、七三、伊國、五五、ベルギー、四三、和蘭、四一、ノールウエー、三六、スウエーデン、三二、スイス、三一、ポーランド、二五、キリシヤ、二〇、ルーマニヤ、一三、獨逸、九、印度八、アルメニヤ、八、スペイン、七、エソニヤ、七、チエックスロバック、五、ベルシヤ、四、フイン、三、オーストリヤ、一、

支那人側	
十五歳以下の男子	二二、五三九

十五歳以上の男子　七〇、四二八
十五歳以下の女子　一五、七二三
十五歳以上の女子　三二、二一〇
合計　十五萬二千四百五十七名
河上人口、六千二百五十七名
一時居住、七千九百六十名
總合計　十六萬六千六百六十七名（一一、一五）

重要條令

▲巡閲公署軍程（政府公報）

直魯豫三省巡閲使公署組織令十七日附組統令にて發表されたり

第一條　直魯豫巡閲使署は參謀長一名を置き巡閲使の命に依り署內一切の事務を整理す

第二條　巡閲使署に左の各部を設く

一、秘書處　機密事項擔任
二、參謀處　軍事計畫擔任
三、副官處　宣傳事項擔任
四、政務處　軍事行政擔任
五、軍務處　軍隊事項擔任
六、軍醫處　軍隊衛生事項擔任
七、軍需處　軍需事項擔任
八、軍法處　陸軍司法事務擔任

第三條　各處に處長一名を任命し巡閲使の命を承けて事務を處理せしむ
處長は少將若くは之れが相當官を以て之に充つ

第四條　各處に各科を分設し科長一名を置任し科員には定數を定めず委任し長官の命にて分掌事務を取扱ふ
各處の分科規定は別に之を定む
各科員の數は巡閲使に於て酌定す

第五條　本令は公布の日より施行す

直魯豫巡閲使署組織表

秘書處　秘書　秘電
參謀處　一、二、三、參謀
副官處　一、二、三、副官
監印
政務處　內政科
外交科
軍務處　軍械科
考績科
軍需處　會計科
糧服科
軍醫處　醫務科
衛生科
軍法處　軍法官

附記

一、本表は長江兩廣東三省巡閲使署の組織に準據し訂す
二、以上列記八處以外に顧問諮議を設け定數なし
三、巡閲使署は憲兵司令一名憲兵百名より三百名迄を置く
四、巡閲使署は巡閲使隷下の軍隊より衝隊を設く（一〇、一七）

▲道路修築條例（政府公報）

最近內務部より公布せられたる道路修築條例左の如し

第一條　全國の道路を分類して
（一）國道、（二）省道（三）縣道（四）里道の四種となす

第二條　國道を左の如く分類す
（一）北京より各省及び特別行政區域に至る道路
（二）一省會より他の省會に到る道路
（三）要塞港灣其の他軍事に關係し居る重要道路

第三條　省道を左の如く分類す
（一）省會より各縣治に通ずる道路
（二）一縣治より他の縣治に到る道路

（三）各礦區內の礦山商工業地及び軍事に關係する道路

第四條　縣道を左の如く分類す

（一）縣治より各重要鎭鄉に通ずる道路

（二）各鎭鄉連絡の道路

（三）縣治より港灣鐵道其の他隣接せる工場礦區に通ずる道路

第五條　縣道を左の如く分類す

（一）各村連絡の道路

（二）各村より相隣接せる學校工場及其の他公共事業に通ずる道路

第六條　國道の巾は五丈以上とす

第七條　省道の巾は三丈以上とす

第八條　縣道の巾は二丈四尺以上とす

第九條　國道省道縣道の巾は地勢狹窄なるか其の他情形にて已むを得ざる場合は前項に變更するを得但し內務部の認定を經べきものとす

第十條　縣道の巾は地方團體に於て之を酌定す

第十一條　國道は內務部之を認定し省道は各該地方最高級長官より內務部に呈請して認定を受くべきものとす而して何れも內務部に於て修築を行ふ區域及時期を適宜定め當該地方最高級長官に通知し實施せしむ但し國道の修築に就ては內務部に特に機關を設け直接辦理するを得

第十二條　縣道里道は各縣知事に於て酌定し該管最高級長官より內務部に呈請し其の認定を經べく各該知事は地方自治團體とはかりて之が修築をなすべし

第十三條　道路の河川溝渠等にありて橋梁を建築すべき場合は其の橋梁の巾は道路の巾に應じて之を定む

第十四條　本條例施行細則は內務部に於て之を定む

第十五條　本條例は公布の日より施行す（一〇、一九）

▲賑災公債條例（政府公報）支那政府は北支五省の饑饉救災資金に充つる目的を以て內債四百萬圓を發行すべく計畫中なりし由は既報の如くなるが愈よ昨十一日付大總統令を以て該公債條例を公布せられたり左の如し

第一條　政府は北支五省賑災の目的にて公債を募集す總額四百萬圓にして賑災公債と稱す

第二條　本公債は利率年七釐とし每年五月三十一日及十一月三十日の二回利息を付す

第三條　本公債は民國十年十二月より抽籤に依り兩年に亘りて償還す每年二回の抽籤にて（每回總額の四分の一百萬圓）を償還するものとす本公債償還期は每年五月三十一日及十一月三十日にして抽籤は五月十日及十一月十日北京に執行す

第四條　本公債は各省の貨物稅及常關稅附加徵收一割の賑捐（年約四百餘萬圓）を以て元利償還に充つ而して此金額は各省財政廳及常關監督に津浦貨捐局より隨時賑務處に交し賑務處は又之を中國交通兩銀行に貯蓄し財政部に報告すべく償還の期に至れば財政部は賑務處と圖り拂出すべし

常關稅附加徵收一割は專ら賑災公債元利償還の用とすべく各省財政廳長各常關監督及津浦貨捐局總辦に令し他に流用することを嚴禁すべし

第五條　本公債は中外各機關にて應募せる一部分を除く外は財政部と圖り各省に酌量配分するものとす

第六條　公債は額面の九割を實價として一切繳貨と同樣通用す卽ち額面百圓のものは九十圓に通用す

第七條　本公債は無記名式とし債券を一萬圓一千圓一百圓拾圓五圓の五種に分つ

第八條　本公債の債券及び利札は元利償還の日より海關稅及鹽稅を除く外一切租稅の納付及其他に現銀の代用に供するを得

第九條　本公債は隨時買賣し又抵當其他公務上の保證金に用ひては擔保品及銀行の保證準備金とするを得

第十條　本公債に應募せるものにして其の實債額十萬圓以上の者獨力にて三萬圓以上を購買せる者に對しては財政部は內務部と圖り賑憲奬章行條例に依り各表彰す

第十一條　每期元利償還に際し十五日以前に於て財政部は內務部と圖り大總統の裁可を得て審計院審計官二名を特派し張簿前に元利金額を檢し抽籤の時も亦審計院審計官財政內務兩部長官と圖り一切の監視に當るものとす

第十二條　本條例は公布の日より之を施行す（一一、一二）

對支新借款團

◆對支新借款團の內容（金曜報）（甲）新銀行團會議の議事日程左の如し

第一　第二、議事手續

第三　昨年五月十一、十二兩日の巴里會議決議事項を可決す但し原文に「各當該國政府の幹旋を受くべし」とあるを「各當該國政府は本案の實施に就き愛勵承諾し各當該銀行團は以後借款契約締結の際は北京駐在四國公使が之に會同協議する事を承諾す」と改むる件

第四　「政府の擔保」なる文句の解釋に關する件

第五　對支借款團巴里會議決議の正式調印

第六　白耳義銀行團參加要求の件

第七　伊太利銀行團問題

第八　舊四國借款團の事務引繼の件及び露國銀行團の地位を討論する件

第九　支那銀行團組織を贊成し現在の各契約及優先權を別記し新借款團に交付し共同方法を講ずる事を討論する件

第十　支那財政問題即ち

甲、對南支那國庫債券

乙、鹽酒借款及鹽酒稅徵收

丙、兵制改革及田賦

第十一　田賦を以て擔保に充つる場合前項の幣務行政に當び外國人の稽核員を以て監督に當らしむ

第十二　鐵道問題即ち

甲、鐵道統一案

乙、本支線の重要程度の比較優先權引繼方法

丙、各鐵道設備の統一入札の平等及外人技師雇傭の件

第十三　東支鐵道の件

第十四　潮廣鐵道の件

甲、第二次借款の實行

乙、本年四月二十八日北京銀行團代表より交通總長に提出したる意見

丙、分段取消し方法

丁、幣制借款を本地用途となす

第十五　是近狀態調査即ち

甲、南北統一問題、裁兵、國會憲法の諸問題

乙、財政制度の確立

丙、違背せる條約裁裁方法

丁、明年度の豫算案

戊、借款用途の監督（九、二七）

（乙）組育會議の決議事項

（一）會議の法式は秘密の手續を採る

（二）會議は合議制として日英米佛各一票の表決權を有す

（三）一九一九年五月十二日の巴里會議に於て議定したる支那投資　に對し修正を加へ四國は調印す

（四）新銀行團は四國財團の組合より成り四國政府は協同して對支投資の安全を保障す

（五）四國代表は新銀行團に於ける權利義務の平等を保障する契約に調印す

（六）白國の財團代表フーリン氏は加入案を提議し且白國が京漢、正太、滬寧鐵道に投資し且東京にて會議したる際滬寧鐵道を新銀行團に引繼ぐ旨を承認せる事實上新銀行團の一員なりと信ずとの理由を述べ討議の結果加入請求は理由あるも今後對支投資の義務を負擔し得るや否やは疑問なるを以て爭加入を許すべしとの議出で佛代表先づ之れに贊成し遂に成立通過す

（七）伊國財團加入案に就て伊太利は金錢を以て支那を援助せん事を條件とし加入を求めたるも英國代表者は伊國は投資の歷史なき故拒絕せよと主張し日佛兩國代表は同國の加入權の保留を主張し其結果日佛の主張を容認せり

（八）湯債權整理の事務は北京に銀行團事務所を設けて辦理す

（九）支那財團加入案は對支投資に加入する必要無き故支那以外の他國に投資する際加入を許すこと

（十）鹽酒稅徵收幣制改革地租徵收監督關稅は新銀行團に引き繼き別に規程を設く

（十一）今後の對支大幣後借款の擔保は地租を以て之れに充つ

（十二）鐵道統一は日、支、英、米、佛、白六國より技術委員會を設けて辦理す

（十三）東支鐵道に就ては佛國は投資關係を利用し絶對權を要求し日本は國防問題を利用して干渉する事及支那は露國の利益を沒收する事を許さず須らく之を新銀行團に引繼ぎ本年五月十一日東京に於て聲明したる各鐵道と同樣の待遇をなすべし

（十四）粵漢鐵道に對する出資分擔割合は日、英、米、佛各十分の二白國十分の一とす

（十五）南北統一、軍閥排除、憲法制定、國會恢復は支那の自發的處置を勸告・援助し自發の決算及稽核所人員の選定は四國政府と財團との協議に待つこと（九、二九）

▲新銀團投資方法（申報）新銀團投資方法の決議案は（一）白國は半員の資格を以て加入す、（二）伊國の加入は延期す、加入權を保留す、（三）支那銀團の加入を許さず、（四）煙酒幣制地租鹽稅關稅の移轉は別に規定を行ふ、（五）地租は大借款の担保とす、（六）鐵道統一案並に技術委員會を組織して整理す、（七）東支鐵道は之を新銀團に公にす、（八）湖廣鐵道は繼續して投資す、（九）南北統一、無益なる軍隊の撤廢、憲法の確定國會の召集を支那自ら自動的に處置する機勤告し、同情を以てす、有しくも自動的に出づべからざれば債權者は適當の援助を爲すべし、團員は右條項の十分に嚴酷にして萬承諾し難きを以て暫らく置いて回答せざることゝせり（一〇、三〇）

▲新銀團論（中華新報）新銀團に對する解決は只だ借款せずと云ひては解決とはならず、支那開發には交通幣制改良に金を要すれば夫れ英米は支那に失望し共同管理を云ひ、日本亦之に贊成し各國と協調し其地域人文の便利を利用して銀團以外の單獨私的企業を爲さん野心なり、而して支那の實情を考ふるに二十年來外人は支那の財政交通に多大の投資を爲せるを以て之を一掃し去るは至難なり、此に於て我國は内亂を息めて義兵を決行せしむるに在り、一二千萬の金は我銀行界より供給し得べし銀團は脅威するに若し支那が自ら統一して義兵を實行せば脅威の具なきに至る此の難關を過ぎて自ら自主の餘地あるべし、問題は北京當局の第一事に全國善後大會議を開き國民の實勤を挾みて義兵等を討議し督軍等の新銀團反對の態度を利用し眞事自決するの方法を取るに在り（一一、一五）

▲田賦を對支借款團の擔保とするに反對す（ミラーヅ・レビュウ）新借款團に對する支那人側の意見と題するミラーヅ・レヴイユーの記事中より借款團が地租を以て擔保とする事の不可能且つ不當なるを指摘したる部分を左に譯出す

第一　地租取人には支那各省若くは各地方の費途に使用さるゝものにして徵稅方法其他も各省に依り異なり支那全國を通じたる一定の制度なし

第二　土地の測量は地方官憲の權限内に屬すこと雖て中央政府が北京土地測量局をして地方の土地測量に從事せしめたる事ありしが結果は地方人民の反感を買ひ得たるに過ぎず、一例を擧ぐれば直隸に派遣されたる中央政府の測量官吏が地方民の爲めに地方内政に干渉するは不屆なりとて猛撃を受けたる事あり、之に反し江蘇省にては省長自身が測量を爲したるに何等の反對を受けざりき

第三、土地そのものは又國の主權と密接の關係あり、新銀團の條件に依れば地租徵收の事務は外國人の監督を受くる事となるべく、之が實現せらるれば地方人民は外國人が果して徵稅監督の權限ありやに就て大問題を惹起し結局支那の獨立權を侵害せりなどゝ稱して一ト騷動を見るに至るべし

第四、清朝の末期に於て地租を値上げせざる事を勅令を以て發布したる事あり、地方農民等は能く此勅令を記憶し居りて其後厘增稅の計畫ありたれども悉く猛烈に反對し來れり、元來支那人の一特徵として自分自身の事柄に對し不當に干渉せらるゝ場合の外は政府が何を爲さむとするも我不關焉の態度を執るも、一旦自身の利害に關する場合は猛然として立ち革命を斷行するものなり、今回地租が借款の擔保となるに決定せば必然の結果として稅制の整理行はれ整理は增稅となりて顯はるべく、人民は即ち敢然として之に反對すべし

第五、地租制度の完成は鹽稅關稅其他より遙かに困難なる者あり、佛國四に於ては全國の土地測量に三十年を要したるが、支那人は五十年を要すべし

第六、新銀團が地租徵收の監督を爲す事となれば數千人の外國人監督官を要すべし、少なくとも一地方に一監督官の必要あるべし、支那の各地方に多數の外人監督官入り來らば第二項に述べたる如く外國人の内政干渉なりと

誤解して地方人民の反對を招ぐべし

第七、地方官憲の手に依り取立つる地租に關しては賄賂其他の不正行爲行はるゝ事稀なり、農民等は常に增稅を承知せず、聞くところに依れば倉長の利益は僞容の差額のみなりと云ふ、之は一種の手當金として適法と認めらるる第八、關稅、鹽稅、印紙稅、釐酒稅收入の剩餘を以て充分大借款の擔保と爲すに足る何ぞ苦んで地租を以て擔保とするや、新銀團が支那の鐵道、河川道路修築の爲めに財政援助を與へむとするの意ならば、其の河川道路鐵道を以て擔保に充當するが當然に非らずや(一〇月號)

▲對支新借款に反對聲明（新聞報）全國各界聯合會は昨日新借款團につき北京公使に宛て各友邦に替つて支那の時局解決せざる以前は何國にても支那に軍器金錢を供給せずと宣言したり之れ公道正義を持するものにて我國人民は感激せざるものなかりき又た今春米國銀行代表ラモント氏渡來し調査の上支那に投資する時機未だ至らずと云へり之れ誠に暮く國情を認め輿論を無視せざるものと云ふべし然るに近頃新聞紙の報する所によれば新銀行團組織にて成立したるカン銀行公司代表スチープンス氏十一月に支那に來り決議すとの事なるが我國人民は之を聞いて疑慮に勝へず支那は今尙ほ紛糾の時代にあり北京政府は半陸の援助を利用し、統一を以て友邦に粉飾し新銀行團の投資を求めんとするも合法の國會無き今日斷じて自利に用ひらるゝ借款を承認する能はずとの電報を發せり(一一、二)

▲新銀行則條件拒絕の提議（新聞報）江蘇省議會員徐鴻は新銀行團が紐育に於て議定せる借款條件十五款中第九款の新銀行團は支那が自から一銀行團を組織し加入する事を許し並に支那銀行團に一切の契約及び優先權を引渡し以て均等に分配せん事を求む、第十一款の地租を借款の抵當とし釐稅の方法に照らし地租を整理し並びに外人稽查員を任用して地租を監收す、第十二款の新銀行團の對支鐵道政策第十五款の支那政治經濟の近狀調査等は支那の主權を侵害する苛酷なる條件なるを以て北京政府に對し之が拒絕を電請すべしと省議會へ提議したり(一一、一一)

▲在米支那人の新借款反對（各報）在米支那國民外交會は昨日當地各團體に對し近時四國銀行團大借款の事積極的に進行され居れるが在米支那人は桑港にて集議し各團體と共に一致して各友邦に對し合法國會の同意を得ざれば支那へ貸款する勿らん事を請求する事を決議したり各團體も同一意向なるべければ夫々各友那に請求されたしとの書面を寄せ來れり(一一、一三)

財政經濟

▲米人の見たる支那糸改良論（時事新報）北京駐紮米國商務官アーノルド氏は支那糸改良に關し左の如き意見を發表せり

米國は明年二月を期し紐育に於て第一次萬國製糸博覽會を開催する筈なるが製糸業は米國に於ける工業中に於て重要地位を占むるものにして一九二〇年の生糸輸入總額は約四億五千萬弗以上の巨額に上れり而して其中支那よりは約八千一百萬弗以上の輸入を見たり

抑々支那は世界に於ける生糸國としては最古の歷史を有し其糸質は比較的佳良にして耐久力も相當なるも如何せん其製法舊式なるに因り糸質の均一を求むるを得ず故に之を能率大なる機械力に依る他國の製品に比すれば實に霄壤の差あるを免れざるは甚だ遺憾なる所なり顧るに數年前米國糸業協會代表某氏は支那各地の製糸狀況を視察したることあるが最近同氏は支那製糸事業の改良すべき點に關し左の如き六ヶ條の意見を發表したり之れ支那實業者の特に一顧をなすべき價値ありと信ず其の大意に依れば曰く

(一)支那に於て現に採用せられつゝある生糸操製方法は舊式なるを以て之れを新式に改良し費用と時間の節約及糸質の均一を圖るべし

(二)現在の養蠶法を改良すると共に蠶繭の質を精選すべし

(三)食料品の栽培に適せざる土地には桑樹を植え附くべく之れに適合せざる土地は之れに適する種改良の手段を講ずべし

(四)中央政府に於て蠶業教育部を設置すると共に現存の各省蠶業學校を相互に連絡し新進の教育法を授くべし尙右必要のためには短期速成の策を採るべし

(五)政府或は全國糸繭協會に養蠶部を新設し蠶子を選拔し善良なる種を無料又は廉價にて養蠶家に供給すべし

(六)政府或は各省に試驗部を特設し該部の合格許可品に非ずんば輸出を許可せざる事

以上の各項は蓋し支那養蠶界及製糸家に執りて固より一顧をなすべき至當

の言にして米國市場に生糸の需要甚だ大なる今日支那當業者の特に考慮を加ふべき點なりと信ず若し支那當業者にして此の點に留意改良せば恐らく支那生糸は米國市場に一大勢力を占むるに至らん故に余は支那當業者に對し叙上の改良を促すと共に明年紐育に開催せらるゝ萬國製糸博覽會に其の代表者を派遣すると共に其の製品を出品し併せて之等の諸點の改良に資するあらんことを希望す（一〇、三〇）

▲在支獨人の經濟的活躍　（ノース、チャイナ、デーリー、ニュース）杭州附近の炭鑛採掘に必要なる機械類買入を目的とする契約書が最近獨逸人（賣手）と支那人（買手）との間に調印されたるが獨逸人技師コーチエル（Koetzel）なる者專ら之に關與せり同人は戰前より上海のシーメンス商會に勤務し最近に至り同商會全支那總支配人に任命せられ、又戰時中は獨逸の宣傳機關たるコンコーデイヤ倶樂部の名譽書記として大に活動したるものなるが、或る支那人の庇護に依り歸國せずして其儘支那に滯留したり、同人は又盧永祥の經營に係る鐵山會社の技師長を勤め居れり

コーチエルの手を通じて獨逸の機械類が支那に輸入せらるゝ事になりたるは事實なり同人は杭州鐵山會社及電氣鐵道會社の爲めに機械類を購入すべく目下獨逸に滯在中なるが、既に上海へ向け多量の材料を發送し最初の荷物は日本汽船にて到着の豫定なり、コーチエルの買入れたる機械は電氣鐵道會社の分としてボツケル會社より電氣裝置附電車車臺六臺、アルゲマイネ、エレクトリシタツツ、ゲゼルシヤフトより三千キロワット交流發電機二臺、高壓線、變壓器等其他にして又前支那財政總長張謇の經營する通州の工場用として二千キロワットの電氣タービン二個、電纜等其他多量の電氣材料、乘合自働車、貨車、織機等を購入したり

支那人が獨逸に注文を爲す理由は極めて簡單なり卽ち安價なるが故なり一例を擧ぐれば獨逸製電車々臺が戰前シーメイ、エフ上海にて三千兩なりしものが現在は三千五百兩に賣れ、一方英國、佛國、米國製は日下の値段一萬兩より一萬一千兩なり

ヴエルサイユ平和條約の規定に依れば獨逸は佛國丙に對し機械類供給の義務を有す、然るに獨逸は製造力不充分なるを口實として今に至るも其義務を果さず而かも私かに人を支那に派して支那が英米より機械類を買入るゝより遙かに有利なる條件にて獨逸は支那の注文に應ずべしと告げ大に其注文を勸誘せしめ居れり斯の如き獨逸の態度は二個の重大なる問題を惹起す卽ち一は平和條約違反一は支那に於ける聯合國の利益壟斷なり、此解決は頗る困難なるべきも獨逸をして平和條約を履行せしむるは聯合國の責務なるが如し抽象的の問題は兎も角、獨逸が正當に佛國丙の所有に歸すべき機械をコーチエルなる者を通じて支那に賣渡し居れるは動かすべからざる事實なり（一〇、一五）

▲伊國汽船會社新設　（新聞報）トリエスト伊太利汽船會社は今回當地江西路二十八號に支店を設置し同會社船の旗印を港務局に通告したり同會社船は今週中初めて一隻入港する筈なり（一〇、二一）

▲米人の煙草會社新設　（各報）米國商華德公司は新たに煙草製造發賣事業を起すこととなり當地米國當局に登記を出願せるが資本金二十五萬兩にて二千五百株に分ち其中一千五百株は優先株、一千株は普通株とし十一萬兩にて事業を開始すと（一〇、二九）

▲殖邊銀行恢復計畫　（中華新報）鈎永建は二十年來國事に奔走し居たるが目下哈同路民厚里にあり當地殖邊銀行の開店以來商民の困難を感ぜるもの少からざるが同銀行に關係せる者は半ば鈎の舊知なるより北京にありたる當時殖邊銀行恢復に就き徐總統及び農商部財政當局と商議し鈎が發起となりて同銀行を復活せしむることゝなり鈎は過日來同行前經理人徐幾亭、王文典等を呼び清理方を打合せつゝあり復活に要する資金の半數は政府より負擔せしめ半數は商股を募集する事となれり（一一、八）

▲江蘇省棉產額　（時事新報）中國紗廠聯合會の調査によれば江蘇省に於ける本年の綿產額は地方により五分の一乃至三分の一の減收にて通州百五十萬擔、滸門二十萬七千擔、崇明島二十萬擔（無子）如皐二十萬四千擔、泰興十萬擔、關行地方二萬擔、太倉二萬擔、（無子）常熟五萬擔（無子）江陰三萬五千擔（有子）奉賢八萬擔（無子）南滙十四萬擔（無子）川沙二萬擔、寶山一萬擔內外（一一、九）

▲參戰借款一年延期　（申報）參戰借款は一年延期し利息を以て元金とし出び新契約を訂すべしと（一〇、三〇）

▲日蒙借款　（申報）熱河公團は日蒙借款に反對し直辨せんことを電請せり、熱河學紳商農聯合會は日蒙借款は已に日本人三十萬を交付せり、

取消して以て領土を保てよと電請せり（一〇、一二〇）

▲鹽稅亦一割附加（北京通信）鹽稅一割附加案は各國既に贊成同意を表し實行後平均七百萬元の增收を得べき見込みなるも賑災に要する總額算額は五千萬元にして救濟借款は當分其成立容易ならず且つ救災金を要するものあるを以て別項の如く救濟賑災內國公債四百萬元を募集すると共に更に鹽稅にも鹽稅の如く一割を附加せんと昨日の閣議にて既定せるが鹽稅は外交上に關係あるを以て外交部より不日外交團と交涉を開始すべし（一一、一二）

▲賑災借款近狀（北京通信）支那側より去る十四日俄銀行團に申込みたる賑災借款一千萬元に就ては當時露銀行團は會議を催し之を月下經營にて會議中なる新銀行團に移轉したるは已報の如し然るに新銀行團の意見としては該借款は賑災と稱するも其性質は行政費と何等異る所無し故に新銀行團の內定に從ひ之を處理すべく露銀行團は新團成立と共に當然消滅し、一切の借款を全部新團に引渡すものなりとて此處を非公式に支那當局に通告せる由支那當局が果して此方針に從ひ新借款を訂結するや否や目下不明なるも一般に新團に對し條件苛酷なりとて不滿意を懷き居れるは事實なり（一〇、二七）

▲京漢鐵路公債の淸還（農報）京漢鐵路內國公債一千萬元は光緒三十四年發行せられたるものなるも應募非常に減少なる爲め時の郵傳部は已むなく該公債を抵當として日英資本家より借款し銀三十四萬元英金六十四萬餘磅日金二百二十萬圓を借入れ民國五年より五年間に全部償還することゝし今日まで償還及利子支拂共に滯りなく履行され最後の償還（銀六萬八千元英金十二萬八千餘磅日金四十四萬圓）期は本年中なるが交通部は財政窮乏の今日と雖如何にもして之を淸還すべく財政部と協議中なるが多分淸還するに決すべし（一〇、二八）

▲東淸株主大會（北京通信）東淸株主總會は二十八日午後五時露亞銀行（道勝銀行）に於て開會宋鐵路督辦主席となり各株主の資格を驗したるが約二十分間の後何等議事に入ることなく來る日曜日開會に延期されたり今次の總會の目的は昨年十月改訂新契約の追認及び新重役十名（露支各五名）の選擧にあり契約追認は問題ならざる可く露國側五名の重役選擧に關し露支兩國意見の相違を生じたるものゝ如し、露國側を代表せる方面より今次重役たらしめんとせるは

ホルワツト（前中東鐵實辦）、ロホイベー（コルチナック政府財政部長）
ウオスリコゴフ（同交通部長）
アシンスキー（舊北京公使館書記官、コルチナック政府の黨人）
ピヤノフスキー（同財政次長）　ペプスキー（哈爾賓總領事）
等にして悉く露國各政府の要職にあり、極東政界に活動したる人物なり昨年改訂の新條約の主眼は中東鐵路を政治的紛爭中より離隔し全然經濟的機關たらしむるにあり、該條約第六條には
其如何なる種類たるとを問はず政治的行爲を中東鐵路に加ふるを得ず
支那政府は嚴に之を監視し該路を純然たる商業範圍內に置くとの明文あり此理由に依り支那側は今次露國側の推薦せる重役候補者を排斥し、エゼルスキー、ボンア、ウストロゴフ、ピメノフ、コルワノフを重役たらしめん意嚮あり兩者間に交涉ありたるも未だ妥協成立せず扨は總會を來る三十一日（日曜日）に延期せるものならん、若し露國側にて尙強硬に前主張を支持するに於ては今次の總會は來年迄延期せしめらるゝも計り難し

▲鹽務改革計畫（北京日報）鹽務署會辦周自齊氏は
一、鹽場の整理及製鹽方法の改良
二、販賣區劃の改正
三、鹽稅徵收制度の整理
の三綱の下に鹽務の革新を實行するの計畫を立て先づ之が調査機關として鹽務調査委員會なるものを鹽務署內に設立し廣く鹽務に經驗ある者及鹽務知識に富める者を網羅して委員會となして諮詢機關とするに決定し該委員會章程十條を徐總統に呈出し其認可を申請せり（一〇、二〇）

▲紗布交易所設立許可請求（新聞報）當地の支那人の綿絲棉布同業者は資本金二百五十萬元を以て華商紗布交易所を設立せんとて北京農商部に許可を出願せるも未だ何等の沙汰なきより紗廠聯合會は兩三日前農商部に左の如き電報を發せり
各國の交易所を設立する原理は市面を維持するが爲めにして空買空賣して賭博なすにあらず然るに上海交易所は設立以來綿絲の一項に對し劣貨の淸納を事とし支那人工場の綿絲は日に下落し市面に動搖す又同交易所には某國人の株金多額入り居る由にて物議沸騰せり市面衰落の原因は必らず外人

に操縱さるゝが爲めなり支那人綿絲工場は危險狀態を見て自から紗布交易所を設立し挽急の策なさざる能はず上海紗布交易所設立を許可されん事を請ふ（一〇、二四）

▲上海總商會と所得稅實行問題（新申報）上海總商會は三十日の常會に方て北京政府の所得稅施行案を議したるが成不等、葉惠鈞の兩會董は所得稅審査意見を發表し政府が所得稅を勵行せば非法不公平時期未だ去らずと云ふべし今日支那にては未だ登記法行はれず地方財政は未だ完備せず國民の道德心は薄弱なり一旦所得稅を擧行せば恐らく租稅公平の要旨は保たず而して弊風を奬勵する動機は一度發して收拾すべからざるべし左は全國各界人士と共に商議せざるべからず

一、無產階級に多く取り有產階級に少く取るべからず
二、勤勞所得と財產所得とを分別すべし
三、最低生費規定の不正確
若し政府が必らず之を施行せんとせば疑問題を提出すべし
一、所得稅法は合法國會の通過を經べし
二、所得稅法は身上不公平の點は切實に改正すべし
三、一切惡稅廢止の時工商保護政策を行ふべし
四、所得稅の用途は確實に人民に監察の權を與ふべし
五、登記法を實行し警政を改良し納稅の統計あるべし
六、所得稅を以て外債を抵借せざることを聲明すべし
以上數問題を政府が若し俯從し切實に改善せば我等は反對の餘地無きも官力を以て壓迫せば我等は各界と聯絡し共に起つて反對し命令反抗の一策を後盾となすべしと報告せり報告終りて意見の交換行はれ全部審査會當の意見書出揃ひたる上にて更に大會を開き表決する事に決せり（一一、一）

▲交易所取締通令請求（申報）江蘇省議會は商民の交易所設立取締の請求を議決し省長を經て農商務に通告方を求めたり其內容は左の如し
商民の交易は誠實を以て本となす一たび虛僞に流れば危險を招かざるはなし上海の商人は日本人の取引所抵制の爲めとて交易所を開設したるが名は代客買賣といふも實は則ち賣空、賣空して費用を抽收し賭博輸贏を以て業と爲す是れなり一倡百和市風日に墮ち各地の金融に影響せり商民は正業を事とせず甚だしきは產を蕩し家を破り以て行險僥倖の擧を爲すに至る其弊害は必らず商業の前途日に危險に趨き社會經濟は寧ろ消亡を見るに至るべし議所初めは僅かに上海に設けられ近くは各商埠各銀已に風を聞いて興起するの勢あり查するに證券交易所法は實政府時代非法衆議院の議決せるものにて早く廢止の列にあり有效と認むる能はず農商部は取締を通令し以て流風を挽き商業を維ぐべし（一一、一五）

▲上海金融維持會の市況救濟願（各報）綿布輸入業者の組織する金融維持會は日英米佛總領事に對し左の如き書面を致したり
爲替の騰落甚だしき爲め綿布輸入業者は多大の損失を受けたるも秋期後の景氣を恃みとし居たるが計らずも內亂の繼續と各省の水旱災の報により價格下落し支那間は爲替上の損失と信頼の下落とによりて大に困難を感ぜり且つ各省水旱災と兵禍の關係により各地よりの需要なく貨物は捌けず資金は動かず人力にも抵抗し能はざる狀態となれり我等はシルリング下落の際今日あるを豫想し此の會を組織したるも洋商は神經過敏たりと爲し居たるが不幸にして我等の豫想が實現したり此狀態にありては破產目前にあるのみならず生命身家も保たれず本會は前に變通方法三ケ條を英米商業會議所に通知し贊同を得たるも英國商業會議所許記が目下轉地療養し居れる爲未だ正式協議の機會を得ず貴總領事等は上海市面の現狀に就き此等の報告を得たるや否や此事は支那商一方面に關係あるのみならず洋方面も市面が若し支ゆる能はざる事となれば、亦連帶の影響を受くるものなりされば貴總領事等は洋行及び銀行大班製造者の代表を召集し市面維持の方法を公同磋商されん事を請ふ
英國總領事はこれに對し此事は商務官の取扱ふべき事なれば貴書は商務官に轉送せりと回答せり（一一、一五）

日本新聞重要電報　（大正九年十月中）

外交關係

▲利權回收抗議（天津特電二十九日發）露國の行政權が支那に回收されたるに付天津在留の露國人は二十八日夜露西亞俱樂部にて在留民大會を開

き支那官憲の行爲を不法なりとする硬派と已むを得ざる太勢なりとする軟派の二に分れ苦戰ありしが結局百十三票に對する七十六票の多數にて硬派の勝利に歸し左の如き抗議を徐徐に提出することに決せり

九月二十三日附大總統令發布の結果露支兩國の關係斷絶せし爲兩國の條約破棄され從つて之が條約に依り享有せし支那に於ける露國人の權利利益悉く侵害さるゝに至れり吾等は露國人の利益代表者と稱する駐支公使及領事等との關係を斷絶することを論議するにあらずして唯露國人民が兩國間の協定に依り享有せし條約上の權利及利益が今回支那政府の行動に依り侵害されしに對し抗議を提出するものなり特に天津露國租界上に現れし露國旗を卸し代るに支那國旗を以てせしは甚だし露國民の自尊心を傷くるものにして之を大にしては一般露國小にしては當地租界露人の特權を侵害せる不法行爲と言はざるべからず云々（一日日日）

▲露國側の聲明（奉天特電三十日發）ウエルフネ代表は北京に於て先づ極東共和國と勞農露國と同一體なりとの誤解を解き通商條約の締結、特殊利權の設定、工業資金投資の奬勵、露支國民保護の取極め等に努め東支鐵道に就いては研究の餘地を認むるも支那の主權を犯すが如き利權は一切放棄すべく過激主義の宣傳は政府より禁ぜられ居るを以て行はず帝政時代の公使、領事は之を廢するも通商開始後は領事を置く必要あるべく露國が從來支那に於て有したる治外法權は之を撤廢すべしと聲明せるが右の交涉は尙準備的のものなるも支那最近の斷乎たる態度は之に基ける事勿論なり（二日日日）

▲ウ政府宣言內容（二十九日國際北京發電）極東露西亞共和國通商外交委員長ユーリン氏は黑龍江、浦潮及ウエルフネ政府代表者の聯合會議の結果ウエルフネ政府の發したる宣言書の本文を携手したり、氏は其宣言書を支那政府に交付する事を委任されたるが宣言中には左の如き重要事を含み居れり卽ち

後貝加爾、黑龍江、沿海州、薩哈嗹及勘察加、東支鐵道沿線地帶等を包含する後貝加爾湖より太平洋岸に至る間の極東共和國の同地帶の獨立聯邦國を宣言し何れの外國に對しても其領域內に租界地を設置する事を許さざると（二日東朝）

▲着々利權を回收す（北京ロイテル特電一日發）支那政府は露國公使及び領事の待遇停止以來着々利權の回收を努め遂に米國側より居留地及東支鐵道の國際管理に關し非公式の提議ありたるも之を却け已に各地の露國居留地を回收したるのみならず東支鐵道に關しても既報の如く閣議に於て東支鐵道に於ける司法權を回收するに決したるが一日東支鐵道重役王克敬氏よりの報告に據れば支那官憲は東支鐵道所屬の武器沒收を終れりと但し東支鐵道技術委員のみは從前の通り存續する方針なりと（三日時事）

▲東支地帶露國特權撤廢（哈爾賓特電一日發）哈爾賓道臺は東支鐵道地帶に於て露國の有する一切の特權を撤廢し同地方在住の露國人の生命財產は支那官憲に於て之を保護す云々の布告を發したるに依り露國側は今更の如く驚愕狼狽し露人のみの秘密會議を催して其善後策に關して協議する所あり此會議には英佛兩國領事も參加せるが露人側にては佛關西に依らんとする意嚮あるものゝ如し尙露國裁判所の撤廢に關しては露國側は在哈各國外交團に通牒の上回答することゝなせり（三日時事）

▲露西亞銀行問題（一日北京特派員發）佛國公使は露國公使等の待遇停止と同時に既に一箇年前本店を巴里に置けりとの理由を以て露亞銀行を同國の保護の下に置き各支店に佛國旗を掲揚せしめたるが各地の交涉員より佛國の處置を不當として北京政府に訴へ來り政府に於ても該銀行現在の資本（佛國側は七分五厘を占むると主張し居れり）の大部分が佛國の資本たる事實を認むるも露支兩國の名義の下に設立されたるものなりとの設立主旨を理由として抗議を提出すべく準備中なるが一方佛國公使は既に自國の管理に移れる事として斷然支那側の抗議に應ぜざる決心を示しつゝあり

▲露國郵便局取消（三十日北京特派員發）支那政府は支那各地にある露國の郵便局を取消し一切郵便事務を禁止することに三十日の閣議に於て決定せり

▲露租界回收反對（一日漢口特派員發）漢口露國租界回收問題は各國商業會議所の反對及露國居留民の請願に依り未だ正式に支那官憲に引渡されず目下各方面との交涉中なり

▲回收後の露租界（二日漢口特派員發）漢口露國租界は去る二十九日既に支那交涉員と露國領事との間に引繼を了し同時に領事館郵便局を閉鎖し警察民團を其儘交涉員の管理に移されし由なり支那委員は當分從來の規程全

部を進率し少しの改廢を加へざるべしと其事に關し佛蘭西は頻に六國共管說を主張し露國は居留民說を主張し居るも其主張決定するや否やは問題なり

▲東支線司法權回收　（一日北京特派員發）　政府は東支鐵道の司法權を回收する爲に司法次長を哈爾賓に派遣するに決定し同次長は明三日中に出發すべし

▲露西亞銀行佛旗を揭ぐ　（發奉天特電一日發）　東三省巡閱使張作霖氏は哈爾賓の露亞銀行が佛國西の國旗を揭げたるを不當とし留紙幣全部を回收せよと威嚇せり哈爾賓にては一般に支那の露國公使及領事の待遇停止を不滿とし佛蘭西公使及領事に抗議の提出を求め尙北滿の現狀は特に利害關係深き日本が此際有力なる抗議を提議せんことを期待し之が露國民の感謝に價するも論ぜりポポフ領事の談に依れば

二十九日支那官憲は外事課長を領事館裁判所に派し執務停止と背額の引離を求めしも領事は公式の命令なしとて引揭がず單に國旗を卸し佛旗を揭げたるのみなるが一方裁判所は事務を引繼げるも支那官憲は事務進行の用意なき爲結局領事に任すの外なし

と冷笑せり張煥相氏は待遇停止反對を政府に打電し露人脅威の爲兵力使用の求めに應ぜずと表明せる由

▲佛國乘取理由　（北京特電一日發）　露亞銀行問題に關し佛蘭西は

一、同銀行に於ける支那の資本は名義のみにて實際の出資なく其名目上の持株も佛蘭西に及ばざること

二、千九百十七年露亞銀行の組織に對し何等の意見表示をなさず今日迄默認の態度を持せしこと

三、支那政府は本年大總統令にて露亞銀行の持株を教育資金に充つることを發表せること

の三理由を擧げ支那側は駁撃し居れり（三日日日）

▲過激派態度宣言　（上海特電二日發）　在上海露國過激派は要領左の如き陳述書を發表せり

支那外交部と前露國公使クダシエフ公爵の公式關係斷絕の結果在支露國人は其の權利に就き全く獨立の立場に置かるゝことゝなれり但し在上海露國人中には二箇の集團あり本問題に就き各異なる見解を有す第一の集團（反過激派）は數に於て第二の集團（過激派）より多數を占む是等反過激派はコルチヤク、ロザノフ沒落以來西伯利より支那に逃避せるものにして多くはコルチヤク、カルムイコフ、セミヨノフ及びロサノフの部下なり彼等の間に昨年冬農民を虐殺し其家を燒拂ひたるもの現存す彼等が歸國せんことは露本國に於ける勞農組織が消滅するか若しくは極東共和國に於ける民主主義の沒落するに非ずんば不可能なり第二の集團はコルチヤク、カルムイコフ、セミヨーノフ、ロザノフ時代に西伯利より上海に避難せるものにして自由主義民主主義又は社會主義を遵守する市民階級に屬す政體の如何ん問はず常に露國民たるものなるが現在に於て莫斯科政府を事實上の全露中央政府と確信するものなり第一集團に屬する露國人は前總領事グロッセ氏の留任を希望するも第二集團所屬露國人は然らず即ち彼等は九月二十八日上海に於て左の決議（其大要は既に打電せり）を爲せり

露國公使待遇停止に關する支那政府の處置は合法と認む雖し是れはケレンスキー政府沒落以來在支露國使臣は露國中央政府を認めず中央政府も亦在支露國使臣を認めざるより來る當然の結果なるを以て我等（在支露國過激派）は當露支條約が勞農政府と支那政府間に恢復せらるゝまでは在上海露國人の權利は支那或は他の外國又は領事團に依り擁護せらる可きを許容せざるを得ず而して我等には其如何なる臨時約手段たるを問はず在支露國人擁護の爲め隨意に代表者を選出するを許容せず支那政府の露國領事承認に就ても亦然り尙し我等は露國を代表す可き外交官任命權迄に在支露國人擁護權は專り露國中央政府たる勞農政府のみ之を行使するを得と解釋するを以てなり但し勞農露國が外交代表者を支那に派遣するに至らざる現狀に鑑み在京カルフネ政權代表を經て各政權に對し上海駐在露國領事任命方を請求することゝす云々

因に該決議署名者中重なるものは全露勞働組合代表者タラソフ氏上海ライフ（露國過激派機關紙）ニシャフピツキー氏並にポツク氏全露憲法會議社會革命黨議員ビリストフ氏社會革命黨員ポゴリユーポフ氏ロスタダルタ通信員ザリン氏等なり（四日時事）

▲公使館共同管理　（北京特電三日發）　二日外交團會議は左の如く決議せり

（一）露國公使館は外交團に於て引受管理す、（二）漢口、天津露國租界は支那に於て露國工部局の存在と其職權とを尊重すべし、（三）露亞銀行問題は佛支兩國の商業上の交涉と認め政治上の關係を生ぜざらしめんことを期す

（四）康士鄂捕縛は質問を提出すること

（上海特電四日發北京）外交團首席は露國公使館を各國の共同管理の下に置くことに決定せるが當地領事團は未だ訓令に接せざるも訓令あり次第露國領事館は北京同樣處置さるべし（五日日日）

▲外交團決議（二日北京特派員發）二日の外交團會議に於て左の事項を決議せり

一、露國公使館を支那側に引渡さず列强の共同管理と爲す事

二、天津漢口の露國租界に於ける工部局の存在と職權を支那側に於て尊重せしむる事

三、露亞銀行問題を佛支間の商業上の交涉と認め政治上の意義を含ましめざる事

四、康士鄂逮捕事件は團匪事件の議定書に違反せるものなれば外交團として支那政府に質問を發する事（五日東朝）

▲露支鐵道協定成る（北京ロイヤル特電四日發）去る一日夕支那政府と露亞銀行との間に鐵道協定案成り露亞銀行は千八百九十六年の協定に從ひ純商業的基礎の上に引續き東支鐵道の財政機關たるの任に當ることとし該鐵道の地位も明瞭に規定せられたり右の協定は各國の承認せる露國政府の權立さるゝまで臨時的協定にして支那は鐵道經營に對等に參與し尙ほ支那の國鐵道に對する政治的監督權を承認すると共に一方露亞銀行は何等政治的性質を帶びざる純然たる商事會社たる可き旨規定せり又運輸施設及び庶務各部に於て露支兩國人は同等の資格を有するものとして雇傭せられ對等の地位を與へらるゝ可し鐵道局は露支兩國人各五名を以て之を組織し局長は支那人を以てす可く且つ局長はキヤスチング・ヴオートを有す可し而して議決は七票を以て絕對多數となり千八百九十六年の鐵道協約第十二條に依る露支銀行の支那政府預金（同預金は同銀行が露亞銀行として再設せられたるとき約三分の一減少せり）は鐵道開通の日より利子を附して支那に償還さる可し之に關し露西亞は鐵道が事實上開通せるは千九百七年なりと主張するに反し支那は公式に開通せるは千九百三年なりと反駁せり此の時日の相違は一千百萬兩乃至一千四百萬兩の差を生ぜしむ可く目下此の點に就き商議中なりと云ふ而して株主總會は本月北京に開かる可し同銀行が何國の國旗を掲ぐるかに就きては何等の規定なしと雖も治外法權の存する地方に於ては佛國の保護の下にあるを示す爲め佛國旗を掲ぐることゝならん但し同銀行の本體が露西亞のものなるは疑ひなし（六日時事）

▲支兵撤春增派（奉天特電五日發）琿春事件の電報は我領事館駐在武官より張巡閱使に提出せると同時に支那側の報告も達せしより張巡閱使は直に討匪司令孟關長に打電し局子街江清縣より急行せし軍隊百七十名にては尙足れりとせず出動延期中の衝隊をも急派する事とし張巡閱使の令息旅團長張學良氏は特科隊各一中隊（山砲四機關銃十二）に歩兵を合せ約三百名を六日夜と七日の二回に滿鐵臨時列車にて輸送し東支線一面坡より琿春に向ふべく尙延吉道尹陶彬氏は頻りに善後策に取掛れるが日本は境領事の請求により俄かに琿元守備の一部隊を出せるを遺憾とし此時に乘じ一箇師團を急派し不逞鮮人の制壓を爲へし以て馬賊と過激派とが聯絡し武器を密輸入する道を斷つべく支那側は默認すべき諒解ありとの說あり（七日日日）

▲佛國對支政策活躍（上海特電六日發）最近在支佛國官民に依り示されたる各種の事實に徵するに佛國の對支新政策は第一勢力露國の宣傳に依る支那赤化の防止及び第二財政經濟的勢力伸張を以て基礎とするもの、如く其中第一の赤化防止政策は（イ）第二の目的達成上支那を安全なる放資國たらしむるの必要と（ロ）印度支那殖民地防衛の見より出でたるものにして先づ支那を訪問せしパンルヴエ氏の言動、直接間接支那の赤化阻止に與りて力ありたる如き又現に北京駐剳佛國公使ボワブ氏が各地領事と策應し赤化露國人取締の嚴重を勸打し是等過激派の暗中飛躍を牽制しつゝあるが如き其適例なり而して先月末東洋に向け馬耳塞を出發せる佛國前內閣議長クレマンソー氏が果して支那を訪ふに於ては其目的の如何は別とするも其結果に於て必ずや反過激派的氣分を支那に注入することなく可く一般は此の意味に於てク氏の渡來を重く視しつゝあり乎（時事新報特派員）はク氏の消息を知らんが爲め本日在上海佛國領事レオー氏を訪ひたるも該總領事はク氏渡支の目的等に就きては口を緘して語らず該總領事の接手せる公報に據ればクレマンソー氏は先

▲琿春撤兵交涉　（北京特電廿一日發）廿一日閣議は再び日本の琿春出兵問題に就き協議せるが其結果左の揭く決定せり

一、既に琿春に到着せる日本軍に就ては外交部より日本公使に對し其一律撤退を嚴重に交涉す

二、未だ支那領土内に到着せざる日本軍に對しては奉天吉林兩省長官をして其地の日本領事に向ひ切實に中止を要求す（二十五日日）

▲原首相に送信　（二十四日上海特派員發）上海に在る全國學生聯合會は原首相宛て左の意味の書面を送れり「琿春事件は吾人の遺憾とする所其源を言へば東三省に日本軍隊を駐在し支那の主權行使に困難を來しめたるに在り東三省治安を希望と日支間の疑惑を解かんとせば先づ事件協定を廢止せよ今回の事件に對し貴國が支那の承認を待たずして出兵せるは即ち支那の主權を蹂躙せるもの兩國の意思疎通せざるは皆貴國の侵略策の爲なること世界公論の指す所原内閣出現後も一再ならず侵略の跡あるは吾人の遺憾に思ひ且反省を爲さゝる所以者はくは支那の主權を尊重し貴國が公の名譽を保たんことを若し支那國民の意思を顧みず支那を伴侶とするを爲せば其欲する所を爲せ吾人は望みを日本に斷ちて自ら爲す所を爲さん同文同種の言や夙に聞く所背内相爭ふは兩國の幸ひにあらず」云々と（二十六日東報）

▲露軍庫倫に迫る（北京ロイテル廿五日發）庫倫緒其祥より引續き急電を以て露國兵三千人砲武器彈藥を携帶し庫倫の東北に迫り一兩日内に開戰を見る可く加ふるに蒙古兵數千之と氣脈を通じ同地に迫れり今や庫倫は腹背敵を受け危機に瀕し居れば政府より速かに適當の方法を講ぜられ度しと述べ來れり（北京特電二十五日發）反過激派露人約三千名蒙古に襲來し庫倫危急を告げ形勢甚だ重大なるを以て現在庫倫の守備に任ぜる緒其祥（元四北邊防軍旅長）は頻りに電報を政府に發し救援を求めつゝあり其要旨に曰く彼等は元セミョーノフ軍に合せんとしたるも軍の敗退に依り其の目的を達せず遂に蒙古侵略を企て既に本日（二十三日）は庫倫を去る一日行程の近くに迫りつゝあり是等武器、馬匹を充分に有する三千の露兵に對するに我兵力は僅に一個騎隊に過ぎず加ふるに庫倫の西には數千の蒙古兵の露兵と呼應して庫倫を挾撃せんとするあり且つ蒙古人の多くは露兵に内應し居り庫倫の運命は日夕に迫れり宜しく自動車にて援兵を輸送し萬一を救はれ度し云々と徐樹錚の失脚以來支那の威力滅じ外蒙自治の復活熱勃興したる今日蒙古人は今回の露兵侵入に依り更に自治恢復の擧に出づる可く形勢極めて重大なり（二十七日時事）

▲尼港交涉開始　（二十七日北京特派員發）小幡公使は二十六日外交部に顧總長を訪ひ尼港事件の第一回交涉を開始せり當日會見の模樣を聞くに小幡公使は誠に完了せる日支兩國委員の共同調査に基さて解決せんとの案を提出し說明を加へたるものなるが支那側の回答を待ちて具體的の交涉に至るべしと（二十八日東朝）

▲砲撃事件要求　（北京特電廿八日發）尼港支那軍艦砲撃事件に對する日本の要求は

（一）支那政府に於て遺憾の意を表すること

（二）支那砲艦長より日本軍司令に遺憾の意を表すること

（三）關係將校下士の處罰

（四）支那の砲撃に依り死亡せる日本人遺族に對し慰藉金を贈ること

にして支那側のパルチザン參加を認めず唯だ支那の大砲は虐殺の際パルチザンに使用されたることを記載せる極めて穩健なるものなりと（三十日日）

▲露國司法權回收　（二十八日北京特派員發）哈爾賓に出張中なりし司法次長張一鵬氏歸國の司法權回收の用務を終へて歸京せるが氏の齎せる報告に曰く「各國は支那司法制度の不完全監獄の設備不十分なることを指摘して領事裁判權撤回を肯ぜず露國の居留民亦同樣の理由を以て反對しつゝあり從つて當分露國の法律を適用して露人の訴訟事件を處理し露國法律に通曉する者を法官に任用して便宜の處置を講ずるの外なく司法權の回收は支那の司法制度改良の實を擧ぐるに至りて初めて其目的を達すべし云々

▲英國公使抗議　（二十八日北京特派員發）英國公使は本國政府の訓電に基き支那の阿片禁止に違反せる事實を指摘し二十七日抗議を外交部に提出したり曰く調査委員の報告に據れば陝西雲南四川廣東の各省に現に阿片を栽培し當局は敢て之を禁ぜざるのみならず却つて栽培の割合に應じて稅を徵收し軍餉に供しつゝあり是が爲阿片の栽培は公然行はれ居れり政府に於ては禁煙條約に從つて實行を爲すと共に一定の處置を講ずべき筈なり然らざれば條約は空文に等しく何等の効果を得ず支那政府は條約に據りて一切の賠償を爲すべし云々（三十日東朝）

南北情勢

▲民軍獨立の經過（上海特電二十九日發）　廣東に於ける民軍獨立の詳報左の如く確なる筋に入電ありたり

李福林の最後通牒　廣東の對岸河南に於て獨立を宣言せる李福林は廣西軍の退路を斷たんが爲め民軍の一部隊を以て廣東三水鐵道の一驛佛山を占領し最後の通牒を發して莫督軍の退去を強要し居れり

魏邦平軍入城　之と同時に香山に根據地を置く魏邦平は河用砲艦七隻を率ゐて廣東港に入り二十七日午後二時廣東市に二千名の民軍を上陸せしめ李福林と策應し廣東の砲擊準備中なり

飛行機の爆擊　又斗門方面より飛翔し來れる民軍の飛行機二臺は二十七日廣東市街上空より督軍署及び兵器廠等に爆彈を投下し且つ莫榮新退去要求のビラを撒布せり

英米陸戰隊上陸　飛行機の市街爆擊開始さるゝや廣東に碇泊せる英米兩國軍艦は直に陸戰隊を沙面に上陸せしめ居留民保護の任に就けるも帝國軍艦は上陸を見合せたり

妥協商議初る　廣西軍幹部は莫榮新の引退に依り時局を收拾せんと欲し其の一司令官馬濟は二十八日東江方面の戰線より廣東に歸來し直に民軍の將、李福林及び魏邦平に對し妥協の商議を開始せり（一日時事）

▲廣東停戰不調（二十九日廣東特派員發）　二十八日廣東省議會は莫榮新、李福林、魏邦平の三氏に通電して戰爭防止を要求せんことを決議し議長以下代表者は督軍署に莫榮新を訪問せり莫榮新氏は若し李福林魏邦平氏にして固執せば自ら督軍の職を去りて兩氏に對し友情を表示すべし滇軍側に調停を依頼する旨を答へたるに依り該代表者等は海珠島に海軍司令湯廷光氏を訪ひて調停方を依頼し其承諾を得たり其後莫榮新氏は其後任として陳炯明氏及胡漢民氏には強硬に反對ありといふ之に對し魏邦平氏は卽刻東江に於ける陳炯明軍との停戰を要求し廣東軍は自ら督軍後繼の問題を解決すべく莫榮新氏の干渉を許さずと主張せり一方温宗堯林葆懌氏等は兩者の調停に奔走し莫榮新も自ら職を去るべき旨聲明する所ありたるも英米領事側の調停も効なし（二日東朝）

▲廣西派態度強硬（廣東特電四日發）　其後莫榮新氏は果して陳炯英氏等の態度強硬なると陸榮廷氏より具體的の確答なき爲態度を曖昧にし時日の遷延を圖り一面廣西軍の兵備を備へ月李根源氏は最近形勢觀望の傾向あれば利を以て之を誘ひ團結を鞏固にせんとするなど稍形勢惡調を呈し又廣東派は李潮梅鎭守使に廣東軍會辨の職を與ふるを約して中立を嚴守せしめんとし李氏は既に之を承諾し不日中立嚴守の宣言を發すべしとも傳へられ李氏の態度は目下最も注目されあり尙莫榮新氏が督軍印綬交付の條件として林葆懌氏に對し廣西軍の不足軍費を新督軍より支拂ひ其支拂完了と同時に廣西は軍費を還付し廣東を退去すべしとの條件を提出せるが其條件は頗る苛酷にして不足軍費の如きは莫氏の言の如くにせば實に二千萬元の巨額に達して數年來兵火に惱める廣東として到底負擔に堪へざるは明かにして要するに廣西派が態度強硬となりつゝあるは事實なり（五日日日）

▲廣東各團隊決議（上海ロイテル特電六日發）　廣東各團體は四日會議の結果（一）廣西軍に對し五十萬元を支拂ひ省議會より之を民間に返濟せしむること（二）莫榮新氏に於て督軍の印綬を引渡せる後初めて支拂をなすこと（三）莫榮新氏に說いて三日以內に右督軍の印綬の引渡しを求むることを議決し林葆懌氏は莫榮新氏に之が實行を勸告するを承諾せりされど莫榮新氏としては先づ廣西軍十個月分の軍費支拂を受けざれば督軍の印綬を渡さずとのことを堅〻持して動かずと

廣東總商會は四日陸榮廷氏に電報し莫榮新氏をして速かに督軍の印綬を湯廷光氏に引繼ぐよう命ぜられたしと述べたり（七日時事）

▲長江聯盟の恢復（五日漢口特派員發）　南京の李純氏今回三省巡閱使に改任されし爲衞北王督軍は特に親電を發し且長江督軍の攻守聯盟を恢復せん事を提議せり蓋し西南各省聯盟し北洲攻擊の計畫ある爲之が防禦上此の新提議を爲せるものなりと一說には李純氏は既に長江聯防新計畫の爲再び南京會議を開くべく三省代表の出席を促せりと（七日東朝）

▲廣東時局解決條件（七日上海特派員發）　香港來電に據れば時局解決の爲め温宗堯陸錦溫兩氏は廣東方面に對し左の提議を爲せり

一、廣西派莫榮新より廣東督軍廢止を提議すること

し輿論喚起に努めつゝあり督軍廢止の理由として

一、督軍制度は地方行政を武人に委ねしむる機宜を與へたる事過去二箇年の實際に見るも督軍制度は地方の平和を攪亂し省民怨嗟の的となれると

二、地方の權力を奪ふ爲に自然督軍は大兵を擁せざるを得ざることとなり從つて裁兵は督軍廢止を前提となするにあらざれば實效を收め得ざる事

三、督軍廢止の最も簡便なる方法は新たに督軍を任命せざるにあり政府が李純氏の後任を任命せざれば督軍廢止の先驅たるを得べきこと

四、民は今や財政難に迫りつゝあり督軍制度廢止は此財政の危機を救ふべきこと

等を指摘し居れるが政府に於ては其趣旨には贊成なるも實行上甚多の障害あるを以て容易に斷行するを得ず徐總統より特に張作霖曹錕の兩巡閲使に問うて意見を徵せるが何れも時期尚早として反對したれば江蘇督軍のみ廢止することは同省軍人一致しての反對もあり到底實行せらるべくもあらず（二十一日東朝）

▲保定會議議題（上海特電廿二日發）保定會議に參與せる人物は田中玉、吳佩孚、馮玉祥、李奎元徐總統代表者袁乃寬、湯鄒銘、張作霖代表者秦華靖氏及直隸派師團長鎭守使參謀武官等にて

一、國民大會即開

二、總統より和議總代表を派して南北統一を促進せしむ

三、王士珍氏を江蘇江西安徽三省巡閲使に推薦す

四、北三省綏民救濟

五、軍隊の停屯

等の五箇條に就き討議したるが吳佩孚氏は極力國民大會の速開を主張して止まず大體に於て之が協贊を得たりと傳へられ王士珍氏を巡閲使と爲す事は王氏が老朽の故を以て否定し直隸派側より別に適任者を推薦すべく和議代表としては徐總統代表より梁士詒氏を推薦しつゝあるも未だ決定せずと傳へらる（二十二日日日）

▲保定會議の決議（上海特電二十一日發）保定會議に於て曹錕吳佩孚の諸將軍及び徐大總統代理袁乃寬等は慎重審議の結果此程左の三項を決議し直に徐大總統及び張作霖氏に宛て決議事項を電報せり

一、憲書自治問題は將來國民大會の開會するを待ち憲法問題其他の法律問題と共に之を決定すること

二、王士珍を江蘇督軍兼江蘇江西安徽三省巡閲使に任命すること

三、北方和議總代表は暫く之を任命せず和議問題は南北首腦の直接交渉に委す但し將來若し總代表任命の必要あるときは曹錕を以て之に充つ可し（二十二日時事）

▲北洋領袖會議（二十二日北京特派員發）最近保定に於て開かれたる北洋派の領袖會議は時節柄注目を惹けり列席者は曹巡閲使吳佩孚氏田山東督軍金永炎代表等にして會議の主なる目的は李純氏死後の善後策を協議するにありて左の事項を決議せりと傳へる

一、奪奬元を江蘇督軍に任命する事

二、督軍廢止は將來國會の成立を俟つて裁兵問題と共に決定すべき事

三、江蘇安徽江西三省巡閲使とは全然關係を別にし巡閲使には王士珍氏を任命し長江に於ける從來の均勢を保持する事

四、李純の遺言に從ひ北洋派軍人は一致して權利爭奪を止め密接の關係を圖る事（二十三日東朝）

▲莫氏妥協條件（二十一日香港特派員發）廣東來電に據れば二十日午後瀧珠島會議に於て莫榮新氏代表梁士詒氏等の提出したる條件は

一、湯廷光の督軍を承認せず

二、莫榮新自ら辭職の意あるを以て李春煊及陸榮廷沈鴻英を任じて督軍と爲すべし

三、廣西軍二個師を常に廣東に駐在せしめて國定軍と爲す

四、陳炯明は須く原駐地漳州に撤退し魏邦平は香山縣に退駐し李福林は廣東省河南に駐在すべし

五、陸榮廷は兩廣巡閲使の職權を行使すべし

湯廷光氏は双方の條件相去ること遠きに依り考慮中なり（二十三日東朝）

▲七省自治運動（北京特電廿四日發）湖南に發生せる自治要求の風潮は今や全國に瀰漫是非の論議しきが梁善濟氏の主唱の下に安徽、湖北、山西、福建、浙江、山東の七省自治運動同志會廿四日發起さる梁善濟氏は研究系の首領にして蓋の國民大會の主唱者なるが志を國民大會に得ずして轉じて自治運動を起すに至りしものなり氏の湖南に於て主張せる要點は其根本に於て

代議制度の否認的性質を帶ぶる國民大會說に劣らざる過激說にして北京政府を認めざると共に南方政府をも無視し現に湖南革命政府なる文字を使用し居れり一方自治運動と相呼應する督軍廢止運動も益火の手を擧げ北京の江蘇人連に熱心にして廿四日も大會を開き席上某氏は

（一）支那の歷史上督軍制度廢止（二）民主國の一員たる支那督軍廢止

（二）督軍は法律上の根據なし

等の理由を擧げて廢督の必要を主張せりと此運動は目下のところ實現の可能性少く唯消極的に政局に作用し江蘇督軍に大頭株の任命を防ぐの效果あり結局は齊燮元氏を利するあらずやと觀測さる（二十六日日）

▲李春煊引退宣言（上海國際特電二十六日發）李春煊氏は二十三日通電を發して引退を宣言し國民に告ぐるに左の四個條を以てせり

（一）西南の連合に自主取消を行はんことを希望す

（二）北方政府の法に據り國會を召集し憲法を完成せん事を希望す

（三）南北軍人の戰兵を喚ばんことを希望す

（四）北京及び各省當局が誠意を以て善後策を講ぜんことを希望すと宣言せり偶々同名無實なりしとは云へ今日まで南方に於ける內政上並びに外交上唯一の代表的政府たりし廣東軍政府の消滅は今後南方の政治的混亂を一層大ならしむること非ずやと觀測さる現に民黨の機關紙民國日報の如きは本日李春煊の沒落に對し痛烈的論評を加へ又一方政學系の中華新報等は本日の社說に於て「李春煊は先づ西南諸省の統一を計り護法主義を損傷せざる範圍內に於て北方と和を講ずるの希望を以て努力したるも軍政府の主吸たりし夫の所謂西南統一の前途には二大難關あり國會と軍人の不一致及び西南各省間の利害の衝突即ち之にして爲に李氏の努力も遂に奏效に至らざりしは眞に憫む可し吾人は此機會に敢て救國の策を問はんと欲す」と論じ軍政府瓦解の實を民黨及び軍人に轉嫁せんとしつゝあり因に李氏は二十六日廣東發香港經由十一月一日當地着の筈なり

▲廣東軍自治取消（上海ロイテル特電二十九日發）莫榮新氏は二十六日通電を發し廣東の自主を取消たるが其文中に之より南北一化廣西廣東一體等の語ありと云ふ省長楊六泰氏も二十七日辭職の通電を發し其の印綬を魏邦平氏に渡し代理せんことを托せりと云へり莫榮新氏は二十七日廣東總商會に電報して既に廣東を離るゝを欣ばず廣東省城を紊亂するに忍びず廣東人をして廣東を治めしめ以後軍隊は新督軍湯廷光氏に依りて統率す可しと（三十日時事）

▲軍政府瓦解の原因（上海特電二十八日發）廣東軍政府瓦解の近因は（一）廣東廣西兩派の軋轢益激烈となり其中間に介在する軍政府主席政務總裁李春煊は多端なる廣東二省の統一より云ふも何等の權威を有せざることゝなりたるに拘て加へて（二）陸榮廷は近時益李春煊を厄介視するに依るものなるが今後李氏獨裁の軍政府に代り如何なる機關が新に設立さるゝや即ち（一）民黨理想派の希望するが如き廣東自治政府設立を見る可きや（二）孫文、伍廷芳、唐紹儀、唐繼堯四政務總裁に依る政府復活が體現さる可きや將た又（三）陸榮廷が其代表者として莫榮新或は北他の腹心を廣東省城に駐紮せしめ廣東全省を直轄す可きやに就きては未だ輕々しく逆睹するを得ず（三十日時事）

▲南北和平宣告（北京ロイテル特電三十日發）本日大總統令を以て南北和平統一を宣し同時に舊約法によりて新國會の召集を命じたり（三十一日時事）

財政經濟其他

▲支那救飢對策（北京特電二十九日發）北支那五省に亘れる大饑饉に對しては中外共に極力救濟策を講じつゝあるが支那政府は愈之が對策として事業を起し細民を救ふべしとの議論を採用し今回北京より山東、河南直隸各省に到る三系統の國道を築造し之に細民を使役するの計畫を立て近く國道條例を制定發表すべし右に要する經費は每支那百里を二十萬元とし先づ二百萬

し輿論喚起に努めつゝあり督軍廢止の理由として

一、督軍制度は地方行政を武人に委ねしむる機會を與へたる事過去二箇年の實際に見るも督軍制度は地方の平和を攪亂し省民怨嗟の的となれること

二、地方の權力を奪ふ爲に自然督軍は大兵を擁せざるを得ざることとなり從つて裁兵は督軍廢止を前提となすにあらざれば實效を收め得ざる事

三、督軍廢止の最も簡便なる方法は新たに督軍を任命せざるにあり政府が李純氏の後任を任命せざれば督軍廢止の先鞭たるを得べきこと

四、民は今や財政難に迫りつゝあり督軍制度廢止は此財政の危機を救ふべきこと

等を指摘し居れるが政府に於ては其趣旨には贊成なるも實行上幾多の障害あるを以て容易に斷行するを得ず徐總統より特に張作霖曹錕の兩巡閲使に問うて意見を徵せるが何れも時期尚早として反對したれば江蘇督軍のみ廢止することは同省軍人一致しての反對もあり到底實行せらるべくもあらず（二十一日東朝）

▲保定會議議題（上海特電廿二日發）保定會議に參與せる人物は田中玉、吳佩孚、馮玉祥、李純元徐總統代表者寶乃寬、湯薌銘、張作霖代表者奉軍諸氏及直隸派師團長鎭守使參謀武官等にて

一、國民大會即開

二、總統より和議總代表を派して南北統一を促進せしむ

三、王士珍氏を江蘇江西安徽三省巡閲使に推薦す

四、北三省綱民救濟

五、軍隊の停屯

等の五箇條に就き討議したるが吳佩孚氏は極力國民大會の速開を主張して止まず大體に於て之が協贊を得たりと傳へられ王士珍氏を巡閲使と爲す事は王氏が老朽の故を以て否定し直隸派側より別に適任者を推薦すべく和議代表としては徐總統代表より梁士詒氏を推薦しつゝあるも未だ決定せずと傳へらる（二十二日日日）

▲保定會議の決議（上海特電二十一日發）保定會議に於て曹錕吳佩孚の諸將軍及び徐大總統代理責乃寬等は愼重協議の結果此程左の三項を決議し直に徐大總統及び張作霖氏に宛て決議事項を電報せり

一、廢督自治問題は將來國民大會の開會するを待ち憲法問題其他の法律問題と共に之を決定すること

二、王士珍を江蘇督軍兼江蘇江西安徽三省巡閲使に任命すること

三、北方和議總代表は暫く之を任命せず和議問題は南北首腦の直接交渉に委す但し將來若し總代表任命の必要あるときは曹錕を以て之に充つ可し（二十二日時事）

▲北洋頭領會議（二十二日北京特派員發）最近保定に於て開かれたる北洋派の頭領會議は時節柄注目を惹けり列席者は曹巡閲使吳佩孚氏田山東督軍金永炎代表等にして會議の主なる目的は李純氏死後の善後策を協議するにありて左の事項を決議せりと傳へる

一、齊燮元を江蘇督軍に任命する事

二、督軍廢止は將來國會の成立を俟つて裁兵問題と共に決定すべき事

三、江蘇安徽江西三省巡閲使とは全然關係を別にし巡閲使には王士珍氏を任命し長江に於ける從來の均勢を保持する事

四、李純の遺言に從ひ北洋派軍人は一致して權利爭奪を止め密接の關係を圖る事（二十三日東朝）

▲奠氏妥協條件（二十一日香港特派員發）廣東來電に據れば二十日午後海珠島會議に於て莫榮新氏代表梁士詒氏等の提出したる條件は

一、湯廷光の督軍を承認せず

二、莫榮新自ら辭職の意あるを以て岑春煊及陸榮廷沈鴻英を任じて督軍と爲すべし

三、廣西軍二個師を常に廣東に駐在せしめて國定軍と爲す

四、陳炯明は須く原駐地漳州に撤退し魏邦平は香山縣に退駐し李福林は廣東省河南に駐在すべし

五、陸榮廷は兩廣巡閲使の職權を行使すべし

湯廷光氏は双方の條件相去ること遠きに依り考慮中なり（二十三日東朝）

▲七省自治運動（北京特電廿四日發）湖南に發生せる自治要求の風潮は今や全國に瀰漫是非の論囂しきが梁善濟氏の主唱の下に安徽、湖北、山西、福建、浙江、山東の七省自治運動同志會廿四日發起さる梁善濟氏は研究系の首領にして盛の國民大會の主唱者なるが志を國民大會に得ずして轉じて自治運動を起すに至りしものなり氏の湖南に於て主張せる要點は其根本に於て

代議制度の否認的性質を帶ぶる國民大會說に劣らざる過激說にして北京政府を認めざると共に南方政府をも無視し現に湖南革命政府なる文字を使用し居れり一方自治運動と相呼應する督軍廢止運動も益火の手を擧げ北京の江蘇人連に熱心にして廿四日も大會を開き席上某氏は

(一)支那の歷史上督軍制度廢止(二)民主國の一員たる支那督軍廢止

(二)督軍は法律上の根據なし

等の理由を擧げて廢督の必要を主張せりと此運動は目下のところ實現の可能性少く唯消極的に政局に作用し江蘇督軍に大頭株の任命を防ぐの效果あり結局は齊燮元氏を利するあらずやと觀測さる(二十六日日日)

▲岑春煊引退宣言 (上海國際特電二十六日發) 岑春煊氏は二十三日通電を發して引退を宣言し國民に告ぐるに左の四個條を以てせり

(一)西南の速かに自主取消を行はんことを希望す

(二)北方政府の法に據り國會を召集し憲法を完成せん事を希望す

(三)南北軍人の戰兵を唱へんことを希望す

(四)北京及び各省當局が誠意を以て善後策を講ぜんことを希望すと宣言せり假令百名無實なりしとは云へ今日まで南方に於ける內政上並びに外交上唯一の代表的政府たりし廣東軍政府の消滅は今後南方の政治的混亂を一層大ならしむること非ずやと觀測さる現に民黨の機關紙民國日報の如きは本日岑春煊の沒落に對し半嘲笑的論評を加へ又一方政學系の中華新報等は本日の社說に於て「岑春煊は先づ西南諸省の統一を計り護法主義を損傷せざる範圍內に於て北方と和を講ずるの希望を以て努力したるも軍政府の主吸たりし夫の所謂西南統一の前途には二大難關あり國會と軍人の不一致及び西南各省間の利害の衝突即ち之にして爲に岑氏の努力も遂に奏效に至らざりしは眞に憐む可し吾人は此機會に於て救國の策を圖はんと欲す」と論じ軍政府瓦解の實を民黨及び軍人に轉嫁せんとしつゝあり因に岑氏は二十六日廣東發香港經由十一月一日當地着の筈なり

▲廣東軍自治取消 (上海ロイテル特電二十九日發) 莫榮新氏は二十六日通電を發し廣東の自主を取消たるが其文中に之より南北一化廣西廣東一體等の語ありと云ふ省長揚庶奏氏も二十七日辭職の通電を發し其の印綬を魏邦平氏に渡し代理せんことを托せりと云へり莫榮新氏は二十七日廣東總商會に電報して既に廣東を離るゝを欣ばず廣東省城を紊亂するに忍びず廣東人をして廣東を治めしめ以後軍隊は新督軍湯廷光氏に依りて統率す可しと (三十日時事)

▲軍政府瓦解の原因 (上海特電二十八日發) 廣東軍政府瓦解の近因は(一)廣東廣西兩派の軋轢益激烈となり其中間に介在する軍政府主席政務總裁岑春煊は多端なる廣東一省の統一より云ふも何等の權威を有せざることゝなりたるに拘て加へて(二)陸榮廷は近時益岑春煊を厄介視するに依るものなるが今後岑氏獨裁の軍政府に代り如何なる機關が新に設立さるゝや即ち(一)民黨理想派の希望するが如き廣東自治政府設立を見る可きや(二)孫文、伍廷芳、唐紹儀、唐繼堯四政務總裁に依る政府復活が體現さる可きや將た又(三)陸榮廷が其代表者として莫榮新或は其他の腹心を廣東省城に駐紮せしめ廣東全省を直轄す可きやに就きては未だ輕々しく逆睹するを得ず (三十日時事)

▲南北和平宣告 (北京ロイテル特電三十日發) 本日大總統令を以て南北和平統一を宣し同時に憲約法によりて新國會の召集を命じたり (三十一日時事)

財政經濟其他

▲支那救飢對策 (北京特電二十九日發) 北支那五省に亘れる大饑饉に對しては中外共に極力救濟策を講じつゝあるが支那政府は愈之が對策として事業を起し細民を救ふべしとの議論を採用し今回北京より山東、河南直隸各省に到る三系統の國道を築造し之に細民を使役するの計畫を立て近く國道條例を制定發表すべし右に要する經費は每支那百里を二十萬元とし先づ二百萬

元を國稅附加稅として徵收し細民六十萬乃至百萬人を之に使用する計畫なりと支那政府にては今回津浦鐵道上の滄州と京漢鐵道上の石家莊とを聯結する新鐵道の工事を起し以て北支饑饉地方細民救濟の一法となすことに決したりと云ふ（某所着電）（一日日日）

▲東支司法回收辨法（北京國際特電三十日發）一昨日國務院會議を通過せる東支鐵道司法制度回收臨時辨法の內容左の如し

（一）露國人の設立せる治安審判廳に類するもの十一箇所は已に支那にて治安審判廳と改名の上全部の逮捕訊及び民事に關する親ト關係其繼承關係接續に關する事項は同廳判廳の審理に歸す

（二）露國人設立の地方審判廳一箇所に支那政府にて組織し各國語に通ずる裁判官を選任し治安審判廳より上訴の事件を審理す司法部より派遣されたる法律に通達する外國人をして法定調查委員及び職辯官に充て並びに露國人に辯護士の事務を執行せしむること

（三）司法辦事所を設け露國文に通達する人を募集し露支の法律を講習せしめ將來治安審判廳直接關係の準備をなす

（四）審判廳の經費は已に吉林黑龍兩省及び東支鐵道より支出す（二日時事）

▲滿蒙除外の歸結（一日發）新借款團成立に關する日英米佛四國公使の說明書が去る二十八日を以て新借款團組織に關する一切の文書と共に支那政府に交付されたる事に既電の如くなるが本日路透通信は右通告の內容として滿蒙除外問題に關し報じて曰く

第一、南滿鐵道及其支線並に附近鑛山は日本が露國より獲得せる完全なる既得權なるが故に除外を承認せらる

第二、吉會（鄭洮、長洮、吉敦、吉長、新法、四鄭七鐵道は日本が借款の代償を犧牲にし經營せる故を以て除外せらる

第三、洮熱鐵道及一鐵道の一地點より滄港に到る線は滿洲以外にあるを以て新借款團に提供せらる

等にして所謂滿蒙除外問題の歸結は斯の如し今其迄に至れる經過を聞くに昨年五月十二日巴里に於て日英米佛四國財團代表は新借款團成議第十五條に實質的に違背せる實業借款を除く外は將來及現在の借款契約と優先權とは之を新團體に提供せしめ該資本家の締結せる各款契約と優先權の讓渡方を勸誘すとあり米國は名義上之に基き日本が新團に提供すべき利權として高徐溝順滄四線及京綏延長線を擧げ南滿吉會兩線の留保を認むるも上述七線を新團に引續ぐべきものなりとの見解を表白したり之に對し日本は滿蒙四線の留保を主張し所謂滿蒙除外交涉日米間に行はれ實質上の難問題たりが米國の態度漸く平常に復するに及びラモント氏の極東訪問となり日米兩國協調互讓を遂げ日本は洮熱及洮熱滄港線を提供し米國は滿蒙三線の留保を認め茲に日本財團は新團に無條件參加の態度を決するに至れるなり日本の立場は表面無條件參加にして昨年五月の銀行團巴里決議は一字一句の修正もなく其儘來る十日の第一次財團會議に據つて確認さるべく滿蒙既得權留保に關するア諒解は日米間の往復文書として殘されず表さるゝ事なかるべしと露民通信の此報道は一般に正確なりと認められ居れり（三日日）

▲輸入稅引上要求（北京ロイテル特電二日發）支那政府は各國公使に對し饑餓救濟の目的を以て輸入稅に一割の附加稅を課することに同意せんことを求め來れり

▲滿鐵の飢民無賃輸送（奉天特電二日發）張作霖氏は北支那饑民救濟の爲め滿鐵に對し是等饑民の無賃輸送及び飢饉地方への輸送の料金貸卻割引を交涉中なりしが會社輸送に關する件は未だ正體案の成立を見ざるも飢民の無賃輸送は一日始めて行はれ約二百名の飢民を北滿州に輸送せりと（四日時事）

▲對支借款拒絕（紐育特電一日發）紐育にて開催されたる日、英、米、佛四國對支新借款團會議は支那に正式政府成立し財政上充分なる責任ありて借款を保障し且滿蒙鐵道の獨逸に對する借款支拂を確保する迄は今後支那借款に應ずる事を拒絕する事に決せり（五日日）

▲關稅引上拒絕（北京特電四日發）支那政府は北支那饑饉救濟の爲め一箇年間を限り關稅定率を五分方引上げたき旨當地外交團に申込み來りたるに依り外交團は去る二日之が協議をなしたるに直接最も利害關係を有する我が小幡公使が極力反對意見を陳述したる結果大體之を拒絕するに決したるも一應各本國政府の意嚮を質し其訓電を待つて最後の決定を爲すに決したり尙ほ當日の會議に於て我に露國公使館區域に於て饑首の一員たる麻士鋒の逮捕したる件に關し協議をなし外交部に抗議を提出するに決し直に抗議書を作製

の上之を外交部に送附し同時に露國公使館を外交團にて管理する事を決議し其當り前クダローエフ公使を之が管理人に決せる旨外交部に通知したり（六日時事）

▲東支協約内容　（北京特派員發）交通總長葉恭綽氏露亞銀行代表者との間に十月二十四日を以て東支鐵道に關する暫行協約を締結せり該協約は露國の統一政府が正式に成立するまで東支鐵道に對して現狀維持主義を取るといふ了解の下に規定されたるものにして其要領左つ如し

一、露亞銀行は千八百九十六年の露支間の協定に依り露國の國籍に屬し純然たる商業上の機關にして政治的關係を有せず

二、東支鐵道の董事理事を十名とし露支各五名宛とし董事長を支那側より出し七票を以て多數決と定む

三、運輸部技術部商務部等の各部長には露支人各一名を置く

四、六月中に適主株式總會を開く

五、東支鐵道の管理權は支那側にて支持し統一せる露國の政府成立するを待ち舊條約を改訂す

而して從來支那側より要求せる五百萬兩に就ては東支鐵道契約第十二條の規定に照し交付することか承認せり

▲關稅引上直接交涉　（五日北京特派員發）北京政府の關稅引上（輸入稅現實五分を一割增提議に對し小幡公使が反對せるより支那政府は在駐日代理公使に宛て直接日本政府と交涉すべき旨訓電を發せり（六日東朝）

▲借款團完成協議　（紐育特電五日發國際電）支那に財政經濟上の援助を與ふる借款團の組織を完成せんとする國際銀行團代表者の會合は十一日より當地に開催さるべく日本銀行團代表者は既に到着し英佛兩國代表者も近く到着の筈なる旨發表されたり（八日日日）

▲關稅增率未決　（北京特電十日發）九日公使團會議にて輸入稅增加問題新借款問題に就き協議せるが關稅問題は日本を始め各本國の訓電未着にて何等決定せず（十二日日々）

▲煙濰鐵道豫備工事　（北京ロイテル特電九日發）山東省煙臺濰縣に至る煙濰鐵道は今回饑饉救濟の一方法として交通部より支出せる十五萬元を以て愈々準備工事に着手に決したるが右金額を以て一萬人の被害民を使用する計畫なりと

▲英支石油會社開業　（北京ロイテル特電九日發）支那側代表簫耀卿氏と英商福公司との間に契約成立せる英支合辦の新疆石油會社創立の件が閣議を通過せるは既報の如くなるが今回愈々英支合辦新疆石油株式會社と命名して農商部に登錄を了したり尚ほ本日某所に達したる新疆電報に據れば同地に於ける同會社の事業は大に進捗して迪化哈什葛爾等の各地には既に多數の英人技師入込み着々開掘に從事し居れり（十二日時事）

▲新借款團會議　（九日紐育特派員發）支那借款團會議は十一日より開會の豫定なるが協議事項としては巴里決議を正式に承認するのみにて簡單に會議終結の見込なり唯決議書の前文中借款團は政府の「排他的」保護を受くるとあるも「完全なる」と訂正せり而して目下伊太利白耳義より加入を申込みありて之を審議すべきか白耳義に對しては反對なきが如し問題となり居る湖廣鐵道に就きては二千萬弗の借款を日米兩國にて引受け成立の運びに至るべし尚支那政府は代表者を派し借款團と交涉せしむる筈なるが歐洲借款は未だ正式申込なし（十二日東朝）

▲借款團會議　（十一日紐育特派員發）支那借款團會議は本日第一回を開會既報の前文修正を可決せる後議事に入れり會議の內容は秘密に附せられ居るが伊太利加入問題は異論ありしも白耳義加入は滿場一致にて可決されたるものゝ如し唯だ問題は白耳義が既得の鐵道敷設權を借款團に提供を承諾するや否やなるが此點に就きては正式に交涉をなし決定の上發表せらるべし今回の會議に當りては借款團以外の既得權をも此の中に包含せしむべしとの意見出で英國側は先づボレー商會の權利を提供する事を承諾したれば米國も自然シームス・カレー商會の既得權を提供するの餘儀なきに至るべし同商會の既得條件は頗る有利なるものなれば此の條件が一般に均霑するに至らば借款團に取り極めて有利なるべしと解せらる日本は滿蒙に於ける一線の外に山東にて獲たる獨逸の鐵道敷設權を提供する筈なり湖廣鐵道問題は異議なく可決したるが公債執行擔保等の件に一の特別機關を作りて（多分北京に）研究する事となるべし

（備考）山東にて獲たる獨逸の鐵道敷設權は即ち（イ）山東鐵道高密驛より近州を經て津浦鐵道徐州驛に至る線（ロ）山東鐵道濟南驛より直隸省順德に至る二線なり

▲對支借款促進協議　（九日國際直電華盛頓發）駐米英國大使ナータンド・アデン及び香港銀行倫敦支店支配人サー・チャーレス・アダス兩氏は昨八日國務次官デヴイス氏と會合したるが其目的は對支那借款の急速成立の方法に關し協議する所ありたるものと解せらる日本大使幣原男は同日國務省を訪問したり

▲幣制と交通先議　（十二日國際米聯紐育發）　日佛英米四箇國代表者は日下理事會を開き對支借款團の組織を完成せんとしつゝあり右代表者等は先づ第一に支那の幣制及び交通問題を討議したるならん（十四日東朝）

▲ラッセル教授來支　（十三日北京特派員發）パットランド・ラッセル氏は今回北京大學、尙志學會、新學會、中國公學の四大學の招聘に依り十三日英國よりと途に到着し支那側有志に十三日夜歡迎會を開くべしラッセル氏は上海の講演を終り直に湖南省長沙に赴き講演し夫より支那各省に講演すべしと氏の來支は友邦の新人に多大の印象を與ふべく期待されつゝあり（十五日東朝）

▲ベルトランド・ラッセル氏演說　（上海特電十四日發）ベルトランドラッセル氏は昨夜江蘇教育會其他六團體主催の歡迎宴に臨めるが席上「支那社會改造の精神」と題し左の如く演說せり

支那は現に過渡時代にあり余は支那にあること僅かに一日に過ぎずと雖も現に歐洲諸國亦改造時代にあるに顧み歐洲に於ける社會改造の原理は直に之を支那に適用するを得可きを信じ茲に私見を發表せんとす過去百年間歐洲を支配せる思想中には掠奪主義あり破壞主義ありて所有衝動の作用は常に創造衝動を壓迫するの傾向あり爲めに國際間の誤解となり遂に戰亂の發生を見るに至る故に支那は努めて此種の好ましからざる思想の輸入を避けざる可からず支那は古來文學美術方面に於て固有の文明あり之を保存するは必要なれども更に新文明を求めんと欲せば相當の代價を支那はざる可からず歐洲が新文明の爲め大戰と莫大なる代價を支那ひたるに比すれば支那の支那ふ可き代價は遙に低廉にて事足るやも知れざるも兎に角其目的の速成までには必ず幾多の迂餘曲折あるを覺悟せざる可からず凡そ一國の文明を進捗せしめんと欲せば其産業を振興し物質的發達を促進するの必要ある可きも其手段に就いては支那は必ずしも歐洲に學ぶの要なし支那は歐洲諸國の過去に於ける失敗に顧み物的文明急務に就ては之が爲め支那ふ所の代價高きに失する時は國本動搖し遂に國家的存立を危ふするに至る可きを思はざるべからず今日の支那に取り社會改造は固より急務なりと雖も萬一極端なる急進主義に依る時は却つて其本來の目的を達成し難きこと尙ほ露國の如からん私見を以てせば支那に於ける社會改造並に思想改造の根源は教育の一事にありと信ずと（十五日時事）

▲新借款團會議　（十二日國際直電倫敦發）タイムス紙紐育特電によれば對支借款問題に關する會合は十一日より向ふ一週間開會（但し十二日は休會）すべし英國側銀行團は英國銀行總裁アダス氏を米國側はトーマス・ラモント氏を佛國側はラン・ドラ・ショーム氏を日本は正金銀行重役竹内金平氏を各首席代表者とすべく四箇國の代表者は總て十六名にして北京米國銀行團の在紐育代表フレデリック・ダブリー・スチーブンス氏亦會議に列席すべし會議事項は支那の一般的要件幣制改革鐵道運輸の發達就中湖廣線の築造の件、新借款團代表者の新借款使途に對する監督の程度並に新借款（內に兵備義勇及南支貨付金を含む）の交付前攝め要求すべき政治的安定鹽稅關稅剩餘金を以て該借款に充當せん事を要求するの件等其範圍頗る廣汎に亘り又新借款團は團外諸國銀行團よりの加入申込をも審議すべしと（十六日東朝）

▲獨逸商人活躍す　（上海ロイテル特電十五日發）ノース・チャイナ・デーリー・ニウス紙所報に曰く獨逸技師コッヘル氏は支那に於けるシメーンス會社電氣供給部總裁に指名され杭州附近に於て炭坑採掘に必要なる機械の供給方を契約したり是は獨逸が佛國の炭田回復の爲め此種の機械製造不能の狀態にあるの事實を否定するものにして更にコルヘル氏は夥多の電車及工場製具に對し英佛米製品の價格及び條件よりも大に引下方を獨逸より命令されたり尙ほ同紙の說明する所に據ればコッヘル氏は戰時中最も活躍せる獨逸の宣傳者の一人なりしが獨逸の勢力に依りて故國に送還せられざりしものなりと

▲飢饉借款の交涉　（北京ロイテル特電十五日發）支那政府は飢饉救濟の爲め最近九箇銀行團に對し九箇銀行及び其他好意を有する銀行より借款し度き旨を申し込みたり金額條件等は九箇銀行團の回答を待ちて再び具體的に協議さる可し（十六日時事）

▲借款會議決議　（十四日紐育特派員發）華盛頓に於ける對支借款團會議は北京に在る借款團代表者が支那政府及び人民に對し支那政府及び人民の一團が借款團と協力して國民の代表的單位を形成して今後發生すべき貴務に

任するの覺悟を爲すに於ては借款團は進んで此計畫を援助奬勵すべき旨を明かにするやう在北京對支借款團代表者に通告するの決議を爲したり

▲借款協定調印　（十五日國際社紐育發）　支那に對し財政經濟上の援助を與へんとする英、佛、日、米各銀行團代表者の對支借款團最後の協定は各銀行代表者之に署名せり

▲白國對支借款加入　（十二日國際直電華盛頓發）　對支借款團會議は白耳義銀行團加入申込を承諾する事に決したりトーマス・グリユー・ラモント氏は借款團會議長に選擧されたり（十七日東朝）

▲對支借款成立　（十五日紐育特派員發）　對支借款團は各國委員全部の署名により本日正式に成立せり（十九日東朝）

▲東支鐵道借款論議　（十五日紐約特派員發）　對支借款團會議中にて東清鐵道借款問題は日本委員の運動にて一旦手を觸れざる事に決定せるが本日午後會議終了間際に至り英米兩國委員は突然下の如き形式の決議を提出せり卽ち最初東清鐵道問題は目下各國政府の審議中なる故を以て日本委員が反對せるより「若し各國政府が希望する場合には借款團は之に應ずべし」なる辭句を以て此爭議點を避け提出せるものなり之に對し日本委員は前記の理由及同鐵道は借款團協約の範圍外なりとの理由にて反對し佛國委員等は沈默せる爲決議通過せるも日本は之に加入せざる旨を聲明し決議錄に此の旨記入する事となり裏面には日本の活動を掣肘せんとする政治的意味多きを見る尙會議は本日終了せるも目下支那代表徐恩元氏來米中にて借款團代表委員等は非公式に十八、十九兩日同氏と會見の筈徐氏の使命は應急借款の申込にあるものの如く他に更に一二の單個借款を運動するものゝ如く尙日本の提供せる權利は滿蒙一線と山東鐵道僅に線にて後者は多少の條件を附せるが米國は既電の通り又英國は西藏內の權利一切を保留し佛國は湖廣線及び兵制改造借款を提供せり鐵道政策問題及び幣制改革問題は北京駐剳各國公使に移し又各本國政府より支那政府に照會する事を依頼する事として而して支那政府の依頼による形式にて是等問題研究の一機關を設くる事となれり（十九日東朝）

▲滄石線敷設計畫　（十七日北京特派員發）　北支那の糊民救濟の目的を以て滄石鐵道（滄州石家莊間）を敷設すべく交通部は懇業銀行に短期借款二百萬元の借入を交涉中なり條件其他不明なるも懇業銀行に於て大體承諾せる由なれば近く成立するに至るべし（十九日東朝）

▲救濟借款交涉　（十八日北京特派員發）　前日支那政府が北京滙銀行團に向つて申込める千二百萬元の飢饉救濟借款は今回同銀行團より日下紐育にて開會中なる新銀行團會議に宛て提議されたるが擔保に就ては支那側にては近く引上らるべき氣勢に在る輸出入稅の一割を以てせんと希望し居れり尙北京の統一國債救濟總會は五千萬元の救濟借款を起すべしと政府に建議せり（二十日東朝）

▲五千萬元借款　（十八日北京特電）　救濟委員會にては列國の關稅增徵承諾を見越し關稅加徵額を擔保とする五千萬の借款を計畫しつゝあり右借款の內容は輸出入稅に對する九年度徵收要求が列國の承諾を得たる場合其增收額七百萬元の半額を元金の支拂ひに當て殘額にて利子を支拂ひ十八箇年にて元利の支拂ひを完了する計畫にて同會にては最近此計畫を北京政府に建議したりと（二十日日）

▲枚賊機關完成　（北京特電廿日發）　北支饑饉救濟總會は十八日の政府公報にて成立公表され又支那政府の賑務處は張志潭氏督辦に陸徵祥氏會辦に任命昨々相俟つて救濟に當ることなれるが米國赤十字社は百五十萬元を支出山東、德州、臨濟地方一帶の救濟に充てられたしと申込み又日本側にても昨夜居留民會協議の結果救濟資金募集區域を內地に迄擴張することに決し夫々依頼狀を發せり（二十一日日）

▲東鐵兩部廢止　（北京特電十九日發）　東支鐵道に對する支那の態度は益高壓的となり殆んど傍若無人の勢ひを示し來れり支那側の消息に依れば近く支那政府は同鐵道管理委員會附屬の技術部及軍事運輸部を廢止することに內定したりと（二十一日日）

▲各國借款引受額　（紐育電報國際直電十八日發）　紐育タイムス紙は報じて曰く自耳義銀行團は對支借款に對する參加額を總額の九分の一とし借款團中の他の四箇國は各總額の九分の二となせり日本側の山東鐵道に關する保留は大運河計畫に於て米國人に與へられたる保留に類し單に一時的性質を有する微細なる解釋上の問題なりと解せられたり尙支那の開發を期する借款團の遠大なる計畫の遂行を支障なく進行せしめんが爲今回締結せる規定には同團の借款に對し競爭的提議の出づる場合は在北京外交團聯合して之に對する

行動を取るべき旨を規定しありと

▲米支條約調印（華盛頓電報國際二十日發）國務卿コルビー氏及び華盛頓駐箚支那公使顧維鈞氏は國務省に於て支那政府が煙草砂糖酒精並に多種貨物に輸入稅を賦課し得る支那米國間の條約に調印せり該條約は千九百三年に締約されたる條約に於て規定されたる五分均一稅率を累進的に增加すべき事を規定し居れり尙關稅法に依る收得は政府を維持するに充分ならずと（二十二日日日）

▲新借款團規約（上海特電二十二日發）新銀行團會議の內容として支那側に傳へらるゝ所を見るに巴里會議の規定中「新銀行團は各國當該國政府の外交的援助を受く」とあるを「各當該國政府は本規約に對し各當該新銀團を援助するを承諾し又爾後借款を爲さんとする時は當該國北京駐箚外交代表より商議すと改め借款條件としては

（一）財政援助（イ）獨逸佔領に對する支那政府の態度（ロ）太平洋拓殖會社借款及英支借款（ハ）幣制改革（ニ）地租を借款擔保に充て將來稽核員を設け民國二年大借款の鹽稅擔保の方法に倣ふ

（二）鐵道政策（イ）鐵道の統一（ロ）各鐵道の幹線支線に就き重要なるものと然らざるものとの比較調査（ハ）各鐵道の設備統一（ニ）東支鐵道に關しては別箇の方法を講じ湖廣鐵道の第二次借款を起し之を新銀行團にて負擔し粵漢川鐵道は規約中の運搬辦法を取消す

（三）南北統一（イ）軍隊の裁撤（ロ）憲法の制定（ハ）國會の選舉（ニ）通常なる財政制度の制定

等を規約し右の外（四）明年度豫算案の編成（五）借款用途の監督等に關する件もありと（二十四日日日）

▲米國關稅快諾（二十三日北京特派員發）飢饉救濟を目的として提議せる關稅の附加稅徵收の請求に對し米國公使は本國政府の訓電に接し支那側の提議を快諾する旨二十三日他の列國に率先して單獨にて回答せり

▲新銀行團の事業（二十四日北京特派員發）紐育に於て成立せる新銀行團にては明年早々北京に總事務所を設立することに決定左の順序を以て業務を開始すべしと

一、湖廣鐵道は其修築に着手すること

二、鐵道統一に關する組織として技術部を設け會議制を採用すること鐵道章程及會計を統一すること

三、監督所を設け歲費及借款用途を監督す

四、煙酒稅の徵收は新銀行團より監督す

五、幣制局に新銀行團顧問官を設け幣制統一を援助すること

▲新銀反對意嚮（二十四日北京特派員發）紐育に於ける對支新銀行團代表者會議の結果新銀行團の組織は略確定せるを以て何れ遠からず支那政府との間に投資方法に關して交涉を開く順序となるべきが支那政府にては新銀行團の協定せる條項たる裁兵及財政用途監督鐵道の共同管理幣制改革關稅及煙酒稅改良等の企圖を以て支那の財政に干涉するの端を開くものとして非常の不安を感じ紐育より報告し來れる新銀行團の規約即ち

（イ）稅制改良に關するもの

（一）地丁稅の改正を要求する條項

（二）地丁稅を改正して借款の擔保と爲し稅務署の辦法に倣ひ外國の監督を設くることを要求せる條項

（三）借款用途監督を要求せる條項

（四）幣制局審計院に外國人四名を聘傭することを要求せる條項

（ロ）鐵道方面に於ける

（一）各鐵道の幹線支線及優先權の異同を比較せる條項

（二）鐵道統一の實行を要求せる條項

（ハ）軍隊裁撤に關する條項

等を外交財政兩部に命じて翻譯せしめ內閣各部及地方の各高等機關に頒布して一般國民の注意を喚起すべしと（二十五日東朝）

▲救饑借款問題（北京特電二十六日）支那政府より舊四國銀行團に申込たる饑饉救濟借款は始め口頭にて申込みたる際は千二百萬弗なりしが其後文書にての申込は一千萬弗以上とあり舊四國銀行團は之を直ちに新銀行團に移牒すると共に支那政府に對しては新銀行團にて考慮すべしとの回答を與へたるに支那政府は之に對し何等回答する事なく却つて金額を四百萬弗に引下げ新銀團と關係なしに借入れたしとの希望を申出でたりと云ふ是恐らく支那側は新銀行團の條件に束縛さるゝ事なしに優厚なる擔保を以て殆ど無條件的

の借入をなさんとするにあるべきも果して外國の贊同を得べきや否や疑はし（二十八日日日）

▲借款條件と軍閥（北京特電二十六日發）紐育にて開會中なりし借款團會議は十五日を以て昨年五月の巴里に於ける銀行團の決議に對し多少字句の修正を加へて之を確認し其結果日耳曼の參加を認め日本は滿蒙鐵道に於ける獨逸の權利繼承を承認されしが開後十八日迄支那より借款交渉に關したる際如何なる條件の下に之に應ずべきや又第一着手すべき事業等の問題に就き討議を繼續せる結果

第一、南北統一を前提とすること

第二、借款の費途に關し一定の計畫を立つること即ち日英米佛白の五箇國より計畫委員各一名を選出し鹽酒稅、關稅、鹽稅の徵收及鐵道の收支並に田賦の整理等に關する權利を監督すること但し田賦の整理は第二次借款の擔保として其指定されし場合を前提とすること

第三、軍隊整理の緊急なるを認めとが爲の借款を第一に交渉すること

第四、支那鐵道統一に對する援助

等の條項を決議したり顧維鈞氏の電報に依り右の事實を知れる支那政府は斯かる條件は支那の內政に干渉するものなりとし殊に田賦の整理、鐵道の統一及軍兵に對する反對盛んにして軍兵に關しては銀行團より各省督軍に對し決議を提示して意見を徵したるが政府部內には國際聯盟規約第十條による右銀行團の決定を國際財政會議に提示すべしとの說を踏踏するものあり政府部內中自由進步系の分子は兎も角保守的分子乃至軍閥一派は可なりの衝動を感じたるもの、如く連日機關紙を通じて有條件の餘りに苛酷なるを攻擊せしめ恰も新銀行團が支那の國會問題憲法問題に迄干渉せんとするかの如き報道を掲げ某新聞の如きは

新銀行團の條件二十二箇條が財政の監督、軍兵の管理、鐵道の共同管理のみに限らず國會及憲法問題をも含むに至りては我國の內政は悉く其干渉を受くるものにして暴戾の甚だしきものなり然るに我國財政の紊亂收拾すべからざるものあるを以て之が整理を新銀行團に託すべしといふものあるも是等は支那をして朝鮮と等しく滅亡に導くものなり

と激論せるが新銀行團の決議は國會及憲法問題に觸るゝ事なきは勿論右は全く軍閥一派の宣傳に過ぎず一般國民に至りては問題の複雜なる爲未だ正確に之を諒解するものなく輿論も統一されず民衆亦無智なるだけ軍閥の宣傳に乘ぜられ易く久しからずして新銀行團反對の議論高唱さるゝに至るべしと觀測さる（二十八日日日）

▲日本以外悉贊同（二十六日北京特派員發）關稅附加稅正稅の一割徵收の支那政府の提議に對し米國は率先して同意の旨回答せるが其內日本を除き英、佛、白、伊、和等何れも公文又は口頭を以て贊同の意を表せり（二十八日東朝）

▲監督干渉不服（北京特電二十七日發）紐育對支借款團の決議に對し現在の支那政府としては未た何等具體的意見を纏め居らず目下各方面の意見を蒐集中なるが此度の借款が地租を擔保とし且銀行團の嚴重なる監督を受くべきこと及南北統一、憲法國會等の財政的諸問題に對する干渉の二點に就ては何處迄も反對の決心にて或る時期に到達せば先月二十八日の日、英、米、佛四國公使の銀行團公文寄交付說明等に對する回答の形式を以て反對の意を表示すべく讓期せらる同時に伊太利、白耳義兩國の參加問題に關しても借款團が支那の同意を求めざりしは不都合なりとの不平も支那政府の一部にあるが如し

▲借款團議事日程（北京特電二十七日發）紐育に於ける銀行團會議の議事日程左の如し

第一、第二、議事手續

第三、昨年五月十一、十二兩日の巴里會議決議事項を可決す但し原文に「各當該國政府の贊助を受くべし」とあるを「各該國政府は本案の實施に就き贊助を諾し各當該銀行團に以後借款契約締結の際は北京駐在四國公使が之に會同協議する事を承諾す」と改む

第四、「政府の擔保」なる文句の解釋に關する討議

第五　對支借款團巴里會議決議　正式承諾

第六、白耳義銀行團の參加要求の件

第七、伊太利銀行團同上

第八、前四國借款團の事務引繼の件

第九、支那銀行團組織を贊成し現在の各契約及優先權を別記し新借款團に

交付する件
第十、支那財政問題即ち支那國庫債券、煙酒稅徵收、兵制改革及田賦等
第十一、田賦を以て擔保に充つる場合前項の煙務行政に徹び外國人の稽核員を以て監督に當らしむ
第十二、鐵道問題即ち鐵道統一案本支線の重要程度の比較、優先權引繼方法、各鐵道設備の統一、入札平等及外人技師雇傭の件
第十三、東支鐵道の件
第十四、粵漢鐵道の件
第十五、最近狀態調査即ち南北統一問題、裁兵、國會憲法の諸問題財政制度の確立、明年度の豫算案借款用途の監督等（二十九日日）

▲東支鐵道重役選擧　（北京特電二十八日發）東支鐵道新重役を選擧すべき株主總會は二十八日同鐵道本部に於て宋小濱氏を司會者として開かれ新重役には宋小濱、王錦春、顏世清、何守仁氏等を推すことには露支兩國株主の意見一致したが露國新重役五名の候補者として支那側は上海露亞銀行支配人ジヴエルスキー、前哈爾賓總事ボボフ、コルチヤック政府外交總長ウストロゴフ前東清鐵道重役ヒンメーノフ審計院顧問コノアロフ氏等を推し露國側はジヴエルスキー、ボボフ、ウストロゴフ氏等の外に前露國公使館書記官デーツスキー氏を推して止まず支那側は重役會議に於ける決議權十一票に勝を制せんが爲自家藥籠中の者なるヒンメーノフ、コノアロフ兩氏を當選せしめんとし露國側は之に對抗したるも開會前に傳へられし所に反して露國側に讓歩の模樣なかりし爲支那側は東支鐵道新重役は第六十條に
何種の政治的行爲に論なく等しく同鐵道に施すことを得ず支那政府より現に干涉なし同鐵道をして純然たる商業的性質の鐵道たらしむべしと規定してある點に政治的興味ある候補者忌避の緊急動議を提出し露國側は從前よりの主張たる露擧は絕對自由たらしむべしとの見解を固執して抗辯し遂に一致點を發見せず六時間を費し七時二十五分會議を中止して散會したり再び總會を開くや否やは疑問なるが一說には支那側は最初より之を豫期し寧ろ現狀の儘支那重役にて實權を握りヒンメーノフ氏等を操縱せんとするの底意ならんと云ふ（三十日日日）

▲新借款團要綱　（北京特電二十九日發）紐育に於て開かれたる四國銀行團會議の結果左の如し
（一）會議の法式は秘密の手續を採る
（二）會議は合議制として日、英、米、佛各一票の表決權を有す
（三）昨年五月の巴里決議に修正を加へて調印す
（四）新銀行團は四國財團の組合より成り四國政府は協同して對支投資の安全を保障す
（五）四國代表は新銀行團に於ける權利義務の平等を保障する契約に調印す
（六）各國の財團加入案に關し各國財團委員は各國が東清、正太、海蘭鐵道に投資し且東京にて會議したる際決定したる鐵道を新銀行團に引繼ぐ旨を承諾する事實上新銀行團の一員なりと信ずとの理由を述べ討議の結果加入請求は理由あるも今後對支投資の義務を負擔し得るや否やは疑問なるを以て參加を許す事
（七）伊國財團加入案に至ては英國代表者は伊國は投資の歷史無き故拒絕せよと主張し日佛兩國代表は同國の加入期の保留を主張し其結果日佛の主張を容認せり
（八）債權整理の事務は北京に銀行團事務所を設けて辨理す
（九）支那財團加入案は對支投資に加入する必要無き故支那以外の他國に投資する際加入を許すこと
（十）煙酒稅徵收、幣制改革、地租徵收監督に就ては新銀行團にて別に規程を設くること
（十一）第二次善後借款の擔保は地租とす
（十二）鐵道統一は日、支、英、米、佛、白六國より技術委員會を設けて辨理す
（十三）東支鐵道に就ては佛國が資本關係を利用して實權を要求し日本が國防問題を利用して干涉する事及支那が露國の利益を沒收する事を禁じ是を新銀行團に引續き本年五月十一日東京に於て聲明したる各鐵道と同樣の待遇をなす事
（十四）粵漢鐵道に關する收支割合は日、英、米、佛各十分の二白國十分の一とす
（十五）國北統一、軍國排除、憲法制定、國會恢復は支那の自發處置を勸告援助し自發的必要に出でざる時は干涉せざる事
（十六）稽核所人員の選定は四國政府と財團との協議に待つこと（三十一日日）

雲南視察團歡迎會

十一月五日午後五時より華族會館に於て雲南視察團一行歡迎會開催鍋島總裁の歡迎の辭次で李團長の答辭ありて談笑の間九時散會せり當日の出席者次の如し。

來賓

（東洋美術學校出身）李錫棡
（法政大學出身）李長元
丁輝遠
以上團員ハ大部分經知事ナリ
三菱合資會社員　上海ヨリ同行案內者　山井格太郎
日華學會　東京ニ於ケル世話人　濱野虎吉

出席者氏名（イロハ順）

犬養毅　五百木良三　伊藤知也
井田武雄　岩井光次郎　一宮房次郎
速水一孔　大久保高明　押川方義
岡本理治　大內又太郎　河西信
笠羽清吉　片谷傳造　吉永保太郎
吉橋辰五郎　高尾亨　田代亮介
田鍋安之助　侯爵鍋島直大　中村六郎
倉知鐵吉　葛生能久　山田純三郎
前田武四郎　牧田武　藤井元一
後藤武夫　木村丑德　宮島大八
宮崎寅藏　水野梅曉　白岩龍平
森猛熊　鈴木卷堅　關菊麿

支那新公使歡迎會

東亞同文會は十二月九日午後五時より華族會館に於て中華民國全權公使胡惟德氏の歡迎會を開けり先づ牧野會長歡迎の辭を述べ次で胡公使の答辭あり主客歡談の裡に同九時散會せり。

當日出席芳名左の如し。

（秋田鑛山學校出身）鄒世俊
（中央大學出身）蔣紹封
（日本大學出身）唐錫暐
（駒場農科大學出身）米文興
（北京大學出身）吳恢昱
（早稻田大學出身）李培元　周筠符　陳坦　李潤東　羅錫章　蘇紹韓　葉孝勳　揚隆南　敖英賢　謝紹棡　李瑞藥　余登瀛
（視察團長（雲南警備局長））

來賓

胡惟德　王鴻年
江洪杰　蘇錫慶
朱紹瀛　岳開先
趙經世　子爵清浦奎吾
小川平吉　松平恒雄

會員（イロハ順）

男爵伊集院彦吉　井上雅二
伊東知也　一宮房次郎
石井八萬次郎　井田武雄
池田清　速水一孔
二原吉　侯爵細川護立
本間貞亮　大谷嘉兵衛
岡野增次郎　岡本理治
岡田逢一　岡田道三
嘉悅敏　片谷傳造
川俣正直　笠羽清吉
吉永保太郎　谷森眞男
高木陸郎　田鍋安之助
侯爵鍋島直大　中山成太郎
檜崎觀一　黒澤禮吉
山井格太郎　子爵牧野伸顯
丸巖　藤井元一
小村俊三郎　佐々木安五郎
清藤幸七郎　宮島大八
南新吉　水野梅曉
森茂　森猛
關菊麿　鈴木恭堅

一資本金　壹億圓（全額拂込濟）

一積立金　五千萬圓

橫濱正金銀行

電話

特四三〇番
特四三一番
特四三二番
特四三三番
特四三四番（宿直用）

支店出張所

東京、大阪、神戸、下關、長崎、倫敦、里昂、漢堡、紐育、桑港、ロスアンゼルス、シヤトル、布哇、ブエノスアイレス、リオデジヤネイロ、シドニー、孟買、カルカツタ、蘭貢、新嘉坡、バタビヤ、スウラバヤ、馬尼拉、西貢、香港、上海、漢口、濟南、青島、北京、天津、大連、牛莊、奉天、開原、長春、哈爾賓、浦潮斯德

此外內外樞要ノ地ニ代理店有之候間爲替、荷爲替、信用狀其他內國手形割引、貸付、保護預等御便宜御相談可仕ニ付御都合次第御來談被下度候

「會餘錄」提供

會餘錄ハ明治二十一年ヨリ同二十六年ノ間ニ亞細亞協會ニテ刊行シタル珍書ニシテ、第二集ヨリ第十五集ニ至ル十四册取揃ヘタルモノ僅ニ數部アリ、依ツテ特ニ之レヲ同好ノ士ニ頒ツ、其内容大略次ノ如シ

第二集　目次　大久保公家傳附石版肖像祭胡文忠公文

第三集　目次　山田長政實紀附石版肖像竝戰艦圖及記

第四集　目次　明使徼秀吉文（寫眞石版）金忠輔小傳　水土難輯

第五集　目次　高勾麗古碑文（寫眞石版）

第六集　目次　虢季子曰盤銘臨本（寫眞石版）同考釋　老松堂行錄　會餘唱酬

第七集　目次　臨海君謝狀（寫眞石版）夢窓國師碑銘　江亭記跋　日支交際概略

第八集　目次　林則徐墨跡　林則徐事略　征日記

第九集　目次　贈專使謙齋老師歸日城圖序（寫眞石版）策彥和尚略傳入明路記　謙齋記　同南遊集抄錄　會餘唱酬

第十集　目次　明主封秀君文（寫眞石版）兩國和平條件　大明日本和平條件　報明國勅使之條　各書參考　會餘參酬

第十一集　目次　邱長春西遊記　劉郁西使記　會餘唱酬

第十二集　目次　濱田彌兵衛捕荷蘭人　附猛士圖

第十三集　目次　西伯利鐵道設計彙報附鐵道線略圖

第十四集　目次　尼喀拉加運河工事彙報附地圖

第十五集　目次　陝西域記　高昌行紀

右全部取揃ヘ賣價金五圓也

大正九年九月

東亞同文館調查編纂部

特價提供

大清律

菊判 四百十餘頁
特價金壹圓貳拾錢
郵稅拾貳錢

清朝ニ於ケル法典ノ基本タリシモノニシテ、民國ノ法律ハ多クノ之レト泰西並ニ日本ノ立法ヲ參酌シテ制定セリ、支那ノ法制、支那ノ國民性研究ニ缺クベカラザルモノ、往年本會難解ナル本律全部ヲ譯出附註出版セルモノナリ

日露ノ將來

獨人ルドルフ・マルチン著

菊判 三百二十頁
特價金八拾錢
郵稅拾貳錢

日露大戰後獨人マルチン日露兩國ノ將來ニ關シ一大著述ヲ試ミ、世界ノ讀書界ヲ聳動セリ、露國ノ運命ヲ說キ日露兩國將來ノ關係ヲ斷ゼルモノ、東露ノ形勢今日ノ危局ヲ現出セル時、重ネテ之レヲ一讀スルノ必要大ナリ

吉林通覽

中西正樹
故七里恭三郎著

菊判 三百五十頁
定價金壹圓五拾錢
郵稅拾貳錢

北滿ノ寶庫吉林省事情ヲ實地ノ調查ニ基キ記述シタルモノニシテ、該省ノ事情之レニ依ツテ盡シ得ヘシ

右孰レモ僅少ノ殘本アリ特ニ此際特價ヲ以テ提供ス

大正九年十月

東亞同文會調查編纂部

平岡龍城譯

精注雅俗故事續本。

上 定價金一圓五十錢
下 定價金一圓七十錢
送料二十錢

『吾家、舊と明の程允升撰の幼學須知便讀故事一本を藏す、全書七十葉、頭、旁に略解を加へ、天文地理より技藝、花木、禽獸に及び、所載の項目約三千餘、普通用の故事、網羅して、略ぼ遺す所なし、而も之を行るに簡潔、蒼刂、朗々誦すべきの對語を以てし、記臆に便にし、用語に巧なる、幾んど手巻を釋くに忍ばざらしむるの概あり、余少時、本書を課せらる、と日に二葉、熟讀數過、三閲月の後容易に背誦するに至り、後年水滸、紅樓等の稗書を解するに其便を得ること、實に尠少ならず、今本書を世に公にする所以の一は實に此の點に在つて存す、由來漢書に系統をなしたる索引なく、殊に故事の書は、韻書に非れば類語集にして、所要の語を檢する、幾んど咄嗟の用を辨ぜず、今本書が一方よりすれば、一種の文集にして記誦に、便に又他方よりすれば簡約なる百科訓類字典として此類の書中に於ては實に嚆矢爲として一族幟を標する者と云ふべし、因て其功なしとして、一層有効ならしめんが爲め、巻尾の索引には、清の周達用增補の原註、至要の語は勿論、人、名物類等、一々摘載して博覽の資たるに勤めたれば、包容の事項增加して五千餘に上るに至れり、若し夫れ至れり盡せるを期したらんには、猶ほ或は及ばざると遠からんも、初學者を便するの一事は、余は確に、彼の羊頭狗肉的の燒き直し本の比に非るべきを信ず、余は恒に言ふ、學ぶに方を得れば、漢書は左程むつかしきものに非ずと、是れ其資料として本書を公にする第二の理由なり、但原語の妙を譯し盡さゞるの責は、一に吾が甘受して悔ひざる所なり。』とは著者が序文の代にとて巻初に題せる處なり、以て其自信を推さるべし。

伊藤昌三郎著

最新トランプの手引

增補拾八版

三六判百六十頁
頗美本
定價六十錢
送料四錢

讀賣新聞に曰く評

最新のトランプ競技法は勿論のこと一人遊びの珍しいものまで也懇ろに說明し切拔の貼札も添へてある

今より六百年の昔伊太利にて唱々の聲を聞いたトランプは其後形狀枚數等にも幾多の變遷をきたし現今あらゆる階級を通じて其流行は實に著るしいものである、隨つてこれを解きこれを導いた書籍も少くないが其貧弱なる內容と陳腐なる遊戲法とは到底吾吾の滿足する事は出來ないのであるされば無聊に苦んでトランプを手にしても良き指導書のないために興趣湧かず或はトランプに興味をもつて常に自分のポケットを放した事のない人すら今までの徹底せぬ手引書にたよつていつも同じ遊戲を繰返すとせば遂には興味も薄らぎ之を閑却するに至るのである。トランプを閑却するは興味ある西洋遊藝の大半を閑却すると云つても恐らく過言ではあるまい。不肖玆にいさゝか感ずる處ありてこれが發行を思ひたち遊藝品の作家として斯界に定評ある伊東昌三郎氏に依囑し題してトランプの手引と呼び弘く滿天下の愛好家諸君に頒ちたいと思ふ。

發行所

東京市神田區錦町一丁目十二番地

自彊館書店

電話神田二五三三番・振替東京三一四三七番

再版

戰の跡を探ねて

經濟記事の讀み方　著者　細貝正邦著

菊半截四百頁
白クロース頗美本
定價壹圓八拾錢
送料八錢

「經濟記事の讀み方」が民衆的經濟の權威として短時日の間に五十餘版を重ね出版界の驚異となれるは人の知る所なるが、著者は曩に戰後經濟視察の爲め歐米を周遊して近時歸朝し、茲に「戰の跡を探ねて」の一書を公にせり。著者は法學士にして銀行家たり、而して文學的經濟論家として既に文壇に一新天地を創設したるは何人も異議なきところ、本書は近時屢ば〳〵世に公にせらるゝ西洋紀行の類とは、自ら其選を異にするは言を俟たず、氏特得の經濟哲理の眼光は戰後の歐米を照破して餘蘊なし改造の世界に處して我が日本は如何に爲すべきか、經濟の將來は如何、這般の問題は著者の靈筆によりて或は諧謔の間に或は奇警なる諷刺の中に、或は花の如き美文の中に、不知不識の間に解決せられつゝあり、蓋し近時名著の一たるを疑はず。

各新聞の評に曰く

◉國民新聞

戰後の歐米視察記なり具さに戰後の社會各方面を描きて生彩あり。

◉讀賣新聞

著者は法學士で銀行家で同時に文章家であり曾て「經濟記事の讀方」を著して五十版を重ねた事がある今回の著は著者が親しく戰後の歐米各國を巡遊して其改造の大氣圍氣から齎し歸つた收穫で經濟的頭腦を有する文章家の漫遊記として獨得の快味を藏してゐる。

◉萬朝報

機械的な學者達に見て貰はうためではない、紀行文でも案內書でもないが生きた人間に見て貰はうといふ著者の意氣込みである。到るところ活氣があつて面白い。

發行所　東京市神田區錦町一丁目十二番地　自疆館書店　電話神田二五三三番・振替東京三一四三七番

醫學博士

宮島幹之助著

熱帶生活

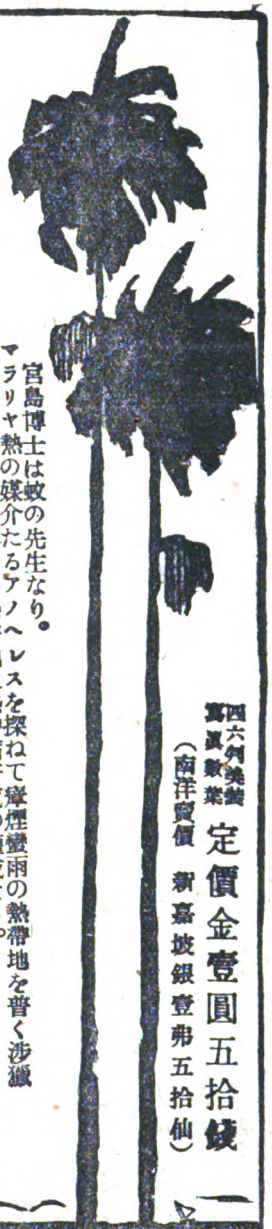

四六判美裝 菊版數葉 定價金壹圓五拾錢
（南洋實價 新嘉坡銀壹弗五拾仙）

宮島博士は蚊の先生なり。マラリヤ熱の媒介たるアノヘレスを探ねて瘴煙蠻雨の熱帶地を普く渉獵跋扈せる篤學者、我國の熱帶地及熱帶病研究の權威なり。博士が數次の熱帶地旅行に依つて得たる、研究、經驗より編み出せる熱帶生活法、見聞錄等を懇切平明且つ興味深く叙述せる者即ち本書にす。熱帶地常住者は勿論、養蚕園經營者、熱帶地關係貿易商、航海家、旅行家等苟も熱帶に關係あるの士は一讀以て得る處尠なからざるべし。

内容一班

熱帶生活法◆熱帶は文明を支配す◆科學の進歩は熱帶を征服◆熱帶生活に適する資格◆熱帶の氣候と健康◆熱帶に於ける飲食物、被服、住居◆日射病の手當と豫防法◆熱帶のマラリア、其豫防の第一義◆糞土より來る病◆十二指腸蟲病と豫防法◆熱帶赤痢と療法◆脚氣、皮膚病、花柳病其他熱帶特有病と其豫防並に治療法

南洋行◆上海より◆香港より◆シンガポールより◆ジョホール河を溯りつゝ◆緑濃山の情調◆椰子の樹蔭◆猪を仕留めた手柄の一條◆南洋の女◆半島斷片◆シンガポールの別れに寢て暮す村人◆雪隱物語◆滑稽南洋の鹿狩

ナイルの流域◆棕櫚の葉の樣な埃及の土地◆ナイル河畔に太古と近世の對峙◆カナロー府◆篤學の寄生蟲學者ロース氏◆埃及の大蠢住血吸蟲と十二指腸蟲◆カイロよりアスワン迄◆心地よきナイルの舟行◆焼く樣な砂漠の汽車◆善界に此文明的設備◆熱帶植民地の好模範◆衞生設備の裏と裏◆黒人の都オムヅルマン◆其他

偉人の面影◆熱帶醫學の泰斗ローベルトコツホ先生◆先生の風采、友情、用意、態度、信用、訓戒、慈愛、魚釣趣味、教授振り◆其他醫學者の觀たる熱帶の記事滿載

發行所 南洋協會

日本發賣所 日本之醫界社 東京神田區錦町三丁目二番地

南洋發賣所 南洋及日本人社 東京神田區錦町三丁目二番地

東亞同文會調査編纂部著

最新版

支那金融機關

菊判布裝 五百頁

定價 金三圓 送料 內地十八錢 臺灣三十錢 朝、支、滿、樺四十五錢

變革の途上にある支那金融機關、新式銀行、錢莊、票莊及支那に於ける列國の投資機關たる外國銀行、中外合辨銀行の詳細の事情を監せる對支企業家の必讀書也

發行所 東亞同文會調査編纂部

東京市赤坂區溜池町二

電話 芝 一二一四番

振替 東京 九七三〇番

前號要目

對支借款團の成立……一—四
新借款團の目的……五—一六
米支飛行機借款契約……一六…一八
露支問題新聞論調……一八—二三
初期米支貿易史(三)……二四—三二
大平洋平和問題(二)……三三—三七
支那時報……三八—四六
支那彙報……四七—七六

支那

大正九年十二月十四日印刷
大正九年十二月十五日發行

編輯兼發行者 東京市本鄉區湯島天神町一丁目十一番地 清水壽
印刷者 東京市麹町區紀尾井町三番地 金澤求也
印刷所 東京市麹町區紀尾井町三番地 元眞社
發行所 東京市赤坂區溜池町二番地 東亞同文會調查編纂部
電話 芝一一一四番 振替口座東京九七三〇番
大賣捌所 東京市神田區表神保町 東京堂書店
同 東京市京橋區尾張町二ノ二 東海堂
同 東京市京橋區元數寄屋町三ノ七 北隆館
同 東京市神田區南神保町一一二 有斐閣

每月一回發行	定價	册數	定價	郵稅
	一册	四十錢		
	六册(半年分)	二圓二十五錢		無料
	十二册(一年分)	四圓五十錢		

支店出張所

株式會社 臺灣銀行 (臺北)

支店出張所

臺灣 基隆 臺中 嘉義 臺南 打狗
宜蘭 淡水 桃園 新竹 南投
阿緱 臺東 花蓮港 澎湖島

內地 東京 橫濱 大阪 神戶 門司

支那 上海 九江 漢口 福州 廈門
汕頭 香港 廣東

南洋 新嘉坡 スラバヤ スマラン バタビヤ 孟買
盤谷

歐米 倫敦 紐育

明治四十五年一月十七日第三種郵便物認可
大正九年十二月十五日發行（毎月一回十五日發行）

支那 第十二卷 第十二號

旺日文庫